金文文獻集成

第四十四册

現代文獻

日文論著

线装书局

◇中國古文字大系◇

金文文獻集成

現代文獻・日文論著

第四四冊

本册目錄

現代文獻・日文論著

日文論著

金文通釋　白川静　一

白川靜著

金文通釋

據一九六二年～一九八四年日本白鶴美術館本影印

白鶴美術館誌總目（一）

第一輯（傳武王期銅器） 昭和三十七年八月

一、大豐毁……一

第二輯（大保關係諸器） 昭和三十七年十一月

二、大保卣……二九

大保方鼎・成王方鼎……四三

三、大保毁……五八

四、束觶……六九

五、旅鼎……七三

六、叔隋器……七七

七、㮚殘器……八四

八、御正良爵……八六

第三輯（周公伯禽關係諸器） 昭和三十八年三月

九、小臣單觶……八九

卷一上

一〇、禽毁……一〇三

魯侯諸器・師旦鼎・塱方鼎……一一〇

一一、征盤……一一三

一二、魯侯爵……一二五

一三、明公毁……一三三

第四輯（康侯關係諸器） 昭和三十八年六月

一四、康侯毁……一四一

康侯關係諸器・涾伯逘關係諸器……一六〇

一五、作册畾鼎……一六七

一六、保卣……一七三

征關係諸器・保尊……一八四

第五輯（王・王姜關係諸器） 昭和三十八年十月

一七、趞卣……一九七

趞尊・寬鼎・寬諸器……二〇四

一八、塱劫尊……二一三

一九、䨮鼎……二一七

二〇、員　卣……二二三
二一、員　鼎……二二九
員諸器……二三三
二二、作冊睘卣……二三六
睘諸器……二四五
二三、泉伯卣……二四八
不壽設……二五三

第　六　輯（令・明保關係諸器）　昭和三十九年四月

二四、令　設……二五五
二五、令　彝……二七六
令　尊……三〇八
二六、作冊翻卣……三一〇
二七、嗷士卿尊……三一七
二八、臣卿鼎……三二三
卿諸器……三二七

第　七　輯（三都關係諸器）　昭和三十九年七月

二九、獻侯鼎……三三三
勅皦鼎……三三六
三〇、臣辰卣……三三九
臣辰諸器……三四八
三一、厚趠方鼎……三五七
三二、𩰫　鼎……三六二
三三、史獸鼎……三六六
三四、睘　尊……三七三
同時出土諸器……三八二
三五、盂　爵……三八五
盂　卣……三九一

序

金文考釋の業は宋代の著錄家によつてすでに試みられ、淸末以來多く刊行された著錄の類には概ね考釋を付する例となり、中には考釋を以て一家を成す名家も尠くない。しかし彝銘の考釋を重要な學問的領域として確立し、すぐれた業績を殘したものとしては、孫詒讓・王國維の二家を推すべきであろう。その後殷周遺址の科學的發掘調査が進むにつれて考古學的知見は日に加わり、銘文考釋の業もいよいよ精微に赴いて、ついに兩周彝器の斷代研究が興るに至つた。郭沫若氏の「兩周金文辭大系」、容庚氏の「商周彝器通考」がこれである。前者は銘文を主とし、後者は器形・文様を主として編年を試みたものである。近年に至つて楊樹達氏は「積微居金文說」を著わして訓詁・考釋を論じ、陳夢家氏も「西周銅器斷代」を編して西周期金文の編年を試みた。陳氏の斷代は六回にしてその發表を中斷され、全容を知りえないのは遺憾である。わが國では書道全集等に金文若干を錄しその訓讀が施されたが、兩周金文の全體にわたる考釋はなお試みられていない。

近年私は樸社雅友諸契の需めに應じて金文の講讀をつづけてきたが、積んで若干の略稿を得るに至つた。それでこれを廣く研究者の參閱に供し、その批正に待ちたいと考えながらも、付印のことも容易でないままに、机邊に堆積するに任せていたのである。

このたび白鶴美術館において館誌發行の議があり、その紙幅を小稿のために與えられることになつた。現在學術研究の發表は困難を極め、金文考釋の付印のごときは殆んど絕望に近い。いま中國古美術に深い理解をもたれ、蒐集の冨贍と收藏の精美とを以て稱せられる當館が、その館誌として小稿を世に出されることは、私にとつて望外の喜びである。ただ卷帙すでに多く、その全部を依託しがたい事情もあるので、遺品の見るべく、銘拓の錄すべきものを擇んで本誌に登載し、餘は私の「甲骨金文學論叢」に續載することとした。從つて器の群別・編年は他の方法によることとし、概ね陳・郭兩氏の排次するところに從つて發表してゆく考えである。

ここに小稿發表の機會を與えられた白鶴美術館及びその關係者各位に深甚なる謝意を表し、經緯を記して一言を卷首に弁するのである。

昭和三十七年七月

白川　靜

金文通釋

一、大豐𣪘

器名　天無敦攈古　周祀刊敦從古　聃敦窸齋　大豐敦周存等　毛公聃季敦簠齋　朕簋唐蘭　天亡𣪘孫作雲

時代　武王簠齋等　昭王殷滌非

出土　「清道光末年、與毛公鼎同出關中」簠齋

收藏　「余藏此器三十年」簠齋　「一九五六年、歸故宮博物院」院刊

著錄

器影　通考・二九八　院刊・一・五二　文物・一九五八・九・六九　大系新版・二五四

銘文　從古・一五・八　攈古・三之一・七二　奇觚・四・一一　周存・三・三一　窸齋・一一・一五　簠齋・三・一　研究・上・一九　大系・一　小校・八・六〇　三代・九・一三　書道・三四　河出・一六七

考釋　餘論・三・一二　簠齋考釋・三　叢攷・二六一　大系・一　文錄・三・一　文選・上・三・一

麻朔・一・四　通考・三四四　積微居・一六二、二五八　斷代・一・一五一

聞一多　大豐𣪘考釋古典新義所收

孫作雲　說天亡𣪘爲武王滅商以前銅器文物・一九五八・一

張克忠　朕簋院刊・一

唐蘭　朕簋文物・一九五八・九

赤塚忠　西周初期金文考釋二甲骨學第八號

孫作雲　再論天亡𣪘二三事文物・一九六〇・五

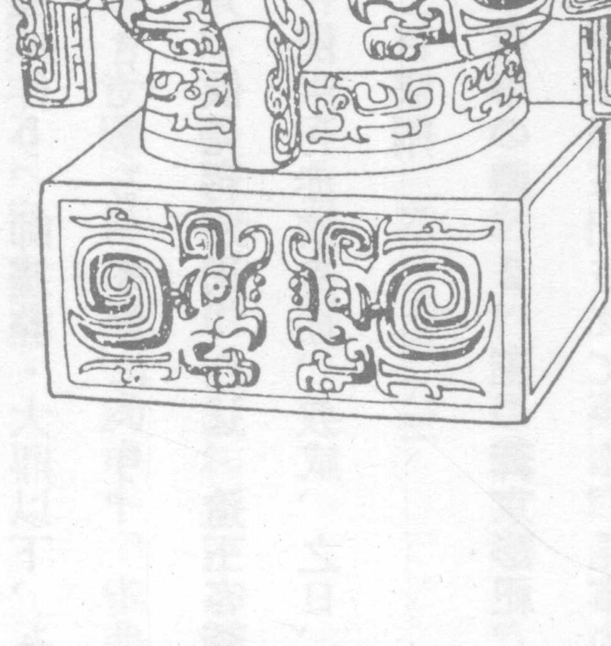
殷滌非　試論大豐𣪘的年代同上

白川靜　大豐𣪘の時代立命館文學二〇〇號紀念論文集



大豐𣪘

器制　張克忠いう。「四耳方座、通高二四糎、口徑二〇・五糎、座高九・二糎、寬一八・五糎、侈口、有獸頭形互爲對稱的把手兩對、卽一般所謂四耳、主題花文是怪鳥、施于器腹和方座四壁、圜足和方座四角上、飾夔紋和三角形獸面紋、雄健有力、別見風格」。通考には文様を夔龍とみて、「腹及方座、皆飾夔龍紋、四耳爲獸首形、有珥」という。器影は通考以下何れも鮮明を缺くが、大系新版に収めるものによつてほゞその文様を識ることができる。尾部は大きく下卷内向し、頭部は象のようである。唐蘭氏は「上面有一種獸頭鳥身的怪鳥花文」としているが、鳥身とはみえない。他にあまり例をみない奇怪な文様である。象紋𣪘故宮・下・一六八　仲爯𣪘海外・一八、通考・二九〇叔德𣪘斷代・二・圖一七の器文が最もこれに近い。最近四川彭縣から出土した獸面紋飾羊頭加環耳罍及び獸面紋罍文物・一九六一・一一も、器腹にこれと同じ文様をもつ。かつ両器とも蓋上に怪獸を付しているが、その獸身は蝸形をなして巻いている。



大豐𣪘は器影の鮮明なものが少く、その文様の詳細をみがたいので、岡田芳三郎氏からこの圖を拜借した。圖は通考の器影によつて描き起されたものである。

孫作雲氏は、この四耳方座の器制が殷器にみえぬことより推して、この形制は周の獨自のものであり、周は克殷の前より自ら殷と異る一系の青銅器文化をもつていたと考え、この器が克殷以前の周器であることの一證としている。器制上からの時代の推論については後に述べるが、この器と文様の類似している前記の諸器は、ほぼ成康期ごろのものと考えられる。



銘　文　　八行七七字

乙亥、王又大豐

乙亥の乙は泐損している。餘論に、「以下文丁丑推之、此疑當爲乙亥」というのに從う。丁丑の三日前である。王字もまた僅かに上部のみを殘しているが、窓齋の釋するように王字である。「又大豐」を餘論に「有大豐」と釋し、諸家概ねこれに從う。ただ餘論は豐を禮とみて、「疑當讀爲有大禮」とし、奇觚も同說である。しかるに窓齋賸稿にはこれを豐鎬の豐とみて、「首述文王遷豐之事」とし、竹書紀年「商受三十五年、西伯自程遷于豐、明年、諸侯朝于周」の文を引く。從古もまた豐邑と解している。地名としての豐は小臣宅毁・乍册魖卣にみえるが、小臣宅毁は東征のときの器であり、郭氏は沛豐の豐を充てている。また乍册魖卣は宗周に見服することを述べており、あるいは豐鎬の豐であろう。しかし地名に直接大を付していうことは殆んど例のないことであり、また遷都のことをいうのに「有大豐」という表現をとることも考えがたい。

大豐の語はまた麥尊にみえ、「王乘亐舟、爲大豐」とは、この文と同じ禮をいうものとみられる。大豐を周禮にみえる「大封之禮」に充てて說くものは、郭氏にはじまる。研究に麥尊の文を引いていう。

　觀此、則所謂大豐、乃田役蒐狩之類、或係操習水戰、周禮春官宗伯、以軍禮同邦國、大師之禮、用衆也、大均之禮、恤衆也、大田之禮、簡衆也、大役之禮、任衆也、大封之禮、合衆也、封豐本同聲字、　所謂大豐、當卽大封、鄭注大封云、正封疆溝塗之固、所以合聚其民、恐不免望文爲訓矣

その說は大系においても維持されている。これに對して聞一多氏は、いわゆる「大封之禮」とは實は諸侯封建の禮をいうものであるとして、前記大宗伯の文の外に

　大宗伯　　王大封則告后土、疏、謂封建諸侯也

　大　卜　　凡國大貞、卜立君、卜大封、則眡高作龜、注、卜大封、竟界侵削、卜以兵征之、若魯昭元年秋、叔弓帥師疆鄆田、是也

　詩周頌賚序　　大封乎廟也、箋、大封、武王伐紂時、封諸臣有功者

　左傳昭三十年　　（吳）二公子奔楚、楚子大封而定其徙、注、大封、與土田、定其所徙之居

などをあげ、大封とは后土に告げ、宗廟に祀り、諸侯を封建する禮であつて、この器文にいう大豐とは同一でないことを論じている。

聞一多はかくて麥尊の文を、詩の靈臺正義に引く五經異義の韓詩說により、璧雍における春射秋饗の儀禮であるとみて、この器や麥尊にいう大豐は大封之禮ではなく、字もまた孫詒讓の訓んだように大禮と解すべきであるとした。すなわち周禮大宗伯「治其大禮、詔相王之大禮」、また小宗伯「詔相祭祀之小禮、凡大禮佐大宗伯」とあるもので、この場合は韓詩說にいう饗射の禮が器文にいう大禮に當るものとしている。

楊樹達氏は同じく麥尊の文を參考としながらも、聞氏と說を異にし、大豐は他の祀典とは關係のない遊娛のことに過ぎず、周禮等の經典を以てこの文を解するのは當らぬとしている。

　據彼文觀之、似大豐乃遊娛之事、不關祀典也、或疑此銘所記爲祭享之事、不得涉及娛遊、此自是後人見解、麥尊記葊京酌祀之次日爲大豐、此文記衣祀天室之前有大豐、事正相同、不得以此爲疑也、惜書闕有間、無由以載籍證明耳

しかし祭祀の後にかりに娛遊のことが行なわれたとしても、祭祀の前にそれと無關係に娛遊のことが爲されたとは考えがたく、また無關係のものならば彝銘に加える必要もないことである。楊氏の說は、古代における祭祀儀禮の理解のしかたに問題がある。

陳夢家氏の說は、孫氏の大禮說、聞氏の饗禮說に承けるところがある。いう。

　周禮大行人注云、大禮曰饔餼也、司儀注云、小禮曰飧大禮曰饔餼、大禮是饗射之禮、行於辟雍

かくて麥尊の文、及び適毁「乎漁于大池、王鄉酉」、靜毁「射于大池」等を引き、辟雍の制とその禮とを詳論し、「王又大禮」とは「是王有大禮於辟雍的池中」の義であるといい、下文の「凡三方」を、池中の三方に舟を泛べる意であるとしている。

近ごろ黃盛璋氏は、大豐を以て分封受土の禮であるとし、これを詳論している。その說は、麥尊の文は王が井侯を井に封ずることを主題とするものであり、この文もまた大旨において麥尊と同じであるから、字は郭說によつて大封とよむべく、詩の賚の序、「大封于廟也」という分封受土、土田爵祿を賜うて封疆を定めることであるとしている。非常に新說のような論じかたであるが、實は聞氏のあげている說と殆んど轍を同じうするものである。

以上のように從來この大豐については大禮說・豐京遷都說・大封說・饗射說・娛遊說・封建說などの諸說があるが、別に赤塚氏に奠醴あるいは祼鬯の儀禮であるとする說がある。氏は大豐を大醴と釋し、器銘を「王又大豐」・「王凡三方」と三祀以下の、王を主語とする三つの部分に分析し、又を侑、豐を醴酒の意とし、水酒を無形態の神靈に類比して考える古代の觀念に從つて、祊祭の前に饗醴が行なわれ、それを大豐とよんだと考えるのである。そして儀禮に、祭の前日に酒食を奠き、陳設に玄酒をおくのは、この古禮に本づくものであるとする。この說は、下文にみえる祭祀との關聯において、祀典の次序の中でこの句を解こうとするもので、その方法においてすぐれたものがある。ただその解釋については、なお二三の問題がある。たとえば又は卜辭では侑の意味に習用されているものであるが、金文にはあまりその例がなく、殊に鬯酒ならば、王が祖考に侑薦すべきものではない。醴を用いるときは鄉醴という。新出の長由盉に「王鄉豐」の語がある。豐は後には醴に作り、師遽彝・大鼎以下、みな酉に從う。その祀典中の次序については、麥尊の文を參考すべきである。麥尊にいう。

　雩若二月、侯見亐宗周、亡述、迨王客葊京酌祀、雩若翌日、在辟雍、王乘亐舟爲大豐、王躲大龏禽、侯乘亐赤旂舟從、叙咸、之日、王以侯內亐寢、侯易玄周戈、雩王在㡿、巳夕、侯易者姐臣二百家劑

この文は1、見事の禮、2、王の葊京酌祀、3、乘舟大豐、王射禽、4、廟見賜與、5、巳夕賜賞」という次第を以て記されている。見事の禮と辟雍の祭祀とは本來別のことであるが、たまたまその祭祀のときに當つたので、井侯は特に廟に內ることを許されたのであろう。酌祀の翌日に

大豐が舟中で爲され、その禮の終つた後に入寢が許されている。大豐は彡祀の後に行なわれているのである。

彡は卜辭では

貞、彡彡衣　後・上・二〇・二

貞、其彡彡、勿鼓　前・五・一・一

乙亥卜、彡彡、又史　續存・下・五八九

甲戌、工𢦏、其彡彡　後・下・二〇・七

于既彡父甲、翌日𢎭日彡日、王廼賓　南北・明・六二九

のように、他の祭祀とあわせて行なわれている。佚・三六七によると、戊戌の日に父丁に彡龠し、また兄己に彡夕している。前日に彡龠し、翌夕に彡夕するのである。いま麥尊の文をそれに合せて考えると、前日彡祀、當日大豐、翌日に夕の禮が行なわれたことになる。もしこのように解しうるならば、大豐は本祭の中で行なわれるものであつて、釁醴あるいは祼鬯の儀禮とはみがたい。おそらく主祭の中で行なわれるものであるから、大を附していうのであろう。大豐は舟中でもなしうる儀禮であるが、その詳細は知りがたい。本器では衣祀の前に行なわれている。

王凡三方

凡を從古に邦域の象として域と釋し、愙齋賸稿にも「凡陳簠齋釋爲或、古域字、文王三分天下、有其二、惟靑兗冀三州、尙屬商、故云三方」と說いている。攈古・餘論には同と釋するもその說

なく、奇觚には凡とみて「王有大禮、凡三事、卽下文祀天室、祀文王、饎上帝也」という。大系は風にして諷告の義とし、「凡假爲風、諷也、告也」とし、三方については愙齋の說を稍しく改めて、「周人在西、故此僅言三方」と解している。

聞一多はこの句においても麥尊の文を引いて、凡は汎泛の義であるという。

竊謂、麥尊紀王在辟雍乘舟爲大豐、此亦云大豐、則凡疑當讀爲汎、彼王在辟雍中汎舟也、汎舟而言三方者何、……辟雍卽泮宮、而泮水箋曰、泮之言半也、半水者、蓋東西門以南通水、北無也、則是辟雍之水、亦半圓形之水、水形半圓、故但得三方、如鄭說卽東西南三方、㲋文曰、王汎三方、猶言王遍遊辟雍之水矣

陳夢家氏の考釋は、明らかにこの聞氏の說に據つている。陳氏は辟雍大池の制を詳論し、「王又大禮、是王有大禮於辟雍池中、所以王凡三方、是汎舟於大池中的三方」という。聞氏の說をあげていないが、全く同說である。孫作雲氏もまた同じ解釋で、「王凡三方、可能是指武王在辟雍中射魚、以供祭獻之用」と述べている。

赤塚氏は凡を卜文の凡と同じ字であるとして、

貞、凡河于上甲　續二・五・四

庚子卜牽貞、王凡、其遘、之日凡、遘雨　前・五・二七・五

等の例をあげている。しかして凡は盤の象形で、その義については、周禮の男巫「旁招以茅」の旁とする貝塚氏の說を引き、方・祊といわれる降神の祭儀であろうと解する。大豐を釁醴あるい

は祼鬯、凡を降神の祊の義とみて、みな天室における祭祀の豫備的な儀禮とするのである。從つて三方とは、天室を背にして、東南西の三方に對して祊を行なつたということになる。

凡はおそらく祭祀の名あるいは祭儀であろうが、その用法には上文二例のほか

丙子卜、凡父乙　乙・五四九三

鄭弗其凡㞢　乙・四五四二

など、祭名にして動詞的に用いられている例がある。そして

戊辰卜貞、雀囚、凡㞢疾」戊申卜、雀弗囚、凡㞢疾　續・四・一一・一

子妥冎、凡　乙・六二四三

貞、翌乙巳、子漁冎、凡、□㞢且戊　續・三・四七・七

などの例によると、禍尤に臨んでこれを祓うためにも凡が行なわれている。凡又、凡㞢、凡…㞢、凡樂などの語例もあつて、凡は祭祀の名である。それは外方に對してもまた行なわれている。

乙酉卜、牽貞、槀告曰、方㠯、今𣏟凡、受㞢又　天・六二、京・一二二一

□□卜、賓貞、槀告曰、方㠯、今𣏟凡、受㞢又　前・七・二八・四

㠯は「父乙㠯、𡆥王」乙・六二三五のように禍尤あることを意味する字である。右の二例は外方たる方が㠯をなすので、これを凡して祓禳すれば祐又を授けられんかと問うものである。周頌にみえる般も、この系統の祭祀であろうかと思われる。甲骨金文學論叢・五・一二頁以下　この文においては、凡は三方に對して行なわれている。この三方が、愙齋や大系のいうような政治的な區域を意味するものでないことは明らかである。それでこれを辟雍大池の三方とみるか、明堂の三面とみるか、この二說が一應檢討の對象となるが、特に大池といわぬ限り、大池を以てこれに充てることはできない。麥尊にはこのことを記していないのである。この場合、これに關聯して考えられることは、殷の祖神である上甲が田、また報乙・報丙・報丁が何れも匚・㔽の中に乙・丙・丁を記して示されていることである。□・匚はその郊宗石室の象であるとされている。卜辭に三匚京・三九七一三㔽粹・一二〇があり、匚・㔽は同字である。兩字ともまた匚祀する意の動詞にも用いるが、それは經籍に方・祊・閍・鬃・報としてみえているものであつて、みな祭名である。

貞、彡㔽于㞢室、亡尤　鐵・五〇・一

㞢㔽于□于南室　佚・四一三

貞、其㞢㔽于保于□室、彡　文・三七九

これらの例において、彡㔽・㞢㔽は㞢室・南室等において行なわれている。これらの諸室はおそらく特定祖考の廟所ではなく、祀禮の行なわれる場所であろう。從つてそこに祭祀を行なうときは、神を招いたものと思われる。器銘の凡はこの匚系の祭名と音において近いものがあるが、しかし兩者同一の儀禮であるか否かは確かめがたい。すでに凡あり、また匚があるとすれば、一應兩者を區別して考えるのが常識である。

凡に關して、これと字形の近いものになお𠙵があり、その字についても一考しておく必要がある。

〓はそれぞれの祖神に對して個別的に行なわれていて

辛亥卜、〓妣戊」辛亥卜、〓祖庚」辛亥卜、〓子□」辛亥卜、〓妣羊」辛亥卜、〓祖庚

乙・五三二七

のように一事ごとに一辭を用いている。字は冃と四手とに従う。搬の初文とみられる。これはあるいはその主を遷すことを示した字かと思われるが、もし器銘の冃がその省文であるとすれば、三方の主を祀室に移すことをいうものとなる。この場合三方とは三匚、周の三先王を指すとみるのである。

以上によつていえば、「王冃三方」には三通りの解釋が可能であるように思われる。

1、冃を卜辭にみえる冃祭にして祓禳のためのものとし、王が天室に祀るに當つて、石室の三面を祓つたものと解する。

2、冃を冃出・冃又の冃、すなわち盤侑の盤とみて、天室に祀るに當つて、三方すなわち三匚にまず盤侑を行なつたと解する。

3、冃を〓の省文とみて、三匚の示主を天室に遷し、そこで衣祀を行つたものと解する。

何れでも一應は通ずると思われるが、いま下文の衣祀に主點をおき、かつ天室を卜文の南室等と似たものと解すれば、3の成立する可能性が生ずるが、冃の字形に多少の難點が殘る。また3を采る場合においても、1・2の解を參照することも不可能ではない。衣祀のときに示主を祀處に遷すということが實際に行なわれたかどうかは知りがたいが、祖神を自然神とともに祀るという

ようなときには、示主を遷したらしいことは、卜辭の例によつて推知しうるのである。祊などの旁招降神の祭儀のあること、前掲卜文の〓の字形、南室等における匚祭などの例を合せ考えると、衣祀のような場合に示主を一處に合することは、一應考えてもよいように思われる。すなわちこの句は、衣祀を行うための豫備儀禮と解すべく、これが終つた後、「王祀丂天室」という祀が行なわれているのである。

王祀丂天室、降

丂は于。殷末周初に行なわれた。天室は愙齋賸稿に「天室當卽太室之稱」といい、太室とする。餘論には、攈古に昊室と釋するのを非として

天舊釋爲昊、今審當爲大之變體、大室金文習見、若作昊室、則不可通

といい、字を直ちに大と釋している。しかしこの器文においては、大と天とは區別して書かれているので、天を大と釋することはできない。

郭沫若氏は天室を解して

亦謂天亡之室、猶庚贏卣云王逄于庚贏宮、豆閉𣪘言王各于師戲大室也

といい、下文にみえる天亡の室とみている。しかし𣪘の文が先王の衣祀をいうものである以上、これを册命のときのように臣下の家廟において行なうはずはない。それで楊樹達氏は、これを逸周書度邑解の「定天保、依天室」の天室、また漢書律麻志に引く書の武成「武王燎于周廟、翌日辛亥、祀于天位」の天位と同じく、衣祀の行なわれるところであると解している。その說はすでに從古に詳論されている。陳夢家氏はまた逸周書世俘解にみえる天位、呂氏春秋孟冬紀及び月令にみえる天宗、禮記明堂位の「明堂之位」などみな同じく、天室とはもと祀天の場所である明堂のことであると解している。孫作雲氏の解も陳氏の說を承け、大池辟雍・明堂・靈臺はみな一であるから、天室とは明堂・靈臺の謂に外ならないとしている。

殷代においては、衣祀は多く天邑商において行なわれていた。

乙丑卜貞、在獄、天邑商公宮衣、茲夕亡尤、寧　前・二・三・七

癸巳卜、在獄、天邑商公宮衣、茲夕亡尤、寧　菁・九・一　林・一・二七・八

のように衣祀は天邑商の公宮において行なわれる例であつた。天邑商は殷の神都で、あたかも周の葊京に相當すると考えられる。尤も器銘は後に「衣祀丂王」といい、衣祀が天室で行なわれているのではないが、衣祀前の祀典が天室で執行されているのである。

降を從古に「降天祚祐」と下文につづけてよんでいるが、愙齋に降を以て句讀としているのがよい。すなわち禮記祭統、「祭之日、一獻、君降」の降である。しかるに陳氏は從古のように降を下文につづけてよみ、「降天亡又王」を一句とし、「是降命天亡佑助王以二事」と解し、衣祀を一事、また喜上帝を一事に數えている。しかし降の主語は上文の王であるべく、降命ならば命の字を省くということはありえない。

降というも祀禮はこれで終るのではなく、衣祀の前の豫備儀禮的な冃・祀を終つたにすぎない。一の儀節が終つて王がその祀禮の場所から退出することをいう。下文にも大宜の後にまた「王降」の語を著けている。ここに「王降」といわないのは、上に「王祀」の語があるからである。

天亡又王

攈古に「昊亡又王」と釋し、餘論は上文の降とつづけて「降大廷」とよんでいる。天を大、また亡を廷の省文と解したもので、大廷に降るのは「立廷」と同じく、これから祀禮がはじまるとみたのであろう。郭氏ははじめ「天亡尤王」と釋したが、のち劉心源の說に從つて改めていう。

劉云、天亡、據文義、決是作器者名、亡與無通、古今人表賓須亡・費亡極、左傳並作無、姓考、天、黄帝臣天老之後、則此銘爲天姓亡名

積微居にもまたその姓氏を考えていう。

周初臣工、未見有名天亡者、天顚古本一字、余疑卽君奭篇泰顚也、堯臣有四岳、人尊之曰太岳、天亡葢亦由人尊之同泰顚、與太岳例同矣

しかしここまでいわなくても、聞一多はすでに殷金文中に天某と稱する人名を多くあげていて、當時天を氏號とするものがあつた事實が知られる。ただ聞氏が天亡を周と同姓としているのは、殷金文にみえる天姓の例からみても、もとより疑問とすべきである。また孫作雲氏は亡は佚と通じ、天亡は周初の史佚であろうというが、これまた推測の言にすぎない。又は右。いわゆる詔相のことである。

衣祀丂王

愙齋にこの四字を一句とし、「衣祀當讀殷祀、禮記中庸、壹戎衣、注、衣讀如殷、聲之誤也、齊

人言殷弊如衣、今姓有衣者、殷之冑與、大澂按、衣殷古假借字」という。衣祀を殷祭とみるものであり、餘論も同じ。殷祭については王國維の殷禮徵文、殷祭の條に詳説がある。ただ王氏はその中でこの器銘に言及し、「惟卜辭爲合祭之名、大豐𣪘爲專祭之名、與此異」として、この衣祀を殷祭と解していない。これはおそらく𣪘の文を、「衣祀𢓊王不顯考文王」とよんで、文王一人を衣祀するものとみたのであろう。郭氏もこの句讀に從い、しかも衣祀を專祭とも定めかねて、これを禋祀とし、「禋祀卽祡燎之意、故其次卽言事喜上帝」としたのであるが、のちまた説を改めて、「五年而再殷祀」の殷祀であるとしている。楊・孫二氏の句讀も同じく文王までを連ねているから、同説とみてよい。また陳夢家氏は「降天亡、又王衣祀𢓊不顯考文王事、喜上帝」という句讀を示し、降を降命とし、降命の內容は下二句の二事であるという解釋であるが、これは不顯の上に一王字を脱していて、殊に杜撰の譏りを免れない。庚贏鼎に「王客□宮衣事」とあるのによつて、又王より事までを一句としているのも、拘泥に失したものである。しかもその説は、句讀も解釋も殆んど聞一多の説に近い。聞氏の説にいう。

降字、諸家皆屬上讀、最誤、降有授與之義、……𣪘文曰、降天亡又王衣祀𢓊王不顯考文王、

事喜上帝

陳説はただ事の一字を上句に移したにすぎない。

赤塚氏は上句を「天亡又」で切り、この句を「王衣祀𢓊王不顯考文王」とつづけているが、さきにあげた諸説とともに、卜辭にみえる衣祀が一般に殷祭と解されているのと合致しないところに

巻一上　一七～一八

問題がある。それで赤塚氏は卜辭の衣祀例を檢討し、また衣祀の名の起原が、靑衣文衣して節候を迎える祈年祭の儀禮から起つたとし、衣祀はもと禘祫とは同じでなく、禮記月令にいう鞠衣を薦める儀禮であることを詳論している。これは、以上のように句讀する限りにおいては、文王を專祭するに衣祀と稱する不合理に陷ることを免れないので、これを回避し、その矛盾を解くために試みられた努力に外ならないが、問題はやはりその句讀に存しているようである。

赤塚氏が「天亡又」を句とし、また「王衣祀」以下を句としたのは、この𣪘文が、概ね各句の首に王の一字をおいている例からみて、この句首にも王字があるべきだとの考えであろうと思われる。しかしまた金文の語例からいうと、又・右には概ね賓語を附する例であり、また「不顯考文王」というような場合に、さらに一王字を領格としてその上に加えるという語法も例のないことである。それでどうしても「天亡又王」とこの四字を一句とすべきであるが、次の王を不顯につづけてよむために、衣祀專祭の説や禋祀を以て説くことになる。赤塚氏が衣祀を祈年の祭祀と解するのも、同様の考え方とみられる。

このところは「衣祀𢓊王」で句となるべきところと思われる。王とは王所の意である。同じ語例としては、令彝に

甲申、明公用牲𢓊京宮、乙酉、用牲𢓊康宮、咸旣、用牲𢓊王、明公歸自王

とあるのが參考されよう。王は京宮・康宮と對擧されていて、また用牲のところである。「天亡又王」と「衣祀𢓊王」とは、それぞれ王字の義を異にしている。令彝では京宮・康宮に牲を用い、終つて王に牲を用いている。この器文を以ていえば、天室における祀が終つて王に衣祀しており、その次序において類するものがある。

不顯考文王、事喜上帝

窓齋賸稿に「曰考文王、則是器爲文王之子所作無疑」という。諸家は多く上句を上文につづけてよんでいるが、上帝に事喜するものは文王のことであつて、それはたとえば猶鐘に「先王其嚴在帝左右」とあるのと同じ意味とみられる。やや後のものであるが、宗周鐘「用邵各不顯祖考先王、先王其嚴在上」、また叔夷鐘「虡〻成唐、又嚴在帝所」なども同じ。文王が上帝に事喜し、かくて今は帝の左右にあるというので、そのゆえに下句に直ちにこれを承けて、「文王臨在上」とつづくのである。考は金文においては皇考、すなわち父をいう語であるから、この句によつてこの器は武王期のものとされ、諸家は概ねこれを周朝の第一器としているのである。ひとり殷滌非氏はこれを疑つて器を昭王期まで下しているが、この考の解釋に苦しんで、「不顯下一字、我很懷疑舊說」というのみで釋を與えず、何の説明をも加えていない。殷氏の説では、この字を解しないかぎり立説の根據を弱めるのである。字はやはり字形上からも考と釋する外はない。

不顯は一般に天子を美めていう語に用いられているが、それは靜𣪘あたりから後期のはじめごろまでその用法がみられる。前期には概ね先王をいうときに用いる。

大盂鼎　王若曰、盂、不顯玟王、受天有大命、在武王、嗣玟作邦

禹　鼎　不顯趄〻皇祖穆公、克夾𥄳先王

宗周鐘　用邵各不顯祖考先王、先王其嚴在上

などがあり、概ね祖王・皇祖に用いている。これを

大克鼎　不顯天子、天子其萬年無疆、保辥周邦、畯尹四方

のように現王に冠していうのは、新しい用法とみられる。また

伊　𣪘　伊用乍朕不顯文祖皇考徲叔寶𪕽彝

においては、徲叔を不顯文祖皇考と稱している。

これらの語例から考えてゆくと、不顯はもと嫡祖に冠した語であるように思われる。大盂鼎ではひとり文王にのみ不顯を冠し、武王にはこれを用いていない。この𣪘文では不顯考・不顯王・不𧭨王という三通りのいい方があつて、諸家は多く不顯考を文王・不顯王・不𧭨王を武王とみているのである。これについては後に述べるが、不顯が古くは大盂鼎・禹鼎のように嫡祖を稱した語と思われることは、注意を要するところである。

事喜の喜は饎。郭氏は𥜽の省文として、「卜辭、延于丁宗𥜽、當與祡燎同意」というが、饎とみておいてよい。ここでは上帝に事えるというほどの意で、周公𣪘にいう「克奔走上下帝」というのに近い。詩大雅天保に「吉蠲爲饎、是用孝享」とあり、事喜とは孝享をいう。文王が天にあつてよく上帝に事える意で、次に直ちに「文王臨在上」を以て承けているのである。この句を窓齋に「事喜帝文王」とよみ、帝は禘であるという。拓迹にやや不明のところはあるが、上下帝もしくは上帝であろう。いま一應上帝と釋しておく。

巻一上　一九～二〇

文王臨戈上

攈古に「文王德在上」とよみ、餘論・奇觚、また積微居も同じ。愙齋は文王の二字を上屬、「德在上」を句とし、「卽詩所謂文王在上、於昭于天也」という。郭氏は「在上」の句が金文では多く「嚴在上」という例であることに注意しながらも、字に目の形が認められるところから、「監在上」とよむべきであるとし、その後の考釋には概ねその釋がとられている。孫作雲氏は字を見と釋したが、やはり監の義で監の初文であると解している。

しかし監は赤塚氏の指摘にもあるように、史䛐彝「其汚之朝夕監」、善鼎「監豳師戍」のように鑑・監司の意に用いられる字で、その釋はこの場合適切でない。詩大雅大明、「天監在下」、大雅烝民「天監有周、昭假于下」のような詩句もあるが、なお大雅桑柔「上帝不臨」、大明「上帝臨女」、思齊「不顯亦臨」などの方が、この器文の義に合している。字も皿に從わず、臨と釋する方が無難であろう。大盂鼎の「天翼臨子」というのにひとしい。詩の大雅文王に「文王在上」・「在帝左右」とあつて、文王を上帝のように監司するものとしてよりも、「不顯亦臨」といわれるような祖王とみる方がよいと思われる。

なお楊樹達氏は、この句以下の四句を禱祝の辭とみているが、末句以外は、祭祀においてその對象である諸王を讃頌した語である。

不顯王乍省

不顯はさきに述べたように、もと嫡祖に冠する語であつたと思われ、大盂鼎では文王にだけ冠して用いられている。この器でも上文に「不顯考文王」とあつて文王をいう。それに對して、ここでは「不顯王」とのみいつて考を付していない。從つてこの「不顯王」は武王をいうものであろうと思われる。文武何れにも不顯を用いているので、「不顯考」と「不顯」とを以て文武を區別したのである。

省は攈古に相、奇觚に省と釋し、この何れかの釋がとられている。愙齋に「詩淸廟、肅雝顯相、傳、相助、作相猶言相上帝之意」とし、積微居には「相者視也、助也」と兩訓を用いている。また郭氏は研究においては相と眚との別を詳論しているが、大系では相と釋している。大盂鼎・宗周鐘に遹省の語があり、小克鼎には遹正という。相助の意ではなく、視省の意である。語は上文の「臨在上」の句を承けている。詩大雅皇矣「皇天上帝、臨下有赫、監視四方、求民之莫、……乃眷西顧、此維與宅」、「帝省其山」、常武「省此徐土」などが參考されよう。詩書には相・省を同義に用いたところ多く、兩字同源の字であろう。いま省と釋する説をとる。

聞一多氏はあを卜文の𢓊と同字として循と釋し、遹省を遹循とよみ、遹循とは書の顧命「率循大卞」の率循の義であるとしているが、この器文では文義が通じない。

乍は作の初文。郭氏はこれを卜辭の「我其巳穷、乍帝降若、我勿巳穷、乍帝降不若」、また書の多方「惟聖罔念作狂、惟狂克念作聖」の例によつて字を則の假借とみている。しかし金文にはその義に用いた適例がなく、また上に動詞を用いてもいないので、ここはやはり爲の義としてよいと思われる。

不𢔶王乍庚

攈古に「不隊王作庸」と釋し、餘論は𢔶・庚の二字缺釋のままである。愙齋に「不肆王作賡」とよみ

書乃賡載歌曰、傳、賡續也、作賡猶以似以續之意、𢔶卽肆類于上帝之肆

という。說文の𢔶字下に書を引いて「𢔶類于上帝」に作り、今本は肆に作つている。楊樹達は爾雅の「力也」、文選注の「勤也」を引いて、「大いに力むる王」の義であるという。なお赤塚氏は肆・肆はもと一字、肆は說文に「極陳也」というその訓をとるべきであるとしている。思うに說文に字を𨽿に作り、從長隶聲という。隶聲は希の聲に近い。書の「肆類」を史記には「遂類」に作り、また周禮小子「羞羊肆羊殽肉豆」の注に「肆讀爲鬄」という。これを以ていえば、肆の古い形は𨽿に作つていたとみてよい。𨽿はまた逮に作る。書の呂刑「群后之逮在下」を墨子尙賢中に引いて肆に作つている。逮はまた棣に作る。詩の鄘風柏舟「威儀棣棣」を禮記孔子閒居に逮に作り、詩の釋文及び左傳襄卅一年傳釋文にともに逮に作る。詩の傳に「富而習也」というのも、𨽿から義をえているようである。𨽿の本字はおそらく𩑡で、その威儀あるをいう。字はまた肄に作り、說文籒文はその形に近い。器文の𢔶はその肄の初文とみられ、威儀あるさまをいう。本來は不顯の顯も不𢔶の𢔶も、何らかの靈力の觀念を含む語であつたと思われる。金文の例を以ていえば、不顯は德を以ていい、不𢔶は威儀を以ていう語のようである。庚を愙齋は賡續とし、多くその解がとられている。ひとり郭氏は別解を出し、庚は唐の古文にして皇張の義であるとする。

その說にいう。

庚字从庚从凡、卜辭有之、己酉方彝亦有之、當是从凡庚聲之字、凡古文盤、葢卽湯之古文、與唐爲一字、唐卜辭作㫾、下从𠙵形、亦盤皿之象、非口舌字、卜辭以唐爲成湯、叔夷鎛鐘、成湯亦作成唐、不僅音同通用、實古今字也

そしてこの句の意は、「不𢔶王作唐者、言文王於穆、武王則發皇之」と解するのである。しかしこの字は、卜文・金文の唐とは字形異なり、唐とは釋しがたい。殊に郭氏の唐字についての字形解釋は殆んど揣摩の域を出でず、𠙵のごときも盤皿の象ではなく載書の器を示す形である。

載書關係字說參照

聞一多は上句の省を循とみているので、この二句を「當讀爲丕顯王且循、丕肆王且賡」といい、循を追述、賡を賡續と解し、「循賡、皆指殷祀言、二句連下、丕克三衣王祀讀、猶言王一祀再祀以至三祀也」とし、その祀が連續して行なわれる意であるという。これは上文を下の三衣王祀の說明の語とみているのである。しかし三祀がかりにつづけられたとしても、一祀ごとに、一王ごとに、このような分述の形式をとるという例はない。また文義も必らずしも疏通をえないようである。

赤塚氏は庚を以て祊・衣二祀の間に行なわれる祭祀の名であると解して、庚は舂で、楚語に、天子禘祫のことあるときは、王后が粢を舂き黍稷を薦める禮があり、その禮をいう語であるとする。この解釋は、上句の「丕顯王乍省」をも祭儀を含む句としなければ文の對應を失するので、氏は

省を𢦏の假借とみて犧牲を殺す意であると解する。しかし勿論そういう用例は他にはない。また舂が王后のなすところならば、不䋣王に屬していうことも妥當でない。赤塚氏は卜辭の

□□卜、出貞、……翌乙未、方𢊁衣　前・五・一・一

によつて方・𢊁・衣という祀序があつたとし、これを器銘の解釋に適用したのであるが、上文に缺落があり、方以下が三祀の名であるか否かは確かめがたい。この祀序を他の卜片によつて證明することはできないようである。

器文は韻をふんでいるとみられ、𢊁は王・省・鄉とともに韻に入つている字である。これを以ていえば字は庚の音であると思われ、おそらく經籍にみえる賡の初文であろう。かつその字義も文王の作省に對し作𢊁と稱しているので、賡續の義であることは殆んど疑ない。何れも祭名・祭儀とはみがたいところである。

この句を上文の文王に屬して說く人が多いが、楊樹達氏は「不顯王作省」を文王に、この句を武王に屬して說いている。またこの兩句をすべて武王に屬してみる考え方もあるが、𢊁が賡續の義とすれば、この句は當然武王についていうものとなる。殷滌非氏は「文王監在上」を文王、「不顯王乍相」を武王、「不肆王乍𢊁」を成王、「不克王衣王祀」を康王に屬するものとして、この器を昭王期にまで下したのであるが、最後の一句の解釋には問題がある。そのことについては次にふれる。

不克王衣、王祀

巻一上　二五～二六

愙齋・餘論以來、「不克三衣王祀」とよみ六字一句としている。しかしその文義が通じがたいので、諸家の間に各々說が異なつている。郭氏の研究にいう。

丕克三衣王祀、卽承上王凡三方而言、殆卽祀于天室、衣祀文王、事喜上帝之三祀、衣亦讀爲禋、精意以享、曰禋也

しかし大系では衣祀を殷王之祀と改め解しているので、三を三倍の三とし、「言祀典之隆、大能視殷王之祀而三倍之也」といい、さらに大系新版では三を乞にして訖とし、殷王の祀を終止する意とみている。すなわち滅商の意とするものである。また聞一多は循・𢊁をみな殷祀に當るものとし、これを以て三祀の數に合せているが、省・𢊁が祭名でないことは明らかである。なお文の「不克」の不を乃と解し、書の般庚「予丕克羞爾用懷爾然」の句を引いているが、不克は後にいうように不顯・不䋣と對文となる語である。この句の最も難解な點は、不克の下一字が不明であることである。字は三の形であるけれども、數字の三としては形が合わない。郭・聞二氏は何れも三祀としてその說を求めたものであるが、楊樹達氏も三祀とよむ立場から解を求め、年祀を三倍とする意で、王室の永續を希うものであるとしている。

說者多釋祀爲祭祀、則與句中數字之三字、不相承貫、余按、爾雅釋天曰、夏曰歲、商曰祀、周曰年、唐虞曰載、……殷王祀者、殷代稱王之年歲也、三殷祀、謂三倍殷室稱王之年歲也、古人以三表多、三倍者多倍也、不限于三也、此四句、言文王之德業、在于天上、大顯赫々文王、眷顧其子孫、大勤力之武王、又繼承文王之德業、必能使周室、保有天下之歲年、數倍於殷室稱王之年代也

楊說は不克を上文の不顯・不䋣と對應させず、器文の衣についても、上文においては衣祀、ここでは殷室の祀年と解し、またこの句だけを、殷室に數倍する繼命を祝禱する辭と解するなど、不通のところが多い。厤朔にはこの三衣祀を以て武王の三年であるとしているが、これも文義の疏通をえないものである。

陳夢家氏は、「文王臨在上」より「衣王祀」までは武王克殷のことを述べたものとする解釋である。それで不顯・不䋣を、作器者が時王である武王を美めた語であるとみて、「不克三衣王祀」とは、武王が文王の佑護により、文王を典型として殷を滅ぼしたこと、すなわち「乃克終訖殷王之祀」の意とするのである。三を乞にして訖と釋するのである。陳氏は上文の三方の三と、この三衣の三との字形の相違に注意し、卜文にみえる三を于省吾氏が乞と釋しているのにより、これを下文につづけて「乞衣王祀」、すなわち「訖殷王祀」にして、滅商の意としたのである。郭氏も大系新版においてその說に從い、孫作雲氏もまたこれに據る。そして書の西伯戡黎「天既訖我殷命」の句を引いている。

不克を楊・陳二氏は「乃克」と解しているのであるが、これは上文の不顯・不䋣と相對すべき語であるので、赤塚氏は不兢にして詩の執兢「無兢維烈」の無兢に當る語であるという。金文においてこの種の語彙には、不䋣・不杯・不㔻のように左右同形の字を用いることが多く、不克はあるいは不兢の省文であろう。ゆえに今その說をとり、不兢とみておく。

巻一上　二七～二八

三を陳・孫二氏は卜文の三、すなわち乞・迄・訖に當る字としたが、卜文は三畫殊に相接し、金文では、≡・≒に作る。これと少しく字形が異なつている。器文の字は三畫が卜文のように接して作られていない。いま器文の構成を以ていうと、「不顯王乍省」・「不䋣王乍𢊁」に對して、ここも「不兢王衣」となるべきところと思われる。それで殷滌非氏は「是王字之變體或壞字」として、字を王と釋する說を出している。おそらく王の中畫を脫したものと思われ、字形も文中の王字と極めて近い。金文にもときに字に譌誤あることを免れないのである。これを王とよむときは、「不克王、衣」が上二句に對するものとなる。王祀は上文の「王祀歹丂天室」を承け、この一段を總括した語である。

以上述べたところによつて器文の構造を整理すると、大要次のようになる。

Ⅰ 1、乙亥、王又大豐
Ⅱ 2、王凡三方、王祀歹丂天室、降
Ⅲ 3、天亡右王、衣祀歹丂王
　4、不顯考文王、事喜上帝、文王臨在上
　5、不顯王乍省
　6、不䋣王乍𢊁
　7、不克王、衣
Ⅳ 8、王祀

V9、丁丑、王郷、大宜

1はこの祭祀を行うことを提擧する。2はその豫備的儀禮。3は衣祀を行うことを述べ、4に衣祀の中心たる文王の威德をいう。5は4を承けて武王、6はつづいて成王をいう。7は康王の衣祀することをいい、8に祀禮の終るをいう。9以下は祭餘の饗宜を記し、下文に賜賞のことに及んでいる。

器文がこのような構成をもつものとすれば、文中の王・不克王は康王をいうことになる。5、6、7を武成康に充てることは殷滌非氏の首唱するところで、この難解な文の疏通に寄與するところが大きい。ただ殷氏は7、8をつづけて一句とし、衣を殷盛の義とみて、「不克王、衣王祀」とし、5、6に對して7、8を康王の業を頌するものとしたのは、前後の對應を失する。もし文・武・成を並擧するならば、康王に對しても「不克王乍□」という形をとるべきところである。殷氏はそのために器を昭王期にまで下す結果となつたが、種々の點からみて時代觀として妥當でないと思われる。

金文中、文武成のことをいうものに小盂鼎があり、宜侯夨段・乍册大鬳にも武・成をいう。この器もまた文・武・成を衣祀することをいうものである。7は現王に對して「不克」と稱しているのであるが、「不杯」・「不絺」を生者に對して用いている例は召尊にみえる。現王に「不克」を稱しても異例ではない。不顯は古くは先王に對してのみ用いられた。7の句法が5、6と異るのは、7が現王のことを記しているからである。

巻一上　二九～三〇

丁丑、王郷、大宜

乙亥より丁丑に至るまで三日である。聞一多は「乙亥一祀、丙子再祀、丁丑三祀而畢、乃郷大宜也」というが、祭祀はおそらく乙亥・丙子の兩日に行なわれ、丁丑には饗・宜がなされているのである。饗は他の器文にみえる饗酒・饗醴のことで、ここに至つて醴を用いる、饗はもと神人饗食の儀禮に發し、族食・共同聖餐の俗もこれより發していよう。文首の大豐とは、この儀禮をも含むものとして用いられているのであろう。

饗・宜は何れも卜辭にみえ、卜辭では多く庚宗とか磬京のような特定のところで行なわれている。また大宜と稱するものもある。みな饗酒・隮宜のことをいう。

宜については別解をなすものもあり、郭氏はこの場合妥適の義であるという。

　囮字金文習見、卜辭亦多有、舊釋宜、羅振玉釋俎、余曩以爲房俎之房、今按仍以釋宜爲是、說文古文作囮、……宜有肴義、令段・己酉方彝之隮宜是也、有妥適義、本銘之大宜、貉子卣之咸宜是也、有祭祀以祈戰勝之義、般甗王宜夷方無敄是也

郭氏はこのうちの妥適の義を以てこの文を解したが、これに對して楊樹達氏は、大宜を大俎にして大祖の義とし、「謂設祭於太祖之廟、葢后稷之廟也」という。卜辭・金文にみえる饗・宜の禮を檢するに、必らずしも太祖の廟に祀るものではなく、また太祖という語も古い例はみえず、その說は證をえがたいものである。赤塚氏も宜を俎とする釋をとり、字は牲架に肉を盛る象にして胙肉を分つ儀禮であるとし、郷と合せて經傳にいう繹祭に當るものとする。しかし彤繹のことを

饗俎という例はないようである。

金文に隮宜という語がある。

　令　段　隹王于伐楚白、在炎、隹九月既死霸丁丑、乍册夨令隮宜于王姜

　成令彝　己酉、成令隮宜于盬

これは饗禮の後の大宜とはまた異つたもので必らずしも適例としがたいが、令段の文を以ていうと、宜とは廟祭の胙を致すというようなものではなかつたらしい。またやや後のものであるが

　貉子卣　隹正月丁丑、王各于呂、敔王牢于㡿、咸、宜、王令士道、歸貉子鹿三

においては、王牢を治めた後、こと咸つて宜を行なつている。咸は終。噩侯鼎、「王宴、咸、酓」とあるのと同じ。本器の文も、貉子卣・噩侯鼎と同例とみるべきである。

王降、亡助□□□

王降は上文「王祀丂天室、降」と同じ。饗・宜を終えて王が退出することをいう。郭氏は王降以下を一讀とし、王が天亡に賀爵復觵を賜うた意とする。しかし降は「天降奕喪」・「王降征命」・「降余多福」のように用い、物を賜與するに用いた例はなく、「王降」で一讀とすべきである。亡は拓迹が明らかでなく、窓齋は釋文に作と釋するも賸稿では缺釋、從古には胙の假借とし、郭氏は亡とする。字は天亡の亡とやや筆意を異にするが、一應亡とみておく。助には賜・得・助・加・賀・敗の諸釋がある。敗の釋は赤塚氏の說であるが、字形上、加・賀に近い。卜文の嘉は𡥈に作り、金文は喜と力とに從う。力は耒耜の象で、卜文・金文何れも生子・

巻一上　三一～三二

農耕の儀禮に關する字である。助は貝と力とに從い、字の立意は嘉・賀に近い。晉姜鼎に「嘉遣我、易鹵責千兩」の語がある。この文の助も嘉遣の意であろう。語は受身によむべきである。

下の三字は諸家にそれぞれの說があるが、もともと拓迹不明のところで確釋は求めがたい。赤塚氏は「王降り、登を徹するに、敗ること亡し」の意であるとするが、下句に「又慶」を以て承けているのであるから、ここは賜物とみてよい。祭祀の際であるから、やはり禮器の類であろう。助祭のときに禮器を賜賞されることは、麥尊・遹段にもみえるところである。助祭のこと終つて、亡に禮器を賜うたのであろう。亡は天亡。楊樹達氏は「天子耶」を天姓にして名は子聽であるとして天姓の例證としているが、これは「天子、耶」で天姓の證とはしがたい。天亡の名はおそらく天室における祀禮に與かることよりえているのであろう。

隹朕又慶

窓齋に朕を聃と釋して器名にもこれを用いているが、攈古・餘論はこの句を「隹□又德」、窓齋には「惟聃又德」、從古に「惟朕右德」、奇觚には「惟朕又德」とし、郭氏に至つてはじめて「隹朕又慶」の釋がある。しかし郭氏は隹を又、朕を滕とし、「又滕有慶」の義とする。聞一多は慶を慶にして慶の古文であるといい、句法は伯𢦚段の「隹匄萬年」と同じであるという。すなわち祝禱の語とみるのである。

朕は金文においては殆んど領格に用いているので、郭說のように滕を以て解する說も出てくるのであるが、朕を滕に假借するのは、たとえば邾𪊲父鬲のような後のものにみられるにすぎない。

また周公殷「朕臣天子」においては永の意味に用いられており、この訓をここに用いることもできる。しかしいま余と同義としておく。「又慶」の語は秦公殷・秦公鐘にもみえていて、字は慶に作つている。

毎䚄王休𢦏𨻰

毎は敏の初文。宗廟に事える君婦の象から出た字である。䚄はやや異體にかかれている。𨻰下に小さく白形の字があり、別に一字とみる説もあるが、獨立した字とはみえず、𨻰の異體とすべきである。この末文もやや異例の形式である。

訓　讀

乙亥、王に大豊有り。王、三方を般す。王、天室に祀りて、降る。」天亡、王を右けて、王に衣祀す。」丕顯なる考文王、上帝に事喜す。文王臨みて上に在り。」丕顯なる王、省を作し、丕𦒢なる王、賡ぐことを作し、丕兟なる王、衣す。王祀る。」丁丑、王、饗し大宜す。王、降る。」亡、□□□を嘉せらる。これ朕に慶有り、王の休を𨻰に敏揚す。

參　考

器は大豐殷の名を以て知られ、最初の收藏者簠齋が武王の時の器として寶藏し、從來西周の第一器と目されているものである。その文は孫詒讓のいうように「文字古樸、義難通曉」、字迹に殘泐もあり、一見して異樣な感を與える。文中に「丕顯考文王」の語があるので、諸家はこれによつてみな武王の器とし、また天亡を周の同族とする説をも生じたのである。これに對して最初に疑問を提出したのは殷滌非氏であつた。氏は文中の「文王臨在上」を文、「丕顯王則相」を武、「丕肆王則賡」を成、「丕克王殷王祀」を康とし、以上四王の祭祀を右けた臣工の器であるから、その時代は昭王に屬すべしとするのである。そして「王凡三方」を以て昭王の遠征をいうとし、昭王期説の一證としている。丕顯は古くは遠祖に用いるので、文中では文王に對しては特に「丕顯考」といい、武王にはただ「丕顯」と稱して兩者を區別したのであり、成王にはまた「丕𦒢」の語を用いた。衣祀とは、文武成の三王を衣祀するものであり、その祭祀を行なうものは「丕兟王」康王である。銘文解釋上、器が康王期に屬すべきものであることは、殆んど疑のないところと思われる。なお考釋外の二三の問題について附記しておく。

一、押韻について　郭氏の韻讀によると、韻は

三方○　又王○　文王○　在上○　乍相○　乍唐○　大宜房　王降○　復𢦚○　又慶○　𨻰𣅀享

の諸字で、降は冬韻、他は陽韻で陽冬の合韻であるという。上記の釋文によると、この韻讀に若干の異同を生ずる。すなわち次のようになる。

三方○　室降○　又王○　𢦏王○　文王○　在上○　乍省○　乍賡○　王鄉○　王降○　又慶○

これによつてみると、殆んど毎句韻に近いほど頻繁な用韻である。この器に近い時期のものでは、令殷に同じく多く韻を用いている。おそらく一時の、あるいは特定の傳承者の間に行なわれた風尙であろう。令殷が成王期のものであることはまず疑のないところであるが、文中の王姜は睘卣にもみえ、卣には「隹王十又九年」という紀年がある。王國維はこれを文王紀元にして成王の六年であるとするが、それは後世經學家の説に拘泥しすぎたもので、そのまま成王十九年とみてよい。さすれば令殷・睘卣は成王末年の器と考えてよく、康王初年とみられる本器とは時期が膚接するのである。兩器に頻繁な押韻がみられるのは、この點から理解しうるのである。

二、器制について　押韻の問題から令殷との關係が注意されるのであるが、器制の上からも見のがしがたい關係が認められる。器は四耳方座形式のものである。この器制は殷器には確實なものがなく、周初に盛行したものと思われる。それで孫作雲氏はこの形式を周獨自のものとし、その青銅器文化の傳統を示すものとみているが、しかしその初型とみられる四耳形式のものは殷系の器に多くみえるところであつて、この器制はそれからの變形ともみられるのである。方座の形にも種々あり、本器のそれよりは、令殷などが初形に近いであろう。本器は令殷などに比べると器形が完整にすぎてむしろ形式化の傾向もみられ、令殷・大保殷などから感じられる滂勃たる氣象、古樸深奥なる趣致に乏しく、また殷器の一系にみられる高雅な品格をも備えていない。その文樣は獸首卷尾とみられる甚だ要領をえないもので、しかもその文樣に叔德殷のような雋鋭なところも感じられない。一言にしていえば周初の器のもつ力感とリズムとを備えていない。相似た文樣をもつ仲爯殷・叔德殷は何れも成康期の器と思われ、ほぼ同期としてよい。本器を四耳あるいは方座形式をもつ他の器中においてその位置するところを求めるとき、これを舊説のように西周第一器とすることには、大きな懸念を感じさせるものがある。

三、銘文について　この器にいう大豐の禮は麥尊のほかには所見がない。麥尊は麥氏諸器の關係から推してほぼ康王期の末年と考えられるものである。衣祀は祀典そのものとしては古く殷代から行なわれており、卜辭にその例が多くみられるが、金文では庚嬴鼎に「衣事」、沈子殷に「克衣」の語がある。この二器は康王末年から昭王期に及ぶもので、當時なお衣祀の行なわれていたことが知られる。衣祀は直系の祖王を合祀するものであるから、祭祀の性質としても康昭以後に行なわれるのが自然である。

語彙の關係においても、後の器文に類するものが多い。「文王臨在上」は「嚴在上」というにひとしく、丕顯の語も大盂鼎以後にみえる。文・武をいうものは大盂鼎にはじまり、文武成をいうものは小盂鼎、また武成を並擧するものに宜侯矢殷・作册大鼎がある。この器も文武成の三王を衣祀するものである。

不𦒢は近出の召尊にみえる。召尊に「隹九月在炎」といい、令殷にも同じ句がある。召尊もおそらく成王末年の器であろう。又慶は遙かに下つて秦公の器にみえる。

語法の上ではかなり古い形式を存している。各句に主語を略せず、この短文中に王を主語に用いること六、王祀・王饗・王降など、儀節の異なるごとに一々主語を加えている。段落もまた整つ

巻一上　三七～三八

ており、四字句・五字句の間に二字句を交え、多く韻を用いるなど、修辭上の配慮がみられる。このような簡整な修辭は、令毀と相似たところがある。しかしその文は整齊に過ぎて、古樸さに乏しい憾みがある。

四、字迹について　殷周期の字迹には、その地域・傳統によつておのずから流派的なものもあり、必らずしもこれによつて時期を定めうるものではない。卜辭三・四期に頽靡なる書風が行なわれたが、金文を以ていえば縣改毀・格伯毀・散氏盤などは、何れかといえばその系統に屬している。本器の字迹も、その頽靡なる一系に屬するものと思われる。これより先、禽毀の字様がこれに類するものがあり、その字やや縱に長く、横畫弱く、また殆んど肥瘠を用いない。禽毀の王字のごときは最も本器の王字に似ている。しかし禽毀の文字はときに暢達の筆意を示しているところがあり、うちに氣象のみるべきものがあるが、この器の文字は委蛇としていて鋭さを感じさせるものがない。このような書風は殷周期のものにその例をみないといつてよい。その點からいえば、本器の字迹は、禽毀の系統から出て、麥盉・縣改毀、さらに下つては格伯毀へと展開してゆく一系の中に位置させることができる。本器では介詞の于を丂に作るが、それは麥尊にもみえている。本器の祀典は麥尊にいうところと最も近く、比較していうべきことが多いのであるが、麥尊はその字迹を傳えず、參照することができないのは遺憾である。しかし同じく麥氏の器である麥盉の字迹と比較してみると、本器の字迹は禽毀よりも麥盉に近いものがある。以上すべての徵證からみて、この器の時代は、多くの研究者が信じているような武王期のものではなく、おそらく康王の初年にあろうと思われる。近ごろ黃盛璋氏は器を武王十一年、その始封分建の典禮を述べたものとして大いに論證につとめているが、殆んど嚮壁の見に近い。僅かに大豐の二字をとつてこれを大封に充て、これを以て周初の大封建を論ずるごときはまことに武斷の說というべく、それでは同じく大豐のことをいう麥尊の文を說くことができない。早くから西周の第一器とされ、郭沫若・陳夢家氏のごときもその大系・斷代の首においているものであるが、いま銘文の考釋及び器制・字迹・文章などの上から、器を康王期に屬すべきものとするのである。器名は、作器者の名を冠していう慣例に従えば、當然「天亡毀」と稱すべきであるが、すでに大豐毀の名がひろく行なわれているので、いまは「大豐毀」の舊稱を存しておく。

巻一上　三九～四〇

二、大保卣

器名　禽形卣白鶴　大保鳥卣水野

時代　殷白鶴　成王通論　康王斷代

出土　「傳河南省濬縣出土」白鶴「梁山古器七種、魯侯鼎犧尊二器、已歸曲阜孔廟、犧尊卽大保鴞卣」斷代・大保毀條

收藏　白鶴美術館

著錄



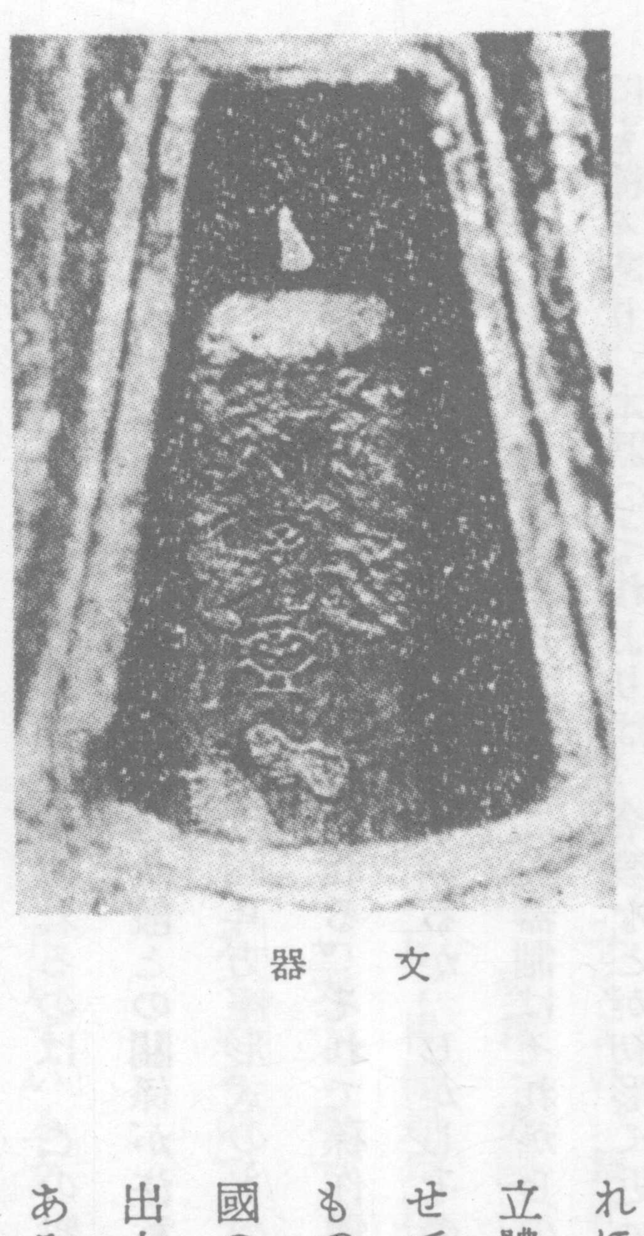
大保卣

器影　安陽・三六　通考・六五二　白鶴撰集・四　通論・一七二　日本・四三　水野・一〇二

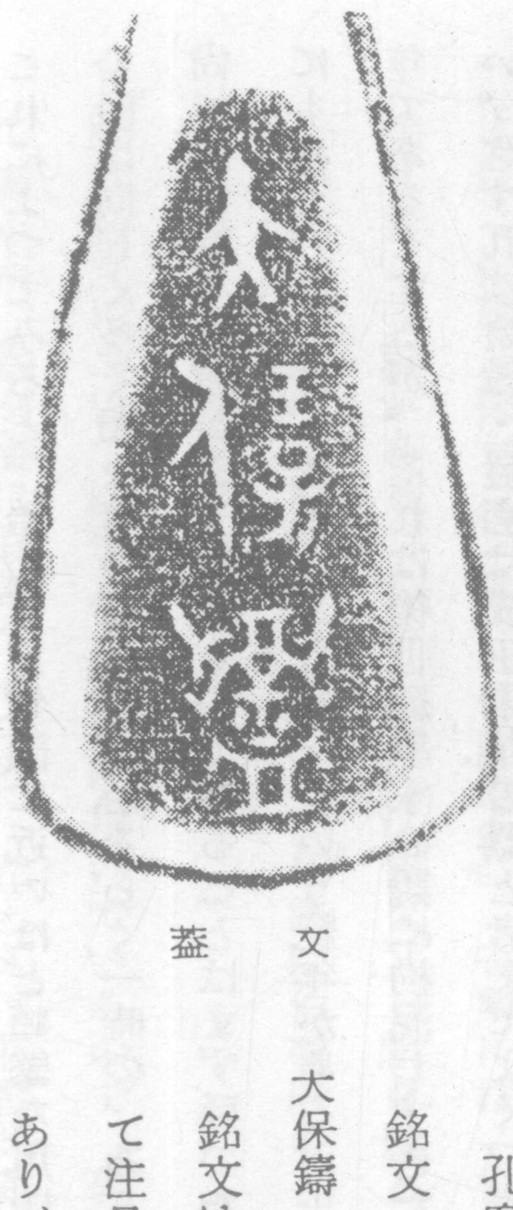
銘文　水野・挿圖・七〇・e

考釋　通論・五四

器制　通高廿三・五糎。その器制は殷代の鳥形尊から出ているが、提梁あり、器種としては卣に屬する。殷代の鳥形卣は概ね前後二面あり、鳥形は器面の装飾的文様に用いられているが、本器では雛形が寫實的に立體化されており、極めて珍らしい形態のものである。器體には細文なく彫像的に雛形を寫し、他の文様を加えていない。二足と尾羽とが足部をなし、強く張り出た胸部と鳥身を覆う羽翼とが器腹部を構成している。頭は前向、やや上向きで眼は圓く大きく、鋭く強い嘴、一對の肉垂、それに頭部から後に流れる二條の冠毛は、その立體的な器形と相俟つて、異様な力强さをみせている。兩旁に鐶鈕あり、蛇腹狀の提梁をもつ。後頭部に蓋を附している。この器は中國の著錄に殆んどその器影を載せていないが、出土後、間もなくわが國に將來されたからであろう。斷代にこの器を梁山七器の一にして孔廟に入つた犧尊としているのは誤である。



器文



蓋文

銘文　器蓋二文　各一行三字

大保鑄

銘文は僅かにこの三字であるが、大保の器として注目されるものである。同銘のものに方鼎二あり、一鼎は天津博物館にあり、その一鼎は拓

影のみを存している。同銘三器中、器の現存するものはこの二器である。大保は作册大方鼎に皇天尹大保として、また大保設・旅鼎に大保とみえているもので、召公奭であることは疑がない。周初の經營は周召二公によつて推進され、召公は周公と相並ぶ地位をえているが、その家は殷代召方の後で、古くから河南西部の雄邦であつた。殷周鼎革のときその代表者である召公は周に協力し、その家は兩周期を通じて獨自の地位と勢力とを保つていた。召方考參照。このような歷史上著名な人物の器が殘されていることは稀有の例とすべく、その意味でもこの器は周初の貴重な資料というべきである。

同銘の方鼎は一器現存、一器は拓影を存するが、この卣とともにその器制に獨自のものがあり、周初彝器の編年の上にも重要な資料とみられ、その時期の推定が重視される。同銘の方鼎との關係からみても殷代とはしがたいが、成・康二期の何れに屬するかについて、議論が分れている。銘文を大保召公の銘するところとして成王説を執るものあり、召公を祀るための器と解して康王説を執るものあり、また方鼎の「大保鑄」を、成王方鼎の「成王障」と一銘分載の形式と解し、大保が成王のための祀器を作つたものとして康王期説をとるものがある。第三説は陳夢家氏の主張するところであるが、本器銘文の意味するところを理解するために、この第三説の検討からはじめることが便宜である。それでいま本器と同銘の大保方鼎二器、及びこれと一銘分載の關係にあるとされる成王方鼎について小記を附し、「大保鑄」の意味するところを考えることにしたい。

*大保方鼎

器名　大保鬲敬吾　大保敦窓齋

時代　成王通考　康王斷代　昭王厤朔

出土　梁山七器之一。「咸豐間、山左壽張所出」綴遺

收藏　一、「山東濟寧鍾養田衍培藏」攈古　「張筱農觀察藏器」奇觚　「歸安丁氏藏器」周存
「李山農藏器」窓齋・綴遺　二、「今藏曲阜衍聖公府中」濟寧

著錄

器影　一、斷代・二・圖一三　陳氏いう。

「其圖象、罕有傳本、我于一九四八年、偶然得之北京古肆中、乃端方石印的全形拓本、因此拓本、方知它器方鼎、窓齋七・六以爲設、敬吾二・五一以爲鬲、都因未見原器而致誤」。その圖象はあまり知られていなかつたのである。五五頁參照。第二器の圖象は知られない。

銘文

一、濟寧・一・一一　攈古・一之二・五・三　奇觚・一・一四　敬吾・下・五一　周存・二・八
六　窓齋・七・六　綴遺・四・二・　小校・二・二一　三代・二・三二・四　山東・下五・一

二、濟寧・一・一五

考釋　韡華・乙中・三一　文錄・一・一三　文選・下一・六　厤朔・二・一二　斷代・三・八六

器制　一、斷代に端方の全形拓本により、その大小を「高約六〇糎、寬約三六糎」と記してい

る。これによると、この方鼎は成王方鼎の約二倍の大きさである。角稜あり、兩耳四足。兩耳は兩虺龍相向う形をなし、脚頭に兩角ある獸頭を飾る。口緣下には各稜を中心に兩饕餮相對する帶文あり、器腹には三角形の變樣蕉文を附している。脚の中ほどに圓形の鐶をめぐらしているのも珍らしい。二、濟寧に漢尺高八寸とあり成王鼎とほぼ同じ大きさである。

銘文　器文、一行三字「大保鑄」。鑄字は大保卣と稍しく字體は異るが、同字異文である。奇觚にいう。「攈古錄一之二大保鼎、文同異笵、二之一又一彝、引許印林説、曲阜孔氏有大保鼎、銘三字、作大保鑄、濟寧鍾氏有大保鼎、銘三字、作大保鑄」。許説は攈古二之一・四にみえる。兩鼎中の一器は、濟寧にも記しているように孔氏に入つたのである。奇觚に攈古と異笵というも、兩者は異るところがみえない。

*成王方鼎

器名　成王鼎綴遺　成王尊書道

時代　成王厤朔　康王綴遺・小校・斷代

收藏　「沈仲復中丞所藏器」綴遺　William Rockhill Nelson Gallery of Art, Kansas City

著錄

器影　斷代・二・一三　水野・九二

銘文　周存・二・補　綴遺・四・一　小校・二・二一　書道・五三

考釋　厤朔・一・三五　斷代・三・八七

器制　器高・二八・五糎、寬長一五・五糎×一八・一糎。いわゆる百乳文方鼎である。角稜あり、兩耳。兩耳は虺龍の相向う形からなり、大保方鼎と同じ。司母戊方鼎の兩立耳がこれに似た文様をもつが、本器や大保方鼎はこれを立體化したものである。角稜は脚部にまで及び、脚頭にこれを鼻梁とする獸首を飾る。その兩角はまた突出し、大保方鼎と同形である。器腹は口下に夔鳳一對が相對する。鳥身は曲線的で尾部上卷。腹部中央に角稜を挾んで小直文あり、三方に乳文を附す。乳端は鋭く突出している。殷代方鼎のもつ渾厚の風に乏しいが、文様が一體に立體化していて、周初の繁縟な作りを示している。

銘文　器文、一行三字「成王障」。字迹高古にして典麗。周初彝銘の代表的なものとなしうる。

大保卣・大保方鼎の銘は「大保鑄」とよむべきである。第三字を鑄と釋すべきことについては、奇觚に多くの文例をあげ、その字形は「鑪凝鎔化之形」に象るものであることを論じている。またその時期については、成・康の何れに屬するかに分れるが、綴遺には梁山出土諸器の目をあげて、
其銘皆有大保及召伯等文、許印林明經定爲燕召公之器、而以出山左爲疑、今審其文字、亦有後人作以祀召康公者、此鼎獨曰大保鑄、或爲康公自作
と述べている。大史友甗によつて梁山諸器の時代を康王に下るものありとしながらも、この大保方鼎を自作の器と考えようとするものである。

陳氏は大保方鼎の「大保鑄」を成王方鼎の「成王隮」と前辭・後辭の關係にあるものとし、銘文は大保召公が成王のために器を作つたことをいうもので、作冊大方鼎に「公朿鑄武王成王異鼎」というものがその事實に當るとし、兩鼎を康王の初年に屬している。この二つの考え方の中に一是を求めるとすれば、まず陳氏のいう兩方鼎は一銘分載の雙器であるとする說に對して、十分な檢討を加えることが必要である。

一體「成王隮」のような形式は、一般に彝銘として祖考の名だけを錄するものに近く、また「大保鑄」にしても、「某作」と稱するものと一類と考えられ、それ自體はそれほど問題ともされていないことである。それでたとえば「成王隮」について、吳大澂は「此成王廟中之鼎」小校・二・二一・六といい、綴遺も「康王時所作」というように無雜作に時期を定めており、從來十分な注意が拂われなかつた憾みがある。その意味で陳氏が雙器說を以て兩鼎の文を一銘分載形式のものと考えたのは、この種の銘識に對する重要な問題提示であつたといえる。かつこの雙器說は、それに伴なつて生號諡號の論、召公姬姓說、また兩鼎の時期などについても問題の展開が豫想され、波及するところが頗る複雜である。從つて卣銘の解釋についても、まずこの雙器說の解決が必要となる。

「大保鑄」という銘文は、その形式からいえば主語と動詞のみで目的語を缺いている。そこで陳夢家氏は、その目的語に相當する部分は、おそらく雙器である他の一器に銘刻されているのであろうと考えた。そしてたとえば「成王隮」のごとき形式のものがそれに相當しうるとして、次のような關係を想定している。

巻一上 四五～四六

大保方鼎　a——a′武王方鼎*

大保方鼎*　b——b′成王方鼎

*を附したものは一應想定器としてあげたものであるが、事實大保方鼎は濟寧州金石志卷一によると、二器存するのであるから、右の四器中a・b・b′の三器が存することになる。金文に「某作」「作某彝」のように、二器にわたるらしい形式の銘辭が多いことからみて、陳氏のこの想定は、一應その成立の可能性が考えられるのであるが、これを雙器とみる場合にはまた種々の問題を生ずる。

陳氏の假說によると、この器は同銘のもう一器とともに、武王・成王の祭器としてそれぞれ雙器をなすものであるという。しかしそういう器がどういう目的で作られたものであるかについては、ふれていない。金文には、たとえば「饗王出入」のように王の入御の際に備えたらしいもの、あるいは「隹用獻于師尹朋友婚媾」のようにその用いるところを記したものが多くみられるけれども、他の皇宗のために器を作るということは殆んどその例がない。もし陳氏の假說のごとくならば、大保は武王・成王のためにその祭器を作つて獻じたことになるが、それならばそういう作器の由來・目的を彝銘として勒しておくべきであろう。あるいは陳氏のいうようにこれを雙器として、これを以て召公姬姓說の一證と考える論者もあるであろうが、召公の家が周と同姓でありえないことは、卜辭・金文の資料の示すところによつて明らかである。召方考參照。これを以ていえば、雙器說は銘文の理解を困難にしているといわなければならない。

第二に、大保鼎は梁山の出土であり、成王鼎はその出土を明らかにしないが、少くとも同出の器ではないということについての疑問である。もし兩器雙器にして成王を祀るものであるとするならば、兩器とも宗周におかれているのでなくては禮器の用をなさない。雙器說は、作冊大方鼎に召公が武王成王の異鼎を鑄たという記事があり、陳氏はこれを大保・成王の二鼎の上に施こして前記の雙器二組を考えたのであるが、それならば器の時期はいうまでもなく康王期となる。時期の問題は後にふれるが、一たび二王の祭器として周室に入つたものが、その一器のみが遠く梁山から出土するということも不審である。

まず雙器の問題から述べよう。雙器という概念は、簠簋陳設の數や柉禁の制の問題もあつて、なお明確にされていないところもあるが、要するに固定的な組合せ關係をもつ彝器とみてよいようである。その場合、銘文においても器制においても、雙器であることを示す一定の方法がある。銘文は概ねその全文を分つて銘するか、あるいは同文を銘するかの二を出ない。分載のときには一器には單に作器者の名を記し、あるいは「某作」という銘が前辭となり、また一器に「作從彝」「作某寶鼎」などというものが後辭となると考えられる。もとよりこのような前辭の形式・後辭の形式をもつものがすべて雙器であるというのではなく、雙器として銘辭を分載する場合には、そういう形式をとることが多いであろうと思われるのである。鐘銘が一肆數鐘に分載されているのも、その形式によつたものとみてよい。

短い銘辭のものを前辭・後辭の形式を以て勒しているものは、尊・爵・盉の類に多い。これは鋬下に銘を入れることが困難であるという技術的な關係もあつたであろうが、周禮にいう六尊六彝、聘禮にいう八壺、禮器にいう「五獻之尊」のように、酒器の類はセットとして用いられることが多かつたことにもよると思われる。しかし鼎・毀の場合は、その器形上長銘のものを收めうるので、こういう分載の法をとる必要性は殆んどないといつてよい。それで倗生毀・師酉毀・無㠱毀・小克鼎・史頌毀のごとき、何れも數器みな同文を錄している。雙器の彝銘には、一銘分載、あるいは數器同文という方法が考えられる。

陳氏は作冊大鼎の條下にいう。

召公所鑄祭祀武王・成王的異鼎、可能就是下將述及的二鼎、一爲大保鑄鼎、一爲成王奠鼎、此二者都是方鼎、而耳上都有特殊的匍伏之獸、所謂異鼎、或卽指此、前者之銘有主詞・動詞、而無賓詞、後者之銘有賓詞、而無主詞・動詞、合而觀之、則知大保所鑄者、爲致祭成王之奠鼎

いま陳氏の假說を以ていえば

大保鑄……武王隮

大保鑄……成王隮

という一銘分載形式の雙器二組をうることとなるが、鼎・毀の銘にこのような分載法をとつた確實な例證をみない。それでこれらは各器とも一種の省略形をとつた銘とも考えられる。陳氏のいうa・a′、b・b′の必然性を證することは、單に銘文のみに卽していえば不可能であり、たとえば大保關係の諸器によつていえば、「大保鑄——父辛」のような關係を考えることもありうるのである。それで雙器

巻一上 四七～四八

の條件として、なお器制の對應ということを加えなければならぬ。彝器は原則としてその器制を同じうするものである。ただ鐘鼎のように數器にわたつて大小排次するものあり、また酒器の類には左右に排次するものあり、盛器などには器形を異にするものもあるが、その場合には原則として同一の文様を用いる。これによつて、それらがセットとして不分離の關係にあることを示しているとみてよい。陳氏の假說はその點にも考慮が拂われていて、前引の文には、その何れも方鼎であること、耳上の獸飾が似ていることがあげられている。しかしなお兩器の文様は全



大保方鼎一銘文



成王方鼎銘文

く異なるものであるので、この兩器を原配とせず、各々これと彝器たるべき原配があつたはずであるという。

這兩鼎原非一對、但原來或有大保鑄・武王奠、和大保鑄・成王奠的兩對、異鼎之異、或是比翼之義

これは兩器の器制の相違するところから、この兩鼎は相互にその原配を失したものとするのである。

陳氏の說は、作册方鼎にいう「武王成王異鼎」をこの二鼎に充てるもので、あくまでも成王を諡號とする立場に立つている。鼎の成王は從來そのよ

うに解されており、そのため、吳・方二氏も器を康王期に屬したのである。しかし郭氏のように、西周に諡號なしとする立場からは、これを生號とみる解釋も成立しないことはない。陳氏は多くの例證をあげて、障とは致祭の器であり、成王は大盂鼎の場合と同じく致祭の對象であるとしているが、しかし生號說をとるならば、成王がなすべき祭祀の器であるという解釋もまた成り立ちうるのである。人名を直接器名の上に列ねていう例としては、「大祝禽鼎」などがある。この場合「大祝禽」はその廟號ではなく、官名の下に私名を連ねていて、その人を祭る器ではなく、その自作の器とみられる。これによつていえば、障・鼎の語を用いていても必ずしも致祭の器とは定めがたい。

陳氏は「田告乍母辛奠」・「匽侯旨乍父辛奠」などの例をあげて、「成王奠」の成王もまた受祭者の名であることを論じているが、それらの例はすべて上文に「某作」の語を著けており、實はこの器銘と例を異にするものであるから、この器の成王を受祭者の名とする證とはしがたいものである。いまこの文に卽していえば、それは

a、某作成王障

b、成王作障

の何れかの省文と解することができる。これと同形式のものに

叔姜壺　「子叔障」三代・一二・一〇・四

彭女甗　「彭女彝」三代・五・四・八

光　斝　「光從彝」三代・一三・五二・五

などがある。このうち叔姜壺はその器文に「子叔障」の三字のみを銘し、「成王障」と同形式の文であるが、この壺には別に蓋文があつて

子叔作叔姜障壺

と銘する。すなわちこの壺は、子叔が叔姜を祀るための器として作つたもので、子叔は作器者、叔姜は祭祀の對象たる人である。從つて器文に銘する「子叔障」とは、子叔を祀るための器であることをいうものではなく、子叔の作器であることを示す。すなわち「子叔障」とは、「子叔作叔姜障壺」の省文であり、器に省文を銘し、蓋にはその全辭を勒したのである。同樣のことは光斝においてもこれを確かめることができる。光には別に彝があり、「光作從彝」三代・六・二四・八と銘しているが、これは前揭の「光從彝」と同じ意味と思われ、斝の文はその省略形式とみられるのである。

この二例を以ていえば、大保・成王二鼎の文を連ねて一銘となるとする陳氏の假說は銘文の形式上成立しがたく、從つてaは本銘に妥當せず、bの形式を以てこの銘を解すべきものであることが知られる。すなわち陳氏がこの銘と形式を異にするとした「大祝禽鼎」が、實はこの「成王障」と同じく、「作」の一字を略したb形式のものであることを知りうるのである。すでに銘文の形式をbを以て解する以上、次の結論がえられる。

一、本器は成王自作の器と認められる。

二、作册大鼎にみえる「武王成王異鼎」を、大保・成王の二方鼎に充て、各々その彝器の一であるとする陳氏の假說は成立しがたい。

かくて成王鼎がその祭器ではなく自作の器であるとすれば、器の時代は當然成王期に屬すべきものとなる。そして器の時期を問題とする場合、第二の問題として出土地の關係、さらに第三の問題としてその器制についても論及しなくてはならない。

彝器說の成立しがたいことは、銘文解釋上すでに明らかなところであるが、そのことはまた出土地の關係からも側面的にいうことができる。二鼎のうち成王鼎は出土不明であるが、大保鼎はいわゆる梁山七器の一で、その出土事情はかなり知られている。七器の目については異說もあるが、いま參考とすべき器の銘文は以下のごとくである。

1、富　鼎　唯九月既生霸辛酉、在匽、侯易富貝金、揚侯休、用作召伯父辛寶障彝、富萬年、子々孫々永寶用　大保

2、大保鼎　大保鑄　第一器本器

3、大保鼎　大保鑄　第二器

4、大保段　王伐彔子聖、戲厥反、王降征命于大保、大保克敬亡遣、王□大保、易休余土、用茲彝對命

5、白富盉　富作召伯父辛寶障彝

6、艅　尊　丁巳、王省夒且、王易小臣艅夒貝、隹王來征夷方、隹王十祀又五、彤日

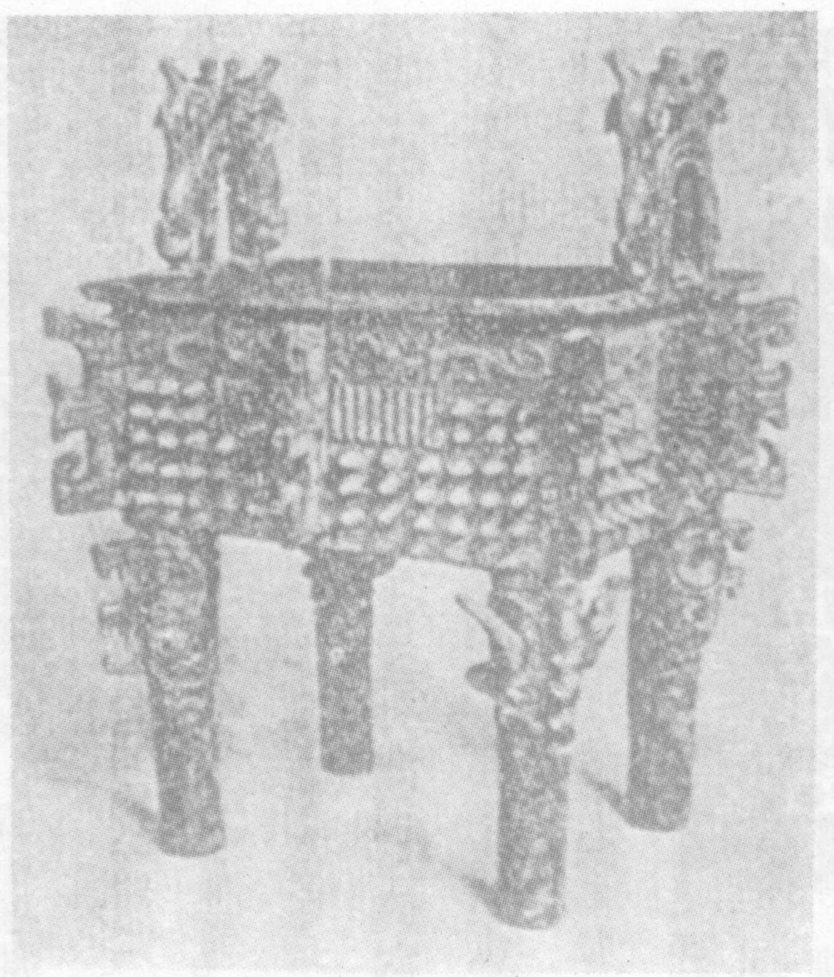
7、大史友甗　大史友作召公寶障彝

以上七器中6を除いて他はみな召公關係の器である。すなわち2・3・4は大保の作器、1・5は召伯父辛の器、7は召公の器で、6のみは董作賓氏の殷曆譜によると殷の帝辛十又五祀、第二回の夷方征伐の際に作られたものという。他の六器中、1～4は同期の器と思われ、7のみが一期おくれるようである。召伯父辛は召公の父と考えられるからである。

七器中7は召公の器を作つていて、康王期の末年のものとみてよい。しかしそれによつて、他器をも康王期にまで下す必要はない。4は彔子聖すなわち彔父の叛を記するものと思われ、史傳にいうところを信ずるとすれば成王初年のことである。大保召公は「召公壽」という語のあるように長壽を以て聞える人で、しかも康王期には沒しているのであるから、征命を奉じて軍旅に從つたのはおそらく成王期にあろう。5までの器はその東征に關聯するものとみられる。1に「在匽」の語があるが、小臣𧻚鼎にも「召公在匽」とあつて、「匽」という地名は召族と關係の深いことが知られる。この鼎は成王期のものと考えられる。

梁山の七器は、以上の傳世六器に7を加えて陪葬したものであろう。大保鼎について特に出土のことにふれておくのは、雙器說の成立しがたいことを側面から證するとともに、鼎を成王鼎と合せて康王期とする陳氏の時代觀を批判する上にも必要であると思われるからである。かつ大保鼎と同文の大保卣は梁山以外の出土の器であるとするも、同銘の關係上、同時の器と考えられる可能性が大きいので、成王・大保方鼎の雙器說は一層根據の弱いものとなるのである。

陳氏はまた兩鼎を康王期に屬する理由として、その銘文解釋と合せて器制・花文を論じている。いう。



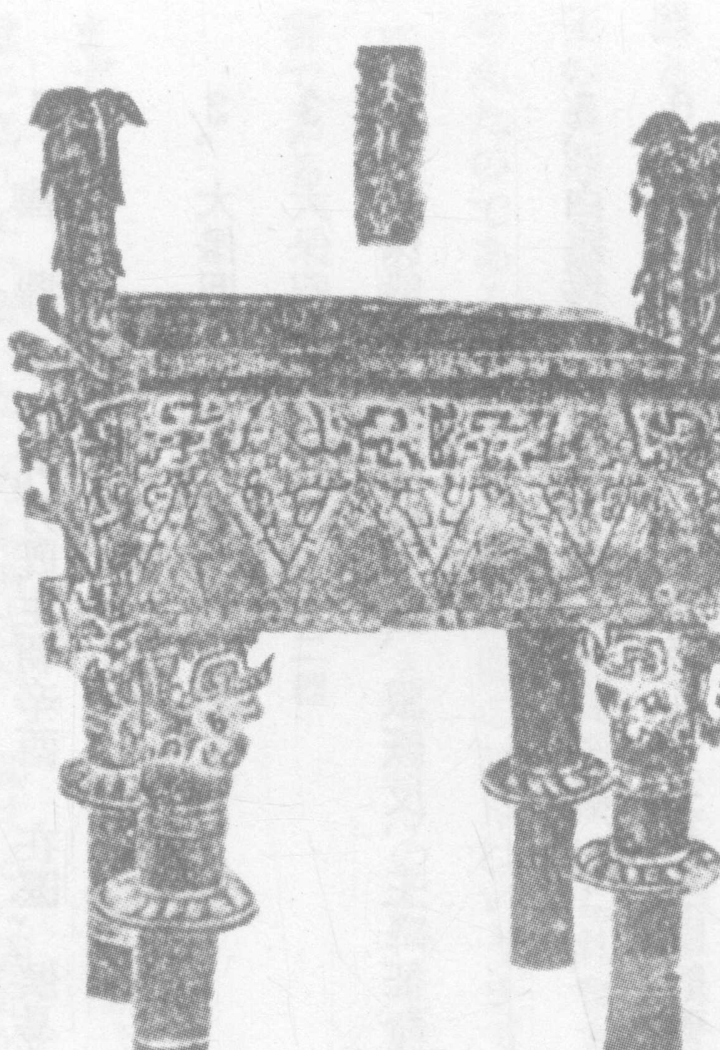
成王方鼎

此鼎的形制、大體上近于成王鼎、耳上匍伏的雙獸、四稜上的扉子、足上的扉子與突出的獸頭、前二者又是此二鼎與上文第廿七器（𤔲方鼎）所共有者、此三方鼎、形制雖相同、而稍有差異、第廿七器的花文、同于成王時的厚趠方鼎（商周一三八）、是較早的、大保方鼎的花文、（上帶爲獸面文、下爲蕉葉文、都是變形的）、非當時一般方鼎所常具的、成王鼎的花文、是成康方鼎所常見的、它較之康世的乍册大方鼎的乳丁、更老一點

與大保方鼎同出同銘之鴞卣（安陽遺寶圖版三六、挿圖二三・二四）、較之殷代的鳥𣪘爲簡樸、𣪘銘的鑄字、同于康世的乍册大鼎、都從兩又持鬲、而大保方鼎、沒有兩又、鼎卣雖系同時（康世）之作、而其飾文中的鑄字、却有早晚之別

陳氏は康王期の器である作册大鼎と兩鼎を比較して、兩鼎の時期はそれよりもなおやや下るものがあるとし、また兩鼎と形制の酷似する𤔲方鼎を成王期に屬しながら、兩鼎の時代を康王に屬している。これは銘文解釋上、兩

鼎を康王期とする立場から少しく不自然な説明を加えたあとがある。いま成王期の器であることほぼ確實とみられる康侯鼎を例として比較しても、兩鼎のこの繁縟な器制が、殷器の繁縟な一系を承けた周初の器であること疑いがたいように思われる。殷鼎の形制には牛鼎鹿鼎が典型的に示しているように、器腹深く足短く、足の上半は文飾のためやや太い一類のものがある。𤔲方鼎はその遺制を承け、成王・大保の兩鼎もまたこれと器制を同じうする。鑄字の字形からも時期の區別を試みているが、この種の筆畫の繁簡のごときは金文に常にあることであり、かつこれを以て何れを前後と定めうるものでもない。周初の成王期に繁縟系の器制が一時盛行したことは、四耳𣪘・鳥足形鼎をはじめ令・臣辰の器などによつて容易に認めうるところで、康王期以後にはそのような繁縟形式は次第に行なわれなくなつている。器制演變のこのような一般的傾向からみても、兩鼎を康王期に屬すべき理由は認められない。これを要するに、陳氏の說はその銘文解釋よりしてついに器制の時代觀にまで及ぶに至つたものであるが、彝器の時代觀は、あくまでも銘文の意味するところを愼密に考え、器形文様についてはその様式の演變のあとをよく見定めて論ずる要がある。僅か三字の銘文であるけれども、その解釋の及ぶところが極めて重要であるので、いささか考說を試みたのである。



大保方鼎第一器

大保卣については雙器說の問題はないが、大保方鼎と同銘であることからみて大保自作の器と考えてよく、かつその時期も方鼎と同時としてよい。同銘であることからいえば、大保の卣・方鼎の間にこそ雙器の關係が考えられてもよいが、出土地が異るとされている點を考慮に入れて、ほぼ相近い時期の作器としておく。尤も陳氏のごときは本卣を梁山出土とし、一たび孔廟に入つたものと考えているが、梁山の器にして孔廟に入つた犧尊は小臣艅尊であつて、この卣ではない。

大保召公は尙書顧命篇によると康王の卽位繼體の大禮を司會しており、その卒年は今本紀年に康王廿四年としている。すなわち成康二代にわたる人である。從つてこの器がその何れに屬するものであるかは、改めて考える必要がある。この場合梁山出土の七器が、この卣の製作時期に最も佐證を與えるものとなろう。前揭梁山七器のうち、2～4は大保の作器であり、その作器の時期もほぼ相近いとみられるが、4は彔父叛亂のときのもので成王の初年にある。それらはおそらく大保東征の際のものと考えてよく、2・3は本器と同銘である。それで出土地がかりに異るとしても、大保が東方の經營に當つていた當時の器であろうと推定される。

大保召公の族は河南西部の大族として殷以來の傳統をもち、殷周革命のときには周に左袒して大いに中原にその勢威を及ぼした。梁山諸器・匽侯關係・㯱關係の諸器のごときはその明證である。稍しく

時期は後のものであるが、𥃝卣によると𥃝は畢・土方の地五十里を賜うている。畢は卜辭にみえる𦳽の地と思われ、殷の王畿内にあつた殷室出自の族の領した地である。召族は早くからこの方面に采地をもつていたらしく、𥃝尊によると炎にはその旅宮𡈼宮があつた。本卣が傳えられるように濬縣の出土であるとするならば、おそらくその方面の召族がこの器を傳えていたのであろう。梁山の器中に同銘の方鼎を存することからみても、當時の召族の活動のあとをみることができる。なお大保𣪘の項參照。

三、大保𣪘

時代　成王大系・通考・斷代　昭王麻朔

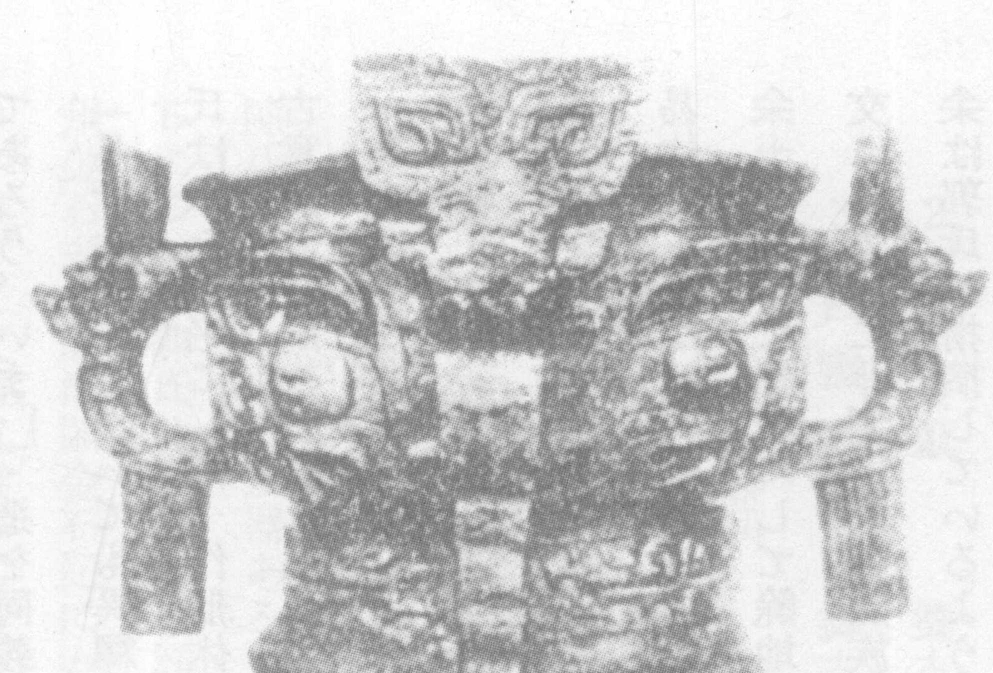
出土　「梁山七器之一、梁山七器的出土、或以爲在道光一八二一～一八五〇、頌續考釋九　或以爲在咸豐間一八五一～一八六一、綴遺・四・二　梁山今山東梁山縣、在壽張縣東南、此一區域內、在殷周之際、頗多小國」斷代　濟寧州金石志一・一二　貝塚三七五參照。

收藏　「山東濟寧鍾養田藏」攈古　「李山農藏器」窸齋　「鍾衍培・李宗岱・溥倫舊藏、𡲤古齋售出、今不知何在」斷代

著錄
器影　𡲤古・二・七　通考・二八一
銘文　攈古・二之三・八二　窸齋・七・五　奇觚・三・三二　周存・三・四七　大系・一三　小校八・三八　三代・八・四〇・一　山東・下・七二　書道・四六　河出・一七三　Dobson・一九一

考釋　餘論・二・三一　窸齋賸稿・四六　韡華・丙・一　大系・二七　文錄・三・三　文選・上三・二　麻朔・二・一二　通考・三四〇　積微居・八七　斷代・二・九五　Dobson・一九〇

器制　通考にいう。「大小未詳、腹飾饕餮紋、足飾夔紋、四耳作獸首形、有珥」。獸首の羊角は扁平に幅廣く上に廣がり、器よりも高く、甚だ特徴的である。獸首の角をこの形に作るものに四耳乳紋簋通考・二四九、四耳方座簋白鶴撰集・一六、通考・二五四などがあり、また兩耳のものでは亞醜方簋通考・二五二や沓嗣土逘簋通考・二五九、（康侯𣪘）なども同樣の作りである。圈足部がかなり高いが、その點もそれらの諸器に通じてみられるところである。珥は大きく垂れ、殆んど器底に近い。器腹の饕餮は眼形甚だ大、獸身は肉太く簡略に作られている。四耳が特に大きく、饕餮も目部が强調されているので、一見して異樣な力强さを感じさせる。銘文の字迹も暢達にして氣象に富み、その器形と相稱うものがある。



大　保　𣪘

銘文　四行三四字

王伐彔子聑

王は成王。彔子聑はいわゆる祿父であろう。聑はその名。聑の字釋は餘論による。窸齋は聽、韡華には聞と釋する。積微居に「王伐彔子、聑」と句讀し、聑を聽の初文とみて、「謂、王伐彔子、彔子聽命」の意に解し、一たび命を聽いて服した後また叛したので、大保に征命を降したとみている。しかし「彔子聑」はまた「天子聑」とも稱し、その作器になる觚があり



天子聑乍父丁彝　窸齋・二一・九

と銘している。敢て天子と稱するものは、殷宗旣に滅んだ後においてその後を嗣ぐ意を示したもので、彔子聑と併せ考えるとき、殷の餘民を以て封ぜられたという「王子祿父」であることは疑ない。右は王が彔父の叛を伐つことを提擧したもので、總敍に當る。

戱厥反、王降征令于大保

戱は餘論に徂、窸齋には國名としながら賸稿では乂取の義とし、文錄には及と釋する。小臣謎𣪘・師旂鼎・大盂鼎・縣改𣪘などではすべて語詞として用いられている。餘論に徂とするのは追述の文

とするものであり、窓齋がはじめ國名としたのは作器者の名に叡と稱するものがあるからであろう。後に文義の通じがたいことを知つて、「取厥反」と改め解したのである。語例からいえば語詞に解してよく、その文義は文錄のいうように「及其反也」の意である。

上文の伐字は、多く「厥反」にまで貫到してよまれている。楊樹達氏はその讀を非とし、「王伐条子」で一讀とする説であるが、「厥反」を伐後の叛とみる考え方である。いう。

說者多謂、伐者伐其反、今知不然者、如彼說、文當先記反、而後言伐、今文先伐而後反、知反在伐後也、下之征命、征命謂征討之令、則征伐此反耳

窓齋はまた反を叛ではなく班師の意とし、「伐条及叡、而班師也」というも、金文に反を班師の意に用いた例はない。

反は一般に「伐反虎方」・「伐反夷」・「伐反荊」のように修飾語として叛者の上に冠していう例である。しかしこの銘はその形式をとつていないため、吳・楊兩家のような説を生ずるのであるが、楊說はすでに耶を聽と解し、天子耶觚の耶との關係に注意していないので、誤讀に陷つたものである。条子耶を天子耶と一人とみるならば楊氏の讀のごときは成立せず、上文はまず条子討伐の綱領を提擧し、この文に征命を降す事由を述べたと解すべきである。文首に綱領を示すのは、中方鼎「隹王令南宮伐反虎方之年」のような大事紀年形式のものにも認められるところで、小臣謎段「叡東夷大反」、訾鼎「隹王伐東夷」などもみな總敍として述べられたものである。楊說は拘泥に失するものというべきである。

征令は征伐の命。東命というのと同じ語例である。降は宗周鐘「降余多福」、師訇段「天疾畏降喪」のように神靈のなすところに用いる文字で、王の下命の意に用いるのは珍らしい例である。毓且丁卣貞松・續・中・二三に「王在廙、降令曰」の語がみえている。賸稿に「降征」の二字をつづけてよみ、「王親征也」と解しているのはもとより語例に合わない。大保はこの場合召公奭であろう。のち召公家の名號となつたらしく、大保を圖象標識のように用いた例もある。

大保克芍、亡舀

芍を奇觚に苟の省にして敬であるという。窓齋は字を節と釋し「持節之形」としているが、賸稿では敬と改め釋している。大系は字形を「象狗貼耳而坐之形」といい、それより敬の義をえたものとしている。しかし字の下半は人の跪坐する象で、犬の形ではない。頭飾を付した巫女などが神意を敬聽している象とみられ、字の立意は若に近いものがある。大系にいう。「乃金文常語。遣讀爲譴、猶言亡尤・亡咎」。積微居には「余疑當讀爲無愆」とし、麥尊の「亡尤」と同義という。字は兩手に𠂤を執つてこれを載書の前におく象で、軍を派遣するときの禮を示す字であるが、藉りて譴に用いたのである。釋師參照。亡舀は亡譴。舀は遣の初文である。

「大保克敬亡譴」とは、その征命を遂行して過誤のなかつたことをいう。

王□大保、易休余土

第二字を擴古に道と釋し、「導之使升也」、すなわち導いて堂に升らせると解し、賜與の儀禮のこととみており、窓齋も同じ。奇觚にはその字釋を非とし、徥にして待の義、その成功を待つて、賜與を行なつたと解している。

說文、徥行平易也、此卽韓詩周道倭夷之夷、毛詩作倭遲者也、匡謬正俗八、遲卽夷也、古者遲夷通用、……遲待也、此銘葢言、王待大保成功而歸、錫之土地

この說は字形解釋上難點があり、また銘文の文例からいうも、成功して歸るを待つて賜與するというのは迂遠な解である。吳闓生は第二字を旅と釋し、「旅嘉也」という。嘉賜の意とみるものであろう。そして字は從であるが、從彝と旅彝とは同じく、陳公子叔原父作旅甗の旅が從字に從つていることを證とし、從來この第二字が永・道と釋されているのを誤とし、「古文旅從永每相亂也」という。字形は從なるも旅の義に解すべしとするものである。

大系には字を㡯と釋し、說文に㡯を「讀若稗縣之稗」とあることによつて、俾使の俾、すなわち使役の語とみている。そして作器者は下句にみえる休であり、大保をして休に賜與せしめたと解する。人に命じて賜與のことを行なわせる例は、たとえば中氏の器に「南宮兄」・「令大史兄褱土」のような例もあることであるが、本器においては上文に「降征令于大保」・「大保克敬、亡舀」と記されていて大保の事功を稱しているのであるから、受賜者は大保でなくてはならぬ。もし休が受賜者ならば、文はその事功に及ぶべきである。積微居には「第二字不識、所當闕疑耳」として釋を與えていない。通考には字のままを隸釋、陳氏は郭釋により㡯とするも、休を錫休の義とする。受賜者を大保と解しているのである。

思うに第二字の字形は永字の一體と極めて似たところがある。父乙簋三代・六・五一・三の永寶の永などがそれである。しかし永は多く副詞に用い、これを動詞に用いるものは曾器の「則永祜福」のように列國の器にその例をみるに過ぎない。

文意を以ていえば、大保の事功に對し王がこれを褒賞する行爲を示す字であることは明らかである。この字に從うものに、保侃母壺錄遺・二三一・一・二の侃字がある。しかし動詞としての侃は先人を喜侃せしめる意に用いる。保侃母段雙劍・上・一二も同人の器であるがその字形はやや異なる。本器と同じ字が、歐米・一一一の中爯段にみえ、「用饗王逆□」という。「逆□」は「逆造」と同語であろう。いま□・造を同義の字とし、「いたる」の意としておく。

「易休余土」についても異釋が多い。擴古・奇觚・窓齋は易休を動詞にして賜與の義とするが、郭氏は休を人名にして、作冊休卣の休であるとする。そして卣については、その文辭典雅、字迹また古意饒く、周初の器とみているようである。作冊休卣は攈古・下・一八、恒軒・上・六四、窓齋・一九・二三、周存・五・八〇、綴遺・一二・三一、小校・四・六七、三代・一三・四八等に著錄されているものであるが、殘泐甚だしく、作器者の名も確かめがたいほどのもので、これを佐證として本器の釋を定めることは困難である。

易休の二字は連文の動詞で他に休易に作る例もあり、積微居には陝角の例をあげている。余土を韡華に餘土にして餘地、また文錄に徐土と解し、徐の地を賜うたとする。郭氏は字を梌の古文にして徐に非ず、別の國族の名とみているが、その地望については及んでいない。余は郭氏が指摘しているように、明らかに余とは異なる。郭氏は劍匣の意の梌の初文とするが、一

應このままの形でその意象を考えるべきである。思うに字の上部は奄蓋の象で、字は木を奄蓋する形に象り、把手のある辛器を示す余とは別系の字である。奄蓋を蓋屋に改めると宋となる。宋は列國の器にはじめてその字がみえるが、字はあるいは宋の初文であろう。宋は史傳によると武庚祿父の亂の後、微子を封じて商祀を嗣がしめたというが、微子の家が宋と稱したのは微子・微仲の後宋公稽に至つてからであり、それまでは宋を稱していない。この器は大保が王の征命を奉じて彔子耶を伐ち、その功によつて余土を賜うことを記したもので、その地はおそらく殷の故地であろう。微子は商丘にあり、後三代にしてはじめて宋と稱しているのは、微子のときなお宋を領有していなかつたのではないかと思われる。召氏はすでに諸鄙の地を占め、東は壽張梁山の地に在り、北は畢・土方など殷の王畿にその所領をもつなど、河南を中心としてその勢力は大いに諸方に及んでおり、余もまた周初に大保の收めた所領の一である。字形上、徐と釋するよりも宋字に近いので、いま河南東部の地とみておく。彔父討伐の結果、殷商の故地の一を以て賜與を受けたのである。

用茲彝對令

この末文は大豐𣪘や縣改𣪘と似ており、やや異例に屬する。文錄に「此當是召公僚屬所作」というが、大保を三人稱的に解したのであろう。しかしこの末文からいえば、自述の語である。陳氏は「大保因作此器、以述(或揚)君命」として令を王命と解しているが、令には獻彝「令厥臣獻金車」のように賜與の義もあり、賜賞の恩命をも命という。ここでは余土を賜うたことを承け、その賜賞に對揚する意である。賜土の場合、そのことを彝銘に勅するのは、單にその寵榮を記念するのみで

巻一上　六五～六六

なく、約劑としての意味をも持つている。「用茲彝對令」とは、そういう約劑的文書としての性格を、この末文によつて與えているものとみられる。

訓讀

王、彔子耶を伐つ。𠭯に厥の反するや、王、征命を大保に降す。大保、克く敬しみて、譴亡し。王、大保にいたりて、余の土を賜休す。茲の彝を用て、命に對ふ。

參考

前項の大保卣とこの大保𣪘とは、大保關係彝器中の代表的な優品である。梁山出土の諸器については別稿に述べるが、陳氏は涵清閣金石記を引いて大保卣を梁山七器の列に加え、その器目を示している。いう。

涵清閣金石記說、濟寧鍾養田(衍培)、近在壽張梁山下得古器七種、鼎三・彝一・盉一・尊一・甗一、此(指富鼎)其一也、魯公鼎・犧尊二器、已歸曲阜孔廟、綴遺四・二說、咸豐間、山左壽張所出古器凡三鼎・一𣪘・一甗・一盉、其銘皆有大保及召伯等文

此兩種記錄、大致相同、而後者少錄了犧尊一、卽大保鴞卣、梁山七器應是

1、大保方鼎　攈古・一之二・五・三

鍾・李・丁彥臣・端方

2、大史友甗　攈古・二之一・四二・一　泉屋・一・一二　鍾・李・住友

容庚

3、白富盉　攈古・二之一・五五・一　頌續・五六　鍾・李・錢有山・溥倫・端方・

4、富　鼎　攈古・二之三・五〇・一　鍾・李・陶祖光・淸華大學

5、大保𣪘　攈古・二之三・八二・二　尊古・二・七　鍾・李・溥倫

6、大保鴞卣　遺寶・附・二四　遺寶・三六

7、魯公鼎

陳氏は大保方鼎に二器あることをその條下では論じながら、ここでは一器のみをあげている。また6について陳氏は「流傳不詳、其銘同于1、所以同出的可能極大」と記している。大保鴞卣は濟寧州金石志・涵清閣金石記にいう犧尊とは異なり、犧尊とは小臣艅尊をいう。本器とは別である。右のうち7は大保方鼎第二器とともに一たび孔廟に入つたが、そののち所傳不明。1・5・6についてはすでに述べた。2～4については別項においてふれる。

大保關係の器は梁山出土のものの外、他器にその名のみえるものも多く、陳氏はこれを次の三項に整理している。

甲、生稱的大保

大保　大保方鼎・鴞卣・𣪘・𣪘(夢續・一七)・史叔彝

公大保　旅鼎・御正良爵(善・一五五)

巻一上　六七～六八

皇天尹大保　乍册大方鼎

乙、追稱的大保

富鼎　光用大保

丙、族名之大保

鼎　三代・三・一〇・三

鼎　陶・續・一・一六　三代・三・六・五

三代・三・六・四(山東金文集存以爲出梁山)

西清・甲・一・一〇

虎鼎　寧壽・一・二八

なお甲類大保に屬するものに、陶齋古玉器・八四に著錄する玉戈銘がある。これを加えると、その項に屬するもの六器、なお梁山諸器中に方鼎一を加えうるからすべて七器となる。このうち大保自作の器としては大保卣・大保方鼎一・二・大保𣪘の計四器がある。この卣・方鼎・𣪘は何れも器制奇異瑰麗、その銘辭あるものは「詞氣雄偉」文錄字迹また暢達、周初彝器中の最も特色あるものである。ゆえにまず卣・方鼎を合せ論じ、尋いで𣪘銘に及んだのである。

なお雙華に彔を秦邑とし、𠭯を詩の皇矣「自阮阻共」の阻に充てて解し、器を「敦出陝西」としているが、出土地も異なり、器文の解釋も妥當でない。

四、朿觶

器名　朿父辛卣貞松補　朿卣文選　朿父辛觶黃縣

時代　成王貝塚・四〇九　昭王麻朔　西周早期黃縣

出土　丁氏拓本印記にいう。「丙申年一八九六・光緒二二年　黃萊陰出器」分域篇・九・一五

また黃縣㠱器に王逌新の黃縣志稿金石目を引いていう。

光緒廿二年春、城東南魯家溝田中、出古銅器十、鐘三・鼎二、一鼎破碎、鐘無款識、尙有壺一・盤一、盤無款識、壺亦破碎、若甗若盉若觶、皆有銘、俱歸丁幹圃、王又有樾窓隨筆未刻、載鼎甗盉觶四事、山東文管處藏該縣淳于鴻恩金石搨册、有觶銘題記、謂春三月出土

この四器中に、本器と遹甗とが含まれている。

收藏　「黃縣丁氏陶齋藏」貞松補

著録

器影　「各書著録爲卣、此據黃縣志稿、未見原器或圖片、今不能定」黃縣

銘文　貞松・補・中・一〇　三代・一三・三〇・四

考釋　文選・下三・九　麻朔・二・一九　貝塚・四〇五　黃縣・一四六

銘文　器蓋二文　三行九字

巻一上　六九〜七〇



公賞朿、用乍父辛于彝

朿は作册大方鼎にみえる公朿であろう。すなわち召公奭である。召公奭に賜賞を與えている公は、おそらく周公とみてよいと思われる。麻朔・黃縣に賞を賞貝の二字に析ち、朿用と下につづけてよむも不可。父辛は召伯父辛。召公の文考である。召伯父辛關係の項に述べる。于は雩・異に作るものと同じで、大の意であろう。

訓讀

公、朿に賞す。用て父辛の于彝を作る。

參考

この器は器影を存せず、器制を考えがたいが、字迹からみて大保關係の器と定めてよい。また萊陰出土と傳えるが、遹甗と同出である理由なども知られない。

朿の字形は作册大方鼎と少しく異るところあるも、同字異文とみてよい。公朿の朿を楊樹達は來の異文としたが、明らかに筆意は異つている。

大保召公奭自作の器と考えられるものは、大保卣・大保方鼎一・二・大保毀及びこの朿觶、合わせて五器である。うち器の存するもの卣・毀及び方鼎の三器、五器みな銘を存している。

五、旅鼎

器名　大保鼎攈古

時代　成王大系・通考・斷代　康王唐蘭　昭王麻朔

出土　「山東金文集存說、此鼎與遹甗、都是光緒廿二年丙申（一八九六年）出土於黃縣之萊陰、而貞松堂集古遺文四・二二・一則只記甗出土於黃縣」斷代　朿觶の項參照。

收藏　「福建長樂梁章鉅舊藏、一九五四年夏、見於上海羅伯昭處」斷代

著録

器影　斷代・一・一〇

銘文　攈古・二之三・八〇・一　大系・一三　綴遺・四・二　三代・四・一六・一　斷代・一・一〇

考釋　大系・二七　文錄・一・一一　文選・下・一・五　麻朔・二・一一　斷代・一・一七〇

器制　斷代にいう。「器高二三糎、口徑一六・九糎」。器形は立耳、長い三圓足をもち、腹は分當形で圓足を中心としたふくらみがあり、饕餮文を飾る。眉が大きな〒形をなしている。斷代にはその器形・文様が貞松一・一六・泉屋一二・一・三・寶蘊八等の器と相近く、何れも成王の

巻一上　七一〜七二

ときの器制であることを指摘している。

銘文　六行三三字



旅鼎

隹公大保、來伐反夷年

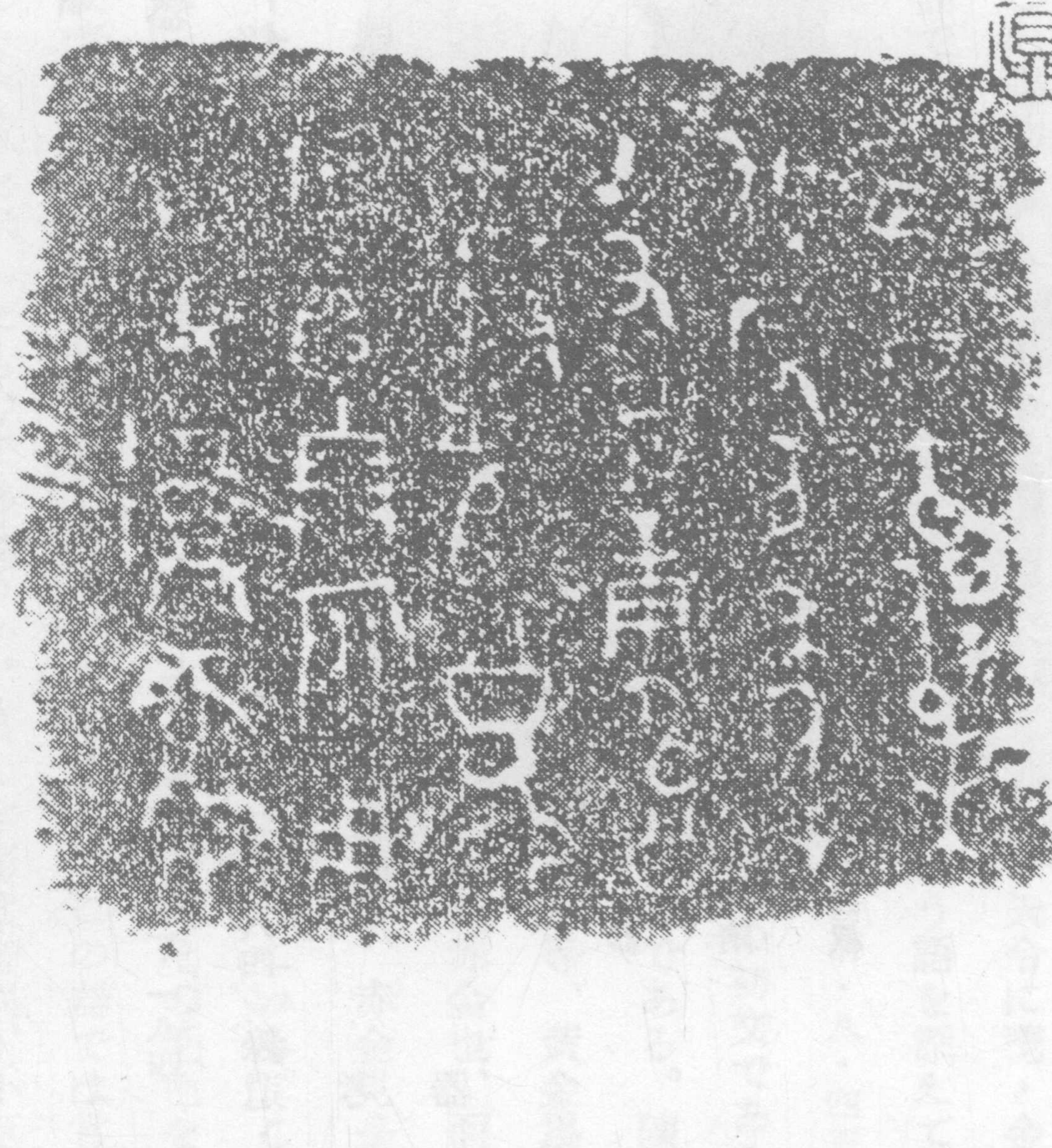
いわゆる大事紀年の形式をとるものであるが、この征役は作器者の事功に關するところがあろう。大事紀年の形式はこの後永く行なわれたもので、綴遺には左傳の文例三をあげている。

公大保の保字は玉に従うている。多く周初の器及び齊器にこの字形が用いられている。公大保は、一般に召公君奭のこととされている。召公關係の器に大保と銘するものが多く、作冊大方鼎に「皇天尹大保」とあるものは、その上文にいう「公朿」にしてすなわち召公奭と考えられるからである。しかるに陳氏は、本器の公大保は令彝の明公を指す可能性があるとしていう。

據令方彝、周公子明保、又稱明公、他是師保之官、而又有公的尊號、明公伐東國、見於金文、則公大保、也可能指明公

この説は吳其昌氏の厤朔にすでにみえており、吳氏は器を昭王十年に屬し、厤朔と關係器文の地名よ

巻一上　七三〜七四



りしてその説を證しようとしている。すなわち矢彝は昭王十年八月六日甲申、九日丁亥周公子明保に事を命じ、矢毀に九月晦丁丑、王、楚を伐つて炎に在り、矢彝は十月八日乙酉、王、明公と成周に會し、本器は十一月庚申、明保が盩自に在ることを記し、前後悉く啣接するという。

令器の明保・明公をかりに合せて稱するも公大保の稱はえがたく、大保關係の器が悉く召公家に關するものであることを以ていえば、本器の公大保はやはり召公奭とすべきである。大保は召公家の專稱するところであつたと考えられる。明公關係のものに大保と稱した例をみない。

來は初期金文においては、厚趠鼎に來格、宗周鐘に來逆の語がある。この器が所傳のように黃縣萊陰の出土であるとすれば、來伐はこの遠征を意味する語なのであろう。反は扳。夷を綴遺に西戎と解し、盩自の名と召公分陜の説とをその證としているが、大保東征のことは大保毀その他にもみえることで、金文の用例上、夷はもとより東夷・南夷とみるべきである。器銘にいうところはおそらく大保毀と同時のことであろう。

才十又一月、庚申、公才盩自

才は十又一月にかかる。月と干支とを分つていうことが多い。公は公大保。盩自は所在不明。おそらく東方の基地の名であろう。綴遺には盩厔とするが、盩厔とは無關係であると思われる。厤朔に、盩嗣土幽尊貞松・七・一五、同卣貞松・八・二六にみえる盩がそれであろうという。尊・卣二器同文にして、「盩嗣土幽乍且辛旅彝」の九字を銘している。出土の地を明らかにしないが、祖辛と稱するものであるから東方系のものと思われる。おそらく周の東方經營の一基地であろう。「某嗣土」と稱するものには康侯毀にみえる「湝嗣土逘」があり、それは衞地に近い地である。盩もおそらくその方面で、出土地の萊陰とは無關係であろう。夷の所在は淮水流域の方面であつたと思われる。

公易旅貝十朋

公は公大保。事功を記していないが、旅が大保の東征に從つて功あり、貝を賜うたのであろう。貝を賜うことは、東方の族に對する賜與に多くみられるところである。

旅用乍父障彝　屮

綴遺に摩滅した字が一字あるという。どの字のことをいうのか知られないが、あるいは父下に一字あるのではないかと思われる。もしあるとすれば、空格を殆んどもたないから丁の字などであろう。單に父と稱するのはやや異例に屬する。屮は圖象文字款識。旅の族徽である。

巻一上　七五〜七六

訓讀

これ公大保、來りて反夷を伐ちたまへる年、十又一月に在り。庚申、公、盩自に在り。公、旅に貝十朋を賜ふ。旅、用て父の障彝を作る。屮

參考

この作器者旅と、師旂鼎の旂とを同一の氏族とする郭氏らの説もあるが、師旂鼎の旂とは字形が異なつている。本器において旅は公大保に從い、師旂鼎では旂は白懋父の隷下にあつて、その時期も同じではない。また一は賜賞をえ、一は罰を課せられていてその事も異なる。師旂鼎條參照。

六、叔隋器

器名　史叔隋器斷代　叔卣王海文・唐蘭

時代　成王斷代　康王唐蘭

收藏　「一九五一年七月、見于杭州浙江省文物管理委員會」斷代　「故宮博物院」院刊二

著錄

器影　斷代・三・一・二・三　故宮院刊・二・一八四

銘文　斷代・三・圖一　故宮院刊・二・一八四　錄遺・一六一



叔隋器

考釋　斷代・三・六五　故宮院刊・二

器制　この器は陳氏が杭州の文管委員會保管の僞器中から見出したものであるが、器形やや特異なるも眞器である。斷代にいう。

器高一九糎、寬（連耳）一七・四糎×一二・二糎、蓋高六・八糎、寬一三・五糎×一八糎、此器雜在許多僞造的銅器中、審視再三、定爲眞器而佳者、其形制尤所罕見

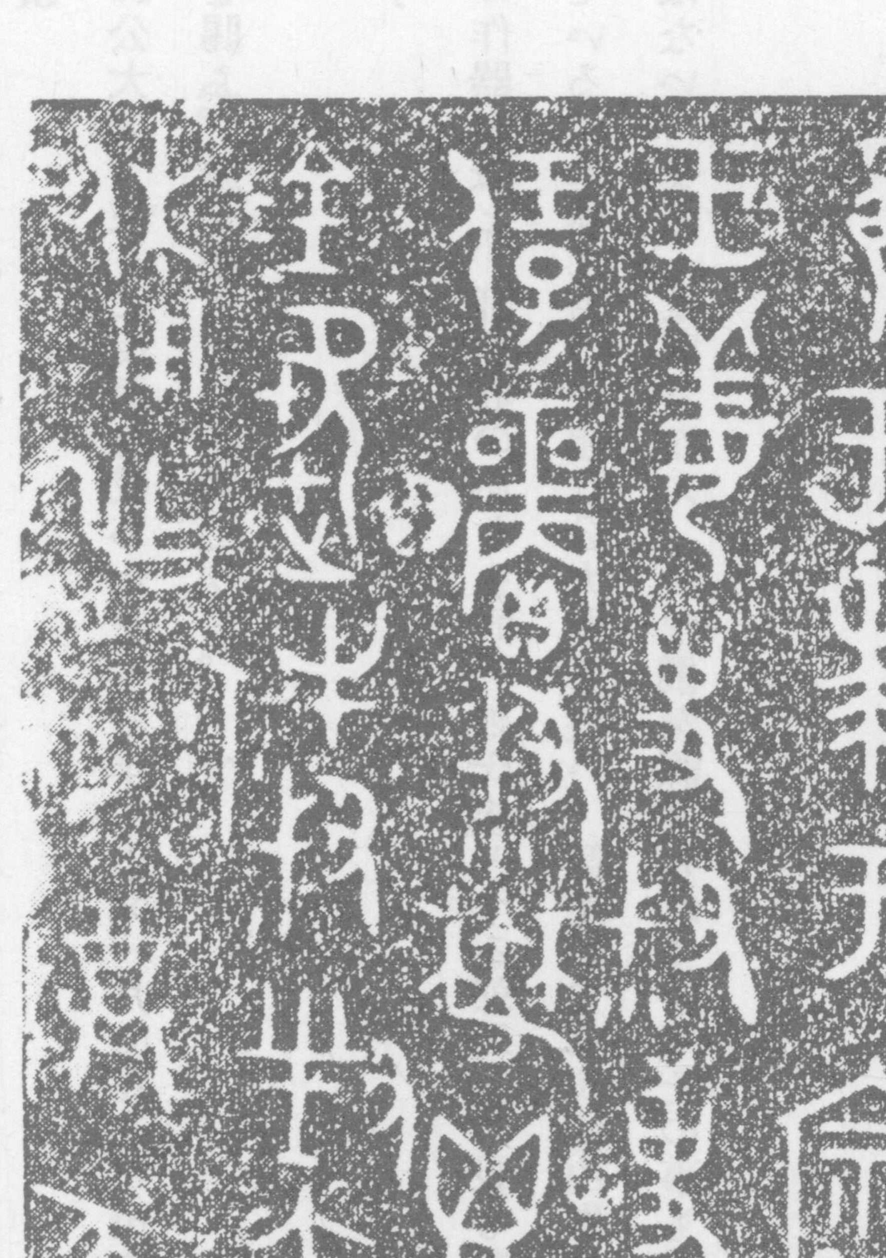
此器形制特異、器和蓋的口部作隋方形、（卽長方形而圓角者）、器的口沿下和蓋上有四個相對的貫耳、蓋的冠（卽蓋頂小圓圈足）上和器的圈足上、各有四個相對的穿孔、這四對貫耳和穿孔、乃所以穿系、因此器無可以把握的兩耳、則器乃用繩類提携的、它和頌續五三（商周六四五）一器相似、而約略同時、該器圓口、無耳、器沿下兩貫耳

一九五四年秋、考古研究所在洛陽西郊發掘、在八一六號西周墓中、出土一圓形之蓋、（高八、經二七・五糎）、也是四貫耳四穿孔、（圖版六、右）、與史叔器相類、由此蓋的尺寸、可知它可能是𣪘類的蓋、而非卣類的、由于此蓋出土時、却立如盤、中盛牲體殘骨、卽知它功用和盨蓋相同、史叔器的隋口和西周晚期的盨相似、可能是它的前身、此器花文、同于第十三器（禽𣪘）、故可確定文爲成王時器

隋方形之器、在殷末周初已經存在、賸稿八、九之甗、花文與此同、尊古・二・一八、一九之我方鼎、以及下將述的北子方鼎・應公方鼎、都是隋方形的口、時代皆在周初、而不晚于成王、麥方鼎、亦是隋方形之口、而屬于康初、詳下

思うに器體は𣪘・卣に最も近く、また貫耳は壺に多くみえるところで、この器制は盨の前身というよりも𣪘あるいは卣・壺に近いところがある。また貫耳が鐶鈕となれば敦と通ずるところもみられる。陳氏がこれを盨の先驅形式とみたのは器の隋圓形であることを重視したためであろうが、器はむしろ𣪘・敦の用をなしたものであろう。これと最も近い圓渦四瓣花紋卣の花文は殷制を承けていて、その器が殷末周初のものであることが知られるが、本器の文様も三層よりなる饕餮文で全身を雷文を以て埋めるいわゆる目雷文を口緣下に帶文として附し、その上層は立刀形をなしている。また殷末周初に行なわれた文様である。器を實見した陳氏が、「眞器而佳者」と稱しているのであるから、その器制は類例のないものであるけれども、文様もすぐれ、銘文の字迹は殊に觀るべきものがあり、眞器と考えて差支えないものと思われる。

卷一上　七七〜七八



叔隋器第二器器文銘

銘文　二器、器蓋二文、各五行三二字

隹王𡔜于宗周

王姜史叔使于大保

𡔜は獻侯鼎・盂爵などにみえ、前者は宗周、後者は成周において行なわれている。かつ獻侯鼎では「成王大𡔜」、また盂爵では「初𡔜」と稱していて重要な祭祀儀禮であることが知られる。本器では大や初をつけていないが、下文によると王姜や大保がこれに與かつており、重要な祀典であつたらしい。陳氏はあるいは獻侯鼎と同時のことであろうかとしている。積微居二三に禘を禋祀と解するも、卜辭には「𡔜年」・「𡔜雨」の辭が多くみえているから、𡔜はおそらくも祈年の祭祀であろう。かつその祀典が宗周・成周において行なわれているのは、都城の社稷でその禮が擧げられたものとみられる。莾京で行なわれている例はみえない。

王姜は乍冊睘卣・令𣪘にもみえる。睘卣では睘が王姜の命によつて夷白を安んじ、令𣪘では、乍冊矢令が王姜に隮宜して賜賞を受けたことを記している。この器では祭祀に關して大保に使者を出している。君婦が外事に與かることは一應不審とすべきであるが、これらのことが祭祀に關聯する行爲であつたとすれば、王姜が祭事に關して使者を派遣することは當然あつたとしてよい。尤も西周金文中、君夫人がこの種の公的行爲に與かつている例は王姜の他には殆んどなく、王姜のこのような活動は、周初經營の事業に關するところがあつたのであろう。姜姓出自の人であるから、その本貫は姜姓四國の一であるらしく、成周方面の諸族とは密接な交渉を有していたものと思われる。

卷一上　七九〜八〇

この句を陳氏は「王姜命其史名叔者、使于大保」と釋し、史字を職名とみている。しかし下文にはただ「賞叔」と記しており、史を職名とすると、叔に對する動詞、もしくは使に對する助動詞がなくなるのである。語法的にいえばこの句は　1、「王姜史叔、使于大保」、2、「王姜史、叔使于大保」、3、「王姜使叔使于大保」と三様に釋しうるが、1の「王姜の史叔」という主從關係は考えがたく、2の史を史祭とみるのは上文の𢍜と祭名が重複し、3の史を使とするのが文義において順である。ただ使役に史を用いることはあまりないが、「史…使」という形式のものが數例ある。遹甗に

師雍父戍在古𠂤、遹從、師雍父肩、史遹使于䚄侯

という文があり、本器と同例であるから、いま3の解をとっておく。祭事の際に使者が出されるのは、あるいはその脤胙を頒つことなどを行なつたものであろう。

叔を陳氏は叔と釋する。叔と訓する字は別にあり、弔・叔の二字に隷釋されている。器文の字は柲形のものを把執する形からなり、兵器を執る象の字で、おそらく叔金・叔市の叔であろう。白素の義をもつ字である。

大保はいうまでもなく召公奭である。宗周における𢍜祀に際して大保に使者が派遣されているのは、大保がこのとき宗周に參會していない證であり、かつその地が宗周の外にあつたことを示す。召公の本貫は成周の方面にあつたのである。召方考參照。

以上にいうところは、卜辭にみえる「事人」・「立事」・「載王事」などのことに近い。史が出使・使役の意に用いられるのは、本來は他の地に史祭を奉行する意からの轉義である。釋史參照。

賞叔鬱鬯・白金・□牛

この賜物は、令彝において、明公が亢師及び矢令に鬯・金・牛を賜うている例と同じである。かつ令彝ではこれらの物を賜うとき、「用禘」という語を添えており、これらの賜物が𢍜祭を行なうときに用いるものであることが知られる。鬱は鬱鬯西清・八・四三・鬱壺西淸・一九・一六　貞松・一・四二　三代・一二・八・一のように用いられる。字は鬱の初文である。鬱鬯・白金は令彝では單に鬯・金と稱している。白金とは後の呼稱でいえば銀のことである。陳氏いう。

白金之賜、僅見于此、史記平準書曰、金有三等、黃金爲上、白金爲中、赤金爲下、集解云、駰按漢書音義曰、白金銀也、赤金丹陽銅、說文、銅赤金也、而銀鐐鋈三字俱訓白金、是所謂三等之金、乃指黃金銀和銅、西周金文所錫之金、或是黃金、赤金見𣄨毁・曶鼎

牛上の一字は識りがたい。令彝では、牛と稱している。この器では鬱鬯・白金と並擧しているので、おそらく形容の語であると思われる。あるいはその毛色をいう語かも知れない。

使者に對しては概ね儐賜という例であるが、この器では賞という。大保は聖職であるから、敢て伉禮しない意を示したものであろうか。賞の字形は奇異、小臣傳卣の字形に近い。

叔對大保休、用乍寶隮彝

睘卣では睘が王姜の使者として夷白に使して儐賜を受け、王姜の休に對えて器を作り、また遹甗では遹は䚄侯に使してその蔑曆を受け、金を賜うて旅甗を作つている。本器では大保に使して鬯・金・牛を賜い、大保の休に對えて器を作るという。命者の休に對える場合と、儐賜を受けてその休に對える場合とがあつたのである。

訓讀

これ王、宗周に𢍜す。王姜、叔をして、大保に使せしむ。叔に鬱鬯・白金・□牛を賞す。叔、大保の休に對へて、用て寶隮彝を作る。

參考

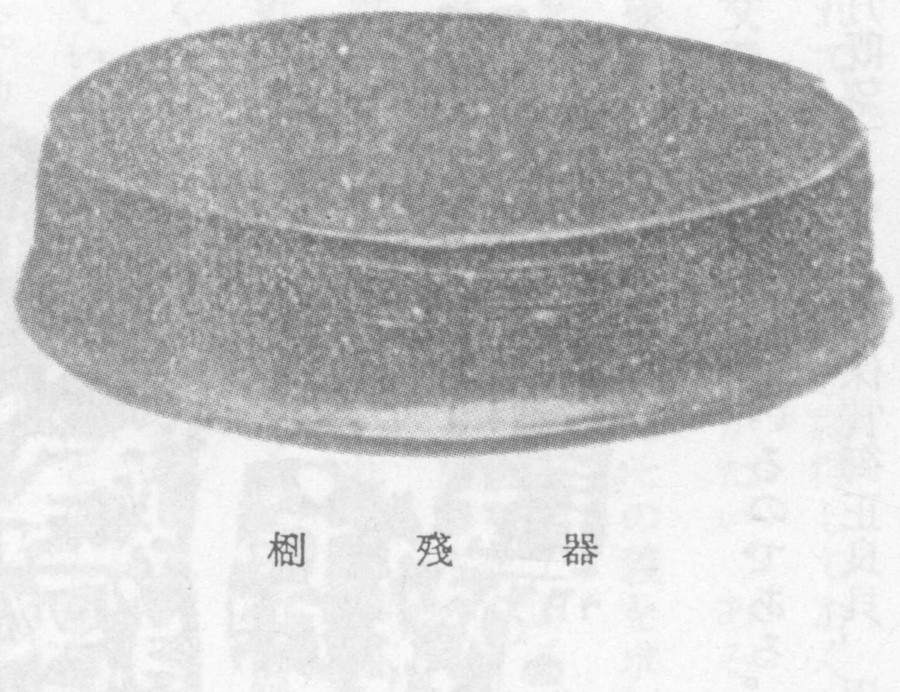
字迹は雋鋭の風なきも整齊にして力あり、殷器の典麗雄偉なる書風を承けている。周初の文字としては、大保毁・令毁の宏達の風とは異なるが、睘・遣などの雋鋭とは別に、むしろ成王方鼎に近い正統的な筆意を示しているものとみられる。

斷代に器名を「史叔隮器」とするも、史は官名でなく使役の助動詞である。

七、梱殘器

器名　父丁殘彝夢鄣　大保彝周存　梱彝麻朔

時代　昭王麻朔



梱殘器

收藏　「祗一底、余以廉價得之、旋與人博易他物、今在唐風樓」周存附記

著錄

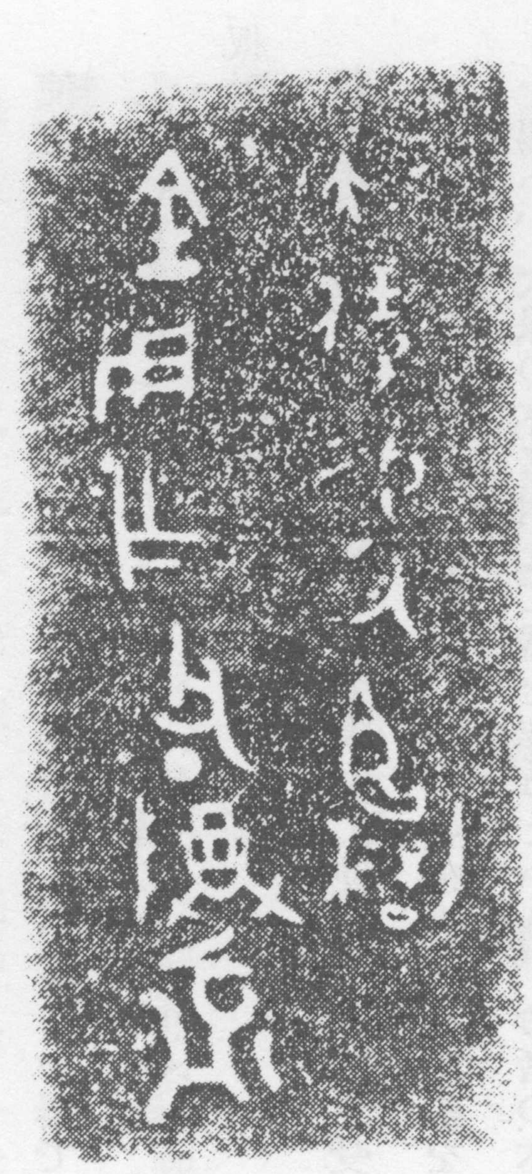
器影　夢鄣・續・一七

銘文　夢鄣・續・一七　周存・三・一一　小校・七・三九　三代・六・四五・六

考釋　麻朔・二・一二

器制　この器は多く彝と名づけられているが、器は殘缺して圏足部一層を殘しているに過ぎない。かつ銘は器底にあり、彝とは考えがたい。文様は三層より成る目雷文。上層に立刀形あり、周初の制である。

銘文　二行一三字。器底にあり。剔抉よろしからず、



字迹は明晰を欠いている。

大保易厥臣榴金、用乍父丁障彝

大保はおそらく召公であろう。保字は玉に従う。厥臣は獻彝に「令厥臣獻金車」とあり、周初にもその文例がある。臣とは君臣の關係を以ていい、獻彝にも上文に「朕辟天子餗白」の語がある。後には㝬鼎「厥臣廿夫」のように臣隷のものをいう。ここでは臣下の義である。單に金と稱するものは赤金と區別があろう。父丁の器を作つていることからみて、作器者は大保の臣屬である東方系の人とみられる。榴を韡華に「古桮字、今文作杯、是也」といい、杯の初文とするが確かめがたい。

卷一上　八五～八六

八、御正良爵

器名　大保爵貞松　陽君大保爵善齋

時代　成王通考　昭王麻朔

收藏　「廬江劉氏善齋藏」貞松

著錄

器影　善齋・一五五　爵古・三・六　雙劍古物・上・三二　通考・四四一　通論・九八

銘文　貞松・一〇・二三　善齋・禮六・五五　小校・六・七七　三代・一六・四一・二

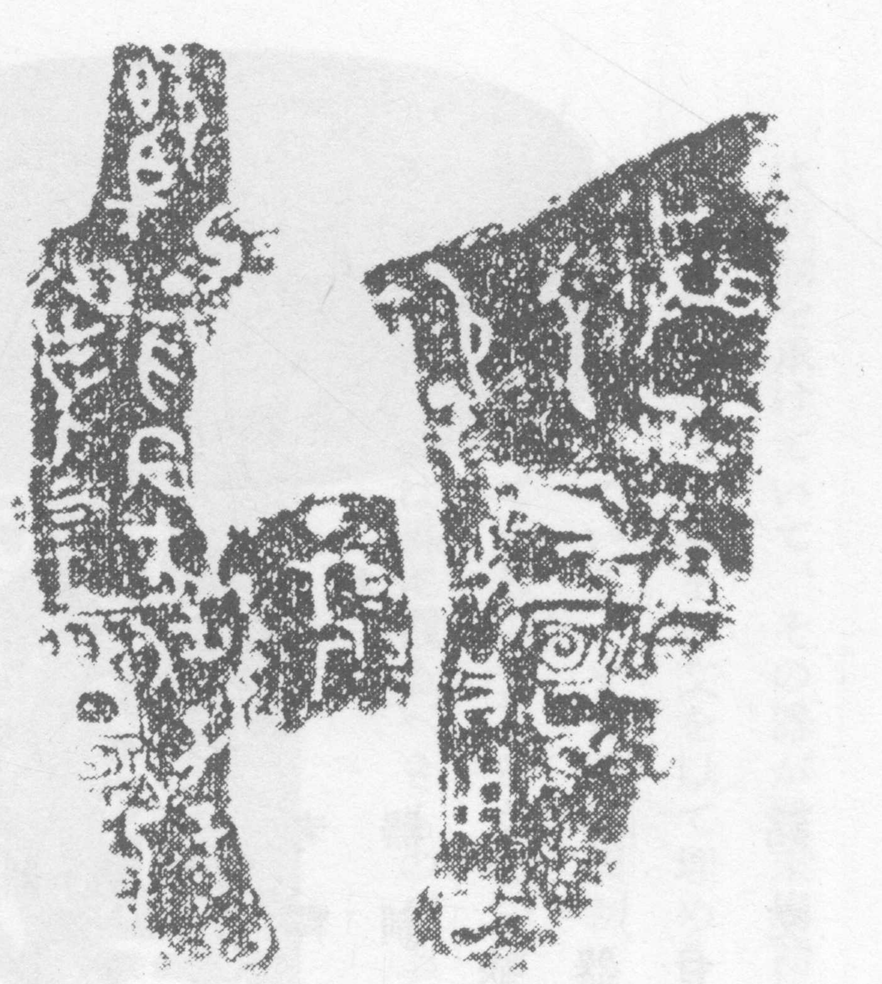
考釋　麻朔・二・二四　通考・三七八　貝塚　四〇八　積微居・一九五



御正良爵

器制　善齋にいう。「身高九寸九分、口至後八寸」。また通考には「高六寸九分、腹飾饕餮紋一道」といい、通論には「高二三糎」とある。兩柱あり、把手に獸頭を飾つている。

銘文　器文六行二二字。銘は器腹柱旁にあり右行、鋬内に一圖象文字を記す。善齋にいう。「按此爵腹旁及柱旁二十一字、鋬内一字、金文著錄表六百爵中、銘文以此爲最多、盂爵猶遜此一字、惜微泐耳、昔曾藻于尊古齋、故憶其文、貞松堂・小校經閣、均有誤釋。」二行最下の一字を泐しているので、賞を于と誤釋しているのである。



隹四月既望丁亥、今大保賞御正良貝、用乍父辛障彝

善齋に器名を陽君大保爵と稱しているのは、銘の「丁亥今大保」を誤り釋したものである。今は「今余隹」の形式に專用し、「今既」・「今敢」のような用法もあるが、職名の上に「今大保」と附した例はない。今日の意ともとれるがこれも適例なく、大保の修飾語とすれば「前大保」に對する語となる。一般の副詞の用法と異なるので、一應大保の修飾語とみておく。大保は召公の家號として用いられ、その族の代表者が稱していたところであるから、召公奭一人の名號ではない。

卷一上　八七～八八

良字の釋は積微居・通論による。拓影が鮮明でないが、字形からみて良と釋してよい。御正は官名。御正衞毁にもみえる。父辛を貝塚氏は召伯父辛とし、從つて御正良は召公奭と兄弟輩とするも、干名の一致は比々として多く、これだけでは二者を兄弟と定めることはできない。殊に鋬下にある圖象文字は、召家と關係あるものとは思えない。

訓讀

これ四月既望丁亥、今の大保、御正良に貝を賞す。用て父辛の障彝を作る。

參考

「今大保」を賜與者を稱ぶ語であるとすれば、あるいは召公の後嗣として大保の職にある者を稱するのであろう。しからば器は康王期後半のものとなる。いましばらく大保の賜與をいう器の終に列しておく。

以上、大保の賜與をいうものは旅鼎・叔隋器・榴殘器及び御正良爵の四器である。御正良爵のみ「今大保」と稱しているので、あるいは大保の後を襲ぐものであろう。別に玉戈銘あり、大保が南國を省し、厲侯に賜賞したことをいう。金文に屬しないので、關係のある器の條に附說する。

九、小臣單觶

器名　單觶文錄

時代　武王大系・麻朔・文錄　成王綴遺・斷代・唐蘭

收藏　「吳縣潘氏滂喜齋藏」貞松　「李笙漁藏」綴遺

著錄

銘文　貞松・九・二九　大系・一　綴遺・二四・一五　小校・五・九七　三代・一四・五五・五　河出・一七〇

考釋　大系・二　文錄・四・三〇　文選・下三・一五　麻朔・一・六　斷代・一・一六〇　赤塚・二

銘文　四行二二字

王後𠨘克商、才成𠂤

首五字は極めて難解である。その解釋によつて器を武王・成王の何れの期に屬するかが分れ、器銘理解の關鍵ともなるところである。問題は特に第三字にあり、文錄には未詳とするも、貞松・大系は𠨘、斷代には𡉚と釋する。大系にいう。

此武王克商時器、𠨘卽坂字、假爲反若叛、武王以文王紀元九祀、武王二年東觀兵至孟津、後以十一祀、師渡孟津克商、故此云後反也

すなわち句を「王後反克商」とよみ、武王伐商の前後二役のうち、前役においては諸侯の期せずして盟津に會するもの八百に及んだが、王はなお天命の時期に非ずとして一たび軍を還し、後二年、紂の昏亂暴逆いよいよ甚だしくして比干・箕子等みなその厄を受けたと聞いて、諸侯を率いて商郊牧野に至り紂を殺した後役を以て、この句に充てるのである。しかし銘文がもしこの後役をいうものとすれば、「王後反」という表現は語義順當を缺くものがあり、もしその意ならば「王反、後克商」というべきところである。それで麻朔にはは文に誤倒ありとして、これを「王克商後反」とし、克殷の後に成𠂤に歸還した



意とする。そして「次序互倒、乃至不常之事也」といい、このような誤倒は金文において尋常のことしているが、宗廟の重器に銘し、かつこのような重要事を記した短文の中に、そう誤倒があるべきではない。郭・吳の二釋に何れも不自然な點が認められるのは、𠨘字の解釋になお問題があることを示すものである。

陳氏は字を掘の初文である𡉚にして、假りて屈・絀の義であるとする。その說にいう。

字從厂從圣、說文曰、汝潁之間、謂致力于地曰圣、從土從又、讀若兎窟、圣就是掘、此處假作屈詘絀黜、詩泮水、屈此群醜、書序、旣黜殷命、詩有客箋和周本紀、作旣絀殷命、秦策、詘亂國、注、詘服也、王後絀克商、是成王第二次克商、卽克武庚之叛、淮南子齊俗訓稱、周公放蔡叔、誅管叔、克殷殘商、克殷卽克商、殘商卽殘商奄、武王伐誅、則爲前克商、卽第一次克商

銘文の後を第二次の義とみることは大系と同じであるが、大系は武王期における二次の伐殷中の後役とし、陳氏は武王の克殷を一次の役、成王の克商を二次の役とみて、器を成王期武庚三監の叛に充てる。陳說はすでに綴遺に「王後𠨘克商、蒙謂成王克武庚之事、以武王先巳克商、故此云後也」とあるのと同じく、ただ第三字の字釋を異にするのみである。綴遺に𠨘と釋し、格・大の兩義何れとも通ずるというが、金文にはそれぞれその字があり、また何よりも字形が合しない。しかし字形の點からいえば、陳說もまた確當とはしがたいところがある。

陳氏のいう𡉚・圣は、卜文にみえる[illegible]田・[illegible]田京津・二三六三、契・四一七、粹・一二三三等の[illegible]・[illegible]の字に當り、この器銘の𠨘とは形義ともに異なる字である。從つて屈・絀とする字釋は成立しがた

く、これを絀命と解することは困難である。郭氏は、字を𠨘にして坂、假りて反・叛の義とする。しかし金文では叛の意には反を用いるのが例である。中方鼎二「隹王命南宮伐反虎方之年」・小臣謎𣪘「叡東夷大反」・大保𣪘「王伐彔子耶、叡厥反、王降征命𢌿大保」などみな反を用いており、他の字を用いた例はない。器銘の字は左旁圧、右旁は丑形に作る。金文では稀に又をこの形に作るものもあるけれども、また丑に又形を用いる例もあり、兩字は形義において通ずるところがある。それでいま字形を𠨘と隸釋しておくが、字は丑旁に從う。說文に收める丑旁の字十二文中、この銘の文義に當る字を求めがたい。あるいは爪の形であるともみられる。「王後𠨘克商」の文からみて、「後𠨘」の二字を合せてその義を求むべき語のようである。

後を從來はすべて副詞に解している。郭・陳二氏らの釋はみな時間的な後の意とし、また河出の訓釋は空間的な意味の後と解している。河出は「後𠨘」を「後より歷する」意としているのであるが、歷は厤から出た字と思われ、字釋になお問題がある。字は歷というよりは後にいうようにむしろ封に近い字である。かつ金文には後を副詞に用いた例なく、後人・後男・後民・聖人之後のように最も多く後嗣子孫の意に用いている。他には𩰫鼎「師氏眔有嗣遂或」のように後國の語がある。これを以ていえば、後𠨘は後國と同じ語例で名詞であると思われ、この場合軍旅の名、編隊の稱のようである。𠨘の從う圧はあるいは蔑曆の曆の初文厤と關係があるらしく、その兩禾を除いた象である。庸伯𣪘三代・八・五〇・四に「易庸白𠨘貝十朋」とあり、字は厂下に土形二を重ねている。厤の象とはみえず、社主をおくところとみられる。字は又に從い、この字との同異は知りがたいが、立意は

甚だ近い。あるいは封の意があるかも知れない。すなわち軍中儀禮の行なわれる本陣に比すべきところで、後𠭰とは、おそらくその名をとつた部隊名であろう。詩大雅緜の篇に文王のときの師旅の編成を記して、「予曰有疏附、予曰有先後、予曰有奔走、予曰有御侮」という。もし後𠭰を部隊名とすれば、詩にいう先後の軍などであろう。下文に周公が賜賞を行なつていることからみると、その軍は周公の率いるところであり、𠭰はあるいはその軍に屬していて事功を樹て、賜賞を受けたものとみられる。「後𠭰」を戰鬪の方法をいう語と解するのは、そういう例が他にみえず、また𠭰の賜賞をいうのに、その事功と無關係の語を着けることも考えがたい。それでももしこれが軍旅の名であるならば、「王の後𠭰、商に克つ」となつて、少くとも語法的には諸家の訓の矛盾を免れうるし、下文の賜賞のこととも連なるのである。かつこの二字の解よりして武王期說・成王期說が岐れているのであるが、この解によれば兩說は何れもその立脚の處を失い、器の時期の問題は、銘文中の他の部分によつて論ずべきものとなる。

成𠂤の所在については郭氏の成皋說、陳氏の郕說が代表的なものである。郭說にいう。

成乃成皋、一名虎牢、在古乃軍事重地、與孟津相近

すなわち滅殷の地に近い地である。しかるに陳氏は地を遙か東方に求めて、史記管蔡世家にいう「封叔武于成」の成であろうという。しかもその成についても三地ありとして、次の諸地をあげている。

1、正義引括地志云、在濮州雷澤縣東南九十里、漢郕陽縣、古郕伯、姬姓之國、其後遷成之陽、漢

書地理志、𢋧丘縣南有成故城

2、春秋隱五年、衞師入郕、杜注云、郕國也、東平剛父縣有郕鄉

3、左傳桓三年、公會杞侯於郕、在今寧陽縣東北九十里、地在曲阜之北

陳氏はこのうち1の濮陽の地が最も器銘の事情に合するものとして

此三地都名郕、都在魯境、競卣、以成𠂤卽東、則成地應不甚東、似以濮陽之成、較爲合適、此成介於東西朝歌與曲阜之間、乃是克商以後、踐奄途中的中點

と論じている。武王期說の郭氏は盟津の近くに、成王期說の陳氏は踐奄の役に近い地點にそれぞれ比定しているのであるが、成𠂤の名はまた競卣にもみえており、競卣によつてその地を考えるのが最も公平の見がえられるようである。卣文にいう。

隹白懋父、以成𠂤卽東命、伐南夷

すでに「以成𠂤卽東命」という以上、成𠂤が齊魯の地にあるべきではなく、やはり成皋附近と考えるのが合理的である。かつ克商後に一たび師を還したところとすれば、銘文の事情とも合する。當時の南夷は淮の上流方面に在り、競卣の役は東南に兵を動かしたものであつた。

𠂤は軍あるいは軍の所在地をいう。その字釋について、郭氏は說文によつて次のように論じている。

𠂤字習見、多于師旅有關、舊釋爲師、然有師𠂤同見一辭、（𠭰觶・遇甗・稽卣等是）、如其非是、古追歸字以此得聲、師餗字從此會意、𠂤卽說文𠂤小𨸏也、又𠂤猶衆也之𠂤

かくて郭氏は𠂤を険峻なる迹峯を横にした字形を示すもので堆の初文とし、その聲義を論じていう。

𠂤之後起字爲堆、古或叚追爲之、（士冠禮、毋追、鄭注、追猶堆也、文選七發、踰岸出追、李善注、追亦堆字）、音變爲巋、（爾雅釋山、山小而衆、巋）、又叚魁爲之、（周語、高山而蕩以爲魁陵糞土、賈逵・韋昭皆云、小阜曰魁、賈注見海賦）、再轉而爲敦、（爾雅釋丘、如覆敦者敦丘、又、丘一成爲敦丘、郭注、今江東呼地高堆者爲敦、字今作墩）、故又叚屯爲之、（莊子至樂篇、生于陵屯、釋文引司馬注、屯阜也）、本銘𠂤字、當卽屯聚之屯、師戍所在處也、屯聚之屯蓋𠂤之引伸、其用屯字者亦出叚借、𠂤與敦同、古當有二讀、陰聲爲堆、都回反、陽聲爲屯、陟倫反、字廢、乃有堆與屯字代替之也

これは𠂤を師と釋する舊說を誤とし、字を堆の初文にして屯聚の義とするものである。立論の根據は𠂤を說文の𠂤と同字とするところにあるが、卜文の𠂤は𠂤に作り、卜文において𠂤に從う諸文の立意を求めるに、一として堆・屯聚の義を含むものがない。その共通義よりいえば、𠂤は軍行の際に奉ずる胙肉の象であること疑なく、官・追・遣・歸・辥・孽などみなこれに從う。說文の堆の義よりしてこの字を釋するのは誤である。𠂤は卜文において軍旅・師長の意に用いる。

癸丑卜、㱿貞、𠂤往衛、亡囚前・四・三一・五

丁酉貞、王作三𠂤、右中左粹・五九七

貞、𠂤般其出囚佚・一九四

「在𠂤某」というときは、その師旅名である。

丁未卜、行貞、王賓歲、伐十人、亡尤、在𠂤寮粹・一二一二

貞、亡尤、在𠂤澶文・五六一

軍を駐屯する場合は𠂤を用いる。𠂤下の一は、ときに二・三横畫を用いることがある。名詞・動詞の例がある。

𠂤般以人于北鄭𠂤後・下・二四・一

：㱿貞、王𠂤于沘續・一・四・六

𠂤は卜辭後期になると餗字を用いる。𠂤は胙肉を以て墳上に寘く形、また餗は封木の前に𠂤を寘く形で、何れも征旅中に神位を安んずるところである。

金文においては多少その用字を異にする。すなわち師某のときには卜文は𠂤某と書するが、金文では師某という。しかし軍旅のときには卜文と同じく「殷八𠂤」・「成周八𠂤」・「西六𠂤」のように𠂤を用いる。卜文では「在𠂤寮」のような表現がみられ、「北鄭𠂤」・「在齊𠂤」の場合と字を異にしており、𠂤寮は師旅名、齊𠂤は軍の基地名で兩者語位も用字も異なるが、金文では「在𠂤某」という表現がなく、すべて「在某𠂤」という形式をとる。この「某𠂤」は、卜文の「在𠂤某」・「在某餗」の雙方にわたる用い方をしている。たとえば小臣謎毀において

䣄東夷大反、白懋父以殷八𠂤征東夷、唯十又一月、遣自𩁹𠂤述東、𨺅伐海眉、雩厥復歸、在牧𠂤

とある𩁹𠂤・牧𠂤は軍の基地の意であるから、卜文の𠂤・餗に相當する用法であるが、競卣

隹白犀父以成𠂤卽東命、伐南夷

の成𠂤は明らかに師旅の名である。それで二字を區別し、𠂤を以て師旅、餗を以て基地を示した中

甗のような用法もみられる。

　中省自方、復造□邦、在□𠂤餗

この餗を郭氏は動詞によみ次と訓している。すなわち卜文「王𠂤于洮」の𠂤と同じようによむのである。𠂤を動詞に用いるときは、東周の器に至つて辥を用いるが、西周期には例がない。それで中甗の文は、「□𠂤の餗に在り」とよむべく、周初に某地に餗を用いた例である。中方鼎にはまた「王在寒餗」の文がある。これら𠂤系諸字の形義と用法とについては、小稿「釋師」に詳しい。

以上によつて、金文に「在某𠂤」という場合、その軍旅の名をいうときと、その基地をいうときと兩義のあることが知られる。成𠂤は競卣にみえるものはその軍旅のことであるが、この文では小臣謎段「雩厥復歸、在牧𠂤」と同じように克商ののち復歸したことをいうものであろうから、軍の基地名と考えてよい。またその地は競卣によると成皐説の方が事情に合う。ただしこれは武王期説をとる意味ではなく、今次の作戰が商の舊王畿において行なわれたものであるとするのである。武王期説のとりがたいことについては、下文に述べる。

周公易小臣單貝十朋、用乍寶障彝

周公は周公旦であろう。周公歿して後、その胤は分れて各地に封ぜられ、魯の他にも「凡蔣邢茅胙祭」左傳僖二四年の諸國は周公の胤とされている。左傳に魯を周公の胤に加えないのは周公の本宗が魯にあるとするからであるが、金文資料によつて考えると周公の本宗はむしろ成周にあつたと思われ、詩によつていえば豳地もまた周公の後が宰領した地であつた。令彝にいう明保・明公は、そ

巻一上　九七～九八

の名號よりしても周公の本宗を嗣いだものと思われ、東周期の周公家はその後であろう。詩の周南はその地の詩篇であると考えられ、その意味で王風と區別され、召伯家の召南と竝稱されているのである。器銘の周公を周公旦と考えてよいと思われるので、本器においても周公旦と解しておく。

小臣を諸家は概ね奴隸階級に屬する微賤な身分のものと解している。范文瀾・翦伯贊等はみな生產奴隸の一とみており、郭沫若氏も周禮にみえる小臣の身分職掌を以てそのまま卜辭金文にみえる小臣を解し、その周官質疑中にも小臣に對する疑問をあげていない。ただ郭氏は范・翦氏らのようにこれを全くの生產奴隸とはみないで、詩にいう保介・田畯のような衆人の管理者であり田官であろうとしているが、それはおそらく彝器中に小臣某と銘する多くの優品が殘されており、これを生產奴隸の身分にあるものの作器とすることに躊躇を感じたからであろう。范・翦氏らの説は、これらの事實に全く顧慮することのない武斷な説というべきである。

小臣はもと王族出自のものの身分稱號であり、卜辭にも小子・小臣の名がみえている。おそらく王子たる小子の後を小臣と稱したものと思われ、卜辭や西周金文にみえる小臣は、東方系氏族の貴游の列にあるものである。小臣と稱するものに彝器の優品の多いことも、これによつてはじめて理解することができる。小稿「小臣考」參照。

本器において、小臣單が周公から貝十朋を賜うていることは、注意を要する。まず周公が周公旦であるとすれば、作器の時期は周公の生存中にあるべきであるから、少くとも成王期の前半を下らぬものとなる。しかし「克商」の語によつてこれを武王期に屬することについては、若干の疑問がある。小子・小臣が東方系氏族貴游の身分稱號から出たものであるとすれば、小臣單は東方系の氏族である。そのような東方系氏族が東征に從つて周公から賜賞をうけるという事態は、殷宗すでに滅び、庶殷をはじめ東方の貴游が成周に遷され、東都・成周の造營もすでになされており、その後に殷商の遺孽がなお東方に蠢動するのを伐つために、成周等における東方の餘裔が動員されたという事情を想定することによつて、最も自然に理解しうるからである。しからば器は殷宗滅亡の後、その遺孽の試みた叛亂に對する克定の戰を記したものとみられ、必らずしも武王の克殷・成王の踐奄の役に比定するを要しない。ただ周公が賜賞を行なつている事實から、小臣單が周公の指揮下にあつて東方の作戰に從つたときのものであることは疑なく、周公の家が令彝にみえるように成周方面の董督に當つていたことからいえば、小臣單は成周庶殷の一であつたと推定されるのである。器の出土地が知られていないので、その關係を確かめえないことが惜しまれる。周初の器にして貝を賜うことを記しているものは、東方系氏族の作器に多い。

朋は貝の單位數。一聯の貝をいう。圖象文字款識に一荷の貝を描くものがあり、一荷を一朋というのであろう。十朋二字合文である。

訓讀

王の後取、商に克ちて成𠂤に在り。周公、小臣單に貝十朋を賜ふ。用て寶障彝を作る。

巻一上　九九～一〇〇

參考

器の時期については、すでに述べたように武王期説と成王期説とがある。武王期説は武王の二次の伐商の役のうち、器銘はその後役のことをいうものとし、成𠂤を成皐とする。成王期説は武王の伐商に對し成王の滅商踐奄の役のことをいうものとし、成𠂤を商奄の間の郕に當るという。しかし器銘にいう征役をこの二役に限定しないでむしろ滅商踐奄後の東方戡定の一役とし、成𠂤を成周と解する説がある。綴遺に述べる方濬益の説がこれである。いう。

　成𠂤當卽成周、……疑雒邑本有成𠂤之名、因後建東都、遂稱爲成周、……按武王黜殷之後、欲宅洛邑、周召二公營之、洛誥謂王在新邑、烝祭歲、當是初涖洛邑時事、其後伐淮夷踐奄、往來成周者非一、此爲何時、雖不可攷、然以後克商語徵之、在新邑既成、遷殷頑民之際乎

これは器の時期を洛邑すでに成るの後に在りとするもので、陳説よりもなお後となる。

史に傳えるところによると、武王のとき二次、成王のとき一次の伐殷の役があつたという。それで金文の考釋においても、器銘にみえる東征をそれぞれその何れかに屬して解するのが普通であり、郭・陳兩氏の解もまたその軌に從うものであるが、方氏はその後にも數次にわたる東方戡定の役があつたものとみている。周初の器銘にみえるところを以てするも、成王・王姜の親征あり、周公・伯禽・明公の器あり、召公關係の彝器も甚だ多く、また白懋父・白雝父等將帥の率いるものあり、これらの諸役に從つた東方系諸族の作器また少なからず、周初の器の大部分はこれら征役・賜賞の

器によつて占められ、無慮數十器に及ぶ。別にまた中氏諸器のように南方の作戰とみられるもの、呂行壺のように白懋父の北征をいうものあり、周初數十年の間は殆んど滅商後の各地の經略に費やされていたとみられ、これらのすべてを僅かに一次、二次の伐殷・滅商の役に歸一しようとするのは、金文の示す周初の實情を無視したものというべく、その點において方氏の説は確かに見識あるものとしなくてはならぬ。

方氏はまた器を洛邑造營後のものとみているが、これまた首肯しうるものがある。作器者の小臣單は、小臣の名が示すように殷系貴游の出自のものである。貝を賜うことも、西周金文においては殆んど東方系氏族に對する賜賞であつた。おそらくは成周庶殷の一であると考えられる小臣單がその軍行に加わつているとすれば、その時期は、殷宗すでに滅び、その餘裔が東方にのがれてなお抵抗を試みつつあり、周公等がその戡定に當つていた時期の器と考えられるのである。ただ方氏が成𠂤を成周の古名とするのは當らず、成周の師旅は「成周八𠂤」・「殷八𠂤」の名でよばれていて、成𠂤と成周とは一應區別して考うべきであろう。

その字迹は殷末勁直の風なく、また波折も甚だしからず、別に溫雅なる一體をなし、𨟭卣・匽侯旨鼎の字迹に近い。文中に周公の名がみえるので、令彝よりも前に排次すべきものであるけれども、これを武王期に屬する理由はない。

從來、周初武王期の器とする説のあるものに、大豐𣪘・保卣・小臣單觶の三器がある。尤も容庚氏のごときは武王期に十四器の名をあげているが、郭氏は大豐・小臣單の二器、陳氏は大豐・保卣の

二器をあげている。保卣は新出の器で通考には收めていないが、他の二器は容庚氏もこれを武王期に列している。從つて一應武王期の器とみなされているものは、以上の三器ということになろう。しかしこれらは、すでに各器の條下に述べたように何れも武王期に屬すべき確證をえがたいものである。殊に大豐𣪘のごときは、その銘文の解釋においても、器制文様の上よりするも、これを西周の第一器とすることは頗る疑わしく、おそらく康王期の初年にあるべきことは、かつて「大豐𣪘の時代」及び本通釋大豐𣪘の條に論じたところである。また保卣及び本器も、器は何れも成王期に屬すべきものと考えられ、武王期のものとはしがたい。

從來、武王期に屬すること比較的確實と考えられていたこの三器が、何れも武王期に屬しがたいものであるとすれば、周初の青銅器文化、特に彝器禮器の制作について、その來源の問題、殷文化との接觸・受容の問題など、新たに檢討を要するものがあろうと思われる。作冊大方鼎に「公朿鑄武王成王異鼎」という文があり、召家が周の宗室の器を作つているというような事實も、器はすでに康王期のものであるが、以上のような意味を以て一應注意すべきものがあろうと思う。

一〇、禽𣪘



𣪘

禽

器名　祖罕彝十六　禽彝積古

時代　成王大系・斷代・唐蘭　昭王麻朔

收藏　「江蘇嘉定錢獻之藏、今歸諸城劉氏」攈古　「此彝現存東武王氏商盉堂」研究　「錢坫・劉喜海・王蘭谿舊藏、一九五四年夏、見于上海羅伯昭處」斷代

著錄　器影　十六・二・三　大系・五八　斷代・二・一

銘文　積古・五・二八　清愛・一四　從古・一〇・三〇　攈古・二之三・二三　敬吾・下・四二　周存・三・一〇八　研究・上・七九　大系・四　小校・七・四五　三代・六・五〇・一

斷代・二・七四　書道・四〇

考釋　韡華・己・八　研究・上・七九　大系・一一　文錄・二・一六　文選・下二・八　麻朔・二・一六　斷代・二・七三

器制　斷代にいう。「器高一三・七糎、口徑一八・八糎、底徑一五・五糎」。敬吾にもその尺寸を記し、重六十兩という。兩耳獸首、珥あり、口緣下及び圈足部に三層の方形雷文を以て構成する饕餮文を附している。いわゆる目雷文である。帶文の中央に何れも獸首を附す。器形完整、器制は母𣪘通考・三六一　祖癸𣪘故宮・下・一三一　子父戊𣪘同・一三九　戟𣪘同・一六一などに甚だ近く、殷末周初に行なわれたものである。



銘文　四行二三字。同銘のものに禽鼎がある。

王伐禁侯

禁を長樂堂に説文によつて許と釋し、積古・攈古等これに從う。從古には楚と釋し、詩の

小雅采芑にいうところの征役はこれに當り、周公とは詩の方叔であると論じているが、まことに武斷の説である。大系には楚の異文とし、去疋同聲であるという。陳夢家氏は悉く舊説を排して、字は葢にして奄の異文であり、銘にいうところは踐奄の役に當るとする。その説にいう。

所伐之國、疑卽葢侯、葢卽墨子耕柱篇・韓非子説林上所述周公征伐之商葢、左傳昭廿七年作掩餘、葢卽孟子所謂的奄君、説文鄅、周公所誅、鄅國在魯、後漢書郡國志、魯國古奄國、周本紀正義引括地志云、兗州曲阜奄里、卽奄國之地也、集解引鄭玄曰、奄國在淮夷之北、據竹書紀年、南庚遷于奄、盤庚自奄遷于殷、則奄舊爲商都、所以左傳定四説、因商奄之民、命以伯禽、而封於少皞之虛、左傳昭元、周有商奄、杜注云、二國皆嬴姓、正義云、世本文也、諸書都説周公伐奄、與此器合

葢・奄の同聲については説文段注に詳論があり、音韻上の問題は一應説明されている。しかし問題は埜を葢と釋しうるかどうかである。楚は令毁に楚伯があり、字は明らかに疋に從う。郭氏は古くは侯伯定稱なしとして令毁の楚白を本器の埜侯と一にしているのであるが、なお疑問である。葢は去に從い、本器の埜も去に從うので通ずるところなしとしないが、葢字は楚器にみえるのみで、兩字形の近似を證すべきものがない。𩰫華は卜辭にみえる去であろうという。文に「王伐埜侯」とあり、周公・伯禽らがこれに從つている。すなわち成王親征の際のものであることは疑なく、いわゆる践奄の役に最も關係の深い器であるといえよう。ただ埜を葢にして奄とみてよいかどうかはなお定めがたい。伯禽の入魯以前のものとすれば、器は成王前期のものとなしうる。

巻一上　一〇五～一〇六

周公某、禽祝

郭氏は五字一讀、某を謀にして誨猷の義とし、王孫鐘の「誨猷」の語をあげている。また第五字を祝と釋している。郭説では、「周公、禽に誨へて祝せしむ」とよむことになろう。陳氏は「周公某」で句、某を謀とみる。錢・阮以來の訓で、積古には「謀元帥」の謀の義としている。某はもとより謀の初文であるが、單なる謀議の意ではない。字は曰と木とに從うが、曰は載書の象、神木の上にこれを載せて祝告する義を示す字とみられ、本來は神意に訴え、神意に謀る意である。この場合もそういう儀禮を行なつたのであろう。周公の後は令彝にみえるように明保・明公と稱しているが、明は神明の稱であつて聖職者たる周公の家の職掌を示している。某はこの場合、征役に臨んで何らかの祝禱儀禮が行なわれたものと解すべきであろう。

禽もまた大祝禽鼎によつて知られるように大祝の職にあつた。やはり宗教儀禮の執行者たる地位を占めている。祇を積古には宜と釋して宜社の宜とするも字形合わず、また郭・陳二氏は何れも錢氏が祝と釋したのによるが、大祝禽鼎の祝と字形が異なつている。祇は卜文の𠂤とその形近く、卜文にはなお木・玉・戈を執る形に作るものがある。これを執つて祝禱することを示したもので、その執るところのものは何れも祝禱のときに用いる聖物である。下文にもう一字祇が出ている。王の親征に從つて周公父子がこのような儀禮を行なつているのは、周公家が周の聖職者としてその宗教儀禮を掌つていた事實を示すものとして注意される。書の金縢説話のごときも、本來は周公家のそういう職掌に關して生れたものであろう。

禽又戱祇

戱を長樂堂に敦と釋するも文義を成さず、積古には脤にして受脤のこととし、從古には振旅の振とする。郭氏は「禽有㪟祝」とよみ、㪟を臤にして臧の義とする。陳氏には説なし。積古にこの句を解していう。

春官大祝、右師宜于社、禽或居其職、故周公謀、使涖其事、禽右

戱、玉篇訓爲擊、此當讀爲脤、左成十三年傳、成子受脤于社、杜注、脤宜社之肉也

これ又を佑とみるものである。またいう。

阮元はすでに祇を宜と釋し、よつて戱を脤を以て解し出師の際の軍禮とみているのであるが、その解によると文は「周公謀、禽宜、禽佑、脤宜」となつて、文義の通貫をえがたい。思うに戱は玉篇に擊と訓するも、字は脤肉を擊つ象であり、古く戰爭儀禮として行なわれた呪的行爲の一であるらしい。卜辭に「師𡉚」・「師亡𡉚」という辭があり、𡉚とは震驚の義である。師の震驚することはしばしば經籍にみえ、書の堯典に「震驚朕師」、詩の常武に「徐方繹騷、震驚徐方」、また長發に「不震不動」とあるものはみなこれである。原意は、何らかの呪力によつて師衆が嫛懼繹騷することをいうものとみられ、敵に對してそのような呪術を行なうことを戱といつたのであろう。字は脤肉を擊つ象でその呪的行爲のしかたを示している。從つて文は明公毁の「魯侯又𤰔工」というのと同じく「禽又戱祇」とよむべく、又には何れも有・侑の義がある。これによつて敵の師を震驚せしめたとの意であろう。下文の賜賞はその儀禮執行に對するもので、その重賜よりみてこの儀禮の重要さが知られるのである。

巻一上　一〇七～一〇八

王易金百寽

寽は金の單位數を示す字であるが、その字釋及び重量については諸説がある。郭氏いう。

1、説文𠬪部に「寽、五指捋也、从𠬪一聲、讀若律」とみえている。

按金文均作一手盛一物、別以一手抓之、乃象意字、説爲五指捋、甚是、然非从𠬪一聲也、金文均用爲金量之單位、卽是後起之鋝字、鋝字多異文

2、説文、鋝、十一朱二十五分之十三

3、周禮攷工記冶氏、重三鋝、北方以二十兩爲三鋝、鄭司農注、鋝量名也、讀若刷、玄謂、許叔重説文解字云、鋝鍰也、今東萊稱或以大半兩爲鈞、十鈞爲環、環重六兩大半兩、鍰鋝似同矣、則三鋝爲一斤四兩

4、説文、鍰亦鋝也、从金爰聲、書曰、罰百鍰

周禮職金正義云、夏侯歐陽説、墨罰疑赦、其罰百率、古以六兩爲率、古尙書説、百鍰、鍰者率也、一率十一銖二十五分銖之十三也、百鍰爲三斤、鄭玄以爲、古之率多作鍰

5、周禮攷工記冶氏、重三垸、鄭司農云、垸量名、讀爲丸、孫氏正義、此量謂權也、賈疏云、垸是稱兩之名、非斛量之號、至垸之爲量、經注無文、戴震謂、卽鍰之叚字、云、十一銖二十五分銖之十三、程瑤田及段玉裁、並從其説、又云、戴震云、鋝鍰篆體易訛、説者合爲一、恐未然也、鍰讀

如丸、十一銖二十五分銖之十三、垸其叚借字也、鋝讀如刷、六兩大半兩、率選鍰、其叚借字也
権量のことは時代と地域とにより、またその對象物などによつても異なるところがあるべく、準的をうることがむつかしい。いま金文の寽の字形よりして鋝字の義を以て解しておく。寽は金・貝・絲を通じて用いられ、賸卣に「貝卅寽」、曶鼎に「絲三寽」の例がある。また「取徵若干寽」と稱する例が多い。概ね五寽乃至三十寽の範圍である。これを以ていえば、禽がこのとき「金百寽」を與えられているのは、非常な重賜であることを知りうるのである。

禽用乍寶彝

禽と稱するのはその自作の器である。禽にまた大祝禽鼎あり、「大祝禽鼎」と銘している。もし後人の作るところならば、魯公あるいは魯侯と稱するところである。魯侯熙鬲においては、伯禽を「文考魯公」と稱している。禽はその生稱で、このように歷史上の著名な人物がその生稱を留めている例は極めて珍らしい。

禽の時代は、左傳昭廿二年に「禽父並事康王」とあり、世家にはその卒年を康王十六年としている。康王期にまで及んだ人であるが、器銘中に周公の名がみえているので、器は成王前期、周公なお在世のときのものである。器制・銘文から考えて、西周の最も早い時期のものとして差支えない。字迹は字形がすべて縱長で横畫短く、あまり肥𥿠を用いず、康王前期とみられる大豐段などは、この風を承けているものとみられる。

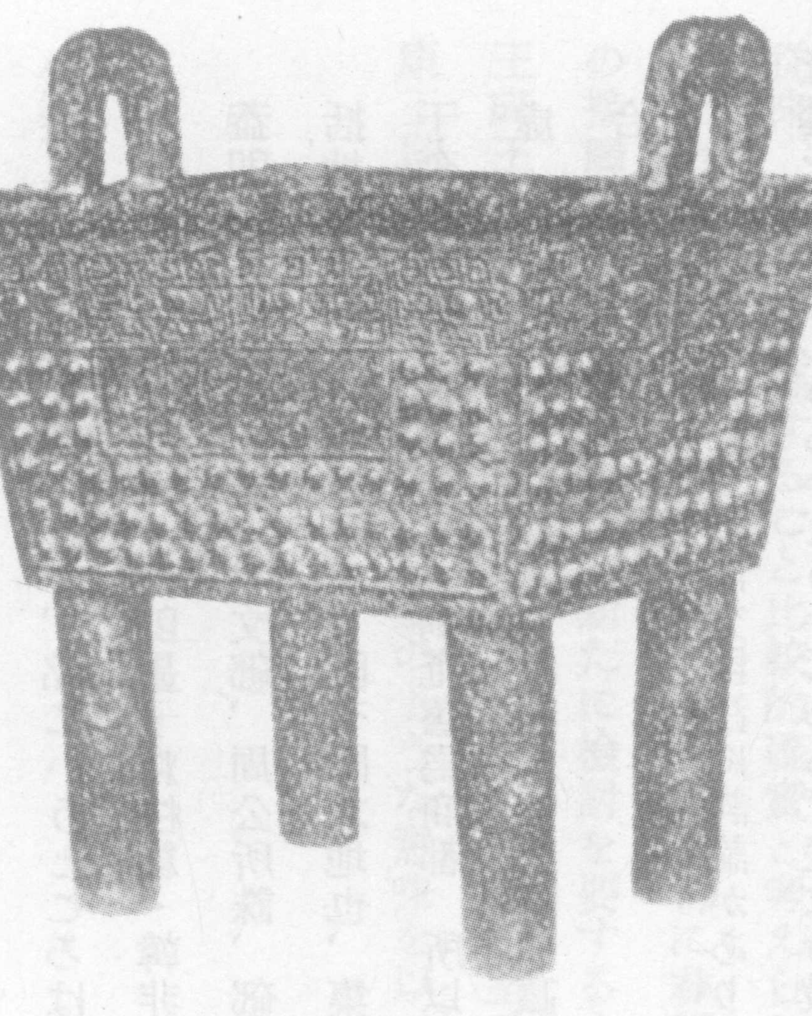
訓讀

王、埜侯を伐つ。周公某し、禽、祝す。禽に祓祝あり。王、金百寽を賜ふ。禽、用て寶彝を作る。

參考

この器と同銘のものに、別に禽鼎がある。

*禽鼎



大祝禽方鼎

三　貞松・三・一八　三代・四・二・

貞松に「廬江劉氏善齋藏」という。

行款・字様すべて禽段と同じであるが、剔抉の不十分なためか、拓迹は段文ほどに明晰でない。

禽及び魯侯關係の器には、なお次のごときものがある。

*明公段　別項

*魯侯爵　別項

*大祝禽方鼎

器影　尊古・一・二四

銘文　十六・一・一五　攈古・二之一・四　積古七　金索・一・三三　周存・二・六五　小校・二・二七　三代・四・四一・五　河出・一八八



「大祝禽鼎」の四字を銘する。方鼎。口縁下にいわゆる目雷文の帶文あり、器腹中央を空格として三方に乳文がある。器制は田告方鼎通考・一二三 父癸方鼎同・一二四に近く、殷器の形制を傳えている。禽段・禽鼎とともに、伯禽の名を銘したものとして注意される。

*魯侯鴞尊

銘文　綴遺・一八・二八　三代・六・三七・三

「魯侯乍姜享彝」の六字を銘する。器銘は亞字形中にかかれている。綴遺にいう。「右李山農觀察所藏器、據拓本摹入、潘伯寅尚書曰、此器作鴞鳥、形制絕奇異、銘爲大亞形、此葢銘也」。陳氏は姜を「即成王之后王姜」というも、王姜を單に姜と稱することは考えがたく、おそらく魯侯の先妣であろう。綴遺には左傳哀廿六年、「自桓以下、娶於齊」とあるのによつて魯桓以後の器とするも、形制が鴞尊であること、及び銘文の字迹からみてそれほど下るものでなく、周初の器であると思われる。伯禽の妃あるいは伯禽より一・二世の間のものであろう。亞字形は殷では宗教儀禮に關する職掌を示すもので、魯侯は周の聖職者として、その傳統を承けているのである。このことは禽段の理解の上に參考となろう。

*魯侯熙鬲　別項

*魯侯壺

銘文　攈古・二之一・一五　周存・五・五六　小校・四・七六　三代・一二・八・七

「魯侯乍尹叔姬壺」の七字を銘する。

*魯侯鬲

銘文　貞松・四・五　周存・二・二四　小校・三・五七　三代・五・一七・七

「魯侯乍姬番鬲」の六字を銘する。

壺・鬲の二器は時期下り、周初の魯侯とは關係がない。

周公の生稱が器銘にみえるものは、以上の小臣單觶・禽段・禽鼎の三器である。しかしなお他にその名の著聞しているものに、宋刻の復齋鐘鼎款識にみえる周師旦鼎と、厤朔・斷代に載するところの塱方鼎とがある。周公旦鼎はいまその器形を傳えないが、塱方鼎はその器影を存し、厤朔・斷代等

卷一上　一一三～一一四

にその器銘を眞刻として扱つている。他にも宋刻や清宮內府の器に周公關係の器と稱するものもあるが、多くはその僞を論ずる要もないものである。しかしこの二器は特に著聞しているものであるから、いまここに附記しておく。

＊周師旦鼎

銘　文　王氏復齋鐘鼎款識・一〇　積古・四・二〇　攗古・三之二・一二

考　釋　文錄・一・一　麻朔・一・一

文にいう。

隹元年八月丁亥、師旦受命、乍周王大姒寶尊彝、敢拜𩒨首、用旛眉壽無疆、子ゝ孫ゝ、其萬億年、永寶用享

文錄に「此銘初見復齋款識、傳世最久、世或疑僞製、姑錄存之」といい、僞刻かと疑つている。銘辭は全く周初の器に類せず、銘の末辭の形式は西周後期金文にみえるものであり、萬億年のごときは列國器である嗣子壺などに用いられている。また「敢拜𩒨首」以下は概ね册命賜與を受けたときの對揚の語であり、この銘のように唐突な用法はない。その文は語彙・語法において到底周初の文とはしがたく、おそらく眞刻ではあるまい。しかるにその器は復齋に「翟耆年伯壽、籀史作太姒鼎、……此器後爲秦檜會之取去」とあつてよほどの重器として扱われていたように傳えられ、劉師培のごときもその曆算に本づいて器を武王元年としている。麻朔にはその說を是とし、「按此鼎爲周公於武王元年所鑄器、其證甚多」といい、麻朔に合することと、師旦とは師尚父と同じ名號たること、子孫の語は周の宗法制の創始を示すものであること、周王と稱するは文王の謚號なお定まらぬ以前であること、受命とは武王の命を受ける意であり、萬億年の語は洛誥にもみえる周初の成語であること、魯の文王を祀るは周公のときより行なわれたことであり、以て經籍の誤を正すべく、「此月爲丁亥、器銘書其朔日、故作八月丁亥、是鼎爲周開國後最早期之器、其後周器多鑄於吉日丁亥、疑皆法是器也」という。かくてこの器を以て周の第一器とし、これをその著の卷首に出している。朱右甫のごときもその曆朔を周書の諸篇に稽えて悉く合するとし、

此鼎爲周公作、灼然無疑、以古證古、疑義氷釋、今其器雖佚、其銘僅存、義山詩所謂湯盤孔鼎有述作、今無其器存其詞也、王復齋云、此鼎爲秦檜所得、乃流傳數百年、拓本尚完好如故、非東坡所謂神物義不汚秦垢乎、金石之學、有俾經史、莫大乎是、故特爲之說

という。阮刻復齋款識引　しかし麻朔の論は自恣に流れ、爲弼の說は篤信に失したものといえよう。董作賓氏がこれを眞刻とみてその西周年曆譜の首に掲げているのは、曆譜の性質上、なお戒愼を要するものがあるように思われる。

積古にまたいう。「元贖得秦檜家廟銅豆一器、其銘詞自稱師臣、檜奸佞不臣、即此可見、及覩此册、知所本存此、正如魏晉上擬禪受耳」。その器はいま中央博物院に藏し、圖影は善齋下・一七四故宮下・二二に收めている。餘談としては面白い話であるから錄しておく。それにしても宋代にすでにこの種の僞刻が行なわれていることは、宋刻中にも單に譌刻とみなしがたい器を含むものとして、注意すべき事實である。

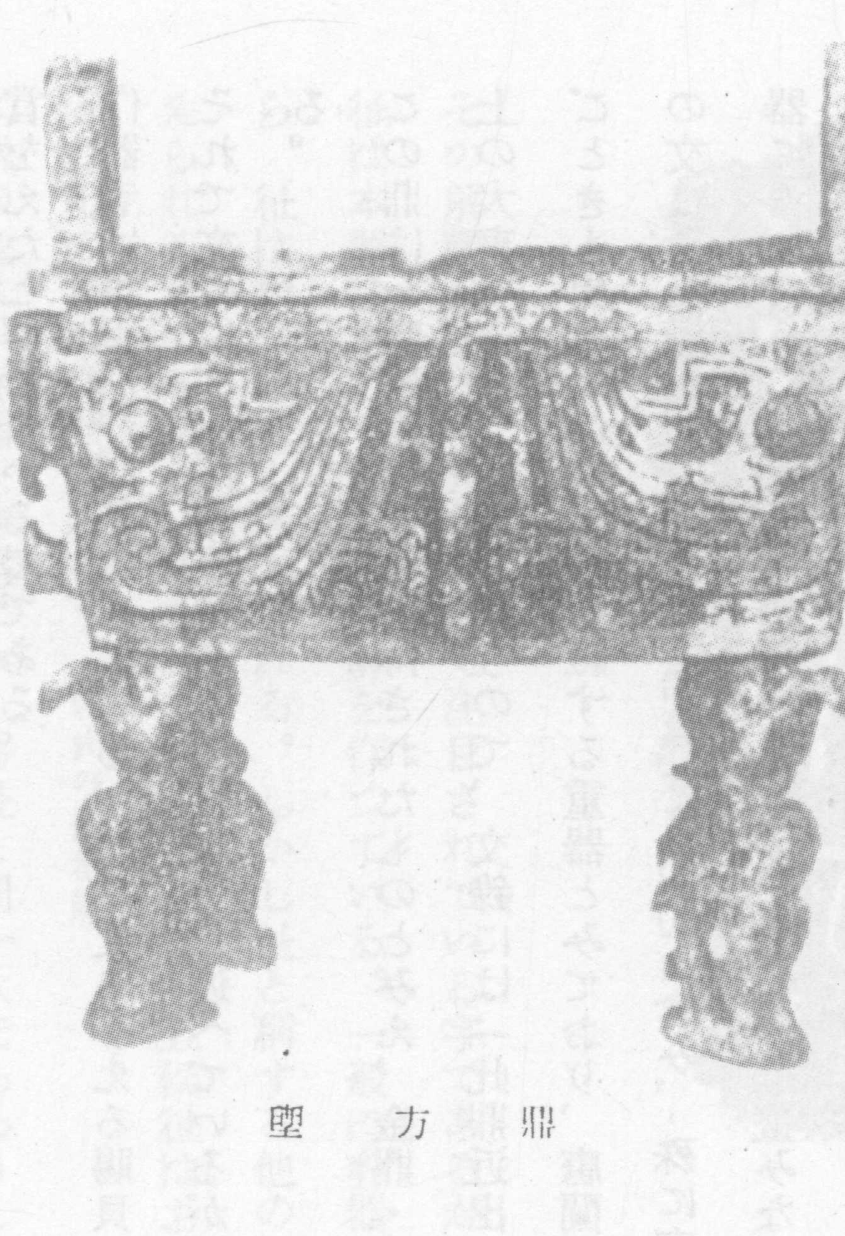
卷一上　一一五～一一六

＊塱方鼎

器　名　周公東征鼎文錄　豐白塱鼎麻朔

時　代　成王麻朔・斷代・唐蘭

出　土　「此鼎近出」文錄　「鳳翔新出土」麻朔　「器曾爲黨匪玉昆所得、傳一九二四年在鳳翔西四十里之靈山、黨匪大事發掘、獲銅器數百件、此鼎或即其中之一、金文麻朔疏證以爲鳳翔秦文公墓出土、金文分域編以爲寶雞出土」斷代



塱方鼎

著　錄

器影　斷代・三・圖四

銘文　麻朔・一・一〇　斷代・一・圖九　河出・一七一

考釋　文錄・一・二　文選・上二・一　麻朔・一・九　斷代・一・一六八

器制　斷代にいう。「器高二六・八糎、口徑一六×二一・一糎」「此器拓本流傳極少、器形照片、尤不易見、器是方鼎、並不甚大、器身四面都是一對大鳥、每一面的兩鳥是尾對尾的、頭向器角、所以此面鳥喙與隣面的鳥喙、相交於器角、其喙伸出角線之外、成爲扉、四足各爲扁形之鳥、喙亦伸出、與扉相應、這樣結構的方鼎、是罕有的、西周初期的大鳥、通常是頭向頭的、集中於一面的中界」。「扁形鳥獸形之鼎足、只見於所謂文王鼎的圓鼎下、（如武英一八）、而方鼎多是圓柱形足、博古圖二・三周公乍文王障彝、也是方鼎、鼎身是獸面文、而鼎足與此器同、周公方鼎應與此器爲同時代、兩個方鼎的周公、都是周公旦」。

この器は出土のとき金色の鼎であつたと傳えられ、一時喧傳されたものだという。斷代にまたいう。「此鼎出土後、盛傳爲金鼎、又說是鎏金鼎、恐皆不足據、西周時代並無金製之鼎、而鎏金術發達較遲、曾見某些西周銅器、因合金關係表面有近乎赤金之色、但依然是靑銅成分、鎏金之說、大約因此而誤、圖錄中又有錯金的殷與西周器、亦不可據」。

こういう說が行なわれたということは、この器の眞僞について、多少の問題があることを示しているようにも思われるが、器の照片についてみると、珍らしい器制のものながら、全く僞器と定めうるものでもないようである。ただその鳥足は底の淺い圓鼎に多くみられるもので、部分的には問題もあろうと思われる。銘は勿論僞刻である。

銘　文　五行三五字

文にいう。



隹周公丮征伐東夷豐白專古、咸戈、公歸纂丮周廟、戊辰、酓秦酓、公賞塱貝百朋、用乍障鼎

周公の周字は口に従つていない。周の舊い字形である。博古の文王鼎に「魯侯作文王障彝」と釋しているように、舊釋に多く魯に作るは誤である。

「丮征伐」の三字を陳氏はみな動詞とし、令毁「隹王于伐楚白」、書大誥「予惟以爾庶邦于伐殷逋播臣」を引いている。しかし「丮征伐」と三字を連ねた例はないようである。

この東伐を、文録には東夷を對象としたものとし、陳氏は「東夷豐伯專古」を對象としたものとする。文録は「豐白專古」を「豐國名、敷古者、敷陳古義、以佐公也」と解するが、いかにも望文の解である。陳氏は東夷と豐伯・專古とを同位語とみて、この東伐を麻朔と同じく書大誥、詩破斧にいう周公の東征とし、商奄・薄姑を伐つた役とみている。それで豐伯を商奄の地の國名としていう。

豐伯亦見豐白車父毁攈古錄・二之三・四八係西周晩期器、考釋引許印林說豐字上體既泐、以筆勢定爲豐字、濟寧州金石志載楊君卿跋、據射禮注、古豐國之君云々、謂、豐爲國、伯爵、車父字、此毁若出在濟寧、則古豐國在今曲阜之西南方、金石索卷一所錄鬪□爵・癸父爵・魚觚謂、得之任城、卽濟寧、都是殷周間器

しかしこの字を豐と釋するのには疑問があり、字は散氏盤にみえる人名と同じ形である。斷代にまた專古を薄姑に充てていう。

專古卽薄姑、（或作蒲姑）、他和奄君、是誘致武庚叛周的主使者、左傳昭九、及武王克殷、蒲姑・商奄、吾東土也、周之東土、擧蒲姑與商奄、可知其重要、周初之分封齊魯、正是針對了蒲姑與商奄、齊監視着蒲姑、魯監視着奄、這可由蒲姑的地望說明之

かくて陳氏は水經注・後漢郡國志・漢書地理志等によりその地望を推定し、その故城は臨淄西北五六十里、今の博興縣の東南境、柳橋の地であるという。そして諸城・雎寧の薄姑は、周公討伐後に南遷した地であると論じている。古の字釋に問題はあるが、專古と釋しうるとすれば、一應その地とみてよい。ただ經籍に周公の東征として傳える蒲姑の名が、この器以外にみえぬのは不審である。

「咸戈」を文録に咸を一字句とするも、咸命・咸既のように副詞の例もあり、この句も同じ。戈は𢦏の初文で傷の意であろう。纂は卜辭に祭名としてみえる。隹は倒形に従う。廟字は朝に従う。陳氏は「與西周金文廟字不同」とこの字形に注意している。

「酓秦酓」は解しにくい句であるが、陳氏は「第二酓字指酒漿、說文、秦禾名、秦飮是酒名」という。その説は文録にみえ、文録には秦金の例をあげている。酓は金文に數見するが、秦酓のように酒名をあげている例はない。

「公賞」の公は下部の口形が甚だ窘束して、殆んど字形をなしていない。塱は作器者の名で、麻朔にその作器とすべき數器をあげている。

塱盨 考古・三・三四 薛氏・一五・九（別項）

塱拜䭫首、對揚天子不顯魯休、用乍寶盨、叔邦父叔姞萬年（文略）

塱鬲 周存・二・七九

塱肇家鑄作鬻、其永子孫寶

叔邦父簠 博古・一八・七 嘯堂・二・六二 薛氏・一五・二

叔邦父乍簠、用征用行、從君王、子々孫々、其萬年無疆

麻朔に諸器の塱を一人とし、諸器の時期も同じとしているが、三器みな晩周の器である。文録に塱を汗簡にみえる古文の寅字に近しとし、金文に壬寅・丙寅の寅をこの形に作るものがあるという。

そして塱は卽ち豐伯の名であるとしているが、これは周公東伐のとき、豐伯に輔佐の功があつて賜賞をえたと解しているのである。

作器者は貝百朋の賜賞をえているが、金文にみえる賜貝は多くても卅朋、五十朋にとどまつている。それで文録には「疑是五朋、摹拓之誤」と述べているが、麻朔・斷代に載せる拓影は正に百朋に作る。

この鼎は一時好事の間に喧傳されたものとみえ、金鼎・鎏金との說も傳えられ、またその銘辭も史上の大事を記しているというので、文録には「此鼎近出、周公事罕見、識者寶之」と記し、陳氏のごときも周公東伐のことを證する重器とみており、唐蘭氏も成王初年の器と定めている。しかしその文は「酓秦酓」のように語をなさぬ句を含み、殊に字迹字形に至つては最も疑うべく、周初の器にこのように平板無氣力な隸體の字を見ず、筆畫みな生彩を缺き、初期金文の字形とは思われない。隹・周・征・夷・豐・戈・公・歸・廟・辰・酓・賞・塱・貝・百朋・障鼎の諸字は一として佳なるものなく、到底眞刻とはみがたいものである。その出土は黨匪の盜掘によるといい、その鼎は金鼎・鎏金といい、拓は僅かに麻朔の一本を存するに過ぎない。凡そ文王・太姒・周公の器と稱するものには僞託甚だ多く、周公の名を存するものでは、上記の小臣單觶・禽毁・禽鼎の三器は一應その生稱を勒したものと考えうるであろうが、他には殆んど採るべきものがなく、概ね僞銘僞器とみてよいものである。ただこの二器は廣くその名の識られているものであり、特に塱方鼎のごときは陳氏も眞刻として斷代に列しているほどのものであるから、一應ここに附記しておく。

二器の僞刻であることは疑問の餘地もないものと思われるが、塱方鼎は、器は眞器であるかも知れない。その器制は類例のないものであるが意匠すぐれ、文様もこの期のものとして特に不審とすべき點もない。影片によるとかなり銹斑もあり、製作もよいように思われる。器眞にして銘の僞なるものは極めて多く、特に鳳翔・寶雞出土と稱するものには、陝中に蘇兄弟のような僞銘の専家のいたところであるから、警戒すべきものが多い。尤も塱方鼎の字迹のごときは、蘇輩の手に出たとも思われない拙作で、仿僞の迹の顯然たるものがある。塱の名は他に殆んど見えず、宋刻に傳える塱盨と周存の塱鬲とがあるのみである。二器とも西周後期以後の器と考えられ、本器とはもとより關係がない。

一二、征　盤

器名　延作周公彝貞松・補　延彝三代　征作周公盤通論

時代　康王通考　昭王麻朔

收藏　George Eumorfopoulos Collection, London

著錄

器影　The Gerge Eumorfopoulos Collection, Catalogue of The Chinese and Corean Bronzes, A. 64　歐米・一五〇　殷周・Pl 一六・B四一　通考・八二九　通論・二五二

銘文　貞松・補・上・二一　三代・六・三七・二　河出・一七二

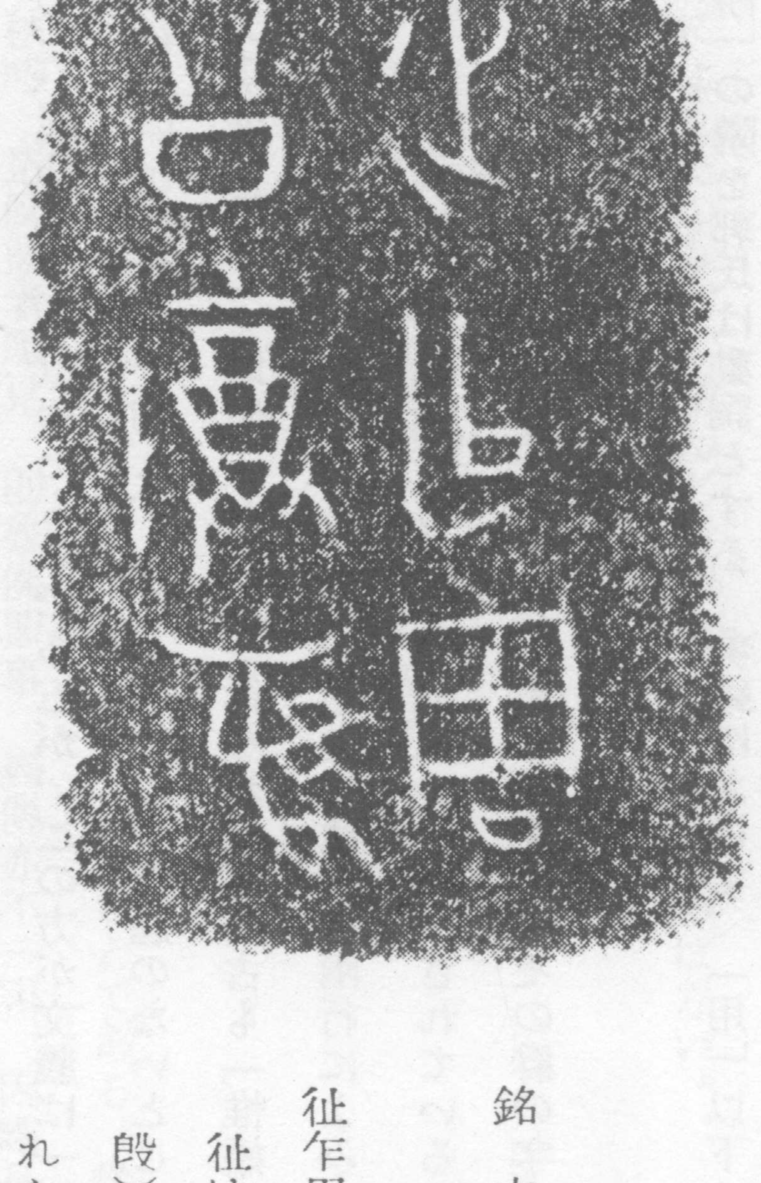
考釋　麻朔・二・一九　通考・四六〇　通論・六六　河出・一七〇

器制　通論にいう。「口徑三五糎、附耳、腹足各飾蟬紋一道」。腹足とも中央部に獸首あり、これを中心に左右に蟬文三を附している。盤に蟬文を用いている例は稀である。



征盤

器文鮮麗、殷代の蟬文を承けたものである。



銘文　二行六字

征乍周公障彝

征は人名。この字は沓嗣土逘𣪘（康侯𣪘）保卣・麥鼎・麥盉等にもみえ、それらの器にあつては、人名と解するか、あるいは虚詞・動詞とするかによつてその解釋が大きく異なるので注目されている字であるが、この器においては人名であること疑ない。征は本器において周公の障彝を作つている。一般に彝器を作るのはその祖考に奉ずるためであるから、征は周公の後と考えられる。しかし征と稱する他の彝器を檢してゆくと、征にはまた殷系と考えられるものがある。すなわち保卣にみえる五侯征はおそらく殷系の氏族で、子征尊・征角・征鼎等はその族の作器であろう。保卣の條參照

本器の征は、麥鼎・麥盉にみえる征と同一人であろうと思われる。その文にいう。

麥鼎　隹十又二月、井侯征事、麥易赤金、用乍鼎、用從井侯征事、用卿多生友

麥盉　井侯光厥史麥、𩰫于麥宮、侯易麥金、乍盉、用從井侯征事、用奔走夙夕、𩰫御吳

本器の征が麥器にみえる征と一人であるか否かは確かめがたいが、井侯征とは周公の胤たる諸侯國中の邢であると思われ、從つて征は周公の子と考えられる。邢は後に宗周にあつて王の左右となつた井公・井白・井叔の家である。本器において征が周公の障彝を作つているのは、その文考の器を作つたのであろう。

訓讀

征、周公の障彝を作る。

參考

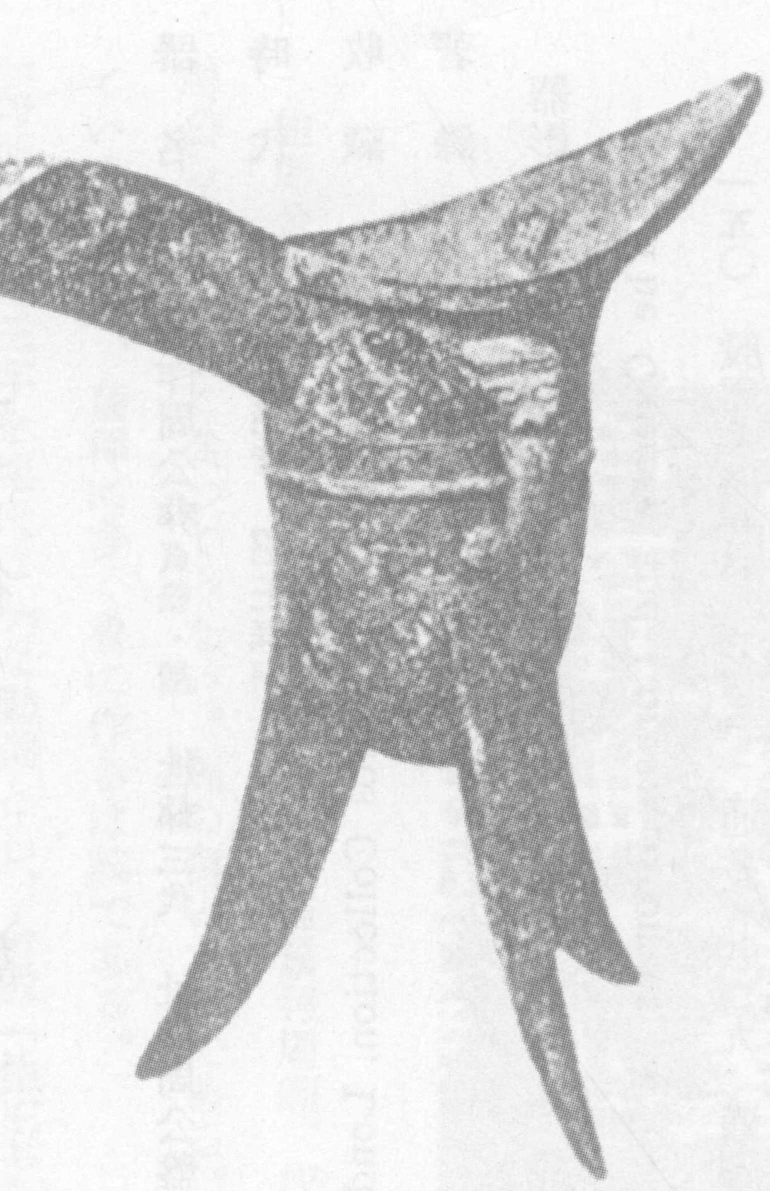
おそらく麥尊において井侯に封ぜられている征が、その先考周公のために作つた器と思われ、從つてその時期は成王の後年と考えてよい。その鮮麗な蟬文にしても、また圏足部が下底に直下していることなど、殷器の形制そのままで、時代の早いことを示している。ただその字は勁直なるもいかにも稚拙の感がある。剔抉のよくない點もあろうが、周の字などはどうみても雅馴の筆致とはいえない。器の精巧なるに比して、字迹がかなり見劣りするようである。そこに、殷代青銅器文化の受容過程における周金文の問題などが、あるいはひそめられているのではないかとも思われる。僞刻というほどのものではないようである。

一二、魯侯爵

器　名　魯侯角攗古　魯侯爵積古

時　代　成王通考・斷代　周初大系

收　藏　「嘉興方蓮卿惟祺藏」攗古　「嘉興郭止亭承勳舊藏」綴遺　「嘉興郭氏舊藏、後歸吳興陸氏」周存



魯侯爵

著　錄

器影　周存・五・一一八　通考・四四二　研究・上・一一三　河出・一七一　通論・一〇〇

銘文　積古・七・二三　從古・一三・四　攗古・二之一・四九　奇觚・一八・八　敬吾・下・五七　周存・五・一一八　研究・上・一一三　大系・二三五　綴遺・二六・二八　小校・六・八

二　三代・一六・四六・六　河出・一八六

考釋　餘論・二・六　韡華・辛・一　研究・上・一一五　大系・一九五　文錄・四・三一　通考・三七八　通論・四四

器　制　通論にいう。「高一八・三糎、無柱、腹飾雷紋一道」。郭氏はその器制を論じて

此角形制、至壯美可愛、以峻險之曲線、與有力之直線相配、淺深大小、脩短厚薄、各得其度、花紋亦不病繁冗、於簡易之中、寓以莊嚴、此在中國青銅器中、當推爲有數之美術品

と激賞している。おそらくどこかで器を實見したのであろう。また陳氏は

魯侯爵、似爵而缺柱、它的花文・銘文、當屬成王

という。無柱のものは殷周期に行なわれ、有蓋の爵が多い。この器もあるいはもと蓋があつたものかも知れない。積古に器を角と稱しているのは銘文中の字を誤り釋したものである。器は無柱であるため、角として扱われていることが多いが、流があつて器制からいえば爵である。

銘　文　二段各二行、一〇字

魯侯乍爵、用障鼏鬯㝃盟

銘文は孫詒讓が「字多奇詭難通」と歎じているように甚だよみにくいものであり、その上二截になつていて、普通によんでは全く文義をえがたいものである。それで積古や攗古などは一應隸釋を施こしてはいるが、たとえば攗古の



魯侯作婚鬯□、用𩰫彝盟

のごときも殆んど文を成さず、他の注家もみなその釋に苦しんでいる。文を二截にしてはじめて文意の疏通を試みたものは孫詒讓である。孫氏はすでに墨經の解釋にその法を用いているが、この銘文に對してもこれを試み、二截にしてよむ訓み方を提示している。餘論にいう。

此銘以意推之、葢當作兩截讀、上之「魯侯作用障」、下之「爵鬯㝃祼盟」、言用以酌鬯以待聘祼與盟之用也

これは文を

魯侯作用障、爵鬯㝃祼盟

とよむのである。この二截とする讀法は銘文の解釋に一の關鍵を與えたものと思われるが、しかし現在でも、河出・通論のように全體を兩行一〇字のままで讀む研究者もある。

孫氏が文を兩截して解したのはたしかに正しい方法であると思われるが、しかし字の配列を以ていえば、下段の三字のみがやや上段と字間をおいて記されているので、郭氏はそこから兩截する訓を試みて

魯侯作爵、用障鼏鬯㝃盟

とよんだ。孫讀を少し改めたものであるが、この方が文義は一層通じ易い。

「魯侯作爵」の四字を一句とすることは、まず問題のないところであろう。第四字は攗古が許瀚の説によつて婚と釋して以來、その解が行なわれ、攗古も「惟婚故用盟耳」と婚のためにこの器が作られたという解釋をとつている。しかし從古は文を兩行によみ、下の鬯字につづけて鬱鬯と解した。やや望文に近い解である。孫氏は字形が動・聞と釋されている字と近いことから、字を爵と釋している。史獸鼎に「鼎一・爵一」の文があり、字形はその爵の字と最も近く、ここは「作爵」、すなわちその器名を記したものと解してよい。

「用障」の障を郭氏は動詞とする。彝銘において、「用」以下はその用うるところをいう例である。郭氏は障の動詞例として令毁の「用障事于皇宗」の句をあげているが、令毁にはまた「障宜于王

妥」の句もあり、小盂鼎には「隮共旅服」という例がある。陳夢家氏は彝銘にみえる隮字は奠にして奠置の義であり、それで器名の上に修飾語として用いるのであるという。すなわち本來動詞的な語とみるのである。この句において隮が動詞の用であることは疑なく、隮事・隮宜・隮旅服の例から推して、器を奠置する義であるとみてよい。

𩰫を積古には簋と誤釋して器名をも簋と稱したのであるが、攈古には彝の異文とし、奇觚は說文㬥の古文と同字とする。これは覽の初文とされているもので、奇觚は文を「用𩰫眔盟」と訓している。しかしこのような竝列の場合には、金文では多く眔の字を用いる例である。從古は字を祼とよみ、攷工記の玉人注に「祼之言灌也、或作淉作果」とあるのによつて、この字は木の果あるに象り、かつ兩旁に水を加えたもので淉と同じ形象であるという。その自に從う所以については、「自讀如鼻、禮郊特牲云、灌用鬯臭、鼻所以司臭也」としている。餘論も同說であるが、ただ自に從う理由については「不知何義」という。吳大澂の說文古籀補にも、この字を祼と釋している。陳侯因資𣪘にもこれと似た字がある。

郭氏は字を莤と釋する。これと形象の似た字が卜文にもあり、王國維はこれを莤と釋している。

說文莤、禮、祭束茅加于祼圭、而灌鬯酒、是爲莤、像神歆之也、从酉草、此象雙手奉束于酒旁、殆莤之初字矣殷契類篇・一四・一九

郭氏はその說により、字を束に酒滴を加えている象とし、鼻に從うことについては「神之歆之」の義であるといい、詩大雅生民「上帝居歆、胡臭亶時」の句を引いている。思うに字が自に從つている

巻一上　一二九〜一三〇

るのは、その儀禮にこのような形象のものを用いたのであろう。莤はまた縮・蕭に作る。みなその聲をとるもので、周禮甸師に「祭祀共蕭茅」とみえているものは、これを縮酒に用いるのである。

鬯字は下截初行の第一字。莤鬯は同一の儀禮であるから、この二字が連文となるところであろう。

咢は積古に庚、從古・綴遺には角と釋する。從古にいう。

說文、角與刀魚相似、爾雅、魚枕謂之丁、盔角形有象魚枕者、故字从魚从丁

また綴遺には

按此乃角之古文、上象其盔、下从丁、與爵銘中擧爵形同意……或疑、此是角下有豐、以承之之形、說亦可通、盔角之爲器、與爵相似、爵前有流、象雀之咮、後象雀之尾、角則前後雙岐、象鹿之角……、鹿角音近、相通也

という。綴遺の解は器を角とみてこの字を器名としたものであるが、鬯角の語は他に例なく、器には流があつて無柱の爵であること明らかである。

郭氏は、公伐邻鐘及び楚公豪鐘にこれと近似の字があり、林・南の二音のある字であるから、ここでは假りて林の音をとり臨の義に用いたものとする。しかし臨は金文にその字があつて特に他字を借用するまでもなく、ここは字形のままで解する方がよいと思われる。餘論に字を咢の異文とし聘の義とする。孫氏は上截を「魯侯作」の三字とし、從つて咢と祼とをつづけた結果語義がえられぬこととなつたが、もし聘盟の二字を連文とすれば、一應文義は通ずるのである。字形上なお問題はあるけれども、いま孫釋により聘と釋しておく。

以上のようにしてえた結果は、吳闓生の文錄に釋するところと殆んど同じ。ただ吳氏は郭讀により兩截によんだのみで、殆んど考釋を加えるところはない。

訓讀

魯侯、爵を作る。用て莤鬯・聘盟に隮す。

參考

聘盟のために器を作るということは、例の少いことである。從古に、

春秋時、諸侯盟者屢見、卽魯侯盟事、經傳亦不一書、因斷是器爲盟事而作

という。これは器を春秋期のものと解してのことであるが、器の形制・銘文は極めて古く、郭氏もその期を「殆在周初」とし、容庚氏も器を成王期に屬している。綴遺には魯侯鴞尊との字迹の一致よりして、兩器を同時の作器であるとしている。明公𣪘の字迹もこれと極めて近いものがあり、ほぼ成康期のものと考えて差支えない。

魯侯鴞尊は、その銘文が大亞字形中に記されており、大祝禽鼎・禽𣪘・明公𣪘など、その銘文は何れも特殊な儀禮の執行に關している。いまこの器銘にも莤鬯・聘盟のことをいう。魯侯關係の器銘は、みな共通した一の特質というべきものをもち、大祝の名號をもつ禽の家系が、周において獨自の傳統を有するものであつたことが知られるのである。

巻一上　一三一



一三、明公毁

器名　魯侯彝西淸　明公尊貞松　魯侯尊韡華

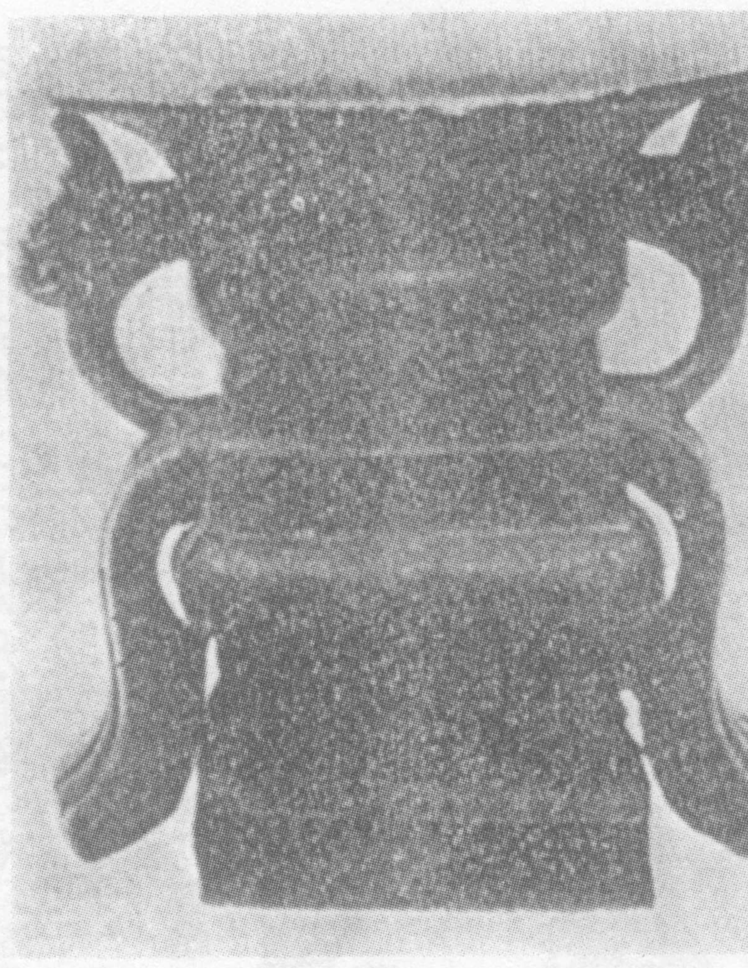
時代　成王大系・斷代　昭王韡華・文錄・厤朔・唐蘭

收藏　「吳縣潘氏攀古樓藏器」通考　「淸宮舊藏、後爲潘祖蔭所藏」斷代

著錄　器影　西淸・一三・八　大系・五七　通考・三〇一　通論・五三

銘文　周存・五・八　貞松・七・一七　研究・上・四三　大系・四　小校・五・三五　三代・六・四九・二　河出・一八七

考釋　韡華・戊上・六　大系・一〇　文錄・二・一五　文選・下二・九　厤朔・二・一五　通考・三四四　斷代・二・六九　通論・三六



明公毁

器制　通論にいう。

　高二三・四糎、兩耳作獸首形、下有方座、兩旁有帶、下垂如翼

その形制は頗る奇異。四耳方座の父癸毁通考・二五五、あるいは四耳がそのまま四足となつている圓渦文四足毁通考・二五六、又・三〇三のごときものと通ずるところがある。素文。侈口著しく、兩耳の犧首は口緣の下に入りこんでいる。圈足部は高く大きく、方座も圈足の下にはまりこむような形で稀にみる器制であるが、疑うべきところが甚だ多く、到底眞器とは信じがたい。また銘文は必らずしも僞刻ではないかも知れぬが、もし眞刻とすれば、あるいはその殘片によつて補修し、器の原形を失なつたものであろう。

銘文　四行二二字

唯王令明公、遣三族伐東或、才□

明公は令彝に「王令周公子明保」・「明公朝至亏成周」・「明公用牲亏京宮」・「明公歸自王」・「作冊令對揚明公尹厥休」などと見えている明公で周公の子。このとき王命によつて東伐のことに當つたのであるが、「遣三族伐東或」とあるから明公自ら東國に赴いたものとは思われない。遣とは人を派する意で、もし明公自ら三族を率えて征途につくならば、「以三族」というべきところである。三族とは明公の三族であろう。周初の封建事情をみると、周公の胤は文・武の昭穆と並んでその多數が封地に就いており、その家は相當の大族であつたらしい。族人は氏族軍の主力を構成し、班毁



には「以乃族從父征」、また毛公鼎にも「以乃族、干吾王身」のような例がある。この東國征伐を、韡華には宗周鐘にみえる南夷東夷征伐に關するとし、郭氏は令毁にみえる伐楚の役とし、陳氏は班毁にいう東國征伐に當るとする。令毁には成王・王姜の親征を記しており、また班毁において毛公の軍に從つたものは「邦冢君・土駿・域人」と記されていて、何れにも明公の三族が與かつたとはされていない。この器銘にみえる東伐は、一應兩器にいう東征ときりはなして考えるべきであろう。またこの文を宗周鐘と同時のことというのは、時期を下し過ぎるようである。句末の一字は卜文にもみえるものであるが、字は識りがたい。吳闓生・郭氏はこれを粊の本字とし、この役を書の粊誓にいうところと結合して考えようとしている。郭氏の說にいう。

　史記魯世家、伯禽卽位之後、有管蔡等反也、淮夷徐戎、亦並興反、於是伯禽率師、伐之於肸、作肸誓、集解引徐廣云、一作鮮、一作獮、又引尚書作粊、孔安國云、魯東郊之地名、今本尚書作費、乃衞包所改也、本銘……□卽肸粊等之本字也、徐廣以爲一作獮者、爲近實、肸粊鮮、均叚借字

粊誓は、伯禽入魯のときに徐夷等並び興つてその東郊を擾し、伯禽がこれを討伐しようとして發した誥命とされているものであるが、史記にはこの役を三監の叛に先立つてこれを啓いたものとみており、郭氏は器をその際のものとするのである。思うにそのときには周公なお世に在り、もし周公の族に事を命ずるならば、文はまさに「王令周公」というべく、その子明公に命ずべきではない。明公が周公の子であることは令彝に記すところによつて明らかである。いま事を明公に命じていることを以ていえば、本器を三監の叛以前とされる粊誓の文と結合する郭氏の說は、時期を誤るものというべきである。

通論・斷代は字を缺釋のままにしている。斷代も魯世家の文を引いて器銘との比較を試みているが、器銘にいうところは粊誓の役ではなく、その後の徐戎討伐を指すもので、班毁にいうところと同時のことであるという。魯世家の「二年而畢定」という文を、班毁の「三年靜東國」の語に充てているのである。しかしさきにも述べたように、班毁は毛公を總帥として東國瘨戎を討つ役を記すもの

で、その作戦は必らずしも魯にまで及んだものではない。毛公は虢城公に命ぜられて主として潁水の城において作戦したものと思われる。班𣪘の條參照。

魯侯又囚工

魯侯を大系には伯禽にして上文の明公その人であり、魯侯・明公は一人であるという。

魯侯卽明公、此器言伐東國在□、旣與尙書史記合、而據令彝、又知明公爲周公子、則明公卽魯侯伯禽、無可疑也

令彝によると、周公沒後にその家をついだものは明保・明公といわれる人で、周公在世のとき魯侯に封ぜられた伯禽とその人とが同一人であるとは考えがたい。この器においても上文に明公といい、ここに魯侯という。それで文錄には

說者謂、上言明公、下言魯侯、是明公卽魯侯矣、吾謂、觀此益知明公與魯侯非一人也、此魯侯亦非伯禽、當是伯禽後人耳

といい、明公と魯侯とを別人とするのみならず、魯侯はまた伯禽その人でなく、伯禽の後人であるという。

斷代には明公・魯侯を別人とするも、魯侯を伯禽とみている。

他和周公長子伯禽、不是一人、伯禽曾爲大祝之官、後封於魯、稱魯侯或魯公

もし吳闓生のいうように、この魯侯が伯禽の後であるならば、伯禽の卒は康王十六年史記世家・漢書律曆志であるから、器はそれよりも後のものとなる。吳氏は令彝の時期を文中の康宮の名によって

昭王期に下し、この器をもそれと同期と考えて「此亦明公彝之一證」といい、本器をもその時期に屬している。近時唐蘭氏の「西周銅器斷代中的康宮問題」も、この說と全く同じ。しかし令彝が成王期のものであることは殆んど疑がなく、明公は周公の成周における宗を嗣ぎ、魯侯は魯に受封したものであろう。從つて兩者はもとより一人ではなく、またこの魯侯は時期からみて伯禽と考えてよい。唐氏は伯禽のとき魯侯の稱はなかつたとしているが、魯侯爵、魯侯鴞卣などは、昭王期以後にあるべきものとは思われない。

囚工は難解な語で、郭氏の他に殆んどこれを說くものがない。韡華に百工と釋し「魯侯有百工、言魯侯有百工之事、所以助明公之伐東國者」というも字は百とはみがたく、またその意味ならば「有百工」という表現は適當でない。郭氏はこれを猷工の義であるという。

囚字卜辭習見、每于辭末、繫以亡囚二字、與亡尤同例、余釋爲繇之初文、乃象卜骨呈兆之形、此當讀爲謀猷之猷、工讀爲功、工功攻古本一字

金文において、工は多く戎事に用いる。班𣪘「廣成厥工」、沈子𣪘「告刺成工」、あるいは虢季子白盤「不顯子白、𡚶武于戎工」、不嬰𣪘「不嬰、女小子、肈誨于戎工」などみなその例である。字はまた叔夷鐘に「女肈敏于戎攻」に作る。從つて囚工とは戎事に關する儀禮であろう。禽𣪘に「王伐楚侯、周公某、禽祝、禽又𠬝祝」と記されており、本器の「魯侯又囚工」も「禽又𠬝祝」と相似た行爲であろう。囚は猷の假借とするよりも、囚の初義のまま繇の義に解してよいと思われる。魯侯には別に大祝禽鼎あり、「大祝禽鼎」と銘している。「成王𨻰」の例を以ていえば、その自作の器である。大保卣の項參照。また魯侯鴞卣というものあり、その銘文は亞字形中に「魯侯乍姜享彝」の六字を入れている。亞字形は殷代において宗教儀禮を掌る神聖な職掌を示すもので、魯侯が大祝と稱し、亞字形款識を用いているという事實は、この銘文を理解する上に參考とすべきである。禽𣪘に、「周公某、禽祝」というのは、周公父子がともにそういう儀禮を掌る地位にあつたことを示し、「𠬝祝」とは敨を毆つて祝禱する儀禮をいう。敵を震驚せしめる呪的行爲であろう。それで本器の囚工のごときも單に猷功と解しては十分にその本義をえたとしがたく、禽𣪘と合せてその意を知るべきである。

作器の由來はこの一句に繫つている。魯侯の功をいつて作器の理由とする以上、作器者は魯侯と解されるので、西淸には器を魯侯彝と稱し、魯侯の器とみている。しかし「魯侯又囚工」の句は、上文に明公の受命を述べているので、いわば第三者的な記述のようにも解され、貞松以下はみな明公を器名に冠している。いま銘文に卽していえば、「唯王命明公、遣三族、伐東國」とあつて、實際に征行に從つたものは明公の三族であり、明公が自ら東征しているのではない。魯侯はおそらく周公子輩中の長兄であろうが、この三族の軍旅を助け、特に祝禱して戰捷を豫祝したのであろう。そしてその成功により、この器を作つたものと思われる。もし作器者が明公であるならば、「用乍」の語の上に改めてその名を出すべきであり、また三族を作器者ともしがたいので、ここは當然魯侯が作器者でなければならぬ。禽𣪘に禽に𠬝祝のことがあつて器を作るというのと同じ。

用乍旅彝

旅器については從來諸說あり、內藤戊申氏が「金文札記」一甲骨學四・五號にその整理を試みている。阮元は「言用以臚列主車之器也」積古・一・三四と行旅・旅陳の二義を合せて解し、龔自珍は「旅與出師載主、卿行旅從、皆無涉、古器凡言旅者、皆祭器」筠淸・一・二引とし祭器を以て解する。郭氏も旅祭の義を以て說いているが、その說は旅器の一般を說明しえない。旅器はその數甚だ多く、明らかに征行遠遊のときに用いるものあり、また旅宗彝、旅宗𨻰彝のように廟器であることを示したものもある。旅は本來行旅の旅で本廟以外のところをいう。征役などのときには宗主・社主を奉じてゆき、祭祀のため宗主を遷すことも行なわれている。周初には周の宮廟は成周にも葊京にもあり、また他に多く㡴と稱する行宮があつた。また地方の諸族にも旅宮・旅宗をもつものがあり、その祭器を旅彝という。なお旅器については別に述べるが、一應のことは盠尊の項參照。

訓讀

これ王、明公に命じ、三族を遣はして東國を伐たしむ。□に在り。魯侯に囚工あり。用て旅彝を作る。

參考

この器を郭氏は禾簋と同時の器とし、斷代も伯禽受封のとき淮夷を戡定した際のものという。多少

の前後があるとするも、要するに三監の叛前後の器とする考えで、何れも禽毁の前にこの器を列している。しかし禽毁は王が楚を親征し、周公・伯禽もこれに従つており、禽はなお魯侯を稱していない。本器は周公沒後のものであり、伯禽も魯侯を稱しており、禽毁より後の器であること明白である。魯侯といえば直ちに三監や柴誓に結合して考えるのは、金文を新出の史料として扱う態度ではない。淮夷徐戎など東方の諸族は、西周期を通じて叛服常なく、殊に周初には頻繁に周の討伐を受けており、成康期彝器の大半は東征南征に關するものである。周初の東方經略は相當の長期にわたり、しかもその間に少なからぬ紆餘曲折のあつたことであるから、周初東征の器銘を直ちに一二の史傳に牽合して考えるのは、最も危險な方法であるといわなければならぬ。器制甚だ奇異にして疑うべく、字迹も佳品とはしがたいが、字風は小臣單觶・鬮卣に近いものがある。明公は令彝においてはじめて舍命のことを行なつているのであるから、本器の銘文は令彝より稍しく時期の下るものであろう。伯禽の魯侯在位中のこととすれば成王期の後半より康初の間におくべきものと考えられる。器名は銘文解釋上よりすれば魯侯毁というべきであろうが、明公毁の名を以て著聞しているものであるから、いま舊稱による。

一四、康侯毁

器名　康侯鄙毁小記　渣司土逘簋通考　檀司徒逘毁貝塚　渣司徒疑簋赤塚

時代　武王通考・貝塚・赤塚　成王新證・小記・零釋・積微居・斷代・唐蘭

出土　「傳一九三一年、與一群康侯及逘的銅器、出土於河南北部、出土之地有三種說法、一以爲出衞輝府、卽今汲縣、一以爲出濬縣、一以爲出輝縣固圍村、此三地、都在衞地範圍」斷代

器の出土事情は斷代にいうように明らかでない。器はおそらく濬縣辛村の出土のものと思われるが、その墓群は、郭寶鈞氏の「濬縣辛村古殘墓之淸理」田野考古報告第一册、民二五・八　によると、前後二次にわたる盜掘を受けている。すなわち一は、埋葬後久しからざる時期に、墓の北部を穿つて副葬禮器の精華を奪い去つたものであるが、一は郭氏らの調査數年前から公然と行なわれていた盜掘である。郭氏の報告にいう。

後期盜掘、在距今數年以前、先是辛村人劉金華、串通估商、於村東掘一墓得鼎彝、售價甚昂、鄕人涎其利、群起效尤、盜掘之風復啓、民國二十年春、此風益熾、環辛村數十里、無村無之、皆相約成夥、每夥十餘人、集資金合工、計工分值、而以餘利十分之三餌地主、盜夥之多、嘗近千人、如集市然、其盜法異於前期、先掘地爲長方井、深達棺底、遇殊土、卽橫鑿隧道、四分出岐、隧與隧間、留小牆或短柱、以支持欲墜之土、盜者乃躋隧道中、恣意挖取、至盡取所能取之物而後已、故墓經前期盜掘者、或可少有殘留、墓經後期盜掘者、多竭澤而漁、十不存一矣

そしてこれらの盜品は、估人の手を經て殆んど盡く海外に售られ、四方に散じていつた。

時平津估客、麕集此地、遇有珍異、卽重價購得、輾轉流於海外、國人弗之問也、大利所在、趨之者衆、地方官紳、爭欲染指、分賄不均、乃釀械鬪、殆河南省政府聞而査禁、撤懲縣長、通緝匪首、盜掘之風始熄

盜掘の熄んだときは、重器の殆んど失われた後で、この墓群からどれだけの彝器が搬出されたか不明である。郭氏の調査のとき著錄されたもの十器、濬縣出土と傳えられるもの七器、貝塚氏が濬縣出土と推定するもの九器、合せて二十六器であるが、陳夢家氏は康侯・逘關係の器のみを聚成して二十一器をえており、他にもなおこの墓群出土のものがあろうと思われる。本器もおそらくこのときの盜掘によつて出土したものであろう。

收藏　「今藏英國馬爾孔氏（Major General Sir Neill Malcolm）」海外

著錄　通考・二五九　海外・一・二〇　貝塚・一八〇　斷代・一・三〜五

器影　The Chinese Exhibition. Catalogue of the International Exhibition of Chinese Art. London, 1936. No. 260A. Pl. 7.
G. Creel, The Birth of China. London, 1936. Pl. XI. p. 250.



康侯毁

銘文　歷研・一九五四・二・一二六　斷代・一・六　河出・一六四　錄遺・一五七

考釋　通考・四一，三三七　零釋・一　積微居・二四四　斷代・一・一六一　赤塚・一・六二
于省吾　尊古齋所見吉金圖序 民・二五・一　又見易經新證・三・三　孫海波　周金地名小記 禹貢半月刊七・六七・上　P. Yetts, An Early Chou Bronze. Burlington Magazine. 1937. pp. 147〜177.　小川（貝塚）茂樹　新出檀伯達器考 東方學報京都第八册 昭一二・一〇　陳夢家　周公旦父子考 金陵學報第十卷第一・二期合刊 民二九・五

器制　陳夢家氏いう。

器高二四糎、器的腹上緣和圈足、是以夔花和旋渦相間而成的花文、腹部是平行的直鑿文、兩耳作獸首形、顯明的是商和周初的形式 周公旦父子考、零釋引　高二四糎、徑四一糎、體作直鑿文、緣部足部係螺旋文及四個半月形所合成之花文、相間而成、耳作牛首形、有銘不詳、第二期上海外

此段的形制和花文（圓渦文・直盤文）、與傳世安陽出土的大理石段（安陽遺寶・六三）相似、可證此段上承殷制、但此段耳上聳立的獸角、却是西周初期的特色、亦見於大保段（脅古・二・七）和商周二五一、二四九、二五四等段、大保段是成王時器、商周二四九、二五四都是四耳段、商周二五四又是帶方座的、皆是武成之間的形式、商周二四九、出土於鳳翔一帶、由此可知成王之時、一方純承了殷末銅器的典型、一方面已經開創了它自己的特色斷代

器制・花文において、陳氏の指摘するように殷制を承けているところが殊に顯著であり、その出土地と合せて、周初の彝器文化を考える場合、興味の深いものがある

銘文　四行二四字

王朿伐商邑

于省吾・Y氏及び通考・積微居等は第二字を來と釋し、「王來伐商邑」とよむ。貝塚・赤塚兩氏はその字形が一般の來の字形と異なることに注意しながらも、朿とはまた異字であるとして來の異文とし、于氏らと同釋である。來伐という語は卜辭に「王來伐夷方」のような語法が習見し、また金文にも旅鼎に「隹公大保來伐反夷年」とあつて、用語としては自然であるけれども、朿の字形になお問題が殘されている。積微居には、これと同字のみえる作册大方鼎を證として、やはり來の異文であるという。

作册大鼎云、公朿鑄武王成王異鼎、近日金文家皆釋朿爲朿、余往跋其器銘、據文義謂當釋爲來、

而苦無明證、今此銘王來伐商邑、來字作朿、與作册大鼎同、可以證余前此之假說爲確實可憑矣

以上は何れも第二字をそのまま來と釋するか、あるいは字形は朿なるも來の異文と解するものである。ひとり孫海波氏は字は朿にして勅の初文とするも、秦公段にみえる勅字と字形通ずるところなく、文義においてもまた疏通をえがたい。

陳氏はその字形が來の異文としがたいところよりして、朿は刺の初文なるべしとし、刺伐の二字連文の動詞であるという。



康侯段

朿伐兩字是一動詞組、朿卽刺、刺和伐同義、楽記注云、一擊一刺曰伐、詩皇矣箋云、伐謂擊刺之、牧誓傳云、伐謂擊刺、由此可知刺伐商邑、卽攻擊商邑

もし朿が來の異文に非ずして字のままによむべきものとすれば、陳氏の釋が最も原文の字形に忠實な解というべきである。

朿が用いられているのは、楊樹達氏の指摘するように本器と作册大方鼎のみである。いまその字を來の諸文と比較するに、その中畫の旁出する形が來字とは異なつている。來字の從う諸文、たとえば麥字においても、中畫の兩旁は山形に屈折して描かれており、朿字のように横直にして先端が垂れる形とは異なり、兩者同字としがたいものがある。朿形に從う字に賓があり、その文例に次のごときものがある。

小臣𠭯鼎　王昜小臣𠭯𣶃賓五年、𠭯用乍享大子乙家祀障　𠔁父乙

也　段　休沈子肇田、戰𤞞賓賓

兮甲盤　王命甲、政嗣成周四方賓、……淮夷舊我賓晦人、毋敢不出其賓其賓

秦公段　不顯皇且、受天命、鼏宅禹賓

晋姜鼎　嘉遺我、易鹵賓千兩

賓はおそらく責の初文で、貯積・禹蹟の語からその本來の聲義を推すことができる。也段にみえる字形は最も本器の字形に近い。從つてこの字を來と釋し、あるいは來の異文とするよりは、朿として解釋する方が字形に合する。

朿伐という語例は他に所見がないが、字形がすでに朿である以上、刺あるいは責の義であることは疑ない。伐字と連文の動詞を爲すものには、金文において隣伐・敦伐・戡伐・敢伐・搏伐・廣伐・宕伐・內伐・各伐などの語があり、これらのうちには必らずしも他に語例を求めがたいものもあつて、朿伐の語例が他にないとしても特に異例とはしがたいのである。ゆえにいま朿伐という連文の動詞とする。作册大方鼎の「公朿」については、筆者は一應これを「公奭」と解する説を采つている。朿と來とは別字で、兩者を區別すべきであると考えるのである。

商邑の名は書の酒誥・立政、詩の殷武等にみえるが、陳氏は器銘にいう商邑とは朝歌のことであるという。紂が晩年に朝歌に遷つたとする説は帝王本紀その他の書にもみえ、陳氏はその文獻を列記している。卜辭には大邑商・中商・商・丘商など商名の諸邑がみえ、この器銘にいう商邑がその何れをいうのかは明らかでないが、殷商の都した地あるいはその聖地のあるところはみな商の名を以てよばれており、また商邑は商邦と同義語に用いられていることもあつて、必らずしも朝歌の一地に限つて考える必要はない。陳氏はこの器を成王期における武庚討伐の役をいうものとみており、從つて商邑とは武庚の居邑たる朝歌の地と定めたのであるが、今古兩竹書紀年にいうところによると、紂はなお武丁以來の殷都に都していたとされている。尤も諸書の記載を検すると、汲・淇・安陽をそれぞれ舊朝歌とする説があり、文獻の上ではその何れとも定めがたい。書の例によると、商邑とは多く商都をいう。安陽小屯からは紂王晩年の東夷遠征の卜辭が出現しており、殷都は武丁以來、この地より遠くに遷ることはなかつたようである。

「王朿伐商邑」とは、おそらく陳説のように「王刺伐商邑」の意であろう。武王克殷の後、周の大一統が成つて、殷には武庚が封ぜられその遺緒を嗣いだが、大邦殷の餘威はなお盛んなるものがあり、周書五誥には多く殷民の撫恤に特に戒愼すべきことが述べられている。思うに殷宗の滅んだ後にも周の新しい支配に抵抗する勢力はなお盛んであつて、東土諸族の蠢動はやまず、この器銘にいう王征も、その不廷を伐つためであつたとみられる。從つていわゆる克殷の役ではない。

征令康侯、啚于衞

征は保卣にみえている。諸家は概ね誕の初文にして虚詞と解する。それで陳氏ははじめその字釋をとり、誕の音旦よりしてこれを周公旦の名と解した。周公旦父子考しかし斷代ではその説を棄てて、この句を「乃命康侯於衞、命圖爲侯」と訓釋しているから、虚詞説をとつていることが知られる。征は一般に誕と釋し虚詞とする解が用いられているのであるが、貝塚氏はその形・聲の當らぬことを論じ、字を説文の辵字に充て、その義は儀禮公食大夫禮「不拾級而下曰辵」の辵にして敬趣・速歩の意であり、征命と來伐は語法同じく、「王が衞に行つたこと、衞で康侯鄙に策命したこと、二つの事柄を示す二つの文章が複合されてゐると考へられる」とする。これによると、商邑克滅の後に衞康叔の封册が行われ、「征令」とは王が衞地に赴いて册命の禮をあげた意となる。この解は、令を封侯、鄙を康侯の名と定めてはじめて成立しうるものであるが、それにしても封侯のことをいうのに一言も受命者の事功にふれず、「王朿伐商邑」の句を承けて直ちに册命に及ぶという例はない。「王朿伐商邑」とはまずその征役のことをいう。以下の器銘に記すところはその征役に關して

康侯に命ぜられた、作戰上の任務をいうと解すべきである。

赤塚氏は令の主語を征であると解する。征には君側の侍者の義あり、この場合侍御の小臣たる征すなわち侍が、君命を傳えたとするのである。征に侍の義あることは楊樹達氏に詳論があるが、赤塚氏は征を官名の侍とみたのである。しかし王命を出内することは顯職のもののなすところであり、おそらくは王の叔父たる康叔に對して、侍御の小臣をして事を命じさせるということは考えがたい。赤塚氏は保卣の「征兄六品」を同じ文例としてあげているが、これも侍臣としては適當でなく、むしろ人名と解すべきところである。河出の釋には人名として扱つてある。

征は金文にその人名がみえており、征盤においては周公の器を作つている。麥氏の諸器に井侯征としてみえるものは、おそらくその人であろう。邢は周公の胤たる諸侯國の一であるから、井侯征は周公の子であろう。征を人名と解する場合には、この器において康侯に事を命じているものは、周王の單なる侍者ではなく、王室の一人である征と考えるべきである。征には別に東方系の氏族と思われるものがあり、保卣にみえている。その征については、保卣の條に述べる。しかし器銘の征を、周公の子である征、あるいは保卣にみえる殷の貴戚であつた征と解することは何れも困難である。康侯は周公の弟であり、康誥に「小子封」とみえる人であると考えられるが、この器の時期に、周公の子征が征戰に従い、王命を出納して康侯にことを命ずる立場にあつたとはしがたいからである。殷系の征はもとより論外である。

征は徣と聲義の近い語であろう。やや時期の下るものであるが、𣪕毁に「𣪕徣公、公易𣪕宗彝一肆」とあり、徣は之往とも出とも侍とも解され、呂方鼎の「呂征于大室」と語義が近い。虚詞としての誕に征を充てるのは疑問である。それで本銘の征も、之往あるいは出命の義とするのが最も無難であろう。命は勿論啚を作ることを命じたので、封建の意味ではない。征，徣兩字の聲義には通ずるところがあると考えられるので、いま「命を出だす」意に解しておく。

「康侯」以下の五字については、啚を康侯の名とする説と、衞にかかる動詞とする説とに分れ、最も議論のあるところである。

「康侯啚」を人名とするものに早く孫海波の説があり、ついで貝塚・陳夢家・容庚・周法高の諸氏もみな同説である。概ね經文にみえる康侯封、金文にみえる康侯丯を以てこれに充てるが、貝塚氏は康侯に鄙と封と二代あり、この器文にみえるものは衞の始封たる康侯鄙であろうとする假説を提出し、器は武王期に屬するという。氏はこれをあくまでも一の假説として提示されているのであるが、氏はまた、中國の古代には名字の對待があるのみならず、父子の名にも對待ありとして、鄙・邦を父子對待の名義とするのである。しかしこの説はもとより文獻に徵すべき證もなく、また尙書康誥は明らかに康侯に對する封册の誥命であるが嗣服のことをいわず、その説を以てしては康誥の文を解しがたい。

康侯には後に述べるように別に康侯丯鼎と稱するものがあり、「康侯丯作寶𨽍」と銘している。陳・容・周の諸家はこれを以て康誥の「小子封」に充て、合せて本器の「康侯啚」をも同一人とし、あるいは名號の異なる例とし、あるいは名字の對待を以て説いている。鄙・封を父子二代とするよ

りは遙かに情理に近く、かつ康侯丯と康侯封の一人であることはまず疑のないところと思われるが、本器の「康侯啚」を人名とするときは、下文の「眔啚」の解に窮し、文義の疏通をうることができない。

啚を康侯の名とみず動詞と解するものに于・Yの二氏及び赤塚氏の説がある。于氏は圖、他の二家は鄙と釋する。于説にいう。

> 皃北江先生讀、啚卽古圖字、圖謀議也、眔及也、者嗣土遝及圖、言與其謀也 跋古齋序
>
> 言命康侯圖于衞也 新證

すなわち于氏は啚を圖にして謀議と解するが、金文にその例をみない。

Y氏は字を鄙にして動詞とする。鄙を作らせる意に解したものであろう。積微居には廣雅釋詁の「鄙國也」を引き、封侯の義とする。しかし封侯のときには宜侯矢毁「命侯于宜」、麥尊「侯于井」のようにいう例であり、「征令康侯啚于衞」というのは文例に合しない。

赤塚氏は啚を麥實を收藏する形象の字と解し、卜辭にみえる南鄙田・西鄙田のように邑外の耕作地を鄙というのはそれよりの轉義、都鄙の鄙はまたその轉義にして字は亩の音でよむべく、易の東隣・西隣は啚と同原の語であるという。そしてこの文においては糧食の徵發の義とするのである。思うに啚字は口と亩とに從う。口は邑・國の從うところで人の聚居する地、その區劃を示し、亩は倉稟の象にして積禾の意である。すなわち詩の大雅公劉「廼積廼倉」の義に當る。これと同例の文が夢郼草堂吉金圖上・一〇にみえ、赤塚氏もすでにその文を引いている。いう。

王令雝曰、畐于之爲宮、雝白乍寶隮彝

第二句の之はおそらく地名で、「畐于衞」というに同じ。文の「畐于之」と「爲宮」とは各々別事であろう。宮に鄙を作ることは普通には考えがたいので、この文は、鄙を作りその藏儲を以て宮を爲らせたことをいうものと解される。しからば畐とは單に聚稼の意ではなく、たとえば屯倉の設置というようなかなり長期的な行爲である。もとより本器では既存の農耕地を接收して軍の補給基地たらしめたと考えてもよい。貝塚氏は畐を動詞と解してよむ諸説を、「文義上全く問題にならない謬説」として一蹴し、康侯鄙を康侯封の先代とする説を立てが、雝伯鼎の例もあることであり、また下文の「眔畐」の語を合せ考える必要もある。いまは「畐于衞」を「畐于之」と同例とし、畐を鄙にして屯倉的な補給基地の設營の意としておく。すなわちこの句の意は、康侯に命を發して、衞地に鄙を作らせ、今次作戰の兵站に當らせたことをいう。

湝嗣土逘眔畐

第一字を于・孫二氏は者と釋するも字形稍しく異なる。またY氏は沬と釋し、妹邦の妹の初文とするが、これも字形に合わない。陳氏は湝と釋し、字は沬・沐にして妹土・妹邦の妹に當るとする説である。その説にいう。

此器之湝、从水昧聲、應釋作沬或沐、卜辭地名之未或作木、所以沐卽沬、說文、沬洒面也、沐濯髮也、義既相近、聲亦相同、地名之沬、或作妹、所以沬司土卽妹司土、酒誥曰、妹土嗣、爾股肱、很可能是妹司土、爾股肱之誤、同出土有沐白逘諸器、則逘又爲妹地之伯、其人爲文王之子、餘無

可考

この説は湝を沬・妹の字に充てるためにいくらか曲説したところがあり、湝を昧聲とするなど字説に無理がある。

赤塚氏の引く加藤常賢氏の説によると、字を湁と釋し、器銘の字はその旁點を略したものだという。そして者の上半は燎木の象、下の曰字は箕形を示し、木を箕中に儲える象で、湁と釋してよいという考えである。しかし曰はもとより箕形ではなく載書の形である。赤塚氏は加藤説に多少變改を加え、者の上半を黍、下部をその藏する器とみているが、いま比定すべき字がないという。

以上は字を者・渚・湝と釋し、あるいは沬・妹に充て地名とするものであるが、何れも史傳にその人を求める方法をとつていない。陳氏はその人を「文王之子」としながらも、その人は不明であるとしている。この「湝嗣土逘」を、史傳中にその人を求めて說くものに、貝塚・周二氏がある。

貝塚氏は「湝嗣土逘」を「檀司徒達」すなわち「檀伯達」その人に外ならずとして器名をも「檀伯達毁」と稱し、その論證に長大の文を費やしている。その要は湝字の曰形を丹とよみ、その字は潼・檀と同じく檀伯の檀の初文であるとする。また旲は人が手に杖をもち凝然として立つ象であるが、氏はその字を說文の撻字條に「罰不敬、撻其背」という撻に當るとし、「大口を開き大聲を發し叱責し杖を以て打たんとする形狀に適合する」という。旲は疑・凝の從うところであるから、打杖叱撻の形ではないが、氏はこれによつて「湝司土逘」を「檀司土達」と解し、檀伯の所封を詳論している。しかしすでにその字釋に問題がある以上、「封於河」左傳成十一年「封於河內」同・杜注

といわれる檀伯の封地が、かりに貝塚氏の說のように頓丘潼淵の地であるとしても、器を檀伯の作器と定めることはできない。

周法高氏は器銘の「湝嗣土逘」を康叔の弟である冉季載に充てて說いている。武王の同母兄弟は、伯邑考より康叔封・冉季載に至るまですべて十人であるが、周氏は古音の關係よりして湝逘は冉載であるとする。

史記管蔡世家、次曰冉季載、正義、冉一作枏、音奴甘反、或作邮、音同、枏國名也、季載人名也、以季載最少、故言季載、冉和甘古音同隸談部、說文耳部、聃、耳曼也、从耳枏聲、耼、聃或从甘、可見枏聲和甘聲通用、那麼湝和邮古音相通、載和疑古音同隸之部、說文疑從子得聲、子和載同隸齒頭音的精組、那麼載和疑古音也相通、我們可以說湝嗣土逘就是冉季載、他是康侯的兄弟、所以他們兄弟倆共同爲他們的父親文王作祭器

陳氏にしても周氏にしても、銘文の「湝嗣土逘眔畐」によつて康侯と湝嗣土逘とを兄弟として解しようとし、陳氏はその人をえず、周氏は音韻を以て冉載と一人であることを論じた。しかし「逘眔畐」とは二名を並記したものでなく、これを兄弟行の中に求めようとするのはその前提を誤つたものである。また貝塚氏が「湝嗣土逘」を周の八士の一である伯達にして南宮伯達・檀伯達としたのも、作器者が諸侯たる身分のものであるとみたからである。それでそもそも嗣土なる身分のもの、特に「某地の嗣土」と稱せられるものが、文の昭たり、あるいは周初の功臣八士の列に入りうるものかどうかを検してみなくてはならぬ。

周氏はすでに「湝嗣土逘」を以て冉季載に充てたが、冉季の職事はまさに嗣土であつたとして、左傳定公四年、康叔授封の文を引いている。左傳にいう。

取於相土之東都、以會王之東蒐、聃季授土、陶叔授民、命以康誥、而封於殷虛

周氏はこの授土を以て嗣土の職事であるとするのである。しかるに左傳の下文にはまた「周公爲太宰、康叔爲司寇、聃季爲司空」とあり、史記管蔡世家のいうところもこれと同じであるから、左傳にいう「授土」を以て直ちに嗣土の官に充てることはできない。積微居には左傳の「授民」を以て司徒の官に當ると考え、「此湝司土逘、豈傳文之陶叔歟」と陶叔を以て湝司土逘に擬している。何れも相似た着想であるが、事實に合わない。嗣土の職は、金文では概ね共懿期以後の器にみえている。

免簠　王才周、令免乍嗣土、嗣奠還𢿌眔吳眔牧

矢人盤　嗣土屰□、…凡旃有嗣十夫

𢦏毁　王曰、𢦏、令女乍嗣土、官嗣耤田

周初のものにはこの種の官名は多くみえていない。嗣土のみならず、嗣工・嗣馬の屬もみな後期に至つてはじめてみえるもので、左傳の文を以て金文の援證とするには、これらの點に十分注意を要するのである。

金文の嗣土は後の司徒に當るものとされているが、免簠以下の例を以て知りうるように、その職は文字のまま、土田林牧を官嗣するものであつた。それも極めて限られた特定の地域を管掌するもので、後の六大六官の一たる司徒とは、官制上その地位が甚だ異なつている。これを以ていえば、

「渣嗣土逘」とはあくまでも渣の地の土田林牧を掌る一地方の行政官であつて、大祝・大史・大保と並ぶような中央樞要の官ではない。すなわち「渣嗣土逘」とは春秋期における列國の官をいうと同じ呼稱で、「渣の地の司土の職にある逘」である。逘には渣伯と稱する卣・尊が各一器あるが、それは後に至つて伯と稱する地位をえたのであろう。もし逘が論者のいうように武王の兄弟輩、あるいは周初八士の一たる檀伯達であるならば、このときこのような官職にあるはずはない。後のことではあるが、成周八自を管掌する曶すらも、冢嗣土の職にあつたのである。

「渣嗣土逘」が「渣の地の嗣土たる逘」と解されるならば、これを苦辛して史傳中の人物に比定しなくても、このとき康侯の職事を佐助したこの地方の一豪族として差支えなく、それで文義は殆んど凝滯するところなく疏通するのである。ただ最後に「眔啚」の二字がなお難問として殘されている。

「眔啚」について于氏は吳北江の「眔者及也、者嗣土逘及圖、言與其謀也」と釋する説を引き、逘が康侯の圖謀に與かつた意と解する。また楊樹達氏は文を康侯の册命を記したものとみているので、文末の啚を圖にして封國の意とし、「蓋謂參與授封之典禮」という。

啚を人名とする論者はこれを康侯その人とし、あるいは作器者としあるいは册命の介者とみている。前者は陳夢家氏の說で、眔を連詞とし、逘と啚との二人を以て作器者に充てている。いう。

卜辭和西周金文、多以眔用爲名詞與名詞之間的連詞、所以渣司土逘眔圖乍厥考障彝、應是康侯與渣之司徒兄弟所作文王的祠器

これは逘を康侯の兄弟輩とする立場からの解釋であるが、渣伯の器には何れも[図象]字形の圖象款識が用いられており、その家が周族出自のものでないことは明白である。從つて渣伯と康侯とは兄弟輩ではありえない。

啚を人名とする貝塚氏は、器銘を概括していう。

檀伯達が周初克殷の功臣であること、及その封建されたのが、左傳の武王克商の後なりとの言を其儘に信じ得るならば、此の檀伯達毁の本文に見える王は周武王であり、商邑は殷王紂の都に外ならず、武王が紂を撃つた歸途衞地に於て、康侯鄙に策命し、更に康侯鄙を介者として檀伯達の策命した事を記するものと解し得る。學報・二二九頁

これによると、この器銘は康侯に對する册命と、檀伯達に對する册命の二事を記し、かつ檀伯達に對する册命においては、康侯が介者となつたとするのである。金文において、册命の介者は右とよばれ、眔を用いた例はない。それでこの說を主持するには、眔を右すなわち介者のことを行う意に用いた塙證を必要とする。武王期說・檀伯達說は、訓詁の上では令を封建に、眔を右介の義に用いる證明がなくては、成立しがたい。眔は涕の初文であるが、卜辭・金文では語・句を並列する連詞に用いる。また轉じて逮及の義もあり、

貞、上甲穌、眔唐　前・一・四五・二

走其眔厥子〻孫、萬年永寶用　走毁

のごときは逮及の意とみてよい。眔はのち迨遝の遝となる。迨は金文では會聚の意に用い、迨遝は廣韻に「行相及也」とある。ここでは眔は、康侯が啚を作るのに赴いて、ともにそのことに從つた意であろう。赤塚氏は、逘が王命を受けずして器を作つていることを不審とし、これを「新たな問題となるもの」としているが、器銘は王の商邑征伐のとき康侯が衞に兵站基地を作ることを命ぜられ、土族である逘がこれを援けて康侯の賜賞をえ、この器を作つたもので、その關係は器文において明白である。作器の際に別に賜賞のことをいわぬ例には疐鼎・呂行壺などがあり、必らずしも稀有のことではなく、この器においても賜賞のことが略されていると考えてよい。あるいはまた、康侯の下にあつて重要な任務に協力すること自體が、寵榮と考えられていたのかも知れない。眔が單なる並列でなく、共同の關係にあることを示す用例としては

縣改毁　我不能不眔縣白萬年保

叔妃毁　叔妃乍寶障毁、眔中氏萬年、用侃喜百生

などがある。

逘が東方の族であることは、銘末に圖象文字款識を記しており、逘という氏族名が、殷器に多くみえる亞矣形款識をもつ族と關係があるらしいことからも推定される。また康侯の隷下に東方系の諸族が屬していたことは、下述の作册𠙵鼎の例にこれを徵することができる。

乍厥考障彝　[図象]

逘の器と考えられるものは本器と合せてすべて十二器に及んでいるが、何れにも一もその祖考の名を記したものがない。單に「厥考」と稱するか、あるいは「白」とのみいう。ただ銘末に特有の圖象款識を用いているので、周系の族ではないことを知りうるのである。

[図象]は兩目の象とされているが、目文とは異なるようである。加藤常賢氏は䀠にして柔弱なる君側の侍御者の職を示すといい、赤塚氏もその說に據る。これは征を侍御の職と解するのと關聯した釋であるが、その款識例を檢すると必らずしも目文ではないことが知られる。于氏の引く吳北江の說では矰繳の象としているが、矢繳の象は別にある。何の形を示したものか知られない。

訓讀

王、商邑を朿伐す。命を康侯にいだして衞に鄙つくらしむ。渣の司土逘、啚つくることを眔にせり。厥の考の障彝を作る。[図象]

參考

この器銘は、三監の叛後に康侯が衞に封ぜられた史實と關聯するものとして特に重視せられ、研究者は多く尙書康誥との關係を問題にしている。しかし康侯封衞のことは、主として尙書康誥の解釋に關する歷史・經學上の問題であり、この器銘とは直接關係のないことであるから、別の機會に述べる。この器銘が、康叔を衞に封じ、あるいは檀伯達に對する册命を記したものでないことは、すでに述べたところによつて極めて明白であり、從つてこれを武王期に屬する說のごときは、到底成立しうるものではない。從來武王期說の行なわれていた大豐毁・保卣・小臣單觶がすでにその期に

屬しえないことが明らかとなり、またこの器も武王期のものでありえないとすれば、周初の器にして武王期に入りうるものは殆んど無いことになる。これは周の青銅器文化、特にその彝器文化の來源を考える場合、注目を要する事實である。

器形・文様はすでに述べたように殷虛出土の大理石製犧首直文𣪕に酷似し、圓渦文・四瓣花文を配し圈足部の高いことなども殷制を承けているとみられ、周初の最も早い時期のものとしてよい。字迹は勁直にして濶大の風あり、保卣・令𣪕の諸器に通ずるものがある。康侯關係の諸器及び遙關係の諸器も字迹概ねこれと近く、みな一群として扱いうるものである。

器は渣司土遙の作器であること明らかであり、從つて器名もまた「渣司土遙𣪕」とよぶべきであるが、すでに康侯𣪕の名を以てひろく知られているものであるから、いま舊名を存しておく。

なお康侯・渣白關係の諸器は、諸家によつてそれぞれ聚成が試みられている。次にほぼ陳氏の配列法により、關係彝器の目をあげておく。

＊康侯關係彝器

甲康侯器

斧一　雙劍誃・二・四〇　三代・二〇・五一・一　東方學報・八・圖2

于省吾の雙劍誃吉金圖錄考釋にいう。「康侯斧一、與下一斧、同出於河南濬縣康侯墓中、銘二字、康侯、……康侯封於河淇之間、濬縣在淇縣朝歌東、相去甚近、聞姚華藏一爵、同

卷一上　一六〇～一六一

出土者、尙有罍及奇形刀、均有康侯二字、今不知所歸」

斧二　雙劍誃・二・四一　三代・二〇・五一・二　東方學報・八・図3

斧一と同出。

刀一・二　尊古齋・四・四一・四二　The Staff of the Freer Gallery of Art, Lodge, Wenley and Pope, A Descriptive and Illustrative Catalogue of Chinese Bronzes. 1946. Washington PL. 47.

右 Catalogue の記すところによると、民二〇・一九三一六月、河南輝衞府で六戈・一矛・二斧・三刀、合せて十二件の兵器が出土、一刀に「康侯」の銘があるという。この刀もその一であろう。

矛　清華大學藏

觶　英 Herbert Ingram 藏

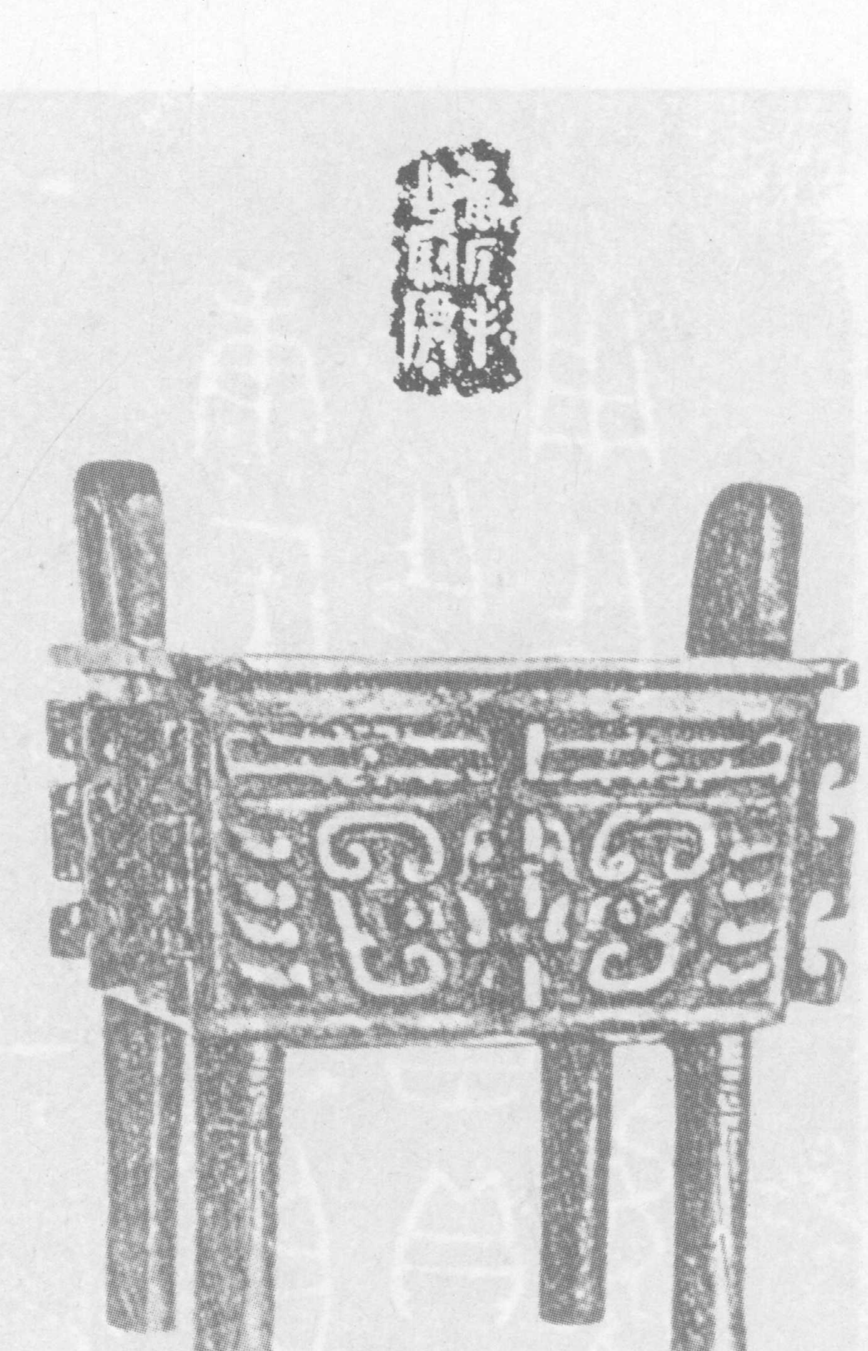
爵　姚華舊藏　三代・一五・三八・三

于氏の圖錄考釋にみえるものである。

罍　陳氏いう。「未見、聞賈人、言有康侯罍、已歸諸異域矣」。

鬲　寧壽・一二・二六

以上の諸器はみな「康侯」の二字銘をもっている。なお錄遺五三〇に爨銘を錄する。



康侯方鼎

鼎一　筠清・四・五　攈古・一之三・四〇　奇觚・一・一　敬吾・上・二九　周存・二・六一　窓齋・六・二　綴遺・三・一八　小校・二・四三　三代・三・三・四　故宮・下・六一

「康侯丰作寶障」の六字を銘する。器は國學文廟舊藏。いま故宮中央博物院聯合管理處に保管されている。

鼎二　奇觚一六・一　小校・二・四三

前器と同銘なるも異范。

乙　康侯關係諸器

作冊畄鼎　三代・三・三〇・三　東方學報・八・圖一一

卷一上　一六二～一六三

文三行一四字。別に通釋を出す。

＊遙關係彝器

丙　渣伯遙器

卣一・二　尊古二・一四　通考・六五九　賸稿・二九　東方學報・八・圖4,7,8

「㝬渣白遙乍厥考寶旅障彝」と銘する。ただし一器には「彝」字なく十字。



渣伯遙卣



渣伯遙卣銘文

尊　善齋・一・三五　通考・五三五　尊古・一・三五　三代・一一・三一・一

銘二行十一字。卣と同文。

鼎　三代・三・
一六・三
「⋈湇白遤乍寶隮彝」
の八字を銘している。



尊
遤
伯　丁　遤器
湇　盉　二　廬目錄・二
鼎一　三代・三・
五・六
「⋈遤乍寶隮彝」
の六字を銘している。いま京都の藤井有鄰館に藏する。

鼎二　錄遺・六七
前鼎と同銘なるも笵を異にしている。

爵　一・二・三　三代・一五・三七・四～六
「⋈湇」の二字を銘している。

盤　尊古・序　通考・四一　錄遺・四九〇

「遤乍厥考寶隮彝」の七字を銘している。

甗　尊古・二・二五
銘あるも字迹清晰ならず、ただ⋈の圖形款識があり、この族の器と認められるので、ここに附載する。

通考に𣪘以下遤關係の卣・尊・盤・鼎二・爵三の九器の目を列してこれを武王期十四器中に數え、「以上九器、同爲湇伯遤所作、同出于濬縣辛村、故知爲同時所作器」という。通考はこの𣪘を基準として、他の諸器をもすべて武王期に屬したのであるが、湇の司土の職が周室の任命するところであるとすれば、必らずしも武王期に入りうるものとはしがたいようである。その點では陳氏が、これら諸器の時期について

以上四組、除乙組外、都是近年同時出土的、丙丁兩組、都有康侯𣪘相同的族名、此三組雖一家之物、但作器有先後、要皆成王時期以内

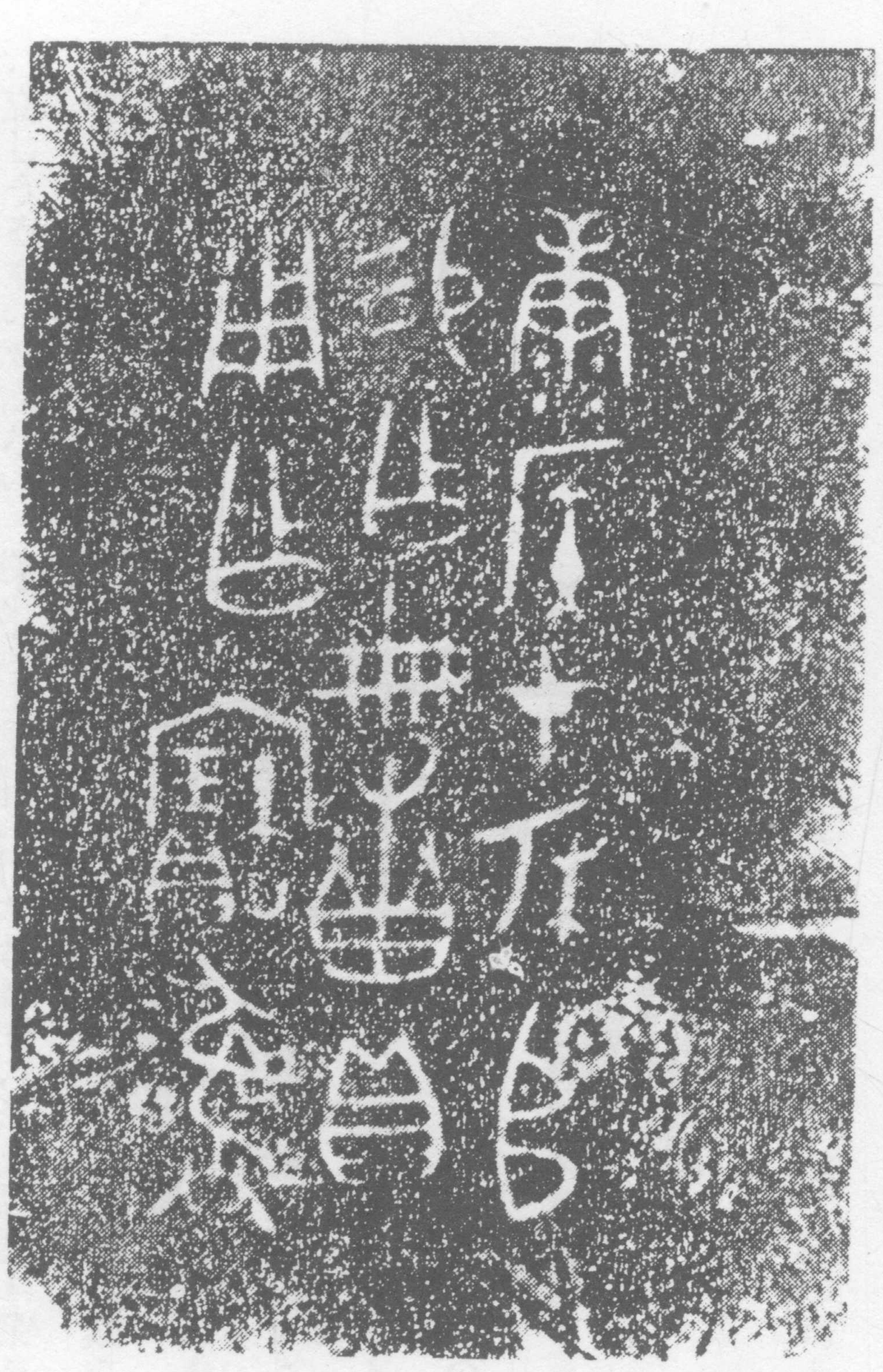
としているのが穩當であろう。郭寶鈞氏の著錄する辛村出土の彝器中には、ただ遤卣に「亞矦」の圖象款識がみえるほか、康侯・湇伯遤と關係のあるらしい物はない。遤關係のものではこの𣪘と尊・卣・盤の四器を、于省吾氏は濬縣の出土であろうと推定している。

康侯の器には單に「康侯」と署するものが多く、「成王隮」・「大保」・「大保鑄」等とともに、當時の最高の貴族による彝銘の形式をもつものである。「成王隮」・「大保鑄」の形式が現存の人の器銘の形式であることはかつて論じた。大保卣の條參照。それで康侯鼎「康侯丰乍寶隮」のごときも康侯封の器と考えて差支えない。

康侯が衞地にあつて戡定作戰に從つているときその隷下に賞賜し、受賜者がこれを紀念して作つた器には、この湇司土遤𣪘と、別に作册𦉜鼎とがある。これらは尙書康誥と相前後する器と考えてよく、その器制・銘文からみても、ほぼ成王期に屬しうる。すなわち西周の彝器としては最も時期の早いものであり、かつ器群をなしていることは殊に貴重である。ただこれだけの器群を擁しながら、その出土事情の詳細が知られないことは、器が近年の出土に係るものだけに、最も遺憾というべきである。

一五、作册𦉜鼎

時代　武王通考・赤塚
著錄　三代・三・三〇・三　貝塚檀伯達器考・一八〇・圖一二
器銘
考釋　通考・四二　赤塚・一・八一



銘文　三行一四字

康侯才𣶃𠂤、

康侯は康侯諸器にみえる康侯で、おそらく康侯丰鼎の「康侯丰」であろう。丰は鼎文に丯に作り封字の從うところ。それで通考には「康侯卽康侯啚或康侯封」という。康侯啚と

は康侯毀の「征令康侯啚于衞」の啚を康侯の名とみたのであるが、その誤であることについてはすでに述べた。

𣏟を容庚氏は丂と木とに従う字とみて𣏟と釋し、赤塚氏は扁旁を易えれば朽字であるが、あるいは字形に譌誤があり休字ではないかとする。そして古地名として山東省滕縣西の休城の名をあげている。三代に収めている拓影は摸寫とはみえず、字形筆勢についても特に疑うべき點はないから、この字も字形のまま考えてよいと思われる。丂に從うとする解は考の諸文からみてもなお安んじがたいところがあり、休と釋するのは字形から離れている。また滕方面の地名に充てるのは、康侯の行動範圍からは遠きにすぎよう。𣏟と文字要素の比較的近いものに枚がある。金文編三一三頁參照。枚は厂を執つて木を削る象で、字はあるいは枚の異文であるかも知れない。いま字のままに釋しておく。

「在𣏟自」というのは、康侯がこのとき軍事行動の中にあつたことを示す表現である。おそらく衞地における作戰の際のことであろう。自については小臣單觶の條參照。

易乍冊𠙹貝、用乍寶彝

作冊はもと牢牲を掌る官で、のち祭祀祝詞・誥命を掌る職となつた。卜辭にもみえ、殷器にも所見多く、殷以來の官職である。この職にあるものは、周初においても東方系の氏族がこれに任ずることが多かつた。小稿「作冊考」參照。

𠙹を赤塚氏は甫にして卜文の𠙹すなわち圃の繁文とし、卜文にみえる𠙹族の後であるという。貝塚

巻一上　一六八～一六九

氏はその「新出檀伯達器考」においてこの器に論及し、𠙹は邦の初文であるとする。すなわち說文邦字下に「邦國也、从邑丰聲」として古文の邦字をあげているが、その形は𠙹と近似しており、𠙹は邦の異文で封建の禮に關する字であるとするのである。

史記三王世家によると、皇子封建に際して、漢の國都長安の太社の壇から取られた各色の土が、茅に包んで皇子に下賜せられ、各封國の國社の基とされた。Chavannes 氏は此儀禮と西歐の臣下に封領を象徵する土塊と木枝を恩賜する封建的敘任の儀式との一致に注目した。思ふに Chavannes 氏も想像した如く西周時代にかかる木枝と土とを恩賜する封建的敘任があつて、この丰こそその木枝と土塊とを示すものであり、𠙹も亦携帶に便するため下部根と土とを包んだ若木の苗の形を象るものと考へられないであらうか。

この字釋は甚だ興味深いものがあるるが、𠙹の下部は最も多く召字の繁文𥃝にみえるもので、その字にあつては尊をおく臺座の形である。金文編四九頁以下　また壺と釋されている字もこの形に從い、かつその上半が𠙹と殆んど同文に描かれているものもある。同・二一五頁　またいわゆる亞醜形の初文にもこの字の下部に從うものがあり、やはり酒器をおく臺座の形である。同・八一九頁以下それでこの字形は木根を包んだ象とみるよりは、器中に木を樹てた象とみる方が近い。

殷器とみられる尊・鬲・觶にそれぞれ亞𠙹形の款識を付したものがあり、殷代における𠙹族に亞職系のものがあつたことを知りうる。亞は本來宗教的儀禮を管掌する職であつたと考えられる。小稿「殷の族形態」―いわゆる亞字形款識について―、及び「殷の基礎社會」參照。金文の圖象款識には木形・禾形・兩禾形などを用いたものが多いが、これらは主として祭祀儀禮や軍禮に關するものとみられる。それで木を禮器の臺座に樹てることを示した𠙹も何らかの儀禮に關するものらしく、亞形に從うものがあるのもその點から理解される。殷器と思われる「子疋父乙觥」に、この字が地名としてみえている。

子疋才𠙹、乍文父乙彝　三代・一八・二〇・六，七

子疋の疋は上下に四火に從う形に作る。おそらく殷室の王子で、𠙹にあつて何らかの儀禮を行なつた際、この器を作つたのであろう。𠙹は殷の王都に近い地であつたと考えてよい。すなわち本器にみえる𠙹はその地の族で、周初に作冊の職にあり、康侯の衞地經營に協力して貝を賞賜せられ、この器を作つたのである。

貝塚氏はこの作冊𠙹を「作冊邦」とよみ、康侯丰鼎の「康侯丰」と同一人であろうかとする。

作冊の名字を邦或封の一體と讀み得るならば、康侯と、之に賜を受ける臣下「封」とが存在することになる。そこでこの作冊邦或封と、〔康侯封鼎〕康侯封とは同一人ではないかとの疑が起る。

……同一人の名に異體を使用することは西周金文に稀ではないので、作冊邦が後の康侯封であり、同一人であるとの想像も不可能でない。

かくて氏は康伯髦・王孫牟父・中旄父・白懋父はそれぞれ名義とその行實に關係があり、同一人であるとする諸家の說を引き、

王孫牟父・中旄父・白懋父は字であり康伯髦は名ではなくて同じくその轉化せる字であり、その

巻一上　一七〇～一七一

名は封或は邦にして作冊邦に外ならず、作冊邦鼎に康侯が作冊邦を𣏟に命じた記事は逸周書の康叔が殷に、中旄父が東に封建されたとの記事と相應し、康侯は康侯鄙にして、邦は卽中旄父、後に康侯となり、康侯邦或は康侯髦と稱されたのではないか。

と論じている。康侯毀の「眔啚」の啚を介者にしてこの作冊𠙹と同一人と解し、作冊𠙹は後の康侯邦であるとするのは、周初の器にみえる作冊が多く東方系の氏族であることから考えても、また周室の貴戚に作冊の職に任じた例がないことからいつても、なお甚だ疑問とすべきである。殊に本器を「作冊邦を𣏟に命じた」と解するのは、全く銘辭のいうところと合しない。

𠙹字を款職に用いている器を通覽するに、その族が殷都の近くにあつた東方系の氏族であることは疑ない。康侯毀において浩伯遥が康侯の隷下にあつてこれに協力していたように、作冊𠙹もまた康侯に協力したその地の舊族である。そしてこのような事實を背景として、康誥における誥辭に、殷人撫恤のことが特に懇懃に述べられている理由を理解することができるように思う。康誥冊命の時期と康侯毀との前後などについても、大いに問題の存するところで、陳夢家氏や周法高氏に詳論があるが、ともかくこれらの器を通じて、康侯が衞地の經營に最も深い關係をもち、この地に封ぜられたという文獻の傳承を、金文の上からも佐證しうるものがあると思われる。

訓讀

康侯、𣏟自に在り。作冊𠙹に貝を賜ふ。用て寶彝を作る。

参　考

康侯の器は概ね「康侯」二字を銘するものが多く、ただ鼎に「康侯丯乍寶隮」と銘するものが二器ある。その事功を錄したものがないのは、康侯がこの地の最高の董督者であつたからであろう。康侯の衛地經營に協力したものとしては、沬伯逘（沬司土逘）と作册亯の二家の名が金文によつて殘されている。何れもその地の舊族とみられる。そしてこれらは康侯封衛前後の器と推定されるものであるから、その器群を聚成し銘文を考えることによつて、殷周鼎革前後の舊殷王畿における青銅器文化のあり方の一斑をもうかがうことができよう。康侯器系統の一群の器は、この意味において、その銘文のみならず、考古學・歴史學の上からも重要な研究對象となるべきものと思われる。

一六、保　卣

器　名　保卣斷代

時　代　武王斷代　成王黄氏・郭氏

出　土　「此卣與一同銘之尊、近年出土于河南、（傳出于洛陽）」斷代

收　藏　上海市文管會斷代

著　錄

器影　斷代・一・一　郭釋・一

銘文　斷代・一・一五四、一五五　郭釋・二　河出・一六六　錄遺・二七六

考　釋　斷代・一・一五七　黄盛璋　保卣銘的時代與史實考古學報・一九五七・三

郭沫若　保卣銘釋文考古學報・一九五八・一（文史論集三三〇再錄）

器　制

斷代にいう。

保卣與保尊、在形制上的重要意義、在其是殷末至西周初期（成王）的尊卣的過渡形式、作爲殷末與成王之間的過渡形式、與我們由它們銘文定爲武王時器、是恰恰相應的、它與以下各器同形制



保　卣

善齋一一九・一二一　泉屋一・六二　恒軒五八　寶蘊九七　懷米一・二五　故宮週刊八・一六　形態學三四・九・下　卣與觥一七a

凡此諸器、我以前定爲西周初期、少數的可上及殷末、稱之爲卣的第九種形式、它的特點在于蓋、這種形制的蓋、到了成王時期、在左右邊緣上有直立的角

尊與卣花文之主題、却是平面化的獸面文、上下匡以小圈文、這些都是殷式的遺留

器の大小については記載がない。陳氏は蓋に兩角のある形式を成王期以後に現われたものとし、從つてこの器を武王期に屬すべきものとしているが、陳氏のこのような器形觀はその銘文解釋から導かれているところがあるように思われる。兩角の起原的形態は、たとえば明らかに殷器とみられる祖辛鴟鴞卣水野・三〇における鳥啄の形から出ているらしく、それが獸體の文樣のときには獸角狀をなし、あるいは立稜を付するものは立稜の一部として殘ることもあり、ついで無文のものにもその遺孽をとどめるに至つたものであろう。別に素文無角の一系も殷代からすでに存し、兩者は平行して存するのであるから、時期の推定は角の有無のみでは決しがたい。

銘文　器蓋二文　七行四六字



乙卯、王令保、及殷東或

陳釋は「王令」以下次句の五侯までを一讀、令を命侯封册、及を與にして附與の義とし、武王のとき「殷東或五侯」の地を保に封册したものと解する。黄・郭の兩釋は及を動詞として逮執の意とし、成王のときの東國五侯に對する征役をいうとする。兩説は器文の事實關係に對する解釋が根本的に異なつているので、以下ことごとにその解を異にするものとなる。

陳氏はすでに器を武王期と定めているので、保を令彝にみえる「周公子明保」と別人にして、武王期の人名であるという。

作器者名保、成王時代周公子明保、亦稱明公明公尹、見令方彝、與此器之保、恐無關係、明保明公明公尹、是周公子、食邑於明者、保・尹是其官名、而很少自稱官名而附私名的

この説によると、令彝にみえる明保は明邑の領主にしてその官は保なるもの、また本器の保は私名であるから、兩者別人とするものである。しかし保がすでに官名であるならば、保を單稱することもありうるわけであるから、これだけでは明保と保とを別人とする論證としては不十分である。

黄釋は保を大保召公奭であると解し、「及殷東或五侯」を大保殷・周公殷・旅鼎等にみえる東國征伐の役と關聯するものとしていう。

從王令保及殷東國五侯一句中、不難看出保之地位與王負責任之重、此人無疑是成王東征時一主師、地位彷彿周公、文獻誠有殘缺、金文之所有者、很多不見于史、但武王第一次克殷與成王第二次滅殷與東征是周初最重要兩件大事、爲周人所常稱引、其有關之主要人物史皆有載、不應于此重要人物獨缺、根據文獻、成王初年東征主師第一爲周公、但周公名旦、其官職是師非保、與此銘不合其次有伯禽、伯禽亦名明保、與本銘之保字合、明公殷幷記王令明公（卽伯禽）遣三族伐東國、與本銘之殷東國、地望亦合、因此有人卽主張、此銘之保、就是周公之子的明保、幷釋征兄六品、卽降祝六品、而伯禽曾爲周之太祝、按此說實無立足之餘地、於銘文亦未能通讀、銘文明云、用作文父癸宗寶障彝、所作旣爲其父廟之祭器、是其父已死、且周公子孫作祭器者、皆稱爲周公、不名癸

宗、卽此可決知此人絕非周公之後代

除周魯二公外、可能之人不外兩個、一是太公、別一是召公、據上文（左傳僖四年文、文略）召康公固明令太公征伐五侯九伯、但太公名望、不名保、亦未任保職、且器出于河南、不在山東、卽決知非太公器

我們以爲、作器之保實爲召保奭、此銘之保、應爲官職而非人名、周人稱召公、其前常加保字、如保奭・召太保・保召公、或直稱太保、金文中亦有太保・公太保・皇天尹太保等稱謂、此皆他人之稱召公者、而召公本人亦自稱爲太保、太保方鼎之太保、卽其明證、蓋召公爲保之官最久、武王伐殷時他就是保……、根據當時形勢與所負責任考察、此保亦非保奭莫屬

黄氏は史記周本紀に召公が保として踐奄の役に從つていること、自序に召公が東土を寧んじたと記していること、逸周書作雒解に三叔及び殷東の諸國を伐つたとしている事實をあげて、器銘にいうところは太保の東國戡定のことであるとしている。文獻の上では、召公は確かに保とよばれている。書序・史記に「召公爲保」、呂覽誠廉に「保召公」とあるごときこれである。しかし金文では召公は大保殷に「大保」、旅鼎に「公大保」、作册大方鼎に「皇天尹大保」といわれていて、單に「保」と稱している例がなく、召公說はその點に疑問がある。かつその宗に關すると思われる遣鼎・富鼎・大保宗室鼎などにもみな「大保」と稱していて、大保はその家の自らいう稱號であつたと思われる。この器の作器者は保から蔑曆を受けている人物であるから、その寵榮を記念する器に、賜賞者である大保を保と簡稱することは考えがたい。

かつまたこの器が召公の作器であるならば、梁山七器をはじめ召公・大保關係の諸器によつても知られるように、召公の父は召伯父辛といわれる人であつて、癸宗の寶彝を作るということの器の銘文と、その文考の名において一致しない。從つて、この器を保召公の作器とすることも困難となる。

郭氏も、銘文の保を以て大保召公奭に比定する點において、黄氏と同說である。しかし保を作器者とする黄說を否定し、この器では作器者は自らその名を顯わしていないとするのである。銘文中に作器者がその名を出していないというのもまことに奇異な說であるが、郭氏はその例として趙孟庎壺の文をあげている。その文にいう。

禺邗王于黄池、爲趙孟庎、邗王之賜金、以爲祠器器、通考下・七四三　銘、通考上・六二

庎は介。この器を郭氏は、周の敬王三十八年、魯の哀公十三年、晉・吳が黄池に會したとき、晉の趙鞅の介者であつた者が作つた器であり、しかも作器者自らは名を記していない例として揭げている。しかし郭說は文の釋讀に若干疑問の點もあり、またかりにその解に從うとしても、器は春秋の最末年のもので、これを以て周初の器銘を律することはできない。周初の器にそのような例は存しないのである。

思うに器銘は下文に「蔑曆于保」とあり、作器者は保の蔑曆を受けてこの器を作つている。從つて保はもとより作器者ではありえない。また黄・郭兩氏とも、器を大保東征の史傳の記載、及び彝銘の文と關係あるものとして解しようとするのであるが、金文には大保を保と略稱した例がなく、これも確說とはしがたい。そもそも本器に記すところが、滅商・踐奄というような大征役に關するものかどうかがすでに疑問であり、保の東行についてはわずかに及という一動詞が用いられているにすぎない。黄氏は器を大保東征のときのものとしているので、及に逮捕除去の義があるとし、郭氏はまた及・兄の二字はみな戰鬪に關する行爲を示す語であるとしている。ただ陳夢家氏の說は黄・郭二氏と大いに異なり、及は與にして附與の義、すなわち「殷東國五侯」の地を以て保に封册したとするのである。陳氏はこの器を武王期のものとし、その大封建の一として保が東國五侯の地を領したとみている。陳說にいう。

王令以下、只有所命之國名、而無所命之事、當與康侯殷・麥尊、同爲命爲侯、此處的王令、應視作封侯、且與銘末所述二月既望、王大會四方、祭祀於周有關

これは武王のときの大封建を以てこの器銘に擬しているのであるが、及を附與とし封建とみることは解釋上無理であるのみならず、この解を以てしては、以下の銘文の理解に悉く齟齬を生ずることとなつて、殆んど文理をたどることができない。

黄・郭二氏は及を追捕の意とし、「王が保に命じて東國五侯を逮執せしめた」と解している。この解釋の成否は殆んど及字の字釋にかかつているので、黄氏は長文を費してその論證につとめている。その要は、早期の金文においては並列の連詞に眔を用い、及を用いる例は後期の格伯殷「殹任役佐氏從」にはじまる。しかし卜辭においては及は追及・追捕の意に用い、また詩の小雅大田「去其螟螣、及其蟊賊」の及は去と對文であるから捕の義とみるべく、逮捕がその原義であるとするのである。郭氏もこれと殆んど同說である。いう。

及同逮、卽逮捕之意、此爲本義、後假爲暨與之及、而本義遂失、然考殷周古文、如甲骨文與西周彝銘、暨與義之連詞、均用眔、無用及者、用及爲連詞、乃後起事

及を連詞に用いるのは兩家のいうごとく後起の用法であるが、しかし周金文中、及・彶を逮執の義に用いた例もまた存しない。及は卜文にその例が多く、それらは概ね「某及某」という定型の文をなしている。軍事的な意味をもつ用語である。

1戊申、医弗及方　乙・三四五

2貞、𣪘及𢦏　乙・二二六六

3庚戌……允其……省于……□及……五月　前・五・二七・二

4癸丑卜、㚔貞、吕方弗𢦏」癸丑卜、㚔貞、〓及吕方　前・七・二・一

方國間の攻伐關係をいう語には征・伐・獲・取・𢦏・敦・𦍒・執・往・至・追・從・涉などその用語甚だ多く、それらとの關係や、及の字を用いている辭例などからみて、及が逮捕拘執を意味するとはしがたいものがある。1・2の形式は殆んど定型として現われ、また4は吕方の𢦏するか否かに關して、〓が吕方に及ぶか否かが問われている。吕方は殷代にしばしば河内の要地に侵寇を試みている北方の强悍なる方族で、武丁期に三年にわたる討伐を受けたことがある。從つて4の辭がその逮捕拘執を卜したものでないことは明らかである。凡そ卜辭において及と稱するものに、大規模な征伐を意味する用例はみられない。

右の辭例中3は殘缺してその全解をえない憾みがあるが、及が省と對擧されていることは注意すべきであると思う。省とは概ね適省の意で、すでに戡定した地域を巡視する行爲をいう。及は追蹤偵察の意であると思われるから、省・及とは討伐後の情勢を查察し、あるいは敵狀を偵察する意であろう。この器銘は單に及と稱しており、卜辭の用例を以ていえば、未討伐の地の動靜を偵察するをいう。もしまた省・及の意ならば、すでに戡定後の東國を巡察する意となる。しかし器銘の全體からみるに、この文は大規模な東國五國の討伐の役を記したとはみえず、またその前哨的な意味をもつ偵察行爲をいうものともみえない。從つてここでは省・及の場合の及とみるのが最も穩妥な解釋と思われるのであるが、器文の全體的理解は、殆んど次の「五侯」の解釋如何にかかつている。

五侯徃兄六品

五侯を陳・黄・郭三家は何れも上文の東國につづけ、「及殷東國五侯」を以て句としている。そして陳氏はその地を以て保に與えられたものとし、黄・郭二氏は東國五侯を逮執する意とする。しかし陳說のように五國を以て保に附與するならば、下文の「蔑曆于保」はその解をえがたく、また黄・郭二氏のように、五侯を保の東征における逮捕拘執の對象とするならば、「徃兄六品」の主語は首句の王となり、從つて下文「蔑曆于保」の對象も王となつて、何れも事情に合しないものとなる。五侯を上文に屬しては、何れの場合にも文義の疏通をえがたいのである。いましばらく三家の說をみよう。

陳氏は五侯を以て武庚三監等のこととし、器銘を武王期の事實をいうものとする。いう。

應指武王時、王令武庚及齊魯燕管蔡等五國、成王伐武庚後、封宋衞兩國、殷國乃亡

すなわち五侯を武王時の齊魯等五侯をいうとするのである。しかし五國を合せて五侯と稱したような例はなく、また陳說ではその封建のことを保に命じた意にも解されるが、このような大封建を保に命じて現地に赴いて行なわせたとも解しがたい。

黄氏は「殷東國五侯」を薄姑と四國とに充てている。漢書地理志に

殷末有薄姑氏、皆爲諸侯、國此地、至周成王時、薄姑氏與四國共作亂、成王滅之、以封師尙父、是爲太公

とあり、薄姑と四國で合せて五國、これを「殷東國五侯」と稱したものとしている。そして左傳僖公四年、「五侯九伯、女實征之」の五侯もまたこの五國であり、九伯もまたそのうちにあるべしという。漢志には四國の名をあげていないが、逸周書作雒解に「周公立、相天子、三叔及殷東徐奄及熊盈以畔」とある徐奄熊盈がそれであり、また九伯とは同じく作雒解にみえる淮の九邑に當るという。郭氏もすべてその說を襲うている。しかし徐奄熊盈がそれぞれ侯と稱していたかどうかは明らかでなく、殊に郭氏のごときは下文の六品を以て、このとき亡ぼされた殷と五侯の人民と解するのであるが、そのような大征役が及の一字で表現されているとは思われない。金文資料によると、踐奄の役にはおそらく王・王姜・周公以下・周室の首腦が悉く出動しているのであるから、殷と五國の討滅という大事業が、ひとり保に命じて成されたものとはしがたいのである。

五侯の屬するところを定めるのには、「徃兄六品」以下の解釋が關係をもつ。陳氏は徃を虛詞の誕、兄を貺、六品を臣隷と解し、左傳の殷民六族が附與された例を引いている。陳氏は令を封建と解しているので、この六品をそのとき分與された人民とみており、兄を被動に解する。黄氏は兄を況と注するのみでその意を識りがたい。郭氏は兄を荒と訓し、亡滅の義とする。その說にいう。

徃卽語詞誕、猶遂也、兄讀爲荒也、書微子、天毒降災、荒殷邦、史記微子世家、作亡殷國、六品卽六國、依金文例、玉可言品、穆公鼎、錫玉五品、是也、氏族可言品、周公𣪕、錫臣三品、州人柬人庸人、是也　土田亦可言品、作册史友鼎、省北田四品、是也、此則國亦可言品、徃兄六品者、遂亡六國也、六國卽殷・徐・奄・熊・盈・薄姑

玉・人・田を品と稱することはすでによく知られているところであるが、郭氏は兄を荒にして亡、六品を六國と解し、殷と五侯國とを六品と稱したとする。しかし國を討伐するに一國を一品として數える例はなく、品を以て人を稱するのは、周公𣪕にもみえるように、徒隷化した人民をその出自の族別にいうときの助數詞であつて、郭氏の解は金文の用語例に合しない。また殷と五侯とを合せて六品を解するのも巧を求めた嫌がある。殷東五侯の滅亡をいうのに、「徃兄六品」というは金文の語例に合わぬのみならず、兄を荒にして亡滅とする字解のごときは、尤も牽强を極めている。郭說のように滅亡の意に用いた例はない。すでに兄が貺であるならば、この句には主語があるべきであるが、陳氏は上文の王が主語としてこの句にまでかかるとみるのである。しかしそのように解する限り、下文の「蔑曆于保」の句が通じない。もし陳說以外に主語を求めるとすれば、五侯の他には求めがたい。五國を思うに及という動詞は「殷東或」三字にかかり、五侯はこの文の主語となるべき語である。五國を

兄は𠒇形に作り、令彝・中方鼎・中觶等にその字がみえ、みな貺の意である。

いうに五侯と稱した例はなく、五侯とは虎侯・宜侯・井侯・楚侯・獻侯・匽侯・噩侯・九侯などと同じく、五の地を領する侯をいう。すなわち固有名詞である。五の地とは、あるいは小臣謎𣪘にみえる五であろう。文にいう。

白懋父承王命、易自逹征自五齵貝

五齵貝については小臣謎𣪘の條に述べるが、徐仲舒氏は五齵・貝を賜物とし、郭氏は三字で國名としている。また陳夢家氏は五齵を地名としているが、貝を賜うときにはその獲た地名を冠し、あるいはその獲た方法を冠していう例があり、この場合、五あるいは五齵を地名とする兩解が成り立ちうる。何れにしても五は地名に含まれるわけである。

銘文の五侯を五侯國とする解が不適當とすれば、五侯とは五の地を領する侯とみるほかはないように思われる。徙は虛詞としての誕、動詞としての之往・侍などにも解されている字であるが、ここでは五侯の名とみるべく、「貺六品」の主語は五侯徙という人物である。保の東國巡撫の際、五侯徙が逸早く恭順の意を表してその徒隸六品を保に貺り、かくて保より蔑曆を受けてこの器を作つたものと解される。この五侯徙は徙盤・康侯𣪘にみえる周公の子徙とは別人で、東方系の人である。その作器と推定されるものに次の三器がある。

1、子徙尊（子父辛尊）

銘　小校・五・一五　三代・一一・一九

文にいう。「□・子徙・父辛」。この五字は全體が亜字形の中に収められている。

2、徙角（丁未角）

銘　筠清・五・六　攈古・二之一・八〇　敬吾・下・六三　周存・五・一一八　愙齋・二一・一八　綴遺・二六・二五　小校・六・八三　三代一六・四六・七　續殷・下・三八

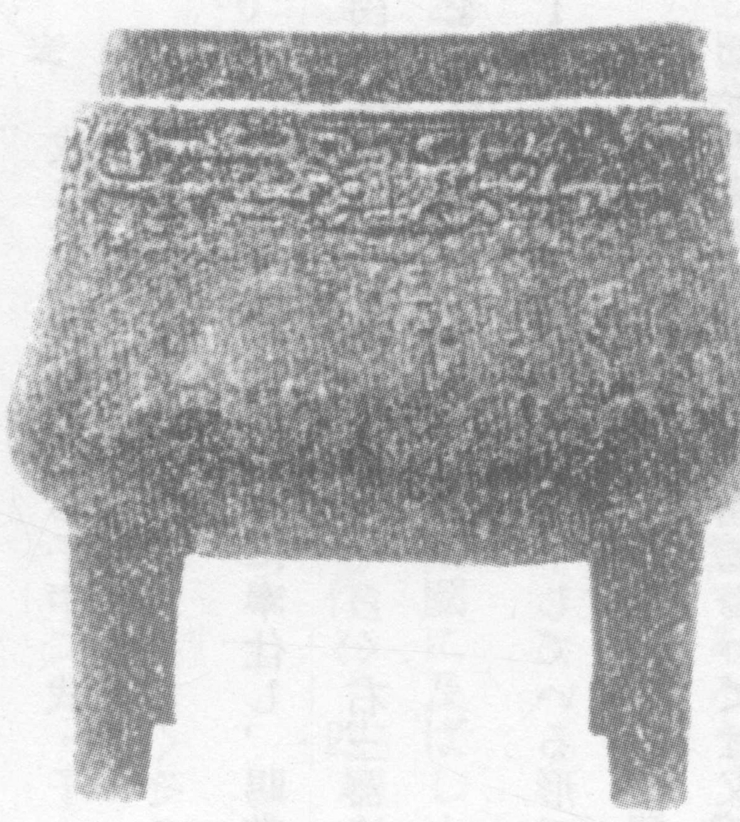
釋　古文審・五・一八　文錄・四・三〇　殷釋・二五　黃縣・七六

文にいう。「丁未、𢦏賞徙貝、用乍父辛彝、亞□」

3、徙鼎（我鼎）

圖　善齋・四五　尊古・二・一八　善齋・三・三九（甗）　故宮・下・四八

銘　善齋・三・三九　貞松・補・上・一三（器）　貞松・續・中・四（簋、即蓋）　小校・三・九八（甗）　三代・四・二一・一　又・一〇・四三・二（𣪘、即蓋）　續殷・上・二六（器蓋二文）



徙鼎

鼎は隋圓鼎。圖象は何れも蓋を失つているが、蓋は後得。ただ蓋の圖影をみない。耳なく、口緣部は卣か壺のように深い銜接部がある。口下に饕餮の帶文を附している。饕餮は器腹中心の犧首より左右に展開しているが、その形式は方鼎に多くみられるものである。器腹は下部に含らみをもち、足に淺い垂花文がある。他に殆んど類例をみない器制であるため、あるいは甗とし𣪘とするも、圖象をみれば四足の隋圓鼎であることは明らかである。故宮にその大小を記していう。「高二三・二糎、深一六糎、口徑横一七・五糎、縱一四・五糎、腹圍七三・六糎、寬一六・五糎、長二二・六糎、重三・七一瓩」。



徙鼎銘文

この器について、善齋彝器圖錄にいう。

按此器出于洛陽、初由虹光閣購得、僅殘銅數片、轉售于尊古齋、補綴成今形、後其蓋復出、形略如盨蓋、索價甚昂、善齋不之收、今不知歸何所矣、銘文四十二字、在腹內

その釋文を示していう。

佳十月又一月丁亥、我乍禦□且乙匕乙且己匕癸、徙□叙二女咸與、遣□于𢍜貝五朋、用乍父己寶隮彝、若亞形中

□中の三字は原文のままを隷釋してある。容庚氏はまた器を周初に屬すべきものとしていう。

甲骨文十一月・十二月作十月又一・十月又二、肄𣪘、在十月二、即在十一月也、鮽尊、佳王十祀又五、即佳王十五祀也、此言十一月作十月又一月、復略異、至于周金則作十又一月、十又二月矣、周人多以丁亥日作器、所見始此、禦叙皆祭名、□又見于毓祖丁卣小校・四・五九

いま鼎銘をみるに、文は次のように解される。

佳十月又一月丁亥、我乍禦□且乙匕乙・且己匕癸、我礿□、二女咸與、遣禘二□・貝五朋、用乍父己寶隮彝　亞若

蓋銘は妣癸下の我字が明らかに徙に作られている。鼎は善齋にいうように殘銅數片を綴合して成り、そのため銘文にも泐損があるとみられ、この部分は蓋銘によつて補うべきであろう。すなわち蓋銘が原銘の眞をえているとすれば、器はまさに徙の作るところで、徙鼎と稱すべ

きである。器銘は上文の我字によつて、征を誤刻したものと思われる。我は殷の貴族で、多子中に我・子・余と稱する特定の家柄があり、第一期の卜辭中に多くみえている。本器の我はおそらくその家であろう。この器は、我が祭祀をなすに當つて征がその二女とともにこれに奉仕し、賜賞をえてこの器を作つた旨を記すものと思われる。

卣銘にみえる五侯征は、おそらく右三器にみえる征であろう。右の三器について最も注意すべき點をあげておく。

1、子征の子字は左右を上下している形で殷代子某の名に用いる字形であり、子征が殷の多子中の一であることは疑ない。父辛のための器を作つている。¥は孟卣の器文にもその款識がみえ、孟はその後であろう。孟卣においては父丁の器が作られている。かつ子征爵はその文が亜字形の中に加えられていて、征氏は殷の聖職者の家柄であることを示している。

2、翊は殷器にその名がしばしばみえ、小子夫尊三代・一一・三一・七に「翊賞小子夫貝二朋」とあつて小子に賜與を行なつているから、よほどの貴戚であつたとみえる。また翊鼎殷存・二七に「己亥、翊見事𢆶彭、車叔賞翊馬、用乍父庚隮彝」とあり、銘末にいわゆる天黿形の圖象款識を附している。天黿形の圖象をもつ彝器は極めて多く、殷代にあつては甚だ有力な氏族であつたらしい。征はその翊から賜賞をえて、父辛の器を作つている。1と同じ廟號である。銘末に〓形の款識を附する。黃縣㠱器にこの圖象をもつもの四十三件、すべて七十三器を聚成している。邑母癸斝陶齋・三・三二によると、この圖象は小臣邑の作器にみえ、また他器には多く㠱・㠱侯と稱する。

卜辭にもその名は多くみえている。〓形及び㠱關係の器を檢討すれば、殷周期におけるこの族の動靜を辿りうるものがあろう。

3、殷の多子中の一家である我の祭祀に奉仕し、賜賞をえて作られた器であるが、父己と銘し、亜若形の圖象を附している。同じく征の作器であるが、圖象は各々異なる。ただつねに亜字形を用いている點は同じ。

以上を通じてみるに、征はおそらく殷の多子出自にして亜字形款識を標する聖職の家であり、殷商の滅んだ後も殷の大族として相當の勢威を有していたのであろう。その本貫はおそらく殷の畿内のうちにあつたが、關係諸器の出土地からみて、殷東の方面であつたらしい。それで今次の保の適省を迎えて、徒隷六品を貺つて恭順の意を表したのである。下文の「蔑厤于保、易賓」という語は、この部分をこのように解して、はじめて疏通をうるのである。

蔑曆于保

陳氏はその銘文解釋上、この句の主語を王とし、「蔑曆於保的主詞、應爲王、謂王蔑曆保」というも、文は明らかに被動形である。于を目的格に用いることはない。郭氏は屯鼎の「屯蔑厤于王」を引いてこの句を被動形とみながらも、主語をえないのに苦しんで、この器には作器者がその名を顯わしていないとしたのであるが、構文上、この句の主語は上文の五侯征でなくてはならない。五侯征が保に六品を獻じてその蔑曆を受け、また儐物をも賜うたのである。

蔑曆については小稿「蔑曆解」論叢十集再錄參照。郭氏は從來、蔑曆とは免冑にして冑甲を脱ぐ意としていたが、本器の考釋においてその自説を改め、曆の諸形中厂に從い埜に從うものがその初形であるから字は歷の古文であり、懸崖の野上を歷する象であるという。ゆえに蔑曆とは無厭の意で、不厭・無斁と同語、「蔑某曆」とは「不某厭」、「蔑曆于某」とは「不見厭於某」の意であるとする。郭氏は蔑曆についての從來の解を「釋者雖不乏人、說難令人首肯」としてすべて一擲し、絶大なる自信を以て述べているのであるが、「不厭」や「無斁」の主語は概ね皇天上帝であつて、人に用いる語ではなく、郭氏の新説もなお人を首肯せしめがたいものがある。

思うに曆の初文が埜に從つているのは、埜の字形が兩木の間に土主をおく象を示していて兩禾軍門の象とその意を同じうし、下の曰字は載書の象。厂に從うのは陵陸懸崖の地をえらんでそこに軍旅をとどめ主・脤を奉じたからで、曆とは軍門に祝誓する意に外ならず、轉じて軍功をいう。歷とその聲義が近い。蔑は伐旌の伐の初文。蔑曆はもと軍功を旌表する意である。のちひろく旌表する義に用いる。厂下に埜あれば歷というごときは望文の甚だしいものというべく、古人の造字にはおのずから當時の意識・觀念に本づく一貫した原理がはたらいており、從つて文字の構成には一定の立意があるものである。

この句は、次の「易賓」と合せて、五侯征が保を迎えて徒隷六品を獻じ、保に蔑曆され、その褒賞をえたことを記し、作器の事由をいう。

易賓

陳釋に「易賓、當指王錫保以侯伯諸侯賓貢之物」と解している。王が保に侯伯諸侯からの賓貢のものを

賜うたとするのであるが、陳氏のように封建説をとる場合、册命に當つて諸侯賓貢のものを下賜するという禮はない。金文にみえる易賓の用語例に合わぬ解釋である。金文においては、賓とは儐使の者に對する賜賞をいう。

　㲋卣　　王姜令乍册㲋、安夷白、夷白賓㲋貝布

　孟爵　　王令孟寧𢐗白、賓貝

　史頌殷　　王令史頌省蘇、……蘇賓章・馬四匹・吉金

以上は何れも使者に對しこれを勞慰する意を以て賜與することをいい、そのことを賓という。またその際の賜物をも賓と稱するので、器銘の賜賓とはその意に外ならない。覲禮に「侯氏用束帛乘馬、儐使者」とみえ、聘使の人に禮物を儐する例であるが、ここでは五侯が保に蔑曆され、かつ賜賓のことも行なわれたのである。「易賓」という語によつて、保と五侯征とが臣從の關係でなく、賓禮を行なう關係のものであることが知られる。

用乍文父癸宗寶隮彝

作器者は五侯征。その宗を癸宗と稱していることから、東方の族であることが知られる。作器者を保にして召公とみる説は、召公が召伯父辛の器を作つていることからみて文父の廟號が一致せず、それで郭氏のごときは作器者名を文中に記していないとするのであるが、もとより誤である。

遘于四方迨王大祀祓于周、才二月既望

殷末の紀年の形式を承けている。陳氏は

才正月、遘小甲彡夕、隹九祀明・六一

遘于武乙彡日、隹王六祀彡日考古・四・二九

才正月、遘于妣丙彡日、大乙𡧊、隹王二祀鄴・三・一・三三

才六月、遘于日癸魯日三代・三・二九・二

の諸例をあげ、かつ康誥「四方民大和會、……見士于周」の文を引いている。逧は會。麥尊に「逧王客𦶞京彭祀」の句がある。

祋は陳釋に「從示友聲、疑當作祐、祐于周、當指西土之周」という。助祭の意とみているようである。郭氏はこの器がその祀禮に用いられたものと解したらしく、

據此、可知彝器之用、不僅供祭於祖廟、並可持赴四方盟會、及助享祀於天子

という。器を旅彝とみて、宗周の祀禮に赴くための作器とするのであるが、すでに「癸宗寶障彝」という以上、その宗彝を以て境を出ることはなかつたであろう。旅宗や旅服に用いるものは、別にその器があつたと考えられる。陳氏のあげている諸例からも知られるように、この末文は本來日附にすぎない。すなわち大事紀年の形式をとるもので、必らずしも五侯征がこの禮に參加し、そのためにこの器を作つたと解すべきではない。陳・郭二氏は祋を助祭・助享のこととみて、この末文をその行賓と解したのであるが、「大祀祋于周」とは王の行爲という。麥尊の「逧王客𦶞京彭祀」というのと語例同じ。祋は他に用例をみないが、あるいは侑薦の意であろう。祀祋の二字は連文とみるべきである。

大事紀年の文は單なる紀年として記されることが多いが、「遘于」という場合はそれに際會した意で、その祀禮に參加した場合もありうる。豐彝考古・四・二九のように、まず賞貝のことをいい、次に紀年を記し、また賞賜と作器の由とをいうものがある。これはその祀禮の後に器を作つているのであるから、作器は祀禮と直接の關係をもつているとみてよい。しかしすでに作器のことをいい、しかる後に「遘于」というものは、少くともその祀禮が作器の理由とは直接に關しない場合とみられる。殷器の例を以ていえば、小甲・武乙・妣丙の彡日、日癸の魯日は、必らずしも四方諸侯の助祭を要するものでなく、これらの祭祀はいわゆる周祭五祀として一年を通じて休みなく行なわれていたものにすぎない。ただ本器の「大祀祋于周」は特別の大祭であるらしいが、たまたま蔑曆賜賓の日がその日に當つたとの意であろう。作器の日には、由緒のある吉日が擇ばれていたのである。

訓　讀

乙卯、王、保に命じて殷の東國に及ばしめしとき、五侯征、六品を貺り、保に蔑曆せられ、賓を賜ふ。用て文父癸宗の寶障彝を作る。四方、王の大いに周に祀祋するに會するに遘ふ。二月既望に在り。

參　考

陳氏は器を武王期に屬するものであるが、その證として、この器銘と殷器との類似するところを列擧している。

1、東或の或の字は卜文林・二・二・一六と同じ。

2、兄は切其卣・𢍜兄癸斝・宰丰骨、及び卜文珠・一九三の字形と同じ。周初の令段にもこの字形が用いられている。

3、曆は埜に從う。晩殷の卣文三代・一三・四二・二・三と同じ。

4、癸宗と稱するものは、卜辭にもその例がある。

5、「遘于……」の形式は卜辭・殷文にその例がある。

6、逧は卜辭珠・一九三晩殷金文三代・四・七・二にみえる。

7、銘首に干支をおき、銘末に月を記す形式は殷の紀年法と同じ。

そして殷と異なるところとしては、王の字形が成王期の令彝や小臣謎段に近いこと、祋字が卜文にみえず、既望が周曆の用語であることなどを注意している。

この器と同出のものに別に尊が一器あり、花文相類し、銘文もまた同じく、二器一組のものである。尊と卣と同文をもつものには、成王期に召・遣・作册睘・作册翻などの例がある。この器もそれらと同例と考えてよいものであるが、陳氏は以上にあげた七點よりして武王期に入るべきものとしているのである。しかしこれらは他の周初の器にもみえるところであり、作器の時期を武王期のみに限定しうる證左とはしがたい。また陳氏は器制上、器蓋に兩角なきものは兩角あるものよりも古いという點を指摘しているが、康末以後、昭穆期に入るかと思われる靜卣の一器にも兩角はない。従つてこれまた期を武王期に屬する根據とはしがたい。最も決定的には、やはり銘文に記す事實の解釋による外ないのである。

陳氏は器銘冒頭の文を、武庚及び四國の叛をいうものとし、その點を器を武王期に屬する最も有力な根據としている。しかしこれは、黄・郭二氏が薄姑と四國を合せて殷東國五侯と解したのと同じく、五侯を五國と解しその名數の一致を求めたもので、そのため陳氏は令を封建、及を附與と解し、また黄・郭二氏も及を逮捕拘執と解したのであるが、下文の解釋に至つて窮して通ぜず、何れも器銘全文の意を把握するに困難を來たしている。わけても陳氏の封建説は最も支離の解に陷らざるをえなかつた。これは武王期説の成立しがたいことを端的に示すものである。

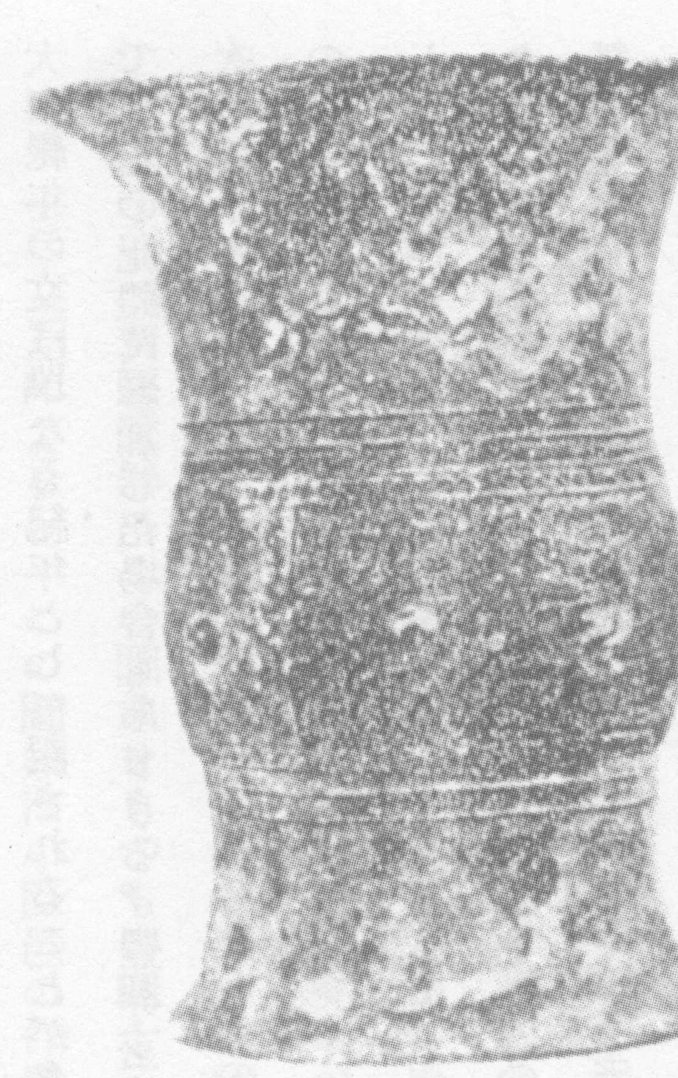
五侯は從來殷東の五國と解されていたのであるが、この通釋では貺の主語、蔑曆・賜賓の對象である固有名詞と解した。これによつて、郭氏のように作器者の名なしとする異例の解を免れうるのである。その地は明らかではないが、あるいは小臣謎段にみえる五であろうかと思われる。段では、東夷の大叛亂に當つて白懋父が殷の八師を率いて東征し海湄にまで至り、王命によつて五よりえた貝を師に賜うている。その役では、五は討伐を受けた一國であるが、本器では保が王命を奉じて東國の國情を視察するや、これを迎えて六品を貺り、蔑曆され、賓物を賜うている。保の巡撫に協力するところがあつたのであろう。このときすでに五侯と稱していることからいえば、征は周の侯命をえていたものとみられる。器の字迹雄偉嚴整で晩殷の風を存するところがあり、これを成王期におくも格別齟齬するところをみない。ただ小臣謎段との前後はなお定めがたいところがあるが、器

制・銘文からみて、征の諸器は殷制に近く、あるいは白懋父討伐の前の器であるかも知れない。征の作器はその後現われず、殷系諸侯の一として、五侯の地位には浮沈があつたのではないかということも考えられる。

作器者は、上述のように五侯征とよばれる人であると思われ、從つて器名は通例に從つて五侯征卣とよぶべきであるが、出土以來保卣の名でよばれているものであるから、今はなお舊稱による。

＊保尊

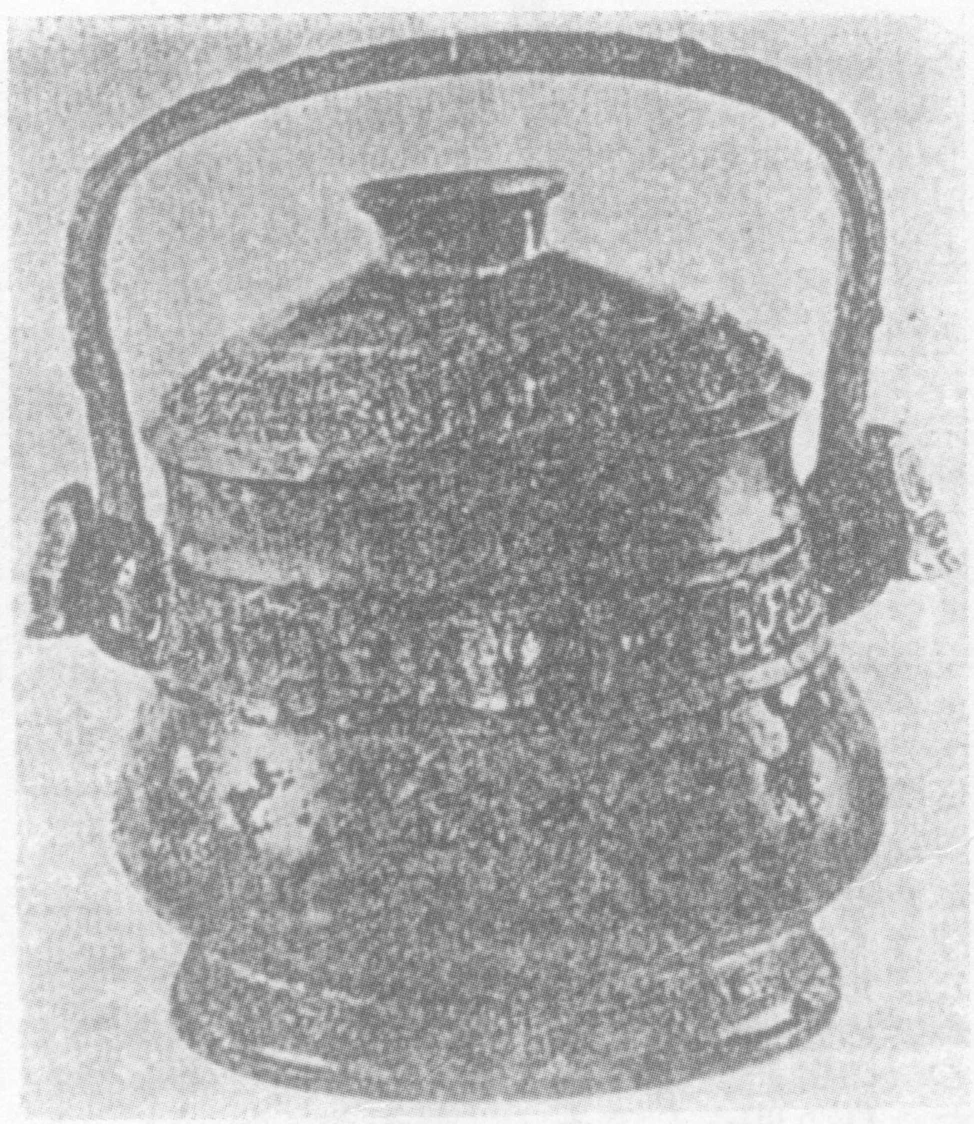
器影・銘文　斷代一・圖版二



保卣と同出。尊は腹部に饕餮文、その上下に小圈文を列している。銘文は卣と同文であるが、字迹はかなり見劣りがする。それで郭氏のごときは「字迹可疑」として僞刻であろうかと疑つているが、器中に刻辭があるので後刻のものとも思えない。多少掘り起しのよくない點もあるのであろう。もとより同時の器と考えてよいものである。

卷一上　一九六～一九七

一七、趞　卣



器　名　趞卣文錄　遣卣韓華

時　代　成王大系・通考・斷代　昭王麻朔・唐蘭

收　藏　「吳縣潘氏藏」周存「潘祖蔭舊藏、一九四五年冬、見於紐育古肆」斷代

著　錄

器影　斷代・二・一〇

銘文　奇觚・五・一三・蓋文（誤爲尊）　周存・五・九〇　貞松・七・一九・器文（誤爲尊）　大系・五　三代・一一・三四・二，三（誤爲尊）　斷代・二・一一六

趞　卣

考釋　韓華・庚二　大系・一五　文錄・四・一三　文選　下・二・三（尊）　麻朔・二・二八　積微居・二二〇（尊）　斷代・二・一一六

器　制　斷代にいう。「器高二四・二糎、口一六・三×一二糎」。兩耳犧首、蓋及び項下・圈足部に同形の顧首の虺龍帶文があり、みな雷文を埋めた鮮麗なものである。提梁にも雷文がみえている。蓋には兩角がない。陳氏いう。「此器花文、與卿卣（澂秋・三六，三七）相同、卿組銅器、都屬成王時代、詳下第三六器（臣卿鼎）」。製作優美、この期の卣の典型的なものとなしえよう。

銘文　器蓋二文　四行二八字。行款相同じ。著錄にしばしば卣の二文と尊の文とを誤つているが、



趞卣器文

卷一上　一九八～一九九

卣の二文は第四行が「王休」ではじまり、尊文は「休用」ではじまるので、みわけることができる。

佳十又三月辛卯、王才厈

置闉器に「佳十又三月初吉丁卯四」とあつて、辛卯二八と相去ること二週である。もとより同年のこととは定めがたい。郭氏は十又三月についていう。「閏月也、古者閏月置于歲終、故有閏之年有十三月、卜辭已習見、周人沿襲殷制而已」。これ年末置閏法が西周期にもなお行なわれたとするものである。しかし十三月の稱は卜辭後期にはみえず、董作賓氏は殷末にはすでに年中置閏法に改められたものとしている。それで殷の舊曆である年末置閏法が周器にもなおみえていることは、この場合重要な研究課題となる。陳氏はこれによつて殷周文化の同一來源を論じていう。

十三月亦見于成王時的小臣靜卣、是置閏月於年終、其制同於殷代前期卜辭中的曆法、殷代後期則改用年中置閏、而周人直到春秋、才采用年中置閏之法、由此可見殷周曆制、可能同一來源、而其發展的進度有所不同、殷周制度的同異、往往有類于此者、上第廿七器（叔德毀）釋文中、我們曾論易字初形作益、殷卜辭自武丁以來都作易、西周初一方面通行自殷以來的易、一方面還保存了易的初形益、此與十三月之事相類

殷周文化はもと同源にして、それぞれ異なつた發展をとげたとするもので、その證として周金には益字や十三月の曆法にその古い時代の名殘を存しているという。

董氏は年中置閏法が殷代後期にすでに成立しているので、西周もまたその暦法を用いたものとして西周年暦譜を構成し、陳氏は西周器銘に十三月の例がかなりみえていることによつて、西周は殷の舊暦をそのまま習用したと考えるのである。思うに董說では、西周の器に數見する十三月、及び春秋初期の周暦がなお年末置閏法をとる事實を說明することが困難であり、遡つていえば殷に新舊二暦ありとする說にも疑問をもつ人もある。西周彝器にみえる十三月の例は殆んど前期の器に限られ後期にはその例をみないので、董說の立場からいえば西周にもまた新舊二暦があつたとする外はない。いま西周の紀年銘によつて考えると必らずしも當時定則的な年中置閏法があつたとはしがたいところがある。そのことについては別に述べる。

厈は睘卣にもみえる地名であるが、郭氏はこれを中方鼎の寒𣪘と同じであるとする。睘卣參照　かつ器も同時のものであるという。

此與睘卣、同言王在厈、而字跡復如出自一人手筆、決爲同時器無疑

斷代は厈を地名とせず、宮室の名であろうかとし、葊京宮寢の一部とする考えである。

金文才下一字、常是地名、但也可能是宮室建築之名、如王才寢、王才大室、王才大宮之類、麥尊曰、會王居鎬（葊）京、……王以侯內於寢、……粤王才厈、是厈爲鎬（葊）京宮寢的一部分、厈當同此、小臣靜卣、隹十又三月、王居鎬（葊）京、字體與此器極相近、可能是同時所作、此又厈在鎬（葊）京的一旁證、釋名釋宮、室側或曰軒、乃指長廊之有窗者、或即此類、但也可能地名

睘卣において、王の厈にあるとき、王姜は乍冊睘を夷伯の許に派してその綏撫を行なつている。「王才厈」の厈を宮廟の一部の名とするのは殆んど意味をなさない說である。厈はもとより地名である。韡華にその地を詩の旱麓の旱とし、「睘卣亦有王在厈之文、以音求、疑卽詩之旱麓、旱厈音近、古文地名、往往從音、而無定字也」というも、旱は山名で、本器や睘卣にみえる賜與などの儀禮を行なうに適わしいところでない。また綴遺に字を槖の異文とし、秦の槖泉宮の地であり、それは周時の離宮の址に當るとしているが、字形も合わず、地望も異なつている。その所在については睘卣の條參照。

易趞采、曰趞、易貝五朋

賜物は采土と貝と類を異にするものであるから、文を別にして記している。宜侯夨𣪘なども、この表記法をとつている。

趞は作器者。字は趞とは隸定しがたい形で、文錄には趙と釋しているが、一應近似の字をとつて趞と釋しておく。陳氏は疐鼎・班𣪘にみえるところの趞と同一人であるという。疐鼎では趞は王命を奉じて東夷を伐ち、また班𣪘では毛父が王命を奉じて東國を伐つに當り、趞は班に毛父の扞護を命じている。字は疐鼎の趞が最も似ている。あるいは本器にいう賜賞も、その東夷征伐の功に關するものであろう。

采は采地。陳氏はその制を論じていう。

康誥采敍于侯甸邦之後、采字書或作寀、爾雅釋詁、尸采也、注云、謂采地、又曰、采寮官也、注云、官地爲采、同官爲寮、郝疏云、下文云、采事也、能其事者食其地、亦謂之采、禮運、大夫有

采、以處其子孫、韓詩外傳、古者天子爲諸侯受封、謂之采地、然則尸訓采者、葢爲此地之主、因食此土之毛、采爲采地、而後世九服之名、亦有采、王制曰、千里之內曰甸、千里之外曰采、此器之采爲采地采邑、故著采地之名曰某、中方鼎曰、王曰、中、茲褱人入史易于武王乍臣、今兄畀女褱土、乍乃采、是以某土爲采地

采地には多く縣鄙の間地が與えられたので、後に五服の列にも加えられるに至つたものと思われる。土を賜うときには多く某土という。大保𣪘「易余土」中方鼎「兄畀女褱土、乍乃采」のごとし。ただ賜土と采地とは性質の異なるもので、賜土のときには一應完全な領有權があり、采土はいわば用益權を主としたもので、租調を徵するにとどまるものであつたらしい。この場合王室の上位所有權はなお強く殘つているのである。采は說文に「捋取也」とあり、「人君賜臣以邑、令取賦稅、謂之采地」左傳莊八年疏「采謂田邑采取賦稅」詩緇衣疏というものがこれで、その定量を定めるときには金文では「取遺若干寽」と稱するのである。

郭氏はこの賜采を以て、成王初年の「建侯衞」の事實に當るとしていう。

尙書大傳、周公攝政一年救亂、二年克殷、三年踐奄、四年建侯衞、四年卽文王紀元十九年、成王六年、此言賜采、正與建侯衞事合

これは睘卣の「隹十又九年、王在厈」をこの器の「在厈」と同時とし、大傳にいう四年は文王紀元十九年であるから、大傳の建侯衞を以てこの器を解したもので、郭氏が巧合の說に長じていることを示す一例である。しかし文王紀年のごときは後世經學家の臆說にすぎず、また本器にいう采土は上述のように封建のこととは異なるもので、封建のときは宜侯夨𣪘「侯于宜」のようにいう。趞を文錄に作器者と同字とし趞と釋するが、字形は異なる。同字とするのは、吳闓生も器銘を封建のこととみたからであろう。韡華に「走或釋趞之古文」というも字未詳。その地もまた識られない。

趞對王休、用乍姞寶彝

對は對揚、對あるいは揚のみを用いる場合もある。對揚の文獻例については、積微居の趞尊の條に詳しい。

姞はおそらくその文母の姓であろう。文母の器を作るものは、東方系の器に多くみられ、その一特質ともいいうるものである。

訓　讀

これ十又三月辛卯、王、厈に在り。趞に采を賜ふ。趞と曰ふ。貝五朋を賜ふ。趞、王の休に對へて、姞の寶彝を作る。

參　考

器は典雅にして殷器の餘風を存し、字迹は宏達にして雅致に富み、肥瘠を用いることが著しい。令𣪘・大保𣪘と相通ずるものがあるが、また別に風格を示している。なお別に同銘の一尊がある。

*趞尊

器名　諸書に多く卣と誤る。

收藏　「濰縣陳氏藏器」周存「今在弗利亜陳列館」斷代 Freer Gallery of Art, Washington.

著錄

器影　「其照片遺失」斷代

銘文　奇觚・五・一三　窓齋・一三・一二（又一九・二四、重出、誤爲卣）　簠齋・尊・六　大系・五　綴遺・一八・四　小校・五・三八　三代・一一・三五・一　書道・三八　河出・一六九

貞松に「濰縣陳氏藏二器、與此文同器異」、また小校に「三代器二、一有蓋文同、名作遣乍姞尊」とあるものは、みな卣を誤まつているのである。

器制　斷代にいう。「高二〇・五糎、口徑一七・五糎、見其器、近於商周五三〇（父乙尊）、花文同此器」。その照片が失われたのは遺憾であるが、いま陳氏のいう父乙尊をみるに、腹部に帶文あり、正中の犧首を中心にS字狀の虺龍文一道を飾り、圈足に二條の凸文を付している。同出の父乙卣通考・六三六も文飾同じ。通考に二器を商器に列するも、卣に兩角あり、成王期のものと考えられる。

銘文　四行二八字。卣文と同じ。ただ第四行が「休用」にはじまり、卣の二文と行款が異なつている。

卷一上　二〇四〜二〇五

文錄に趞を奭にしてすなわち召公奭とする説を出している。その説にいう。

吾嘗以疐鼎互證、知此趞當爲召公、趞卽奭字、亦可讀醜、說詳前疐鼎、又疑召公之燕、卽姞姓國、說者分燕爲二、謂召公爲周同姓、爲北燕、別有姞姓之燕、爲南燕、疑非、雖北燕及燕姬、嘗見於春秋、然南北二燕之說、經傳幷無明文、而南燕之姞姓國、羌無故實可徵、亦一疑問也

召公奭は金文では朿と記されているものがそれであり、本器の趞は自ら別人である。また南燕は姞姓とされているが、金文には姞の字が甚だ多くみえ、この器のごときも南燕の器と定めうるものではない。燕については別に列國の條に述べる。文錄には作器者の名も采地もともに趞と釋しているが、もとより別字とすべく、受賜者が自己と同名の地を賜うという例はない。

趞の隷下に疐というものがあり、疐鼎以下多數の器を殘している。

*疐鼎

器名　疐彝敬吾

時代　成王大系・斷代　昭王麻朔・唐蘭

收藏　「江蘇嘉定錢獻之藏」擦古

著錄

器影　十六・一・一七　大系・四

銘文　積古・四・二三　擦古・二之三・七九　奇觚・一六・五　敬吾・下・四一・二（僞）　大系・八

考釋　拾遺・中・一二　大系・二〇　文錄・一　一二　文選・下一・九　麻朔・二・二八　積微居・一三〇，二三〇　斷代・一・一七三

器制　十六長楽堂にいう。「高九寸一分、身高四寸五分、足高三寸、耳高一寸六分、口徑八寸、純素無紋、腹有素帶一道」。立耳。器腹はかなりの含らみをもつている。陳氏はこの器と形制の近いもの數器をあげて器の時期を論じている。參考の項參照。

銘文　五行三三字。吳闓生によると、この銘文の前になお八字を有するものがあるという。

此器據阮氏本、止如此、今檢羅振玉本、王命上增「唯王九月王客于闌」八字、疑係近人增刻、・殆未足信、闌字出宰椃角、是增刻者所據也、又有戟彝、文與此同、僅疐作戟、一字異文

羅振玉本はいま何に著錄するかを知らないが、吳氏がすでに僞刻と認めているものであるから、あるいは著錄されることがなかつたのであろう。吳氏のいう戟彝の文は未見。敬吾にいう。

此彝東鄉封翁向賈人假以屬搨、甫搨而已如桶脫底、蓋出土時、朽爛破裂、賈人以臘綴成者

そして三十八字銘のものに言及してその釋文をあげている。跋にいう

徐壽臧文、曾貽予疐鼎拓本、其文大略正同、彼疐鼎六行、此疐鼎五行、雖少「庚君」及「萬年永葉」六字、其爲一人之器無疑、咸豐壬子八月初四日、建卿養疴因書

この三十八字銘は從古・一一・五に錄するところであるが、何れもおそらくは僞銘であろう。

王令趞、截東反夷

卷一上　二〇六〜二〇七

趞は十六・積古に獵、文錄に趯と釋するも、やはり趞と釋するのが最も近い。字は趞尊・趞叔彝三代・六・五一・二にみえるものと最も近く、孟段・班段にみえる趞とは異形である。郭氏が趞尊・班段の趞と同一人とするのは正しくない。趞尊・趞叔彝の趞はおそらく東方系の氏族であるらしく、孟段・班段の趞は周の同族たる毛公の家系に屬するものと思われる。楊氏は𡗗に從う字としているが、いま趞と釋しておく。截を十六に春秋の國名載に當るとし、從古は左傳によつてその地の考證を試みているが、大系・文錄は魏石經によつて捷の初文とみている。呂行壺にもこの字があり「截乎貝」という。伐の義である。しかし截を捷と釋するのは、「王令趞、截東反夷」という文に適切でないので、積微居には截と訓すべきだといい、穆天子傳四「截春山以北」の文を引く。陳氏も詩の常武「截彼淮浦」の句を證としている。孫詒讓はすでに、字を截にして裁制の意であることを論じているが、この場合伐の義とみてよい。

東夷を伐つことをいうものには小臣謎段・奮鼎、反夷を伐つことをいうものに旅鼎がある。王の親征のほか、公大保・白懋父などが主帥として出軍している。この東征はどの役をいうのか知られないが、趞尊・趞卣に「王在斥」の語があり、もし兩器に記す賜賞と關係あるものとすれば、殆んど成王期の東征をいうことになる。疐の諸器はその器制より推してほぼ成康期に在ると考えられるので、この器にいうところも成王末年の東征と解することができる。

疐肇從趞征、攻開無啻

疐は趞の隷下であるが、すぐれた彝器を多く殘している。相當の大族であつたとみられる。䑣銘に

「𧻚乍父丁寶彝」とあるから、また東方の族である。

肇は肈。肇始と嗣續との意がある。その兩義を含む字であるが、ここは始と訓しておいてよい。趞を十六に陜と釋し、字に泐損があるという。もとより趞の字である。

末四字を十六に「攻戰無敵」と釋し、諸家これに據る。郭氏は戰を𢼄にして躍の假借としていう。

𢼄乃古龠字、象編管而管端有空、古籥實編管、而非單管、卜辭及金文、毎叚𢼄爲龠、此以攻𢼄連文、則又叚爲躍、易萃之六二、孚乃利用禴、釋文、禴蜀才本作躍

陳氏もまたこれに據り、かつ方言一「𧾷龠登也」を引いて、「攻𢼄卽攻登」としている。

器文の攻字はその字形が攻に類しておらず、矩を執る形に近い。攻の字は列國の器に至つてみえる。「攻躍無敵」のように、戰鬪行爲を描寫的に記すことは、金文には殆んど例のないことである。公伐郐鐘周存・一・四九公伐郐鼎周存・二・三〇に「攻𢼄克啻」の語があるが、二器とも僞刻にして證としがたい。かつ下文「省𢼄尸」とあるので、この四字は必らずしも戰鬪をいう語とも思われない。おそらくは明公殷「魯侯又𤰔工」禽殷「禽又敐祇」のような、戰勝を祝禱する儀禮をいう語であろうが、いま適解をえがたい。しばらく舊釋を存し、攻を厭勝儀禮をいう動詞と解しておく。

省𢼄尸、身孚戈

十六に「相刊及身」とし、積古・拾遺・從古みなその釋による。しかし文義は通じない。郭氏は「相𢼄人身」と釋し、「言已之武勇、爲人與我所共觀也」とするが、人身を人我と解するのは無理である。文錄に「相于厥身」と釋し、「相猶衞也、能保衞趞身」という。主師を守護した功をいうとするのである。陳氏は郭釋によるが、楊樹達氏は文意に合せずとして相を傷の假借とし、勇戰して負傷するに至つた意とする。これらは何れも上句を「攻戰無敵」の意とし、それを承ける解を求めたものであるが、「攻𢼄」を戰陣における呪的儀禮と解するならば、解釋はもつと容易である。省は遹省の省、巡察するをいう。本來は視ること自體が一種の呪的行爲であり、望・監・臨・視などみな眼の力、視ることとの呪的意義を含む字である。視ることは對者を支配し、厭勝の意味をもつ行爲であつた。ここでは遹省してその地を支配することをいう。第三字は夷。「東反夷」の夷と同じ。文錄に厥にして「厥身」とつづくべきだとしているが、字形は明らかに異る。身は副詞。他に用例はないが、その功をいう語であるから、孚戈の上に用いて差支えない。銘は草刻であるため字形に失眞のところが多く、以上の釋にも疑問の餘地はありうるであろうが、舊釋よりは文義の疏通をえやすいように思う。

用乍寶隟彝、子々孫、其迻寶

この形式の末文は初期金文に多い。陳氏は小臣宅殷・厚趠方鼎・班殷の例を指摘している。

訓　讀

王、趞に命じて、東の𢜲夷を截たしむ。𧻚、肇めて趞に從つて征し、攻𢼄すること嫡無し。夷に省して、身づから戈を孚れり。用て寶隟彝を作る。子々孫、其れ永く寶とせよ。

参　考

斷代に、この器と同一人の器を聚成し、その器制より時期の推論を試みている。

與此鼎同作器者的若干它器、就其圖象可考者、都是屬于西周初期的、此組銅器如下

卣　十六・二・一九　泉屋・一・六五　文云、「𧻚乍寶隟彝」　器蓋二文

尊　十六・二・二一　文云、「𧻚乍寶隟彝」

甗　十六・三・六　文云、「𧻚乍肇甗」

尊　擴古・一之二・二三・四　二器、文云、「𧻚乍寶隟彝」

觥　福格・四三，五二，九〇　三代・一一・二二・二　圖・斷代・一一・一一，一二　文云、「𧻚乍父丁寶彝」

此鼎形制樸素、僅口緣下弦文一道、與它同時代同形制的鼎、有以下諸器



𧻚卣蓋文

勅𣁋鼎　善齋・二三

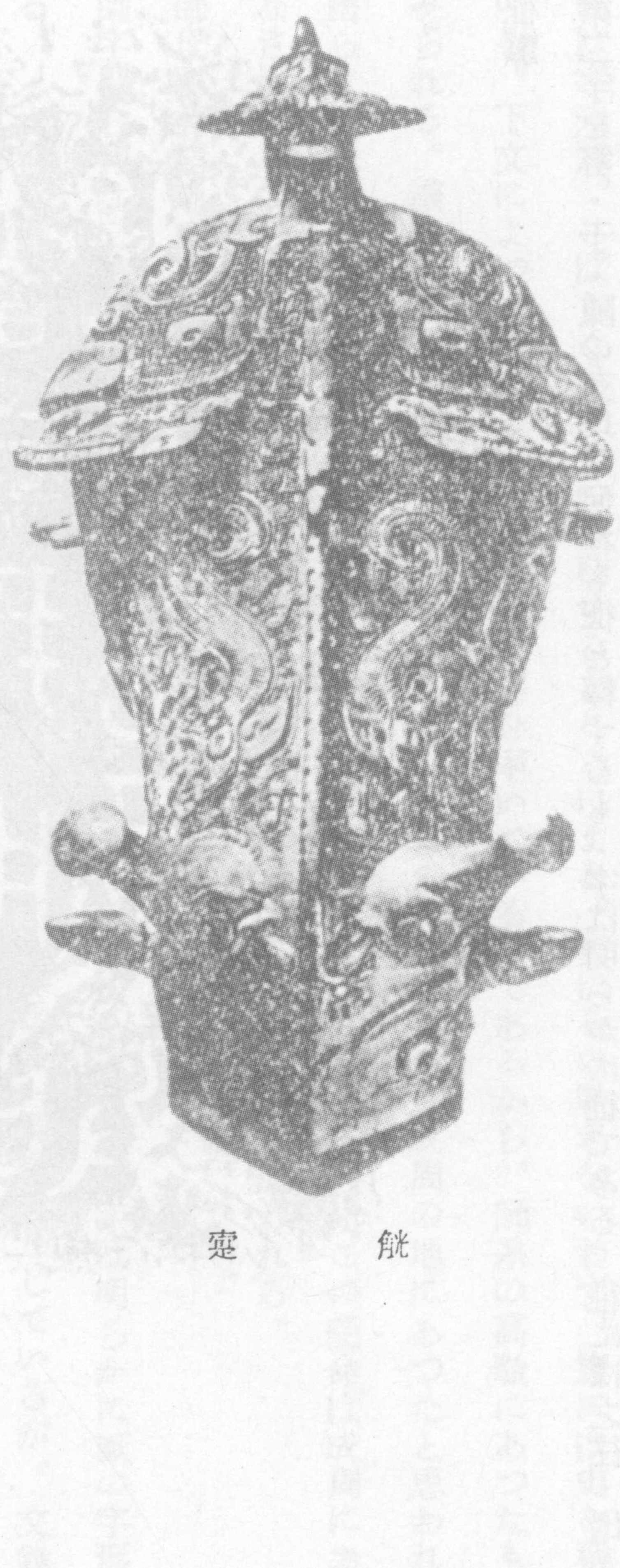
立鼎　頌續・八

小臣氏樊尹鼎　寶蘊・二八

小臣𧺆鼎　清華大學

𡧍鼎　清華大學

善・二三與𪉳侯鼎（寶蘊・八）、都是用作丁侯隟彝、所以兩鼎是同時之作、𪉳侯鼎記唯成王大



𧻚　觥

　　翻才宗周、則兩鼎俱作于成王之時、清華所藏富鼎、是爲召伯父辛而作、作器者乃召公之子、亦約當成王之時、由此可證𡨦鼎之王是成王

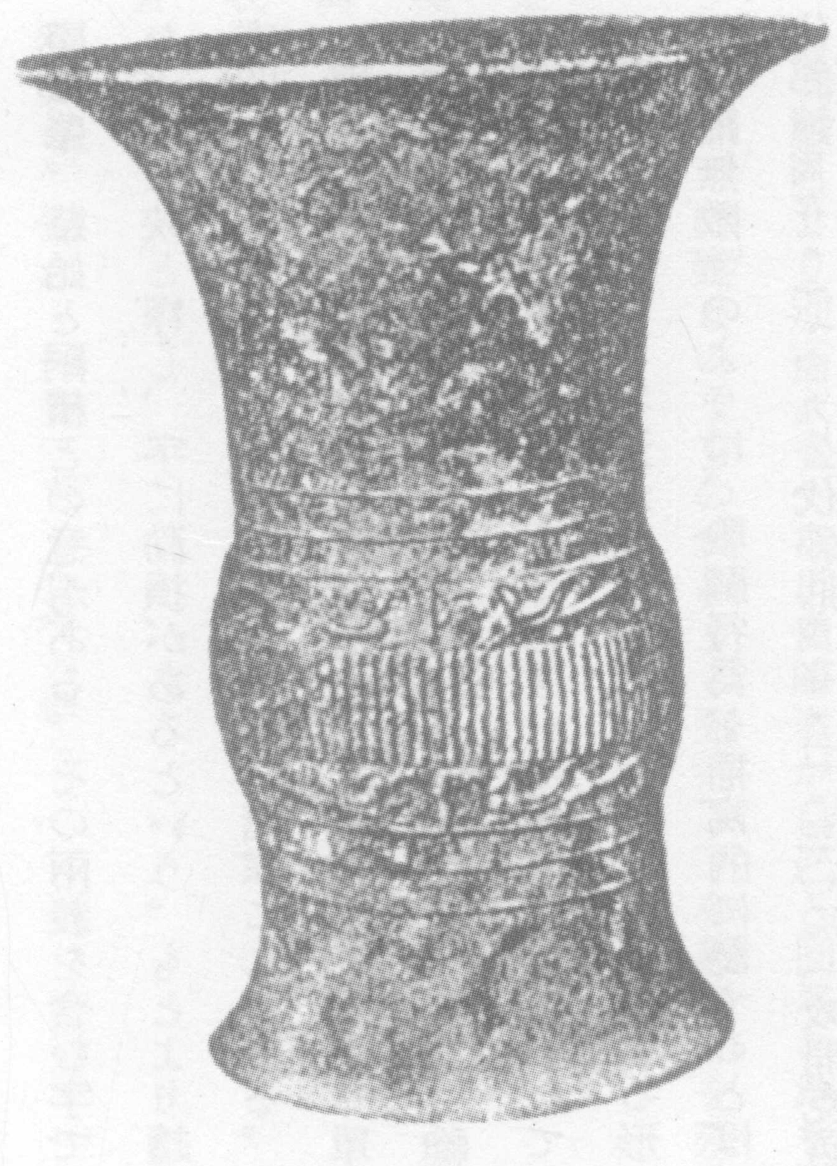
以上の陳氏の所論はほぼ首肯してよいものである。

𡨦氏諸器中、卣は器の頸部、葢の縁邊に各々虺龍一道あり、葢には左右に兩角がある。尊も中段の上下に各々虺龍一道を配し、甗は甑部に饕餮文、器の頸部に己形の帶文を附している。觥は文様華麗を極め、器腹に饕餮、上部に夔鳳等を配し、流下に鳥啄を付している。圏足部には虎文、葢の正面は怪獸の開口した顏に作り、後部は饕餮、脊梁の左右に虺龍、地を方形雷文を以て埋める。饕餮の兩角は器外に出て、葢上に立ててある。

𡨦鼎は器影・拓片をとどめず、十六に載せるところはかなり失眞の憾みがあるが、𡨦の諸器をみるに製作のすぐれたものが多く、周初の器であることはほぼ信じてよい。觥銘に父丁と稱していて東方の族であることが知られるが、その主帥である趞は趞叔彝では小臣より賜賞をえている。すなわち趞・𡨦は庶殷の一であることを知りうるのである。

なお別に𡨦𣪘兩罍・六・三〇　𡨦鼎周存・二・二六の二器があり、兩者とも同文二十七字を銘している。同名の器であるから、ここに附記しておく。

一八、睘刧尊



睘刧尊

器名　睘刧尊通考　岡刧尊斷代

時代　成王斷代・唐蘭　昭王厤朔

著録

器影　通考・五一五

銘文　斷代・三・九二

考釋　通考・三九五　厤朔・二・一七　斷代・二・七六　唐蘭・三六

器制　通考にいう。「大小未詳。腹中飾直紋、上下夾以鳥紋」。なお夔鳳文の上下にさらにそれぞれ二條の弦文がある。帶文に二條の弦文を加えるものは、一の形式をなして

いる。ただ尊に直文を用いたものは、あまりその例をみない。

銘文　三行一六字。これと同文のものに岡卣文選・下・三・九がある。文選に「梨齋拓本」によるという。他にその拓影をみない。



王征𢽴

第二字を容・于・陳の三氏は何れも征と釋するも、字は明らかに征である。征には之往・出・侍などの義があり、征役とは別である。陳氏がこれを伐婪の器の一として禽𣪘と列しているのは、第三字を婪と釋し禽𣪘の婪侯と同じとみたからであるが、なお疑問である。唐蘭氏も陳氏と同じく、婪にしてすなわち葢、商奄の奄であり、器銘は踐奄の役をいうとするも、征は征役をいう字ではない。第三字を通考には字形のまま、文選・斷代には婪と釋している。しかし禽𣪘の字形は明らかに去に從うも本器には口形を含まず、また兩木・兩禾に從う形でもない。字形としては鬱鬯の鬱に最も近く、その儀禮をいうものと解される。王が、祭祀の場所に涖み、その儀禮を行なつた際に、その儀禮に與かつた睘刧に對して賜賞を與えたのであろう。

易睘刧貝朋

文選に器を岡卣と題しているのは剛を名とみたからである。通考・斷代は睘刧を名とする。卜文に睘の字があり、睘もこれと構造の似た字である。刧は種々に隷釋されているが、睘のみを作器者の名とすれば刧は貝をえた地名となる。いま睘刧を人名とみておく。

貝朋という例は多くない。貝十朋・貝廿朋というのが普通であるが、朋上に泐損があるようには思われない。守宮尊には奎朋という語がある。

用乍朕𦵯且缶𢀛彝

第三字以下、通考に「□□祖缶」、厤朔に「朕京且寶𢀛彝」、斷代に「朕蒿祖寶𢀛彝」と釋している。通考には缶を祖の名としているが、寶の省文であろう。朕は字迹が明らかでなく、蒿も字形に問題があるが、斷代にあげる以外に拓影をみず、確かめがたい。斷代も「朕𦵯」の二字については疑を

存している。

訓　讀

王、徃きて𡩡す。䢅刼に貝朋を賜う。用て朕が高祖の寶障彝を作る。

參　考

同銘の卣一器があるが、器影も拓影も知られていない。斷代にいう。

尊卣同銘、爲西周初期的常制、此尊形制花文、亦確屬成王時器、此組銘文所伐之國、與禽𣪘同、都是成王所伐的奄

これは𡩡を埜と同文とみて、禽𣪘にいう役と同じとするものであるが、徃は征伐の意ではなく、戰役のことをいうものとはしがたい。䢅刼は王の行なう鬱鬯の儀禮を佐けて、貝朋をえたのであろう。器制は明らかに殷系を承け、器腹に直文を用い、鳳形も柔軟である。字迹は叔隋器などに近く、整齊にして典雅であるが、朕の字形や、高を葬、且寶を合文にして記すなど、異例のところが多い。時期は器の形制上周初とみてよく、字迹よりいうも、ほぼ成王期に屬しうるものと思われる。

一九、𡨦鼎

器　名　作器者名の隷釋は、著錄によつて異つている。

時　代　成王大系・厤朔・斷代等　昭王唐蘭

出　土　「器二、近出土、見之都肆」貞松・補

著　錄

器影　「此同銘的二鼎、未見圖象」斷代

銘文　貞松・補上・二二　大系・一四　小校・三・九　三代・四・一八・一，二

考　釋　大系・二八　文錄・一・二九　文選・下一・六　厤朔・一・一七　斷代・一・一七四

銘　文　器二、四行三五字。

隹王伐東夷

王は成王であろう。郭氏は「文字甚古、必爲成王東征時器」といい、斷代には書序を引いて、「書序曰、成王既伐東夷、此器伐東夷之王、自是成王」と稱している。下文の溓公は厚趠鼎にみえ、また史旗は員卣にみえており、それらの人物關係からも、器がほぼ成王期に入りうるものであることが知られる。ただ文首に「隹王伐東夷」というも、たとえば大保𣪘「王伐彔子耶、……王降征令于大保」のような例もあるから、必らずしも親征の役をいうとは定めがたい。このときも、溓公が𡨦らに征命を發しているのである。



溓公令𡨦眔史旗曰

溓公は厚趠方鼎に「隹王來各于成周年、厚趠又儥于溓公」とみえ、また令鼎にも溓仲・溓宮の名がある。史旗は員卣にその名がみえ、鄶を伐つときの將帥であつた人である。

𡨦は字未詳。しばらく吳闓生の隷釋するところによる。𡨦にその職名をいわず、旗には史を稱している。下文によつて考えると、𡨦は師氏等を率いているのであるから、師系の高職にあつたものとみられる。溓公の宮は、厚趠方鼎や令鼎によつて考えるとおそらく成周の地にあつたと思われるが、𡨦らは溓公の命を受け、成周の師氏を率いて出征しているのであるから、この受命は成周においてなされたものと考えてよい。𡨦や史旗は成周庶殷中の名族であろうと思われる。

以師氏眔有嗣遂或、𢧁伐腺、𡨦孚貝

師字の右旁は二横畫が殆んど並行にかかれていてやや異例である。第三字は明らかに厥の字形である。それで文選・斷代にはこの二字を字のままに釋し、貞松も「師厥」としているが、文錄には「師氏」と釋する。彔伯𢦏𣪘に「女共以成周師氏」とみえ、令鼎に「有嗣眔師氏小子、卿射」の語がある。この器にも「有嗣遂或」の語があつて、師氏と有嗣と對文らしく思われ、厥は氏の誤のようである。もし字のままに厥とよむとすれば、文は「以師、厥眔有嗣遂或、𢧁伐腺」となる。これでも通じないことはないが、厥は概ね領位に用いる字であるから、語法的に難點があり、師氏とする方が文義は通じやすい。いまかりに師氏と釋しておく。

有嗣はよく師氏と對稱されている。前引の令鼎にもみえ、また毛公鼎には「師氏參有嗣」の語がある。有嗣とは監嗣者すなわち管理者の意である。矢人盤にみえる「矢人有嗣」「琟人有嗣」などはその例である。管理者には同じ部族中の支配層の位置にある者が多く用いられ、ときには伯と稱ばれた。宜侯矢𣪘における「鄭七伯」、大盂鼎の「邦嗣四伯」・「夷嗣王臣十又三伯」のごときものが

それである。總體的所有に近い支配形態であつたとみることができよう。ここにいう師氏・有嗣も、軍事・行政の面におけるそういう性格のものであるが、䨮と史旗とはその師氏・有嗣の統率を命ぜられているのであるから、よほどの名族であつたようである。受命者が二名であるからその職事にも分擔があるかも知れないが、史某にも軍事に從うものが多いので、强いて分別することはむつかしい。この器銘では䨮は貝を俘獲し、軍功を收めている。

遂或は金文にその語例がみえず、文錄に「後或者、從征在後之國」というも要領をえない。後の語義からみて、ある地域に附屬する地の意と思われ、「有嗣遂或」とは管理者たる有嗣諸伯の管理する諸地のことであろう。この場合、師氏に屬する兵力と、有嗣諸伯の隷下にある徒衆を引率することをいうものと解せられる。

戠は疐鼎にみえる戠と同義の字であろう。吳闓生は載と同字にして語詞であるとしているが、むしろ經籍にみえる截と聲義が近いようである。戠伐二字連文である。

𦟝を大系に豫州の豫と解していう。

殆卽豫州之豫、說文云、豫象之大者、从象予聲、此从肉、葢亦喩其物之大也、古豫州之野、必有國名豫者、……其豫字、則本作𦟝也、員卣謂、從史旗伐會、葢同時事、會卽鄶、亦在豫州、可爲證

麻朔には字を鄶にして鄭の地であるという。鄭はもと殷商の一根據地であつたし、また上文の「王伐東夷」という文と大體において方向が合している。なお斷代には

右半是肉、左半是獸形、不能識、金文能字从肉、其左半的獸形、與此稍異、若是能字、當指熊盈之熊

とし、踐奄の役において熊盈の族を伐つことを記したものであろうかという。字形は獸形に從つてはいるが、熊とも定めがたい。史旗は員卣においては會を伐つており、兩者は相近い地であろうが、會が郭氏のいうように鄶すなわち檜の地ならば、檜・鄭は同じ方向である。陳夢家氏は員卣の會を東海郡の曾と解し、山東嶧縣の東八十里であるとしているが、金文における東夷は必らずしも山東・沿海の諸族とは限らず、徐淮の諸夷をもいうものとみられ、河南の中・東部も當時は夷域にあつたと考えてよい。

䨮用乍饔公寶障鼎

郭氏は饔を館と釋する。それで臣辰盉「隹王大龠于宗周、徃饔葊京年」、また呂方鼎「王饔于大室、呂征于大室」の饔などみな館と釋しているが、葊京や大室は館すべきところではなく、宗敎的儀禮を行なう場所である。いま字形のままに饔と釋しておく。饔公は䨮の先考の稱であろう。

訓讀

これ、王、東夷を伐つ。濂公、䨮と史旗とに命じて曰く、師氏と有嗣後國とを以いて、𦟝を戠伐せよと。䨮、貝を孚れり。䨮、用て饔公の寶障鼎を作る。

參考

關係器物からその人物關係を推すと、濂公の下に䨮・史旗があり、史旗の下に員卣の員がある。䨮は師氏を率いる東方の貴游で濂は令鼎によると王の近臣である。濂は當時成周の軍政を董督する地位にあつたらしく、その事情は周初、成王初年のときとはかなり異なつたものがあるようである。それでこれを踐奄のとき熊盈の族を伐つたとする陳氏の說は信じがたく、器の時期は少くとも成王期後半以後にあるとみられる。

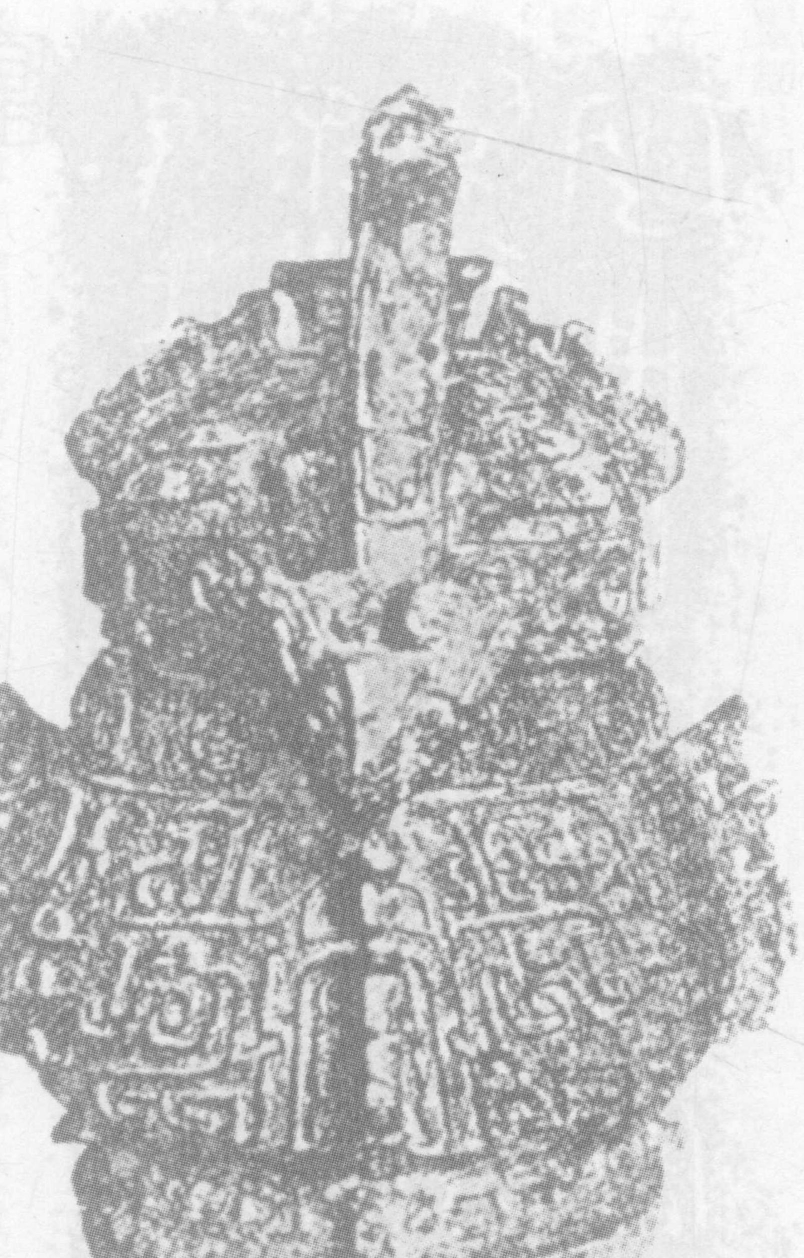
器銘には受命のときの二名の名を記している。命辭はそのままの形式で錄するのが例であるから、作器者がそのうちの一人である場合でも他を略することをしない。令彝・班𣪘・令鼎・臣辰卣等はみなその例である。

二〇、員卣

時代　成王大系・通考・麻朔・斷代

收藏　京都藤井有鄰館

著錄



員卣

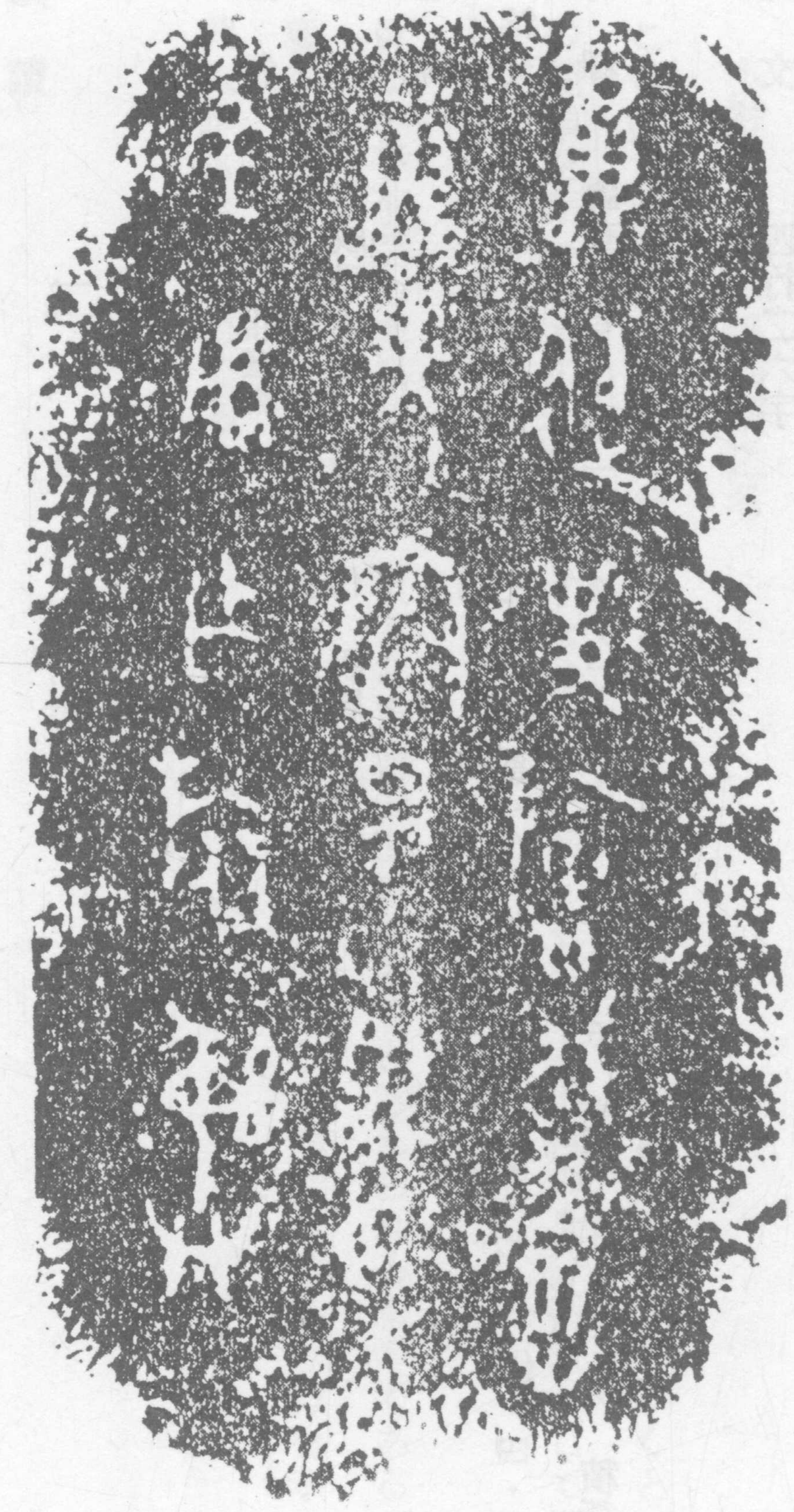
器影　日本・七三

銘文　大系・一四　三代・一三・三七・一、二

考釋　大系・二八　文錄・四・一七　文選・下・三・一〇　羼朔・一・一八　斷代・一・一七四

器制　高さ二六糎。器體は椭圓形。葢上に杯狀の鈕を付す。四方に鈎稜あり、器腹・葢上に饕餮文、器葢口緣の圓渦文、提梁上の蟬文など、みな突線で表わされ、地は雷文を以て埋める。

同銘の尊日本・一四五と同じ表出をもっている。



員卣器文

銘文　三行一七字　器葢二文

員從史旗伐會

員は鼎形に從う。史旗は𪓐鼎にみえている。會を文錄に膾とし「莊子有宗膾胥敖」というも、おそらく鄶であろう。大系にいう。

會鄶省、國風作檜、鄭語、妘姓、鄔鄶路偪陽、注云、陸終第四子曰求言、爲妘姓、封於鄶、今新鄭也、鄔路偪陽、其後別封也、平王東遷、爲鄭所滅、左傳僖三十三年、鄭葬公子瑕于鄶城之下、杜注云、古鄶國、在滎陽密縣東北、在今河南密縣東北五十里、與新鄭接壤

克殷當初の時期にあつては、この方面に作戰が行われたであろうことも十分考えられる。ただこの會を、吳其昌・陳夢家の二氏のように曾と釋する說もある。吳氏はいう。

曾地在徐方境內、爲淮夷心腹肘腋、說文、鄫姒姓國、在東海、漢書地理志、東海郡云、繒故國、禹後、一統志、故城今在嶧縣東八十里、此當是曾國東境之邑也、左氏襄公元年傳、次于鄫、杜注、鄭地、其地在今河南歸德府睢州南、此當是曾國西境之邑也、史旗與𪓐、同屬濂公部下、任戰于河南方面、員又爲史旗之部將、則所克之曾、殆爲左襄元年所次之鄫也、此以後、曾遂助周人以抗淮夷、故鄫世爲淮夷病、左傳僖十六年注　故至宣王伐淮夷時、曾伯霥遂爲主力軍之一矣

これは地を河南・山東の接壤方面とみているものであるが、陳氏も漢志・說文・左傳を引き、この器にいう征役を東夷の征伐とし、括地志に引く繒の故城、鄫城の西・淮水の北、嶧縣の東八十里とする。以上によれば、郭說はその地最も近くして密縣、吳說はさらに遠く商邱の附近、陳說は最も遠くして山東嶧縣となるが、陳氏はまた郭氏の會と稱する說をも紹介している。いまその字をみるに曾器にみえる曾とは字形異り、字はまさに會であるから、郭說によつて會と釋しておく。𪓐鼎では王が東夷を伐ち、史旗が濂公の命によつて作戰し滕を伐つているので、吳・陳二氏はこれを山東の方面に比定しようとしたのであるが、羼朔では吳氏は滕を鄬にして鄭の地であるとしている。本器との關聯から考えると、何れも鄭方面の作戰であつたらしい。淮夷は古く東夷とも南夷ともいわれ、淮水の上游よりその流域に多數の小邦をなしていたので、宗周鐘にみえる東夷南夷廿六邦のごときも、この方面の夷系諸族である。中氏諸器にいう南國もこれらの南夷に外ならない。周初の征役に關する彝銘を、すべて山東方面の東夷と考えるのは、成王踐奄說を背景とする一種の先入觀に導かれたものであつて、このような先入觀を棄てて、文に卽して嚴密にその意を考えるのでなければ、新しい史料としての彝銘の價値を十分に發揮することは不可能となろう。

員先、內邑、員孚金、用乍旅彝

「員先」の先は先候のことをいう。先は本來軍行における除道の意味を含む行爲であつた。中方鼎二論叢十集參照。

「內邑」は入邑。鄶邑に入つたことをいう。員はここで金を俘獲し、その功を記念して旅彝を作つたのである。賜賞のことをいわずして器を作つているのは、自らその功伐を銘したものであろうが、𪓐鼎においても貝を俘獲して器を作ることをいう。

訓讀

員、史旗に從つて會を伐つ。員、先して邑に入る。員、金を俘れり。用て旅彝を作る。



員　彝

參考

大系の拓は于氏の藏する一本に據り、羼朔は商承祚氏の藏するところによるという。三代には器葢の二銘を收めている。字は行款整い、成王初期の健爽の風はないが、疐鼎に似て雅醇である。この兩器に記すところは、あるいは同じ征役であろう。

なお同銘の尊一器があり、藤井有鄰館の藏するところ。

器影は日本・一四五に錄入している。その文樣は員卣と同じく概ね突線を以て表出し、器腹に饕餮、口頸部に蕉葉虺龍文、圈足部に虺龍、口頸下に圓渦文を飾る。四方に鈎稜あることも卣と同じ。卣と同時の製作とみられる。

卷一上　二二八～二二九

二一、員　鼎

器　名　父甲鼎窓齋

時　代　成王大系・通考・斷代　西周中葉韡華

著　錄

銘文　窓齋・六・八　大系・一四　綴遺・四・七　小校・二・九七　三代・四・五・四

考釋　韡華・乙上・一一　大系・二九　文錄・一・一五　文選・下・一・五　積微居・八〇

銘　文　四行二六字

唯征月既望癸酉、王獸于昏歖、王令員執犬、休善、用乍父甲䵼彝　𣪕

征月は正月。正の繁文である。獸は狩の初文。卜文はみなこの字を用いている。昏歖を韡華に氏羌の氏にして氏郘であるという。

眡古文視字、見周禮說文、眡下字、从昬从攴、古文郘字也、眡郘地名、眡字當从氏聲、殆卽氏羌氏字之假借、眡郘疑謂氏羌之郘地也、卜詞云、王田眡、眡卽此眡字、此从目又、特文字轉訛之故

もし柯氏の說の如くならば、當時の氏羌の所在について、その地が王の田狩しうる範圍にあつたことを證する必要があろう。卜辭には氐族とみられる方名はない。積微居にはこれを南鄭の祇林に充てようとしている。



昏字上从氏下从目、說文、眡視貌也、从目氏聲、此昏歖地名、歖字从攴啬、啬卽今倉廩字、金文廩字多从米也、余疑此歖字殆假爲林、古林亩二字音同、故可通作、林爲獸之所聚、古人狩獵往々於林、國語云、唐叔射兕於徒林、太平御覽一九〇引竹書紀年云、夷王獵于桂林、得一犀牛、並其證也

卷一上　二三〇～二三一

昏歖何地、不知所在、左傳昭公十二年曰、昔穆公欲肆其心、周行天下、將皆必有車轍馬跡焉、祭公謀父作祈招之詩、以止王心、王是以獲沒於祇宮、穆天子傳注引紀年云、穆王元年、築祇宮于南鄭、豈南鄭有祇林、祇宮則因地而爲名歟

器銘にいう田獵がどの地で行なわれたかは地名を考證しえない限り不明であるが、當時の獵地として最も著明なものは、宗周の地ならば渭北、成周ならば河內修武の方面である。員の三器はみな出土の地を明らかにしないが、卣文によると員は史旟に從つて會を伐ち、また𤎩鼎によると史旟は成周の師氏と有嗣後國を以いて滕を伐つているのであるから、員は成周附近の族であつたと思われ、このときの田獵の地もおそらく東都周邊の藪澤の地であろう。銘末の𣪕標識をもつものは殷室出自の家であるから、員は成周庶殷の一とみられる。

員は鼎形に從う。卣文及び他の一鼎と同じ。執犬の執は手械を加える意の字であるが、ここでは犬を擒縱することをいう。文選には縶と訓している。郭氏は執を鷙とよみ、上文の令を賜與の義とし、かつ休善を休膳にして、王が員に鷙犬を賜い膳を休賜したとみる。いう。

令當訓爲錫、執當讀爲鷙猛之鷙、凡作器、大抵因受長上之賜、故紀之以矜光寵、故知此語必如是訓讀、如僅是命令員携執獵犬、不至驚寵若是也

休善亦當讀爲休膳、膳者牲肉也、周禮膳夫鄭注　言旣錫之以猛犬、又休之以牲肉

しかし犬と膳とを賜うて器を作つたという例は他にない。ただ善を膳とよむのは、窓齋、綴遺も同じ。綴遺は犬を以て庖厨に充てたと解するもので、「此王

田獵時、命員執犬以充庖厨、如晉厲公田、郤至奉豕、是也」というが、狩獵のとき犬肉を庖厨に用いるというのも通じがたい。休善は積微居のいうように同義であり、ここは員の事功を賞した語としてよい。賜賞のものを記していないが、獵犬の擒縱を休善とし優渥の語を賜うているので、賜與のこともあつたものと思われる。𢼸鼎にも員卣にも、賜與のことは記していないが、一時このような形式の銘文が行なわれたのであろう。員は父甲の器を作つている。廟號に干名を用いるのは東方の俗である。銘末に圖象款識がある。郭氏いう。

宋人釋爲析子孫、近時王國維又說爲抱尸而祭之形、均是臆說、按此乃員之族徽、有竟省作𠬝者、卜辭屢見、亦爲國族之名

この圖象は殷器以來甚だ多くみられるものであるが、その器文を檢してゆくと、殷の多子の後にこの圖象を用いるものが多い。すなわち子と同じく、殷室出自の身分稱號として用いられたもので、小子・小臣の器に多くみえている。「殷の基礎社會」、「小臣考」參照。員は小子小臣の家系に屬し、東方系貴游の出自であると考えられるものであるが、このとき王の田獵に從つて執犬のことに從つているのは、當時における成周庶殷のあり方を示す一例として、甚だ興味がもたれるのである。

訓讀

これ正月既望癸酉、王、晉斆に狩す。王、員に命じて犬を執らしむるに、休善とせらる。用て父甲の攆彝を作る。𠬝

參考

この器はその圖影をみないが、字迹は厚趠方鼎、師旂鼎に近い優雅な小字である。周初の宏放雄偉、あるいは健爽雋鋭なる書風と、殆んど對照的であるといつてよい。厚趠方鼎にも濂公の名がみえていて、𢼸鼎・員の諸器と關聯があり、その書風もまた似ている。當時の殷系貴族の間に行なわれていた一様式であろう。

員の器には以上卣・尊・鼎のほか、なお尊四・壺一・盉一・卣一、また員父と稱する尊がある。その著錄を揚げておく。

*尊一　貞松・續・中・七　三代・一一・一二　五

「員乍䵼」の三字を銘している。

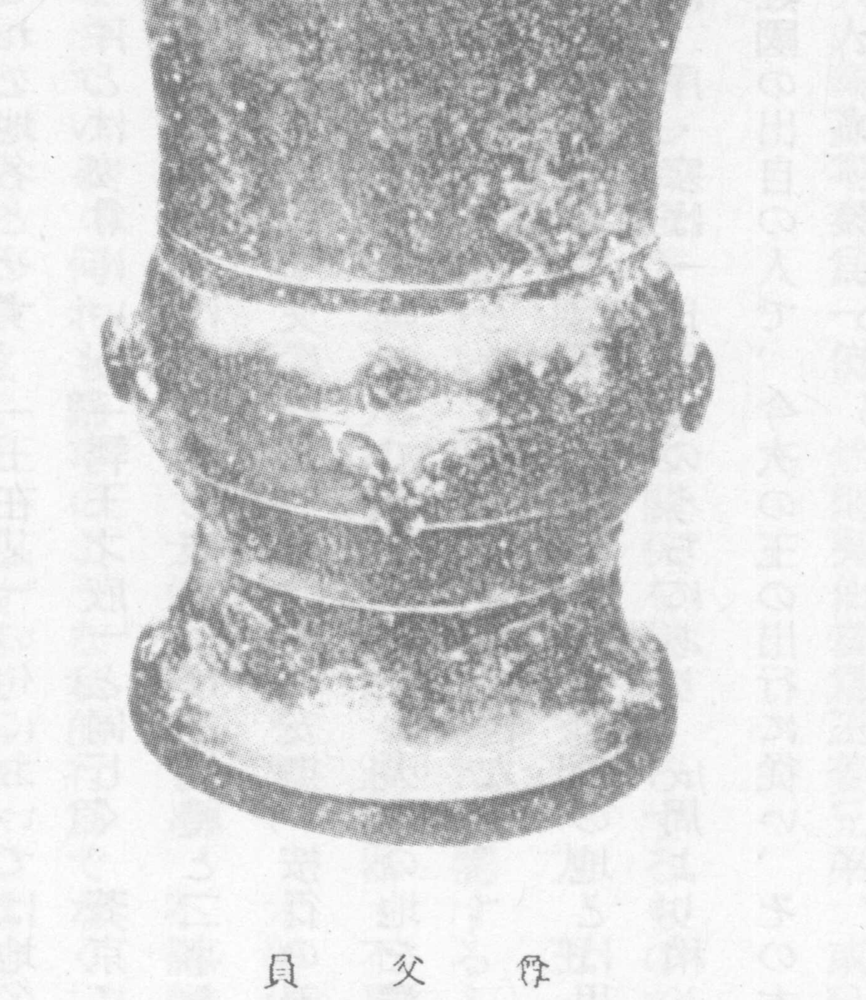
*尊二　甲編・五・二四　貞松・補・上・三四　三代・一一・二八・二

「員乍厥皇考寶隣彝」の八字を銘している。皇は下部が王形に從つており、甲編には生と釋するも、皇の異文であろうかと思われる。甲編にいう。「高五寸五分、深五寸一分、口徑五寸、腹圍一尺三寸二分、重五十五兩」。項下に蕉葉虺龍文、頸に夔鳳、腹に直文、腹下に夔鳳文を飾り、周初の器制である。

*尊三・四　周存・五・一一　綴遺・一八・六（二器）　三代・一一・三一・六

「員乍父壬寶隣彝、子々孫其永寶」の十三字を銘し、文末に圖象標識𠬝を付している。父考を父壬と稱し、圖象款識を用いているので、員が東方系の族であることは明らかであるが、鼎には𠬝の標識を用いており、一族にして二標識あり、族と標識との關係が注意される。

*壺　貞松・七・二四　善齋・禮三・四四　小校・四・七四　三代・一二・四・三



員父尊

「員乍旅壺」の四字を銘する。善齋にいう。「身高一尺六寸九分、口徑三寸六分、底徑五寸一分」。才壺貞松・四一　通考・七一四と形制同じく、素文貫耳、細身の壺で周初に行なわれたものである。

*盉　貞松・續・中・二五　三代・一四・五・九

「員乍盉」の三字を銘している。

*卣　錄遺・二五二　「員乍夾」の三字を銘する。夾は何の意か知りがたい。夾召・召夾と連用する語である。あるいは殷代王妣の稱である夾の異文であろうか。

*員父尊　攈古・一之三・四九　筠清・一・三　簠齋・一九　奇觚・五・六　從古・一三　二三　夢郼・續・二四　周存・五・一六　綴遺・一八・二一　小校・五・二一　三代・一一・二三・四

「員父乍寶隣彝」の六字を銘する。員の字は他の諸器と同じ。尊は腹に弦文あり、正中四面に犧首を飾る。作册睘尊と近い形制のものである。



員卣・員尊は京都の藤井有鄰館にその器を藏し、他に員氏諸器のうち圖象の知られるものに尊二・壺一あり、何れも周初の制である。またその字迹も雅醇あるいは雄勁の趣をもち、趞・睘の諸器と並ぶべきものがあると思われる。

二二、作 册 睘 卣

器　名　夷伯卣古文審

時　代　成王大系・通考・斷代　昭王麻朔・唐蘭

收　藏　「海豐吳氏藏」攈古　「潘伯寅藏」周存



卣
睘
册
作

著　錄

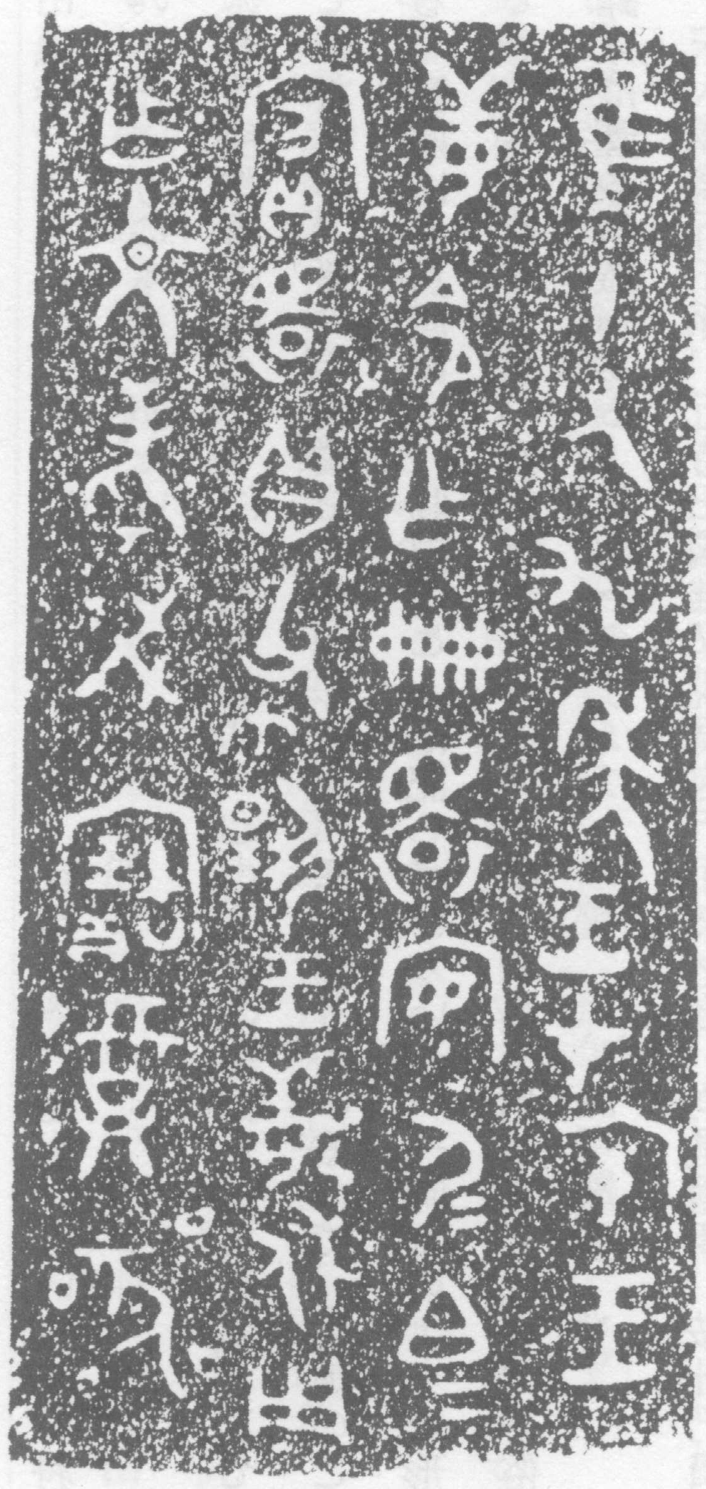
器影　斷代・二・九

銘文　筠清・二・四四　攈古・二之三・八六　周存・五・八九　窓齋・一九・二二　研究・上・五二　大系・五　綴遺・一二・九　小校・四・六一　三代・一三・四〇・三、四　書道・三七

考釋　拾遺・下・二　古文審・四・八　韡華・庚上・五　研究・上・五　二　大系・一四　文錄・四・九（尊）　麻朔・二・二九　積微居・一八五　斷代・二・一一六

器　制　兩耳犧首、素文。蓋緣・器の項下・圈足に各弦文あり、蓋器とも正面に獸首を附している。蓋に兩角あり、その形制は作册翻卣・𡢁季卣・盂卣と近似している。

銘　文　器蓋二文　各四行三五字



佳十又九年、王才厈

この器と殆んど同銘に近い尊あり、尊銘は上六字を略している。郭氏はこの十又九年を、文王紀元とする王國維の說を是としていう。

此與令毁亦同時器、十又九年、文王紀元之十九年、成王六年也、周初用文王紀元、至成王七年、平定淮徐後、始以功作元祀洛誥、王國維有周開國年表、揭發之、觀堂別集補遺四葉、其說無可易

しかし洛誥にいう元祀は紀年のことをいうものではなく、また篇末の「惟周公誕保文武受命惟七年」もこれを周公に屬していうのみで、成王の年紀が文王からはじまることをいうものではない。このことについては別の機會にいう。この十九年はそのまま成王の十九年と解してよい。

厈は趞尊にもみえている。郭氏はこれを中方鼎の寒餗と同地としている。

厈與下南宮中鼎之一之寒餗、爲一地、當卽寒浞故地、地在今山東濰縣境

郭氏が厈と寒餗とを一地と解したのは、中鼎に「十又三月庚寅」とあり、本器と同じく「在厈」をいう趞卣には「十又三月辛卯」とあつて日辰がつづいているからである。それでこれらの器を同時の作とし、厈・寒を同音の異文とみたのである。しかし中鼎は南國虎方を伐つ征役のことを記しており、山東とは方面を異にしている。安州六器通釋參照。甲骨金文學論叢十集所收十三月は閏月であるけれども、庚寅・辛卯は日辰一日の差であるから、この前後數次の閏月にみることのできる干支であり、これだけで兩者を同年と定めることもできない。またかりに同年の器とするも、厈・寒は自ら別地としてよく、中鼎では寒を寒餗とよんでいる。寒の一字によつて直ちに寒浞のような古傳說に結びつけてゆくのは、危險な方法というべきである。また唐蘭氏は、「王才厈」を以て昭王南遊のことを指すといい、王姜を康王の后とし、楚辭天問に「昭后成游　南土爰底」とあるものがこれに當るとしているが、昭王南征のとき、どうしてその母后を伴なつたのか說明しえず、その事は甚だ不審というべきである。

古文審には詩の邶風泉水「出宿于干」の干に充て、路史國名紀に蹇叔が干國に入つたとすることを引いている。陳氏はこれを地名とせず、「王在茱」の句においては地名をいうときもあり、宮寢をいうこともあるので、厈とは麥尊にいう「霸王才㡉」と同じく、莽京における宮寢の一部であるとする。しかし麥尊の文は、辟雍における儀禮と㡉における儀禮と二事を記しており、これを莽京宮寢の一部とするのは確かでない。下文にみえる安は後の安撫・按行の義を含むもので、「在茱」といい「安」というのは出行の途次でのことである。陳氏は夷伯の地を濮陽と解するも、兩地は東西に懸絕しており、使者を派して安撫しうるような地域ではない。

王姜の行動している範圍から考えて、厈は山東のような遠隔の地とは思われない。もし本器が中鼎と同時のものとすれば、厈・寒は一日行程のうちにあり、成周より稍しく東方の地であろうと思われる。王姜は河南姜姓國の出自の人で、今次の王の出行に從い、その本貫に近い方面で王に協力し、諸族の撫恤に努めていたものと考えられる。

王姜令乍册睘、安尸白

王姜は叔隋器・令毁にみえる。成王の妃である。斷代にその出自を齊國であろうとしていう。

當是齊太公之女、故左傳襄十四年、王使劉定公賜齊侯命曰、昔伯舅太公、右我先王、或係指呂望之相成王

思うに成王の妃を姜姓とする說は經傳にみえず、左傳のいうところはおそらく武王の妃邑姜をさすものであろう。成王の妃王姜については經籍にその傳を失しているが、金文によつてその缺を補い

うるのである。陳氏は一說として呂望その人をいうかとしているが、睘卣では王姜は君と稱されており、婦人をさすことは疑ない。その出自は不明であるが、おそらく河南の姜姓であろう。麻朔に器を昭王期に屬し、上文の厈をも楚地の岸門に充てて說いているが、これは郭氏のいうように昭王の妃は房后であつて王姜でなく、その他の點からも昭王期說はとりがたい。

王姜が乍册睘等に使令していることについて、陳氏は、王姜の下屬に作册・內史の屬の諸官があつたとみているが、官制的にそういう關係があつたものとは考えがたい。作册諸官が主として祭事などを管掌している關係上、自然君婦にことを命ぜられることもあり、殊に本器にいうところのごときは、王姜出自の地域における撫恤策であつて、多分に政策的な行爲であるとみられる。

尸白は夷伯。下文の主語ともなつていて、重文の複點を付している。筠淸館に龔定盦の釋文を附載しているが、字を二百とよみ、二百の重文は奭であるから、これは燕召公奭が助祭したことをいうものとしている。初期の考釋家の說にはときにこの種のものがみられるが、金文の釋において定說をうるまでには、なみなみならぬ苦辛が拂われているものが多く、夷伯のごときもはじめは攈古に人白、孫釋に尸白、古文審に尸白などと釋されていたもので、韡華に至つて「夷伯」と定めている。

大系にいう。

尸白夷伯也、古金文、凡夷狄字均作尸、卜辭屢見尸方、亦卽夷方、揆其初意、蓋斥異族爲死人、猶今人之稱爲鬼也、後乃假爲夷字、周禮凌人、大喪共夷槃氷、注云、夷之言尸也、實氷於夷槃中、置之尸牀之下、所以寒尸、尸之槃曰夷槃、牀曰夷牀、衾曰夷衾、移尸曰夷于堂、皆依尸而爲言者也、其士喪禮・既夕禮・喪大記注、均同此說、又左傳成十七年、吾一朝而尸三卿、韓非子內儲說六微、尸作夷、此尸夷通用之明證

これは卜辭によつて尸方を夷方と釋し、また尸の形義を論じたものであるが、郭氏はさらに尸夷の音通をも論じている。

夷伯が王姜から使者をえているのはどういう意味であるのか、その關係を考えることはこの器銘を理解する上の一要點である。女君が自ら外服の國に使者を派するのは、尋常のこととはしがたいからである。斷代はこの點について、夷伯は姜姓にして王姜と同姓であつた解している。その說にいう。

王姜令作册所安之夷伯、乃是姜姓之夷國、左傳桓十六年、衞宣公烝於夷姜、又取公子之妛於齊女者爲宣姜、此夷姜是夷國之女、左傳隱元、紀人伐夷、杜注云、夷國在城陽莊武縣、今濮陽、此器夷伯之夷作尸、卽此國、左傳又有妘姓之夷、莊十六、晉武公伐夷、執夷詭諸、左傳隱元正義引世族譜、于夷詭諸之下注云、妘姓、又引世本、夷妘姓、守毀三代・八・四七・三、又、四八・一曰、王吏小臣守、吏於夷、夷賓馬兩金十鈞、夷字从大从弓、器屬成王以後、疑是妘姓之夷

これは器文の夷伯を以て濮陽の夷國とし、左傳にみえる夷姜の名によつて姜姓とするものであるが、夷姜の名はその謚を冠したものともみられ、必らずしも夷國姜姓の證とはしがたい。陳氏の說は實は楊氏の積微居にその材をえているとみられ、楊氏は夷國に妘・姜の二姓あることを詳論している。かつ楊氏は夷國姜姓の說を證するに、器文の安を歸寧の義と解し、王姜はその出自の家である夷伯に歸寧するのに易えて、使人を遣わしてこれを問安せしめたとするのである。

按安今言問安、寧與安同義、故經傳皆言寧、詩周南葛覃云、歸寧父母、毛傳云、寧安也、父母在、則有時歸寧耳、孔疏云、此謂諸侯夫人及王后之法、春秋莊廿七年、杞伯姬來、左傳曰、凡諸侯之女、歸寧曰來、是父母在、得歸寧也、父母既沒、則使卿寧于兄弟、襄十二年左傳曰、楚司馬子庚、聘于秦、爲夫人寧、私也、是父母沒、不得歸寧也、泉水有義不得往、載馳許人不嘉、皆爲此也、樹達按、彝銘記王姜令作册安夷伯、據古禮言之、知王姜之父母既沒、故使睘往寧、與左傳襄公十二年楚司馬子庚爲夫人秦嬴寧秦爲一例、然則夷伯當爲王姜兄弟、或兄子之類、孫仲容謂爲王姜之母黨、是也

これは器銘の安を歸寧と解して王姜と夷伯の關係を說こうとするものであり、陳氏もその說に對しては「是正確的」と一應肯定する態度をとりながらも、また一方、王・后の使者が諸國にゆくときは安・寧・使・省の字を用いるともいい、歸寧說を全面的に承認するものでもないようである。

金文に王姜の名のみえるものは、本器の外に睘卣・令毀・叔隋器・不壽毀等であるが、令毀においては作册夨令の隮宜を受けて貝十朋・臣十家・鬲百人等を賜い、本器では夷伯を安んじ、叔隋器では宗周において𡔷祀の行なわれたとき叔をして大保に使せしめ、不壽毀では王の大宮に在るとき不壽に賜與のことを行なつている。何れも歸寧のような私的行爲でなく、王に代つて行つたとみられる公的行爲であり、それで令毀や不壽毀では、受賜者は王の休に對えて器を作つている。ただ本器では睘は王姜の休に對えて作器しており、その點に稍しく異なるところが認められるが、睘がこれによつて尊・卣を作つていることからみると、その使命はよほどの寵榮と考えられていたのである。

夷國の名は殆んど文獻にみえず、左傳に一見するに過ぎない。かつその地は山東に僻在し、王室に入嫁するほどの名望の國であつたかどうか疑わしい。また姜姓であることについても夷姜の他に證なく、夷もまた厲嬀・戴嬀左傳隱三年のような謚號であつたかも知れない。要するにみな推測の域を出ないものである。

以上のように同姓說・歸寧說が必らずしも成立しがたいものとすれば、令毀等における王姜の行動から考えても、それは王姜が何らかの事情によつて王の公的行爲を代行したものとする外ない。そしてこの場合、王姜の出自の地の關係から、王姜の名を以て事を行うことが事情に適する理由があつたものとしなくてはならぬ。

夷はあるいは左傳莊十六年にみえる夷であろう。東周王畿に近い地であつたらしい。左傳にいう。

王使虢公命曲沃伯、以一軍爲晉侯、初晉武公伐夷、執夷詭諸、蔿國請而免之、既而弗報、故子國作亂、謂晉人、與我伐夷、而取其地、遂以晉師伐夷、殺夷詭諸、周公忌父出奔虢、惠王立而復之

夷は周の大夫夷詭諸の采地で、周晉の爭奪の地であつたようである。夷伯とは、おそらく周初にその地を領していたもので、後の妘姓とされる夷との同異は知られない。地望を以ていえば、この方が遙かに器銘の事情に合するのである。今しばらく周初に夷の地を領したものと解し、かつ王姜出自の家と親緣の關係にあつたものとみなしておく。安は寧と同義。文錄に「安猶寧也、盂爵、王令盂寧鄧伯、與此同」とあるのがよい。韡華に安を勞慰の義とし、「猶左傳、王使王孫滿勞楚子者、

然是尸伯來賓于周、而命睘職此慰勞之禮也」というが、下文にみえる賓は使者に對する禮であるから、王姜から使者が派遣されたとみるべきである。

尸白賓睘貝布

儐は長上よりの使者に對して、儐禮を以て物を贈ることをいう。多くは貝・布の類を用い、中甗においても貝を儐している。中甗は中が淮上の南國に使したときのものである。關よりして東には、ひろく貝・布を用いる風が行なわれていたのである。韡華に貝布を「所以爲獻者」、すなわち獻納した物と解しているが、それでは作器の事由を解しがたい。

揚王姜休、用乍文考癸寶障器

睘が夷伯から儐物を受けたのは王姜の恩命の致すところであるから、王姜の休に對揚してこの器を作つたのである。文考癸は、同時に作られた睘尊においては「朕文考日癸」と記されている。尊はまた文末に圖象款識である𠙵を附している。作器者睘は東方系の氏族である。

尊銘には銘末が「旅寶」となつている。すなわち旅宗の器である。本器銘末の「乍寶障器」という形式は例の少いものである。

訓讀

これ十又九年、王・厈に在り。王姜、作册睘に命じて夷伯を安んぜしむ。夷伯、睘に貝・布を儐す。王姜の休に揚へて、用て文考癸の寶障器を作る。

參　考

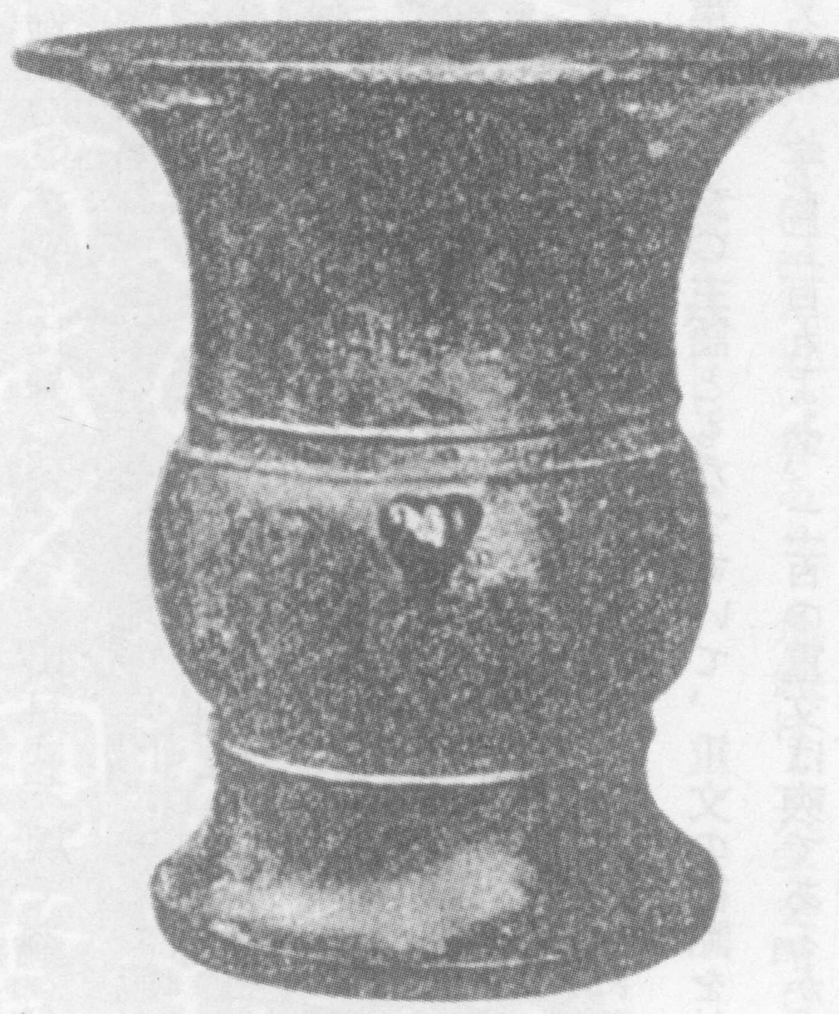
睘の作器になお作册睘尊・睘毁がある。尊は本器と同時の作で殆んど同銘である。

＊作册睘尊

器影　尊古・一・三六　通考・五四二　冠斝・上・三四

銘文　攈古・二之三・五〇　三代・一一・三三・四

考釋　大系・一四　通考・三九八　麻朔・二・二九　積微居・二四　斷代・二・一一七



作册睘尊

器制　通考にいう。「高六寸四分、腹前後飾羊首」。なお上下の分層のところに各二條の弦文があり、卣と同じ文様である。殷末周初の器制とみられる。

銘文　四行二七字。腹内にある。文にいう。

才厈、君命余乍册睘、安夷白、夷白賓用貝布、用乍朕文考



日癸䵼寶　𠙵

卣銘と殆んど同じく、文首の六字を缺く。大系にこの六字を泐去したものとみているが、泐損のあとなく、はじめから省略されていたのであろう。君は女君の稱。大系に𦣞姜鼎「余隹嗣朕姑君𦣞邦」とあるのをその確證としているが、琱生毁にも君氏の語があり、經籍にも君氏・小君の語がみえる。卣文と對照するに、君とは王姜をいう。「余乍册睘」は大盂鼎「余乃辟一人」、宗周鐘「余一人」と語例同じ。積微居には左傳僖九年「小白余」の例をあげている。日癸は殷文に多くみえる廟號である。卣文では單に癸と稱している。

銘末の圖象款識は宋代の著錄に舉とよまれているもので、この款識をもつもの無慮數十器、貞松に錄するものは多く洛陽の出土であるが、宋代には山西壽陽の紫金山から出た爵考古・五・四もある。殷器とみられるものも多く、殷以來の古族であるらしい。

斷代に睘の卣・尊の形制を論じていう。

此組之卣與尊、同於召卣・召尊、代表成王時代簡樸式的尊卣、樸素無文、只有弦文和小羊頭、此類簡樸式的尊、可分兩類

一、召尊・睘尊・員父尊・宿父尊善・一二八

二、友尊・父乙尊商周・五二九　叹尊・辛尊商周・五四八

第一類尊身尚保存殷以來三段的分界、是較早的、第二類已没有了三段分界、口沿向下向内成一弧綫、較晚於前式、乃成王初期以後、西周特有的形式

此卣與第二〇器（乍册翻卣）・召卣・𡣐季卣・盂卣等相同

＊睘　毁

銘文　攈古・二之一・二七　筠淸・三・四七　小校・七・七三

考釋　麻朔・二・三一

文にいう。「睘乍寶毁、其永寶用」。

この器は器影未見。乍册睘と一人なるか否かを確かめがたい。字迹は尊・卣よりは稍しく後のものとみられる。

一二三、泉伯卣

器　名　泉伯彝積古　泉伯卣攈古　姜卣奇觚　皐伯卣從古　羞卣善齋　息伯卣韡華

時　代　成王文錄　昭王厤朔

收　藏　「今在都肆、前人著錄一卣葢、與此文同器異」貞松

著　錄

器影　善齋・禮三・三三　頌齋・續・五二（失葢）

銘文　積古・五・二七　筠淸・五・三　從古・一・五　攈古・二之二・三九　奇觚・一八・三　敬吾・下・六八　貞松・八・二八　善齋・禮三・三三　綴遺・一二・六　小校・四・五七　三代・一三・三六・四，五

考　釋　韡華・庚中・七　文錄・四・一五　文選・下三・一一　厤朔・二・三二

器　制　善齋にいう。「身高八寸二分、梁高一尺一寸三分、口縱四寸、橫六寸、底縱五寸五分、橫七寸六分」。器は善齋には失葢。兩鐶あり羊首を飾る。口下正中にも梁と同樣の羊首を附けている。器制は睘卣・召卣・嬴季卣・盂卣などと近くみな一系に屬し、その時期も相近いものであると思われる。



泉伯卣器銘

銘　文　三行一七字。綴遺にいう。「此卣葢、積古・筠淸二錄、皆誤爲彝」。筠淸・攈古・綴遺は葢文であることを明記しているが、善齋に錄するところは器銘であろう。三代に器葢二文を錄している。

隹王八月、泉白易貝于姜、用乍父乙寶障彝

「隹王八月」という形式は、西周後期から列國期に至つて頻繁に用いられているが、初期のものには多く例をみない。本器や庚嬴卣などが、この形式のみえる最も早い例である。おそらく周正を用いる意を特に示したものであろう。

泉は諸家多くその釋を異にし、積古は說文「臮、衆詞、與也」の臮と釋し、筠淸も同じ。攈古には泉と釋するも、奇觚に公史彝の例をあげてその釋を非とし、「泉卽洎、公史彝、逿事有泉、謂有盡也」という。洎盡の意とみるものである。いわゆる公史彝とは逿彝のことである。

公史逿事又泉、用乍父乙寶障彝、（圖象標識）

〔著錄〕西淸・一三・三六　古文審・五・一一　殷文存・上・一九　小校・七・四二　三代・六・四七・一

その文は「公、逿をして使し、泉を右けしむ」とよむべく、「又」は琱生段にいう「又事」というに近い。その器は兩耳有珥、口下と圈足部に虺龍、器腹には雷文を以て埋めた斜格文を飾り、斜格の中央に小乳を中心とした斜卍字形がある。文樣は乳丁旋渦紋段故宮・上六三以下の數器に近く、器制は父癸段故宮・上・五九に類している。時期的にみて泉白卣と同期に位置しうるものであるから、兩器の泉は一人と考えてよい。

綴遺も字を洎とし、洎湨同義にして地名と解している。從古は皐伯にして皐陶の後であるとするが、これは傅會に過ぎていよう。

集韻にこの字を白の古文としている。韡華に字を息と釋していう。

恐是息字、說文、息喘也、从心从自、自亦聲、徐鉉曰、自鼻也、氣息以鼻、會意、此字自下或象心省形

息、姬姓國、滅于楚、見左傳、據此、知息乃西周舊國矣

しかし器銘に父乙の器を作るとあり、姬姓の國とは思われない。字形を以ていえば、說文「谷、口上阿也」という谷、すなわち噱の義を示す字のようである。いま字形のままに隸釋しておく。

于は被動を示す。姜より貝を賜うたのである。姜字のところ銘に泐損あり、積古にはよんで羞として進獻の義と解し、筠淸は妻と釋したが、綴遺はかえつてそれを誤としている。善齋によると字は明らかに姜字である。文錄に「疑卽王姜」としているが、上文に「隹王八月」と稱していることからみて、王姜と解してよいと思われる。

貝を賜う義について、筠淸にこれを喪禮に關するものとしている。いう。

古者錫貝、葢喪禮也、惟喪事以貝爲重、乃賻賵之義、孟獻子之喪、司徒旅歸四布、亦此義、若嘉命寵錫、行於吉事者、則有赤環赤市馬鋚勒之錫、有功則有弓矢圭瓚鬯卣之賜、必無獨錫貝者、讀南亞角銘文、自明白

南亞角とは箙角窓齋・二二・一六、殷存・下・二三、綴遺・二六・一七のことであるが、器銘は喪禮に關したものではない。金文に賜貝の例は甚だ多く、殷器以來、東方系の氏族には貝を以て賜賞とすることが多いのである。初期の金文硏究者はつとめて經籍にいう儀禮と關聯させて器銘を解しようと試みたが、筠淸のこの解釋にもその方法をみることができる。

訓　讀

これ王の八月、泉伯、貝を姜より賜はれり。用て父乙の寶隮彝を作る。

參　考

王姜關係の彝器は合せて六器、令段・睘卣・睘尊・叔隋器・泉伯卣・不壽段である。このうち叔隋器は大保關係の器中に收めてあり、令段は令彝と並び錄してあるので、ここには他の諸器について釋を試みた。なお不壽段は西清に圖象を掲げていてその器制が知られ、またその拓は新たに錄遺に收められている。

＊不壽段　時代　昭王厤朔（昭卅三年トス）

收藏　頤和園排雲殿藏器厤朔

器影　西清・甲・六・三四

銘文　同　錄遺・一五九

考釋　厤朔・二・三一

器制　甲編にいう。「右高四寸四分、深三寸六分、口徑六寸八分、腹圍尺八寸三分、重五十六兩、兩耳」。耳は附耳。口緣下に夔鳳らしい帶文があり、雷文を以て埋めている。器制は殆んど伯簋三故宮・下・一五五に近いものがある。この種の附耳の段は、小臣謎段の形式に先立つものとみられる。

銘文　四行二四字

文にいう。

佳九月初吉戊戌、王才大宮、王姜易不壽□、對揚王休、用乍寶

大宮について甲編に「按杜預左傳注、以大宮爲祖廟、則與他銘所稱大室大廟同義」という。しかし「王在某」という表現をとる場合は多く地名・宮名を以て記しているので、大宮もまた地名・宮名であろう。大室・大廟は儀禮の場所であつて、王の所在を示すべきところではない。王姜について、甲編にいう。「王姜二字、僅見於此、攷鐘鼎款識、有京姜鬲、薛尙功以爲京室之婦、故謂之京姜、博古圖有笞姜鼎、王楚以爲、齊侯之女歸于笞、故謂之笞姜、此葢天子之后、故曰王姜」。甲編の成るとき令段等はなお出土せず、睘卣ははじめて筠清に著錄されているもので、王姜關係の六器中、當時知られているものは僅かにこの一器であつた。京姜鬲と稱するものは拓迹の明晰なものなく、その字迹文章からみても王姜諸器とは同期におきがたい。不壽は人名。甲編に丕壽と釋しているのは吉善の名と考えたからであろう。不壽の次一字は不明。字は衣に從うもののようである。甲編はこれを衽にして、他器の拜手稽首に當る語としている。いう。

臣蒙君賜、皆曰拜手稽首、此獨言衽、屈原離騷曰、跪敷衽以陳詞、注、以衽爲衣前也、拜必斂衽、用以著致恭之意、於禮亦合

金文では賜與をいうときに「王姜賜」とのみいつて賓語をあげない例はなく、賜字の下には概ねその賜物をいう。それでここは不壽と□と雙賓語となるところである。字は衣に從つており、おそらく褒であろう。

末文は王休に對揚するという表現をとつている。王姜關係の器は、王姜の賜與や恩命によつて器を作るとき、概ね王休に對揚する旨をいう。これは王姜の行爲が、王に代る公的なものであつたことを示すものとしなければならない。字迹は前諸器より稍し下るようである。

以上王姜關係の諸器を通じて、一二の問題提示を行なうことができるように思われる。歴史に關する問題はいまここで扱うべきではないから、金文解釋上の問題に限定して、項目的な指摘を行なうにとどめる。

一、王姜は祭祀その他王室の重要な儀禮に關して、王に代る公的な活動をしている。その行爲は主として他族との交渉に關している。

二、王姜が王の東征に從つて遠く山東にまで赴いたとする從來の解釋は妥當でない。その行動は、知られる範圍においては主として河南の西部方面に限られている。

三、このことは王姜の出自が、河南諸姜の一であつたことを示唆する。そして河南の諸姜が、殷周の革命、その後のこの方面の撫恤に重要な役割を荷つていたことを示すものがあると考えられる。

四、王姜の活動は主として成王期の後半以後にあつたとみられる。

五、以上の諸點は、周の東方經營の狀態の一面を示すものがある。

二四、令　段

器　名　矢乍丁公段貞松　矢令段彙攷　矢段厤朔

時　代　成王大系・通考・斷代　昭王厤朔・唐蘭

出　土　「此器近出洛陽、已隨市舶入歐洲」・「同時出土、有鼎三、方尊方彝各一、及此器、共六器」貞松

「相傳、一九二九年、民一八年、有大批銅器群出土于洛陽東北五里、邙山麓的馬坡、其數約在五〇～一〇〇之間、其中包含兩個主要的組、一組是令家之器、一組是臣辰之器、令彝・令尊同銘各一器、令段同銘者兩器、乍册大齋同銘者至少三器」斷代

收　藏　D. David Weill Collection, Paris

著　錄

器影　歐米・一三　Karlgren, PL. XVI　續攷・二・一，二　大系・七五・a，b，c　通考・二九六　斷代・二・一四・一五　通論・五二　二玄一四五

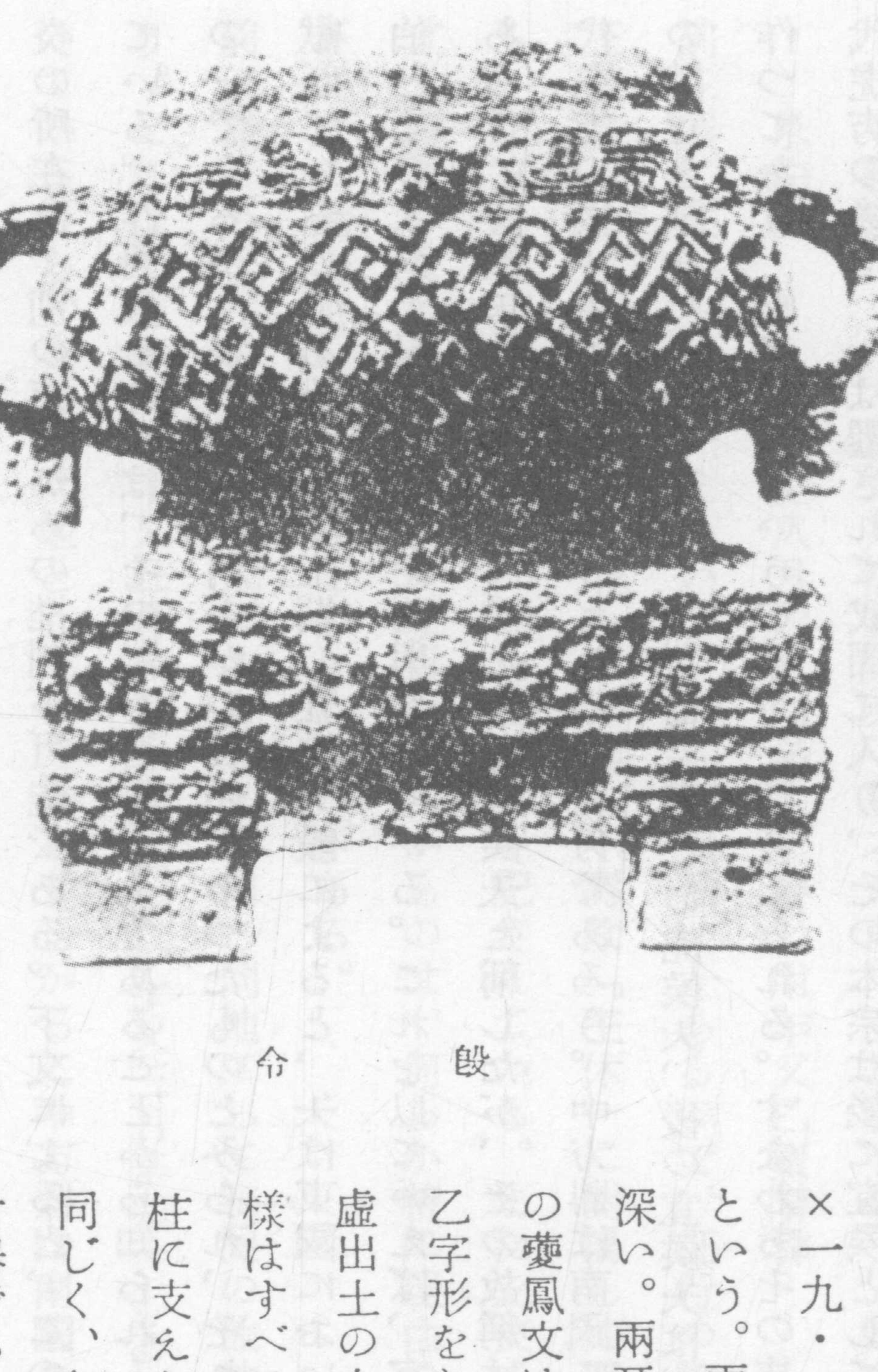
銘文　貞松・六・一一　研究・上・五〇　續攷・二・三　大系・二　小校・八・七四　三代・九・二七・二、又、二八・一　書道・三五　河出・一六八　斷代・二・七七　二玄一四四

考　釋　通考・三四三　研究・四九　叢攷・二六一　續攷・二・一　大系・三　文錄・三・五　文

選・上三・四　麻朔・二・一〇　書道・三五　積微居・一八七　斷代・二・七六　Dobson・一八七
溫廷敬　令彝令毀與其他諸器之重研中山大學史學專刊一・二
郭沫若　夨令毀考釋奴隸制時代所收

器　制　通論にいう。「通座高二四・三糎。失蓋、下有方座、腹飾鉤連雷紋、口足均飾鳥紋一道」。

また陳夢家氏が一九四六年、紐育でこの器をみて實測したところによると、高二五糎、口徑一七糎、寬二八・二糎、方座寬一九・一糎×一九・一糎。兩器とも蓋を失つているという。兩器何れも口の銜接部はかなり深い。兩耳犧首、短い珥がある。口緣下の夔鳳文は後首にして前垂あり、尾部は乙字形をなしている。その鉤連雷文は殷虛出土の白色土器に近いものがあり、文様はすべて雷文を以て埋める。方座は四柱に支えられている。兩器とも形制全く同じく、多少腐蝕も加わつて、鬱然たる古器であることを感じさせる。



令　毀

銘　文　同銘二器、何れも器文、三行一一字。續攷にいう。「按此器、佚其蓋、蓋不知藏何所、貞松堂集古遺文六・一〇～一三、錄器蓋二文、而互易、然因足證其器蓋同時出土、而後分散者也」。しかし斷代には「銘在器內底、兩器俱失蓋、自來著錄諸書、誤以兩銘爲一蓋一器、不知實是二器、並無蓋銘」という。兩器同銘なるも、行款稍しく異なる。

隹王于伐楚白、才炎

第三字の于は拓迹が明らかでなく、郭氏ははじめ各と釋したが、のち于に改めている。于を動詞の前におく例には、獻彝「于遘王休」、杜伯盨「于好朋友」などがある。于伐を搴伐・戩伐・搏伐などの例によつて、于伐二字を動詞とみる考え方もあるが、前揭の例によると于は語詞とみてよい。楚白は禽毀にみえる楚侯・𩰫刧尊の𤉡と文字何れも異なり、また爵號も一致していない。必ずしも同じ國名とみる必要はない。郭氏は楚を淮夷の一にして、當時淮域にあつたものと解していう。

楚卽淮夷、淮徐初本在淮水下游、爲周人所迫、始遡江而上、至于郢𨜏

その說は胡厚宣氏の「楚民族源於東方考」史學論叢一に詳しい。しかし金文において、周初にすでに江漢など南域よりする淮夷南夷の侵寇などもあり、淮夷が西遷して楚となつたとする說にはなお檢討を要するものがある。當時の楚白の所在は、「在炎」という王の前進基地との關係からその地望を推定するほかない。

本器にいう成王の親征を、郭氏は踐奄の役に外ならずとして、「此成王東伐淮夷踐奄時器」とし、



陳氏はまた楚伯を逸周書作雒解にいう「凡所征熊盈族十有七國」のうち、盈族の一であろうという。そして禽毀にいう伐蓋は伐奄であり、小臣謎毀にいう海眉は飛廉のことで、何れも文獻にいうところの淮夷徐戎にして盈族の國であると論じている。兩說とも、器文の炎をどの地に比定するかに關聯する。

炎を郭氏は春秋の郯の故稱としていう。

炎當卽春秋時郯國之故稱、漢屬東海郡、今爲山東（濟寧道）郯城縣、縣西南百里許、有故郯城云

しかし陳氏はその地を西周のときの郯の故地に非ずとし、成王の東遷によつて南遷した後の郯であり、周初の故地ではないと考えている。すなわち春秋宣四・襄七、左傳昭一七年にみえる郯は、越の朱句卅五年に滅んだ南遷後の郯であり、周初には郯は譚の地にあつたとするのである。史記齊世家に、桓公二年前六八四年齊は譚を滅ぼし、郯子は莒に奔つているが、集解に引く徐廣は郯を一に譚に作るという。譚は濟南平陰縣龍山鎭の地で、子姓の國である。その地にまた子姓の䣓があり、ここが古の奄の地であつたとするのである。これは奄・炎・譚を一にする解釋であるが、陳氏は禽毀の埜を蓋にして奄であるとしているのであるから、陳說の如くならば蓋・奄・炎・郯・譚はみな一地に歸することになつて、甚だしく混亂を免れがたい。かつ奄の地は後の曲阜附近とするのが通說であつて、これを龍山鎭に擬することも大いに疑問である。唐蘭氏は本器を昭王の南征をいうものと解しており、炎は寒𤎡・厈よりも近い地で、遠く山東方面にあるはずはないという。およそ某㠯と稱するものは卜辭にも多くみえているが、その地を求めうる炎は召尊に炎㠯に作る。

ものは少ない。自は作戰上の要地であろうが必ずしも都城・城邑のある地であつたのではなく、また平生聚居の地とも限らなかつたのであろう。後の要塞というに近く、從つて相當の軍事施設、物資の儲藏集積もあり、ときにはこれに農耕地や工房などを附設し、その重要なるものには宮寢をも備えていたようである。下文によると作册矢令はこの地で王姜に䢅宜して多くの賜賞をえ、また召尊では召が白懋父から賜賞をえている。

召尊の文によると、この地は召氏と關係の深いところで、召家の旅宮である團宮などもこの地にあつたようである。召尊には

不杯召、多用追于炎不䊝白懋父晉、……用乍團宮䢅彝

とみえている。「追于炎」とは、炎においてその祖考に追孝する意である。當時召族の所領がどの地域に及んでいたかは明らかにしがたいが、周初の器に大保の東征をいうものが多く、大保段では余の地を賜うており、その勢力は河南東部よりさらに東にまで及ぶものがあつたようである。梁山諸器の出土地である壽張は、あたかも曲阜・龍山を底邊とする三角形の頂點の地に當る。しかし本器にみえる炎は、召尊によるとその地に召氏の團宮が營まれていたと考えられ、召氏の本貫を去ることそれほど遠隔の地ではなかつたと推測される。陳氏は炎を平陰の地に充て、康侯鼎・旅鼎・小臣謎段・召尊などにみえる東方の作戰が、すべてこの地を基地として行動しうる範圍にあつたと説いているが、これらの諸器がみな一時の征役のことを記したものとは定めがたい。炎をいうものは、本器と召尊とに過ぎず、本器にいう楚侯・熊盈の族が當時江淮の間にあつたとすれば、地を平陰とする陳氏の説では、作戰基地として北方に偏しすぎているきらいがある。

炎の所在は、別の方面からの推測が可能である。下文によると、この地で作册矢令が王姜に䢅宜している。作册矢令の族は、その器が洛陽出土であることから知られるように成周に移居した東方族の一であるが、炎の地とは何らかの關係があつたものとみられ、それゆえに炎の地で王姜に䢅宜を獻じているのであろう。康王期の宜侯矢段によると、矢は東國において宜の地を賜い、かつ鄭伯七伯とその人鬲千又五十夫等を賜與されている。これを以ていえば、宜の地はおそらく鄭に近い地であろう。宜侯矢はかくて宜に侯となり宜侯矢と稱したが、その故稱は虎侯矢である。おそらくは殷代虎方の後、中方鼎二にいうところの虎方であろう。中方鼎は南國に對する作戰を記し、淮域上游の戡定を試みたものである。安州六器通釋この虎侯矢、後の宜侯矢は、矢令の器と同じく父丁の器を作つており、兩者同族ということが一應考えられる。すなわちその族は淮水の上流方面にあつた殷代虎方の後で、一は遷されて成周に入り、その本宗は後に宜侯として宜地に遷されたものである。本器のいうところによると、作册矢令は炎において王姜に䢅宜し、貝と多くの臣鬲とを賜うている。おそらく炎は、矢令の本貫の地とそれほど遠隔の地ではあるまいと思われる。かつ召卣によるとその地に召氏の團宮がある。召氏の本貫もまた成周の近くであつた。これらの事實を合せ考えると、炎を以て遠く山東の地に比定する從來の説は、事情に合しないものがあると思われる。

巻一上　二六〇～二六一

佳九月既死霸丁丑

既死霸は王國維によると月終の七八日間をいう。すなわち月を四分して第四週に當る。董作賓氏は既死霸は卽ち初吉にして朔であるとしている。殷曆譜・四・一五召尊と同月にして本器は丁丑二四、召尊は甲午四〇であり、何れも「在炎」と稱しているが、召器は康王期の器と考えられるので、本器とは時期が異なるとすべきである。

乍册矢令、䢅宜于王姜

作册は殷以來の官職である。起原的には供犧のことを掌り、祝詞祝告のことに與かつたが、のち誥命一般をも掌るものとなつた。作册考參照。

矢令は一氏一名であろうが、單に令と稱する器も多い。令彝では亢師と令とに賜與したのち、「今我唯令女二人・亢眔矢」といういい方をしている。矢令を連用することもあり、一方のみを用いることもあつたのである。この矢令と宜侯矢との關係は、興味ある課題といえよう。

䢅宜を積微居に䢅俎とよみ、䢅の義を詳説している。その説にいう。

余疑、䢅當讀爲儀禮士冠禮、側尊一甒醴之尊、鄭注彼文云、側猶特也、置酒曰尊、張爾岐云、側尊單設也、按士冠禮又云、醮用酒、尊于房戶之間、鄉飮酒禮云、尊兩壺于房戶間、諸尊字皆作動字用、與側尊之尊並同、然則䢅俎于王姜、葢謂置酒設俎于王姜也、䢅俎連言、䢅義爲置酒、知俎謂設俎矣、或曰、尊有置酒之義、引申之、凡設置皆可云尊、尊俎卽設俎也、說亦通

己酉戍命彝云、己酉、戍命䢅俎于召、言䢅俎于召、與此器同、彝銘末云、在九月、佳王十祀魯日五、佳來東、據魯日之文、知爲殷商器、此段則周初器也、然則䢅俎乃商周間人習語矣

䢅宜がともに動詞であることは、殷器とみられる切其卣二に「乙巳、王曰、䢅文武帝乙宜、在召」と上下に分用する例があることからも知られる。宜は說文古文にこの形に作り、宜と釋する方がよい。その語は商周間の通語であるが、殷器の二例は祖考に宮廟において祀るもので、本器が生人たる王姜に䢅宜すというのと稍しく例が異なる。ただ何れも都を離れてのことである點が一致している。これを以ていえば、䢅宜とは單に設俎の意でなく、特定の意味をもつ儀禮的な行爲である。これと似たものに、小盂鼎に「邦賓䢅其旅服」というものがある。おそらくその旅器等を奠設する意であろうが、その原意は自己の宗廟・社稷の靈を以て君王に服事すること、さらに直接的にはその靈を捧げて君王の靈威を加えるという意味をもつものであろう。それで君王出行の際などに䢅宜の儀禮が行われ、特にその地の豪族が䢅宜獻醴して、一種の魂振り儀禮を獻じたものと思われる。䢅宜に對する賜與が甚だ盛んであることからみても、その儀禮が意味の深いものであつたことを知りうるのである。䢅宜が作册の職にあるものによつて行われていることも注意を要する。作册はもと供犧の簿册を掌る聖職の者であつたからである。

䢅宜を受けているものは王姜である。王姜は成王の母邑姜とも、あるいは成王の后ともいう。邑姜説は成王未成年說から出ている。武王は禮記文王世子篇によると、卒年九十三であつたという。當時成王は十四歳であつたというが、それによると成王は武王八十歳のときの子、また武王は文王十五のときの子となる。かりに古文の字形上、九は七あるいは五の誤とするも、邑姜はすでに頽齢に達し、到底遠征に堪えるわけがない。邑姜說は事情に合しないのである。近時唐蘭氏は王姜を康王の后妃とする說を出しているが、これも徵證を求めがたい。

巻一上　二六二～二六三

上文に「隹王于伐楚白」とあり、この討伐は王の親征であることが知られるが、このとき王姜は王に隨行してかなり重大な役割を果している。王姜の名のみえるものに次の諸器がある。

乍册睘卣　隹十又九年、王才厈、王姜令乍册睘、安夷白、夷白賓睘貝布、揚王休、用乍文考癸寶𨻰器

乍册睘尊　才厈、君令余乍册睘、安夷白、夷白賓用貝布、用乍朕文考日癸旅寶、亼

叔𣪊器　隹王𥂴于宗周、王姜史叔吏于大保、賞叔鬱鬯白金□牛、叔對大保休、用乍寶𨻰彝

不壽𣪘　隹九月初吉戊戌、王才大宮、王姜易不壽□、對揚王休、用乍寶

𡨄白卣　隹王八月、𡨄白易貝于姜、用乍父乙寶𨻰彝

前二器には「王才厈」といい、下に「安夷伯」とあるので、征行の際のものである。これらにおいて王姜は王に代る行爲をしているが、睘・不壽は「王休」に對揚して器を作つている。この器においても、下文に皇王の宔に對して器を作る旨が記されている。また上文に王と稱しながらその聘使・𨻰宜・賜賞のことが王姜によつて行われているのは、何らか特に理由のあることであろう。殷代の婦某が師旅の活動をしているのと似たところがある。

前二器にいう厈の地を、郭氏は中方鼎の寒自と同地にして寒浞の故地、今の山東濰縣の境にあるという。それは中方鼎に「十又三月庚寅」、趞卣に「十又三月辛卯」とあつて、十三月でしかも日辰がつづいているから、これを同地としたのである。しかるに中方鼎は南國を伐つことを記したものであるから、その地が山東濰縣の境にあるはずはない。同時の器である中甗には漢の地名もみえる。從つて本器と睘・中の諸器にいうところが同一方面の征役であるならば、寒・厈・炎は相近い地である。すなわち河南淮水の上游方面であるとみられるのである。

いまこの王征の作戰區域をその方面であつたとするならば、王姜がその師に隨行して諸種の公的行爲をしている理由を說きうるようである。いうまでもなくこの方面は姜姓諸國の根據地であり、王姜はその姜姓四國の出自である。四國中どこの出身であつたかは知られないが、中・呂・許何れかの國から周室に嫁した人であろう。それで王姜は王に隨つてこの地に來り、夷伯を安んじ、乍册夨令の𨻰宜を受けているのである。これらの諸器を踐奄の役などに充てる舊說は、この點からも批判の餘地がある。また陳夢家氏は、魯侯鴞尊に「魯侯乍姜享彝」とある姜を王姜と同一人とするも、これはおそらく魯齊の間の通婚であつて、もとより王姜とは同一人でない。すでに炎が厈・寒と近く、王姜が姜姓四國の一國より嫁して、このとき淮域の王征に隨行したものとすれば、楚伯の地もまた南國の一に當ることが知られるのである。

姜商令貝十朋・臣十家・鬲百人

𨻰宜に對して賜賞を行うのは、聘使に對して賓を行うのと同じ意味であろう。𨙸侯鼎においては、𨙸侯駿方が王に醴を納れて王の祼を受け、また王に侑して宴を賜うている。後世の獻あれば食を賜うという禮に當る。

貝を賜うのは東方系の氏族に對して多く行われている。本器では令は丁公の器を作つており、その廟號からみても、令がもと東方の族であつたことを知りうるのである。

臣を賜うには臣若干家と稱するのが例である。令鼎に「臣十家」、不嬰𣪘に「臣五家」、𪉦𣪘には「夷臣十家」を賜うている。臣の中には大盂鼎「夷𤔲王臣十又三白」のごとき例もあつて、その隷下に多數の人鬲をもつものがある。臣といつても一概に徒隷とは限らず、「臣若干家」と家を單位として稱するものは、下文の人鬲に對しては上級の身分、たとえば管理者などの地位を占めていたもののようである。

鬲百人の鬲は、宜侯夨𣪘にいう人鬲と同じであろう。郭氏はこれを經籍に獻といい、儀と稱するものと同一であると解していう。

人鬲當卽書大誥民獻有十夫之民獻、尙書大傳作民儀、而黎獻字、漢碑亦多作儀、如孔宙碑、黎儀以康、田君碑、安惠黎儀、曹鳳碑、黎儀瘁傷、是也、前人以爲、古文作獻、今文作儀、以儀獻爲陰陽對轉之聲解之、然金文有人鬲、無民獻

鬲字、許書重文作䰛、云、漢令鬲从瓦厤聲、古音亦在支部、如陳風防有鵲巢二章、以鬲聲之鷊字、與甓惕韻、卽其證

儀字古音雖在歌部、然歌部字、于周末卽多轉入支、故余意、今文家乃以支部儀字寫鬲字之音、古文家則誤讀鬲之象形文、以爲獻也

獻與甗通、古器之甗、乃二部所成、上爲甑、下爲鬲、故其象形文、卽于鬲上更着一層、如小盂鼎𪊾見𪊾王邦賓字、又毛公鼎言、鄦圭𪊾寶、均古甗字也、𪊾鬲形近、最易誤釋

これによると人鬲の鬲は儀の聲、經籍碑文の民獻と民儀とは同聲同義、その本來の字形は鬲であるとするのである。鬲を隔の音とみている。

いま思うに、獻に歌・願の兩韻あり、歌韻によむものは多く犧の叚借である。周禮宗伯司尊彝「其朝踐用兩獻尊」の鄭注に讀んで犧とし、司農は讀んで儀としている。釋文に「本又作戲」という。また禮記禮器「犧尊在西」の疏に、周禮司尊彝に犧を獻に作るという。またその音を沙・莎とよむものあり、齊語の聲の誤であるという。禮記郊特牲注　これ歌・支の韻の用法である。

願韻の場合は音は賢、義もまた賢聖の意に用いることがある。書の酒誥に「殷獻臣」とあり、爾雅釋詁に「獻聖也」といい、益稷の「萬邦黎獻」の傳にも「賢也」という。謚法に「聰明叡哲曰獻」、また逸周書作雒解「俘殷獻民于九畢」の孔注に「獻民士大夫也」とみえている。大誥の民獻、酒誥の獻臣は、何れも徒隷の意としては通じがたい。

人鬲の鬲が、厤・儀・獻の何れの音によむべきものであるかは定めがたいが、なお合せ考うべきものに宜侯夨𣪘の人鬲がある。鬲が𠩵聲の字であることはまず疑のないところとみられ、鬲が鬲と同語とすれば、鬲は厤聲を以てよむのが最も近いことになる。これを經籍の民獻・民儀に充てて解しようとするために種々の混亂を生ずるので、鬲と獻・儀とは本來別の系統に屬する語である。人鬲の鬲は、本來は黎・隷と音の近い語であつたように思われる。

本器では單に鬲と稱しているが、大盂鼎には「人鬲、自馭至于庶人、六百又五十九夫」、また宜侯夨𣪘では「人鬲千又五十夫」という。夫を以て稱するのは衆の場合と同じ。臣には家を以ていい、また土田を附して、不嬰𣪘「臣五家・田十田」のようにいうこともあるが、人鬲は概ね七十五人・百五十人

など一定數の集團として扱われていることが多い。本器に「臣十家、𩁹百人」とあるのは、臣一家に鬲十人を配しているように思われる。

公尹白丁父兄于戍々冀嗣三

この句は本銘中最も難解のところである。郭氏は白丁父を下文の丁公と同一人にして矢令の父とは別人であるという。白丁父が生人ならば故人である丁公と一人であるはずはなく、もし一人とみるならば、この白丁父はその生時に遡つていうものとしなくてはならぬ。思うにこの條は王姜の賜賞につづき、令の對揚の語の前にある。しからばこれまた賜賞のことをいうと解すべきである。

兄は貺。郭氏は「兄于戍者、爲戍地之有司所貺也、戍冀嗣三者、戍地非一、各貺伯丁父以冀三嗣」とし、嗣とは玉の系數をいうとする。すなわち禹貢の璣組を以て冀嗣に充てている。この句は諸家に説なく、一應郭説が用いられている形であるが、王姜の令に對する賜與と令の對揚の語間に、このような別事が挿入されることは不可解である。おそらくこれもまた賜與の一でその由來を合せ記したものとすべく、大盂鼎に「易乃且南公旂、用狩」とあるのに類する。祖考の旂や市を賜う例は金文に數見する。ここは賜物が令の先考丁公に關する物であるので、その生稱を用い、公尹白丁父と稱したのであろう。かつて白丁父が戍に貺つた戍の冀嗣三を、今改めて貝・臣・鬲とともに令に賜うたので、その冀嗣三に説明語が附加されている形式である。冀嗣三は未詳。おそらく戰役の際に何らかの呪物として用いられたものであろう。あるいは臣・鬲と並稱しているので、嗣は有嗣の意かともみられるが、助數詞を著けていない。何れにしてもここは、貝・臣・鬲と並擧されている賜物の一とみなくては、文義の通らぬところである。

令敢揚皇王宣・丁公文報

皇王は王をいう。上文に王といい、ここに皇王と稱しているのは、對揚の語であるから特に修飾語を附しているのである。

宣は休と同じ。郭氏いう。

宣字兩見、當是休之異文。休字金文作休、从禾从人、言人于稻草上休息也、許書重文作庥、復从广、从广與此从宀同意、此之亘、葢象臥榻、又對揚王休、乃古人恆語、此言揚皇王宣、例正相合、釋宣爲休、則本銘後半、適成韻語

字はまた令彝「乍册令敢揚明公尹厥宣」・作册大鼎「大揚皇天尹大保宣」の例あり、いずれも鳥形册の標識をもつこの族の器である。また

盂乍父丁卣　兮白宣盂𠬝□貝十朋、盂對揚公休、用乍父丁寶隮彝　¥　雙劍誃・上・三二

召夫方彝　富宣乍册宅簸八簸（亜字形中）西清・一三・六〇

のごときもみな東方系の器で、宣を休賜の義に用いている。從つて郭氏がこの字を休の義に釋したのは正しいが、その字形解釋には問題がある。休は休息がその初義ではなく、休光・休賜の意であるから、稻上に偃息するというような意味ではない。その禾形に從うているのは、軍門の象とみるべく、軍門に旌表するのが原義であろう。また宣は字形からも知られるように宮廟の象で、神靈の前で賜賞を受ける義とみられる。何れも本來休寵の意をもつ字である。

令は皇王の休に對揚するとともに、それを「丁公文報」と稱している。陳氏はこの丁公を齊公呂伋であろうかという。

當時丁公尚在、此例在銅器中、亦是存在的、所以此器的丁公、決不是令父、白丁父可能是姜姓齊侯呂伋、齊世家又稱之爲丁公

令は丁公の器を作つている。陳氏はこの器の伐楚を踐奄の役とみているので、齊侯をここに加えようとしたものであろうが、この丁公は下文「用作丁公寶殷」の丁公であり、令の先人である。ゆえに文報という。郭氏はいう。

丁公文報與皇王宣、爲同例語、同爲揚字之賓格、報當讀爲保、文報猶言福陰也

報は金文において多く償賜の意に用いる。琱生殷に「白氏則報璧琱生」というごときはその例である。しかし文報というとき、文は文祖文考文母のように先人に冠して用いる美稱であるから、郭氏のいうように福陰と解してよい。ただ「丁公文報」とは上句「皇王宣」の説明句である。下文に「用頵後人享、隹丁公報」、「令敢展皇王宣、用乍丁公寶殷」というのは、みなその文報を明らかにする所以である。これを以ていえば、丁公は矢令の文考であり、白丁父はその生時の稱であつたとみられる。矢令は作册の職にあるが、その文考白丁父はあるいはその尹であつたので公尹とよばれているのであろう。

用頵後人享、隹丁公報

郭氏は頵を啓と訓している。しかし啓にはその字があり、士父鐘「用廣啓士父身、勵于永命」・叔向父殷「廣啓禹身、勵于永命」・受鐘「廣啓朕身、勵于永命」のように一定の用法がある。陳氏も頵を啓と訓して「用啓告後人、報于丁公」といい、告の義に解している。しかし頵はやはり至と訓すべきであろう。後人は後嗣。語は書の君奭・康王之誥にみえている。「隹丁公報」を、大系に

隹丁公報、則是報祭之報、猶國語魯語、有虞氏報幕、夏后氏報杼、商人報上甲微、周人報高圉

の報とみている。しかしこの報祭は特定の祖宗に對する祭祀で、卜辭の匚・匸に當り、この場合適當でない。そういう意味の報祭は金文にはみえていない。報は文報に對する報で、その冥助に感謝して祀るというほどの意味である。

令用𢀛展于皇王

郭氏いう。

𢀛字當是敬之古文、从苟省廾聲、兩展字从厂長聲、殆是碭之古文、讀爲揚、知者、以上言令敢揚皇王宣、與下言令敢展皇王宣、文例全同、則展亦揚矣

思うに敬には別にその字あり、𢀛は敬とは別の字であろう。いま動詞展と連文の語とみておく。展は下文の「令敢展皇王宣」の展と同字であるが、ここでは展下に一于字を加えている。これは受身を示すとみるべきである。展は長に從う。この長形の字は下半が𠬝の下部と同じく、祝史長老の象とみられ、ここでは皇王の殊寵を受けた意であろう。すでに丁公に對しては、その文報について、「用頵後人享、隹丁公報」と述べているので、改めて皇王の休賜をいい、下文に對揚の語をなしているのである。

令敢展皇王宣、用乍丁公寶殷、用隮史于皇宗、用鄉王逆造、用殹寮人

戻は寵榮とする意で、ここでは對揚の義に近い。障史は障事。鄉は饗。說文に造の古文を艁に作る。
この句と同じ語例のものに

　麥尊　麥揚用乍寶障彝、用鬲侯逆造、遷明命
　麥彝　用鬲井侯出入、遷命

とあり、鄉と鬲、逆造と出入とが相當つている。また

　小子生尊　用對揚王休、其萬年永寶、用鄉出入事人　西淸・八・四三

という例があり、事人を併せていう。

餒は𣪘の動詞形とみられる。說文に「飤、飽也、从亼𣪘聲、民祭、祝曰厭飤」とある。寮は卿事寮・大史寮・百寮・敵寮の寮で、官僚をいう。この部分の表現が麥氏の器と極めて似ていることは、矢令の職分を知る上からも參考となる。かれらは周室の祭祀に奉仕する東方系出自の人たちであつたのである。

陳氏は障史以下の句によつて、この器を祭器とみず、日常實用の器であるというが、障史・鄉・餒はみな祭祀儀禮に關するものである。實用の器を「丁公寶𣪘」ということはない。矢令は作册の家柄で祭祀儀禮に與かつており、そういう儀禮の際にこの器を用いることがあつたのであろう。

婦子後人、永寶、鳥形册

婦子後人という例は必ずしも多くないので、文選には婦子の二字を上句に屬し、「用餒寮人婦子」に作つているが、寮人と婦子を併稱するのは不類である。やはり婦子後人とつづけるべきであろう。

大體母妣婦人のことをいうものには東方系の器が多く、その點周系のものとやや異なるところがある。王姜が東方の諸族に對して使令し、あるいは自ら障宜を受けるようなことをしているのも、東方諸族の傳統・習慣によるところがあつたのかも知れない。

銘末の鳥形册の圖象標識は、作册の職と關するところがあると思われる。郭氏いう。

　鳥形文乃作器者之族徽、同出之器、如令彝令尊及作册大鼎、均有此文、册乃書寫之意、某册猶今人錄下款言某人書也

册形の標識は彝銘に甚だ多くみられるが、中には兩册形中に獸形をかいたものもあり、册はもと牢牲を錄するに關した字であつたと思われる。それで供犧より祝册・祭祀の官となり、さらに册命を掌るに至つたのである。單なる署名ではなく、その職能や官守するところを示す。族徽というも一族すべてこれを用いるのでなく、族中にまたこれを標識とする一家があつたとみるべく、圖象文字そのものにも分化複合のあとをみることができる。作册考・殷の基礎社會參照。

訓　讀

これ王、ここに楚伯を伐ちて炎に在り。これ九月既死覇丁丑、作册矢令、王姜に障宜す。姜、令に貝十朋・臣十家・鬲百人・公尹白丁父の戍に貺れる戍の冀嗣三を賞す。令、敢て皇王の宣・丁公の文報に揚ふ。用て後人に稽るまで享して、これ丁公に報せよ。令用て皇王に犇戻せらる。令敢て皇王の宣に戻へて、用て丁公の寶𣪘を作る。用て皇宗に障史し、用て王の逆造を饗し、用て寮人に餒せん。婦子後人、永く寶とせよ。鳥形册

參　考

この器文の構成を整理すると、ほぼ次のようになる。

第一段 a　唯王于伐楚白、在炎、唯九月既死覇丁丑、作册矢令障宜于王姜
　　　 b　姜賞令貝十朋・臣十家・鬲百人・公尹白丁父貺于戍々冀嗣三

以上、王姜に障宜して賜賞をえたことをいう。令は貝以下を賜い、併せて冀嗣三を賜うている。冀嗣三は父の紀念品的意味をもつものである。

第二段 a　令敢揚皇王宣・丁公文報、用韻後人享、唯丁公報
　　皇王の休は丁公の冥報の致すところであるから、後人に至るまで丁公に報祀せよといい、まず丁公の威靈に對える辭を爲している。
　　　 b　令用犇戻于皇王、令敢戻皇王宣、用乍丁公寶𣪘
　　令が皇王より寵榮をえたことをいい、皇王の休に對えてこの器を作るをいう。
　　　 c　用障史于皇宗、用饗王逆造、用餒寮人
　　器を用いる用途をいい、前段の趣旨を分說する。

第三段　婦子後人、永寶
　　　末文。子孫に命ずる語を以て結ぶ。

この銘は押韻をもつている。宣・報・報・宣・𣪘・造・寶の諸字が韻に入る。また文中に同韻の字多く、聲韻諧和し、令彝とともに初期銘文中甚だ文辭に富むものである。初期の金文には押韻のものが極めて少なく、一般に金文の押韻は後期の鐘銘に至つてはじめて行われており、この點からもこの器銘は特異なものと稱してよい。陳氏はその器制呂鼎に近しという。ともに鉤連雷文を用いているが、この器のものは直接殷器のモチーフを承けていて、安陽出土の白陶にみえる山形連續文と關係がある。同形の雷文が殷器の雷文尊梅原・白色土器・圖版三八にみられ、器制もまた殷器の系統から出ている。このことは器銘の文辭・押韻とあわせて、本器が東方系氏族の作器であり、當時の東方系氏族の文化を代表するものであることを示す。器銘に押韻がみられるのは、祭祀儀禮において當時すでに歌謠形式のものが行われていた證左となしうるのであるが、本器の矢令がもし虎侯、後の宜侯矢の家と關係があるものとすれば、その本貫はいわゆる二南に近い地である。鐘銘の最も古いものとみられる宗周鐘もこの方面の器とみられ、初期金文中その文辭に異色のある也𣪘も洛陽の出土と傳え、その作器者は周公の家系に屬する。これらを通じて、いわゆる二南及びその周邊の文化の傳統が極めて古いものであることが知られ、またその文辭に特色のあつたことが認められる。國風中二南の詩篇が特異な地位を占めている事實と合せて、周初におけるこの方面の文化は、金文資料の上からも新しく檢討を要するものがあると思われる。

二五、令　彝

器　名　矢令彝貞松　令方彝通考　明公彝文錄　矢乍父丁彝小校　矢彝麻朔

時　代　成王大系・斷代　昭王麻朔・馬敍倫・唐蘭

出　土　「近年出洛陽、聞已入市舶矣、同出之器不少、惜不能備知也」貞松「傳一九二九年洛陽馬坡出土、實僅一器、著錄每誤爲兩器」斷代　令毁參照。

收　藏　Freer Gallery of Art, Washington

著　錄

器影　歐米・一〇　Karlgren, PL. XVIII　大系・五五　形態・四〇，四一　Freer. 21　賸稿三六　通考・六〇三　通論・一六五　水野・一〇四　二玄一四六

銘文　貞松・四・四九　研究・上・三八　大系・三　小校・七・五三　國學・四・一　三代・六・五六・二，五七・一　書道・三六　河出・一九一　二玄・一四七

考　釋　大系・五　研究・上・三八　文錄・二・一三　文選・上・二・二五　麻朔・二・九　善齋・一三二（器）　賸稿・三六　通考・四〇九　積微居・二二　斷代・二・八六　通論・五三　Dobson. 一九五

羅振玉　矢彝考釋　支那學・五・三　又單行本　又遼居雜著所收

巻一上　二七六～二七七

鮑鼎　矢彝考釋質疑

陳夢家　令彝新釋　考古・四

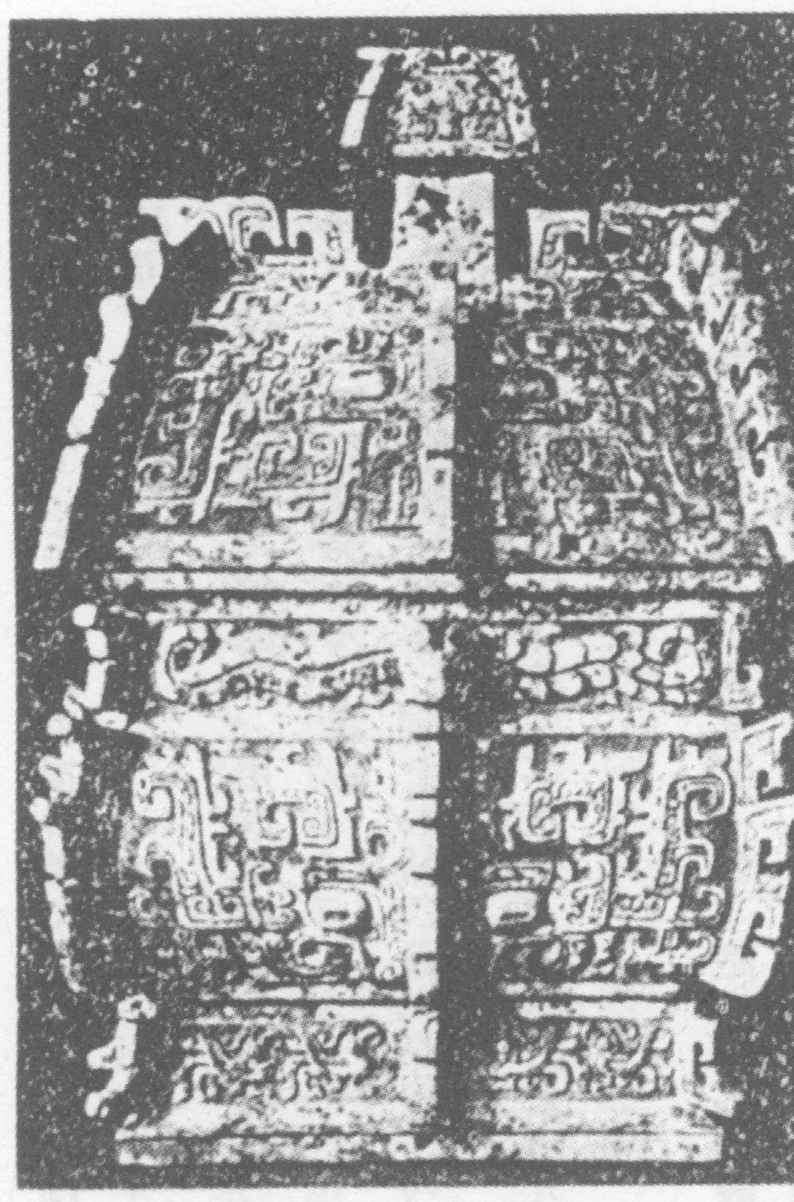
吳其昌　令彝考釋　燕京學報・九

唐蘭　作册令尊及作册令彝考釋　國學季刊・四・一

馬敍倫　令矢彝考釋　同上

佐藤武敏　令彝考　支那學・一二・五

白川靜　令彝について　說林・三・一二



令彝

器　制　斷代にいう。「器高三四・一糎、寬二四・六糎、口一七・七糎×一九・三糎、底一五・七糎×一八・二糎」。また通論にいう。「通蓋高三五・一糎、徧體飾饕餮、兩尾龍及鳥紋、器的足部、四面正中上下、各有兩個四方孔」。器の下腹部にゆるやかな含らみがあり、蓋鈕より圈足に及ぶまで鈎稜を付し、器蓋の正中四面にも鈎稜がある。器蓋に饕餮、器口に獸頭蛇身の展開文を飾り、圈足部には正中に相對う二羽の夔鳳文、側面に相對う一夔文を付す。鳳は前向垂尾。地はすべて方形の雷文を以て埋めている。器形文様は最も父辛方彝通考・六〇二、泉屋・二七、海外・九六に似ている。足部に方孔あるものは、他の方彝通論・一六一，一六二にも例がある。

銘　文　器蓋二文　一四行一八七字

佳八月、辰才甲申

辰は爾雅釋天に「大火謂之大辰」、また漢書律麻志に「辰者日月之舍、而建所指也」という。新城博士の說明によると、大火は五月に見われるもので、それを基準として、月の初昏のときにある星次を觀測したものであるという。殷代にはこの意味での辰字の用法はない。周初の器に至ってはじめてみえるものであるが、「辰在」とは單に日の干支をいう。月や季節との關係はない。

王令周公子明保

周公子明保を何人に比定するかについて、從來多くの說があり、周公之後羅振玉・伯禽郭沫若・君陳陳夢家・祭公辛伯吳其昌・周平公馬敍倫・蔡公謀父唐蘭・周公貝塚・佐藤などがその主要なものである。その人物を定めることは器の時期を決するのみならず、銘文の解釋の上からいつても殆んど一篇の宏旨に關するものがあると思われるので、いまこれらの諸說を要約紹介し、簡單に私見を加えよう。

1　周公之後說　羅振玉いう。

「周公者周公旦之後、世爲王卿士者、史記魯周公世家索隱、周公元子、就封於魯、次子留相王室、

巻一上　二七八～二七九



令　彝　器　文

代爲周公、子明保、猶洛誥言明保予冲子、多方言大不克明保享于民、命周公子明保、葢命周公掌邦治

羅說は周公を周公旦その人とみず、周公の後にして代々周公を稱している王室の卿士と解する。そして明保を動詞とし、書の洛誥・多方にいう明保と同じく、この銘においても冲子を明保することを命じた語とするのである。楊樹達氏もその說を是とし、この銘文が他の部分においても召誥・洛誥の文辭と似ているところが多いことを指摘し、兩者の語彙・語法には通ずるところがあると論じている。明保は書の二例においては確かに動詞によまれているのであるが、もし本器の「子明保」が洛誥の「明保予冲子」の意であるならば、子は賓位として明保の下にあるべく、また「予冲子」を子と略稱することも考えられない。羅說では子を動詞あるいは副位の語として解する他にはないと思われるが、しかしその場合は大盂鼎「故天翼臨子」、也毁「懿父廼是子」のように、主語が天あるいは祖靈である方が適わしい。かつその說では周公は生稱となり、下文の「周公宮」は周公旦の宮廟で、この一文中に兩者の稱を區別していないことになる。羅說は周公の後は代々王の卿士として周公と稱したとしているが、西周の金文資料にはこれを證すべきものがなく、王室の卿士として周召二公の名がみえるのは東遷の後、東周期に入つてからのことである。羅說の缺陷は明保の二字を直ちに書の語彙と結合して動詞と解し、たとえば作册翻卣「隹明保殷成周年」のような金文例に注意しなかつた點にある。

2　伯禽說　郭氏は「周公子明保」とは周公の子にして魯侯伯禽であるという。

巻一上　二八〇～二八一

周公卽周公旦、明保乃魯侯伯禽也、此器、上稱明保、下稱明公、知明保卽是明公、下明公毁、上稱明公、下稱魯侯、知明公卽是魯侯、周公之子而爲魯侯者伯禽也、得此知伯禽乃字、保乃名、明者葢封魯以前之食邑、猶康叔封衞以前、稱康侯也

且明保之名、于典籍中亦有徵、左傳定四年言、封魯侯曰、命以伯禽、而封於少皞之虛、封康叔曰、命以康誥、而封於殷虛、正義引劉炫云、伯禽猶下命以康誥、是伯禽爲命書、此說至當、今知伯禽名明保、乃知伯禽逸篇文、有竄入今書洛誥者、其王若曰、公明保、予冲子一節、正是成王呼伯禽名而誥命之之辭、與康誥之王若曰、孟侯、朕其弟小子封、爲例正同

郭氏は明保とは魯侯伯禽の名で、明は封地、保はその名、伯禽は字であるという。その證として、左傳の「命以伯禽」とは伯禽という篇名の逸書であり、洛誥「王若曰、公明保、予冲子」の文は伯禽佚文が洛誥に竄入したものだとする。孫海波もまたその說に據る。これは甚だ新穎にして喜ぶべき說のようであるが、しかし郭氏が逸書伯禽の佚文と解した洛誥の文は、果して郭說のように解しうるであろうか。その一節は次のごとくである。

王若曰、公明保予小子、公稱丕顯德、以予小子、揚文武烈、奉荅天命、和恒四方民

郭氏はこの一節の文首を、康誥の「王若曰、孟侯、朕其弟小子封」と同例とする。從つてこの文首は「王若曰、公明保、予小子」と王が伯禽によびかけた語となるが、書において予小子は予一人と同じく天子の自稱であり、下文にも「以予小子」の語がある。明保を人名とし予小子と同位語と解しては、この文は通じがたい。もし康誥と同語例とするならば、文は「王若曰、明侯、小子保」といわなくてはならない。また郭氏は書の多方「大不克明保享于民」の明保については言及していないが、書の二例は明らかに動詞に用いられていて、明保の稱號と關係がない。伯禽の禽を字とするごときも、大祝禽鼎・禽毁の例からみて不通の論とすべく、郭說はただ巧合を求めたものというべきである。

3　君陳說　陳夢家氏はかつてその新釋に召公說を采つていたが、斷代では改めて君陳說を提出している。その說にいう。

周公子明保、乃周公次子君陳、見漢書古今人表、禮記坊記鄭注云、君陳葢周公之子、伯禽弟也、禮記檀弓上正義引鄭玄詩譜曰、周公封魯、……元子世之、其次子亦守世采地、在王官、正義因謂君陳卽公之次子、尙書序曰、周公旣沒、命君陳、分正東郊成周、作君陳、東郊卽東土、由費誓序可知

君陳應是此器的明保、其理由如下

1　君陳是周公次子、而此器明保是周公子

2　尙書序說、君陳分正東郊成周、而此器明保、於成周尹三事四方、爾雅釋言、尹正也

3　君陳之君、猶君奭之君、乃是保或大保之官、君奭稱召公爲保爲君、顧命稱召公爲大保、此器稱明保爲保、爲公爲公尹、而作册大鼎有皇天尹大保之稱、是尹之爲保、亦猶君之爲保、君陳明保、其官職是君・尹・保、明是其封邑、公是其尊稱、此器稱君陳爲明公尹、猶顧命稱君奭爲召大保奭、金文之稱公大保、是君陳乃周公之次子、傳受周公的爵位、世守周的采地爲王官、惟此器作時、周公尙在、故稱明公

巻一上　二八二～二八三

4　說文、田陳也、詩東山釋文、古田陳音同、小臣傳卣曰、王在鎬京、命師田父、殷成周年、作册翻卣曰、隹明保殷成周年、師田父恐卽是明保

陳氏の說は理において通じやすいが、その證は殆んど書序のみにかかり、坊記鄭注のごときも君陳を周公の次子とするに當つて「葢」の一字を加えている。書の君陳一篇は逸して、わずかに坊記・緇衣に佚文を存するも、內容を推測しうるものは殘されていない。陳氏說の要點は3にあり、明保を大保に對する語としたことは正しいが、明を封地とするのは郭說に泥んだもの、また4は不要の論である。馬敍倫も君陳說をとつており、陳說はあるいは馬說を展開したものであろう。馬氏は今本竹書紀年成王十一年、「王命周平公治東都」とある記事をこの器銘と關聯させているのであるが、平公は昭王のときなおその職にあり、從つて器の時代も昭王期に下る可能性があるという。器の時期から考えて、もとより首肯しがたい說である。

4　周公之孫說　唐蘭氏の主張するところで、器を昭王期に屬する。はじめ氏は周公の子にして昭王期にまで及ぶ人物であるとして、次のように論じた。

周公子明保者、周公之子明保也、善齋所藏又有作册翻卣、銘云、唯明保殷成周年、與此葢一人、此銘下文稱明公、然則本名是明、其爲太保時、稱曰明保、爲尹時、稱曰明公也、明當是周公旦之子、故後文云、令矢告于周公宮也、周公旦之子、得逮昭王者、周書祭公解、記穆王稱祭公謀父爲祖祭公、則謀父實周公旦之孫、康王之兄弟行、而當穆王時也、可與此銘互證

唐說は器を昭王期とする前提に立つてその人を求めたのであるが、氏はまた近時康宮の問題を論じた

長篇の論文においても器の時期を昭王とする前説を執り、ただ明公・明保については周公の孫にして昭王の叔父輩に當る人物であろうとしている。令器を昭王期とするのは、令段の「伐楚伯」を昭王期の末年、その南征を記すとする解釋から出發しているのであるが、その時代觀の誤については別の機會にいう。

5　祭公辛伯説　吳其昌の考釋にいう。

　左傳僖廿四年、凡蔣邢茅胙祭、周公之胤也、左傳昭七年、祭公謀父祁招之詩、穆天子傳別作鄒公、而說文云、鄒周邑也、國語韋注、祭畿內之國、周公之後、又杜預春秋釋例云、祭城在河南、上有敖倉、周公後所封也、而今本僞竹書紀年云、祭公辛伯、從昭王伐楚、則其關鍵見矣、呂氏春秋季夏紀音初篇、卽已有王及祭公隕於漢中之語、可見祭公從昭王伐楚、古有是說、記者不獨竹書

こうして吳氏は唐氏と同じく、逸周書祭公篇によつて周公・祭公辛伯・祭公謀父という系譜を求め、謀父を穆王、辛伯を昭王期に當るとし、そのまま明保を辛伯に比定するのである。唐氏の前説と同じく、何れも令段を昭王南征をいうとする解釋に立つものであるが、成王初年に沒した周公の子が昭末になお遠征の軍に從つているとは考えがたく、吳説は年代的にみても無理である。

6　周公説　貝塚氏は文を「周の公子、明保」と訓み、明保を周公その人に外ならぬという。その説は「中國古代史學の發展」の附論にみえる。

　吾人は周公子明保を通説の如く周公の子である明保とよまず、周の公子である明保とよみ、之こそ周公旦に外ならず、明保とは周公の別の呼び名であろうと解するのである。蓋し明保の明と周

公旦の旦とは相連關する語であるからである。郭氏は令彝・令段を中心として周公・明公・明保を標識とする多數の金文を含む群を構成している。この群の金文は、作冊大の父なる作冊令の時代に作られ、作冊大鼎より多少古く、明保卽周公旦が執政として權力を振つた時代に、その臣僚の作つた器物である。

この説に對する疑點は次の如くである。

1　西周の器には「某の公子」という語例なく、また公子という稱謂もない。

2　明保を周公とすれば、一銘の中に同一人をよぶに周公子明保・周公・公・明公という四種の稱を用いたことになるが、そのような例は他にみえず、これらを一人と解しては文の解釋上にも支障を生ずる。

3　旦と明とは名字對待の關係にあるというも、名下に官名をつけていう例なく、また公伯を附していう例もない。

すなわち明保を周公旦その人と解するのは、名號の上からも困難であるのみならず、銘文の解釋上からも、周公と明保とは區別すべきである。器銘を「周公の子、明保」と訓むべきことは、殆んど疑を挾む餘地のないものと思われる。

明保はまた文中において明公・公・明公尹とよばれているが、これはみな明保の別稱としてよい。明保とは文中初出、かつ王命を記すに當つてその正號を用いたもので、周室元勳の後であることを明らかにする意味で「周公子」の三字を加えたのである。他はみなその臣僚よりする呼稱とみてよく、例

えば班段において、文首にまず毛伯と稱して正號を用い、文中の王の語としては毛父、作器者たる班よりしては公・皇公と稱しているのと同じである。

明保が周公の子であることは明らかであるが、それを何人に比定するかによつて、周公世號説・伯禽説・君陳説・祭公辛伯説などを生ずるのである。周公の胤は文武の昭穆とともに各地に封建され、左傳に凡蔣などの六國をあげているが、金文によつて考えると、他に魯・成周・陝西の地に入つたものなどがある。也段では也がその二公を周公の宗に陟祀しているが、その宗はおそらく成周にあり、本器にいう周公宮に當るものであろう。書序に「周公在豐、將沒、欲葬成周、成王葬于畢、告周公作亳姑」とあり、史遷説も同じ。また書序に「周公既沒、命君陳、分正東郊成周、作君陳」という。これは周公の後を命じたものと解すべく、その葬所がかりに畢にあるとしても、その宮廟は成周におかれていたものと考えてよい。「吾死必葬于成周」という周公の遺言は、周公晩年の説話と思い合せて、意味深いものがあるように思われる。ともかく周公の宮が成周にあり、周公の子にしてその本宗を守るものがその地にあつたとすれば、少なくとも祭公説は成立しがたいものとなり、同時に伯禽説も根據の弱いものとなる。

明公段に

　唯王命明公、遣三族伐東國、才[illegible]、魯侯又囚工、用乍𣄨彝

とあり、郭氏はこの明公と魯侯とを一人と解している。しかし明公は王命を受けて三族を東國に派遣したので、明公自身東國に赴いたという表現ではない。しかも東國の[illegible]に在るとき魯侯が祝禱のことを行つているので、兩者はもとより別人である。この明公は本器にみえる明公・明保であり、その點からいえば伯禽説も成立しないわけである。

君陳説は、皇天尹大保たる召公が君奭とよばれている事實からみて、明保たるものが君某とよばれる可能性があり、名號の上から最も關係があると思われるし、書序にも成周を分治したことを記していて、この器銘の內容にも最も適合する。明は神明の意で聖職を意味し、何れも聖職にある君陳・君奭二公が成周王畿の地を分治したのである。周召分陝とはおそらく二公分治のことをいうもので、それは成周の造營以來代代世襲され、詩の周南・召南は二公分治の地の詩である。東周以後、周の東遷するに及んで、二公の名は再び王室卿士として史籍にあらわれてくるが、西周期においては、周初の金文以外には殆んどその名がみえない。成周は王都でなかつたからである。しかし周召二公の後は、周初以來おそらく連綿としてこの地にあつたので、本器にいう明公は他の關係彝器からみても周公の後を承けたものとすべく、その點からいえば明保を君陳に比定するのが最も事情に合するのである。君奭の例からみて君陳の陳はその名であるが、もとより師田父とは別人である。

尹三事四方、受卿事寮

尹は尹正の意。左傳定四年「周公相王室、以尹天下矣」の尹である。金文では多く官の正長の意に用いる。三事四方について郭説にいう。

　三事、當卽書立政、立政任人、準・夫・牧、作三事之準・夫・牧、夫乃吏之壞字、卽上文之厇乃事吏、厇乃牧、厇乃準也、事吏古本一字、吏殆事務官、準乃政務官、牧則地方官也、其在立政、

於三事之下分擧細目、概括内外服無遺、其在本銘、於三事令下亦列擧卿事寮・諸尹・里君・百工・諸侯、雖詳略各殊、而内含則一、故三事乃泛指百官而言、猶言三種官吏、舊解爲司徒司馬司空者、失之

この器の三事が、果して立政の準・吏・牧にして事務・政務・地方の三官に繫屬させうるかどうかは、立政が中央政府の機構を述べたものであるからその點から疑わしいが、周においては凡そ行政一般のことを三事と稱したようである。詩の小雅十月之交に

皇父孔聖　作都于向　擇三有事　亶侯多臧　不憖遺一老　俾守我王

とみえ、向都の行政官を任じたことをいう。本器の三事はこの三有事に當る。また詩の雨無正に

宗周既滅　靡所止戾　正大夫離居　莫知我勩　三事大夫　莫敢夙夜　邦君諸侯　莫敢朝夕

とあり、箋に三事を釋して三公とする。しかし詩によれば三事大夫の上に正大夫があつてこれがいわば都宰にあたり、その下に三事大夫があり、別に邦君諸侯が朝夕している。この邦君諸侯が銘文の四方に當るわけであろう。また大雅常武に

率彼淮浦　省此徐土　不留不處　三事就緒

とあり、傳に三事を三有事と解し、箋には三農のことであるという。都鄙何れにも三事があつて行政を分擔し、正大夫がこれを董督する組織であつたと思われる。すなわち明公は成周の宰として、成周の三事諸官、及び周邊の諸邦族を統轄したのである。なお金文には、毛公鼎「命女𤔲嗣公族雩參有嗣、小子師氏虎臣眔朕褻事」のように參有嗣というものもあるが、これは三事と異なるようである。銘で

は三事と四方と對文。四方は邦君諸侯で、その目は下文諸侯以下にみえている。

卿事寮は毛公鼎にもみえ、鼎では卿事寮・大史寮を併擧している。受は授。上文の「尹三事四方」の尹に對する語で、下文の舍命に相當する。授命授職の意である。

丁亥、令矢告𢍰周公宮

丁亥は甲申の後四日に當る。矢は令毁にみえる。命ずるものは明保である。告を陳氏の新釋には卜辭にみえる告祭と解しているが、斷代ではその說明を削つている。告はおそらく禮記曾子問「諸侯適天子、必告于祖」という場合の告で、重大な行爲に涖んでこれを祖廟に報告し祀る意である。

周公宮を陳氏ははじめ周の公宮と解し、卜辭にみえる公宮を以てその名義を說いたが、斷代ではその說を改めて「周公の宮」と訓んでいる。宮を羅・唐・吳の諸家は宮廟と解し、郭陳二氏は居處の意にして必ずしも宮廟ではないという。周公を生稱とすれば後者の解となるのであるが、もし生人に告げるのならば「告于周公」といえば足り、宮字を加える必要はない。

宮は概ね宮廟の意に用いる。善鼎の「王才宗周、王各大師宮」は宮廟に格る意の格の字を用い、その大室で冊命を行い、令鼎に「王至于溓宮、畋命」は溓氏の大室で畋命している。𩰫器にみえる𤔲宮・歆宮はみなその旅宮である。宮の一般的用法からいうと、周公宮とはその宮廟の意でなくてはならない。周公を生稱とする說のごときは、この點においても成立は困難である。器銘にいうところは、おそらく明保が周公の職を嗣いで成周一帶の治政に任ぜられ、その職に就き政令を發するに當つて、これを周公の宮に告祭したものであろう。すなわち曾子問にいう「告于祖」の義である。

公令、𢓊同卿事寮

上文には主語を略しているので、ここに改めて主語を加えた。公は下文の明公。𢓊は卜文にもこの字があり、董作賓氏は出と釋している。

丁卯卜、㱿貞、方其不出後・上・二九・一一　丁巳卜、今春、方其大𢓊後・上・二九・一〇

𢓊は彳に從つていないが、いま便宜この字を用いておく。兩辭同義、兩字は一字であることが知られる。𢓊は出入のみでなく之往の義もあるので、唐・陳二氏は銘文を造と釋しているが、造には別にその字があり、出と釋するのがよい。字が凵に從うのは祝冊し修祓する意で、出行の際の道祖の儀禮を示す。

𢓊を征盤の𢓊と同字とし、人名と解する說もある。すなわち「公令𢓊」で句讀するものであるが、𢓊と𢓊には用法上いくらか區別があり、また𢓊を人名としては記述の統貫を失う。

郭氏の大系にこの句を解して、「周公命明公、出京、與卿事寮相會」という。公を周公、また命ぜられるものを明公とみているのであるが、下文は「同卿事寮」であつて、「與卿事寮相會」ではない。𢓊とは、矢をして成周にゆき、卿事寮會同のことを報じさせたのである。會同は成周において行われた。作冊䰧卣・小臣傳卣などに「殷成周」といい、史頌毁に里君百生が成周に會することをいうものなどはそれである。當時洛邑は王城と成周とに分れていて、庶殷は成周にあつた。それで明公は十月癸未の發號に先立つて矢を成周にゆかしめ、卿事寮を會同し、舍命の式を行うための準備を命じたのである。八月甲申より十月癸未まで、約二ケ月がその準備期間であつた。

以上第一段。周公の子たる明保が成周宰治の職を命ぜられ、三事及び邦君諸侯に政令を發するに當つて、まず矢をしてそのことを周公の宮廟に報告させ、また十月に行うべき就任舍命の式の準備として、卿事寮を招集せしめたことをいう。

隹十月月吉癸未、明公朝至𢍰成周、𢓊令

月吉は初吉の意であろう。十月癸未は八月甲申より六十日に當る。成周は庶殷のあるところ。その朝、明公は王城より成周に至り、舍命の式を行つた。郭氏は𢓊令の令を人名と解し、この二字を下文につづけてよむが、文意が疏通しない。

朝と旦とは、用例上多少異なるところがある。冊命のときには概ね旦といい、稀に昧爽という。朝至という例は金文には他にみえず、經籍には數例ある。たとえば書の召誥「王朝步自周、則至于豐」・「太保朝至于洛、卜宅」・「周公朝至于洛」・「周公乃朝用書、命庶殷侯甸男邦伯」などの句では、會同舍命の儀禮に朝を用いている。

「朝至」という語はこの召誥の例を以て解してよいと思われるのであるが、斷代には朝至を東至の義とし、周京より洛に赴く意であるという別解を出している。その解釋は、當時の王所・周都についての新しい提說が根據となつており、重要な問題を含むところがあるので、やや長文であるが陳氏の所論を引いておく。

此銘、以八月甲申、王令明保、後三日丁亥、告於周公宮、至十月癸未、始朝至於成周、相隔二月、朝至卽東至詳下、則王命明保之地、並周公之宮、當在西土、善鼎曰、王才宗周、王各于大師宮、

此大師宮之在宗周者、周公當成王時、爲大師、此在宗周之大師宮與周公之宮、不知是否一地、周公子明保、不親告而令令、告於周公宮、可證八月甲申之時、王和明保在一地、而與周公不在一地、明保使令告於周公宮、而公（卽周公）令令、造同卿事寮、是卿事寮、本屬於大師周公所掌、由此可見明保代理周公的職位、與文獻所載周公次子世爲周公之說、相符合、告於周公宮、而公令造同卿事寮、則周公是生稱、而宮是周公所居之宮、卿事寮先受掌於周公、因王命而授於明保自八月甲申、至十月癸未、恰是六旬、至此、明公朝至於成周、王令之時、稱爲明保、此時代周公至成周、尹三事四方、故此以下稱公或公尹、朝至之詞、見於以下各篇

召誥　　太保朝至於洛　　周公朝至於洛

洛誥　　予惟乙卯、朝至於洛師

牧誓　　王朝至商郊牧野

凡此洛・洛師・牧、並成周、由西土的周說來、都屬於東國、所以朝至也者、謂東至、金文朝字、一旁象日出草中、一旁象水潮之形、日出東方爲朝、故朝有東義、考工記匠人建國、以正朝夕、正義以爲、言朝夕卽東西也、爾雅釋山、山東曰朝陽

この說の問題點は次の諸點である。

1　善鼎の大師宮を周公宮と解し、當時周公が宗周にあつた證とするが、善は𤼈侯の佐助として𢧵の師戍を監嗣する職にあり、善氏と周氏との間に特別の關係があつたとは思われず、また周公が大師・師と稱した例は金文にない。器の時期もまたかなり隔つている。

2　「浩命」・「同卿事寮」を命じたのは周公であるとしているが、そのことは上文では王が明保に命じたことである。また本來周公の職事であるものを明保に代行させたとするが、舍命のように重要な儀禮を代行させたとは考えがたい。

3　周公宮の周公を生稱とみているが、宮は上述のように宮廟の意である。

4　王・明保の所在及び周公宮をみな西土にありとするが、下文によると、十月癸未明公は成周にあり、翌甲申、京宮・康宮・王所に牲を用いている。三者はみな王城の地にあつたとみるべきである。

5　初命より舍命の式まで六旬であるが、それは初命が西土でなされたことを意味するのでなく、大會同の儀禮を準備する期間であつたと考えられる。初命を宗周、舍命を成周のこととするのは臆說である。

6　洛誥に「周公乃朝用書命庶殷侯甸男邦伯」の語があり、「朝至」の朝と「朝用書」の朝とを區別すべき理由はない。また召誥「王朝步自周、則至于豐」という文は、東至とは解しがたい。

朝至は册命金文にいう旦格と同じ語法で、何れもその儀禮の行われる時刻をいう。陳氏の說は、周公を生稱とし、周の三都を宗周岐山・𦵯京鎬都、及び豐とする考えから導かれたものであるが、本器の儀禮はすべて東都たる新邑洛において行われたものである。當時新邑洛には一時王都が遷されていたのではないかと思われ、本器銘によるとこの地に京宮・康宮があり、王所がある。尙書洛誥はこの地において大一統の宣言が行われたことを記している。周公はこの地を宰治し、その廟も洛にあり、子孫世襲して東周に至つた。この器銘は、周公の職をつぐ際の就任の儀禮を記しているものと思われる。

舍三事令

令は命。舍命のことは小克鼎に「王才宗周、王命善夫克、舍命于成周、遹正八𠂤之年」とみえ、その地に王命を施行することをいう。上文の「尹三事四方」という王命を實施する意である。

眔卿事寮眔者尹眔里君眔百工眔者侯、侯田男、舍四方令

上文の三事四方の命を細說する。いわゆる外服・內服を含んでいる。書の酒誥に外內服をあげて、

越在外服　　侯甸男衞邦伯

越在內服　　百僚庶尹・惟亞・惟服・宗工越百姓里居

とみえ、銘文の諸侯以下は外服、百工までは內服に當る。酒誥は里君を里居に誤つているが、この器銘によつて正すことができる。外內服の說は周初の金文にその證があるわけである。三事命と四方命とを別にあげているのは、もとよりその對象を異にし內容を異にするからである。三事命は地區の中央行政府に當り、四方命のうち、その內服は主として行政地區內の行政諸官、外服は成周王畿周邊の邦君諸侯を對象とする。外服の庶邦君はそれぞれ獨立的に自己の統治組織をもつており、それらの庶邦君を對象とする誥命を記した書の大誥には

肆予告我友邦君　　越尹氏庶士御事

爾庶邦君　　越庶士御事

爾邦君　　越爾多士尹氏御事

という表現をとつている。外服諸侯が獨立的な邦族であつたことを知りうるのである。內服はまた細分すれば百僚庶尹以下と、百姓里君とに分たれる。百僚庶尹はその統治上の行政諸官をいい、百姓里君は被治者の氏族自治機構より生れた半官的職制であつたらしい。百姓は血緣的、里君は地緣的性格をもつ名であるが、おそらく成周庶殷は血緣氏族を單位として邑里に配されていたのであろう。百工もそういう氏族から獨立したものではなく、職能的氏族の形態をとつていたものと思われる。これらによつて、周王朝の支配形態の一斑を察することができる。

既咸令

以上の三事四方の舍命を總括する。その文段構成は

隹十月ㄍ吉癸未、明公朝至于成周、浩命

舍三事命

眔卿事寮眔者尹、眔里君眔百工、眔諸侯・侯甸男、舍四方命

となる。三事の內容は分說を要しないので略している。楊樹達氏は、「舍四方命」を最後の一條の冒頭におくべきを倒文にしたものとみているが、文意は同じ。

以上第二段。王命を受けて六旬の後、三事四方に對する舍命を行つたことをいう。

甲申、明公用牲邘京宮

甲申は癸未の翌日。舍命の後に祭祀してこれを神明に告げ、統治の成功を祈つたものである。

京宮を羅釋に「京宮殆鎬京之宮」という。また唐蘭氏はかつて詩の大雅公劉・皇矣にみえる京に比定

したが、最近、康宮を論じた論文では舊說を改めて、成周にも京宮があつたとしている。鎬京にしても詩の京にしても、成周とは一日の行程ではありえないから、京・康・王の三宮はもとより新邑にあつたものとすべきである。ただ唐氏はその新しい論文においても康宮を康王の宮とし、京宮を先王の宮とする說を執り、器の時期を昭王期と定めているが、康宮の名に拘泥した說のようである。そのことは後にいう。京はその字形よりいえばアーチ形の宮門の象形で宮廟のあるところを意味する。卜辭に義京・磐京・果京などの名があり、また庚宗の儀禮は義京の儀禮と同じ。綜述・二六五以下　何れも用牲のことを卜している。

乙酉、用牲𢔶康宮

乙酉は京宮用牲の翌日である。康宮を羅釋に康王の廟とし、唐蘭氏も同說であるが、唐氏はその後の宮廟をみな昭穆の序に合するものとして、その點からの論證を試みている。その說は後の論文においても維持されているものであるから、その要を引いておく。

康宮者康王之宮也、康王爲始祖、故昭王曰昭、其廟曰康邵宮、穆王曰穆、其廟曰康穆宮、共王更爲昭、則懿王爲穆、孝王更爲昭、則夷王爲穆、𤔲攸從鼎、有康宮𠙶大室、𥁕夷王之廟也、厲王更爲昭、則宣王爲穆、克鐘有康剌宮、𥁕厲王之廟也、至幽王而宗周遂亡、是康宮所祀、凡有九世矣、此銘當昭王時、則所祭僅康王可知

すなわち京宮には太王より成王までを祀り、昭王より以下は昭穆に班つて康王の廟なる康宮に配祀したとするのである。その說は共懿二王についても、唐氏の排次するところによると共・孝の兩兄弟は

昭、懿・夷父子は何れも穆となつて、これらが廟制上どのように解釋されているのか明らかでない。このような廟制の問題を離れても、唐氏のあげる諸廟はみな宗周の宮で、本器にいう成周の康宮とひとしからず、また宗周に京宮のあることは金文にその證をみない。唐說は康宮の康をあくまで康王の名とみることから出發するのであるが、郭氏は京・康は何れも宮名の美稱にすぎないとする。

余意、京康華般昭穆成剌、均以懿美之字爲宮室之名、如後世未央宮長楊宮武英殿文華殿之類、宮名偶與王號相同而已、虢季子白盤、有王各周廟宣榭、舊亦多解爲宣王之榭、實則殷世既有宣榭之名、故康宮之非康王之宮、亦猶宣榭之非宣王之榭也

この郭說にも多少ゆき過ぎのところがあつて、宗周にある康宮は康王の名義と關係あることは一應考慮すべきであると思う。ただ成周の康宮は京宮と相並ぶもので、その名義は康王とは別に由來するところがあるはずである。康の形義よりみて、それは稷・嘉禾の傳說と關係があるのではないかと思われるが、そのことは別の機會に述べる。

唐蘭氏は康宮を論じた最近の論文の中で、康宮を逸周書作雒解にみえる五宮、太廟・宗宮・考宮・路寢・明堂のうちの考宮に當るとし、京宮は宗宮に當るという。

朱右曾逸周書集訓校釋說、宗宮文王廟、考宮武王廟、從營造洛邑是成王時代來說、當時的考宮確實應該是武王廟、但這在每一個王朝將起變化、康王時代的考宮、就應該是成王廟、昭王時代的考宮、就應該是康王廟了、明公所祭在京宮之後的康宮、其地位正相當于宗宮之後的考宮

考宮は皇考を祀る宮で、本器の康宮は昭王期の考宮に外ならないとするのである。しかし逸周書の五宮はその制甚だ疑わしく、周初の古制をえたものとしがたいのみならず、さきの昭穆の廟制とも背馳する。唐說は成周康宮と宗周康宮とを混同したところに大きな難點があり、殊に令器を昭王期とする時代觀が殆んど決定的な障礙となつている。

器銘に「周公子明保」とあり、明保は周公の子である。周公の沒は成王初年、その攝を解いて間もないころであろう。銘はその子の嗣職のことをいう。器が成王の前半にあることは何ら疑問の餘地なく、明保などの關聯器からいうも、その時代觀は動かない。周公の沒年をかりに成王十年、七十歲左右とすれば、昭初まで約四十五年、その子が執政につく時期としては長きに過ぎて不自然である。また本器と同じ鳥形冊𦉢象をもつ作冊大方鼎は祖丁の器を作り、康初の器である。本器は父丁の器を作り、作冊大の器に先立つはずである。唐氏は作冊大を本器作者の父とし、また丁の廟號をもつものであるというが、曲說に近い。本器が昭期ならば大鼎は穆期に入るはずであるが、それでは西周の斷代は崩れてしまう。唐氏は本器を昭期としたため、令・睘・趞・中・麥・䟒の諸器をも悉く昭王期に屬し、大異動を生ずる結果となつた。もし令彝・令毁を作冊大方鼎の前に位置させるならば、このような變動は生じない。もともと成周の康宮と宗周の康宮とはその名同じきもその實は同じでなく、これを混同したところに唐說の混亂を生じたのである。

陳夢家氏は郭氏と同じく本器を成王期におくが、宮と廟との名號の別を論じて、宮とは生人の居住する宮室で宗廟とは異なり、上文の周公宮は周公の居處に外ならないとする。また京宮・康宮のごときも先王の廟處ではなく、本器にいう用牲は奠基の儀禮にすぎないという。奠基に牲を用いることは殷

墟の宮殿遺址にもみえ、召誥にいうところも奠基の禮ではあるが、器銘の用牲を奠基と解するのは唐突にすぎ、文意に合わない。

器銘の主題は三事四方の舍命の儀禮をいう。舍命の翌日より相ついで三宮の奠基を行うというのは、舍命の儀禮と相關しない。用牲のことは必ずしも奠基に限らず、小盂鼎「用牲、啻周王□王武王」・剌鼎「王啻、用牡于大室、啻邵王、剌御」のごときは、みな禘祀に牲を用いるものである。論語堯曰に引く湯誓「予小子履、敢用玄牡、敢昭告于皇皇后帝」、墨子兼愛下「予小子、敢用玄牡、告于上天后」なども同じ。奠基說は召誥「用牲于郊、牛二」とあるものを奠基の儀禮と解し、本器の用牲をこれと同じ儀禮とみたのであるが、逸周書作雒解「乃設丘兆于南郊、祀上帝、配以后稷」、洛誥「烝祭歲、文王騂牛一、武王騂牛一」などとともに、それは郊祀の禮をいう。卽位の禮に近いものである。器銘は冊命の辭を載せていないが、上文の「尹三事四方、受卿事寮」は明らかに授職のことであり、從つて舍命の後に牲を用て祀り祖廟に報告する禮を記す。奠基の禮とは無關係である。

咸既

班毁・史懋壺には咸を一字句に用い、また咸の下に一動詞を加えるものには、小盂鼎「咸賓」・噩侯鼎「王宴、咸酓」・貉子卣「咸宜」などの例がある。本器の上文にも「既咸令」の語がある。咸既同義とみてよい。既の初義は飽食をいう。

用牲𢔶王

羅釋に「饗王也」といい、吳釋にも昭王に饗禮を行つたものとする。しかし用牲と饗とは異なつた儀

禮である。

王を唐氏は王城と解していう。

王、王城也、漢書地理志云、河南郡河南、故郟鄏地、周武王遷九鼎、周公致太平、營以爲都、是爲王城、至平王居之、又云、雒陽、周公遷殷民、是爲成周、春秋昭公廿二年、晉合諸侯于狄泉、以其地大成周之城、居敬王、然則王城成周、實二邑也、用牲于王城者、亦祭禮也、羅氏誤以爲明公饗王、吳釋從之、疏謬最甚

郭氏は説無く、陳氏はほぼ唐説に據る。唐説では京・康二宮は王城の外にあることになるが、二宮が唐説のように先公祖王の廟であるならば、王城の外にあるはずはない。王とは王宮であろう。王宮にも大室のような祀處があつたものと思われる。明保は周公の子にして周室出自の人であるから、これらの諸宮に牲を用いて報告の祀禮を行つたのである。

以上第三段。舍命の後、牲を諸宮に用いて報告の祀禮を行うことをいう。舍命の儀禮はこれでその一切を終る。

明公歸自王

唐氏は「歸自王城、復至于成周」とするも、王宮より退出したとみるべきである。上文に「明公朝至于成周」とあり、明公の居處は王城にあつたと思われる。

明公易亢師鬯金牛、曰、用禱

これより以下、舍命の典禮に奉仕した亢師・矢令に對する賜賞と授職とをいう。亢師を羅・馬二氏は

卷一上　三〇〇～三〇一

太師と釋するも字形合わず、唐・郭二氏は亢師、陳氏は說文に曲脛の人と訓する尢にして古文の尩、音は黄に近しという。幽衡・朱衡の衡を夰に作る例があり、唐氏は亢と釋している。いま字形により亢と釋しておく。この夰の作器と思われる一器があることを陳氏は指摘している。

＊夰𣪘　窓齋・一二・三　攈古・二之一・二三　攀古・一・二六

亞形中高　夰乍父癸𣫦彝

器は攀古によると、口緣・圈足部に方形雷文、器腹に斜格の鈎連雷文、その上下に小圈文を付し、殷器に近い形制である。この亢が本器の亢師と同一人であるとすれば、亢は族名、師はその名となる。矢令もこれに準じて考えてよいことになろう。

鬯は秬鬯、金字は金下に三小垂のある形にかかれているので、唐・郭・陳の諸家は下の牛につづけて金・小牛とよむ。しかし金の下部は獨立した一字とみえず、小牛とつづく形でもない。金字の古い形象は麥鼎などにもみえるように下部が王字に似ていて、その材質を鉞形に鑄こんであつたらしく、三小垂はその光彩を寫したもののようである。馬氏は金字を稌と釋し、禮記內則の「牛宜稌」によつて牛と併せて賜與したものとみているが、字形に合わぬ解である。

以上の三物はみな祭祀に用うべきものであるから、「用禱」の語を添えて賜うたのである。「用禱」は「用事」と同じ。禱は下文にみえ、金文にも獻侯鼎「唯成王大𠦪、才宗周」・盂爵「隹王初禱于成周」などの例がある。祭名。また祭器に冠して𩰫鼎・𩰫𣪘などという例が多いが、その祭祀と關係があろう。馬釋に𠦪を祓と雙聲の語で祓齋の義のある祭名とするも、むしろ𩰫の義に近いものと思われる。

易令鬯金牛、曰、用禱

亢に對する賜與と同じ。令の作器に亢に對する賜與をも記しているのは、同時に行われた册命賜與は一方をも略することなく記す慣例があつたのであろう。亢と令とはその圖象標識を異にしており、兩者は別の氏族であると考えられる。

廼令曰、今我唯令女二人、亢眔矢

以下明保より亢・矢に對する授職の語。亢・矢何れもその氏號を以て稱しているので、名は師と令とである。羅釋に亢師を太師としているが、ここでは通じない。唯はこのところだけ口旁を附して唯を用いている。

夾左右于乃寮以乃友事

夾は羅釋に未詳とする。殷虛書契考釋では奭にして赫顯の義とみている。卜辭ではこの字を王の配妣の意に用いる。吳釋にこの字を上文に屬するも、よみようがない。郭氏は母の異文にして敏の意であるという。

羅振玉釋爲赫、形義俱難適、余以爲乃母之奇文、象人胸頭垂二乳也、卜辭亦有夾母通用之例、……母撲同紐、例可通假……、本銘夾字、冠於左右于乃寮以乃友事上、當讀爲敏

陳氏は新釋では動詞にして率字の義であるとし、「疑此假爲率、盠父鼎云、隹女率我友以事」を引き、兩者を同じ文例であるとしているが、斷代においてはこの字に言及していない。積微居には尙の假借とし、書の康誥「爽惟民迪吉康」・「爽惟天其罰殛我」をその例とする。しかし庶幾と訓しては、康誥の文も通じにくいところである。思うに夾の字形は兩乳をモチーフとする女性の文身を示したもので、その文身の形は男子の文身を示す文に加えられているものと同じである。小稿釋文參照。字は本來は戊辰彝「妣戊武乙夾」のように某王の妣をいうときに用いる。字形よりいえば爽・奭に近く、何れも明の義がある。明は敏・勉の義のほか輔相の義もあり、尙書君奭「明恤臣」、孟子梁惠下「願夫子輔吾志、明以教我」などがその義に當る。いましばらくその意に解しておく。

左の字は言に從うも左と同じ。班𣪘に左比・右比の語あり、善鼎に左胥、同𣪘に左右の語がみえ、みな佐助の意。寮は卿事寮の寮。友事は師詢𣪘「以乃友、干吾王身」とある友で、法友・官友・官守友・友內辟のように用いる。僚友をいう。酒誥に太史友・內史友とあるものは金文の卿事寮・大史寮と同じ語例である。以は與、金文においては並列の連詞に用いる。

以上第四段。亢と矢二人が明保より賜賞され、また職事を命ぜられたことをいう。

乍册令、敢揚明公尹厥宦、用乍父丁寶𣫦彝

作册は官名。作册𣪕鼎にみえる。令は上文では矢と氏號を以てよばれ、ここでは名を用いている。上文の「亢眔矢」は明公の語であり、自らいうときには名を用いたものとみられる。上文の賜與の際にも、自らいうには令と稱し、亢には亢師と稱している。それぞれの場合に名號の用い方があつたのである。

明公尹は上文の明保・明公である。明保は周公家の官職の正號で、召公家が大保と稱するのと同じ。

卷一上　三〇二～三〇三

明公は明保の一般的な尊稱。明公尹はその下屬よりして正長を稱した。明保は周の聖職で、作册等の祭祀儀禮の關係者はその隷下にあつたと思われる。郭氏が「葢王命明公、尹三事四方、故稱其號、復稱其職也」としているが、作册・內史の長を作册尹・內史尹というように、尹は正長の意である。人とよめば「明公尹人」とつづくことになり、唐釋に「明公尹人者、公時爲尹、猶𣪘銘之公尹白丁父也、尹人者謂尹氏之人」というが、器銘にいう賜與授職は明公その人によつてなされている。厥の字形が人字に近く書かれ殆んど區別しがたいが、彝の器銘及び尊銘の字形からみて、やはり厥と釋すべきであろう。宔は休。文考父丁は𣪘銘に丁公と稱しているものであろう。

敢追明公賞于父丁、用光父丁　鳥形册

追は追孝・追享の追、祖考にその寵榮を及ぼすことをいう。𥃝尊に「不杯𥃝、多用追于炎不𧊒白懋父晉」とあるのと同義である。光も𥃝尊に「𥃝萬年永光」の語があり、その遺德を張皇すること。獻彝に「乍朕文考光父乙」、守宮尊に「周師光守宮事」のような例もある。

鳥形册は𣪘の文にもみえている。ただ鳥形のみを標するものは、吳釋に

祖甲卣 窓齋・一八・一三　父甲卣 同・一八・一四　文己觶 殷存・下・二八

の三器をあげている。觶の鳥形は殊にこの器銘の鳥形と似ている。

唐蘭氏はこれを族標識としながらも矢令の標識とせず、作册𩰫卣・作册般甗などを引いて、册は作册氏、その上字は本姓氏であるとしているが、複合的な圖象はそのままで一標識として扱うべきである。

以上第五段。作器の目的を述べて全文を收束する。

この銘はすべて五段より成る。

1　八月甲申、王は明保に命じて三事四方を尹し卿事寮に授職のことを命じたので、丁亥、明公は矢に命じてこのことを周公の宮に告祭させ、卿事寮を招集させた。

2　十月癸未、擧式の準備成つて、明公は成周に至り舍命の式典を行つた。

3　翌甲申より、京宮・康宮・王の三所に引きつづいて牲を用い祀禮を行つた。

4　明公はこのたびの式典に奉仕した亢師・矢令に恩賞を賜い、新たに職事を命じた。

5　矢令は明公の休賜に對え、その寵榮を父丁に及ぼすためにこの器を作つた。

以上のように解するならば、文はほぼその統貫を得ることとなろう。器銘にいう舍命の式は、周公の後を嗣いだ明保就任の際の儀禮と考えられる。

訓　讀

これ八月、辰は甲申に在り。王、周公の子明保に命じて、三事四方を尹し、卿事寮を授けしむ。丁亥、矢に命じて周公の宮に告げしむ。公命じて、徃きて卿事寮を同めしむ。」第一段

これ十月月吉癸未、明公、朝に成周に至り、命を徃し、三事の命を舍く。卿事寮と諸尹と里君と百工と諸侯、侯・甸・男とに、四方の命を舍く。既りて咸く命ず。」第二段

甲申、明公、牲を京宮に用ふ。乙酉、牲を康宮に用ふ。咸く既る。牲を王に用ふ。」第三段

明公、王より歸る。明公、亢師に鬯・金・牛を賜ふ。曰く、用て禱れ、と。令に鬯・金・牛を賜ふ。曰く、用て禱れ、と。迺ち命じて曰く、今、我これ女二人、亢と矢とに命ず。つとめて乃の寮と乃の友事とを左右けよ、と。」第四段

作册令、敢て明公尹の宔に揚へて、用て父丁の寶障彝を作る。敢て明公の賞を父丁に追ぼし、用て父丁をかがやかしむ。　鳥形册」第五段

參　考

陳氏は本器の考釋の後に、つぎのように述べている。

此器與班器銘文、近二百字、是成王時銘文之最長者、對于周初歷史、極關重要、此器出土之後、考釋者頗多、郭沫若以王爲成王、而以明保爲伯禽、唐蘭以自王爲王城、而以王爲昭王、馬敍倫以明保爲周平公、而亦以王爲昭王、此三家都各有得失、而郭氏排斥衆說、明此爲成王時器、實與原器形制文飾和銘文內容相符合、自一九三五年以來、曾考釋此器、先後十易其稿、廿年以來、屢不能定

最近二年中、因令器之出土于丹徒、河南縣城的實地勘查、與漢魏洛陽城的調查、以及其他有關西周器的出現、乃重爲考定、並述西周都邑的考證于後

陳氏はその考釋に十たび稿を易え、なお定稿をえなかつたという。本器の考釋がいかに困難であるかが知られよう。困難は主として銘文中の人物關係と、記されている典禮の性質の理解如何にかかつている。

文中の周公をその生號とすれば、器の時期は問題なく成王期となる。しかし周公宮が周公の廟所であるならば、その沒後となる。これを昭王期に屬するものは、令𣪘の伐楚を昭王期の南征と解し、本器をも𣪘とともに昭王期に下すのであるが、伐楚・南征のことは昭王の一代に限ることでなく、西周の各期にわたつて、その討伐はしばしば行われていたのである。

文中の用牲を陳氏や鮑鼎のように尙書召誥の卜宅奠基と同じと考えるものもあるが、器銘にいうところはもとより召誥・洛誥にいうところと同じではない。銘文によると、京宮・康宮はすでにあり、王所の宮寢も備わつている。成周もすでに築營されて、卿事寮・三事の諸官がおかれている。從つて召誥・洛誥とその儀度に似たところがあるとしても同時のことでなく、器の內容は舍命の式、すなわち就任式に當る。おそらく周公の後を嗣ぐ明保の舍命の儀禮を記したものであろう。

今本竹書紀年によると、周公の薨は成王廿二年にあり、成王の晩年である。しかし紀年の記事には隨所に混亂が多く、そのまま信じがたいところがある。たとえば十三年に「魯大禘于周公廟」とあつて、周公はそれより早く沒しているのである。今本十一年に「王命周平公治東都」とあり、その前年に周公の退隱をいう。西周の曆朔については別に論ずるが、いま尙書武成及び召誥によつて成王期の曆譜を構成すると、成王十年、その親政の年に令𣪘、翌十一年に本器の日辰が適合する。すなわち七年成周成り、十年周公沒、十一年明保がその後を嗣いで舍命、十三年魯で大禘が行われたこととなつて、

一應事情に合する。成王の在位を三十年とするも、他にこの兩器の日辰と密合する年次は求めがたいようである。尤もこの兩器の年次を相接するものとしなければ他に暦譜に合う任意の年を求めうるが、少なくとも令彝の製作は周公薨去の翌年にあると考えてよいと思われる。

同銘の器に令彝がある。ここに附記しておく。

＊令彝

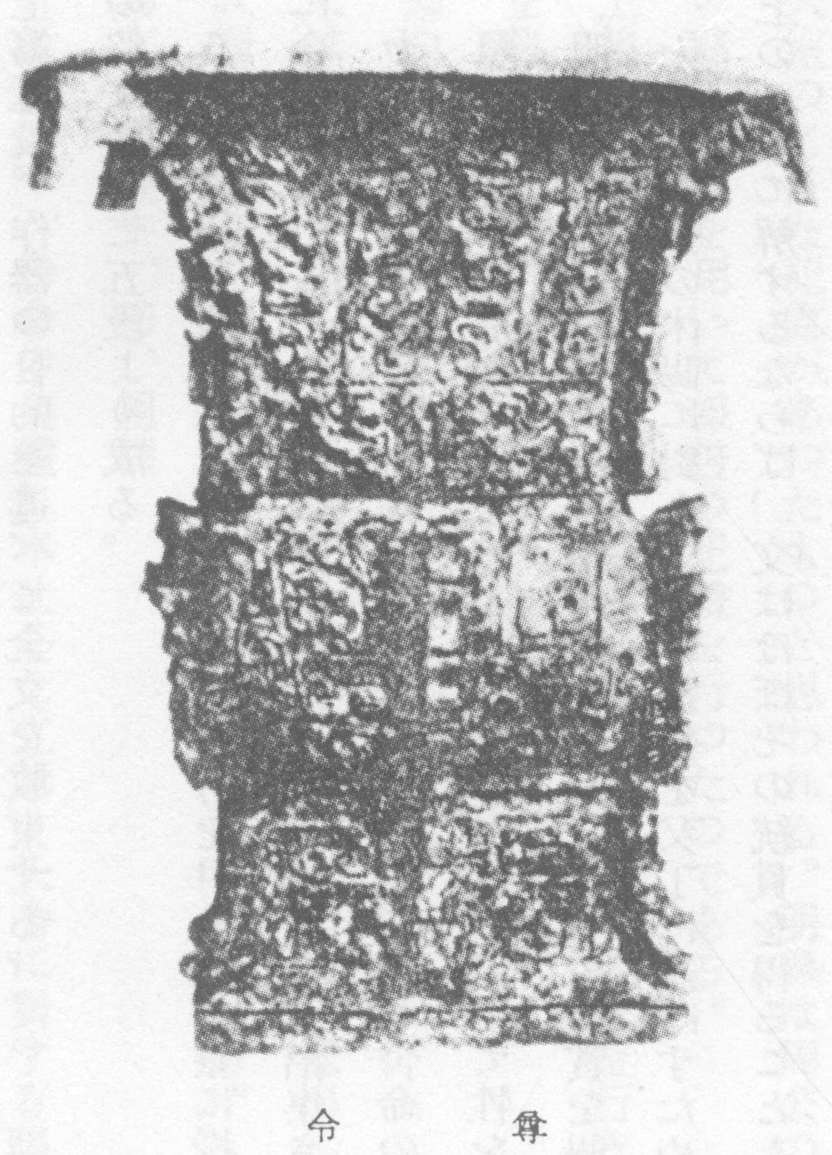
著錄

器影　燕京學報・九　國學季刊・四　大系・一九八　善齋・一三三　通考・五五四　通論・一三四　故宮・下・二二五

銘文　貞松・七・一九　善齋・四・九三　大系・三　小校・五・四二　三代・一一・三八

考釋　通考・四〇〇　通論・四九

器制　通論にいう。「高二八・六糎、通體飾饕餮及鳥紋、有八稜」。



令彝

卷一上　三〇八～三〇九



令彝銘

また故宮圖錄にいう。「高二八・六糎、寬二三・四糎、重五・九二瓩、器形上圓下方、通體飾饕餮紋及鳥紋、有八稜」。口下に蕉葉の饕餮文、頸部には正中の稜を挾んで相對う夔鳳文がある。夔鳳は前向、垂啄あり、尾は垂尾。腹部・圈足部に饕餮文を飾つている。文様頗る繁縟、鬱然たる古器の偉容をもつ。

參考　銘一〇行一八七字。字迹は殆んど令彝と同じであるが、一行十八・九字に及び、器腹深く銘識されているので好拓乏しく、また銹泐が多い。

二六、作册翻卣

時代　成王大系・斷代　昭王麻朔

出土　「傳一九二九年民一七年與令諸器同出于洛陽馬坡」斷代

收藏　「善齋藏」貞松

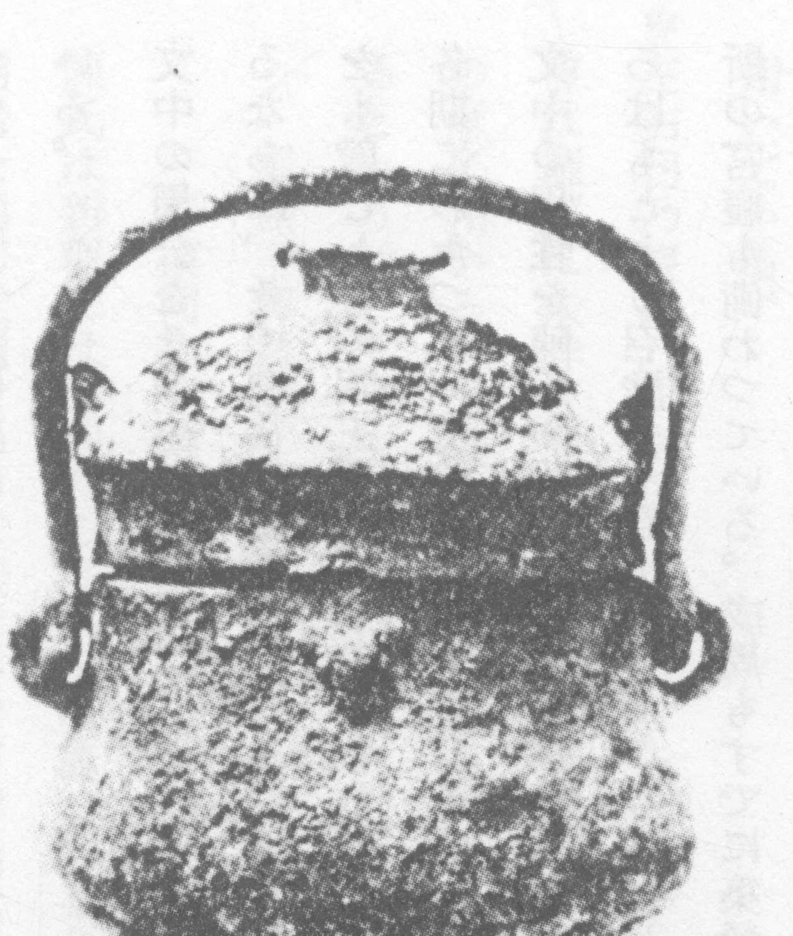
著錄

器影　善齋・一一八　大系・一六六　通考・六六八

銘文　貞松・八・二九　研究上・四一　善齋・三・三四　大系・四　小校・四・六〇　三代・一三・三九・二　二玄・一七八

考釋　大系・一〇　通考・四二三　麻朔・二・一三　斷代・二・九一

器制　通考にいう。「通梁高六寸八分、口徑二寸八分、横三寸八分、提梁兩端作環形、腹前後有羊首」。



作册翻卣

卷一上　三一〇～三一一

蓋に兩角あり、突起が著しい。器蓋とも素文。素文環耳の卣は殷器にその例がみられる。贏季卣通考・六六七・盂作父丁卣通考・六六九などは、兩耳を獸首にしているほかは、形制がこの器と近い。

銘文　器四行二六字　蓋五行二六字

隹明保殷成周年

大系にいう。

此與令彝乃同時器、明保卽彼周公子明保、殷成周卽彼之朝至于成周、殷殆殷覜之意、有傳卣言、王在□京、命師田父殷成周年、例與此同

陳氏はこの師田父を、田陳の古音通ずることを證として君陳に外ならず、すなわち令彝の明保であるという。しかし師は金文では師長の職をいい、明保とはその地位職掌を異にするもので、同一人ではありえない。



作册翻卣器文

殷は周禮大宗伯に「殷見曰同」とあり、令彝にも「同卿事寮」の語があるため、郭氏のように兩器同時の作とする説を生ずるのである。殷は傳卣・臣辰卣などにもみえていて、一定の年次を以て行われる會同の禮であり、令彝に記す儀禮とは異なるものであるから、これを一時の作とする根據とはしがたい。令彝は明保始政の際の舍命の儀禮を記し、定時に行われる殷規・殷見のこととは別事である。殷見は周禮注に「殷見四方、四時分來、終歲則徧」とあり、每歲行われるもので大事紀年には用いがたく、殷規は數歲一次のものであるから、これを紀年に用いうる。しかし舍命の禮とはまた異なるのである。

秋官大行人職に、「時聘以結諸侯之好、殷規以除邦國之慝」とあり、注に「殷規謂一服朝之歲也、慝猶惡、禮一服朝之歲、五服諸侯皆使卿以聘禮來規天子、天子以禮見之、命以政禁之事、所以除其惡行」という。これは金文にいう殷のことに近いようである。また遹正をいうものあり、成周遹正のことは史頌𣪘、小克鼎など後期に至つてもしばしば行われていることであるが、小克鼎には

王令善夫克、舍令于成周、遹正八𠂤之年

という大事紀年の文があつて、舍命と遹正とが並び行われている。遹正は古くは遹省といい、大盂鼎・宗周鐘においてはその受民疆土に對して行う。用例を以ていえば巡狩に近い。これに對して一定の地に邦君諸侯を會して行うものが殷、すなわち殷規の禮であるらしく、一定の年次を以て、あるいは大祭祀などのときにその儀禮が行われたようである。臣辰卣に

隹王大龠于宗周、𢓊饔莽京年、才五月、既望辛酉、王令士上眔史寅、殷于成周

というものがそれである。吳其昌は殷を衣祀に外ならぬとしているが、宗周・莽京を棄て成周の地で衣祀が行われるはずはない。

以上のことからいうと、舍命・殷・遹正には相似たところがあるが、その目的・對象・儀禮の性質においてそれぞれ異なるところがある。從つて始政舍命の儀禮をいう令彝と、殷禮をいう本器とは同時のことではなく、始政後ある年次を經てからのものとみるべきである。

公易乍册䰧鬯貝

公は上文の明保。令彝にも明公・公と稱している。作册䰧は成周の殷禮に奉仕して賜賞をえたのである。

䰧を郭氏は𩰫の省文とみていう。

䰧作器者名、字當是𩰫字之省文、大克鼎與伊𣪘、均有𩰫季、盉卽此作册䰧之後、孫詒讓釋𩰫爲緟、近是、石鼓吳人有𩰫字、正與韋逢爲韻、又毛公鼎・番生𣪘・叔向父𣪘、均有𩰫𠑹字、卽是綢繆、紐同而音近對轉、均其佳證

同じ氏族の作器と思われるものに、別に盤一器歐米・一五二　三代・一七・三・三　があり、

䰧厥乍寶障彝

の銘がある。器はボストン美術館藏。足に極めて線條化したいわゆる目雷文を付し、上層は立刀形をなす。本器と時期的に近いものと考えてよい。また參考の項に附說する伯䰧盉の銘にも䰧字に作る。必ずしも𩰫の省文とみるを要しない字である。𩰫は釜甑を用いて糸を薫染する形象の字で、東は朱を

入れた橐を示す。これは周禮鍾氏が薫染を掌ることと合し、まさに孫氏のいうように緟字である。䰧はただ釜甑と絲を執る象を示したもので、糸を薫蒸する意であり、𩰫とは異なる字である。

鬯・貝を賜うことは、初期の金文に多い。概ね祭祀や儀禮の際の賜物である。



䰧盤

䰧揚公休、用乍父乙寶障彝　□

公は明公。銘末の圖象は兩册形上に南字形、下に舟字形を加えた複合形式のものである。兩册形の圖象は作册系の器に多い。南字形は何の形象か不明であるが、𨚻閑兩册の上に樹てられており、偃游を付している。郭氏は「下款首一字不識、當卽䰧之族徽、兩册乃册之繁飾文、舟當卽䰧之名」というも、圖象は全體として一の標識をなすものであり、その一部を名に用いるような例はない。

訓　讀

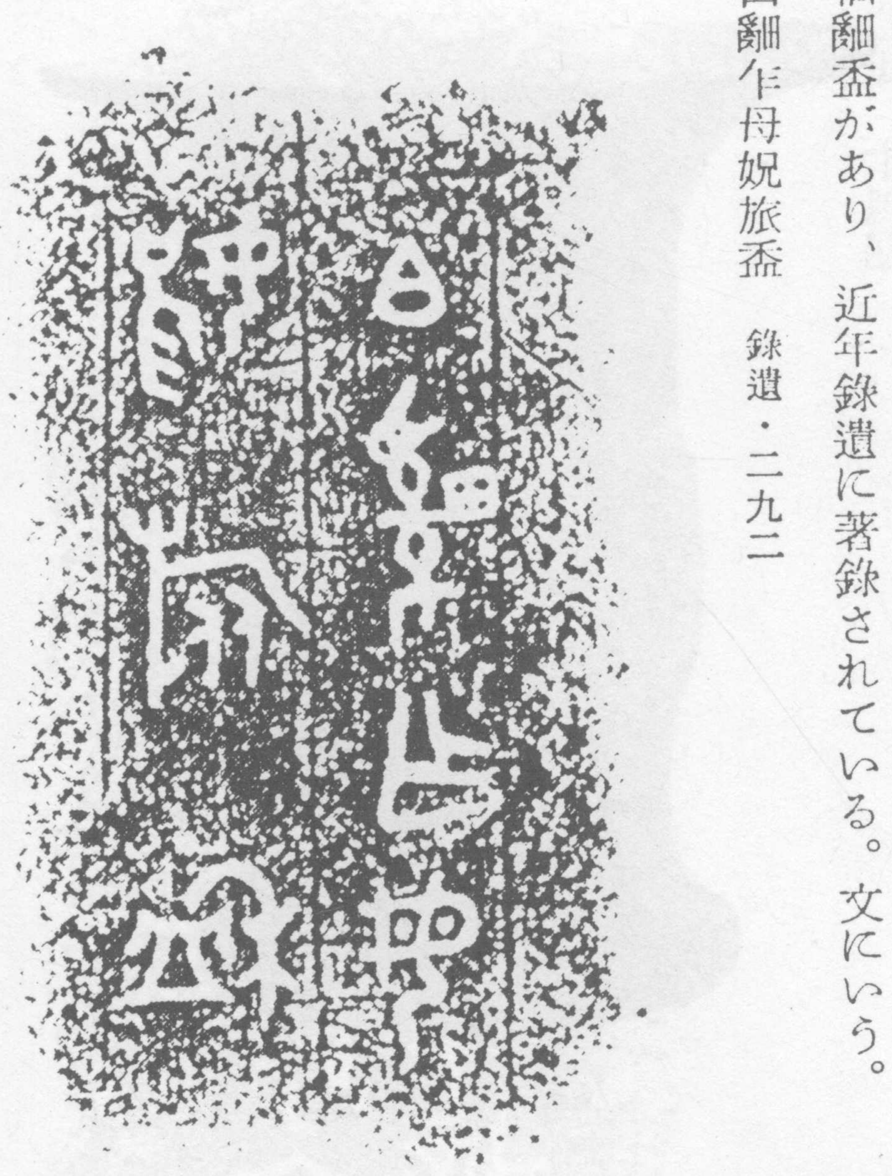
これ明保、成周に殷する年、公、作册䰧に鬯・貝を賜ふ。䰧、公の休に揚へて、用て父乙の寶障彝を作る。□

參　考

器制極めて簡樸、字迹は令彝・臣辰諸器などに類している。䰧は父乙の器を作つており、令器と同出と傳えるものであるから、おそらく成周庶殷の一であろう。

別に伯䰧盉があり、近年錄遺に著錄されている。文にいう。

白䰧乍毋妃旅盉　錄遺・二九二



伯䰧盉銘

銘は陽線を以てする界線の中にかかれている。初期の金文でこの種の界線をもつものには、他に井鼎三代・四・一三・二 師趛鼎貞松・二四 などがあり、ほぼ昭穆期と考えられるものであるから、この盉もそのころのものであろう。盉の器制もその期ごろまで行われている。妃は㠯に從う。伯䢅はおそらく䢅氏の後であろう。

二七、嗽士卿尊

器名　嗽尊文選　士卿尊斷代
時代　成王麻朔・通考・斷代
出土　「近出洛陽」貞松
收藏　「廬江劉氏」貞松　「中央博物院藏器」故宮
著錄
　器影　善齋・一三一　通考・五三四　故宮・下・一二三
　銘文　貞松・七・一八　善齋・禮三・八九　小校・五・三五　三代・一一・三二・七　二玄・一四八
考釋　文選・下・二・一　麻朔・一・八　通考・三九七　斷代・二・一二〇
器制　善齋にいう。「身高一尺二寸六分、口徑一尺五分、底徑七寸一分」。中段に饕餮文あり、鼻梁を中心に左右に展開し、目部が大きく、尾部が離れている。帶文の上下に各二條の凸文を付している。器制は殷式の古い様式を傳え、酒伯逆尊一六四頁と極めて近い。銘文からみても、西周初頭の器であることが知られる。



嗽士卿尊

銘文　四行二三字

丁巳、王才新邑、初鑊

この器銘は、召誥洛誥など周書の諸篇との關聯が注意され、資料としても重要な意味をもっている。

丁巳を陳氏は召誥にいう「越三日丁巳、用牲于郊、牛二」とあるのと同日であるから、本器にいうところは召誥の文と關係があるという。しかし召誥の文はいわば新邑の成るに及んで大一統の宣言を發したもので、この文にいう初鑊と召誥の郊祭とが同一の儀禮であるとは定めがたい。重大な儀禮は概ね吉日を擇んで行なわれるものであるから、干支を同じうする日に擧行されることが多いと思われる。尤も新邑における最初の祀典であるから、同日ではないとしても、その時期はおそらく相近いものがあろう。

新邑の語は召誥・洛誥にみえ、康誥には新大邑、多士に新邑洛の語がある。陳氏いう。

尙書中五篇周初誥命中的六個洛邑的名稱、只有新邑、兩次見於成王時代較早的銅器上、成王銅器上常見的成周、則不見於五篇周誥之內、這個現象、應該注意的

すなわち新邑と稱する器を、成周と稱する器に比して、稍しく早しとする考えのようである。



嗽士卿尊銘

成周の名は尙書ではただ畢命にのみ見えている。新邑成るの後、しばらくして成周の名が定まったのであろう。

鑊は卜文にこれと似た字があり、祭名に用いられている。于氏は字を二字に析ってよみ、上字の左旁は官止に從い、右旁は史の繁文、下字は工であるとするが、やはり一字であろう。史字形のところは華の或體と似ており、遊鐶か何かの飾りを附した象のようである。左旁は𠂤形に從っているが、𠂤は胙肉の象で、本來は軍事に用いたものである。作器者の卿は士職にあるものらしいので、これ

はあるいは軍禮の意味をもつものかも知れない。字の立意は歸と通ずるところがある。獻侯鼎に宗周の大𡙇をいい、盂爵には成周の初𡙇をいう。この器は新邑の初饙をいうもので、三器中最も時期の早いものとみられ、器制・銘文もそれに適わしいものがある。

王易嗽士卿貝朋

嗽士卿は他の器では「臣卿」あるいは單に「卿」と稱している。これらの卿はみな一人と考えられるが、陳氏は「臣卿」とこの嗽士卿とは一人ではあるまいという。この器の卿は「父戊」の器を作り、臣卿鼎では「父乙」の器を作つているからである。しかし兩器とも「在新邑」というので期は同じく、その人が異なるものとは思えない。そのことについては臣卿鼎の條にいう。嗽はおそらく地名であろう。士は官名。臣辰卣に士上の名がみえ、後期金文には士父・士智・士道などがある。「嗽士卿」とは「渣嗣土遊」というのと同じ語例である。

用乍父戊隮彝　子□

文考を父戊といい、賜物に貝を賜うており、殊に銘末に「子某」と署している。子某は殷の多子の名號で、その子字は手を左右上下した特徴的な字形を用いる。器は洛陽の出土と傳えており、以上のことからみて作器者は成周庶殷の一であると思われる。「子□」はこの場合氏族標識として用いられているのであるが、このような例は他に多くみられない。卿は新邑における饙祀を助け、奔走して賜賞を受けこの器を作つたのである。殷士祼將の一例である。

訓　讀

丁巳、王、新邑に在り、初めて饙す。王、嗽士卿に貝朋を賜ふ。用て父戊の隮彝を作る。子□

參　考

この器は器制古く、殆んど殷器に膚接する時期のものとみてよい。陳氏いう。

此器形制、與保尊・召尊等相同、但中段有獸面文、尙存殷代法式的遺風、此銘新字和第二行首字、都同于殷末的卜辭、而其稱成周爲新邑、皆表示此器應屬成王的初期

その字迹もまた甚だ宏放にして殷末の餘尊に類している。周器中最も早い時期の器と考えてよいものである。

臣卿鼎も同人の作器とみられる。その鼎の條參照。

二八、臣卿鼎

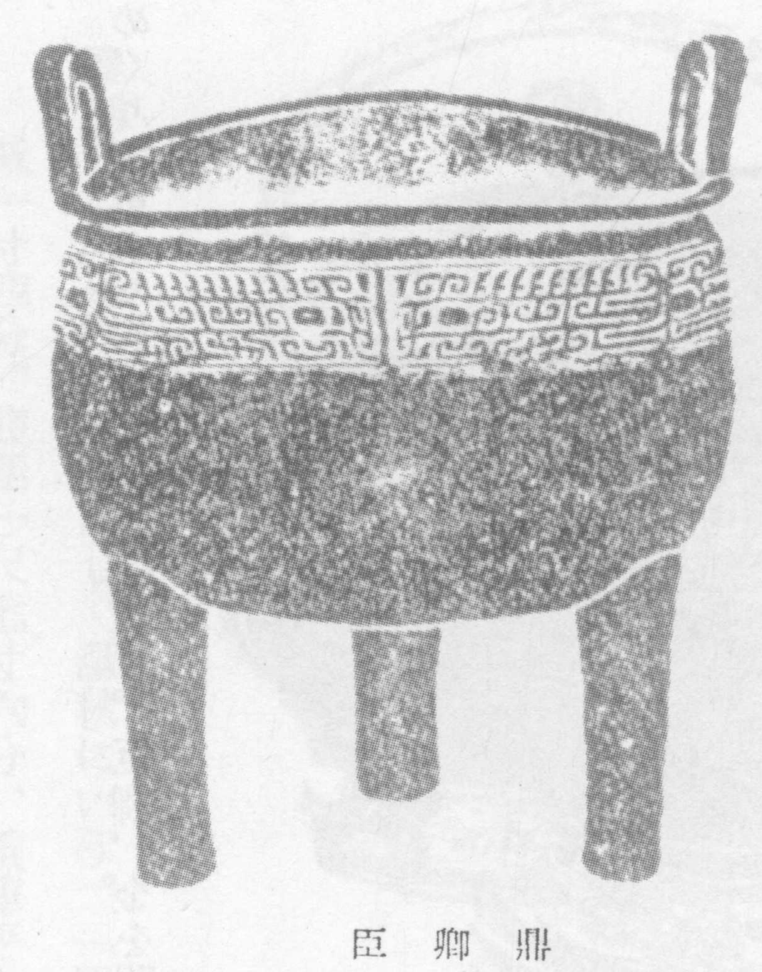
器　名　卿鼎攈古　公違相鼎窓齋　公違鼎文錄　新邑鼎窓齋賸稿

時　代　成王厤朔・通考・斷代

收　藏　「吳式芬・陳承裘舊藏」斷代

著　錄

器影　瀓秋・四



臣卿鼎

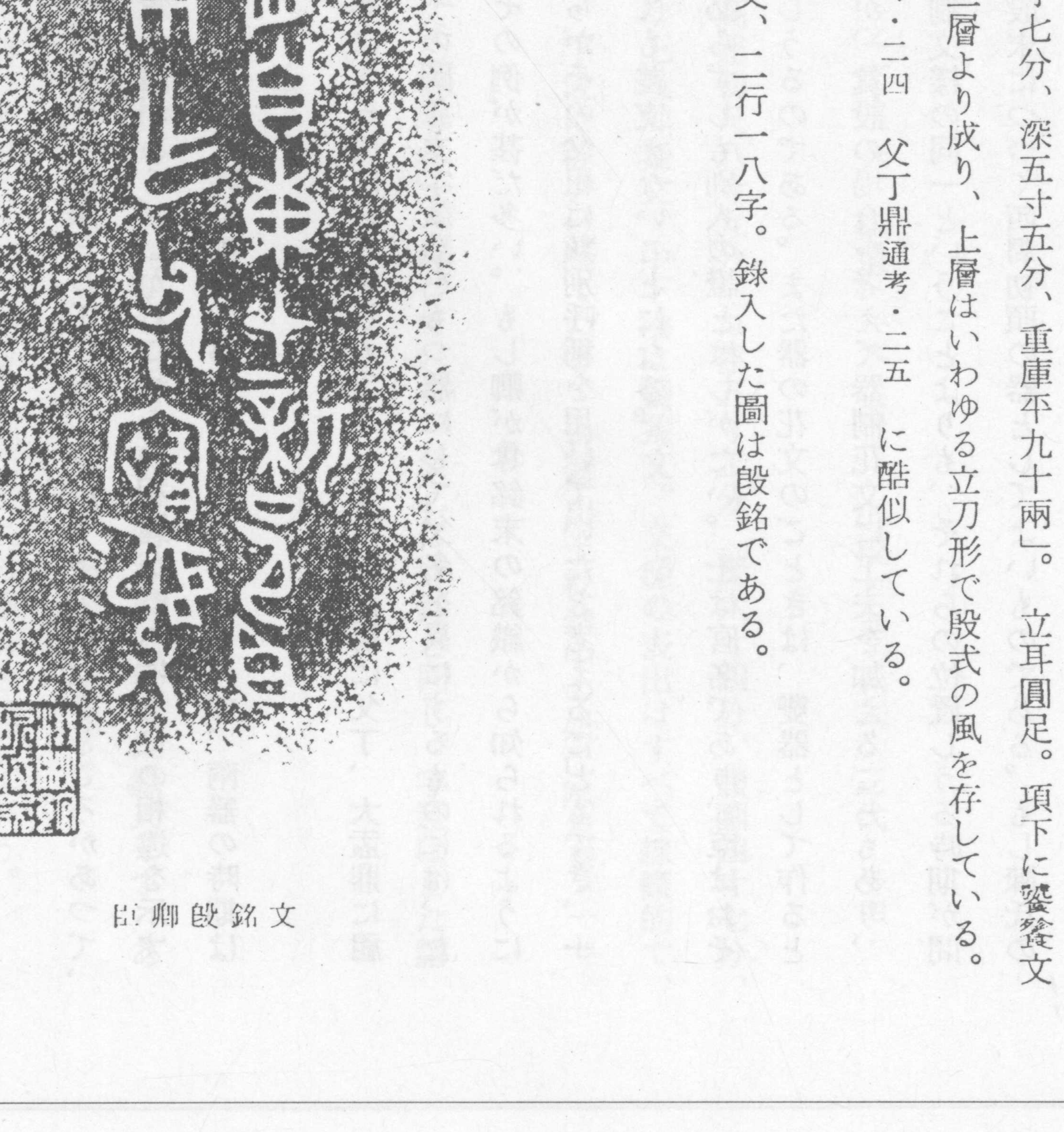
銘文　攈古・二之二・五九　窓齋・六・四　瀓秋・四　綴遺・三・二一　小校・二・七七　三代・三・四一・一　河出・一八五　二玄・一四九（𣪘）

考釋　文錄・一・一一　文選・下・一・六　厤朔・一・九　通考・四三　斷代・二・一二二

器制　瀓秋にいう。「器通耳高建初尺一尺零六分、口徑八寸七分、深五寸五分、重庫平九十兩」。立耳圓足。項下に饕餮文の帶文一條を附す。饕餮は三層より成り、上層はいわゆる立刀形で殷式の風を存している。器制文様はすべて父乙鼎通考・二四　父丁鼎通考・二五　に酷似している。

銘　文　三行一八字。𣪘あり同文、二行一八字。錄入した圖は𣪘銘である。

公違省自東、才新邑



臣卿𣪘銘文

公を陳氏は周公と解し、達を遠の義とみている。いう。

此銘的公、可能卽周公、爾雅釋詁、逵遠也、說文、省視也、此謂周公遠省自東、至於新邑

銘文中に單に公と稱しているときは、上文にその名を示しているのが普通である。しかし周初の器には、鬲卣に明保・公、班段に毛公・公、小臣宅段に同公・公というがごとし。しかし周初の器には、畾段・嬰尊のように單に公と稱し、あるいは耳尊の侯、史獸鼎の尹、保卣の保のように、身分・官名のみを稱する例もある。これらはその當事者にはそれで通じたのであろうが、當時特定の人のみの稱であつたかどうかは識りがたい。陳氏の說は周公居東の說から出ているようである。

達を遠と訓した例は金文になく、これを遠と訓するのも達去の義からであろう。達・圛・衞は字の立意同じく、聲義の通ずる字であるから、達省とはあるいは巡省の意であろう。「公達省自東」とは中甗「中省自方」と同じ語法である。

東について、王國維は澂秋館に跋して次のように論じている。

詩車攻、駕言徂東、傳云、東洛邑也、汪容甫據之以說書金縢周公居東之東、其實車攻之東、容爲洛邑、而周公所居、當卽逸周書作雒所謂俾中旄父宇于東者、當卽衞地、非洛邑也、此鼎云、公達相自東、在新邑、東與新邑明是二地、不得如容甫之說也、乙丑長夏、王國維記

これ器銘にいう東を衞地とみるものである。陳氏は東を詩の東山にして魯地であるという。

此銘的東、卽魯頌「乃命魯侯、俾侯於東」、東山「我來自東」、乃指山東魯地、此可與第廿八器（小臣𧽊鼎）之卽事于西、相對照、西應指岐豐

陳氏が文首の公を周公とみたのは、この東の字との關聯においてであるが、東山の詩は豳風に屬し、山東とは關係がない。舊說では東山の詩を周公說話を以て解することが行なわれているけれども、その關係のないことはかつて論じた。稿本詩經研究通論篇第二章七參照

東がどの方面を意味するかは金文の例を以てみるべきである。明公段にみえる東國征伐には魯侯も參加しており、山東の方面とみてよく、小臣謎段では東夷を伐つて海眉に至つている。また班段に「三年靜東國」とあるものは東國猒戎を伐つものであつた。しかし競卣に「卽東命」というものは南夷の征伐をいう。淮域をも東と稱したので、宗周鐘には南國𠬝子を征し、南夷東夷廿又六邦が具見したと記している。また保卣には「王令保、及殷東國」とあり、宜侯夨段では商圖を省して東國の圖に及び、虎侯夨を宜に侯たらしめている。宜も淮域にあるとみられる。これを以ていえば東と稱する範圍は極めて廣く、いわゆる大東小東は河南より山東安徽の境を含むとみてよい。

省とは遹正のことであるが、その範圍はたとえば成周々邊とか𨛜東のようにほぼ一地域に限られている。本器の「達省」とは、移動しながら遹省を行なつたものとみられ、多少範圍は廣いであろうが、東とはほぼ殷の舊王畿方面をさすとみてよく、宜侯夨段にいう商圖の範圍であろう。新邑から出發して殷の舊王畿をめぐり、また新邑に歸還し、その行に從つた臣屬に賜賞を與えたものとみられる。卿は殷室多子の家筋で、卿を伴なつたのも舊王畿遹省の便宜を考えてのことであろう。

臣卿易金、用乍父乙寶彝

臣卿は𠷎士卿であろう。陳氏はこれを別人とする說である。

臣卿與前器的士卿、恐非一人、臣卿與士卿、稱謂不同、臣卿父乙、而士卿父戊、士卿有族名、士卿尊的花文、不同于卿組的

すなわち稱謂不同・父名不同・花文不同をその根據としている。字迹も多少異なるところがあつて、臣卿の文字は𠷎士卿の文字よりも整齊の趣がある。しかしこれらの相違が直ちに世代の相違を示すものとはみえず、新邑の語はおそらく限られた時期の稱であろうと考えられるので、兩器の時期は極めて近いとみてよい。

同名の作器者の器にして祖考の名を異にする例は必らずしも乏しくない。盂爵に父丁、大盂鼎に祖南公、小盂鼎に□伯といい、また同一の圖象文字款識をもつ器にして父名を異にするものには、たとえば臣辰・亞矦の諸器のように、その例が甚だ多い。もし卿が尊銘末の銘識から知られるように殷室多子の族であるとすれば、かれらがその父祖に類別呼稱を用いていたと考えることもでき、一人の器にして父乙・父戊の名があつても差支えないことになる。

尊に士といい、鼎に臣というのも、必らずしも別人の證とはしがたい。士は官名であり、臣はおそらく小臣より出た身分稱號で、兩存しうるのである。また器の花文のごときは、雙器として作るときには同一の花文形制も考えられるが、奠設の場合を考えて器制花文に工夫を加えることもあり、これも別人說の證とはならない。器制文様の同一ということよりも、それらの位置しうる時期が問題であるが、尊・鼎ともに卿の器は殷末につづく西周初頭の器としてよいものである。もし陳氏の說のようにかりに臣卿・士卿別人とするも、少くとも一家の器であり、同期の器であるといえよう。

「臣卿易金」は受身に解すべく、臣卿が公から賜賞をえているのである。

訓　讀

公、めぐりて東より省し、新邑に在り。臣卿、金を賜ふ。用て父乙の寶彝を作る。



臣　卿　段

參　考

卿の諸器は澂秋にこの器をはじめ六器を著錄している。のちまた分散し、いまその二器を Fogg Museum of Art に藏している。澂秋館に收める卿の六器は次の通りである。

1　臣卿鼎　本器澂秋・四

2　臣卿段　澂秋・一五

周存・三・補　二玄・一五〇

器制　澂秋にいう。

「器高建初尺六寸七分、口徑八寸八

分、深五寸一分、腹圍二尺五寸五分、重庫平九十四兩」。兩耳獸首、珥もまた獸首に象る。項下及び圏足部に饕餮の帶文あり、三層の雷文より成る。上層は立刀形をなし、その文様は1鼎と同じ。器制文様ともに禽𣪘一〇三頁と似ており、時期も相等しいものと思われる。

銘文　1鼎と同じ。二行一八字。字迹もよく似ており、一手になるものであろう。鼎の釋文のところに錄した。

參考　王國維いう。「此與公違鼎、皆臣卿所作器。除鼎敦外、尚有尊一・卣二・觚一、均歸澂秋館、而愙齋等著錄潘文勤所藏一敦、銘曰、卿作厥考障彝、與卣文正同、殆亦同時所出也、乙丑六月、海昌王國維」。澂秋にはまた羅氏の釋文を付している。



卿尊

3　卿尊　澂秋・二六　擴古・二之一・七　二玄・一五一

收藏　Fogg Museum of Art, Cambridge, Mass.

器制　澂秋にいう。「器高建初尺一尺一寸、口徑八寸五分、

深八寸一分、腹圍一尺六寸七分、重庫平八十兩」。中段に二帶文あり、上は犧首を中心に虺龍、下は夔鳳が左右相對している。龍は首後向、體は細い線條をなし、立刀形を付す。夔鳳は全體が美しい曲線で構成され、冠毛も後に靡いている。二帶文の上下に二條の凸文がある。



卿尊銘

4　卿卣一　澂秋・三六　擴古・一之三・五三　小校・四・四三　三代・一三・二〇・三

器制　澂秋にいう。「器通高建初尺一尺三寸一分、口徑五寸七分、前後減一寸、深七寸四分、腹圍二尺二寸八分、重庫平一百十九兩」。鐶耳。提梁に獸首あり、蓋緣・項下・圏足部にそれぞれ虺龍の帶文を付し、3の腹部上段の文様と同じ。蓋には兩角がなく、器形文様は商器とみられている父辛卣 Yett. 二四 通考・六二三 に近似している。

銘文　二行七字。「卿乍厥考寶障彝」。字迹は1・2と同じである。



卿卣一

5　卿卣二　澂秋・三七　貞松・八・二三　三代・一三・二〇・四

收藏　Fogg Museum of Art, Cambridge, Mass.

器制　殆んど4と同じ。澂秋にいう。「器通高建初尺一尺零一分、口徑四寸八分、前後減一寸四分、腹圍一尺七寸六分、重庫平六十三兩」。前器よりかなり小型である。

銘文　器蓋二文

器　卿乍厥考寶障彝

蓋　卿乍厥考障彝

字迹は上記諸器と同じ。

6　卿觚　澂秋・四〇　擴古・二之一・一六　綴遺・一六・三一　小校・五・六五　三代・一四・三〇・九　二玄・一五三

器制　澂秋にいう。「器高建初尺八寸九分、口徑五寸二分、深六寸四分、腹圍四寸七分、重庫平二十三兩」。文様は上段蟬葉文、中下段は饕餮文。文様の表出はすべて線條的で、饕餮は三層よりなる。中・下段に稜を付している。寶雞出土柉禁中の姒己觚柉禁・一七 通考・五五七と極めて近い。

銘文　二行七字。「卿乍父乙寶障彝」と銘している。父乙は鼎銘と同じ。字迹はまた諸器と同じく、一人の手筆である。

*7　卿𣪘　愙齋・八・二　小校・七・六七

收藏　「器爲潘文勤公所藏」愙齋

銘文　二行六字。「卿乍厥考障彝」。字迹5の卣二と全く同じ。三代には錄入せず、あるいは卣二の銘を誤まり傳えたものであろう。

以上7を除いて、器制を知りうる卿の器はすべて六器である。陳氏はこの諸器を論じていう。「1・2同銘、臣卿爲父乙作、3・4大略同銘、銘六字或七字、卿爲厥考作器、6卿爲父乙作器、

銘七字、6之父乙卽1・2之父乙、所以卿與臣卿是一人、就花文說、1・2相同、3～5大部分相同、6接近于3～5而不同、1・2應稍早于3～5、士卿尊花文不同于卿組的、卿卣同于第三〇器（趞卣）、都是成王時的、可定爲成王時的觚、是很少的、卿觚乃一个極好的例子

觚の現存するものは概ね殷器あるいは殷系の器で、西周に入るものは極めて早期に限られている。この組の器はその器制にすべて殷式の餘風を存しているが、このことは、士卿尊に子某の款識をもつことからも說明しうるように思われる。士卿と臣卿とは同人であると思われるが、かりに別人であるとしても、その器銘には何れも新邑の語があり、他には見えないものであるから、これらの諸器は新邑洛が營まれた當時のものと考えてよく、成王の初年に屬しうるものである。

二九、獻侯鼎

器名　獻侯作丁侯鼎乙編　成王鼎貞松

時代　成王大系・通考・斷代

收藏　「舊盛京故宮藏」貞松　「秀水金氏」三代表　「曾在北京故宮寶蘊樓陳列」斷代　「中央博物院藏器」故宮



獻侯鼎

著録

器影　西清・乙・一・六　寶蘊・上・八　通考・三八　通論・七　故宮・下・五二　二玄・一五四

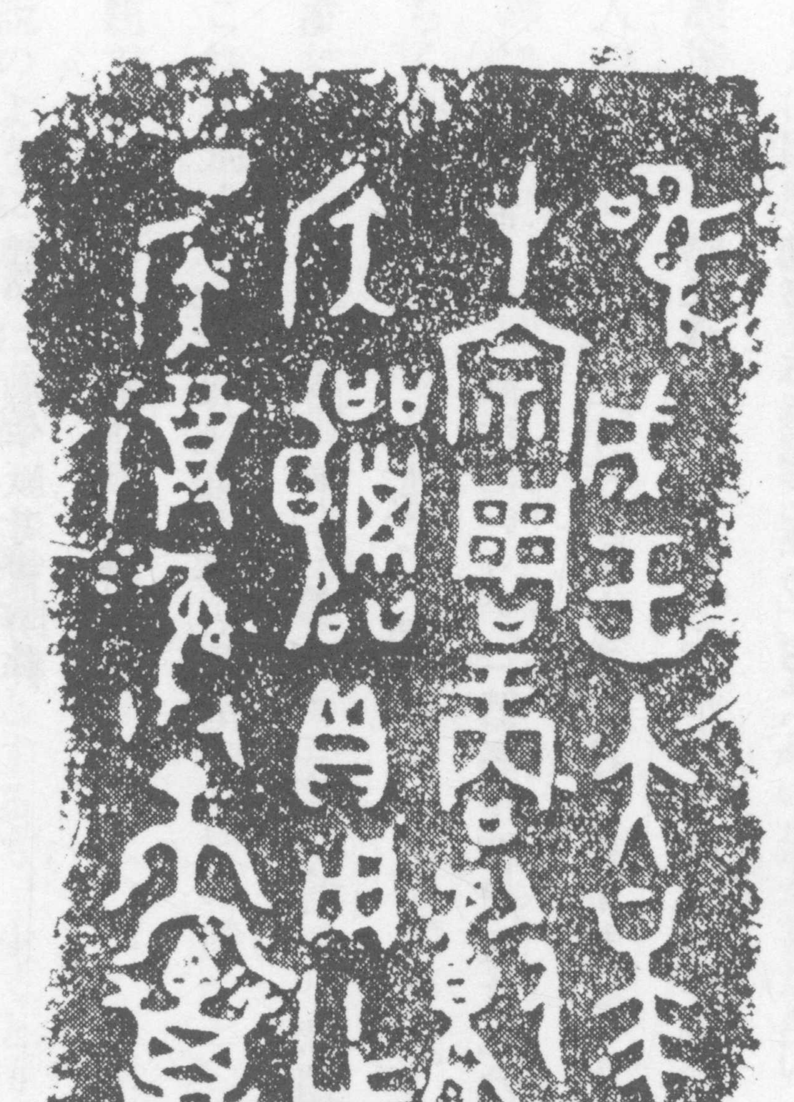
銘文　敬吾・上・二四　寶蘊・上・八　貞松・三・一五　大系・一五　綴遺・三・二〇　三代・三・五〇・二,三　河出・一九二　二玄・一五三

考釋　大系・三一　通考・

二九二　文錄・一・八　文選・下・一・五　斷代・二・一一八

器制　通論にいう。「通耳高二四・二糎、腹飾饕餮紋、足飾垂花紋、器深、口微斂、分當、足直長而圓、此乃成王時器、代表殷末周初的典型形式」。立耳。器腹深く、足長く、いわゆる分當鼎である。分當の足柱を中心に饕餮が左右に展開し、口大きく、耳あり、角は大きなワ字形をなしている。饕餮の身尾に當る部分は獨立し、立刀形となつて分當間に相對っている。地は雷文を埋める。器制・文様は何れも臣辰父癸鼎三五一頁に近いものがある。制作極めて完好、周初分當鼎中の優品と思われる。

器は二銘あり、二器あるはずであるが、他の一器をみない。



銘文　四行二〇字。敬吾・綴遺・三代二の錄するところは第二器の銘で、殘泐がある。

唯成王大𢍜、才宗周

乙編に器銘は後人の追述にかかるものとし、「當成王時、不應有成王謚也」という。從來王號はみな

謚號と考えられていたのであるが、郭氏は「謚法之起源」金文叢攷所收 において西周に謚號なく、その王號はすべて生稱であることを論じている。謚號なしとの說は、實はその他の廟號の說明に支障を來すのでやや勇決に過ぎるものであるが、天子の場合は生號がそのまま廟號とされたものと考えてよい。謚號・廟號の問題については別に述べる。この器において、成王はもとより生稱である。生稱として成王の名のみえるものは、成王鼎・本鼎など、一二の器に過ぎない。

𢍜は金文において、あるいは食・示の扁に從う。卜文にもこの字があり、𢍜年・𢍜雨のように用いている。毛公鼎に「𢍜較」の語があり、𢍜は賁飾の意であるから、字は賁祓義切に近い音であろう。動詞としては次の用法がある。

祭祀　令彝　明公易亢師鬯金牛、曰、用禘、易令鬯金牛、曰、用禘

　　　盂爵　隹王初𢍜于成周

祈匄　杜伯盨　用𢍜壽匄永令

輔弼　彔伯𣪕　朕不顯且玟珷、雁受大命、乃且克𢍜先王

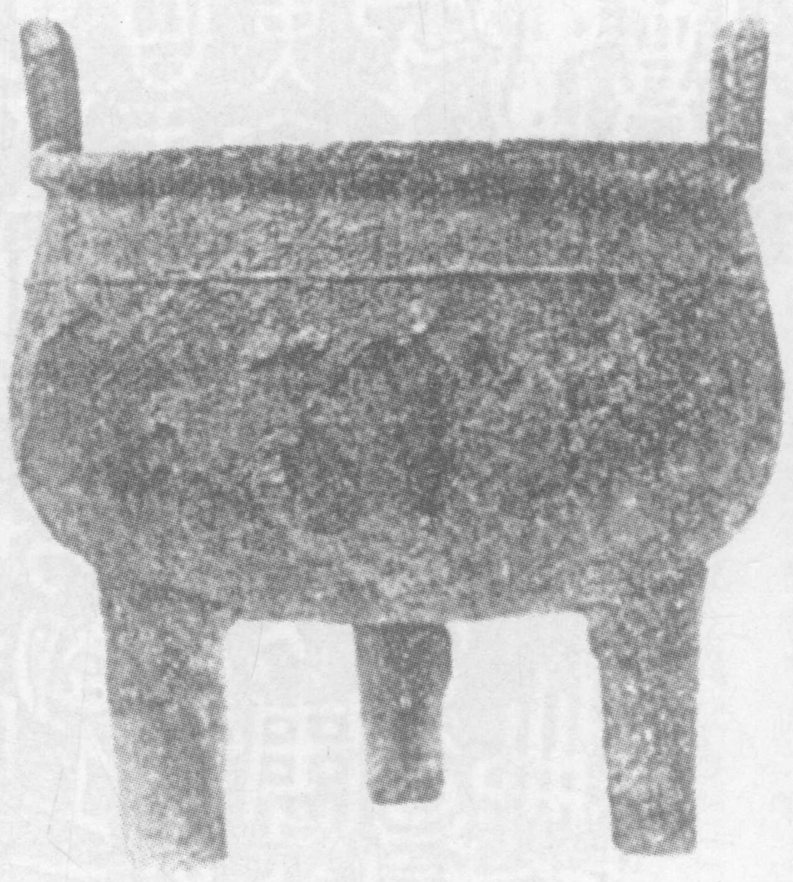
ここは第一の祭祀の例と同じ。盂爵においてはその儀禮は成周で行なわれている。

商獻侯𧷏貝、用乍丁侯障彝（㠱）

商は賞の初文。獻侯を乙編に齊の丁公の曾孫獻公としている。丁侯を丁公に充てる考えであろう。郭・陳二氏は𧷏を獻公の私名とし、綴遺には「獻侯名意、造字例闕」という。貝を賜うときには、その貝の得たところなどを說明的に加えていう場合がある。

觶尊　丁巳、王省䕫且、王易小
　臣觶䕫貝
小臣謎𣪘　王令易𠂤逐征自五齵貝、
　小臣謎蔑曆、眔易貝

この兩者と同例とも考えられるが、天子に對しては私名をいう義によつて、一應私名とみておく。字は盾の周邊に四口を列して祝册し、祝禱する象を示した字で、造字の義は囂に近いものがある。



勅鬫鼎

丁侯は獻侯の祖考の廟號であろう。丁侯の器を作るものにまた勅鬫鼎がある。

*勅鬫鼎

器影　善齋・二三　善齋・禮一・五六　通考・四七

銘文　貞松・二・四一　小校・二・五〇　三代・三・一八・六

文にいう。「勅鬫乍丁侯䵼彝、□」。何れも□形款識を付し、丁侯の器を作っているのであるから、一家の器とみてよい。獻侯と勅鬫と各〻この圖象を用いているのは、本宗分支を通じてこの標識を共用しているのであろう。

丁侯の丁は廟號であろう。廟號には多く公を稱し、侯をいう例は多くない。

銘末の圖象について、郭氏はこれを軒轅に充てていう。



勅鬫鼎銘

> 天黿二字、原作□、器銘多見、舊釋爲子孫、余謂當是天黿、卽軒轅也、周語、我姬姓出自天黿、猶言出自黃帝、十二歲之單閼、卽十二次之天黿、近年據余攷知實當于十二宮之獅子座軒轅、由氏姓演爲星名者、與商星同

郭氏らしい着想である。聞一多に「釋□」古典新義下所收の一篇あり、字を奄にして魯の舊名とする。說文邑部「䣊、周公所誅䣊國、在魯」というものこれである。殷商氏族方國志七二頁。また丁山氏は轘轅に別の圖象を充てている。この圖象をもつものは從來著錄にみえるもの數十器、その長銘のものはここにあげた二器と𡚤鼎貞松・三・一四・父癸卣貞松・八・二八及びいわゆる征人鼎日本・一八七　奇觚・二・二等である。殷以來の古族で、父癸卣においては、子より賜物をえている。丁𡚤卣積古・一・三三に「乍丁𡚤䵼彝、□」とあり、丁侯とはこの丁𡚤の丁のことであろう。□形款識をもつ諸器については、別に述べる。

訓讀

これ、成王大いに𦚔して宗周に在り。獻侯䵼に貝を賞す。用て丁侯の䵼彝を作る。□

參考

器は銘文中に生號としての成王の名のみえる稀有のもので、器制・文様より推して成王期に屬しうることは疑がない。丁侯の名のみえている勅鬫鼎もまた簡樸式の樸素にして重厚な製作で、同期の器と考えてよい。

勅鬫鼎（丁侯鼎）は陝西金石志に引く乾州志によると、乾縣甘谷の西峯巨場中より得たものという。それで陳氏は、「丁侯之家並獻侯的采邑、當在此附近」という。乾縣は岐山の東、武功の北に當る。□の標識をもつ器はその數甚だ多く、かつ概ね殷器であつて、本來陝西の族ではない。これを軒轅に充てて周の祖とするのはもとより當らず、聞氏の奄と解する說の方が遙かに興味がもたれる。器は成王が宗周において大𦚔を行なつたとき、東方諸侯の一である獻侯がおそらく助祭奉仕して貝を賞せられ、丁侯の器を作つたのであろう。宗周で儀禮が行なわれるようになつたのは、周の克殷の業が一應の段階に達したことを意味するものと思われる。器制・字迹よりみて、成王期に位置しうるものであろう。

三〇、臣辰卣

時代　成王大系・通考・斷代　昭王麻朔

出土　「有臣辰盉者、聞一九二八年冬、與矢令二器、同出於洛陽、同出者共有銅器三十餘事、惜已分散矣」。郭釋　いまその關係彝器の知られてもいるのは、四十數件に上つている。

收藏　「廬江劉氏善齋藏」貞松　いま白鶴美術館の收藏に歸している。

著錄

器影　善齋・一二三　通考・六五五　白鶴・撰・一九　書道・四九　通論・一八二　日本・七二
　水野・一〇三　二玄・一五六

銘文　善齋・禮三・三七　貞松・續・中・二三　大系・一六　小校・四・六五　三代・一三・四四
　白鶴・撰・一九　書道・四九　二玄・一五五

考釋　叢攷・二二七　大系・三二　文錄・四・二九　文選・下三・一三　通考・四二〇、三八九
　麻朔・二・二〇　積微居・一八一　斷代・二・九二　Dobson・二〇二
　郭沫若　臣辰盉銘考釋　燕京學報・九、民二〇、又・金文叢攷

銘文は卣・尊・盉みな同文であるから、それぞれの銘釋のものをあげた。

器制　通論にいう。「通梁高二一・五糎、口縱八・三糎、横一〇・七糎、提梁兩端作羊首形、

偏體飾象及夔紋、四面有鈎稜」。

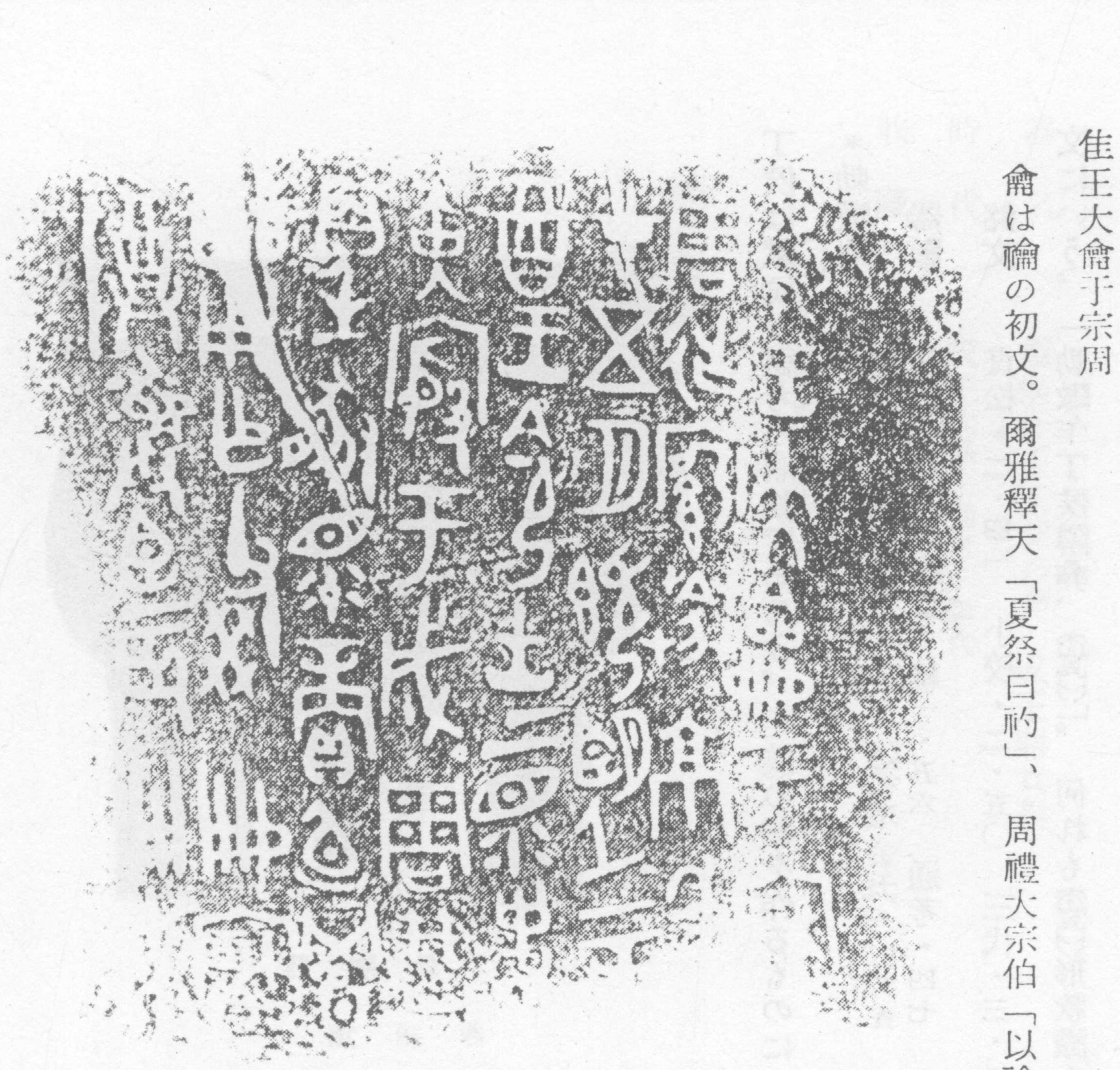
器體は矩形に近く下腹が張つている。蓋の鈎稜の一部が兩角の形をなす。主文は尊と同じく象文である。器蓋の文様は各〻二段より成り、蓋の上段と器の下段とは象文、蓋の下段と器の口緣部は夔文を飾る。象文は後身部に渦卷狀をなす花文を付しているが、これは大豐𣪘・叔德𣪘等にみえる文様と似ている。大豐𣪘等の文様はこの系統に屬するものとみられる。夔文は鳥首後向、前に前垂があり、すべて浮雕的な表出である。圈足部に蝺文あり己字形をなす。𣪘器に多くみえるものである。提梁には蟬文を中央より左右に列している。文様の全面は曲線的な美しい雷文で蓋われ、四面の鈎稜、文様の浮雕的表出と相俟つて、華麗を極める。全器白銅色を呈し、優れた鑄成をみせている。



卣　辰　臣

本器と同型の卣がなお一器 Fogg Art Museum に藏せられている。本器よりも稍しく大型であるが同銘、同時の出土品で、雙器をなすものである。

銘文　器蓋二文。各八行五〇字。蓋文は末行の第一字が彝である。



銘　器　卣　辰　臣

隹王大龠于宗周

龠は禴の初文。爾雅釋天「夏祭曰礿」、周禮大宗伯「以禴夏享先王」とみえ、いわゆる時祭の一と解されているものである。それで郭氏は、「此在五月、爲時正合」としている。しかし時祭の說は後世の儒家によつて整理された禮說で、金文中には時祭の證を求めがたい。時祭ならば定例のものであるから、大龠ということもあるまいと思われる。陳氏は字を和の初文とし、和會の義としていう。

第四字、郭沫若以爲夏祭之名、其字疑是龢（卽和）之初文、小爾雅廣言、龢和也、大和于宗周、猶召誥四方民大和會、…和見士于周、大和于宗周、與下𣪘同于成周、是不同的、前者可能是同姓諸侯的和會、後者是異姓侯民的集會受命

この大龠は下文の成周における裸禮と對應するもので、大龠の後に莽京で饗の禮が行なわれている。政治的な中心地である宗周において行なわれているのであるから、龠は單なる祖祭・時祭ではなく、陳氏のいうように和會の意味をもつ儀禮であるかも知れないが、金文では和會の字には龢を用いる例である。積微居には竹書「帝辛六年、周文王初禴于畢」の文を引く。畢は後に周王の陵墓が營まれた聖地である。龠は後の禴祭からみて祭祀儀禮であることは疑ないが、下文の莽京における饗、成周における裸禮と一聯の儀禮であるから、陳說のように政治的意味を含んで擧行されたものと考えてよい。宗周は鎬京である。

徃饗莽京年

徃には出・遂・造の諸釋がある。卜文の例によると、出あるいは往と訓してよい。

饗を郭氏は館、陳氏は居と釋している。郭氏の銘釋にいう。

饗字亦見呂鼎、彼銘云、唯五月旣死霸、辰才壬戌、王饗于大室、彼饗字、正从夕作、此銘从月、蓋古人月夕字、每通用不分也、由二器之辭旨、與文字之字形與聲類以求之、余謂此當是館之初字、从食宛、宛亦聲、…出館莽京、猶詩云出宿于泲

字形聲類よりして館と釋すべしとするものであるが、なお首肯しがたい。また陳氏が居と釋する根據は次のごとくである。

疑是居字、字从宀从食、从乃得聲、後者說文以爲、卽詩我姑酌彼金罍之姑、此字亦見于呂鼎、王居于大室、麥尊、會王居鎬京、皆成康時器、此器上記王行大禮于宗周、下言出居鎬京、則此二者的性質、可以分辨、宗周之于豐鎬、猶成周之于王（周）

この說は字を乃、すなわち姑に從う字とし、それによつて居と釋したものである。周禮大司馬に「獻禽以享禴」とあり、白虎通にも「夏曰禴者、麥熟進之」とあつて、禴祭のときには禽や麥を獻薦することが行なわれている。銘文は大事紀年形式をとるものであるから、ただ館・居のことを以て年を紀することは考えられず、大龠・徃饗は年を紀するに足る重大な儀禮であつたとしなければならない。

饗はおそらく宴と同義の字であろう。宴の義には多く匽の字を用いるが、饗は室内において𣪘上に肉を用いる象で、最も宴の初義に近い形象である。莽京は周の神都で辟雍のあるところであるから、そこで辟雍儀禮として饗禮が行なわれたのであろう。尹卣嘯堂・四二にも「王初饗莽、唯還在周」の句がある。麥尊には、宗周に見事した後、莽京で彡祀が行なわれたことを記しているが、政治的儀禮の後に祭祀儀禮が行なわれたものと解してよい。合命・殷禮の後に用牲のことが行なわれるのと似ている。

莽京を郭氏は豐に充て、陳氏は通說と異なつて鎬と釋する。郭氏の說にいう。

宗周卽鎬京、莽京卽豐京……召伯虎𣪘之一曰、隹六年四月甲子、王在莽、召伯虎告曰、余告慶、莽慶正相爲韻、莽豐古同紐、而音亦相近、且彝銘中所見之莽京與宗周比隣、是則莽京卽豐京矣

陳氏の論については別に專論の機會をえたいと思うが、陳氏は宗周・鎬京（葊京）・豐の所在を次のように定めていて、通説とかなり異なるところがある。

11　宗周　　宗廟所在、在此朝見、則武王時的周、在岐山

鎬京　　王宮所在、有辟雍大池、在長安南昆明池北、豐水東

豐　　王及臣工所居、在鄠縣東豐水西、距鎬廿五里、葬地在畢、近鎬斷代・二・一四一

宗周の地を岐山としているが、葊京との距離的關係からみても到底信じがたく、また豐鎬についても通説と異なつている。葊京を鎬京と釋しているのは、金文において辟雍は葊京にあり、詩には「鎬京辟雍」の語があるので、葊京はすなわち鎬京に外ならぬとしたのである。しかし葊京辟雍は金文では西周初期の器にみえ、中期以後には葊京の儀禮をいうものがなく、おそらく後に辟雍は鎬京に移されたらしく、詩にいう鎬京辟雍は金文の葊京辟雍と異なるものであろう。字の聲義よりするも、葊京は豐京とみる方がよく、強いて分別すれば豐は地の大名、葊京はその地の辟雍所在の神域をいう。宗周と葊京とは容易に往還しうる距離にあつた。

才五月、既望辛酉

在を普通には辛酉までつづけてよむが、卜文や殷金文の例を以ていえば、在五月で一讀とするのがよい。

王令士上眔史寅、寏于成周

士を羅氏は土と釋するも、史寅と並擧されている人名であるから、官名として士とよむべく、字形も土とは異なる。士は王と似た形象で、何れも斧鉞の象から出ている。寅を郭氏は黃、陳氏は寅と釋する。卜文の例からみると何れとも釋しうる形であるが、金文の黃・寅の字形からいえば何れとも合わない。いま字形のままに釋しておく。成周に寏することは作册䰧卣にみえ、卣では明保がそのことを行なつている。本器では士上・史寅に命じてそのことを行なわせている。寏は殷、大會同の儀禮で、地區の官民を會同するものであるが、小臣傳卣では師田父が成周の殷禮を命ぜられており、祭祀官や軍官がその禮に當つたらしい。後に適正・適省とよばれているものと似た儀禮であろう。史は周初以來多くみえる官名であるが、士はこの器や士師尊などにみえ、後期に至つてその例を加える。殷禮は士上・史寅の二名にその執行を命ぜられており、作器者はその何れとも記されていない。陳氏は「今取前者」といつて士上を作器者としているが、令彝にも二人受命の例があつて作器者は後者である。普通は複數で受命の場合でも、賜與などは區別して記す例であるが、本器にはそれもない。あるいは二人とも同じく臣辰の族に屬する人であるかも知れない。賜與も百姓を對象とされており、臣辰の族に對して下賜されたもののようである。

昔百生豚、眔商卣・鬯・貝

昔を郭氏は禮と釋していう。

昔象器中盛雙玉之形、亦見辛鼎、云、虘用昔厥剶、剶有倗僔義、叔夷鐘、造爾朋剶、卜辭亦有此字、…彼字王國維釋爲豐之初文、本銘及辛鼎文、說爲禮字正適、禮者謂儐禮之也

すなわち字を禮と釋し、儐禮の意とするのである。陳氏は字を裁割の義としていう。

卽說文𤤴字、此假作割成殺、詩甫田以殺我士女、此言殺百生豚、則分百姓以豚

郭說によると、銘の文意は、士上・史寅が百姓に對し儐として豚を贈つた意となる。儐とは、上長からの使者に對して、使者を受けたものが禮物を贈ることであるが、この文では昔・商の主語は王であり、その寵榮を紀念して器が作られているのである。從つてこれを儐賜と解するのは文旨に合わない。

また陳釋によると、銘文の「寏于成周、昔百生豚」を王命の語としており、從つて士上・史寅が百姓に豚を分與したことになるが、眔で結ばれている下文も同樣の關係に解すべきであるから、兩者がさらに百姓に卣・鬯・貝を贈つたことになる。これも事情に合しない解である。

百生は經籍では百姓、天下の群黎のように廣い意味に用いられているが、金文では一族の子生をいう。善鼎に「余其用各我宗子雩百生」とあつて宗子と百生とを對文とし、また𩐳鎛にも「保盧兄弟……保盧子姓」とあつて兄弟・子姓を對擧している。子姓もまた百生である。すなわちこの銘における賜賞は、臣辰の一族子生に對して豚が與えられ、宗子に相當する族の代表者に卣・鬯・貝を賜うたもので、士上・史寅の兩者、あるいはその中の一人が卣・鬯等の賜與を受けたのである。おそらくこの殷禮には、臣辰の族がその禮を助けたのであろう。百生を廣義に解すれば、成周の殷禮に參會した庶殷邦族の義となるが、それらが賜與の對象となることは考えがたいように思われる。

昔の字は辛鼎周存・二・四〇にもみえ、「虘用昔厥剶多友、多友贅辛萬年隹人」という。辛が寶器を作つて朋剶多友に昔し、多友もまた辛に萬年眉壽を與えることをいう。鼎を以て倗友を昔するというのであるから、その語例からいえば、趞曹鼎「用鄉倗晉」、克盨「隹用獻于師尹倗友婚媾」、また杜伯盨「于好倗友」の饗・獻・好などの意に近い語である。この器では昔・賞は對文、ともに長上から與えられることをいう。もし王說のように豐の音でよむ字とすれば、降賜豐厚、褒賞の盛をいう語であろう。豚はその字形が㣇に近く、㣇と釋してもよい字である。

豚にしても卣鬯貝にしても、賜といわずに昔・賞の語を用いている。賞と賜とは用法上多少異なるところがあるらしく、賞は事功による一時的な褒賞の意に多く用いるようである。卣・鬯・貝はみな祭祀儀禮の用に供すべきもので、殷禮執行の責任者に與えられ、豚はその族人に褒賞されたのである。

用乍父癸寶障彝　　臣辰册𠂤

文考を父癸といい、銘末に圖象款識を付している。作器者は東方の族で、その出土地からみて成周庶殷の一であろう。銘末の圖象款識について、郭氏はいう。

臣辰卽作器者名、𠂤其族徽或花押、臣辰之器聞出土時有三十餘事、今已見著錄者、已在十器左右、均有臣辰𠂤等字樣、與此盉同銘者、有尊・卣各一具、集古遺文著錄二爵、銘爲父乙臣辰𠂤、與此爲父癸作器者不同、蓋臣辰之諸父

すなわち臣辰を作器の人名とみているのであるが、金文において圖象標識を以てその名を示した例はないようである。

郭氏は銘釋において「臣辰疑卽史寅之名、因寅乃十二辰之一」といい、器を史寅の作器とし、臣辰

・史寅は名字對待の例であるという。名字の對待は王念孫が春秋期の人名についてその關係を論じ、春秋名字解詁を著して以來、金文の研究家も好んで西周期の人名解釋にその法を試みているが、實は西周期前半には容易にその適例を見出しがたい。況んや圖象文字のごときはその族人がすべて用いるものであるから、これと名字の對應を求めるのは無理な話である。

〻は文錄・文選に先、貞松續・小校には光と釋し、積微居には子の字であろうという。卜文の甲子の子字と同じとするもので、「羅氏號治甲文、乃不能據甲文以識此字、何也」と難じている。しかし甲文の子字は正面形であり、同字としうるか疑問である。陳氏は微字との類似を説いているが、これも異なる。字の上部は皇の上部と近く、かりに光と訓んでおく。尤もこの標識の器は甚だ多く、それぞれ多少形の異なるところがある。

訓　讀

これ王、大いに宗周に禴し、徃きて葊京に饗したまへる年、五月に在り、既望辛酉、王、士上と史寅とに命じて成周に殷せしむ。百生に豚を朁せられ、および卣・鬯・貝を賞せらる。用て父癸の寶隮彝を作る。臣辰冊〻

參　考

臣辰の諸器は、一九二九年、洛陽馬坡に出土し、當時三十餘器に上つたと傳えられているが、いま著

巻一上　　三四八～三四九

錄にみえる關係彝器は、陳氏の聚成するところによると、實に四十二器にも上るのである。もとより、同時出土以外のものをも含むであろうが、この一族が當時成周有數の大族であつたことを窺うに足るものがあろう。いま陳氏の列するところを本として、その器を概見しておく。〻は種々の形にかかれているが、みな〻を以て示しておく。また冊も兩冊の形であるが、すべて冊と記しておいた。

甲、士上組

1　卣　本器　本器と同銘のものが合せて四器ある。父癸組のAといつてもよい。

2　卣　同出。Winthrop Collection, Fogg Art Museum. 白鶴美術館の藏器と器制は全く同じ。ただ稍しく大型で、高さ八寸九分である。

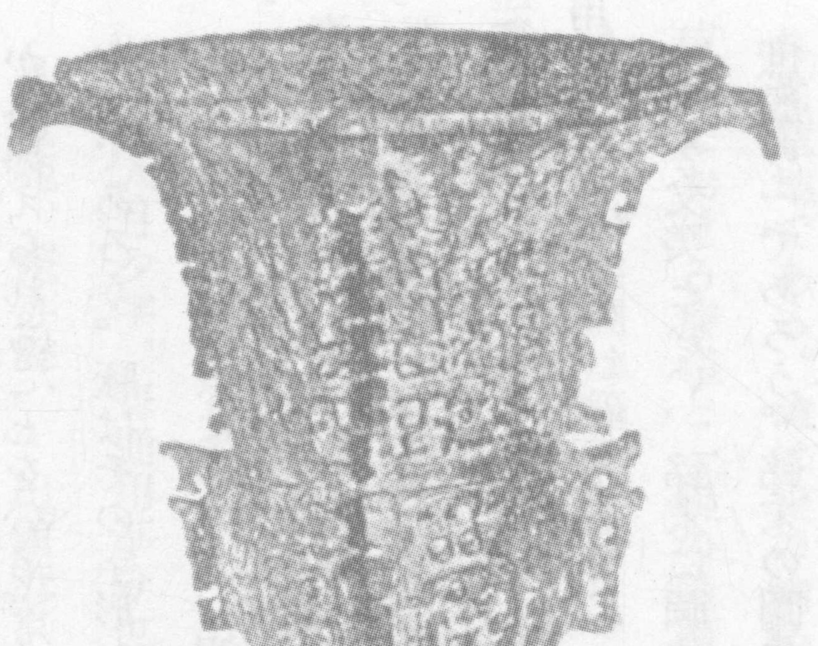


3．臣　辰　盉

3　盉　同出。善齋舊藏。Freer Gallery of Art, Washington
善齋・一〇七　大系・一九四
通考・四七六　通論・「一一九」
貞松・八・四三　善齋・八・三
三　大系・一五　河出・一九三

器制について通論にいう。「通盉高二二・二、四足分當、腹及葢均飾饕餮紋、葢内有銘」。頸部甚だ高く、器腹の約二分の一を占める。白衞父盉のように、頸部と器腹と殆んど相等しいというほどではないが、盉の形制としてはやや異例に屬する。饕餮はただ眉目のみあり、餘は殆んど雷狀の地文をなしている。

4　尊　同出。白鶴美術館藏。
白鶴・四　白鶴・撰・一八　大系・二〇〇　賸稿・三二　通考・五三六　日本・一四一　二玄・一五八」　大系・一六



4．臣　辰　尊

器體は筒形で侈口、器腹に象文、上下に虺龍文を配し、制作極めて精緻、器側の四方に稜を附している。高さ九寸八分、口徑七寸三分、銘文は盉と同文で、内底に銘してある。八行五〇字。字迹は盉・卣と殆んど同じである。

乙、父癸組　父癸の廟號と、臣辰の標識のみを記す。父癸組のBといつてよい。

5　盉　善齋・禮八・三四

巻一上　　三五〇～三五一

身高一尺三分、口徑五寸七分、四足分當、口緣下に二條、器體上部に一條、及び葢の緣邊に二條の瓦文を付するほかは素文。極めて簡素な作りで、甲組の盉とは對照的である。文様を別とすれば、器形は甲組の盉と殆んど等しい。葢に「父癸　臣辰〻」の銘文がある。臣辰の下に兩冊形を加えていない。

6　鼎　貞松・上・一六　通考四〇
通考にいう。「大小未詳、分當、口飾饕餮紋一道、腹飾饕餮紋、民國十七年洛陽出土」。「臣辰冊〻　父癸」の銘文がある。



6．臣　辰　鼎

7　毀　三代・七・一六・一，二
器葢二文。「臣辰冊〻　父癸」

8　毀　三代・七・一六・三，四　器葢二文。7と同文

9　毀　善齋・五五　頌齋・續・三三　通考・二六三
通考三三七にいう。「高三寸六分、口飾鳥紋一道、兩耳作獸首形、兩珥、銘兩行四字、與臣辰諸器同、出于洛陽」。器制は御正衞毀とほぼ近い。帶文下に一條の弦文がある。銘に

いう。「乍父癸　〓」

10　爵　Leventsitt

11　爵　頌齋・續・八七　「〓　癸」。通高六寸二分。腹に目雷文一道を飾っている。

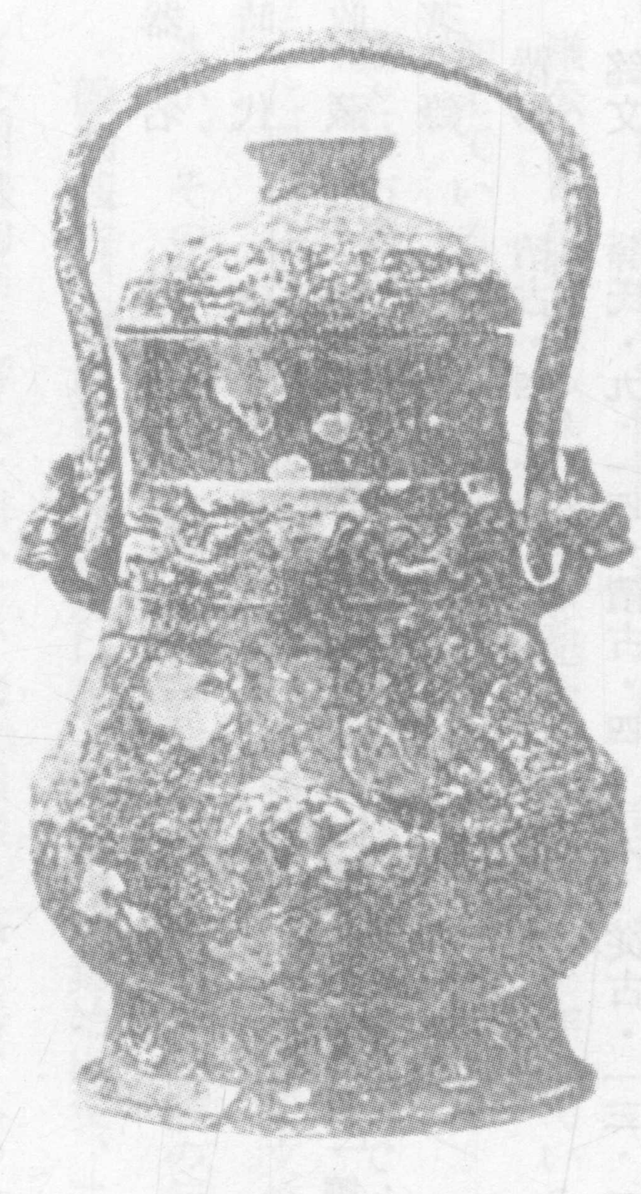
丙、父乙臣辰組

12　鼎　Wacker

13　鼎　賸稿・五　立耳三足鼎。口下に饕餮の帶文がある。「高七寸、深四寸、口徑七寸」。

14　鼎　翁大瑞　NB 3226

15　鼎　三代・二・四六・八　「臣辰〓　父乙」



20．臣　辰　卣

16 17 18 19　爵　三代・一六・三三・四～七　善齋・禮六・四六，四七　通考・四三七

臣辰〓（鋬）父乙（柱）

18「身高一尺二分、口至後七寸六分」

19「身高一尺三分、口至後八寸」

巻一上　三五二～三五三

兩器とも腹部に二段より成る方形雷文一條を飾る。

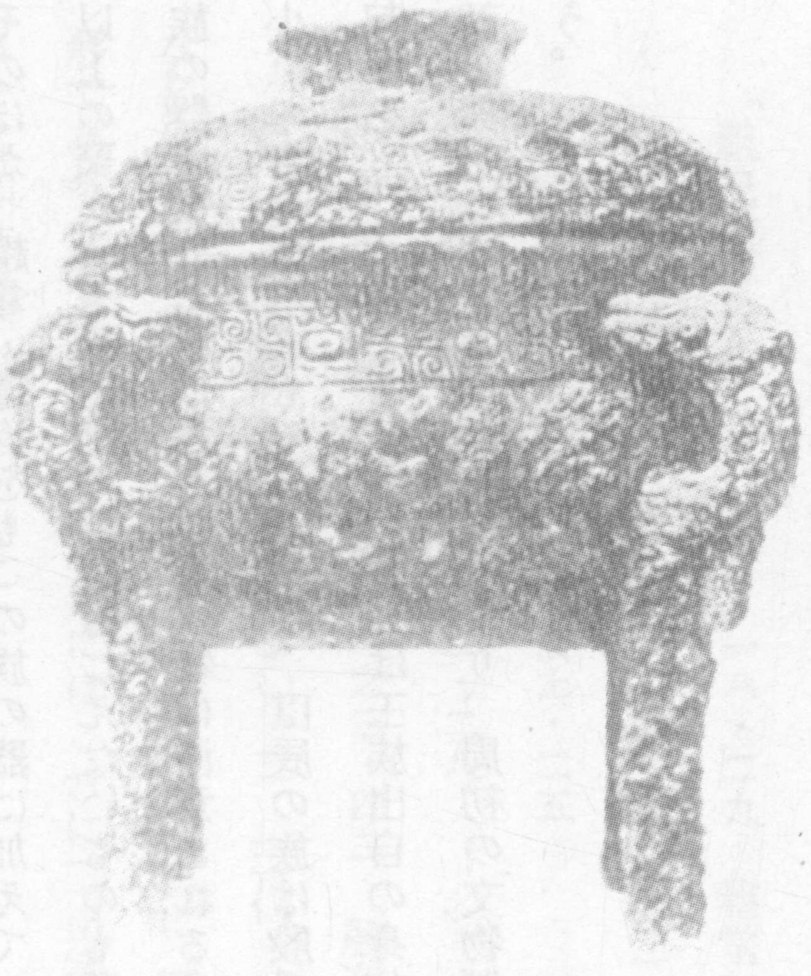
通考にいう。「父乙臣辰爵、高七寸二分、腹飾雷紋一道、銘父乙二字在柱、臣辰先三字在鋬、同銘者四器、出于洛陽、善齋吉金圖著錄二器書圖」

20 21　卣　福格　梅葉爾　歐米・八四　十二家・尊・一五　通考・六五七，六五八

21について通考にいう。「通梁高八寸九分、口徑二寸七分、横三寸八分、提梁飾雷紋、兩端作獸首形、腹及蓋各飾夔紋一道、蓋器銘各兩行五字、在腹內、十二家尊15著錄」

父乙　臣辰〓

22 23　毀　福格　歐米・一一九　通考・三〇二



22．臣　辰　毀

通考にいう。「通蓋高七寸七分、四耳作獸首形、各有長珥、下垂爲足、蓋與口、各飾目雷紋一道、蓋器銘父乙臣辰〓、與臣辰諸器、同出于洛陽、精華一一九著錄」。精華に紐育楊氏藏という。

24　尊　（拓本）

丁　父乙光組　陳氏は父乙を父丁に誤る。

25　鼎　三代・二・一九・八　銘。「父乙　〓」

26　毀　通考・二六二

通考にいう。「父乙先簋、高三寸五分、口徑五寸一分、口足均飾圓渦紋及夔紋一道、兩耳作獸首形、有珥、銘三字、與臣辰諸器、同出于洛陽、頌齋藏器」。圓渦文は毀器に多くみえるところである。



26．父　乙　毀

27　爵　巖窟・上・四一　「父乙　〓」

28　觶　三代・一四・四三・二　「父乙　〓」

29　毀　普塞耳

30　尊　奇觚・五・五　三代・一一・一三・七　「乍父乙　〓」

奇觚にいう。「右陸存齋藏、銘四字、壬辰、購於都市、拓以見贈」。壬辰は光緒十八年、一八九二年。

31　毀　三代・六・一一・六，七　器蓋二文　「父乙　〓」「〓　父乙」

斷代にいう。「圈足下三足。高二〇、口一七・五」

32　毀　馮德德

33　彝　三代・六・三三・二　「乍父乙寶毀　〓」

戊　父辛組

34　鼎　三代・二・四八・一　「父辛　册〓」

35　鼎　三代・三・二七・三　「〓　父辛」

36 37　甗　賸稿・八，九　歐米・一〇〇　「乃子乍父辛寶隮彝　册〓」

38　尊　三代・一一・二一・七　「小臣〓辰　父辛」

巻一上　三五四～三五五

己、臣辰光組

39　壺　三代・一二・六・五，六　器蓋二文　「臣辰册〓」

40　毀　翁大瑞　NB 四一〇七

41　盤　〃　〃　四一〇八

42　盉　〃　〃　四一〇九

庚　光組

43 44 45　爵　頌齋・二〇　通考・四四〇　三代・一五・二・四～一六・二五・一〇

〓あるいは册〓を付している。

他に陳氏は父辛の一器と父己の一器と未見のものがあるという。

臣辰諸器の聚成は通考四四頁にも試みられていて、臣辰盉・卣・尊をはじめ計三十一器を錄し、そのほか、趞尊・趞卣をもこの族の器に加えている。以上の聚成は著錄未見のため檢しえないものも若干あつてなお整理を要するが、ともかくこの一族の器の多いことに驚かれる。特に注意されるのは38の尊で銘に小臣辰と記されており、これが小臣の身分を示すものとすれば、臣辰の族は殷系の王族の出自となる。臣卿の臣もおそらく同じ起原をもつものであろう。小臣は王族出自の身分稱號である。臣辰諸器は殷器の形制を受けた周初の器として一大群を成しており、周初の文物制度の研究に重要な資料を提供するものといえよう。

三一、厚趠方鼎

器名　趠鼎薛氏　父辛鼎續古　厚趠鼎從古

時代　成王大系・通考

收藏　「姚義夫雄所收」續古　「山東濰縣陳氏藏」攈古

著錄

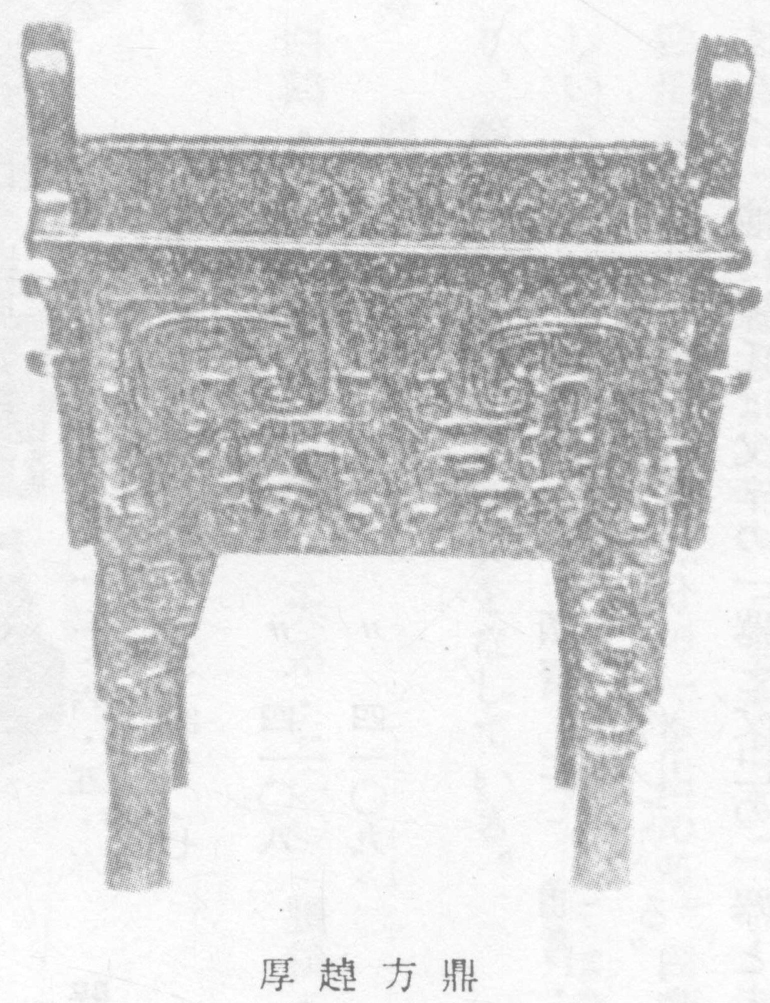
器影　續古・四・一七　大系・五〇　通考・一三八

銘文　薛氏・九・一四　續古・四・一七　從古・一三・一〇　攈古・二之三・七三　奇觚・二・五　周存・二・三三　窓齋・五・一三　大系・一四　小校・三・八　三代・四・一六・二　河出・一八〇　二玄・一七三

考釋　餘論・二・二九　文錄・一・二九　大系・二九

器制　續古に錄するところは素文の方鼎である。立耳。腹部に十字形の界線があるのみ。稜なく、足の脚底が細まつている。中氏方鼎三器と大體似た形制であると思われる。大系もこの圖樣を揭げている。

しかるにこの器はまた通考に器影を揭げている。方鼎ではあるけれども、文樣異なり、全く別の器である。通考にいう。「大小未詳、腹飾饕餮紋、旁有四稜、四足飾饕餮紋、濰縣陳氏簠齋藏器、續考古圖四・一七 著錄、繪圖全不相似」。いま兩器を比較するに全く別の器というほかない。その銘は同文、かつ兩器行款を等しくしている。



厚趠方鼎

通考に揭げている照片によると、饕餮はかなり變樣のもので尾部甚だ小さく、角は曲刀形をなして身の後に垂れている。この饕餮の形は、服方尊の器腹にみえるものと甚だ似ている。もし通考に揭げる器が薛氏著錄のものであるとすれば、宋以來の傳世の器となつてまことに珍重すべき例となるが、器制上異器とみるべく、同銘の二器とする外ない。

銘文　五行三三字

隹王來各于成周年

大事紀年の形式をとつている。來格二字を連用している例は殆んどない。各は概ね宮廟など聖所にいたる場合に用いる。來格は同義の語であるが、ここに格を用いているのは、おそらく王が成周における何らかの儀禮に臨む意であろう。成周において祭事を行なうものは、概ね西周初期の器と考えてよい。



厚趠又償于溓公

厚趠は人名。他に所見はない。厚毁三代・七・一八・七の厚は、あるいはその族であろう。償を郭氏は饋と解し、「疑饋字、从人从貝、𦣻聲、𦣻乃𠂤之繁文」としている。又償を饋送の意とみるものである。この說はおそらく餘論から出ていよう。餘論にいう。

償字舊無釋、吳引徐同柏說、釋爲賴、云、賴从貝剌聲、此从負从朿、朿剌省、其說殊迂曲、竊謂、此字从𦣻从人从貝、古字未見、以形義求之、疑當爲从歸省、…當爲遺之異文、皆其比例、此當爲持遺之義、又遺讀爲有遺、謂溓公以物遺、趠因以作鼎也

孫氏は不嬰毁の「余來歸」、陳肋毁の「用追孝」の歸・追の字形をあげてその說を證している。從古が字を賴と釋したのは賚の義に解しているもので、三者字說を異にするも、その義は殆んど同じ

である。ただ遣送のものが何であるかについては説がない。

字は人と𠂤と貝とに従う。𠂤は出師のときの社肉を懸繫した象で、これを貝と合せて負戴する象が この字の形である。拙稿釋師參照。論叢三集所收 それで饋送というも單に盤飧を送る義ではなく、祭肉や貝を以て遺るものであろう。

𣱼公の𣱼は止に從う。おそらく𪓰鼎にみえる𣱼公と同じであろう。𪓰鼎においては𣱼公は𪓰や史旟に征命を下している。また令鼎にみえる𣱼仲も同一の家と思われるが、仲は王の駿たる人である。本器にいうところも軍禮に關するものと考えられ、「又償」とはそういう意味をもつ行爲であろう。

「又償」は被動態によむべきである。

趞用乍厥文考父辛寶隮齋、其子孫、永寶 𠀠

𣱼公から償を送られた寵榮を記念してこの器を作っている。文考を父辛といい、銘末に圖象文字を加えているのは、趞もまた東方の族であろう。

齋とは方鼎をいう。方鼎の彝銘にしばしばみえるもので、字はまた才・妻に鼎を加え、あるいはさらに皿に從う字形もある。方鼎の器名としてよい。説文等にはこれを黍稷の器にして粢と解しているが、その誤については郭氏に詳論がある。その器制の行なわれた時代について、郭氏はいう。

殷制甚古、簠則在方鼎絶跡以後、逮宗周中葉始出現、二者正相替禪、則方鼎蓋以充簠之用也

また周禮甸師・舂人を引いて、齋は稻粱を盛る器であつたと論じている。なお容庚氏の通考、陳氏の海外に、その器制についての詳論がある。

訓　讀

これ王成周に來格するの年、厚趞、償を𣱼公に又せらる。趞用て厥の文考父辛の寶隮齋を作る。其れ子孫、永く寶とせよ。𠀠

參　考

銘末の圖象は、宋代著錄以來しばしばみえているもので、たとえば

祖己甗	博古・一八・二九　嘯堂・下・六四　薛氏・五・七
癸鼎	考古・一・四　博古・一・一二　嘯堂・上・三　薛氏・一・六
祖辛父甲鬲	貞松・續上・二五
𠀠鼎	貞松・二・二八
𠀠册乍父己鼎	攈古・一之三・四三　殷存・上・六　三代・三・二・三
𠀠□乍父乙甗	西清・三〇・三　三代・五・七・五

などはこの族のものであろう。癸鼎は考古に「得於京師」としている。羅振玉は𠀠はけだし𢧅の初形であろうかという。鬲の銘にはこれに二正字を加えており、あるいは除道の意味をもつものであるかも知れない。

三二、□鼎

時　代　成王臏稿・通考　成康期斷代

出　土　「己巳一九二九年　出土洛陽」貞松

收　藏　「藏河南博物館」臏稿

著　錄　器影　臏稿・七



□鼎

銘文　臏稿・七　貞松・補・上・一一　三代・三・四七・三

考釋　臏稿・七　通考・四七

斷代・三・八二

器　制　臏稿にいう。「高六寸八分、耳高一寸三分、足高二寸六分、深四寸、口徑六寸六分、重百十六兩、腹飾紋文兩道、色赭褐、周身綠鏽」。また斷代にいう。「器是成王時通行的素鼎、僅有弦文兩道」。立耳素文。器制は勅𣪘鼎三三六頁とほぼ同じである。

銘　文　五行約二八字。臏稿に「銘約二十六字、在口内、爲鏽所掩、不能施墨、故可辨識者僅十九字」といい、貞松には二十字を摸錄している。斷代は銘を二十八字と數えている。



王初□□于成周

第三字は全く不明。第四字は月字の兩旁に暈を施したような形で、字としては亘に近い。成周をいう器銘は多く儀禮に關しているから、これも何らかの祭祀儀禮であろうが未詳。下文の𣱼公は𪓰鼎・厚趞鼎にみえ、前者は征役に關し、後者では王が成周に來格した年に、𣱼公が賜賞を行なつている。あるいは後者の器と關係があろう。成

字は戊字の形のままである。

溓公蔑𤔲暦、易□□□□

孫海波・陳夢家兩氏は、この蔑暦を軍事に關するものとみて、𤼈鼎と關聯させ、陳氏はこの器をその條下において論及している。孫氏は易下の一字を睘とし、周公東征のときの器であるという。

溓公名、見𤼈鼎趠鼎、睘名見睘卣、雖不見于史册、然皆從周公東征之有軍功者、𤔲字不可識、由溓公・睘二人推之、𤔲亦從周公東征之人、此器亦當作于成王之世也

𤼈鼎は王の東夷を伐つことを記したもので周公東征とは關係なく、また賜下の一字は睘の字形に似ているが定かでない。かつここに人名を入れるとすれば、𤔲以外の名が入るべきではない。從つて睘卣とも無關係である。蔑暦は師旅のことのみに限らず、祭事その他の有功を旌表するときにも用いる。拙稿蔑暦解參照　文首に「王初」とあり、その句末に成周とあるので、文例より推して成周の儀禮に際しての賜賞であることは明らかである。その意味で、𤼈鼎よりも厚趠鼎と關係がありそうである。賜物のところは銘辭に殘泐多く、すべて不明である。

𤔲䝨公休、用乍父辛障彝　ᗜ

公は溓公。父辛の器を作り、銘末に圖象文字款識を附している。しかも器は洛陽の出土であるから、作器者は成周にある庶殷の一であろう。銘末の圖象は殷器以來甚だ多く、古くからの大族であろう。

訓讀

王、初めて成周に□□す。溓公、𤔲の暦を蔑し、□□□□を賜ふ。𤔲、公の休に揚へて、用て父辛の障彝を作る。ᗜ

參考

ᗜ形の款識をもつものは金文編八六九頁に廿五器を錄し、概ね殷器である。宋刻やその他を合せるとなお十數器を加えることができる。器種は爵・觶・尊・卣・盉・毁・鼎に及び、中に長文のものも數器あり、殷代の有力な氏族であったことが知られる。

　𠫑父丁觶「𠫑乍父丁ᗜ」

　𨓈方鼎　文廿八字。二玄・八八參照。

　咎卣　文廿四字。二玄・九六參照。

𨓈方鼎は王の井方を征する年、師中にて饗酒のとき尹より賜賞を受けたことを記す。咎卣は王から𤔲を賜うて后祖丁の器を作るをいい、洛陽の出土。他に兄癸卣考古・四・五博古・九・二三あり、鄴よりの出土と傳える。また父己鬲考古・二・五は郟城よりえたという。この𤔲鼎は洛陽の出土である。𠫑・𨓈・咎・𤔲の諸氏はみなᗜを標識とする氏族より出で、殷滅亡の後、諸方に分散したものであろう。

三三、史獸鼎

時代　成康期斷代

收藏　「杭州鄒氏舊藏、今歸廬江劉氏」貞松「金傳聲・劉體智舊藏」斷代「中央博物院藏器」故宮



史獸鼎

著錄

器影　善齋・二七　通考・五〇

　故宮・下・七〇

銘文　貞松・三・二九　周存・二・補　善齋・禮一・七九　綴遺・四・五　小校・三・一八　三代・四・二三・二　二玄・一六〇

考釋　文錄・一・三〇　通考・二九三

　韡華・乙上・八　積微居・二一二

　斷代・三・八二

器制　故宮にいう。「通耳高二〇・

三糎、深一一・六糎、口徑一七・五糎、腹圍五八糎、寬一八・三糎、重二・一八五瓩、口緣飾夔紋一道、足飾饕餮紋」。立耳。耳は繩形。腹深く、足は少しく內に彎曲している。虺龍文は線刻式のもので前垂があり、先端は魚尾形をなし、正中の稜を中心に左右に展開しており、その文様は全體に様式化の傾向がみられる。



銘文　八行五〇字

尹令史獸、立工于成周

尹は官名。正長をいう。單に官名のみを稱していて、何人であるか知られない。周初の器には公・侯・尹・公大史など、官名のみをあげて名をいわぬものがある。この器では成周における經營のことを命じているのであるから、おそらく成周の尹であろう。令の器によると、成周とその周邊は明公・明保の掌るところであったとみられ、令彝

に明公尹の名がある。作册大方鼎にも皇天尹大保の名がみえるが、陳氏は本器の尹・皇尹はその略稱であるという。柯昌濟はこれを尹佚に充て、逸周書に史逸を尹佚に作るのを證としているが、一應金文にみえる關係から考えてゆく方がよい。

獸字は單に従うている。羅振玉いう。

按獸狩古一字、古者田狩習戰陣、故從戰省、以犬助田狩、故字从犬

卜文においても狩にこの字形を用いている。

「立工」を羅氏は「立工卽立功、獻工卽獻功」というも、陳氏はなお考うべしとしている。𩐋華・積微居に立を涖と解する。しかし「涖工」とはどういう行爲をいうのか説明はない。下文の賜物がすべて禮器であることからいえば、器銘のいう工とは儀禮に關するものであり、かつ下文に獻工の日を記しているので、それは一定の日數を要し、かつ日を定めて命ぜられたものと思われる。尙書召誥にいう。

越若來三月、惟丙午朏、越三日戊申、太保朝至于洛、卜宅、厥既得卜、則經營、越三日庚戌、太保乃以庶殷攻位于洛汭、越五日甲寅、位成、若翌日乙卯、周公朝至于洛、則達觀于新邑營、越三日丁巳、用牲于郊、牛二、越翼日戊午、乃社于新邑、牛一、羊一、豕一

これは洛邑を營むときの奠基の儀禮を記したものと解されているが、實は奠基のことといえども數日にして成るものではない。おそらく下文にみえるように、庶殷に誥告を發するための式場の設營をいうものとみるべきであろう。

召誥にいう「攻位」があたかも本器にいう「立工」のことに當るのではないかと思われる。立には樹立の意もあり、册命形式金文に習見する「立中廷」の立はその位に就くこと、位置に卽くことをいう。「立工」とは位置を定めて設營することをいう。この文は、何らかの儀禮を執行するためにその式場の設營を命ぜられたものと解される。召誥に「太保乃以庶殷、攻位于洛汭」とは、本器の「尹命史獸、立工于成周」とよく似た表現である。この銘文は洛邑造營のことをいうものでなく、すでに成周の語が用いられている。成周はその造營當時は、新邑・新大邑の名でよばれていた。

十又一月癸未、史獸獻工于尹、咸獻工

初命の日を記していないのでその間に要した日數は知られないが、表現からみて長年月にわたることではない。しかし獻工のことを改めていう以上、多少の日數を要したことが知られる。陳氏は文首を「十又二月」と釋するも、「十又一月」とすべきである。

工には、明公段「魯侯又𡆥工」・也段「告刺成工」・班段「登于大服、廣成厥工」・虢季子白盤「𦔻武于戎工」のように祭祀儀禮・政事・軍事などに用いるが、その功をいうときには有・成・告などの語を用い、獻という例がない。獻とは設營され準備されたものを引渡す意とみられる。具體的な物が對象である。おそらく成周における儀禮の際の式場設營のことを命ぜられ、功成つてこれを尹に引渡したのであろう。

重ねて「咸獻工」というのは、その引渡すべきものが一二の物件でないことを示している。すなわち設營の萬端を引渡すのであるから、一々點檢して遺漏なきを確かめたのである。𩐋華に、金文では咸字がみな文末にあるので、ここは「獻工咸」の倒文であるという。しかし令彝に「舍四方令、既咸令」のごとき例があり、上下に令を重ねて用いている。この器と同じ語法である。

尹賞史獸〓

この器では賞と賜とを分けて用いている。從つてその語の對象も異なるものとみられる。句末の一字は難解の字で、從來勞・昏の二釋がある。勞と釋するものは吳大澂・羅振玉・王國維らの説である。羅氏は字を「象手持爵形、有功者、持爵以勞之也」とし、毛公鼎の「〓勤大命」の例をあげている。小校・文錄等もその釋に同じ。綴遺・文選は字を缺釋のままである。

楊樹達氏は勞字說を非とし、金文の勞とこの字形とは異なり、叔夷鐘等に用いる勞字は說文古文の形に近く、この字と別字、柯昌濟が字を昏と釋しているのがよいとし、動の初文とする。

今按柯釋字爲昏、是矣、然賞史獸昏、文義難通、余謂昏當讀爲勳、賞史獸之勳勞也、昏勳古音同、字通

昏勳の同聲通假は、積微居の彔伯𢦚段再跋二〇に詳しい。〓は下文の爵と字形近く、金文の婚・䋆もこの字形に從う。いま〓の字形解釋としては羅說をとるべく、その功を稱することを示した字である。思うに字はその字形の示すように、酌を以てこれを褒賞するのが原義であろう。すなわちこの「賞…〓」は、何らか具體的な行爲を以てその功を賞することをいうものであろうと思われる。周禮典瑞に、祼圭を以て賓客に祼する禮があり、小盂鼎にその禮がみえている。おそらくその禮を與えたのであろう。〓が昏の字形に含まれているのは、昏禮の際の儀禮によるものとみられ、動は後の形聲字。〓とは別字であると思われる。陳氏は〓を瓚と釋しているが說なし。瓚は桓圭であるが、桓圭ならば賜物の例に加えてよい。師遽彝には圭・璋を賜物としている。ここに賞といい、下文の賜と區別しているのは、祼享の禮を以て與えたことをいう。

易豕鼎一・爵一

鼎等の禮器を賜うことは𩰫段にみえている。豕鼎という例は珍らしい。同例のものに𦣞鼎「𤔲牛鼎」・吳買鼎「䧹鼎」のような例がある。貞松に方鼎と釋するも字は方ではなく、彘に近い字である。

爵を賜う例は縣改段にみえる。縣改段では、婚嫁の際の贈物として與えられている。鼎・爵のような禮器が與えられているのは、史獸がその官職の示すように、祭祀儀禮を掌る地位にあつたからであろう。周初の時代に、作られた彝器を賜物とすることがあるのは、賜與のために器が作られることのあつた事實を示すものとして、注意すべきことである。

對覭皇尹不顯休、用乍父庚永寶障彝

皇尹は皇天尹と相似た稱號である。また明保をも明公尹と稱しているから、同樣の職掌である。この鼎の器制・文字からみて、その時期は成王の後期から康王期にわたる人であろう。不顯の語も、成康期からみえはじめている。

作器者は父庚の器を作つており、おそらく成周庶殷の一であろう。永寶を障彝の上に加えていう例も多くない。

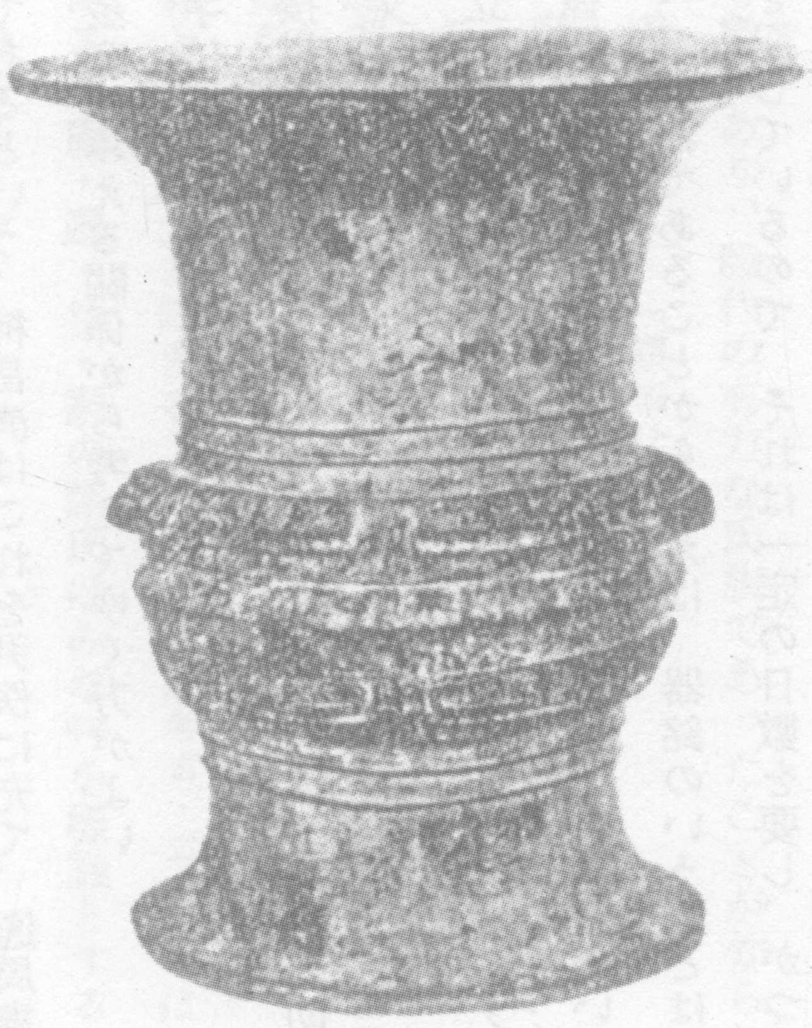
訓讀

尹、史獸に命じて、工を成周に立てしむ。十又一月癸未、史獸、工を尹に獻ず。咸く工を獻ず。尹、史獸に𧴪を賞し、豕鼎一・爵一を賜ふ。皇尹の丕いに顯かなる休に對揚して、父庚の永寶障彝を作る。

參考

字迹は行款ほぼ整い、字に齊飭の風が加わつてきている。器銘にいうところは、成周における擧禮の際のことであるが、おそらく成末康初に位置すべきもので、成周において誥命などを發する擧式に當つて、立工のことがなされたのであろう。召誥・洛誥などに記す儀禮は、その後にも沿襲して行なわれていたものと考えられ、周書五誥の類が後に傳承されたのも、そういう擧禮の典則としての意味をもつていたと思われる。

三四、爨尊



尊
爨

時代　成康期断代　衞武公濬縣

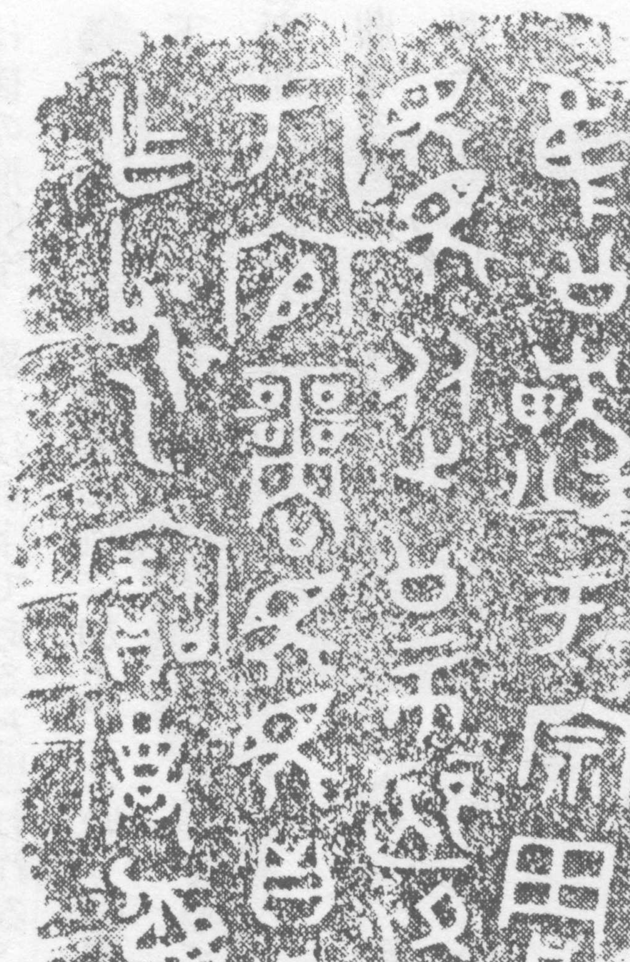
出土　濬縣第四次發掘民國二三・一〇・二〇~一二・一二において、第六十墓より出土。郭寶均・濬縣辛村古殘墓之清理田野考古報告第一冊　民國・二五・八參照。

著錄　器影　濬縣彝器・一二
銘文　田野考古報告・圖版一二　濬縣・一三
考釋　濬縣彝器・一三　積微居・一六三　断代・三・八

○

器制　濬縣にいう。「高六寸八分五厘五毛、深五寸五分八厘、口徑五寸九分一厘、足徑四寸三分二厘、重七十四兩四錢九分六厘、侈口、鼓腹圏、底圏足、腹飾饕餮雲雷文、上下界以絃文、二獸面左右對生、質厚色黝綠、間以翠藍、製作精工、爲二模或四模范成、底留方格鑄文、口部有覆幕痕」。饕餮は腹部の上下に二條の帶文をなし、身上に三立刀形がある。同墓出土の銅器に鼎・甗・卣・爵・毀・戈などあり、何れも西周初期の器制のものである。

銘文　四行二四字



佳公賖于宗周、爨從

公を孫海波は衞の武公に充てて解し、四證をあげて論じている。その説にいう。

公疑卽衞武公、竊嘗考之、其證有四、史記衞世家言、釐侯卒、太子共伯餘立爲君、共伯弟和、有寵于釐侯、多予之賂、和以其賂賂士、以襲攻共伯于墓上、共伯入釐侯羨自殺、衞人因葬之釐侯旁、謚曰共伯、而立和爲衞侯、是爲武公、武公卽位、修康叔之政、百姓和集、四十六年、犬戎殺周幽王、武公將兵、往佐周平戎甚有功、周平王命武公爲公、是衞君之稱公、自武公始、尊銘之公、殆卽武公、此一事也

然則衞君之稱公者多矣、何以必知爲武公耶、曰、銘言公賖于宗周、又言爨從公帀毆洛于官、與武公佐周平戎之事相合、此二事也

以書體言之、此器與晨伯鼎・蘇甫人匜・虢文公子鼎等器、極相近、要皆西周末葉時所作之器、與武公時代相符合、此三事也

金文之言宗周者、皆東遷以前之器、蓋東遷之後、宗周之地不復存、而諸侯亦不以時朝見天子也、東遷之前、衞君事、昭著于史冊者、惟康叔從周公東征、頃侯賂周、及武公平戎三事、餘如考伯嗣伯……諸君、事跡不顯、按康侯之名、見于金文中者、有康侯封斧等器、頃侯賂命、亦與此銘不類、以事跡考、非武公而莫屬、此四事也

此四事、足證此公之爲武公也、必矣

この説は、器そのものの時代觀にふれていない點に致命的な缺陷がある。後にもふれるように、この器をはじめ同出の諸器は何れも明らかに周初の器制を示していて、この器を幽平の際におくことは、諸器の時代觀からみても不可能である。また字迹のごときも周末に下るものではなく、銘文の解釋においても武公平戎の役に牽合しうる點はない。

陳氏はこの公を衞の康公にして、その初封の人であると考えている。いう。

此公疑是衞康公、卽康侯、前文所提及的康公盉、以及康公斝断代三・挿圖六　俱有康公之名、后者

據說一九三三年與康侯諸器同出濬縣、其地乃衛國所在、光緒一四年一八八八 河南出土的賢𣪘善齋六四曰、唯九月初吉庚午、公叔初見于衛、賢從、公命事、此公叔恐卽康叔而稱公、銘與此器可相比較、器制花文亦皆同時

これは他器との比較において器の時期を推定したもので、孫氏の說に較べると實證的である。しかし賢𣪘の公叔を以て本器の公に充てこれを康叔と解するのは、𣪘の銘文理解上に問題がある。「公叔初見于衛」とは、衛侯に對して公叔が初見の禮を行なつているのであり、衛の初封が康叔であるとすれば、公叔はこれに見事するその臣屬とすべく、公叔は康叔ではありえない。一般に金文において、單に公・侯・伯・尹・保等と稱する場合、作器者においてはその人が明らかであるけれども、これらの呼稱がつねに特定人の稱號であるとはいえず、その辟君に對して公・侯などの尊稱のみを用いたものが多いのである。從つてその人を定める場合には、單なる揣摩を以て論ずることはできない。

器制からみてこの器が西周初期のものであることはほぼ承認しうるところであるが、銘文からみてもそのことは理解しうる。器銘は宗周における何らかの儀禮を記したものと思われるが、宗周の儀禮をいうものは、初期の金文に多くみられるものである。文字も稚拙なところがあるけれども、その稚拙さは征盤一二三頁に類し、西周末期の字樣ではない。

𩣡は未釋の字。その字原からいうと、原の古文に通ずるところがある。孫海波はいう。

𩣡不可識、疑爲𧰲字、說文邍、高平之野、人所登、……予宿疑此爲从辵𧰲聲之字、而苦無證以明

之、此與金文邍字偏旁相近、考𧰲字書雖不載、以聲類求之、當爲从彔田聲、故邍字从之得聲也、邍見古音同隸元部、金文中、諸侯朝見天子也、每云見于宗周、如麥尊、若二日侯見于宗周、匽侯旨鼎云、匽侯旨初見事于宗周、皆是、亦與此銘辭例相同、此葢假𧰲爲見歟

これ字を𧰲にして見の音、假りて初見・見事の字に用いたとするものである。陳氏もまた原とその字近しとして

依文法、當是動詞、字近于金文的原字、此地大約是往于宗周之義

といい、之往の義とみている。しかし原の字から之往の義を導くことは困難なようである。銘文の字形は彙の古形に近い。說文に「彙、彙蟲也、似豪豬而小、从希、胃省聲」とし、また蝟字を出して「或从虫作」とする。易の泰卦初九に「拔茅茹、以其彙」とあり、類也・美也・會也・勤也等の訓がある。釋文によると、董本には字を𧴪に作る。𧴪には敬・勤の訓あり、易の鄭注に彙を勤と訓しているのは、𧴪の字として解しているのである。淮南子墜形訓の注に、𧴪は讀むこと允嗣の允のごとしという。器銘は彙、𧴪の義によつて解すると、甚だ疏通をうるように思う。

思うに器銘の公は、同出の器の多いことからみて衛地の名望とみられ、あるいは衛公であろうかと思われるが、宗周に赴いた理由は初見・見事の禮のためともみえず、下文にいうところを以て推すに、あるいは訃を以て告げる禮をいうものではないかと思われる。訃を以て告げるものには、金文に師嫠𣪘・洹子孟姜壺などがあり、これらと合せてみると相通ずるところがあるようである。師嫠𣪘にいう。

師龢父㑹、嫠叔市、巩告于王、隹十又一年九月初吉丁亥、王才周、各于大室、卽立、宰琱生內、右師嫠

以下册命の文がつづいている。これは父が殂してその服を嗣ぐ册命のことを記しているものであるが、これによると先公沒すれば嗣子は自らこれを王室に赴告し、祖考の服を受けることが行なわれていたのである。おそらく本器もそういう際のことを記しているものであるらしく、その際隨從した翼に對して賜賞したことをいう。器銘の𩣡は彙・𧴪の初文であろうと思われ、師嫠𣪘にいう巩告の義に當る。納日を寅餞する寅も、この字義を承けているものであろう。

翼は作器者の名。字は阜旁に從うている。孫氏いう。

翼字書未見、……葢武公之家臣、史册未見、今無考

陳氏は字を陸・睦の旁と同形にして、陸・睦兩字の何れかであろうという。しかし金文にみえる陸字の形とはかなり違つている。この作器者は下文にその考を乙公と稱しており、東方系の人とみられる。おそらく衛地にあつて、衛侯に事え、儀禮のことを以て公に從つて宗周に赴いたのであろう。

公巿旣、洛于官

巿旣の二字は甚だ難解である。孫氏は「翼從公巿」を句とし、巿を師、旣を翳障の義とみて、公の師旅が洛水を守戍したことをいうとし、すべて軍事を以て解している。

巿卽巿字、金文假以爲師、蔡大師鼎與此同、可證、翼從公師者、言武公率師平戎、見天子于宗周、而翼從之也

旣字不見于字書、以形考之、卽医之繁縟文、医盛弓弩矢器也、字通作翳、國語、兵不解医、管子作翳、注、所以蔽兵、謂脅盾之屬、又周語、是去(其)藏而翳其人也、注、猶屏也、廣雅釋詁二、障也、是医有屏障之義

洛水名、出左馮翊歸德北夷界中、東南入渭、官、地名、不可考、當卽洛水附近之地也、旣洛于官、言武公之師、屯于官、足以屏障洛水也

武公の師旅が洛水を屏障するに足るとはまことに壯語というべきも、金文はすべて實事を以ていい、この種の表現をみない。また「言武公率師平戎、見天子于宗周」というのは、銘文の次序と合しない。そういう軍旅のことをいうならば、それに適わしい表現があるべきである。陳氏は「巿旣」の二字を「亥旣」と釋し、「不詳其義」というのみで、釋に及んでいない。巿は亥とは字形異なり、やはり巿系統の字である。巿は金文では左右均齊にかき、この銘のような字形をみないが、形からみて蔽膝の象とみられる。旣もその解をえがたいが弓矢の器とは關係なく、兩字とも服裝に關する語であろう。師嫠𣪘に「叔巿」というのと類しており、居喪の服をいうものと解される。下句の「洛于官」はこれと關係ある語であろう。

洛を孫釋に涇洛の洛と解するも、「洛于官」とは競卣の「各于官」と同じ語例である。洛は格の異文ともみられ、積微居はその義を以て解している。しかし來格の字は概ね各・洛に作り、洛を用いた例をみない。それで字はあるいは落の義でないかと思われる。左傳昭七年「願與諸侯落之」の注に、「宮室始成、祭之曰落」といい、また𩁹鐘など𩁹禮を用いるときにも落という。すべて亊終

つて服改まることをも落という。

この場合、官がどういう建物であるかが重要な意味をもつ。孫氏は官を地名とみているが、孫氏はすでに洛を水名とみているので、「于官」を「屯于官」とし、地名とする。陳氏は官を館と解し、その諸義を説くことが甚だ詳しい。

官假作館。説文、館客舍也。廣雅釋宮、館舍也。古有侯館公館之設、周禮遺人、五十里有市、市有候館。魯語上、宿于重館、注云、館候館也。禮記雜記、諸侯行而死于館、注云、館主國所致舍。雜記、大夫次于公館以終喪、注云、公館公宮之舍也。此器之官、當指宗周館諸侯的公館。覲禮、天子賜舍、曰、伯父、女順命于王所、賜伯父舍

器銘の官が館の假借であることはほぼ確かである。しかしこれをただ「公館に至る」と解しては、下文における賜賞の事由が説明されていないことになろう。公館に舍するのが常例であるならば特にそのことをここに記す必要はなく、また單に賜賞の場所を記したものとも思われない。

この器銘は字釋に困難なところがあつて容易に通解をえがたいが、孫氏のように軍旅のことをいうとはみえず、また陳氏のようにただ宗周に來つて公館に入つたというのでは、作器の理由が知られない。かつ公館に入るのに洛字を用いた例をみず、洛には別の義があるとしなければならぬ。

いま推測を以ていえば、この器は後の師嫠殷と同じく、告喪の禮をいうものであろうと思われる。その立場から通解を求めると、孫・陳兩氏の説よりはよほど疏通をうるところがある。すなわち備

地にある嫛の主公が、その先公の殂落のことを宗周に赴告し、嗣服の命を受けたが、その儀禮を終つて館に入り終喪し、落して服を改めた。禮記雜記に「大夫次于公館以終喪」とあるに當るものである。それで事終つてのち、公に隨從してその儀禮を助けた嫛に賜賞が與えられ、嫛はその恩寵に對してこの器を作り、そのことを器に銘したとみるのである。このように解するならば文はほぼ疏通をうると思われるが、ただその禮は西周の器では師嫠殷に見えるのみで、初期の器にはその例がない。一應假説としてこの解を出しておく。

商嫛貝、用乍父乙寶障彝

貝を賜うていること、父乙の器を作つていること、器が濬縣の出土であることなどから、作器者が東方系の氏族であり、衞地の公の臣屬であつたことを知りうる。

この第六十墓からは、また亞矣の器が出土している。亞は祭祀儀禮を管掌する職事を示すものとみられ、嫛もまたその族類であるかも知れない。周初において、この種の儀禮に東方の諸族が多く與かつていることは、宗廟儀禮關係のものに東方系氏族の作器が多いことによつて知られる。その後その地位が低下して禮經には商祝のごとき喪事を專掌するものを留めているが、周初には相當の名族がそのことに當つていたのである。そういう事情をも考慮して、この器銘を理解すべきであろうと思われる。

訓　讀

これ公、宗周に豚す。嫛從う。公、市既して、館に落す。嫛に貝を賞せらる。用て父乙の寶障彝を作る。

參　考

濬縣第六十墓の同時出土の器はかなり多い。郭寶鈞氏の出土表にいう。

此墓爲四期發掘最完整之一墓、卽父乙尊所自出者、出鼎一・甗一・尊一・爵一・卣一・敦一・鬲一・斧一・戈九

このときなお收むるに及ばなかつた棺中の物は、みな匪の寇略に遇うて失なわれた。郭氏は

棺中如何、以時晩未及取出、但是晩卽被匪鳴鎗劫去、三千年保存至今、吾人仍只得其半、而失其半、考古於此時、亦可哀矣

と記している。いま存する同出の器は、すべて濬縣彝器に著錄されている。

＊鼎　原號4（濬縣四）

兩耳立耳、三圓足。項下に虺龍の帶文あり、帶文は線條で三層にかかれ、上層は立刀形をなしている。銘文三字、「朿父辛」と銘す。孫氏は器を春秋期に入るものとしているが、器形文樣は周初の樣式である。

＊甗　原號3（濬縣六）

素文。甑部は著しい分銅形をなしている。腹內に一字「𠭁」の款識がある。殷器以來、多くみ

えるものである。

＊素殷一　原號8（濬縣八）

二耳獸面のほかに文樣なし。兩耳は脫して後に補い、口・足にも補修が加えられているという。無銘。

＊嫛尊　原號5　すなわち本器。

＊自豕卣　原號7（濬縣一五）

自字下に波形あり、豕も兩手に從う。兩耳犧首、蓋に兩角がある。蓋・項下及び圈足部に虺龍の帶文がある。また提梁にも虺龍を付している。みな三層よりなる細身の文樣で、殊に項下の帶文には立刀形を存している。器蓋に各六字「自豕乍肇彝亞矣」の銘がある。亞矣は二字に分書されている。



自　豕　卣

＊父癸爵　原號6（濬縣一八）

器腹にかなり幅廣い饕餮文がある。眉・足にみな方形雷文を埋めている。鋬下に「父癸」の銘がある。

＊戈　原號2932（濬縣一二）

長胡三穿。無銘。

右の諸器中、〓の器が含まれていることが注意される。陳氏はその器が周初の器であることを證として、本器を成康期に屬した。その時期推定は大體正しいと思われるのであるが、同時出土の器は一應相對的な時期推定の證となりうるに過ぎないものであるから、器の時期は直接その遺物に卽して論ずべきであろう。本器の器形・文様は成・康何れの期にも入りうるものであるが、字迹は健爽雋鋭の風に乏しく、むしろ稚拙のところがあり、征盤一二三頁・盂爵三八七頁などに近い。かつ銘文の意を上述のように理解するとすれば、周の統一後に世代の交替したことが記されている。それらの點から、器の時期はほぼ成王の後半に位置すべきものと思われる。

三五、盂　爵

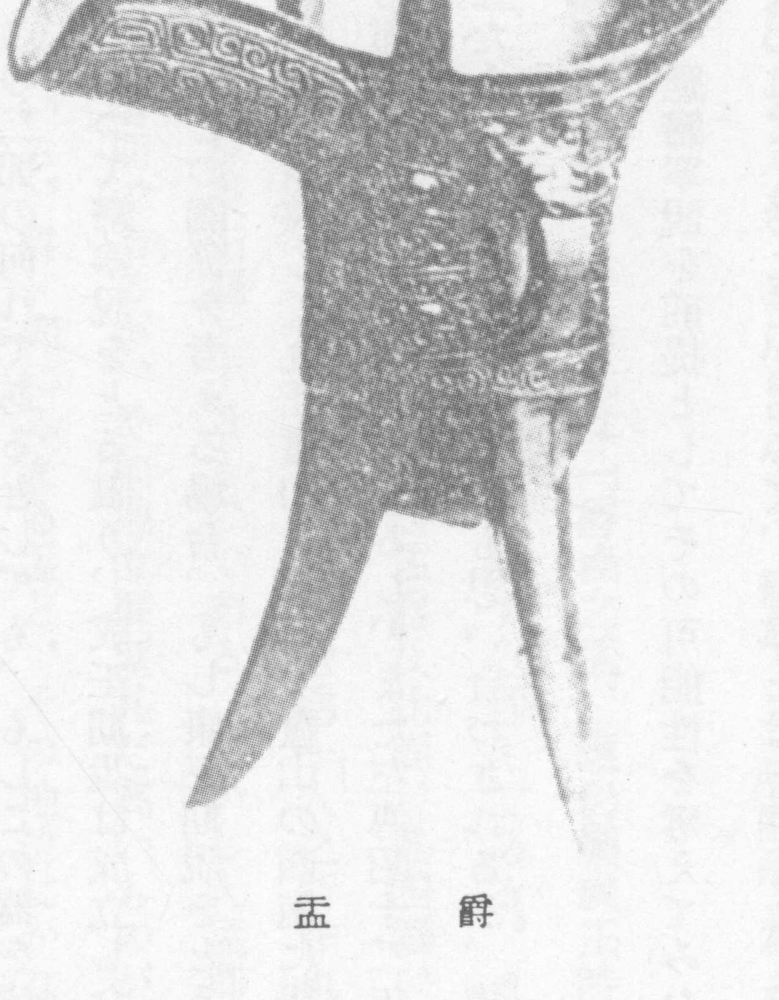
時　代　成王斷代　康王厤朔　昭王大系・通考

收　藏　「吳縣王氏」三代表　「長州毛叔美慶善舊藏器」綴遺　「陳介祺舊藏、後流入日本」斷代　「故小川睦之輔蒐集品」日本

著　錄
器影　「圖象所未見」斷代　日本・二二七
銘文　攈古・二之三・三　窓齋・二三・三　簠齋・二・一八　奇觚・七・三〇　周存・五・一二一　大系・二四　綴遺・二二・二九　小校・六・七七　三代・一六・四一・三　書道・五一　日本二二七

考　釋　餘論・二・二一　大系・四九　文錄・四・三一　文選・下・三・一四　厤朔・一・四五　通考・四九，九三　積微居・五五　斷代・二・一一九

器　制　從來圖象を著錄したものがなかつたが、最近「日本蒐儲支那古銅菁華」に收められた。梅原博士の解説にいう。「高約二〇糎。大きくて整うた器體をやや短い三脚が承けている。雙柱上の飾は圓渦紋の半球形である。器體を飾るのは巧みに渦雷紋化した饕餮形を重ねたものであつて、流下にも同式の渦雷紋を配し表出は鮮鋭である。」その器制は最も子父辛爵故宮・下・三六九に近く、また父乙爵通考・四二五・父己角同・四四五なども相似た文様である。殷末周初の器制と考えてよい。



爵

盂

銘　文　四行二〇字　銘は器腹の内にある。

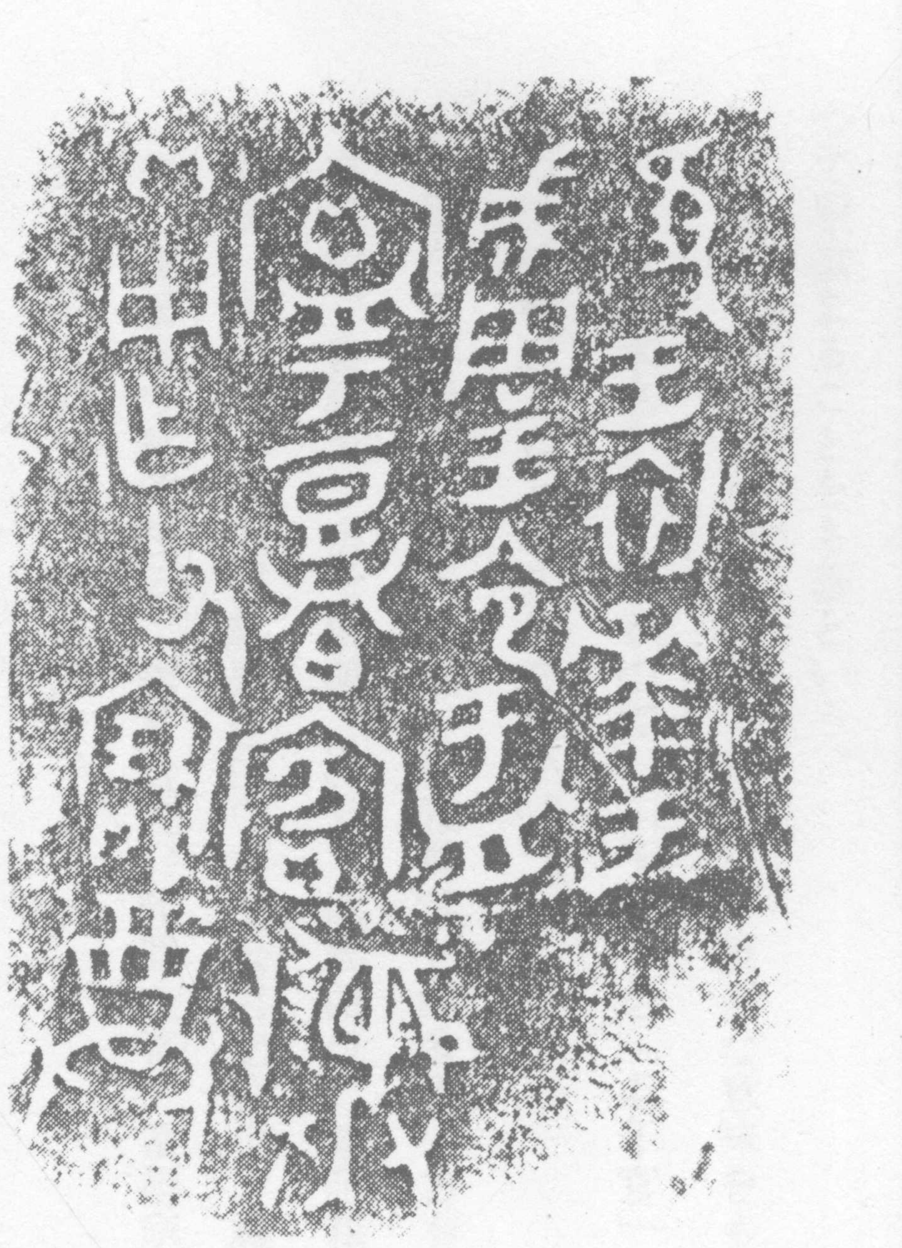
佳王初𠦪于成周

𠦪は獻侯鼎・叔隋器にもみえる。

獻侯鼎　唯成王大𠦪、才宗周

叔隋器　佳王𠦪于宗周、王姜史叔使于大保

二器何れも宗周において𠦪祀が行なわれているが、本器では「初𠦪于成周」という。同じ祀禮が宗周・成周において行なわれており、陳氏は鼎・爵をみな成王期においているが、叔隋器のみを成康期に下している。しかし叔器には王姜・大保の名がみえ、字迹も三器みな相近く、何れも成王期に屬してよいものと思われる。𠦪祀がこのように宗周におけると同様成周においても行なわれていることは、成周が當時宗周と並ぶ地位をもつていたことを示すとみられ、これまた周初新邑洛の營ま



れた當時の事情に適うものがあると考えられる。

王令盂寧弅白、賓貝

盂を郭氏は盂鼎の盂と一人と解し、盂鼎との關係から本器の時代を考えてこれを昭王期に屬したのである。その説にいう。

此盂與盂鼎之盂、自爲一人、唯盂鼎二器、均作于康王末年、康王在位凡二十六年、此言王初𠦪于成周、是王卽位未久、又言乍父寶隮彝、則盂父已死、若以爲康王初年之器、則與盂鼎相隔二十餘年、且大盂鼎言、井乃嗣祖南公、又言、作祖南公寶鼎、不及其父、則是盂父、于康王二十三年、似猶未死、故今以此器、改隸于昭世

盂の二鼎が康王の世にあるべきことは、小盂鼎に周王・武王・成王の禘祀を記していることから疑のないところであるとしても、大盂鼎に祖南公の器を作るがゆえにそのとき父なお存し、この器に父をいい、また王の初𠦪をいうことから次の昭王に下るというは、論證として十分でない。祭器は必らずしも直上尊親の器のみを作るとは限らず、祖器や考妣の器を作ることもあり、また、本器に

おいて文父の器を作つているのは、二鼎に祖の器を作つているよりも先立つという論理も成立する。凡そ當時において、父がなお存するのに子が顯貴の地位にあつて廟器を作ることは、一般的には行なわれなかつたであろうと思われ、冊命形式金文においては多く父子嗣襲のことが述べられている。從つて盂爵において父と稱せられているものが、二鼎において祖南公とよばれているという想定もありうる。すなわち郭氏とは逆に、盂爵の盂は二盂鼎の盂の父であろうともいえるのである。すでに獻侯鼎・叔隋器に宗周の𠦪をいい、本器にまた成周の𠦪をいうのは、相關聯しての祀禮であるとも考えられる。もしこの盂を二鼎の盂の父輩とすれば、王は成・康の二王のうち何れかであろう。宗周の𠦪をいう上記の二器は成王期のものであり、殊に獻侯鼎には成王の名を著わしているのであるから、本器を康王初年におくも特に不都合を感じない。郭氏は器影をみていないようであるが、器制はこれを周初の器と並べてそれほど時期の下るものとは思われず、字迹は腹內の狹いところに銘してあるので筆勢に多少窘束の感はあるけれども、行款を排次せず自由にかかれており、盂鼎の字迹よりは遙かに古意を存している。大小二盂鼎より以前の器と考えて差支えない。獻侯鼎・叔器のいう宗周の𠦪祀と相近い時期のものとしておく。

「寧弅白」は睘尊の「安尸白」と語例同じく、安・寧は同義である。睘尊の安を積微居には歸寧を以て解したが、この器においても楊氏は歸寧説をとつている。

左傳莊公廿七年云、杞伯姬來、歸寧也、杜注云、寧問父母安否、然則銘文云寧弅白、亦言問鄧伯安否耳、書洛誥曰、伻來毖殷、乃命寧予以秬鬯二卣、曰明禋、據此知寧人必有物以將意、非僅以言而已、此於金文雖無所見、然可據洛誥之文、推概得之也

洛誥の文を歸寧をいうと解するのは甚だ事情に當らぬ感じであるが、もし本器の寧を歸寧を以て解するとすれば、鄧伯の家から周室に來嫁しているという關係がなくてはならぬ。陳氏いう。

鄧に二地あり、一は陝西にあり媿姓、一は楚地南陽にあつて曼姓である。

春秋桓七、鄧侯吾離來朝、漢書地理志南陽郡鄧縣云、故國、春秋之世、與楚爲隣、實與楚同姓、楚世家、鄧侯不許也、集解引服虔曰、鄧曼姓、西周晚期之鄧孟壺（夢續・二五）及鄧白氏鼎（夢一・一二）、兩器出於陝西、陝西金石志説、壺出土盩厔、鼎則光緒中武功出土、傳世又有復公子白舍𣪘（攈古・二之二・八二）稱、我姑登孟媿、則鄧爲媿姓、是西周之鄧、或在陝境

弅白がこの二鄧の何れであるとしても、もしこの器を成王期に屬するとすれば、その妃王姜とは姓異なる。從つて歸寧説をとる限り、成王期説は成立しない。

二鄧と本器との關係を考える場合、もし康王期説をとるとすれば、太平御覽五四に引く尋陽記に、康王十六年、南狩して九江廬山に至り、廬山の西南に康王谷の名を殘しているという傳説があるので、南鄧との交渉も一應考えうるし、また左傳昭十二年、楚の先王熊繹が呂伋・禽父とともに康王に事えたという記事のあることも思い合わされるが、後に述べるように、この鄧伯は媿姓の鄧であると考えられる。

以上は一應歸寧説を前提としてその可能性を考えてみたのであるが、本器の寧が成周の𠦪祀のときに行なわれていることからみて、歸寧とは無關係な、祭祀の際の使者の派遣であること、また弅伯

の地が成周より遠からぬところであることが知られる。歸寧は后夫人のなすところで、王のなすべきことではない。

盂にはまた卣あり、父丁の器を作り、圖象款識∀を付している。すなわち東方系の人であるが、盂卣は陝西の出土にかかり、その族は關中に徙されていたものである。また鄧孟・鄧白氏の器も陝西から出土している。これを以ていえば、盂が使者として派遣された弅伯は、おそらく陝西の媿姓の鄧伯であろう。その地は器の出土地を以ていえば盩厔・武功の附近である。このとき弅伯は、盂に對して貝を儐した。王の使者に儐報したものである。

用乍父寶隮彝

彝字は前行末に記されている。小臣𧺆鼎と同じかき方で、周初の器に稀にみることがある。餘論には矢白隻卣の器文、格伯𣪘第二器の例をあげている。通考九三參照。父某の名を加えていないが、卣銘によると父丁である。

以上二十字、爵銘としては長文であり、そのため銘は器腹に加えられている。

訓讀

これ王、初めて成周に𠦪す。王、盂に命じて弅伯を寧せしむ。貝を賓せらる。用て父の寶隮彝を作る。

参　考

器影が知られていなかつたために昭王説なども提出されているが、器制上成康期に入りうるものであることが確かめられ、獻侯鼎など𢍉祀をいう器と近いと考えてよい。なお盂の作器に盂卣があり、その器もまた成康期諸器と形制近く、同期のものであることが知られる。

＊盂卣

器名　兮公卣三代

時代　成王斷代　康王雙劍誃

出土　「陝西出土」雙劍誃

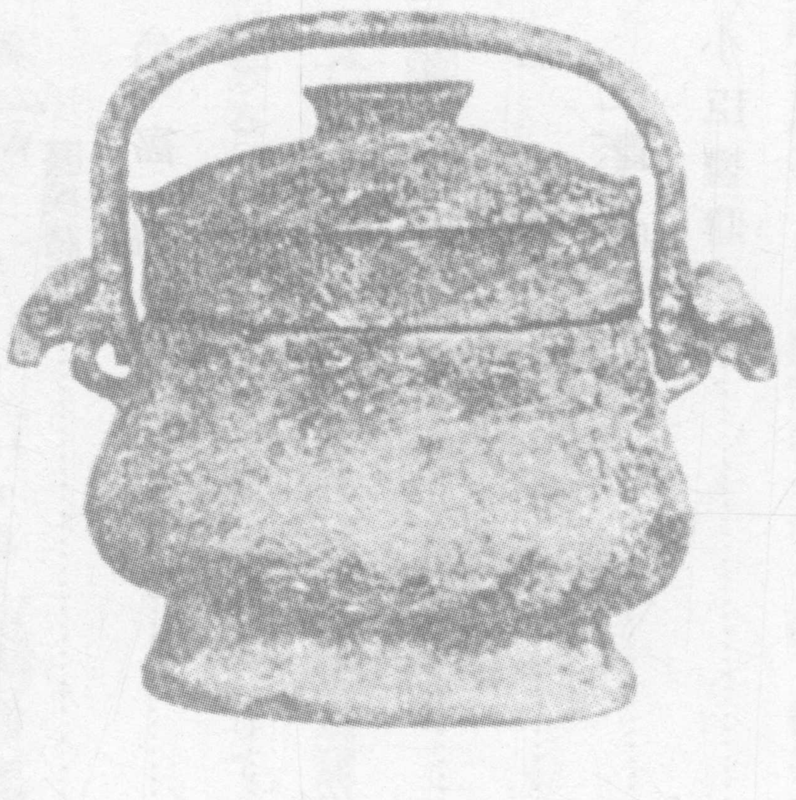
收藏　「此卣近在都肆」貞松・補

著錄
器影　雙劍誃・上・三二　大系・一六七　通考・六六九　二玄・一七六
銘文　貞松・補・中・一一　大系・二四　小校・四・五八　三代・一三・三八・一　二玄・一七五

考釋　文錄・四・一七　雙劍誃・考・七　通考・四二二　斷代・二・一一九

器制　雙劍誃にいう。「通梁高八寸六分、通蓋高七寸六分、器高六寸、深五寸、口徑縱三寸六分、横五寸三分、蓋高横五寸九分、色綠微紅」。兩耳犧首、素文。蓋に小さな兩角がある。

陳氏いう。「乃簡樸式的卣、與第二〇器（作册翻卣）召・嬴季諸器相近、但它蓋上邊的兩立角已退縮、表示較晚」。銘文も小字で行款整い、周初の宏放なる氣象をもたないが、厚趠方鼎と極めて近いものであるから、もとより成康期に入りうるものである。

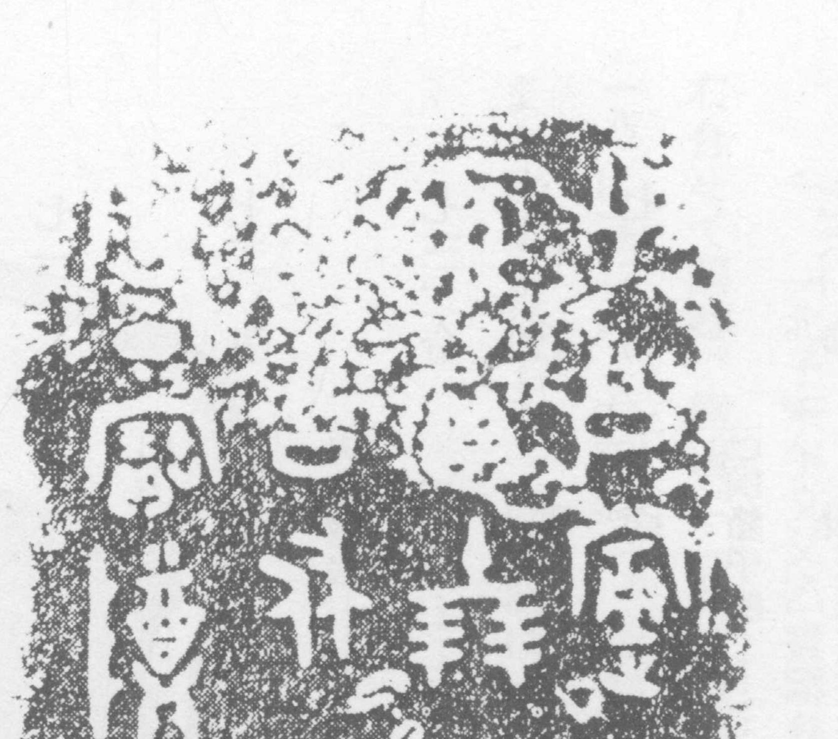

盂卣

銘　文　器文、四行二二字。蓋文、一行三字。

兮公宦盂鬯束貝十朋、盂對䫉公休、用乍父丁寶障彝 ¥

後期の器に兮甲・兮白の名がみえるが、本器の兮公との關係は知りがたい。器は陝西の出土に係り、兮公はおそらくその地の人で、盂はその下臣であろう。

宦字は止に從う。宦は令器・作册大方鼎等、初期金文にのみ用いられている字である。休と同義。東方系の用語と思われる。于省吾氏は宁にして予、すなわち賜與の義としているが、令毀における


盂卣器銘

押韻によると聲異なる。ここでは休賜の義である。鬯は令彝に鬯・金・牛とあつて、鬯酒の義。束は束絲の略であろう。多くは帛束・束絲という。于氏は鬯束を一語として香草一束の義とし、他器に例のないものとしているが、やはり語例のない解釋は避けるべきである。父丁は爵銘にいう父

であろう。

銘末に圖象文字款識¥を付している。この款識は子征彝に「¥・子征・父辛」としてみえているものであるが、この子征は殷の多子の一で、その後はおそらく保卣にみえる五侯征であろう。しからば盂は殷室出自の貴游なるべく、移されて陝西兮公の隷下に入つたものと思われる。

乍旅凷　蓋文

第三字は甫とは字形が稍しく異なる。金文では専・圃の字がこれに從う。旅の下には多く器名を附する例であるが、器は卣である。あるいは䵼字を離析してかいたものかも知れない。

器の時期について、陳氏は「爵卣之盂、應仍屬成王時代的、他與康王時大小盂鼎之盂、是否一人、待考」とし、器を一應成王期に屬する考えである。また于氏はいう。

此銘盂器、傳世者有大小盂鼎盂爵及此卣、凡四器、……盂係康王時人、大小盂鼎既出於陝西郿縣、此器亦出於陝西、是出土之盂器、自爲一人之所作也

これは時代を康王期とするものである。しかし大盂鼎にいう盂は、王の語からみても殷人であることと極めて著明であるが、その地位聲望甚だ高いものがあり、堂々たる辟侯であつて、人鬲千七百餘を賜うている。爵・卣にみえる盂と、その地位にかなりの相違がみられるので、爵・卣と兩鼎の間に、ある程度の時間的距離をおく必要があろうかと思われる。器形・銘文の比較からもそのことがいえるのであるから、いま爵・卣を一應成康期に屬しておく。

白鶴美術館誌總目（二）

第八輯（邶鄘衞・召公關係諸器）　昭和三十九年十一月

三六、北子方鼎……三九五
邶鄘衞諸器……三九六
三七、鮽伯卣……四〇九
三八、匽侯旨鼎……四一二
匽侯諸器……四一七
三九、伯害盉……四二一
四〇、害鼎……四二五
四一、大史友甗……四三三
四二、作册大方鼎……四四〇
四三、𤼈尊……四五〇
盬卣……四六〇
四四、小臣𧻚鼎……四六一

卷一下

四五、盬圜器……四六七
四六、鄭父方鼎……四八五
四七、效父段……四九〇
四八、雁公鼎……四九六
雁公諸器……四九九
四九、獻段……五〇五
五〇、史臨彝……五一四
五一、繇方鼎……五一九
繇諸器……五二五

第十輯（康王期新出諸器）　昭和四十年六月

五二、宜侯夨段……五五九
五三、叔德段……五六一
五四、德方鼎……五六六
德諸器……五七一
五五、小臣逋鼎……五七四
中・公中諸器……五七六
五六、耳尊……五八〇
五七、鼂段……五八四
五八、作册魖卣……五八九

第十一輯（燹・麥諸器）　昭和四十年十月

五九、燹段……五九一
燹諸器……六〇七
六〇、麥盉……六一九
麥諸器……六二五

第十二輯（盂諸器）　昭和四十年十二月

六一、大盂鼎……六四七
六二、小盂鼎……六八二

第十三輯（伯懋父關係諸器）　昭和四十一年四月

六三、小臣謎段……七一九
六四、小臣宅段……七三七
宅諸器……七四四
六五、御正衞段……七四六

卷一下

六六、呂行壺……七四九
六七、師旂鼎……七五二
旂諸器……七六四

第十四輯（南征・夫人・儀禮關係諸器）　昭和四十一年六月

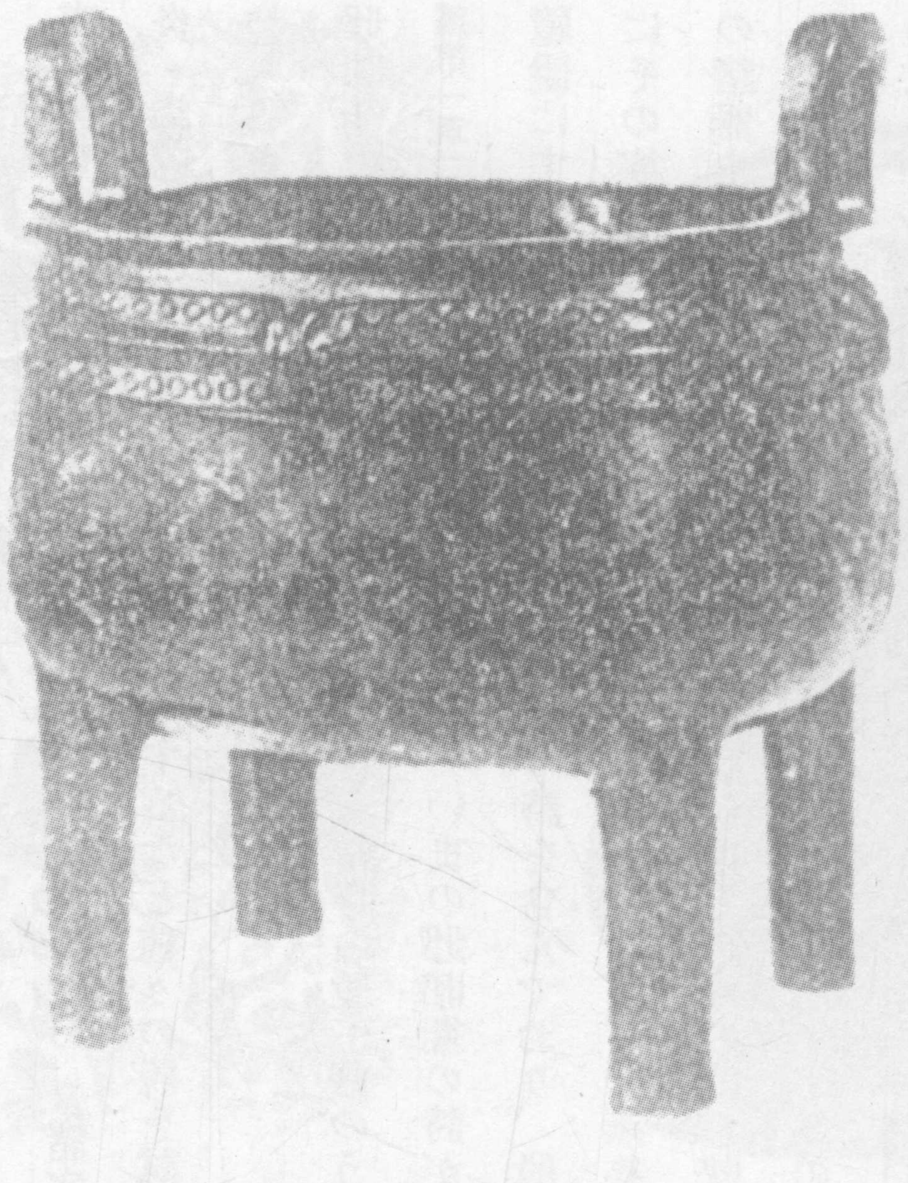
六八、𤔲段……七七一
六九、過伯段……七七五
七〇、𢦏段……七七八
七一、小子生尊……七八一
服方尊・南征諸器……七八六
七二、井姞鼎……七九四
夫人諸器……八〇一
七三、令鼎……八一三
七四、段段……八二四
七五、貉子卣……八三〇
己侯貉子段……八三八
七六、命段……八四〇

三六、北子方鼎

器名　北子彝 攈古

時代　成康期 断代

收藏　「山西洪洞劉鏡古（肇鑑）舊藏、一九五五年、見原器」断代



北子方鼎

著録

器影　断代・三・圖二

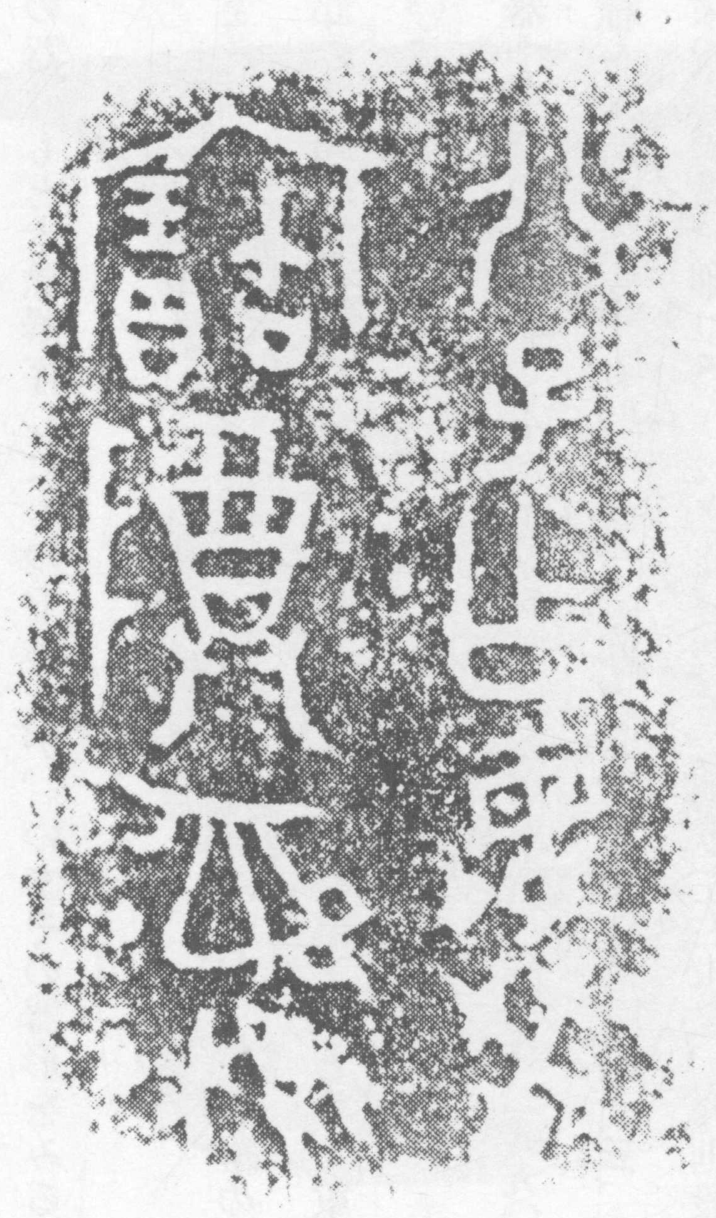
銘文　攈古・二之一・二三　殷存・上・一八　三代・六・四二・四　断代・三・六七　二玄・一二九

考釋　断代・三・六六

器制　断代にいう。「器高一九糎、口徑一二・八糎×一五・四糎」。雁公方鼎と同じく隋圓に近い

方鼎である。なお器制については、後の參考の項でふれる。

銘文　二行八字



北子乍母癸寶障彝

北子は邶子であろうといわれ、直隷淶水張家窪出土の北伯の諸器と關聯して、これを邶子・邶伯とする解釋がある。陳氏は北子の諸器を聚成して次の三器をえている。

＊北子觶　綴遺・二四・一九・二　「北子乎𤔲彝」

＊北子尊　西清・九・一五　「北子乍彝」

＊北子盤　攈古・二之一・五三・一　江蘇陽湖呂堯僊藏

「北子宋乍文父乙寶障彝」

右合せて四器。綴遺に「北子與北白鼎同、卽邶國也」という。その論は王國維の北伯鼎跋觀堂集林・一八に詳しい。右四器中、器の識るべきものは方鼎一器のみで、尊はその圖様のみを傳えている。また北伯と稱する一群の器について、陳氏はその三器を聚成している。

＊北伯鼎　貞松・二・二三　三代・二・四一・八　「北白乍障」

＊北伯鬲　攈古・一之二・五三・四　綴遺・四・一四　三代・五・一四・八　「北白乍彝」

＊北伯卣　歐米・七七　通考・六六六」　小校・二・四六・



北伯卣

四（誤爲鼎）三代・一一・二六・二（誤爲尊）河出・一八二」　盛昱舊藏。Museum of Fine Arts, Boston.

「北白𢦏乍寶障彝」

北伯の器は實は以上の三器にとどまらない。貞松に「光緒十六年一八九〇直隷淶水張家窪出土古器十餘、皆有北白字、此鼎其一也、今不知藏誰氏」という。通考にも「二尊同出、銘同」とあるから、卣と同銘の二尊があつたわけである。次の器はあ



北伯卣銘

るいはその尊銘であるかも知れない。銹泐の狀は卣銘といくらか違うところがみられるが、その同異を確かめがたい。

＊北伯尊　奇觚・五・七　貞松・續・中・八　小校・五・二五（鼎）　「北白𢦏乍寶障彝」

なお金文編器目四三葉に八字銘の北伯毁拓本があるという。八字銘であるから、上掲の諸器とは異

なる銘である。

北伯の器はもと十餘器存したものであるが、いまその器形をみるべきものは北伯卣の一器のみである。

北子と北伯とを一にする説は攈古・綴遺にもみえるが、王國維の「北伯鼎跋」にこれを詳論している。邶の問題は詩の邶鄘衞とも關聯があり、殷の舊王畿として重要な地であるから、いまその所説を引いておく。

彝器中多北白北子器、不知出於何所、光緒庚寅、一六年、一八九〇 直隷淶水縣張家窪、又出北伯器數種、余所見拓本、有鼎一卣一、鼎文云、北伯作鼎、卣文云、北伯𢦏作寶隮彝、北盉古之邶國也、自來說邶國者、雖以爲在殷之北、然皆於朝歌左右求之、今則殷之故虚、得於洹水、大且大父大兄三戈、出於易州、則邶之故地、自不得不更於其北求之

余謂邶卽燕、鄘卽魯也、邶之爲燕、可以北伯諸器出土之地證之、邶旣遠在殷北、則鄘亦不當求諸殷之境內、余謂鄘與奄聲相近、書洛誥、無若火始燄々、漢書梅福傳、引作毋若火始庸々、左文十八年傳、閎職、史記齊太公世家・說苑復恩篇、均作庸職、奄之爲鄘、猶燄閻之爲庸矣、奄地在魯、左襄廿五年傳、魯地有弇中、漢初古文禮經、出於魯淹中、皆其證也

邶鄘去殷雖稍遠、然皆殷之故地、大荒東經言、王亥託于有易、而泰山之下、亦有相土之東都、自殷未有天下時、已入封域、又尙書疏及史記索隱、皆引汲冢古文、盤庚自奄遷于殷、則奄又嘗爲殷都、故其後皆爲大國、武庚之叛、奄助之最力、及成王克殷踐奄、乃封康叔於衞、封周公子伯禽於

魯、封召公子於燕、而太師採詩之目、尙仍其故名、謂之邶鄘、然皆有目無詩、季札觀魯樂、爲之歌邶鄘衞、時猶未分爲三、後人以衞詩獨多、遂分隸之於邶鄘、因於殷地求邶鄘二國、斯失之矣

成王踐奄の役は周初の最も重要な大事件であるから、諸家はその地を求めて、金文にみえる𩁹や炎・（奄）その他を以て奄に充てて解するなど種々の説を試みているが、王氏は邶を燕、鄘を奄すなわち魯とするのである。

邶鄘衞の名はすでに卜辭にみえ、何れも當時の殷王畿のうちにあつたと考えられる。稿本詩經研究通論篇第一章二 又、詩經蠡說、集刊外篇四種所收 いまの邶鄘衞の詩が衞風を任意割裂してなるとするのは一の臆說にすぎず、その詩にはみな淇域の詩を含んでおり、殷の舊王畿の詩である。殷滅亡の後にかりにその族が播遷して他に移ることがあつたとしても、燕魯の地が本來邶鄘であつたのではない。邶の諸器や匽器が河北から出土するのは、東方諸族の器が陝西から出土し、吳越の器がその本地以外から出土し、蔡楚の器が時期の異なる遺址から出土するのと同じく、遷徙あるいは將來の結果によることが多い。丹徒・凌源の諸器のごときもみなその例である。

北子・北伯の器の時代はかなり早く、陳氏は何れもこれを成王期であるとしている。器の識るべきものには北子の方鼎と北伯の卣とがあり、この二器についてその形制を考えることができる。北子方鼎は四足隋方形の鼎で、一般の方鼎とかなり異なつた器制のものである。項下に一帶文あり、上下に小圏文を配し、中條は突起してその間に距離不等の直刻線文を配している。刻線は六乃至八本で不等、四邊の中間に小獸首を附している。器形は頗る雁公方鼎に類している。その器制・文様によつてほぼ器の時期を推すことができる。北伯卣については通考四二二にいう。

通高八寸四分、提梁兩端作羊首形、器及蓋各飾夔紋一道、夾以圈帶紋、蓋器各銘北白𢦏作寶隮彝、兩行七字、在腹內、光緒十四年秋、出于河北淶水縣釜山、二尊同出、銘同、美術史二八・精華七七・卣與觥二七　著錄

文様の夔鳳は顧鳳、細い凸線を以てする雙鈎風の表出をもつている。なお圏足部に二條の凸文がある。蓋に兩角あり、成王期の器制とみられる。趙卣一九七頁 は蓋に兩角がないが、他の器制・文様は本器と殆んど同様である。

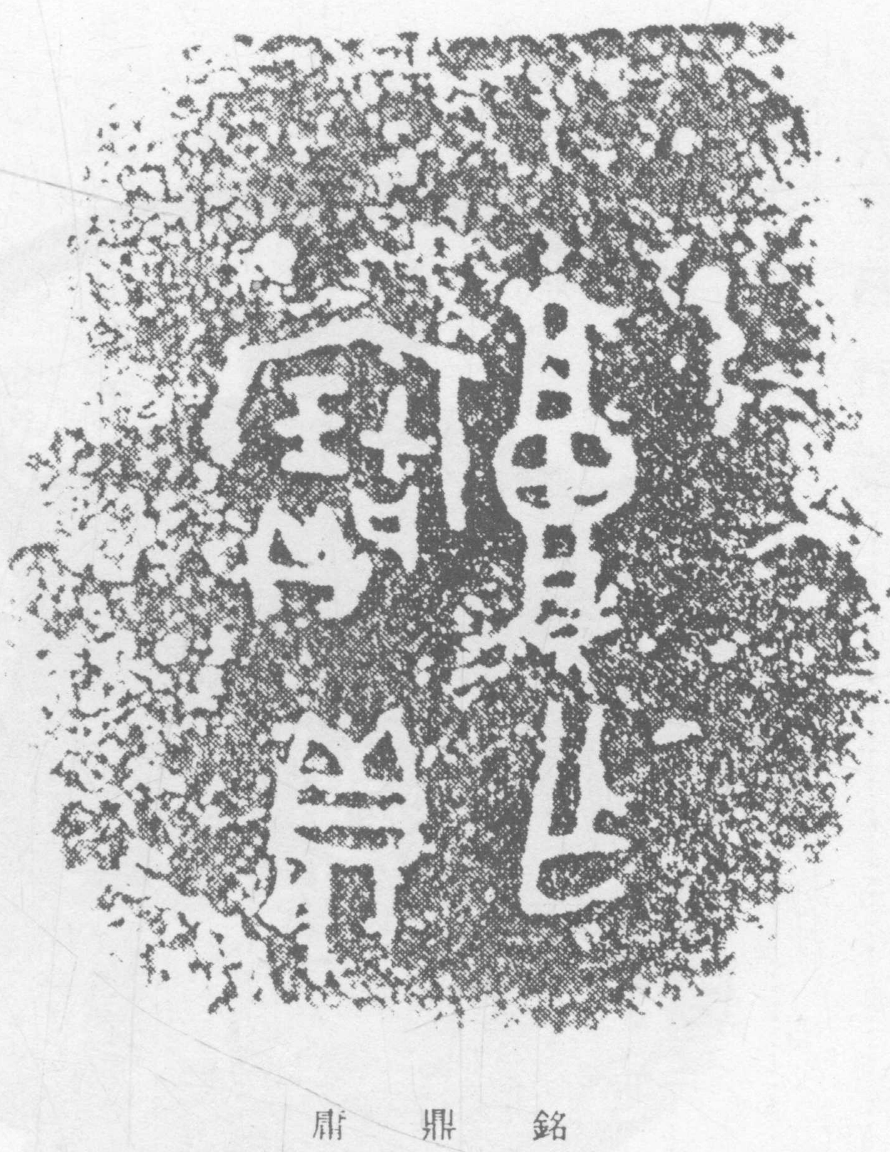
この北子方鼎と北伯卣とがほぼ近い時期のものとすれば、北子と北伯とを同一とみることに多少の疑問を生ずる。北字の字様も稍しく異なり、また北子は母癸・文父乙の器を作るが、北伯には干名を廟號とするものがない。また北伯の器は淶水の出土であるが、北子の諸器は出土地が知られていない。二者もし異なるものとすれば、干名を廟號とする北子の方が、殷代の邶の後に當りうる可能性が大きい。王國維の論は二者を一にして說いており、鄘を以て奄に充てる說とともに、なお檢討を要するものがある。

邶・鄘・衞は鄭玄の詩譜や漢書地理志にいうように殷の舊王畿であり、卜辭にそれぞれその名がみえ、金文にもその名をとどめている。尤も殷の滅亡後、その地は三監あるいはその後に入封した周側の諸侯によつて支配されたと考えられるが、北子・北伯のうち、北子は殷系の餘裔であるかも知れ

ない。鄘には周初の鄘器と定めうるものはないが、次の一器は字迹もかなり古く、あるいは鄘の器であろう。

＊庸鼎　攈古一之二・四六　筠清四・二四　敬吾上・二七　小校二・二八　三代二・四二・六

「庸乍寶鼎」



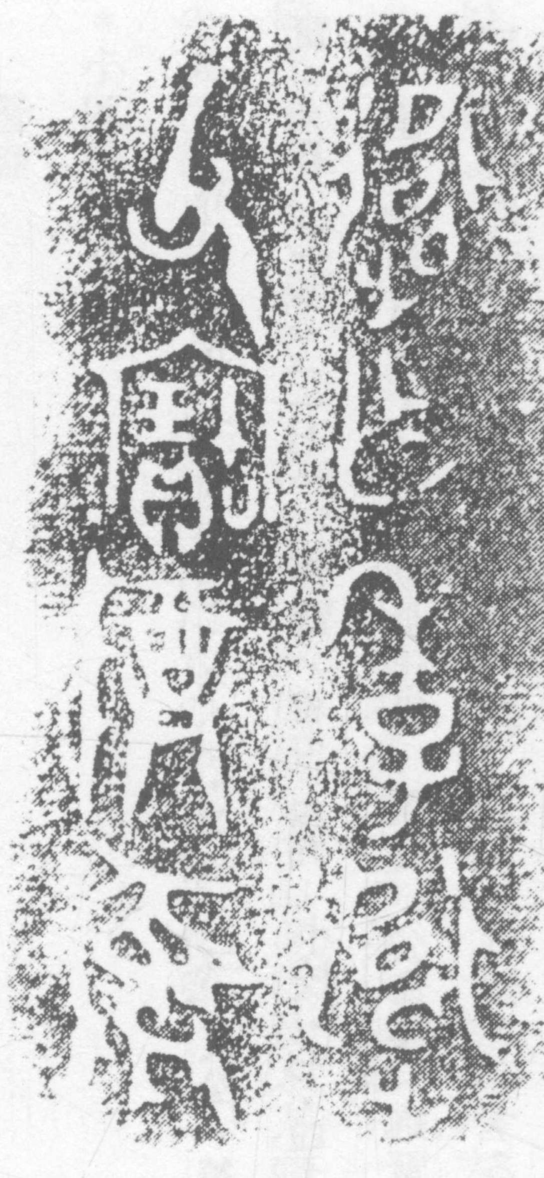
庸鼎銘

庸は城墉の墉字。卜文と同形である。器影をとどめないので器の時期を考えることはできないが、字迹は一應初期に入りうるものである。なお別に庸伯の殷一器書道・六一あるも、昭穆期のものである。

衞には殷代の器と考えられる器が數器あり、圖象文字的な衞の一字を署している。周の支配に歸したのち、その地に周から入封したものがあり、その器もまた數器を存している。陳夢家氏は衞鼎以下五器を御正衞殷の條斷代・二・八五に列入し、これらはみな御正衞の器であるとしているが、文字・器制などからみて、必らずしも一代一人の器とはしがたい。衞諸器のうち、器制の最も古いものは衞卣であろう。



卣　衞



銘器卣衞

＊衞卣　歐米・七八　H. Oppenheim Collection, London.

「衞乍季衞父寶障彝」

器葢二文。二行八字。器葢に夔鳳文を付している。何れも鳥首前向、鳥身は柔軟なS字狀をなす。葢に兩角あり、提梁にも文様がある。環耳及び器の頸部帶文の正中に各々羊首を飾っている。字迹は西周初期のものであるが、銘によると季衞父の器を作っているので、初封の人とは考えられない。

＊衞尊　日本・一五三　貞松・七・一四　善齋・禮三・八五

小校・五・二六　三代・一一・二八・一

銘は前器と同文。字迹も殆んど同じ。器腹に夔鳳文二道を付し、帶文上下に二道の弦文がある。夔鳳は垂尾、亞醜方鼎善齋・四〇や令彝二七七頁の夔鳳に似ており、方形雷文を以て地を埋めている。前器と合せてその時期を推定しうる。成王期と考えてよいものである。



尊　衞

＊衞父卣　西淸・一五・二七　攈古・上・三一　窓齋・一九・一八　恒軒・六六　綴遺・一一・三一　周存・五・一〇二　小校・四・四〇　三代・一三・一九・三

「衞父乍寶障彝」

恒軒の圖様によると殆んど北伯卣と同じ。衞卣も圏足部に夔鳳を付するほかは器制殆んど同じである。器葢二文あり、字迹も衞卣と極めて近い。ただ衞字の筆畫は白衞父盉と同構である。

＊伯衞父盉　善齋・一

〇八」善齋・禮八・三三　小校・九・五三

「白衞父乍嬴䵼彝、孫々子々、邁年永寶」

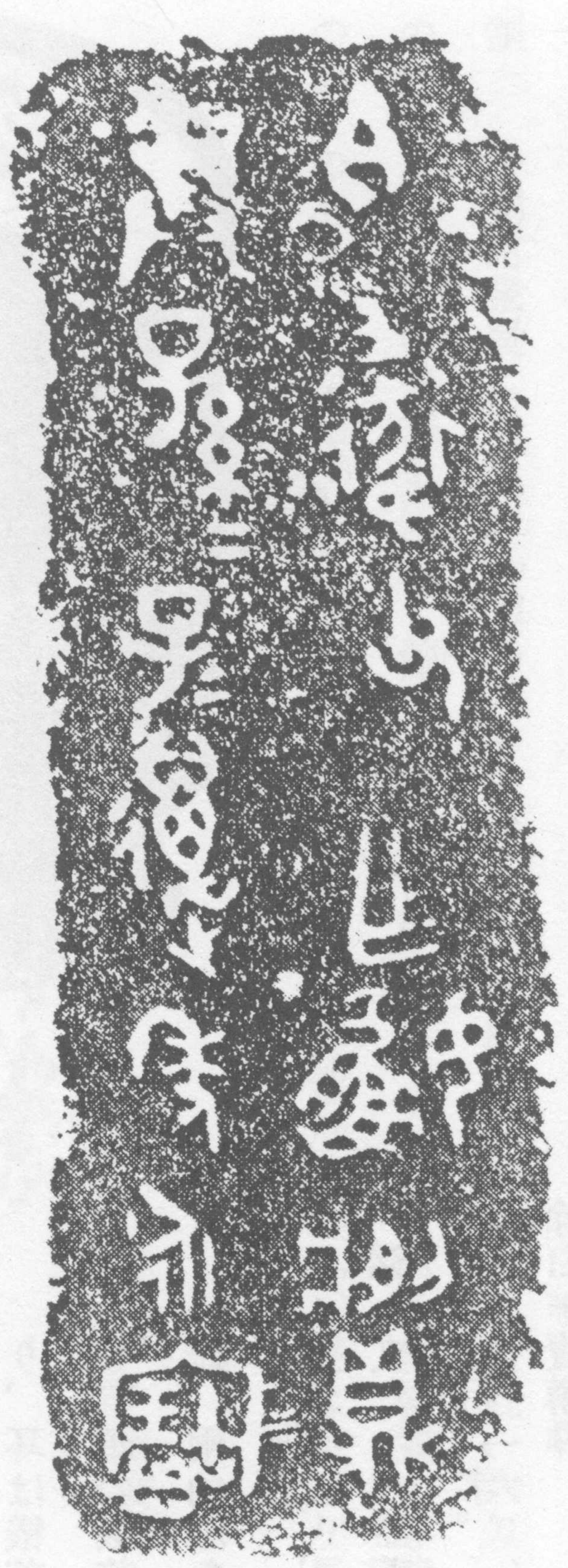
銘二行一五字。有葢。葢及び器の口緣部に夔鳳の帶文があり、鳳形は衞鼎に似ている。器腹は素文、分當形の四部に分れ、素文の圓足を附す。器形は頸部がくびれていて、臣辰盉一、二、三四九頁　伯害盉　四二二頁と同形で、當時通行していた器制とみられる。



伯衞父盉

＊衞鼎　善齋・二八」　貞松・三・二四　善齋・禮一・七八　小校・三・八　三代・四・一五・二」　文錄・一・三三　文選・下一・九

「衞肈乍厥文考己中寶䵼鼎、用奉壽、匃永福、乃用鄉王出入事人眔多倗友、子孫永寶」



銘盉父衞伯

器形は䵼鼎に近く、同じく分尾の夔鳳を帶文としてめぐらす。前三器に比して時期は稍しく下るようである。銘六行三三字。字迹は伯衞父盉と似たところがある。器はその文考を己中と稱している。陳氏ははじめの四器をみな衞鼎・御正衞毁の衞・御正衞と一人としていう。

凡此四器的衞、可能是御正衞、季衞父是衞之季父、白衞父也許與衞無關、但都是西周初期器何れも西周初期の器であることは疑ないが、御正衞毁ではその文考を父戊と稱していてその名號は東方系に屬し、以上の衞諸器とは屬類を異にしている。かつ御正衞は伯懋父より賜賞をえてい

て、衞國の邦君たる人とも思われない。それで今しばらく別人としてとり扱う。鼎の文は「犨壽」・「匄多福」の語など成王期の器銘にはみえぬ語を含み、「鄕王出入事人眔多倗友」なども麥器などに至つてみえる語であるから、上揭の衞器五器の中では時期最もおそく、あるいは康王期以後に屬すべきものと考えられる。またその文は封侯の語としてふさわしくないところもあるので、衞父と稱する前四器とは別の家であるかも知れない。

*賢段　一、綴遺・一二・三二（卣）　窓齋・九・七　周存・五・六八（兕觥）　小校・八・二七　大系・二六四　三代・八・二八・三,四　二玄・一七〇　二、文物・一九五九・一〇　窓齋・九・八　小校・八・



賢段第四器銘文

二六　大系・二六五　三代・八・二九・一,二　三、貞松・補上・二六　三代・八・二九・三　四、善齋・六四　二玄・二一七」　善齋・禮七・四九　小校・七・四七　大系・二六五

「隹九月初吉庚午、公叔初見于衞、賢從、公命事、晦賢百晦□、用乍寶彝」

一・二は器蓋二銘、四器合せて六銘。二・四は器を存するが、二は瓦文段で疑うべく、四は兩耳が獸頭曲尾のS字狀をなし、項下の帶文は圓渦・虺首を交互に配していて、宜侯夨段と同じ。器形は格伯段と似たところがある。六銘とも行款同じく、四行二七字。

賢はその主君公叔が衞に見事するのに從つて賜賞をえており、衞の陪臣に當る。大系に公叔を康叔とするも、公叔は衞に見事の禮を行なつている衞の臣下である。また積微居八一に公叔を衞の獻公の孫公叔文子發とするが、發は春秋末の人で時代が合わない。「初見」は匽侯旨鼎四一四頁の「匽侯初見事𠀠宗周」と同じ。公は上文の公叔。「公命事」を積微居に「公命使……」と下文につづけるが、使役の形ではない。

上の晦を郭氏は賄と訓するも、動詞の用法で收穫させる意であろう。□は祭享に用いる粢糧をいう。䢅鬲四一〇頁にも「䢅入□𠀠母子」とこの字を用いている。

三七、餘伯卣



餘伯卣

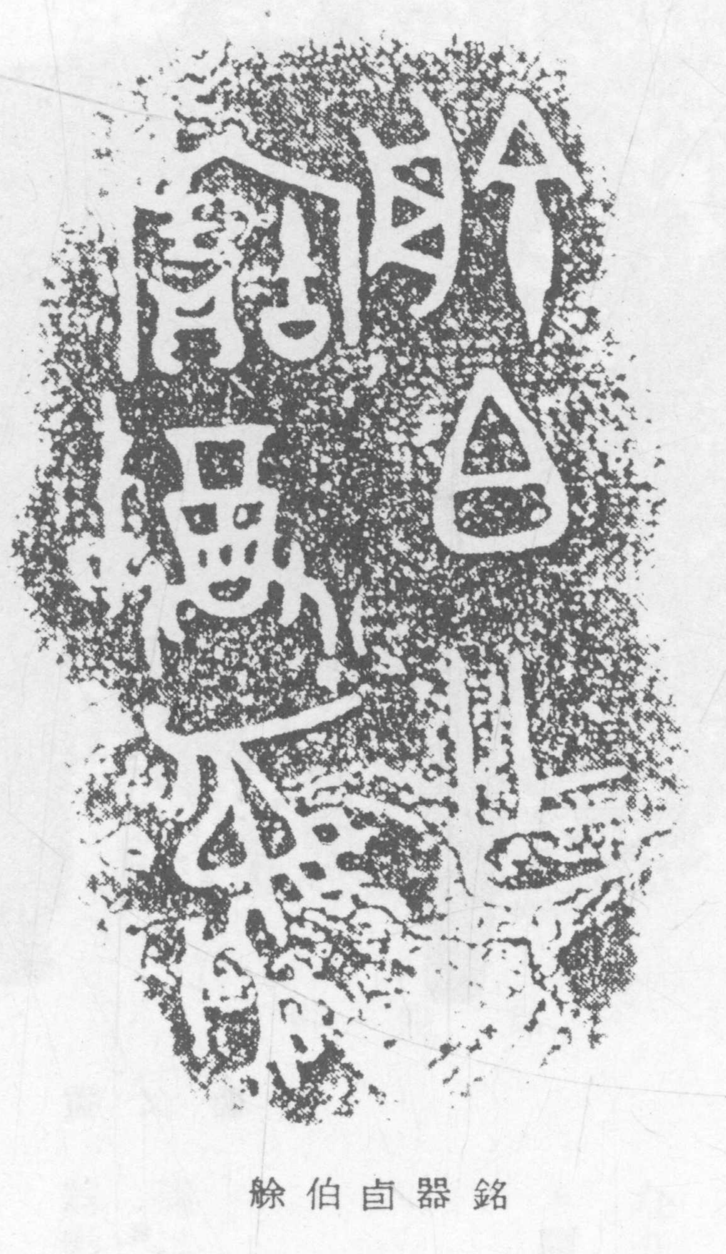
收藏　「榮厚氏舊藏」冠斝

著錄　器影　冠斝・上・五六　二玄・一三二
　銘文　冠斝・上・五六　二玄・一三一

器制　素文の卣。提梁あり、耳は犧首。器の正中にも羊頭の犧首あり、蓋上平鈕、兩角がある。器制は盂卣三九二頁と極めて近い。

銘文　器蓋二文。何れも二行六字。

餘白乍寶隮彝



餘伯卣器銘

餘伯はあるいは殷器の小臣餘尊にみえる餘の家であろう。餘伯の器には

*餘伯彝　三代・六・三八・二

*餘伯尊　三代・一一・二三・三

などあり、銘は同文、字迹も類している。なお餘舌盤錄遺・四八五のほか、亞字形中に餘字を銘した器が數器ある。これら餘關係の器は、山東金文集存下四に餘尊以下八器を聚成している。

*寶卣　西清・乙・八・八　寶蘊・九八　故宮・下・二六九」　三代・一三・二六・二

「寶乍父辛隮彝、餘」と銘する。餘は亞字形中にある。器は縱長で器蓋に肉の太い夔紋を飾る。乙編には周器とするも、寶蘊のいうように商器と認めてよいものである。

*䢅鬲　攈古・二之二・三二　殷存・上・九　綴遺・二七・一　小校・三・七〇　三代・五・三〇・三



「觶　䢅入□丂母子、用乍又母辛障彝」と銘する。觶は亞字形中にある。□は賢𣪘四〇七頁にもみえ、粢糧をいう語。攈古に山東の長山袁理堂藏という。あるいは山東出土の器であるかも知れない。

*曆鼎　西淸・甲・一・一　三代・三・一・二
「觶　曆乍且己彝」と銘する。觶は亞字形中にある。
以上によると觶族には䆁・䢅・曆の諸氏があつて相當の大族であると思われ、周の統一後、その族は觶伯と稱したのであろう。山東壽張出土の梁山七器の一に小臣觶犧尊があり、召公關係の諸器と同出である。おそらく召公の族が東征して山東に及ぶ方面を經略したとき、觶はこれに協力し、殷の滅亡後も諸侯として殘りえたものかと思われる。
*小臣觶犧尊
著錄

器影　書道・二八　水野・七〇，七一　二玄・七九
銘文　濟寧・一・一四　攈古・二之三・四六　愙齋・一三・一〇　奇觚・五・一二　殷存・上・二六
周存・五・五　綴遺・一八・二　小校・五・三七　三代・一一　三四・一　書道・二八　二玄・七八
考釋　文錄・四・一八　文選・下二・一　貝塚・三八二　赤塚・四三
器は極めて寫實的な犀形の犧尊である。銘文にいう。
丁巳、王省夒且、王易小臣觶夒貝、隹王來正夷方、隹王十祀又五肜日
董作賓氏の殷曆譜下編二・祀譜三によると、この器にいう夷方征伐は帝辛期の第二次の役で、帝辛十五祀正月丁巳、東征の途次夒祖を省視し、小臣觶に夒の貝を賜うたことを記したものという。祖はおそらく祭祀の場所であろうが、他に語例がない。卜辭に多くみえる某宗というに近いものであろう。小臣は身分稱號で貴遊の出自を示す。卜辭によると、殷以外の方國にも小子・小臣の稱があつた。殷周革命の後においても、觶が觶伯としてその故地を存していることからいえば、本來山東方面の族であろう。周の統一後、殷以來の舊族にして本領安堵をえた諸侯の一例としうると考えられ、また梁山出土の召氏諸器との關聯もあるので、周初諸侯器の一として觶伯の器を錄しておくのである。

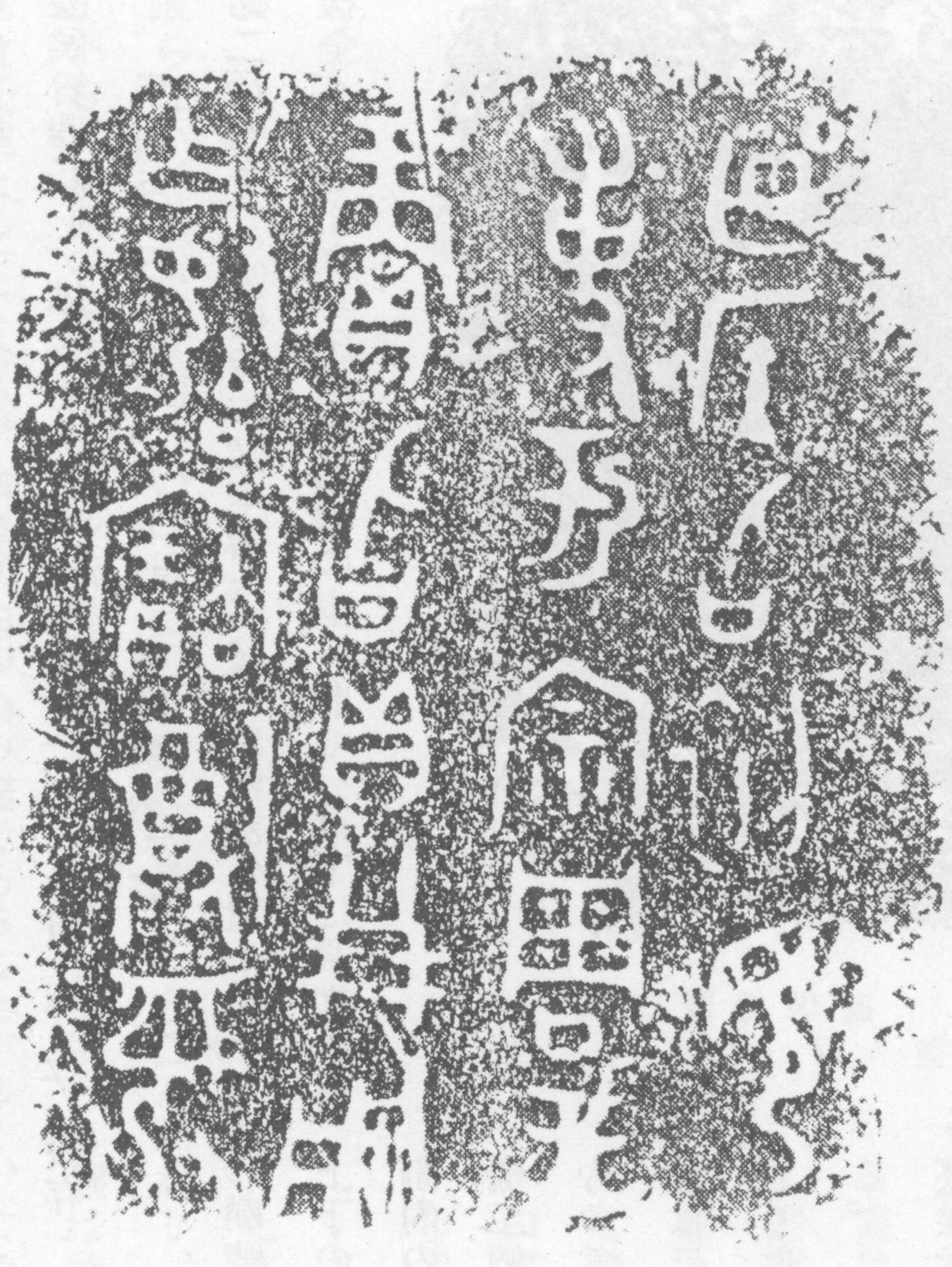
三八、匽侯旨鼎

器名　匽侯鼎文錄
時代　「當在成康昭三王之時代」韡華
成王斷代
收藏　「今藏日本住友氏」貞松
著錄
器影　泉屋・彝二　海外・二　大系・二　二玄・四〇四
銘文　貞松・三・一六　周存・二・補　大系・二六六　河出・一七八　二玄・四〇三



匽侯旨鼎

考釋　韡華・乙・四二　文錄・一・一六　文選・下一・六　積微居・一七三
器制　刪訂泉屋にいう。「通高六寸七分五厘、口徑五寸六分、重量五一六匁、器は瓜皮靑綠の色を呈し、靑藍の鏽を生ず。飾るに饕餮雷紋を以てす。」なおその饕餮の形態が若干圖紋化のあとのあることが指摘されている。器腹は稍しく分當形を示し、足はかなり長い。



銘文　四行二一字
匽侯旨、初見事丂宗周、王賞旨貝廿朋、用乍姒寶障彝
匽侯は後の燕侯。西周初期の器は匽、列國の器は郾と記している。富鼎に「隹九月既生霸辛酉、在匽、侯易富貝金」とみえ、その匽侯は本器にいう匽侯旨で

あるらしい。

匽侯旨には別に一鼎あり、父辛の器を作る。富鼎の盬伯父辛と同人であろう。すなわち匽侯は召氏の一族で、周初匽に封ぜられた人である。匽の地がはじめから北燕の地であつたかどうかは疑問の點があり、召氏の本貫はもと河南郾城をも含む河南西部の地であつたとみられ、いわゆる南燕もあるいはその故地の一であつたかと思われる。のち、匽はあるいは北して易縣の地に移封したのであろう。匽侯盂など一群の器が、さらに北方の熱河凌源の地から出土している。匽の原委については、列國の燕の條に述べる。旨は召の字形に似ているが、別の一鼎の字は稍しく異なる。字は韻首の韻の從うところと最も近い。やはり旨と釋すべきであろう。韡華に「旨當卽召公之子、或孫也」というが、別の一鼎に父辛の器を作り、この父辛が盬伯父辛であるとすれば、召公と同輩行となる。本器は分當鼎で器制・文様ともに獻侯鼎三三頁と似たところがあり、獻侯鼎は成王期のものである。從がつてこの器は成王期の後半、匽の初封のときの器と考えてよい。

「初見事丂宗周」とは最初の朝見をいう。受封の後、あるいは嗣王に對する初めての入覲である。同様の禮をいうものに次の諸器がある。

　　奾鼎　己亥、奾見事丂彭、車叔賞奾馬、用作父庚障彝　天黿形 二玄・七七

　　賢毀　唯九月初吉庚午、公叔初見于衞、賢從

積微居に書の康誥「見士于周」もまた見事の義に外ならないという。文錄に「見事、以事來見也」というのは正確でない。見事して賞賜を受け、貝二十朋を賜うている。銘文は新王に謁見する儀禮

とはみえないので初封の際とすべく、器の時期は成王の後半にあると考えられる。

奾はやや異體であるが、やはり奾であろう。大系にいう。

　　又疑乃又始之合、又始者宥奾也、奾者匽侯之妻若母

南燕は黃帝の後にして姞姓の國であるという。南燕がもし召氏の分族であるならば、召氏は姞姓の國となる。召氏が通說にいう姬姓の國でないことはかつて論じた。小稿召方考參照。匽は奾姓と通婚關係にあつたらしく、本器の奾はおそらく匽侯の母であろう。妻のための祭器ならば、その旨を記しているはずである。韡華に

　　又按別一鼎、文字與此鼎殆出一人、文曰、作敖奾彝、疑亦卽匽侯所作器、敖奾卽此器之奾也、皆當爲同時出土之器

というがその器銘未見。郭氏が奾を又始の二字に離析してよむのは、字形上困難である。容庚氏の金文編には、この字を奾に收めず、別の一字としているが、文錄にいうように奾の繁文とみてよいようである。

訓　讀

匽侯旨、初めて宗周に見事す。王、旨に貝廿朋を賞す。用て奾の寶障彝を作る。

參　考

匽侯旨及び匽侯關係の諸器を以下に錄しておく。

＊匽侯旨鼎二　攈古・二・一四　恒軒・一六」　愙齋・六・二　殷存・上・六　綴遺・四・二〇　小校・二・四五　三代・三・八・五」　愙齋賸稿・一三

銘二行七字。「匽侯旨乍父辛障」。父辛は盬器の盬伯父辛と同じ廟號である。器は攈古・恒軒の圖様全く同じく立耳三足、傾垂の少い鼎で、口下に帶文あり、上下の弦文の間をほぼ六分し、一區劃內の左右に目雷文の眼のような文様二個を配している。他に例のないもので圖様に疑問がもたれるが、器形はほぼ旂鼎に近い。匽侯旨鼎一とともに、易州出土の器と考えられる。



匽侯旨鼎二銘

＊匽侯盂一　文參・一九五五・八・二　新獲・四〇・二　五省・二〇　二玄・一二七」　錄遺・五一一　二玄・一二六」　斷代・二・九九

一九五五年五月、熱河凌源縣海島營子村出土十六器中の一。概ね殷周期の古器である。器は器高二四糎、口徑三四糎、寬三八糎、底徑二三・五糎。文物にいう。「此器侈口圈足附耳、器外滿飾以夔鳳紋」。鳥首後向、器腹の文様は一見しては夔鳳ともみえぬものであるが、前垂あり垂尾あり、

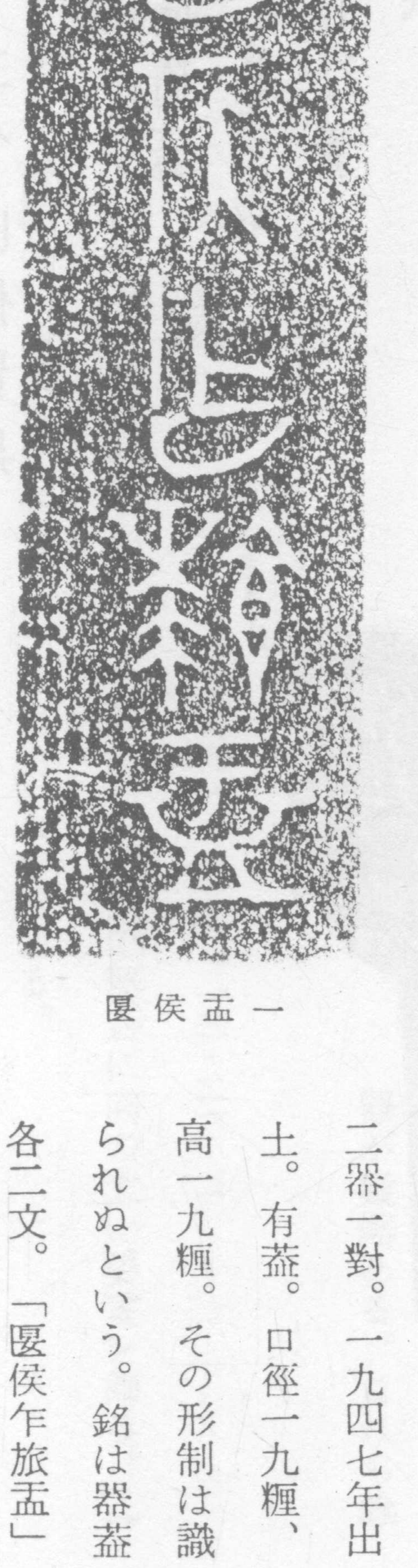


匽侯盂　一

ただ鳥啄の形が甚だ異なる。圈足の文様は龍身のようであるが鳥啄あり、これまた顧鳳である。器腹の顧鳳は、昭穆期に盛行する顧鳳と、かなり異趣がある。銘一行五字。「匽侯乍饙盂」と銘する。饙は說文にみえ、また饋に作る。蒸飯をいう。盂は說文に「飯器也」とあり、蒸米を盛る食器をいう。盂は傳世の器少く、斷代に白盂 西清・甲・一六・一（今在故宮博物院）・康公盂 脫里多博物館・永盂 弗利亞・二五 の三器斷代・二・圖版一～七をあげ、かつ匽侯旅盂二器を紹介している。

＊匽侯盂二，三　斷代・二・一〇二

二器一對。一九四七年出土。有蓋。口徑一九糎、高一九糎。その形制は識られぬという。銘は器蓋各二文。「匽侯乍旅盂」と銘する。



匽侯盂　一

盃にはその銘に𣪘と稱しているものもあり、陳氏は西清・二七・一三（有蓋・座）頌齋・一一・尊古・二・六及び陳氏舊藏の中盃斷代・二・圖版一をあげている。無耳𣪘と盃と𣪘とは殆んど一系の器種で、陳氏は𣪘盃の別は器の大小にあり、盃を大としているが、やはり侈口附耳というその器制によつて分別すべきであろう。盃は通考二八三〜二八六・日本九三〜九七にも數器の器影を錄している。なお凌源出土器については斷代・二・一〇一以下及び樋口隆康氏「西周銅器の研究」京都大學文學部研究紀要第七、昭三八第二章に概説がある。

＊㠱侯吳盉　窓齋・一六・一九　周存・五・六九　綴遺・一四・二六　殷存・下・三三　小校・九・五二　三代・一四・一〇，七，八」　文錄・四・三一

器は匜・兕觥とも傳えられるが、盉であるらしい。舊潘祖蔭藏器。器蓋二文あり、銘にいう。

亞字中㠱侯、吳」　匽侯易亞貝、乍父乙寶隮彝」

㠱侯吳が匽侯から貝を賜うて父乙の器を作つている。亞はおそらく㠱侯吳であろう。㠱侯吳の器はその數甚だ多く、王獻唐氏の「黄縣㠱器」一九六〇刊に關係彝器四十三例七十三器を錄している。㠱侯の名は卜辭前二・二・六にみえ、殷以來の故國であるが、おそらくもと河南の地にあり、のち次第に東徙して山東の黄縣に入つたらしく、黄縣からは㠱器八件が出土している。その㠱侯が匽侯の賜賞を受けて器を作つているのである。兩者の接觸がどういう事情のもとに行なわれたかに深い興味がもたれる。亞吳形標識の器には、征角續殷存・下・三八・中子㠱觥同・下・二九・小臣邑斝冠斝・上・三九など注目すべきものがあり、殷の王子たる子征の家から出ているようである。また

亞吳器中、高字形の下に龜字形の龜に似た字を加えたもの鄴中・三上・三六　巖窟・一・八，四六があり、第一次梁山出土の亞㝬爵の㝬字と關係があるかも知れない。第二次出土の七器中、富鼎に「在匽、侯易富貝金」とあるのが思い合わされる。これら諸器の關聯を求めてゆくと、周初の東方經營における匽侯を中心とする召族の活動をあとづけることができよう。

匽侯諸器は殆んど北燕の諸地から出土している。匽侯旨鼎二について、潘祖蔭いう。

同治丁卯一八六七年間、京師城外出土數器、蔭得一爵外、利津李氏所得、盉一爵一觚一卣一、俱一人所作器、內盉銘中正有匽侯字攈古・一・一五

盉はのち潘氏に歸し、綴遺には潘氏藏と記している。李氏舊藏の諸器は著錄をみないが、みな匽侯の器とすれば合せて九器、別に亞吳の盉一器となる。

なおこれより先、山東長山縣の田野より旨卣が出ている。金索・一・二二　攈古・二之一・二二　筠清・二・四二に著錄。銘は「□旨乍父辛隮彝」。第一字は字形不明、あるいは匽の譌形かともみえ、旨と釋した字も少し形は異なるが、同時に「父辛」銘の二爵が出土しているという。もし旨の器とすれば、桓臺の近くからも匽器が出土したことになり、また一の問題を提供するものである。匽器には他に匽公・匽伯の器あり、郾諸器よりも早い時期のものであるが、西周後期の器制であるから略する。周初の匽器が東方諸族と種々の交渉を有することは、匽侯が北燕に入る以前、召氏の一族として東方の經略に重要な役割を荷つていた事實を示すものとみられる。

三九、伯富盉

器名　伯憲盉攈古

時代　成王通考　康王斷代　昭王麻朔

出土　梁山七器の一。

收藏　「山東濟寧鍾養田藏」攈古　「秀水錢有山藏」從古　「南海李氏藏」周存

著錄

器影　頌齋・續・五六　善齋・禮八・三一　通考・四七七　周存・五・六三（拓）

銘文　從古・一一・三一　攈古・二之一・五五　綴遺・一四・二六　周存・五・六三　殷存・下・三三　小校・九・五二　三代・一四・九・七，八　河出・四一八　二玄・一二五

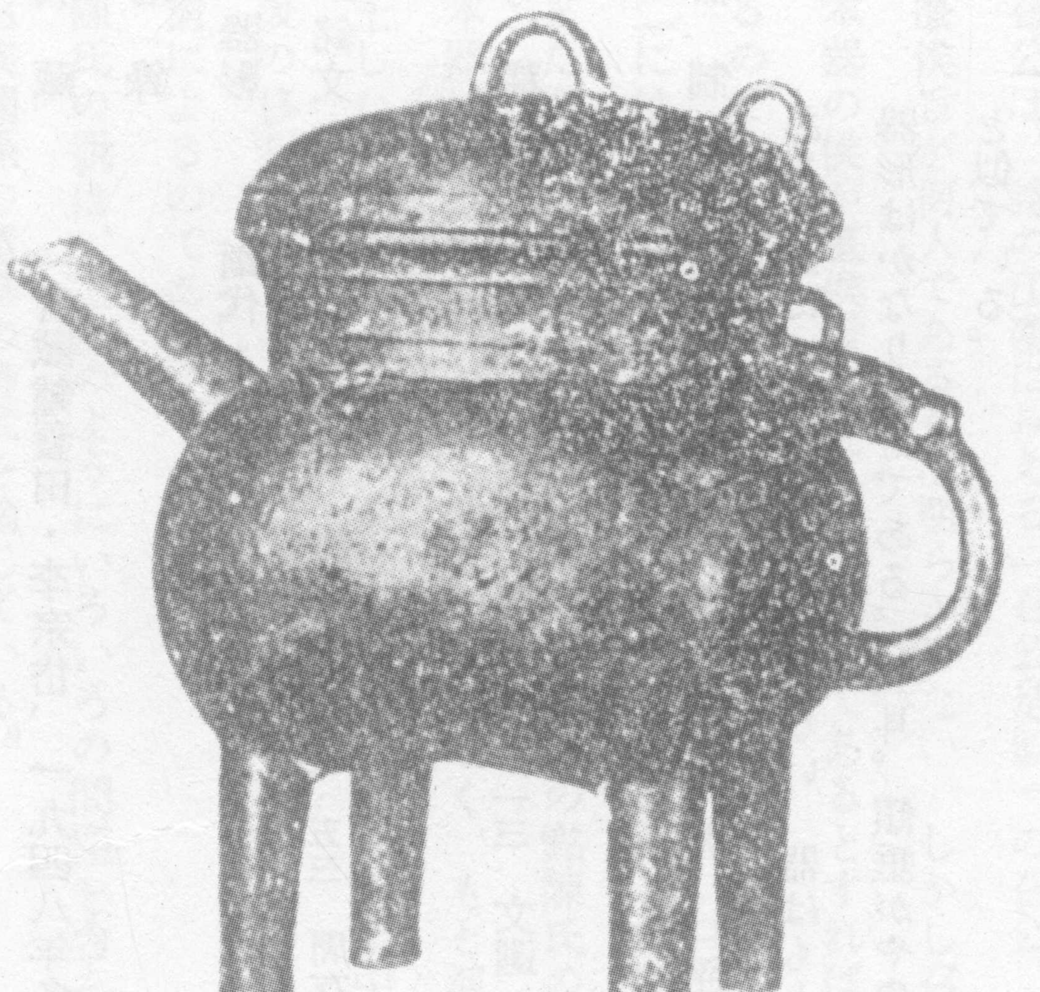
考釋　濟寧・一・一三　麻朔・二・二三　通考・三八八

器制　通考にいう。「通蓋高六寸四分、口及蓋均飾弦紋二」。四足。器腹に僅かに分當形を存している。その形制はほぼ父癸臣辰盉故宮下・三四六に近い。臣辰盉三四九頁はこれに比して蓋淺く、相似た形制の伯衞父盉四〇五頁とともに、これとほぼ同期、あるいは稍しくこの器に先行するものがあろう。器腹の含らみが項下より急に張り出ており、その含らみの具合が麥盉に近い。盉としては後期の制である。

銘文　二行一〇字、器蓋二文。

白富乍𧧑白父辛寶隮彝

白富は富鼎にみえる富である。𧧑白父辛は召公奭の父であるから、富は召公と同輩行に當る。富鼎にただ富と稱し、この器に白富と稱するのは、白𧧑父をあるいは𧧑父、𧧑というのと同じ。



白富盉

白富の白を、陳氏は伯叔の伯と解している。周人の名字のことについては別に述べるが、白某というときの白は必らずしも伯叔の伯とは限らない。上文に某白という場合、下文に白某ということがあり、彔伯𢦏を白𢦏𣪘では白𢦏と稱している。初期の金文には伯仲叔季を私名の上に冠して用いる例は殆んどない。もしありとするもそれは氏號としてである。白は某白の白の義であることが多く、この場合も白富とは某白富である。

𢦚伯戓・白戓の例によってこれを知ることができよう。

陳氏が𩰫伯父辛を𩰫公その人と考えたのは、一にはこの白害を以て𩰫公の長子と考えたからであろう。しかし朿解六九頁に父辛の器を作っている朿は公朿であろうが、明らかに害と同輩行である。白は伯叔ではなく、侯伯の伯とみなければならない。



伯害盉銘

参考

この器の形制について、陳氏はその康世にあるべきことを論じていう。

此器與士上組之盉善・一〇七和作册麥組之盉、泉屋一・一〇一同屬于四足盉類、它們是西周初期（尤其是成康時代）的代表形式、它們是從分當的三足盉衍化而來的、故其腹部底下、尙殘留微爲分當的形式、就此殘留微爲分當的程度、可分別時代的先後、即士上—白害—麥爲次序、最後幾乎成爲平底腹、士上屬于成王時、巳詳上文第廿一器（士上盉）、麥組當如郭沫若所定在康世

四足盉の形制の推移は、ほぼ陳氏のいう如くであるけれども、本器と麥盉との距離は、本器と臣辰盉との距離よりも大きなものがあると思われる。麥盉は同じく四足盉であるけれども耳に獸首もなく、底は殆んど平底であり、器制は纖巧に赴いている。

本器の字迹は次の害鼎に比べるとはるかに雅馴の趣があつて、成王期の字樣を示している。それで字迹を以ていえば、この盉銘は成王期に入りうるものがあり、害鼎の銘は盉銘の字迹には及ばない。銘文及び器制・文字からいうと、害の時代は成康期にわたるものがあり、害は召公群弟の一人であると考えられる。

伯害と同人の器かと思われるものに甗一器がある。

＊伯害甗　頌齋・續・二四　貞松・四・一八　善齋・禮二・三三　小校・三・九〇　三代・五・六・一

「白害乍隮彝」

害は广に従う害の異體とみられる。河南の出土という。通耳高一尺四分、素文の甗である。字は盉銘と極めて近い。

四〇、害鼎

器名　召伯父辛鼎攈古　憲鼎綴遺

時代　成王通考　康王斷代　昭王麻朔

出土　梁山七器の一。

收藏　「曾藏鍾養田・李宗岱、一九四八年冬、歸清華大學」斷代

著錄
器影　斷代・三・圖二
銘文　綴遺・四・九　攈古・二之三・五三　周存・二・補　小校・三・四　斷代・三・八八　錄遺・九四

考釋　濟寧・一・一〇　文錄・一・一三　文選・下一・六　麻朔・二・二三　發展・三七八　斷代・三・八八　二玄・一七七

器制　斷代にいう。「器高二四・八糎、口徑一九・六×二一・二糎」。項下に一道の弦文があるほかには文飾を加えていない。器はもと殘破していたのを補修して成るものであるが、器形はかなり完好である。立耳。傾垂がやや著しい。器形を以ていえば、衞鼎四〇五頁などと似ている。

銘文　六行三九字。從來の銘には九字未剔。文選・麻朔に至ってはじめて全文を出している。丁麟年の栘林館金石拓本によつたものという。陳氏の記述によると、器銘は土銹のため清晰でなかつたが、清剔してその文を見うるに至つたという。



害鼎

佳九月既生覇辛酉、才匽

匽は小臣𧶠鼎にもみえている。陳氏はその條（斷代・二・九四）下に匽を燕と解しているが、それではこの器が梁山から出土した事情を説きえない。匽はおそらく郾城・郾縣の郾で、當時召族の勢力は河南中部のこの方面に及んでおり、東方の經營が進むにつれて、その一族がついに梁山の地に

も入つたものと解される。

小臣𧶜鼎によると、召公はこの地で闢藉のことを行なつている。その儀禮がどういうものであつたかはよく知られないが、この地が召公の支配する地であつたことは確かである。おそらく當時、その地は召族の東方進出の據點であつたらしい。梁山諸器にみえる召族の人々は、ここより東して梁山にその器を殘したものと思われる。



侯易富貝金

侯を陳氏は「當是匽侯」という。匽侯旨鼎・匽侯諸器にみえる匽侯とするのである。匽侯ならば召の一族であるから、䚄伯父辛の器を作つている富もまたその同族であり、かつその同輩行となる。

㚅侯休、用作䚄白父辛寶隣彝

卷一下　四二七～四二八

作册大方鼎には「大揚皇天尹大保宣」のような表現がとられ、おり、この器では「揚侯休」という簡略な形式である。これによつてみると、器銘の「侯」は「皇天尹大保」とは別人のようである。

䚄伯父辛は召公の父であろう。觶に

公賞束、用乍父辛于彝

とあるもので、召族諸器の群別標識とすべきものである。父辛の名のみえるものとして、陳氏は次の諸器をあげている。

父辛　　匽侯旨鼎二恒軒一・一六

䚄伯父辛　富鼎　伯富盉　龢鼎綴遺・四・八　攈古・二之一・三五・一（尊）　善齋・禮六・五三（爵）

貝塚氏の書にはなお

父辛　　𠧟卣　林㚅高　御正衛爵

の三器を列しているが、上二器は小臣餘との關係を介してのことで確かではなく、また御正衞は召氏の臣屬である。父辛の名があるとしても、必ずしも召族と定めうるものではない。

富萬年、子〻孫〻、寶光用　　大保

末文を陳氏は「光用大保」とつづけて句とし、令方彝の「用光父丁」と同例としているが、「光用」と「用光」とは語法異なる。「寶光用」とは「寶用」と同じで、光は直接に大保に連なる語でない。かつ大保は銘末に文と離れて標識的にかかれており、他にも同様の書法をとつている例が多い。

典鼎　　典作寶隣彝　大保

大保宗室鼎　　大保　□作宗室寶隣彝

これらは文末もしくは文初に、銘文とは區別して記されている。すなわち銘末の「大保」はこの族の標識である。

訓讀

これ九月既生霸辛酉、匽に在り。侯、富に金・貝を賜ふ。用て䚄伯父辛の寶隣彝を作る。富萬年、子〻孫〻、寶として光用せんことを。　大保

參考

陳氏は召族諸器中の召公・召伯を論じていう。

此鼎之侯、應是匽侯旨、乃召伯父辛之子、詩甘棠・黍苗・崧高等篇的召伯和江漢的召公、應是召公奭、故梁山七器中、鼎盉稱召伯而觶稱召公、然則匽侯旨是召公奭之子而非召公、就封于燕者、是召公次子、故鼎銘云、才匽、而上文第廿二器（小臣𧶜鼎）記召公𡐨匽、是召公至于匽、而不曰才匽、可證召公本人、不曾就封于燕

詩の諸篇にみえる召伯召公を召公奭とするのは舊說を踏襲するものであるが、それらの召伯が宣王期の召伯虎をいうものであることは明らかである。詩經研究通論篇第一章一參照　また梁山七器中の召伯が召公の父たる䚄伯父辛であることは、束觶の文によつて知られるところであり、大史友甗にいう

卷一下　四二九～四三〇

召公は、詩の江漢にみえる「召公是似」の召公、すなわち召公奭と考えて差支えない。

匽侯旨が何人であるかは明らかでない。しかし召公その人に非ずとする陳氏の推定は正しい。もし本器の侯が匽侯旨にして召公の子であるとすれば、富は召公の父と同名の䚄伯父辛の器を作つているのであるから、諸父である富がその甥に當る匽侯から賜賞をえたことになる。しかるに匽侯旨鼎二には「匽侯旨作父辛隣」とあつて、匽侯旨は明らかに䚄伯父辛の子であり、召公奭とは同輩行、また從つて富等とも同輩行である。この點陳氏の記述はまた誤るというべきである。

本器にいう匽はいわゆる北燕の地でなく、もと河南方面の地であろう。匽侯旨鼎は北燕の地から出土したものではあるが、匽はおそらくもと河南中部、徐偃王の傳說にみえる匽であり、北燕はその後の移封の地とみられる。それは「在匽」をいう本器のごときが梁山から出土しているのと同じ事情によるのである。

陳氏の說は、上述のようにいろいろの問題を含んでいるのであるが、陳氏は以上の前提に立つて、召族關係の諸器の時代を論じている。

據顧命之文、召公奭在成王既沒之後、康王卽位之時、猶爲大保、則凡有召伯父辛的諸器、應屬召公以後、至早在康王初以後、匽侯旨鼎一、形制同于成王時的旅鼎、而銘曰、匽侯旨初見事于宗周、則當在成王時、匽侯旨鼎二、形制略晚于前者、而銘有召白父辛之語、當屬于康王初以後的康王時代、富鼎形制、雖近于成王時的素鼎、因有召伯父辛之語、亦當屬于康王初以後的康王時代、與此鼎同出的大史友甗、乍召公寶隣彝、亦可證其作于召公以後

匽侯旨、當爲召公的次子、而就封于燕者、可能是第一個燕侯、此人延至康世、其同輩的𡨦、亦延至于康世、據此鼎銘、𡨦在燕受侯錫、則出土地的梁山、當爲他居住之邑

陳氏は𥁰伯父辛を召公の謚號とみているので、その名のあるものはすべて召公以後、少くとも康初以後の器と定めているのであるが、さきにも記したように朿觶において朿は𥁰伯父辛の器を作つており、この朿は作册大方鼎にみえる公朿、卽ち皇天尹大保である。それで凡そ𥁰伯父辛を稱するものはみな召公奭と同輩行と考えてよい。また大史友甗の召公を陳氏は𥁰伯父辛と同一人と考えているが、この召公は廟號として用いられているのであるから、もとより𥁰伯父辛と同じではない。かつ𥁰には𥁰圜器において伯懋父より賜與を受けている𥁰もあり、もしその𥁰とすれば康王期以後の人となる。何れにしても大史友甗は、𥁰伯父辛諸器より少くとも一世代後れるものである。陳氏はすでにこの𡨦鼎の形制が成王期の素鼎と同じであることを認めながら、ただ𥁰伯父辛の名によつて康初以後の器と定めたのであるが、𥁰伯父辛の名はむしろ器が少くとも成末康初を下らぬものであることを示すのである。

陳氏はこの器の器制を論じていう。

此鼎樸素、僅項下一帶弦文、上文第九器（壅鼎斷代・一・一七四）下、曾列述成康時的素鼎、而誤定此器爲成王、應正

成王與康王的素鼎的發展的趨向、是鼎腹弧度的改變、卽自口沿向下的弧線、到足部以上處、向外伸出、口徑小于腹徑、而最大腹徑不在鼎腹中部、而在下部、如此鼎、從照片上觀察、腹部的左右兩線、形成一梯形、在此以前的鼎、形成大約平行直線或對稱的微向外拋的弧線、這個腹部弧線的改變、姑名之爲傾垂、此種現象、同樣的表現、在同時的期的尊卣等器的發展上

すなわち器が成王期素鼎と異なるところとして、下腹部の膨脹、いわゆる傾垂現象を指摘している。しかしこれもいわば大體論であつて、その形制はすでに殷器にもみえており、たとえば安陽出土の叔龜鼎鄴上・一〇のごときは、この器よりもなお著しい傾垂が認められるし、また殷器と考えられている父乙鼎善齋・二九　通考・三二のごときは、項下から段を作つて腹徑を大にしている。傾垂が一般的に認められるのはほぼ康王期と考えられるのであるが、これを以て器を康王期とする決定的な徴證となしうるのではない。この器の時期は𥁰伯父辛の號と、この傾垂をもつ形制と、兩者を綜合して定めるべきである。

召公は無類の長壽の人であつたという。その父である𥁰伯父辛の沒年はおそらく成王初年、あるいはそれよりも前であるかも知れない。𥁰伯父辛を銘するものが召公の同輩行であるとすれば、召公よりかなり年少、もしくは召公と同じく長壽の人でなくては、康王末に及ぶことは困難であろう。從つて𥁰伯父辛諸器の時代は、ほぼ成末康初にあるとなしうる。ただそれらの器の間にも、また自ら前後のあることはいうまでもない。

卷一下　四三一～四三二

四一、大史友甗

器名　大史甗綴遺　大史習彝周存「攈古錄題爲甗、未見原器、姑從舊輯」

時代　成王通考　康王斷代

出土　梁山七器の一。

收藏　「濟寧鍾養田・南海李宗岱舊藏、今歸住友氏」海外

著錄

器影　泉屋・彝・一一　刪訂泉屋・三　海外・一二　通考・一八三　二玄・一二四

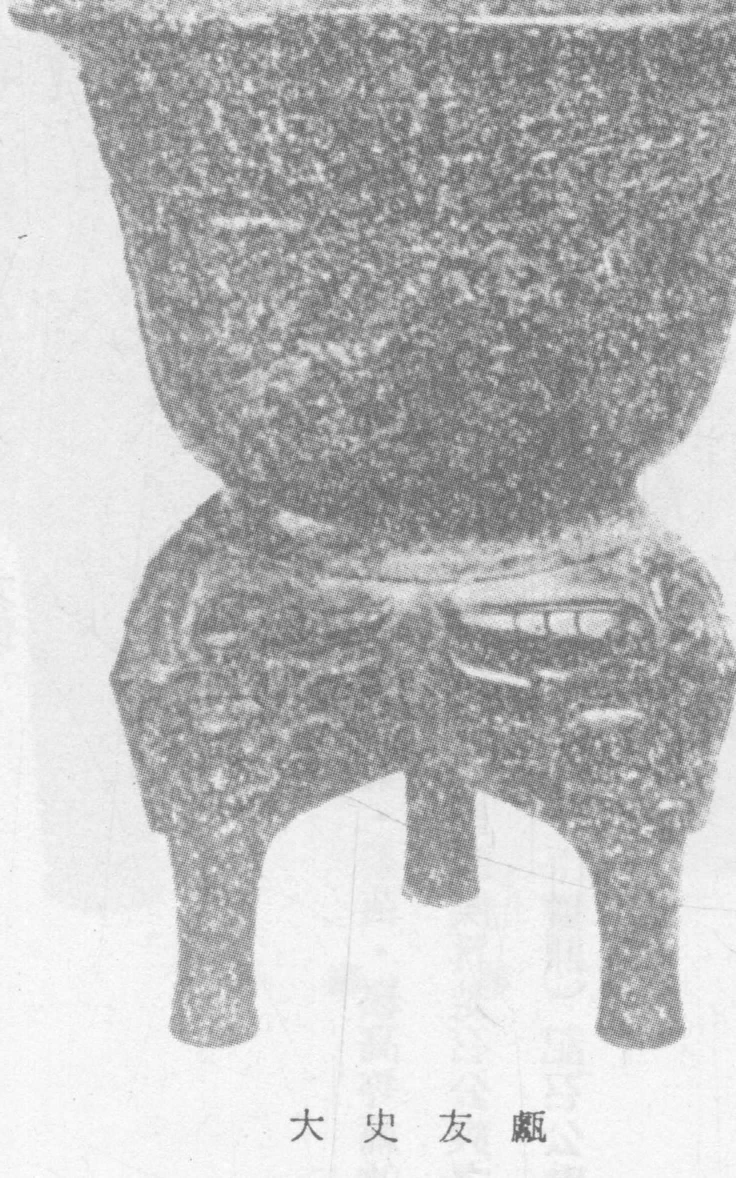
銘文　攈古・二之一・四二　綴遺・九・二三　小校・三・九一　三代・五・八・五　二玄・一二三

考釋　通考・三一七　斷代・三・九〇

器制

通考にいう。「通耳高一尺六寸、第有十字穿五、口飾饕餮紋一道、三足飾饕餮紋」。

また刪訂泉屋にいう。「此の甗の下部は整齊雄勁なる饕餮紋を以て飾り、また上邊には渦紋化の傾向を示せる細緻なる同種の帶文を繞らす。通體水銀色を呈し、紫褐青色の蝦蟇斑鏽を出せる處、鮮かなる土中古を示す。現存甗中の精品の一となす可く、其の製作の時代は盛周にあらむ」。鬲部の饕餮は眉目甚だ大、脚を中心に左右に展開するも身部は殆んど存しない。當時の甗に一般に行なわれた文様である。これを同じく泉屋藏するところの遹甗に比べると、遹甗は下部の饕餮が殆んど線刻に近く、また上邊には弦文二道を付するのみで、製作が簡略となつている。



大史友甗

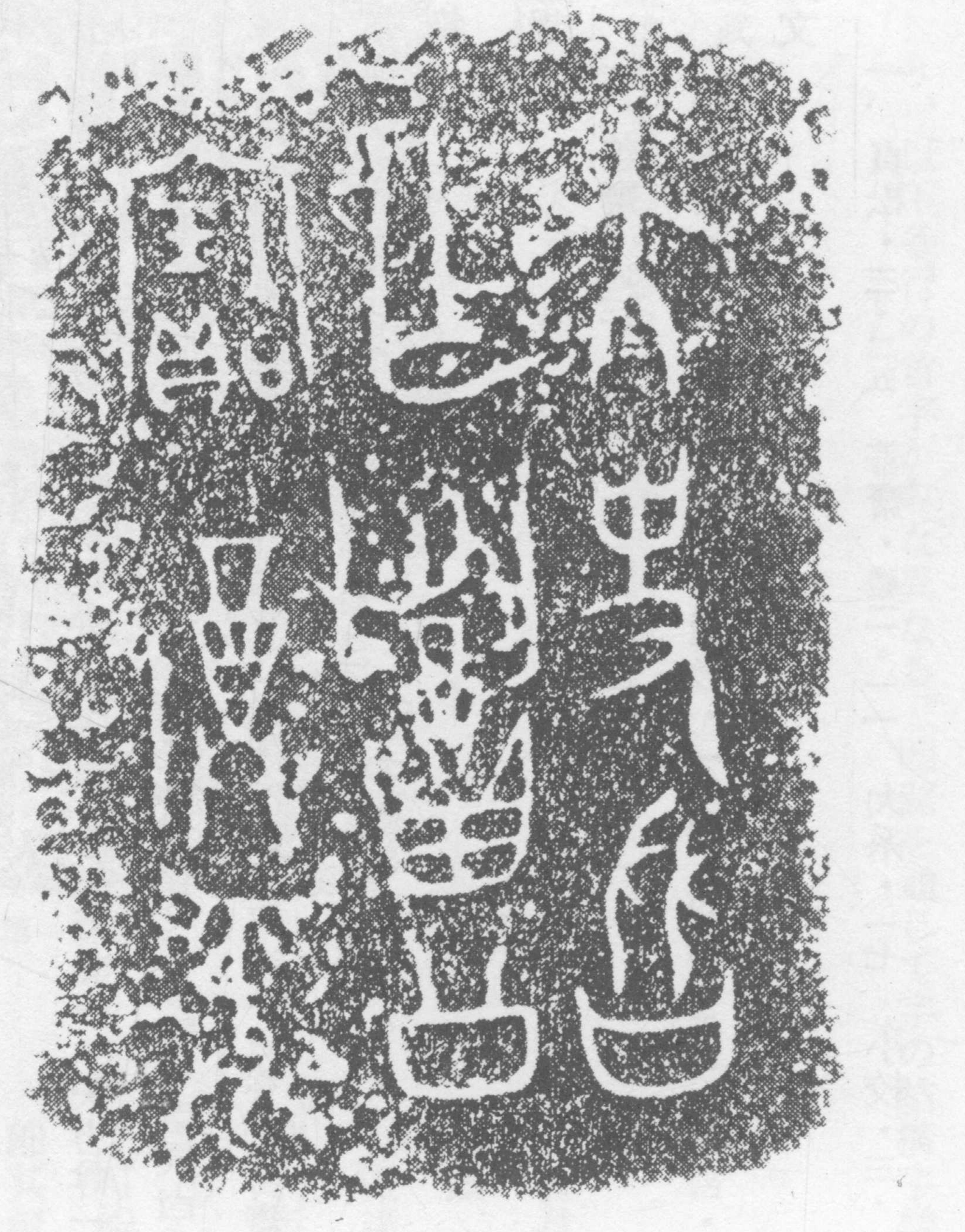
銘文　三行九字

大史沓乍𥁰公寶隮彝

大史は官名。官名に大を附してよぶものは周禮六官の屬であるが、金文にみえるものでは古く大史・大祝・大保があり、やや後れて大師の稱がみえる。大史は本器のほか中方鼎・乍册魖卣にみえている。沓は金文に習見する倗沓の沓と同字であろう。農卣三代・一三・四二・四では、この字と同じく口に從つている。

𥁰公はおそらく召公奭であろう。陳氏はこの𥁰公を𥁰伯父辛と同一人と解している。

卷一下　四三三～四三四



同出土的鼎盉銘、富稱其父爲召伯、此則大史友作障器以祭召公、召伯召公所指是一、作器者作召公的障彝、則在召伯已死之後、應在康世

盤公と盤伯とは金文においてはその稱號を異にし、おそらく別人であると思われる。束解によると、

盤公束の父は父辛、すなわち盤伯父辛である。盤公はその子で公大保といわれ、その廟號も盤伯と異なつて盤公という。盤公の子は單に盤と生稱したらしく、盤鬩器等にみえるものであり、盤は伯懋父から賜賞を受けている。盤氏の周初三代は盤伯―盤公―盤とつづいているようである。從つてこの器は盤公沒後のもので、康王前期末のものと考えてよい。たた大史友が盤公と同輩であるのか子輩であるのかは不明であるが、一般に彝器はその祖考のために作るものであるから、一應盤公の子輩とするのが穩當である。從がつて富等とは世代が異なるとすべきである。

なお「大史友」という語が書の酒誥篇にみえているが、これは官名であつて、この作器者とは關係がない。

参考

陳氏はこの作器者の器とみられるものとして次の三器をあげている。

1、友鼎　頌齋・一

　內史令友事、易金一鈞非余

2、友尊　尊古・一・三三

　友作旅彝

3、友父鼎　三代・三・五・四

　考乍咨父障鼎

前兩器友字倒寫、都是成王式的素器、應在成王時、第三器則爲考所作以祀友父者、當作于友死後、器形未見、吉金文選、下二・一五錄考設、未見器銘拓本及器形、善六八之友設、似稍晚、與大史友恐非一人

1の友字は册形の下に二友をかき、本器と字は異なるようである。かつその銘は、下文になお「內史彝、朕天君其萬年」とあつて、召公の家の器とは考えがたい。2は友字1と結構同じく倒文。二弦文のみの素文の尊である。1と同人の作とみてよく、また大史友と同人ではない。3の友字は本器と同形であるが、咨父が咨であるとしても、陳氏のいうように世代の下る器である。要するに三器ともみな友の作器とは認められない。

大史の職はもと祭祀の官であるが、のち册命の儀禮に與かるに至つた。召公の家は皇天尹大保の稱が示すように本來聖職の家であるから、大史友がその一族としてこの職を占めていたものと思われる。器は梁山七器の一で、銘文によつていえば七器中最も時期の下るものであるが、しかしなお器の形制、字迹は殆んど成王末のものと近い。陳氏いう。

甗之形制、自殷末至西周初期、變化較少、此器項下花文、應不能遲于康王

今本紀年によると、召康公の卒は康王廿四年にあるという。大盂鼎より後れること一年である。その字迹よりみるに、本器が大盂鼎より後れるとは考えがたく、召公の卒年はあるいは康王期の前半にあるのではなかろうか。召公の後をついだ盤の諸器、また今大保の語のある御正良爵などは、何れも召公卒後のものであり、本器はそれらの諸器の中において、時期的にほぼ匹敵するものであると思われる。

梁山七器については大保卣の條五二頁にその器目をあげたが、いまその關係諸器を扱つた機會に簡單な概括を加えておく。

一、艅尊　殷末、帝辛十五祀、帝辛が夷方を征し夔且を省し、その地で小臣艅に賜賞したことを

記す。艅の諸器は三七、艅伯の卣の條に列記したように艅伯卣・尊・彝のほか艅舌盤・䧹卣・彝鬲・曆鼎などあり、山東の古族であるらしく、周初に艅伯の器があるのは、艅が周初の東方經營に協力したからであろう。

二、大保鼎一　大保鼎二　大保設　以上本通釋二・三　大保召公奭自作の器。設は王の征命を奉じて彔子耶を討伐し、余土を賜賞されたことを記す。余はおそらく後の宋の方面であると考えられる。大保自作の器にはなお大保卣があり、河南濬縣の出土と傳えられている。

三、伯富盉　富鼎　盤伯父辛の器を作る。公束も父辛の器を作つているから、伯富・富は召公奭の兄弟輩である。伯富には甗あり、河南の出土という。富鼎では富は匽において侯より貝金を賜うて器を作つている。盤伯父辛の器を作るものには他に鮴鼎、父辛の器を作るものに匽侯旨鼎二がある。また文末に大保を標識的に署しているが、同例のものに遣鼎三器・典鼎・大保宗室鼎などがある。

四、大史友甗　盤公の器を作る。盤公は奭であろう。大史友は盤公の子輩である。

すなわち梁山諸器は殷末の艅の一器と、大保召公・その兄弟輩の富・子輩の友の器より成る。艅はおそらく梁山附近の古族と思われるが、召族の器がここから出土しているのは、この方面の經營に召族が有力な役割を荷つていたからとみるべく、その時期は成康の際にあろう。諸器中に余・匽の地名がみえ、彔父の亂もみえる。召公奭は彔父の亂を伐つて殷の舊王畿より河南東部に達し、梁山に及んだが、匽はその作戰地域內にあるべきであるから北燕の地でないことは明らかであり、おそ

らくその作戰基地となつた郾城附近の古名かと思われる。陳夢家氏は匽を北燕とし、梁山より富鼎等が出土し凌源より匽侯器が出土しているので、北燕は當時凌源・梁山の間を奄有したとしている。断代・二・一〇三 山東長山出土の旨卣も匽の器であるとすれば、山東の北部大半より河北・熱河の地も匽に屬したことになるが、考えがたいことである。匽は小臣𧸘鼎にもみえる。その地の匽侯は召族の人であろうが、𣄰公とは別人であろう。匽侯旨は父辛の器を作つているから、匽の初封の人と考えてよい。この匽侯は後に徙つて北燕に入つたが、またいわゆる南燕は𣄰圜器にみえる𦍌・土方を領した𣄰であると思われる。𣄰の尊・卣によると、𣄰族は炎にも旅宮を營んでおり、當時召氏の勢力が河南の諸要地に及んでいたことが知られる。以上のような想定のもとに梁山諸器の關聯を考えると、これらの器にみえる匽を北燕と解するのはいささか不自然であるように思われる。北燕の經營はこれより後、おそらくは康王期以後に至つて進められたものであろう。ただこの期以後、召氏の器は殆んどみえず、宣王期に至つてようやく𣄰伯虎の名が金文や詩にみえるのみである。北燕は異族の手に歸し、河南諸地の召氏も杳としてその消息を知りがたい。西周後期には、召氏は主としてその本地である召南の地を保ち、その詩にみられるような古代氏族の生活をつづけていたようである。召氏は殷代の召方に發しており、その隆替は殷周史を貫いて古代的氏族の一の典型を示している。召方考參照。論叢二集。 梁山七器は周初における召氏最盛期の光芒を示すものであり、詩の大雅召旻はその輓歌であるということができる。

巻一下　四三九～四四〇

四二、作冊大方鼎

器　名　大作且丁鼎貞松　大齋善齋　作冊大齋大系　公束鼎文録　作冊大伯鼎麻朔

器　數　通考にいう。「同銘者三器、一器賞上無公字」。断代・録遺にまた別の一銘を収めており、銘文を以ていえば合せて四器である。

時　代　康王大系・通考・断代・唐蘭　昭王麻朔

出　土　「近出洛陽、與此器同時出土者、有矢方彝一・矢方尊一・矢毀二、不知此外尚有他鼎否」貞松　臣辰諸器も同出と傳えられている。令毀・臣辰卣の條參照。

收　藏　「歸廬江劉氏、此外尚有二器、不知歸何許」貞松　善齋舊藏の二器はいま中央博物院に入り、第三器は Freer Gallery of Art 藏。

著　録
器影
一、善齋・四三　大系・五一　故宮・下・六三
二、善齋・四四　大系・五二　通考・一三四　通論・二三　故宮・下・六四　二玄・一八六
銘文
一、貞松・三・二五　善齋・禮二・一一　大系・一七　小校・三・一三　三代・四・二〇・三　二玄・一八五
二、貞松・三・二六・一　善齋・禮二・一二　大系・一七　小校・三・一三　三代・四・二〇・四　書道・四七
三、貞松・三・二六・二　小校・三・一四　三代・四・二〇・二　山
四、断代・三・八五　録遺・九三

断代にいう。「同銘之鼎、著録者凡三器、一九四一年、在北明桃園村、接獲第四器拓本、遂作記重考、善齋第二器、銘文筆畫與其它三器有所不同、若非僞作、則係剔誤、但器是眞的」。善齋第二器の銘はやや剔抉に拙なるところはあるが、僞刻というべきものではない。

考　釋　大系・三三　文録・一・一三　文選・下・一・九　通考・三〇八　麻朔・二・八　積微居・一六四　断代・三・八四

器　制　故宮によると、第一器は通耳高二六・四糎、深一〇・八糎、口徑横一九・七糎、縱一四・八糎、底徑横一六・三糎、縱一二・八糎、腹圍六九糎、重四瓩餘。第二器も大小は殆んどこれと同じ。通論にいう。「腹毎面上飾兩尾龍紋、左右及下飾乳紋、四足飾饕餮紋、此方鼎與亞醜父丙方鼎西清・圖二 形制花紋相同、可知爲殷末周初通行的形式」。立耳、足長く、四隅に稜がある。兩尾龍文と稱しているのは蛇身を左右に展開したもので、方鼎にはこの圖様をとるもの多く、故宮下に載せるものに二六、三五などあり、兩器とも器制殆んど本器と同じ。また鼎にも父辛鼎故宮・下・四〇 のごときは蛇身を展開した圖様である。通論にいう亞醜父丙方鼎は通考・一二九 に器影を出している。方鼎は牛鼎・鹿鼎・司母戊鼎など深腹短足のものから次第に上下均齊のとれた輕快な制作となり、殷周期に盛行した。この種の器制は、康王期頃まで行なわれていたようである。

巻一下　四四一～四四二



作冊大方鼎第二器

銘　文　八行四一字。第一器は第三行月、第四行丑よりはじまる。第三器は行款はこれと同じであるが、文字が稍々小さい。第二器は己丑の下に「公」字なく、四〇字。第三行は三月、第四行は己丑よりはじまり、第六行の保字左文。第四器は行款以上三器と異なり、第二行は王、第三行は隹ではじま

の卷首より、以下各行の首字がみな異なる。四銘を通じて字の結構字様は殆んど同じである。

公朿鑄武王成王異鼎

公朿は下文にみえる皇天尹大保である。郭氏いう。

公朿卽下皇天尹大保、康王初年之大保仍是召公、知此公朿卽召公君奭也、奭讀詩迹切、迹亦作速

若蹟、正从朿聲、說文奭讀如郝、又

引史篇、召公名醜、醜在穿紐、與審

紐爲近、則郝乃一家師讀、不必卽是

正音、今朿在淸紐、與穿審均有轉變

之可能、古从朿聲之字、如策在穿紐、

卽其證、故公朿斷爲君奭無疑



作冊大方鼎第一器銘

朿の音の問題については、陳氏にもまたほぼ同様の說がある。いう。

此鼎的公朿鑄、猶言大保鑄、公朿應是大保召公奭、說文奭讀若郝、廣韻昔部同爲施隻切、而赤郝同爲昌石切、說文朿讀若刺、廣韻昔部刺、七迹切、

與赤奭可說是同音的、公朿是召公奭、則銘言皇天尹大保、則指銘首的公朿、召公奭存在于康王之世、並爲大保、和顧命的記述適相符合

公朿の大保召公奭であることは殆んど疑のないところと思われるが、積微居はこの釋に對して異論を提出し、字は來にして召公の名に非ずとした。容庚氏も來と稱する說を持している。康侯𣪘の解釋にも關係する重要な字釋であるから、一應楊說を揭げておく。

朿字自羅氏遺文以下、及近日治金文諸家、皆釋爲朿字、於形固合矣、然於義、殊不可通、或以公朿連讀、認爲人名、亦非是、下文云、公賞作册大白馬、此公字與彼義同、不得以公字與下一字連讀也、余謂古人作字、與後世經過統一者不同、故字形相近之字、往〻彼此混淆無別、而不以爲異、余疑朿乃來字也、宰峀𣪘云、王來獸自豆麓、與此句例同、來字二横畫略平、則如此器之朿字、銘文成周之成、時作戊、追孝之孝、時作考字、宗周之周字、時作用字、皆其類例、必如字形讀之、則不可通、世有好學深思知其意者、或不以余說爲誣也

文中引くところの宰峀𣪘の來字は中畫が明らかに來麥の形を示していて、この字とは形が異なる。この字と最も近いものは康侯𣪘で、その文首に「王朿伐商邑」という。これ音刺にして刺伐の義である。また人名に用いたものに朿觶がある。文にいう。

公賞朿、用乍父辛于彝

この父辛は梁山諸器をはじめ、周初の召伯召公關係の器に多くみえる𤔲伯父辛であると思われ、朿はまた召公奭である。この二字何れも來と筆意異なり、本器の朿と同字と認められる。來の字形は中畫の兩旁屈曲し、朿は兩旁が横垂しあるいは下垂する形をとっている。そして朿には、召公の名の場合と動詞の刺に用いる場合とがある。金文の賫は朿に從う字である。

第三字は貞松以來すべて鑄とよまれているが、容庚氏は作とよんでいる。字形は鑄作の象を示していて、やはり鑄とよんでよい。このところに用いる動詞には作・爲・鑄などがある。鑄はいうまでもなく後起の形聲字で、銘文の字形がその原初形であろう。字形は大保卣四〇頁大保方鼎四九頁と殆んど同じである。

武王成王の異鼎を作るというのであるから、器が康王期に屬すべきことは疑ない。異は大系に「禩省、說文祀或从異作禩」とあり、祀の異文とみている。しかしこれには陳氏に異論があつて、異は器の形制に關する字であるという。

廣雅職部曰、𢍰大鼎、集韻以爲鼎名、玉篇則从匚从異、注云大鼎、是異鼎爲大鼎之稱、楚世家、居三代之傳器、呑三翮六翼以高世主、索隱云、謂九鼎也、空足曰翮、六翼卽六耳、翼近耳旁、事具小爾雅、作册大自乍之鼎、高不過一尺、而皇天尹大保公朿所鑄武王成王之異鼎、當是大鼎、或翼近耳旁之鼎

陳氏はさらに論を進めて、この時武王成王のために作られた異鼎について推論し、大保・成王の二方鼎を以て之に充てている。その說はすでに大保卣の條に紹介しておいたが、いわゆる異鼎について、陳氏の說にいう。

召公所鑄祭祀武王成王的異鼎、可能就是下將述及的二鼎、一爲大保鑄鼎、一爲成王奠鼎、此二者

都是方鼎、而耳上都有特殊的匍伏之獸、所謂異鼎、或卽指此、前者之銘有主詞・動詞、而無賓詞、後者之銘、有賓詞而無主詞・動詞、合而觀之、則知大保所鑄者、爲致祭成王之奠鼎、這兩鼎、原非一對、但原來或有大保鑄・武王奠、和大保鑄・成王奠的兩對、異鼎之異、或是比翼之義

すなわち陳氏は異鼎について、大鼎・翼近耳旁鼎・耳上有獸鼎・比翼鼎という種々の解釋の可能性を示している。この種の名稱については、なお咎卣二玄・九六の廙、朿觶の于鼎をも加えよう。廙は广にして行屋の義、その義を用いるときは異鼎とは旅鼎と同義となる。また于は通訓大、異とはその聲が近い。しかし異鼎という稱は鼎名としては他にみえない呼稱であるから、これを祭儀を加えて祀尊・饙鼎・羞鼎・善鼎などという同類の名稱と合せて、郭說のように禩鼎とみておくのが最も通じやすいようである。容庚氏もその釋を用いている。

本銘の「鑄武王成王異鼎」の異鼎を大保方鼎・成王方鼎の二器に充て、二者の銘文は合せて一對となるという陳氏の說は甚だ興味あるものであるが、これはたとえば叔姜壺三代・一二・一〇・四において、器文に「子叔障」といい、また葢文に「子叔作叔姜障壺」とあるように、「成王障」とは「成王作□□障」の省文とみるべきである。「大保鑄」も同樣「某作」というものと同形式の銘で、この兩者を前後二辭として結合することは妥當でない。そのことについては大保卣の條に詳說しておいた。

作册大がこの鑄鼎にどのような役割を果したものかは知られない。しかし下文に白馬を賜うているのは、この作器に關してのことであると思われる。直接作器のことに與からなかつたにしても、た

とえば作器の際に行なわれる饗禮などは、作册のような祭祀儀禮の關係者によつて行なわれたであろう。大事紀年の形式であるが、下文の賜賞と關係のある文である。

隹四月既生覇己丑、公賞乍册大白馬

ここで單に公と稱していることから、上文の公朿を公來とよむ說が導かれるのであるが、上文にあげた名號を下文に略していうのは金文の常例である。嗣鼎・盂卣では謙公・兮公をその下文では單に公と稱している。白馬はおそらく神事に用いられるもので、周頌有客・有瞽などにみえる。白馬を賜う例は盠尊にもあり、そこでは盠が伯懋父から白馬を賞されている。

大䝨皇天尹大保室、用乍且丁寶隮彝　鳥形册

皇天尹大保は上文の公朿をいう。文選にいう。

吳北江先生曰、皇天尹大保者、言太保乃天所命之尹、猶言天吏天牧、謂召公之德、格于皇天也

文錄にはただ「若曰天牧天吏爾」とある。召公は書においては君奭という。周初において年歯すでに高く、周の克殷を佐けて甚だ威望があり、かつその家は殷代においてすでに西史召とよばれる宗教的傳統をもつものであつたから、その家は大保と稱し、召公自身は皇天尹大保の尊稱をえていたのである。書の顧命に當代即位の禮を司つているのも、そのために外ならない。宔は休。令の器にみえている。

鳥形册も令彝・令毁の銘末に署するものと同じ。令彝・令毁には父丁といい、本器には祖丁と稱しているので、器は令器より一世代後のものである。郭氏いう。

與令彝令毁等、同出于洛陽、作册大乃矢令子、令爲作册、父子世官、令之父爲丁、在大自爲祖丁、令器有鳥形文族徽、此亦然、令器以宔爲休、此亦然、令器已知作于成王時、此言鑄武王成王異鼎、知在康王之世也

大はおそらく作册の私名であろうと思われる。その氏號は矢であつた。

令毁　乍册矢令隮宜于王姜、姜商令貝十朋、令敢對揚……

令彝　令矢告𥘅周公宮」、迺令曰、今我隹令女二人亢眔矢」、乍册令敢對揚明公尹厥宔

これによると令の氏號は矢、令は私名であるから、大は乍册矢大ということになる。當時官職の下につづけて私名をいう例があつたようである。

訓　讀

公朿、武王・成王の禩鼎を鑄る。これ四月既生覇己丑、公、作册大に白馬を賞す。大、皇天尹大保の宔に揚へて、用て且丁の寶隮彝を作る。　鳥形册

參　考

令毁・令彝及びこの作册大鼎が何れも鳥形册標識をもち、二代にわたる器であることから、斷代上の參考となるところが多い。郭氏は銘文上より兩者の時代を論じているが、陳氏は器制上の問題を主としてその關係を考えている。陳氏の說にいう。

若不是由于銘文所表示的世次關係、我們并不容易分別作册大鼎與其父睘作册令所作的方彝與毁的差別、就花文與銘文來說、大器與令器亦有一部分相因襲之處、此鼎口沿下兩尼獸、和方彝器口沿下的相似、而有早晚的不同、鼎銘的賞字、从商从貝、同于方彝、而晚于毁文（作商）、其它的字、大致相近、就字體說、毁早于方彝、方彝早于方鼎、但此處應指出、銅器（與一切古器物）的斷代、不可以是刻板的・固定的、器形・文飾・字體・文例和制度、雖然都一定的向前發展、它們各有其發展的過程、彼此之間、只有平行發展的關係、而不一定是等速度發展的關係

康世的方鼎、已經向前發展、爲較新于成世的形制文飾、但仍可能保存成世的字體文例、或者相反的、字體文例已經改新了、而仍保存舊的形制文飾、在這些地方、銘文本身所說明的世次與年代、是決定性的、以下諸器中、亦有實例可以證明此說

これは常識的ではあるが穩妥な議論であつて、器の時期はこのような諸要素を綜合して判斷すべく、その場合銘文が最も決定的な資料であり、他はいわば蓋然的な性質のものであることも原則的には承認されねばならない。この意味において銘文の考釋は、考古學的研究に確實な編年的根據を與えるものとして、十分に重視されなければならぬものと考える。

四三、鬳尊

時代　成王斷代

出土　「同出者、尚有一同銘之卣」斷代

收藏　「一九四八年、見于北京、一九五一年七月、歸上海市文物管理委員會」斷代　現藏上海博物館。

著錄

器影　斷代・二・圖八　二玄・一八二

銘文　斷代・二・八〇　錄遺・二〇五　河出・一七六　二玄・一八一　上海・三七

考釋　斷代・二・七九

器制　斷代にいう。「此召所



鬳尊

作的尊和卣、樸素無文、只有提梁兩端有羊頭、蓋上項上中間有小羊頭」。尊は三層の分界あるも、器の正中に羊頭の犧首を飾るほか無文。作册睘尊二四五頁と似ている。盥卣も作册睘卣と近い。何れも成康期通用の器制であると思われる。

銘　文　七行四六字。別に卣あり。器蓋二文、尊と同文。



唯九月、才炎𠂤、甲午、白懋父易𥂕白馬毎黃髮微

斷代に「與前令𣪘、同月同地、應是同時之作」という。令𣪘には「隹王于伐楚白、才炎、隹九月既死霸丁丑」とあり、甲午より丁丑まで二十四日であるから、その干支は同月に屬しうる。ただ𥂕器は、たとえば𥂕圜器には休王の名あり、本器には伯懋父の名がみえていて康王期の器であることが知られ、令𣪘よりは時期が稍しく下るものである。炎𠂤は令𣪘にみえる炎である。

伯懋父は本器をはじめ小臣宅𣪘・師旂鼎などにみえ、これを群標識としてその器群を構成することができる。本通釋には、後にその器群を聚成しておいた。よほど有力な人であつたらしく、この器においても軍の總師として、𥂕に白馬を賜うている。

𥂕は𥂕圜器の𥂕。おそらく召公の後を嗣いだ人であろう。白馬は作册大方鼎にも「公賞作册大白馬」とあり、𥂕白ではなく、白馬とつづけてよむところである。

毎黃は敏黃。敏は詩の大雅生民に「履帝武敏歆」とある武敏で、箋に「敏拇也、履其指之處」とあるものこれである。髮の字形は說文九上髮字の條に、その一體としてあげている字と同じである。微は牧師父𣪘三代・八・二六にその字がみえる。陳氏は字を說文一〇上の黴に外ならぬという。

說文、黴、中久雨青黑也、从黑微省聲、義爲黑斑點、音義都近于霉

それで陳氏は白馬以下の句を「乃是形容白馬的黃拇斑髮」とみている。「毎黃髮微」は白馬の說明句である。馬書によると、白馬には概ね朱髮赤鬣という。微はおそらくその系統の色目をいう語であろう。

白馬を賜うのは車服の用ではなく、宗教的儀禮に用いるものであろう。詩の周頌有客に「有客有客亦白其馬」とあり、魯頌の有駜には「有駜有駜　駜彼乘黃　夙夜在公　在公明明」と歌われていて、何れも神事をいう。有駜は下文に振鷺の舞を以て奉仕することを述べているが、周頌振鷺は、殷の客神が周の宗廟に來格して白鷺を舞うことを歌う。白馬は殷人が周室の祭祀に奉仕するに當つて客神の乘るところのもので、神事用の馬である。殷人尙白、犧牲にも白色のものを多く用いたが、神事には白馬を用いた。作册大方鼎や本器において白馬を賜うているのも、神事に用いるためのものである。作册大方鼎では召公奭が大に白馬を賞し、本器では召公の後である𥂕が伯懋父から白馬を受けている。

用𠬝

第二字未詳。陳氏は「用𠬝不杯」を以て句としているが、銘文の例では賜與のときに用事・用祀・用享・用歲・用征などの語を添える。「用𠬝」はそれらの語と同例で、𠬝はおそらく祭祀の意であろう。字は識りがたい。

不杯𥂕、多用追于炎不朁白懋父㫚

不杯と不朁とを對用しているのは大豐𣪘に同じ。大豐𣪘では不顯・不𢒼・不克を對擧して文武の諸王に冠し、この器では𥂕自ら不杯を冠し、伯懋父には不朁と稱している。不杯は師遽𣪘「天子不杯休」・番生𣪘「皇且考不杯元德」のように天子や祖考に用いるが、ここでは盥自らいう。陳氏は上文の「用𠬝」につづけているが、不杯は用例上、體言の上下に用いる。體言の下につける例には、

守宮尊に「周師不𠫑」の語がある。𥂕は皇天尹大保の後で聖職の地位にあり、この語を冠しても驕泰とはされなかつたのであろう。

追は追孝の意。令彝に「敢追明公賞䢼父丁」とあり、明公の賞を祖考に被らしめることをいう。炎は上文の炎𠂤。令𣪘にもみえる。この器銘によるとそこに圅宮があり、𥂕氏の旅宮である。「多用追于炎不朁白懋父㫚」とは、令彝の「追明公賞䢼父丁」という語法に改めていうと、「多用追不朁白懋父㫚䢼炎」となる。すなわち伯懋父より受けた休榮を、遡つて炎の圅宮に祀る祖靈に及ぼすという意である。朁は卣文では𢒼に作つている。

㫚は金文では多く朋友の意に用い、趞曹鼎に「用鄉倗㫚」の語がある。その字形は册書の上に兩手をおく象で、もと加宥の意。師遽𣪘に「王在周康寢、饗醴、師遽蔑曆、㫚」とあるのがその本義で、本器もその本義に用いている。

𥂕萬年永光、用乍圅宮䵼彝

「萬年永光」は珍らしい語例である。初期金文に光を動詞、あるいは休光の意の名詞に用いるが、これを祝嘏の辭に用いた例はあまりみられない。

圅宮は炎の地にある𥂕家の旅宮であろう。𥂕𨳝器においては𥂕は畢・土方の地を賜うて畎宮の旅彝を作つている。伯懋父の㫚を炎に追孝して圅宮の旅彝を作つているのであるから、炎にも𥂕氏の旅宮があつたのである。𥂕氏は殷代召方の後で、殷周の間に介在した大族であり、周初には各地に所領があつた。圅宮・畎宮はその旅宮の名で、他の氏族にはこのように旅宮の名をとどめているもの

は殆んどない。旅彝とは、これら旅宮の彝器をいうのであろう。すでに明公𣪘にみえているが、本器銘は盬閣器と合せて旅器の問題を考える好資料であるから、この機會に旅器について一言しておく。

旅器については従來種々の説があつて、なお定論をうるに至つていない。旅彝と銘する銘文に長文のものが少く、その銘辭によつて旅器の性質を推考しうるような資料に乏しいことが、解決を困難にしている。

阮元は旅鐘に注して旅を陳列の義とし、旅鐘とは編鐘の義であるという。積古・一・二 その銘は「□、□作旅」とあるものであるが、編鐘に旅鐘と銘した例もなく、また他の彝器には編鐘のように二肆一堵というような陳列のしかたもないので、他の旅彝銘には通じがたい説である。また阮氏は咎父癸卣の「咎乍父癸寶𢀛彝、用𨏉」の末一字を「旅車」の二字に析つてよみ、「言用以臚列主車之器也」と解している。積古・一・三四 これは征行の際などに、宮廟の主や社主を齋車に載せてゆき、舍するごとにこれに饋奠のことを行なつたとするので、また別の一義である。𨏉はもと一字であるから析つてよむべきではないが、ただ𨏉が車に従う字形であることから、この説を執る人も多い。しかし龔自珍は、「祭器不踰竟」禮記曲禮下 という禮の規定からいえば、出行の器は用器のみで祭器には及ばぬわけであるから、器銘にいう旅とはいわゆる旅祭であるという。筠清・一・一引 郭沫若氏もこれと同説で、旅を「季氏旅於泰山」の旅であると解している。金文餘釋之餘、壴卣釋文 しかし旅は天子諸侯の行なう祭祀で、この説では多くの氏族が多數の旅器を殘していることを説明しえない。

また郭氏が例としている壴卣には「壴乍父癸旅宗尊彝」とあり、郭氏は旅を祭名、宗を宗廟と解するも、旅祭は宗廟外の祭であるから宗廟とは本來結びつかぬものである。旅宗卣寧壽・七・四 に「周乎鑄旅宗彝」とあるものなどを參照すると、旅と宗とを分つのは誤で、旅宗の二字は連文によむべきである。內藤戊申氏の金文札記も、旅器の銘がつねに旅宗とつづき、宗旅という例のない事實に注意されているが、これは旅宗二字連文の證となしうる。

旅器の數は甚だ多く、三代に錄するもののみでも二百器を遙かに超えている。その器種を以ていえば、鼎・甗・彝・𣪘・簠・盨・尊・壺・卣・盉・觶・爵・匜・鐳・鑪などにみな旅器と銘するものがあり、三代にその例のない器種のうちでも、たとえば斝に白貞斝小校・六・八七 擧斝西淸・二三・一 があり、鐘に叡仲鐘奇觚・九・三三 內公鐘貞松・續上・一 楚公𠖥鐘小校・一・一八 などがあり、旅器の適例をみないものは極めて限られた器種にすぎない。これを以ていえば、旅器には殆んどの器種が備わつていて、祭器・禮器としてセットをなしうるものであつたことが知られる。しかもそれらの旅器は、他の彝器と制作上何ら區別があるとは思われない。

旅器については別に專論する機會をもちたいと思うが、旅器は要するに本宗外の旅宮において用いる器であろうと思われる。盬氏の器に「囧宮𨏉彝」・「畝宮𨏉彝」と稱するものは、盬氏本貫の地の宗廟以外に囧宮・畝宮と稱する旅宮があり、そこで用いられる器であろう。一般に旅彝・旅宗彝と稱しているものは、それぞれの旅宗の器と考えてよい。楚王酓章鐘によると、楚王は西陽大去の後に、その地に殘された曾侯乙の宗のために器を作つて、これを西陽におくことを記している。これ

は他家のために器を作つてその宗に賓く例である。また作册魖卣においては、作册魖がその辟公とともに宗周に見服し、豐において馬を賜うて旅彝を作つている。器の賓かれたところを明らかにしないが、本貫を離れた地で作られている器であるから、これを旅宗に用いたものと考えられる。

旅器については、まず本宗と旅宮の問題、行器・從器との關係、その器種や制作、起原・沿革の問題など、なお檢討を要することが多く、簡單に結論を定めうるものではないが、盬氏の閣器や尊・卣に「囧宮𨏉彝」・「畝宮𨏉彝」のように宮名につづけて𨏉彝と稱しているのは、旅器の性質を示唆する好資料であると思われるので、この機會にその概略を記しておくのである。

訓讀

これ九月、炎の𠂤に在り。甲午、伯懋父、盬に白馬の敏黄、髮微なるを賜ふ。用て𠦪れ、と。丕杯なる盬、多く用て炎に丕魯なる伯懋父の晉を追ふ。盬、萬年永光ならんことを。用て囧宮の𨏉彝を作る。

參考

斷代に盬尊・盬卣と形制文樣の似たもの五器、及び器銘の內容に關聯のあるもの五器を列して、それによつて若干の問題を提示している。器名と標記事項は次のごとくである。

1　員父尊　夢續・二四　傳易州出土
2　嬴季卣　商周・六六七

3　乍册䰧卣　明保
4　乍册睘卣　王・王姜　十九年
5　乍册睘尊　君
6　令方彝　王　明公　明保　令
7　令𣪘　王・王姜　令　白丁父　九月在炎
8　矢𣪘　成王　矢
9　史叔彝　王・王姜　大保
10　召尊　白懋父　九月在炎

右の圖表によつて、陳氏は次のような結論をのべている。

一、これらの諸器の王は成王、王姜は成王の后である。從つてその關係諸器は成王期に屬する。

二、「隹王十又九年」によつて、成王の在位は少くとも十九年以上であることが知られる。

三、召・令の諸器は史實によると成王の初年のものであるが、召の器と十九年の睘卣とは形制花文極めて近く、ただ字體に若干早晩の差が認められるのみである。だから器の形制花紋のみに依據して、その時期を定めうるものではない。

四、召の尊・卣は成王以前の殷器の形制と異なるところがあり、成王期における西周尊卣の形式を代表する。

五、素樸な制作である召器と、繁縟を極めた令彝とがともに成王の初年にあり、同じ時期に並行し

ている。周初成康期には簡樸な形式の一系も行なわれていたが、初期以後には中庸式が盛行するようになつた。

以上の要約は陳氏の成王期彝器に對する基本的な考え方を示したものとみられるが、いまこれについて簡單に私見を附記する。

1、王姜の名のみえる三器及び5は、相近い時期のものと考えてよい。王姜の外的な活動は特定の事情のもとに行なわれた一時のこととみられるからである。

2、「隹王十九年」は成王の年紀とみてよい。その關聯器である王姜諸器は、成王末年の器と考えられる。

3、召・令の諸器は時期異なる。令器は成王親政の後、明保が周公の後をついでからの器で、令段を介して王姜諸器に連なる。召器は圜器の休王、尊卣の伯懋父などからみて、明らかに康王期に入るものである。

4、召の尊卣は銘文からみて康王期に屬すべきである。陳氏は三において召卣と睘卣との例をあげ、形制花文のみに依據して時期を決しがたいことを戒めているが、睘卣は成末、召卣は康王期に入る。召の尊卣の形式は、むしろ成康期としておく方がよい。

5、令・召の器は3に述べたように時期異なる。繁簡の二系はすでに殷器にあり、周初の特殊な現象ではない。いわゆる中庸式器制の盛行は、樣式史的には周式彝器の成立として理解すべきものであろう。

なお陳氏の列示した十器のうち、8の宜侯矢段はその銘文により、10の召尊はその銘文及び關聯器により、何れも康王期に屬すべきものである。

本器と同出の卣がある。上海博物館に藏する。

＊盟卣
器影　斷代・二・圖八
銘文　斷代・二・八一，八二　錄遺・二七七・一、二　上海・三八



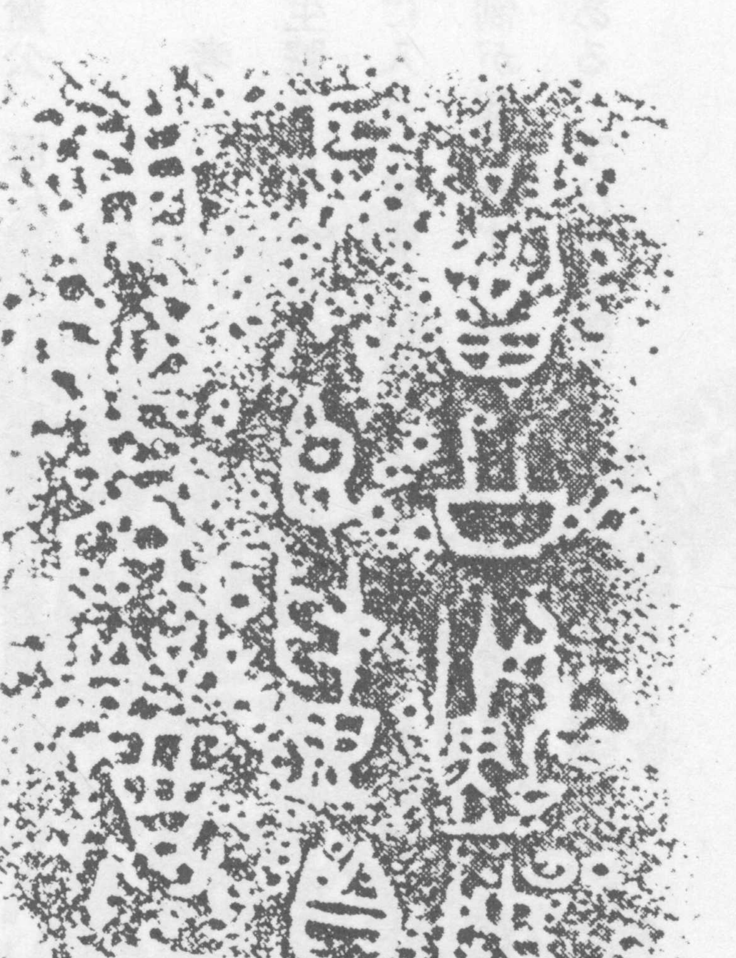
盟卣

銘は器蓋二文。尊と同銘である。兩器とも字迹は殆んど同じく雄偉の風であり、字樣はやや縱長で雅馴の趣がある。器影は蓋を伴なつていないが、盟尊とともに上海博物館で直接撮影したもの（樋口隆康博士撮影）を掲げておく。蓋には小さな兩角があり、蓋鈕平底、器蓋の正中に小犧首を付しているほかは無文である。

四四、小臣𧻚鼎

時代　成王 斷代
收藏　「器不知所在」 斷代
著錄
銘文　斷代・二・九五（據于省吾拓本摸錄）　錄遺・八五
考釋　斷代・二・九四
器制　「器形所未見」 斷代

銘文　三行一七字



盟公建匽

斷代に盟公を召公奭の生稱であろうかとしていう。

器形所未見、就其字體文例、定爲成王時器、召公應是召公奭的生稱

第三字構形複雜、不能識、但它介于兩名詞之間、必須是表示行動作爲的動詞、它和寍鼎的才匽、有所不同

盟公は盟尊・盟卣の盟であろう。召公奭の後を嗣いだ人と考えられる。

第三字の右旁は藉の從うところと同じ。藉は耒耜を執つて足をあげてこれを插す形である。この字もまた耒耜と鍤鍬の形に從うものであるから、本來は圃藉に關する字であろう。ただ涾嗣土逘段「啚于衞」においては介詞于を用いており、この文には介詞を用いていない。字は踏藉の象であるから、農耕あるいは踐土の儀禮を示すものかと思われるが、左旁の形象の意味は明らかでない。

匽を陳氏は北燕の地と解していう。

燕世家說、周武王之滅紂、封召公于北燕、由于此器召公不「在燕」而是往(?)于燕、則召公亦猶周公之未就封于魯、並未就封于燕、就此點而言、鄭玄與司馬貞之說、甚是正確、檀弓上正義引鄭

玄詩譜謂、周召二公、元子世之、其次子亦世守采地、在王官、燕世家索隱説、亦以元子就封、而次子留周室、代爲召公、史記所述周諸侯世家、其篇名可分爲三類

1、齊太公　魯周公　燕召公

2、吳太伯　衞康叔　宋微子　越王勾踐　田敬仲完

3、管蔡（曹）　陳杞　晉　楚　鄭　趙　魏　韓

3以國名爲篇名、2以國與開國之君爲篇名、而1則以始就封者之父與國爲篇名、1中的魯燕、實際上爲魯燕諸侯世家、而周公召公之世在王室者、並不在世家文內

齊魯の二國は周の東方經略の關係上、周室親緣の最も有力なものが受封したので、その事情を理解しうるが、召公の本宗が北燕に移つたという傳承については疑問とすべきところが多い。匽器は多く北燕の易縣から出土しており、召公の族が一時その地に入つていたことは認められるし、最近ではさらに北方の凌源などから殷周の器も出土しているけれども、一方また宜侯矢段のごときが江南の丹徒から出土しているという事情を考慮すると、匽の初封の地がはじめから易縣の地であつたとすることには、少なからぬ問題がある。匽と北燕・南燕との問題は別に列國の器においてとり扱うが、匽はもと河南の地であつたのではないかと考えられる。匽侯及びその關係の㝬伯父辛・㠱侯・亞㠱關係の諸器が壽張や長山・萊陰あるいは易縣・凌源などから出土しているという事實は、當時の封建關係が決して單純なものではなかつたことを示している。

陳氏は召公の元子が北燕に入つたとする史傳によつて、下文の小臣を燕侯の臣とし、この器は召公奭が燕に赴いたときにその小臣に賜賞したものと解している。

此器之小臣、乃燕侯（召公元子）之小臣、故與下燕侯盂、皆是燕器而非召器、召公至燕而以五朋賞于其子燕侯之小臣、此人乃作器、以記其光寵

召公奭の本貫は河南洛陽の附近であり、その地から遠く薊北に赴くことは尋常のことではないが、器銘にはその事實を示す何らの表現もみられない。また小臣が燕侯の臣であるならば、その旨を文中に記すはずである。金文において、大保召公奭の生號として㝬公の名號を用いた適例はみえない。梁山出土と傳えられる寗鼎に「在匽」の語がある。陳氏はこの器銘とは「有所不同」としているが、兩器の匽はもとより一地である。寗鼎の文にいう。

唯九月既生霸辛酉、才匽、侯易寗貝金、揚侯休、用乍㝬伯父辛寶障彝、寗萬年、子〻孫〻光用大保

文中の侯を貝塚氏は匽侯旨鼎の匽侯に充て、匽は奄にして曲阜の地であるとする。發展・四二五頁　尤もこれは文獻に徵證のないことであるから、匽侯ははじめ奄に入り、のち北燕に移されたという移封說を以てこれを補つている。

思うに匽は郾城・偃師の方面の古名であり、徐偃王說話の偃もこれら淮域の地をいう。その關係彝器が山東・河北から出土するのは、その行動の範圍・移動のあとを物語るものとみられ、匽が卽ち北燕なのではない。匽の本地は召族の東邊の地に當り、周初には召族の勢力圈に屬していた。㝬公が匽に赴いているのは、そういう關係から考えると自然に理解しうるのである。器は㝬公が匽におEいておそらくは農耕あるいは踐土の意味をもつ儀禮を行なつたとき、その儀禮を佐けた小臣に貝を賜賞することを記したものである。

休𢍰小臣𧶠貝五朋、用乍寶障彝

休は休賜。もと旌表の義である。小臣は小臣單觶にみえる。𧶠を陳氏は一應字のまま隸釋を試みているが、字は未詳。五朋の二字は合文である。

訓　讀

㝬公、匽に𢍰す。小臣𧶠に貝五朋を休せらる。用て寶障彝を作る。

參　考

生號としての㝬公・㝬は召公奭の後を嗣ぎその名號を襲つたものと思われ、從つてその器は康王期に入る。㝬尊に伯懋父の名がみえ、㝬圜器に休王の名があるのはその證である。ただ本器はその器制が知られず、器に卽して時期を考えることができない。銘文も錄遺にはじめて錄入されたものである。字はやや譲右なるも勁直の體である。

四五、盟圜器

器名　召彝澂秋　召尊文錄　召鋓王國維　召卣積微居
時代　成王斷代
收藏　「閩縣陳氏澂秋館藏」貞松
著錄
器影　澂秋・五〇　大系・一九六　二玄・一九〇
銘文　周存・五補　貞松・八・三一　澂秋・五〇　彙攷・二・一〇　大系・八一　三代・一三・四二・二　二玄・一八九　Dobson・二〇一
考釋　續攷・一〇　大系・九三　文錄・四・一〇　積微居・一三六　斷代・二・一〇四
器制　澂秋にいう。「器高建初尺四寸、口徑四寸一分、深三寸、腹圍一尺二寸八分、重庫平三十一兩」。また斷代に「器高九・五糎、口徑一〇糎」と記している。

器は全體が圓筒形をなしている。貞松に「失蓋」というから、蓋があつたものであろう。口緣部・圈足部にあたるところにそれぞれ蝸文があり、口緣部はS字條、圈足部はZ字狀をなす。腹部中央に太い瓦稜をめぐらし、口緣・圈足の間に雷文と蝸文様の帶狀花文を交互に斜に付している。兩鐶耳あり、口緣帶文の正中に獸首を飾る。器形・文様ともにまことに異色に富むもので、その器名もあるいは奩・彝・尊とし、卣・圜器とするなど、定說がない。王國維いう。

巻一下　四六七～四六八


盟圜器

此周初器、而形制似後世所謂奩、銘中又不著器名、按三代禮器、除木製之俎外、今殆皆見之、獨禮經盛虀之鋓、於古器中絕未之見、疑此是也、器小而深、與酒器及黍稷器皆不類、而於盛虀爲宜、古人用鋓、數不下於鼎敦諸器、而傳世之少如此何耶、乙丑六月、王國維記

これ王氏が澂秋館の拓に跋すところで、器を鋓とみるものである。しかしもしこの器制の鋓の一類が存したものとすれば、王氏のいうように他にこの器制のものをみないのがいかにも不審である。またその後に羅氏の釋と跋とを列しているが、羅氏も「此器前輩或以爲尊、或以爲奩、不能確定」として、自己の解釋を示していない。この器制は從來のどの器種にも屬しがたいものであるから、陳氏は特に圜器の名を以て稱している。

此器形制極小、僅可用作飲器或食器、舊以爲尊或卣、均不切合、王國維跋文以爲是鋓、今暫名之爲圜器

その兩鐶あるは卣・壺に近く、形は筒形卣の變形ともみえる。蓋・提梁の有無は知られない。

銘文　七行四四字

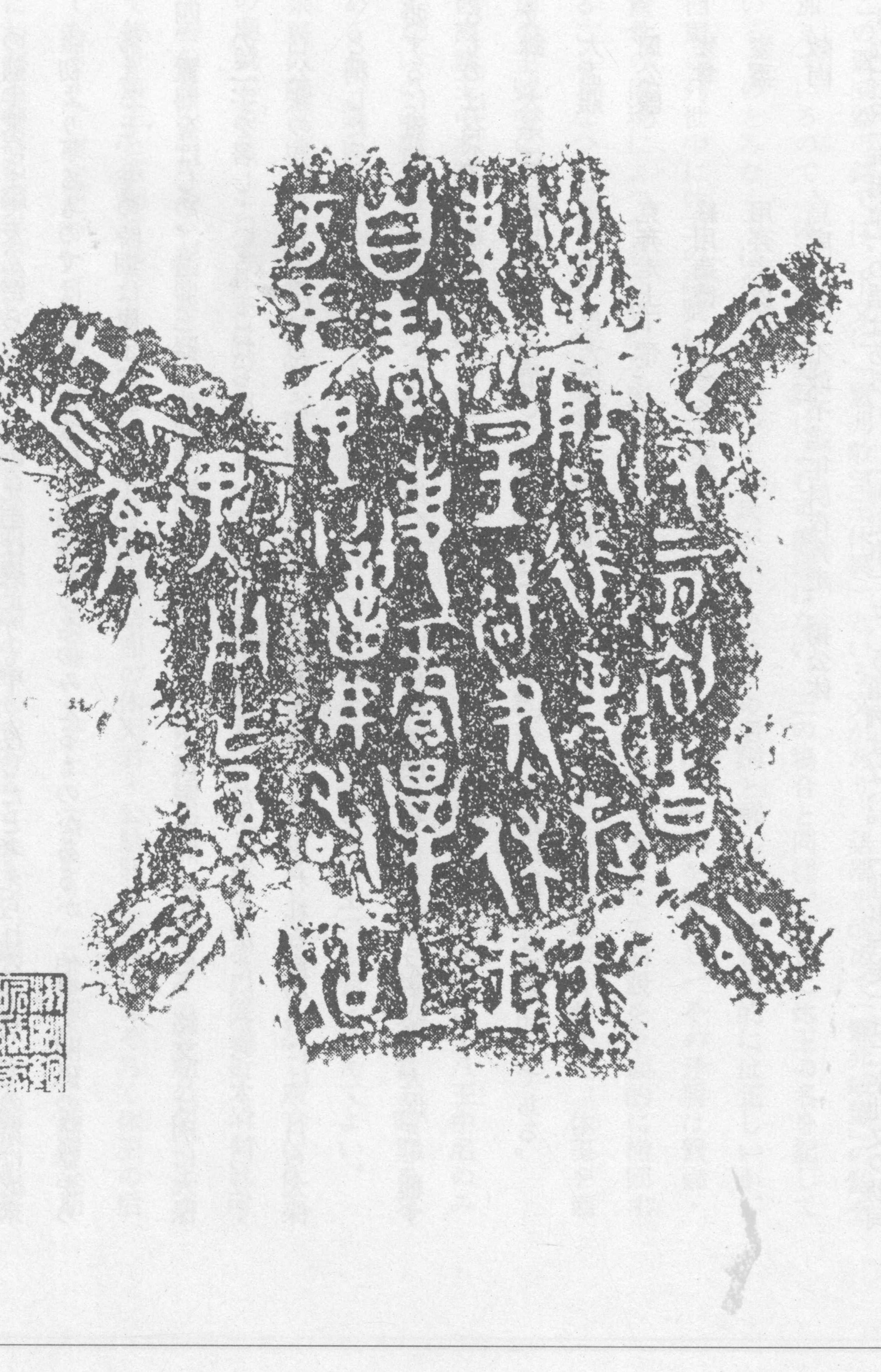
佳十又三月初吉丁卯、盟啓進事旋徙

「十又三月」を斷代に「十又二月」と釋している。三月は合文。「十又三月」と釋するのがよい。趙卣の「十又三月辛卯」と相去る二週であるが、趙卣は成王期にあるべく、本器は康王初年の器と考えられる。盟以下の銘文の句讀には異說が多い。いま數例をあげておく。

文錄　召啓進事、旋徙事、皇辟君休、王自穀吏賞…
大系新　召啓進事旋徙事皇辟君休、王自穀吏賞…
積微居　召啓進、事旋徙、事皇辟君、休王自穀吏賞…
斷代　召啓進事、㫃走事皇辟君、休王自穀吏賞…

それぞれ句讀の異なるに從つて、解釋もまた異なつてくる。最も大きな相違點は休王を王名とするか否かにかかり、それによつて器の時期も定められることになるが、他の部分でも句讀は殆んど一

巻一下　四六九～四七〇



致していないのである。

啓を郭氏は爾雅釋詁によつて「猶肇也、始也」と解し、陳氏はまた補足して「啓肇皆是門戶之象、……所以啓初義同、啓進事、猶燕侯旨鼎的初見事」という。啓は門戶を啓く義ではなく、啓簫見書の啓を初義とし、金櫃の戶樞を啓く意である。進事は下句の奔走と對句になるところであるから、見事と同義にみてよい。それで啓はこの場合初見の意と解される。事はもと使より出て祭事を行う意。令殷「用隮史于皇宗」のように本來祭祀用語で廟廟に謁する意がある。見事・進事とはそういう宗教的意味をもつ儀禮である。受封ののち、はじめて王に謁見することをいう。

「旋徙」は奔走。周公殷「克奔走上下帝」のようにこれも本來祭祀用語であるが、その宗廟に進事し奔走することがすなわち事君恭順の意味をもつので、「進事奔走」は見事のことに當る。

この二語が「初見事」の意であるとすれば、本銘の「盟」を斷代のように畢公高と解するときは、器は武成の際にあるものとなる。この盟が何人であるかは、下文の「休王」の解とともに、器の時期を定める重要なポイントである。郭氏は下文の「休王」をはじめ孝王の生稱とみていたので器を孝王期に屬し、從つて盟を名は畢という人物であるとしたが、のち成王期の器と改め、畢公說を撤回している。またに陳氏は下文の「皇辟君」とは王姜に外ならぬと考えて器を成王期に屬し、從つて成王期の人名中にその人を求めて、盟とは畢公高であるという。陳說にいう。

此王賞畢土之召、疑是畢公高、左傳僖廿四年、畢文之昭也、漢書古今人表、畢公文王子、但管蔡世家、武王同母兄弟不數召畢、周本紀、周初封建、亦不數畢、魏世家云、畢毛文王庶子、逸周書和寤篇、召邵公奭・畢公高、畢公名高、始見于此、說文、邵高也、潁水注、召者高也、法言修身篇、公儀子董仲舒之才之邵也、說文羔下云、照省有聲、(有字誤衍) 可知召與高音近義通

これは下文に盟が畢を賜うていることから、この盟を畢公高とし、召と高と音義の通ずることを證しようとしたものであるが、陳氏はすでに下文の皇辟君を王姜とみているのであるから、その說によると王の庶父に當る畢公高が畢に封ぜられて、はじめて王姜に見事したことをいうものとなる。その關係が不自然であるのみならず、盟を畢公の名高と解することが殊に牽强の說で、これでは金文に多くみえている盟・盟公・盟伯關係の諸器を統說することは困難となる。

召公の家が周の同姓でありえないことはかつて論じた。召方考 史記管蔡世家や左傳に召を武王の兄弟輩に加えていないのは當然のことである。召は金文では盟とかかれている。從つて本器の盟もとより召公家のことであるが、本器の盟が召家の何人であるかを考えなくてはならない。盟は召公奭とはおそらく別人であろう。その理由を項目的に以下に記しておく。

一、召公奭は金文には公朿・朿・大保・皇天尹大保の名であらわれていて、これらの器銘に盟という單名を用いたものがない。奭はその沒後に盟公とよばれた。

二、盟は盟公の後をついだもので、自ら稱しては盟といい、尊稱して盟公とよばれた。すなわち召家の直系は盟伯父辛―召公奭（追號盟公）―盟（尊號盟公）となる。關係諸器の銘文を通覽するに、このように解釋して矛盾するところがない。

三、盟伯父辛は召公奭の文考である。從つて盟伯父辛の器を作つているものは召公奭の兄弟輩に外ならない。ただ召公奭は異數の長壽の人であつたらしく、顧命では康王即位の禮を主宰し、康世の前半末にまで及んだらしい。他の兄弟は奭よりも早く沒したと考えられるから、その器は成末康初より下るものではない。盟器には伯懋父の名のみえるものがあるが、伯懋父關係の諸器から考えると、その時期は康末にわたつている。

四、盟鼎をはじめ、遣鼎三器・典鼎一器には文末に、また大保宗室鼎は文首に、銘文とは別に大保の二字を署している。これらの人々がすべて大保の職にあつたとは考えがたいから、大保は召伯・召公家の族號として用いられたのであろう。奭のあとを嗣いだと思われる盟の器には、自ら大保と稱した例がない。

要するに盟伯父辛あるいは大保標識を用いるものは召伯の子にして召公奭と兄弟輩、大保と生稱するものは召公奭、單に盟と稱するのは召公の後嗣であろうと思われる。

文錄・大系は「奔走事」で句讀し、事を奔走につづけている。奔走の語例は次の如くである。

大盂鼎　　亯奔走、畏天畏

周公殷　　克奔走上下帝

麥尊　　終用造德、妥多丕亯奔走命

麥盉　　用奔走夙夕

效卣　　烏虖、效、不敢不邁年夙夜奔走、揚公休

すなわち「奔走命」の語はあるが、「奔走事」という語例はない。「進事奔走」は二字連文の動詞で、その下に事をつけるのは複重の嫌がある。從つて事は下句につづけてよむべきである。

事皇辟君

「皇辟君」を陳氏は王姜その人であると解している。乍冊睘卣の條下に、その說を述べている。

王姜稱君、君爲君后之稱、是以春秋稱魯侯之妻爲小君、左傳謂之君氏、西周金文則稱君・天君・君氏、其例如下

友鼎　　內史龏朕天君其萬年頌・一

天君鼎　　天君賞厥征人斤貝三代・四・四・一

召圜器　　召……事皇辟君……賞畢土

穆公鬲　　休天君弗望穆公……君蔑尹姑曆……稽首對揚天君休（冠・上・一二　錄遺・九七）

子中鬲　　天君蔑公姑曆事、易公姑魚三百（斷代・五・一二〇）

光鼎　　（君）令光死嗣車□官、光對揚令于彝攈古・二之三・三四・二

五年琱生殷　　婦氏以壺告曰、以君氏令曰……

以上諸器、最後一器、是西周晚期、兩鬲是西周中期、最前三器是西周初期器、第一鼎與尊古・一・三三的友尊、乃一人之作、此鼎與尊、皆屬於成王時的簡樸式、友鼎同於商周・四七之鼎、友尊形近於趞尊、而文飾近於睘尊・召尊、由此可知成王時的王姜・君・天君・皇辟君、都是指一人、但此天君・君・君氏之稱、沿至成王以後、直到春秋

此器（乍冊睘卣）王姜命乍冊、令殷王姜賞乍冊、友鼎友頌內史與天君之萬年、召圜器召事皇辟君、

賞賜畢士、召是作册畢公、如此則成王君后所直接命令者、乃屬作册內史之官

畢公を作册とするのは書序、史記によるものであるが、陳說によると、本器の𥁕はすなわち作册畢公高で、王姜に事え、王よりこの賜賞を得たという解釋となる。皇辟君を女君とみての解である。君氏・小君が女君をいうことは陳氏のいうごとくであるけれども、君・皇辟君が君氏の專稱であるとは必ずしも定めがたいようである。たとえば時期は後のものであるが、叔夷鐘には

公曰、夷、女敬共辞命、……夷敢用拜稽首、弗敢不對揚朕辟皇君之易休命

のような例がある。

辟とは辟事する君をいう。辟天子・朕辟天子・厥辟・朕辟・辟侯・乃辟一人・辟我一人・乃辟・辟井侯・麥辟侯のように、辟は君臣の關係を以ていう。陳氏は王姜が作册諸職を臣としたとみているが、王姜のように婦人が公的行爲に關與している例は周初の極めて特殊な事例とすべく、これによつて王姜と作册諸臣との間に直接の君臣關係があつたとはしがたい。辟を女君に用いた例はない。

この句は、𥁕がはじめて周王に見事することをいう。

休王自穀使賞畢土方五十里

この句は最も難解である。問題は「休王」の解、及び賜土の內容の二に歸する。その解釋は本器の時期、及び器銘の理解上の重要なポイントをなしている。

郭氏ははじめ「休王」を孝王と解し、上句につづけて「皇辟君休王」とよみ、下文の主語としたが、のち𥁕卣に伯懋父の名がみえるので孝王說をやめて成王期說をとり、舊釋の句讀を全面的に改めて、

休を動詞にして一字句とした。陳氏はすでに皇辟君を成王の妃王姜と解して器を成王期に屬しており、從つて郭氏の舊說のように休王を王名とみることは不可能であるから、休を動詞にして休賜の義とし、以下のような文例をあげている。

休王云々、與以下諸器、同其文例

小臣逋鼎　休中易逋

小臣𧻚鼎　休于小臣𧻚貝五朋

效父段　休王易效父呂三

穆王鬲　休天君弗望穆公……

㝅段　休朕匋君公白易厥臣弟……

可證休王不能如郭沫若讀作休王

陳氏はこれらの諸例をすべて休賜の一義で解しようとするのであるが、休には種々の用法があるので、文例についてもつと詳しい分析を必要とするのである。

一、小臣逋鼎　小臣逋、即事于西、休、中易逋、揚中皇、乍寶鼎

この休は休善の意。匡卣「王曰、休」・不嬰段「女休」・兮甲盤「休、亡敃」・史頌段「休、又成事」などみな同義の例である。

二、小臣𧻚鼎　𥁕公𣪘匽、休于小臣𧻚貝五朋、用乍寶障彝

小臣と貝とは休に對する雙賓語。これは休賜の解を施すべき例である。

三、效父段　休王易效父𠂤三、用乍厥寶障彝　𠬝

郯父方鼎　休王易郯父貝、用乍厥寶障彝

この二例とも文首に休王とあり、郭氏の舊說はこれによつて休王―孝王說を立てていたのである。その訓み方については、次の三つの場合がありうる。

1、休王を主語とする場合。イ、休王を固有名詞とする。ロ、休は皇と同義の修飾語とする。

2、「休于王」の省文とみる。休を休賜の義とするのである。

3、休を休光の意の動詞によむ。「王の效父に𠂤三を賜へるを休とし」とよむのである。

四、穆公鬲（尹姞鼎）冠斝・一二

穆公乍尹姞宗室于繇林、隹六月既生霸乙卯、休天君弗望穆公聖粦明□事先王、各于尹姑宗室、君蔑尹姞曆、易玉五品馬四匹、拜𩒨首、對覭天君休、用乍寶齍

文中に「休天君」・「君」・「天君休」の語がある。「休天君」は三の場合と同じく文首にある。從つて三と同樣、三種の解がありうる。

五、縣改段　白犀父休于縣改、曰、䖒、乃玐縣白室、易女婦爵、……縣改每覭白犀父休、曰、休白哭𣪘邮縣白室、易君我、……其自今日、孫々子々、毋敢望白休

休字四見。解釋上問題となるのは「休白」の部分である。郭氏は舊說では休王を固有名詞と解していたので、この休白も同例としているが、白犀父の他に休白という人物を加えては文義が疏通しない。三3の解をなすべきところである。

この𥁕圜器の銘では、下文に「𥁕弗敢望王休異」という文があり、語端を改めて「𥁕弗敢望」の語を加えているので、休王の休を動詞によむ可能性はない。三の場合と同樣、文首に休王の名を記しているものとみなくてはならぬ。從つて郭氏が休王をはじめ名詞と解したのは語法的には正しいが、西周の列世中に休王の謚號がないためこれを孝王に充てたのは、時期を誤まる。その矛盾は𥁕卣・𥁕尊の出現によつて忽ち破綻を來し、ついに休王を名詞とする說をも棄てて前說を全面的に撤回することとなつた。しかしそれは休王を西周諸王の中に比定するところを失なつたためで、休王を西周の王號中に求める努力を放擲すべきではなかつたのである。

西周諸王の名號は文武よりはじめて共懿に至るまで金文中にその名がみえ、文武以下八王中名のみえないのは康王のみである。いま休王の名のみえる三器をみるに、その器制・銘文の當る時期を求めると、康王以外にその妥當するところをえがたい。休王はすなわち康王の生號と考えてよい。宗周の諸宮は、康宮を中心に昭・穆によつて以下の列世を排次していると思われるが、康宮は休王の廟號であり、よつて休王はのち康王とよばれたものと推定される。休康はその聲義近く、何れも佳善の意の語であるが、そういう聲義の問題を離れても、休王は生稱、康王はその宮廟の名によつて後世康王と慣稱されたとみてよいのである。尹姞鼎の休天君・公姞鼎の天君はおそらく休王の后であろう。康宮については唐蘭氏に長篇の論文考古學報・一九六二・一があり、これを中心に西周全期にわたる彝器の編年を論じている。康宮は西周宮廟の中心であるとともに、廟制よりする斷代の基準たる意味を持つ重要な問題であるから、別の機會にいう。ここには、本器の休王を周初の王號と

巻一下　四七九〜四八〇

し、康王の生稱とする解釋を一應提示しておくのである。

殺はのちに殺とかかれている地であろう。河南・涿郡・上黨・湖北の四所にその名がみえるが、おそらく河南の殺であろう。陳氏いう。

殺、地名、疑在河南、左傳定八、單子伐殺城、杜注云、殺城在河南縣西、地臨殺水、故址今洛陽西北、又湖北殺城縣亦古殺國、春秋桓七、殺伯綏來朝、杜注云、殺國在南鄉筑陽縣北

陳氏は右の兩地をあげてその何れとも定めていないが、すでに上文に進事奔走のことをいい、つづいて王よりの賞賜が記されているのであるから、洛陽西北の殺城とみるのがよい。康王期には、この種の儀禮はなお成周において行なわれていたのであろう。見事の禮終つて王は殺にあり、その地より使者を以て賜土のことを傳達せしめたのである。「使賞……」は小盂鼎に「王令賞盂……」というのと同じ形式である。

畢を郭氏の舊説では䀇の名とし、令彝において矢令をあるいは矢といい、また令というのと同じとしたが、のちその説を删つている。楊樹達氏は金文の賜土をいうものに余土・杞土のようにいう例があるから、この文は畢土・方五十里とよむべしとし、陳氏も同じ句讀である。そして陳氏は畢を周本紀贊・魯世家にいう畢、孟子離婁にいう畢郢、魯世家正義に引く括地志にみえる畢原であるとする。それならば王畿の畢で、史記集解に引く皇覽によると、文王・武王・周公の陵墓のある地である。このような陵墓の地を王室が采地として他に與えることは、普通には考えがたいことである。そこで陳氏は、この畢を賜うている盤こそ畢公高に外ならず、文の昭たる畢公が先世陵墓の地を領したものと解するのである。その説はすでにさきに引いたが、召と高とは音義近く、邵公奭はすなわち畢公高であるとするのである。もし本器の䀇が畢公高ならば、䀇卣においては文の昭たる畢公が伯懋父から賜賞をえていることとなり、その身分關係からも、また時代からみても不適當である。上文に䀇を召公奭とする説の成立しがたいことを述べたが、それはそのまま畢公―召公説にも適用しうる。

畢土の二字をつづけるとすれば、下文は「方五十里」となり、賜土の廣さをいうこととなる。陳氏はいう。

畢在周京畿內、方五十里、已不爲小、由畢公封地大小、可推測周初封地亦近乎此、王制所說、公侯田方百里、伯七十里、子男五十里、又說、天子之縣內、方百里之國九、七十里之國廿有一、五十里之國六十有三、以五等爵分配大小、自屬後世追想之制、但由此記載、亦可知傳說的封地、通常在五十〜百里之間

すなわち銘文は五十里の國を封建したことをいうとするのである。

郭氏の舊説では、子男五十里の制はこの種文獻の誤讀による後世儒家の謬説で、この句は「乃謂賞畢以土方之邑里五十」と解したが、新訂版ではその説を改めて、文を「使賞畢土・方五十里」とよみ、「正爲周初施行井田制之一佳證」という。五十里がどうして井田制の證となりうるのか不明であるが、ともかく畢を召公、土方を國名とする舊説全部を廢している。受賜者が䀇であるとすれば、畢はもとより地名であり、方五十里という子男の制を認めなければ、土方もまた地名である。ただ訓み方としては、「畢・土方」と「畢土・方」の二解がありうる。

畢は陳氏のいう文武陵墓の地以外にも、その地がある。書序によると

康王命作册、畢分居里成周郊、作畢命

とあり、畢公は康王初年に成周の郊に居り、そこは畢とよばれていたと思われる。畢は卜辭にも族名としてみえ

貞、畢受年　乙・五六七〇

貞、事人于畢　戩・二六・一〇

丙子卜、正畢　續存・六五六

などのほか、龜を納めることを記した甲橋刻辭乙・三四二七・四六九六・八〇八七がある。河遊の族であろうが、その地望は明らかでない。

卜辭にはまた𦦨と稱するものあり、おそらく殷の王室出自の大族であると思われる。關係卜辭からみて、その地は殷都の西方、河內に近い地であろう。この𦦨が召方と交渉をもつていることは注意すべきである。

甲辰貞、𦦨以衆甾伐召方、受又　粹・一一二四

丁亥貞、王令𦦨衆甾伐召方、受又　撫・續・一四四

辛卯貞、𦦨以衆甾伐召方　京大・二五二三

召方は當時河南西部、おそらく洛・淮の間におり、殷は𦦨に命じてこれを伐たせている。

巻一下　四八一〜四八二

河內の方面に殷室田獵の地があり、その中に䀇の名がみえる。この䀇がもし召方の舊地であつたとすれば、召方は河內の地を殷に奪われて河南に屏息していたことになる。召方が殷周の際に周に荷擔してその創業を助けたのも、そういう歷史的な事情があつたことと思われる。召方の後はいうまでもなく䀇伯父辛・召公奭、さらに本器の䀇へと受けつがれている。その䀇に對して𦦨の舊地が與えられるのは、大いに因緣のあることである。

卜辭にはまた土方・方の二國の名がみえている。この場合、𦦨と合せて地を賜うとすれば、土方の可能性が多い。文も畢土・方と切るよりは、畢・土方とよむ方が自然である。土方には

貞、王勿省土方　前・七・七・四

省土方」　勿省土方　前・七・一二・四

のように王が自ら省察を行なうことを卜したものがあり、その地は殷王の行動範圍のうちにある。𢀛方は山西方面の外族でしばしば殷に侵寇し、武丁のとき𢀛方に對して大規模な作戰を行なつたことがあるが、そのとき武丁はまず土方に對して戡定を試みている。殷曆譜・卷九・武丁日譜關係卜辭によつて考えると、その地望はおそらく晉南・河內に近い地で殷都の西、大行に沿う地帶であろう。この畢・土方の五十里を以て䀇に賜與されたのである。

五十里という數は甚だ整數にすぎ、それで陳氏は子男の國五十里とし、郭氏は井田制の區劃であるとする。しかし里はおそらく邑里の意であろうと思われる。宜侯夨毀によると邑卅五邑が與えられており、𩛥鎛では二百九十九邑を賜與されている。史頌毀に「瀌友里君百生」の語があり、大毀に

も里を轉賜する例が記され、鼂𣪕には成周里人を諸侯大亞と並稱している。里は一定の行政區の稱であるらしい。

盤が畢・土方の五十里を賜うていることは、あるいは南燕の問題にも示唆するところがあるようである。南燕は黄帝の後にして姞姓、衞輝附近に國したというほか、詳しいことはすべて知られていない。畢・土方の地はそれよりやや大行寄りの地であると思われるから、地望の點では近い。また北燕召氏は姬姓というもその證なく、召族の支配した匽の名が、北燕の古稱としても用いられている。しからば南燕・北燕は何れも召氏の國であつたとも考えられ、殊に南燕は殷王畋獵の地となつた召氏の舊領盤を召氏が恢復して、その國を建てたという想定もできるのである。この畢・土方五十里の賜土が直ちに南燕の建國を意味するものとは定めがたいとしても、少くとも本器銘は、南燕・北燕と召氏との關係を示す有力な一資料といえよう。

盤弗敢望王休異、用乍畋宮旅彝

望は忘。異は翼であろう。大盂鼎に「異臨」の語があり、虢叔旅鐘に「嚴在上、異在下」といい、異を翼の義に用いている。この部分の表現は尹姞鼎と似たところがある。

畋を吳大澂は鄙と釋し、郭氏らは畋と釋する。拓迹は何れとも確かめがたい。一應郭氏らの釋による。

旅彝を郭氏は旅陳の義とし

謂陳祭于宮廟之彝器、彝銘稱旅彝者、多係此義、非盡爲旅字

という。盤氏は盤尊では圃宮の旅彝を作つている。その文に

不㔻盤、多用追于炎不𥄳白懋父習……用乍圃宮䵼彝

とあつて、圃宮は炎にある盤氏の宮廟、すなわち旅宮であると思われる。本器にいう畋宮もおそらく旅宮の名で、その彝器を作ることを記したのである。盤尊の條參照。

訓　讀

これ十又三月初吉丁卯、盤、啓めて進事奔走し、皇辟君に事ふ。休王、㱿よりして畢・土方の五十里を賞す。盤敢て王の休異を忘れず、用て畋宮の旅彝を作る。

參　考

器形は類例のないものであるが、文樣は周初の特徵をもち、盤尊・盤卣と同人の器と考えられる。文中に休王の名がみえ、康王初年の器であろう。器銘は南燕の問題を考える上に重要な資料である。

四六、鄭父方鼎

器　名　　𠠱父鼎奇觚

時　代　　成王斷代　孝王麻朔　穆王唐蘭

收　藏　　一、「故宮博物院藏器」故宮　二、「潘文勤藏器」奇觚

著　錄

器影　　一、通考・一三九　故宮・上・四四　周存・二・五五　一～三　西清・三・二五～二九

銘文　　一、西淸・三・二九　周存・二・五五　愙齋・六・一三　大系・八二・一　小校・二・六四

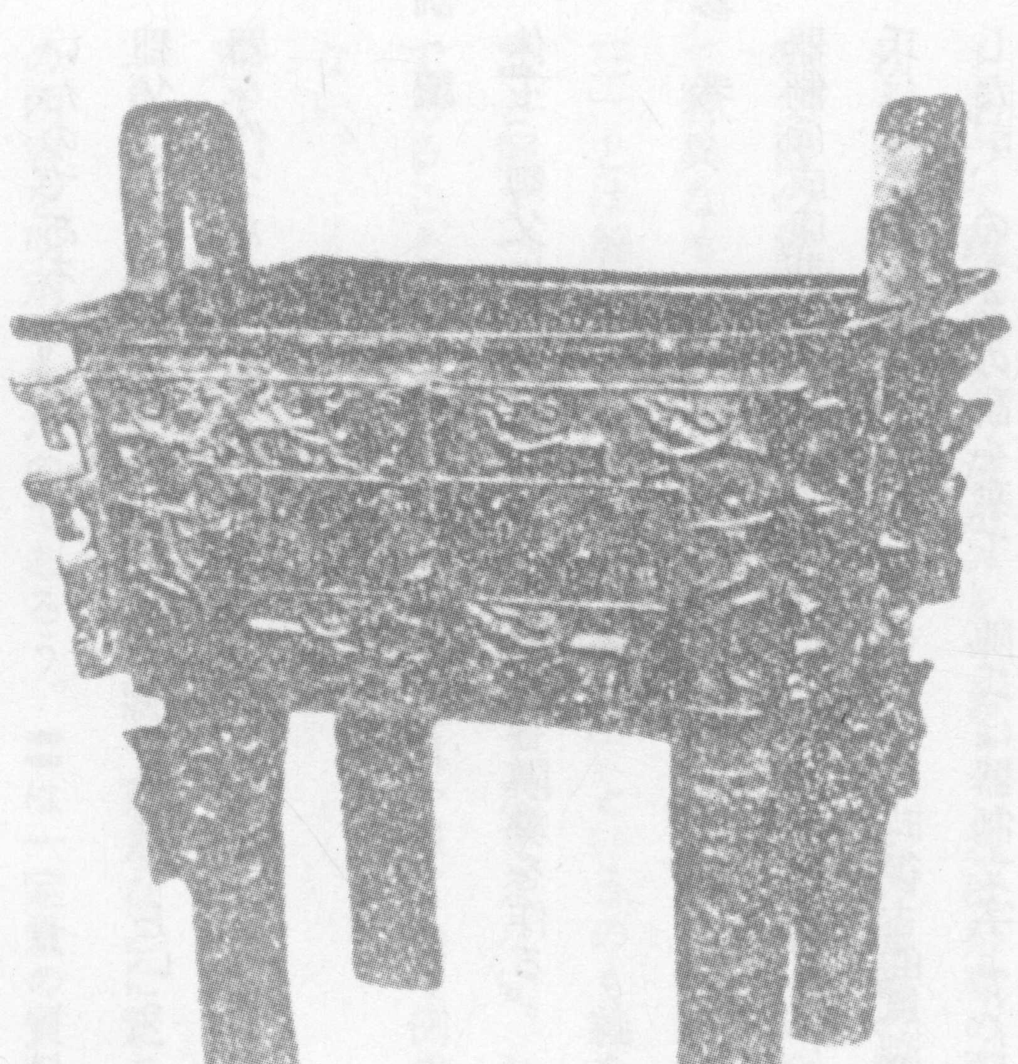
二、西淸・三・二七　奇觚・一・一三　綴遺・四・一一　小校・二・六四　三代・三・二四・三

三、西淸・三・二五　彔攷・二・一二　貞松・二・四七　大系・八二・二　三代・三・二四・四

三代・三・二四・二　二玄・一九三

考　釋　　大系・九五　通考・三〇九　麻朔・三・二八

器　制　　三器とも形制同じく、大小また殆んど同じ。すなわち雙器とみてよい。西淸の一器は故宮に現存する。故宮にいう。「通耳高二五・六糎、深一〇・四糎、口縱一五・六糎、横一九・六糎、底縱一二・二糎、横一六糎、重三・二三五瓩、腹每面四周作鳥紋、而虛其中、有八稜、四足飾饕餮紋」。立耳。器腹に匡欄をめぐらして文樣を配するのは方鼎通有の器制で、殷末周初に行なわれたものであるから、郭氏の初説のようにこれを孝王期に屬することは器制上到底認めがたい。器腹に繞らしてある夔風はいずれも後尾下垂、殷周期に多く行なわれたものである。ただ本器の鳥形は殊に浮雕的で軟かく、雋鋭の風がない。

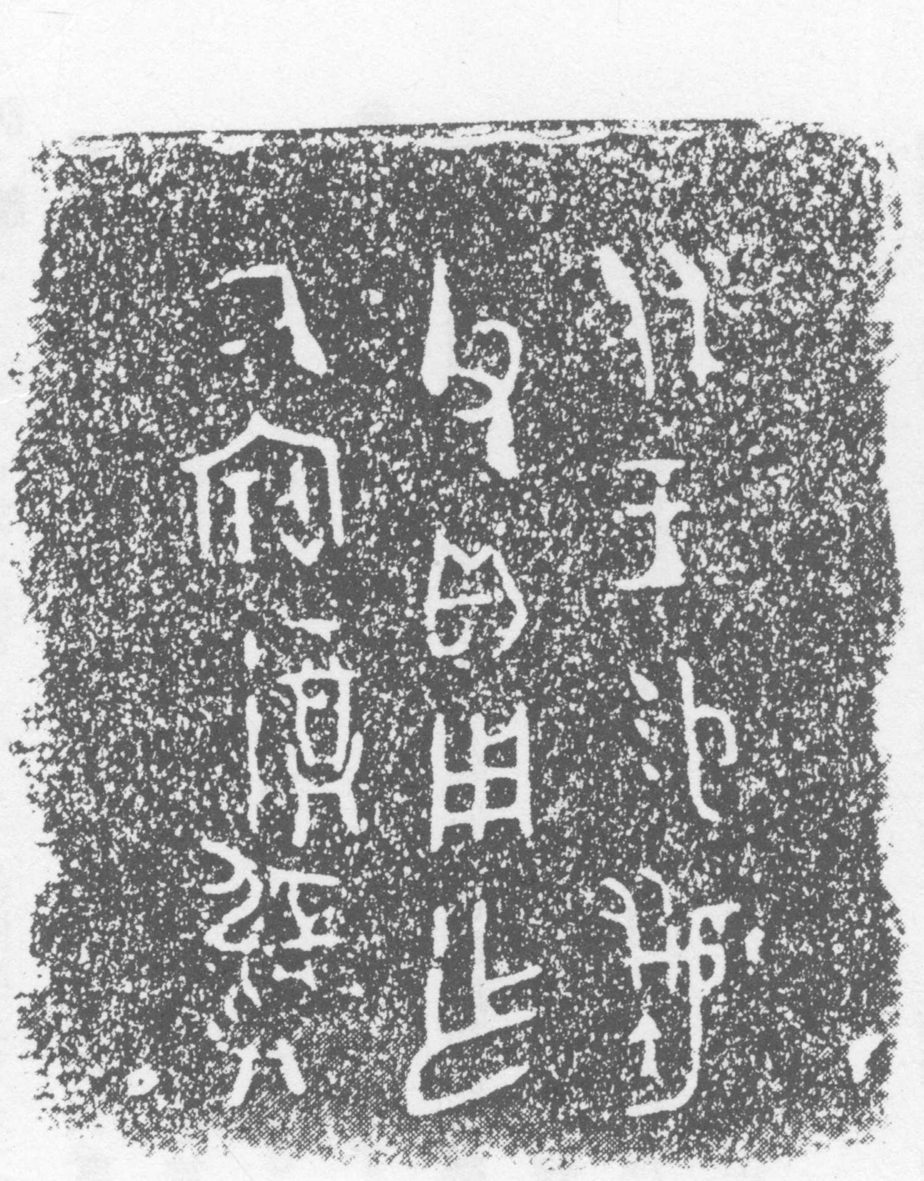


鄭父方鼎第一器

銘　文　　三行一二字。西淸三器中、第一器は別に圖象款識を付している。いま二、三の拓迹に多少それらしいものを認めるが、形は確かめがたい。

休王易鄭父貝、用乍厥寶障彝

郭氏ははじめ休王を孝王とする説をとり、盤卣にみえる休王と同じと解したが、のち盤卣の文を



「奔走事皇辟君、休」と改め、この器についても孝王説を捨て、

今按殊不確、器形與字體、均有古意、當有孝王之前

という。しかし今度はその屬するところを定めていない。陳氏は休を休賜の義とみる説である。（盤圜器條參照）しかし休を休賜の義に解すると、文は銘辭の末文のみを錄したことになりいかにも唐突であり、かつそういう形式のものは次の效父段とともに僅かに二器のみである。一般にこの種の形式のものは「某易某貝」という關係であるから、休王を人名として解するのが普通である。

休・康は殆んど同義の字で、休には美・善・嘉・大・福・安の諸義あり、康もまたみなその諸義を備えている。聲は幽・陽二韻に分れていて必らずしも音が通ずるとはしがたいが、おそらく雙聲字であろう。郭氏は「謚法之起原」の一文において、西周諸王の名をすべて生號とし、當時謚法はなお存しなかつたという。これは稍しく早率の論であつて、この問題にはなお檢討を要する點がある。周王が生號としての王號をもつていたことは疑のない事實であるが、殷周を通じて器銘にあらわれる人名を通覽すると、生時と廟號とを異にする例が多く、殊に干名を稱する東方系の場合はその關係が明らかである。また彔伯𢦚段においてその考を「朕皇考釐王」というごときは追尊の例とみられ、𠂔伯段にその父を「武𠂔幾王」と稱しているのも同例であろう。追號のことは殷以來行なわれていたことで、文王のごときも大盂鼎には周王としてみえ、文王の號が武王の追尊したものであることは文獻にも記されている。要するに廟號謚號には生號がそのまま用いられている場合と、追號して改め稱する場合とがあつたとしてよいのである。

西周の王號の由來には、たとえば周王・成王のように國名・地名を冠したものと、また文王・武王・休王、昭穆懿共のように美名を冠したものとがあるようである。玟珷は王に從い、玟王追尊とともに武王の名も對待を以て決したとすべく、成王の號は成周の成と關係があろう。その後は殆んど美名が用いられたとみてよい。殷の王號にも、地名を冠したものと美名を冠したものとがあり、その法は殷以來行なわれていたのである。

康王の名は、おそらく康宮の名と關係があると思われる。康宮はすでに令彝にみえていて成周に康宮のあつたことが知られるが、のち宗周にも康宮の造營が行なわれ「周康宮」とよばれた。康宮大室・康廟・周康寢といわれるものがそれで、康宮新宮の名もみえる。康王は史籍に多くその事迹をとどめていないが、成王經營の後を承けて王業を完成した王とみられ、その期の彝器には氣象の渾

厚なるものが多い。かくて康王を太宗とする廟制が生れ、昭穆のごときも康宮に祔祭されて、その廟は周康邵宮 頌鼎 周康穆宮 克盨 のように稱ばれている。いわゆる昭穆の廟制がとられたのである。康宮大室の名が昭穆期以後、君夫段などからみえている事實から考えると、周康宮は康王の宮廟であり、康王の廟號も康宮とともに定まつたものとしてよく、その生稱は休王であつたと推定される。休王の名は本器のほか盤圜器・效父段にみえ、おそらく康王の在世のときにはこの稱が用いられていたのであろう。

郹父はその人を知らず、綴遺にも「無孜」という。字も未詳。事功によつて貝を賜與せられ、この器を作つたのである。

訓讀

休王、郹父に貝を賜ふ。用て厥の寶障彝を作る。

參考

器制は成康期のものと思われるが鑄成に鋭さがなく、字迹も蝌蚪狀に近くて健爽の風に乏しい。郭氏ははじめ孝王説を出し、その期に一時復古的風潮が行なわれたので古制の器が作られたものと解したが、のちその説を棄て、陳氏は器制文字よりして成王期に入りうるものとした。しかし器・銘ともに氣象に乏しい憾みがあり、文中の休王の名號よりして康王期の器であることが知られる。

四七、效父段

器名　效父彝 攈古

時代　成王 斷代　孝王 厤朔

收藏　「江蘇吳縣黃秋舫藏」攈古　「寧樂美術館藏」日本

著錄

器影　懷米・上・二三　大系・七〇　日本・一〇六　二玄・一九二

銘文　攈古・二之二・四　奇觚・一　七・二三　大系・八二　三代・六・四　六・三　二玄・一九一

考釋　大系・九五　文錄・二・一八　文選・下・二・一〇

器制　懷米にいう。「高四寸八分、口六寸一分、足五寸、深三寸六分、



效　父　段

重一百兩、鏤款腹底」。曹氏の載せる圖象は文様に失眞のところがあるが、いま寧樂に藏する器である。器腹の主文様は叔德毁と同じく大きな卷尾様の獸文である。おそらく象文の變化したものとみられ、大豐毁・燹毁・象紋毁・故宮・下・一六八仲爯毁海外・一八などみな同系に屬する。兩耳犧首、犧首の耳は張大にして大保毁と似ている。前後の正中に鈎稜がある。圈足部に稜間二羽の夔鳳を列し、鳥首前向垂尾。文様の空間はすべて雷文を以て埋めている。この器や大豐毁によつて、この種象文の諸器は康王期に屬すべきことが知られる。

銘文　三行一四字



休王易效父〓三、用乍厥寶障彝 ⋈

休王は𨚕父鼎・盥圜器にみえる。この休を嘉休の意の動詞によむ說は文錄にはじまり、于・陳氏らもこれに據る。文錄にいう。

休者嘉也、𨚕父鼎、休王錫𨚕父貝、縣妃彝、休白見珏、卽所謂揚君休也、郭以休王爲孝王、殊非

郭氏がこの器をはじめ孝王期と定めたのは、休王を孝王と解したのにもよるが、一には作器者の效父を曶鼎にみえる效父と同一人とし、曶鼎には「穆王大室」の語があるのでこれを恭王以後と考え、休王孝王說を按出して器を孝王に屬したのであつた。しかしこの器の器制・銘文の字迹は、少くとも康王期より下るものではない。また吳氏らが休王を王の名號とみず、休を休賜嘉賞の義として解しようとしたのは、文義において不自然であり、その成立しがたいことは盥圜器の條に記した。休王は康王の生號であると思われる。

〓の字釋について、郭氏はこれを冰と解し、音通によつて掤すなわち覆矢であると解した。陳逆毁の冰月の冰はこの形に從い、また金字の金文形もこの形を添えている。郭氏はこれを、古人が金は水から生ずるという觀念を有していたからであるとし、〓が冰の初文である確證に外ならないという。ただこの器銘にみえる〓は冰ではなくて、その音の掤を假りて箙の意に用いたとするのである。

左傳昭十三年、奉壺飲冰、杜注、氷箭筩蓋、可以取飲、又二十五年、公徒釋甲執冰而踞、注云、冰櫝丸蓋、或云櫝丸是箭筩、其蓋可以取飲、正義引賈逵說、亦以冰爲櫝丸蓋、鄭風大叔于田、抑釋掤忌、抑鬯弓忌、傳云、掤所以覆矢、鬯弓弢弓、釋文、掤音冰、所以覆矢也、馬云、櫝丸蓋也、杜預云、櫝丸箭筩也、正義引左昭二十五年服虔注亦謂、冰櫝丸蓋、然方言九云、弓藏謂之鞬、或謂之櫝丸、則櫝丸實藏弓之器、竝非箭筩、詩之掤鬯對言、鬯者韔之假借字、掤卽是冰、鬯與韔同在陽部、掤與冰同在蒸部也

更有進者、掤與冰、實卽葡之音變、葡字典籍多作箙、又多省作箙、紐屬輕脣、古在之部、然古音輕重脣無別、而之蒸乃陰陽對轉之聲也、故冰若掤、實卽是葡、葡字象形、乃盛矢箭器、自來無異說、則冰實箭筩、其蓋可以取飲、杜預以冰爲箭筩蓋、已不免稍失、更從服賈以爲櫝丸蓋、則失之愈遠矣、本銘言「錫冰三」者、卽是錫以箭箙三事、斷不至錫物而僅錫其蓋、有此尤足證諸家之誤之爲絕對矣

この說は冰を掤・箙と假借通用することを說いて甚だ詳しいが、しかし凡そ物を賜うに箙のみを三器賜うということは甚だ品類を失したものといわねばならぬ。後期の金文には魚箙を賜うことが多くみえるけれども、その場合は概ね他の諸器と合せて賜うており、箙のみを三器賜うというような例はない。

〓に從う字には、金文では氷と金・匀とがある。陳逆毁に「冰月丁亥」とあり、晏子春秋によると十一月を冰月と稱したという。字は水旁に〓を加えているが、〓が形聲であるかどうかは知られない。それで本器の〓を直ちに氷と釋し、これをさらに掤・葡と同音とし箙と釋するのは、牽强にすぎる解である。金もこの形に從うが、氷と音の關係はない。おそらく〓は象形字であり、水の〓形をなすものを氷といい、金もまた〓形に作られているのでこの形を添えたものであろう。〓は氷にも金にも施こしうる形であり、これを直ちに氷の初文とは定めがたい。

周禮凌人に

凌人掌氷、正歲十有二月、令斬氷、三其凌、春始治鑑、凡外內饔之膳羞、鑑焉、凡酒漿之酒醴亦如之、祭祀共氷鑑、賓客共氷、大喪共夷槃氷、夏頒氷掌事、秋刷

とあつて藏氷賜氷の法がみえており、氷は祭事の際にも重要なものとされ、祭祀・疾病のときにこれを賜うた例も左傳にみえているが、この器銘の〓が氷であるとはしがたい。𨚕父鼎の銘文は本器と同形式のものであるが、貝を賜うている。もし氷を賜うならばその例は極めて特異なものであるから、祭祀・疾病などその事由についての記載があるべきである。すでに「氷三」とは解しがたく、また「箙三」というのも義をなさぬとすれば、この〓は金字の從うところの〓と解すべく、金に關する語とみて差支えない。ただ金ならば禽毁「金百寽」のように明らかに金であることを表示し、かつその重量を以ていう例であるから、〓をそのまま金と釋することはできない。

思うに金文に「易金」という例は多いが、金はおそらく一定の形狀に精製されているもので、單に「易金」といえばその材質・形狀・重量などに定まりがあり、從つて「〓三」といえばそれで賜與の內容を明示しえたのであろう。〓は一定量の質料を意味するものであつたと解すべきである。おそらく〓は氷や箙ではなく、貝と並んで當時最も多く賜賞のものとされていた金を示す字であろう。金文に「易金一匀」三代・四・七・一というものがあり、匀字もまた〓に從う字形である。匀とは三十斤であるから、「〓三」とは「金三匀」にして金九十斤の意となる。これを以ていえば字はあるいは匀の初文であるかも知れない。□高卣三代・一三・三〇・一に「王易□高、用乍彝」とみえる。

また追承卣三代・一三・二八・二の銘末にもこの一字をおき、若□鼎三代・三・一七・五には「宗障〓彝」

の語がある。彝器に關する語であることは確かである。

銘末の圖象文字は多く例をみない。これと似た形のものが中斿父鼎貞松・二・四二及び㝬伯㲃三代・六・三九・五にみえている。字迹は何れも西周初期のものである。

訓　讀

休王、效父に■三を賜ふ。用て厥の寶隮彝を作る。㐅

參　考

器制が康王期の諸器と最も近いものであることはすでに述べた。また字迹は、たとえばこの王字の形のごときは作册大方鼎・㸚㲃・大盂鼎に最も近く、器の時期もまたこれらの諸器の間に在るものとみてよい。おそらく大方鼎よりのち、また盂鼎より稍しく先立つものと考えられる。これを以ていえば、休王を周王の名號と解する限り、康王の生稱とするのが妥當であると思われる。

四八、雁　公　鼎

器　名　應公鼎攈古

時　代　成康期斷代

收　藏　「一浙江錢唐瞿潁山藏、一山東長山袁理堂藏」攈古「錢唐徐問蘧藏」筠清・綴遺



雁公鼎第一器銘

著　錄

銘文　攈古・二之二・二五　筠清・四・一四　古文審・二・一〇　從古・八・六　敬吾・上・二六　周存・二・五一　又補遺　綴遺・四・二三　小校・二・七〇・二，三，四　三代・三・三六・二，三　二玄・一二八

考釋　文錄・一・三六　文選・下一・一〇　韡華・乙・

上・二三　積微居・一九二

銘文　一、四行十六字　二、器蓋二文、各三行一六字

雁公乍寶隮彝

雁はおそらく應の初文であろう。綴遺にいう。

左傳公二十四年傳曰、邘晉應韓、武之穆也、杜注、應國在襄陽城父縣西、按今之應城是其地也、水經溠水注、應城故應鄉也、應侯之國、博古圖有應侯敦、釋應爲雍、云、周室武王第四子曰雍侯、其後乃有雍姓、薛氏款識從其說、殊誤

かくて雁字の形聲を説き、鷹・應はもと一字にして、字は山石巖穴の間に巣窠する鷹の象であるという。應は河南魯山の東の地で、淮の上游より洛に至る地を扼する要害であるから、周室の一族がここに受封したことは當然考えうる。水經注には上引の文につづいて「詩所謂應侯順德者也」という。詩は大雅下武の四章、「媚茲一人、應侯順德」とあるもので、傳には侯を惟と訓している。しかしこれはあるいは應侯にして武の穆たるものと解してよいようである。韡華にいう。

按詩固屢用侯作惟字、唯是章之應侯、若讀爲惟、於文義似未順、疑應侯當爲人稱、葢成王時有德之臣、紀載旣闕、傳莫能詳也、因跋是鼎、附記之以俟考

詩中に「成王之孚」・「繩其祖武」などの句があり、あるいは應侯のことをいう詩であろうかと思われる。水經注にはこれを人名と解している。逸周書王會解に、成周の會に應侯・曹叔が列したことがみえ、孔注に「應侯、成王弟、曹叔、武王弟」という。成王の弟として、當時天下の重きに任じていた人であろう。

曰、□、以乃弟、用夙夕𩰫享

まず「作寶隮彝」といい、のちに曰以下の語を記すのはめずらしい例である。曰下の一字は申と大とに從う。吳榮光は□を申の緐文とし、次の一字とつづけて神祀と釋したが、第二字は以である。徐同柏は、字は申大に從い古文の奄字であるとし、攈古以下その説を取るものが多い。韡華も奄と釋して應公の名とし、「奄葢應公名也、葢爲其弟所作器」と解する。曰以下を自述の語とみるものである。しかしそれならば「乃弟」といわずに「朕弟」あるいは「厥弟」といわなくてはならない。□はいま字を識りがたいが、おそらく應公の族人であろう。族人に器を與えて、兄弟相ともに𩰫享することを命じたものと思われる。以は與。弟は古く弔と釋されていたが、弟である。𩰫は玉篇に「煮也」とあり、式羊の切。晉鼎に「𩰫牛鼎」の語がある。詩の周頌我將に「我將我享、維牛維羊」とある將は𩰫の省文である。

訓　讀

雁公、寶隮彝を作る。曰く、□よ、乃の弟と、用て夙夕𩰫享せよ。



雁公觶銘

参考

雁公の器はいま存するものかなり多く、陳氏は雁公觶以下十二器を聚成している。いまその目に従って下に列次する。

＊雁公觶　─　斷代・三・「圖版六」

擴古・一之一・二五　敬吾・下・五七　綴遺・二四・一八・一　周存・五・一三三　小校・五・七四　斷代・三・六八」　韡華・辛四



雁公觶

銘二字。「雁公」斷代にいう。「器高一二・五糎、口徑六・五糎×八糎、吳式芬舊藏、後經火焚、稍有殘裂、已修復」。器は柄のある特異な形制のもので、柄は方形雷文のある帶文に犧首を付し、そこから下腹に及んでいる。この種の柄はときに尊にもみられるもので、通考五三一～五三三に三器を錄しているが、觶では柄あるものはこの一器であると陳氏はいう。觶といい尊というも、殆んど差異のないような形制である。銘は字迹甚だ妍勁。雁字の鳥形に目形をはっきりと示し、公字は口形の上を連ねず、筆意頗る雋鋭である。他の雁公諸器に比して、字に最も特徴がある。

＊雁公壺　故宮・上・一三八　貞松・七・二六，二七　三代・一二・七・四，五

「雁公乍寶𨽍彝」

舊内府藏。器蓋二文。故宮には卣としている。器蓋に二弦文、器に一犧首あり、梁を缺く。



雁公壺銘

＊雁公方鼎　周存・二・五一　斷代・三・圖版五」　貞松・二・三五　綴遺・四・二三・二　小校・二・四一　三代・三・三・三

「雁公乍寶𨽍彝」

周存に南海李氏の藏という。方鼎。項下に相對う夔鳳の帶文を配する。夔鳳は垂尾、雷文を配した鮮麗な文様である。器影は何れも拓。周存の拓によると高さ約一九・五糎、口徑約一五糎である。



雁公方鼎

＊雁公卣　西清一六・一

「雁公乍寶彝」

器蓋二文。蓋二行、器一行。蓋は兩角なく平鈕。器腹のふくらみ大きく、器蓋に顧鳳の帶文がある。提梁に方形雷文、環耳に羊首を飾る。大體趞卣一九七頁に近く、北伯卣三九七頁の兩角を去つた形とみてよい。

＊雁公𣪘一，二　西清・一三・一八，一九　愙齋・九・四　小校・七・六六　三代・六・二九・二

「雁公乍𩡫彝」

二器。著錄に彝とするも、みな𣪘である。第一器は項下に夔鳳文、第二器は弦文を飾る。兩耳の下に何れも魚尾形に反轉する珥を付しているが、この種の珥は殷器・殷周期の𣪘にその例がある。第二器はもと潘祖蔭藏。

＊雁公鼎一，二　擴古・一之三・四一　筠清・四・一五　綴遺・四・二一，二二　三代・二・四八・八

「雁公乍𩡫彝」

第一器は韓韻海、第二器は潘祖蔭藏。器制は何れも未詳。

＊雁公尊　擴古・一之三・五〇　簠齋・尊三　奇觚・五・七　從古・一三・二三　周存・五・一六　綴遺・一八・二七・一　小校・五・二二　三代・一一・二三・五

「雁公乍寶𨽍彝」

もと陳介祺藏。

＊雁公尊　綴遺・一八・二七・二

「雁公乍寶彝」

字は讓右の體である。綴遺にいう。「文在口內橫行、器見上海古肆」。器名を應公壺尊と稱している。

＊雁公尊　小校・五・一九

「雁公乍𩡫彝」

銘は鼎一，二と極めて近似している。小校に「尊藏東武劉喜海家」とあり、器種・收藏が異なるので別器であろうと思われる。

別に雁叔と稱するものあり、またその族の器であろう。

＊雁叔方鼎　擴古・一之三・四〇　從古・七・二五（隔）　敬吾・上・二八　周存・二・六二　綴遺・四・

二四　小校・二・四一　三代・三・四・三」韡華・乙中・三九

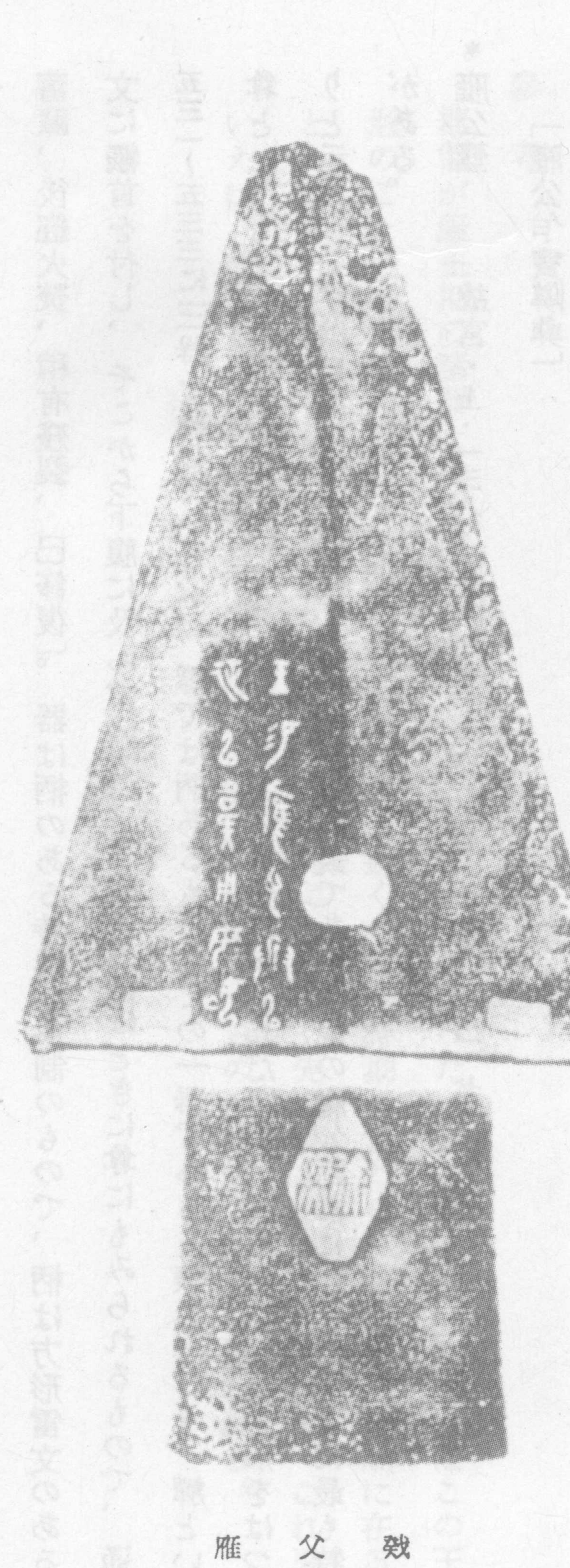
「雁叔乍寶隮鼒」

なお宋刻に雁侯設と稱するものを錄するが、器制は西周後期のものである。

以上雁公十二器は何れも西周初期の器であるが、出土地の明らかなものがない。未著錄のものかと思われる戈に雁父戈というものがある。

＊雁父戈

「王易雁父兵、以征以衞、用毋妄」



雁父戈

客齋舊藏の拓による。王が雁父と稱しているものは、おそらく武の穆たる應公、あるいはその後人であろう。衞字はやや異體。「以征以衞」は概ね「以征以行」という。「毋妄」の語も毛公鼎に「女毋敢妄寧」とあるほか、西周の器には他に例をみない。ただ荒寧という語は、書の無逸や文侯之命にみえている。しかし「以征以衞」にしても、「毋妄」にしても、金文ではかなり後に至って用いられている語であるから、時期について問題はあると思われるが、戈の行なわれた時期からみて、中期以後に下ることは考えられない。

克殷の後、文の昭・武の穆など多數の侯伯が新封されたが、それらのうち魯・衞を除いてはその消息を知りうるものが乏しい。武の穆には邘晉應韓の四國があるが、そのうち周初の器を徵すべきものはひとり雁のみである。もしこの雁公が武の穆たる雁公の家であるとすれば、この一群は、その數少い周の宗室侯伯の遺器の一となしえよう。

四九、獻　設

器名　獻彝大系　獻伯彝夢郼

時代　成王斷代　康王大系・通考・撰朔

出土　「近出保安、未著錄」夢郼

收藏　「羅振玉舊藏」夢郼

著錄

器影　夢郼・上・二五　續攷・七　二玄・一六三

銘文　夢郼・上・二五　周存・三・一〇五　續攷・七　大系・二三　小校・七・四九　三代・六・五三・二　河出・二〇一　二玄・一六二

考釋　續攷・六　大系・四五　文錄・二・一九　撰朔・一・五一　積微居・一二四　斷代・二・一〇六　Dobson・二〇四

器制　鄒安いう。「初見秪殘銅一片、旋成器、是否原璧不可知」。郭氏も「器殘破、夢有形乃後補、不足信」といい、通考四九には「此器殘破、只存有銘之一片、後補綴成器、故器形不足據」としている。しかし陳氏は「據說出土時殘破、今驗圖錄、有補修的痕迹、它的形制花文、和第十三器（禽設）全相近似、所以可能修補不錯」といい、その器形を一應認める態度をとっている。補修のあとは著しいけれども、その復原は大體信じてよいのではないかと思われる。大小未詳。その器形文樣は禽設と極めて似ている。もし原片を綴合して成るものならば、また周初の器である。いまその器形により、獻設と稱しておく。



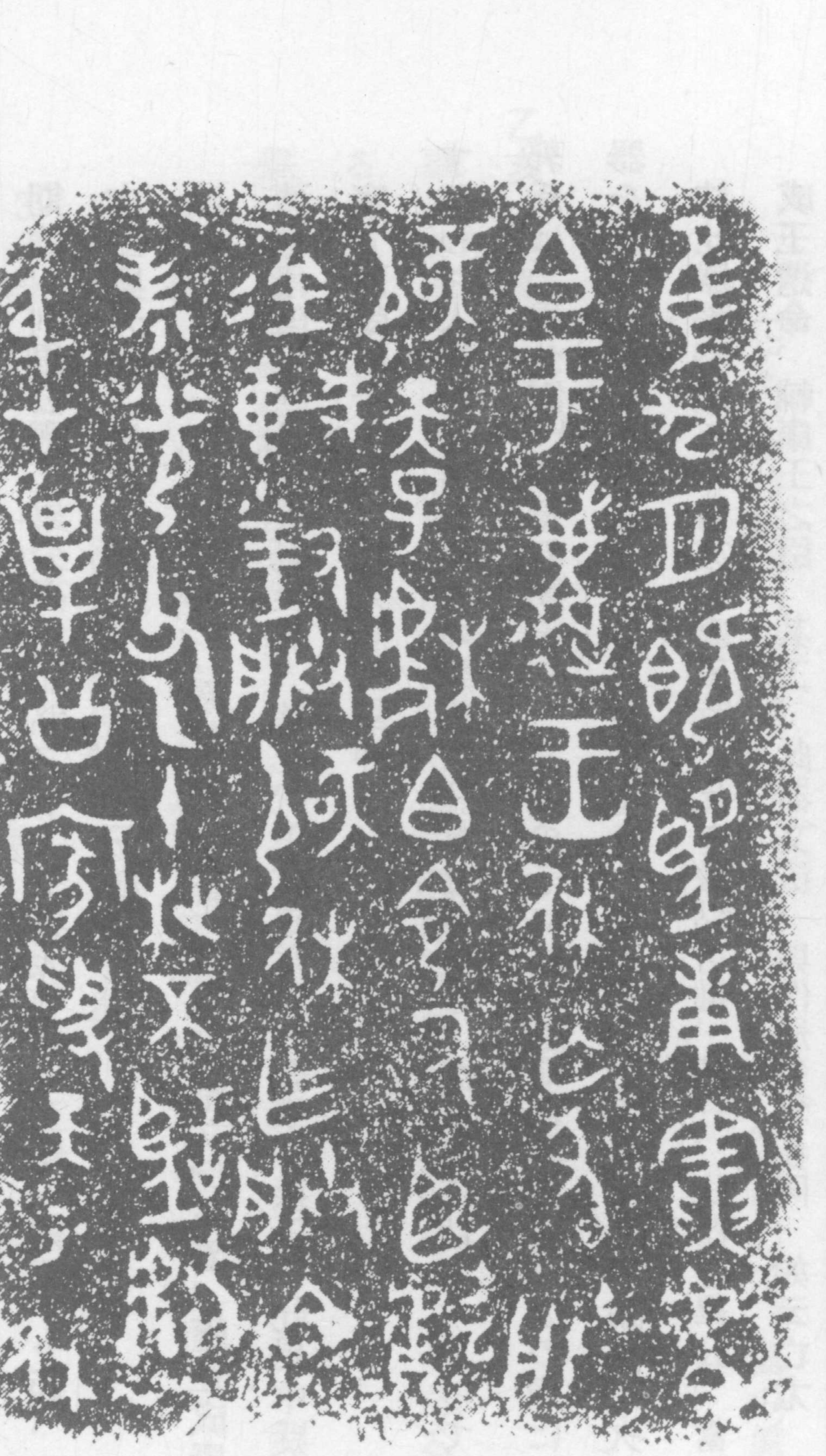
獻　設

銘　文　　六行五二字。銘文の部分は原器のままで、字迹には何の損傷もない。

佳九月既望庚寅、獻白于遣王、休亡尤

この文の句讀は諸家各その說を異にする。

吳闓生	獻白于遣、王休、亡尤
郭沫若	獻白于遣王休、亡尤
楊樹達	獻白于遣王、休亡尤
陳夢家	獻白于遣王休亡尤



吳氏は遣を祭名とし、郭氏は「于遣王休」を「與令段于伐楚伯同例」といい、楊氏は于を往、「休亡尤」は兮甲盤「休亡敃」・師寰段「休又成事」と同義とする。そしてここに記す事實は、麥尊に「侯見于宗周、亡述」とあるのと同じく、ただ彼には見、此には遣といい、字は異るも義は同じとみている。吳氏は、遣を祭名とするも金文にはその例なく、郭氏が「于伐楚伯」と同じというのは義例合わず、楊氏の遣を見と同じとするのは、また金文に例がない。陳氏には句讀なく、その解釋を知りがたい。

遣は殷器に多くみえるが、概ね下に介詞于を伴ない、また祭名がその下にある。切其卣一「遣于妣丙肜日」・豐彝「遣于武乙肜日」のごとし。また祭名を加えない場合にも、「遣于妣戊、武乙奭」

巻一下　　五〇七〜五〇八

のように祖妣の名を記している。王に朝見する意に遣の字を用いる例はないようである。周器では多く㕣を用いる。麥尊「侯見于宗周、亡述、㕣王客旁京彭祀」のごとし。おそらくこの器では遣は殷器の遣、麥尊の㕣の意に用いられているものとみられ、王の下にその行なう祭名を略した形であろう。從つて句讀は楊説を是とするが、その字は殷器の遣の義で、來つて助祭する意がある。それで下文に「休亡尤」を以て承けるのである。史頌段の「休又成事」は遹省を終えて成果あることをいい、「休亡尤」と同例の語である。休とは休善、よくその事を終えたことをいう。「遣于」の于は殷器では略する例もあるが、本器では「于遣」となつていて于は語詞である。あるいは于往の義としてもよい。𩁹伯が王の祭祀を助けて、滯りなくその禮を終えたので、そのことに從つたその臣獻に賜賞するのである。

朕辟天子𩁹白、令厥臣獻金車

郭氏は「朕辟天子」と「𩁹白」とを二人並列とみて、

言獻之君、天子與𩁹伯、錫之以金車、金當是天子所錫、車當是𩁹伯所錫

という。二人から各々物を賜うという例は、金文に所見がないように思われる。陳氏はこのように分說はしていないが、やはり天子と𩁹伯とから金車を賜うたとする解である。金車は小臣宅段「易金車馬兩」の例からも知られるように、金と車とに分つべきものでなく、金車で一物である。獻は𩁹伯の臣で、王よりいえば陪臣に當る。陪臣たるものが王と自己の主君から合せて金車一兩を賜與されるというのも理解しがたい。「朕辟天子」と「𩁹伯」とを二人とするために、こういう混亂に陷るのである。「朕辟天子」と「𩁹白」とは、同位語に解すべきであろう。天子と王とは後世同義語とされているが、古くは兩者の間に區別があつたらしく、「朕辟天子」とは「朕辟」というのと同じ。「朕辟」は王に限らず、その主君を稱する語であつた。それで主從の關係を以ていうときには、𤔲段「朕臣天子」・頌鼎「畯臣天子」のように天子と臣とを對稱している。𤔲段・麥尊では天子・王・辟がそれぞれの語義において使いわけられていて、その關係をみることができる。また銘文中の記事には王といい、對揚の語には天子と稱する例が多いが、そこにも用語上の區別がみられる。天子はもと東方系の語であつたようである。天子の語を用いている周初の金文例をみると、東方系の器にその例が甚だ多い。帝の嫡子・大子の意から出た語で、多くは自己の辟君に對する尊稱として用いている。彔父・彔子耶は殷の滅亡後においても天子耶と稱している。また彔伯𢦏段には その文考を釐王と稱しているが、その家系・出自によつては、祖考に王の語を用いる慣用もあつたものと思われる。

「朕辟天子」とは釐圜器に「皇辟君」というのと語例同じ。上文に單に𩁹伯というのは王の助祭のときのことであり、ここに「朕辟天子𩁹白」というのは獻の主君としての稱である。下文の對揚の語においては單に「朕辟」と稱している。

𩁹伯が何人であるかについて、郭氏は「𦳽畢公子」といい、陳氏は同じく畢公の子にして畢仲であり、𩁹中盉尊古・一・四九の𩁹中と本器の𩁹伯とは同一人であるという。𩁹伯の伯は侯伯の伯、𩁹中の中は仲叔の仲、畢中は畢公の子にして𩁹に所封をえたものとする考えである。𩁹伯が畢公の族で

巻一下　　五〇九〜五一〇

あることは、下文にみえていて疑のないところである。

陳氏は𩁹を說文の櫨にして鄠とその音近しというが、鄠ならば西安西南の地である。この器は陝北の洛水上游である保安から出土している。畢公は畢の地にあつたとみられるが、𩁹伯の地が陝北の保安であるとすれば、それは畢氏の別封であろう。涇・洛上游の地は周の北境であるから、あるいは周の親緣を以てその地に配したことも考えられる。作器者の獻はその文考を父乙といい、もと東方の族であることが知られるが、𩁹伯を「朕辟天子」と稱し、その臣從として仕えているもので、下文に「厥臣獻」と稱している。

令は賜與の義。康鼎や燮段貞松・五・三三にその例がある。金車を郭氏は金・車に分ち、天子と𩁹伯と各〻その一物を賜與したと解するが、彔伯𢦏段・吳彝・毛公鼎にもその名がみえる。銅飾を施した堅牢な車をいう。金車を賜與する例としては、本器などは時期の早いものである。獻は獻侯鼎三三四頁の獻とは稍〻異構、かつ鼎では銘末に㠱形の圖象を付している。

對朕辟休、乍朕文考光父乙

「朕辟」は「朕辟天子」の略、𩁹伯をいう。「光父乙」を吳其昌は潛夫論志氏姓篇にみえる姞姓の光氏にして、文考の父乙であるから𩁹伯の祖考に當るという金文世族譜二・三六が、甚だ牽强の解である。郭氏は「當是作朕文考父乙光、文誤倒」という。しかし殷器をはじめ數字の銘刻には「作父辛」・「作父己」など祖考の名で終るものが多く、必らずしも誤倒とみる要はない。かつ「某作文考」という例は殆んどないから、「乍」は父乙までかかる語法とみるべく、光は父乙の修飾語である。も

しこれを詳言すると、令彝「敢追明公賞于父丁、用光父丁」という表現をとることになる。

十枻不諐、獻身才畢公家、受天子休

對揚の語である。郭・陳二氏は十世より畢公家までを一讀とするも、「永世毋忘」は金文の常語であり、十枻の四字一讀、獻以下は自ら誓う語で、詞氣が別である。

畢公家を郭氏は「猶卜辭言母辛家、謂畢公之廟、知爲畢公死後事、器必作于康王末年無疑」という。

これに對して陳氏は「此器的畢公應是生稱」とし、家を家族・家室の義とみている。

毛公鼎や叔向父禹鼎には「我邦我家」といい、また「我家內外」という語もあつて、家というときは領主としての邦族をいう場合が多い。家を廟所の義とするのは卜辭にみえる特殊な用法で、金文にはその適例をみない。在もまた事仕をいう。後の例であるが、曾姬無卹壺に「用作宗彝尊壺、後嗣用之、職在王室」という。「朕臣天子」というのと相似た語例である。望段「死嗣畢王家」・康鼎「死嗣王家」などは册命の語であるが、それを自述の語法を以ていうと、「獻身在畢公家」・「職在王室」となる。

天子とは、上文の「朕辟天子𩁹伯」をいう。對揚の語中、「朕辟」と「天子」とを離析して用いているのである。從つて末文は、永く畢公の家に仕えて畢公の休寵に浴しようとの意である。郭說のように家を家廟の意に解しては通じがたい。

訓讀

これ九月既望庚寅、𩁹伯、ここに王（の祀）に遣ふ。休にして尤亡し。朕が辟天子𩁹伯、厥の臣獻に金車を令ふ。朕が辟の休に對へて、朕が文考、光ける父乙（の器）を作る。十世まで忘れず、獻は身、畢公の家に在りて、天子の休を受けむ。

參考

器の時期について、陳氏は成王說をとる。その說にいう。

此器的畢公、應是生稱、望段曰、死嗣畢王家、器在西周初期之後、我們若定獻器爲成王或康王初期的、則畢公應是畢公高、而銘之中、王與天子前後互擧、則天子之稱、起於成王之時、小臣靜卣、亦王與天子、並見於一銘、而器乃成王時

畢公尚見於一彝（史𦤎彝）、原器形所未見、但就字體文例來看、應在成康時

傳世段段、應是成康以後器、銘記、王才畢烝、…念畢仲孫子、此畢中疑是畢公之子、獻身在畢公家、而受命于𩁹白、此人恐卽畢仲

すなわち人物關係・他器との關係・語彙などから、器を成王期とするのである。

郭氏は「畢公家」をその廟とし、文王の子にして顧命にみえる畢公の廟に事えるものであるから、器を康王期に屬すべしとする。吳氏もまた康王說をとるが、その論據は次の如くである。

按此器雖不銘年、當亦在康王時、此有數點可推、其一、此器之畢公、當卽尚書顧命之畢公、乃受成王遺命、輔康王之臣、其二、此器文法、與作册麥尊多同、如云亡尤、如數見天子休、皆同、況亡尤、又見于殷契與武王三年之大豐段、其三、此器字體、與大小盂鼎・周公彝・作册麥尊彝、宛肖如出一範

字迹を以ていえば㸚段に近く、筆意に雋鋭のところがあつて、二盂鼎よりは古意に富み、高雅の趣がある。語彙には遣・亡尤・光など殷系の名殘を存し、辟君を天子と稱するごときも注意すべきものであるが、金車を賜う例は成王期にはみえず、器はほぼ康王期にあるものと考えてよい。畢公の名は康王の卽位をいう顧命篇に召公と並んでみえ、また書疏に逸篇畢命の文を引いて「惟十有二年六月庚午朏」の語があるという。康王の十二年であると考えられている。ただこの逸文は鄭玄によると書序のいうところと相應ぜず、惠棟のように冏命の文であるとする說もあつて證とはしがたいが、畢公が成康期の人であることは疑なく、器は康王の初年を下るものではあるまいと思われる。

五〇、史𦤎彝

器名　乙亥彝筠清　畢公彝周存

時代　成王斷代　康王大系・厤朔

著錄

銘文　筠清・五・一一　攈古・二之三・二　周存・三・一〇七　大系・三三　三代・六・五〇・二

考釋　餘論・二・二三　大系・四五　文錄・二・一八　文選・上・二・二六　積微居・一一七　斷代・二・一〇六



史𦤎彝銘

銘文　四行二三字。孫詒讓は文を僞銘とし、王國維の三代著錄表にも「文不順、可疑」としているが、三代に著錄する文をみるに、必らずしも僞銘とは定めが

たく、字は周初の風を存している。その器影がないので、器の眞僞を考えることはできない。

乙亥、王賞畢公

畢公を郭・陳二氏は文王の子にして尙書顧命篇にみえる畢公のことであるとしている。畢公高とみるものである。

畢の名は彝銘に數見している。

1、獻　段　　十枻不𩒨、獻身在畢公家、受天子休
2、𥁑圜器　　休王自穀使賞畢土方五十里
3、段　段　　王在畢烝、戊辰曾、王蔑段曆、念畢仲孫子
4、望　段　　令望死嗣畢王家

右のうち2は土方と連稱されていて殷の畢氏の地と思われ、3は王がその地で烝・曾を行なつているのであるから王畿の陵墓の地である畢であろう。畢仲はおそらくその地を宰領する者であろう。1は陝北保安の出土に係り、作器者は畢公の家臣で、畢公はあるいは畢仲であろう。畢の地には王領もあり、4はその地にある宮室の死嗣を命じている。畢は周の同宗で左傳僖公廿四年に「文之昭」の一としてあげられ、史記魏世家にもみえている。王族の一として王陵の地である畢を管掌していたのであろう。單に「賞」とのみいつてその事由も賞賜のことをも記していないが、下文に貝を賜

賞されたことを記しており、史臣の職掌からみて、おそらく祭事に與かつて賜與をえたのであろう。

廼易史𦣻貝十朋

廼は令彝にみえる。史𦣻について郭氏はいう。

史𦣻當卽畢公之屬吏、吏屬爲史、知是畢公已爲作册時、史記周本紀、康王命作策畢公分居里、成東郊、作畢命、是畢公乃康王時作册

畢公が作册の職にあつたのでその下屬に史があるとするもので、陳氏も同じ考えである。しかし周初の作册には概ね特定の傳統をもつ氏族が任ぜられており、畢公が作册の職にあつたとするのは疑わしく、また史の屬するところは必らずしも作册には限らない。史記に引くところは書序の文であるが、今の書序には「康王命作册畢」とあつて公字がなく、また書序のよみ方にも問題がある。書序の文は、作册と畢公とを分けてよむべきであろう。𦣻はあるいは𩒨の省文であろう。

𦣻占朽彝

占の字形がよくわからないが、攈古・餘論に召と釋したのはよくない。郭氏は文錄に「占卽佔畢之佔、說文作笘」というのを是としている。字は卜兆を祝册の上におく象であるから、兆繇を以て祝告する意であり、この場合は彝に銘して祖考に告げる意となるのであろう。楊氏は善鼎「善對□君命于彝」の例をあげて「與此銘文義略同」としている。大保段にも「用茲彝對令」とあり、何れも彝銘に記して休命に對揚する意である。縣改段の「肆敢陣于彝曰」とあるのも參考されよう。

其朽之朝夕監

楊氏は「謂于此朝夕監也」と訓している。監には監戒・監嗣・降監の三義が考えられるが、克盨「克其用朝夕享于皇祖考」というのと相似た語法であるから、享祀を謹しむ意であろう。朝夕は祭祀用語で夙夕と同じ。朝と夕とに神明を祀るのである。之は此。卜辭に習見する語であるが、西周金文にはこのような修飾語的用法は殆んど例をみない。

訓　讀

乙亥、王、畢公に賞す。廼ち、史𦣻に貝十朋を賜ふ。𦣻、彝に占す。其れこの朝夕において監せよ。

參　考

この銘文について孫詒讓に僞作說がある。餘論に攈古の文をあげていう。

按筠淸館亦有此器、文小異、然通校兩器、篆體散漫、文義疏舛、疑是僞作、凡金文朽字常見、舊並釋爲刊、陳介祺謂、當从于、與于通、合校諸器、其說甚允、𦤶此字當从弓从于、卽說文弓部之朽字、作朽者形聲左右迻易、實非刊字也、獨此器兩朽字、與刊字義適合、殆沿舊釋之誤、其僞跡顯然、不可不辨也

しかしこれは楊氏も辨じているように孫氏に誤解があるらしく、兩朽字は文中于字の義に用いられている。孫氏は攈古　筠淸などの摸本をみて字の散漫を疑つたのであるが、いま周存・三代の錄する拓をみるに、泐損はかなり甚しいが周初の暢達なる字風である。また王國維が「文不順、可疑」

としたのは、どこを指していうのか知られないが、文は簡省にして讀解しにくいものであるとしても、辭意に特に疑うべきところはないようである。

陳氏は器を成康期のものとし、

原器形所未見、但就字體文例來看、應在成康時

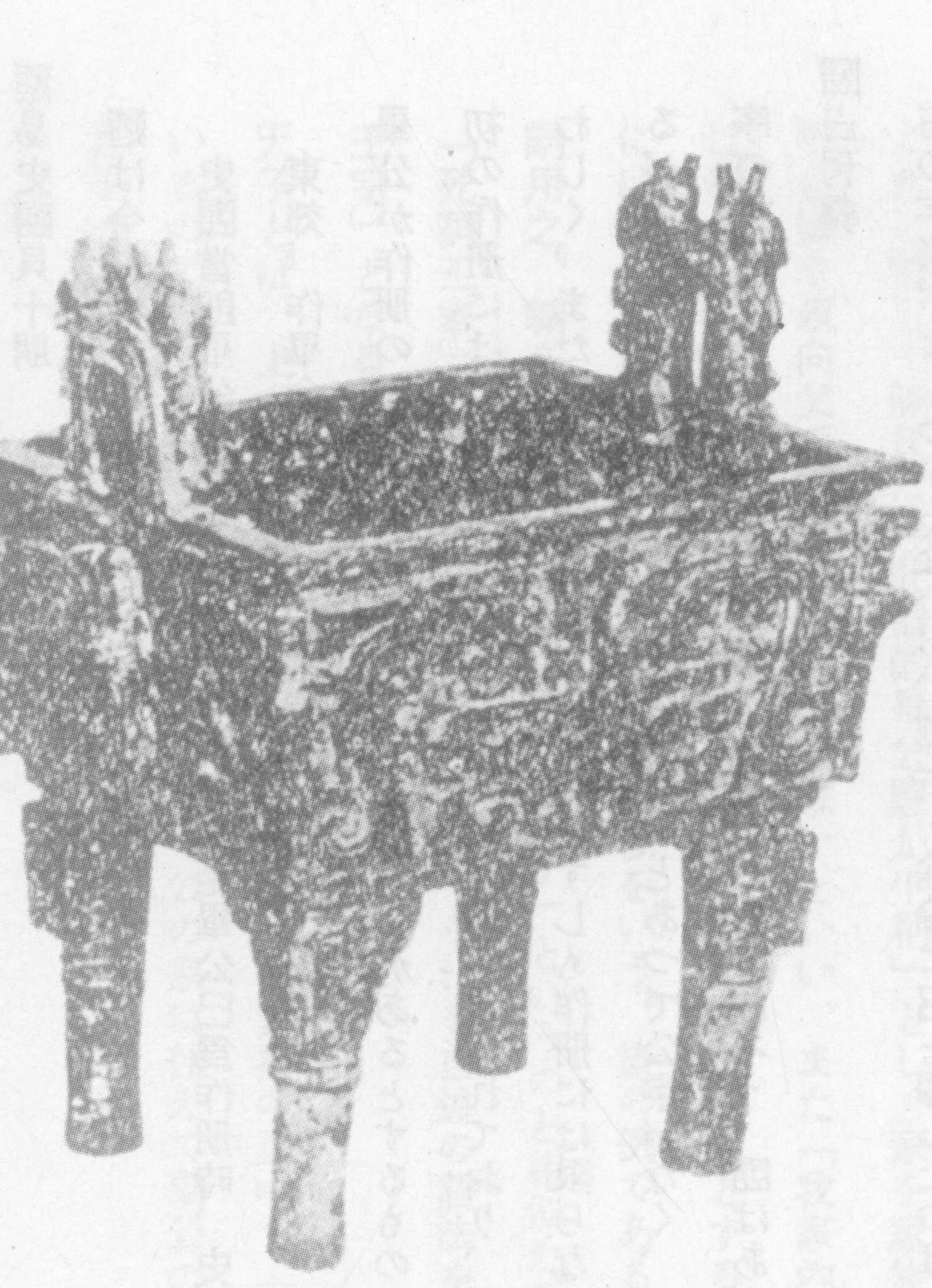
という。獻段にみえる畢公はその生稱と考えられるが、本器にも畢公の名がみえている。字は剔抉のしかたにもよるが、大豐段に似て柔軟のところがあり、語彙としては「朝夕」の語は大盂鼎にもみえている。これらのことを考え合せると、陳氏の推測はほぼ妥當とすべく、前器とともに康王期に排次しうるようである。

左傳僖廿四年に文の昭として管蔡以下十六國をあげており、そのうち周初の器を徵しうるものは魯衞の他には畢があるのみである。なお毛については毛公旅鼎周存・二・五があるいはその器であろうが、器は周存の拓影によると附耳の方鼎で口下に斜格文あり、字は行款の整つた細字で時期が稍し下るとみられる。

五一、𤔲方鼎

時代　成王断代

收藏　「一九五〇年、見于北京廠肆」断代　ブランデージコレクション



著錄

器影　断代・二・　圖一一

銘文　断代・二・　一〇七　録遺・九二　二玄・一六一

𤔲方鼎　考釋　断代・二・　一〇七

器制　断代にいう。

「此器極爲難得、

高不過三〇糎」。

その器影をみるに、

立耳は角のある龍形の雙獸が耳の兩旁から上部で相對し、成王方鼎・大保方鼎五四・五頁と同じ形式である。器腹に八稜あり、四面に饕餮文を飾る。頭部が大きく張目開口、木葉形の耳をつけ、角飾は乙字形に獸頭の後に下垂し、身尾はない。空間は方形雷文を以て埋めている。脚頭に翼稜あり、稜を中心に饕餮を付している。文様は異るが、器形は殆んど成王・大保兩方鼎と等しく、時期の近いことを思わせる。饕餮はやや變様というべく、一見して蝸頭のような感じを受ける。断代にいう。

此方鼎器四面和足的花文、同于厚趠方鼎通考・一三八、後者陳介祺舊藏、與續考古圖四・一七的素方鼎同銘、而器形花文、全不相似、銘文所及的人物、則當屬成王、詳上第一〇器（𩰫鼎）、今由此方鼎、而知陳介祺的方鼎、雖與宋人圖錄不同、可能還是眞的、若如此、則此方鼎的形制花紋、倶屬成王

器制は確かに古いものであるが、この種の文様はたとえば厚趠方鼎三五八頁や服方尊故宮・上・一一などにもみえている。服方尊は扁耳直上して上端が魚尾の形をなすものであるが、これと同形式の耳をもつ師遽方彝は、穆王期の器と考えられるものである。從つて器制は成王・大保の器に近いとしても、文様からいえば康以後にも行なわれているものであり、字迹も獻段より早いとはしがたい。

銘文　六行三二字



隹二月初吉庚寅、才宗周

宗周を陳氏は岐山の周都とみているが、豐鎬の地である。臣辰卣・獻侯鼎にみえている。單に周と稱するものも同じ地である。

〓中賞厥〓𤔲遂毛兩馬匹

〓は左偏の下に口を加えた字形であるが、獻段にみえる〓伯の〓であろう。〓中を陳氏は史𦣞彝にみえる畢公の子、畢仲であるとしていう。

作器者的上司是尹、是人亦卽前器（史𦣞彝）的主賞者、乃畢公之子畢仲、畢公是作册、故其子襲爲尹、尹亦作册、此銘第二行第六字（卽主賞者之名）、起初不敢認爲中字、因它與金文伯仲之中不同、上耑是平的、及比較前器所論的〓中乍旅盉、其第一字、與此器全同、而中作伯仲之仲、因

知中乃中之異體、說文史字解云、从又持中、中正也、金文小篆史字从中、許愼以爲是中正之中、是正確的、王國維釋史以爲、史所從之中、卽周禮凡射事飾中舍筭之中、中乃盛筭之器、亦用以盛簡策、對于王氏此說、久所致疑、今因此器而可釋然于懷

〓中を獻段の〓伯にして畢仲であるとみるのであるが、〓伯が畢公の族であることは知られるにしても、兩者を同一人とするのは、伯・中の名の異なることからも疑問である。陳氏は中を伯仲の中と同じく、史字の從うところの中にして、說文の史の釋字は正しく、王國維の史字說は疑問であるというが、金文の史・事の從うところはみな中の形であって、一として伯仲の中の形に作るものはない。ただこの器文の中はやはり中の異體字とみるべく、〓中段では明らかに伯仲の仲字がかかれている。

第五字は構形複雜にして字未詳。陳氏は臣儓の儓を以てこれに充てている。

今以爲是从女从臺（又从兩臣）、說文有此字、此假作左傳昭七僕臣臺之臺・方言三之儓

說文には嬯の字がみえ「遲鈍也」とあり、集韻は儓に作つている。陳氏は断代二の附記にまたこの字に及んでいう。

嬯字、有關于古代奴隷身分、極爲重要、說文釋爲遲鈍、乃引伸義、本義當是低賤的一種身分、左傳昭七、楚無宇所述十等人、僕臣臺、服虔云、臺給臺下微名也、昭七又曰、是無陪臺也、韋昭注楚語云、臣之臣爲陪、孟子萬章篇下、葢自是臺無餽也、趙岐注云、臺賤官主使令者、方言三、儓、農夫之醜稱也、南楚凡罵庸賤、謂之田儓、郭注云、亦至賤之號也

そしてこれを臣僕の僕とする證として、叔德𣪘の「臣數十人」の例をあげている。かつその身分を論じていう。

由此知僕乃臣之一種、乃以奴隷身分、用作賞賜物品的一種人、此處應注意一事、在西周金文中、臣或𡣍、是一種身分名稱、但地位有所不同、如叔德𣪘的臺十人和令𣪘的臣十家、都是用作賞賜物品的奴隷、獻𣪘卿鼎稱爲臣獻臣卿、而賞金于公伯、此方鼎的作器者稱僕某、而得賞遂毛馬匹

陳氏はこの第五字が臣僕の僕の字であることを論じたのち、第六字をその僕の名とし、𩵦中から賜賞をえた作器者その人とするのであるが、しかも成王・大保の二鼎と並ぶようなこの彝器の作器者について、「方鼎的作者、身分地位很高、此可由他受賞物品知之」といい、以下に賜物の隆を説いている。すでに叔德𣪘においては全くの徒隷として物品同様に賜與されている臣僕十人の僕の身分にすぎないものが、ここでは身分地位甚だ高しとされているのは矛盾というべく、左傳では僕は十等の徒隷中最下位におかれている。

陳氏が僕と釋している叔德𣪘の數と本器の𢿱とは、形も多少異なり、殊にその地位は決して同じものではない。叔德𣪘では臣と合せて臣數十人を賜與しており、これは徒隷人と考えてよく、字はあるいは妾の義に近いものであろう。左旁は二妾の形に從う。本器の字は二臣の形に從い、臣系統の字と思われる。臣に二義あり、社會的階層としての臣妾の臣と、身分的關係よりする君臣主從の義とがある。主從關係を以ていえば、諸侯貴游といえども、その辟君に對しては臣である。本器の𢿱はその意味での臣を示すもので、「その臣𢿱」とよむべきところであろう。獻𣪘・卿鼎における「臣獻」・「臣卿」と同じ。ただこの字が叔德𣪘の數と字の構造において似ているところがあるのは、字の初義が臣妾の臣から出ているからであろう。

卷一下　五二三～五二四

遂毛とは旞旄であろう。陳氏は周禮司常「掌九旗之物名、全羽爲旞、析羽爲旌、…道車載旞」、及び説文「旞導車、所以載全羽以爲允、允進也」を引いている。毛は旄。旗頭に著けるものであるが、羽旄・羽毛ともいい、羽飾を用いた。左傳定四年「晉人假羽旄于鄭」、襄十四年「范宣子假羽毛于齊而弗歸」など、羽毛を假る話が記されているが、おそらく孔雀翡翠など珍奇な羽飾が用いられたのであろう。范宣子が齊の羽旄を假りてこれを歸さなかつたために、齊晉の間に隙を招き、晉の覇業失墜の一因となつたとも傳えられている。羽旄が當時極めて貴重視されていたことが知られる。「遂毛兩」とは「旞旄の飾ある車兩」の意である。それに馬匹を添えて賜與しているので、その賜物からみると𢿱は殆んど一方の部將たる地位にあつたものと思われ、この地位のものが臣僕十等中の最下位である僕とよばれたとは考えることができない。

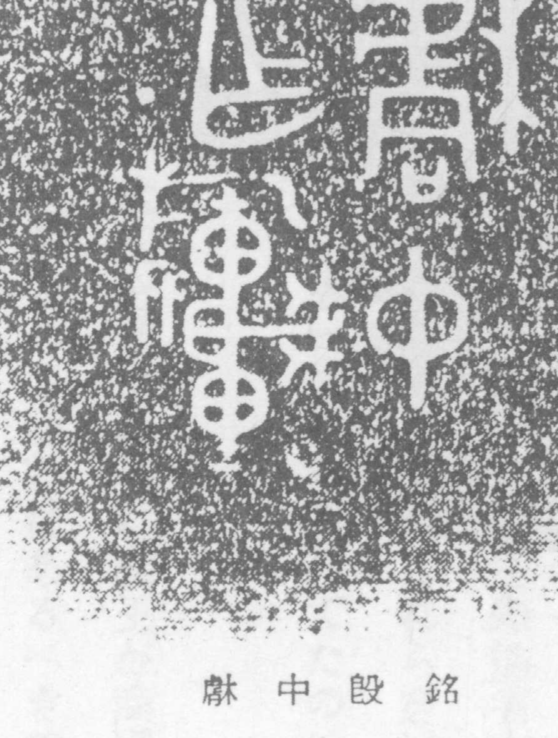
對揚尹休、用乍己公寶隮彝

尹は祭祀・儀禮を掌る官の長。令彝において明保は明公尹とよばれている。また作册史官の長をも尹という。頌鼎では尹氏が王に命書を授けている。ここでは𩵦中がその職にあつたので、その官を以て尹という。𢿱は賜賞を受けて己公の器を作つており、おそらく東方系出自のものであろう。

訓讀

これ二月初吉庚寅、宗周に在り。𩵦中、厥の𢿱臣𢿱に旞旄の兩・馬匹を賜ふ。尹の休に對揚して、用て己公の寶隮彝を作る。

参考



獻中𣪘銘

𩵦中は獻𣪘にみえる𩵦伯のことと思われる。伯は侯伯の伯である。獻𣪘では獻を「厥臣獻」といい、本器では「厥𢿱𢿱」とあつて語法も同じ。ただ獻𣪘は器制古く、その饕餮は殷器にみえる形式のものであり、また字迹にも雋鋭の風を存していて、同じく康王期とするもその初年にあるべく、本器は字迹にやや筆勢を失つており、それより稍しく下るものと考えられる。

𩵦中には別に鼎・𣪘二器がある。

＊𩵦中鼎　三代・二・五一・二

𩵦中乍𩰫彝

＊𩵦中𣪘　彙古・一・四九　通考・二八三

三代・六・二五・五（彝）

𩵦中乍𩰫

器葢二銘。器は大小未詳。弇口附耳にして葢あり、變形の𣪘である。口及び葢には各〻弦文二、圈足に一弦文を付している。

卷一下　五二五～五二六

𩵦伯と𩵦中とは少くとも同じ家であると考えられ、獻𣪘によるとその家は畢公の族であるらしい。時期は稍しく下るが



獻侯器葢

師趛盨　師趛乍𩵦姬旅盨　三代・一〇・三七・二

は𩵦姬の器を作つており、𩵦は姬姓であることが知られる。尤も

吹方鼎　吹乍𩵦妊隮彝　貞松・上・一四

三代・三・九・二

周棘生𣪘　周棘生乍𩵦娟媿賸𣪘、其孫〻子〻、永寶用　[illegible]　三代・七・四八・二

のような器もあるが、師趛には別に師趛鼎三代・四・一〇・三があつて文母聖姬の器を作つており、姬姓と通婚關係のあつたことが知られる。周氏は函皇父匜三代・一七・三一・三によると娟姓であり、𩵦娟媿とは周氏より𩵦に入嫁した婦人の名であると思われる。𩵦伯・𩵦中が姬姓であるこ



麩侯器盉銘

とが推定されるならば、獻毀の「獻身在畢公家、受天子休」という語も理解されよう。𠭰方鼎によると麩中は尹とよばれており、當時中央の盛職に任じていたようである。

麩中の麩と同じ字形を用いたものにまた麩侯と稱するものがある。器は隋方形の盉のみを存していて器種を知りがたいが、梅原博士は壺であろうとされている。器は書道博物館に藏する。

＊ 麩侯器盉　日本・三〇四

盉鈕は杯狀に大きく、盉緣正中の犧首形を中心に顧龍文を配する。顧龍の尾部は內卷して細い三角狀をなす。鈕と緣邊との間には直文帶を飾る。銘は四行三三字。

麩侯乍姜氏寶𩰫彝、方事姜氏乍寶毀、用永皇方身、用乍文母麩妊寶毀、方其日受宦

文はかなり異例の形式である。文首にまず麩侯が姜氏の寶𩰫彝を作ることをいう。そして下文に方

が姜氏に事えて寶毀を作り、用て方の身を永皇にし、用て文母麩妊の毀を作るという。麩侯の作った姜氏の寶𩰫彝と、方の作った姜氏の寶毀・文母麩妊の寶毀は各〻別器である。おそらく麩侯が姜氏の寶𩰫彝を作るに當って、方も姜氏の祭器を作ってこれを本宗に納れ、また自らの文母麩妊の器をも作ったという事情なのであろう。姜氏は麩侯の妃もしくは母、方は麩侯の族でその母は妊姓より麩に嫁した人である。この器は方が文母麩妊のために作った毀で、銘に毀という以上、壺ではない。壺の銘辭にその器を毀と稱している例はない。毀には方毀通考・二五一あり、また仲競毀通考・三二五のような隋方の毀もあることであるから、器はおそらく毀であろう。宦は令器・作冊大方鼎・盂卣など周初の器のみにみえる字で、本器の制作も麩伯・麩中の器と時期は近いとみてよい。麩侯にはまた壺一器あり、「麩侯乍𩰫彝」錄遺・二二三と銘するも、その器をみず、時期を定めがたい。また叔値觶錄遺・三七四に「叔値乍麩公寶彝」とみえ、麩公と稱するものもある。畢公の族とみられる麩氏は、相當の大族であったと考えられるのである。

周室の一族、殊に文武の昭穆といわれる家〻の資料は乏しく、その消息は容易に追迹しえないが、いま周初における應・畢二家關係の器について所見を記しておく。

五二一、宜侯矢毀

器　名　矢毀郭沫若・陳邦福

時　代　成王斷代・郭沫若・陳邦福　康王唐蘭・斷代（四・九四）

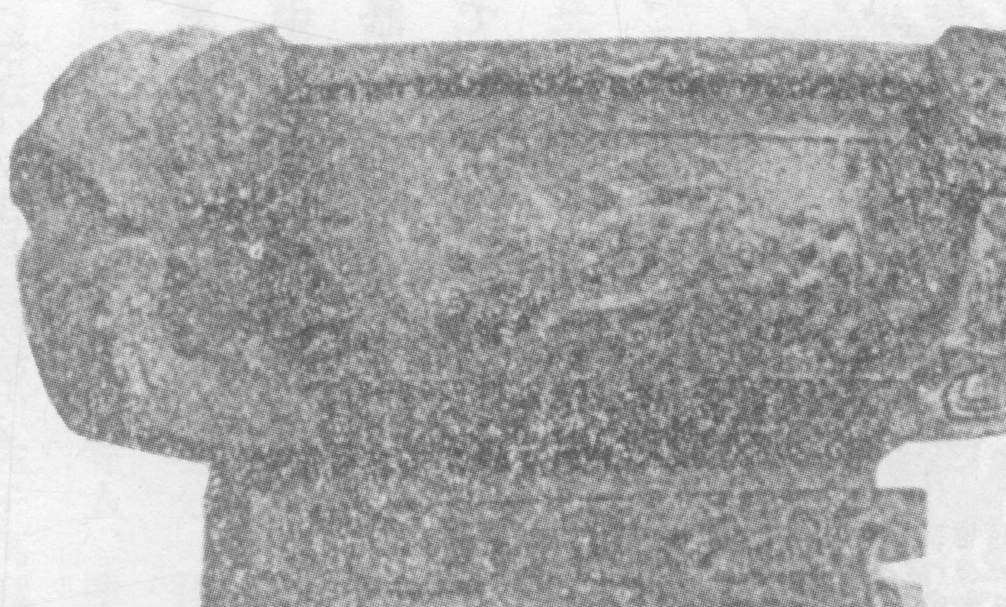
出　土　一九五四年六月、丹徒縣龍泉鄉下聶村の農民が煙墩山南麓斜坡上の隴溝から發見、地下三分の一乃至三分の二米のところから、合せて銅器十二件を出土した。鼎一・毀二・鬲一・大盤一・小盤一・盉一對・犧觥一對・角狀器一對である。煙墩山は北のかた長江に臨み、西は丹徒を距ること三十粁、山頂に三米餘の土墩があり、古く烽火臺のあったところで、出土地は烽火臺の北約五十米の地點である。その後、發見地の西北隅から、なお小銅鼎・石器・人牙、別に銅鼎・靑釉陶豆・銅鏃が發見された。それらは陪葬に用いたものとみられている。同出諸器の照片は、文物・斷代・江蘇の諸書、及び樋口隆康氏の論文「西周銅器の研究」に收められている。

收　藏　江蘇省文物管理委員會

著　錄

器影　文物・一九五五・五・五九　斷代・一・七　考報・一九五六・二　斷代・四・一、二　B氏・圖版一　新獲・三九　五省・一一　江蘇・七〇～七六　二玄・一八七

銘文　文物・同右　斷代・一・八　考報・同右　錄遺・一六七　B氏・圖版二、三　五省・一二　二玄・一八八



宜侯矢毀

考　釋　斷代・一・一六五

陳夢家　宜侯矢毀和它的意義文物・一九五五　五

陳邦福　矢毀考釋同右

郭沫若　矢毀銘考釋考報・一九五六・一(文史論集再錄)

唐　蘭　宜侯矢毀考釋同・二

岑仲勉　宜侯矢毀銘試釋西周社會制度問題（一九五六・三）

Noel Barnard. A Recently Excavated Inscribed Bronze of Western Chou Date. Monumenta, Serica, Vol. XVII, 1958.

器　制　陳氏いう。「高一五・七糎、

口徑二二・五糎、腹深一〇・五糎、足徑一八糎、四耳、圏足高、腹外以大旋渦文爲主題」。断代

器腹の主文は、兩耳の間に渦文と虺首とを交互に配したもので、殷周期の器にその例がある。文物「這一組銅器的形制花文、都一致地屬於西周初期」。父乙毀（三五四頁）・才毀（故宮下・一二六）など。器の圏足部はかなり高く、四耳下に鉤稜があり、稜間に左右相對う夔鳳文を配する。器形文様は全體として荷貝形父乙毀通考・二四七に最も近い。ただその父乙毀には長珥を付している。本器は明らかに康王期の制作であるが、この種の器制文様は當時なお行なわれていたのである。圖は樋口隆康博士の撮影による。

銘文　一二行約一二六字。陳氏いう。「殘泐約十七字、銘在腹內底、出土後破碎、重加綴合、未能十分密合、並失去第七行至十二行上部的一塊、使文義難以通讀、銘文上的銹亦有蒙蔽未去的、因此更增通讀的困難」。文物出土後に、このように銘文の一部を缺失したのは、貴重な資料であるだけに深く惜しまれる。

隹四月、辰才丁未

丁未の二字は明晰でない。陳邦福氏は丁巳と釋するが、未字の左半は字形を確かめうるようである。「辰在」をいうものは、周初の器では令彝・耳尊など二三の器にすぎず、兩周を通じても二十數器



宜侯夨毀銘

を數えるのみである。辰とは日をいう。

□□珷王成王伐商圖

郭・唐兩氏の句讀による。斷代は珷王で斷句。上二字は缺損してよめないが、第二字の下部は目形に近い。唐蘭氏は「王省」の二字を充て、陳氏はその目形を認めるが、「二字不能辨認、當是祭名」とし、伐商の途に上るに當つて、珷王を祀つたのであろうという。

金文において武・成を列ねていうものには

作冊大方鼎　公朿鑄武王成王異鼎

小盂鼎　禘周王武王成王

などがあり、大豐毀では「丕顯考文王」に對して武・成を「丕顯王作省」・「丕緐王作賡」といい、文武成三王を列している。また宗周鐘に「王肈遹省文武堇疆土」とあり、その語法は大盂鼎「雩我其遹省先王受民受疆土」というのと同じ。これらを以ていえば、この句首にも遹省の語があつて然るべきところで、唐氏が「王省」の二字を充てたのはほぼ首肯してよい。下文の「徣省東或圖」と對應する文である。

斷代は「珷王」で句讀、武王を祀つた後に成王が商鄙を伐ち、遂に東國の鄙を省したと解している。それならば成王の二字は主語として句首にあるべきである。陳氏はさきに器を成王期とする說であつたが、のち康王期說に改めているから、この句讀は放棄されたものとみてよい。

商圖を斷代に商鄙とよみ、商丘の鄙であるという。

銘記成王伐商鄙、則武庚之叛、成王東踐奄之事、乃是事實、此商鄙當指商奄或商丘之鄙、因伐商奄或商丘之鄙、遂省於東國之鄙卽一宜

これも成王期說の立場よりする解釋であるから、その前提がなければ、商はそのまま殷都と解してよい。

郭氏は圖を圖繪にして、廟堂の壁畫であるという。

兩圖字當卽圖繪之圖、古代廟堂中、每有壁畫、此所圖內容、爲武王成王二代伐商並巡省東國時事

宮廟に壁畫を描くことは、楚辭天問や後の魯靈光殿賦など、例のないことではないが、銘文の主旨に關するところなく、標奇の說というほかない。

唐蘭氏は圖を圖象にして典型の意であるとし、この文は國語周語の「省其典圖刑法」と文例が同じであるという。しかし金文では省を遹省の意に用いるのであるから、國語の文例よりも、大盂鼎・宗周鐘の文例によるべきである。

圖は鄙に外郭を加えた形で、耕作地たる鄙を含む地域の一帶を圖面化したものと解され、地圖・版圖の圖がその原義である。圖繪・典圖の義はそれから轉化したものに外ならない。散氏盤銘は土地の劃定を內容とする契約文書としての性質をもつものであるが、その銘末に、「厥受圖夨王于豆新宮東廷」と記している。盤銘にその地域境界を記述するのみでなく、別に地圖を添えて授受したものであろう。周禮地官大司徒に「土地之圖」というものがこれである。從つて圖は耕作地たる鄙を

地圖化したものをいい、轉じてその圖に記載されている疆土をいう。「珷王成王伐商圖」とは、すなわち「文武堇疆土」というに等しい。下文に王を以てはじまる句があり、冊命の定位に卽き誥辭を述べている。それで以上の文も、文首に主語として王の一字を加えているものとみられ、文は「王省珷王成王伐商圖」となるところである。

徃省東或圖

陳邦福氏は上三字缺釋。郭氏・斷代は第一字を「遂」と釋するも、唐氏が「徃」と釋するのがよい。徃には之往・出の義がある。令彝二九〇頁・臣辰卣三四三頁などにその例がある。

商圖は商の王畿であつた地域、東國圖は殷東の殷の舊版圖をいう。これらの地に王が巡省を行なつているのは、周の東方經營が進捗している事實を示す。

王〔立〕于宜〔宗土、南〕鄕

字に缺損多く、諸家の釋は各々異なる。陳邦福氏は「王入于俎□□□□」のように殆んど空格のままである。斷代では「王卜於宜、齊侯□鄕」と釋し、「成王赴於宜、而齊侯饗之」と說いたが、後に成王說を棄てている。その字釋も適確としがたい。唐蘭氏は「王入于宜入土、南鄕」とよんで、「入土南三字、很淸晰」と稱しているが、兩入字の字形はやはり疑問である。郭氏は「王立于宜宗土、南鄕」とよみ、土を社と釋している。

第二字は諸家多く入あるいは卜と釋するも、立の字形に最も近い。その位に卽く意である。第四字は宜とよむべく、說文宜字下にあげている古文の形と同じ。

巻一下　五三五～五三六

宜は殷代の宜子の地であろう。戉甬鼎愙齋・六・五 殷存・上・八 小校・三 三 三代・四・七にいう。

丁卯、王令宜子、迨西方䢔省、隹反、王賞戉甬貝二朋、用乍父乙䵼

銘の文首に亞字形中に見字を加えた圖象を付している。子字は左右の手を一上一下している象で、殷代の王子に用いる字形であるから、宜子とは殷の王子の宜に封ぜられたものであろう。西方の方は方國。西方の方國を省に會同せしめ、終つて宜子を助けた戉甬が王より賜賞をえているのである。銘によると、宜子の地は東方にあるものと考えてよい。

また西淸一六・二〇に宜生卣殷存・上・四一 三代・一三・三四があり、いわゆる天黽形圖象を付している。文にいう。

宜生商□、用乍父辛隩彝 [illegible]

生字は銘拓でみるとやや疑問の釋であるが、西淸には器蓋二銘をあげ、何れも生の字形に作つている。商下の一字は禮器の形である。器は器腹が稍しく下脹れした形で器蓋に肉の厚い饕餮を飾り、旁に尾端を立刀形に上げている虺龍文を付している。蓋鈕は平底、蓋に兩角なく、器蓋を通じて耳に沿うて鈎稜がある。器制上、周初の成王期ごろのものとみられる。銘末の圖象については獻侯鼎三三七頁參照。

以上の二器にみえる宜が本器の宜地であるとするならば、その地は古くは殷の王子の宰領したところで、おそらくは殷の滅亡ののち、[illegible]標識をもつ部族の一に與えられて宜生と稱していたことになる。すなわち宜は殷以來の經營地であつたわけである。

宜字下の二字は「宗土」とよむべきであろう。宗土は宗社、そこで南鄕してこの封建の冊命が行なわれたのである。唐氏は南鄕を南卿とよみ、戉甬鼎の「迨西方䢔省」と同じくここも「迨南方時」と解しているが、語法的にも無理であり、宜侯矢を虞仲とする自說に牽合した解である。

思うに宜はおそらく河南中・東部の地名で、下文に「在宜王人」・「宜庶人」の語があることからも知られるように、當時は周の直領地に隷していたものであろう。宗字は泐して明らかでないが、上部に宮室の象を殘している。この宗社はいわゆる社稷に當るものであろう。およそ殷代の作邑は廣大な農耕地の設營を意味したと思われるが、そういう邑土には宗社を設けて祭祀儀禮を行なつたとみられる。この器銘では、そこで冊命がなされているのである。

後の冊命形式金文では、冊命は王宮、もしくは受命者の宮廟で行なわれる。王がその宮廟に格り、受命者が右者に導かれてそれぞれの定位置につき、ついで冊命の辭が述べられる順序である。この銘ではその禮が社において行なわれているのであるが、現地における冊命も同じ次第で行なわれているのである。

王令虎侯矢曰

陳氏二家・郭氏らはすべて第三字を虔と釋している。唐蘭氏はその字釋を疑つて、字は虞であるとしていう。

虞字各家都釋爲虔、如果是虔、下半應該从文、這個字上从虎、下从矢、矢字頭向左傾、頭部中間爲銹隔斷、但筆畫還很淸楚、从矢虎聲、應該是虞字的早期的寫法

巻一下　五三七～五三八

唐氏は字を虞にして、文獻に虞公・虞仲とよばれている仲雍の封地と考え、器の出土地たる丹徒はその地に外ならないとしている。これは器銘を出土地との關係において理解しようとしたものであるが、字は他の虞字のように口に從わず、また周初の時代にこの方面に所封の國があつたとは考えがたい。字形・地望の何れからみても無理である。矢はその父を父丁と稱していて、もと關以東の族であることが知られ、姬姓の虞氏ではありえない。

虎の字は最末行にかなり明瞭な字形でみえており、おそらく虎であろうと思われる。矢に從う形とはみえない。虎侯・虎公とは、あるいは中方鼎にみえる虎方であろう。中方鼎には、虎方が反したとき、王が南宮に命じてこれを討たせたことを記している。おそらく虎方はその征討によつて周に歸服し、周の正朔を奉じて侯命をえ、虎侯と稱していたものであろう。虎方の名は卜辭にもみえており、殷の時代にも外方として聞えていたものである。その辭にいう。

[illegible]其伞虎方、告于祖乙、十一月

[illegible]其伞虎方、告于丁、十一月

[illegible]其伞虎方、告于大甲、十一月

貞、令望乘眔[illegible]、伞虎方、十一月龜攷・綴合例三、佚存・九四五

郭氏は虎方の地を「其地望當在淮水上遊也」としている。陳夢家氏は字を豕方と釋し、「字或釋虎、但與西周金文南宮中鼎、伐反虎方之虎不同」綜述・二九〇としているが、理由を述べていない。おそらくその地望を異にするとみたのであろう。

右の卜辭中に望乘の名がみえるが、望乘は晉南方面の雄族であつたらしく、その方面の征役にしばしば出動している。中方鼎においては、南宮が虎方を伐つに當つて中が南國に行動することを命ぜられており、虎方はおそらく郭氏の推定するように淮の上流方面に在つたのであろう。それで望乘が南してこの方面に作戰することも可能であつたのである。前掲卜辭の𡧊は途上において行なわれる呪的儀禮で、虎方の侵寇を杜塞し、これを祖靈に告訴するものである。もしこの虎方が中方鼎の虎方であるとすれば、その後虎方は周に承順して虎侯となり、このとき宜地に宜侯として移されたものと解しうる。中氏の諸器は成王後期にあると考えられる。安州六器通釋、論叢十集

䋣、侯于宜

陳夢家・唐蘭二氏は第一字缺釋。陳邦福氏はこの句を詩の魯頌閟宮「乃命魯公　俾侯于東　錫之山川　土田附庸」の「俾侯于東」と語例同じとし、B氏はこれに據る。しかし金文では、ここに使役の字を用いる例がない。器銘の字形には糸形の部分がわずかに認められ、郭氏はこれによつて䋣と釋し感動詞とする。王の册命の語が感動詞を以てはじまることは、他にも例のあることである。

彔伯𢦚𣪘　　王若曰、彔伯𢦚、䋣、自乃祖考、又勳于周邦

彔𢦚卣　　王令𢦚曰、𠭰、淮夷敢伐內國

大盂鼎　　王曰、𠂤、令女盂、井乃嗣祖南公

など、何れもこの例となしうる。字形・語法からみて、郭釋によるべきである。

「侯于宜」とは宜地に封册することをいう。

麥　尊　　王令辟井侯、出𡰥、侯于井

伯晨鼎　　王令䡣侯伯晨曰、飼乃祖考、侯于䡣

と語法同じ。宜の宗社において册命し、その地を以て虎侯に與えたのである。これより後、虎侯は宜侯と稱し、銘末にはその稱を用いている。

易𩰫鬯一卣・商𪓐一

第二字は諸家各々隸釋を異にするが、帚を執つて器上におく象である。郭氏・B氏は字を地名とし、その地の鬯の義とするが、語例からいうと秬鬯一卣と同じ。斷代には史叔彝の「□鬯」という例をあげている。□字は林に従う。林もまた帚と同じく祼鬯の器である。𩰫鬯と商𪓐とは對文である。

商𪓐はおそらく瓚章・圭瓚と同じく挹鬯の具であろう。斷代にいう。

商下一字是挹鬯的玉具、稱爲瓚、稱之爲商瓚、是商的挹鬯之玉具、同此的瓚字、見於以下西周金文

小盂鼎　　即立、瓚賓

卯　𣪘　　易女瓚章三

師詢𣪘　　易女秬鬯一卣・圭瓚

敔　𣪘　　使尹氏受、釐敔圭瓚

毛公鼎　　易女秬鬯一卣・祼圭瓚寶

なお斷代には、その形制について、詩旱麓箋・周禮典瑞注・考工記玉人注・國語魯語韋昭注を引いて說いている。その形狀大小については諸說あるも、要するに祼禮に用いる挹鬯の器である。郭・唐氏らは「商𪓐一」の下一字を連ねて「𩰫鬯一卣」と對文とし、郭氏は「商𪓐一枚」とよんでいる。字は枚とは字形異なり、また秬鬯には一卣・三卣と稱する例であるが、瓚章には助數詞を用いた例がなく、强いて卣の場合と對文にする必要はない。なおこの字については陳邦福氏に異釋があり、

𪓐疑即毛公鼎𪓐寶、卯𣪘𪓐章四瑴的略文、左傳定四年傳載成王「分魯公以夏后氏之璜」、並可參證

という。陳氏の釋文には「商𪓐一」の下一字を脫しているが、卯𣪘の「𪓐章四瑴」と同じく助數詞をもつとするものであろう。しかし卯𣪘の文は「𪓐章四、瑴一」とよむべく、助數詞をもつ例とはしがたい。瓚を特に商𪓐と稱するのは、おそらく殷式の形制のものという意であろう。歴代注家の說が各々異なるのも、その形制に異式のものがあつたからであろうと思われる。

以上鬯と𪓐とはひとしく祼鬯の具である。

□・𢒅彤一・彤矢百・旅弓十・旅矢千

第一字は字形が明らかでない。字は戈に従う字形とみられ、干戈の屬であろう。金文においては弓矢干戈の屬を賜うこと多く、小盂鼎・趞曹鼎二・虢季子白盤などには弓矢戈鉞の類を賜うたことがみえる。

弓矢を賜うときには彤弓彤矢・旅弓旅矢を用い、弓一に對して矢は百の割合である。

小盂鼎　　弓一・矢百

不𡢁𣪘　　弓一・矢束

文侯之命　　彤弓一・彤矢百・盧弓一・盧矢百

左傳僖廿八年　　彤弓一・彤矢百・旅弓矢千

彤弓彤矢を彡彡のように書くのは伯晨鼎にもその例がある。彤は丹塗り。左傳の杜注に「旅弓、黑弓」とあり、これは黑塗りである。何れも儀禮に用いた。公羊注に「天子彤弓、諸侯彤弓、大夫嬰弓、士盧弓」といい、あるいは荀子大略篇に「大夫黑弓」とあるのは、もとより後世の禮說である。以上兵器の類。前項の鬯瓚の具とこれらの兵器とを合せて、句首に一「易」字を著けている。この器銘においては、各々その屬類の異なるごとに一「易」字を著けて區別の意を示しているが、以上は何れも禮器としての賜物である。

易土、厥川三百□、厥□百又□、厥□邑卅又五、厥□百又卅

この節は授土をいう。「易土」の二字はまず授土を總括して述べ、「厥川」以下はその內容を分說したものとみられる。

「厥川」を陳夢家氏等は字のままに解し、詩の魯頌にいう「錫之山川　土田附庸」に當るとする。そして陳氏は「錫川之事、僅見於此」とし、その意味で稀有の資料であることを注意している。「厥

川」の下を二百とよむ説と三百とよむ説とがある。何れにしても成數で、次の一字は助數詞と解されるが字未詳。もし自然の河川とすれば餘りにも多く、かつ成數であることも不審であり、川は甽の省文であろうとする説がある。郭・唐二氏はその釋であるが、兩氏の間にもまた解釋の相違がある。

郭氏は川とは甽にして畎の義であるという。

川如爲周禮遂人、萬夫有川之川、則三百川爲三百萬夫、一夫百畝、爲田三萬萬畝、錫土面積、未免過大、川殆甽之省、甽同畎、一畝三畎（見漢書食貨志）、則三百畎爲田百畝、賜土又未免過狹、三百下所缺一字、不當爲畎之單位名詞、如爲百以下之數字、依本銘文例、當加又字、銘中無此餘隙、如爲百以上之數字、千字不合、億字爲數太大、當是萬字、三百萬畎、爲田一百萬畝、乃萬夫之地、似頗合適、此等數字似有一定之比例、如一百四十爲三十五之四倍、百又卌上所缺一字如爲井字、則恰合于四井爲邑之古說、然此等重要文字適遭毀滅、實爲莫大憾事

すなわち郭氏は「厥川三百□」は「厥甽三百萬」にして田一百萬畝のことであるという。「萬夫有川」の數に巧合した郭氏らしい説である。しかし古代においては、數は十進法を以て數える例であり、金文には十萬・百萬のような數はみえない。

唐蘭氏は川を甽にして畎であるとすることは郭氏と同じであるが、畎を畝積を示す語とせず、名詞にして田土の種類であるという。

郭沫若先生認爲川就是甽、同畎、是對的、但川字在這裏應該是名詞、而不數量詞、禹貢岱畎絲枲、

羽畎夏翟、廣雅釋山、畎谷也、釋名釋山、山下根之受霤處曰甽、甽吮也、吮得山之肥潤也、這裏的川、應指山下肥沃的土地、如散盤濕田牆田之類、三百下可能是田字

およそ金文において、土田を賜うときには「田若干田」というのが例である。廣大な地域を賜うときにはその地名をあげ、あるいは「某里」・「某五十里」のようにいう。「川三百田」のような表現は例がない。かつこの一條のうち、數字の下に助數詞を用いたものはなく、もしこの一句のみにありとすれば、この句が賜土の全體を示し、他の句と語例を別にしたものであるかも知れない。周禮には、田野の制として鄰里酇鄙縣遂、あるいは比閭族黨州鄉の名をあげ、また治野の法として遂徑・溝畛・洫涂・澮道・川路の目をあげているが、これを西周の金文に徵しうるものは殆んどない。遂人に「萬夫有川」というのは方三十三里餘、四縣の田をめぐる溝洫をいう。その川が三百ではいかにも廣大であるから、郭氏は川を甽にして畎とし、畎三百萬にして田一百萬畝と解したが、これは下文にみえる邑里との關係からいうと、狹少に過ぎるようである。また唐氏はこれを田の種類としたが、それならば濕田牆田のように「川田三百」というべきであろう。

下文に「厥□邑卅又五」とあり、つづいて「厥□百又卌」の文がある。あたかも四倍の數に當る。地官において、黨州の制は五の倍數により、縣都の制は四の倍數による。四の倍數によるものが田野の舊制であつたらしく、經營地がもし條里的地割のものであつたとすれば、その方が自然である。小司徒の職にいう。

乃經土地、而井牧其田野、九夫爲井、四井爲邑、四邑爲丘、四丘爲甸、四甸爲縣、四縣爲都、以

任地事而令貢賦

周禮は後世の書であるから、このような田野の組織が西周の古法であるのか、またどこまで一般的なものであつたか何れも疑問であるが、この銘文は宜侯封建のことを記し、虎侯の移住を命じているものであるから、その地は少くとも領土的規模をもつものでなくてはならない。小司徒の文によると、その地の夫は九二一六、その人口はこれに數倍するものとなり、銘文にいう賜土・賜人とほぼ對應する。遂人の「萬夫有川」も、これに匹敵するものである。ただ本銘にいう川と遂人の川とはその廣狹が同じでなく、銘文のいう賜土の全體的規模において近い。おそらくその移封の地は、全區劃が三百前後の區劃をなす條里的な經營地で、下文はその領域内の邑里の數などを分說したものであろう。

陳邦福氏は三百を二百と釋し、「二百是川上餘民數字」としてこれを人口とみているが、人口ならば「川二百」という表現は適當でない。

「厥□百又□」については諸家に説なく、殘破してよみにくいところであるが、末一字は廿であるらしい。それならばまた四の倍數である。周禮の載師・遂人などにも田野の法を記しているが、缺文を補うべき適當な資料はない。あるいは井などであるかも知れないが、井にしても必ずしも周禮にいう「四井爲邑」の井ではあるまい。金文の冊命賜與には多く「田若干田」という。敔𣪘に淮夷征伐の殊功を賞して、五十田二ケ所を賜うている。ここでは、田よりも大きな單位のはずである。

「厥□邑卅又五」の邑上の一字は未詳。斷代には小、唐蘭氏は宅と釋するも、字迹は明らかでない。何れにしても邑に對する修飾語の入るべきところである。邑は必らずしも都邑の邑ではなく、漢志に「春令民畢出在野、冬則畢入於邑」とある邑で、農作者の聚居するところをいう。邑にも大小あり、論語公冶長・穀梁莊九年にみえる十室の邑をはじめ、易の訟卦の「其邑人三百戶」、大にしては新邑・新大邑のように都邑をもいう。齊器の𬯀鎛にいう二百九十九邑のごときは、いわゆる邑里の邑であろうと考えられる。

「厥□百卌」は郭氏のいうように上文邑の四倍に當る。漢志に「四里爲族」、周禮大司徒・族師に「四閭爲族」、また小司徒に「四井爲邑」とあり、斷代附記には小司徒の文によつて、銘を「厥井」と釋している。B氏は里字を補う。金文には井字がみえず、里には里人・某里・某五十里・易里のような例がある。もし四里一邑の邑里とすれば、卅五邑と百四十里とは同じ區域を分別して記したものとなり、遡つていえば上文の「川三百」の中に賜土の一切が包含されるという解釋が成立する。川以下四項目の記述を一定の地域を分說したものとするか、それとも各項別個のものとみるかは、解釋上重要な分岐點となるが、文に缺損が多くてなお定めがたい。

何れにしても、以上の土地表示の形式を通じて、宜地がいわば條里的な地割りをもつ經營的な農耕地であることが知られる。散氏盤における土地表示の形式が、山川陵谷や道路・樹木を標識とする地域的表示であるのに對して、宜地のそれは區劃的表示をもつことは注意すべきであろう。冊命の行なわれている宜社がその地の社稷であるとすれば、本器の賜土は、卜辭にみえる作邑や東土・西

土の問題とも關聯して、古代における土地經營の實態を示す重要な資料といえよう。

以上は賜土をいい、その廣袤と區劃構成とをいう。

易才宜王人□又七生

斷代には「易在宜」の三字を一句讀とするも、「在宜」は王人の修飾語である。また陳氏ははじめ「□又七生」を「七牛」とよんだが、のち「七里」とよみ改め、「意義不清楚」という。しかし字はやはり「七生」とよむべきであろう。陳邦福氏はいう。

王人二字、雖然見於尙書君奭、但是前人的解說、頗不一致、惟有公羊僖公八年傳云、王人者何、微者也、而孔穎達疏左僖公八年經下、以爲下士、這個解說比較適當、連合上文錫在俎王人、意思是指在俎的周代王族部下的下士、像管蔡以下的寮友徒從之類

「又七□」、郭沫若先生釋作「又七里」、容庚先生釋作「又七生」、古時生與姓字本可借用、頌鼎「里君百生」、卽里君百姓、文中的又七生、大槪指的是王人下士的七姓

王人を周の下士と解するものであるが、郭氏はこれを殷人の奴隸化したものと解している。郭氏ははじめ「又七里」と釋したのを改めて、考釋では容庚氏の釋に從っている。

生假爲姓、一姓代表一族、則王人下所缺一字當爲十、爲數不能過多、王人之在宜者、當卽殷王之人、原爲貴族、故有姓、今亦轉化爲奴、而成賜與之物、尙書君奭、殷禮陟配天、多歷年所、天惟純佑、命則商實、百姓王人罔不秉德明卹、此周初稱殷代貴族爲王人之證、入後周有天下旣久、則王人之稱、轉爲周王之人矣

唐蘭氏は王人を郭說のように殷人貴族の奴隸化したものと解するのを穩妥ならずとし、王人を王臣とみて、左傳定四年の殷民七族・六族を賜與した例を引いている。

卜辭・金文において某人と稱するときは、その出自氏族名・地名を冠しているものが多い。卜辭において戈人・蕭人といい、金文では麥段に「賜臣三品、州人・重人・庸人」の語があるが、何れもその意味の呼稱である。春秋期の「某人」も「國人」の意であることが多い。そういう氏族關係をもたぬ聚合體に屬するものを衆という。器銘の「在宜王人」は下文の「宜庶人」に對して用いられているが、王人とは殷あるいは周の王族出自のものの意ではなく、おそらく王室私有の私人の意であると思われる。王人と庶人との別は、王人において「□又七生」というように氏姓を單位としてあげ、庶人には「六百又□又六夫」とその口數を示していることから知られるように、王人はなお氏族組織をもつものであり、庶人は衆のようにその氏族紐帶をすてた呼稱である點が異なる。詩の大雅崧高の第三章に

王命申伯　式是南邦　因是謝人　以作爾庸　王命召伯　徹申伯土田　王命傅御　遷其私人

と歌われているが、本器にいう王人とは王室所有の私人の意であろう。これを「□又七生」と姓を以て稱するのは、殷民の六族・七族というのと同じく、なお氏族的形態を保有しているからに外ならない。郭氏は王人を殷の餘裔とし、奴隸的身分のものと解するが、これを王人と稱するのは當らない。また服從關係にある氏族を直ちに奴隸とみることも、殷系の餘裔が周初においてすぐれた彝器の類を多く殘している事實からみて、容易に首肯しがたい。陳邦福氏が王人を周の下士としているのは、賜與の對象として不適當であり、これまた成立しがたい說である。

これらの王人は、王室の經營する宜社に屬するものとして、すでに宜地に入居していたものであり、このとき新たに遷されたのではない。「在宜王人」とはその意である。邑里に私人をおく場合にも、族姓を分って住ませていたと考えられ、「四里爲族」・「四閭爲族」という族と里閭との關係的表現のうちにも、なおその遺意をみることができる。

易奠七白、厥鬲〔千〕又五十夫

白は伯。大盂鼎に人を賜うことを記し、「邦嗣四伯・尸嗣王臣十又三伯」をあげている。奠伯もその例に同じ。奠について郭氏はこれを地名とみず、侯甸の甸と解していう。

奠假爲甸、卽君奭篇、小臣屛侯甸之甸、亦卽所謂甸人、鄭玄以爲、主爲公田者、禮文王世子注　韋昭以爲、掌薪蒸之官 國語周語注　大率卽詩所見田畯之類、白通伯、官之卑位以伯言、與大盂鼎同

奠は卜文にみえる鄭と同構の字で鄭州の鄭であること疑なく、ここも地名である。鄭は武丁期に封ぜられた子鄭の後で、かつては殷の都であったこともあり、最近發見された鄭州遺址の調査によって、百工・庶人の多い生產的な地域であったことが知られている。殷の滅亡の後これらの生產者は諸方に割裂され、陝西の地にも鄭を稱する地名が數處殘されている。殷代雄族考・鄭參照　百工・庶人の長は伯とよばれ、鄭七伯とは下文の鬲を率いるもので、一伯の下に百五十人の鬲が屬していたのである。奠を甸の假借とする說は董作賓氏の「殷曆譜」卷九にみえ、陳夢家氏も「殷虛卜辭綜述」三二三頁において奠は甸服にして殷代にすでに五服の制があったと論じている。しかしこれらの說の成立しがたいことについてはかつて論じた。甲骨金文學論叢五集三〇頁以下　鄭七伯とは鄭地より遷された鬲の管理者で、鬲百五十人に一伯の割合である。鬲を郭氏は甿と釋していう。

甿字稍損、似是上體从田、下體从亡、然當爲甿隸之類、固無可疑

唐蘭氏は「厥盧」と釋し、漢代奴隸の稱である盧兒の語はこれより發するものとしている。

鬲讀如盧、趙曹鼎・師湯父鼎、均从鬲从虎、詩公劉、京師之野、于時處處、于時盧旅、于時言言、于時語語、毛傳、盧寄也、以文義說、盧旅跟處處言言語語、是一樣的、可以寫作盧盧、或旅旅、管子小匡、狄人攻衞、衞人出旅于曹、齊語、作衞人出盧于曹、……左傳襄公二十年傳、盧井有伍、漢志食貨志、在野曰盧、可見盧在田野、易剝卦、小人剝盧、左傳襄公十七年傳、吾儕小人、皆有闔閭、以辟燥濕寒暑、可見盧是小人所住的、這種小人、可以稱爲旅、也可以稱爲盧、漢書鮑宣傳、蒼頭盧兒、皆用致富、漢代的盧已从田舍、引伸爲値宿的盧、但盧兒還是奴隸的名稱、這裏所說、易奠七白、厥鬲千又五十夫、是指由鄭地的七伯所率領的旅寄在宜地的農業奴隸

唐氏は鬲は盧の初文にして寄旅の奴隸的耕作者とみているのである。

鬲は卜辭乙・五六四七等にその字がみえ、また虎頭に従う字形甲・八八六等も同字とみられ、何れも犧牲の用法に關する字である。その音義を確かめがたいが、もし盧と聲義近いものがあるとすれ、鬲とは大盂鼎にいう人鬲と同語であろう。逸周書世俘解には字を厤に作る。その音に通ずるところがある。鬲は卜辭において用牲の法を示す字であり、從ってこれを人鬲に用いるのは假借義であろう。盧・厤も聲の假借なるべく、盧はその本字ではない。金文では射盧・虎盧など、儀禮を行なうべき

建物の名に用いられている。

鄭の七伯に對して、その鬲千又五十夫が與えられている。一伯の下に鬲百五十人がある計算である。大盂鼎では十三伯の下に同じく千又五十夫があり、もし一伯に他を摂するものがあるとすれば、一伯の所屬は七十五人、本器の半數となる。このような配屬の關係は、農地の地割りや、その生產形態と直接連なるところがあると考えられる。

郭氏は夫について、「夫字所指、當不止一人、一戶以其成年者一人計算、其意似與戶同」と述べている。すなわち氏はこれらを奴隷と解しながらも、それぞれ家族をもつ一家の成人者とみているのであるが、もし成年者を以ていえばその數は必らずしも一戶一夫とは限らない。家を以ていうときは「臣五家」・「臣十家」・「𦤎僕三百又五十家」のように明らかに家という。また上文にいう「王人□又七生」のごときも氏姓を以ていう。これに對して夫はあくまでも一夫としての計算とみるべきである。家族關係は、この表示のうちには考慮されておらず、また家族を含む場合、こういう成數的な配分は不可能である。

易宜庶人六百又□□六夫

大盂鼎では、「人鬲、自駿至于庶人」とあつて、庶人も人鬲の中に加えられている。ここに兩者が區別されているのは、前項の人鬲は鄭の七伯に屬するものであり、この庶人は「宜庶人」として別個の集團であるからであろう。庶人とは概ね農耕に從うものをいう。

左傳襄九年　庶人力于農穡

管子五輔篇　庶人耕農樹藝

書胤征　嗇夫馳、庶人走

大盂鼎では庶人は人鬲の最下層におかれている。郭氏は、上文の甿すなわち甿と同列にあるべきものであるが、甿は外來のものであるから土着の庶人と區別してかかれているのであるという。庶人もまた夫を以て數えられており、その點では人鬲と同じ。大盂鼎では庶人も邦嗣四伯の隸下にあるが、この器では伯の下に屬せず、單に宜の地名を冠している。「六百又□□六夫」を郭氏は「六百又六十夫」ではないかと疑っている。缺損した一塊の部分に當つているので確かめがたいが、六夫の六は六十とはよめない形である。

以上の賜物を、斷代には五類に分つて

第一類　鬯及鬯具　第二類　弓矢　第三類　錫土分四項　第四類　又七里未詳

第五類　人鬲卽奴隷共分三等

としている。この器銘では類ごとに「易」の字を用いているので、それによつて列記すると次のようになる。

一、易𩰫鬯一卣・商鬲一、□・𢒼彤一・彤矢百・旅弓十・旅矢千

二、易土、厥川三百□、厥□百又□、厥□邑卅又五、厥□百又卌

三、易才宜王人□又七生

易奠七伯、厥甿〔千〕又五十夫

易宜庶人六百又□□六夫

賜人は特に項目ごとに記されていて、禮器・田邑と扱い方が異なつている。上文に「侯于宜」とあり、冊命に當つてこれらの賜與を記しているのは、封建の實際をみるに足る資料である。詩の崧高とともに、西周期における封建の規模の一斑を知りうる。

宜侯矢、揚王休、乍虎公父丁隮彝

すでに宜に移封されたので、虎侯の稱を廢して宜侯と稱している。しかし父丁に對しては、舊稱による虎公を冠している。矢といい、父を父丁と稱していることから、令彝・令段にみえる矢との關係が注意されるが、そのことについては參考の條に述べる。廟號に干名を稱するは東方系の氏族とみてよく、虎侯と卜辭にみえる虎方との關係についても顧慮すべきものがあろう。陳・郭氏らは虎公を虔公と釋しているが、文に從つている字とはみえない。

訓　讀

これ四月、辰は丁未に在り。(王)、武王・成王の伐ちし商の圖を(省し)、徃でて東國の圖を省す。

王、宜の(宗社)に立ちて、(南)鄉す。

王、虎侯矢に命じて曰く、ああ、宜に侯となれ。

𩰫鬯一卣・商鬲一・□・彤弓一・彤矢百・旅弓十・旅矢千を賜ふ。

土を賜ふ。厥の川は三百□、厥の□は百又□・厥の□邑は卅又五・厥の□は百又四十なり。

宜に在る王人、□又七生を賜ふ

鄭の七伯・厥の甿(千)又五十夫を賜ふ。

宜の庶人六百又□□六夫を賜ふ。

宜侯矢、王の休に揚へて、虎公父丁の隮彝を作る。

參　考

唐蘭氏はこの器の虎を虞とよみ、虞公父丁とは姬姓の虞公に外ならずとし、出土地との關係を以下のように論じている。

虞侯矢一定是姬姓之虞、但他也不能是北虞、銘文說到東或和南卿、都說明這一點這箇段出土在丹徒、它在春秋時是朱方、正是吳國的地域、皇覽所說太伯的墳墓在無錫梅里、在它的東南、後來給吳國吞併了的邗國、在它的對面、長江北岸、邗末、段銘所說的宜、可能就在丹徒或其附近地區由于吳語跟中原不同、人名從來有很多紛岐、…邗末、虞侯矢應該就是周章、矢和周章的聲母是很接近的、周章在武成之間封爲虞侯、隔三十多年到康王時、封爲宜侯、他是仲雍的曾孫、伯禽是王季的曾孫、他們是兄弟的關係

こうして唐氏は、器を吳國最古の遺品とし、また姬姓の虞が周初にこの地に入つた證と考え、この器によつて周初の大封建の事實を徵しうるとするのである。

しかし虎を虞とよむ字釋にすでに問題があり、父丁という干名の廟號からも、宜侯を姬姓の出自と

することは困難である。また同時出土の器に春秋期のものを含むことは、器が後に至つて出土地に將來されたものであることを示唆している。夨を周章と解することなども甚だ疑問であり、南鄉を南卿とよんで吳地に赴いたとするのも牽强である。周初における東方經營の狀態からみて、當時周室の勢力がこの地にまで及んでいたとは到底考えがたい。

この器の銘文を出土地と直接關係させて解する注家が多い中で、岑仲勉氏が宜を俎とよんで胙とし、左傳僖公廿四年にみえる周公の胤たる六國の一に充てていることは一應注意すべきである。岑氏は宜を俎とよむべきことを論じた後、上文の商圖・東國圖の解釋からも、その地は安陽の附近であるとし、安陽の南、いまの延津縣の北に當る胙城こそ、この器にいう虎侯封建の地に外ならないという。この說は、淮夷・東南夷の服屬をもみないうちから、長江の下流に周が封建を行なつたとする說よりも遙かにすぐれている。しかし本銘の宜の字は、說文にも宜の古文として錄しており、また虎侯はおそらく殷代の虎方、中の諸器にみえる虎方にして河よりも南と考えられること、廟號に干名を用いていること、銘末に圖象款識をもつ夨令との關係も一應考えられること、などの諸點から、地を延津の胙とし、その族を周公の胤とすることに、なお疑問が殘るのである。

陳夢家・郭沫若氏らは、本器の夨と令器の夨とを同一人と解している。陳氏はいう。

作器者夨亦見於洛陽出土的令方彝・令尊和令殷、此諸器並同出的乍册大鼎、在銘末都有鳥形册的族銘、乃是一家之器、此殷之父爲丁、與令方彝・令尊相同、而據令殷、夨令曾從王東征至於炎、然則此殷的宜侯夨和令方彝・令尊・令殷的作册夨令、應是一人、但諸器鑄作、有先後之別

令方彝・令尊　八月甲申、王令周公子明保、丁亥明公令乍册夨、告于周公宮、十月癸未、明公朝至于成周

令殷　九月既死霸丁丑、乍册夨令從王伐楚白、才炎

宜侯夨殷　四月丁未、夨從成王省東或圖

前兩項夨令是乍册、後一項夨是宜侯、因知前兩項應在前、十月令在成周、則九月令在炎當在次年、而四月夨在宜、應在第三年

郭氏も本器の夨と令器の夨とを同一人と推定し、かつ武王成王の名は生號としても用いるから、器は必らずしも成王以後に下るものではないと論じて、陳氏の說に支持を與えている。

思うにこれらの論斷は隨分と大膽なものであつて、器が康王期に屬すべきことは銘文上明らかな事實であるから、陳・郭氏らの成王期說はもとより成立せず、また年次一年差にすぎないとする令器は洛陽から出土し、本器が江南から出土しているという事實についても、十分な說明を與ええない。岑氏は令器の丁公・父丁と作册大方鼎の祖丁とは一人であり、また何れも鳥册形款識をもつこと、その器銘は周室との關係をもつことなどから、夨は周室の一族であるとし、器を胙侯の器とする援證としている。これまた令器の夨と本器の夨とを一人とする點において、陳・郭兩氏の說と同じく、ただ夨を周公の胤とする點のみが異なる。夨令關係の諸器と本器とはその時期も近く、名も同じであるから、兩者の間に關係があろうと推定することは一應自然である。しかしその場合、虎侯夨の稱、令器の圖象款識、宜の所在と鄭・洛陽との關係など、なお考究を要する問題が多い。いま兩者

を同族とする假定のもとに、その問題を考えよう。

一、虎侯夨は殷代における虎方の後である。殷周鼎革の後においても、虎方は淮水上游方面の雄族として、周に抵抗をつづけていたが、成王期の後半に、周の東方經略がほぼその緖につき、周が淮域諸國の戡定作戰をはじめるに及んで、その討伐の對象となつた。中方鼎二・三に「隹王令南宮、伐反虎方之年」とあるものがそれで、中氏諸器にみえる南方作戰はこの虎方を主たる對象としている。

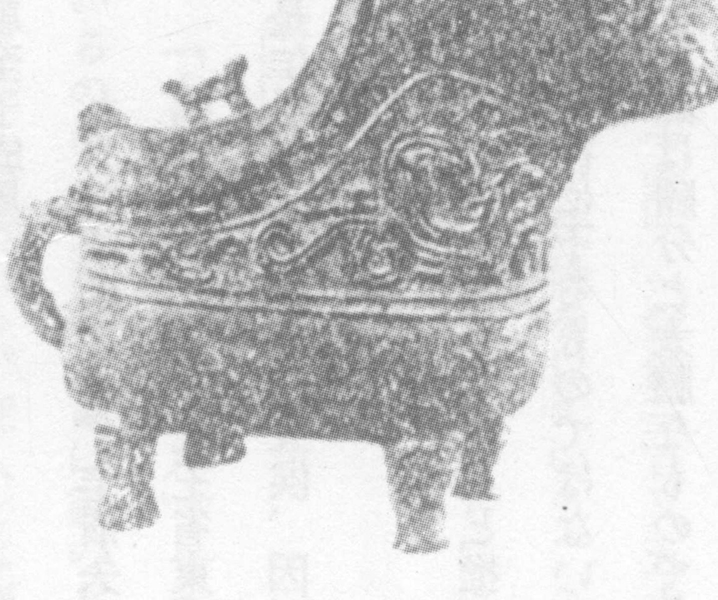
二、南宮の虎方征討の結果、虎方は周に歸服してその正朔を奉ずることとなり、虎侯夨と稱した。そしてその一族中、夨令たちは成周に遷されて周の監視を受け、作册として祭祀儀禮に奉仕した。かれらは鳥形册を標識としたが、册形は周におけるその職掌を示したもので、鳥は本來虎方の族徽であつたかも知れない。中氏が南國虎方に對する作戰の賜賞として生鳳を與えられていることも、考え合されることである。すなわち鳥形册標識は、鳥形標識をもつ虎方の分族として、これに册形を加えた分化圖象の一であるかも知れない。令の諸器に父丁とあるのが本器の父丁と一人ならば、虎侯夨と夨令とは兄弟輩である。また作册大方鼎も鳥形册標識をもつものであるが、祖丁の器を作つており、夨の子輩にあたる。なお周初の器に夨王方鼎貞松・二・三二　十二・居四後期の器に散氏盤三代・一七・二〇があり、何れも夨王の名がみえるが、本器の夨との關係は明らかでない。

三、虎方はすでに歸順して虎侯と稱し、その本宗は舊貫を保ち、その分族は成周に入つて作册として周に事えたが、虎侯は淮水上游の雄邦としてなお侮りがたい勢力があつたので、康王の初年、王が殷の舊王畿・東國の諸地を遹省するに當り、虎侯を伴なつて、いまは王領となつている宜地に至り、その社で册命してこれを宜侯に封じ、その地にある王の私人、また近接の地である鄭より七伯とその隸下の鬲、及び宜の庶人を賜うた。その地はおそらく虎侯の本貫より東、鄭に近い地と思われる。

四、宜という地名は甚だ多いが、殊に河南南部から湖北・江西・安徽の方面に集中的な分布をみせている。殷代に宜子というものあり、「王令宜子、迨西方于省」とあつて東方の族である。五三六頁 宜侯が封ぜられたのはおそらくその地で、宜を名とする諸地には、この宜子・宜侯が中原を逐われて東南に移動する際に殘したものもあろう。丹徒出土の本器が、春秋期の諸器と同出であるのは、そういう事情が考えられる。

以上は本器と令器との關係、また出土地と宜地との關係を求めるために試みた一の推定にすぎないが、全く無稽の言ではない。もし一應この推定が成立しうるものとすれば、被征服氏族の割裂・周の異族統制策・封建移封の實際・氏族遷徙の問題など、關聯して考慮すべきものが少くない。岑氏はいわゆる圖象款識の問題について、これを族徽とする郭說をしりぞけ、この種の款識は後世の印章と同じ性質のもので、記號・吉祥の意に外ならず、これを以て殷周の兩系を區別する理由はないという。そして上述の宜子の鼎に圖象款識あるも本器にはなく、令器の款識と宜子鼎のそれとはまた異なることを指摘している。しかし殷代の宜子と本器の宜侯は全く別の氏族であるからその點は問題がなく、また令器と本器とは、かりに同族とするも東西に割裂され、職掌も異なることで

あるから、款識を異にすることもありうる。また岑氏もすでに承知しているように、員の諸器二〇，二一には𠦪形款識を付するものとないものとがあり、令器と同じ款識が本器に付されていないとしても、格別異しむに足らぬことである。尤も令矢と宜侯矢とが、必らず同族でなければならぬという必然性はなく、宜侯矢の矢は私名、矢令の矢は氏號として、兩者を關係なしとすることもできる。ただ虎侯が虎方の後であるとすれば、殷周何れからもかつて異邦として討伐を受けた國であるから、もと殷・周の圏外にあつた族邦であることが知られるのである。



丹徒出土兕觥

器は四耳なるも珥なく、圏足が高くて方座はない。文様は圓渦文・虺首を交互に配し、殷式の特徴を殘している。字迹は泐損が多いが、完好なる部分を以ていえば周初の雅健なる趣があり、大盂鼎の字様より古色に富んでいる。器銘の解釋よりするも、康王初年の器と定めてよいものと思われる。丹徒出土器群については、樋口隆康氏の「西周銅器の研究」京都大學文學部研究紀要第七　昭卅八・三に形態學的な考察がある。そこでは令段・令彝と本器とを同一の作器者とし、また宜地は丹徒に比定され、その立場から器群の考察がされている。器群のうち最も特徴的なものは、ほぼ穆王期のもので、それらには中原の器と性格の異なるものがあり、隣接文化の影響があるとされる。しかし本器や兕觥は周初の一般的器制であるから、宜侯の南方轉徙はあるいは昭穆期ころに行なわれたものかも知れない。器群中、鈎連夔文をもつ盂や盤が出ているが、壽縣出土の春秋期の器に同系統の文様が多いことも、注目すべき事實である。

五三、叔徳段

時　代　成王斷代・郭沫若

收　藏　「福格博物館」斷代

著　錄

器影　斷代・二・圖・一七，一八

文物・一九五九・七・二　文史論集・圖版三二

銘文　斷代・二・一〇九　文物・一九五九・七・二

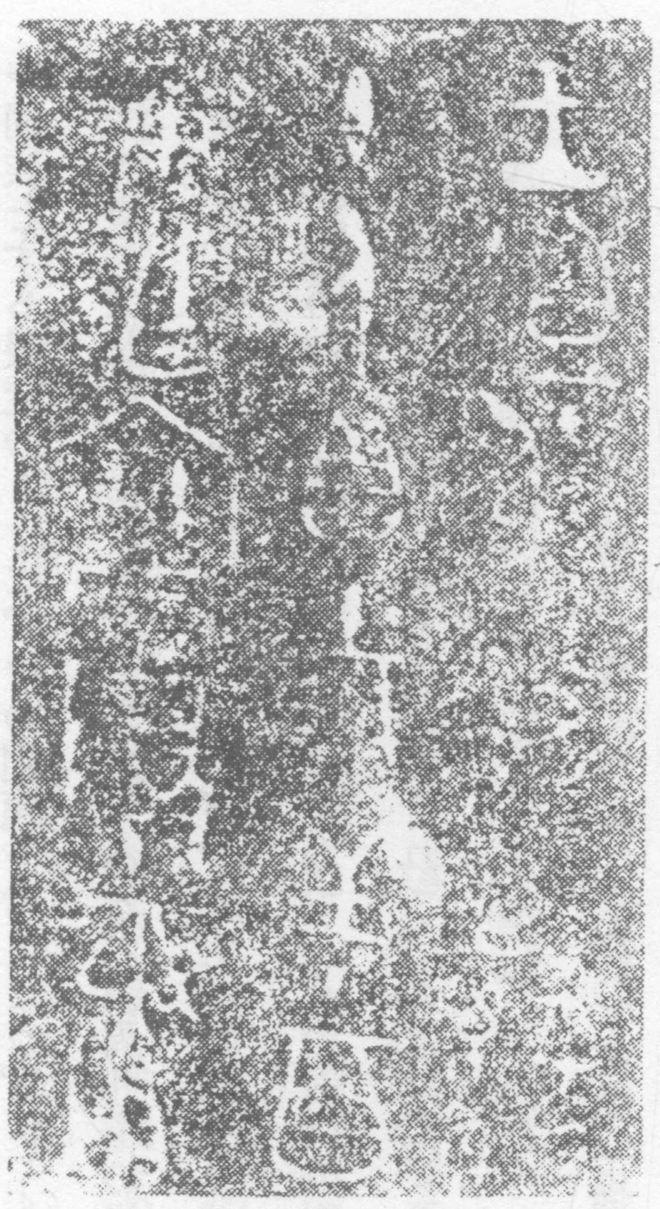
考　釋　斷代・二・一〇八　文物・一九五九・七・一　郭沫若　由周初四德器的考釋談到殷代已在進行文字簡化文物・一九五九・七　文史論集（一九六一）再錄

器　制　兩耳方座。兩耳に羊角形の獸首を飾り、長い珥がある。器の前後正中に稜あり、これを中心に左右に饕餮文を展開しているが、これはいわば犧首というべきもので、器腹及び臺座の主文は大豐段三頁と同じ文様である。從來怪鳥文とよばれているものであるが、象文の身部を大きな渦文に變化した文様である。臣辰尊三五〇頁，卣三四〇頁・象紋段故宮・上・六一等の文様と比較すると、その便化の過程を考えることができよう。また圏足部の左右にZ字形の螭文各二を配する。文様は肉のついた浮雕的な表出であるが、大豐段に比べると力があり鮮鋭である。大豐段は四耳の方座段であるが、この器は兩耳にして方座をもつている。



叔　徳　段

銘　文　三行一八字



叔徳段銘文

王易叔德臣𡢁十人・貝十朋・羊百、用乍寶障彝

易は深い器から水を注ぐ形に作り、同じ作器者とみられる德段・德大鼎にのみ、その例がある。陳氏は字を益と釋し、易の初文であるという。

益字實際上、是保存了古式的未簡化易字、可知易字原象皿中水之溢出或傾出、故有增易賜與之義、殷武丁卜辭的易字、和西周初期金文相近、而在西土的成康銅器、却居然保存了更古形式的寫作益形的易、由此可見殷周文字的相互關係、說明了不但在武王勝殷以前、殷周兩國的銅器發展、可以是平行的、卽其文字的發展、也是同源而平行的、則其語言之屬于一系、更是當然的事了

陳氏の論は、殷周革命の以前において、殷周はそれぞれ文字と靑銅器文化を有し、しかも兩者は一源より發しており、そのゆえに周初の器に卜辭以前の未簡化の文字を存するとするのである。陳氏はすでに大豐毁・保卣を武王期の器とし、周が殷と平行して早くから靑銅彝器文化を所有していたと主張しているので、この未簡化の一字をあげてその一證とするのであるが、この種の問題はこのような方法で論ずべきものではない。かつ德器の作者が果して周人であるか否かもにわかに定めがたく、周初に賜貝のことを記す彝器が概ね東方系氏族の作器であることからいえば、この器のごときも東方出自氏族の作器と考えてよいものである。銘文は後にもいうごとく武王の祭祀を助け、成周において賜貝をえたことを記しており、作器者は成周庶殷の一である可能性が多い。

易を陳氏は益とし、郭氏は溢の初文とする。そして何れも引伸して賜與の義となつたとするのであるが、聲義の上から疑問とすべく、字は易の初文とみて差支えない。おそらく祼酌を賜う象であろう。ただこの字形は他器にみえず、ひとり德器にのみ用いられている。德の四器中、方鼎のみは通行の字體によつている。

叔德は德毁等の德と一人であろう。字は旁の目上に一あるいは二の縱點を加えている。省とも釋しうる字である。

臣勬の勬は左旁に二姜を重ねている。𢉀方鼎にもこれと似た字があり、左旁は光下に二臣を重ねていて、字の立意が相似ている。陳氏はこれを左傳昭七年にみえる「僕臣臺」の臺、方言に農夫の醜稱としてあげる儓の初文とし、本器の勬をもそれと同字としている。郭氏は左傳昭七年にみえる「陪儓」は僕儓と同語であり、臣儓とは臣妾というに同じく、この古語がいま「太太」として殘つているのではないかという。隨分と思いつきの議論である。

金文には臣儓の語例がなく、字もまた臺とは形が遠い。師骰毁に「我西隔東隔僕馭百工牧臣妾」、また伊毁に「康宮王臣妾百工」の語があり、金文では臣妾を連用している。字はおそらく𢉀方鼎にみえる勬と同義の字であろう。

金文にみえる徒隸は、夫を以て數える。

宜侯矢毁　「人鬲千又五十夫」・「易宜庶人六百又□六夫」

大盂鼎　「人鬲自駿至于庶人六百又五十又九夫」「人鬲千又五十夫」

これに對して人と稱するのは、概ねその族種を以ていうときである。㚇毁に「臣三品」の目をあげて、州人・庸人などと稱するのがその例である。もし勬が臣儓の屬であるならば、人鬲と同じく夫というべく、ここに「臣勬十人」というのはおそらく異種族のものであろう。字は女に從う。その頭部に何か特別の頭飾を用いているようであるが、鼎文錄遺・二七にその立人形と思われるものがある。これを以ていえば、この十人は異族出自の臣妾の屬であるらしい。

貝朋のほかに、羊百を賜うというのは珍らしい例である。金文では小盂鼎や師寰毁に俘獲の牛羊を獻ずる例があり、曶鼎には代償として酒・羊・絲が交付されることがみえている。しかし賜物として與えられるのは、臣辰卣に豚を賜うものとともに稀有の例といえよう。

臣下の一字は光形の字であるいは光種の臣妾かと思われ、羊を賜うているのもそれと關係があることかも知れない。光族は牧羊人とされているからである。臣勬と貝・羊とを列記して、語端を改めていないことも注意される。

訓　讀

王、叔德に臣勬十人・貝十朋・羊百を賜ふ。用て寶障彝を作る。

參　考

陳氏は作器者を周人とし、銘文の文字によつて周文化の古いことを論じ、克殷以前に周に彝器文化の行なわれた可能性を說いたが、賜物の例を以ていえば、作器者はむしろ東方出自の族とすべきであろう。

同じ作器者の器と思われるものになお毁一器・鼎二器がある。何れも單に德と稱していて名號が異なるので、その三器を合せて次條に錄する。

五四、德方鼎

時　代　成王郭沫若

收　藏　上海博物館

著　錄

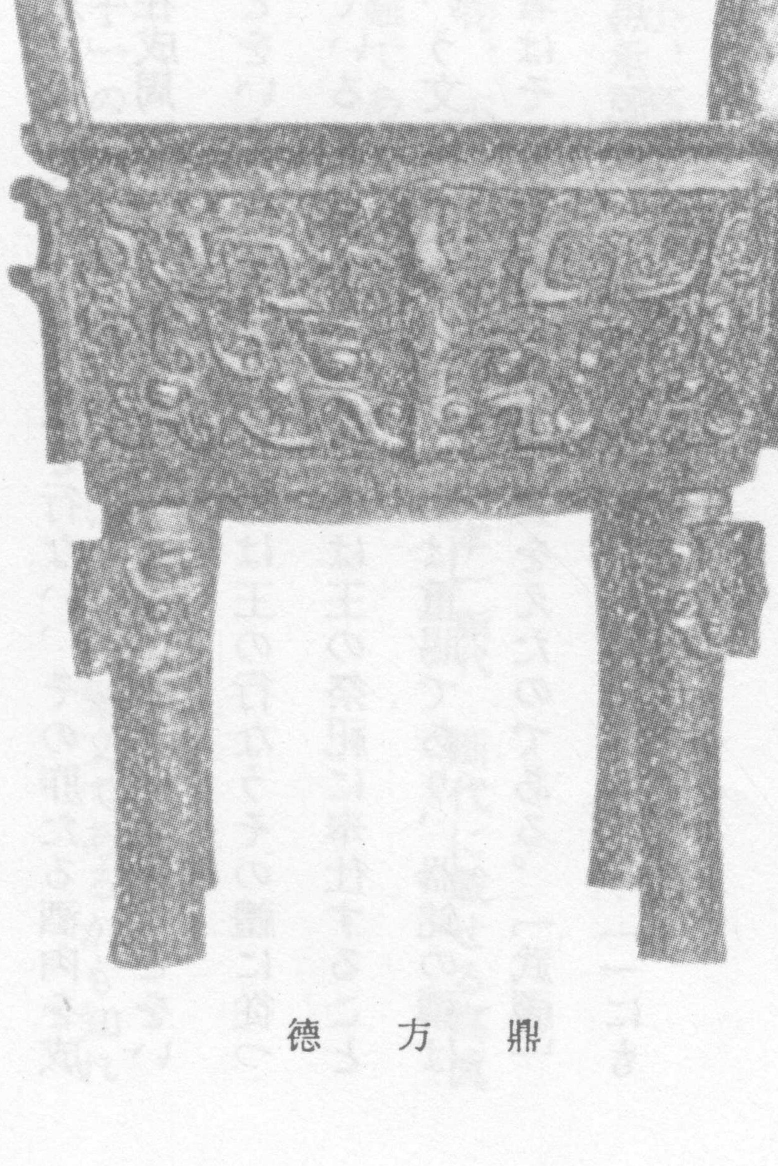
器影　文物・一九五九，七・封面裏　文史論集・圖版二九

　上海・二八・

銘文　同右

考　釋　郭沫若　由周初四德器的考釋談到殷代已在進行文字簡化文物・一九五九・七

器　制　通高二四・四糎、耳高四・六糎、足高一一・七糎、口徑橫一七・八糎、口徑直一四・二糎。立耳、足



德方鼎

はかなり長く、器の深さを超えている。器の四面正中に稜あり、稜を中心に饕餮文を展開する。角と身尾とは頭部からはなれ、尾部は立刀形に近い虺龍狀の獨立した獸文をなしている。その文樣は德毁の方座器腹の饕餮と似たところがある。脚頭にも鈎稜を中心に饕餮文を飾つている。

銘文　五行二五字

隹三月、王才成周、徂珷禷自蒿、咸、王易德貝廿朋、用作寶障彝

「王才成周」というものは、成康期の器に多い。臣辰卣をはじめ盂爵・厚趠方鼎・嗣鼎・史獸鼎等に成周の名がある。成周ははじめ新邑と稱し、卿の諸器にみえている。徂は字に泐損があるらしいが、徂には侍・出・之往などの義がある。郭氏は延と釋し、說文の「安步延延也」を引き、等候の意があるというが、やや文意に合わない。小盂鼎・呂方鼎には侍の意に用いられている。ここでは珷の禷禮に侍したことをいう。

珷を郭氏は武王の合文にして、大盂鼎にその例があるとする。しかし大盂鼎では玟王・珷王のように別に王字を添えており、合文ではなく、玟珷は文武の繁文である。大盂鼎に「嗣玟」の語があり、王號を文・武と單稱することもあつたのである。書の洛誥に「文武受命」といい、後の左傳等に僖之某年・文之某年と稱する例がある。



德方鼎銘文

武下の一字を郭氏は福と釋している。しかし金文にみえる福字はすべて兩手に從わず、また器口を開く形にかいたものがない。この字は卜文及び金文にみえている。卜文には

甲申卜貞、王賓大甲禷、亡尤前一・五・一
庚辰卜行貞、王賓夕禷、亡囚後下二五・四

のように用い、祭儀の名である。酒醴を用いるものであるから、おそらく修祓し祼する儀禮を意味すると思われ、禷と釋すべく、福の字ではない。器銘には

徂鼎　遣禷二口貝五朋一八五頁
咎卣　王在廙、降令曰、歸禷㠯我多高二玄・九六

のように用いられ、何れも上に遣・歸の語がある。徂鼎では賜賞としてそれを與えられており、咎卣では多高にその行爲を爲すことを命ぜられている。郭氏は字を福と釋し、胙にして酒肉の義であるという。

福者胙也、祭祀之酒肉也、古者、祭後分送其酒肉、曰致福、或歸福、周禮天官膳夫、凡祭祀之致福者、國語晉語、必速祠而歸福、肉易腐化、酒較能保持、故福字金文或作畐、从示从酉、酉者酒器也、想見古人致福或歸福、乃以酒鬯爲主、肉經醃制、亦可保存、然道遠處、恐不易立致

いま右の解によって器銘を釋すると、德は鎬京における武王の祭祀を行ない、その胙たる酒肉を成周にある王に致したことになる。しかし「王在成周」とは、賜賞のときに王が成周にあることをいうもので、王が武の禷禮に與からなかったことをいうものではない。德は王の行なうその禮に從つて蒿より成周に來り、終つて王の休賜を受けているのであるから、以上は王の祭祀に奉仕することを述べた語とみるべく、單に胙を致送するという文意ではない。貝廿朋は重賜であり、器銘の禷は卜文「王賓大甲禷」という場合の禷で、作器者はその禮に與かって賜賞をえたのである。「武禷」とは「王賓武王禷」を省略した語法である。馬承源氏の「德方鼎銘文管見」文物一九六三・一一にも禷を祭名としている。

徂は侍候のときには、呂方鼎「王饗于大室、呂徂于大室、王易秬三卣・貝卅朋」のように介詞于を用いる例であるが、この文では省略している。徂鼎の「遣禷二口・貝五朋」は、禷禮についての賜與である。

蒿を郭氏は「蒿通鎬、即鎬京」という。蒿は嬰劫尊の「朕𦎫祖」の𦎫と字近く、鎬の初文とみてよい。鎬は宗周にあり、のちに璧雝が造營されたところで、當時すでに周室の祀處があったのであろう。王が武王に賓して禷祭を行ない、德はこれに侍して蒿より成周に赴き、その禮を終えて賜賞をえたのである。咸は儀節の終ることを意味し、一字を文末におく例が多い。字は祼册を封緘する象

を示す。かくて德は貝廿朋を賜うているのであるが、貝廿朋は當時にあつては相當の重賜であった。

訓讀

これ三月、王、成周に在り。武の禷に侍して、蒿よりす。咸る。王、德に貝廿朋を賜ふ。用て寶障彝を作る。

參考

德は何人であるか知られない。郭氏は齊の太公の孫に乙公得というものがあるが、作器者と同人なるか否かを知らぬという。郭氏は器の時期を成王期に屬していう。

此當爲成王時器、器之形制花紋字體文體、均合、當屬于周初、周室在鎬京、對武王擧行春祭、成王因事在成周、未能親臨、故恭候其祭後之致福、候到、王賞德貝廿朋、德因以作器、德當即致福的使者、故受王賞賜

郭氏は、王が成周にあり、德に命じて鎬における武王の春祭を代行させたとみているのであるが、それならば臣辰卣のようにこれを行なうことを命ずる文があるべきである。徂には侍つ義の用法はなく、またその義に解しては文末に咸の一字をおく理由がない。それでいま、德は蒿における助祭の功によつて、成周において賜賞をえたものと解しておく。

器を成王期とすることについて、郭氏は武王の春祭であるから成王の行なう祀禮であるとし、器制

字迹もみなその期に協うとするが、德の圓鼎については、「與康王時大盂鼎、形制相近」という。兩者は殆んど同制である。大盂鼎には廿又三祀の紀年があり、康王後期の器である。また叔德毀の文様は、大豐毀・燹毀と近く、この二毀もまた康王期のものと考えられる。かつこの器銘の文字は、王・珷の字形が大盂鼎と最も近く、德の二鼎は、大盂鼎よりそれほど時期の早いものとはしがたい。二毀・圓鼎の字迹にいくらか古意を存するところがあるとしても、德の四器はすべて康王期のころと定めてよいようである。

同じ作器者による德毀・德鼎の二器を次に錄しておく。



德　毀

＊德毀　器影　斷代・二・圖・一六　銘文　斷代・二・一〇九

器制は兩耳方座。耳に羊角の犧首を飾り、珥がある。器腹・方座に饕餮文あり、肉太の浮雕的なもので、角飾の端は下卷内向、尾部は獨立した獸文となり、蹲踞形をなす。全體の文様は、德大鼎と極めて近い。中央の饕餮の額部に、また一獸首がある。器の圏足部には夔鳳文を飾り、尾端は垂尾。器形は叔德毀と殆んど同様であるが、文様は悉く異なつている。銘にいう。

王易德貝廿朋、用乍寶障彝

文は左行。易の字は器中に水液のある形。叔德毀の字と同形である。普通の字形は、この皿形の部分を省略したものである。「王、德に貝廿朋を賜ふ。用て寶障彝を作る」。銘は縱一〇・五糎、横四糎。拓迹の明らかなものがない。

德鼎

器影　文物・一九五九・七・封面裏　文史論集・圖版二九　上海・二七

銘文　同右　二玄・一四一

考釋　郭氏・文物・一九五九・七　又・論集・三三三

器制　通高七八糎、口徑五六糎、腹徑五八・四糎、腹深三五・四糎、耳高一六糎、足高三〇・八糎。郭氏いう。「與康王時大盂鼎、形制相近」。器文は細身の虺龍文。正中の稜を中心に左右に展開し、脚頭に翼稜を付している。

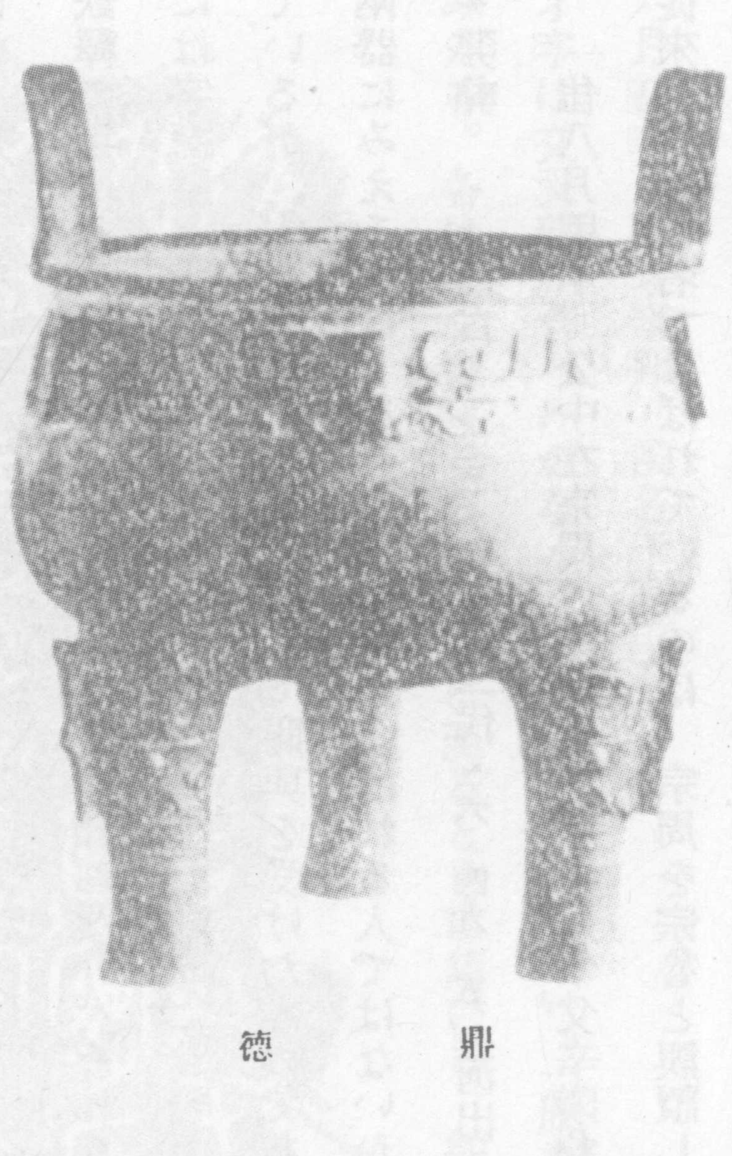
銘は前器と同文、二行右行である。陳氏いう。

上所述德之兩器、尚有一同銘之鼎、一九五四年夏日、在上海十三層大樓餐廳廊上、見一大盂鼎式的大鼎、其銘同于德毀、一行直書、其後又見拓本于于省吾處、德所作之三器、關係重要、由於德鼎和大盂鼎的形似、可知後者的年代不得晚于康王、由于德毀與大保毀的形似、可知兩者俱當在成康時代

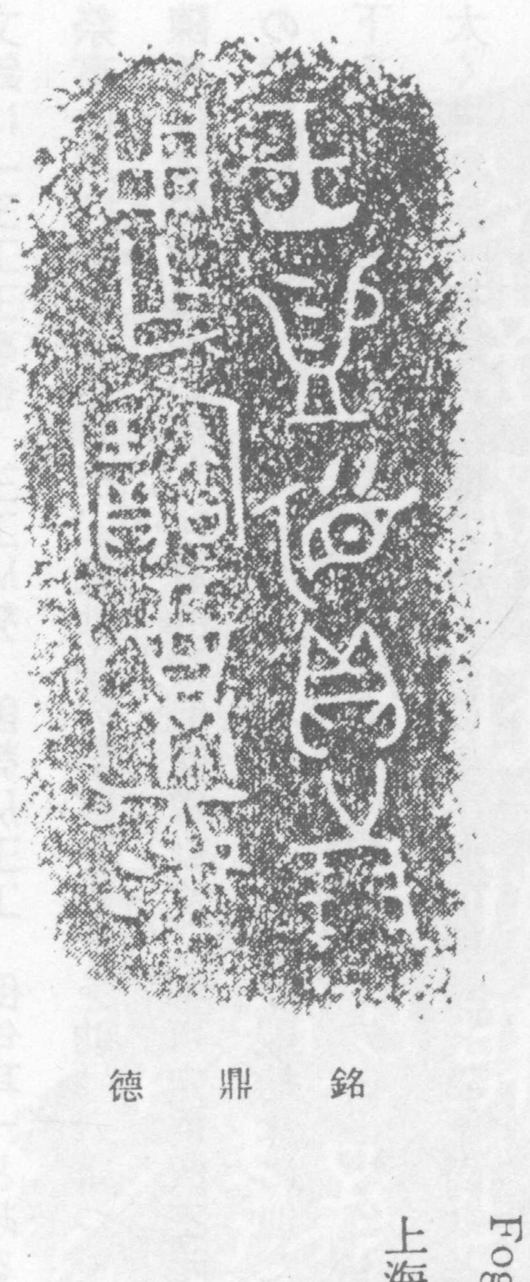
陳氏は德毀と大保毀五九頁との器制の近似を説いているが、あまり似ているとはいえない。むしろ叔德毀の文様が大豐毀と近いことを注意すべきである。

なお陳氏の文中にみえる于氏所藏の鼎銘は一行直書というも、于氏の錄遺にも收められておらず、郭氏の收めるものと同異を知りがたい。

德の四器のうち、叔德毀・德毀の二器は Fogg Museum of Art に、他の二器は上海博物館に藏している。



德　鼎



德鼎銘

五五、小臣逋鼎

時　代　成王斷代

收　藏　「此鼎今在清華大學、一九四九年前後、購于北京廠肆」斷代

著　錄

器影　「器殘破」斷代

銘文　斷代・二・一一〇　錄遺・八四

器　制　斷代にいう。「器殘破、器甚小、高不過二〇糎」。

銘　文　三行一七字。「銘文塡以黑色物、不能施拓、此據照像本」斷代　斷代に載せる寫眞も不鮮明で、複寫製版することが困難である。

小臣逋卽事于西、休

小臣は官名。逋は他に未見。徐器に「余迖斯于」の名あり、逋はあるいは迖の緐文であるかも知れない。

「卽事于西」とは西方に祭事などがあつて、それに從事することをいう。從つてこの小臣逋は東方

の人で、祭事のために成周より葊京に赴いたものであろう。小臣靜卣に

佳十又三月、王客葊京、小臣靜即事、王易貝五十朋

とあり、同じく小臣の職にある靜が葊京の儀禮に參加している。本器にいう西とは、葊京などをいうのであろう。

休を陳氏は下文に屬して「休中易趞」と句讀し、「中の趞に易へるを休とし」とよんでいるが、休は一字で讀とするのがよい。匡卣「王曰、休」・不嬰段「女休」・兮甲盤「休、亡敃」のように用いられる。その意を詳しくいえば、史頌段「休、又成事」である。ここでは事に即いて奔走し、休あり、その事を全うしたことをいう。

中易趞鼎

中はその字様が𤼈方鼎にみえる𤞞中の中と字形同じく、陳氏は同一人であろうかという。しかし他にもこの字形に作るものがあるので、必らずしも𤞞中とは定めがたい。文中初見のところに、その氏號をあらわしていうのが例である。

小臣趞即事于西
休中易趞鼎
揚中皇乍寶

鼎文配字表

趞字の下に鼎字があり、陳氏はこれを「中易趞」・「乍寶鼎」とよんでいる。銘末の字を右折してよむ例は乏しくはないが、「中易趞」のように賜物を記さぬ例は殆んどない。右折よみは、一應他のよみ方が成立しない場合になすべきものと思われるから、この場合は鼎を賜物としてよんでおく。同じく中から賜與を受けて器を作るものに、羌尊参考附記があり、禮器を賜うて尊を作っている。また史獸鼎においても、鼎を賜うて、その寵榮を記念する鼎を作っている。禮器を賜うことは、必らずしもその例が乏しくない。

揚中皇、乍寶

皇は休と同義。競卣に「白犀父皇競、各于官」のように動詞として用いられ、この文はその名詞化した用法である。鼎銘には稀に寶・旅・旅寶・賸で文を終るものがある。羞鼎のごときも、單に「羞作寶」の三字を銘している。

訓　讀

小臣趞、事に西に即き、休とせらる。中、趞に鼎を賜ふ。中の皇に揚へて、寶を作る。

參　考

斷代にいう。「此鼎爲簡樸式、毫無花文、項下收束、近于頌續八的立鼎、其時代當屬成王晩期」。立鼎は傾垂の強い素文鼎で、羞鼎故宮下・七七も同形である。おそらく同期のものであろう。器銘にみえる中は、また羌尊にもみえているので、ここに附記する。

＊羌尊　收藏　「江蘇吳縣曹秋舫藏」攈古　「曹秋舫舊藏、今歸潘季玉」綴遺

著録　器影　懷米・一・一二

銘文　攈古・二之三・三七　周存・五・七　綴遺・一八・二五　小校・五・三五　三代・一一・三三・二　二玄・一四〇

考釋　餘論・二・二四　韡華・戊上・五　文錄・四・二一

器制　懷米にいう。「高六寸三分、口六寸、腹五寸一分、足四寸五分、深五寸二分、重七十四兩」。器は分層なく、腹に夔鳳の帶文を繞らしている。



羌尊銘

銘文四行二五字。文にいう。

佳四月、王工、从羌各中、中易羌□、羌𩰫中休、用乍文考障彝、永寶

工は史獸鼎の「立工」の工と同じく、何らかの儀禮を擧行するために、その設營をなすをいう。それで王は羌を中のもとに伴なつたのであろう。文録に「王工王事也、王工从羌、即羌从王工、倒句耳」とあるが、語法的に無理である。各は多く祭事に用いる語であるが、羌は中の祭事をなすを助け、よつて中より賜與を受けたのであろう。陳氏はこの尊について、「尊的形制花紋銘文、都可定爲成王時器」とし、鼎をも成王晩期に屬したのであるが、尊はすでに三層の分界なく、文様は𩰫劫尊に似たところもあるが、器制はそれよりも下るようである。字は柔軟な書風で、甚だ異色がある。たとえば王字の末畫は斧鉞の刃部を示して太く描かれ、初期の字様である。この字形は靜段・貉子卣などにもみえる。四・工の横畫下筆のところに逆入に近い筆意がみえ、康王期に多く行なわれた。字の結體に異構多く、文・障彝・寶をはじめ、羌の字なども三字三様である。

缺釋の字はあるいは萬の異構であるかも知れない。それならば祼禮を以て賜うたこととなる。文録には字を璧と釋するも、字形が異なる。小臣趞鼎において、趞は西に赴いて祭事を助けて賜賞をえているが、本器もまた祭事に關して賜與を受けたものである。兩器にみえる中は、あるいは公中とよばれる人ではないかと思われる。

＊羿彝　攈古・二之三・一〇　三代・六・四九・五　河出・一八四

佳八月甲申、公中在宗周、易羿貝五朋、用乍父辛障彝□

從來宗魯彝の名でよばれているのは、宗周を宗魯と誤讀しからである。羿はかりに釋した。說文によると羿は弓と二干とに從う。字形が最もこれに近い。左傳襄三十年に、亥に二首六身あり、二萬六千六百有六旬の義とされているが、孔廣森はこれを古の算籌における縱橫紀數の法と考えた。孫

詒讓の餘論二・三にその説を用いて、この字は弓と二丁に従い、丁は數六であるから、これは弓十二を賜うことをいい、下文の貝五朋とまさに相應ずるという。孫説のごとくならば受賜者の名が文中にみえぬことになるし、また弓十二をそのように表記することも考えがたい。羿は弓と二干とに従うという。しばらくその字に釋しておく。小臣䢅鼎に「卽事于西」といい、兟尊に王の工のため中に格るといい、この器に「在宗周」という。それで中・公中はあるいは一人かと思われるが、なお確かめがたい。銘末の一字は圖象文字、屋下に執字形を描く。器影未見。字迹よりみて、成康期に入りうるものと思われる。

五六、耳尊

時代　成康期斷代

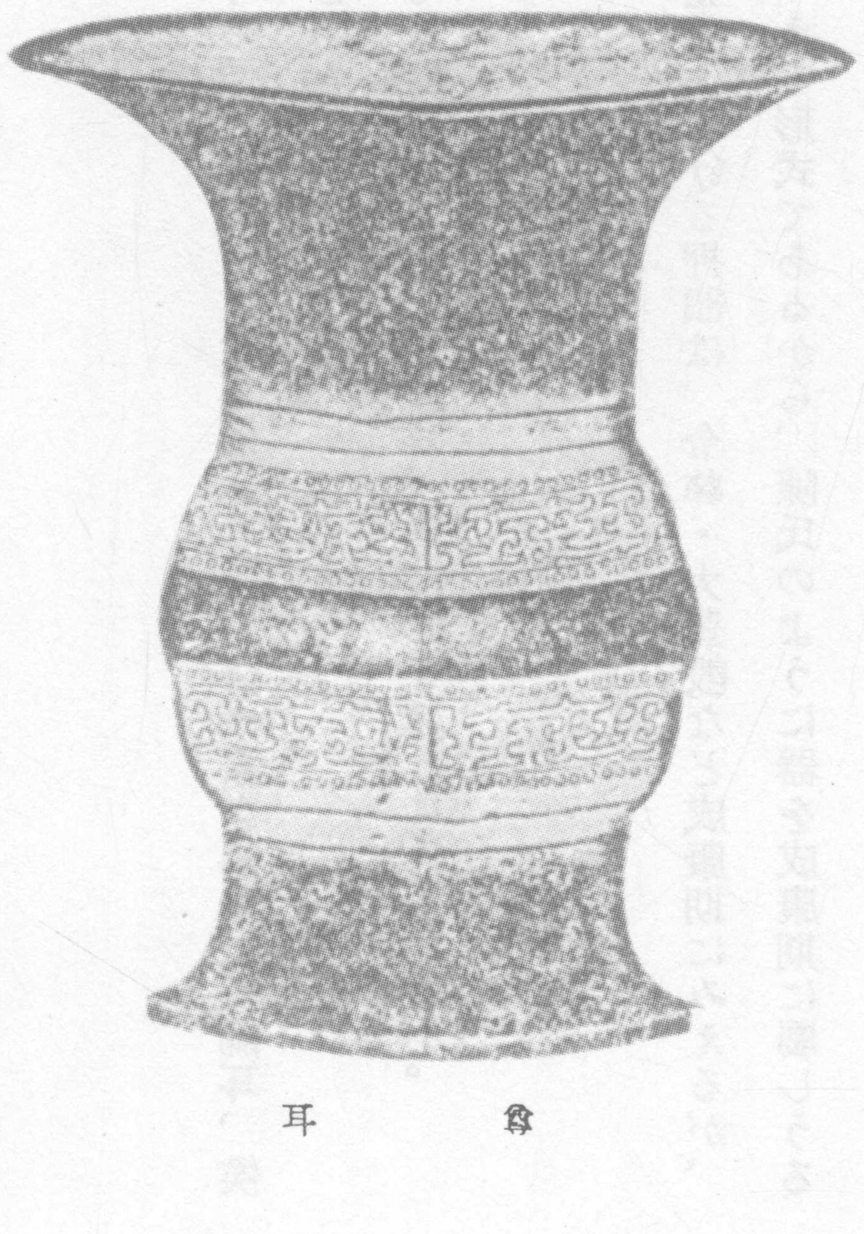
著録

器影　斷代・三・圖七（拓）　二玄・一九八

銘文　斷代・三・圖七　錄遺・二〇六　二玄・一九七

考釋　斷代・三・八一

器制　斷代にいう。「器高約二五糎、口徑二〇糎、花文近于本文第三〇器（趞卣）、形制亦屬成康時」。器腹に上下二條の顧龍文を付し、その帶文に小圈文を配している。文様は凸線より成るものらしく、北伯卣三九七頁に近い。



耳尊

銘　文　七行五二字



隹六月初吉、辰才辛卯、侯各于耳□

才字は交叉部の含らみがなく、殆んど十字形に近い。「辰在」をいうものは令彝・宜侯夨𣪘などからみえる。各は廟や宮室などの聖處に至るときに用いる。従つて耳下の一字は廟寢を示す字であろう。字形奇異にして隷釋しがたい。陳氏は麥彝の麥宮の宮字と比較すべきものとしているが、由形の字は亞醜の醜形にもみえる祀官の禮冠の形と近い。要するに祀處をいう。この器は出土も明らかでなく、文中の侯は何人であるかを知りがたい。

侯休于耳、易臣十家

斷代に「錫臣十家之語、可補以前著錄所未及」というも、臣十家の語は令𣪘にみえている。

長師耳、對騏侯休、肇乍京公寶障彝

長師の長を陳氏は地名とみている。官職の師の上に地名をおく例は殆んどなく、「成周師氏」などとは語例が異なる。凡そ身分や官職は文の初出のときにいう例であるから、長師の語についてはなお疑問があるが、一應その官職とみておく。京公は下文によると耳の父考ではなく、あるいはその本宗であろう。

京公孫子寶

耳がその子孫に對していう語氣ではないようである。しかしその寶用を命じているのであるから、一家の器であることは疑ない。「孫子寶」の語は、𣪘𣪘にもみえる。

侯萬年、壽考黃耇

侯を祝頌する辭である。萬の字は異體。黃耇は早期の器には殆んどみえず、師奎父鼎・師餘𣪘など、後期に入つて多く用いられている。爾雅釋詁に「黃髮耇老、壽也」とある。陳氏は詩の南山有臺「遐不黃耇」・行葦「以祈黃耇」・周頌烈祖「綏我眉壽、黃耇無疆」の例をあげている。萬年の語は害鼎「害萬年」・盬尊「盬萬年永光」のように自らいうものが早く、宗周鐘「天子萬年」のように祝頌に用いるのは、稍しく後の用法である。

耳日受休

師艅段に「日易魯休」というのと近い。作器者自らに對する祝嘏の辭である。

訓　讀

これ六月初吉、辰は辛卯に在り。侯、耳の□に格る。侯、耳に休して、臣十家を賜ふ。長師耳、侯の休に對揚して、肇めて京公の寶隮彝を作る。京公の孫子、寶とせよ。侯、萬年、壽考黃耇ならんことを。耳、日に休を授けられんことを。

參　考

末辭の部分に寶・耇・休の三字押韻。金文における押韻は、令彝・大豊段など成康期にみえるが、この銘文の末辭は、後期の器銘に多くみえる形式であるから、陳氏のように器を成康期に屬しうるかどうかは疑問である。文字は吉・在・各・彝・萬・壽・受など、成王期のものと字形・筆意を異にするものがあり、字の肥瘠少く力感に乏しい。釁器の字樣に似て、それより稍しく時期が下るものと思われる。

五七、鼂　段

時　代　成康期 斷代

出　土　「解放前後、傳河南出土」斷代

收　藏　「今在傅晉生處」斷代

著　錄

器影　斷代・三・圖三・上

銘文　斷代・三・六九　錄遺・一六三

考　釋　斷代・三・六九

器　制　斷代にいう。「器高一二・七糎、口徑一九・六糎、兩耳之間二七糎、此器花文中的鳥、較之成王時代的已略有伸長、而尾與身尚未脫離、當在成康之際、或康王時、此器的鳥形、介于成王隮鼎與師旂鼎之間」。兩耳、珥あり、帶文の正中、夔鳳の間に犧首、帶文下に



鼂　段

一條の凸文を付している。夔鳳の身下の空間を、三角形で埋めているが、これは鳥の後足の硬化したものとみられ、作旅彝卣武英・一三〇の項下帶文は殆んどこれと同じ。その卣の主文は靜段と近く、卣の作器者と同一人の段と思われる一器武英・四八 通考・二七二も主文は同じ。これらは康昭期ごろから行なわれたものと考えてよく、器の帶文は御正衞段の帶文よりも樣式的には後のものである。字迹も昭穆期の小字風に近づいている。

銘　文　五行四〇字

隹正月初吉丁卯、鼂䛠公

鼂は作器者の名であるが、字書になく未詳。やどかりを聯想させる字である。䛠を陳氏は造と釋している。語例からみると、出・之往などの義がある。

令彝　公令䛠同卿事寮

臣辰卣　隹王大龠于宗周、䛠䆁莽京年

いずれも之往の義で通ずる。下文に賜賞のことがみえているので、おそらく見事・見服の禮などを行なつたものと思われる。公は何人をさすのか未詳。鼂の辟君に當る人であろう。

公易鼂宗彝一肆、易鼎二、易貝五朋

宗彝については陳氏に詳論があり、器を大別して宗彝・將彝の二系とし、宗彝は盛酒の器、將彝は



鼂　段

烹飪・溫酒・盛食の器であるという。器種を分つと次の如くである。

宗彝　卣・尊・方彝・爵・壺（鼎一見）

將彝　鼎・鬲・甗・角・盉・段・盨・簠

すなわちここにいう宗彝一肆とは、そういう盛酒類のセットであるとみるのであるが、鼎に宗彝の名なしとするは當らず、三代にその例を多くみうるのみならず、たとえば小克鼎には自ら「宗彝」と銘していて、しかも傳世の器七器あり、宗婦鼎にも「爲宗彝𩰫彝」とあつて同文四器を數える。鼎もまた宗彝としてセットとすることがあつたのである。肆は肆。編鐘に最も普通に用いられている字で、大鐘八聿・鼓鐘一肆のようにいう。鐘以外のものでは、函皇父盉に「自豕鼎降十又一段八兩鑩兩壺」という例があり、鼎もまた大小相次していたよ

うである。本銘の宗彝一肆の器數は知られないが、函皇父盉の例でいうと、十二器とか八器とかで一肆をなしていたのであろう。

他に鼎二・貝五朋を賜うているが、一項ごとに易字を加えている。宜侯矢𣪘の例と同じ。鼎二もまた一組をなすものであろう。賜與物として既製の彝器が與えられる例は、史獸鼎や本器などが早い時期のものである。

陳氏はこの賜物中、鼎には單に「鼎二」といつて「宗彝一肆」のように助數詞を用いていないことに注意し、鼎は宗彝の列に入らぬもので、彝器には宗彝・將彝の二系が嚴然と區別されていたのだとしているが、肆とは成數のものをいうので、必らずしも鼎を除外したとは限らない。宗彝と將彝とは器の性質的な區別とともに、陳設・使用の際の區別もあつたかと思うが、何れも宗廟の彝器であることにかわりはない。

𣪘對𩔡公休、用乍辛公𣪘、其萬年、孫子寶

父祖を辛公と稱しているのは作器者が東方系の人であることを示す。賜賞の事功も、おそらく助祭などのことであろう。それで祭器を賜うたのである。器は河南の出土と傳えられるが、その地を明らかにしない

參　考

陳氏は器制・文様からみて、成康期の器という推定をしているが、銘文は行款整齊であつて字迹謹

卷一下　　五八七～五八八

飭、鋭さも氣象もみられない。厚趠方鼎三五九頁の系統に屬し、後の靜・遹の器に連なるものと思われる。また花文の夔鳳も尾部が様式化しており、後起の形式である。彝器を賜うことは史獸鼎にみえるが、字迹はそれよりも遙かに下る。康王末期より遡りうるものではなく、むしろ康昭期に屬すべきものであろう。

五八、作册魖卣

時　代　成王斷代

出　土　「解放前後、洛陽出土」斷代

收　藏　「今在傅晉生處」斷代

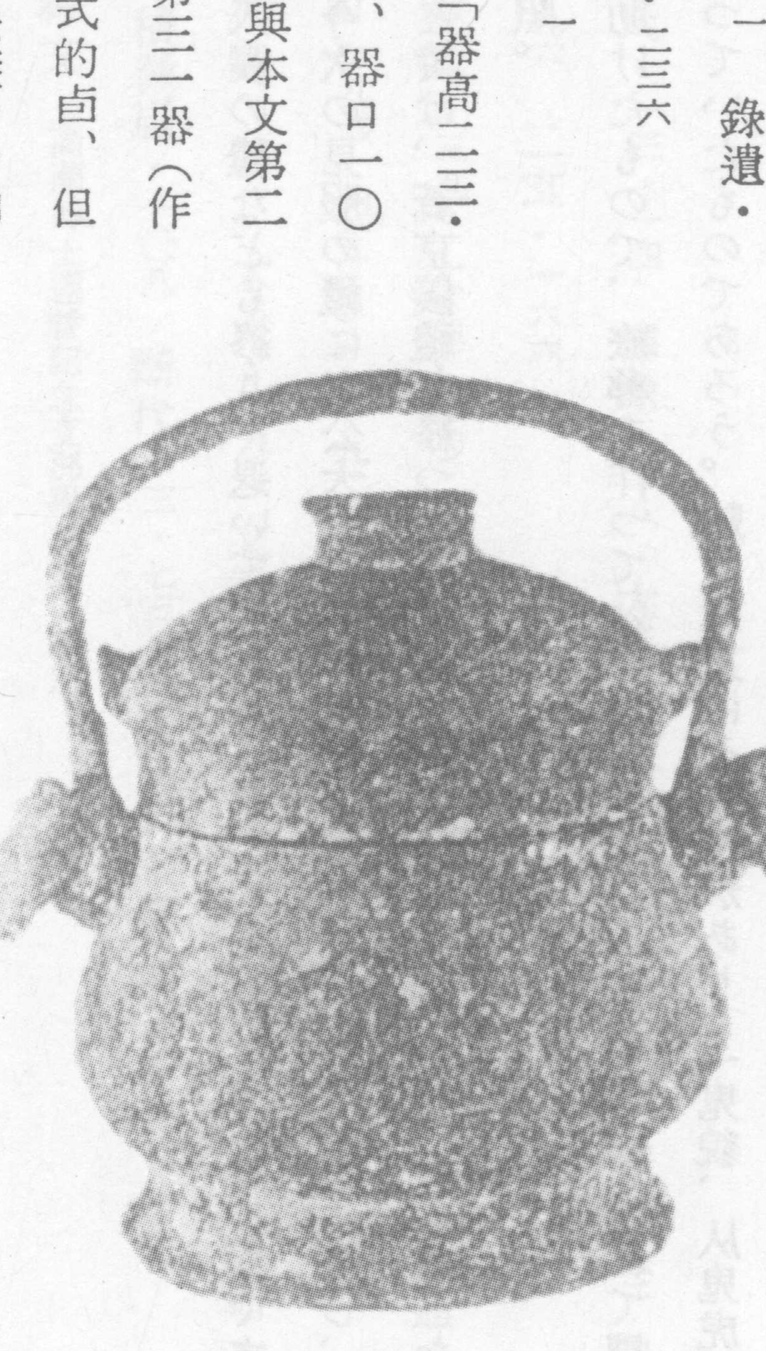
著　錄

器影　斷代・二・圖九

銘文　斷代・二・一二　錄遺・二七八・一、二　二玄・二三六

考　釋　斷代・二・一二

器　制　斷代にいう。「器高二三・五糎、寬二一・五糎、器口一〇糎×一二糎」。「此器與本文第二〇器（作册翻卣）・第三一器（作册睘卣）、同爲簡樸式的卣、但晚于該二器、因它少去蓋沿中和



作册魖卣

器項下的小羊頭、而蓋上的立角已短縮、故可能爲成末康初之器」。器は素文、蓋上の兩角はほぼ睘卣と等しい。器制のみを以ていえば陳氏の說はほぼ當るところがあるが、銘文の字迹は昭穆期の小字樣の文字で讓右の趣があり、以上の諸器よりかなり下るものが感ぜられる。

卷一下　　五八九～五九〇

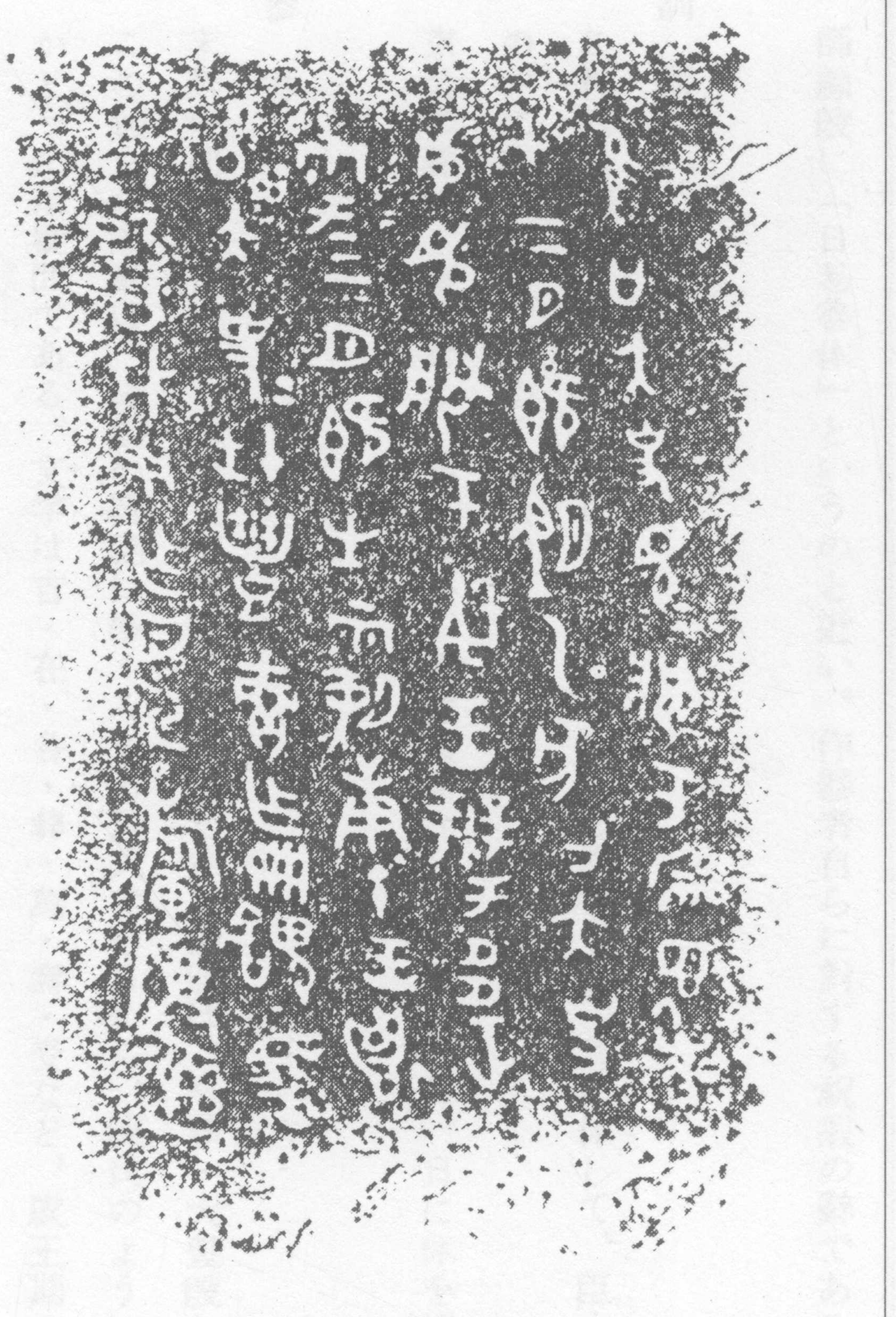
銘　文　六行六三字、器蓋二文。行款は二文全く同じである。蓋銘は中央に泐損のあとがある。

隹公大史、見服于宗周年、才二月、既望乙亥、公大史咸見服于辟王、辨于多正

公大史を陳氏は畢公とみるべき可能性があるとして、次のように論じている。

此公大史、疑卽作册畢公、故附述于此、懷米二・一九有大史罍、其形屬于成王、安州六器中、中方鼎有隨王南行的大史、立政第二命書、周公若曰、太史司寇蘇公、此器・懷米・中方鼎及立政的大史、俱稱大史而不名、其位甚尊、與大保等、因此很可能是畢公、梁山七器有大史友甗、則屬于康世、左傳襄四、昔辛甲之爲太史也、杜注云、辛甲周武王太史、逸周書王會篇、有大史魚、成王時銅器、惟周公大保大史最尊、或者就是所謂三公

しかし陳說のように公大史を畢公と解すると、下文の見服やあるいは「辨于多正」の語が不適當となるようである。見服とは見事と同じく諸侯初見の禮であり、「辨于多正」とはいわば就任挨拶の



作册魖卣器銘

ごとき禮であると思われるからである。それで陳氏は、見服の服を名詞にして侯服の服とし、「服を辟王に見えしむ」とよみ、次のように説いている。

見服與咸見服、是一事、謂在宗周、見服于王、見的主語是大史、服是直接賓詞、而王是間接賓詞、公大史率諸侯、使見于王、故曰咸見服、服是侯服、酒誥稱諸侯爲外服、班毀、王令毛白、更虢城公服、井侯毀、割井侯服、詩蕩、曾是在位、曾是在服、毛公鼎、在乃服、此器大史見服于王、與顧命大保率西方諸侯入應門左、畢公率東方諸侯入應門右之事相類、小盂鼎記、三左三右多君入服酉、明、王各周廟、奠其旅服、東鄉、所述亦諸侯分班、見于王之事

これは器銘を顧命篇にいうところの新王即位の儀禮と結びつけて解するものであるが、顧命篇は即位繼體の大禮をいうものであって、もとより本器にいうところと同じではない。思うに金文にみえる服はみな服事あるいはその服職の意であって、外服内服など侯服の意に用いた例をみない。この文を雙賓語を以て解するのは、たとえば匽侯旨鼎に「匽侯旨初見事于宗周」とある文例に徵するも無理なよみ方であって、もし多服を率いて王に入見する意味ならば、「見服于辟王」というような表現をとるはずはない。服と事とは同義、見服とは見事の意であって、諸侯謁見の禮である。陳氏も前説が文義に順でないことを認め、別に一解として見事と同義とする説をも述べている。それは下句の「辨于多正」の句との關聯においてである。

正長也、多正猶多方之大小多正、大盂鼎之二三正、公大史咸見服于辟王、辨于多正、應作一句讀、謂公大史既見服于辟王、又辨于多正

又此句可有別一解說、以見服爲一動詞組、與辨並立、謂公大史自己見服于王、辨于多正、故曰咸、若如此解、則見服指公大史自己之朝見辟王

思うに見は上揭匽侯旨鼎のほか、賢毀「公叔初見于衞、賢從、公命事」・麥尊「侯見于宗周、亡述」・𡚸鼎「𡚸見事于彭」・宗周鐘「東夷南夷、具見廿又六邦」のようにみな謁見することをいう。これを見事というのは、事は使して祭ることを原義とし、その廟に伺候する意である。ゆえに麥尊には入寢の儀禮がある。服もまた見事をいう。詩の大雅文王に「商之孫子　其麗不億　上帝既命　侯于周服」・「侯于周服　天命靡常　殷士膚敏　祼將于京」とあって、ここでは服とは祼將のことをいう。從って見服・見事は同義で、みな宗教的意味をもつた儀禮である。「辨于多正」とは諸官の正長に咸く相見る禮をいうものと解される。辨はおそらく辯にして徧、禮記にいう辯殺の辯であろう。

この文は大事紀年の形式をとっている。しかしそれは公大史の初見の禮としての大事であって、このときたとえば新王が多服に謁を賜うというような禮ではなく、況んや陳說のように、公大史が見服の禮の右者や統率者をつとめる意味ではない。金文には父の服職を以て子に命ずる册命が多いが、それは新しい嗣襲者に對して時王が行なっているので、見事の禮はそういう受命者の受封嗣職のときに行なわれるのが例である。この器銘も、もとよりそういう場合のことと考えてよい。

雩四月既生覇庚午、王遣公大史

二月乙亥より四月庚午まで五十六日である。乙亥の見服の禮と、庚午の遣とが連續した儀禮であるのか、どういう關係をもつものかよく知られない。あるいは上文は大事紀年形式でかかれていて一事、ここにいう遣はまた一事とみてもよい。臣辰卣に、文首に「隹王大龠于宗周、徣饗莽京年」とあつて、その五月既望、改めて士上らに成周における殷を命じているのと同じ形式である。陳氏は

王乃遣公大史、自宗周歸于豊邑

というが、ただ歸らせるだけならば遣とはいわない。遣の初義は胙を奉じて赴かせる意味で、そのゆえに兩手に𠂤を奉じ、祝册を以て赴く象を示す。ここは特定の祭祀儀禮を執行するため豊に赴かせたとみるべきである。豊の地には莽京辟雍があり、麥尊によると王はここで大豊の禮を行い、入寢の儀禮をしている。見服の後の儀禮であるから、ここにいうところもおそらく麥尊の儀禮に近いものであろう。

公大史在豊、賞乍册魖馬

「在豊」とは、莽京における入寢の禮なども終り、退いて豊にある意で、見服の儀禮はこれですべて終了したのである。それで今次の見服の禮に、公大史に從つてその禮を助けた作册魖に對し、賜與のことを行なった。麥尊などでは、莽京儀禮が終って歸國した後に賜賞が行なわれている。なお豊については小臣宅毀の條參照。

作册魖は作册として公大史を助けたもので、旅彝を作っていることからみると、本貫を離れて周・豊の地にあり、作册の職に從っていたものであろう。魖は說文にその字があり、「鬼貌、从鬼虎聲」という。殆んど用例のない字である。

作册に馬を賜ふ例としては、作册大方鼎や睘卣に白馬を賜うたことがみえる。この器の公大史も皇天尹大保と同例の呼稱であり、作册魖に賜うた馬も一般の車馬用のものではなく、白馬の類であろう。白馬は周頌有客にみえるように、周廟の祭祀に客神が參入するとき用いた神事用のものである。作册の職務は、本來そういう神事を掌るものであった。

𩁹公休、用乍日己寶障彝

對揚の語。父考を日己と稱するのは東方の俗である。旅彝を作っているのは、作器者たる作册が、その本貫の地を離れていたからとみられる。器は洛陽の出土と傳えるが、しからば公大史は洛陽の

人で、このとき宗周に入見したものであろう。作器者もまたその本貫を離れて成周に一廛を給せられ、旅宗をもつていたのである。

訓讀

これ公大史、宗周に見服するの年、二月に在り、既望乙亥、公大史、咸く辟王に見服し、多正に辨くす。ここに四月既生霸庚午、王、公大史を遣はす。公大史、豐に在りて、作册䰧に馬を賞す。公の休に揚へて、用て日己の𦬁障彝を作る。

參考

陳氏は本器の器制より推して成末康初の器とし、公大史を畢公に擬定している。しかしその字迹は小字にして行格整い、稍しく讓右の頹靡なる書風で、最も師旂鼎の字迹に近い。師旂鼎には伯懋父の名があり、陳氏は懋父を成王期の人とする立場からこの器をも成王期にありとしたのであるが、懋父の時期はむしろ康昭期にわたるものと思われる。懋父關係の諸器中最も古色に富むものは䍜卣・䍜圜器の類であるが、䍜圜器には休王の名がみえていて、康王期の器である。懋父諸器中、師旂鼎のごときは最も時期の後れるものであろうが、本器の字迹がその師旂鼎とほぼ轍を一にするものであることを思うと、器の時期は康末以後にあろう。從來の斷代研究において、成王の器はその數甚だ多く、大系においては成廿七器・康十一器、通考は成九十一器・康十三器、斷代は成卅四器・成

巻一下　五九五～五九六

康十一器・康十八器であるが、何れも稍しく成王期に偏しすぎている嫌いがある。

本器には二月既望乙亥・四月既生霸庚午の月象干支がみえ、生霸死霸の問題に有力な資料を提供している。既望乙亥より既生霸庚午までは五十六日、二月既望より起算して庚午は四月十二・三日に當る。董作賓氏は漢志により既生霸を十五・六日とし、王國維・新城氏らは八・九より十四・五日を既生霸とするが、本器によつて後說の正しさが知られる。金文において一銘中に月象・干支の名を前後二日記している例は稀有であり、後の頌器・琱生器等とともに、四週の排次を考定すべき重要な資料といえよう。

以上、耳尊以下の三器は、侯・公・公大史の名號を含む器を錄した。何れもその名を識られないが、祭祀儀禮に關する器である。

巻一下　五九五～五九六

五九、狻　毁

器名　周公毁大系　周公彝貞松　邢侯毁通考　邢侯彝小校

時代　成康期斷代　康王大系・通考・麻朔

出土　「近年出土」貞松　「二十年前出土」斷代

收藏　「英人猷穆佛鮑羅士所藏」釋餘　「今在倫敦博物館」斷代

British Museum, London.

著錄

器影　歐米・一〇三　猷氏・一三，一四　釋餘・三八　大系・六一　通考・二八二　斷代・三・圖三　通論・六八　水野・九六　二玄・一六六

銘文　貞松・四・四八　釋餘・三九　大系・二〇　小校・七・五〇　三代・六・五四・二　書道・五〇　河出・一八九　水野・九七　Dobson・一九二　二玄・一六五

考釋　韡華・己・一八　釋餘・三八　大系・三九　文錄・三・四　文選・上・二・二五　麻朔・一・四八　通考・三四〇　積微居・一〇八　斷代・三・七三　Dobson・一九二

內藤虎次郎　周公彝釋文　高瀨博士還曆記念支那學論叢　昭三

于省吾　井侯毁考釋　考古四期・二二　民二五

巻一下　五九一～五九二

器制　通論にいう。「高一八・五糎、腹飾象紋、足飾夔紋、四耳作獸首形、有珥」。主文は象文であるが、身部は大豐毁・效父毁・叔德毁と同じく渦文狀をなしている。この文様は臣辰卣・尊の象文の系統を引くもので、その變様文とみられる。文様はすべて細い凸線によつて構成され、長鼻を垂れ、足部も備わり、身部渦文の上部に立刀形の文様を付するなど、大豐毁に先行する形式である。圏足部の夔鳳は顧首垂尾。花文の空間は美しい雷文によつて埋められている。器形は下部の脹らみが大きく、文様の配合と相俟つて、堂々とした安定感がある。

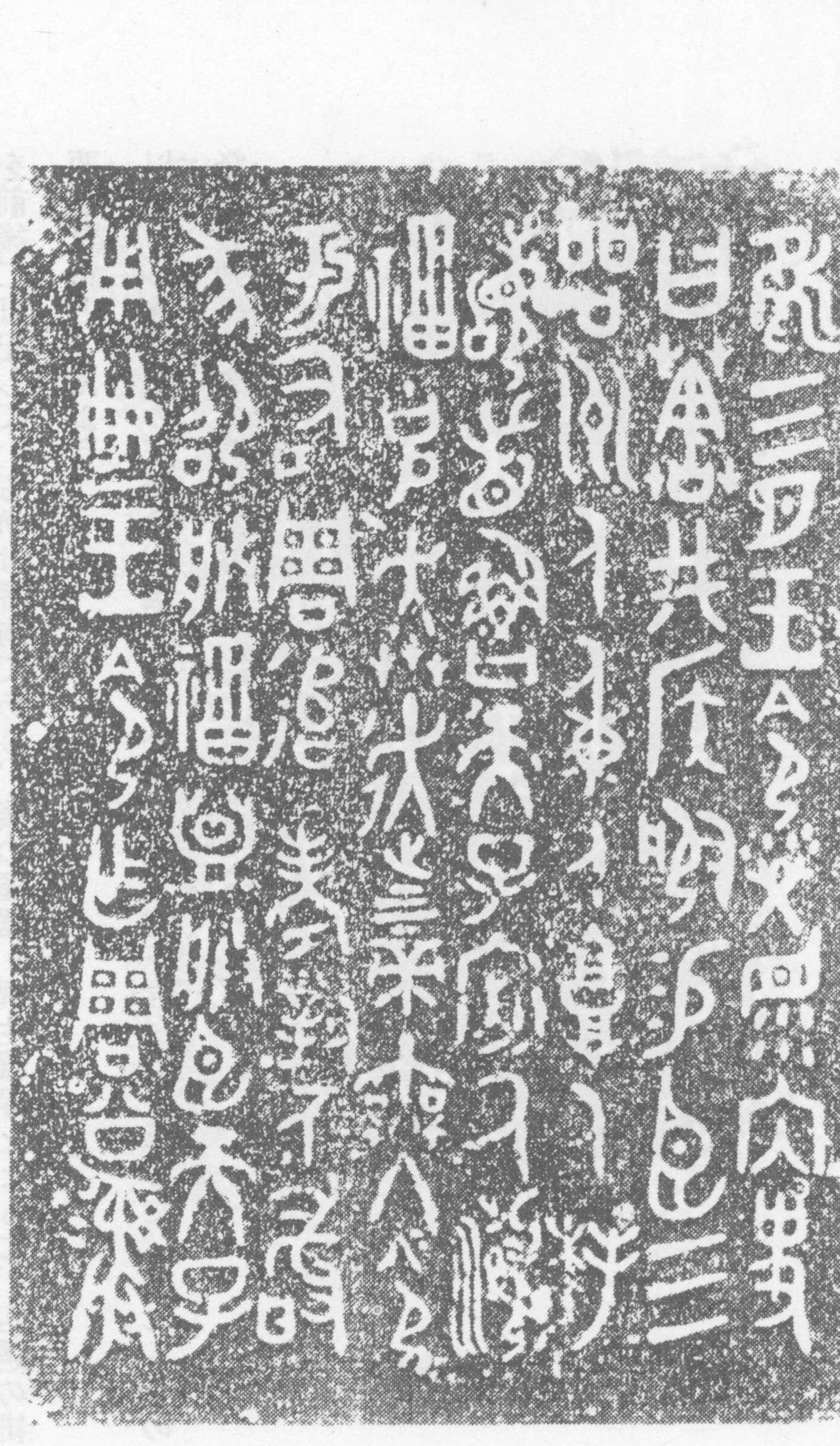


毁　狻

銘文　八行六八字。銘は器底にある。

隹三月、王令狻眔內史曰

狻を內藤湖南博士は艾にして耆艾の稱とする。字を桒と釋すべきことについては、積微居に詳說が



あるが、いま字形のまま隷釋しておく。人名。金文に燹・燹子・燹伯・燹季の名がみえ、燹・燹子と稱するものは周初の器である。白鶴美術館に燹子方彝・燹子旅卣があり、ほぼ成康期の遺品とみられる。單に燹と稱するものに、次の諸器がある。

小盂鼎　王令燹、〔遚嚚、燹廼卽〕嚚、遚其故

燹彝　燹賞□□貝百朋三代・六・四九・四

肄段　王使燹蔑曆、令□邦三代・八・四九・一

內史は何人であるか知られない。後期金文に內史某というものが多いが、初期にはその官名が殆んどみえない。その職は册命の儀禮を掌り、師虎段・趩觶・豆閉段など、內史が册命を行なつている例が多い。

楊氏は本器の內史をもこの場合の册命者と解して

　王令燹眔內史者、周禮春官內史職云、凡命諸侯及孤卿大夫、則策命之、王今將與井侯以職事、故以命內史、猶趩尊之王乎內史册命趩也

と論じているが、この場合の內史は燹とともに受命者とみるべきである。

葬井侯服

葬を韡華に葛の初文とし、人名とするも、それでは句中に動詞がなくなつて文意が通じがたい。韡華も文意の通じないことを認めて、「詞近古、頗難曉」という。ここは葬を動詞によむべきところである。丁佛言の說文古籀補々に葬井の二字を連讀し、「葢晝井田於侯服之地也」という。文例としては班段に「王令毛白、更虢城公服」・趩觶「令趩更厥且考服」と同じく、葬は「井侯服」を賓語とする動詞である。

文錄には、字を割にして釐の意、その初封の疆域を釐正することをいうとする。丁氏と同じく、土地を畫する義とみるものである。大系には字を更の假借とし、

　葬卽蕃之繁文、方言、蘇芥草也、沅湘之南、或謂之蕃、卽此字、字在此乃假爲更

という。更は賡續の意であるが、それならば井侯の服事を、燹と內史と二人に嗣がせることになつて、乖戾を免れない。楊氏は字を匄・介の假借にして賜與の義であるという。

　按葬字从二艸害聲、當讀作匄、廣雅釋詁三云、匄與也、漢書西域傳云、我匄若馬、顏注、匄乞與也、又廣惠王傳云、盡取善繒、匄諸宮人、顏注、匄乞遺之也、後漢書竇憲傳云、匄施貧民、諸匄字皆與之義、古害匄音同、字多通作、曷與害、經典通用、是其證也、伯家父段云、用錫害眉壽黃耇、錫害連言、亦假害爲匄、與此銘可以互證

害・匄は同聲でその通假の例は周末の器に多いが、周初にはその例がない。また匄は專ら匄求の意に用い賜與に用いた例なく、楊氏の引く伯家父段の文もまた匄求の義である。

陳氏は字を芥の繁文にして、經籍にみえる介、たとえば詩七月「以介眉壽」・既醉「介爾景福」・酌「是用大介」の介はすべて賜與の義であり、本器の葬は介の義であるという。賜與と解する點においては楊說と同じ。賡續とするも賜與とするも、一人のものを二人に分屬することとなつて、文義に無理を生ずる。

于省吾氏は字を害の繁文とし、益封の義とするが、訓義の例なく、かつ服は所領の意ではなく職掌をいう語であるから、この場合適解とはしがたい。服は班段「登于大服」・毛公鼎「在乃服」のように、位や職事をいう。

器銘にみえる受命者は、燹と內史と二人である。すでに受命者が二人である以上、井侯の身分や職掌を二人で分ち嗣ぐことは不可能であるが、積微居のように、內史を册命者として燹と區別すること

とも、語法の上から成立しない。從つて葬を賜與・嗣服の義に解することは困難である。受命者が二人であるのは、二人共同してその事に當りうるという場合でなくてはならない。たとえば令彝「今我隹令女二人、亢眔矢、爽左右于乃寮以乃友事」、あるいは班段「王令吳白曰、以乃自左比毛父、王令呂白曰、以乃自右比毛父」のごときは二人受命の例であるが、その職事は共同あるいは分擔しうる性質のものである。しかし井侯の地位は分割しうるものではない。

葬はおそらく輔佐の意で、その音も輔と近い音であろうと思われる。輔は西周後期に至つてはじめてその字がみえ、初期にはその字の用例がない。簠の字形は、あるいは古に從い、あるいは害・𢧵に從う。古は載書を嚴封する意、害は把手のある辛を載書に加える字形で、字の立意に通ずるところがあり、古・害が簠の聲符とされていることからみて、同聲の字としてよい。すなわち簠の聲である。輔もまた甫聲に從う。「葬井侯服」とは「輔井侯服」であり、左右・左比右比と同義であると考えられる。

服を韡華には服采の地とし、大系は內服、陳氏は命服の義とする。陳氏は左傳僖廿八年「周王命晉侯、錫之大輅之服」、また國語周語上「太宰以王命、命冕服」をその證としているが、金文では職事を服という。積微居にその例を多く徵引している。

井侯は邢侯。銘末に「作周公彝」とあつて作器者は周公の家に屬しており、邢侯も周公の胤の一人であるから、研究者は多く燹がこのとき邢侯の服を嗣いだものと解した。しかし燹には燹子・燹伯・燹季・燹公と稱するものがあり、井には井伯・井公・井叔と稱する器が多く、燹・井はそれぞれ

れ別の家である。

井侯は左傳僖廿四年に「凡蔣邢茅胙祭、周公之胤也」とみえる邢で、その家が周公の後であることは、金文によつても知ることができる。麥方彝に

　隹十又二月、井侯征嗝于麥、麥易赤金、用乍鼎、用從井侯征事、用鄕多□友

とみえ、この井侯征は征盤に「征乍周公隣彝」一二三頁とみえている征である。この征を邢に封建したときの册命は、麥尊にその記事がある。

邢の地については、大系に今の河北邢臺縣の西南、襄國の故城であるとする。邢には二地あり、説文に「邢、周公子所封、地近河內懷」という。すなわち左傳宣六年「赤狄伐晉國懷及邢邱」の邢邱で、今の溫縣の地に當る。漢書地理志河內郡平皋下の應劭注に「邢侯自襄國徙此」とあり、邢臺はその初封、溫はのちに遷つたところである。その遷つた時期は明らかでない。金文分域編に太平寰宇記を引いて、北齊の武平のはじめ、邢臺の地から邢侯夫人姜氏鼎と稱する銅鼎が出土したという。銘は蝌蚪文の字體であるといわれ、また邢侯夫人のような語があることからみて、かなり時期の下るものである。

郭氏はまた卯段の文によつて、井を豐の近くであろうとしている。卯段によると、焚季が葬の地を治めており、郭氏は、本器にみえる焚が井侯の服をつぎ、河內の地から王畿に移封したもので、この器銘はその册命を記したものに外ならないという。しかし器銘は焚が井侯の位を嗣ぐことを記したものではなく、井侯と焚とは別の家である。

巻一下　五九七～五九八

焚は小盂鼎によると、大廷において虜酋の訊鞫に當つている。銘末に、征盤と同じく周公の器を作ることを記しているが、後にいうように焚の家はおそらく東方系出自の焚子の族とみられ、周公家とは直接の關係はないようである。

易臣三品、州人・策人・𦎫人

三品は三種族の人の意。臣には伯・家を以て稱するときと、人・夫と稱するときとあり、同じく臣隷のことであるが、身分的に種々の等位があつたようである。某人というのはその出自の氏族名を以て稱ぶもので、徒隷の屬とみてよい。

州以下を郭氏は簡單に「殆渭水沿岸之部落民族」としているが、その出自の地についてはなお檢討の要がある。湖南博士の説にいう。

　州人、荀子君道篇、文王偶然乃擧太公於州人而用之、兪氏樾謂當從韓詩外傳作舟人、太公身爲漁父而釣於渭濱、故言舟人也、舟州古字通、王氏筠謂州爲疇借字、卽説文所云各疇其土而生之義、按兩説皆非、州説文水中可居者、詩關雎在河之州、是其本義、張華博物志、趙東臨九州、是九州者九河之州、齊侯鎛所云、咸又九州、處禹之堵、亦此意、……孟子云、太公辟紂居東海之濱、九河之州、實濱東海、荀子州人乃此義、……可知此銘州人、亦卽九河之州所棲之民

金文では某人という場合、特定の氏族名を冠していうのが例であり、「九河之州所棲之民」という漠然たる表現をとることがない。

州は左傳僖十一年に、王室が鄭に與えた蘇忿生の田にその名がみえ、懷慶附近の地である。おそらく殷代の故地で、殷滅亡の後、その住民は徒隷とされたのであろう。策を于・陳二氏は重と釋し、陳氏は字を董の初文とみて、「重或卽鄭語己姓之董」とするが、字は重とは結構を異にしている。湖南博士は東にして東人・東土の人とする解であるが、やはり語例に合わない。𦎫を于・陳二氏は左傳文十六年「庸人帥群蠻以叛楚」の庸、すなわち上庸縣をその地としている。同じ説が湖南博士の考釋にもみえている。字はおそらく邶・鄘・衞の鄘の初文、卜辭にも多くみえる。州・𦎫が殷の王畿附近の地であることからいえば、策もまたこの方面の地名で、周は克殷の後、これらの諸地から人を移して徒隷とし、その出自の地名を冠して某人と稱したのである。その數は記されていないが、一人づつとみてよく、家內奴隷としては同一地の出身者を避けたものかと思われる。

拜䭫首、魯天子寏厥順福

郭・楊二氏はこの句讀であるが、于・陳兩氏は「拜䭫首、魯天子」で一讀、「寏厥順福」以下を對揚の語としている。しかし魯の目的語に天子のみを用いる例はなく、魯は多く魯命・魯休命・魯緐休のように形容詞に用い、動詞に用いるときも休・命などを目的語にとる語法とすべく、この場合順福までを目的語とみるべきである。于氏は書の召誥「拜手稽首、旅王若公」、尙書序「旅天子之命」を例としているが、これは旅陳の義である。韡華に魯を純嘏の嘏と通じ、大也と訓する。魯と休とは同義であるから、この文は、豦段「豦拜䭫首、休朕匋君公白易厥弟豦……」三代・六・五二・三と同例としてよい。

巻一下　五九九～六〇〇

天子は作器者の主君をいう。天子と王とは一般に同義語に用いられ、文中に王と天子とを互用する例が多い。

　彔伯𢦚段　王若曰、……彔白𢦚敢拜手䭫首、對揚天子不顯休

　靜段　王易靜鞞剢、靜拜䭫首、對揚天子不顯休

しかし兩者には本來用義上の區別があり、天子とはその主君をいう語である。

　獻彝　楷白于遣王、休亡尤、朕辟天子楷白、令厥臣獻金車、對朕辟休、乍朕文考光父乙、十世不謹、獻身才畢公家、受天子休五〇五頁

この文において、王は周王、天子は獻の主君たる「朕辟天子楷伯」であり、獻は畢公の家なる楷伯の臣。「受天子休」とは楷伯の顧寵をねがう語である。王の直臣である場合には王と天子との呼稱は一致するが、獻彝のように作器者が王の陪臣であるときには、直接の君を天子という。天子は主從關係の意味を含む語で、他にも大克鼎「永念于厥孫辟天子」のような例がある。王には「朕辟」を加えていう用法はない。本器の場合、王と天子を一人とするか別人とするかによつて關係が異なるが、焚と內史は王の册命・賜與を受け、井侯の服職を佐けることを命ぜられているもので、井侯に服事することになつたのではない。すなわち陪臣關係にあるものでなく、王臣の身分のままで井侯を輔佐することを命ぜられているのである。從がつて本銘の王・天子は一人とみてよく、作器者の身分はいわば出向關係にあるものといえよう。

寏を郭氏は造と釋する。

　[宀舟]亦造字、令毀、用鄉王逆逆、麥尊、用䣄侯逆逆、□毀、用鄉王逆逆事、……說文、造或作艁

陳氏は同じく麥尊の文例を證として、これを酬の義とみる。舟聲の字であるから、[宀舟]・酬を音通の字とみたのである。韡華は[宀舟]を受の異文とし、文を「受厥順福」の四字で一句とする。しかしここは、魯の目的語として「天子[宀舟]厥順福」をつづけてよむべきである。麥尊の逆逆は逆造、また說文に艁に作ることからみて、郭釋のように字は造の初文とすべく、ここでは造爲の義。「厥順福」にかかる。厥は領格の助詞に用いることもあるが、その場合は名詞を承ける。

順を文錄には優、于氏は瀕にして多福の義とするが、效卣の「順子效」は頁を省いた形に作るも同字とみてよく、順と釋すべき字である。郭氏は「逆厥順福」の四字を釋して、「猶言報以介福、順又假爲峻、長也大也」という。順とは孝享して神意に愜う意である。句の意は、天子が優渥の命を賜うて、祖靈に孝享しうることを喜びとするもので、この場合、井侯の服職を佐けることを命ぜられ、賜與をえたことをいう。

克奔走上下帝、無冬令于有周

奔走は祭祀用語。詩の清廟に「駿奔走在廟」の句がある。わが國では「わしる」という。

上下帝は三字合文の書法である。麻朔に字を三帝と釋していう。

　三帝者、文武成三帝也、則爲康王時器、尤爲顯證、此與小盂鼎云用牲禘周王□王成王者、意正相同、小盂鼎卽康王廿五祀器也、下武之詩云、成王之孚、下土之式、……永言孝思、昭哉嗣服、爲成王之嗣服、則亦康王時詩也、而云、三后在天、三后與此彝銘云三帝同義、亦謂文武成也

卷一下　六〇一～六〇二

內藤博士もまた字を三帝と釋し、「三帝謂虞夏商之帝、三恪之祖所自出」とし、禮記祭法の三代禘祀の說を引いている。

字は四畫の上下短く、上下の合文である。周においては先王を帝ということなく、「先王其嚴在帝左右」のように兩者を區別していう。郭氏が「上帝指天神、下帝指人王」としているのも、その意味では正確でない。

于省吾氏は上下で句絕、帝を下句につづけてよんでいる。その說にいう。

　周人無稱王爲帝者、按此應讀克奔走上下句、帝無終命于有周句、詩淸廟、駿奔走在廟、盂鼎、享奔走畏天畏、效卣、效不敢不萬年奔走揚公休、又書君奭、大弗克恭上下、召誥、毖祀于上下、與此克奔走上下、句例略同

陳氏は于氏の句讀を是とし、毛公鼎「上下四方」の語例などを加えている。

上下の語は卜文に習見している。上下とも、また下上ともいう。

　王征𢀛方、下上若、我受又　勿征𢀛方、下上弗若、不我其受又　鐵・二四四・一

　亡又」自上下受又　前・四・三七・四

上下・下上はまた帝ともいう。

　勿伐𢀛、帝不我其受又　前・六・五八・四

上下・下上と帝とは同義であるから、これを合せて上下帝という。文獻では上下神示という。周禮小宗伯「禱祠于上下神示」・論語述而「禱爾於上下神祇」などその例で、何れも神示を意味し、人王をいう語ではない。上下帝三字連ねてよむべきである。

于氏は帝を下句に屬し、その句の主語と解する。

　言帝對有周之命、永無終極也、楚辭天問、何親就上帝罰、殷之命以不救、書召誥、天旣遐終大邦殷之命、多士、殷令終于帝、此與帝無終命于有周、意有正反、句有倒正耳

陳氏もまたその說をとり、「上述之語、是井侯嘉美天子之辭」として、井侯が天子を贊頌する嘏辭とみている。

こういう理解のしかたは、すでに內藤博士の說にみえるもので、博士は「三帝無終、令于有周」を句として次のように述べている。

　無終者、天命不能竟也、論語堯曰、天祿永終、皇侃疏、永長也、終猶卒竟也、若內正中國、外被四海、則天祚祿位、長卒竟汝身也、正與此終字同義、閻氏若璩謂、魏晋以後、解永終爲永絕、不應古義、猶信、要之三帝無終者、猶書多士・多方・立政諸篇、夏商周三代迭興之說也

これは周室の命が永遠であることを願った意とするもので、于・陳の解も要するにこれと同じ。

思うに銘文は次の三節より成る。

1、「隹三月」より「章人」まで。王命を受け、賜賞をえたことを述べる。

2、「拜頴首」より「朕臣天子」まで。對揚自誓の語。永く周室を奉じて臣となることをいう。

3、「用册」以下。末文。作器のことをいう。

これを以ていえば、2は作器者がその家の永終にして周室の恩寵を受けることを願った辭であって、

卷一下　六〇三～六〇四

奔走・追孝はみな作器者がその家のためにいう語であり、直接周室のことをいう語ではない。于氏の引く書の多士「殷命終于帝」とは、殷王朝の命運が帝意によって終極したという意であるから、この銘の「無終令于有周」とは、その家の命運が周室において終極することなきを願う意である。殷の命は帝意にかかり、作器者の家の命は周室の俗寵を得るか否かにかかっている。語例は同じであるが、命の繫るところが異なっているのである。從って帝は上句につけて上下帝とよむべく、帝をこの句の主語とするときは、文意は異なるものとなる。

追考對不敢家、邵朕福盟、朕臣天子

上文に上下帝に奔走することをいい、この文には祖考に追孝することをいう。兩者を合せて「邵朕福盟、朕臣天子」というところに、この一節の眼目がある。

考は孝。「不敢家」は金文の常語。家は墜。よく廟祀を守ることをいう。邵は金文では多く邵各のように使うが、ここは也毀「邵告朕吾考令」の用法に近い。內藤博士は「今讀爲紹」という。福盟を郭氏は福血と釋するも義をなさない。金文には明祀・盟祀などの語がみえるので、いま近似の形をとって盟と釋しておく。その廟祀を紹ぐことをいう。「朕臣天子」は頌鼎「畯臣天子」と語例同じ。梁其鐘には「農臣先王」の語がある。「朕臣」以下は、上文「無終令于有周」の意を申說したものである。

用册王令、乍周公彝

册の字は下に二橫畫があり、動詞に用いる。卜文にもその字がみえる。于氏は字を典とよみ、法言

重黎「或問秦楚既爲天典命矣、注、典主也」を引き、「言主於王命而不易也」と解しているが、冊錄の意としてよい。陳氏はこれと語法の同じものとして、大保段「用茲彝對令」・史𦣞彝「𦣞占于彝」・師旂鼎「弘以告中史書、旂對厥賀于隮彝」・縣改段「肆敢隊于彝」の諸例をあげている。對・占・隊は册と同じく、彝銘に錄することをいう。

周公の彝を作っているのは、その主家が周公の胤であるからである。作器者は、器の受命者「𤇾眔內史」のうち、その名をあげている𤇾であろう。𤇾と內史とは、王命を受けて井侯を佐けることになつたが、その職事はおそらく祭事に關することと思われ、この器はそれに關して作られたものであろう。自家の祖考に捧げる意味の表現は含まれていない。

訓讀

これ三月、王、𤇾と內史とに命じて曰く、井侯の服を[illegible]けよ。臣三品、州人・重人・庸人を賜ふと。拜し稽首して、天子の厥の順福を造したまへるを魯とし、克く上下帝に奔走して、命を有周に終ふることなく、追孝して對へて敢て墜さず、朕が福盟を紹ぎ、朕く天子に臣とならむ。用て王命を册して、周公の彝を作る。

參考

內藤博士はこの器を周初分封の行なわれたときの器とし、邢侯の封建を記したものと解する。

巻一下　六〇五～六〇六

按周公旣平武庚管蔡之亂、遂踐奄、作新邑于東國洛、四方民大和會、侯甸男邦采衞百工播、民和、伯禽・康叔・唐叔皆受分土、……此器疑作于此分封之際、以紀周公之政、割井侯服、賜州人東人、皆其事也

韓華もまた器を邢侯初封の時期のものとし、

此器疑初封之邢侯爲周公所作者、字體亦當在周初成康之時者也

という。邢侯の初封は麥尊に明らかに「侯于井」と記されており、麥盉にみえる「井侯征」が征盤の征であるとすれば、井侯征は周公の子であり、成王と同輩である。ただ本器の井侯が井侯征であるのか、その子輩であるのかは明らかでない。

大系以下はみな器を康王期に屬している。井侯の名のみえる麥の諸器との關聯、また𤇾の名が小盂鼎にみえること、その字迹も作册大方鼎や獻彝と近く、それらの點から、大小盂鼎よりもやや先行する時期と考えられる。

器の象文は臣辰卣に比べると稍しく便化のあとがみられ、德段・中爯段・大豐段などよりも雋鋭にして古色がある。ほぼ康王前期の器であろう。𤇾の諸器も大體において成康期前後に排次することができる。

作器者は𤇾であるから、器は「𤇾段」とよぶべきである。從來「周公段」・「邢侯段」の名で知られているものであるが、𤇾が邢侯その人であるという誤解を招きやすいので名を改め、他の𤇾の諸器と合せてとり扱う。

𤇾の諸器中、この期に近いと思われる器をあげておく。

1、𤇾子方尊　白鶴美術館藏

白鶴・五　通考・五五三　日本・一四三　水野・一一・一〇六



𤇾子方尊

器は三層の方尊。四方及び器腹以下の正中に鈎稜あり、四稜の上端は口緣より外に反轉している。口下に蕉葉形の虺文あり、その下に鈎稜を界して相對する垂尾の夔鳳を飾る。中層は饕餮、圏足部には顧龍文がある。表出は極めて重厚。通體白綠色にして口緣の一部に青綠銹あり、美しい色澤を示している。方尊には一般に佳品が多いが、本器は殊に制作のすぐれた優品である。銘文二行六字。

𤇾子乍寶隮彝

と銘する。𤇾子は𤇾と同じ家とみられる。

2、𤇾子戈　巖窟下・四七

巻一下　六〇七～六〇八

銘二字。「𤇾子」と銘する。𤇾の字は上に火形なく、巖窟には艾子と釋しているが、同字であろう。子字は殷の王子の稱號に用いる子と同じく、左右の手を一上一下した形である。𤇾の家はおそらく殷系の貴族であるらしく、8には[illegible]形標識があり、5では父の廟號を父戊と稱している。梁上椿氏はこの戈を周末の作としているが、これと同制の目戈下・四八を商末の作とする。戈の內の部分に匡郭を作り、その中に銘を加えるのは、商器につねにみえるところであるから、この戈は殷周期のものと考えてよい。民國廿八年、開封より出土。仿製の一戈があるということである。

3、𤇾子方彝一　Art Institute of Chicago 藏

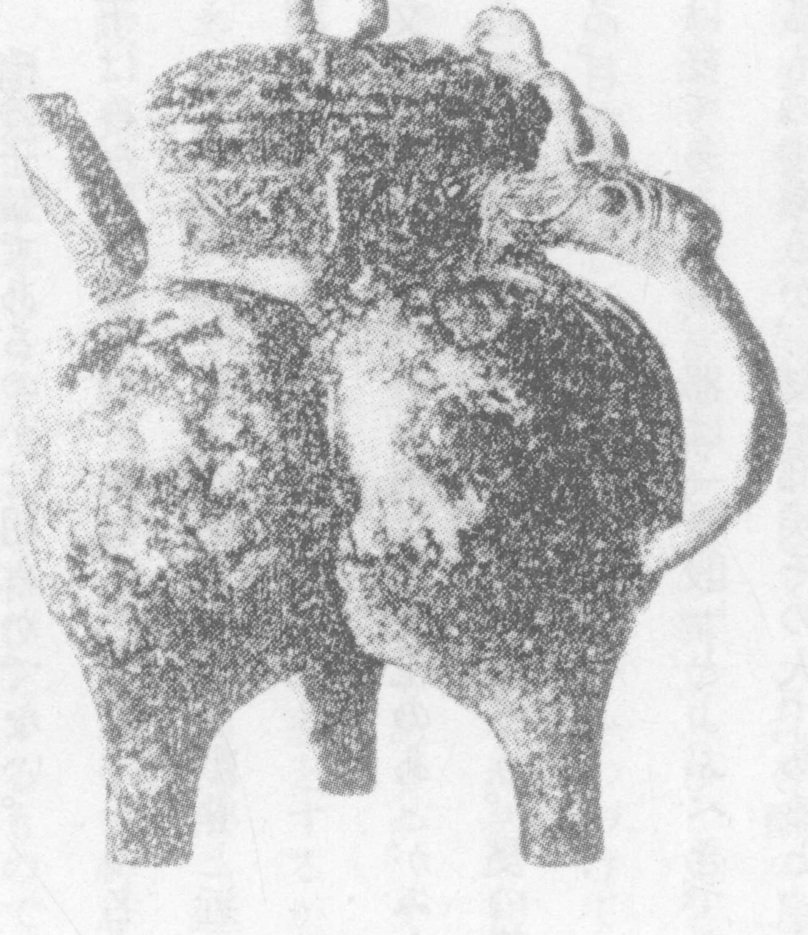


𤇾子方彝二

前器方尊についての白鶴吉金集解説に、「米國シカゴの美術館に、同文同銘の方彝一個を藏せり。蓋し同時發見の器なるべし」とみえる。器はあるいは陳氏「海外」三六に著錄するものであろう。陳氏の解説には銘文の有無にふれていないが、器蓋の文様は殆んど方尊と同じ。蓋に夔鳳・饕餮、器に夔鳳・饕餮・虺龍を飾り、何れも方尊の文様に近い。

4、𤇾子方彝二　根津美術館藏

青山莊清賞　水野・一〇五，



癸子盉二



癸子盉二，器銘

一〇七　三代・六・三六・四

本器をシカゴ美術館藏の前器と比較すると、器制・文様は全く同じく、雙器であることは疑ない。方彝一は、陳氏によると「高三一・七糎、長二一・九糎、寛一六・八糎」、根津の藏器は高さ二六糎である。銘は方尊と同じく六字。

以上1・3・4の三器は文様も殆んど同じく、1・4は同銘。方尊は高さ二七・八糎、三器ほぼ高さも匹敵している。方尊は洛陽出土。同時出土のものに鼎・鬲・方彝・盤などがあるという。

5、癸子盉一　善齋・禮八・三

○頌齋・續・五四　通考・四七五」　小校・九・四九　三代・一四・七・七



癸盉一

素文の盉。器蓋に二弦文を附している。器蓋二文、何れも一行五字。「癸子乍父戊」と銘している。癸字は下に小さな口形を附していて、癸子の字と稍しく異なるが、同じ氏族とみてよい。器腹から足は鬲形をなし、魚従盉など殷器のもつ形制と近い。次器の癸字も、本器銘と同形の字である。頌齋續によると、癸子盉は11・13・14のほか、12と同銘の𣪘一、1と同銘の𣪘一・盤一、合せて七器が洛陽から出土したものであるという。

6、癸子盉二　冠斝・補・五

器腹は大きな分當形をなしている。器蓋に相對う夔鳳を配し、流に蟬文、鋬首に羊犧首を飾る。器銘は鋬下にあり、五字。文は前の第一器と同じであるが、器制は稍しく異なる。

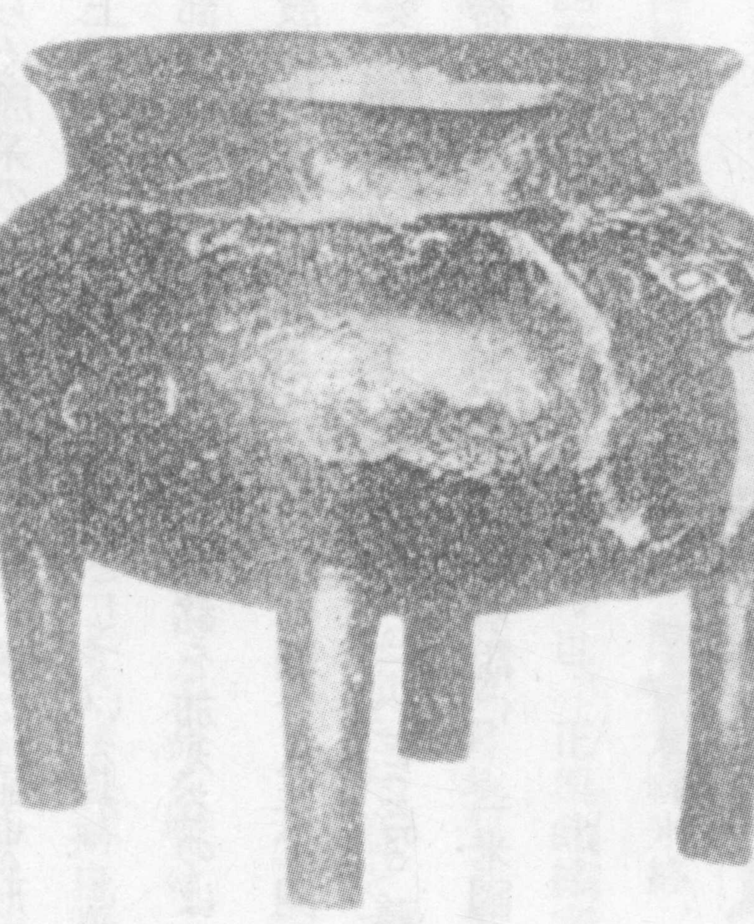
7、癸盉一　十二家・侔・一六・尊古・三・一三　通考・四六七」　貞松・八・四一　三代

・一四・六・七

器蓋二文。「戈形　癸乍厥」と銘する。器形は頸のくれた三足盉で大きな分當あり、蓋縁と器の頸の部分に美しい線狀の口帯文を飾っている。銘は鋬下にあり、文末を厥を以て結ぶ銘文形式は、殷系の器にみられるものである。

8、癸盉二　武英・一二六　故宮・下・三四五」　貞松・八・四三

圜體四足の盉。流も蓋もなく、一鋬あり、素文。銘二行、「乍公□癸　[illegible]」と銘する。その家が殷の貴游の後であることが知られる。7・10に戈形標識がみえるが、あるいは癸氏の分族であろう。癸子旅と稱するものも、この族の器であろう。



癸盉二

9、癸子旅卣　白鶴美術館藏

白鶴・撰・二六　日本・七四　水野・一〇〇・一〇一

器體は臣辰卣に似ているが、鈎稜はない。蓋鈕平底、兩角あり、蓋の口縁に長尾の夔鳳、蓋上には華麗な冠文をもつ大鳳を三角形の匡郭内に飾っている。器腹にも下邊に近く、三角形内に同形の夔鳳を飾る。他に多く例をみない構圖であり、白綠の色澤も美しく、異色ある佳品である。銘は器蓋二文、二行六字。「癸子旅乍寶彝」と銘している。



癸子旅卣

10、戈旨中尊　白鶴美術館藏

白鶴・撰・二七

豐かな口頸部と下膨らみの器腹をもち、器腹に前器の卣と同じく三角形内に相對う夔鳳、口頸部に花瓣形に近い蕉葉内に虺龍狀の便化文を附している。三角形内の夔鳳は癸子旅卣と全く同じであり、かつ卣の提梁を除いた高さは尊の高さと等しい。この尊卣がセットをなしていたことが知られる。銘文は器の內底にあり、二行七字、「旨中乍父己彝　戈形」の銘がある。この戈形はさきにあげた7癸盉一にみえている。癸盉一と戈旨中尊は戈形標識、戈旨中尊と癸子旅卣はその器と文様を通じて、關聯をもっている。

11、癸子旅鼎　善齋・禮一・五九」　小校・二・六五　三代・三・二九・三

立耳三足鼎。項下に相對う虺龍の帶文あり、文様は子姛鼎通考・三五に近い。銘二行一四字。

燮子旅乍父戊寶隮彝、其孫子永寶

父戊の廟號は、5・6燮子盉と同じである。


戈旨中觶

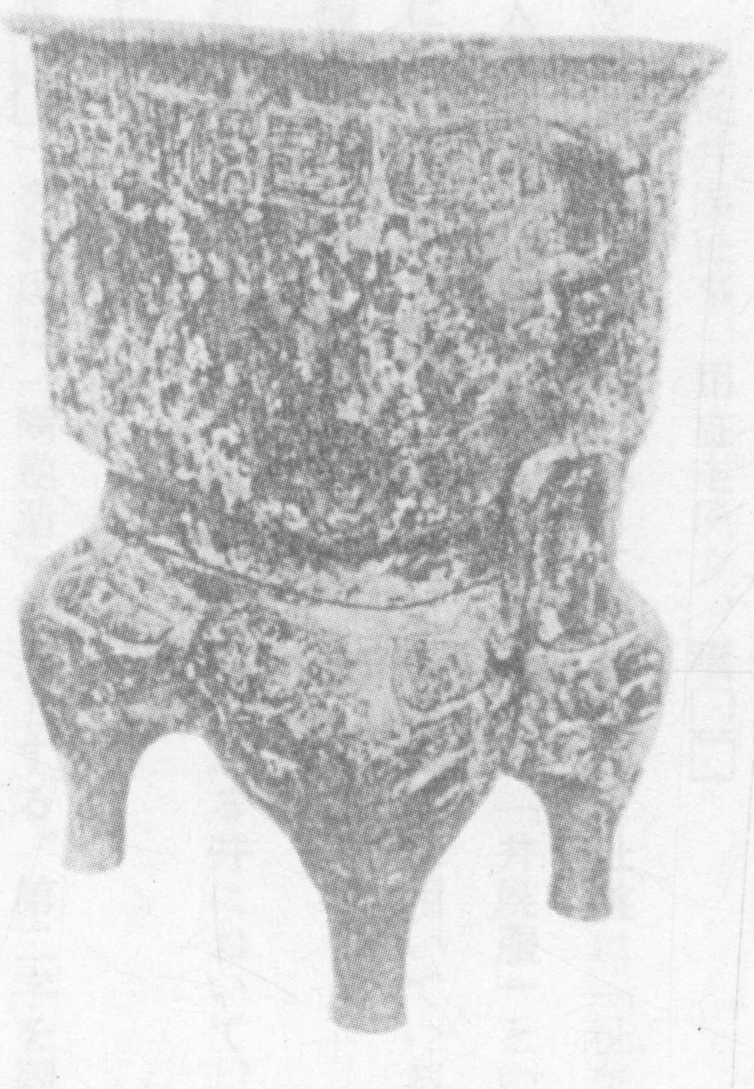
12、燮子旅甗　日本・二〇八

上下別鑄の甗。高さ四四糎。甗部は方形。立耳なく、𣪘のような犧首鋬あり、珥を附している。鬲部は四足。鬲に大きな附耳あり、足を中心に饕餮を飾っている。甗部項下に虺龍の帶文を配しているが、虺龍の形は變様文への變化の兆をみせている。銘は器内にあり、二行一二字。

燮子旅乍且乙寶彝、子孫永寶

燮子旅の祖は祖乙、父は11によると父戊である。梅原博士はこの器について、「もと紐育ホームス夫人の所藏した方彝・兕觥、白鶴美術館藏の夔鳳饕餮文方尊などと一具をなした器」と推定

されている。燮・燮子・燮子旅の器は甚だ多く、そのあるものはセットをなしていたことが考えられる。これと同銘の器が彝三代・六・四五・四として著錄されているが、この甗の銘を誤り錄したものと思われる。


燮子旅甗

13、燮子旅𣪘　三代・七・一四・二

器蓋二文、一行六字。「燮子旅乍寶𣪘」と銘する。字迹は周初の字様である。

14、燮子旅鬲　三代・五・二二・二

銘二行八字。「燮子旅乍父戊寶彝」と銘する。燮字は下に口形のある字形で、5燮子盉と同じ。父戊は5・6・11にみえる。旅字は左文。

15、燮彝　西清・甲・六・四二　三代・六・四九・四

器は四耳𣪘。器腹に圓渦文と虺首とを交互に配した帶文、圈足部に饕餮を飾る。圈足部は器腹に匹敵するほど高い。銘五行。

佳正月甲申、□□各王、休于厥□□父、燮賞□□貝□朋、（拜韻首）䚄休、用乍旅隮彝

字に残泐多く、作器者の名も記されていないが、燮が賜賞を受けたものとすれば、燮の器である。器制も文字も古調を存しており、時期的にも以上の諸器と近い。

なお燮の關與する器物のうち、時期は稍々下るが、燮氏の消息を考える上に參考となしうる一器を錄しておく。

*肄𣪘　兩罍・六・二三　攀古・下・三四　恒軒・一九　攈古・三之二・二三　愙齋・一一・一四　從古・六・二三　周存・三・四三　小校・八・四五　三代・八・四九・一

器は瓦文𣪘。器蓋二文。一は文左行。文字は敔𣪘二に類したところがある。

佳十又二月既生霸丁亥、王吏燮蔑曆、令□邦、乎易䜌旂、用保厥邦、肄對䚄王休、用自乍寶彝、萬年以厥孫子寶用

以上1～14の燮の諸器は、みな燮の一族の作器と考えられる。その器は主として洛陽から出土し、また開封出土のものがある。方彝・卣・尊・鼎など制作みな精巧であり、一時の雄族であったことが知られる。關係器に亞の圖象標識もみえ、その家は殷の貴游の後、おそらく成周にあって祭祀儀禮に與かっていた庶殷の一であろう。その族は、燮・燮子・燮子旅と稱し、10の旨中はあるいはその分族であろう。

西周中・後期にわたって、燮伯同𣪘・康鼎・敔𣪘・卯𣪘・燮季卯𣪘・燮公卯𣪘などの名がみえるが、これと燮・燮子との關係は明らかでない。書序によると、成王は肅愼の貢を以て榮伯に賜うており、論

語泰伯篇にみえる亂臣十人の馬・鄭注に、榮公の名がみえている。武・成の際にすでに榮公・榮伯と稱していたものとすれば、燮・燮子とは別と考うべく、また燮伯・燮季は何れも宗周の廷禮に右者としてみえていて、成周にいたとみられる燮・燮子とはその點においても異なる。燮の子孫が後に宗周に移されたものとすれば同一の氏族となるが、宗周の榮伯が周初以來の周の懿親であることを考えると、一應兩者を區別しておく方が穩當であろう。厲末大亂の因をなした榮夷公は、宗周榮氏の後であると思われる。

燮の諸器には優品が多い。燮𣪘をはじめ、白鶴に藏する方尊・卣、根津に藏する方尊など、みな周初の彝器文化を代表するに足る優品である。すでにみてきたように、燮には亞形圖象標識をもつものがあり、その家は殷の王族から出ている。おそらく周が庶殷を成周に移したとき、燮氏もその地に移されたものであろう。その器の多くが洛陽から出土するのは、その事實を示している。2燮子戈の子字が殷の多子と同形にかかれており、また燮の諸器が祖考の廟號に干名を用いていることなども、その證である。

成周の地は、令彝の銘文によって知られるように、周公及びその子明保がその地の宰としてこの方面を治めていた。周公の子征が井侯に命ぜられたことは麥器によって知りうるが、燮はその井侯に服事することを命ぜられ、燮𣪘を作った。王命を奉ずることは、その家系を保つ所以であり、周室の顧寵を受けることによって、かれらはその族生活を維持することができた。燮氏が周公の彝を作

つてその恩命を記念しているのは、王命によつて新たにつかえることとなつた主君井侯の文考である周公を祀るためである。ただし、その器に王の冊命を銘しているのは、これをその家廟に入れて、周室に恭順する意を明らかにしたものであろう。

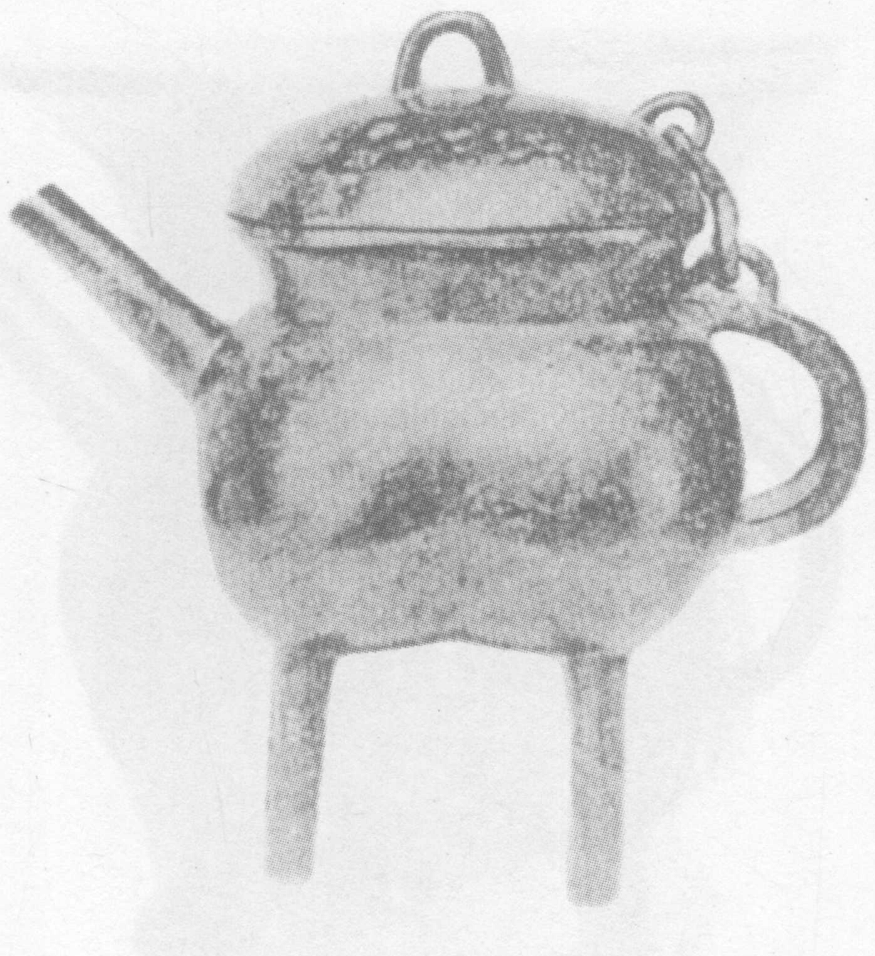
麥氏の器群は、全體として成末・康初に位置しうるものであると思われる。

六〇、麥　盉

器名　邢侯盉西清

時代　康王大系・通考・厤朔　昭王唐蘭

收藏　「清內府舊藏、曾藏歸安丁彥臣、今住友藏」海外



盉　麥

著錄

器影　西清・三一・三一　泉屋・一〇一　海外・一二二　大系・一九五　通考・四七八

銘文　周存・五・六一　貞松・八・四一　泉屋・五七　大系・二二　綴遺・一四・二九　小校・九・五四　三代・一四・一一

考釋　韡華・庚下・一　大系・四二　文錄・四・二九　文選・下三・一四　厤朔・一・四九　通考・三

八八　積微居・一五四

器　制　通考にいう。「通蓋高七寸七分、純素無文」。その形は伯富盉四三頁に類し、ただ伯富盉が鋬に獸首を飾るに對し、この器はその部分にも文飾がない。器制上、伯富盉と同期と考えてよい。麥氏の器は四器あるも、器の所在の知られるものはこの一器にすぎない。



銘　文　一五行三〇字。銘は口內に一行二字づつを記している。麥鼎の銘も一三行二九字、概ね一行二字である。初期銘文には殆んど類例をみない形式である。

井侯光厥吏麥、嗝于麥䆠、侯易麥金

麥彝の文と殆んど同じ。彝では「辟井侯光厥正吏、嗝于麥䆠、易金」に作る。

積微居に光を貺、吏を事にして職事の義であるという。

光當讀爲貺、詩小雅彤弓云、中心貺之、毛傳云、貺賜也、井侯光厥事麥者、事謂職事、謂井侯貺職事於麥也、說文云、事職也、國語魯語云、卿大夫佐之受事焉、呂氏春秋高義篇云、王曰、追而不及、豈必伏罪哉、子復事矣、韋昭・高誘注並云、事職事也、詩小雅雨無正云、三事大夫、鄭箋釋三事爲三公、左傳哀公十六年云、沈諸梁兼二事、杜注釋二事爲令尹司馬、據此言之、光事卽後世授職也、今語謂有職者爲有事、謀職者爲謀事、正合古義、守宮尊云、周師光守宮事、光亦當讀爲貺、宰甫𣪘云、王光宰甫貝五朋、光亦貺也、叔夷鐘云、敢再拜稽首、膺受君公之錫光、錫光卽賜貺也、隹卣云、子光賞貝二朋、光賞卽貺賞也、井侯彝云、𢍰井侯服、𢍰讀爲匃、服事義同、與此文句意同也

楊說は「井侯光厥吏麥」を守宮盤の「周師光守宮事」と文例同じとし、光の目的語を雙賓語と解しているが、麥彝の「辟井侯光厥正吏」には麥の名がみえず、この解は成立しない。もし授職のことをいうものならば、被命者の名を略するはずはない。かつ嗝は必らずしも授職のときに行なう禮ではなく、下句にはすぐつづいて恩賞賜與のことが記されている。楊氏のあげる光の例はみな賜與を寵榮とする意を含むものであつて、休と同じ。競卣に「白犀父皇競、各于官」とあるのと文例が似ており、皇もまた光と同義である。

嗝を楊氏は㢸と釋し、音過にして至の義とする。その說にいう。

㢸、說文云、秦名土釜曰㢸、與此文義不協、然說文㢸讀若過、知古經傳之文、必有假㢸爲過者、故許君云爾、而此銘亦正假㢸爲過也、呂氏春秋異寶篇云、伍員過於吳、高注云、過猶至也、麥鼎與此盉、爲一人之器、鼎銘云、井侯延㢸于麥、㢸亦過也

楊說は說文の「㢸讀若過」の音により、字を過至の義とするものであるが、單に辟君が來至したと

いう理由で寶彝を作る例もなく、また麥彝に「用嗝井侯出入、遅命」とある文は、その訓詁では通じがたい。

嗝は鬲とその形が近い。鬲は圭鬲と連用される字で瓚の初文と思われるが、小盂鼎では鬲を動詞に用いている。鬲の動詞形は、本器の嗝であろう。毛公鼎に「鄠圭鬲寶」の語あり、圭瓚を用いる禮は鄠とよばれる。噩侯鼎にも「噩侯駿方、內豊于王、乃僳之」とあり、王國維は鄠・僳を何れも祼禮と解している。庚嬴鼎にはまた「尋章」の語があり、史獸鼎では史獸は尋を賞せられている。

鬲・嗝・鄠・僳・尋はみな祼禮に關する字と考えられる。

鬲を圭瓚の瓚とし、嗝をその動詞形とすれば、嗝は後の祼禮に當るものと考えてよい。

周禮典瑞　祼圭有瓚、以肆先王、以祼賓客

同　鬱人　凡祭祀賓客之祼事、和鬱鬯以實彝、而陳之

同　玉人　祼圭尺有二寸、有瓚、以祀廟

祼は祭祀賓客の際に行なわれる禮である。

窨は麥器の鼎・彝にもみえている。宮の異文であると思われる。郭氏いう。

淮南子道應訓、禽獸有芁、人民有室、又修務訓、野彘有芁茵槎櫛掘虛連比、以像宮室、从宮省

麥の三器には、何れも麥の窨において祼禮の行なわれたことを記している。必らずしも禽獸の芁とみなくても、宮の繁文とみてよい。麥はその宮において主君井侯より祼禮を賜い、かつ金を賜うてこの器を作っている。

乍盉、用從井侯征事、用旋走夙夕、嗝□□

征を舊釋にはすべて征と釋している。征は征盤に「征乍周公障彝」とあり、周公の子。井侯征はその人をいう。「井侯征事」とは、焚毁の「井侯服」というのと同じ。ただ麥は作冊の職にあり、祭事に與かるものであるから、服に易えて事を用いているのであろう。事とは祭事をいう。旋走夙夕は祭事用語である。

麥は麥尊においては、井侯移封の地である井において、その祭祀儀禮に與かっている。旋走は盠圜器にみえている。

「嗝□□」を郭氏は「鬲逆造」の意とする。第二字を御にして迓、第三字を吳にして逆の義とするのである。尊には「嗝侯逆造」、彝には「嗝井侯出入」とあり、三器みな表現を異にするも、何れも嗝の字を用いている。

楊氏はこの句についても別解を出していう。

鬲字、與上鬲字同、而用法異、別有麥尊、亦此人之器、其銘文云、麥揚用作寶障彝、用鬲侯逆造、于思泊釋之云、矢令毁、用饗王逆造、可證鬲爲燕饗之義、其說是也、古人字義、往々相因、經過謂之過、燕饗過者、亦謂之過也、麥彝云、用鬲井侯出入、逆造謂逆造之人、出入亦謂出入之人、此銘云鬲御事、亦謂御事之人也

すなわち銘末三字を「鬲御事」とよみ、鬲を饗宴の義とするものであるが、鬲を過とし、また饗宴過とするなど無理な訓釋である。御事は貞松・通考にその釋をとるも、字形上疑問である。嗝下の一字は邵あるいは頤の形に近いが不明。末一字は大系に吳と釋するも、これも明らかでない。いましばらく缺釋としておく。

訓　讀

井侯、厥の吏麥を光やかさんとして、麥の宮に嗝す。侯、麥に金を賜ふ。盉を作りて、用て井侯征の事に從ひ、用て奔走夙夕して、□□に嗝せむ。

參　考

麥氏の器には、なお尊・方鼎・彝がある。尊は井侯の封建を記したもので、麥氏四器のうち最も早いものであるが、西淸に錄するのみで拓影も存しない。方鼎・彝はその銘文が盉と近く、相關聯する器物であると思われる。

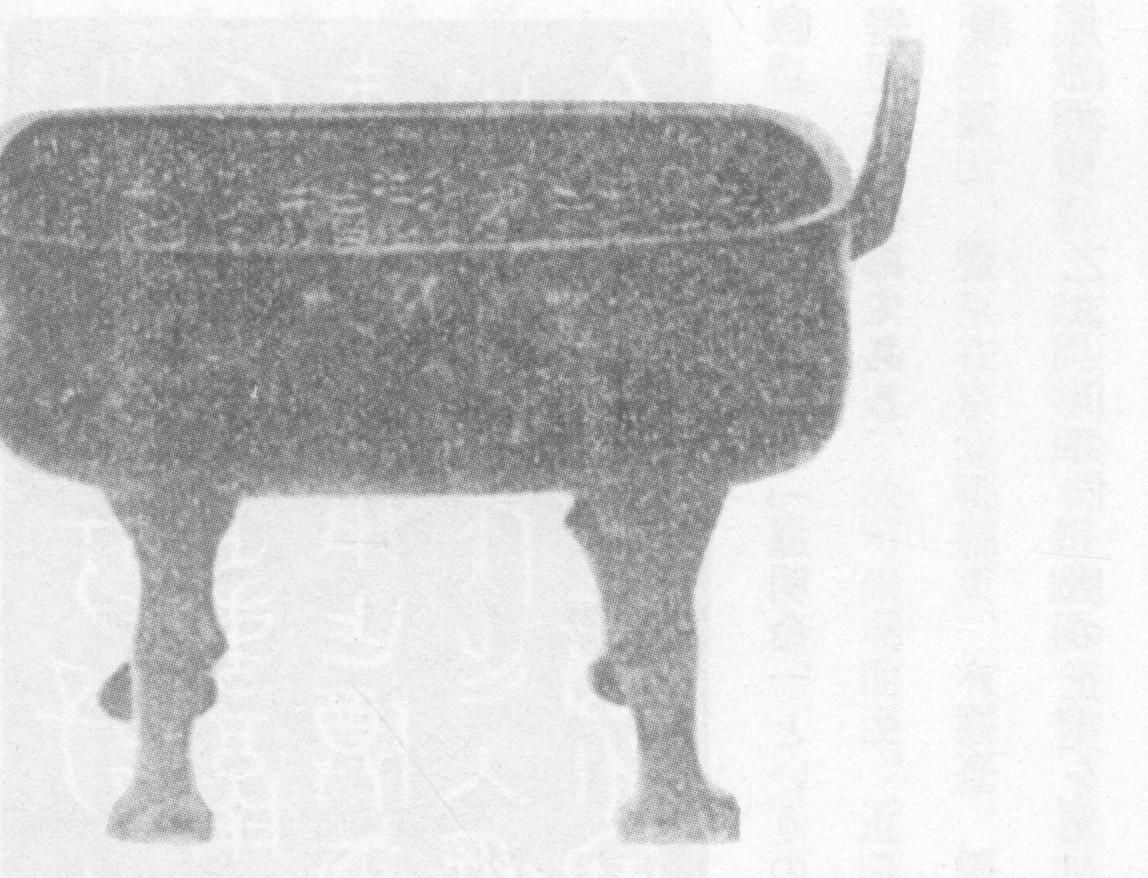
＊麥方鼎

收藏　「光緒丙申二三年、一八九六三月、得此鼎於永嘉」述林

著錄　通考・一四三二　厤朔・一・五〇　錄遺・九一　二玄・一六四

考釋　述林・七・二九　大系・四二　文錄・一・三〇　文選・下一・九　通考・三一〇

器制　通考にいう。「大小未詳、附耳、橢圓、四足作馬蹄形、失蓋」。器は素文の附圓方鼎であるが獸足。馬蹄形の足は殆んど例をみないものである。



麥方鼎



麥方鼎銘

銘文　一三行一二九字、その字迹は遒勁にして甚だみるべきものがある。述林にその字を論じていう。「此鼎篆體峭勁、横畫發端、卒用方筆、而標特纖鋭、斜曲處又善爲波折之勢、吳縣潘尚書所藏盂鼎、似同出一原」。その第一字の隹のごときも圖象に近い象形字にかかれ、孫氏は「此鼎首隹字、乃眞象喙首腹翼足尾之形、尤彝器文所僅見」と稱している。孫氏は賞翫の餘、丙申四月一八九六、器をえたその翌月に、自ら一本を拓して、これを當時精鑒絶倫といわれた黄氏に贈つたと記している。

隹十又二月、井侯征、嗝丂麥、麥易赤金

十又二月の二月合文。征を大系に虚詞の誕とし、文選・文錄などみな同じ解であるが、井侯の名である。嗝は祼。盉には「井侯光厥正吏麥、嗝于麥宮」といい、彝には「辟井侯、光厥正吏、嗝丂麥宮」とみえ、ここもその意を以て祼禮が行なわれたのである。赤金は銅であろう。

用乍鼎、用從井侯征事、用鄉多□友

各句みな用の字を以てはじまる。「井侯征事」は從來「井侯徂事」と釋されていたが、上文の「井侯征」と同じである。事は祭祀。麥氏は井侯の正吏として、祭祀のことを管掌した。その官は尊銘にみえるように作册である。

「用鄉多□友」は盉の「用奔走夙夕、嗝□□」の部分に當る。孫・郭は多下の一字を寮の義とし、通考・文錄・羼朔は「多諸友」と釋している。字は者と生とを合せたような字で、あるいは生の繁

文であるかも知れない。也𣪘には多弟子の語がある。

麥氏四器の銘の末文は、盉・尊・彝においては嗝をいい、方鼎においては饗をいう。盉・尊・彝が何れも嗝禮に用いられる器であるのに對して、鼎は饗に用いる器である。

訓讀

これ十又二月、井侯征、麥に嗝す。麥赤金を賜ふ。用て鼎を作り、用て井侯征の事に從ひ、用て多□友を饗せむ。

*麥彝

器名　邢侯方彝西清

收藏　清內府藏西清

著錄　西清・一三・一〇　大系・五六」　大系・二二

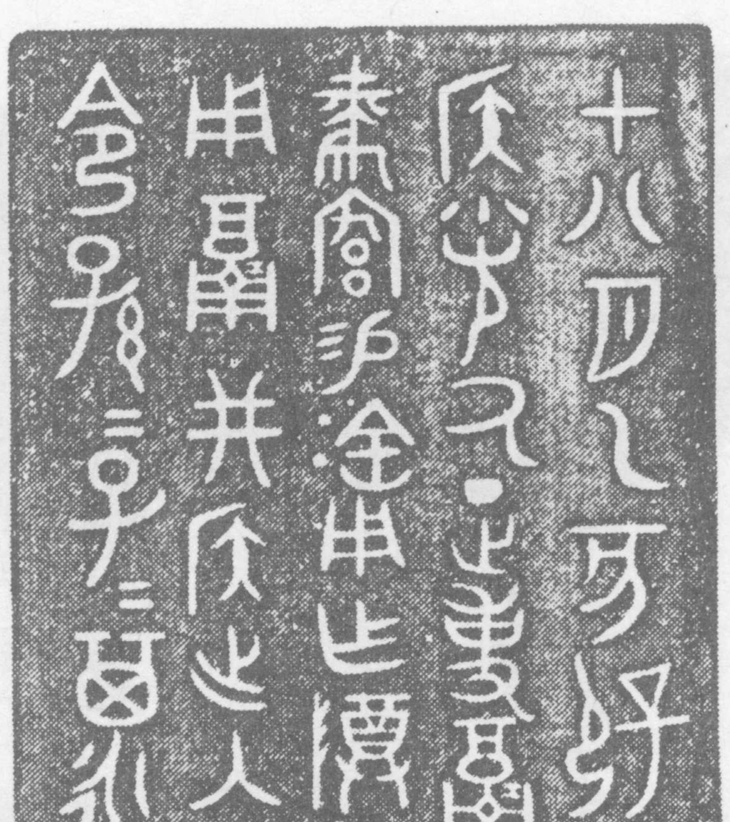
考釋　大系・四二　文錄・二・一九　文選・下二・九

器制　西清にいう。「通蓋高七寸七分、深三寸三分、口縱三寸七分、横四寸七分、底縱三寸三分、横四寸二分、重七十九兩」。器は方彝、八稜あり、蓋と器腹に夔龍文、項下及び圏足部に蝸文を付している。蝸文は多く殷器にみえる文様で、その器制とともに、古い形式をもつている。

銘文　器蓋二文。各々五行三七字。行款は蓋銘は第四行が彝、器銘は用ではじまり、他は同じ。

才八月乙亥、辟井侯、光厥正吏、嗝丂麥宮、易金

舊釋に「才八月」を「十八月」とするも、もとより誤である。「辟井侯」は尊銘に、また光は盉銘にみえる。正吏と稱するのは本器のみであるが、作册は祭祀官の正長であつたのであろう。盉・鼎とともに、三器にみな嗝禮をいう。



麥彝器銘

用乍障彝、用嗝井侯出入、遅命、孫々子々、其永寶

出入・逆造に對して饗をいう器は多いが、嗝をいうものは麥器の他にはない。「遅命」は尊銘の「遅明命」というのと同じ。末文に「孫々子々」をいうものは、四器中、本器と尊とのみである。

訓讀

八月に在り、乙亥、辟井侯、厥の正吏を光かさんとして、麥の宮に嗝し、金を賜ふ。用て障彝を作り、用て井侯の出入に嗝し、命にこたふ。孫々子々、それ永く寶とせよ。

*麥尊

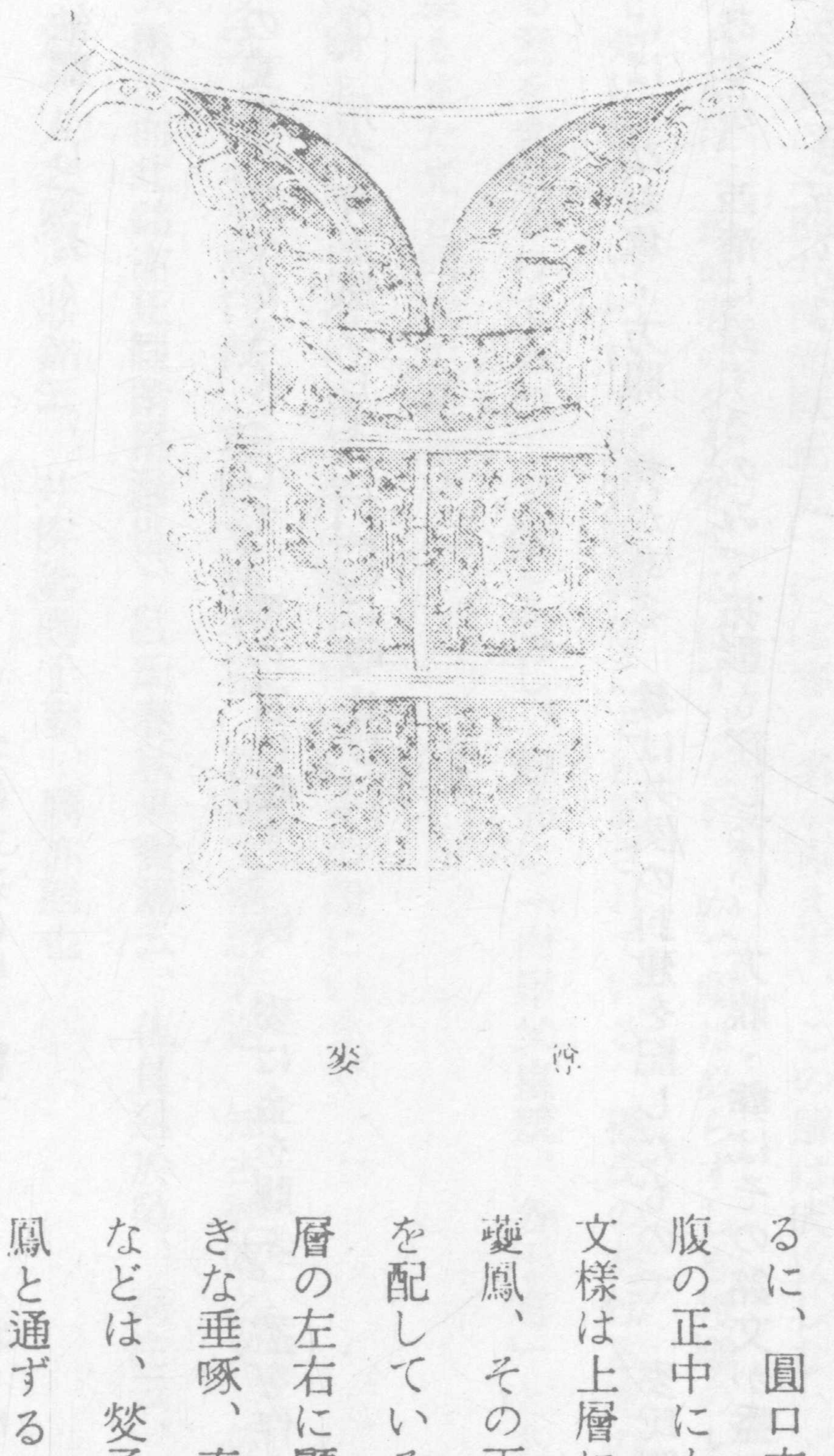
器名　邢侯尊西清　井侯尊古文審

時代　康王大系・通考・羼朔　昭王唐蘭

著錄　西清・八・三三　大系・一九九」　古文審・三・二　大系・二〇

考釋　大系・四〇　文錄・四・六　文選・上二・二〇　積微居・一三二

器制　西清にいう。「高八寸四分、深六寸五分、口徑六寸八分、腹圍一尺二寸八分、重一百十一兩」。圖形によつてみるに、圓口方足、四稜あり、腹の正中にも稜を加えている。文様は上層に蕉葉形の相背く夔鳳、その下に相對する夔鳳を配している。また中層・下層の左右に顧鳳を飾るが、大きな垂啄、直上する尾部の形などは、㚔子の方尊や卣の夔鳳と通ずるものがある。器



麥　尊

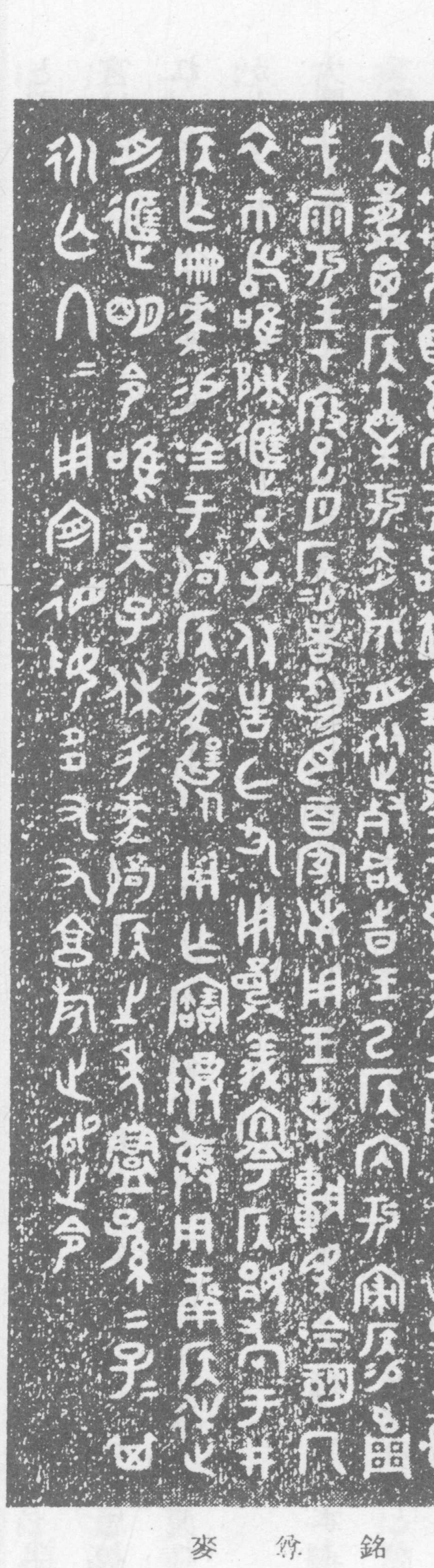
制・文様は全體として鳥紋方尊通考・五五五に最も近いが、その方尊には通考によると伯𩵦父の名を含む僞銘があり、器も仿造であろうという。稜の形がやや異なるのみで、他は殆んど同じであるから、この方尊などが範型とされたものかも知れない。

銘文　八行一六七字

王令辟井侯、出矿、侯于井

辟は君。「辟井侯」とは、麥よりしていう。下文に「唯天子休于麥辟侯之年」とみえる。𢑴銘にも「辟井侯」の語がある。

井は金文に井侯のほか、井公・井伯・井叔・井季・鄭井・咸井などの名がみえる。古文審に、文獻



麥　尊　銘

にいう邢とこれらの井とは別の國であるとしていう。

井舊釋作邢、誤、凡鐘鼎文井白井叔、黄伯思翟動釋爲邢、此但知邢爲周公後、不知井亦古國也、且周公後國、其字从邑从井、見説文、何得以井當之、今按左傳有子牙後、碻非邢矣

左傳僖公五年に虞の大夫井伯の名があり、それと邢とは異なるとするものであろう。しかし金文では奠・曾・朱・無・匽などすべて邑に從わず、説文においてはみな邑に從う。邑に從うのは後起の字形である。ただ井にも、時代によつてその統屬を異にするものがあることは事實であり、殷に井方・婦井の名がみえ、周初に周公征の封ぜられた井侯とは自ら別國である。また井伯・井叔以下においても、井を特に丼と記すものもあつて、その間に家系を異にするものもあつたようである。本器の井はいうまでもなく井侯征である。

矿は地名。噩侯鼎にもみえ、競卣の𣄰もあるいは同じ地であろう。噩侯鼎に

王南征伐角䣄、唯還自征、才矿、噩侯駿方、內豊于王

とあり、南征よりの歸途、ここで軍を留めている。おそらく成周に近い地であろうと思われる。郭氏いう。

王國維謂、彼鼎之矿、卽大伾、余意、當卽今河南汜水縣西北里許之大伾山、與濬縣東南二十里同名之山、有別

汜水は滎澤の少しく東に當る。また競卣に

隹白屖父以成𠂤卽東命、戍南夷、正月既生覇辛丑、在𣄰

とみえ、その地は東南征の經路に當る。東南夷に對する戰略上の要地であり、このときまで井侯がその地を領していたのである。「出矿」とは從つて從來の所領であつた矿を去つて、新たに井に侯となることをいう。井侯の名もその移封によつて定まつたものであろう。宜侯夨毁に「王令虎侯夨曰、𩵦、侯于宜」とあつて、虎侯は宜に移封して宜侯と稱している。明らかに移封のことをいう金文としては、本器と宜侯夨毁があるのみである。井の封地が河內の懷方面であるとすれば、矿とは河を隔てて南北の地である。

霸若二月、侯見𢦚周、亡𨑒

霸若は書にみえる粤若・越若と同じ。小盂鼎にも「雩若翌日乙酉」の語がある。靜毁「雩八月初吉庚寅」のように、若字を加えない例も多い。

井侯は井に移封改易の命を受け、すでに移つたのち、宗周に赴いて見事の禮を行なつた。見は見事。𠭰毁に「公叔初見于衞」、また匽侯旨鼎に「匽侯旨初見事𢦚宗周」の語がある。封建の册命を受けたときには、見事の禮を行なうのである。

「亡𨑒」を古文審に亡違と釋するも、字異なる。下文に「旡尤」の語があり、字を尤に作る。獻毁にも「亡尤」の語がみえ、𨑒・尤は同字異文とみてよい。

迨王客莾京酓祀

迨は説文に「迨、遝也」とあり、迨遝は𦥑𨗁の字。沇兒鐘に「𩵦遹百生」とある遹とその義が近い。客は各の繁文、格の意。莾京は辟雍のあるところで、そこでは多く祭祀儀禮が行なわれた。大系に

いう。

莾京卽豐京、此與宗周、相距僅一日、其地復有辟雍在焉、其爲文王之舊都無疑、史記周本紀集解引徐廣云、豐京在京北鄠縣東、有靈臺、鎬在上林昆明北、有鎬池、去豐二十五里、皆在長安南數十里、豐鎬相去甚近、故可崇朝而至、近時唐蘭又謂、莾京是豳、本銘卽其反證、葊豳距宗周亦甚遠也

近時陳夢家氏はまた莾京を鎬京と釋する説を出し、詩の鎬京辟雍とはすなわち金文の莾京辟雍であるという。そして宗周を岐山の地に比定しているが、兩地の間は一日に往來しうる距離ではない。鎬京辟雍は、おそらく莾京辟雍の荒廢の後、鎬池の附近に移されたものであろう。金文にみえる莾京儀禮は周初よりして昭穆期に及び、その後はみえていない。詩の鎬京辟雍は、鎬池に辟雍が移されたのちに歌われたものと思われ、その詩篇成立の上限を示すものとなしうる。郭氏は莾を豐と釋するも、豐は別に作册魆卣・小臣宅毁などにもみえ、莾とは別字である。ただ豐は地の大名にしてそこに莾京があり、そのため文獻にはまた豐京の名もみえている。

酓祀は卜文の彡日、文獻の肜日に當る。尤も卜文には酓彡を並擧する例が多いが、本器の酓祀は、殷金文の豐𢑴「遘𢦚武乙彡日」・𠨘其卣一「遘𢦚妣丙彡日」と同例である。三四三頁以下參照。迨・遘は同義。

霸若翌日、才璧雝、王乘𢦚舟爲大豐

辟雍の制については、白虎通辟雍の條に古制に關する記載があるが、明らかでない點が多く、惠棟の明堂大道錄をはじめ、これを論じたものは少くない。潁谷の春秋釋例に太廟の異名八をあげ、淸

廟・大廟・大室・明堂、辟雍・靈臺・大學及び總名としての宮名、合せて八であるという。しかし金文には射廬・宣榭・學宮などの名もみえ、祖廟を中心に多くの附帶的施設を有していたようである。惠棟はここで行なわれる儀禮を禘・宗祀・朝覲・耕耤・養老・尊賢・饗射・獻俘・治曆・望氣・告朔及び行政的な諸事としている。しかし金文にみえるところを以ていうと、辟雍の儀禮はそれほど廣汎な範圍に及ぶものとは考えられず、宗周が政治の中心であつたのに對して、莽京は神都的な性格のところであつたらしい。從がつて種々の宗教的儀禮がここで行なわれたことは疑なく、本器銘に記す儀禮のごときも、他の器銘にもみえ、何れも神事的な性質のものである。

「王乘丂舟」は、大池における漁の禮と關係があろう。靜段にも同じく莽京において大池に鳥を射ることが記されており、井鼎においても王が井をして莽京の池水に魚を漁することを命じている。詩の靈臺「於樂辟雍」の傳に「水旋如璧」とあり、白虎通にも「水圓如璧」とみえる。詩の正義に引く韓詩說に、「天子之學、圓如璧」、また大戴禮盛德篇「明堂者、所以明諸侯尊卑、外水曰辟雍」などによると、明堂そのものが圓形に作られていて、それをめぐる外水も從つて圓形であると考えられていたらしい。漢書郊祀志に、武帝が明堂を造營したことを記し、水中の高樓に上帝を祀つたという。辟雍の遺構に關する記述としては、酈道元の水經注泗水の條に、魯の泮宮について、

魯共王殿之東南、卽泮宮也、宮中有臺、臺南水、東西一百步、南北六十步、臺西水、南北四百步、東西六十步

と記していることが注意される。これによると、臺の西と南にL字狀の池があつたことになる。泮宮は外水が辟雍の半であるから泮宮と稱したという說もあるが、大體は川流を導入したものと思われ、必らずしも圓形の池であつたとは考えられない。莽京辟雍の場合でも、おそらくは豐水の流れがとり入れられていたのであろう。

大豐は大豐段にみえる。聞一多氏は大豐段の「王日三方」を「王汎三方」と釋し、辟雍三面の水上で儀禮が行なわれたものと解しているが、ここにはそういう記述がない。大豐の後に射禽のことが行なわれ、つづいて入寢の禮などがなされている。大豐段においても、大豐の後に天室の祀が行なわれている。兩者は同一の儀禮とみてよい。

大豐を封建の禮と關聯させて、周禮大宗伯などにいう大封之禮と解する注家も多いが、この器においては見事の禮がすでに終つて、たまたま王が莽京に彭祀を行なうに際會し、王に從つて助祭しているのであるから、見事の禮と大豐とが一聯の儀禮であるとはしがたい。大豐段では衣祀がその主要な儀禮であつた。

王射、大龔禽、侯乘丂赤旂舟從死、咸

大系に「王射大龔禽」と句讀し、「大龔禽、當是禽名、以聲類求之、疑卽是鴻」という。鴻雁の屬を射たとするのである。辟雍に鴻雁の屬が多かつたことは、詩の大雅靈臺に「白鳥翯翯」の句があり、孟子には齊の雪宮に鴻雁麋鹿の遊ぶことが記されていて、それらが放養されていたらしい。詩の大雅鳧鷖に「鳧鷖在涇、公尸來燕來寧」とあるのは、涇水の鳧鷖を以て、祖靈が鳥形靈として來現することを興したものであろうが、起原的には、冬季に鴻雁の類が沼池に飛來することから、そういう渡り鳥の下りたつ池沼のあたりを靈臺靈沼として、祖靈を祀る地としたのであろう。靈沼に放鳥放魚を行なうようになつたのは、後の形態であると思われる。

莽京の祭祀に漁することはしばしば金文にみえるところであるから、射禽のこともあつたであろうが、大龔禽を大鴻禽と釋するのは語法的に無理がある。大禽もしくは大鴻といえば足るところであるし、大の一字も不要といえよう。文錄・文選には、「王射、大龔禽」と句讀し、龔を供にして動詞とする。文錄にいう。

龔供同字、所謂虞人翼矲、以待公發、西都賦所夸、命荊州使起鳥、詔梁野而驅獸、毛群內闐、飛羽上覆者也

すなわち淵叢を驅つて鳥を起發させる意とするのであるが、辟雍大池における射や漁は、遊獵のような規模で行なわれるものではない。

積微居は「王射大龔、禽」と句讀し、龔を郭說に從つて鴻とするも、禽は動詞によむ說である。

禽一字爲句、謂射而獵之也、卜辭云、乙巳卜、出貞、逐六馬、禽、後上・三〇・一〇、周書克殷解云、武王狩、禽虎二十有三、貓二、此皆用禽爲動字者也、左傳襄公廿四年云、收禽挾囚、杜注、禽獲也、王射大鴻、中而獲之、故云禽也

禽は金文においては獻禽・告禽など俘囚を擒にする意に用いるが、勿論鳥獸の場合にも用いてよい語である。また下文に「用龔義寧侯顯考于井」の句があり、龔を單用していて、郭・楊二家のように鴻と釋しても文義の通ずるところであるが、鳥名は多く形聲の字に作り、字釋に問題が殘る。かつ鴻雁の大なるものを鴻というのであるから、大を付して大龔というのも疑わしく、「用龔」のように、牲禽の名をあげていう例もない。いま假りに供薦の供と解しておく。龔はまた龏にも作るが、供・龏は同義。王が自ら禽を射て、その禽獲を供して祀る意であろう。

赤旂舟は赤旂を樹てた舟である。周禮春官司常に

國之大閱、贊司馬頒旗物、王建大常、諸侯建旂

とあり、また夏官大司馬職に

中春教振旅、……獻禽以祭社、」中夏教茇舍、如振旅之陳、……獻禽以享礿、」中秋教治兵、如振旅之陳、辨旗物之用、王載大常、諸侯建旂、……遂以獮田、如蒐田之法、羅弊、致禽以祀祊、」中冬教大閱、……入獻禽以享烝

とみえるものは、必らずしも周初の古法を傳えるものではないとしても、なお參考とすべきであろう。龔禽はこの獻禽に當るものと思われる。禮記月令に、孟夏の月に赤旂を載せることを記している。これも五行思想による配當で、この器銘にいう二月とは季節が一致しないが、獻禽祀享の禮に赤旂を樹てる古禮があつたのであろう。

句末を郭氏は次句の之字までつづけて「死咸之」の三字句とし、

咸讀爲克滅韓宣多之滅、書君奭、咸劉厥敵、逸周書世俘、咸劉商王紂

といい、殺の義とする。しかし金文には咸を咸劉の意に用いた例をみない。文選に「死通尸、此則

借爲事、事咸、猶言既事也」というが、それならば死の一字は不要である。金文には咸を一字句とする例があり、班段「令易鋚勒、咸」などがその語法である。死はおそらく尸に通ずる字で、この場合は尸陳の意であろう。漁のときには矢魚といい、禽のときには展禽という例であるが、尸は矢と同義とみてよい。古文審に字を餐と釋し、備食の意であるという。しかし餐禽のことは、經籍に所見がない。いま矢魚と同じく、展禽の義としておく。咸は儀節の終ることをいう。

之日、王以侯內𢀛寑、侯易玄周戈

郭氏は之を上文に屬し、「日者、與下巳夕爲對、當表時刻、疑指正午」というが、咸はすでに述べたように儀節の終るを示す一字句。從って之は下につづけて之日とよむべきである。字は時のようにもみえ、文錄・文選には時と釋しているが、之日は卜文にも多くみえる語である。積微居にいう。

之日是日也、卜辭云、乙卯卜、㱿貞、今日王征于□、之日大采、雨、王不步粹・一〇四三

之を領格に用いる例は卜文・金文にあり、文獻では莊子にその例がみえる。寑は卜辭・殷金文にみえ、寢の初文。そこで賜與が行なわれていることもあり、周金文の大室に當る。王が井侯を寢に伴なつているのは、井侯が周公の子にして周の一族であるからであろう。一般にはこの種の禮が行なわれることはなかつたようである。

「侯易」は被動形である。玄周戈を古文審・文錄・文選は周戈と二字に釋している。そして古文審は周を綢にして素錦綢杠の綢、綢戈とは「以帛纏戈柄」と解している。文錄は琱の字を充て、文選は玄に從う字形とみる。また大系・積微居は玄周戈と釋するも、その器制を説いていない。玄はお

そらく材質の色をいい、雕飾を施した玉戈であろう。吉日劍に玄鏐などの語がみえ、戈に用いた銅質の色ともとれるが、雕戈には玉材のものが多い。もとより禮器として用いられたもので、その遺品も乏しくない。

雩王才厈、巳夕、侯易者𡚬臣二百家、齎用王乘車馬、金□・冂衣・市・舄

厈を文錄に「卽岸字」とするも疑わしい。睘・趞の器には厈という地名がみえるが、厈との異同は知られない。巳は十二支の巳の字で祀の義であろう。郭氏は巳夕二字を時刻の名とするが、夕は朝日夕日の夕で、もと祀禮の名である。積微居に

夕謂夕見、左傳昭公十二年云、右尹子革夕、杜注、訓夕爲莫見、是也

という夕禮とみてよい。大采朝日・小采夕日の禮は殷以來行なわれており、廷禮もそのときになされた。本器では、夕日の禮のとき、冊命に伴なう賜與を受けている。「侯易」もまた被動形である。郭氏いう。

二侯易語、均言井侯被錫于王、與下侯乍冊麥易金于辟侯同例、言侯之作冊麥、被錫金于我主井侯也、古文動詞用例、主動與被動無別、如小臣謎段、小臣謎蔑曆眔易貝

「侯易」は受賜者たる侯の立場から記述する形式をとつたものである。

「者𡚬臣二百家」を古文審に「諸虎臣百家」と釋していう。

虎臣百家、卽虎賁百人、古稱人爲家、禮記檀弓、管庫之士七十有餘家、史記封禪書、封泰山禪梁父者七十二家、令鼎、余其舍女臣十家、皆謂人也

虎賁の士百人を賜うたと解するものである。郭氏は「易者𡚬臣二百家劑」とよみ、劑を奴券と解し、銘は奴隸の賜與をいうものとする。

者當讀爲赭、𡚬字說文云、𡚬踝也、讀若踝、此當讀爲踝、言井侯受天子賜以赭衣踝跣之臣二百家之劵契也、此語可證古有奴劵

劑は劵契であり、その劑を賜うのは奴籍を與えられたと解するのであるが、者𡚬臣を赭衣踝跣の臣とするのはやや奇僻に過ぎる。文錄には

𡚬象執戈形、謂執戈拱衞之臣也、錫以拱衞之臣二百家

と解し、者𡚬臣を侍衞の臣とする。また劑を濟にして咸と同じく事の畢る義とみている。文選は劑を「齎用」と下文につづけてよんでいるが、どう訓釋したものか知られない。

者は金文ではすべて諸の義に用い、諸の初文である。𡚬は執戈の象を示し、武臣をいう。執戟の諸臣の意であることは疑ない。秦の穆公が晉の文公に紀綱の僕三千を與えたように、井侯はその新封に當つて王室から執戟侍衞の臣を與えられたのである。これを人僕奴隸の徒を賜うた宣侯夨段の文と比較してみると、兩者の賜與の相違するところが知られる。

郭氏が者𡚬臣を赭衣踝跣の奴隸などと解したのは、劑を約劑にして奴劵とみたからであるが、銘文の字が劑と釋しうるかどうかにも問題がある。金文には約劑の字は未見。この字は殷斆盤三代・一七・一二・一の「齎孫殷斆作盨盤」の齎と同形である。「齎用王乘車馬」は、王の車馬等を以て賜う意で、齎はおそらく齎の義であろう。周禮外府に「齎賜與之財用」とあり、掌皮には「歲終則會其

財齎」の文がある。齎は車馬より市・舄までにかかる。この字を上文につけて二百家劑とよめば、車馬以下の賜物を承ける動詞がなくなるのである。

車馬を賜う例は多いが、王の乘に用いるものを賜與することは殊禮とすべく、それも井侯が周王の懿親であるからである。金□は下一字未詳。郭氏は金虢と釋し、「刻本譌變、幾不可識、以小盂鼎文較之、當如此、言金甲也」というが、字形は似ていない。古文審には金勒とし、車馬の具とみている。車馬の具としては金甬・金軛・金童などの名があるが、攸勒を金勒と稱している例はない。大盂鼎に

易女鬯一卣・冂衣・市・舄・車馬

とあり、その賜物は禮器・禮服・車馬という順序である。この器では車馬が特別の賜物であるので首に列した。大盂鼎の例でいえば、冂衣の前には秬鬯の器がおかれるわけであるが、あるいは車馬につづいて車馬の具を列したものかも知れない。字は幹・韓の形に似たところがあり、旗杠の類かとも思われるが、明らかでない。

冂衣を古文審に冕衣と釋し、郭氏もこれに據る。しかし金文の賜與に冕と衣とを合せていう例なく、冂は絅の省文と思われる。市は韍、蔽膝をいう。冂衣・市・舄は禮服として賜うものである。

以上は封侯の册命に伴なう賜與である。大盂鼎・宜侯夨段とはたがいに出入あり、そこに各々王室との關係の相違を見ることができる。

唯歸、遲天子休告、亡尤、用龔義寧侯顯考于井

井侯がその本領に歸つて廟告し、祖靈を井の地に迎えることをいう。

遅は麥氏の諸器及び史頌𣪘にみえる。揚・將奉などの義をもつ語である。麥彝の「遅令」・史頌𣪘の「日遅天子顯令」は命を承け、この銘では「天子休」を承けている。史頌𣪘の語例に近いものには、中甗「日傳□王□休」・小克鼎「克其日用攆朕辟魯休」があり、遅は傳・攆と語義において近い。本器の末文には「用𠻟侯逆造、遅明令」とみえる。郭氏は「字書所無、大率乃光大顯揚之意」とし、文錄には「猶揚也」という。揚・傳・攆の語義を含む字である。

告は移封のことを以て廟告するをいう。亡尤は告祭して祖靈の允諾をうるをいう。郭氏らは「告亡尤」を句とするが、亡尤を以て告げる意と解したものかどうか、明らかでない。亡尤は繇辭的な語であるから、祭事の結果をいう語とすべきである。

告祭が終つて、新封の井に祖靈を移すいわば遷座の儀禮が行なわれる。用龏以下はその儀禮をいうものと解される。郭氏はその句を釋していう。

龏卽上文大龏禽之龏、義其羽也、易漸之上九、鴻漸于陸、其羽可用爲儀、義古文儀

龏義二字を連讀し、鴻羽を飾とする意に解している。義は金文において二義の用法があり、後期金文においては專ら威儀の字に用いる。初期のものでは、たとえば師旂鼎「義枚叡厥不從厥右征」のように、宜の意に用いるものがある。ここもおそらくその用法でむしろ義寧二字を連文とすべく、祖靈を遷して鎮座させる意とみられる。「侯顯考」とは麥の辟君である井侯の文考で、おそらく周公であろう。その靈を井に迎える鎮座の儀禮を、麥が井侯を右けて行なつたのである。寧は卜辭に

は寧風・寧雨の儀禮が多くみえ、ここでは移封に當つて祖靈を寧んずる禮を行なう意である。いわゆる歸寧の禮も、祖廟に對するものである。書の君奭「我亦不敢寧于上帝命」、詩の文王「文王以寧」・生民「上帝不寧」・鳧鷖「公尸來燕來寧」など、みな靈意を安んずることをいう。

新封あるいは改易・移封によつて家廟を遷すに當り、祖靈を招格してそのことを告げ、その靈を安んずる儀禮は必らず行なわれたであろうが、文獻には殆んどその禮を傳えるところがない。この銘はその缺を補うに足るものがある。

この禮において遷座を請うているものが顯考のみであることは、注意すべきである。井侯は麥盉にみえる井侯征、すなわち征盤にみえる征で周公の子である。その家廟は周公を以て別子の祖とするもので、周初における宗法制の一端をみることができる。

侯乍册麥、易金于辟侯

「侯乍册」とは井侯の家臣たる作册の意。王官としての作册と區別したいい方とみられる。麥は上文における祖靈遷座の儀禮に與かつて、井侯より褒賞として金を賜うたのである。このような祭祀儀禮は、作册の職掌とするところであつた。

この銘文では雩・丂・于の三字を用いている。雩は雩若とつづけて句首に用い、丂は井侯の行爲に關する部分に、于は麥に關する部分に用いられている。意識的に使い分けられているようである。また顯考の顯は、後期金文に行なわれている字形である。銘が眞拓でないため確言はできないが、用字法や字形の上にも注意すべきことが多い。

麥揚用乍寶尊彝、用𠻟侯逆迪、遅明令

揚字の下に「侯休」などの語が略されている。「𠻟侯逆造」は令𣪘「用郷王逆造」・小子生尊「用郷出內事人」と語例同じ。𠻟は賓を迎えるときの祼禮である。郭氏は大系新版に附記して、「𠻟聲在歌部、燕在元部、歌元二部、可陰陽對轉」といい、字を燕と同義とみている。饗と同義に解しようとしたものであるが、𠻟と饗とは儀節が異なり、周禮典瑞・鬱人には祼禮だけを獨立に記している。迪は造。字は屋形に從う。

唯天子休于麥辟侯之年、盟孫々子々、其永亡冬、冬用迪德妥多爻、享旋走令

「唯天子」の句は大事紀年の形式で、麥の辟侯たる井侯が天子の休命を受けた年、すなわち井侯移封のことを以て年を紀した。盟を郭氏は戎にして女の意であるという。

盟字、與說文朕之作盟者相似、疑摹刻有失、可讀爲民勞戎雖小子之戎、鄭玄云、戎猶汝也

說文の字は自に從わず、由に從う形であるが、いま便宜に從う。文錄には字を洎と釋し、文選には「吳北江先生曰、盟卽眔字、見盤庚、今作洎」という。洎は曁と同字。金文の語法としては、「子々孫々」の上に爾汝の語をおく例がなく、この場合、吳說のように眔と解する方が適當である。走𣪘に「走其眔厥子々孫、萬年永寶用」の語がある。逮及の義である。

亡冬は亡終。筊𣪘にみえる。終字下に重文あり、下句においては副詞に用いる。終を副詞に用いる例は稀である。

造德の語も他にみえぬものであるが、敬雍德經の意であろう。妥は綏。多爻を文錄・文選に多友と

釋するも、伯戜𣪘に「隹用妥神懷」、蔡姞𣪘に「用妥多福于皇考」のように用いる例があるから、郭氏が多祜と釋しているのをとるべきである。

「享奔走命」を文錄に「享考之神命」と釋するは誤る。奔走は異構の字である。

訓讀

王、辟井侯に命じて、矿を出でて井に侯たらしむ。ここに二月、侯、宗周に見するに、尤亡し。王の、葊京に格つて酌祀するに逌ふ。ここに翌日、辟雍に在り。王、舟に乘りて大豐を爲したまふ。王、射て大いに禽を龏供す。侯、赤旂舟に乘りて從ひ、死ぬ。咸る。この日、王、侯を以いて寢に內る。侯、玄彫戈を賜はれり。

ここに王、庡に在りて巳夕したまふ。侯、諸𡚬臣二百家を賜ふ。王の乘に用うる車馬・金□、冂衣・市・舄を賚る。

これ歸りて、天子の休に遅へて告したるに、尤亡し。用て龏して、侯の顯考を井に義寧す。侯の作册麥、金を辟侯より賜ふ。麥、揚へて用て寶尊彝を作る。用て侯の逆造を𠻟し、明命に遅へむ。これ、天子、麥の辟侯に休したまふの年なり。孫々子々におよぶまで、其れ永く終ふることなく、終に用て德を造し多祜を綏んじ、享く命に奔走せよ。

麥尊の銘は尊銘としては有數の長文であり、かつその內容は古代の册命儀禮に關する重要な資料で

あるが、その貞拓・器影を傳えていないのが惜しまれる。大豐の禮は本器と大豐𣪘とにみえるのみであり、特に受封入土の際の儀禮を記しているものは本器のみである。語彙語法の上にも特異な點がみられ、周初の注目すべき彝銘の一である。文錄にいう。

此邢侯就封之始、斎皇典麗、可補禮經、周公之胤、凡蔣邢茅胙蔡、與魯而七、而邢爲盛、金文邢伯邢叔、所在多有、就封之始、赫奕如是、詩人所以稱邢侯之姨也

詩は衞風碩人の篇。時期甚だ下り、周初の井との關係は知られない。ただ井氏は金文にもその後伯・叔・季の諸家がみえ、非常な盛族であつたことは疑ない。

麥器の時期について、郭氏は次のように說いている。

統貫各銘、辭均古樸、用字多與盂鼎周公𣪘等相同、而麥尊麥彝之花紋器制、亦非昭穆以後物、益以孫氏所言字體、必爲康世之物無疑、麥尊之王令辟井侯出矿侯于井、與周公𣪘之王令燮眔內史曰、葬井侯服、葢相關聯也、又尊銘言、寧侯顯考于井、則知麥辟井侯、並非始封于井者、認爲康世、亦正相宜

その時代觀は大體において正しいが、麥尊の銘文中、「王令辟井侯出矿、侯𢦏井」とあるのは井侯としての始封をいい、盉・方鼎の井侯征が征盤の征であるとすれば、この井侯は周公の子である。周公の卒世は成王初年にあり、その子征が舊封の矿から井に移つた時期は明らかでないとしても、大體成末・康初より下ることはありえない。そして井侯の移封に關係ある燮・麥諸器の時代は、概ねその時期に入りうるものである。

麥氏の器は四器。尊に井侯の移封をいい、他の三器はみな麥が井侯より嚆禮を賜うことをいう。その職は作册であり、燮𣪘にみえる燮・內史らとともに、井侯の祭祀儀禮を佐けた。燮・內史は王命を受けて井侯の下に配せられたが、作册麥は井侯の家臣である。いま井侯の入封に關聯する燮氏と麥氏との器をここに列しておく。

六一、大　盂　鼎

器　名　盂鼎攈古　全盂鼎積微居

時　代　成王從古・窓齋・韡華・𢻲朔　康王大系・通考・斷代・唐蘭　穆王董作賓

出　土　「出郿縣禮邨」攈古　「道光間、岐山出土」奇觚　「道光中岐山河岸崩、出三大鼎、皆爲邑紳郭氏所得、周雨樵宰岐山、取其一」綴遺

收　藏　「潘文勤公藏」窓齋　「右潘師器、飽康觀古閣叢稿跋此鼎云、道光間岐山出土、初爲宋氏所得、置祕室、不以示人、周雨樵偵知之、遽豪奪去、余曾乞其拓本、請觀則不可、雨樵逝、此鼎復出、左相國購以重貲、心源按、光緒初、潘文勤師聞鼎在關中、函致左文襄公乞拓本、左卽遣人輦鼎贈之」奇觚　「盂鼎大小二器、據劉燕庭說、與虢盤同出岐山禮邨、先後爲縣令宣城李文瀚・嘉定周雩雨樵所得、此由袁文誠歸左文襄、文襄贈與潘文勤」周存　「今陳列在上海博物館」斷代

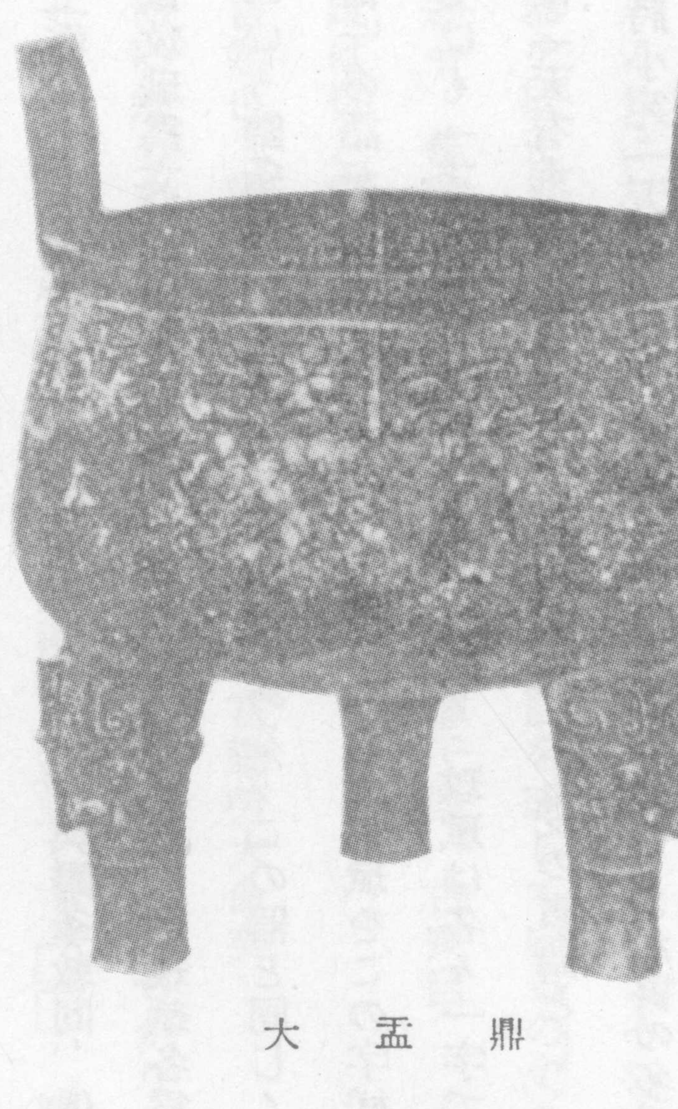
なお出土・收藏の事情については參考の項に附載した。

著　錄

器影　恒軒・九　𢻲朔・一・三三　大系・五　通考・四五　斷代・三・圖一一、二　盂鼎・五・一　三・二玄・一八四　上海・二九

銘文　從古・一六・三一　攈古・三之三・三一　窓齋・四・一二　奇觚・二・三四　周存・二・一〇　綴遺・三・二三　大系・一八　小校・三・四一　三代・四・四二　書道・五四、五五　河出・一九九　盂鼎・一四　Dobson・二一〇　二玄・一八三　上海・二九

考　釋　餘論・三・四六　觀堂古金文考釋・一　韡華・乙中・五七　大系・三三　文錄・一・五　文選・上二・二　𢻲朔・一・三　二通考・二九二　積微居・五　八　斷代・三・九三　奴隸制時代・卷首　高鴻縉　大盂鼎考釋　南大中文學報一　一九六二・一二



大盂鼎

器　制　斷代にいう。「器通高一〇二・一糎、耳高二一・三糎、耳寬二六・四糎、足高三一・五糎、口徑七八・四糎、腹徑八三糎、腹圍二五八糎、腹深四九糎、重一五三・五粁」。なお詳細な實測は「盂鼎・克鼎」上海博物館・一九五九年に記されている。高さ三尺を超え、制作重厚、堂々たる偉容をもつ大鼎である。項下に饕餮文一道、また足にも饕餮文を飾ってい

る。鬉鬐は角飾・身尾が頭部から離れて各々獨立した乙字形をなし、地は雷文を埋めている。また帶文の部分と足には翼稜がある。器腹は下脹らみで少しく傾垂があり、足は比較的短い。日華事變中、再び土中に埋藏し、戰後に掘り出されたが、何ら損傷するところはなかつたという。

銘　文　一九行二九一字。前段一〇行。後段九行。行各々一五字。奇觚に「釋者十餘家、不暇記也」という。

佳九月、王才宗周、令盂

王國維いう。

金文中、凡稱鎬京曰宗周、洛邑曰成周、穆天子傳乃云、自宗周瀍水以西、稱洛邑爲宗周、不知其爲六國後人語矣

宗周を鎬京と解するのは定説とみてよいが、陳氏は宗周を以て岐山の地としている。臣辰卣の條三四四頁參照。

王若曰、盂

冊命のはじめに述べる語。この器が初出である。「若曰」とは傳聞の語法で、史官が王の語を傳達する形式である。若は孟子梁惠上「以若所爲、求若所欲」の若と用法同じ。以下の記述は四部に分



卷一下　　六四九～六五〇

れ、各節上に「王曰」の語を用いている。後期の器においては、この前に冊命の廷禮を記すのが例である。

不顯玟王、受天有大令

王氏いう。

文王作玟王、下文武王亦作珷王、並從王、與歸夆敦同、但歸夆敦云、朕不顯祖玟珷、膺受大命、殆以玟珷爲文王武王二字合文、此云玟王珷王、則玟珷各爲字

王氏のいう歸夆𣪘とは𠦪伯𣪘のことである。この器と同じく、「王若曰、𠦪伯、朕不顯且玟珷、膺受大命」の語がある。その表現も似ており、玟珷をこの字樣に作つていることが注意される。本器の下文にも「才珷王、嗣玟乍邦」とあり、玟珷は各々一字であることが知られる。

陳氏は「天有大令」を「天佑大命」にして受の賓語とし、詩我將「維天右之」・易大有「自天佑之」・詩小宛「天命不又」・易无妄「天命不佑」、また書の多方「旻天大降喪于殷、我有周佑命」・君奭「天維純佑命」などの語例をあげ、「卽文王受到天佑之大命」と訓している。天有を天佑と解するものであるが、天の保有する大命の義とみてよい。金文には天祐の語はない。

才珷王、嗣玟乍邦

大豐𣪘に「不顯王乍省、不䜌王乍麃」とあるのと語義同じ。「才珷王」は書の無逸「其在祖甲」と同じ語法である。「乍邦」について、王氏は詩大雅「帝乍邦乍對」の句を引いている。

闢厥匿、匍有四方、畯正厥民

卷一下　　六五一～六五二

闢は古文の闢字。說文門部に「闢開也」とみえ、重文として闢を出し、虞書の「闢四門」の文を引いている。匿は慝。陳氏は闢を辟の假借とし、辟治の義としていう。

辟字、同于說文辟下所引虞書、此假作辟、說文、辟法也、嬖治也、爾雅釋詁、辟皋也、廣雅釋詁三、慝惡也、辟厥匿、卽刑除紂及其惡臣、逸周書世俘篇曰、則咸劉商王紂、執矢惡臣百人、武王乃廢于紂矢惡臣百人、周頌武曰、于皇武王、無競維烈、允文文王、克開厥后、嗣武受之、勝殷遏劉、耆定爾功

𠦪伯𢦏𣪘に「右闢四方、惠𢆶天命」とあり、闢を四方に對して用いている。やはり闢の字として解する方がよい。本器では「闢厥匿、匍有四方」と下句に四方の語を用いる。

「匍有」について、王國維は書の金縢「乃命于帝庭、敷佑四方」の句を引證している。積微居にいう。

按匍有義難通、匍當讀爲撫、襄公十三年左傳云、赫赫楚國、而君臨之、撫有蠻夷、奄征四海、以屬諸夏、又昭公元年云、君辱貺寡大夫圍、謂圍、將使豐氏撫有爾室、又昭公三年云、君若惠顧敝邑、撫有晉國、賜之內主、秦公鐘云、匍又四方、匍亦當讀爲撫、禮記文王世子云、君王其終撫諸、鄭注云、撫猶有也、撫與有義同、故二文連用、匍與撫古音同、故二器皆假匍爲撫矣

書金縢云、乃命於帝廷、敷佑四方、敷佑亦當讀爲撫有、……王靜安以敷佑四方證此銘之匍有四方、字音雖合、而義則不明也

秦公鐘の「匍有四方」は秦公𣪘では「竈囿四方」とかかれており、撫有とは必らずしも同語でない

ようである。それぞれ一時の用語であつたとしてよい。叔夷鐘に「咸有四方」、また詩の執競には「奄有四方」の句がある。

「畯正厥民」は上二句を承ける。金文では畯を宗周鐘「㪤其萬年、畯保四或」・無𧶠𣪘「天子其萬年無疆、保辪周邦、畯尹四方」、あるいは頌鼎・克盨「畯臣天子」のように用いる。畯正・畯保・畯尹はみな語例同じ。文獻では畯をこの義に用いる例はない。

才雩御事、𠭰酒無敢酖

上句について王國維いう。

　雩古文粤字、說文雩粤爲二字、失之矣、在粤、疑粤在之誤倒、書酒誥、越在外服、越在內服

雩はこの場合于の繁文とみてよく、誤倒ではない。書を證として金文を誤とするのは本末を誤る。また御事を內服・外服に對して官名とみているようであるが、官名としては御正・御史の例あるも、御事はこの場合動詞的な語であろう。

御・事は語原的には何れも祭祀を意味する語で、御には禦祀の義と用御の義があり、事は祭祀をいう。のちにはひろく儀禮一般より、政治・行政をも事という。洹子孟姜壺にいう。

　用從爾大樂、用鑄羞銅、用御天子之事、洹子孟姜、用气嘉命、用旂眉壽、萬年無疆、御爾事

右の文中、二ヶ所に御と事とを析用している。本銘の御事もこの用法とみるべく、祭事に從うときに、飲酒を愼しむべきことを述べたものと思われる。書の酒誥にも御事の語があり

　惟御事、厥棐有恭、不敢自暇自逸、矧曰其敢崇飲

という。文義もまたこの銘にいうところと似ている。

𠭰を奇觚に取と釋し、「𠭰取也、說文、𠭰叉取也、寅簋、奪𠭰行道、亦是奪取之義」という。陳氏は𠭰酒とつづけて助酒と訓しているが、何れも文義において妥適でない。許子鐘「中翰𠭰揚」の句からも知られるように、𠭰は且の音によみ、「中…𠭰…」は詩の「既…且…」・「終…且…」の語法に當る。金文においては𠭰を發語あるいは感動詞によむ例が多く、韡華・積微居にはこの𠭰を感動詞として扱つている。大保𣪘に「王伐彔子耶、𠭰厥反、王降征令于大保」の文があり、𠭰には及の義も含まれている。いまその義によんでおく。

酖を王國維は醓の初文としていう。

　酖、从酉冘聲、冘卽天字、說文、冘小熱也、詩曰、憂心如冘、今本誤作天天、詩大雅正義所引不誤、以聲類求之、疑卽醓、經傳通作湛、冘聲在談部、甚聲在侵部、二部最相近

「無敢酖」は下文の「無敢⿰酉夒」と對句をなし、⿰酉夒は酒に擾亂する意であるから、酖も過度の飲酒の義であろう。孫釋には字を酣の假字とし、奇觚には酷と釋し、高氏も字を酷の初文であろうとして「殆舌傷酒嚴烈之意」というが、酒に沈湎耽溺する意である。

有□⿱艹丞祀、無敢⿰酉夒

⿱艹丞は烝。上句を郭氏は「有柴烝祀」、陳氏は「右柴烝祀」と訓する。上文の「在雩御事」と相對する語で、何れも祭事を行なうをいう。從つて文は「□し烝祀することあるも」と訓むべきである。第二字は字形甚だ奇異にして釋しがたいが、文義よりみて祭儀の名であると思われる。

⿰酉夒を王氏は未詳とし、高氏の考釋には醉の初文とする。右旁は夒の形であり、音を以ていえば擾に近い。上文の酖に對する語である。詩の小雅賓之初筵に「是曰既醉、不知其郵」という。「無敢⿰酉夒」とは醉亂を戒める語である。

古天異臨、子灋保先王、□有四方

古は故。下文に「古喪𠂤」の語があり、何れも故と訓する。師訇𣪘「王曰、師訇、哀哉、今日天疾畏降喪、首德不克妻、古亡承于先王」も同例である。班𣪘には故の字を用い、「隹民亡㞷、在彝、恚天命、故亡尤、在顯」とみえ、早くから故の字も用いられていたのである。異は翼。「異在下」・「趩々」など、みな翼の音でよむべき字である。灋は金文では概ね廢の義に用いる。下文にも「盂、若苟乃正、勿灋朕令」の語がある。王氏いう。

　灋讀爲廢、廢大也、詩小雅、廢爲殘賊、釋詁、廢大也

灋保を大保と訓するものである。しかし灋保は、大克鼎「肆克龏保厥辟龏王」・叔向父𣪘「奠保我邦我家」・毛公鼎「臨保我有周」などの語例に徵すると、灋保も二字連文の語とみてよい。

上二句の意を、王氏は書の召誥「天迪從子保」と同義とする。詩の周頌時邁にも「昊天其子之」の句がある。高氏は子を爾汝の意とするが、金文にその用法はない。子は保に對する副詞的な語で、也𣪘「懿父廼是子」は子を動詞に用いた例である。

以上はすべて文武のことをいう。從つて先王とは文武のことである。郭氏は

　卽指成王、如依舊說爲指文武、則辭語犯複、且不得言故、細心讀之、自能知其然

というが、下文に殷の墜命のことをいい、その原因を肄酒のためとし、上文に酒を愼しんで天の眷寵をえたことを論じているのであるから、ここは受命を主題とした文である。成王一代のことに限るべき理由はない。

有の上一字は、泐損して識られない。敷有・奄有の意であろうが、殘畫からみてその何れでもない。孫氏は聞と釋するも、それでは文義が通じがたい。

韡華に、上文に先王受命のことを追述しているのは、盂が武成の二王に歷事した人であるからだというが、ここはただ往事を追述し、先王受命の因るところを述べて將來を戒めたものとみられる。韡華は器を成王期に屬するものとして、說を成しているのである。

我聞、殷遂令、隹殷邊侯田雩殷正百辟、率肄于酉、古喪𠂤

聞を王氏は昏と釋していう。

　昏之言勉也、勞也、昏殷隊命、猶他器言勤勞大命矣

殷の墜命に勉めたと解したのであるが、文義が下につづかない。かつ昏の字釋も確かでなく、蔡𣪘「死𤔲王家外內、毋敢又不聞」・者減鐘「其登于上下□□、聞于四旁」などの語例からみても、字は聞と釋すべきである。郭氏はこの聞の一字に注意し、器銘は殷の墜命を傳聞として記しており、器が康王期に屬する一證であるという。

　又如言我聞殷墜命之一聞字、亦可注意、殷之亡爲成王所睹、康王則當得自傳聞矣

遂を王氏は隊、郭・陳氏らは述にして墜の假借字とする。王氏は書の君奭「乃其墜命」の墜を、魏

の三體石經古文の字形がこの字形に近いことを指摘している。朮は豕の形の變化したものと思われ、銘文の字は遂、墜の初文である。

「殷邊侯田」は令彜に「諸侯、侯・田・男」とあるものに近い。殷以來、外服の諸侯に侯・田・男の別があつたのである。雩はこの場合眔と同じく連詞。「殷正百辟」は令彜にいう卿事寮・諸尹・里君・百工に當るものであろう。邊侯田は書の酒誥にいう外服、正百辟はその內服とみてよい。令彜の條參照。

率は相率いる意。肆は王氏缺釋。肆習の意であろう。書の酒誥に「荒腆于酒」・「庶群自酒」とあるように、殷滅亡の因は、殷人が酒に耽湎したためとされている。殷の彜器には酒器が多く、祭祀に當つても巫俗が盛であつたので、周人からみればそれは敗德の因と考えられたのであろう。

古は故。上文にもみえる。郭氏は自を下文につづけて「自紀」とよみ、官紀の意とするが、自は師の初文。また巳は己ではない。卜文・金文では巳と己とは字形が大いに異なつている。ここは殷の滅亡をいい、單に官紀の問題ではない。喪自は卜文にみえる噩自・噩衆と同じく、師衆の離散することをいう。高氏は自巳とつづけて師祀、すなわち祀戎の義とするが、金文では祀を巳に作る例はない。上文にも烝祀の語がみえ、字を祀に作つている。

巻一下　六五七～六五八

巳、女、妹辰又大服、余隹卽朕小學

巳は文首におく感動詞。毛公鼎にも「王曰、父厝、巳、曰……」の例があり、經籍にも習見する。本器銘や毛公鼎のような長文の冊命を記したものには、その語氣をも寫す表現をとることが多く、そのためときに感動詞を加えている。下文にも「王曰、𢍰」のような句がある。この文は書の大誥「巳、余惟小子」の巳であるが、陳氏は洛誥の「余往巳」の例をあげて器銘の巳を終助詞とし、字を上文に屬している。しかし毛公鼎では巳を句首におき、また書においても、前揭大誥の文や洛誥「公曰、巳、汝惟小子」・「王曰、公定、予往、巳、公功肅將祇歡」など、句首とみるべき例が多い。

妹辰は王釋に未詳という。以下二句は文意のとりがいたところである。從古には妹を妹邦の義とし、奇觚は女と妹とを同格の語として「女妹卽盂爲衞人矣」というも、前後の脈絡がえられない。近時李平心氏の「大盂鼎銘女妹辰又大服解」中華文史論叢第五輯、一九六四・六にも、妹辰を古衞國の別名とし、妹を妹邦、辰は振にして殷の祖王亥の異稱、「女妹辰」とは詩の蕩「咨女殷商」の意であると論じているが、奇觚の說と同斷である。韡華にはこの句を牝雞の晨する意であるという。

按韓非子詭使篇、女妹有色、辰或通晨、牧誓、牝雞無晨、卽此義、言紂寵女色、使之晨夕、與天下之事也

これは「女妹晨、有大服」とよみ、殷紂のことを追述した語とみるものであるが、上文にすでに語端を改めて「巳、女」といい、以下は輔弼のことを以て盂に囑する語がつづいており、殷事を追述することはすでに終つている。

窸齋に「妹辰」を「猶昧爽也」という。易略例「明徵、故見昧」の釋文に「昧本作妹、又作沬」とあり、妹・昧は通用の字である。小盂鼎・免段には昧爽の語を用いている。

大服は班段・番生段にもみえる。班段「登于大服、廣成厥工」・番生段「不顯皇且考、穆々克誓厥德、嚴在上、廣啓厥孫子于下、勵于大服」のように用いる。大服とは重要な職事をいい、王の職事をいうことが多い。ここでは、この昧爽に行なわれる大禮について、輔弼を命ずる意で、職事の內容は下文に記されている。

卽は卽位・卽大廷・卽命のように用い、位や職事に卽くをいう。朕は領格。小學は靜段にみえる學宮と同じく、儀禮を行なう場所であろう。周禮大司樂に學政に與かるものとして、「凡有道者有德者、使教焉」とあり、その職には有道の長老者が命ぜられた。學は辟雍にあり、辟雍儀禮の行なわれる諸宮の一である。文は盂に對しその職事を命ずるをいう。下文に詳說されている盂の職事は、學宮における教戒のことにとどまらず、王德を輔弼し、戎事・聽訟のことにまで及んでいる。

郭氏はその大系新版に附記していう。

妹辰二字、舊未得其解、今按、妹與昧通、昧辰謂童蒙知識未開之時也、盂父殆早世、故盂幼年卽承繼顯職、康王曾命其入貴胄小學、有所深造

幼年にして盂は大服を嗣いだので、余は盂を朕が小學に卽いて學習させたと解するのである。しかし妹辰を幼時とし、少年學習のときをいうとするのは殆んど曲說に近く、ここは下文にいう冊命儀禮に關する文とみるべきであろう。盂の若年學習のことをいうものではなく、有道長老の人として小學における教導を命じた語である。

巻一下　六五九～六六〇

女勿昆余乃辟一人

依囑のことを總括的に概言する。第二字を奇觚に勝の義をもつ字とし、「此言、女勿有勝我之心、蓋欲其聽訓也」というも、誥命の辭として適當でなく、下文の銘辭と對應しない。文錄に字を剋と釋していう。

剋者剋責期待之意、克剋同字、微子、我舊云剋子、後漢書李賢注、剋猶責也、此言勿過期待我、當輔弼我、辟輔也、寅簋、用辟我一人、師望鼎、用辟于先王、並同

剋は剋責の意で、これを期待の義とするも、「勿過期待我」の意とはならず、またこの場合文義としても不似合である。陳氏は「勿勉」と釋して二字連語とし、古語の密勿と同語とする。

勉字从免从刀、舊不釋、此字亦見漢世君有行鏡銘中、西周金文則爲人名、三代・八・二〇・一、又從肉从免之字、見本文第八（小臣謎段）・四四（耳尊）等器、勿勉、卽詩十月之交、黽勉從事、漢書劉向傳引作密勿

勿昆の二字を黽勉と解する說は、すでに韡華にもみえているが、黽勉は自ら勉めることをいう。この部分の文意は、毛公鼎・師訇段に「欲女弗以乃辟圅于艱」と似ており、輔弼の責を求める語とみられる。

陳氏は上文以來の文意を總括して

女妹辰又大服、余隹卽朕小學、女勿勉余乃辟一人、似說盂早年（昧晨）有服位、就事于王之小學、勿學于王、故有下今余隹令女盂云々

という。「盂よ、汝は早年に服位の事を命ぜられて事に王の小學に卽き、王を教戒すべき職務にありながら、王に教えることがなかつた。それで今、汝に以下のことを命ずる」の意であるが、誥命

の語としては甚だ優渥の意を失なつたものである。郭氏の新版も妹辰を早年の義と解している。第二字は字釋の困難な字であるが、小獸の象に從う。それで柯・陳氏らは兎に從う字とみて勉と釋したのであるが、兎とは字形異なる。おそらく毘の初文であろう。爾雅釋訓に「夸毗體柔也」とあり、李巡の注に「屈己卑身、求得於人曰體柔」とみえる。爾雅の訓は詩の大雅板「無爲夸毗」の夸毗を釋したものであるが、「無爲夸毗」はまさに「勿毘余乃辟一人」と同じ意である。それはまた毛鼎・匍段の「欲女弗以乃辟圅于艱」とも文意が通ずる。天子たる我に媚倿することなく、善を責めて直言せよと命じているのである。

「余乃辟一人」は「乃辟」と「余一人」との結合したもので同位語。毛公鼎には「乃辟」・「余一人」・「我一人」の語がみえる。

以上は、まず殷の墜命と周の受命のことをいい、盂に册命するに當つて誠實につかえることを命じた語である。特に殷の墜命を述べているのは、周書五誥の類にしばしばそれをくりかえしているように、殷人に對して、新王朝たる周への臣服が天命によるものであることを納得させようとする趣旨である。

今我隹即井亩于玟王正德、若玟王令二三正

井は刑。金文には懷井・帥井・明井等の語があり、儀刑とするをいう。亩を愙齋に憲、奇觚に聑、餘論に稟と釋する。井亩の語は叔□鼎西淸・二・二七にもみえる。「即井亩」とは典刑に就く意である。若を文錄に「若及也、法文王及文王所命之二三執政也」というも、若をその意に用いた例はない。

他の用法としては「雩若」・「若召公壽」・「王若曰」のほか、若順の義に用いるものに「世々是若」・「子孫是若」があり、毛公鼎に「告余先王若德」の語がある。この銘では「即井亩于玟王正德」と「若玟王令二三正」と對文、若は「即井亩」の意である。「玟王令」は「二三正」にかかる修飾語。文王の正德を儀刑とし、文王の定めた職事と施政方針を變更せず、それを循守することをいう。以上は王の執政の方針をいう。

今余隹令女盂𦣻燮

文錄に燮を艾と釋し、「艾治也」という。文選もその字釋を承けているが解を異にし、「燮舊釋艾、輔召耆艾」と注している。韡華は昭艾と釋し、文錄と同義。餘論は燮を勞の省文とするが、いずれにしても文義は順でない。

郭・陳・高氏らは燮を人名とする。周初成康期の前後に燮・燮子などの諸器あり、小盂鼎には「王令燮」の語がある。しかしこの語は下文の「𦣻夾」と相對するもので、燮が人名ならば夾もまた人名でなくてはならぬ。郭氏はそれで夾をも人名としているが、文意を以ていえば、この王命は他人の輔佐を命じたものでなく、王德の輔弼を命ずる語である。いま兩條の文を對照すると次のようになる。

　今余隹令女盂𦣻燮、敬雝德巠、敏朝夕入讕、享奔走、畏天畏

　王曰、盂、廼𦣻夾、死嗣戎、敏諫罰訟、夙夕𦣻我一人、烝四方

「𦣻燮」は「朝夕入讕」・「畏天畏」の語などからみても、これは燮を輔佐することを命じた語とはみえず、また「𦣻夾」は下文に「夙夕𦣻我一人、烝四方」と承けていて、これまた王の輔弼を命じた語である。これを以ていえば、𦣻燮・𦣻夾の二字は各々連文の動詞とみるべきである。

𦣻は下文に「夙夕𦣻我一人」とあつて輔相の義。周禮大行人「則詔相諸侯之禮」の注に「詔相左右、教告之也」という詔と同じ。周禮には詔をその義に用いる例が多い。

燮を方濬益等は燊と釋している。字は炬火を交叉する象。その形象よりいえば熒に近く、文義からいえば榮・爕などの義が考えられる。いま字のままに燮と隸釋しておく。

芍雝德巠、敏朝夕入讕

「敬雝德經」は班段にいう「敬德」と同じ。敏は勉。朝夕は夙夜と似た語であるが、何れかといえば、夙夜は祭事に用い、朝夕は政事に用いる。尤も金文では朝夕を克盨「其用朝夕享于皇祖考」のように祭事に用いることがあり、また經籍では詩の雨無正「三事大夫、莫肯夙夜、邦君諸侯、莫肯朝夕」のように兩語を同じように用いる例もある。この文は上を承けて王の政事を助けることを命じている。讕は諫の繁文。盂は他人の輔佐を命ぜられているのでなく、王を輔弼入諫する任務を與えられている。

享奔走、畏天畏

享は副詞。奔走はもと祭祀用語であるが、ここは敬德入諫を承けていう。天畏は天威。詩の我將「我其夙夜、畏天之威」、書の康誥「天畏棐忱」などの例があり、金文では班段に「亡不咸斁天畏」とみえている。

以上、「王若曰」以下、册命の第一節である。以下節の改まるごとに「王曰」の語を著けて語端を改めている。

王曰、乑、令女盂、井乃嗣且南公

乑を從古に永、奇觚・愙齋に於、文選に烏と釋している。韡華に示と釋し、「示命、文誼亦通」というも「令女盂」の三字は一讀、上文にもみえており、乑は一字句である。齊鎛・余義鐘にみえる於字は、この形に近い。説文「烏、孝鳥也」の重文に古文二字をあげているが、その字の左偏はこの形から脫化したものとみられる。於・烏の二字はもと一系の字であるらしく、説文には於字をあげていない。

説文扵字の條に「旌旗之游、扵蹇之皃」とあつて次に古文をあげ、「古文扵字、象旌旗之游、及扵之形」という。おそらく於と關係のある字で、於扵は雙聲である。乑に近い字形が金文の㫃や旟旐の字に含まれており、游絲・彩飾を示すものであるらしい。いま於と釋して感動詞とする。

井は帥井。帥井の語は金文に習見する。南公は何人であるか知られないが、盂の祖に當る人である。盂の家はその祖南公のときよりして周室に忠順を致し、それでその孫に當る盂にも、南公を儀範とすることを命じたのである。器を成王期に屬する説は、その點からみても早きに失することが知られる。「乃嗣」は南公にかかる修飾語。「天有大命」・「余乃辟一人」のような修飾語の加え方が當時行なわれていたのである。後文によると、盂は册命の證として南公の旂を賜うている。嗣襲の際に祖考のものを賜う禮があつた。

以上、册命の第二節。服事を嗣ぐことを言わず、祖に𠭯井することのみを命じている。これは後期の册命形式金文と多少異なるところである。後期の册命ではまず册命の廷禮を記し、官職服事を授與するのに嗣襲の次第を述べ、末に訓誥の辭を添える。本器は下文の賜與からいうと殆んど封建にひとしい內容をもつもので、單なる官職册命とは異なるようである。

王曰、盂、廼𤔲夾、死嗣戎

郭氏・高氏は夾を上文の「𤔲燮」の燮と同じく人名とするが、その人物については何も述べていない。金文には夾𤔲と連用する動詞があり

禹　鼎　　不顯走皇且、穆々克夾𤔲先王

師訇段　　用夾𤔲厥辟、奠大令

のように用いられる。𤔲夾と夾𤔲とは同語であろう。これを以ていえば、上文の𤔲燮もまた二字連文の動詞によむべきである。

死嗣も二字連文。擽古に「嗣戎」とつづけて、「卽小司寇之職」といい、下文の「敏諫罰訟」がその職事に當るとし、餘論もその說をとつている。死を一字單用するものは

師𣪘段　　余令女死我家、𤔲嗣我西隔東隔僕馭百工牧臣妾

のように末期の金文にみえるが、この文も死・嗣を上下に析用したものであり、後期金文には概ね「死嗣王家」・「死嗣莽人」・「死嗣燮公室」のように二字を連用する。戎は戎工・戎兵のようにひろく兵事をいう。しかし凡そ死嗣という語は特定の職事を掌る意味であるから、この場合の戎は特定の職事の對象としての戎をいう。金文では戎を種族の名として用いる例が多く、班段「伐東國𤵸戎」・不嬰段「戎大同、從追女、女彶、戎大敦伐」は何れも異種族の名である。「死嗣莽人」の語例からいうと、戎にも異族奴隷として王室に隷屬しているものがあつて、その管理のことを以て盂に命じたのであろう。小盂鼎によると、盂は鬼方と戦つて大いにその虜醜を獲ている。この戎は北方種族のものと考えられる。

敏諫罰訟、夙夕𤔲我一人、烝四方

諫は從來諫あるいは勅と釋されている字であるが、陳氏は說文の「𡜵、謹也」の𡜵としている。その字釋はすでに餘論にみえるものであるが、謹飭の意とすれば勅と釋してもよいところである。書康誥「克明德愼罰」・多方「罔不明德愼罰」の愼罰に當る語である。積微居には敏速の義としているが、聽訟のことは敏速よりも明愼を尙ぶものである。

夙夕は上文の朝夕と同じ。𤔲をここでは單用しているが、上文の𤔲燮・𤔲夾と同じ。書の胤征の逸文に「昭我周王」とある昭は、この𤔲字の義である。

烝は烝。多く祭名に用いる。毛公鼎に「令女烝一方」とあるが、ここは天子のことであるから「烝四方」という。

雩我其遹省先王受民受疆土

また盂に命ずる語である。「雩我」は孟子萬章上「唯茲臣庶、汝其于予治」の「于予」と同じ。郭・陳二氏は何れも雩を粤と釋し語詞とするが、それならば「我」が文の主語となり、王がその受民受土を遹省する意となつて、盂に命ずる語でなくなる。ここは孟子の語法をかりていえば、「汝盂、雩我其遹省先王受民受疆土」となるところである。上文の「死嗣戎」と對應し、周室の支配下にある戎地の遹省を命ずる語である。

遹省は宗周鐘に「王肇遹省文武勤彊土」とあり、他にも文例がある。概ね成周・東國・浽東のように地域を指定していう。遹省とは巡察按撫のことであるから、特定の地域について行なうものであり、ここも大體戎地を指していうものであろう。餘論に遹を語詞とするが、字は矛鉞を臺上に樹て武威を示す象で、遹省の方法が字形の上にも現わされている。

以上、册命の第三節。盂に對して戎域の遹省を命じているのは、その封地の關係からであると思われ、本器が岐山の出土に係ることと合せて、その地望を推定させるものがある。これで册命の辭を終り、以下には賜與をいう。

易女鬯一卣・冂衣・市・舄・車馬

鬯は秬鬯。冂衣を舊釋に冕衣とし、郭・于氏らはその釋による。衣は金文では多く玄衣・玄衮衣のようにいい、冠冕を合せていうことはない。冂はおそらく同の省文で、冂衣は絅衣であろう。詩の碩人「衣錦褧衣」を尙書大傳に「衣錦尙蘏」、列女傳に「衣錦絅衣」に作る。禮記釋文に顈に作るものは、蘏の省文であろう。蘏は貝母のことである。鄭玄は禮記注に「蕬以禪縠爲之」という。細絹を以て製したものである。尙絅の義を中庸のように「惡其文之著也」と解するのは後世の解釋で、本來は祭祀儀禮の際にこれを用いたのである。

市は韍。錦絲で飾つた黼黻でまた儀禮の際に用いる。鬯・冂衣・市・舄はみな祀禮の際の禮器・禮服である。車の字形は兩梭を加えた車の繁文。禮器・禮服と合せて賜うており、また儀禮に用いるものである。

易乃且南公旂、用狩

「易」の一字を著けて上文の賜與と區別しているのは、この賜物が上文の「王曰、𠤎、令女盂、井乃且南公」という册命に對するものだからである。祖考の服事を嗣がせるときに、祖考の遺品を賜う例があり、善鼎には「易女乃且旂、用事」といい、師兌段に「易女乃且市・五黃・赤舄」とみえ、塱盨にも「易女秬鬯一卣・乃且市・赤舄・駒車」とあつて祖の市を賜うている。このような祖考の旂・市がどうして天子の許にあり、その子孫に賜與されることになるのか、その事情はよく知られていない。

いまこの機會に一の推論を試みておく。頌壺に頌が册命を受けたのち、「受令册、佩以出、反入菫章」と記されており、郭氏はこの「反入菫章」を納瑾報璧の義と解している。しかし償報のことならばこれを「反入」というのは語義に合わず、これはおそらく父祖の後を嗣ぐものが、その嗣襲の際に先人の遺品、特に曾て王から賜與されたものの中から擇んで、これを天子に返納する禮があつたのではないかと思われる。あるいはまた祖考の死を赴告するときに、その遺品を以て奉獻するなどのことがあつたのかも知れない。およそ古代にあつては、賜與贈答は贈る者がそれに託してその靈を頒つという意味が含まれており、財物の賜與という單純な行爲でない場合が多い。祖考が册命

の際に受けた賜與の物には天子の分靈を含むとする觀念があつて、その沒するやこれを返納する儀禮があつたものと想像される。そして天子がその子孫に祖考の服事を嗣がせるに當つては、また祖考の遺品を加えて賜與することが行なわれた。この種の賜物が概ね旂・市・玉の類であるのは、それらが靈の憑依するものと考えられたからであろう。冊命の儀禮には、このような靈の分與・承繼という古代的な觀念がその背景にあつて、賜與・奉獻のことが行なわれたようである。賜與の物が概ね禮器・禮服など祀禮に關するものであるのも、靈的交渉の設定という意味をもつものと思われる。ただ本銘をはじめ他の器銘においても、祖考の遺品賜與の例が祖のものに限られているのは、何か意味のあることであろう。あるいは昭穆など廟制の關係があるかも知れないが、廟制以前の問題としても、祖の尸に孫を用いる習俗と關聯するところがあろう。冊命儀禮の本質を考える一つの鍵が、ここに祕められているように思われる。

狩は獸形に從い、狩の初文。卜文は單と犬とに從う。「用狩」とは、上文の遹省を承ける語である。陳氏が「用獸、卽用于四方田狩之事」と解しているのは、事情に卽したものではない。田狩のために、自家の由緒を示す南公の旂を樹てるには及ばぬからである。おそらく南公はかつてその旂を樹てて遹省に從つて功あり、それでその旂を盂に賜うて、その事功を嗣ぐことを命じたものであろう。

易女邦嗣四白・人鬲自駿至于庶人六百又五十又九夫

冊命に當つて人僕を賜與しているが、下文と合せると實に千六百人を超える。この冊命は事實上の封建にひとしいものであることが知られる。「邦嗣四白」は人鬲の管理者である。下文の「夷嗣王

臣十又三白」が夷族の管理者たる王の私臣であるのに對して、邦嗣とは諸邦族出身の徒隸の管理者であろう。宜侯矢毁に

易奠七白、厥甿千又五十夫

易宜庶人　六百□□六夫

とあり、鄭伯と鬲とで一類、宜の庶人はまた別の一類とする表示をとる。本器では邦嗣四伯と人鬲、夷嗣王臣十又三伯と人鬲の二項であるが、その總數は宜侯矢毁とほぼ匹敵している。宜侯矢毁には、別に「才宜王人□又七生」があるが、それは移封であるからであろう。盂は從來の所領・人民の他に、これらの管理者と人鬲とを賜うているのである。

人鬲は「自駿至于庶人」という內譯が示されている。左傳昭七年に臣僕の階層を十等に分つているが、駿・庶人の名はみえない。文錄に四白の白を下文につづけて「白人鬲」とよみ、白を白丁の稱とするのは誤である。鬲は厤の音を以てよむべく、徐論に逸周書世俘解などを引いて詳論している。宜侯矢毁は字を甿に作る。鬲・甿みな假借字である。宜侯矢毁の條五四九頁參照。

易夷嗣王臣十又三白、人鬲千又五十夫

邦嗣に對し、夷嗣とは夷族の出身であろう。管理者の隷下にあるものは同じ種族のものであつたと思われ、宜侯矢毁に「鄭七伯、厥甿千又五十夫」と厥の一字を加えている。被征服氏族を人鬲化するときにはこういう形態をとつたものと思われる。管理者たる伯と隷下の徒隸とは、ほぼ一定數の對比をもつている。宜侯矢毁の鄭七伯と人鬲千又五十夫は、一伯につき百五十人の割合である。上文の邦嗣四伯と人鬲六百五十九夫は一伯につきほぼ百六十五人。十又三伯に對する人鬲千五十夫は八十人の見當となるが、これは他の場合の約半數である。出身の種族によつて、管理者の對比を異にすることもあるのであろう。これらがもし左傳定四年に記すように、夏政・商政の舊を存したものとすれば、このような生產者の組織は周以前から存したことになるが、その詳細は知りがたい。卜辭にみえる東土・西土などの王室直營の耕作地には、この種の人鬲を多く使用していたものと思われる。

遜□□自厥土

遜は說文「亟、敏疾也」の亟であろう。第二・三字は不明。從古に上四字をすべて地名として賜土のことと解しているが、賜土ならばまた語端を改めて賜與のことをいうべきである。韡華に第一字を殛、第二字を舊釋に竄とするを是とし、說文「竄、塞也、讀若虞書竄三苗之竄」を引き、下二字を「二文模糊、細審之頗似邁遐二字」といい、この句の意を「謂竄放罪人於遠遐也」と解しているが、受民を承ける文としては文意の統貫をえがたい。文錄には「二字未詳、或云疑敬哉之異文」というが、ここは上文の受民に關する語であろう。

第三字は左旁に萬に似た形を留めており、字はあるいは鄺にして遷であろう。上文につづいて、すでに授與された邦嗣・夷嗣王臣とその人鬲とを、それぞれ亟やかに盂の所領の地に遷せとの意と思われる。詩の崧高に、申伯が謝城に入封するに當つて、「王命傅御、遷其私人」とあるのがそれである。

金文において田土を賜うときに「臣若干家・田若干田」のように稱するものは狹小な田土のことで、田と人と概ね相稱うている。本器のように多數の民人を賜うているのは、移封を命ずる宜侯矢毁の受民に匹敵し、殆んど封侯のことに等しい。ただ本器は封土のことにはふれていない。すでに廣大な所領のあるところに、嗣襲に當つて新たに人民を加えられたのである。この二大鼎を殘していることからみても、盂の家が當時の豪族であつたことが知られる。

以上、冊命の第三節。賜與のことをいう。

王曰、盂、若芍乃正、勿灋朕令

若は順。「若敬乃正」は上文の「若文王令二三正」と語例同じ。正は正事にしてその職事をいう。灋は廢。神判において、穢れを負うた廌を、その人と載書（去字の形）とともに流れに投じて、これを祓う象を示す。ゆえに廢の義をもつ。

以上、冊命の末文。王の訓誥の辭を以て末文を收束している。

盂用對王休、用乍且南公寶鼎、隹王廿又三祀

盂の父は小盂鼎にみえる□伯で、廿五年のその器にはすでに廟號を以てよばれている。おそらくこの器が作られた廿三年に、すでに故人であつたのであろう。本器は祖南公の祭器であるが、それは冊命の辭に南公の功業を嗣ぐことを命ぜられ、また南公の旂を賜うたからである。

文末紀年の形式をとり、かつ「隹王廿又三祀」のように祀を以て稱するのは殷式の紀年法である。周器においてこの形式を襲用しているものは、概ね東方系の出自氏族が、その舊慣によつたものと

みられる。盂氏の族はおそらくもと東方系の氏族で、早く周に歸服してその創業に協力し、のち關中の地に所領をえて移封されたものと思われる。

器文はまず殷の墜命と周の受命より說き起し、殷の滅亡が淫酒のためであることを述べている。これは王が盂に對して殊更に酒戒を告げているという單純なものではなく、殷の滅亡と、盂の家が周に臣事するに至つた由來を、盂の嗣服の際に回顧追述して物語る形式をとるもので、西周貴族の家々の傳承はこのようにして傳えられてゆくのである。文首の殷人耽酒のことは書の酒誥・召誥などにもみえ、周人は殷周革命、周の受命の由來を、ここに力點をおいて說いていたらしい。すなわち銘文のこの記述は周書五誥とその趣旨を同じうするものであり、金文と經籍の關係、周書諸篇の成立時期を考える上にも重要な資料的意味をもつ。盂の家は周初に功のあつた南公よりして三代、周を以ていえば康王朝に當ることになる。器制・文章・文字の何れよりするも、その時期に合うものと認められる。

訓讀

Ⅰ、これ九月、王、宗周に在り。盂に命ず。

Ⅱ、王、若くのごとく曰く、盂よ。丕いに顯らかなる文王、天の有する大命を授けられたまひ、武王に在りて、文を嗣ぎて邦を作したまへり。厥の匿を闢き、四方を匍有し、厥の民を畯正したまへり。

御事に在りて、酒に叡ぶとも敢て酦ふことなく、□し、烝祀すること有るも、敢て醷るること無かりき。故に天、翼臨し、いつくしみて先王を灋保し、四方を□有せしめたまへり。

我聞くに、殷の、命を墜せるは、これ殷の邊侯甸と殷の正百辟と、率いて酒に肆ひたればなり。故に師を喪ひたるなり。

已、汝、昧晨に大服のこと有り。余はこれ、朕が小學に即かむ。

汝、余・乃の辟たる一人に昆ぶること勿れ。

今、我はこれ、刑稟に文王の正德に卽き、文王の命じたまへる二三正に若はんとす。

今、余はこれ、汝盂に命じて𤯍燮せしむ。德經を敬雝して、敏しみて朝夕に入りて諫め、享く奔走して天威を畏れよ。

Ⅲ、王曰く、於、汝盂に命じて、乃の嗣げる祖南公に刑らしむ。

Ⅳa、王曰く、盂よ。

迺ち𤯍夾して、戎を死嗣せよ。

罰訟を敏しみ諫しみ、夙夕して我一人を𤯍け、四方に烝たらしめよ。

我において、それ、先王の授けられたまひし民と授けられたまひし疆士とを遹省せよ。

b、汝に鬯一卣・絅衣・市・舃・車馬を賜ふ。

乃の祖南公の旂を賜ふ。用て狩せよ。

汝に邦嗣四伯、人鬲・駿より庶人に至るまで六百又五十又九夫を賜ふ。

夷嗣王臣十又三伯・人鬲千又五十夫を賜ふ。

亟やかに厥の土より□遷せよ。

Ⅴ　王曰く、盂よ。乃の正を若敬し、朕が命を灋つること勿れ、と。

Ⅵ　盂、用て王の休に對へ、用て祖南公の寶鼎を作る。

これ王の廿又三祀なり。

參考

本器は鼎としては司母戊方鼎・大克鼎・毛公鼎と並ぶ大鼎であり、しかも制作は精巧を極めている。その文はまた毛公鼎に次ぐ長銘で、周初隨一の雄篇というべく、文章は體格整い經籍と出入するところ多く、優に書の一篇に當りうる。かつ銘末に紀年があつてその製作の時期を確かめうるものであるから、もし器を康王廿三年と定めうるならば、種々の意味で標準器的な重要さをもつ。いま參考とすべきことを、項目を分つて付記しておく。

一、銘文について

この器の文章には周書の五誥、詩の諸篇と出入するものがあり、詩書の成立を考える上に參考とすべき點が多い。いまその文意・表現の上から比較しうる數條を列記しておく。

○不顯玟王、受天又大令、在珷王、嗣玟作邦、闢厥匿、匍有四方、畯正厥民

書多方　昊天大降喪于殷、我有周佑命

書君奭　天惟純佑命

逸周書世俘　則咸劉商王紂、執矢惡臣百人

〃　武王乃廢于紂矢惡臣百人

詩周頌武　于皇武王　無競維烈　允文文王　克開厥后　嗣武受之　勝殷遏劉　耆定爾功

書金縢　乃命于帝庭、敷佑四方

○在雩御事、叡酒無敢酦、有□烝祀、無敢醷、我聞殷墜令、隹殷邊侯甸雩殷正百辟、率肆于酒、故喪𠂤

書酒誥　厥誥毖庶邦庶士越少正御事、朝夕曰祀茲酒、惟天降命肇我民、惟元祀、天降威我民、用大亂喪德、亦罔非酒惟行、我小大邦用喪、亦罔非酒惟辜

又正誥教小子、有正有事、無彝酒、越庶國飲惟祀、德將無醉

我聞亦惟曰、在今後嗣王、酣身厥命、罔顯于民祇

今惟殷墜命

又惟殷之迪諸臣惟工、乃湎于酒

書召誥　今相有殷、……今時旣墜厥命

書君奭　殷旣墜厥命

書酒誥　越在外服、侯甸男衞邦伯、越在內服、百僚庶尹惟亞惟服宗工越百姓里居（君）、罔敢湎于酒

○令女盂𤯍㸚、敬雝德經

書酒誥　在昔殷先哲王、迪畏天顯、小民經德秉哲

○今我惟卽刑稟于玟王正德

書大誥　予曷其不于前寧（文）人圖功攸終

○享奔走、畏天畏

書大誥　嗚呼、天明畏、弼我丕丕基

詩我將　我其夙夜、畏天之威

○夙夕𤯍我一人、烝四方

書文侯之命　予一人、永綏在位

書胤征佚文　昭我周王

○雩我其遹省先王受民受疆土

書洛誥　誕保文武受民

承保乃文祖受命民

○惟王廿又三祀

書洛誥　惟周誕保文武受命惟七年（篇末）

周書五誥中には、なお他に銘文と出入する表現がかなり多い。また他の金文との關係は考釋中にそれぞれ附記しておいた。この銘と最も比較すべきものは書の酒誥篇である。酒誥は殷の墜命の理由が酒亂にあることを、殷の餘民に對して反覆說述して、殷周の革命が天意による正當なものであつたことを說いている。それは新しい支配者としての周が、亡殷を撫恤するいわば思想的な鎭撫工作であつたのである。そしてそれと同樣の說得がこの器銘にみえることは、成康期を通じて、殷人に對するそういう政策が執拗にとられていたことを示している。この點から、盂はあるいは東方出自の氏族であろうかと思われる。

文は詞氣嚴整、體格堂々たる雄篇であつて、周初の文章をみるに足る。酒誥の文のごときは、これに比するとなお繁冗のところがあるように思われる。

二、出土と傳來とについて

本器の出土と傳來とについて、諸書の記すところは次の如くである。

窸齋　是鼎于道光初年、出郿縣禮邨溝岸中、爲岐山令周雨樵所得、旋歸岐山宋氏、同治間、項城袁小午侍郎、以七百金購獲之、今歸吾鄕潘文勤公、癸酉一八七三年、同治十二年冬、大澂視學關中、袁公出示是鼎、高約四尺餘、口徑約三尺餘、重約七百餘斤、大可容四石、爲文十九行、行十五字、以文義釋之、當係成王時物

綴遺　岐山郭氏舊藏、今歸潘伯寅尚書、按道光中、岐山河岸崩、出三大鼎、皆爲邑紳郭氏所得、周雨樵大令宰岐山、取其一以去、故當時頗有傳拓、同治甲戌一八七四年、鼎復自周氏出、左文襄公方督師關隴、購之以寄尙書于京師、余于尙書邸中、曾審視數過、平生所見大鼎、此爲最巨矣

斷代　凡此記載都以爲器出郿縣的禮村、（岐山是隣縣）、時在道光初、先後經邑紳郭氏・周廣盛・左宗棠・潘祖蔭等人收藏、潘氏罷官以後、輿歸蘇州宅中、一直保存到一九五一年、由潘氏後人潘達于先生、贈獻政府、今陳列在上海博物館、是年八月、我因徐森玉先生之約、前往蘇州、運取此鼎和大克鼎等、得以作了較長時間的觀察、鼎在抗日戰爭期間、曾埋入地中、但再度出土後、並無損蝕、原器完整無瑕、未經修理

小盂鼎もまた郿縣禮村の出土である。綴遺にいう三大鼎中の二はこの大小盂鼎のことであろうが、他の一器はその名を記していない。

盂鼎は渭南の郿縣出土であるが、渭北の岐山からは大克鼎が出ている。羅振玉の集古遺文三・三五によると、克氏の諸器は、中義父鼎とともに岐山縣法門寺任村の一窖から出土した百二十餘器中の一であるという。渭水を挾んで、郿縣と岐山とに盂・克の二氏がその豪强を誇つていたことになる。尤も盂の器は周初にあり、克は後期に至つてその名がみえる。小盂鼎には趞伯の名がみえており、あるいは克氏のことであろう。何れも周都の西郊を扼する地で、周の藩屛として重きをなしていたのである。盂氏には戎を死嗣することが命ぜられており、克鼎には涇北の遹正を命ずる語がある。おそらく周初には盂氏がこの方面に勢威を振い、後期には克氏が興起してこれに代つたものであろう。

三、時代について

斷代にこの器の時代について詳論があり、殆んどその要を盡している。その說にいう。

此鼎、徐同柏・吳大澂・王國維、均定爲成王之器、方濬益曰、至其文字、則固周初之書體、猶存科斗遺意、方氏于其彝器說（綴遺卷首）、以書勢分時代之先後、他分周代文字爲三系、一、周初文字、畫中肥而首尾出鋒者、科斗也、古文體也、　二、周中葉文字、畫圓而首尾如一者、玉箸也、籒篆體也、　三、春秋戰國文字、其文仍是籒書、而體漸長、儼然小篆、其所區分、大致不錯、而稍嫌寬濶、以字體作爲斷代的一法、是有其一定的功用的

郭沫若則以此鼎爲康王期、下小盂鼎云、用牲禘周王□王成王、其時代自明、郭氏就銘文內容、證其爲康王器、極爲確當、我們從其它方面、加以補充

一、字體近于井侯𣪕・麥方鼎・庚嬴鼎、去成王令𣪕字體不遠

二、所賜冂・衣・市・舃・車馬、同于麥尊、不同于成王及昭穆以後的賞賜

三、形制近于成王時的一些鼎、晚于商周二二（約殷周之際）的大鼎、其腹部亦漸形傾垂

四、項下分化了的獸面文與足上的獸面文、接近康王時的大保方鼎

五、文武王都加王字偏旁、中方鼎和歸白𣪕武王之武、亦如此作、而本文第五器〔宜侯夨𣪕〕（成王時）和作册大鼎（康初）則作武、本文第廿九器〔作册𩴾卣〕和尹卣（皆成王時）、才表時、而在表地、此鼎則才表地、而在別有用法

凡此種々、都表示此器雖接近成王、而在其後、應序列于康王之世

陳氏の論は字體・賜物・形制・文樣・字形・用字の上からこの器が康王期に屬すべきことを論じたものである。

この器は康王期に屬して廿又三祀の紀年をもち、小盂鼎は廿又五祀の紀年をもつ。周初の器にして紀年銘をもつものは極めて少く、成王期と考えられるものでは睘卣の十九年銘、康王期では盂の二鼎に過ぎない。しかしともかくも、この時期においてその紀年の知られる器の存することは極めて貴重とすべく、斷代編年の上に最も有力な座標的位置を占めるものといってよい。殊に成康の二期はその人物の事跡・銘文の上から時期を推定しうる器も乏しくないが、次期の昭王期に至っては確實な標準器がなく、斷代上困難の多い時期である。その意味からいっても、康王末年の紀年をもつ盂鼎二器は成康二期の結着をなし、次期の彝器文化の出發點を示すものとして、標準器的役割を荷つている。この器より後、本器のような形制・饕餮文及び項下脚頭に鰭稜をもつ鼎は殆んどみることができない。殷周期彝器の遺制は康末にまで及んで行なわれ、昭穆より後は、その形制の上に漸く變化の兆があらわれてくるのである。

六二、小盂鼎

器名　盂鼎 攈古　殘盂鼎 積微居

時代　康王 大系・通考・厤朔・斷代・唐蘭　穆王 董作賓

出土　「出陝西岐山縣」攈古　「此鼎與大盂鼎、同出陝西郿縣禮邨」王國維

收藏　「安徽宣城李文瀚、令岐山時得之」攈古　「今佚」綴遺　「宣城李文瀚宰岐山、遂携以歸、赭寇之亂、器亦亡佚」王國維　「傳說此器亡佚于太平天國之際、而別一說則以爲項城袁氏、實藏此器、重埋入土、今不知所在」斷代・三・九四

著錄

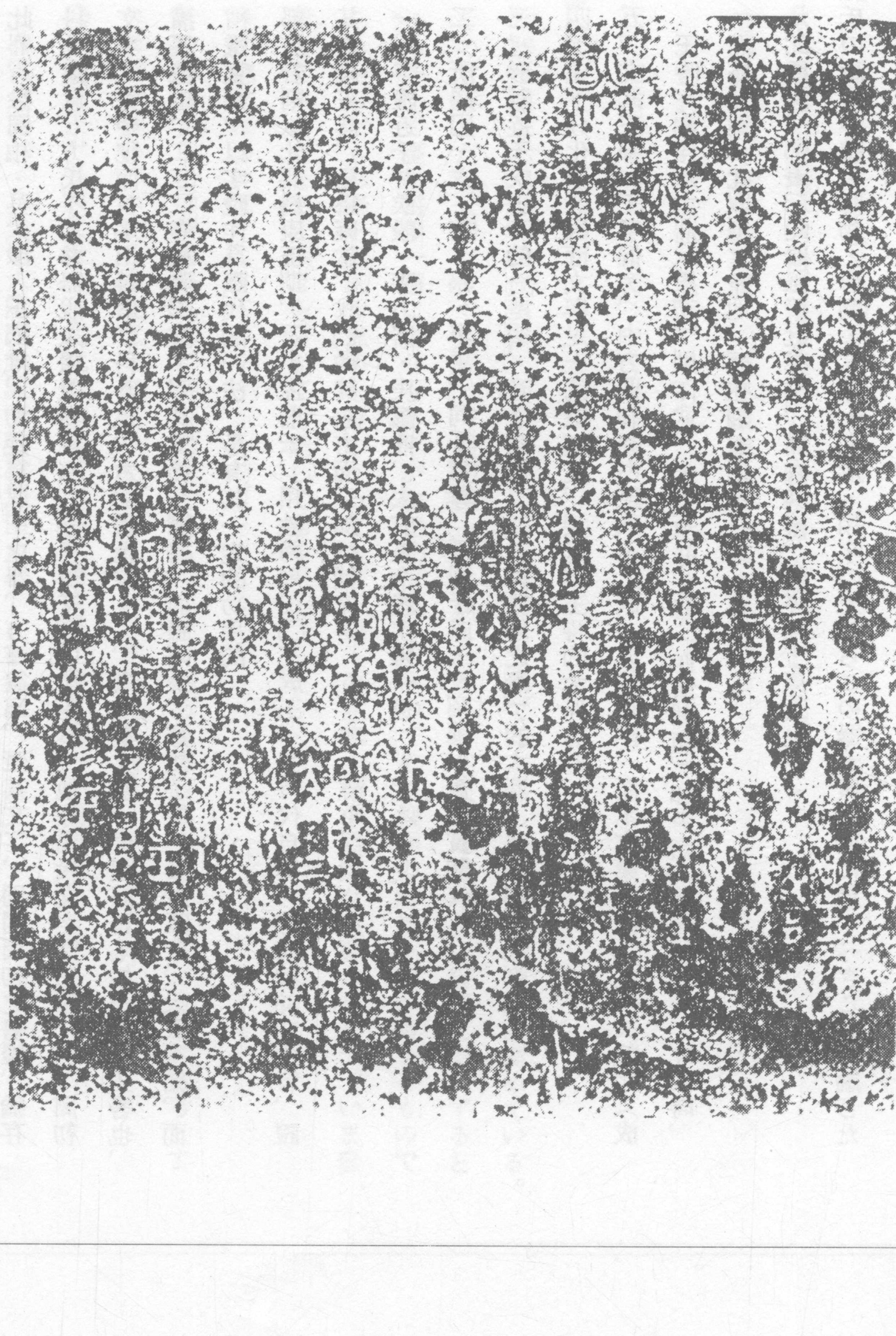
銘文　攈古・三之三・四二　大系・一九　綴遺・三・二七　三代・四・四四　斷代・四・圖一〇

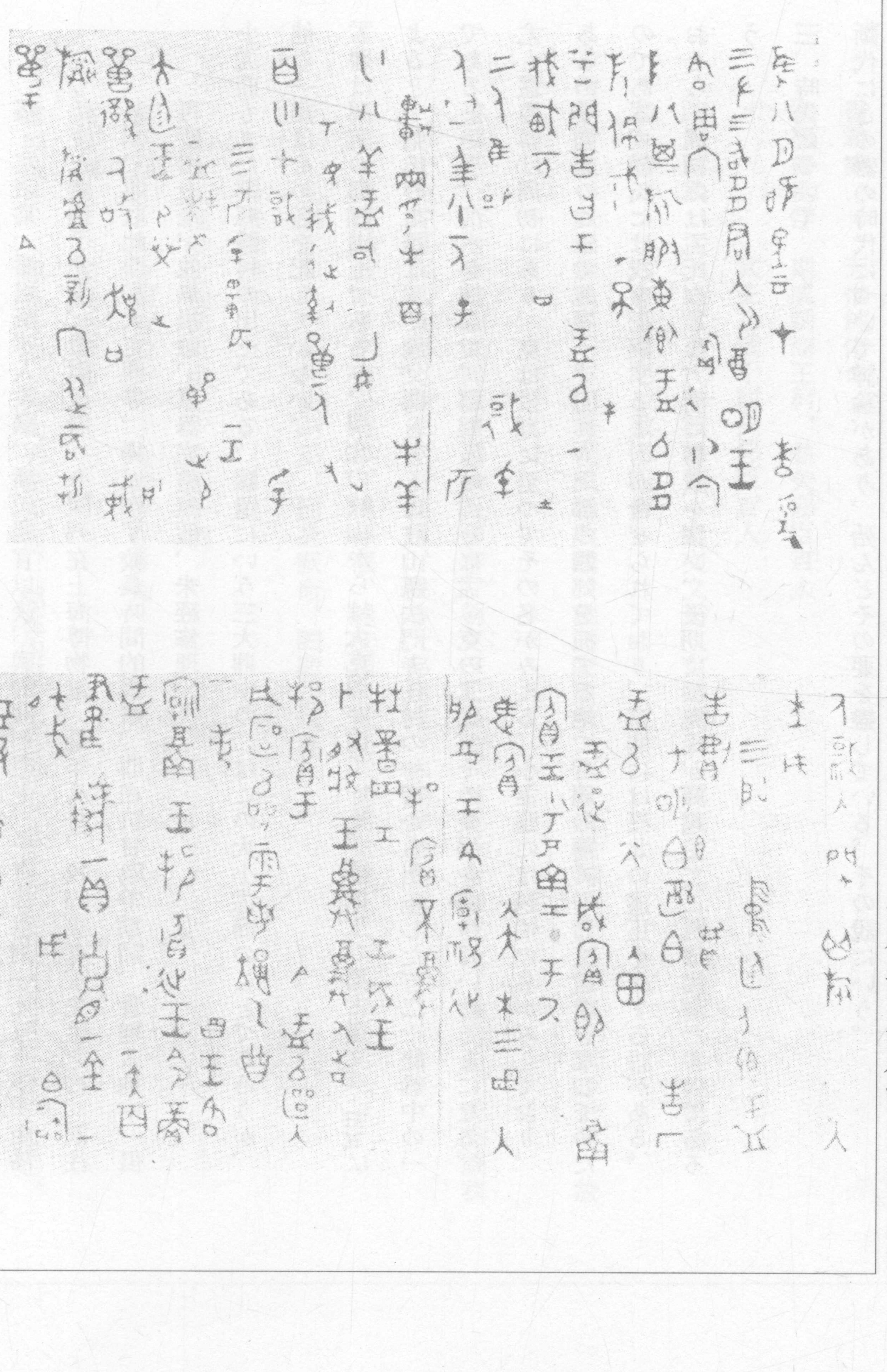
考釋　餘論・三・五四　述林・七　韡華・乙中・五八　大系・三五　文錄・附一　文選・下一・七　厤朔・一・四五　積微居・一二一　斷代・四・八五

王國維　影印小盂鼎拓本跋 觀堂別集補遺

銘文　二〇行約四〇〇字。每行約二〇字。

王國維の影印小盂鼎拓本跋にいう。





此鼎拓本、傳世甚稀、惟濰縣陳氏有一本、海豐吳氏借搴入攈古錄金文中、海代不聞有第二本、辛酉民一〇、一九二一年春日、上虞羅振玉參事、假陳氏本景照精印百本、行世、此其一也

また斷代にいう。

銘爲重銹所掩、傳世有陳介祺粗紙拓本一紙、吳式芬據以搴錄、綴遺則據吳書重搴、此拓本曾有羅氏影印本、後入三代、吳氏搴錄、看來尙爲忠實

四百字近い長銘であるが、字の識るべきものは殆んど三分の二に過ぎず、通讀をえがたい。いまその大意の疏通を試みておく。

佳八月既望、辰才甲申、昧喪、三左三右多君、入服酉

銘は殘泐の多いものであるが、その日辰を識りうるのは貴重である。紀年・月・週・日を備えたものとしては、この器が最も古い。厤朔に大盂鼎を成王に屬し、この器を康王に屬しているが、銘文の內容においても兩器に通ずるところがあり、同一時期のものと考えてよい。

昧喪は昧爽。免段に「昧爽、王各于大廟、井叔右免卽命」とみえる。しかし册命には一般に旦を用いる。その點について斷代にいう。

西周金文、惟此二器、是在昧爽之時、朝于宗廟、其它器、多記朝于旦時、此鼎記、昧爽、三左三右多君入服酉、明、王各周廟、則昧爽在旦明以前、小徐本說文曰、昧、昧爽、旦明也、从日未聲、一曰闇也、混昧爽爲旦明、是不正確的、淮南子天文篇記日初出爲晨明、在旦明以前、說文、晨早、

昧爽也、是晨明卽昧爽、昧爽應在平旦以前、爽是爽明、而昧又訓闇、故昧爽是將明之謂、……魯語下謂、朝、辨色始入、君日出而視之、是說群臣朝王者、辨色（昧爽）而入、君王則日出（旦）視朝、與此銘可相對照

昧爽は、卜文に妹としてみえるものであろうと思われる。

辛酉卜貞、今日不雨、其雨、妹雨後上・三二・一〇

乙丑卜貞、今日雪、妹雪金・六六七

みな卜辭末期のものであるが、妹は昧の義である。殷代の紀時法は、早朝は妹・兮・明・朝、夕には昃・暮・昏・夕という語を用いている。時間は季節によつて異なるが、これらは相對的にそれぞれ一定の時間關係を示したものと考えてよい。

三左三右を、郭氏は禮記曲禮にみえる天官六大に當ると解している。

三左三右、當卽曲禮之天官六大、大宰・大宗・大史・大祝・大士・大卜、大宰・大宗・大士、在王右、大史・大卜・大祝、在王左、故稱三左三右、逸周書大匡篇、君乃召冢卿三老三吏大夫百執事之人、朝于大庭、三老三吏卽三左三右之譌、六大卽古之六卿、與劉歆所竄改之周禮異撰、六卿之上有總其成者、卽冢卿、亦稱孤、大抵卽由六卿中之一人兼任之、世道開明、卜祝等失其魔力、遂淪爲下吏矣、說詳余周官質疑

三老の語は他にも禮記文王世子・禮運・樂記・祭義等にもみえており、必らずしも三左の譌とも思えない。陳氏は顧命篇にみえる左右兩班を以て三左三右に充てている。

三左三右、當指率領邦君諸侯的周室諸侯、顧命、大保率西方諸侯、入應門左、畢公率東方諸侯、入應門右、是召公畢公、率左右兩班諸侯入門、與此銘三左三右相類、顧命的三左三右、當指大保奭・芮伯・彤伯・畢公・衞侯・毛公、可以推測前三人、以召公爲首、率西方諸侯、後三人、以畢公爲首、率東方諸侯、前三人的封地在西、後三人的封地在東

顧命の六人を以て三左三右に充てるのは、文獻としても當時のことに近く、その儀禮は古儀を存するところがあつて參照すべきものと思われるが、封地關係よりして左右の兩班に分れているとするのは疑問である。やはり曲禮の說のように、その職事を以て班つものとすべきであろう。韡華には逸周書王會を引いて、三左三右とは諸侯朝會のときの列位であるという。この銘文では三左三右は多君の上に列次しており、朝廷の重要な儀禮に當つて、王廷の重臣がその位に卽くのである。多君の語は卜辭にもみえている。多邦君の意であるが、この銘にいうところはいわゆる獻馘の儀禮であるから、おそらくその征役に關係あるものが參集したのであろう。

「入服酉」の酉は酒。詩の信南山の箋に「酒鬱鬯」とあり、入るにまず祼鬯のことを行なつたのであろう。綴遺に「蓋左右多君、于昧爽時先入、共郁鬯之事、旣明乃格廟也」という。これは魯語に、諸侯昧爽にして入り、君は旦に朝を視るというのに當り、視朝の前に參集者は修祓の儀禮を行なうのである。「入服酉」の語はこの銘文中に三見し、儀節のあるごとにその禮が行なわれている。この日の大采にまた「入服酉」のことがあり、翌日乙酉にもまたその禮を行なつている。

明、王各周廟、□、□□賓征

諸臣は昧爽にして入り、天子は明に至つて廟にいたる。銘は獻馘の禮を記すものと思われる。禮記王制に天子軍行のことを記して

天子將出、類于上帝、宜于社、造于禰、禡於所征之地、受命於祖、受成於學、出征執有罪、反釋奠于學、以訊馘告

というが、この銘では廟においてその禮が行なわれている。

空格のところを郭氏は三字、陳氏は四字に數えている。積微居には、下文を參考して、ここに「𤔲王邦」の三字を入れている。下文には「入服酉、王格廟、𤔲、王邦賓征」とみえ、この部分と同じ儀節を記しているので、その說がよいと思われる。句讀については、𤔲を一字句によむところである。

征を郭氏は下文の首において發語とみている。金文にしばしばみえる字であり、その用法を確かめておく必要があるので、諸家の說をみておく。郭氏の發語說は以下の如くである。

征字屢見、卜辭中亦多見此字、均無義可說、按卽詩書中所習見之虛詞誕字也、說文中、與此形近之字凡三見、一爲辵字、云乍行乍止也、从彳从止、讀若春秋傳公羊宣二曰躇階而走、一爲徙之重文、又一爲延字、謂从彳引之、以廷建諸字隷焉、……辵與延、是一非二也、延讀丑連、彳讀丑略、亦一音之轉、徙卽金文習見之圖形文徙、乃會意字、示人足在街頭徙徛、並非從彳止聲、說文各本如此、亦非从辵止、段注本删去聲字、斷無省作征之理、許蓋誤會也文節略

征を虛詞にして誕の初文とする。征は卜文にもその例が多く、

辛卯卜、㱿貞、王往征魚、若」　辛卯卜、㱿貞、王勿征魚、不若乙・六七五一
大乙事、其征大丁粹・一六九
不其亦征雨乙・七九九八
のように用いられる。文義からみて、之往・轉徙・延久などの意味があるようである。金文には
呂鼎　王饗于大室、呂征于大室、王易呂秬三卣・貝三十朋
のような例があり、韡華に字を延にして、詩の賓之初筵の筵であるという。饗に對して、征を筵とみたものであろう。楊氏は字を侍と釋している。
陳氏は器銘の文を「賓延邦賓」を以て句とし、征を延引の義とみて、「卽儐者延引邦賓（多君）東向」と說いている。陳氏は上文の賓を儐者、下文の邦賓を字のままに解する。金文では賓を儐賜と賓客の二義に用いるが、儐者卽ち右者の意に用いる例はない。次の文の主語は邦賓でなくては「障其旅服」という述語をとりえず、ここは征で句とするほかはない。從つて楊氏が字を補つたところにより「明、王格周廟、𦿔、王邦賓征」と句讀し、征も侍の義とみるのがよいと思われる。𦿔は祼。その儀禮については下文にいう。
邦賓障其旅服、東鄉
祼禮が終つてのち、邦賓はその旅服を奠獻する儀禮を行う。障は障彝の障であるが、この場合奠置する意の動詞である。旅服を奠置する禮は他に所見がなく、この記述はその古禮をみるべき重要な資料である。

旅はおそらく旅器の旅であろう。旅器は本來旅宗に用いる器であるが、本宗の器は他に携行することがなく、そういうときには旅器を用いたものと思われる。中觶に「王大省公族于庚□旅」とあり、公族を旅宮に會同する禮を行なつている。他處の禮に參會するときには、旅器・旅服を携行することがあつたらしい。尙書顧命の禮は卽位繼體の大典を記したもので常禮ではないが、諸侯が位に卽く前に種々の禮物を並べる記述がある。本銘では獻馘の禮に參會するものが、その旅服を奠置したのであろう。服は禮器禮物の類をいう。陳氏は「奠其旅服」を「是放置邦賓的行旅之服、而衣朝服」と說いているが、すでに儀禮がはじまり祼禮を終え、王が入御しているのに、ここに及んで行李を改めることもないはずである。
盂以多旂佩戫方□□□□□、入□門
以下獻馘の禮をいうものであろうが、字に殘泐多く殆んど通讀をえない。陳氏は逸周書世俘解に
大師負商王紂縣首白旂、妻二首赤旂、乃以先馘入、燎于周廟
武王乃夾于南門、用俘、皆施佩衣
謁戎殷于牧野、王佩赤白旂
とある文を引き、前二條は獻馘、後一條は戰勝者の服裝をいうとしている。文は鬼方の訊獲を以て參入することをいう。
鬼方について、餘論にいう。
按方上一字、从犬从由、當是㺐字、筆畫微有泐闕、㺐方卽易高宗伐鬼方、集解引干寶云、鬼方北方國也、詩大雅蕩、覃及鬼方、史記五帝本紀索隱云、匈奴、商曰鬼方、周曰玁狁、若然鬼方卽玁狁、此周初器、故尙稱鬼方歟
孫氏は鬼を犬に從う形とするが、字は明らかに戈に從う形である。王國維の鬼方昆夷玁狁考觀堂集林一三に、鬼方・混夷・串夷・犬夷・獯鬻・葷粥・薫育・胡はいずれもその原音を寫したものであるという。陳氏は王說を誤とし、これらの稱謂には自ら區別があつて混用しえないものがあるとしている。卜辭綜述第八章第五節參照
文はおそらく盂が鬼方の虜醜を携え、それを示す旂を佩びて入門することをいう。門名を郭・于二氏は王門、陳氏は南門とするが、字形はよく知られない。陳氏は宗廟に三門あり、一門を南門（皋門・澤門）、二門を正門（應門・朝門）、三門を路門（畢門）といい、その位置を北からみると、
路寢大室　中廷　三門　二門　周廟　大廷　南門
となるという。しかし宮室・三門の制については別に考うべきところが多い。器銘では、下文に大廷があり、上文に周廟があつて天子が臨御しているのであるから、獻馘の禮が大廷で行なわれていることが知られる。
告曰、王〔令〕盂、以□□伐戫方
告曰以下は盂の告捷獻馘の語である。まず王命を受けて鬼方を征した次第をいう。以の下二字は、その率いるところの師旅、あるいはともに征虜に從つた部將の名であろう。
□□聝□、執嘼二人、隻聝四千八百□十二聝、孚人萬三千八十一人、孚馬□□匹、孚車卅兩、孚牛三

百五十五牛、羊卅八羊
戰果として俘獲したところをいう。聝は馘の異文であろう。餘論にその釋についての說がある。
按孚上聝字、舊無釋、下文亦有人聝入門、其字與此同、而筆畫較完、細審之、其字从或爪、當卽馘之古文、說文耳部、聝軍戰斷耳也、引春秋傳曰、以爲俘聝、或从首作馘、此文从爪者孚之省、
……與孚字連文、其爲馘字無疑
虢季子白盤にも、この字を孚と連文にした例がある。この銘文では上文に執、下文に孚があり、聝については獲聝という。執・孚は生禽の稱である。馘とは斷耳をいう。詩皇矣の傳に「不服者、殺而獻其左耳、曰聝」、また泮水の箋に「馘所格者之左耳」という。字は耳あるいは首に從う。爪形に作るものは、あるいは縣首の省文であるかも知れない。
嘼は酋。師寰𣪘にも邦嘼の語がある。師寰𣪘は淮夷を伐つことを記したものである。陳氏は後世にも酋の稱があるとして、次の二例をあげている。
漢書宣帝紀、神爵二年、羌虜降服、斬其首惡大豪楊玉・酋非首、注引文穎曰、羌胡名大師曰酋、如中國言魁
後漢書西羌傳、强則分種爲酋長、及其衰亡、餘種皆反舊爲酋豪云
詩にみえる「執訊獲醜」・「屈此群醜」の醜もまた同じ語であろう。
俘獲の數を列擧することは虢季子白盤などにもみえるが、後の史傳においても西域傳・西羌傳などには、征役ごとにその記事がある。この銘文中、俘獲の數をいうのに、單位數の間に又字を加えて

いないことが注意される。

盂□□□□□□□□我征

この部分は缺泐多く、文意不明。下文にまた俘獲のことを記しているので、陳氏は、鬼方の征伐に前後二役あり、ここはその第二役を記したものとみている。

執嘼一人、孚聝二百卅七聝、孚人□□人、孚馬百四匹、孚車兩□□

この車數を、郭・于・陳氏らはみな「孚車百□兩」としているが、車下の字は兩とみられる。孫氏も「按車下是兩、與上文同、舊釋百、誤」としている。孚聝・孚人の數は、上文の獲數よりも遙かに少い。あるいは虢季子白盤の例のように、追蹤してくる虜醜をうつての戰果であるかも知れない。

王□□□

陳氏は「王□曰嘉」の字を充てているが、確かでない。下文に、盂が拜頴首して嘼を伴なつて大廷に進入しているから、王が嘉賞して進入を命じた語が記されているのであろう。

盂、拜頴首、以嘼進、卽大廷

大廷の語は金文に所見がない。文獻では逸周書大匡篇に「王乃召冢卿三老三吏大夫百執事之人、朝于大庭」とあり、また酆保篇に「王在酆、昧爽、立于少庭」、大開篇に「王在酆、立于少庭」などの語がある。大廷とは廟前の廣廷をいうと思われ、このとき邦賓もすでに入門東鄕しており、そこで獻馘の禮を行なうのである。

「以嘼進」の三字には泐損があり、このようによんでよいかどうか不明であるが、下文に嘼を訊鞫

する語があるので、嘼を廷に伴なつていることが知られる。

王令熒、□□、□□□嘼、譏厥故

王が熒に命じて酋を訊鞫させることをいう。熒は人名。熒子ともいい、周初より康王期にわたつてその器が多くみえる。熒段條參照　郭氏は大盂鼎の「盟熒」の熒を人名とし、これと同一人としているが、大盂鼎の文は動詞の用法である。

譏は說文にその字がみえ、說文に「窮治罪人也」とあり、訊鞫の義である。詩公劉の傳に「究也」と訓しているのもその意である。酋に對して、周室に背叛した理由を詰問しているのである。この部分を文意を以てかりに補へば、「王令熒、譏嘼、熒廼卽嘼、譏厥故」となるところであろう。

□、趞白□□戜旛、戜旛虘以新□從

この部分は酋の荅辯の語を記したものであろう。趞伯はあるいは岐山の克氏の先であろう。その地は涇水に近く、北方の諸族と相接するところである。郭氏は

乃謂、周人之趞白、先爲戎首、干犯匈奴、故匈奴乃以所屬從商、叛周

と解しているが、趞伯の下二字未詳。趞伯との間に葛藤を生じたことが、今次の戰鬪の發端をなしたようである。

旛について、餘論に詳しい字釋を試みているが、結局は上下の文義を通じがたいとしている。郭氏は旛は玁狁・匈奴等の胡音を寫した字とし、戜旛とは戜酋の自稱であるとみる。陳氏も「昏(或聞)乃是北蠻、所以梁白戈稱鬼方蠻、說文、䜌、日旦昏時也、音義與昏同」としているが、確かでない。

字は聞に從う。あるいは婚の異文ともみられる形象である。

虘は叡と同字であろう。金文においては多く發語として用いる。詠歎、あるいは動詞として及の義を含むことがあり、虛詞の且にも用いる。

新下の一字は不明。韡華には新宮と釋している。その下二字は、從來「從商」とよまれている。郭氏いう。

商當指北殷、亦卽秦靈公所滅之蕩社亳王、其地近戎、蓋殷爲周所滅、其遺民之一部分逃竄于西北者、是爲北殷氏、奉湯之祀、而不臣服于周、且時串誘戎人、與周爲難也

いわゆる北殷氏とは、殷本紀に殷の後に北殷氏ありというもので、索隱に「北殷氏蓋秦寧公所伐亳王、湯之後也」、また秦本紀寧公二年、「與亳戰、亳王奔戎、遂滅蕩社」とあり、その索隱に「西戎之號曰亳王、蓋成湯之胤、其邑曰蕩社」とみえている。殷滅亡のときに遁竄したものが、このとき鬼方と謀つて周を侵伐したとするのである。

銘文は缺文が多く通讀をえず、郭氏のいうような事實は確かめがたいが、北戎が趞伯に敵意を抱いて侵入を試みたらしい事情が察せられる。從は追擊の意であろう。虢季子白盤にみえる。

咸、折嘼于□

咸は上文の訊鞫を終つた意であろう。郭氏は商とよんで上文の從とつづけ、商を北殷氏と解したのであるが、字形は下文の賞字の從う商と比較しても明らかなように、商の字ではない。韡華には冏伯にして書序にみえる穆王期の人であるというが、字形からみて咸であると思われる。

折は斷首をいう。逸周書克殷解に「以黃鉞折、縣諸大白」とあり、孔注に「折、絕其首」とみえる金文にも折首の例は多く、不嬰段・兮甲盤・師寰段などに折首執訊の語がある。于下の一字はおそらく折首の場所をいう語であろう。虜酋を廟に用い社に用いることが行なわれているから、この折首もおそらく廟所に用いられたものとみられる。下文には聝を西旅に獻ずる禮が記されている。

□□□□、令盂、以厥聝入門、獻西旅

缺文は大體四字前後と思われる。上文の「王□□□」と相似た形式の文が入るところであろう。陳氏は上二字を「王乎」とする。それならば下二字は人名もしくは官名となる。「厥聝」を陳氏は「人聝」と釋するが、文中に人聝の語なく、聝に對して人を加える要もない。

西旅は金文では他に所見がないが、書序に「西旅獻獒、大保作旅獒」とみえている。孔傳に「西戎遠國、貢大犬」とあるが、遠國を旅という例はない。獒も大犬のことでなく、豪酋の意であるらしい。馬融本には獒を豪に作つている。

書疏に引く鄭注に

獒讀如豪、西戎無君名、强大有政者爲酋豪、國人遣其酋豪之長、來獻見于周

とあり、西戎がその酋を豪と稱していたことは、なお漢書宣帝紀神爵二年・趙光國傳などにもみえている。鄭玄は獻を獻見の禮と解しているが、陳氏はこの器文を、西旅において獻馘の禮が行なわれたものとし、西旅を西廂と解している。その說にいう。

此謂盂以人馘入南門、獻之于西旅、此西旅、當是南門內周廟室前的一個位置、郊特牲、臺門而旅

樹、注云、旅道也、樹所以蔽行道、禮記雜記下注云、旅樹門屏也、爾雅釋宮、屏謂之樹、是旅乃門内之行道、此銘、上記王各周廟、邦賓東鄉、則王在廟之東廂或東序、此西旅當在廟之西廂或西序之前、群臣所立

西旅上の一字を陳氏は獻と釋したが、ほぼその字形を確かめうる。王制に「出征執有罪、反釋奠于學、以訊馘告」とあつて、その禮は學で行なわれた。西旅はこの銘を以ていえば宮廟の一部で、馘を奠置する場所であるが、馘の數は五千に及んでいる。韡華に西旅を賓語に解し西土の師旅とするが、ここは獻馘をいうとみなければならぬ。

□□入燎周廟

燎は逸書武成に「武王燎于周廟」とある燎であろう。この器文は、武成や逸周書世俘解と彼此對照すべきところが多く、參考のためここにその文を列記しておく。

逸書武成　惟一月壬辰旁死霸、若翌日癸巳、武王廼朝步自周、于征伐紂、粤若來三月既死霸、粤五日甲子、咸劉商王紂、惟四月既旁生霸、粤六日庚戌、武王燎于周廟、翌日辛亥、祀于天位、粤五日乙卯、乃以庶國、祀馘于周廟漢書律厤志引

逸周書世俘解　越若來二月既死霸、越五日甲子、朝至接于商、則咸劉商王紂、執共惡臣百人

太公望命禦方來、丁卯、望至、告以馘俘

戊辰、王遂禦、循追祀文王、時日、王立政

呂他命伐越戲方、壬申、至、告以馘俘

侯來命伐靡集于陳、辛巳、至、告以馘俘

甲申、百弇命以虎賁誓、命伐衞、告以馘俘

庚子、陳本命伐磨、百韋命伐宣方、新荒命伐蜀、乙巳、陳本新荒蜀磨至、告禽霍侯、俘艾侯佚侯、小臣四十有六、禽禦八百有三十兩、告以馘俘

百韋至、告以禽宣方、禽禦三十兩、告以馘俘

癸丑、薦殷俘王士百人、籥人造、王矢琰、秉黃鉞、執戈、王入奏庸、大享一終、王拜手稽首、王定奏庸、大享三終

時四月既旁生霸、越六日庚戌、武王朝至、燎于周廟

乃夾于南門、用俘、皆施佩衣、先馘入、武王在祀、大師負商王紂縣首白旂、妻二首赤旂、乃以先馘入、燎于周廟

若翌日辛亥、祀于位、用籥于天位、越五日乙卯、武王乃以庶國馘、祀于周廟依顧頡剛校

この二篇にいうところは同じ儀禮で、何れも告馘の後に祀馘のことを行なつている。禮は周廟において行なわれており、禮記王制の文と同じでないが、いまこの銘を以ていえば、武成等にいうところが古禮であろう。世俘にはこの他にも、天宗上帝に告げる禮、戎服のまま廟において國伯を正す禮、奏武進萬の禮、郊號の禮、祀馘の際の犧牲、社稷百神水土を祀る禮などが記されている。陳氏は「此銘記西周初、在周廟中、獻燎伐鬼方所獲的俘馘」といい、俘獲をも燎殺したように解しているが、燎祀しているのは馘であつて俘ではない。本銘にいう「入燎周廟」という禮が武成・世俘解にそのままみえていることは、兩篇の成立やその資料的性質を考える場合に、注意すべき事實である。

□□□□□□□□入三門、卽立中廷、北鄉、盂告

以下第二の儀節に入り、場所も異なる。三門を陳氏は周廟の第三門、すなわち路門・畢門のことと解している。中廷はそのうちにあり、一般に册命賜與の禮はそこで行なわれる。大廷には東西の兩廂があり、參列者は東鄉・西鄉して列するが、中廷では北鄉する。王は大室の前で南鄉し、盂は中廷に北鄉して馘俘を告げるのである。

世俘の文の次序によると、すでに庭實を大廷に旅陳し、告馘の後に周廟に燎馘を行なう。しかし器銘では、上文に盂が王に戰果を報告し、獻馘して燎し、この文に至つてはじめて告が行なわれている。これはあるいは世俘にいう天位に告げる禮に當るかと思われる。すなわち神事として行なわれる禮である。魯語下に「合神事於内朝」というものであろう。

劃白卽位、劃白告

世俘の文によると、虜酋を俘獲した將帥が、それぞれ告馘のことを行なつている。これも同例で、盂をはじめとして、劃伯以下の諸伯がみな告を行なつている。

□□□于明白𧫦白□白告、咸

明伯・𧫦伯らを位に卽かせて、告馘の禮を行なわせたのであろう。その儀節が悉く終つて、文末に咸の一字を加えている。

盂以者侯・侯田□□□□、盂征告、咸

侯田以下は諸侯の同位語。侯田備多君の屬をいう。盂がこれらのものを率いて、それぞれ告の禮を行なつた。おそらく直接の王臣でなく、そのため盂が介者・右者の役をしているのであろう。その儀節を終えて、また咸の一字を添えている。

賓卽位、𩛥賓、王乎𩛥

賓と邦賓とは、この銘文では區別されている。下文には邦賓に對する𩛥のことがみえる。告馘のことが終つてから、まず王の嘉賓が參入して𩛥の儀禮が行なわれる。𩛥は𦎫𩛥と熟して用いられる字であるが、ここではおそらく奉𤔲して賓を迎える禮を示す動詞であろう。漢書王莽傳に逸書嘉禾の文を引いていう。

周公奉𤔲、立于阼階、延登贊曰、假王莅政、勤和天下

「王乎𩛥」の乎は使役の意。陳氏は𩛥を贊にして享宴の義としているが、位に卽いて行なう儀禮であるから、ここは奉𤔲のことと解すべきであろう。𩛥は麥氏の諸器にもみえるが、麥器の字は概ね左旁に口、あるいは流形のものを加えている。麥鼎にいう。

隹十又二月、井侯征、𩛥丏麥、麥易赤金、用乍鼎、用從井侯征事、用饗多□友

この𩛥禮は、その辟井侯が麥に寵榮を與えるために行なつたもので、彝・盉の銘にはそのことが明記されている。

麥彝　才八月乙亥、辟井侯、光厥正吏、嗝于麥宮、易金、用乍隣彝、用鬲井侯出入

麥盉　井侯光厥吏麥、嗝于麥宮、侯易麥金、乍盉、用從井侯征事、用奔走夙夕、鬲□□

字はおそらく圭瓚を以て祼する禮を示したものであるらしく、本器では口形や流は付していないが、麥器の嗝と同じと考えてよい。賓客に對する禮である。

盂于□□□□、進賓、□□

第三字はあるいは厥であるかも知れない。諸賓の祼禮が終つて、盂が諸賓を參入させて、廟に謁する儀禮が行なわれるのであろうが、缺文多くして文意を明らかにしがたい。

以上で、昧爽・明より開始された一聯の儀禮が終る。大廷の禮と中廷の禮との兩節より成り、大廷では鹹を旅陳し、中廷では廟に告鹹の禮を行なつている。次の儀節は大采よりはじまるが、すでにほぼ二時間を要している。

大采、三□入服酉

采の上部が缺泐しているが、大采である。國語魯語下に大采朝日・小采夕日の語があつて、金文にみえる朝夕とは兩者を合せた語である。大采は卜辭にもみえ、ほぼ今の午前八時ごろに當る。陳氏は上文の鬲を饗宴とみているが、時間的にみても不自然である。

三の下一字を、攈古には周字を摹入しているが、拓影によると必らずしもその字とは定めがたい。于・陳氏らは攈古の釋により、郭氏は缺釋。陳氏は三周とは三壽にして三卿・三老であるという。

三周入服酉、與三左三右多君入服酉・三事大夫入服酉、同其文例、則三周應與多君三事大夫同爲一種人稱、舊釋周、細審銘文、其上部尚有筆畫、周壽古音同、三周疑卽三壽三老、閟宮箋、三壽三卿也、張衡東京賦薛綜注、三壽三老也、逸周書大匡篇、王乃召冢卿・三老・三吏大夫・百執事之人、朝于大廷

「入服酉」の禮は文中に三見するが、三事大夫の入服酉は翌日乙酉に行なわれている。この日甲申の儀禮の參加者は、上文にみえるところを以ていえば、三左三右多君・賓・邦賓及び告鹹の禮を行なつている盂・劃伯・明伯・[illegible]伯らである。これらの人はすでに入服酉の禮を終えているのであるから、ここはそれ以外の人で、以下の儀禮に關與するものであろう。

王各廟、祝征、□□□□□、邦賓不鼻

新たに參入した三□を迎えて、王は再び廟に來つて儀禮を行なう。その禮に祝が與かつているのは、祭祀的儀禮であろうと思われるが、缺文が多くてその內容を知りがたい。邦賓もまたこの禮に與かつている。

鼻は上文の鬲と似た字である。それで餘論には兩字を同字異文とみている。

按鼻字與上文邦賓不鼻字同、舊並釋爲覯、亦未塙、從下殘字亦鬲字、上文云、鬲賓、王乎鬲、下文、王各廟鬲王邦賓延王令、文與此同、……余所藏麥鼎文云、井侯延鬲朽麥、延鬲卽延鬲、盉延登施命之意

孫氏は鬲と鼻とを一字とし、何れも延登施命の意とするのであるが、その例證としてあげている麥器の文は、上述のように祼禮を與えられたものとみるべきである。單に延登によつて器を作る例なく、また施命ならばそのことを記すはずである。かつ本器の文中鬲字三見し、鼻字また三見するも、字形に截然たる區別があり、兩字は別字とみなければならぬ。

大系には鼻を筮の古文であるとしていう。

鼻字三見、以文義推之、當是筮之古文、說文筮、從古文巫、形與此近、此象奉盛著器之形

筮賓のことは儀禮に先立つて行なうべく、すでに儀禮に入つてから筮するのは儀節に合わない。かつ字形も筮に從う字とはしがたいようである。

字はおそらく爵形の器を奉持する象であろう。史獸鼎に爵字あり、爵形の下は止に從う。また𢦏字あり、器を執つて啓酌するに象る。鼻はこれを奉持している象で、字の立意は殆んど同じ。史獸鼎では「尹賞史獸𢦏」とあり、勞・勳の二釋が行なわれているが、賞もまた賜與の義であるから、𢦏の禮を以て寵榮を與えることである。字はまた毛公鼎の「□勤大命」とある□と近い。字形を以ていえば、鬲・鼻は祼享の禮をいうとみられ、鼻は詩にいう「公言錫爵」に當るものであろう。

ここに「邦賓不鼻」と特にことわつているのは、大采のときまず盂や諸賓・三老などに鼻禮を賜い、三王の禘祀が終つたのちに邦賓にもその禮を賜うたので、儀節に別あることを特に記したものと思われる。

□□、用牲啻周王□武王成王

上二字不明。告捷獻鹹に當つて三王の禘祀が行なわれたのである。禘には牲を用いた。

剌鼎　唯五月、王才□、辰才丁卯、王禘、用牡于大室、禘邵王

の例がある。禘は祫禘あるいは時祭の一と解されているが必らずしもそうではなく、國に大事・大慶あるときに行なわれたのであろう。本器は獻鹹の際の例である。

□□□將、王鼻、鼻遂鼻王邦賓

空格は三字か四字か不明。將上に卜形の一字が認められる。それで韓華には「王卜將」とつづけ、文選には「□□卜有牀」とし、「卜有臧」の義とする。郭氏が鼻を筮と釋したのも、この字形を思い合せてのことであろう。しかし卜筮のことは擧禮の前に行なう豫備的行爲で、このような儀節の中で行なわれることはない。上文にすでに用牲をいい、禘をいう。ここは侑薦し、王が鼻し、ついで邦賓に鼻してその禮の終る次第を記したところである。王の邦賓に對して最後に鼻の禮がなされているのは、尊卑親疏を分つ所以なのであろう。

王乎□、令盂、以區入、凡區以品

大系にいう。

區毆省、師寰毀、毆孚士女牛羊、是毆亦猶俘也、漢書匈奴傳、多用此義、如毆牛畜去、毆婦女弱小且千人去、毆畜產去甚衆之類、皆是、此言命盂以所毆俘之車馬牛羊、入驗、凡所毆孚者、均已品定也、下以字讀爲已

區を師寰毀の毆の義とするものである。毆は驅逐してこれを捉えるというほどの意で、毀では士女牛羊に毆俘といい、吉金についてはただ俘と稱している。斷代にいう。

是命盂以上述孚獲的牛羊・車馬、分類以入、區卽毆、盂在廟告中所述兩役的俘獲、是分次入獻的、

一、進酋于大廷、二、以人馘入門、獻西旅、三、以區（車馬牛羊）入、此三事、皆入于周廟、但一・二在旦時、三在大采時

凡を副詞に解しているが、その用法は初期金文にはみえない。大豐毁に「凡三方」の語があり、凡は搬の意である。品は種別をいう。俘人には以といい、車馬などに凡と稱したのであろう。「以品」の以を郭氏は已經の已とするが、種別に區分することをいう。

以上、俘獲を納れて、獻馘告捷のことを終る。

雩若翌日乙酉、三事大夫入服酉

その翌日乙酉、策勳のことが行なわれるに當つて、三事大夫が參內する。雩若は發語。周書・逸周書などに例が多い。三事大夫は詩の雨無正にみえ、邦君諸侯と對文をなし、外朝の諸侯に對し、內朝の職事にあるものをいう。十月之交の三有事、常武の三事、左傳成二・逸周書大匡の三吏などみな同じく、在朝の官をいう。金文には令彝に三事、毛公鼎に參有嗣の語がある。三事の正長が列次して、これより策勳のことが行なわれるが、廟に參內するに當つては「入服酉」の禮を行なつて修祓を受けるのである。

王各廟、𢍰、王邦賓征

𢍰を受けるものは三事大夫であろう。その禮に王の邦賓が侍する。陳氏は𢍰を贊と釋しているので、この部分についても、「王各廟、贊王邦賓征、讀爲贊王之邦賓邦正」としているが、邦賓邦正を邦賓征というはずはなく、末の一字は征である。

王令賞盂□□□□・弓一・矢百・畫虢一・貝冑一・金干一・戚戈二・矢臺八

このたびの戰功に對する賜賞である。缺文もあり、その器目の識りがたいものも多いが、他器に記すところと比較して知りうるものもある。陳氏は同樣の賜與例六器をあげているが、直接比較しうるもの三器を引いておく。

本器	弓	矢	皋		冑	干	戈	矢臺
趞曹鼎	弓	矢	皋	盧	冑	甲	殳	
伯晨鼎	弓 2	矢 3	皋 5	旅 1	冑 6		戈 4	
豦毁				□	冑	甲	戈	

盂の下の約四字は不明。弓上の三字を陳氏は金簟弼であろうかというが、金簟弼は車馬の具であり、數多い車馬の具のうち、その一だけを賜うことは考えられない。賜與の順序からいえば、ここは禮器・禮服などを列するところである。

畫虢については孫氏の餘論に詳說がある。郭氏はその說を承けていう。

畫虢與貝冑同錫、孫詒讓云、當亦戎衣之名、伯晨鼎亦以虢冑同錫、虢孫疑爲皋之古文、云、左傳莊十一年、蒙皋比而先犯之、杜注云、皋比虎皮、孔疏引服虔注、擧樂記倒載干戈、包之以虎皮、名之曰建皋爲釋、今禮記作建櫜、鄭注讀爲鞬櫜、云、兵甲之衣曰鞬櫜、伯晨鼎之虢、蓋卽皋字、謂以虎皮包甲、虢冑卽甲冑也、……少儀云、甲若無以前之、則袒櫜奉冑、是以甲與人、必有櫜以包之、明錫皋則必兼有甲、故與貝冑同擧、伯晨鼎之錫虢冑、亦猶豦彝云錫甲冑矣古籀餘論卷三、按

此疑至有見地、唯孫所見二器銘、乃據攈古錄萃本、故于字形有所未諦、本鼎銘虢字、……當說爲从虎報省聲、伯晨鼎之虢、則是从虎从糸从夲聲、說文、夲讀若滔、與報聲同在幽部、皋亦當从夲聲、蓋本幽部字、轉入宵部者也、虢字最古、必爲鞬櫜之櫜之專字、……櫜出引伸、皋則假借字也

虢が甲衣の稱であることは孫氏のすでに明らかにしたところであるが、陳氏は虢は甲のみならず、凡そ干戈弓矢の類はみなこれを櫜に包み、この文では弓矢を藏する皮袋であると論じている。

左傳僖廿八、胥臣蒙馬以虎皮、則虎皮可以包干戈、可以蒙馬、可以爲甲衣、建或从革、說文以爲、戢矢弓者、方言九以爲、所以藏弓、樂記鄭注以爲、是干戈之藏、李善注鮑照擬古詩以爲、所以盛弓、廣雅釋器以爲、弓藏之名、建臬之臬、廣雅釋器作櫜、亦以爲弓藏、說文以爲車上大櫜、左傳昭元釋文以爲弓衣、僖廿三釋文以爲受弓器、杜預注以爲矢房、檀弓注以爲甲衣、少儀注以爲鎧衣、樂記注以爲兵甲之衣、如此可知建與皋同類、都可以兼爲藏弓（或兵甲）之器與鎧甲衣、是以皮革爲之、所以金文从虎、文獻或从韋管子兵法篇、藏弓器與鎧甲、並名臬、猶函爲矢房、又爲鎧甲、此器之臬从虎、是皮革所制、稱之爲畫、則上有文繪、敍在弓矢之後、則爲弓矢之藏、是皮革之囊、故可以包、可以袒少儀、可以垂左傳昭元、此器之臬、从卒聲、說文說、一曰讀若瓠、音與臬近

以上、孫・郭・陳氏らの說くところによつて、その制作・用途は明らかであり、虢・皋が同義であることも知られる。

卒・皋はもと同原の字であるらしく、何れも皮革の形象から出ている。櫜は橐形の形象の中に咎聲を加えたもので、形聲字である。皋は獸皮を披いた象で弓矢・甲冑を藏し、馬衣ともすることができる。虢は皋の異文とも思われる卒に、材質を示す虎を加えたものである。銘にいう賜與の順序からいえば、弓衣とも甲衣ともとれる。伯晨鼎では旅・弓・矢・戈・皋・冑の順であるから弓矢には屬しがたく、また戈の櫜とも考えがたいから、むしろ甲冑に屬すべきものかも知れない。陳氏が前揭の表に趞曹鼎二の虎盧と伯晨鼎の旅五旅を同列においているのは疑問である。本器と伯晨鼎において共通するところは、冑上に虢字があることである。

弓一に對して矢百を賜うのは當時の通例である。貝冑の名は詩の魯頌閟宮に「貝冑朱綅」とみえているもので、冑は頭盔、これを貝を以て飾つたものである。金干を陳氏は金甲と釋するが、字形に問題がある。小臣宅毁にみえる「畫干戈九」の干と同字とみてよい。

戚戈の戚は戈の修飾語で、その器制に關している。郭氏いう。

戚字舊釋爲戟、非是、彝銘每以戈琱戚連文、乃屬干戈體之事物、以字形而言、當是戚之古文、戚當从戚才聲、此省去聲符也、古文有以戚爲幟者見鄉射禮注、此蓋假戚爲識、戚戈謂有琱識之戈也

おそらく胡・內の部分などに琱飾を施した戈で、儀禮の際に用いたものであろう。

矢臺は矢箙。字はまた師湯父鼎にみえる。晉の字は二至に從い、晉箭は同音である。射禮に用いるものであろう。

用乍□白寶障彝

大盂鼎においては、盂は祖南公の器を作つている。ここに□白というのは、おそらく盂の父であろう。大盂鼎は册命に當つて祖南公の旂を賜うたという事情があり、南公の職事を嗣ぐことを命ぜら

れてその器を作つたものであるが、本器は盂の戰功により賜賞を受け、特に祖南公と關聯するところがなく、父考を祀る器を作つたものである。盂の父は、大盂鼎の作器當時、すでに故人であつたものと思われる。

隹王廿又五祀

斷代にこれを卅又五祀と釋していう。

昔日在昆明、審羅氏影印本、似應作卅、本銘卅八羊之卅、直立兩筆距離、與此略等

もし陳氏のいうように卅又五祀とすれば、前器を去ること十二年となる。陳氏はまたその旁證として、兩器の賜與の相違に注意していう。

此器所賞、以弓矢爲主、並及其它兵器、與二十三年大盂鼎所賜命服不同、王制、諸侯賜弓矢、然後征、盂未賜弓矢以前、已曾專征鬼方、王制乃後世之說、西周時代、賞賜之物、因時有先後而稍異、初期多貝金、晩期多成套的車馬件

この器にみえる賜物は趞曹鼎・伯晨鼎とほぼ同じく、陳氏の指摘するように、かなり後期の器と通ずるところがある。しかしそれは、この器が戰役における克捷獻馘の儀禮を記しており、後期の器にもその種の銘文が多いからであつて、その點からこの銘を卅又五祀として大盂鼎と距離を設ける理由とはならない。十年の差を問題とする性質のことではないからである。字はやはり廿と釋すべく、中畫のみ全く剔抉がないとは考えがたい。兩器とも年紀を祀と稱していることが注意される。

訓讀

器銘は泐損が多く通讀を施しがたいから、適當に意を以て補いながら、文意の疏通を試みておく。

甲、大廷の禮

これ八月既望、辰は甲申に在り。昧爽、三左三右多君、入りて服酒す。

告捷獻馘の禮が行なわれるので、その禮に參與するものが、昧爽に參內し、修潔の儀禮を行なう。

明、王、周廟に格る。賓、侍す。邦賓、其の旅服を隮き、東鄉す。

王が出御して賓が侍し、邦賓たる諸侯が參入して旅器などを奠置し東嚮する。

盂、多旂を以いて鬼方の（俘馘の名・數などを記せる帛を）帶びて、□門に入る。

獻馘の禮を行なうに當つて、虜囚を示す標識を帶びて式場に入る。式場は宗廟の前廷である。

告げて曰く、王、盂に命じて、□□を以いて鬼方を伐たしめたまひしに、（これを破りて俘馘をえ）、執嘼二人、獲馘四千八百□十二馘、人を俘すること萬三千八十一人、馬を俘ること……匹、車を俘ること卅兩、牛三百五十五牛、羊卅八羊を俘れり。

以上克捷の報告。今次戰役の戰果をいう。

盂（はその後、敵の追從を受けたが反擊して俘獲したものは）執嘼一人、馘を俘ること二百卅七馘、人を俘ること……人、馬を俘ること百四匹、車を俘ること……兩なり。

また戰果をいう。戰果を役ごとに分けて報告している。

王、（これを嘉賞して曰く、よしと）。

王が盂の報告を嘉賞するをいう。

盂、拜して稽首し、酋を以いて進み、大廷に卽く。

虜酋を大廷に致し、これに對して訊問を行なう。

王、㸚に命じて（酋に卽いて）厥の故を讖はしむ。（曰く）、趞白、鬼旟（を虐げたれば）、鬼旟、ここに新□を以いて從（ひ追）へるなり、と。

訊問に對する虜酋の荅辯を記す。おそらく周側の壓迫に對する不滿が、背叛の原因であると辯明したものであろう。

咸る。酋を□に折す。

訊問の後、虜酋を處斷するをいう。

王、□を呼んで盂に命じ、人馘を以て門に入り、西旅に獻じ、□を以て入りて周廟に燎せしむ。

人馘を西旅に獻じ、また周廟で燎祀を行なうをいう。

以上、告捷獻馘の禮が大廷において行なわれている。

乙、中廷の禮

盂、（その部將等を）以いて三門に入り、位に中廷に卽き北嚮す。

以下中廷の禮。盂が參入して廟告を行なう。

盂、告ぐ。

今次の戰役の總師である盂が、まず廟告する。

劃伯、位に卽く。劃伯、告ぐ。

今次の戰役に從つた將師の一である劃伯が、廟告を行なう。

（□伯と明伯とを呼び）、繼伯・□伯告ぐ。咸る。

また將師の一であろう。みな廟告し、これで將軍たちの廟告の儀が終る。

盂、諸侯、侯・甸（・男・衞等）を以いて（位に卽く）。盂、侍して告げしむ。咸る。

今次の戰役に從つた諸侯であろう。盂が侍して、その廟告が行なわれる。

賓、位に卽く。賓を禹す。王、呼びて禹す。

賓が中廷の位に卽き禹禮を受ける。

盂、（賓を）以いて（入り）、賓を進めて□□す。

盂が禹禮を受けた賓を伴つて廟に進入し、祀禮を行なう。

以上、中廷の禮。大廷・中廷の禮は、旦・明のうちに終る。

丙、廟中の禮

大采、三□、入りて服酒す。

大采になつて廟中の禮を行なう。三□が參內するに當つて服酒して修潔する。

王、廟に格る。祝、侍して……す。邦賓には鼻せず。

祝が廟に侍して列次者に鼻するが、邦賓には鼻せず、のちにそのことが行なわれる。

□□、牲を用て、周王・武王・成王を禘す。

大功を告げ、牲を用いて三王を禘祀する。

□□□將す。王鼻す。鼻して遂に王の邦賓に鼻す。

禘祀のときの禮をいう。おそらく祼將してのち、鼻を行なうのである。以上で廟中の禮を終る。

王、□□を呼び、盂に命じて毆を以いて入らしむ。毆を搬すに品を以てす。

俘獲を廟前に搬す。以上廟における禮。獻馘の禮を終る。

丁、策勳の禮

ここにその翌日乙酉、三事大夫、入りて服酒す。

翌日、策勳し禮を行なう。三事大夫が服酒してその禮に與かる。

王、廟に格り、禹す。王の邦賓侍す。

王、出御し、邦賓が列次する。邦賓は前日すでに服酒の禮を終つている。

王、命じて、盂に……弓一・矢百・畫虢一・貝冑一・金干一・戚戈二・矢臺八を賞せしむ。

論功の賜物をいう。みな兵器の類である。

戊、末辭

用て□伯の寶障彝を作る。これ王の廿又五祀なり。

末文。王の寵榮を記念して、先人の器を作ることをいう。

参　考

この器銘は告捷獻馘の禮を詳細に記しており、その古儀を知るべき貴重な資料である。郭氏いう。

此文所記、於古史古禮、極關重要、惜殘泐過甚、苦難屬讀、而器亦不知去向、惟細審全文、乃盂受王命、攻克鬼方、歸告成功于周廟、而受慶賞之事、其戰役前後凡兩次、初次所俘虜、至萬三千八十一人之多、又見其規摸之大

陳氏もまたいう。

此銘記西周初在周廟中獻燎伐鬼方所獲的俘馘、是此器最重要的記錄、由此可以證明逸周書世俘篇所追記武王克殷時的獻馘之禮、是可以信、……與此銘所述相近

陳氏は俘馘を燎いたとみているようであるが、燎は燎祀であろう。武成・世俘はいずれも祀馘の語を用いている。

獻馘の禮を記した金文には、他に敔毁・不嬰毁・虢季子白盤などがあるが、この銘のようにその儀節の詳細を傳えているものはない。この器銘は殆んど異例ともいうべき詳細さを以て一々の儀節を記しており、その點において、卽位の儀節を詳細に傳えている尙書顧命篇と並んで、周初における宮廷儀禮の次第をみるべき重要な資料である。ただ器銘に銹泐多く、しかも原器の所在も不明であり、拓はわずかに簠齋の一本を傳えるに過ぎない。最近に至つて于省吾氏の藏拓が斷代に紹介せられ、從來の釋に二三の補正を加えたが、なお多くの缺文を殘している。

陳夢家氏は本器の考釋を試みて三たび稿を改めたという。そしてその苦心を次のように述べている。

上述係據一九三九年春昆明講稿、一九四二年秋在龍泉鎭、據三代拓本、曾復寫一遍、一九五五年、借到于省吾先生原拓照片、據之更有增釋與改定、但因原本不精、仍有空白、未能隸定者約七十字、故知求得精楚的拓本、是考釋此銘的關鍵所在、王獻唐先生來信見告、日照曾有此鼎拓本兩分、一分爲丁麐年所得、後歸端方、一分爲許印林所得、(吳錄當據此本)、後歸其弟子丁懋吾、傳其孫丁希農、王氏說此人尙在西安、拓本可能還在、此說與我前所知陳介祺一拓、是人間惟一之本、有所出入、淸季以來、此鼎拓本不淸、流傳又少、因此如此重要的銘文、考釋的不多、方濬益和孫詒讓、僅見摹本、考釋文字、亦少有精當之處、對于此銘所見的歷史和制度、發揮更少、因理舊稿、爲之

增補

近世出土の器であるにかかわらず、その拓も僅かに一・二本を存するに過ぎない。銘は陳氏のいうように古禮に關する重要な記述を含んでおり、器の亡佚が殊に惜しまれるのである。

なお本器の通釋に當つて、郭・陳二氏の釋字の是非を定めがたいところも多いが、二家は簠齋・于氏の拓によつて字形を確かめているものと考えるので、その釋に從つたところがある。

盂の二鼎は郿縣禮邨の出土と傳えられるが、盂爵・盂卣のうち卣は陝西の出土という。從つて盂爵・盂卣の盂は、この二鼎の盂と一家である可能性が多い。卣では父丁の器を作り、銘末に圖象標

識♈を附している。この圖象は子征尊一八四頁にもみえるものであるが、子征は保卣にみえる五侯征の家であろう。これによつていえば、子征の家は殷の多子の後で、東國に五侯征と稱したものの後である盂が、陝西に移されて郿縣の盂氏となり、盂爵・盂卣、及びこの二大鼎を殘したものと思われる。盂卣では兮公より賜賞をえたことが記されているが、兮公の家はあるいは後の兮甲・兮伯と關係があるかも知れず、また小盂鼎にみえる趞伯は後の克氏かと思われる。盂・兮甲・克氏はみな北方玁狁を伐つて事功を樹て、器銘にそのことが殘されている。

盂氏がもし東方出自の家にして早く陝西に移された殷の貴游であつたとすれば、大盂鼎の冒頭に殷の墜命の由を詳述してこれを天命に歸する王の誥辭や、二鼎が何れも殷式紀年をもつことなども理解しうるように思われる。殷周革命の後、成周をはじめ、關中の地にも多くの庶殷が遷されたであろうが、葊京儀禮などに參與している祭祀儀禮を掌る諸族のほか、盂のような大族も渭域に移されて戎事に從つていたのであろう。周初における周の統治政策、殊に殷の餘裔に對する政策をみる上に、盂の二鼎の銘文は種々の問題を示唆するところがあると思われる。

李平心氏の「大盂鼎銘女妹辰又大服解」中華文史論叢第五輯、一九六四・六 に器を備器とし、作器者を備康叔の孫孝伯とする說がみえる。上述の所論と合はぬところが多いので、ここに付言しておく。氏が器を備器とする根據は、妹辰を古備國の別名とするにある。妹を書の妹邦の妹、また辰は殷本紀系譜中にみえる振にして、これを王亥の亥の誤とする王國維の說を非とし、殷の後である宋を

「大辰之虛」と稱するのは、祖神たる振の名が星名と化したものと解するのである。そして𢾭はもと商都のあった地であるから、妹辰とは𢾭地に外ならぬという。

殷本紀の振を亥の誤とする說は、饒宗頤教授がすでに指摘しているように梁玉繩の史記志疑にみえ、王國維の論證によつて動かしがたいものとなつている。まれに周鴻翔氏の「商殷帝王本紀」香港・一九五八・一二のように王亥非振說をとる人もあるが、王亥を振と記しているものは諸書中ひとり殷本紀のみであり、譌字であることは疑ない。いま李氏は、振と王亥とを同一人とみて振をその本名とし、宋の分野の星名大辰の起原をここに求めた。李氏はまた「王亥卽伐鬼方之震」中華文史論叢第一輯・一九六二・八に、易の未濟「震用伐鬼方、三年有賞于大國」の震を振、用を上甲微の名とするも、徵證のない說である。殊に妹辰を古𢾭國の名と解しては、大盂鼎の銘文はその通訓をえがたい。銘文の「女妹辰」を詩の蕩「咨女殷商」と同じ語法とするのは、やはり無理である。

作器者を𢾭の孝伯とする說は次のごとくである。

作器者當是康叔之孫孝伯、盂殆卽孝伯之名、王殆卽周康王、鼎銘稱盂爲南公、南公實是康叔封、疑封及其子牟、均曾司康宮、康宮卽南宮、在宗周成周均有、故封稱康叔、又稱南宮、王孫牟亦稱康伯、路史後記云、𢾭有南公氏、足以助證南公與康叔爲一人

立論はすべて推測の上に立つている。康叔が康宮を司つたということも、康宮を南宮と稱することも、何の徵證もない。また南宮を司つたがゆえに南公というとするのも稱謂の通例と合わず、中氏諸器・叔萬鼎三代・三・一八及び最近紹介された膳夫山鼎文物・一九六五・七には南宮の姓がみえる。平心氏の說は專ら路史後記にいう𢾭の南公氏を大盂鼎の南公の名に牽合したものであるが、その家は通志氏族略第三、衞人字によると𢾭の公子郢、字は子南より出ており、また戰國のとき陰陽五行說を著わした南公子というものはその後である第四、以次爲氏という。何れにしても東周以後のことで、周初の器銘にみえる人物を說くべきものではない。

巻一下　七一七〜七一八

器が鳳翔から出土した事情については、𢾭が亡んだ後、その器が秦の故宮のあつた雍邑に移されたか、あるいは孝伯が小盂鼎にみえる鬼方征伐のため長期駐留してその際に作られ、もしくは携行されたものとの推測が試みられているが、また推測の域を出ない。

およそ金文にみえる氏姓の考證には、同時期の器銘を以て證とするのが最も望ましく、盂氏の器についてはまず盂爵・盂卣との關聯を以てその出自や地望關係を考うべきである。なお六〇、麥盉など麥氏諸器についても、劉節氏の「麥氏四器考」古史考存、一九五八・二に、麥氏を萊夷の出自とし、苗黎の族に屬するとする說があるが、その論は博辯であつても銘文の解釋に益するところは多くない。もともと西周の史實のごときは、史籍に十分な記載を傳えていないものであるから、金文資料に實證をえがたいことは、むしろ闕疑に從うべきであろう。盂氏𢾭侯說・麥氏萊夷說などは、銘文中の他の事實と扞格するところが多くて到底釆りがたいが、治學の方法に關するところがあるので言及しておくのである。

巻一下　七一七〜七一八

六三、小臣謎毁

器名　白懋父毁貞松　謎毁徐釋　𠚍毁丁山

時代　成王大系・通考・麐朔・斷代　康王唐蘭

出土　「民國廿年一九三一年　疑出于濬縣」通考　「據賈人言、民國十九年、河南新鄉縣出土、同銘者兩器兩蓋、傳一九三〇年、出土於汲縣」斷代

收藏　「廬北劉氏善齋藏」貞松「近見之都肆、無蓋文」貞松・補　「二器一蓋、先在劉體智處、一蓋在琉璃廠肆中、後皆歸於前中研院」斷代

著錄

器影　一、善齋・七〇　大系・七七　徐釋　故宮・下・一七一　二玄・二〇四

二、善齋・七一　大系・七八　通考・三〇五　徐釋　故宮・下・一七二　通論・五六

銘文　一、貞松・補・上・二八　善齋・禮七・九一　大系・九　徐釋　小校・八・五九　三代・九・一二　二玄・二〇三

二、貞松・六・七　善齋・禮七・九一　大系・一〇　徐釋　小校・八・五九　三代・九・一一　書道・四五　Dobson・一八五

考釋　叢攷・二三三　大系・二三　文錄・三・二　文選・上・三・三　麐朔・一・一五　通考・三四五　斷代・一・一七〇　積微居・一三三　Dobson・一八四

丁山　𠚍敦跋集刊・二・四

徐仲舒　謎毁考釋集刊・三・二

器制　故宮圖錄にいう。

一、器腹飾弦紋二道、蓋破、器口端有裂痕、通蓋高二四・五糎、深一〇・九糎、口徑二〇糎、底徑一五・三糎、腹圍六四・三糎、寬二七・二糎、重四・三二五粁

二、器腹飾弦紋二道、通蓋高二四・五糎、深一一糎、口徑二〇・二糎、底徑一五・三糎、腹圍六四糎、寬二七・二糎、重四・〇五粁

兩器の形制は殆んど同じく、附耳三足、足は太く短く、足底は內側に屈曲している。圈足の部分があつて、父乙臣辰毁三五三頁と同系に屬し、三足毁の早期の形制である。文様は器腹に弦文二道を附する簡素なものである。善齋に錄するものは第二器失蓋の



小臣謎毁　一

巻一下　七一九〜七二〇

ままであるが、故宮では兩器とも蓋が備わっている。

銘　文　二器。器蓋二文、各八行六四字。



小臣謎毀二銘文

叡東夷大反

叡は發語の詞。大盂鼎・也毀・彔𢦏卣・縣改毀などにみえる。叢攷に尙書粜誓「徂、茲淮夷徐戎並興」の文を引いて叡・徂を同じ語とし、かつこの器銘にいうところの征戍も、粜誓にいう淮夷・徐戎の討伐と同じ事實としているが、時期は異なる。斷代は粜誓の徂を往昔の義とみて、「叡卽退、說文、退往也、籒文作遣、或本作徂」という。叡を既往の義とすれば、たとえば縣改毀「叡乃任縣伯室」の文などは通じがたい。徐氏は今と訓しているが、これは徂往の反訓をとつたものである。夷の釋字については徐釋に詳

巻一下　七二一～七二二

論がある。東夷の叛は、殷末に帝辛の親征を受けた大亂があり、周の統一の後にもしばしば反覆されていることであるから、この役を粜誓の役と定めるのは疑問である。同一の役とする論者は、銘文中の伯懋父を以て、史にみえる中旄父に比定するのであるが、そのことについては後にいう。丁山氏は文首の「叡夷」二字をつづけて夷の種族名とし、「叡夷考」集刊・二・四にそのことを論じ、沛國の鄌を以て叡夷の地に充てている。しかし大保毀「叡厥反」・彔𢦏卣「叡淮夷」などの例によつていえば、叡を種族名と解することは妥當でない。かつ、すでに「大反」といい、これを伐つに八師を動員しているのであるから、このときの東夷の叛亂は大規模なものであつたことが知られる。それで陳氏らは、孟子滕文公下に周公が奄を伐ち、三年にしてその君を討ち、滅國五十、海隅に至つたとする役に當るという。いわゆる踐奄の役と解するものであるが、伯懋父諸器の時期からみて信じがたい。

白懋父以殷八自、征東夷

郭氏は、この伯懋父を以て逸周書作雒解にみえる中旄父をその人に充てている。逸周書作雒解の文は次の如くである。

周公立、相天子、三叔及殷東徐奄及熊盈以畔、……二年又作師旅、臨衞政殷、殷大震潰、降辟三叔、王子祿父北奔、管叔經而卒、乃囚蔡叔于郭淩、凡所征熊盈族十有七國、俘維九邑、俘殷獻民、遷于九畢、俾康叔宇于殷、俾中旄父宇于東

孫詒讓は周書斠補に、この文にみえる中旄父を論じていう。

中旄父宅書皆未見、今詳攷之、蓋卽康叔之子康伯也、史記衞世家云、康叔卒、子康伯代立、索隱云、系本、康伯名髡、宋忠云、卽王孫牟也、按左傳稱王孫牟父、是也、王孫牟、見左昭十二年傳、牟髡聲近、故不同耳、梁玉繩據杜氏春秋釋例世族譜衞世系云康伯髦、謂索隱引世本髡當作髦、人表攷其說甚確、蓋髦音近牟、故小司馬云、聲相近、若作髡、則於聲殊遠、其說不可通矣、髦與旄、聲類亦同、故此作中旄父也

孫氏はすでに康侯丰を以て康伯髦に充てているので、孫說の如くならば、康侯丰・康伯髦・中旄父・王孫牟・王孫牟父はみな一人となる。郭氏はほぼこの孫說に據り、

今按、本銘之白懋父卽康叔髦・王孫牟父・中旄父也、中乃字之譌、懋・牟・旄乃聲之通轉、康則康叔之舊封邑也叢攷

とし、伯懋父はすなわち康叔髦に外ならぬという。伯と仲とは、白・中の草體が似ているので相誤つたとするのである。

逸周書によると、三監の叛後、康叔は殷に、中旄父は東に、同時に赴いている。康伯髦は、康叔卒後にその後を嗣いだものであるから、中旄父と康伯髦とは時期を異にするはずである。陳氏はこの器銘を踐奄の役に關するものと解し、伯懋父は康伯髦であろうが、中旄父とは別人とする考えである。

金文懋字、从心楙、與說文野之古文相同、據左傳之文、王孫牟事康王、而史記說康叔冉季是武王幼弟、在成王時、康叔是否成人、甚是疑問、至於康伯與中旄父、一稱伯、一稱仲、當非一人、…

巻一下　七二三～七二四

…白懋父可能是康伯髦、而不能是中旄父

康叔は成王のときなお弱年であつたとするならば、その子康伯髦が踐奄の役に加わりうるはずはなく、從つて器銘を踐奄の役をいうと解するかぎり、伯懋父を康伯髦に比定しうる可能性はないといつてよい。その點ではむしろ中旄父說を采るべきであるが、陳氏のいうように伯仲の稱を異にしている以上、これまた別人である。遡つていえば、器銘にいうところを踐奄の役とみるところに無理を生ずるのである。

陳氏はこの器が衞地の出土であるため、作器者たる小臣謎を衞侯の下臣とし、その點から伯懋父を康伯髦と解しようとしたものであろう。丁山氏が伯懋父卽王孫牟父說をとつているのも、同樣の推論によるものと思われる。

伯懋父については、まずその關係諸器の銘文によつてその人を考えるという方法をとるべきである。伯懋父は初期の東征諸役に一方の總帥として軍を率いているが、その麾下に屬するところは概ね成周の師氏・小臣・八師の軍である。殷の八師はまた成周八師ともよばれ、成周の庶殷を以て編成する軍旅であり、踐奄の役當時にはなお動員態勢にはなかつたものと思われる。伯懋父の名はまた䚄彝・䚄卣四五〇頁にもみえるが、䚄は召公奭の後を嗣ぐものと考えられ、康初の器である。伯懋父關係の諸器の器制及び銘文の字樣も、西周初頭の樣式のものというよりも、むしろ一般に康昭期といういうべき特質をもつている。從つて伯懋父は康昭期の人とすべきである。

「殷八自」を、郭氏は「成周八自」に對して衞地の軍としていう。

卷一下　七二五～七二六

卜文云、歸在牧㠯、足知牧即殷郊牧野、而白懋父必係周初人而封近于殷者

かくて伯懋父を逸周書にいう中旄父に比定する説を展開するのであるが、それは「殷八㠯」を衞にあるとする考えが前提となつている。殷八㠯はまた禹鼎にみえ、噩侯馭方の率いる南淮夷・東夷の叛亂鎭定に出動している。また𦤎壺・小克鼎には成周八㠯の名がみえ、𦤎壺では𦤎をその冢嗣土に任じ、小克鼎ではその遹正のことが行なわれている。殷・成周の八師は衞と成周と兩地に編成された別個の師旅と解されているが、おそらく同じ軍旅の異稱であろう。成周は殷滅亡の後庶殷を移したところで、その邑里より徵集して八師を編成したものと思われ、それゆえにしばしばその地に遹正のことが行なわれたのである。軍の性質上、このような異族の編成部隊は、周の直領地におかれていたと考えてよい。「殷八㠯」に對して冢嗣土をおき、あるいは遹正をいう記述がみえないのは、殷・成周の八師が同一軍旅の異稱であったからだと思われる。

近時、この師旅の性質について、于省吾氏と楊寬氏との間に論爭が行なわれている。于省吾氏は「略論西周金文中六㠯和八㠯及其屯田制」考古・一九六四・三において、これらの師旅は史上最初の軍事的屯田制であることを論じたが、楊寬氏は「論西周金文中六㠯八㠯和鄕遂制度的關係」考古・一九六四・八においてこれに反論を加え、春秋期に普遍的に存した鄕遂制度を基礎とする軍編成の先蹤は、尙書柴誓に「魯人三郊三遂」とあることからも知られるように、西周初期にすでにあつたという。これに對してまた于氏の再論考古・一九六五・三楊氏の再論考古・一九六五・一〇が發表されているが、屯田制は本來邊境の長期守備のために行なわれたものであり、また鄕遂制は領土國家的體制の成立を前提とするものであつて、周初における周王朝の國家形態及びその政治秩序のあり方から考えると、何れも的確な理解としがたい。西周期を通じて、軍旅はむしろ氏族を單位として編成されており、八㠯・六㠯のごときは、殷の殘存勢力を再編成した特殊な部隊であったとみられる。從つてここから出發して周初の軍事的體制を論ずるのは、より基本的な視點を見失うこととなろう。八㠯・六㠯はいわば外人部隊であるから、その師長には概ね東方系の氏族が充てられたが、軍の總指揮は周から派遣された將軍がこれに當り、またときにこれを遹正査察することが行なわれた。師旂鼎において、師旂の衆僕が王征に從わず、師旂は伯懋父の譴責を受けている。師旂は東方系の部將で、その衆僕は八㠯に屬するものと同じく東方系であったとみられ、そのため戰列を脱するような事件が起つたのである。周初における八㠯・六㠯等の軍編成及び師氏など軍官の制については、小稿「釋師」論叢第三集參照。

唯十又二月、遣自𦤎㠯、述東、陮伐海眉

郭氏の䜌攷に、遣を疐鼎・班𣪕にみえる趞にして城虢遣生𣪕の遣生もまた同一人であるとしているが、大系では城虢遣生説を棄てて、趞尊等にみえる趞であるとしている。通考はその人を定めないが、遣を人名と解する。斷代では遣を動詞によみ、人名とみていない。その理由を述べていないが、當時の語法からいえば、令彝「明公歸自王」・中甗「中省自方」・令鼎「王歸自諆田」・㝬𣪕「白雍父來自㝬」などのように、自の上には概ね動詞を用いる例であるから、ここも同例とみたのであろ

卷一下　七二七～七二八

う。なお趞尊などにみえる趞は走に従つており、遣とは字形が異なる。文は被動態。命令者は王、受命者は小臣謎の屬する將師伯懋父である。下文にも、伯懋父が王命を以て賞賜を行なうことを記している。

𦤎は字未詳。一應、字形のままに隷釋しておく。𦤎㠯は軍の基地名。厤朔に、不𡢁𣪕「余命女御追于𦤎」の𦤎の異文とし、𦤎を伊洛の洛とみて「則𦤎㠯必在成周附近可見」といい、文錄にも同じ説がみえる。しかし不𡢁𣪕の𦤎は、その銘文によつても知られるように、伊洛の洛ではなく涇洛の洛である。𦤎は今次の作戰の地域からいつても、成周より東方の基地であると思われる。

述は遂。徐仲舒氏は、魏石經の書の君奭に隊を述に作ることを例として二字を同字とし、郭氏も徐氏の説を引き、なお説文古文の字形が銘文の字と同形であることを指摘している。陳氏は説文の「述循也」の訓を引き、「述東陕」の三字を句とし、泰山あるいは勞山山脈に循つて軍を進めたのであるという。陕を隥・滕の同音假借とみるのであるが、その字釋に問題があり、「述東」の二字で一句とするのがよい。

陕を地名とする説は、厤朔に字を滕の初文とするのをはじめ、容庚氏も東陕の二字を地名とし、吳闓生は述を遹と解して、この文は東陕を遹正することをいうと解する。徐氏は陕を懲の本字として陕伐を懲伐とよみ、郭氏も「近是」としてその説に贊している。しかし陕・懲は字形も遠く、聲義が通ずるようにも思われない。金文においては、伐を同義語と連ねていうことが多く、敦伐・戮伐・博伐・廣伐・宕伐などの語がある。銘文の字は陮伐と釋すべく、陮の右旁は卜文にもみえる字で、挿・衝の義をもつ。殷代雄族考六、論叢八集所收、いま衝伐の義と解しておく。

海眉は海湄であろう。陳氏はこれを爾雅釋地にいう「齊之海隅」に充て、下文の五齵を五隅と解している。沿海にまで達する作戰であったとみられるが、半島のどの方面に及んだものかは知られない。爾雅にいう海隅は十藪の一として楚の雲夢などとともにあげられ、子虛賦にも兩者を對擧している。淵藪の地としては萊州灣に面する河の下流のデルタ地帶が考えられる。

雩厥復歸、才牧㠯

雩は于の繁文。王國維は經籍にみえる粤は雩の隷釋の字であろうという。牧㠯について、吳闓生は商郊牧野をこれに充て、郭氏もその説による。説文には坶の字を用いており、牧㠯と牧野との同異は定めがたい。牧㠯に復歸し、そこで賜賞のことが行なわれているのであるから、今次の作戰を終了して基地に引きあげ、論功を行なうのである。

白懋父承王命、易㠯逹征自五齵貝

本銘中難解な部分で、諸家の句讀も區〻である。陳・丁二氏は貝までを一讀とし、徐釋は「易㠯逹征」で句讀、また吳闓生・郭氏は「易㠯」までを句とし、吳其昌は「王命」で一讀、以下を一句としている。

承は卜文にもこの字形があり、人を承奉する象。「伯懋父承王命」までは、まず問題のないところである。「易㠯」の易は、金文では賜與の賜に用いる例であるが、郭氏はここでは更易の義とし、

「易自之易、當作如字、言瓜代也」とする。瓜代とは左傳莊卅八年「及瓜而代」の意で、一定の時期に戍守を交替することをいう。すなわち文は、王命によつて戍役を免ぜられたことをいうものと解し、「伯懋父承王命、易自」とよむのであるが、金文では易を瓜代の意に用いた例をみない。かつその解では、下文に賜賞の物のみあつて、賜與の動詞を缺くこととなる。また徐氏は「易自逹征」を「卽易逹征之自」と釋するも、語位を任意に變えて解したもので、文義においても妥當でない。

逹は說文に先道の義と解する字であるが、文選・大系には虛詞にして、尙書に語詞としてみえる率に當るという。また積微居には逹は率にして帥、「自率」の二字を連文とする。そして「若以易自爲一讀、師人衆多、安得一々錫之邪」と論じている。思うに逹を名詞に用いた例は金文にみえず、師寰毁「命女、逹齊帀・㠱𠭯・僰屎・左右虎臣、正淮夷」の例を參考すると動詞の用であり、鷹羌鐘には「逹征秦迮齊」とあつて逹征の語がある。本銘にも逹征の字を用いているが、この文では征は征取の義で下文の貝にかかる。

「逹征自五鸕貝」の下三字を、郭氏は國名と解していう。

五鸕貝當是所征之國名、言自五鸕貝始征、猶孟子滕文公下、湯始征自葛載也

郭氏はすでに「易自」を瓜代を以て解しているのであるから、ここに改めて始征のことをいうのは敍述の次第に合わない。これは易を改易とみたために、貝を賜物と解しえずして國名としたのであるが、以下に蔑曆の文があることからいえば、貝は賜與の物でなくてはならない。

陳氏は五鸕を地名にして齊の海隅、古の萊夷の地であるとし、書の嵎夷であるとし、「五鸕卽指海湄之諸隅、字从鹵、正指其地之產鹽鹵」と說き、海隅の諸嵎夷五種族を合せて五鸕と稱したものとする。よつて器銘を釋していう。

是說伯懋父奉成王之命、錫貝於凡從征五鸕之殷八自、此五鸕卽五隅或五嵎、乃指海眉之諸嵎、（大約掖縣以東海岸上）、錫貝勞師、在雩厥歸在牧自之後、承王命、猶管蔡世家說、周公旦承成王命、伐誅武庚、周本紀則作奉成王命

「逹征自五鸕」を自の說明附加語とみるものであるが、これは貝の說明附加語とする方が自然である。また諸嵎夷を五鸕と稱するのも、語例に合わぬ解である。

五鸕貝をすべて賜物とし、鹽鹵と貝とするものに徐仲舒氏の說がある。

自用也、鸕从鹵从禺、不見於字書、晉姜鼎、易鹵責千兩、𡿨螽、易𡿨鹵百𨻰、阮氏積古齋款識、以說文鹵西方鹹池、及左傳襄廿五年、表淳鹵之鹵、釋此鹵字、其說絕不可通、晉姜鼎、鹵以兩計、𡿨螽之𨻰、聲義既不詳、亦當是計量之稱、鹵以量計、自是鹽鹵之鹵、……而說文云、味深長、可見古人對於鹵之珍視、因之酬庸物品中、有鹵或鹵類物品之鸕

鸕を鹽鹵の類とし、五鸕と貝とを賜うたとみるものである。右の解のうち、自用の訓は金文にその例なく、また名數をあげるときには多く田五田・糸五寽・矢五束のように助數詞を加える例であるから、五鸕の解にも問題がある。文錄には

此征其地之貝、以錫師、其率自五貝以降也

というが、文錄は上文において逹を虛詞、鸕を嵎夷と注しており、前後の解が一貫していない。陳氏の引く晉姜鼎の文は「嘉遺我、易鹵賫千兩」とよむべく、下文に「征緐湯□、取厥吉金、用乍寶䵼鼎」という。賫は兮甲盤に「王令甲、政嗣成周四方賫、至于南淮夷」、「毋敢不出其帛其賫其進人其貯」とあつて帛・貯と並び擧げられており、また「淮夷舊我帛畮人」ともあつて、帛賫は帛畮というに近い。すなわち賫は農作の賦貢などを稱する語である。晉姜鼎は下文に征金のことをいうが、その語法を以て鹵賫千兩を解すると、「鹵せる賫千兩」の意となる。またその語法を以て本銘の文を解すると、「自五鸕貝」とは「五より鹵獲せる貝」の意となり、上三字は貝の獲たところを記した說明附加語となる。この場合、五は地名と解される。

五はおそらく保卣にみえる「五侯」の五であろう。保卣の文は一般に「乙卯、王命保、及殷東或五侯、祉兄六品」と句讀されているが、それでは「祉兄六品」のかかる語がなく、下文の「蔑曆于保」も誰が蔑曆を受けるのか知られない。その文は保卣一七三頁の條に述べたように

王命保、及殷東或、五侯祉兄六品、蔑曆于保

とよむべく、五侯祉とはその侯名である。

以上によつていえば、この句は「伯懋父、王命を承けて、師に逹征して五より鹵れる貝を賜ふ」となる。金文では、賜物のときにその取得の由來を合せていうことがある。概ね孚貝・孚金のように俘獲によるものであるが、ときには御正衞毁「懋父賞御正衞馬匹、自王」のようにその出所を示し、あるいは中方鼎のように采土の由來するところを述べることもある。この文も、賜貝の由來するところを記したものである。

「易自」というのは、この軍團に對する論功・策勳の禮をいう。ゆえに下文には別に蔑曆を受け、貝を賜與されたことを記している。

小臣謎蔑曆、眔易貝、用乍寶䵼彝

徐氏は左傳成十年にみえる小臣殉殺の例をあげ、

此小臣爲侯王貴人給事之人、其位甚卑

といい、また小臣宅彝「同公命小臣宅、事白懋父」の文を引いて證としているが、宅器の文は「使伯懋父」とよむべく、そのとき「易金車馬兩・畫干戈」の屬を賜うている。郭氏もまた小臣を周禮の小臣を以て解しているのであるが、家廟を奉ずることもできない微賤の者が彝器を作ることはありえない。小臣は卜辭にも「多方小子小臣」をはじめ小臣某と稱する例が多く、古くは貴游出自の身分稱號であつた。周初の器に小臣と稱するものは概ね東方系出自の貴戚とみてよく、本器の小臣謎のごときも、あるいは庶殷の一として、一軍の師長の地位にあつたものと考えられる。

謎は來形の字に從うも、來ともまた稍しく異なる。徐氏は朿の音に從う字であろうというが、この器はすでに小臣謎毁の名を以て知られているものであるから、一應その釋を用いておく。

蔑曆は戰功を旌表する意である。郭氏がこれを解甲免役などと解したのは、上文の「易自」を瓜代と解してこれに傅會したもので、何の根據もない說である。のちその釋を改めて「無厭」の義としたが、下文の「眔易貝」の眔を解くことはできない。眔は語の並列に用いる連詞であるが、ここで

は何を連ねるに用い、加重の意である。

伯懋父が東征のことを終えて班師策勳するに當つて、王命によつて五よりえた貝を師中の軍功あるものに賞せられ、小臣謎はおそらくその軍長として旌表を受け、かつ貝を賜うた。その寵榮を記念してこの器を作つたのである。

訓　讀

ここに東夷大いに反す。伯懋父、殷の八師を以いて東夷を征す。これ十又二月、𩰫の𠂤より遣はされてつひに東し、海湄を陥伐す。ここにそれ復歸して牧の𠂤に在り。伯懋父、王命を承けて、師に逹征して五より齵れる貝を賜ふ。小臣謎、蔑曆せられ、および貝を賜ふ。用て寶隮彝を作る。

參　考

この器銘を史傳經籍の記載と結合して解しようとするために、諸家の説にはしばしば牽强の弊に陥るものがある。たとえば丁山氏は、伯懋父の伯を以て五侯九伯の伯とし、この器にいうところは詩の衞風伯兮に歌うところと同じであり、また詩の旄丘「狐裘蒙戎　匪車不東」の句についても「亦殷之遺民、苦伯懋父東征而作」というような解を施している。そして詩にいう伯とは王孫牟父・伯懋父のことで、鄭玄が詩を桓公五年、衞が鄭を伐つことを歌つたとするのは誤であり、この器銘はその誤を證するものであつて、「敦銘之足訂正經傳者、已若此」と論じている。この説などは、

傅會の特に甚しいものである。

徐氏の考釋はかなり備わつたもので、器の時期についても詳論がある。氏は伯懋父關係の六器をあげ、そのうち小臣宅毁にみえる同公の名が令彝にもみえていることから、これらの諸器を周公と同時代とし、從つて本器を成王期の器と定めている。また徐氏は本器にみえる遣を人名と解し、𤰈鼎・班毁・明公毁との關係に及び、この器にいう東征は、それら諸器にみえる東征と同一の役であるとし、關係諸器の器制の近いことを指摘している。

殷の八師と成周の八師とについては、徐氏は兩者を區別する立場をとり、殷の八師は衞地の軍にして、牧𠂤は牧野であること疑がないという。また以上の關係諸器にみえる東夷征伐はすべて同時のことであり、その征役の大規模にして廣汎な地域に及ぶ作戰であつたことを論じ、結局はこれを逸周書作雒解にみえる彔父・三監の叛に當るものと解する。從つて伯懋父を中旄父の兄弟輩であろうという。またこの東征は三年にも及ぶ大征役であり、昭王期以前の器にして凡そ東征をいうものはみなこの役に關しており、その時期を同じうするものであると論じている。

金文を史傳と直接に結合して解する研究法は、この器に限らず、一般に研究者の好んで用いる方法であるが、載籍の備わらぬ古い時代の事件については、事實がそのまま記載傳承されることはむしろ稀有であつて、特定の象徴的事件のうちに前後の事實が吸收せられ、集約された形で傳えられやすい傾向をもつている。彔父・三監の叛のごときもその一例であつて、周初の東征に關する器銘をすべてこの一役に充てて考えるのは、必らずしも歴史的事實と一致するものとはしがたいようである。

數百年にわたる殷の支配を覆し、叛服常なき諸夷を戡定して東方の秩序を確立するまでに、周はおそらく數次にわたる東征を要したとみられ、事實金文においては、成王・王姜の親征をはじめ、康侯や周公父子、召公の一族、また東方の諸氏族に命じて征役に従わせたことも多く、伯懋父の東征はその收束の意味をもつもので、沿海にまで及ぶ長征であつた。これらの諸役がそれぞれ時期を異にするものであることは、關係諸器の時期がその器制・文様において、また文章・字様において、必らずしも一時のものでないことからも知られるのである。三監・踐奄の役はこのような東方經略の事業を象徴的な事實として傳承したものであり、金文資料はこのような集約化の行なわれる以前の具體的な事實を傳えている。金文の研究はそれ自身の示す資料性を尊重し、その資料によつて再構成された事實の體系に立つて史傳の史料性を批判するという立場をとるのでなければならない。

伯懋父諸器の形制は、周初の周公・召公・康侯の諸器に比すると時期の下るものであることは疑なく、これらをすべて東征三年の間に歸することは妥當でないと思われる。

器の器制について、斷代には三點の注意すべき特徴があるとしていう。

此毁雖樸素無文、但其形制、有三點特色、一、有蓋、二、附耳、三、圏足下有足三、殷代的毁、亦偶而有蓋的、但西周初期以後、毁之有蓋、殆爲常例、毁耳、自殷以來多作半圓形、只有盂才作附耳、圏足之下、再有相當高的三足、其作用與毁之附方座者相同、凡此三種特色、常見於西周初期的毁中、擧例如下

附耳有蓋商周・二八三，二八四，(原誤作三八三，三八四)　附耳三足頌齋・一一　二耳三足擧古・一・二四

四耳兩足有蓋精華・一一九、商周・三〇三　二耳四足有蓋十六・二一・一三　四耳四足西清・三一・八

二耳四足西清・一四・七　附耳有蓋有座西清・二七・一三　附耳有座商周・二九九

以上各器、都是屬西周初期的、附耳與蓋、有關係、此可由鼎之有蓋者多作附耳、可爲證明

三足毁は中期以後に盛行する器制であるが、この器の三足はそれらに比して長く、父乙臣辰毁の四足から脱化して後期三足毁に展開する過渡的な形態とみられる。伯懋父諸器中、御正衞毁の帶文はW形をなす顧龍文であり、師旂鼎は器腹の淺い三足鼎で、その鳳文は分尾、何れも初期末の形式とみるべきものであるから、伯懋父の時代を成初においてその銘文を解することは困難である。御正衞毁の銘のごときは行格の整つた小字體を以て記され、昭穆期通行の形式であるから、この器群の時期は康末、あるいは康昭期に位置するものとすべきであろう。

六四、小臣宅𣪘

器名　小臣宅彝貞松　宅𣪘文選

時代　成王大系・通考・麻朔・斷代　康王唐蘭

出土　「一九五五年、在旅順廢銅中、重現」斷代　文物・一九五五・三參照

收藏　「貞松堂藏」貞松　「今在旅順博物館」斷代



小臣宅𣪘

著錄

器影　貞松・上・三二　通考・二六六　文參・一九五五・三・一四六　二玄・二〇六

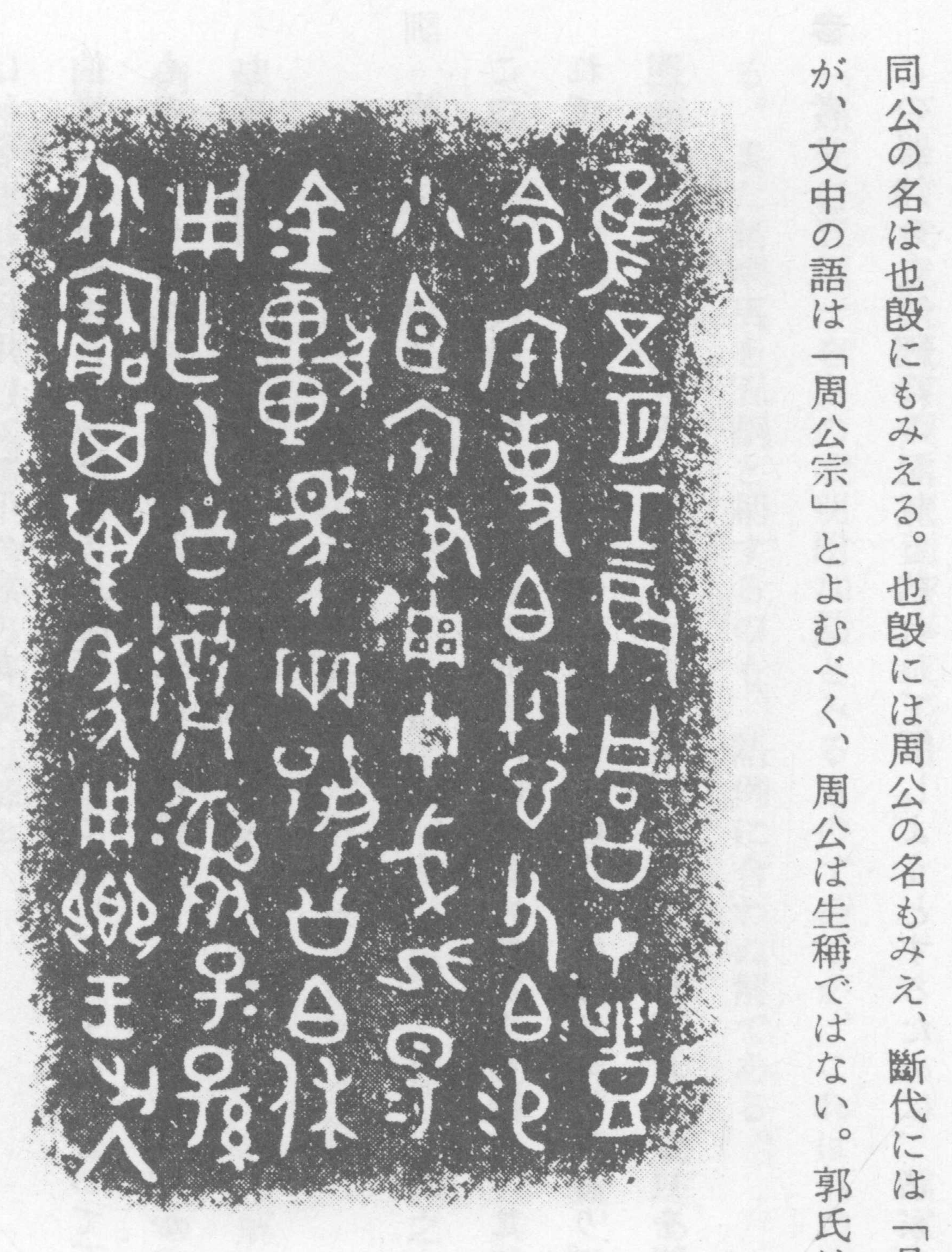
銘文　貞松・四・四八　周存・三・補五　研究・上・七六　三代・六・五四・一　河出・一七五　二玄・二〇六

考釋　大系・二五　通考・三三七　文錄・三・三　麻朔・一・一四　斷代・二・八三

器制　通考にいう。「高三寸九分、口飾弦紋二、前後有獸首、足飾弦紋一、兩耳作獸首形、有珥」。器制は樸素にして父丁𣪘通考・二二八と似ている。弦文のみの簡素な文様である。

銘文　六行五二字

佳五月壬辰、同公在豐



同公の名は也𣪘にもみえる。也𣪘には周公の名もみえ、斷代には「是同公與周公同時」としているが、文中の語は「周公宗」とよむべく、周公は生稱ではない。郭氏は也𣪘の「同公」を人名とみない說であるが、文によれば人名であること疑なく、周公とは世代を異にしている。

豐を郭氏は豐沛の豐とする。伯懋父の東征中、同じく東征中の同公が豐の地にあり、その隷下の宅が伯懋父のもとに使したものと解するのである。郭氏は、豐鎬の豐は古くは葊・葊京と稱するものがそれであり、豐鎬の豐とは異なるとする。しかし陳氏は、本銘の豐こそ豐鎬の豐であり、從來豐に充てられている葊は鎬の初文であるとする。陳氏の三都說は、宗周を岐山の舊都、葊京は鎬京、豐を豐水西の豐とするものであるが、宗周を岐山の舊都に比定するその說の成立しがたいことについては、すでに述べた。三四四頁　ただ葊を一應豐と區別して考えたことは、從來葊を無條件に豐に充てていたことに對して問題を提起したものということができる。

豐の所在を考うべきものに、新出の作册䰧卣五八九頁がある。その文にいう。

佳公大史見服于宗周年、才二月、既望乙亥、公大史咸見服于辟王、辨于多正、雩四月既生霸甲午、王遣公大史、公大史在豐、賞作册䰧馬、揚公休、用乍日己旅𩰫彝

文中に宗周と豐とがみえる。宗周の儀禮と豐の儀禮との間に七十日の間隔があるが、尙書の召誥に「惟二月既望越六日乙未、王朝步自周、則至于豐」とあるによれば、兩地の間は步して至りうる距離である。麥尊六二八頁には、宗周における見事の禮の翌日に葊京辟雍に赴いたことが記されており、豐は葊京辟雍の所在の地であることが知られる。宗周を岐山、葊を鎬に充てる陳氏の說は、これらの資料からみても成立しがたいことが明らかである。

豐の地名はなお大保關係の玉戈銘にもみえる。陶齋古玉圖に著錄し、いまフリアの所藏に歸している。斷代五・図版一六にその銘の擴大圖がある。その文にいう。

六月丙寅、王才豐、令大保省南或、帥漢造官南、令□侯辟、用□走百人

中氏諸器論叢十集とともに、周初の南國經營の狀態を知るべき重要な資料である。王は豐に在って大

保に南國省察の命を發しているのであるが、凡そ征命を發するのは聖所においてその儀禮を行なうのであるから、この銘にみえる豐も葊京所在の地であるとみてよい。以上によっていえば、豐は葊京所在の地名、葊京はその地にある辟雍所在の聖所の名で、京は卜辭にみえる義京・磬京の京と同じ。義京・磬京では羌人を宜し牛を卯する儀禮が行なわれるが、同様の儀禮がまた庚宗前・一・四五・五でも行なわれている。おそらく周の辟雍に相當する施設なのであろう。

周公東征鼎とよばれる鼎の銘に「佳周公于征伐東夷、豐白専古、咸戈」とあり、郭氏の豐を山東の豐・沛とする說に證を與えるものともみえるが、銘は明らかに僞刻である。麻朔一・一〇にその拓影を載せ、貝塚發展・一六二頁陳氏斷代・一・一六八には何れも眞刻として扱われているが、器は饕餮文を附して鎏金を加えたという不審なものであり、銘字もまた一字として佳なるものはない。分域篇に寶雞出土としており、あるいは蘓七兄弟輩の僞作するところであろう。また豐伯車父𣪘攈古・二之三・四八は濟寧金石志一・一七にみえ濟寧の出土であるが、晚周の器であり、參考としがたい。

陳氏の葊京鎬京說は、金文の葊京辟雍をそのまま詩の鎬京辟雍に比定し、葊を鎬と釋するのである。しかし葊・鎬は聲義においても通ずるところなく、兩者を同一とする根據はない。葊京辟雍はほぼ昭穆期までの器銘にみえ、その後は後期の琱生𣪘に葊の名を稱するのみで、葊京辟雍は昭穆期以後廢して行なわれず、鎬京に遷されたものとみられる。鎬京はいわゆる宗周にあり、その關係はあたかも葊京と豐との關係と同じであろう。鎬京辟雍の名のみえる大雅文王有聲、あるいは辟雍の築營をいう靈臺篇などの成立は、詩篇の一般的な時代より推して、西周中期以後にあるものと思われる。

あり、莾京辟雍の所在の地である。同公はおそらく莾京における儀禮の際に、隷下の小臣宅を伯懋父への使者として派したのであろう。

同公は也段にみえる同公であろうが、也段においては同公を周公の宗に陟祀しているのであるから、周公の胤である。周公の宗は令彝によると成周にあつたと考えられ、同公はこのとき豐に赴いていたのである。令段「隹王于伐楚伯、在炎」・作册魖卣「公大史在豐」のように、特にその所在をいうものは、本貫の地を離れていることを示す場合が多い。

令宅事白懋父

宅は宅方彝にみえる作册宅の後であろう。事は使。于省吾氏は尚書駢枝において、顧命篇にみえる作册度を作册宅と同一人としている。使命は軍務に關することであつたと思われる。

白易小臣宅畫干戈九・昜金車馬兩

白は伯懋父。小臣は前器にもみえ、もと東方系貴游の身分稱號である。畫は干戈の修飾語。雕飾を施したものをいう。干を郭氏は毌にして盾の象形字であるという。

干字古作𠂹、乃圓盾之象形、上有析羽飾、而下有蹲、與此方形而無析羽飾者、略有別、準之求之、知必古毌字、特横書之而已、方盾之制廢、毌字遂失其本義、許氏以爲貫穿字

斷代には字を甲と釋し、甲とは甲衣であるという。そして左傳の臯皮、楚辭の犀甲はその意であり、戎・古の諸字も甲に從い、畫甲とは皮革製の甲に漆繪を施したものであると論じているが、畫字は

本來雕盾を意味する字である。畫の字形中に含まれる田・周は畫盾の象である。

昜金車は銅飾を施した車。大系にいう。

爾雅釋器、黃金謂之璗、然所謂黃金者仍是銅、特銅之精美者耳、此當與車連文、猶它器言金車也

馬兩について陳氏は、「馬兩是馬一對、西周金文、凡賞馬、常是三匹、因一車三馬、而此與小臣夌鼎、賜以兩匹」といい、兩を馬二匹と解している。しかし小盂鼎「孚車十兩」・「孚車百兩」・大段「大賓豖訊章馬兩」などの例をみると、兩は車乘に用いる助數詞で、馬兩とは一車分の馬であろう。この賜與は使者への儐報としては重賜に過ぎるので、何らかの事功、あるいは新しい任務に對する賜與であろう。おそらく同公が豐にあつて出師に伴なう儀禮を執行し、軍務上の使命を以て宅を伯懋父のもとに使せしめたものと思われる。干戈・金車馬兩を賜うのは、軍務に關するものである。

覨公白休、用乍乙公隮彝

公・白は同公・伯懋父。實際の賜與は伯懋父から受けているのであるが、同公の使命を奉じてこの寵榮をえたのであるから、兩者の休に對揚する語を著けたのである。陳氏は宅を伯懋父の小臣とみているが、適當でない。

子〻孫永寶、其萬年用、鄉王出入

鄉は饗。「鄉王出入」は「鄉王逆造」と語例同じ。斷代に「此器爲乙公的祭器、而又用以鄉王出入、是兼爲實用之器」というが、「鄉王出入」もまた宗廟での儀禮である。

訓讀

これ五月壬辰、同公豐に在り。宅に命じて伯懋父に使せしむ。伯、小臣宅に畫干戈九・昜金車馬兩を賜ふ。公・伯の休に揚へて、用て乙公の隮彝を作る。子〻孫永く寶とし、それ萬年まで用ひて、王の出入に饗せよ。

參考

器は簡素にして殆んど無文、睘・趞の器と通ずるところがあるが、文字は疏緩の風があり、時期の下るものとみられる。本器の再發見の事情について、文物一九五五・三にいう。

旅順博物館最近在廢銅中發現了幾件文物、其中最珍貴的是周初成王時的禮器小臣宅段、這件文物曾經著錄和考釋、在郭沫若所著兩周金文辭大系考釋中、列爲成王時期的二十二件銅器中的一件、……這件文物的發現是由旅順博物館保管組宋學勤同志與旅順鴉鳲嘴村合作者工作人員叢選臣取得聯系、在合作社收購的廢銅堆裏選出來的、據賣銅給合作社的人說、這件文物、他原來是用來裝玻璃油子的、根本就沒把它當回事

目前情況是、雖然過去省文化局曾與合作社方面取得聯系、要求在銷化金屬製品前要經過鑑定、但這一工作還沒有很好的普遍展開和受到充分的重視、例如據最近下去收集文物的工作同志說、合作社的人講、爾們來得晚了、有幾件像這樣帶銘文的銅器、早已封包送去化銅了

これによると、廢銅回收の犧牲となつて銷去された古銅器の數は、決して少いものではないようである。この後、上海冶煉廳においても、廢銅の中から西周の器である梁其鐘や中殷父段が發見された。

た。前者は銘七十七字、後者は十九字の銘文あり、從前著錄のものと異なる新しい器物である。これらの貴重な資料が、銷去を免れて保存されたことは、不幸中の幸といつてよい。再發見された宅段は、その器影・拓片からみて、從前著錄の器であることが確かめられる。

本器の宅と同名のものに宅方彝・宅方鼎がある。本器より時期が稍しく遡るもののようである。

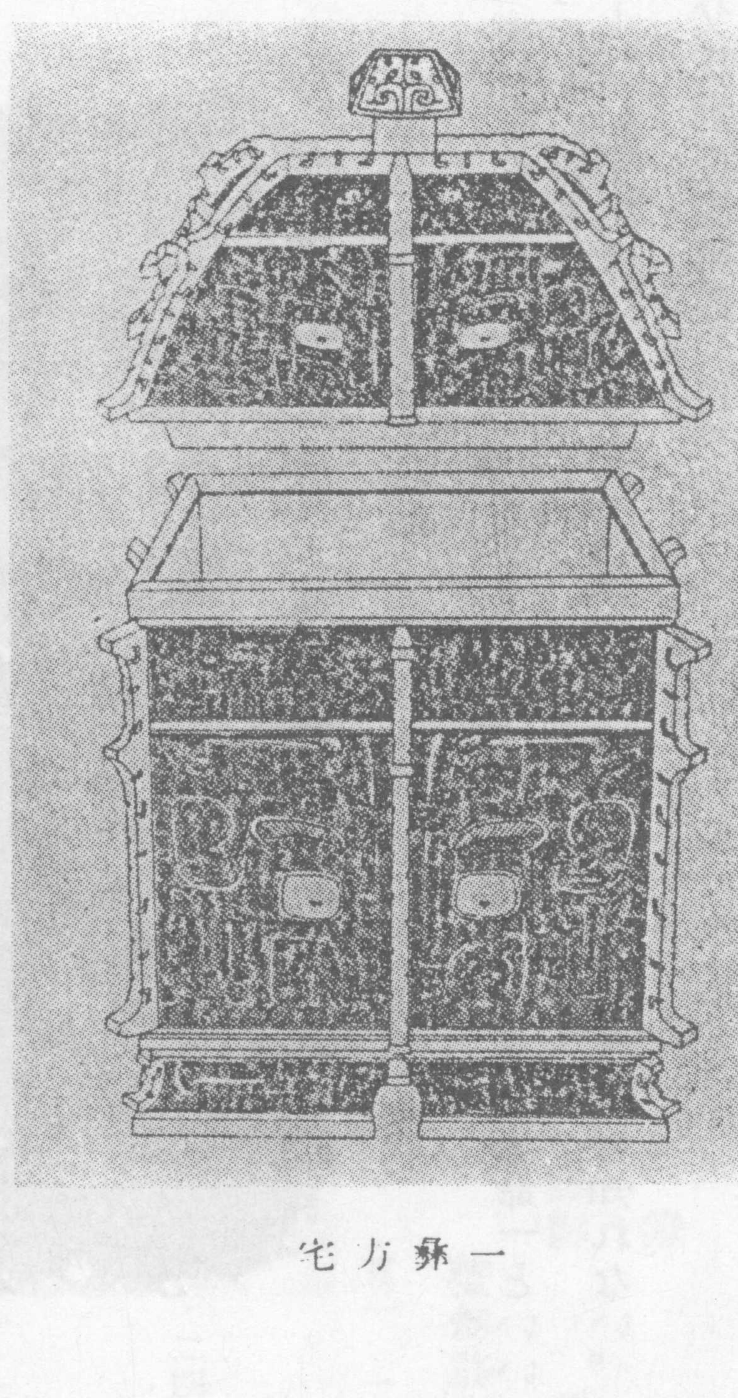
＊宅方彝器一、二

器影　西清・一三・六、七　陶齋・續一・三〇（二）

銘文　古文審・五・二九

考釋　文錄・二・一八　文選・下二・八　赤塚・七一

器制　第一器について西清にいう。「通蓋高九寸九分、深四寸四分、口縱四寸五分、横五寸五分、底縱四寸二分、横五寸一分、重二百三十兩」。器蓋に八稜を附し、器蓋の全體を雷文を以て埋めた饕餮文を飾る。蓋上・器の口緣及び圈足部には夔鳳と思われる文様がある。鬱然たる古器の形容をもち、器制文様は最も亞醜形方彝故宮・上・一二八に近い。第二器について西清にいう。「高六寸一分、深四寸四分、口縱四寸六分、横五寸



一　宅方彝

五分、底縱三寸八分、横四寸、重一百三十七兩」。失蓋。器制文様は第一器と殆んど同じく、圏足部が稍〻小さい。二器同銘、おそらく雙器であろう。

銘にいう。「亶室乍册宅旅八旅、□乍彝」。缺釋の字は𩐁に從う形で繖のようにもみえるが、確かめがたい。古文審には肆であろうという。全文亞字形中にあり、作册の作器にふさわしい。西清に「銘與召夫鼎合、無册命二字」という。召夫鼎とは宅方鼎のことである。その銘にいう。

「亶亞字形中室父癸宅𢆶□、册□」。薛氏・一・一五　博古・一・一九　西清・二・六　積古・一・二〇　攈古・二之二・五七　古文審・一・四　同銘の文が積古・一・九　西清・乙・一・一二　にもみえる。鼎は西清に載せる圖象によると方鼎立耳、稜あり、口下に正中の稜を挾んで二虺龍文あり、器腹には左右に展開する饕餮を飾る。その文様は亞醜方鼎故宮・上・一五　通考・一三〇に近い。西清によると器は金銀を錯鈿しているという。

宅方彝・宅方鼎にみえる宅は本器の小臣宅と同じ家と考えられる。彝・鼎では作册の職であるが、その家は小臣の出自であつたのである。亶は殷器かと思われる鉦・角・爵・鼎などにその銘識がみえ、赤塚氏の稿本殷金文考釋一一六に十一器を集成している。亶は殷器かと思われる鉦・角・爵・鼎などにその銘識がみえ、赤塚氏の稿本殷金文考釋一一六に十一器を集成している。于省吾氏はこの作册宅を尙書顧命にみえる作册度に外ならないという。器の時期からみて考えられぬことではない。作册宅は父癸の器を作り、小臣宅は乙公の器を作つており、もし父子とすれば、小臣宅は康王後期の人ということになろう。

六五、御正衛毀

器名　衞彝貞松

時代　成王大系・通考・麻朔・斷代　康王唐蘭

收藏　「中央博物院藏」故宮

著錄

器影　武英・五八　通考・二六九　大系・五九

故宮・下・一五六　二玄・二〇八

銘文　貞松・四・四七　大系・一一　小校・七・四四　三代・六・四九・六　河出・一七九

考釋　大系・二五　文錄・三・二　通考・三三八

麻朔・一・一三　斷代・二・八四

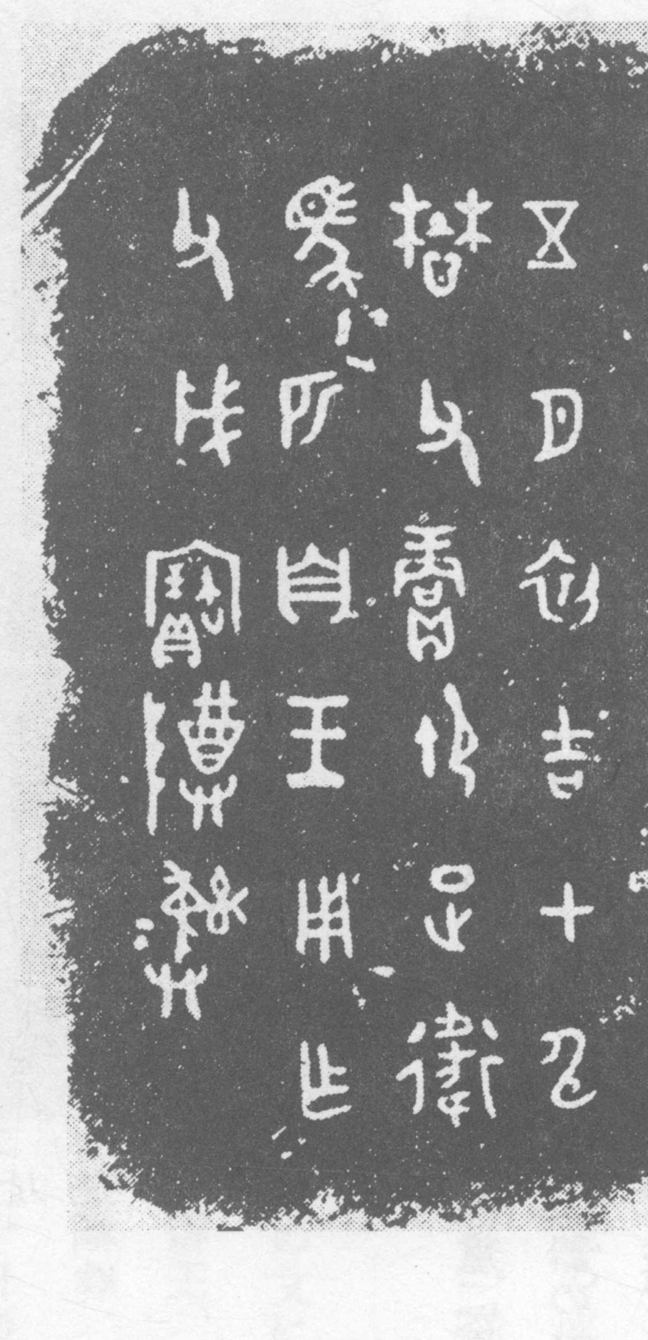
器制　武英殿にいう。「侈口圏足、兩獸耳、有珥、體高三寸八分、深三寸三分、口徑五寸七分、足徑五寸一分、重四十七兩、色褐有紅綠斑、口破、緣有夔雷紋一道」。なお足に弦



御正衛毀

文一道を加える。虺龍は顧首卷尾、全體がゆるいW字狀をなしている。

銘文　四行二三字



五月初吉甲申

小臣宅毀に「五月壬辰」とあり、本器の日辰はその七日前に當る。それで斷代には、「可能是同時的」という。宅毀には賜賞に當つて「承王命」といい、本器では賜物を「自王」と稱しているので、同じときの策勳を記したものであるかも知れない。

懋父賞御正衞馬匹、自王

懋父は伯懋父。御正は官名、御正良爵にみえる。斷代に左傳襄九・襄廿五の校正・馬正の類とし、馬政を掌るものとみている。唐蘭氏は「御正當是官名、如樂正大射正小射正之類」というが、御の說明はない。容庚氏は侍御の意とし、「御近臣官豎之屬、正長也、與盂鼎御事之御近」という。おそらく御事の正長の意であろう。周初にのみみえる官名である。

「自王」を容庚氏は「與夨彝、明公歸自王同意」と解し、陳夢家氏は王城にして地名とする。

與盠圜器、休王自穀賞畢土方五十里同例、自王之王、應與令方彝之自王、同爲王城、地名王城は洛都。當時の新邑洛は王城と成周とより成り、王城には周族がおり、成周には庶殷をおいたと傳えられる。しかしこの王城を單に王と稱した例なく、二家が例證とする令彝の王も王所・王宮の意である。令彝では王を京宮・康宮と對擧している。

賜與の際にその由來するところを述べる例は金文に多く、中方鼎一では采土を賜うにその地の由來を記し、中觶では馬を賜うとき、また小臣謎毀では貝を賜うにそれぞれ賜物の由るところを記している。本器の銘では伯懋父が馬匹を賞し、その賜與が王よりのものであることを示したものとみられ、小臣謎毀に「承王命」というのと同じである。

用乍父戊寶障彝

父を干名を以て稱している。御正良爵も父癸の器を作つており、御正の官は東方出自の族が多く任ぜられたのであろう。

訓　讀

五月初吉甲申、懋父、御正衞に馬匹を賞す。王よりせるものなり。用て父戊の寶障彝を作る。

參　考

器銘は行款整い、字樣も小字である。昭穆期に至つて多く行なわれた。器の顧龍文がやや形式化の方向を示していることと合せて、器の時期は康末以後にあるものと思われる。

六六、呂行壺

器名　伯恭壺西清　呂壺文錄

時代　成王大系・通考・厤朔　康王唐蘭

著錄

器影　西清・一九・八　大系・一七七

銘文　西清・一九・八　大系・一一



呂行壺

考釋　大系・二五　文錄・四・一八　文選・下二・五　積微居・二三〇

器制　西清にいう。「高一尺三寸四分、深一尺二寸五分、口徑二寸八分、腹圍一尺六寸五分、重一百三兩、兩耳」。器は失蓋、素文。この器制

には殷器が多く、通考には殷器とするもの十器、及び周初とするもの三器を錄する。器形は泉屋・四三の一壺が最もこれに近い。

銘文　四行二一字

唯四月、白懋父北征、唯還、呂行戠寽貝、厥用乍寶隮彝

四月は二字合文。斷代には三月と釋し、師旂鼎と同月にして同じ征旅のことを記すものとする。伯懋父の諸器は概ね東征に關するものであるが、ここに北征をいうのは、それに先立つ戰略的行動であつたらしい。厤朔には

御正衞彝在五月甲申、小臣宅毁在五月壬辰、小臣謎毁在十二月、而此在四月、則爲白懋父初出師時矣、云北征唯還、似爲主力未接以前之遊擊別動

と諸器の次第を論じているが、これら諸器の日辰は衞毁以外は週名を加えておらず、果して同年に繋屬しうるものかどうかは確かめがたい。伯懋父の名のみえる師旂鼎には、三月に于方を征することを記し、本器の北征はあるいはその作戰であろう。

「唯還」は䣄侯鼎「唯還自征」と同義。呂行以下は作器の事由をいう。文をこの部分で兩截して讀むべきことについては、積微居に詳論がある。

呂行の呂を、西清には貉子卣にみえる呂であろうとしていう。

按左傳正義、任姓有呂國、前貉子卣亦有王格于呂之語、此銘曰伯恭父北征、曰還呂、意其呂之大夫耶

貉子卣に記されている田獵の地は渭北にあると考えられ、西清は本器の北征をその方面とみたのであろう。しかし伯懋父の北征は師旂鼎にいう于方征伐に關するものと思われ、方向が異なる。器の時期からみて、本器の呂行は班毁・靜毁・呂方鼎にみえる呂氏と同族ではないかと思われる。

戠は捷。本器の字形は丮に從い、㝬鼎では兩丮に從う。魏の三體石經に鄭伯捷の捷をこの字に作つている。㝬鼎に「王令趞、戠東反夷」とあり、討伐の意の動詞である。字は邑に戈を加える象を示す。この北征の役に呂行は伯懋父に從つて戰果をあげ、貝を俘獲した。貝を寶とするのは主として東方の俗であるから、北征の地もかつて殷の支配圏に屬した地であろう。貝を俘獲して器を作るものには䨲鼎・員卣などあり、何れも周初東方系諸族の作器である。

訓讀

これ四月、伯懋父北征し、これ還れり。呂行、戠ちて貝を寽れり。厥れ用て寶隮彝を作る。

參考

摸刻であるため字迹を檢しえないが、器制は殷器に近く、伯懋父諸器中、古制を存するものの一である。文もまた簡樸である。

六七、師旂鼎

器名　弘鼎善齋・小校　師旂鼎大系

時代　成王大系・通考・厤朔　康王斷代・唐蘭

收藏　「廬江劉氏善齋藏」善齋



師旂鼎

著錄

器影　善齋・三一　善齋・禮一・八一　雙劍誃古器・上・七　大系・三　通考・五一　二玄・一八〇

銘文　續攷・五　大系・一二　小校・三・二四　三代・四・三一・二　二玄・一七九

考釋　大系・二六　通考・二九四　文錄・一・二九　文選・上三・六　積微居・一八三　斷代・五・一〇五

器制　善齋にいう。「身高六寸二分、耳高一寸一分、足高三寸三分、口徑七

寸四分」。立耳三足、器腹淺く、項下に一條の夔鳳文を附している。夔鳳は前垂大、身尾分離してともにS字狀の柔軟な屈曲をなしている。文様は𩰫鼎に近く、器形は趞曹鼎に似ている。中期の器形文様への接近をみせていることからいえば、舊說のように器を成王期に屬することは困難である。

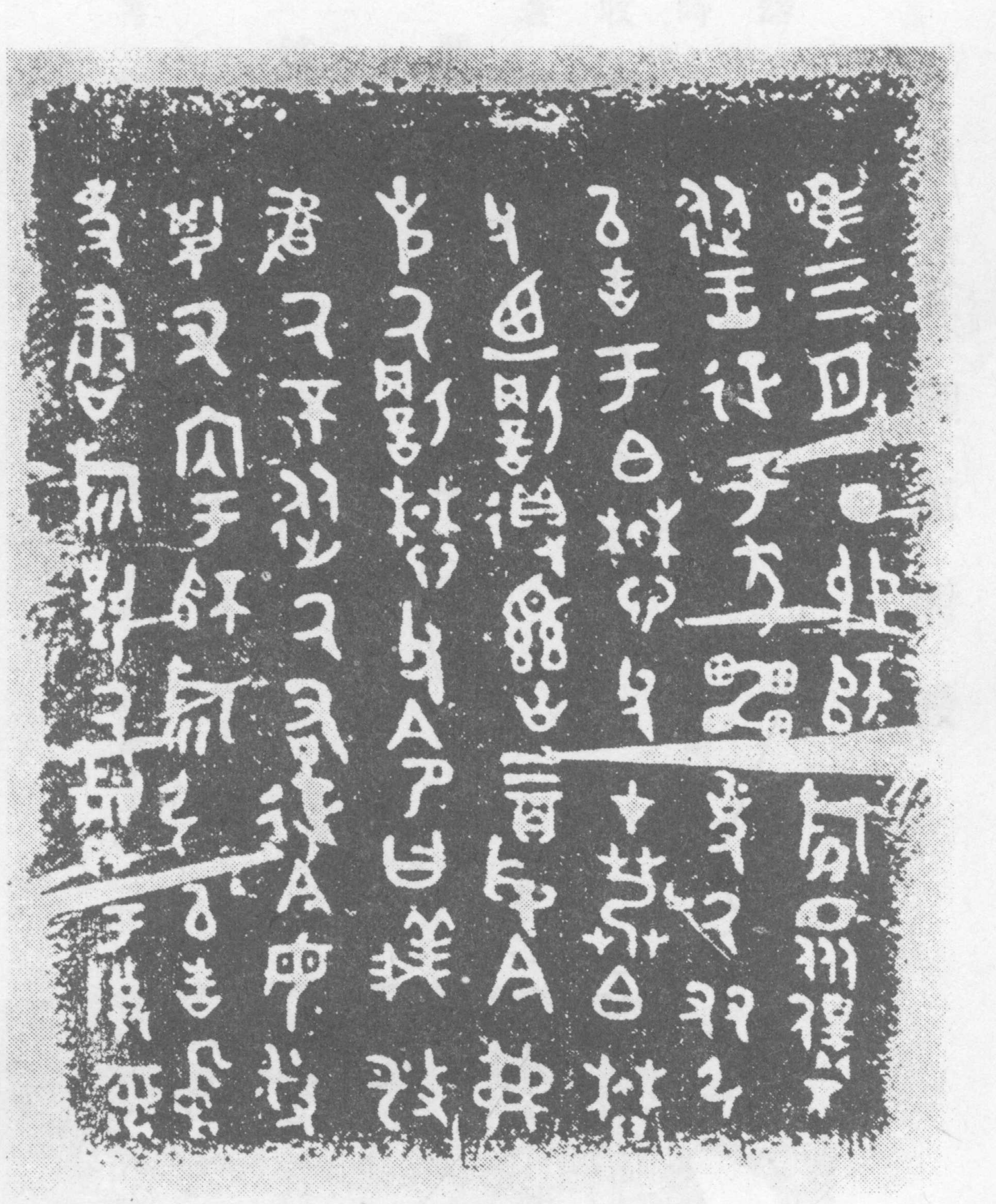
銘文　八行七九字

唯三月丁卯、師旂衆僕、不從王征于方䨻

師旂を郭氏や善齋に師旅と釋するも、字形は旂に近い。通考・斷代には旂と釋している。郭氏は旅鼎七二頁の旅と同一人と解して、よつて伯懋父諸器の一群を成王期に加え、斷代は旂と釋して別人とし器を康王期に屬した。師旂には別に旂鼎一、二があり、字はその旂字に近い。于方は國名。郭氏はこれを卜辭にみえる盂方とし、河南睢縣の地であるとする。「隹王來正盂方白炎」後・上・一八・六の盂方の地望について、郭氏の卜辭通纂にいう。

攷春秋時衞地有名盂若斂盂者、左傳定十四年、太子蒯聵獻盂于齊、又僖二十八年、齊侯衞侯盟于斂盂、盂當卽斂盂之省稱、今河北濮陽縣東南有斂盂聚、卽其地、地雖在殷之東、然與殷京逼、在肘腋之下、殊覺不合、宋地亦有名盂者、春秋僖二十一年、宋公楚子陳侯蔡侯鄭伯曹伯、會于盂、

巻一下　七五三～七五四



杜注、宋地、襄邑西北有盂亭、地在河南睢縣、又左傳哀二十六年、六子在唐盂、顧棟高謂與睢縣之盂爲一地、余意卜辭之盂方、當卽此附近之古國、國在殷之東南、當殷王赴齊征夷方時、盂方於中途截擊殷師、故又有征盂方之事、觀卜辭言征夷方與征盂方之例、其文辭字迹均出自一人之手、葢均帝乙十年前後事也、盂方葢被殷人征服、故其遺地爲宋所有、其遺民之一部分、被殷人拘之而北、飲于濮陽、故名其地曰飲盂、亦省稱曰盂、卜辭又屢見田盂之文、彼乃古邘國、在今河南沁陽縣西北、王國維說、與此有別一二七葉

器銘の于方を卜辭の盂方とし、器銘を伯懋父東征の際のことをいうものと解するのである。しかし伯懋父は呂行壺によると北征の軍をも指麾しており、その際のものとすれば邘とする可能性をも生ずる。

陳氏は方を地名とし、詩の出車・六月にみえる方をいうと解する。陳氏は呂行壺の文を「唯三月、伯懋父北征」とよみ、この器銘にも三月とあるので、兩者同時のこととするのである。

〔兩器〕乃一時之作、方是北方地名、詩小雅出車、往城于方、六月、侵鎬及方、鄭箋云、鎬也方也、皆北方地名、武丁卜辭所伐之方、卽此方

陳氏は「殷虛卜辭綜述」においては「方當在沁陽之北、太行山以北的山西南部」といい、地を晉南にありとする。地望はほぼその方面であると思われるが、銘文の于方を卜辭の方に充てて解することと自體に問題がある。

金文において征伐をいうとき、その對象たる地名國名の上に介詞の于を用いる例なく、ここは于方とよむべきである。郭氏のあげる盂の諸地は、卜辭にみえる盂方の古地とは考えがたく、陳氏は卜辭の盂方を沁陽の方面とし、綜述・三一〇頁　于省吾氏も同說である。殷契駢枝・四　すなわち後の邘が于方の故地であるらしい。呂行壺にいう伯懋父の北征の地もこの方面であろう。東方の長征を行なうに當つて、側面からの脅威を除去しておくための作戰であつたと思われる。

䨻を郭氏は人名として次の句首におき、師旂の衆僕が王の征命に從わないので、䨻がその友官弘をしてそのことを伯懋父に告げさせたものと解する。すなわち䨻が告發者となり、弘をして懋父に告げさせたとするのであるが、衆僕の不服從という軍律上の問題が、第三者の告發をまつてはじめて

巻一下　七五五～七五六

提起されたとは考えがたい。䨻はそのまま于方首領の名と解してよく、卜辭に「盂方白炎」・「攸侯喜」などと稱するのと同じ語例である。なお語法的には于を副詞附加語を連ねる介詞とする解も成立するが、その場合は䨻は次句の主語となる。銘文の記す事情から考えて、前解をとるべきであろう。

この文によつて、師氏の隷下に衆僕があり、戰鬪員として征役に從つたこと、かれらが征命に從わぬ場合のあつたことが知られる。周初の金文にみえる師職は概ね東方系の氏族がこれに任ぜられているが、庶殷あるいは東方系諸族によつて編成されている軍團の師長には、それら氏族中の有力者が任命されたものと思われる。このような編成の軍旅であるために、この銘にいうような衆僕の騷擾という事態が生ずるのであろう。

吏厥友弘、以告于白懋父、才莽

吏は使役の使。小臣謎段「令宅事伯懋父」のように令を用い、あるいは叔隋器「王姜史叔使于大保」・遹甗「史遹使于㝬侯」のように史を用いることもある。史・吏・使はもと一字である。友は友官。官友・官守友・官事友正・法友などの語例がある。伯懋父はこの征旅の總帥であつたので、師旂はその友官をして事件を報告せしめ、裁斷を求めたのである。

「在莽」は伯懋父の附屬的な說明語。懋父はその地にあつて軍を督していたのであろう。靜段に「𦅫莽自」という名がみえるが、これは陜北の地であるらしいから別地であろう。

白懋父廼罰、得𢀛古三百寽

文録に得を貝の異文とし、呂行壺の「寽貝」の貝と同じとするが、字は明らかに得である。得は贖の初文であろう。贖の字は列國の器に至つてみえる。曶鼎「求乃人、乃弗得、女匡罰大」の得も贖の義である。

「叕古」の二字は極めて難解で、善齋には未詳とする。文録に「蓋貨貝之名」とするが、上の得字を貝と釋してその説明語とみたのである。郭氏は「得叕」の二字をつづけていう。

得叕二字、義不明、疑叕卽賑字之異、讀爲獻

文録には曶鼎「以曶酒及羊𢆶三寽、用致𢆶人」の「羊𢆶」を本器と同じく貨貝の名としている。叕はおそらく絲束の名で、あるいは絹の古名であるかも知れない。辛白鼎 小校・二・八六 に「□蔑乃子克叕五十寽」とみえ、楊氏は本器の叕古と辛白鼎の克叕とを同じものとみているが、克は人名であろう。叕下の一字を古と釋しているが字形は稍異なり、克の上半に近い形である。形は冑兜の象であるが字は未詳。辛白鼎では五十寽を賜うて器を作つているが、本器では三百寽の罰を與えられている。相當の重罰であるとみられる。寽は重量をいう單位語。禽𣪘にみえる。

今弗克厥罰

今は語端を改めていうときに用い、「今余隹」は既往に對して新たにいうときに習用する。ここでは、前述の罰を卽時贖罪することが困難であるという意であろう。郭氏は上文を「叕古三百寽」とよみ、古・今は貨幣・度量などの新舊の意であるとする。

三百寽上、冠以古字、下與今爲對文、知寽於殷周之際、曾加改革、其它度量衡等必亦然、殷寽必

巻一下　七五七～七五八

重于周、故言今弗克厥罰也

殷寽が周寽より重いものならば、「今弗克厥罰」というはずなく、この文において、古・今を對文とすることも語法的に無理である。楊氏はこの句を、緩刑の處置を記したものであるという。

余意、師旅使弘上告之時、或當有自咎駿下無方之詞、如今人所謂自請處分者、故伯懋父有此令也、今弗克厥罰者、論語顏淵篇云、克己復禮、皇疏引范寧云、克責也、全盂鼎云、女勿剋余乃辟一人、剋與克同、亦責義也、文先云罰三百寽、今復云弗責厥罰者、蓋今所謂緩刑也

上文の三百寽の罰に對して、いわば減刑あるいは執行猶予を附し、下文に別の緩刑處置を命じたものとする。

克は金文では「克商」のように克捷の義、あるいは「克奔走上下」・「克淵克夷」・「克盟厥心」のように副詞に用いる。楊氏は大盂鼎の剋と同義とするが、大盂鼎の字は剋と釋すべきではない。この句は上文につづいて伯懋父の裁決を記したもので、今回の衆僕の騷擾については師長たる師旂に統率上の過失ありと認定して、贖罪として叕古三百寽を課するとともに、卽今その贖償を納付しえないならばこれに代る體刑などが課せられるであろうという、一種の停止條件付きの判決とみるべきである。以上は師長たる師旂に對する處分である。

懋父令曰、義敉厥不從厥右征

以下は師旂の衆僕の征命に従わなかつたものに對する處分をいう。ゆえに「懋父令曰」の語を著けて語端を改めているのである。

「義敉」を于省吾氏は「宜播」とよむ。文録に敉を「乃定罪之名」というのは、審定の審とよむものであろう。大系は于釋に同じ。「厥不從厥右征」とは衆僕をいう。上の厥字は衆僕、下の厥字は征命である。右を郭氏は長上の意とし、于氏は車右の職と解する。殷には左中右の三軍編成があつたが、その編成法は周においても行なわれ、また部隊編成にも左右兩偏が原則であつた。右征とはおそらく衆僕の屬していた編隊であろう。

叡を郭氏は諸と訓し、文録には語詞とする。この語を詠歎に用いることもあつて、縣改𣪘に「白屖父休于縣改曰、叡、乃娸縣白室」のごときはその用法である。本器の場合、感情の激揚を示す語法であろう。

文録にこの文を「以其不從厥右征、故宜敉」の倒文であるという。文中に叡の字があつてそこで文氣が斷絶するので、「義敉」の二字を一讀として倒文としたのであろうが、叡を感動詞的によめばそのまま文意の通ずるところである。

今毋敉、其又內于師旂

郭氏は內を內私の義とし、

謂今如不宣布、則是有私于師旂、內則內魯而外諸夏、內諸夏而外夷狄之內

と解するも、文義をえがたい。于省吾氏はいう。

言師旂衆僕、弗堪厥罰、宜播遷之、今毋播遷、則於師旂、必有所輸納

上文の三百寽を衆僕に對する罰とし、衆僕がこれを納付しえないときには衆僕を他に播遷すべく、

巻一下　七五九～七六〇

もし播遷を免れんとならば、師旂においてこれを負擔せよと命じたものと解したのである。しかし「內于師旂」を「則於師旂、必有所輸納」と解するのは文義において無理である。文録に「令以罰寽、歸于師旅」と釋するのは、衆僕に對する所置の內容を脱していて、その意を知りがたい。

積微居には、この部分もまた緩刑のことを述べたものとする。

今弗克厥罰、師旅之緩刑也、今毋敉、衆僕之緩刑也、其事同、故文相類矣

或曰厥不從、三字爲句、謂衆僕不從王征、罪宜流放也、厥右征、今毋敉、其內于師旅者、右讀爲有、謂適有征伐之事、衆僕姑無流放、仍付師旅督率、驅遣之也、說亦通

此事、伯懋父於師旅應罰者、不責其卽刑、於衆僕之應流放者、姑緩其流放、蓋皆欲激厲其人、使之戴罪圖功也

楊氏は兩條ともに緩刑加宥の處置を記したものと解しているが、伯懋父の裁決は、前半は師旂に罰金を命じ、後半は衆僕に播遷の刑を科しているのであつて、その播遷の執行責任を師旂に歸しているものと思われる。そしてその播遷に應じないものは、籍を沒して軍中に留めよという。身分の剝奪を命じたものであり、これまた緩刑の意ではない。其の字形は右旁に耒耜を添えている。列國の器に至つて多くみえる字形で、無期の期にも用いることがある。其の繁文とみておく。

弘以告中史書

以上の判決は、伯懋父が赴告者たる弘に對して言渡したものである。弘はその判決を中に告げて文

書とし、これを師旂に賫らした。郭氏は中を人名にして安州六器にみえる中とし、器の時期を推定する旁證としているが確かでない。文選には中史とよみ、簿書を司る吏官としている。

江愼修曰、凡官府簿書、謂之中、故諸官言治中受中、小司寇斷庶民獄訟之中、皆謂簿書、猶今之案卷也、中史謂記載簿書之史

簿冊の中は中と記し、本器の中は偃游のある旗杆を示す中で、中軍の中に用いる字形である。ここではあるいは中軍の書記に文書を作成させたのであろう。格伯毁に書史の語があり、この文も中史とよみうるところであるが、いま史を使役の意にみておく。

旂對厥貸于障彝

貸は字迹に不明のところもあるが、說文にみえている字である。郭氏いう。

說文、貸讀若概、此卽讀爲梗概之概、言師旅受罰、遂鑄器以紀其梗概也、受罰而銘器、此例僅見

文選には說文の「貸深堅意也」の訓をそのままとつて、「謂師旅對懋父之厚意于障彝也」というが、伯懋父の厚意とは何を指すのか述べていない。

楊氏はこの句についても別解を出し、「旅對厥」の三字を一讀とし、貸を契刻の意とする。

旅對厥三字爲句、金文厥字用法、與之字同、㚇毁云、㚇作厥、可證也、貸于障彝者、貸當讀爲契、刻也、按師旅罰鍰而不責、衆僕宜播而仍留、伯懋父之於師旅、可謂厚矣、制器泐銘、所以紀恩幸也、或疑受罰不當銘器、非也

これは楊氏がその緩刑說に本づいて銘末の辭を說いたものであるが、厥を文末におくのは殷金文等にみえる最も古樸な形式であつて、本器のような銘辭に摘用すべきものではない。

この裁定において、師旂が特に恩幸を蒙り所刑の輕減を受けたと解しうるところはなく、「伯懋父廼罰」以下は師旂に對し、また「懋父令曰」以下は衆僕に對する處罰を命じている。その判決は軍の史官によつて文書化され、師旂に傳達されたのである。金文には、裁判や契約關係についてその經緯をも含めて記載することは、琱生毁や曶鼎などの例もあり、この器もその裁定をそのまま錄した約劑的なものである。

貸はおそらく質の初文であろう。周禮質人「凡賣價者質劑焉」の司農注に「質大賈、劑小賈」とあつて、契約の重いものを質という。鄭注には「質劑者、爲之券藏之也」といい、周禮小宰注にも「質劑謂兩書一札、同而別之」とみえる。商取引に當つても司市に「質劑結信而止訟」と規定し、また裁判・盟信のときにも詩の大雅緜「虞芮質厥成」、左傳哀廿年「先主與吳王有質」のように質劑を用いた。ゆえに正・平・成・要・中の諸訓を生ずる。その音は贄と同じ。荀子大略「錯質之臣、不息雞豚」の注に「質讀爲贄、古字通」とみえ、語原的に贄と關係があるようである。贄・質は後起の字で、本器の貸がその初文であろう。粲・餐なども同形の字に從う。貸を梗概の概とよむのは、聲義において遠いとしなければならぬ。

對は大保毁「用茲彝對令」の對と同じ。彝銘に刻する意があるようである。これを質劑として器に銘するのは、盟誓の意味をもつものであろう。この末文は單なる對揚の辭ではない。

卷一下　七六一～七六二

訓　讀

これ三月丁卯、師旂の衆僕、王の于方靁を征するに從はず。厥の友弘をして以て伯懋父に告げしむ。

莽に在り。

伯懋父、廼ち罰し、𢀛古三百寽を贖せしむ。今克はずんば、厥れ罰あらんと。

懋父命じて曰く、よろしく、ああ、厥の、厥の右征に從はざるを播すべし。今播さざれば、其れ師旂に內るる有らんと。

弘、以て中に告げて書せしむ。旂、厥の貸を障彝に對す。

參　考

器の時期について、郭氏はこれを成王期に屬している。師旂を師旅とよんで旅鼎の旅と同一人とし、旅鼎に「公大保來伐反夷年」とあつて大保關係の器であるから、本器も成王期に屬しうるとするのである。しかし作器者が旅と異るとすれば、旅鼎との關係において時期を定めることはできない。

陳氏は「今從花文形制上來看、似應下移至康初」としている。伯懋父諸器の器制からみて、康初というよりも、むしろ康末、あるいは昭初に及ぶことも考えられる。殊に本器の器制は、器腹甚だ淺く趞曹鼎に似ており、帶文は分尾の夔鳳、字迹は小字にして頹靡の風があり、康初の諸器とは甚だ風氣の異なるものがある。伯懋父の東征・北征は克殷直後に行なわれた東征・踐奄の役とは、別の征役であると思われる。

器銘は異例の內容のものであり、文意を解することは容易でない。楊樹達氏はいう。

余往於一九四二年八月廿一月嘗跋此器、不瞭罰與播、當分屬師旅與衆僕、故於全文、終覺齟齬、未能通貫、今晨細讀銘文、再三熟考、悟得此義、當日情事、遂覺躍然如見、此知古人文字、未有不條理明白、而治古文者、尤有賴於深思

楊氏が文義の通貫をうるまでの苦辛と、懸解を得た喜びとを記したものであるが、師旂と衆僕に對する伯懋父の裁定を緩刑のことをいうと解しており、なお文義を盡したとしがたいところがある。古人の文には條貫があつて紊れることのないものであるが、その條理を十分に尋繹することは、耆宿の撓まぬ努力を以てするもなお容易でないものがある。

旂鼎二器も、師旂の家の器であろう。器制は簡樸にして端齊、字迹暢達にして雋爽、師旂鼎よりも時期は稍しく早いようである。

＊旂鼎一

器　名　旂僕鼎 窓齋

收　藏　「李山農觀察藏器」窓齋「多智友慧藏」敬吾

著　錄

器影　夢郼・上・一四

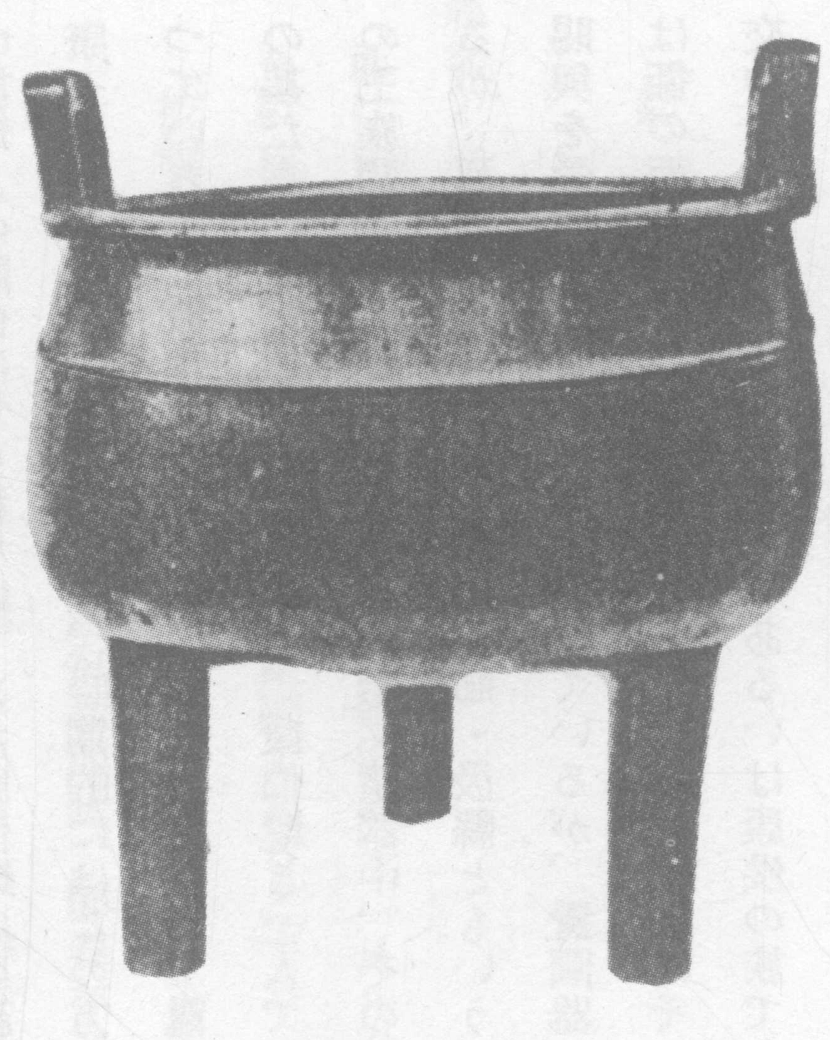
銘文　積古・一・一三　攈古・二之三・四〇　窓齋・三・一一　奇觚・一六・四　敬吾・上・三七

卷一下　七六三～七六四

殷存・上・八　雙王　小校・二・九三
三代・四・三・一　二玄・一六七

考釋　文錄・一・三一　鄴華・乙上・一
八　文選・下一・三

器制　大小未詳。器は立耳三足、傾垂弛く、項下に一條の凸文を附している。器形は簡素にして整齊である。勅𨻳鼎三三六頁・父己鼎一、二善齋二四・二五などと器制が近い。勅𨻳鼎は獻侯鼎と同族の器であり、獻侯鼎には生稱としての成王の名がみえている。



旂鼎一

銘文　五行二三字

唯八月初吉、辰才乙卯、公易旂僕、用乍文父日乙寶障彝　[圖象]

「辰在」は令彝・耳尊・宜侯夨𣪘等にみえる。公は何人であるか知られない。單に公と稱するものは嬰尊・臣卿鼎・賢𣪘等に例がある。僕は師旂鼎にみえる衆僕の僕の字に近い。字の右旁は禮冠を著けている象とみられる。宗廟に奉仕する者を示す字であろう。「文考日乙」は殷式の廟號である。銘末の圖象は、殷室出自の身分を示し、多子の後であり、旂の家が殷室出自の貴戚であることが知られる。器は制作高雅、字迹も殊に見事なものである。



旂鼎一　銘文

＊旂鼎二

器　名　旂乍父戊鼎 殷存

收　藏　「漢石園藏器」 三代表

著　錄

銘文　愙齋・三・一二 殷存・上・七　小校・二・六八
三代・三・三四・二

考釋　文錄・一・三二　文選・下一・三

銘文　四行一六字

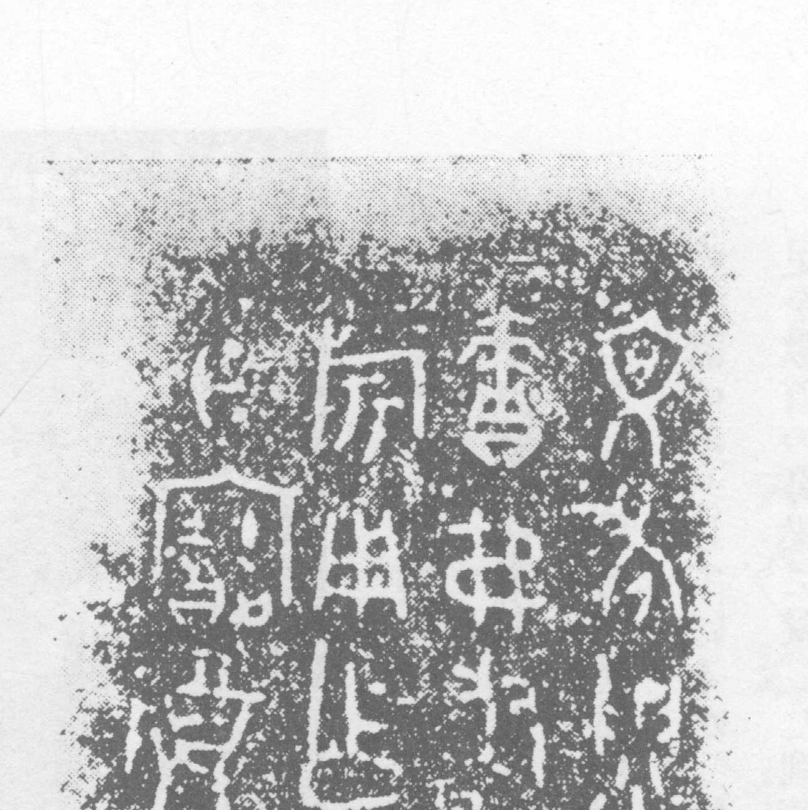
文考遺寶貢、弗敢喪、旂用乍父戊寶障彝

貢は積。也𣪘に「貯貢」の語がみえ、賦調の類をいう。喪は喪失。卜文にもみえる字である。父戊は前器と文考の名を異にしているので、文錄にも「此與上鼎非一人」としている。

この器は器影をとどめず、器制によつてその時期を考えがたいが、字迹は旂鼎一と比較するとやや尋常である。前器と時期が異なるものとすれば、本器を後に列すべきである。なお旂には

＊旂𣪘一　「旂乍寶𣪘」　貞松・五・三　三代・七・六・七

＊旂𣪘二　「旂乍寶𣪘、其子々孫々、永寶用」　擴古・二之一・七三　從古・六・四二　周存・三・九〇　小校・七・八一　三代・七・



旂鼎二　銘文

二六・三

＊旂父鼎　「旂父乍寶䵼彝」　貞松・二・三四・三五　綴遺・四・一〇　小校・二・四三　三代・三・五・一

＊伯旂鼎　「伯旂乍寶鼎」　移林・三　周存・二・補遺　小校・二・三四　三代・二・四九・三

の諸器があるが何れも器影なく、ただ移林に伯旂鼎の拓影を載せている。鼎は師旂鼎より腹部が稍々深く、項下の帶文は御正衞𣪘七四六頁の顧龍と同じ。諸器の字迹は旂鼎一の雋鋭に及ばぬとしても、それほど時期の下るものでなく、旂の一族の器と考えられる。

伯懋父の名のみえるものは、盠卣・盠尊以上同文・小臣謎𣪘二器・小臣宅𣪘・御正衞𣪘・呂行壺・師旂鼎の諸器である。その時期について、舊說は多くこれを成王期に屬し、器銘にいう東征を以て周公東征・成王踐奄、あるいは尙書柴誓にいう淮夷徐戎を伐つ役に擬している。また伯懋父については、これを中旄父・康叔髦・王孫牟・王孫牟父に比定する說が試みられているが、何れも器を成王期とする前提に立つものである。しかし關係諸器の器制文樣・銘辭字迹をみると、これらの諸器は康王期、あるいは康末以後に屬すべきものが多い。

器制文樣について　小臣謎𣪘は圈足下に三足あり、足端が內折している。圈足下に足を附するものには臣辰𣪘のような先蹤もあるが、穆王期の遹𣪘以後三小足の𣪘が行なわれ、後期の𣪘には三小足を附するのが通例となつている。また師旂鼎は器腹甚だ淺く、共王期の趞曹鼎に類し、帶文は分尾の鳳文である。分尾の鳳文は陳氏が整理を試みているように伯懋父・伯雍父・伯辟父の諸器に多くみえ、斷代、三・九二以下康昭期以後に行なわれている。

字迹について　伯懋父諸器の銘文には、小臣謎𣪘・師旂鼎のような結體のやや疏緩なるものと、御正衞𣪘のような緊湊の體とがある。盠卣・盠尊の字樣は二者と異つて暢達の體であり、關係諸器の中でも最も時期の早いものと思われる。謎𣪘・宅𣪘の字樣は、大豐𣪘の頹靡に類するところがあり、康王期に行なわれた書風である。衞𣪘のような緊湊體は昭穆期に至つて通行する。行款整齊、字もやや小字に記されている。

銘文について　周初の器銘は、恩寵を受けてその光榮を紀念し、宗廟の器を作ることをいうものが多い。彝器は本來祭器であるが、後になると約劑的な意味をもつ銘文があらわれてくる。伯懋父器群

のうち、師旂鼎は、その麾下の衆僕が王の征命を奉ぜず、師長たる師旂は贖罪を命ぜられ、衆僕は播遷あるいは身分剝奪の處分を受けたことを記している。すなわち約劑的な銘文である。これを宗廟の器に銘するのは、盟誓の意味があるのであろう。約劑的な銘文は、後には主として土地などの契約關係、裁判の結果などを記載するが、賜與恩賞・官職册命のごときも記録としての意味をもつたと思われる。

人物關係について　〓卣・〓尊の〓は、その條下に記したように〓公奭の後嗣者たる人と考えられる。從つて時期は康王の後期とみてよい。吕行壺の吕は班殷・靜殷・吕方鼎にみえる吕氏の族かと思われるが、これらの諸器はほぼ昭穆期のものである。尤もその家系などは知られない。また宅殷にみえる同公は也殷の同公であろう。也殷によると、同公・己公を周公の宗に陟升することを記している。也殷は「也曰」という自述形式の銘辭であるが、その形式は康末以後にみえる「王若曰」を文首におく册命形式から出ている。也殷は昭王期の器とみられるので、同公の時期は康王期に當るとみてよい。

伯懋父の事業について　周初の東征は、大保・保、周公・伯禽、康侯、成王・王姜の親征、その他諸氏族に命じて行なわせた討伐など、おそらく數次にわたる征役の後、康初には王自ら東方を通省して宜侯を封ずるなどのこともあつて、周の東方經營は、成・康期を通じて繼續的に進められていたことが知られる。克殷後においても、東方諸族の向背はなお常ならぬものがあつて、康王後期と思われる小臣謎殷には文首に「𠭯東夷大反」と記されており、伯懋父は成周㠯殷八師を率いて東征し、ついに海湄にまで及んでいる。當時北戎の侵寇があつて大規模な討伐が敢行されたことは小

卷一下　七六九〜七七〇

盂鼎にみえ、また南方淮夷楚荆に對する作戰は、さきに中氏の諸器があり、後には昭王期の南征がある。このような周初の統一事業・戡定作戰の經過から考えると、伯懋父の東征は、康昭期における經營の收束をなす重要な意味をもつものであつたと思われる。伯懋父諸器以後、これほど大規模な東征は行なわれていない。

伯懋父について　伯懋父を中旄父、あるいは康伯髦に比定する說がある。中旄父は逸周書によると、三監の叛後、東方の鎭守に當つた人であるという。成初の人である。朱注に「系國未聞」とする。周公の胤にして諸侯に封ぜられたもののうち、山東に茅あり、春秋期に邾に滅ぼされているが、中旄氏との關係は知られない。また康伯髦は康叔の子で王孫牟ともいう。左傳昭十二年に王孫牟は康王に事えたと記されていて、時期的にはこの方が近い。〓卣によると、伯懋父は〓に賜與を行なつているが、〓は大保召公の後嗣と考えられ、〓に對して賜與のことを行つている伯懋父は、勢位の甚だ高い人であると思われる。康伯髦と一人であるかどうかは定めがたいとしても、おそらく周の王族關係の人とみてよい。伯懋父諸器中、その出土地の傳えられているものは謎殷二器のみであるが、河南の濬縣とも、また新鄕・汲縣ともいう。何れも衞の域内である。〓卣では〓が伯懋父の賜與を受けて團宮の旅彝を作つているが、〓圜器によると〓は畢・土方に所領をえており、その地は衞の西方に當ると推定される。團宮は〓族がその地に營んだ旅宮であろう。伯懋父は、衞方面と交渉をもつ人であるらしく、あるいは康侯の族であるかも知れないが、それを證しうる資料はない。ただその時期が康王後期以後であることは、その關係諸器の示すところである。

六八、〓　殷

器名　貞敦十六　遺敦奇觚

時代　成王斷代　昭王大系・麻朔・通考・唐蘭

收藏　「銭獻之藏」十六　「江蘇儀徵阮氏藏、卽銭氏十六長樂堂器」攈古　「一藏銭唐𢍰氏、（卽僞器）」周存　「今藏中央歷史博物館」文物

著錄

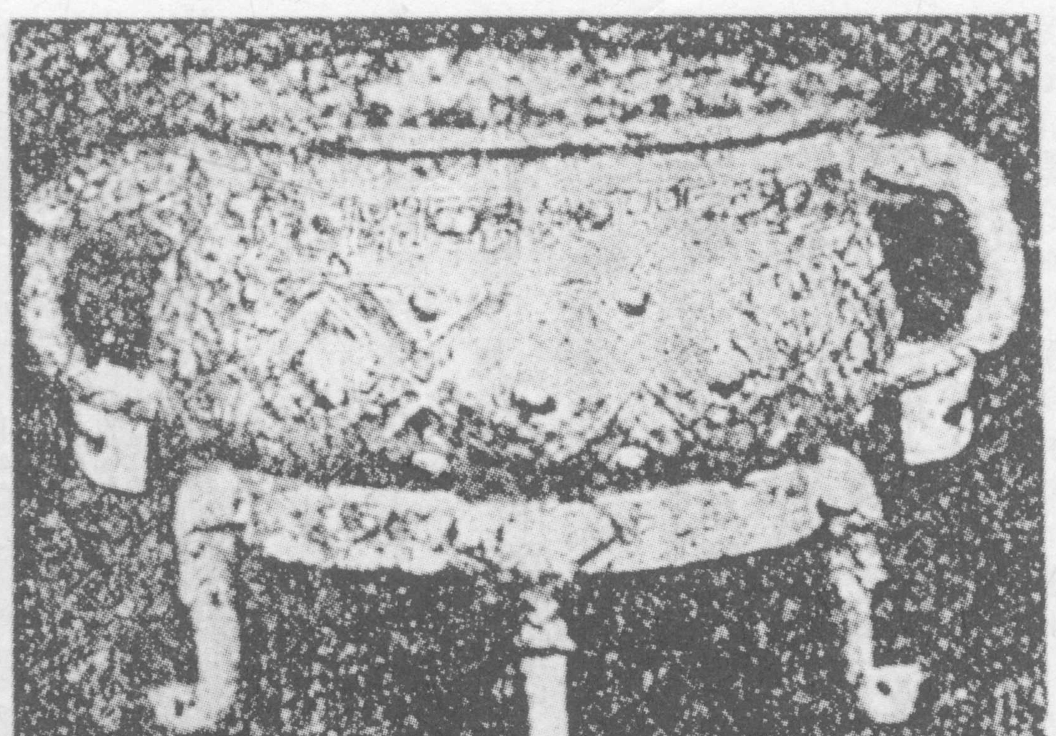
器影　十六・二・一三　大系・八〇　文物・一九五九・一二・五九

銘文　積古・六・三　攈古・二之一・五一　奇觚・一六・二七　周存・三・九五、錄二器、一器僞　小校・七・七六　三代・七・二二・七　河出・二〇七　二玄・一九九

考釋　韡華・丙・二　大系・五四　文錄・三・二三　文選・下二・一四　麻朔・二・一七　石志廉　〓殷　文物・一九五九・一二・五九

器制　文物にいう。「高一七糎、口徑一七・九糎、足距一〇・三糎、器蓋已失、通體花紋、共分三段、上部作目雷紋、中部爲斜方格雷乳紋、下部爲雲紋、雙耳飾以牛首、下部有耳、底徑下邊有距離相等的四個象首、牙齒外露、鼻孔倒卷、作器足、異常生動、以象首爲紋飾的銅器、發現不多、所知僅有九象紋尊・象尊・雙象尊、（大象背上馱一小象）・夔紋象首兕觥等、而以象首爲器足的、則祇此一件」。長樂堂に載せるところの圖像はなお蓋を備えており、その花文は器と同じ。すなわち蓋の緣邊は器の下帶文とひとしく、主文は器腹と同じく斜格雷乳文である。乳文は大乳の上下左右に小乳を付している。象鼻を器足に用いるのは、宗周鐘において象鼻を旋に用いているのと相似た趣向である。器は石氏のいうところによると、非常な精品であるらしい。斜方格雷乳文の殷は殷器に多くみえ、周器では伯殷通考・二六〇や也殷蓋同・二七などがこの器に近い。

卷一下　七七一〜七七二



〓殷

圈足部の下にさらにかなり高い三足を付する形式は臣辰殷三五三頁などからみられるもので、小臣謎殷や本器より遹殷に、そしてついに後期の三足殷にと展開する。十六に、このような高足の器は炊蒸に使用したものであろうという。石氏は象鼻を器足とするものはこの一器のみとしているが、作旅殷頌齋・二一　通考・三〇六のような例もある。鬲・甗・鼎の足を獸首の鼻梁に擬した例は甚だ多く、本器の象鼻のごときも同一の着想である。

過伯段と同様の小孔がある。

銘文　二行一〇字、器蓋二文。

麃從王戍荊、孚、用乍𩜁段

麃は作器者の名。郭氏いう。「麃卽𢉖字、从止乃繁文、猶史獸鼎𣪕字作□也」。その字、止に從う。荊を積古には梁と釋し、春秋の梁國であるとする。按說文粱字、从米梁省聲、此从刀从米形、古從刅之字、有从刀者、是古文粱字、張𥂁粱字微異者、从刅从米者、仲粱與粱、古毎通作此、卽春秋之粱國也



麃段銘

奇觚・十六にも同じく粱と釋しているが、韡華に「舊釋粱、非、古文荊字、从人在荊棘中形、後轉从井聲、古讀洪矣」という。𢦏段・過伯段に楚荊の語があり、この字の左旁に井を加えた字形である。荊の初文とみてよい。戍は戍守。孚は目的語を著けていないが、金文の例からみて、貝・金・戈などを俘獲したのであろう。十六には金を俘獲したと解している。文錄に器を過伯段と同じ作器者のものとし、過伯段に「孚金」とあるので、ここにはその語を略したものとし、「此尤簡峭」と稱しているが、兩器を同一人の作器とする根據はない。

𩜁は𡴭に從う。𡴭は祭名。𩜁はその祭祀と關係ある字であるらしく、字はまた饙に作る。爾雅孫炎注に「蒸之曰饙」とみえる。多く器名に冠して𩜁鼎・𩜁𥂁・𩜁盨のようにいう。器名につけていう例としては、この器などが早い時期のものである。

訓讀

麃、王に從つて荊に戍り、孚れるあり。用て𩜁段を作る。

參考

この期に楚荊を伐つことをいう南征諸器の一群がある。周初の中氏諸器や大保玉戈銘以後、しばらく時期をおいてこの一群の器が現れ、編年上、また西周史實との關聯において、資料的にも重要である。この期の南征については、小子生尊七八一頁の條にいう。

六九、過伯段

器名　𨑰伯𣪘夢郼　過伯𥂁通考　過伯𣪘㕁朔

時代　成王斷代　昭王大系・通考・㕁㕁・唐蘭

收藏　「相傳王文敏舊藏、然余輯文敏拓册、未見此文、余得之丹徒劉氏、旋爲羅參議博易去」周存「丹徒劉氏食舊堂舊藏」夢郼

著錄

器影　夢郼上・二四　大系・六二　通考・二九五　二玄・二〇二

銘文　周存・三・一〇九　大系・二六　小校・七・四〇　三代・六・四七・三　河出・二〇八　二玄・二〇一

考釋　大系・五四　文選・下二・一〇　㕁朔・二・一七　通考・三四三



過伯段

器制　通考にいう。「大小未詳。口飾鳥紋一道、足飾斜角雷紋一道、兩耳作獸首形、有珥、方座殘破、前後有獸首、而虛其下」。鳳文はいわゆる顧鳳、身尾は曲線的な細味の浮雕で流麗である。地には雷文を埋めている。方座の正面下に花瓣形の刳型がある。器制・文様は何れも滕虎段通考・二九三に近く、鳳文は御正衞段七四六頁のそれと似ている。

銘文　三行一六字

過白從王伐反荊、孚金、用乍宗室寶𣪕彝



過字の冎は卜文にもみえる。大系に過の地を論じていう。

古有過國、左傳襄四年、寒浞處澆于過、杜注、過國名、東萊掖縣北有過鄉、是、此過伯或卽其後

地を東萊に求めるのはあまりにも遠く、南征との關聯も求めがたい。字はあるいは骨の省文に從うもので、左傳莊三年、「公次于滑」の滑であるかも知れない。杜注に「滑、鄭地、在陳留襄邑縣西北」とみえ、後漢志には襄邑に屬している。近くの大

康附近に渦水があり、東南流して淮水に入る。これより少しく南方の地が古の楚荊の地であつたと考えられ、楚荊を伐つには過伯がその地に近かつたのであろう。滑・渦水は過伯の名と關係があろう。過伯は伐楚の役に從つて金を俘獲し、宗室の寶彝を作つている。金は詩の魯頌泮水に南金の名があり、また書の禹貢の荊揚二州に金を產する記事がみえているように、古くから楚荊の特產であつた。

訓讀

過伯、王に從つて反荊を伐ち、金を孚れり。用て宗室の寶障彝を作る。

參考

この器には反荊を伐つことをいう。昭王南征の傳承と關聯するところがあろう。器の文様は分尾以前の夔鳳、字迹は康王期の效父殷と似ているが、器制・文様からみて、昭王期に屬すべきものと考えられる。字迹甚だすぐれ、周存にも「自是王朝文字之至佳者」と稱している。

七〇、𤞷殷

時代　成王斷代　昭王大系・厤朔・唐蘭

著錄

銘文　大系・二六　厤朔・二・一八　小校・七・四三　二玄・二〇〇

大系にいう。「未著錄、唐蘭氏影贈」。また文選には、頌齋拓本によるという。

考釋　韡華・己・一八　大系・五三　文錄・三・二三　文選・下二・一三　厤朔・二・一八

銘文　三行一九字



𤞷殷銘

𤞷馭、從王南征、伐楚荊、又得、用乍父戊寶障彝

□

𤞷は人名。馭は御、令鼎にみえる。大系に唐蘭氏よりの書札を載せていう。

左傳言、昭王南征而不復、僖四年 而古本竹書紀年言、昭王十六年、伐楚荊、又言、十九年、天大曀、雉兎皆震、喪六師于漢、則昭王實與楚戰而隕于漢、故齊桓公以討楚耳、𤞷殷云、𤞷馭、從王南征、伐楚荊、南征之語、與左傳合、伐楚荊之語、與紀年合、其書法與盂鼎同派、可見時代相近

唐蘭氏は康宮を論じた近年の論文考古學報・一九六二・一において、鼒殷以下のこれら南征の諸器を、昭王十六年の南征をいうものとしている。

「又得」とは俘獲をえたことをいうものであろう。鼒殷では單に「孚」といい、過伯殷では金を俘獲したことを記している。これらの戰鬪は成功裏に收束をえたものと思われる。

文考を父戊といい、銘末に圖象文字標識をもつことからみて、𤞷が東方系の氏族であることが知られる。南征などの遠征には、多く東方系の氏族が動員されていたようである。

銘末の圖象款識は吳字に似た形で、左手を以て器をあげている象である。文錄に「象獻器形、與陳曼鼎相似」という。陳曼鼎は周存二・四八に著錄。この款識と同じであるが、身の部分を斐鉤を以て記している。もし本器の款識と關係あるものとすれば、𤞷は田齊の祖と同族であつたということとなる。

訓讀

𤞷、馭して王の南征に從ひ、楚荊を伐ち、得たる有り。用て父戊の寶障彝を作る。

□

參考

本器は器影が知られず、韡華には彝として扱つている。韡華によると、𤞷を摯と釋して詩の摯仲氏とする說があるという。韡華は埶と釋し、器を令殷にいう楚伯討伐と同時のものであろうとして西周初期に屬しているが、鼒殷の條には、鼒・𤞷の兩器を中葉に屬し、昭王南征の器と說いている。字に健爽の風なく、令器よりは遙かに下る字樣である。

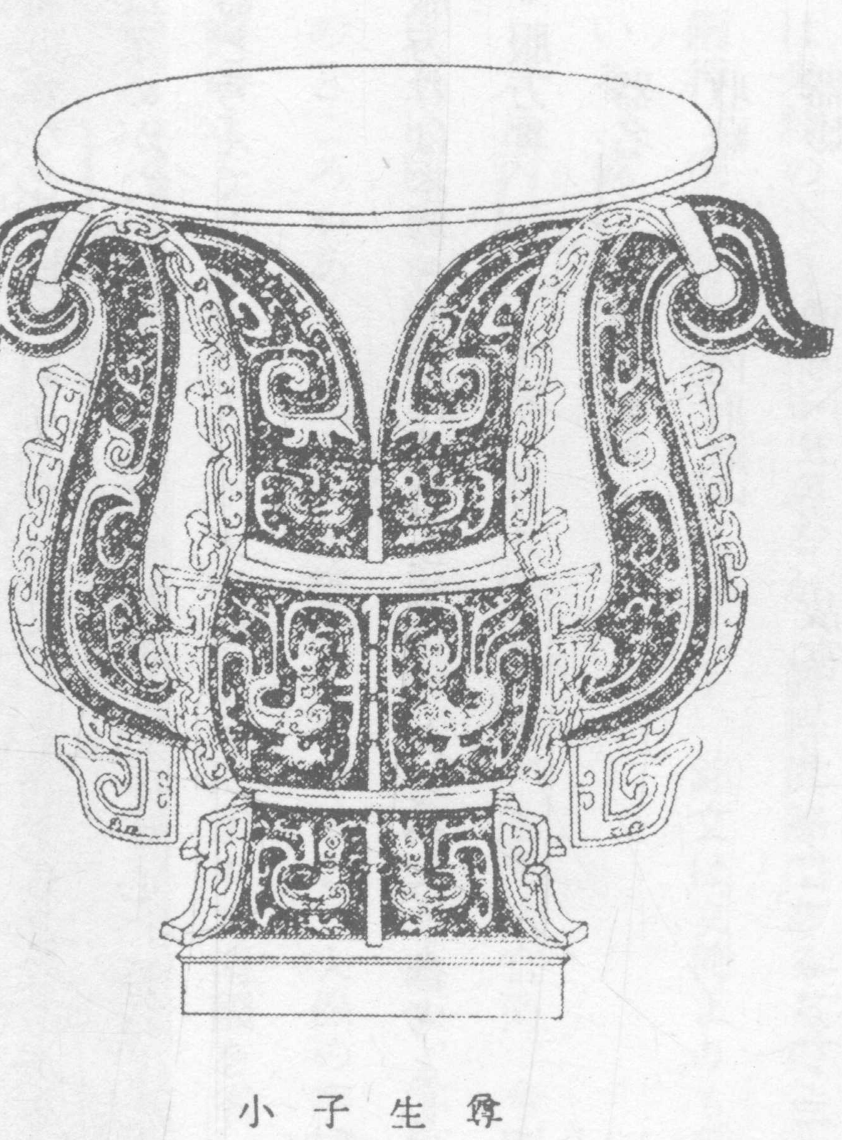
𤞷と同名のものに𤞷父鼎と稱するものがある。

＊𤞷父鼎　貞松・二・三四　三代・三・五・五

文にいう。「𤞷父乍旅將鼎」。字迹に泐損多く、器形も著錄されていない。銘文の眞僞についても問題がある。貞松に將を台の字形に近しとして姒と釋しているが、旅姒鼎という語法はない。𤞷父と𤞷との關係は知りがたい。

七一、小子生尊

器　名　內事尊西清　生尊古文審　生辨尊麻朔
時　代　成康期斷代　昭王通考
收　藏　「清內府舊藏」西清



小子生尊

著　錄
器影　西清・八・四三
銘文　古文審・三・一六
考釋　文錄・四・八　文選・下二・四　麻朔・二・三一　斷代・三・七七

器　制　西清にいう。「高一尺二寸、深八寸九分、口徑九寸四分、腹圍一尺八寸九分、重五百七兩、兩耳有帶」。その器制は頗る奇異であるが、服方尊故宮・下・一一二　通考・五五六と器制近く、ただ中段の文様を異にするのみである。近出の盠尊も同様の器制であり、一時行なわれた形式なのであろう。器はいわゆる鳳耳を附している。扁耳であつて、器腹に沿うて上り、器口の下で器に密着し、尖端を外に下垂して魚尾狀に開く。稜を附し、珥を加えている。器の文様は上層に變樣夔鳳の蕉葉文、その下に兩夔鳳相對し、中・下層にも同形の夔鳳文を配する。中層の夔鳳は垂啄狀の冠毛が前に大きく垂れ、尾羽下垂。器も鳳耳もその全體を美しい圓雷文を以て覆い、文様極めて鮮麗である。服方尊よりも一層繁縟な文様である。

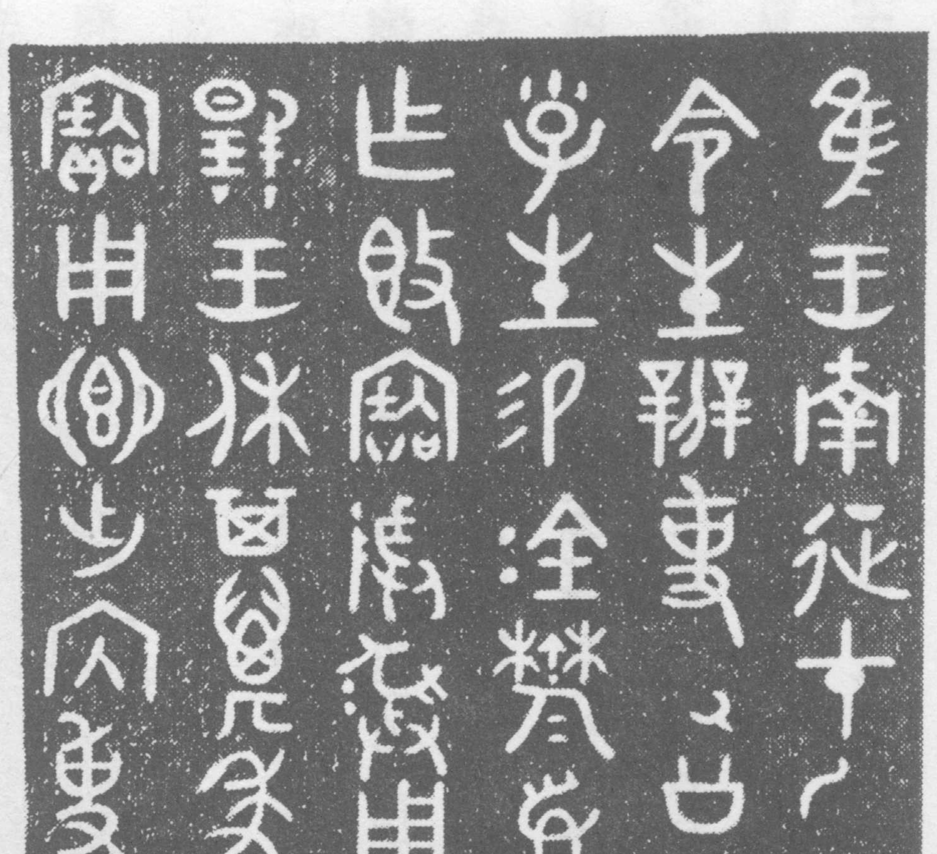
銘　文　六行四三字

隹王南征、才□

「在□」の□は僅かに屋形のみを殘している。この期における王の南征をいう器には數器あり、陳氏は過伯段・㝬段・𤼈段のほか

誨鼎　唯叔從王征、唯歸、隹八月才皕应、誨乍寶鬲鼎薛氏・九・八四　復齋・二九

の四器をあげている。これら諸器にいう南征はほぼ相近い時期のことであろうが、唐蘭・郭沫若氏らは前三器を昭王期とし、昭王南征の史傳を證する資料と考え、陳氏は器制上これらを成王期に屬すべきものとする。そして誨鼎については成末康初の器であるという。しかし本器の夔鳳は大きな垂啄をもつ華麗な文様で昭穆期に通行したものであり、また本器と同じく鳳耳をもつ服方尊や盠の諸器も昭・穆期に屬すべきものであるから、本器にいう南征は昭王期の南國經營に關するものであると考えてよい。



小子生尊銘

王令生、辨事□公宗

辨は洛陽出土と傳えられる作冊魖卣に「見服于辟王、辨于多正」とみえる。文錄に「辨徧同字、書、禋于六宗、徧于群神、比言辨、有事于群望也」というが、下文には「公宗」とあり、群望の祀ではない。祭事を辨治する義とみられ、左傳定八年「辨舍奠于季氏之廟」とあるものがこれに當る。辨事の下一字は、作冊魖卣の文例によると于の字の入るところである。王が南征の途にあつて公宗に辨事することを命じているのは、小子生を派遣して、あまねく宗廟に戰勝を禱告させたのであろう。

小子生易金・鬱鬯

小子はもと王子の身分稱號である。陳氏は周禮夏官の小子職と解しているが、それは後世の制である。生が東方系貴戚の出自であることが知られる。

「易金鬱鬯」の易は被動形。麥器にも同様の語法がある。金を賜うことは、麥・𢉩の諸器にみえる。鬱鬯は叔隋器にみえ、叔隋器では華祀が行なわれたときに鬱鬯・白金・□牛を賜うている。また令段では鬯・金・牛を賜い、「用䄍」という語がそえられている。この器の賜物には牛を缺いているが、これらの賜與はみな祀禮に關して與えられている。鬱鬯の字釋は古文審に詳しい。文錄・文選にはその釋をとらず、上字を字形のまま、第二字を酉と釋している。壺銘三代・一二・八・一に「作鬱壺」と銘するものあり、その字は本器と字形同じ。鬱鬯については、斷代に詳細な記述がある。

用乍段寶隮彝、用對䫉王休

「段寶隮彝」という語はあまり例がなく、普通ならば、器名としての段を加えるときは「乍寶隮彝段」・「乍𬎆彝隮段」のようにいうところであるが、この器は尊である。それで陳氏は「用乍段、寶隮彝」と句讀しているが、この場合は𬎆隮彝の𬎆のように、隮彝につく修飾語であろう。段には動詞的な用法もあり、㱙の字を用いる。令段に「用𩰫王逆造、用㱙寮人」とあり、𩰫・㱙を對文としている。本器も下文に「用鄉出內事人」とあり、㱙・𩰫の兩字を含んでいる。

「用對揚王休」を作器の辭の下に連ねているが、一般の銘辭では「對揚王休、用作寶隮彝」というところである。

其萬年永寶、用鄉出內事人

この末文の形式は一時行なわれたもので、陳氏はその數例をあげている。

小臣宅𣪘　其萬年、用鄉王出入
伯矩鼎　用言王出內事人三代・三・二三・二
𧗸鼎　乃用鄉王出內事人
白寏父鼎　用鄉王逆造事人三代・三・二八・一
麥方鼎　用嚮井侯出入

陳氏はこれらの諸例を成康期の器とするが、その形式は康・昭期にまで行なわれていたものとみられる。出入・逆造は、祭祀などのとき、王あるいはその使者の往來することをいう。事人とは使人。出內の上に、王の一字をおくのが通例である。

訓讀

これ王、南征して□に在り。王、生に命じて、公宗に辨事せしむ。小子生、金・鬱鬯を賜ふ。用て𣪘寶隮彝を作り、用て王の休に對揚す。其れ萬年まで永く寶とし、用て出內の事人を饗せよ。

參考

斷代に、この尊の器制よりしてその時代を論じていう。

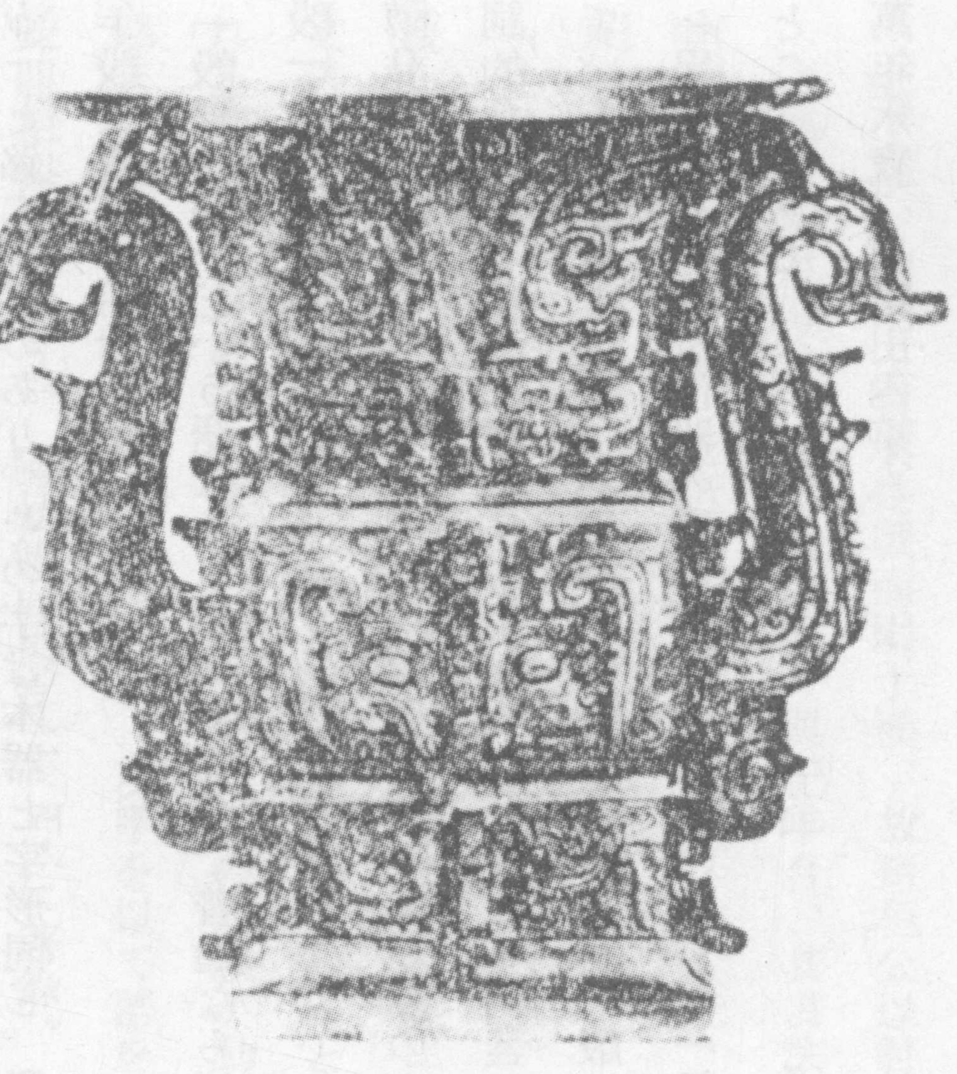
此尊、口圓而方腹、是所謂方尊者、它和服方尊商周・五五六完全同形制、而花文不同、它和麥方尊、花文全同、而后者形制、同于令方彝、此類方尊的出現、僅限于殷末與周初成康之際、所以小子生尊、應與麥器同時、卽約當成王之末、或成末康初

その字迹を明らかにしないが、筆畫は𤔲𣪘に近く、文辭は康・昭期のものに類する。器制は𧊒尊・𧊒方彝など時期のかなり下るものとも通ずるところがあり、必らずしも陳氏のいうように成康期とは定めがたい。華麗な夔鳳文は昭王期を中心に盛行したものであるから、昭王期の南征に關する一器と考えてよい。

服方尊は本器と形制の相似たものであるから、參考として附記しておく。

＊服方尊

器名　服尊貞松
收藏　「內府藏」貞松
器影　通考・五五六　故宮・上・一一三　二玄・二二〇
銘文　貞松・七・一六　三代・一一・三二・一　二玄・二〇九
考釋　文錄・四・一三　文選・下二・二
器制　故宮にいう。「腹足方而口圓、頸上飾仰葉夔紋及象紋、腹飾饕餮紋及夔紋、足飾鳥紋、前後各有三稜、兩旁有扁耳上出、高二三・六糎、深一七・五糎、口徑一九・七糎、底縱一〇・八糎、橫一一・二糎、重三・六四粁」。口下に蕉葉狀の夔鳳、その下に虺龍文を飾り、中層の饕餮は厚趠方鼎三五八頁のそれと同じく大きな角飾が下垂している。圈足の夔鳳は垂尾で、鳳文の古い形を存している。



服方尊

銘文　三行一四字

服肇夙夕明享、乍文考日辛寶隮彝

肇は肇。肇始の義であるが、家祀を承けたときをいう。夙夕明享は祖考を祀ることである。文考を日辛と稱するのは東方系の俗。字迹は御正𧗸𣪘に似た緊湊體で、昭穆期に通行した様式である。

以上、𤔲𣪘以下の四器はみな伐荊・伐楚・南征をいうもので、諸家は概ねこれを昭王の南征に關する器であるとする。すなわち古本竹書紀年にいう昭王十六年、及び十九年の南征の際のものとするのである。このような從來の見解に對して、陳夢家氏はひとり異論を唱え、これらの諸器は成王もしくは成康期に屬し、南征のことは成康以來繼續して行なわれていたとするのである。その說にいう。

我們考慮再三、必須移此諸器于成王時代、是有理由的

一、上述「唯王南征」諸器的形制・花文・銘文屬于成世、可能稍晚而不能晚至昭世

二、史書所記武庚之叛、南方的熊族（卽楚）亦參預、而成王伐之

三、上文第一五器令𣪘記王（應是成王）伐楚伯、第五器宜侯夨𣪘記成王親征至宜、第二三器大保𣪘曾論及召公可能有南征的事、後者曾提到安州出土的中組諸器、涉及「反虎方」・「省南國」・「戍漢」、頗與楚有關、中組所述南宮和「唯臣尙中」、很可能是顧命「大保命仲桓・南宮毛」二人、古今人表作中桓・南宮髦、其述王在夔□、或卽鄭語與楚同姓之夔越、安州六器有三件是樸素的方鼎、這種方鼎在成康時代是較爲通行的、成康以後很少有方鼎



服方尊銘

陳氏が𤔲𣪘諸器を武庚・熊盈に對する討伐に關するものとし、昭世に下る可能性なしとする時代觀には必らずしも贊しがたい。しかし東征といえばすべて成王踐奄の役に、南征といえば直ちにこれを昭王の南征に結合して疑わなかつた從來の研究者の態度に反省を促がす意味において、陳氏の提說は新味をもつている。ただこれらの器を器制上成王期に屬するものとし、武庚・熊盈に對する征

役と解したのは、結果的には舊套を脱したものとはしがたい。南方に對する周の經營は、成康以來數次にわたつて行なわれており、金文にその蹤迹をとどめている。その最も早いものは、陳氏のいう大保玉戈銘である。作器者は厲侯であるから、いま厲侯玉戈銘と稱しておく。

＊厲侯玉戈銘　斷代・五・圖版一六

陶齋舊藏の器で、陶齋古玉圖八四に著錄する。陳氏はこの器をフリア美術館で目檢したという。字は米粒のような細字であるが、眞器眞銘であるとのことである。戈長六七・四糎、最寬一〇糎。銘兩行、第一行二三字、第二行四字、銘文は文飾よりも前に刻されていて、文飾のため一部缺失している。銘にいう。

六月丙寅、王才豐、令大保省南國、帥漢造官南、令厲侯辟用□走百人

以上は陳氏が斷代五・一二七頁に示した釋であるが、字迹が明らかでないところもあつて、なお疑問のところがある。豐は作册魖卣にもみえる。大保の字樣は大保諸器と同じ。從つて大保は一應召公奭のことと考えてよい。大保が王命によつて南國を省し、その際厲侯に走百人を與えた。走は身分



玉戈銘

卷一下　七八九～七九〇

を示す語であろう。作器者は賜與を受けた厲侯であると思われる。器は寶雞出土といい、また召公墓出土ともいう。金文分域篇一二・一二に寶雞出土器中に本器を列し、玉刀文としてその字釋を載せている。釋文は本器とかなり異なつており、あるいは同出の別器であるのかも知れない。

六月丙寅、王才豐、令大保省南國、帥漢征邑南、令厲侯、保用賚貝十朋・走十人

厲侯の名は中尊にみえ、字形は稍しく異なるも同じく南征の器銘にあらわれている。中氏の諸器、いわゆる安州六器は、おそらく成王後期の器と考えられるもので、成王期における南國經營の事情をみるに足る。ここにその銘文を錄しておく。

＊中觶　博古・六・三〇　薛氏・一一・二　嘯堂・上・二五　古文審・三・八　大系・七

王大省公族于庚□旅、王易中馬、自㸒庡四馮、南宮貺、王曰、用先、中揚王休、用乍父乙寶隮彝

文五行三六字。器蓋二文。器は下腹の脹らみの大きな觶で無文。器腹に四指の指痕があり、博古に「今此指痕、以蠟爲模、以指按蠟所成」と說明している。他に例をみないことである。銘は、南國の討伐に當つて、王はまず大いに公族を省し、中に軍に先んじて先侯することを命じ、馬を賜與するをいう。中疊三代・一一・四一、器蓋二文においても中は父乙の器を作り、銘末に足跡をモチーフとする圖象款識がある。

＊中方鼎二・三　博古・二・二〇、二一　薛氏・一〇・三、四　嘯堂・上・一一

二器行款異るも同文、六行三九字。文にいう。

隹王令南宮、伐反虎方之年、王令中先、省南國、貫行、抧王庡、才䕫□□山、中乎歸生鳳于王、

抧于寶彝

虎方を伐つに當つて中が先候のことを果し、王は行在に在つて生鳳を賜うたことをいう。南國の叛には虎方が主謀をつとめていたらしい。虎方は殷代の卜辭にもみえ、淮水上游方面の方族であるが、のち周の討伐を受けて歸順し、虎侯となつた。康初の宜侯夨毀は、虎侯を從えて王が東方を巡察し、宜地において虎侯を封建して宜侯としたことを記している。すなわち虎侯の歸順は成王後期のことである。器は二器同制、素文の方鼎で八直稜を飾る。

＊中甗　薛氏・一六・二

文一〇行、約一〇〇字に上る長文であるが、通讀しがたいところが多い。

王令中先、省南國、貫行、抧庡才□、史兒至以王令曰、余令女史小大邦、厥又舍女□量、至于女庚小多□、中省自方、復造□邦、在□㠯餗、白買父□、以厥人戍漢□州、曰叚、曰□、厥人□□夫、厥貯□、言曰、賓□貝、日傳□王□休、肄肩又羞、余□□□、用乍父乙寶彝

甗の銘文としては最も長銘である。器制を知りがたいが、文は他の諸器と同じく南國の先候、省察を命ぜられて、賜與をえたことをいう。その行動範圍は漢域に及ぶものであつたことが推測される。

＊中方鼎一　博古・二・一七　薛氏・一〇・三　嘯堂・上・一〇

形制は前器と殆んど同じ。文八行五七字。

隹十又三月庚寅、王才寒餗、王令大史、兄褭土、王曰、中、茲褭人、大史易于珷王乍臣、今兄□女褭土、乍乃采、中對王休令𩰫父乙隮、隹臣尙中、臣□□

卷一下　七九一～七九二

南土經營のこと終つて、中に采土を賜うことをいう。以上中氏諸器にいう南征には大保の名がみえず、前揭玉戈銘にいうところとはまた別の征役であつたと考えられる。成王期の令毀には、「隹王伐楚白、才炎」とみえ、これはまた南國あるいは虎方を伐つことをいう玉戈銘・中氏諸器とは別の征役であろう。これによつていえば、成王期の南征といつても、數次にわたる征役があつたとみられるのである。

中方鼎にみえる虎方の虎字は、その結體の上部にある虎頭の象を除くと、𤼈毀にみえる反荊の荊の字とかなり形が近い。過伯毀の荊はその字に井を加えたもので、㝬毀では楚と合せて楚荊と稱している。字形の變遷からみると、荊という呼稱は虎方の虎と關係があるかも知れない。當時楚荊と稱した地域は、おそらく淮水上游の南方であつたと考えられ、武庚のときの熊盈の族とその方面を異にしている。昭王期の南征は、この楚荊の地に對して行なわれたもので、その地域には、成王期の中氏諸器にいう作戰がかつて行なわれたのである。なお中氏諸器については、小稿「安州六器通釋」甲骨金文學論叢十集參照。

成王期における南國經營は、玉戈銘・中氏諸器の南征によつて一時成功を收め、諸方族の歸服をえていたのであろう。康王期には小盂鼎にいう玁狁の征伐、伯懋父諸器にみえる東方の大遠征のほか、南方に軍を用いたらしい形迹はみえない。今本竹書紀年によると、康王十六年「王南巡狩、至九江廬山」とあるが、その記事は疑わしい。ただ成王期の南國戡定の後、康王の末年近くともなると、周の南方に對する規制力も次第に弛緩を來たしたので、康王末期の北伐・東征が一段落するに及ん

で、南方に兵を動かして支配の强化を圖つたことも考えられる。つづいて昭王期には、古本紀年によると十六年に楚荊を伐つて漢を渉り、十九年には漢に六師を喪い、その末年南巡して反らずという。昭王期にもまた、數次の征旅が試みられているのである。

その後、師𩁹父諸器・伯屖父諸器には淮夷討伐のことがみえる。淮夷が南夷・南國とよばれるものと同じ種族であるかどうかは確かめがたいが、周の漢・淮方面より淮水の流域に及ぶ經營はかなり長期にわたつて推進され、西周中期には、淮夷は周の賣晦の臣として朝貢するに至つたようである。しかし後期になると、かれらはまた屢〻叛亂を試み、北方の玁狁とともに周の大患となつたことは、金文にも詩にもみえる。周の南方經營は、周初以來、殆んど間斷なくつづけられた征旅による支配・朝貢という形式を以て行なわれたが、その支配の確立は伯懋父諸器にみられる南征において達成され、宗周鐘にいう昭王の南征はその頂點をなすものであつた。以上の經緯から考えると、伯懋父諸器は昭初における周の南方經營に關する遺器であり、𤼈毀以下はその後の經營の事情を示すものであると考えられる。

七二、尹姑鼎



器名　尹姑齊鼎斷代

時代　昭王斷代

收藏　一、冠斝樓藏器冠斝　三、斷代「今在美國 Albright 美術館」

著錄

鼎　器影　一、冠斝・一二二玄・一三三

姑　銘文　一、冠斝・一二二玄・一三三
　　二、錄遺・九七

尹　考釋　斷代・五・一一九

器制　斷代にいう。「傳世同銘各兩器、別一器今在美國Albright美術館、高三四糎、口徑二八・八糎、曾與公姑齊鼎、先後見之于紐育市、此三器、花文形制大同、而僅有極小差異、乃是一家所作、後二器已制版、詳見將來出版的中國銅器綜錄一書中」。いま冠斝樓に錄する一器についてみるに、立耳分當、腹部が大きく張り、三足は太く短く、鬲に近い感じを與える。器腹に角飾ある大饕餮文を飾る。分當の界に相對う立刀形の文様があり、饕餮の尾部に當るようである。地にはすべて鮮麗な方雷文を埋めている。文様は魯侯熙鬲と似たところがある。



銘文　八行六五字

穆公乍尹姑宗室于□林

穆公は盠彝にみえ、また禹鼎にもその皇祖を穆公と稱しているが、本器の穆公との關係は知られない。陳氏は「穆公與尹姑、當是夫婦、都是生稱」というう。しかし夫婦の關係にあるものが、夫人の宗室を別に作ることは、普通には考えがたいことである。宗室は過伯毀に「用乍宗室寶𩰫彝」とあるように、祀廟のあるところである。尹姑はおそらく公姑鼎に公姑とよばれている人と思われる。公姑は天君より蔑曆され賜賞を受けている。尹姑とは尹氏に嫁している姞姓の夫人であろう。

公姑は公姑鼎によると、漁の儀禮に關して蔑曆賜賞を受けている。その文にいう。

佳十又二月既生霸、子中漁□池、天君蔑公姑曆、史易公姑魚三百

かくて公姑は天君の休に對えて器を作つているのであるが、次尊・次卣によると、公姑は次に命じてその田人を嗣めさせ、次に蔑曆して馬や裘を賜い、次は公姑の休に對揚して器を作つている。公姑は外事にも與かり、一家を代表して行爲しているとみられる。この鼎文に「尹姑宗室」のような語がみえるのはそのためであろう。穆公が尹姑の宗室を作つているのは、下文によると天君の慫慂するところであつたらしい。尹姑は天君と親緣關係のある人とみられる。

佳六月既生霸乙卯、休天君弗望穆公聖粦明□、事先王、各于尹姑宗室□林

天君は君后・君氏の稱であろう。作册睘卣にみえる王姜は、作册睘尊では君とよばれている。休天君の休は休王の意で、休天君は康王の王妣であると思われる。康王沒後、皇太后として休天君と稱されていたのであろう。休王については四七五頁參照。

望は忘。「聖粦明□」は穆公の德を稱する語。聖は聖保・聖武・哲聖のように用いる。粦を陳氏は說文の「瞵、目精也」の瞵とし、また明下の一字についても補釋を試みているが、字は未詳。「事

先王」の事は筆畫が稍しく異様にみえるが、尹・君の字形を參考するとやはり事である。

この銘文は、天君・穆公・尹姑の關係が明らかでなく、そのため銘文の內容に理解しにくいところがある。陳氏は穆公と尹姑とを夫婦と解し、その立場から器銘を論じていう。

穆公爲其妻尹姑、在某林之地、作了宗室、天君不忘穆公如何聖明的服事先王、因親臨于尹姑的宗室、而以玉和馬賞賜之、則作器者應是尹姑、而非穆公、學者或稱此器爲穆公鼎、應正、王后天君、臨于尹姑宗室、而賞賜尹姑、其賞賜的緣故、由于穆公有功于先王、則此天君似是作器當時的前一王之后、而穆公應是先王的公尹、左傳昭十二、燮父禽父並事康王、事康王猶此銘的事先王

すなわち穆公がよく先君に事えたので、先君の后妣である天君が、穆公がその夫人尹姑のために作つた宗室に赴いて、尹姑に賜賞を與えたと解するのである。この解釋には、穆公と尹姑とを夫婦とすることが前提となつているが、夫婦にそれぞれ宗室があるとは考えられず、夫たる穆公の功を賞するならばその宗室に赴いてなすべきである。

「不忘」とは、故人の遺德を追思する語である。すなわち穆公はすでに故人である。従つて文首の「穆公乍尹姑宗室于□林」は追述の語であり、この文は、天君が、穆公の功を偲んで尹姑の宗室を訪れたことをいう。尹姑の宗室は、穆公の營んだものである。穆公はあるいは尹姑の同族父兄に當る人であろう。また休天君は、穆公あるいは尹姑と親緣の關係にある人と思われる。婦人にして宗室があるのは一般に考えがたいことであるから、尹姑は特に事情があつて、一家の宗室を守る立場にあつた人なのであろう。

君蔑尹姑曆、易玉五品・馬四匹

尹姑に對する蔑曆の理由は述べられていない。單に穆公の功を追念して尹姑に蔑曆することは考えられないから、天君が宗室に臨んだ際の儀禮に關する賞賜と思われる。公姞鼎においては、子中が祭祀の際の漁の禮に奉仕したとき、公姞は同じく蔑曆を受けている。何れも祭事に關することである。

「玉五品・馬四匹」は噩侯鼎の「玉五瑴・馬四匹」というのに類している。左傳莊十八年にも

虢公晋侯朝王、王饗醴、命之宥、皆賜玉五瑴・馬四匹

とみえている。これらの賜與は饗醴の際に與えられることが多かつたらしく、噩侯鼎の上文にも饗醴の記事がある。本器の場合も、あるいはその禮があつて蔑曆が行なわれたものかも知れない。

拜䭫首、對䫸天君休、用乍寶齊鼎

齊鼎と二字に分書されているが、齋と一字に書する例が多い。齋は方鼎をいう語でこの器の器形に當らぬため、陳氏はこれを齊鼎とよみ、齋とは異字とする解をとつている。

此器自稱爲齊鼎、下一器齊字從鼎、則齊當是一種鼎名、西周初期、自稱齋的、多是方鼎、而此器實是鬲形、疑假借爲鼐、說文以爲、鼎之圜掩上者、从鼎才聲、爾雅釋器以爲、圜弇上者、郭璞注以爲、鼎斂上而小口、戰國時、有一種款足鼎、圜掩上、小口而有葢、當是從此形式發展而來的、三代五・一六・二著錄一鬲、而稱齋鼎、猶薛氏九・一〇〇䵼鼎、自銘寶鬲鼎（斷代・三・七九）、鬲鼎可能是齋鼎之類

器は殆んど鬲に近いが、鼎・鬲の別は足の款足・實足という點が主であり、從つて鼎は大名、鬲は專名というほどの關係も考えられる。それで器は鬲にして銘に鼎と稱している例も乏しくはなく、三代著錄の鬲の銘にも、「𢿨白乍齋鼎」・「𪊲白乍餴齋」・「朱來隹乍鼎」・「邾伯作媵鼎」のような例が多くみえる。また鬲。鼎二字合文の例や齋鬲・𩰫鬲というものもある。齋・齊・𩰫は鼎・方鼎・鬲にこれを冠するものが多く、陳氏のように、器制として齊鼎の名を特に設ける必要はないと思われる。金文においては方鼎にも齊鬲にも同じように齊・齋の字を用いているのであるから、これを方鼎の器名と定めることもできない。從来方鼎を稱するのに齋の字が用いられているが、字の用法を檢すると必らずしも器名として適當な字でなく、史獸鼎には方鼎という器名がみえている。それで本書では器名に齋を用いず、方鼎の稱を用いる。

この銘文は、末文に「子孫寶用」の語を著けていない。簡略な銘では普通のことであるが、この器のように、蔑曆・賜賞を受けて、しかもこの種の末文を缺いていることは注意すべきである。作器者が女性であること、おそらくは特殊な立場にある女性であるためであろう。もし語を加えるとすれば、縣改𣪘「毋敢忘伯休」のような語を著けるところである。

訓　讀

穆公、尹姑の宗室を□林に作る。

これ六月既生霸乙卯、休天君、穆公の聖粦明□にして先王に事へしを忘れずして、尹姑の宗室□林に格りたまふ。君、尹姑の曆を蔑はし、玉五品・馬四匹を賜ふ。

拜して稽首し、天君の休に對揚して、用て寶齊鼎を作る。

參　考

この器の時代について、斷代には次のように論じている。

我們暫定此器並下器于昭王時、是從花文和字體兩方面推定的、此大獸面文、稍晚于我們定爲康王時的魯公熙鬲、而後者亦近于齊鼎的形式、尹姑三器的字體、介乎康王與穆王諸器之間、故宜在昭王時、此三器、不能晚于昭王、可能上及康世、而絕非成王時器、若如此、則銘中的先王是康王、而天君是康王之后

魯公熙鬲と本器とは、一は鬲、一は鼎であるけれども形制に通ずるところがあり、殊に文様のモチーフは殆んど同じである。また特徵的な角飾の形や、雷文を地文とする點なども同じ。殷代分當鼎の形式を承けるものであるが、本器の字迹・銘文を以ていえば、昭王期の器であることが確かめられる。

陳氏は本器の天君を康王の后であろうとしているが、その根據は專ら器制に對する時代觀による相對的比定にすぎない。陳氏は「休天君」の休を休美の意の動詞に解しているが、休は休王諸器の條に述べたように康王の生稱に外ならず、休王は康王、休天君は休王の后妣にして太后としての稱である。王妃・君婦が王侯と同じ名號を用いることは文獻にもその證乏しからず、金文においては頌

鼎の襲叔・襲姒、琱生𣪕の幽伯・幽姜、師趛鼎の聖公・聖姬あり、列國器では黝鎛に聖叔・聖姜、恵叔・恵姜の名がみえる。もし休天君の名號をこのように解しうるならば、從來標準器をうることが困難とされていた昭王期の器として、比較的確實な一器をうることとなろう。その字迹は⿰圭犬𣪕の字様と似て圓潤の趣があり、女性の器であることが考慮されているようである。天君の名はまた公姑鼎にみえる。公姑はあるいは尹姑であろう。

＊公姑鼎

器名　公姑齊鼎 断代

收藏　「一九四七年、見之紐育古肆中」断代

器影　中國銅器綜錄 未刊

銘文　同上

考釋　断代・五・一二〇

器制　断代にいう。「通高三一糎、高至口二五糎、口徑二七糎、寬三五糎」。その器制・文様は尹姑鼎と同じであるという。

銘　文　六行三八字

佳十又二月既生覇、子中漁□池

銘は拓影未見。すべて陳氏の釋による。子中は周初の器にこの種の名字をみないが、𣪕器では王子の名に用いる。子中もあるいはそういう出自の人であろう。遹𣪕において、葊京の大池で漁を行なつている遹も父乙の器を作つており、東方系の人である。

池上の一字は銹泐のため不明。陳氏は「漁于某池」とあるべきところだという。遹𣪕では「漁于大池」、また井鼎には「王漁于𡨦池」とみえる。漁は何れも葊京において行なわれており、辟雍儀禮の一であつたらしい。本器には葊京の名をあげていないが、葊京辟雍の儀禮とみてよい。

天君蔑公姑曆、史易公姑魚三百

天君は尹姑鼎にみえる。尹姑鼎には「休天君」とあり、天君はその略稱であろう。公姑は尹姑と同一人とみられる。

子中が漁の儀禮に與かり、公姑が蔑曆賜賞を受けているのは、子中と公姑とが一家の人であるからであろう。陳氏いう。

子中是主詞、而不知何人、吏易者、天君使子中、以所漁之魚三百尾、錫于公姑

子中を、漁を行い、かつ公姑への使者となつた人とみるのである。しかし公姑への蔑曆賜賞の前に子中の漁することが記されているのであるから、この蔑曆賜賞は、子中が漁に奉仕したことに對するものとすべく、子中は公姑一家の人であると思われる。史は使役。天君が使者をして公姑に魚を賜わしめたのである。漁に奉仕して魚を賜うことは當時の常禮であつたらしく、遹𣪕・井鼎には何れも漁して魚を賜うたことを記している。天君・公姑は王后・君婦であり、王后・君婦がこの種の儀禮に參與していたことが知られる。

拜𩒨首、對𩛥天君休、用乍𩰫鼎

𩰫鼎と稱しているがいわゆる方鼎ではなく、前器と同じく鬲に似た鼎である。

断代にいう。

此器齊字從鼎、與三代五・一六・二之鬲同、鼎與鬲之分、在實足與款足、但兩者俱是炊器、可相通用、故金文甗字從鬲、亦或從鼎、說文曰、鬲鼎屬、西周初期金文、鬲爲一種奴隸的稱謂、而無作器名的

器名のことは尹姑鼎の條に述べた。鼎とともに、この器にも祖考の名をいわず、子孫寶用の語を著けていないことが注意される。婦人の器であるからであろう。

訓　讀

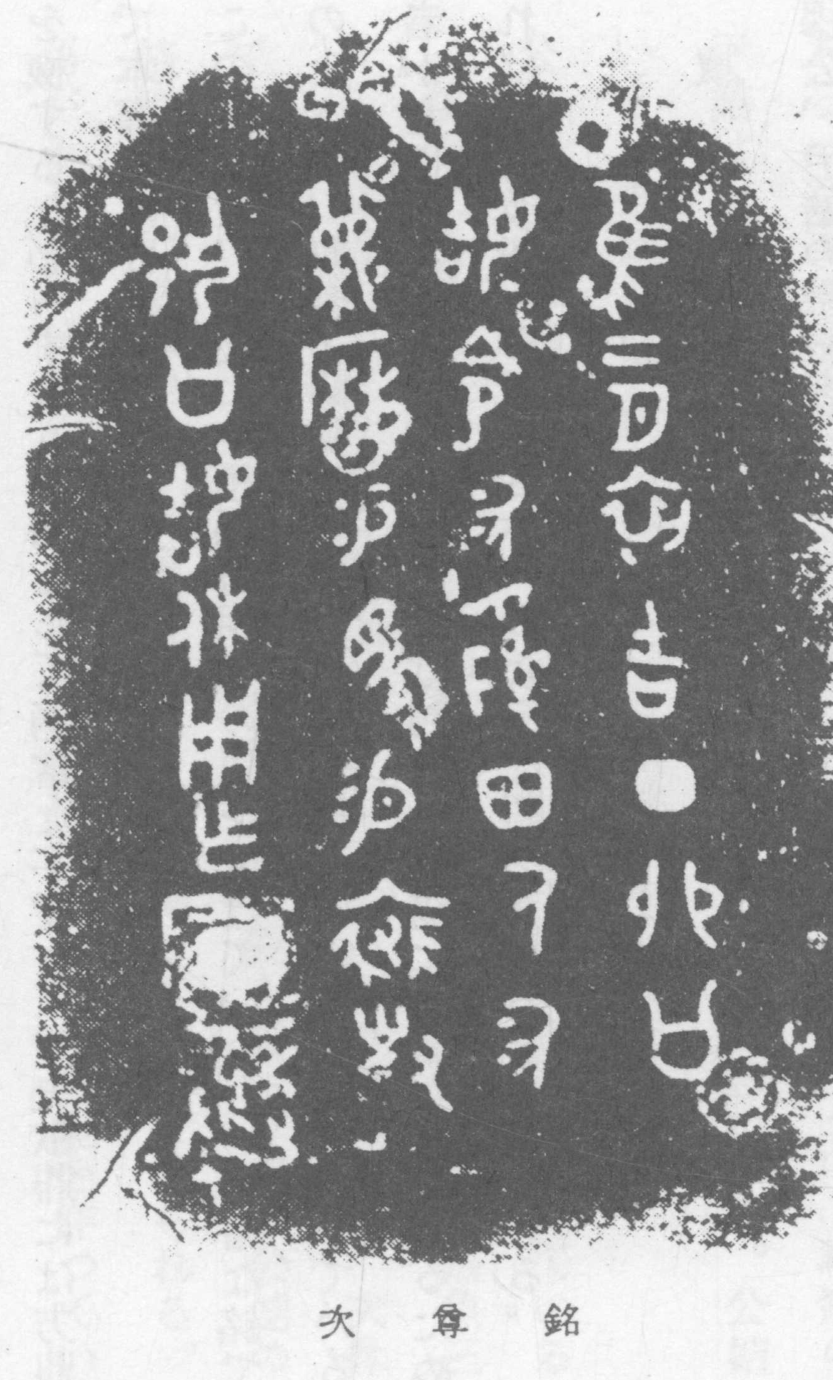
これ十又二月既生覇、子中、□池に漁す。天君、公姑の曆を蔑はし、公姑に魚三百を賜はしむ。拜して稽首し、天君の休に對揚して、用て𩰫鼎を作る。

この器の公姑は、また次尊・次卣にもみえている。尊・卣同文である。公姑の關聯器としてここに附載する。

＊次尊

銘文　積古・五・二一（邑尊）　攈古・二之三・五八（叉尊）　奇觚・一七・六（叉尊）　三代・一一・三五・二（叉尊）

断代にいう。「尊今在故宮、項下一帯分尾的長鳥紋」。



次尊銘

＊次卣

銘文　積古・五・五（邑卣）　攈古・二之三・五九（叉卣）　愙齋・一九・二五（叉卣、潘文勤藏）　奇觚・六・一四　周存・二・三四（鼎）・又五・九〇（丑卣）　綴遺・一二・二一　小校・四・六一（叉卣）　三代・一三・三九・五（叉卣）

この器は器形未詳。周存に鼎として著錄する器も潘氏藏で、銘の行款同じ。

考釋　韡華・庚上・三（叉卣）　文選・下二・四（叉尊）　積微居・一七四（次卣）　断代・五・一二一

銘　文　四行三〇字。尊一文。卣、器蓋二文。



次卣銘

佳二月初吉丁卯、公姑令次嗣田人

積古にいう。

按說文、姑黃帝之後、……后稷妃家也、左定三年傳注、姑南燕姓、又路史引陳留風俗傳云、敦氏姑姓後、引姓纂云、宋之雝氏本姑姓、公姑未詳何國、公姑者公之妃也

金文には王姑・外姑・叔姑・尹姑・蔡姑などの名がみえ、相當の著姓である。春秋には南燕の外になお密須・偪などがあるが、その出自關係は明らかでない。次の釋は積微居による。積古には邑、攈古には叉、周存には丑と釋しているが、字は二に從い欠に從う。一應次と釋しておく。斗升の字形もこれに近い。

「嗣田人」の人は、多く厥と釋されているが、文義が通じない。人と厥とは金文に極めて似た形に作るものがあり、大盂鼎にも人を本器と似た字形に記している。嗣は官嗣の義。ただ金文には官嗣のことによつて蔑曆する例は殆んどなく、あるいは一時そのことに當つて賜賞をえたものかも知れない。

次蔑曆、易馬、易裘

賜物は一物ごとに賜字を加えて示されている。類を異にするものは、一々條擧するのが初期金文の例である。裘は裘形の中に又を加えている。卜文にもその字形がみえる。

對䴕公姑休、用乍寶彝

公姑は次に田人を治めることを命じ、蔑曆賜賞している。婦人は外事に與からぬものであるが、周初の器には、婦人の關與する器が少數ながらある。

訓讀

これ二月初吉丁卯、公姑、次に命じて田人を嗣めしむ。次、蔑曆せられ、馬を賜ひ、裘を賜ふ。公姑の休に對揚して、用て寶彝を作る。

次尊・次卣はその器形をみないが、銘文の字迹によつて考えると、公姑・尹姑の器とほぼ同期のものであろう。王后・君夫人に關する記述を含むものは、さきに王姜の諸器があり、後には縣改段・琱生段などをあげうるが、いま時期的に近いとみられる夫人關係の器若干を錄しておく。當時の君公夫人のあり方をみるべき資料として、重要な意味をもつものであると思われる。

卷一下　八〇五〜八〇六

*𠧟彝[一]　愙齋・八・一三（公姒敦）　奇觚・五・一七（士告彝）　小校・七・四六（𠧟作父乙彝）　三代・六・五一・四　河出・一九四

潘文勤舊藏。銘三行二六字。文にいう。

佳十月初吉辛巳、公姒易𠧟貝、才莽京、用乍父乙寶彝、其子孫永寶

𠧟と釋した字は者に從う形ではないが、かりに釋した。おそらく莽京の儀禮において助祭の功あり、𠧟に貝を賜うたのであろうが、賜與者は婦人である公姒である。文字は波折の強い雄健なもので、字様からみると、成・康期にも屬しうる器であるが、器影をみないので確かめたがい。公姒・公姑は公夫人で、夫人世婦が祀享のことに與かつたとする經籍の記載は、これらの器銘によつて實證することができる。愙齋に、莽京を鎬京と釋する說がみえ、陳夢家氏の莽京鎬京說はその說に據つている。



𠧟彝銘

姒と稱するものには王姒・𤔲姒などがあり、それらの諸器は周初にあるものと思われる。

卷一下　八〇七〜八〇八

*叔𣪕尊　フリア藏。書道・四三

叔𣪕易貝于王姒、用乍寶隣彝

王姒より賜與をえて器を作つたもので、文字は極めて古い。

*保侃母壺　貞松・七・三三　三代・一二・一二・四

王姒易保侃母貝、䴕姒休、用乍寶壺

同じく王姒より貝を賜うて壺を作ることを記している。保侃母の保は保母の意であろう。禮記內則注に「保、保母也」、後漢書崔實傳注に「阿保謂傅母也」とあり、士昏禮・內則に姆と稱するものである。保侃母の名は次の器にもみえている。

*保侃母段　雙劍誃・上・一三　貞松・五・一五（南宮段）　小校・七・八〇（庚宮段）　三代・七・三三・二　文錄・三・三九

保侃母易貝于庚宮、乍寶段

侃は類似の形によつて釋する。庚宮において貝を賜うているのは、助祭の功によるものであろう。器はいま蓋のみを存し、蓋鈕平底、口緣左右に二犧首あり、上二・下一の弦文間に凸乳文を配している。銘文字迹は初期の書風で



保侃母壺銘

ある。この器と文の似たものに次の器がある。



保 侃 母 段 蓋



保侃母段銘

＊保攸母彝　三代・六・四五・五

保攸母易貝于庚姜、用乍䵼彝

保は玉形に従う。庚姜の名號は、前器の庚宮の庚と關係があるかも知れない。庚を冠するものには他に庚姫・庚孟・庚季の諸器があり、庚姫彝には𢆶形の圖象標識を用いている。

以上の諸器は何れも夫人から賜與を受けて作られており、作器者もみな女性である。保侃母等の器について、陳氏はいう。

由上所述、可知師保之保、最早是以女子擔任的保姆、漸發展而爲王室公子的師傅、至周初而爲執王國大權的三公、政治上的大保與保、已成爲一專由男子擔任的官職、而維持較古意義的保母之保、仍同時存在、亦同時並見于一個時期的金文內　斷代・二・九八

保は大保・明保など、祭祀官として最高の聖職を示す語である。その字形が古く玉に従うているのは、王子などの出生の際に、これを修祓する儀禮から出ているらしく、わが國の眞床襲衾のような儀禮の執行者であつたものと思われる。尙書顧命において、大保が新王卽位の禮を司會しているのも、その意味であろう。保傅はそのような聖職者の傳統を承けるものとみられる。

周初以來この期に至るまで、王姜・休天君・尹姞・公姒など、婦人關係の器が多くみえるが、中期以後にはこの種の器銘は殆んどない。夫人世婦が家廟の祭祀に與かることは依然として行なわれたのであろうが、その關係器銘を傳えていないのは、あるいは祭祀のあり方についての問題を含むものがあると思われる。

七三、令鼎

器名　藉田鼎攈古　大蒐鼎筠淸　諆田鼎愙齋

時代　成王大系　康昭期韡華　昭王厤朔

收藏　「仁和夏之盛留餘堂藏」三代表

著錄

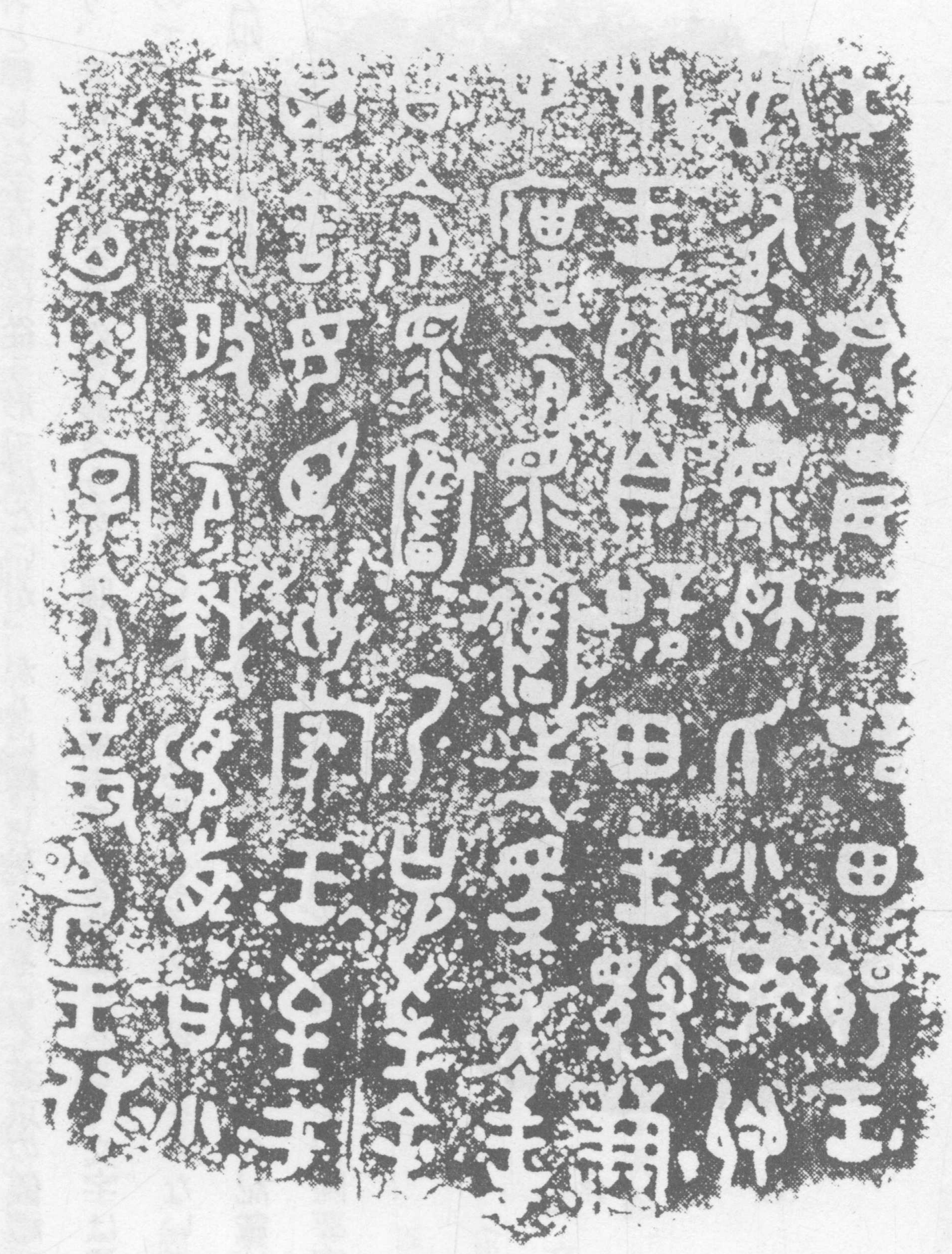
銘文　筠淸・四・一　攈古・三之一・六七　古文審・二・二　奇觚・一六・一三　愙齋・五・一三　周存・二・二五　大系・一四　小校・三・二三　三代・四・二七　書道・五二　二玄・一九四

考釋　拾遺・下・一四　韡華・乙中・五一　大系・三〇　文錄・一・一四　文選・上二・三　厤朔・二・三三　積微居・一七

銘文　八行七一字

王大藉農于諆田、餳

藉農とは藉田のことであろう。愙齋に吳大澂の說を引いて藉を蒐と釋するも、字形異る。大を付しているのは常禮と異なることを示したもので、ときに常禮を超える儀禮が行なわれたのであろう。國語周語にみえる千畝の禮は、藉田の儀禮と解される。その文にいう。



令 段 銘

宣王卽位、不藉千畝、虢文公諫曰、不可、夫民之大事在農、上帝之粢盛、於是乎出、……是故稷爲大官

古者、太史順時䂀土、陽癉憤盈、土氣震發、農祥晨正、日月底于天廟、土乃脈發、先時九日、太史告稷曰、自今至于初吉、陽氣俱烝、土膏其動、弗震弗渝、脈其滿眚、穀乃不殖、稷以告王曰、

史師陽官、以命我司事、曰、距今九日、土其倶動、王其祇祓、監農不易

王乃使司徒、咸戒公卿百吏庶民、司空除壇于藉、命農大夫、咸戒農用、先時五日、瞽告有協風至、王卽齋宮、百官御事、各卽其齋、三日、王乃淳濯饗醴、及期、鬱人薦鬯、犧人薦醴、王祼鬯、饗醴、乃行、百吏庶民畢從、及藉、后稷監之、膳夫農正、陳藉禮、太史贊王、王敬從之、王耕一墢、班三之、庶民終于千畝

其后稷省功、太史監之、司徒省民、太師監之、畢、宰夫陳饗、膳宰監之、膳夫贊王、王歆太牢、班嘗之、庶人終食

是日也、瞽師音官、以省風土、稷則徧誡百姓、紀農協功、曰、陰陽分布、震雷出滯、土不備墾、辟在司寇、乃命其旅曰、徇、農師一之、……宗伯九之、王則大徇、耨穫亦如之

廩于藉東南、鍾而藏之、而時布之、民用莫不震動、恪恭于農

ここに記されているものは、當時の史師の傳承する千畝の古禮であるが、古意を存するところがあると思われるので引用した。諆田はおそらくその千畝の禮の行なわれた地であろう。韡華に「地名、無考、當在周畿內」という。國語周語によると、宣王三十九年、王は千畝の禮を修めず、姜氏の戎に千畝で敗積を喫している。

この器の作られた時代の藉田の古禮は知られないが、金文ではなお𢦏段考古・三・二二に

隹正月乙巳、王各于大室、穆公入右𢦏、立中廷北鄕、王曰、𢦏、令女乍𤔲土、官𤔲藉田

とあつて、藉田は正月に行なわれ、𤔲土の官司するところとされている。その册命の際に禮服禮器

のほか「楚走馬」を賜うているが、これは他器にみえぬものであるから、特に藉田の禮に關する賜與とみられる。𢦏段は考古圖によると、扶風の出土であるという。

詩の周頌中、臣工・噫嘻・載芟・良耜の諸篇には農事のことが歌われており、これを奴隷の集體耕作を歌うとする說もあるが、周頌に屬していることからも知られるように、神事的意義をもつ農耕であり、藉田の禮であると思われる。殷代にもそのことがあつたらしく、卜辭には「乎藉」・「雚藉」などの語があり、王が親しくその禮に涖み、王族などもその禮に與かつている。殷以來の古禮であるが、周頌・國語にみえるところを以て考えると、かなり大規模な儀禮であつたことが知られる。稿本詩經研究通論篇第三章參照

餳を郭氏は單に場と釋しているが、これは藉田の際の儀禮をいうものであろう。韡華には饋饁のことと解している。

詩載芟、有嗿其饁、思媚其婦、知古藉田禮、必有饋饁之事、餳訓饋食、爲近是矣

攈古に「晝食」と解しているのも同じであるが、もとより儀禮的意味をもつものである。積微居には餳を觴と解し、このとき賓主の間に獻酬が行なわれたのであるという。

按餳當讀爲觴、呂氏春秋達鬱篇云、觴饗也、噩侯鼎云、王南征伐角𨛭、唯還自征、才矿、噩侯駿方內豐于王、乃僎之、駿方晉王、王休宴、乃射、駿方卿王射、按、噩侯鼎記王休宴而射、駿方與王會射、此銘記觴後王射、有司與師氏小子會射、兩文情事相同、知此銘之觴、卽彼銘之宴也、二銘少異者、此銘王觴群下、爲君享其臣、彼銘噩侯納醴于王、爲臣宴其君而已

楊氏は、本銘の下文に卿射のことが記されているので、それとの關聯において餳を觴と解し、饗宴の義としているのである。さらにいう。

古人饗射二事、往〻相因、儀禮燕禮云、若射則大射正爲司射、如鄕射之禮、此射以樂賓、因燕而有射也、鄕射大射之射、皆於賓主獻酬之後行之、射後鄕射大射並有坐燕、而大射坐燕時或復射、此因射而有燕、燕時復有射也、兩銘所記、先觴宴而後射、與禮經次序符合、其事殆與燕禮射以爲樂相近也

藉田の禮において饗が行なわれることは、國語・周頌諸篇にもみえることであるが、周語の藉田の記載からみると、それは功を終えた後の共餐の儀禮で、もとより神事的な農耕に伴なう儀禮の一である。從つて餳を觴と解するのは、國語にいう儀禮と必らずしも同じでない。楊氏が擧げている噩侯鼎の文は燕射の禮であり、藉田とは無關係である。その點では、柯氏が周頌を引いて論ずるところが事實に近いが、饋饁のことのごときは王者の自ら行なうことではなく、器銘に記すほどの重要な儀禮ではない。攈古に餳を晝食と解するのは、說文五下に餳の本字として、𩚬を錄し、「晝食也」と訓しているのに據るものであるが、何れも饋饁の義とみるものである。下文の射事との關係からいえば、餳は藉田の禮を終えて、國語にいう「王歆太牢、班嘗之、庶人終食」という儀禮に當るものと思われる。禮記月令には、躬耕の後、爵を大寢に執る勞酒の禮を記しているが、國語にいう共餐の禮の方が古儀に近いようである。

王射、有𤔲眔師氏小子、卿射

藉田の禮に射儀を伴なうことは、國語には記載がない。この銘にみえる射は、藉田儀禮の一として行なわれており、燕射の場合とは異なる儀禮である。餳とよばれる共餐儀禮は、穀靈に對する豫祝の意味をもつものと考えられ、また射も作物に對する修祓として行なわれたようである。韡華に「古藉田禮、兼行射禮也」というも、說明はない。文獻には、藉田に射禮を行なうことを記したものをみない。卿は會。いわゆる鄕射は、この會射に起原しているものと思われる。金文にみえる射は、多くこの卿射の形式をとつている。周存に「卿射卽合射、可徵古大射禮」というが、ここでは藉田の際の附帶的な儀禮である。

この器銘においては、卿射は有𤔲と師氏小子とによつて行なわれている。卿射は兩班に分れて競射するものであるが、各班は單に人員を二分するのではなく、各班異質の構成をとるのが古制であるらしい。有𤔲と師氏小子とは、身分・職掌の系統を異にするもので、有𤔲は王朝の行政諸官、師氏小子は東方系出自の諸官である。師氏は成周八師・殷八師とよばれる東方系諸族を以て構成される軍團の師長、小子は東方貴游出自の身分稱號から出た官である。釋師・小臣考參照。師望鼎には兩者を合せて、大師小子とよぶ官がある。靜段では「小子眔服眔小臣眔夷僕、學射」とあり、またその下文に吳・呂の族と𢻱・邦周の族とが大池で射を行なつているが、何れも卿射の形式をとつたものとみられる。射は本來競射の形式をとるのが古儀であつた。

卿射は祓禳・盟誓などの意をもつ神事的儀禮であつたと思われる。この器銘では、藉田の禮に關して行なわれており、祓禳の意味をもつものであろう。卿射は祭祀・儀禮・饗宴のときに、すなわち

多數の者が會同する儀禮に、神事的な行事としてなされたものであるが、藉田の禮に射儀を伴なうことをいう例は、他にないようである。

王歸自諆田、王馭、溓仲僕、令眔奮先馬走

藉田の禮が終つて、王が歸還する途次のことをいう。王自ら馭し、溓仲がその僕御となつた。馭は周禮に大馭の職がある。王馭を溓仲の職名とみる解もあるが、官名をいうに王馭のように王を冠する例はない。王自ら馭するのは、この場合何らか理由のあることかも知れない。

溓仲は𪒠鼎・厚趠方鼎にみえる溓公であろう。溓公と稱していないのは王に對して公號を避けたものか、あるいは令・奮がその隷下でないからであろう。拾遺に溓を雫と釋するが、下文の雫と字形が異なる。また韡華に溓を廉とし、秦の大廉の後であると論じているが、これも無稽の說である。溓仲の名を出しているのは、下文に溓の宮において賜與のことが行なわれているからである。僕は广に從う。ここは僕御の意。吳其昌は論語「子適衞、冉有僕」と同例であるとしている。

令は令彝・令𣪘にみえる令と同名であるが、器の時期が稍〻異なるとみられ、同一人であるか否か確かめがたい。郭氏は同人說をとり、本器をも成王期に屬しているが、字迹は康末以後とみられる。奮の名は他に所見がない。

先馬走は先驅・前驅というのと同じ。荀子正論篇「諸侯持輪、挾輿先馬」の楊注に「先馬導馬也」という。史記孟軻傳「鄒子如燕、昭王擁篲先驅」、左傳閔二年「狄人伐衞、渠孔御戎、子伯爲右、黃夷前驅、孔嬰齊殿」の先驅・前驅も同じ。漢以後官名となり、洗馬の字を充てている。太史公の報

任少卿書にいう牛馬走は、先馬走と同じ語例であろう。

王曰、令眔奮、乃克至、余其舍女臣卅家

乃は金文では多く二人稱領格に用いるが、ここでは曶鼎「乃弗得、女匡罰大」の乃と同じく副詞。先馬走に對して臣卅家を與えるのは賜賞として重きに過ぎると思われ、おそらく藉田の禮における事功に對する恩賞であろう。尤も先馬走のことも重要な除道の任である。中氏諸器には、軍行に先だつて先省除道のことをなし、賜賞を受けている例がある。

舍は賜與。郭氏は「臣卅家」を「臣十家」と釋している。おそらく先馬走の褒賞として、臣卅家は重賜に過ぎるという考えであろうが、拓迹によると明らかに卅に作つている。

王至于溓宮、攺

至は到。溓宮は溓氏の宮廟である。溓宮は從來康宮とよまれていたが、郭氏はこれを溓宮と釋した。吳其昌はこれを難じていう。

此康字見于拓片者、至爲明晰、吳榮光・吳式芬・劉心源皆釋爲康、絕無疑問、……乃郭沫若氏成見橫胸、因其不便于次令鼎于成王時之私見、不辭故作怪論、釋爲溓宮

字は左旁下邊が泐していてよく知られないが、字を康と定めることも、左旁になお橫畫のあとを存することや、字形が狹長である點などから疑問とすべく、やはり溓仲の溓とすべきであろう。吳氏は器を昭王期に屬せしめるため、强いて康字說を採つているように思われる。冊命賜與などの儀禮はすべて周廟もしくは冊命關係者の宮廟において行なわれる例であるから、王都へ歸還の途次、溓仲の宮廟において賜與を行なつたのである。

句末を郭氏ははじめ下文の一字とつづけて「攺命」とよみ、「陳命」の義とした。田・陳は古音同じく通用の字であるけれども、拓迹の字は田形に從う形ではない。孫氏は字缺釋、「疑以文義推之、當是施行之意」という。擴古に般と釋し、文錄はその義によつている。楊樹達氏は字を熙の初文と解し、列子力命篇の注に引く字林「熙、歡笑也」の義とする。

銘文は、上文において後刻の賜賞を約束し、下文には恩戴の語を著けている。楊氏は「銘文不記王賞之文」というも、文義上ここはどうしても賜與のことに關する辭でなくてはならぬ。それで郭氏は陳命を以て解したのであるが、字形上、字を陳と釋するのは困難であり、命と釋されている令は、作器者の名で下文に屬すべき字である。

字はあるいは啓の異文であろうかと思われる。啓はじめて載書を啓く形象の字で、その辭を述べることをも啓という。啓で句讀、令は下句に屬する。郭氏は令字下に重點があるものとしてはじめ「攺命」と釋したが、大系新版ではこれを銹蝕による羨畫とし、「攺命」の釋を改めて攺を般にして頒の義とする。擴古・文錄の說に戾つたわけである。何れにしてもこの字は、さきの王言を實行することをいう。また窓齋賸稿に字を夙にして宿の義とするも、その說は全文の理解が全く異なるものであるから、後に述べる。

令拜頴首曰、小□廼學、令對䚄王休

小下の一字不明。文錄には「小下疑是臣字」といい、文選には「小子」とする。拓には殆んど剝抉のあとをとどめていない。上文の師氏小子と關係があろう。令の家は、中氏諸器にみえる虎方、宜侯矢𣪘の虎侯矢・宜侯矢、令彝・令𣪘にみえる矢令と一家であるらしいが、それならば小子・小臣の何れをも稱しうる家柄である。殷代には王族をはじめ諸族の貴游にも小子・小臣という身分稱號があり、

丁酉卜、其乎以多方小子小臣、其敎戒粹・一一六二

によると、かれらが儀禮の敎習に與かつていたことが知られる。「小□廼學」という句には、そのような傳統を想起させるものがある。

學の字は上下に離析してかかれている。也𣪘では敢の字を上下二字に離析している例があり、行款によつて合文としたり、離析してかくことが行なわれていた。「小□廼學」の學は、學射のことであろう。靜𣪘にいう。

王令靜嗣射學宮、小子眔服眔小臣眔夷僕、學射、……射于大池、靜學無斁、王易靜鞞剢

令の事功は、おそらく諆田における藉田の禮に師氏小子として卿射に奉仕したことにあり、先馬走のことも師氏としての職務であろう。この對揚の語は、そういう自己の職務について、將來の努力を誓う意のようである。學は靜𣪘の「學無斁」の義。單に「對揚王休」とのみいつて作器のことに及んでいないのは珍らしい例であるが、大保𣪘や大豐𣪘などにも、こういう簡略な形式の末文がある。

訓　讀

王、大いに諆田に藉農し、餳す。王、射す。有嗣と師氏小子と、卿射す。王、諆田より歸る。王、駿す。溓仲、僕となり、令と奮と先馬走す。王曰く、令と奮よ。乃ち克く至らば、余は其れ女に臣卅家を舍へんと。王、溓の宮に至りて、啓す。令、拜して稽首して曰く、小子廼ち學へんと。令、王の休に對揚す。

參　考

この器はその圖象影片をみず、器制よりしてその時期を推すことができない。郭氏は器銘を「文字甚古」とし、かつ文中の人物關係よりこれを成王期に屬したが、字迹よりいえば大盂鼎よりも時期は後れよう。文字に雄健の風なく、扁旁甚だ整い筆勢が鈍化していて、康末以後のものである。韡華に「此器之文字、當在康王昭王二代」と推定している。

器銘の解釋について、窓齋と積微居の說は、その全體的理解において通說とかなり異なるところがある。參考のためその說をあげておく。窓齋賸稿にいう。

王射、有嗣眔師氏小子會射、與靜段學射事同、小子疑卽王子也、駿卽馭、溓卽雪、僕當卽廄、說文、廄馬舍也、引周禮馬有二百十四匹爲廄、廄有僕夫、此從僕從广、爲僕夫所居之屋、卽廄字也、王馭雪中廄、言王遇雪而避入于廄、眔及也、令眔奮二人、馳馬先至、王喜其前驅而舍于其家、故曰、余其舍女、臣卅家、區從之衆也、攺當卽夙之異文、宿夙古通、說文、夙早敬也、雖夕不休、早敬者也、此從攴、象手執卜以宿衞、王所止宿之處、必有衞士也

これによると、器銘は令が賜與をえたことをいうものではなく、王が雪を廄舍に避けたとき、その先驅であつた令が宿處と從僕を供し、王の止宿をえたことを寵榮としてこの器を作つたことになる。その說はまた孫詒讓の拾遺にも採られており、ただ孫氏は、臣卅家をこの際の賜賞と解し、王が雪中に歸途を急いでいた折のことでもあり、そのため特に重賞を設けたのであるとしている。

このような解釋は、初期の硏究者の間にしばしば見られるところであり、彝銘の性質觀が確立される以前には、往々にして免れえなかつたところであるが、近時の硏究者においても、ときにこの種の解釋がみられる。積微居の說も稍〻これに類するところがある。

此銘記王親耕藉田、禮畢、饗其臣下、饗訖、王射、有嗣與師氏小子會射、及王歸、王馭溓仲爲王御車、令與奮二人爲王車之先導、王欲試二人之足力、乃謂之曰、汝若能至、我當予汝以臣三十家、蓋以此激勵之也、及王至康宮、甚悅、殆以令足健能至故也、令乃言曰、小子能至之言、今驗矣、言此者、蓋欲王實踐臣三十家賞賜之約也、銘文不記王賞之文、然文末對揚王休、休本賜與之義、是王已踐其諾言矣、又不記奮之至否者、此爲令作之器、不記他人事也、當時王意或在講武、抑或出於一時遊戲、皆不可識、然其情事、則躍然如在目前矣

近世孫詒讓善說彝銘、然於此器以眔爲人名、釋王馭溓中爲王馭雪中、皆謬誤殊甚、不可據信、余今擷取成說、證之以禮經、附之以一得、似頗有文從字順之樂、或亦考文者所樂聞歟

楊氏は甚だ自得の言をなしているが、藉田の禮に武を講じ、あるいはその歸途に遊戲賭物して樂しむごときは、何れも常禮を以て考えがたいところであり、文從字順の說となしがたい。また孫釋が殆んど窓齋の說に據るものであることも、前述の通りである。金文には難解のものが多く、庖丁大解の喜びをうることは容易でない。ただ一得を重ねて、彝銘の全體的理解に努力してゆくべきであつて、本器のごときも、その本旨は、靜段と同じく卿射等の儀禮執行に對する賜賞にあつたとみるべきである。先馬走のことは、卿射がたまたま藉田の際に行なわれたための附帶的事實であるとみられ、先馬走そのことが主題であつたのではない。

七四、段　段

器　名　畢敦攈古　畢仲孫子敦筠淸　畢段敦奇觚　畢叚段文選　叚敦河出

時　代　康王厤朔　昭王大系

收　藏　「湖北漢陽葉東卿藏」攈古　「後歸吳縣潘氏」周存

著　錄

銘文　筠淸・三・二三　古文審・六・一五　敬吾・下・六九　攈古・三之一・四一　窓齋・四・一二　奇觚・四・六　又・一六・三五　周存・二・一〇　大系・二四　小校・八・四七　三代・八・五四　河出・二二四　二玄・一九四

考　釋　韡華・丙・八　大系・五〇　文錄・三・五　文選・上三・四　厤朔・一・四二

銘　文　六行五七字

隹王十又四祀十又一月丁卯、王鼒畢、蒸、戊辰、曾

文首に「隹王某祀」と稱する例は師遽段にもみえ、吳方彝・趩觶の文末に「隹王某祀」と記すものとともに、當時行なわれた形式である。厤朔に器を康王十四年とするも、大盂鼎の前に位置するこ



段毀銘

とは、字迹からみても困難である。

鼒は鼎鼒連文の例もあつて本義は器名。說文七上に「鼒、鼎之圜掩上者」という。聲の假借により、ここでは在の意に用いる。この字を在の義に用いた例は他にないようである。韡華には字を貞にして貞問の義とし、古文審に詧祭に用いる牲目を卜したものとするが、語法的にも無理である。

畢は地名。大系にいう。

卷一下　八二五～八二六

畢文王墓所在地、史記周本紀引泰誓文、太子發上祭于畢、集解引馬注、畢文王墓地名、孟子離婁篇、文王卒于畢郢、趙注亦云、畢文王墓、近豐鎬之地

おそらくこの地に畢仲が封ぜられていたのであろう。左傳僖廿四年にみえる「文之昭」のうちには、畢があげられている。

詧は烝。爾雅釋天に「冬祭曰烝」という。時祭としての烝は冬の祭祀で、器文の十一月と季節の點で合するが、本來は陳公子甗「用烝稻粱」のように新穀を以て祀ることをいう。金文では烝嘗を對文に用いている例が多い。

戊辰は烝祭の翌日で、引きつづいて曾が行なわれている。曾は堂贈の贈。周禮男巫に「冬堂贈」とあり、杜子春注に「堂贈、謂逐疫也」とみえる。また鄭玄注に「冬歲終、以禮送不祥及惡夢」とあり、歲終の儀禮としている。占夢にも「贈惡夢」とみえ、方相氏にいうところの難に近い。難は儺。室において行う。堂贈のときは巫祝が王の前後に従う。禮運には「王前巫而後史」と記している。本器では、歲終のときの禮とされる曾が、十一月に行なわれていることが注意される。

王蔑段曆、念畢中孫子、令龏𤔲、遣大則于段

蔑の字は禾に従う。禾は曆字の両禾とともに、軍門の象である。蔑曆解參照。畢仲は畢公高のことであろう。筠清館に、この器文を盟約に關するものとする解釋がみえる。

畢中者畢公高也、文王之昭、獨畢公就封於陵墓、設後嗣侵畢之土地、則是侵文王之墓、故與其子孫盟

これは下文の大則の大を犬とよみ、犬牲を以て詛盟のことが行われたと解したもので、

古者盟必詛於神、其禮用犬豭雞三牲

と說いているが、舊拓の字形によつて誤つたものらしい。劉心源も古文審では大を犬と釋しているが、奇觚では大と改めている。

畢における詧・堂贈の儀禮に、畢仲の孫子である段がその禮を助けている。「念畢中孫子」とは、その家門を顯彰する語である。

龏𤔲を諸家は多く人名と解する。龏は龏王のほか、頌鼎の龏叔・龏姒のような謚號があるけれども、一般の姓氏には殆んど例がない。文錄にはこれを護衞の臣をいうと解している。

龏拱同字、𤔲者執戈拱衞之臣、非人名也、邢侯尊、錫諸𤔲臣二百家

文意を以ていえば、上文に「王蔑段曆」とあり、下文に對揚の語があるので、ここは賜賞のことを記した文である。令には賜與の義があり、「令龏𤔲」は麥尊の「易諸𤔲臣」と同例とみてよい。龏は𤔲の修飾語であろう。韡華に龏𤔲を恭執と訓するも、文義が通じない。

「遣大則于段」もまた王の恩賜をいう。遣は奇觚に酈食其の音が異基であることを證として遺とよむべしといい、文錄には饋の古文であるとしている。郭氏もその說を承けて、「當從㒸食聲、聲在之部、以義推之、當是贈詒之詒」という。字釋はみな異るが、訓義はほぼ同じである。

大則の則は、左旁二鼎に従う。則の初文である。說文古文の字形は二貝に従い、籀文は二鼎に従うている。金文では則は多く連詞・動詞に用いるが、この場合大則は名詞である。大系にいう。

卷一下　八二七～八二八

說文、則等畫物也、从刀貝、貝古之物貨也、籀文則从鼎、實則古文則字均从鼎作、其从貝者、乃後起之譌變、从重貝者、亦从重鼎之譌變也、从刀从鼎、當是宰割之宰之本字、唯本銘則字、當即周官大宗伯、五命賜則之則、鄭玄云、則地未成國之名、王之下大夫四命、出封加一等五命、賜之以方百里二百里之地者、方三百里以上爲成國、王莽時、以二十五成爲則、方五十里、合今俗說子男之地、獨劉子駿等識古有此制焉

按此所言里數、在古已有異說、自難憑、唯謂地之未成國者爲則、擧莽制爲證、則無可易、余意則即采地、謂宰割土地也、土地之宰割、有大有小、故此言大則也

郭氏は則を宰割の義とし、采地を大小に宰割するので、その大なるものを大則というと解する。思うに則が鼎と刀とに従うのは牲を宰割する意ではなく、鼎銘に刻する意を示したものとみられ、約劑の劑もまたその義である。ここでは大則とは、大鼎というと等しく彝器の類であろう。そして上文に遣という動詞があることからみて、これに饋食の類を盛る意と思われる。烝・曾など祭事の後に賜うているのは、祭事が終つてその牲肉を頒つたものかも知れない。采土を賜う表現とは考えがたい。韡華には遣を嗣と訓し嗣服の義とするが、烝・曾について嗣服のことに及ぶはずはない。

敢對䭫王休、用乍毀、孫〻子〻、萬年用享祀、孫子□□

末文の孫子の下二字不明。文錄にこれを横書の字とみて、

保之二字横書、爲鐘鼎奇字、考散盤之字、亦有横書者

という。散盤には横書の例はないが、倒書の體に作る字がある。しかしこれも特に倒書したもので

はなく、いわゆる倒文であろう。大系には横書説について

段所署之下款也、銘末二奇字、當是花押、或以爲保之二字之横書、非是

といい、花押の類とする。盟約を内容とする銘文の末に史官の名を署するような例はあるけれども、作器者が花押を附した例は他にみえず、ここは銘文中の語であろう。ただこの二字はその釋をえがたい。

訓讀

これ十又四祀十又一月丁卯、王、畢に在りて烝す。戊辰、賄す。王、段の曆を蔑はし、畢仲の孫子を念ひて、龏娥を令ひ、大則を段に遺らしむ。敢て王の休に對揚して、用て段を作る。孫〻子〻、萬年まで用て享祀し、孫子□□せよ。

參考

器の時期について郭氏いう。

作器者之段、自稱爲畢仲孫子、畢仲當卽畢公、畢公于康世猶存、死于何年雖無可考、然此言其孫子受封、並在王之十四年、當以隸于昭世爲宜

いまその字迹をみるに、獻彝のような鋒端の鋭さはないが、一・四などの用筆になお方筆を用いている。銘文・字迹からみて、ほぼ昭王期の器と考えてよい。

七五、貉子卣

器名　駱子卣小校

時代　康王斷代　康昭時器大系

收藏　原藏故宮。綴遺にいう。「西清古鑑著錄一全器、今歸李山農、一失蓋、潘伯寅尚書所藏」。斷代に、西清第一器、すなわち潘器李蓋のみが眞器であるとしていう。

其說需更正、原在清宮両器、第一器卽上所著錄的、器爲潘氏所得、蓋爲李氏所得、第二器、著錄西清一五・一一、器銘著錄于三代一三・四一・一、蓋已失去、器爲李氏所得、李宗岱舊藏、今在美國米里阿波里斯市皮斯百 A. F. Pillsbury 處、其蓋是第一器之蓋、器是第二器之器、潘器李蓋、是西清的第一器、字體行款相同、應是眞的本來的全器、此器之蓋頂作一圈足形、亦是西周初期形式

第二器的銘文行款不同于第一器、審其刻劃、乃仿第一器而成、而有誤刻、此器之蓋頂作帽頂形、乃是更早的形式

一九四五年春、我于皮氏處一再審視原器、定其蓋是第一器之蓋、是眞的、其器是第二器之器、乃是僞作

著錄

器影　一、西清・一五・九　周存・五・八七(蓋)　通考・六七〇(器)　大系・二三四(蓋)　斷代・五・圖七(蓋一・眞、器二・僞)　又・圖八(蓋)

二、西清・一五・一一　周存・五・八七(器)　大系・一七六(器)

銘文　一、古文審・四・一八(蓋)　愙齋・一九・二四(器)　奇觚・六・一四(蓋)　周存・五・八六・一(蓋)　又・五・八八・一(器)　大系・二三四・三(蓋)　又・二(器)　綴遺・一二・一一、一二　小校・四・六三・一、三　殷存・上・四三・一(蓋)　三代・一三・四一・二(蓋)　又・一三・四〇・五(器)



貉子卣（蓋一、器二）



蓋　同

書道・六二(蓋)　河出・二〇三(蓋)　二玄・二四六(蓋)

二、周存・五・八六・二(器)　大系・二三四・四(器)　小校・四・六三・二(器)　殷存・上・四二・二(器)　三代・一三・四一・一(器)

考釋　古文審・四・一八　韡華・庚上・二　大系・一九八　文錄・四・一四　文選・下三・八　通考・四二三　斷代・五・一一五

器制　第一器について西清にいう。「通蓋高六寸、深三寸七分、口縱三寸、横三寸九分、腹圍一尺六寸八分、重七十五両、両耳有提梁」。提梁の両端は羊首形をなしている。蓋器の口緣部に鹿文あり、正中を中心に二鹿各〻相背き、みな顧首、正中に獸首なし。蓋頂は圈足狀、また器の圈足部に二弦文がある。鹿の形は極めて寫實的である。通考に錄するところは器のみで、蓋を失っている。



貉子卣　二

第二器について西清にいう。「通蓋高深口縱横俱同前、腹圍一尺五寸七分、重七十九両、両耳有提梁」。提梁の両

端は羊首形をなすも羊角小、器蓋口緣の鹿文は第一器と同じく、ただ正中に小獸首があり、器の圏足に弦文を缺くなど小異。また蓋頂には帽頂形の把手がある。陳氏によると、今存する卣器は、第一器の蓋のみである。

銘　文　二器、器蓋各〻六行三六字。第一器銘は末行「用乍寶尊彝」五字。第二器銘は末行「乍寶障彝」の四字に作る。第二器の蓋銘は、西淸の模刻のほか、拓影をみない。

唯正月丁丑、王各于呂、敵王牢于厥



貉子卣　一　蓋銘

呂を綴遣に雝の初文とし、敵を畋と解し、周王が雍において畋獵を行なつたことをいうとする。

呂卽雝、漢書地理志、有雍縣、敵疑畋之異文、從㒸省、說文、㒸治也、……按畋獵所以講武治兵、故從㒸省、以見義、穀梁桓公四年傳、春曰田、夏曰苗、御覽引韓詩內傳亦曰、春曰畋、此云王正月、王格于雍畋、與穀梁

韓詩並合

綴遣・斷代は敵で句讀とする說である。

呂は雝・宮字の從うところであるが、必らずしも通用の字ではない。陳氏はこれを姜姓の呂に充てている。己侯貉子卣に己姜への分器を記しており、この器銘はその地に畋獵したことを述べたものだという。

己侯乍姜縈毁三代・七・二七　攈古・二之一・八三字體近于上所述己侯貉子毁、亦是紀國之器
杜預世族譜左傳隱元正義引紀姜姓侯爵、西周初期、東土之齊是姜姓、而在河南南部的申許呂也是諸姜、齊世家集解引徐廣曰、呂在南陽宛縣西、而說文、郘南陽縣段注以爲南郡之誤、春秋之紀、在山東壽光境內、其在周初或與申許呂地相近、故此器王田于呂、而歸己侯貉子以鹿三

これは呂を以て姜姓四國の一である呂とし、その國は周初河南にあり、のち山東壽光の地に移つたとするのであろうが、南陽にしても南郡にしても、天子畋獵の地としては遠隔に過ぎるようである。かつ各という動詞は槪ね祭祀儀禮の際に聖處に至る意に用いる。今甲盤「王初各伐玁狁」のごときは後の用法で、後期に至つてみえるものである。本銘の各は、天子自ら牲を治めるためにその囿に至ることをいい、いわゆる遊獵のことではない。從つてその地は、王都の近旁にあると思われる。下文に鹿を賜與していることから考えると、あるいは鹿苑などの地であろう。鹿苑は渭水を超えた西北の山麓にあり、唐の貞觀四年、鹿苑に獵したことが史にみえ、原上に鹿臺祠があるという。おそらく古から鹿の棲息していた地であろう。

敵を綴遣に春畋の畋とする。卜文・金文何れも畋獵には多く田を用いる。銘文の敵字は、敵と田とに從う形に作つている。㒸は繇聲の字で、爾雅釋器に「㒸罟謂之繇」とあり、郭注に「幕也」とあり、これを幕絡することをいう。釋文に「繇、本或作㒸」とみえ、張協の七命に「布飛繇、張修㒸」、また吳都賦の劉逵注に「㒸麋網」とある。麋鹿の類をとるのに用いる。この銘の敵は田形に從うが、田形は㽚網の形を示し、聲義は繇に同じ。雟華に敵を祠の古字とするが、證を求めがたい。

王牢とは養牲のところをいう。ここでは鹿苑などに飼育してあるもので、これを牢閑に收めて犧牲の用に供したのである。厥は牢閑の義。雟華にすでにその說があり、陳氏は更に詳論していう。

說文云、陸、依山谷爲牛馬圈也、漢書揚雄傳蕭該音義引三蒼云、因山谷爲牛馬圈、謂之陸、是王牢于陸、是王將所獵獲之獸、牢閑于山谷間、但陸不但是牢閑牛馬于山谷之圈、亦是驅逐禽獸于山谷而田獵之法、文選吳都賦、劉淵林注、陸闌也、因山谷以遮獸也、文選上林賦郭璞注、因山谷遮禽獸爲陸、漢書揚雄傳下李奇注、陸遮禽獸圍陳也、漢書司馬相如傳上蘇林注曰、陸、獵者圍陳遮禽獸也、若如此說、則王牢于陸、是王爲圍陳毆逐禽獸于山谷間而捕獵之、應以後說爲勝

厥とは山谷の圈に禽獸を毆逐しとじこめることをいい、呂はその山谷のある地名である。陳氏は雟華と同じく「王各于呂敵」で一讀、また「王牢于厥」で一讀とするが、主語としての王字が重複する。王牢の二字で名詞とすべきである。

敵とは㽚網を施して捕える意であるから、鹿苑の厥に就いて、犧牲に用いるものを捕獲することをいう。文獻には四時の獵名を記すものがあり、春夏秋冬の四季にそれぞれ搜苗獮狩左傳隱五・周禮大司馬・爾雅釋天苗□蒐狩公羊傳桓四畋苗蒐狩穀梁傳桓四のようにいう。この器銘は穀梁說太平御覽八三一引韓詩內傳說同とたまたま合するが、員鼎三三九頁では正月に狩を行つているから、四時田獵の名は後世の說であることが知られる。

咸、囿

囿は宜。雟華に「咸宜、古文成詞、商頌、殷受命咸宜」といい、陳氏もまた「咸宜、卽諸皆合宜」と同じ解釋をとつている。大系にも宜を適宜と解し、

囿是宜字、此處正是適宜之宜、除此之外、釋俎釋房、均不可通

という。しかし金文では咸を一字句に用い、上文の儀節や行爲の終ることをいう例が多い。班毁「令易鑾勒、咸」、匽侯鼎「王宴、咸、龕」などその例である。また大豐毁「王饗、大宜」の例によると、宴・饗の後に龕や大宜が行なわれている。すなわちこの文は「敵王牢于厥、咸、宜」とつづき、咸は上文の敵牢を承けてそのことの終るをいい、ついで宜の禮が行なわれることをいう。宜は大豐毁の大宜の宜と同じく宜肴の義。金文において宜を適宜・合宜の義に用いた例はない。

王令士道、歸貉子鹿三

士道の士は官名。臣辰卣に士上あり、克鐘に士曶の名がある。歸は饋遺。禽獸を遺る例には、中方鼎「中乎歸生鳳于王」のように生鳳を遺るものがある。歸はもと師旅が凱旋して、寢廟に胙を奉ずることをいい、卜文は𠂤と帚とに從う。𠂤は軍行に奉ずる脤肉、帚は寢、脤肉を廟に納める儀禮である。ゆえに祭祀の牲を贈るのにもまたこの字を用いる。

貉子は己侯貉子段の貉子、すなわち己侯である。その族の器とみられる己侯鐘は山東壽光の紀侯臺下から出下している。陳氏はそれで上文の呂を姜姓四國の呂の地に比定したのであるが、己侯が山東に入った時期は明らかでない。己侯の諸器については、列國の器の部に述べる。

この銘によると貉子は鹿三を賜うており、器にもまた鹿文を附している。鹿は浮雕的な手法で一見してスキタイ式の印象を與えるが、禽獸を寫實的にとり扱うことはすでに犧尊や兕觥・卣などにもみえるところである。ただ浮雕的手法は一般の刻法と異なるものとして注意される。

貉子對䫉王休、用乍寶障彝

䫉は左旁のみの簡略な字體である。その字には異體が多い。

訓　讀

これ正月丁丑、王、呂に格りて、王牢を厎に敵む。咸りて宜す。王、士道に命じて、貉子に鹿三を歸らしむ。貉子、王の休に對揚して、用て寶障彝を作る。

参　考

この器の時代について、大系の己侯貉子段の條下にいう。「由字體觀之、此殆宗周初葉康昭時器、足證紀國文化之古」。また本器の條には「貉子卽己姜段之己侯貉子、二器字體、如出一人手筆、可證也」といい、器を康昭期においている。

陳氏は主としてその器制よりしてこれを康王期に屬する。その說にいう。

清末學者、考證銅器銘文、孫詒讓以外、方氏綴遺齋考釋、最有可取之處、惜其書稿很晚印出、尙有一部分未印、一九四〇年冬、在昆明桃園、因方氏文釋而重加考定、一九四五年見原器蓋、更爲分別眞僞両器、而定其時代于西周初期的後半部、當日對郭氏推定貉子卽己侯段之己侯、未敢深信、今因排比康王銅器幷大鳥花文的繁盛時期、決定采用郭說而更定其時代

己侯の器には鐘があり、昭穆期以後と考えられるものであるが、この卣はそれより字迹も古く、まず康昭期に位置しうると考えてよい。同じ作器者の器とみられるものに、己侯貉子段がある。

*己侯貉子段

著　錄

器影　夢郼・續・二〇　大系・八一　通考・三〇八　殷周・二七　二玄・二五〇

銘文　愙齋・一一・二五　周存・三・七四　大系・二三四　小校・八・七　三代・八・二・二　河出・二〇四　二玄・二四九

考　釋　大系・一九八　文錄・三・三七　文選・下二・一二

器　制　器は蓋のみを存する。通考にいう。「大小未詳。蓋飾鳥紋」。蓋鈕平底。口縁に大きな顧鳳文を飾り、地は雷文を以て埋めている。鳥の項下に大きな白字飾がある。

銘文　四行一九字。その文にいう。

己侯貉子、分己姜寶、作段、己姜石、用□、用匃萬年

八三七～八三八



己侯貉子段蓋



己侯貉子段蓋銘

己侯貉子は、前器貉子卣の貉子であろう。己姜の分器を作っており、己侯が姜姓國であることが知られる。分器はおそらく後の媵器に當るものであろう。己姜石のように、婦人の名を記しているのは珍しい例である。用下の一字未詳。語例上、祭祀の意をもつ字を加えるところである。匃は求。字は直方に篆撥の風を加え、器の文様、銘の字迹からみて、卣と殆んど同期のものと考えられる。

七六、命　段

器　名　鹿敦小校

時　代　康昭期續攷　厲王厤朔

收　藏　「美國芝考哥美術館藏」續攷　海外圖



命　段

著　錄

器影　歐米・一一七　續攷・一三　通考・二八四　海外圖・一九　二玄・二四五

銘文　小校・八・三〇　三代・八・三二・一　書道・五六　二玄・二四四

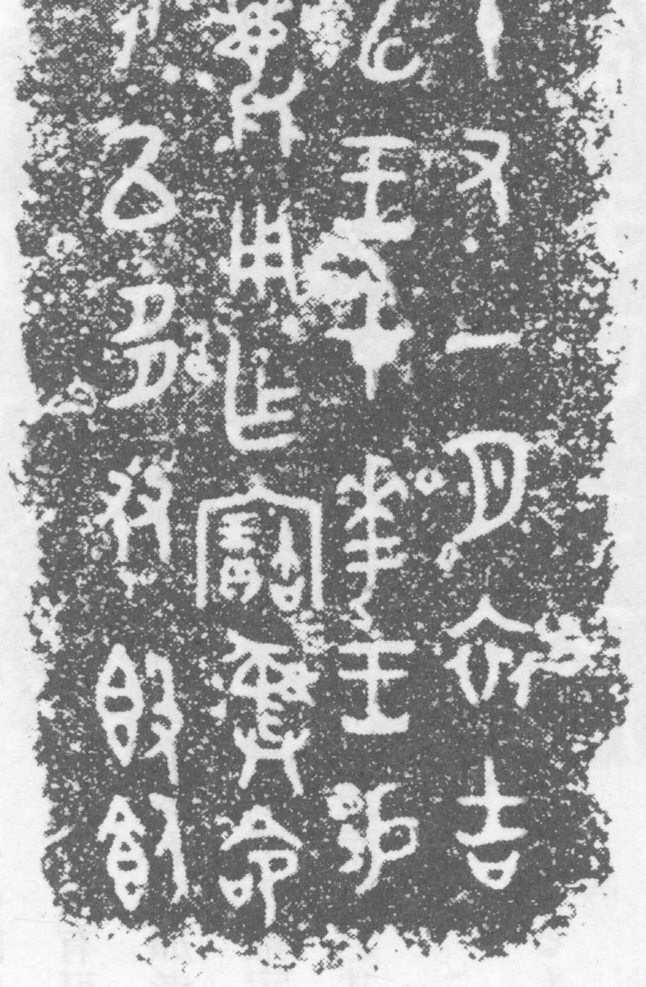
考　釋　續攷・一三　厤朔・四

器　制　通考にいう。「通蓋高七寸六分、侈口附耳有蓋、口及蓋均飾鳥紋一道、蓋上圈内飾鳥紋、足飾夔紋」。器形は殆んど盂に近く、その器形文様は

八三九～八四〇

伯椃毁（鬱古・二・六）と似ている。鳳文は分尾、蓋鈕圏内の鳳文は顧鳳である。

銘　文　四行二八字



隹十又一月初吉甲申、王才華

王易命鹿、用乍寶彝、命其永以多友毁飤

華は地名。厤朔にこの器を厲王十六年に屬し、その理由として、何毁（嘯堂・二・九七）・大夫始鼎（同・九二）に華宮の名がみえ、兩器は何れも厲王期の器であるから、その曆譜に入るところを求めて定めたというが、器の形制・銘文からみて首肯しがたい說である。華はおそらく華山・華縣の華であろう。

鹿を賜う例は貉子卣にみえる。以は與。多友は麥方鼎に多□友の語がある。毁はこの場合動詞の用法で、令毁・小子生尊などにみえる廄であろう。毛公方鼎にも、「我用飤、厚眔我友匔、其用晉」の

語がある。飤は食。多く器名に冠して、飤盂・飤簠・飤鰲・飤器のようにいう。初期の器では、盉・觶の類にこの字を用いた例がある。

訓　讀

これ十又一月初吉甲申、王、華にあり。王、命に鹿を賜ふ。用て寶彝を作る。命それ永く多友と毁食せむ。

參　考

貉子卣においては厥の王牢を治めて鹿を賜うており、本器の場合もおそらく同例であろう。この二器以外に、鹿を賜う例をみず、これは一時の風尚であったようである。

白鶴美術館誌總目（三）

第十五輯（周室關係器）　昭和四十一年九月

七七、魯侯熙鬲……一
七八、也　毁……七
七九、孟　毁……二九
班毁・毛公方鼎・師毛父毁……四四

第十六輯（鳳文諸器・葊京諸器）　昭和四十一年十二月

八〇、庚　贏　卣……六九
庚贏鼎……七八
八一、效　尊……八六
效卣・啓貯毁……一〇〇
八二、寧　毁……一〇七
寧諸器……一一〇
八三、趞　鼎……一一四
八四、靜　毁……一二三
靜諸器……一三三
八五、遹　毁……一三九
八六、井　毁……一四八
師趛鼎……一五〇

第十七輯（伯犀父・師雍父諸器）　昭和四十二年三月

八七、競　卣……一五三
競諸器……一六三
八八、縣　改　毁……一六七
八九、寢　毁……一七七
遇　甗……一八三
九〇、臤　觶……一八九
䍙　卣……一九四
九一、彔　毁……一九八
彔㦰諸器……二〇一
九二、彔伯㦰毁……二〇九

第十八輯（大室諸器・昭王諸器）　昭和四十二年六月

九三、郘　䜌　毁……二二三
𢻱毁・䜌毁……二三六
九四、敔　毁　二……二四三
敔毁一……二四六
九五、君　夫　毁……二四九
九六、呂　方　鼎……二五三

九七、剌鼎……二五六
九八、宗周鐘……二六〇
猶鐘……二六五
第十九輯（師遽・井伯諸器）昭和四十二年九月
九九、師遽方彝……二九三
一〇〇、師遽段……三〇四
師遽諸器・鄭牧馬受段……三〇九
一〇一、盠方彝……三二一
一〇二、盠駒尊……三二三
一〇三、長由盉……三三九
普渡村諸器……三四六
一〇四、師虎段……三五三
牧段……三六一
一〇五、吳方彝……三七〇
第二十輯（井伯諸器・方座段諸器）昭和四十二年十二月
一〇六、趞曹鼎一……三七七
一〇七、趞曹鼎二……三八三
一〇八、師湯父鼎……三九一
仲枏父諸器……三九六

一〇九、豆閉段……四〇〇
一一〇、㦰段……四〇九
𠫑鼎……四一三
一一一、利鼎……四一九
一一二、倗生段……四二三
格伯作晉姬段……四三七
一一三、追段……四四二
第二十一輯（免・司馬井伯諸器）昭和四十三年三月
一一四、趩觶……四四九
一一五、免觶……四五五
免諸器……四五九
一一六、弭叔段……四七九
一一七、史懋壺……四八四
一一八、大段一……四九一
一一九、守宮盤……四九五
守宮諸器……五〇四
一二〇、師𤸫段……五〇八
一二一、師奎父鼎……五一五
一二二、走段……五二〇
走鐘……五二四

七七、魯侯熙鬲

時代　康王斷代
收藏　「一九四七年、見波士頓美術館」斷代 "Museum of Fine Arts, Boston" 水野
著錄



魯侯熙鬲

器影　斷代・三・圖八　水野・九一
銘文　斷代・三・八三
考釋　斷代・三・八三
器制　斷代にいう。「器高至口一七・一糎、腹徑一四・五糎」。立耳。腹深く、三足の上に器腹に通ずる稜があり、これを中心に饕餮文を飾る。饕餮の口部は器腹の下に深く刻りこまれている。

眉目甚だ大、その旁に耳あり、角飾の形は獻侯鼎のそれに近い。獸身は頭部を離れて蛇狀をなし、直上している。地はすべて美しい雷文を以て埋められている。

銘文　三行一三字

魯侯獄乍彝

魯侯下の一字は、說文に「獄、司空也」とみえ、玉篇に「伺也」と訓している字である。陳氏はこれを魯の煬公熙の名であるとしていう。

熙與此字同一聲符、魯世家曰、魯公伯禽卒、子考公酋立、考公四年卒、立弟熙、是爲煬公、……六年卒、索隱云、熙一作怡、熙與怡、怡與伺、古音相同、此器的魯侯是煬公熙、熙是考公之弟、而伯禽之子、故此銘的文考魯公、乃指魯伯禽、作彝以將其文考、則在伯禽已卒之后

魯の列世中、これと名號の最も近いものは煬公熙の他にはなく、器の時期もまた相應うものがある。



魯侯熙鬲銘

伯禽は康王期の半ごろ没したとされ、また煬公の在位は後に述べるように六十年と考えられるから、その時期は康末より昭王末にまで及ぶであろう。

用享攆厥文考魯公

攆はこの場合動詞。小克鼎に

克作朕皇且釐季寶宗彝、克其日用攆朕辟魯休

というのも本器と語例同じく、また孝享の義である。文考魯公は、作器者を魯侯熙とすれば伯禽である。魯公は廟號。銘辭は詞氣簡樸、王侯の器にふさわしい。

訓讀

魯侯熙、彝を作る。用て厥の文考魯公を享攆す。

參考

陳氏はこの器を周初の斷代上重要な資料的價値をもつものとして、次のような問題提示を行なつている。

此器銘、雖簡略的記述伯禽父子的關係、但因其制作時代之可以估定、實爲解決周初成康年代的關鍵所在、決定周初年代的基本材料是

1、竹書紀年記西周二五七年、則西周元年應在公元前一〇二七年

2、左傳昭十二年記禽父事康王、則伯禽尚存于康世

3、魯世家魯公年數、上推魯煬公應在公元前九九四～九八九年、魯考公應在公元前九九八年～九九五年、則伯禽在位當在公元前一〇二七～九九九年的二六年

4、據上所推、則成王年數、應不長于二六年

5、據成王金文、成王年數不短于一九年

基于以上各條、我們定康王爲公元前一〇〇四～九六七年、如此康王的最初六年、乃是伯禽最后的六年、這些材料的組織和年代的推定、還需要實物的證明

今有此鬲、可確定爲魯煬公作所享祭伯禽之器、它的器形花文和字體文例、都不能晩于康王之世、而可以合適的排列、在成王與康王之間、據以上推定的年代、煬公在位正當康王七年至十二年、與此器之應在康王初期、是相符合的

また陳氏は、本器の器制上の諸特徵、分當・獸角の形狀・目鼻間の一條の平凸帶なども、康王初期の器の徵證となしうることを論じている。立耳の鬲は殷器にもみえ、その器制は成・康期にわたつて行なわれている。

魯公熙の在位は、魯世家によると次のように記されている。

周公卒、子伯禽固已前受封、是爲魯公、魯公伯禽之初受封之魯、三年而後報政周公、……伯禽卽位之後、有管蔡等反也、淮夷徐戎亦竝興反、……遂平徐戎定魯、魯公伯禽卒

集解、徐廣曰、皇甫謐云、伯禽以成王元年封、四十六年、康王十六年卒

子考公酋立

索隱、系本作就、鄒誕本作遒

考公四年卒、立弟熙、是謂煬公、煬公築茅闕門、六年卒

考證、錢大昕曰、漢書律厤志、煬公卽位六十年、子幽公宰立、此六下脫十字、愚按、洪亮吉・洪頤煊說同、梁玉繩駁之、非也、楓山・三條本、六年作十六年、蓋倒

魯世家の世系・在位年數は必らずしも周本紀と合わぬところがあり、伯禽の封を成王元年とし、二一〇年後の眞公十四年が厲王奔彘の年であるとするならば、本紀・帝王世紀・皇甫謐說によつて考えられる西周の積年との間に約五十年に近い差が生ずる。この場合最も問題となるのは、煬公在位の年數と獻公在位の年數について異說のあることであるが、周の世系年數と近づけるのには、煬公の在位年數が殆んど決定的な鍵となる。

漢書律厤志に煬公二十四年の厤數をあげ、つづいて「世家、煬公卽位六十年」とあり、以下魯世家の年數を推算している。計算の基準は煬公六十年にあり、これを動かしては積年が崩れるのであるから、漢志が資料とした史記等の記錄では、煬公の在位は六十年となつていたはずである。もし六十年とすれば、周の積年とほぼ一致する年數がえられる。

煬公の卽位が康王の廿一年にあり、その後六十年間在位したとすれば、昭穆の際にも及んだこととなる。史記の三代世表には、煬公を周の穆王の時期に列次している。しかし本器は父考を祀る器であり、その初年の制作と考えられるから、器の時期は康末に近いころのものであろう。陳氏が器を

康初に比定しているのは、煬公在位の時期からすれば、稍しく早きに失する。器の氣象は、殷器の器制をなお留めている點において大盂鼎と通ずるところがあり、盂鼎の足部の饕餮と似ている。ほぼ盂鼎に前後する制作と考えてよいようである。

魯侯關係の器のうち、伯禽關係のものは禽毁・魯侯爵の二器をはじめ、その關聯器についてもすでに述べた。第一〇器以下。この鬲は康末の器と考えられるので、これを康昭期における周室關係彝器の一として、ここに列しておくのである。

七八、也　段

器名　它段貞松・補　沈子佗段善齋　沈子也段大系初　沈子段大系　沈子它段小校
時代　成王厤朔・通考　康王斷代　昭王大系
出土　「近出洛陽」貞松
收藏　「歸廬江劉氏善齋」貞松・補「後歸前中央博物館籌備處」斷代
著錄
器影　善齋・禮七・九八　善齋・八四　大系・七九　通考・二七六　二玄・二一七
銘文　叢攷・二二〇　大系・二三　小校・八・八七　三代・九・三八　二玄・二一六
考釋　叢攷・二三〇　大系・四六　文錄・三・三五　文選・上三・二　厤朔・一・二六　通考・三三九　斷代・五・一〇五
郭沫若　沈子簋銘攷釋　古代銘刻彙攷
鄭師許　沈子它敦蓋新釋　中山大學文史學研究所月刊I・5・民二三
温廷敬　沈子簋銘訂釋　同上・Ⅱ・民二四
器制　蓋のみを存している。善齋にいう。「身高三寸半、口徑九寸半」。また通考にいう。「高二寸五分、飾以斜方格雷乳紋、上下夾以圈帶紋」。なお蓋頂圏足の付根のところに、乳



蓋
段
也

を中心に半月形文様を付している。斜方格雷乳文は殷以來周初にまで行なわれたもので、乳の突起は次第に小となり、本器では圓い脹らみをもつた乳文となつている。文様としては周初に屬するものである。

銘文　一三行一四八字

也曰

文首にこの形式をとるものは、師望鼎・大克鼎・毛公鼎・叔向父段・秦公段など、後期の長文の銘に多くみられる。この器銘などは、その先蹤を爲すものといえよう。

也はまた它・佗とも釋されているが、字形からみて也と釋するのがよい。大系にいう。

也沈子名、字乃古文匜、象匜之平視形、說文以爲象女陰、非也、又字與它、古亦有別、因古音相同、世多混爲一字、學者不可不辨、彝銘中屢見也〻熙〻之連語、熙〻、和樂貌、習見、也〻、孟



子離婁下、施〻從外來之施〻、趙注云、施〻猶扁〻、喜悅之貌、是也、沈子以也爲名、義蓋取此

它は蛇形から出ている字で、蟲頭の下部は大きく乙字形に屈曲し、この字形とかなり異つている。匜の初文は也と皿とに從う。也は水を移す器の象形であろう。

拜韻首、敢眍邵告朕吾考

拜稽首は一般に對揚のときに用いる語であるが、この銘辭は祖考の靈に告げる語であるから、拜し稽首していうのである。

敢の字は殆んど二字に離析した形であり、下文の敢も同形にかかれている。敢の下一字は文錄に夙と釋するも字形合わず、文選には說文四上に目に從い攴に從う旻火劣切「舉目使人也」にして、ここでは仰と訓すべしというが、大系には說文四上目部の眍の字であるとする。

眍、說文云、捪目也、从目叉、烏括切、此字右旁、均與文中从又作之字、迥然有別、顋係叉字、不可混爲叉、叉丑古本一字、敢眍邵告、謂敢刮目昭告

仰目といい括目というのはほぼ似た解であるが、字は實は目に從つていない。銘文中、目形に從う稽・首・見・顯などの諸字と比較して知るべきである。いまその字を識りがたいが、文義を以ていえば、恐悚などの義であろうと思われる。

邵告は邵各と同例の語で、邵は神靈に對していう。邵各は神の來格するをいい、邵告は神に告げる意である。後には邵の字を生人に對しても用い、厲羌鐘「邵于天子」のような例もあるが、普通には秦公鐘「以邵皇祖」など、祖靈に對していう語である。

朕吾は複語。文錄に「商乍父丁吾尊」の例をあげて寶の異文とし、「當猶顯考、不顯一作不伓、是其證」と論じ、郭氏もその說を推して寶の初文缶とし、「其在本銘、則當讀爲胞、余義讀爲舅、意未安、今正」という。陳氏は字が金文の簠字の從うところであるから、その聲義によつて大と訓すべく、やはり美稱であるとしている。

　第二行第一字、隸定爲吾字、實非吾字、此字金文簠所從、應讀爲甫或胡、義訓大、甫考猶文考皇考烈考、此處是生稱其父考的美稱、朕吾考卽我大父、它之父命它乍祜于周公、宗陟二公、它不敢不祜休同公

金文の簠字は、害あるいは古形に從う。ときに吾形に從う字もあり、何れも同聲であろうと思われるが、これを文・皇・烈と同例の語とする證はない。朕吾は自稱の複語とみるのが最も簡明である。

文選にいう。

　吾字重文、不重讀、金文多此例、朕吾複詞、少民劍、朕余名之

叔夷鐘にも「女以郵余朕身」のような例があり、代名詞の複重は、古くから行なわれていたことである。なお複稱代名詞を連用することは、左傳宣十二年「莊王親自手旌」など、文獻にその例が多い。文錄・大系は次の令までをつづけて一讀とし、善齋・斷代は周公までを一讀としているが、ここは也がその父考の靈に卲告する辭であるから、卲告の對象である「朕吾考」で句讀とすべきところである。

令乃鴅沈子、乍紉于周公宗、陟二公

乃は二人稱、領格に用いることが多い。この場合、その先考をいう。從つて鴅は、沈子に對する修飾語である。郭氏いう。

　鴅通驩、鄭季宣殘碑及尙書大傳鄭注、均以爲驩兜字、……此乃鴅與朕吾考對文、蓋假爲貆、爾雅釋獸、貈子貆、猶後人言豚兒犬子也、說爲汝和順之子、亦可通

鴅が驩の古體字であることは漢碑・古文尙書にみえるところによつて知られ、集韻にもその字をあげているが、これを貆の假借とするのは根據がない。孟子盡心上の「驩虞如」の意のままで通ずるところで、祖考の意にかなうというほどの意であろう。效卣「厥順子效」・宗周鐘「余順孫」などと同じ語例である。

沈について、郭氏はこれを古の沈子國の沈子とする。いう。

　沈當卽春秋文三年、伐沈之沈、杜注云、汝南平輿縣北有沈亭、漢書地理志、汝南郡平輿縣下注引應劭說、故沈子國、今沈亭是也、沈本姬姓之國、爲魯之附庸、今以本銘考之、實魯煬公之後也、史記魯世家、魯侯伯禽卒、子考公酋立、考公四年卒、立弟熙、是謂煬公、煬公築茅闕門、六年卒、子幽公宰立、本銘之吾考以、卽煬公熙、索隱云、熙一作怡、熙怡與以、均同之部、又叡吾考克淵克尸之尸、亦卽煬公築茅闕門之茅、茅乃誤字、集韻引徐廣曰、一作第、又作夷、作夷者乃正字、茅第均誤字也

文選にも「沈國子爵、周之同姓、今安徽阜陽縣西北有沈邱集、卽其地」といい、同じく魯の附庸國である沈子とみている。下文の關係からいうと、「周公宗」の語があつて、その說は甚だ銘文に愜うようにみえるが、陳氏はこれを沈子國とみず、順子と同義語に外ならぬことを論じている。

　舊稿曾引錢坫漢書斠注之說、以爲沈是姬姓、據唐書宰相世系表和廣韻、沈文王第十子、聃季食采于沈、卽平輿沈亭、如此則沈子它、應是作器者之名、郭沫若考釋、卽如此說、今以爲如此讀法、有可商之處

　金文之乃、是領格第二人稱、義爲爾的、器銘開始稱它曰、依金文通例、若它是沈子、應稱沈子它曰、銘首它告于朕吾考（我的父）、而下稱乃沈子、義爲爾的沈子、則此沈字、在文法上、應爲子的形容詞、而非國邑封地之名、下列可相比較之西周金文辭例

　　文考日癸、乃沈子壹乍父癸旅宗彝障彝嘯堂・上・三八

　　師隹懋兄念王母、……乃□子師隹綴遺・四・一三

　　公易厥巡子效效尊

　其第一例、與本銘相同、本銘中一稱乃鴅沈子、兩稱沈子、一稱乃沈子、一稱乃沈子它、銘首銘末兩稱它、沈子猶巡子、乃作器者它、對其父考自稱之詞、故冠以領格第二人稱乃、效尊之效、自稱爲巡子、而稱其上輩爲公、此器第十・十一行、祈其己公與多公、降福于乃沈子它、則它是其己公（父考）和多公周公二公等的下一代、而子不一定是親子、如此、它是周公（多半是旦）的下一世、則此器似應在康王之時、此器的花文、承襲殷式、亦不能晚于康世、銘追念先王先公克衣（殷）、則當在成王之後、先王指武王成王、先公指周公等

陳氏の說くところは詳審にしてかつ文義に愜るものがあり、嘯堂の錄する周單癸卣の「乃沈子壹」は本銘の「乃沈子」・「乃沈子也」とまさに同じ語例である。その義は初學記二六に引く韓詩「夫飮之禮、齊顏色、均衆寡、謂之沈」とあるもので、深沈恭順の意である。忱もまた同義。この銘では鴅・沈ともに子に對する修飾語で、和悅・孝順をいう。

紉を文錄に御と釋するも、字形に合わない。郭氏は字の右旁を盈の省文であるという。盈旁の字は說文十三・上にみえ、「緩也、讀與聽同」とあり、郭氏は「此卽讀爲聽於神左傳莊卅三年之聽」というが、讀若の音を以て釋したもので確かでなく、文義においても緊當としがたい。陳氏は字を祜と釋するがその理由を述べず、かつ「乍祜、宗陟與祜休、其義不詳、當爲祈福祜、祈庥庇之義」としているが、この「宗陟」二字をつづけてよむ句讀に問題がある。

思うに「乍紉」は、大豐毀の「乍省・乍賡」と同じ語例で、紉は動詞によむべく、繼承の意であろう。說文五下に「夃、秦人市買多得爲夃、詩曰、我夃酌彼金罍」とあり、古乎の切である。陳氏が字を祜と釋したのは、夃姑相通ずるところからであろうが、金文には祜の字があつて夃を借用することはない。夃は盈滿の義があり、その字に從う紉には尋繹・繼承の意があるのではないかと思われる。縄には古く孕の音があり、禮記月令疏引皇氏、紉はあるいは縄と聲義の通ずる字であるらしく、「乍紉」とは「乍賡」と同じく繼承の義とみられる。

この條にいうところは、父考の靈に對して、二公をその宗に陟升することを告げたものである。于・陳氏らは「周公」で斷句とするも、「周公宗」までをつづけてよむべく、皇宗・京宗などと同じくその宗廟をいう。陟とは、昭穆遞次して新公を廟に升せることをいうものと解される。しかるに

郭氏は、陟を德にして謝恩の義であるとしている。

乍𢁅于周公宗、陟二公者、言昨聽于周公旦之廟、並感德魯公伯禽及孝公酋也、陟字、周官大卜、咸陟、鄭玄云、陟之言得也、讀如王德翟人之德、本銘卽讀爲德、猶言謝恩也

しかし陟をこの意に用いた例は、金文にも經籍にもない。上文にすでに周公の宗において、也がその家を嗣ぐことを命ぜられたという。從つて「陟二公」とは祖考の配祀に關することである。郭氏の釋は、「周公の廟において神意に聽いたところ、魯公伯禽と孝公とに感應するものがあつた」という意であろうが、稍しく迂遠な解である。すでに沈子がいわゆる沈子國でなく、また器は洛陽の出土であつて魯の附庸國と關係なしとすれば、この二公を魯公・孝公と解することも意味がない。郭氏は沈子を魯の附庸とする前提に立つてこの說をなしたのであるが、沈子が普通名詞であるとすれば、その解は自ら異なるものとなる。

この銘文の形式は班毁の文と似ているところがあつて、本器のこの部分は班毁の末文の形式に近い。班毁にいう。

班拜頴首曰、烏虖、不㔻丮皇公、受京宗懿釐、毓文王王姒聖孫

本器の銘は、也が自ら周公の宗の懿釐を受け、その祖考を配祀することを廟告するものである。銘文によると也は周公の後であり、器が洛陽の出土であるという所傳を信ずるとすれば、也は洛邑にある周公家の裔であると思われる。銘辭は甚だ難解であるから、まず以上の文意を要約しておく。

也曰く、拜して稽首し、敢てつつしみてわが考に卲告す。汝のやはらげる孝順なる子に命じて、

繼ぐべきことを周公の宗になしたまひ、二公を陟祀せしめたまふ。

也が王命によつてその家を嗣ぎ、二公を陟祀することを許されたので、以下にその祖考の德を顯彰し、自らつとめるところあるをいう。命令者である主語は略せられているが、こういう嗣服陟升のことは、王命によつて行なわれたとみてよい。

不敢不𢁅休同公、克成妥吾考以于顯〻受命

この部分も容易に疏通をえがたいところである。郭氏いう。

言、不敢不敬順和惠、一如魯幽公之所爲、以能安定厥考煬公之心、並長保其所受之顯命也

魯を也の本宗とする立場を以て解しているので、「吾考以」を魯の煬公熙に充てている。また同公の解をえずして、「一如魯幽公之所爲」と釋するなども牽强の說である。魯の煬公には魯侯熙鬲第七七器があり、字を獄に作る。また同公も下文の己公と同じく、人名である。陳氏も同公を固有名詞とみず、「應指周公及二公」と注しているが、このような用語はあるべきでない。文中にみえる公名は同公と己公とであり、二公とはこの両者を指すこと明らかである。かつこの文を以ていえば、同公は也の祖、己公はその考の名であろう。郭氏いう。

同公二字、余初以爲人名、謂卽小臣宅毁之同公、然文理難通、今知其非是

これは甚だ早卒の論であつて、同公を人名と解してはじめて文はその疏通をうるのである。小臣宅毁第六四器にいう。

隹五月壬辰、同公在豐、命宅事白懋父、白易小臣宅畫干戈九、易金車馬両、䢅公白休、用乍乙公

障彝、子〻孫永寶、其萬年饔王出入

公白とは同公と伯懋父とをいう。也はおそらく同公の孫に當り、その時期は昭穆期前後である。郭氏は魯公の關係より幽公のとき、卽ち昭王期と推論したが、同公を祖とする也の家系よりその時期を求めるべきである。

銘は上文において、周公の宗において𢁅ぐべきことを命ぜられたことを記しているが、それは具體的にいえば、休を同公に𢁅ぐということである。すなわちその德を承繼することをいう。故にこれを承けて、「不敢不𢁅休同公」という。その休を補足說明するものが「克成」以下の句である。吾考は上文の「朕吾考」と同じ。以は與・及の義。令彝「乃寮以乃友事」のように並列の與にも用いるが、ここでは動詞の用とみられる。

同公は、成康のころ周王室の事業を助け、その基礎を築き、顯〻たる受命をえた人である。その事功をつぐことをいい、また同公を周公の宗に陟祀することをいうのは、公が周公の族であるからに外ならない。左傳にいう周公の胤にして封册を受けたものは六、そのうちに同公の名はみえぬが、二公を本宗に陟升することを許されている也の家は、おそらく洛邑にある周公家の別子であろう。「克成妥」は尙書大誥「克綏受茲命」と語法が似ており、成妥は下の受命にかかる。「不敢不……」は以下受命まで貫到する語法である。

烏虖、隹考□念自先王先公、廼枚克衣、告剌成工

烏虖は班毁にもみえる。□を郭氏は二字に釋し、上字は使の義、下字は叉にして守の義とし、下文の「克叉井斆」は「克守型敎」の義であり、その叉もまた守の義に假用したものとする。陳氏も□を二字に數えているが缺釋、文錄には聲父、通考には□丑と釋し、文選は一空格を充てている。この器銘では、第一行・第三行の敢、第六行の觑、第九行の肇・貯、末行の斆など、何れも字を離析して二字の字格にわたる書法をとつており、この字も于省吾が一字とみているのがよい。字は念と連文。巠念・敬念などに當る語であろう。句の意は、大克鼎「巠念厥聖保祖師華父」・毛公鼎「肇巠先王命」というのと同じ意味であろう。

「先王先公」という語を著けているのは、也の家が王室の出自であることを示している。「周公宗」という語からみて、周公の胤に屬する家であることは疑ない。「烏虖」以下は、その父考の功を以て祖靈に告げる語である。

枚を郭氏は妹と釋して敉の義とする。

妹讀爲敉、說文、敉撫也、讀若弭、弭敉妹古音同部同紐

「枚克衣」は下文に「枚克蔑」とみえる句と同じ語法である。「克衣」を諸家は概ね「克殷」の義として文義を求めている。郭氏の說にいう。

衣卽是殷、書康誥、殪戎殷、禮中庸作壹戎衣、鄭注、衣讀如殷、齊人言殷聲如衣、呂氏愼大、親郼如夏、高注、郼讀如衣、今兗州人、謂殷氏皆曰衣

衣・殷の聲の通ずることはよく知られているところであるが、この「克衣」が克殷の義であるかどうかは甚だ疑問である。陳氏は「西周初期金文、殷國之殷皆作衣」というも、それはおそらく大豐

毁の「衣祀」を「殷祀」と解してのことである。大豐𣪘の文は先王に對する衣祀であり、殷國の義ではない。殷は金文ではみな殷の字を用いる。

大盂鼎　我聞、殷遂命、隹殷邊侯田雩殷正百辟、率肄于酒、故喪𠂤

小臣謎𣪘　𠂤懋父以殷八𠂤征東夷

のごとし。克字は文中にも「克淵克夷」・「敉克襲」のように用いられており、克殷の克ではない。郭氏はこれらの諸克字をみな克伐・克捷の意とし、淵・夷・襲を何れも敵國の名としているが、文義は疏通しない。克には小臣單觶「克商」・𤼈𣪘「克奔走上下帝」の二義の用法があり、後者の義に用いる例が多い。「克衣」とは、敬念して衣祀することをいう。

敉は班𣪘の「忞大命」の忞と同義の語であろう。「忞大命、故亡尤」とは、天命にいそしんでその意に極う意で、この場合祭事にいそしむをいう。従って上文の「克衣」は衣祀、よくその祖考を衣祀するは事功の一とされた。ゆえに下句に「告剌成工」の語を以て承ける。その父考が先王先公を丕念し、よく祭事をつつしんだ功を述べたものである。

叡、吾考克淵克□、沈子其顮褱、多公能福

叡は發語。語端を改めていう。上文の烏虖と對する。上文は父考が祖靈によくつかえたことをいい、ここはその徳を以て子孫に餘慶の及ぶことをいう。何れも廟に卲告する語である。「克淵克□」は書の仲虺之誥「克寛克仁」と語例同じく、その徳を賛える語である。郭氏はこの克をも克勝の義とし、克下の字をそれぞれ外族の名と解している。

夷卽嵎夷・萊夷之夷、本山東之先住民族、受齊魯經略、壤地縮小、至半島尖端、春秋時、北部之萊子國、南部之夷國、其孑遺也、煬公有克夷之功、故作夷闕門、以紀之、小司馬于闕門下引系本云、煬公徙魯、葢煬公攘略夷地、始得寧處也

郭氏はさきにも述べたように、器を魯の別封沈子の器とし、この部分を煬公の功業をいうものと解して、克夷を諸夷に克捷する義としたのであるが、ここでは夷のみを論じ、淵については言及していない。夷と釋されている字は拓迹に不明のところがあり、陳氏は缺釋、于氏・容氏はこの部分を「叡吾考、克淵克」で切り、書の剛克と同じ語例とする。文錄も句讀は同じ。しかし剛克・柔克のような語彙は金文には例がなく、やはり「克□克□」の形とみるべきであろう。文錄・文選・通考は「克淵克」の下一字を乃と釋し、「乃沈子」とつづけている。その語は文中に三見しているので、ここもその例とみたのであるが、下文には單に「沈子」という例もあり、その字もまた乃とは釋しがたい形である。

顮を于・陳氏らは鳥に従う字とするが、大系・文錄は顮にして緬の義とする。おそらく昚の初文であろう。父考の徳によつて、沈子なるわれ也は祖靈の昚懷を受け、多公の恵福を與えられたという意である。昚懷は従つて受身によむ。

烏虖、乃沈子敉克襲、見猒于公

また烏虖を加えて語端を改めている。祖考の昚懷に感動する意を示したのである。「敉克襲」の襲をも郭氏はまた國名と解し、襲に克つ意とする。

襲卽春秋隱元年、公及邾儀父盟于蔑之蔑、通審金文、乃沈子於幽公時、克蔑受封、因于封邑彌廟卲告其故考煬公

幽公克蔑のことは史にみえず、また左傳の蔑は姑蔑にして魯の泗水縣附近であるが、當時曲阜の東隣であるその地に、克伐を要する外族があつたとも思われない。

襲は金文にみえる襲曆の襲で、功伐を旌表するをいう。旌表は軍事にも祭事にも行なわれるが、下文によつていえばここは祭事に關したもので、襲は被動によむべきである。

「見猒于公」は毛公鼎「皇天弘猒厥德」・叔夷鐘「余弘猒乃心」、あるいは書の洛誥「萬年猒于乃德」というのと語例同じ。公を陳氏は沈子の父あるいは父輩の人とみて、その猒足をうる意であるという。

它對此公、自稱爲沈子、乃其父或父輩、此公在作器時、尙見生存、故宅、一則見猒于公、又作器以饗此公、又祈此公之壽

この銘辭は、文首よりすべて廟告の語を記しており、ついで祖考の遺德により休賜をえたことを述べている。その休賜を與えている人がこの句の公であり、下文においては主語を略している。公は作器者也よりいえば、おそらくその本宗の家長もしくは同族にして辟君に當る人であるらしく、下文には「用妥公唯壽」のような祝嘏の辭を獻じている。

休沈子肇斁狃貯賮

休は休賜。被動の形で主語は省略されている。上文の公が賜與者である。郭氏は斁を二字に離析して釋するも、田は獨立した一字とはみえない。「肇斁狃」の三字はみな貯賮にかかる地名とするか、あるいは肇には肇始・嗣承などの義があるから肇のみを動詞とするか、ここは両解を容れうるところである。文錄には狃貯の二字を肆用貝の三字に釋し、文選は休を一字句とするも、何れも文義の疏通をえがたい。通考には休を上文に屬するが、下文に對揚の語があり、ここには休賜の語があるべきである。

肇には嗣承の義があり、彔伯𢦏𣪘「女肇不墜」・善鼎「今余唯肇𩁹先王命」などの例がある。肇始と嗣承とはその義が關聯しており、その兩義に用いられる。いま斁・狃の二字を地名とし、その地の貯賮を繼承する恩命を受けたものと解しておく。

貯は頌鼎に「令女官嗣成周貯廿家、監嗣新造貯、用宮御」、また格伯𣪘に「厥貯卅田」とあり、家または田を單位としていう。その賦調の意であろう。兮甲盤にも「縊㝱貯」の語があり、外族からもこれを徵した。同じく兮甲盤に「其貟其賮」とあつて貟・賮を對擧している。「淮夷舊我貟畮人」というのも、その納付義務のあることをいう。また晉姜鼎に「易鹵賮千兩」とあり、兩を以て數えている。この銘において、斁・狃の貯賮を以て也に休賜すというのは、その地の租調を也に與える意であろう。その徵收權は、也の先人よりしてすでに與えられていたものであつた。ゆえに肇という嗣襲を意味する語を著けている。也はこれを祖靈の恩寵の致すところとして、その廟告を行なつているのである。

乍𢆶𣪘、用䬪鄉己公、用各多公

その休賜を記念して器を作ることをいう。大保𣪘に「乍玆彝對令」という語がある。𩚵は供薦して祀ることをいう。金文では別に在・載の義に用いることがある。

卯　𣪘　𩚵乃先祖考、死𤔲焚公室

師訇𣪘　屯卹周邦、妥立余小子、𩚵乃事

のごとし。卜文には祭名としてみえる。說文三下に「𩚵、設飪也」とあり、饗薦をいう。𩚵饗連文、己公を祀饗する意である。己公はおそらく也の父考であろう。多公とはその祖同公、その他の先人をさす。郭氏は「己公猶言我公、幽公也」とするも語例なく、陳氏は己公を「見肰于公」の公と同一人とみているが、𩚵饗という以上、祀るべき人である。

洛は格。「用洛多公」とは多くの祖靈を卲格するをいう。詩の抑に「神之格思」とあるのと同じ。両句とも、この器を作つて祭享することをいう。郭・陳二氏は己公を生人とみて文を解し、郭氏のごときは「彝銘通例、凡生人言饗、死人言享言格」というも、𩚵は祭名で先人にのみ用いる。上文に「陟二公」とあり、文中に名のみえるものは同公・己公の二公であるから、周公の宗に陟升して祀られるものはこの二公に外ならない。

其丮哀乃沈子也唯福

郭氏は丮哀の二字を訓していう。

當讀爲劇愛、丮劇音相近、哀愛古可通用、樂記、愛者宜歌商、鄭注、愛或爲哀、呂覽報恩、人主胡可不務哀士、高注、哀愛也

丮は說文三下にみえ、「丮持也、象手有所丮據也」とあり、几劇の切である。字はおそらく巩と關聯するところがあろう。毛公鼎「肆皇天亡旲、臨保我有周、不巩先王配命」の不巩は丕鞏の意であるが、ここでは祖靈が也の福を鞏くし、眷愛することをいう。

唯を郭氏は有の義に解する。

本銘唯與隹両見、而用例有別、上文隹考□又、卽常見之發語辭、下文唯福・唯壽、則當訓爲有、文選東京賦、卜惟洛食、薛琮注、惟有也、王引之云、書酒誥、我聞惟曰、我聞亦惟曰、皆言我聞有此語也、詩六月、比物四驪、閑之維則、言閑之有則也、惟維唯古字通

金文にも毛公鼎「無唯正聞」の例があり、文獻を引證するまでもない。ただこの銘文の用法はむしろ領格の介詞とみるべきものであつて、「也唯福」は下文「公唯壽」と語例同じ。

用水靈令、用妥公唯壽

この二句は、上文の賜與者たる公に對する祝頌の辭である。水を郭氏は乞と釋するも、その理由を述べていない。靈命を求める語には「永命靈冬」・「匄屯叚永令」・「𠦪壽匄永令」などがあり、永はまた泳・羕にも作る。永は水流の合しあるいは分岐する象を示す字である。銘文の水は、おそらく永の異文であろう。

靈令とは永生をいう。ゆえに齊大宰盤「靈命難老」・蔡姞𣪘「綽綰永令、彌厥生靈冬、其萬年無疆」のような語がある。「用永靈令」と「用妥公唯壽」とは同義の語。妥は妥多祜・妥福・妥懷・妥位のように用い、綏の義である。

也用褱䘩我多弟子我孫

陳氏はこれより以下を「乃它自勵之辭」というが、多弟子孫にこのことを以て懷刑せしめる意を述べたものとみられる。褱は懷。䘩は字未詳。郭氏は懷柔と釋し、文錄には褱𧏡とする。柔・𧏡は何れも金文にその字があり、字形は䘩と大いに異なる。字はむしろ遠邇の邇に近いようである。陳氏は佐と釋するも說なし。褱䘩二字で動詞。その目的語は「我多弟子我孫」である。班𣪘に「亡弗褱井」の語があり、褱井・褱䘩はおそらく同義の語であろう。

陳氏は多弟子以下を論じていう。

懷佐我多弟子我孫、是懷佐它之姪輩與孫輩、而不及其子、由此亦可知它是祖父之輩

これは稍しく拘泥の說というべく、「我多弟子我孫」とは班𣪘「子〻孫多世」とあるのと同じ。作器者が自己の後人を戒めるに當つて、子輩を除いて姪輩と孫輩とだけをあげるはずはない。

克又井斆、歅父廼是子

第二字を郭氏は𠬪と釋するも、又にして有の義。井は帥井。斆は教・學の義に用いるが、井斆とは帥井の意である。末句について、郭氏は「懿作歅、與班𣪘匡卣同、子作動詞用」という。子を動詞の用というのは、書の益稷「啓呱〻而泣、予弗子」などの用法をいう。歅は歅𧏡・歅令・歅德のように用いる。字は心に從うことがある。この句では、あるいは也自ら懿父と稱したものであろう。先考と解してはやや緊當を缺くようである。

是子の是は字形が確かでないが、他に適當な字を考えがたい。槪ね是保・是若・是尙・是勅のように、次に動詞を伴う。子は從つて動詞、慈愛の義。また字と通ずる。書の康誥「于父、不能字厥子」の字と同義である。

訓　讀

也曰く、拜して稽首し、敢てつつしみて朕吾が考に卲告す。乃の鴅べる沈なる子に命じて、緆ぐことを周公の宗に作したまひ、二公を陟り（祀らしめ）たまふ。敢て休を同公に緆ぎ、克く吾が考の顯〻たる受命に以びたまひしを成し綏んぜずんばあらず。

烏虖、これ考、先王先公よりして□念したまひ、廼ち枚みて克く衣（祀）したまひ、告刺して功を成したまへり。

叡、吾が考、克く淵にして克く□、沈子それ顠懷せられ、多公、能く福したまへり。

烏虖、乃の沈子、枚みて克く蔑はされ、公に猒かれたり。沈子に休（賜）して、斁・狃の貯と、賨とを肈がしめたまふ。茲の𣪘を作りて、用て己公を𩚵饗し、用て多公を格さしむ。それ、かたく乃の沈子なる也の福を哀しみたまへ。用て靈命を永くし、用て公の壽を綏んぜむ。

也、用て我が多弟子・我が孫を懷□せむ。克く井斆することあらば、懿父は廼ちこれをいつくしまむ。

參　考

この器の時期について、郭氏はすでに述べたように、これを魯の附庸たる沈子國の器と考え、魯の幽公のとき、従つて器の時代は昭王の初年にあるものとする。しかしこの器は、すでにみてきたように沈子國とは關係なく、器も洛陽の出土と傳えられていて、洛の周公を宗とする族人也の器であることは明らかである。也はその祖考二公を周公の宗に陟升することを許され、かつ祖考の受けていた貯貲の繼承を命ぜられ、その恩寵を記念してこの器を作り、これを祖考の靈に告げているのである。也の祖考は、文中の同公・己公の二公である。邦國の名を著わしていないので別封のあるものかどうかは知られないが、おそらく在洛の周公家の一族であろう。その家系を以ていえば周公・同公・己公・也となり、世次からみてほぼ昭王期に相當する。

斷代には、器の形制よりしてその時期を康世に屬している。いう。

郭沫若列此器于昭王、容庚則因周公見于令方彝、同公見于它毁、定此器于成王、二說或遲或早、皆有可商、與此蒸花文相同之器、見于長安一・一六・泉屋三六・夢續一六、皆屬西周初期器、此器花文字體、都是較早的、而銘文追念先王先公克殷、故暫隸于康世

文中の「克衣」を「克殷」と解しがたいことについてはすでに述べた。衣は衣祀である。この器は周公を宗として二公を配祀するものであり、しかもその衣祀は也の父考が行なつているのであるから、也の時期は昭世以前にはとりがたい。また小臣宅毁にみえる同公はおそらく本器の同公であろうが、宅毁にみえる伯懋父は康昭期の人と考えられ、世次を以ていえば、也はやはり昭王期に當ることとなる。

本器の花文は斜格乳雷文で殷器の系統に屬し、文様鮮麗、小圏文を配するなど古制を存するものであるが、大體において昭穆期ごろまでは、殷器の古制が多少の流變をみせながらも繼承されている。器を昭王期に屬するとしても、器制上の時代觀と特に扞格するところはない。

字迹は周初の健爽の風はすでにみるをえないが、筆意に雋鋭のところを存し、筆畫も自在で、穆期の緊湊體よりも古い。字はやや狹長であるが、大小參差のうちに一種の諧調を保つものがある。しかし成康期の字様に比すると、すでに纖靡の風が萠しているように思われる。

器の銘文は甚だ難解であり、容庚氏のごときも、善齋において、「文義多不可曉、不敢强解」とただ釋文のみを示し、文錄にも「文詞淵雅、而不盡可通」という。文選にも文義の難解を歎じているが、文の本旨のあるところを察すれば、その大意には通じうるのである。諸家は多く沈子を沈國と解したため文旨を逸することになつたが、陳氏は沈子の正解をえながら、也と二公との關係を把握しえずして文理を辿りえなかつた。そのため器の時期についても諸說を生ずるに至つたが、「也曰」を文首におくこの種銘文の形式は周初にはなく、大盂鼎の「王若曰」・「王曰」などから脫化した形式と思われる。これに近いものに班毁があり、その器も人物關係などから昭王期の前後に位置すべきものである。孟毁のごときもその例に入る。おそらく當時、この種の形式の銘が一時行なわれていたのであろう。後期長文の彝銘に至つて、また「某曰」を文首におく敍述形式が盛行する。銘文の形式からみて、この器は班毁・孟毁と時期の近いものと考えてよい。

七九、孟　毁

時　代　成王郭釋

出　土　「一九六一年一〇月三〇日、陝西省長安縣張家坡出土、共五十三件」郭釋



孟　毁



孟毁器腹文様

著　錄

器影　郭釋　圖一，圖版一～三

銘文　郭釋　同上

考　釋　郭沫若　長安縣張家坡銅器群銘文彙釋　考古學報・一九六二・一

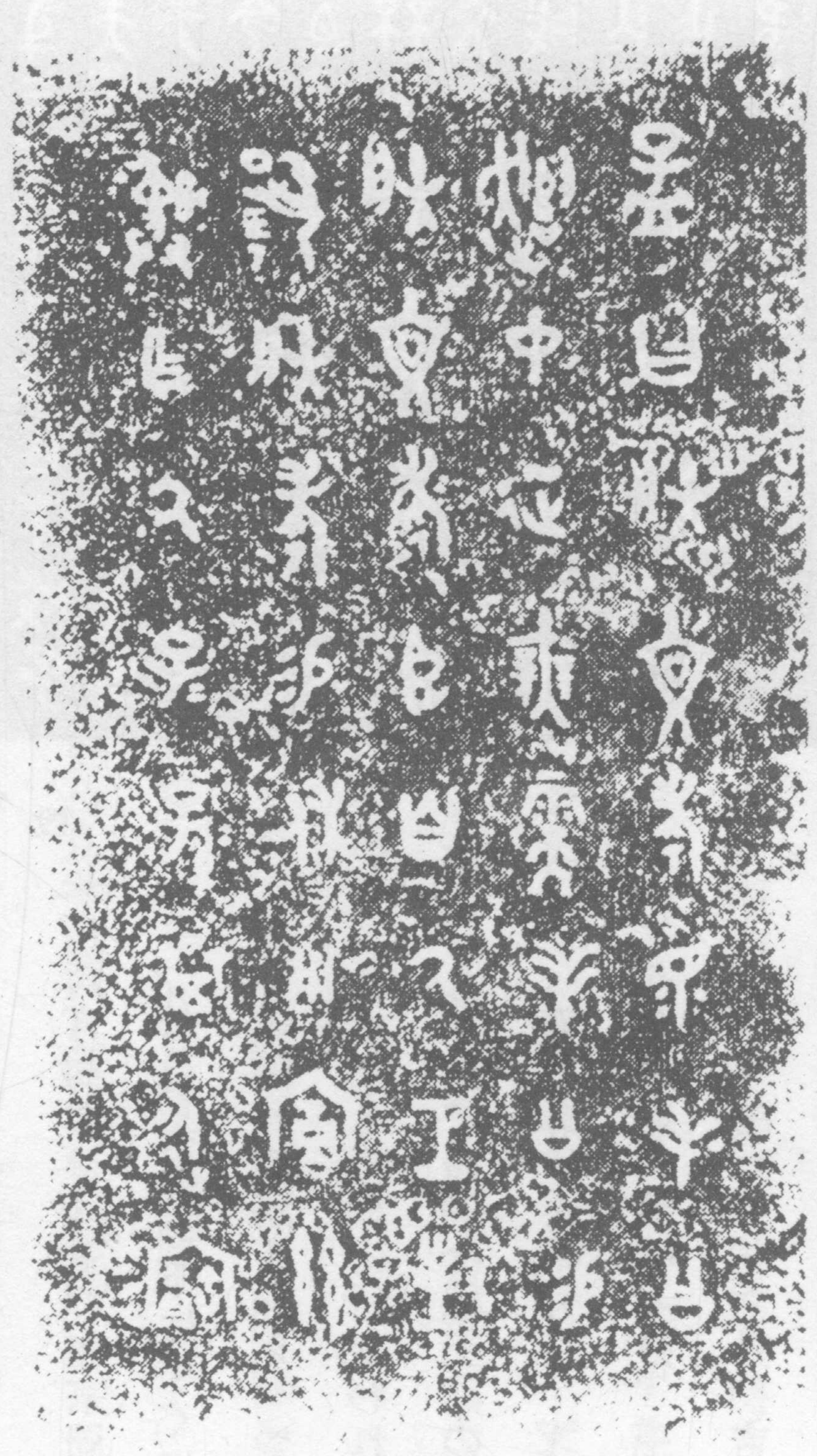
裘錫圭　錫朕文考臣自厥工解　考古・一九六三・五

器　制　方座毁。両耳に獸首を飾るが、その耳は両角が張り出していて、器口の高さに達している。器の主文は顧鳳、両鳳の冠毛は前に垂れて正中に向い合うている。圈足部に斜角形に近い様式化した夔文がある。方座の四面には器腹と同じ顧鳳各一對を飾る。顧鳳の形は靜毁に近く、昭穆期に盛行した大顧鳳文の系統に屬する。

銘　文　五行四二字

孟曰、朕文考眔毛公趞中、征無需、毛公易朕文考臣、自厥工

毛公趞仲の名はまた班毁にもみえ、ここにいう征役は班毁に記すところの東征と關係があろうと思われる。その戰功により毛公より臣を賜與されているのであるが、それは「朕文考」とよばれる作器者の父に與えられたものであり、その子孟がその寵榮をこの器に勒しているのである。それで郭氏は、孟の文考はこの役に陣沒したのであろうという。すなわち死後の論功である。



孟𣪘銘

班𣪘にみえる東征は三年の長期にわたり、かなり困難な作戦であったらしい。その文にいう。王令吳白曰、以乃自左比毛父、王令吕白曰、以乃族右比毛父、趞令曰、以乃族從父征、㧑城、衛父身、三年靜東或、亡不咸斁天畏、否畀屯陟すなわち毛公を總帥とし、吳伯・吕伯がその左右となつて東國を綏撫し、三年にしてその功を終えたのである。本器に毛公趞仲の名をあげ、吳伯・吕伯に及んでいないことからいえば、孟の父考はこのときおそらく毛父の軍に屬していたのであろう。

無忌について、郭釋にいう。

無忌當是東國一頭目、古者許國之許作無、或從邑、可見許國當時亦曾參加東國之叛亂、忌字從雨從大、字不識、或是雩（丑入切）之古字、大雨也、又或疑爲需、然亦僅在疑似之間

卷二 三一～三二

郭氏は無を許の初文とするが、許は姜姓四國の一として周の有力な藩屏たる國であり、討伐の對象とは考えがたく、銘文にいう征役が東征であるとすれば、無忌は東方の邦族の名と解すべきである。忌は天に從う字であろう。班𣪘における作戰の方向は、王が毛伯に命じて「乍四方亟、秉緐蜀巢令」ということから推すと大體淮水の流域であつたと考えられ、無忌は東南夷・淮夷などの一であろう。

「易朕文考臣、自厥工」の句を郭氏は「頗費解」といい、次のように論じている。

古者臣工每聯用、如周頌臣工云、嗟嗟臣工、敬爾在公、葢臣之中有若干等級、工爲其一、自厥工者、謂錫以自工以下之臣僕、猶大盂鼎人鬲自駿至於庶人

すなわち工を身分的呼稱とし、工より以下の等級の臣僕を賜與されたと解するのである。しかしそれならば、「厥」という領格の指示代名詞は殆んど不要である。大盂鼎の文には厥字を用いていない。

臣工の語は禹鼎に「乍命臣工」とあり、工とは百工をいう。師𣪕𣪘に「西隔東隔僕駿百工牧臣妾」、また伊𣪘に「康宮王臣妾百工」とあり、王宮等には多くの臣工の徒をおいて、その器用の生産に從わせていたことが知られる。自とはこの場合、裘氏のいうように賜與の由るところをいう。中觶「王易中馬、自□庢」・御正衞𣪘「懋父賞御正衞馬匹、自王」とあるのと語法同じ。毛公に屬する百工中より采つて、賜與する意である。

對珷朕考易休、用宣玆彝乍厥、子〻孫〻、其永寶

郭氏の釋にいう。

對揚朕考錫休、謂荅揚先考所錫休命、卽所受臣工之賜、父已陣亡、所應受的賜予、轉給其子、故在孟而言、臣工之賜雖頒自毛公、而實亡父之所賜、故直言對揚朕考錫休

亡父に對する賜休に、その子が對揚して器を作ることをいうのは稀有の例である。

「用宣玆彝」の宣は、この場合動詞の用法である。普通には休と同じく名詞に用いることが多く

令𣪘　敢展皇王宣、用乍丁公寶𣪘

令彝　敢揚明公尹厥宣、用乍父丁寶障

のように用いる。郭氏は宣を宁とよむべしとして

宁殆讀爲鑄、……宁字在一般銘文中、多用休字代替、準此義以求之、殆又假爲醻也

という。醻報の義とするのである。しかし醻の義に釋しうる例は他になく、ここは對揚・對命の意に用いたものとすべきである。大豐𣪘に「每揚王休宁障」とある句の簡略な語法であろう。宰農鼎三代・二・四七・五に「宰農宣父丁」とあるのも、これと似た語例である。「乍厥」の二字上屬。「作之」と同じ。戈□𣪘三代・一四・六・七・八に「戈□乍厥」とあり、彝同・四・二三・六・七觚同・一四・二九・九爵同一六・三二・二も同文である。矩尊錄遺・二〇三「矩爲厥父彝」の省略形式である。

訓讀

孟曰く、朕が文考、毛公趞中と無忌を征す。毛公、朕が文考に臣を賜ふ。厥の工よりす。朕が考の賜はれる休に對揚して、用て茲の彝に宣してそれを作る。子〻孫〻、其れ永く寶とせよ。

卷二 三三～三四

參考

同出五十三件の器は必らずしも時期が同じでなく、また一家のものでもない。郭氏はその出土事情を推して、これらの器は共和革命のとき、革命勢力に依付しなかつた貴族が、その重器を窖藏して逃れたものか、あるいは幽王が犬戎の禍に逢うたときの窖藏品であろうが、共和の際のことならばまた啓復の機會もあつたわけであるから、おそらくは幽王期のことであろうという。郭說によると、成王期の器が、幽王期に窖藏祕慝され、一九六一年に至つて再び啓復をえたということになる。器は郭氏が成王期に屬するとするほど、古いものではない。郭氏はすでに班𣪘を成王に屬しているので、その關聯器として同期においたにすぎない。器文の顧鳳は昭穆期通行のものであり、文字は行款整い、緊湊體の小字で、また昭穆期の體である。文首に「孟曰」という自述の語をおくのも也𣪘にみえる形式であり、班𣪘にも多く自述の語を錄していて、銘辭の形式が似ている。何れも時期の近いものと思われ、殊に班𣪘は人物關係からみて同一の征役のことを記したものと考えられるから、ここに附載しておく。

＊班𣪘

器名　毛伯彝全上古　班彝文釋　毛父班彝麻朔　毛伯班𣪘積微居

時代　成王大系・麻朔・通考・斷代　康昭期唐蘭　穆王古文審・文錄・文選・積微居・唐蘭

收藏　「淸內府」西淸



班 毀

著錄
器影　西淸・一三・一二　大系・七六
銘文　古文審・五・一　大系・九
考釋　全上古・一三・六　大系・二〇　文錄・二・一二　文選・上二・二四　麻朔・一・二八　斷代・二・七〇　積微居・一三二,二五五　Dobson・一七九

器制　西淸にいう。「高七寸五分、深四寸三分、口徑八寸一分、腹圍二尺七寸五分、重二百四十三兩、四耳通足」。四耳通足の形をとるものは、他に圓渦夔紋四足簋通考・二五六、三〇三、父乙臣辰毀三五三頁などがあり、必らずしも稀有ではないが、本器のように四足の下部が內側に折返しになつている例はないようである。かつ器腹の文様は繪圖であるためかなり原形を失しており、顧鳳らしい二形の問には、された正中の部分に、壽字を文様化して加えてあり、僞器の疑がある。また銘文にも譌刻とみられるところがあり、少なくとも原器にあまり忠實でない摸寫であろう。しかし西淸の器がかりに僞器僞刻であるとしても、その文辭はみだりに後人の撫摩を許さぬ堂々たる體格の文章であり、器の眞僞を別として、原器原銘のあつたことを思わせるもので、一讀の要ある重要な資料的價値をもつている。唐蘭氏の論文康宮・三八頁にもその點への言及がある。



班 毀 銘

銘文　二〇行一九七字

隹八月初吉、〔王〕在宗周

「八月初吉」の下にすぐに日辰を加えず、「王在宗周」の語を加え、ついで日辰をいう。これはある時期に行なわれた紀日法であつたらしく、その例は穆王期の前後に多い。

盠 尊　唯九月、才炎自、甲午
井 鼎　唯七月、王才莽京、辛卯
靜 毀　隹六月初吉、王才莽京、丁卯
免 尊　隹六月初吉、王才奠、丁亥

その他にも數例を求めることができるが、大體この時期のものに多い。

「王才宗周」の王は、全上古によつて加えた。西淸にはその字なく、字の入るべき空格もない。しかし嚴氏は拓本によつて釋したといい、また文例からみても王字のあるべきところである。西淸の摹刻には、この點からも疑問がもたれるのである。

甲戌、王令毛白、更虢城公服、甹王立

毛伯は文中にまた毛公・毛父に作る。西淸にこれを、成王末年に司空の職にあつた毛公に充てている。本器の時期については成王・穆王の兩說が多くとられているが、前者は毛公を書の顧命にみえる毛公とし、後者は穆天子傳にみえる毛班に比定するものである。前者をとるものに大系・斷代の說がある。大系にいう。

毛伯卽下文毛公毛父、本銘之王、乃文王王姒孫、而稱毛公爲毛父、則毛公卽尚書顧命之毛公、亦卽文王之子毛叔鄭也、漢書古今人表、分毛公毛叔爲二人、非是

これに對して陳夢家氏は、古今人表の說を是とし、周初に二毛公あり、一は文王の子毛叔鄭、一は顧命の毛公であるが、本器にみえるものは毛叔鄭に非ず、顧命篇の毛公であるという。

西周初、有兩毛公、一爲毛叔鄭、見逸周書克殷篇及周本紀、古今人表、毛叔鄭文王子、與武王同時、左傳僖廿四、文之昭也、廣韻豪部、以爲周武王弟毛公、一爲顧命之毛公、當成王之末、康王之初、古今人表列周公毛公、都在成王時

此器之毛白毛公毛父、是一人、王令毛白更虢城公以後、乃稱毛公、王命邦冢君吳白呂白、左右毛父出征、對吳呂二伯言、故稱毛父、趞令班從父征、則班是毛白毛公的子輩、此器之公・皇考・邵考・文王孫、都是班所以稱其父輩毛公、毛公是文王之孫、則他不可能文王子、武王弟的毛叔鄭、而應是顧命的毛公

かくて陳氏は、廣韻毛字下に「周武王弟毛公、後以爲氏、本居鉅鹿、避讐滎陽也」とあり、また漢書地理志に「東虢在滎陽」とあるのを本器と關聯させて、毛公が虢城公の服をついだというのは、逸周書作雒解に「俾中旄父宇於東」とある中旄父封建の事實に當るものとする。すなわち毛公を顧命の毛公、逸周書の中旄父とみるのである。

いま陳氏の說を推すに、廣韻にいう滎陽の毛氏は毛叔鄭の後であり、その滎陽は東虢の地で中旄父がその地をついだのであるから、結局毛伯は毛叔鄭の子にして中旄父と稱する人となる。郭說によるとこの器は武成の際、陳說によると成康の際ということになるが、いま器制・銘文を以て考えるに、何れも比定の時期が早きに過ぎるようである。郭氏は「本銘之王、乃文王王姒孫、而稱毛公爲毛父」といい、孫・父を字のままに解するが、祖・孫などの語は二世以上にわたつていう語で、必らずしも固定的な親等稱謂ではない。また陳說は、廣韻によつて滎陽の毛氏を虢城公の服をついだものとするが、虢城の器は鳳翔から出土し、その地は雍州のいわゆる西虢であり、特に中旄父はその系屬の知られない人で、何れも立論の基礎が十分でない。

穆王期說は早く古文審にみえ、その後于省吾に穆天子傳新證考古社刊第六期があり、楊氏の說はこれらを承けている。その論據は、穆天子傳に

丙寅、天子至于鈃山之隊、東升于三道之隥、乃宿于二邊、命毛班逢固、先至于周、以待天子之命とみえ、また「毛公舉幣玉」の郭注に「毛公卽毛班也」とあるのによつて、毛公名は班、穆王のときの人であるとする。この說の成否は、主として毛公と班とを一人とする解釋が、この銘文の理解において成立しうるかどうかという點にかかつている。このことは、下文の解釋において述べるのが便宜であるから、それぞれの部分においてふれる。以上要するに、本器の毛公について、毛公說・中旄父說・毛班說の三說があるわけである。

更は賡續の義。また更改の義もあるが、それも祖考の服を認證する意味をもつ。

趩　觶　王乎內史冊令趩、更厥且考服

師虎段　今余隹帥井先王令、令女更乃且考、啻官嗣左右戲緐莿

何れも祖考の服事を嗣ぐことをいう。本器においてはただ「更虢城公服」とあるのみで、祖考の語を著けていない。それで毛伯と虢城公との關係が一應問題となる。

虢については東周列國の器を扱う際に述べるが、いま本器を考えるのに必要な範圍においてふれておく。漢書地理志に三虢をあげ、「北虢在大陽、東虢在滎陽、西虢在雍」という。郭氏は、西虢を金文の城郭、北虢を虢季氏、單に虢と稱しているものは東虢であるとする。文獻によると、虢には次の三地がある。

東虢滎陽　虢叔、東虢君也、……虢國、今滎陽縣左傳隱公元年杜注

西虢陝　虢、西虢國也、弘農陝縣東南有虢城同上

西虢雍　劉公泉、數源俱發于雍縣故城南、……晉書地道記以爲西虢水經渭水注

陝の西虢は水經河水注によるとまた南虢ともいい、虢仲の都したところという。大陽の北虢に對する名であろう。いま出土の知りうる虢器に次の諸器がある。

鳳翔　虢仲殘段窓齋尺牘・分域篇　城虢仲段攈古　虢季子組盤周存　虢季子白盤攈古

滎陽　鄭虢仲段周存

陝縣上村嶺　虢季氏子㚤鬲　虢大子戈上村嶺虢國墓地(一九五九・一〇)參照

鳳翔出土の諸器は概ね西周後期に屬し、滎陽・上村嶺の諸器は概ね春秋に入る。虢の下陽は前六五八年、上陽は前六五五年に滅んでいるのであるから、東遷ののち百十數年に及ぶ。三虢といい四虢というも時期によつて變易があるらしく、虢氏の本據は雍、その分支は滎陽・陝の地などを領していたのであろう。虢仲の器は鳳翔からも滎陽からも出ている。毛伯がついだ虢城公の服は滎陽、古く成・制と稱した地で、殷周期以來の要害である。下文に「乍四方亟」と命ぜられていることからみると、その地が最もふさわしい。ただこの器の當時、虢の名は金文にみえるものなく、また虢諸器のうち毛氏を稱する例がない。それでこの「虢城公服」は後の諸虢と一應區別し、左傳にいう虢叔の故地とみておく。左傳僖公五年に「太伯虞仲、大王之昭也、虢仲虢叔、王季之穆也」とあり、早くから周の一族がその地を領していたのである。器銘によると、毛公は「文王王姒聖孫」とあつて、初封の虢叔とはまた系屬を異にしている。

「粤王立」は番生段・毛公鼎など、後期の金文にみえる。粤を孫詒讓ははじめ字形に卽して釋したが、のち寧の初文にして安息の義述林とした。郭氏は屛の假借にして藩屛の義とし、陳氏も文獻中の屛藩・藩屛の語例を集めている。しかし粤は王位を目的語とする動詞であるから、輔弼の義であろう。詩の節南山「天子是毗」などがその語義に近い。

乍四方亟、秉緐蜀巢令

亟を全上古・西淸は缺釋。郭氏は望とよみ、古文審・斷代は亟とよんでいる。毛公鼎に「令女亟一方」という語例があり、本器の字形は最もこれに近い。陳氏は書の君奭「作汝民極」・商頌殷武「商邑翼翼　四方之極」を引いている。詩は齊・韓では「四方是則」に作る。極則とする意で君をいう。毛公鼎に「亟一方」といい、本器に「乍四方亟」とあるので、楊樹達氏は下文の秉以下を四國の名としてこれに充てているが、秉は秉德・秉令のように用いる動詞、下文の令にかかる。緐以下の三地の政令を掌ることを命ぜられているのである。

緐は晉姜鼎や曾伯簠にもみえ、簠の文では緐・湯は淮夷と對擧されている。淮域に近い地であろう。この方面に繁陽と稱する地が三地あり、いま陳氏の集めたところをあげる。

1、史記趙世家、廉頗將、攻繁陽取之、正義云、括地志云、繁陽在相州內黃縣東北二十七里

2、魏志、文帝爲壇於繁陽、受漢帝之禪、以漢潁陰地之繁陽亭爲繁昌縣、今河南臨潁西北三十里、有繁城鎭

3、左傳襄四、楚師爲陳叛故、猶在繁陽、杜注、繁陽楚地、在汝南潁陽縣南、今新蔡縣北、又左傳定六、楚子期、以陵師敗於繁陽、亦此地

路史國名紀丁によると、緐は商氏の後であるという。左傳定四、康叔に與えられた殷民七族中に緐氏があり、路史はその記事に據る。器銘中の緐は三地中の何れに當るかを知らぬが、晉姜鼎や曾伯簠によつて考えると、2の地が近いようである。

蜀については郭氏に說なく、斷代にも「蜀不知所在」といい、竹書紀年「夷王二年、蜀人呂人來獻瑤玉、賓於河、用介圭」とみえる蜀であろうという。呂が申呂の呂であるとすれば、蜀もその隣接地である。卜辭にみえる蜀は缶と並稱される例が多く、缶に對しては殷王の親征後・上・九・七　粹・一一七五　續・一・五二・一を卜する例があり、殷王の行動圏內にある。おそらく河南西部の古族であろう。

巢は近似の字を以て釋しておく。西淸は需、古文審は庸、大系・斷代は巢を宛てている。その地について郭氏は「巢地在今安徽巢湖附近」とし、陳氏は說文にいう南陽棘陽、すなわち河南新野縣の東北の地とし、安徽の巢は春秋期の巢であるとする。何れも字を巢と定めた上でその地名を求めたものに過ぎない。緐・蜀は淮の上流、河南西南にわたる地と思われるので、巢もその方面の國族と考えてよい。令を郭・陳・楊三家は何れも次の句首におき、令易二字連用とみているが、それでは秉という動詞の目的語を失う。令は東令・政令というのと同じく、その地に施す政令をいう。

易鋚勒、咸

鋚勒を斷代に矜・勒の二物に分つが說明はない。鋚の字形はかなり譌變しているが、第二字は勒であること疑なく、字は金に從う。攸も金に從う形のようである。鋚勒は金文に習見する。說文に

「鋚、鐵也、一曰、轡首銅也」とあり、轡首の金具である。車服の賜與の際、品目の末に列する例で、初期のものでは彔伯刻𣪘にみえる。ここではこの一具のみを賜うている。

成は咸終。令彝・宜侯夨𣪘・小盂鼎などにみえ、一儀節の終るごとにこの字を用いる。

以上第一段。毛伯に命じて虢城公の服をつがしめ、下國の命を秉らせる册命を述べている。後期の册命形式とは異なるが、明らかに册命の文である。尤も作器者は册命の受命者ではないが、毛公に對する册命を詳記しているのは、毛公と班との關係を考える上に十分顧慮すべき點である。

王令毛公、以邦冢君・土駿・□人、伐東國痟戎、咸

册命の後に、征命を發することを記す。王を全上古に成王に作るがこれは疑問とすべく、あるいは前段末の咸をよみ誤つたものであろう。旁注を誤入したとする説もある。もし王の名を著けるならば、初出のところにいう例である。

邦冢君を陳氏は下文の吳伯・呂伯と解している。「庶邦冢君」の語は尙書に數見し、殊に召誥では召公が庶邦冢君を率いて新王朝たる周の誥命を受ける儀禮を行なつている。語義からみて內廷の臣でなく外邦の君をいう。吳呂二伯は下文に王の特命を受け毛父の軍を輔翼しており、これを土駿の類と併擧することはなかろう。毛父二伯の下に從う多數の小族邦の君である。

土駿は徒馭・徒御。後期の金文禹鼎・師寰𣪘、詩の小雅車攻・黍苗、また大雅崧高に徒駿・徒馭・徒御としてみえる。車乘の戰士をいう。

□人は從來或人と釋されているが、銘文中の或國と字形が異なる。字はまた叔夷鐘に「造□徒四千、爲女敵寮」とみえており、やはり戰士をいう語である。

東國痟戎を古文審に「疑即玁狁」というも、玁狁を東國というはずはない。郭氏はその音よりして「當卽奄人」とし、この征役を踐奄の役に充てている。器を成王期とする立場からの解釋である。積微居は穆王期説であるから、竹書紀年の

周穆王三十九年、征越、大起九師、東至九江、叱黿鼉以爲梁

という征越の役を以てこれに充て、痟の字は識りがたいが、軍の規模より推して、紀年にいう征役に相當すると論じている。しかし當時の東國の範圍が越・九江にまで及んでいるとは考えがたく、踐奄といい征越というも、何れも器銘のいうところを越えて史傳に傅會したものという外ない。ただ、三年にわたる征師であるから、相當規模の作戰であつたことは疑なく、盂𣪘にいう無㝬もその作戰の一對象であつたのであろう。殷末の東夷遠征にも比較すべき大作戰であつたらしいが、その主要な對象は痟戎の征服にあつた。後漢書東夷傳に、殷周期における東夷の動向を記していう。

武乙衰弊、東夷寖盛、遂分遷淮岱、漸居中土、及武王滅紂、肅愼來獻石砮楛矢、管蔡畔周、乃招誘夷狄、周公征之、遂定東夷

康王之時、肅愼復至、後徐夷僭號、乃率九夷以伐宗周、西至河上、穆王畏其方熾、乃分東方諸侯、命徐偃王主之、偃王處潢池東、地方五百里、行仁義、陸地而朝者三十有六國、穆王後得驥騄之乘、乃使造父御以告楚、令伐徐、一日而至、於是、楚文王大擧兵而滅之、偃王仁而無權、不忍鬬其人、故致於敗、乃北走彭城武原縣東山下、百姓隨之者、以萬數、因名其山爲徐山

徐偃王の說話は淮南子人間訓・說苑指武篇や博物志卷八などにみえる著名な傳說であるが、晉のとき徐山の石室がなお現存したという。この說話の背景には當時の史實の投映があるものと思われるが、當時徐夷は中土におり、徐偃王のもとに統一勢力を形成し、隱然一敵國をなしていたのであろう。近ごろ唐蘭氏は、痟戎を以て徐偃王の率いる夷種に比定する說を立てているが、徐偃王その人の時代でないとしても、この東征が徐淮の夷族勢力に對して行なわれたものであることは、一應想定しうることである。

この段は、王が毛公に對し東國痟戎を伐つ征命を發することを述べたもので、誥命の終りに一咸字をおき、儀節の終つたことを示している。

王令吳白曰、以乃自、左比毛父

毛公の出征に當り、吳・呂二伯にその佐助を命ずる語である。麻朔に、上文の咸を王につづけて成王とよむは誤る。吳伯については諸家に說なく、ひとり古文審にはこれを虞仲に充てる說がある。金文に吳と稱するものは靜𣪘・師虎𣪘・吳彝・師酉𣪘・同𣪘・大𣪘などにみえるが、時期的に參考しうるものは靜𣪘の吳で、吳・呂二族の名があり、文錄には本器の吳・呂と同じとする。靜𣪘では吳𠦪・呂𠛱の二氏が卿射の禮を行なつている。

「以乃自」とは、その有する師旅を率いて出征するをいう。その軍を以て毛公の一翼となりうるのであるから相當の大族とみられ、文錄には「吳呂二國、當時之方伯」というが、金文に伯を方伯の意に用いた例はない。

左比は全上古に左從と釋するも、字は左文にして比と釋すべく、文錄には毗の義とする。毛父の父を斷代に父親の意とし、下文「從父征」を「則班是毛白毛公的子輩」というが、父は師雍父・師湯父・師毛父・效父・兮伯克父のように人名に用い、また毛公鼎「父厝」・𤔲鼎「其父」のように尊稱にもいう。書の文侯之命にも四たび父と稱している。親愛・長老の意を示す。詩では甫を用いる。毛公は當時相當の年輩者であり、かつ尊親の地位にあつたので、王の誥命中にも父と稱するのである。

王令呂白曰、以乃自、右比毛父

呂伯を西淸に齊侯呂伋であろうとし、斷代にもその說を采つている。積微居は穆王期說であるから、呂伯を穆王の重臣にして、書序に「呂命穆王、訓夏贖刑、作呂刑」とある呂がそれであろうという。申呂の呂とみるものである。

呂は金文中、呂行壺・呂方鼎・靜𣪘などにみえる。呂行は伯懋父の北征に從い、呂方鼎では王が大室に餈するに侍して貝を賜うている。郭氏は成王期說であるから、呂器や靜𣪘の呂を呂刑篇の呂に充て、本器の呂とは異なるとする。しかし本器の吳・呂は靜𣪘にもみえ、兩者を同一の氏族とする可能性がある。齊の呂伋との關係は考えがたく、申呂の呂はまた甫ともよばれ古く䣄侯と稱していたらしく、本器の呂はその何れとも關係がない。

以上、第三段の一。前段の毛公に對する征命につづいて、吳・呂二伯に對する征命をいう。

趞令曰、以乃族、從父征、𢓜城、衛父身

文中の難解な部分である。郭氏は「趞令曰」を「趞令班曰」の意とし、趞とは城虢趞生に外ならないという。郭氏は上文の「更虢城公服」を「代虢城公之職也」と解しているので、城虢趞生は毛公の前任者であり、その趞生が隷下の班に命じた語とみるのである。上文の虢城公に注していう。

號城公當卽下文趞令曰之趞、別有城虢趞生𣪘者、可爲證、又有城虢仲𣪘、出土于鳳翔、鳳翔乃古西虢之地、是知城虢卽西虢、虢城公當是始封于西虢者、故世稱西虢爲城虢、以其稱號冠于虢之上、以別于東虢・北虢也、用知趞尊・趩鼎等之趞卽虢城公、本器作者之班、乃趞之臣屬

器銘の趞と釋した字は、趞尊・趩鼎にみえる趞とは字形異なり、その同異を確かめがたい。また城虢趞生𣪘𥡴齋・一〇・一三の趞は同形であるが器影未見、字迹や城虢の器から考えて後期の器と考えられ、本器の趞と直接の關係はない。

令には能動・被動の兩訓あり、積微居には、上文二伯に對する語が「王令吳白曰」・「王令呂白曰」の形式であるから、ここは「令趞曰」とあるべく、文は誤倒であるという。誤倒としなくても被動によみうるところである。命令の形式は上文の王命の場合と同じである。

唐蘭氏は、趞を人名とする從來の解を斥けて、趞令とは派遣の命の意であるとする。

又趞令說、以乃族從父征、下面說到三年靜東國、又說到公告厥事于上、……毛公伐東國所率領的是三個族、跟明公𣪘、唯王令明公遣三族伐東國的規模相同、三族組成三軍、中軍是毛公本族的、左軍是吳伯、右軍是呂伯、三軍的成員命令完了以後、又發布遣令說、以乃族從父征造城、衞父身、這個遣字、跟小臣謎𣪘、遣自𦤎師、述東陕、伐海眉、明公𣪘、遣三族伐東國的意義相同、是臨出征以前派遣的命令、郭沫若同志、把趞當做人名、說虢城公就是趞、那末、毛公本來是繼承虢城公的服的、現在反而要倒過來、把虢城公作爲毛公部下、還要稱毛公爲毛父了、這怎麼能進得通呢、郭氏又引城虢遣生𣪘來證明虢城公就是趞、……這個𣪘的時代很晚、无論對趞尊・趞卣之趞、或班𣪘的城虢公、都是毫無關涉的

巻二　四七～四八

郭氏の趞卽城虢趞生說の成立しがたいことはいうまでもないが、趞令を二字動詞とする唐氏の說にもなお議すべきところがある。いま上引の唐說についていえば

1、毛公と二伯の師とを明公𣪘の三族に對比しているが、師と族とは異なるもので、本器銘においても乃𠂤と乃族とは區別されている。

2、小臣謎𣪘の遣は本器の趞と字形異なる。從つて謎𣪘の文を本器と同例とはしがたい。

3、乃族の乃は特定の人をさす。もし二伯に對していうならば、上文のようにそれぞれ名をあげていうべきである。二伯には乃𠂤といい、ここでは乃族とあり、その率いるところも異なつている。

4、「趞令曰」以下の任務は、二伯に命じたこととは別事である。

以上の理由によつて、いま趞を人名と解する。ただし趞尊・趩鼎の趞とは字形異なり、別人である。趞はおそらく孟𣪘にみえる毛公趞仲であり、のちの城虢趞生はその家であろう。孟𣪘にいう。

孟曰、朕文考眔毛公趞中、征無需、毛公易朕文考臣、自厥工

毛公趞仲は後の城虢趞生の祖と考えられ、趞はこのとき城虢公の服を嗣いだ毛伯その人に外ならぬ。從つて「趞令曰」は毛公の命である。受命者はいうまでもなく班であり、「以乃族、從父征、祉城、衞父身」とは毛公が班に命じた語である。父は毛公趞、班の立場から毛公を稱した語とみられる。親衞の任には多く特定の氏族軍がえらばれる例で、後の毛公鼎にも「以乃族、干吾王身」の語がある。班はおそらく毛公の一族で、穆天子傳にみえる毛班はあるいはその人であるかも知れない。

「祉城」のところは、諸家によつてその釋字・句讀を異にしている。

全上古　以乃族從父征、造城衞、父身三年靜東或郭氏も同じ。造を出と釋す。

文　錄　以乃族從父征、造城衞父身、三年、靜東或文選も同じ。

斷　代　以乃族從父征、出城、衞父身、三年靜東或積微居も訓釋同じ。

祉を造と釋するのは用例上妥當でなく、出と訓すべきである。「出城」を陳氏は虢の城を出て父の征に從う意とし、郭氏は城を動詞、衞を地名とし、「城衞」は卽ち「城於衞」であるという。城はおそらく城虢の城で、巖邑であるゆえに特に城とよび、虢叔の家を城虢と稱したものと思われる。虢叔の家が滅び毛公がその後に入るに及んで、毛公趞仲の家は城虢趞氏と稱した。その一族の班が、毛公の東征に當つて親衞の任につくことになり、左傳に巖邑制といわれ、ここに城虢とよばれる城を出でて、毛父の身を護ることを命ぜられたのである。

三年、靜東或、亡不咸𢍏天畏、否畀屯陟

靜は靖、靜謐の意。毛公鼎「大從不靜」・師訇𣪘「民亡不康靜」の靜と同じ。「三年」を文錄に「書則罪人斯得」という事實に當るとして管蔡のことを以て說き、陳氏も「同於孟子・周本紀和東山所述」として同じく周公東征のこととしているが、それならば周公の名が文中にみえるべきである。何れも三年の語に牽合した說にすぎず、器の時期も異なつている。

次句を全上古に「不亡成得天俾」と釋するが文義をえがたい。咸の字形が泐損しているので、誤り釋したものであろう。𢍏を陳氏は爾雅釋詁「懌服也」の懌とし、郭氏は斁にして厭の義とする。字は靜𣪘「靜學不𢍏」と字形同じ。列國の器に習見する「擇其吉金」の擇はこの字形に從う。いま陳釋を以て靜𣪘に施すと文意は通ぜず、郭釋は靜𣪘の文を解しうるも本器には通じない。積微居に靜𣪘に跋して字を斁と釋する。斁敗の義である。靜𣪘の文は「靜學無斁」となり、本器は「亡不咸斁天畏」となつて一應の文義が通ずる。往くところみな天の疾畏を受けて、斁敗せざるものなしの意となる。

否は丕。字は師𩞁𣪘等後期の器にみえ、初期のものにこの字形をみない。尤も不䫜・不伓の語があり、不・否通用したのであろう。畀を文錄に釐の義とし、陳氏は畀であるという。書の多方に「天惟時求民主、乃大降顯休命于成湯、刑殄有夏、惟天不畀純、乃惟以爾多方之義民、不克永于多享」とあり、畀純の語がみえる。臭は中方鼎一「兄臭」・𢦚攸從鼎「臭𢦚從」のように用いられ、何れも賜與の義である。いま畀と釋する說をとる。

屯陟の二字連文。屯と連文の語に屯右・屯叚・屯魯・屯彔・屯德などあり、叔夷鐘には「今用龏屯、厚乃命」の句がある。この龏屯という語は屯陟に近い語である。

以上、東征の事功の成就をいう。天畏によつて懕惡を征し、天の純德をえたことをいう。

巻二　四九～五〇

公告厥事于上

公は毛公。東國綏撫の成功を以て上聞することをいう。上は「其嚴在上」・「上下帝」などの語からも考えられるように、もと諸神祖靈のあるところをいう。ここも戰捷を以て祖神に報じ、奉告する辭である。下文に班の讃頌の辭がみえるが、これもその奉告の形式と關聯するところがあろう。

隹民亡徣、才彝、恋天令、故亡尤、才顯、隹苟德、亡直違

この器銘中、最も難解な部分である。郭氏以下、みな才を哉と訓する。從つて句讀は

隹民亡徣哉、彝昧天令、故亡、允哉顯、隹苟德、亡攸違大系

となり、文錄をはじめ陳・楊氏らの解もほぼ同じ。ただ一二の字句の解を異にするところがあつて、たとえば第三句以下を陳氏は「故亡允哉、顯隹敬德」とするが、大意はほぼ同じ。

この句讀は、才を哉という詠歎の終助詞と解することが基本となつている。しかし哉は

禹　鼎　　哀戋、用天降亦喪于四或

師訇段　　哀才、今日天疾畏降喪

のように、後期の金文に至つてはじめてみえ、かつ何れも哀哉という感情的な表現をとつている。その他の用法では、才はつねに在と訓する。それで全上古には

隹民亡造在彝、恋天令、故亡、允在顯、隹苟德、亡直違

と句讀している。文義になお通じがたいところがあるが、才を哉と訓して句讀する諸説に勝るものがある。

この文は、上文の毛公奉告の辭を述べたもので、討伐の成否は敬德にあり、よく天命を奉じてその任を果しえたことを喜ぶのである。成王期説をとる注家は、これを殷周興亡の理を記したものとするが、討滅されたものは東國痡戎であり、鼎革のことを述べたものではない。その文の構成は

1、隹民亡徣、在彝　　2、恋天命、故亡尤、在顯　　3、隹敬德、亡直違

の三小節に分たれる。

「亡徣」とは非彝なきことをいう。ゆえに「在彝」を以て承ける。彝は金文では彝器の彝に用い、彝德・秉彝の例をみないが、2の「在顯」に對して考えると、秉彝の彝とみるべきであろう。楊氏が彝を夷にして上文の痡戎の義としたのは、卜文の四方風名にみえる彝を堯典に夷に作ることなどからの着想であろうが、やはり通じがたい。彝の字形は鳥牲を執つて神を祀る象を示したもので、轉じて神に事えるときの敬虔な心情の意となつたものと思われる。

恋は郭氏以下みな味の義とするが、也段「廼敉克衣」の敉と同義の字であろう。「亡尤」は全上古に「故亡、允……」のように釋されているが允とは字形異なり、尤に近い字形である。麥尊に「亡尤」の語が二見し、また獻彝にもその語がある。

「在顯」は書の多士「誕罔顯于天」とある「顯于天」に當る語である。康誥「矧曰其尙顯聞于天」も同義。この器銘は召誥の

其惟王、勿以小民、淫用非彝、亦敢殄戮用乂民、若有功、其惟王位在德元、小民乃惟刑用于天下、越王顯、……王未有成命、王亦顯

という文と對比してみると、「非彝」と「顯」とを對置する構文が甚だ類似している。器銘は1・2は「在彝」と「在顯」と對文、各節はみな隹よりはじまる。1は綏撫の功をいい、2は天命につとめて尤過なく天に顯聞をえたことを記し、3は總括に當る。苟は敬。直は攸。陳釋に君奭「越我民罔尤違」、また多士の「無違」を引いており、語例において合する。君奭の句は上文1と文義が同じである。この部分の表現は、召誥をはじめ書の五誥と氣味の通ずるものがあり、五誥成立の時期を推定する上に、重要な示唆を與えるものがある。

陳氏はこの段の意を總括して

大致謂、民非愚拙、但因昧於天命、故無允當、若上惟敬德、則民無逬失

といい、毛公がその成功の理由を述べ戒言を加えたものとしているが、この段は廟告の辭で、上文「公告厥事于上」の告は、令彝「告刊周公宮」の告と同じ。下文に「京宗懿釐」のような語があるのはそのためである。文辭簡樸にして整齊、當時の文章をみるに足る。

次に直ちに「班拜稽首」を以て文が起されており、その承接がやや唐突の感を與える。おそらくこのような奉告祭が行なわれることが、東征に功のあつた人を賞する意があり、寵榮を意味したのであろう。班は毛公の同族であるから、以下直ちに對揚の語に入る。

班拜䭫首曰

以下銘辭の末文。班を毛班にしてまた毛公その人と解する説は、上文の「公告厥事于上」の公を解することができない。公とは毛公を第三者的にいう語である。作器者の班は、ここに至つてはじめてその名がみえるが、上文の「趞令曰」は「趞令班曰」の省、「以乃族從父征」の乃は趞より班を指した語である。この班が、孟段の毛公趞仲の一族であるとすれば、竹書・穆天子傳にいう毛班に當る可能性も生ずる。下文「烏虖」以下によつて、その關係を推定することができる。

拜䭫首は拜手䭫首の略。拜手と稽首とはその儀容が異なる。拜䭫首の語は、小盂鼎・夌段・令鼎・也段など、康昭期前後の器に多く用いられている。

烏虖、不杯丮皇公、受京宗懿釐、毓文王王姒聖孫

以下、皇公毛公の德功をいう。「烏虖」を全上古に「隹余」と釋するも、烏虖の壞文である。也段や本器に至つてみえる語である。

不杯は丕〻。羉尊にみえる。丮を郭氏は「走・丮・朕、均一聲之轉」といい、朕の義とする。走をあげているのは、禹鼎の「不顯走皇且」に據つたのであろうが、新出の器によるとこの部分は「不顯趄〻皇且」と釋すべく、走を一人稱に用いるのは秦漢以後のことであろう。郭氏も新版では禹鼎の例を削つている。陳氏は徐王子鐘に「以樂嘉賓及丮友生」の例をあげて「乃領格第三人稱代名詞」としているが、金文では友生・倗友に對しては我を附していう例が多く、丮も一人稱領格の語である。秦公段に「不顯朕皇且」とあり、語例同じ。文錄に揚と釋するのは用例に合わない。

皇公を郭・陳二氏は毛公とし、楊氏は廣雅釋親「父公也」を引いて、班の父である毛公の意とするが、金文には父親を公と稱する例はない。これらはみな皇公を生人の稱とするものであるが、文錄は皇祖と同義の語とみて、「不顯皇公、謂周之先公大王王季也、故下云、釐毓文王」と注している。從つて下文の句讀も諸家と異なつている。

下文によつて考えるに、「登于大服」とは「更虢城公服」のことなるべく、「廣成厥工」とは「三年靜東或」の事實に當り、この條は毛公の功業を讃した語とみられる。しかも班は一言も自己の功に及んでおらず、毛公の業を贊することが同時に班がその昭考に告げる辭となりうる關係にあつたのであろう。これは班を毛公の一族と考えることによつてのみ、理解しうることである。孟𣪘によると、孟の文考は毛公趞仲と無䨣を征しているが、毛公趞仲は本器の趞であろう。毛公の隷下には吳・呂二伯がその師を率いて從つたが、班はその族を率いて毛公の親衞の任に當つた。趞が「徣城衞父身」と命じているのは、班が虢城公毛公の一族としてその城中に居住していたからである。このように解してはじめて、この末辭に毛公を贊する辭を以て班の昭考に告げている理由が諒解されるように思う。すなわち「不不丮皇公」とは毛公趞をいう。生稱に皇を付する例には、令𣪘「令敢對揚皇王宔」・䜌卣「皇辟君休王」などがある。

京宗は周京にある周の宗廟をいう。「受京宗懿釐」とは、具體的にいえば「毓文王王姒聖孫」に當る。懿は單伯鐘に「帥井朕皇且考懿德」とあり、この器と時期の近いものでは、也𣪘に懿父の語がみえる。京宗に祀られる先王の懿德によつて、福釐を享けることをいう。

毓は下文にもみえ、后の意に用いる。后祖乙・后祖丁の后は毓に作る。しかしここでは動詞によまなくては文意が通じがたいので、楊氏は生育の義とする。

毓字中文象女子生子之形、生也、此毓字爲動字受動形、謂是生於文王及太姒之聖孫也

郭氏は上文の皇公を成王にして文王の孫とし、后と聖孫とを同位語とし、唐蘭氏は同じく后を名詞

とするが、「后文王」とつづけてよむ説である。

后文王就是文王、等于后稷就是稷、后羿就是羿、詩經下武、三后在天、王配于京、是指京宮裏所祭的太王、王季和文王、京宮就是京宗、……皇公是京宗的后嗣、也就是文王王姒的孫子、禮記內則說、后王命冢宰、降德于衆兆民、后王就是王、詩經文王有聲篇、王后烝哉、王后也是王、毛傳說、后君也、那末、后文王、等于君文王、尚書顧命說、昔君文王、武王宣重光、凡此都可以證明后文王就是文王、文王的孫子是班所揚的皇公、而不應該把后文王、這一個詞、分開來說后是文王的孫子、把后解釋爲成王

かくて唐氏は毛氏の家系に及び、毛班は文王の曾孫、班の父たる皇公は文王の孫とする。

總之、這一段文義、是班在稱揚皇公的功烈、皇公是文王的孫子、也是班的昭考、換一句話說、班就是文王的曾孫、由此可見、班𣪘的毛伯或毛公、不可能是文王的兒子毛叔鄭、毛叔鄭是武王和周公的弟〻、相當于武王成王時代、毛叔鄭的兒子、應該相當于成王康王時代、可見尙書顧命裏成王臨死時的毛公、確實是毛公的兒子、漢書古今人表所列幷沒有錯、其次班𣪘的毛伯毛公或毛父、究竟和皇公是一個人呢、還是和班是一個人、照陳夢家的說法、毛伯毛公和皇公或班的昭考爲一人、就是尙書顧命的毛公、所以他把班𣪘作爲成王時的銅器、但是顧命裏的毛公在成王死時還活着、而在班𣪘裏的皇公已經是昭考、如果班𣪘是成王時器、皇公就決非顧命的毛公、如果皇公是顧命的毛公、那班𣪘就不能作于成王時代、況且皇公與昭考、如果和前面的毛伯毛公毛父是一個人的話、這篇班𣪘銘究竟是在毛公生前做的呢、還是死後做的呢、銘文上半篇、顯然是敍述當時發生的一個

戰役、怎麼會到班拜稽首以下、這個毛公忽然是已死的人了呢、必須肯定銘文前部所記的如果是當時的事情、那末、後半的皇公與昭考、一定是別一個人、不然是進不通的

と論じ、毛公と皇公・昭考は必らず別人であるべきだとしている。唐氏は毛班の家系を

毛叔鄭武成期——毛公成康期（顧命）——毛班康昭期

と想定し、文中の皇公・昭考は顧命の毛公にして文王の孫、また文中の毛伯・毛公・毛父は文王の曾孫たる毛班に外ならぬという。

郭氏は聖孫を成王と解している。郭説によると、烏虖以下は成王を讃頌した語となるが、大服は虢城公の服、厥工は東征の事功をいうものと考えられる。また唐氏の説は、前半の毛公を毛班、烏虖以下の文は班が父毛公を讃頌する語とみているが、これも前後相承けぬ解である。

「烏虖」以下「厥刺」に至るまでの文は、皇公を主語とし、これを讃頌する語である。郭説のように「后＝文王王姒聖孫」、あるいは唐説のように「后文王・王姒聖孫」とよむときは、この句は敍述語をもたぬものとなる。文は上文の皇公を受け、「受京宗懿釐」に對し、「毓文王王姒聖孫」と毓を動詞によむべく、皇公毛公を頌する語である。毓は生育の義である。

文王孫、亡弗褱井、亡克競厥刺

文錄に「言後世子孫、皆能懷刑、則亡能與之爭烈者矣」という。「文王孫」は文王の子孫なる周室王家の族人をみな含めていう。毛公を周族中の師表たる人物として、みなその人を範型とし、その功烈並ぶものなしとこれを頌する語である。詩の周頌烈文に「無競維人、四方其訓之、不顯維德、百辟其刑之」とあるものは、その意に近い。

班非敢覓、隹乍卲考𡘇益、曰大政、子〻孫〻、多世其永寶

第一句は難解の語である。大系にいう。

覓卽眽若覛字、漢書楊雄傳、眽隆周之大寧、注云、眽卽覓字、爾雅釋詁、艾歷覛胥、相也、釋文、覛本作眽、此覓謂希冀也

「班非敢希冀」と訓しても、文義は疏通しがたい。文錄には覓を誤とし、抑と釋する。

此字从爪从見、見亦人也、讀覓非是、召誥、我非敢勤、唯恭奉幣、用供王、與此語意正同、此皆忠臣懿士、老成悃愊之忱、故言之委曲如此

そして句を「非敢抑其成功」と釋しているが、これも文義をえがたい。文選には

覓謂有所求取、曶鼎、曶覓匡卅秭、覓亦謂取也

というが、この場合何を求取するのか明らかでない。この句は下文の作器の事情を説明する語であるから、その意味を以て解すべきである。

覓の字形は曶鼎の覓と同じ。釋文に覓・眽を一字とするも、相視の義では文が解けない。金文において「非敢」・「毋敢」の形式は、卯𣪘「今余非敢夢忘」・縣改𣪘「毋敢望忘白休」、あるいは大盂鼎「無敢醶」・師𩛥𣪘「毋敢否善」のように用いるが、この銘では上文皇公を頌する語を承けるものであるから、懷刑の意を含むものでなくてはならぬ。覓は莫狄の反であるが、おそらく夢・望と同じく忘の假借字に用いられたものであろう。上文との承接上、「班非敢忘」とよんで通じ易いとこ

ろである。

𡘋を郭氏は「當讀爲皿」といい器名とするが、證なし。陳氏は字を爽明の義とし、益を說文「謚行之迹也」の謚とみて、「作邵考𡘋益」を「述作班之父毛公爽明的行迹」と解するが、ここは作器の事由をいう文である。𡘋は𡘋と同字で卜辭に先王の妣をいうに用い、「武丁𡘋妣癸」・「大庚𡘋妣壬」のようにいう。字形は爽・奭に近く、もと后妣を葬るときの文身の象と思われる。從つて「邵考𡘋」は「邵考妣」であろう。ただ𡘋をその義に用いるのは卜辭・殷金文にのみみえ、周の金文中には殆んどその例がない。

益は謚の初文であろう。ここでは器名に相當する名詞である。先人を祀る器にその名號を記し、よつて謚號の意となつたのであろう。郭氏は褱石磬薛氏・八・一四の「□之配、厥益曰義子」の義子を謚號とし、本器の大政をも謚號とするが、褱石磬には「自乍寶磬、厥名褱石」とあり、本器の大政は器の名である。文錄に一說として「冀有益于大政」とよむ說を出しているが、曰を于に用いる例はない。郭氏はこの文意を要約して、「言班敢有所希冀、僅作昭考之祭器、名之曰大政」とするが、作器の辭の通例と異なつている。

多世は多くみない語であるが、獻彝に「十世不忘」、師𨘋𣪘に「世孫子」とあるに近い。

訓　讀

これ八月初吉、〔王〕宗周に在り。甲戌、王、毛伯に命じて虢城公の服を㞐ぎ、王位を甹(たす)け、四方

卷二　五九～六〇

の亟となり、繁・蜀・巣の命を秉らしむ。攸勒を賜ふ。咸る。」

王、毛公に命じ、邦冢君・徒馭・□人を以いて、東國痡戎を伐たしむ。咸る。」

王、吳伯に命じて曰く、乃の師を以いて、毛父を左比せよ、と。

王、呂伯に命じて曰く、乃の師を以いて、毛父を右比せよ、と。

趞命じて曰く、乃の族を以いて、父の征に從ひ、城虢を出でて父の身を衞れ、と。

三年、東國を靜んず。咸く天畏に斁(やぶ)れざる罔く、丕いに純陟を畀へられたり。」

公、その事を上に告ぐ。

これ、民は出づること亡くして彝に在り。天命に恣(つと)めたり、故に尤亡くして顯に在り。これ德を敬しみて違ふこと亡かりき。」

班、拜して稽首して曰く、

ああ、不不なるわが皇公、京宗の懿釐を受けたまひ、文王王姒の聖孫に毓せられたまふ。大服に登りて、厥の功を廣成したまへり。文王の孫、褱刑せざる亡く、克く厥の剌を競ふもの亡し。」

班、敢て覔(わす)れずして、これ邵考𡘋の益を作りて、大政と曰ふ。子〻孫、多世其れ永く寶とせよ。」

參　考

この器は成王・康昭・穆王期說などあり、從つて文の解釋にも多くの異同を生ずるが、大體昭穆期前後に當るものと思われる。參考すべき事實として、次の諸點があげられる。

1、趞は孟𣪘にみえる毛公趞仲であると思われる。虢叔の後を承けて虢城公となつた。

2、靜𣪘の吳呂二氏は、本器にみえる吳呂二伯と同じ家であろう。

3、穆天子傳・竹書紀年の毛班は、本器の班であるらしく、毛氏の一族である。

4、關係彝器とみられる孟𣪘・毛公旅鼎はほぼ昭穆期のものと考えられる。

5、「王在」の下に干支をおく形式は、穆王期前後に多くみられる。

6、本器にみえる東國痡戎は、徐偃王說話と關聯をもつものかも知れない。

7、本器の文辭は、也𣪘に通ずるところがある。

これを前提として、毛公・班の關係を考えると、次のような要約がえられよう。

1、毛公はこのときはじめて虢城公の地位をついだ人で、毛叔鄭でも顧命の毛公でもなく、毛叔鄭より二世代ほど後にあたるようである。

2、班は毛公趞仲と同じく城虢に居り、毛氏の同族である。毛公を「不不丮皇公」と稱しているのは、班がその支族であるからであろう。從つて銘末の昭考は毛公ではない。

3、「文王王姒聖孫」は毛公をいう。「文王孫亡弗褱刑」とは、王族中の指導的人物である意である。班の毛公讚頌の語は、毛公の克捷儀禮の後に著けられている。

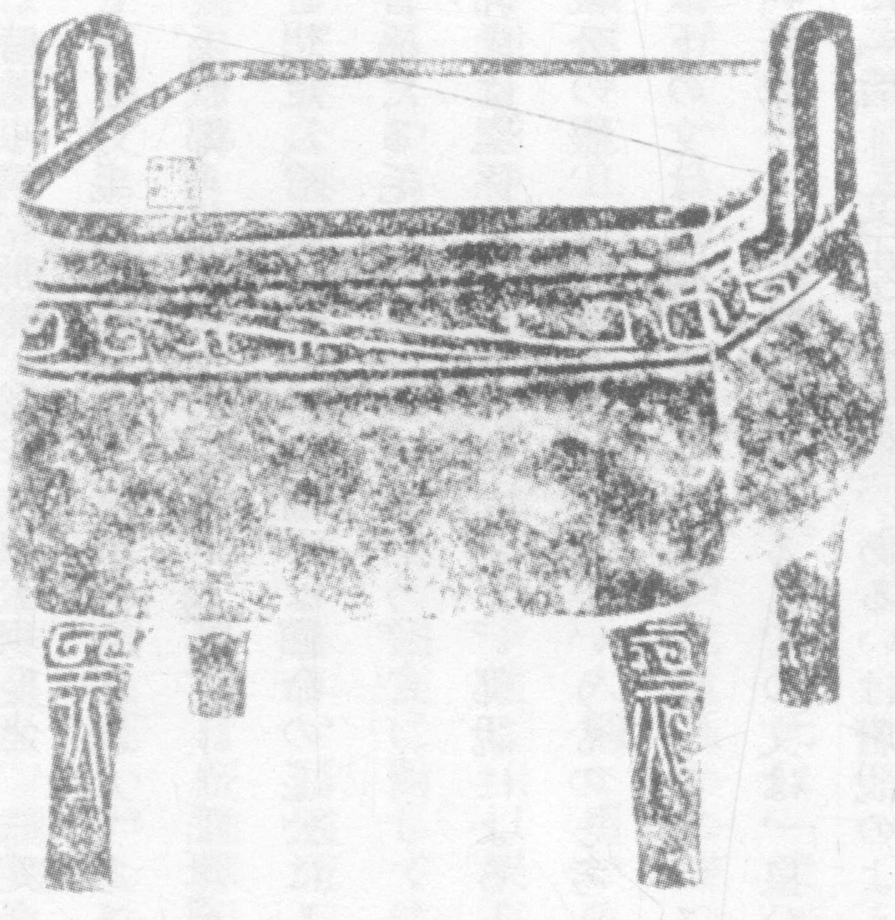
以上の立場から考えると、銘文の意はほぼ疏通をうるようである。征旅に從いながら賞賜のこともなく、毛公の奉告を承けて直ちに讚頌の語に及び、父母の器を作ることをいう。

文錄にその文辭を稱して

卷二　六一～六二

前敍功伐、後述誥誡、莊嚴典重、不下尙書、中間命師數語、風神尤爲迭蕩、在彝銘中、爲第一等文字、唯拓本僅載西淸古鑑、摹勒失眞、各家解說多異、今以文義釐定如此、與毛公鼎、皆曠代宏文、希世之鴻寶也

と論じ、文選にもこれと似た評語を加えているが、兩書の句讀にはなお議すべきところがある。文に異彩がある點では也𣪘とともに注目すべき銘文で、也𣪘も周公の宗に關する器であり、時期も相近い。毛公方鼎も毛氏關係の器であるが、語法また頗る常銘と異なるものがある。同期の器と考えられるので、次に錄しておく。



毛公方鼎

＊毛公方鼎

器　名　毛公𣪘窓齋　毛公鼎奇觚　毛公旅鼎周存

時　代　成王麻朔　共王大系

收　藏　「歸安姚觀察勤元藏」奇觚「向藏歸安姚氏、前數年亦歸陶齋、然不載吉金兩錄」周存

著　錄

器影　周存・二・五

銘文　窓齋・一二・一〇　奇觚・二・

五一　小校・三・五　三代・四・一二

考　釋　文錄・一・三六　文選・上二・五　厤朔・一・三三

器　制　周存に載せる拓影によると、通耳高約二〇糎、口徑長約一八糎、耳高約七糎、腹深約一一糎、足高約八糎、附耳の方鼎で、𤔲公鼎・麥方鼎などと同じく長方の隋圓鼎である。この種の方鼎は周初から昭穆ごろまでの間に行なわれた形制であるらしい。口下に斜角の帶文一道あり、孟𣪘の圏足部にみえる文様と同じ。

銘　文　六行三一字

毛公䵼鼎亦隹𣪘

文首にこの形式の語をとる例は殆んどない。「成王隮」のように作の字を略したもので、「毛公作䵼鼎亦隹𣪘」の意であろう。亦隹は連詞。副詞の用法は禹鼎・毛鼎など後期にみえる。文錄に「亦隹𣪘、我用䵼」を句とし、𣪘を動詞にして饗饌の義とするも、動詞には匓を用いる例である。それで鼎銘を誤つたものとして扱つておいたが、同𣪘の銘があつたのかも知れない。

我用䵼、厚眔我友、匓其用昏

䵼は說文に「䵼設飪也」とあり、卜辭では祭名にこれに近い字がある。祖廟に享するをいう。厚は厚趠方鼎の厚と同形。眔は並列の連詞であるが、ときに走𣪘「走其眔厥子〻孫〻、萬年永寶用」のように逮及の義にも用いる。饗食を友生に及ぼす意である。匓は說文に「匓飽也、从勹𣪘聲、民祭、祝曰厭匓」とみえる。昏は侑。加宥の意にも用い、師遽彝に「王在周康寢、饗醴、師遽蔑曆昏」の例がある。以上は、器を以て祭享饗食することをいう。



毛公方鼎銘

亦弘唯考、肆毋又弗競、是用壽考

唯考の考は孝。孝享の意。競は詩の執競・無競の競で、恭敬の義であろう。孝享して壽考を求めることをいう。

訓　讀

毛公の䵼鼎と𣪘(とを作る)。我、用て䵼し、厚く我が友と、匓して其れ用て侑せむ。亦弘いにこれ孝し、ここに競せざることある毋からむ。是を用て壽考ならむことを。

參　考

文は奇古を極めているが、押韻。文錄に友・昏・考・考を韻とする。いま改めて句讀したところによると、䵼・友・昏、考・考の韻とする王國維の韻讀に從うべきである。韻の諧和を意識しての行文であろう。その字迹は孟𣪘と極めて似ており、行款整齊、昭穆期の小字體である。器銘の毛公は、孟𣪘・班𣪘の毛公とみてよい。器は旅器である。

これらの器にみえる毛公より少し後れて、師毛父がある。郭氏は師毛父を毛公䵼鼎の毛公と一人とし、孟𣪘・班𣪘の毛公と時期異るとして區別しているが、師毛父の器は一時期後れるとみてよい。いま毛公關係諸器の末に、その一器を附記しておく。

*師毛父𣪘

器　名　毛公敦博古

時　代　共王大系・斷代

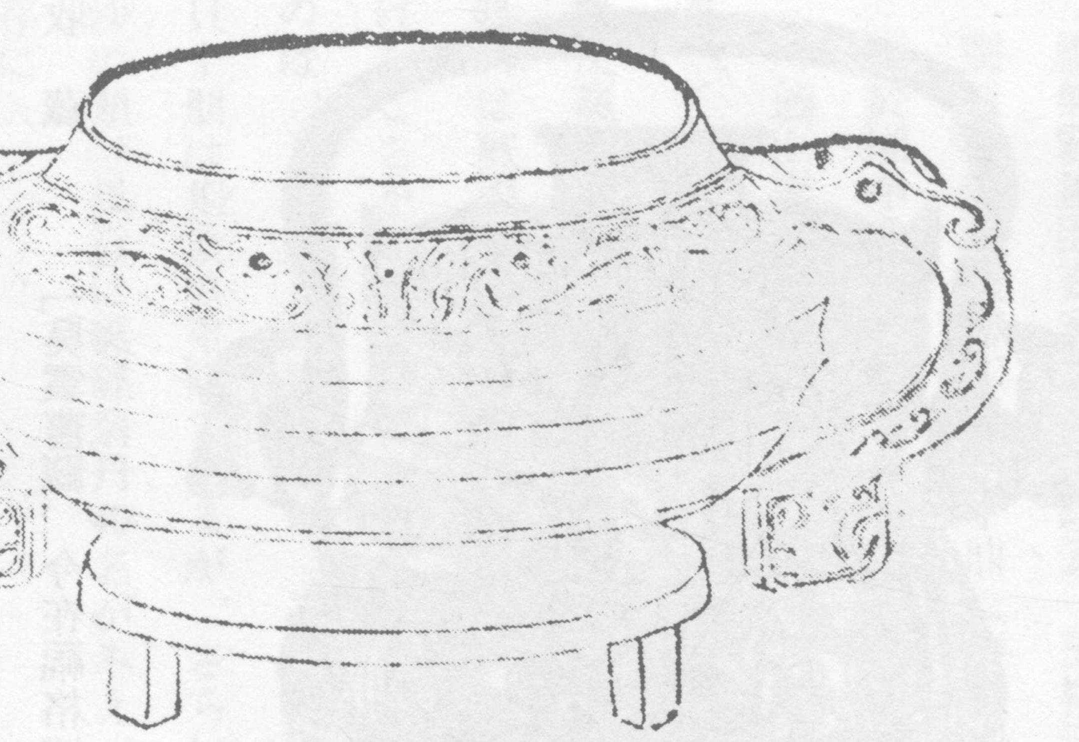
著　錄

器影　博古・一七・二二　大系・八七

銘文　博古・一七・二二　薛氏・一四・三　嘯堂・下・五二　大系・六〇

考　釋　大系・七六　文錄・三・四　文選・下二・一九　斷代・六・九四

器　制　博古にいう。「高五寸二分、深四寸、口徑五寸六分、腹徑七寸三分、容四升九合、重四斤九兩、兩耳有珥、三足、缺蓋」。口緣下に顧鳳の帶文一道あり、腹部は瓦文、耳は獸首形をなしている。その形制は格伯作晋姬𣪘に近く、三足は素文短直、瓦文系の𣪘では早期の形制とみられる。



師毛父𣪘

銘　文　器文　六行四七字

隹六月既生霸戊戌、旦、王各于大室、師毛父卽立、井白右

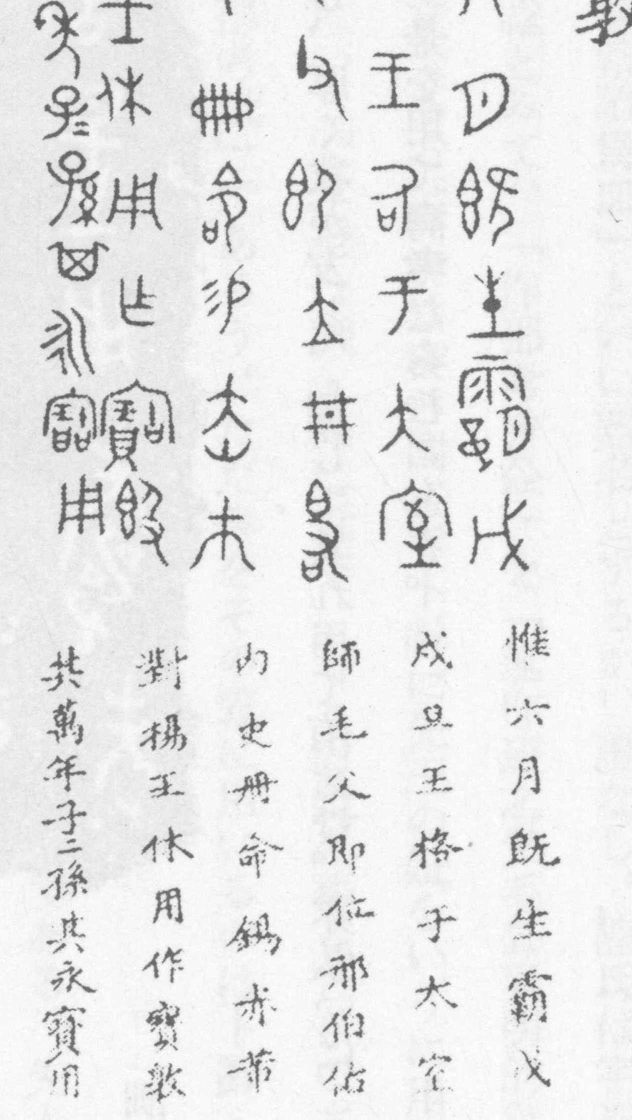
この册命前辭の形式は、後期の册命形式と稍しく異なつている。後期の形式では、旦、王各于大室、井白右師毛父、入門、立中廷、北鄕のような形式となるところで、册命形式の定型が成立する以前のものと考えてよい。井白は廷禮の右者として共王期諸器にみえ、斷代の標識となる人名であるが、共伯諸器のうちでは、比較的時期の早いものであろう。

內史册命、易赤市

一般には「王乎內史、册命師毛父」の形式をとり、次に册命の內容をいうのが例である。賜與は赤市のみで、嗣襲の際のものであろう。

對䣄王休、用乍寶段、其萬年、子ゝ孫、其永寶用

以上、宋刻の釋文は、極めて正確に訓まれている。



師毛父段銘

訓讀

これ六月既生霸戊戌、旦に王、大室に格る。師毛父、位に卽き、井伯右く。內史、冊命す。赤市を賜ふ。王の休に對揚して、用て寶段を作る。其れ萬年、子ゝ孫、其れ永く寶用せよ。

參考

器の時期と人物とについて、博古には師毛父を以て毛叔鄭に充て、周初の器と解する。

毛父則史稱武王克殷、毛叔奉明水、蓋史稱叔者字也、春秋書毛伯者爵也、鄭敦亦云、毛伯內門立中廷佑、則毛父其人歟、以古者始字之曰伯仲、及其德邵、則又言父焉

鄭段は後期の器で、その毛伯は別人である。

文錄に、師毛父を仲㫄父・伯愻父と一人とする說があるが、毛・㫄・愻を音通とするほか、他證はない。郭氏は毛公𤅊鼎の毛公と本器の師毛父とを一人としていう。

此銘亦有井白、與趞曹鼎第一器同、師毛父、毛字刻本失眞、今姑從舊釋、然與成王時之毛父見班段決非一人、則可斷言、文辭字體、均非周初物也、傳世有毛公𤅊鼎、就其器制觀之、與此師毛父、殆係一人

陳氏は、本器の冊命形式が簡略でその定型以前のものであることを論じ、またその器制よりして器の時期を共王期とする。

此器的文飾、由兩部分構成、項下一帶的帶文、摹繪不淸、腹部是穆王時代已有的瓦文、由於它已脫離了全部瓦文的文飾、故其製作年代、近於走所作器

走段を陳氏は共王期においている。郭陳二氏は、毛氏三器中、班段を成王、毛公𤅊鼎・師毛父段を共王期におく考え方であるが、兩者の時期はそれほど隔絶したものではなく、班段・毛公𤅊鼎は孟段と同じくほぼ昭穆期、師毛父段は一時期後れて共王期に下るものであろう。毛氏は左傳僖廿四年に周の藩屛として封建された「文之昭」十六國の一で周の有力な宗族であるが、逸周書にみえる毛叔鄭、顧命にみえる毛公などのほか、その消息は殆んど知られていない。しかし金文によると、毛氏は周初虢叔滅亡の後を承けて虢城公となり、昭穆期前後の有力な宗族であった。西周諸虢のうちには、毛氏の支族もあるようである。後期の毛公鼎は、世族としての毛氏の勢力が終始渝らぬものであったことを示し、春秋期に天王の出鄭のとき狄師に捕えられた毛伯もその後であろう。いま康昭期以後の周の宗族關係諸器を列するに當つて、毛氏關係の諸器をここに聚成しておくのである。

八〇、庚贏卣



器名　庚𪏭卣兩𤅊

時代　康王大系・麻朔・斷代・蓍作賓

收藏　「吳雲舊藏、今在福格博物館」斷代

著錄

器影　兩罍・六・一　大系・一六八　斷代・三・圖九、一〇　二玄・二二五

卣　贏　庚

銘文　窓齋・一九・三　周存・五・八一　研究・下・七三　大系・二二　綴遺・一二・二五　小校・四・六六　三代・一三・四五　書道・五七　河出・六五　二玄・二二四

考釋　韡華・庚上・四　大系・四三　文錄・四・一六　文選・下三・一〇　積微居・二二五　斷代・三・九一

王國維　庚贏卣跋觀堂別集・一

器制

斷代にいう。「器高二九・一糎、寬一七・八糎×二八・八糎」。蓋に兩角あり、兩耳犧首。獸の羊角は扁平で大きく、左右が八字形に垂れている。蓋と器腹に前垂をもつ夔鳳文を付し、項下及び圈足部に顧鳳を飾る。何れも身尾の分離した形のものである。提梁には蟬文を配する。器の全體を蓋う文樣は豐麗を極めている。

銘文

器蓋二文。器文五行、蓋文七行、各五三字。

隹王十月既望、辰才己丑、王洛于庚贏宮

庚贏の字釋については、王氏の跋及び積微居に詳しい。從來庚熊とよんでいた誤を訂したものである。陳氏は庚贏を歸嫁した婦人の名と解し、以下の銘文をすべてその立場から說いているが、その說はすでに韡華にみえるものである。庚贏鼎では字を女に從つて嬴に作つており、また文姑のための作器には、陳氏のいうように來嫁した婦人の作るものが多いのは事實である。しかしその場合、文中の「庚贏宮」とは何かという問題がある。「王洛」の洛は一般に聖處に來る意であるから、この宮は單なる居處ではない。また庚贏は生稱であるから、その廟處をいうものでもない。夫人には專廟がなく、夫に祔祭するのが常禮である。卜辭や殷器の銘によると、文母・先姑のために祀り、



あるいは器を作つている例が甚だ多い。特に卜辭では、婦が母某・妣某を祀る例が多くみられる。概ね御祀などが行なわれているのであるが、御とは祖靈のたたりを禦ぐ祭祀である。先妣の靈は、新婦と最も深い交渉をもつものであつた。婦姑勃谿といわれるように、婦姑の間には昔からむつかしい問題のあるものとされているが、より古い時代には、それは宗教的な意味をもつものであつたらしい。それで卜辭には、婦姑間の御祀を卜する例が多く殘されているのである。

この銘文では蔑曆賜賞のことが行なわれており、その儀禮は定式により神靈の前でなされているはずである。從つて庚嬴を婦人の名とする限り、「庚嬴宮」とは庚嬴がその文姑等を祭る祀處であり、それを「庚嬴宮」とよんだとみる外ない。斷代には

作器者猶王姜・庚姜之例、都是已嫁的婦人、當是嬴姓之女、而婚于庚者、王錫以丹粉、而作器以記念其文姑

といい、婦人に對して丹粉を賜うたものと解しているが、それならば王がどうして特にその宮に格つて賞賜を行なつているのか、蔑曆はどういう事功によるのか、王と庚嬴との關係など、解決を要する問題が多いのである。王がその臣たる公侯夫人に脂粉の類を賜い、夫人がそれを記念して彝器を作るという例は、多數の銘文中にもこれを見出すことができない。郭氏は、庚嬴の男女の別については何もふれていない。庚を稱するものには庚姬・庚姜などの器もあり、庚嬴も同樣に嬴姓から嫁した人とみられるが、器は王の蔑曆賜賞に對揚して作られている。蔑曆は戰功を旌表することが原義であり、ときには祭事によつて褒賞されることをもいう。祭事の

ときは婦人が蔑曆を受ける例が多く、井姞鼎・公姞鼎第七二器などはそれである。庚嬴は鼎文では庚嬴に作る。鼎のほか、陳氏はなお次の三器をあげているが、みな同じ時期の器とみられるものである。

1、嬴氏鼎　夢郼・上・七

嬴氏乍寶鼎

2、嬴氏方鼎　文選・下一・七

丙戌、王格于公室、嬴氏蔑曆、易貝、用乍公寶隮彝



嬴氏鼎

3、白衞父盉　善齋・一〇八

白衞父乍嬴將彝、孫〻子〻、永寶

嬴氏は、姜氏・君氏などの名號からも知られるように、夫人の稱である。右の三銘中、2の銘文は本器と比較すべき記述を含んでいる。

2は王が公の室に格つて嬴氏を蔑曆して貝を賜い、嬴氏はその恩寵に對えて公の彝器を作つている。公はすでに故人であるが謚號を加えず、まだ廟號が定まつていないのであろう。本器の「王格于庚嬴宮」という文は、その「王格于公室」という表現と似ている。綴遺には本器銘を、王が亡臣の家

室を存問したことをいうものと解している。

禮無君適臣妻家之文、此云、王格于庚嬴宮、似與禮文未合、按彝器銘、凡王賜予皆命於廟中、此獨云格於庚嬴宮、與丁子鼎（庚嬴鼎）之云王格□宮、衣事、王蔑庚嬴曆、並同、正以其婦人故、不於廟中命之、觀齊莊公弔杞梁之妻於郊、辭以有先人之敝廬在、齊侯弔諸其室、以爲有禮、此君可適臣妻家之證、弔旣有之、則君念故臣、存問其家室、就而賜之、似亦當時之通義

從つて以下の賜物もまた、その存問の禮と關係があるはずである。

王蔑庚嬴曆、易貝十朋、又丹一㭊

蔑曆は旌表の義であるが、本器銘には事功を記していない。鼎文によると、衣事に當つて蔑曆を受けたことを記しているから、この器にも同樣の事情を考えてよい。婦人にして蔑曆を受けているものは、井姞鼎・公姞鼎など、みな祭事に關している。

貝十朋は相當の重賜であるが、さらに丹を加賜しているのは特に理由のあることであろう。丹は丹沙の類。禹貢に砥礪砮丹の名がみえ、荊州の重要な物產である。これを賜與する意味について、周存に

丹一㭊、乃格庚熊祖廟之宮、而錫以㭊盛之丹、使之丹其宮楹、如春秋丹桓公之楹、簠齋說

と陳介祺の說を引き、祖廟に丹楹を用いるを許された意味であるとしているが、郭氏は丹の用途にふれず、また陳氏は「此處所錫之丹、有可能作爲婦女所用之脂粉」と說いて脂粉の用であるとしている。寡婦を存問とする禮としては、ふさわしくない解釋である。

析は丹を數える助數詞である。大系にいう。

丹一析、丹丹沙、析字從木斥聲、疑卽管之異文、丹沙之單位以析言、猶貝以朋言、車以輛言、馬以匹言、故丹沙一稱丹干荀子王制篇、或丹矸同、正論篇、猶言貝朋車輛馬匹也

韡華には、翁叔均の説を用いて橐の義とし、文錄も翁説を引いて、「卽詩之彤管有煒也」の彤管に當るという。また斷代には、字を箪の初文とみている。

字不可釋、疑爲箪笥之箪、左傳哀廿、吳王因趙孟之使、與之一箪珠、與此相類

丹を數える助數詞として文獻にみえるものは、斤・斛の二者であるが、ともに必らずしも丹の專用語ではない。

丹は說文五下に「巴越之赤石也」、また漢書地理志上注に「丹赤石也、所謂丹沙者也」という。荀子王制によると、丹干は南海に產し、また正論篇に「珠玉滿體、文繡充棺、黃金充椁、加之以丹矸、重之以曾靑、犀象以爲樹、琅玕龍玆、華瑾以爲實」とあるように、これを棺槨を塗るに用いたのである。卜辭の刻文には朱などを塗塡してあり、今も朱色の粲然たるものを存するが、殷墓の棺槨周邊にも、當時用いられていた朱色の殘存が認められる。すなわち朱は、聖化の方法として祭器禮器などにこれを施したもので、この器銘にいう丹の賜與も、おそらく死葬の禮と關するところがあろう。卯𣪘に

焚伯乎令卯曰、載乃先祖考、死嗣焚公室、昔乃祖亦既命乃父、死嗣葬人、不淑、取我家朱、用喪

とみえ、焚伯が、殊寵を以てその臣たる卯に對し、その先人の葬に朱を賜うたことを記している。

又は加宥の義であるが、貝十朋はおそらく送葬の費に充てるものとして、また丹はこれを棺槨に用いるものとして賜與されたものであろう。もとより脂粉の用などに供するものではない。

庚嬴對趴王休、用乍厥文姑寶隮彝、其子〻孫〻、萬年永寶用

親族稱謂としての姑には二義がある。斷代にいう。

姑于爾雅釋詁有二義、一、父之姉妹爲姑、卽今所謂姑母、二、婦稱夫之父曰舅、稱夫之母曰姑、卽今所謂翁姑、金文之姑、多爲翁姑

鼎賸稿六　姬乍厥姑日辛隮彝

卣陶齋・二・三六　婦闌乍文姑日癸隮彝

皆殷周之際器

ただこの器は、一般に婦が先姑のために作つたものとは異なつて、庚嬴が王から蔑曆賜賞を受けてその祭器を作つており、下文に「對揚王休」の語がある。一般に婦が文姑のために作る器には、この種の語を含むことはない。

これを以ていえば、作器者はおそらく王室と何らかの關係があつて、特に王室の弔慰を受けたものと思われる。庚嬴は嬴姓の出であるから王室と直接の親緣關係をもつものではなく、庚嬴の嫁した家が王室の親緣に當るか、庚嬴の一族中に王室に嫁したものがあるのか、何れにしても母黨・妻黨などの關係であろう。庚姬彝三代・六・四四に「庚姬作𢑚女寶隮彝」とあり、銘末に□標識を附している。また庚姜より貝を賜うて保攸母の作つた彝三代・六・四五もあり、保侃母は庚宮において貝を賜うている。第七三器の𠈇庚が氏姓の名であるならば、その家には姬・姜からの入嫁もある名望であり、保氏がこの家に屬していることからみて、その家は師保として祭事に關與していたものと考えられる。そして庚姬彝には□標識を用いており、その家は庶殷の後にして、周廟における祼將のことに從つていたものであろう。

文姑のための作器でありながら、子孫の寶用をいう末文を有するのは異例とすべく、庚嬴の家が特殊な職掌をもつものであることを推測させる。

訓 讀

これ王の十月既望、辰は己丑に在り。王、庚嬴の宮に格る。王、庚嬴の曆を蔑はし、貝十朋を賜ひ、丹一析を宥せらる。庚嬴、王の休に對揚して、用て厥の文姑の寶隮彝を作る。其れ子〻孫〻、萬年まで永く寶用せよ。

參 考

郭氏は器を康世に屬すべきものとしていう。

此卣字體亦與盂鼎等爲一系、而下庚嬴鼎、尤與盂鼎形制相彷彿、故以次于康世

器の文様は夔鳳の垂啄甚だ大、また顧鳳は乙字形にして身尾分れ、康昭期の特徵を示している。この種の文様については陳氏に詳論があり、氏も器の時期を康王期とするが、器銘の文字は盂鼎に比して渾厚の氣乏しく、嫺雅の趣を加えている。婦人の器であるからでもあろうが、篆撥も穩かであり、盂鼎より稍しく時期の下るものとみられる。

庚嬴鼎はいま器を存しないが本器と同じ作器者のものであり、銘文の內容・紀年日辰からみて、本器の前年の作器と考えられるが、その曆朔は盂鼎と合わず、おそらく昭王期に屬すべきものである。摸刻を以て傳えられているものであるから、次に附載しておく。

*庚嬴鼎

器　名　丁子鼎西淸　庚婚鼎古文審

時　代　成王董作賓　康王大系・曆朔・綴遺・斷代

著　錄

器影　西淸・三・三九　大系・六

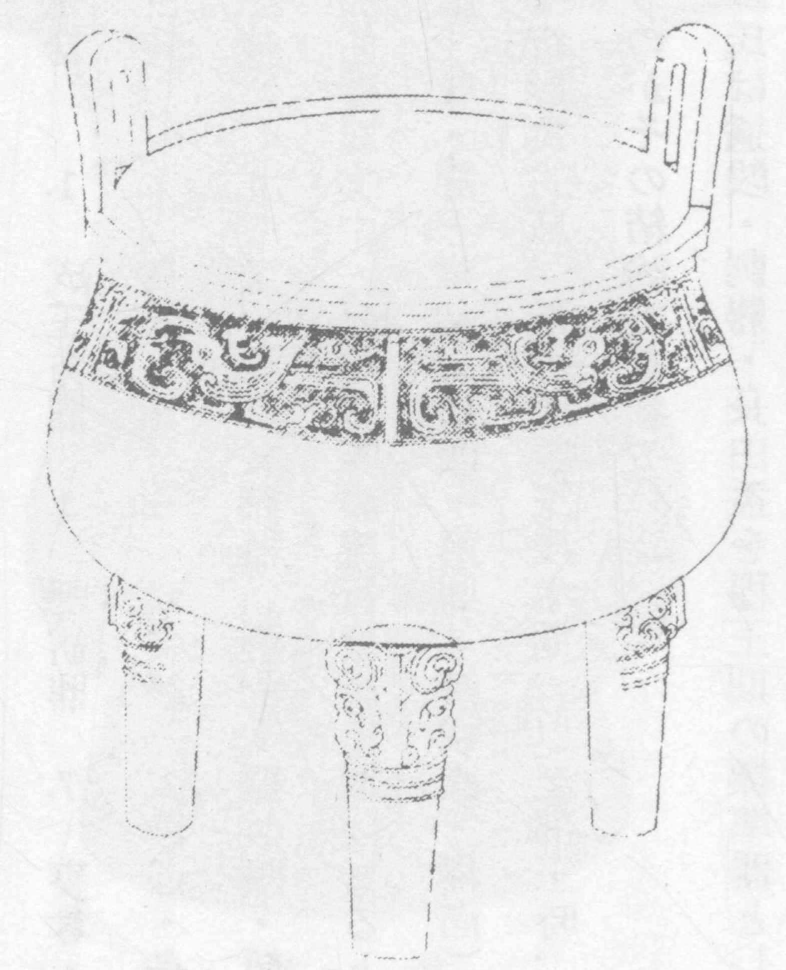
銘文　古文審・一・七　大系・二三

考　釋　大系・四三　文錄・一・三八　文選・下一・八　斷代・三・九一

器　制　西淸にいう。「高七寸八分、深五寸、耳高一寸七分、濶二寸二分、口徑八寸一分、腹圍二尺七寸四分、重二百八兩」。立耳三足、傾垂大。項下に夔鳳帶文、脚頭に饕餮文を付している。夔鳳は前垂あり長身垂尾、庚嬴卣の項下・圈足の夔鳳と似ているが、卣の夔鳳は分尾の形をとつている。

銘文　六行三十七字

佳廿又二年四月既望己酉、王客□宮、衣事



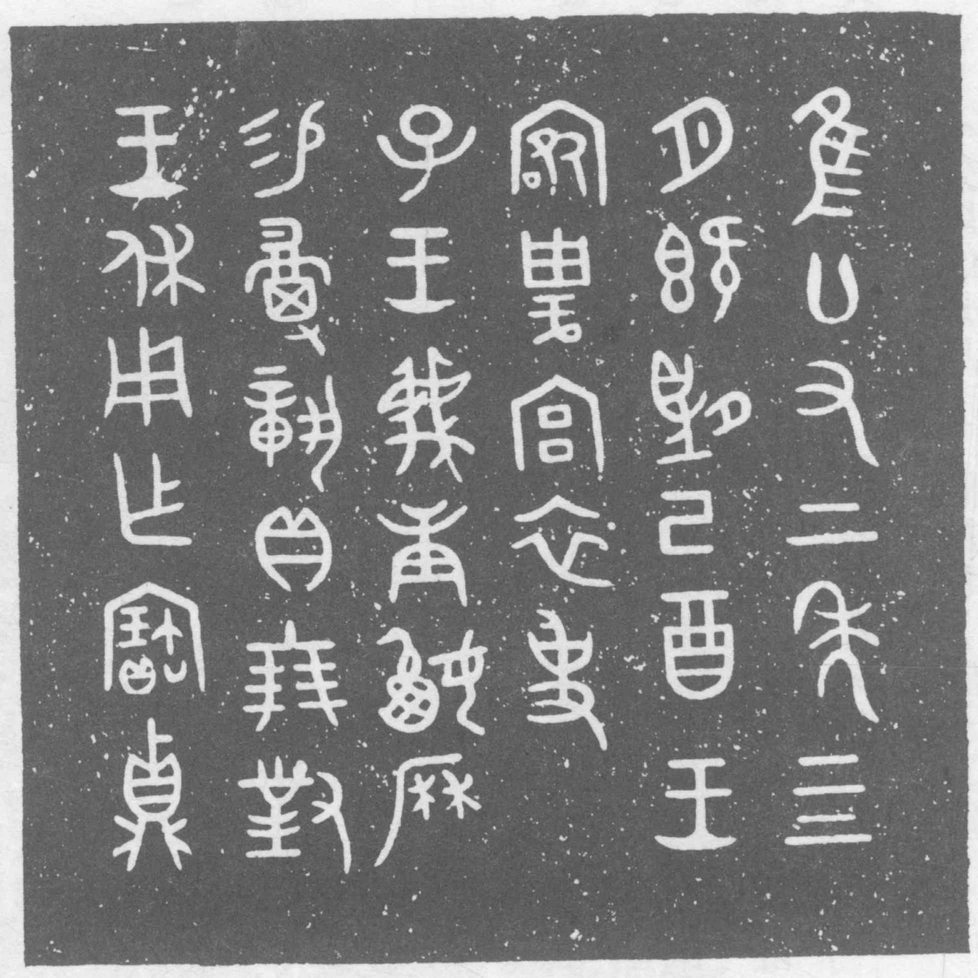
鼎　年紀日辰を具えているものとしては、
羸　小盂鼎と並んで、周初の最も貴重な資
庚　料である。周初の曆譜構成の成否は、この二器の處理如何にかかつているといえよう。大系は兩器を康王期に屬していう。

此廿二年四月既望己酉、與小盂鼎廿五年八月既望甲申、中置一閏、可無齟齬

郭氏の曆算の方法は知られないが、この兩器は置閏の有無に拘わらず一王の曆譜には入らず、郭說には誤解があるようである。それで吳氏の朔には、兩器を何れも康王に屬しているが、その日辰が符合しないため、本器の「既望」を「盉初吉之誤」とし、彝銘の誤鑄であるという。吳氏はまた小盂鼎についても、その「既望」を「乃初吉之誤鑄也」とし、これをも任意に改めているが、それでもなお曆譜には合しない。吳氏の曆譜における康王元年以後の正月朔日の干支を、干支番號に直して列すると

42 37 31 55 49・13 7 2 26 20・14 38 33 27 51・45
9 4 58 22・16 11・35 29 53・47

の廿六年であるが、いま庚羸鼎・小盂鼎の兩器の日辰を、それぞれ週日の第一日として計算するときは、庚羸鼎の元辰は2、小盂鼎は39となる。かりに週の末日をとるとしても、週間の最大八日とみても10・47となり、譜に入る可能性は考えられない。このことは、この兩器を一王に屬することが困難であることを示すのである。吳氏の朔は、康王期に師訇𣪘・散季𣪘・無㠱𣪘・番匊生壺などを列入するという粗雜なものであるが、曆譜の計算の上においても首肯しがたいところが多い。



董作賓氏は本器を成王に、また大小二盂鼎を穆王期とする說であるが、曆譜上の問題はそれによつて避けられるとしても、時期の前後が逆である。要するに兩器を一王に屬することは朔上成立せず、盂鼎を康王期とすれば本器は別王の紀年に入るものとしなければならない。盂鼎が康王期にあるべきことは殆んど定說とみてよく、これに比して稍しく時期が下るとみられる本器は、昭王期に比定して誤がないものと思われる。

客の字形は人に從う。臣辰卣・呂方鼎の䉜と似たところもあるが、やはり客であろう。宮字の下一字未詳。古文審に于の繁文とするが、おそらく宮名であろう。衣事は衣祀と同じ。衣祀は大豐𣪘にもみえ、祖考を合祀することをいう。

丁巳、王蔑庚羸曆、易𡧍䵹・貝十朋

丁巳は己酉より九日目に當る。祭事が終つてのち、賜賞を受けたのである。庚羸が蔑曆を受けたのはいうまでもなく上文の衣事に與かつたからである。庚羸の夫君は、おそらく羸氏方鼎文選・下一・一七、に公とよばれている人で、庚羸は公侯の夫人として助祭のことに與かつたのであろう。しかし庚羸がこれによつて王の蔑曆を受け、禮器や貝朋の重賜をえているのは、そのことが一般の夫人助祭とは異なり、おそらくその家が祭祀に關して重要な職分をもつていたからではないかと思われる。そのことは次の賜物からも推測されるのである。

𡧍は難解の字で西清には缺釋、古文審には爵と解している。しかし史獸鼎第三器には「尹賞史獸𡧍」とあり、下文の賜與中に別に爵の字がみえ、明らかに別の字である。本器では𡧍䵹二字連文、禮器の名とみられる。大系にいう。

王國維于史獸鼎釋爲勞、謂象以手持爵勞遠人、羅振玉初襲其說、後于萬諆尊文、又釋爲爵、按釋爵、于史獸鼎文難通、釋勞于庚羸鼎文不諧、二釋均非也

手所持物、固與爵形相似、然亦有迥然不同之處、由其形象占之、余謂乃古瓚字也、周禮典瑞、祼圭有瓚、以肆上帝、以祼賓客、鄭司農云、於圭頭爲器、可以挹鬯祼祭、謂之瓚、故詩曰、卹彼玉瓚、黃流在中、國語謂之鬯圭、鄭玄云、漢禮、瓚槃大五升、口徑八寸、下有槃、口徑一尺、又考工記玉人、祼圭尺有二寸、有瓚以祀廟、玄云、瓚如盤、其柄用圭、有流前注、又、大璋中璋九寸、邊璋七寸、射四寸、厚寸、黃金勺、青金外、朱中、鼻寸、衡四寸、玄云、鼻勺流也、凡流皆爲龍口也、衡古文橫、假借字也、衡謂勺徑也、三璋之勺、形如圭瓚

據此可知瓚之爲物、乃有柄之盤、盤中有勺、勺前有流、盤柄以圭爲之者、謂之圭瓚、以半圭爲之者、謂之璋瓚、今觀史獸鼎文、上端有流、與爵字之流形相同、流下示有重盤、一側視、一平視、平視之下盤復有柄、此非瓚形而何邪、而庚羸鼎文、于𡧍下更綴以䵹字、字從章聲、假爲璋、𡧍䵹卽瓚璋矣、知此爲瓚字、則毓且丁卣之歸𡧍朽我多高、亞字若齋之𡧍二□、均從此作、卜辭中尤多見、均當釋爲祼若灌、□乃樕字、讀爲獻也

陳氏もまたこの釋に從つて、字を瓚璋と釋している。思うにこの字形を、流下に重盤あり、側視・平視の象を重ねたものとするのは、字形解釋上に無理がある。郭氏は史獸鼎の字を瓚の初文とみたのであるが、金文では瓚璋をいうときには多く𤪌の字を用いる。卯𣪘に𤪌章あり、敔𣪘・毛公鼎・師訇𣪘に圭𤪌の語があり、概ね秬鬯とともに賜うている。また毛公鼎では圭𤪌の上に鄭の字が添えられていて「鄭圭𤪌」という。郭氏はこれを祼と釋しているが、その字は鼎文の𡧍に近い。これを以ていえば𡧍䵹とは祼璋である。祼は後起の形聲の字に外ならない。章にはその材質あるいは用途により、堇章（頌鼎）・瓌章（師遽彝）・𤪌章（毛公鼎）・覲章（大𣪘）・

大章（瑚生𣪘二）などの名がある。祼章は典瑞にいう祼圭と同じく、祭事に用いる。𩰫は㓷章の意を含めた字形であろう。

對王休、用乍寶鼎

庚嬴が直接に王の休に對えて器を作っていることが注意される。單なる助祭のことではないとみるべきである。鼎字は貞に従う。卜文では貞字を鼎形に作り、兩者互易して用いる。鼎をたとえば探湯のような貞問に用いる古俗があつたからであろう。

訓　讀

これ廿又二年四月既望己酉、王、□宮に客りて衣事す。丁巳、王、庚嬴の曆を蔑はし、祼𩰫・貝十朋を賜ふ。王の休に對へて、用て寶鼎を作る。

參　考

この器の時期について、方・郭・陳氏らはみな康王期とする說であるが、その理由は各〻異なるところがある。郭氏は卣の字體、鼎の形制が大盂鼎と似ている點をあげ、陳氏は夔鳳文の様式的分類に本づいて時期を推定している。すなわち陳氏は成康兩期の夔鳳文の基本的モチーフとその沿變の次第を求め、次のような分類を試みている。

1. 不分尾的長鳥　岡刧尊・成王方鼎
2. 成對的小鳥　令方彝・㝬𣪘
3. 不垂啄的大鳥　堲方鼎
4. 分尾的長鳥　師旂鼎・䚄鼎・㝬或卣・靜卣・縣改𣪘
5. 垂啄的長鳥　𦅫卣・效卣・庚嬴鼎
6. 分尾而垂啄的長鳥　庚嬴卣・嬴氏鼎・靜卣
7. 垂啄的大鳥　麥尊・小子生尊・庚嬴卣・靜𣪘・靜卣・效尊・己侯𣪘・競卣・師湯父鼎

右のうち4～7はほぼ同期、斷代別に表示すると次のようになるという。

成王期　2. 令方彝　1. 岡刧尊　3. 堲方鼎
康王初　1. 成王方鼎　4. 師旂鼎　7. 麥尊・小子生尊
康王時　2. 㝬𣪘　4. 5. 雍父諸器（䚄鼎・㝬或卣・𦅫卣）　6. 4. 7. 庚嬴諸器
康王後　4. 7. 白𨐨父諸器（靜卣・縣改𣪘・競卣）　7. 師湯父鼎

すなわち夔鳳文中、分尾垂啄の流行は康王期にあるとみるもので、

庚嬴・效・靜・雍父（㝬𣪘・䚄鼎・㝬或卣・𦅫卣）各組銅器、應序列于康王之世、最晚是卲世、這種新形式的鳥、盛行于康王後半期、以至卲王時、師湯父器是最晚的

というのがその結論である。

なお陳氏は遹𣪘・刺鼎・長由盉を穆王期の標準器として、以上の各組を穆王以前・成康期以後の中に位置せしめようとしたのであるが、文様展開の大體觀としては正しいものがあるとしても、文様の問題としてはなお表出の細部にまで個別に檢討を要するところがあり、以上はあくまで大體觀の範圍にとどまるものである。それでたとえば、陳氏は盂鼎・庚嬴諸器を何れも康王期においたが、兩器の厤朔は合わず、庚嬴鼎は昭王期に屬すべく、従つて以下の諸器の時代は一世を遞して、みな昭穆期に下るものとなる。

なお庚嬴の卣・鼎二器の前後についていえば、卣は年紀をもたず繫年をなしがたいが、その日辰によつて考えると、卣は鼎の翌年、すなわち二十三年の曆譜に入りうる。このとき庚嬴の家に不淑のことあり、王は親しくその宮に臨んで賻賵を送り、弔非のための丹を與えている。鼎銘にいう衣事も、あるいはそれと關聯のあることかも知れない。

竹書紀年によると、文王受命より昭末まで百年であるという。昭王の在位は從來五十一年說がとられているが、それは成康の治世を四十年とし、武王三、居攝七年を加えて數を合せたところがあるのではないかと思われる。また今本紀年は十九年說であるが、庚嬴鼎を昭王廿二年の器とすると、これも金文の資料と合しない。金文によると、成王は𤼈卣の十九年、康王は小盂鼎の廿五年、昭世は庚嬴鼎の廿二年を下らず、一世ほぼ三十年、克殷の際を合せて百年左右となる。陳氏が穆末までを百年と解し、昭世を十九年としているのは今本紀年に據つたものであろうが、厤譜上、庚嬴諸器を昭王期に移すべきであるとすれば、陳氏の西周年代考の立論の基礎は、大きく搖がざるをえないことになろう。

八一、效尊

器　名　效觶大系

時　代　康王斷代　孝王大系・厤朔・白鶴

出　土　「見長安市」攈古「與之同銘的卣、攈古錄目云、山東諸城劉氏藏、得之河南、綴遺一二・一三云、器出洛陽市、此一對器、或以爲西安出土、是不確的、當出土于河南境內、或卽洛陽所出」斷代

收　藏　白鶴美術館白鶴

著　錄
　器影　白鶴・九　海外・七五　殷周・二二　大系・二〇一　通考・五四四　日本・一五六　通論・一三〇　二玄・二三四
　銘文　攈古・三之一・六五　大系・八七　三代・一一・三七・一　二玄・二三三

考　釋　韡華・庚上・三(卣)　大系・一〇一　文錄・四・一〇　文選・上三・二七(卣)　厤朔・三・二二　通考・三九八　積微居・一〇四，二七九　斷代・五・一一二

器　制

白鶴吉金集にいう。「高七寸、口徑六寸五分。此の尊、體は稍低く、口緣圈足共に大にして、其の圓味を帶びたる器腹より口緣部に至る緩やかなる曲線は、口の闊き壺と相

似たる趣を呈す。各部を通じて繁縟なる虺龍夔鳳紋を以て飾り、雕鏤見る可く、特に器腹を表はせる相向ふ夔鳳の主紋に特色を存せり。器の内底に鑄銘ありて七行六十八字より成る。これと同一の圖紋にして且つ同じ銘文を有する卣、劉燕庭の長安獲古編に見え、其の器、後に陳介祺の藏に歸して奇觚室吉金文述・愙齋集古錄等に效卣と名けて、



效尊

銘文の拓影を掲げたり。本器はまさに右の卣と同時の作にして、今通體黝黑の銅色に朱褐、群青の斑を見るも、傳世の色調を存するに徵し、又同時に長安の某所にて出土したるものと解して誤なからむ。郭沫若氏は其の兩周金文辭大系に上記效卣を錄して、周の孝王前後の器とせり。圖紋の示す處、右の推定と相反する點なし」。圖紋のいかなる點が孝王期の證となしうるのか知られないが、器の文様は、昭穆期に盛行した大夔鳳文を主文とし、また銘文の字様も比較的古調を存するものがあつて、少くとも昭穆期より下るものではない。

銘文　七行六八字



隹四月初吉甲午、王藿于嘗

大系に「藿于嘗」を釋していう。

藿殆觀省、又疑假爲館、嘗當是地名、又如讀藿爲灌、說嘗爲烝嘗之嘗、亦可通、唯嘗乃秋祭、與四月不合

綴遺にも藿を觀、嘗を地名とする說がみえている。韡華には文を「此器紀王藿嘗公宮」と解し、

按君無行禮於臣廟之禮者、故不應是祭名、當訓觀視之觀、他器如師酉段所云格虞太廟者、亦祇假其地行册命之事、與此器所載略同

と論じているが、册命は原則として王廟もしくは關係者の廟所で行なわれ、他人の廟所を借るためこれを觀視するという禮はない。積微居には同じく字を觀とよみ、遊觀の義としていう。

按藿當讀爲觀、觀者、古人娛遊之一事也、書無逸曰、則其無淫于觀、于逸于遊于田、以觀與逸遊田並列、是其事也、孟子梁惠王下篇曰、齊景公問於晏子曰、吾欲觀于轉附朝儛、遵海而南、放于琅邪、吾何修而可以比於先王觀也、觀于嘗、與觀于轉附朝儛、句例正同、春秋隱公五年云、公觀魚于棠、亦觀之事也

郭氏が觀をあるいは館の假借であろうとするのに對して、楊氏は觀を字のまま遊觀の義と解するのである。すなわち銘文は、效が王の遊觀に從つて賞賜をえたことを記したものとするのであるが、しかし王の娛遊に從つて貝五十朋を賜うというのは重賜に過ぎるし、またこの句を娛遊と解しては、下文との關係を明らかにすることが困難である。

藿は卜文に多くみえている字で、祭名である。「往藿」佚存・六八〇・「酒藿」粹編・四五二・「遣藿」南北・明・五四三・「藿歲」後篇・下・六・八のように、動詞や他の祭儀と合せていう場合が多い。

壬寅卜、旅貞、王其往藿于戰、亡災佚存・六八〇

は句法がこの銘文と似ており、藿の儀禮が、他の地に赴いて行なわれることのあつた事實を示して

いる。それらは主として耕藉や田獵に關するものであつたらしい。

貞、婦井黍、不其藿」　貞、婦井黍、其藿後篇・下・四〇・一五

庚子卜貞、王其藿藉、叀往、十二月後篇・下・二八・一六

□丑卜貞、婦井田、藿甲篇・三〇〇一

卜文の例からいうと、藿は農藉に關して行なわれている例が甚だ多い。他にも祖祭に關して行なわれることがあり

藿大乙、王……粹編・一四七

酒藿」禫大乙、王每甲編・一八五〇

などはその例である。

これら出行・耕藉・田獵及び祖祭のときに行なわれる藿は、起原的には同じ意味をもつものであつたらしく、祼鬯して修祓するための儀禮であつた。それはたとえば

甲寅卜、乍希、藿、旬……南北・明・四八一

あるいはさきに引いた卜辭佚存・六八〇の例のように、希を祓い、亡尤を求める儀禮として藿が行なわれていることからも知られるのである。

いまこの銘文に記されている藿禮が、その何れに當るものであるかは明らかでないが、嘗という地名は農耕儀禮に關するところがあるらしく、この藿は耕藉の禮であろう。國語周語に藉田の古禮についての詳細な記載があるが、春耕のはじまる數日前から種〻の準備儀禮が行なわれ、司空が藉に

壇を作って本禮に入る。その文にいう。

　先時五日、瞽告有協風至、王卽齋宮、百官御事、各卽其齋三日、王乃淳濯饗醴、及期、鬱人薦鬯、犧人薦醴、王祼鬯、饗醴、乃行、百官庶民畢從、及藉、后稷監之、膳夫農正、陳藉禮、太史贊王、王敬從之、王耕一墢、班三之、庶民終于千畝、其后稷省功、太史監之、司徒省民、太師監之、畢、宰夫陳饗、膳宰監之、膳夫贊王、王歆大牢、班嘗之、庶人終食

銘文の「王萑于嘗」とは、國語に王が齋宮に卽き、齋してのち祼鬯のことを行なうというのと合している。卜辭はこの儀禮を萑藉という語で示しているのであるが、それは一般の萑禮と區別する意味であろう。斷代には銘文の嘗を下文の公につづけて、「萑于嘗公」と句讀する說を試みているが、それでは萑の儀禮的意味を解することができない。また積微居に述べているような觀の古儀は、わが國の「國見」などに當り、楊氏說のような單なる娛遊でないことはいうまでもないが、かりに國見的な遊觀の意と解しても、この銘文の場合には適合しない說である。

公東宮、內鄉于王

この句のよみ方について、陳氏はいろいろな試みをしている。

　公東宮、可能和公大保同例、則東宮乃是官名、亦見穆王以後的舀鼎、第二種讀法、嘗公爲一人稱、則東宮必須爲別一人、是內鄉于王的主詞、東宮或是官名、或是姓氏、如南宮之例、第三種讀法、可讀爲嘗公東宮、嘗爲東宮的封邑、則內鄉于王、省去主詞、第四種讀法、可讀爲嘗公東宮、卽嘗公之東宮

そして結局は大系・綴遺の句讀に從つて

　今暫取方・郭之讀、王觀于嘗地、公東宮納饗禮所用之牲物于王、內鄉于王、猶鄂公御方鼎之內醴于王

と解している。これ以外の訓み方は、實ははじめから殆んど成立しないのである。

楊氏は東宮を宮名と解し、臣卣・伯𢦚毀等の西宮と同例としていう。

　銘文記臣工見王、皆云、立中廷北鄉、北鄉者、君南面、臣北鄉、則面對其王也、朝廷在中、宮室在兩旁、故有東宮西宮、而無南宮北宮也

東宮西宮は廷禮に用いる宮ではなく、廷禮にみえぬは當然である。南宮は金文にも經籍にも、これを姓とするものがあり、楊說は臆說にすぎない。また銘文の「公東宮納饗于王」を、「公在東宮、納饗于王也」と解しているが、これも增字して文を解するもので、原文に卽したものとはいえない。公東宮は下文では單に公とよばれている。公の下に官名をつけるのは公大保というのと同じく、また公下に名字をつけていうものには公朿作冊大方鼎・公叔賢毀などのほか、祖考の名をいうものに滕虎毀「皇考公命中」のような例もある。銘文の公東宮は、公大保の例によつて解するのがよい。この場合東宮は、東宮得臣・南宮括のように、氏姓化しているものとみられる。

納饗は、この文がもし萑藉のことをいうものとすれば、周語にいうところの、祼鬯の後の饗醴あるいは陳饗のことであつて、公東宮がその賚を納めたことをいうものと解される。萑禮は耕藉にしても畋獵にしても、王都の外において行なわれるものであるから、饗醴の賚は、その禮に關與する所在の有力な氏族が、これを奉仕することが多かつたのであろう。

王易公貝五十朋

公東宮の納饗に對する賞賜として、與えられたものである。貝五十朋は、賜貝の例からみても相當の重賜であり、この萑・納饗の儀禮が極めて重要なものであつたことを示している。これを以ていえば、上文の萑は、藉田の禮のほかには考えがたいようである。

公易厥𣥠子效王休貝廿朋

公東宮が、王から休賜を受けた五十朋のうち二十朋を、效に分賜することをいう。𣥠子を綴遺には「與其臣涉子效」と解して涉を人名とみ、また韡華に涉子を世子の稱とし、

　世涉音近、而涉字訓涉水、有未至之誼、以喩世子之位、於誼亦合、且金文世子作太子、……𦾔世大原一音相假、而其本字作涉、旣廢而不用、世遂不知其古之稱誼矣

というも、適解としがたい。郭氏は字を順子と解していう。

　𣥠乃巡之古文、從步川聲、此假爲順、舊釋爲涉、義不可通、云、公易厥𣥠子效王休貝廿朋者、謂東宮錫其孝順之子效、以王所錫公之貝廿朋也

しかし郭氏は、字を巡・順のように解する證を示していない。楊氏は字を舊釋のまま涉とし、その音は枼にして世の意、すなわち公東宮の世子と解する。

　尋涉子之稱、古書未見、文頗難通、余以古聲韻求之、涉與枼古音同、𦾔當假爲枼、……（金文）諸枼字、義皆與世同、枼字本從世聲也、然則涉假爲枼、枼與世同、涉子卽世子也、效爲公之世子、

故云、公賜厥世子效王休貝廿朋、若如方氏之說、則銘文厥字無根、銘文不言臣、而釋爲臣、又踏增字爲釋之病矣、小子□尊云、子易小子□王賞貝、此與公易厥涉子效王休貝、句例同

この解は韡華の說よりも聲義において穩かであるが、𣥠はまた𩓚に作り、同字であると思われる。次のような文例がある。

　㝈毀　㝈休易厥𩓚吏貝、用作□寶彝　三代・七・二六・一

この文の𩓚吏は、世吏とは解しがたい語である。また井侯毀にも、「拜韻首、魯天子造厥𩓚福」とその字が用いられていて、これも世福とは釋しがたい。𩓚はおそらく順の字で、𣥠はその省文であろうと思われる。

說文九上に「順理也、从頁川」と字を會意にみているが、𣥠は卜文によると流れに從うて上下する意の字である。卜文の涉は水を挾んで上下に止（趾）を加えて涉水の義を示しており、金文の𣥠とは字形が異なる。順には和順の義があり、馴・遜も聲義近く、同訓の語である。奉令・臣從の義もあり、𩓚吏とはその意、𣥠子も語例同じ。越王鐘に「順余子孫、萬枼旡疆」とあり、郭氏はこの順を訓と釋しているが、順なるわが子孫の意である。𣥠・枼を聲義同じとする楊說は、この鐘銘においては通じない。また銘文にいう賜與を、世子に對するものとしがたいことについては、後にふれる。

效對公休、用乍寶障彝

公は公東宮。公東宮と效とは、上文によると少くとも父輩子輩の關係にある。その間における賜與

の意味については、たとえば當時における父子同産の制との關係からも問題となるところである。下文に「揚公休」とあり、一般の君臣間の賜與と異ならぬ表現であることが注意される。

烏虖、效不敢不邁年、夙夜奔走、覨公休亦、其子〻孫〻、永寶

「不敢不」という二重否定の形式は、牧毁・蔡毁などにみえるが、この器銘は早い時期の例として注意される。「夙夜奔走」は祭祀用語。亦を郭氏は下文に屬し、「亦其、其也、亦乃語助詞、無意義」といい、經傳釋詞の説を引いているが、金文には「亦其」とつづく語例がない。それで陳氏は、疉圜器「召弗敢忘王休異」の休異と同語とする。亦は禹鼎に「哀哉、用天降亦喪于四或」とあり、亦喪は奕喪の義。休亦という語例はみないが休奕と解してよく、音も近いことであるから休異と同義の語としておく。

訓讀

これ四月初吉甲午、王、嘗に雚す。公東宮、饗を王に納る。王、公に貝五十朋を賜ふ。公、厥の順子效に、王の休したまへる貝廿朋を賜ふ。效、公の休に對へて、用て寶隮彝を作る。烏虖、效、敢て萬年まで、夙夜奔走して、公の休奕に揚へずんばあらず。其れ子〻孫〻、永く寶とせよ。

參考

この器の時代について、郭氏は、文中の東宮と效とが何れも曶鼎にもみえているところから、本器を曶器と同じく孝王期に屬すべきものとする。陳氏が器を康王期としているのと、かなり懸隔がある。郭氏はいう。

本銘東宮與效同見、東宮當卽曶鼎之東宮、效卽效父、故知二器同時、效器有卣、有尊、器制字體、均有周初風味、蓋孝世工藝、有復古之傾向也

孝王の時代に復古の風潮があったという郭氏の説は、實は休王諸器の休王を孝王と解し、たとえば

效父毁　休王易效父〓三、用作厥寶隮彝

の休王を孝王、また效父を曶鼎にみえる效父と同一人とすることなどから導かれたものであるが、郭氏ものち自説の誤に氣づいて、大系新版では休王諸器を「當在孝王以前」として舊説を棄てている。それで當然この器についても同樣の訂正があるべきところであるが、なお曶鼎との關係ありとして本器を孝王に屬しているのであろうが、陳夢家氏は康王期説の立場からこれに批判を加えていう。

郭沫若因此兩銘有效和東宮、以爲、與曶鼎的效父和東宮、是同一人、而後者有穆王之名、故定在孝王之世、我們以爲、效器的花文形制和字體、都應屬于西周初期的、在本文第五五器（庚嬴卣）下、曾定爲康王時代、效尊和效卣的大鳥文、與麥尊是同時的、應該定于康世、古人單名的居多、所以前後之器、可以有同名的、不一定是同時的器、若僅以銘文內的單名、互相系連、是可以致誤的

これは器制上郭説のとりがたいことを述べ、また郭説の根據とする人名の關係をも、偶然的な一致に過ぎないとするのである。陳氏はまた、文中の人物關係より、器を康王期とする自説の論據に及んでいう。



作寶隮彝一

本文第一二器（班毁）下、曾論及西淸二七・三〇一銘、因巢之入侵、王令東宮、追以六師、此東宮可能卽效器的東宮、因爲它的形制花文、是西周初期的、本文第二五器（召圜器）下、曾論及效器、併分別效與效父不是一人、懷米一・二三的效父、與曶鼎的效父、雖係同名、更顯然不是一人、前者是成王時代的、後者是穆王以後的

本器の東宮は、成王期に六𠂤を率いて南方の巢を征伐した東宮とは同一人の可能性があるとしても、效は效父毁成王期の效父、曶鼎穆王以後の效父とは、何れも無關係とするのである。そして東宮との關係を通じて、康王期説への可能性を導こうとしている。

まず本器の器制文樣よりしていえば、器は容庚氏が通考において本器の後に列している作寶隮彝尊一・二五四五・五四六と極めて近く、殆んど同笵かと疑われるほどである。作寶隮彝毁通考・二七二故宮下・一五九もまた尊と同時の器であると思われる。兩耳鳥首を飾っている。また鳳紋毁通考・二七三も兩耳鳥首、大夔鳳文は前者に似ているが、ただ珥は圏足部に密着している。なお相似たものに邢季尊・故宮・上・一一〇・作旅彝卣故宮・下・二七二・作寶隮彝卣故宮・上・一三九等があり、末の一器は同銘のセットに屬する器である。



作旅彝卣

いま本器の鳳文を靜毁に比較すると、靜毁のそれには樣式化の傾向が著しく、本器との間にほぼ一時期の前後があるとみられる。靜毁を穆王期にありとすれば、本器は昭王期ということに

なろう。

銘文中の人物について、郭氏は本器の東宮と效とを、舀鼎の東宮・效父と同一人とし、陳氏は啓貯段の東宮を本器の東宮と一人の可能性あり、效は效父段・舀鼎の效父とは各〻みな別人であるという。啓貯段一〇三頁は失蓋の段であるが、項下に己字形の夔鳳帶文あり、垂啄垂尾、方座をもつ初期の器制のもので、本器と時期が近い。從つて兩器の東宮は、同一人である可能性がある。舀器者として井公の名がみえ、舀鼎には井叔があり、共王期の金文には右者井伯の名が頻見する。舀器の時期は、本器よりかなり後れるものとみられる。

效父段は休王諸器の一。陳氏は休王の休を動詞と解して器をみな成王期に屬し、郭氏ははじめ休王を孝王とみて、その一群の器を孝王期においたが、休王は康王の生號であり、本器よりまた一時期先立つものである。第四五器以下參照。

銘文中、父子間の賜與という問題がある。公東宮がその順子效に、王から休賜された貝を分賜しているのであるが、このような事例は積微居にも指摘している小子□尊綴遺・一八・一七において、子が小子□に王の賜貝を分賜している例を除いては、他に殆んどみられぬことである。父子同産・官職世襲を原則としている社會において、父子間の贈與ということは考えがたいことであり、殊に楊氏が銘文の順子を世子と解したのは字釋の誤であるのみならず、右に述べた點からも困難である。もし父子間に分賜のことがあつたとすれば、それは別子分宗の場合と解する外はないようである。

またそれでなくては「對公休」以下の末文を理解することもできない。「夙夕奔走」は祭祀用語であり、父在世のときに祭器を作り孝享をいうこともありえないわけである。この場合ただ效が公東宮の別子として、分宗の廟器を作つたものと解すべきであろう。

藋が卜辭にも多くみえる殷禮の傳統をもつ儀禮であること、また嘗が千畝耤田の禮などと關係ある地名らしく考えられること、納饗が噩侯鼎の納醴にもみえるように多く他族からの奉獻であること、賜物が貝であること、殷器では本宗たる子から別子たる小子への賜與がみられること、すべてこれらのことは、この器銘の解釋に當つて考慮すべき事實である。

本器と同銘の卣が一器、著錄によつて傳えられている。

*效卣

出土　「得之河南」攈古　「或以爲西安出土」綴遺　「長安出土」通論

收藏　「山東諸城劉氏藏」攈古

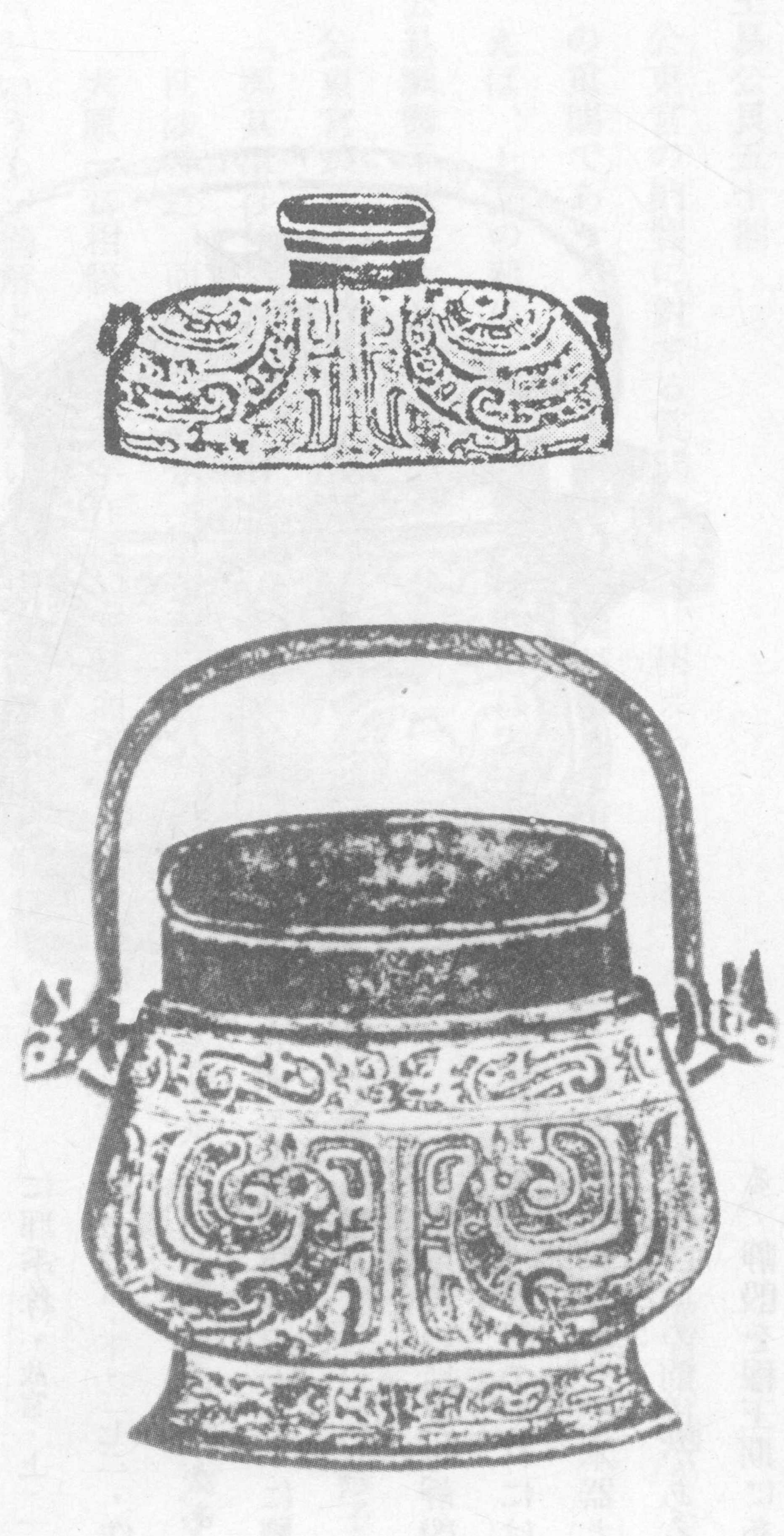
著錄

器影　長安・一・一七　周存・五・七九　大系・一七四

銘文　攈古・三之一・六六　愙齋・一九・四　周存・五・七八　奇觚・六・一五　綴遺・一二・一三　大系・八六　小校・四・六八　三代・一三・四六

器制　提梁あり、環耳犧首。器蓋に何れも鮮麗なる顧鳳文を飾つている。效尊の鳥文と殆んど同じく、同時の作器である。静卣の器制・文様も、ほぼこれに似ている。

本器は長安の出土とするものが多いが、尊・卣ともに河南に得たりとする攈古の說が信ずべきようである。のちあるいは長安に齎らされたのであろう。尊はいま白鶴美術館の有に歸している。大夔鳳文彝器中の優品であり、卣の制作もおそらくみるべきものがあると思われるが、いま所在は知られない。



效器にみえる公東宮は、おそらく啓貯段にみえる東宮であろう。器の時期も相近いものであると思われるので、ここに附載しておく。

*啓貯段

器名　般敦西淸　啓貯敦文錄　鼓羇段文選　陖貯段大系　肇貯段斷代

時代　穆王晚期唐蘭　孝王大系

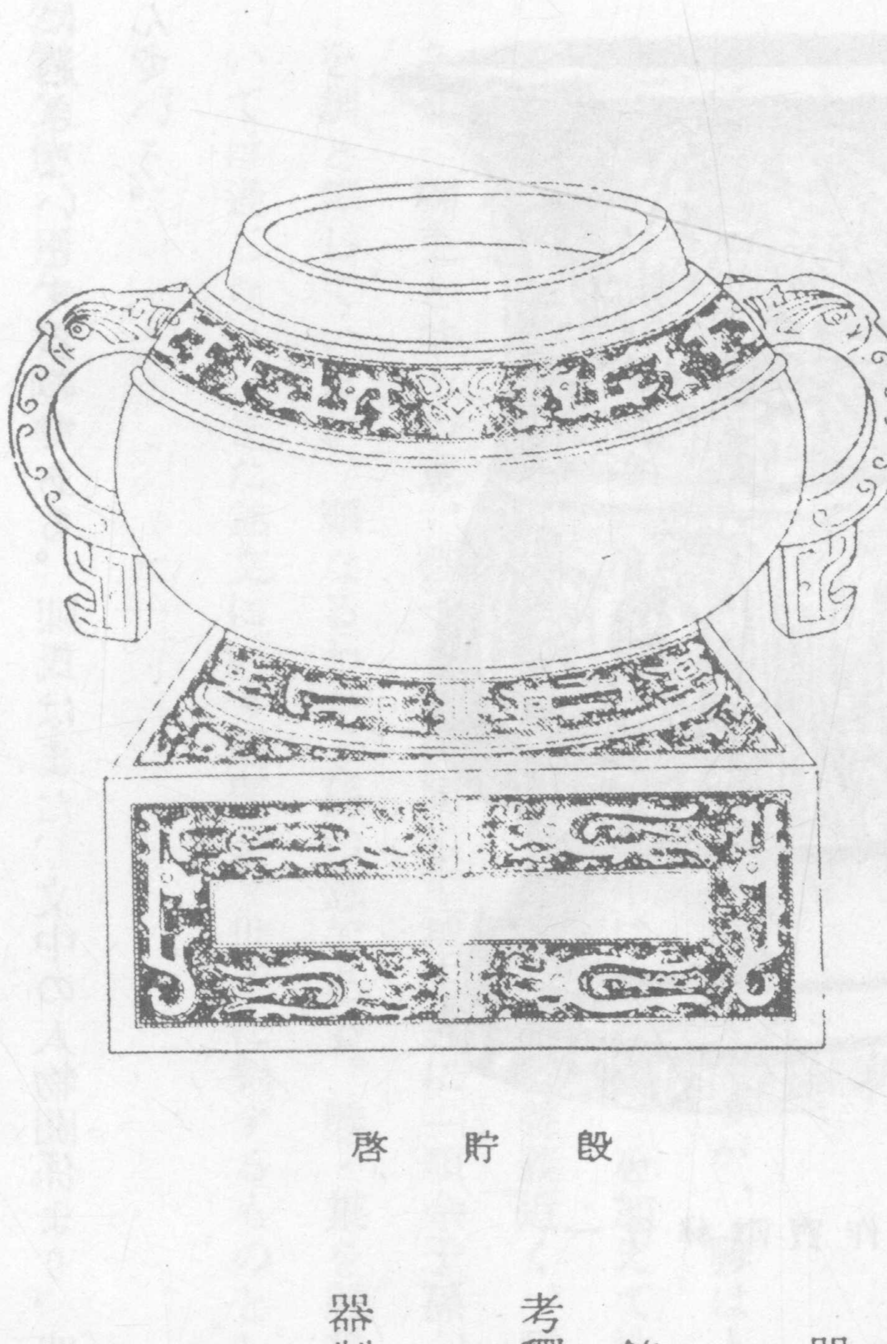
著錄

器影　西淸・二七・三〇　大系・九六

銘文　大系・八五

考釋　大系・一〇〇　文錄・三・二　三　文選・上三・五

器制　西淸にいう。「高六寸三分、深三寸三分、口徑三寸八分、腹圍一尺八寸三分、重七十七兩、兩耳、有珥。」器は失蓋。器の項下・圏足部及び方座の四周に夔鳳の帶文を



啓　貯　段

付している。項下の夔鳳は己字形をなし、細身の尖鋭な突出文であるらしく、口に木葉を銜えたような垂啄があり、圏足及び方座の夔鳳は㸚父方鼎第四六器の文様と似ている。器腹は素文。器制・銘辭などから考えると、郭氏のいう孝王期說は疑問とすべきである。

銘文　四行二四字



□啓貯眔子鼓𦉢、鑄旅𣪘

文はすこぶる難解である。郭氏は□陵貯と鼓とを人名とし、鼓下の一字缺釋、そしてこの兩者を作器者としているが、兩名の作器ということは普通には考えられない。文錄にいう。

上缺一字、爲人名、啓者肇也、頌敦、頌啓卿宁百姓揚、此啓貯、與啓卿宁相同、其義未詳、鼓𦉢似其子名、然晉鼎有罰眔鼓金之語、亦未詳何說也

文義は識りがたいが、その文は頌𣪘と比較すべきものがあるとしている。頌𣪘は文錄三・二九・文選上三・一にみえ、文選に梨齋拓本に據るというのみで、その拓迹をみないが、文にいう。

頌啓卿貯百姓、揚用作高文考父癸寶𨞧彝、用䎽文考剌、余其萬年、暨孫子寶

巻二　一〇三～一〇四

銘末に爻形の圖象標識を記し、文考を父癸と稱している。文錄に「啓者肇也、卿者會也、宁猶聚也、言初會合百官」というも、貯は貯賨の貯、上用米などを取る地をいう。頌はその地の管理者として、はじめて百姓を會聚し、施政のはじめを紀念してその器を作ったのである。いま頌𣪘の文を以てこの銘を解すると、□がはじめて貯賨の管理のことに當り、またその子鼓が、𦉢すなわち畋獵のことに與かる榮譽をえたので、その管理地の旅宮の器を作ったことをいうものと思われる。𦉢は𣪘金文に「夷方𦉢」の名がみえ、說文七下に網罟の意であるという。雉網に用いたものであるらしい。つまり作器者は、農穀と狩獵の兩事を王室より命ぜられ、はじめてその職事に就いた紀念としてこの器を作ったもので、作器者は文首の□であるが、文は缺刻のままであるから、次の二字をとつてかりに啓貯𣪘と稱しておく。啓を般・陵のように釋する說もあるが、啓の壞文であろう。鑄の字形は大保卣・大保方鼎・作冊大方鼎などにみえ、古い字形である。

隹巢來䢅、王令東宮追以六𠂤之年

大事紀年の形式をとつている。大事紀年は單に大事を以てその年を標するのみでなく、その大事が作器の事由と關聯していることが多い。この器銘にみえる貯や𦉢のことも、この年の征役に關するものであつたかも知れない。巢について大系にいう。

巢卽班𣪘秉緐蜀巢之巢、今安徽巢湖附近之古國也、當亦淮夷之屬

班𣪘によると、緐・蜀・巢は虢城公の管轄に屬しているところであるから、城虢の故地であると考えられる成皋の地より、それほど遠隔にあるとは思われない。陳氏は南陽棘陽の地を以てこれに充てているが、大體淮水の上游方面の夷族であろう。班𣪘の條參照。來䢅は來攻の意。大系にいう。

䢅卽笮迫之笮、𩁹光鐘、逐征秦迮齊、卽此䢅字義、舊釋爲撫、葢以左旁稍泐、頗類說文攺撫也、讀若撫之攺字、余初亦釋爲攺、讀爲舖敦淮濆之舖、今諦省知其非是

また圖錄銘文にも同旨の文を付記している。字は說文に迮に作る。征迮對文、伐擊の意である。この巢の來䢅が班𣪘にいう東國征伐に關聯あるものとすれば、班𣪘における虢城毛公の嗣服は、その善後の處置であつたと解することができる。班𣪘は紿圖が眞を失ない、かつ西淸に錄するところは僞器の疑もあつて比較は困難であるが、器制上、本器の方が古制に富み、少くとも昭穆期に入りうるものと思われる。東宮の名はまた舀鼎にもみえているので、郭氏は本器を舀鼎と同じく孝王期の器であるとしている。舀鼎は容・陳二氏は懿王、黄・唐二氏は共王期に屬している器である。しかし本器の器制は昭穆期より下るものでなく、同じく東宮の名を問題とするならば、むしろ效尊・效卣にみえる公東宮との關係を考えるべきであろう。效器は何れも大顧鳳文を主文としている器である。公東宮はまた單に公ともよばれており、公東宮の公は尊稱を冠した呼稱である。

六𠂤はまた禹鼎に「西六𠂤」の語がみえる。大系新版にいう。

西𠂤殆卽成周八𠂤之六、葢𠂤有戎事時、不必傾全師而出也、成周今之洛陽在殷今之湯陰附近之西、故稱爲西也、由此可知周克殷後、曾于成周與殷屯重兵、以鎭撫殷之遺民、此言追巢人以六𠂤、則不知係成周八𠂤之六、或殷八𠂤之六耳

郭氏は金文にみえる殷八𠂤・成周八𠂤を二とし、成周は西にあるを以て西𠂤とよび、「西六𠂤」と

巻二　一〇五～一〇六

はその八𠂤中の六𠂤を動員したものと解するのであるが、成周八𠂤・殷八𠂤は同じ軍團で成周庶殷を以て構成されたものであり、地を以て成周といい、その編成を以て殷というにすぎない。西六𠂤はこれと別個の軍團で、また東方諸族の餘裔を以て編成され、外虜を伐つには多くこれらの兵力が動員されたのである。本器にいう六𠂤は、禹鼎にみえる西六𠂤に外ならない。東宮は效尊によると、王から貝五十朋を賜うているが、貝を賜うのは東方出自の族に對して行なわれることが多い。八𠂤・六𠂤の師長には、その編成母體となつた氏族の貴戚のものが任命されたと考えられ、六𠂤を率いて巢を伐つた東宮は、效器にみえるその人である可能性がある。本器の作器者は、あるいはその隷下にあるものであろう。

訓　讀

□、肇めて貯し、および子鼓、𦉢す。旅𣪘を鑄る。これ、巢の來䢅し、王、東宮に命じて、追ふに六師を以てせしめたまふの年なり。

參　考

大事紀年、殊に文末に年紀をおく形式は𣪘器の通例であるが、その形式は康昭のころまで行なわれており、ときには師𩛥𣪘のように、さらに後にまで及ぶこともある。東南夷の一と考えられる巢の反攻を記しているのは、昭王南征の史傳の背景を示す一事實として注意される。

八二、寧　段



寧段蓋文様

時代　康王 斷代

收藏　「易縣陳氏舊藏、今在北京歷史博物館、……易縣陳氏、同時所出別有一段蓋、亦在北京歷史博物館」斷代

著錄

器影　斷代・五・一一四（蓋文様）

銘文　一、斷代・五・一一四　二、錄遺・一五二

考釋　文錄・三・三〇　文選・上三・五　斷代・五・一一四

器制　蓋だけが存するらしく、文様の拓がある。垂啄の大夔鳳文で、全身が互字形をなす。鳥身を構成する線が太く、鳥形は便化し、字迹も穆王期に通行した小字體でかかれている。

銘文　四行二二字。二器同文。何れも蓋銘のみを存する。



寧肇諆乍乙考𩞁段

この文と同じ語例のものに、伯㦰段・遂鼎がある。伯㦰段にいう。

白㦰肇其乍西宮寶、隹用妥神懷、唬前文人

大系に「肇亦當讀爲紹、言伯㦰承嗣、乃作祭器也」と解している。また遂鼎 攈古・二之一・三三　愙齋・六・一三　周存二・五八　綴遺・四・一五　三代・二・二八には

遂肇諆乍□叔寶𩞁彝

とあり、肇諆の二字は寧段と同じ。注家は多く「遂肇諆」を人名と解し、積微居にもその說がみえるが、伯㦰段の例を以ていえば、遂が作器者の名である。「肇其」はまた德盤「德其肇乍盤」三代・一七・九のように「其肇」ということもある。肇には肇始と紹繼の義があり、諆は其の繁文。金文では多く無𠂤の語に用いる。寧がその家嗣を承けるに當つて、この祭器を作つたのである。乙考は父の廟號。乙字は反文、他の一器には正文に書している。父考を乙と稱するのは、寧が東方系の氏族であるからであろう。

其用各百神、用妥多福、世孫子寶

其は上文の諆と別構。神は祖神をいう。多神・百神などの語があり、斷代に次の諸例をあげている。

乍册休卣　　用乍大御于厥且考父母多申

宗周鐘　　隹皇上帝百神、保余小子

杜伯盨　　其用享孝于皇申且考

また伯㦰段では、「隹用妥神懷、唬前文人」と神懷・前文人を對擧している。百神の義について、陳氏は上揭の例よりしてこれを山川の神と解していう。

可見神非上帝、亦非人鬼、國語周語中、以供上帝山川百神之祀、韋昭注云、百神丘陵墳衍之神也

いま金文の用例によつてその義を求めると、たとえば大克鼎には「天子明哲、顯孝于申、巠念厥聖保祖師華父」とあり、また前例の「厥且考父母多申」・「皇申且考」などはみな祖靈をいう。特に祖考より以前の先公遠祖を神格化していう語とみられる。この器はその父である乙考の祭器として作られたものであるが、先公諸神の靈をも招格して、多福を求めることを述べたのである。宗周鐘「先王其嚴在上、……降余多福、福余順孫」・叔向父段「其嚴在上、降余多福繁釐」・蔡姞段「尹叔用妥多福于皇考德尹惠姫」など、先王や父祖の靈に多福を祈ることは銘辭に習見しているが、これを山川の神に祈る例をみない。世孫子の語は、趩觶・師遽段など中期の銘文に多くみえ、何れも時期の近いものである。

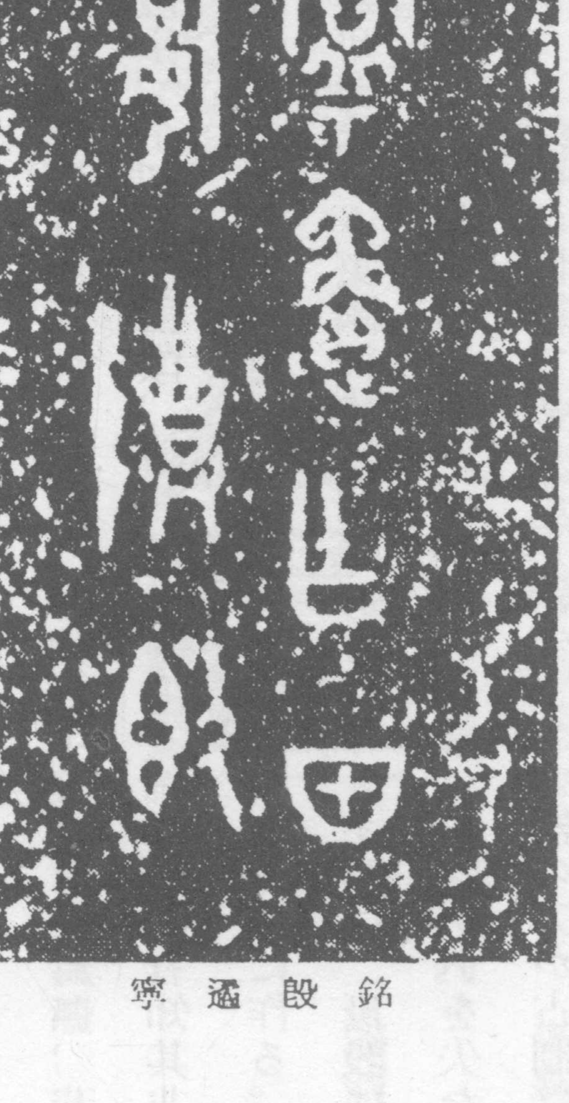
訓讀

寧、肇めてそれ乙考の𩞁段を作る。それ用て百神を格し、用て多福を綏んぜむ。世孫子、寶とせよ。

參考

大夔鳳文を主文とする諸器を、陳氏はその斷代標準に從つて無條件に康王期と定めているが、大夔鳳文の通行は主として昭穆期にあり、その間にもまた展開のあとをたどることができる。本器の花文は康昭期のものに比して便化のあとがあり、また字迹は緊湊の體で靜・彔・競の諸器と近く、昭穆期とする方が妥當であろう。語彙を以ていえば、百神は宗周鐘に、世孫子は趩觶などにみえ、何れも昭穆期以前に用例のない語である。

寧氏の諸器と考えられるものに



寧遹段銘

*寧女父丁鼎　愙齋・三・一四　奇觚・一・七　殷存・上・五　綴遺・三・九

*寧遹乍甲𡚬𩞁段　攈古・二之一・小校・二・二六　三代・二・三八

一三　周存・三・補　三代・七・一七

などがある。愙齋賸稿に、寧女を

父母に歸寧する意とするのは、もとより誤である。右の二器は、何れも字迹が本器より稍しく早いものとみられる。三器みな東方系の廟號を記している。

寧遹段について、積微居一五に參考とすべき意見が述べられているので、引用しておく。

寧者作器人之名、遹者、詩大雅文王有聲云、文王有聲、遹駿有聲、王引之訓遹爲語辭、是也、此銘遹字、義與詩文諸遹字同、又他器銘屢言某肇作某器、肇亦語辭無義、釋爲始者非是、此銘言遹、猶他諸器言肇也

楊說によれば、「寧肇諆乍乙考隣段」の肇諆をもまた語詞と解するのであるが、金文には肇巠・肇䜌・肇勤など連文とみるべき語彙も多く、詩に遹を語詞として用いるのと同じでない。楊氏はまた甚諆肇鼎三代・三・二〇を引いて、「甚諆臧聿作父丁隣彝」と釋し、甚諆臧を作器者、聿を語詞の例としているが、これは「甚諆肇乍」の誤釋、「諆



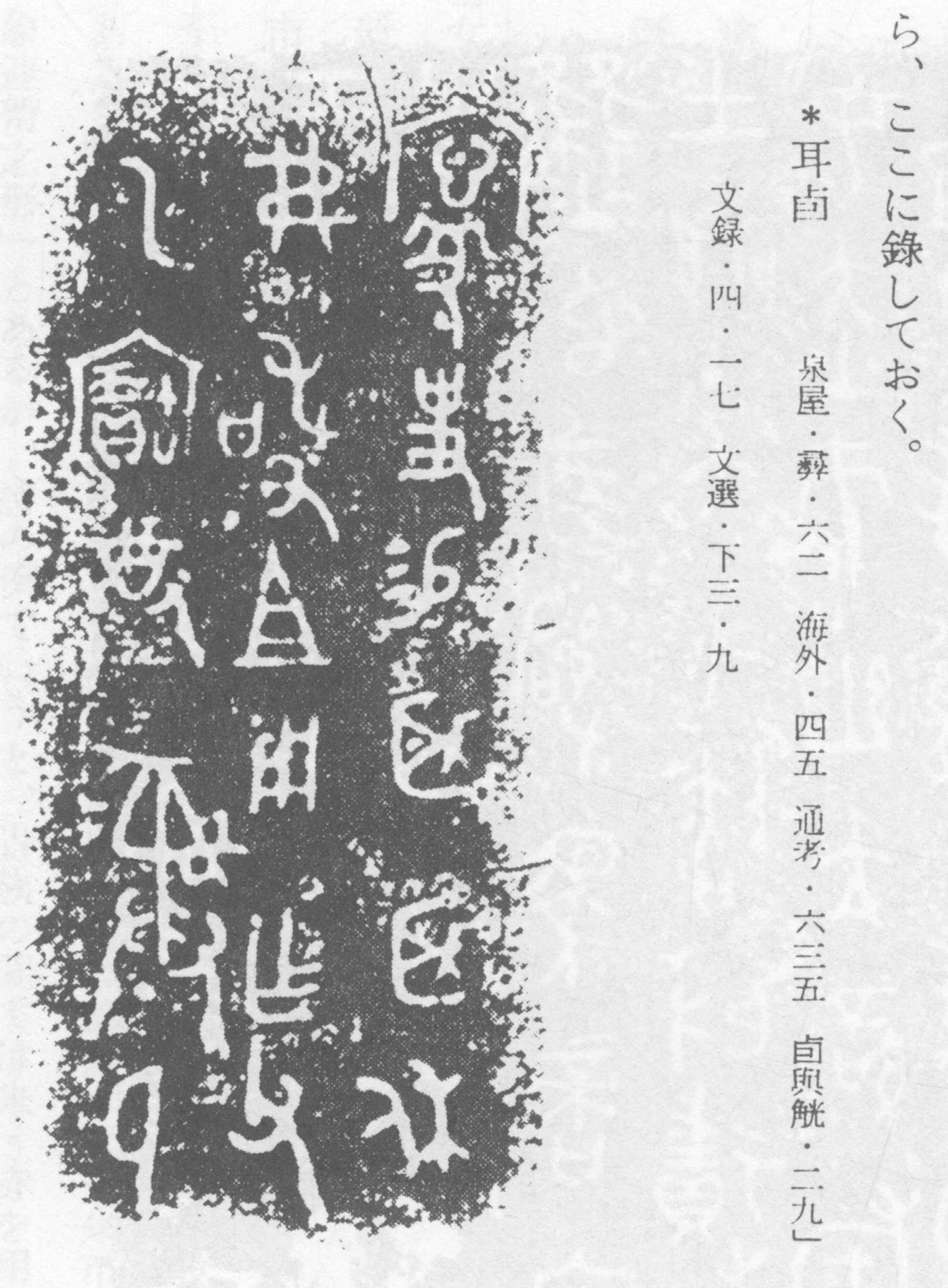
耳卣

肇」は本器や遂鼎の「肇諆」と同じ語である。金文には「某肇乍」という形式のものはかなり多く、概ね嗣襲のときの作器と考えられる。

宗周鐘に「王肇遹省文武堇疆土」とあつて肇は肇始、遹は遹省連文の動詞である。寧遹段の寧遹は作器者の名で、寧に寧女・寧遹の器があるのは、彭に彭女・彭史の諸器があるのと同じである。寧遹と遹段の遹との關係の有無は知られない。

なお耳卣に寧の名がみえ、いま泉屋に藏している。寧關係の器のうち、器の識るべきものであるから、ここに錄しておく。

＊耳卣　泉屋・彝・六二　海外・四五　通考・六三五　卣與觥・二九　貞松・補・中・一一　三代・一三・三六　文錄・四・一七　文選・下三・九



寧史易耳、耳休、弗敢且、用乍父乙寶隣彝　戉

器蓋二文、三行一七字。器銘は泐損して二三字を存するのみである。器は提梁あり、蓋鈕平底、蓋に角飾なく、器形完好、器の正中に犧首、兩耳に羊首を飾る。

通考に器を段器の中に列しているが、その夔龍文は史獸鼎第三五器に類し、時期もそれに近いものであろう。また通考に寧史を人名と解するも、史は使役に用いる例が多い。且を文錄以下みな沮と釋し沮喪の義とするが、文意をえがたく、かつ敢の字を加えていることからいえば、且は苟且の意とすべく、「弗敢且」とは縣改段「毋敢忘伯休」というのと同意とみられる。寧から賜休を受けている耳もまた父乙の器を作つており、東方系の人である。第五六器に著錄した耳尊の耳とは字樣が稍しく異なつており、その人の同異を確かめがたい。

八三、趞　鼎

器　名　趞段韡華

時　代　穆王大系　厲王麻朔

收　藏　「李山農藏器」窓齋

著　錄

銘文　窓齋・五・一〇　周存・二・補遺　大系・二九　小校・三・二五　三代・四・三三・二　河出・二一四　二玄・二五一

考　釋　韡華・丙・三六　大系・五六　文錄・一・二三　文選・下一・一三

銘　文　九行八三字

唯三月、王才宗周、戊寅、王各于大朝

舊釋に二月と釋するも、合文の書法である。大朝は太廟。周の太廟は宗周と成周とにあり、宗周の太廟は同段に、成周の太廟は敔段にみえる。

密叔又趞、卽立、內史卽命



あるが、それは本器の銘文を背景とした解釋である。しかし器銘は家司馬の職を命じたものでなく、王官としての冢司馬を任命しているのであるから、郭説は誤釋の上に論を立てているのである。曶壺に冢嗣土の職があり、字形は本器と同じ。兩冢字とも家とは字形が異なつている。

𢾭は豳の初文。陝西涇北の古名で、かつて大王の都した地である。𢾭關係の器には

𢾭王盉　擦古・一之三・六〇　周存・五・六六　長安・一・二八　三代・一四・九

𢾭伯鬲　貞松・補上・一五　三代・五・一六

のような王伯と稱するものをはじめ、𢾭嗣土幽卣三代・一三・三〇には祖辛の器を作り、𢾭尊同・一一・二五・𢾭卣同・一三・二五には父辛の器を作り、𢾭𣪕同・七・三四では祖丁の器を作つている。關係諸器中には圖象標識を付するものがあり、かれらは東方からこの地に遷されてきたものであるらしい。韡華は𢾭王盉の條卷下・一に「或爲周王之別稱與」というが、周とは別系である。そしてその地の士人によつて編成されている軍團がいわゆる𢾭𠂤であろう。趞はその冢司馬として、その董督を命ぜられているのである。

啻官僕射士嗌小大又隣、取遺五寽

啻は嫡。嫡官とは官の首長となるをいう。師虎𣪕に「啻官嗣左右戲緐荊」、また師酉𣪕に「啻官邑人虎臣」の語がある。僕射以下を窓齋に「僕射王訊小大右陝」、小校に「僕射士訊小大右陝」、また大系には「僕射士嗌小大右隣」と釋している。大系にその官職を説いていう。

周禮司馬之屬、有射人・隸僕・司士・司右、本銘之僕・射・士・小大右、與之相合、嗌小大右隣、

卷二　一一七～一一八

卷二　一一五～一一六

文首の一字を小校・大系は字のままに釋するが、窓齋は密叔とする。字は高密戈の密に最も近似しており、かりに密と釋しておく。韡華に「國語周語、密康公、韋注、密姫姓也」の密であるとしている。又は右、いわゆる右者で、册命に侍立する役である。器銘は早期の册命形式を傳えている。趞字の從う豈は、軍鼓の上に羽飾を樹てた形。卽立は所定の位置に卽く意で、中廷に北鄕して命を受けるのである。內史は史官。册命は作册や史系の諸官がこれを掌つた。卽命とは、王より册命を受けて册命者の位置に卽き、これを讀みあげるのである。

王若曰、趞、命女乍𢾭𠂤冢嗣馬

「王若曰」は王の册命を傳達する形式である。大盂鼎第六一器にみえているが、その文では册命の儀禮を記していない。「趞」以下は册命の辭。𢾭𠂤は𢾭地にある軍團で、靜𣪕にみえる𢾭𦳬𠂤であろう。冢嗣馬は從來家嗣馬と釋されている。家司馬は周禮にその職がみえ、序官に「家司馬、各使其臣、以正於公司馬」とあり、公司馬に對する名である。鄭注に

家、卿大夫采地、正猶聽也、公司馬國司馬也、卿大夫采地、王不特置司馬、各自使其家臣爲司馬、主其地之軍賦、往聽政於王之司馬也

という。その職は都司馬に「都司馬、掌都之士庶子、及其衆庶車馬兵甲之戒令、以國法掌其政學、以聽國司馬、家司馬亦如之」とあつて、都司馬とともに國司馬に屬する。鄭説によると家司馬は陪臣ということになるが、郭氏はこれを誤として、「今以本銘徵之、則家司馬亦爲王所親命、則各使其臣、與王不特置司馬之解、均非是」という。卿大夫の采地にも中央の行政が及んだとするもので

卷二　一一七～一一八

卽牧𣪕嗌庶右𥃩、嗌當是訊訟之官、大右卽司右、見周禮司士注・小右自卽群右、統稱之則爲庶右也、

隣若𥃩、亦職名、待攷

司馬の屬に大僕・祭僕・御僕・隸僕・齊僕・道僕・田僕の諸僕があり、郭氏はこのうちひとり隸僕をあげているが、隸僕は宮中の掃除糞洒のことを掌るもので、軍事には關しない。周禮の諸僕は古代の僕官の分化したものとみられ、大僕が出入軍旅のことに與かることからも知られるように、もと警備護衛に任じていたものであろう。師酉𣪕にいう虎臣も親衞の屬で、下文に諸夷の名を列している。夷人は多く近衞兵仗の役に用いられたものである。

射は射人。周禮において國の三公孤卿大夫の位を掌るとされているのは、おそらく射儀を掌ることから出たものと思われ、會同朝覲の禮にはその介となり、軍行や喪事にも與かつている。射は古く祓禳の儀禮に關して行なわれていたからであろう。

士は司士の屬。群臣の版籍を掌るほか、行政的に廣い職掌をもち、儀禮では射事にも與かつている。金文にみえる嗣士は、牧𣪕に「王若曰、昔先王既令女乍嗣士、今余隹或𣪘改、令女辟百寮、……雩乃嗌庶右𥃩、毋敢不明不中不井」とあり、百寮を辟治し、司法を職とするものである。

嗌は金文に習見する執嗌の嗌。詩に「執訊獲醜」という訊の初文。訊鞫のことをいう。士と嗌とはその職事近く、みな治士あるいは軍法のことに與かる。訊を動詞によむ説もあるが、牧𣪕にみえる「雩乃嗌庶右𥃩」の乃は領格に用いる語であるから、嗌・庶右・𥃩はそれぞれ官名とみるべきであろう。

小大又は小大の右。小大は金文において小大邦中甗・小大猷毛公鼎・小大楚賦同上のように、下に名詞をとる。周禮司士に朝儀の位を述べていう。

正朝儀之位、辨其貴賤之等、王南鄉、三公北面東上、孤東面北上、卿大夫西面北上、王族故士、虎士在路門之右、南面東上、大僕大右、大僕從者在路門之左、南面西上注・大右司右也、大僕從者、小臣祭僕御僕隸僕

大僕に從者があるように大右にも從者があるべく、それが小右であろう。周禮司右に「掌群右之政令、凡軍旅會同、合其車之卒伍、屬其右、凡國之勇力之士、能用五兵者屬焉、掌其政令」とみえ、司右の下には群右がある。周禮にはまた戎右・齊右・道右の諸職もみえる。韡華に又隣を「右陝」とよみ、陝右の義にして、「蓋周召分陝而治、此文亦分陝舊説之一證矣」と論じているのは文義に適せず、傅會の説である。隣は牧殷にみえる𤔲であろう。周禮にはその職がみえない。説文に「五家爲隣」、また「古者八家爲隣」禮記雜記正義引書大傳、あるいは周禮注遂大夫・遂人に隣遂・隣里の名があり、その卒伍を治めるものをも隣と稱したのであろう。

以上の諸職は、冢司馬がその嫡官としてこれを管掌したのであるが、それは冢司馬の本務としてではなく、ここでは兼職の形で命ぜられている。ゆえに次に職務俸を規定しているのである。

「取遺五寽」を愙齋に「取賦五鍰」とし、大系には「取遺若干寽之語、彝銘習見、……大抵即貨貝字、苦不能得其讀」と述べ、遺字の聲義を未詳としている。賦は毛公鼎に別にその字があり、遺とは異字。遺はおそらく徵の初文で、周禮司市に「以量度成賈而徵價」とある徵價の徵であろう。

「取遺若干妥」と稱するものは、この器などが最も早い例であるが、それは一種の職務俸的な給與であるらしい。揚殷では、本官以外に訊訟のことを命じて「取遺五寽」を與えられ、毛公鼎・番生殷でも兼職に對する報償として、遺廿寽あるいは卅寽を賜うている。寽は鍰の初文。禽殷等にみえる。その寽數について大系にいう。

寽數、以毛公鼎之卅寽爲最多、其次則番生殷之廿寽、又其次則均是五寽、而五・廿・卅、均爲五之倍數、此中恐亦有若何之關係、又曶鼎、用償徃賣玆五夫、用百寽、則一夫之價當償二十寽、知償值亦不甚昂、取遺若干寽、蓋言月取若干、以爲薪俸也

いま冢司馬の薪俸を月五寽とすれば、一夫二十寽は決して「亦不甚昂」とはいえないが、これは兼務俸とみるべきである。考工記冶氏によると三鋝は二十兩、一鋝は六兩大半である。尤もその量・價は時期と地域により異なるところが多く、取遺五寽がどれほどの收入に相當するのかは知られない。

易女赤市幽亢䜌旂、用事

册命に當っての賜與をいう。これらの禮服などを賜與するものとしては、時期の早いものである。市は韍の初文。字はまた芾に作り、詩候人「三百赤芾」の釋文に「祭服謂之芾」とみえる。詩の斯干・采芑に「朱芾斯皇」、車攻に「赤市金舃」、また采菽に「赤芾在股」というように、祭服の蔽膝である。説文七下に「市韠也、上古衣蔽前而已、市以象之、天子朱市、諸侯赤市、大夫葱衡、从巾、象連帶之形」とあるが、詩の例でいうと、貴族の間では朱・赤を用いるのが常であった。市・芾・紱・韍・黻・韠など、みな通用の字である。

幽亢は珩玉。何殷にも赤市・朱亢・䜌旂を賜うことがみえている。大系にいう。

卜辭有此字殷契佚存四三片及九五四片、唐蘭釋爲亢、以本銘證之、其説至確、蓋此與它器言赤市幽黃者同例、亢乃黃之假字、古音同在陽部也、何殷之赤市朱亢、亦然、黃本佩玉之象形文、假爲黃色字、而失其本義、説詳釋黃金文叢攷三及釋亢黃銘刻彙攷續篇、又所謂黃圖錄未附

市を用いるときには珩を佩びる例であったらしく、賜與のときには兩者を併せ賜う例が多い。

䜌旂は、趞曹鼎・望殷では單に䜌という。字はまた𦆽、通じて鑾に作り、鑾鈴・鑾和ともいう。衡にあるを鑾、軾にあるを和、鑣にあるを鈴などと區別されてもいるが、詩の載見「和鈴央央」の傳に「鈴在旂上」とあり、左傳桓二年「錫鑾和鈴」の注に「鈴在旂」とあり、旗につけて鑾旂という。毛公鼎に「朱旂二鈴」の語があり、やはり旂に鈴をつけたようである。䜌と旂とを區別するよりも、本器の賜與には車を含んでいないのであるから、鑾鈴をつけた旂とみる方が穩當である。

「用事」の事はもと祭事をいう。「事蒸上帝」大豐殷・「隮事于皇宗」令殷・「衣事」庚嬴鼎の事はみな祭事の義である。從って用事の初義は廟事につかえる意味であった。師虎殷「苟夙夕、勿灋朕令、易女赤舄、用事」の上二句は政事、下二句は祭事をいう。

趞拜頴首、對羪王休、用乍季姜隮彝、其子〻孫〻、邁年寶用

季姜は趞の母であろう。文母文姑のために彝器を作ることは、麥・庚嬴の器などにみえる。邁は萬の繁文。寶用を命ずるのは、上文の「用事」に對する語である。

訓　讀

これ三月、王、宗周に在り、戊寅、王、大廟に格る。密叔、趞を右けて位に卽く。內史、卽きて命ず。王、かくのごとく曰く、趞よ。女に命じて𢻱𠂤の冢司馬と作らしむ。僕射士𤔲小大又隣に嫡官となれ。徵五寽を取らしむ。女に赤市・幽珩・䜌旂を賜ふ。用て事へよ、と。趞、拜して稽首し、王の休に對揚して、用て季姜の隮彝を作る。それ子〻孫〻、萬年まで寶用せよ。

参　考

字は筆意暢達、也殷に似てやや疎緩の風があり、庚嬴・靜器の整齊謹飭とは同じでないが、穆期の緊湊の小字體、彔刻諸器の曼衍に比すれば、なお饒かな古色を存している。昭王期前後の一書風と考えてよいものであろう。

八四、靜　殷

器　名　靜彝貞松

時　代　康王斷代　穆王大系・通考・積微居・唐蘭　厲王厤朔　宣王窓齋

收　藏　「李山農藏器」窓齋

著　錄

器影　西清・二七・一四　貞松・上・三三　通考・二七一　大系・六三　河出・二〇六　二玄・二四三

銘文　古文審・七・五　周存・三・二六　窓齋・一一・五　大系・二七　小校・八・六九　三代・六・五五・二　河出・二〇五　二玄・二四二

考　釋　全上古・一三　窓齋賸稿・二六　大系・五五　文錄・三・六　文選・上・三　厤朔・四・二三　積微居・一八九・二二四

器　制　通考にいう。「高四寸六分、腹飾鳳紋、口飾夔紋一道、兩耳作獸首形、有珥」。前垂ある大顧鳳文を以て器腹を飾る。文様は太い凹字狀の肉づけをしており、稍しく流動を失なつて便化の傾向をみせている。項下の帶文も長身の顧鳳で、大きな前垂がある。この器の文様に近いものには、「作寶隣彝」・「作旅彝」のように末文數字を銘し、作器者の名をもたぬ器がある。九七・九八頁、又通考・二七〇・二七二等既製品として製作されたものとすれば、彝器文化の一つの方向を示すものとして注意すべきことである。



靜　殷

銘　文　八行九〇字

隹六月初吉、王才𦿦京

𦿦京を西清に旁京、窓齋賸稿には豐京と釋して「疑卽謂鎬也」という。斷代は𦿦京を鎬京とする說であるが、その論は窓齋から出ている。𦿦京儀禮は臣辰卣をはじめとして靜・遹の諸器に及び、すなわち周初より昭穆期にわたつて行なわれたが、その後は殆んど彝銘にみえることがない。文獻にみえている鎬京辟雍は、おそらく𦿦京辟雍廢絕の後、鎬京に辟雍が遷されたものであろう。從つて鎬京辟雍を歌う詩篇の成立は、共懿以後のことであろうと考えられる。

丁卯、王令靜、嗣射學宮

下文に「八月初吉庚寅」とあり、丁卯より初吉庚寅まで二十四日であるから、丁卯は七月に入るべきである。しかし上文の六月初吉をこの丁卯につづけるとすれば、六・八月の間に一閏月をおかなくては干支が合わない。當時、年中置閏法が行なわれたか否かを考えるべき貴重な資料であるが、丁卯を七月に入れる考え方もありうるので、なお他證を待つべきである。「六月初吉」と「丁卯」



との間に「王在𦿦京」が挿入されている形式については、班殷の條三六頁參照。なお厤朔に本器と小臣靜彝とを厲王廿年に屬し、靜彝に「隹十又三月」とあるのでこの年閏月のある確證であると論じているが、靜器を厲王に屬するのは彝器の時代觀と合わず、またすでに六月置閏という以上、十三月という年末置閏はありえない。

靜については宣王說・齊の胡公說がある。窓齋賸稿にいう。

竹書紀年、周宣王名靖、亦作靜、此敦疑卽周宣王爲太子時所作器、故稱文母、不稱文考也

厤朔に厲王期說をとるのもこの說に本づくのであるが、小臣靜彝では靜は小臣と稱し、父某の器を作つている。太子たるものの作器とはしがたい。胡公說は西清に「靜齊胡公名、是知爲東遷以前器也」という。太公より六代の後で、やはり時期が合わず、凡そ諸侯王の作器に、尊號をつけずして自ら名いう例はない。小臣はもと東方系の貴遊の身分稱號であり、𦿦京辟雍の儀禮には多く殷の餘裔がこれに奉仕した。靜彝によると、靜は父丁の器を作つており、東方系出自の氏族であると思われる。

嗣は司。辟雍儀禮の一として卿射が行なわれたが、嗣射とはその射儀を掌ることをいう。儀禮の郷射禮は、その古儀の一面を傳えるものである。學宮は周禮春官大司樂「凡有道者有德者、使敎焉、死則以爲樂祖、祭于瞽宗」の司農注に「明堂位曰、瞽宗殷學也、泮宮周學也」とあり、また禮記王制に「天子曰辟雍、諸侯曰頖宮」とみえ、學宮は辟雍施設の一である。積微居に「王命靜嗣射」を以て句とし、學宮を次の小子につづけて學宮小子とよみ、師望鼎の大師小子、毛公鼎の參有嗣小子

と同種の呼稱とするが、學宮という官名はないようである。

小子眔服眔小臣眔夷僕、學射

大系に、小子以下を周禮隷僕の屬であるという。

小子・服・小臣・尸僕、均官職名、服卽尙書酒誥、惟亞惟服之服、尸僕夷僕、亦見害段、彼云、官嗣尸僕小射底漁、殆周禮隷僕之類

小子を周禮の官制を以て解するものであるが、小子・小臣はもと王子・王孫に當る身分呼稱であり、卜辭にも「多方小子小臣」の語がある。夷僕は夷人出身のものであろうが、害段に「尸僕小射」とつづけており、工と並ぶ聖職の一である。服は酒誥に「惟亞惟服宗工、越百姓里君」とみえ、亞や宗射に關係ある職であろう。何れも東方系の氏族出自である點が共通している。そして靜は、その射儀の最高の指導者であり、靜卣では王より弓を賜うている。

雩八月初吉庚寅、王以吳𠦪・呂犅、卿豳蒞𠂤邦周、射于大池

雩は兩盂鼎や小臣謎段にみえる。八月庚寅は、六月丁卯より數えて八十四日目に當つている。何れも初吉であるから、六月丁卯は初吉の末日、八月庚寅はおそらくその初日であろう。

吳は吳伯班段・作册吳吳彝・內史吳師虎段・吳大夫同段・吳師大段・吳大師酉段など、また呂は呂伯班段・呂行呂行壺・呂呂方鼎など金文に多くみえるが、班段の吳伯・呂伯は時期も近く、本器の吳・呂とも關係がありそうである。積微居に吳・呂を上文の學宮小子に當るものとしていう。

吳𠦪・呂犅、皆本銘所謂學宮小子、卽周禮之國子與貴游子弟也、知者、毛班見穆天子傳、乃穆王

卷二　一二七～一二八

時人、毛班段銘記、王命吳白呂白、左右毛父、呂白卽書呂刑之呂侯、與吳白皆穆王之重臣也、……吳𠦪・呂犅、蓋吳白呂白之子弟、乃以國子與貴游子弟之身分、入大學者也

班段にみえる吳・呂二伯は、何れも「以乃𠂤左比毛父」・「以乃𠂤右比毛父」と命ぜられており、それぞれ自己の部隊をもつ師長であるが、莽京辟雍における卿射儀禮に奉仕するため、特に射儀を教えられていたのであろう。呂刑にみえる呂侯はまた甫ともよばれる姜姓四國の一で、本器や班段の呂とは別である。

卿は會。匽侯鼎にも「駿方卿王射」とみえる。窓齋賸稿に「會豳、同學射之意、蒞當卽糾字之繁文、𠂤當卽師字之省文、糾師邦周、有大閱之意」と大閱の禮をいうものとするが、文は大池における卿射をいう。文選に

豳或謂卽豳字、趩鼎、令女作豳師、是豳師官名、豳蒞師、當亦官名、言王與吳𠦪・呂犅、會同豳蒞師及邦周、射于大沱也

と論じて豳蒞師を官名とするが、趩鼎の文は「令女作豳𠂤冢嗣馬」とあつて、冢嗣馬が官名である。卿射は吳𠦪・呂犅の所屬と、豳蒞の師・邦周の部隊との間で行なわれたとみてよい。辟雍の大池は遹段にもみえ、また麥尊では射禽のことが行なわれている。卿射は祓禳・盟誓などの意味をもつ儀禮で、令鼎では藉田の禮において、有嗣と師氏小子とが卿射しているが、小子など異族出自のものが參加する卿射には、盟誓的意義があるものと考えられる。

積微居に器を穆王に屬し、穆天子傳の說話にみえる西北の遊を「動之大者」、本器にいう大池の射を「動之小者」であり、「要之、皆王性行之表現也」と論じているが、莽京大池における射漁は、辟雍儀禮の一として歷代行なわれていることであり、穆王の一代に限るものではない。

靜學無斁、王易靜鞞剢

學は敎。古くは動詞は能動にも被動にも用い、いわゆる施受不分であつた。積微居には禮記學記「學學半」の例をあげて、學を敎・學の二義に用いる證としている。古くはおそらくアクセントで區別していたのであろう。

無斁を窓齋等に無斁と釋し、大系にも

無斁卽無斁、又通作無射、毛公鼎及師訇段作亡斁、無斁猶無厭也

という。一般にその解がとられているが、積微居には無斁と釋する說を出している。

無斁、吳・郭・于皆以無厭釋之、余疑斁當讀爲斁、說文云、斁敗也、無斁猶他器言亡尤也、蓋王于六月令靜嗣射事、歷月餘、至八月、會射于大池、會射者、所以考驗靜嗣射之效能也、及旣射、而王知靜敎射有功、故以鞞剢錫之、靜敎無斁、承上文之會射而言其果、起下文之錫物而言其因、云無厭、則於義不剴切也

郭氏の引く毛公鼎・師訇段は、何れも「皇天亡斁」・「皇帝亡斁」のように皇天・皇帝という主語があり、本銘と文例が異なる。主語が人の場合には、たとえば麥尊「侯見朽宗周、亡述」・遹段「遹御亡遣」など、亡尤・亡遣の語を用いる。字はおそらく班段の「三年靜東或、亡不咸斁天畏、否斁屯陟」の斁と同じく、斁の義を以て解するのがよい。

卷二　一二九～一三〇

鞞剢は、西淸にけだし刀劍の屬であろうとし、古文審には「說文、鞞刀室也、……古籀補、遂射韝也、以朱韋爲之、著左臂、所以遂弦也」、すなわち刀室と射韝の二物であるという。なお剢を遂とよんで、禮記內則の「左佩金燧、右佩木燧」の燧とする說、また佩璲と解する說をあげ、みな通ずるとしている。番生段には鞞剢を悤黃・玉環などの中に列しており、玉器の類であるらしい。大系にいう。

余釋爲鞞璏、劍鞘上端之玉飾、以貫綫者、古亦稱劍鼻、又謂之刀衣鼻、其器之存世者頗多、今俗謂之昭文帶、而莫明其用、說詳余釋鞞𩋡

その文は金文叢攷三、金文餘釋の釋鞞𩋡にみえる。鞞は詩の小雅瞻彼洛矣「鞞琫有珌」の傳に、「鞞容刀鞞也、琫上飾、珌下飾」、大雅公劉「鞞琫容刀」の傳に「下曰鞞、上曰琫」とみえ、また𩋡は劍鼻玉で、鞞剢とは佩劍のため劍鞘に裝着したいわゆる昭文帶がそれであるとする。昭文帶について郭氏はいう。

所謂昭文帶者、在劍身上端四分之一處、縱軸與劍平行、方孔所偏在之端居上、蓋飾劍鞘之物、方孔者所以備貫繫、而繫於鞘者也、……昭文帶之方孔頗大、除貫繫之外、尙恢々乎其有餘地、蓋所以貫劍綫者也、古之佩劍、必有綫、佩時以掛於劍帶之下鉤、解佩時可供提挈璏爲劍鼻、古無異辭、然則所謂劍鼻者、卽此飾於劍鞘之昭文帶也、劍鼻當是俗名、蓋以璏着於鞘、有類於鼻、孔復貫綫、亦似穿牛鼻然、故謂之鼻也

その裝着の狀態は、樂浪古墓出土の遺品等によつてこれを檢することができる。積微居には剢を窓

齋によつて逘と釋し、射韝とする説をとつて、「猶靜卣之錫以弓、射韝與弓、皆射事之用具也」としているが、本器と卣銘とを必らず一事に解する要はない。

靜敢拜韻首、對親天子不顯休、用乍文母外姞䵼𣪘、子〻孫〻、其萬年用

文母は詩の周頌雝に、「旣右烈考、亦右文母」とみえる。積微居に師隹鼎の例をあげ、「彝銘中稀見之例也」としているが、師趛鼎三代・四・一〇・叔皮父𣪘同・八・三〇などにもみえ、皇母という例も多い。外姞は姞姓の女、靜の母である。

訓讀

これ六月初吉、王、葊京に在り、丁卯、王、靜に命じて射を學宮に嗣らしむ。小子と服と小臣と夷僕と、射を學ぶ。

ここに八月初吉庚寅、王、吳𠦪・呂𠛱を以いて、𤔲𦍎の師・邦周と大池に射せしむ。靜、をしへて斁ることなし。王、靜に鞞剢を賜ふ。

靜、敢て拜して稽首し、天子の丕顯なる休に對揚して、用て文母外姞の䵼𣪘を作る。子〻孫〻、それ萬年まで用ひよ。

參考

靜の器にはなお靜卣・小臣靜彝がある。靜卣には「隹四月初吉丙寅、王在葊京、王易靜弓」とあり、

その日辰は靜𣪘の丁卯を六月初吉に屬するときは同年の曆譜と合う。六月の學射に先立つて弓を賜うたものとすれば、靜卣の方が𣪘より早い製作となる。また小臣靜彝には日辰を加えていないが、小臣の稱を附しており、三器中最も早いものと思われるが、器影を傳えず、銘も摹本を存するのみである。いま最も長文の銘をもつ靜𣪘を靜の代表器として錄し、靜卣・小臣靜彝を附載しておく。

*靜卣

器名　靜彝一全上古

時代　康王斷代　穆王大系・通考・唐蘭　厲王麻朔　宣王窓齋

收藏　一、「善齋彝器圖錄著錄、中央博物院藏器」故宮　二、「內府藏」西清

著錄

器影　一、善齋・禮三・三五　大系・一七〇　善齋・一一六　故宮・下・二七　二玄・二五五

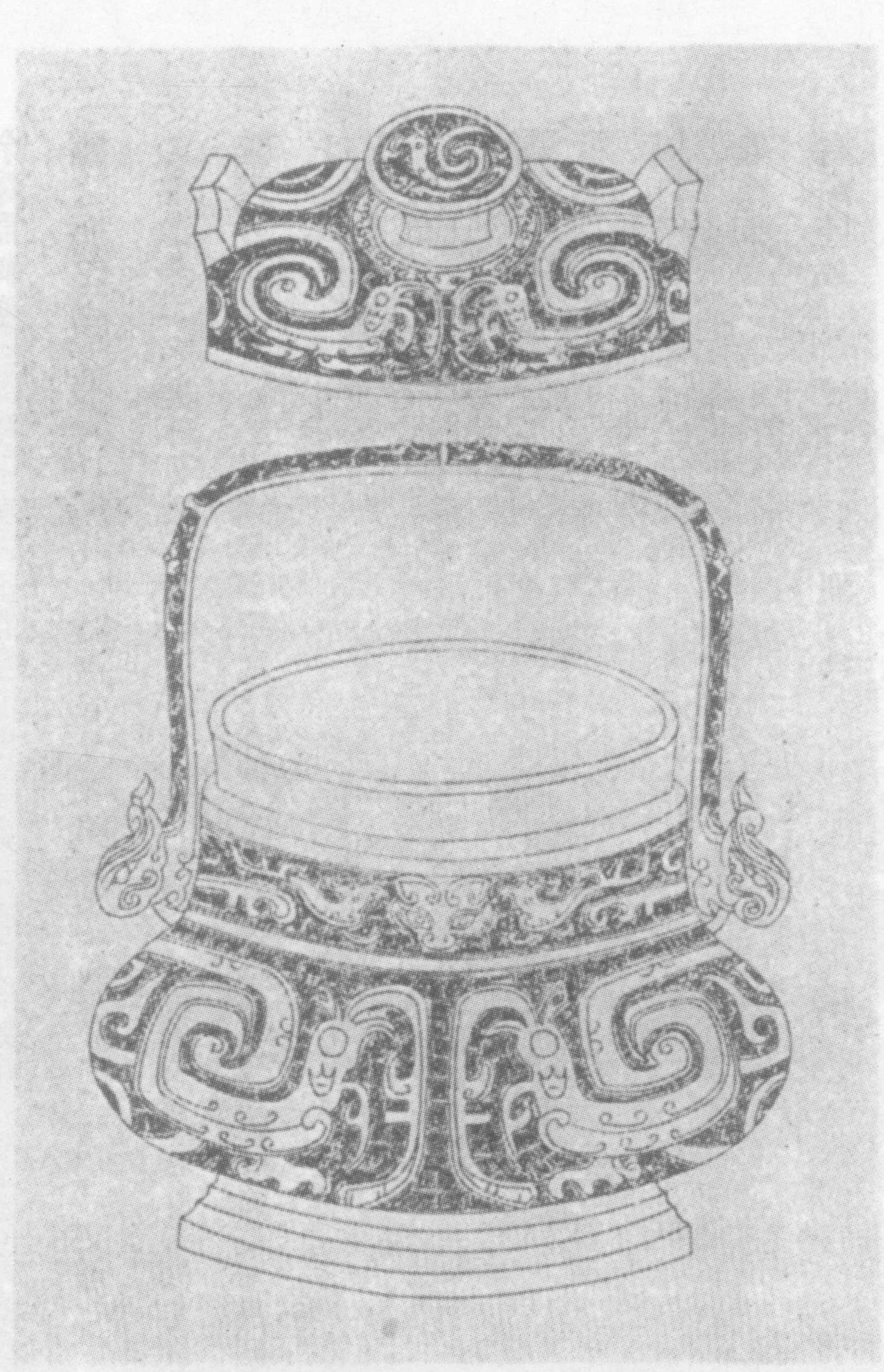
二、西清・一五・二〇　大系・一六九

銘文　一、積古・五・三一　攈古・三之一・四　奇觚・一七・一六　貞松・八・三〇　周存・五・八八　大系・二八　小校・四・六二　三代・一三・四一　二玄・二五四

二、貞松・八・三〇　三代・一三・四一

大系にいう。「此當是西清古鑑所錄一器、與前器異、器殘、僅存此銘」。善齋に第一器を僞器、その器銘は原器の殘片を揜入したものという。一・二の器銘は同刻のものとみられる。

考釋　全上古・三　大系・五六　文錄・四・一四　文選・下三・二　麻朔・四・三二



靜卣

器制　一、故宮にいう。「通梁高二二・七糎、深一二・八糎、口徑縦一〇糎、横一二・三糎、底徑縦一二・八糎、横一五・五糎、腹圍五八・一糎、寬二〇・二糎、重三・〇三粁」。器蓋に各〻夔文を付し、蓋の肩が高く張つて全體として角張つた器形である。兩耳は環、提梁は繩型、蓋鈕平底にして兩角をもたぬことなど、この期のものとしては不審の點が多い。二、西清にいう。「通蓋高六寸七分、深四寸五分、口縱三寸三分、横四寸四分、腹圍一尺八寸四分、重一百七十兩、

兩耳、有提梁」。提梁が大きく、器の下腹が強く張り出していて、全體の器形は泉屋彝器・六〇の卣に近い。文様は器蓋ともに華麗な大夔鳳文を主とし、鳳の頸部に白字形の文がある。效卣・庚贏卣と同系の文様である。

銘文　一、器四行三六字　蓋七行三六字　二、器蓋各〻四行三六字

隹四月初吉丙寅、王才葊京、王易靜弓

靜𣪘に「隹六月初吉、……丁卯」とあり、その丁卯を六月初吉とすれば本器の干支と相接することになるが、それには六・七月の間に置閏を前提しなければならない。文錄に、靜𣪘にいう學射のために、先立つて弓を賜うたとしているが、もし靜𣪘の丁卯を七月として閏を加えなければ、本器の麻朔は𣪘の前年、もしくは六年前でなければ干支が合わない。𣪘銘とは一應切りはなして、靜の職事に關する賜與とみてよいようである。



葊京を西清に旁京と釋して陪京の意とし、洛邑であるという。積古には邦京にして靜𣪘の邦周と同じとする。王が葊京に臨

んでいるのは辟雍儀禮のためであり、靜は射儀の奉仕者として弓を賜うている。弓字は弓身の象である。

靜拜頴首、敢對覒王休、用乍宗彝、其子子孫孫、永寶用

宗彝は宗室の彝器。𨸏伯殷「用乍宗室隮彝」・善鼎「用乍宗室寶隮」というに同じ。陳氏は宗彝を盛酒の器とする說である第五七器參照が、鼎文に宗彝と銘する例などもあつて、嚴密な區別があるわけではない。

訓　讀

これ四月初吉丙寅、王、葊京に在り。王、靜に弓を賜ふ。靜、拜して稽首し、敢て王の休に對揚して、用て宗彝を作る。それ子子孫孫、永く寶用せよ。

參　考

奇觚の靜彝一の條に四行卅六字の銘を出し、「積古五攈古三之二、均異笵」というも、殆んど同じ銘である。西淸は器蓋とも四行三六字、その一銘が第一器に竄入されて、卣に二器ありと傳えられたものかも知れない。七行銘は僞刻とみられる。

＊小臣靜彝

器　名　小臣繼彝 積古　靜彝 全上古　小臣靜卣 綴遺　綴遺にいう。「吳玉搢金石存已著錄、以

卷二　一三五～一三六

第三行即字爲敦、積古齋款識、名爲小臣繼彝」。綴遺も龔孝拱郎中の輯拓によって摹入したものであるから、器を實見していないらしく、卣とも定めがたい。いま諸書のいうところに從がつて彝としておく。

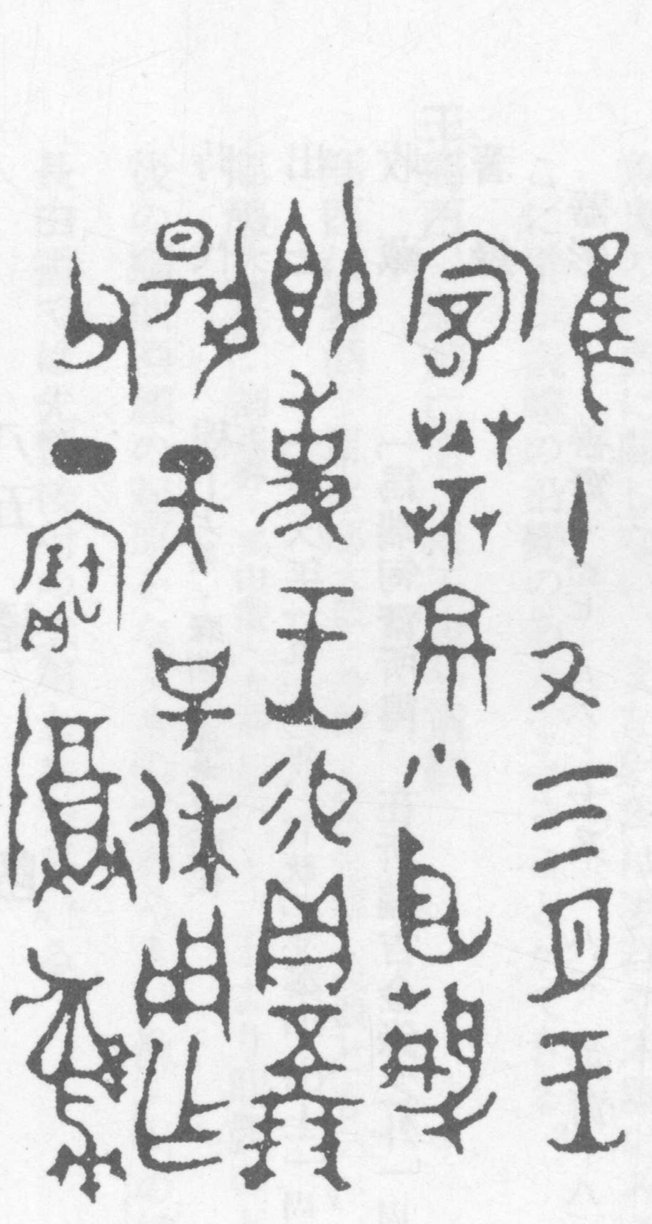
時　代　成康期 斷代　他は靜殷・靜卣と同じ。

收　藏　「此器向不審誰氏所藏」綴遺

著　錄

銘文　積古・五・三一　攈古・二之三・五八　奇觚・一七・一七　綴遺・一二・一　大系・二九

考釋　全上古・一三　韡華・己・九　大系・五六　文錄・三・一八　文選・下二・九　斷代・三・八三



銘　文

五行三一字。全上古に拓本に據るというも、著錄類はみな摹本である。大系にいう。「此器未見拓墨、字有損壞處、余初疑爲僞、今按非是」。積古は趙謙士の摹本、綴遺は龔孝拱の輯拓による。諸本は父下の丁字を脱するが綴遺にはあり、

字迹もほぼ眞に近い。

佳十又三月、王客葊京

厤朔に靜殷と同年の器とし、靜殷の日辰は閏月を含み、本器に十三月とあるのはその證であるとするが、年中置閏ならば十三月はありえない。初期の注家は十三月の解に苦しんで種々の考說を試みている。綴遺にいう。

十又三月、與趞尊文同、嘗疑爲正月之異文、今按、薛書公緘鼎十有四月、薛氏以爲、嗣王居喪、雖踰年未改元、故以月數也、說與黄廣川同、劉幼丹太守曰、攷井侯彝云十八月、管子輕重戊篇云十三月、管子令人之魯梁、二十四月、魯梁之民、歸齊者十分之六、二十八月、萊莒之君請服、古人記月、誠有不可解者、按此言深得闕疑之義

十三月は趞卣・中方鼎・𤔲圓器・𣪕觶・縣改殷・牧殷などにみえ、初期の器に多く、後期には殆んどみえない。しかし春秋初期にはまた年末置閏が多く行なわれている。置閏の法も時期によって變動があつたものと思われる。

客は格。麥尊に「迨王客葊京酌祀」とあり、客の字形は本器の字と近い。

小臣靜即事、王易貝五十朋

大系に「此小臣靜、與上靜卣・靜殷之靜、當係一人、特作器有先後、因而靜之職官、亦當有大小耳」という。小臣を周禮にみえる小臣と考え、これを卑官としたものであるが、金文にみえる小臣の器は優品が多く、周禮にいうような隷僕の類ではない。

卷二　一三七～一三八

即事の事は祭祀。小臣遨鼎第五五器にも「小臣遨即事于西」の文がある。即は即立・即命・即東命など、ことに臨み實踐に即くをいう。ここでは葊京の辟雍儀禮に與かることであろうが、貝五十朋は重賜で、このときの儀禮の重要さを示している。貝を賜う例は東方系の族に多い。

揚天子休、用乍父丁寶隮彝

丁は綴遺によって補う。西周中期以前の器にして天子と稱しているものは、東方系の作器に多く、周人は概ね王と稱する。後期になると天子が通稱とされている。本銘のように文中に王と天子の兩見するものに、獻殷・𤼈殷・彔伯𢦚殷・靜殷等がある。天子の語義については、獻殷第四九器の條參照。

訓　讀

これ十又三月、王、葊京に客る。小臣靜、事に即く。王、貝五十朋を賜ふ。天子の休に揚へて、用て父丁の寶隮彝を作る。

參　考

斷代に十三月・即事・王と天子・五十朋の賜與などをあげて

以上皆西周初期、故此器小臣靜亦當在成康時、與靜卣靜殷之靜、可能是一人、靜器當在康王時

と論ずるが、陳氏の指摘する四項の事實は昭穆期ごろまで認められることであり、特に靜の殷・卣に見える鳳文や字迹は、昭穆期通行のものである。

靜叔殷貞松・三・四　三代・三・三二は字迹下り、靜氏の器であるか否かを知りがたい。

八五、遹　毁

時代　穆王大系・厤朔・通考・斷代

出土　「庚戌年一九一〇年、宣統二年秦中出土」周存　「近年出土」貞松

收藏　「爲端匋齋所得、在所編吉金錄之外」周存　「歸廬江劉氏善齋」貞松

著錄

器影　善齋・禮七・八六　大系・八三　善齋・八三　通考・三〇七　河出・二二三　二玄・二五七

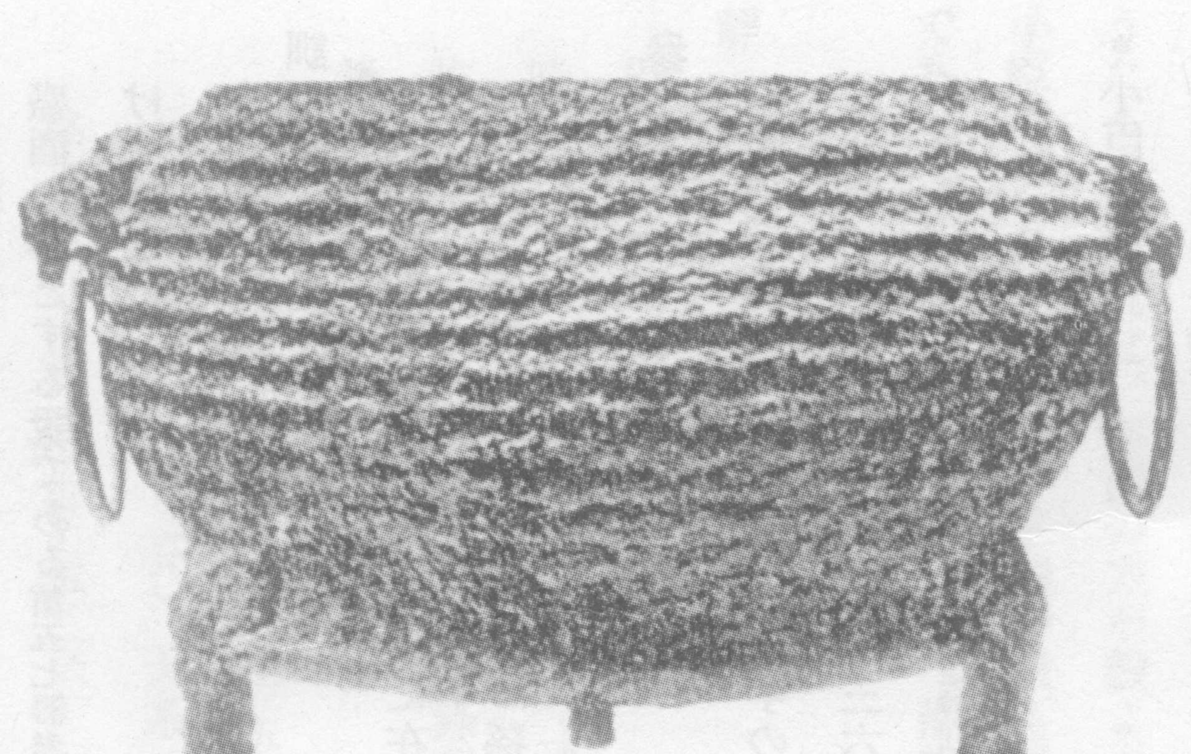
銘文　周存・三・四二(葢)　貞松・六・三　大系・二七　小校・八・五一　三代・八・五二・二

書道・五九　河出・二二一　二玄・二五六

考釋　大系・五五　文錄・三・六　文選・上三・九　通考・三四六　斷代・六・八五

王國維　遹毁跋觀堂集林・一八

器制　善齋にいう。「身高七寸八分、口徑八寸八分、底徑九寸半」。兩耳犧首銜鐶、三足、失葢の毁で、器腹に瓦文を飾る。瓦文は共懿期以後の波狀をなす凹凸文ではなく、古い直文にみられる繩文狀のもので、甚だ雅致に富む。圈足下の小三足も、後期の三足毁と異なり、稍長く、足端の屈折もなく、安定した感じを與える。銜環・三足の毁としては時期の早いものである。失葢の毁であるから、周存に銘を葢銘とするは誤であろう。



遹　毁

銘文　六行五五字

隹六月既生霸、穆王才蒡京、乎漁于大池

穆王の名はまた長由盉にもみえ、この器とともに穆王期の標準器となすべきものである。

穆王は生稱。王跋にいう。

此敦稱穆〻王者三、余謂卽周昭王之子穆王滿也、何以生稱穆王、曰、周初諸王、若文武成康昭穆、皆號而非謚也、殷人卜辭中、有文祖丁卽文丁武祖乙卽武乙康祖丁卽康丁、周書亦稱天乙爲武湯、則文武成康之爲美名、古矣、詩稱、率見昭考、率時昭考、書稱、乃穆考文王、彝器有周康邵宮・周康穆宮、則昭穆之爲美名、亦古矣

此美名者、死稱之、生亦稱之、書酒誥首、王若曰、釋文云、馬本作成王若曰、注云、言成王者未聞也、俗儒以爲、成王骨節始成、故曰成王、或曰、以成王爲少成二聖之功、生號曰成王、沒因爲謚、衞賈以爲、戒康叔以愼酒、成就人之道也、故曰成、此三者、吾無取焉、吾以爲、後錄書者加



之、未敢專從、故曰未聞也、按馬所云俗儒、謂今文歐陽大小夏侯三家、是酒誥首句、三家今文並衞賈馬古文、皆作成王若曰、又顧命、越翌日乙丑、王崩、釋文云、馬本作成王崩、漢書律厤志・白虎通崩薨篇引顧命皆同、史記魯世家、周公曰、吾成王之叔父、又曰、必葬我成周、以明吾不敢離成王、是成王乃生時之稱、此敦生稱穆〻王、卽其比矣

內府藏獻侯鼎、其銘曰、惟成王大□在宗周、王賞獻侯鼎貝、用作丁侯寶隮彝、是爲生稱成王之

證矣、考古圖所錄䣄敦曰、穆公入右䣄、博古圖所載敔敦曰、武公入右敔、此皆生而稱穆公武公、是周初天子諸侯、爵上或冠以美名、如唐宋諸帝之有尊號矣、然則謚法之作、其在宗周共懿諸王以後乎

王氏は謚號を共懿以後の作であろうとするが、共懿の二王もなお金文に生號の例がある。郭氏の周に謚號なしとする論は、すでに王氏がこれを闢いているのである。

王氏は本器の穆王を隷釋に「穆〻王」と表記し、穆〻が疊語であるのか否かを說いていない。王號としては「穆〻王」という名號は適當としがたい。通考にはそのまま王號としているが、郭・陳二氏はこれを穆王と改めている。陳氏は、金文においては特殊な文字に重點を付する慣例をもつものがあり、そのことは別に「中國文字學」に詳論してあるというが、未刊の書でその詳細を知りえない。

穆を疊語に用いたものには

師望鼎　穆〻克明厥心

大克鼎　穆〻朕文且師華父

虢叔旅鐘　不顯皇考惠叔、穆〻秉元明德

の例があり、何れも重點を付している。穆王の名は近出の長由盉に三見するが、何れも重點の有無を確かめがたい。文中の井白に加えている重點が明瞭に看取しうることからいえば、穆には重點がないように思われる。前記の疊語例には明らかに二畫の並列點があり、他の重點の場合と同じ。本器では二畫は稍右下りに禾形の下部につけられていて、必ずしも重點でないようである。いま字を

釁語とみず、穆王と釋しておく。

葊京は葊京辟雍、大池は辟雍の大池である。麥尊・靜毁にみえる。魯の泮宮にも泮水をめぐらし、水草をとつて廟に供薦したことが歌われているが、金文では魚鳥を取つて供している。左傳隱五年にみえる矢魚も、漁を行なう地は異なるが、その古禮の名殘りであろう。のち大池の禮漸く廢し、詩にみえる鎬京辟雍では、魚鳥は聖地の景象を助けるものとされている。金文にみえる辟雍儀禮は昭穆期の器にまでみえているが、斷代にその儀禮を論じていう。

在鎬京大池、行饗射之禮、其事甚有關於古禮制、而祇見於西周初期和穆王時器

麥尊　……鎬京……才辟雍、王乘于舟爲大豐、王射大龏禽、……王以侯內于寢

靜毁　隹六月初吉、王才鎬京、……雩八月初吉庚寅、王以……射于大池

井鼎　隹七月、王才鎬京、辛卯、王漁于□池、乎井從魚、攸易魚

公姞齊鼎　隹十又二月既生霸、子中漁□池、吏易公姞魚三百

本器　隹六月既生霸、穆王才鎬京、乎漁于大池、……遹御……穆王親易鳧

由此可見周王漁於大池、卽漁於鎬京之辟雍、往〻乘舟而射、既射卽以所獲的魚禽、或納於寢廟、或賞賜於其從御之人、其時間則在六月・七月・八月、後世記載、有可參校者、錄之於下

魯語上　古者大寒降、土蟄發、水虞於是乎講罛罶、取名魚、登川禽、而嘗之寢廟、行諸國人

呂氏春秋季春紀　天子焉始乘舟、薦鮪於寢廟月令及淮南子時則同

卷二　一四三～一四四

呂氏春秋季冬紀　令漁師始漁、天子親往、乃嘗魚、先薦寢廟月令同

淮南子時則篇　季冬之月、令漁師始漁、天子親往射魚、先薦寢廟

凡此天子乘舟射魚、登川禽、薦之寢廟、皆與金文符合、但其時間在季春季冬、與金文之在夏季者不合、呂氏春秋所謂乘舟、卽乘舟於辟雍射魚、武王銅器天亡毁、王又大豐、王凡三方、卽王汎舟於辟雍之三方、與麥尊相校可知、淮南子所謂射魚、猶春秋隱五、公矢魚於棠之矢魚、禮射義曰、天子將祭、必先習射於澤

魚を寢廟に用いることは、陳氏のあげるこれらの文獻のほか、詩の雅頌に多くみえており、それらは西周後期に實際に行なわれていた儀禮である。またその季節は必らずしも夏季に限らず、公姞鼎においては冬に行なわれており、魯語・時則訓とも合う。上掲の金文例中、靜毁は卿射のことで、魚鳥の供薦に關しない。また射禽は麥器や本器にみえるが、文獻例では射禽に及ぶものがなく、そこに辟雍儀禮の沿變のあとをみることができる。

王鄕酉、遹御亡遣、穆王窺易遹鳱

鄕酉は饗酒。單に鄕大毁・令毁・小臣宅毁・也毁ともいい、卜文にもその例が多い。醴を用いるときには鄕醴大豐毁・師遽彝・長由盉・大鼎という。王より賜饗のときと、臣下より納饗效卣・噩侯鼎することもある。後の鄕飲酒禮の起原をなすものであろう。漁・射の禮には饗禮を伴うことが多く、本器は先漁後饗、長由盉では先饗後射の次第となつている。

遹は作器者。御はもと祭祀用語で、刺鼎にも「王禘、用牡于大室、禘邵王、刺御」の例があり、祭祀に奉仕する義であるが、後には虢叔旅鐘「御于天子」・「御于厥辟」のように臣事、その他「御賓客」・「御爾事」の意に用いる。文錄に、穆王周遊の傳說に傅會して「其爲御者、必非凡材矣」と駕御の意に解するのは、失當も甚だしい。郭氏は曲禮上「御食於君」の御にして、鄭注「勸侑曰御」の義とするが、饗醴に侍して斡旋するをいう。陳氏はこれを上文の漁に屬して、侍漁の義であると說いている。

此器的遹御、猶井鼎的井從魚、皆謂侍從周王往漁、亦卽王漁的侍從、月令注・鄭語注・廣雅釋言・呂氏春秋知士篇注、和戰國策齊策注並云、御侍也、大射儀注云、御猶侍也、宋世著錄的害毁嘯堂五六曰、官嗣夷僕小射底漁、此底漁之官、卽左傳襄廿五、申蒯侍漁者之侍魚參考古社刊四・釋底漁、杜預注云、侍漁監取魚之官、於古當爲從魚之官、其職與僕・射同列、葢既爲侍從、而又司射魚之事、但西周初、有侍漁之人、尚未有底漁之官

嘯堂の一器は害が夷僕小射底漁を官嗣することを命ぜられたことを記し、その職は靜毁「小子眔服眔小臣眔夷僕、學射」とあるのに似ている。趞鼎にも僕・射がみえ、何れも官嗣の對象としてあげられている。本器の御は「王鄕酉」の下にあり、上文の漁にかかる語法ではない。刺鼎において禘祀に御したように、本器では鄕酉の儀禮に御しているのである。

亡遣は亡譴。大保毁に「大保克敬、亡遣」とあるのと同じ語である。

窺は親。特に親賜というのは、その殊寵を記すのである。噩侯鼎に窺易、史懋壺・克鐘に親令の語

卷二　一四五～一四六

鳱は聲義未詳。郭氏は「字書無之、疑是雀之古字、用爲酒尊之爵」というも字形遠く、文義も的確でない。字は鳥に從い、射禽の際にえたところであろう。大池における牲禽であるから、水鳥であろうと思われ、斷代には鳧と釋している。

是王所錫之物、……其字應是鳧類之禽、或卽是鳧而加聲符音如米者、爾雅釋鳥、舍人及李巡注並云、鳧野鴨名、曲禮下正義引、爾雅釋鳥、鸍沈鳧、注云、似鴨而小、曲禮下正義及本草拾遺引尸子、並曰、野鴨爲鳧、家鴨爲鶩、詩鳧鷖傳、鳧水鳥也、詩女曰雞鳴、弋鳧與雁、箋云、言無事則往弋射鳧雁、以待賓客爲燕具、可知鳧是水上之鳥、是所謂野鴨、可以弋射而烹食者、鳧是禽之一、爾雅釋鳥曰、二足而羽、謂之禽

字は鳥形と米と干とに從う。その聲を以ていえば、鴻雁の雁に近いようである。詩の「雝雝鳴雁」を鹽鐵論結和篇に引いて「雍雍鳴鳱」に作る。集韻に「鳱、魚澗切、音贗」とみえ、禽經の張華注に「鳱音雁、鳱隨陽鳥也、冬適南方、集於江干、故字从干」という。およそ牲穀を薦めるときには相宜しきを選んで配することが行なわれ、禮記王制に「麥以魚、黍以豚、稻以雁」とみえ、また內則には「牛宜稌、羊宜黍、豕宜稷、犬宜粱、雁宜麥、魚宜苽」とあり、牲穀の和が定められている。いまこの字形に米形を加えているのは、あるいはその和するところの穀を示したものであろう。麥ならば、本器の六月の儀禮と時期も合するのである。

遹拜首䭫首、敢對覣穆王休、用乍文考父乙隮彝、其孫〻子〻、永寶

拜首䭫首は拜手稽首、首と手とは同音であつたとみえ、卯毁には「拜手䭫手」のような例もあり、

首・手を誤用している。父乙のように廟號に干名を用いるのは東方の俗である。孫〻子〻は普通ならば子〻孫〻という。孫〻子〻は麥器にみえる。麥・靜・遹の彝銘には、相通ずるところがある。

訓　讀

これ六月既生霸、穆王、莽京に在り。呼ばれて大池に漁す。王、饗酒す。遹、御して譴亡し。穆王、親しく遹に爵を賜ふ。遹、拜手稽首し、敢て穆王の休に對揚して、用て文考父乙の隮彝を作る。それ孫〻子〻、永く寶とせよ。

參　考

斷代に器制を論じていう。

此器文飾、是全部瓦文、環耳、圈足下有小足三、這種形制和文飾、到共王時期仍然流行

三足𣪘は大體昭穆期以後に至つて行なわれた。𣪘に足を付することは、早くは父乙臣辰𣪘のようにまず四足形のものが行なわれ、三足𣪘は小臣謎𣪘などが早い時期のものである。謎𣪘では圈足部が器底に附着し、三足があたかも鼎のように殆んど器腹に接しているが、後期の三小足𣪘は概ね圈足の脚臺のようにこれを承けるだけの用である。本器はその中間的な形のものといえよう。器の瓦文は共懿以後の滑澤な肌をもつ瓦文と異なり、殷器の直文系統のものである。文中に穆王の名があり、長由盉とともに穆期の標準器として、重要な資料的價値をもつている。

八六、井　鼎



時　代　昭王斷代

收　藏　「往歳見之都肆、不知歸何所」貞松

著　錄

銘文　貞松・三・二三　三代・四・一三・二　二玄・二五九

考　釋　韡華・乙中・四六　文錄・一・一五　文選・下一・一〇　斷代・五・一二〇

銘　文　六行三〇字

隹七月、王才莽京、辛卯、王漁于𦾔池

莽京大池における漁の儀禮を記しているが、本器には大池の名をあげている。字を每に従い安に従うとみて、文錄には安の異文とし、また韡華には安兆と二字に釋して地名とするが、字はむしろ每を構成要素としている。大池以外にも、漁を行なう池沼があつたのかも知れない。公姞方鼎にも、□池で漁することが記されている。

乎井從魚、攸易魚、對𩓨王休、用乍寶隮鼎

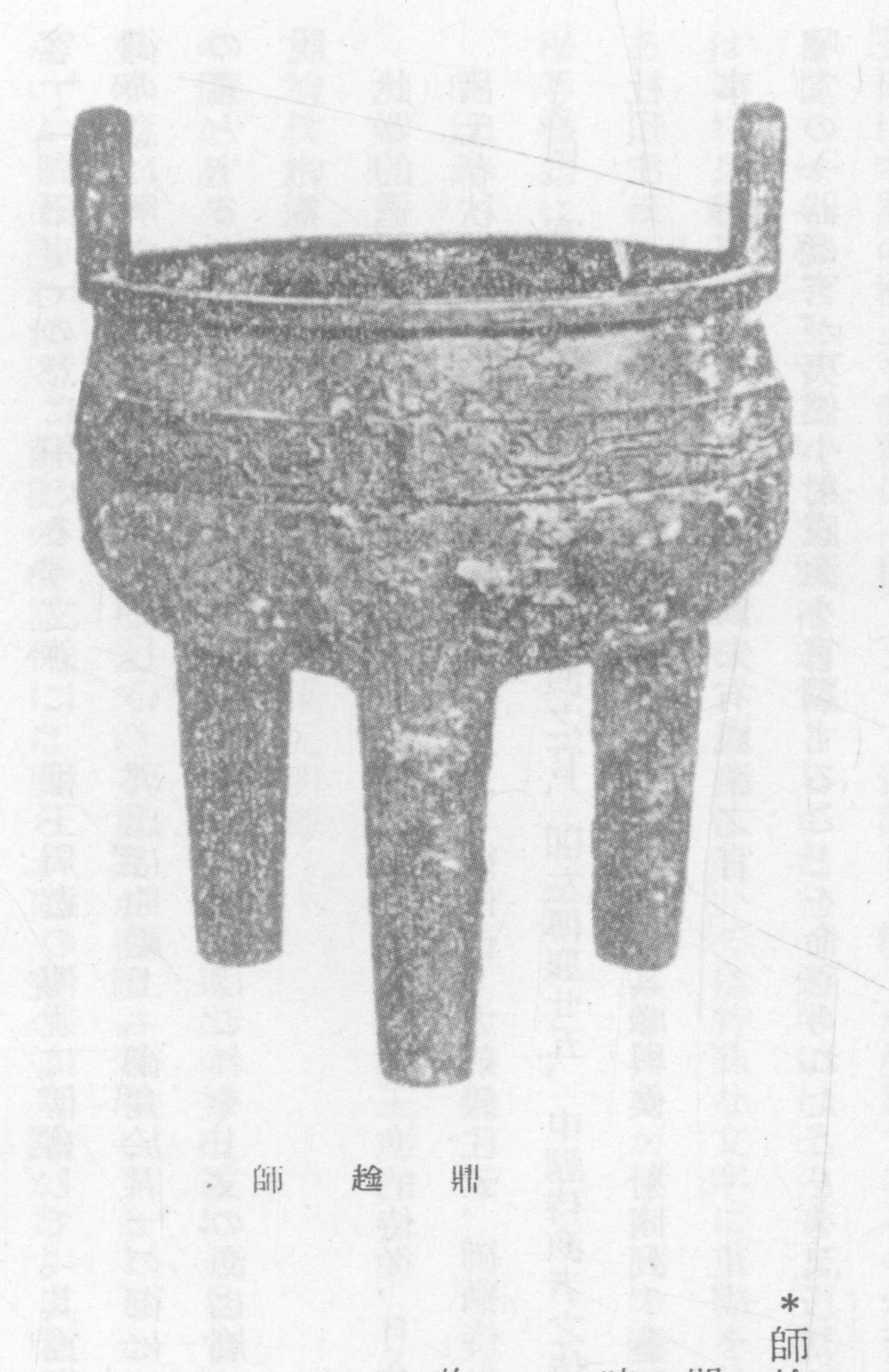
乎には使役の義をも含んでいる。文錄に「乎使也」というのは乍と同字とみているのであるが、字はやはり乎と釋すべきである。魚は動詞。遹𣪘では漁に兩手を加えた字形に作つている。井は作器者。井侯の族とはおそらく無關係であろう。莽京の漁に従うものは、麥・遹など何れも東方系の族である。攸は他器では多く卣を用いる。班𣪘「隹敬德、亡逌違」・虢叔旅鐘「卣天子多易旅休」のごとし。攸を人名とする解釋の可能性は、まず考えられない。魚を賜う例は公姞鼎にみえている。

訓　讀

これ七月、王、莽京に在り。辛卯、王、𦾔池に漁す。井を呼びて從ひて漁せしむ。攸て魚を賜ふ。王の休に對揚して、用て寶隮彝を作る。

參　考

莽京の辟雍大池における儀禮は、遹𣪘は六月・靜𣪘は六月・八月、麥尊は二月に射禽、本器は七月に漁している。漁は六七月のころ行なう例であつたらしい。器銘の內容や字迹は遹・靜の器に近く、穆王期前後のものとみられる。ただ器影を傳えず、器制の上から時期を推定することができない。易魚のことを記している尹姞鼎の尹姞は、公姞鼎の公姞であると思われるが、師趛鼎は公姞鼎と器制が似ており、その銘は井鼎と同様、方格に收められている。銘文に方格を用いるのは後期以後に例が多く、後期では克鼎・頌壺などが代表的なものである。初期には伯翻盉、昭穆期では井鼎・師趛鼎など、少數の例をみうるに過ぎない。いま方格銘をもつ師趛鼎を次に附載する。



師趛鼎

＊師趛鼎

器　名　趛鼎貞松

時　代　厲王厤朔西周末葉韡華

收　藏　「浙江嘉興姚六楡藏」攈古　「嘉興方氏壺雲閣藏」從古　「吳興郭氏・秀水姚氏・嘉興方氏・武進費氏」周存「貞松堂藏」貞松

著　録

器影　貞松・上・二四　通考・五四　二玄・二六一

銘文　擦古・二之三・五四　愙齋・五・一七　從古・一二・二　周存・三・三五　貞松・三・二三

小校・三・三　三代・四・一一　二玄・二六〇

考　釋　韡華・乙中・三六　愙齋賸稿・三七　厤朔・四・一九

器　制　通考にいう。「大小未詳、腹飾鳥紋一道、常見在近口處、此獨横列腹中、傳世同銘者二器、而大小迴異、此其小者也」。そのいわゆる大なるものは、まだ器影をみないが、三代等に二銘を錄しているものはその一器であろう。夔鳳は長身にして分尾、項下よりかなり下に加えられており、文様は極めて𪔂鼎のそれに似ている。三足頗る長く、この期の鼎としては異例の制作である。

銘　文　二器。各五行二八字。一器は凸線を以てする界線あり、一器にはない。字迹は殆んど同笵と思われるほど似ている。

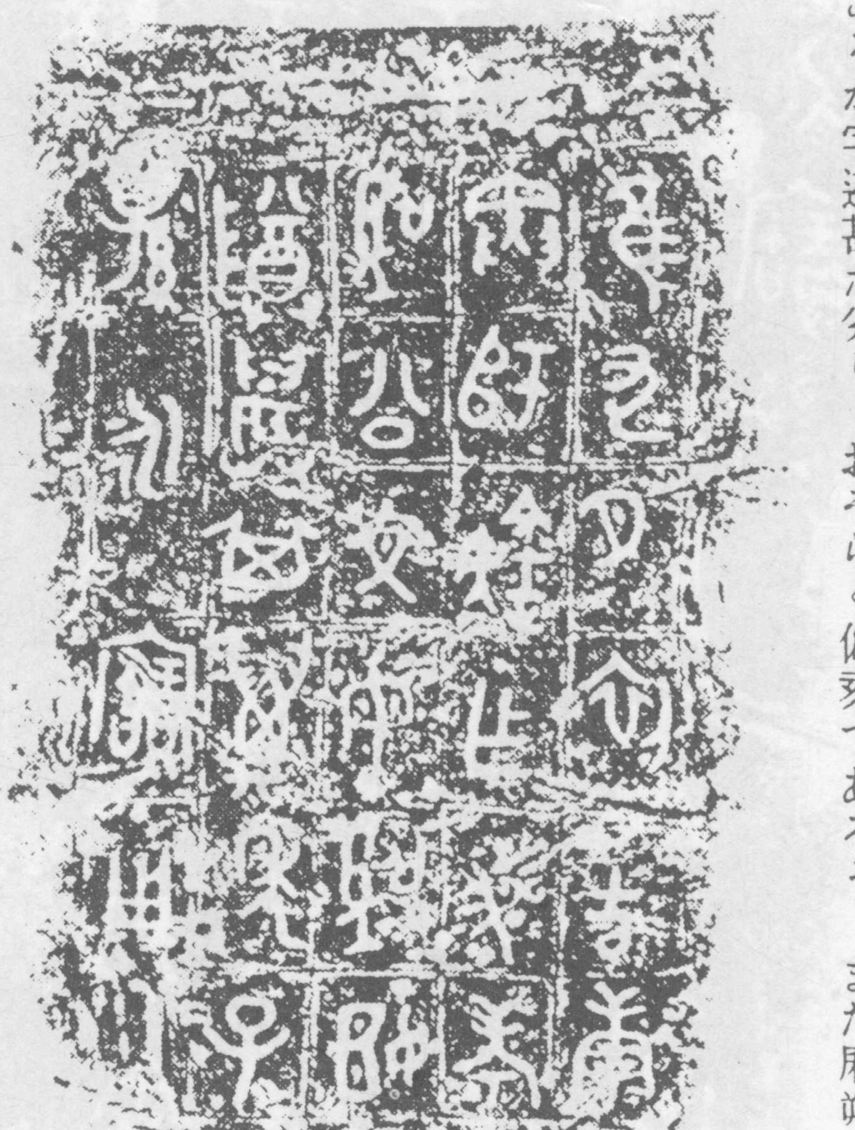
佳九月初吉庚寅、師趛乍文考聖公文母聖姬障𢍉、其萬年、子孫永寶用

文考文母を並べ稱している例は、早期のものには少い。師趛にはなお

師趛盨　佳王正月既望、師趛乍𪊲姬旅盨、子〻孫〻、其萬年永寶用 三代・一〇・三七

卷二　一五一〜一五二

があるが字迹甚だ劣り、おそらく僞刻であろう。また厤朔には、克盨にみえる尹氏友史趛を師趛と同一人とみて、器を厲王期に屬したのであるが、さらに伯趛父𣪘 擦古・一之三・五五 周存・三・九七 小校・七・六八・姬趛母鬲 積古・七・二一 擦古・二之一・五三 をもその器としている。しかし何れも師趛鼎よりかなり時期の下るものとみられる。もし克盨にみえる尹氏友史趛が師趛の後であるとすれば、師職の家はまた作册・史系の職と相渉ることになり、周代の官制を考える上に參考すべき事實となろう。積古に姬趛母鬲の趛を鋋と釋しているが、愙齋賸稿に「說文、趛低頭疾行也」をあげて改め釋している。また賸稿に、聖公聖姬について春秋文十七年、「小君聲姜」を公羊に聖姜に作る例を引き、聖・聲を通用の字とする。障𢍉の𢍉字は他に例をみない字形であるが、𢍉の異文であろう。



八七、競　卣

時　代　康王 斷代　穆王 大系　宣王 厤朔

出　土　「一九二一年、或其前一年、出土于洛陽邙山之廟溝、競組銅器、應出于一墓、因系盜掘、出土後分散、其大部分入開封藺估手、轉爲懷履光所得、別有二𣪘、(卽兩周圖六四所錄者)、運至北京、後亦爲懷氏所得」 斷代

收　藏　泉屋 刪訂泉屋

著　録

器影　泉屋・六三　海外・四八　大系・一七四　通考・六六二

銘文　貞松・補中・一三　大系・三六　三代・一三・四四　河出・二一七

考　釋　大系・六六　文錄・四・一七　文選・下三・一一　厤朔・五・二　積微居・一三三・二三二

斷代・五・一一一

器　制　刪訂泉屋にいう。「通高七寸一分、口長徑四寸二分、重量六五八匁。通體水銀色を帶び、靑綠の鏽斑を出す。蓋と器の上部に夔鳳紋帶を繞らし、其の器の帶には中央に犧首を加ふ。其の紋様の精勁にして形制の整美なる、頗る見る可きものあり。蓋の裏面と器の內底とに次の長き銘を識す。正に周器となす可し。」また通考に、「此器形制花紋、與𠆧作

卷二　一五三〜一五四

兄辛卣 圖六三九 略同、乃商器而通行于周初者」という。蓋鈕平底、蓋に兩角あり、器體は矩形に近く靜卣・彔𢦚卣と似ており、昭穆期に行なわれた器制である。參考の條に附記した競卣第二器も同人の器と考えられるものであるが、この第一器に比べると器制完整にして、成康期にも入りうるものと思われる。競の時期を考える上に、參考とすべきである。



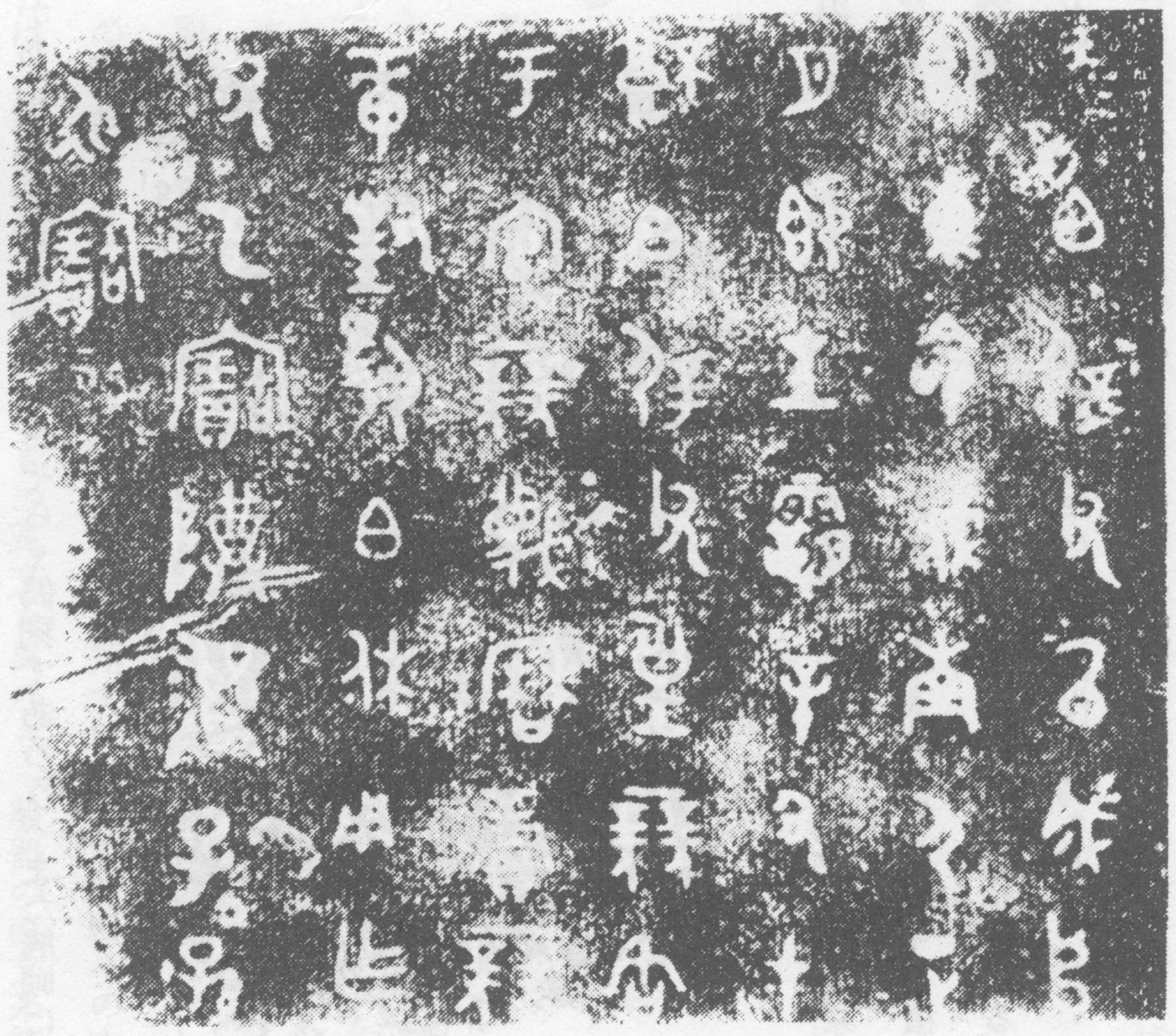
競卣

銘　文　器蓋二文　八行五一字

佳白屖父、以成𠂤卽東命、戍南夷

白屖父の屖は、辟の異文であろう。𤼈光鐘にみえる「韓辟」の辟と同じ字形である。人に刑辟を加える象で、刑辟が字の原義であるが、金文では多く辟君の意に用いる。大系に、伯𨐨父を彔伯の諸器にみえる彔伯𢦚の字であると解していう。

此器花紋形制、與彔伯𢦚卣如出一笵、決爲同時之器無疑、疑屖父卽𢦚之字也、屖通夷、𢦚吳大澂



競卣器銘

孫詒讓均釋爲戎字、孫謂、字乃从戈冬聲、孫說甚合義例、似信、名戎字夷、王引之所謂連類之例也、作器者之競、與啟觶之仲競父、殆亦一人

屖と夷と通ずるというのは、屖を遲の初文とみたものであろう。淮南原道「昔者馮夷大丙之御也」の注に「夷或作遲」とみえているが、銘文の屖は明らかに辟の初文であり、また戜も戎とは釋しがたい。戎には別にその字がある。すでに兩字の釋が誤まる以上、名字對待の例とはしがたい。また本

器と彔伯戜卣との文様の類似を以て、兩器の作者を一人とするのも、武斷を極めた說である。伯辟父の率いる成𠂤の軍と、彔戜卣において彔戜の率いる成周師氏の軍とは、截然別個の軍隊である。成𠂤は小臣單觶にその名がみえ、大系はこれを成臬の地に充て、斷代には濮縣の成に比定している。第九器參照。この場合、濮縣の成としては、下文の「伐南夷」に對して東方に偏しすぎているので、やはり成臬の地とする方が事情に合しよう。

東命は從來「卽東」で句讀し、命を下句に屬していたが、積微居に東命とよむ說を出している。

按金文用東字皆獨用、無言至東者、小臣謎毀、遣自𦨶𠂤、述遂東、是其例也、……余謂文當以隹白辟父以成師卽東命、爲一讀、東命謂王令白辟父東行之命也、大保毀云、王降征令于大保、征令謂征討之令、與此器言東命、文例同

命は征命・大命・休命・明命・顯命のように用いる語例が多く、東命二字を連文としてよい。夷は金文に東夷小臣謎毀・南夷・東夷宗周鐘・南夷無㠱毀・南淮夷虢仲盨などがあり、南國・東國というものも夷を指すことが多い。夷種は當時ひとり沿海の諸族のみならず、江淮の域にも多くの夷族がおり、特に淮域にある淮夷は、東南の諸夷と中國との間に介在して交易の利をも收め、大きな勢力を形成していたようである。後漢書東夷傳に、その歷史的な概括がある。戍を通考・斷代の外は多く伐と釋しているが、伐と戍とは字形が異なる。「卽東命」とは、この南夷に對する戍守を任務とするものであり、いわゆる東國への征戍を意味するものではない。

正月既生霸辛丑、在斲、白屖父皇競各于官

まず征命を記し、次に月時・所在を記すのは、令毀・明公毀などに例がある。斲を郭氏は坏にして麥尊・井侯鼎にみえる𣏟であるとしていう。

王國維謂、彼鼎之𣏟卽大伾、余意當卽今河南汜水縣西北里許之大伾山、與濬縣東南二十里同名山有別

厤朔にも斲を大伾とするが、その地を成臬とする說である。

斲地不可知、惟井侯鼎云、王南征伐□□、隹還自征、在𣏟、又秦公毀云、在帝之𣏟、其字从土从丕、與此斲字、蓋卽一字、因此字从𩫏从丕、而古金文中從𩫏之字、與從土之字、皆互可通用、如城堵埤三字、……皆可爲證、知𣏟斲之爲一字、則可從井侯鼎、而知其地爲南征之路、更以上彔伯戜毀及彔戜卣證之、上器記正月二日、彔戜率成周之師、拜命啓行、至正月十三日、不過十二日耳、宜其在成周、尙未遠也、是亦可知斲地在離成周東南行、約十二日之程、今以準望及聲類求之、其地蓋卽今之成臬也、禹貢、導河東過洛汭、至於大伾、……今成臬適爲由洛至徐必經之道、相去亦正當十二日之程、而稍在洛之東南、則大伾山成臬故城之爲斲之故墟也、無可疑矣

この說は一見したところ甚だ理に合していて要領をえたようにみえるが、彔伯戜毀には征伐のことをいわず、その日辰は「隹王正月、辰在庚寅」とあつて渢名をつけていないから、兩器を同年の器とする證はない。器制・銘文よりいうも、競の諸器と彔伯戜の器との間には、世代の差に近いほどの距離があり、この兩器の日辰をつないで洛と斲との距離・日程を求めても意味のないことである。ただ斲をいわゆる大伾、成臬郊外の九曲山附近に比定する考え方は、一應假定として認めておいて

よい。成臬・虎牢は古來中原の險要として聞えた地であり、大伾の後といわれる九曲にも古くから城址があつた。器銘に「卽東命、戍南夷」とあり、すぐつづいて斲において賞賜を行なうことをいう。そこが戍守の基地であつたのであろう。

皇を厤朔に皇競と連ねて人名とするが、賞賜者と受賜者とがともに某處に格るという文例はない。大系には皇を衡の假借とし、「皇字在此、當是動詞、以文義及聲類推之、當卽假爲衡、謂提擧也」というも、これも同樣の誤に陷つている。積微居には、文錄に皇を貺と訓する說を批判して、字を乎の假借とする解釋を試みている。

吳闓生以伯辟父皇競五字爲句、各于官三字爲句、云、皇有嘉美之義、與貺字同、按吳說不成文理、說亦不可通、其誤不待言矣、余謂、皇字如字讀之、文自難通、以聲求之、蓋乎之假借也、呼召之字、金文皆作乎、古音皇在唐部、乎在模部、二部爲對轉、故得相通、各與格同、……白辟父皇競各于官、謂白辟父乎競至于官署也、言此者、以起下文蔑曆賞章之事也、詩魯頌閟宮云、遂荒大東、荒、爾雅釋詁郭注、引作幠、禮記投壺云、無幠無敖、幠大戴禮投壺篇作荒、皇與荒、乎與幠、古音並同、荒可通作幠、知皇可假爲乎矣

この說は甚だ疏通に力めたものであるが、常用の字である乎を用いずして皇を假借するとは考えがたいことであるし、また呼んで格らしめるという語例もない。郭氏の擕と訓する解と、あまり徑庭のない說である。皇は金文において天子や父祖の美稱として冠し、また鐘聲の美を形容するに用いる。鐘聲の形容としては「皇皇趯趯」・「銑銑趯趯」・「雝雝孔煌」・「元鳴孔銑」のように火・光に從

うことがあり、その聲義は光と最も近い。光もまた動詞に用いて、令彝「敢追明公賞于父丁、用光父丁」・麥彝「辟井侯、光厥正吏、𨌤于麥宮、易金」・麥盉「井侯光厥吏麥、𨌤于麥宮、侯易麥金」・守宮尊「周師光守宮、使僳」など、みなその例である。何れも事功すでに成つて、賜賞のことを行なうときの語である。これによつていえば、この皇は、競の南夷戍守の功を賞する意で、「白辟父皇競」とは「周師光守宮」というのと同じ語例である。

競を大系に䝨觶にみえる仲競父と同一人とみているが、字形異なり、名號の上からも別人とみるべきである。兩字の下部を、郭氏は競をその正面形、競を側身形と解するのであるが、競字の從うところはむしろ舞袖の形に近い。本器の競の字は、卜文にも同形の字がある。また名號の上では、競は父乙の器を作つていて東方出自の族とみられ、仲競父のような西方系の名號をもつものと同一人とは考えがたい。

官を積微居に官署と解していう。

官謂治事之所、今言官署是也、說文、吏事君、非是、……謂白辟父乎競、至于官署也

格は宮廟などの聖處に至ることをいう語であり、また官署などで册命や賜與が行なわれたという例もない。官を官署に用いるのは後起の義であり、金文では官嗣あるいは官友の意に用い、職事をいう。字は屋中に𠂤をおく形である。𠂤は脤肉の象。出師に當つて軍禮を行ない、その胙を奉じて出行し、軍の駐まるところにはその胙を安置して聖處とする。それが官である。從つて官は社主・廟主のあるところと同じく神聖な場所とされ、册命賜賞などの儀禮もそこで行なわれるのである。い

ま伯辟父は、競の戍守の功を賞して、軍主を奉じてある官に格つて、蔑曆のことを行なう。斷代に官を客館と解しているのは、楊氏が官署と解する說とともに、なお字の初義を得ていないものである。官の字釋については、釋師參照。甲骨金文學論叢第三集所收

競蔑曆、賞競章

蔑曆はこの文では受身によむ。軍功を賞せられるをいう。競は競段によると御史の職であり、御史は古くは祭祀官であつた。軍行に祭祀官を伴なうことは周禮にも記すところであり、おそらく競はこのとき御史として軍中の祭祀儀禮に與かつたのであろう。賜賞として章を與えられているのも、その職事に關するものと思われる。

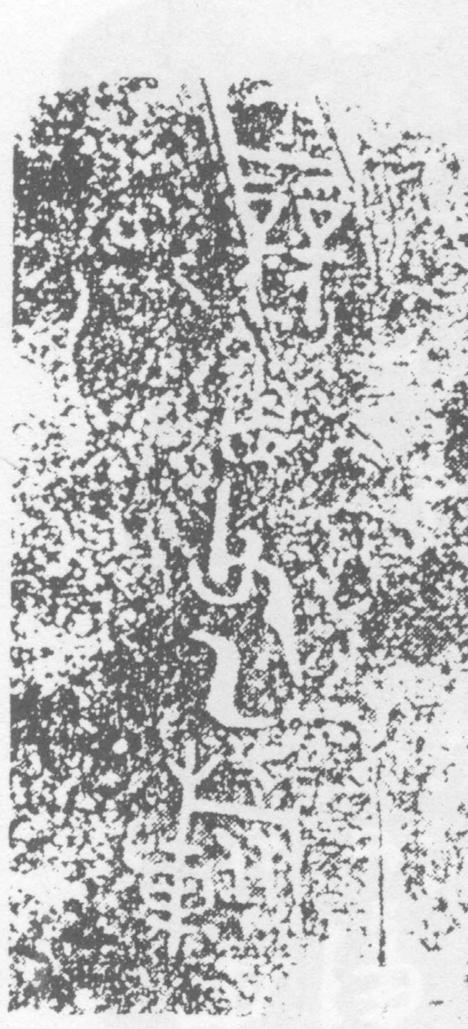
章は璋。周禮小行人に「六幣、圭以馬、璋以皮、璧以帛、琮以錦、琥以繡、璜以黼」とあり、珪璋には皮帛の類を加えたものとされている。大段に「餜章帛束」、琱生段一に「帛束璜」というものがそれであろう。金文には他に瑾章・璋章・𤪪章・大章などの名がみえ、秬鬯とともに賜うことが多い。祼禮に用いるものである。

對飘白休、用乍父乙寶隮彝、子孫永寶

白は伯辟父。卣の第二器及び競段等においても、競は父乙の器を作つている。

訓讀

これ伯辟父、成の𠂤を以いて東命に卽き、南夷を戍る。正月既生霸辛丑、𨙶に在り。伯辟父、競を皇やかさんとして官に格る。競、蔑曆せらる。競に章を賞せらる。伯の休に對揚して、用て父乙の寶隮彝を作る。子孫永く寶とせよ。



競卣二蓋銘



競卣二

參考

器蓋二銘の文字は配列同じく、同笵ではない。字迹も酷似しているが、字間整齊、いわゆる緊湊の小字體である。別に競卣の第二器あり、トロント博物館に藏している。器影は斷代五・圖版五、銘文は斷代圖版六及び大系六四に錄している。器は素文の卣で器形完整。蓋

鈕平底、蓋に兩角なく、兩耳犧首、口下正中に一犧首を飾る。器形は趞卣に近く、第一器よりも時期の早いものとみられる。銘は器蓋二文。「競乍父乙簟」の五字を銘し、字は競段に近い。

競には卣二器のほか、競段二器、尊・盉・鼎などがある。



競段

*競段

時代　康王斷代　穆王大系　宣王厤朔

出土　「器出洛陽北十二三里許之邙山廟溝、其中有十四器」六系　競卣の條參照。

一　收藏　Royal Ontario Museum of Archaeology, Toronto

著錄

器影　大系・六四（二器）　斷代・五・圖版一，二，三　二玄・三二八

銘文　貞松・五・四〇　大系・三七　三代・八・三六　河出・二一七　二玄・三二七

考釋　大系・六六　文錄・三・二八　文

選・下二・二二　麻朔・五・二四　斷代・五・二一

器　制　　斷代にいう。「乙段、高一四・三糎、口徑一九・九糎、兩耳之間二七・二糎、丙段、高一四・三糎、口徑二〇・三糎、兩耳之間二八糎、修補」。二器ほぼ同形の段で口下の帶文は三層の殆んど雷文より成る饕餮文である。兩耳犧首、珥あり、帶文の中央に小犧首を飾つている。

銘　文　　各四行卅二字。貞松に器蓋二文とするも、二器とも無蓋の段である。

佳六月既死霸壬申、白屖父蔑御史競曆、賞金

競䍙白屖父休、用乍父乙寶隣彝段

本器では、競は御史という官名を稱している。大系にいう。

御史官名、周禮春官之屬有御史、掌邦國都鄙及萬民之治令、以贊冢宰者、當卽此

周禮にいう職事は必らずしも西周の實際を傳えていない場合が多く、御史の官は古くは祭祀儀禮を掌るものであつた。卜辭では官名のほか、二字とも祭名にも用いる。前器の卣銘にみえる競は章を賜うているが、その職事に關する賜與である。本器では金を賞されているが、金は彝器の材質とされたのであろう。金を賜う例は、周初より昭穆期ころまでの器に多い。

父乙の器を作ることは前器に同じ。器名を稱するものには「寶𩰫段」彔段・「隣寶段」同段・「𩰫彝隣段」對仲段などがある。

卷二　一六三～一六四



競毀一銘文

訓　讀

これ六月既死霸壬申、白屖父、御史競の曆を蔑はし、金を賞す。

競、伯辟父の休に揚へて、用て父乙の寶隣彝段を作る。

參　考

競の諸器は、洛陽邙山の一墓より出土したがその後分散し、一卣は泉屋に歸した。いまその大部分はトロント博物館に收藏されている。斷代にいう。

一九四六年三月、我在坎拿大的妥浪陀博物館、得見此群的大部分、但該館所稱一墓所出共一四件之說、並不可信、茲根據我當時記錄、列可認爲競組的諸器于下

甲、卣（住友氏）　乙、段（NB二六七二）　丙、段（同二六七三）　丁、卣二（同二六六四）　戊、尊（同二六六二）　己、盉（同二六六三）　庚、鼎（同二六六六）

都是競爲父乙而作、確爲一人所作

以上七器。右のうち考釋を加えた以外のものは、次の四器である。競卣の參考の條に附載した。

丁、卣二　　斷代・五・圖版五、六」　大系・六四　三代・一三・一〇

高さ二三・五糎。兩耳の間二三糎。器蓋同銘。「競乍父乙旅」の五字を銘する。

戊、尊　　斷代・五・圖版四、六」　大系・六四

高さ一九糎、口徑一七糎。器は修復を加えたものであるという。器腹中央に犧首をもつ帶文あり、下腹に破損の迹が殘つている。「競乍父乙旅彝」の六字を銘する。

己、盉　　斷代・五・圖版四

高さ一九糎。柄喙の間二〇糎。蓋內に卣と同文の銘があるが、修理のため字迹を失なつているという。

庚、鼎　　斷代・五・圖版三

卷二　一六五～一六六

高さ二〇・八糎、口徑一八糎。素文の鼎。器腹に斜の裂痕がある。銘はもと四字、いま「競乍」の二字を殘しているという。

以上の諸器とは別に、大系には懷履光の拓贈にかかるものとして、競甗の銘をあげている。「乍父乙」の三字を銘する。競器はみな父乙のための作器であるが、干名を廟號に用いるのはもと東方の俗である。競の諸器が北邙廟溝の出土であるのは、あるいはその族が成周庶殷の一であるからであろう。

なお伯屖父には「白屖父乍□鼎」と銘する河南出土の附耳鼎一器巖窟・上・九　攈古・一之三・四二があるが、項下に夔樣虺文を附し、また屖字は辵に從つている。銘刻にもやや疑問のところがある。



競　尊



競　盉

八八、縣改毀

器名　稽伯彝甲編　楕妃彝積古　楕妃敦愙齋　楕改彝餘論　縣妃彝奇觚　縣妃毀故宮

時代　穆王六系　宣王厤朔

收藏　「善齋彝器圖錄著錄、中央博物院藏器」故宮

著錄

器影　善齋・五七　大系・六五　通考・二六八　故宮・下・一五七　二玄・二三〇

銘文　甲編・六・二六　積古・五・三六　攈古・三之一・八六　兩罍・六・二〇（僞本）　愙齋・一一・一七　古文審・五・一三　奇觚・一七・一七　周存・三・一〇一　善齋・七・五〇　大系・三八　小校・七・五〇　三代・六・五五　河出・二一六　二玄・二三九

考釋　餘論・三・一八　大系・六七　文錄・二・二二　文選・上二・二七　厤朔・五・三八　通考・三三八　積微居・一八

器制　故宮圖錄にいう。「口緣飾鳥紋一道、前後正中各飾小饕餮、足飾弦紋一道、兩獸耳、有珥、高一三・六糎、深一一・三糎、口徑二一・七糎、底徑一八・二糎、腹圍六九・三糎、寬三〇・三糎、重三・四五粁」。夔鳳は長身にして分尾、犧首を中心にして相對うており、𢈭鼎の鳥文と似ている。



縣改毀

銘文　八行八八字

隹十又三月既望、辰在壬午、白屖父休于縣改曰、叡、乃玧縣白室

十又の又を、銘は厥に誤まつている。大系新版に「又字原銘誤爲厥、金文中亦每有誤字、此其一例」という。趞曹鼎二などには三字を誤衍している例などもあつて、彝銘にもときに誤刻のことがある。

三月は二字合文。「辰在」をいうものは、令彝以下、宜侯夨毀・耳尊・師旂鼎など、初期のものにもみえている。

伯辟父は競の卣・毀にみえる。休は動詞。麥尊「唯天子休于麥辟侯之年」と同例である。縣は從來楕・稽等と釋されていたが、奇觚に字を縣と定めている。「說文、縣从系持県、県爲倒首、卽梟斬字、古文縣从首系木、形義爲備、小篆省木、故世無識此楕者」。字はまた叔夷鎛・許



子鐘等にみえる。孫詒讓はその地を鉅鹿に比定し、奇觚には縣を姓氏とし、

元和姓簒引風俗通云、縣成父、孔子門人、見史記、心源按、禮檀弓有縣賁父・縣子瑣、又云縣氏之廟、是也

という。路史によると、縣氏は康叔の後とされている。それならば周室出自の家である。改というものには筍伯大父盨の嬴改、蘇公毀の王改、夆叔盤の季改、召樂夫匜の婦改など、列國の器に多く、春秋の溫・鄭二國も己姓である。溫は司馬蘇公の初封で、僖十年に狄に滅ぼされている。

叡は發語。感動詞にも用いる。積古等に徂と釋し、徂往の義とするものもあるが、小臣謎毀・彔䧹卣の用法と同じ。積微居に詳論がある。

乃は金文において概ね二人稱領位に用い、主格に用いた例は殆んどない。牧毀の「乃毋政事」はあるいは主格とみることもできるようであるが、その文中の「乃訊」・「乃命」などは領格の用法である。乃を副詞の廼と同樣に用いることもあるが、感動詞の下につづける語法はない。この文では、稍しく破格であるが一應主格とみておく。

玧は從來左・任などと釋されている。餘論にいう。

任舊釋爲左、諦審似是从人从壬、卽任字也、任與男、聲近字通、大戴禮記本命篇云、男者任也、漢書王莽傳載、莽放周五等爵、亦以男爲任、此葢以壬爲男子之美稱

すなわち孫釋によれば、この句は「乃の任男たる縣氏」となり、從って全句の意を「縣改疑伯辟父之女、而嫁爲縣伯之妻、故伯辟父命以往乃任縣伯室也」としているのであるが、これは上文の「休

于縣改」という句と文意が承接しない。大系には字を仜にして祐助の義があるという。

　疑是仜字、廣雅釋詁、仜有也、王念孫以仜爲仁字之誤、恐非、有縣伯室、亦謂爲縣伯之內助也

內助とは夫人となる意であろう。仜は經籍に所見なく、說文八上に「大腹也」の訓があるのみで、「有也」・「大腹也」の訓では文意を解きえない。金文中、工に從うものに左・邛・巩の諸字があり、このうち巩が字の構造において近い。巩は後期金文、例えば毛公鼎に「不巩先王配命」・「永巩先王」などの語がみえる。仜をもし巩の異文とすれば、「巩縣伯室」とは、縣改が縣伯に嫁するに當って伯辟父がこれを祝福し、これを戒めた辭となる。女が嫁するときの戒辭は、孟子滕文公下に「大夫之冠也、父命之、女子之嫁也、母命之、往送之門、戒曰、往之女家、必敬必戒、無違夫子」とあるように母がこれを行なうのであるが、この器では伯辟父が賜與に當ってその語を與えている。おそらく縣改は伯辟父の宗に屬するものであろう。以下の賜物は、婚嫁の禮物として與えられたものと思われる。

易女婦爵・妋之弋・周玉黃□

婦爵は積古以來「妹十角」とよまれていたが、大系に婦爵と改め釋した。ただ大系には婦・爵間に並列點を加えており、婦をも賜物の一としているのは穩やかでない。文選・小校には婦昏と釋するが、賜物であるから婦爵二字を連讀するのがよい。婦爵とは、琱生𣪘一に「余獻婦氏以壺」とある壺のように、特に婦人が祭祀に用いる器のことであろう。婦は寢廟につかえてその家祭を守るものであるから、婦爵といつたものと思われる。

卷二　一七一～一七二

妋之弋を積古に「執□我」と釋するが、これも賜物の名である。大系に周玉までを連讀し

　妋當讀爲祼、言祼鬯之柲、用琱玉爲之、琱字原作用、劉心源釋周、甚是、無叀鼎周廟字如此作、周與琱通、𡧊皇父𣪘之琱娟、匜文作周娟、正其證

という。祼鬯の柲に用いる玉ならば、琱玉とまでいわなくても琱で足るわけであるから、通考には「妋之弋周」の四字を句とするが、その意ならば「妋之周弋」というべきである。周玉は弋とは別の物である。

周玉黃□とはいわゆる玉瓚黃流、攷工記にいう邊璋の黃金勺であろう。黃□を積古以下に黃圃と釋するは誤、語義も通じがたい。□下の一字は、兩旁の間に勺をおく形に似ている。爵・弋・周玉黃□はみな廟祭に用いる器であり、これを縣改に贈るのは媵器としてであろう。餘論に黃下の字を賓の壞字とみて、「言以玉璜儐禮之也」と解しているが、これらの賜與は儐禮の具ではない。

縣改每䮊白犀父休曰、休白狊䀇、䣙縣白室、易君我、隹易壽、我不能不眔縣白萬年保

每䮊は敏揚。對揚に同じ。大豐𣪘にもみえる語である。伯辟父の休賜に對えて、以下にその恩寵を謝する辭を述べるのである。

「休白」以下は難解を極めており、容易に適解をえがたい。大系に休白の二字を伯辟父の名號とみて、「休白者殆白犀父之號、猶周之孝王本號休王也」という。しかし銘末に「毋敢忘白休」と稱していることからみても、伯辟父のことは單に伯とよんでおり、それが金文の通例である。休はこの場合動詞、受休の義である。狊は餘論に、說文一〇下の「臭、大白澤也、从大白、古文以爲澤字」を引いて澤の義とし、「後毛公鼎亡斁、斁字作狊、似亦用此字」という。また䀇については說文五上の「珏、極巧規之」の省文かとしているが、文義には及んでいない。大系に狊と釋して古の瞬字、假りて詢の義とすると解していう。

　狊从目从矢、乃古瞬字、謂矢尖及目、則目爲之震搖也、公羊文七年及成二年、兩見眣字、陸德明釋文云、眣音瞬、卽此字、又言、本又作眣、丑乙反、大結反者、乃因形近而譌也、……莊子桑庚楚篇、終日視而目不瞚、釋文、瞚本作瞬、又作眴、或假眴字爲之、……本銘狊字、以文義推之、乃假爲詢

また䀇は卜文に近似の字があり、豐の本字にして、䀇䣙とつづけて「豐䣙讀爲體恤」とする。これによると文は、「休伯、詢りて縣伯の室を體恤し」と訓むことになるが、文義に無理があるように思われる。

思うに狊は亡斁の斁と形近く、おそらく澤あるいは懌の意、また䀇は豐盛の意であろう。すなわち文は、伯辟父が多くの賜與を贈つて縣伯の室を恵䣙し、さらに下文に記す恩寵を賜うことを喜びとする意と解せられる。

「易君我」以下も、積古以來定說がない。餘論には上文の䀇を瑟とよみ、「詩關睢云、琴瑟友之、故下亦云縣伯室矣」として、琴瑟相和する意とみているが、この句についても、

　君卽小君、壽當讀爲儔、亦卽詩關睢君子好逑、逑之借字、言伯辟父之錫我以縣妃、爲縣國之小君、而縣伯之好逑

卷二　一七三～一七四

とする。これは縣伯たる我にその好儔たる小君縣改を賜うということになるが、それでは上文の「休于縣改曰」、また下文の「縣改敏揚伯辟父休」ということと矛盾する。作器者はいうまでもなく縣改であり、「易君我」の君・我を雙賓語に解することはできない。大系に君我を群娥とよみ、「君我當讀爲群娥、上言錫汝婦、下言錫群娥、文相呼應」と稱している。上文の「易婦爵」を「易婦」と解していることとともに、全く事情に合しない說である。この文は、縣改が伯辟父の恩寵に對える荅揚の辭を述べているところであつて、「易壽」のごときも祝嘏の辭である。

この部分は甚だ難解であるため、諸家の說にも多くの混亂がみられるが、文は連詞の隹によつて結ばれている「易君我」と「易壽」とから成り、兩句の意味も相近いものとしなければならぬ。その意味では、たとえば者減鐘「用旂眉壽繁釐于其皇且皇考、若𥂴公壽、若參壽」などが參考となる。參壽は宗周鐘にもみえ、字はまた晉姜鼎・㠱中壺には三壽に作る。㠱中盨には「匄三壽懿德萬年」のような句がある。君我は他に文例がなくその意を知りがたいが、「易壽」と對文であることからいうと、懿德とか繁釐にあたる語である。この場合字は君儀とよむべきであろう。「易君儀」とはおそらく、左傳に習見する「以君之靈」僖二八・成三・一六あるいは「徼福於某公」宣一二・昭三・三二のような匄求の語であろうと思われる。文選に「易君」の二字、「我隹易壽」の四字を句としているのは、文意をどう解しているのか知られない。

「我不能」以下を積古に「我丕烏耒衆楕伯萬年保」とよみ、「謂伯辟父錫執可大修耒耜、以勸耕也」と農耕のことに解している。阮元は黃□を黃圃とよみ、妋を秉執とみて、すべて農耕のことを以て

文を解したのであるが、初期の考釋にはこのように文意の方向を失なっているものが多い。文に兩不字あり、二重否定の語法である。二重否定の形式は、すでに也毁にみえている。保は員公壺「永保其身」の意である。

　肄敢陣于彝曰、其自今日、孫〻子〻、毋敢望白休

肄は肆、發語の詞。上文を承けていう。敢は下文にもその字がみえる。能とよく似た字形にかかれているが、やはり敢の異文とすべきであろう。普通のように㞢勺の形をとっていない。陣を積古に隹とよんで述の意とし、大系には隊にして對の意とするが、隊と釋しうる字形ではない。本器銘には、他の金文の文字と異體の字を用いているところが多く、又・叡・婦・能・敢・白・望など、みな常體の字と異なる。陣もあるいはそういう異體字であろうが、𪓐毁第五七器にいう「宗彝一陣」の陣に當るようである。一陣は文獻では一肆に作り、肆陳・肆殺などの義がある。ここでは彝器に銘することをいうものであろう。

望は忘。餘論にいう。

　大系釋前後文意、蓋縣國之臣、因縣伯與縣改締昏、而作器以紀其事、且致頌禱之詞、其情事顯較如是、惜文有闕泐、不能盡通耳

孫氏の意によると、作器者は縣伯の臣で、縣伯と縣改との締婚を祝禱するものであるとしているが、器が縣改の作器であることは疑問の餘地がない。

銘辭の表現からみると、縣改は威望高い名門の出身で、縣伯のもとに嫁したものである。おそらく伯辟父の宗に屬する人で、伯から婦爵等を贈られ祝福を受け、それに對揚してこの器を作ったのである。作器者を縣伯やその臣とする說は文旨を全く逸したもので、「我不能不眔縣伯萬年保」とは、夫婦誓約の辭を以て伯の恩寵に對えたものとみられる。金文としては他に例をみない銘辭である。

訓　讀

これ十又三月既望、辰は壬午に在り。伯辟父、縣改に休して曰く、叡、乃、縣伯の室をつつしめ。女に婦爵・䢅の柲・雕玉黃□を賜ふと。縣改、伯辟父の休に敏揚して曰く、伯の哭益して、縣伯の室を恤へ、君我儀を賜ひ、および壽を賜へるを休とす。我は能く縣伯と萬年まで保たずんばあらず。肆に敢て彝に陣べて曰く、それ今日より、孫〻子〻、敢て伯の休を望るること毋れ。

参　考

字迹は小臣謎毁・大豐毁系統の屈折の多い字體で、尹姞鼎等と類している。尹姞鼎もまた婦人の作器で、やはり肉太の柔媚な字體である。婦人の器が多くみられることも、この期の特徴的な事實とされよう。尹姞鼎は昭初の器と考えられるものであるが、この器も器制・銘文からみて、昭王期前後のものと考えられる。競卣以下、縣改毁に至るまで、伯辟父を群別標識とする一群の器である。

八九、𢽟　鼎

器名　師雔父鼎愙齋

時代　成王通考　康王斷代　穆王大系　宣王麻朔

出土　「光緒廿二年一八九六年、與遹甗同出于山東黃縣萊陰」通考　その出土事情は王道新の黃縣志稿金石目にみえるが、書は未刻。王獻唐の黃縣㠱器一三六頁以下、また斷代五・一一〇にその文を引いている。

收藏　「王氏藏」周存　「漢石園・雪堂」三代表

著錄

器影　夢郼・續・六　善齋・禮一・七六　大系・七　通考・五三　殷周・四二玄・二二六

銘文　愙齋・六・一一　周存・二・三一(鼎)　大系・三三　山東・下・一七　三代・四・一三　河出・二一〇

考釋　愙齋賸稿・三八　韡華・乙上・九　大系・五九　文錄・一・二九　文選・下一・一一　麻朔・五・五　通考・二九四

器制　善齋にいう。「身高九寸五分、足高三寸七分、耳高一寸八分、口徑九寸七分」。器は素文、器形も夢郼と異なるところがあり、大系には僞器としている。夢郼に錄するところは、口下に夔鳳の帶文がある。

大系にいう。「此鼎形制、與師旅鼎同、知相隔必不甚遠、而同時之器、其形制之可攷見者、如彔刻卣・彔毁・遹甗等、均典重有制、不失周初器之風味、字體亦趁是」。その夔鳳帶文は師旂鼎よりも柔軟で分尾、垂啄なく、師趛鼎の鳥文に最も近い。通考が器を成王に、また斷代が康王期に屬しているのは何れも早きに過ぎ、字迹からみても昭穆期のものであると思われる。



𢽟　鼎

銘文　六行三一字

隹十又一月、師雔父省道、至于𦋃、𢽟從

窓齋賸稿に雝を准と釋し、一説として雝の省文とする說をあげているが、金文では辟雝・敬雝の字をみなこの形に作つており、雝と釋すべきである。いま通行の字體により、考釋中には雍を用いる。師雍父はこの器のほか遹甗・𧊒卣・臤觶にみえ、また彔刻卣・彔段等にみえる伯雍父も同一人であろう。當時東南夷の擾亂があり、師雍父は軍の總帥としてその征伐の作戰を指揮していたことが、關係諸器にみえている。

省を窓齋に相と釋するも、省の初文である。中方鼎一「先省南或」・中觶「王大省公族」・大盂鼎「遹省先王受民受疆土」のように遹省巡察する意。大系に省を直字の初文として直伐の義とし、初稿本に巡省と釋していた說を棄てているが、中諸器・盂鼎の文には全く通じない說である。省道で一語。窓齋賸稿に「卽司空修除道路之意」という。除道は單なる掃除のことではなく、道路に加えられているすべての呪詛や障碍を祓除し、軍の行動に支障なからしめるためのもので、極めて重要な任務であつた。員卣や中諸器にみえる先がそれに當り、先候の任をも兼ねている。軍事に先立つて除を行なうことは、卜辭にもみえている。



巻二　一七九〜一八〇

獣はまた遹甗・彔段にもみえる。從古堂に字を荊舒の舒と釋していう。

舒、左旁象兩舍相對形、右旁從夫、夫予音義相近、盇舒之異文、春秋僖三年、徐人取舒、注、舒國今盧江縣、玉篇引作郐、說文、舒地名、今按古國邑字、每省邑旁、玉篇以郐爲舒、近是一五・二〇、彔段條

大系・麻朔にはみなその說を承け、この器銘は舒を伐つことを述べたものとしている。大系はさらにこれを徐偃王說話に結合していう。

獣國之名屢見、當卽荊舒之舒、亦卽徐楚之徐、南國中、徐楚爲大邦、自殷亡以來、累世與周爲敵、周人忌其名、則稱之荊舒、春秋僖三年言、徐人取舒、徐舒爲二者、乃徐人疊受周人逼迫、由其淮水流域之故居、已移植至江水以南、徐器多出今江西西北部、其殘留于舊地、臣服于周之部落、後乃沿用周人所呼之名、故徐舒遂判爲二耳、舊稱徐爲盈姓、群舒爲偃姓、盈偃均嬴聲之轉也、後漢書東夷傳、徐夷僭號、乃率九夷以伐宗周、西至河上、穆王畏其方熾、乃分東方諸侯、命徐偃王主之、余觀諸器文、一面言征伐、一面與獣侯復通往還、於此時事正合

郭氏はこれを以てまた器を穆王期に屬する一證としているのである。麻朔は器を宣王期とし、詩の常武にみえる徐方淮浦を征することをいうものとするが、同じく獣を徐と解している。思うに徐は古くは余とよばれていたらしく、大保段第三器に、大保が彔子聖すなわち彔父の叛を伐つて、余土を休賜されたとあるものがそれであろう。獣は徐・舒とは全く別字で、東周徐國の諸器はみな郐に作つている。

遹甗に「遹使于獣侯、侯蔑遹曆」とあり、古自にある師雍父より使者として遹が派遣され、獣侯はこれに蔑曆を與えている。宗周鐘において邵王南征の偉功を贊頌し、大鐘を作つている獣も、この獣侯に外ならない。それならば獣侯はむしろ周の友邦として、邵王の救援を受けたものであり、南征の對象となるべきものではない。獣を徐・舒と解し、その討伐をいうとする郭・吳兩氏の說は、立論の根據においてすでに誤るものである。獣は音甫、金文の簠字はときにこの形に從う。甫はいうまでもなく姜姓四國の一たる呂で、書の呂刑はまた甫刑ともいう。姬姜は通婚の關係にあり、周は危急の際には四國と互いに相救援し、周の東遷のごときもその力に依つた。その地は河南の西南にあり、江淮の諸夷と成周とを相隔てる地位を占めている。それで周の東南夷征討に、獣は重要な據點とされ、師雍父みずからその地に赴いているのである。

𩁹は窓齋所收の拓によると明らかに禹に從うており、遹甗の遹字の從うところと同じ。おそらく遹の異構であろう。兩器は同出と傳えられ、遹甗にもまた「遹從」の語がある。「𩁹從」とは、𧊒卣「𧊒從師雍父、戍于古自」・臤觶「臤從師雍父、戍于𠂤自」というのと同じであろう。

其父蔑𩁹曆、易金、對觙其父休、用乍寶鼎

其父は師雍父をさす語であろう。文選に「其讀箕、其父人名」とし、𩁹を蔑曆した人の名とみているが、𩁹は師雍父の省道に從つて賜賞をえているのであり、別人から蔑曆され金を賜う理由がない。

いま

畢□乍其父□簋段 三代・六・二八

巻二　一八一〜一八二

唯伯其父慶乍旅𠤱、用易眉壽萬年 三代・一〇・二八

などを參考すると、其は代名詞と考えてよいようである。「唯伯其父慶」の其は領格の之の用法に當るもので、鬲從盨「復友鬲從其田」・琱生段二「對揚朕宗君其休」などの例がある。窓齋賸稿に「𩁹人名、卽師雝父之子也」というが、父は長上・辟君の意に用い、この場合師雍父をさすこと明らかであるから、父子と解すべきではない。

蔑曆は省道の功による。金を賜う例は梱・𠙃・令・过伯・麥・小子生の器をはじめ、遹甗・臤觶・競段など、初期より昭穆期に及ぶ器に多くみえるが、後期になるとあまり行なわれていない。

訓讀

これ十又一月、師雍父、道を省して獣に至る。𩁹從ふ。其の父、𩁹の曆を蔑はし、金を賜ふ。其の父の休に對揚して、用て寶鼎を作る。

參考

𩁹鼎は遹甗と同出と傳えられており、𩁹・遹は同字異構であろう。それは詩の十月之交「楀維師氏」の楀が、古今人表に萬、五行志下に堣に作られているのと同様である。

遹甗は同じ作器者の器と考えられるので、次に列しておく。

＊遇甗

器名　師雝父鼎周存　遇鼎小校

時代　成王通考　康王斷代　穆王大系　宣王麻朔

出土　「光緒廿二年、山左黄萊陰出土」海外　「光緒廿二年、與𩵦鼎同出于山東黄縣萊陰」通考

收藏　「爲黄縣丁樹楨所得、今歸仕友氏」海外

著錄

器影　泉屋・彝・一二　海外・一四　通考・一八四　美術史・三五・B　大系・四六

銘文　貞松・四・二二　周存・二・三二　大系・三二　山東・下・一七　小校・三・一二　三代・五・一二　二玄・二二五

考釋　大系・六〇　文錄・四・二三　文選・下三・五　麻朔・五・四　通考・三七　斷代・五・一〇七

器制　刪訂泉屋にいう。「形制前器大史友甗と同じく、下體は飾るに饕餮を以てせるも、上器は口緣に近く二線を繞らせるのみにして製作稍簡なり。その內部の銅箄には五個の十字孔を開くこと、多くの器と異るところなし。上器の內側に次の銘識あり、周器となす可し。器は通體瓜皮の水銀銅色を呈し、其の間に靑綠の鏽を點ぜり」。器は通高一尺三寸七分、口徑九寸一分、重量一貫三九六匁。器制は、大史友甗が口下に夔鳳帶文を付するほかは殆んど同じ。甗は本器や競甗などを下限として、その後はこの種の制作のものをみない。



甗

啟

銘文　七行三九字

隹六月既死覇丙寅、師雝父戍在古𠂤、遇從

師雝父戍在古𠂤の年、遇從

𠭰從師雍父、戍于𠭯𠂤之年」、また𦥑卣には「𦥑從師雍父、戍于古𠂤」とみえ、遇は𠭰、𦥑らと同じく古𠂤の戍守に從ったものである。古𠂤は𠭰觶に𠭯𠂤に作り、彔𢦏卣にも「女其以成周師氏、戍于𠭯𠂤」とあつて、成周の師氏が動員されている。大系の𠭰觶の條下にいう。

余初疑古苦字从𠦝、𠦝卽草芥字、故从𠦝、與从艸同意、今按字固是苦味之苦、然就字形而言、不得說爲形聲字、葢古字實苦之初文、……象吐舌之形、味苦則吐舌也、𠭯乃其繁文、象苦𠦝與舌同時吐出、从艸之苦乃大苦、草名、用爲苦味字、實假借也

思うに古の下部は口舌の口ではなく載書の象。金文の古字は載書を固く葢封する象を示す字である。古𠂤の古は必らずしもそれと同形ではなく、筆意に異なる點があるが、いま近似の字をとつてかりに古と釋しておく。𠂤は軍の根據地で師の省文。卜辭では師と𠂤を嚴密に區別して用いるが、金文は𠂤を通用している。



「遇從」を文選に「遇從師雍父」と下文につづけているが、𩵦鼎の文例によると「遇從」で句讀とすべきである。

師雝父肩、史遇使于𤞷侯

大系は肩、文選は肩史、また通考には𤞷侯までをつづけて一讀とする。肩は貞松は缺釋、郭・容二氏は肩と釋する。大系にいう。

肩字殆卽兕字之異文、古月夕字無別、尸與㔾亦同意、特左右互易耳、字在此當讀爲爰

この場合、爰はどういう行爲を意味するのか、郭氏は述べていない。文字の構成上、これに近い字を求めると、臣辰卣・尹卣・呂方鼎などにみえる𩞁字が考えられる。宴と同義の字で、遇が𤞷侯に使するのは、あるいはその脤胙を頒つことなどがあつたのであろう。いま𩞁の省文と解しておく。「史……使……」の史は使役の意に用い、叔隋器「王姜史叔使于大保」・尹姞鼎「史易公姞魚三百」等と同じ語法である。史・使は語源的には何れも祭事の使者として他に赴くことを意味する字であるが、この場合、軍禮として行なわれた祭祀の使者として𤞷に派遣されるのである。

𤞷侯蔑遇曆、易遇金、用乍旅獻

𤞷侯の二字には複點が加えられている。𤞷侯は𩵦鼎・彔𣪘・宗周鐘にみえる𤞷で、すなわち姜姓四國の一である甫。周の友邦であるから、師雍父の使者である遇を迎えて蔑曆を與え、かつ金を賜うたもしそういう關係でなければ、一般には睘卣「王姜令乍册睘安夷白、夷白賓睘貝布」・盂爵「王令盂寧𡩜白、賓貝」・史頌𣪘「王在宗周、令史頌省蘇、蘇賓章・馬四匹・吉金」のように儐物を賜うのが例である。蔑曆を與えるのは、戰線を共にしている關係だからであろう。金を賜う例はこの期に多く、𩵦鼎にもみえている。

旅獻は旅甗。獻は假借。旅器はまた旅宗彝ということもあり、旅宮の彝器であろう。また征旅の際には廟主・社主を奉じてゆくこともあり、卜辭にも

貞、勿攜丁示摭佚・二一

貞、勿擕下乙……乙・七三三八

王往于田、弗擕祖丁眔父乙、佳止乙・六三九六

のような例がみられる。𩁹鼎・遹甗は何れも山東萊陰の出土といわれるが、後に述べるようにその地を本貫としがたい事情があり、あるいは成周庶殷の一であろうかと思われる。

訓讀

これ六月既死覇丙寅、師雍父、戍りて古𠂤に在り。遹從ふ。師雍父、肩す。遹をして𢦚侯に使せしむ。𢦚侯、遹の𠂤を蔑はし、遹に金を賜ふ。用て旅甗を作る。

參考

𩁹・遹の作器と思われるものに、次の諸器がある。

𩁹鼎　𩁹乍寶鼎貞松・二・二三　小校・二・二八　三代・二・四三

寓に作るものも、あるいはその器であろう。

寓鼎　佳一月既生覇、才莽京、□□蔑寓曆、□□、乍册寓（拜䭫）首、對王休用之貞松・三・一六　周存・二・補　三代・三・五二　韡華・乙中・四二

貞松に窓齋の藏器というが、窓齋には著錄していない。兩器とも器影を存せず、字迹も崩れていて、疑わしい。韡華に

寓鼎約廿六字、西周中葉器、文泐甚、不可盡釋、寓疑與寓卣之寓爲一人、以其字體甚相近也

という。寓卣は葢文のみを存するものであるが、攈古に「已殘缺、僅存片銅」とあるように、その葢も完全なものではないようである。もと葉氏平安館藏、のち潘伯寅の有に歸したという。

寓卣積古・五・二九（彝）　攈古・二之二・二七　窓齋・一九・二三　綴遺・一二・二三　周存・五・九二　小校・四・五六　三代・一三・三六「　拾遺・中・一五（彝）

寓對𩁹王休、用乍幽尹寶䵼彝、其永寶用

前文を脱しており、この殘文もまた疑うべきものであるが、後期の叔向父禹毁に、禹が皇祖幽大叔の器を作っているのは、あるいはこの幽尹を指すものであるかも知れない。それならば𩁹の家は、後期の叔向父禹の先世であるという關係となろう。

拾遺に、幽尹の尹を君にして公と同じとし、春秋隱三の左氏經君氏を公穀に尹氏に作り、莊子外物の宋元君は元公であることなどを引いているが、金文では靑尹・皇尹・天尹・明公尹・皇天尹などの例がある。幽尹とは作册尹たる幽公の意で、寓鼎によると寓は作册の職にある。ただ以上にのべた諸器が、𩁹・遹一家の器であるとする確證があるわけではない。

九〇、臤觶

器名　臤尊積古　受尊攈古

時代　成王通考　穆王大系　宣王厤朔

收藏　「阮元所藏」積古　「歸安吳氏藏器」窓齋　「江陰奚氏」周存

著錄

器影　兩罍・三・一三　大系・二〇三

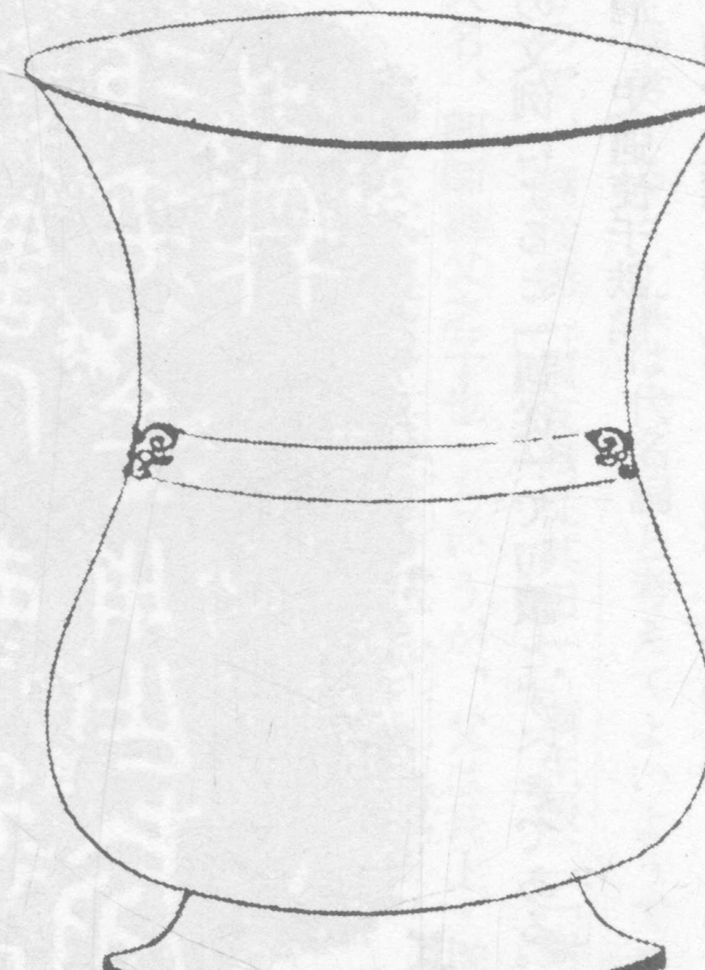
銘文　積古・五・二　攈古・三之一・三四　奇觚・一七・七　窓齋・一三・一一　周存・五・三五・七　大系・三二　綴遺・一八・二二　小校・五・三九　三代・一一・三六

考釋　拾遺・中・一四　韡華・戊上・九　大系・六一　文錄・四・一一　文選・下二・五　厤朔・

器制　兩罍にいう。「器高今尺五寸五分、口徑五寸一分、深四寸八分、腹闌一尺三寸五分、底徑四寸、重今庫平三十六兩」。素文。體の中央部に二條の弦文と兩邊に小犧首を附した簡素な制作である。著錄には多く尊としているが、著しい侈口がみられず、觶とすべきであろう。

銘文　五行五三字　右行　（僞刻）

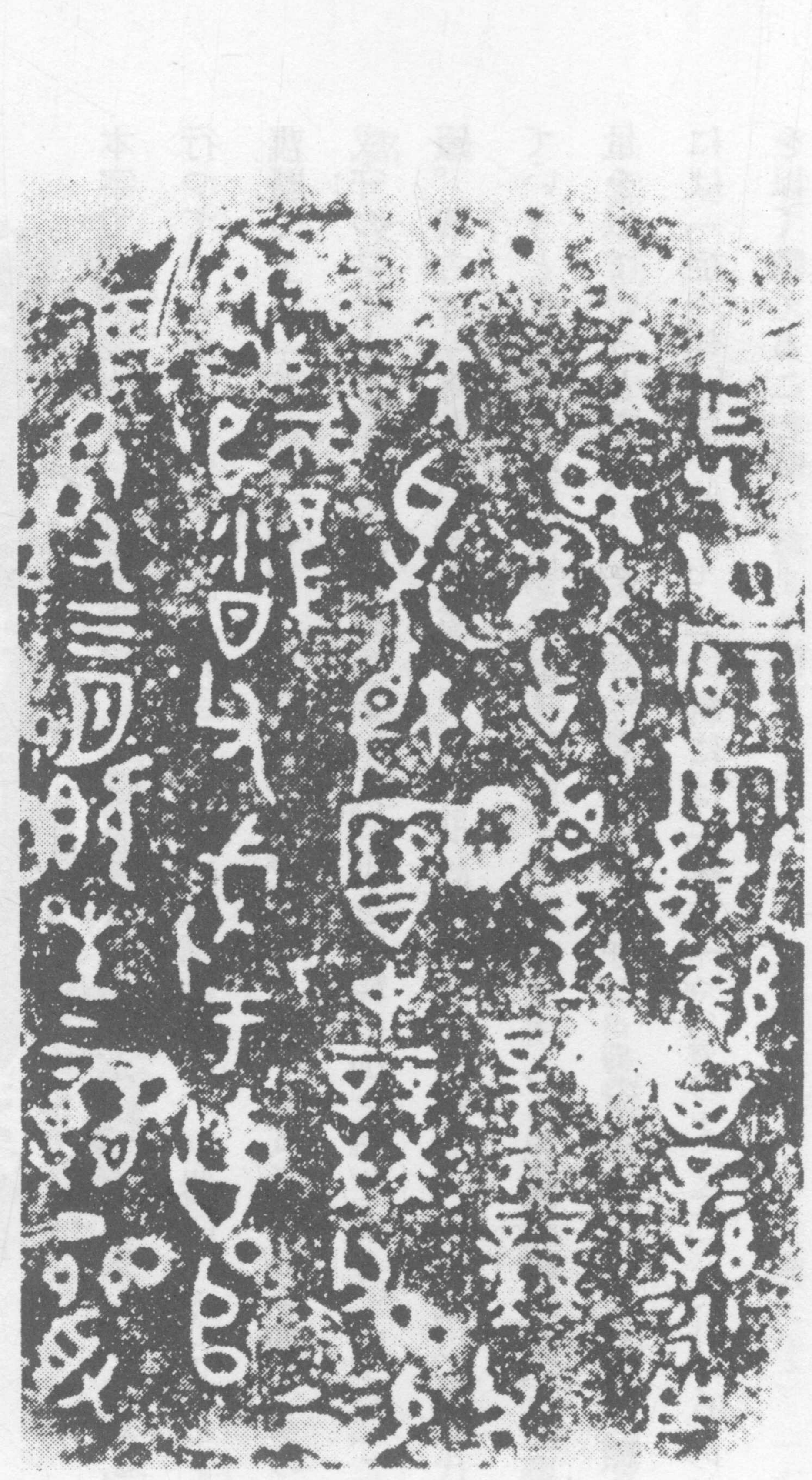
佳十又三月既生覇丁卯、臤從師雝父、戍于𠭯𠂤之年



臤觶

𩁹鼎に「佳六月既死覇丙寅、師雍父戍在古𠂤」とみえているが、兩器の日辰は同年に屬しがたく、この戍守は少くとも二年以上にわたるものであることが知られる。本器ではこれを大事紀年に用いているのであるから、おそらくその戍守の開始された年とみるべく、それならば四年後でなくては𩁹鼎のいう厤朔につづかない。この戍守が極めて大規模な、かつ重要なものであったことが知られる。厤朔に器銘を十二月の誤鑄としているが、自己の曆譜に適合しなければ「非僞器、卽銘有誤字耳」五・八という武斷な說で、顧慮するに足らない。かりに十二月とするも𩁹鼎は四年後の器となる。また𩁹鼎を臤觶より前とすれば、本器の十三月既生覇丁卯はその翌年に入りうるが、銘辭の表現からは臤觶を始駐の年とみるべきであろう。

文は大事紀年形式で、事功を記さず、下文に直ちに蔑𠂤のことを記している。おそらく戍守の功に



よるものであろう。臤は文中にその字が三見しているが何れも字形が明晰でない。古𠂤は遇甗にみえている。韡華にその地を、書序にいう亳姑、左傳にいう蒲姑の省とするが、「蒲姑商奄、吾東土也」昭九とあるように蒲姑は山東の地で、師雍父の作戰と方面を異にしている。𤔲鼎ではその地から猷すなわち甫に𤔲が使しており、その地は成周～甫を結ぶ南北の線上に近い地點と考えられる。

臤蔑曆、仲𡘋父易金

蔑曆は受身の語法。拾遺に字を勞歴と釋し、「王蔑某曆、言王勞某之行也」とする説がみえる。臤は師雍父に従つて戍守しているのであるから、蔑曆は師雍父から受けたのであろう。ところが金は

仲𡘋父から与えられている。師雍父は方面軍の總帥、仲𡘋父は臤の直屬する部將というような關係と思われる。

舊釋には多く𡘋を説文の業の古文と解するが、字形は稍しく違う。大系に字を競の異文とし、「𡘋當是競字之異、从大與从儿同意、大象人正面形、儿象人側立形」と論じ、競卣の競とこの仲𡘋父とは一人であろうとする。厤朔も同説である。しかし競の諸器中、一として字を𡘋に作るものなく、字もまた正側の差にとどまらない。いま字のままに隷釋しておく。

臤拜𩒨首、敢對䫉𡘋父休、用乍父乙寶旅彝、其子〻孫〻、永用

父乙の器を作つており、臤もまた東方出自の族であることが知られる。旅器を作つているのも、そういう關係が背景にあるものと思われる。

訓　讀

これ十又三月既生霸丁卯、臤、師雍父に従うて古𠂤に戍るの年、臤、蔑曆せられ、仲𡘋父、金を賜ふ。臤、拜して稽首し、敢て𡘋父の休に對揚して、用て父乙の寶障彝を作る。それ子〻孫〻、永く用いよ。

參　考

銘文を右行に書する例は非常に少い。卜文には龜版にしても獸骨にしても、中央より兩端に向つて右行左行に字を刻するが、金文にはそういう條件はない。あるいは器が雙器である場合、その左器に施すということがあつたかも知れない。

器の字迹はかなり崩れており、僞刻と思われるものであるが、師雍父關係の一資料として收錄しておく。おそらく原刻の器があつて、それを摸したものであろう。

臤の家は殷系の古族であるらしく、殷器と思われる遺品が數器殘されている。

1、臤觥　「中子𡗝弜乍文父丁障彝　𢍰　臤」　器蓋二文故宮・二四期 日本・二六四」 三代・一八・二一 書道・三〇」 殷金文・六二

2、臤觶　「[illegible]𡦹婦貝衧規、用辟日乙障彝　臤」三代・一四・三一 殷存・下・二六」 殷金文・二三

3、臤毀　「規易隹玉、用乍且癸彝　臤」貞松・五・一三 三代・七・二二」 文錄・三・二八 殷金文・二六

4、臤毀　「臤　父癸」 窸齋・七・七 奇觚・三・三 小校・七・五九 三代・七・四

5、臤鼎　「弜乍文父丁[illegible]　臤　𢍰」故宮・上・一九 通考・二二」窸齋・三・一三 殷存・上・七 小校・二・四九 三代・三・一四」 殷金文・六二

6、臤鼎　「臤　父丁　𢍰」三代・二・三八

右六器中、1は故宮舊藏の器であるが、わが國に將來された。器蓋に特色ある垂尾の夔鳳文を配し、冠飾にも身毛上部にも刺狀の飾りをつけ、古色に富む。これと殆んど同形同文様の一器日本・二六三

があり、それには「文父丁、[illegible]」という銘がある。文父丁の名號が同じであり、中子𡗝弜は[illegible]標識の家と關係があるらしい。5は通耳高七五・九糎、深三七・八糎、腹圍一七五・二糎、重さ六三・六五粁という堂〻たる大鼎で、口緣と足に饕餮を飾る。大盂鼎の器制はこの系統に屬する。これらの器によつていえば、臤は殷の名望であつたらしく、臤觶の臤はその後であろう。臤觶は右の諸器に比べると時期はかなり下り、臤は師雍父の指揮に従つて南夷の征戍に赴いている。おそらく成周庶殷の一であると思われる。

師雍父の名のみえる器には、以上三器のほか、なお罍卣がある。宋代著錄の器である。

＊罍　卣

器名　淮父卣博古　稯卣積古

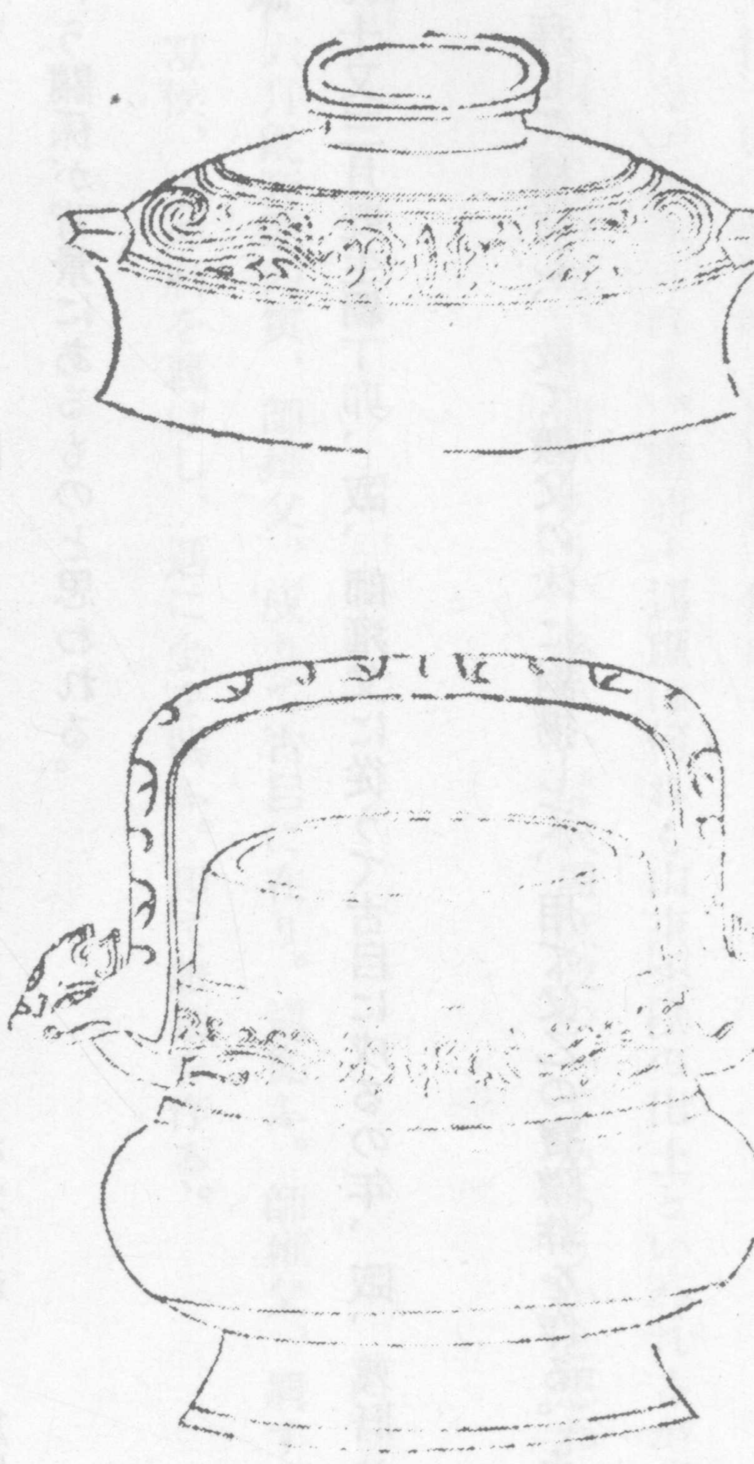
時代　穆王大系　宣王厤朔

器影　博古・一〇・三二　大系・一七一

銘文　薛氏・一一・七　嘯堂・上・三八　復齋・一八　積古・五・七　攈古・三之一・一五　大系・三三

考釋　全上古・一三　大系・六〇　文錄・四・一六　文選・下三・一一

器制　博古にいう。「通蓋高六寸八分、深四寸四分、口徑長三寸九分、濶二寸九分、腹徑長五寸八分、濶四寸七分、容二升三合、共重五斤一兩、兩耳有提梁、蓋與器銘共八十二



𨟻卣

字」。圖様によると腹部の含らみが大きく、器形は靜卣に近い。口下・蓋上に優雅な長身の夔鳳帶文がある。兩耳犧首、蓋に兩角あり、角は盂卣のように小さく斜に突出している。競卣一・彔戜卣などと相似た器制である。

銘文　器蓋二文　器四行四二字　蓋六行四二字

𨟻從師雝父、戍于古𠂤、蔑曆、易貝卅寽

巻二　一九五～一九六



𨟻卣器銘

𨟻を宋刻に穆、師雍父を師淮父と釋し、博古に「穆與淮父、索諸經傳、悉無所見」という。積古には𨟻を稢と釋する。稢は宋玉の風賦に「枳句來巢」とある枳句の本字で曲木をいう。いま郭釋により𨟻と釋しておくが、字形は禾、すなわち軍門の前で祝禱などを行つている象で、聲義未詳。古𠂤は遇甗・臤觶にみえ、兩器にいうところと同じ征役である。蔑曆の上に「競蔑曆」競卣・「臤蔑曆」臤觶のように、受賞者の名を加えるのが普通である。古𠂤の戍守の功によつて、旌表されるをいう。卅を舊釋に山と釋するも、積古にこれを訂している。寽は鍰。積古に「寽鋝也、鍰之省、貝當以朋計、而此曰卅鍰者、周時或以泉貨代貝也」と述べ、寽を以ていうときは泉貨の意であるとするが、寽は必らずしも泉貨をいう語であるとは限らない。凡そ重量を以ていうときは、「金百寽」禽段・「絲三寽」曶鼎のように、金・絲の類も寽という。本來は金には「金一勻」三代・四・七・一、絲には「絲束」守宮尊のように、それぞれの助數詞がある。貝を寽を以て數えることは、あまり例をみない。

巻二　一九七～一九八

𨟻拜頴首、對䝨師雝父休、用乍文考日乙寶隣彝、其子〻孫〻、永福　〓

福を宋刻に寶と釋するが、積古には福と釋する吳東發の說をとっている。

吳侃叔云、卽福字、古文福亦作富、祭統云、賢者之祭也、必受其福、非世所謂福也、福者備也、百順之名也、故作祭器、特以示子孫焉

吳氏はまた銘末の一字を哉とよみ、

末一字闕釋文、博古釋爲立戈形、亦未審其音義、古文載哉皆作𢦏、爾雅釋詁、𢦏間也、銘云、其子孫永福哉、是辭之間也

という。阮氏も「按此說雖未確、存之以備異義」としているが、銘末の〓形はいわゆる圖象標識で、文字ではない。福は邾大宰編鐘「眉壽多福」の福も、この字と同じく宀に從うていて明らかに福の異文であるが、郭氏はこの文においては寶の假借であるとしていう。

此假爲寶、古音輕重脣無別、福寶爲雙聲、而之部與幽部、聲亦相近、故可通假

しかし福寶通假の例をみず、字のままで通ずるところである。叔夷鐘に「不顯皇且、其乍福元孫、其萬福屯魯」とあるのと同じく、嘏辭と考えてよい。

銘末の圖象標識は立戈形系統のものであるが、この形のものは多くない。

父癸甗「〓旅父癸」陶齋・二・六一　恒軒・九九　攈古・上・五五　愙齋・一七・二　殷存・上・九　綴遺・九・一八　小校・三・八八　三代・五・四・三

は、この氏族の器であると思われる。これまた東方系氏族の餘裔である。

九一、彔段



彔段

器名　伯淮父敦攈古　伯雝父段愙齋　彔文且段三代

時代　成王通考　穆王大系　宣王厤朔

收藏　「山東濰縣陳氏藏、得之都市」攈古　「泉屋藏」泉屋

著錄

器影　泉屋・一〇五　海外・二四　大系・八三　通考・二七八　通論・五四　日本・一〇八　二玄・二一九

銘文　攈古・二之三・六九　從古・一五・二〇　奇觚・三・二七　愙齋・一一・一五　周存・三・四八　簠齋・三・五　大系・三四　小校・八・三六　三代・八・三五・三　書道・六三　河出・二一九　二玄・二一八

考 釋　窓齋賸稿・四四　大系・六三　文錄・三・二八　文選・下二・一七　通考・三三九　通論・三六

器 制　通論にいう。「通蓋高一九・一糎、蓋器各飾鳥紋一道、兩耳爲鳥形、有珥」。柔軟な垂尾の夔鳳帶文を飾る。珥上に雞首があり、「作寶障彝段」・「夔紋段」通考二七二、二七三等と同じ形式である。

銘 文　器蓋二文　各五行卅二字



彔段器銘

白雝父來自猷、蔑彔曆、

易赤金

遹（𢼸）・睂・臤の器ではすべて師雍父とよび、彔の諸器では伯雍父と稱している。何れも猷と往還しているのは、彔戜卣に「淮夷敢伐內國、女其以成周師氏戍于𠧟𠂤」とあるように、淮夷の侵寇に備えたものであるが、器群によつて雍父の稱が異なるのは時期が異なるか、雍父に對する關係の相違によるものか、その何れかであろう。おそらくこの征戍は、宗周鐘にいう邵王南征を頂點とする長期にわたる作戰であつたと考えられるので、いま雍父の呼稱の相違は時期の相違を示すものとみておく。彔戜卣にみえる作戰は成周の師氏を動員する大規模なものであり、おそらくそれへの恩賞を記すとみられる彔伯戜段の賜物は、車服の盛を極めている。淮夷との戰鬪が激甚を加えてからの器であろう。このとき伯雍父は自ら猷に赴いており、その作戰の據點である古𠂤に歸來したとき、彔の戰功を旌表し、賜賞を與えているのである。赤金を賜うことは、麥方鼎にその例がある。

對敭白休、用乍文且辛公寶䵼段、其子〻孫〻、永寶

伯は伯雍父。窓齋賸稿にこの器にいうところを𢼸鼎の文と一時のこととし、「𢼸爲師雍父之子、疑彔爲師雍父之從子、故云對揚伯休」と述べて伯を伯父の義としている。𢼸鼎に「對揚其父休」とあるのでこのように解したのであるが、父・伯は何れも尊稱で、嚴父・伯父の意ではない。文且辛公は彔の祖父。彔戜卣では文考乙公の器を作つている。䵼は應公鼎に「䵼享」の語があり、䵼享に用いる器をいう。段・鼎の類は䵼彝に屬する器である。

訓 讀

伯雍父、猷より來る。彔の曆を蔑はし、赤金を賜ふ。伯の休に對揚して、用て文祖辛公の寶䵼段を作る。其れ子〻孫〻、永く寶とせよ。

參 考

彔には別に彔段一器があり、文考乙公の器を作つている。

＊彔段二

收藏　器、「烏程顧氏藏器」周存　「日本小川氏藏」貞松　蓋、「浙江嘉善黃蔣青安濤藏」擄古　「窓齋藏」窓齋　「吳縣吳氏藏」周存

銘文　器、貞松・五・二一　周存・三・八一　三代・七・三六　蓋、擄古・二之一・四〇　筠淸・一・三二　窓齋・九・五　從古・一一・二八　貞松・續上・三七　周存・三・八一　小校・七・七四　三代・七・一九



彔段二蓋銘

器銘は二行一六字。「彔乍厥文考乙公寶障段、子〻孫、其永寶」。また蓋銘は「彔乍文考乙公寶障段」の九字を銘する。字迹は彔段と同じであるが、蓋銘の文字がすぐれている。彔戜卣にも文考乙公の器を作つており、文中に「伯雍父蔑彔曆」とあるから、彔戜と彔とは同一人である。以下に彔戜諸器を付記する。

＊彔戜卣

器 名　戎卣陶齋　彔卣貞松

時 代　成王通考　穆王大系　宣王厤朔

收 藏　一、「此器往歲見之都肆、與湞陽端氏藏器異」貞松　二、「湞陽端氏藏」周存　「東京、西村總左衞門氏藏」日本

著 錄



彔戜卣

器影　陶齋・二・三九　大系・一七三　日本・七六

銘文　周存・五・八　貞松・八・三三（別有一殘底）　大系・三三　小校・四・六五　三代・一三・四三　二玄・二三〇

考釋　韡華・庚上・三　大系・六一　文錄・四・一六　文選・上三・二七

厤朔・五・二

器制　陶齋にいう。「通蓋高八寸七分、深四寸二分、口徑長四寸八分、濶三寸八分」。提梁あり、兩耳犧首。蓋鈕平底、蓋に小さな兩角がある。器蓋ともに分尾の夔鳳帶文をめぐらしている。器は出土のとき破損しており、修復を加えたものだという。器制・文様とも、競卣一と似ている。貞松に、陶齋の器と異なるものをみたというから、同銘の器が二器あるのであろう。善齋に錄する彔尊も同銘であるが、これは器種が異なるものである。

銘文　器蓋二文　各六行四九字



彔𢦏卣蓋銘

王令𢦏曰、叡、淮夷敢伐
內國、女其以成周師氏、
戍于𠭯自

令は命。下文の賜賞は伯雍父から與えられているが、戍守は王命によるものであるから、王の親命の語を錄している。叡は發語。小臣謎𣪕・師旂鼎・也𣪕などでは、感動詞的に用いている。淮夷はこの器に初見。この期の諸器にみえる古𠂤の戍守は、この淮夷に對するものであり、宗周鐘にみえる南國・南夷東夷廿又六邦といわれるものも、概ね淮夷の屬であることが知られる。內國という語は他にみえず、內を伐とつづけて內伐と連語に用いる例が敔𣪕・陳騂壺にみえるが、いま內國とよんで、王の直接支配の及ぶ近畿の地とみておく。淮域上流の地は成周の西南に當り、伊洛の地は淮夷の侵寇を受ける危險があった。

成周師氏を大系に師雍父すなわち伯雍父その人と解していう。

古師氏職、本司軍旅、其位頗高、師氏卽伯雝父、故又稱師雝父、師繄其職、伯繄其爵、或字、周禮師氏職、文甚訂餖、半敍爲師保之師、半敍爲師戍之師、其經劉歆改竄、爲無疑

もし郭説の如くならば、王は彔伯に命じて師雍父の軍を統率させ、しかも彔𢦏は部下である伯雍父におこうとしているが、それにしても同列の部將から蔑曆を受けたものとは解しがたい。以は通訓によって率とよむべく、成周師氏とは成周にある殷の八𠂤をいう。成周の八𠂤は殷の餘氏をこの地に遷して編成されているもので、各師に師長があり、師氏と稱した。この文によれば、彔はそれらの師氏を統率するものであるから最も威望ある家柄とみるべく、おそらく天子聖と稱した彔父の後であろう。それで成周の師氏を率いて淮夷の討征に向うに當り、王は特に親命してこれを送ったのである。勿論、方面軍の總司令としては周の武將が全軍の董督に當っており、その人が伯雍父である。伯雍父は師雍父と同人であるが、師・伯のように稱號が異なるのは、時期が異なるからであろう。今次の作戰は成周の師氏を動員する大規模なもので、師雍父諸器にみえる戍守と異なるものと思われる。ただ淮夷に對する作戰であるから、基地としては同じく古𠂤が充てられている。

白雝父蔑彔曆、易貝十朋、彔拜韻首、對𠭯白休、用乍文考乙公寶障彝

文考乙公は彔の諸器にもみえる。ただ彔伯𢦏𣪕では「文考釐王」と王號を稱している。彔が尋常の家系のものでないことが知られる。

訓讀　王、𢦏に命じて曰く、叡、淮夷敢て內國を伐つ。女其れ成周の師氏を以いて、𠭯𠂤に戍れ、と。伯雍父、彔の曆を蔑はし、貝十朋を賜ふ。彔、拜して稽首し、伯の休に對揚して、用て文考乙公の寶障彝を作る。

參考　本器と同銘のものに彔𢦏尊がある。

＊彔𢦏尊　善齋・禮三・九一　故宮・下・二三三一　二五・三二一　小校・五・三八　三代・一一・三六

善齋にいう。「身高九寸半、口徑九寸、底徑六寸」。項下に犧首を中心として饕餮の帶文があり、三層の雷文を以て構成する古い形式のものである。銘は卣銘と行款同じく極めて似ているが、字の配置に異なるところがある。同銘の器であるから、文様の時期を考える上に參考となる。

＊伯𢦏𣪕



彔𢦏尊

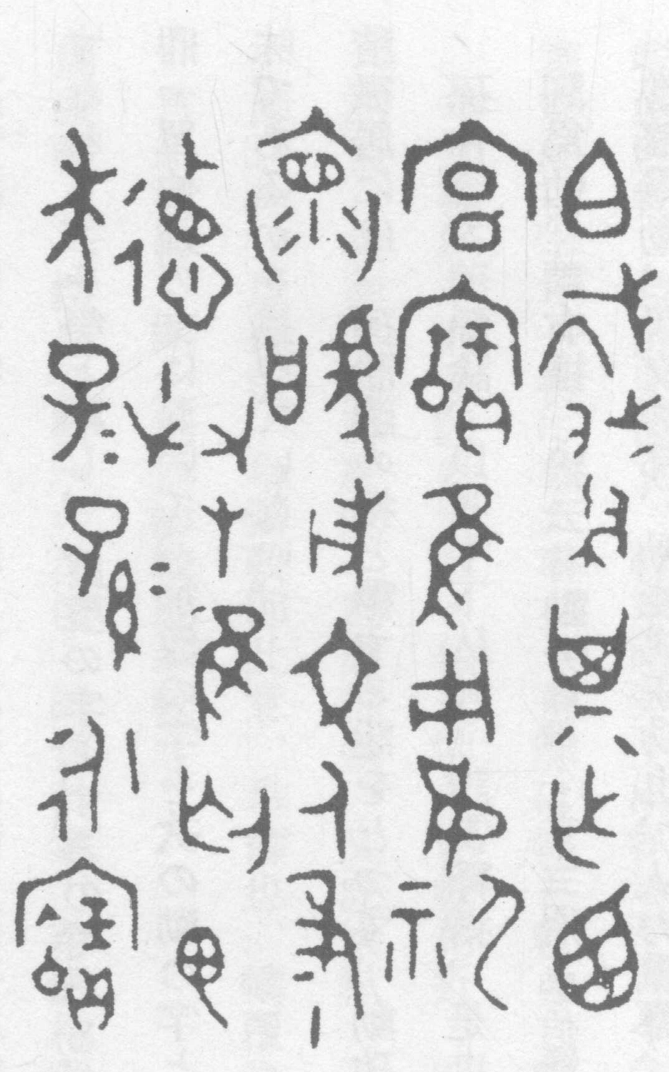
器名　西宮敦攈古　白𢦏作西宮敦小校

時代　成王通考　穆王大系　宣王厤朔

收藏　「山東濰縣陳氏藏」攈古

著錄
銘文　攈古・二之三・六一　大系・三五　小校・八・三二
考釋　餘論・二・二七　韓華・丙・三　大系・六四　文錄・三・二七　文選・上三・一二　積微居・一八九

銘文　五行卅一字



白戜𩁹其乍西宮寶

𩁹は肇。肇始と紹繼の義があり、嗣襲のはじめの作器に「𩁹其」・「啓諆」というものが多い。大系に「白戜𩁹」の三字で一讀とし、「言伯戜承嗣、乃作祭器也」というが、「肇作」あるいは「肇其作」というのが金文の通例である。

西宮は彔氏の廟名。天子聖すなわち彔子聖の後である彔氏は、當時なお諸宮廟を擁する大族であり、西宮もその宮廟の一であろう。

隹用妥神褱、唬前文人、秉德共屯、隹匄萬年、子〻孫〻、永寶

大系に隹用以下の九字を「當作一句讀、謂惟用綏神懷于前文人也、同例語亦見善鼎、曰、隹用易福唬前文人」といい、唬を介詞の乎と同字とみている。

唬字均用爲前置介詞、揆其音、當讀如乎、唐韻作呼訝切、得之、玉篇作呼交切者非是、說文唬下曰讀若髜者、乃後人所增、說文並無髜字也

金文の前置詞には于・弜・雩などがあり、乎系統の字を用いることはない。「綏神懷于前文人」という訓釋も、殆んど文義を成さぬものである。積微居には唬を動詞とし、效の假借字とする。

卷二　二〇七～二〇八

字在此、蓋假爲效、段鼎二銘、唬前人、秉德共屯、並謂效法前文人、以秉德共純也、叔毛鼎云、叔毛作朕文考𩓐伯𩓐姬𣪕鼎、用朝夕享孝于□、唯□學前文人秉德、學亦效也、唬與效、並古韻豪部字、故唬字得假爲效也

楊氏のいう叔毛鼎はその拓影をみず、文例を確かめがたい。思うに「唬前文人」とは、鐘銘に多くみえる「侃前文人」・「喜侃皇考」・「□侃先王」などに語例近く、唬は侃と同義の語と思われる。喜侃連文、「侃前文人」とは「喜侃前文人」で、「唬前文人」も同義。ゆえに上句の「妥神褱」と「唬前文人」とは對文を成す。上下二句づつ、緊接する句法である。

共屯の二字殘泐、攈古に缺釋とするが、「秉德共屯」は善鼎にもみえる慣用句である。匄は匄求。卜文にもみえる。上文の人とこの句の年と、韻をとつているようである。

訓　讀

伯戜肇めてそれ西宮の寶を作る。これ用て神懷を妥んじ、前文人をたのしましめむ。德を秉ること恭純、これ萬年を匄む。子〻孫〻、永く寶とせよ。

參　考

器影を傳えず、銘も摹勒による。字迹は彔𣪘の緊湊體より、彔伯戜𣪘の疎緩平板に赴いているようである。

九二、彔伯戜𣪘

器　名　彔伯戒敦攈古　彔伯戎敦愙齋

時　代　成王通考　穆王大系　宣王厤朔

收　藏　「呂堯仙藏器」愙齋

著　錄

銘文　攈古・三之二・五一　奇觚・四・一六　愙齋・一一・二　周存・三・一八　大系・三五　小校・八・七五　三代・九・二七・二　河出・二一八　二玄・二三

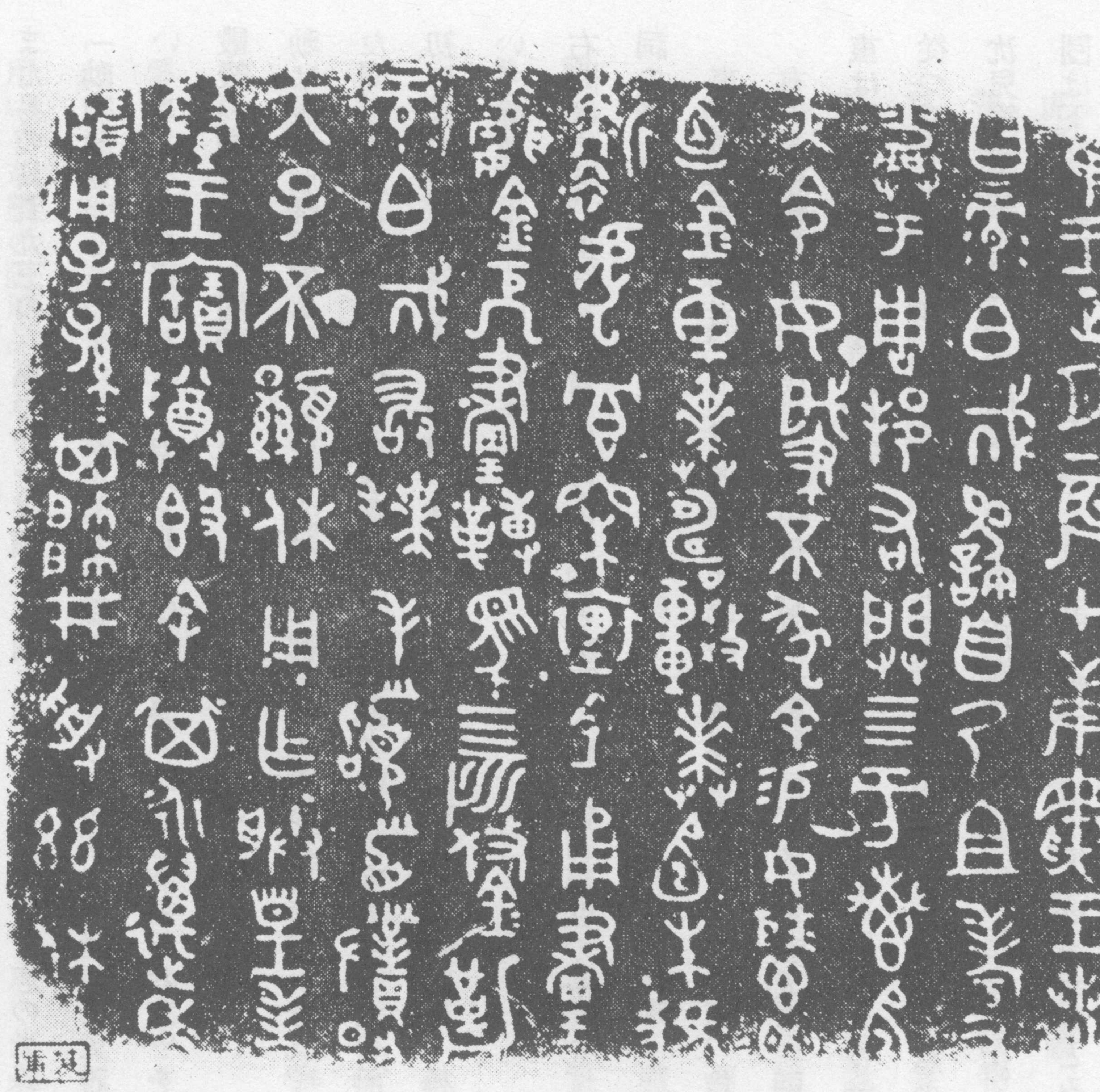
考　釋　餘論・三・三三　韡華・丙・三三　大系・六二　文錄・三・八　文選・上三・一二　厤朔・五・一　積微居・一九，二七四

銘　文　一一行一一二字。攈古に「右銘文一百十二者、凡二器」というが、攈古・周存は盂文、他の著錄もみな同じ鑄銘であろう。

隹王正月、辰才庚寅、王若曰

「辰在」は令彝以下の諸器にみえる。「王若曰」は王の冊命の語。下文に車服賜與のことがみえて

卷二　二〇九～二一〇



おり、このとき冊命の廷禮が行なわれているはずであるが、その記述は略されている。王若曰以下は、史臣がよみあげた冊書の文である。大盂鼎・趞鼎はこの形式のもので、趞鼎には簡略ながら廷禮の記述がある。

彔白戜、繇、自乃且考、又揞于周邦、右闢四方、叀囥天令

彔伯戜の先人が周室を翼賛した事功

を回顧する文である。彔伯𢦏は他器に彔・彔𢦏・伯𢦏と稱しているもので、彔伯𢦏がその完稱である。彔氏について、大系にいう。

彔國、殆春秋文五年楚人滅六之六、舊稱臯陶之後、地望在今安徽六安縣附近、彔國在周初、曾與周人啓釁、大保𣪘、王伐彔子耶、其證也、此言乃祖考有聞于周邦、佑闢四方、叀圅天命、則𢦏之先人、復曾有功于周、葢彔子耶被成王征服後、即臣服于周、有所翼贊也

すなわち臯陶の後と傳えられる安徽の六を彔に充てている。大保𣪘にみえる彔子耶は、天子耶觚において天子耶と稱しているものであり、周に對して敢て天子と稱するものは、殷の後にして周に服しなかつた彔父の外には考えがたい。ゆえに本器においても、彔伯𢦏はなおその父を䵼王と稱しているのである。劉心源は「周䵼王子而封于彔者、可補內外傳之闕矣」というが、彔が周室の王子ならば、下文に「自乃祖考、又𢷋于周邦」というはずはない。

䋣を擵古に譎、愙齋に謠、奇觚・小校に䋣と釋する。剔抉が十分でないが、䋣と釋すべき字である。奇觚に「䋣即謠、即䋣、即鷂亦即猷、……猷者發語辭、大誥、王若曰、猷、馬本作䋣」と猷と同語とし、また宜侯矢𣪘「䋣、侯于宜」・師寰𣪘「淮夷䋣我帛晦臣」の䋣字とその結構が同じく、積微居にも

按䋣爲歎詞、爾雅釋詁云、䋣於也、郭注、䋣辭、䋣與銘文之䋣同、爾雅訓䋣爲於者、於乃書堯典、僉曰、於䋣哉之於、亦歎辭也、猷與䋣古音同、故今本尙書多作猷、……大誥之猷大誥爾多邦、釋文引馬本作大誥䋣爾多邦、正義引鄭本猷亦在誥字下、……王引之不知馬本之誤、謂大誥多士多方之猷告、皆當爲告猷、誤矣

卷二　二一一～二一二

と論じている。金文にみえる感動詞としては𠭯・䋣・𠂇(於)・烏虖などがあり、𠭯の外はみな一系の音である。

乃は二人稱領格。𢷋は難解の字で、擵古に婚と釋するも文義に合わず、愙齋には「以文義釋之、似勞字之古文、未敢定也」と勞と訓すべきかとし、王國維毛公鼎銘考釋にその釋を用いている。大系にまたその說を承けていう。

𢷋字亦見毛公鼎與單伯鐘、二器均言𢷋堇大命、舊釋勞、無說、孫詒讓釋𢷋、謂从廾古文昏省聲、王國維釋勞、謂象兩手奉爵形、古之有勞者、奉爵以勞之、故以兩手奉爵、按以爵勞爲是、葢以兩手奉爵、爵亦聲也、僅言兩手奉爵、可以爲飮、可以爲獻、不必便是勞、唯以爵爲聲、始能定其音讀、古昏字、……象人首爲酒所亂、而手足無所措之形、此單從爵、不得釋爲𢷋字

すなわち字を勞と釋し、爵聲の字とするのであるが、その音義の關係を說いていない。また毛公鼎・單伯鐘の文において、加爵の字を次の勤の字と連ねて「𢷋堇大命」というのは、どういう意味であるかを述べていない。

積微居には、孫詒讓の𢷋と釋する說をとつて、勳功の意を示す語であるという。

孫仲容古籀餘論、以其字下从廾、謂當釋𢷋、是也、惟孫君據書盤庚云、不昏作勞、鄭君注昏爲敃、訓爲勉、謂有𢷋、猶云有勤勞餘論・上・三四、單伯鐘 中・三一、彔伯𢦏𣪘葢、二跋義嫌迂曲、余則謂𢷋字當讀爲勳、說文力部、勳能成王功也、从力熏聲、昏與熏、古韻同在痕部、故二聲之字、可相通假

また易の艮卦九三の「薰心」を虞翻本に閽に作り、後漢書百官志の光祿勳を劉昭注に胡廣を引いて「勳猶閽也」とし、また楚辭思美人の纁黃は抽志の黃昏と同義、詩大雅召旻の昏椓はまた薰胥ともいうことなどを證にあげ、金文としては師𣪕𣪘「乃祖考有𢷋于我家」を文例として引いている。師𣪕𣪘の文は本器と同例である。

勳は後の形聲字であり、字の初文はこの器銘にみえる奉爵の字がそれであろう。字は昏の初文、また閈の初文と形近く、何れも雙聲もしくは疊韻である。字義もまた奉爵のことと關係がある。昏の初形については孫詒讓に詳論があり、餘論に收めた本器銘の考釋は、殆んどその考證に費やされていて餘蘊がない。

右闢は佑闢。叀圅を愙齋・小校に惠宏と釋し、他は概ね惠弘の字を充てている。積微居に、叀を虛詞の惟と解する說がある。

叀疑與惟同、知者、甲文叀與隹、二字皆用爲語首助詞、用法全同、隹惟古今字、左傳襄公廿六年、有寺人惠牆伊戾、服虔云、惠伊皆發聲、叀與惠同、文云叀弘天命、即惟弘天命也

叀は卜文においては語詞に常用される字であるが、この文では上句の「右闢」二字は實字であり、從つて下句の「叀圅」もまた二字實字とみるのが妥當である。叀は惠の初文。大克鼎「叀于萬民」・沇兒鐘「惠于明祀」・王孫遺者鐘「惠于政德」などの例によつて確かめうる。圅は下文の𠦪圅の圅と同字で、これを弘と釋するものは𠦪圅を𠦪鞃とみるのである。弘は卜文・金文にその字があり、圅中の弓は弘の形ではない。字形からいえば圅は弓を韔中に入れた象である。

卷二　二一三～二一四

それで積微居には、字の本義を韔、ここでは假りて當の義に用いたものだという。

右闢四方、惠當天命者、右助也、闢開也、惠與惟同、此謂彔伯𢦏之先人、輔助周家、開闢四國、有合於天命也、𠦅伯𣪘云、王若曰、𠦅伯、朕丕顯且文武、膺受大命、乃祖克𠦪先王、異自他邦、又𠂤于大命、說文云、𠂤相當也、彼文云、有𠂤大命、此云、惟當天命、字雖不同、其義一也

思うに圅の本字本義が、下文において韔として用いられているのであるから、その音を假るとすれば張などがそれに當る。惠圅とは惠張、文獻に皇張というのと同義である。四方を佑闢するに對して天命を皇張するをいう。

女肇不家、余易女秬鬯一卣・金車・𠦪𩰪較・𠦪圅・朱虢𣃔・虎冟熏裏・金甬・畫䡈・金厄・畫轉・馬四匹・鋚勒

肇には肇始と紹繼の義があり、この文で紹繼の意。金文に習見する肇𩰫の肇もその義である。家は墜の初文。上文に彔伯𢦏先世の翼贊の功を述べ、その事功を襲いで王室に勤める𢦏に對して、以下の賜賞を與えることをいう。

秬鬯は卑に秬と稱することもあり、呂方鼎に「秬三卣」の語がある。秬の字形は鬯に從う。金車以下は車服の具をいう。金車を賜うことは史頌𣪘・吳彝などにみえ、小臣宅𣪘では「金車馬兩」を賜うている。車服の賜與は後期の金文に多い。

𠦪𩰪較は覆飾のある較。𠦪は卜文・金文に祭名に用いられる字であるが、音は賁、假りて賁飾の義とする。𩰪は幬。愙齋に「華幬較、車衣也」といい、奇觚には「爾雅、幬謂之帳、說文云、單帳也、

較俗作較、詩淇奧釋文、較車兩旁上出軾者、古今注、重較重耳也、在車轝上重起如兩角然」という。愙齋は三字で一物にして車衣、奇觚は幬と較と二物とする解である。大系にいう。

華䳘較與毛鼎番段華繴較・伯晨鼎之䳘較相近、它器均單言華較、較乃車較上之覆被、續漢書輿服志上、乘輿、金薄繆龍、爲輿倚較、文虎伏軾、又、公列侯安車、倚鹿較、伏熊軾、均謂較上有續飾之物、以爲覆、華幬較卽此意、華飾也、幬覆也、繴說文謂捕鳥覆車、亦含覆義、故華幬較、又言華繴較、略之則爲幬較或華較

周禮輪人「幬必負幹」の注に「幬負幹者、革轂相應、無贏不足也」とあつて、幬とは革をかぶせることをいう。

較の制については、周禮攷工記輿人「以其隧之半、爲之較崇」、注に「較、兩輢上出式者」とみえ、孫詒讓の正義に

大夫以上之車、較上更以銅爲飾、謂之曲銅鉤、其形闓句、邊緣卷曲、反出向外、故謂之輒、自前視之、則如角之句、自旁視之、則高出式上、如人之耳、故謂之車耳、凡車兩旁、最下者爲輢、輢下付軨、象取下垂、故謂之輒、較在輢上、則象耳之上聳、是則車耳者、較輢之通名也

と説明している。これによると、大夫以上は較上に銅飾を施すのであるが、輿服志によると天子は金薄繆龍、公列侯は鹿較とする。幬には古く獸皮を用いることが多く、伯晨鼎では䳘は革偏に從つている。

華冋を愙齋に「冋疑鞃字之省文、華鞃朱虢卽鞹也」と下二字をつづけて一物とする。また奇觚には、

「此銘兩冋字、上爲宏、下爲鞃」と同じく鞃とみている。鞃とは軾の中靶である。大系に

冋卽鞃之古字、大雅韓奕、鞹鞃淺幭、毛傳云、鞃式中也、華冋言式中有所賁飾、卽鞹鞃、亦卽如文虎軾熊軾之類

という。華冋がいわゆる鞹鞃であるならば、較飾についで式の中靶の飾をいうものとなつて、前後の名物とも合し、一應問題はないようであるが、なお疑問は殘されている。冋を鞃に充てて解するのは假借としての解釋であり、その字形は弓櫜の象であるから、これを字の本義に卽して解することも可能ではないかと思われる。そこで積微居には、字をその本義において解しようとする説を試みている。

今按說文三篇上革部、鞃訓車軾中把、冋字形殊不類、鞃字之釋殆非也、考函皇父匜、函字象藏矢之器之形、以彼例之、則冋實象藏弓器之形、疑其爲韔字也、詩秦風小戎篇曰、虎韔鏤膺、交韔二弓、毛傳云、韔弓室也、說文五篇下韋部云、韔弓衣也、从韋長聲、冋字正象弓室藏弓之形、其爲韔字明矣

字は明らかに弓衣の韔であるが、器銘にいう賜物は上下みな車馬の具であり、ここにひとり韔を列するのは不類の嫌がある。

車馬の制は文獻の記すところだけではなお不明のところがあり、たとえば秦風小戎の篇にしても、注家の説の一致しないところが多いのである。小戎の三章に

俴駟孔群　厹矛鋈錞　蒙伐有苑　虎韔鏤膺　交韔二弓　竹閉緄縢

という句がある。この詩は一・二章にも車馬の装備のことを歌つており、厹矛・虎韔も車に装備した武具をいう。このうち「交韔二弓」については、傳に「交二弓於韔中也」とあつて注家は概ねその説に據つているが、韔中の二弓を交韔というのは不自然に思われ、交韔はあるいは較韔であろう。厹矛も蒙伐もみな車上に樹てる兵器であり、交韔もおそらく較間に著けて車上の用に供したものであろう。もしこのように解しうるならば、華䳘較の次に華韔を列していることも次第に合し、また韔を楊説のように字形のままに解くこともできる。いましばらく詩の交韔を較韔と解し、華冋を華飾のある較韔とみておく。

朱虢靳の靳を愙齋に韅かと疑い、他にも釋が試みられているが、王國維は未詳とする。大系にいう。

靳乃古靳字、馬之胸衣也、从衣、冗以象其形、上加束、斤聲、朱虢靳者、虢通鞹、言靳以皮爲之、其色赤

すなわち馬の胸衣とみるのであるが、靳ならば靲靷の類である。車具の賜與をいうときには、吳彝では金車・華冋・朱虢靳、番生段では華緐較・朱𩎟冋・靳、毛公鼎は金車・華緐較・朱𩎟冋・靳、また塱盨には駒車・華較・朱虢冋・靳のように、その次第には定めがある。車に次いで、皮革の類を列している。

銘文の虢は虢氏の虢と稍しく字形を異にするが、塱盨では明らかに虢字に作る。もと虎皮をいう語であろう。冟もまた虎皮を用い、それには裏をつける。愙齋に「虎冟卽虎韔、寀卽朱字之繁文」というが、虎冟を虎韔とするのは阮元の説で、孫詒讓は幎と釋しているが、何れも聲義の上から難點がある。大系にいう。

虎冟卽詩之淺幭、冟乃从皀冖聲、……周禮巾車作幎、儀禮既夕禮、禮記玉藻・少儀、均作幦、均音近之字、凡言冟必及其裏、裏之色、或朱或熏或幽、可見冟之爲物、其裏亦在當重觀瞻之處、詩言幭、禮記幎幦、均不詳其所在、毛傳說爲覆軾之物、鄭注說爲覆笭之物、均不類、說文則訓幭爲蓋幭、訓幦爲髤布、推許之意、乃謂輿蓋之幭、以漆布爲之也、知者許于幦引周禮、駹車犬幦、是明知幦爲車上之物、而幭字之見于詩與曲禮者、亦均車上物、則蓋幭自爲輿蓋之冪、無疑、今以彝銘徵之、許說至塙、凡彝銘言車上飾物、應有盡有、獨輿蓋未詳、而言冟必及其裏、則冟非蓋冪沒屬、蓋冪以漆布爲之、虎冟乃冪上畫以虎紋也、詩之淺乃假爲虦、禮之犬鹿羔狗者、均謂畫紋

積微居にも冟を幦と解し、玉藻・巾車の文を引いているが、犬鹿を畫文とする郭説と異なつて、これをその皮質とみている。

按凡羔鹿犬然豻者、皆是獸名、乃舉其質言之、謂以其皮爲之也、此云虎冟、與玉藻之羔幦鹿幦、巾車之犬冟然幎豻幎、文例正同、幦字又通作幭、詩大雅韓奕篇云、鞹鞃淺幭、毛傳云、淺虎皮淺毛也、幭覆式也(覆式卽覆笭)、然則此文之虎冟、卽詩文之淺幭、此以華冋與虎冟連言、猶詩文以鞹鞃淺幭連言也、器文作冟者、……與幦幎音同、故假冟爲之也

郭氏は車輿の蓋冪とし、楊説は覆笭とみるものであるが、その大小や用途からみて覆笭とする方がよく、虎鹿も皮質をいうものとすべきである。從つて華䳘較以下はみな、較・軾など車輿の前部に用いる革製の附屬品となる。

寀を奇觚にあるいは熏の異文であろうかとする。朱に從う字であるが、上文の朱と字形が異なる點に問題がある。劉氏はいう。

按牧敦寅敦、皆云虎冟熏裏、熏卽纁省、攷工記、鍾氏染羽、以朱湛丹秫、三月而熾之、淳而漬之、三入爲纁、爾雅、三染謂之纁、注、染纁者、三入而成、爾雅郭注、纁絳也、儀禮士冠禮、纁裳、注、以朱爲四入、疏引詩毛傳、朱深纁也、知朱深於纁、此从內、非穴、……內入通用、是合入朱二字、會意、纁三入、朱四入、朱必由纁而入、故入朱者必纁、然則寀、卽纁之古文矣、故牧敦作熏从火、乃古文火字、卽說文之熏、寅敦作熏、亦同、而呂薛皆以爲束、釋爲練、非也

この說は朱の染法よりして說くもので、寀は入朱の義であるから熏の初文であるとする。熏字の主要な要素である東形は朱と形が近く、同源の字である。寀の上部を劉氏は內にして入の意とするが、おそらく熏蒸の際の上部の排氣孔を示したもので、朱を烝して色を深くする象であろう。深字の從うところもそれであろうと思われる。從つて寀と熏とは同じ染色の法を示すものであるが、ただ熏は橐中に入れてこれを燒き、寀は熏蒸して朱をとるもので、その相違が字形に出ているわけである。他の器銘には多く虎冟熏裏の名があり、劉氏はこの字をも熏と釋したのであるが、字はやはり朱の異文とすべきである。その字は卯段にもみえ、

焚白乎令卯曰、載乃先且考、死嗣焚公室、昔乃且亦旣令乃父死嗣葊人、不淑、取我家寀、用喪

とあつて、卯の先人の不淑のとき焚伯はその家の朱を賜うて送葬に供せしめたことを記している。本器の上文に朱虢靳の語があり朱の字がみえているが、寀は卯段の文では熏とは釋しがたい字であ

り、やはり朱の異文とすべきである。

金甬を愙齋に「金甬卽金鐘、鐘說文作銿、此其省文也」という。楊樹達も番生段の金童を例として車飾の鈴であるとし、鐘銿一字であることを論じている。甬は象形初文、童は鐘の省文とするのである。郭氏は輿服志にいう「乘輿龍首銜軛、左右吉陽筩」の筩にあたるものだという。軛端の鉤のところにつける鈴飾である。

畫轄は說文一四上に「車伏兎下革也」というもので、伏兎は軫や軸を固定するところであるから、それらを結ぶ畫飾ある革帶をいう。轄の字釋については、奇觚二・四七、毛公鼎條に詳說がある。大系に「轄者伏兎下之革帶、後縛于軸、前縛于衡」というが、字を聞とし、これを轄に假借したもので、衡を縛するには別に畫轉を用いたように思われる。畫轉は下文にみえる。

金厄を愙齋に「卽詩所謂鞗革金厄也」、また奇觚に詩の傳箋を引いて「詩韓奕傳、厄烏蠋也、箋、以金爲小環、往〻纏搤之、疏、以金按轡之端、如厄蟲然也」毛公鼎條という。厄は器の象形。濬縣出土の遺品の中に、その形のものがある。

畫轉は愙齋に「亦車飾也」という。說文に「轉、車下索也」とみえる。奇觚に「畫轉者、以革襄軛而畫之」とし、說文「轉、軛襄也」を引くが、金厄をさらに畫轉を以て結ぶことはないように思われる。

馬四匹の四匹は合文。鋚勒は班段にみえる。奇觚に「鋚勒卽詩鞗革、說文、鋚轡首銅、無鞗字」三・一四という。轡首のあたりにつける金具で、馬具に屬するものであるから馬匹の後にいう。これを

以ていえば、上文の朱虢靳は馬衣ではないわけである。

以上、すべて車馬の屬をいう。車服賜與の例としては、時期の最も早いものである。

彔白𢦚、敢拜手䭫首、對䚄天子不顯休、用乍朕皇考盠王寶隮段

盠王を奇觚に「周盠王」と解し、今の周の世系にはこれを脫しているので、外內傳の闕を補うべきものであるというが、彔は周室の人ではない。愙齋に「皇考盠王、僭詞也、彔伯之考、不應稱王也」という。王國維は「古諸侯稱王說」觀堂集林・補遺九を作つて、矢白彝の矢白を矢王鼎・散氏盤に矢王と稱し、また乖伯段に「朕皇考武乖幾王」という例をあげ、本銘も諸侯にして王と稱したものとする。しかしすべての諸侯が、當時において王と稱しえたのではなく、王號を稱するものには、それだけの傳統上の理由があつたのである。

郭氏は王說を承けて、彔𢦚卣にみえる文考乙公を廟號とし、盠王はその生稱であるとした。周初に諡號なしとする立場からの論である。

彔𢦚之考爲乙公、此復稱盠王、蓋乙公乃廟號、盠王乃生稱、舊說多以甲乙爲生名、譙周則以爲廟主、云、夏殷之禮、生稱王、死稱廟主、今以卜辭考之、凡祭祖妣父母、均稱甲乙、而諸婦祔祭、則稱姓字、蓋婦無專廟、故無廟號也、今改從譙說、彔伯父稱盠王、與乖伯段乖伯父稱幾王同

本器も乖伯段も、何れも先考に王號を稱しており、王號は生死を通じて用いる。金文において、西周諸王の外に王號をいうものは、周室とあまり親緣關係のない外藩であり、それも特殊な傳統をもつ家に限られていたようである。いま彔伯𢦚の例を以ていえば、彔氏は殷の王子彔父の後と思われ、

金文に天子耶・彔子耶と稱する家である。あるいは二王三恪の後などに、この稱が用いられていたのかも知れない。戎種などには、かえつて尊號を稱するものもあつたようである。

余其永邁年寶用、子〻孫〻、其帥井、受兹休

文末に子孫の寶用を命ずる語をおくのは普通であるが、上に「余其」といい、下文に子孫の帥刑を命じている。邁は萬。帥刑は準則として奉循する意、中期以後にみえる語である。休は休榮。末辭としては稍しく異例の文である。

訓　讀

これ王の正月、辰は庚寅に在り。王、かくのごとく曰く、彔伯𢦚よ。繇、乃の祖考よりして周邦に勳あり。四方を佑闢し、天命を惠張す。女、肇ぎて墜さざれ。余、女に秬鬯一卣・金車・賁幬較・賁幃・朱虢靳・虎冟寀裏・金甬・畫轄・金厄・畫轉・馬四匹・鋚勒を賜ふ、と。彔伯𢦚、敢て拜手稽首し、天子の丕いに顯かなる休に對揚して、用て朕が皇考盠王の寶隮段を作る。余はそれ永く萬年まで寶用せむ。子〻孫〻、それ帥刑して、茲の休を受けよ。

参　考

西周後期に車服賜與冊命形式金文が成立してくるが、それは西周の支配體制の完成を示すものと考えられる。この器銘は、冊命形式をもたないその先驅的形式を示すものといえよう。車服の賜與は、

周に朝見、見事する諸族に對してその行を盛にするというような事情から起つたものと思われ、そのような儀禮は、たとえば周末の詩であるけれども、大雅の韓奕に生彩ある描寫がみられる。字迹は彔𣪘等の典雅な緊湊體のものと異なつて、濶大平板な書法である。これに篆意が加わつてその婉通をえたものが宗周鐘、下つては頌器・克器の樣式として展開してゆくものと思われる。

以上、競卣・𣪕鼎以下、伯屖父・師雍父・伯雍父の諸器を列したが、それらの器は時期相近く、合せて考うべき問題が多い。斷代に關係諸器十器をあげ、その關係を論じている。いまその必要事項を標記する。

甲、遇甗　隹六月既死霸丙寅、師雍父戍在古𠂤、遇從、師雍父肩、使遇事于𢦚侯　　師雍父　𢦚侯　古𠂤　遇

乙、𣪕鼎　隹十又一月、師雍父省道、至于𢦚、𣪕從　　師雍父　𢦚　𣪕

丙、𣪕鼎　𣪕作寶鼎三代・二・四二・八　　𣪕

丁、𦉢卣　𦉢從師雍父、戍于古𠂤　　師雍父　古𠂤

戊、臤尊　隹十又三月既生霸丁卯、臤從師雍父、戍于𠂤之年、臤蔑曆、仲𩰫父易金　　師雍父　𠂤　仲𩰫父

己、彔𣪘　白雍父來自𢦚、蔑彔曆　　伯雍父　𢦚　彔

庚、彔𢦏卣　王令𢦏曰、𠭰、淮夷敢伐內國、女其以成

周師氏、戍于𠂤、白雍父蔑彔曆　　伯雍父　𠂤　彔𢦏　淮夷

辛、競卣　隹白屖父以成𠂤卽東令、戍南夷、正月既生霸辛丑、在䢅、白屖父皇競　　伯屖父　䢅　競　南夷

壬、競𣪘　隹六月既死霸壬申、白屖父蔑御史競曆　　伯屖父　競

癸、縣改𣪘　隹十又三月既望、辰在壬午、白屖父休于縣改曰、𠭰、乃巩縣白室　　伯屖父　縣改

陳氏は以上の資料に本づいて、次のような總括を試みている。

1、師雍父と仲𩰫父とは、戊によつて同期の人であることが知られる。
2、伯屖父と競とは、壬によつて同期の人であることが知られる。
3、伯雍父と彔とは、己・庚によつて同期の人であることが知られる。
4、師雍父と伯雍父とは同一人であるから、1、3を合することができる。
5、師は官名、伯は尊名で雍がその名である。同様に競・仲𩰫・仲𩰫父は一人である。なお考釋上の問題として、次の諸點を論じている。
6、𢦚は甫にして、安徽阜陽縣西北の胡城である。
7、古𠂤とは詩の揚之水篇にみえる許であろう。
8、諸器の時代はほぼ康王期後半に屬し、うち己・壬の二器はその器制が成王期に近い。
9、甲は山東萊陰の出土で、當時すでに周軍の駐屯をみていた地である。

以上の九點は試みに陳氏の說を要約したものであるが、それらは相互に關聯しながら、氏の彝器編年・銘文考釋の根據ともなつている。いま所論の便宜上、右の項目を逐うて小批を加えておく。

1・2・3はそれぞれ一器銘中にみえる人物關係で問題なく、4も𢦚を介して結合することができる。

5の競と𩰫父・仲𩰫父を同一人とすることは字形異なり、事迹の上からも何らの關聯もない。陳氏は「可能是不同的寫法」というが、競器はすべて洛陽北邙の出土で父乙の器を作つている。競と仲𩰫とは時期も稍しく前後があるらしく、𩰫の作器として陳氏もその名をあげている仲𩰫𣪘は、競器よりも時期が下るものである。

＊仲𩰫𣪘　「中𩰫乍寶𣪘、其萬年、子〻孫〻、永寶」頌齋・一〇　通考・三一五

器は失蓋。獸首銜鐶、項下に變樣の虺龍文一道があり、器腹との間に弦文を加えている。圈足部に斜格文を配し、下に短い四足がある。器制上、後期の𣪘と同じ。通考には器を宣王期の召伯虎𣪘琱生𣪘より後に列次している。この仲𩰫が仲𩰫父・𩰫父と一人とすれば、戊の臤尊を康王期におくことはもとより不可能であり、競・𩰫を同字異文、一人とみることも困難である。競・𩰫が相異なるものとすれば、戊を介して師雍父・伯屖父諸器を結合する媒介も失なわれ、辛以下三器は一應分離して考えるべきものとなる。この三器は、上の七器と銘文上に共通する要素をもつていない。陳氏は兩者の器を一群として扱い、南夷と淮夷の戍守を同一の事實とみているが、南夷・䢅・成𠂤と淮夷・古・成周師氏と、兩者の役は各〻異なる征戍である。前者は伯屖父、

後者は師雍父（伯雍父）がその總帥であつた。

6、甲・乙・己に𢦚・𢦚侯の名がみえる。從古に字を𢦚と釋し、大系・麻朔等これに依る。郭氏はさらに徐偃王說話を結合して穆王期說の一證とし、陳氏は康王期說をとり、地を上蔡・新蔡の附近すなわち汝淮の間とする。𢦚の字釋とその方域は、宗周鐘の解釋にも重要な論點となるものであるから、ここに陳氏の說を引用しておく。

𢦚應是甫字、季宮父簠的簠字從之、甫或甫侯、乃是周初南國的屛障、說文曰、郙汝南上蔡亭、無炎帝大岳之後、甫侯所封在潁川、讀若許、詩揚之水、戍甫戍申戍許、傳云、甫諸姜也、詩崧高、維申及甫、維周之翰、傳云、甫甫侯也、尙書呂刑之篇、禮記孝經尙書大傳史記周本紀引作甫刑、呂卽甫、甫申許都是姜姓、見國語中、下和陰溝水注引世本、申呂的地望、鄭語引史伯之言曰、當成周者南有荊蠻申呂應鄧陳蔡隋唐、則在成周的南方、齊世家集解引徐廣曰、呂在南陽宛縣西、而據漢書地理志、宛故申伯國、後漢書郡國志、新蔡有大呂亭、則與說文甫在上蔡之說相近、較爲可信、地在汝淮之間、甫與淮夷之地相近、所以與白雍父有關的庚辛兩銘、提到淮夷南夷之內侵、但金文之𢦚、也可能是胡、金文簠亦從古聲、左傳定公十五年、楚滅胡、後漢書郡國志曰、汝陰本胡國、今安徽阜陽縣西北二里有胡城、今定爲甫侯之甫斷代・五・一〇九

金文の簠字に𢦚に從うものがあるので、𢦚に甫・古の音があるとし、南陽の甫・上蔡の甫・阜陽の胡城の三者をあげ、申呂の甫をその地に比定しているが、勿論申呂の甫とみるのが正しい。ただ陳氏はこの𢦚と宗周鐘の𢦚との關係を認めず、宗周鐘にみえる東南夷征討とこの器群との關係

については言及していない。

7、陳氏は古㠯を由㠯と釋し、字を許の初文とみている。揚之水の戍許の地と解するのである。

甲銘、六月師雍父戍于由、命遹使于甫、乙銘、十一月師雍父省道至于甫、似甫在由之南、而由在成周之南、庚銘、淮夷入侵、而王命彔以成周師氏戍于由、則由當在成周之南、淮水之北、由卽金文㕦字所從、本文第七器旅鼎、傳與甲乙兩器俱出黃縣之萊陰、旅鼎之盩㠯疑卽由㠯、集韻盩音㕦、又疑此字象杵形、乃是許字、應隸作舌、與此器前後相近的麥盉和剌鼎的御字、和舀鼎許字、都從舌、可以爲證、然則此所謂戍于舌㠯、猶揚之水的戍許了五・一〇九

古㠯の古を許と釋するのは、字形上やはり困難であると思われ、特に舌に至っては字形がさらに遠い。古㠯の所在については庚器を參考とすべく、淮夷の侵寇、成周師氏の動員という事實からみて、その地は成周と淮水上游との間にあると思われる。敔毀では南淮夷が陽洛の地に迫ったことを記しており、後年淮夷猖獗の際、召南に根據する召伯虎が江漢の域に作戰したことが、詩の江漢に歌われている。

甲乙兩器は山東黃縣の出土とされ、おそらく兩器との關係を顧慮して、陳氏は甫を新蔡と上蔡の間と考えたのであろうが、兩器の出土地と器銘の內容とは、後にも述べるように直接の關係はない。もし許より兩蔡の間に使するとすれば、使者は殆んど敵中深く突破することとなろう。古㠯はおそらく、成周の東南、淮水上游に及ぶ弧線をえがく守備線の內側にあるはずである。揚之水にいう防禦線も、大體その範圍にあった。

卷二　二二七～二二八

8、陳氏はこの器群の時代を論じていう。

以上一群銅器的年代、有不同之說、郭沫若將它們列入穆王時期、他以爲它們的形制典重、不失周初之風、字體亦趁是、由銘辭內容來說、引後漢書東夷傳以爲、穆王時、一方面征伐、一方面與淮夷通往還、幷以某侯之某是荊舒之舒

容庚在商周彝器通考時代章、引周本紀成王襲淮夷、……作周官的書序文、以爲庚銘的淮夷、卽成王所伐、故定此群爲成王時器

吳其昌金文厤朔疏證卷五、傅會了三統曆、定此群爲周宣王伐淮夷之器、以爲詩江漢常武記是役者

由此可知同樣的引用征伐淮夷的史實、而可有完全不同的結論、這群銅器、從形制花文和字體上來看、是決不屬于西周晚期的、吳氏用錯誤的曆法所作的銅器時代、這是顯明的例子之一

我們在本文第五五器（庚贏卣）下、曾就康王時代所興的分尾垂啄的長鳥・大鳥花文、定師雍父組的辛銘、述命戍南夷、二者當有分別、但淮夷南夷、當不甚遠、銅器銘文的研究、極需要和歷史文獻相印證、但也不可以爲文獻所拘束、反之、銅器銘文所表達的歷史事實、足以補充文獻之不足與空白、西周初以至西周末、淮夷爲患、經久不止、後漢書東夷傳所記述、不過根據流傳史料所記的幾件大事而已

此群銅器、雖可暫定爲康王後半期器、但其中若己・壬兩器、仍有成王時期的作風、故知此一群、應不能更晩于邵王之世、郭沫若曾指出乙器形制花文與師旅鼎同、知相隔必不甚遠、我們在本文第十八器（御正衞毀）、曾述及記載白懋父北征的師旂鼎（卽郭氏稱爲師旅鼎的）、當在成王後半期、或康王時期、在本文第五五器（庚贏卣）下、則由該鼎的鳥形、定爲康王初器、幷與我們上述之群、加以時序的排列斷代・五・一一〇

陳氏の斷代の根據は殆んどその文様の時代觀に本づいている。氏はまた器群の銘文にみえる賜與を三類に分ち、そのすべてが初期金文に行なわれているものであることを論じて、康王期說の一證としているが、彔伯𢦚毀にみえる車馬の賜與は、後期の車服賜與形式に近い。また諸器の字様は、全體としてむしろ穆王諸器と極めて近いという事實も無視しえない。文様の様式はあくまで相對的な性質のものであって、他に優先して器の時期を定めうるものではない。

甲・乙・己にみえる㝬は宗周鐘にもみえる。郭氏は㝬を昭王瑕の本字であるというが、鐘は昭王の自器ではなく、甲にいう㝬侯の器である。容庚・唐蘭及び陳氏らは鐘を厲王期に屬し、㝬を厲王の名胡とみるのであるが、これも器を周王の作器とする先入見からの誤である。鐘銘にいうところは當時の南征の成功を記し、㝬侯の貢獻を自讃したもので、これらの器群より稍しく時期の下る器と思われる。そのことについては、宗周鐘の條にいう。

9、甲乙兩器は黃縣の出土とされており、そのため陳氏は甫を河南の東南部方面に比定したのであるが、兩器の制作は必らずしも出土地と直接關係をもつものではない。陳氏は甲器の出土事情にふれていう。

卷二　二二九～二二三〇

甲器出土的時地、黃縣王道新所撰黃縣志稿金石目曰、光緒廿二年春、城東魯家溝田中、出古銅器十、鐘三・鼎二、一鼎破碎、鐘無款識、尙有盤一・壺一、盤無款識、壺亦破碎、若甗若盉若觶、皆有銘、俱歸丁幹圃、此稿本未刊行、王獻唐先生見告、其中卣文見三代一三・四〇・四、一鼎銘見三代二・四九・二、此鼎銘曰、𣪘白乍旅貞、（按又錄入貞松・二・二七、周存・二・補）

陳氏はこの鼎銘を特に重視して、銘にいう𣪘伯とは萊夷であることを論じ、師雍父關係の器がそこから出土しているのは、その軍がこの地を領していた證であるとしている。

黃縣志稿金石目によると、十器中鼎二、一鼎は殘破していたという。別の一鼎は𣪘伯鼎であるから、𣪘鼎は𣪘伯鼎と同出の器ではないわけである。

同時出土の器について、王獻唐氏の黃縣㠱器に、また次のような記述がある。

王道新又有樌窻隨筆未刊、載鼎・甗・盉・觶四事、山東文管處藏該縣淳于鴻恩金石搨册、有觶銘題記謂、三月出土、這一批銅器銘文、他書有著錄的、有未著錄的、分列于下

一、𣪘伯鼎　𣪘白乍旅鼎周存・二・補

二、□盉　□乍寶𢍜、厥子孫永寶用黃縣志稿金石目

三、朿父辛觶　公賞貝、朿用乍父辛于彝對銘、貞松・補・二・一〇

四、遹甗　文略周存・二・三一

魯家溝十件銅器、只知以上四器銘文、鐘盤無款識、破碎的一鼎一壺如有字文、在碎片上卽能看出、不當如此著錄、大體四器是四個或三個人作的、連同其它各器、在同一地點出土、也爲墓葬

中物、內中包括許多複雜情況一四五頁

なお王氏のいうところによると、鼎は器形花文未詳、字は西周前期に屬し、盉は中葉以前のものであるという。鱓はいわゆる朿鱓第四器で大保召公朿の器であり、成王期に入るべきもの、遹甗は昭王期前後のものであるから、これらの諸器がかりに一窖から出土したとしても、互いに相關聯する器とは考えがたいものであるが、王氏はこれを總括していう。

黃縣在西周前器早一階段、有一位朿、曾爲周政權服務、到達後一階段、有一位遹、又參加淮夷戰役、爲師雍父的肩史、他們都是一家人、還有幾位、各〻鑄造銅器、先後因和王朝有關、可能有些銅器是在外邊鑄造的、但都帶回本土、死後用以殉葬、墓主數目不可知、銅器中比較晚的是那位遹、不管合殉或單殉、晚的大概有份、由他們的史迹和銅器來看、這一家人應該是統治階級、西周黃縣地帶有一個國家、他們就是領主一五一頁

これよりして王氏は巿の釋字に及んでその音を㺇と定め、灰城の古稱とし、現在の地名と一致させる試みをしているが、時期が異なり作者も異なる以上の諸器をこのように關聯させて說くことに問題があり、諸器の出土事情が明確でない限り、推論を控えるべきである。ただ以上を通じて、遹甗と𣪘鼎とが必らずしも一窖の出土でない事實が明確にされたことは注意されよう。それは少くとも遹器が遹の本貫の器というよりも、その地への將來品である可能性を示すものである。以上の四器を一邦族の器とみることは、たとえば朿鱓が壽張梁山の大保諸器の關聯器であることからみても、不可能であることが知られる。

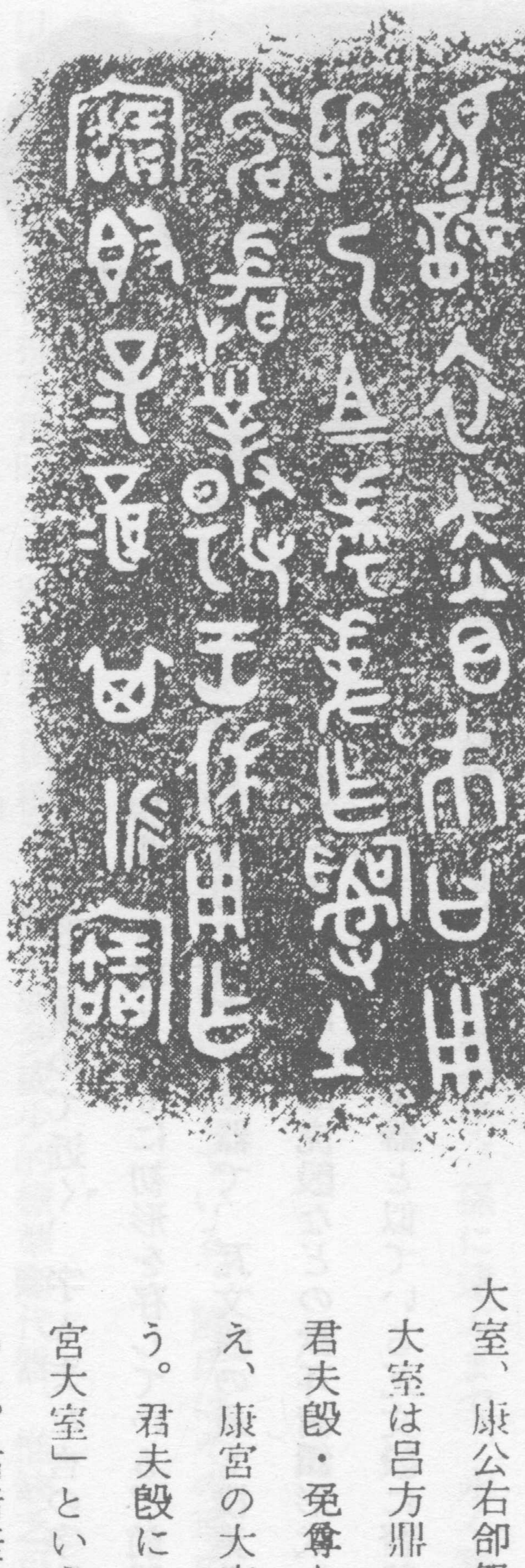
師雍父・伯屖父諸器は、古𠂤・成𠂤を基地とする淮夷・南夷に對する作戰を記したものであり、昭王期の東南經營に連なるものであると思われる。昭王南征の傳承は、これらの金文資料によつて、新たにその歷史性を證明することができよう。

九三、卲咎𣪘

器名　卲𣪘錄遺

著錄

銘文　錄遺・一六五　二玄・二三三



銘文　六行五〇字

隹元年三月丙寅、王各于大室、康公右卲咎

大室は呂方鼎・剌鼎・君夫𣪘・免尊などにみえ、康宮の大室であろう。君夫𣪘に「王在康宮大室」というものである。右者康公は他に

未見。錄遺に卲を作器者の名とするが、下文の對揚の語には咎と稱しており、卲咎がその名である。

易戠衣赤⊗巿、曰、用嗣乃且考事、乍𤔲土

廷禮を記さず、直ちに賜與の物をあげ、祖考の職事を嗣ぐことを命じている。大系の豆閉𣪘の條にいう。

戠衣は趩鱓・免簠・豆閉𣪘など、この器と時期の近い諸器にみえている。戠衣は趩鱓・免簠・豆閉𣪘の條にいう。

戠衣亦見趩鱓與免簠、吳大澂釋爲織衣、或謂戠當是色、尙書禹貢、厥土赤埴墳、釋文云、鄭作戠、釋名釋地、土黃而細密曰埴、埴膱也、黏胒如脂之膱也、戠衣疑卽謂色如埴土之衣、……今按或說非是、𢦏𣪘云、戠玄衣・赤⊗巿、玄著衣色、戠非色也、戠仍當釋爲織、典禮云、士不衣織、足證織衣乃貴者之服、故天子以爲賜、而受賜者以爲榮焉

「士不衣織」は禮記玉藻の文。鄭注に「織、染絲織之、士衣染繒也」とあり、色絲で織つた祭服である。積微居六六頁に淸儒の說を引いていう。

淸儒宋緜初著釋服云、織謂織綵也、謂合五采絲組織而成文章、如袞衣鷩衣毳衣之等、蓋大夫以上之衣、經緯五采、組織精好、各有等威、按……其說甚覈、然則諸銘文之織衣、殆謂袞鷩毳諸衣

「釋服」は經解所收。周頌に絲衣と稱するもので、傳に「絲衣祭服也」とあるように、祭服を賜與したものである。戠の字形は、楚器曾姬無卹壺「戠在王室」の戠字と比較して確かめることができる。赤⊗巿は赤黼黻、豆閉𣪘の條に述べる。赤⊗巿は後には䜌旂と併せて賜與されることが多い。この賜與は官職の嗣襲に當つてなされたもので、祖考の職事である𤔲土に任ずる册命である。𤔲土は周初の康侯𣪘にもみえ、本器と時期の近い免簠にも、土田林牧を官司する職として、また𢦏𣪘に

は藉田を掌るものとしてみえている。相當の重職であつたと思われる。

㫚敢對䫉王休、用乍寶毀、子ゝ孫ゝ、其永寶

上文に卲㫚とあり、㫚がその私名であることが知られる。

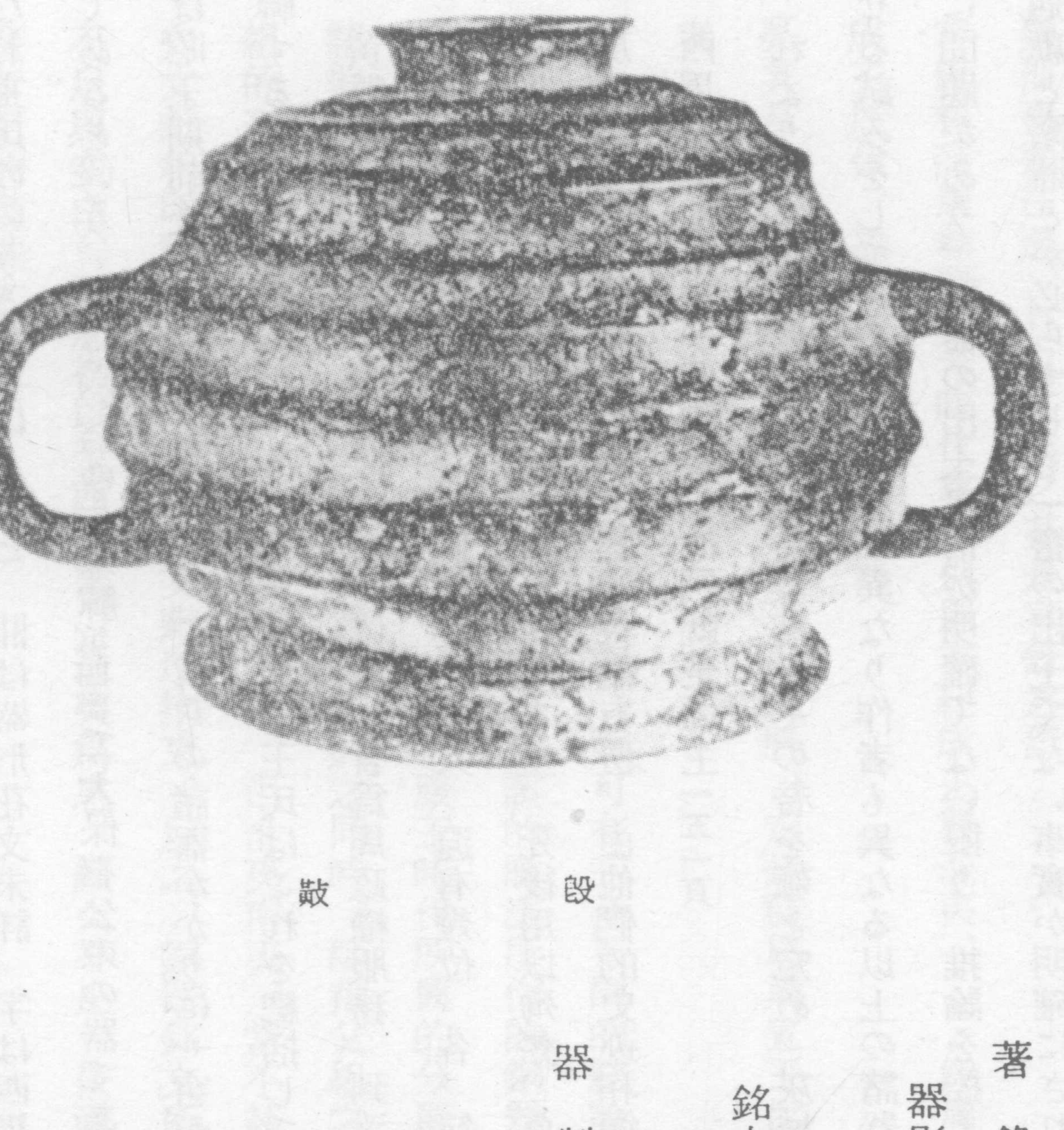
訓讀

これ元年三月丙寅、王、大室に格る。康公、卲㫚を右く。戠衣・赤◎市を賜ふ。曰く、用て乃の祖考の事を嗣ぎ、嗣土と作れと。㫚敢て王の休に對揚して、用て寶毀を作る。子ゝ孫ゝ、それ永く寶とせよ。

參考

この器銘は錄遺にはじめて收められたもので、その器については何も知られていない。字迹は元・于・嗣・乃・考・事・㫚・敢・揚・休・子孫・永などみな左文に書かれ、筆意・筆畫の上にも尋常でないところが多い。しかし左文を混用することは寧毀にもあり、字は全體として縣改毀・尹姞鼎と極めて類似し、王・土など若干の文字にはむしろ古意を存するところがある。廷禮において右者のことだけを記し、賜與に戠衣赤◎市など穆共期のものが用いられ、銘文の上からも昭穆期から後期への過渡的な特質が認められる。大室の儀禮も穆共の器に多くみえるところである。もし縣改・尹姞の器銘を眞刻とするならば、この器も特に疑うべき理由はないとしなければならぬ。本器や㦰毀は、師遽毀や宗周鐘の字様への展開を考える上に、やはり參考とすべきものであろう。師遽の器を穆王初年のものとしてその曆譜を構成する場合、本器の元年の日辰はその曆譜に合う。

*㦰毀



敔毀

著錄

器影　冠斝・上・二四　二玄・二三

五

銘文　冠斝・上・二四　錄遺・一六

○　二玄・二三四

器制　器葢すべてゆるやかな瓦文の毀。環耳は甚だ大。圈足。大小未詳。器制は遹毀・豆閉毀よりも古色がある。師遽毀は葢の圖様のみを存しているが、全瓦文である點は本器と同じである。

銘文　器葢二文　各五行二八字

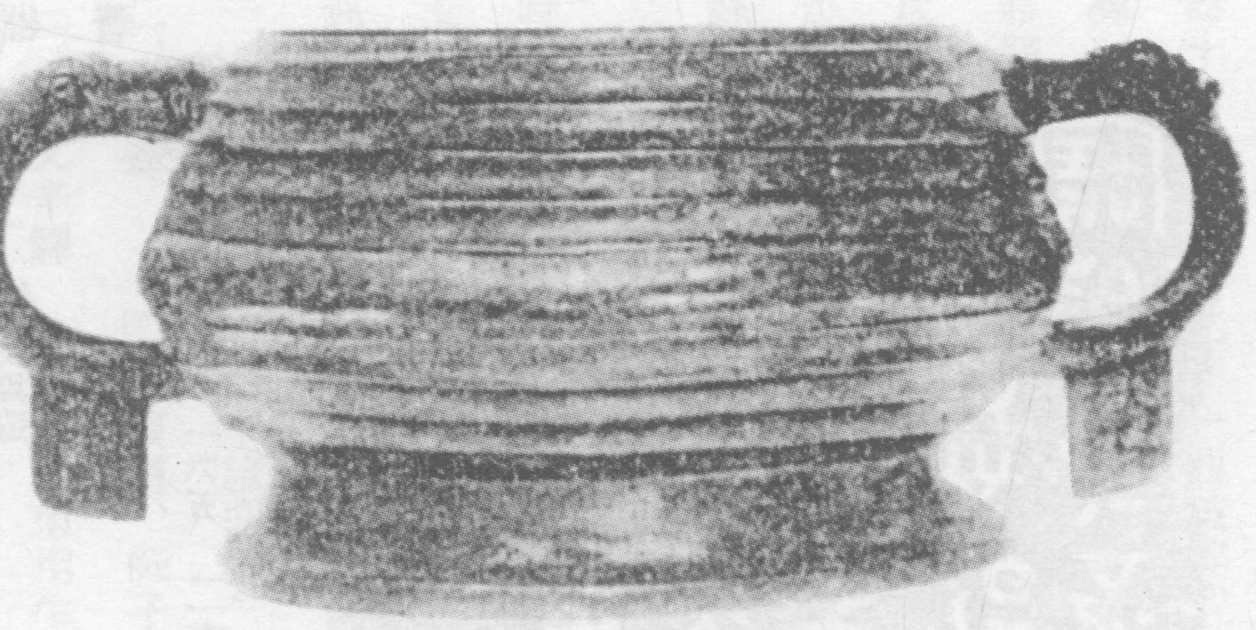


佳八月初吉丁亥、白氏宣㦰、易㦰弓矢束・馬匹・貝五朋、㦰用從、永䫉公休

白氏は下文では公とよばれている。伯茉と稱する人で、侯氏・叔氏・中氏などみな同じ語例である。宣の字は下に貝を加えた字形にかかれており、盂卣の宣字が止に従うのとともに、宣の異體字である。㦰は黄と戈とに従う。黄は鏑矢の象形とみられる字形で、矢の直否を正す寅と立意の似ている字である。弓矢束は㫚鼎にいう矢五束、噩侯鼎・不嬰毀の矢束と同じ。帛束・絲束のように帛絲の類をいうこともある。馬匹の類を賜うことは小臣宅毀・彔䧹毀以下に多いが、弓矢・馬匹と併せて貝を賜う例はあまりみえない。おそらくすべて儀禮用のものであろう。用從は、用禕・用饗と同じく賜與のときに命ずる語で、くわしくいえば、麥盉「用從井侯征事」・不嬰毀「用從乃事」というべきところである。末文の「永揚公休」という形式は、耳尊・獻彝・令鼎・彔伯䧹毀・縣改毀など、中期までの器に多くみえる。文に「これ八月初吉丁亥、伯氏、㦰に宣して、㦰に弓矢束・馬匹・貝五朋を賜ふ。㦰用て從ひ、永く公の休に揚へむ」という。

參考

字迹は卲㫚毀と極めて近く、字もまた吉の字形など、旂鼎・㝬彝とともに初形を存している。前器と同じく穆初におきうる器で、瓦文毀の最も樸素なものとすべく、遹毀・師虎毀などの獸耳銜鐶形式に先だつものであろう。本器と似ている瓦文毀に晉毀がある。



晉毀

*晉毀

器名　丁卯毀西清　友毀奇觚

時代　昭王斷代

收藏　「潘文勤藏器」奇觚　「中央博物院」故宮

著錄

器影　西清・二七・一　善齋・七・八三　善齋圖・六八　通考・三三〇　故宮・下・一七六

銘文　奇觚・四・四　周存・三・補　小校・八・四六　三代・八・五一・二

考釋　韡華・內・四一　叢攷・二六三　文錄・三・五　文選・下二・二三　通考・三四九　斷代・五・一一八

器　制　故宮にいう。「高一二・七糎、深一一・三糎、口徑一六・七糎、底徑一八・九糎、腹圍七〇糎、寬三〇・六糎、重二・四八粁。腹飾瓦文、兩獸耳、有珥」。瓦文圈足の毀。西淸の圖にはなお蓋を備えているが、いまは失なわれている。器制は䡅毀に似ており、瓦文が細密にかつ鋭くなつている。師虎・無𡧍などの瓦文毀に近いが、耳は獸耳に珥のある古い形式である。虢仲毀などの圈足下に三小足を付する形式よりは早く、瓦文毀としては䡅毀とともに初期の形制をもつものであろう。

銘　文　器葢二文。六行四五字。いま器文のみを存する。

佳四月初吉丁卯、王蔑晉曆、昜牛三

王の所在をいわず、前文もなく直ちに蔑曆賜與をいう。その事功についてもふれていない。蔑は禾形に從い、曆字は厂を省いている。牛を賜うことは令彝に鬯・金・牛を併せ賜う例がみえ、卯毀では馬十四・牛十四を賜うている。令彝や本器の牛は祭祀のためのものであろうが、卯毀では土田と併せ賜うており、農耕に供するものであるらしい。



晉は甘に從う字とされているが、宥禮を示す字で、師遽毀に「王在周康寢、饗醴、師遽蔑曆、晉」とみえ、趞曹鼎では倗友の友の字に用いている。

晉既拜頴首、升于厥文且考、
晉對䫉王休、用乍厥文考障毀、
晉眔厥子〻孫、永寶

拜稽首の上に既字を加える例は殆んどない。「既咸命・咸既」と同じく、蔑曆の禮を終えたことをいう。そして退出して、家廟にその文祖考を祀るのである。祖字は且と又とに從う。師虎毀にその字形があり、陳逆毀にも祖に又を加えている。薦俎の象を示す字形である。拜も頁に從う異體字。㝨毀積古・五・三三　攈古・三之一・一六　周存・三・一〇六　三代・六・五二・三にもその字に作る。㝨毀は文首より「㝨拜稽首」という末辭形式ではじまる銘文で、その銘辭や字迹からみて本器と時期の近いものと思われる。升は卜辭にもみえ、祭名に用いる。韡華にその例文をあげて、「按古升字象升形、中象酒也」という。升・斗は殆んど同形の字で、挹酌の器の象形である。陳氏は升を登・烝と訓している。

升假作登或烝、爾雅釋詁、烝祭也、釋天、冬祭曰烝、注云、進品物也

儀禮士冠禮「載合升」の注に「煮於鑊曰亨、在鼎曰升」とみえ、鼎實を盛る意である。登・烝は金文に別にその字があり、升はここでは鼎實を以て祀ることをいう。陟升の意ではない。末辭の形式は、走毀に「走其眔厥子〻孫〻、萬年永寶用」とみえているのと同じである。また末辭の句ごとに主語の晉を加える形式は、牧毀・師望鼎以下の器に多くみえる。眔は涕の初文で音は逮、逮及の義。麥尊の「𥂴孫〻子〻」というのも同義の字である。

訓　讀

これ四月初吉丁卯、王、晉の曆を蔑はし、牛三を賜ふ。晉、既に拜して稽首し、厥の文祖考に升む。晉、王の休に對揚して、用て厥の文考の障毀を作る。晉、厥の子〻孫に逮ぶまで、永く寶とせむ。

參　考

斷代に肆毀・無𡧍毀及びこの晉毀の三器を、昭王期の器中に列している。陳氏はその理由を論じていう。

以上三器、我們暫推定爲昭王時器、康王與穆王、都有或多或少的標準斷代器、惟缺乏可以確定爲昭王時的、除了銘文和字體以外、我們僅就形制方面提出兩組

一組即以上的三毀、都有瓦紋文、具有此種形制花文之器、亦見于可以定爲穆王時代的、故可能在昭王時已經開始、三器中有一器之榮、可能是大小盂鼎等之榮、故可推此榮生存于康王後半期與昭王時期

別一組、是尹姞所作的三鬲、乃較晚于成康時代的獸面文、兩鬲中的穆公、亦見于考古圖三・二二的𢦏毀、扶風出土、此器郭氏定于宣王、而是無耳的瓦文毀、應是較早的、留待後考

三器を昭王期に列する理由は、器の形制花文と、關聯器にみえる人名關係にある。すなわち肆毀の榮を大小盂鼎・邢侯毀にみえる榮と同一人とし、尹姞鼎の穆公を瓦文毀である𢦏毀の穆公であると解して、これらの器が昭王期に屬すべき理由であるとするのである。しかし肆毀第一卷六一五頁は、兩耳のない球形に近い瓦文毀で、その器・銘ともに疑わしく、標準器とするに適當なものでない。瓦文毀としてはむしろ䡅毀がその古制を存するものとすべく、ついで晉毀や師虎・無𡧍の二毀を經て小三足毀への展開をみるべきであろう。本器は兩耳獸首・珥をもち、三小足を附せず、ほぼ初期の器制を保つものと思われる。器の字迹は昭穆期の優雅な緊湊體に近く、師虎以下の謹飭なる字體とも稍しく異なる。瓦文毀は共王期以後に至つて盛行するものであるが、その先蹤はすでに昭穆期にあり、䡅・晉の二毀はおそらく穆王期瓦文毀の遺制を示すものであろう。

九四、敔毀 二

時代　夷王大系　厲王麻朔

收藏　「嘉興張氏讓木藏器」周存

著錄

銘文　攈古・三之二・一五　從古・六・一〇　周存・三・四五　大系・九二　小校・八・四一　三代・八・四四

考釋　餘論・三・一　文錄・三・二　文選・下二・一七

銘文　器蓋二文、五行四〇字。蓋銘は殘泐、下邊の數字を殘している。

佳四月初吉丁亥、王才周、各于大室、王蔑敔曆、易玄衣赤表

大室は康宮大室であろう。蔑曆の蔑は禾に從う。晉毀と同じ。從古に蔑曆を歷試の意とするが、旌表の義である。上文に事功をいわず、直ちに蔑曆に及ぶものは、競毀・君夫毀・段毀・免觶など、この器の前後にその例が多い。

表を從古に衺の異文とし、赤衺は赤市であるという。爾雅釋言「衺襮也」による解である。餘論には字を裏と釋していう。

以文義求之、疑當爲裏之省、玄衣爲王冕服及爵弁服所通用、赤裏即玄衣之裏衣、猶吳彝云虎冟熏裏、彔伯𢦔毀云虎冟𥨊裏也



銘　器　二　毀　敔

孫氏の引く虎冟熏裏は車乘に用いるもので、衣服ではない。これと似た字が𧆞毀 三代・六・五二・三にもみえ、積古五・三三 攈古三之一・一六は衰、孫氏の拾遺中・七一には甲と釋している。銘は下に冑字がつづき、また干戈を併せ賜うており、衣襟に甲を加えた形で戎の一形とみたのであるが、本器の銘文には通じがたい。文錄には字を七に從う字とし、孫説の當らぬことを論じ、「蓋古文今佚者多矣、不可强説也」という。玄衣には玄衣黹屯のようにつづくのが金文の例であるから、赤表もまたおそらく赤の緣飾のある服飾であろう。

敔對䅵王休、用乍文考父丙攆彝、其萬年寶

對䅵の䅵は左偏のみを記す。𩰫子卣の字と同じ。父丙の丙は異體、遹甗や卯𣪘毀の字と似ている。

攆彝の二字も字様が尋常でないが、剔抉が十分でないためかも知れない。

訓讀

これ四月初吉丁亥、王、周に在り、大室に格る。王、敔の曆を蔑はし、玄衣赤表を賜ふ。敔、王の休に對揚して、用て文考父丙の攆彝を作る。其れ萬年、寶とせよ。

參考

この器を郭氏は敔毀三のあとに附載し、同じく厲王期の器とする。敔毀三は博古一六・三六にその圖樣を傳えるが、器制は師𠭰毀等に近く、通考・麻朔もみな厲王に屬している。毀三の武公の名は近年出土の禹鼎にみえ、郭氏は改めて懿王期としたが、禹鼎は共和期前後のもので、毀一・二とは時期が異なる。敔毀三器は、それぞれ時期の異なるものと思われる。

器は器影を傳えず、その形制を知りがたいが、拓迹によると字樣古く、王・在・揚の諸字は初期の字形である。ただ剔抉がよくないためか字形の崩れているところが多く、僞刻であるかも知れない。敔氏の器にはこれよりさき敔毀一があり、また別に敔毀三と𢦔攈古・一之二・八五 周存・六・二九がある。毀三は後期において關聯器とともにとり扱う。毀一を附載しておく。

*敔毀一

著錄

器影　十二家・鏡・三

銘文　十二家・鏡・四　三代・六・四六・一（敔彝）

考釋　麻朔・四・一五　文錄・三・三三　文選・下二・一二

器制　十二家にいう。「通耳左高一五・三公寸、右增四公分、腹深一二・一公寸、口侈、徑一九・六公寸、色綠、有銀光、口沿繞夔弦文、前後各有獸首一、屈獸以爲兩耳」。圈足にまた三弦文を附している。兩珥あり、器制は小臣宅毀に近い。字迹も甚だ古く、周初の字樣である。



敔　毀　一

銘文　三行一四字

敔乍寶毀、用饆厥孫子厥不吉、其祼

敵の筆畫は𣪘二と同じく、𣪘三は吾に従う。餴は祭名。説文に「餴滫飯也、从食奔聲」というが、金文では器名に冠して餴鼎・餴鬲・餴𣪘・餴盂という例が多く、みな祭器である。「用餴」は令彝の「用禕」と同じ。



文錄に「用餴厥孫子」の五字を一讀とするが、盂卣「佳王初𡩜于成周」や令彝の「用禕」などの文例からみて、餴は子孫にかかる語でなく、「用餴」で句とすべきであろう。從つて「厥孫子厥不吉」の下の厥字は、令彝「明公尹厥宣」と同じく介詞である。文錄に「末句蓋祓除不祥之意」と不吉を字のままに解し、十二家には「不吉讀爲丕吉、丕大也」とし、「末一字不識」という。麻朔に末一字を享あるいは福と釋するが、字は鬲形に近く、麥器や小盂鼎の嚅と同字でないかと思われる。祓除のための祼禮であろう。それならば、不吉は字のままに解してよいところである。文は

敵、寶𣪘を作る。用て餴り、厥の孫子の不吉を其れ嚅せむ。

とよむべきであろう。例の少い銘辭である。器制・文辭及び字迹からみて、おそらく康王期前後のものであろう。

戟は麻朔に、「按此敔卽上三𣪘之敔、敔爲伐淮夷之戰將、故有造戈也」という。字迹は𣪘三よりもなお下るようである。敵の家は周初より後期に及ぶ連綿たる舊家で、父丙の器を作つていることからみて、東方出自の族であることが知られる。

九五、君夫𣪘

時代　穆王大系

收藏　「山東濰縣陳氏藏」攈古

著錄

銘文　攈古・三之二・二四　從古・一五・一五　奇觚・四・一　簠齋・三・二　愙齋・一一・四　周存・三・四二　大系・三〇　小校・八・四四　三代・八・四七　二玄・二六二

考釋　韡華・丙・三九　愙齋賸稿・四七　大系・五八　文錄・三・二二　文選・下二・一四

銘文　五行四四字

唯正月初吉乙亥、王才康宮大室、王命君夫曰、價求乃友

康宮大室は、郃𦥑𣪘以下にいう大室であろう。伊𣪘・揚𣪘のように周康宮ということが多いのは、成周康宮と區別するためである。令彝によると成周にも康宮があり、すでに成王期に造營されていた。周康宮は康王の宮廟で、康宮を中心にのち康昭宮・康穆宮が作られた。唐蘭氏の「西周銅器斷代中的康宮問題」考古學報・一九六二・一は、康宮問題より西周銅器の斷代を試みた雄篇であるが、この二つの康宮を混同して令器を昭王期に下したために、かなりの混亂を生ずるに至つた。穆王期の前後には、この康宮大室が廷禮の場所として多く用いられている。



銘は廷禮を述べず、直ちに王命を錄している。君夫を大系に穆王の司徒君雅に外ならず、「夫雅古同魚部」という。禮記緇衣に尙書逸篇の君牙の文を引いており、書序に「穆王命君牙、爲周大司徒、作君牙」とみえる人である。しかし書の場合は、君奭・君陳のように特定の聖職者を君と稱していることがあるので、君雅の君を姓氏と解しうるかどうか疑問である。荀子大略に堯の師君疇の名がみえ、殷器かと思われる彝銘に「君妻」三代・六・二二のような名もあるが、金文では他にみえぬ氏號である。價求を從古に德求と釋し、詩の下武「世德作求」を引くが、德に價を假借する例はない。大系に字を續述とよんでいを招の異文にして招友の意とするが、誥命の語としてふさわしくない。

う。

價字、周禮以爲鬻字、説文訓見、段玉裁謂卽覿字、此價求連文、當讀爲續述、續述乃友、猶師𨻰父鼎言用嗣乃父官友、述者、説文云、斂聚也、虞書曰、旁逑孱功、今書作鳩、又爾雅釋訓、惟逑鞫也、釋文云、逑本亦作求

しかし續逑と嗣治とは同義であるとは思われない。「乃友」とは令彝「左右𤔲乃寮以乃友事」、後期の毛公鼎「善效乃友正」・𤔲盨「敬明乃心、用辟我一人、善效乃友內辟」などにみえる乃友で、官友をいう。下文に對揚の語があり、この王命は優渥の言であつたとすべきである。價を㯻の義とすれば、その友事・友正の罰あるものを輕免されて、その恩寵を謝するものとなる。罰を減ぜられて器を作つている例には師旂鼎があり、文義よりいえばこの方が通じやすい。王命はただこの四字で、なお他解を容れうるが、賸稿に「當卽愼𥫗乃僚之意」、「求才而曰價求、或爲當時通用之語」というのは、かえつて餘りに一般的に過ぎて、この場合適當でないようである。

君夫敢每𢓊王休、用乍文父丁䵼彝、子〻孫〻、其永用之

每は敏。賸稿に對の假借とするが、大豐𣪘にその語がある。文父丁のように干名を用いるものは、東方出自の族に多い。「其永用之」という末文形式は、この時期にあつては例の乏しいものである。

訓　讀

これ正月初吉乙亥、王、康宮大室に在り。王、君夫に命じて曰く、乃の友を價求せよと。君夫敢て

王の休に敏揚して、用て文父丁の䵼彝を作る。子〻孫〻、其れ永くこれを用ひよ。

参　考

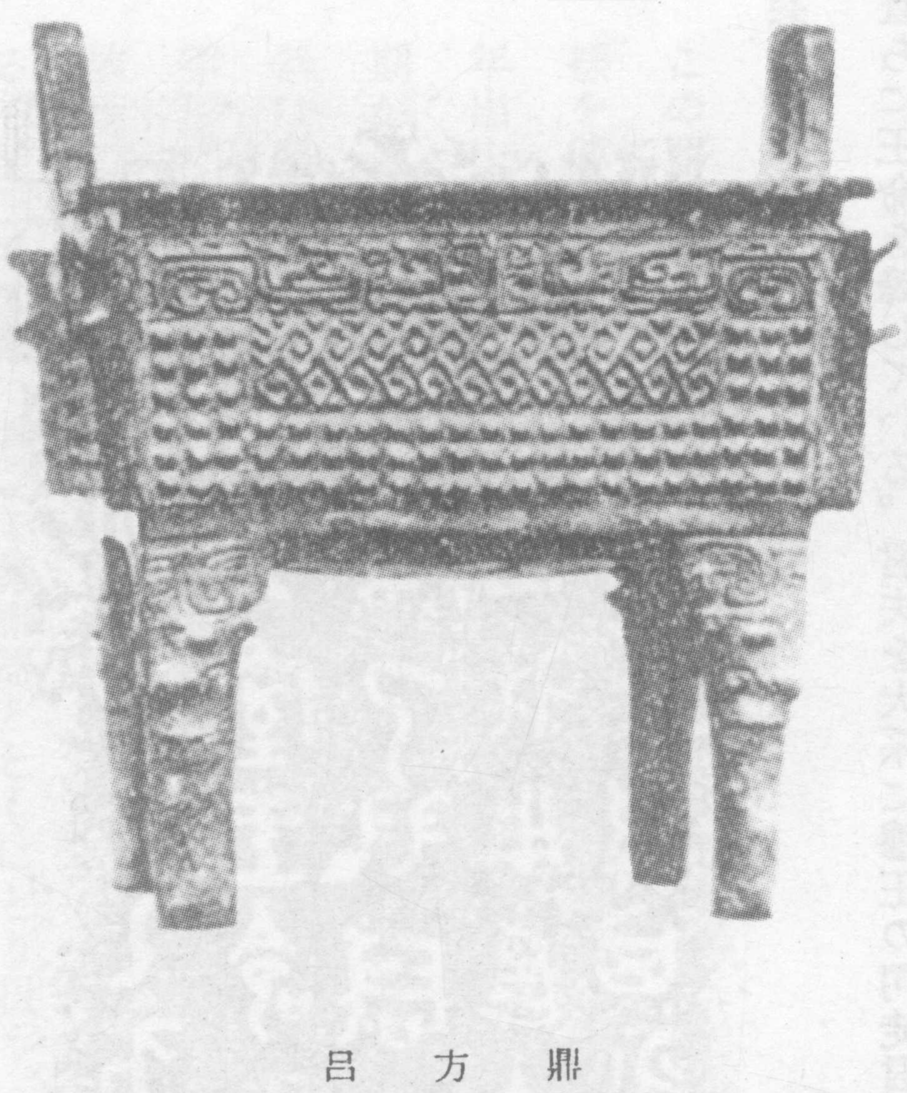
郭氏いう。「此𣪘字體、亦與遹𣪘等爲一系」。その字迹は、遹𣪘などの緊湊體よりも字樣に柔纖の風があり、刺鼎などに近い。むしろ尹姞・縣改などの柔媚の字風から出ているようである。

九六、呂方鼎

器　名　呂鼎貞松　呂齋大系　方鼎周存

時　代　穆王大系・厤朔

收　藏　「貞松堂藏」貞松



呂方鼎

著　錄

器影　貞松・上・二五　彝古・一・二七　通考・一三五　二玄・二四一

銘文　貞松・三・二七　大系・三〇　周存・二・補遺　小校・三・一五　三代・四・二三　二玄・二四〇　韡華・乙・上・六　大系・五八　文錄・一・一五　文選・下一・九

考釋　通考・三〇八　積微居・二三

器　制

通考にいう。「通耳高五寸二分、腹每面上周飾夔紋、左右及

下周飾乳紋、中飾鉤連雷紋、四足飾饕餮紋」。立耳、四稜あり、その文様は父辛方鼎故宮上・二四　通考・一二五と似ているが器腹淺く、項下の夔鳳は便化し、肉太く淺い表出である。この種の方鼎としては、時期の下るものとみられる。

銘　文　　五行四三字

唯五月既死霸、辰才壬戌、王饔于大室、呂祉于大室

饔下の于は拓迹も明らかでなく、貞松は缺釋、小校は于、厤朔は各と釋する。饔を韡華に祭の異體字とし、大系には館と釋するが、臣辰卣に「隹王大龠于宗周、𢓊饔葊京年」、また尹卣辥氏・一一に「王初饔葊」とあつて、祭祀儀禮の名である。宗廟の大室は館すべきところでない。單に大室というものは、



康宮大室であろう。

呂を大系に呂侯として、「呂殆卽穆王司寇呂侯、書呂刑、惟呂命、正僅著一呂字、又靜𣪘之呂犅、與此當是一人」といい、厤朔も同説である。しかし呂命の呂は、雍父諸器にみえる𢦚侯、宗周鐘の𢦚であると思われ、本器とは別人であろう。征を大系には「此征字、當讀爲公羊宣二年、躇階而走之躇、何休云、躇猶超遽、不暇以次」として急遽奔走の意とする。しかし禮によると、大室では階を超えてはならぬはずである。それで積微居には、「征字當讀爲侍、謂呂侍王於大室也、……吳闓生釋爲徙、又釋爲造、郭讀爲躇、皆非也」という。侍して助祭する意である。

王易呂𢦚三卣、貝卅朋、對䚄王休、用乍寶齍、其子〻孫〻、永用

𢦚は秬鬯の秬。周初には鬯ということが多く、大盂鼎にも「鬯一卣」とみえる。齍は多く方鼎にいうが、尹姞・公姞のような鬲形の鼎にも齍鼎の語を用いている。

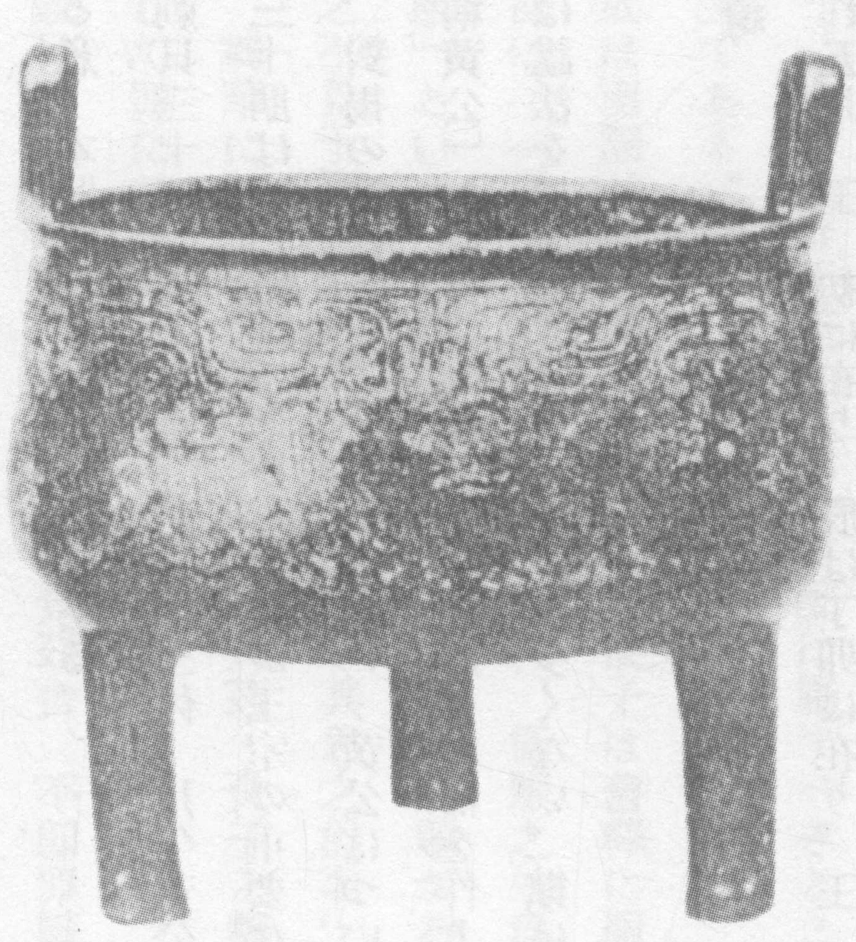
訓　讀

これ五月既死霸、辰は壬戌にあり。王、大室に餈す。呂、大室に侍す。王、呂に秬三卣・貝三十朋を賜ふ。王の休に對揚して、用て寶齍を作る。其れ子〻孫〻、永く用ひよ。

参　考

字迹は謹飭にして優雅、整つた書體である。免諸器の字體と似ており、時期も近いものと思われる。

九七、刺　鼎



時　代　穆王大系・厤朔・斷代

收　藏　「姚晏」愙齋　「南陵徐氏」周存　「方濬益藏器」綴遺　「頌齋藏器」通考　「現存廣州市博物館」通論

著　録

器影　通考・五五　通論・八　二玄・二六四

銘文　愙齋・四・二二　周存・二・二八　大系・三二　綴遺・四・一七　小校・三・一八　三代・四・二三・三　書道・六〇　二玄・二六三

考釋　韡華・乙中・四七　大系・五九　厤朔・二・三九　通考・二九四　積微居・一六四　斷代・六・八七　通論・八六

器　制　通論にいう。「通耳高一九糎、口飾鳥紋一道、此爲穆王時的標準器」。器腹は深く、傾垂が少い。口下の夔文は鳥首後向、前垂のある形式のものであるが、肉が淺くて線刻のような表出である。立耳圓足の鼎は、大體この頃まで行なわれた。

銘　文　六行五二字

唯五月、王才初、辰才丁卯、王啻、用牡于大室、啻邵王、刺御

五月二字合文。在下の一字を、愙齋に旅の反文にして魯・莒の地とするが、王が禘祀を行なう場所としては不適當である。綴遺に初と釋して新邑の稱とし、大系は衣、また旅と釋したが、ついに缺釋とする。通考は初、小校・積微居は衣。字形からいえば初が近く、周都附近の地名であろう。

「王在某」ののちに日辰をいう例は、𧽊尊以下、井・靜・免など穆王期の前後に多い。綴遺に辰の字義を説くこと甚だ詳しく、字は龍の象にして房星蒼龍の體を示し、轉じて日辰の意となつたと論じている。近年、岑仲勉氏の「兩周文史論叢」に「我國上古的天文曆數知識多導源於伊蘭」の一篇があり、辰は古代イラン語において日を意味する語の音譯であるという。「辰在」はすでに令彝・小盂鼎にみえるものであるから、中國の天文曆法は成康以前に西方の影響を受けていたことになるが、同氏の曆法東漸説はその根據において檢討を要するところが多い。

啻を愙齋に適至の義とするが、禘祭をいう。啻は帝字の下に祝冊を加えて動詞としたもので、帝として祀るのが原義である。文獻では嫡祖を祀るに五歲に一禘し、小盂鼎には三王を禘祀している。

嫡も啻から出た字で、金文では黄啻・啻官・無啻など、帝・嫡・謫の意にも用いる。禘はまた春礿・夏禘のように時祭に用い、綴遺には本銘を時祭と解しているが、金文には時祭の行なわれた證はない。牡を大室に用いることは、書の洛誥に「則禋于文王武王」・「戊辰王在新邑、烝・祭歲、文王騂牛一、武王騂牛一」とみえ、令彝に「甲申、明公用牲于京宮、乙酉、用牲于康宮、咸既、用牲于王」というのに類している。綴遺に在下の字を初と釋して新邑とみているのは、洛誥の文を顧慮したものであろう。邵王は昭王。宗周鐘にもその名がみえている。文は昭王を禘祀するをいう。



御は侍御。字形は大盂鼎の御事の御に近く、麥盉の末文にも

みえる。文錄に御を僕御の御とし、「此器在穆王時、穆王好御、故剌及遹毀之遹、皆以御得錫」というが、僕御の字は金文では馭を用いる。遹毀の文は「王饗酒、遹御」とあって、その儀禮に侍御する意。本器の御も同じ用法である。

王易剌貝三十朋、天子萬年、剌對䫉王休、用乍黃公障𩰫彝、其孫孫子子、永寶用

貝三十朋は甚だ重賜であり、禘祀が王室の重要な祀典であったことを示している。文中には王と稱し、對揚の辭に天子という例が多い。黃公について、綴遺に「古無黃謚、黃疑地名、當是食邑於黃、故稱黃公」という。師遽が文考旄叔毀の器を作り、また文祖也公の彝を作っているように、金文には謚法を以て解きえないものが少くない。䫉は其の繁文。不𡢁毀の𡢁はその字に從っている。

訓讀

これ五月、王、初に在り。辰は丁卯に在り。王、禘す。牡を大室に用ひ、邵王を禘す。剌御す。王、剌に貝三十朋を賜ふ。天子萬年ならんことを。剌、王の休に對揚して、用て黃公の障𩰫彝を作る。其れ孫〻子〻、永く寶用せよ。

參考

邵王の名は、本器と宗周鐘とにみえる。字迹はかなり違うが、文様の輪郭を細い溝彫りで浮き出す表出法に、共通したものがある。穆王期前後の鳳文毀系統の文様にも、これと似たものが多い。

考釋

續古文苑・一・一　全上古・一二・一〇　拾遺・中・五　韡華・甲・六　大系・五一　文錄・二・一　文選・上二・一　通考・四九七　積微居・一三六　通論・七四

器制

故宮にいう。「通甬高六五・六糎、舞縱二三・一糎、横三〇糎、兩于相去二六・二糎、兩銑相距三五・二糎、重三四・九粁、鼓上飾象首文、篆間飾兩頭獸紋、舞上飾竊曲紋、甬上飾夔紋」。また通論によると、欒長二九糎、甬長二二・八糎である。甬形式をもつ鐘の起原については種〻の問題があるが、參考の條に述べる。

銘文

一二二字。正面鉦間四行、鼓左八行、背面鼓右五行。

王肇遹省文武堇疆土、南或𠬝子、敢召虐我土、王𦔻伐其至、𢦏伐厥都、𠬝子廼遣間、來逆邵王、南夷東夷、具見廿又六邦

肇は肇。遹省を舊釋に逑相・邁相などと釋しているが、大盂鼎に「雩我其遹省先王受民受疆土」というのと同じ文例である。單に遹・省ということもある。「文武堇疆土」とは、文武の經營した地域、主として殷の舊版圖をいう。宜侯夨毀に「王省珷王成王伐商圖」とみえるものがそれである。文武を連稱するものは康王期の器に多く、大盂鼎をはじめ、小盂鼎には文武成、作册大方鼎・宜侯夨毀には武成をいう。當時は文武經營のあとを承けて、周がその支配體制の基礎を定めたときであるから、兩者を連稱することが行なわれた。後期の共和前後に至つてまた文武を稱することが多い

九八、宗周鐘

器名　周寶鐘西清　㝬鐘通考

時代　昭王大系・厤朔・積微居　厲王韡華・唐蘭・通考

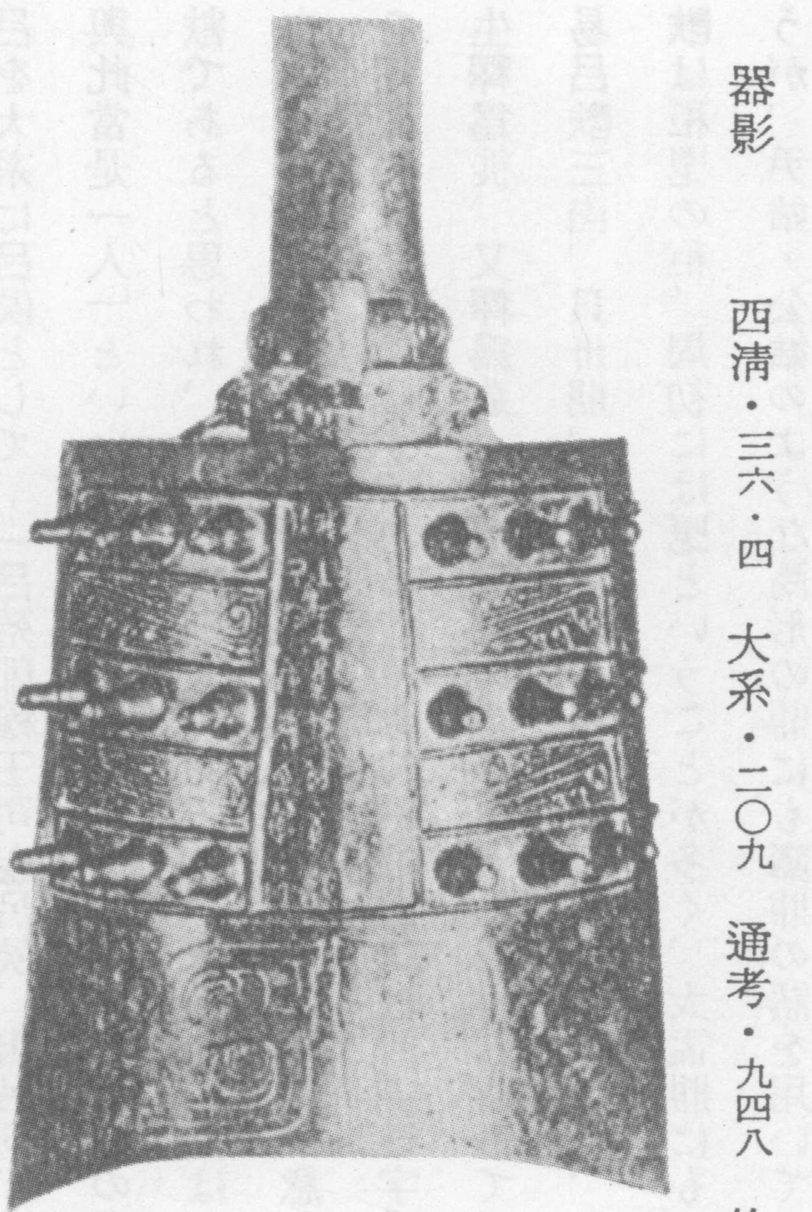
出土　「近時所出」述林

收藏　「山陰陳默齋都尉廣寧所藏」積古　「故宮博物院藏」故宮

著錄

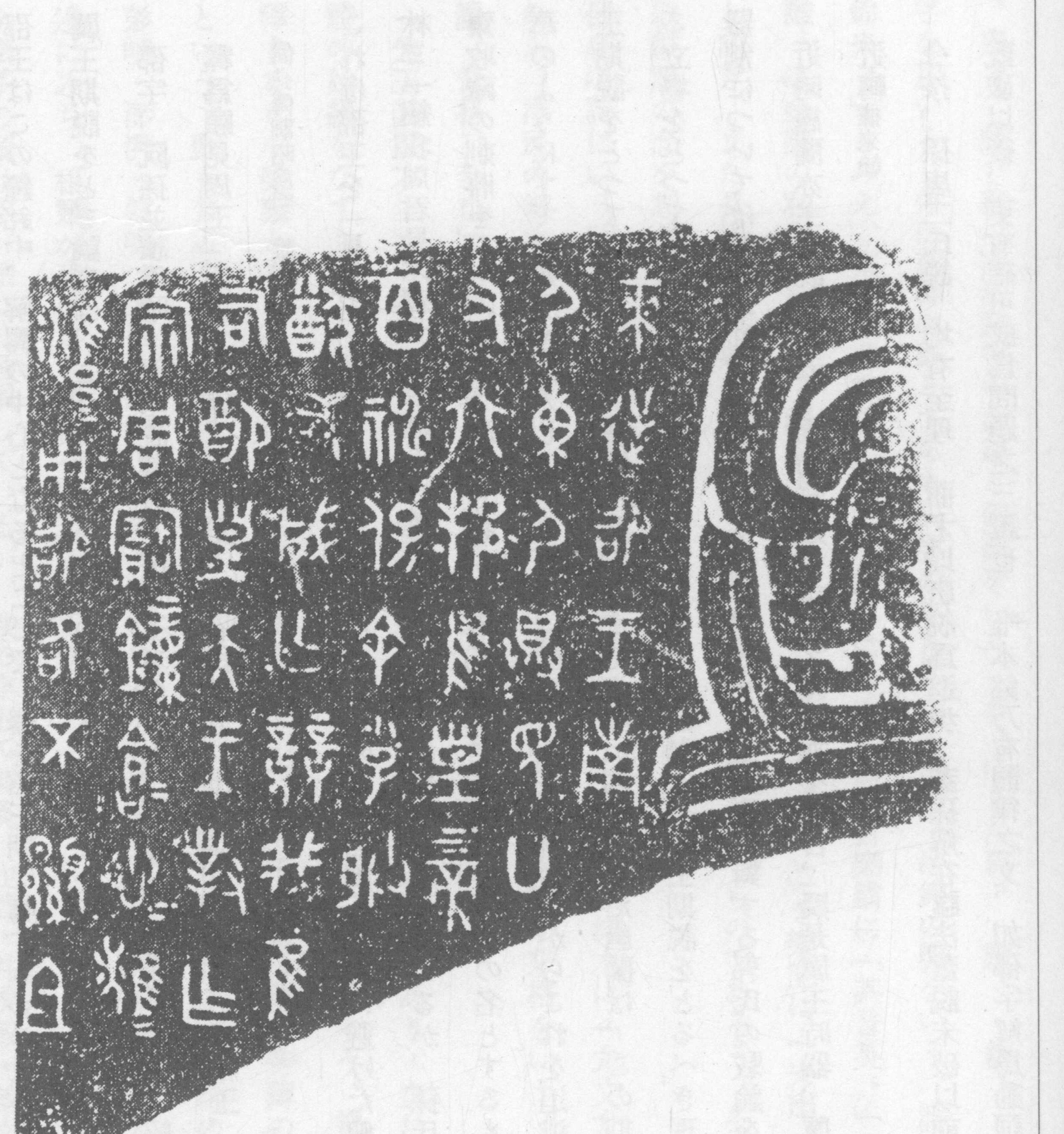
器影　西清・三六・四　大系・二〇九　通考・九四八　故宮・上・二三八　通論・二九〇　河出・二三二　二玄・二七二

銘文　積古・三・八　攈古・三之二・五六　周存・一・補　大系・二五　小校・一・九四　三代・一・六五～六六　書道・五八　河出・二三〇　二玄・二七一



宗周鐘





巻二　　二六三～二六四

が、それは創業の精神を回顧しようとする、時代の特殊な要請のもとになされていて、事情が異なっている。

省の字形について、大系に眚・省の別を論じ「眚乃生之初文、字象種子初發芽之形」、また「省則分明從目、乃眉目之象形、卽相貌字」で兩者別字であるが、目と種子發芽の象との混同が起つたとするのである。同樣の混亂は、衆や德の字形についてもみられることである。

このとき特に王の遹省が行なわれているのは、下文にいうように南國諸夷の騷擾が起つたからであろう。その地は正當には周の支配に屬すべきところであるから、「文武堇疆土」という。堇は勤の初文である。

南或は南國。中氏諸器にみえる。𠬝子は舊釋に服要とよみ、九服の一である要服に當るとされた。積古に、「周制天下爲九服、大行人、𠊱服之外爲要服、大司馬、𠊱畿之外蠻畿、國語周語云、夷蠻要服」という。しかし要と釋する字釋に問題があり、拾遺には孳と釋して子の假借とし、「服孳國名之不見于經傳者、孳卽子之藉字、其君之爵名」とする。夷蠻には子と稱するものが多いからである。韡華には全く別解を出して、負玆・負子と釋するその家兄の説を引いている。負玆とは、疾に託して罪に就かぬ義である。

「家兄説、公羊桓十六年傳、屬負玆舍、不卽罪爾、何注、屬託也、天子有疾稱不豫、諸侯稱負玆、以爲𠊱侯朔託疾止、不就罪、御覽引白虎通、字作負子、此文服子、服負同聲、子正與白虎通字相同、疑南國託疾、不就罪、而致王師、故文有服子之語、以此鐘文詞情事推之、頗能符合、此古誼之僅見於金文者」

巻二　　二六五～二六六

しかしこの解では、下文の「敢召虐我土」に文意が接續せず、また「𠬝子廼遣閒」の語も解しがたい。子は孳・玆と釋すべき字でなく、卜文の十二支の子にこの形がみえ、琱生𣪘の甲子の子字もこの字に作つている。大系は孫釋により𠬝子とよみ、南國の國名とするが、その國については説くところがない。積微居に𠬝を書にみえる濮に充て、考證を試みている。

「𠬝蓋經傳之濮也、書牧誓曰、庸蜀羌髳微盧彭濮人也、僞孔傳云、庸濮在江漢之南、……濮或稱百濮、左傳文公十六年曰、楚大饑、戎伐其西南、又伐其東南、庸人帥群蠻以叛楚、麇人率百濮聚於選、將伐楚、楚人謀徙於阪高、蔿賈曰、不可、我能往、寇亦能往、不如伐庸、夫麇與百濮、謂我饑不能師、故伐我也、若我出師、必懼而歸、百濮離居、將各走其邑、誰暇謀人、乃出師、旬有五日、百濮乃罷

𠬝子稱子、此乃蠻夷君長之稱、知者春秋經及左氏傳、於戎狄之君皆稱子、……與此銘文稱𠬝子者正同」

𠬝を以て濮に充て、その方域、百濮離居の狀をあげて、下文の廿六邦を説こうとするものであるが、𠬝は卜辭にその名がみえ、𠬝子とはその虜酋をいうものであろう。卜辭には人牲として羌を多く用いるが、𠬝もまた人牲として用いられたものである。

庚戌卜、今日狩、不其𢍰𠬝、十月乙・一四三

戊辰卜、方□白南、不其征𠬝」戊申卜、方□白南、其征𠬝乙・二五一

巻二

□寅卜、羌其□涉河、𠬝不□乙・三六三

貞、𠕁妣庚十𠬝、卯十宰乙・七五一

來庚寅、食、庚𠕁十𠬝十南乙・二〇二三

五𠬝」六𠬝」貞、乎從虎侯乙・二六六一

壬午卜、牽貞、其來𠬝、不其來執、四月乙・四〇三〇

于且戊御余、羊豕𠬝」癸未卜、勿余于且庚、羊豕𠬝」叀宰又𠬝乙・四五二一

㞢𠬝于妣庚」㞢𠬝妣庚□」勿㞢𠬝于妣庚」勿㞢乙・五三八六

貞、禦于妣己、𠕁𠬝、卯宰續・一・三八・六

來庚寅、酌血三羊于妣庚」伐廿、其卅宰卅𠬝三□後・上・二一・一〇

𠬝は犧牲として用いるために討伐され、捕獲された。かれらの居住地は羌と接しており、淮水上游の虎侯の行動圏内にあつたとみられる。殷は虎侯などを動員して𠬝を捕獲した。征と釋した字は邑形の下に兩趾を加えた字形で、饒宗頤氏が發と釋する字である。聚居を襲うて掩取する意を示す。人牲としては南と併せて用いることがある。南は苗系の種族で、當時は江北の河南の山地におり、羌種と敵對關係にあり、兩者の葛藤が書の呂刑に傳える神話の原型となつた。羌族考、甲骨金文學論叢九集南と𠬝とは、大體同じ方面におり、そのため𠬝と南とが人牲として同時に用いられている。かれらは南夷・南國の一とされ、總稱して南國とよばれた。南國𠬝子とは、この𠬝種の虜酋である。かれらは日食の儀禮や、祖靈の祟を祓う御祀に、絜淸のための犧牲とされていたのである。かれら

はいわゆる被壓迫民族であつた。何らかの條件が生ずると、たとえばかれらが政治的結集に成功するとか、中原の壓迫に堪え切れない場合、あるいは壓迫者の內部に間隙を見出したときに、反攻に轉ずるということもあつた。康昭期における師雍父の南方に對する征戍は、主としてかれらに對する作戰であり、姜姓四國の一である呂、すなわち㝬侯の地はその前衞に當る。それで南夷東夷の勢力糾合に成功した𠬝子が、周の前衞である㝬に侵寇し、周の壓迫を排除しようとしたのが今次の𠬝子の反攻であり、その徹底的討伐のために、昭王自ら軍を率いて漢に臨むという、いわゆる昭王の南征が行なわれるのである。召虐とは侵寇して殺掠を恣にするをいう。我土は㝬侯の地をさす。我とは作器者たる㝬自らいう語である。

こうしてついに王の南征が開始される。王は下文にみえる昭王である。初學記七漢水の條に引く竹書紀年によると、昭王の南征はその十六年と十九年と、二次にわたつて行なわれたという。𦎫は敦。詩の常武「鋪敦淮濆」、魯頌閟宮「敦商之旅、克咸其功」の敦と同じ。其は語詞。王引之の經傳釋詞五に「其猶乃也」の一條があり、その意に近い。厥は領格の代名詞。都鄙の都は春秋期の金文に至つて用例がみえる。ここでは堵、すなわち聚居のところをいう。

遣間は語義が明らかでないが、遣の原義は軍を派遣し、あるいは使者を出すことをいう。軍社の胙肉を載書の上に加え、これを奉じてゆくことを示す字である。間を積古に間隙の意とするも、前後の文意よりすれば遣間は和平を求める行爲であり、下文に「來逆邵王」というのがその來意である。韡華に使者を派遣する意とみて、「間謂使介、左傳成九云、兵交使在其間可也」と說いている。來逆

の逆は逆造の逆と同義。迎える意である。逆は人の倒形に従う。

邵王はこの鐘銘中、解釋の中心となるところで、器を昭王期に屬するものはこれを昭王の生號とし、厲王期說をとる論者は、これに別解を施すのである。拾遺にいう。

　邵字、阮孫並讀爲昭、而未說其義、按昭王者見王也、爾雅釋詁、昭見也、孟子、紹我周王、趙岐注、釋爲願見周王、僞古文武成、用其文、作昭我周王、此云邵王、猶孟子云紹王、僞武成云昭王矣、僞孔傳訓昭爲明、誤

これは邵王を「見于王」の意とするものであるが、昭王の名號を殊更に避けた解釋である。また述林三「紹我周君見休義」においてもその說を述べ、鐘銘を引用しているが、孫氏はこのときなお愙齋收藏の刺鼎をみていなかつたのである。厲王說は文末の㝬を厲王の名とするものであるから、韡華のようにすでに刺鼎を錄入しているものは邵王を昭王と解しながらこれを追述の文とし、なお厲王期說をとつている。通考・唐蘭など、みなその說に同じ。ただ唐蘭は、この期になお鐘なしとする立場をとつているので、大系には文字・用語・器制上、昭王期說をとるべき理由をあげている。器制については後にふれる機會があるので、いま厲王期說に對する郭氏の駁論を紹介しておく。

　近時唐蘭亦主此說、並云、周初無鐘、本銘字體、亦不甚古、疑是厲王時器、厲王名胡、胡㝬音亦近轉據來翰

　今按、孫唐二氏說、均有至理、而尤以唐說爲進步、蓋孫解在謚法舊說未破以前、唐說在謚法舊說既破以後、更有確可成爲問題之三證也、唯本銘乃有韻律之文、如邵字解爲動詞、則來逆邵三動詞

相疊、其下單係一王字、音節缺諧、邵下必有安一字、如乃如周之類、方能和協

郭氏はなお鐘銘の文字・用語が大盂鼎に類すること、鐘の起原が周初にあるべきことを論じたのち、末文の㝬は昭王瑕の本字であるとして、昭王期說を主張している。本銘の邵王は刺鼎にもみえ、文獻にいう昭王であることは疑がない。末文の㝬を厲王胡・昭王瑕の私名とする說は、周王が自ら私名を著けている金文例がないことからみて何れも誤とすべく、㝬は南征諸器にみえる㝬侯に外ならない。𠬝子が侵寇した我土とは㝬侯の土であり、昭王はこれを救援して南土に遹省し、𠬝子を戮伐したのである。もし𠬝子が周疆を侵し、王の親征を招いたものとすれば、文は禽𣪘「王伐禁侯」・大保𣪘「王伐彔子聽、𠭰厥反、王降征命于大保」・疐鼎「隹王伐東夷」・過伯𣪘「過伯從王伐反荊」のような表現をとることになろう。「王𦎫伐其至」という句は、㝬の地に王の親征を迎える意である。𠬝子は王の親征を受けて、おそらく㝬の地にある王に媾和の使者を送つたので、「來逆邵王」という。至・來はみな㝬の地よりしていう語である。

𠬝子の遣間歸順により、𠬝子に加擔していた南夷・東夷の諸族も王威に畏れ、みな昭王に見事して歸順の意を表した。その數は二十六邦である。こうして𠬝子を首唱とする東南夷の擾亂もやみ、㝬侯の勢威も恢復された。以上の昭王南征の記述は、㝬侯が周王の威德を讚し、その南方綏撫の偉功を紹述する語である。それでさらにつづいて、㝬侯を佑助した神德に謝する意を述べる。

　隹皇上帝百神、保余小子、朕猷又成亡競、我隹司配皇天王、對乍宗周寶鐘

「皇上帝百神」は、井侯𣪘の上下帝と同じ。祖神はみな帝所にありとされ、猶鐘にも「先王其嚴在

帝左右」とみえ、下つて列國の器には、祖神が帝所にあることをいうものが多い。

余小子は王の自稱のほか、諸侯豪族の間でもこの語を用いる。

　單伯鐘　余小子、肇帥井朕皇且考懿德

　叔向父𣪘　叔向父禹曰、余小子、司朕皇考、肇帥井先文且

何れも王室の器ではない。保は保佑の意。朕猷は我謀。我とは㝬自らいう。「又成亡競」は史頌𣪘の「休又成事」と同じ。亡競は班𣪘に「亡克競厥刺」というのと同義である。

司は嗣。叔向父𣪘の「司朕皇考」も嗣襲の義である。皇天で切る訓み方もあるが、韻讀を失し、また皇天という語は金文にはみえない。皇天王とは帝所にある祖靈で、㝬の先世をいう。對は對揚。その鐘を「宗周寶鐘」と稱するのは、このたびの周王の救援によつてその國を保有しえたことを紀念する意味である。もし周王自作の器であるならば、對揚の語を著けず、「自乍寶鐘」というべきであろう。秦・楚・徐・邾など諸侯の鐘銘にも、對揚の語を著けているものはない。この器に對揚の語があり、また器名を自ら銘して「宗周寶鐘」と稱しているのは、周王の威德を紀念するための器であることを示したものと思われる。

　倉〻悤〻、雉〻雝〻、用邵各不顯且考先王、先王其嚴才上、𥹓〻數〻、降余多福、福余順孫、參壽隹琍、㝬其萬年、畯保四或

鐘を作つて祀ることを述べる。多くの擬聲語を連ねているが、鐘聲はその音によつて惡靈を卻け妖邪を去り、先王の威靈をよび起すものであるから、鐘銘には多くその鐘聲を寫す語を用いる。「倉

ゝ悤ゝ、雉ゝ雝ゝ」は鐘聲の清越と餘韻をいう。倉ゝはまた瑲ゝ・蹌ゝ・鎗ゝ・鏘ゝなど、種ゝの字を用いる。雉は舊釋に雄とするも央聲の字とすべく、央ゝは鈴の聲をいう。詩の周頌載見に「和鈴央ゝ」とみえ、東京賦薛綜注に引いて鉠ゝに作る。呂覽古樂篇に「其音英ゝ」とあるのも同じ。雝ゝは金聲の和するをいう。禮記少儀の「鸞和之美、肅ゝ雍ゝ」を樂記に「夫肅ゝ敬也、雍ゝ和也」と説き、また長楊賦「聽廟中之雍ゝ」は廟中鐘聲の肅雍をいうものであろう。その聲は深く人に畏敬嚴肅の念を起させるものであつた。

卲各は詩にいう昭假。大雅烝民に「天監有周　昭假于下」、魯頌泮水に「允文允武　昭假烈祖」とみえ、烝民の箋には「其光明乃至于下」とするが、卲各とは祖靈の來格をいう。烝民の釋文に「昭假、音格、至也」とあり、假・格は同音。天より格る意である。

「先王其嚴才上」は鐘銘の常語。「金聲也者、始條理也」孟子萬章下とあり、また樂において金奏は禮の始終をなすもので、鐘磬は祖靈を送迎する意味をもつていたのであろう。㲋ゝは舊釋に熊ゝと釋するも、聲義ともにえがたい。郭氏は唐蘭の説を引いて、その音は薄、旁薄の象を示す語であるという。數も音近く、神氣充滿して祖靈の在すがごとき氣象をあらわす。旁薄の狀を示す語には、彭魄・澎湃・盤魄・濆薄・般薄・噴勃・滂沛などがあるが、みな同系の語である。こうして神氣四邊にみち、祖靈が來格して慶福を與えるのである。

余順子の順は字が稍しく泐損しているが、涉の字形である。也段・井侯段・效卣等にその字がある。末句の「參壽佳朿」は甚だ難解の語である。大系にいう。

參壽卽魯頌閟宮三壽作朋之三壽、古銘刻多見此語、字作參者、如本鐘及者減鐘之若畺公壽若參壽是、字作三者、如晉姜鼎之三壽是桺、曩仲壺之匄三壽懿德、及三壽區之三壽是□見集古遺文補遺下・三七是、當以參爲本字、意謂壽如參星之高也、佳下一字難㪿、晉姜鼎是下一字、似有缺畫、舊釋爲利、亦不確、許瀚云、朿與福或韻、薛書晉姜鼎、三壽是利、與德韻、於古音屬之部、皆不應是利字、……疑卽刻字、刻克通攈古・三之二引、按釋刻近是、疑讀爲晐備之晐

魯頌の「三壽作朋」は多く三老の意とされ、韡華にも「三壽、舊説詩三壽作朋、按、傳壽考也、鄭訓三壽爲三卿、俞曲園説、文選東京賦薛綜注、三壽三老也、左傳、三老凍餒」という。者減鐘に畺公壽と參壽とを對擧しており、畺公は人名であるから、參を參星と解するのは比類を失しよう。參星を壽星とする説も古籍にみえず、壽星・老人星の信仰もいつごろ興つたものとも知られない。左傳の杜預注に上中下の三壽とし、文選李善注に養生經を引いて上壽百二十、中壽百年、下壽を八十とする。參壽を三壽に作ることからいえば、參星とは關係のない語であろう。朿は字未詳。匄求の義をもつ字と思われる。

㝬が作器者の名であることは、彔伯㦰段「余其萬年」・追段「追其萬年」・牧段「牧其萬年壽考」・師望鼎「師望其萬年」などの語例からみて疑ないところである。舊釋では㝬を割匄の意とし、積古・捨遺はこの説である。積古に無叀鼎の「用割眉壽萬年」を引き、㝬は盍にして割と通ずると説いているが、「用割」と「㝬其」とでは語法が異なる。かつ割の左偏は害・割と字形が同じでなく、字を割匄の義とすることはできない。韡華に㝬を厲王の名胡に充てていう。

㝬與彔伯段等器㝬字爲一字、彼字或釋作㪷、以此文𣶒證之、㝬其萬年、似是人名、但以上文觀之、此器似周王之詞氣、周王無名㝬者、彔段字從害從夫、以音求之、似卽厲王之名、厲王名胡、胡夫音近通用、如簠字金文作匿、是也、史記載厲王虐、未載伐服子之事、蓋佚其事、又金文彔段等器之㝬、可由此器證之爲胡國

厲王説をとるものはみなこの解によるのであるが、彔器の㝬が江南潁州の胡國でないことは明らかであり、㝬を胡を以て解するのは誤である。昭王説をとる大系には、㝬を昭王瑕の名とする。

邵王卽昭王、邵乃生號、非死謚、又其㝬其萬年、畯保四或之㝬、亦卽昭王名瑕之本字、字當夫聲、與瑕同部、如從害聲、則與瑕同紐

しかし器銘に周王の私名をいう例がなく、韡華に文を周王の詞氣ありとするも、文理上、作器者が㝬侯の㝬であるべきことはすでに述べた。それで㝬を周王の私名としてそこから器の時期を求めるべきでなく、㝬侯諸器によつて制作の時代を考えるべきである。䟒鼎によると、師雍父は省道して㝬の地に至り、遹甗では古𠂤に駐屯する雍父が㝬侯に使者を派遣している。彔段では伯雍父が㝬から歸來して彔に蔑曆を與えているが、これらの諸役は淮夷を對象とする作戰である。本器では王が遹正してその地に至り、更に進んで南國𠬝子の基地を伐ち、東南夷を征しているので、㝬の邦域が成周の東南、江淮に展開する方面であることは容易に推定しうるのである。舊釋に㝬を荊徐江南の地に充てるのは、作戰の方向からみて遠隔にすぎる。甫はまた呂とも稱し、嶽神の後である。簠の金文には㝬の形に從うものがあり、㝬は甫と同聲である。

る姜姓四國の一である。周と通婚關係にあつて、歷代の周王夫人に姜というものが多く、脣齒の關係にあつた。平王の東遷はその力に倚るとされ、南方の勢力興起の後には、王風揚之水篇の歌うように周から派兵して戍守している。同樣のことが、西周中期にもあり、雍父の戍守、昭王の南征は、この㝬すなわち甫を救援するために行なわれた。甫は嶽神の苗裔としてゆたかな神話的傳承をもち、ときには王と稱することもあつたようである。

尙書の呂刑は、史記に甫刑に作る。詩の崧高に

崧高維嶽　駿極于天　維嶽降神　生甫及申　維申與甫　維周之翰　四國于蕃　四方于宣

と歌われ、國語鄭語に「夫周之盛也、申呂正彊、爲周之翰」という。しかし東遷後は國勢衰え、つねに楚の脅威を受けている。左傳成公七年にいう。

楚圍宋之後、師還、子重請取於申呂、以爲賞田、王許之、申公巫臣曰、不可、此申呂所以邑也、是以爲賦、以禦北方、若取之、是無申呂也、晉鄭必至于漢、王乃止

當時その地は南北抗衡の要地であつたが、西周においては、申・呂は諸夷に接する周の藩屏たる地であつた。呂は古くは郘とかかれ、甫聲の字で、㝬がその初字である。西周後期あるいは春秋初年には呂と稱していたらしく、

呂王乍隮鬲、子ゝ孫ゝ、永寶用享貞松・四・七　三代・五・三〇

は、あるいはその器であろう。

尙書呂刑は史記周本紀に「甫侯言於王、修刑辟」とあり、書疏に引く鄭注によると、穆王は甫侯を

相に命じたという。書序には「穆王訓夏贖刑、作呂刑」とあつて、篇中の王は穆王をいうと解されている。しかし詩の崧高の箋には「甫侯相穆王、訓夏贖刑」とあり、甫侯が穆王に告げた語が呂刑の內容を成すものとしている。史記にも「甫侯言於王」と記している。呂刑の一篇は、苗民が神意に從わず民生を害するので、皇帝は怒つて苗民を遏絶し、重黎に命じて天地の交通を絕ち、伯夷をして刑典を作らしめた由を記しており、明らかに甫國の神話傳說に取材してこれを經典化したものである。伯夷降典の後に禹の治水、稷の播種のことなどが述べられている。伯夷は柏翳ともいわれ、許由・皐陶の說話はみなその說話の分岐したもので、虞夏の書の一主題をなしている傳承である。この伯夷降典の說話には、姜族と南人苗族との久しきにわたる民族的葛藤の反映があるものと思われる。右のような呂刑篇成立の背景を考慮に入れると、呂刑の冒頭に記されている「惟呂命、王享國百年耄荒、度作刑」という王は、周王ではなくて呂王である。ついで「王曰、若古有訓、蚩尤惟始作亂」以下にその神話を述べ、九黎の君苗の亂紀によつて刑が作られるに至つた由來を說いている。羌族考參照、甲骨金文學論叢九集

鐘銘の上文に、「隹皇上帝百神、保余小子」とあるのは、㝬國のもつ右のような神話的傳承を背景として理解すべきであり、また「我隹司配皇天王」というのも、嶽神の苗裔としての傳統に立つものであろう。周からは㝬侯とよばれているが、內にあつて王と稱する古族の多かつたことは、王國維の「古諸侯稱王說」觀堂別集補遺に論ぜられている。銘文中の我・朕は、みな㝬自ら稱するところである。このように解するならば、器は周室のものでなく、昭王の南征によつて𠬝子の侵寇を免れ

た㝬國が、王の南征を德とし、その偉功を紀念するために、その寶鐘に宗室の名を冠したものとすべきであろう。文末の「畯保四或」は、詩の崧高に「四國于蕃」・「四方于宣」とあるのと同じく、その周邊の諸國を支配するをいう。

訓　讀

王、肇めて文武の勤めたる疆土を遹省したまふ。南國𠬝子、敢て我が土を陷虐す。王、敦伐して其れ至り、厥の都を戡伐したまへり。𠬝子廼ち遣問し、來りて昭王を逆ふ。南夷・東夷の具見するもの廿又六邦なり。

第一段。昭王が南國を遹省し、㝬の地を侵した𠬝子を伐ち、𠬝子及び東南夷廿六邦がみな歸服したことをいう。

これ皇上帝百神、余小子を保んじ、朕が猷成ること有りて兢ふ亡し。我これ皇天王に嗣配し、對へて宗周の寶鐘を作れり。

第二段。㝬が皇上帝百神により社稷を保ちえたことを祖靈に告げ、その威靈に對えて、宗周の名を冠した寶鐘を作ることを述べる。

倉〻悤〻、雉〻雝〻として、用て丕顯なる祖考先王を昭格す。先王其れ嚴として上に在り。㬎〻數〻として余に多福を降し、余が順孫に福あらしめ、參の壽をこれ剌（もと）めむ。㝬それ萬年、畯（なが）く四國を保たむことを。

第三段。この鐘を以て先王を昭格し、多福を祈るをいう。

參　考

時代について　器の時代は、邵王と㝬の解釋によつて殆んど定まるが、器制・銘文の上からも檢討を要する問題が多い。殊に鐘の起原が明らかでないため、時期の決定を困難にしている。しかし文中の邵王は剌鼎にもみえ、鐘銘にいう征伐は昭王南征の事實をさすこと疑ない。積微居に南征のことを論じていう。

按昭王南征之事、見於僖公四年左氏傳・楚辭天問・呂氏春秋音初篇及竹書紀年諸書、初學記卷七漢水下引竹書紀年二事、其一云、周昭王十六年、伐楚荊涉漢、遇大兕、其二云、周昭王十九年、天大曀、雉兎皆震、喪六師於漢、據此言之、昭王於十六年及十九年、兩次南征也

楚辭天問曰、昭后成遊、南土爰底、厥利惟何、逢彼白雉、此文記昭后底南土逢白雉、而紀年則云、昭王涉漢遇大兕、雉兕文殊、似是二事、以余考之、實一事也、蓋兕雉二字古通、……逢兕遇雉、既是一事、則楚辭所記乃十六年事也

左傳僖公四年記齊師問楚人之辭曰、昭王南征而不返、寡人是問、楚人答之曰、昭王之不復、君其問諸水濱、呂氏春秋音初篇云、周昭王親將征荊蠻、還反涉漢、梁敗、王及蔡公隕於漢中、以此與紀年勘合、知二書所記、爲十九年之事也

鐘銘記王伐𠬝子、戡伐厥都、𠬝子遣間來逆、南夷東夷廿六邦來見、功成之後、鑄器銘勳、此記十六年之事也、昭王在位年數、或云十九年、帝王世紀則云五十一年、由今考之、十九年之說是、五

十一年之說非也、……喪師溺水、既是十九年事、則在位年數爲十九年明矣、今本竹書紀年云、喪六師于漢、王陟、其說是也、此器作於十六年之後、十九年之前、蓋十七八年之作矣

韡華にも銘の南征を昭王十六年のこととするが、器銘は厲王胡がこれを追述したものであるとする。しかし第二次の役では漢水に沒したとされる昭王の南征を、どうして厲王期に至つて追述しているのか、その理由については論じていない。銘文からみても、その南征を遠く隔てた時期のものではなく、その點積微居の說をとるべきであるが、竹書の文は全體として信憑性に缺くるところがあり、たとえばその溺沒の條についても、太平御覽八七四・路史發揮三注に引く紀年には、「昭王末年、夜清、五色光貫紫微、其年王南巡不反」とあつて十九年といわず、董逌の廣川書跋には昭世が二十三年に及んだとしている。それで章鴻釗中國古曆析疑一〇、武王克殷年考は書跋の記述に本づいて昭王の在位を二十三年とする。他に新城新藏東洋天文學史研究には二十四年說、董作賓西周年曆譜に十八年說があり、もし庚贏卣二十三年銘を昭王期の器とするときは、曆譜の接續上、昭世は少くとも二十六年乃至三十一年となる。本器が十六年の役後に作られたとしても、昭末までこの程度の年數のあることが、鐘銘を理解する上に望ましいようである。雍父・彔㦰・㝬關係の南征諸器は、すべてこの期間の前後に入るべきものであろう。彔㦰卣の「叡、淮夷敢伐內國」は、本器の「南國𠬝子、敢陷虐我土」というのと、相關聯するものと考えられる。

器制について　器を昭末におく場合、その器制が問題となる。これより以前にこの種の鐘がなく、今存するものは殆んど後期以後の器であるからである。本器の器制について大系にいう。

以器制言、周鐘乃由殷鐸演化而成、殷鐸有柄、執而鳴之、周鐘則倒縣、然備斡旋之甬、實鐸柄之孑遺也、本器乃有甬鋪、枚長銑侈、于上刓、文在甬斡之上、爲饕餮、在篆上爲兩首蜺、與武英殿史篤之腹文作饕餮、緣帶及足帶之作兩首蜺形者相同、凡此均不失古鐘之典型、周初雖未見有鐘、然周鐘必有其起原時、以此當之、或不無突兀之感、恐前此者尙有之、尙待發掘耳

殷代には知られているように鉦形式のものが行なわれた。鉦は樂器とはいつても軍禮に用いたもので、詩の小雅采芑に「方叔率止　鉦人伐鼓」とみえ、また國語晋語五「戰以錞于丁寧、儆其民也」という錞于・丁寧もその屬である。鉦の小なるものを鐃という。說文に「鐃小鉦也、軍法卒長執鐃」とみえ、周禮地官鼓人・夏官大司馬にも、鐃鐸の屬を軍に用いることが記されている。鉦は柄があつて鉦鼓の部分は斜上、上に向けて手に持つてこれを鼓つ。もとは車上に號令用として備えたものであるらしい。祭祀饗宴の際の樂器としては適當なものでなく、殷代にはおそらく樂器として用いることはなかつたのであろう。

周初になると、器を下向けにして繫け、鼓の部分をうつ鐘形式のものがあらわれる。通考九四三・九四四に錄する鐘は何れも于の部分が平らかで、一は舞上に雙鳥の飾、兩欒に鉤稜あり、一は兩欒に各〻二虎を飾り、正中にも鉤稜がある。鼓以外は全面に大饕餮文を施し、鉦に當る部分がない。舞上に環狀の鈕があり、鐘というより鎛に近い形制である。垂直に懸けて用いたものであろう。しかし本器以下、中期の鐘には、上部に甬があり、器の正面に廣い鉦間をとり、篆飾には左右に三層の乳文を配する。鼓の兩銑の間、すなわち于の部分は、弧狀に深く切れ上つている。鉤稜をつけることはなく、甬斡の環鈕によつて繫け、器が鼓を前にして後に傾くようにしたのは、鼓樂に便したものであろう。後に編鐘形式のものがあらわれると、舞上はまた鈕形式にもどる。何れにしても、このような鐘形式の成立は、禮樂儀禮の盛行を背景とするものであり、莽京辟雍の儀禮が整うに至つた昭穆期に出現したものと考えてよい。彝器や樂器の成立、器制の展開は、すべてその時代の祭祀儀禮のあり方と對應する關係をもつのである。

本器と比較的時期が近いと思われるものに、走鐘・虘鐘・己侯鐘などがある。走はおそらく走毁、虘は大師虘毁の作器者と同じ人であろう。兩毁の紀年は、曆譜上何れも懿王十二年に屬しうるものであり、鐘もその時期のものとみてよい。それで兩鐘との比較を通じて、本器の器制上の時期を推定することもできる。走鐘は宋代著錄にみえるものであるが、圖様によると甬旋のところに平乳二を附している。本器ではその部分に獸文があり、その眼目が走鐘の乳文に當るようである。走毁の篆間の文様は本器と近く、鼓文は克鐘に似ている。全體として後期の鐘と通ずるところが多い。また虘鐘は篆間を小乳文で圍み、陝西普渡村出土の鐘と同じ形式をもつ。篆鼓の文様は己侯鐘に類するが、己侯鐘は己侯貉子卣・毁にみえる己侯の家の器であるから、昭穆期をあまり下らぬ器であろう。本器は以上の三鐘と比較して、それより時期の早いものと考えられる。

器の旋は獸鼻を卷きあげた形に作り、その獸頭の左右に兩鐶がある。この形式は他にみえないもので、獸鼻は象であるらしい。鼓文も故宮によると象頭文と名づけられている。この系統の鼓文は克・虢叔などの鐘に承けつがれている。象文は殷周期以來行なわれたものであるが、後にはただ鐘の鼓文としてその變様文が殘された。本器の篆間の斜格形獸文も後まで踏襲されたものであるが、本器ではその空白部を長い三角形で埋めており、康昭期の顧鳳・顧龍文にしばしばみられる形式である。器制・文様の上からいえば、本器は懿王期の走・虘の二鐘よりは時期が早く、昭穆期に入りうる可能性が多いといえよう。

鐘は一般に殷の鉦鈴から出たと考えられているが、器制・用法が異り、必らずしもその系列に屬するものとしがたいようである。南人の用いた南、すなわち銅鼓は、卜辭にその形象をとつた南字が用いられていて、古くから南人の樂器であつたと考えられるものであるが、懸繫してその上部の鼓面をうつ。卜辭にみえる貞人の𣪘は、南をうつ形で、文字構造は鼓と同じ。鼓にも泉屋藏の銅鼓のように、側面をうつものがある。鐘は側面の鼓部をうつもので南とは同じでないが、手に執る鉦・鐸の類よりも、南の方が樂器としての鐘と親近性がある。初期の鐘が舞上の獸飾に鈕形を付して懸繫する樂器としていること、また本器が甬下に兩鐶をもつことなども參考されよう。

詩の小雅鼓鐘に「以雅以南」とあり、禮記文王世子には「胥鼓南」とみえる。南は說文に「南、南任也」今本は「南任也」に作り一南字を脫するとあり、苗族はいまもその銅鼓を南任とよんでいる。しかし禮記にいう南は銅鼓そのものではなく、おそらく鐘形の樂器であろう。南が銅鼓を意味するという字の初義は、早く失なわれていたようである。鼓鐘の首章に「鼓鐘將將　淮水湯湯」とあり、詩は淮水に臨んで人を弔う傷亡の詩であるが、末章に「鼓鐘欽欽　鼓瑟鼓琴　笙磬同音　以雅以南　以籥不僭」と歌う。鐘と南とは、このときなお別の樂器であることが知られていたわけであるが、しかしこのことは、鐘の成立に南とよばれる銅鼓系の影響があつたとする推定を拒否するものではない。そして兩者の接觸は、鼓鐘の詩で知られるように、淮域に近い地で行なわれたものであろう。詩の周南・召南の南はもとその樂器・樂調によつて名をえたものであろうが、その地もまた淮水上游に臨む地域である。釋南、甲骨金文学論叢十集

詩篇のうち、樂器としての鐘がみえるものは、周南關雎・王風山有樞・小雅鼓鐘・楚茨・賓之初筵・彤弓・白華・大雅靈臺・周頌執競の諸篇である。みな祭祀・宴樂に關する詩である。國風のうち周南と王とにのみ鐘がみえるのは、國風中の詩篇の性質にもよることであるが、鐘が本來南と關係の深い特定の地域に行なわれたことを示すものであろう。鐘の成立が殷系の鉦鐸の類と南方系の南の器制とに關係あるものとすれば、二南はその接觸の地點に當る。本器の作器者である㝬侯の地はその南邊にあり、その關係彝器によつて知られるように、南夷東夷に對する前衛の地であつた。鐘の初期のものに楚公の器が多いことも、注目すべき事實である。

銘文について　この鐘の銘辭は初期と後期との中間的な特質をもつところがあり、堂〻たる詞氣を示している。鐘銘第一段の「王肇遹省文武堇疆土」は大盂鼎の「雩我其遹省先王受民受疆土」と似ており、第二段「皇上帝百神」の百神は斷代に康王期とする寧毁に、神は作册休卣・伯㦰卣など近接の器にみえるが、余小子などは後期の彝銘に頻見する語である。皇天王は作册大鼎の皇天尹と近く、後期では善鼎に皇天子の語がある。第二段は後の鐘銘の典型となつたものであるが、雉〻雝〻鎗〻數〻のような擬聲語を使用することは從來の器銘にないことであつた。しかし順子は效卣・

井侯𣪘に、多福も寧𣪘にみえ、語彙としては康昭期に近いものが多い。文は土土都・王邦競鐘悤豳王上・數福剌國がそれぞれ押韻。普通の彝銘では、初期の令𣪘・大豐𣪘・也𣪘などに有韻の銘があるが、しかし中期には押韻のものが少く、殆んど鐘銘に限られているといつてよいほどである。もともと押韻は、祖祭が盛行した殷代にはすでに祭祀歌謠があつたはずであるから、その反覆律的な修辭法は知られていたことであり、それがやがて廟祭に用いる彝器に有韻の文を生むことになつた。ところが中期に至つて祭祀の樂器として鐘が起るに及んで、鐘銘に歌謠の形式を反映する押韻の銘が加えられ、一般の彝器には押韻の銘を付することが少くなつたと解しうるようである。後期にはまた長文の銘をもつものが行なわれて押韻の文もあらわれるが、それは有韻の鐘銘が多くなるにつれて器銘に押韻を用いることが一般化したものともいえよう。このように祭祀歌謠の形式を反映するかと思われる鐘銘形式の出現は、𦶜京辟雍における祭祀儀禮の盛行を背景とするものであり、𦶜京儀禮の盛行が昭穆期にあるという事實から考えて、鐘成立の時期も大體推定しうるのである。

器の時期推定上、なお殘されている問題として、銘文の字迹の新古ということがある。器を厲王期とする論者は、たとえば唐蘭氏のように、「本銘字體、亦不甚古」として、字迹が新しいと主張する。これに對して郭氏は、

以文字言、字體雖不及盂鼎等之雄厚、然較之恭懿時器文之散漫、已有雲泥之感、而如南字・百字……、除畫有粗細而外、與大盂鼎文全同

巻二　二八三～二八四

という。盂鼎の渾厚には及びえないとしても、彔伯𢦚𣪘などよりは暢達のうちに古色を存するものがある。それは初期の鋒芒肥瘠のはげしい破磔風の字體から、後期の篆意饒かな豐潤の書風に轉じてゆく、過渡的な字迹とみることができる。師遽の器は穆王の初年と考えられるものであるが、器銘は師遽𣪘の字迹と極めて近く、これを昭末穆初におくも特に不自然なところはない。その濶大暢達な筆畫は、新しい形式の樂器である鐘に載せるにふさわしく、この新しい樣式の器に適應するものとしてえらばれたものであろう。

もし以上の諸點が承認されるものとすれば、この器は、當時周の南鎭として重きをなしていた姜姓四國の一である𤞞侯、すなわち甫侯が、昭王の遹正討伐によつて南國𠬝子の侵寇を郤け、その邦國を保ちえた恩寵を紀念し、「宗周寶鐘」と名づける鐘を作つたことを記したものとなる。書の呂刑はこの甫國の創業神話を傳えるものであるが、篇中の王も甫侯をいう。呂刑には、穆王のとき呂王は享國百年にしてすでに耄荒であつたと記されているが、昭穆期にわたる長壽の人であつたのであろう。器の出土については孫詒讓が「近時所出」と稱するのみで、出土地や出土事情がすべて不明であることは惜しむべきである。

鐘銘の拓本も、當初は容易に入手しがたいものであつたらしく、鄒安の跋記には次のように記されている。

宗周鐘始見積古齋著錄與西淸古鑑一器、文字微有不同、據攈古錄目、知爲山陰陳默齋將軍所藏、然嘉道以後、金石家均未寓目、收藏之富如濰縣陳簠齋・海豐吳子苾、亦以未得墨本爲憾、去年四月、忽由江寧胡子英君、約觀此器、初以銘字與阮吳兩錄違異、疑別一器、繼加審覞、知確是原器、第文字似經磨礲耳、器本在吳興沈中復中丞家、中丞故後、抵入同縣楊氏、沈與楊同寓蘇、楊故後、子幼、家移滬上、乃兄爲貨所藏、估人遂以二千墨銀易去、因余有審定之勞、得獲全形一紙、亟印存之、己未三月、杭州鄒安記于廣倉學宭

己未は民國八年一九一九。右によると西淸の器以外になお一器あつたものか、あるいは內府から一時流出してまた今の故宮に入つたものか、何れとも明らかでない。積古には器を陳氏の藏としているから、もし一器とすれば、阮元のときには器はすでに內府から流出していたのであろう。器が二器あつたとも思われない。

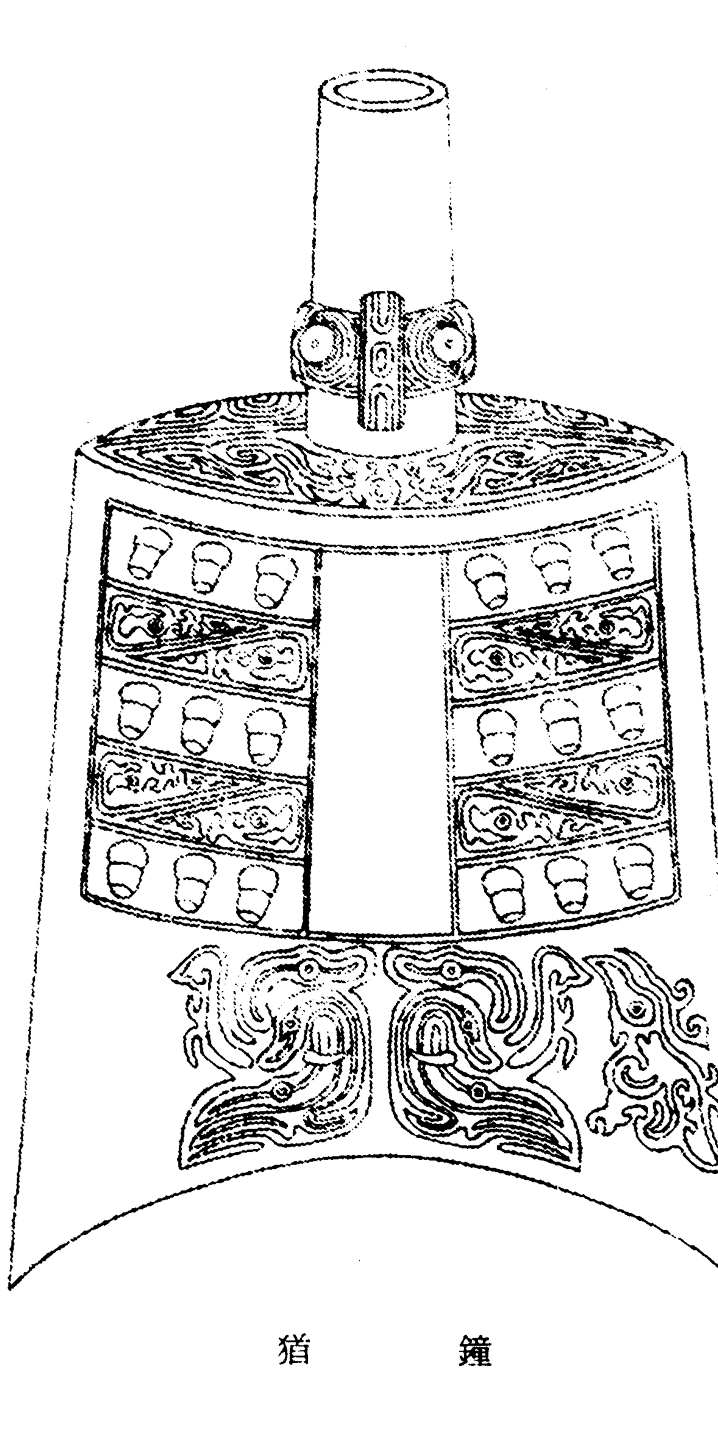
猶鐘は鉦閒のみを存し、銘も末文の部分のみを殘しているものであるが、「先王其嚴在帝左右」という語があつて、これまた特定の傳統をもつ家の器であろう。時期は宗周鐘に比して稍しく下るものであるが、走・虘の兩鐘より後れるものとも思われず、銘文によると宗周鐘と相似た事情を考えうるので、ここに附記する。

＊猶　鐘

器　名　猒狄鐘愙齋　猒狄編鐘周存

時　代　成王愙齋　懿王大系

巻二　二八五～二八六



猶　鐘

收　藏　「吳愙齋舊藏、後歸武進費趛齋」貞松

著　錄

器影　一、善齋・一・一〇　大系・二二

銘文　一、愙齋・二・一七　周存・一・六六　大系・六八　小校・一・一九　三代・一・一一・二

二、周存・一・六六　大系・六九　貞松・一・二　小校・一・一九　三代・一・四・二

考　釋　愙齋賸稿・八　韡華・甲・八　大系・八三　文錄・附三　文選・下一・一　積微居・七九

器　制　善齋にいう。「身高一尺七寸一分、甬高七寸、兩舞相距五寸六分、兩銑相距六寸三分」。鼓上・舞上に鳥文を飾り、鼓の右旁に別に一鸞形を附している。篆間に三乳文あり、その間に兩頭の斜格獸文を配する。また甬幹にも圖文を加えているが、これらの文樣はすべて宗周鐘のそれと似たところがある。鐘としては比較的初期の形制に屬するものといえよう。

銘文　一は鉦間二行一二字、鼓左三行八字。二は鉦間四字、鼓左三行九字。二器合せて三三字であるが、銘の末文のみを存し、上文は知られない。原銘は宗周鐘に匹敵するほどのものであると思われる。

〔上缺〕侃先王、先王其嚴才帝左右、獸狄不覭、數〻㒸〻、降福無疆、猶其萬年、子〻孫〻永寶

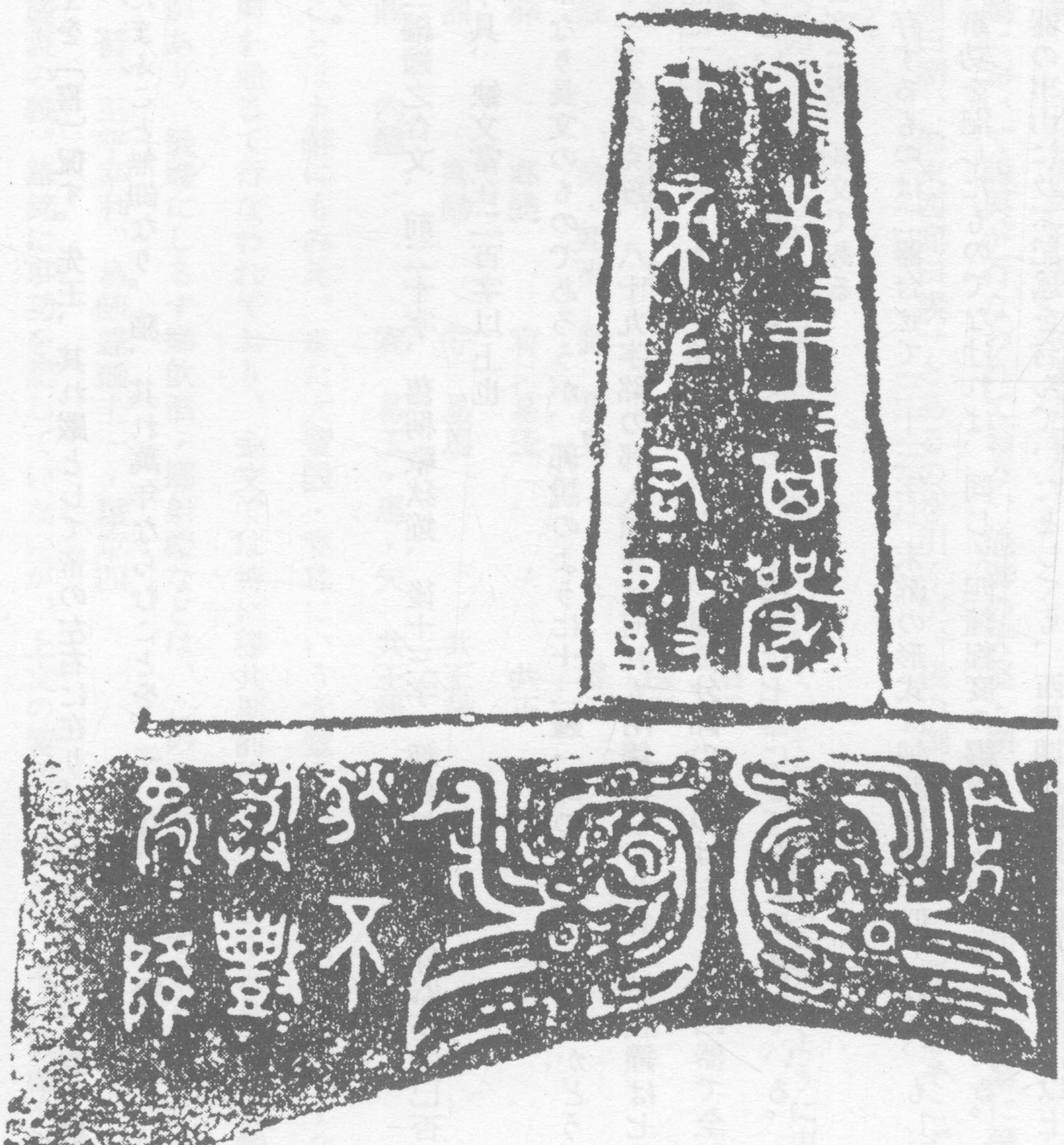
士父鐘に「用喜侃皇考、其嚴在上」とあり、侃は喜侃の意。井人安鐘「用追孝、侃前文人」のように、侃を單用することもある。「先王其嚴在帝左右」は、宗周鐘に「先王其嚴在上」とみえ、鐘銘の常語。祖靈は沒後帝所に至るものとされ、後の叔夷鐘にも「又嚴在帝所」の語がある。

「獸狄不覭」を愙齋賸稿に「殲狄不恭」と訓していう。

銘文有獸狄不龏語、當卽紀北伐玁狁之事、……詩采薇、玁狁之故、傳云、玁狁北狄也、采薇出車、毛傳皆以爲文王之詩、說文、獸、獸盡也、殲、殲盡也、獸與殲同意、龏古恭字、書甘誓、汝不恭命、君奭、大弗克恭上下、左氏僖廿七年傳、犯不共也、釋文、共本作恭、獸狄不龏、言北狄不恭、而擊盡之

この文はさきの「先王其嚴在帝左右」を承け、下文「數〻㒸〻」につづくものであるから、この間に北狄の不恭を郤けるという語が加わるのは、前後の文義に合わない。積微居に愙齋の說を駁していう。

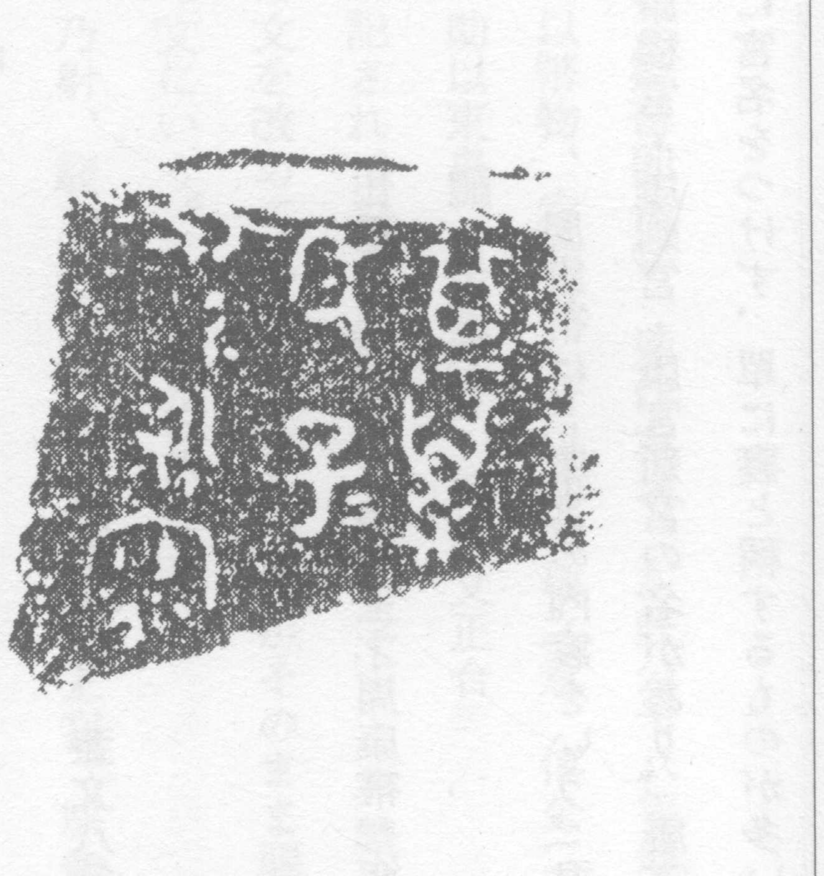
余謂、吳氏釋不龏爲不恭、是也、詩大雅皇矣曰、密人不恭、敢距大邦、是古人云不恭之證也、惟



吳氏釋狄爲北狄、非是、詩魯頌泮水曰、桓〻于征、狄彼東南、鄭箋讀狄爲剔、訓爲治、此狄字、與彼用法同、又狄字亦可讀爲逖、說文云、逖遠也、从辵狄聲、或作逷、獸狄不龏、謂盡逐遠不恭之人也、詩大雅抑云、修爾車馬、弓矢戎兵、用戒戎作、用逷蠻方、毛傳云、逷遠也、鄭箋亦讀爲剔、要之銘文之狄不龏、與詩云狄彼東南、用逷蠻方、狄逷皆是動詞、其義訓、毛鄭二說皆可通、如吳說如字讀之、則於文法不可通矣

狄は楊說のように狄遠の義としてよい。獸狄はおそらく連語、二字同義である。兩字で排除するこ





とをいう。不恭は威靈を畏れざるもので、この場合蠻夷などの外族を意味する。先王の威靈を以て、これを排除することをいう。數〻㒸〻はその神威の降格するさまを形容する語、すでに宗周鐘にみえている。

猶を愙齋には作器者の名とせず、「是鐘無作器者之名、亦編鐘之文不完者」とするが、文錄には「上言先王、則此猶當是時王之名、但今不得確詁、莫知何王矣」という。大系には猶を懿王の私名と解している。

又此乃王室之器、觀其屢〻稱先王可知、猶當是周王名、疑是古顏字、从首彥聲、此殆从首犬聲、彥犬聲同元部也、史記稱懿王名囏、索隱引世本作堅、與顏極近、疑其本字實作猶也

殷周の彝器はその數が甚だ多いが、王の自作の器、王室の器と定めうるものは極めて少く、特にその私名を銘するものは一例もない。ただ㝬鐘・猶鐘の㝬・猶のみは、銘文中に先王の語がみえていて王室の器とされ、昭・懿・厲の諸王の名に充てて解されているのであるが、㝬が㝬侯であるべきことはすでに論じた。猶は何國であるかは知られないが、彔伯の器にその皇考を釐王とよび、也𣪘は周公の分宗たる家の器であるが、文中に「念自先王先公」という。分宗の家でも遡つて先王ということがあることからいえば、先王の稱は必らずしも周室の專稱ではない。大宗の器を作ることは虘鐘にも例がある。器制及び文辭において宗周鐘との親緣も考えられ、それならば猶を私名と解することもできる。諸侯王の場合には私名を加えている例が多い。鐘銘はその主文を缺き、その內容は知られないが、文中の不覭が諸夷をさすものとすれば、兩鐘銘にいう事情は相近いものとなる。

訓　讀

……先王を〔喜〕侃す。先王、其れ嚴として帝の左右に在り。不諆を斁狄し、數〻龔〻として、福を降したまふこと無疆なり。猶、其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶とせよ。

參　考

郭氏いう。

此乃二編鐘之合文、前二十字、舊稱斁狄鐘、後十三字、稱福無疆鐘、餘器不知已否出土、爲數恐尚有十具、缺文當在二百字以上也

全銘はかなり長文のものであろうが、郭説のように十二鐘一肆のものであつたかどうかは定めがたい。八十一字銘の克鐘、八十九字銘の邢人鐘等は何れも兩鐘にして全銘、虢叔鐘は七器のうち全銘四器、他に二十六字銘・十七字銘のものがあり、編鐘分銘のものはおそらく四器で全銘をなすものであるらしい。また春秋期のものであるが、叔夷鎛は七器にして全文を成している。尤もこの鎛銘は、五百字に近い長文である。

猶鐘の今存するものは二器合せて三十三字、末辭の形式は虢叔旅鐘に似ており、もし虢叔の器のように特に事功を記したものでなければ、同じく四鐘程度の編鐘であつたと思われる。また宗周鐘のように作器の事由に及ぶ記述を含んでいたとしても、西周期の編鐘には全銘四器以上にわたるものがなく、十二鐘一肆、缺文二百字以上という郭氏の推定は首肯しがたい。

字迹は宗周鐘のように暢達ではないが、鐘銘の字としては古意に富んでいる。郭氏は猶を懿王の私名であるとして懿王期に屬したが、銘文の形式からみても周の王室の器としがたく、またその器制・字樣は、曆譜上懿王期の器と考えられる走・虘の二鐘に先だつものとなしえよう。

九九、師遽方彝

器　名　師遽方尊窓齋

時　代　穆王唐蘭　共王通考・麻朔・薫作賓・斷代　懿王大系

收　藏　「吳縣潘氏藏」周存　「項城袁小午侍郎保恒所藏器、今歸潘伯寅尙書」綴遺　「上海博物館藏器、丁燮柔捐贈」上海

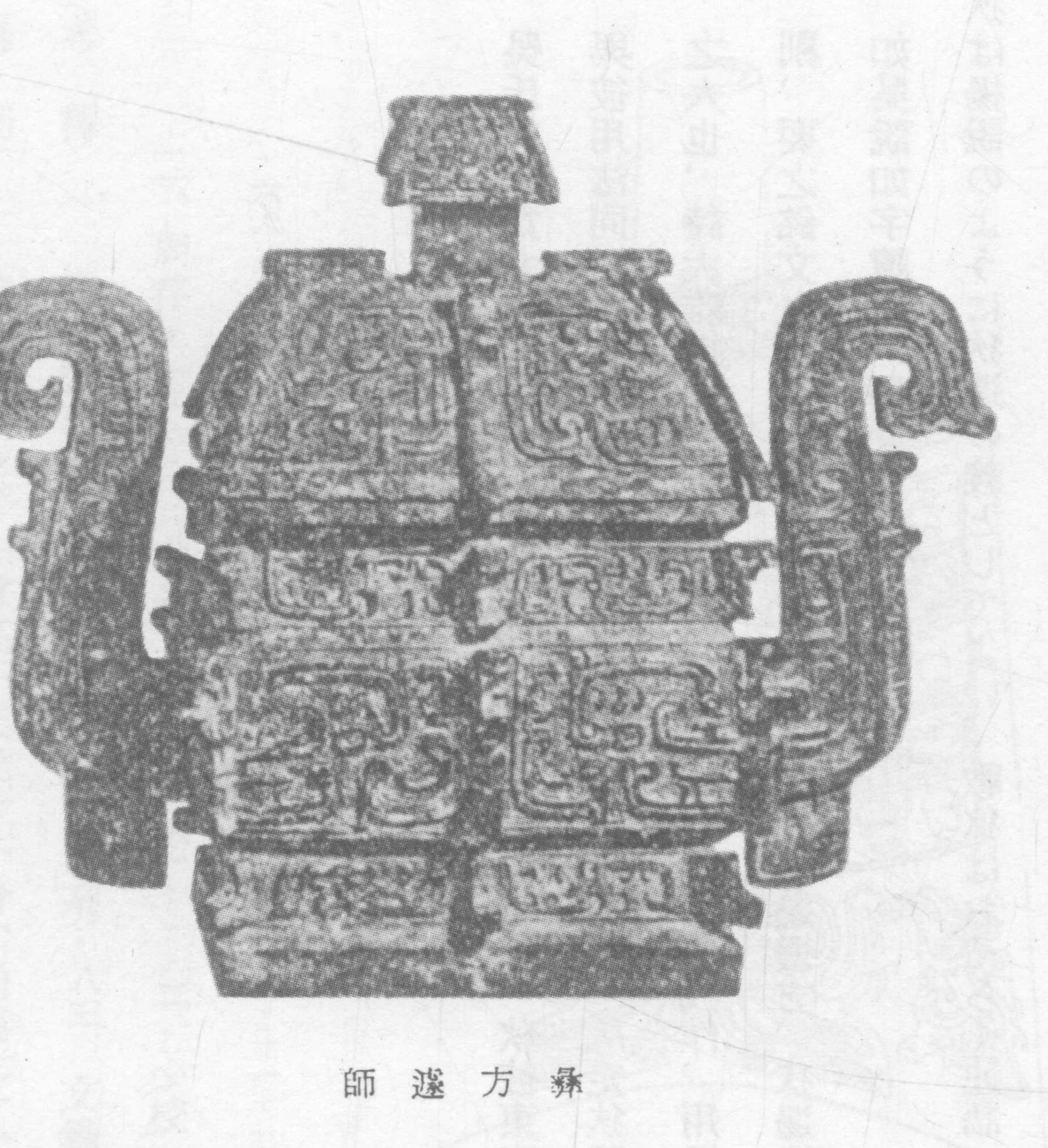
著　錄

器影　通考・六〇四　通論・一六六　上海・五八　二玄・二三八

銘文　窓齋・一三・九　周存・三・一〇三　大系・七〇　綴遺・一八・二四　小校・五・三九　三代・一一・三七・二,三　二玄・二三七

考　釋　韡華・戊上・一〇　大系・八四　文錄・二・一八　文選・下二・三　麻朔・三・一　通考・四〇九　積微居・一三四　斷代・六・一〇一　通論・五三

器　制　通論にいう。「大小未詳、蓋上有二孔、疑用以納勺的、器內有直隔、今爲兩半、徧體飾夔饕紋、腹旁兩扁耳直上、與服方尊略同」。上海に實測あり、「高一六・四糎、口縱七・六糎、口橫九・八糎、腹縱九・六糎、腹橫二〇糎、底縱七・五糎、底橫九・六糎、腹深七糎、重一・六二粁」という。扁耳は服方尊上卷七八六頁と同じく、器腹より器體に沿うて上り蓋に及び、先端は魚尾形をなしている。服方尊は文樣雋麗、昭初の器と考えられるものであるが、本器の獸文にはかなり便化のあとがみられ、時期は稍しく下り、盠彝に近いものと思われる。



師遽方彝

銘　文　器文六行、蓋文八行、各六六字

隹正月旣生霸丁酉、王才周康寢、鄉醴

周康寢は、康宮の內寢をいう。君夫𣪘に周康宮の名がみえている。後期金文に康邵宮・康穆宮・康剌宮・康宮新宮の名があり、康宮を中心に諸宮廟が造營されている。初期のものには寢に宮名をつけず、單に寢と稱するものが多い。

小臣缶卣　王易小臣缶、易在寢、用乍且乙隮　三代・一三・三五

乙未鼎　王易貝飼□□、在寢、用乍寶彝　三代・三・二一



師遽方彝蓋銘

麥尊　王以侯內帀寢、侯易玄琱戈

何れも寢において賜與が行なわれており、他器の大室・廟というのと同じ。韡華に爾雅釋宮の「室有東西廂曰廟、無東西廂曰寢」とあるのを引くが、後の制であろう。本器ではそこで饗醴が行なわれている。

饗醴について、陳氏はその儀禮をしるす諸器を列して、その共通事項を次のように表示している。

效尊　內鄉　易貝　約昭王

長由盉　鄉醴・射　穆王

遹毀　漁・鄉酒御　易鹿　穆王

師遽彝　鄉醴　宥　易玉　共王

大鼎　鄉醴　守　易馬　共王後

噩侯鼎　內醴　宥　易玉・馬・矢　共王後

饗醴のことは卜辭にもみえ、また大豐毀・麥尊にいう大豐も大醴の意であろう。すなわちその儀禮は、殷周を通じて行なわれており、金文では特に穆共期前後の器に多くみえる。饗醴には射を伴なうことがあり、儀禮にしるす鄉飮酒・鄉射禮などは、この古儀に由來するところがあるようである。

師遽蔑曆、晉、王乎宰利、易師遽瑁圭一・環章四

蔑曆は旌表の義。器銘に事功を記していないが、上文の饗醴に侍して、その儀禮を助けたことに對するものであろう。下文にいう賜與も、すべて禮器の類である。晉は侑。字はまた宥に作る。綴遺に、その子孝傑の說をあげていう。

晉从廿、當與曆字同意、兩又爲友、古又有二字通用、疑晉卽侑字、通作宥者、左莊公十八年傳、虢公晉侯朝(王)、王饗醴、命之宥、注、飮宴則命以幣物、宥助也、所以助歡敬之意、僖公二十八年傳、王享醴、命晉侯侑、注、既饗、又命晉侯、助以束帛、以將厚意、與此文正合

莊十八年傳の下文には、玉五瑴・馬三匹を賜うことが記されており、傳にはこれについて「非禮也」という評語を加えている。この器銘では、賜與は別に文を改めて記されており、侑がそのまま賜與を指すのではない。侑の禮は噩侯鼎にもみえる。その文にいう。

噩侯馭方、內豐于王、乃祼之、馭方晉王、王休宴、乃射、馭方𠨘王射、馭方休闌、王宴、咸酓、王親易馭方玉五瑴・馬四匹・矢五束

これによると、噩侯が王に納醴し、祼してのち王に晉している。饗して後に行なうのでなく、饗醴の際に行なう儀禮である。ついで宴・射のことが行なわれる。郭氏が蔑曆を解函にして甲衣を脫する義とし、「既爲解甲、侑酒、亦可通、因師遽乃武人」というのは、望文の解に近い。文錄は左傳の文に據つて、「蔑曆晉者、王加勞命之宥也」というも、噩侯鼎の文義に適合しない。王國維に「釋宥」觀堂別集補遺の一篇があつて、侑に酬酢、侑勸の義があることを論じている。晉は載書の上に兩手を加える象であるから、もとは盟誓・祝嘏の意を示す儀禮であつたのであろう。

宰は殷金文にすでにみえる官名で、字形は廟所における宰割の儀禮を示したものであろう。周器ではこの器などが早期に屬し、吳彝以下、後期に至つて多くみえる。利は犂の形に從うている。利鼎にみえる利と同一人であろう。

瑁圭の字釋には異說が多い。窓齋は瑁の右旁を夔とし、韡華は匚中に貝を加えた形で、音は頃、瓊と同音にして周禮大宗伯にみえる躬圭に外ならぬという。郭氏はこれを琬圭に充て、「瑁字从玉面聲、與琬音相近、琬圭、圭之圓剡上者也」とするが、これらは何れも音の假借を以て說くものである。綴遺には字を瑁と釋し、冬官玉人「天子執冒、四寸、以朝諸侯」を引くが、積微居にはその說を非とし、面は縵・漫と通じて無文の義であり、「瑁圭蓋謂無文飾之圭、與下文環璋爲有文飾者、義正相反」と論じている。

環璋を窓齋等には環璋と釋し、綴遺にその制を詳論している。また大系は瓚章とし、積微居には環・瑑を同聲として瑑璋であるという。玉器の賜與をいうものには、尹姞鼎の「玉五品」、噩侯鼎の「玉五瑴」、卯毀の「瓚章四・瑴一」をはじめ、左傳莊十八年にも「玉五瑴」とあつて、數目はみな五である。陳氏の斷代にはこれを玉五品四種とみて、その品目を論じていう。

王命作器者宥、嘉其勸勉、故命宰利、錫之玉五品、共爲四種、一、說文曰、瑁、諸侯執圭、朝天子、天子執玉、以冒之、似犂冠、周禮曰、天子執瑁四寸、從玉冒、冒亦聲、古文從玉從目、此器從玉從面、面目義通、面冒聲通、二、圭、與瑁相配爲一瑴、卽一副、三、說文曰、環璧也、肉好若一、謂之環、此器省目、四、說文曰、半圭爲璋

此四種、五品共爲二組、每組則各以二種成一瑴、五品爲五瑴、共玉五副十件、一・二各一件、三・四各四件

由此可知上文第六八器尹姞鼎天君錫尹姞的玉五品、同于此器的五品、噩侯御方鼎、王命御方宥、而錫之玉五瑴、同于此器的玉五副、五副玉謂之一區、爾雅釋器云、玉十謂之區、郭璞注云、雙玉爲瑴、五瑴爲區、郭璞注西山經曰、雙玉爲瑴、半瑴爲隻、而說文以爲二玉相合爲一玨、(卽瑴)、由此器可知玉一瑴並不是一雙或一對相同的玉、而是一副不同的玉、卯𣪘曰、瓚章四・瑴一、四字補在旁、此應讀爲瓚與璋四副、玉一副、合爲五器、敔𣪘・師詢𣪘和毛公鼎的圭瓚、亦應分讀爲圭與瓚、瓚是與圭相將之器

陳氏はここでは瑁と圭とで一副、環と璋と各四副という解を示しているが、瑁・環兩字の釋字には問題があり、また圭と瑁とを相配して一瑴とするのも疑問である。圭と稱するものは、凌純聲氏の「中國古代瑞玉的研究」民族學研究所集刊二〇、一九六五によると、鎭圭・桓圭・躬圭・珍圭・穀圭・冒圭など十五種を數えるが、本器の瑁圭がその何れに當るものか明らかでない。また瓌章は袁に從う字であるが、これは祼瓚の器で必らず一副とすべきものとも思われない。瓌章は、單に章と稱するものとは別途のものであるらしく、金文にみえる例によると、その間に自ら區別が認められる。いま金文の數例を掲げる。

A、宜侯夨𣪘　易𩰫鬯一卣・商鬲一
庚贏鼎　衣事、……王蔑庚贏曆、易曼朝・貝十朋
敔𣪘　王蔑敔曆、使尹氏受、賚敔圭鬲□・貝五十朋
卯𣪘　易鬲章四・瑴一・宗彝一・將寶

師詢𣪘　易女秬鬯一卣・圭鬲・夷允三百人
毛公鼎　易女秬鬯一卣、鄭圭鬲・寶
B、競卣　競蔑曆、賞競章
史頌𣪘　令史頌省蘇、……蘇賓章・馬四匹・吉金
頌鼎　頌拜稽首、受命册、佩以出、反入堇章
大𣪘　嬰賓豕章・帛束」大賓豕訊章、馬兩」賓嬰訊章・帛束

瓌章はA群の諸器に商鬲・鬲章・圭鬲・鄭圭鬲・曼朝と稱するものと一類の器であるらしく、秬鬯と併せて賜うことが多い。陳氏は右の諸器にみえる圭と瓚とを別の器とするが、宜侯夨𣪘斷代・一・一六五の條では圭瓚を一器とし、祼將の具であると論じている。鬲章の賜與に圭をいわぬものが多いことからみて、圭瓚・瓌章はそれぞれ一器とみなしてよい。詩の旱麓の箋に、「圭瓚之狀、以圭爲柄、黃金爲勺、青金爲外、朱中央矣」とあり、周禮典瑞の鄭衆注にも、圭頭の挹鬯して祼祭すべきものを瓚というと記している。これは商周の遺品にみえる匕柶の類で、凌純聲氏の「匕鬯與醴柶考」民族學研究所集刊一二、一九六一に器の集成があり、その器制や用途が論究されている。匕柶の類は、その形狀・用途よりみて、大體牲匕・飯匕・醴柶・鉶柶に分けられるが、本器の瓌章四、卯𣪘の鬲章四などは、おそらく饗醴の際に用いる匕柶の屬であろう。これに對してB群の章は秬鬯を伴なうことなく、馬兩・帛束の類と合せて賜與されていることが多い。これは周禮典瑞にいう圭璋璧琮の類であるらしく、賓客を造贈する所以のものであるから、B群の器銘には概ね賜與という表現をとらず、賓章・賓訊章のようにいう。馬匹などを合せて贈っているのも、饗醴祼鬯とは別の儀禮であるからである。瑁圭・瓌章が、殷周の遺品中どの種のものに當るかはなお確かめがたいが、圭・章を以て祼禮酬酢などのことを行う次第は、書の顧命によってその大體を知ることができる。顧命は成王崩じ、康王卽位の大禮を記したもので、當時の繼體承統の儀禮を傳える貴重な文獻であり、王國維が「後世得考周室一代之大典者、惟此篇而已」と稱するものである。顧命にいう。

王麻冕黼裳、由賓階隮、卿士邦君、麻冕蟻裳、入卽位、大保大史大宗、皆麻冕彤裳、大保承介圭、上宗奉同瑁、由阼階隮、大史秉書、由賓階隮、御王册命、曰、……王再拜、興、荅曰、……乃受同瑁、王三宿三祭三咤、上宗曰、饗、大保受同、降盥、以異同秉璋、以酢、授宗人同、拜、王荅拜、大保受同、祭嚌宅、授宗人同、拜、王荅拜、大保降、收、……賓稱奉圭兼幣、曰、一二臣衞、敢執壤奠、皆再拜稽首、王……荅拜

右の文によると、同・瑁・璋はいずれも祼醴のとき匕柶の用をなすものと思われる。三宿三祭三咤とは、宿は肅にして徐行して進む意、咤は爵酒を奠くをいう。同・瑁は本器にいう瑁圭と同種のものらしく、瓌璋とは把手の飾ある鉶柶の類であろう。また「以異同秉璋、以酢」とある秉は、璋を秉るときには執という動詞を用いる例であるから、おそら乘の譌字と思われ、乘璋を以て酬酢する意であろう。もし乘ならば、金文にいう瓌璋四の數目と合致し、この祼・醴には同瑁一器と章四器とを用いたことになる。陳氏が玉器五品五副、一區十件を以てこの器文を解しようとしたのは、秬鬯と祼醴の具としての圭章の賜與をいうこの器文の解釋としては、適當でないとしなければならぬ。

圭章の用を識るべき最も信賴しうる資料は顧命の文であり、それによると圭章は祼醴の器である。金文に圭鬲・鬲章というものがそれに當ると考えられる。

師遽拜䭫首、敢對䚄天子不顯休、用乍文且也公寶障彝、用匄萬年亡彊、世孫子永寶

韡華に也公を它公と釋し

它公師遽之先、按諡法無它、疑國族之稱也、古有池姓、或爲池字之省歟

という。先世祖考の名號は必らずしも諡法によらず、西周にはなお諡法はなかつた。また廟號に族姓の名をそのまま用いることも殆んど行なわれていない。也は卜文の它と字形が異なつており、說文によつて也と釋すべき形である。綴遺に詩の委〻佗〻にして德の平易なる義とするのは、諡法的な解釋に拘泥したものにすぎない。師遽𣪘によると師遽の文考は旄叔、本器では文祖を也公という。何れも諡法にない名號である。

匄は祈求。「匄萬年」は伯㦰𣪘に「隹匄萬年」、善鼎に「余用匄屯魯雩萬年」の語がある。世を斷代に百世の二字合文であるという。大系は字を世の異文とする。字は百と世とに從うものでなく、左扁は席の初形に似ている。韡華に席と世とは聲近く、古文には二聲の字を兼ねるものがあると論じているが、世字は金文ではあるいは木に從い、立に從い、ときに𠦬に從う。みな世の異文であるが、扁旁みな聲を兼ねるという字はない。本器のような字形は、黃尊從古・八・一〇 攈古・二之二・二七 周存・五・九・守宮尊などにみえる。また世孫子という語は師遽𣪘の末文にも用いられており、寧𣪘・趩觶・守宮尊にもみえ、當時常用の語であつた。

訓讀

これ正月既生霸丁酉、王、周の康寢に在りて、饗醴す。師遽、蔑曆せられ、侑せらる。王、宰利を呼びて、師遽に瑚圭一・環章四を賜ふ。師遽、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て文祖也公の寶隮彝を作り、用て萬年無疆を匃む。世孫子、永く寶とせよ。

參考

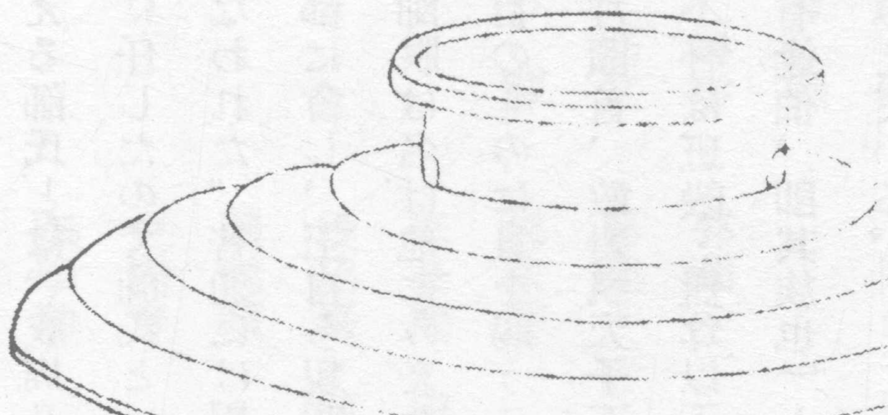
本器の器制は盨彝に近く、文字はそれよりも稍しく古意を存する。師遽𣪘の日辰は穆王の三年に入りうるものと思われ、本器は曆譜上はその前年に排次しうるものであるが、その年次はなお定めがたい。同じく師遽の名のみえている盨器に先立つものであることは、ほぼ疑ない。

餘談であるが、綴遺に次の一條のような記事がある。

同治二年一八六三年三月、滁岙從湘軍、擊賊於池州之建德、時涇陽張霞臣刺史丈葆、方權是邑、相見於東流、軍次崎嶇、兵火中僅携出所聚古玉一篋、欣然相示、中有玉圭一、中央爲璧、乃兩圭有邸者、一玉俱成、與司農注合、竊意環璋之制、當亦相同

兵馬の間に、祕篋を開いて古玉を弄する武人の襟懷もしのばれて、ゆかしい話である。そのときに見たという「兩圭有邸、一玉俱成」の玉器がどういうものであるかは知られないが、おそらく圭瓚の類であろう。この種の玉器については、吳大澂の古玉圖考、羅振玉の釋七柶殷虛古器物圖錄附說、郭寶鈞の古玉新詮集刊二〇期のほか、さきにあげた凌純聲氏の二論文に、詳細な論述がある。

一〇〇、師遽𣪘



盞
𣪘
遽
師

器名　師遽𣪘盞攈古

時代　共王通考・麻朔・董作賓・斷代　懿王大系

收藏　「舊藏徐乃昌・吳大澂」斷代

著錄

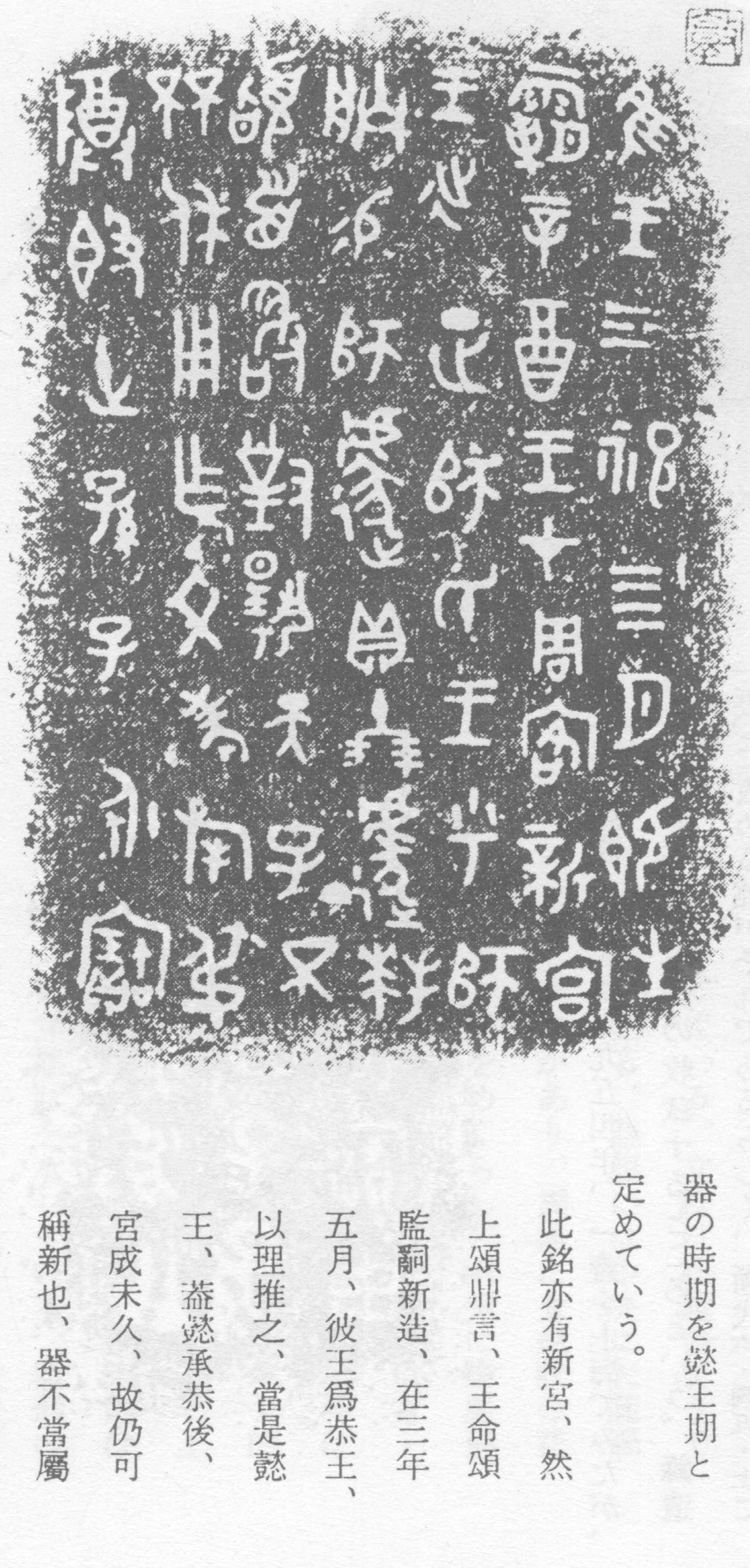
器影　攈古・二・三三　恒軒・三九　大系・九〇

銘文　積古・六・一五　攈古・三之一・四〇　愙齋・一一・二一　奇觚・四・七　又・一六・三五、重　周存・三・三六　大系・六九　小校・八・四七　三代・八・五三・二　河出・二三八　二玄・二三九

考釋　餘論・三・一〇　韡華・丙・八　大系・八三　文錄・三・二三　文選・下二・一五　麻朔・三・二　斷代・六・一〇三

器制　盞の圖樣のみを存する。大小未詳。全瓦文。器もおそらく𢦏𣪘二三六頁・曶𣪘二三八頁のような瓦文𣪘であろう。

銘文　盞文　七行五七字



佳王三祀四月既生霸辛酉、王才周、客新宮

新宮は望𣪘に康宮新宮、趞曹鼎一・師湯父鼎に周新宮としてみえているものであろう。

郭氏はこれによって、器の時期を懿王期と定めていう。

此銘亦有新宮、然上頌鼎言、王命頌監嗣新造、在三年五月、彼王爲恭王、以理推之、當是懿王、蓋懿承恭後、宮成未久、故仍可稱新也、器不當屬于孝世、以與曶鼎日辰不合

郭說は、郭氏が共王期の器とする頌鼎に、「頌、令女官嗣成周賓廿家、監嗣新造賓、用宮御」とあるのを、共王期における新宮造營のことと解し、その頌鼎に三年五月とあつて本器より一ヶ月後であるため、本器をそれより一代後の懿王期としたのである。しかし頌鼎の文は、成周における新造の貯、すなわち新設の屯倉の管理を命じたもので周都のことではなく、宗周の康宮新宮の造營とは關係がない。また頌鼎はその器制・文字からみても後期に下るべきもので、本器に先行しうるものではない。師遽が穆王期の人であることは、近年出土の盞器によつて確かめられた。おそらく康宮は昭王期に造營され、穆初に至つてまた再建され、新宮とよばれたのであろう。客は格、廟所に至るをいう。麥尊・庚嬴鼎・小臣靜彝・走𣪘などにこの字を用い、後期には殆んど用例がない。

王征正師氏、王乎師朕、易師遽貝十朋

征は舊釋に延・延・征等と釋し、郭氏は延にして誕と同じく語詞とするが、金文にはこの字を語詞に用いた例がない。陳氏は延正の二字を連讀し、「爾雅釋詁、延陳也、延正師氏、疑是校閱師氏之事」というが、金文では遹正というのが例である。征は用例によると、侍・往などの義がある。また令彝・班𣪘には徙の字があり、出と訓する。器銘は上文に「客新宮」とあつて之往の字は不要であるから、ここは徙の省文にして出と訓すべきであろう。師氏を宗周の康宮新宮に會し、王自ら臨んで遹正のことを行なうのである。

正は遹正・畯正の義。文錄に「調發師旅之事也」というのは、この場合、事情に合わない。また郭

氏は「正當是攷成之意、師氏乃職司師戍之武人、周禮以爲師保之師、僞也」と論ずるが、金文にみえる師氏とは、成周八師・殷八師などの師長をいう。これらの師は庶殷を以て編成し、族長を師長に任じたので師氏という。そういう外人部隊であるから、しばしば遹正、すなわち査察のことが行なわれた。普通には周から遹正のため使者がその地に派遣される例であるが、このときは師氏を周都に會し、王自ら親閱を行なつたのである。このとき會した師氏の一人であろう。師遽は貝を賜うているが、東方出自のものに貝を賜うことが多い。

師朕は名は他にみえない。

遽拜䭫首、敢對䫘天子不杯休、用乍文考旄叔隮毁、世孫子、永寶

不杯は班毁・𤔲弁以下にみえる。旄は孫詒讓の釋による。韡華に「旄疑通逢、西周國名、穆天子傳有逢伯、卽其族也」というが、文考の名號に國名を冠していうことはない。世孫子はすでに方彝にみえている。

訓　讀

これ王の三祀四月既生覇辛酉、王、周に在り、新宮に格る。王、征でて師氏を正す。王、師朕を呼びて、師遽に貝十朋を賜はしむ。遽、拜して稽首し、敢て天子の丕杯なる休に對揚して、用て文考旄叔の隮毁を作る。世孫子、永く寶とせよ。

參　考

大系に器を懿王期とするが、その說は頌鼎の文の誤解によるものである。陳氏は「應屬共王前半期、則此三祀、是共王三年、而新宮之稱、始見于此、但此三祀、還有可能懿王三年」といい、共王說をとりながらも懿王說の可能性をも認めている。

器をかりに共王期に屬すると、共王十五年の日辰をもつ趞曹鼎二によって構成される曆譜の元年には師虎毁、二年には吳方彝・趩觶が入ることとなる。師遽毁はその三年の曆譜に入りうるものであるが、もし方彝がその前年の器であるとするならば、正月の師遽方彝と二月の吳方彝・三月の趩觶の間に一閏を加えなくては曆譜が合わない。しかし當時は牧毁の十三月のように年末置閏が行なわれていて、一・二月の間に閏をおいたかどうか、明らかでない。尤も師遽方彝には紀年がなく、週名日辰のみであるから、年次を下げて考えることも不可能ではないが、大體紀年をつけずに月週日辰をいうものは、王の初年にあるとすべきであろう。それは相似た曆朔が五・六年を周期としてめぐつてくるので、後になるとその前後の區別がつかなくなるからである。右のような事情を考えると、師遽の二器を共王に屬することには問題のあることが知られる。師遽の名のみえる盠方彝は新出のものであるが、その器制・文樣には殷式モチーフの殘存がみられ、共懿期に下るものとは思われない。穆王の名のみえる長由盉との比較からも、師遽の器を穆王期に加えても、特に齟齬するところはないように思われる。

銘は文首に「隹王三祀」という。殷式の紀年である。これを文首におくのは段毁にも例のあることであるが、殷器では文末にあり、また大盂鼎・吳方彝・趩觶なども文末に加えていて、その方が原則である。こういう殷式の紀年法をもつことから、師遽の家は東方出自の族ではないかということが考えられる。

師遽の家は、あるいは遽伯睘の家から出ているかも知れない。遽伯睘には遽伯睘彝積古・五・二六、攈古・二之二・三、奇觚・一七・二一、敬吾・下・三九、周存・三・一一〇、小校・七・四〇、三代・六・四六、二玄・二一〇「韡華・己・七、文選・下二・二〇があり、

遽伯睘乍寶隮彝、用貝十朋又四朋

と銘する。睘はまた作冊睘卣第二器や作冊睘尊・睘毁の作器者であろう。睘卣には王姜の名がみえていて成王期の器であり、亞形の圖象標識を附している。

「遽從」と銘する角三代・一六・四二、鼎同・二・一四、「遽父己」と銘する象尊三代・一一・一〇、歐米・三五、卣三代・一三・五一、「父乙遽」と銘する觶同・一四・四二、遽觚二器、頌齋續・六八、六九、遽册尊雙劍誃・上・一六などは、殷周期の器とみられる。遽中觶三代・一四・五四には「遽中乍父丁寶」と銘し、亞字形中に兩止を加えた圖象標識を付している。これも遽の一族であろう。韡華に遽を壽張出土の小子觶尊にみえる𡢁に充て、その地を山東とする戊上・五・斎尊條のは誤であるが、その族が殷系東方の出自であることは疑ない。亞や亞字形中に兩止を加えた圖象をもつ遺品は、他にもなお多い。

なお師遽毁の蓋と形制の近いものに鄭牧馬受毁蓋がある。斷代によると、器は陝西の出土と傳え、



鄭牧馬受毁蓋



舊羅伯昭藏器。陳氏は一九五四年、一蓋を上海でみたが、錄遺別の一蓋は北京の侯氏の收藏するところという。錄遺一五〇に收める銘がそれであるらしく、斷代六・圖五・上にあげる銘文とは異范である。蓋は師遽毁と同じく瓦文。銘各三行一七字。その文にいう。

＊鄭牧馬受毁

奠牧馬受、乍寶毁、其子〻孫〻、邁年永寶用

奠は免簠にいう奠であろう。牧馬は官名。陳氏いう。

僕見此器、周禮司馬有圉師、掌教圉人養馬、當屬牧馬之官

牧という官名は他器にみえており、

免簠　令免乍嗣土、嗣奠還歔眔吳眔牧

同段　嗣場林吳牧、自淲東至于河、厥逆至于玄水

師𤔲段　余令女死我家、併嗣我西隔東隔僕馭百工牧臣妾

などの例がある。㚇牧馬とは、あるいは免簠にいう奠の牧に當るものかも知れない。受にはまた受父己卣三代・一三・五一があるが同じ家であるかどうか確かめがたい。段蓋は陝西出土と傳えるが、關内には鄭と名づける地名が多く、それらはもと河南の鄭人の移された地であると思われる。

一〇一、盠方尊

時代　共王唐蘭　懿王郭沫若　孝王李學勤　厲王史樹青　宣王譚戒甫

出土　「一九五六年三月、郿縣東站鄉東、李家村出土、同出三件、盠彝二・犧尊一」文物

收藏　「陝西省博物館」圖釋

著錄

器影　郭圖・一・Ⅱ　李圖・五一　圖釋・五六

銘文　郭圖・三　李圖・七　圖釋・五六　二一玄・二六八

考釋

郭沫若　盠器銘考釋考古學報・一九五七・二

李長慶・田野　陝西郿縣發掘四件周代銅器文物・一九五七・四

段紹嘉・何漢南　郿縣出土青銅器之初步研究人文雜誌創刊號、一九五七・四

羅福頤　郿縣銅器銘文試釋文物・一九五七・五

史樹青　盠尊盠彝及駒罍釋文文物・一九五七・六

李學勤　郿縣李家村銅器考文物・一九五七・七

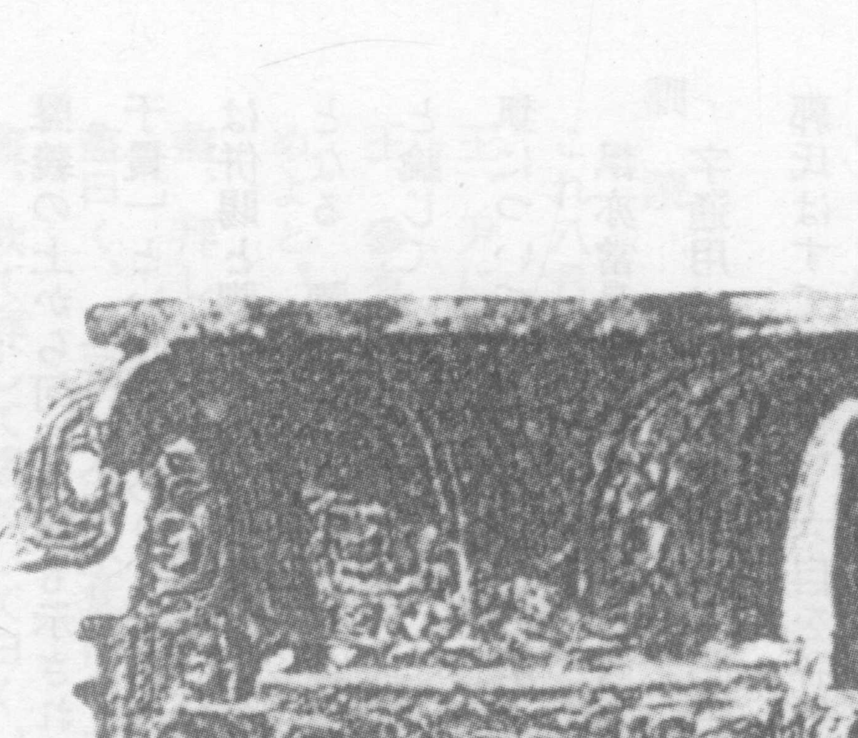
周萼生　郿縣周代銅器銘文初釋文物・一九五七・八

譚戒甫　西周晚季盠器銘文的研究人文雜志・一九五八・二　一九五八・四

陝西省博物館　青銅器圖釋一九六〇・六

樋口隆康　西周銅器の研究第二章六

器制　圖釋にいう。「高一七・二糎、口徑一七糎、腹寬一二・七糎、圓口方身、鳳耳」。



盠方尊

器は三層より成り、上部は圓形にして侈口、蕉葉文を付している。文様は虺龍のようである。器腹には中央に大圓渦文があり、周邊に火炎狀の花文をめぐらし、兩旁に蹲居形の虺龍を配する。龍文は身・足と冠飾の三層をなす。耳は鳳耳、服方尊・小子生尊・師遽方彝と同じ形式である。上端は外に卷曲し、その末端は魚尾狀をなしている。器形の全體は最も服方尊に近い。同

出の馬尊銘中に師豦の名があり、師遽方彝の師遽と一人であると思われるが、方彝と本器とには器制に通ずるところがあり、字迹も近い。

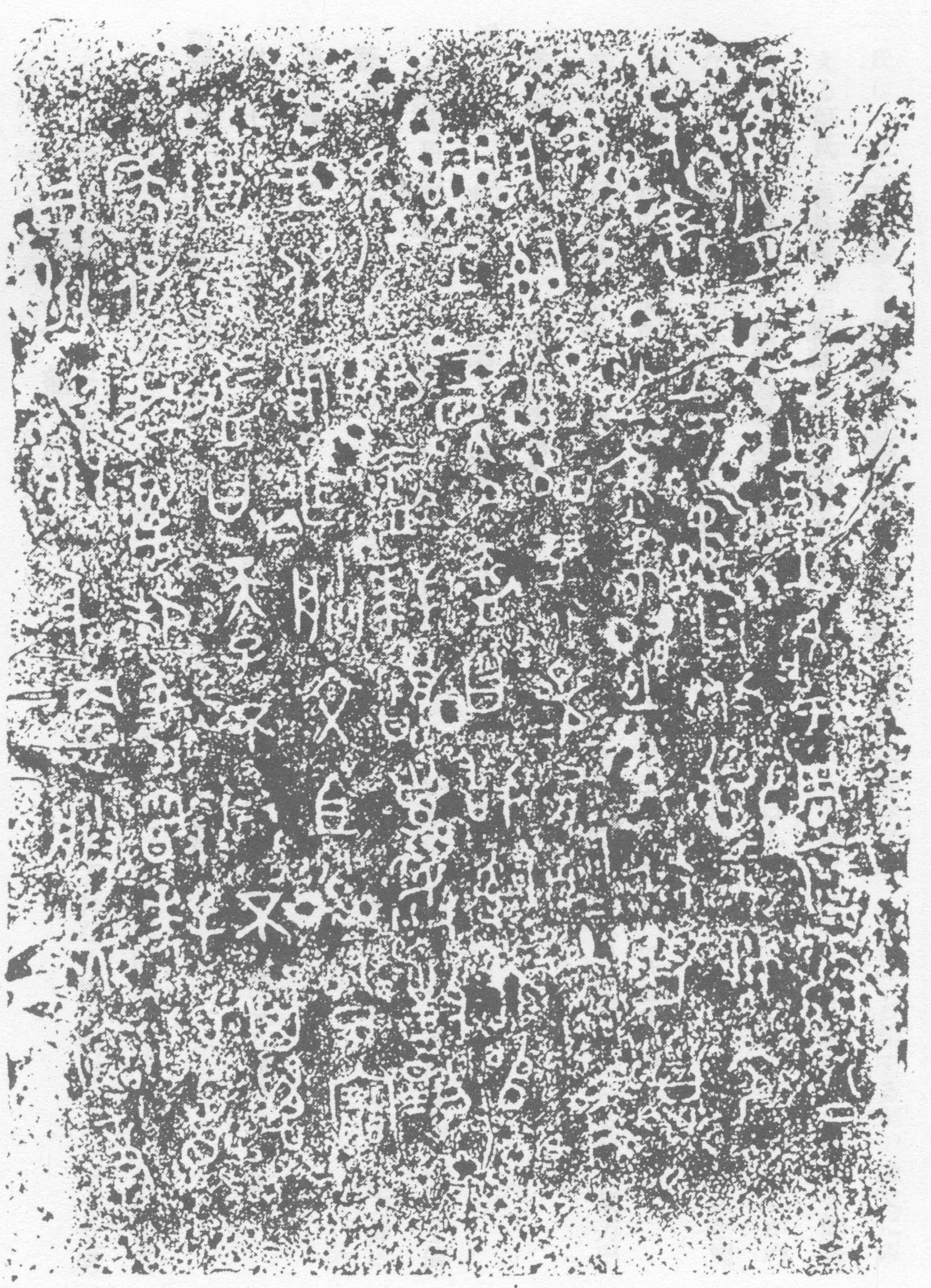
銘文　一〇行、一〇八字。他に方彝二器あり、器蓋二文。三器の間に多少の同異があるが、何れも同銘である。

唯八月初吉、王各于周廟、穆公右盠、立于中廷、北鄉

周廟は大盂鼎にみえ、後期には虢季子白盤に周廟宣榭、無叀鼎に周廟圖室の名がみえる。この器では大盂鼎と同じく、周廟で冊命が行なわれている。

穆公は尹姞鼎にみえ、また右者として𢦏段に、禹鼎には禹の皇祖穆公の名がある。周萼生は穆公を𢦏段の穆公とし、史樹青は召穆公、すなわち召伯虎であるとする。唐蘭氏は「尹姞鼎也說到穆公、但文字書法已屬厲宣時期、恐怕不是一人」という。右のうち、召穆公は宣王期であるから論外としても、尹姞・𢦏段は本器と前後し、また禹鼎の穆公は禹の祖父であるから、これも本器の時期に近い人である。ただ本器の穆公がその三者中の何れであるのかは確かめがたいが、おそらく𢦏段の右者穆公は本器と同一人であろう。

盠は作器者の名。周萼生氏は集韻に徒回切とする字にして豕と皿に從うとし、史樹青氏らは盠と隷釋するが、字の從うところは金文に習見する「不敢家」の家に近く、いま盠と釋する說をとる。字



はあるいは蠡の初文であろう。蠡の別體に、盠と爪に従う形の字がある。二蟲に從い、あるいは皿に従うのは、巫蠱などの呪法に關する字であるかも知れない。譚戒甫氏が盠を盠と釋し、宣王期の楚王熊咢をいうとするのは、險怪に過ぎる說である。

王冊令尹、易盠赤市・幽亢・攸勒、曰、用嗣六自、王行參有嗣、嗣土・嗣馬・嗣工、王令盠曰、縂嗣六自眔八自埶

「王冊令尹」は曶壺「王乎尹氏、冊令曶曰」・大克鼎「王乎尹氏、冊令善夫克」の簡略な形式であろう。郭氏は「王冊令尹、猶王命令尹、令尹乃史官之長、他器或稱作冊令尹」というが、冊の一字を命の意に用いることは殆んどなく、冊命・冊易のように連用するのが例である。また令尹という官名は伊毁などに至ってみえる。器銘を普通の形式に改めると、「王乎尹氏、冊令盠曰、……易盠赤市」となるところである。まず賜與をいい、のちに職事のことを記しているのも、やゝ異例である。赤市・幽亢・攸勒などの賜與は趞鼎・盂毁などにみえ、共懿期以後に習見する。六自は啓貯毁一〇二頁にみえ、禹鼎には西六自・揚六自の名がみえる。殷八自・成周八自など、當時六自・八自編成の軍團があった。盠はその六自の官嗣を命ぜられているのである。王行以下の文を、郭氏は上文につづけて、「用嗣六自王行・參有嗣・嗣土嗣馬嗣工」と句讀し、嗣という動詞が嗣工まで貫到する語法とみている。王行を詩の公行と同じ語例にして軍名と解するのである。その說にいう。

自、余釋爲屯、禹鼎有西六自殷八自之文、周得天下之後、似於西土陳師六屯、殷地陳師八屯、以鎭撫之、王行當即王所任命之將佐、魏風汾沮洳、有公行、與公路公族同例、盉晉有三行、即三軍、其將軍爲行、得此銘、知有所本、毛公鼎、命汝攝嗣公族雩參有嗣、小子師氏虎臣眔朕褺事、與本銘例相同、可知盠之地位甚高

六自八自を陳師六屯・陳師八屯と解しては、成周八自の名義を解することはできない。自はもとより師の初文である。王行は公行と同語例に解しえないことはないが、嗣を嗣工まで貫到して訓むとすれば、盠は殆んど軍政の全體を總攬することとなり、威望が高きに過ぎる。王が參有嗣、すなわち嗣土・嗣馬・嗣工の諸職を按行し、終ってさらに盠に兼官のことを命じた。それで「王令盠曰」の四字を改めて加えたのである。もし本官につづいて縂嗣のことを命ずるときには、語端を改めず、たとえば師嫠毁「令女死我家、縂嗣我西隔東隔僕駿百工臣妾」のようにいう。すなわち「王令盠曰」の四字は不要に歸するのである。

縂を郭氏は攝と釋する新說を出している。從來は繼・藉などと釋されていた字である。

宋人均釋爲繼、義不可通、我從前曾經釋爲藉、也覺不妥、我現在認爲這是攝字的初文、字象井上有機構、一人在井旁操作之形、如爲從井中引水則當爲汲、汲字在銘文中、無一例可通、如單取其引持作用則爲攝、攝字在銘文各例、全部可通、即大克鼎一例、亦言其攝司之官、即攝字由動詞化爲名詞、又攝有兼官之義、本銘先言嗣六自王行・參有嗣、嗣土・嗣馬・嗣工、繼又言攝嗣六自眔八自埶、則顯然爲兼司

縂嗣が兼官の義であることは用例上明らかなことであるが、字を攝と定める理由について、字形・聲義の上から何の根據も示されていない。かつ大克鼎には各地の土田を賜與した上、「縂易井人奔于量」という語があり、郭氏はこれを攝司の官とするが、賜與を列擧している文であるから、縂易は併賜と訓すべきところである。すなわち字は併の聲義を以て釋すべく、従がって縂嗣は兼官の義となる。譚戒甫は羅振玉がかつてこの字を幷と釋したことを指摘し、讀んで併と爲すべき字であると論じている。

埶について、郭氏は上文の解との關聯において、これを褻と同義としていう。

埶亦當是職官、亦必與六自眔八自相連、即西六自與殷八自中之埶人也、埶是蓺之初文、又每與邇字通用、毛公鼎有褺事、乃王之卑微近臣、則軍中之埶、亦係卑微職官、如毛公鼎小子師氏之類

郭氏はすでに八自・六自を各地に駐屯する軍旅とみているが、その總監の地位にあるとする盠に、また各駐屯地の微官について兼職を命ずることはありえない。この器銘の職事は毛公鼎に類するところがあるので、郭氏はまた毛鼎の小子師氏を本器の埶に充てて解しようとするが、小子は貴游の身分稱號、師氏は師長の職で、何れも卑微の職官ではない。郭說は上文の句讀にすでに問題があり、またこの條の埶の解釋も確當とはしがたい。

埶は犾と同じく、金文では遠邇の邇に用いる字である。埶・犾は通用の字である。大克鼎・番生毁に「柔遠能犾」の語があり、晉姜鼎には「遠埶君子」という。ここでは、おそらく假りて璽の義に用いたのであろう。軍を發し、軍に命ずるには璽を用いるが、その典璽のことを以て、併せて盠に命

じたのである。盠は前命では「用𤔲六𠂤」とあつて軍の總監であり、いま併せて六師・八師の印璽の保管を命ぜられたもので、本官と兼務は密接な關係をもつている。說文によると、璽は土に從う。璽は軍事のほか、政令・貨賄のことにも用いられた。

盠拜䭫首、敢對䚄王休、用乍朕文且益公寶障彝

益公の名は、益公鐘・𠦪伯毁・休盤にもみえるが、盠の文祖といえば康昭期の人であろうから、みな別人である。銘文の一般的形式からいえば、文は一應これで完結しているが、本器ではなお下文に「盠曰」の一段を添えている。

盠曰、天子不叚不其、萬年保我萬邦、盠敢拜䭫首曰、刺々朕身、遚朕先寶事

銘末に祝嘏の辭を加えている。「不叚不其」は盠駒尊の銘に「王倗下不其、則萬年保我宗」とあつて、「倗下不其」というのと同義である。郭氏いう。

兩者合勘、可知當在其字斷句、不其者丕基也、尙書立政、以並受此丕丕基、倗下與不叚音相近、義當亦相近、倗假爲堋、說文、喪葬下土也、倗下丕基、卽是奠定盛大基業、不叚則訓爲坏嘏、月令、孟冬使有司坏城郭、爾雅釋詁、嘏大也

これによると、句は「丕基を坏嘏す」とよむことになる。金文では不を否定詞もしくは丕に用いる。不伓・不㕻・不顯・不𢒈・不克などはみな丕の意で、德を頌する語である。周萼生氏は「不叚不其」を「不叚不欺」と訓している。

不叚不其、疑卽不叚不欺、假借也、借貸也、信不欺也、不假不欺、謂信賞必罰也

これでは天子に箴規する語となつて、その德容を頌する語とはならない。

不叚とは丕嘏にして、純嘏というのと同じ祝頌の語であろう。克鐘に「用匃屯叚永令」とある屯叚と同じ。詩の賓之初筵・卷阿・載見・閟宮に純嘏の語があり、何れも祝頌の語に用いる。周頌我將の「伊嘏文王　既右享之」とあるのも同義である。

不其は後の無期と同義の語であろう。「眉壽無期」は金文の常語であるが、後期以後にみえる。期には異體字が多いが、みな其に從う字形である。その意は無疆というに近く、「萬年無期」・「受福無期」・「男女無期」のように用いる。詩にも南山有臺「樂只君子　萬壽無期」のほか、白駒「逸豫無期」の句がある。銘末にこのような祝嘏の辭をつけているのは、天子の寵榮に對える所以に外ならない。「我萬邦」を馬尊に「我萬宗」に作る。我という語を冠するのであるから、萬邦もまた萬宗の意であろう。上文に「盠拜䭫首」とあり、ここにまた「盠敢拜䭫首」というのは、あまり例のないことである。刺々以下の二句について、郭氏いう。

刺字古文以爲烈、字下有重文、烈々桓々、乃古人恒語、盠受命隆重、乃作自我讚美之辭、爲一異例、遚殆叓之異文、義同賡、朕先謂我之先人、寶事謂崇高之職事、易繫辭、聖人之大寶曰位

曰を加えて語端を改めているのは、自ら祝誓する辭を述べるのである。周萼生氏は郭說に對して異見を出していう。

遚音更、玉篇同迒、正字通、凡獸迹車迹皆曰迒、凡有所遵循曰迒、刺戾也、戾定也、刺朕身遚朕先寶事、謂我身定循我先人治事的踪迹、寶事謂政事、諸侯之寶三、政事居其一、大曰政、小曰事

刺は明らかに重文に作つているので、これを定と訓する周釋は誤る。遚は叓すなわち更の異文とみてよく、鳥獸遞迒の義ではない。寳を郭・周二家とも字のままに解するが、金文においては寳・保は通用の字である。ここは保字の義に解すべきであろう。保には濼保・畯保・保辥・龔保・奠保・などの連語があり、保有の意。「更朕先人寶事」とは、大克鼎「巠念聖保祖師華父」というのに近い。大克鼎では祖にかけ、この器銘は保を事に連ねている。その家の職事を奠保した先人の業を賡ぐことを、自ら誓つて祖靈に告げる語である。

訓讀

これ八月初吉、王、周廟に格る。穆公、盠を右け、中廷に立ちて北嚮す。王、尹に册命せしむ。盠に赤市・幽亢・攸勒を賜ふ。曰く、用て六𠂤を𤔲めよ。王、參有𤔲、𤔲土・𤔲馬・𤔲工を行（めぐ）る。王、盠に命じて曰く、併せて六𠂤と八𠂤との埶（璽）を𤔲めよと。

盠、拜して稽首し、敢て王の休に對揚して、用て朕が文祖益公の寶障彝を作る。

盠曰く、天子、丕叚丕其にして、萬年、我が萬邦を保たむことを。

盠、敢て拜して稽首して曰く、刺々たる朕が身、朕が先の保事を更がむ。

參考

この器と同銘の彝が、なお二器存する。

*盠彝一・二　著錄は盠尊に同じ。

器蓋各二文。

一の器制について圖釋にいう。

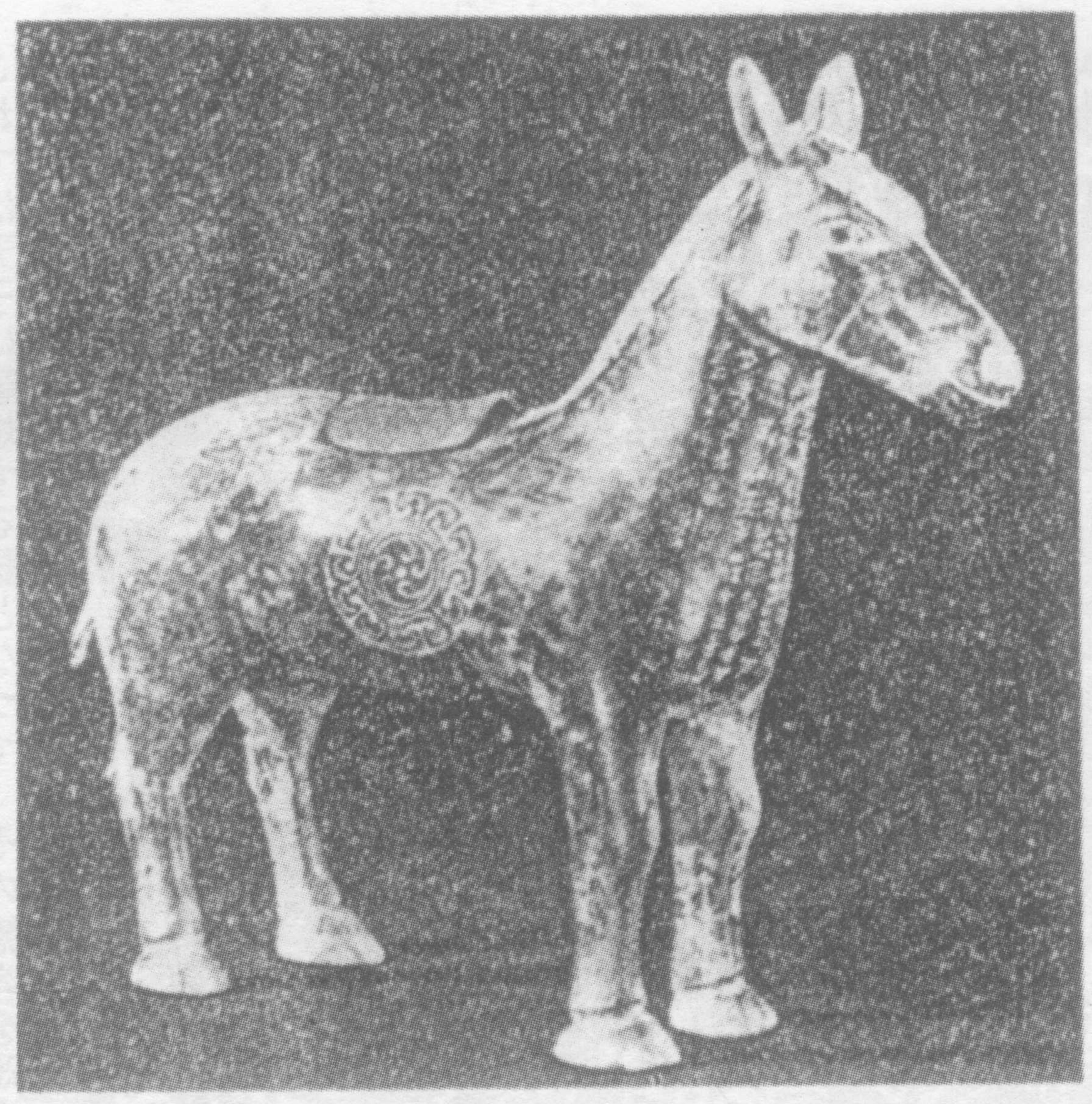
「通高二二・八糎、口寛一一糎、口長一四・四糎、鳳紋耳、通體夔紋、補以雷紋、器蓋四角有稜、蓋稜作五脊式」。二は通高一八糎、第一器より稍々小さいが、制作は殆んど同じである。兩器とも器蓋の文様相同じく、器腹及び蓋の主文は中央圓渦文に火焰状の文飾あり、左右に蹲踞形の虺龍を配すること、盠尊と同じ。器の口縁、圏足部と蓋上の帯文には夔様の虺文を加えている。扁耳も尊と同形で、この三器はセットをなしている。これらの器は一見して鬱然たる古器の様相を示しているが、仔細にみるとその文様には流變のあとが著しく、方尊・方彝としては、時期の後れたものとすべきである。



盠方彝甲

一〇二、盠駒尊

出土・收藏・著錄・考釋
　すべて盠方尊と同じ。



盠　駒　尊

器　制　圖釋にいう。「通耳高一三・四糎、通長尾三四糎、旋渦紋在腹側」。腹側の圓渦文は、尊・方彝とほぼ同じ。馬形は極めて寫實的、犧尊に一般にみられるような繁縟さや怪異さがない。犧尊としては最も末期のものであろう。體格に比して馬の頭部が大きく、首も短いので、駒尊と稱するのが當つていよう。原蓋は出土のとき蓋紐を失なつて腹中に墜ちているが、別に殘蓋一器あり、尊はもと二器あつたものと思われる。

銘　文　胸部にあり、九行九二字。



佳王十又三月、辰才甲申、王初執駒于㡯

郭氏は、本器の銘文にいうところは當時の馬政についての貴重な資料であり、詩の白駒篇の解釋に示唆するところが大きいとして、當時の馬政について論じ、白駒には今釋を加えるなど、詳論を展開している。その說にいう。

言初、當是王卽位未久、執駒當是一種典禮、古時侯王者有考牧簡畜的制度、小雅無羊、毛詩序謂、宣王考牧也、彼詩雖只言牛羊、但在周禮則主馬政者有校人・趣馬・巫馬・牧師・廋人・圉師・圉人等職、校人和廋人均有執駒之明文

校人云、春祭馬祖、執駒、鄭司農云、執駒無令近母、猶攻駒也、二歲曰駒、三歲曰駣、鄭玄云、執猶拘也、中春通淫之時、駒弱、血氣未定、爲其乘匹傷之、後鄭訓執爲拘、今於盠馬尊銘文、得其佳證、尊器文作執、而蓋文作䊮、金文執訊折首、訊字作𩐓、此從句、當是聲、則䊮蓋古拘字也

尊銘言、王親自參加執駒之禮、可見古代重視馬政、盠馬之爲物、其價甚昂、據舀鼎銘、奴隸五人始抵匹馬束絲、卽在漢初、據史記貨殖列傳、馬價亦高於人價

在此、有小雅白駒一詩、可以獲得正確的解釋、（原文・譯文略）

這首詩分明是中春通淫、行執駒之禮時的戀詩、決不是詩序所說大夫刺宣王、對白駒而縶之維之、卽此尊銘所謂執駒或拘駒、詩中言爾公爾侯、正表明公侯也參預典禮、牧場裏是會有女子的、伊人、可能是公侯的僕從、或者同來的公子之類

魯頌有駉駉牡馬和有駜有駜兩詩、我看毫無疑問也是中春通淫時的頌詩、但中春通淫和本銘的時令不合、本銘言王十又二月、乃周正、在夏正則爲十月、是在秋末冬初、據此可見春秋都可行執駒之禮、管子山至數篇、春秋不鄉贅合游者、謂之無禮儀、大夫幽其列、民幽其門、牛馬是可以二季交配的、故本銘之出、旣可證明周禮之有據、又可證明周禮之晚出、周禮校人、四季均有馬祭、但執駒僅限於春、則出於後世所調整、據有經驗者言、秋季交配、其育不旺

執駒の禮を說くこと極めて詳しいが、これを以て詩の白駒を解することは誤である。白駒篇の性質については、かつて論じたことがある。稿本詩經研究通論篇第八章三、又解釋篇四二六頁なお周禮校人等の諸職と關聯させてこの器銘を解釋することについても、少なからぬ問題を殘している。執駒について、郭氏は中春通淫のとき、弱駒の四乘に傷つくことを恐れてこれを拘執しておくとする後鄭の說を采つている。しかし器銘には兩駒を以て盠に賜うことを記しており、これは明らかに馬祭・頒馬の禮をいう。郭說にいう執駒のことは校人らの職事に過ぎず、特に諸侯有位を會して行なうべきことではない。いま器銘にいう馬祭・頒馬の禮を考えるために、一應周禮の關係諸職の文を揭げておく。

校人　掌王馬之政、……天子十有二閑、馬六種、凡馬、特居四之一、春祭馬祖、執駒、夏祭先牧、頒馬攻特、秋祭馬社、臧僕、冬祭馬步、獻馬、講馭夫、凡大祭祀朝覲會同、毛馬而頒之、飾幣馬、執扑而從之、凡賓客、受其幣馬、……凡將事于四海山川、則飾黃駒、凡國之使者、共其幣馬、凡軍事、物馬而頒之

牧師　掌牧地、皆有厲禁、而頒之、孟春焚牧、中春通淫

廋人　掌十有二閑之政、教以阜馬・佚特・教駣・攻駒、及祭馬祖、祭閑之先牧、及執駒、散馬耳、圉馬

圉師　掌教圉人養馬、春除蓐、釁廄、始牧、夏庌馬、冬獻馬

圉人　掌養馬芻牧之事、以役圉師、凡賓客喪紀、牽馬而入陳、廞馬亦如之

いわゆる中春通淫とはあるいは佚牧のことをいうのであろうが、本來は一廏に四馬一特を居くのであるから、特に執駒して弱駒を匹乘より救うとする説は信じがたい。執駒のことは校人では「春祭馬祖」のとき、また庾人では「祭閑之先牧」とき行われるもので、通淫のこととは別事である。いま校人・庾人の文によつて考えると、執駒は祭禮の一儀禮として行なわれている。詩の白駒首章に

皎皎白駒　食我場苗　縶之維之　以永今朝　所謂伊人　于焉逍遙

とあり、「所謂伊人」は秦風蒹葭にもみえ、祭神たる水神をいう。ここでも神人をさすとみるべきである。白馬・白駒は客神の乘るもので、周頌有客には、白馬に乘じて參入する客神に縶を授けて、その馬を繫ぐ儀禮が歌われている。

白馬・白駒を祭祀に用いるとすれば、頒馬・獻馬のことも祭事に關する儀禮とすべく、周禮にいう執駒とは牽陳のことをいう。これを中春通淫のこととするのは銘文の季節に合しないのみならず、銘文にいう賜馬のことと關聯するところがない。

下文に馬兩を賜うことをいう。校人に「凡大祭祀朝覲會同、毛馬而頒之」、また圉人に「凡賓客喪紀、牽馬而入陳」というものに當る。毛は擇毛の義。𥂴尊に「伯懋父賜𥂴白馬每黃髮微」とみえ、大鼎に「絲騆卅二匹」を賜うという。この器銘にいうところもいわゆる頒馬のことであり、それは祭事に用うべきものであつた。ゆえに末文に「王弗忘厥舊宗小子」といい、また「萬年保我萬宗」などの語を著けているのである。

巻二　三二七～三二八

庡を郭・唐二氏は地名とするもその地を説いていない。睘卣・趞尊に厈、麥尊に庡、また散氏盤に㭏の地名があり、李學勤・周蕚生の二氏は麥尊の庡を以てこれに充てる。周氏はまた庡は扞にして馴捍の義があるという。思うに麥尊の庡は葊京辟雍附設の禮堂で、そこでは夕禮が行なわれている。庡はあるいは閑の初文であろう。校人・庾人にいう天子十有二閑の閑である。廏・庡は何れも广に從い、中に聲符を加えた字で、もと牢閑をいう。「王初執駒于庡」とは、馬祖・先牧を祭るに當つて執駒擇毛のことが行なわれたのであろう。盠はその禮に奉仕して恩寵をえ、王親ら兩駒を賜うたのである。

王乎師豦、召盠、王親旨盠𩢍、易兩

師豦はおそらく師遽段・師遽方彝にみえる師遽であろう。師遽の彝は、盠彝の二器と形制が似ており、時期の近いものと思われる。郭氏はこれらを懿王期に屬し、「彼二器、我定爲周懿王時器、盠器必與同時」という。譚戒甫氏は盠器を宣王期の器としているので、師豦は師遽と別人とする解をとつているが、兩器の器制からみても、師遽と盠とは、同期の人と考えてよい。乎は呼、ここは使役に近い用法である。親は木を省し、旨は䭫の頁を省した字。周氏が旨を召と釋しているのはよくない。李氏も字を載の初文とし、乘の義にして、句は「王親自駕盠的小馬于車」の意とするが、字釋に無理があり、文意においても順としがたい。

諸家は多く「𩢍賜兩」を句とするが語法に合わず、𩢍は上屬。從がつて䭫はこの場合致贈の義に解すべきであろう。親は親易・親令のような語例があり、親䭫は親易と同義である。兩は兩駒。上文にすでに「王親旨盠𩢍」とあるので、ここでは單に兩と稱している。

拜䭫首曰、王弗望厥舊宗小子、𤔲皇盠身

「拜䭫首」を唐蘭氏は「楑稽首」、周氏は僕と釋して上文に屬して兩僕、史樹靑氏も「易兩𤞞」として、何れも兩僕・兩𤞞を賜與のものと解するが、「拜䭫首」は金文の常語である。拜は吳大澂の字説に拔草の象とする。拜・拔は聲近く、僕も聲が近い。器文の拜の字は、禮冠をつけた亞醜形中の皂勺をなす人の形に從い、僕の字形に近く、拜の異文とみられる。

望は忘。縣改段「毋敢望伯休」・𥂴卣「𥂴弗敢望王休異」などの例がある。「舊宗小子」というに徵すれば、その家はよほどの大族舊家であろう。盠尊にもまた本器の下文にも、「我萬邦」・「我萬宗」の語がある。小子はもと王族出自の稱で、のち謙稱となつた。

𤔲は字形がよく知られない。周釋に懋とするも字形合わず、史樹靑氏は虫に從う字で𧐖とよむべく、篤と通用するというが信じがたい。郭・唐・譚氏らは蟄と隸釋している。郭説にいう。

蟄字僅見、𧐖蟦之異文、從虫焚省聲、蟄皇猶輝皇、春秋時、晉人有苗賁皇、取名之義、𧐖有所本

唐氏もその解に從うが、字を焚の省聲とする根據はない。文義を以ていえば、王親ら盠に駒を賜うてこれを寵光する意であるから、𤔲皇の二字は祝頌の義をもつ連語とみられる。後期の鐘銘に「皇〻熙〻」のような祝頌語があり、𤔲皇はあるいは熙皇であろう。

盠曰、王倗下不其、則萬年保我萬宗

倗下を郭氏は尊銘の不叚に當り、倗は堋にして「堋下丕其」とは「奠定盛大事業」の意であるとする。

巻二　三二九～三三〇

史樹靑氏は「王朋不其（無期）」を以て一句とするが、不字の上には明らかに「下」の一字がある。譚釋には「楚辭招魂篇、有人在下、我欲輔之、即此倗下之義、不其、也同不欺」としているが、王の行爲としてふさわしいことではない。

倗は字のまゝに倗友・倗生の倗と解すべきであろう。倗は同胞をいう語で、克盨には師尹倗友婚遘、𠦪伯段にも倗友と百諸婚遘とを連ねており、同族者をいう。從がつて倗下とは、子孫と同義語であろう。盠の尊・彝の文には「不叚不其」の語があり、郭氏らは「倗下不其」と同義とするが、ここでは「男女無期」というにひとしい。則を連詞に用いるのは、曶鼎にみえ、初期の用法ではない。

盠曰、余其敢對颺天子之休、余用乍朕文考大中寶𨺅彝

盠曰の二字を改めて著けているのは、尊・彝の文と同じ。盠の文祖は尊・彝によると益公、文考は本器にいう大中である。祝嘏の辭につづいて作器のことをいう。

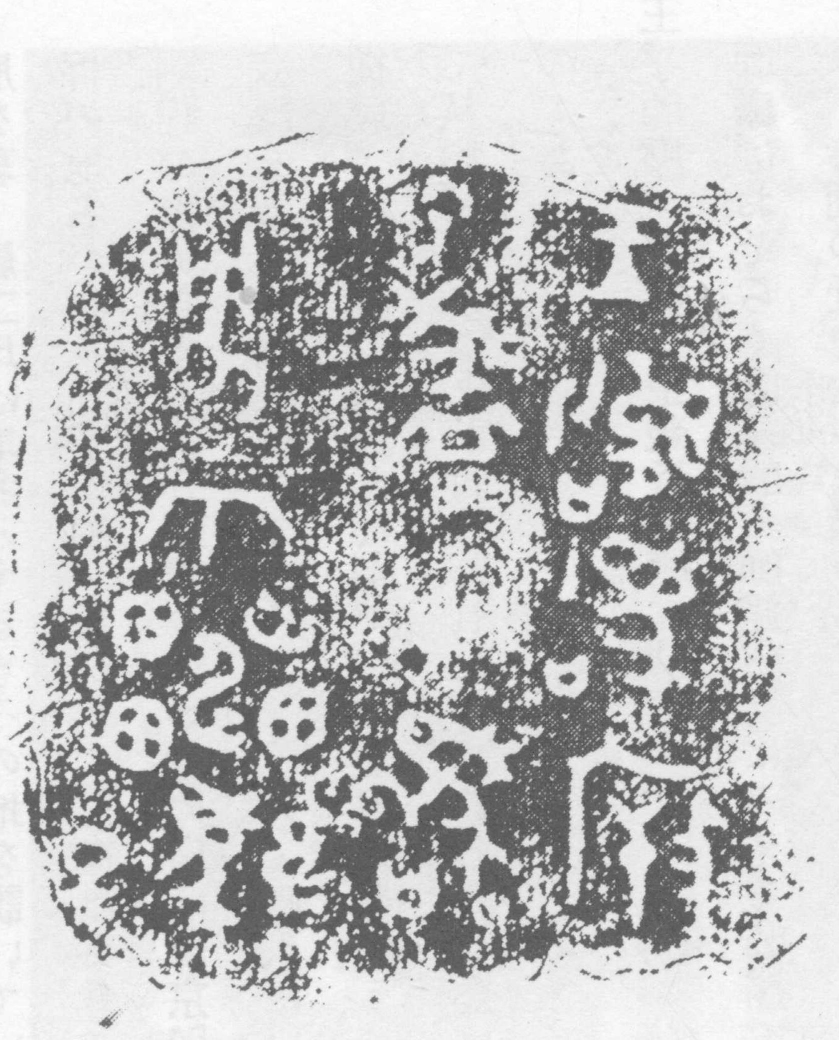
盠曰、其萬年、世子孫、永寶之

三たび「盠曰」と稱している。異例の形式であるが、尊・彝にも「拜䭫首」・「盠曰」を二度用いている。文辭の內容・形式ともに、甚だ異色に富むものである。譚氏によると、子孫の二字には重文があるという。

訓　讀

これ王の十又三月、辰は甲申に在り。王、初めて駒を庡に執る。王、師豦を呼びて盠を召さしむ。

王、親しく盠に駒を頴す。兩を賜ふ。
拜して稽首して曰く、王、厥の舊宗の小子を忘れず、盠の身を煕皇したまふ。
盠曰く、王、倗下不其にして、則ち萬年まで、我が萬宗を保ちたまはむことを。
盠曰く、余は其れ敢て天子の休に對揚せむ。余用て朕が文考大中の寶隮彝を作れり。
盠曰く、其れ萬年まで、世子孫、永くこれを寶とせよ。



盠駒尊蓋一銘

本器の蓋は出土ののち誤まつて腹中に陷入したが、その銘拓を存している。また別に一蓋あり、何れも別の銘を刻している。

＊盠駒尊蓋一

出土・收藏・著錄・考釋はすべて盠尊に同じ。

銘文、三行一二字。

王䜌䮷庌、易盠䮷、用厥雷、雛子

䜌は執噬の噬に從う。郭氏はよつて拘執の拘とするが、單に拘執の義でなく、牢閑における儀禮をいう語であろう。噬に

巻二

三三一～三三二

噬訟・噬有嗣のような語例があり、訊鞫・考問の義がある。「王訊䮷庌」とは、王が牲獸をおく牢閑を考問する意で、尊銘に「王初執駒于庌」というのと同じ儀禮である。譚氏はこれを攻特のことと解するが、攻特のことを王親らすることは考えられない。末句を郭氏は「用厥雷、雛子」と句讀していう。

用厥合書、疑是用乍厥雷之省、兩蓋文均甚省略、如地名上卽略去于字。雷當是器名、是則所謂犧尊、古人亦稱之爲罍也、最末二字、一作雛子、一作駱子、蓋記所錫之駒、一爲雛馬之子、一爲駱馬之子、魯頌駉傳、蒼白雜毛曰雛、又、白馬黑鬣曰駱

雷は雨下に申字と四田とをかいている。いわゆる鳥獸尊にはその器名を自記するものなく、概ね彝と稱している。祖甲罍金文編・拓本に、皿上に申をかき、その左右上下に田字形を配した字があり、この字と同構である。いわゆる犧尊は、當時罍とよばれていたことが知られる。文は簡略であるが、本器のように于や乍を略する例は多い。「用厥罍」は大保𣪕「用茲彝對令」と同例で、「對令」に當る語を省したとみるべきであろう。雛子・駱子は兩駒をいう。周禮校人に「天子十有二閑、馬六種」とみえている。文は王、䮷の庌を噬ふ。盠に䮷を賜ふ。厥の罍を用てす。雛子なり。と訓むべきであろう。李釋に雛・駱は、兩小馬の母馬の名であるというが、やゝ拘泥の說である。また譚釋に厥雷を史雷とよみ、史は校人職下に史八人とあり、史雷はその八人中の一人であるというが、釋字と文義において通じがたい。

＊盠駒尊蓋二

著錄等は盠尊と同じ。圖釋に駒尊殘蓋と稱していう。「通鈕高三・八糎、寬四・五糎、長五・五糎、螭鈕」。鈕に螭を用いているのも、稀有の例である。

銘文、四行一一字。



盠駒尊蓋二銘

王䜌駒𠪚、易盠䮷、用厥雷、駱子

𠪚を郭氏は地名と解し、「庌是地名、則馬尊蓋二之𠪚、亦當是地名、如非同地異名、則是區域有大小耳」という。すでに庌を地名と解しているので、𠪚をも同例としたのであるが、確かでない。史樹靑氏は字を京、李・譚兩氏は豆、周氏は郭と釋する。しかし何れも字形合わず、字は建物の形象で牢閑を示し、牲馬を廝養するところであろう。李氏は庌を麥尊にみえる葊京附近の庌、豆は散氏盤にみえる矢地の豆であるというが、兩地は東西にかなり隔絕していて、事情に合わない。

以上二蓋。一尊はまだ出土していない。兩駒を賜うて兩器を作つているのは、馬が高價な賜物であるからではなく、天子の牢閑に芻養するところを賜うたことを寵榮とするのである。馬は祭祀喪紀

巻二

三三三～三三四

に用いる神事用のもので、特別の際には頒馬の禮が行なわれたことは、周禮にも記されているところである。

参　考

盠關係の器は盠彝二器器蓋四文・盠尊一器文一・盠駒尊一器蓋二文・駒尊殘蓋一蓋文一あり、合せて五器八文である。近年出土の彝器中、一家の器としてはまとまつたものであり、かつ器・銘ともに甚だ特異なものとして注意される。近時の貴重なる收穫というべく、諸器の出土事情や關聯する事項について略記しておく。

盠諸器は一九五六年三月、陝西郿縣東站鄉東の李家村の農民が、その附近の坡地上で偶然に發見したもので、方彝二・方尊一・馬尊一・陶鬲一、合せて五件をえたと報告されている。出土地は灰土層の厚いところで、報告によると、その斷面上部に商周文化層、下層には彩陶土器層があるという。出土のとき、かなり掘壞されていたということである。

この郿縣からは、かつて大小二盂鼎が出土している。地は岐山の南、渭水南岸の要地で、西は寶雞に通じ、周都の前衞に當る。その地は隴關西阻、盆門南扼、關中の心膂、周都の右輔の地といわれたところであるから、西周のときにも、ここには有力な氏族がいたはずである。盠もまた自ら萬邦・萬宗と稱しており、相當の大族であつたのであろう。譚氏が盠を盝と讀んで楚の熊咢とし、宗周滅亡のときその遺器をここに殘したものとしているのは、これらの諸器出土地に墓葬の痕迹がな

いということからの推論であるが、あまりにも假定の多い論である。

器の時期について、銘文中に師豦の名があり、また彝・尊の器制文様が師遽方彝と通ずるところがあることが注意される。郭氏は師遽の器を懿王期に屬し、從つて盠器をも懿王期とするが、唐蘭氏は銘文中の穆公を截𣪕の右者穆公、禹鼎に禹の曾祖父としてみえる穆公と同一人とし、恭王期に入るべきであるという。唐說は新しい提說を含み、かつ詳細なものであるから、その說を錄しておく。

銘文裏也有穆公、跟禹鼎的穆公、應該是一個人、銘文說、王格周廟時、是穆公右盠、宋代出土的截𣪕、也說穆公入右截、那末、穆公跟盠、跟截、都是同時人、而他又是禹的皇祖、跟盠方尊・盠方彝同出的還有駒尊和一個駒尊蓋、也是盠所做的、這一批銅器、无論從器形花紋文字書法來看、都應該屬于西周前期的

駒尊銘說、王呼師豦召盠、那末、盠又和師豦同時、師豦就是師遽、清代潘祖蔭藏的師遽方彝、蓋上有兩個孔、器內有直隔、分爲兩半、腹旁兩扁耳直上、跟盠方彝乙、幾乎完全相同、可見是同時的制作、師遽還做過一個簋、開頭說、隹王三祀四月既生霸辛酉、王在周、客新宮、新宮是共王時新建的宮名、趞曹鼎說、維十有五年五月既生霸壬午、龏王在周新宮、是最明顯的證據、望簋說、隹王十又三年六月初吉戊戌、王在康宮新宮、師湯父鼎說、隹十又二月初吉丙午、王在周新宮、在射廬、都是同時所做的、郭沫若先生因爲頌鼎說過監嗣新造貯、用宮御的話、以爲就是造新宮的事情、因而說頌在共王三年五月、才造新宮、而師遽簋是三年四月、就不能在共王時、因之把師遽簋定在懿王時期、其實頌鼎是就厲王時代的銅器、從他的形制與銘辭、就可以確定、與新宮无關、共

卷二　三三五～三三六

王時的新宮、更不能隔了二十多年、到懿王時期還叫新宮、那末、師遽簋的紀年、應當是共王三年、盠的五器也應當和它同時、這和穆公是厲王時代的禹的曾祖、也是符合的

跟盠方尊形制相同的、還有服方尊和小子生方尊西淸・八・四三、小子生方尊說、唯王南征、應該是穆王晚年的銅器、古本竹書紀年、穆王卅七年、伐越、大起九師、東至于九江、叱黿鼉以爲梁、敦煌唐寫本修文殿御覽引竹書紀年、穆王南征、君子爲鶴、小人爲飛鴞、開元占經卷四引竹書紀年說、穆王南征、億有七百三里、抱朴子也說、穆王南征、一軍皆化、君子爲猿鶴、小人爲沙蟲、都是把穆王南征的故事神化了、現在從銅器銘文來看、穆王是確實南征過的、由于南征在晚年、離共王初年很接近、所以小子生尊跟盠方尊的形制、是差不多的圖釋頁四～五

以上は、穆公の名をもつ諸器、盠器と形制に通ずるところのある服・小子生の兩方尊との比較よりして、盠器の時期を推定したものであるが、特に師遽の器を共王期とすることによつて、盠器をも共王期と定めた。從がつて師遽諸器の時期がこの場合、やはり推定の基礎となつている。

いま繁雜な記述を避けて、唐氏の主張する斷代と諸器の排次が成立するかどうかについて、一言ふれておく。唐氏はその康宮問題を論じた長文の論文において共王期の斷代に及び、元年曶鼎・師虎𣪕、二年趩觶、三年師遽𣪕、十三年望𣪕、十五年趞曹鼎二を列しているが、元年曶鼎と十五年趞曹鼎二を標點として構成される曆譜には、十三年望𣪕の干支は適合しない。また唐氏は師遽の器のうち、方彝についてはこれを穆王の後期としているが、𣪕もまた穆王期に入りうる可能性がある。そして師遽の器が穆期に屬しうるならば、盠器もまた穆期に加えて何の支障もない。

唐氏はまた盠器の器制文様について、共懿期青銅器文化の特質を論じていう。

西周青銅器、可以分爲前後兩期、前期基本上還保留商代風格、而後期變化極大、厲宣時期的大鐘大壺等、都是過去所不見的、而方尊方彝之類、到後期就幾乎絕迹了、兕觥變而爲匜、簋跟盨盛行、爵跟斝消失、這些區別、都是很突出的、圖案裝飾、趨向樸素簡單、繁複的獸面紋鳥紋等、逐漸衰落、而弦紋鱗紋帶紋稜紋等盛行、這兩個時期、各有特徵、但具體去劃分時期時、還有很多困難、一般說來、昭穆應屬前期、夷厲應屬後期、但共懿孝的一段、則因材料不多、很難區分、現在由于盠的一組銅器的發現、聯繫到其他銅器、我們已經可以比較明確地把共王時青銅器列爲前期、就是說共王時舊的制度基本上還保存着、這是符合于國語上對共王的評價的、對于前後兩期的明確劃分、比以前進了一步、在青銅器的研究上、是有重要價值的圖釋頁五～六

西周期の青銅器文化が穆・共期を界として前後期に區分しうるとする大體觀は、資料的にほぼ肯定しうるところであるが、唐氏は盠器を共王期とし、盠器に前期的特徵が認められるところから、共王期までを前期として區分しようとするのである。しかしこれは、盠器を共王期とする前提に立つての說であり、もし盠器が穆王期に入りうるものならば、その立論の根據が動くことになる。唐氏は國語魯語下に「周恭王能庇昭穆之闕、而爲恭」とあるのによつて、共王期に革新的氣風があつたことを證しようとするが、それならば共王期はむしろ後期的な性格が與つた時期と考える方が自然であろう。師虎𣪕以後の瓦文𣪕の成立は、その方向を示す一の事實である。尤もそういう流變の推移は一朝にして成るものでなく、共王期と考えられている趩觶や吳方彝にも、前期的特徵が强く殘

卷二　三三七～三三八

されている。本條の彝器にしても、その器制文様は明らかに前期の系統に屬するものであるが、文字には前期の雋鋭さがなく、初期の器銘に比して字様の崩れが著しい。字様の上からいえば、穆共の小字體は、前後期の中間に介在して、また一時期をなすものといえよう。彝器文化の展開の上からいえば、成康の二代は殷の彝器文化と合せてむしろ殷周期とすべく、ついで昭穆共を經て後期樣式の確立に向うと考えてよい。盠器や長由盉の出土は、その流變のあとをたどるべき貴重な資料を補うものとして、注意すべきものである。

一〇三、長由盉

時　代　穆王

出　土　一九五六年一〇月六日、陝西長安縣斗門鎭普渡村出土。同出の器に、初期の器と認められる鼎四・甗一・罍一・勺一・觚二・爵二・壺一、穆王期と認められる𣪘二・盉一・盤一、別に鐘三・鬲二・卣一がある。その出土狀況については、長安普渡村西周墓的發掘陝西省文物管理委員會、考古學報・一九五七・一・七五頁以下に詳述されている。

收　藏　陝西省博物館

著　錄

器影　斷代・五・九　發掘・圖三・二　圖釋・三六　五省・二八　收獲・圖・三八　Barnard・圖・一　樋口・圖・二三・一　二玄・二六六

銘文　文物・一九五五・二・一二八　斷代・五・三　錄遺・二九三　圖釋・三六　發掘・七九　B氏・圖・二　二玄・二六五　書道・補・七

考　釋　斷代・五・一二二及び著錄の諸書のほか、次の諸論文がある。

郭沫若　長由盉銘釋文文物・一九五五・二・一二八

李亞農　長由盉銘釋文注解考古學報・九・一七七

N. Barnard. A Recently Excavated Inscribed Bronze of the Reign of King-Mu of Chou, Monumenta Serica Vol. XIX. 1960

樋口隆康　西周銅器の研究第二章五・一九六二　京都大學文學部紀要第七　昭三八・三



長由盉

器　制　圖釋にいう。「通高二八・五糎、腹圍六三糎、喙長一三糎、柄高九・七糎、器口及蓋緣皆夔紋、腹部有幷綫人字紋、柄蝸首、喙蟬葉紋」。蓋及び鋬に牛鐶があり、鎖を以て結合している。器腹に《形の襷文がある。夔鳳は同出の長由𣪘器蓋の文様と同じく、様式化が著しい。陳圖九・發掘・八一頁以下に長由四器の文様の拓を載せている。海外一

三・通考四八二に、これとほぼ同制の盉がある。

銘　文　蓋內　六行五五字

隹三月初吉丁亥、穆王才下減应、穆王鄉豐

穆王の名は適𣪘にもみえ、何れも生號として用いられている。下減は地名。減は字迹がなお明らかでないところがあり、陳氏は隸釋を避けている。蔡𣪘に「隹元年既望丁亥、王才減应」とあり、減には上下の二地があったのであろう。应を郭氏は居と釋するが、陳氏は㢈の異文であるとしていう。

字或从宀或从厂或从广、立聲、卜辭明日次日作羽日、或从立爲聲符、小盂鼎从日从羽从立、說文、昱明日也、从日立聲、爾雅釋言、翌明也、卜辭之羽日翌日、尙書大誥・召誥・顧命、作翼日、可證立翼同音、故㢈訓職部、昱翊㢈翼等字、俱作與職切、是金文之应、卽說文之㢈、行屋也、亦見殷周之際金文后且丁尊三代・一三・三八・五、辛亥、王才㢈、降令曰、揚𣪘有司应之官、卽周禮幕人掌幕幄帟綬之事、鄭衆注云、帟平帳也、字與㢈近

これは应・㢈を同聲にして說文の行屋の義とするものであるが、周禮の幕幄を以てこれに充てるのは正しくない。行宮・別宮の類と解すべきものであろう。殷金文は字を㢈に作り、周器は蔡𣪘・舀鼎などみな应に作る。雝应のように、应の上に地名を冠していう例である。下減を圖釋に「卽今之咸林」というが、減は咸の音ではない。

鄉豐は饗醴。師遽方彝・大鼎などにもみえる。王に朝覲する者に對して與えられる禮で、左傳莊公十八年などにもなおその禮がみえている。

卽井白、大祝射、穆王蔑長由、以逨卽井白、白氏彌不姦

「卽井白」は下文にもみえ、このように句讀すべきであろう。陳釋にいう。



此銘兩卽井白之卽、用義不很明、左傳定四、卽命于周、杜注云、卽就也、方言一二、卽圍就也、玉篇、卽就也、穆王鄉醴、卽井白大祝射者、穆王饗醴、弁就井白與大祝同射、此先饗後射之禮、鄂侯御方鼎、鄂侯御方、內醴于王、……王休宴、乃射、此先燕後射之禮、當穆王之卽井白等射、作器者或有所執事、故蔑曆于王

陳氏はこの句を「弁就井白與大祝同射」の三字を加えて解しているが、句の主語は上文の穆王であるから、王が井伯に就いて大祝と卿射する意となる。饗燕の前後に射を行なうことは常禮であるが、王が射を行なうのは麥盉のように王が神饌とすべきものを獲るときなどに限られており、臣下と卿射・競射する例はないようである。

井伯はこの期の器銘にしばしばみえている人で、本器によつてその人が穆王期の人であること、また趞曹鼎一・二によつて共王期にもわたる人であることが確かめられる。井伯を標識とする一群の器は、穆・共の二期に屬すべきものである。

大祝は李釋に「大祝是官名、周禮春官下、大祝掌六祝之辭」と周禮の文を引き、陳氏も官名とする。官名は人名の下につづけていうことはないから、この文において「卽井白」は大祝の附加語であり、大祝が井伯の位置について、射を行なうをいう。すなわち「卽井伯」の主語は大祝である。これに對して、王は長由に命じて卿射のことを行なわせるのである。

蔑は蔑曆と連ねて習用されている字で、蔑字だけを單用する例は殆んどない。それで李亞農は、ここにその字義を解くべき關鍵があると考えて字義を詳論し、結局黽勉の義とする。

蔑或蔑曆之所以難解、因爲在一千年來出土器物的銘文上、都無法揣測其涵義、但在此地、意義却十分明顯、是命令・指使・强制・勉勵・勸喩一類的意思、然而蔑字的本義、並不如此、說文云、蔑勞目無精也、人勞則蔑然、由此可知、蔑字在此不是用的本義、而是假借、筠清館金石文字云、蔑叚字、蠠沒黽勉之聲轉、抱朴子審擧篇、引後漢桓靈時代的民謠說、擧秀才、不知書、察孝廉、父別居、寒素淸白濁如泥、高第良將怯如黽、楊愼在譚苑醍醐卷五中說、黽音蔑、小雅注、引黽勉從事、或作蠠沒、又作密勿、黽勉密勿、一聲之轉、足證此銘的蔑、確是黽字的借字、而黽亦勉也

これは筠清館にもみえる舊說で、格別新しい解釋ではない。また于省吾氏にも「釋蔑曆」東北人民大學人文科學學報一九五六・二の一篇があり、蔑曆は厲翼とよむべく、奬勵の意であるとするが、ほとんど同旨の解である。蔑字は金文において多く女に從い、禾に從う。女は軍中の媚女、これを伐つてその呪力を斷つのが原義で、轉じて軍功を伐旌するをいう。後の伐閱の伐である。禾は軍門の象。兩禾を和といい、軍門の義である。ここでは、穆王が饗醴を行なうに當つて、長由に卿射のことを命ずるため、王が親しく長由の勞を旌表し、井伯のところに就いて射儀を行なわせるをいう。

長は銘文中に二見、同出の他の三器によつて、長の異文であることが確かめられる。由の形については、說文の鬼卷九の部首に「鬼頭也、象形、敷勿切」とし、また思卷一〇の部首に「頭會腦蓋也、象形、息進切」という。師訇𣪘に「師訇其萬由年、子〻孫〻永寶」の例があり、萬由年は詩の萬斯年と同じ。思・斯は何れも助詞に用いられる字である。ゆえにいま由を思の音でよむこととする。以を李釋に詩邶風「必有以也」の以とするが、それは名詞の用法である。以には與・率の訓があり、

ここはその義である。逨は字書にみえず、郭氏は「不知何義」とし、李氏は楷の古文にして、「禮記儒行、今世行之、後世以爲楷、陸德明云、楷苦駭反、法式也」の楷であるという。すなわち李釋は、文を「穆王は長由が規矩に依照して邢伯に從つて比射することを鼓勵した」と解するのであるが、蔑がそういう長い賓語をとる例はなく、逨を楷の古文とする根據もない。

饗射・燕射の射は耦射を原則とし、令鼎・靜𣪘・噩侯鼎など、みな耦射の形式をとつている。本器の射も、おそらく長由と大祝とが卿射を行なつたものとみてよく、井伯はその司射のことを勤めたのであろう。下文に「白氏彌不姦」とあるのは、靜𣪘に「靜學無斁」とあるのに當るものと思われる。

白には複點があり、白氏とは井伯をいう。「井白氏」あるいは「卽井白氏」に複點があるとみる說もあるが明晰を缺き、訓讀をえがたい。そのため、郭・李・陳・于諸家の釋讀は、かなりの混亂に陷つている。氏を郭釋に是、于氏釋蔑曆は寔と釋し、李氏は「氏當讀爲祇、爾雅釋詁、敬也」という。陳氏も氏を祇と釋し、次の彌を寅にして「說文、寅、居敬也」の義であり、祇寅二字連文であるというが、氏を是や祇の義に用いた金文の例なく、伯氏・侯氏・君氏などは敬語的な語法として金文に習見するものである。

彌を郭氏は引、李氏は螾・蚓同字であることを證として郭說に同意している。于氏は陳釋と同じく寅敬とする解である。寅は矢と兩手に從う。橋本增吉博士は字の初文を虎の正面形と解し、十二支獸の虎の名義をそこから導いている支那古代曆法硏究、二四九頁が、もとより牽强の說である。器文は弓と寅

とに從い、射に關する字であることは疑ない。寅は兩手で矢幹を正す象で、演・敬・强の諸義はそこから生じている。「白氏彌不姦」とは、司射としてその射儀を完うしたことをいうものであろう。

長由蔑曆、敢對䚄天子不㕧休、用肇乍隮彝

李釋に曆は猒聲の字にして焉の假借であるとするが、もとより蔑曆二字連文にして旌表の義。この場合、受身によむべきである。不㕧は釁尊・班𣪘・師遽𣪘・師虎𣪘・善鼎等にみえ、丕顯と同義。肇は肈始の義である。

訓　讀

これ三月初吉丁亥、穆王、下減の应に在り。穆王、饗醴す。井伯に卽きて、大祝射す。穆王、長由を蔑はし、ともに逨りて井伯に卽かしむ。伯氏、彌すること姦たず(あやま)。長由蔑曆せらる。敢て天子の丕㕧なる休に對揚して、用て肇めて隮彝を作る。

參　考

長安縣斗門鎭普渡村は西安市の西南、豐水の東、昆明池遺址の西邊にある一小村であるが、一九五一年夏、井中から西周初期と思われる銅器一が出土して注目され、一九五三年秋、二基の西周墓が發見調査された。第一號墓からは陶器十八件、第二號墓からは銅器八件、陶器二件が出土した。その調査は、長安普渡村西周墓葬發掘記考古學報、一九五四・第八册として、石興邦氏によつて詳細に報告

されている。第二號墓から出土した銅器は次の如くである。

鼎　立耳鼎。項下に變様の夔文あり、帶文の下のあたりから腹部が張り出している。いわゆる直項である。胴は扁平の感があるが、趙曹鼎ほど甚しいものではない。「叔乍旅鼎」の四字を銘する。



叔　鼎

鬲　大小二器。斜口縁の上に立耳あり、短足。器腹部に斜行の直文を飾る。同形の陶鬲を伴出している。

毀　兩耳圏足の毀。項下正中に犧首を中心として圓渦文を配した帶文があり、器腹は斜格乳文、圏足部に蝸文を飾る。かなり腐蝕が甚だしく、器内底部の銘も明らかでないが、いわゆる執戈形の標識がある。周初の器制である。

尊　口部が殘缺しているが、器體は三層をなす有肩式の尊。器腹の饕餮は殷周期の様式を示し、

巻二　三四七～三四八



鬲　斜行文

線刻で鮮麗な雷文を埋めている。

爵　大小二器。器腹に雄渾な饕餮を飾り、流下に夔鳳を蕉葉状に配している。柱に「且辛冊」の銘あり、殷周期の器であろう。

斗勺　尊中から出た曲柄の勺。柄部を缺失している。

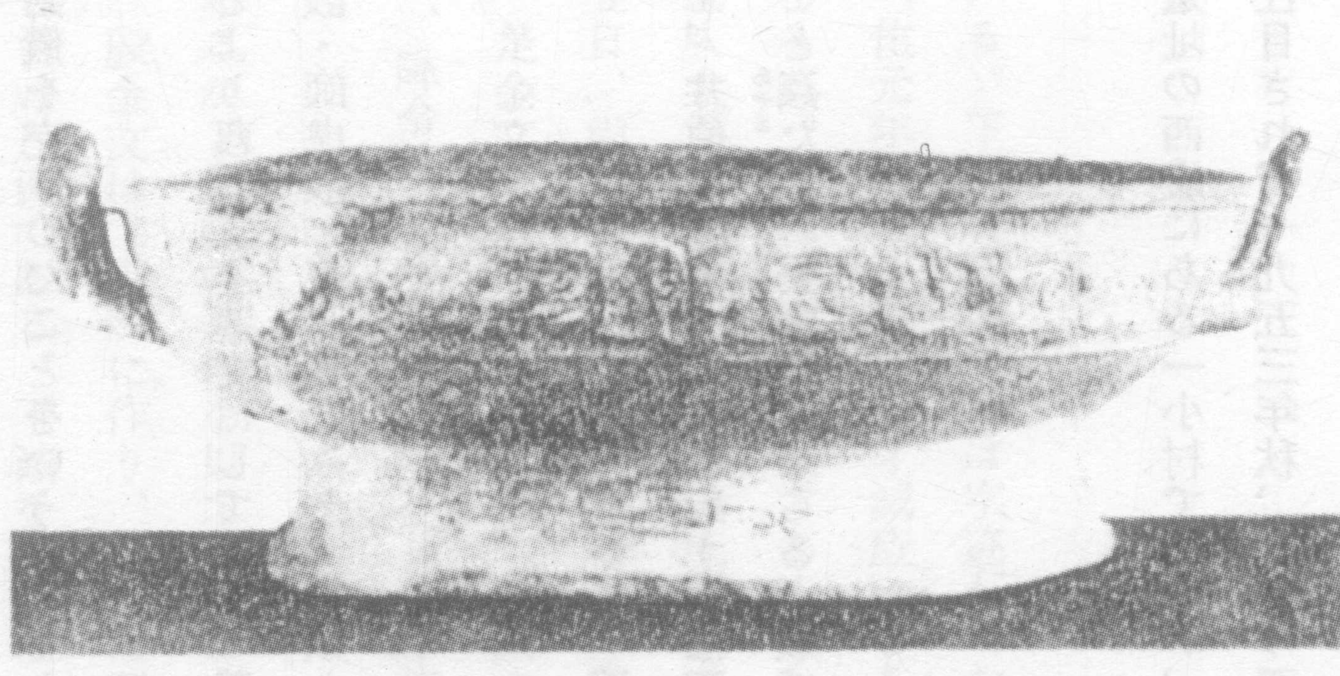
右の八器のうち、鼎・鬲は中期以後、毀以下は殷周期より前期に及ぶもので傳世の器、前者とともに副葬されたものとみられる。

第三號墓は一九五四年一〇月に發掘調査された。長由盉をはじめ銅器二十七件、陶器二十二件、玉器二十三件等を出土した。墓は長さ四・二米、幅二・二米、東南西の三方に二層臺があり、腰坑に狗、脚方に殉葬を伴なう。玉・貝の裝飾品は四百點に近い。長由盉のほか、次の諸器がある。

長由毀　兩耳圏足の毀。蓋あり、蓋鈕平底。器蓋の口縁に夔様の夔文を飾る。器口にかなり損傷



長由毀



長由盤

巻二　三四九～三五〇

がある。蓋内に「長由乍寶隣彝」の一行六字銘あり、器の內底にも同文の銘があるらしいが、上三字のみで他は泐損している。

長由盤　附耳の盤。花文の夔様夔文は盉・毀と同じく、一セットを成す。銘は泐損、ただ由の一字を判讀しうるという。

他に毀と同制の器が一件あり、長由の器は計四件、盉銘によって穆王期のものであることが知られる。

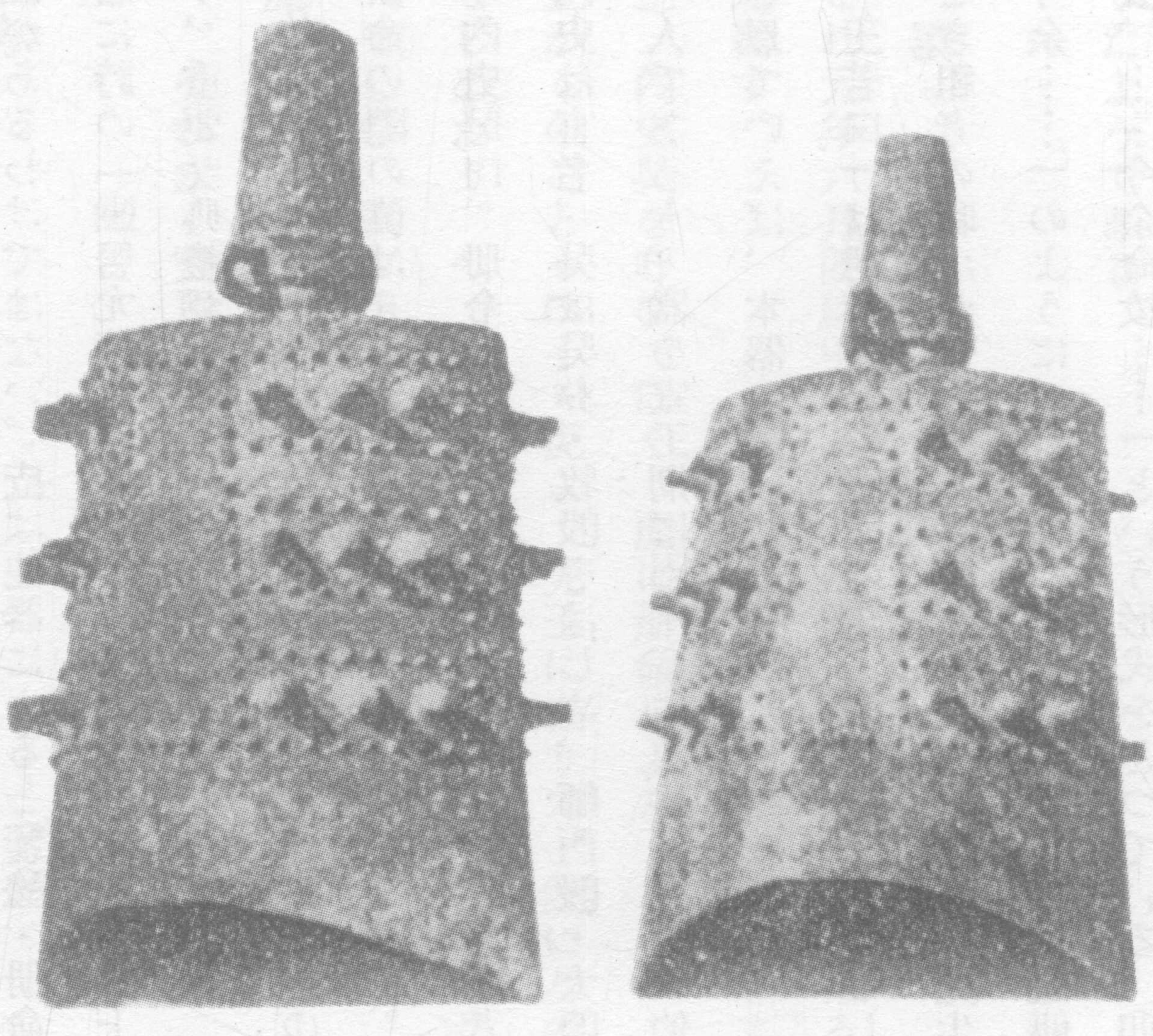
同出の器に、長由四器のほか、なお他に三群の器がある。陳夢家氏の分類するところによると、長由の器を乙とし、他に

甲群　西周初期　鼎四・甗・罍・勺各〻一・觚二・爵二・壺一

があり、丙群として鐘三、丁群に鬲・卣等の器をあげている。

甲群のうち、繁罍に「繁乍且乙隣彝、其子〻孫永寶　戈形標識」の銘があり、これは第二號墓の戈形銘をもつ毀と關係があろう。また卣には「伯□父曰、休、父易余馬、對覭父休、用乍寶隣□」の銘がある。陳釋に「易余」の二字を「非余」と釋する。非余は小臣傳卣・友毀等にもみえる玉器の名であるが、その釋讀によると作器者が文中にみえないことになる。卣の字迹は古く、罍銘は前期末かと思われるもので長由の器に近い。他の觚・爵・甗は何れも殷周期に入りうるものである。器銘に圖象や父祖を干名でよぶものがあることが注意される。三鐘は大小相次する編鐘であり、甬の部分が中空で鐘の內腔に通じて

おり、その點は殷鐸に似ている。ただその甬には懸繫するための旋があつて、懸けて用いたものである。篆間に三層の小乳文があり、中央に鉦面をとる。銘文はない。陳氏は鐘形式の展開を論じて、1殷代執鐘、2甲甬に幹のない大獸面文鐘、2乙甬に幹のある大獸面文鐘、3甲甬端空缺、幹があつて旋がなく、乳文ある鐘、3乙同じく旋のある鐘の各種にわけ、その例器をあげているが、普渡村編鐘を3乙に屬し、穆王期における鐘の器制を示す標準器としている。しかし1以下この系統の諸器には繁縟・雄渾な文様が好んで用いられており、普渡村三鐘のように簡素な作りのものは、標準器と認めがたいように思われる。器制としては、大獸面文をもつ環鈕



普渡村編鐘

・鈎稜のある2乙から、宗周鐘のような鉦面をもつ鐘への展開が考えられる。それは古代の軍中に用いられた號令のための執鐘の器から、樂器としての鐘に轉成したものとすべく、その時期はおそらく、𦶜京儀禮の盛行した昭穆期にあると考えられる。

鼎四器のうち、二號鼎發掘・圖三・一陝西・二八は立耳、足に饕餮、直項をなす項部に己字形の夔様夔文を飾るが、これは盉・𣪘の文様よりも便化が著しく、一時期下るものかも知れない。鼎には出土四件のほか、發掘後に住民から提出された一鼎があり、それは三層より成る線刻の饕餮文をもつ殷周期形式のものである。他の二鼎は西周前期に入りうるものであるが、うち二號鼎は康鼎などに近く、あるいはこの鼎の時期に長由墓が造營されたのであろう。三鐘もその時期のものではないかと思われる。



二號鼎

一〇四、師虎𣪘

器名　虎𣪘攈古

時代　共王大系・通考・董作賓・斷代・唐蘭　孝王厤朔　厲宣期樋口　宣王窓齋

收藏　「吳縣潘文勤㸒古樓藏器」窓齋　「吳縣潘氏藏」周存　「上海博物館」上海

著録

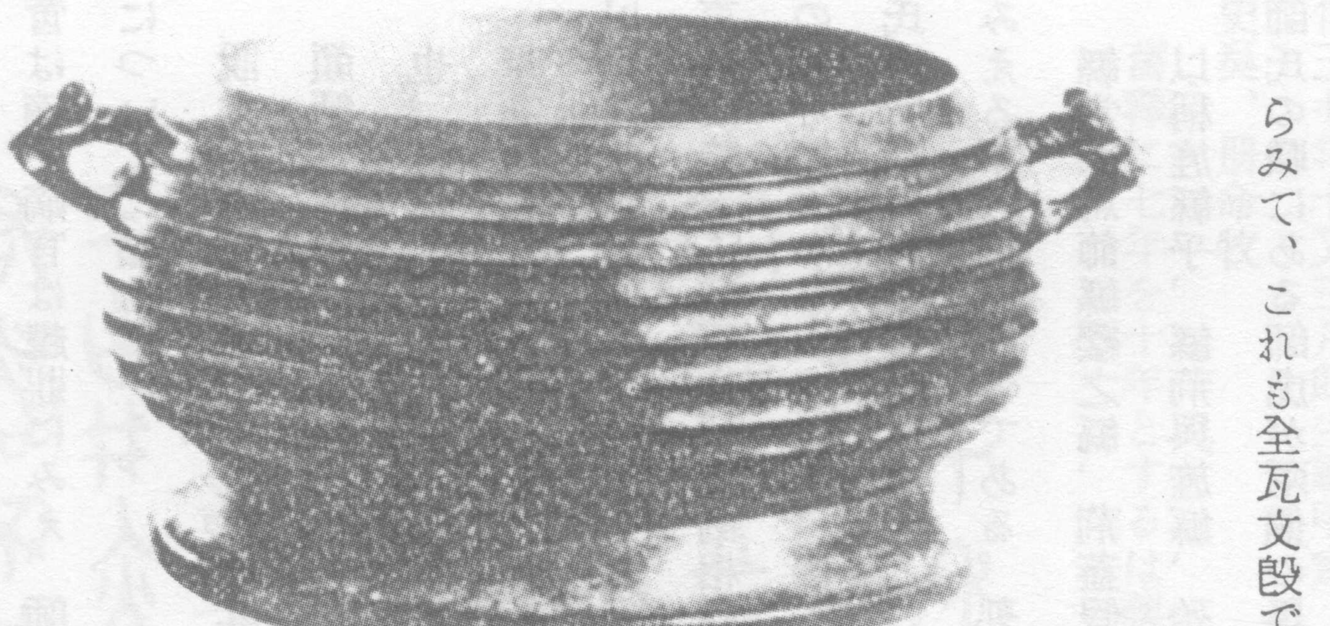
器影　通考・三三二　二玄・二七四　上海・五一

銘文　攈古・三之二・五八　敬吾・上・五八　窓齋・一一・七　周存・三・一六　大系・五八　小校・八・八〇　三代・九・二九・二　二玄・二七三　上海・五一

考釋　大系・七三　文錄・三・一六　文選・下二・一五　厤朔・三・九　通考・三四九　積微居・六七　斷代・六・九一

器制　通考にいう。「大小未詳、腹飾瓦紋、兩耳作獸首形、失蓋」。器はいま上海博物館にあり、その尺寸について「高一五・二糎、口徑二三・九糎、腹徑二九・五糎、底徑二五・六糎、腹深一三・一糎、重四・七二粁」という。器は美しい環耳の瓦文𣪘で、上海に「渾樸大方、全體溫潤如瑿玉」と評している。蓋と耳上の鐶を失つている。斷代には、このような全瓦文は共王期流行のものであるとしているが、全瓦文はすでに穆王期に現われており、

戴𣪘・晉𣪘などは全瓦文の𣪘である。また師遽𣪘はいま蓋のみを存するが、器蓋の關係からみて、これも全瓦文𣪘であろう。圏足環耳の𣪘は、大體穆共期にわたつて行なわれた。



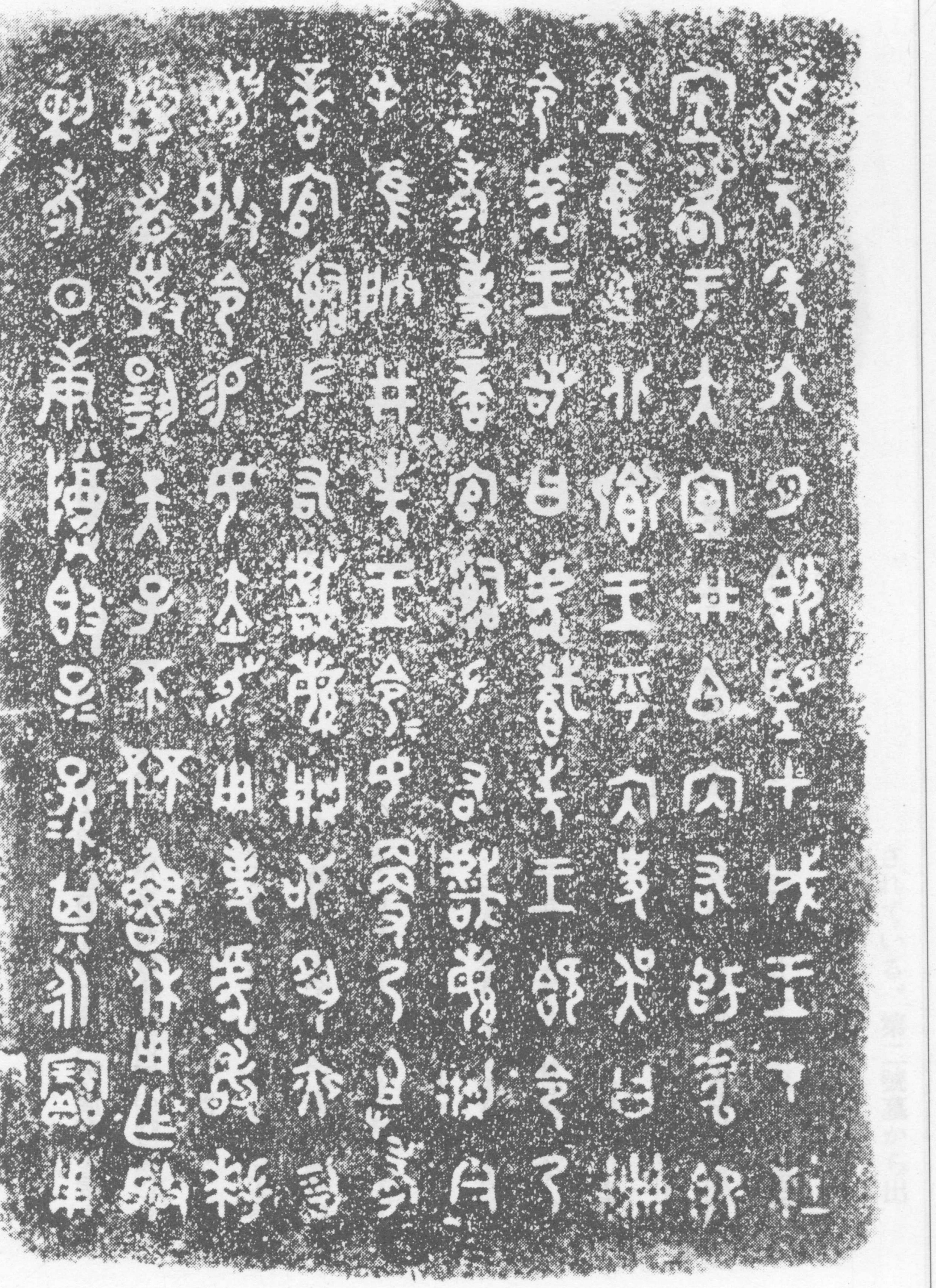
師虎𣪘

銘文　器文　一〇行一二四字

隹元年六月既望甲戌、王才杜㡯、各于大室、井白內右師虎、即立中廷、北鄕

諸家はこの器を多く共王期に屬している。右者井伯の名がまた趞曹鼎にみえ、趞曹鼎には共王の生號がみえているからである。趞曹の器に據つて構成される厤譜の元年は、本器の日辰に適合している。標準器によつて斷代曆譜を構成しうるものは、この共王期からはじまる。厤朔には器を孝王元年とするが、厤譜上の根據がえがたく、全瓦文圏足𣪘の時期からみても、そこまでは下らぬ器である。

杜は地名。漢書地理志に京兆に杜縣があり、秦本紀正義に引く括地志に、「下杜故城、在雍州長安縣東



南九里、古杜伯國、華州鄭縣也」という。のち杜陵・杜城と稱する地である。𢊁は行屋、いわゆる行宮である。長由盉にすでにみえている。窓齋に「王在杜𢊁」を王の諒闇にあるときとみて、杜𢊁を倚廬土居の意であるとしているが、これは上文の元年六月によつて說をなしているもので、他に證があるわけではない。𢊁は他器によると饗醴・冊命なども行なわれており、倚廬ではない。積微居に詩の「豳居允荒」の居と解しているのは、字形上無理な解釋である。洛は格。𢊁には大室があり、重要な典禮が擧行されている。

井伯は穆末の長由盉をはじめ共初の諸器にみえ、この期の標識とすべき人である。內は入、立は位。冊命の際の位は、中廷に設けられている。

王乎內史吳曰、冊令虎、王若曰、虎、䔲先王既令乃取考事、啻官嗣左右戯緐荊

內史は官名。吳は吳彝・牧殷をはじめ、師酉殷・大殷・同殷等にみえるが、上二器の吳は本器と同一人であろう。器を宣王期に屬する注家は、虎を召伯虎と解するのであるが、井伯・吳の關係彝器を以ていえば、本器の虎は共王期の人である。

「王若曰」は冊命の際の傳命の語。䔲を窓齋に載とし、初の義とする。冊命形式金文では、冊命のとき祖考の職事から述べるものが多く、善鼎「昔先生既令女、……今余……」、師詢殷「鄉女……今余……」のように、昔・鄉と今とを對用する。左傳襄公十四年に齊侯に賜うた命にも「昔伯舅大公、……今余命汝……」という形式をとつている。卯殷にも「䔲乃先且考……昔乃且亦既令……今余……」とあつて、祖考のことに遡つて述べ、その家職を世襲させることをいう。䔲は在の假借、

字はまた戈・𢦏に作る。「䔲先王」とは「在先王」というに同じ。取は祖の異文、曶殷にもこの字形に作る。字は俎を薦める象であるが、且の異體字である。啻は嫡。嫡官は趞鼎にみえ、師酉殷にも「啻官邑人虎臣」の語がある。嫡は正長の義。左右戯緐荊について、擄古にいう。

說文、戯、三軍之偏也、是其本義、乃偏考古書訓詁、無與許合者、史漢屢言戯下、義似不遠、而顏師古注云、大將之旗、又云、軍之旌麾、又言漢書通以戯爲麾、是麾其本字、戯特借字、非許義也、桂氏義證云、襄三年左傳、擧其偏、杜注、偏屬也、正義、偏者半甬之名、故傳多云東偏西偏、軍師屬已分之別行、謂之偏師、傳云、彘子以偏師陷、是偏爲甬屬之名也

以下になお、司馬法などを引いて、その編成を述べている。郭氏もまた「按與師𣪕殷、𦔮嗣我西隔東隔僕駇百工牧臣妾、辭例相同、東西隔卽左右戯、緐荊則當與僕駇等相當」と論じているが、緐荊の解も擄古から出ている。擄古には緐荊について、「未聞、既承左右戯爲言、當亦軍制名目、如左氏傳所稱、専參启胠者矣」という。専・參は左傳昭九年にみえる右角左角の軍、启胠は襄廿三年にみえる軍の編隊の名である。郭氏は緐荊の名義よりしてその職事を説いていう。

緐當卽馬飾緐纓之緐、荊蓋假爲旌、左傳哀廿三年、有不腆先人之產馬、使求薦諸夫人之宰、其可以稱旌緐乎、緐荊與旌緐、殆是一事、官嗣左右戯緐荊、謂管理兩偏卒之馬政也

師氏の職にある師虎が兩偏の馬政を嫡官として官司するとするのは、職事が輕きに過ぎよう。陳氏は戯を大將の旗、緐を馬飾緐纓、荊を旗杆の義とみて三字を分讀し、合せて王の旌旗を掌る職としている。それにしても、旗と杆との間に馬飾緐纓を加えているのはいかにも不審である。戯は仲□父鬲三代・五・三五に右戯という官名がみえる。左右戯緐荊という以上、緐荊は兩戯を通じて統轄しうる職事でなくてはならぬ。緐は樊と通用の字であり、荊は刑の緐文とみられ、合せて軍中の法をいうものではないかと思われる。これならば兩戯を通じての職事となり、師職の範圍に入ることができよう。

今余隹帥井先王令、令女㝬乃取考、啻官嗣左右戯緐荊、苟夙夕、勿灋朕令、易女赤舃、用事

帥井は帥型、井は典型とする意。彔殷にその語がみえる。㝬は賡にして續の意。この時期にはすでに西周貴族社會の體制が確立していて、官職は概ね世襲であつた。

苟は敬。夙夕は朝夕の禮から出た語である。麥盉に「用弁走夙夕」の語がある。「勿灋朕令」は大盂鼎にみえる。

賜與にはただ赤舃のみを賜うている。朝儀に用いるもので、その賜與はこの時期の器銘からみえはじめている。昭穆期の葊京儀禮に代つて、共懿以後は廷禮中心の時代となりつゝあることを示すものとみられる。

虎敢拜䭫首、對䫉天子不杯魯休、用乍朕剌考日庚隮殷、子〻孫〻、其永寶用

敢は普通には對揚の上におかれる語であるが、走殷「走敢拜䭫首」、叔夷鐘「夷敢用拜䭫首」のように、拜䭫首の上に加えることもある。不杯は盠尊・班殷・長由盉以下の器にみえ、丕顯と同義。「剌考日庚」は師詢殷「剌考乙白」というのと語例同じ。廟號に干名を用いるのは東方系の俗であ

るが、師職のものには東方出自の族が多い。八師・六師の師長には、庶殷からえらばれる人が多かったようである。

訓　讀

これ元年六月既望甲戌、王、杜应に在り、大室に格る。井伯入りて師虎を右け、位に中廷に卽き、北嚮す。

王、內史吳を呼びて曰く、虎に册命せよと。

王かくのごとく曰く、虎よ、先王に在りて、旣に乃の祖考に事を命じ、嫡として左右戲繁荊を官司せしめたり。今、余これ先王の命に帥型し、女に命じて乃の祖考に更ぎ、嫡として左右戲繁荊を官司せしむ。夙夕を敬しみ、朕が命を廢すること勿れ。女に赤舄を賜ふ。用て事へよと。

虎、敢て拜して稽首し、天子の丕邳なる魯休に對揚して、用て朕が剌考日庚の隮段を作る。子〻孫〻、それ永く寶用せよ。

參　考

窓齋に「以文字而論、當以宣王時器」というが、字迹よりも、虎を詩の江漢にみえる召伯虎と解したもので、もとより時期を誤る。字迹は穆共期の緊湊體に屬している。斷代に器を共王元年に屬している。

〔此器右者是井白、而作於王之元年、今以爲當在共王元年、其字體緊湊、近於穆王諸器、井白見於穆王與共王七年器、則此右者井白、宜在元年、此器之內史吳、與吳方彝之乍册吳、當是一人、後者作於王之二祀、字體亦與此器相近、共王元二年之間、乍册與內史互用、至此以後、乍册廢而但稱內史〕

作册の稱は、この器より以後とみられる免段・休盤・師奎父鼎などにも作册尹の名があり、また免盤・師俞段に作册內史の官がある。免器は陳氏も懿孝期に屬しているもので、その說に矛盾がある。また內史の名は周公段をはじめ趞鼎にもみえ、作册の後に起つた稱ではない。作册と史とはもとその源流を異にするものであるが、ともに祭祀儀禮を管掌することより合して作册內史となり、作册あるいは內史と簡稱し、その長は作册尹・內史尹と稱したのであろう。器が曆譜上、共王元年に屬しうることはさきに述べたが、これより以後、斷代・曆譜の上にほぼ據るべきところがえられる。牧段にもまた內史吳の名がみえ、その紀年日辰は共王七年の曆譜に合しうるので、ここに附記しておく。宋刻著錄の器である。

＊牧　段

時　代　共王大系・通考　孝王厤朔・董作賓

出　土　「得之扶風」考古

收　藏　「京兆范氏藏器」考古

著　錄

器影　考古・三・二四　大系・六六

銘文　薛氏・一四・一七　古文審・七・一七

大系・五九

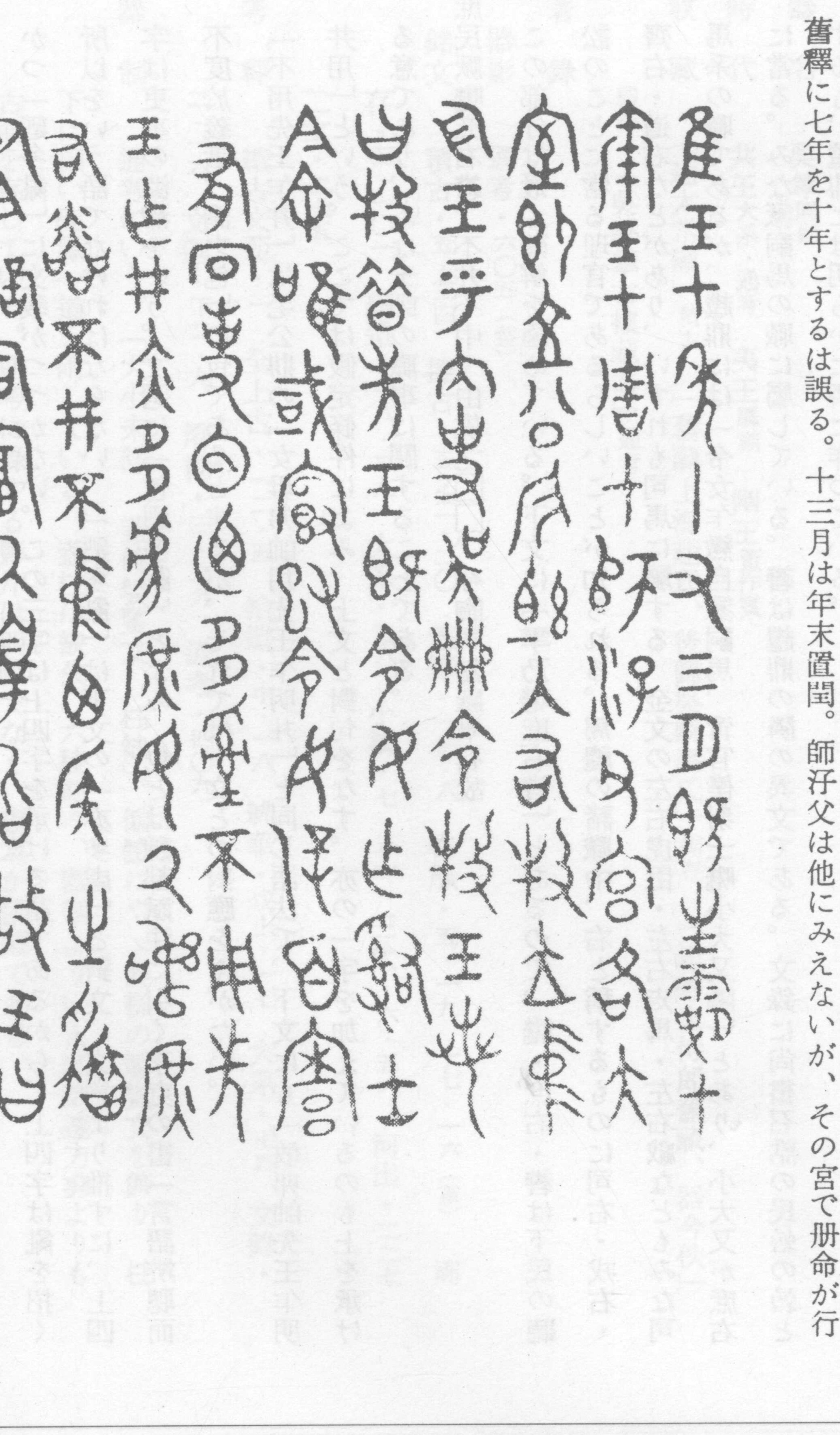
考　釋　全上古・一三・九　大系・七五　文錄・三・一一　文選・上三・八　厤朔・三・一九



牧　段

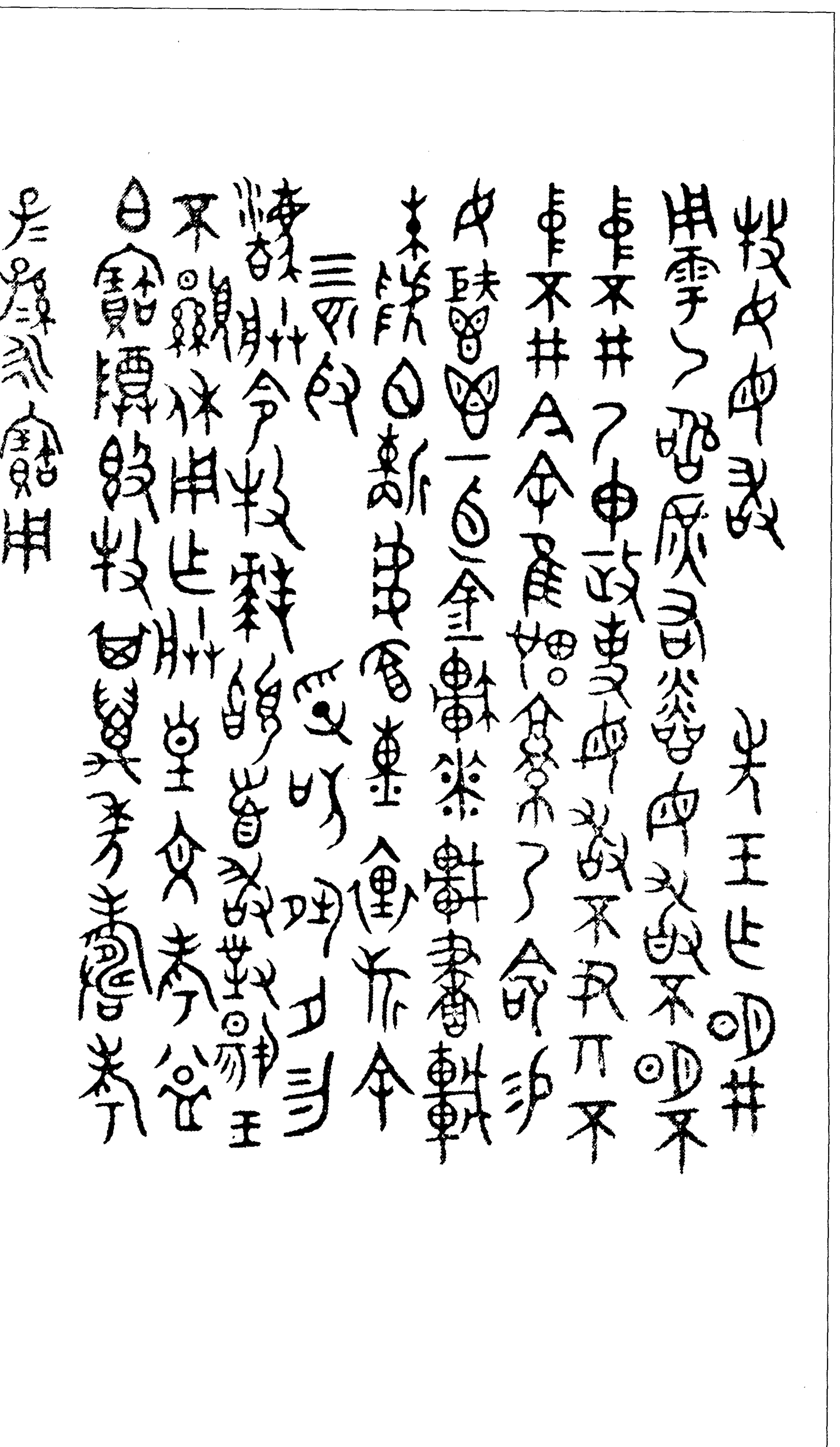
器　制　考古圖に器制を圖示しているが、量度未詳。兩耳の方座段。失蓋。口下に變樣夔文、器腹に山形の波狀文を飾り、間に公字形の文樣を組合せている。方座の四面も器腹と同じ。器の圈足部に大小の環文をめぐらす。その器制・文樣は、環帶文方座段海外・二九　通考・三一八・犧形簋恒軒・二三等に近く、方座をもつ段としては最も時期の下るもので、文樣は後期の樣式である。

銘　文　器銘　二二行約二二六字



隹王七年十又三月既生霸甲寅、王才周、才師汓父宮、各大室、卽立、公族□入右牧、立中廷、王乎內史吳、册命牧

舊釋に七年を十年とするは誤る。十三月は年末置閏。師汓父は他にみえないが、その宮で册命が行



なわれているのは、あるいは牧の親緣の家であろう。
「王才周」と記し、また重ねて「才師汓父宮」というのはめずらしい例で、普通ならば「王才周師

汓父宮」というところである。冊命は周の宮廟で行なうことを原則とするが、ときには冊命關係者の宮廟で行なわれることがある。冊命は神靈の前で行なう必要があつたのである。公族の族、及びその下一字は摹刻が明らかでない。公族の語は中觶にみえ、また師酉毁では公族が右者として冊命の禮を行なつている。下つては番生毁・毛公鼎にもみえる。身分稱號から官職化したものであろう。內史吳は吳方彝にもみえ、同一人である。內史は師奎父鼎・諫毁・揚毁などにみえ、後には內史尹と稱する例が多い。以上は冊命までの廷禮の次第をいう。

王若曰、牧、昔先王既令女乍嗣士、今余唯或𣪘改、令女辟百寮、有同事□、廼多亂、不用先王乍井、亦多虐

以下冊命の語。昔と今とを對文にするのは、官職の世襲を背景とする表現である。嗣士は考古に嗣士と釋するも、士字である。司士の職は下文によると大體周禮の士師の職に近い。牧は先王のときよりその職にあり、新王の世となつて改めて任命を受けたのである。或は又。𣪘改の二字は字形が確かでないが、考古の釋による。父祖の職事を嗣ぐときは更・䜌䌫などという例であるが、𣪘改はいくらかその職事を變更する意であるらしく、本器においては百寮の監察を追命している。なお舊職はそのまま嗣承しているので、下文には䜌䌫の語を用いている。

辟は大盂鼎「𣪕百正辟」の辟で、正長・辟君などの義があり、また動詞として辟治・辟事の義もある。ここは動詞でおそらく辟治の義であろう。百寮を監察する職である。文錄に下句につづけて「辟百寮有司事」と釋し、辟を輔の義とするも、下文は「有司事」とは解しがたい字である。「有同」以下を郭釋に「謂有不以苞苴爲事者」と解しているが、冊命中の語としては不類というべく、かつ「廼多亂」に文義がつづかない。この三字は上四字を承ける語であるから、上四字は亂を招く所以をいう語でなければならない。「廼多亂」は下文の「亦多虐」と對文。文意より推すに、上四字は吏事の澁滯をいう。文選に「包廼多辭」とよみ、包とは魏都賦注に引く李克の書「言語辨聰而不度於義者、謂之包」の包であるとするが、それでは下文との對應をえがたい。

「不用先王乍井」は毛公鼎の「女毋弗帥用先王乍明井」と同じ語法で、下文にも「敢弗帥先王乍明井用」という。ここでは假定條件によみ、上文と對句をなす。亦の一字を加えているのも上を承ける意であり、みな士師の職事に關することである。

庶民厥𠾞庶右𧷤、不井不中、由侯之□□、今𩰫司𠣞厥皐召故

この部分は最も難解を極めている。下文に「雩乃𠾞庶右𧷤」とあるので、𠾞・庶右・𧷤は下民の聽訟のことに當る理官であるらしいことが知られる。周禮の諸職中、右と稱するものに司右・戎右・齊右・道右などがあり、いずれも司馬に屬する。金文の左右虎臣・左右走馬・左右戲などもみな司馬系の職であるが、趞鼎には「令女乍𢿢𠂤冢嗣馬、啻官僕射士𠾞小大又𨻰」とあり、小大又が庶右に當る。みな冢嗣馬の職に屬している。𧷤は趞鼎の𨻰の異文である。文錄に尙書召誥の民碞の碞とするも、趞鼎には明らかに𨻰に作つている。

不井とは「不用先王作明井」を指し、不中とはその上文「有同事□」を承ける語であろう。由侯以下は未詳。郭氏は「由侯當卽宜子鼎由方之君」というも、文義はえられない。不井不中は假定條件

によむべき句で、もし理官のなすところが不井不中ならば、「廼多亂」・「亦多虐」にして、侯の理事をみだすこととなろう、というほどの文意となるところである。文選に「廼侯之𤰈」とよんでいるが、𤰈の字釋に問題がある。

今は語端を改めて、追命のことをいう。𩰫は字未詳、おそらく陶の異文で、治の義であろう。司は金文では多く嗣の意に用いるが、ここでは司治の意とみておく。𠣞を文錄に服とみているが、その用例がない。「厥皐召故」は訓義が明らかでない。𩰫司二字を動詞とすれば、𠣞は名詞、厥は領格の助詞、皐召故の三字はみな罪戾の意であろう。呂覽恃君覽の召類に「類同相召」とあり、召は召寇の意であろう。「王若曰」以下、これまでが任命の辭である。

王曰、牧、女毋敢（弗帥）先王乍明井用、雩乃𠾞庶右𧷤、毋敢不明不中不井、乃毋政事、毋敢不尹丌不中不井

また語端を改めて訓命を發するので、「王曰」の二字を加えている。帥用は毛公鼎「女毋弗帥用先王乍明井」のように二字連用するのが普通であるが、器銘では帥・用を上下に離析している。「弗帥」の二字は摹刻にはないが、いま文例によつて補う。句末の用を文選に次句に屬しているが、語例からみても誤である。

乃は女の領格。𠾞・庶右・𧷤は嗣士たる牧の下僚であろう。不中不井は上文の不井不中に當り、みな法を秉つて過誤のないことである。不明は不中不井を賓語とする動詞で、次句の語法を以ていえば、「毋敢不明其不中不井」となるところである。文錄に毋を貫にして習の義であるとしているが、

ここは管掌の意であろう。事・行の訓を用いるところである。尹は正、丌は其。其は後期には領格に用いることが多い。尹は「其不中不井」を賓語とすること、前條の「不明」と同じ。いずれも命令形によむべきところである。上文の任命につづいて、訓戒の辭を添えたものである。

今余隹䌛𠷎乃命、易女秬鬯一卣・金車・𠦪較・畫輯・朱虢𠃧靳・虎冟熏裏・旂、余馬四匹、取(遺□)寽、敬夙夕、勿灋朕令

䌛𠷎は、善鼎に「肇䌛先王令」、毛公鼎に「今余隹䌛先王令」のように䌛を單用する例もあるが、䌛𠷎の二字を連用する例が多い。舊釋に䌛を纘・造などと釋するも、王國維は緟京と釋していう。

䌛、孫仲容釋爲緟、是也、𠷎、籒文就字从此作、……緟𠷎也、京崇也觀堂古金文考釋・克鼎

緟は說文に「緟、增益也、从糸重聲」とあり、この場合再命の意となる。しかし字はおそらく周禮考工記にいう鍾氏の鍾の初文であろう。鍾氏の名義についてはこれを說くものがなく、孫詒讓の正義にも「名義不詳」という。しかしその職は染氏とともに染色を掌るものであるから、字は染色の法に關するものであろう。字形を以ていえば、䌛の左偏は架絲の象、東は橐の初文、中に朱の質料を加えてこれを薫染する意を示す。田は曾の從うところの田で釜甑の象。從つて䌛とは、糸を染めるに朱を薫蒸して、いわゆる三入五入七入して染色を重ねるもので、それよりして繼續・增益の義をえたものであろう。𠷎は重樓の象。積微居九一・師嫠段條に「當讀爲庚」とし賡續の義とするが、假借の義である。

賜與の品目はみな彔伯㺇段にみえている。「余馬四匹」を郭氏は「余殆讀爲舍、錫也、又讀爲匋騐

之験、亦可通」とし、于氏は字のままに解している。郭說では旂までに賜と稱し、馬には舍ということになつて、前後で賜與の動詞を改めたとみるのであるが、彔伯㺇段ではそういう區別はない。しかし余を我の領格として用いる語例は東周期の器に至つてはじめてみえるもので、「我馬」と訓することにも疑問がある。「取遺五寽」は趞鼎にもみえるが、趞鼎では冢嗣馬に命じて僕射・士・𡧋・小大又・隣を官嗣せしめ、禮器を賜うことをいう。冢嗣馬の官の他に僕射以下の官嗣を命じており、これに對し取遺を與えているのであるから、取遺は兼官の職事に對する報償をいう。この關係は、たとえば揚段において、揚を嗣工に任じ、賜與を記したのち、改めて「𡧋訟、取遺五寽」というい、また𢦏段では𢦏を嗣土に任じて賜與の品を列擧したのち、「楚走馬、取遺五寽」という例からも確かめうる。それで本器の例では、「余馬四匹、取遺五寽」は上文と並列の賜與でなく、「余馬四匹」が一の職事であり、これに對して「取遺五寽」を與える意となる。余がどういう意味の動詞であるのか知られず、また馬四匹がその對象とされることにも不審は殘るが、揚段・𢦏段の例からみて、やはり上文の賜與と區別して解すべきものと思われる。以上は追命と賜與とをいう。

牧拜䭫首、敢對㺇王不顯休、用乍朕皇文考益白寶䵼段、牧其萬年壽考、子〻孫〻、永寶用

末文の對揚の辭。この部分は押韻があり、首・休・段・考・寶は幽韻の字である。益公という廟號は他器に數見するが、益伯の名は他にみえない。

訓讀

これ王の七年十又三月既生霸甲寅、王、周に在り、師汓父の宮に在り。大室に格り、位に卽く。公族□、入りて牧を右け、中廷に立たしむ。王、內史吳を呼び、牧に册命せしむ。王、かくのごとく曰く、牧よ。昔先生既に女に命じて嗣士と作らしむ。今余これ竄改する或り。女に命じて百寮を辟めしむ。……有らば、廼ち亂多からむ。先王の作りたまへる刑を用ひざれば、亦虐多からむ。

庶民の𡧋・庶右・隣に、刑ならず中ならざることあらば、……。今、𠣾の皐召故を訇司せしむ。王曰く、牧よ。女敢て先王の作りたまへる明刑に帥ひ用ひざることなかれ。乃の𡧋・庶右・隣において、敢て不中不刑を明らかにせざることなかれ。乃の毋ふ政事に、敢てその不中不刑を尹さざることなかれ。

今余これ乃の命を䌛𠷎す。女に秬鬯一卣・金車・賁較・畫輯・朱虢𠃧靳・虎冟熏裏・旂を賜ふ。馬四匹を余せよ。遺□寽を取らしむ。夙夕を敬しみ、朕が命を廢することなかれ。

牧、拜して稽首し、敢て王の丕顯なる休に對揚して、用て朕が皇文考益伯の寶䵼段を作る。牧それ萬年壽考ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

參考

宋刻であるため器銘に不明のところが多いが、その職事は趞鼎に近く、賜與は彔伯㺇段に似ている。方座段であるが、文様に波狀文があらわれていることが注意される。

一〇五、吳方彝

器名　吳尊麻朔

時代　共王大系・通考　夷王麻朔　幽王董作賓

收藏　「趙太常藏」積古　「舊藏上海趙氏、後歸吳縣潘氏」周存　「趙謙士侍郎舊藏、器今佚」綴遺　「吳縣攀古樓藏器」通考

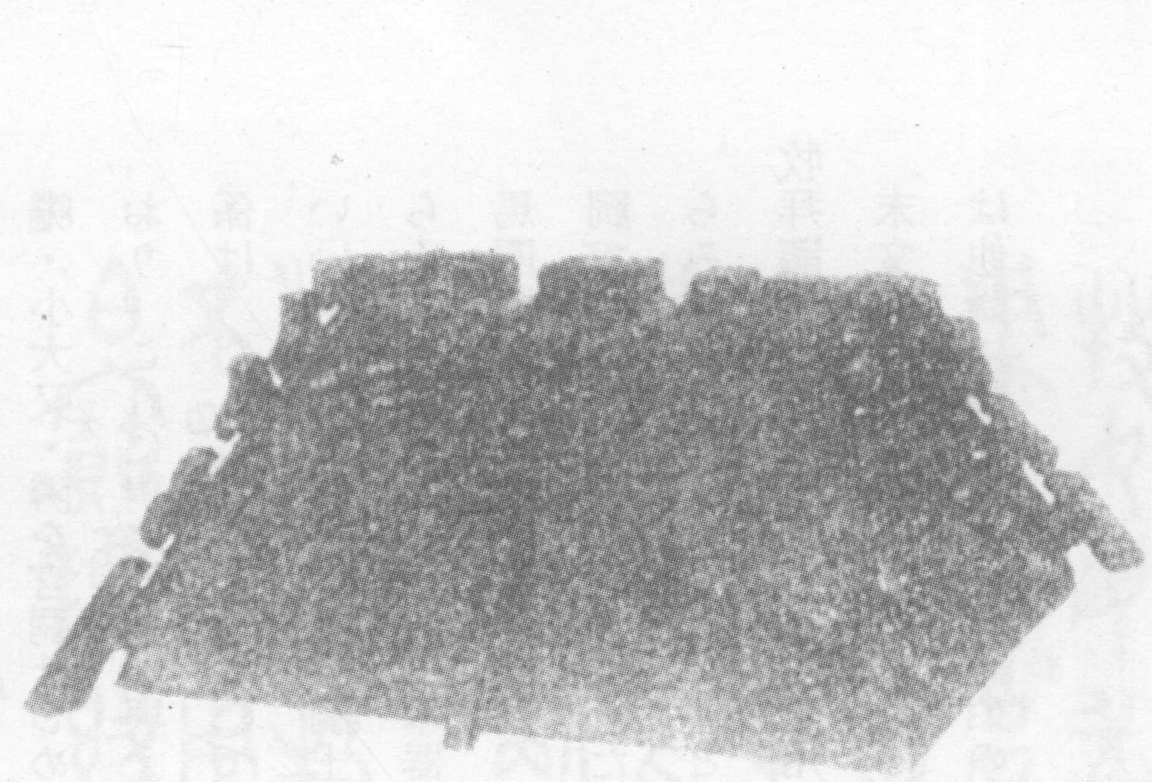
著錄

器影　通考・六〇五（蓋）

銘文　積古・五・三四　攈古・三之二・二〇　愙齋・一三・八　奇觚・五・一九　一七・一六（重）　周存・三・一〇一　綴遺・一八・二九　大系・五八　小校・七・五一　三代・六・五六　河出・二二七　二玄・二七五

考釋　續古文苑・一　全上古・一二・五　拾遺・中・一八　韡華・戊上・一七　大系・七四　文錄・二・二六　文選・下二・九　麻朔・三・二九　通考・四〇九

器制　通考にいう。「大小未詳、蓋飾饕餮文、柱缺」。徧體にやゝ變樣の饕餮文を飾り、柱下に細い夔鳳一道を附している。蓋柱は缺失。六稜あり、器制よりいえば師遽方彝よりも古制を存している。通考に錄する影片は明晰でなく、復寫が困難である。



盠方彝　吳

銘文　盠銘　一〇行一〇二字

隹二月初吉丁亥、王才周成大室、旦、王各廟、宰朏右乍册吳入門、立中廷、北鄉

周成大室は、舀鼎「周穆王大室」・師嫠段「周大室」等と同じ語例であるから、容・陳の兩家はこれを周の大廟と解しているが、郭氏は成氏の宮廟であるという。その論據として、廷禮の次序が一般の册命の場合と異なる點を指摘している。その説にいう。

彝銘通例、大抵先言王在某廟或某宮、後言旦格于大室、此器獨先言大室、後言廟、頗異、且王之册命、率于大室行之、今旣在成大室、乃復出而格廟、是則成大室乃在周廟之外、以豆閉段師戲大室例之、則成殆是人臣之名、唐蘭說爲成王廟之大室、不確

郭氏のいう臣家の大室には、たとえば師俞・師晨の二鼎に「周師彔宮」があり、周を冠するも周廟とは限らぬわけであるが、格の一字によつて、大室から一度外へ出て別の宮廟に赴くと解する必要はない。望段「王才康宮新宮、旦、王各大室」とは、新宮の大室に格るのである。本器のように、大室から廟に格るというのは異例ではあるが、伊段に「王才周康宮、旦、王格穆大室」とあり、大



克鼎に別に穆廟の名があることからいえば、廟と大室とは別である。また郭氏が成を人名と解したのは、成鼎の成と關聯させて考えたものであろうが、成鼎はのちその本器が出土して、成は丙の誤釋であつたことが確かめられ、郭氏も大系攷釋中の成鼎の一條を削除しており、成を人名とする根據は失なわれている。本器の成大室は舀壺の成宮と同じく、成王の宮廟とみるべきであろう。宗周には康宮を大廟としてこれに昭穆を配次する宮廟の體系があり、成王の廟は、おそらく莽京の諸宮廢絶の後に作られたものであろう。それで成宮の名は、共懿以後に至つてはじめてあらわれてくるのである。

宰は官名。殷器にすでにみえる。西周の器では本器や師遽方彝・望段・師湯父鼎に右者として廷禮に與かる例が多い。宰朏の名は他器にみえない。

王乎史戊、册令吳、𤔲旃眔叔金、易秬鬯一卣・玄衮衣・赤舃・金車・桒冂・朱虢𩓥・虎冟熏裏・桒較・畫轉・金甬・馬四匹・攸勒

以下に册命と賜與をいう。旃を孫星衍の續古文苑に諸、阮元は旃と釋した。拾遺に阮說を是として

阮釋爲旃、是也、然以爲卽古旃字、則非、此旃字、當卽所謂大白之旗也、周禮巾車、建大白以卽戎、注、大白殷之旗、猶周大赤、金榜禮箋謂、大白卽司常九旗之熊虎爲旗、其說甚碻、與通常之旜異、周書克殷篇、武王乃手大白以麾諸侯、孔晁注、大白旗名、旗色白、故字爲旃、以六書之義求之、當爲从㫃白、白亦聲、不必讀爲旃而後可通也

という。

旃はおそらく左傳僖廿八年、城濮の戰にみえる大旆にあたり、𤔲旃とは周禮巾車の職事であると考えてよい。

叔金を阮元は淑金にして、「兼職邦國所貢之善金」とするが、𤔲旃の職と關聯するところがない。郭氏は旗の素錦にして、旃とまた一類であるという。

叔金疑卽假爲素錦、爾雅釋天旌旗、素錦綢杠、與旃相因、故連類而及也、大克鼎及師嫠段有叔市、均假叔爲素、番生段、朱旂旜金芧二鈴、彼之金芧、亦謂錦杨若錦杠也

又叔字、說文云、汝南名收芋爲叔、按此當叔字之本義、以金文字形而言、實乃从又持弋、以掘芋也、用爲伯叔字、乃出于假借、古金文伯叔字、均作弔、弔亦假借字、乃緻之初文

叔の金文の字形は戈頭を持つ象で、下の小點は金質の色の燦爛たるを示すものとみられ、白色に光る意となる。旃と叔金との關係は、舀鼎の賠償品を列擧した中にみえる「㫃眔𨥯金」とに當るものであろう。㫃は祈匄の意にも用いる字で旂と同聲で本器の旃に當り、𨥯金が叔金に相當する。金を錦字の義に用いる例は金文にみえず、郭說のようにこれが素錦綢杠をいうものならば、杆の飾、すなわち爾雅郭注に「以白地錦韜旗之杠」というものであるから、二者を分別して眔という語を加えるはずがない。本器や舀鼎に叔金・𨥯金と稱するものは、あるいは番生段の「朱旂旜金芧二鈴」というものであろう。郭氏は番釋において、鈴を「二鈴者、盠旂以鈴計」と鈴を助數詞に解しているが、毛公鼎の「朱旂二鈴」は二鈴を付した朱旂をいう。爾雅釋天に「有鈴曰旂」というものこれである。詩の周頌載見に、「載見辟王　曰求厥章　龍旂陽陽　和鈴央央」とみえ、龍旂に鈴を飾るこ

とが知られる。爾雅郭璞注に鈴を竿頭に著けるものとしているが、詩の傳には「鈴在旂上」とし、正義に引く李巡說では鈴を旂端に付するものとしている。これを以ていえば、本銘に旂と叔金とを列し、番生𣪘に旂と鑾金とをいうのは、旂と和鈴のことであろう。作册吳の職事はおそらく天子の旌旗を掌る名譽ある地位であることが知られ、以下に列する賜與も甚だ盛んなものである。秬鬯以下の賜與は殆んど彔伯𢦏𣪘にみえ、この文では玄袞衣・赤舄が多く、𢦏𣪘では畫轉金厄が本器よりも多い。玄袞衣をいうものは、この器銘などが早い時期のものである。以下晉壺・蔡𣪘などにみえる。赤舄は師虎𣪘にみえ、これも共懿期以後のものである。みな廷禮の禮裝に用いる。

吳拜頴首、敢對䚄王休、用乍靑尹寶䵼彝、吳其世子孫、永寶用、隹王二祀

靑尹は作册尹の官名をそのまゝ用いた廟號であろう。縊遺には靑を謚法の靖に當る字とし、奇觚には尹を君の省文とするが、吳の祖考に當る人の廟號とみてよい。世孫子の語は、師遽の彝・𣪘、趩觶・守宮尊など、この器の前後のものにみえる。年紀に祀を用い、これを銘末におくのは、殷金文の形式である。作册の職も殷以來のものであり、吳はあるいは東方出自の族であろう。

訓讀

これ二月初吉丁亥、王、周の成大室に在り。旦に、王、廟に格る。宰朏、作册吳を右けて門に入り、中廷に立ち、北嚮す。王、史戊を呼んで吳に册命せしめ、旂と叔金とを司らしむ。秬鬯一卣・玄袞衣・赤舄・金車・賁

卷二　三七五～三七六

鞎・朱虢䩞・虎冟熏裏・賁較・畫轉・金甬・馬四匹・攸勒を賜ふ。吳、拜して稽首し、敢て王の休に對揚し、用て靑尹の寶䵼彝を作る。吳それ世子孫まで、永く寶用せむ。これ王の二祀なり。

參考

銘文中、揚・䵼・永・祀の諸字を左文に作っている。文中に一・二の左文を用いることは必ずしも稀ではないが、本器や命𣪘のようにこれを多用するのは、異例のことである。

器の時期について、大系に器を共王期に屬し、その日辰を論じていう。

作册吳與師虎𣪘之內史吳、名同官同、自係一人。日辰在元年、年終置一閏、可無牾

厤朔には器を夷王二年とし、吳について

孝王元年之師虎𣪘作內史吳、孝王七年之牧𣪘、亦作內史吳、而越十年後、至夷王元年之吳尊、作作册吳、是作册當在內史之上、此與師𩛥𣪘・𠣞盉・𠣞盤之稱作册內史、作册亦正在內史之上者、可以互相參證也

と論じている。內史と作册の職名の異なるところから、吳の器を孝・夷の二期に分つものであるが、師虎𣪘にみえる井伯が穆共期の人であることからいえば、吳を孝・夷期にまで下すことはできない。內史・作册は作册內史の簡稱であると思われ、兩器の時期を區別する理由はない。師虎・吳の二器は、何れも共王期の曆譜に入りうるものである。

一〇六、趙曹鼎一

器名　七年趙曹鼎 斷代

時代　共王 大系・厤朔・通考・斷代・靑作省・唐蘭

收藏　「武進費氏」周存　「舊藏吳大澂・費念慈、今在上海博物館」斷代

著錄

器影　斷代・六・圖一　大系・新・二五六　二玄・二八一　上海・四四

銘文　周存・二・二六　貞松・三・三〇　大系・三八　小校・三・二〇　三代・四・二四・三　二玄・二八〇

考釋　韡華・乙中・五一　大系・六八　文錄・一・二五　文選・下一・三　厤朔・三・三　斷代・六・七三

器制　上海にいう。「高二八糎、口徑三八・五糎、腹徑三七・八糎、腹深一四・六糎、重一〇・二二粁」。口大、腹淺く、附耳。項下に二條の弦文があるほかは素文。成康期の弦文素鼎と異なるところとして、陳氏は前者に立耳多きもこの器は附耳であること、下腹部の含らみの乏しいことをあげているが、この二點は器腹の淺いことと關聯している。足は圓柱で、なお前期の形式を殘している。



趙曹鼎一

銘文　八行五六字

隹七年十月既生覇、王才周般宮、旦、王各大室、井白入右趙曹、立中廷、北鄉、易趙曹䡅市・同黃・縊

週名の下に干支を缺く。鼎二に「隹十又五年五月既生覇壬午」とあり、第一鼎に干支があれば、共王曆譜を構成する有力な手がかりがえられるところである。公姞鼎・遹𣪘・盠方彝・𠣞𣪘・𠣞盉・倗生𣪘など、この器の前後のものに同じ例が多い。周般宮は宗周の般宮。般はあるいは周頌の般で、祭名によって名をえたものであろう。利鼎にもその名がみえている。

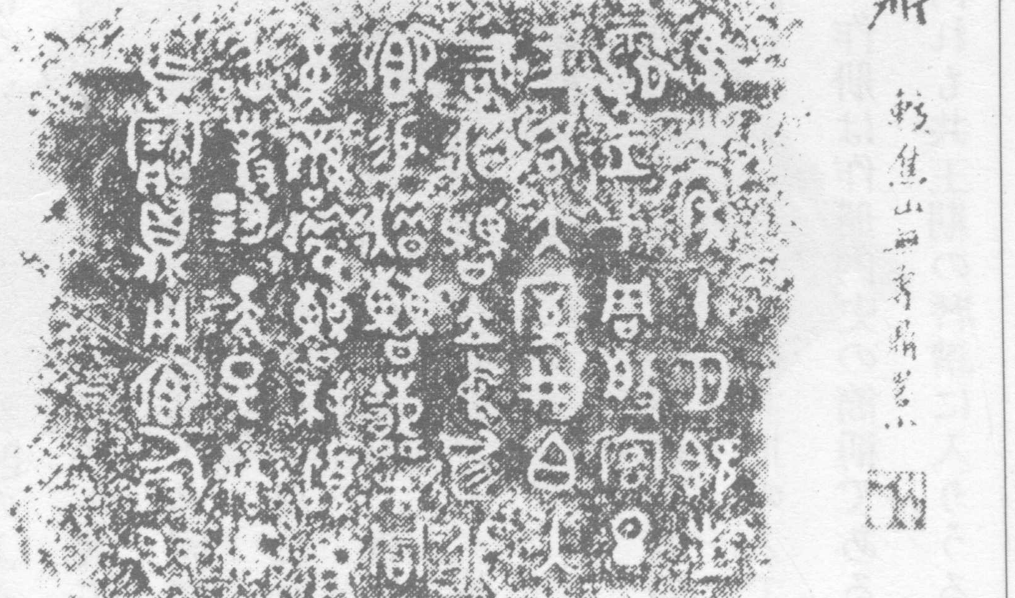
井伯は穆王の名のみえる長由盉をはじめ、師毛父𣪘・師虎𣪘・豆閉𣪘・走𣪘・師奎父𣪘・利鼎などに右者として廷禮に與かっており、當時有力な廷臣であったらしく、器の群別標識とされる人である。井伯の器にはまた甗泉屋・一・四　三代・五・五・五　鐘綴遺・二・二がある。井は邢。早く成康期の周公𣪘・麥の諸器に井侯の名がみえ、また下っては𠣞𣪘・𠣞觶に井叔、趩觶に咸井叔、康鼎に鄭井が

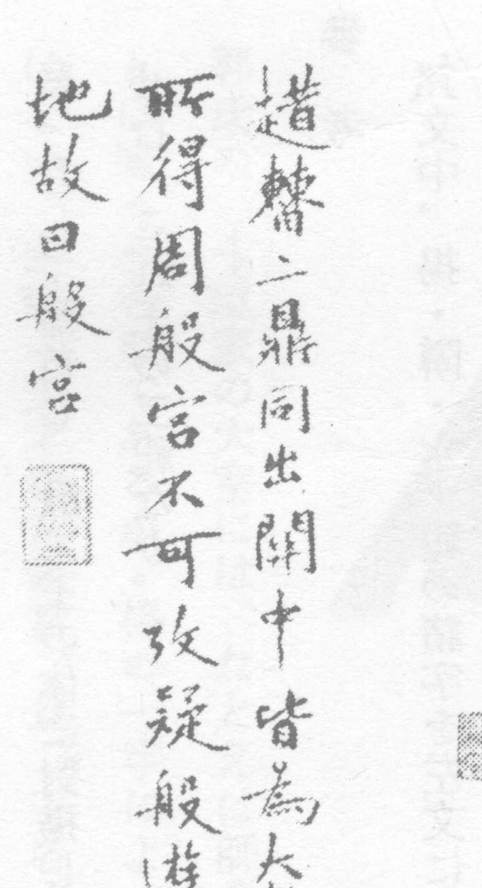
卷二　三七七～三七八

ある。おそらくみな、周公の胤たる凡蔣邢茅の邢の同宗支族であろう。

賜與は命服をいう。冊命の職事をいわず、直ちに賜與に及ぶのは、趩觶と同じである。詩采芑「服其命服　朱市斯皇　有瑲葱珩」、また禮記玉藻「一命緼韍幽衡、再命赤韍幽衡、三命赤韍葱珩」とあり、載市同黃はその韍・衡に當る。載市は趩觶・免觶・師奎父鼎等にみえ、玉藻の文や金文の朱市・赤市の語例からみて、載もまた色名であろう。吳式芬はこれを韎韐に充てて、すなわち緼韍であるという。攈古・三之一・六三・趩觶條　緼韍は赤黃の色である。孫詒讓はこれを經傳にみえる爵韠であると解している。

大鼎





載从韋从戈、以聲類推之、當與纔相近、說文糸部、纔帛雀頭色、从糸毚聲、以載爲纔、猶經典通以纔爲才也、纔、禮經作爵、士冠

禮、玄端爵韠、注云、士皆爵韋爲韠、引玉藻曰、韠、君朱、大夫素、此器免彝及趩尊・師奎父鼎之載市、卽禮經之爵韠也、蓋帛織絲爲之、爵色帛、則謂之纔、市制韋爲之、爵色韋、則謂之載、二義古各有正字、分別甚明、漢以後、經典字書皆不見載字、率用爵爲帛韋之通名、而正字遂爲借字所奪矣古籀餘論・三・六、免彝條

孫氏はまた汪中の經義知新記に詩周頌絲衣の「載弁俅俅」の載を爵聲の誤とする說を引いて、一義に備うべきものとしている。これに對して郭氏は、汪說のように載を聲の誤としなくても、載・載は同聲にして載は字の假借であると述べている。

陳氏は載を紂・緇にして黑色であるとし、次のようにいう。

市前一字、是其顏色、從韋戈聲、而戈從才聲、故其字是紂或緇字、說文曰、緇帛黑色也、詩緇衣傳云、黑色、玉篇曰、紂同緇、檀弓釋文云、紂本作緇、詩行露傳云、昏禮紂帛不過五兩、周頌絲衣之載弁、與絲衣爲對文、載疑是黑色、禮記玉藻曰、韠、君朱、大夫素、士爵韋、此自是後世之制、與金文受賜之作赤・朱・叔等色者不同、士冠禮曰、玄端爵韠、凡此爵色近乎緇、而稍有不同、在、共懿以後的顏色、是朱番生毀・毛公鼎與叔大克鼎・師嫠毀　斷代・六・九〇

燮毀三代・八・一九・三作在市、約爲同時之作、西周初期金文、市不言色、共懿時代的顏色、是赤與

才・戈・災は同聲の字で、卜文はみな才聲に從う。緇も同聲である。從がつて在・載・緇は相通じ、みな黑色をいう。赤市は趞鼎に、赤⊗市は卻㫚毀にみえているから、赤は穆共期ころから用いられたものであろう。

同黃の同を吳式芬は絅と解し、「同蓋絅之省、禮記玉藻、禪爲絅、中庸、衣錦尙絅、乃褧之借字、說文、絅急引也、褧檾也、詩曰、衣錦褧衣」攈古・三之一・六三、趩觶條という。金文では金黃・幽黃・朱黃・葱黃など、黃には多く色名をつけていう例であるから、同もおそらく色名であろう。郭氏はこれを褐色系の色とみている。

同乃假爲絅若檾、檾一作蘔、今之貝母也、其纖維古以製衣、今猶用以造繩、色近褐、詩碩人、衣錦褧衣、列女傳作絅衣、說文檾字下引作檾衣、禮中庸、衣錦尙絅、尙書大傳作尙蘔、絅从同聲、自可通假

すなわち麻系の褐色とするのである。黃は衡の初文で佩玉の象形。說は釋黃金文餘釋に詳しい。上海に、同を絅衣、黃を衡にして二物とみているが、同衣のときには、大盂鼎・麥尊のように冂衣という。師奎父鼎に載市・同黃・玄衣黹屯を賜うており、同黃は衣服とは別である。䜌は鑾旂。趞鼎にみえている。

趞曹拜䭫首、敢對䫜天子休、用乍寶鼎、用鄉倗朁

倗朁は倗友。克盨に「倗友婚媾」、𠔁伯毀に「倗友雩百諸婚媾」の語がみえ、もと親族稱謂である。朁は載書の上に兩手をおく象で、大史友甗では曰に從う。誓約して相佑助する意を示す字である。

末文は第二器と同じ形式である。

訓讀

これ七年十月既生霸、王、周の般宮に在り。旦に、王、大室に格る。井伯、入りて趞曹を右け、中廷に立ちて北嚮す。趞曹に、載市・同黃・鑾を賜ふ。

趞曹拜して稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て寶鼎を作る。用て倗友を饗せむ。

參考

第二器に龔王の名がみえ、本器にもし日辰があれば、曆譜上、共王七年の器であることを確かめうるが、共王期の標準器と定めて誤ないものであろう。器腹の淺い點は、師旂鼎と似ているが、器制は前期の器とかなり異なつている。字迹も穆期の緊湊體より脫化の傾向を示している。趩觶には、簡單ながらなお祖考の嗣服を命ずる語があるが、本器では一言も冊命の辭に及んでいない。師毛父毀・利鼎など、この期の器には、往〻にして冊命の辭を錄していないものがある。

鼎は一・二器を通じて銘末に「用鄉倗友」とあり、周存に「褚禮堂同歲謂、此乃古人饗禮所用、與祭器不同」と述べているが、𠔁伯毀には、銘末に宗廟と倗友百諸婚媾に孝し、宗室に享する旨を記しており、祭と饗とは關聯して行なわれたようである。倗友も親族呼稱であるから、同宗として共餐の禮に與かつたのである。

一〇七、趞曹鼎二

器名　十五年趞曹鼎 斷代

時代　共王 趞曹鼎一に同じ

收藏　「舊藏吳大澂、今在上海博物館」斷代

著錄

器影　斷代・六・圖一　大系・新・二五七　上海・四五

銘文　周存・二・二七　貞松・三・三二　大系・三九　小校・三・二〇　三代・四・二五・一

考釋　大系・六九　文錄・一・二五　文選・下一・一四　厤朔・三・三　斷代・六・九七

器制　上海にいう。「高二三・



趞曹鼎二

四糎、口徑二二・九糎、腹徑二三・六糎、腹深一一・九糎、重三・九四粁」。第一器に比して遙かに小さい。立耳圓足、項下にZ字形の顧龍文あり、尾は內卷、中期夔龍文の形式である。

銘文　八行五五字（原三字衍）

隹十又五年五月既生霸壬午、龔王才周新宮、王射于射盧

龔王は共王。現王の名を記した紀年日辰を備える標準器で、曆譜構成上の重要な資料である。壬午は厤朔に壬寅、上海に壬午と釋する。午の懸針の部分がひどく右に流れている。共王曆譜構成の上からいえば壬寅の方が好都合であるが、いましばらく上海の釋に從う。

新宮は師遽𣪘・師湯父鼎にみえ、師湯父鼎には射廬の名もみえている。唐蘭氏はこの新宮を、「是共王時新建的康宮裏的穆王的宮廟」四五頁としているが、師遽の器が盠器によって穆王期のものであると推定されることからいえば、それは穆末に造建されたものであり、また從がつて穆宮ではありえない。もし穆宮ならば、他器にみえるように康穆宮というべきであろう。昭初に造營された康宮は、穆末に至つて改めて新築され、これを新宮と稱したものと思われる。昭穆の宮には康を冠稱して康昭宮・康穆宮という例であるから、康宮は周室の太廟に當る宮廟であつた。

射廬は射廬。師湯父鼎には廬に作る。陳釋に、新宮射廬を王城にありとしていう。

山令方彝、知康宮在王城、由望𣪘康宮新宮、則知新宮是康宮的新建部分、則此在周新宮、應在王城、射盧應是王城康宮內新宮中的建築、是習射之處



これは康宮を洛陽に在りとするものであるが、周は成周・葊京に對して宗周をいう語で、周新宮は宗周の康新宮をいう。成周にあるものは、特に敔𣪘三「王各于成周太廟」のように成周を冠していう。令彝の康宮は成王期に洛の新大邑造營のときに作られたもので、宗周の康廟とは同じでない。唐蘭氏もこの兩者を混同したために、その所論に多くの齟齬を生じている。射廬は鄉射など射儀の行なわれるところで、もと辟雍の一部をなすものであつたと思われる。昭穆期

の金文によると、辟雍は葊京にあり、射儀などはみなその地で行なわれているが、共懿以後には葊京の名は殆んどみえず、辟雍は鎬京に遷されているようである。詩の文王有聲には鎬京辟雍の句がある。射廬もまた周廟の附近に設けられていたのであろう。射廬の起原と沿革については、陳釋に詳しい記述がある。

史趞曹易弓矢・虎盧・冑兂・殳

史は官名。易は被動によむ。虎盧について、郭氏に殳の古稱とする說、陳氏に藏兵の橐とする說がある。郭說にいう。

易弓矢虎盧、亦是被錫、……盧與弓矢並列、蓋卽廬器之廬、攷工記、廬人爲廬器、……殳長尋有四尺、說文作籚云、積竹矛戟矜也、春秋國語曰、侏儒扶籚、又殳下云、殳以積竹、八觚、長丈二尺、建于兵車、旅賁以先驅、本銘虎盧□□十殳、當連爲一事、蓋虎盧卽殳之古稱、以爲廬器之屬、故稱廬、其曰虎盧者、蓋殳爲虎賁所持、故又冠之以虎也、盧下所缺二字、當是□百之合文

これは虎盧を殳の古稱とし、盧は矛戟の柄柲、殳までをつづけて一事とするものである。しかし射儀の恩賞として殳數百件を賜うというのは、不類を免れない。陳氏は虎は皋・皋皮であり、虎皮を以て作った弓矢兵甲の橐、盧は楯にして、虎と盧と二物であるとする說である。斷代・四・小盂鼎條 虎は虎冟・虎韔のようにその材質を示し、郭說のように虎賁の用いるところであるから虎を冠稱するというのは當らない。字は畫䩜小盂鼎䩜冑伯晨鼎のように、䩜に作るものと、用法上區別があるようである。いま盂・晨二鼎の品目と比較すると、

小盂鼎	□弓一・矢百	畫虢一	貝冑一	金毌一	㦸戈二
伯晨鼎	旅五旅　彤彡・旅弓旅矢	虢	冑		□戈
趞曹鼎	弓・矢	虎盧	冑	毌	殳

となつて、その列次は大體においてひとしい。すなわち三器のいう畫虢・虢・虎盧はほぼ近いものとしなければならぬ。郭氏は虢冑を甲冑、陳氏は虎は皋皮の櫜、盧を楯と解して二者を區別する。盂鼎に畫虢一・甲冑一という以上、郭氏のように虢冑以下を連ねて一物とすることはできず、また虎・虢の字例が異なる以上、陳氏のように虎を直ちに虢とすることには疑問がある。虎盧はおそらく、伯晨鼎にいう旅五旅に當るものであろう。下文に別に旅弓旅矢があり、この旅は弓矢ではない。旅・盧・櫓はみな同聲にして通假の例が多い。櫓・魯はもと同義であるが、書序の「旅天子之命」を史記に「魯天子之命」に作り、周禮司貨「皆旅擯」の注に「旅讀爲鴻臚之臚」という。旅弓は書の文侯之命にまた盧弓に作る。器銘にいう旅五旅・虎盧は、おそらく櫓にして楯であろう。小臣宅毀に「畫干戈九」とあるその畫干に當る。しかし虎盧は畫干と同じではなく、虎皮を材質とした干で、自然に虎文のあるものであろう。

冑を貞松・大系ともに缺釋とするが、その字形は他器にみえる冑と酷似しており、冑と釋してよい。毌は貞松・大系にいずれも十と釋し、陳氏は甲と釋しているが、字形が異なる。陳氏は小盂鼎の金毌を金甲とみて、「是銅制之甲、小臣宅毀、白易小臣宅畫甲・戈九、則是畫皮之甲、金甲卽鎧」と說いているが、盂鼎の字は甲とは釋しがたい。

陳氏が甲と釋した字形は、冑の金文の頭部の形に當り、小盂鼎にいう貝冑金毌とは、毌鍪上の金飾をいう。毌の冠飾を示す字である。銅製の毌鍪は殷代にすでにあり、西周においても勿論行なわれていた。恩賞として甲冑の類を賜うときは、特に美々しい鍪飾を附したものが與えられたのであろう。周緯氏の中國兵器史稿にいう。

現所見最早之防禦器、係河南安陽殷虛出土之銅盔、及銅面具、此盔裏面底質、係粗糙之天然紅銅、並未腐銹、外面則鍍有厚錫一層、光澤如新、且夾有白光、恐除鉛鋅等質外、或尚加有鎳質在內、鎳爲現代各種工業外鍍、最要之品、上世紀中葉、歐美人始發明而利用之、若殷盔及殷兵器外鍍中、果已有鎳、則中國工業藝術進步之早、於此可見一斑、……此盔作饕餮文、爲虎頭形、並不高大、而恰合今人之首、想當時盔上尙有飾品如羽翎之類、然卽此以冠之、已覺光輝奪目、威武逼人、虎虎有生氣、豈周代虎賁之士、卽由襲戴殷虎盔而得名歟一六九頁

以上によると、本器にみえる賜與は、弓矢・楯・冑毌・殳で何れも兵器であるが、これらはいずれも殷代の虎盔の頂上、左右合縫のところに稍しく隆起したところがあり、おそらくその上に冠飾を戴いていたのであろう。金文の冑の字形は、その冠飾の形を示しているものと思われる。

以上によると、本器にみえる賜與は、弓矢・楯・冑毌・殳で何れも兵器であるが、これらはいずれも史趞曹の職掌に關して賜與されたものであろう。

趞曹〔敢對曹〕拜頴首、敢對䚄天子休、用乍寶鼎、用鄉倗瞀

「敢對曹」の三字は衍文。陳氏はこれを衍文ではなく、原銘のまゝ「趞曹敢對、曹拜頴首」とよむべきであるとして

此銘中作器者三稱其名、一曰史趞曹、二曰趞曹、三曰曹、由此可知史是其官職、曹是其私名、而趞當是氏名、王策命時、可以但稱受命者的私名、如豆閉毀的稱閉、師虎則稱虎、不擧其官名與氏名

と論じているが、第一器の器銘ではこの部分を「趞曹拜頴首、敢對䚄天子休」に作つて氏名をあげており、また「某敢對、某拜頴首」というような末文の形式もない。金文にもときに誤鑄のことがある例とすべきである。末句の「用鄉倗瞀」は、第一器と同じ語を用いている。

訓　讀

これ十又五年五月既生霸壬午、龏王、周の新宮に在り。王、射盧に射せしむ。史趞曹、弓矢・虎盧・冑毌・殳を賜ふ。趞曹（敢對曹、三字衍）拜して稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て寶鼎を作る。用て倗友を饗せむ。

參　考

共王の在位年數については異說が多く、舊說にも十年・十二年說などがあつたが、この器銘によつて少くとも十五年を下らぬことが明らかとなつた。大系にいう。

龏王卽穆王之子恭王緊扈也、恭字金文多作龏、大克鼎、肆克龏保厥辟龏王、上龏保爲恭保、下龏王亦卽恭王、恭王在位年限有四說、御覽八十五引帝王世紀云、在位二十年、通鑑外紀作十年、又引皇甫謐說爲二十五年、後世皇極經世等書、復推算爲十二年、世多視爲定說、今據此器、則恭王分明有十又五年、彼廿年說與廿五年說、雖未知孰是、然如十年說與十二年說、則皆非也

近來の說では、董作賓・章鴻釗の二家は十六年、丁山は十八年、吳其昌・陳夢家の二氏はともに二十年說である。本器を中心として師虎などの諸器を收めうる曆譜と、諫毀・走毀などを連ねるおそらく懿王期とすべき曆譜との接續を求めるときは、共王期に少くとも廿三年乃至は二十八年を要する計算となる。

第一器は七年、第二器は十五年の紀年をもち、その間八年を隔てている。器の大小も異なることではあるが、器制の相違の大きいことが注意される。銘文は第一器は册命、第二器は射儀に奉仕して恩賞をえたことを記し、作器の事情が異なるに拘わらず、字迹相近く、末文に同じ語を用いている。器制・文様と、銘文・字迹による時期推定の場合に、このような關係にある器例の存することは、顧慮すべき事實であると思われる。

一〇八、師湯父鼎

時代　共王大系・麻朔・通考・斷代・唐蘭

收藏　「是鼎舊爲劉燕庭方伯所藏、載在長安獲古編、今在嵩犢山侍郎處」窓齋賸稿「諸城劉氏」周存「曾藏劉喜海・劉體智」斷代「中央博物院藏器」故宮



師湯父鼎

著錄

器影　獲古・一・六　善齋・三五　大系・八　通考・五八　故宮・下・七九　通論・一三

銘文　攈古・三之一・三五　窓齋・四・二八　周存・二・二八　善齋・二・八〇　大系・三九　小校・三・一九　三代・四・二四・一

考釋　窓齋賸稿・三七　餘論・三・九　韡華・乙中・五〇　大系・七〇　文錄・一・二五　文選・下一・二五　麻朔・三・四　通考・二九五　斷代・六・一〇四

器制　故宮にいう。「通耳高二八・一糎、深一三・五糎、口徑二六糎、腹圍八六・一糎、寬二六・九糎、重五・九粁」。立耳、三獸足鼎。項下と腹部に同じ形式の顧鳳文がある。前垂が大きく、垂尾內卷。肉の太い顧鳳文である。獸足の脚頭に稜があり、その左右に饕餮文を飾っている。

銘文　八行五四字。周存にいう。「銘字在底、與他鼎不同、故拓本有摺疊痕」。

隹十又二月初吉丙午、王才周新宮、才射廬、王乎宰雁、易□弓・象弭・矢臺・形欮

新宮・射廬は趞曹鼎二にみえている。宰雁の名は他に未見。周器では宰の職は共懿期以後に至って多くみえる。

□弓を攈古・餘論に盧弓と釋するも、餘論は「未塙」として斷定を避けている。下部に皿の形がみえるが、盧の下部を皿形にかくのは春秋期以後のことである。窓齋には字を盛弓と釋し、陳氏はその釋によりながらも「盛字拓本不淸、是弓的形容字」という。金文には旅弓旅矢に盧を用いた例はなく、また弓に一般の形容語をつけていう例もない。弓上の一字は未詳とすべきである。

象弭を窓齋に馬弭と釋するが、象弭であろう。詩の小雅采薇「象弭魚服」の傳に「象弭弓反末也、所以解紒也」とあり、鄭箋に「以助御者解轡紒、宜滑也」という。象骨を以て作ったもので、說文にも「可以解轡紛者」とみえている。執鞭の用をも兼ねるものであった。



矢臺を孫詒讓は矢箭と解している。その說にいう。

矢臺舊無說、按臺作臸、从重至、說文至部、臸到也、从二至、……此與矢連文、疑當爲晉之省、說文日部、晉亦从臸聲也、古晉箭相近、可通用、周禮職方氏、揚州其利金錫竹箭、注云、故書箭爲晉、杜子春云、晉當爲箭、書亦或爲箭、儀禮大射儀、綴諸箭、注云、古文箭爲晉、吳越春秋、晉竹十廋、晉竹卽箭竹、是矢臸卽矢箭、故與弓弭並錫矣

矢箭ならば矢幹だけであるが、上文に□弓・象弭とあるところからいえば、矢臺は完成品でなければならず、また單なる矢箭の類とも考えられない。郭氏はこれを翦羽のある矢であると解している。

臺字當假爲翦、爾雅釋器、金鏃翦羽、謂之鍭、骨鏃不翦羽、謂之志、此言矢臺者、卽謂金鏃翦羽、其栝則形、翦箭同从前聲、臸可假爲箭、亦可假爲翦、知必爲翦羽、而非箭者、以矢箭一事、既言矢、不得又言箭也、故王之所錫者乃二事、卽有象弭之弓、有翦羽形栝之矢

詩の閟宮「言始翦商」を說文に引いて戩商に作り、翦・晉の音は通ずるが、翦羽を翦という例なく、また翦羽の矢ならば翦矢というべきで、これも語例に合わない。

陳氏は別に一解を出して、臺は志であるという。

疑是爾雅釋器、骨鏃不翦、謂之志之志、既夕禮、志矢一乘、鄭注云、志猶擬也、習射之矢、般庚上、若射之有志、今文射作矢、是矢臺爲射志、卽習射之骨矢

習射の矢のごときは、特に休錫して寵榮とすべきものでなく、上文の□弓象弭とも類しない。思うに爾雅釋器に「骨鏃不翦羽、謂之志」の志は臺の古語の遺存したものらしく、臸とは鏃の古稱ではないかと思われる。矢臺とは鏃のある矢で、おそらく銅鏃を備えたものであろう。殷虛の遺址からは多數の銅鏃が出土しており、その鏃の形は矛頭のように左右に兩羽形を付している。

形欮は攈古・窓齋に缺釋、餘論には形厥と釋して栝の義であるという。

以聲類求之、疑當爲栝之借字、栝正字作桰、說文木部、桰、矢桰㮚弦處、从木昏聲、昏从氒省聲、氒部氒讀若厥、是昏聲與欮聲相近、得相通借、形桰承上矢言之、謂以形漆飾矢栝、卽尚書及左傳之形矢也

陳氏も孫釋と同じく字を形欮と釋し、說文に「橜弋也」とみえる弋であるというが、賜與の物として

適當でない。上文の□弓象弭は弓の屬であるから、矢㚇形敄は矢の屬であり、弓矢に朱漆を用いることは攷工記にもみえる。敄と釋されている字の右旁にはなお糸形のものが加えられており、陳氏はおそらくそれによつて繒繳の解を加えたのであろうが、繒繳に形を用いるというのも不類のことであるから、いましばらく孫釋によつて矢栝の義としておく。すなわち矢㚇形敄とは矢の首尾に用いるものである。

師湯父拜䭫首、乍朕文考□叔𩰫彝、其邁年、孫〻子〻、永寶用

文考の名を適考に毛叔と釋し、陳氏はその釋に從う。拓ではその字形を定めることができない。

訓讀

これ十又二月初吉丙午、王、周の新宮に在り。射廬に在りて、王、宰雁を呼び、□弓象弭・矢㚇形敄を賜はしむ。

師湯父、拜して稽首し、朕が文考□叔の𩰫彝を作る。其れ萬年まで、孫〻子〻、永く寶として用ひよ。

參考

器は獸足鼎であり、文様の顧鳳も便化が著しく、殊に字迹に疏鬆の風があつて、全體として共王期より下るものとみられるが、新宮・射廬の名が趞曹鼎第二と同じであるから、類を以てこゝに排次しておく。實年代は趞曹よりかなり後れるものであろう。なお師湯父の名のみえるものに、仲枏父鬲・設がある。從來未著錄のものであるが、近年はじめて紹介された。

卷二 三九五～三九六

*仲枏父鬲



仲枏父鬲

時代　共王沈跋

收藏　「上海博物館所藏」沈跋

著錄

器影　文物・一九六五・一一・五九頁

銘文　文物・一九六五・一一・圖版六・一一二

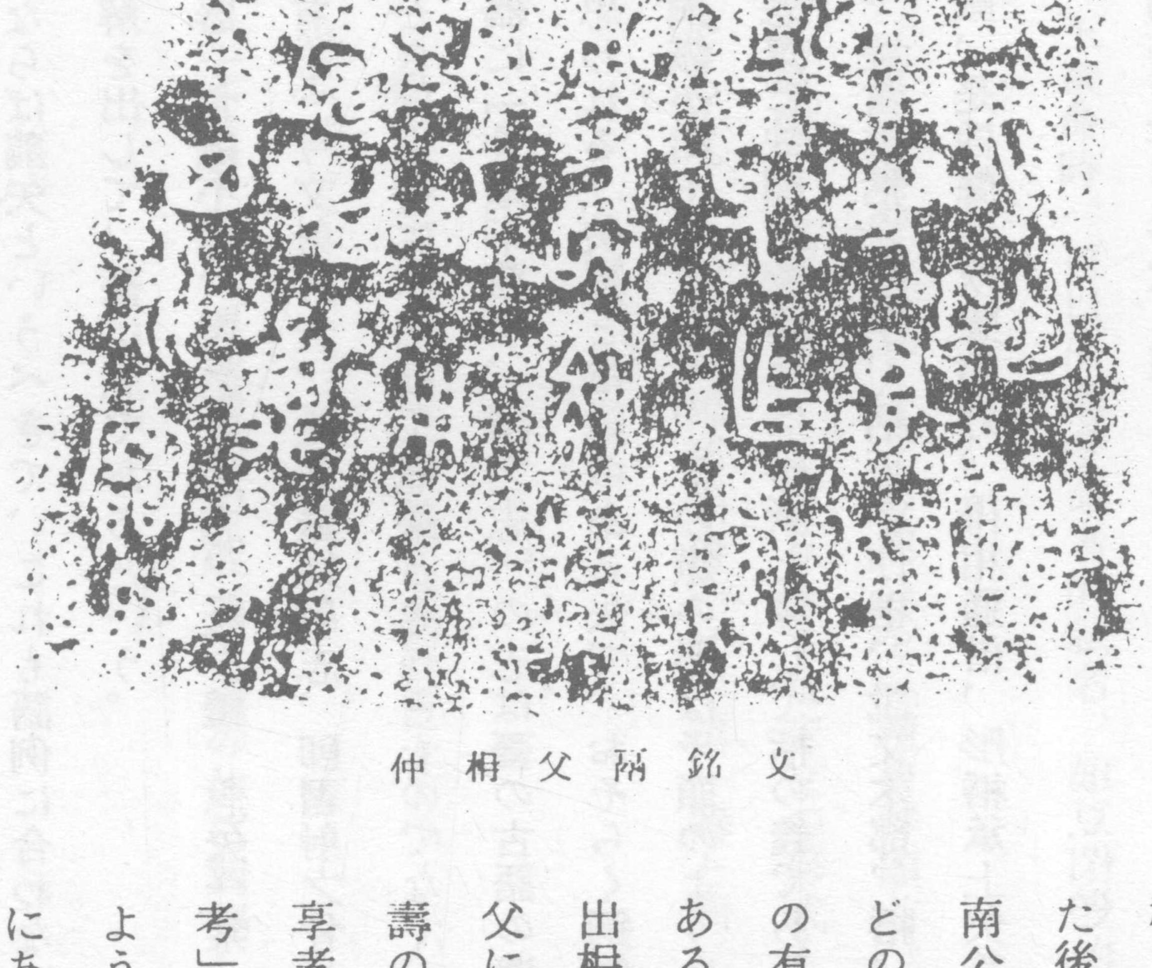
考釋　沈之瑜　仲枏父鬲跋文物・一九六五・一一

器制　沈跋にいう。「高一四・二糎、口徑一九・八糎、腹深八・八糎、腹飾蜷體夔紋」。口沿の大きな三獸足鬲で耳はない。器腹に肉太の饕餮文らしい文様を飾る。その表出法は、師湯父鼎と似ている。獸足の部分の器腹から足部にかけて鈎稜を付している。器制は鄭鬲故宮・下・七に近い。

銘文　「口沿至腹內側、銘七行三十八字、爲傳世鬲銘字數最多者、未見著錄」沈跋

唯六月初吉、師湯父有嗣中枏父、乍寶鬲、用敢鄉孝于皇且考、用旛眉壽、其萬年、子〻孫〻、其永寶用

師湯父は師湯父鼎にみえるその人で、中枏父はその有司である。有司は師氏あるいは師氏小子と並稱する例が令鼎など初期の器にみえ、また後期の器では散氏盤に「矢人有嗣」、南公鼎善齋・禮一・七二に「南公有嗣」などの語があつて、その僚屬をいう。「某の有司」と稱するのは、後期のいい方である。枏は音は南、史記貨殖傳に「江南出枏梓」とあつて、柟の類である。中枏父には他に中枏父設・勺があり、陝西永壽の出土である。鄉孝は饗孝。普通には享孝といい、微䜌鼎「䜌用享孝于皇申且考」・杜伯盨「其用享孝于朕皇考」のように用いる。「用敢饗孝皇且考」は他にあまり例をみない用語である。孝于二字合文。文は三十九字である。



仲枏父鬲銘文

訓讀

これ六月初吉、師湯父の有司仲枏父、寶鬲を作る。用て敢て皇祖考に饗孝し、用て眉壽を旛む。其れ萬年ならむことを。子〻孫〻、其れ永く寶用せよ。

卷二 三九七～三九八

參考

器の時期について、沈跋に、師湯父鼎に周新宮の名があり、周新宮とは共王十五年の紀年のある趞曹鼎二にみえる周新宮であるから、器は共王期に屬すべきものであるという。そして後期鬲の成立時期について、「這種鬲的形制、過去都論爲是春秋時代的東西、現在可以斷定恭王時代就有了」と論じている。穆王期の長由盉と同出の斜行文鬲三四八頁はすでに侈口立耳の形式をもつているので、共懿期には後期鬲の形式があらわれても特に不審とすべき理由はない。器種や器制の變化は、長期のうちに緩漫に進行するものであるから、師湯父鼎の時期には、後期鬲の形式が一應成立していたとみるべきであろう。字迹は篆意が強く、曶壺の字に近い。本器と同銘の設が、一九六四年、故宮博物院に收藏され、梓溪氏の「陝西永壽縣出土青銅器的離合」文物・一九六五・一一に紹介されている。



仲枏父設銘文

器蓋に變様夔文・瓦文を飾る三小足毀。銘は四行三十九字、鬲を毀に作るほかは鬲と同文。字迹は師湯父鼎に近い。仲枏父の時期を考える資料として、なお近出の銅匕がある。

*仲枏父匕



仲枏父銅匕拓片

一九六二年一二月、陝西永壽縣の好時河村より盂・鼎・匕などの銅器が出土。盂は肉太の鳳文、鼎は變様夔文を帶文としている。盂には鑄銘あるも殘泐して文未詳。匕は器完好にして、柄部の末端に變様の鳳・龍を組み合せた文様を飾り、制作精巧、通長二五・八糎、頭寬五・一糎、勺部内に二行八字の銘あり、字徑最大一・三糎、やゝ長期の使用を經た器であるという。文物一九六四・七に「陝西省永壽縣・武功縣出土西周銅器」として、何漢南氏の報告がある。

中枏父乍匕、永寶用

仲枏父は仲枏父鬲・鼎の作器者と同一人であろう。匕は出土のとき銅鼎内に收められており、飯匙として用いられていたものである。鼎も底下に煙薫の痕迹があり、使用されていたものであるが、口沿が外折していて破損が著しい。盂・鼎の文様表出は師湯父鼎と似ており、その時期も近いものと考えられ、おそらく共末より懿孝期にわたる時期のものであろう。仲枏父諸器は、すべてもと永壽出土の銅器群であり、出土後に離散したものと考えられる。

巻二　三九九～四〇〇

一〇九、豆閉毀

器名　鄧閉敦窓齋

時代　共王大系・通考・斷代　孝王麻朔　厲宣期樋口

出土　「出西安」窓齋・三代表

收藏　「潘文勤公藏」窓齋　「盛伯義藏器」奇觚　「長白多氏藏」周存　「瀟山陸氏愼齋藏器」三代表　「榮厚藏」冠斝

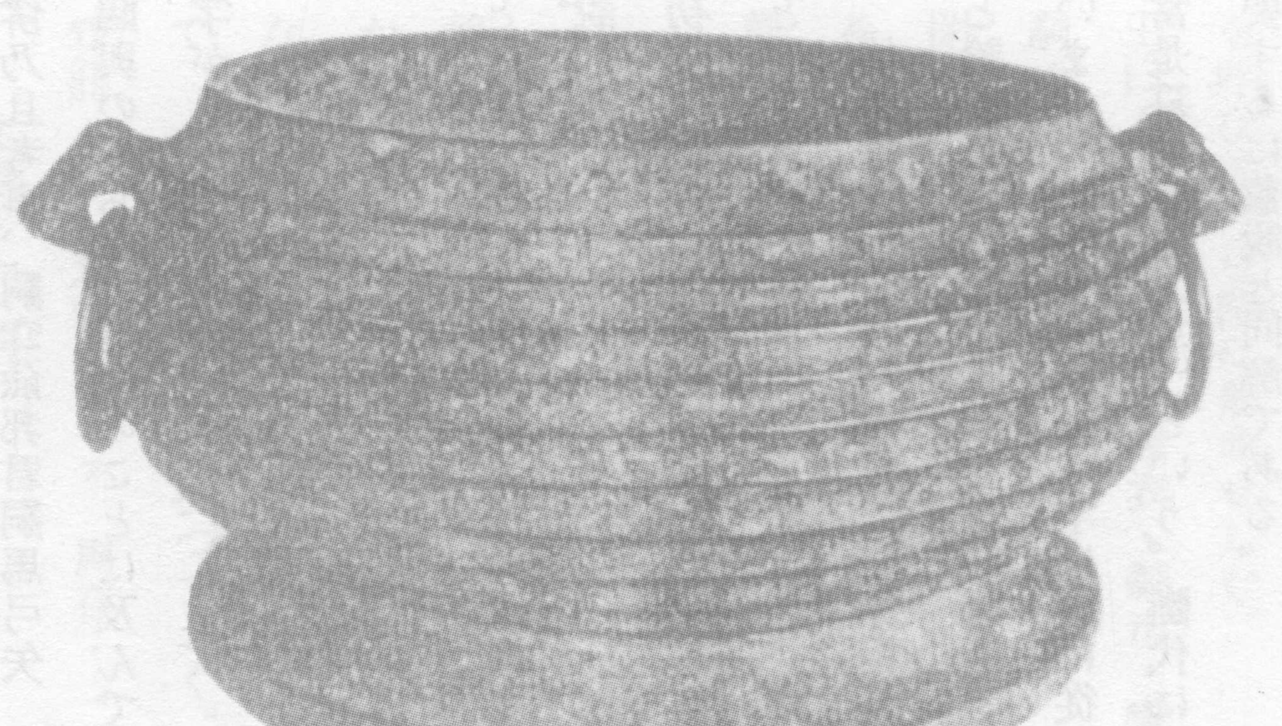
著錄

器影　冠斝・上・二五　斷代・圖二　二玄・二八六

銘文　窓齋・一〇・九　奇觚・四・一五　周存・三・二六　大系・六〇　小校・八・六五　三代・九・一八・二　二玄・二八五

考釋　窓齋賸稿・五〇　韡華・丙・三六　大系・七七　文錄・三・二〇　文選・下二・二三　麻朔・三・一三　積微居・六六　斷代・六・九三

器制　大小未詳。斷代にいう。「瓦文環耳、原有蓋、此等形制文飾、見於昭王時穆王時並共王初期、在共王初期以後、則流行一種與此相承的毀、其項下一帶文飾以外、腹部約三分之二、仍爲瓦文、而不作環耳、此在共王時代、爲下將述及的師毛父和走所作之器、應在共王後半期」。器は圈足、形は師虎毀・無㠯毀と極めて近い。



豆閉毀

銘文　器銘　九行九二字

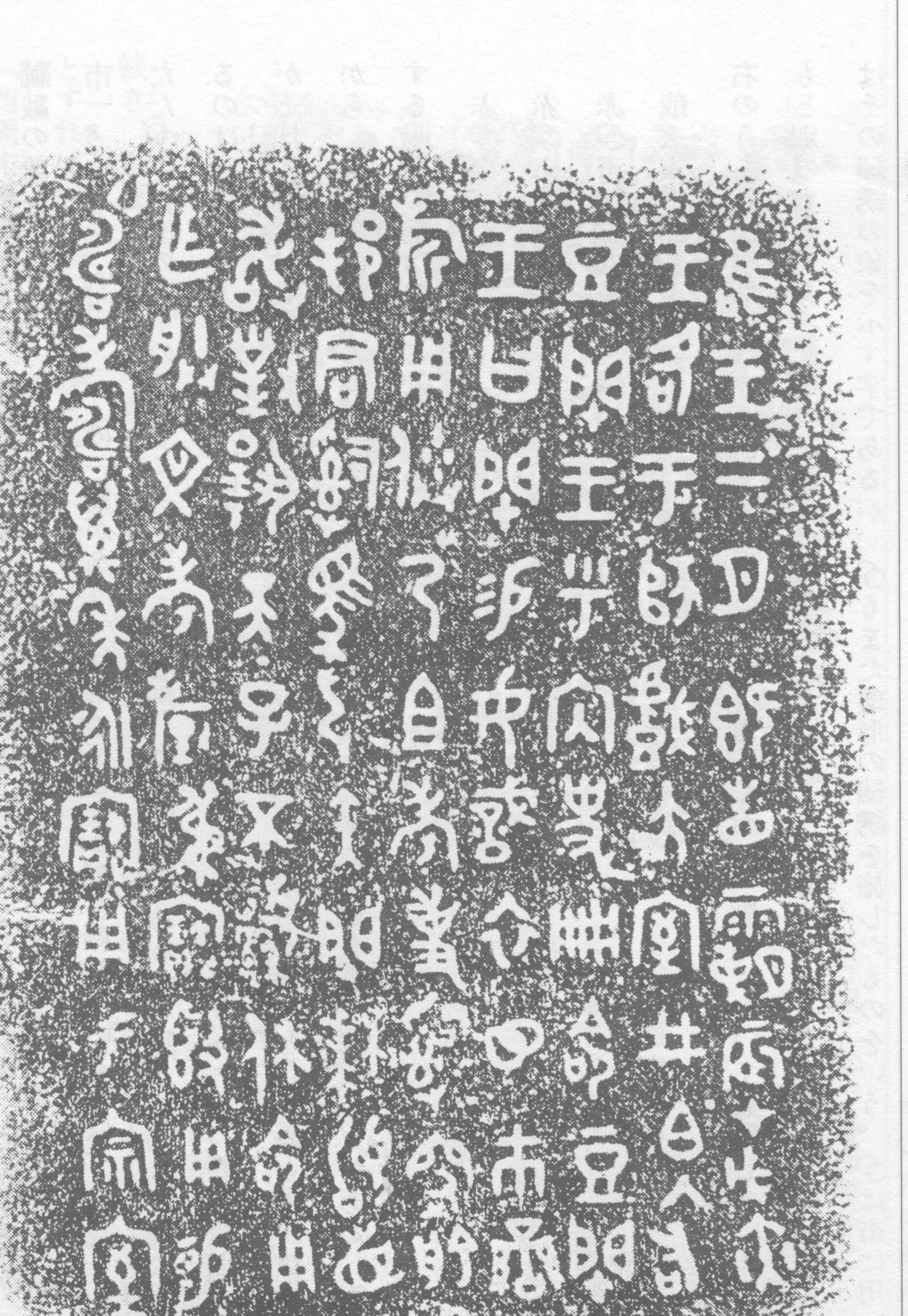
唯王二月既眚霸、辰在戊寅、王各于師戲大室、井白入右豆閉、王乎内史冊命豆閉

眚は生の假借、宗周鐘では適省の省にこの字を用いている。井伯は盠器以後、穆共期諸器の右者として、その名がみえる。師戲について、郭氏はこれを師虎と同一人と解していう。

此銘亦有井白、說同師虎毀、師戲疑卽師虎、古烏虖字多作於戲、虖虎同音字、戲可通作虖、亦可通作虎也、又師虎所官司者、爲左右戲繁荊、或因戲虎音近、故人遂以戲字呼之也

師虎が左右戲繁荊を官司するを以て師戲とよばれたというのは、牽强に失する說である。戲・虎の同音を證する例もなく、やはり別人とみるべきであろう。後の器であるが、鬲に戲伯鬲泉屋・訂・八

巻二　四〇一～四〇二



三代・五・三一・一というものがある。

冊命は王の宮廟以外に、臣下の家廟で行なわれることもあった。牧毀の師𠷎父宮、善鼎の大師宮、

師晨・師俞の器にいう師彔宮などがそれである。周廟以外で冊命が行なわれる場合が多いことも、共懿以後の一特質といえよう。命字に口を加え、內史が冊命に當ることも、この期以後に多い。豆を窓齋・周存に鄧の省文としているが、鄧は金文では弇に作り、別の字である。韡華に、宰圃卣の豆麓、吕覽聽言の大豆、列子湯問の泰豆、散氏盤の豆をみな一地とし、豆を西陲の地名であるとしているが、器は西安の出土と傳えられており、その地はおそらく西安の附近であろう。河南靈寶の西北に郖津があり、關中に臨む要津であつた。水經注に洹津としてみえるものである。あるいはその地が、豆の故地であるかも知れない。

王曰、閉、易女戠衣・⚭市・緣旂

職事に先だつて賜與のことを記している。卲智段と同じ形式であるが、冊命金文としては異例の文である。

戠衣は卲智段・趩觶・免簠等にみえている。窓齋に織衣と釋し、大系には埴土のような染色の衣であるとしているが、積微居には織衣說を採つている。斷代に玄色の織衣であるとしていう。

禮記玉藻曰、士不衣織、注云、織染絲織之、是織衣乃有色之絲衣、周頌絲衣、傳云、絲衣祭服也、㦰段之織玄衣、當是絲織的玄色之服、金文所賜之袞衣與織衣、皆是玄色的、惟前者是刺綉而成

その說は淸の宋緜初の釋服經解所收にすでにみえている。卲智段の條參照。

⚭市を奇觚・窓齋等にその字形によつて環市と釋しているが、その制を說いていない。郭氏はこれを戎裝の韠であるとしていう。

⚭市亦見利鼎・舀鼎・免段・南季鼎・揚段、諸器均著其色爲赤、而揚段文作巿、从市、必爲市制之一無疑、舊釋爲環市、以⚭之字形有如連環也、然彝銘自有環字作睘、且環市之制、古所未聞、余謂⚭當是蛤之初文、象形、假爲韐、其作巿者、則韐之初文也、說文、韐、士無市有韐、制如榼、缺四角、爵弁服、其色韎、賤、不得與裳同、从市合聲、韐、韐或从韋、詩小雅瞻彼洛矣、韎韐有奭、以作六師、毛傳云、韎韐者、茅蒐染韋、一入曰韎、韐以代韠也、鄭箋云、韎者茅蒐染也、茅蒐、韎聲也、韐祭服之韠、合韋爲之、茅蒐所以染絳者、與⚭市多言赤、色正相應、許說韐非市而賤之、然字既从市、自當爲市屬之一、且徵之小雅、足知其制亦不賤、疑是戎裝之韠、所以起軍事者

⚭がもし韐の初文であるならば、⚭市は同類を相重ねたものとなつて語を成さない。市・紱・韠はみな同聲の字で、蔽膝をいう。從がつて⚭と市とは別のものでなければならぬ。斷代には郭氏の說をとり、字をやはり「此字似象蛤形」としているが、その字形解釋に問題がある。

于省吾氏に「釋赤⚭市」の一篇があり、薛尙功の環、吳大澂・郭沫若の韐、李旦丘の紵と釋する說をあげてみなこれを非とし、⚭は卜文において雍己の合文の雍、また宮の異體字の從うところであるから、雍音の字であるという。

金文⚭字、墉爲雍之初文、栔文作方形、金文作圜形者、以栔刻易於爲方也、……赤雍市、卽赤緼市、雍市卽緼市、赤於朱也、雍謂黃也殷契駢枝三編後

赤⚭市を赤緼市にして赤黃色の市と解するのである。しかしこれは形・聲ともに通じがたい說である。また周法高氏は、⚭を兩環相貫く象で幻の初文であるとし、音の上から縓あるいは緼に通ずるとみて、玉藻の緼韍をこれに充てて解している。金文零釋 これは論證の方法は異なるが、結論は于氏の說と同じ。⚭をやはり色とみるものであるが、赤⚭市においては赤と複重する語となる。

⚭市を赤⚭市ともいうに徵すれば、⚭市は上文の戠衣と同じくその織法をいう語であろう。經籍に黼黻の語が習見しているが、金文の⚭市はまさにこれに當る字である。近ごろ陳小松氏に「釋呂市」考古學報・一九五七・三 の一篇があり、はじめてこれを黼と釋しているのは、私見と一致する。ただ⚭を宮室の宮字の從うところにして音は呂、呂甫同聲であるから假りて黼黻の黼に用いるとするのは、迂曲に失する。黼は白黑相次し、あるいは斧文を加えたものをいう。書の顧命にいう黼裳がそれに當り、戠衣・黼裳で一衣裳をなすものであるが、⚭市は禮裝として最も重要なものであるから、賜與には⚭市のみをいうものが多い。ときには玄衣や緣を併せ賜うことがある。本器と前後する賜與の例は次のごとくである。

赤⚭市	免段
赤⚭市・緣（旂）	走段・利鼎・望鼎・舀鼎・揚段
赤⚭市・玄衣黹屯・緣旂	庚季鼎
戠玄衣・赤⚭市・緣旂	㦰段

右のうち、庚季鼎には赤⚭市と玄衣黹屯とを併擧しており、經籍において通用している市と黻とはもと別のものであり、市は蔽膝、黹は戠・⚭と同じくその織法をいう語であることが知られる。黹はその緇綉の象を示す字であるが、⚭もまた環形の緇綉を施したものをいう。⚭は市に用い、黹は衣の領袖などに施すものであろう。⚭はすなわち黼の象形字である。陳小松氏は⚭を呂にして甫と音通の字であるとするが、金文には別に呂・甫（㪔）と解すべき字があり、⚭は別の字である。市は禮服では韍といゝ、他の服では韠という。禮記玉藻鄭注・孔疏 ⚭市はもとより戎裝の韠ではない。

用侕乃且考事、嗣𡨦俞邦君嗣馬弓矢

賜與ののちに、冊命のことに及んでいる。免觶の文と同じ。侕は奇觚に侕と釋する。說文にも侕の字があつて

侕、送也、……呂不韋曰、有侁氏以伊尹侯女、古文以爲訓字段注、今按訓當作揚、桂馥注、禮揚作媵、揚擧也、媵送也、燕禮注、媵讀或爲揚

とみえ、奇觚はこれに本づいて說を成しているのであるが、この場合、媵送・揚擧の訓では文義を說きえない。それで奇觚には、汗簡の人部に丞の異文としてこの字形をあげているのを引き、丞の初文にして、丞承通訓であるから字は承の義であるという。積微居も奇觚と同說で、「字當讀爲承」とし、承繼の訓義の例をあげ、

侕與承、古音同在登部、聲亦相近、故二字得通用、釋名釋親屬云、姪娣曰媵、媵承也

と論じている。侕・媵を相關聯する字として說くものであり、雙劍誃にも同旨の說がみえる。

いまその字形をみるに、字は火に從わず、少に從う。それで郭沫若氏は字を侕と隸釋し、「字不識、當是纂承紹述之意」という。斷代にもまた「字書所無、以文義來看、當是賡續嗣續之義」とするが、要するに舊說と同解である。

少は小貝の象であるらしく、従つて字は小貝を両手で奉ずる象である。奉承の意もおそらくそこから出ていよう。「侎乃且考事」とは、他器にいう「更乃且考」・「飼乃且考」・「更朕且考服」というのと等しい。すなわち承襲の義である。

窂は字形が明らかでないが、上部は彔伯㦰毁の寀の上部と同じく、下は泐して不明。窓齋には守と釋するが、別字である。いましばらく窂鼎の窂に釋しておく。兪は窓齋・雙劍誃は除、郭氏は緰とするが、字形は兪に最も近い。窂兪を郭釋に人名とするも、おそらく地名であろう。韡華に禹貢の渠捜を以てこれに充てるのは、窂を叟とみたものであろうが、渠捜は北狄に近い地で、この器とは關係がない。

邦君司馬を、郭氏は四字にして一官名とし

當卽周禮之都司馬、此與趞鼎合勘、足證古都司馬家司馬、均王所親命者也

という。陳氏も同じく

由此可見邦君諸侯的官、亦是世襲的、亦由周王親命

と論じ、王の任命權が諸侯國の內部にまで及んだとしている。しかし趞鼎の冢嗣馬は㬎自という特定軍團の司馬職であるが、冢嗣馬の職はもとより王官であり、諸侯に屬するものでない。本器の窂兪邦君嗣馬も、王室直轄地の司馬であろう。

弓矢を窓齋に賜物と解し、大系もまたこれに據る。この解によれば、用侎以下司馬までは挿入句となるが文の係屬するところなく、構文上甚だ無理な解釋である。また◎市のような命服を賜与するときに、弓矢を併せ賜う例がない。

斷代では弓矢を司馬と同じく官名とみている。周禮の司弓矢の職に當るとするものであろう。司馬を領格とするのか、司馬・弓矢を並列とするのか知られないが、弓矢を賜與とする說よりは勝つている。弓矢は古くは平時これを神倉に藏し、ことあれば宗廟社稷に祀つて軍士に頒つたものであるから、これを司る官があつたはずであり、かつその職は相當の重職であつたと思われる。

閉拜䭫首、敢對覭天子不顯休命、用乍朕文考釐叔寶毁、用易壽考、萬年永寶、用于宗室

釐は廟號として、彔伯㦰毁「朕皇考釐王」・康鼎「朕文考釐伯」・𣄰壺「朕文考釐公」無曩毁・小克鼎「朕皇且釐季」・師兌毁二「朕皇考釐公」の名がみえる。窂鼎に文考釐叔とあり、本器と名號が同じく、窂はまた窂兪の窂であるから、豆閉と窂とは同宗の人であるかも知れない。

壽考の二字はともに壽の字で、下の一字は耂に従うている。それで窓齋に「不可通」とし、大系には「下一字殆考字之筆誤」としている。おそらく誤字であろう。

萬年以下、陳氏は永寶で句讀しているが、郭氏は八字を一讀としている。寶用の二字は多く連用するが、文末を寶用で收めているときは、𣄰鼎「其萬年用祀」の意で、この文では「用于宗室」の句にあたる。考・寶は韻字であるから、永寶で一度句讀すべきである。

訓 讀

これ王の二月既生霸、辰は戊寅に在り、王、師戲の大室に格る。井伯入りて豆閉を右く。王、內史を呼びて、豆閉に册命せしむ。

王曰く、閉よ、女に織衣・䊷市・鑾旂を賜ふ。用て乃の祖考の事を侎け、窂兪の邦君司馬・弓矢を嗣めよ、と。

閉、拜して稽首し、敢て天子の不顯なる休命に對揚して、用て朕が文考釐叔の寶毁を作る。用て壽考を賜はらむことを。

萬年まで永く寶とし、宗室に用ひよ。

參 考

窓齋賸稿に「此器可刪」と題下に注しているのは、器あるいは銘に疑問があるとするものであろうか、その理由を述べていないので知られない。器・銘ともに疑うべきところはないように思われる。なお窂鼎は本器と文考釐叔の名を同じうし、窂の名も窂兪司馬の名と關係があるものと思われるので、一應關聯器として扱つておく。

＊窂鼎　窓齋・六・六　周存・二・三〇　小校・三・一四・三　三代・四・二一・二　韡華・乙中・四八　文錄・一・三二

文にいう。

隹王九月既望乙巳、趞中令窂𤔲嗣奠田、窂拜䭫首、對覭趞中休、用乍朕文考釐叔䵼鼎、其孫〻子〻、其永寶



六行四二字。器は周存に「日照丁氏藏」すなわち栘林館の藏器としているが、その吉金圖識には著錄していない。趞中はおそらく孟毁にみえる毛公趞中であろう。孟毁は近年陜西の張家坡出土の方座毁で、器腹と臺座側面に大顧鳳文を飾つている。毛公は孟の文考と同世代の人であるから、その關係からいえば、本器は孟毁よりも一世代早い時期のものとなるが、文字は疏緩にして結體緊切を缺き、字迹に疑問とすべきところが多い。豆閉とともに文考を釐叔と稱しており、もし兩者が一人とすれば大體共王期前後とみるべきものであるが、器影がなく、器の眞僞も確かめがたい。韡華に「西周末葉器」としているのは、あるいは器を實見してのことであろうか。もし柯氏が見て後期の器と定めうる器制であつたとすれば、銘は僞刻の疑いも出てこよう。奠は地名。免の諸器にみえる。

文にいう。

これ王の九月既望乙巳、趞仲、窂に命じて、併せて奠の田を嗣めしむ。窂、拜して稽首し、趞仲

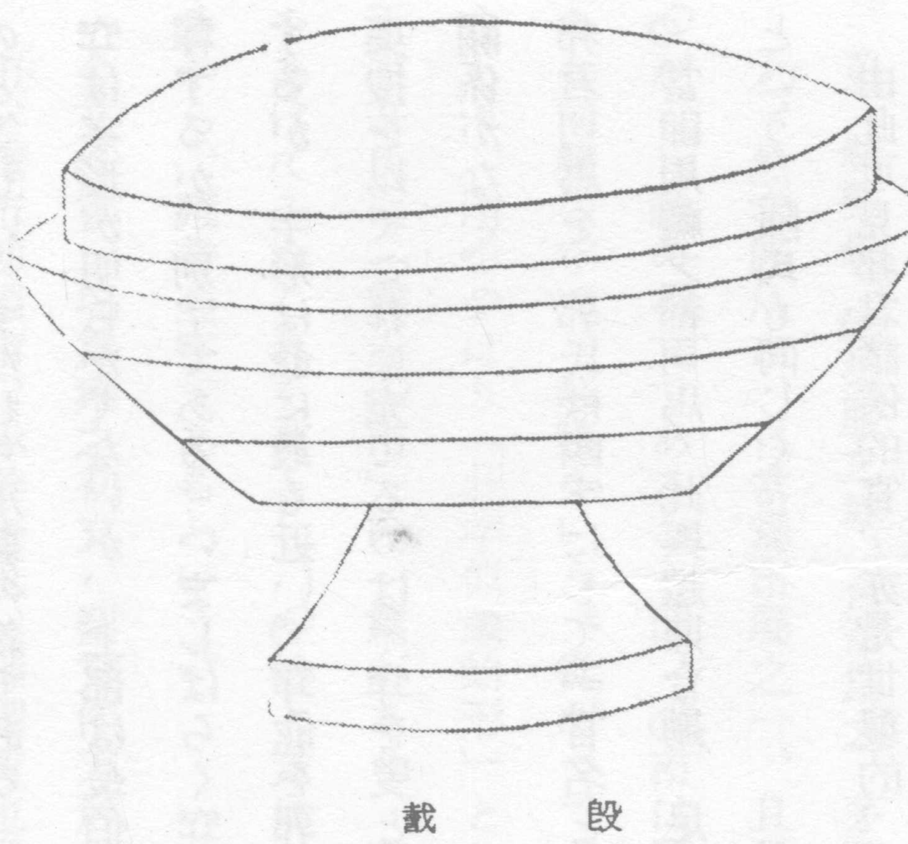
卷二　四〇七～四〇八

卷二　四〇九～四一〇

の休に對揚して、用て朕が文考釐叔の障鼎を作る。其れ孫〻子〻、其れ永く寶とせよ。

作器者の𥧑は趞仲の家臣である。豆閉が王から命服を賜う重臣であることからいえば、兩者の文考の名がたまたま同じであつても、必らずしも同宗とみる必要はないが、𥧑の名が豆閉の器にみえ、𥧑の地が免器にみえる關係から、器の眞僞にかかわらず、一應その銘に言及しておくのである。

二一〇、截段



截段

器名　截敦考古　京叔彝嘯堂

時代　宣王大系

出土　「得於扶風」考古

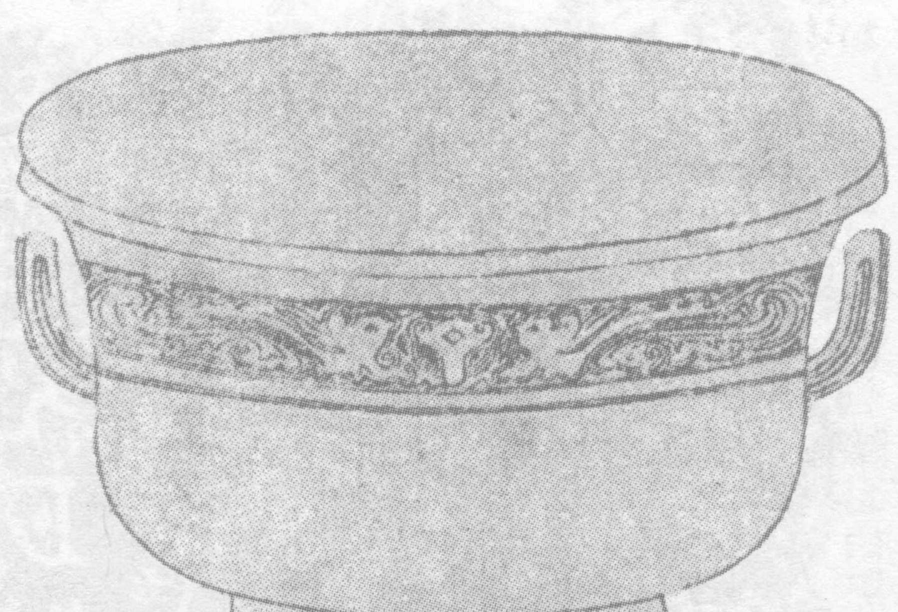
收藏　「河南張氏藏器」考古

著錄　器影　考古・三・二三　大系・一〇八

　　　銘文　考古・三・二三　嘯堂・下・九三　薛氏・一四・五　大系・一四三

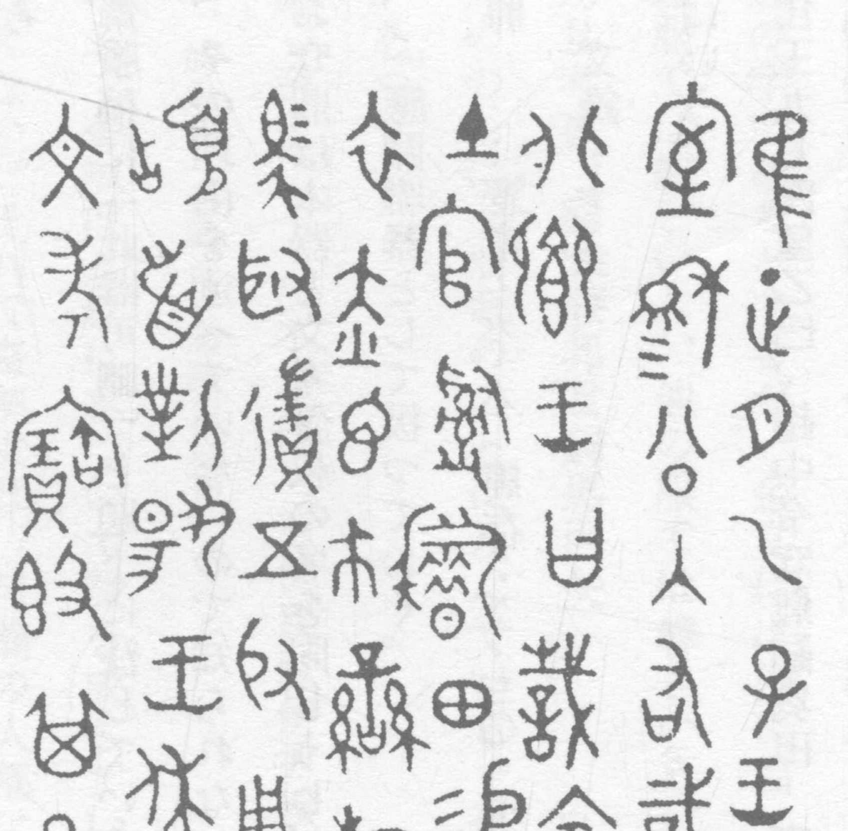
考釋　全上古・一三・八　大系・一五〇　文錄・文選・三・二四下二・二七　積微居・一四三

器制　考古に「惟蓋存、高二寸有半、深一寸四分、徑七寸有半、銘七十有三字」とあり、器影としては失蓋の瓦文段を出していて、記述と一致しない。また「按此敦形制、與伯百父者略相似、而無耳、其銘與邾敦相似」ともいう。伯百父敦は考古三・一九にみえる侈口附耳の段で、項下に夔鳳の帶文を付している。命段第一卷・八四〇の圈足をやゝ低くしたような形の器である。しかしいま考古に錄する本器の圖樣は侈口の著しい底の小さい杯形の瓦文段で、器制が類似しているという伯百父段とは全く異なる。あるいは考古に錄入した圖樣に誤があるのであろう。考古にも、「愚按、前云惟蓋存、又云、形制與伯百父者略相似、而無耳、圖象亦非蓋形、必是謬矣」と記している。この文には按語があり、おそらく呂大臨の原文でなく、提要卷一一五にいう南宋佚名氏の加えるところであろう。もしこの按語にいうような器形ならば、むしろ盂に近いものである。文中にみえる右者穆公は、穆王期の盠方彝にもその名がみえており、その時期から考えると、今本考古に錄する圖はおそらく誤であろう。銘文は嘯堂に載せるものが、ほぼその眞を傳えているようである。



伯百父段

銘文　器銘八行七三字



佳正月乙巳、王各于大室、

穆公入右截、立中廷、北鄉

穆公を大系に「殆卽召虎」、すなわち召穆公と解し、文辭字體もまたその時期にかなうものとして器を宣王期に屬したが、新出の盠方彝にその名がみえ、穆王期の人であることが明らかにされた。郭氏は盠器銘考釋において、盠器の右者穆公は本器の穆公と別人であるとしているが、それは考古に誤入している圖に誤まられたものである。銘文にみえる賜與の品目も穆共期に最も多くみえるものであり、また嘯堂の摸する字迹からみても、決して周末のものではない。

王曰、截、令女乍𤔲土、官𤔲耤田、易女戠玄衣・赤⊗市・䜌旂

𤔲土は卯𣪕段・免簠にみえ、免簠では「奠還散眔吳眔牧」とを司ることを命じている。この銘では耤田を官𤔲せよという。國語周語に記す耤田の禮では、司土は重要な儀禮の執行者である。耤田の

禮は他の金文に殆んどみえないが、ただ令鼎には耤農の禮が記されており、そのとき射儀などが行なわれた。耤田とはいわゆる千畝の耤で、詩の周頌にも載芟・良耜・臣工・噫嘻などにその禮を歌つているが、國語周語によると、宣王の晩年に庶政廢弛し、千畝の禮も廢絶したという。耤田は宗教的な意味をもつ農耕儀禮であるから、辟雍の祭祀と關聯して盛行していたもので、穆共期にはなお重要な國家的儀禮であつたのであろう。

戠は織。織衣は絲絲を以て織成した命服である。辟氏には織玄衣に作つている。玄を主色として、他の色を配したものであろう。◎は黼。衣・市・絲の三者を命服として賜うことは、主として穆共期に最も普通に行なわれた。

楚走馬、取遺五寽、用事

辟氏に楚走馬の上二字を楚徒とよみ、左傳の城濮の戰に楚俘を獻じたのと同例で、これを賜與したものと解しているが、もとより誤釋である。大系にいう。

楚走馬、當是二職名、楚卽毛公鼎大小楚賦之楚、亦卽周禮小司徒以比追胥之胥、走馬卽趣馬、蓋同職中之賤者、以職官爲錫、與大克鼎錫史小臣同例

すなわち郭氏は、楚と走馬の職にある家臣を、戠に賜與されたと解するのである。

積微居には、楚走馬を楚地の良走馬と解し、やはり賜與中の一と解していう。

余謂金文中錫馬之事屢見、走馬蓋謂善走之馬、云楚者、蓋擧馬之產地、左傳僖公二年云、晉荀息請以屈產之乘與垂棘之璧、假道於虞以伐虢、杜注云、屈地生良馬、蓋訓產爲生、以屈爲地名、公羊傳亦記此事、何休注云、屈產、出名馬之地、卽以屈產二字爲地名、銘文云楚走馬、猶二傳云屈產之乘耳

官職の名とし、あるいは馬乘とするも、何れも册命の際の賜與物とみるものである。楊氏は走馬を「善走之馬」と解するが、走馬は官名として金文に習見しており、この銘に限つて善走の馬と解することはできない。「楚走馬」につづいて「取遺五寽」の語があるが、「楚走馬」を賜與の物とすれば、「取遺五寽」は上文との關聯を失なつてしまう。取遺の語は

趞鼎　王若曰、趞、命女乍𢓊𠂤冢𤔲馬、啻官僕射士𡃆小大又隣、取遺五寽

揚𣪕　王若曰、揚、乍𤔲工、官𤔲……𤔲工事、易女赤◎市䜌旂、𡃆訟、取遺五寽

𪓐𣪕　王曰、𪓐、命女𤔲成周里人眔者侯大亞、𡃆訟罰、取遺五寽

番生𣪕　王命䍙𤔲公族卿事大史寮、取遺廿寽

毛公鼎　以乃族干吾王身、取遺卅寽

のように、上文に本官以外に追補する職事をいい、その報償として與えられるものである。従がつて「楚走馬」とは、趞鼎においては冢𤔲馬以外の𡃆訟の職、揚𣪕・𪓐𣪕の𡃆訟罰、番𣪕毛鼎にいう特命に當るもので、本官外の職務である。走馬は官名であるから、楚は動詞でなければならない。楚賦は毛公鼎に「専命専政、埶小大楚賦」とあり、賦と連用され、小大という形容詞を伴なう。楚賦を孫詒讓は胥賦と釋しているが、楚と胥とはともに疋を聲とする文字で相通ずる。郭氏はこれを官名とするが、方言に「胥輔也、吳越曰胥」とあり、廣雅釋詁にも「助也」と訓し、輔佐の意である。

戠の本官は𤔲土であるが、さらに走馬の職を補佐する兼職を命ぜられ、その兼職に對して、「取遺五寽」が與えられているのである。一九五九年、陝西藍田から發見された器群のうちに弭叔𣪕があり、「易女赤舄、用楚弭伯」という文がある。その銘には「取遺」の語がみえないが、册命はこの補佐職任命のために行なわれており、赤舄と攸勒とが賜與された。走𣪕では兼職を命じて赤◎市・䜌旂を賜い、𦮼𣪕でも併疋を命じて赤衰衣・赤舄が與えられている例があり、兼職の報償は必らずしも「取遺」に限らないが、「取遺」の語があるときは必らず兼務もしくは特命に對してである。從つて辟氏や郭・楊二家のように、楚走馬を賜與中の物と解しては、取遺の句を解くことが困難となる。「楚走馬」は、本官外のまた一職事と解しなくてはならない。

戠拜䭫首、對䢅王休、用乍朕文考寶𣪕、其子〻孫〻、永用

訓　讀

これ正月乙巳、王、大室に格る。穆公、入りて戠を右けて中廷に立ち、北嚮す。王曰く、戠よ。女に命じて𤔲土と作し、耤田を官𤔲せしむ。女に織玄衣・赤黼市・䜌旂を賜ふ。走馬に楚せよ。遺五寽を取らしむ。用て事へよ、と。

戠、拜して稽首し、王の休に對揚して、用て朕が文考の寶𣪕を作る。其れ子〻孫〻まで、永く用ひよ。

參　考

本器は宋刻の著錄にみえるものであるが、器制が明らかでなく、考古の記述にはかなりの混亂がある。また嘯堂には器を京叔彝と題しているが、京叔の名は文中にみえず、器名の因るところが知られない。器を彝と稱していることも他の著錄と合わず、銘には明らかに寶𣪕と稱している。字迹は、王字の下一畫や土字の肥筆など、古い字樣を存しているところがあり、卯𣪕二三三頁にみえる字形と極めて近い。兩器の筆意は、豆閉𣪕と通ずるものがある。

本器の右者である穆公は穆王期の盠器にみえており、その字迹は盠器よりも古色があることからいえば、器はあるいは昭末穆初に遡りうるものであるかも知れない。その器制が考古にいうように、命𣪕に近い鳳文𣪕であるならば、その可能性を考えることができよう。

一一一、利　鼎

時　代　共王大系・厤朔・通考・斷代

收　藏　「南陵徐氏乃昌藏」周存「食舊堂劉鐵雲・隨庵徐乃昌藏」三代表

著　錄
　器影　「未見」斷代
　銘文　周存・二・二六　貞松・三・三三　大系・六二　小校・三・二三　三代・四・二七…
　考釋　韡華・乙中・五〇　大系・七九　厤朔・三・二　文選・下一・一三　斷代・六・九一

銘　文　八行七〇字

唯王九月丁亥、王客于般宮、井白內右利、立中廷、北鄉、王乎作命內史、册命利曰、易女赤◎市・䜌旂、用事

客は格。般宮は趞曹鼎一にみえる。韡華に般宮を泮宮とし、禮記明堂位「瞽宗殷學也、頖宮周學也」を引き、般とは辟雍大池に舟を泛べて般旋することからその名義をえたものだという。しかし辟雍大池の儀禮をいう麥彝以後の諸器にその名がみえず、趞曹鼎に至ってはじめ「周般宮」といゝ、



その大室で册命が行なわれているのであるから、辟雍諸宮の一とはみえない。

利の字は禾中の左右に小點を加えているが、利と釋しておく。厤朔に、利を穆天子傳にみえる井叔利であるとしていう。

按此利卽穆天子傳之井叔利、穆天子傳云、天子入于南鄭、井叔利……、徐同柏以爲、南鄭有井氏、故有奠井叔康盨、徐說確不可易、且此利鼎又有井白、井白與井叔利、葢爲族人、故相右也、此井叔利及事穆王、宜利鼎之在龔王之初年也、其後奠井叔康、卽疑爲此井叔利之子也

斷代にこの說に對し、「尙待考證」としている。利は師遽方彝にみえる宰利と同一人であろう。井叔の器に康鼎・奠井叔康盨などあり、康鼎では「死嗣王家」という册命を受けている。その職事はまさに宰のことに當る。これを以ていえば、師遽方彝の宰利、本器の利、穆天子傳の井叔利は、同一人である可能性があるといえよう。

作命內史はこの器にのみみえる。陳氏は伊段の命尹に當るとするが、命尹はむしろ作册尹・內史尹に當るとすべきであろう。師俞段・免盉には作册內史の稱がある。この器銘には職事を述べず、ただ賜物のみを列するが、師毛父段・趞曹鼎一も同じ形式である。赤◎市は赤韍市。赤韍市・䜌旂を命服として賜與する例は、この期のものに多い。

利拜䭫首、對䚄天子不顯皇休、用乍朕文考𤔲白䵼鼎、利其萬年、子孫永寶用

皇休は毛公鼎に「毛公厝對揚天子皇休、用作䵼鼎」とあるほか、あまり用例がない。白字の上一字は字迹が明らかでないが、𤔲の字形に隸釋しうるようである。

訓　讀

これ王の九月丁亥、王、般宮に格る。井伯、內りて利を右け、中廷に立ちて北嚮す。王、作命內史を呼び、利に册命して曰く、女に赤韍市・䜌旂を賜ふ。用て事へよ、と。利、拜して稽首し、天子の丕顯なる皇休に對揚して、用て朕が文考𤔲伯の䵼鼎を作る。利、其れ萬年ならむことを。子孫永く寶用せよ。

參　考

大系に、廷禮の場所と右者が同じであるから、本器と趞曹第一鼎とを同年の九月・十月の作としているが、なお定めがたいことである。本器は字迹疏緩、趞曹の二鼎より文字も大きく、筆勢も平板で、師湯父鼎・師望鼎などの字迹に近い。周存にいう。

利鼎與剌鼎、字形相近、而製作不同、舊以爲一人之器、似非、二鼎今皆在徐積餘觀察處、並陳一几、巧拙判然

剌鼎（第九七器）とくらべて、器銘ともに劣るところがあるとするものであろう。銘拓は文字の部分が縱一六糎、橫一四糎あり、剌鼎よりもかなり大きな鼎であるように思われる。

一一二、倗生𣪘

器　名　格伯𣪕積古　周癸子彝十六　甬生敦奇觚

時　代　共王大系　西周末葉韡華

收　藏　「阮氏藏器」周存（第一器）「其器爲杭州朱彥甫所藏」筠清（第二器、器蓋）「多智友廉訪慧藏」敬吾（第三器）「桐郷方鐵珊參軍廷瑚舊藏、今歸東武劉氏」敬吾（第四器）「曹秋舫藏器」周存（第五器）

著　錄

器影　器影の存するものは、第四・五の二器である。

四、夢郼・上・三三　大系・六七　通考・三一七　二玄・三〇〇

五、十六・二・一　懷米・下・二六　大系・六八

銘文　五器六銘。第二器は器蓋二文。

一、積古・七・一五　攈古・三之二・八〇　奇觚・一六・三六　周存・五・二七　大系・六四　小校・八・六五　三代・九・一六

二、筠清・三・二三　攈古・三之二・七八　敬吾・下・五　奇觚・一六・三八　周存・三・二八　大系・六四、六五　小校・八・六一　三代・九・一四

三、攈古・三之二・八一　敬吾・下・八　周存・三・二九　大系・六五　小校・八・六三　三代・九・一五

四、攈古・三之二・八一　敬吾・下・七　周存・三・二九　大系・六六　小校・八・六二　三代・九・一六・一　二玄・二九九

五、十六・二・一　攈古・三之二・八二　敬吾・下・八　窓齋・九・一六　周存・三・三〇　大系・六六　小校・八・六四　三代・九・一五

考　釋　全上古・一三・七　餘論・三・一六　韡華・丙・一〇　大系・八一　文錄・三・二六　文選・上三・一三　通考・三四八　積微居・二六、二二五

器　制　通考に第四器の器制を説いていう。「大小未詳。腹飾直紋、口飾圓渦竊曲紋及夔紋一道、足飾圓渦及四瓣花紋一道、方座上及左右飾圓渦竊曲紋、中飾直紋、兩耳作獸首形」。方座𣪘。耳は犧首羊頭の下部よりS字狀に垂れて末が反曲し、羊鬚に象っているようである。

第五器も形制は第四器と同じ。十六長樂堂にいう。「高一尺、器高六寸、身高二寸六分、獸耳高六寸、坐高四寸、方八寸、莖前後有饕餮獸面、夔紋花一道、底夔紋花一道、坐上兩旁並夔紋花、器身及坐身並百折紋」。莖は項下、百折紋とは直文をいう。懷米には「高七寸二分、口六寸八分、足方五寸九分、深三寸四分、重二百十兩、鑄款腹底」という。長樂堂は建初尺、懷米は乾隆造營尺による尺寸である。

口下に圓渦文と四瓣花文あるいは夔樣夔文を帶文として配するものには、串父辛𣪘通考二〇五以下、通考二〇八・二〇九・二二五・二一七・二三三・二四七・二四八・二六二の諸器があり、康侯𣪘第一卷・一四三圓渦夔紋四足𣪘通考二〇三なども同制である。殷周以來、前期に盛行した花文で、器腹に直文をもつものが多い。器はその系統に屬するものであるが、文樣がやゝ繁密かつ便化を示している。方座𣪘としては、追𣪘・牧𣪘などとともに、最後の時期のもので、ほぼ共懿期にあるものとみられる。



倗生𣪘第四器

銘　文　第二器は器蓋二文、他は器銘のみで、合せて五器六銘がある。行款異なるもの多く、文字漫漶、第二器以下の銘文にはみな脱誤がある。すなわち第二器の器銘は涉字を脱し、第三器は保・田の二字、第四器は人・納・雹の三字、第五器に至つては格下の十四字を脱している。周存に「格伯𣪘、器五蓋一、均作瓜稜式、劉藏一具（第四器）、似宋仿、然文字雄健、決非秦漢以後製」というが、字迹についても疑問の點が少くなく、剔抉の可否ということよ

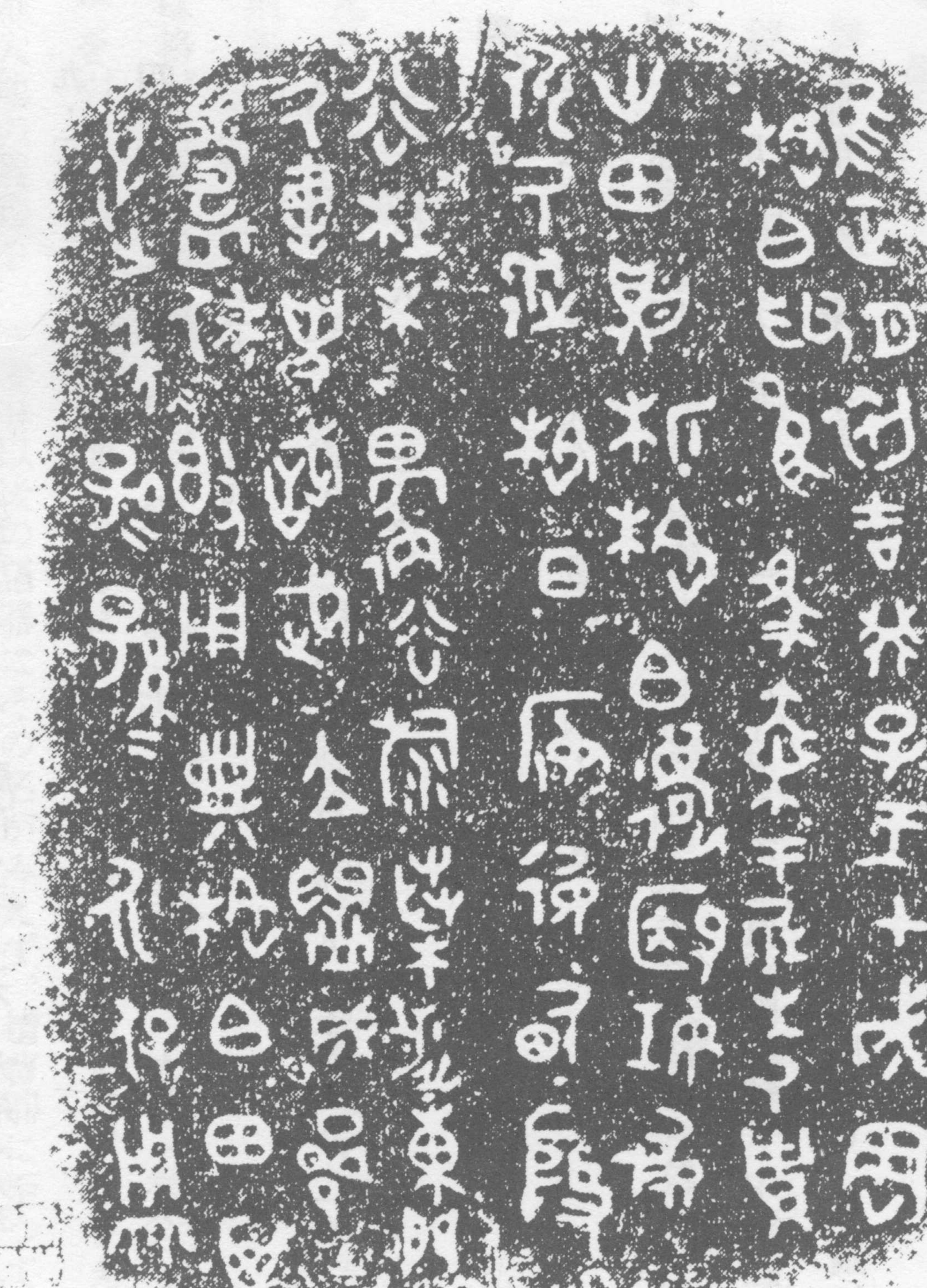
りも、僞刻の疑あるものが多い。筠清には第五器について、「錢氏十六長樂堂古器款識亦有此銘、而折格下脱十七字、恐係後人放鑄、不可據」と述べている。文は第一器、第二の蓋文のみが完全で六行八二字、他はみな脱文があるが、字迹としては第四器が最も明晰であるので、いまその銘を收めておく。

隹正月初吉癸巳、王才成周、格白取良馬乘于倗生、厥賓卅田、則析

格伯について積古に「按左昭元年傳、金天氏有裔子、曰昧、生允格臺駘、此格伯或即允格之後」というが、もとより推測に過ぎない。韡華にも「格古國名、經籍未見、姓氏書有格氏、隋有格謙、唐有宰相格輔元、疑是以國爲氏、或即格伯之苗裔、此姓氏中、可與金文國族互證之例也」と論じているが、隋唐の姓氏では例證としがたい。姓錄によると、路史に允格の後に格氏あり、その望は北海に出で、後漢に東平の相格班というものがあつて御史の官に至つたという。格伯にはまた格伯作晉姬𣪘があり、晉姬のために器を作つている。晉と通婚の關係をもつ家である。

取を舊釋に多く受と釋し、大系には「說文、受上下相付也、讀若詩摽有梅、字在在此即是付義」として受と釋する。六銘とも字形が定かでなく、奇觚には假にして假貸の義とするが、これも字形に合わない。字は最も取に近く、通考には取と釋している。卯𣪘の取字と字形が似ており、また大鼎二に「王召走馬應、令取誰䮾卅二匹、易大」とあつて、馬の授與に取の字を用いている。この文で

は、下文に代償として賓卅田を與える記述があるから、取はこの場合購入の意であろう。
良は舊釋に服とし、餘論に韋と改めて
今審當爲韋、謂受韋馬各四于朋生、左傳僖卅三年、鄭商人弦高、以乘韋先、牛十二犒秦師、又哀七年、邾茅夷鴻、以束帛乘韋、請救于吳、並其證也



卷二　四二七～四二八

というが、字形は韋と異なる。韡華には舊釋によつて服とし、「周禮大宗伯、九儀再命受服、鄭注、受祭衣服爲上士也」と說くも、器の銘文は册命のことをいうものではない。字はもとより良と釋すべく、良馬乘とは良馬四匹をいう。
「厥賓卅田」は、良馬乘の代償である。積古に「于倗生」の于を干とよみ、「格伯既受服馬四匹、乃干祿于朋生也」というのは、文義を成さない。大系にも、格伯が良馬乘を倗生に讓渡したものとみて、「貯讀爲租、言格伯付良馬四匹于倗生、其租爲三十田」と說いているが、下文によつて考えると、格伯は馬乘の購入者、倗生は賣渡人である。倗生は郭氏の指摘するように、望毀の右者としてみえる宰倗父のことであろう。賓は貯、租調をいう。頌鼎に「令女官嗣成周賓廿家、監嗣新造賓」とあるのは、租調の徵收とその收藏の管理を命ずることをいうものであろう。積微居に賓を買とし、「厥賓卅田、賓疑讀爲賈、卽今價值之價、謂其價三十田也」とするが、それでは也毀の「賓賚」、毛公鼎の「庶民賓」などの語例を說きえない。韡華に「厥賓卅田、或言田賦之事」というのが語義に近く、田の租調を以て良馬の代價に充てようとするのである。もし田そのものを代償として與えるならば、舀鼎・散氏盤のように「用某田」という表現をとるべきであろう。器・銘ともに、本器と相前後する時期のものとみられる。望毀を懿王七年の器とすれば、その右者宰倗父も同時の人である。倗生は簠仲壺四三五頁にその名がみえ、おそらく同人であろう。
「則析」を積古に、周禮大宗伯「五命賜則」の鄭注に「地未成國之名」とあるのに據つて則を土地、析を分割の意とし、大系には則析二字を動詞にして「謂析券成議也」という。約劑の意の則とするものであるが、則は平易に接續詞と解してよい。舀鼎に「舀則拜」、また鬲攸從鼎に「則放」・「則誓」というのと同じ語例である。
積微居に、析の方法を詳說していう。
析者、周禮天官小宰云、聽稱責以傅別、聽賣買以質劑、司農注云、別、別爲兩、兩家各得一也、康成注云、傅別謂爲大手、書於一札、中字別之、質劑謂兩書一札、同而別之、傅別質劑、皆今之券書也、事異、異其名耳、史記司馬相如傳曰、折珪而爵、索隱引如淳云、析中分也、按格伯付良馬四匹于倗生、必書券契而中分之、兩人各執其一、故云析也、散氏盤銘亦記田邑授履勘田境之事、銘末云、厥左執纓、史正中農、左謂左券、此又析券之確證也
楊氏は賓を買とみて、器銘にいうところを一時の賣買のこととしたのであるが、下文によると、この文書は單なる賣渡證書ではなく、なお將來に向つて契約中のある義務事項が效力を繼續する規定を含むものであるように思われる。そのため、格伯の田に對していわば抵當權を設定するというような行爲が、次に記されているのである。
格白遷、毆妊彶佗人、從格白、厈彶甸、殷人紉雹谷杜木邍谷旅桑涉東門
遷は字書にみえず、難解の字である。積古に過、筠清には遣にして詩「侵阮徂共」の徂と同聲通用の地名とするが、ここは動詞に訓まなくては文義を成さぬところである。餘論に字を還と釋していう。
竊謂此从夢、當爲夢、下又從辵、則是遷字、但說文無此字、或當爲還之異文、前伯睘卣睘字、…

卷二　四二九～四三〇

…與此頗相近、蓋格伯治田而還、故下云、毆妊及似、乃從格白安
郭氏も「古音明徵無別、與匣紐相近」としてその說を采り、積微居もその釋に從つている。しかし金文には別に還の字があつて字形異なり、また下文に按行定界のことを記しているが、その行爲者は格伯でなく、倗生側の人であるから、ここに格伯の歸還をいう必要もない。
これと似た字が卯毀にみえている。その文にいう。
焚白乎令卯曰、䜌乃先且考、死嗣焚公室、昔乃且亦既令、乃父死嗣莽人、不盄、取我家案、用喪、今余非敢夢先公又進退、余懋爯先公官、今余隹令女、死嗣莽宮莽人、女毋敢不善
文中の夢の字は、この器銘の遷の從うところと結構同じ。辵は金文ではときに略することがあり、同字とみてよい。卯毀の文は、還と釋しては全く文義の通じないところであり、卯の亡父の喪に焚伯から朱を賜うて送葬のことを終えたのち、焚伯は先公と卯の亡父との約をたがえず、亡父の職事を卯に嗣がせることを命じたことを記すものと思われる。夢は媢蠱の精靈が睡眠中の人を侵し、精神を惑亂することを示す字で、瞢・薨の聲義はみなそこから生ずる。この器銘では、すでに析して契約を成したところ、格伯がこれを履行せず、違約の懸念があるとの意であろう。そのため格伯の田を定界按行して、保證を求める行爲がなされているのである。
毆妊以下は、その定界按行のことをいう。餘論に佗を似と釋して地名、安を宴の義とし、「言至似、從格伯宴會也」とするが、全く事情に合わない。積微居にいう。
格伯安及甸殷、安當讀如按行之按、史記衞霍傳云、按楡溪絕塞、集解引如淳云、按行也、甸謂田

之所在、殷地名、格伯安及田殷、謂格伯還時按行、至田所在之殷地也

厌は斝卣に「厌夷伯」とあり、安堵・按行の義をもつ字であるが、ここは按行の義とするのがよい。殴妊は人名。呉其昌は格伯の夫人とみている世族譜・四・四が、倗生側の人であろう。彶は金文では與・及の義に用いる。仡人の人を、郭氏ははじめ氏と釋したが、新版では人と改め釋している。

仡人與殷人二人字、均與厥字無別、然銘中從人之字、如倗如及如保、所從人字、亦均與厥字無別、故定爲人字

六銘の字迹を通じて、みな郭氏の指摘するような筆癖があり、字形としては厥であるが人と釋すべく、文義も厥では通じがたいところである。甸は揚段「官嗣量田甸」のように耕作地をいう。それで文は、「格伯遷、殴妊彶仡人、從格伯、厌彶甸」と句讀することになる。

以上を要するに、この部分は、按行定界を實施するに至つた事情をいう。

雹谷以下、東門まで、その按行の經るところをいう。紉を大系に「疑紹省、說文、紹、一曰緊糾也」という。紹の省文とするのは確かでないが、字義は、境界の木を緊縛して標界とする意とみられる。積微居に到の義とするのは、定界のための行爲としては不十分である。下文に杜木・旅桑などの木名がみえ、これに標識を纏うたのであろう。餘論には字を約と釋し、窓齋にその釋を采つている。

雹谷・𨗨谷は谷名。その谷地の杜木・旅桑に標識をつけ、境界としたのである。𨗨は說文にみえる。旅桑を餘論に游菜と釋するが、何れも字形異なる。谷地の木などに標識して定界とすることは、散

氏盤にもみえる方法である。

「涉東門」は境界の終るところを示すものであろう。積微居にいう。

東門既非水名、不得以渡涉爲解、漢書高帝紀贊云、涉魏而東、注引晉灼曰、涉猶入也、然則涉東門、正謂入東門矣

左傳僖公四年にも「不虞君之涉吾地也、何故」とあり、これも涉及の義である。

厥書史戠武、立𡨦成壘、鑄保段、用典格白田

上文に按行定界したところを以て典田とし、誓約を成すことをいう。厥とは倗生を指す。この契約は格伯が義務履行の責に任じ、倗生は權利者として、その保證のために典田を行なつており、この銘辭は權利證書としての性格をもつている。戠武は書史の名。𡨦は陳助段にもみえる字である。大系にいう。

𡨦字亦見陳助段及因脊錞、彼二器用爲虔敬義、此用爲垠限義、敌阮君神祠碑、敌阮以爲之賌、與此同

垠限の義では文義が通じないから、ここは立誓の意であろう。全上古に揷と釋するのは歃血の義とするものらしく、餘論・筠淸に㬎と解するのも成約の儀禮とするものである。積微居に矢誓の義とし、「从盥省、矢聲、疑當讀爲矢」といゝ、論語雍也「夫子矢之」の文を引く。𡨦も兩手を以て矢を演く形と皿に從う。誓約の儀禮を示し、恭賌の義はそこから生ずる。恭賌の字は列國器に至つてみえるが、ここでは字の初義に用いている。

成は成要。周禮調人「凡有鬬怒者成之」の司農注に「成之、調和之也」というが、琱生段二の一又成」、左傳宣十二年の「求成」は爭訟・戰鬬の解決をいう。紛議を收束する意である。成下の一字は、說文に兩邑相背く字を「隣道也、音與巷近」といゝ、大系・文錄はその字とする。しかし「成巷」では文義がえがたいから、こゝはおそらく約定の田土を圖面化して、成要とする意であろう。土地の契約に關して圖面を作成し授受することは、散氏盤にその例がある。

「鑄保段」は「鑄寶段」に同じ。保・寶は通用の字で、本器の末文にいう「保用」は他器の「寶用」と同じ。成約のことを文書化し、圖面を添え、そのことを彝銘に加えていわゆる約劑とするのである。典を筠淸に「主也、鎮也」、奇觚に「典主也、格伯以田償甬生之債、故甬生主格柏田也」とする。支配・管理の意とするものである。大系には「如今言記彔或登彔」とし、積微居には「典常也、典常有今言確定之意、或謂典當讀爲奠、奠定也、記田之地界於寶段、故爲定也、或曰、典字從册、有册書之義、說亦通」という。しかし文書化のことは書史によつてすでになされているのであるから、典には別の意味があるはずである。

銘は上文において、倗生が格伯に讓渡した良馬乘の代償として、「其賔卅田」を約したことを記している。これはその田租を供するもので、所有權を移すことではない。ところがその約が履行されず、倗生からの保證の要求があつて、格伯は自己の田土を典して保證としたのであるから、典は典當、すなわち質權設定のような意味の行爲であろう。金文では琱生段二にそれらしい記述があり、その銘文中「余典、勿敢封」、「典獻伯氏」のような句がある。本器の場合もその義とみてよい。

其萬年、子〻孫〻、永保用 㽬

㽬は圖象標識。この標識を用いているものはかなり多い。いまその主要なもの數器を錄しておく。

盨　周駱乍旅須、子〻孫〻、永寶用　㽬　三代・一〇・三一

壺　周麥乍公己隮壺、其用享于宗、其子〻孫〻、邁年永寶用　㽬　同・一二・二〇

段　周棘生乍櫹娟媐賸段、其孫〻子〻、永寶用　㽬　同・七・四八

卣　隹九月既生霸乙亥、周乎鑄旅寶彝、用享于文考庚中、用匄永福、孫〻子〻、其永寶用　㽬　同・一三・四〇

匜　㽬　周窐乍蔡姜寶匜、孫〻永寶用　同・一七・三〇

五器何れも周氏と稱している。段に周棘生の名があり、倗生と同樣の名號である。倗生も正しくは周倗生というべき人であろう。周氏といつても周室の族とは限らず、圖象を用い、文公の廟號に己・庚を稱するなど、東方出自の族である。器もまた王を成周に迎えたときに作られている。右のうち壺は故宮上一四七、卣は故宮上一三六に著錄。壺は頸部に顧鳳文、器腹の十字帶に蟬文、足に變様夔文を飾る。また卣は器蓋に顧龍文あり、蓋は平鈕にして兩角、兩器何れも本器と前後する時期のものとみられる。

訓　讀

これ正月初吉癸巳、王、成周に在り。格伯、良馬乘を倗生に取る。その賔卅田なり。則ち析す。

格伯遵ふ。殹妊と仡人と、格伯に従うて何に按及す。殹人、雹谷の杜木と原谷の旅桑とを紉ぎて、東門に渉る。その書史戠武、立寷成壨し、保段を鑄て用て格伯の田を典す。其れ萬年まで、子〻孫〻、永く保用せよ。冊

参考

器銘は五器六銘のうち、文の備わるものわずかに二銘、他はみな脱文あり、字迹もかなり筆癖があつて崩れており、殆んど僞刻かと疑われるものばかりである。しかし器影二器には特に疑うべきところはない。銘文は特殊な内容のものであり、かりに僞刻としても原銘があつたものと思われ、金文資料としてはやはり看過しがたいものがある。この時期あたりから、字迹にも種〻の變化が出てきていることも考えられる。

この器銘は早くから難解を以て知られ、筠清館には異例の長文にわたる考釋を試みており、文錄には「今不可盡曉」という。文中の賣買關係についても異説があり、大系・積微居には格伯を賣渡人とする解釋である。積微居に自説を讃して

田巳由倗生、移于格伯、故曰格伯田也、此文、前人讀者、似皆未能通解、余今説之以周禮、證之以散氏盤銘、當時交渉情事、歷〻如繪、或足爲治古文考古史者之一助乎

と述べているが、格伯を賣渡人とする解釋の疑點をまとめていうと、次の如くである。

1、格伯説は取を付もしくは受と釋して交付の義とするが、六銘を通じてみると、字はやはり取と釋すべきである。取ならば、賣買關係はこの一字で定まるところである。

2、遵を還と釋するは當らず、卯段の例では乖違の義とみられ、そのため下文の定界按行、典田のことが行なわれたとすべきである。

3、殹妊・仡人が格伯に従つて定界のことを行なつているのは、格伯の田土が典田の對象とされているからである。

4、格伯田を楊説のように新たに格伯の所有に歸した卅田をいうと解するならば、特に格伯田という必要もなく、また定界の勞も要らぬはずである。

なお銘末に冊形の圖象標識があり、その家は周棘生など周氏を稱する族である。倗生の名號もそれに近い。器銘が權利證書の意味をもつものとすれば、權利者は作器者である倗生でなくてはならぬ。格伯説では、全文の通義を求めることは不可能である。馬乘は當時かなり高價貴重なものであつたらしく、穆王期には王室がその飼育に努力していたことが盠器によつて知られる。本器に卅田の租入を以て代價としていることからも、馬乘の價格が推定されるが、それほど高價であることから、支拂上の紛糾や保證の問題なども生ずるのであろう。なお取を奪取の意とし、その不法行爲に對する賠償事件ではないかという想定もできそうであるが、爭訟の事實を示す記述がないので、一應尋常の賣買關係とみておく。爭訟の結末を記した例には、曶鼎や琱生段がある。ただ本器が、五器六銘すべて眞刻であるとする場合、どうしてかくも多數の約劑を用意する必要があつたのか、そういう疑問もあるが、あるいは關係者にもそれぞれ一本を保有する副本的な性質のものであつたかも知れない。何れにしても銘文・字迹・器數などにわたつて、問題の多い器である。

器名は從來格伯の名を冠してよばれているが、奇觚に甬生段と稱するように、倗生を作器者としてよぶのが正しい。いま改めて倗生段と題しておく。

器銘中の人物と關係のある器を次に掲げておく。

＊格伯作晋姫段

器名　格伯敦 攈古

時代　共王 大系

收藏　「山東濰縣陳氏藏」攈古

著録

器影　雙劍誃・上・一六　大系・八九　通考・三二七

銘文　從古・一五・二五　攈古・二之三・八三　愙齋・八・八　奇觚・三・一八　周存・三・六七　簠齋・段・一三　大系・六七　小校・八・八　三代・八・五　河出・二三四

考釋　愙齋賸稿・五〇　雙劍誃・四　大系・八二　通考・三五〇

器制　雙劍誃にいう。「高七寸一分、深四寸六分、口徑七寸三分、足徑七寸八分、色黝潤」。また通考にいう。「腹飾瓦文、口飾夔紋一道、兩耳爲獸首形、有珥、三足、失蓋」。その器制は鱗段善齋・八一通考・三二六に近く、三小足の足端は外折、變樣夔文はかなり様式化している。



格伯作晋姫段

銘文　腹底　三行二〇字

隹三月初吉、格白乍晋姫寶段、子〻孫〻、其永寶用

雙劍誃にいう。「格國名、於傳無徵、然此段可證格與晋爲婚姻之國、此外有格伯段有五、均係規畫田界之事、銘文與此異」。倗生段にみえる格伯と同一人であることは疑ない。晋は姬姓、晋の名が器銘にみえるものとしては、よほど早期のものである。倗生段は王が成周に在るとき作られており、格伯の地もあるいは晋南方面であるかも知れない。次に錄する員仲作倗生段は、晋地の出土と傳えられている。器制はほぼ共懿期、字迹は中・吉・格などの口形を三角形に書く筆癖がある。趞曹・吳彝・善鼎、特に倗生段に特徴的にみえるものである。また左文の字が多く、初・格・寶・永・用の諸字はみな



左文である。

＊賁仲作倗生壺

時　代　共王大系

出土・收藏　「買山西賈人、或係晉地所出」雙劍誃

著　錄

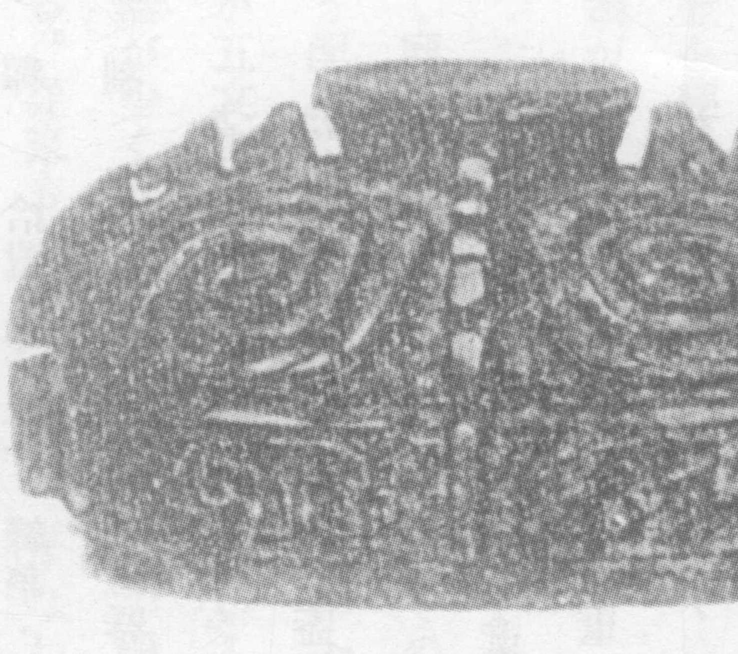
器影　雙劍誃・上・二七

大系・一七九

銘文　貞松・補上・三七　大系・六七　小校・四・八二　三代・一二・一三・三　河出・二三三

考　釋　雙劍誃・六　大系・八二

器　制　蓋のみを存する。雙劍誃にいう。「高二寸三分、深一寸六分、口徑縱三寸二分、横三寸九分、色澤蒼翠、銀白相錯、班華陸離」。色澤の美しい器のようである。蓋に四稜あり、器にもおそらく稜飾があつたのであろう。口縁に蝸文を左右に配し、上部に渦文狀の卷尾の文様を加えている。象文の變樣文である。壺に稜のあるのは、古制を存するものであろう。倗生𣪘の圓渦文・瓣花文・直文、本器の蝸文・象文など、倗生の器には古色のあるものが用いられており、𦉢標識の卣・壺と合せて、注意すべき事實である。



蓋　壺　生　倗　作　仲　賁

銘　文　四行一四字

賁中乍倗生飮壺、匃三壽懿德萬年

雙劍誃にいう。

賁中・倗生均係人名、格伯𣪘、格伯取良馬乘于倗生、與此倗生當爲一人、宗周鐘、參壽唯利、者減鐘、若參壽、晉姜鼎、三壽是利、魯頌閟宮、三壽作朋、鄭箋、三壽三卿也、按國之三卿卽三老、匃三壽、言乞如三老之壽也、易傳、君子以懿文德、詩烝民、好是懿德、時邁、我求懿德、懿德美德也、彝銘中、一二十字之小幅、文字高峻無匹者、以曆鼎銘及此銘二篇爲最、以其與雅頌同風也

壺は多く媵器として生人に贈られるものであるから、この飮壺が賁中から倗生に贈られているのは、あるいは兩家の間に婚媾のことがあつたのであろう。三壽については宗周鐘の條二七二頁に述べた。

賁氏は卜辭にもその名のみえている古族で、のちには王號を稱したこともあるらしく、賁甫人匜三代・一七・三五・四にはその王名がみえ、王婦賁姜匜同・一七・三二・二には王婦とも稱している。安伯賁



生壺巖窟・上・六四　三代・一二・一二・二に安伯賁生と稱しているものも、あるいはこの賁氏であろう。その器も河南の舊出土と傳えられている。

これらの諸器によつてその關聯を求めると、賁仲と倗生は親緣の關係にあり、倗生と格伯、格伯と晉姬という交渉を考えることができる。

なお倗には倗舟三代・一一・三〇六・倗卣同・一三・三四・三・倗伯𣪘同・七・三一・一などの器があり、倗の一族の器であるかも知れない。また倗中鼎三代・三・二三・四には「倗中作畢媿媵鼎、其萬年寶用」とあり、倗氏より畢に嫁する女の媵器であるが、この倗仲が倗生と同族とすれば、その家は媿姓の族である。

一一三、追𣪘

器　名　追叔𣪘淸儀

時　代　西周後期通考　西周末葉韡華

收　藏　「馮雲鵬藏器」金索（第四器）「一𣪘蓋（第一器・蓋）、浙江嘉興張叔未藏、卽吳縣曹秋舫器、一𣪘（第四器）、孫字無重文、安徽亳州何紱齋藏、積古齋著錄」攈古「曹秋舫藏（第一器）、又亳州何紱齋觀察藏有追𣪘（第四器）、銘與此同、惟孫字無重文、爲五十九字」敬吾「內府藏」貞松（第三器）「故宮博物館藏」故宮（第三器）「器蓋分藏二姓、今器在武進費氏（第一器）蓋卽歸日本某氏矣（第一器・蓋）」周存「書道博物館藏」水野（第一器・蓋）なお一𣪘がブランデージ氏の有に歸している。

著　錄

器影　一、西淸・二七・一八、器　懷米・下・二五　水野・一一七、蓋　一一、西淸・二七・二〇　三、通考・三一六　故宮・上・六八　二玄・三一九　四、金索一・二六

銘文　銘の行款・字數によつて整理を加えると、次のようになる。

一、器　西淸・二七・一八　從古・六・三九　周存・三・三五・一（三代・九・六・二　二玄・三一八　蓋　懷米・下・二五　攈古・三之二・四二　敬吾・上・五五　水野・一一七「

二、器　西清・二七・二〇
三、器　貞松・六・四　三代・九・五・二
四、器　積古・六・一四　金索・一・二七　攈古・三之一・四三　奇觚・四・一〇　又・一六・三
三(蓋)　周存・三・三五・二　三代・九・六・一　小校・八・五一・二
五、（器蓋不明）　三代・九・五・一

考釋　拾遺・中・二二　韡華・丙・八　文錄・三・二四　叢攷・二六三

器制　三代吉金著錄表に二器一蓋とし、通考に三器一蓋というも、銘の存するものは四器である。いずれも器影繪圖を存しており、うち蓋を備えるものは第一器のみで他は失蓋。五は別器かそれとも他器の蓋銘か不明である。四器とも器制文様全く同じく、西清の二器は大小も同じであるという。西清の第一器にいう。「高九寸三分、深四寸四分、口徑八寸二分、腹圍二尺八寸四分、重四百四十三兩」。蓋は懷米に「口高二寸六分、口八寸五分、項三寸五分、深一寸八分、重七十三兩」とあり、器蓋の口緣が合う。蓋鈕の底に鳳文かと思われる文様がある。

第三器は珥の一部缺落し、かつ銘文の行款が第一・二器と異なるので別器であることが知られる。圖錄によると、「通耳高三一・一糎、深一三・八糎、口徑二六・六糎、座縱横均二八・九糎、腹圍九二・一糎、重一一・四四六粁」とあつて、その大小は殆んど一・二器と同じ。第四器にも乾隆造營尺による尺寸があるが、やはり同じ大きさである。

卷二　　四四三～四四四



追段第三器

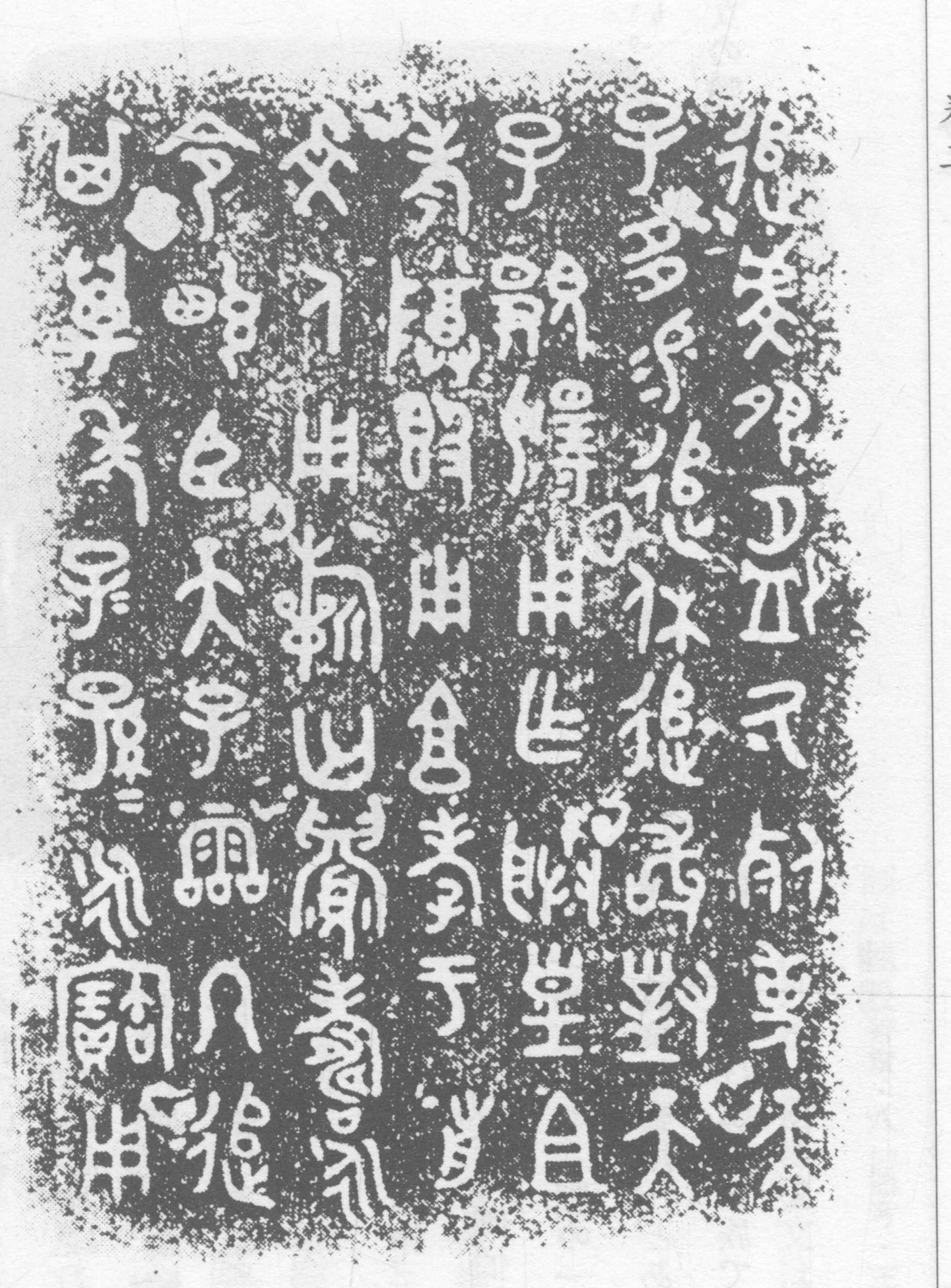
器は方座をもつ獸耳段、器腹に前垂のある大顧龍文を配し、方座側面にも同様の文様を左右に相背く形に加え、地文を方形雷文で埋めた鮮麗なものである。器の項下には變樣夔文があり、その組合せ部分に眼形を點じている。書道博物館に藏する蓋の文様も器と同じ。第三器について、通考に「曾見頤和園藏一器、座內有小鈴」といゝ、故宮圖錄にも「座內有環鼻、似爲懸鈴之用」とあつて、小鈴はすでに失なわれているが、座內に鈴のあつたことが知られる。西清の兩器には鈴について何の記載もないが、おそらく同制の器であろう。器の外底に鈴をつけることは、例えば白鶴美術館に藏する方座四耳段白鶴・撰・一六にもみえ、殷末以來から行なわれていたようであるが、あまり例はない。器制・文様の上からいうと、本器は前期の諸特徵を多く存している點で注意される。

第四器は器面がよく磨かれていなかつたらしく、馮雲鵬がこの器を入手しえたのも、器面が闇然として目だたなかつたので他の好事家の蒐集を免がれ、馮氏の手に歸したものであるという。しかし故宮の藏器は、影片によつても鮮麗な制作であることを知ることができる。

銘文　すべて四器一蓋。他に器蓋不明の一銘があり、合せて六銘を存する。行款・字數は器によつて異なり、第一器は器蓋ともに七行六〇字、各行の第一字は追・子・子・考・文・令・其である。第二器以下は孫に重點を附せず、五十九字。第二器の各行第一字は追・天・對・祖・前・永・其、第三器は追・天・天・祖・文・令・其、第四器は追・天・天・考・文・令・其、第五器は追・子・隮・人・顯・畂・萬の配列である。諸家の著錄にはその分を誤まつているものがあり、殊に第四器の銘は、銹泐を補修したものと未修のものと、一見して異笵とみえるほど異なるため、奇觚のごときは兩者を重複錄入しているが、金索に「已錄入積古齋款識、蓋據陳秋堂拓本、其缺筆爲凝綠所掩、今就本器臨之、故少缺筆、實無二也」というように同一の銘である。器銘の場合、銘の周邊に六個の釘眼があるが、それは金索に「銘在其腹、其上下左右有釘眼六、蓋所以固于方座者」と記すように、器を方座に固定させるために、釘を以て留めたものである。

追虔夙夕、邺厥死事、天子多昜追休

卷二　　四四五～四四六



銘文の前辭にあたる廷禮の記載がなく、直ちに賜與のことを記している。追は作器者の名。賜與は、追が夙夕王事を敬しみ、その職事に盡したことに對するもので、嗣襲その他特別の場合のことではないが、しかも同銘の器が少くとも五器も制作されているということは、この賜與がよほどの隆賜であつたのであろう。

夙夕は大盂鼎や麥彝など初期の器にもみえ、「虔夙夕」は師望鼎などより以後に習見する。死事を積古に字のままに解して、「死事者、邺戰陳死事者之後、禮有春饗孤子之文」といゝ、左傳哀公二十九年の文を引き、「知古者邺死事之典重矣」と論じている。西清の「蓋死事者、子孫紀其贈邺之典、而泐之於器」とする解を承けたもので、從古・攈古などもみなその說であるが、これはもとより誤

で、拾遺に金文の例をあげて司事と改め釋している。

邺は經傳に多く愼の義に用いる。金文では縣改毀に「邺縣伯室」とみえるのをはじめ、後期・春秋期の器銘に用例が多い。「多易」は大克鼎にその語例がある。

追敢對天子覭、揚用乍朕皇且考隮毀、用亯孝于前文人、用旂匄眉壽永令、畯臣天子霝冬、追其萬年、子〻孫〻、永寶用

この末辭の形式は、克鐘・師兪毀など、懿孝期前後の諸器にみえる。覭は顯の異文。虢季子白盤にも「孔覭有光」の語がある。也毀に「顯〻受命」とあり、その字形中に丮を含んでいて、覭と顯とは同字異構である。對揚を對と揚、あるいは揚と對と上下に分置する語法は趩觶や克盨など、共懿期以後にその例が多い。前文人は伯亥毀に、旂匄以下は後期に習用される嘏辭の形式である。旂は旂、匄は求、永令は永命、霝冬は靈終。永命萬年、壽老毋死などと同義の語である。

訓讀

追、夙夕を虔しみ、厥の死事を邺しみ、天子多く追に休を賜ふ。追、敢て天子の顯に對へ、揚へて用て朕が皇祖考の隮毀を作る。用て前文人に享孝し、用て眉壽永命を祈匄す。畯く天子に臣となり、靈終ならむことを。追其れ萬年まで、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參考

銘辭には後期的な要素が多く、殊に末辭の形式は克鐘などに近いものであるが、器制・文様は穆共期を下限とする前期の様式を存しており、殊にその文様は盠方彝に似たところがある。字迹は後期の克器・頌器などにみえる遒麗な字様の先蹤をなすものとみられ、昭穆期の尹姞・縣改の字様から、曶壺を經て克・頌諸器に展開してゆく過程を示すものがあるように思われる。

器制が古く、字様が新しいというこの器の特色は、同時に共懿期が青銅器文化の上に一の轉換期であつたという事實を示すものとみられる。器銘が五器ともそれぞれ行款を異にしているのは、おそらく同制同銘の毀であるため、その器蓋の銘を同じ行款に鑄銘して、他の器蓋との混淆を避けるという配慮に出たものであろう。第一器の器蓋は同じ行款に記されている。從つて行款を異にする器銘が五文あることは、器がもと少くとも五器以上あつたことを示すと考えてよい。

本器が少くとも五器以上の同銘の毀であることは、彝器文化のあり方の上から注意を要することである。從來も二器同銘の器、すなわち雙器の例は必らずしも少くなかつたが、五器以上に及ぶことは、共懿期以後に至つてあらわれる顯著な事實である。倗生毀五器・師酉毀三器・克鐘六器・克鼎八器などがそれであるが、本器は倗生毀とともに、後期の同制同銘諸器の風を開くものであつたといえよう。そしてこのような事實は、祭祀形式の變化を背景において、解釋すべきことであると思われる。

一一四、趩　觶

器名　趩尊攈古　趩簋通考

時代　共王薑作賓・唐蘭　懿王通考・斷代　孝王大系　夷王麻朔

收藏　「漢陽葉氏・武進費氏・吳縣吳氏」周存　「吳清卿中丞所藏器」綴遺　「冠斝樓藏器」冠斝

著錄

器影　恒軒・五〇　大系・二〇六　冠斝・補二　斷代・六・圖二　二玄・二七九

銘文　攈古・三之二・六〇　奇觚・五・一四　愙齋・一三・一一　周存・五・一　大系・八五　綴遺・一八・二三　小校・五・四一　三代・一一・三八・一　二玄・二七八

考釋　韡華・戊上・九　大系・一〇一　文錄・四・一〇　文選・下二・三　通考・五二・三四〇　麻朔・三・二九　斷代・六・一一三

器制　大小未詳。器は横・長ほぼ等しく、觶としては器高の低いものである。項下正中に獸首を飾り、その左右に夔鳳相對う帶文を付している。鳳文は鳥啄大、鳥身は柔軟にして冠毛が靡き、尾部は下垂内向している。器制文様を以ていえば、前期の遺制を存するものである。僞器があるらしく、斷代にいう。「一九四九年前後、在琉璃廠見一仿製者、其器口徑與高度約一五糎、形與同時之尊不同、今仍以觶名」。周存にも「曾於趛齋（武進費氏）一見之、癸巳復過吳門、知已歸顧鶴逸、鶴逸於古物鑒別、不如書畫、疑此是宋仿、然仍寶藏之」とあり、宋仿の疑いがもたれたとしているが、陳氏のいう仿製は、あるいは早くから廠肆の間に流れていたのかも知れない。

銘文　八行六八字

隹三月初吉乙卯、王才周、各大室、咸井叔入右趩

大室とのみいつて宮廟の名をあげないものには、師毛父毀・呂方鼎・剌鼎をはじめ、免尊・截毀・走毀などがある。中期の器にその例が多い。咸井叔の咸を、奇觚に句末におく動詞の咸であるとしているが、「入右」の下に直ちに咸をおくことは考えられない。攈古に咸を咸林の咸とし、咸林の



趩　觶



卷二　四五一～四五二

井叔はすなわち康鼎にいう鄭井と一人であるとしていう。

按鄭氏詩譜、初宣王封母弟友於宗周畿內咸林之地、是爲鄭桓公、今京兆鄭縣、是其都也、據此當爲邢之借字、邢爲鄭地、鄭在咸林、鄭未封以前、其地名咸林、不名鄭、故云咸井叔、咸井叔云者、猶阮書綏賓鐘銘云鄭井叔也

奇觚にこの說を駁して、咸林を咸と簡稱するのはおかしいとしているが、地名を略していうことは例のあることであり、郭・陳の兩氏はみな咸林說をとつている。ただ鄭の初名が咸林であつたとするのは誤で、それならば鄭井の稱は宣王以後の名となるが、咸井叔と鄭井の器は時期的に相並ぶべきものであり、鄭井叔の諸器は時期がかなり下る。通考には、咸井叔は曶鼎にみえる井叔であろうという。何れにしても井・井叔と稱するものであるから、その家はおそらく井の同宗であろう。趩は作器者の名。說文に「趩行聲也、一曰、不行貌、讀若敕」というも、字は王孫遺者鐘に「畏嬰趩趩」、また石鼓文に「其來趩趩」とみえており、その例でいうと翼〻の義である。異は翼戴の象を示す字形である。

王乎內吏、册令趩、更厥且考服、易趩戠衣・䟫市・冋黃・旂

內吏は內史。史・吏・事はもと一字である。更は賡續の意。陳釋に、更をいう例として班𣪘「更虢城公服」・師虎𣪘「更乃祖考啻官」・曶鼎「更乃祖考司卜事」、嗣をいう例に師嫠・師酉の二𣪘、𩰫をいう例として害𣪘・孔悝鼎・齊侯命左傳襄十四年をあげている。この銘では祖考の服事について記していないが、職事の世襲が慣例となつていた時期のことであるから、改めて職事を明示する必要がなかつたのであろう。

戠衣は卻咎𣪘をはじめ、免簠、豆閉𣪘にみえる。趞曹鼎一に、䟫市・冋黃・䜌を賜うているが、本器の賜與と近い。䟫市・冋黃については趞曹鼎一參照。旂はまた䜌・䜌旂ともいう。趞鼎の條參照。この條の賜與については、擴古に詳說がある。

趩拜䭫首、䫺王休對、趩蔑曆、用乍寶䵼彝、䡝孫子、毋敢家、永寶、隹王二祀

對揚の語を上下に析用するものには、克盨「克拜䭫首、敢對天子丕顯魯休䫺」・虢叔鐘「旅對天子魯休䫺」などの例があり、何れも「對……揚」という形式をとる。本器のように「揚……對」という形式をとるものは稀である。

祖考の服事を襲ぐことを命じた册命において、蔑曆を受けている例は極めて少く、この器の外、祖考に言及しているものは師望鼎・大𣪘一などがあるに過ぎない。蔑曆はもと事功を旌表する意の語であるが、のちには單に褒賞の語として用いられるに至つたのであろう。

䡝を擴古に「識也、藏也」の義とするも文義が通じがたく、綴遺に葉と釋し、陳釋に百世の合文とするも、何れも字形が合わない。「世孫子」の語は寧𣪘や師遽の器・守宮尊などにみえ、語例からみて世の繁文とすべきである。家は墜の初文。周公𣪘「對不敢家」・彔伯㦰𣪘「女肇不家」などの例がある。

卷二　四五三～四五四

訓　讀

これ三月初吉乙卯、王、周に在り、大室に格る。咸井叔、入りて趩を右く。王、內史を呼び、趩に册命し、厥の祖考の服を更がしむ。趩に戠衣・䟫市・冋黃・旂を賜ふ。趩、拜して稽首し、王の休に揚へて對ふ。趩、蔑曆せられ、用て寶䵼彝を作る。世孫子、敢て墜すことなく、永く寶とせよ。これ王の二祀なり。

參　考

陳氏は本器の器制・銘文について、その時期を論じていう。

此器一帶鳥文、是西周初期的孑遺、器製作時代、却應在共懿之世、此器所賞賜的命服、用于共王時器、參第七八器（師奎父鼎）、此器百世孫之語、以及稱年爲祀、並置于銘末、同于共王時器、參第八一器（吳彝）

この說では器を共懿期とするものであるが、斷代では本器を懿孝期の免組の中に列している。免組の井叔と本器の咸井叔とを一人としたためであろうが、これはなお定めがたいことである。銘末の「隹王二祀」は、吳方彝と同じ。吳方彝は「二月初吉丁亥」、本器は「三月初吉乙卯」で、その間二十八日であるから、曆譜において合う。吳方彝は師虎𣪘との關係から共王期と考えられる器であるが、本器はその同年の器であろう。日辰の上からいえば、師遽𣪘を穆王三年の器とする場合、その前年の曆譜に入りうるのであるが、字迹は穆初にまで遡ることが困難なように思われる。また器の夔鳳文がかなり古色を存するものであること、觶が後期にはすでにみえぬ器種であることなどからみて、共王期より下すことも妥當でないようである。

一一五、免　觶

器名　象尊寧壽　宂彝積古

時代　穆王唐蘭　懿王大系・通考　懿孝期断代　夷王厤朔　厲宣期樋口　宣王以前綴遺

收藏　「故宮藏」寧壽　「舊藏金蘭坡・吳大澂・費念慈」断代

著錄

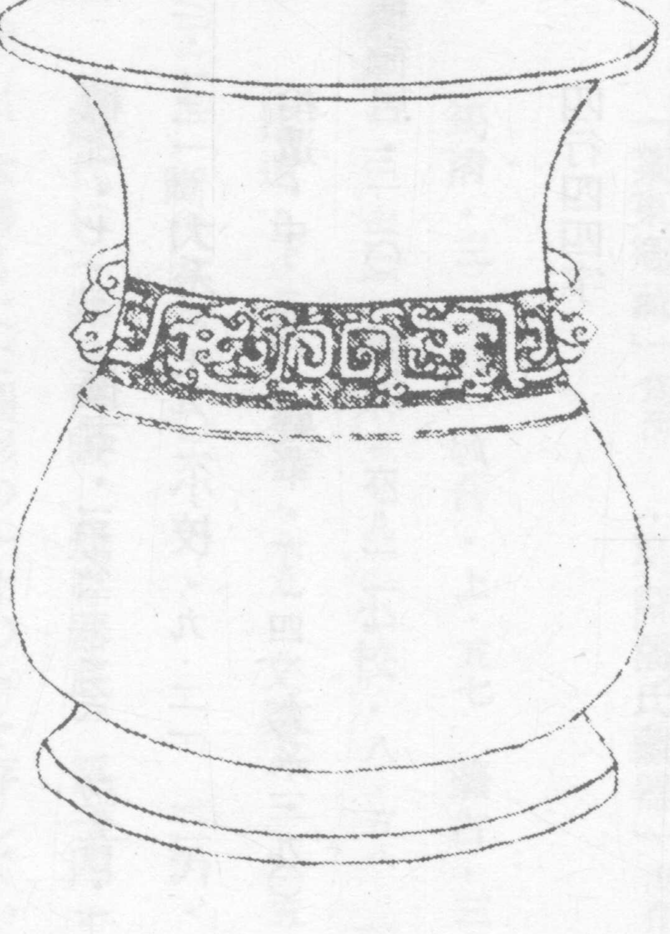
器影　寧壽三・一六　大系・二〇五

銘文　器　積古・五・三三（彝）　攈古・三之一・三一（彝）　奇觚・一七・一五（彝）　周存・五・八三（卣）　大系・八〇（觶）　綴遺・一二・二九（卣）　小校・七・四八（彝）　三代・一一・三六

蓋　周存・五・八三　大系にいう。「存錄一蓋銘、乃僞刻、存綴代校、乃免卣文」。（脩）同・一三・四三・三（卣、重）

考釋　餘論・三・五　韡華・己・一七　大系・九一　文錄・二・一七　文選・下二・一一　厤朔・三・三〇　断代・六・一一二

器制　寧壽にいう。「右高五寸五分、深四寸八分、口徑五寸七分、腹圍一尺五寸五分、重八十兩」。器は侈口、器腹の下部が大きくふくらみ、頸部正中の犧首を中心に、己字形の顧龍帶文を飾り、下に一弦文を付している。觶に顧龍文を帶文とすることは、あまり例をみない。



觶

銘文　器、五行四九字。蓋、七行四九字。蓋銘僞。

佳六月初吉、王才奠、丁亥、王各大室、井叔右免

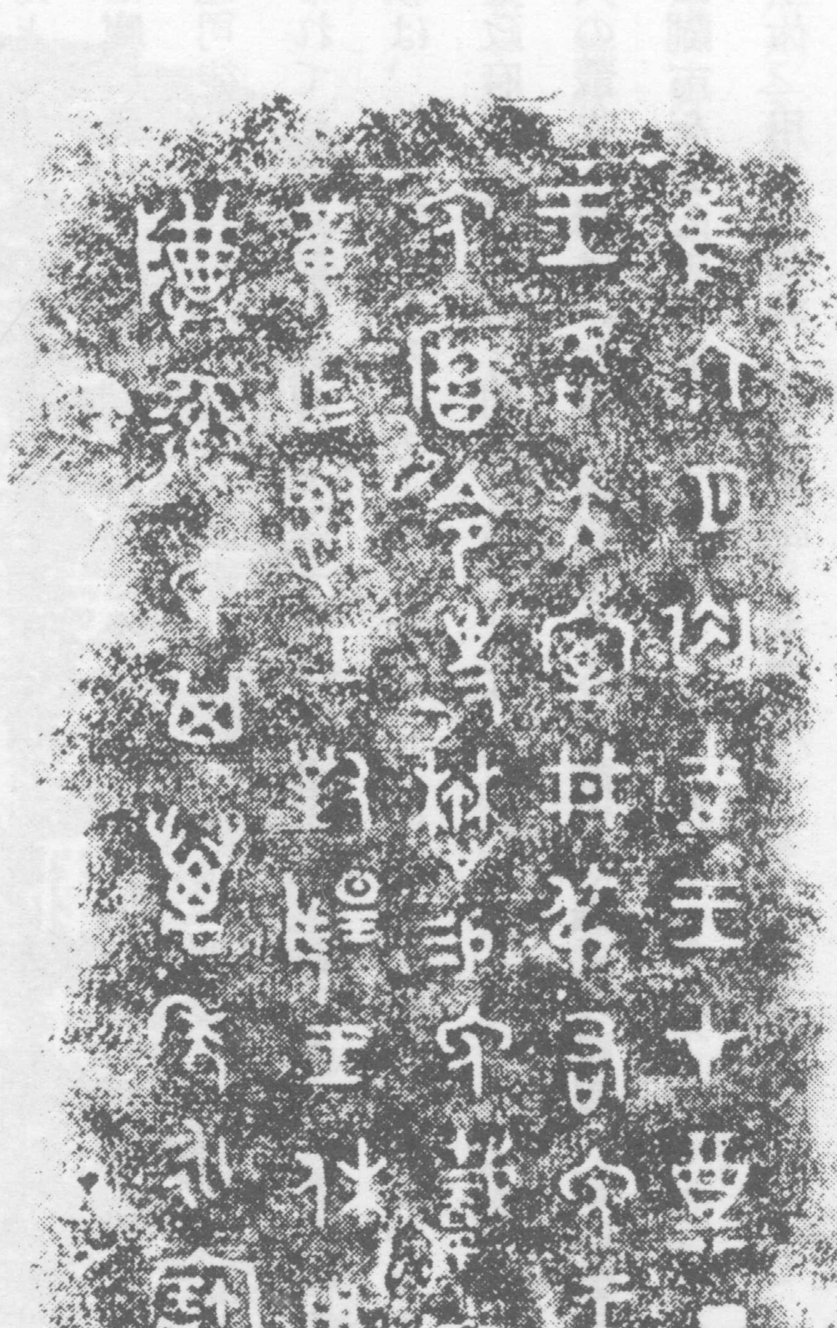
免

奠は鄭、京兆鄭縣の地。綴遺にいう。「按此爲西都之鄭」。竹書紀年に、穆王がこの地に祇宮を作ったと傳えられ、また鄭宮・春宮ともいう。太平御覽卷一七三引紀年「王才奠」というものになお大𣪘一があり、大はその地で蔑曆を受けている。なお奠については免簠の條參照。

右者井叔は、あるいは鄭の地にある鄭井、すなわち鄭の井叔であろう。鄭井叔康盨・康鼎はその家の器である。

王蔑免曆、令史懋、易免載市・同黃、乍嗣工、對䚄王休、用乍䵼彝、免其萬年、永寶用

蔑曆を受けた事功については記載がない。史懋には史懋壺があり、葊京において王から貝を賜うている。免にも史免簠があり、史職に補せられている。



載市は趞曹鼎一・趩觶・師奎父鼎などにみえる。載は才聲の字で緇をいう。同黃も趞曹鼎一にみえる。載市・同黃を賜うことは一時の風尙であつたらしく、陳氏はこれらの賜與を共懿期彝器の一特色とみなしている。

この文はまず賜物をいい、後に官職の任命をいう。豆閉𣪘にその例がある。嗣工は官名。百工を官司するもので、蔡𣪘に「嗣百工」、揚𣪘に「乍嗣工、官嗣量田甸眔嗣笠眔嗣芻眔嗣寇眔嗣工司」ともあつて、その管掌するところはかなり廣汎である。嗣工・嗣土の職事は、特定の地域や組織に屬するものを對象として官嗣することを命じている例が多く、免簠では嗣土として鄭地の林・吳・牧を官嗣することを命ぜられている。本器にいう嗣工もおそらく鄭の王宮所屬の百工を管掌する職であろう。鄭地で冊命が行なわれているのもそのゆえであろうと思われる。

訓　讀

これ六月初吉、王、鄭に在り。丁亥、王、大室に格る。井叔、免を右く。王、免の曆を蔑はし、史懋に命じて、免に載市・同黃を賜はしめ、嗣工と作す。王の休に對揚して、用て䵼彝を作る。免其れ萬年、永く寶用せよ。

參　考

周存・綴遺に器を卣とし、器蓋二文を收めている。三代の卣部に錄するものは、觶の銘を重錄したものであろう。綴遺にいう。

右宂卣幷蓋銘各四十九字、金蘭坡舊藏器、據拓本摹入、……此與積古齋款識所錄宂彝宂簠宂盉三器、及葉兵部之宂𣪘皆一人所作、惟宂彝銘與此同、特所據爲趙謙士侍郎摹本、舛譌殊甚、攈古金文、又據阮刻入錄、仍沿其誤、良由未見此器耳

器を實見したような記載であるが、それならば器種を卣と誤ることはないはずだと思われる。しかし周存には、器を實見しているらしく、銘末に跋していう。

是卣、器文至精、蓋遠遜、當是後配、壬子民元一九一二見於滬上、今不知何在

拓迹では殆んど確かめがたいが、郭氏が實見して疑問としているのであるから、葢銘には仿刻のものがあるのであろう。

兔にはなお簠・毀・盤があり、別に史兔簠と稱するものがある。毀・盤には本器と同じく右者井叔の名がみえている。

＊兔　簠

器　名　冘簠積古　兔簠小校

收　藏　「阮元所藏」積古　「舊藏阮元・丁樹楨」斷代

著　錄

銘文　積古・七・三　攈古・三之一・二五　敬吾・下・八一　奇觚・四・三　又・一七・三三　周存・三・一二一　大系・七九　小校・九・二一　三代・六・五二・四　河出・二二五　二玄・二八二

考　釋　拾遺・中・二四　韡華・丁・四　大系・九〇　文錄・四・二　文選・下三・一　麻朔・三・三五　積微居・一二〇　斷代・六・一二一

銘　文　四行四四字

隹三月既生霸乙卯、王才周、令兔乍嗣土、嗣奠還歡眔吳眔牧、易戠衣・䜌



嗣土の官は盠方彝に參有嗣として嗣土・嗣工の名を列擧し、𢦏毀には「令女乍嗣土、官嗣藉田」とあつて、藉田を官嗣している。この器では歡・虞・牧を掌り、周禮地官司徒にいう職事に近い。

「奠還歡」を積古に

奠定也、還通寰、寰古縣字、穀梁隱元年傳、寰內諸侯、釋文、寰音縣、寰內圻內也

とし、歡を雜と釋して「命奠定縣內之雜政」と解しているが、縣は齊器にはじめてみえ、「縣三百」の語がある。西周のとき、郡縣の制はまだ行なわれていなかつた。韡華にこの三字をすべて地名とし、鄭は南鄭であるという。大系には奠還を地名として「還當讀爲苑」、すなわち鄭苑にして、林・吳・牧はみなその地の職事であるという。斷代は苑林とつづけてよむ說である。

同毀曰、左右吳大父、嗣易林吳牧、與此同、是還相當于昜、昜林吳牧、相當于周禮司徒之場人・林衡・澤虞・牧人、此器還林、卽園林或苑林、還假作園、是園卽圃、詩七月、九月築場圃、而周禮場人、掌國之場圃、而樹之果蓏珍異之物、是司還卽場人、還或是苑

積微居にも還林とつづけてよみ、地名にして咸林のことであるという。

還歡二字當連讀、乃地名、余疑卽咸林也、鄭譜云、初宣王封母弟友於宗周畿內咸林之地、是爲鄭桓公、今京兆鄭縣、是其都也、咸還聲同、故銘文作還、而詩譜作咸、古人地不虛名、森林所在、則謂之林、林所在多有、則別之曰甲林乙林、咸林其一也、司鄭咸林者、其職葢與周禮地官司徒所屬林衡之職相當、林衡職云、掌巡林麓之禁令、而平其守、以時計林麓、而賞罰之、若斬木林、則受法於山虞、而掌其政令、是也

楊氏は同毀の昜林をもつづけて訓み、やはり林名としている。しかし同毀の「左右吳大父、嗣易林吳牧」という昜・林・吳・牧は四職の名を並列したものとすべく、本器の「歡眔吳眔牧」がそれに當る。銘文はその上に鄭還の二字を冠したもので、鄭還は地名であろう。還を園・苑に充てゝよむのはなお確かでない。兔毀によると、兔は周師の嗣歡の職を補佐している。兔觶には、王が鄭の大室において兔に嗣工の職に任じたことを記しており、鄭還とは鄭の近旁の地であろう。大系の兔觶の條下にいう。

奠當是井叔食邑所在之鄭、卽西鄭也、漢書地理志京兆尹鄭縣下注引臣瓚曰、周自穆王以下都于西鄭、師古非之、謂穆王以下無都西鄭之事、今本器言王在奠、與他器言王在周者同例、又農卣云、王在□应、其字殆亦奠字之異、則臣瓚所言、確有所本、葢自穆王以來、于西鄭設有離宮別苑。王則時往、就居也

この離宮別苑を、郭氏は暗に本器の鄭還、すなわち鄭苑に擬しているようである。鄭に別宮のあつたことは竹書紀年にもみえ、また觶銘に「王各大室」の語があることによつても知られるが、虞牧のことは宮苑で行なうべきものではないから、鄭還とはおそらく鄭の王領地で、鄭井などの所領と區別した名であろう。

歡は兔毀にみえる。毀では周師の嗣歡のことを佐助しているが、その地が廣大であるため、佐助の官を必要としたのであろう。歡を拾遺に鄙と釋し、周禮遂人に「四里爲酇、五酇爲鄙、五鄙爲縣」の酇としているのは、還を縣と釋する積古の說に牽かれて、その類するところを求めたにすぎない。歡は廩に通じ、山叢の利を收めるをいう。林に通用し、鐘銘に歡鐘というものは、後の林鐘に當る。周禮司徒の序官に、林麓を大中小に分つている。虞は山虞澤虞の虞、牧は牧人の職。兔は嗣土に任ぜられており、これらのことはすべて嗣土が最高職として鞅掌するところであつた。尤もこのような職は、散氏盤にもみえるように地域ごとに嗣土・嗣馬・嗣工がおかれていたので、周禮のような中央政府の官職體系と同じものではない。

賜與の戠衣・䜌はいわゆる命服である。戠衣は織采の禮服、䜌は鑾旂。豆閉・𢦏の二毀では戠衣の次に巿を加えている。

對䫸王休、用乍旅𩰫彝、兔其萬年、永寶用

兔の諸器中、この器と史兔簠とのみ旅𩰫彝を作るという。簠には行器・旅簠・賸簠というものが甚

だ多く、器の性質・用途と關聯するところがあると思われる。

訓　讀

これ三月既生覇乙卯、王、周に在り。免に命じて嗣土と作し、鄭還の散と虞と牧とを嗣らしむ。織衣・鑾を賜ふ。

王の休に對揚して、用て旅𩰫彝を作る。免其れ萬年、永く寶用せよ。

參　考

器は圖象を傳えず、器制を識りがたい。簠は免氏の二簠が時期の最も早いもので、簠成立の時期を考えるべき重要な資料である。樋口氏は免器の時期を厲宣期にありとし、免盤の器制が散氏盤と似ていることをその一證とされているが、しかし免器の時期は、免の諸器及びその關聯器についての愼審な檢討に待つべきであろう。たとえば散盤に近しとされる免盤は、普渡村出土の長由盤とそれほど時期を隔てたものでなく、また散盤を厲宣期に下すことにも問題がある。免毁にみえる周師は守宮盤にもみえる人であるが、その盤は器腹に顧龍文、圈足部に斜格雷文をもつもので、長由盤と時期の近いものであろう。すべて、免器の器制と銘文、その廷禮の形式や官職・賜與・字迹の全體を通じてみるとき、この器群を厲宣期にまで下して考えることは、不可能であると思われる。

＊免毁

收　藏　「葉東鄉藏」筠清　「吳縣潘氏藏器」周存　「今在上海博物館」斷代

著　錄

銘文　筠清・三・二八　敬吾・上・五七　攈古・三之二・五六　奇觚・一六・三二　窓齋・九・一六　周存・三・三二　大系・七九　小校・八・五八　三代・九・一二・二

考　釋　拾遺・下・六　大系・八九　文錄・三・二五　文選・下二・一五　麻朔・三・三六　積微居・一二七　斷代・六・一〇六

器　制　斷代に「器身已毀、殘存器底、徑一四・九糎」という。免氏の諸器はいまその大半を佚し、本器もただ圓形の一片のみを存している。

銘　文　六行六四字　盍銘三代表

隹十又二月初吉、王才周、昧爽、王各于大廟、井叔有免、卽令、王受乍册尹者、卑册令免、

昧爽は昧爽、小盂鼎にみえる。小盂鼎では昧爽に諸臣が入門して服酒し、明に至つて王が大廟に赴いている。一般の册命の儀禮に昧爽と稱するものは、本器の他には殆んどない。

井叔を、大系に曶鼎の井叔と同一人とみているが、おそらく鄭井叔であろう。免簠では免に鄭還の嗣土たることを命じ、免觶には「王在奠、……井叔右免」とあつて、鄭地で册命が行なわれている。

曶鼎のほか、咸井叔と稱するものもあるが、いま本器の井叔を鄭井叔とみておく。井氏は西周期の殆んど全期を通じてみえる名族で、周公の胤たる邢公の族から出ていよう。井侯よりのち、井叔・井季・井伯・司馬井伯、また井叔には鄭井叔・咸井叔と稱するものがある。井關係の諸器については、斷代六・一〇七頁以下・樋口第三章二・井器考に詳論があるが、別に一括して述べる。このうち井伯は多く穆共期諸器の右者としてみえ、井叔は時期的にこれと雁行する諸器にみえている。



右者の右に有を用いるのは稀有の例である。「卽令」は趞鼎「密叔右趞、卽立、內史卽命、王若曰」、蔡毁に「厥又見、又卽令」の語がある。文は趞鼎の形式を簡略にしたものとみてよい。左傳定四年「用卽命于周」の杜注に「卽就也」とあり、受命者の位置について命を受けさせる意である。從つて文は使役によむ。

受は授、者は書。命書を授けることは、頌鼎に「尹氏受王令書、王乎史虢生、册令頌」とあり、尹氏から王へ、王から史虢生へという形式が記されているが、本器では王が作册尹に授けて册命させる次第となつている。卑は俾にして使役、曶鼎に數見する。

曰、令女疋周師、嗣歕、易女赤⊗市、用事、免對䫉王休、用乍隮毁、免其萬年、永寶用

疋を大系に足にして嗣續の意とし、積微居には劉心源の說を採つて字を世と釋し、同じく嗣襲の意であるとする。その說にいう。

今按國語吳語云、吳國猶世、韋昭注云、世繼世也、……盍免爲周師之子、今王命免世其父職、故云世周師嗣歕也、元年師兌毁云、王乎內史尹册命師兌、世師龢父、嗣左右走馬五邑走馬、師晨鼎云、王乎乍册尹册命師晨、世師俗嗣□人佳小臣、……盍師兌師晨、爲師龢父及師俗之子、與此器文例同也、……盍周室行封建之制、天子諸侯皆父子世官、推而下及於師大夫士、亦父子相承、此爲古代社會一最顯著之制度、此器及師兌毁師晨鼎、皆明記其事

すなわち字を世と釋し、古代官職の父子世及の制を證しようとしたものである。しかし金文では、父祖の職事を嗣襲させるときには

趩尊　令女更厥考服

師嫠殷　令女嗣乃祖舊官小輔眔鼓鐘

のように更・嗣を用い、厥考・乃祖など、祖考の舊職を嗣ぐことを明示するのが例である。また疋という動詞には祖考の服職を明示する例がなく、その字は世と釋しうる字形ではない。字は斷代に疋と釋し左右の義としているのがよく、字は胥の初文で佐助の意である。善鼎に「左疋」、蔡殷に「𤔲疋」の語があり、佐助・併助の意である。截殷・弭伯殷には字を楚に作る。

周師は人名。守宮盤にその名がみえる。周姓といっても周室の一族とは限らず、周棘生など冊形圖象標識をもつ一族四三〇頁も周氏である。𣪕は林。兗簠にみえる。兗簠・同殷では、虞・牧と並擧されており、林叢のことを掌る職である。大系に「𣪕賓假爲林衡之林也」という。字は柴薪等を積倉する象とみられる。周禮序官に「林衡、毎大林麓、下士十有二人、史四人、胥十有二人、徒百有二十人」とあり、各地の林麓にこの職をおいた。截衣・玄衣や䜌などを併せ賜うことが多いが、ここは佐助の職を命ずるので、簡略に從ったものであろう。用事は趞鼎以下の器銘に習見する。

訓　讀

これ十又二月初吉、王、周に在り。昧爽、王、大廟に格る。井叔、兗を右けて命に卽かしむ。王、作冊尹に書を授け、兗に冊命せしむ。曰く、女に命じて、周師を胥けて𣪕を嗣めしむ。女に赤韍市を賜ふ。用て事へよ、と。

兗、王の休に對揚して、用て障殷を作る。兗其れ萬年、永く寶用せよ。

卷二　四六七～四六八

參　考

兗の職事は、兗觶において嗣工、兗簠において嗣土、兗殷では周師を輔けて𣪕を治めることが命ぜられている。何れも地域的な職事であつたらしい。兗にはまた盤があり、冊命には關しないが賜與のことが記されている。

*兗　盤

器　名　兊盉積古　鄭王藏盤敬吾　兊盤周存

收　藏　「吳縣潘氏藏」周存　「舊藏何天衢綏齋、今在柏林民俗博物館」斷代

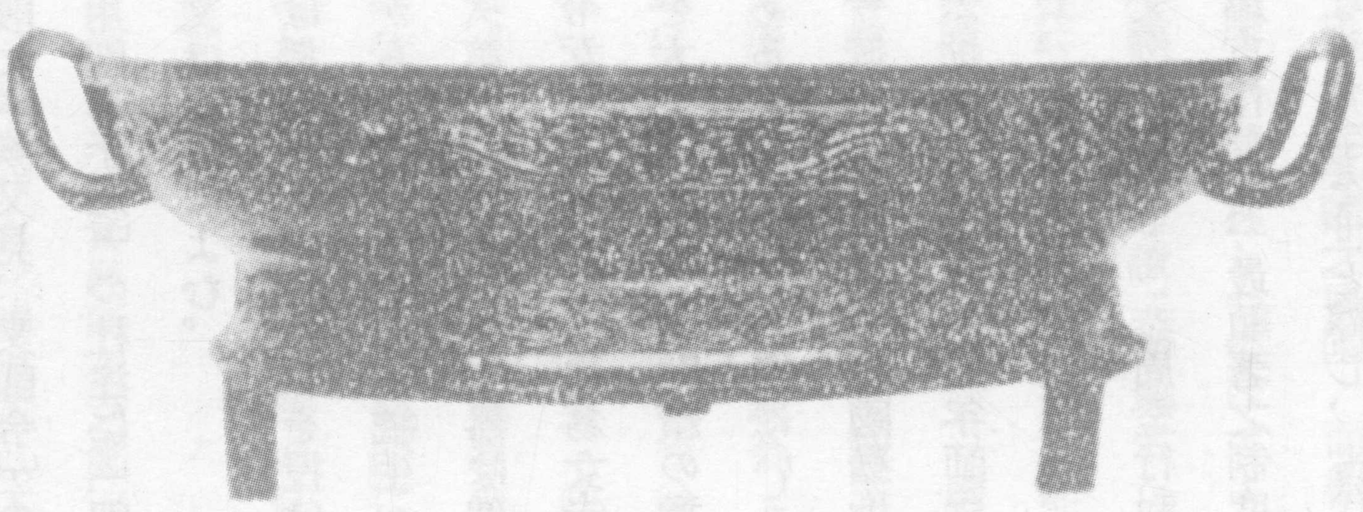
著　錄

器影　通考・八三三　殷周・圖二五・B・一五五　通論・二五五　二玄・二八四

銘文　積古・七・一七　敬吾・上・三　攈古・二之三・七四　周存・四・六　大系・八〇　小校・九・七七　三代・一四・一二・一

考　釋　全上古・一三・一三　拾遺・中・二九　韡華・庚下・二　大系・九〇　文錄・四・二九　文選・下三・一四　通考・四六一　麻朔・三・三五　斷代・六・一一三

器　制　通考にいう。「大小未詳。附耳三足、腹足均付夔紋一道」。長身の顧龍文をS字狀に綏やかに屈曲させている文様である。盤下の三小足は細くて短い。郭氏の圖錄に「或以爲盉、按盉無是長銘」という。大系に器影を收めず、器は早く舶載して歐州に入つていたのである。



兗　盤

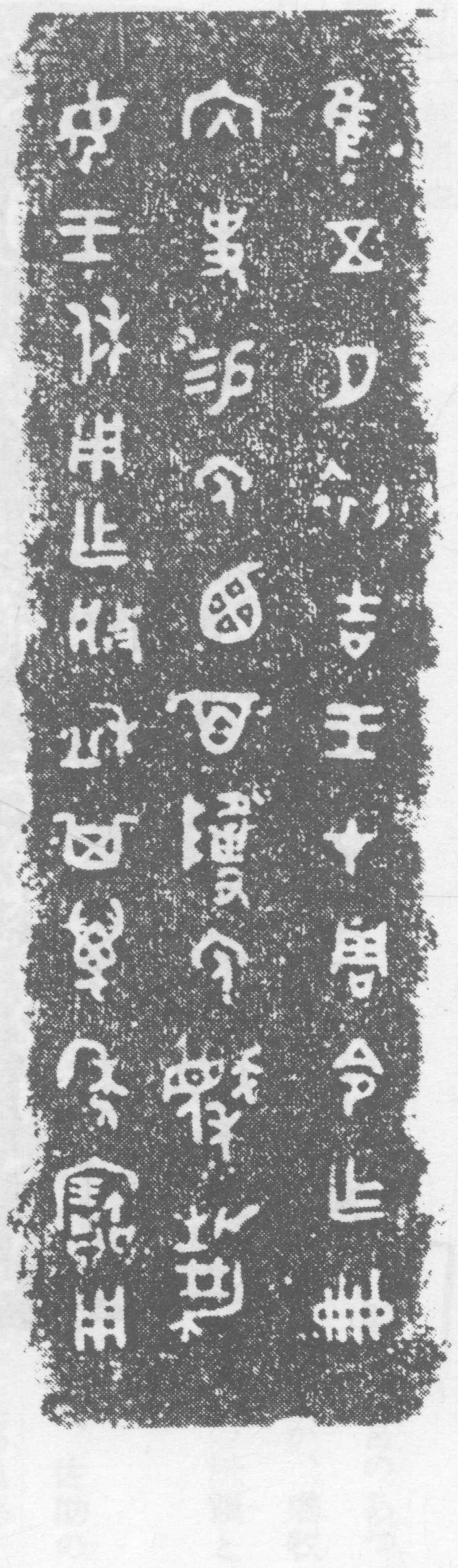
銘　文　三行三三字

隹五月初吉、王才周、令乍冊內史、易兗鹵百陵

鹵百陵は難解な語で、鹵田とみる說と鹽鹵とみる說とがある。積古にいう。

鹵、說文云、西方鹹地也、陵字說文所無、當卽說文蓃字、解云、規蓃商也、……一曰、視遽貌、一曰、蓃度也、左襄廿五年傳、楚蔿掩度山林表淳鹵、正義引賈侍中說、山林之地、九夫爲度、九度而當一井、淳鹵之地、九夫爲表、六表而當一井、此鹵地當曰百表、而曰百蓃、蓃卽度也、淳鹵而以度計、豈周制與楚異乎

卷二　四六九～四七〇



これは陵を蓃と釋して廣袤の單位數とし、淳鹵の地百表を賜與されたと解するもので、餘論もその釋に據つている。韡華は鹵を西方の鹽地、陵を地澤の專稱であるという。みなその地を賜うたと解するものである。

郭氏は鹵を淳鹵の地とせずに鹽鹵そのものと解し、陵をその容器の名で、かねて量を示す語であるとしていう。

鹵是干鹵字、象形、鹽鹵字、乃出假借、後干鹵字、以櫓若楯爲之、而鹵轉成爲鹽鹵字之專字、鹽竟从之以會意矣、本銘所錫者、殆係鹽鹵、陵字與障之結構相近、从由乃缶屬、大約卽盛鹵之器也

斷代にこの郭說を是とし、また晉姜鼎「易鹵賚千兩」とあるのを引いて、「當是鹽漬」という。何

の鹽瀆であるのか陳氏は述べていないが、郭氏は晉姜鼎の賷を小貝の名としているから、貝の鹽瀆ということになるわけであるが、賜與として類例のないものである。

鹵の字形は干鹵の鹵を示すものとされているが、器銘の字形を以ていえば、上部を括った橐の形、いわゆる括囊の象で、中にあるものは鹽鹵であろう。晉姜鼎の鹵賷とは、晉地の産である岩鹽を賦納させたもので、千兩とは車に積載して一車を兩の單位として數えたものであろう。百陵もまた鹽鹵の量をいう。後世では、鹽を計るに斤あるいは斛を用いる。陵字は由形に從うているが、由は西の初文と同じく籠形の容器であろう。郭氏は陵を榑・缶の屬とみているが、畚の形に近いようである。魚鹽の類を運ぶのに用いた。鹽は食糧の他にも用途廣く、當時極めて貴重な物資であった。

免蔑、靜毎王休、用乍般盉、其萬年寶用

諸家は多く免蔑以下王休までを一讀とするが、免蔑で一讀とすべく、また靜毎を靜母と釋しているが、女は毎の省文とみられる。

蔑を拾遺に勉と訓し、大系にも「免蔑謂免勉力之意、蔑假爲勉」という。字は蔑曆の蔑で旌表の義、也𣪘に蔑の一字を單用している例がある。

拾遺に王休までを一句とし、「猶言勉論譔女王之休美、而作此器」というが、文意を成していない。大系には靜女の二字を語とし、

靜女當讀爲敬魯、魯卽周公𣪘魯天子造厥順福之魯、乃是動詞

というが、字釋に無理がある。文錄には

蔑嘉美之義、以王之休寵嘉美其女、而作盤盉、以媵其嫁也、此句從來解者多誤

と論じて媵器と解するが、語法合わず、また文中に嫁娶のことを示す表現もない。斷代は蔑靜を蔑曆と同義の語とし、また女については「女王休卽如王休」というも女・如通用の例なく、文義も明らかでない。文はおそらく免蔑で句讀、蔑は蔑曆の意である。靜は竫。書堯典の靜言を漢書王尊傳等に引いて竫言に作る。女と釋されている文字は、おそらく毎の或る體であろう。大豐𣪘の敏字は女字形に近く、杞伯壺の敏字は母字形に作る。靜毎の二字連用、敏揚というほどの意である。「靜敏王休」とは「對揚王休」と同じ語例とみてよい。

「用作盤盉」とあるので、著錄には多く盉としているが、器影を見ていないからである。郭氏は盉にこの長銘の文なしといい、また「同作之器、必有盤有盉兩種、故云用作盤盉」と述べている。通考上・四五九頁も同說である。本器の他に、あるいは短銘を付した盉があったのであろう。斷代にはこれを盤匜と解し、「此器般盉卽盤匜、詳考古一一・七一三・一〇四、此時匜初行世、因其與盤爲相將之具、故鑄款于盤而曰般盉」というが、盉に盤盉と銘することは、他に王中皇父盉三代・一四・一一・二のような例があって、兩器を一具とすることが行なわれている。

訓讀

これ五月初吉、王、周に在り。作册內史に命じて、免に鹵百陵を賜はしむ。免、蔑せらる。王の休に靜敏して、用て盤盉を作る。其れ萬年まで寶用せよ。

參考

斷代に器の器制よりしてその時代を論じていう。

此盤的顧龍、近于共王時代而稍晚、它有附耳、而圈足下立小足、後者是受到同時𣪘有小足的影響、殷與周初的盤無耳、亦無相將的匜、只有到了此時、盤匜才確定爲水器、才用以記載較長的王命、所以墨子說、琢之盤盂、此盤形制、與長安普渡村出土穆王時的盤相同、見上文第七〇器（長由盉）下

墨子兼愛下に文を「琢之盤盂」に作る。器の形制は長由盤と近く、ただ圈足下に小三足をつけている。小臣謎𣪘・適𣪘など、𣪘には早くからみえている形式であるが、盤に小足を付している例は殆んどない。三小足は、後期三小足𣪘の足端が屈折するものとは、また異なっている。

以上、免の器は觶・𣪘・簠・盤の四器中、器の現存するものは盤のみであり、その盤もあるいは修補を經たものではないかと思われる。簠の出現の時期などを考定する資料として、免器は斷代上重要な意味をもつものであるが、器の識るべきものが少いことは惜しまれる。ただその字迹は行款の頗る整った小字風の謹飭體で、共懿期に最も盛行したものである。かつその銘辭の上からも、時期は共懿より下るものでないことが知られる。

免と釋した字については、穴・冘など異釋が多い。大系に「余謂乃冕之初文、象人著冕之形」とするが、それにしては冕の形が大き過ぎる。免は禮記曲禮上「冠毋免」、國語周語「左右免冑而下」、晉語「免冑而聽命」のように冠や冑を免ぐ意であるから、あるいは免冑の象を示したものであろう。甲の篆文は、この免の形に從うものとみられる。

免にまた史免と稱するものがあり、史免簠二器を傳えている。斷代に「其字體文例、不同于以上諸免器、其花文亦晚、與免無涉、應不在免組之例」というように、免器よりも時期の下るものであるが、いま便宜を以て免諸器の次に錄入しておく。

＊史免簠

器名　史宄簠 攈古　史它簠 愙齋　史冗簠 小校

時代　懿王 大系・通考・唐蘭　夷王 麻朔

收藏　一、「潘祖蔭・端方舊藏」斷代　二、「金蘭坡・吳式芬舊藏、今在山東博物館」斷代

著錄

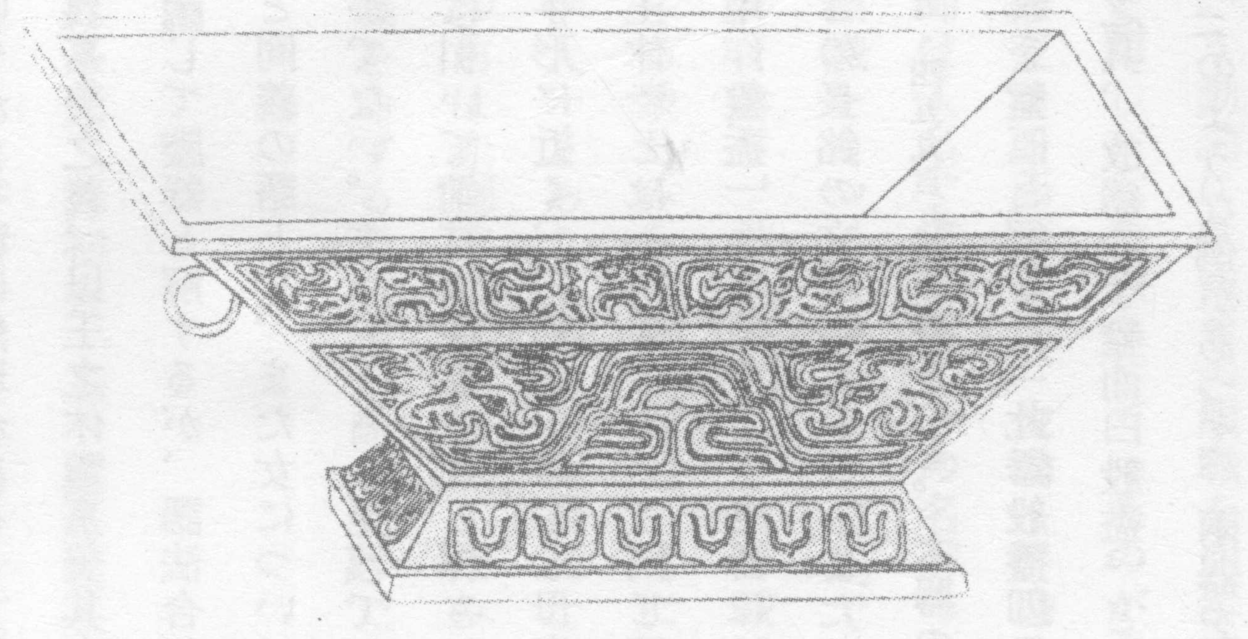
器影　一、陶齋・續・一・四一　大系・一三三

銘文　一、周存・三・一二七　大系・七九　小校・九・一五　三代・一〇・一九・一

二、攈古・二之三・一六　愙齋・一五・一六　周存・四・補　綴遺・八・二　三代・一〇・一九・二

考釋　大系・九〇　文錄・四・二　文選・下三・一　厤朔・三・三五

器制　第一器について陶齋にいう。「高四寸七分、深三寸二分、口徑長一尺三寸三分、濶一尺一寸、底徑長七寸三分、濶五寸六分」。器は口緣下に垂啄の大きなZ字形をなす夔様夔



史免簠

文を左右に配し、器腹にいわゆる公字形を含む波状文の左右に大きな夔龍文、また圏足に鱗文を列している。後期的な文様であるが、波状文と夔龍との組合せは一般的なものではない。また圏足に刳りがないことも異例とすべく、簠としては早期のものであることが知られる。

銘文　四行二二字。二器。第二器の銘文は第一器に比して字間がやゝ疏緩、第三行の其字を、第一器は箕に作るのに對して其に作る。周存に第二器の銘を二片載せているが、器蓋二文であるのか、重出であるのか不明。二者殆んど同じである。



史免乍旅匡、從王征行、用盛稻粱、其子〻孫〻、永寶用享

史免を郭氏は免諸器の免と同一人とし、陳氏は時期の異なる別人とする。免器より時期が稍しく下るものであろうが、ただ免簠はいまその器制を傳えず、本器と器制上の比較を試みることができない。

匡は瑚中に往の初文の形が書かれており、簠が普通には瑚中に古あるいは舍・誅に從う字であるのと、稍しく異なる。綴遺に字を匡と釋していう。

簠而曰匡者、爾雅釋言、匡正也、周禮夏官序官匡人鄭注同、玉篇、匡方正也、簠形正方、故名亦曰匡

簠の異名とするものであるが、本器のほかにも、尹氏簠三代・一〇・一三・一・師麻簠同・一三・二・叔家父簠同・一二・三など、何れも器名にこの字を用いている。簠の異構とみてよい字である。經籍に字を簠に作るのは、儀禮聘禮に、「夫人使下大夫、勞以二竹簠方」とあるように、普通には竹器を用いたからである。

旅は旅器。本宗外のところで用いる祭器をいう。小孟鼎に「邦賓隮其旅服、東鄉」とある旅など、その意であろう。文首にまず器を作ることをいうのは、伯亥殷「伯亥隮其作西宮寶」などの例もあることであるが、簠器の銘では普通の形式である。

「從王征行」は、後の器では「用征用行」のような表現をとることが多い。陳公子甗・甫人盨などにみえている。毛公鼎にも「用歲用征」という語があり、後期の語法である。征行とは巡撫遊豫のことなどをいう。

「用盛稻粱」も簠銘の常語。簠は稻粱を盛る器である。綴遺にいう。

按公食大夫禮、宰夫膳稻于粱西、注、進稻粱者以簠、周禮、掌客簠十、注、簠稻粱器也、又舍人、凡祭祀共簠簋、注曰、方曰簠、圓曰簋、盛黍稷稻粱器

器の陳設のしかたについては、聘禮・公食大夫禮に詳しい。

文は匡・行・粱・享の四字押韻。韻の關係よりいえば、匡は陽部の諸字と韻し、簠は魚部の字と韻しており、匡と簠とは音が多少ちがっていたようである。簠銘には短文であっても押韻のものが多い。

訓讀

史免、旅匡を作る。王の征行に從ひ、用て稻粱を盛る。其れ子〻孫〻、永く寶用して享せよ。

參考

簠は免簠などからはじめてみえる新しい形制のもので、盨・匜等とともに後期的な器種である。簠も、他の青銅器と同じく、青銅化する以前から、土器あるいは竹木の器として行なわれていたものであろうが、器の性質上、青銅化の時期が後れ、祭祀儀禮の變遷に伴なつて彝器として出現してきたものであろう。簠の字形は、前期末の伯雍父諸器にみえる𣪕侯の𣪕のように、この器種を示すとみられる文字がすでにあり、おそらく竹器の簠は早く存在していたであろう。祭祀に稻粱を供薦することが、後期に至つて重んぜられるようになり、從來の醴酒犧牲中心の祭儀から、稻粱粢盛を尙ぶ風が起つて、簠の青銅器化が進んだ。それがほぼ免器の時代であり、史免簠には、早期の簠の器制を示すものがあるとみられる。

器は陶齋にその圖象を收めるのみであるが、その文様において、また圏足にして四足形をとらず、耳は環耳にして犧首飾のないことなど、後の簠と趣を異にする點が少くない。おそらく免組の器とそれほど時期の隔絶するものでなく、一・二代の間のものでないかと思われる。

器の字迹は、免諸器の銘に比べると、甚だ流麗に赴いている。免器は穆共期の整齊なる小字體であるが、本器は懿孝以後の書風を示すものといえよう。

一一六、弭叔殷

時代　「訇殷宣王器 與弭叔之器同出、弭叔器當較早、然年代相去當亦不甚遠」郭釋　「宣王前後」樋口

出土　「一九五九年六月間、藍田縣城南約五華里寺坡村北溝道中、陸續發現一批西周青銅彝器」段紹嘉　出土十六件。出土の事情については、詢殷の藍田諸器の項にいう。



弭叔殷

收藏　「今藏西安陝西省博物館」郭釋

著錄

器影　郭釋文物・一九六〇・二　又、文史論集　樋口圖版・二八

銘文　郭釋同上

考釋　郭沫若「弭叔簋及訇簋考釋」文物・一九六〇・二　又、文史論集　容庚「弭叔簋及訇簋考釋的商搉」文物・一九六〇・八・九　陳世輝「訇簋及弭叔簋小記」同上



器制　郭釋にいう。「器通高二六・六糎、口徑二四糎、腹圍九四・五糎」。器蓋に變様夔文の帶文あり、他は瓦文。兩耳、珥あり、圈足下に三小足を付す。井叔の名のみえる諸器中、最も後期的な形式をもつものである。

銘文　七行七二字

隹五月初吉甲戌、王才莽、各于大室、卽立中廷、井叔內右師宋、王乎尹氏、册令師宋、易女赤舃・攸勒、用楚弭白

甲戌の甲を兮甲盤の甲と同形に作る。卜文では上甲の甲をこの形に書くので、容庚氏は干支のときと人名ともと區別があつたものが、この器の頃から混同しはじめたのであろうという。

莽は莽京。郭氏は豐、段釋に方とするも、容氏は吳大澂の說文古籀補・鄭業學の獨笑齋金石文考の說をとり、鎬の初文とし、德方鼎の「自蒿」をその證としているが、なお字のままに莽と釋すべく、鎬とは地異なる。莽京の名は、史懋壺以後にはみえぬようである。井叔は免器など、この期の廷禮に右者としてみえる。師宋を郭氏は察、段氏は家と釋するが字形稍〻異なる。禾に從う字形らしく、一應近似の字に釋しておく。赤舃は師虎殷に、攸勒は盂殷にみえる。この二者のみを組合せた賜與は、あまり例がないようである。

楚は胥。郭釋にいう。「楚字假爲胥、毛公鼎大小楚賦、孫詒讓釋爲大小胥賦、楚與胥同從疋聲、故可通、在此用爲輔佐之意、弭伯當是弭叔之父兄」。容氏はさらに方言六「胥輔也、吳越曰胥」・廣雅釋詁二「胥助也」を引く。陳釋には、弋盉三代・一四・一〇の楚保の語をあげている。册命は弭伯の輔佐を命じたものであるが、作器者の本官は師の職である。普通ならば、兼職の場合、載殷「楚走馬、取遺五寽」のように特別の職務俸をつける例であるが、本器にそれがみえないのは、あるいはこれを略したものであろう。

師宋拜頴首、敢對覨天子休、用乍朕文且寶殷、弭叔其萬年、子〻孫〻、永寶用

受命者と作器者との名が異なつているので、郭氏は「師察又稱弭叔、可知察其名、叔其字、弭其封邑、器出于藍田、可知弭邑卽藍田一帶」というが、容庚氏は文を「用作朕文祖弭叔寶殷」とよみかえて、「弭叔乃師宋的祖父、弭伯乃師宋的伯祖父、分師宋・弭伯・弭叔爲三個人」という。弭氏の器に伯・仲・叔三家の器があるので、容說は甚だ理に合うが、いま弭叔をその家名とみて、銘文の位置のままによんでおく。

参考

本器は藍田諸器の一で他器との關係からも重要な器であるが、弭氏の消息を知るためその關聯器をまとめておく。弭伯・弭仲・弭叔の三家あり、藍田器群中には弭叔の器七器がある。

*弭伯匜　考古・六・四　博古・二一・四」薛氏・一三・六　嘯堂・七二　又・九六

器は後期の匜。史頌匜などに近いものであろう。銘に「弭伯作旅匜、其子〻孫〻、永寶用」とあり、嘯堂の又一銘には子孫に重文がない。器は二器あつたようである。



弭叔鬲

*弭仲簠　考古・三・四二」薛氏・一五・三復齋・一九」奇觚・一七・二四麻朔・五・一八　樋口・七五　考古にはまた集古本を載せる。藍田出土の器。器は器蓋正中に饕餮を飾る。おそらく鑄子簠通考・三五二　十二家・雪八などに近い器であろう。文五十字。簠としては曾伯・陳逆の二器に次ぐ長文である。中に「用鄉大正、寵王賓」の語あり、大正・寵の語は梁其鐘にみえている。文は全體として曾伯霖簠に近いが、難字多く、いま載せるのを略する。

*弭叔鬲　三器。藍田諸器の一。圖は郭釋圖版三三・樋口圖版二八に各二器を載せる。器高いずれも一三・二糎、平口緣、短足。腹に二弦文、下は足部まで直文。樋口氏は

その器制を厲宣期とする。張家坡出土の二鬲も同制であり、なお遡りうる可能性がある。文は淸拓なくよみがたいが、「弭叔乍□妊齋鬲」の七字を銘している。

＊弭叔盨・二器。藍田諸器の一。圖は郭・樋口兩氏の文にみえる。全瓦文。無耳。銘は殘泐多きも、「弭叔乍旅盨、其萬年永寶用」の十一字である。

＊弭叔盨　貞松・六・四一　綴遺・九・一四　三代一〇・三九著錄に多く段と誤り錄している。叔班は弭叔の家の人で、故人である。「改乍朕文考乙公旅盨」のように、旅器の上に人名をいうときは祭器である。文にいう。「隹五月既生霸庚午、弭叔乍叔班旅盨、其子〻孫〻、永寶用」。

以上の諸器を通じてみるに、弭叔段にみえる弭伯は右者井叔と同期にして弭伯匜の弭伯と同じから ず、弭仲簠は器制・銘文からみて後期に屬し、弭叔の鬲・盨も、弭叔段にいう文祖弭叔ではありえない。段の師宋を井叔と同期とする限り、段の弭叔は少くとも穆共期以前となるからである。從つて弭氏の伯・仲・叔はその稱號を世襲して穆共期より後期に至つたものとすべく、みな段にみえる弭伯・師宋の後人と考えてよい。井叔の場合も同樣の考え方をすることも不可能ではないが、諸井はそれぞれ名號を區別した氏號を稱しているので、一應右者井叔を一人とみなし、本器を井叔諸器の最後に列しておく。なお本器をも含む藍田諸器については、訽段の條に述べる。

容庚氏は、作器者は師宋であるから師宋段というべきであると論じているが、弭氏諸器との關係もあり、その家が弭叔と稱していたことも考えられるので、いま舊稱のまゝ錄しておく。

一一七、史懋壺

器　名　史懋壺蓋綴遺

時　代　穆王唐蘭　懿王大系・通考　厲王厤朔

收　藏　「海昌蔣氏夢華館藏」從古「武進費氏藏器」周存「平湖沈書森瑋寶所藏器、今歸李眉生㢘訪」綴遺

著　錄

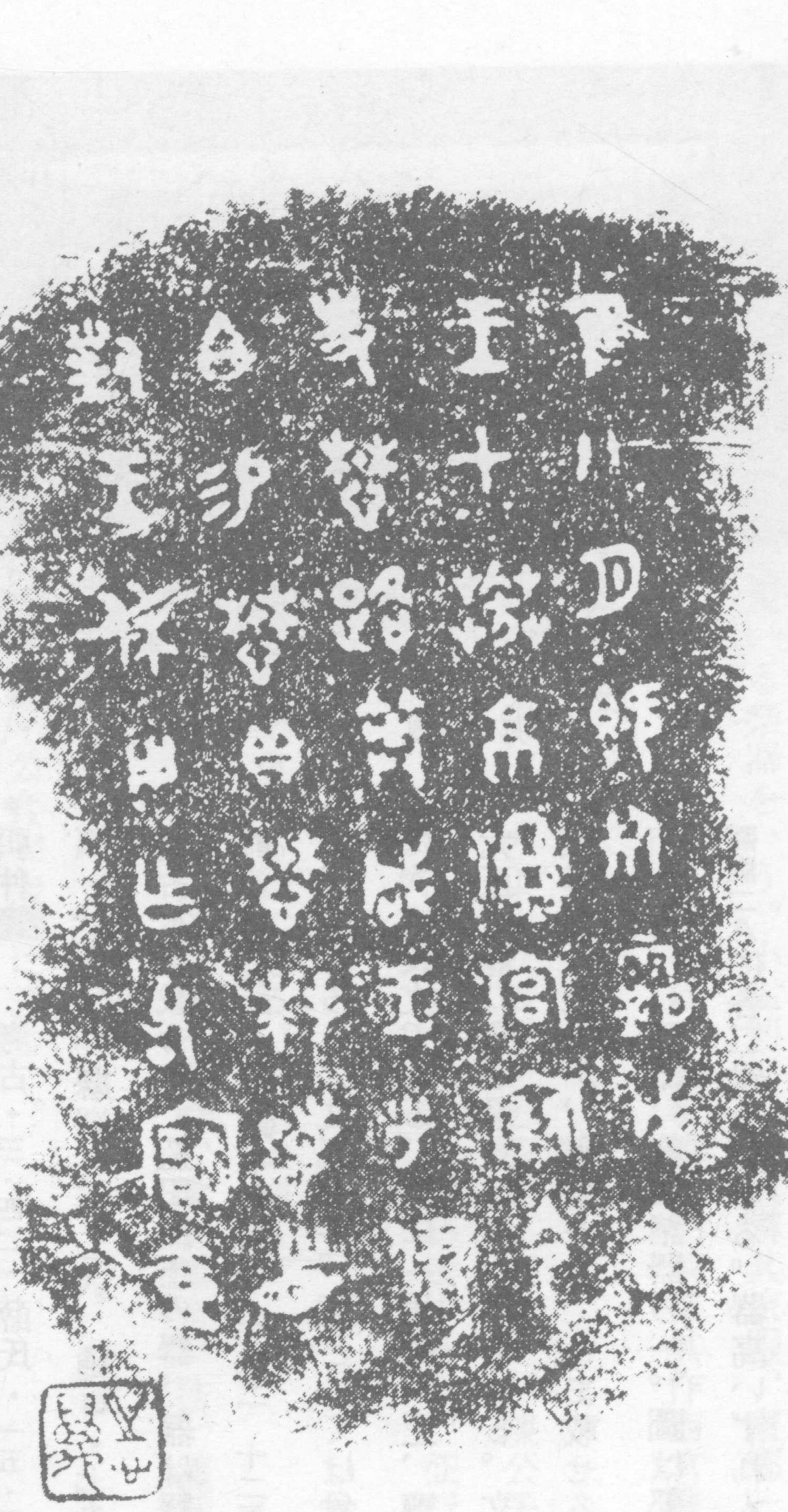
銘文　從古・一・六　攈古・三之一・一八　愙齋・一四・一三　周存・五・四〇　大系・八〇　綴遺・一三・七　小校・四・九三　三代・一二・二八・一　二玄・二七六

考釋　餘論・三・一　韡華・庚中・一　大系・九一　文錄・四・一八　文選・下二・五　厤朔・四・三〇　積微居・二四七　斷代・六・一一三

銘　文　蓋文　五行四一字

隹八月既死霸戊寅、王才葊京溼宮、寴令史懋路筭、咸

葊京は成康以後、昭穆期の諸器に最も多く見えるが、この器より後にはその名がみえない。綴遺に葊を方の繁文とし、詩の出車「王命南仲　往城于方」・六月「侵鎬及方　至于涇陽」の方に充てゝいるが、葊京は辟雍のある地で、涇北の軍事據點ではない。溼宮は辟雍諸宮の一。從古に溼宮を下文の寴につづけて「溼宮寢」とするが、二字が異なる。溼は爾雅釋地「下溼曰隰」とみえる。綴遺に、天子の宮廟が特に下隰の地に作られる道理はないから、溼宮とは秋令を行なう宮であろうという。



管子幼官篇則謂、秋、君服白色、味辛味、聽商聲、治溼氣、注、秋多霖雨水、故治溼、此正以八月在溼宮、是秋令所居、以行時政而名也

このような時令と王宮との關係は、禮記月令など月令類にみえるものであるが、金文にその證なく、また月令にいうところは明堂內部の居室であつて、宮を易えるのではない。韡華には、爾雅の義によつて下宮をいうとする。宮の名義は知りがたいが、學宮・射盧と同じく、辟雍諸宮の一であろう。

下文に記す儀禮によつて考えると、それは寢室の類であるらしい。

寴は說文に「寴至也」とあるも、親の異文である。史懋の名は免觶にみえている。路筭は難解な語で異說が多い。筭は愙齋・小校に缺釋のほかは多く筭と釋し、綴遺は筮と釋している。郭氏は舊說のうち、大筭とする說を是としていう。

路筭咸句、頗有異說、徐同柏云、路正也、筭射筭、咸讀爲函、甲革之屬、周禮大史、凡射事飾中舍筭、執其禮事、蓋陳禽習射、而命懋正其事也

孫詒讓云、徐說非也、此路卽道路字、筭謂會計按比之事、咸謂其事有成、說文ロ部云、咸皆也悉也、詩魯頌閟宮、敦商之旅、克咸厥功、鄭箋云、咸同也、皆悉同並與成事之義相近

今按、筭當從徐、咸當從孫、寴令史懋路筭、咸、語法與班段令錫鋚勒咸同例、令亦錫也、言王親錫史懋以路筭也、路當解爲路寢路車之路、大也、竊意古人言路、猶後人言御、凡王者所用之物、皆得冠以路字、路筭謂御用之大筭也、王既親錫史懋以路筭、又命伊伯錫之以貝焉、故史懋作器以紀之

舍筭に用いる路筭と貝とを、何れも賜與の物とみるものであるが、文は路筭のことによつて賜與を

えたことを記したものとすべく、こゝはその事功を述べる語である。

韡華には、その事功を車徒をえらぶことであるとしていう。

按此字所從當係合二工字、有計算之誼、較從弄誼爲長、算籌之制、虞夏時已有之、山海經、豎亥右手持算、可證、則籌算之物、上古已有之、又周禮大司馬、算車徒、注謂數擇之也、此文所云路算之事、或如周禮所載者是也

しかし車徒をえらぶのに、葊京の㝬宮においてこれを行なうのは、いかにも不類のことである。

方濬益は字を筭とせず筮と解する説であるが、從つて文を露筮のことであるという。

儀禮小牢饋食禮、史、朝服左執筮、右抽上韇、兼與筮執之、路筮猶言露筮

この説は、おそらく露蓍のことをいうものであろう。積微居にその義を布演詳説していう。

今按、方說皆是也、……按甲骨文有𢀛字、卽今巫字也、知者、殷虛書契後篇上卷五葉云、其用𢀛華且戊、若、此卜用巫華且戊也、文云用巫、猶易巽卦九二爻辭言用史巫紛若也、又下卷四二葉云、癸酉卜、𢀛寧鳳、此卜巫寧風也、知𢀛之爲巫、……則筭之爲筮、乃確實無可疑矣、露筮也、謂露蓍也、古人將筮、必先露蓍、知者、漢書卷九十一張禹傳云、禹見時有變異、若上體不安、擇日絜齋露蓍、正衣冠、立筮、服虔注云、露筮易蓍於星宿下、明日乃用、言得天氣也、此露蓍之說也、所露者爲蓍、而銘文云露筮者、古人用蓍爲筮、卽稱蓍爲筮、……蓍可稱筮、故漢書云露蓍、而銘文云露筮也

いま以上の三説についていえば、郭氏の大筭説は、大筭と貝とをともに賜與の物とみるものである

卷二　四八七～四八八

が、その間に咸の一字をおく語法がなく、また大筭とする釋字にも問題がある。筭は算と字形異なり、杕氏壺の算は目に從う。器銘の筭は三體石經にみえる古文の筮と最も近く、やはり筮と釋すべき字であろう。これを路筮というのは龜に太龜・玄龜・靈龜というに同じ。命龜の辭には、「假爾太龜之有常」というのが例である。韡華に籌算にして車徒をえらぶとするのは經籍にその證なく、葊京は軍の簡閲選徒をなすところではない。また積微居にいう露筮・露蓍のことは漢人の說であり、下文にみえる賜與の事功としてもふさわしいものではない。古くは史が卜筮のことを兼ねており、その常職であつて、特に顯著な事功とはしがたいからである。

字を路筮と釋し、その字釋の上から考えると、これは卜筮を用いる特殊な儀禮をいうものであろう。この場合、㝬宮の性質が問題となるが、㝬の字は兩系の絲を字の要素としている。神事に關して絲と卜筮との關係をもつものとしては、蠶室における卜筮が考えられる。その禮について、禮記祭義に次のような記述がある。

古者天子諸侯、必有公桑蠶室、近川而爲之、築宮仞有三尺、棘牆而外閉之、及大昕之朝、君皮弁素積、卜三宮之夫人、世婦之吉者、使入蠶于蠶室、奉種浴于川、桑于公桑、風戾以食之、歲既單矣、世婦卒蠶、奉繭以示于君、遂獻繭于夫人、夫人曰、此所以爲君服與、遂副褘而受之、因少牢以禮之、古之獻繭者、其率用此與、及良日、夫人繅、三盆手、遂布于三宮夫人世婦之吉者、使繅、遂朱綠之、玄黃之、以爲黼黻文章、服既成、君服以祀先王先公、敬之至也

この文は、古い時代に神衣を縫製する女工の祕儀を記したもので、民俗學的にも種々の問題を含んでおり、おそらく古い傳承に本づくものであろう。水涯に密室を作り、水に浴し、俗から隔離された狀態において神衣を織るというこの儀禮は、わが國の齋服殿といわれているものと相通ずるところがある。

葊京は周の神都として、そこに明堂辟雍があり、神事的な古儀を行なう諸官があつた。蠶室は後には死罪繫囚のところとされたが、本來は神衣を織る織女を隔離する齋服殿であり、本器にいう㝬宮はおそらくそういうところであろう。祭義によると、蠶室のことが開始される際、天子自ら皮弁素積して涖み、三宮の婦人・世婦の吉者を卜したという。卜と筮とは關聯するもので、周禮占人は占龜のことを掌るものであるが、「以八筮占八頌」とあり、筮人にも「凡國之大事、先筮而後卜、上春相筮、凡國事共筮」とみえている。卜筮は古く史がこれを掌り、左傳・國語にみえる占卜は多く史の行なうところであつた。史官執筮はその本來の職事である。

以上によつて考えると、㝬宮はおそらく後の蠶室にあたる齋服殿であり、水涯の地に設けられ、神事に用いる養蠶織衣のことを行なつたところである。この器銘では、王が親しくその宮に涖み、史懋をして路筮せしめ、蠶室に奉仕すべき織女、あるいは祭祀に奉仕すべき夫人・世婦を占筮させたのであろう。史懋は史官としてその職事にあるものであるからその古儀に奉仕し、無事にその任を終え、かくて下文にいう賜貝をえているのである。もし以上のように解しうるならば、祭義にいう蠶室儀禮の古儀を傳える、貴重な資料ということになろう。

王乎伊白、易懋貝、懋拜䭫首、對王休、用乍父丁寶壺

卷二　四八九～四九〇

伊伯は他に所見なく、伊𣪘の伊とは時期が異なり、別人であろう。史官には東方出自の者が多く、本器でも貝を賜い、父丁の器を作つている。神事的な儀禮には、多く東方の異族がこれに奉仕していたのである。

訓讀

これ八月既死霸戊寅、王、葊京㝬宮に在り、親しく史懋に命じて路筮せしむ。咸る。

王、伊伯を呼び、懋に貝を賜はしむ。懋拜して稽首し、王の休に對へて、用て父丁の寶壺を作る。

參考

陳氏は「壺銘字體、與免器相同」というが、字迹のみを以ていえば、辟雍儀禮の諸器、すなわち靜・遹の器の小字體の系統に屬している。器は早く佚していたらしく、周存に

史懋壺僅存一蓋、記與趞齋師武進費氏共賞於㝔不舍齋中、如昨日事、屈指已廿餘年矣

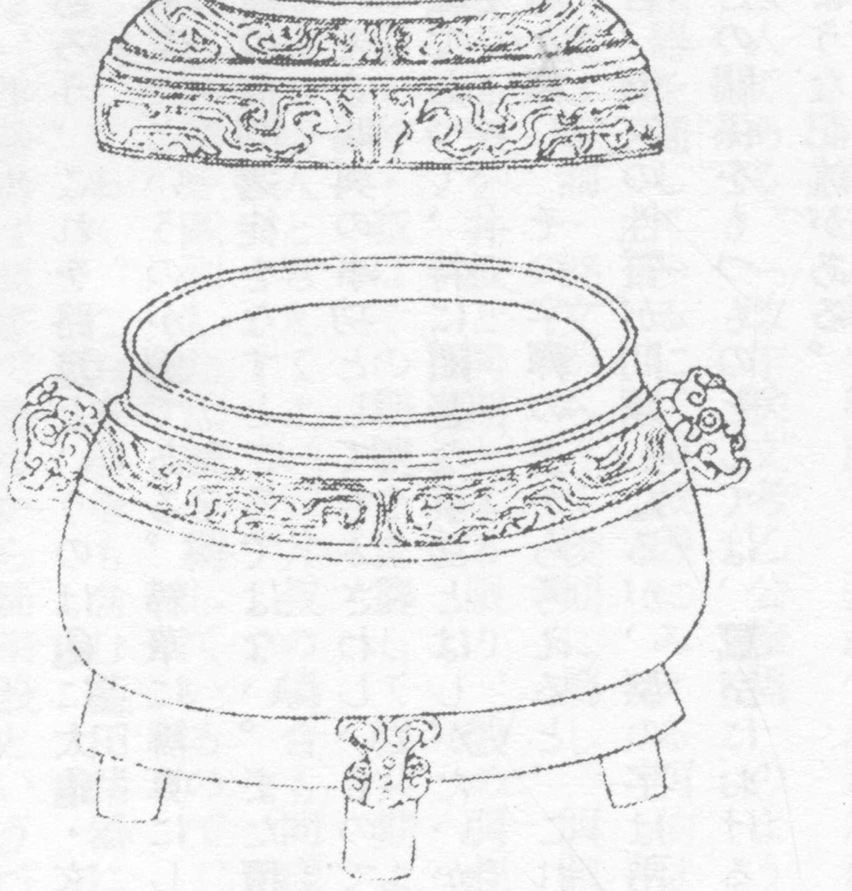
と記している。蓋銘とすれば、その銘拓からみておそらく蓋の內底に鑄銘されているものであろう。かなり大きな壺であつたようである。𠙶・壺など、後期器種の先蹤とみるべき器物が免關係の器物にあらわれているのであるが、それらが何れも器を佚し、圖象をも傳えていないのはまことに惜しむべきことである。

一二八、大毀一

器名　大中敦甲編　矢敦文錄　矢毀二麻朔

時代　昭王麻朔　共王以後斷代

收藏　「內府藏」甲編



大毀一

著錄

器影　甲編・一二・四〇

銘文　三代・八・四四・三　二玄・二四八

考釋　文錄・三・五　文選・下二・一三　麻朔・二・三一　斷代・六・一一二

器制　甲編にいう。「通蓋高六寸、深三寸四分、口徑五寸四分、腹圍一尺九寸、重一百三兩、兩耳犧首、環耳をなし、圈足下に犧首のある小三足を付している。器蓋に夔樣䕫文の帶文あり、器腹の大部分は素文である。蓋鈕の下に一穿孔がある。器制は果毀通考・三三五に近く、耳は鐶を失つている。

銘文　器蓋二文。五行四〇字。蓋文は第二行の易字が左文となつている。

唯六月初吉丁巳、王才奠、蔑大曆、易芻羍犅、曰、用啻于乃考

免觶に「隹六月初吉、王才奠、丁亥、王各大室」とあり、丁亥より丁巳まで、何れを前後とするも三十日を隔てゝいる。同年の器ではありえないが、「在鄭」をいう器は他にみえず、兩器の時期は相近いものであろう。麻朔に器を昭王に、免器を夷王に屬しているが、本器も免器とほぼ同期と考えてよい。

芻以下を文錄に「馬騂剛」と釋しているが、第一字は馬ではない。卜文の芻に近く、散氏盤にもこの字がみえる。いま芻と釋しておく。若もしくは有とよむ說もあるが、字形が異なる。羍も卜辭に習見し、牲牢の名に用いている。犅は犅、說文に「特牛也」という。馬には駒を用いる。大鼎に「王召走馬雁、令取𩦲駉卅二匹、易大」とみえている。芻羍はおそらく芻豢であろう。圂養して牢牲とする意である。下文に「用啻于乃考」とあるように、父を禘祀するために特に賜與されたものである。



啻は禘の初文。嫡はこの形から出ている。禘はのち王室がその嫡祖を祀り、あるいは時祭の名となつたが、古くは世族がみなその祭祀を行つたもので、文錄にも「據此可知人臣亦可言禘」という。小盂鼎に「用牲啻周王□王成王」のように嫡系を衣祀する場合と、本器や剌鼎「王啻、用牡于大室、啻卲王」のように特祀の場合とがある。

大拜頟首、對駅王休、用乍朕皇考大中䵼毀

大には周初に作册大方鼎があり、後期に大毀・大鼎がある。時期異なり、別人であるが、大方鼎にしても大鼎にしても、何れも馬を賜うており、家系・職事の上に何らかの關聯があるのかも知れない。

訓讀

これ六月初吉丁巳、王、鄭に在り。大の曆を蔑はし、芻羍の犅を賜ふ。曰く、用て乃の考に禘せよ、と。

大、拜して稽首し、王の休に對揚して、用て朕が皇考大中の䵼毀を作る。

參考

銘文中に「王在鄭」とあるので、免觶の關聯器として錄しておく。字迹は免器に比してやゝ和潤の趣があり、師遽毀などに近く、穆共期の一樣式とみてよいものである。

一一九、守宮盤

器名　守宮尊大系　夔雷紋盤通考

時代　懿王大系・斷代　厲王麻朔　西周後期通考

出土　「據懷履光說、一九二九年、洛陽廟坡出土銅器一大群、有臣辰組的、有守宮組的」斷代

收藏　「原器本在廠肆、今已流入海外、無可踪跡矣」麻朔　「英、倫敦、W. Sedgwick 藏」斷代

著錄

器影　殷周・圖二五・B・一五三　通考・八三二　斷代・六・圖三

銘文　大系・八一　麻朔・四・七　斷代・六・圖四　錄遺・四九八　書道・六九

考釋　大系・九二　文錄・四・九　文選・下二・二　麻朔・四・七　通考・四六一　積微居・一三五

斷代・六・一一四

器制　斷代にいう。「舊日著錄者、均以爲尊、高本漢殷周銅器、錄其盤形、而未錄拓本、一九四七年八月、我在倫敦、見之于 Mrs. Walter Sedgwick 家中、始知爲盤、口徑在五〇糎以上、圈足內有一陽文銘」。また通考にいう。「大小未詳、附耳、腹飾夔紋、足飾斜角雷紋各一道」。器腹に己字形をなす顧龍文を飾り、圈足に斜格雷文を付している。器底や圈足內に蟠螭や陽銘を飾ることは、多く殷周期の盤にみえるところである。



守宮盤

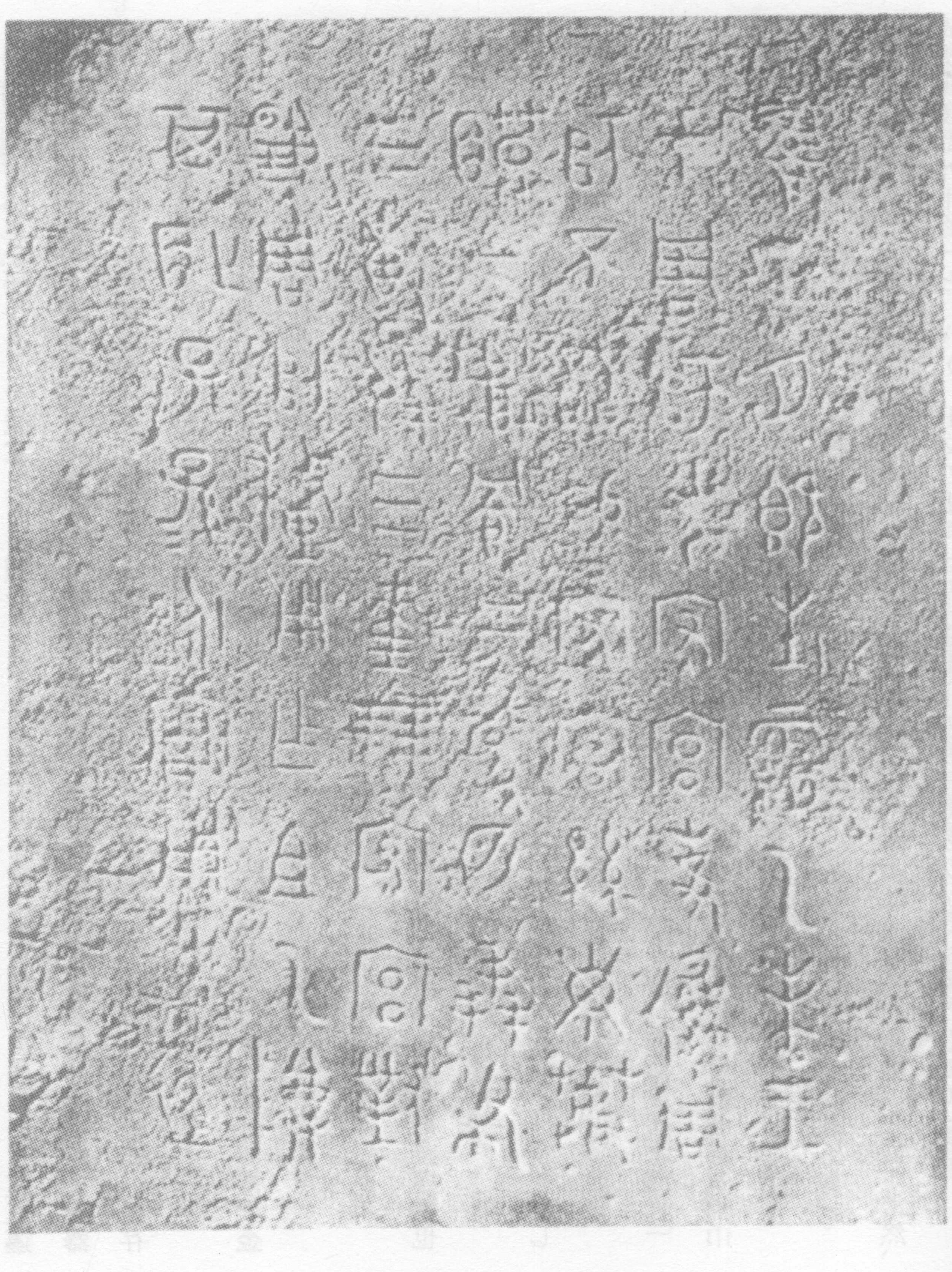
銘文　七行六六字。通考に「略銘云、隹十又一月既生霸乙未、王在周」というのはカールグレンの解説に據つたもので、今の盤銘と異つている。大系には、北京圖書館の藏拓を掲げているが、銹泐が甚だしく不明のところが多い。麻朔・錄遺も同じく未剔の拓である。斷代の圖は原器から撮影したもので、字ゞ明晰、釋文の便を得ることが尠くないが、斷代にはその全釋を示していない。

佳正月既生霸乙未、王才周、周師光守宮事、僙

周師の周は、上文の在周の周と重文。周師は免毀にみえる。「光守宮」について、大系に「與友鼎內史令友事同例、言周師榮守宮以職」と說き、光を令と同義としているが、文例としてはむしろ麥彝の文を引くべきであろう。麥彝に

辟井侯、光厥正吏、𩰫朽麥宮、易金

とあり、麥の辟君である井侯が、その正吏たる麥に寵榮を與えようとして麥の宮に𩰫し、金を賜うたことを述べてい



る。その語法を以てこの文を解すると、周師が守宮の職事に榮光あらしめようとして、𩰫禮を與え、守宮に絲束以下の賜與を給うたことを述べたものである。文錄に「王在周師宮、守宮事□周師不丕」とよみ、文選に「王在周師洸、守宮事□周師不丕」といずれも次の一句をつづけてよんでいるのは、ともに句讀を誤る。「才周」の周には明らかに重點があり、光の字形にも疑問の餘地はない。光を積微居に貺の義としていう。

按周師光守宮事、余疑光當讀爲貺、詩小雅彤弓云、中心貺之、毛傳云、貺賜也、周師光守宮事、謂周師與守宮以職事也、窸齋集古錄一一・二六載宰𡿬毀原題作來獸敦銘云、王光宰𡿬貝五朋、光字从火从女、古文从女、與从人同、卽光字也、其字亦當讀爲貺、與此銘正可互證也、井侯彝云、𩰫井侯服、光守宮事與𩰫井侯服、文異而義同

光事を授職とするものであるが、宰𡿬毀と文例同じからず、井侯彝の𩰫服は賡職の義で、また本器の場合と異なる。楊氏はまた下文の僙を賛、不丕を備鄙とよみ、「賛周師備鄙」と訓しているが、全く語義に合わない。光は光賜の義であるから惠貺の意をも自然に含みうるが、貺の本字としては、金文では中方鼎一第一卷・七九二頁のように兄を用いる。光は令彝「敢追明公賞于父丁、用光父丁」・獻彝「對朕辟休、乍朕文考光父乙」など、何れも貺と訓しがたく、叔夷鐘「雁受君公之易光」も寵光の意である。

事は服・官と同義。僙は僙禮。麥彝・小盂鼎にみえる𩰫と同じ儀禮で、これを與えるのはその人に對する殊寵を意味したようである。小盂鼎にはまた𩰫の字があり、授爵の象を示す。小盂鼎に、

王蒸、蒸逘蒿王邦賓」とあり、蒿と蒸とは相關聯する儀禮で、祼して授爵酬酢のことが行なわれたのであろう。噩侯鼎では、「噩侯駿方、內醴于王、乃傒之」とあつて、納饗の際にその儀禮が與えられている。

周師不丕、易守宮絲束、蘆幎五・蘆冪二・馬匹・毳布三・專屖三・奎朋

「周師不丕」は周師を讚頌する語。以下の賜與に對して、その德を稱える語を冠したのである。不丕を大系に上文の末一字につづけて、

丕是否之繁文、祼周師不否、猶遹𣪕言遹御亡遣、丕既爲否、是證不實是不、許瀚釋𡕝銘之不𠂤迪文者爲不丕、今得其證矣、但此銘文之不否、當讀如字

という。「祼周師不否」とは「祼周師亡遣」の義とするのである。文錄にも同じく、「丕否同字、左傳、執事順成爲臧、逆爲否、不否者、執事順成、無違逆也」、すなわち「無違逆」の義とする。積微居に不丕を備鄙と訓して別解を施している。

丕丕疑當讀爲備鄙、謂備禦邊鄙也、不與備、否與鄙、古音並同、故得相通假、書堯典云、否德忝帝位、否史記五帝紀作鄙、論語雍也篇云、予所否者、天厭之、否論衡問孔篇作鄙、莊子大宗師云、不善少而否老、釋文云、否本作鄙、此皆否鄙古通作之證也、賚周師備鄙、卽周師給與守宮之職事也

二字ともに假借とするものであるが、尤も金文の通例に背く解釋である。

不丕・不杯は金文に習見し、班𣪕「烏虖、不杯丮皇公」はその辟君の德を讚頌する語であり、盟[illegible]

「不杯盟、多用追于炎不朁白懋父𠫑」は自らに冠し、長由盉「敢對揚天子不杯休」は天子魯休の義に用いている。師遽𣪕・番生𣪕にもその語があり、天子・祖考の德に關していう。これを無違や備鄙の義に用いた例なく、文義もみな支離を免れない。「周師不丕」とは「不丕周師」の義で、班𣪕に「不杯丮皇公」というのと同じである。絲束は曶鼎にもみえる。絲には「絲三寽」・「絲束」のように、重量あるいは束を以ていう。

蘆幎・蘆冪は、多く帷幕の類と解されている。大系にいう。

蘆卽苴之繁文、謂苴布也、幎卽幕之異文、周禮天官、幕人掌帷幕幄帟綬之事、注云、在旁曰帷、在上曰幕、幕或在地、展陳于上、帷幕皆以布爲之、本銘所言幎、當是展陳于地者、儀禮聘禮、管人布幕于寢門之外、其例也、故字从席

思うに蘆幎とは寢門外の布幕でなく、宗廟の中で用いるものであろう。蘆冪もまた同様である。大系に蘆幎を寢門外の布幕としているので、蘆冪をも帷帳と類と解して、

冪卽彝銘錫車輿時所常見之虎冟字、余釋爲冪、今得其證矣、古者凡尊彝甒壺籩豆簠簋之類、皆有冪、車之蓋亦謂之冪、今此單獨以冪爲錫、殆是帷帳之類也

と說き、文錄・文選などみなその解に據り、斷代も「當是圍于帳四圍的帷」・「當是蓋于帳上的幕」とすべて帷幕とする解である。しかし本器の賜與は、絲束より奎朋までみな祭器禮器の類であり、帷幕は宗廟の祭祀に用いるものではない。祭祀供薦の際には種〻の飾りつけを行なうが、その際に敷席を用いることが多い。蘆幎五・蘆冪二とは、おそらくその祭壇の用に供するものであろう。尙書顧命は卽位繼體の大禮を記したものであるが、儀禮の際の陳設を具體的に記している殆んど唯一の文獻であり、この際參考とすべきものである。顧命にいう。

伯相命士須材、狄設黼扆綴衣、牖間南嚮、敷重篾席黼純、華玉仍几」 西序東嚮、敷重底席綴純、文貝仍几」 東序西嚮、敷重豐席畫純、雕玉仍几」 西夾南嚮、敷重筍席、玄紛純、漆仍几

こゝに四席の名がみえ、別に東序西序、東房西房にもまたそれぞれ寶器の陳設がある。蘆幎五とは、おそらくこれら黼純綴純の席であり、蘆冪二とはあるいは尊彝簠簋の類を陳設するところに用いるものではないかと思われる。顧命の四席は何れも草・竹の類を材としている。篾席は馬注に「纖蒻」、鄭注に「不用生時席、新鬼神之事也、篾、析竹之次青者」とあり、牖間南嚮の席に用いる。篾・幎は何れも聲義の近い字である。幎の左偏は席の象形である。

周禮春官司几筵に「掌五几五席之名物、辨其用與其位」とあり、几筵には五几五席があつた。吉・凶・喪のときに几筵重席を易えるが、やはり五几五席を用いる。顧命の文と相參照すべきものがあるので、ここに錄しておく。

凡大朝覲大饗射、凡封國命諸侯、王位設黼依、依前南鄉、設莞筵紛純、加繅席畫純、加次席黼純、左右玉几」 祀先王昨席亦如之」 諸侯祭祀、席蒲筵繢純、加莞席紛純、右彫几」 昨席莞筵紛純、加繅席畫純、筵國賓于牖前、亦如之、左彤几」 甸役則設熊席、右漆几」 凡喪事、設葦席、右素几、其柏席用萑黼純、諸侯則紛純、每敦一几」 凡吉事變几、凶事仍几

司几筵にいう加席のことはおそらく後世の制で、顧命にいう重席が古制であろう。銘文の蘆幎五と

は、司几筵にいう五席に近く、蘆冪二とは顧命にいう東序西序の陳設に當るものと思われ、簠簋籩豆の類を二肆に列したのであろう。蘆は苴の繁文で麻をいう。祭事には多く麻を用いた。出土彝器のうちには、ときに敷席に用いたとみられる織物が付着していることがある。あるいは蘆冪の遺存したものであろう。

馬匹も祭事に關する賜與であろう。祭事に馬を用いたことは詩の白駒・有客・有駜などにみえ、金文では白馬を賜う例がある。

毳布三について大系にいう。

毳布氈也、周禮天官掌皮、共其毳毛爲氈、以待邦事、淮南齊俗訓、越人見毳、不知其可以爲旃也

旃假爲氈

陳氏も「卽毛地毯、乃帳中席坐之物」とし、賜物の全體を「當是守禦王宮設帳之具」という。もし敷物ならば、類を以て馬匹の前に列すべきであろう。

周禮司服に「祀四望山川、毳冕」とあり、鄭司農は「罽衣也」と注し、鄭玄は「毳畫虎蜼宗彝也」という。先鄭は材質をいゝ、後鄭は畫飾をいう。毳布という以上毳冕ではないが、畫飾のある幅巾の類で、次の專屖三と同數であることが注意される。

專屖三を大系に搏俸とよみ、搏は考工記鮑人にいう韋革を卷縛したもの、俸は枲履であるという。枲履ならば、その數三というのが不審で、舄三を賜う例はない。郭氏は「周師司林者、守宮亦當然、故所錫多野外用物」というが、上文の賜與はみな祭祀陳設の具であり、野外用のものではない。

[叀廾]は叀に従う。おそらく後の繐字であろう。説文「細疏布也」とあり、上文の毳布と同類である。士冠禮の繐屨の疏に「縷不灰治曰繐」とみえ、儀禮の際に用いる布帛であろう。屖は幦、覆笭。字はまた𥜽・冪に作る。これを席に用いることもあり、公羊昭二十五年傳に「以幦爲席」とみえ、注に「幦、車覆笭也」という。覆笭には概ね獸皮を用い、金文では虎冟という。ここに獸皮を用いないのは、上文の馬匹が一般の車乗用のものと異るからであろう。毳布三・[叀廾]屖三はみな布帛の類であるが、これを馬匹の後にいうのは、神人送迎の際に用いるものと思われる。奎は説文に「奎、瓃玉也」とあり、圭などの玉器をいう。大系に「稱朋、則所謂珧貝矣」とするが、おそらく雙玉の類であろう。

以上の賜與を、郭・陳兩氏はつとめて屋外・野外の幕舍等に用いる具と解している。守宮の辟君である周師が免𣪘では嗣散の職にあること、また守宮を宮禁護衞の職事にあるものとみて、これらの賜與をその職掌に關するものと解したからである。しかし賜與は必らずしもその職事に關するものとは限らず、また周師・守宮というも、必らずしも軍旅や守衞を職とするものではない。本器では嘼禮ののちにこれらの賜與がなされており、その品類は概ね祭祀に關するものと考えてよい。

守宮對䫶周師䵻、用乍且乙隮、其䜌子〻孫〻、永寶用、毋家

䵻は賜。班𣪘にみえる。のち字は貝に従うてかゝれることが多い。祖を祖乙と稱するは東方の俗であり、守宮はその氏號からみても、儀禮に關する家柄である。䜌は世の異文。毋家は勿墜、趩觶にも「毋敢家」の語がある。

訓讀

これ正月既生霸乙未、王、周に在り。周師、守宮の事を光かさんとして、僔す。周師丕𢓊にして、守宮に絲束・䕧幎五・䕧冪二・馬匹・毳布三・[叀廾]屖三・奎朋を賜ふ。守宮、周師の䵻に對揚して、用て祖乙の隮を作る。其れ世子〻孫〻、永く寶用して、墜すことなかれ。

参考

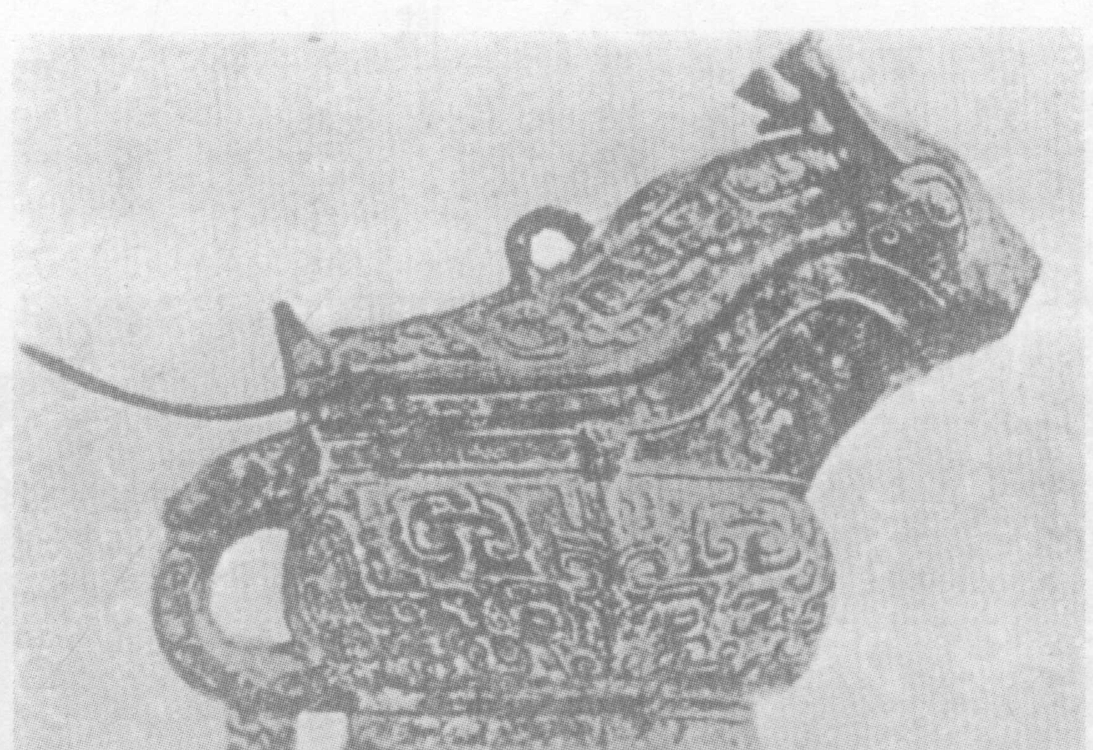
守宮の諸器は、臣辰組の諸器とともに洛陽廟坡の出土と傳えられ、その組に次の諸器がある。

1觥　圖、通考・六八五　通論・一五九

銘にいう。「守宮乍父辛隮彝、其永寶」。通考にその器制について、「通蓋高五寸四分、器體犧首形、前有小孔、蓋及腹飾饕餮紋、腹内隔分兩室、中藏一勺、柄露于外、蓋器各銘兩行十字、在腹内、蓋是刻字、器是鑄字、與守宮鳥尊同出、Burlington 雜誌一九三四・六著錄」。勺をそのまゝ存しているのは、白鶴美術館の方卣に匕を伴出しているものがあり、何れも珍しい例である。饕餮にはかなり様式化のあとがみられ、蓋の文様は虁様の虺龍のようである。器の口縁と圏足とに弦文があり、觥としては時期の新しいものである。兕觥の類は概ね商器と考えられており、通考にも、西周期のものとしてはただこの一器のみをあげている。器は洛陽出土。守宮は父辛・祖乙の器を作つており、おそらく成周庶殷の一であろう。

2鳥尊　圖、賸稿・三八　通考・六九一　通論・一四六

銘にいう。「守宮䫶公休、乍父辛隮、其永寶」。賸稿に、「右彝河南出土、高五寸五分、通體飾鳥形、二足一尾、恰成峙立之形、腹左右飾兩翼、作羽文狀、銘十二字、在項內、此周初器也、同時出土者、尚有兕觥一、與此同銘」と説いているが、銘文は兕觥に比して「揚公休」の三字が多く、また隮彝を隮に作る。鳥尊にはいわゆる鴞尊の形をとるものが多いが、この器は鴞尊 通考・六九四、五 等とともに長頸のやゝ寫實的傾向をもつ器である。頂上に一角あり、尾は直角に垂れて器を支えている。銘は長頸の背部に施されている。鴞尊のように細かい文飾を用いず、立體的な雕像を主とし、力強い表出を持つ。



守宮觥

3卣一　圖、中國銅器綜錄未刊

陳氏の綜錄は未刊、その形制を識りがたい。銘文は觥と同じく、「守宮乍父辛隮彝、其永寶」の十字を銘するという。

4卣二　銘、貞松・八・一八　小校・四・三五　三代・一三・一一・四

器は劉氏善齋の舊藏、器影未見。「守宮乍父辛」の五字を銘する。

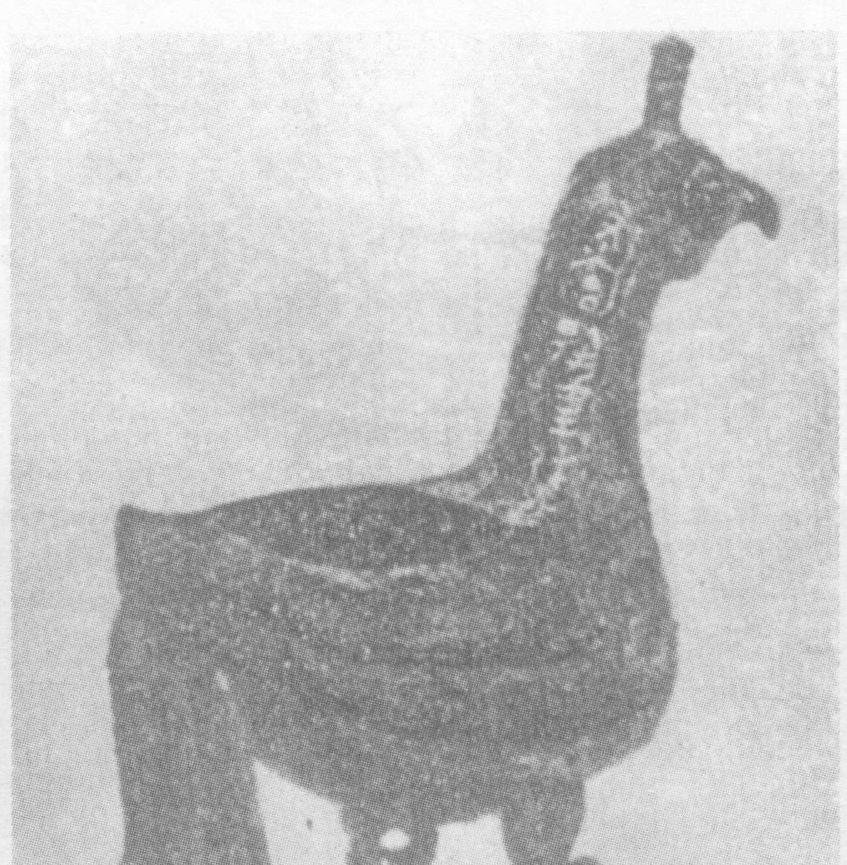
5・6爵　銘、小校・六・六八

二器。「守宮乍父辛」の銘がある。

以上の諸器について斷代にいう。

四～六、是否僞刻、待考、一～三皆爲父辛而作、其形制全是西周初期的、與此盤是一家之器、而非同時之作

すなわち觥・尊・卣は同じく守宮の作であるが盤と同一人でなく、遙かに早い世代の作であるとするのである。これらの器種が行なわれたのは、主として西周初期のことであるが、仔細にみると、殷周期の諸器のような雋鋭さや繁縟さが失なわれていて、盤との時期



守宮鳥尊



がそれほど隔絶するものとはいえないようである。盤では、守宮は祖乙の器を作っている。いまかりに父辛を祖乙の次に位置させると、これらの器群は守宮盤と同じ世代の器となり、また祖乙の前に父辛をおけば、父辛・祖乙・□・守宮という系譜となつて、觥・尊の時代は守宮の祖輩の世代となる。盤を共懿期とすれば、父辛器は昭穆期ということになるが、まずその程度の間隔とみてよいようである。斷代に守宮の家職を論じていう。

守宮作父辛諸器、與守宮作祖乙之盤、時代不同、所以二者只能是一家之物、不能是一人所作、我們在上文第六二器效尊中、曾論及效尊的東宮與曶鼎的東宮、不能是一人、守宮可能是世襲的官名、此可由某所錫的幕具推測之、亦可由其上司周師一名推測之、周師與其它師某不一樣、而同于大殷的吳師、大鼎記王才某某宮、而大以厥友守、此所謂守、卽守王所在之宮、周師吳師之師、似是周禮師氏、其職爲使其屬帥四夷之隷、各以其兵服、守王之門外

周師を王門守衞を職とする師氏、守宮は官名にしてその隷下のものとし、その姓氏の名義よりして職掌を推し、これによつて盤銘にみえる賜與を野外設帳の具とする銘文解釋を基礎づけようとしたものであるが、師氏の職は金文に師某というものがこれに當り、周師は免器にみえるように嗣歔の職である。また守宮は周都において嚐禮を受け、これらの賜與をえているが、器はすべて洛陽より出土し、成周庶殷の屬であり、王宮禁衞の職にあつたものとは思われない。その氏號が職掌に由來するものであつたとしても、盤の作者である守宮が王官侍衞の臣であつたとは定めがたい。器銘の解釋は、一應これらの先入見を去つて、銘文に卽して解すべきである。

一二〇、師瘨殷

時代　「穆王以後、共王初年」武功

出土　武功にいう。「一九六三年四月二日、武功縣南仁公社北坡村社員郭崇謙等、在挖土平地時、發現銅器數件、經過調査後、我們又收集了一些材料、對現場也作了實地勘察、該村在武功縣普集鎭東北三華里的渭惠渠西邊、地勢平坦、村北數百米外爲一稍高的平原、銅器出土于渭惠渠東岸五米多的地方、與村子隔渠相對、附近是一片菜地、東北爲一高不到一米的平地、西邊是新挖的低凹地、器物卽出土于低凹地東邊、距地表不到一米、據發現人談、初出土時、兩個簋蓋重疊仰置于一件銅鼎口上、經過檢査、在出土地的周圍都是生土、不見有人爲的擾動痕迹、在附近田間發現有秦漢時代的瓦片和瓦當、據估計這批銅器不是墓葬的隨葬品」。出土事情を詳しく紹介しておいたのは、器が周時の墓葬品でないことを確かめておくためである。蓋のみが出土して器がないことも不審であるが、兩蓋のうち、一蓋は銘をも含めて僞器、一蓋は特に疑うべきところがない。おそらく一號蓋は二號蓋によつて仿製したものであろう。陝中には蘇兄弟のような仿製の名手がおり多數の僞器が作られたが、僞器はしばらく窖藏して古色を加えるとされており、この一號蓋のごときはその窖藏が偶然發見されたものであろう。

收藏　「陝西省文物管理委員會」武功

著錄

器影　文物・一九六四・七・圖版五・2～4

銘文　文物・一九六四・七・圖一四・一五

考釋　陝西省永壽縣・武功縣出土西周銅器・陝西省文物管理委員會、執筆者何漢南、文物・一九六四・七

器制　二殷の何れも蓋のみを存する。武功にいう。「銅簋蓋、二件、完整、兩件形式大致相同、一號、頂面邊有寬二・七糎的凸起花紋一周、空間飾有細回紋和綫紋、口徑一九・七糎、帶紐高八・一糎」。二號蓋は分尾顧鳳の變様文。口徑一九・七糎、帶紐高七・五糎。一號蓋は文様も確かでなく、仿造の疑がある。



師瘨殷二號蓋・文様拓

銘文　一〇行一〇二字。一號は字形支離、模刻極めて拙劣で一見してその僞刻を知りうるものであるが、報告者は「懷疑它的制作時間雖爲同時、可能不是出于一人之手、不然就不會有如此的差異」と稱している。

隹二月初吉戊寅、王才周師嗣馬宮、各大室、卽立、嗣馬井白、□右師瘨、入門、立中廷



師瘨殷二號蓋銘文

何釋に「王才周、師嗣馬宮」と周師を分讀するが、周師は免𣪘にも守宮盤にもみえる人名である。免𣪘には「令女疋周師嗣𣪘」、また守宮盤には「王在周、周師光守宮事、僳、周師不丕、易守宮絲束」とあつて、當時よほどの權勢ある人であつたらしい。何釋には師嗣馬宮とよんで、周禮の大小司馬・軍司馬・輿司馬・行司馬等と同じ名號で、師は長の意であるから、師司馬とは司馬職の最高位である大司馬に外ならぬというが、册命は周師の嗣馬宮で行なわれたのである。嗣馬はあるいは周師の官名であろう。宮名は周の宮廟以外は、「王各于師戲大室」豆閉𣪘・「王在周師彔宮」師晨鼎・師𤔲𣪘・諫𣪘・「王在周、在師汓父宮」牧𣪘・「王在周師量宮」大師虘𣪘・「王在宗周、王各大師宮」善鼎のようにいうのが例であり、周師嗣馬のように人名・官名の順でいう例はない。それで何釋のような解釋を生ずるのであろうが、周師は成周の名族守宮をその隷下にもつほどの豪族であるから、その家廟も嗣馬宮の名でよばれていたのであろう。

右者司馬井伯は、師奎父鼎・走𣪘にも右者としてみえる人である。その下一字は不明。何釋は僞刻銘によつて字を隙の一體とし、司馬井伯の名であるとするが疑わしい。右には入右・内右という例が多く、このときには下文に入門の語を略するのが普通の形式である。この場合は□右と文を易えているので、下文になお入門の語を著けているのであろう。□は見に從う字であるが、字形を確めがたい。右者の名をあげるのに、官職と名號と私名とを悉くいう例をみない。瘨は說文に「病也」とみえる字で音は運、文獻に用例のない字である。

王乎内史吳、册命師瘨曰、先王既令女、今余唯䌛先王令、〔令〕女官嗣邑人師氏、易女金勒

卷二　五一一～五一二

內史吳は師虎𣪘の册命儀禮にもみえ、吳方彝の作册吳と同一人であろう。册命に當つて先王の命を紹述するのは、共懿期以後の器に習見する。その場合、善鼎「王曰、善、昔先王既令女、左疋㚘侯、今余唯肇䌛先王令、令女左疋㚘侯」のように、その職事をいうのが例である。先王を何釋に穆王とするが、おそらく共王であろう。本器と同じく司馬井伯の名のみえる走𣪘は、懿王の曆譜に入るべきものである。䌛は䌛禀と連語に用いる語であるが、前引の善鼎のように、䌛を單用することもあり、本器も「䌛先王令」という。令には重點があるべきであるが、銘拓では明らかでない。僞刻にそれらしいものを付しているのは、原器に重點があるからであろう。何釋に令を補入せず、文義を成しがたい。

邑人師氏を何釋に邑人・師氏と二職に分讀するも、師酉𣪘に「嗣乃且嫡官邑人虎臣」とあるように、邑人師氏で一の官名である。𡈼盨に邦人・正人・師氏人とあり、邑人を官嗣する師氏職というものがあつたのである。

「易女金勒」を何釋に「易鋚勒」とし、「鋚字占了兩字位置」というが、「易女」というのが册賜のときの形式である。金勒は鋚勒の省文であるが、鋚を省して金とかく例はない。普通は攸勒の字を用いるが、彔伯𢦚𣪘には鋚を用いている。攸勒は馬具であるから、概ね車馬とともに賜う例であるが、本器のように攸勒のみを賜うものには、孟𣪘がある。

瘨拜韻首、敢對䣈天子不顯休、用乍朕文考外季䵼𣪘、瘨其萬年、孫〻子〻、其永寶用、享于宗室

外季について何釋にいう。「外、似不作内外解、金文有外叔鐸、又岐山出土有外叔鼎、外可能爲氏、季是名、尚待研究」。外叔鼎は一九五二年、岐山縣城淸華鎭童家村の壕内から出土した通高八九・五糎の大鼎で腹部深く、立耳。項下に華麗な細線の顧鳳、耳には兩虎相對う文様を附し、成康期を下らぬと思われる優品である。文物・一九五九・一〇 口沿内に「外叔乍寶䵼彝」の二行六字を銘する。本器は武功の出土であるからその地が近く、外季の名はこの外叔と何らか關係があるかも知れない。宗室の語は尹姞鼎・善鼎にみえ、また周乎卣の末文に「用享于文考庚中」・周䉛壺「其用享于宗」、豆閉𣪘に「用于宗室」の語がある。

訓讀

これ二月初吉戊寅、王、周師の司馬宮に在り。大室に格り、位に卽く。司馬井伯、□して師瘨を右け、門に入りて中廷に立つ。王、内史吳を呼び、師瘨に册命せしめて曰く、先王既に女に命じたまへり。今、余これ先王の命を緟ぎ、女に命じて邑人師氏を官司せしむ。女に鋚勒を賜ふ、と。瘨、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文考外季の䵼𣪘を作る。瘨其れ萬年、孫〻子〻、其れ永く寶用して、宗室に享せよ。

參考

何釋に器の時代を論じていう。

兩蓋上的花紋、在銅器中少見、如一號器花紋與一九六一年長安縣張家坡出土的孟簋和師旋簋上的

卷二　五一三～五一四

相似、二號器花紋與筍侯盤的相似、其時代應當相去不遠、見郭沫若長安縣張家坡銅器群銘文彙釋 鼎腹的重環紋與大簋上的紋飾相近、也是西周中葉以後的形式、郭沫若院長把它定爲懿王時器、師旋簋定爲厲王時器、今由以上材料分析、這批銅器可能鑄于穆王以後的共王初年是比較合適的

右者の司馬井伯は懿王期と考えられる走𣪘・師奎父鼎にみえ、周師は免𣪘・守宮盤にその名があらわれていて、器は大體懿孝期に屬すべきものであろう。二號蓋の顧鳳帶文は、師旋𣪘の鳳文と極めて近く、ただ鳳首が前向・後向の差があるのみである。師旋𣪘は、郭氏はこれを厲期とするが、乙器の環耳直文はそこまで下るものでなく、また乙器の銘文にしるす事實からみて、夷王期の器と考えられ、本器の時期はわずかにそれに先行するものであろう。

本器と同出の鼎は、鼓腹淺く、立耳環文、極めて短い三小尖足をもつ異様なもので、底下に烟薫のあとあり、足內に塡土が殘されているという。おそらく𢼸季鼎通考・七九などを模した倣造の器ではないかと思われる。同出の一號蓋・鼎がすでに僞器であるとすれば、二號蓋にも懸念がないわけではないが、その銘文は共懿期の様式に近く、資料としても司馬井伯・周師・内史吳など、關聯器の多い人名を含んでいるので、しばらくここに錄入しておく。

なお周師の家は、倗生𣪘の條にあげた𠨧形標識をもつ周氏諸器四三四頁と關係があるかも知れない。守宮盤の守宮は祖乙の器を作る東方出自の族であるが、周師の臣屬であり、その器は悉く洛陽から出土している。この師瘨𣪘蓋が武功の出土であるとしても、それが同出諸器の倣造者のなすところであるならば、器は出土地と無關係のものと考えてよい。

一二一、師奎父鼎

器名　師奎父鼎長安　寶父鼎筠清

時代　共王大系・通考・斷代・上海　孝王麻朔　宣王窓齋

出土　「此鼎關中出土、見長安獲古編」窓齋

收藏　「山東諸城劉氏燕庭藏」攈古　「吳大澂藏」窓齋　「武進師費念慈　得此於吳中丞、壬癸以後、忽入蘇某估手、余欲觀未果、今歸南陵徐氏矣」周存　「曾藏劉・吳・費念慈・徐乃昌」斷代　「上海博物館藏」上海

著錄

器影　長安・一・五　恒軒・一三　大系・一二　二玄・二八八　上海・四六

銘文　筠清・四・二〇　長安・一・五　攈古・三之二・九　恒軒・一三　窓齋・四・二六　周存・二・二三　大系・六一　小校・三・二六　三代・四・三四・一　二玄・二八七　上海・四六

考釋　述林・九・二三　拾遺・下・二〇　窓齋賸稿・一五　韡華・乙中・五三　大系・七八　文錄・一・二四　文選・下一・二四　麻朔・三・一八　斷代・六・九五

器制　器は上海にはじめてその影片が錄入された。上海にいう。「高二六糎、口徑二四・九糎、腹徑二六糎、腹深一三・四糎、重五・三瓩、口沿下飾簡略的夔紋、不用雷紋襯地、與趞曹鼎相同」。立耳三圓足、項下に尾部の內折する顧龍文を飾る。

卷二　五一五～五一六



鼎
父
奎
師

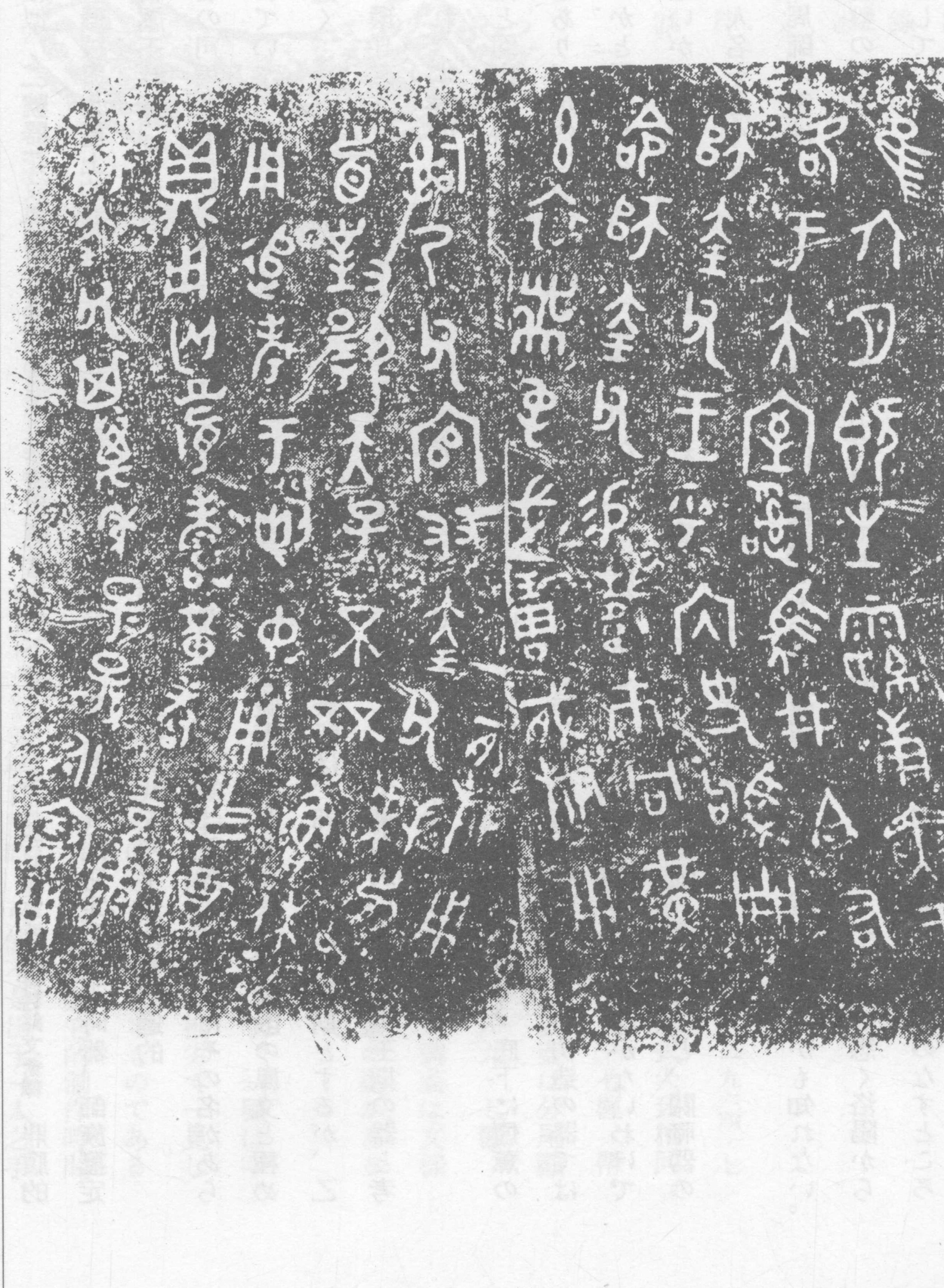
銘文　一〇行九三字

佳六月既生覇庚寅、王各于大室、嗣馬井白右師奎父、王乎內史駒、册命師奎父

覇字は月の部分を帛に作る。異構の字である。斷代に器を共王十二年前後のものとし、

此與以下走𣪘、都是司馬井白爲右者、後者作於十二年、是共王十二年前後、井白已是司馬之官、異乎以前五器的但稱右者井白

と述べ、右者井伯が司馬職となつてから後の器であるとする。右者井伯と司馬井伯とを一人とし、前後職を異にするものとみるのである。



卷二　五一七～五一八

廷禮において、王の所在も宮名も述べず、ただ「王各于大室」というものには、師毛父𣪘六六頁・卽𣪘𣪘以下の例がある。

司馬井伯は走𣪘・師𤸫𣪘にもみえる。字は何れも井に作る。奎を窓齋賸稿に王に從うて皇字の異文であり、「是王非玉、从大得義、从王得聲、當卽太師皇父器」とし、竹書紀年によつて大師皇父を宣王期の人と定めているが、字釋に無理があり、時期も異なる。大系に玠の初文とし、「奎字从玉从大、疑大亦聲、㚒玠圭之玠之古字、說文、玠、大圭也」といゝ、韡華には字を奎と釋している。いま字のまゝに釋しておく。內史駒は他に未見。駒は盠駒尊の駒と字形同じ。內史某と稱するものは、師虎𣪘・諫𣪘・牧𣪘など、この器の前後のものに多い。

易載市・同黃・玄衣黹屯・戈琱戟・旂、用嗣乃父官友

載市・同黃は趞曹鼎一、戈琱戟は小盂鼎にみえる。玄衣黹屯はこの器のころからあらわれる。屯は純、儀禮既夕記注に「飾衣曰純、謂領與袂」とみえる。その部分を黼黻を以て飾るのである。窓齋に屯を裳と釋するのは誤る。

友は臣僚。「乃父官友」とは父の職事をいう。令鼎に「左右于乃寮以乃友事」とあり、金文にはなお友守・官守友・友正・友內辟などの語がある。尙書酒誥に大史友・內史友とあるのも當時の語である。銘文はまず賜與をいゝ、のちにその職事をいう。豆閉𣪘と同じ形式である。

奎父拜䭫首、對󠄁䚄天子不杯魯休、用追考于剌中、用乍𩛥鼎、用匃眉壽、黃耇吉康、師奎父其萬年、子〻孫永寶用

「天子不杯魯休」は師虎毀にみえる。韓華に書の立政の「丕丕基」は「不杯基」の誤であろうという。考は孝。末二句は、師艅毀では「天子其萬年、眉壽黃耇」と天子に懸けた語法をとつている。

訓　讀

これ六月既生霸庚寅、王、大室に格る。司馬井伯、師奎父を右く。王、內史駒を呼び、師奎父に冊命せしむ。

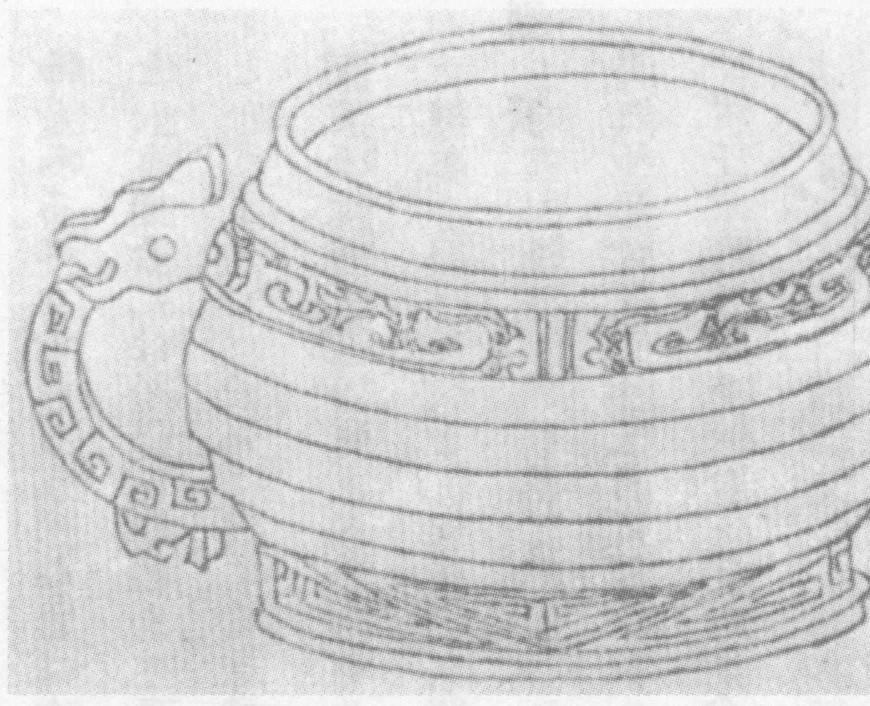
載市・同黃・玄衣黹純・戈琱戟・旂を賜ふ。用て乃の父の官友を嗣めよ、と。

奎父、拜して稽首し、天子の丕丕なる魯休に對揚して、用て剌中に追孝す。用て隮鼎を作り、用て眉壽を匄む。黃耇吉康ならんことを。師奎父其れ萬年、子〻孫永く寶用せよ。

參　考

沭林に「師奎父鼎拓本跋」の一文があり、奎を琫にして說文に「三采玉也」とみえるものであるという。魚に無といゝ、大脅を甒というのもみな同例の語であるとするが、琫は無聲にして亞玉の類、奎はやはり圭玉の屬であろう。また載を纔にして載市は禮經にいう爵韠に當るとする。詩の載弁を爵弁とする汪中の說と同じ。帛には纔といゝ、韋に載というのがその本字であるが、のちみな廢されて、經籍にはひとり爵を用いている。經籍の文書化されていつた時期を考える上に、參考とすべき事實である。

卷二　五一九～五二〇



器　名　徒敦甲編

時　代　共王大系・通考・斷代　孝王麻朔

收　藏　「內府藏」甲編

著　錄

器影　甲編・一二・四四　大系・八八

銘文　大系・六一

毀　考釋　大系・七九　文錄・三・一七　文選・下二・一八　通考・五一　麻朔・三・二三　斷代・六・九六

走　器　制　甲編にいう。「高四寸二分、深三寸八分、口徑六寸二分、腹圍二尺三寸、重八十九兩、兩耳有珥」。器は失蓋。口下に夔樣夔文、器腹に瓦文、圈足に斜格文を付している。兩耳犧首、耳に方形雷文をつけている。甲編の圖はかなり崩れていて失眞のところがあるが、器は大體に

おいて師毛父毀・格伯晉姬毀に近く、圈足毀である點ではこれらの器に先行する形式のものといえよう。

銘　文　八行約七五字



隹王十又二年三月既望庚寅、王才周、各大室、卽立。嗣馬井白（入）右走、王乎乍冊尹、（冊命）走、𢏚疋□、易女赤（⊗市・䜌）旂、用考

右者司馬井伯の名は師奎父鼎にみえ、廷禮の形式も同じであるが、日の干支の關係からみて、同年の器ではない。

𢏚疋は併胥。併は盠方彝に、疋は趸毀にみえる。文選に疋を疋と釋するも、字形異なる。斷代に疋の釋義を詳說している。その要にいう。大系には

卷二　五二一～五二二

じめ世と釋し、のち足と改め、また金文編に足部に字を收めているのは、みな誤で、楚字の從うところの疋の形であり、輔相の義である。また金文の諸例もみなその訓に適する。その結果、從來足と釋して嗣續の義としていた師兌毀一の師兌と師龢父のような關係は、前後二代にわたるものでなく同時の人となり、彝器の時代比定上、舊說と異なる結論がえられることになつた。佐疋はいわば副貳の官であるが、たとえば趸毀において周師の佐疋であつた趸は、趸簠では嗣土の官となり、また師兌毀一において師龢父の左右走馬を佐疋した師兌は、第二器では走馬の官に任ぜられ、副次より正官へという任命の次第のあること、初命の際に命服を賜うているときは、再命のときにはこれを略していること、こういう副貳の官職にも世襲制がとられることが多く、世襲のときにはたとえば善鼎「易女祖旂」・師兌一「易乃祖市五黃」のように命服を相承けることがあつた。

この字釋は、陳氏が「有關于斷代、甚屬重要」という通り、佐疋者と本官の人とが同時の人であることを證する資料として重要なものであり、郭氏らの斷代上の誤を正しうるものである。

赤⊗市・䜌旂を賜う例は利鼎にもあり、この期のものには、戠衣等とともにこれらを命服として賜與している例が多い。冊命末文の「用孝」はその語例殆んどなく、一般には「用事」という。

走敢拜䭫首、對䫹王休、用自乍寶隮毀、走其眔厥子〻孫〻、萬年永寶用

敢は普通は對揚の上に加えて「敢對揚王休」という。これを「敢拜䭫首」のように稽首の上に加えていう例は盠方彝・師虎毀・善鼎にみえるが、他には殆んど例がない。

また作器のことをいうのに、「用自乍寶隮毀」のように自の一字を加えることは、列國の器に至つ

て多くみえるが、西周の器にはこれまた絶えて例のないことである。效父𣪘などの「用乍厥寶䵼彝」と似た形式であるともいえるが、「自作」というのはやはり特殊な意識がそこに加えられているとみるべきであろう。䵼器は本來祖考を祀るものとして祖考に捧げられる祭器であるが、「自作」という場合には子孫を對象とする表現となり、自らの爲にという意味を含む。祖先への孝享のためというよりも、子孫に對する意識の優位した表現である。そこにいわば䵼器観の推移をみることができるように思う。

訓　讀

これ王の十又二年三月既望庚寅、王、周に在り。大室に格り、位に卽く。𤔲馬井伯、入りて走を右く。王、作册尹を呼び、走に册命せしむ。併せて□を胥けよ。女に赤𩖨市・鑾旂を賜ふ。用て孝せよ、と。走、敢て拜して稽首し、王の休に對揚して、用て自ら寶䵼𣪘を作る。走其れ厥の子〻孫〻に逮ぶまで、萬年永く寶用せよ。

參　考

銘は甲編に摹刻を載せているが、かなり缺字がある。いま類によつて字を補つておいた。宋刻に走鐘というものがあり、また走の器と考えられるので、こゝに附載する。

＊走　鐘

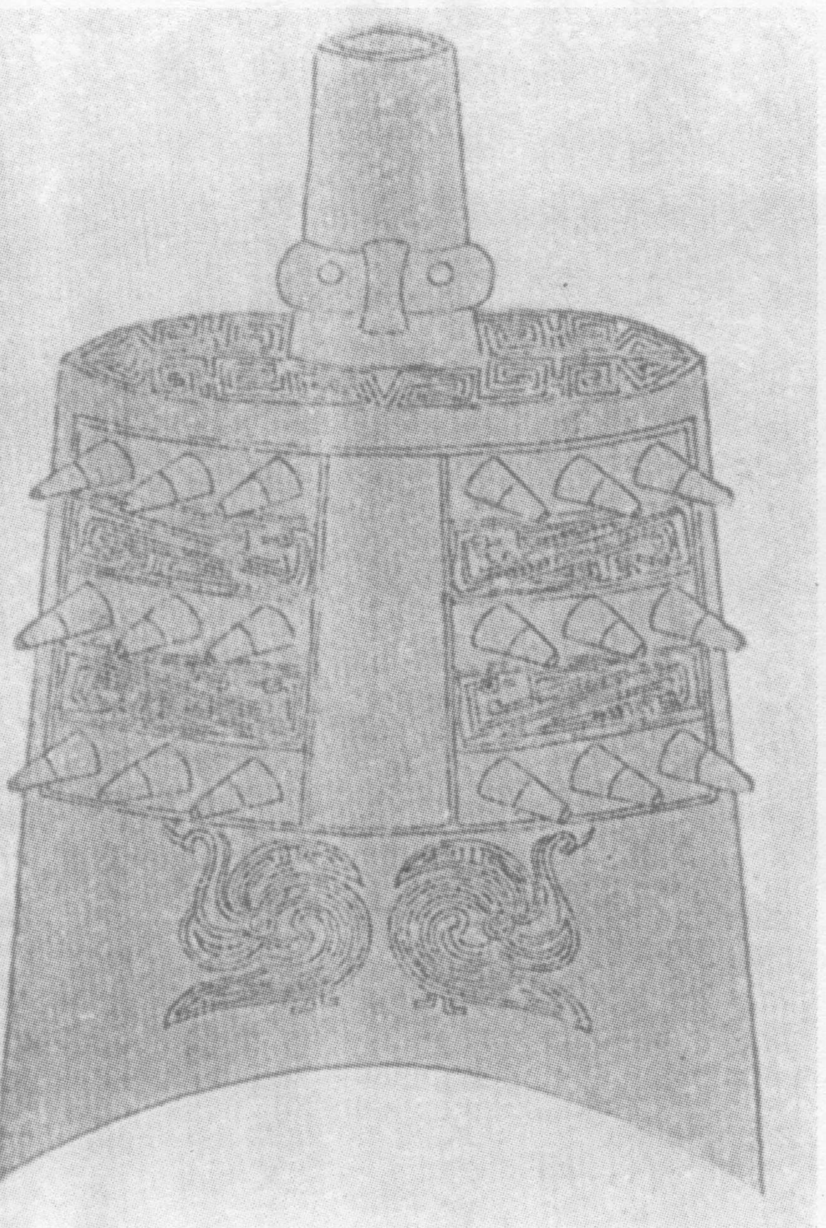
器　名　寶龢鐘 薛氏

時　代　共王後半期 斷代

出　土　「不知所從得」考古

著　錄

器影　考古・七・二　博古・二二・二三　大系・二一三



走鐘

銘文　嘯堂・下・八三　薛氏・六・六五　大系・六一

考　釋　大系・七九　麻朔・三・二四　斷代・六・九七

器　制　器は五器あり、考古にはその一器の圖象を示し、「五鐘、聲制異、銘文同」という。器の大小については、五器すべて記錄されており、表示すると次の如くである。

	第一器	第二器	第三器	第四器特懸	第五器特懸
長	一・九八尺	一・八八	一・九五	二・二五	二・〇八
甬衡長	六九	六八	六八	八一	七三
兩舞縦	一・三七	一・〇五	一・二一	一・二一	一・一一
兩舞横	七三	＊	八六	九〇	＊
兩欒縦	一・六五	一・五〇	一・七三	一・八四	一・七五
兩欒横	九三	七〇	九七	九五	九五

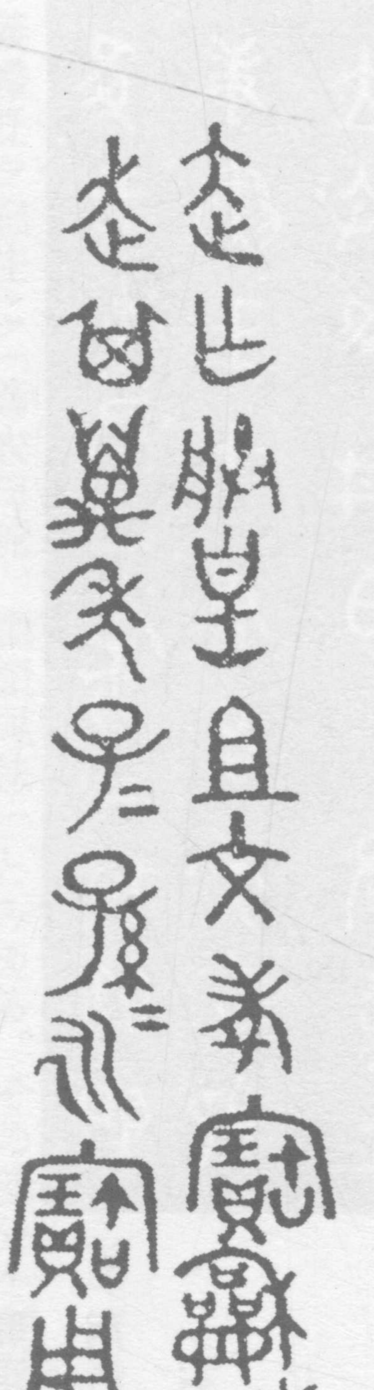
考古にはこの五器の聲を黃鐘・蕤賓・太簇・林鐘・太簇に充て、その樂律を試みたことを記していう。

按集古云、景祐中、修大樂、冶工給銅、更鑄編鐘、得古鐘有銘于腹、因存而不毀、卽寶龢鐘、余知太常禮院時、嘗於太常寺按樂、命工扣之、與王朴夷則淸聲合、初王朴作編鐘、皆不圜、至李照等奉詔修樂、皆以朴鐘爲非、及得寶龢、其狀正與朴鐘同、乃知朴爲有法也

王朴は後周宋初の人、陰陽律曆の法に通じ、欽天曆を作り、雅樂を考正したという。器は舞上に方形雷文、篆に乳文あり、篆間に雙頭の斜格獸文を組合せた文様を飾り、鼓上に雙鳳文を施している。斷代に「本器因描繪不精、故其花文、難作比較」というが、鳳文は克鐘の鼓文に近く、その他は宗周鐘に似ており、郭氏も「形制與宗周鐘相近」という。

考古の圖樣には銘文を加えていないが、上引の考古の文によると、文は鉦間に加えられていたのであろう。

銘　文　二行廿二字。考古によると、五鐘みな同文である。



走乍朕皇且文考寶龢鐘、走其萬年、子〻孫〻、永寶用享

走は走𣪘の走と同一人とみてよい。五器編鐘であるが、同一の銘を付しているのは、たとえば、虘鐘に同銘二器、兮中鐘に同銘六器があるのと同じである。文にいう。「走、朕が皇祖文考の寶龢鐘を作る。走其れ萬年、子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。」

參　考

斷代に「走鐘還接近我們以前所說的中期鐘、可以定爲共王時（後半期）的鐘、我們從前以爲有銘的

鐘、到西周晚期才有、現在看來、西周中期、已經有了」といゝ、中期にすでに鐘があつたことを認めている。すでに穆王期の長由盉と同出の銅器中に編鐘三器があり、鐘の成立が穆共期にあることが確かめられているのであるから、この器もそのころにおきうる可能性がある。宗周鐘の文様は本器に先行するものがあると考えられるので、その時期を昭穆期まで遡らせることもできよう。本器は宗周鐘から虘鐘・克鐘への展開をみる上に、參考とすべきものである。

なお韡華丁・六に走毁と稱する十八字銘の文を論じているが、器影拓片をみず、文も疑わしい。かりに眞刻とするも、本器の走とは無關係のものであろう。

斷代に趞曹鼎以下の十三器を共王期に列している。その器目及び編次番號は次の如くである。

73趞曹鼎一　74利鼎　75師虎毁　76豆閉毁　77師毛父毁　78師奎父鼎　79走毁　80趞曹鼎二　81吳方彝蓋　82師遽方彝　83師遽毁蓋　84鄭牧馬受毁蓋　85師湯父鼎

その分期の理由と、諸器相互の關係についていう。

自第73至85器、可以名之爲井伯組或曹鼎組、其中第73～79諸器、皆以井伯爲右、第73・80兩器則同爲曹所作器、而此兩器作於共王的七年・十五年、明見于銘文、井伯已見穆王器、則有井伯爲右者、當在共王前半期、十二年始有司馬井伯之稱、第81～83三器、與此組的關係不太緊密、它們可能屬于共王的最初三年、也可能屬于懿王的最初三年、我們很傾向于後說、如此則共王十五年的新宮、到懿王三年、仍稱新宮、詳第80器

卷二　五二七～五二八

この分期は、陳氏も認めているように、大體において郭氏の大系と近い。大系は共王期の器として次の十六器をあげている。

趞曹鼎一　趞曹鼎二　師湯父鼎　史頌毁　頌鼎　師虎毁　吳彝　牧毁　師毛父毁　豆閉毁　師奎父鼎　走毁　利鼎　望毁　師望鼎　格伯毁

斷代に比べて頌・望・格伯の器が多く、師遽關係の三器を缺く。また容庚氏の通考には共王に屬するもの十四器、その目は次の通りである。

趞曹鼎二器　師湯父鼎　師遽毁蓋　師遽方彝　師虎毁　豆閉毁　師奎父鼎　利鼎　走毁　師毛父毁　牧毁　吳方彝蓋　趩毁

陳氏の器目と一二の出入があるのみで、陳氏の斷代は大系よりも實は通考と最も近い。

これらに對して、曆譜より推して分期を試みた吳其昌の厤朔、董作賓氏の年曆譜は、かなり異なつた結論を出している。厤朔の分期說には乖戾甚だ多く、體系を失なつているのでこれを論外とし、董氏が共王期に繫屬するものをあげると

師虎毁元年　曶鼎元年、又二年　趩觶二年　師遽毁三年　趞曹鼎一七年　趞曹鼎二十五年　克鼎十六年

の七器である。曶・趩・克の三器は、諸家がみな他の時期に比定しているものである。

彝銘のうち、現王の名と、その紀年週名、日の干支を備えているものは、西周期ではただ趞曹鼎第二器があるのみである。すなわち

隹十又五年五月既生霸壬午、龏王在周新宮

という紀年日辰が、曆譜上の動かしがたい座標となる。そしてこれを中心として、銘文や器制・文様などの關聯から、分期が試みられる。そういう關係による斷代研究が可能なのは、この共王期より以後であり、しかも共王期においてのみ、座標的な日付けをもつ器銘がある。それでこの期について、分期の方法とその可能性について、若干の檢討を加えておきたいと思う。

銘文や器制などの關係によつて器群をまとめてゆくという方法は大系にすでに試みられており、斷代には一層精密にその方法が摘用されている。前記の器群について、陳氏が諸器の相互關係を表示しているので、その圖表をあげておく。

器號	作器年	作器者	右者	册命地	册賜者	花文
75	元年	師虎	井伯	杜应	內史吳册命	瓦文
81	二年	作册吳	宰朏	周成大室	史戊册命	獸面文
82		師遽		康寢	宰利易	獸面文
83	三年	師遽		周新宮	師朕易	瓦文
84		牧馬受				瓦文
73	七年	趞曹	井伯	周般宮		弦文
74		利	井伯	般宮	內史册命	
76		豆閉	井伯	師戲大室	內史册命	瓦文
77		師毛父	井伯	大室	內史册命	顧龍
78		師奎父	司馬井伯	大室	內史鴌册命	顧龍
79	十二年	走	司馬井伯	周・大室	作册尹册命	
80	十五年	史趞曹		周新宮射盧		顧龍
85		師湯父		周新宮射盧	宰雁易	大鳥

陳氏は右の圖表によつて、右者井伯の時代を共王前半、右者司馬井伯の時代を共王後半、共王期は凡そ二十年西周年代考とし、師遽の器には共王後半の器にみえる新宮の名があるから、その器は懿王の初年に下るとすべく、むしろその方がよかろうと述べている。このとき盠器はすでに出土していたのであるが、「斷代六」が出版された翌一九五七年、その器が發表されて、郭氏らの考釋が相ついで試みられた。この盠器には師遽の名もみえている。いまその器によつていえば、師遽の器を懿王に移すのは逆であり、これを穆王期に遡らせるべきであろう。すなわち

㦰毁（穆公）・盠方尊（穆公・盠）・盠駒尊（盠・師遽）・師遽方彝（師遽・宰利）・利鼎（利・井伯）・長由盉（井伯・穆王）・趞曹鼎（井伯・共王）

というような系列が考えられる。器制よりいうも、師遽彝の形制花文、師遽毁の瓦文は、共王期のそれに先行するものとみられ、瓦文毁の展開を考える上にも、この方が容易である。

陳氏は、共王前半の右者井伯が、十三年以後、その後半において司馬井伯と稱したと考えて、司馬井伯の二器を共王期に列したが、この二器もまた共王期に入りうるものではない。すなわち走毁には

卷二　五二九～五三〇

巻二　五三一～五三二

　佳王十又二年三月既望庚寅、王在周

とあつて、その曆譜は十五年趞曹鼎によつて構成される共王の曆譜に適合しないのである。いまかりに、十五年趞曹鼎にいう「佳十又五年五月既生霸壬午」を、既生霸の第一日として元旦朔を求めると、その干支は丙子、すなわち⑬となる。十五年⑬によつて元年以後の正月朔を表示すると、大體

4・28・22・17・41・35・29・53・48・12・6・60・24・19・13

のような曆譜構成を考えることができよう。走毀の日辰によつて元旦朔を求めると、これも⑬となる。十二年は右の曆譜とよると(60)であり、置閏その他どのような計算法によつても、右の譜に適合させることはできない。また趞曹鼎二の干支をかりに壬寅として計算すると、その元旦朔は㉝となるが、この場合においても走毀の日辰は共王十二年の曆譜に適合しない。兩者の日辰は一王の曆譜には入りがたいものである。走毀にいう日辰は、懿王期とみられる師俞・諫・虘・望の諸器の日辰とは、曆譜上適合するものであるから、その器は懿王期に移すべく、師奎父鼎も同斷である。紀年日辰をもつ器はその數が少く、大部分の彝器は、やはり器制・銘文によつて、その當る時期を推定する以外はない。大體共懿期は、前期以來の器制・文様を展開してきた昭穆期から、後期の器制・銘文に大きく變化してゆく轉換期であり、その轉換期的な特徵は、たとえば免の諸器にあらわれている。免及びその關聯器である史懋壺の字迹は明らかに穆共期のものであり、器制上は、免器に盨のような新器種があらわれて、中期と後期にわたる中間的な傾向が強い。こうして師奎父鼎・走毀などは、器制や賜與の上からいえば中期的でありながら、その銘文の表現には後期的なものへの移行が認められ、懿王期以後には、器制・銘文ともに後期的な特質が著しくなつてゆく。西周彝器の分期については別の機會にまとめて述べるが、昭穆期より共懿期に至る時期を、彝器文化の上から分期し、中期として特色づけることが可能であると思う。器制は大體において前期を繼承し、文様は鳳文系に特色があり、銘辭は辟雍儀禮をはじめ祭祀關係のものが多く、共懿期に至つて册命形式の定型化がみられる。字迹は康昭期の雅馴なる一體から、穆共期には小字の謹飭なるものが支配的に行なわれ、懿王期ころから宏闊な、もしくは篆意の著しい字形が形成されてゆく。同時に、前期的な酒器系統の器種は殆んど姿を沒し、後期の烹飪・盛食の器を中心とする彝器文化に移行する。器種の大型化、文様の便化、同銘多數器が多く作られること、銘辭の長文化、經濟的もしくは政治的な内容をもつ銘文の出現など、みな後期の彝器に至つて著しくみられる特質である。そしてこういう彝器文化の展開の背後に、貴族社會の漸次的な變貌があつたことは、もとよりいうまでもない。

白鶴美術館誌總目　（四）

巻三上

第二十二輯（懿王諸器）　昭和四十三年六月

一二三、匡　卣……一
一二四、師　俞　毀……九
　師俞尊・師俞鼎……一四
一二五、師　晨　鼎……一八
　庚季鼎・伯晨鼎……二一
一二六、大師虘毀……三八
　大師虘豆・虘鐘……四三
一二七、諫　毀……五五
一二八、無　㠱　毀……六三
一二九、望　毀……六七
一三〇、師　望　鼎……七一
　師望壺……八〇

第二十三輯（懿孝諸器）　昭和四十三年九月

一三一、揚　毀……八一
一三二、單　伯　鐘……八七
　單伯諸器……九一
一三三、善　鼎……九五
一三四、蔡　毀……一〇一
一三五、曶　鼎……一一三
一三六、曶　壺……一四七

第二十四輯（頌・散諸器）　昭和四十三年十二月

一三七、頌　壺……一五三
　頌諸器……一六五
一三八、史　頌　毀……一七四
　史頌諸器……一八四
一三九、散　氏　盤……一九一
　夨王・散氏諸器……二一三

第二十五輯（夷王諸器一）　昭和四十四年三月

一四〇、師旋毀一……二二九
一四一、師旋毀二……二三六

張家坡諸器……二四三
一四二、噩侯鼎……二六〇
噩侯段……二六七
一四三、𧆊段……二七〇
一四四、虢仲段……二七五
何段……二八〇
一四五、𠂔伯段……二八二
一四六、休盤……二九六
一四七、微䜌鼎……三〇一

第二十六輯（夷王諸器二）昭和四十四年六月

一四八、康鼎……三〇五
鄭井諸器……三一〇
一四九、卯段……三一五
一五〇、同段……三二六
同自段……三三二
一五一、輔師𠭯段……三三四
一五二、師頴段……三四四

一五三、無叀鼎……三四八
一五四、善夫山鼎……三五七
一五五、虢叔旅鐘……三六八
虢叔諸器……三七八
一五六、士父鐘……三八二
一五七、梁其鐘……三八八
梁其諸器……三九三

第二十七輯（十月之交關係諸器）昭和四十四年九月

一五八、函皇父鼎一……四〇一
函皇父・函諸器……四〇八
一五九、番匊生壺……四一七
一六〇、番生段……四二一
一六一、叔向父禹段……四三三
一六二、禹鼎……四四二
一六三、南宮柳鼎……四六四
一六四、敔段三……四六九
一六五、弭伯段……四七八

一一三、匡卣

器名　匡簠攈古　匡尊綴遺

時代　懿王大系・通考・麻朔・斷代

收藏　「嘉興姚六榆觀光所藏器」綴遺

著錄

銘文　攈古・三之二・三三　周存・三・補　又・五・八四　大系・六七・六八　小校・四・六五　綴遺・一八・二二　三代・一〇・二五・一　二玄・二八九

考釋　餘論・三・七　韡華・庚上・四　大系・八二　文錄・四・二四　文選・下三・二二　斷代・六・一〇五

器制　器影未見。著錄に多く簠とするが、綴遺に尊とし、小校には卣とする。周存・五・八四にいう。「此器前以中有匡字、誤列入簠補遺內、今據此舊拓、知匡爲名、乃卣也、後列之、幷識吾過」。これも器を實見してのことではないが、いま小校・周存により卣として扱う。

銘文　五行五一字

隹四月初吉甲午、懿王才射廬、乍象舞、匡甫象樂二



懿を餘論に嗣と釋していう。

疑當嗣之異文、說文册部、嗣諸侯嗣國也、从册口、司聲、此左从册、右从光、疑當爲𤔔之省、與嗣字同意、後毛公鼎嗣作𤔲、亦變从𤔔而省司口、此字正與彼同

なお𤔔を光形に作るものとして、齊侯壺嗣字の例をあげている。金文において嗣には司・𤔲を用い、𤔔に從う字形はない。郭氏は字を懿と隸釋し、噎の初文であるが假借して懿王の懿に用いたとする。

懿王卽恭王之子懿王也、懿字彝銘多作懿、單伯鐘・禾段・員仲壺等皆是、而本器與沈子段・班段・

穆父鼎、則均省心作敃、字殆噎之古文、假借爲慜也

字を噎の假借とするのは疑問である。字形は壺酒を前にして陶然たる象を示し、既にその薰香に飽く意であろう。心に従う字形が多いのも、そういう心的狀態を示したものとみられ、敃・慜は同字である。德・愈なども、古くは心を加えていない。敃は慜にして懿の初文、敃王は懿王である。その名はこの器銘にのみ見えるものである。

射廬は趙曹鼎二・師湯父鼎にみえ、何れも「王才周新宮」の句の下にあり、新宮附設の射廬である。射廬の釋は孫詒讓の定めたところであるが、孫氏は上文の懿王を嗣王と解しているので、射廬を「喪禮有居廬之禮」、すなわち倚廬の義と解した。いま本器の關聯器である師晨鼎・師俞殷・諫殷によつて構成しうる曆譜を以ていえば、本器の日辰はその四月に適合しうるものであり、すでに禮家のいう居喪の期間を超えている。金文の示すところによれば、居喪三年の禮も、後儒の臆說に過ぎないものである。

射廬を攈古には射階、綴遺に射態にして秦の離宮の名、長楊宮射熊館はその遺名の存するものとしているが、字はやはり廬の一形であろう。趙曹鼎二に「王射于射廬」とあつて、ここで射儀が行なわれており、師湯父鼎では射廬において弓矢を賜うている。

射廬の下文を孫氏は「乍爲器、匽甫爲槃二」と釋しているが、これも器文を倚廬居喪の禮を記すものとみたからであろう。字は槃と釋しうる字形ではない。韡華に、器銘を祭事と楽舞のことを記したものと解していう。

此器文所記、與他器錫命作册之事頗異、似紀禋祀兼及樂舞之事、爲下字不易識、象人舞狀、或紀樂舞之事、匽甫疑人名、𦉢鼎有匽季、周代或有匽氏之族、□疑舞樂之名、字从舟从□、未詳

郭氏もまた樂舞のことをいうものとして「乍象舞、匽甫象鑠二」と釋し、匽が舞樂を奏して嘉賞をえたことを記すものと解した。その說にいう。

象舞者、禮記內則云、成童舞象學射御、象鑠者、呂氏仲夏紀古樂篇、商人服象、爲虐于東夷、周公遂以師逐之、至于江南、乃爲三象、以嘉其德、韋注云、三象周公所作樂名、鑠卽樂之繁文、猶文王武王乃先王、而文武字、或从王作玟珷也、言甫象鑠二者、葢三象本有三章、此撫其二章也、在射廬作象舞、與內則言相應、而作象舞須撫象樂、則爲古禮所闕佚者矣

柯・郭二氏の舞樂說に對して、斷代には全く別解を出し、銘文は捕獵のことをいうとする。すなわち文を「乍兎𢍉、匽甫鑠二」と釋していう。

此銘記在射廬、張兎網而習捕獵之事、兎字舊釋爲爲或象、都不確、大盂鼎勉字從之、石鼓文田車石、雉兎之兎同此、兎下一字𢍉卽說文虡（虡之篆文、或體作鐻）所從、郘鐘虡字所從、與此相同、象人企足舉手之形、甲骨文和西周金文的異字、均從之、交君子鼎、人名亦作此形、字乃是說文訓兎網之罝、籀文從虘、或體從組、乍兎罝、是椓杙布網、詩兎罝曰、肅肅兎罝、椓之丁丁、正義引李巡曰、兎自作徑路、張罝捕之也、捕兎張網、故詩曰、施于中逵、施于中林、此銘上言乍兎網、下言匽甫兎二、甫卽捕字、兎下一字從兎從樂、乃是兎子之稱、廣雅釋獸、嬬兎子也、爾雅釋獸郭璞注兎子曰、俗呼曰嬬、字從需、音與樂近

この陳氏の說は甚だ辨證につとめたものであるが、康宮新宮の射廬において、兎網を用いて捕兎のことを習うというのはいかにも不類のことであり、また兎子二をえて休寵を受け、寶器を作るというのも不審を免れない。新宮射廬における行爲であるから、やはり宮中の儀禮に關するものと解すべく、鑠が樂に従う字形であることからも、銘文のいうところは舞樂に關するものとすべきである。象の字形は、師湯父鼎にみえる象弭の象に最も近く、象と釋してよい。象下の一字は無・舞とは字形が異なつており、これは陳氏の指摘するように、郘鐘の虡字の從うところと同形である。すなわち字は𢍉にして、簨虡の虡の初文であろう。禮記明堂位「夏后氏之龍簨虡」の注に、「簨虡所以縣鐘磬也、植曰虡」とあり、また禮記檀弓上「有鐘磬而無簨虡」の注にも、「橫曰簨、植曰虡」とみえる。鐘磬を懸けるところの器、すなわち栒業をいう。それには多く獸形の飾を加えたものらしく、說文五上に

虡、鐘鼓之柎也、飾爲猛獸、从虍異、象其下足、鐻、虡或从金、豦聲、虡、篆文虡省

とあり、鐘鼓を懸ける器の足部には獸飾を付する例であつた。西京賦に「洪鐘萬鈞、猛虎趪趪、負栒業而餘怒、乃奮翅而騰驤」といい、また上林賦の張揖注に「虡獸金百二十萬斤、以挾鐘旁」というごときはそれである。銘文にみえる字形は、あるいは栒業の柎足の象をかいたものであろう。字はまた舉・鉅に作ることがある。象虡とは、象形の柎足をもつ虡である。それで「乍象虡」とは、柯・郭氏らのいう樂舞演奏のことではなく、おそらく王室のためにその器を作つて賜賞をえたものであろう。

「甫象鑠二」を、郭氏は撫樂の義としている。いわゆる象樂三章中の二章を撫奏したと解するものであるが、樂章を一部だけ奏するというのも不審とすべく、また甫を撫と訓することについても、何ら述べられていない。餘論には鑠を槃と釋し、匽が槃二を作つて賞賜をえたと解しているが、倚廬喪紀を以て文を說くもので、もとより誤である。

甫はこの字のままでは訓義をえがたいが、その聲義は搏・輔と關係があるようである。輔白鼎や師嫠殷にみえる輔字は、明らかにこの字形に從つている。說文に「輔、人頰車也、从車甫聲」とあり、輔頰をいう。また比輔は通訓で、二者相雙ぶことをいう。これを以ていえば、「甫象鑠二」とは、上文の「作象𢍉」につづいて、二器を虡業に懸けることをいうものであろう。甫の字形は、周禮梟氏に「甬上謂之衡、鍾縣謂之旋、旋蟲謂之幹」とみえている旋・幹の形を示したものと思われる。從つて「甫象鑠二」とは、象虡を作つて二鐘を懸けることとみるべきである。郭氏は象鑠を呂覽にいう三象の樂章と解したが、それは傳說上の古樂にすぎない。象虡に對してその樂器を象鑠と稱したもので、おそらく何れも象文を飾つた器であろう。宗周鐘の旋・幹の部分には象文が施されており、象鼻がそのまま旋となつている。また鐘の鼓面に象文を飾る例も多く、栒業の柎足などにも、象をあしらつたものがあつたのであろう。

射儀には、その禮を節するに樂を用いた。儀禮の大射をはじめ、射儀をいう文獻にはみなそのことがみえる。大射にいう。

樂人宿縣于阼階東、笙磬西面、其南笙鍾、其南鑮、皆南陳、建鼓在阼階西、南鼓、應鼙在其東、

南鼓、西階之西、頌磬東面、其南鍾、其南鑮、皆南陳、一建鼓、在其南、東鼓、朔鼙在其北、一建鼓、在西階之東、南面、簜在建鼓之間、鼗倚于頌磬、西紘

これは射儀における樂器陳設の狀を述べたものであるが、射禮がはじまるとその儀節に合せて奏樂のことが行なわれる。そのことは大射のほか、鄉射禮および禮記射儀に詳しい。ただこれらの文獻は概ね後世儒家の編述するところで、この器の作られた時代に、このような儀節があつたかどうかは疑問であるけれども、すでに辟雍儀禮をしるす金文には卿射をいうものが多く、射盧のような射儀を行なう場所も設けられているのであるから、射儀の細節も定められており、鐘鼓を以てその儀容を節することも當然行なわれていたものと考えてよい。匡は射廬の象虡・象鑠を作つて天子の賜賞をえているのであつて、匡が樂正として奏樂を行つたのではないようである。樂人のことは小輔・鼓鐘のような官があり、師嫠𣪘に「令女嗣乃且舊官小輔眔鼓鐘」とみえ、相當の重職であつたらしい。この小輔の輔は、本器にいう「甫象鑠二」の甫と、關係のある語であろう。匡は賜與をえて、文考日丁の器を作つている。廟號に干名を用いており、匡が東方出自の族であることが知られる。樂事のような宗教的な儀禮に與かるものには、東方出自のものが多かつたのである。

王曰、休、匡拜手韻首、對䚄天子不顯休、用乍文考日丁寶彝、其孫孫子子、永寶用

休は善、休有成事の意。ただ嘉賞をえたのみで、賜與のことはない。員鼎における執犬のときと同様である。

卷三上　七～八

訓　讀

これ四月初吉甲午、懿王、射廬に在り。象虡を作る。匡、象鑠二を甫く。王曰く、休なり、と。匡、拜手稽首し、天子の丕顯なる休に對揚して、用て文考日丁の寶彝を作る。それ孫〻子〻、永く寶用せよ。

參　考

この器は、銘文中に懿王の名號がみえ、その時期を定めうる貴重な資料であるが、器影を知りえないのは遺憾である。その字迹にはかなり疏緩の風がみえ、すでに中期の字様を脱していることが知られる。

一二四、師俞𣪘

器　名　師艅敦蓋 擦古　師俞𣪘蓋 斷代

時　代　懿王 斷代　厲王 大系・通考・麻朔・萧作賓

收　藏　「浙江嘉興沈西雍藏」擦古

著　錄

銘文　擦古・三之二・一五　愙齋・九・一七　大系・一〇〇　小校・八・六六　三代・九・一九・一　二玄・二九〇

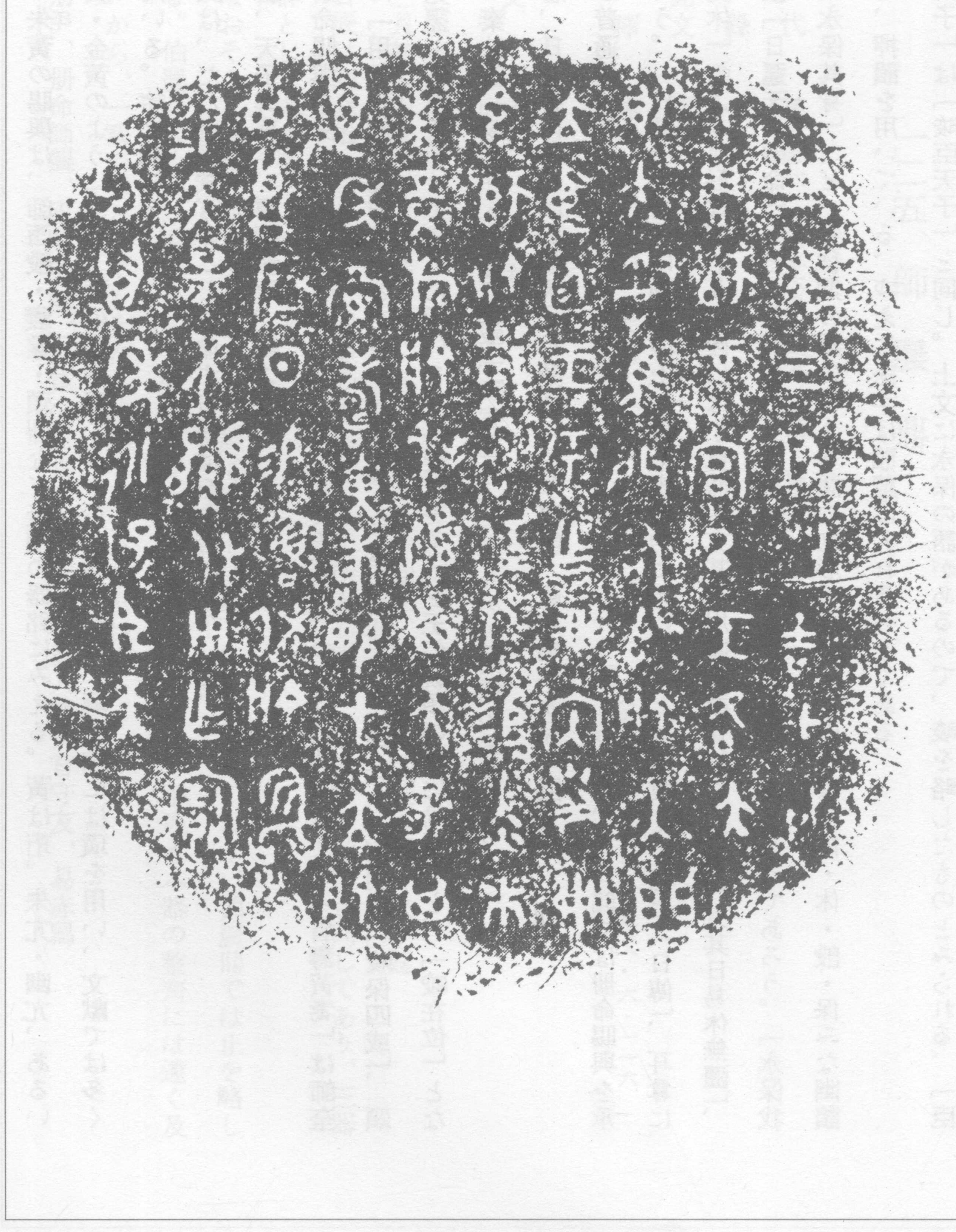
考　釋　餘論・三・二〇　韡華・丙・一二　大系・一一六　文錄・三・一八　文選・下二・一六　斷代・六・一一七

銘　文　一〇行九九字

隹三年三月初吉甲戌、王才周師彔宮、旦、王各大室、卽立、嗣馬共右師俞入門、立中廷

この册命前文は、師晨鼎と同文である。日辰・宮名・右者もみな同じであるから、同日の册命であると考えられる。同日に受命者を易えて册命が行なわれているのであるが、このような關係にある

卷三上　九～一〇



冊命は他にその例をみない。

右者嗣馬共は師晨鼎・諫殷にもみえる。この三器は、何れも師彔の宮において冊命がなされているが、師彔はおそらく彔・彔伯・彔伯㦰の彔であろう。殷の彔父の家系をつぐものと思われ、當時宗周の地に移されており、周にその宮廟があつたのであろう。嗣馬共はその儀禮に、何れも右者として與かつている。郭氏はこの共を、師毀殷にみえる師龢父であり、すなわちいわゆる共和時代の共伯和その人であるとし、これらの器をすべて厲王期に屬したが、師龢父を共伯和と同一人とすることに問題があるのみならず、嗣馬共はまた師龢父と同一人ではない。

懿王期說をとる陳氏は、字を攈古以來の共と釋する說を郤けて、字は二父に從う形であり、㸚と釋すべきであるという。

右者司馬㸚、從二父、吳式芬誤釋爲共、……此右者司馬㸚、卽共王後半期的司馬井白、共王初的右者井白和穆王時的井白、由傳世禹鼎・禹殷二器、可以證明㸚爲右者井氏、禹鼎述其祖考政于井邦、而稱㸚朕辟、禹殷則稱㸚爲其文祖、此與以下兩器、乃王之三年・五年命于周師彔宮、而右者同爲司馬㸚、當是懿王之初年

嗣馬共を共王期の嗣馬井伯と同一人とみるのみならず、禹鼎の「愓共朕辟之命」、叔向父禹殷の「肈帥井先文且、共明德、秉威儀」の共字を何れも㸚とよみ、本器の右者たる㸚に外ならぬとするものである。その說はあまりに立異に過ぎて反論の要もないほどであるが、陳氏が㸚と釋する字は、伯㦰殷や善鼎にみえる「秉德共屯」の共、その他の字例と比較して、共と釋してよい字形である。恭

奉の象を示すものであろう。

兪はまた緰とも釋されており、郭氏は琜の初文であるという。琜は玉笏、余の字形はその正面形で上剡、中に玄纁の絢組あり、下に繅藉を付したもので、本銘の右旁はその側視形であり、𢍜銘にみえる字形はその正面形であるとするのである。しかし字形を以ていえば、余は辛上に把手のあるを示す象形字である。これを以て載書を啓くを舍という。舍命の舍もその義を承けている。載書を宰割して、祝禱の呪力を失なわせることを害という。害の上部は、舍よりも大きな把手を加えている辛である。辛の針部が曲刀のようにゆるく屈曲したものは、說文の夸にあたる。辪系統の諸字はその形に從う。字形は郭說にいう玉笏とは全く異なる。郭說は琜・瑜などの字から立說したものであろうが、それらはみな形聲字で、字の原義を示すものではない。兪はおそらく大辛あるいは曲刀を以て整治する意を示し、愈・愉・瘉の諸義はそこから導かれている。

王乎作冊內史、冊命師兪、䝩嗣□□、易赤市・朱黃・旂

師晨鼎では作冊尹が冊命を行なつている。もし同人とすれば、名異なるも同一の職となるわけである。作冊吳をまた內史吳と稱するのも同樣の關係であろう。䝩は併、餘論に使役の義とし、韡華には舊釋によつて繼と解するが、何れも適當でない。併嗣は盠方尊などから以後にみえる語である。併嗣の下二字は不明。攈古に「嗣徒乃」と釋するが文義通ぜず、餘論にも「未塙」という。職事をいう語の入るところである。兼官のことが行なわれるようになつたのは、王官の機構の上からも注意すべきことである。

赤市・朱黃の賜與は、師酉殷・寰盤・頌鼎など後期の器銘にみえる。黃は珩。朱亢・幽亢、あるいは同黃・金黃のように、亢・黃の字を用いる。黃は璜の初文、琱生殷には璜を用い、文獻では多く珩を用いる。旂は鑾旂をいう。

本器銘は、ただ併嗣兼官のことを命ずる冊命を內容としている。

兪拜䭫首、天子其萬年、眉壽黃耇、畯才立

王の冊命賜與を受けて、祝頌の辭を述べる。「天子萬年」の語は刺鼎にみえ、「眉壽黃耇」は師奎父鼎に「用匃眉壽黃耇吉康」とあるのと同じ。畯は大盂鼎「畯正厥民」、宗周鐘「畯保四或」、頌鼎・克盨「畯臣天子」のように用いる。「畯臣天子」を王の祝頌の語に易えると、「畯在位」となるが、秦公殷「畯疐在天」、秦公壺「畯疐在位」というのも同樣の表現である。

兪其蔑曆、日易魯休、兪敢對揚天子不顯休、用乍寶殷、兪其萬年永保、臣天子

蔑曆は普通には特定の事功によつて旌表を受けることをいう語であるが、この銘では冊命賜與を承けていう。「日易」のように動詞の上に日を副詞的に用いることは、早く中甗に「日傳」、耳尊に「日受休」のような形式があり、後には小克鼎「克其日用𩰫朕辟魯休」、克盨「克其日易休無疆」、史頌殷「日遷天子顯命」などの例がある。「永保」の二字は上屬してよむべきであろう。「永保我身」・「永保其身」など、春秋期の器にみえる語の初形である。この段は、休・休・殷・保みな幽韻の字で、押韻を用いている。ゆえに保字は韻讀に入れるべきである。「臣天子」は「畯臣天子」と同じ。上文に永保の語があるので、畯を略したものとみられる。「臣

天子」・「畯臣天子」のように稱しているものは、もと異姓の臣が服事を誓う語であつたようである。

訓讀

これ三年三月初吉甲戌、王、周の師彔の宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。司馬共、師兪を右けて門に入り、中廷に立つ。王、作冊內史を呼び、師兪に冊命して□□を併司せしむ。赤市・朱黃・旂を賜ふ。兪、拜して稽首す。天子それ萬年、眉壽黃耇にして、畯く位に在らむことを。兪、それ蔑曆せられ、日に魯休を賜ふ。兪、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て寶殷を作る。兪それ萬年まで永く保ち、天子に臣とならむ。

參考

師兪の器には、なお他に師兪尊・師兪鼎があり、二器同文である。

*師兪尊

器名　師緰象彝考古　師緰尊博古

出土　「得於京兆」考古

著錄　考古・四・一七　博古・六・三五　薛氏・一一・二　嘯堂・一・二六

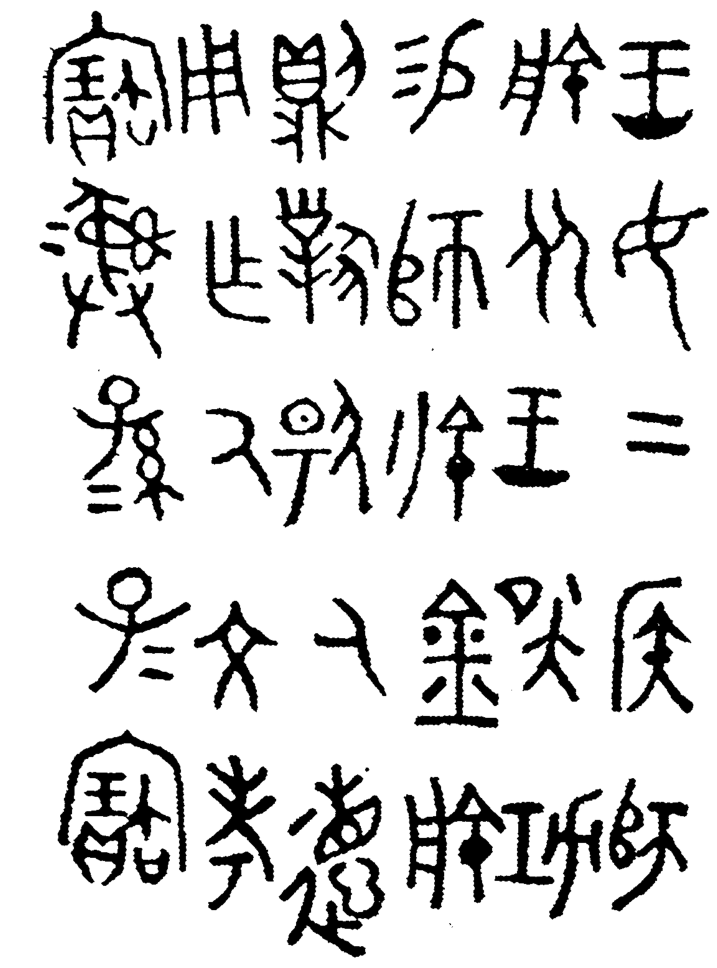
考釋　拾遺・上・二三

器制　博古にいう。「高六寸七分、深六寸五分、口徑六寸三分、腹徑三寸八分、容二升六合、

重三斤六兩」。また考古にいう。「按此器、略如今禮圖所載、其腹文爲象、禮有象尊、而不聞象彝、疑記有脱略」。すなわち器を彝としているが、圖象は明らかに尊である。中層のふくらみ大きく、上下三層をなし、中層に象首相對う文様を付し、その上下に二弦文を加えている。ただその繪文がどこまで眞をえているかは疑問とすべきところもあり、象文と定めてよいかどうか確かでない。器制文様をこの圖のままとすれば、周初の器とすべく、毀とは時期の異なる器となろう。

銘文　　六行三二字

王女□侯、師俞從王□功、易師俞金、俞則對揚厥德、用乍厥文考寶彝、孫孫子子寶



師俞鼎は復齋に著錄するもので器影はなく、文は尊銘とほぼ同じである。

＊師俞鼎

著錄　復齋・一七　積古・四・一八

　　　攈古・二之三・六五

考釋　韡華・乙上・二八　文錄・一・一四

　　　文選・下二・四　積微居・六二

銘文　　四行三二字

王女□侯　師俞從王□一、易師俞金、俞則對揚厥德、其乍厥文考寶鼎、孫子子寶用

第二字は模刻にみな女に作る。拾遺師俞尊條にいう。

此女當讀爲如、禮大戴禮記本命篇、女者如也、釋名、女如也、婦人外成如人也、是女如二字古同讀之證、爾雅訓如往也、春秋經、凡公有所往、皆曰如、王如上侯、師俞從者、上侯地名、言王往上侯、而師俞從之也

文錄はその解を承け、積微居もその説を是とする。文錄には旲尊從古・七・二九　周存・五・九　綴遺・一八・二〇　小校・五・三四　韡華・戊上・七　積微居・八九の「旲從王女南」の文を引き、また「侯上一字常是國名、字有缺損、考復齋拓本、此字已磨泐不明、後人釋上釋二、皆誤也」とも述べている。金文に「王如某所」の文例なく、また女を之往の義に用いた例がない。字のままに訓むとすれば、「女于時」の女と解するほかはないようである。「師俞從」の句は、過伯毀「過伯從王伐反荊」・「犾毀「犾駿從王南征」と同例の句とみるべく、王下の二字は動詞であろう。古く嘯堂に夜功と釋し、また文錄には發功あるいは射雉と解する説を出しているが、何れも無理である。下字は功と釋しうる形であるが、金文には功に工の字を用いる例である。

師俞の奉仕の内容はよく知られないが、その勞に對して金を賜うている。金を賜う例は、禽・令・過伯・小子生・遇・競など、周初より昭穆期までの器に多い。

「俞則對揚」のように、對揚の上に則字を加える例は殆んどない。連詞としての用法は曶鼎などからみえはじめている。また「對揚厥德」のように德の語を用いるのは、齊器の因資敦「合䟫厥德」

など、遙か後の時期に至ってみえる。文に多少の疑問のところがあるが、尊銘は一應次のように訓むことができよう。

王、□侯に女す。師俞、王の□□するに從ふ。師俞に金を賜ふ。俞則ち厥の德に對揚し、用て厥の文考の寶彝を作る。孫孫子子寶とせよ。

兩銘とも模刻であるが、嘯堂などによってみるとかなり古い字迹であり、文錄には「此銘文字甚古、當去周初未遠、與後之師俞敦非一人」と述べている。尊の器制もかなり古く、繪圖に誤なしとすれば、文様は象文である。女字の用法が特殊であり、その點では旲尊の銘にいう事實と關係があるかも知れないが、旲尊の文字も康昭期より下るものではない。師俞尊の文字は趞鼎に似た氣味をもつ書風で、ほぼ時期の近いものとなしえよう。

尊・鼎の時期は、從がって毀よりも古く、兩者の師俞を一人とすることには困難がある。しかしその家は、あるいは小臣艅犧尊にみえる小臣艅の家系に屬するもので、連綿としてこの時期に至っているものかも知れない。小臣艅犧尊は壽張出土の梁山七器の一で、召家の諸器と同出している。その家は東方貴游の出自であるが、周初に召公の東方經營に從ってその傳世の器を壽張にとどめ、のち西方に遷されて周室につかえ、康昭のころ師氏として尊・鼎を殘し、この期に至ってもなお師氏の職を保っていたのであろう。もしそのように考えうるならば、師俞の器は、周初以來の庶殷の消息をたどるべき一の資料ということができよう。

一二五、師晨鼎

時代　懿王斷代　厲王大系・通考・麻朔・董作賓

著錄

　　銘文　攈古・三之二・二　大系・九九

考釋　韡華・乙中・五五　大系・一一五　文錄・一・二二　文選・下一・一五　斷代・六・一一六

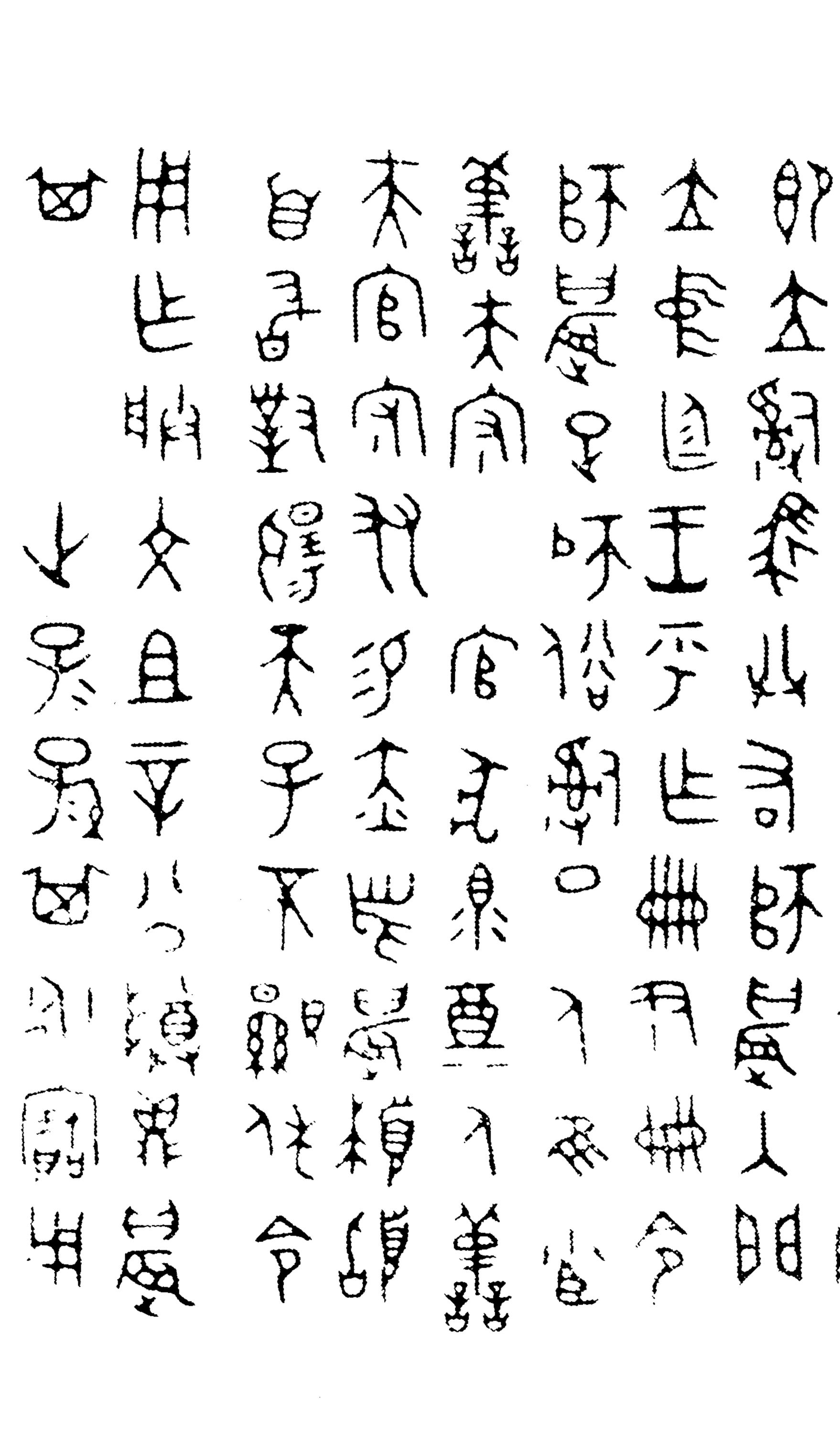
銘文　一〇行一〇三字

隹三年三月初吉甲戌、王才周師彔宮、旦、王各大室、卽立、𤔲馬共右師晨入門、立中廷

器の日辰は師俞毀と同じ。また册命の行なわれた場所と右者も、師俞毀・諫毀と同じであり、三器を一群として考えることができる。

師晨はおそらく伯晨と同じ家であろう。晨は本器では晨下に止を加えており、伯晨鼎では止を略している。伯晨鼎はその器制からみて時期が少しく下るものとみられ、字迹も本器の整齊には遠く及ばないから、一家の器としてもその人は異なるものと思われる。

乎乍册尹、册命師晨、疋師俗𤔲□人隹小臣善夫守□官犬眔奠人善夫官守友、易赤舄



作册尹は免毁・師奎父鼎・休盤など共懿期以後の器に多くみえる。疋は胥にして佐助の意。大系に足とよんで踵續の義とするが、師俗の職事が多岐にわたつているので、これを輔佐させる意である。善鼎に左疋・右疋の語があり、盂毁の左比・右比というに近い。師俗は庚季鼎にみえる伯俗父であろう。師職を以て師俗といい、その族内の關係から伯俗父ともよばれたのであろう。庚季鼎にも「用左右俗父」とあつて、本器と同じく俗父の佐助を命じている。

嗣下の一字を陳氏は邑と釋している。上部に口形のみをとどめているが、下文の奠人と對應する語であるから、地名とみられる。隹は文首にあつて語詞に用いるが、ときに又・之などの義にも用いる。この文では領格の介詞之の用法であろう。也毁に「用妥公唯壽」とあるのと同じ。嗣以下の文は眔という連詞でつづけられている二句、すなわち

□人隹小臣善夫守□官犬

奠人　　善夫官守友

に分たれる。文選に「嗣邑人」で句讀、小臣善夫と奠人善夫の兩者を對擧したとみているが、隹を語詞とみたからであろう。善夫は膳夫。王官としては執政に關與する重職であるが、この銘にいうところはそれぞれ特定地の官職である。王室の所有地や經營地などにおかれていたもので、たとえば散氏盤には、各地に嗣工や嗣馬の職がおかれているのと同様である。守□は下字缺泐して不明。官犬は周禮にいう犬人の職に當るものであろう。周禮大司寇に「大祭祀奉犬牲」とあり、犬人には「凡祭祀共犬牲」とみえる。卜辭に多馬・多犬のような呼稱があり、犬馬の畜養を職としたもので、官犬もその流であろう。員鼎に、王の狩獵に従つて執犬のことに當り、賜賞をえた例がある。員は𠦪形標識をもつ殷の貴戚出自のものである。この句のはじめに「□人隹小臣」とあつて、小臣以下はみな□人に屬している。その語法は、散氏盤にいう「矢人有嗣眉」「散人小子眉」とよく似ている。小子・小臣は、もと貴族の出身者にいう身分稱號であつた。

奠は鄭。鄭人は上文の□人に對する語。ここにもまた善夫と官守友とがある。官守友とは同僚の諸官を汎稱したものであろう。断代に、この□人・奠人を都鄙の別を記したものと解し、前者を邑人

にして都城、後者の奠を甸にして何人の義とする。金文には別に甸の字があり、奠を甸に假借して用いる例はない。

赤舃は、初期金文には多く市舃としてみえ、師虎毁・吳方彝に至つて赤舃を賜與することが記されている。

晨䫉𩒨首、敢對䳒天子不顯休令、用乍朕文且辛公障鼎、晨其〔萬年〕、世子孫孫、其永寶用

拜を䫉に作るものに𦣞毁・㝬毁等がある。何れもこの器と時期の近いものである。文祖を辛公と稱しているのは、師晨が東方出自の族であることを示すものとみられる。「世子孫」のように世をつけていう例は、寧毁・師遽諸器・吳方彝など、中期の諸器に多く用いられている。

訓讀

これ三年三月初吉甲戌、王、周の師彔の宮に在り。旦に王、大室に格りて位に卽く。嗣馬共、師晨を右けて門に入り、中廷に立つ。王、作册尹を呼び、師晨に册命し、師俗を胥けて□人の小臣膳夫・守□・官犬と、鄭人の膳夫・官守友を嗣めしむ。赤舃を賜ふ。

晨、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休命に對揚して、用て朕が文祖辛公の障鼎を作る。晨それ〔萬年〕、世子孫孫、それ永く寶用せよ。

參考

郭氏はその大系新版に付記していう。

或云、彔簋、用作文祖辛公寶䵼毁、何以彼入穆世、此入厲世、相差四代、按辛公不妨同名、又古人凡祖以上均稱祖、卽使同是一人、亦無妨碍

これはおそらく、兩器の祖名が同じく辛公であり、また、彔毁の彔と本器の「師彔宮」の彔とが同名であるため、彔と晨とを結合しうると考えたものであろうが、祖考の干名が同じである例は他にも多く、同族の證とはしがたい。また師彔の宮で册命を行なつているものには、師兪・諫の兩器があり、本鼎との間に直接の關係はないとしても、廷禮の場所や右者が同じであるから、これらの諸器は師職に關係ある諸族のものであることは、疑ないようである。

なお本器にみえる師俗・師晨と同名の伯俗父・伯晨の名をもつ二器を、關聯器として付記しておく。字迹は何れも師晨鼎より下るものであり、殊に伯晨鼎は附耳獸足の半椀形の鼎であるが、文様は夔鳳の變様文を主としており、賜與の品目は吳方彝・啚壺に近い。

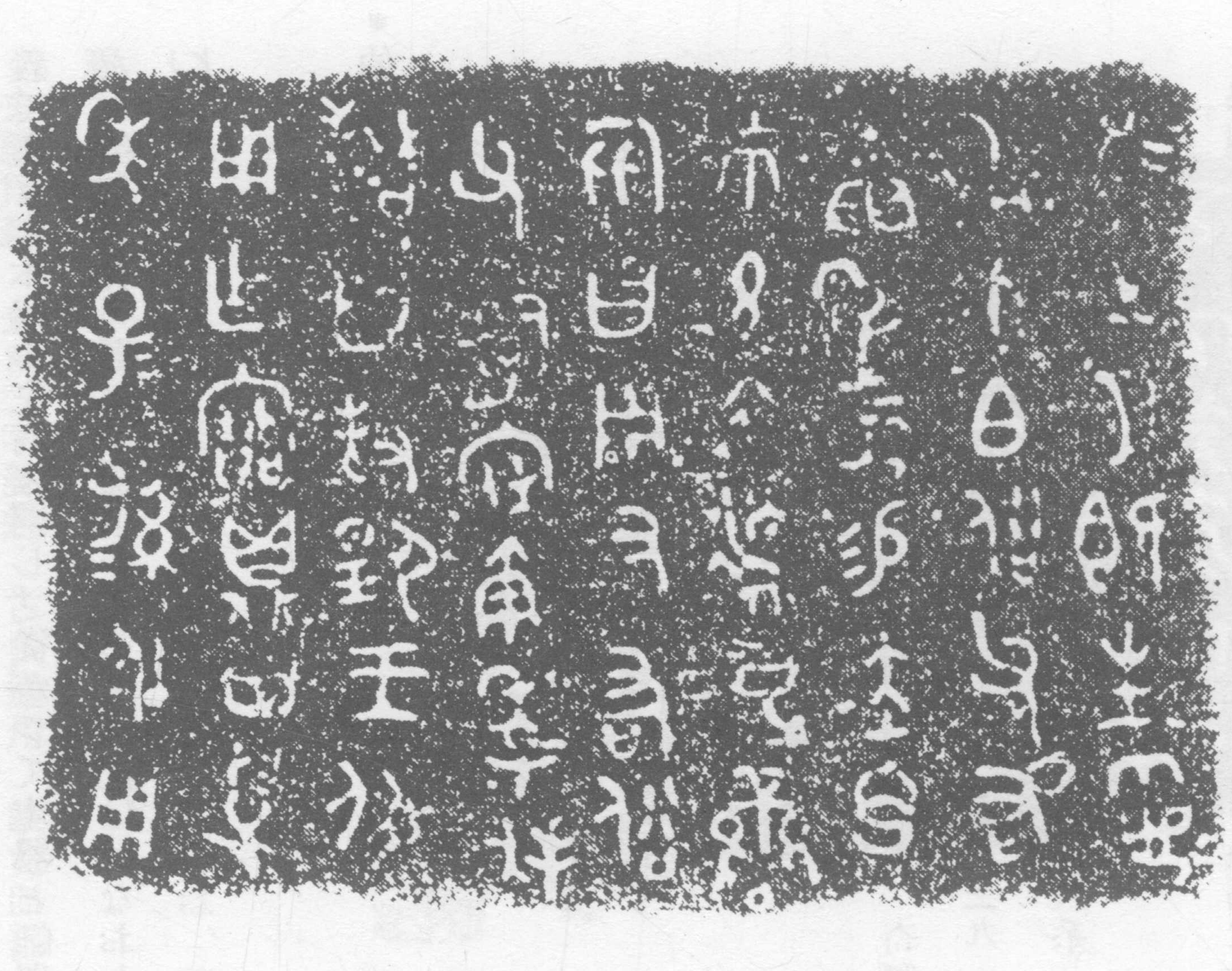
＊庚季鼎

器名　伯俗父鼎擵古　伯俗父鼎周存　南季鼎大系

時代　懿王斷代　夷王大系　厲王麻朔

收藏　「山東海豐吳氏藏」擵古

著錄



銘文　攈古・三之一・三六　周存・二・二七　大系・九八　小校・三・一九　三代・四・二四・二

考釋　餘論・三・一〇　韡華・乙中・五〇　大系・一一三　文錄・一・二三　積微居・二六三　斷代・六・一一七

銘文　九行五五字

佳五月既生霸庚午、白俗父右庚季、王易赤⊗市・玄衣黹屯・䜌旂、曰、用左右俗父、嗣寇

文錄に「敍述特簡」と稱しているように、册命の記述は甚だ簡易で、廷禮の次第などすべて省略している。賜與ののちに册命を記すことも、一般の形式と異なつている。

伯俗父は師晨鼎にみえる師俗であろう。

師晨にも伯晨の名があるが、俗・晨は家の名で歷代襲用するものであるから、ときに同一人であり、また別人であることもある。師俞の家は小臣俞以來俞と稱し、師⿱彑氺の家は⿱彑氺子聖以來⿱彑氺と稱する類で、その間に⿱彑氺・伯⿱彑氺・師⿱彑氺の名號がある。一人か否かは、器の時期によつて推定する外はないが、師俗・伯俗父の名のみえる器は時期が相近く、一人とみうる可能性がある。

庚季の庚は、庚とも南とも定めかねる字形である。周存に「許印林云、庚當是爵字、按亦未確」といい、楊樹達も爵と釋する說を出しているが、何れかといえば庚に近い形であるから、しばらく庚季とする說による。

⊗は黼。赤⊗市・䜌旂を賜う例は豆閉毀・走毀・利鼎・望鼎・曶鼎などにみえ、玄衣黹純は後期の器に多い。䜌旂の旂は左文、字は旅とよむべき形であるが、あるいは誤刻であろう。文例上、旂とあるべきところである。

左右は又右とかかれている。左は又を左文にかく例であるから、郭氏はこれを彝銘誤字の一例であるとしている。この器の字形には確かでないものが多く、上文の䜌旂の旂にしても、下文の對揚の對を封の字形に書していることなども、異例とすべきである。

左右の語は令彝にみえる。嗣寇は攈古に嗣寇と釋し、從來その釋が用いられているが、字は寇とは釋しがたい形である。斷代には、師俗が師晨鼎において官犬などをも司つているので、周禮大司寇の職事を掌るものであると解している。しかし字形は寇と釋しがたいのみならず、官名を人名の下につづけて「伯俗父嗣寇」という例なく、それを賓語として「左右」の動詞を用いる語形は考えられない。

積微居に字を休とし、說文に休を庥に作ることを證として、この句は伯俗父の休を嗣ぐ意であるという。

嗣寇者、嗣當讀爲嗣、師酉毀云、王乎史牆、册命師酉、嗣乃且啻官、以嗣爲嗣、此文與彼同也、嗣休者、王勉庚季、繼白俗父之美也

楊氏の說によると、伯俗父と庚季とは父子の關係となり、文はその嗣襲をいうことになるが、上文にすでに左右の語があつて、嗣襲とは解しがたいところである。その點については楊氏も顧慮するところがあつて、器銘にいう册命は、臣從のものがその子を以て朝見せしめる禮があり、その際の册命であると論じている。

余疑、伯俗父與庚季、若非長屬、必父子也、儀禮士冠禮曰、乃易服、服玄冠玄端爵韠、奠摯見於君、遂以摯見於卿大夫鄉先生、是士之子有見君之禮也、左傳昭公四年曰、仲與公御萊書、觀於公、公與之環、使牛入示之、入、不示、出、命佩之、牛謂叔孫、見仲而何、叔孫曰、何爲、曰、不見、既自見矣、公與之環而佩之矣、遂逐之、奔魯、按豎牛請叔孫、見仲壬於君者、必卿大夫有見子之禮、故請之、叔孫之逐仲壬者、以信豎牛之讒、怒仲壬不由己之介見公、而自往見之也、此皆足證朝臣可介其子見君者也、子既當見君、而父有祿於朝、率之往見、固事理之宜也、論語憲問篇記、公叔文子之臣大夫僎與文子、同升諸公、大夫僎本公叔文子之臣、而文子薦之于衞君、使仕於公朝、與己同列、當其初薦而尙未升之時、必當見僎於衞君可知也、此長見其屬之說也

楊氏は器銘を、この見子の禮をいうものと解するのである。嗣に嗣字の義を含みうることは、師奎父鼎「用嗣乃父官友」・師嫠毀「今余隹䌛豪乃令、令女嗣乃且舊官小輔眔鼓鐘」など、一應嗣字の義を以て文を解しうるところである。しかしその場合は、職事を官嗣することが同時に嗣服のときでもあるので、下文に必らず「乃祖」・「乃父」のような語を伴なつている。ところがこの器銘にはそういう關係がなく、かつ父がなおその職事にあるのに、その子に對して嗣襲を命じ朝服を賜うというのも、考えがたいことである。

左右とは伯俗父を輔佐することをいう。孟毀に「左比毛父」・「右比毛父」というように、佐助の語は直接その人にかかる。その職務は下文につづけて、免毀「疋周師、嗣林」・善鼎「左疋䲨侯、監豳師戍」・師兌毀一「疋師龢父、嗣左右走馬五邑走馬」のようにいう。これらの文例によれば、嗣寇は官名でなく、嗣は動詞である。

楊氏は寇を休光の義とし、俗父の休光を嗣ぐ意としたのであるが、寇は俗父を輔佐すべき職事を示す語であろう。師晨鼎において、師晨が師俗を輔佐することを命ぜられ、善夫以下の諸職を官治する命を受けているのと同樣である。寇は字迹もなお確かでなく、字義を知りがたいが、令彝・令毀・作册大方鼎など初期の金文に、休を宝に作る。寇はあるいは宝の異體字であろう。麥器に宿に作るものも同字異文である。それならば、この册命は成禮祀典の場所である宮廟の官嗣を命じたものと解してよいようである。俗父はよほど聲望の高い人であるらしく、その輔佐を命ぜられている師晨の家は、伯晨鼎によると𤶸侯の地位にある諸侯の一である。師晨鼎においては王領の諸官を治める

佐助を命じ、この器においては王宮官嗣の輔佐を託したものと思われる。

庚季拜𩒨首、對覣王休、用乍寶鼎、其萬年、子〻孫〻、永用

對揚の對は封の字形に近くかかれている。この銘が楊説のように見子の禮を記すものならば、命服を賜うて重器を作り、子孫に命ずる語を加えるなどは、いかにも不類の感を免れない。

訓讀

これ五月既生覇庚午、伯俗父、庚季を右く。王、赤韍市・玄衣黹純・鑾旂を賜ふ。曰く、用て俗父を左右し、㝅を嗣めよと。

庚季拜して稽首し、王の休に對揚して、用て寶鼎を作る。それ萬年、子〻孫〻、永く用いよ。

參考

この器銘には誤字が多く、左・旂・對などみな字形を誤る。積微居にも「五十餘字中、錯誤至三字之多、制器者之苟簡、殊可驚矣」と稱している。いまその器を存せず、眞僞を知りがたいが、拓銘によると僞刻の懸念もないとはいえない。もし眞刻とすれば、宗廟彝器に對する觀念が推移して、次第に崇重の念を失なつてきているものとすべきあろう。

大系に器を夷王期に屬する理由をあげていう。

伯俗父當卽下出師晨鼎之師俗、師晨鼎乃厲世器、彼于厲王三年、稱王命師晨足師俗嗣邑人、足者續也、凡彝銘言足某人嗣某事者、有承繼之意、大率乃師俗死後事、本銘言用左右俗父、則是俗父尚健在、故列此鼎文于夷世。

これは銘文の誤讀に本づいて立説されており、郭氏が足にして續也と訓した字は、疋にして佐助の義であり、本器の左右と同じ。從がつて本器と師晨鼎との世代が異なるとする理由はない。なお師晨關係の器に伯晨鼎がある。時期は、なおおくれるものであろうと思われるが、ここに附記しておく。

*伯晨鼎

器名　韓侯伯晨鼎筠淸

時代　厲王大系・厤朔

收藏　「江蘇吳縣曹秋舫藏」攈古

著錄

器影　懷米・二・九　大系・一五

銘文　筠淸・四・一一　攈古・三之二・一七　奇觚・一六・一〇　敬吾・上・二九　愙齋・五・六　周存・二・二〇　大系・九九　小校・三・二九　三代・四・三六・二　河出・二四二　二玄・三四三

考釋　拾遺・下・一七　韡華・乙中・五四　大系・一一五　文錄・一・二〇　文選・下一・一五　積微居・二一

器制　附耳三獸足の鼎。懷米にいう。「高七寸五分、口一尺五分半、深四寸八分、耳二寸七分、重二百五十六兩、鑄款口內」。項下に變樣の夔文、腹部に顧龍とみられる文様があり、地は

方形雷文を以て埋めている。器は附耳の半椀形の鼎。獸足の脚頭に小稜あり、饕餮を飾る。器形は後期から春秋にわたつて行なわれたものに近いが、この種の文様は師湯父鼎の顧鳳文と類するところがある。



伯晨鼎

銘文　一六行一〇〇字

隹王八月、辰在丙午、王命䵼灰白晨曰、嗣乃且考、灰于䵼、易女秬鬯一卣・玄袞衣・幽亢・赤舄・駒較・畫□・幬較・虎幃冟衷里幽・攸勒・旅五旅・彤矢・旅弓旅矢・□戈・虢・冑、用夙夜事、勿灋朕命

䵼は舊釋に韓とする。韡華にその字を說いて、「韓从旱从亘、旱字稍省、當从旱聲、舊釋爲韓、是也、韓國名、左傳、邘晉應韓、武之穆也」という。しかしその字は屬羌鐘にみえる韓と字形全く異なり、字釋に問題がある。大系に舊說を非としていう。

䵼字不識、左側不知所从、舊或釋爲韓、蓋因誤右旁爲亘、故以形聲相近之字爲比附、毫無根據、

字疑从亘聲、當在燕部

奇觚には楚丘の恒氏であろうかというが、地が遠隔に過ぎる。伯晨は師晨の晨の家であろうが、師晨鼎では王室所領地の諸官の官嗣を命ぜられているのであるから、その地は王畿の近くでなければならない。「侯于某」という侯命の形式は、麥尊や宜侯夨毀など、初期の金文にみえる。

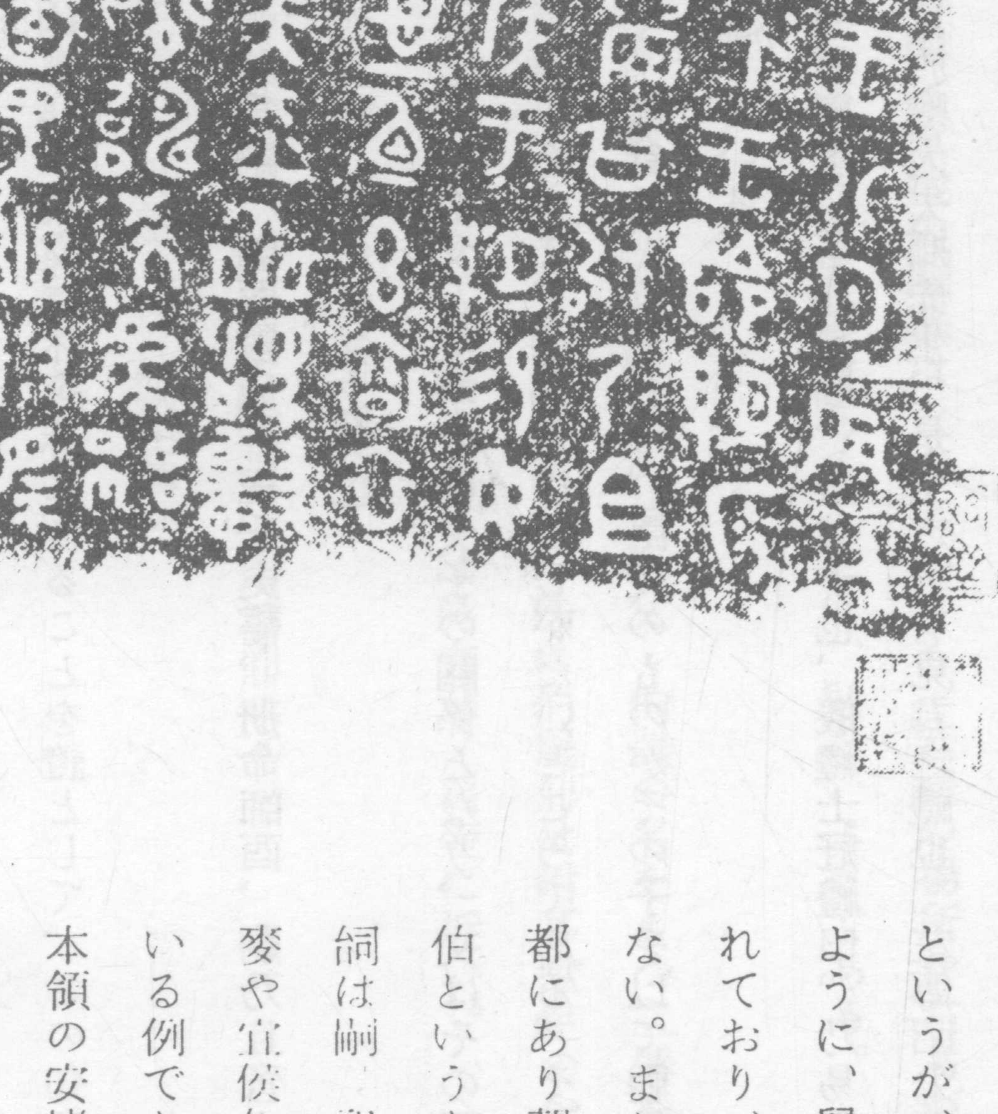
伯晨と師晨との關係について、大系に

「前乃尚王官時器、今器乃出就封邑也」

というが、下文に「嗣乃且考」とあるように、晨の家は祖考以來侯に命ぜられており、今はじめて封に就くのではない。また侯たるものも王官として周都にあり朝政に與かつていたので、侯伯というも邊裔の地とは限らない。

嗣は嗣、祖考の封地を嗣襲するをいう。麥や宜侯夨の侯命はその移封を命じている例であるが、本器のそれはいわば本領の安堵を命じたものである。侯命のと賜與はきわめて繁富である。

伯晨鼎





きのものであるから、禮器・朝服より車馬・弓矢・甲冑の類にまで及び、他器にはみえぬものをも二三含んでいる。幽亢の亢は夫字秬鬯・玄袞衣は習見。幽亢の亢は夫字の形に近く、奇觚には鐵鈇にして斧鉞であるとする。

幽夫黝鈇也、夫鈇省、蒼頡篇、鈇斧也、列子說符注、鈇鉞也、古今注、斧黃鉞也、鐵斧玄鉞也、三代通用之、周禮牧人司農注、幽黑也、禮記玉藻、幽衡注、幽讀爲黝

鐵には玄鏐のように玄といい、幽と稱することはない。かつ賜物の列次からいつても、玄袞衣と赤舄の間に斧鉞をいうのは、甚だ次を失している。拾遺に幽黼とよんで黑文の義であるという。

夫讀爲黼、夫甫二字聲近、古多通用、說文皿部、簠、从竹从皿甫聲、古文从匚从夫、是其例也、幽與黝通、毛詩隰桑傳云、幽黑色也、詩小雅采菽云、君子來朝、何錫予之、雖無予之、路車乘馬、

卷三上　三一～三二

又何予之、玄袞及黼、毛傳、玄袞袞龍也、白與黑、謂之黼、此以玄袞衣與幽黼同錫、與詩文正可互證、幽黼者、以其爲黑文也

郭氏の大系は、この孫釋に據つている。もともと黼は黼黻文章をいい、周禮典絲に「凡祭祀、共黼畫組就之物」とあるように意匠の名であり、衣・舄のような名物をいう語でない。孫說に引く詩の「玄袞及黼」は、箋に「黼、黼黻絺衣也」とあるように絺衣のことで、別義である。金文では黼を⊗としるし、黼畫の象を示す。もし白黑の文を以て黼とするならば、幽黼という語はありえない。これは夫字形の字を黼と釋したことに問題があり、文錄には絲弁と釋しているが、その釋も疑問である。

賜與のうち、玄袞衣と赤舄の間に列するものを他器の例によつて比較すると、次のようになる。

大盂鼎	冂衣			市舄		輚馬
趞鼎		赤市	幽亢		鑾旂	
吳方彝	玄袞衣			赤舄		金車
本器	玄袞衣		幽亢	赤舄		碼較
師兪毀		赤市	朱黃		旂	
舀壺	玄袞衣	赤市	幽黃	赤舄	鑾旂	
寰盤	玄衣黹屯	赤市	朱黃		鑾旂	

これを以ていえば本器の字は幽亢とよむべく、趞鼎の幽亢と同じ。夫に近い字形は亢の異文で、他器の黃、文獻の珩・衡に當る。金文編に字を夫字の條に列して、「幽夫赤舄、卽禮記玉藻之幽衡」と注としているが、亢の異文として扱うべきである。

碼較は碼車。塱盨や兮甲盤にも碼車を賜うているが、外に馬四匹を添え、塱盨ではまた車具を加えている。碼車は車名。金車・㫚車・朱車というのと一般である。その車制は知りがたいが、碼はあるいは軥にして、その軛に特色のある車であろう。太平御覽巻七七二に引く禮斗威儀に山車の制を載せ、その車には垂勾を用いたという。垂勾とは揉治を用いずして自然に勾曲している軛である。孫釋に碼を駒馬と解し、盠駒尊のように事實駒を賜うている例もあるが、ここはやはり車名である。下文に車服の屬を列しているので、他器と多少出入するところがあるので、比較の便宜上、表示しておく。

彔戓毀	金車	朱虢靳	𠦪䪊較	虎冟宷裏	攸勒
吳方彝	金車	朱虢靳	𠦪較	虎冟熏裏	攸勒
本器	碼車	畫□	鼂較	虎韓冟袁里幽	攸勒
塱盨	碼車	朱虢冋靳	𠦪較	虎冟熏裏	攸勒

畫□は他器の朱虢靳に當る。孫釋に字を畫咷と釋し、「疑假咷爲旐也」とする。車旗とみるものであるが、ここはやはり靳の類であるらしく、大系には畫靳にして畫靳であるという。しかし字形は斤に從う形ではなく、またそういう細い革具に畫飾を加えることも困難なように思われる。靳については林巳奈夫氏の「中國先秦時代の馬車」東方學報二九、二二八頁以下に詳論があり、靳は環狀をなし

卷三上　三三～三四

て膺から斧痕・鑿甲や背をゆるく卷いている革具で、背上に游環を付し、御に便したものである。駕御に用いる革具は多種であるが、そのうち畫靳だけを賜與されるというのも不審である。車馬の具のうち畫を冠していうものに畫轉・畫輯の類があり、あるいはその類かも知れないが、字形を確かめがたい。

韓較は韉較。他器の𠦪較・𠦪縟較・𠦪䪊較に當る。較を皮革などで卷いたものである。虎韓冟袁里幽は他器に多く虎冟熏裏という。大系にいう。

冟卽是冪、唯它器均是名詞、本器則當解爲動詞、言有虎文之車帷、冪覆于車位之上、其裏則黝色也、袁从衣立聲、立古文位、則袁則坐位之本字也、里裏省

郭氏によると、文は「虎韓もて位を冟し、裏は幽」とよむことになるが、車馬の品目を列次した中に、ここだけ說明的な語が挿入されることになる。文例上、やはりみな名詞に解すべく、韓は帷、孫釋に「幃褻也」というも、冟の狀が帷に類しているので韓の一字を加えたものであろう。すなわち虎韓冟は他器の虎冟と同じ。冟は車笭の覆いで、その裏地は輿の中からみえるものであるから、同時にその裏地をも合せていう例である。袁を韓華に祛と釋し、褻袂の義とするが、ここは虎冟の裏地をいい、音はおそらく異・翼と同音とみるべく、袁里は裏地の全體、袁里幽とは幽裏と同じ意味とみられる。これを袁幽裏といわず、袁里幽というのは、語調によるものであろう。

本器にみえる車馬の具は、すでに彔戓毀・吳方彝に殆んどみえているものであるが、本器では幽亢の亢を夫字形に作り、畫□や攸勒なども字形が他器と異なつている。文字が全體として結構緩漫で

あり、旅字のごときも从に從わず、異例のものが多い。
旅五旅を奇觚に周禮夏官「五百人爲旅」の旅と解するが、金文にその義に用いた例はない。旅は金文では小盂鼎にみえる旅服、あるいは旅器・旅弓旅矢の義に用いるが、器銘は下文に別に旅弓旅矢があつて、ここは別義に解すべきところである。曹秋に㫃五㫃と釋するも、字が異なる。器は車具と兵器の間に列次されており、おそらく鹵にして干楯の義であろう。說文に「櫓大盾也」とあり、重文として樐・鹵の二文をあげている。漢書司馬相如傳注に「櫓、大楯以爲翳也」とみえ、車上の翳とするもので、これを備えるものを鹵簿という。旅・鹵・魯はみな聲通じ、通用の例が多い。
彤弓彤矢はそれぞれ弜矢のように合文でかかれている。宜侯夨段にすでにその例がみえ、封册のときに與えたものである。虢季子白盤のように特に專征を命ずるときにも彤矢を與えている例がある。旅弓旅弓の旅は盧、黑塗の弓矢である。書の文侯之命には册命に當つて彤弓一・彤矢千・旅弓一・旅矢百を與えており、左傳僖二十八年には旅矢千に作る。金文の例では、弓一に矢百を配するのが例である。いまの書は盧に作り、三體石經は旅に作つている。
□戈は釋字が識られない。奇觚に寅にして、說文「戭、長槍也」の戭とする。方言に鏔の字があり、戟の刃なきものを秦晉の間では鏔という。大系に「字難識、疑是冠之異文、假爲干、古干戈二字每相將」というが、干ならば別にその字がある。金文に戈をいうときには、麥尊「玄周戈」・小臣宅段「畫干戈九」・師𡘇父鼎「戈琱㦱」のように戈の彫飾をいうことが多い。字は兩手に戈を執る象にみえる。册命のときに賜う兵器の類には儀器として用うべきものが多く、琱戈なども勿論實戰の

器ではない。この戈も、あるいは儀器として用いるところから名をえたものであるかも知れない。文錄に赤戈と釋するも字形合わず、おそらく儀器であろう。
虢・胄は、小盂鼎に畫虢一・貝胄一とみえているものである。この器も、畫・貝などの飾を加えたものであろう。
晨拜𩒨首、敢對䚄王休、用乍朕文考順公宮隮鼎、子々孫、其萬年、永寶用
順公を、拾遺に德公、奇觚に道公、文錄に燮公と釋する。大系に瀕公と釋しているが、頁に兩止や水を加えた字形は順とよむべき字で、也段や宗周鐘にその字がある。字は水旁の部分が明らかでないが、順字であることは疑ない。
文首に册命の廷禮を記していない。文錄に「此亦侯國之君、不入朝、故不言立廷册命」というが、文を省いているのみである。歷代嗣襲のことであるから廷禮の記載を略したものであろうが、賜與の品目甚だ多く、一代の盛典であつたことと思われる。

訓　讀

これ王の八月、辰は丙午に在り。王、𤔲侯伯晨に命じて曰く、乃の祖考を嗣ぎて、𤔲に侯となれ。女に秬鬯一卣・玄袞衣・幽亢・赤舃・駒車・畫□・幬較・虎幃冟衺裏幽・攸勒・旅五旅・彤弓彤矢・旅弓旅矢・□戈・虢・胄を賜ふ。用て夙夕に事へて、朕が命を廢すること勿れと。
晨、拜して稽首し、敢て王の休に對揚して、用て朕が文考順公の宮の隮鼎を作る。子々孫、それ萬年まで、永く寶用せよ。

参　考

字様は格伯段系統のもので、𩁹侯鼎や散氏盤などに通ずるものであるが、甚だ粗鬆の風があり、筆畫に謹飭の意を失なつている。師晨鼎は模本であるけれども、兩者の字迹はかなり異なつており、兩器の時期は必らずしも同じとしがたい。殊に師晨の職事は師俗の輔佐にすぎず、本器の伯晨は祖考以來の諸侯であり、身分上の差も大きい。
器銘に「辰在」という日辰のいい方をしているが、辰在をいうものは初期より共王期までのものに多く、後期では善鼎・𧇑段など、孝夷期前後の器にみえる。少くとも師晨の器よりは、一世代以上降るものであろうが、器の文様からみて、厲王期にまで下るものではないようである。

一二六、大師虘段

時　代　懿王 斷代　夷王 董作賓
出　土　「傳一九四一年、西安出土」 斷代
收　藏　「上海博物館、別一器藏故宮博物院」 上海
著　錄
　器影　上海・五二
　銘文　「王獻唐先生有拓本、此據摹本」 斷代　西周年曆譜・七三七　上海・五二
考　釋　斷代・六・一一八　郭沫若　陝西新出土器銘考釋 說文月刊・三・一〇　一九四二年
器　制　上海にいう。「高一八・七糎、口徑二一・四糎、腹徑二四・三糎、底徑二二・九糎、腹深一〇・三糎、重五・四四瓩、此簋的形制頗有特點、低體寬腹、周壁除直紋外、別無其他紋飾、兩耳作獸頭形、樸質素美」。圈足の直文段はその例殆んどなく、その意味でも貴重な資料である。直文は古く殷器にすでに現われているが、周初には康侯段あり、方座段として格伯段、三小足段には師旋段、附耳三小足段には𣪕段がある。三小足段より本器の圈足段が先行するとすれば、師旋段は夷王期の器であるから、本器はほぼ懿孝期に位置しうるものといえよう。器は二器あり、一は故宮博物院に藏するが、その器影をみない。

銘　文　器蓋二文。各〻七行七〇字。

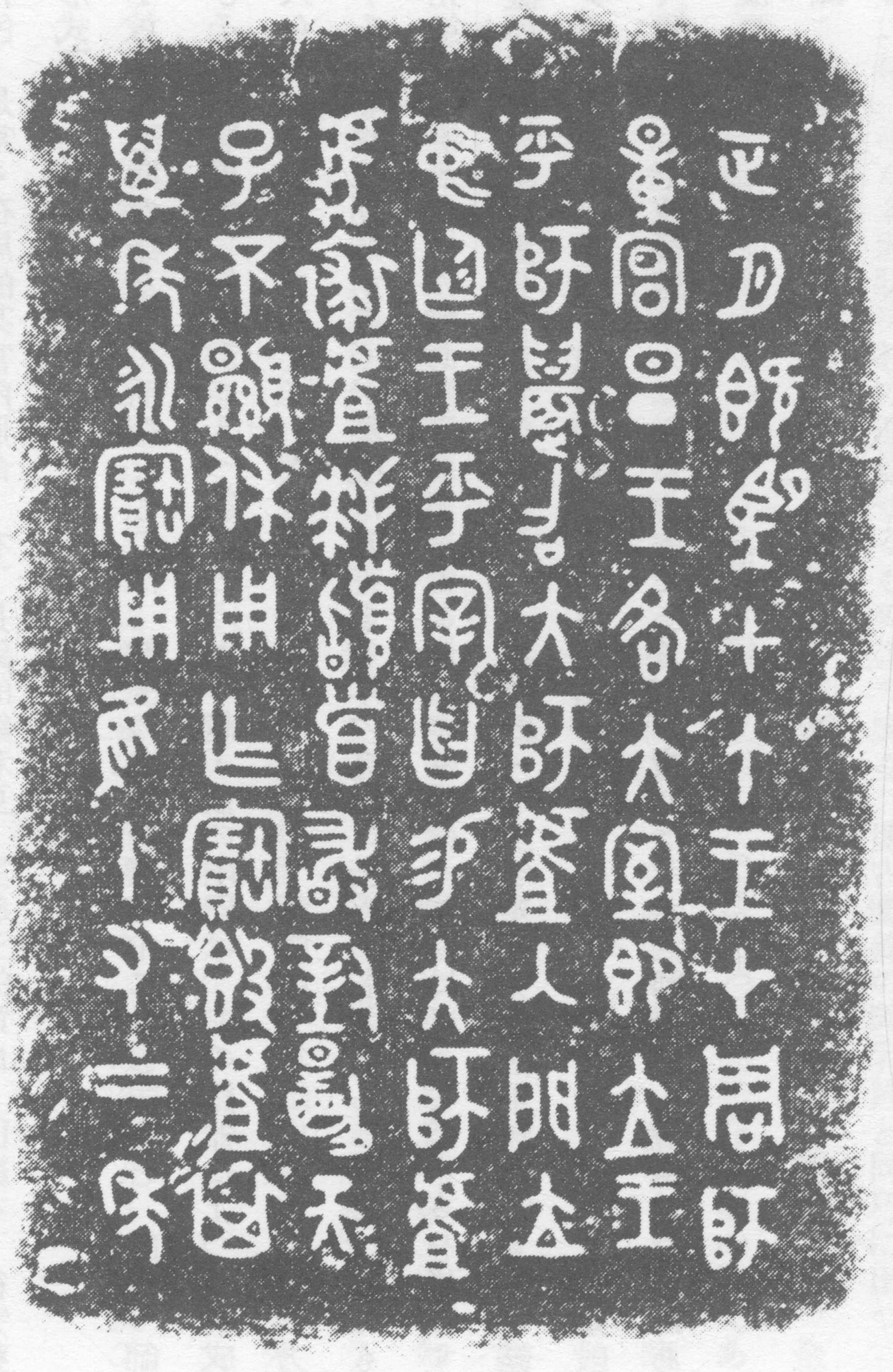


大師虘段

正月既望甲午、王才周師量宮、旦王各大室、卽立、王乎師晨、召大師虘入門、立中廷、王乎宰𦅫、易大師虘虎裘

文首の月辰の上に「隹」の一字を加えていないのは、周器としては異例とすべく、競卣など二三の例をみるにすぎない。この器では、銘末に「隹十又二年」とあるので、ここには略したのであろう。量について斷代に、「量從日從東、説文重部曰、量稱輕重也、從重省、曏省聲、揚段及大克鼎之量、乃地名」という。量の上部は器口、下部は橐の形で、以て重量を料るべきものである。冊命前文の形式は、師彔宮の冊命三器と同じ。

師晨は師晨鼎にみえるその人であろう。右介のことを右といわずして召というものもその例は多く、大鼎「王乎善夫騣、召大」・大段「王乎吳師、召大」・克鐘「王乎士𦅫、召克」などあり、後



大師虘段蓋銘

二者は冊命の例である。陳氏は召を導致・儐右の義であるという。召は詔、詔相の意である。

大師の稱は初期の器にはみえず、後期以後に至って「大師宮」善鼎・「白大師」伯克壺、列國の器に「鄭大師」・「蔡大師」などの名がある。斷代にいう。

則宗周有大師宮、而諸侯之國有大師之職、詩節南山、尹氏大師、板、大師維垣、常武、大師皇父、凡此皆王室的大師

大師の名はこの器のころからみえており、詩篇の時期を考える上にも參考となる。宰𦅫は蔡段に右者としてみえる人である。冊命の文を略しているが、おそらく詁命の後に賜與がなされたのであろう。虎裘は他器にみえぬもので、しかも賜與はこれ一具のみである。虘は大師の職にあり、その武威にふさわしい賜物をえたのであろう。

虘拜䭫首、敢對𣄰天子不顯休、用乍寶段、虘其萬年、永寶用、隹十又二年

銘末に年紀をしるすのは殷器の形式で、概ね「隹王某祀」のようにいう例である。

訓　讀

正月既望甲午、王、周の師量の宮に在り。旦に、王大室に格りて位に卽く。王、師晨を呼び、大師虘を詔け（たす）て門に入り、中廷に立たしむ。王、宰𦅫を呼び、大師虘に虎裘を賜はしむ。

虘、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て寶段を作る。虘それ萬年、永く寶用せよ。これ十又二年なり。

參　考

器の時代について、郭氏は師晨の器の關係より厲王期説をとるが、斷代に器を懿王期に屬し、その編年を論じている。陳氏が懿孝期とする器の日辰を列擧すると、次のごとくである。

1 匡卣　隹四月初吉甲午（懿王銅器）
2 免簠　隹三月既生霸乙卯（免組銅器）
3 免尊　隹六月初吉丁亥、王在鄭
4 大段　隹六月初吉丁巳、王在鄭
5 趩觶　隹三月初吉乙卯、……隹王二祀
6 守宮盤　隹正月既生霸乙未
7 𦅫鼎　隹王元年六月既望乙亥」隹王四月既生霸、辰在丁酉
8 𦅫壺　隹正月初吉丁亥
9 師晨鼎　隹三年三月初吉甲戌（師晨組銅器）
10 師俞段　隹三年三月初吉甲戌
11 南季鼎　隹五月既生霸甲午
12 諫段　隹五年三月初吉庚寅
13 大師虘段　正月既望甲午、……隹十又二年
14 虘編鐘　隹正月初吉丁亥
15 揚段　隹王九月既生霸庚寅

16蔡𣪘　隹元年既望丁亥

陳氏は右の諸器中、9以下を總括していう。

此組大約可定爲懿王三年乃至十二年之器、如此則懿王在位十二年以上、蔡𣪘的元年、可能是懿王元年、但更可能是孝王元年、因爲右者宰舀與舀鼎是一個人、而後者在懿王元年是司卜之官、此組的特色、是常〻在周的某宮內册命、有了長銘的鐘和豆、記載王的策命、已經有了很完整而較固定的形式了

右のうち、懿王期の器として明確なものは、懿王の名號を器銘中に含む匡卣と、師晨・師俞・大師虘及びその關聯器で、紀年銘をもつ諸器のうち、趩・舀の兩器は、右の諸器によつて構成される曆譜に入らず、蔡𣪘は月を加えていないので推算ができない。趩觶は元年師虎𣪘、二年吳方彝と日辰が合するので共王期とすべく、蔡𣪘は厲王十六年の克鐘に士舀の名のあらわれる以前のもので、孝王の元年に屬すべきものであろう。すべてこれらの關係は、器銘にいう月週干支を推算すれば殆んど毫釐の差もなく算出しうるものであり、七年牧𣪘・十二年走𣪘・十三年無㠱𣪘もみな懿王の曆譜に入る。牧・走の二器は、すでに井伯・司馬井伯の諸器中に列入しておいた。十二年走𣪘とともに、この大師虘𣪘もその曆譜に入りうるものであるが、虘にはなお大師虘豆・虘編鐘などがある。

＊大師虘豆

收藏　「南海吳氏藏」擽古「吳荷屋藏」綴遺「嘉興張氏藏器」周存

著錄　銘文　擽古・二之三・五二　筠清・三・一　古文審・八・一〇　奇觚・一八・二〇　周存・三・一六五　綴遺・二五・三　小校・九・九四　三代・一〇・四七・五

考釋　拾遺・下・四　文錄・四・二三　文選・上三・二八　斷代・六・一一九



銘文　四行二八字

大師虘乍𡩜䵼豆、用卲洛朕文且考、用旛多福、用匄永令、虘其永寶、用享

古文審に虘の名を論じていう。

說文虘、虎不柔不信也、从虎且聲、古人多以虘爲名、亦用叡、器刻中屢見、亦用且、列子蒲且、說苑豫且、淮陰侯傳龍且、亦用苴、齊策穰苴、又用睢、秦策范睢、皆是也

綴遺にもまた別に數例をあげているが、この器にみえる虘は氏號であつて、名ではない。爵には、虘戊三代・一六・二五と銘している例がある。

𡩜は擽古・餘論等には豐と釋するも、劉心源が烝と釋するのがよい。大盂鼎に𡩜祀の語がみえ、段𣪘には「王鼒畢𡩜、戊辰曾」という。𡩜・曾はみな祭儀の名である。「乍䵼豆」という語は周生豆三代・一〇・四七にもみえるが、豆に器名をいう例は極めて少い。

卲洛は昭格。祖靈を祀つてその來格を求めることをいう。也𣪘に「用洛多王」、宗周鐘に「用卲各不顯且考先王」の語がある。字はまた卲各・卲客に作る。

旛は旂の異文。旂あるいは旛で祈匄の意。拾遺に、字を吳榮光が訪と釋するのを非とし、旂・旛の音通を論じていう。

斤言聲近、故古从斤之字、或變而从言、說文犬部、犷犬吠聲、从犬斤聲、玉篇、犷與狺同、楚辭九辯、猛犬狺狺而迎吠、狺卽犷字也、此旛亦變斤爲言、吳釋爲訪、是未達古文形聲變易之例也

金文には別に旂と言とに從う字があり、綴遺に旛はその省文であるという。旛を省して旂に作るのと同じである。

多福は宗周鐘「降余多福」・晉壺「永令多福」などの例がある。匄は求、旛と對文。陳釋に「用匄永令」を「永壽」に誤まり、また「虘其」の虘を脫している。考・福・寶は幽之合韻である。

訓讀

大師虘、烝䵼豆を作る。用て朕が文祖考を昭格し、用て多福を祈り、用て永命を匄む。虘それ永く寶とし、用て享せむ。

參考

豆に銘のあるものは少く、著錄に入るものは二十器左右に過ぎない。禮記禮器に「禮有以多爲貴者」として「天子之豆廿有六、諸公十有六、諸侯十有二」といい、また鄉飲酒義に「六十者三豆、七十者四豆、八十者五豆、九十者六豆、所以明養老也」とみえ、周禮醢人に「掌四豆之實」とあるなど、多くの器數を用いたようであるが、現存する器は必らずしも多くない。後期の豆としては𤼈旲生豆や本器などが早いものであり、殊に殷周の器は稀で、春秋以後のものが多い。殊に本器には他器にみることのできない長銘を付していて貴重な資料であるが、いまその器形を傳えていない。

＊虘　鐘一

器名　叡鐘攈古　叡編鐘貞松

時代　懿王斷代　夷王萬作沓　春秋通考

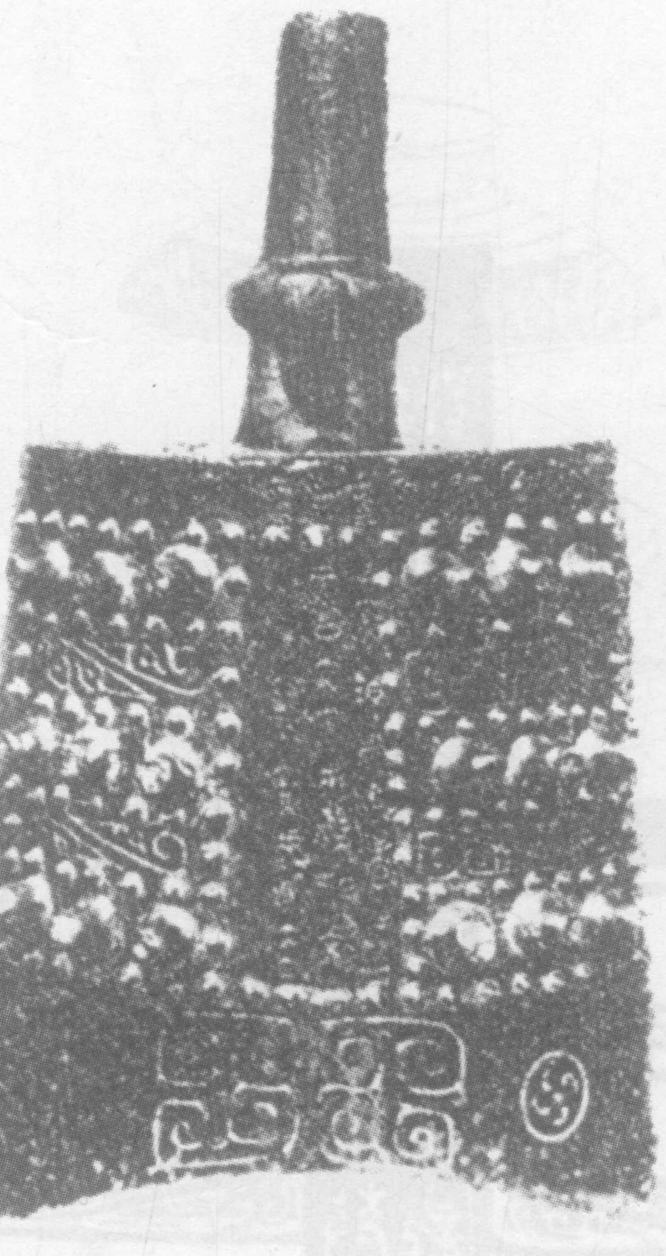
收藏　「濰縣陳氏藏器」窓齋「今藏住友」删訂泉屋

著錄　器影　海外・一三五　通考・九五三　陳鐘・二　河出・二六三

銘文　窓齋・二・一〇　簠齋・一・二　奇觚・九・一一　貞松・一・八　周存・一・五七　綴遺・一・二四　小校・一・二八　三代・一・一七～一八　二玄・二九五

考釋　窓齋賸稿・六　通考・四九八　文錄・二・一　文選・上一・一三　斷代・六・一二〇

器制　通考にいう。「欒長八寸六分、甬長四寸六分、他鐘篆間鉦邊之界線、常爲細凸線、此乃連綴突起小乳爲之、篆間飾以斜格雷紋、鼓上及舞上飾以雷紋、鼓右有圓渦紋、甬稍右傾、乃後補」。斷代にこの界線を以て「同于普渡村出土的穆王時鐘」といい、古い形式であることに注意している。普渡村出土の編鐘第二卷三五一頁は枚に乳文を付したのみの素文の鐘



虘　鐘　一

であるが、その時期はおそらくこの鐘に近く、同墓出土の二號鼎等と同じ時期のものと思われる。刪訂泉屋にいう。「鐘體黝黑にして處ゝに緑斑あり、甬は稍ゝ赤褐色を帯ぶ。製作頗る重厚にして粗豪、甬は今少しく右傾す。其の篆間鉦緣の界線

は、小なる乳狀突起の連綴せるものより成り、博古圖錄の碎乳鐘と同巧に出づ。各部に單簡なる沈刻の雲雷紋を附し、また鼓の右側に圈內巴狀を現はせる紋樣を置く。全高一尺四寸八分餘、銑間八寸一分、重量四貫四百匁」。なお陳鐘一〇も同じ作器者の器である。この編鐘は銘文のあるものが三器あり、中に同文のものがあるから、少なくとも二肆を存したものとみられる。貞松にいう。

濰縣陳氏簠齋所藏十鐘中、虘鐘凡二器、一卅五言、文與此同、一廿五言、攈古錄稱釐伯鐘者是也、二鐘今已至海東、其存我國者、僅此一器、十年前見之都肆、今不知存何許矣

通考にも「虘鐘傳世凡三器、二爲編鐘、文不完、十鐘二・海外一三五著錄」という。同文の器一、文異なるもの又一器である。三代には鐘全銘のもの二、また銘の下半を分載する殘銘一を載せている。

銘文　同銘二器、四行三五字。鑄銘の所在は二器異なり、一は篆間より鉦に及び、一は鉦より左鼓に及んでいる。

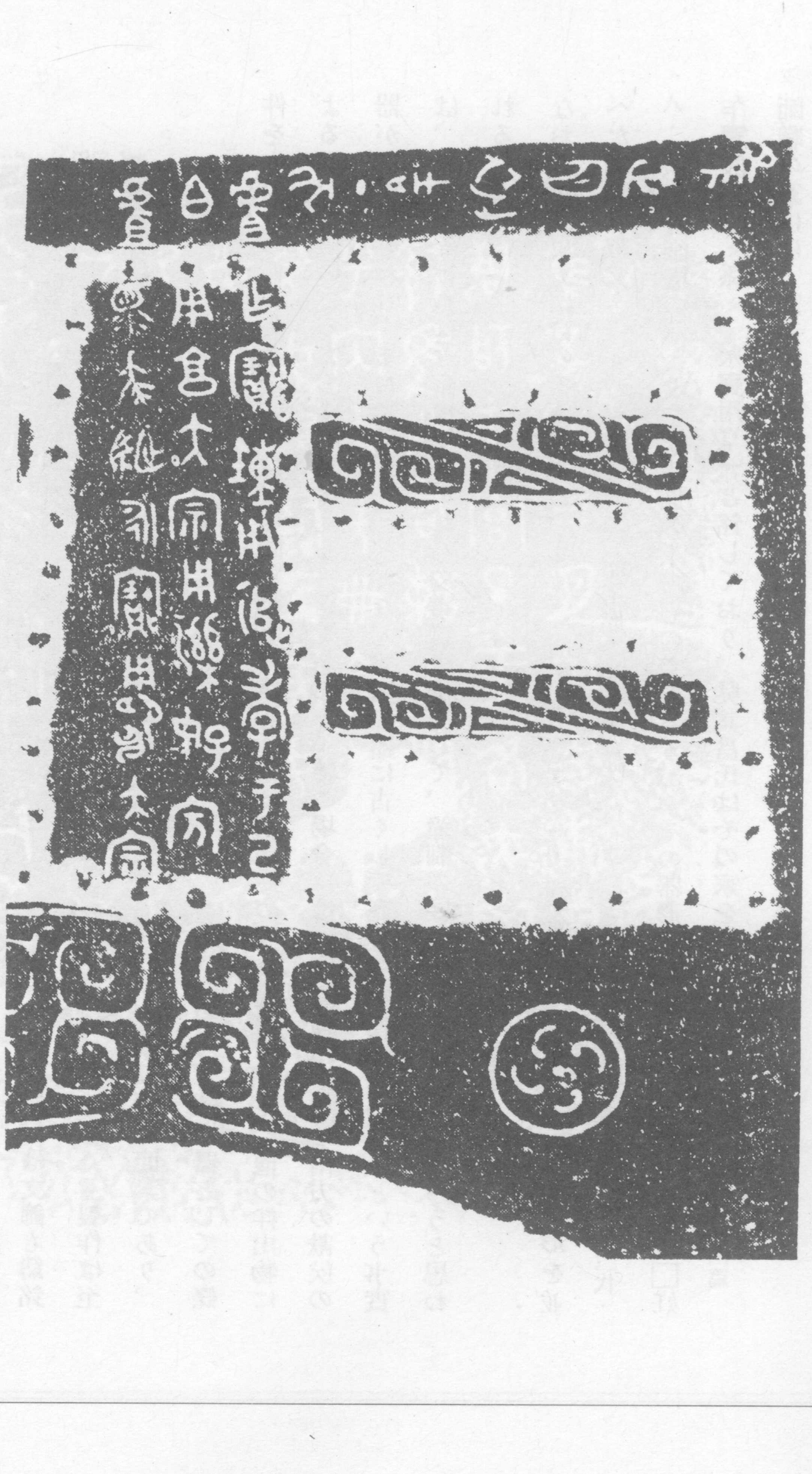
佳正月初吉丁亥、虘乍寶鐘、用追孝于己白、用享大宗、用濼好賓、虘眔蔡姬、永寶、用卲大宗

鐘銘には初吉丁亥というものが極めて多い。日辰の異なる場合でも、丁もしくは亥の日を用いている。綴遺にその理由を論じていう。

日用丁亥者、儀禮少牢饋食禮、筮於廟門之外、史東面、受命于主人、主人曰、孝孫某、來日丁亥、用薦歳事于皇祖伯某、以某妃配某氏、鄭注、內事用柔日、今攷彝銘之多用丁亥、亦以作器、本內

事也

すなわち祀禮の日と同じく、內事として柔日を重んじたとするのであるが、柔日は一丁亥に限らぬ



ことである。殷の卜辭においても、狩獵や出遊のことに特定の日を避けており、日の吉凶の觀念は古くからあつた。鏡に丙午や丁卯をいうものが多いのも、鐘銘の丁亥をいうのと似ている。おそらく鑄造者の信仰と關係があるものと思われる。

虘は大師虘𣪘、同じく豆の虘であろう。追孝の語は、周公𣪘以下に習見する。己伯は虘の祖宗に當る人であろう。虘鐘二によると、虘の文考は釐伯である。この器は大宗に孝享し大宗に捧げられているもので、己伯は虘の大宗たる人であろう。

濼は樂の繁文。賓には多く嘉賓といい、好賓という語はあまり用いない。杜伯盨には好倗友という語がある。

蔡姬はおそらく虘の夫人で、「虘眔蔡姬」とは夫婦並び稱するものであろう。虘鐘二にもこの語がある。夫妻の名を列することはすでに縣改𣪘にみえるが、他にあまり例のないことである。姬姓たる蔡より入嫁した夫人と、ともに大宗を祀り、「用卲大宗」という。卲は異體の字形である。大宗には普通、享・孝などの語を用いる。尤も秦公鐘には「以卲寡孝享」とあつて語義が近い。秦公𣪘では「以卲皇祖」とあり、やはり昭格の意である。

「眔蔡姬」の三字はやや字迹に崩れがみえ、奇觚に後人の補刻かと疑つているが、おそらく剔抉がよくないのであろう。

訓　讀

これ正月初吉丁亥、虘、寶鐘を作る。用て己伯に追孝し、用て大宗に享し、用て好賓を樂しましめ

む。虘と蔡姬と、永く寶として、用て大宗を邵せむ。

參　考

文錄に、鐘・宗・賓・宗の四字を押韻とするが、賓は眞韻にして、東冬とは合韻でない。

同じ作器者に、別に異文の殘銘を存する一器がある。これを虘鐘二として錄しておく。

＊虘鐘二

著錄・考釋　虘鐘一參照。概ねその前後に錄入されている。

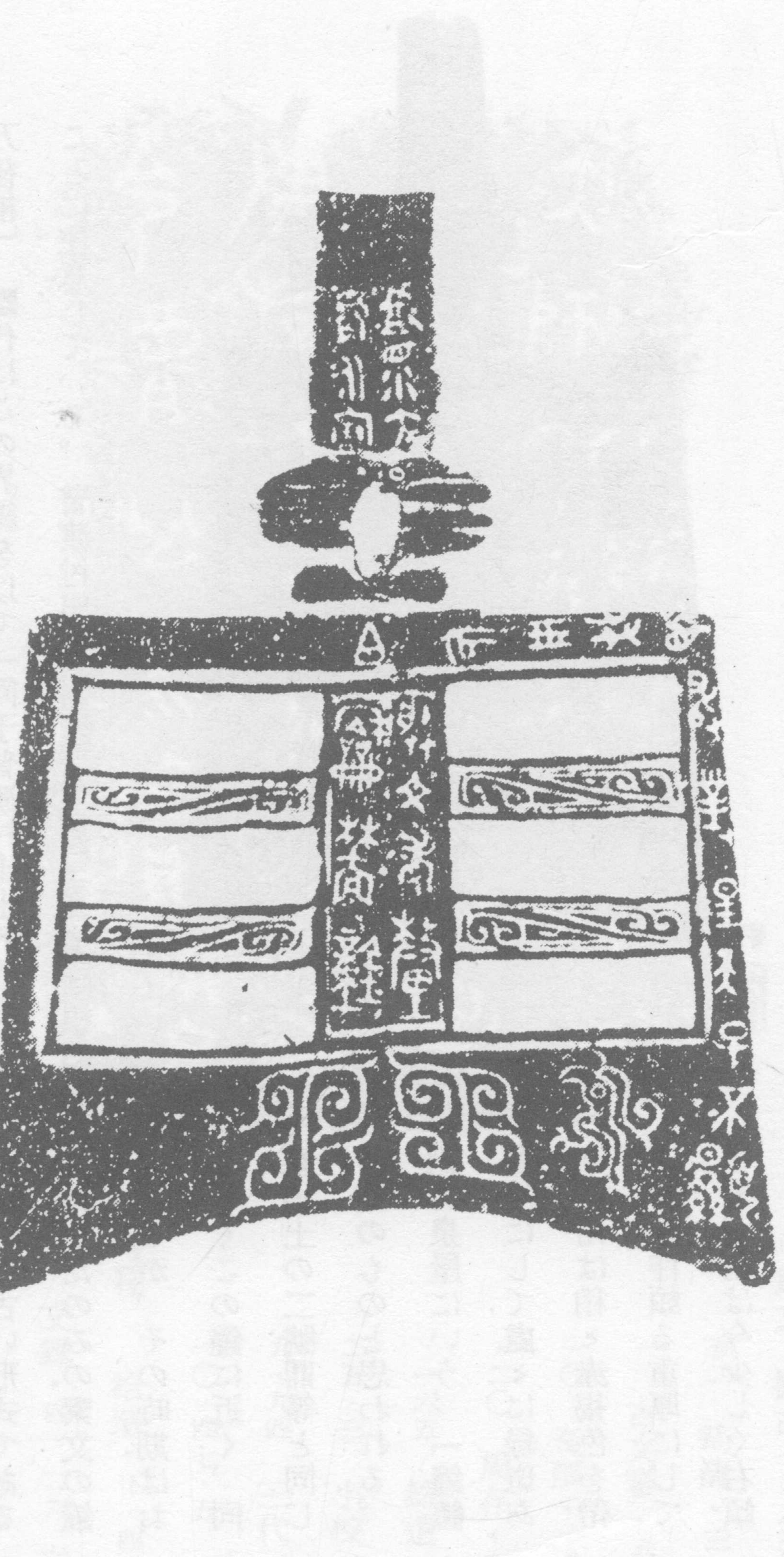
收藏　舊陳壽卿藏器。いま陳氏十鐘一〇として住友に藏する。

器制　鼓間の文様は前器と同じく、鉦間二條の文様もほぼ同じ、前器は鼓右に圓渦文を付するが、この器は鳥文を飾る。銘は鉦の右篆より起つて鉦に至り、甬の部分で終る。鉦の匡郭は前器のような小乳を用いず、線を以て界している。刪訂泉屋にいう。「此の鐘製作稍粗笨にして、鑄造の際の小氣孔處々に存するを見る。通體黝黑にして水銀色を呈せる處あり。舞上篆間及び鼓面には簡單なる渦雲紋を置き、左欒の邊より起り、轉じて鐘枚の右上に至り、再轉して鉦間に移り、殘部は甬の上端に在り」。そして作器者を叡と釋し、第一器との關聯に及んでいないが、銘識よりみれば明らかに一人の器である。

銘文　銘文下半。六行二五字。

……首、敢對㒸天子不顯休、用乍朕文考釐白龢䔬鐘、虘眔蔡姬、永寶

「虘眔蔡器」は第一鐘にもみえる語である。天子に對揚する語を著けているのは、おそらく虘が蔡姬を迎えたことについて天子より祝福を受け、それに謝するものであろう。作器の順序からいえば、この方が公式のものであるから、あるいは前器よりも先にまず作られたものかも知れない。本器は文考釐伯に捧げられている。



斷代に、虘の作器である豆と編鐘の形制等を論じていう。

中期以後、鐘銘多在鐘的鼓與鉦間、惟此二器不同、甲器在鐘面右上邊一行、鉦間三行、乙器在鐘面右邊一行、右上邊一行三字、鉦間三行、甬上兩行（各二字）、在右上邊的一行、字是横行的、與其它各行之作直行者不同、甲器以小突點爲界綫、同于普渡村出土的穆王時鐘、乙器形制則近于己侯鐘、它們是沿襲中期鐘的甬鐘、其鑄銘的地位尚未有定式、其形制是較早的、此等有長銘之鐘和有長銘的豆、是此時期新出的事物



虘　段

虘の豆・鐘はたしかにその器制にあつては早期に位置すべきもので、この器種の成立と展開の上に注意すべき問題を含む資料である。豆については單昊生豆がこの時期のものとしてその器制をとどめているので、參考とすることができる。初期の長校圓腹の豆から、後期の新しい器制への推移の間に若干の斷絶があるのは、壺の新舊の器制や、兕觥が匜として再生してくる事情と似たものがあろう。鐘の器制の展開については、宗周鐘をどのように位置づけるかによつて、立論が左右されることになる。虘鐘と普渡村編鐘は、篆間の界綫を小乳を連ねて構成しているが點において似ているが、普渡編鐘には文飾も鑄銘もなく、製作は至つて簡素であり、標準器としての條件をもつものといえない。かつその時期は必らずしも穆王期と定めうるものでなく、他の伴出物によると、虘鐘のころまで下げて考えるべきであろう。鐘の場合には、宗周鐘のような南方の𤞷侯の器がまずあらわれ、また楚公鐘・己侯鐘など列國の器に古くして完整な器物がみられるという事實は、注意しなければならない。これらの事實に依據して、鐘制の展開を考えるべきであろうと思われる。



虘段銘

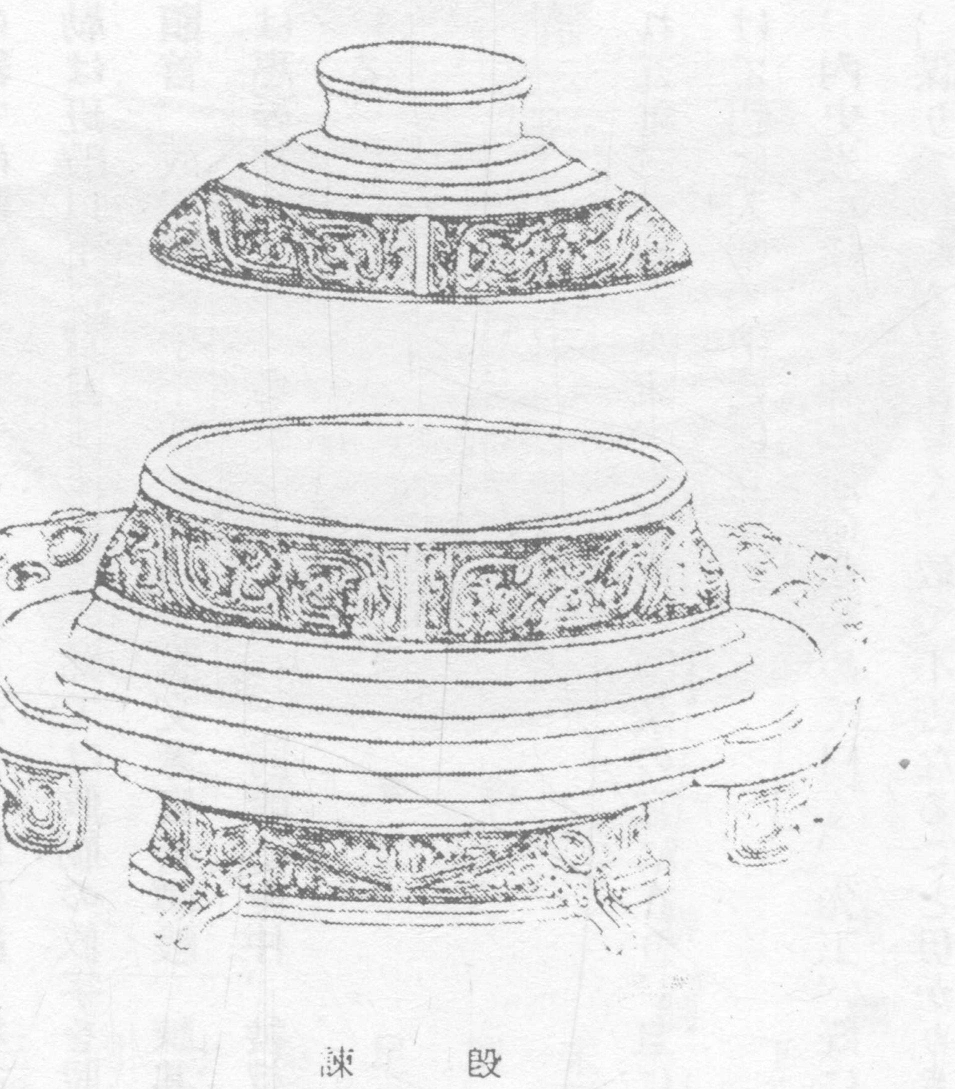
なお虘氏は東方出自の古族であるらしく、虘爵三代・一六・二五・叡尊三代・一一・二七には光字形を並べた圖象、叡父辛壺三代・一二・九には冊字形の圖象標識を付している。また虘段夢郼・上・二六三代・八・二六は大師虘の器よりやや時期の下るものであろうが、その器形は最も史頌段に近く、「虘□妊乍寶段、子々孫々、永寶用享」と銘しており、吳其昌氏はその家を妊姓としている。世族譜十四篇師職の家には、東方出自のものが多いのである。

一二七、諫段

時代　懿王斷代　夷王董作賓　厲王大系・通考・麻朔

出土　「光緒間、興平縣陝西出土」周存　「此器以光緒二十四年、出土于陝西武功縣東四十五里扶風村」大系新版

收藏　「端氏藏器」陶齋　「舊藏端方・馮恕」斷代



諫段

著錄

器影　陶齋・二・一〇　大系・九
九　二玄・二九二

銘文　周存・三・二五　大系・一
〇一　小校・八・六六　三代・
九・二〇・一　二玄・二九一

考釋　韡華・丙・三二　大系・
一七　文錄・三・一九　文選・
下二・二三　斷代・六・一一八

卷三上　五五～五六

積微居・一四〇

器制　陶齋にいう。「右通蓋高九寸八分、深五寸六分、口徑七寸八分、腹徑九寸九分、耳徑長四寸六分、闊一寸四分」。有蓋。兩耳犧首、珥あり、圈足下に三小足を付している。小足にもまた犧首を飾る。蓋及び項下には變樣の夔文、器腹に瓦文、圈足部には斜格狀の夔文を付している。師旋段や䣄段など、夷王期前後の器にこの文樣をもつものが多い。

銘文　器、九行一〇一字。蓋、一〇行一〇一字。字數は同じであるが、文字の異なるところが三ヶ所ある。器文には小殘破のあとがある。

隹五年三月初吉庚寅、王才周師彔宮、旦、王各大室、卽立、𤔲馬共右諫入門、立中廷

册命前文は師晨鼎・師俞段と同じ。この兩器は何れも三年三月初吉甲戌であり、本器との間に一閏を加えれば日辰が合う。これを軸として、懿王曆譜を構成することができる。

卽立を蓋文に段立に作る。おそらく誤鑄であろう。

王乎內史光、册命諫、曰、先王既令女、䊷𤔲王宥、女某不又昏、毋敢不善、今余隹或𤔲令女、易女勒

內史の名を大系に先と釋するが、斷代に兂であるとしていう。

不是先字、因本銘先王之先、與之異作、揚段之史兂、蔡段之史兂、與此同一人、此史是內史屬下之吏



卷三上　五七～五八

字は揚段の史の名と似ているが、また小異がある。揚段の字は先に近く、本器の字は光あるいは克に近い。いま一應區別をつける意味で光と釋しておく。

「既令」を蓋文には「卽令」に作っているようにみえるが、洗剔が十分でないからかも知れない。「先王既令……」・「今余命女……」という形式は、師虎段以下後期の册命金文に多くみえ、官職の世襲制が確立していることを示している。䊷𤔲は併司。兼職についても嗣襲が行なわれたのである。先王以來の職事が、今王の五年に至つて、改めて認證されている理由については、その事情を知ることができない。

王宥は王囿であろう。周禮の囿人の職に當る。天子の苑囿を管理する職であろう。

「女某不又昏、毋敢不善」は、難解な句である。大系にいう。

句法與毛公鼎「余非庸又昏、女毋敢妄寧」相同、知某乃讀爲靡、否鄙通、書堯典、否德忝帝位、史記五帝紀作鄙、論語雍也、予所否者、論衡問孔作鄙、其證、昏卽昏庸之昏之本字、象人首爲酒所亂、而手足無所措也、昏乃晨昏之昏、故从日

郭說によるとこの句は、「女、鄙にして昏あることなかれ。敢て不善あること毋れ」とよむことになる。しかし某を靡、不を否にして鄙と解するのは、訓義が迂曲であるのみならず、文を命令形によむときは、先王の册命の語となつて、文義においても通じない。斷代に某を謀・敏の義とし、その職事にある狀態を述べたものとする。

某假作謀或敏、說文曰、慮難曰謀、禮記中庸注云、敏或爲謀、不又昏、卽不有昏、卽不昏、女某

不又昏、毋敢不善、謂其謀議或敏德之不昏不惡

謀・敏を通用する例はないわけではないが、敏の一字を敏德に用いる例はなく、字は謀と解するのがよいようである。

積微居は郭説と同じく某を否定詞と解する説であるが、不・昏兩字の釋が異なり、句意のとりかたが全くちがう。その説にいう。

郭沫若讀女某否又昏、爲女靡鄙又昏、吳闓生釋昏爲勤勞、謂某不有昏、卽靡不有勞也、余按、二君皆讀某爲靡、意皆以某爲否定詞、是也、余按金文通以母爲毋、本銘毋敢不善、卽其例也、此某字亦當讀與母同、……銘文於此句不言母而言某者、以下文已有母字、變文以避複也、又某聲古與無聲互通、……否與不同、昏當讀爲聞、說文聞或作䎽、可證也、女某否又昏、卽女無不有聞也

楊氏の説は、結論を豫定して論證につとめている傾向があり、昏を聞と釋するところに主眼があるが、句を命令によむことは郭説に同じ。この文は往事を述べているところであるから、命令によんでは文意を失なう。三家の説解のうち、陳氏の説が最も妥順であるが、某はいうまでもなく謀で、その字は禽𣪘にもみえている。又は有、昏は迷亂の意。師嫠𣪘に「才昔先王小學、女敏可吏」というのと語意が近い。「毋敢不善」は卯𣪘・師𣪕𣪘などにもみえる語である。既往のことを述べるときは平敍、將來を訓告する語ならば命令によむ。この器銘では、「今余隹」以下が將來に關することである。

先或は有。嗣は司治の義であるが、肇に肇始と肇繼の義があるように、嗣には嗣襲の意をも含む。王の命じた職事は、新王の世に改めてこれを認證することが行なわれ、金文ではこれを䌛𩁹という。この器では職事が兼官のことであるから、單に嗣と稱しているのであろう。

攸勒は班𣪘以下に習見する。器の銘では攸勒の攸字を脫している。攸勒を勒と略稱する例はない。

諫拜䭫首、敢對䫉天子不顯休、用乍朕文考叀公障𣪘、諫其萬年、子〻孫〻、永寶用

叀は惠の初文。多く名號に用いられ、同𣪘に叀仲、虢叔の器に叀叔、鬲攸從の器に叀公の名がみえている。

訓　讀

これ五年三月初吉庚寅、王、周の師彔の宮に在り。旦に王、大室に格りて位に卽く。嗣馬共、諫を右けて門に入り、中廷に立つ。王、內史光を呼びて諫に册命せしめて曰く、先王、既に女に命じて王囿を併司せしめたまひしに、女、謀りて昏あることなく、敢て不善なること毋かりき。今、余これ嗣ぎて女に命することあり。女に（攸）勒を賜ふと。諫、拜して稽首し、敢て天子の不顯なる休に對揚して、用て朕が文考惠公の障𣪘を作る。諫それ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

斷代にこの器の時期を論じていう。

此器的顧龍、同于㫚卣的、後者同作器者之鼎、大約爲懿王元年之作、則此器的五年、當是懿王五年、右者司馬𢦏、于懿王五年尙見存、他在共王十二年器上爲司馬井白、亦卽穆王器上的井白、歷事三朝、而共王時代之不得長于二十年、亦可由此推定了

これは本器にみえる司馬共を他器の司馬井伯、また井伯と同一人と解しての立論であるが、これらを合せて一人としうる理由はない。右者司馬共の名のみえる三器は、すべて周の師彔の宮において册命が行なわれ、受命者も概ね師職の地位にあるもので、一群の器である。陳氏が共王十二年の器とする走𣪘は、師虎・吳・趞曹諸器によって構成される共王の譜には入らず、司馬共を右者とする三器によって構成される懿王曆譜の十二年に入りうるものであり、井伯は共の後任とすべく、その井伯が穆期の井伯と一人でありうるはずはない。司馬共三器は、懿王期曆譜を構成する重要な資料であり、これによってえられた曆譜には、七年牧𣪘・十二年走𣪘・師虘𣪘・十三年無𧴧𣪘の諸器を錄入することができる。紀年銘による斷代編年は、共懿期に至って資料も整い、ようやく可能となるのである。

一二八、無𧴧𣪘

器　名　無𧴧𣪘 周存

時　代　康王麻朔　昭王斷代　厲王大系・通考　共和董作賓

收　藏　一、「愙齋藏器」愙齋「此趛齋師所藏、前數年歸余、今在唐風樓」周存「無𧴧𣪘四、余藏有兩環、文字獨秀、今在唐風樓」周存「愙齋・趛齋・雪堂藏」三代表「羅氏舊藏」斷代　二、「潘文勤藏」奇觚　三、「善齋藏器」善齋・三代表　四、「愙齋藏器」愙齋「此盇新自黃縣丁氏出」周存

著　錄

器影　一、夢郼・上・三一　通考・三三一　殷周・B・八九　大系・一〇三　二玄・三三〇　三、善齋・七・八七　大系・一〇四

銘文　一、愙齋・九・一〇　周存・三・三七　大系・一〇七　小校・八・四九　三代・九・一　河出・二三八　二玄・三三九

二、奇觚・四・五　周存・三・三八　大系・一〇八　小校・八・四八　三代・九・二

三、貞松・六・三　善齋・八・八七　周存・三・三九　大系・一〇九　小校・八・四九　三代・九・三（以上盇文）

四、愙齋・九・九　周存・三・三九　大系・一〇九　小校・八・五〇　三代・九・三

大系にいう。「此銘文字草率、以馬字爲尤甚、可疑、愙齋彔之以爲蓋、周金文存彔二銘、全同、以爲一器一蓋、謂有全形、其說如信、則恐器眞而蓋僞、與前蓋爲原偶也、姑彔之以待證」。三・四を以て器蓋に配するものであるが、善齋の藏器はすでに蓋のみを存している。



無㠱𣪘

考釋　大系・一二〇　文錄・三・二三　文選・下二・二三　通考・三四九　斷代・五・一一七

器制　第一器について通考にいう。「大小未詳、蓋器均飾瓦文、兩耳作獸首形、銜環」。師虎𣪘・豆閉𣪘などと同じく、圈足の全瓦文𣪘である。第三器は蓋のみ。善齋にいう。「身高三寸、口徑九寸三分」。全瓦文。第一器と同じ器制のものであろう。おそらく同制三器以上の同銘器であったものと思われる。

銘文　第一・二器は器蓋二文。第三器は蓋文。銘文の第四は字迹に疑わしいところがある。各〻七行五八字。第二器の蓋銘のみ行款を異にし、第二行の首を壬に作る。



隹十又三年正月初吉壬寅、王征南夷、王易無㠱馬四匹

無㠱拜手𩒨首曰、敢對揚天子魯休令、無㠱用乍朕皇且釐季障𣪘、無㠱其萬年、子孫永寶用

夷字は、卜文金文の一般の字形に比して、跪伏の状が甚だしい。陳氏はこの南夷討征を昭王期の南征と解して器を昭王期に屬したが、器制・字迹からみても首肯しがたい。麻朔には、太平御覽巻五四に引く潯陽記に「廬山西南有康王谷」とある文を證として、器を康王期にありとする。康王南巡のことは今本竹書紀年にも「康王十六年、王南巡、至九江廬山」とあるが、當時の南方事情からみて考えがたいことであり、もとより器の時期と異なる。南征のことは昭王以後、殆んど歴代にわたって行なわれ、江淮の地は次第に周の經略に入ることとなるが、その政策が特に推進されたのは懿孝以後のことであろう。彔𢦚卣に淮夷內侵の事實を記しており、昭穆期以後その緊張がつづけられ、本器以後、南淮夷の討伐をいうものが多い。本器の日辰は、懿王期の曆譜に適合する。

無㠱を周存に鄦㠱と釋する。鄦は許の初文で、あるいは姜姓四國の一である許であろう。邢・鄭など、金文ではみな邑を加えない例である。大系に、無㠱は鬲從盨にみえる無㠱と同一人であるとしている。

此與虢仲盨、乃同時器、下鬲從盨有大史無㠱、與此無㠱、必係一人、彼乃厲王廿五年所作

かくて郭氏は器を厲王期に屬したのであるが、郭氏が厲王期とする、たとえば卅二年鬲攸從鼎と本器とでは曆譜の上で日辰が合わず、また器の時代觀からいっても到底同じ時期には列しがたい。もとより別人である。馬四匹は一乘。四匹を合文にかくことが多いが、本器では分書されている。

無㠱の㠱を、第三器の蓋文には其に作る。「拜手𩒨首曰」のように、ここに曰字を加えていうことは殆んどない。このような語例があるのは、下文にみえる對揚の語が、冊命や賜與の際に、實際に天子に對して述べられたからであろう。左傳僖廿八年、晉の文公が王より冊命を受けたとき、「晉侯三辭、從命、曰、重耳敢再拜稽首、奉揚天子之丕顯休命」と述べている。「天子魯休令」は曶壺にみえる。單に魯命と稱することも多い。釐は廟號に用いる美稱で、釐王・釐伯・釐叔などの例がある。小克鼎にも釐季の名がみえているが、克氏とは無關係であるから、もとより同名異人である。

訓讀

これ十又三年正月初吉壬寅、王、南夷を征す。王、無㠱に馬四匹を賜ふ。無㠱、拜手稽首して曰く、敢て天子の魯休の命に對揚せむと。無㠱、用て朕が皇祖釐季の障𣪘を作る。無㠱それ萬年、子孫永く寶用せよ。

参考

器は師虎𣪘、豆閉𣪘と同じく鐶耳圈足の全瓦文𣪘であるが、文字に篆意多く、字形は平板で筆力を失なっている。器形・字迹よりみて、懿王期の器とすべく、日辰も他の懿王期紀年銘と合う。その意味で重要な標準器の一である。

一二九、望　毁

時　代　共王大系・唐蘭　孝王董作賓「周末葉器」韓華

著　錄　銘文　攈古・三之二・八三　筠清・三・四八　大系・六二

考釋　韓華・丙・一一　大系・八〇　文選・三・一八

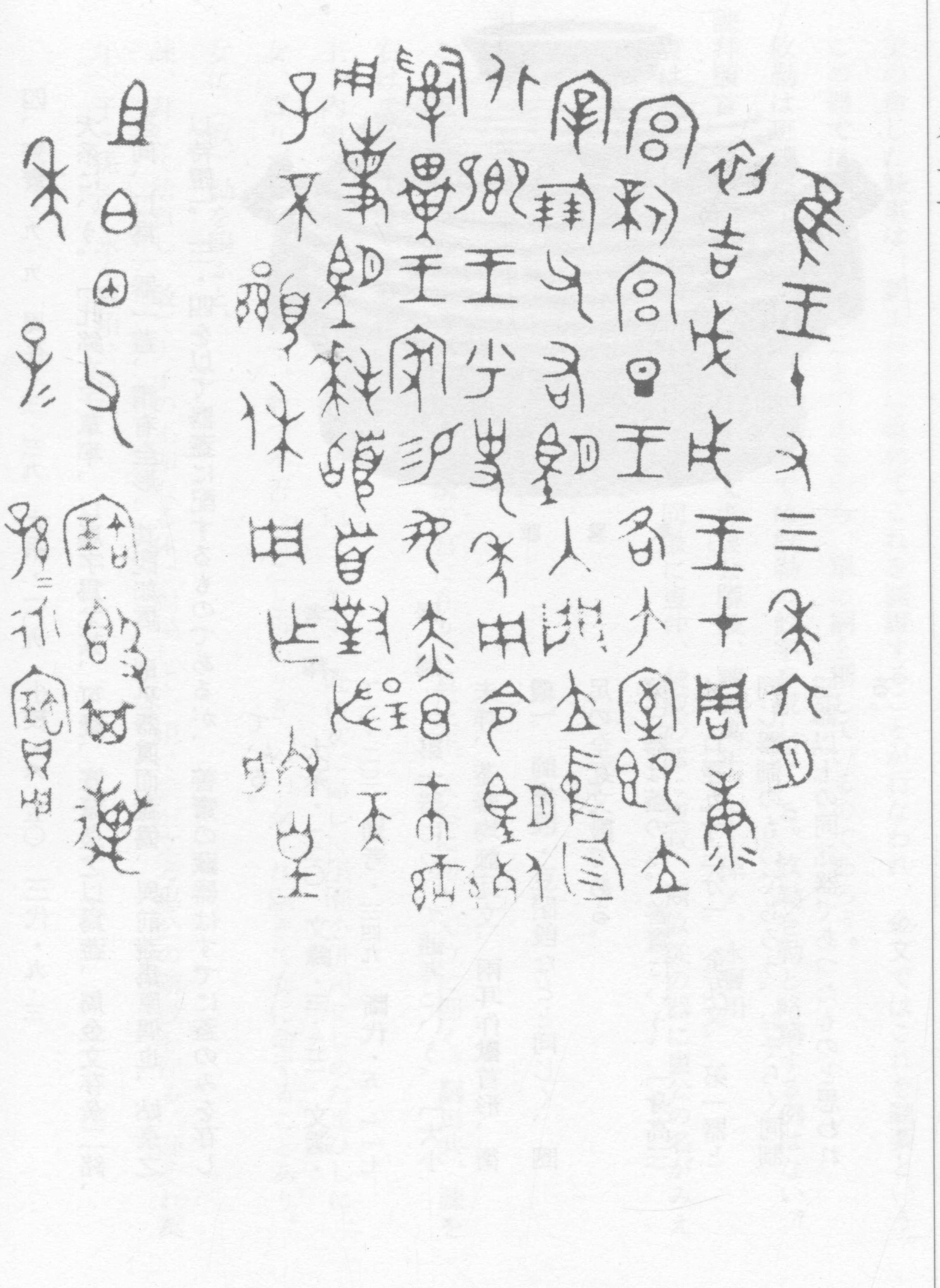
銘　文　器葢二文。「葢文右望下多入門立中廷北鄉七字、孫下有重文、對揚上無敢字」吉金目。

全文一〇行八九字。

隹王十又三年六月初吉戊戌、王才康宮新宮、旦、王各大室、卽立、宰倗父右望入門、立中廷、北鄉

康宮新宮は、趞曹鼎二・師遽毁・師湯父鼎にみえる周新宮であろう。本器によつて、その新宮が周康宮であることが知られる。從つて器の時期も、共王を去ること遠からぬものであるとみられるが、器の日辰は共王の譜に合わず、また曶鼎によつて構成される孝王の譜にも適合しない。おそらく懿王期に屬すべきものであろうが、無㠱毁を本期に屬するとすれば、正月と六月との間に一閏をおく必要がある。後期の器銘には、年末置閏を示す十三月をいう例がなく、當時にはおそらく年中置閏

巻三上　六七～六八



法がとられていたものと思われる。

宰倗父は他に未見。倗生毁の倗生とは同期の人であるが、その關係は知られない。倗卣懷米上・二六周存五・九五三代・一三・三四倗尊三代・一一・三〇は時期古く、倗中鼎三代・三・二三は字迹からみて本器と時期の近いものであるが、畢媿の媵器を作つている。倗伯毁三代・七・三一は稍しく時期の下るものであろう。これらの倗との關係も不明である。望はおそらく師望鼎の望と同一人であろう。師望鼎では望は大師小子と稱しているが、その家は東方の出自と思われる。望爵三代・一六・四〇に「公易望貝、用作父甲寶彝」とあり、あるいは望の先人であろう。史䛐彝の䛐は望の異文であるから、またその先人の器と考えられる。

王乎史年、册令望、死嗣畢王家、易女赤◎市・䜌、用事

韓華にいう。「死治也、畢王家殆謂王地之在畢者」。畢は文王陵墓の所在と傳えられているところであるから、大系には「言尸嗣在畢之先王宗廟、與伊毁官嗣康宮王臣妾百工、語例相同」と論じているが、文例としてはむしろ獻毁「十枻不𩑽、獻身在畢公家、受天子休」とあるを參考とすべきであろう。史䛐彝によると、「乙亥、王賞畢公、迺易史䛐貝十朋」とあり、史䛐は畢公の家臣であり、獻もまた畢公の家臣であつた。しかし本器の時代には畢に王家があつたらしく、おそらく史䛐の後である望が、その管理を命ぜられたのであろう。赤◎市・䜌を賜うことは、この期の器銘に例が多い。

望拜䭫首、對䚄天子不顯休、用乍朕皇且白囟父寶毁、其萬年、子〻孫〻、永寶用

巻三上　六九～七〇

師望鼎では皇考寛公の祭器を作つている。伯囟父・寛公・望という家系であろう。

訓　讀

これ王の十又三年六月初吉戊戌、王、周康宮新宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。宰倗父、望を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。王、史年を呼びて望に册命せしむ。畢の王家を死司せよ。女に赤◎市・䜌を賜ふ。用て事へよと。望、拜して稽首し、天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が皇祖伯囟父の寶毁を作る。其れ萬年まで、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

器は器影を傳えないが、康宮新宮や廷禮の形式、賜與などからみて共懿期の特徴をもち、その日辰は懿王に屬しうる。大系に「由此器可知諸器之新宮、乃康宮之新宮、年月日辰、與趞曹鼎第二器無啎」といい、金櫃初集・五九にも郭說を承けて、頌鼎の成周新造の貯を本器の新宮と解する說がみえるが、頌鼎のいう「新造貯」は成周のことで、宗周の康宮とは關係なく、頌器もまた共王期に入りうるものではない。銘文は摹本のみを傳えるが、師望鼎と近い筆意を認めることができる。

公の家に屬したらしく、望爵三代・一六・四〇・七に「公易望貝」という公も、あるいは畢公のことかも知れない。史臣彝には「王賞畢公、廼易史臣貝十朋」とみえる。のちその地は王領となり、望毁では「死嗣畢王家」と命ぜられている。そして本器では、大師小子師望として、王命を出入する家宰の職が與えられているのである。「聖人之後」とは、このような祭祀官としての古い傳統をもつ家格を示す語である。これを以ていえば、東方出自の家にして周の高位顯官に就くものは、必ずしも乏しくなかつたようである。黽は忘。窓齋に「言王嘉師望之敬順、而弗責望也」というが、望を責望の意に用いた金文の例はなく、縣改毁「毋敢望伯休」のように忘に假借して用いる。蔑曆はその語中に賓語として人名を加える例であるが、本器のように「多蔑曆」という語例は他にみないようである。金櫃に蔑曆を不次の義とし、文を「多不次錫休」と解して、その義を以てすれば「不特文從字順、抑且謙光靄然」と稱しているが、「多不次」というのも文義を成しがたい。



師　壺

家」・師袁毁「虔不家」など、みなその命を墜さざる意で、不家は金文の常語である。不妻は不肅。大系に不規にして「不守規矩」の意とするが、これも窓齋に不肅とするのがよい。卜文の妻は蕭の初文で、蕭は子姓の國である。賸稿に「妻當卽古肅字、說文、肅持事振敬也、……書洪範、恭作肅、從作乂、詩小旻、或肅或艾、肅字从乂」といい、文意を「言不敢不順命不敬事也」とする。不家は「不敢墜」の意であるから、不家と不肅とは並列ではなく、不家は不肅にかかる副詞的修飾語に解しなくてはならぬ。不敢は毋敢と同じ。牧毁に「毋敢不明不中不井」・「毋敢不尹人不中不井」とあるのも語法同じ。上文の「虔夙夜、出內王命」を承ける語である。

王用弗黽聖人之後、多蔑曆易休



望爵銘

大系にいう。「此言聖人、猶言聞人、與後世所謂聖人之意有別」。もとより聖賢の聖ではないが、聖は祝告して天意を聞く能力をいう語で、祭祀のことに與かるものをいう。望はおそらく史臣彝の史臣の後であり、もと東方の聖職者であつたのであろう。殷滅亡ののち、庶殷の名族は周の諸侯のもとに分屬され、臣（望）は畢

器　制　金櫃にいう。「全高、連耳四九糎、口徑四三糎、口上兩耳、頸有四稜、頸腹皆作盤夔紋、三足、上半作饕餮紋、以饕餮之口含足彎曲作勢、下似馬蹄」。盤夔文は變樣夔文のことであるが、器口の文樣は虺龍の變樣であり、器腹の文樣は鳳の便化したものかとみられ、何れも肉太の表出である。翼稜獸足の鼎は、頌鼎・大克鼎・無叀鼎など、この後その形式のものが引きつづいて行なわれている。

銘　文　一〇行九四字

大師小子師望曰、不顯皇考寬公、穆〻克盟厥心、哲厥德、用辟于先王、得屯亡敃、望肈帥井皇考、虔夙夜、出內王命、不敢不家不妻

文は自述の形式である。窓齋賸稿にいう。「大師小子師望者、大師之子、嗣其父爲大師、鑄鼎以祀考廟、故自稱小子也」というも、毛公鼎「公族雩參有嗣小子師氏虎臣」は「參有嗣之子」とは解しがたく、小子は殷の小子小臣と同じく、身分稱號より轉じた職名である。郭氏は大師・小子・師の三事を兼職したものと解していう。

曰大師曰小子曰師者、蓋一人兼三職、兼職之事、彝銘所習見、周禮、大師屬春官爲下大夫、小子屬夏官爲下士、師氏屬地官爲中大夫、大率乃劉歆所編配、彝銘中、小子之職並不賤、如令鼎云、王射、有嗣眔師氏小子卿射、小子與師氏並列而與王合射、其非賤職可知

令鼎における卿射は、有嗣と師氏小子の間に行なわれたもので、師氏小子は一類である。積微居にも同じく器銘にいうところを三職に分ち、小子を官屬の稱とする。

竊疑小子之稱、蓋謂官屬也、……大抵以大名者、爲其職之長、而名小者、則爲輔佐其事之官、以此推之、小子當謂屬官、殆無可疑也、特小司徒及小胥之類、皆一人之專職、小子爲屬吏之泛稱、此爲異耳

周禮春官大師職、掌樂律之事、序官記大師下大夫二人、而大師小師之外、又別有典同磬師諸職、分掌樂律之事、皆大師之官屬也、此文言大師小子、蓋猶今言大師屬官、師望若非屬大師之下大夫、則必小師及典同磬師鐘師諸職之官、以其職爲樂師、故稱師望、此猶晉之師曠、鄭之師慧也、由此廣推之、毛公鼎之參有嗣小子、謂三有司之官屬也、令鼎之有司眔師氏小子、謂師氏之部屬也

これまた望の冠稱するところを三職に分ち、師を樂官と解するものであるが、金文にみえる師職はみな將帥の官であり、その師が、部屬の職を兼ねることはありえない。楊氏はまた再跋を書いて、逸周書の執政小子・執政朋友小子の語も部屬の稱としているが、たとえば芮良夫篇「治亂信乎其行、惟王暨爾執政小子攸聞」などは執政を稱する語である。金文や逸周書の小子の語義は、その古い用法を傳えるものである。思うに大師・小子・師の三者は並列にして文法上同位の關係にあり、大師は官の正名、小子は身分稱號にして貴戚の出自なるを示し、師は名に冠して連稱する語である。小子・小臣が王族貴戚出自の身分稱號であることは卜辭にその證があり、かつて論じたことがある。小臣考、立命館文學一一六・一一七號、昭三〇・一下文において、師望が「聖人之後」と稱していることも、名望の出自であることを示している。望の字形は、望毁は臣に從い、本器は耳に從う。字の本義か

らいえば、臣すなわち目形が原義に合するが、本器の字はその異文であろう。大系に謌字とするも、師望壺もその字形に從う。望は望氣の象を示す字であるが、聞も同じ意味をもつ古代の呪的な行爲であるから、耳に從う字形も用いられているのである。

寛公はおそらく廟號であろう。愙齋賸稿に師酉毀の寛姫、卣銘三代・一三・二六の寛伯の例をあげて軌の初文とするが、麥盉には「噂于麥宮」とあり、その字は麥彝にもみえていて、宮の異文である。叔角父毀三代・八・七に「作朕皇考宮公隣毀」とあり、字迹もこの期に近く、銘末に圖象標識を付していることが注意される。穆〻以下は虢叔旅鐘「穆〻秉元明德」・梁其鐘「不顯皇且考、穆〻翼〻、克悊厥德、農臣先王、得屯亡敃、梁其肈帥井皇且考、秉明德、虔夙夕、辟天子」というに近く、殊に梁其鐘の銘辭は、本器と出入するところが多い。

悳は悊に作るものとともに哲の初文。辟は辟事。梁其鐘に「辟天子」とあり、虢叔旅鐘に「御于厥辟」・「御于天子」とあるのも同義。㝬盨には「敬明乃心、用辟我一人」という。

得屯は得純。愙齋・文選等はこの釋であるが、大系に字を渾敦とよんでいう。

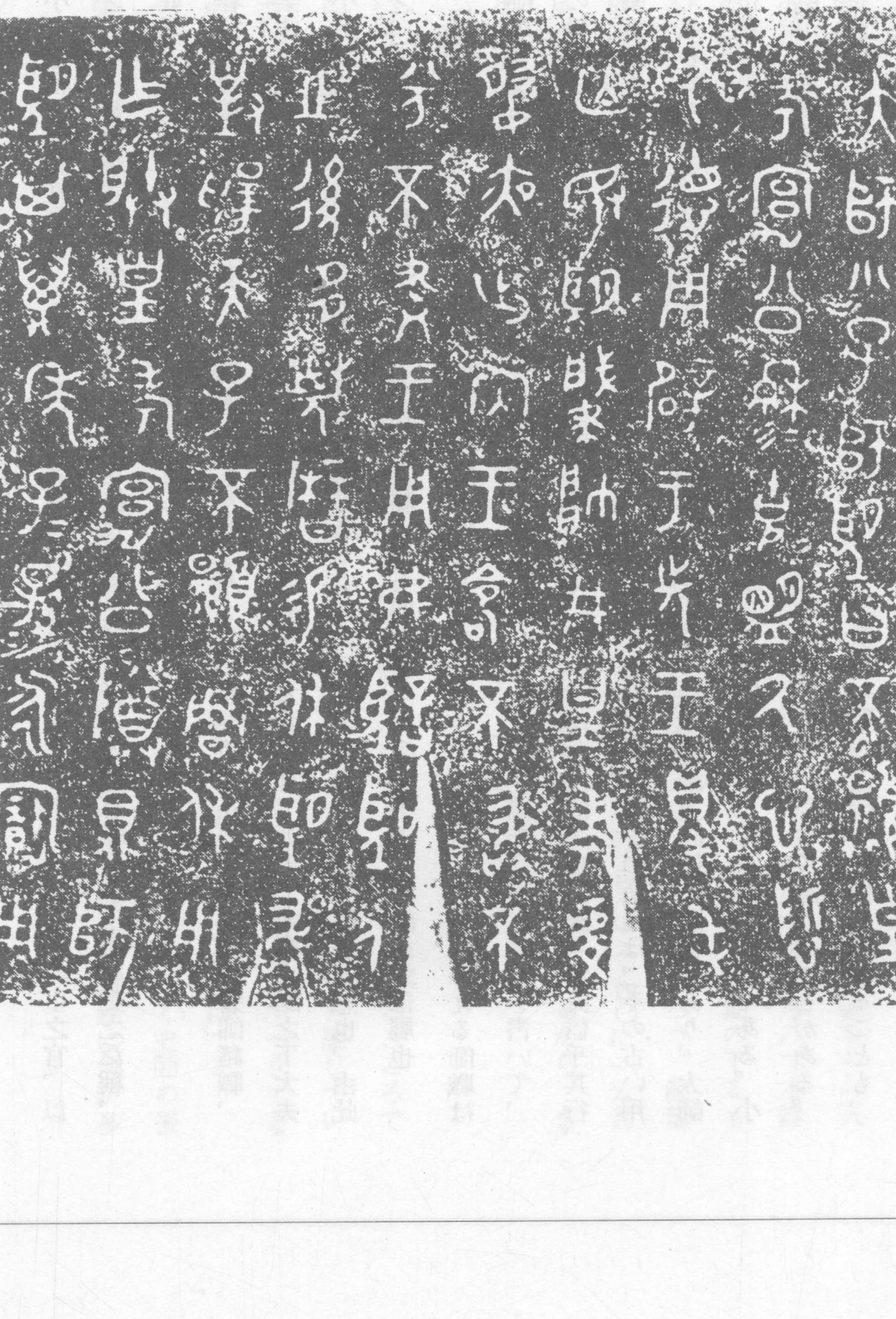
㬎屯亡敃、語亦見大克鼎及虢叔鐘、均係稱頌其祖若考之辭、井人鐘稱頌其祖與考亦言賁屯用魯、字則分明是賁、知㬎亦必賁字也、蓋从貝尾省聲、對轉而爲賁也、賁屯乃疊韵聯綿字、當卽渾敦之古語、古言渾敦謂渾厚敦篤、不含惡意、莊子應帝篇、南海之帝曰儵、北海之帝曰忽、中央之帝爲渾敦、儵與忽、欲報渾敦之德、日爲鑿一竅、七日鑿而渾敦死、此寓世日開明而淳風日漓也、故賁屯亡敃、猶言渾沌无悶、謂渾厚敦篤、無憂無慮也、賁屯用魯者、亦言敦厚故善

卷三上　七五～七六

郭氏の考釋には、ときにこの種の奇僻な説がある。郭氏は渾敦の語を以てその大系に標し、その初序の文を「儵忽相鑿而渾敦果死、幸莫如之」の語を結んでいるが、この通釋のごときは、あるいは儵忽の業に類することかも知れない。

郭氏が㬎・賁と釋する字は、何れも貝と手に從う。得と釋すべき字である。得形の字はもと贖の義をもつ字で、師旂鼎に「得㲋古三百寽」とあるものは贖罪の義、曶鼎「求乃人、乃弗得、女匡罪大」の得も贖求の義で、君夫毀に「債求乃友」とあるのと同じ。「得純亡敃」の得はそれとはまた別字で、得成の意である。この語に類するものとしては、大保毀「克敬亡遣」・靜毀「靜學無罪」・宗周鐘「朕猷又成亡競」・毛公鼎「皇天亡斁」・兮甲盤「休亡敃」などがあり、得純とは又成あるいは休に當る。虢叔旅鐘では「御于厥辟、得純亡敃」と辟事の功あるをいい、大克鼎では「得純亡敃、易贅無疆」と吉祥の語を以て承けている。亡敃を愙齋に無斁と釋するも、大克鼎の文は亡敃と無疆と對文であり、亡敃は亡泯の意である。金櫃に敃を斁と釋し、亡敃を「卽無厭怠也」と解するのは、愙齋の舊説によるものである。

肇は肇。肇始と紹繼の義があり、多く嗣襲のときにいう。帥井は帥型。虔夙夜は册命中に用いる語である。出内王命は大克鼎にもみえ、善夫たる克に命ぜられているが、本來は宰の職事であろう。本器では師職たる望にそのことが命ぜられている。不家を大系に不分と釋し、「分當讀去聲」として「不敢不守本分」の義とするが、上古には去聲なく、字もまた不家と釋すべきである。愙齋賸稿に「說文家、從意也、國語周語注、遂猶順也、家遂義同」とし、順の義とするも、周公毀「對不敢



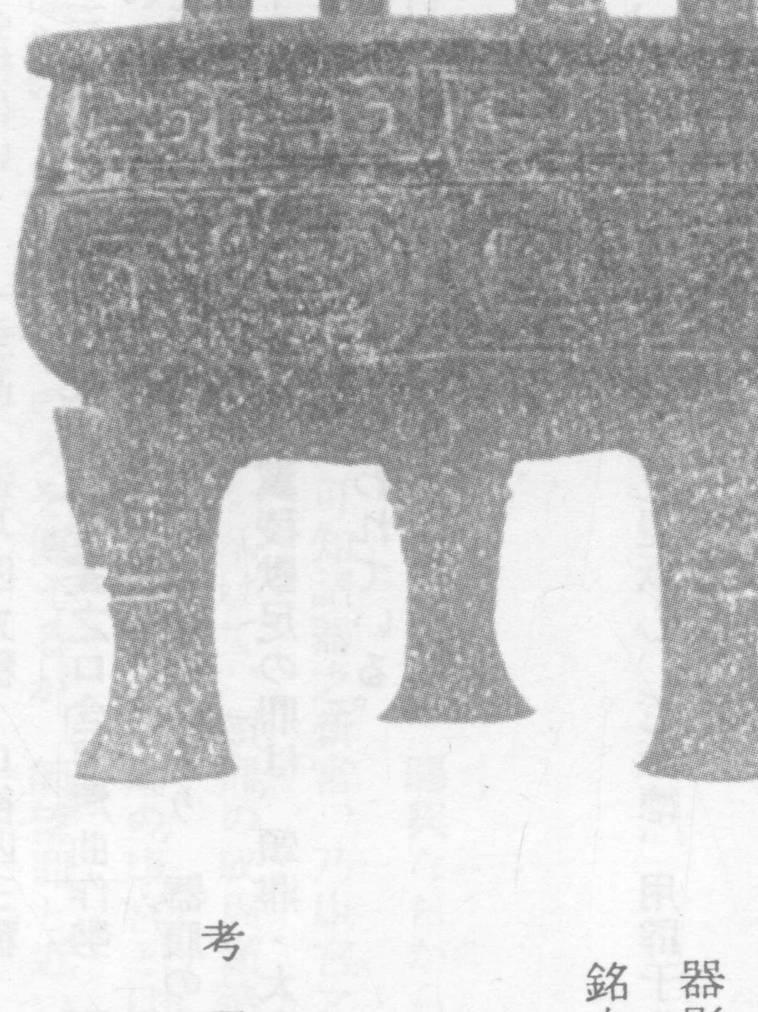
卷三上　七七～七八

一三〇、師望鼎

器　名　大師小子師望鼎三代表

時　代　共王大系・金櫃

收　藏　「師望鼎相傳爲左文襄征新疆所得、以贈杭商胡氏雪巖、胡氏家落、歸沈仲復中丞、今與虢叔大醬鐘、同售於滬上程姓霖生」周存「鰈硯齋歸安沈秉成藏」三代表「「三十二年一月、入金匱室藏」金櫃



著　錄

器影　金櫃・五七

銘文　愙齋・五・七　周存・二・二三　大系・六三　小校・三・二七　三代・四・三五　金櫃・五七・一玄二　九六

考　釋　愙齋賸稿・二九　大系・八〇　文錄・一・一七　文選・上二・一四　積微居・八四～八五

望敢對䫉天子不顯魯休、用乍朕皇考寛公𩰫鼎、師望其萬年、子〻孫〻、永寶用

丕顯魯休のように、讃頌の語を重ねていう例は、この期のころから行なわれている。

訓讀



大師小子師望曰く、丕顯なる皇考寛公、穆〻として克く厥の心を明らかにし、厥の德を哲にし、用て先王に辟へ、純を得て泯むことなし。望、肇ぎて皇考に帥型し、夙夜を虔しみ、王命を出內せむ。敢て墜さずして肅しまずんばあらず。王、用て聖人の後を忘れたまはず、多く蔑曆せられて休を賜ふ。望、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て朕が皇考寛公の𩰫鼎を作る。師望其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參考

師望にはなお師望壺があり、本器と同じく大師小子師望と署している。

巻三上　七九～八〇

＊師望壺

收藏　「新安程氏藏器」周存「丁小農觀察所藏器」綴遺

著錄

器影　寶　雙劍古・上・二〇　二玄・二九八

銘文　寶・周存・五・四七　綴遺・一三・一一　窓齋・一四・一七　小校・四・八五　三代・一二・一七・四　二玄・二九七

器制　器は大小未詳。鼓腹の獸耳銜環壺。失蓋。器の全體に三層に分つて公字形を含む波狀文を飾り、圈足部に環文を付している。器制は最も番匊生壺に近い。番匊生壺は夷王二十六年の器と考えられるものであるが、この種の銜口の深い器制はすでに曶壺にもみえるものであり、懿孝期には後期の壺制が成立していたとみることができよう。

銘文　四行一八字。小校に二銘を收めるも、一は窓齋と同じく未剔本であろう。

大師小子師望、乍寶壺、其萬年、子孫〻、永寶用

小子二字合文。字迹は師望鼎に近く、おそらく同時の作器であろう。望段もまた暢達な書風であって、穆共期の緊湊の風から、字迹もまた新しい時代に入つたことを感じさせるものがある。

一三一、揚段

時代　懿孝斷代　厲王大系・通考・麻朔

收藏　「一、葉志詵舊藏、二、潘祖蔭舊藏」斷代

著錄

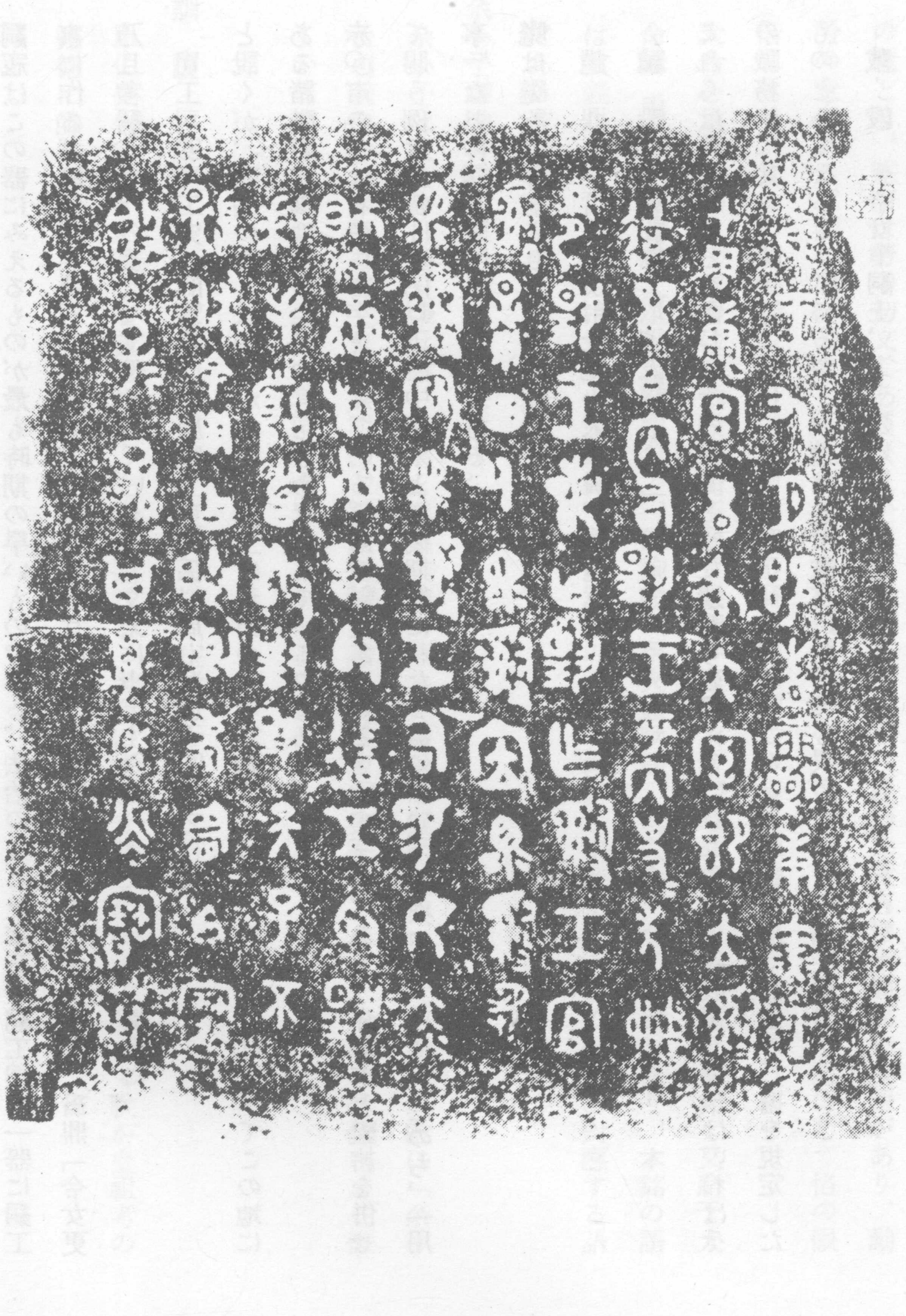
銘文　一、窓齋・一一・二六　周存・三・二四　大系・一〇二　小校・八・七二　三代・九・二五・一
二、攈古・三之二・三三　敬吾・上・五三　周存・三・一九　大系・一〇二　三代・九・二四・二　斷代・六・一二二　積微居・九一

考釋　餘論・三・二八　韡華・丙・一三　大系・一二八　文錄・三・一四　文選・下二・一六　斷

器制　未見。大系に銘文二を錄し、あるいは一器一蓋かと疑っているが、著錄には多く二器として扱われている。收藏の關係からみても、器は二器存したのであろう。周存にいう。「葉東卿舊藏、東卿沒後、各器儲京師福州會館、大半被竊、旋縱火、此敦未知存否」。二器とも器制を傳えないのは惜しまれる。

銘文　一〇行一〇七字。兩器の拓にやや大小の差があり、行款も少しく異なる。生・易・䪫の字形も同じからず、工司を一器は工事に作るなど、文字の異同がみられる。

巻三上　八一～八二



隹王九月既眚霸庚寅、王才周康宮、旦、各大室、卽立、嗣徒單白內右䫌、王乎內史史光、冊令䫌

眚を一に生に作る。字を眚に作るものに、豆閉毀・曶鼎がある。眚の字釋については、餘論に詳しい。周康宮の名は休盤・伊毀・鬲攸從鼎などにみえる。

嗣徒單伯は、おそらく單伯鐘にみえる單伯昊生、昊生鐘にみえる昊生であろう。積微居に春秋期における單伯の記事の資料が集められているが、古い家系であることが知られる。內史光は諫毀にみえるものと字形近く、同一人であろう。先と近い字形であるが稍しく異なるところがあるので、一應別字としておく。二銘とも、史字下に重點がある。䫌は對揚の揚である。

嗣徒は、本器と無叀鼎には嗣徒に作る。他に嗣土と稱するものがあり、これは康侯毀・免簠・散氏盤・䜌毀などにみえている。兩者の關係について、斷代にいう。

司徒與司土、或有分別、而司土見西周初中期金文、司徒但見此器與無叀鼎、今文尙書之堯典・洪範・牧誓・立政、俱有司徒、前兩篇乃戰國時所作、後兩篇與司馬司空並擧、雖在周書、亦非西周初期的實錄

すなわち嗣徒を後起の官名とするものである。嗣土は藉田や林虞を官司する職であるが、嗣徒は右者としてのみあらわれていて、その職事を審かにしない。無叀鼎にみえる嗣徒南仲がもし詩の出車・常武等にみえる南仲であるとすれば、その職は周室の卿士、その大祖は大師皇父であり、軍國の政に任ずる官職であると思われる。

王若曰、䫌、乍嗣工、官嗣量田甸眔嗣空眔嗣芙眔嗣寇眔嗣工司、易女赤⊗市・䜌旂、㗊訟、取遺五寽

卷三上　八三～八四

冊命・賜與のことをいうも、「用事」などの訓誥の辭を著けていない。趞觶・豆閉毀・師奎父鼎なども、みなその辭を略している。「王若曰」のような語を冠するものとしては、異例とすべきであろう。

官嗣以下は、嗣工としての職事をいう。量の字釋は、斷代による。大師虘毀「周師量宮」の量字と字形同じ。糧秣を量る橐の象形の字と思われる。量田は田の名で、令鼎にいう諆田と同例である。諆田では藉農が行なわれているが、周禮甸師に「甸師掌帥其屬而耕耨王藉」とあるように、甸もまた王藉の地である。

嗣空の空は庂に同じ。王の行屋を掌る官である。陳氏は周禮の幕人に當るとする說であるが、金文中の某庂と稱するものは、多く廷禮を行なう場所であり、一時の幕舍のようなものではない。離宮別館のあるところで、王藉の地にそのような施設があつたのであろう。

嗣芙は從來嗣𠬝と釋されているが、𠬝と字形に異なるところがある。餘論に嗣若と釋しているが確かでなく、いま陳釋による。嗣𠬝では、列記されている官職との關聯があまり認められない。陳氏はこれを周禮の掌次に充てているが、掌次は掌舍とならんで行在のことを掌るものである。郭氏の大系新版に別解を付記し、字を折の異文にして假借して誓の義とし、洹子孟姜壺の嗣誓の誓と同字であるとする。その職事は周禮の司約・司誓に近しと說いているが、揚の官司する五官のうち、誓約の官ではやはり不類を免れないようである。字もまた壺では斤に從い、本器は冃に從つていて、字形が同じでない。

嗣寇はこの器にみえるものが最も時期の早いものである。法治のことを掌る。嗣工司は一器に嗣工事に作る。餘論に「疑司字、總承上四嗣、此諸官小吏、皆命揚兼治之也」というが、曶鼎「令女更乃且考嗣卜事」のような文例を以ていえば、文末に事をすえるべき文である。斷代に

司工司卽司工史、師寰毀曰、反厥工吏、係似周室派遣于四夷之官吏

と說くが、四夷の官とは關係がない。嗣工は量田の地の官職であろう。以上五官はすべてこの地にある諸職で、揚はその全體の官司を命ぜられているのである。

赤⊗市の⊗は右旁に市字を添えている。市の緇文あることを示す字形である。赤緇市と䜌旂を併せて賜う例は卯毀・豆閉以下、中期末より後期初にわたる器に多い。賜與のことを述べたのち、「用事」などの語を著けるのが例である。

㗊は㗊訟。理官として訟事を聽くことをいう。

趞　鼎　　啻官嗣僕射士㗊小大又隣、取遺五寽

䚄　毀　　㗊訟罰、取遺五寽

これらは訊訟のことを命じ、その報償として遺五寽を與えているもので、「取遺五寽」はいわばその職務俸に當る。陳氏はこれについて「應指征取罰款」といい、訴訟費用や罰金の負擔を規定したものとみてよるようであるが、取遺はまた兼官に對しても與えられる。

䜌　毀　　令女乍嗣土、……楚走馬、取遺五寽

番生毀　　王令𩛥嗣公族卿事大史寮、取遺廿寽

卷三上　八五～八六

毛公鼎　　令女𩛥嗣公族……朕褻事、以乃族干吾王身、取遺卅寽

これらは本官外の特定の任務に對する報償を記したものである。牧毀には、理官として適正な處置をなすべきことが、訓告されている。遺は徵にして税收の意で、それを報償として與えるのである。

䫌拜手䭫首、敢對䫌天子不顯休、余用乍朕剌考𡨦白寶毀、子〻孫〻、其萬年永寶用

𡨦は憲の初文。字は目上を刺割する象で黥目を示す。轉じて典刑の義となつたものである。

訓　讀

これ王の九月既生霸庚寅、王、周の康宮に在り。旦に大室に格り、位に卽く。司徒單伯、內りて揚を右く。王、內史史光を呼び、揚に冊命せしむ。王、かくのごとく曰く、揚よ。司工となりて、量田の甸と司庂と司芙と司寇と司工の司を官司せよ。女に赤緇市・䜌旂を賜ふ。訟を訊せよ。遺五寽を取らしむと。揚、拜手して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚す。余用て朕が剌考憲伯の寶毀を作る。子〻孫〻、それ萬年まで永く寶用せよ。

參　考

文字平板にして甚だ筆力を缺く。かつ旦は字倒、眔をはじめ他の文字にも結構の疏緩なものが多い。內史光の名は懿王五年銘の諫毀にみえるところであるから、本器や單伯諸器はおそらく懿末の器であろう。善鼎の字迹も、本器と極めて近いものである。

巻三上　八七～八八

一三二、單伯鐘

器名　單伯梟生鐘窓齋

時代　厲王大系・通考・厤朔

收藏　「直隷通州、裘氏藏」擽古「呉縣潘宮保藏器」窓齋

著錄

銘文　擽古・二之三・七八　敬吾・上・六　窓齋・二・一三　周存・一・六一　大系・一〇三　綴遺・一・三〇　小校・一・二九　三代・一・一六・二

考釋　餘論・二・二九　窓齋賸稿・六　韡華・甲・四　大系・一一八　文選・下一・一　厤朔・四・一　積微居・七八

銘文　鉦間二行一六字、鼓左五行一八字、下缺。

單白昊生曰、不顯皇且剌考、逨匹先王、䡅堇大令

單伯は揚段の右者司徒單伯であろう。窓齋賸稿に、「單伯世爲周卿士、左氏莊元年經、單伯送王姬、注、單采地、伯爵也」というように、春秋期には周の卿士であつた。昊は日と大とに從う。剌考に



不顯・不伓などの語を冠するものは後期の金文に多く、番生段・禹鼎などその例である。逨匹を餘論に「逨匹先王、謂順循貳佐先王、猶詩云公侯好仇矣」といい、呉大澂は字を逨匹と釋して、「逨匹之王、言來就配偶于王所也、蓋單伯之祖、有娶王之女者、以卿士爲國戚尊榮之至、惜經

巻三上　八九～九〇

史無可考耳」と說いているが、逨匹二句は下文によつていえば王家に勤勞することをいう語であるから、輔弼の意とすべきである。先王の先は之の形にみえるが、壞文であろう。

積微居には字を逨匹とよみ、來辟の義であるとする說がある。

余疑匹讀爲辟、古人稱君曰辟、引申之、事君亦曰辟、……叔夷鐘云、是辟於齊侯之所、師望鼎云、悊厥德、用辟于先王、塱盨云、敬明乃心、用辟我一人、諸辟字皆謂事君也、釋名釋親屬云、匹辟也、此二字音近之證也

書洛誥曰、王拜手稽首、公不敢不敬天之休、來相宅、其作周匹休、匹亦疑當讀爲辟、其作周匹休、謂將作周君之休也

洛誥の文は必らずしも適例としがたいが、匹に辟事の義のあることは、金文にもその證がある。晋姜鼎にいう。

晋姜曰、余隹司朕先姑君晋邦、余不叚妄寧、巠雝明德、宣邲我猷、用䵼匹辞辟、敏揚厥光剌、虔不家

文中の䵼匹とは、禹鼎「夾䵼先王」・師訇段「用夾䵼厥辟、奠大令」の夾䵼と同義であるが、逨匹もまた䵼匹に近い語である。大系に逨とよんで來とするも、字は小臣謎段の謎の字の従うところと似ている。謎はその繁文であろう。字に言を加えて繁文とするものには、其を諆、旂を旜とするほか、望・忌などにも言を加えることがある。

「䡅堇大令」は毛公鼎にも同じ語がみえる。孫釋に輡・婚がこの字形に従うところから昏にして勉の義とし、窓齋は勞の初文であろうという。彔伯㦰段にも「自乃且考有䡅于周邦」の語があり、勤勞の意である。劉心源は烝にして進、王國維は両手奉爵の形にして勞、高鴻縉氏は爵にして恪の假借とする。すなわち恪謹の義とするのであるが、その義では彔㦰の文を解きがたい。大命を承ける語には、他に㣔伯段「朕不顯且玟珷、雁受大命、乃且克䙴先王、異自他邦、又席于大命」、毛公鼎「雁受大令」・「䦛豳大令」、師訇段「用夾䵼厥辟、奠大令」などの例があり、本銘の語は文義において師訇段に近い。堇は勤。宗周鐘にみえる。䡅勤二字連文、下文の保奠と對應する語である。文は奠定の功あるをいう。

余小子肇帥井朕皇且考懿德、用保奠……

余小子は王公の自稱。肇は肇。肇始と繼承の義がある。保奠は奠保ともいう。叔向父禹段に「余小子司朕皇考、肇帥井先文且、共明德、秉威儀、用䦛豳奠保我邦我家」とあつて、この器銘とよく似ている。保奠の下に、「我邦我家」などの語が入るべきところである。

訓讀

單伯昊生曰く、不顯なる皇祖剌考、先王を逨匹し、大令に䡅勤せり。余小子、肇めて朕が皇祖考の懿德に帥井し、用て……を保奠し、……

大系にいう。

此銘文例與虢叔旅鐘・叔向父毀・番生毀等相同、全文當在百言左右、蓋分刻于數器、而它器尚未出也、此僅存一鉦一鼓、全文恐尚未及半也

虢叔・叔向父の器の例を以ていうと、ほぼ文の前半を錄するものであるらしい。文字はかなり大きいが、筆意に粗鬆のところがある。鉦間約十六糎、克鐘・虢叔旅鐘の各〻第四器ほどの大きさであろう。同じ作器者の昊生鐘はいま模本を存するのみであるが、字様はむしろその方がすぐれているようである。

＊昊生鐘

著錄　攈古・三之二・三〇　大系・一〇四　綴遺・一・一三

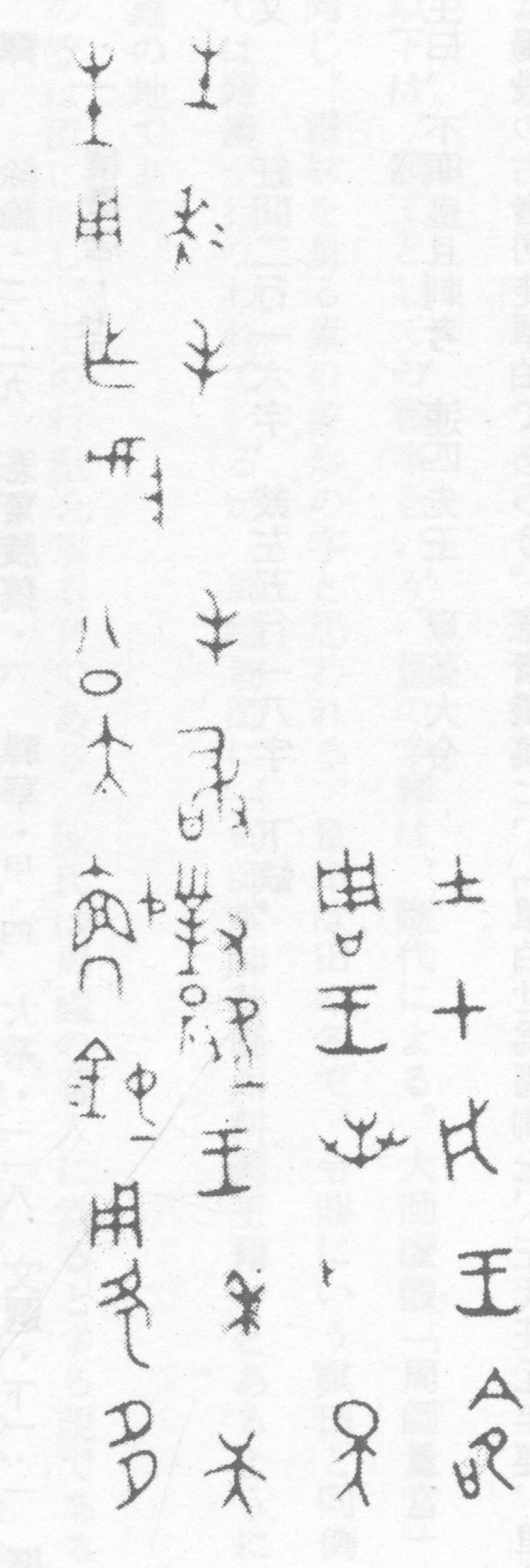
考釋　餘論・三・五　大系・一一九　厤朔・四・二

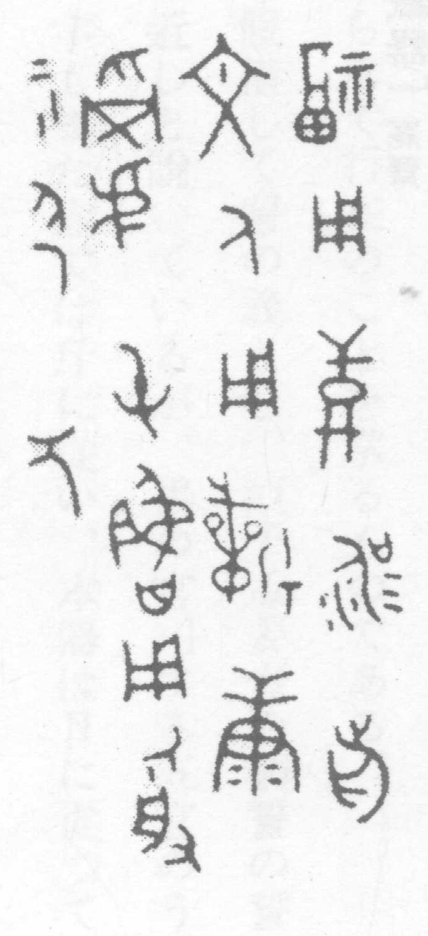
銘文　「鉦間及鼓左所存、可辨識者四十八字」綴遺　文に殘泐多く、殆んど通讀することができない。

〔隹□□□月初〕吉甲戌、王命「□□□□」周、王若曰、昊……

〔昊〕生拜手頡手、敢對王休、昊生用乍〔□〕公大醬鐘、用降多福、用喜侃前文人、用旛康爨屯魯、用受……

巻三上　九一～九二





王の册命の語は、おそらく他の部分に記されており、貼り合せを誤ったものであろう。以下、對揚の語に及んでいるが、末文の部分にもなお缺文があるようである。「拜手頡手」のように首を手に作る例は卯毀にもある。康爨は頌鼎・虢姜毀にみえるが、他器の康勵・康右というのと同義の語である。大系にいう。

殘泐亦當在半數以上、就其殘文觀之、該鐘之前後二鉦及左右四鼓、均當有銘、前後僅存前二行之下半、左鼓前後均有泐、後鉦僅存後二行、右鼓後銘存前三行、前銘全泐、攈古所彔前後二鉦殘文、適緊接、或誤以爲存鉦四行、非是

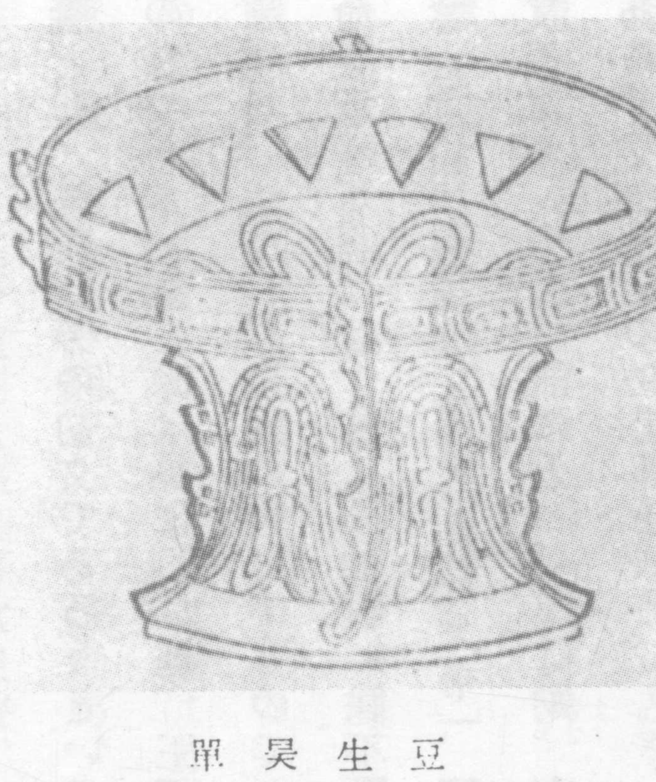
器影を存せず、銘もまた殘泐多く、攈古の拓も貼合せによるもので、原形をとどめるものではない。郭氏のいうように、全銘の半ばに過ぎぬものであろう。文の通讀を略する。

また別に一豆あり、宋刻に著錄している。

＊單昊生豆

著錄　博古・一八・一五　嘯堂・二・六三　薛氏・一五・一一

考釋　厤朔・四・二　通考・三六九



單昊生豆

巻三上　九三～九四



文にいう。「單昊生乍羞豆、用享」。

宋刻には何れも疑生と釋している。博古にいう。

「考之傳記無見、惟周有單穆公、號爲盛族、然所謂疑生者、蓋指其名、若左氏言寤生、書言宜生、皆言其名」。單穆公は名は旗、春秋末の人である。通考にも器を春秋期に列しているが、昊生の器ならば、鐘と同じ時期のものとしなくてはならない。博古にその圖様を載せ、「高四寸五分、口徑五寸四分、重二斤一兩、此器上若盤狀而復穿鏤、於濡物宜非所設、然純旁尚餘四拱意、其必有承盤、是必亡之矣」と說き、通考もその文を引いているが、豆に承盤のある例をみない。腹に重環文、校部に波狀の穿鏤文あり、四旁に稜を附している。その器制はすこぶる重環文豆殷墟・三四 通考・三九八に似ている。從來この種の豆は東周期のものとされているが、鐘の作者と同一人であるとすれば、懿孝期にまでこれを遡らせうることになろう。

一三三、善鼎

時代　穆王大系　孝王厤朔

收藏　「山東諸城劉氏藏」攗古

著錄

銘文　攗古・三之二・四九　周存・二・一九　大系・三六　小校・三・三〇　三代・四・三六・二

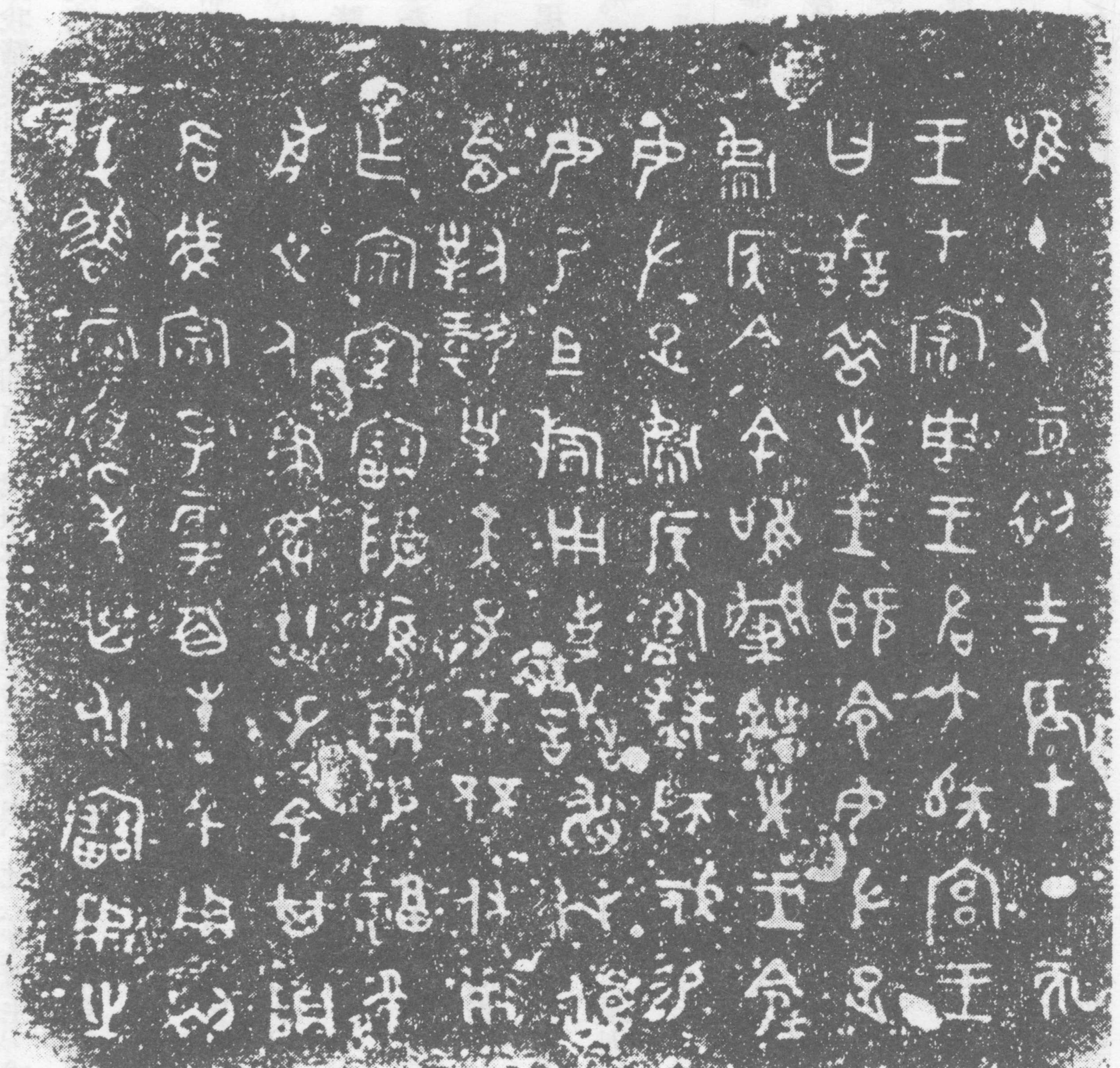
器制　周存にいう。「善鼎舊名宗室鼎、劉燕廷方伯得於長安、稍後、故不入獲古編、余所藏全目有之、並記其尺寸云、高一尺七寸五分、徑一尺九寸、耳高四寸三分」。ただその大小を記しているのみで、器制を傳えていない。

考釋　餘論・三・三二　韡華・乙中・五五　大系・六五　文錄・一・二三　文選・上二・一三　積微居・二二五

銘文　一一行一一二字

佳十又二月初吉、辰才丁亥、王才宗周、王各大師宮

二月は合文。週名をつけ、さらに「辰在」をいうものは小盂鼎・耳尊・呂方鼎・旂鼎・庚贏卣・縣



改設・豆閉設・舀鼎など、前期・中期の器に多く、この器もその形式を承けている。大師宮はおそらく善の家廟であろう。冊命は王室の宮廟もしくは廷禮關係者の家廟で行なわれるが、本器では右者の名を記していない。大師の名は大師小子師望鼎・壺白大師伯克壺など望・克の器にみえるが、善の家は望・克とは關係がないようである。この冊命において、善はその祖の旂を賜うており、その家は師氏の職であるらしい。大盂鼎に祖の南公の旂を賜うている例がある。

王曰、善、昔先王既令女左疋𥎦侯、今余唯肈𤕌先王令、令女左疋𥎦侯、監𢻱師戍、易女乃且旂、用事

昔と今とを對擧する形式は、嗣𧟨を命ずる冊命に多くみえる。左疋を攗古に佐正、小校に左正、大系には左足にして足を嗣續の意とするが、字は疋にして佐助の意。𤼈設・蔡設・師晨鼎などにみえる。郭氏も本器では「猶言佐助」と解しているが、他器の注解と一致していない。𥎦は師酉設に𥎦夷の名があるが、その監嗣するところは𢻱の師戍であるから、陝北の封侯であろう。肈𤕌は肇𤕌、承繼の義。牧設以下、後期金文に多くみえる語である。

𢻱は靜設・趞鼎にみえ、靜設には𢻱莽師、趞鼎には𢻱師という。𢻱は豳の初文。周の故地であるが、後期には北方玁狁などの侵寇があり、その地に軍を駐留して防備に當らしめた。當時は𥎦侯が總監の任にあつたが、善にその輔佐を命じたのである。その冊命に當つて祖の旂を賜うているのは、祖靈を承けてその職事を完うせよとの意であろう。大盂鼎に祖南公の旂を賜うている外、師兌設一に祖の市を賜うている例がある。

善敢拜䭫首、對䫹皇天子不㔻休、用乍宗室寶䔯、唯用易福、唬前文人、秉德共屯、余其用各我宗子雩

百生、余用匃屯魯雩萬年、其永寶用之

敢は一般に對揚の上におく。拜稽首の上に敢を加えるものは、盠方彝・師虎設・走設などに例がある。皇天子は宗周鐘に皇天王というのと同じ語例である。不㔻は班設・師遽設・師虎設など、穆共期の器にみえ、本器はそれらと語例の合するものが多い。宗室の語も、𨑓伯設や豆閉設にみえている。唬は喜侃と同義。「唬前文人」とは「喜侃前文人」というに同じ。「秉德共屯」とともに伯𢦚設などから用いられている語である。宗子について大系に、「大雅板、宗子維城、鄭玄云、宗子謂王之嫡子、此亦云宗子、而與百姓對列、似言本宗之子弟、鄭解不確」という。ここにいう百姓は一般の人民でなく、その姓組織の中に含まれるものをいう。積微居に、從來の誤解を正すため、その語を詳論している。

宗子者、稽之經傳、有三義可說、詩大雅板云、宗子維城、鄭箋云、宗子謂王之適子、此一說也、儀禮士昏禮云、宗子無父、母命之、鄭注、宗子適長子也、此又一說也、禮記內則云、適子庶子、祇事宗子宗婦、雖富貴不敢以富貴入宗子之家、鄭注云、宗大宗也、此第三說也、此銘云、作宗室寶䔯、當以第二義之適長子及第三義之大宗子釋之、爲安矣

百生者百姓也、今語謂庶民爲百姓、古義則不然、國語楚語下云、民之徹官百、王公之子弟之質能言能聽、徹其官而物賜之姓、以監其官、是爲百姓、詩小雅天保云、群黎百姓、徧爲爾德、毛傳云、百生百官族姓也、書堯典云、克明俊德、以親九族、九族既睦、平章百姓、百姓昭明、協和萬邦、黎民於變時雍、文以九族百姓萬邦黎民對言、知百姓與黎民有別也、……以金文言之、兮甲吉父盤

云、其惟我諸侯百生、厥貯毋不敢卽市、史頌餿云、瀍友里君百生、此二文百生、或與諸侯連言、或與里君連言、百生之非庶民如今語之義、又可知也、以百生兩字、學者易爲誤解、故具言之

宗子はこの器銘では百生と對擧され、兩者に對して「格す」という動詞が用いられている。宗廟の祭祀に參加させる意であるから、百生もまた異姓でなく、同族の者である。沇兒鐘に「用盤飲酒、龢會百生、淑于威儀、惠于明祀、盧以匽用喜、以樂嘉賓及我父兄庶士」とあり、また㣈伯餿には「倗友眔百諸婚媾」の語があるが、妻黨母黨の屬をも合せて、宗廟の祭祀に參加する。𪓷鎛に「保盧子姓」とある姓は百生の生と同義であり、同族の子孫をいう。宗子百生とはこの同族の本宗支裔をいう語で、百諸婚媾よりなお範圍の狹い同族血緣者をいう。すなわち宗子は本宗、百生はその支裔であり、楊氏の說もなお廣義に失するのである。

屯魯は純魯。克鐘の純嘏と同義。大系に魯・嘏を同字とするも、金文の用法に區別がある。

訓　讀

これ十又二月初吉、辰は丁亥に在り。王、宗周に在り、王、大師の宮に格る。王曰く、善よ。昔、先王旣に女に命じて㝬侯を佐胥せしめたり。今、余これ先王の命を肇𤔲す。女に命じて㝬侯を佐胥し、𣪕の師戍を監せしむ。女に乃の祖の旂を賜ふ。用て事へよ、と。善、敢て拜して稽首し、皇天子の丕杯なる休に對揚して、用て宗室の寶隮を作る。これ用て福を賜はらむことを。前文人を㫤(たのし)ましめ、德を秉ること恭純、余其れ用て我が宗子と百生とを格らしめ、余用て純魯と萬年とを匄めむ。其れ永く寶として之を用ひよ。

參　考

大系に器の時期を論じて、𣪕の師戍が靜餿・趞鼎にみえること、その戍守はほとんど㲋・㚇の諸器にみえる師雝父の事迹と同時であるといい、なおその文辭について

佳用易福、虢前文人、秉德共屯、語與伯㦰餿同、亦其時代相近之證、如此語例、此外尙無所見

と論じている。すでに考釋中に述べたように、紀日の形式が週名辰在であること、祖旂を賜うこと、𣪕が昭穆の器にみえること、また𤔲𤔲は後期の𤔲𤔲より古い語であるらしく、敢拜稽首・皇天子・丕杯・宗室・虢前文人なども穆共期の諸器に同じ語例がみえるなど、文辭・語彙の上では、中期を承けているものが多い。なおその字迹は師湯父鼎・利鼎に近く、字は平板な方形の字樣で、行款一行十字、諫餿・揚餿などと同じ氣味のものである。器制が識られないため時期の推定は困難であるが、その銘文・文字によっていえば、郭氏のように穆期に屬するは早きに過ぎる。いま類を以てこれを懿王期に屬しておく。

卷三上　九九～一〇〇

一三四、蔡　餿

器　名　龍敦薛氏　㝬敦文錄

時　代　懿孝斷代　夷王大系

著　錄

銘文　薛氏・一四・九　又・一四八　大系・八七　書道・七二

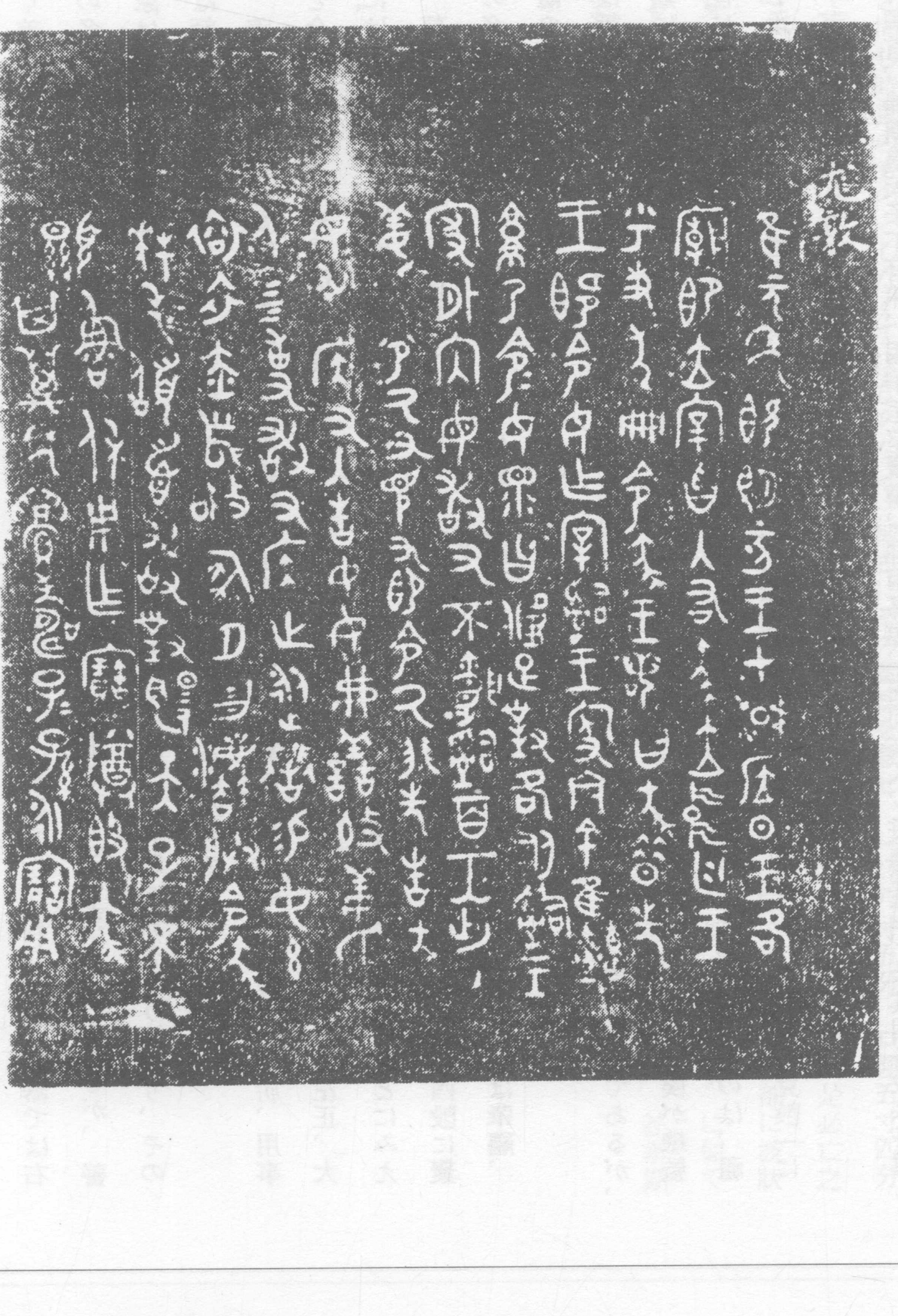
大系にいう。「此銘僅見薛氏款識、近出石刻殘本有之、原題作㝬餿」。大系・書道にその石刻殘本を錄入している。

考　釋　大系・一〇二　文錄・三・一二　文選・上三・八　斷代・六・一二三

銘　文　一三行一五九字

佳元年旣望丁亥、王才減应、旦、王各廟、卽立、宰舀入右希、立中廷

元年旣望とのみあつて、月を記していない。大系にいう。「元年旣望、未言何月、甚可異、旣望二字、……疑本是九月二字、左旁乃誤合銹紋而成者也」。石刻殘本の字形は明らかに旣望に作っており、文中の卽、旣の字形からみても、銹紋を合せて誤刻した字とはみえない。ただ彝銘中、週名干



卷三上　一〇一～一〇二

支を付しながら月名を缺く例はなく、また既望丁亥の日は暦譜によつて年に數回も可能であるから、文はおそらく月名を脱したものであろう。

減疷を郭釋に雝疷とするが、長由盉にみえる下減の減であろう。長由盉に「隹三月初吉丁亥、穆王在下減疷」とあり、同じく丁亥の日に儀禮が行なわれている。減に減・下減の別があつたのであろう。宰舀の名は大師虘段にみえる。大師虘段は新出の器で直文の圈足段。本器は器影を傳えず、器制上の比較をなしがたいが、兩器の宰舀は同一人であろうと思われる。

希は蔡の初文。字は卜辭に習見し、祟を意味する字で、これを撲殺するを殺という。說文の殺字下にその字を列している。三體石經の春秋殘石に、蔡人の蔡をこの形に作り、蔡の初文である。大系にいう。

左傳昭元年、周公殺管叔而蔡蔡叔、蔡乃假爲竄、……尙書竄三苗、孟子作殺三苗、說文竄字下引竄三苗、諸字音近相通、……本銘希字、乃作器者名、當以讀蔡爲宜

虘鐘の蔡姬、また列國器中の蔡器もみな蔡をこの字形に作つている。

王乎史尤、冊命希、王若曰、希、昔先王既令女乍宰、嗣王家、今余隹𤕌襄乃令、令女眔舀、䎽疋對各、死嗣王家外內、毋敢又不聞

史尤を斷代に諫段・揚段の內史先と同一人とみているが、石刻殘本の字形は同字とみえず、郭釋にはその形によつて尤と釋している。王若曰は王の誥命を傳える語。冊命に當つて先王の冊命よりいうのは、師虎段などからみえ、𤕌襄の語は牧段にみえる。蔡はすでに先王の時代から、宰として王

卷三上　一〇三～一〇四

家の內外のことを董裁していたのである。宰は師遽方彝に宰利の名があり、吳方彝には宰朏が右者となつている。宰は一朝一人とは限らず、この器でも、王家の外內を死嗣する宰の職は、蔡と舀との兩名に命ぜられている。王家の語は康鼎・大克鼎などにみえる。

𤕌襄は單に𤕌ともいう。善鼎に「今余唯𬂲𤕌先王令」とあり、𤕌は緟、先王の命を再認する意である。牧段以後、𤕌襄というのが例であり、概ね新王即位のときにその認證が行なわれている。本器も元年の器である。舀は石刻に曰に作り、文錄に舀の省文というも、舀の壞文とみるべく、文中の曰字とは字形が異なる。眔という並列の詞があり、舀は宰蔡と同じ職事を命せられている。對各は難解な語である。大系に對・各という二人の名とし、蔡・舀を內外の二宰とみて、この二宰に對・各二人の職事を繼承することを命じたものと解している。下文に「死嗣王家外內」の語があり、䎽疋を嗣續の義とみたものであるが、䎽疋は兼官として他職を補佐する意で、免段や盠方彝にみえる。免段「令女疋周師嗣林」のように人名と職命を併せていうこともあり、盠方彝「䎽嗣六𠂤眔八𠂤埶」のように職名のみをいうこともある。疋は人に對し、䎽は官職についていう語である。もし對各が二人の名であるならば、上文の「女眔舀」のように「對眔各」というべく、また職名ならば二人に䎽嗣を命じているから、二人に分掌しうる職務である。職掌が二事にわたるときは、毛公鼎「令女䎽嗣公族雩參有嗣」のようにいう。從がつて對各は一の職掌の名であり、職務は分擔しうる性質のものである。下文に「死嗣王家外內」とあつて、王家內外の臣妾百工の屬を董督するものであろう。下文に姜氏の命、姜氏の人に對する任務を述べており、そのこともその職掌に含まれているとみるべきである。それならば對各とは後宮に關する職務であろう。

「毋敢又不聞」とは、職掌上のことはすべて奏上以聞すべきことを命じたもので、冊命の語に添えていう。卯段「今余隹令女死嗣葊宮葊人、女毋敢不善」、毛公鼎「令女亟一方、𢐓我邦我家、……女毋敢家、在乃服」などと同じく、戒勅の語である。文錄に「外內事、毋敢不告汝者」というのは關係が逆であり、文選に「外內毋敢有不聞」とする句讀もその意に解するものであるが、外內は叔夷鐘「䎽令于外內之事」のように䎽嗣の目的語であり、「王家外內」とつづけてよむべきところである。細大すべて秘匿することなく以聞せよの義である。聞をその意に用いることは、「……月又食、聞」甲・一二八九のように、卜辭にすでにみえている。

嗣百工、出入姜氏令、厥又見、又即令、厥非先告希、毋敢疾又入告、女毋弗善效姜氏人、勿吏敢又疾止從獄

以下、蔡に對する特命をしるす。この部分は銘文中最も難解なところで、文意がえがたく、郭氏はただ疾の一字のみを說き、陳氏は文を略して句讀をも示していない。冊命の辭は、「王若曰」よりはじまつて「毋敢又不聞」で一段、また「嗣百工」より「毋敢」・「女毋」・「勿吏」の戒勅の辭を連ねてまた一段、最後に賜與の品目を列して「勿灋朕令」の一段があり、合せて三段より成る。前段は冊命の本辭、後段は末辭であるから、この段はいわば特命として、宰の職にある二人にその職事、特に補佐職の內容を說明する部分に當る。

「嗣百工、出入姜氏令」が、その特命部分の主意のあるところ、百工とは王家の使役する百官隸屬

卷三上　一〇五～一〇六

のものをいう。工はもと生產・製作のことに當るもので、そのような職能的隸屬者が百官の起原をなしている。伊段の「康宮王臣妾百工」、師𣪘段の「西偏東偏僕馭百工牧臣妾」のように、王家や豪族には、生產や使役に從う多くの徒隸がいたのである。師𣪘段は當時の權勢者であつた伯龢父がその家臣である師𣪘にその家の董裁を命じたものであるが、その末文に「東裁內外、毋敢否善」と命じている。この段のいうところと甚だ似ているのである。

これらの百工は姜氏に屬するもので、下文に「姜氏人」というものとともに、姜氏の統轄下にある。蔡と舀とは、この姜氏の命を奉じて百工臣妾を管理する職である。姜氏は女君の姓を稱するもので、君氏というに同じ。上文の「王家外內」とは、この君氏に屬する百工隸民を含む語である。

以下の文は、文首に厥をおく構文で、

厥又見、又即令　厥非先告希、毋敢疾又入告

の二文より成る。「又見」と「又即令」と對文。見は見事、即令は命に就く意であろう。文錄に

有來見者、有即命者、非先告尨、毋得亟於從事、即命受命也、層鼎、于父即君命、此與層鼎、語意正同、而此以治內爲尤嚴肅矣

という。「厥又見、又即命」を假定形によみ、面謁・受命はすべてまず蔡に告げ、その許諾啓奏を俟つて行なうべきことを命じた語であろう。

「厥非先告希」は、文錄にいうように毛公鼎の「厥非先告父層」と同じ語法である。その他兩器の銘辭を比較すると、本器の「厥又見又即命」は毛鼎の「出入專命于外」にあたり、「毋敢疾又入告」

は毛鼎の「厥非……父唇舍命、毋又敢惷、尃命于外」と似ていて、命の出入はみなその掌るところであることをいう。

疾を郭氏は汰にして恣縱の義とする。文録・文選に疾もしくはその異文とするが、疾は字形も異なり、文義もえがたい。下文に「疾止從獄」の語があり、字は何れも疒と矢とに從う。疾は知の異文とされる字で、あるいは史記酷吏列傳の注に、「吏見知不擧劾、爲故縱」とあるものであろう。「毋敢疾又入告」とは、故意に不當なる申出を爲さしめてはならぬ、との意となる。

善效は教導の意。「女毋弗善效姜氏人」とは、毛公鼎「善效乃友正」を二重否定の命令形に表現した語である。その管理する姜氏の徒隷をよく指導して指使に從わせよと命じたものである。塱盨にも「用辟我一人、善效乃友內辟」とあり、善效は連用の動詞として常用の語であった。その語を承けて、「勿吏敢又疾止從獄」の文がつづく。また戒勅の語である。疾止を大系に庆止にして鈦趾の義であるとしていう。

兩庆字、均當是戾之異、說文、戾輕車旁推戸也、从戸大聲、讀與鈦同、前字讀爲汏、言恣縱也、後之庆止卽鈦趾、見史記平準書、敢私鑄鐵器煮鹽者、鈦左趾

集解にいう。「史記音義曰、鈦音徒計反、韋昭曰、鈦以鐵爲之、著左趾以代刖也」。また索隱に、「按三蒼云、鈦踏脚鉗也、字林、徒計反、張斐漢晉律序云、狀如跟衣、著左足下、重六斤、以代臏、至魏武、改以代刖也」とあり、鈦趾とは刖臏に代る刑罰の法である。頭につけるものを鉗といい、趾に著けるものを鈦という。庆止を鈦趾と解すると、句は

卷三上　一〇七～一〇八

女毋弗善效姜氏人、勿吏敢又鈦趾從獄

となり、文義は必らずしも順でない。この部分に相當する塱盨の文には

善效乃友其辟、勿吏虣虐從獄

とあつて、虣虐・從獄は善效によつて避くべき惡德の行爲である。塱盨はなおその下文に、「迺敢疾嘰人、則隹輔天降喪、不廷唯死」とあり、郭氏は疾を同じく鉗鈦の鈦と解して、「鈦訊人、猶言拘訊人」というが、それでは普天降喪、不廷を殺すという下文と文意が接續しない。疾はやはり故縱の意とすべきである。

本銘の疾止は、塱盨の文を以ていえば虣虐にあたる。虣虐は人の貨財を寇略侵奪する意であるが、疾止從獄とは有罪を看過して獄訟を恣にする意であろう。これらのことを抑止するために、蔡・曶の善效を期待し命ずるのである。これによつていえば、當時王室所隷の民人の管理は、かなり困難なしごとであつたことが推測される。

易女玄衮衣・赤舄、敬夙夕、勿灋朕令

女は蔡。上文は蔡・曶二人に對する册命であるが、この條は蔡に對する禮服の賜與をいう。兼職のことであるから賜與は簡單である。賜與ののち、なお「敬夙夕、勿灋朕命」という戒勅の辭を加えている。

册命が他人にも渉る場合は、册命はその全辭を錄する例であり、令彝・令鼎・臣辰卣など、みな同じ形式である。ただ賜與以下の文は、それぞれ作器者に對するものである。

二人に同じ册命が行なわれている場合、職掌に分擔があるとしても、職事では同一であると思われるが、大系には蔡を內宰、曶は大宰にして、職事が異なるとする解釋をとつている。

本銘有二宰、宰曶在王之左右、當是大宰、蔡出納姜氏命、蓋內宰也、內宰一稱宮宰、禮祭統、宮宰宿夫人、一稱奄尹、月令、仲冬命奄尹申宮令、審門閭、謹房室、必重閉、鄭注、奄尹於周則爲內宰、掌治王之內政宮令、幾出入及開閉之屬、本銘王所命蔡之職掌、正與此相近

すなわち蔡の職事を內宰にして奄尹のこととするのであるが、册命は蔡・曶兩名に對して行なわれており、またその職事は百工を治め、姜氏の民人を善效してこれを管理するにあり、王家の外內を總括する重職である。その家宰のことを二人に輔佐するよう命じたものである。

玄衮衣・赤舄を賜うことは吳方彝・曶壺など共懿以後の器にその例が多い。「敬夙夕、勿灋朕命」も師虎・牧毁などにみえ、册命の常語である。「勿灋朕命」は早く大盂鼎にみえ、後期では厲・共和の器に多く用いられている。

蔡拜手𩒨首、敢對揚天子不顯魯休、用乍寶障毁、蔡其萬年眉壽、子〻孫、永寶用

不顯に魯休を重ねていうことも、師虎・師奎父の諸器から多く用いられる。

訓讀

これ元年既望丁亥、王、減应に在り。旦に王、廟に格りて位に卽く。宰曶、入りて蔡を右け、中廷に立つ。王、史尤を呼び、蔡に册命せしむ。

卷三上　一〇九～一一〇

王、かくのごとく曰く、蔡よ。昔、先王既に女に命じて宰と作し、王家を嗣めしめたまへり。今、余これ乃の命を離褒し、女と曶とに命じて、併せて對各を胥け、王家の外內を死嗣せしむ。敢て聞せざる有ることなかれ。百工を嗣め、姜氏の命を出入せよ。厥の見えんとする有り、命に卽かんとする有るときは、厥の先づ蔡に告ぐるに非ざれば、敢て疾(ゆる)して入れ告げしむる有ることなかれ。女、姜氏の人を善效せざることなかれ。敢て疾止從獄すること、有らしむることなかれ。女に玄衮衣・赤舄を賜ふ。夙夕を敬しみて、朕が命を廢することなかれ、と。蔡、拜手して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て寶障毁を作る。蔡其れ萬年眉壽ならむことを。子〻孫、永く寶用せよ。

參考

陳氏は斷代において師晨鼎・師兪毁・諫毁・大師虘毁・揚毁・蔡毁の六器を師晨組、あるいは司馬共組として一群の器とし、その共通點を、1前三器の右者が司馬共であること、2六器中の三器に同じ內史の名がみえること、3二器に師晨の名がみえること、4六器中の四器が師某の宮で册命が行なわれていることの四點を指摘し、その繫聯の關係を論じている。かつその年代を懿王期、もしくは懿孝にありとしていう。

此組大約可定爲懿王三年至十二年之器、如此則懿王在位十二年以上、蔡毁的元年可能是懿王元

年、但更可能是孝王元年、因爲右者宰曶與曶鼎是一個人、而後者在懿王元年是司卜之官、此組的特色、是常常在周的某宮內册命、有了長銘的鐘和豆、記載王的策命、已經有了很完整而較固定的形式了

鐘・豆とは大師虘の豆と編鐘とをいう。蔡段には元年既望とあつて月名がなく、その曆譜を推算しがたいので、陳氏は以上諸器との關聯から、懿もしくは孝としたのである。

郭氏は夷王期說であるが、その論據は次のごとくである。

宰曶與曶鼎曶壺之曶、當是一人、唯曶鼎王之元年、曶方受命司卜、而此王之元年、曶已爲大宰、知不得屬于一王、故定此爲夷世器

本器の曶は曶鼎・曶壺と一人であるが、時期は司卜であつた鼎・壺のときより後であるから、鼎・壺を孝王、本器を夷王とするものである。

曶には單に曶と稱するものと、宰曶・士曶・史曶というものとがある。史曶の器は

史曶爵　史曶乍寶彝 綜錄・A二八四、未刊

と銘する爵であるが、著錄が未刊であるため時期を考えがたい。しかし爵は後期には殆んど行なわれていない器種であり、おそらく曶器のうちでも早い時期のものと考えてよい。

宰曶の名は大師虘段にみえ、段には師晨の名があつて、關聯器からみて陳氏の說のように懿王期の器と考えられる。本器の宰曶もおそらく同一人であろうから、同期の器である。それならば曶の家は、鼎・壺以前にすでに宰の職にあつたのである。また鼎にその世職を司卜のこととしているのは、

史曶の稱と關係があろう。士曶の名は克鐘にみえるが、克鐘は曶の關聯器では最も後のものであろうから、士曶の稱もまた史曶・宰曶よりも後のことでなければならない。

蔡段はいま器影もなく、銘も石刻殘本を傳えるのみで、専ら銘辭によつて時期を考えるほかはないが、大師虘段に宰曶の名がみえ、また册命の行なわれた減应は穆王期の長由盉にみえる下減应と對應するもので、穆期に造營されていた別宮であると考えられることなどから、一應懿王期に比定して誤のないものであろう。史曶爵の器制・銘文が識られず、曶器の原委をたずねえないのは遺憾であるが、宰曶の名のみえる二器のうち、本器を曶器と併せて編次しておくのである。

一三五、曶　鼎

器　名　曶鼎 積古

時　代　共王 董作賓・唐蘭　懿王 通考・斷代　孝王 大系・麻朔

收　藏　「按此鼎在靈巖山館」全上古　「鎭洋畢秋帆尙書沅藏、秋帆畢公得之西安」積古　「此鼎已燬於兵火」奇觚　「自秋帆尙書籍沒後、卽不知所在」周存

著　錄

銘文　積古・四・三五　攈古・三之三・四六　奇觚・二・二三　又・一六・二〇　愙齋・四・一七　周存・二・六(已剔一・未剔一)　大系・八三　小校・三・四五　三代・四・四五・二　書道・七〇　二玄・三〇三

斷代にいう。「此器僅有兩種拓本傳世、江標未剔本、見周金二・七　何紹基已剔本、見周金二・六、三代四・四五・四六・小校四・四五亦已剔本」。奇觚にも未剔・已剔の二拓について言及し、江建霞が原拓四紙を藏していたことを特記している。周存によると摹本・贋本も多く行なわれていたらしく、精拓を得るに十年を費したという。附記にその事情が詳記されているが、それによると、斷代にいう以外になお第三本があるようである。摹本にもまた優劣があり、周存に「摹刻、以海鹽胡氏爲最、常熟孔氏石本次之、余兼得已未剔二眞本、亦是以豪」と稱している。摹本を得ることも容易でなかつたようである。

考　釋　全上古・一三・三　餘論・三・五七　韡華・乙中・五九　大系・九六　文錄・一・二六　文選・上二・一一　麻朔・三・一〇　積微居・五八　書道・一八七　斷代・六・一一五　郭沫若　奴隷制時代卷首

器　制　器の存否は知られないが、あるいは奇觚にいうように兵火に滅失したのであろう。積古に錢獻之の語を引いて「高二尺、深九寸、款足作牛首形」というも、文様のことにはふれていない。大盂鼎・大克鼎の三尺有餘の大鼎には及ばぬとしても　毛公鼎にまさる大鼎である。文中に「攆牛鼎」というのもそのゆえであろう。

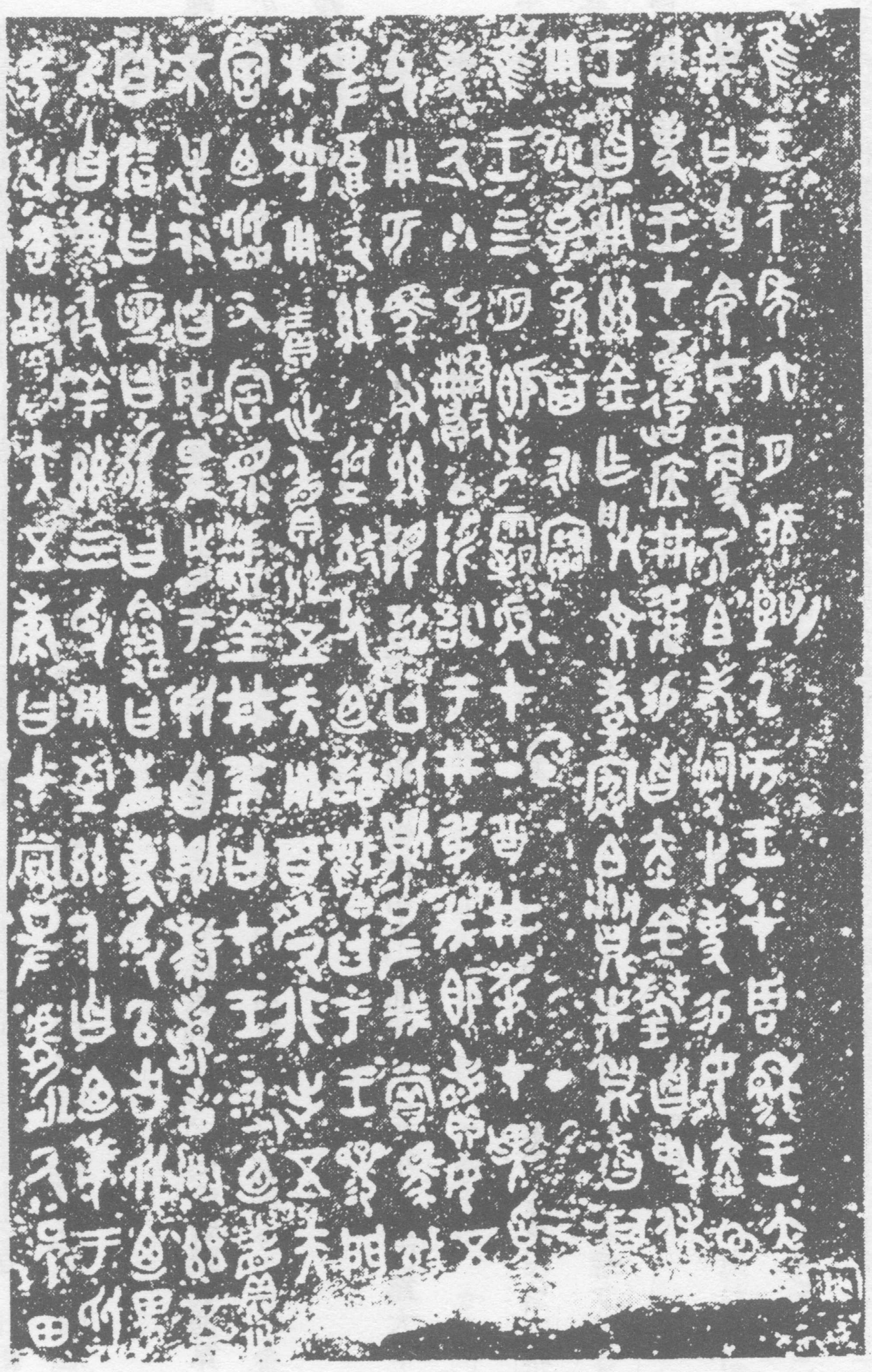
銘　文　奇觚にいう。「銘三段、首段五行七十九字、蝕八字、中段十一行百又九十字、成重文一、蝕二十二字、末段八行百又三十五字、蝕三字、共四百又四字」。未剔本は殆んど字を辨じがたいほどであるが、已剔本はよく剔抉がなされている。原器が早く滅失したため、眞拓は少く、精巧な摹本が行なわれていたらしい。鄒安の附記には、當時の好事家の苦辛が記されていて興味深いものであるから、次に錄しておく。

曶鼎已未剔二本、均於壬子一九一二年買得何藏在鐘鼎文集册、册內僅有子貞先生一名印在角、江建霞原藏四本、一已剔、一未剔、二精摹本、此未剔本與二摹本同出、獨闕已剔一本、甲寅一九一四年冬、初忽於汲修齋見徐氏隋軒所藏一本、以爲靈鶼眞本也、亟議償昇歸、

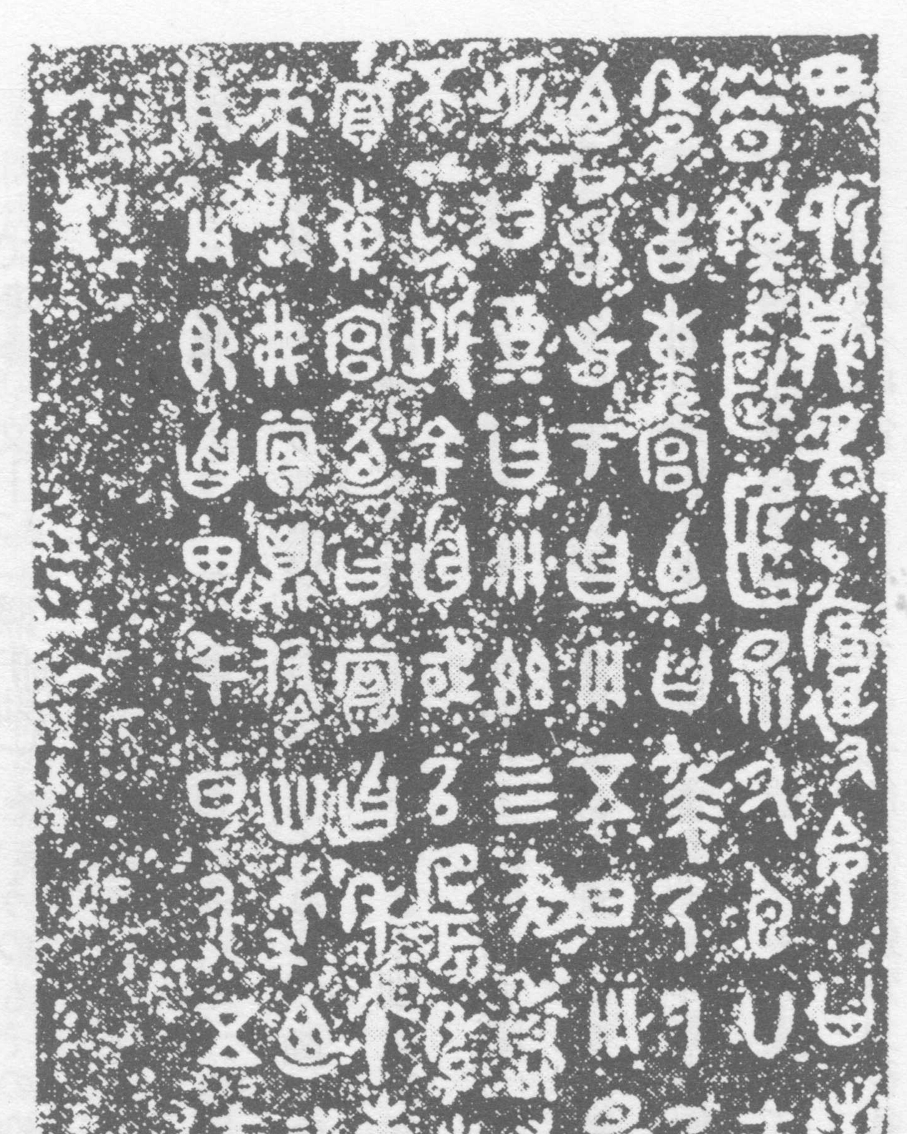
互校不合、細審印章、知爲胡氏摹本、銅瘢均合、惟細點紋、不能盡仿、而末行田字略偏、技亦神矣、前有徐印、渭仁及紫珊二章、又胡氏一章、江建霞一章、（胡章係鹽海胡氏有聲手摹八字、江章係靈鶼閣藏四字）、後有孫星衍題字一行、又莫遠湖一章、（莫章係遠湖莫氏珍藏六字）、摹本而加以攷釋名印、殆莫徐二家、誤爲眞本矣、由此可見眞本不多、且不易得、余訪之十餘年、不能再有第三本、意中事也、甲寅冬十月初旬、景叔再記江氏二摹本、皆得巨價、曾記一本、有楊見山・王惕庵諸人跋、越日又記、胡氏摹本、次日卽歸之

鄒安はこの跋記よりのちまた十餘年にして丁卯一九二七年五月、滬上において一眞本を得て跋記を附している。その拓は小校に收められているものであるが、それによると文存所收の已剔・未剔の二本は、その後、錢唐の陳叔通齊年に索讓されて原册を缺くに至つたので、また十年にしてこの一本を見るや、客中のことゝて大いに苦辛を費して二百五十元を用意してこれを求めたが、時になお百元を加えて讓渡を請うものがあつたという。しかし再びこの大寶を集册より缺くことを願わずしてこれを錄入し、「別加詳跋、幷和四詩以紀之」と記しているが、その詩文は文存に收めていない。

隹王元年六月既望乙亥、王才周穆王大〔室、王〕若曰、舀、令女叓乃且考嗣卜事、易女赤⊗市・〔旂〕、用事



銘文は三段に別れ、各〻別事をいう。右は第一段の上半、册命のことを記しているが、廷禮の次第をいわず、また王命に對揚する語をも著げていない。元年の器にして月週干支を加えているので、斷代曆譜の重要な資料である。銘文中の人名についても關聯器が多く、この器の位置するところによつて、斷代の體系が異なるものとなる。董唐二家が器を共王期に屬するのは、おそらく「周穆王大室」の語を考慮したものであろうが、穆大室の名は伊段にもみえ、大克鼎には穆廟、克盨・寰盤に康穆宮の名があつて、必らずしも穆を承ける時期のものとは限らない。本器を師虎段と同年の器とすることは、やはり困難であろう。また懿期としては師兪・諫・走の諸器によつて構成される曆譜と合わず、夷の元年には師旋段があるから、本器はおそらく孝王の元年に屬すべきものであろう。



王若曰は册命の傳語であるが、册命は簡略を極めている。舀は曶とも釋され、說文「曶、出氣詞也、从曰勿、象氣出形、春秋傳曰、鄭大子忽、一曰佩也、象形」の曶であるという。字は手と曰とに從い、手を以て金縢載書を啓く象であり、啓鑰見書の義である。ゆえに說文の曶と區別する意味を以て、いま舀と釋しておく。

叓は更にして嗣續の意。祖考の職事を嗣ぐことを命ぜられている。舀の家は、克鐘に士舀の名があり、蔡段には宰舀とあつて有力な世族であるが、ここでは嗣卜の官を嗣ぐことを命ぜられており、賜與も市と旂とのみである。册命が元年になされているのは、舀の家に嗣襲のことがあつたとするよりも、新王の卽位によるいわば舊職の認證という、形式的な册命であろう。そのため、廷禮も賜與も簡略になされている。卜事はおそらく舀の家職とするところで、士・宰のことは別に任命があつたものと思われる。

赤⊗市は赤黼市。册命に當つて、市・旂を賜うのは、利鼎・走段・望段など懿孝期の通例である。册命賜與のことはこれで終り、對揚の語はない。對揚の文は、下半に井叔の賜與を受けた文の後に記されている。

王才遷应、井叔易舀赤金鬱、舀受休〔□〕王、舀用絲金乍朕文考弃白鬻牛鼎、舀其萬〔年〕用祀、子〻孫〻、其永寶

第一段の下半。上文に「王在周穆王大室」とあつて王若曰以下の册命を錄し、ここには「王才遷应」と語端を改めているから、上文の儀節はすでに終り、以下また別の儀節である。

遷は積古に遷、韡華には還と釋する。韡華にいう。

地名、又見兔簠、逸周書云、王在管、管還音近、疑其地當在宗周附近、後儒以鄭州後置之管城當

之、非也

免簋にみえるものは「鄭還」であるが、本器と字形異なり別字である。字はあるいは辺の繁文であろう。应は廙にして行屋の義。遣应はおそらく王都に近い地の別館離宮であろう。長由盉に下減应、師虎段に杜应があり、穆共期以來多くみえる。

井叔は免組の器に右者としてしばしばみえる人である。陳夢家氏は免組の井叔と鄭井叔康とを一人とする可能性を認め、單に井叔と稱するものが稍〻早いとしながらも、禹鼎・禹段にみえる井との關係を考慮に入れているらしく、免組には曶鼎を加えず、またその西周年代考においても、曶鼎の斷代にふれていない。本器の日辰はもともと宣・幽の二期に合しうるものであるが、これをその期に加える研究者がないのは、この右者井叔が免器にみえる者と同名であり、また宰曶が大師虘段に、士曶が克鐘に、曶の名が師害段三代・八・三四にみえ、曶壺には井公がみえるなど、關聯器によつて時期を推定すべき問題が殘されているからであろう。本器の時期がすでに宣・幽に入らず、またその日辰は曆譜上、懿・夷にも屬しがたいものであるとすれば、孝王期に排比するのが最も穩當でないかと思われる。本器では、この井叔が曶に赤金䥯を賜うている。第二段では、曶が井叔に賣買事件の提訴を行なつており、井叔は曶の辟君に當る人のようである。

赤金䥯は、この三字で一事であろう。赤金を賜う例は彔段にみえ、おそらく銅であろう。䥯は種〻の字形に隷釋され、郭氏も大系では金に從う字形に、また奴隷制時代では玉に從う形とする。しかし王の字形は金でも玉でもなく、明らかに王公の王の形である。字は識られないが、一應赤金の材質を特定の形、たとえば鉞形などに鑄固めたものとみておく。金という字形も、もともとその銅塊の形を示したものと考えられる。

「曶受休」以下の二字は缺泐していて、文意が明らかでない。文錄に「受休命于王」と補つているが、上文は明らかに井叔からの賜與をいう。あるいはその賜與の因るところをいうもので、御正衞段「賞御正衞馬四、自王」と同じ文例であろう。曶はこの金を受けて祭器を作つており、そのことを述べて文を收束している。すなわちこの段は、上下二節に分れながら、しかも一段の文である。

絲は茲。下文にも茲五夫を絲五夫と記している。この銘では茲を絲に作るが、他器では概ね丝に作る。文孝は文考。文考弃伯は、曶壺では文考釐公とあり、郭氏は兩者を一人とし、陳氏は別人とする。曶壺の右者は井公であり、これも本器の井叔とは名號が異なる。鼎と壺の人物關係が異なることは注意すべきである。

䵼牛鼎のように、䵼下に牢牲の字を加える例は殆んどない。この器の款足には牛首形を飾ると傳えられており、䵼牛鼎というよび方と關係があろう。積古に三禮鼎圖「牛鼎容一斛」藝文類聚引によつて、その容量より名をえたものとし、また奇觚に「䵼牛鼎大鼎也、蔡邕薦邊讓書、函牛之鼎以烹雞、多汁則淡而不可食、少汁則熬而不可熟」と述べて大鼎の義とする。斷代に「此器自銘爲牛鼎、而不足以載全牛」というが、もとより全牛を容れうるような鼎があるはずはない。殷虛出土の牛鼎・鹿鼎などは、器腹の主文によつて名をえたものであるが、䵼牛鼎という以上、牛牲を烹飪する大鼎の意であろう。

末文に「用祀」という語を用いる例も多くない。段段に「孫〻子〻、萬年用享祀」とあるのがこれに近い。

以上第一段。册命賜與よりして作器のことを述べるものであるが、賜與が二節に分れているなど、甚だ異例の形式である。

隹王四月既眚霸、辰才丁酉、井叔才異爲□、〔曶〕吏厥小子𩰫、以限訟于井叔

以下第二段、賣買に關する爭訟事件の事情と、提訴の結果について述べる。

上文に六月とあり、次序を以ていえばこの四月はその翌年である。その間に一閏を加えれば、曆譜に合う。厤朔ではその譜に合することを求めて第一段を孝王元年、第二段を六年としているが、それならば紀年を加えるはずである。大系は元年終りに置閏があつたものとして、この段を二年のこととしている。

異はあるいは廙であろう。后祖丁卣三代・一三・三八・五に「辛亥、王才廙、降令曰」とあり、地名とも別館の廙ともとれるが、別館のときは地名を加えていう例であるから、廙は地名であろう。卣銘と同じ地か否かは知られない。

「爲」二の下一字は闕泐して不明。后祖丁卣では祭祀が行なわれている。井叔が異にある機會に曶の提訴がなされているのは、異が聽訟などをなす地であるのか、あるいは曶の所領に近い地であるのか、何れとも不明であるが、曶はその小子𩰫を代理人として提訴をさせている。小子は身分稱號よりして職名に化したものであろう。

以は提訴の相手方を示す語。本銘の第三段に、「昔饑歲、匡衆厥臣廿夫、寇曶禾十秭、以匡季告于東宮」とあるのも、匡季を提訴する意味である。初期の師旂鼎に、「吏厥友弘、以告于伯懋父」とある以も、師旂の衆僕を告發する意であろう。

限は人名。積古に吳侃叔の説をとつて、「劵也、釋名、劵綣也、相約束繾綣爲限、周禮謂之判別」とするが、奇觚に人名とするのがよく、提訴の相手方である。下文に「限許曰」とあり、契劵の義では通じない。文意は、井叔が異にあるとき、曶がその代理者をして、限の違約行爲につき提訴して、聽訟を求めたことをいう。

我既賣女五〔夫效〕父、用匹馬束絲、限詰曰、䛘則卑我賞馬、效〔父則〕卑復厥絲束、䛘・效父廼詰𩰫曰、于王參門□□木榜、用償徣賣丝五夫、用百寽、非出五夫、□□搢、廼䛘又搢眔鼓金

以上が提訴の全文であるが、その事實關係は甚だ理解しにくいところが多い。我は原告たる曶、女は被告たる限をいう。

この提訴は、井叔の裁定によつて契約通りに五夫が曶に與えられているのであるから、曶が五夫の買取者であることは明らかである。その前提に立つて以下の文を解すべきであろう。

諸家は概ね五夫で句讀とするが、效父までを句讀とする大系の説がよい。その賣買關係は、「我曾以馬一匹絲一束交於效父、以訂贖汝之奴屬五人」、すなわち五夫の所有者は限であるが、現在の使用者は、限の臣屬である效父と䛘とである。效父の名だけが出ているのは、效父を名義人とする契

約であつたからであろう。

賣は買受けることをいう。積古に「賣買也、周官司市賈師、並以賣爲買、以價爲鬻」とあるのが正しい。起原的にいえば賣は𧷏の初文で、說文に「𧷏貿也」というように、金錢で代償を提供することである。

曶が買受けた五夫は限が最終の權利者であるが、現在效父と𤔲とが使役しており、かれらがいわば用益權をもつている。曶はその用益權に對する代償として匹馬・絲束を提供し、これを限に交付した。限はこれを效父らに交付する義務をもちながら履行せず、そのため紛議を生じたのである。所有者たる限には、文が殘泐して不明であるが、おそらく百寽の支拂いが約束されていたのであろう。當時はいわば族長領主經濟の時代で、領主は臣下の采地や臣僕について、一般に上位所有權をもつていたものと思われる。このような前提を設けることによつて、この段の解釋がかなり容易になるようである。

「限詰曰」とは、限が右の契約に承認を與えたことをいう。詰は許の初文であろう。「𤔲則卑我賞馬」とは、𤔲に對しては自分の方から、曶の提供した馬を交付しよう。また「效父則卑復氒絲束」とは、同樣に效父には提供された絲束を交付しよう。その責任に任じようとの意である。則は鼎に從い、もと約劑の義であるが、ここでは別事の則の用法である。

效父の名はまた效父𣪘にみえるが、郭氏は效卣の效も合せてみな一人であるという。效卣は康王期の器であり、效父𣪘も本器より遙かに早期のもので、もとより同一人ではない。

巻三上　一二三〜一二四

「𤔲・效父」以下は、右の契約の履行方法をいうものであろう。𩵦は曶の代理人として、契約や取引方法を取り決めた人で、𤔲・效父の兩人は𩵦に對して以下のことを許諾した。すなわち受渡しの場所は王の參門附近の樹木のあるところで、そこで相互に物件と代價の授受を行なう。王は王宮、參門は小盂鼎に三門の語があり、天子五門中の第三門の意とも考えられるが、王宮中では取引の場所として適當でないから、おそらく宮門の名であろう。償は取遺の遺であろう。ここでは代價をいう。祉は金文では之往の義に用いる字であるが、積微居には追加の義とみていう。

按說文、祉爲徙之或體、與銘文義合、文記曶初以匹馬束絲𧷏五夫、今改以百寽𧷏之、故云祉也、我鼎云、我作禦祭祖乃妣己祖己妣癸、祉神𠂤叡二母、此文言我初行禦祭於祖妣四人、繼改而重叡祭妣己妣癸二母、故亦云祉、與此銘文義同也

祉を徙にして變改の義とみたのである。しかし契約の履行を協議するに當つて、金百寽を追加することはあまりにも不信な話であり、この說には文の誤解がある。匹馬束絲はさきにも述べたように、現在の用益權者である𤔲と效父に對するいわば補償的なもので、これはもともと限を通じて兩名に交付することを約し、限もそのことに承諾を與えている。五夫の權利者は限であるから、限にはその代價が支拂われるわけであるが、それが「用百寽」である。

百寽の寽は字形がひどく崩れているが、下文に絲三寽とあり、同じ字であるらしい。禽𣪘に「王易金百寽」とみえ、普通の取遺は廿寽・卅寽を限度としているから、百寽といえば相當の代價である。五夫百寽とすれば一夫二十寽、兼務職に對する年俸程度の金額である。

「非出五人」以下は違約の場合の罰則的な規定であろう。缺字があつて文義が通ぜず、文錄にも「此數語尤難解」という。五夫を引渡すのは𤔲・效父の義務であるから、ここはその引渡義務を怠つた場合の罰則を記したものとすべく、「□□旟」はおそらく「效父旟」、𤔲に對しては旟と鼓金とを課するという定めであろう。

旟は「用旟多福」のような語例もあつて旂と同じく用いる。旂を賠償とするものであろう。鼓金を大系に𨪐金と釋するも字形合わず、むしろ餘論に鼓金と釋する方がよい。その說にいう。

□舊無釋、今諦審篆形、疑當爲鼓字、左从告、似壴形之上半、右上从攴反文、下从豆、即壴形之下半、猶前白㬃簋、白庚子鼓鑄旅簋、鼓字作□、亦逐易分析、左右無定、其例也

鼓金猶左傳昭二十九年傳云、遂賦晉國一鼓鐵、小爾雅廣衡、鈞四謂之石、石四謂之鼓、則四百八十斤也、此似效父因訟入金、若周禮大司寇、入鈞金于朝也

孫氏はこの鼓金を鈞金として、すなわち保證金あるいは訴訟費用の負擔金と解しているが、この部分はまだ提訴の內容で、違約事項を述べているところである。鼓字の解は孫說がよろしきも、豆の上部を支の反文というのは適當でなく、これは鼓上の羽飾とみるべきであろう。銅鼓を意味する南の卜文にも、上部の左右に羽飾を樹てている字形のものがある。なお鼓が當時單位量として用いられていたかどうかには疑問があり、鼓金とはあるいは金の鑄形によつてその名をえたものであろう。以上が曶の提訴內容であるが、この契約が履行されなかつたため、違約規定によつてその不履行の責任を問うべく提訴がなされたのであるが、違約の事實についての記述はない。提訴である以上、

巻三上　一二五〜一二六

違約は前提とされているわけであるから、ここにはその契約の內容を記して、審判を求めたのであろう。これに對して、「井叔曰」にはじまる下文は、その判決の語である。

舊說には、この部分を前後一貫して說くものが殆んどなく、文義の統貫がえられない。いま私意を以てその事實關係に一應の解釋を與えたが、文義を要約すると、大體次のようになる。

曶は限から五夫の讓渡を受けることになり、まず馬匹束絲を交付した。これは現在その五夫の使用者である𤔲と效父とに對する、いわば用益權に對する補償である。それで限は𤔲に對しては馬匹、效父に對しては絲束をそれぞれ交付することを約した。

契約の履行方法について、𤔲と效父は、曶の代理者である𩵦に對して、王宮の參門の木榜で授受を行なうこと、そのとき金百寽を交付することを約した。

もし違約の場合、すなわち五夫の引渡しを怠つたときは、すでに用益權の代償をえている效父は旂を、また𤔲は旂と鼓金とを賠償する。これは上文のすでに交付してある絲束と匹馬に相當する違約金である。

右のような契約內容を示して、曶はその契約不履行を、小子𩵦を代理人として、井伯に提訴し裁判を求めたのである。

右の事實關係については諸家にそれぞれ異なつた解釋もあるが、いまそのうち最も要約をえていると思われる郭氏の說をあずけて小批を加えよう。大系にいう。

大意謂、我曾以馬一匹絲一束交於效父、以訂𧷏汝之奴屬五人、汝不從約、許我曰、命𤔲還馬于我、

命效父還絲、𨚕與效父、又約我于王參門改訂券契、改用百寽之償、以贖該五人之奴隸、並相約、如不出五夫、則再相告、後𨚕又來告、竝將原金退還

此段訟詞、于古代社會之攷察上、至關重要、據此可知當時奴隸販賣公行、而奴隸之値、五人以實物交易時、約當馬一匹絲一束、以貨幣交易時、當償百寽、償乃金屬貨幣也、限因兩次爽約、遂成訴訟

郭氏の説によつて文意を求めると、次のように解される。

曶は效父に對して限の五夫の代償として馬匹束絲を交付した。もし限が不履行の場合には、𨚕からは馬匹を、效父は束絲を曶に返還する約である。𨚕と效父とは、王の參門において前約を改訂し、金百寽を以て五夫を曶に賣渡すこととし、もし五夫を引渡さないときは、改めて通告することを約した。のち𨚕は、金百寽を返還し、五夫の引渡しを拒絕した。

結局曶は、限の契約不履行の結果、馬匹束絲を失なう損害を受け、そのため提訴に及んだとするのである。郭說のような契約關係であるとすれば、次のような疑點を生ずる。

1 馬匹束絲は五夫の對價としては低廉に過ぎる。契約の當事者は限であり、金百寽がその對價である。馬匹束絲は、現に五夫の用益權をもつ效父らに交付されている。金百寽は現物と引換えに、その履行の場所で支拂われる約であつた。

2 「非出五夫」以下が違約のときの規定である。違約のときには金百寽の交付がないわけであるから、すでに補償を提供してある𨚕と效父とに對して、いわば倍戻し的な重い賠償が規定されているが、これによつて限の五夫引渡し義務が必らずしも免除されているわけではない。契約は途中で改訂されているのでなく、權利者と用益者との雙方に對する責任を記したものとすべきである。

このことは、以下の井叔の裁定と、それに本づく履行の行爲によつて、確かめることができるはずである。

井叔曰、才王人、廼賣用□、不逆付曶、毋卑貳于𨚕

判決の主文のみを記す。契約に違背してはならぬという趣旨のものであるが、原告たる曶の請求が全面的に承認されたものとみてよい。大系にいう。

限因兩次爽約、遂成訴訟、爲事本輕、故井叔之判辭、亦甚單簡、言限乃王室之人、不應賣約既成而不付、應毋使𨚕有貳言

判決文が簡單であるのは事件が輕易であるからでなく、提訴の理由が明瞭だからである。郭氏は才を載にして語詞の乃に釋しているが、「在王人」とは王人の身分にある者の意で、王室關係者は特に法の秩序について嚴肅でなければならぬとするものであろう。この場合、限は契約の當事者であるが、引渡しの履行は𨚕の責任とされていたらしく、そのため判決には、「不逆付曶、毋卑貳于𨚕」とあつて、𨚕の不履行が違約の主因とされ、その責任を王人たる限に歸している。さきの契約履行の場所が、王宮の參門と約されていたのも、限が王人であるからであろう。王人とは王族出自の者か、王室の關係者であるのか何れとも明らかでないが、ともかく王人に對して嚴重に契約の尊重、法の循守が要請されていることは、注意すべき事實である。法秩序の維持に對する爲政者の態度をみるべき一事例といえよう。

逆付とは交付というほどの意味であろう。反對給付というような氣持を含む語のようである。貳の字形はその初文であるらしく、忒の意。𨚕は兩口を略している。𨚕は文中に七見するが、ときに異體の字を用いることがある。字はおそらく剞劂を載書に加える象で兩口に從う字を正形とすべく、𠯑の初文かと思われる。說文に詩の「北流活活」を引いて、舌の部分をこの形に作つている。

曶則拜韻首、受𢆶五夫、曰陪、曰恒、曰藉、曰□、曰眚

判決によつて五夫の引渡しを受けることが決定し、五夫の名が記されている。これを銘文に記すのは、名籍としての意味もあるのであろう。五夫のうち第三人は耕藉の形であるから、藉と釋しておく。第四人は字形は明らかであるが、字未詳。判決の履行については、以下の文に述べられている。

吏寽以告𨚕、廼卑□以曶酉彶羊・絲三寽、用致𢆶人、曶廼每于𨚕〔曰〕、女其舍𩐁矢五秉、曰、必尙卑處厥邑、田厥田、𨚕則卑復令曰、若

寽は人名であろう。寽をして判決文を𨚕に傳達させ、曶には五人の引取りを命じている。その際、曶に酒・羊・絲三寽を持參させたのは、いわば贄物である。判決の執行のときにも、禮贄を執る慣行があつたものと思われる。致は招致、引渡しである。卑下の一缺字は、おそらく𩐁であろう。引取りには、曶の代理者として𩐁が赴いたので、下文の引渡しのとき、その名が出ているのである。每は誨、誨言の意であろう。要請というほどの意味に用いているようである。曶からは𨚕に對して酒・羊・絲を贄として齎らしているが、その使者たる𩐁には矢五秉を與えられるよう申入れたのである。矢五秉は五夫と對應する數であるが、どういう意味をもつものであるのか明らかでない。矢は多く誓約に用いるもので矢誓の義もあり、契約の履行と關係ある贈物であろう。

「必尙」以下は權利が移つてから後の五夫の處置についていう。必は積古以下多く在と釋するも、柲の形象であり、奇觚に必と釋するのがよい。

上文の「女其」以下の文を、大系に次のように要約している。

命敗訴者之𨚕、贈勝訟者之𩐁、以矢五束、卽五百矢也、疑𩐁之川邑、曾受𨚕馮陵、故乘勝訟、並淸理舊怨、言必尙使𩐁居其邑、畋其田也

この解によると、上文の五夫の賣買問題とは別に、𩐁がかつて𨚕に侵奪された田邑を恢復して安堵させる意となるが、この條の曰は上文の曶を承ける語である。文は五夫の移籍後の處置をいうものとすべく、すでに名籍が曶に移つた以上、指定の邑に處り、その田を耕作する義務を確認させる意であろう。逃亡などについて保障を求めたものと思われる。矢束を提供させているのは、獄訟に當つて束矢を朝に入れしめる規定が周禮の大司寇にみえるが、あるいは西周時の慣行の遺意をとどめるものかも知れない。

「𨚕則」以下は𨚕の確認の辭。曶に對して、その申入れの全部を承諾する旨を、使者に復命させたのである。若は諾。判決の履行については、すべて𨚕の責任において行なわれているが、これは五夫の管理者が事實上𨚕であつたからであろう。

曶は提訴のとき代理者として立てた䛤を𩢃のもとに派して贅を持して受渡しを行ない、使者には矢五束を與えて誓約させ、また五夫の逃亡の保障を要求し、これらすべての承認をえて、事件は落着した。曶はこの五夫を得るに當つて金百寽・馬匹束絲と酒・羊・絲などを要したわけであり、矢束はいわば訴訟費用として獲得したようなものである。五夫の對價は實質は金百寽、一夫二十寽で、王室高官の兼務職の年間職務俸なみであるから、決して安價なものではなかつたようである。

以上第二段。曶と限との爭訟事件を記す。これを彝銘に記すのは、器銘が約劑としての意味をもち、移籍された五夫の名籍にあたるものとされたのであろう。周禮司約に、「凡大約劑、書於宗彝、小約劑、書於丹圖、若有訟者、則珥而辟藏」というものがこれである。すなわちこのような權利關係の彝銘は、權利證書としての意味をもつものであつた。

器銘はさらにつづいて、もう一件の爭訟事件について記している。

昔饑歳、匡衆厥臣廿夫、寇曶禾十秭、以匡季告東宮、東宮廼曰、求乃人、乃弗得、女匡罰大、匡廼頧首于曶、用五田、用衆一夫、曰益、用臣、曰疐、曰朏、曰奠、曰、用茲四夫頧首、曰、余無卣具寇、正□不□□余

第三段。寇禾事件の爭訟を記すが、爭訟はまた多くの經緯をへている。

昔は金文では今と對文に用い、過去をいう。ここではおそらく前年の意であろう。歳は年穀。下文の來歳は次の收穫時をいう。歳を年歳の意に用いるのは、列國の齊器などからみえる。

卷三上　一三一～一三二

匡衆の衆を大系に眔と釋し、「眔誤剔爲衆、以致詞難通」といい、誤剔の結果字形を誤つたものとしているが、下文の衆や眔の字形と比較すると、必らずしも誤剔とは定めがたい。字のままに衆と釋すれば、匡衆と厥臣廿夫は同位語となる。厥を領格の之に用いることもあるが、それでは匡の衆の臣廿夫となつて、適當でない。いま字を易えずに、匡の衆たる臣廿夫とみておく。

寇は寇略。禾を略取するをいう。秭は穀物の量をいう助數詞。儀禮聘禮に「四秉曰筥、十筥曰稯、十稯曰秅、四百秉爲一秅」とあり、說文に「五稯爲秭、二秭爲秅」とあるから、一秭は二百秉に當る。十秭といえば二千秉であるから大量の寇禾というべく、一夫各〻百秉を寇略した計算となる。以は前段にもみえ、人を提訴することをいう。曶が匡季を相手方として東宮に提訴したのである。匡季は上文の匡。事件は匡の衆たる臣廿夫の起したことであるが、補償の責任は當然その主君である匡季の負うべきものであつた。匡は匡卣にその名がみえ、また東宮も效尊に公東宮の名があるが、これらを本器の匡・東宮と一人とするかどうかは、本器の時期を考える上に重要である。匡卣には懿王の名がみえて懿王初年の器であり、もし本器の匡と同一人とすれば、本器は懿孝期のものとなる。大系・斷代はその說で、斷代が器を懿王、大系が孝王期に屬しているのはそのためである。ただ東宮については、郭氏は同一人說をとつて效・效父の器を本器の後に列するが、陳氏は東宮を世襲の官名とみて、名號は同じであつても別人とする。效父段は文中に休王の名があつて康王期の器、效卣は效尊とともに大顧鳳文をもつ器であるから、時期はかなり異なり、もとより別人である。

曶の提訴について、東宮の裁定は、「求乃人、乃弗得、女匡罰大」というかなりきびしい補償を命じている。乃人の乃は女の領格。求は求償にして賕の初文。說文に「以財物枉法相謝也、一曰、戴質也」という。乃人は匡衆を指す。寇禾を犯した匡の衆を、贖罪として提供せよとの意である。單にその衆人を捜求せよというのでないことは、下文に四夫が贖罪として引渡されていることからも明らかである。

「乃弗得」の乃は副詞。あまり例のない用法であるが、令鼎に「王曰、令眔奮、乃克至、余其舍女臣十家」とあるのはその用法である。得も捜求の意ではなく、贖の義であろう。師旂鼎「伯懋父廼罰、得䢅古三百寽」の得は、贖の義に解すべき例である。

東宮の判決は不法者の引渡しによる贖罪を命じており、事件は民事というよりも刑事的な性格のものとして扱われているようである。しかし損害に對する賠償はまた後に問題となつており、まずその不法行爲に對する處置が決定され、五夫のほかにも五田を贈ることが命ぜられている。

頧首はこの場合、陳謝の意であろう。一件ごとに用の一字を加えており、五田・衆一夫・臣三夫を以て謝罪が行なわれている。衆・臣にそれぞれその名を記しているのは、やはり名籍の用を兼ねているからである。衆と臣とは、上文の「匡衆厥臣廿夫」とあるうちの廿夫からえらばれたものであろう。金文では、臣には「臣若干家」と稱する例であるが、衆の場合には必らず夫という。臣は臣屬の關係を以ていう語であり、衆は家族としての生活をもたぬ徒隷である。しかし廣義には臣をも含めて衆とよんでいたのであろう。

卷三上　一三三～一三四

「曰、余」以下は匡の語。すでに上文に五田四夫を以て謝罪の意を示したが、匡は直接寇禾のことに關與していないこともあつて、東宮の裁定に對して不滿であつたらしい。この部分は缺泐が多くて文意は明らかでないけれども、匡がこの裁定に不得心であり、これ以上の責任を負擔しがたいという態度を示したために、また新しい爭訟を招くことになる。

卣は攸。班段「亡卣違」・虢叔旅鐘「卣天子多易旅休」などの例があり、語詞によむ。具は俱。以下缺文多く文意を測りがたい。郭氏も「惜泐字過多、意難盡曉、大率謂所寇無多、不必苛責也」という。東宮の判決は匡の衆臣の行爲を一種の冒瀆行爲とみてその贖罪を命じたが、匡は直接寇禾に關係しなかつたことであり、これ以上の責任は負擔しえないとの意向を示したのであろう。一方、曶は損害に對してはなお請求權があるとする立前から、新しく賠償の要求を提起するのである。

曶或以匡季告東宮、曶曰、必唯朕□償、東宮廼曰、賞曶禾十秭、遺十秭、爲廿秭、□來歳弗賞、則付卌秭、廼或卽曶、用田二、又臣〔一夫〕、凡用卽曶田七田、人五人、曶覓匡卅秭

或は又。また匡季を東宮に提訴し、賠償を要求するのである。第二段の賣買違約事件のときには「以限訴于井叔」と訟の語を用いているが、この段では二度とも「以匡季告東宮」という表現を用いている。告は告訴・告發の意を含み、この事件は刑事事件として扱われているのであろう。從つてこの項の損害賠償要求は、附帶請求の性質をもつものと思われる。

缺文二字の部分を、大系に「必唯朕禾是償」と補うも、强勢語法の是はなお後になつてあらわれるものである。ただ禾の補償を要求した語であることは疑ない。

これに對して東宮の裁定は、寇略された禾十秭とさらに十秭を追徵して廿秭とし、次の收穫時に賠

償しなければ倍して四十秭を課するというきびしいものであつた。遺は加遺の義。積微居に詩の邶風北風「王事一埤遺我」、及び左傳成十二年「無亦唯一矢以相加遺」の例を引いている。もし次の收穫時においてこれを履行しないときは、廿秭を四十秭に倍加して賠償することを命じているのは、罰則的な規定である。このような實質的賠償の規定があるに拘わらず、上文に五田四夫を以て謝罪させているのは、贖罪的な慰藉の意味をもつものであろう。寇禾は重大な犯罪とされていたのである。

「廼或即舀」以下の給付は、上文の判決や違約の規定と、また異なる結果となつている。そのため上文の解釋にも、いろいろの問題を生ずることになるが、特に違約の規定が記されているのは、最終解決においてそれが適用されたからであろう。すなわちこの事件の解決には、罰則の規定が加味されているのである。

即は上文の逆付の意に近い。即は持參拂いというほどの意味を含み、この場合、提供の意であろう。田二田と、臣一夫が追加されているのは、今歳賠償の時期を遅滯して、四十秭の負擔に對してその十秭に易えたものか、他に何らか理由のあることか明らかでない。もし十秭が二田一夫に當るものとすれば、十秭の經濟的價値はかなり大きなものというべきであろう。匡はまた現物賠償としても、三十秭を提供している。二田一夫がさきよりも加重されているので、郭氏は覓を免とよみ、三十秭を免除したと解しているが、それならば二田一夫が三十秭に相當することとなる。しかし「凡用即舀田七田、人五夫、舀覓匡卅秭」という表現は、田・夫・秭のすべてを賠償として受けとつたこと

を意味するものであろう。

以上第三段。寇禾に對する當時の制裁がいかに嚴しいものであつたかを知ることができる。古代法についても、種々の問題を示唆するところが多い。

訓　讀

これ王の元年六月既望乙亥、王、周の穆王の〔大室〕に在り。〔王〕かくのごとく曰く、舀よ。女に命じて、乃の祖考の嗣卜の事を賡がしむ。女に赤黼巿・〔旂〕を賜ふ。用て事へよ、と。

王、遂丘に在り。井叔、舀に赤金鋚を賜ふ。舀、休を〔丕杯なる〕王に受く。舀、玆の金を用て、朕が文考弃伯の䵼牛鼎を作る。舀それ萬年、用て祀らむ。子々孫々、それ永く寶とせよ。以上第一段

これ王の四月既生霸、辰は丁酉に在り。井叔、異に在りて□を爲す。〔舀〕、厥の小子⿱般貝をして、限を以て井叔に訟せしむ。

我、既に女に五夫を效父に賣ふに、匹馬束絲を以てせり。限、許して曰く、詻には則ち我をして馬を償せしめ、效父には則ち厥の絲束を復へんと。

詻・效父、廼ち⿱般貝に許して曰く、王の參門□□の木榜において、償を以て徙きて玆の五夫を贖るに百寽を用てせむ。五夫を出すに非ざれば、〔效父は旂く〕、廼ち詻は旂と故金とを侑せむ、と。

井叔曰く、

王人に在りて、廼ち贖るに□を用てし、舀に逆付せず、詻に貳はしむることなかれ、と。

舀、則ち拜して稽首し、玆の五人を受く。陪といひ、恒といひ、藉といひ、□といひ、眚といふ。寽をして、以て詻に告げしむ。廼ち□をして舀の酒と羊、絲三寽を以て、用て玆の人を致さしむ。

舀、廼ち詻に誨へて曰く、

〔汝それ〕⿱般貝に矢五秉を舍へよ、と。曰く、必らず常に厥の邑に處り、厥の田を田つくらしめよ、と。

詻則ち復命せしめて曰く、諾せり、と。以上第二段

昔、饑歳に、匡の衆、厥の臣廿夫、舀の禾十秭を寇せり。匡季を以て東宮に告ぐ。東宮廼ち曰く、

乃の人を賕せよ。乃ち贖せざれば、汝匡の罰大なり、と。

匡廼ち舀に稽首するに五田を用てし、衆一夫を用てす。益といふ。臣を用てす。奠といひ、朏といひ、貸といふ。曰く、

玆の四夫を以て稽首す、と。

曰く、

余、倶に寇するところ無し。〔以下一句不明〕

舀また匡季を以て東宮に告ぐ。舀曰く、

必らずこれ朕が……を償せよ、と。

東宮廼ち曰く、

舀に禾十秭を償し、十秭を遺へ、廿秭と爲せ。

〔乃ち〕來歳償せずんば、則ち卌秭を付へよ、と。

廼ちまた舀に即ふるに田二、又臣〔一夫〕を用てせり。凡そ舀に即ふるに田七田、人五人を用てす。

舀、匡の卅秭を覓めたり。以上第三段

参　考

この器銘には、第一段に冊命賜與、第二・三段に爭訟事件を記し、記載の形式が異例であるのみならず、爭訟事件は、古代裁判の記録として、極めて貴重な文獻であるが、泐損多く、文また甚だ難解であつて、解釋上なお若干疑問の點がある。しかし他に殆んど事例のないものであるから、簡單な要約を付しておく。

第一の訴訟事件について

訴訟は井叔が異にあるとき提起されている。提訴は一定の裁判機關が常置されているところ以外では、裁判權をもつ法官の出張地で臨時に行なわれたのであろう。召伯聽訟の傳承は、そういう事實を背景にするものであろうが、裁判權は領內の問題については領主、對外の問題については王官のもとで行なわれたものと思われる。

提訴は、代理人を以て行なうことができた。

當事者は契約の責任者であることはいうまでもないが、契約の履行に關係ある利害關係者も、これに參加している。

私民を所有するものが、これを他人に使役用益させることがあつた。この場合、契約は所有權者と用益權者とに對して、それぞれ對價あるいは報償が支拂われる。引渡し義務は用益權者にあるが、契約上の責任は最終的には所有權者の負うべきものであつた。

契約の履行に當つては、日時・場所や取引の方法が豫め約定された。取引の場所については、何らかの慣行があつたかも知れない。

契約には違約規定があり、おそらく文書によつて相互に認證が行なわれていたであろう。

王人の身分のものは、法的義務の履行について特に嚴重な責任を課せられていた。身分が法の秩序を超えないという觀念が、すでにあつたものと思われる。

私民隷僕の賣買讓渡が認められており、移籍のときにはその名を記している。これは奴婢の名籍が行なわれていた事實を示している。

違約後の契約履行に當つて、贄を贈ることがなされている。正常の場合も同樣であるのかどうか、そのことは知られない。贄を贈るとき、相手方から多量の矢を交付させているのは、周禮にいう入矢聽訟と關係があるらしく、本器の場合はあるいは訴訟費用の負擔という意味を含むものかも知れない。

徒隷の移籍の場合、舊主は徒隷の逃亡を防ぎ、新しい所有者の管理に屬するまでの責任をもつ。

以上のような契約の全體をも含めてこれを彝器に銘するのは、器銘が權利證書のような機能をもつからである。

第二の寇禾事件について

大系にこの事件について、次のような要約を記している。

寇禾之罪、與爽約大有縣殊、匡僅寇禾十秭、一涉刑訟、卽願以五田四夫爲抵償、而曶猶不滿足、謂必償還原禾、東宮乃判定償還十秭、饋送十秭、樹埶廿秭、對于所寇共有四倍之罰、然兩造亦不依公判而自行私結、匡再出二田一人、曶則覓匡三十秭而了事、覓當讀爲免、免去罰禾三十秭、則是于七田五夫之外、更得償禾十秭也、匡寧出七田五夫、而不肯多出三十秭、必是三十秭之價、比七田五夫爲貴、五夫之値約當馬一匹絲一束、或償百寽、而七田則不知當値幾何、唯七田每歲所出、必遠在三十秭以下、固毫無疑義、足見古人之田並不甚大、而土地勞力均不及生產成品之可貴、蓋古者勞力無代價、而土地多待墾闢、驅奴隸爲之、卽可坐致良田、故視之均不足惜也

郭氏の古代奴隷制說は、概ねこのような銘文の理解を基礎として展開されてくるのであるが、たとえばこの銘文の解釋についても少なからぬ問題がある。郭氏が「五夫之値、約當馬匹絲一束、或償百寽」とするのは、第二段の違約事件によるものであるが、五夫の對價は償百寽であり、馬絲は現在の用益權者への補償である。王官の兼補職の報償が概ね五寽乃至二十寽であることからいえば、一夫二十寽は必らずしも安價とはしがたいし、その上に馬絲が加重されている。もし馬絲がその對價とすれば、馬の價格は人に數倍することになるが、奴隷市場もなく奴隷の支給源もなかつた中國の古代においては、考えられぬことである。

奴隷價格の問題については、農作物價格との對比があげられている。すなわちこの寇禾事件では、匡が辨償すべき禾三十秭に易えて、七田五夫が提出されていると解しているのであるが、うち五田四夫は稽首のための贖罪であり、損害の賠償としては寇禾の實損害の倍額である二十秭、期限におくれたときはまたその倍額という東宮の判決であつた。こういう違約事項が附記されているのは、それが摘用されたことを意味するとみられるから、その分に對して匡の提供したものは二田一夫と三十秭である。計算上、十秭が二田一夫に當ることになるが、これには匡側に示談のための多少の讓步が含まれているかも知れない。

十秭がどれほどの農作物を意味するのかよく知られないが、一秭は二百秉、一秉は量目としては二鍾十六斛儀禮聘禮記・論語雍也集解引馬注・國語魯語注である。また詩の豐年の釋文に韓詩說として「陳穀曰秭也」とみえ、秭には積廣雅釋詁の訓もあり、數としては億億を秭という。豐年に「亦有高廩、萬億及秭」というものがこれであるが、何れにしても二十夫で運んだものであるから、かりに一秉一把として計算しても、一秉三合ならば二百秉で六石、五合ならば十石である。凶年饑歲のときには米穀は特に貴重であるから、これを標準とすることはできないが、ともかくこの二千秉十秭に對して二田一夫が代償として交付されたとみることができよう。一夫の對價はそれほど低廉であるとはいえない。また田土も、郭氏は「可坐致良田」などというが、金文には田五田・十田を賜うて彝器を作り、その恩寵を記念しているのであるから、良田を得ることも容易ではなかつたのであろう。

この事件は凶荒の際に起つたという特殊な事情をも考慮に入れて扱うべきものであるが、事件の要點を摘記しておく。寇禾は刑事上の事犯とみなされ、贖罪が要求された。これは賠償責任とは別個に、謝罪すなわち稽首という形式で行なわれた。

寇禾は提訴を俟つて論ぜられた。提訴には常設の機關があつたらしく、第一の事件のような「在某」の語がなく、かつ事件の經緯につれて、くりかえし裁定がなされている。

使用人の行爲は使用主の責任として論ぜられている。族人・臣從者らの行爲責任についても、同樣に族長・領主がその責に任じたものと思われる。

不法行爲者は、被害者の要求によつて引渡す義務があつた。それは贖罪の意味をもつものであるが、もしこの義務が履行されないときは、責任者に罰が加えられる定めであつた。この事件では、寇禾を犯した二十夫のうちの四名が引渡されている。他に田五田を加えているのも、謝罪の意味である。他の共犯者は、おそらくこれによつて宥免を受けたのであろう。

贖罪とは別に、損害そのものについての賠償義務があつた。附帶請求の訴訟というべきもので、これも同じ裁判機關で扱われた。賠償は損害の二倍、履行の時期が定められており、遲滯したときはさらに倍額にする制裁規定があつた。

判決主文の趣旨の許容する範圍において、當事者間に條件を變更し、代替物を以て辨償するなどのことが認められていたようである。

銘文の考釋を通じて知りうることは、ほぼ以上の諸點である。古代法の問題として、インドの古代法典や北歐の部族法などと比較すべきことも多く含まれているように思われる。

銘文の形式について

この器銘は特異な爭訟事件二件を記していて、古代法の研究上重要な資料的價値をもつものであるが、器銘の形式もまた甚だ特殊である。一器銘のうち、册命と合せて爭訟事件をしるすことも異例であり、銘文が各段ごとに改行して記されている例も他にみない。かつ三段の銘辭はそれぞれ何らの關聯もなく、ただ順次排列されているに過ぎない。二尺に近い大鼎であるが、當時における曶家の大事をすべて記錄しておくという、記錄あるいは約劑としての性格が強い。彝銘としては、何か異常なものを感じさせるところがあり、それが字迹にも現われているようである。

册命には廷禮の記述も備わらず、賜與も二段に記されているが、前後の關係についても說明がない。曶の家は𤔲卜を世襲しているものらしく、その職掌からみて東方出自の家であるらしい。曶壺によると曶は成周八師の冢𤔲土を命ぜられており、もと庶殷中の貴戚であつたようである。かれらが成周あるいは宗周の地において、周人との接觸が深まるにつれ、種族上の問題もあつて、とかく繫爭事件が起りやすく、その場合、支配者としての周人の方に不法行爲が多い傾向があつた。第一の事件の審判者である井叔は周公の胤たる井侯の後であろうが、「王人」たるものの循法を特に强調している。違約者である限が王室の關係者であつたからであろう。また第二の事件についても、曶は十分な法の保護を受けており、周の統治政策がこれらの點について、愼重な顧慮を拂つていた事實を知りうる。曶は王人に對する勝訴の經末をこの大鼎に鑄刻して廟器に備えたのであるが、そこには周人に對する一種の抵抗的な意識を感じさせるものがあるように思われる。この型破りの銘文の形式のうちにも、勝訴の經末を委細に記錄する文章の様式のうちにも、その字迹にまで一種の異様さが感じられるのも、作器の背後にそういう特異な事情がひそんでいるからであろう。そこに當時における彝器觀の變化を考えることもできるようである。

器の時期について

郭氏は器を孝王期に列し、その理由として文中の人物關係を論じていう。

此乃孝王時器、第一段有穆王大室、知必在穆王後、第二段有效父、當卽效父𣪘之效父、第三段有匡、當卽懿王時匡卣之匡也

效父𣪘にみえる休王を、郭氏は孝王に比定し、器をも孝王に屬せしめたのである、のち郭氏はその非を悟つて休王孝王說を撤回している。なお郭氏は、東宮の名が效尊・陵貯𣪘にみえ、本器の東宮と同一人であるとしている。

斷代は、孝王より一期前の懿王說をとる。その說にいう。

王在穆王之大室、則知此非穆王、而穆王以後的時王、此王不是共王、因爲師虎𣪘曰、元年六月既望甲戌、王在杜应、同是元年六月既望、而日辰地點不同、後者右者井白、是共王時人、則此有井叔存在的元年、應該是懿王元年、此鼎銘第三段的匡和匡季、與懿王時的匡、或是一人

青山莊一五・一六之卣與尊、其花文是顧龍、與免組的相近、綜錄A三八四、史曶乍寶彝爵、與青山莊三五・三六之卣・尊、大約是同時的

陳氏の說は、曆譜と關聯器制よりする立論である。

器を懿孝期におくことは、大體において誤のない見當であるが、二家の論據についてはなお問題があるので、簡單に問題點にふれておきたい。

效父は效父𣪘にみえ、文中の休王は康王をいう。周の歷王中、文武より共懿に至るまではみなその名が彝銘にみえるが、ひとり康王の名がなく、休王は康王である。その關聯器の器制文字は昭穆以後に下るものでない。郭氏はのち休王孝王說を廢したが、「孝王以前」と稱するのみで何王とも比定していない。孝王以前にして器銘に名のみえぬものは康王のみであり、休王は康王の生號である。從つて效父は本器の效父と時期異なり、別人とすべきである。

效は效卣・效尊にみえ、その銘文中に「公東宮內饗于王、王易公貝五十朋、公易厥順子效、王休貝廿朋」という。效は公東宮の順子であり、王よりの賜貝二十朋を分賜されている貴戚の人である。限に屬してその家臣となる身分の人とは考えられず、器もまた鮮麗な大顧鳳文を飾り、本器と時期異なる。本器の效父とは關係がない。

匡・匡季を大系に懿王期の匡卣の匡とする。匡卣には懿王の名があり、時期の明確な器である。匡は射廬で廟樂のことに奉仕して賞せられ、文考日丁の器を作つている。廟樂に與かり日丁の器を作るものは東方出自のものと考えられ、匡季のような排行による名號をもつ西方の人とは同じでないようである。匡字の筆畫も多少違つている。ただ兩器の時期が近いものであることは、その字迹からも首肯しうる。

本器の册命と、違約事件の裁定に當つている井叔は、諸井のうち免組にみえる井叔であろう。陳氏は諸井の時期について、

井叔 昭或共前　井季 約昭穆期　井白 穆王期　井白・𤔲馬井白 共王期　井叔（免組・咸井叔）約共懿期
鄭井叔康 懿或其後　井白章父・井叔男父 懿王以後

という排次を示している。曶の作器になお曶壺があり、井公の名がみえる、これも井叔のことであろう。免組の器に比べると、曶器の時期はそれより稍〻おくれるようである。

曶の器には、本器のほかにも曶壺・史曶爵があり、大師虘𣪘・蔡𣪘に宰曶、克鐘には士曶、また師害𣪘にも曶の名がみえる。虘・蔡の器はほぼ懿王期にあるとみられ、史曶は曶鼎の𤔲卜の職掌と關するところがあるべく、あるいは曶の世職であろう。士曶は夷厲期に下るものであろうから、曶の家は相當の舊族である。陳氏は鼎・壺の曶を別人、宰曶・士曶を一人とし、郭氏は壺の冢𤔲土をも加えて一人とする。一代の間に諸官に歷試したと解するのであるが、これは世襲制を原則とする西周期の官制上、殆ど考えがたいことで、史曶・宰曶・曶・士曶は、それぞれ時期が異なつている。

器は元年にして月週干支を記している。その曆朔は共王期と似ているが、曶器は共王期には屬しがたいものであり、懿王の曆譜には干支が合わず、孝夷以後にその譜を求むべきであろう。夷王期の曆譜は新出の師旋𣪘によつて求むべく、曶鼎の干支は夷王期のそれとも一致しない。關聯器との關係からみても、この器によつて孝王の曆譜を構成すべきではないかと思われる。いましばらく器を孝王の元年に排次しておく。

器名　𠭯壺蓋貞松・補

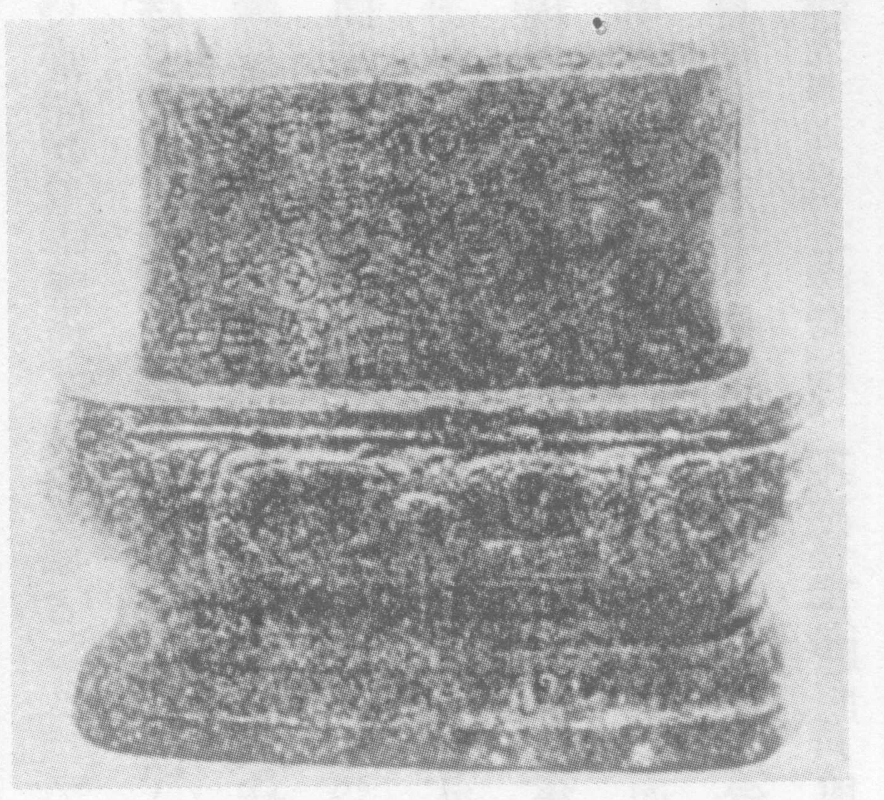
時代　孝王大系　厲王麻朔

收藏　「廬江劉氏善齋藏」貞松・補

著録

器影　善齋・一〇三　脅古・二・三一　大系・一八〇　通考・七二五　故宮・下・二七八　二玄・三〇九

銘文　善齋・四・五七　大系・八四　貞松・補上・三九　小校・四・九四　三代・一二・二九　河出・八一　二玄・三〇八



考釋　大系・九九　文錄・四・一八　文選・下二・六　通考・四三八

器制　故宮にいう。「高一六・二糎、深一三・一糎、口徑横一四・一糎、縱九・一糎、腹圍五六・七糎、寛一八・五糎、重三・五九瓩、腹飾竊曲紋一道、圈足內正中飾兩頭獸紋」。蓋のみ存する。夔様夔文は肉太く表出され、そのためかえつて輪廓があまり明らかでない。器口が器に銜接する部分は蓋の高さに匹敵しており、そこに鑄銘が加えられている。頌壺と同じ形式である。

銘文　蓋銘。二五行一〇二字。蓋口の周圍に一行四字の配字でめぐらされている。

隹正月初吉丁亥、王各于成宮、井公內右𠭯、王乎尹氏册令𠭯曰、𠭯乃且考、乍冢𤔲土于成周八𠂤、易女秬鬯一卣・玄袞衣・赤市・幽黄・赤舄・攸勒・䜌旂、用事

成宮について大系にいう。

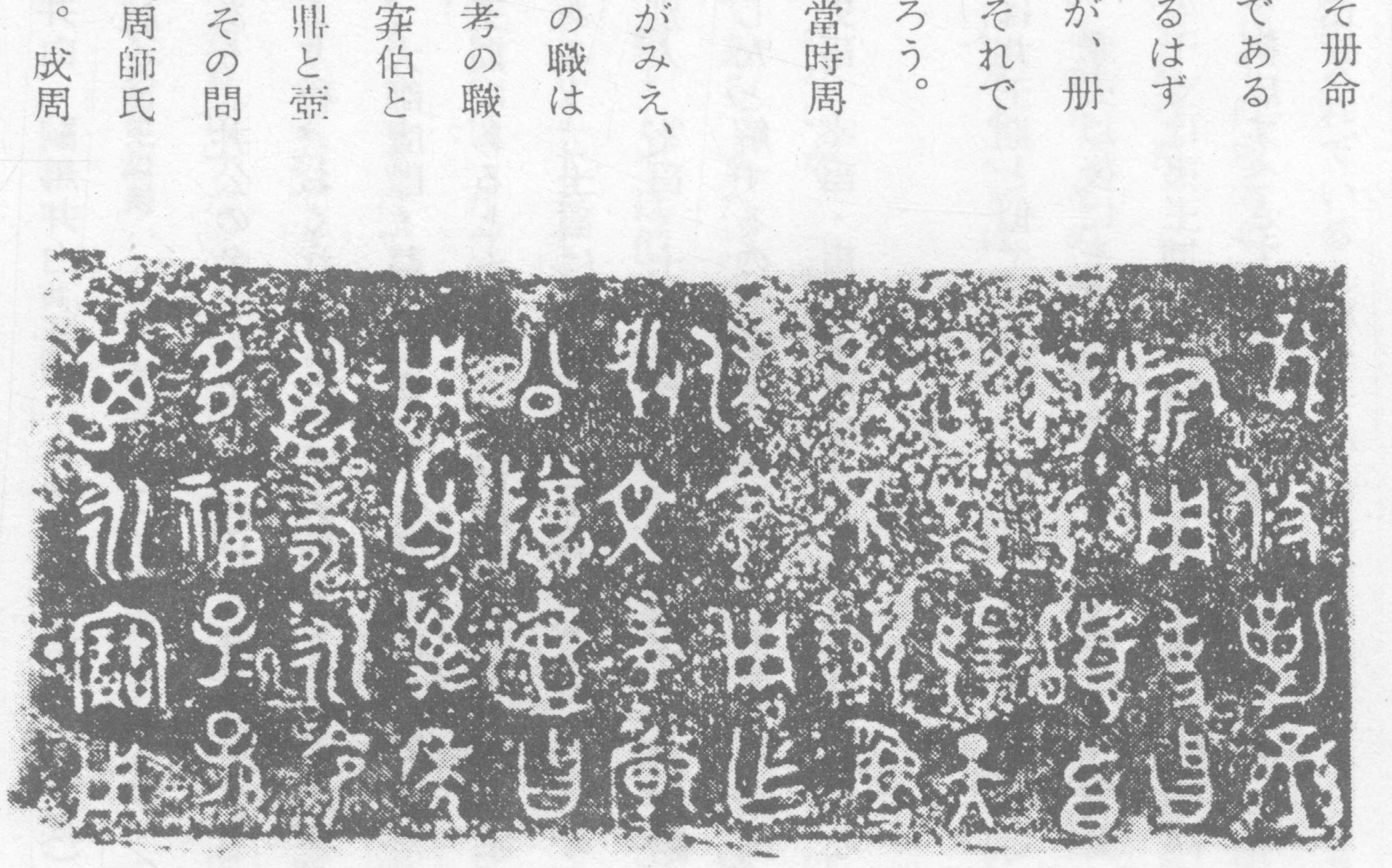
成宮此器僅見、說者或將以爲成王之廟、然以庚嬴卣王在庚嬴宮・牧𣪘王在師汓父宮・師晨鼎與諫𣪘王在周師彔宮等例之、則成殆是人名

郭氏ははじめ成を成鼎の成に擬していたが、禹鼎の出土によつてそれは禹の誤讀であることが知られ、新版ではその說を削つている。それ以外には㒼從盨に小臣成の名



がみえるが、この盨は時期の下るものである。凡そ册命はその儀禮の關與者の宮廟において行なわれる例であるから、王宮か右者・受命者關係の宮廟がえらばれるはずである。𠭯は成周六𠂤の冢𤔲土に任命されているが、册命は周都で行なわれ、王の出行をいう語がない。それで成宮とは、おそらく吳方彝にみえる周成大室であろう。吳方彝の作册吳は師虎𣪘の內史吳であろうから、當時周都に成宮のあつたことが知られる。

冢𤔲土は他に未見。趞鼎には「𤔲𠂤冢𤔲馬」の職がみえ、八𠂤の冢𤔲土という𠭯の職はこれと似ている。その職は𠭯の祖考以來のものとされているが、𠭯鼎では祖考の職事は𤔲卜のこととされている。かつ鼎では文考を弃伯とよび、壺では文考を釐公とよんでいる。そのため鼎と壺の𠭯を一人とみるか否かで議論を生じているが、その問題については後に述べる。成周八師は彔𢦏卣に成周師氏とよばれているもので、その軍團は八師より成る。成周の庶殷による軍團であるから、「殷八師」ともいう。周初



に庶殷を成周に移したとき以來編成されており、小臣謎𣪘によると、その軍は東夷の征伐に動員され、後期においても、諸夷を率いて叛亂した噩侯駿方の討伐に當つたことが、禹鼎に記されている。中期に伯雍父、伯屖父が東南の作戰に用いたものもこれであつた。孝夷期には諸夷の動向にまた容易ならぬものがあり、稍しく後の小克鼎には八師の遹正のことが行なわれている。𠭯が成周八師の冢𤔲土としてその董督に任じたのも、そのような當時の形勢に對應する處置であろう。秬鬯以下の賜與は、趞鼎・吳方彝・休盤等と出入するものがある。秬鬯は一般に金車の類を賜うときに添えられるもので、禮服に秬鬯を加える例は多くない。それだけにこの賜與は殊寵というべきものであつた。

𠭯拜手䭫首、敢對䚄天子不顯魯休命、用乍朕文考釐公障壺、𠭯用匄萬年眉壽、永令多福、子〻孫〻、其永寶用

「天子不顯魯休命」というのは、形容語を重ねた複重したいい方である。休盤・大克鼎・無叀鼎などにこの種の表現がみえる。魯命・魯休命は、孝夷期以後に多くみえる用語である。

訓讀

これ正月初吉丁亥、王、成宮に格る。井公內りて𠭯を右く。王、尹氏を呼びて𠭯に册命せしめて曰く、乃の祖考に更ぎて、成周の八師に冢𤔲土となれ。女に秬鬯一卣・玄袞衣・赤市・幽黄・赤舄・攸勒・䜌旂を賜ふ。用て事へよ、と。

曶、拜手稽首して、敢て天子の丕顯なる魯休の命に對揚し、用て朕が文考𧽊公の隮壺を作る。曶用て萬年眉壽、永命多福ならむことを匃む。子〻孫〻、其れ永く寶用せよ。

参考

曶の鼎と壺では嗣襲の職事が異なり、また文考の名が同じでない。かつ曶は他器では宰曶・士曶とよばれている。そのため、これらの曶を一人とするか別人とするかという問題を生ずる。郭氏は鼎・壺の曶を一人とする說を持していう。

此與曶鼎自是一人之器、或說曶鼎稱文考弃伯、此稱文考𧽊公、不得爲一人、案弃伯乃字、𧽊公乃號、不足異、又鼎言更乃祖考嗣卜事、而此言更乃祖考作冢嗣徒于成周八𠂤、蓋以太卜而兼司徒、周禮以大卜屬于春官、司徒爲地官、竝非古制、周禮大宰別稱冢宰、鄭玄謂、百官揔焉、則謂之冢、今于司徒上亦冠以冢字、足證鄭說未得

これに對して別人說を執るものに容庚氏がある。善齋圖錄にいう。

初意卽曶鼎之曶、然與曶鼎銘、頗有異同、曶鼎云、王在周穆王大室、此云王各于成宮、一也、曶鼎云、令女更乃祖考司卜事、此云更乃祖考作冢司徒于成周八𠂤、二也、曶鼎云邢叔錫曶赤金、此云邢公內右曶、三也、曶鼎云文考弃伯、此云文考𧽊公、四也、似未可遽定爲一人、又師兌𣪘亦云、皇考𧽊公、則曶與師兌、殆兄弟歟、以巿爲市、亦與師兌𣪘同

通考では容氏は曶鼎を懿王に、師兌を幽王に屬している。從つて曶壺をも幽期となすものであり、鼎と壺の時期は前後に隔絶するわけである。鼎・壺を懿・幽に分つのは、關聯の器からも妥當としがたいが、兩器の曶を一應別人とする考え方がよいようである。文考の名には廟號を用いるのが原則であり、弃伯・𧽊公は何れもその廟號とすべきである。祖考の職事が異なることも、世代の相違を示すものとみられる。家は司卜を正職とするが、師職について冢司徒に歷任するに至つたもので、官職の名號からしても、冢司徒の方が後起の職である。

鼎に井叔といい、壺に井公とあつて、これも名が同じでない。井叔はおそらく免諸器の井叔とすべく、井公は他の諸井のどれに當るか知られないが、公と稱するものはおそらく井氏の本宗を嗣ぐものであろう。從がつて他の諸井によつて壺の時期を定むべきではない。

師兌𣪘に𧽊公の名があり、容庚氏は曶壺の文考と同名であるから、師兌と曶とを兄弟であろうかとするが、廟號に𧽊を用いるものは多くて、そのようにも定めがたい。𧽊季は無㠱𣪘・小克鼎に、穆公は𢦏𣪘・禹鼎・叔夷鐘等にみえ、同名異人が多い。師兌の二器は元年と三年と週名日辰が接續せず、一王に屬しがたい器で、その繫年に最も問題の多いものであるが、夷厲以前に屬しえないことは明らかであり、本器の𧽊公とは關係がない。器は蓋のみであるが、後期の華麗な文様とは異なるところがある。字迹は鼎銘に比較して篆意饒く、用筆のすぐれたもので、後期の字樣に一の典型を開いたものといえよう。なお師害𣪘三代・八・三三、器蓋各二文があり、銘文中に曶父の名がみえる。字迹遒麗にして壺の銘文と似たところがあるが、文は通讀しがたく、字にも疑問に思われる部分があり、器影も殘されていない。

一三七、頌壺

時代　共王大系　懿王董作賓　厲王唐蘭・上海　宣王通考・麻朔　厲宣以降王國維

收藏　一、「器藏吾家」朱彝尊跋　「仁和趙次閑之琛舊藏、今不知所在」積古　「仁和趙次閑舊藏、今在金山錢水西處」攈古　「錢唐王氏舊藏」周存　王氏收藏の經末について、周存五の頌壺補跋に王炳成の跋記を錄している。その文にいう。

周頌壺銘、大抵與頌鼎頌敦同文、而體勢稍異、然精粹正復相匹、故世有三頌之稱、嘗見墨本、光氣若新發硎、益嘆周世制作之美、相傳頌鼎有二器、頌敦且五六器、惟頌壺止一器、已殘其足、當順治時、此器爲吾先世太僕公益朋、字鶴山、錢塘人、順治乙未進士、官至太僕寺少卿所獲、其事甚異、秀水朱學士竹垞、有周司成壺銘跋、卽此器也、顧跋尾僅謂器藏吾家、而未道其由來、自後著錄家、亦未及之、攷吾宗譜、太僕公自典試江西、回道出河南、路旁有治銅者、厥器在焉、少遲半時、卽入冶矣、公見而惜之、問其銅值、冶者曰、約其輕重、可得錢十千、公如其數、以銀十兩易之、然其蓋尚闕如、洎至京師遊相國寺、骨董攤上見有一古器蓋、其大小形狀顏色約相類、取而配之、實原物也、遂以銀五十兩、買之而歸、按積古齋載此器、向藏仁和趙次閑家、蓋去吾家始獲時、已百數十年矣、溯自太僕公卽世、此器又一再傳、而始轉歸他氏、則與趙氏時代、不甚相遠、天下至寶、但求得其主、在此在彼、奚擇焉、顧吾獨有感者、此器於散佚垂沒之際、不期而瓦合、雖代遠年湮、終莫相保、其銘文固已留天壤間、傳之無窮、然則物之存亡顯晦、豈偶然哉、抑吾先世獲此器、如拾草芥、而吾人於易世以後、蒐得墨本一、儻反璧之願、猶且難之、則知遭遇之際、亦非可偶然也

「頌壺止一器」というのは、當時第二器がなお知られていなかつたからである。また足を殘缺したと傳えているが、その器影を存せず、どの程度の缺落なのか不明である。この王跋によると、もと朱彝尊の藏器が器蓋に分れて散佚し、王益朋がその銷燬直前に器を入手し、ついで蓋をもえて完器としたものが、のちまた離散したようである。周存に錄する二銘が、容庚氏のいうように一が僞銘であるならば、積古以後にはまた蓋銘のみが存することになり、その銘は必らずしも天壤の間に無窮であるとはいえない。ただ幸に第二器が出てその缺を補いえたのは、至幸というべきである。

二、「熱河行宮藏」貞松

著錄

器影　二、大系・一七八　武英・下・八七　通考・七二四　故宮・下・二七九　二玄・三六三

銘文　一、積古・五・一二　攈古・三之三・一　從古・一一・一二　奇觚・一八・四　窓齋・一四・一

○　周存・五・三九　大系・五六　小校・四・九五　三代・一二・三二

二、貞松・七・三九　武英・下・八七　大系・五七　小校・四・九七　三代・一二・三〇　二玄・

三六二

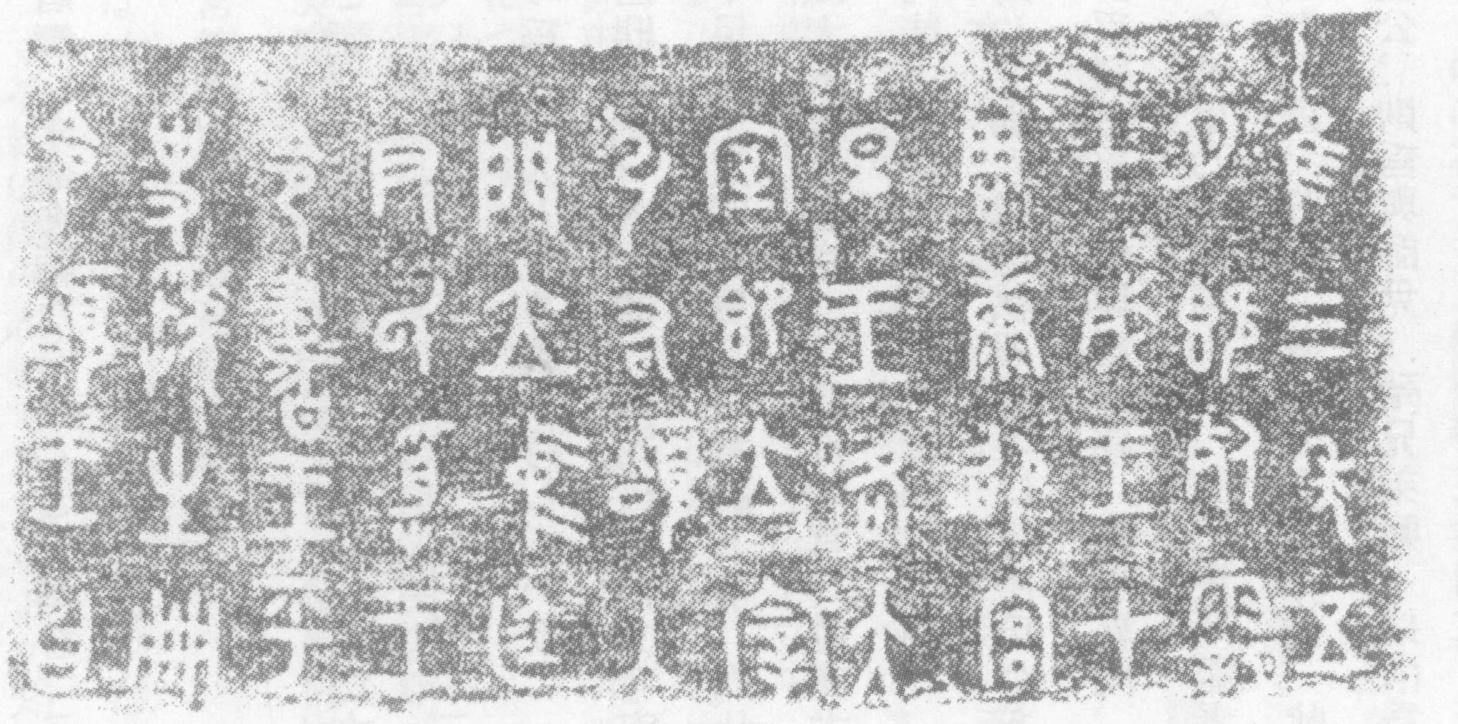
考釋　大系・七二　厤朔・五・一四　積微居・二〇
王國維　頌壺跋觀堂別集補遺
高鴻縉　頌器考釋民四七

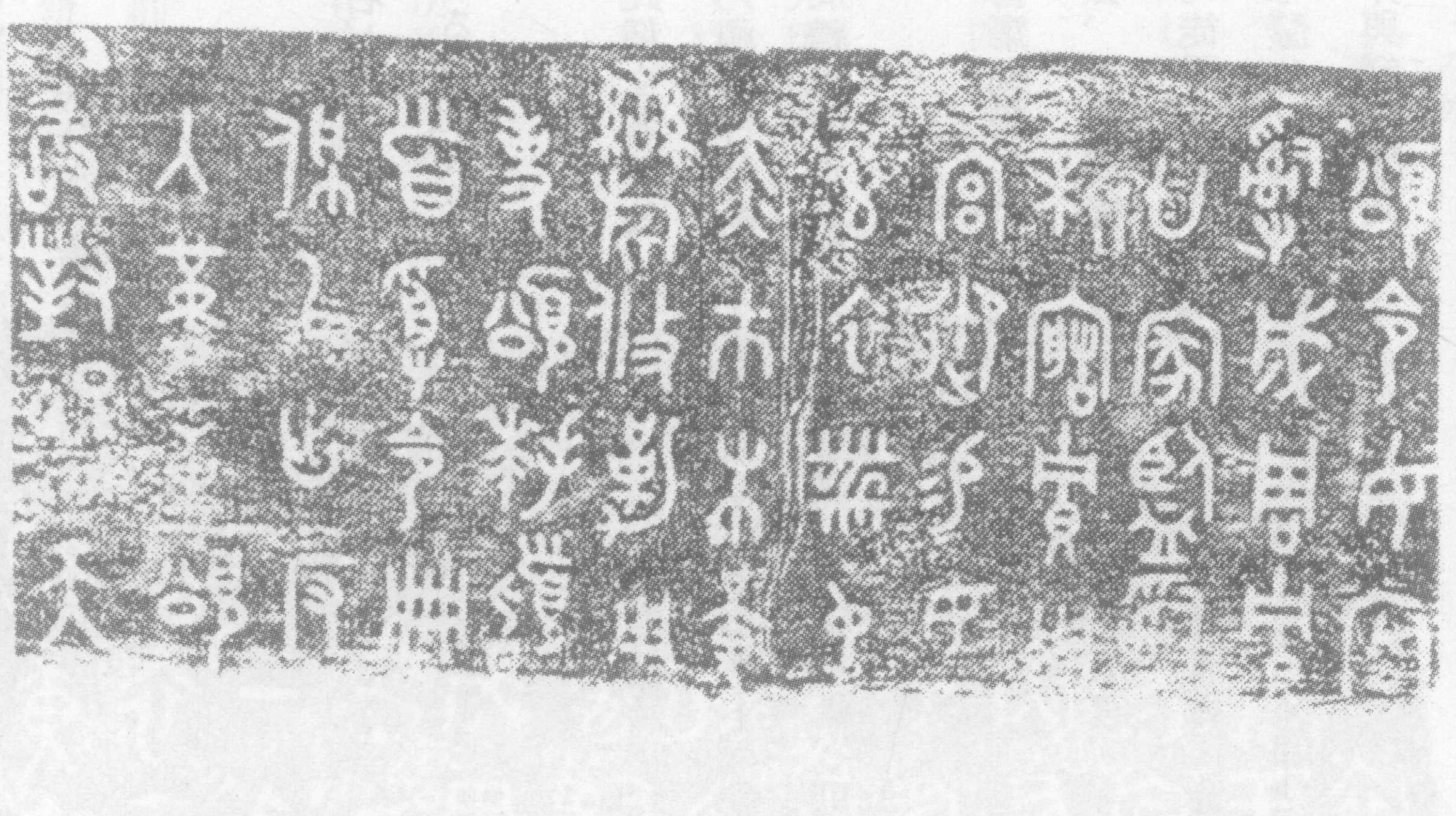


頌壺第二器

器制　故宮にいう。「通蓋高六三糎、深四四・四糎、口徑横二一・二糎、縦一六・九糎、底徑横三一・七糎、縦二四・三糎、腹圍一〇七糎、寬三七糎、重三一・二四一五瓩、器口緣飾環帶紋、腹飾蛟龍紋、足飾垂鱗紋、兩獸耳銜環、蓋腹飾竊曲紋、足飾垂鱗紋、足內飾兩頭獸紋」。武英殿によると、色黑く、綠紫の銹斑があるという。蓋脚は長く、器と銜接している。他の一器は器制が知られない。

銘文　二器、第一器は蓋、第二器は器蓋二銘を存する。文一五一字。頌器にはなお同銘の器が多い。武英にこの器銘を論ずることが甚だ詳しい。





卷三上　一五五～一五六



銘蓋器一第壺頌

器蓋各一五二字、蓋銘在口外之四面、器銘在腹內近口處、由南面起、而西而北、字有方格、或一字而書二格、或二字而書一格、大小錯落、不爲格範、字有爲鏽掩者、使加以斁剔、當可字〻淸晰、頌器傳世甚多、與此同銘者、有壺二、鼎三、簋五、鼎樸素作弦紋、簋腹作瓦紋、口緣飾以蟠夔、惟此壺蛟螭盤拏、特爲巨觀

其一壺、舊藏王益朋家、朱彝尊有跋、載曝書亭集中卷四六、阮元積古齋鐘鼎彝器款識五・二三・徐同柏從古堂款識學一一・一三・吳式芬攈古錄金文三之三・一著錄、皆有蓋無器、阮氏云、此器向藏趙之琛家、今不知所在、徐氏云、杭州莫遠湖携視器、吳氏目錄云、浙江仁和趙次閑舊藏、今在金山錢水西處、卽刻守山閣叢書之家、劉心源奇觚室吉金文述一八・一四乃飜刻阮氏本、鄒安周金文存五・三八，三九器蓋全、細辨皆是蓋文、惟拓本眞僞不同耳、張廷濟淸儀閣金石題識一云、是壺久無蹤迹、莫君遠湖、游山陰得之、項口

卷三上

周遭、僅存數寸、而百五十文字完具、據文在項外、當是蓋之四周、必高數寸、器之文仍不外露也、莫君足迹甚廣、是壺之蓋、安知不尙在人間是誤以蓋爲器、朱氏云、項腹皆有銘、謂蓋銘在項、而器銘在腹、張氏不解朱之語、遂謂從無一器著兩段語句相同之文、而蓋上反無文也、竹翁並未目驗、不過據墨拓著錄之、過矣

佳三年五月既死霸甲戌、王才周康邵宮、旦、王各大室、卽立、宰弘右頌、入門、立中廷、尹氏受王令書、王乎史虢生、冊命頌

史頌𣪘に三年五月丁巳とあり、相去ること十七日である。劉師培は厲、厤朔は宣、高氏は幽とするも厲譜には入らず、また器を宣幽に下すことには問題がある。郭氏のように共王にまで遡らせることは困難であるが、本器のように蓋項の長い器制は㝬壺にすでにみえるところであり、字迹もそれに近い。また賜與の物も懿孝諸器に最も多くみえているところで、その日辰も㝬器の元年・二年に銜接する。

周康邵宮は鄦𣪘にみえる邵宮であろう。康宮は周の太廟の位置にあり、金文には康昭・康穆・康剌・康徲の諸宮の名がみえる。唐蘭氏は康宮の制を論じて宮廟の總名とし、

〔昭〕　王季・武王　昭王・共王・孝王・厲王

京宮　康宮

〔穆〕　文王・成王　穆王・懿王・夷王・宣王

一五七～一五八

とする昭穆の配當を試みているが、剌・彶においては昭穆を稱しておらず、宮廟昭穆・天子七廟の說はどこまで古制を傳えているものか疑わしい。

大系に康卲宮を共王期の康宮新宮に外ならずとし、器を共王期におく論據としていう。

　此與史頌毀等、當是恭王時器、知者、以銘言監司新造、貯用宮御、當是恭王初作新宮時事、趞曹鼎第二器言、龏王在周新宮、宮以新名、必爲恭王時所新造、而望毀又言、周康宮新宮、則所新造者乃是康宮、今本器言王才周康卲宮、而命頌監司新造、貯用宮御、其爲新造康宮時事無疑

郭氏は銘文にいう新造貯を康宮新宮のことと解しているのであるが、新造貯は成周にあるもので、宗周の宮廟と關せず、また貯は屯倉に類するもので宮室ではない。從つてこれを新宮の義として器を共王に屬するのは誤であり、何よりも器制・銘文がその時期まで遡りうるものではない。

宰弘は頌器の他には未見。尹氏が王に命書を授けるという廷禮は寰盤にも記されており、「史帯受王令書、王乎史減册易寰」という。ついで王が史官作册にその書を渡してよみあげさせるのであるが、免毀に「王受乍册尹書、卑册令免曰」というものがこれである。この次第は銘文には多く略されており、概ねただ「王乎某册命」という形式をとる。册命をよむものは本器では史虢生であるが、この虢生は虢季・虢叔の族とは別の家であろう。頌氏の器には、みなこの史虢生が册命者となつており、頌もまた史職の家であつた。史職は聖職であるから、他の家と異なる傳統をもつものであつた。

王曰、頌、令女官嗣成周賓廿家、監嗣新造賓、用宮御

卷三上　一五九～一六〇

官嗣は官司・政嗣・尸嗣・死嗣の語もある。成周賓は成周の貯、貯は家で以て數えるが、おそらく屯倉の類であろう。四方の租徵を集積しておくところで、兮甲盤に「王令甲政嗣成周四方責」というのと同じである。官嗣とはすでにある貯を管理するをいう。これに對して新しく貯を設營する事業の管理に對して、監嗣と稱したのであろう。新出の善夫山鼎に「令女監嗣歙獻人于冕、用作憲司賓、毋敢不善」というのは、冕に新たに賓を設營するに當つて、事の監理を命じたものである。

「用宮御」とは、その屯倉の貯積の目的をいう。宮殿維持のために、諸所に屯倉が營まれていたのであろう。

この册命について、王國維の頌壺跋に「按貯予古同部字、貯廿家、猶云錫廿家也、貯用宮御、猶云賜用宮御」といい、郭氏はその說を「甚是」という。しかしその說では銘文中の官職册命の語がなくなり、また毀文には廿家の字がなく、文義が通じない。臣とも人ともいわず、單に廿家という例もないことである。王氏はその點について、「敦銘無廿家二字、則語不可通、當係闕奪、如國差𦉥、以子禾子釜例之、咸字下亦當奪月字也」というが、咸月の月は略すべきも、廿家を略しては賜與を明示しがたい。善夫山鼎の銘によつて、貯が貯積の意であり、屯倉的性質をもつ王宮御料に充つべき租徵を收めるものであることが、確かめられるのである。愙齋に「司倉儲之職也」というのがよい。御についても郭氏は、「御者、大雅崧高、王命傅御、毛傳云、御治事之官也、故貯用宮御、乃謂錫用宮中之執事者」とし、宮御を賜うたとする解であるが、用以下は用事・用孝のように下に動詞をとる例である。二氏の句讀にも誤がある。

積微居に貯を紵と解し、御を尊者の用とし、禮記喪大記「絺綌紵不入」を證とするも、成周紵廿家では文義をなさない。兮甲盤に責・賓を併擧しているように本來租徵の意で、倗生毀に「其賓卅田」というのはその租徵を以て代價に充當する意である。成周は周の東方經營の最大の據點であり、東方南方の物產は多くここに會集賦納されていたのである。そしてそのことは兮甲盤にもみえるように、宣王期においてもなお大規模な集積が行なわれていたのであつた。

易女玄衣黹屯・赤市・朱黃・鑾旂・攸勒、用事

これらの賜與は、主として共懿期より孝夷期にわたつて行なわれている。賜與の品目も時期によつて大體の定まりのあるものであるから、器の時期を推定する手がかりとなしうる。懿三年の師晨鼎と關聯ある庚季鼎に「赤◎市・玄衣黹屯・鑾旂」、夷王廿七年の器と考えられる伊毀に「赤市・幽亢・鑾旂・攸勒」があり、本器と同期と思われる𦎧壺には「秬鬯一卣・玄衮衣・赤市・幽黃・赤舄・攸勒・鑾旂」が賜與されていて、秬鬯・赤舄のほかはその品目が同じである。

頌拜𩒨首、受令册、佩以出、反入堇章

受命後の廷禮を記したもので、他器にその記載なく、そのため意味も詳しくしがたいところがあつたが、近出の善夫山鼎に同樣の記載があり、廷禮として行なわれる次第であることが明らかとなつた。善夫山鼎にはこの部分を

山拜稽首、受册、佩以出、反入堇章

と記しており、受令册を受册に作るが、同じ意味である。愙齋に赤市・朱衡を佩ぶると解するは誤

卷三上　一六一～一六二

る。郭氏も「受命册佩」を句讀とし、「當爲一讀、佩指所賜之朱珩」とするのは、愙齋の誤を承けたものである。高釋に佩册とは奉命の意で、「則凡上文册命所錫之物、一一悉爲導領矣、行文之潔要、當如是」とするが、市・黃以外は佩しうるものでなく、文には明らかに「受令册」という。册命の書はいわば辭令書であり、册命ののちにその書を受けているので、彝銘にはその文を錄しているのである。左傳僖廿八年、晉の文公の受命のとき「受策以出」と記されているものも、この廷禮に外ならない。

反入堇章も本器と善夫山鼎にみえるものであるが、その具體的な儀禮內容は明らかでない。郭氏はこれを納瑾報璧の禮としていう。

　反入堇章、當讀爲返納瑾璋、蓋周世王臣、受王册命之後、于天子之有司、有納瑾報璧之禮、召伯虎毀第二器、言典獻伯氏、則報璧琱生、典則召伯所受之册命

いわゆる召伯虎毀の典獻は册命の際のことでなく、爭訟の解決に當つてのことであるから、器銘の反入堇章のこととは關係がない。むしろ左傳にいう出入三覲の方が、この器のいうところと關聯をもつている。郭氏はまたいう。

　左傳僖二十八年、晉文公受王册命後亦云、受策以出、出入三覲、與本銘近似、出入三覲亦當讀爲出納三瑾、古金文凡瑾覲勤謹、均以堇字爲之、左氏古文、必亦作堇、後人因讀爲覲、更進而易其字也

字は後人の變改というよりも、左傳成立のときすでにこのように譌傳していたのであろう。ただそ

こに記されている廷禮と册命は、西周金文のいうところと極めて符合し、當時なおその禮が實際に行なわれており、左傳の原資料にそういう信憑性のあるものが含まれている事實を知りうるという點において、貴重な記載であると思われるので、その文を錄しておく。

五月己酉、王享醴、命晋侯宥、王命尹氏及王子虎內史叔興父、策命晋侯、爲侯伯、賜之大輅之服・戎輅之服・彤弓一・彤矢百・旅弓十・旅矢千・秬鬯一卣・虎賁三百人、曰、王謂叔父、敬服王命、以綏四國、糾逖王慝、晋侯三辭從命、曰、重耳敢再拜稽首、奉揚天子之丕顯休命、受策以出、出入三覲

杜注に「出入猶去來也、從來至去、凡三見王也」とし、會箋には「獻楚俘、一覲也、王享、二覲也、受命之後又當入謝、三覲也」としているが、何れも覲を字のままに解している。「出入三覲」という傳えが、すでにその解を與えているのである。この語が、器銘にいう「反入堇章」の誤傳であることは明らかで、三覲とはおそらく蕫章として用いる瑾のことであろう。反入は字のままに返納と解すべきであろう。もとよりこのときの賜與中から返納するのでなく、册命の書を佩びて一たび門より退いたのち、瑾章を携えてこれを返納するのである。その禮は文獻に記載なく、詳しいことは知りがたいが、おそらく前命の際に授與されたもののうち、特定のものを返納する禮があつて、ここでは瑾章を返納しているのである。こういう返納の禮があつたことは、金文において嗣襲の册命に際して、しばしば「乃祖旂」・「乃父市」のように、かつてその父祖に賜うたものを再び下賜する例が多いことからも知られる。もし返納されていることがなければ、これらの賜與もありえないわけである。およそ賜與は、本來靈の分賜という意味をもつものであり、魂の宿るものであつた。それで賜與中の何れかをえらんで、更命のときに返還する儀禮があつたものと思われる。文公の場合はその前々日に獻俘の禮を行なつているので、そのときの賜與があつたものであろう。金文にこの種の記載が甚だ少いのは、それが常禮であつたからと思われ、わずかに本器と善夫山鼎、及び祖父の物を以て賜うという數例の記述によつて、その禮の行なわれていたことを知りうるのである。

頌敢對覭天子不顯魯休、用乍朕皇考龏叔・皇母龏姒寶隮壺、用追考、旛匃康𩞁屯右、通彔永令

容庚氏いう。「邾段、用乍朕皇考龏伯𣄨段、龏伯疑與此龏叔爲兄弟行」。邾段は鄒段。鄒は祝の職にあつて本器の史頌と職事近く、器もまた同期のものであるが、廟號が同じであるから兄弟輩とも定めかねるところである。康𩞁屯右は康𦓤屯右と同じ語であろう。克器や微䜌鼎にみえる。通彔永命は虢姜段にもみえ、㣇伯段に「用旛屯彔永命魯壽」というに同じ。

頌其萬年眉壽、畯臣天子、霝冬、子〻孫〻、寶用

「畯臣天子、霝冬」は追段にもみえる。下つて、克器にもしばしば用いられている語である。

訓　讀

これ三年五月旣死霸甲戌、王、周の康邵宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。宰弘、頌を右けて門に入り、中廷に立つ。尹氏、王に命書を授く。王、史虢生を呼び、頌に册命せしむ。

王曰く、頌よ。女に命じて成周の貯廿家を官嗣せしむ。新造の貯を監嗣して、用て宮に御ひよ。女に玄衣黹純・赤市・朱黄・鑾旂・攸勒を賜ふ。用て事へよ、と。

頌、拜して稽首し、命册を受け、佩びて以て出で、瑾璋を返納す。

頌、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て朕が皇考龏叔・皇母龏姒の寶隮壺を作る。用て追孝し、康𩞁純佑、通祿永命ならむことを祈匄す。

頌其れ萬年眉壽、畯く天子に臣へて靈終ならむことを。子〻孫〻、寶用せよ。

参　考

本器と同銘のものに、鼎三器・段五器がある。壺二器と合せて、同銘十器に及ぶ器群である。

＊頌鼎

収藏　一、「先藏中江李香嚴家、光緒中年乃歸武進費氏」周存　「上海博物館」上海

二、「故宮博物館藏」故宮

器影　一、上海四九　二、甲編・一・二八　通考・七一　故宮・上・四一　河出・二二九

三、甲編・一・三二　大系・一〇

銘文　一、攈古・三之三・三　奇觚・二・一八　愙齋・四・二三　周存・二・一八　大系・四五　小校・三・三二　三代・四・三九　河出・二三〇　二玄・三六一　二、甲編・一・二八　貞松・三・三六　大系・四六　三代・四・三八　三、甲編・一・三二　攈古・三之三・五　積古・四・三三　三代・四・三七

器制　第一器について上海にいう。「高三〇・八糎、口徑三二・八糎、腹徑三〇・九糎、腹深一六・三糎、重九・八二瓩」。立耳三獸足鼎。二弦文の簡素な鼎である。第二器について故宮にいう。「通耳高二五糎、深一三糎、口徑二五・七糎、腹圍七五・八糎、重四・九三五瓩、口沿下飾弦紋二道」。器制第一器に同じ。圖錄は康鼎と互易している。第三器について甲編にいう。

「高七寸、深四寸八分、耳高二寸、闊二寸一分、口徑八寸二分、腹圍二尺七寸八分、重二百兩」。立耳三獸足鼎。器制前器と同じ。



頌鼎第二器

銘文は各器行款を異にし、第一器十五行、第二器十六行、第三器十四行であるから、容易に區別することができる。容庚氏いう。

鼎三、其二爲清宮所藏、見西清續鑑甲一中、今一存故宮博物院、一存頤和園、積古齋攈古錄、據



頌殷第一器銘

趙魏所藏搨本摹入者、乃第三器、奇觚室本龢刻阮氏本、其一李鴻裔費念慈所遞藏、見攈古錄周金文存吳大澂愙齋集古錄皆載之

第一器はのち上海博物館に歸した。前頁に錄入した銘は吳大澂の手拓にかかるものである。

＊頌殷

收藏　一、「原藏張廷濟家、後爲歸安沈仲復中丞所得」愙齋　「後歸沈秉成與端方、今歸日本某氏」武英

二、蓋「吳式芬所藏」武英

三、「此頌殷蓋器、爲陳簠齋丈所藏」愙齋　「善齋藏」善齋

四、「器、今人馮恕所藏」武英　「蓋、今人鄒壽祺所藏、後歸羅振玉、今歸日本某氏」武英

五、「嘉興姚氏藏」愙齋　「嘉興方維祺藏、後歸嘉興姚氏」武英

器影　一、陶齋・二・七　大系・八六

三、善齋・八七（蓋）

銘文　一、「無廿家二字、永寶用上多一永字」頌器　〔器蓋〕　攈古・三之三・一一　從古・六・二六　陶齋・二・七　愙齋・一〇・二二b・二三b　周存・三・二・三　大系・四七・四八　三代・九・三八b・三九b

二、〔器〕　積古・六・二〇　奇觚・四・二一　周存・三・五　大系・五〇　三代・九・四五b

〔蓋〕　攈古・三之三・一六　奇觚・四・一八　愙齋・一〇・二四b　大系・四九　周存・三・八　三代・九・四七b

愙齋跋にいう。「右頌殷蓋拓本、得之西安蘇億年、不知器歸何處」

三、〔器〕　攈古・三之三・九　敬吾・下・四　大系・五二　周存・三・六　三代・九・四二b

〔蓋〕　攈古・三之三・一五　奇觚・四・二〇　愙齋・一〇・一八b　從古・一五・一二　大系・五一　周存・三・八　善齋・八・九九　小校・八・一〇〇　三代・九・四六b　簠齋・敦・三

四、〔器〕　大系・五四　周存・三・九　貞松・六・二一　三代・九・四三b

〔蓋〕　大系・五三　周存・三・一〇　貞松・六・二三　三代・九・四四b

五、〔器〕　攈古・三之三・一一　從古・一二・九　愙齋・一〇・二二　大系・又・五四　三代・九・四一b

〔蓋〕　愙齋・一〇・二〇b　周存・三・四　大系・五五　三代・九・四〇b

愙齋跋にいう。「此嘉興姚氏所藏頌殷、與陳氏一器同文、攈川沙沈



頌殷第一器

韵初所貽舊拓本編入」

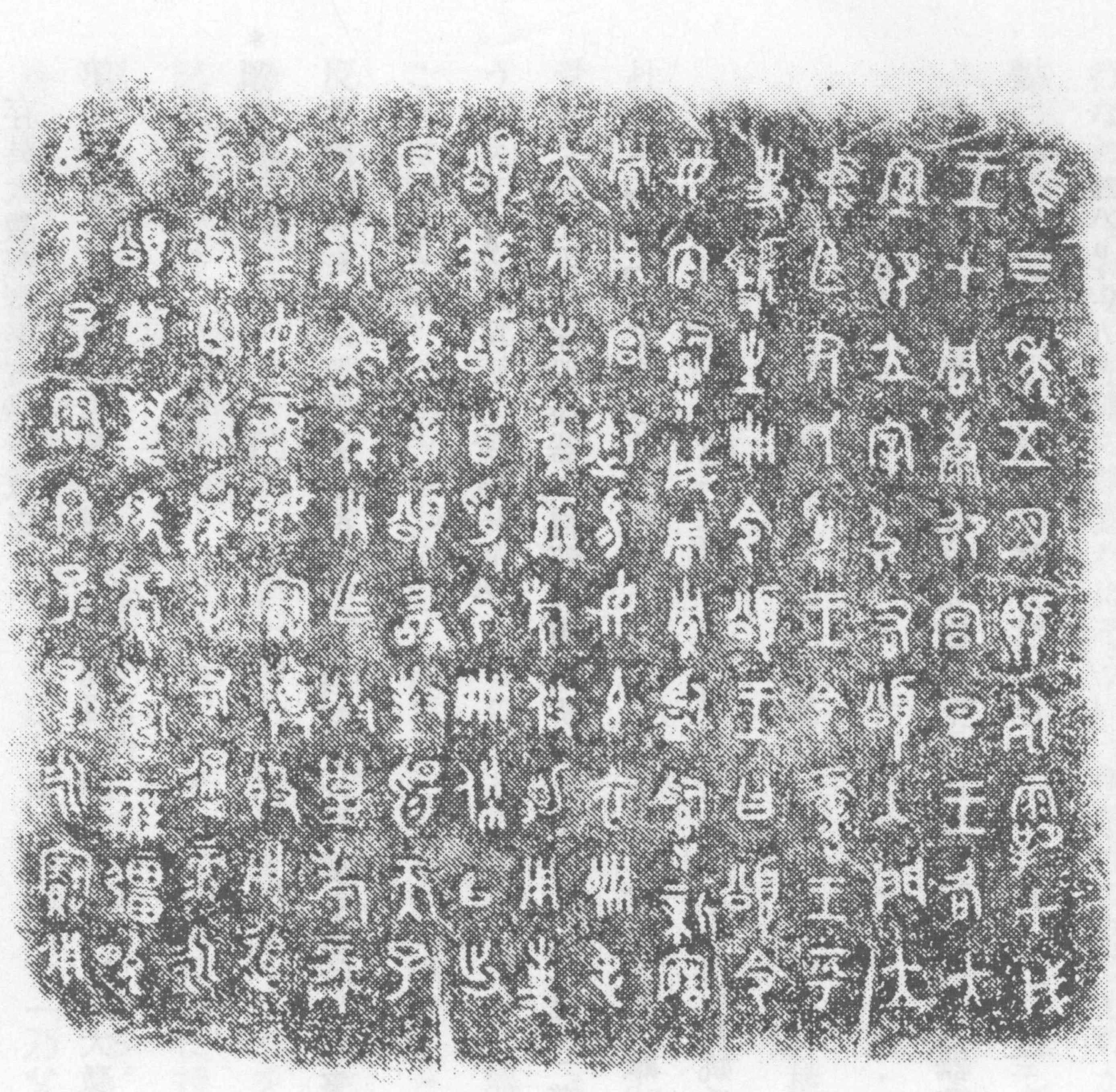
右の器蓋の組合せは必らずしも嚴密なものでなく、一應郭氏、高氏により便宜配比したもので、容庚氏は武英において器蓋全きもの二・五、他は三器三蓋として原配を定めていない。器蓋原配を知りうるものは二器のみであり、他の配比には問題もあると思われるが、すでに殆んど器影をも失っているので、これを正すことは困難である。

器制　第一器について陶齋にいう。「通蓋高一尺三寸二分、深六寸六分、口徑一尺四分、腹徑一尺一寸七分」。兩耳犧首、珥端は外に反轉して尖端は魚尾狀をなしている。三小足あり、また犧首を飾る。器蓋の口緣に夔樣夔文、他は瓦文、また圈足に鱗文を飾る。史頌殷と相似た器制である。また第三器は蓋のみであるが、善齋にいう。「身高四寸二分、口徑一尺一寸九分」。蓋の文樣は第一器と同じ。おそらく同制の器であろう。蓋鈕內に顧龍と思われる圓形の文樣を加えている。

銘文　一五行一五二字。銘文の著錄について、武英にその系統を論じていう。

「器蓋全者二、一藏張廷濟家、後歸沈秉成與端方、今歸日本某氏、從古堂・愙齋・攈古錄・陶齋吉金錄均著錄之、周金文存有器無蓋、一藏嘉興方維祺家、後歸嘉興姚氏、從古堂・愙齋・攈古錄・周金文存均著錄之

器三、一諸城劉氏藏、見于清愛堂家藏鐘鼎彝器款識法帖・積古齋・攈古錄・朱善旂敬吾心室彝器款識・周金文存均著錄之、奇觚室收楊氏龢本　一周金文存收何元錫拓本、不知器藏誰家　一



今人馮恕所藏、周金文存著錄之

盃三、一陳介祺所藏、今歸劉體智、從古堂・窓齋・攈古錄・奇觚室・周金文存・簠齋吉金錄皆著錄之　一吳式芬所藏、窓齋・攈古錄・奇觚室・周金文存皆著錄之　一今人鄒壽祺所藏、後歸羅振玉、今歸日本某氏周金文存著錄之

頌段は器蓋合せて十銘あり、器は少くとも五器以上に及ぶものであるが、高鴻縉氏はすべてこれを僞銘であると主張している。器の眞僞については「吾未能親見其一、而其

巻三上　一七一～一七二

圖形之可見者、亦只頌段一、大系圖編第八六、載其拓樣而已、故其器之眞僞不易知也」と一應留保しているが、善齋にも一蓋あり、すでに容庚氏の鑑識を經たものである。その銘文に對する疑問は「成周賓廿家」の廿家を略したものがあるのは當時の鑄造に非ず、字形に疑うべきところ多く、段二のごときは窓齋はその拓を蘇億年からえているが、蘇氏は著名の仿造家であること、字迹淸明を缺き瘦弱のものあること、などをあげて論じている。しかし器が蘇兄弟以前すでに傳世のものであつたことは高氏もまた認めるところで、まず乾嘉のときにその偁を成すものがあり、「顧蘇輩踵爲翻刻、遂成五器十銘之多歟」としているが、そこまでの假定を立てて僞作を主張しなければならぬものでないことは、著錄を見ても明らかである。

高氏はまた丁巳・甲戌兩銘の頌器はすべて幽王三年五月の十七日間に作られたものであるとして、その事情を論じていう。

於是頌器之傳世者、除頌簋五器十銘爲僞作不計外、尙有史頌簋四・史頌鼎二・史頌盤・匜・簠各一・頌鼎三・頌壺二、共十四具、均鑄在十七日之間、而頌鼎頌壺、尤厚重精美、而其尙未出土之件、或出土而卽澌滅不見著錄之件、或本是頌器、祇以無銘之故、而不爲人所知之件未計也、自幽王三年五月、迄於宗周之滅、尙有八年之久、頌本好利而侈、又爲成周倉庫二十所總管、其必續有鑄器無疑、……是故洛邑之郊、吾以爲必尙有頌器可獲也

多數の頌器は、頌が成周の王室倉庫を管理していた際の不當の利益によつて作られたものであるとするのであるが、このような彝器觀に立つて彝器文化を論じうるものではない。彝器は家廟に祀る

最も神聖なもので、神明を欺いて彝器を作ることは、當時においては考えがたいことであった。高氏のこのような彝器觀が、頌段十銘をすべて僞銘とする勇決な議論を生んだのであろう。

頌・史頌の諸器が何れも三年五月の器であり、兩器の日辰は丁巳と甲戌、その間十七日を去るのみで、暦譜上同年に列することができる。それで從來、その器を何王に屬するにせよ、すべて一王に屬している。從來の斷代說では共・懿・厲・宣・幽の五王の名があげられているが、暦譜上では懿・厲を除いて共・宣・幽の何れにも一應屬しうるのである。もし頌・史頌の兩器を同年のものとすると、おそらく十數器以上の銅器がこのとき一擧に作られたことになり、當時の頌氏は、後の克氏や皇父にも匹敵すべき、よほどの大族であつたということになろう。しかし、頌鼎・頌壺の諸器が史頌の諸器と同年の制作とすれば、省蘇のことを命ぜられて十七日の後に復命を終え、さらに成周に派遣されたことになり、時日の關係からみてかなりの不自然を生ずるので、いまかりに頌器を孝王に屬し、史頌の器を夷王の三年に錄入すべきものとしておく。同年の器とすることも不可能ではないが、頌と史頌と、名號上の相違があることも、一應考慮すべきであろう。

巻三上　一七三～一七四

一三八、史頌段

時代　共王大系　懿王董作賓　厲王唐蘭　宣王兩罍・麻朔・通考　幽王頌器

收藏　一、「內府藏」西淸「是敦窓齋曾自藏、今器歸劉省三中丞矣」窓齋　器制・銘文によつて檢するに、書道博物館に藏する一器は、これであることが確かめられる。いま器のみを存している。

二、「器、原藏嘉興張氏、蓋、原藏歸安吳氏」頌器　この器の器蓋の分合については、吳雲の兩罍に、「雲於甲子一八六四年初夏、游寓泰州世好錘桐叔、攜此敦蓋相贈、因憶嘉興張叔未藏有史頌敦、適行篋有拓本、取以相較、銘文脗合、特不知器之形製大小合否、閒亂後此敦爲金蘭坡所得、轉售於人、不復知其蹤跡、己巳一八六九秋、親家潘季玉方伯、物色得之、試以此蓋相配、形製大小、無絲毫或爽、遂擧以爲贈、俾成合璧、此益不知何時離散、乃於三千年之後、卒能離而復合、是必有神物呵護之者、因附記之」と記しており、一たび器蓋が合している。ただその後の消息については聞くところがない。

三、「淸宮原無此器、或於民國初年、由廠市購入故宮、今在臺、蓋、原藏徐乃昌家、今不知所在」頌器

四、「器、物今不知所在、蓋有裂痕、原藏澂秋館」頌器　いま寧樂美術館に藏するものは

これであろうが、器蓋は原配でない。

著録

器影　一、西清・二七・一六　大系・八五

二、蓋、兩罍・六・三五

三、澂秋・上・二〇（蓋）　大系・八四（蓋）　通考・三三七　故宮・上・六七　二玄・三六〇

四、通考・九　頌器・二

銘文　一、恒軒・上・二七　奇觚・四・八　愙齋・一〇・一七　大系・四〇　小校・八・五六　三代・九・七・二

二、器、筠清・三・三一　攈古・三之二・五三　奇觚・一六・三六　愙齋・一〇・一八　周存・三・三二　從古・二・一五　大系・四一　小校・八・五七　三代・九・九　蓋、攈古・三之二・五四　敬吾・下・五　兩罍・六・三五　愙齋・一〇・一五　周存・三・三三　大系・四一　小校・八・五五　三代・九・一〇

三、器、貞松・六・五　大系・四二　三代・九・九　蓋、攈古・三之二・五四　澂秋・上・二〇　大系・四二　小校・八・五七　三代・九・一〇

四、器、攈古・三之二・五五　愙齋・一〇・一五　周存・三・三三　大系・四三　小校・八・五六　三代・九・八　蓋、攈古・三之二・五五　周存・三・三四　大系・四三　小校・八・五八　三代・九・八

考釋　愙齋賸稿四二　韡華・乙中・五九　大系・七一　文録・三・二四　文選・上三・一〇　通考・三五三　麻朔・五・一一　積微居・六八

高鴻縉　頌器考釋（民四八・七）



史頌𣪘第三器



史頌𣪘蓋

器制　一、西清にいう。「通高七寸二分、深四寸一分、口徑六寸八分、腹圍二尺七寸六分、重二三五兩」。圖像のみを存する。兩耳、珥あり、三小足の圏足𣪘。足は殆んど犧首のみ。器蓋口縁に變樣夔文、器腹蓋上は瓦文、圏足部に鱗文を飾る。

二、蓋の拓影のみを存する。器制はおそらく第一器と同じであろう。蓋の口縁は第一器蓋と同じく、互字形に組合わされた變樣夔文である。

三、失蓋。故宮にいう。「通耳高一九・五糎、深一一・八糎、口徑二四・二糎、底徑二三・二糎、腹圍八七・七糎、重六・五五五瓩、口沿下飾竊曲紋一道　腹飾瓦紋、腹下飾鱗紋、三蹲獸爲足、兩耳作獸首形、有珥」。口沿下の變樣夔文は第一・二器と同じ。ただ足端は外折反轉し、第一器と異なる。

四、通考下・二三六に器を僞器としていう。「余曾見一史頌𣪘、審其顏色、乃由塗澤而成、兩耳形制亦板滯非眞、然器蓋對銘各六十字、花紋與蓋之圏內鳥紋的由范成、竊謂鑄器之法久已失傳、近世工人、安能有此技巧、色澤後加、兩耳後補、估人之常、無足異者、卒斥千金購得之、細審仍是僞鑄、敢竭所知、以告同好」。しかし高鴻縉氏は蓋のみを眞器とし、「今考以爲器誠仿鑄配合、銘亦贋品、但蓋不僞、其銘亦不僞也」と述べて、蓋銘には僞迹なしという。器制他器と同じきも、三小足は第三器と異なり、足頭が稍しく屈折するのみ。寧樂に藏するものは、おそらくこの器であろう。

銘文　六行六二字。四器八銘中、器蓋の組合せに不明のところがあり、いま著録は大系に從う。高氏の頌器にも器蓋の分別を記しているが、第二器以下は原配を確かめがたいところがある。行款字數はすべて同じである。

隹三年五月丁巳、王才宗周、令史頌省穌、灋友里君百生、帥䨏盩于成周、休又成事、穌賓章・馬四匹・吉金、用乍𩰫彝



器の日辰を以ていえば、頌壺頌鼎に先だつこと十七日であるが、この十七日間に省蘇のことを終え、また成周の貯の官嗣を命ぜられて器を作ることは時日の上から無理であると思われるので、いまかりに壺・鼎を孝王に屬し、この器を次の夷王に屬すべきものとしておく。曆譜の關係をて以ていえば、この逆の場合は成立しない。史頌と頌と、名號の上にも相違がある。

省を攈古に許說を引いて招と釋し、窓齋は職事を聽訟に關することとして聽、また郭氏は字を覸の假借とみて、「覸謂省視承問也」という。覸の假借としなくても、字は省の繁文である。遹正の義に近いが、遹正には軍事的な意味が強く、省には行政査察の意が強い。窓齋の聽訟說は、「曰聽曰理曰盭曰休又成事、皆聽獄之詞也」とする文字解釋から出ているのであるが、あるいは鬲攸從鼎の爭訟事件の審理を王が命じて、「王令眚」とある眚の義を採つたのであろう。そして下文の賓章のことを、賄賂であるなどと解しているが、すべて誤解に本づくことである。字は中方鼎・中甗「王令中先省南國」・中觶「王大省公族于庚□旅」・大盂鼎「雩我其遹省先王受民受疆土」とある省・遹省の省で、この場合遹省を行なう意である。

穌は蘇。大系にいう。「小雅何人斯序有蘇公、毛傳云、蘇畿內國名、左傳成十一年、蘇忿生以溫爲司寇、是蘇國在溫、其地卽今河南溫縣、與洛陽相隔不遠、故此王命史頌覸蘇」。國語鄭語に「己姓、蘇顧溫董」とあり、己姓の有蘇氏は殷商以來の古國で、當時なおその地を領していたのであろうが、何らかの必要に備えて、蘇地の遹省を命じたものと思われる。蘇地の遹省といつてもその地をすべて巡察するのでなく、蘇地の有力者、政治責任者たちを一處に

卷三上　一七九～一八〇

集めて忠誠を盟わしめ、撫恤の功を收めたものであるらしく、以下はその儀禮をいう。灋友は法友。灋は異文であるが、郭氏は齊侯盤にみえるその字を鮮虞の虞に充て、結局は字義不明であるとしている。灋の右旁は解豸を䳭夷を以て包んだ形で、神聖を犯し汚穢にふれたものを神判に付し、その解豸を水に投じて修祓する儀禮を示したもので、灋と立意同じ。法友とは官友・官守友・友正等と同じく、その官治を執るものをいう。里君百生は書の酒誥にいう百姓里居、逸周書商誓の百官里居と同じ。里居は里君の誤で、金文によつて經文を訂しうる例である。窓齋に文を「理群百姓」として聽訟のことと解したのは誤る。令彝にも諸侯・侯・田・男と里君とを併擧している。里は邑と同じく一の行政單位で、里君とはその治者をいう。

百生は百姓。邑里內外の氏族をいう。生は姓。邑里の居住者も氏族を單位としていたので、大體において族長がそのまま里君であつた。姓は氏というほどの意味で、姓組織の姓とは異なる。以上の三者は、法友が地域を官司する行政的官吏、里君は邑里の長で氏族の代表者、その下に一般氏族員があるという關係である。被支配者たちは、その氏族形態のままで氏族代表者である里君に率いられ、王室は官司者を派遣していわば間接支配を行なつていたので、時に應じて遹省などの査察を行なう必要があつた。このたびの遹省に際して、蘇以下右の人々が成周に會合し、盟誓を行なうのである。

帥覊は難解の語である。窓齋は帥俾、郭氏は帥を語助、覊盭二字を動詞とし、「以二字聯列之辭類求之、盍假爲遨遊」と解する。史頌が蘇地の省視を終えたのち、蘇地の法友以下を伴なつて成周に遨遊したというのであるが、器銘の內容として不適當であるのみならず、王命を奉ずる所以でない。楊積微居にこの句を、曹偶を率いて成周に朝せしめた意としており、この方が文意に順適である。楊氏は帥を率從先道、覊を偶の一體にして、兩字を合せて曹偶の意であるとし、史籍の中からその語を求めている。

偶謂曹偶、史記倉公傳云、女子豎曹偶四人、又黥布傳云、率其曹偶、亡之江中、爲群盜、索隱云、偶類也、銘文云率覊、猶黥布傳云率其曹偶矣、

そして盭は朝の假借にして、法友里君百姓が各〻その曹偶を率いて成周に朝したとするのであるが、曹偶は倉公傳にもみえるように殆んど奴婢の類であり、黥布傳では群盜の徒とされているもので、もとより臣從の列に入るべきものでない。また臣下として謁するのは見事といい、朝という語を用いた例なく、またすでに朝字があるのに盭を假借して用いる理由もない。高氏は帥を相率、覊を隅にして「此處通遇、後世亦以晤字代之」として遇過の意とする。省蘇のことが終つて、法友以下が成周に遇會したとするものであろうが、法友以下が成周に會聚することが省蘇のために行なわれているのである。ゆえにそのことが終つてのち、賓禮がなされている。帥は金文では帥井・帥用・帥秉のように規範に從う意に用いる。率從のときには率の字があり、率懷・率征あるいは禹鼎「馭方率南淮夷」のようにその字を用いる。帥を名詞に用いた例はなく、二字連用の動詞例が多い。ただそのときには、「先王命」・「先文祖」・「皇祖考懿德」のような副詞句をとるので文例は異なるが、帥覊二字で動詞とみてよい。準則に從つてそれぞれの部署に分れ、秩

卷三上　一八一～一八二

序ある集團として行動することをいうものである。こうして成周に會集して盭の禮を行なうのである。

盭を郭氏は覊と連ねて遨遊、楊氏は朝會、また高氏は「當是通奏、奏報也、帥覊盭、卽相率晤報之意」とするも、みな假借を以て說くものである。盭は說文にその字があり、「引擊也、从幸攴、見血也」という。幸は執の從うところで手械、これを擊つのはその罪を定める意で、血は盟誓の意を示す。すなわち誓約の儀禮をいう。盟誓のときに歃血が行なわれたことは、左傳襄九年、「與大國盟、口血未乾、而背之可乎」、また說文盟字下にも、「周禮曰、國有疑則盟、諸侯再相與會、十二歲一盟、北面詔天之司愼司命、盟、殺牲歃血、朱盤玉敦、以立牛耳」という。省蘇のことはこのように蘇君をはじめその有司以下氏族國家を代表する人物が、それぞれ選拔されて所定の地に會集し、王使と盟誓するという儀禮として行なわれたのである。おそらく遹正・遹省とよばれる行爲にも、同樣の儀禮がなされたものであろう。

「休又成事」は休にして成事あり、省察の首尾を終つて、成績をえたことをいう。蘇地に對する査察は、何らかの特定の事情があつてなされたもので、たとえば夷王の初年讒構のこと多く、その五年には齊侯が烹殺されるというような事件もあり、諸侯の力によつて擁立された夷王政權の內部に、種々の複雜な暗流があつたようである。省蘇のことも、おそらくそのような事情があり、いわゆる「國有疑則盟」という盟誓がなされたものと思われる。こうして盭すなわち盟誓のことも無事終つて臣從の禮成り、蘇は王使たる史頌に對して賓禮を行な

つた。賓は王使に對して禮物を贈り、王の眷寵に應えるもので、瞏卣・盂爵、下っては大𣪘などにその禮がみえる。賓物は瞏・盂では貝、大𣪘では章・帛束、あるいは瓚章・馬兩であるが、本器では章・馬四匹・吉金である。それぞれ、當時の財寶とされていたものであろう。史頌はおそらく、このとき賓禮として受けた吉金を以て、この𣪘を作ったのであろうが、𣪘は今知られるもののみでも四器あり、また別に同銘の鼎がある。𩱧は烹飪の意で、概ね鼎に用いる。中方鼎「𩱧父乙𢕔」・㫚鼎「乍朕文考弃白𩱧牛鼎」・小克鼎「克其日用𩱧朕辟魯休」などその例である。𣪘にも君夫𣪘・免𣪘・蔡姞𣪘など𩱧を加えていう例は多いが、本器の例を以ていうと、鼎銘としての文を𣪘にも加えたものであろう。鼎・𣪘など同銘の器を一具として作るときには、鼎を中心とする銘文が用意されたものと思われる。

頌其萬年無疆、日運天子覭令、子々孫々、永寶用

萬年無疆は金文の常語。克器や伊𣪘など、夷王期の諸器にみえる。運を愙齋に藏の古文とし、文選に揚、高釋に「未察其義、此處應讀爲將、將持也、引申爲奉」とするが、麥尊に「運天子休」・「運明命」とあり、對揚の義である。冊命には對揚の字を用いるが、器銘は冊命に對揚するものではなく、王使としての大任を命ぜられた顧寵に對するものであるから、運を用いたのであろう。郭氏が「大牽乃光大顯揚之義」と解しているのが、字義をえていよう。

覭は顯と同じ。也𣪘の「顯々受命」の顯は尹に從う。吳式芬は克鼎・虢盤に顯・覭を兩用しているので、覭を耿と釋しているが、也𣪘の例を以ていえば兩字相通ずるところがあり、多少慣用を異にするも同義の字である。

訓　讀

これ三年五月丁巳、王、宗周に在り。史頌に命じて蘇を省せしむ。法友里君百姓、帥𦠆して成周に盩ふ。休にして成事有り。蘇、章・馬四匹・吉金を賓る。用て𩱧彝を作る。頌、其れ萬年無疆、日に天子の覭命に運へむ。子々孫々、永く寶用せよ。

參　考

本器と同銘のものに史頌鼎二器がある。本來この器銘は鼎を主とするものであるが、鼎はいま佚して傳わらず、わずかにその圖像を殘すのみであるので、𣪘を以て標出したが、鼎は圖像によると克鼎の器制に近く、堂々たる偉容をもつものであったらしい。

＊史頌鼎

收藏　一、「物原在清宮、後佚」頌器　二、「新安程木庵舊藏、今歸潘文勤公」愙齋

器影　一、西清・三・二一　二、攈古・一・一〇　恒軒・上・一四　大系・九

銘文　一、貞松・三・三一　小校・四・二六　三代・四・二六　二、筠清・三・三一　攈古・三之一・五二　奇觚・一六・一九　周存・二・一八　愙齋・四・二五　大系・四四　小校・三・二一　又・八・五四（重）　三代・四・二六

器制　第一器について西清にいう。「高七寸四分、深四寸三分、耳高一寸七分、闊二寸一分、口徑八寸九分、腹圍二尺七寸一分、重二五六兩」。立耳の三獸足鼎。口下に變樣夔文、器腹に波狀文を飾る。脚頭に饕餮文を付している。西清の圖は鼎足細く、失眞の憾みがある。攈古等に載せる器影は第二器、器腹の傾垂や鼎足が第一器の繪圖とかなり異なつている。



史頌鼎第二器

銘文は第一器七行、第二器六行、史頌𣪘と同文である。攈古に詳しい考釋が試みられており、また張孝遠の考釋一篇を附載している。當時の考釋家の研究方法をみるべき興味ある解釋が多いが、字釋に誤多く、今日の參考に資すべきものは至つて乏しい。兩鼎の字迹は、𣪘と全く同じく、篆意の強い流麗なものである。

なお史頌の器は他にも匜・鬲・簠・盤などあり、みな同一人の器であると思われる。

＊史頌匜

收藏　「見於長安」攈古　「澂秋館藏」澂秋

器影　澂秋・下・五三　大系・一四五　雙劍誃・上・二　通考・八五二　河出・二三一　二玄・三六四

銘文　攈古・二之三・一〇　愙齋・一六・二五　周存・四・二七　綴遺・一四・一一　小校・九・六一　三代・一七・三一　河出・二三二



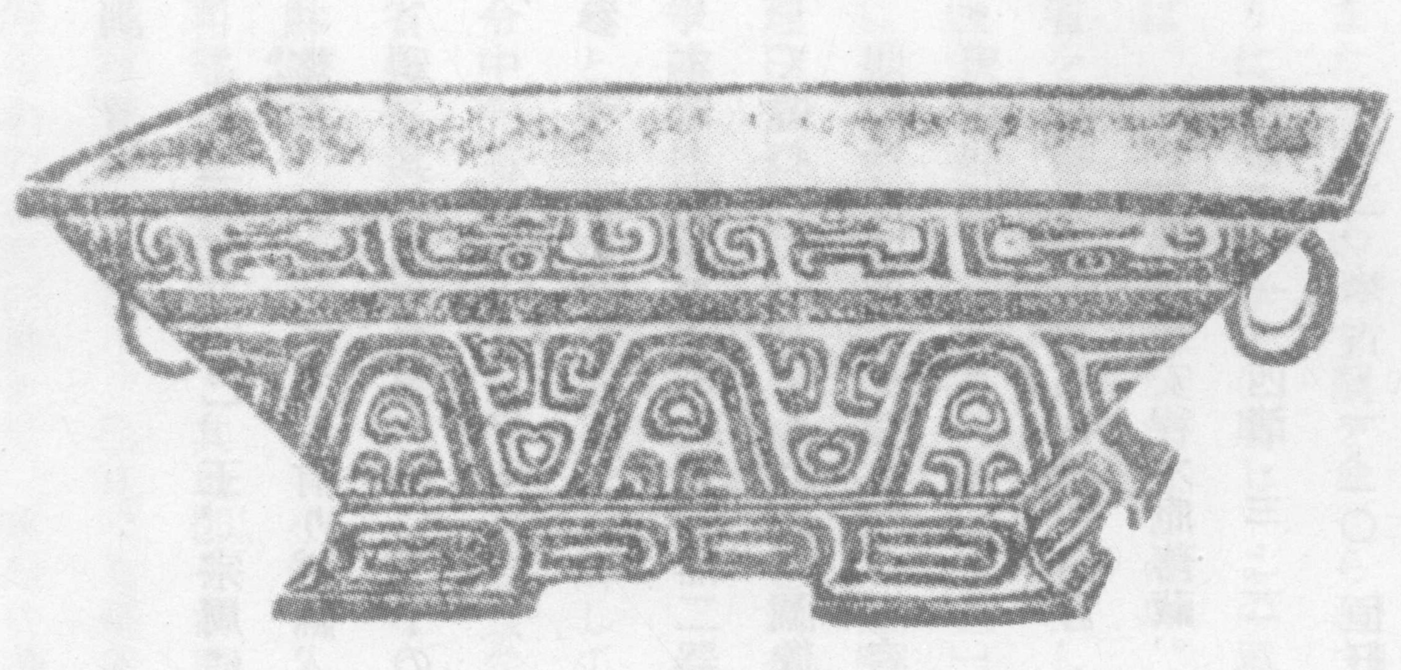
史　頌　匜

器制　雙劍誃にいう。「高九寸一分、深四寸一分、口徑七寸五分、横一尺二寸二分、綠白繞碧、晶光射人」、また通考に「腹飾瓦紋、口飾竊曲紋一道、鋬及四足爲獸首形」という。その帶文は史頌𣪘のそれと同じ。

銘文　三行一四字。「史頌乍鉇、其萬年、子々孫々、永寶用」。鉇は匜。多くは皿に從う字形に作る。字は頌器の



中でも特に篆意の強いもので、克器・皇父の器に類するところがある。



史頌簠

＊史頌簠

収藏　「見于長安市、福建閩縣陳子良承褒購得之」攈古

器影　澂秋・上・二二

銘文　攈古・二之三・六二　小校・九・一一　三代・一〇・一

器制　澂秋にいう、「器高建初尺三寸九分、口横徑一尺一寸六分、直徑九寸六分、深二寸五分、四圍四尺二寸三分、重庫平六四兩」。失蓋。口沿下夔様夔文、器腹に波状文、足に環文を飾る。



文様の要素は第二鼎と同じ

である。頌器に「圖未見」とするのは失検であろう。

銘文二行、「史頌乍簠、永寶」の六字を銘する。字迹は匜銘に近い。

＊史頌盤

収藏　「嘉興王氏寶盤齋舊藏、後歸張叔未」從古　「張廷濟云、此盤同里王氏舊物、椒堂大人曾書寶盤齋扁、今售歸於余、余有頌敦史頌敦、合此因以三頌名吾齋、張埘徐同柏云、仁和趙之琛爲篆張老善頌印」頌器

銘文　攈古・二之二・八　窓齋・一六・一二　從古・五・一五　敬吾・上・四　淸儀・一・四七　周存・四・一六　綴遺・七・七　大系・四四　小校・九・七〇　三代・一七・六

銘文三行一四字。「史頌乍般、其萬年、子〻孫〻、永寶用」と銘する。字迹は匜・簠に近い。



頌器の時期については、從來、頌・史頌の器を同年の作とみるのが通説のようであるが、頌と史頌の器の銘辭の内容からいえば、頌器を前、史頌の器を後にするのが自然ではないかと思う。もし史頌の丁巳銘を前とすると、丁巳に宗周において省蘇のことを命ぜられ、成周で法友等の遹省のことを行ない、かえつてその報告を終えて丁巳諸器を作り、十七日後の甲戌には、また宗周において成周の官司を命ぜられ、甲戌諸器を作つたこととなる。省蘇のように多數人を對象とする重大な行事が、そういう短時日に完了するとは考えがたいことであり、あまりにも往來の急速なことで、當時の實狀と合わぬように思われる。もし甲戌諸器の成周官司の命が先に行なわれていて、頌はすでに成周にあつて現地の事情にも通じており、そのため後に省蘇のことを命ぜられたと解するならば、以上の不自然を避けることができる。また月相四週の名につかつ頌と史頌と、名義の異なる事實をも、一應は説明することができよう。また月相四週の名について、頌器の丁巳と甲戌とを同年に屬し、その間十七日であるから、甲戌の屬する既死覇は月の後半にあるべき週名であるとする論證にこの器が援證されているのであるが、右のような解釋からは、兩器はその證明に用いえないものとなる。本來、月相週名の當るところを定めるには、週名干支をもつ器銘全體の斷代、編年を通じて、暦譜上の問題としてなさるべきことであり、それによつて丁巳・甲戌器の前後も改めて考定されなければならない。

甲戌器を前とし、丁巳器を後とする場合、當然兩器を一王に屬することはできない。かつ兩者の時期は、器制・銘文の上からも、數十年の距離をもつとは考えがたいもので、前器は在位數の短い王でなければならぬ。後期諸王のうち、孝王は懿王の叔父にして懿王の後を嗣いだもので、懿王の父輩に當る人であり、曶鼎を孝王の器とすると、曶鼎銘にいう元年・二年の譜につづいて、三年の譜に頌器の甲戌銘を加えることができる。また師旋𣪘兩器は、その第二器に齊侯を伐つことが記されていて、夷王の齊侯烹殺の傳承に合し、夷王期の器であることを確かめうるものであるが、兩器を以て構成しうる暦譜には、三年九月初吉に丁巳をおくことが可能であり、丁巳器は夷王三年の器となしうる。孝王の在位は十九年を超えることはないと考えられ、從つて頌・史頌の兩器の間隔は約十九年である。頌が成周の貯を官司し、また新造の貯を監してより十數年、成周にあつて東國河内の情勢にも通じ、勢威の確立している頌氏に、省蘇の命が與えられたのは、當然のことであろう。夷王は諸侯の擁立を受けて堂下の禮を行ない、諸侯間にも動搖があつて、ついにはその五年、歴代懿親の關係にあつた齊侯を烹殺するという椿事を生じた。そういう政情を背景に丁巳器にいう省蘇のことがなされているのである。以上のような理由によつて、頌器甲戌銘の諸器を以て孝王の三年に屬し、丁巳銘の史頌諸器を以て夷王の三年に屬しておく。

このことはまた、頌・史頌諸器の器種・器制・銘文・字迹の上からも、ある程度はいうことができよう。尤も兩器の間が十數年に過ぎぬとすれば、そこに截然たる區別を認めうるほどの變化があるはずはないが、史頌の器には匜・簠のように新しい器種に屬する系列のものがあり、特に匜・簠の字迹には屈折が多く、字様の線状化がめだつている。史頌の器のうちでも、鼎・𣪘を除く他の諸器は銘文も同じでなく、鼎・𣪘と同時の作器とも限らぬことであるから、なお時期の下る可能性もある。そしてそのことは、頌と史頌とがおそらく世代を異にするか、かりに同一人であるとしても、その時期が異なり、三年甲戌と三年丁巳とは同年に屬するものでないことを示す、一佐證といえるようである。

一三九、散氏盤

器　名　西宮槃潛研　西宮襄戎父盤續苑　矢人盤奇觚　散盤窓齋

時　代　殷末萃編・小川　西周中葉韡華　厲王大系・通考・厤朔

出　土　「此器出世、已踰百年」王釋

收　藏　「器藏揚州徐氏、今歸洪氏」積古　「嵩笠山侍郎器、乾隆間貢者入內府、咸豐初復出、今藏嵩文仲」奇觚　「器本藏洪氏、後由揚州鹺使貢入內廷、不知所終」周存　「故宮博物院藏」故宮

著　錄

器影　大系・一五一　通考・八三六　故宮・上・二一〇　通論・二五三　二玄・三〇五

銘文　積古・八・三　攈古・三之三・三七　奇觚・八・二一　窓齋・一六・四　小川・卷首　周存・四・一　大系・一二七　小校・九・八五　三代・一七・二〇・二一　書道・八〇・八一　河出・二四三　二玄・三〇四

考　釋　潛研・一　續苑・一・五　餘論・三・五一　韡華・壬・三　大系・一二九　文錄・四・二三　文選・上三・二三　通考・四六一　積微居・三三

王國維　散氏盤跋觀堂古金文考釋



盤

氏

散

小川琢治　散氏盤地名考支那歷史地理研究續集

器　制　故宮にいう。「高二〇・六糎、深九・八糎、口徑五四・六糎、底徑四一・四糎、重二一・一三一瓩、腹飾夔紋、間以獸首三、足飾饕餮紋、附耳」。口緣はゆるやかな屈折をもつ虺龍文、足部はかなり高く、目雷文に近い線狀表出をもつ饕餮文を飾る。足底は圈足狀をなし、文樣甚だ古く、到底厲王期のものとはしがたい。後期の盤は概ね足部が低く、ときに三小足を付するものが多い。器制・文樣は免・守宮の盤よりもなお古制を保つものがある。器は祕府にあつて容易に觸目しえなかつたらしく、積古には銘末の一字を鬲とし、また窓齋には豆とよんで「似不當名盤」と疑つている。この種の盤としては隨分大型のものである。

銘　文　一九行三五〇字。積古に「末一行、蝕其半」というが、末文は署檢、上文に泐損があるのではない。從來三五七字としているのは、上文の空格を計算に加えたものである。この盤には仿鑄の器があつたらしく、奇觚に「按此盤有仿鑄者、字多就積古釋文、酌改之」というが、著錄のうちに仿刻らしいものをみない。

用矢𢦚散邑、廼卽散用田

一篇の綱領を述べた語である。矢が散の邑を侵奪したので、これを返還することをいう。第三字を積古に菽と釋し、定界の義とする。窓齋は撲と釋し、餘論にその説を承けて、「吳大澂亦云、此因矢人戩伐散邑、廼就散邑、正其疆界也、其說甚塙」としている。郭氏はまた別解を出し、文は矢人の營業權を認める代償として、田を散氏に與えたことをいうものと解している。

𢦚字舊多釋戩、說爲戩伐字、按字右旁从業、分明業字、不得釋爲戩、且訓伐、理亦難通、日本小川博士琢治釋剿、謂从戈从刀同意、引方言剿續也、秦晉繩索謂之剿爲證、然未能通其讀、葢此字乃叚爲業、謂因矢人營業于散邑、故用田以報散氏、與鬲从盨田邑對換事相彷彿、事乃和平交易、非戰爭賠償也

もし郭說のように單なる相互交易の契約に過ぎぬものならば、下文の違約規定に「傳棄之」というような嚴しい誓約を必要としないであろうし、また當時、他邑に營業權を獲得するというような商行爲が契約の內容となりえたかどうかも、頗る疑問である。交付されている田邑がかなり廣大な範圍のものであることも、營業權承認の代償としては適當でない。この句の解釋には、用・𢦚・卽の三字の意味が十分に把握されなくてはならない。用は金文におい



て「用匽以喜」のように以と同義に用いる。すなわち文首の用は以と同義であるが、それはまた辨濟・賠償のためにするという意味をもつ。曶鼎に「用五田、用衆一夫」・「用茲四人稽首」などみなその例である。この場合、「用矢撲散邑」とは辨償の意をもつ用法である。撲は𢧵と釋してよい。業は必らずしも別字でなく、業は鑿の象、業はこれを臺座に樹てる象である。業は版築の器であるが、戈に従うのは武器を執ることを示すもので、字は𢧵の異構とみてよい。かりに業形に従うものとするも、業を營業の意に用いるのは後起の義である。散・矢はもと婚姻を通ずるような關係の家であるが、その所領が相接していて、そのため何らかの機會に侵奪事件を惹起するに至ったのである。

卽は與。積微居に「卽者今言付與、曶鼎云、凡用卽曶田七田人五人、卽字用法與此銘同、卽曶用田、與此文卽散用田文句尤一律、然今書傳卽字無授與之義、知古字義之失傳者多矣」と論じている。卽は卽就の義であるから、實物を相手方に交付する意がある。下文にいう定界には、雙方が立會った上で、その引渡しが行なわれているのである。

眉、自濡涉以南、至于大沽、一封、以陟、二封、至于邊柳、復涉濡、陟雩、䢅𩣟𨸏

眉はまず地名をあげて、その所在をいう。以下境域を定めて境界を施す行爲を述べている。積古に眉を竟と釋するも字形合わず、餘論に埒埒の埒、すなわち境上の短垣の義とするが、この境界の全體に短垣を設けることは困難であり、また字は文中に五見し、その義では通じないところが多い。

卷三上　一九五～一九六

係氏も「此字盤中五見、唯第二眉道爲地名、餘如眉井邑田・矢人有司眉田・凡十又五夫正眉・散人小子眉田、與此竝爲正疆界之事、田眉・眉田文倒義同、正眉謂正其田之埒埒界域也」といい、眉道を地名と認めている。眉は地の大名、この一條の次に、また「眉、井邑田」とあつて、そこでは井邑の田に屬する地の定界が行なわれている。眉は、おそらく郿であろう。この銘文は地劵としての契約文書であり權利證書であるが、當時の土地表示の方法は、まず地名をあげ、以下にその疆域を表記するものであった。

境界線は濡よりはじまる。積古に濡涉を濡洮とよみ、洮は「字見集韻、水名、洮水出隴西臨洮、東北入河」というが、洮は涉の誤釋である。字は下文に數見する。下文に「復涉濡」とあって濡は水名である。大沽を積古に水名とし、「沽水出漁陽塞外、東入海」とするも全く方向を失しており、窓齋以下、太湖と釋する說もあるが、下に一封といい、また「以陟、二封」とあるから、山陵にかかる地名である。封を積古に表と釋し、國語周語中の「列樹以表道」を證とするが、字は封木を奉ずる象で、封と釋してよい。標識とする木を封植するのである。自然木を標識とするときは、邊柳・根木などの名がそのまま用いられている。

「復涉濡」というのは、濡水が屈曲して流れているので、南下の途中、再び濡を涉るのである。何れも橋名をあげず、徒涉しうる程度の山川なのであろう。ついで雩に陟る。地名は舞雩などからえたものかも知れない。䢅を大系に徂とし、詩の雲漢「自郊徂宮」、絲衣「自堂徂基、自羊徂牛」を引く。及の義である。金文では小臣謎毀「䢅東夷大反」・大保毀「王伐彔子聖、䢅厥反、王降征命于大保」など、及の義をも含む例である。𩣟𨸏は地名。郿の東方の鄠縣に渼陂あり、器銘の鄠・𨸏とその名が近いが、郿よりはかなりの距離であるから、この地ではあるまい。䢅とは、及んでここを極限とする意で、郿より一路南下して𩣟𨸏に至り、ここより道を西に轉じている。

以西、封于敵城楮木、封于芻逨、封于芻道、內步芻　登于厂湶、封割析・𨸏陵・剛析、封于𨊠道、封于原道、封于周道

以上、𩣟𨸏より西し、また北して周道に達する境界をいう。敵城楮木とは山塞で城柵などのある地であろう。郿の西南は斜谷に通ずる道であるが、漢中を控える要害で、南北朝のとき柵が設けられている。おそらく古くから山塞などがあり、柵をめぐらしていたのであろう。楮を積古に杜と釋する。杜塞の象とも解しうる字形である。芻逨は下句に芻道・芻の名がみえ、地名。逨は下文に谷逨があり、草萊の茂るところであろう。芻道は下文にも某道というもの多く、境界に便なるところである。

內は動詞、この場合右折をいう。大系に芻道內とよむは誤る。南して西し、また北するのである。芻に陟り、厂湶に登る。陟と登を區別しているが、登とは登頂の意であろう。割析・𨸏陵・剛析はみな地名。析はあるいは斷岸のところであろう。一地每に封する例であるが、ここでは三地を合せていう。かつ于の字を加えていないのも異例である。ここより降つてまた平地となり、おそらく東西の道路を橫切つて、周道に達するらしく、途中、𨊠道・原道に封し、周道に至る。周道とは渭水に沿う東西の幹線で、東は黃河に沿うて譚に達し、さらに齊・魯にも及ぶもので、詩にいう周道・

卷三上　一九七～一九八

周行・芻道はみなこの交通路をいう。

以東、封于□東疆、右還、封于眉道、以南、封于谷逨道、以西、至于难莫

周道を東して□地の東疆に達し、そこで南に下る。還は旋。眉道に封してさらに南下し、谷逨の道に封し、そこから道に沿うて西して难莫に達する。郭氏は莫を墓とし、下文の眉とつづけてよむが、难莫は地名。その南は出發點の濡水である。以上によつて境界されている地域は南北に狹長の矩形の地で、北は渭水に沿う周道、南は太白山を望む山陵、東西は北に廣く南に狹く、ほぼ〖状をなす地形である。ここは大體が山陵地帶で芻牧採薪の地であり、田土を含んでいない。田土は次項に丼邑の田として記されているものである。

眉、丼邑田、自根木道、左至于丼邑封道、以東、一封、還、以西、一封、陟剛、三封、降、以南、封于同道、陟州剛、登析、降棫、二封

眉は地の大名にして標題。その地の丼邑の田のうち、以下の區域を封境して散に與えるのである。根木道は木を以て道に名づけている。左は東。東して丼邑の封道に至り、そこを基點として東し、おそらく右折するのであろう。すなわち南下して、また西して一封する。そこより剛に陟つて三封するが、この剛はさきの剛析の剛であろう。降つてまた南し、同道に封し、州剛に陟り、析の尾根に出る。析は剛析であろう。そして棫に下つて二封する。田邑の表示には概ね田某田といい、あるいは「易田于某」という表示をとるが、本器のいうところは地域的な表示で、相當の廣さをもつ邑土であると思われる。

この項にみえる剛・州剛は、前項の剛析と同地名である。前項においては、剛析は彊域の西邊にある。從つて本項の區域が前項彊域の外にあるものならば、井邑の田は前項の西境に連なる地であるはずである。全體として、この二項の地は、東に山陵を負い、西は田土をなしている地形であろうと思われる。

矢人有嗣、眉田鮮・且・散・武父・西宮襄、豆人虞丂・彔貞・師氏右眚、小門人繇、原人虞莽・淮、嗣工虎孝・鼎豐父、唯人有嗣刑・丂、凡十又五夫、正眉矢舍散田

定界のことに當つた矢人側の有嗣十五人の名を列記している。有嗣はこの地の經營に從つている役職のものである。田は甸。周禮天官にみえる甸師は主として祭祀のことを掌る。禮記文王世子・國語周語中にも甸人の職があつて、耕藉薪蒸のことに當つている。有力な氏族の農耕地にもこれらの甸官があり、眉地に配せられている矢の甸官は、鮮以下の五名で、今次の定界の任に當つた。末文の詛盟のときにも、散を除く四名が宣誓を行なつている。矢の有嗣のほか、豆・小門・原・唯の諸人もそれに加わつている。おそらく利害關係者であろう。豆は豆閉段の豆氏の人であるかも知れない。豆閉段は西安の出土と傳えられる器である。虞は山虞・澤虞の虞。山澤の利を掌る虞人である。彔は麓、林衡などの屬であろう。師氏も豆地の職で、王官としての師氏ではない。小門は未詳。上文の地名にみえぬが、隣接の利害關係あるものであろう。原・唯は上文にその地がみえる。その虞人たる莽・淮の二名、また嗣工たる虎孝、鼎の職にある豐父の二名、さらに唯人の有嗣たる刑・丂二名、合せて十五名である。すなわち矢五名、豆三名、小門一名、原人四名、唯人二名であるが、以上はすべて矢の臣從もしくはその隷下にあるもので、このたび矢が散に與えた田土の定界のことに當つた人たちである。

嗣土屰寅・嗣馬單𦥑・䰜人嗣工駷君・宰德父、散人小子眉田戎・散父・效果父、襄之有嗣橐・州𡧍・倓從鬲、凡散有嗣十夫

散側の定界立會者をいう。その名は奇字多く、その隷釋しがたいものは近似の字を充てておいた。寅はその倒形に土を加えた形、襄は上文西宮襄の衣中の結體と似ている。鬲は下部が羊に從う字である。單は上文に單道としてみえる單邑のものであろう。散の有嗣として、その嗣土たる屰寅と嗣馬たる單𦥑と、これに䰜人の嗣工たる駷君、宰の職にある德父が加わつている。また散人小子の身分をもつ眉の甸師である戎・散父・效果父は、散氏一族のもので、小子とは分宗の身分を稱するものであろう。戎・散父・效果父がその人名であると思われるが、大系には效を校人とする。襄の有嗣はおそらく橐・州𡧍と倓從鬲であろう。州は上文にその地名がみえる。以上合せて散の有司十夫、某人と稱するものもみな散の臣屬である。なお十夫下に上文と同じく「正眉矢舍散田」の句がもう一度あるべきであるが、これを略している。倓從鬲は鬲從盨・鬲攸從鼎の鬲攸從と關係あるものと思われるが、器の時期は必らずしも同時とはみえない。おそらく當時、散の一有嗣に過ぎなかつた倓從鬲が、のち雄族として勢威をうるに至つたものであろう。

唯王九月、辰才乙卯、矢、卑鮮・且・㠯旅誓曰、我既付散氏田器、有爽實、余有散氏心賊、則爰千罰千、傳棄之、鮮・且・㠯旅則誓

以下、誓契のことをいう。契約は盟誓の形式を以て行なわれる。契約の本辭であるから、ここに至つて日付けを加えている。

盟誓は、矢人の有嗣によつて行なわれている。鮮・且は上文の矢人有嗣中の二名であるが、次の㠯旅はその名がみえず、郭氏は㠯を動詞とし、旅を虢旅をいうと解して、この二人をして虢旅に至つて盟誓させたとする。その説にいう。

旅當卽鬲攸從鼎之虢旅、虢旅乃當時王臣中之司訊訟者、彼鼎鬲從控攸衞牧時、王既命攸衞牧誓旅立誓、此銘之立誓、當亦同有王臣以爲質、曰罰曰傳棄、非王朝莨能措施之、二器時同事同、故知旅必卽虢旅

もし虢旅が司盟のことを掌るならば、單にその私名を稱することをせず、虢旅もしくは虢叔旅と公的な呼稱を用いるであろうし、また盟誓は本來自己詛盟的なものであつて、罰や傳棄の語があつても、必らずしも聽訟の者を必要とせず、當事者の盟誓で足るはずである。また下文に同じ句がもう一度用いられていることからいえば、そういう行爲をくりかえしていう必要もないことであるから、甚だ重複した辭となる。思うに下文にはまた西宮襄・武父も盟誓を行なつており、盟誓者は本來、矢人の有嗣たる上文の五名が爲すべきことであるらしい。このうち散の一人のみがその名を脱しており、おそらくはこの散に代つて㠯旅がその盟誓に與かつたのであろう。

既は二旡を列する字形であるが、既の異文であろう。付は交付。敔段三に復付、晉鼎に逆付、鬲攸從鼎に具付の語がある。田器は耕作の用具をいう。耕作權の移讓と同時に、その用具の一切をも引渡すのである。「散氏田器」は雙賓語。爽は差忒をいう。郭氏は「有爽」で句讀するが、實を語助や副詞に用いる例は金文にはみえない。爽實とつづくべき語である。心賊とは、心に惡心を抱くことをいう。「有爽實」と「余有散氏心賊」とは竝列の條件句。違約行爲とか、呪詛などの背德・妨害行爲をいう。兩句は假定形によむべきである。

爰は寽。爰千とは金千寽など、財貨による贖罪をいう。罰千とは體刑的なものであろうが、みな自己詛盟として自らに課するものである。傳は傳乘の傳、傳車を以て遠く遺棄することをいう。以上が盟誓を命ずる語で、鮮・且・㠯旅の三名は、命に從つて上文の盟辭を以て誓つたのである。

迺卑西宮襄・武父誓曰、我既付散氏溼田𤰈田、余又爽變、爰千罰千、西宮襄・武父則誓

また田土の授受について、矢人有嗣五名のうち、西宮襄と武父とが盟誓を行なう。上文に田器、ここでは溼田・𤰈田をいう。溼田はおそらく下溼の田であろう。𤰈田はそれに對する語で、兩者をあげて一切の田土を包括しうる表示であろう。

又は有、爽變は上文の爽實と同じ、爰千罰千は上文と同じく、ただ傳棄の語を略している。田土の授受には違背のしようもないが、田器の類には隱慝なども可能であるからであろう。何れにしても盟誓の慣用語である。

周禮秋官司盟に

凡盟詛、各以其地域之衆庶、共其牲而致焉、既盟、則爲司盟共祈酒脯

とあり、矢人側の盟誓がその有嗣五人によつて行なわれているのは、いわゆる地域の衆庶に當るも

のであろう。牲を致し酒脯を供することも、當然行なわれたものと思われる。

厥受圖矢王于豆新宮東廷、厥左執縷史正中農

厥は領格に用いる代名詞であるが、稀に主語に用いる。小臣謎毀「雩厥復歸在牧自」・蔡毀「非厥先告蔡」・𥂴毀「厥非正命」のごとし。ここでは厥は散をいう。圖は上文二地の地圖をいう。圖は畐の境域を示す字で、本來地圖をいう。契約の文書や盟誓の書とともに、耕地田土の地圖も添付されるのである。

矢は王號を稱しており、矢王という。その關係彝器も殘されているので、後に附載する。書類の交換や地圖の交付は、盟誓とともに、おそらく豆の新宮東廷において行なわれたのであろう。矢側の十五夫中に豆人があり、豆は矢王の屬邑であつたとみられ、その新宮東廷で調印その他の手續きがなされた。最後に、文書作成者の署名によつて、書類が認證される。厥は上文と同じく散氏であろう。左執縷の縷は契要の要で、契約書をいう。今ならば公證人のように、書類に認證を與えるもので、史正はその本官、仲農は名である。この銘文は副署をそのまま記錄として銘辭中に載せたのである。

訓　讀

矢の散の邑を𢧵てるを用て、廼ち散に卽ふるに田を用てす。

眉。濡より涉りて、以て南し、大沽に至りて一封す。以て陟りて二封し、邊柳に至る。また濡を涉

り、雩に陟り、𧫩陕に㪯ぶ。以上南行

以て西し、𢿋城の桂木に封し、𥂴逨に封し、𥂴道に封す。內りて𥂴に陟り、厂湶に登り、剳析・陕陵・剛析に封し、巢道に封し、原道に封し、周道に封す。以上西行・北行

以て東し、□の東彊に封し、右に還りて眉道に封し、以て南し、谷逨の道に封し、以て西し、堆莫に至る。以上東行・南行。眉の境域をいう。

眉の井邑の田。根木道よりして、左して井邑の封道に至り、以て東して一封す。東行　還りて以て西して一封し、剛に陟りて三封す。西行　降りて、以て南し、同道に封す。南行　州剛に陟り、析に登り、棫に降りて二封す。井邑の田をいう。

矢人の有嗣、眉の甸なる鮮・且・𢿋・武父・西宮襄、豆人の虞なる丂、麓なる貞、師氏なる右眚、小門人の繇、原人の虞なる芣・淮、嗣工なる虎孝、𨳟なる豐父、堆人の有嗣なる刑・丂、凡て十又五夫、眉なる矢の散に舍ふる田を正す。矢人側の定界立會人をいう。

嗣土なる屰寅、嗣馬なる𨙶𡇯、䢅人の嗣工なる騌君、宰なる德父、散人の小子にして眉の甸なる戎・𢿋父・效果父、襄の有嗣なる橐・州𢍰・攸從鬲、凡て散の有嗣十夫なり。散側の定界立會人をいう。

これ王の九月、辰は乙卯に在り。矢、鮮・且・𦔻旅をして誓はしめて曰く、我既に散氏に田器を付せり。爽實すること有り、余に散氏を心賊とすること有らば、則ち寽千罰千、傳してこれを棄てよ、と。鮮・且・𦔻旅、則ち誓ふ。矢人有司三名、盟誓するをいう。

廼ち西宮襄・武父をして誓はしめて曰く、我既に散氏に溼田𤲡田を付せり。余に爽變有らば、寽千

罰千ならむ、と。西宮襄・武父、則ち誓ふ。矢人有司二名、盟誓するをいう。

厥の、圖を矢王より、豆の新宮東廷に受く。厥の左執縷は、史正仲農なり。地圖の授受と、文書の認證をいう。

參　考

本器の銘文は、矢が散氏の田土を侵害した辨償として、矢の領する眉地の一部及び井邑の田を散氏に割讓することを記し、その定界と授受の形式を詳記したもので、當時の土地關係文獻としても貴重な資料的價値をもつものである。かなり早くから出土していたものらしく、王國維も「顧此器出世已踰百年」という。銘文三五〇字に及ぶ長篇であり、文中の地名・人名も多く、出土以來、多くの學者によつて考說が試みられている。いま器銘のもつ二三の問題について、考說を加えておく。

一、器名について　器は矢人あるいは散氏の名を以てよばれている。作器者が何れであるかは、銘文理解の基本にかかわるところであるが、大系に器を矢人盤と稱し、矢人が散邑に營業權、すなわち用益權をえた代償として散氏に田土を與えたものだとする。受圖以下の末文に注していう。

受者授省、言經界既定、誓要既立、乃授其疆里之圖于矢王、授圖之地乃在豆新宮東廷、豆者矢之屬邑、上擧矢之有司中有豆人、可證、就此語觀之、本盤實是矢人所作、舊稱散氏盤者實誤也、今從劉心源、正名爲矢人盤

また積微居には散氏說をとつていう。

散氏受田、以事理衡之、制盤者當爲散氏、而非矢人、舊題此器爲散盤或散氏盤者、是也、劉心源改題爲矢人盤、失其理矣

銘文の形式は、當時の約劑の形式をそのまま保有するものとみられるが、事實關係からみて、田土や田器の提供者は矢であること明らかである。それでまずその疆域を表示して定界の事實を記し、權利の移讓を確認するために、矢側の有司が盟誓を行なつている。盟誓の辭においても、田器・田土を引渡したことを宣言しており、違背せざる旨を述べているのであるから、新しい權利者が散氏であることは疑問の餘地がない。もし散氏が義務者であるならば、散氏側有司の盟誓があるべきである。文書の授受が豆の新宮で行なわれたことは、權利關係を左右するものでない。ゆえにいま散氏の名を冠して器名とする。

二、眉地の所在について　銘文中の地名について最も詳しい考說を試みたものとしては、王國維の盤跋と考釋、また小川琢治博士の散氏盤地名考がある。王氏は克諸器との關聯より推して渭南の郿縣附近とし、小川博士は晉の河曲附近であろうとする說である。王氏はいう。

此盤銘中、多國名地名、前人有爲之說者、余以爲、非知此器出土之地、則其中土地名、無從臆說也、顧此器出世、已踰百年、世絕無知其淵源者、卽近出之散伯敦・矢王尊亦然、嗣讀克鼎銘、其中地名、頗與此盤相涉

かくて王氏は、本器の井邑は克鼎の井家・井・井人と同じであると考え、克鼎出土の地を追迹して本器の出土地を推定しようとした。

知此盤出土之地、距克鼎出土之地、必不遠、而克鼎出較後、器較鉅、世當有知之者、訪之十餘年、莫能答

庚申一九二〇、民九冬日、華陽王君文燾言、頃聞之陝人言、克鼎出處、在寶雞縣南之渭水南岸、此地既爲克之故虛、則散氏故虛、必距此不遠、呂與叔考古圖、有散季敦、云出於乾之永壽因知散氏者、即水經渭水注大散關・大散嶺之散、又銘中濡水即渭水注中之扞水、周道即周道谷、大沽者即漾水注之故道水、岡即衙嶺山間之高地也、其諸地之總名、銘中謂之眉

この眉を、王氏は微と通用する字であることを論じて書の微に外ならずとし、のち播遷して郿縣に至つたものであるとする。

眉當即周初之微人、周書牧誓、及庸蜀羌髳微盧彭濮人、立政、夷微盧烝、向不知微所在、殆即此盤之眉及益公敦之眉冦也、其種族一部早移居於渭水之北、故漢右扶風有郿縣、詩大雅、申伯信邁、王餞于郿、則宗周時已有此地、蓋因此族得名、然其本國固在南山、當作此盤時、已爲矢散諸國所役屬矣、又據此盤所紀地理觀之、則矢在散東、井在矢散二國間、而少居其北、矢分井地與散、而克亦得井田、此時亦已無井國矣

此器地理、本無可考、今由克鼎出土之地、推考之如此、其餘諸小地、當盡在數十里間、古今異名、寧從蓋闕矣 跋

大散關は寶雞の西南、蜀道に通ずる要所で、さらに西南して鳳縣の地には大散水がある。散氏がこの散と名號上の關係をもつことは考えうるであろうが、それはむしろ散氏がその方面に播遷してから後のことであろう。書の微と詩の郿とを結合することは、にわかに徵證をえがたいようである。

なお王釋中、諸地名の比定すべきものをあげており、參考のために附記する。

散　即水經渭水注大散關、沔（漾）水注大散嶺之散

矢　在散東、則矢國當即自漢以來之盩厔縣、盩厔二字、均與矢音相近、二國壤地相接、故世爲昏姻、又時有疆場之事

眉　即漢右扶風郿縣

濡　水名、讀當與憲同、以聲類求之、蓋即水經渭水注之扞水也、注云、渭水又與扞水合、水出周道谷北、逕武都故道縣之故城西、又東北歷大散關而入渭水也

大沽　余疑即水經沔（漾）水注之故道水、注云、兩當水出陳倉嶺（縣）之大散嶺、西南流入故道川、謂之故道水、西南逕故道城東、余疑後世之故道水、由縣得名、漢之故道縣當因沽水得名、既有故道縣、因稱此水爲故道水矣、但地望稍西、未敢遽以爲定

雩　地名、漢右扶風有鄠縣、在盩厔東、非此雩也

析　趞卣云、唯十又三月辛卯、王在厈、疑析厈一地

巢　克鼎云、錫女井人奔于巢、此盤亦井邑、則巢量亦一地、吳縣潘氏藏一敦、銘云、量侯虒作寶修敦、則量本侯國、此時已爲散所滅

周道　即水經渭水注所謂扞水出周道谷者也、此名至後魏猶存矣

眉道　上云田眉、乃諸地之大名、此云眉道、則其中之一小地也

井　井本國名、彝器中、有井人井季井伯井叔井侯、穆天子傳有井利、亦稱井公、是井本侯國、此時井地屬矢散二國、而作克鼎之克、亦得井田、蓋已無井國矣

豆　地名、宰囿敦云、王獸于豆麓、是也、本天子大夫采邑、豆閉敨云、王曰、用僃乃祖考事、嗣守斜邦君司馬弓矢、是豆本天子大夫采邑、此時已屬矢國、故豆人乃爲矢人有嗣之一矣

淮　水名、漢書地理志右扶風武功下有淮水祠、武功正是矢地、然志無淮水、疑即水經渭水注之綏陽溪水矣

敼　人名、疑即作克鼎之克、克鼎出土之地、距大散關不遠、又克鼎中地名、如井如量、並見於此盤、則克之封邑、與散相隣、故敼之有嗣名、乃在散有司中矣

攸從鬲　疑鬲攸從之倒、按鬲从盨作于王廿五年、但稱鬲从、鬲攸从鼎作于卅一年、前稱鬲从、後稱鬲攸从、蓋是年始得攸衛牧之地、故兼稱鬲攸、鬲攸从其祖考皆稱公、又得自達於天子、是亦天子大夫、而名在散有司中者、蓋此時、矢散二國强大、諸小國及天子大夫之采邑、或爲所兼幷、或奉以爲上國、已失其獨立之實矣 考釋

その説は博にして詳、史籍・金文を徵引し、大體觀としては動かしがたいものがある。ただ王氏のとき克鼎出土の地は正確に知られておらず、また鬲攸從の器を本器より前とするなど、種々の問題はあるが、本器の眉が郿縣の眉であることは決定的としてよい。

小川琢治博士の説は穆天子傳、水經注を驅使して、眉を山西南界の地とし、また各地名に考證を加えられているが、今では殆んど參考とすべきものがない。いまその概略をあげて王説との對比に便しておく。

濡　渴と音通じ乾河。また會と音通じ澮ともみられる。水經涑水の條に堨水がある。

大沽　沽は鹽。穆傳に大行より南鄭への途中に鹽あり、鹽澤の堰堤を堨水という。大沽は解州鹽池。濡・堨は有害な溪水の意である。

矢　涑水の涑。水經注の涑水條に甸瑕あり、矢王の名は甸瑕より起つたもので、薄山の北麓に住んだ。

敔　涑水下流の敔溪。字は畓ともみられ、鄃・矢は同音。地三名の例である。

桑　舊釋に若・弱とする。涑水注に引く紀年に桑の名がある。

原　涑水注に引く紀年に泉がある。今本は原を泉に誤つたものである。

菫　舊釋巢。涑水の上流をいう。

游　斜面の梯のある地形の名。涑水注の邮は同音通用の字である。

郤　晉の大夫郤氏の郤。

唯莫　唯は鴻。莫は窞。殷人の居住地で大邑の意。

淮　唯と同名。雖の異文ともみられる。

井邑　穆傳の井公博・井利と關係がある。

同　涑水注の桐鄉。北魏にまでその名を傳えている。

虞考・原人虞紏　薄山南麓、周代の虞國。

邢考　穆傳の鹽澤に至る徑路に鈃あり、その地である。

段父　段干木の段に同じ。

敎果父　北山經の敎山敎水の敎と同じ。

攸從鬲凡散人有司十夫　鬲は罐。祭器の名。「罐を持參して來た村役人十人」と解すべきである。

眉　竟にして境。地名ではない。

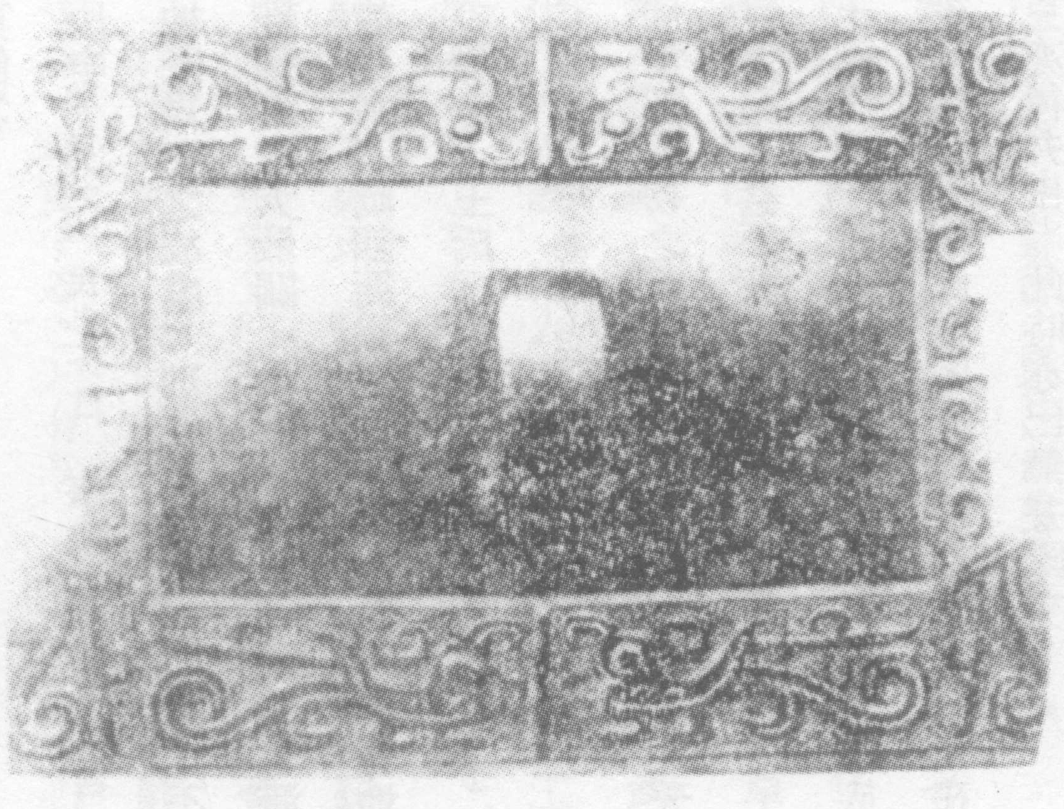
淖　字は㪅に從う。涑の籀文形と考えられる。

散　涑水注の左邑に當る。散は差・左と音近く、散は晉の轉訛。聞喜の附近である。

のち柯昌濟は韡華において、矢を西南夷の大筰、眉を同じく靡莫、㠯を扶風美陽、敾を禹貢の嶓冢、根木を犍爲に充て、また「散氏盤爲羌族器考」を書いて器を羌人の作るところとしているが、初期における考證の方法をみることができよう。田土定界のことはそれほど廣範圍にわたるものではなく、一地一區域のことであるから、器銘中の地名を悉く文獻に求めることははじめから困難なことであり、王氏が「本器地理、本無可考」跋とするのが穏妥である。ただ地の大名が鄖であること、渭水南岸を東西に走る周道が疆域の北限となつていることから、その地は鄠縣附近の渭南の一區域であることが推定される。當事者である矢・散の關係彝器のうち、矢王尊は鳳翔の出土と傳えられ、散伯毁・散伯匜など散氏の器も同じく鳳翔の出土という。定界のことは兩地相接壤することからその必要が生ずるわけであるから、兩者は鄠において相隣していたと考えてよい。王氏の散鬪說も、なお後の名號によつてその起原を考えようとしたもので、散氏矢氏は古くから鳳翔・鄠縣の地にあつたものと思われ、その遺器には初期に近いものを含んでいる。

三、矢について　矢は側頭の象で音側。周初の令の諸器、また宜侯矢毁にも矢の名がみえるが、本器の矢との關係は明らかでない。

巻三上　二一一～二一二



矢王鼎蓋



矢は器の末辭において矢王と稱しており、周とは異姓異族のものであろう。王國維の「古諸侯稱王說」別集補遺に彔伯𢦏毁の釐王、𠂢伯毁の武𠂢幾王の例をあげて、「二器皆紀天子錫命、以爲宗器、則非不臣之國、蓋古時天澤之分未嚴、諸侯在其國、自有稱王之俗、卽徐楚吳楚之稱王者、亦沿周初舊習、不得盡以僭竊目之」と論じている。彔は天子聖・彔父にして殷の後であるから、矢王と稱する矢も、もともと周の世臣ではなかつたものであろう。いまその遺器を錄しておく。

＊矢王鼎　十二・居・四　通考・一四二　貞松・二・三一　三代・三・三・五　二玄・二二二

蓋のみを存する。方鼎の蓋。十二家にいう。「左右一五・六糎、前後一二・二糎、鼻高三糎、寬三・二糎、色黶、有紅斑、口緣繞鳳八、間雲雷文、左右二闕、所以納鼎耳也、銘六字、黃縣丁樹楨舊藏、昔誤著作鼎」。中央に鈕あり、兩耳の部分に空闕をとる。匡郭の四周に稜を中心として相對う夔鳳を配する。鳳文はゆるやかな屈折をもつ長身の文様で、鳥首前向、地に雷文を埋め、初期の様式に近い。文にいう。

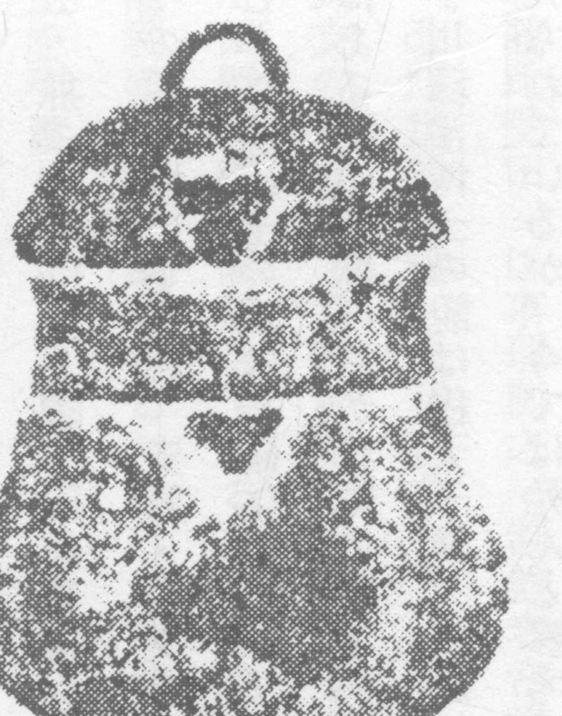
矢王乍寶障鼎

字迹も雅健にしてすぐれており、初期の器である。

＊矢王觶　周存・五・一八　小校・五・一八　三代・一一・一九・三・四

器は各著錄にみな尊とするも、周存に載せる拓影によると觶とすべきであろう。蓋頂に環形の鈕がある。銹が强く、拓影では文様の有無が明らかでない。器蓋の正中に一犧首を飾る。器制は亞攸觶十二家・貯・一六・父癸觶故宮・上二〇〇に似ており、やはり初期の形制を保つものである。銘文五字、「矢王乍寶彝」と銘する。字迹古く、少くとも昭穆を下らぬものである。

巻三上　二一三～二一四



矢王觶



器は鳳翔の出土と傳え、南海廿氏の舊藏である。周存にいう。「丁巳、陝西鳳翔府屬出土、器蓋完美、週身黑水銀、裏內塗金、……似卣而無提梁、與商彝同式、金君以六七百金得來、已運至美州、吳興張弁群、聞而允二千金爲易、電索回國、於甘君翰臣生辰、欲一器爲紀、增價請讓、余因得拓全形一紙焉、己未」。己未は一九一九年民八である。いまその所在は知られない。

以上二器は矢王自作の器であるが、他に矢王の名のみえるものに同卣がある。

＊同卣　攈古・二之三・三七　攷存・上・四一　綴遺・一二・二四　周存・五・九一　小校・四・六〇　三代・一三・三九・一　二玄・二二二」　窓齋・一二・五　小校・八・二四（以上、毁）

器は卣あるいは毁として著錄されているが、器影をみない。銘は同じであるから、一器であろう。器蓋二文、五行二五字。文にいう。

隹十又二月、矢王易同金車弓矢、同對䫚王休、用乍父戊寶障彝



字迹は盂卣・彔毀に近く、行款整齊、昭穆期の字様である。同は矢王より金車弓矢を下賜され、王の休賜に對えて父戊の器を作つている。同はおそらく東方出自のものであろう。この同と同毀の同との異同は知られないが、同毀では同は吳大夫を輔佐して昜林虞牧のことを司ることを命ぜられている。

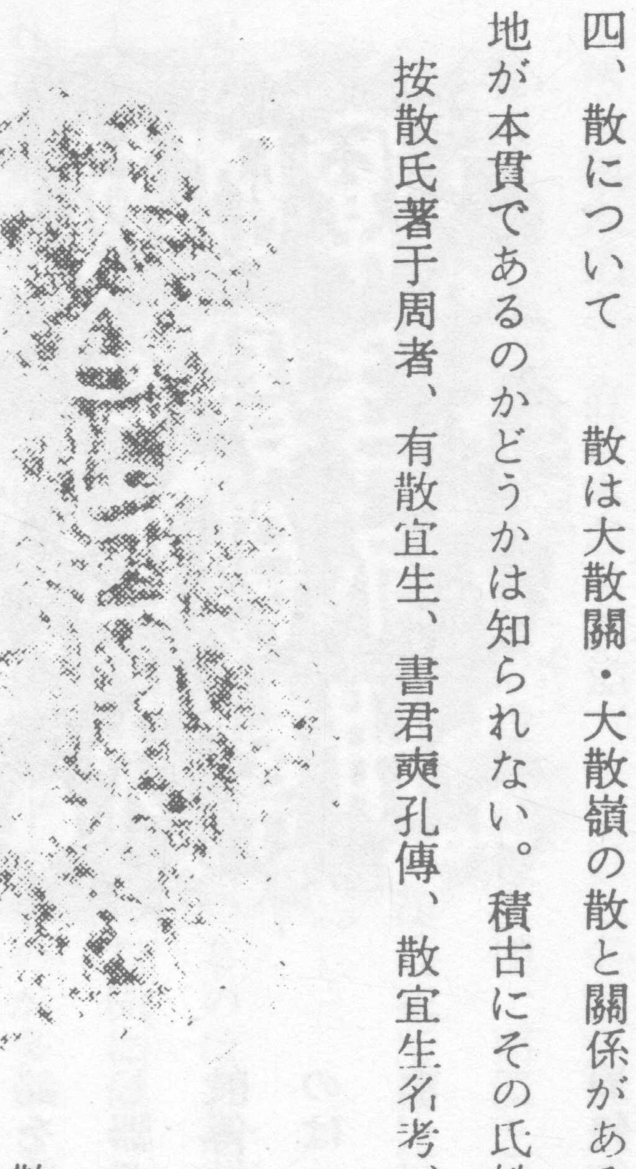
同卣の同が東方出自のものであるとすれば、矢王もあるいは東方からこの地に遷された東方諸族の一であるかも知れない。周初には成周に夨令の一族がおり、また殷代虎方の後と考えられる虎侯矢は、東に遷されて宜侯夨となつた。周初には東方諸族を割裂分治する政策がとられていたのであるから、陝中にも多くの東方族が遷されてきているはずである。

孫詒讓は盤銘の矢王をつづけてよむのを誤とし、

乃爲圖矢、句、言疆界既定、乃爲圖矢之疆域、防其侵軼散境也、王於豆新宮東廷、此則指周王靖其事而言、豆地名、……時王蓋適在豆地也、舊以矢王連讀、則於情事不可通矣

と論じている。孫氏のとき、矢王の器はなお出土していなかったのであるが、餘論は攈古所收の

巻三上　二一五～二一六



銘を釋したものであるから、孫氏は同卣の銘をみているはずである。しかるに文錄にその說を是として同毀・矢王觶の文をあげ、

疑皆因此文僞造、葢若果有矢王、則篇首便當大書特書、今前文矢字數見、皆不稱王、而唯王九月、亦不稱矢、則矢非王國明矣

という。しかし矢王諸器や同毀の器・銘には特に疑うべきところなく、古くは異姓の古族のうちに、自ら王號を稱することがあつたのであろう。なお矢には矢白と稱するものがあり、

*矢伯甗　錄遺・一〇一

に「矢白乍旅彝」と銘している。器影はないが、字様は周初に迫るものがあり、あるいは矢氏ははじめ矢伯と稱していたのであろう。

四、散について　散は大散關・大散嶺の散と關係があるとする王說は首肯すべきであるが、その地が本貫であるのかどうかは知られない。積古にその氏姓を論じていう。

按散氏著于周者、有散宜生、書君奭孔傳、散宜生名考、大戴禮記帝繫云、帝堯娶于散宜氏之子、謂之女皇子、是當以散宜爲氏、生爲名、然薛書有散季敦、此銘亦曰散氏、則書傳以散爲氏者是也

散宜生の名は呂覽古樂・史記周本紀・尙書大傳・說苑權謀等にみえ、孔叢子には虢叔・泰顚等とともに五官同僚の一とされ、文武の業を輔けた功臣と傳えられている。金文に倗生・番生・琱生など生と稱する名稱が多く、散宜生も宜生とつづけてよむべきであろう。尙書大傳によると散宜生は太公に學び、その推擧によつて文王に臑里に見えたというが、散氏はもと姬姓の族であるらしい。周存にいう。

攷矢爲周諸侯、地與散境相連、均近王畿、曾互通婚、散伯毀、散伯作矢姬寶敦、可證也、巻五、矢王尊條　矢散本通婚、且矢亦姬姓、故文字與王朝・律、近出散伯敦矢王卣、皆可證也金說四

また文錄にも矢・散の關係を論じて、

別有散伯作矢姬寶毀、知散矢二國葢婚姻、而仇敵者、又知矢爲姬姓國、此文之作、則散伯已亡、其田土受他人之處分也

という。何れも矢を姬姓とし、また文錄は器銘を散氏の滅亡を證するものとするが、文の誤讀から出ている說である。散氏が姬姓であることは、散姬鼎によつて知ることができる。以下に散氏の諸器をあげておく。





上，散姬鼎銘
右，散伯卣銘

*散伯卣　一、貞松・八・二四　三代・一三・二七・一・二　錄遺・二六八・一・二

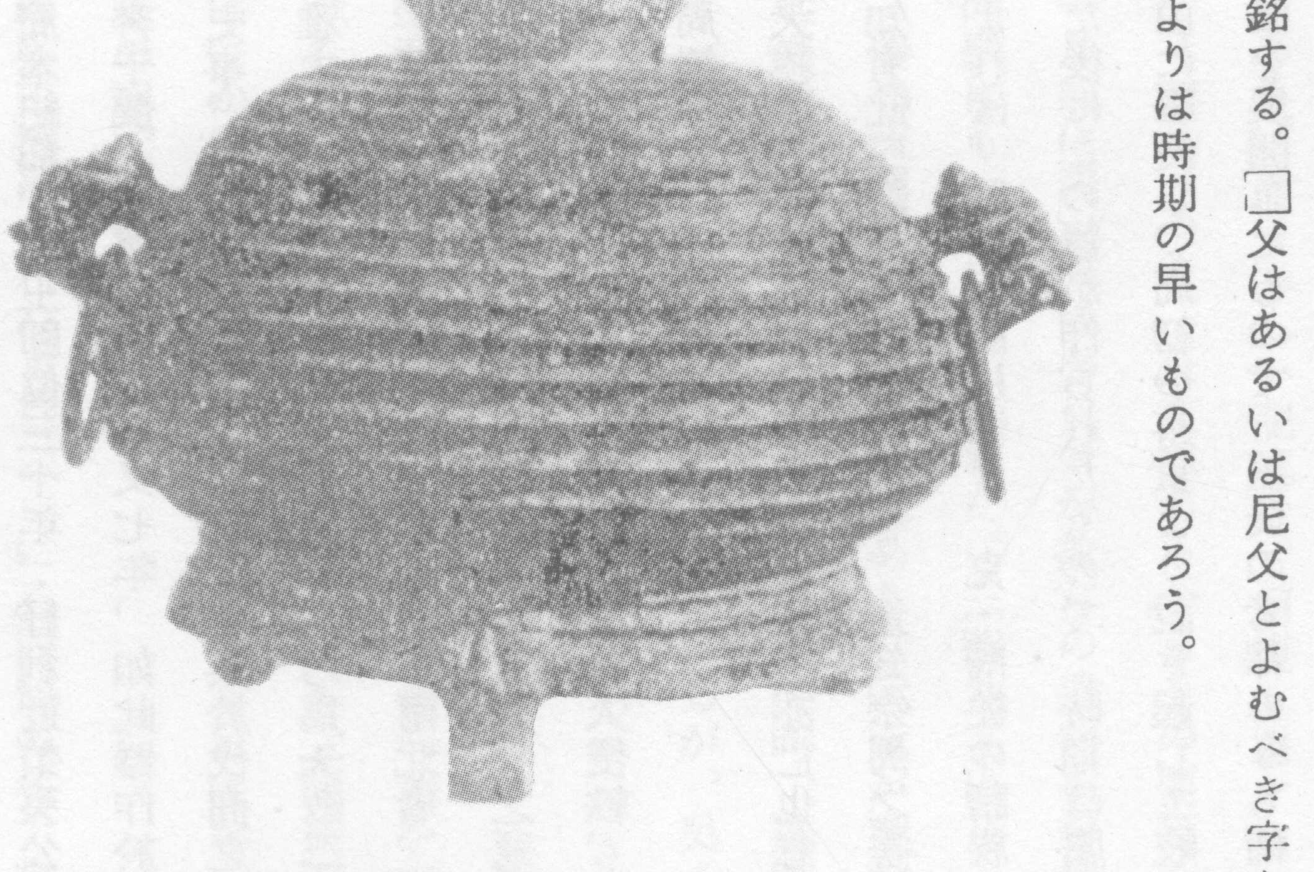
巻三上　二一七～二一八

二、錄遺・二六七

器は二器。二は葢のみ。貞松にいう。「漢軍許氏藏」。文はみな左行。「散白乍□父隮彝」の七字を銘する。□父はあるいは尼父とよむべき字かも知れない。器影をみないが、字迹みな雄勁、散盤よりは時期の早いものであろう。

*散姬鼎　貞松・二・二八　小校・二・三三　三代・三・五一・一

貞松に「廬江劉氏善齋藏」という。「散姬乍隮鼎」の五字を銘している。これは自作の器であるから、散は姬姓であると考えられる。器影は存しないが、字迹は前器と近いものであろう。



散伯毀

*散伯毀　雙劍古・上・二四　上海・五五　貞松・五・一六　貞松・續上・三八　周存・三・九〇　小校・七・八〇　三代・七・二五

貞松にいう。「器二、一曾見之都肆、一藏南陵徐氏積學齋」。周存に、一を新安の程





氏藏、一を余氏の藏という。三代には四器六銘を收める。雙劍古・上海に錄するものは同じ器で、三代の5・6に當る。上海に「散伯段傳世約四器」というが、器影の知るべきものは一器である。上海にいう。「高二三・一糎、ロ徑二一・一糎、腹徑二七糎、底徑二二・一糎、腹深一一・八糎、重五・六四瓩、周體作橫列溝紋、雙耳作龍首、附環、圈足下承三獸首、造型優美」。鐶耳の瓦文段で器制は師兌の器に近い。他の器はその器影をみないが、おそらく同制のものであろう。字迹は前二器より幾分新しいようである。文にいう。

散白乍矢姫寶段、其萬年永用

六銘とも萬をすべて厲に作る。また器葢の銘はすべて左右反鑄、行款も同じ。他に多く例をみないことである。器はおそらく媵器であろう。散・矢兩家は、通婚の關係にあつた家である。

*散伯匜　未著錄。上海にその器を藏するという。「散伯[]作匜」の五字を銘し、後期の器で

あるという。

散氏が姫姓であるとすれば周初以來の名家であろうが、矢氏はおそらく東方からこの地に移されて、土地の開拓やその他技術や生産を以て周の諸侯に奉仕していたものであろう。しかし矢もまた東方の名家であるから、早くから矢王と自稱するほどの勢力をもち、散氏とも通婚し、ついには散氏の田土を侵すような紛争が生じて、盤銘に記すような田土の割讓を行なつたものとみられる。豆に新宮を擁し、富裕の生活をしていたとすれば、これらいわば歸化族の陝中における勢力も、決して侮りがたいものがあつたとすべきである。

五、器の時期について　銘文中に鬲攸從と關係があるとみられる僕從鬲の名がみえ、また鼓は克氏の克であろうとされて、器は從來厲王期のものと考えられている。殷末とする小川博士の說や西周中期とする韡華の說を除いて、他に殆んど異論をみないほどであるが、なお問題が殘されていないわけではない。

器の時期については、王氏の考釋に代表的な所見が述べられている。その說にいう。

此盤所紀地理、既得由克鼎出土之地推考之、至作器時代、亦有可推究者、因見於此器中之人、若克若鬲攸从、皆有彝器傳世故也

克之諸器、除大鼎外、並有紀年、克鐘最先、作於王十又六年、克盨作于十又八年、小克鼎作于廿又三年、鬲从盨作于廿又五年、鬲攸从鼎作于卅又一年、鬲从于卅一年得攸衞牧地、始稱鬲攸从、而此盤有鬲僕從名、則當作于卅一年之後、諸器年代皆相銜接、然不能知其在何王之世、考宗周諸

王歷年、多者有穆王厲王宣王、此盤之作、以盤中所記事、及政治情狀推之、殆當厲王之世

史記周本紀稱、厲王卽位三十年、好利近榮夷公、三十四年、王益嚴、三年乃相與畔、襲厲王、厲王出奔于彘、是厲王在位卅又七年、如此器作於厲王時、則去周召共和不遠矣

古代史事、得由此器推知者、則周初與於伐商之微人、此時已分散諸土、其一部渡渭成一聚落、是爲大雅之郿、而其本部之在南山者、乃爲矢散二國所兼幷、又周初建國、若井若豆若彙、亦爲二國所幷、至天子之膳夫克、其分地跨渭水南北者、又如鬲攸从之得自達於天子者、皆脅於散氏、失獨立之實、葢當時王室及渭北諸國、以有玁狁之寇、僅能自保、而矢散二國、依據南山、旁無彊寇、得以坐大、矢既僭稱王號、而散氏因矢人侵軼、力能使之割地、其勢亦必不弱、邦畿之內、兼幷自如、周德之衰、於此可見

其後犬戎滅周、秦人度隴、矢散二國、亦亡也忽焉、千載之下、僅留盩厔及大散關大散嶺之名、而絕無知有此二國者、非此盤尙存、豈知宗周之季、有此特異之事實乎

王說によれば、井・豆既に滅び、克・鬲從の諸族も衰落し、渭南の矢散二國に兼併され、從屬するに至つた後にこの器が作られたもので、時期は厲王の末年であるとする。王氏の所說はこれらの彝銘を自由に驅使し、周初の事實より說き起して岐陽諸族の消長に及び、ついに西周の滅亡に至るまでの史論を展開したもので、王氏の考釋のうち稀にみる統論的な立說であるが、その所說にはなお問題が多く存するので、一二の指摘を試みておく。

1　本器は克氏諸器と直接の關係をもつものでなく、文中の「鼓之有嗣」四夫の鼓は、鼓という隷

釋も確かでなく、明らかに克字とは異なる。かつ王氏は、克器の出土地を寶雞にして渭水の南岸であると固く信じているようであるが、克器は岐山法門寺任村から出土した大量の窖藏器のうちに含まれていて、渭南の地でなく、盤銘の定界に立會つた散氏の小吏とは關係がない。

2　器銘中の僕從鬲と鬲攸從鼎の鬲攸從とは、必らずしも一人としがたい。鬲從盨の鬲從が、鼎において攸衞牧の所領の攸をえて鬲攸從と稱し、本器には僕從鬲の名があるので、本器は厲王期のその兩器より後の作で厲末の器であるとする論證であるが、鬲攸從鼎には攸の地を割くという記載はなく、盟誓のときなお攸衞牧の名を稱している。本器では攸を僕に作る。觶三代・一四・三九に「僕乍」と銘するものであり、また「攸隹父甲」三代・一四・五二と銘するものあり、古くからある氏號である。それで僕・攸をつけていうのは、あるいは複姓であろう。鬲從の器は厲末のもので、その日辰も厲譜に合するが、本器の器制は決して、厲末に下るものでなく、韡華に中葉の器とするように、むしろ中期的なものである。克・鬲從との關係が直接的にはないものとすれば、器の時期は器そのものに卽して考えてよい。

3　器制は高足の盤で後期にはこの種のものがなく、器制のみより論ずれば兎盤などよりも古制をもつ。また文様も鮮麗な顧龍と目雷文、すなわち線狀表出をもつ饕餮文である。器制・文様がかなり古い様式のものであるから、厲末とする時代觀の間に矛盾を生じ、僞器說すらみられるが、文字も挫鋒盤紆して圓腴、獨自の樣式をもち、器・銘ともに疑問とすべきところはない。器に卽していえば、その時期は夷厲以前、懿孝のときにあり、曶鼎の字樣とその風尙を同じうするものであり、

おそくとも孝・夷の間に位置しうるものであろう。從つて爵從は、本器のときなお散氏の一小吏として微弱であつたものが、散氏衰亡の後に興起した氏族とすべく、その隆替は舊說とあたかも逆となる。

4 散・矢の器は何れも周初より中期にわたるものであり、明らかに後期に下るものはないようである。器影を存するものが少くて確言はしがたいが、矢には方彝を存し、散には卣・甗の遺器がある。その器種・器制や文字からみて、二家は西周前期にその地にあつて繁榮し、この盤を作つたころには最もその强盛を誇つていた時代であろう。そしてこの器の後、ついに消息を絶つているのである。おそらく夷厲の混亂期に、何らかの事情で沒落を來したものであろう。

一體に金文にみえる諸氏族には各〻隆替があつて、召・井・毛のごとき大族名門もときに汚隆あるを免れず、一時の勢家と雖も概ね一二代にとどまるものが多い。また井・虢の器も必らずしも一家の器でなく、本支の間にまた盛衰を重ねている。召・毛・禹のように周初に盛にして、また周末に名の聞えるというような家は、むしろ例外的である。そしてそれらと雖も、一家一宗の器とも定めがたいのである。これらの事情を考慮すると、散・矢兩家の隆盛はむしろ西周の前・中期にあつたとすべく、この散氏盤を頂點として、やがて衰頽の運命をたどつたものであろう。

六、封疆について　土地關係の內容をもつ金文には宜侯矢段・倗生段・同段・大克鼎・大段などがあり、それぞれの土地表示の形式をみることができるが、本器に最も近いものは倗生段である。倗生段では封界の表示に杜木・旅桑などの木名がみえるが、その彊域はほぼ三十田に相當するもの

卷三上　二二三～二二四

であるらしい。本器の物件は二筆に分れていて、一は山林叢澤の類、一は田邑である。そして兩者とも封疆のことが行なわれている。封疆の方法について、積微居に文獻の例を引いて詳說しており、參考とすべき點が多いので、要點を摘記しておく。

按文曰邊柳、曰楮木、說者大都認爲地名、今按諸詞果皆爲地名、不應通以木爲號、余熟思之、此蓋所謂封樹也、周禮地官封人云、掌設王之社壝、爲畿封而樹之、凡封國、設其社稷之壝、封其四疆、造都邑之封域者亦如之、鄭注云、爲畿封而樹之、畿上有封、若今時界矣、孔疏云、云畿上有封若今時界者、漢時界上有封樹、故舉以言之、按封人所指及鄭孔所釋、雖不必指田之界畔爲言、然古年喬木、往〻矗立於阡陌之間、爲遠近所屬目、古人劃定田疆、於凡有木之所藉以爲標識、固事理之所宜也、此知邊柳者、柳不一、故約之曰邊

然則根木道左、直以木名名其道、不復以地名限之者、當何說乎、曰、周禮地官司徒云、辨其邦國都鄙之數、制其畿疆而溝封之、設其社稷之壝、而樹之田主、各以其野之所宜木、遂以名其社與其野、以野之所宜木名其社、莊子之櫟社、漢高祖所禱之枌楡社、是也、以野之所宜木名其野、此銘之根木道是也

定界に自然の地勢・標識・樹木・道路を用いるのは普通のことであるが、足らざるところには封樹して新しく界標とするのである。前代以來の封樹には、自然にその木の名を以て呼ぶことが行なわれた。地名や家氏の名にもこれに起原するものが多いことは、わが國の場合でも同樣である。本器では「井邑田」も同じ方法で定界を行なつているが、それは田十田のような區劃の整理されたものでなく、濕田牆田とよばれる谷地や山田を包含しているからであろう。地勢にも降陟あり、當時そのような地形のところも開墾が進められていたのである。

矢人の有嗣十五夫、散の有嗣十夫がその劃定に立會つているが、職掌は土地の管理に關係あるもので、いわゆる田官である。豆人・原人、あるいは「襄之有嗣」のような呼稱は、それぞれの行政區域をなす地域の人々であろう。利害關係ある近隣地の人々も、この立會に參加しているようであるが、それは定界のことだけでなく、例えば入會權のような利益關係をもつことがあつたためかも知れない。

七、約劑文書としての盤銘　この器銘は當時の約劑の形式を最も忠實に傳えているものであろう。權利者は散であるが、文書の作成義務は矢にあり、權利の移讓について何らの異議のないことを、その有嗣の盟誓によつて宣明しており、最も當時における契約のあり方を示している。器銘はその文書をそのまま盤銘に移したもので、原本の文書には附圖も添付されていたはずである。その文辭については、文錄に「此古代典制文字、事繁而詞覈、法度森嚴、壁壘部勒、一絲不亂、與禹貢周官同體、非大手筆不能爲」といい、また文選に「舖敍典雅、高簡峻整」・「高古渾噩、冠絕萬世」などと稱するも、文書の性質上、事實を直敍したにとどまる。倗生段も同樣の內容をもつものであるが、その事件は爭訟となり審理を受けて、判決によつて處理されたものであるため廷禮の記述をも含んでいる。しかしこの器銘は直ちに定界の記述に入つており、事件はおそらく示談解決したものであろう。ゆえに盟誓のことが、一筆ごとにくりかえして行なわれているのである。文中の旅を虢旅と

卷三上　二二五～二二六

し、虢旅が理官として事件の裁定に當つたとするのは、根據のない說である。

八、器の出現と考釋　器の眞僞の問題が一部にあるので、その出現の事情についてもふれておく必要がある。最も詳しい記述は、何庚と署する「散氏盤的說明」語絲第六期、一九二四・一二・二三、頁四四という一文である。長文であるからその要旨を紹介しておく。

「一月前に淸室善後委員會が故宮の遺物を封鎖したとき、散氏盤が無事にあることが傳えられ、新聞紙にも一齊に報道された。三四九字に及ぶ長銘あり、書の典謨訓誥にも比肩すべき寶器である。器の流傳については諸說あり、阮元が進獻したものともいうが、積古にはその記載がない。張延濟の淸儀閣題跋によると、「康熙時、廣陵徐約齋以萬金購於歙州程氏、徐繼歸洪氏、嘉慶十四年、鹺使某貢入天府」と記しているが、吳士鑑が王懿榮から聞いたという話によると、阿林保が嘉慶十四年（一八〇九）に兩江總督となつたとき、進貢したものという。その十月は顒琰仁宗・嘉慶帝五十歲の誕辰で、その壽禮としたもので、これはありそうなことである。徐・洪はおそらく揚州の鹽商人で、阮元も揚州の人であるから器を實見したであろうし、また仿鑄を家廟にとどめていたかも知れない。しかしそれにしても、阮氏が原器をみているならば、積古に此器有三足というのはいかにも不審で、器にはもとより足はない。積古の大部分は朱爲弼の代作であるから、そのための誤であろうか。

器は吳玉搢の金石存乾隆三年成に乙卯鼎の名で收錄され、孔廣森・樊明徵・汪肇龍・江德量・錢大昕・王昶らに考證がある。阮元の積古とともに、器が天府に入る以前のものである。ついで劉

心源・吳大澂・方濬益・王國維等の考釋が試みられている。入府以來百十六年間の消息は知られないが、今夏また忽然としてその消息が知られたことは喜ばしいことである。

以上がその要略であるが、三足盤とする積古の記述からみて、僞器があるらしいことが知られる。なお阮氏が原器をみていたかどうかは不確かで、阮氏はその研經室三集卷三に散氏敦銘拓本跋の一篇を收めているが、盤の器制にふれず、積古では「此器有三足、與款足之鬲迥異」とまことに丁寧な誤をしている。拓本跋では朱釋の精審を稱しているのであるから、朱釋に器制についての誤があれば、これを訂しているはずである。

本器は出土早く、長文の銘があり、かつ異例の內容のものであるため學者の注目を集め、吳玉搢の金石存、錢大昕の潛研堂金石跋尾卷二、孫星衍の續古文苑卷一などにも考釋が試みられている。孫氏の跋にいう。

近時吳氏玉搢・樊氏明徵・汪氏鑒龍・俞氏楚江・孔君廣森・江君德量・武君億皆有釋文、而得失互見、余以古文奇字訂定之、以示知者

これらの考釋は、概ね金石萃編卷二に收められている。その後の主要な考釋はすでに題下に標出しておいたが、他に國學叢刊一には章炳麟の論散氏盤書二札、易培基の散氏盤釋文、李淑の吳氏散氏盤釋文補正の三篇を收め、その他の論文も十餘篇に及ぶ。その篇目は金文關係文獻目錄一九五八、廣島大學に列せられているが、うち王氏の考釋と跋文は最も詳審を極めたものである。

器の時期については確言しがたいが、器制・文様・銘文・字迹などからみて、少くとも厲期に下る

ものではなく、散・夨諸器との關聯からみても、孝夷に屬しうると思われるものであるから、いま孝夷諸器中に加えておく。文字は舀鼎の様式に近く、舀鼎は孝王元・二年の譜に入るもので、本器もそれを去ること遠からぬものであろう。岐陽に克氏の勢力が擡頭するのはそれより以後、夷王の中期からであり、また鬲從の器は厲末であるから孝夷の際を去ることすでに五十年である。孝夷の後、渭南の散・夨の兩族が衰えて岐陽に大族克氏の興起あり、厲末には散氏の一小吏であった鬲從が、散の故地に據るという形勢に變化しているのである。

一四〇、師旋段一

器名　師旋段甲郭釋

時代　厲王郭釋　夷厲期書道・補

出土　「一九六一年一〇月三〇日、陝西省長安縣張家坡出土了一大批靑銅器、共五十三件、其中有銘文者十一種」。郭釋　このうち盂段はすでに錄入した。出土器の全體については參考の項に述べる。

著錄

器影　郭釋・考古學報・一九六二・一、圖版四　張家坡・圖版七　二玄・三二三

銘文　郭釋・圖版五　張家坡・圖版八・九　二玄・三二二　書道・補一三

考釋　郭沫若「長安縣張家坡銅器群銘文彙釋」考古學報・一九六二・一　又「長安張家坡西周銅器群」一九六五　白川靜「西周彝器斷代小記」集刊第三十六本上・一九六五

器制　張家坡にいう。「元年師旋簋四件四—七號、通高二五・六糎、口徑二三・八糎、腹徑二九・四糎、斂口、腹外鼓、有蓋、兩耳作獸首形、有珥、圈足下有四小足、扁平而上卷、幷作獸首形」。二器あり、器蓋合せて四件。器制は同じなのであろう。器蓋に變様の夔文を飾り、帶文以外は瓦文。圈足下に小四足が外折反轉している。第二器五年段とは器制が甚



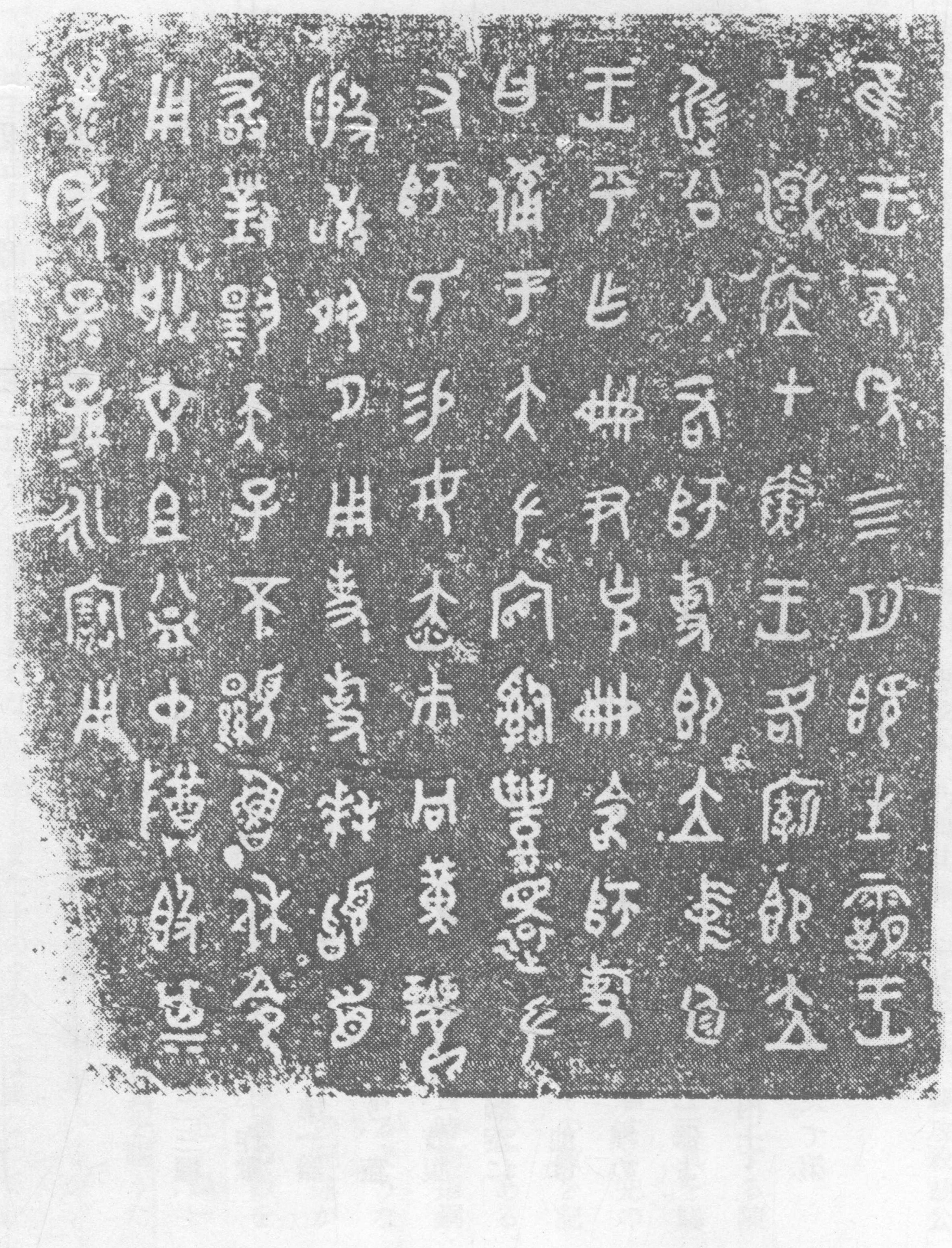
師旋段一

だ異なっているが、脚部だけは同じである。

銘文　張家坡にいう。「銘文相同、蓋銘九八字、器銘九九字、器較蓋多一克字」。「作册尹」を器銘に「作册尹克」に作る。いま器銘を錄しておく。

隹王元年四月既生霸、王才減应、甲寅、王各廟、卽立、遟公入右師旋、卽立中廷

元年の紀年について、郭氏は「王元年之器、在金文中所見不多、但卽使僅此一器（事實上不止一器、如舀鼎卽有隹王元年六月既望乙亥、王在周穆王大室之文）、已足證明西周並無三年之喪的制度」として、論語憲問に「百官總己以聽于冢宰三年」という三年の喪制を否定している。元年の器は舀鼎や本器にのみとどまらず、師虎・師𣪕・師兌・師詢などもみなそれであり、二年・三年の器に至ってはさらに多い。先王登遐



ののち、嗣王が直ちに繼體の禮を行なうことは尙書顧命にみえ、論語にいうような喪制は考えられない。彝銘に年紀をいわずして月週干支を記す例は甚だ多く、これらは王の初年でなくては年月を識別しがたいものであるから、卽位初年の器は彝銘によつて知りうるものよりも遙かに多いはずである。冊命のことは新王卽位、あるいは家臣嗣襲の際に行なわれるのが原則であつたと思われる。減应は蔡𣪘にみえる。蔡𣪘には舀の名がみえ、ほぼ孝王期の器である。穆王期の長由盉には下減应で冊命が行なわれており、減に上下の应があつて、穆王期以來、孝夷に及ぶ時期まで、ここに離宮があつたのであろう。

遲公を郭釋に遲公と釋し、伊𣪘の遲叔と同一人であるとしていう。

遲公殆卽伊簋之遲叔、遲叔復稱遲公者、猶班簋中、毛伯亦稱毛公、亦稱毛父、伊簋作于王二十七年、于時遲叔已故、故伊稱之爲皇考、余以彼簋爲厲王時器、此簋當亦然、以形制花紋、字體文體按之、均適合

郭氏は厲王期三十六年說をとるものであるが、春秋長曆によつて逆算してえられる厲王の曆譜には、伊𣪘の日辰は適合せず、兩師旋𣪘によつて構成される夷王曆譜には、その二十七年の譜に合う。從つて伊𣪘の遲叔は本器の遲公よりのちであり、遲公はあるいは伊の皇考に當るものであろう。減应・下減应の關係よりしても、本器は厲王期にまで下るものでなく、夷王初年の器とみられる。

師旋の旋は、史・事の繁文ともみられる字形であるが、器銘中、事の字と區別してかかれており、字形に從つて旋と釋しておく。

本器の廷禮の記述は、從前のものとやや形式を異にするところがあり、まず王が廟に格つて位置に卽くことを述べ、ついで右者と受命者が位に卽くことをいう。走𣪘に「王在周、各大室、卽立、司馬井伯入右走」、また伊𣪘にも「王在周康宮、旦、王各穆大室、卽立、䶂季內右伊、立中廷、北鄕」とあり、王の卽位をいうものは懿孝以後にはじまるようである。

王乎作冊尹克、冊命師旋曰、備于大左、官嗣豐還左右師氏、易女赤市・同黃・麗般、敬夙夕、用事

𥁑銘には克の名がない。克氏は夷厲期の大族で、大克鼎をはじめ、鐘・盨など多くの彝器を殘している。郭釋にいう。「克當卽克盨・克鐘・克鼎等器之克、歷事夷厲二代、曾任善夫・師氏等職、此復爲作冊尹、史官之長、可見此人所兼之職不少」。克の名は作冊より師克に至るまで、その時期はかなり長く、これらをすべて一人とみることは誤である。本器の作冊尹克は、克氏の名の最も早くみえるものである。

備は備位。その職に就くをいう。郭釋に、左傳文七年の宋の左右二師、周禮大右の職をあげている。下文によると豐還の左右師氏を官司する職で、將軍というほどの地位である。師旋は師職のものであるが、師職中にまた等位があつて、師氏を宰領する職を以て命ぜられている。豐還は免簠に鄭還とあるのと語例同じ。免簠には、「令免乍嗣土、嗣奠還歠眔吳眔牧」とあり、嗣土として林虞の諸官を統べることを命じている。それで郭氏は還を苑とよんで王領の宮苑の地と解しているようであるが、還とは王領の直營地をいう名であるらしく、本器ではそこに左右の師氏がおかれている。師氏は「邑人師氏」のように地區によつて編成された部隊の指揮者をいうことがあり、本器の大左も豐還地區の部隊の最高統率者となる意であろう。還は奠・豐など、周室の重要な地區、いわば特別の行政區である。

命服賜與のうち、赤市・同黃は趞鼎の赤市・幽亢、趞曹鼎一の䟽市・同黃、師奎父鼎の䟽市・同黃と同樣の賜與であるが、麗般は他器にみえないものである。郭氏は鞶革であるとしていう。

麗般者鞶厲也、禮記內則、男鞶革、女鞶絲、鄭玄注云、鞶小囊、盛帨巾者、男用韋、女用繒、有緣飾之、則是鞶裂、小雅都人士、垂帶而厲、鄭玄箋云、而厲如鞶厲也、帶必垂厲以爲飾、厲字當作裂、疏云、如鞶厲者、如桓二年左傳云、鞶厲游纓也、說文以鞶爲大帶、賈逵・服虔・杜預解左傳鞶厲、亦以爲大帶之垂者、如鄭玄說、則鞶如今少數民族之荷包、掛於肩而垂之、有緣飾、漢民族舊時之荷包、則懸于帶而垂之、此殆後世之轉變、揆其初殆亦掛于肩、麗厲同音、故知麗般、卽爲鞶厲（花荷包）、麗古有成雙、作對之義、成雙作對亦含判裂之意、如解麗爲美麗、意亦可通、但此當是後來引伸之義、有緣飾之麗鞶美觀、故麗字引伸而爲美也

なお、字を易に從う形として裼とする說あるも、裼を襁褓とし褕狄とするもともに通じがたいとして、花荷包とする說を提示している。荷包は官吏が腰につける垂囊であるが、通俗編によると歐陽脩の啓に紫荷垂囊の語があるという。かりに鄭玄の說をとるとしても、漢以後の服飾である。鞶は說文によつて大帶とみるべく、麗は字のままに麗皮としてよい。鞶革に裝飾のあるもので、武官の禮裝に用いたものであろう。「敬夙夕」・「用事」の語を添えることは、師虎𣪘などから以後に例が多い。

旋拜頴首、敢對駅天子不顯魯休令、用乍朕文且益中障段、其遄年、子ミ孫ミ、永寶用

不顯魯休を重ねていうことは、師虎や師奎父の器にみえる。益を廟號に用いるものに盠方彝の益公、牧段の益伯がある。本器の益中とは關係がないようである。休盤の右者に益公の名がみえ、本器より約二十年後のものであるが、これも生號と廟號であり、兩者の關係はないものと思われる。

訓　讀

これ王の元年四月既生霸、王、減应に在り。甲寅、王、廟に格りて位に卽く。遲公入りて師旋を右け、位に中廷に卽く。王、作册尹克を呼びて、師旋に册命せしめて曰く、大左に備はりて、豐還の左右師氏を官司せよ。女に赤市・同黄・麗鞶を賜ふ。夙夕を敬しみ、用て事へよ、と。旋、拜して稽首し、敢て天子の不顯なる魯休の命に對揚して、用て朕が文祖益仲の障段を作る。其れ萬年、子ミ孫ミ、永く寶用せよ。

參　考

本器の月週干支は、五年段との關係によつてその曆譜を構成しうるが、その元年朔は辛未もしくは壬申である。この曆譜は、共王以後、關係彝銘によつて構成しうるどの時期にも適合せず、ただ夷王期にのみ充てうるものであり、また五年段の彝銘の內容が夷王期と傳えられる齊との紛爭の事實を示しているので、いまこの兩器を以て夷王曆譜を算定することとする。

卷三上　二三五～二三六

一四一、師旋段二

卷三上





師旋段二

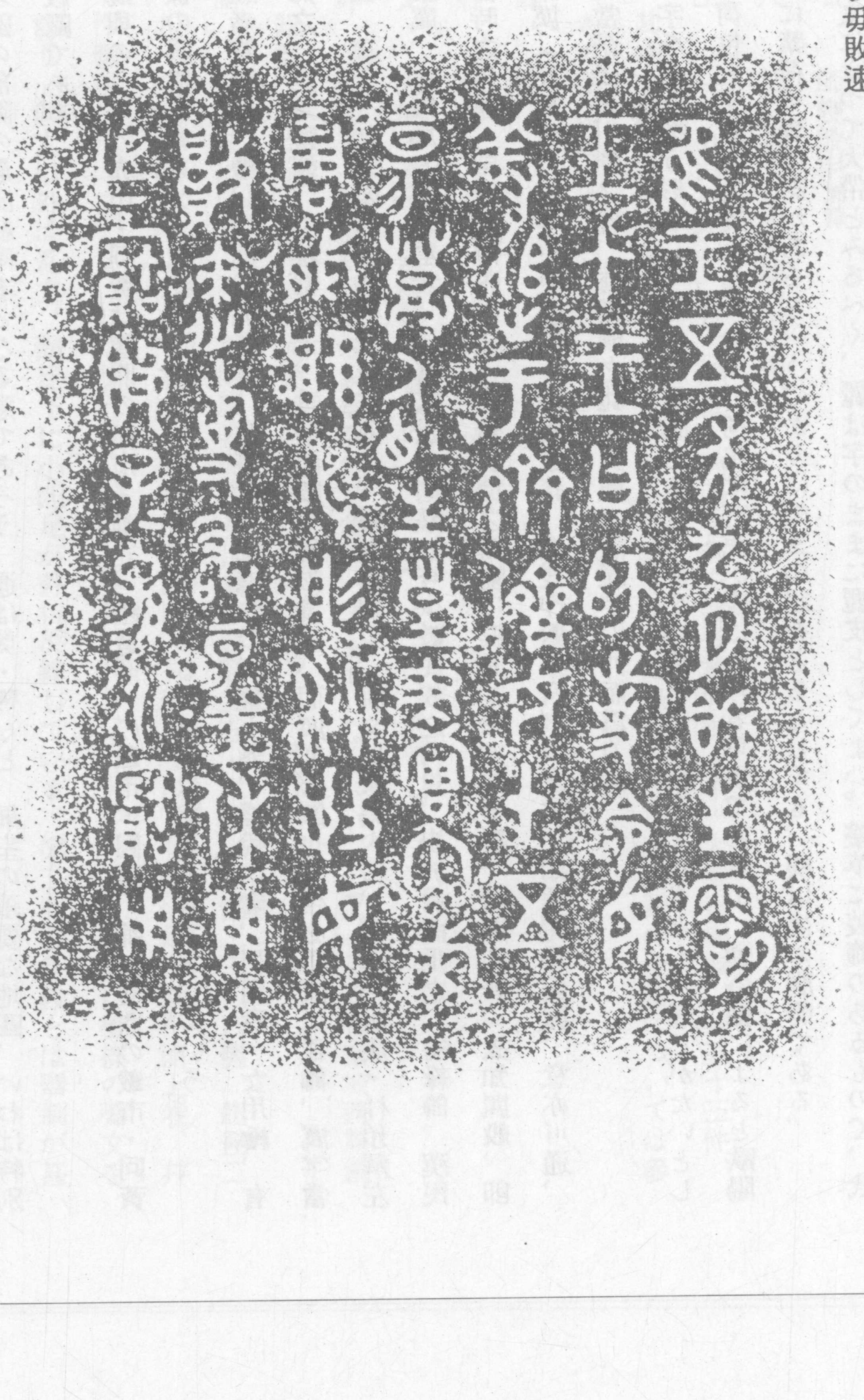
器　名　師旋段乙 郭釋

器　制　張家坡にいう。「五年師旋段三件八一〇號、大小皆同、唯一〇號段缺蓋、通高二三糎、口徑一八・七糎、腹徑二三・五糎、斂口、鼓腹、兩耳作獸首銜環、圈足下有三小足、作獸首形而上卷」。第一器と形制甚だ異なり、蓋肩は殆んど直角、鼓腹小、耳は環耳、器蓋に夔鳳の帶文あり、他はすべて直文を以て埋めている。器は第一器よりやや小さい。出土・著錄・考釋はすべて第一器に同じ。

二三五～二三六

銘　文　二器一蓋。銘各ミ七行五九字。

隹王五年九月既生霸壬午、王曰、師旋、令女羞追于齊、儕女兜五・昜登・盾生皇畫內・戈琱䋣・厥必彤沙、敬毋敗速



卷三上　二三七～二三八

廷禮の記述を略しているのは、一般の册命と異なり、速かに出軍を命ずるものだからであろう。直ちに王の征命を記している。羞追は不嬰段に「王令我羞追于西」の語があり、羞は爾雅釋詁に「羞進也」という。齊への討征を命じたものである。齊への討征という重大な事實について、郭釋には一語も言及していない。齊はもともと周の元勳である太公望呂尙の封ぜられたところで周の懿親であり、東藩の雄鎭であるが、齊が周室との間に怨構を生ずるとすれば、よほどの大變というべく、これが史傳に記載を缺くはずはない。おそらく史記齊世家に「哀公時、紀侯譖之周、周烹哀公」というものが、それであろう。集解に徐廣の說を引いて、「周夷王」という。周本紀にも、「懿王之時、周室遂衰、詩人作刺、懿王崩、共王弟辟方立、是爲孝王、孝王崩、諸侯復立懿王太子燮、是爲夷王」とあり、正義に

紀年云、三年致諸侯、烹齊哀公于鼎、帝王世紀云、十六年崩也

という。しかし始皇本紀の正義には、帝王世紀を引いて「紀侯譖齊哀公於周懿王、王烹之」とあり、懿王のときのこととしている。公羊の莊四年に、齊が紀侯を滅ぼしたのは九世の讐に報いたものであるとし、紀侯の譖のことを論じているが、周王の名をあげていない。鄭玄の詩譜序と齊詩譜にいずれも懿王のときとしているのは、何に本づくのか知りがたいが、紀年の說に據るべきであろう。ただ紀年には齊侯の烹殺を夷王の三年とするも、この器銘によると、討齊のことは五年九月に征命が發せられている。史記の齊世家には、哀公烹殺ののちその弟胡公を立てたが、反對派に襲殺された經緯について述べている。

胡公徙都薄姑、而當周夷王之時、哀公之同母少弟山、怨胡公、乃與其黨、率營丘人、襲攻殺胡公而自立、是爲獻公、獻公元年、盡逐胡公子、因徙薄姑、都治臨菑

すなわち夷王の哀公烹殺は、その初年のことであつたとすべきである。

僔はおそらく齎であろう。字は齊下になお冄形の字を添えている。郭釋に、字を齎の異文とする陳夢家の說を引いている。兜五を郭氏は十五と釋し、易登を瑒簦にして、以下の兵器各〻十五具を賜うたと解するが、十をこの字形にしるすことはなく、趞曹鼎二に「虎盧・冑兜・殳」と列擧する兜の字形と同じ。小盂鼎に「貝冑一・金兜一」とあつて、冑と兜とは別個に賜與され、かつその數を記しており、本器も「兜五」であろう。兜鍪上の冠飾をいう語で、種〻の形の鍪飾を賜うたのである。瑒を郭釋に、「爾雅釋器、黃金謂之璗、說文、璗、金之美者、所謂黃金或金之美者、在古時均指銅而言」というも、單なる銅ではなく、銅內に鎳質のものなどがあつて、自然に光輝を發するような兜鍪がえられたのであろう。周緯氏の中國兵器史稿一六九頁にそのような殷の遺品についての記述があり、趞曹鼎二の條に略引しておいた。瑒登とはそういう錫質の光澤ある虎盛をいう。虎盛の數を記していないのは、虎盛一に對して鍪飾五を以て一具としたのであろう。師骰毀にも「兜五・錫」とあり、郭氏は字を「十五鐓」とよんで、十五を上文戈琱戟以下の武具に屬し、戈十五具を賜うたものとみて、「彼所錫同樣之戈亦爲十五、疑此是周代的一種制度、非偶然暗合」と論じているが、この器では十五が品目の首にあることになり、文例に合わない。字もまた十の字形とは異なってい

巻三上　二三九～二四〇

盾生皇畫內とは、羽飾畫文のある盾であろう。郭氏は周禮樂師の皇舞に、鄭司農が注して「以羽冒覆頭上、衣飾翡翠之羽」といい、また鄭玄が「皇、雜五采羽、如鳳皇色、持以舞」とあるのを引き、詩の秦風小戎「蒙伐有苑」は、羽飾ある盾のことであるから、そのような楯であろうとする。そして皇の字形も、そういう羽飾ある王冠の象形より起つたとしているが、皇はその字形の示すように玉冠の象である。羽飾にはのち翌の字を用い、漢書禮樂志・說文には皇舞を翌舞に作つている。郭氏はまたいう。

此銘言盾生皇畫內、可以有兩種解釋、一種是生皇與畫內、分爲兩事、卽盾頭飾有眞正的五采羽飾、而盾面復有花文畫入、別一種是把生皇畫內、聯爲一事、卽謂盾上有五采畫文、栩栩如生、我傾向于采取前一種

もし五采の畫文ならば、これを生皇と稱することはないと思われるから、生皇とは全羽をいうものであろう。羽毛は孔雀や翡翠などの羽飾で、當時最も貴重とされたらしく、左傳襄十四年に、晉の范宣子が羽毛を齊から借りて返還しなかつたため、齊は晉の不信を怒つて友好を絕ち、晉の覇業がここに一頓挫を招いた話を載せている。また定公四年に、同じく晉が鄭から羽旄を借りたところ、鄭はこれを晉に贈與した。翌日、召陵の會が行なわれ、晉を主力として諸侯の軍を合せ、楚を伐つ謀議がなされたが、その會に赴く晉の車乘に、鄭から寄贈した羽飾が建てられているのをみて、鄭は晉人の不信を怨み、晉は諸侯の信望を失うに至つたという話を記している。これらの羽毛は特に立派なものであつたのであろうが、これを貪つたり輕んじたりしたために國際關係に影響を與えたとする記事が殘されているのは、羽毛が極めて貴重な、ときには國家や氏族の象徵的なものとして貴ばれていた事實を示すとみてよい。賜與された楯に、特に生皇の羽飾があることをいうのは、その楯が尋常のものでないことを特記したものであり、また楯面に美しい畫文が施されていたのであろう。楯に雕飾を加えることは、楯の畫文を示す周の字から、彫・雕が派生していることからも知られる。いま討齊の師を送るに當つて、その將帥に輝くばかりの兜や鍪飾、全羽の羽飾をつけた畫文の楯などを與えて、その行を壯にしたのであろう。

戈琱戟は初期の小盂鼎にみえている。戈の柄飾として刻紋や雕鏤を施したもので、玉戈の遺品には、みなみごとな雕飾が加えられている。敃必彤沙はその柲部の裝飾をいう。師奎父鼎にはただ戈琱戟をいうのみであるが、夷厲の器に至つて、多く戈琱戟・敃必彤沙という。休盤・寰盤・無叀鼎・師骰毀など、概ね武將への賜與の品目中に列しており、宰辟父毀考古・三・一五　博古・一六・四九　嘯堂・五八　辥氏・一四・八には戈琱戟彤沙という。考工記に「廬人爲廬器、戈柲六尺有六寸、殳長尋有四尺」とあり、その戈戟矛柄は積竹を以て作つた。郭氏は敃を廬人の廬の初文であるとみている。沙は綏。彤綏とは戈の纓飾をいう。師骰毀に沙を尾下に小を加えた字形に作つているのは、あるいは旄牛の類であろう。戈琱戟とは戈身をいい、敃必彤沙はいわばその附屬部分である。郭氏には別に「戈琱戟敃必彤沙說」殷周青銅器銘文研究下、七八頁があり、その制を詳論している。敗速は敗績。「敬毋敗績」は征命を嚴にする語である。速は師寰毀「弗速我東國」のように治績の意で成功をいう。敗績は他器に例のない語である。

巻三上　二四一～二四二

旋敢䫀王休、用乍寶毀、子〻孫〻、永寶用

䫀は三銘何れも左偏のみをかいている。器は征命を受けて、これに奉荅して作られたものであるが、おそらくその成功を祈念する意を含むものであろう。

訓　讀

これ王の五年九月既生霸壬午、王曰く、師旋よ。女に命じて齊に羞追せしむ。女に兜五・易登・盾生皇畫內・戈琱戟・敃柲彤沙を齎ふ(たま)。敬しんで敗績すること毋れ、と。旋、敢て王の休に揚へて、用て寶毀を作る。子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

本器の日辰は元年毀と合せて一王の曆譜を構成しうる標點をなすものであるが、器銘のしるす討齊の事實が夷王の哀公烹殺の史傳をいうものとすれば、夷王期の曆譜をここに求めうることとなる。元年・五年兩毀の器制文様にはかなり異なるところあるも、文字は平潤なる書體にて氣味通ずるものがあり、同じ手筆と認められる。

器は新出器群のうち、普渡村の長由器、郿縣の盠器とならんで同出の器の多い器群の一で、同出五十三件に及ぶ。いまその出土事情の大略と、出土器中の主要なもの數器を錄しておく。器は張家坡西の西鄠鐵道の路線に沿う地點で、道路工事のため土を採取していたとき發見された窖坑より出土した。一九六一年一〇月末日から一一月五日まで作業、その後附近一帶三枡の範圍で試

掘したが、西周期の一小墓を發見したのみで他に遺迹なく、器物は陪葬でなく窖藏品であることが確かめられた。

窖内にはほぼ二層に器群が堆積され、南端下層に孟段諸器、中部下層に師旋諸器、北部上層に伯梁父・伯喜の諸器があるが、他の散亂している諸器のうちには、必らずしも原位置でないものも認められるという。出土の彝器は次の通りである。



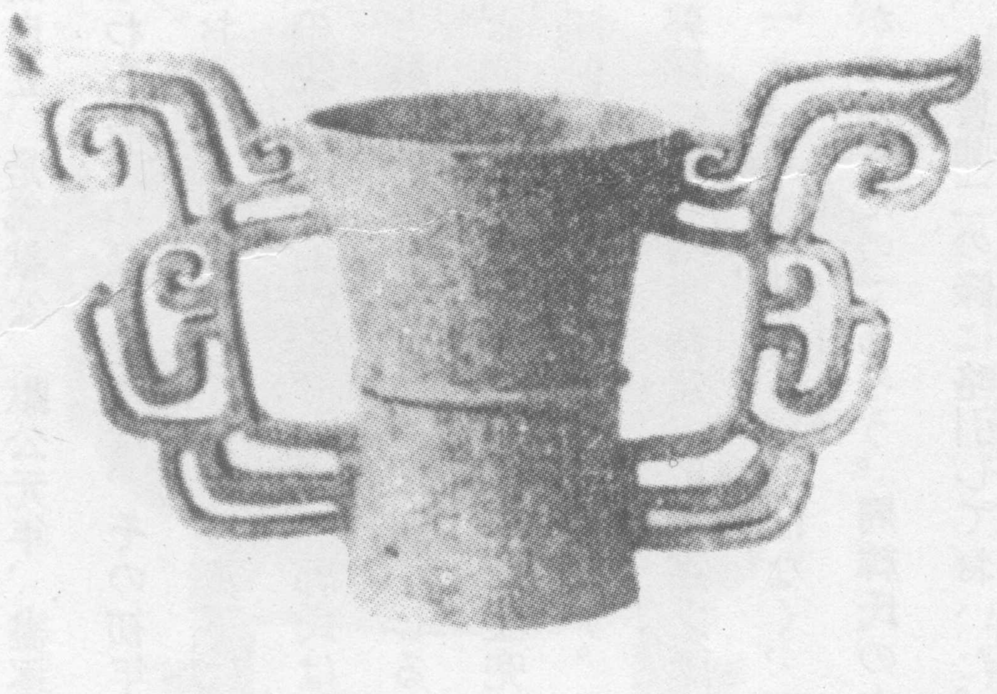
足部波状文鏤孔豆

鬲十件　伯庸父鬲八件二五—三二號　斜角雲文鬲二件二三・二四號　器底にすべて薫煙のあとがある。

段四組廿二件　孟段三件一—三號（七九著録）　師旋段七件（甲、元年師旋段四件四—七號　乙、五年師旋段三件八—一〇號）　伯梁父段四件一一—一四號　伯喜段四件一五—一八號、竊曲瓦文段四件一九—二二號

豆一件三九號　口緣に柔軟な顧龍文、足部に波狀文を鏤孔を以て飾る。竊曲文豆歐米・一五七通考・四〇三と極めて近い。通考に器を春秋とするも、この器によるとその器制は西周後期

に起るものであろう。



鏤孔把手杯三式

匕五件　獸文匕一件四九號　夔文匕四件五〇—五三號　何れも虺龍文である。

盉二件　伯百父鎣三八號　伯庸父盉三七號　伯百父鎣に鎣と自銘している。器は長喙ある短足の盉形で、季良父盉西清・三一・三五　恒軒・九三と殆んど同制である。通考三八九頁にその器を春秋とするも、張家坡器群の時期よりいえば、その器制は西周後期に遡りうるものであることが知られる。

壺二件　伯壺二件三三—三四號　上腹收斂、下腹外鼓、兩耳銜環の壺。器制は前期の貫耳壺に類し、大きな鼓腹をもつ後期の壺と同じでない。兩壺とも「白乍寶壺」の器・蓋銘がある。

杯五件　一式二件四〇—四五號　束腰の平底杯。足部に公字形を含む波狀文を飾る。二式一件四二號　束腰の圈足杯。素文。大きな鋬をつけている。三式二件四三—四四號　殆んど直腹。鏤刻の兩把手をもつ。鏤刻の上端は外

卷、魚尾形をなしている。

盤二件　伯百父盤一件三六號　附耳の環文盤。伯百父は宋刻にみえる伯百父。字は百と釋するのがよい。筍侯盤一件三五號　附耳の變様夔文盤。筍は郇。文王の後にして周の同姓である。

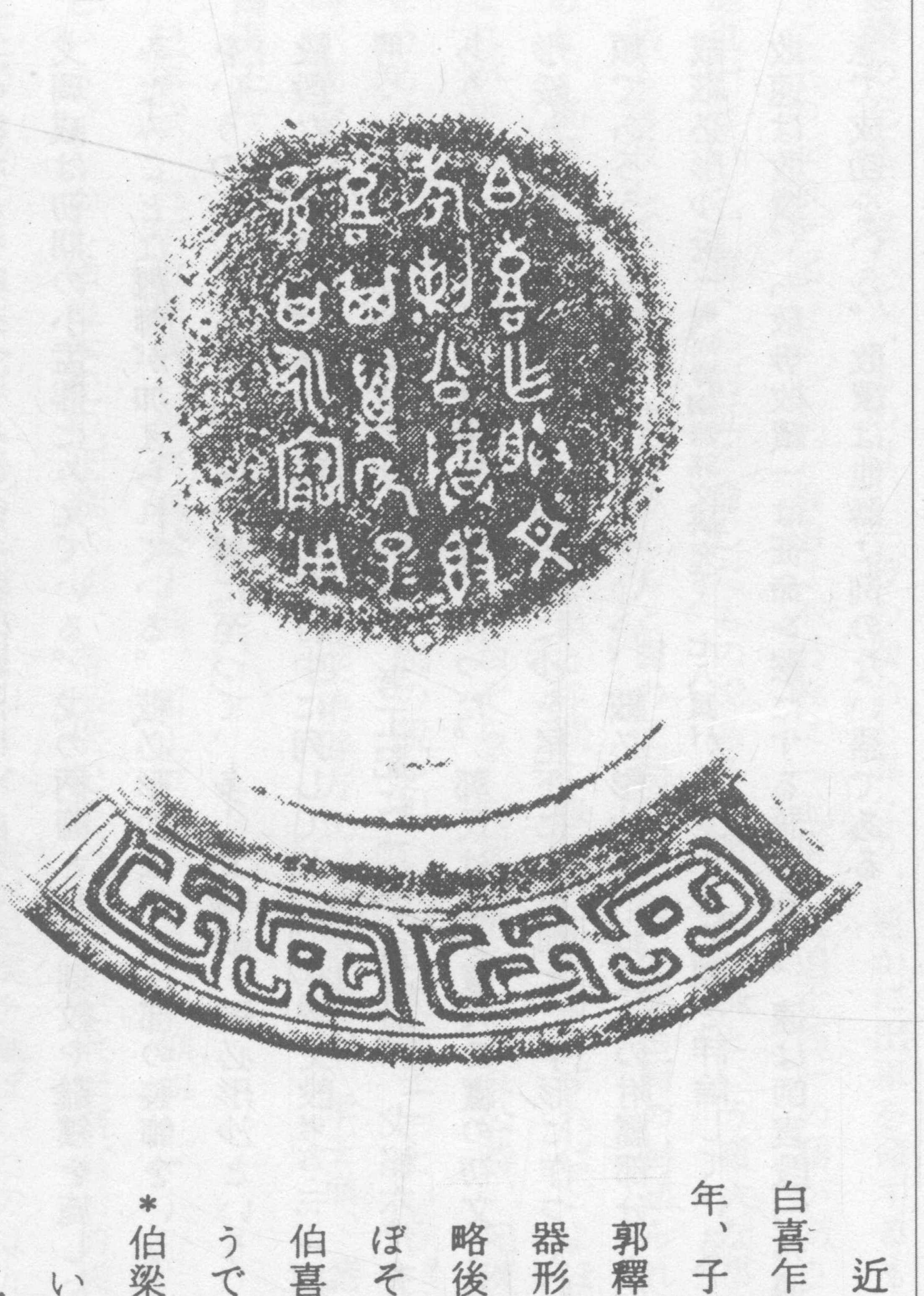
料四件　一式二件四七—四八號　斂口鼓腹。曲柄のある大勺である。二式二件四五—四六號　侈口束腰、曲柄は圈足部より斜に高く伸びて、器口より高いところで曲折する。



伯喜段

右諸器のうち、孟段・師旋の兩段はすでに錄入したから、その餘の銘文のある諸器について附説する。何れもすでに郭沫若氏の考釋が試みられているものである。

＊伯喜段　二器。張家坡にいう。「大小皆同、通高二二・七糎、口徑一九・八糎、腹徑二五・四糎、斂口鼓腹、有蓋、兩耳作獸首形、有珥、圈足下有三獸首形足、銘文相同、各廿二字、蓋器同銘」。器蓋に變様夔文の帶文あり、他は瓦文、圈足部に斜格獸文がある。文様は大體において師旋段一に似ているが、蓋の肩が鋭く、その點は伯梁父段に



近い。銘文四行廿二字。

白喜乍朕文考剌公障段、喜其萬年、子々孫々、其永寶用

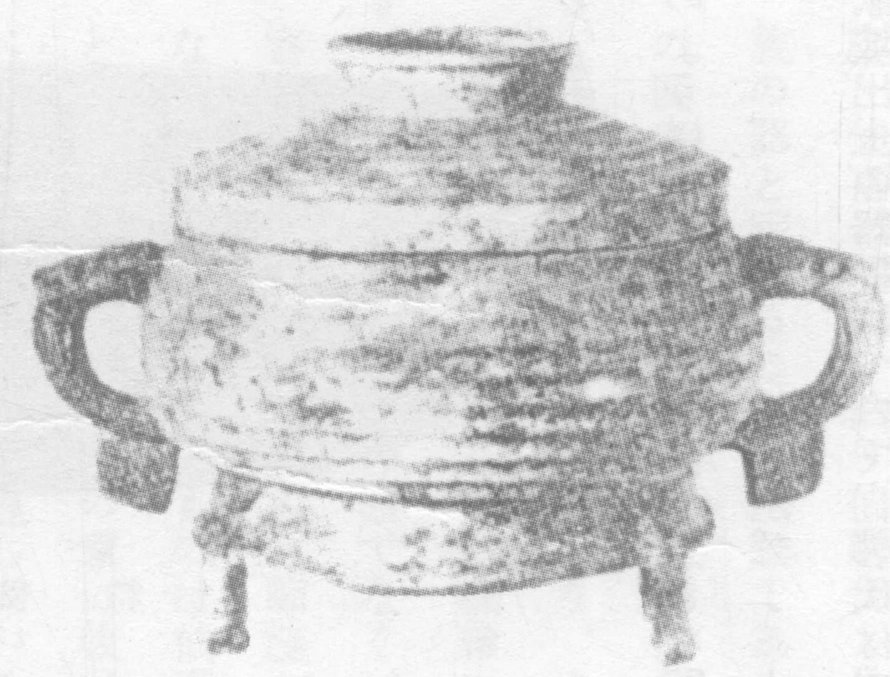
郭釋にいう。「此乃祭器、以器形及字體占之、殆西周中葉略後之物、當在夷厲時期」。ほぼその時期のものであろう。伯喜の名は他に所見がないようである。

＊伯梁父段　二器。張家坡にいう。「大小皆同。通高二二・八糎、口徑一九・七糎、腹徑二五・七糎、口稍斂、腹稍鼓、有蓋、兩耳作獸首形、有珥、圈足下有三小足作獸首形、銘文相同、各十五字、器蓋同銘」。全瓦文の三小足段。蓋に肩があること前器と同じ。何段等と同じ系統に屬するものであろう。器蓋四銘、みな三行十五字。

白梁父乍龔姞障段、子々孫々、永寶用

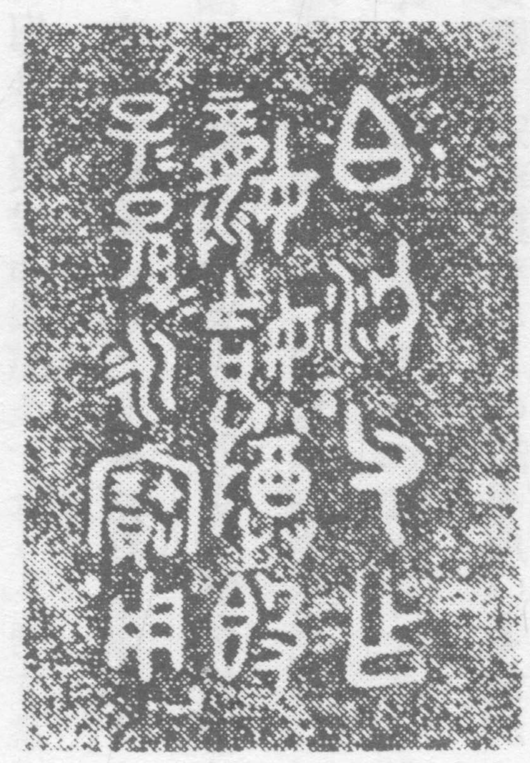
梁は木に從っていないが梁の初文。稻梁の字はこの形に從う。龔は女旁を添えており、龔の繁文で

あろう。郭釋にいう。「龔姑乃姞姓國之女、殆伯梁父之亡妻或亡母、伯梁父爲之作祭器」。字は師旋の器に似ている。



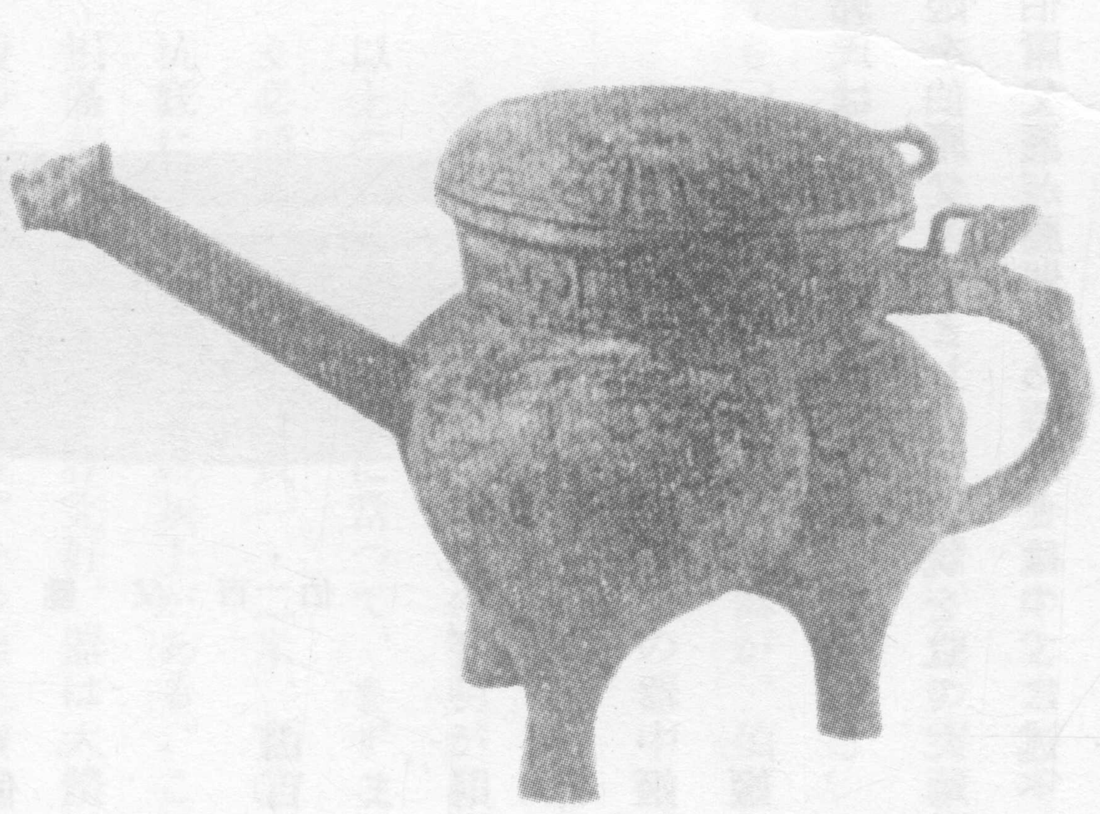
伯梁父段

*伯庸父盉　張家坡にいう。「通高二三・三糎、口徑一七・二糎、喙長一六・二糎、分當、獸流、鋬作獸首形、原有環與蓋相連、蓋內有銘文一六字。」器蓋に變様夔文あり、流首を獸形に作るものは鳳盉泉屋・一〇二　通考・四八三などの例がある。銘三行一六字。



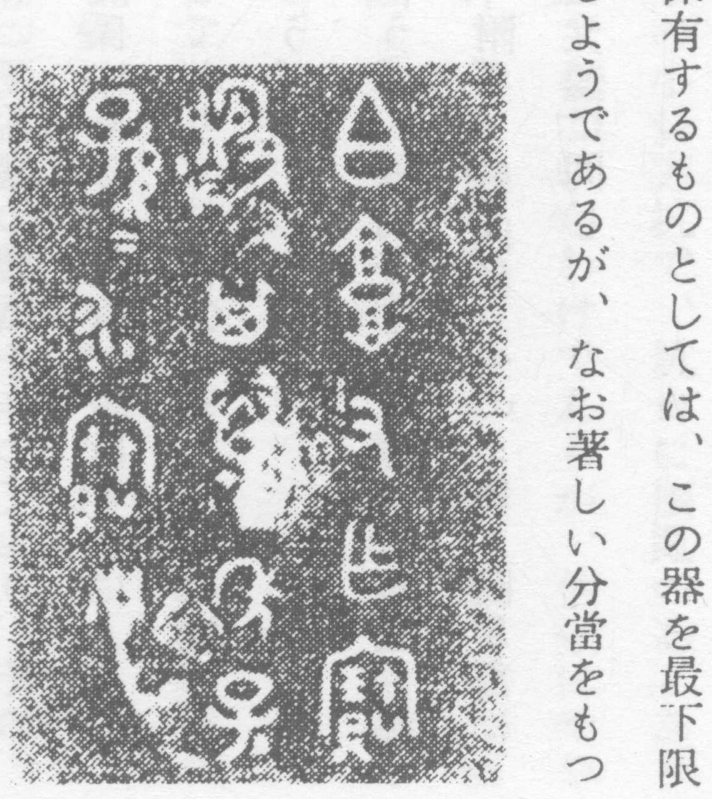
白庸父乍寶盉、其萬年、子〻孫〻、永寶用

伯庸父には別に鬲があり、その文によると姬姓の家である。盉の字形について、郭釋にいう。「此器盉字、原文特異、左側以兩手捧盂形、右側从一人持勺以挹酒漿、因器形確是盉、故得論爲盉字、唯由此字以推測、則盉之使用有時須用兩人、蓋銅盉如過大、只盛酒漿、則以一人操作時便致費力」。また盉を和酒の器とする王國維の說を「殊不盡然」として、盉の字形に麥秆で酒を飲む象に作るものがあり、酒罐であるとしているが、祭器としての盉には考えがたいことである。盉には普渡村出土器中に長由盉があり、殆んど盉の下限を爲すものと考えられているが、本器によってその時期はさらに夷王期にまで下りうることが確かめられた。器形は大體において長由盉に近い。洛陽中州路の西周墓からも、この種の盉一器が出土、分尾の鳳帶文をもつ段と同出しており、また本器より稍〻先行するものであろう。前期盉の形式を保有するものとしては、この器を最下限におきうるようであるが、なお著しい分當をもつことが注意される。



伯庸父盉

*伯庸父鬲　すべて八件あり、白壺三三號內に四件、また白壺三四號內に四件が內裝されていた。張家坡にいう。「大小皆同、高九・八糎、口徑一四糎、腹徑一五・七糎、平脣、鼓腹、平當、柱足而中空、八件皆在脣上有相同的銘



文一〇字、器底部都有煙薰的痕迹、當係實用之物」。壺中に數器を容れうるような小鬲である。



伯庸父鬲

白庸父乍叔姬鬲、永寶用

郭釋に「此器無媵字、蓋伯庸父爲其妻所作之器」と說いているが、疑問である。媵器に媵字を略することは、たとえば伯家父段に「伯家父作孟姜媵段」三代・七・三六とあり、同じ作器者の伯家父鬲に「伯家父作孟姜寶鬲、其子孫永寶用」三代・五・三〇というに徵すれば、普通に行なわれていることであり、この場合も同例とみてよい。すなわち伯庸父の家は姬姓であることが知られる。



*伯百父鎣　自銘に器名を鎣という。鎣の初文であろうが、器形は短足の盉というに近い。張家坡にいう。「通高二一・七糎、口徑一〇・一糎、腹徑一七・二糎、喙長七・五糎、平脣斂口、折肩收腹、長流、鋬作獸首形、圜底、三足特短、有蓋、蓋上蟠龍與二小龍、蓋內有銘文八字、此類器形比較少見、已見著錄的季良父盉、與此器幾無差別」。



伯百父鎣



白百父乍孟姬朕鎣

說文に鎣あり、「備火長頸瓶也」とあるが、器は盉と同じ器種とみてよい。宋刻に伯百父段考古・三・一九　博古・一六・四二があり、正しくは白百父と釋すべく、おそらく本器と同じ作者の器であろう。その器影はすでに𢦏段の條第二卷・四一三頁に掲げておいた。その銘にいう。「伯百父作周姜寶段、用夙夕

享、用旟邁壽」。盨において孟姫の媵器を作っており、その家は姫姓、姜と通婚の關係にある。伯百父毁は考古によると驪山の白鹿原から出土しており、伯百父の家の墳塋の地はおそらく白鹿原方面であろう。

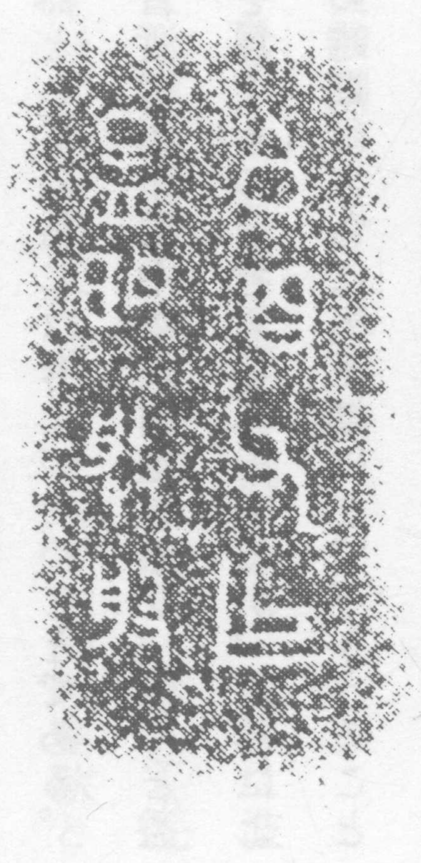
＊伯百父盤　張家坡にいう。「通高一〇・五糎、口徑三九糎、平唇而外折、矮圈足、附耳、器内銘八字」。器と圈足部に環文を飾る。文は伯百父盨に同じ。



伯百父盤

白百父乍孟姫朕般

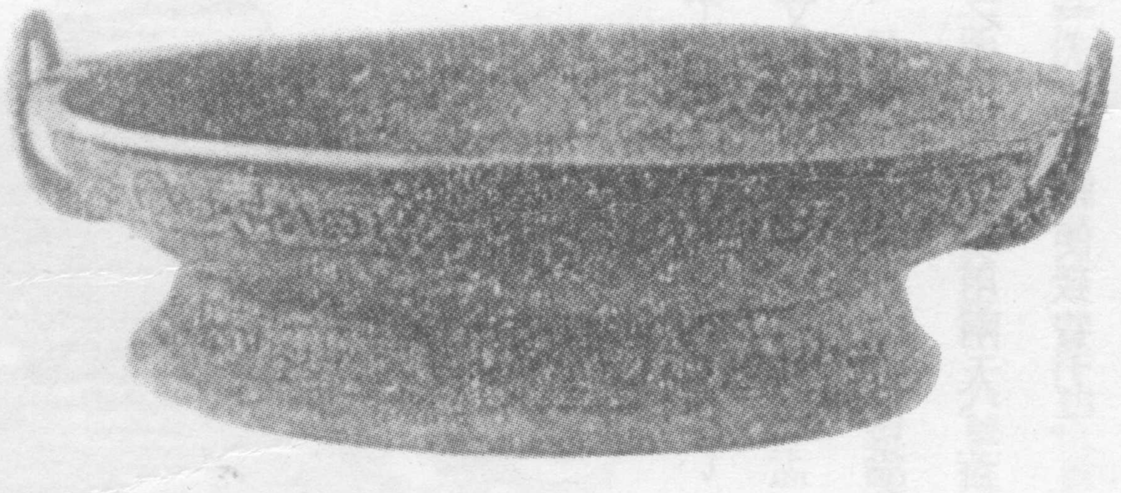
また孟姫の媵器である。郭釋にいう。「伯百父爲姫姓國之長、則孟姫所適國、(卽窖藏銅器之國)、必非姫姓、媵器乃外來陪嫁物、故所窖藏之器、非一國所制」。同出の器に、龏姞・叔姫があり、殊に姫姓の女が多い。



郭氏はすでに伯庸父鬲を自作の器とし、その文中の叔姫を伯庸父の妻としてこの說を立てたものであろうが、伯庸父鬲が媵器であることはすでに述べた。郭氏の論法でいうと、張家坡は伯庸父の地で庸父は姫姓に非ず

とするわけであるが、何れも誤である。

＊筍侯盤　張家坡にいう。「通高一〇・一糎、口徑三六・二糎、附耳、圈足、器内銘文一二字」。器腹と圈足に變様夔文をめぐらす附耳盤。



筍侯盤

筍侯乍叔姫賸般、其永寶、用鄉

鄉は饗。盤銘に饗・食器・宗彝嚻彝などの語を用いる例があり、盤には盥盤だけでなく、盤飧の用に供するものもあったのであろう。郭釋にいう。「此銘一首一尾二字漫漶、就原器觀之、可辨、筍同郇、文王之子所封國、故爲姫姓、此叔姫殆卽伯庸父作叔姫鬲之叔姫、筍侯當卽伯庸父岳父」。伯庸父鬲の叔姫もまた媵器であることはさきに述べた。郭氏のこれらの釋は、すべてこの窖藏諸器の性質觀にかかっている。墳塋からの出土品でないため、この同出銅器群をどのように解するかが、甚だ大きな問題となるのである。

張家坡出土の器群について、郭氏は次のような總括的な見解を與えている。

1、器非作于一時、全部器皿是西周代的東西、但作器的時期很不一致、有的早在周初成王時、有的在西周中葉或以後

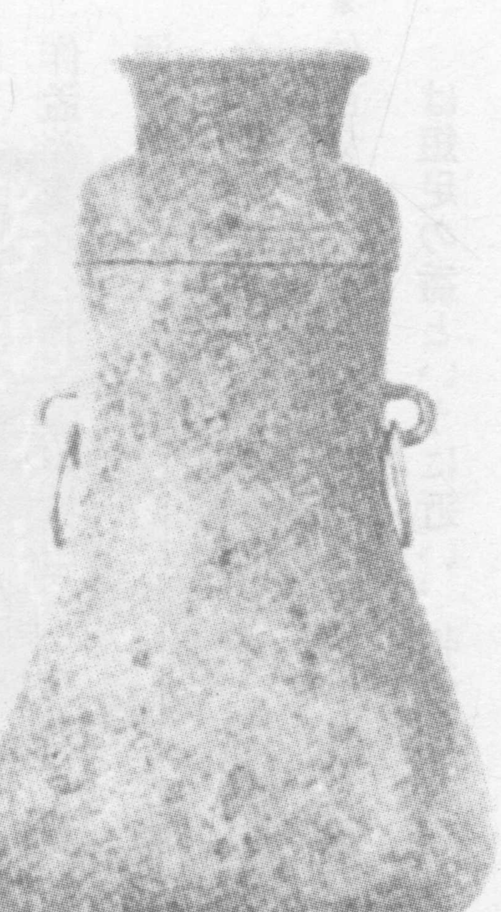
2、器非作于一家、十一種銘文中、有三種明顯標明是媵器、卽是陪嫁的嫁奩、是從姫姓陪嫁來的、由此可見、器群的主人不姓姫、而與姫姓族通婚

3、器群的主人不僅與姫姓通婚、又與姞姓族通婚、伯梁父作龏姞簋、可以爲證、但主人究竟姓什麽、無法考證

4、器群的主人、是周朝的卿士、在周初曾有人從軍東征、在周中葉以後、其後人亦從事戎政、古者世官、看來歷代都是軍事上的人物、地位頗高

5、器既非作于一時、亦非作于一家、證以坑中埋藏情況、確非墓中殉葬品、而是窖藏、何以要窖藏、必然是經歷了重大的事變、在西周時有兩種可能、一種是在厲王奔彘的時候、別一種是在幽王滅國的時候、厲王三十七年、國人發難、厲王出奔于彘、故城在今山西省霍縣東北、其明年共伯和執政、凡十四年、(舊稱周召二公共和而治、非是)、這在西周爲一革命時期、當發難時、國人要殺太子靜、(後爲宣王)、召公用自己的兒子來替死了、可見革命鬪爭的激烈、因此、朝廷貴族、不依附革命勢力的、必然窖藏其重器而出奔、然待宣王復辟後、窖藏應該啓復、而此却不然、且同樣未啓復之窖藏不少、以前屢有發現、一九六〇年十月陝西省歷史博物館卽曾經在扶風縣齊家村發現了一批、尚有已露苗頭而待發掘者、然則器之窖藏、當以幽王時遭犬戎之禍爲宜

6三年之喪、爲孔子所創制、彝銘中亦可得到證據、此外、在官制・器制・文字上、也有了新的發現、如備于大左、如盾生皇畫內、如油瓶謂之鎣、如盤厲謂之麗般、均是第一次見于彝銘者





伯壺

以上六點の總括について、次に簡單なる小批を加えておく。

1、器は一時の作ではないが、孟毁は郭說のように周初成王期のものでなく、その器は大顧鳳文をもつ方座毁、その文字は緊湊の小字體で昭穆期のものである。伯壺もまた環耳壺で、時期の早いものであろう。次に兩師旋毁は銘文により夷王初年の器であることが知られ、自餘の器はその器制・文様・銘文・文字よりして、ほぼ夷王期のものと考えてよい。孟毁の三器が時期的に先行するほか、他はみな一時のものであるから、孟毁は當時傳世の器、他は當時の器であると考えられる。

2、器群の主人公を郭氏は姫姓以外の者とし、伯庸父をその人に擬定している。伯庸父鬲にみえる

叔姫を、筍侯盤の叔姫にして、郇侯より來嫁した人とみるのであるが、鬲は媵器である。孟・師旋・伯喜・伯梁・伯・伯庸父・伯百父・筍侯の八家の關係が不明である以上、この器群を特定氏族の器と定めることは困難である。自作の器であることが明らかなものは、孟・師旋・伯喜・伯の四者であるが、四者の關係は知りがたい。

3、一窖中に姫・姞の媵器あり、また伯庸父が姫姓の人であるとすれば、この器群は本來一所にあつたものでなく、何らかの機會に收集されたものであろう。

4、すでに器群が一時の器でなく、一家の物でないとすれば、器群の本來の所有者を定めることも容易でない。たとえば孟と師旋との關係についても、これを明らかにする手がかりは殘されていない。自作器の最後のものは伯喜・伯庸父の器であると思われるが、伯壺の伯がその自稱であるとすれば、最終にはその家に收藏された器という推定が、一應は可能であろう。伯庸父の器がすべて九件という多數に達している事實も看過しがたい。

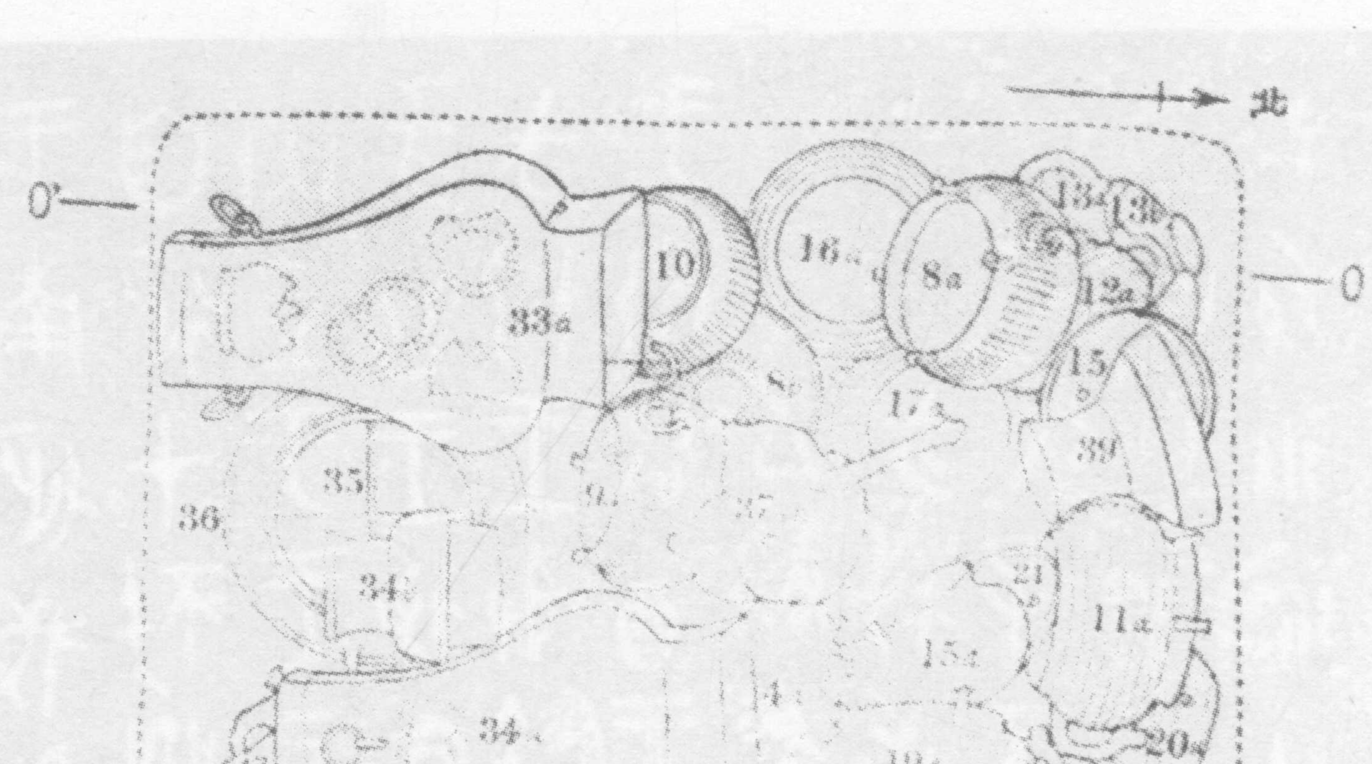
5、窖藏の時期として、厲王奔彘、幽王滅國の二つの場合の可能性をあげ、結局後者のときとするが、夷王の初年より厲末まで七十餘年、幽末ならば百四十年左右となる。發掘の報告者である趙永福氏によると、伯壺の蓋、伯庸父盉の足にひとしく補修のあとがあり、破處に溶銅を注入した形迹を認めうるということであるから、制作後多少の時期を經たものではあるとしても、東遷のときと論斷するには、なお十分な檢討を必要としよう。器群には明らかに宣・幽期と定めうる銅器が認められず、窖藏の時期としては一應夷末・厲末の場合をも考慮に加えておくべきであろ

う。詩にいう十月之交の喪亂は夷末のことであろうが、この時期に一時鎬京廢絶のことがあつたと思われ、また厲王奔彘のとき、その本貫を大去して王に從がつた氏族もあつたと考えられる。これらのことについては、他の窖藏諸器の場合と合わせて考察すべき問題があるので、別の機會にいう。

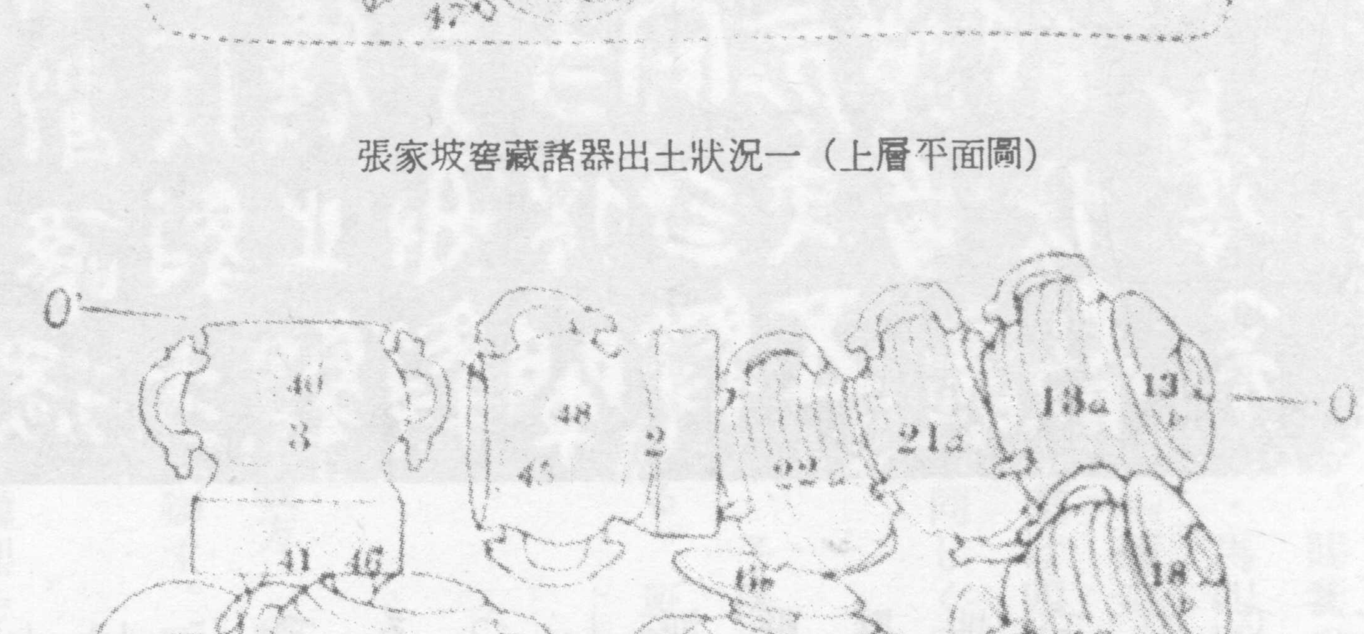
6、器群中の伯百父の關係器が、伯百父簋として宋刻に著錄されており、白鹿原出土の器と傳えられていること、伯梁父關係の器中に伯梁其・梁其の盨・鐘が現存すること、その鐘が虢叔旅鐘や師望鼎の銘辭と近似した表現をもつこと、これらは何れも器群の時期や他氏族との關係を推究しうる資料であり、その點の究明が必要である。

以上の問題を考えるに當つて、まずこれら窖藏器群の出土狀態について、報告者のいうところを抽く必要がある。坑は長一・二米、寬〇・八米、地下〇・九米の小長方坑で、坑口に擾亂のあとあり、坑底に一・二糎ほどの灰土がある。この中に五十三器が窖藏されていたわけであるが、伯壺にやや損傷があるほかは保存完好、器は大體二層におかれ、鬲・杯・匕・枓など小形の器は、壺や簋の器腹中に容れられている。その出土狀況は、上下二層の平面圖次頁によつてその大體を知ることができよう。

器群の性質は、その出土狀況、すなわち墓葬か窖藏かによつて規定されるところが大きい。墓葬の場合は別としても、窖藏の器群については器物を離れた他の條件をも考慮しなくてはならぬから、問題は複雜となる。齊家村器群について、黨晴梵氏は齊家村に序していう。



張家坡窖藏諸器出土狀況一（上層平面圖）



張家坡窖藏諸器出土狀況二（下層平面圖）

向來出土之銅器、多在墓穴、此次發現、則係窖藏、又係正式發掘、爲西周重器地下存放狀況、增加一新槪念、洵足重視。回憶廿餘年前寶雞戴家溝附近出土周器二百餘件、早已散軼、僅留影照、可認輪廓、銘文墨本三十有餘、亦堪考訂、其中禮器居多、或謂大部出土於窖洞中、以此次之發現證之、蓋亦係窖藏、而由崖岸從側面發現者、當時不察、遂誤認爲窖洞耳

戴家溝出土二百餘件の器についてはその詳細を知りがたいが、おそらく金文分域編一二・二に寶雞縣出土として著錄する銅棜禁以下の數十器を指すものであろう。柯氏は注して「民國乙巳、寶雞鬪雞臺出土」というが、乙巳は己巳の誤なるべく、民一八年のことと思われる。器名をあげるもの六六器、器名によつて察するに、殷周期の器と西周後期の器とが混在しているようである。一時一家の器でなく、黨氏のいうように窖藏の器であろう。寶雞からは、道光戊一八年一八三八・光緒元一八七五・光緒一三年一八八七・宣統末など、數次にわたる出土があるが、光緒二七年一九〇一出土の棜禁と器群は陶齋に著錄されて海外にも喧傳し、のち一九二四年メトロポリタン博物館の藏に歸して、海外學者の研究を誘起したことは著明な事實である。この陶齋棜禁の出土について、截頭方錐形墳丘の後方に、羨道によつて通ずる塼築穹窿狀の天井をもつ圓形平面の玄室に、棺の前面に禁をおき、その上に諸器があつたという西人の實見談が傳えられているが、この說は梅原博士も疑問とされているように疑わしい。支那考古學論叢・七七頁以下 おそらく銅棜禁の器群と同じく、窖藏の器であつたとみてよい。

近年出土の器群についてみても、墓葬品でない器群が多いことは注目すべきである。たとえば、丹

徒諸器一二件一九五四は古代の烽火臺下の傾斜地の大坑から出土、凌源諸器一六件一九五五は墓葬の痕迹のない山の斜面から、また藍田諸器一六件一九五九はその出土報告に墓葬のことにふれておらず、齊家村諸器三十九件一九六〇も窖藏の器であることが報告されている。これらの窖藏諸器については、たとえば南方の銅鼓の出土情況や、わが國の銅鐸の出土と相似た事情をもつことが推量されるので、別の機會にまとめて考察するつもりである。

一四二、噩侯鼎

器名　駿方鼎窓齋　王南征鼎簠齋　噩侯馭方鼎小校

時代　夷王大系　厲王通考・厤朔

收藏　「陳壽卿器」奇觚・通考

著錄

器影　通考・上・二九五



噩侯鼎

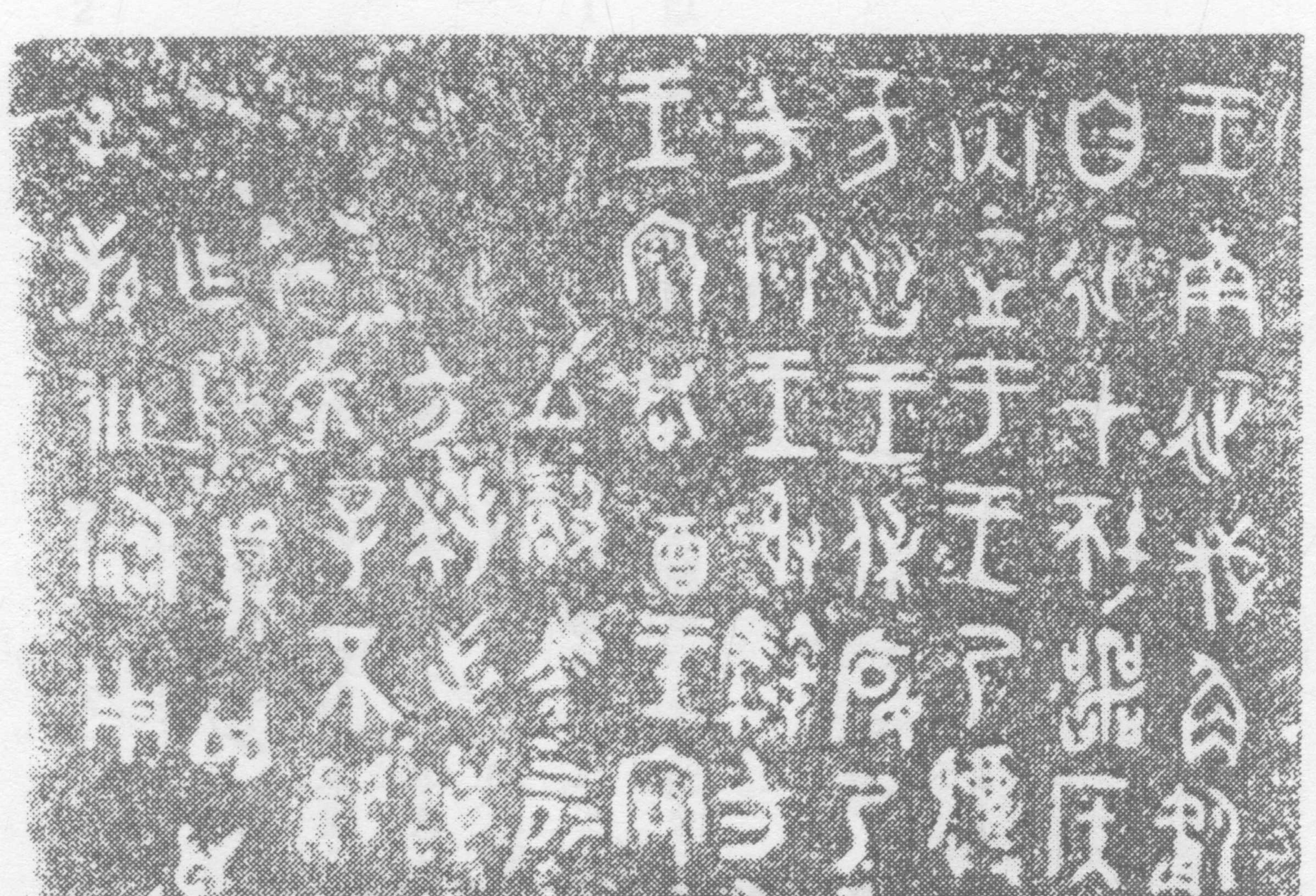
銘文　窓齋・五・八　奇觚・二・七　簠齋・一・一六（鼎二）　周存・二・二四　大系・九〇　小校・三・二三　三代・四・三二

考釋　窓齋賸稿・一一　韡華・乙中・五二　大系・一〇七　文錄・一・一六　文選・上二・六　厤朔・四・一三　通考・二九五

王國維「噩侯駿方鼎跋」觀堂集林補遺

器制　通考にいう。「拓本、通耳高約一尺二寸、腹飾夔紋一道、足飾饕餮紋」。立耳、鼓腹深く、項下の帯文は顧龍文で尾部內卷、斜格形をなす。文様は趞曹鼎二と同じであるが、脚頭に饕餮を飾り、氣象渾厚、器形はおそらく師湯父鼎に似ていよう。ただ器は通考にその拓を載せるのみで、詳細を識りがたい。

銘　文　一一行八六字



王南征、伐角翻、唯還自征、才矿

この器の前後に南征をいうものには無㠱毀・虢仲盨などがあるが、王の親征をいう點では虢仲盨のいうところに近い。

角翻を奇觚に「未詳、或釋舒」といい、郭氏はその説を採り、「疑卽群舒之舒」というが、角を説かず、字形も合わない。窓齋に、角については「後漢書有角閎、其先或因地爲氏、左傳襄廿六年、襲衞羊角取之、或卽其地與」、また第二字を邶鄘衞の鄘、もしくは庸蜀の庸かという。庸蜀とするのは簠齋の説で角を觸の省文とし、書の牧誓の蜀庸に充て、南征の語にも合するという。韡華に第二字を臿と尸に従う字にして夷種の名とする説を出している。「尸卽古夷狄夷字、疑卽古裔夷裔字、左定十年傳、齊侯以萊人劫魯侯、孔子曰、兩君好合、而裔夷之俘、以兵亂之、裔不謀夏、裔臿音近、此字當爲从臿聲、卽古裔夷字也」。裔は遠、裔夷は夷種の名ではない。親征の根據地が矿におかれていることからみて、この種族は南淮夷の屬であろう。矿については窓齋に説文の邳を引いて魯國の薛縣とし、韡華に秦公毀にみえる地名に充てるが、みな方向を異にする。大系に王國維の説によって競卣の坏と同一の地とし、王氏のいう大伾の地を、河南の濬縣に非ずして汜水縣の大伾山であるという。厤朔に地を成皋とするが、地點としては適當なところである。成皋・虎牢は古來中原の險要とされたところで、一時虢氏の居城であった。

噩侯駿方、內豐于王、乃儐之、

駭方晉王、王休㝅、乃射、駭方卿王射、駭方休闌、王宴、咸、酓、王親易駭〔方玉〕五瑴・馬四匹・矢五〔束〕

ここにいう儀禮は、納醴・祼禮・侑・燕射・鄉射・燕飲及び賜與にわたつており、古代の覲見儀禮の詳細を知りうる重要な資料である。王の南征と噩侯との關係は記されていないが、のちに噩侯駭方の叛亂を述べている禹鼎によると、噩侯は南淮夷・東夷を率いて南國・東國を伐ち、これを震撼せしめているのであるから、本器における噩侯は、このとき王の南征を受けて歸順し、朝見の禮を行なつたものとみられる。

噩侯は鄂侯。その字釋は愙齋に詳しく、地望については大系に說がある。大系にいう。

古地名鄂者有三、一卽今湖北鄂城、一在今山西鄉寧縣、縣南里許有鄂侯故壘、卽左傳隱六年所見之鄂侯也、又其一在今河南沁陽縣西北、史記殷本紀、以西伯昌九侯鄂侯爲三公、正義引徐廣曰、鄂一作邘、音于、野王縣有邘城、左傳僖廿四年、邘晉應韓、武之穆也、杜注亦云、河內野王縣西北有邘城、余意乃鄂之子邑、周人滅殷、以邘地分封、故復號邘也、沁陽與氾水隣接、本銘之噩侯、當卽殷末鄂侯之後裔矣、此噩乃姞姓之國、與周室通婚姻、別有噩侯𣪘云、噩侯乍王姞媵𣪘、王姞其萬年、子〻孫〻、永寶用、可證

噩は卜辭の畋獵地名にもみえ、やはり河內の地であるが、本器の鄂侯は、のち南淮夷を率いて南國に騷擾を起したものであるから、淮域方面の古國であろう。湖北鄂城というのも、その意味では遠きに過ぎる。噩侯𣪘によると、一時周と通婚の關係をもつた姞姓の國である。

內豊は納醴。效卣にも、王が嘗において灌禮を行なつたとき、公東宮が納饗して貝五十朋を賜うたことを記している。本器では噩侯の納醴に對し、王は祼禮を與えている。邦賓を迎えて祼禮を行なうことは、小盂鼎にもみえる。

僎について、大系に王國維の說を引いていう。

王國維云、僎字雖不可識、然毛公鼎有鄭圭、與秬鬯相將、蓋卽鬯圭矣、然則鼎所云王乃僎之者、謂王祼駭方也、駭方晉王者、謂駭方酢王也、周禮大行人、侯伯之禮、王禮一祼而酢、卽此事也、觀堂別集補遺、釋宥今按王說至確、蓋僎卽𡨦之繁文見庚嬴鼎亦卽古祼字、从人从廾、以奉圭瓚也

僎はすなわち祼禮の祼である。祼については小盂鼎・庚嬴鼎の條下にそれぞれ略說した。晉を王跋に酬酢の意とするが金文にその例なく、師遽方彝「師遽蔑曆、晉」のように宥命の義、あるいは毛公方鼎「𩚁其用晉」のように侑薦の義に用いる。この器では「駭方晉王」とあり、駭方よりの行爲であるから、納醴の上になお進獻するところがあつたのであろう。これに對してまた、王より休宴を賜うのである。休も賜與の義である。射は令鼎・靜𣪘・長由盉などのように、鄉射の形式をとる。射には修祓・盟誓の意味があり、この器では盟誓の意味で行なわれたものであろう。「駭方休闌」とはその卿射の結果が休善であつたとの意とみられる。奇觚や韡華に、闌を地名にしてその地を休賜されたと解しているのは、饗醴の途中で賜土のことをいうものとなつて、甚だ文の次序を失する。闌はあるいは宗周鐘「艮子廼遣間」の間と同義であるかも知れない。麻朔には嫺の義であるという。

遣間とは和好の意を表示してきた意味であろうが、本器では射儀を行なうことによつて、相互に和親の意を確認するのである。かくして「王宴、咸、酓」となる。賜饗のことが終つて、飲爵が行なわれた。咸は儀節の終ることをいい、一字で句。その後玉五瑴・馬四匹・矢五束を賜うている。玉五瑴は尹姞鼎の「玉五品」、卯𣪘の「瓚章四・瑴」、師遽方彝の「瑚圭一・環章四」に當るもので、祼鬯の玉器であろう。馬四匹は噩侯の入見に對して、また矢五束は四方專征の命を與える意味とみられる。矢束は百本。左傳莊十八年に晉侯入見の禮を記し、同じく玉五瑴・馬四匹を賜うているが、諸侯入見のときの定禮であつたのであろう。

〔駭〕方拜手䭫首、敢〔對揚〕天子不顯休贅、用乍障鼎、其邁年、子孫永寶用

贅は釐。敔𣪘「贅敔圭瓚」、大克鼎「易贅無疆」などの例がある。班𣪘には釐、また春秋の器にも多く釐を用いる。時期による慣用があつたのであろう。

訓讀

王、南征して角遹を伐つ。これ征より還りて坏に在り。噩侯駭方、醴を王に納る。乃ちこれを僎す。駭方、王に侑す。王、休宴す。乃ち射す。駭方、王の射に卿す。駭方に休闌あり。王、宴す。咸る。飲す。王親しく駭方に玉五瑴・馬四匹・矢五束を賜ふ。駭方、拜手稽首し、敢て天子の丕顯なる休釐に對揚して、用て障鼎を作る。其れ萬年、子孫永く寶用せよ。

參考

本器の噩侯駭方について、愙齋賸稿にその人と時代とを論じていう。

鄂侯、左氏隱六年傳、嘉父逆晉侯于隨、納諸鄂、晉人謂之鄂侯、注、不詳其名、或卽馭方、亦未可攷、竹書紀年周平王四十七年卽魯惠公四十五年、晉立孝侯子郄、是爲鄂侯、左氏云、惠之四十五年、曲沃莊伯伐翼、弑孝侯、翼人立其弟鄂侯、一曰子、一曰弟、此不符也、竹書紀年桓王二年、王使虢公伐晉之曲沃、晉鄂侯卒、曲沃莊伯復攻晉、立鄂侯子光、是爲哀侯、左氏隱五年傳則云、曲沃莊伯、以鄭人邢人伐翼、翼侯奔隨、秋、王命虢公伐曲沃、而立哀公于翼、一曰鄂侯卒、一曰翼奔隨、此又不符也、竊疑、鄂侯郄爲孝侯之子、郄已卒、故立其子光、奔隨之翼侯、當係孝侯之弟、翼人納之鄂、亦謂之鄂侯、是鼎所謂鄂侯馭方、或卽翼人所立孝侯之弟、亦未可知、下云、乃遷之、內卽納、納下一字不可辨、王旣立哀侯于翼、故遷鄂侯於他邑、當係地名、鄂侯爲翼人所私立、未奉王命、故納地于王、以下皆紀鄂侯從王射、從王宴、拜王錫玉錫馬矢、此鄂侯歸命于王之事、左氏不詳鄂侯之所終、得此可補左氏之闕文

器を春秋初期、晉の鄂侯に關するものとし、鄂侯が地を王に獻じて朝見し、賜與を賜うて諸侯の列位をえた次第を敍べるものとするのである。僎禮や納醴の字を誤り解し、彝銘の證を經傳に求めてその解を誤つたものであるが、清末諸家の考釋には往々にしてこのような牽合の說がみられる。王國維がその三代著錄表に序して、「至於考釋文字、宋人亦有鑿空之功、國朝阮吳諸家、不能出其範

圉、若其穿鑿紕繆、誠若有可識者、然亦國朝諸老之所不能免也」というのもそのためである。禹鼎は近出の器であるが、その同銘の鼎は宋刻にすでに穆公鼎の名を以て錄されており、文中に鄂侯馭方が南淮夷・東夷を率いて南國・東國を廣伐するという叛亂の事實を記している。從つてその地望は北方山西の僻地ではありえず、また文中に西六𠂤・殷八𠂤の動員が述べられていて、東周のことではない。おそらくこの鄂侯の叛亂は、周朝入事の後に志と違うところがあつて起されたものらしく、本器の時期はそれよりかなり先立つものとみられる。器は顧龍文をもつ鼓腹の深い鼎であり、少くとも夷王期より下るものではない。鄂侯の器になお鄂侯段というものがあり、同一人の作器と思われるものであるから、その器によつてもその時期を推すことができる。

*鄂侯段

器　名　器侯敦攈古　鄂侯敦筠清

時　代　夷王大系　厲王通考・麻朔

收　藏　「湖北漢陽葉氏藏」攈古　「一藏內府、一藏熱河行宮、與前人著錄漢陽葉氏平安館所藏、文同器異」貞松　「一藏故宮博物院、一藏中央博物院」故宮

著　錄

器影　一、故宮・上・六九　二、武英・七五　大系・一〇〇　通考・三三八　故宮・下・一八三

銘文　一、貞松・五・二五　大系・九〇　小校・七・九七　三代・七・四五

二、貞松・五・二五　大系・九〇　小校・七・九六

三代・七・四五

三、筠清・三・二一　攈古・二之二・四〇　敬吾・下・二　奇觚・一六・二四　周存・三・七七　小校・七・九

六　三代・七・四五　二玄・三三八



噩侯段　第一器

考　釋　通考・三五三　麻朔・四・一三

器　制　一、故宮にいう。「通耳高一三・三糎、深一一・六糎、口徑一八・五糎、底徑二〇・八糎、腹圍七四・一糎、重四・二七五瓩、腹飾瓦紋、口及足飾重環紋、兩耳作獸首形、有珥、一耳斷」。器影によると、右耳に補修のあとがみられる。失蓋の圈足段である。

二、故宮にいう。「通耳高一六・四糎、深一〇・六糎、寬三五糎、重四・一一瓩、口緣及圈足飾重環紋、腹飾瓦紋、兩獸耳、有珥、三足飾獸面紋、失蓋」。第一器に比して器腹淺く、器はやや大きい。文様は同じであるが、小三足がある。同銘の器にして一は圈足、一は小三足段であることが注意される。

第三器は器影未見。

銘　文　三器、器銘、二行一七字。

噩侯乍王姞媵段、王姞其萬年、子〻孫永寶

容庚氏は史記殷本紀の鄂侯の名をあげ、「厥後鄂侯不見于經傳、今得此簋及鄂侯馭方鼎、是知鄂國于周尙存矣、此簋乃鄂侯爲其女王姞所作之媵器」と論じている。なお春秋期の鄂侯については窓齋に詳しいが、殷代の鄂はおそらく河內の地で、本器や春秋の鄂ともまた各〻別であろう。第三器が漢陽葉氏の舊藏であるのは、あるいは器がこの方面の出土に係るためであろうか。當時鄂侯は王室と通婚し、その女の媵器を作つており、おそらく鼎にいう服事入朝の後に王室と和親を重ねたものであろう。そして禹鼎にいう背叛に至るまで、淮漢方面の東南の藩鎭たる地位を占めていたものと思われる。



噩侯段　第三器銘

一四三、䰙　段

器　名　䰙段善齋

時　代　厲王大系

收　藏　「善齋藏」善齋　「中央博物院」故宮

著　錄

器影　善齋・七・八八　大系・一〇一　善齋圖・八一　通考・三二六　故宮・下・一七八　二玄・三四〇

銘文　貞攷・二・一四　貞松・補上・二七　大系・一〇四　小校・八・五〇　三代・九・四・一　二玄・三三九



䰙　段

考　釋　大系・一一九　文錄・三・一五　文選・下二・一三　通考・三五〇

器　制　故宮にいう。「蓋器均飾瓦紋、口緣各飾竊曲紋、兩獸耳、有珥、三足、通蓋高二

一・四糎、深一一・八糎、口徑一六・五糎、底徑一八・三糎、腹圍六八・六糎、寬二八・八糎、重三・一四五瓩」。葢淺く、變樣夔文・瓦文の三小足𣪘。𦿣𣪘善齋・七八　通考・三三八がこれに近い器制である。



銘文　器葢二文　各七行五八字

唯王正月、辰才甲午、王曰、𪓐、命女嗣成周里人眔者侯大亞、𠹥訟罰、取遺五寽

週名をいわず、「辰在」と稱している。初期・中期のものにこの形式が多い。𣅀鼎には週をあげ、なお「辰在」の語を著けている。文は廷禮を記さず、ただちに王命を錄する。𪓐を善齋に𪓐と釋するのは、說文にその字がみえるからであろう。說文黹部に、「𪓐、合五采、鮮貌、从黹虘聲、詩曰、衣裳𪓐𪓐」という。詩は曹風蜉蝣、字はいま楚に作る。

成周里人と諸侯大亞を對擧しており、𪓐に兩者を官嗣することが命ぜられている。里人は史頌𣪘に「灋友里君百生」とある里で、成周

邑里の里人をいう。成周は周初に庶殷を移した新邑で、その邑里に庶殷を配置し、里に里君がおかれていたのである。諸侯大亞は、諸侯の大亞であろう。成周里人と語例同じ。大系にいう。

亞者、尙書牧誓及立政有亞旅、酒誥、越在內服、百僚庶尹、惟亞惟服、周頌載芟、侯主侯伯、侯亞侯旅、據詩知亞與旅實二職、書梓材、司徒司馬司空尹旅、亦謂尹與旅也、據酒誥知亞乃王官、爲亞者不只一人、故卜辭有多亞後・下・三一・九、邐彝亦有多亞貞・四・四七、亞之爲職、實自殷代以來所舊有、此言大亞、知亞職亦有大小、猶群右之有大右與小右也

詩の載芟は藉田の儀禮を歌うものであろう。稿本詩經研究通論篇第三章その儀禮に參加するものには主・伯・亞・旅・彊・以があり、主は族長、伯は管理者、彊以は箋に傭賃のものとするが、農耕の奉仕者である。亞旅は酒誥・立政のほか、牧誓にも亞旅師氏とあつて師旅と並稱している。亞の起原はおそらく殷周期の亞字形款識の示すように、諸族の祭祀儀禮を執行する祭祀階級であり、殷陵の墓室がその形に作られていることも、その名號と關係があろう。藉農や軍旅に亞職のものが關與するのもそのためである。克殷の後、成周には庶殷が遷されたが、そのうち特に宗祝の官として重要な地位にあるものが大亞であつた。それら大亞の職にあるものを𪓐に官司させるのである。爾雅釋親に亞を親族稱謂としているのは、後の轉義であろう。

𠹥は訊。訊訟のことを命ずるときには、多く「取遺若干寽」という。趞鼎・揚𣪘・牧𣪘などにみえる。取遺は特命のことに對する職務俸的な報酬であろう。

易女尸臣十家、用事。𪓐拜𩒨首、對𦬋王休命、用乍寶𣪘、其子〻孫〻、寶用

尸臣とは夷族出身の臣隷である。臣を賜うときは、多く家を單位としていう。この賜與は、成周里人・諸侯大亞を官司する本務の册命に當つて、與えられたものである。

訓讀

これ王の正月、辰は甲午に在り。王曰く、𪓐よ、女に命じて成周の里人と諸侯の大亞とを嗣めしむ。訟罰を訊せよ。遺五寽を取らしむ。女に夷臣十家を賜ふ。用て事へよ、と。

𪓐、拜して稽首し、王の休命に對揚して、用て寶𣪘を作る。其れ子〻孫〻、寶として用ひよ。

參考

本器の時期について、大系にこれを厲王に屬していう。

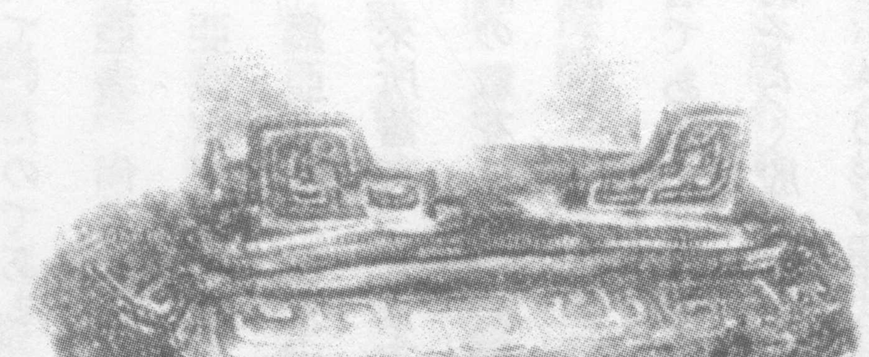
本銘字體文例及典制、均與揚𣪘相近、二器之相去、必不甚遠、故次于此

郭氏が本器と近しとしている揚𣪘は、斷代に懿孝、通考等には厲王期に屬しているものであるが、器影を傳えない。その廷禮は周康宮で行なわれ、本器と同じく訊訟のことを命じている。文中に嗣徒單伯が右者としてみえ、單伯と同期の器である。

器銘には成周庶殷の官嗣が命ぜられており、おそらく南夷東夷の問題が緊要を加えるに至つた時期のものであろう。周の紀綱は、夷王五年の討齊などにもみられるように、夷王期に至つて急速に弛緩の傾向をみせ、その末には天變地異も伴なつて異常な混亂が起つたものと思われるが、それはや

がて厲王期の大壞に連なつている。南征のことは懿王期にもみえるが、本器の器制は夷厲期のものであろうから、周が南方の經營に異常な努力を拂うに至つた夷厲期における、南征の關聯器の一と考えてよいであろう。

一四四、虢仲盨



虢仲盨

器　名　虢中簋貞松・三代　虢仲盨蓋十二

時　代　厲王大系・通考・厤朔

出　土　「器出陝右」王跋

收　藏　「北京孫氏雪園藏」十二

著　錄

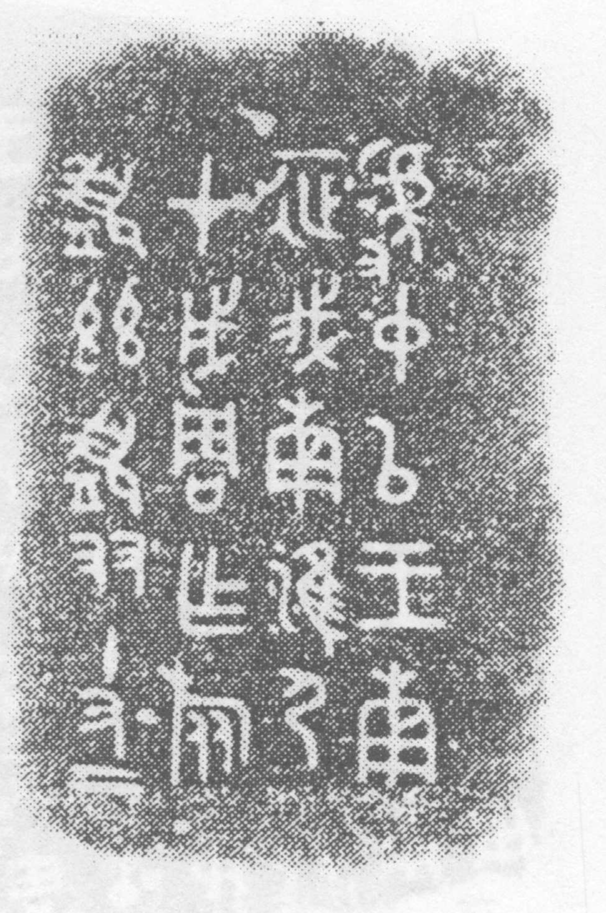
器　影　十二・雪・一〇　通考・三六九

銘　文　貞松・六・四一　大系・一〇五　三代・一〇・三七・二

考　釋　大系・一二〇　文錄・四・五　文選・下三・三　通考・三六二　積微居・一四〇　王國維　虢仲簋跋觀堂別集

器　制　十二家にいう。「通鼻高八・三糎、口徑左右二四・五糎、前後一六・八糎、失器、色黶、微綠、緣繞鈎曲文一道、鼻四、作夔文」。鈎曲文は變樣夔文をいう。器は明らかに盨の蓋で、その制は克盨・杜伯盨などに近い。

銘　文　蓋銘、四行二二字。



虢中以王南征、伐南淮尸、才成周、乍旅盨、玆盨友十又二

器の南征は、噩侯鼎にいう南征と同時の役であろう。征伐の對象は淮夷であり、このとき王の親征が行なわれ、虢仲もその軍に隨行したのである。以は與、その行をともにすることをいう。文錄に「以舊釋與、非、以因也、因王征南淮夷而至成周也」というが、文義妥順を缺く。

王跋に、虢に三虢あり、虢仲とは城虢に外ならぬとしていう。

漢書地理志所謂北虢在大陽、東虢在滎陽、西虢在雍、是也、西虢又謂之小虢、史記秦本紀武公十一年、滅小虢、裴駰集解、卽以西虢當之、又謂之城虢、吳清卿中丞所藏城虢中敦、出於鳳翔、古西虢之地、彼敦之城虢中、卽此簋之虢中、或謂之城虢者、所以自別於大陽滎陽之虢也

諸虢については別にいうが、虢仲の諸器は鳳翔より出で、そこからはまた虢季氏の器も出土する。虢季氏の器は別に上村嶺からも出土しており、その上村嶺からは虢器も出ているから、諸虢の間に移動があつたようである。城虢中の所在はもとの鳳翔の地であろうが、もと東虢より關中に移つたことも考えられ、鄭虢仲はまたその別氏であるらしい。本器の當時の虢仲がどの地にあつたのかは明らかでないが、噩侯鼎にみえる「王才矿」の矿はもとの東虢の地であるから、今次の南征に虢仲がその親征に從つたのも、そのような關係があつてのことと思われる。國語鄭語に「濟洛河潁之間、其子男之國、虢鄶爲大」とあり、韋注に「虢、東虢、虢仲之後」とみえ、漢書地理志には東虢の地を滎陽としている。

大系に、この南征を後漢書東夷傳にいう淮夷入寇のことに當るとしていう。

後漢書東夷傳、厲王無道、淮夷入寇、王命虢仲征之、不克、本銘所記、卽行將出征時事

後漢書四裔傳の記事は多く古本紀年によるものであるから、この條も紀年の文であろう。今本紀年の厲王三年に「淮夷侵洛、王命虢公長父、伐之、不克」とみえるものがこれに當る。虢公長父は呂覽當染に「周厲王染於虢公長父・榮夷終」とあり、荀子成相に「郭公長父」に作る。郭公はまた郭公に作り、郭は虢の借字ともみられる。厲王と虢公のことが諸書に傳えられていることからいえば、この虢公長父は虢仲であり、淮夷の侵寇に當つて、虢仲がその討伐に向つたのであろうが、紀年の文は親征をいわず、その點に多少の齟齬がある。

文末に器數を記すことは、圅皇父段とともに、あまり例をみないものである。王跋にいう。

簋者陳黍稷之器、故其數必偶、易損卦辭、二簋可用享、二簋者黍一稷一也、此殆士禮、稍進則爲四簋、詩云、於我乎每食四簋、此大夫之禮也、聘禮、歸上介饔餼、則堂上六簋、西夾六簋、公食大夫禮亦用六簋、此於聘賓禮有加、故增四爲六也、又進則用八簋、詩云、陳饋八簋、聘禮、歸賓饔餼、則堂上八簋、西夾六簋、是八簋者卿之禮也、周禮掌客職、上公侯伯及其上介、鼎簋皆十有二、是十二者諸侯之禮也、此器云、玆簋友十又二、虢仲以畿內諸侯、爲天子三公、正宜用上公及侯伯之禮也

王氏は器を段と解して立論しているが、器は明らかに盨である。尤も段は大名として盨をも含めていうことがあり、盨にして盨段・旅段・旅盨段・寶段と稱している例も多い。通考上・三六一ゆえに段は盨の兼名と解してよい。郭氏も「其形制在段與簠之間、亦有器形爲盨而銘之爲段者、盨盨乃段之變種、別名之爲盨、兼名之仍爲段也」と論している。盨には旅盨と稱するものが多く、本器は「在成周作旅盨」とあつて、本貫以外の地で作られている。そこに旅器としての盨の特質をみることができよう。

盨のことは禮書にも殆んどみえず、その器種は後期に起つている。その用は段に近いものであったらしく、數器一作のことも多かつたのであろうが、いま存するものでは杜伯盨三器が最も多く、十二器を作つたという本器も、いまは一器を殘すに過ぎない。作器の器數をいうものには圅皇父段に「自豕鼎降十又一、段八」とあり、本器の末文と似た形式である。王跋にいう。

此器假友爲有無之有、古本無正字、所用又友有三字　皆假借也　又双之爲假借、人皆知之　有字古文从又持肉、盂鼎毛公鼎皆然、　其本誼當爲侑食之侑、　後世譌肉爲月、說文乃以春秋日月有食之、不宜有之說解之、非其朔矣、又双有三字、皆假借、故古人隨意用之耳

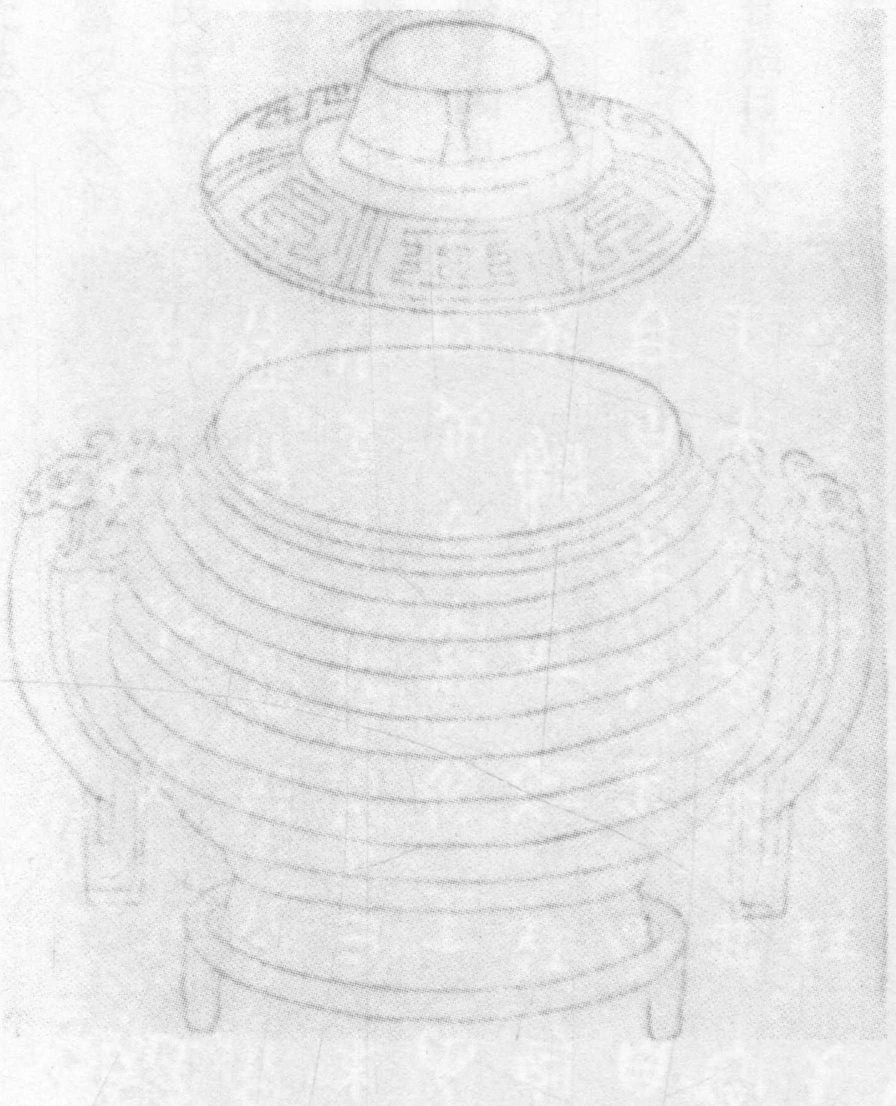
文は「有十又二」とよむべく、もと十二器あつたはずである。

訓　讀

虢仲、王と南征し、南淮夷を伐つ。成周に在り、旅盨を作る。茲の盨、十又二有り。

參　考

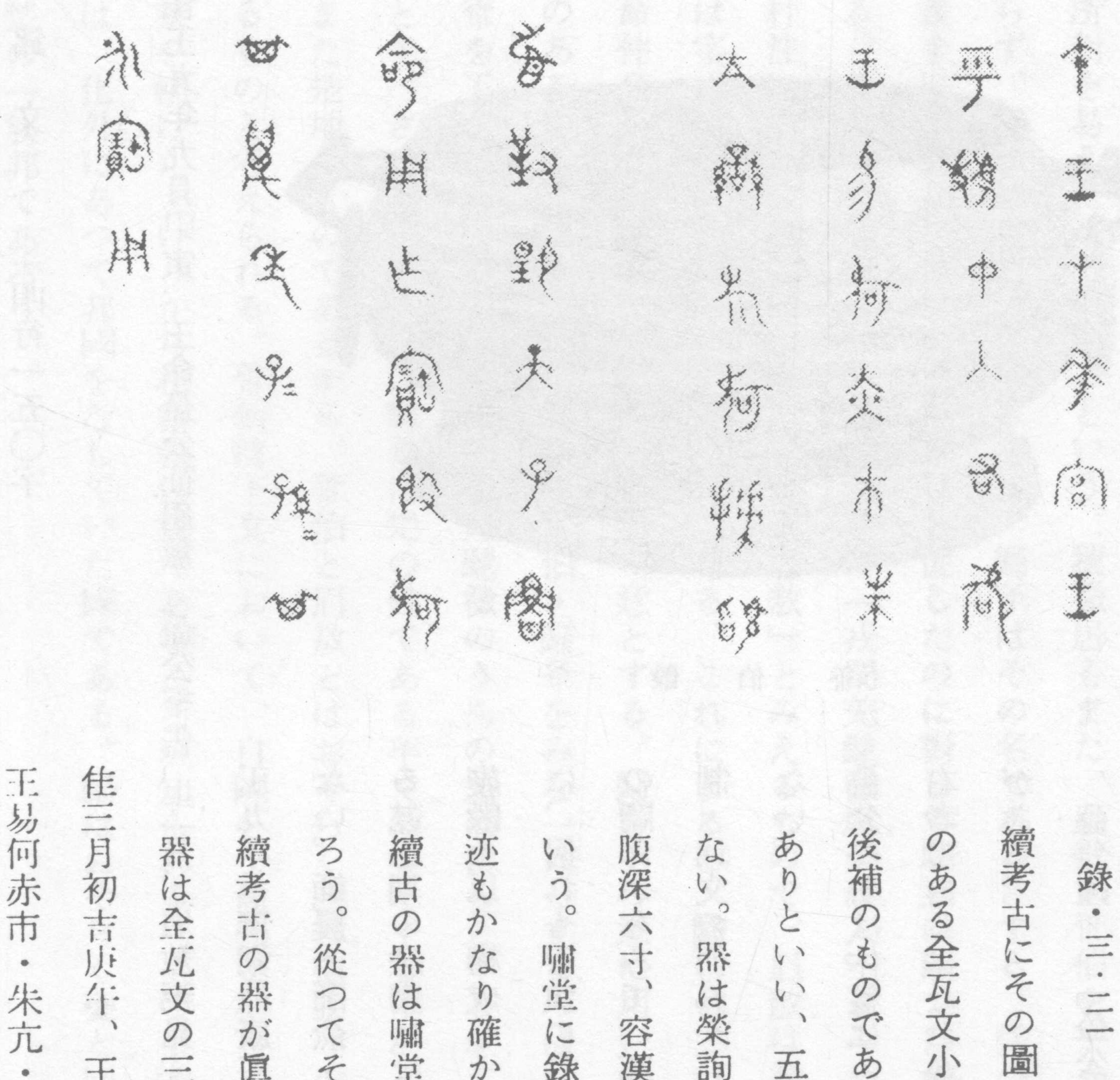
器の時期について王跋に、「此爲宗周時器、文云、在成周、是王平日居宗周、不居成周也」といい、西周中葉の三虢の一である西虢の器であるという。器が陝右の出土と傳えられているからであろうが、淮夷討征の軍としては東虢・鄭虢の地が便宜であろう。器の出土地についても、確實なことは知られていないのである。また郭氏は東夷傳によって、器を厲王期とする。紀年によると厲公三年の器となるが、器制文様からみて夷末厲初に位置しうるものであろう。字は篆撥のない頗る平板なものである。



何　段

虢仲の名のみえるものになお何段がある。宋代の著錄に錄するものである。

*何段　續考古・三・二五　大系・一〇二」嘯堂・九七　大系・一〇六」大系・一二〇　文錄・三・二二　麻朔・四・一六



續考古にその圖を載せているが、兩獸耳に珥のある全瓦文小足段である。蓋には文様あり、後補のものであろう。しかるに銘はその蓋にありといい、五行五一字、子孫の字に重文がない。器は欒詢之藏、高一尺、口徑八寸半、腹深六寸、容漢二斗二升、器には銘刻なしという。嘯堂に錄するものは文九行五三字、字迹もかなり確かである。これによっていえば、續古の器は嘯堂と別器か、もしくは僞器であろう。從ってその器制を考えがたいが、もし續考古の器が眞器を仿鑄したものとすれば、器は全瓦文の三小足段であったとみてよい。

隹三月初吉庚午、王才華宮、王乎虢中、入右何、王易何赤市・朱亢・䜌旂、何拜䭫首、對䍙天子魯命、用乍寶段、何其萬年、子ゝ孫ゝ、其永寶用

華宮は大夫始鼎嘯堂・九二に見える。命段に「王在華」とあり、おそらくその地の宮であろう。虢仲は前器の虢仲であろう。何は同段にみえる河字の従うところと同じ。冊命のことをいわず、ただちに賜與に及んでいる。赤市・朱亢・䜌旂は趞鼎・趩曹鼎以下、共懿期諸器にこの種の賜與がみえ、孝夷期まで行なわれている。魯命も、無㠱段・𠳾壺に魯休命という語があり、當時の用語であったらしい。文にいう。

これ三月初吉庚午、王・華宮に在り。王、虢仲を呼びて、入りて何を右けしむ。王、何に赤市・朱亢・鑾旂を賜ふ。何拜して稽首し、天子の魯命に對揚して、用て寶段を作る。何其れ萬年、子ゝ孫ゝ、其れ永く寶用せよ。

字は王字などになお肥筆のあとを存し、必らずしも厲期にまで下るものではない。大系・麻朔に厲王期に屬するも、なお夷王期にとどめてよい器であると思われる。

一四五、乖伯段

器　名　歸夆敦窓齋　羌白敦麻朔　羿伯簋上海

時　代　武王麻朔引容庚說　康王麻朔　穆王韡華　宣王或宣王以前上海　宣王大系

收　藏　「吳縣潘氏藏」周存　「此器現已移交中國歷史博物館陳列」上海

著　錄

器影　大系・新・二六〇　上海・五四

銘文　窓齋・一一・二二　周存・三・一一　大系・一三七　小校・八・八七　上海・五四

考釋　韡華・丙・三四　大系・一四七　文錄・三・七　文選・上三・七　麻朔・一・三九　積微居・九三・一〇六

王國維　羌伯敦跋觀堂別集補遺

器　制　上海にいう。「高一五・三糎、口徑二四・一糎、腹徑二九・一糎、底徑二五・七糎、腹深一二・六糎、重五・一九瓩、形制簡美樸素」。器は失蓋。全瓦文の環耳圈足段。器制は最も師虎段・無㠱段と似ており、特に無㠱段とは同笵かと疑われるほどよく似ている。

器の時期も相近いものとすべきであろう。

銘文　一四行一五〇字

佳王九年九月甲寅、王命益公征眉敖、益公至告、二月、眉敖至見、獻貭、己未、王命中、致歸𠂔白狉裘



𠂔伯段

王九年を厤朔に康王期に屬するのは、全く時期が合わない。師晨・師兪・諫・走・𧆞の諸器を以て構成しうる懿王期の曆譜には、九年九月既死覇に、また兩師旋段を以て構成しうる夷王期の曆譜では九年九月初吉に、何れも甲寅の日を求めることができるが、休盤との關係からみて、夷王期に屬すべきものであろう。器制・銘文の何れからみても、これより上下することはない。

益公の名は休盤にみえ、走馬休に對する册命のときの右者である。なお益公の名號のみえるものに次の諸器がある。

益公鐘　「益公爲楚氏龢鐘」長安・一・一　三代・一・二・三

翼段　「翼乍皇且益公文公武白皇考龏白𩰫彝、

巻三上　二八三〜二八四



翼其熙熙、萬年無疆、霝多霝令、其子子孫、永寶、用享于宗室」考古・三・七　博古・一七・一　四　嘯堂・下五一　薛氏・一四・二

畢鮮段　「畢鮮乍皇且益公隮段、用旛眉壽魯休、鮮其萬年、子子孫孫、永寶用」攈古・二之三・四二　周存・三・五五　三代・七・二六・一

これらの益公が同一人であるとは限らないが、生號として益公と稱する休盤・益公鐘の益公は、あるいは同一人とみてよいであろう。鐘の器制は克鐘に似ており、それよりもいくらか古意がある。

益を積微居に益と釋すべく、謚・謚は同字であると說いているが、金文の益は括り染のように布帛の一部を縊つた形で縊の初文であり、益と益とは初形が異なる字である。

眉敖を韡華に蔑敖と釋し、敖は楚の君號に多く用いる字であることに注意していう。

考是器文誼、乃爲國君之稱、殆非官名、左傳載楚之君稱、亦稱敖、如若敖・霄敖・堵敖・郟敖等是也、疑敖爲古蠻夷之君稱、楚從夷俗、不定爲楚之專法矣

蔑地當在西南之地、散氏盤所載地名、云蔑者甚多、……與此正同、殆卽其地、吳淸卿以靡莫之地當之、則今四川西南境與雲南之地也、其說亦無明證、卜詞蔑方帝受右、又曰伐蔑方、字與散盤字同、亦卽是國也、葢殷代之舊國矣

散盤や卜辭の地名・國名に比擬するのは根據のないことであるが、眉敖を楚地の君號と解するのは、器銘にいう行動の方面とも合している。郭氏もその地を西南の方面と考えて、歸夆の歸を湖北の秭歸縣に比定していう。

巻三上　二八五〜二八六

眉敖當卽微國之君、其故地在今四川巴縣、正與秭歸接壤、通審全銘文脈、葢眉敖不享、王命益公征之、得告成功、致眉敖復來朝貢、師行之次、歸國必有所捄助、眉敖之來、𠂔伯或卽與之偕來、故王命仲、致之以貂裘也

征を積微居には征伐の解をとらず、ただ之往の義としているが、金文の用義上、やはり征伐の意とすべきである。ただ格別の激闘もなく撫順の目的を達したらしく、益公はその結果を復命している。「益公至告」と稱しているのは、益公の地が周都の外にあつたからであろう。益公の地は識るべくもないが、さきの益公鐘に楚氏の龢鐘を爲ると銘しており、楚氏とはもと親緣の關係にあるものと思われる。これによつていえば、眉敖は楚地の君の名である可能性が多いのである。

超えて十年二月、眉敖は恭順の意を表するために入朝見事している。殆んど半歲の後であるが、その地が遠隔であることも、その理由の一であろう。そのとき眉敖は貭を獻じている。貭は帛と貝とに從う字であるが、一字であろう。字は師寰段にも「淮夷繇我貭晦臣」、また兮甲盤に「淮夷舊我貭晦人、毋敢不出其貭・其賚・其進人・其賓」とみえ、淮夷がその朝貢品として王室に獻じていたものである。字が帛と貝とに從うのは、禹貢の揚州に「厥篚織貝」、荊州の貢するものに「厥篚玄纁璣組」とあるもので、南方特產のものであつたらしい。眉敖の貭獻のことなどがあるのも、おそらくその以前から江淮の族がこのような品目を王室に齎しており、それがやがて朝貢義務として定例化するに至つたために、師寰・兮甲の器に「淮夷繇我貭晦臣」のような表現がとられるに至つたものであろう。これによつていえば、當時は眉敖もまた淮夷と同じく、南夷の一種と考えられてい

たものと思われる。

二月己未を、大系に「年月日辰、文字事迹、與宣世諸器、均無牾」というが、宣王の暦譜にはこれらの日辰は入りようのないものである。仲を麻朔に中鼎にみえる南宮仲とするも時代が異なり、字形も同じでない。大系に無叀鼎の司徒南仲であるとするが、無叀鼎は鱗文獸足の立耳鼎で、本器のような瓦文環耳𣪘と並びうるものではない。おそらく別人であろう。いま眉敖の入貢朝見をえたので、王はその招撫に功のあつた𠂤伯に貔裘を贈つて、その勞に報いた。貔を大系に貂と釋するも、字は匕に從うもので貔の省、貔の初文とする上海の釋による。また致を上海に到と釋するが、文義がえがたく、字は明らかに致の形である。

歸𠂤伯は下文に歸夆とみえているもので、歸夆がその國族の名であろう。歸國について、大系にこれを歸子國としていう。

古有歸子國、其地卽今湖北秭歸縣、水經江水注、於又東過秭歸縣之南下云、縣故歸鄉、地理志曰、歸子國也、樂緯曰、昔歸典叶聲律、宋忠曰、歸卽夔、歸鄉盖夔鄉矣、古楚之嫡嗣、有熊摯者、以廢疾不立而居于夔、爲楚附庸、後王命爲夔子、春秋僖公二十六年、楚以其不祀滅之者也、本銘王稱𠂤伯之祖、來自他邦、輔翼文武、𠂤伯又稱其國爲小裔邦、均與此說相符

郭氏は眉敖の微は四川の巴縣であり、益公が眉敖征討の途中、この歸子國を經過したが、その征行に當つて𠂤伯に掖助の功があつたので、眉敖の入見とともに來朝した𠂤伯に、王から賜與が與えられたものとしている。

この眉敖と𠂤伯との關係について、これを一人とする說があつて、たとえば文錄には、「上云眉敖、至此云歸𠂤伯、則𠂤伯卽眉敖也、盖東歸之後、改其封號耳」として、名號が異なるのは、前後その所封を易えたからであるという。積微居もまた、眉敖・𠂤伯を一人とする說であるが、改封說をとらず、眉敖は爵名、𠂤伯は字號、歸夆はその名であるとする。從つて征を征伐の意とせず、之往の義を以て解し、益公がその來朝を促したのに對して朝意に順つたので、褒賞をえたと解するのである。そして眉は微にして書の牧誓に「戎蜀羌髳微盧彭濮人」とみえる微、また敖は左傳昭十三年の杜注に「不成君無號謚者、楚皆謂之敖」とみえるもので、眉敖は微國の君長にして敖は爵號、𠂤伯は字、歸夆はその名とする考えである。これによると、歸𠂤伯という名號はありえないので、「王命仲致歸𠂤伯貔裘」の歸を、饋贈の意とする。歸をその意に用いるものには中方鼎や貉子卣に文例のあることではあるが、眉敖・𠂤伯・歸夆をみな一人とするのは、文理上いかにも通じがたい。𠂤を王跋に光と釋し、牧誓の蜀羌髳微のうちの光に當るとするが、これはやはり字形が異なるものとすべきであろう。字は韡華に𡚸の姓である芈であるとするのがよいであろう。眉敖という名號もまた𡚸地のものであるから、𠂤伯と眉敖とはおそらく同じ種族、少くとも淮夷・南夷の一系に屬するものと考えられる。𠂤伯は下文において、自國を小裔邦と稱している。またその遠祖が文武の創業を輔けたというから相當の古族であることが知られる。その皇考を武𠂤幾王ということからいえば、化外にあつて邦國をなしていた國である。歸はおそらく夔と同じく、夔子は芈姓の國であり、楚の一族邦であろう。

眉敖を諸家は多く四川・湖北にその地を求めているが、眉敖が貢を獻じ、また貢を獻ずるものが師寰𣪘や兮甲盤では淮夷とよばれていることからみると、眉敖は周からは淮夷とみなされていたものとすべく、その地は淮域、あるいは江淮の間にいたものであろう。夔子は春秋のときには秭歸に都しているが、古い時代にはもつと漢域に近い地方にいたのではなかろうか。それでなくては、淮夷の屬と思われる眉敖への行動は、困難であると考えられるからである。豼裘は貔裘・貂裘などの解もあるが、字は匕に從う形であるから、貔裘と釋する上海の解をとる。熊貔の屬を裘としたものであろう。

王若曰、𠂤白、朕不顯且玟珷、雁受大命、乃且克𢦏先王、異自他邦、又芇于大命、我亦弗□享邦、易女豼裘

王若曰は、册命を傳語するときの辭。大盂鼎以下の金文に習見するものであるが、大體重要な册命の銘文に用いられている。王若曰の次に受命者の名をよぶときは、趞・師虎・牧・曶・蔡・揚・克などみなその名をよぶ。ただ異姓外邦のときには彔伯𣪕𣪘のように、彔伯𣪕とよぶことがあり、本器の𠂤伯もそれと同例である。何れもその先人を奮王・武𠂤幾王と稱している。積微居に𠂤伯を「父義和」と同例にして歸夆の字と解しているが、彔伯の場合と同樣、異姓の首長をよぶに伯號を以て稱したものとみるべきである。祖は祖考の祖に限らず、遠祖を含めていう。㝬𣪘に皇祖として益公以下の三公を列擧しているのはその例である。文武の字を玟珷に作ることは大盂鼎にもその例があり、麻朔に本器を康王期に屬する一證としているが、珷は中方鼎にもみえ、周王の文武には特にこの字を用いる傳統があつたのであろう。他はすべて文武の字を用い、本器の武𠂤幾王にも武の字に作つている。

「雁受大命」は毛公鼎・晉公盆など、後期以後の器にみえる。𢦏を韡華に奉と釋するも、拜や𢦏の從う𠦪の形で、賁飾の意がある。下文の「異自他邦」の異と對文。𢦏は弼、異は翼の義である。「異自他邦」を韡華に「言翼戴周室於他邦也」、また文選に「言自他邦、來輔先王」という。積微居には、この句を殷周の際を指すものと解して、「謂𠂤伯之先人、以殷諸侯國之微、從武王伐紂也」と說いている。異は大盂鼎に「故天異臨子」、𢍰卣に「𢍰弗敢望王休異」などの例があり、輔翼・翼戴の意。自は金文では自今の自に用い、自他の意には「自作」の場合に限つて用いる。從つてこの自は介詞とみるべく、殷周のとき周を支持したことをいう。他邦とは周よりみて𠂤伯の國などを他邦と稱したのであろう。

芇は文選に說文「芇、相當也」母官切とあるのを引いて文を「有當于大命」とよむ。積微居にもその說を是とし、彔伯𣪕𣪘「王若曰、繇、自乃且考又𤔲于周邦、右闢四方、叀𢆶天命」を引いて、𤔲は𤔲にして當、本器の「又芇于大命」と文例が同じであるという。文選のように「有當于周邦」とよんでは、𠂤伯が天命を膺受することになつて文意が順でないから、ここは「有𤔲于大命」と同例とすべく、芇も勳勞の意であろう。字はおそらく席の初文で、藉・績と同義と思われる。「我亦」以下は、この輔翼の功によつて、周室の顧寵をうることをいう。弗下の一字未詳。王跋に望、大系に𡃐、文錄に競と釋するも、何れもその本づくところを知りがたい。字の上部は宷字の從うところ

と同形で、釜甑の蓋の象。「弗□」で顧念の意であろう。享は異體の字であるが、下文にもみえ、楚嬴匜などにもその字形がある。この句は、上文の爷伯の功績に對して周王のいう語であり、かねて今次の眉敖撫順の功によつて、入都した爷伯に貔裘を賜うのである。文錄に「弗競享邦者、言汝既來歸、我亦不必務滅汝國也」というも、上文に誤讀のところがあり、また天子の優渥の語としては語意が淺率に過ぎる。享邦は享國。書の無逸に「肆高宗之享國五十九年」というに同じく、康誥「汝乃以殷民世享」とあるのもその意である。韡華にこの句を周王自らをいうものと解し、□を寡と釋して「我亦弗寡享邦、當言多年享國也」といい、さらに「考周代享國多年之君、惟穆王、呂刑、惟呂命、王享國百年耄荒、此器或穆王時器歟」とするのは考え過ぎである。器や字迹は、穆期にまで遡りうるものではない。

上文にすでに貔裘を賜うことを述べ、いままたそのことに及んでいるのは、この賜與のことをも含めて、册命の語を錄しているからである。

爷白拜手𩒨首天子休、弗望小裔邦、歸夆敢對㚇天子不杯魯休、用乍朕皇考武爷幾王隮設、用好宗朝、享夙夕、好倗友雩百者婚遘、用旛屯彔永命、魯壽子孫、歸夆其邁年、日用享于宗室

銘文の末辭。拜手稽首は也設・彔伯𢦏設・揚設・無㠱設・噩侯鼎などにみえる。𩒨の字は旨と手に從つている。望は忘。裔は哀と巾とに從う。おそらく喪禮に關する字で邊裔の義は假借であろう。拜手稽首の四字は動詞。「天子休弗忘小裔邦」がその賓語。「弗忘小裔邦」は「天子休」の説明附加語である。拜手稽首を動詞に用いることはあまり例がない。これにつづいてまた對揚の語があり、

末文は

爷伯拜手稽首天子休弗忘小裔邦

歸夆敢對㚇天子不杯魯休

という複重した形式をとつている。しかも前後でその名號を改めていることが注意される。普通ならばこの末文の形式は

無㠱設　無㠱拜手稽首曰、敢對揚天子魯休命、無㠱用乍朕皇考𪓐季隮設、無㠱其萬年、子孫永寶用

となるところである。この點について積微居に、

乍祝之似重複、然非重複也、（前句）指王稱其先祖翼戴武王之事言也、（後句）指王命歸𡿺裘之事言也

と論じ、爷伯の句は先人のことに連なり、次の句は自己に連なるものだとする。思うに爷伯の句は天子に奉荅する語であるから政治的な意味をもつ名號である爷伯の名を用い、歸夆以下の語は器を作つて廟に祀り先人に告げる語であるから、正名を用いたものと解すべきであろう。すなわち爷伯の句は册命賜與の儀禮の際のことであり、歸夆對揚の語は作器のときの語であつて、告げる對象が異なるのである。

武爷幾王は謚號的な名號で、大系には國語楚語の叡聖武公・叔夷鐘の趄武𩁹公・因𬶜敦の孝武趄公の例をあげている。これらの例によると、武爷が修飾語的な語に當るようである。王と稱するものは、西周のときにおいても外方には王と稱するものが多く、歸夆も異族の邦であつたことが知られる。當時王號を稱するものについては、王國維の「古諸侯稱王説」觀堂別集補遺に詳しい。

好は孝。大系にいう。「均當讀爲孝、孝者享也、養也、于宗廟固可言孝、於倗友婚媾、亦可言孝、殳季良父壺言、用享孝于兄弟婚媾諸老、正其明證」。好孝は通假の字であつたのであろう。

銘末の文を大系・文錄に「子孫歸夆」と句讀し、文錄は歸夆を歸降と釋して、「更以子孫歸降爲言、祝其世々勿叛也」という。從つて上文の歸夆をも「弗忘小裔邦歸降」と句讀しているが、「敢對揚」・「其萬年」の上には受命者・作器者の名をおくことが常例であり、兩句とも歸夆を主語とする句である。作器者の上に子孫を冠していう語例はない。その上文は、「用旛屯彔永命、魯壽子孫」とよむべく、「屯彔永命」は虢姜設・頌鼎の「通彔永命」と同じ。「魯壽子孫」とともに、四字句である。

訓　讀

これ王の九年九月甲寅、王、益公に命じて眉敖を征せしむ。益公、至りて告ぐ。二月、眉敖至りて見え、𧶠を獻ず。己未、王、仲に命じて、歸爷伯に貔裘を致さしむ。王、かくのごとく曰く、爷伯よ。朕が丕いに顯かなる祖文武、大命を膺受す。乃の祖、克く先王を𢀛け、他邦よりして翼け、大命に績あり。我も亦、享邦を□せず。女に貔裘を賜ふ、と。爷伯、天子の休にして、小裔邦を忘れたまはざるに拜手稽首す。

歸夆、敢て天子の不杯なる魯休に對揚して、用て朕が皇考の武爷なる幾王の隮設を作る。用て宗廟に孝し、夙夕に享し、倗友と百諸婚媾に孝し、用て純祿永命、魯壽子孫を祈る。

歸夆それ萬年、日に用て宗室に享せむ。

參　考

積微居に「王若曰」以下の文について、「按此段爲銘文中關涉史實之處、最爲重要」とし、眉敖の眉が牧誓の微に當ることを述べ、武王伐紂のときの史實を證するものであるとしている。微は牧誓・立政にみえ、周初の統一事業を助けた西南諸族の一であるが、舊注に殆んどその地望にふれるものがなく、柯氏は卜文を資料としてその邦族の問題に及んでいるが、その消息を確かめうる資料に乏しい。本器の眉敖は周の討伐を受け、入朝して𧶠を獻じており、これが後期諸器にいう「淮夷舊我𧶠晦人」の淮夷に當るものとすれば、周初の微とは、あるいは異なる部族であろう。文錄に銘の文辭を評して、「此錫命外國降藩、文特典重非常」といい、また「文雖爷伯之詞、實由中國代作」とするも、爷伯の國は異姓の外邦であることは疑なく、また眉敖に近い邦國であろう。本器にいう册命賜與のごときも、仲が王命を奉じてその地に赴き、これを傳達しているのである。後つて王跋に、「此敦未知出土之地、而形制文字、與中原禮器無異、知宗周文物、所被遠矣」と論じているのは、必らずしも事實に當らないが、かりに歸夆の國がのちの秭歸と關係があるとしても、羋姓の諸族はもと江淮の間におり、のち播遷し

て江の上流にも至つたものであるから、その原住の地は、古くは河南・湖北の境域にあつたことは疑ないと思われる。今の苗系の諸種族も、殷代には桐柏の方面にいたと考えられ、また西藏族と同系と思われる羌族は、河南西部の山陵の地がその原住地であつた。それで⽍伯の舊貫は一應江漢の方面であつたと考えてよく、その方面は周初以來、周とは頻繁な交渉をもつ地である。

銘文は行款整齊にして共懿期の諸器に近い。文中の益公の名は、また休盤に走馬休の右者としてみえている。兩器の字迹もよく似ており、時期の近いものであろう。休盤を郭氏は宣王期に屬し、從つて本器をも同じく宣王期としているが、宣王期の曆朔は春秋期より推算して簡單にこれを求めることができ、これらの日辰がその期に適合しがたいものであることも、容易に確かめうることである。斷代上、一應問題がないとされている宣幽二期については、器の時期比定に當つて、曆譜を推算する程度の勞を惜しむべきではない。本器や休盤などを宣王期におくか夷王期におくかは、銅器斷代の體系に關する問題であるからである。

一四六、休　盤

器　名　休敦周存　走馬休盤韡華

時　代　穆王厤朔　孝王董作賓・陳夢家　宣王韡華・大系

收　藏　「吳縣潘氏藏器」周存　「南京博物館」

著　錄

器影　二玄・二九四

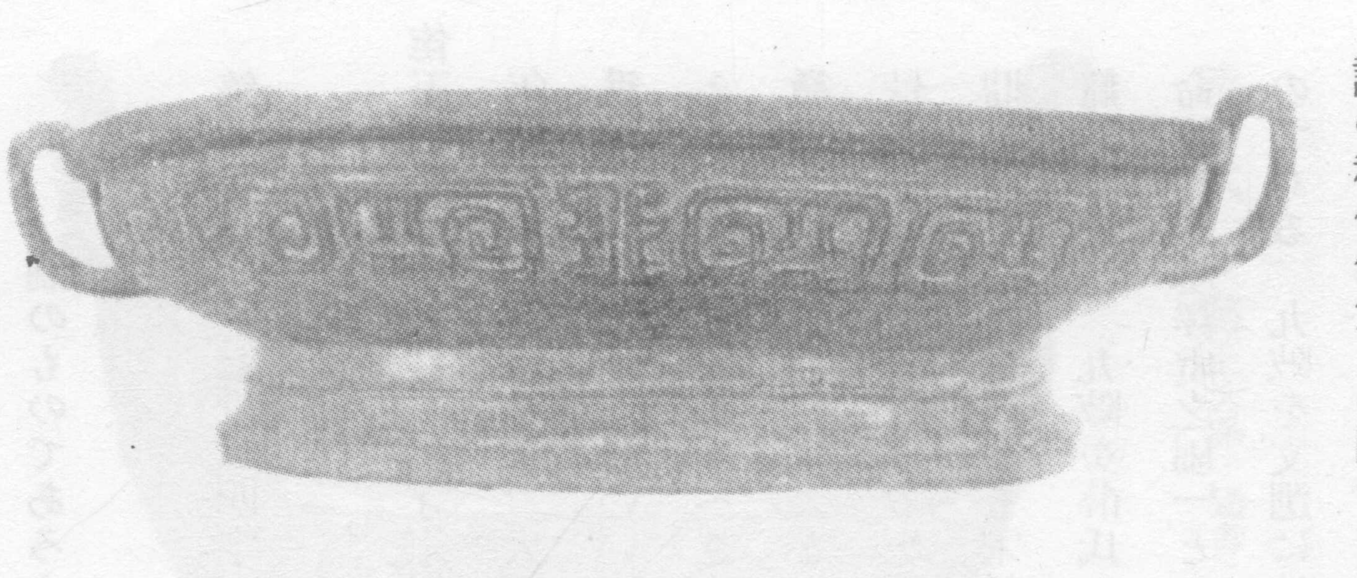
銘文　貞松・一〇・三〇　周存・三・二七　大系・一四三　小校・九・七九　三代・一七・一八　二玄・二九三

考　釋　韡華・壬・二　大系・一五二　文錄・四・二七　文選・下三・六　厤朔・二・三六

器　制　大小未詳。附耳の盤。器腹に變樣の夔文を附し、圈足部に弦文一道をめぐらしている。周存に敦とするは誤る。器影は樋口隆康博士の照片による。

銘　文　八行九一字

佳廿年正月既望甲戌、王才周康宮、旦、王各大室、卽立、益公右走馬休入門、立中廷、北鄉



休　盤

周康宮はこの期のものでは輔師嫠𣪘に、下つては伊𣪘にみえる。韡華に器を宣王期とし、走馬休と詩の程伯休父との關係に注意しているが、結局同一人ではないとする考えである。その說にいう。

走馬官名、周禮作趣馬、休人名、按詩有程伯休父、爲宣王時人、與此器文字時代相合、唯休父爲司馬、而此休爲走馬、官職頗不相符、是未可以一人解之也

郭氏は兩者を一人と解し、それを理由として器を宣王期に屬した。

走馬休當卽常武之程伯休父、毛傳云、程伯休父始命爲大司馬、依周禮大司馬之屬有趣馬、卽此走馬、趣馬之職、見于詩者、其位頗高、十月與卿士司徒並列、雲漢與冢宰並列、走馬之見于彝銘者、如本器所受之錫命甚隆、足知亦不卑賤、蓋走馬若趣馬之職、其中自有等級、其最高者、或當于卿、斷非如周禮之僅以爲下士也、周禮以爲下士者、乃劉歆所爲、此走馬休、必係走馬之長、雖非卽大司馬、然相去必不遠

走馬の職は大鼎にもみえ、大鼎では王が𩰫侲の宮にあつて饗醴を行なつたとき、大はその友官を率いて捍護の任に當つたので、王は走馬雁を呼んで馬卅二匹を賜わらせたことがみえている。他に左右走馬・五邑走馬などの職もあり、何れも師氏の職分である。



侍衛の職よりして、政務の樞要にも參加するに至つたのであろう。

本器の日辰はさきにもふれたように、紀年の明らかな宣王の曆譜には入りがたいものであるから、詩の常武を宣王期の詩篇と解するかぎりにおいては、休父と休の兩者を一人とすることはできないわけである。

右者益公は⽍伯𣪘にみえる。𣪘は環耳の全瓦文𣪘で、孝夷期より下るものでなく、本器の紀年は夷

王期に屬して考うべきであろう。器の日辰も夷王の譜に入りうるものである。

王乎作册尹、册易休玄衣黹屯・赤市朱黃・戈琱戫・彤沙㦻必・䜌旂

册易の語は寰盤にもみえるが、他に多く例をみない。賜與は輔師嫠𣪘・寰盤・無叀鼎・訇𣪘・師𣪘𣪘など、後期の器にみえる。戈琱戫は戈の胡・內等に琱飾ある戈をいう。小盂鼎に戫戈を賜うことがみえ、師奎父鼎に戈琱戫の賜與を記している。戈琱戫以下の列次は、輔師嫠𣪘に「戈彤沙琱戫」、師旋𣪘二・寰盤・訇𣪘には「戈琱戫・㦻必・彤沙」とあつて互易しうるところからみると、琱戫・㦻必・彤沙はそれぞれ戈の部分の装飾をいう語である。彤沙は師𣪘𣪘に字を彤㬱に作る。紅綏・旄飾の類を付する飾りであろう。圖象的に描かれている戈字形の內の部分には、綏纓を加えているものが多い。㦻は字未詳。郭氏は無叀鼎の釋では攷工記廬人の文を引いて、「積竹矛戟矜」であると解し、訇𣪘において字を縞の倒文とみて、宋人の説に従つて縞柲と釋している。柲部の装飾であるから、柲上に革や籐を縦いて、强化と美觀とを兼ねたものと思われる。胡部に柲を装着するとき、その胡孔に纏縛するに、普通はその部分を革で纏くのであるが、それとは別に、おそらく柲の全體を縦いたものであろう。郭沫若氏に「戈琱戫㦻必彤沙説」殷周青銅器銘文研究所收の一篇があつて、その制を説くことが甚だ詳しい。

休拜𩒨首、敢對𩑋天子不顯休令、用乍朕文考日丁𪉖般、休其萬年、子〻孫〻、永寶

日丁は休𣪘の父丁と同じ。𣪘もまた同じ作器者の器であろう。廟號からみて、休の家は東方系の族であろうと思われる。

巻三上　二九九～三〇〇

これ二十年正月既望甲戌、王、周の康宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。益公、走馬休を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。

王、作册尹を呼び、休に玄衣黹純・赤市朱黃・戈琱戫彤緌㦻柲・䜌旂を册賜す。休、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休命に對揚して、用て朕が文考日丁の𪉖盤を作る。休それ萬年、子〻孫〻、永く寶とせよ。

参　考

厤朔に器の時代を論じていう。

此器文有益公右走馬休入門云々、與光白𣪘之益公字相同、然光白𣪘至是年已八十七年矣、當是益公之子或孫也、又此盤文字之體制氣韵、與遹𣪘全同、而遹𣪘穆王時器也、則此盤之爲穆王時器、得一旁證矣

本器の文字を遹𣪘と氣韵相通ずるというのは、甚だ無頓着な議論である。董作賓氏はその厤譜の孝王廿年にこの器を加えているが、別に擧證を試みていない。また同じ作器者の器と思われるものに休𣪘西淸・二八・三　三代・六・三八・七があり、「休乍父丁寶𣪘　□圖象標識」と銘する。鼓腹の兩耳圈足𣪘で、項下に顧龍文があり、仲𠭯父𣪘廬氏一三・通考二七七に近く、器制は孝夷期より下るものではない。父丁はすなわち盤の日丁であり、兩者は一人の器であろう。

一四七、微䜌鼎

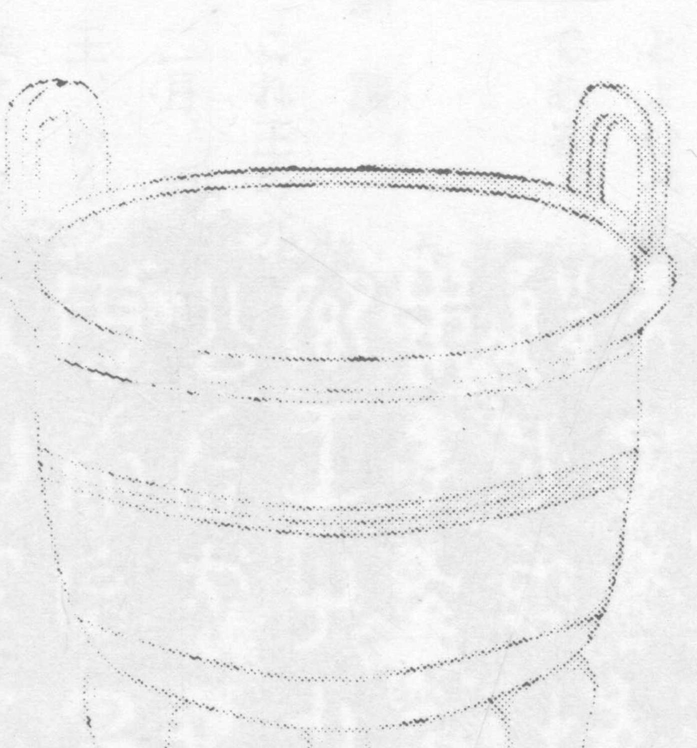
器　名　微䜌鼎薛氏　䜌鼎續考古

時　代　厲王大系・厤朔・通考

出　土　「崇寧初、商州得古鼎」續考古

收　藏　「尋上之朝廷」續考古

著　錄



微䜌鼎

器影　續考古・四・一九　大系・二一

銘文　薛氏・一〇・一〇　續考古・四・一九　大系・一一五

考釋　叢攷・二五九　大系・一二四　文錄・一・二〇　文選・下一・一七　厤朔・四・二七　通考・五三

器制　續考古に圖を掲げ、「器制未考」という。尺寸は知られないが、六十三字の長銘をもつかなり大きな鼎のよう

巻三上　三〇一～三〇二

である。立耳三足、器腹深く、ただ弦文を飾るのみで、盂鼎故宮下・七七・頌鼎等に近い器制のものであろう。

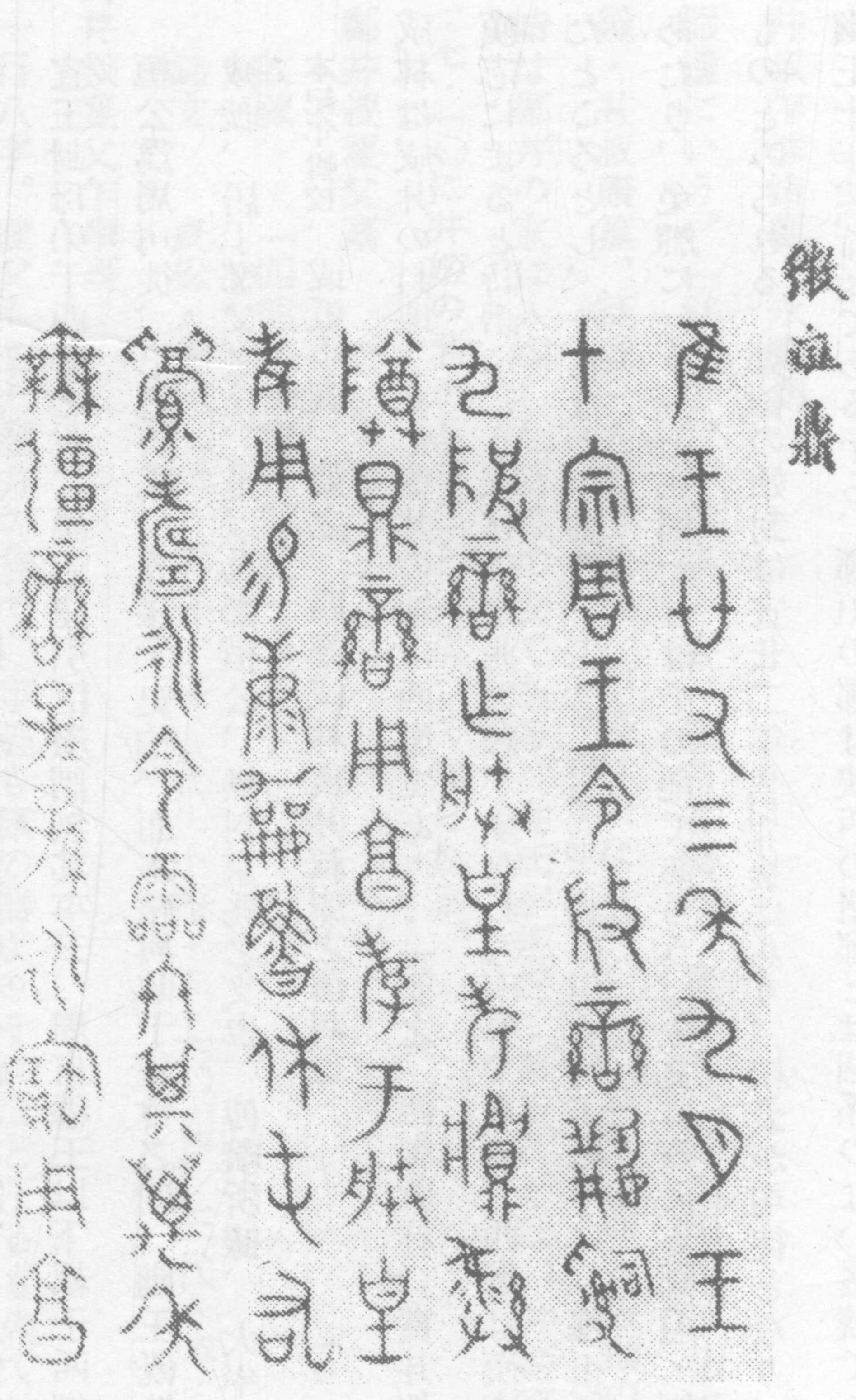
銘　文　七行六四字

隹王廿又三年九月、王才宗周、王令微䜌、𤔲𤔲九陂、䜌乍朕皇考𪉖彝𪉖鼎

年紀は小克鼎と同じ。大系に「本銘與小克鼎、同年同月、同言王在宗周、而文辭字例亦極相近、其爲同時之器無疑」といい、器を小克鼎と同じく厲期に屬している。小克鼎は克盨・伊𣪘によつて考えると夷王期に加うべきもので、従つて本器も夷王に屬すべきものである。

微䜌を薛氏に宋の景公とし、「諸器有宋公䜌並䜌女、及此鼎凡三品、皆稱䜌、博古云、名䜌者、宋景公也」と論じているが、器は景公前五一六～四五七のときまで下るものではない。文錄に器を小克鼎と同時とし、しかも宋景公説を執つているのは時期が合わず、前後矛盾した説である。

𤔲𤔲は併司。九陂を薛氏に九服と釋するも、續考古に九陂とするのがよい。大系に「陂、沱也、蓋命管理川澤虞之屬」という。併司は兼官で、微䜌はその本官の他に九陂を治める職を命ぜられたのである。九陂を文選に地名とする。官職を命ずるのに單に地名のみをあげることはないから、陂は陂池の意とすべく、また郭釋のように虞牧の職ならばその職名を明示する例である。ここは九陂をそのままに解して、陂池を掌るものとしてよい。陂には畜水・堤防の義があり、治水あるいは水



利に關する職事とみられる。陂の字形が、薛氏と續古とではかなり異つているので、確かなことはいえないが、單に地名あるいは澤虞の官でないことは明らかである。またこの一事の册命を以て器を作つていることからも、その職事が重要なものであつたことが知られる。

緐用享孝于朕皇考、用易康勵魯休、屯右眉壽、永令霝冬、其萬年無疆、緐子〻孫、永寶用享

末文の形式は小克鼎と極めて近く、また同じく押韻、考・休・壽は幽部、疆・享は陽部の韻である。

訓讀

これ王の廿又三年九月、王、宗周に在り。王、微緐に命じて、併せて九陂を嗣めしむ。緐、朕が皇考の彝䵼鼎を作る。

緐用て朕が皇考に享孝す。用て康勵魯休、純佑眉壽を賜ひ、永命靈終ならむことを。其れ萬年無疆、緐の子〻孫、永く寶として用て享せよ。

参考

器は商州の出土と傳えられている。作器者の本貫がその地であつたとすれば、宗周東南の諸川の發源に近いところであるから、その河川の管理を命じたものであろう。他に例のない官職任命であり、その意味で重要な資料である。

一四八、康　鼎

時代　懿王大系・通考　孝王麻朔　夷王唐蘭



康　鼎

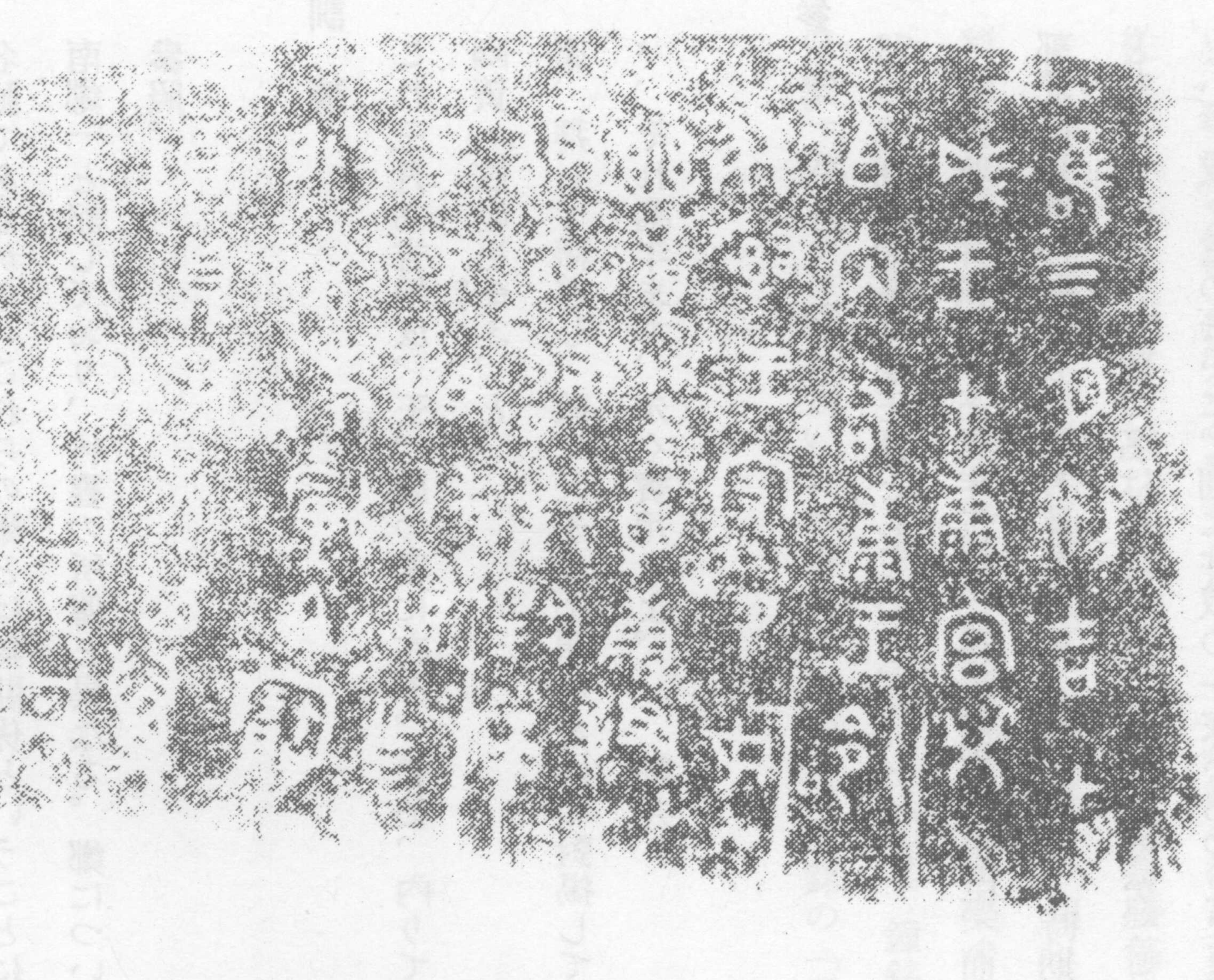
收藏　「舊內府藏」貞松・補　「故宮博物院藏器」故宮

著錄

器影　寧壽・一・一七　大系・一二　通考・六四　倫敦・一三　故宮・上・四一（圖は頌鼎と互易）

銘文　積古・四・二七　攈古・三之一・五一　貞松・補上・一四　彙攷・二・九　大系・七一　三代・四・二五・二　二玄・二七七

考釋　大系・八四　文錄・一・二四　文選・下一・一一　麻朔・三・二〇　通考・二九六



器制　故宮にいう。「通耳高二三糎、深一一・六糎、重三・二瓩、口沿下飾竊曲紋一道」。立耳、器腹は深く、半椀形をなし、足は獸足形である。文様は變様の夔文、帶文の下に一條の弦文がある。

銘文　一〇行六二字。貞松補に、「阮氏積古齋款識、阮氏所摹有譌脫、故更箸之」という。積古には三字缺摹あり、他にも二三、字形の確かでないものがある。

唯三月初吉甲戌、王才康宮、焚白內右康、王命死嗣王家、命女幽黃鋚革

康宮を積古に、「康宮康王廟、禮爵祿必賜于祖廟、示不敢專也」といい、大

系に「卽井叔康之宮、非周康宮也、因康宮上未冠以周字、與它器不類」という。冊命は王室の宮廟だけでなく、廷禮關係者の宮廟で行なわれることもあるが、受命者と同名の宮廟でなされている例は殆んどない。臣下の宮廟で冊命賜與がなされているものには、牧毁・豆閉毁・師俞毁・諫毁・師晨鼎以下、夷厲の器に多い。この器の廷禮の記述は、簡略を極めている。

康は、銘末に鄭井の二字を著しており、鄭井叔康であることが知られる。康には別に鄭井叔盨があり、鄭井叔康の名がみえている。大系に「蓋康名、井叔字、奠食邑所在地也」といい、この井叔を「亦卽曶鼎之井叔」とし、趞觶にみえる咸井叔は咸林に封ぜられた鄭の桓公と同じ所封であり、これらの井はみないわゆる南鄭に當り、奠井叔の奠は西鄭であるという。ともかく康が大族である井の一族であることは疑なく、この器では王家のことを宰領する職を命ぜられている。

焚伯は卯毁・同毁・輔師嫠毁にみえ、卯毁ではその臣下に命ずるのに、殆んど王室の廷禮と同じ儀禮を用いている。當時、王家を左右するほどの勢家であつたとみられる。

命は賜與の義。貞松に易と釋するが、字は上文王命の命と同じ。獻彝「朕辟天子䣄伯、令厥臣獻金車」のような例がある。幽黃は幽亢と同じ。鋚革は金文では多く攸勒という。詩では鞗革とよばれ、小雅蓼蕭・采芑、大雅韓奕、周頌載見にみえる。大系にいう。「鋚乃轡首銅、故字从金、勒乃馬首絡銜、以革爲之、故字从革、亦竟稱之爲革」。すなわち詩の鞗は、鋚の譌變の字である。攸勒は馬具であるから、概ね車馬の賜與の中にみえ、ときには諫毁のように攸勒一具のみを賜うこともあるが、本器では合せて幽亢を賜うている。幽亢も禮服と合せて賜與されることが多い。

卷三上　　三〇七～三〇八

康拜頧首、敢對䚄天子不顯休、用乍朕文考𤔲白寶䵼鼎、子々孫々、其萬年永寶用　奠井

銘末に奠井のような款識をしるすことは異例で、殷器の圖象標識のような使い方である。斷代に咸井を共懿期、奠井を懿王期あるいはそれより以後、また井白章父・井叔男父を懿王以後としているが、これら諸井の時期が近く、そのため奠・咸を附して區別する必要があつたのであろう。大系に咸井・鄭井の別を論じていう。

趞觶又稱咸井叔、咸者宗周畿內地之咸林也、詩譜云、初宣王封母弟友於宗周畿內咸林之地、是爲鄭桓公、漢書地理志、京兆尹鄭縣下云、周宣王鄭桓公邑、有鐵官、是知奠井叔之奠、卽是西鄭、宣王封母弟于西鄭之說、漢志注引臣瓚謂無其事云、周自穆王以下都于西鄭、不得以封桓公也、初桓公爲周司徒、王室將亂、故謀于史伯、而寄帑與賄于虢會之間、幽王旣敗、二年而滅會、四年而滅虢、居于鄭父之丘、是以爲鄭桓公、無封京兆之文也、傅瓚所據、大率乃古本紀年、參看王國維古本紀年輯校、或近事實、要之、西鄭咸林實井叔康之舊封也

咸林は咸井の封地、また奠井の地は西鄭であり、「要之、西鄭咸林、實井叔康之舊封也」というが、漢志によると詩譜にいう咸林は京兆鄭縣、すなわち南鄭である。西鄭は漢志の臣瓚注に穆王の都したところとし、それは太平御覽一七三・初學記二四に引く竹書紀年に「穆王所居鄭宮新宮」とあるにあたり、免觶にいう「王在鄭」とはその地であろう。金文にみえる鄭還・鄭人の鄭はその地をいうものとみられる。鄭桓の始封は宣廿二年史記年表にあり、桓公が司徒となり、虢會の地に據つたのは幽王十年史記世家であるから、鄭桓の鄭は陝西の諸鄭とは關係のない名號である。もし詩譜にいう咸林を南鄭とすれば、咸井は南鄭、また奠井を鄭宮所在の地とすれば西鄭となり、鄭桓は鄭開國後の名號であるから、これらの鄭とは無關係ということになる。なお穆天子傳に王の歸還を「天子入于南鄭」と記しており、竹書の所傳と異なる。鄭については「殷代雄族考」共一、鄭、甲骨金文學論叢五集參照。

訓　讀

これ三月初吉甲戌、王、康の宮に在り。焚伯、內りて康を右く。王、命ず。王家を死嗣せよ、女に幽黃・攸勒を命ふ、と。

康、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文考𤔲伯の寶䵼鼎を作る。子々孫々、それ萬年まで、永く寶用せよ。　鄭井

參　考

器の時期を大系に懿王期としていう。

據曶鼎、井叔在孝王元年二年已爲王左右之重臣、而本鼎始受命、死嗣王家、是知此鼎必爲懿世器

郭氏は曶鼎の井叔を本器の奠井叔康と一人とみて時期を推定しているが、奠井の器には必らず奠井と記している。井叔の名はまた免器にもみえるが、これも時期が異なり、曶鼎の井叔とも一人ではない。咸・奠のほかに、別に井叔の一家があつたようである。井氏は周侯の胤たる井侯の後で、本支何れも有力な一族として繁榮していたのであろう。

鄭井には鼎の作器者である康に鄭井叔康盨、その他鄭井叔と稱する器が數器ある。康以外の諸器には時期の下るものが多いが、一家の器であるからここに附記しておく。

卷三上　　三〇九～三一〇

＊鄭井叔康盨

器名　鄭井叔敦擴古　井叔盨大系

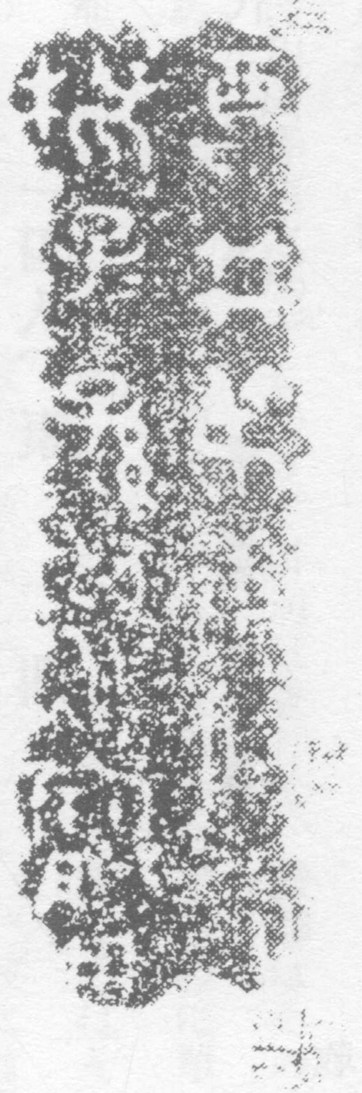
收藏　「浙江錢塘翟穎山藏」擴古

銘文　從古・八・三五　擴古・二之二・二〇　敬吾下・二一　周存・三・一六〇　大系・七一　小校・九・三〇　三代・一〇・三三・三

銘文　器蓋二文　各二行一五字

奠井叔康乍旅盨、子々孫々、其永寶用

從古にいう。「鄭井叔康、南鄭之邢大夫、字叔、名康也、鄭邢並省邑旁、穆天子傳、入於南鄭、井叔利云々、此名康者、蓋其族」。旅盨を作つているのは、本貫以外に居館をもつていたからであろう。康鼎では王家の宰理を命ぜられているのであるから、康は王の近臣であつたのである。



＊鄭井叔甗

銘文　二行一〇字。綴遺・

九・三二著錄、

奠井叔乍季姞甗、永寶用

綴遺にいう。「銘十字、半蝕者一字、橫行在脣內、與鬲同、據馬山甫手拓本摹入、此與鄭井叔妥賓鐘・井叔康簋、疑皆一人所作器」。字迹はかなりすぐれており、鼎と時期の近いものであろう。季姞は鄭井の家に入嫁した姞姓の女である。井氏が姫姓であることは、井姫鬲擴古・二之一・五四　綴遺・二七・一〇に井姬の名があることによつて知られる。

*鄭井叔蔓父鬲

收藏　「四明趙氏寶松閣藏」貞松

銘文　貞松・補上・一六　周存・二・八二　小校・三・六〇・四　三代・五・二三・一

奠井叔蔓父乍𢍉鬲

一行八字。蔓父もまた鄭井の族で、字迹も康の器よりそれほど下るものではない。𢍉は手旁に從い、拜と同形であるが、兩字の形・聲に相通ずるところがあるのであろう。𢍉はもとより餴の省文である。

*鄭叔蔓父鬲

銘文　積古・七・二三　擴古・二之一・一三　三代・五・二一・三

奠叔蔓父乍羞鬲

一行七字。積古にいう。「器見于山左、據舊藏摹本編入」。鄭叔蔓父は前器の鄭井叔蔓父である。井を省して單に鄭叔と稱している。本姓たる井を捨てて、地名を氏號として冠したものである。字迹は前器と殆んど異なるところはない。

鄭井叔鐘

收藏　「潘氏攀古樓藏」窓齋　「一據武陵趙伯臧大守云延許堂藏器、一見元和江建霞集冊、今器在吾家、道州何氏又有一具、大於此二者、僅鉦間八字、壬子一九一二年、民元年鬻於市、某估增刻上下四字、爲十二字、至不能讀、旋爲日人購去」周存　「是鐘壬子自湖南藏家運滬、鬻於市、某估以鉦間有空闕、加上下四字、幷剜清原銘九、不能讀、旋爲東人以百金買去」同上

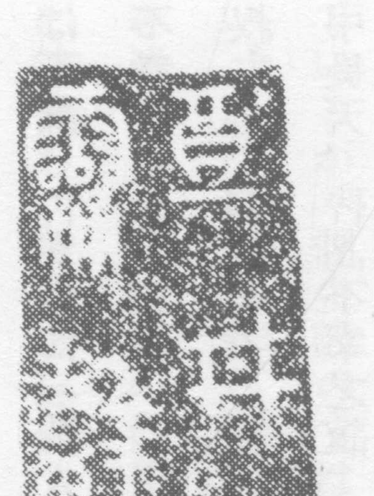
器影　Heusden・三三

銘文　積古・三・二　擴古・二之一・四七　窓齋・一・一七　金索・一・六四　周存・一・七一　又補一・二　大系・七二　綴遺・二・一　小校・一・一〇　三代・一・三・三

考釋　窓齋賸稿・四　韡華・甲・二　文選・下一・二　麻朔・三・二二　積微居・一〇〇

銘文　鉦間二行一〇字。左鼓一字。大系にいう。「鄭井叔鐘出世已久、積古首著彔之、誤解妥賓二字爲蕤賓、周金文存著彔二器、銘同、唯第二器妥賓相連、刻於右鼓、按乃僞刻也、鐘銘款式、當由鉦而接左鼓、不得刻在右鼓、作僞者乃先有蕤賓觀念、故連刻之、而未知刻失其位、自露馬脚也、該僞器又見雙王鉨齋吉金圖、有形、其形制、舞上有紐、而非甬、篆間有枚、淺圓而非尖銳、乃春秋中葉以後之器、蓋器眞而銘僞也、周金文存卷一補遺、又著錄一僞器、前五字在鉦、夷則二字亦在右鼓、二僞器蓋同出於一人之手」。圖錄七二葉。要するにこの鐘には三銘あるも、器文の眞なるものは一、他はみな僞刻ということになる。

奠井叔乍靈龠鐘、用妥賓





靈龠の二字合文。鐘には龢䶰鐘、あるいは䶰龢鐘というものは多いが、靈龠鐘という例は少い。大克鼎に「易女史小臣靈龠鼓鐘」の文があり、また者減鐘にも「我靈龠」の語がみえる。大系圖錄にいう。「靈龠每與鐘相應、疑古以龠爲調協鐘鼓之器、諸和字均从龠、蓋有以也」。また韡華には、「國語、王曰、鐘果龢矣、古人鑄鐘、重在音龢、故云靈龢鐘也」と和と稱する意味を說いている。妥は綏。妥立・妥多福・妥多祜のように用いる。賓は鼎に從う字形に作る。貝と鼎とを互易して用いることは、卜文・金文にしばしばみられることであるが、賓を鼎に從つてかく例は他にみられない。積古に妥賓を樂律の蕤賓と解し、この鐘の律呂が蕤賓の音に合するものとし、綴遺もその說に從うが、それは窓齋のいうように誤である。窓齋賸稿にいう。

妥古綏字、鐘銘中多以樂嘉賓之文、用綏賓者、用以燕樂賓客、明非宗廟祭祀之器也

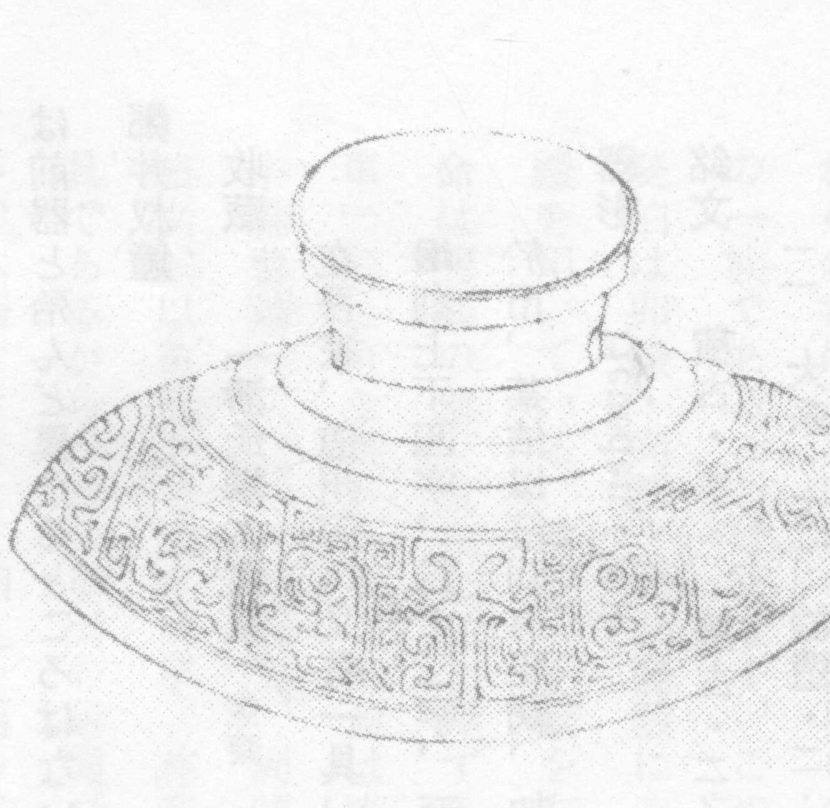
積微居にはさらにその義を詳論し、周禮春官大司樂の「大合樂……以安賓客」の文や他の鐘銘を引いて、「用樂嘉賓」の意であることを述べている。鐘銘の末辭には、魯原鐘「用享考」・單伯鐘「用保𠭯」のような語が用いられることがあり、本銘の「用妥賓」は賓客に對する末辭である。

一四九、卯　殷

器　名　卯敦蓋擽古

時　代　懿王大系・通考　孝王厤朔

收　藏　「嘉興張氏清儀閣藏」従古　「江蘇吳縣曹秋舫藏」擽古　「此器入清儀後、卽不知所往、疑早佚矣」周存



卯殷蓋

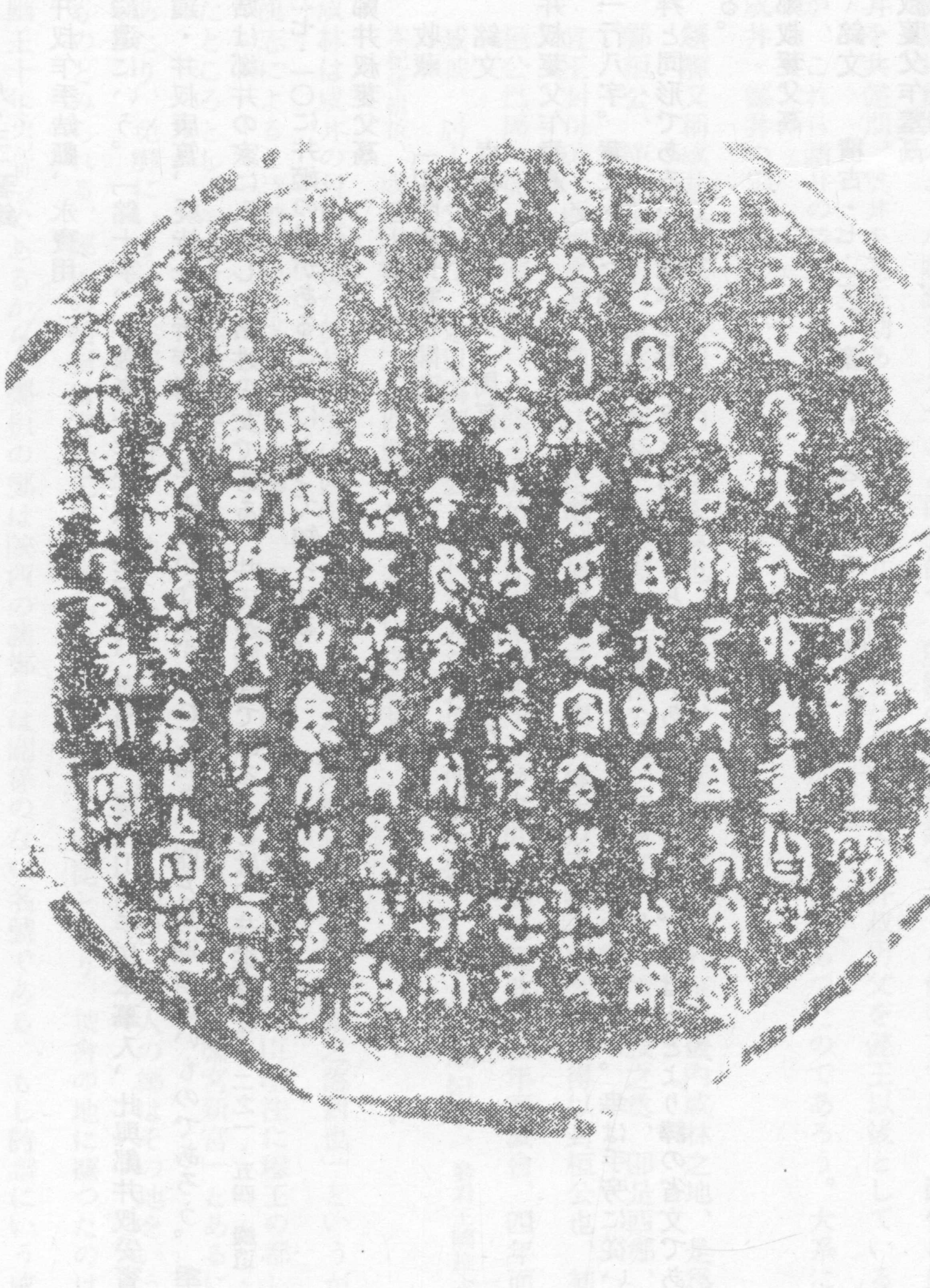
著　錄

器影　懷米・下・二四　大系・九一

銘文　積古・六・一九　従古・六・三六　擽古・三之三・八　古文審・七・一四　奇觚・四・二九　周存・三・一一　大系・七三　小校・八・八八　三代・九・三七・二

考釋　全上古・一三・一〇　餘論・三・三七　韡華・丙・三五　大系・八五　文錄・三・二七　文選・上三・六　厤朔・三・二五

器　制　蓋のみを存する。懷米にいう。「高一寸六分、口六寸、頂二寸七分、深一寸、重十九兩」。蓋の上半は瓦文、下半は垂尾の顧鳳文を線刻で表出している。正中に獸首様の文飾がある。



巻三上　三一五～三一六

銘　文　擽古にいう。「銘文一百五十一字者、凡二器、丱文一百四十九者一器」。また周存に「卯殷聞有二本、殆一器一蓋、然余藏祇蓋文」という。いま諸書に錄するものはみな蓋文である。

文一二行一五二字。

佳王十又一月既生覇丁亥、焚季入右卯、立中廷

焚季は焚伯の一族であろう。積古に焚を艾と釋し、路史などにみえる殷の艾侯とするのは論外であるが、餘論には書序にみえる成王期の榮伯、史記にみえる厲王期の榮夷公の名をあげ、書序の說を採るようである。焚氏が周初以來の雄族であることは、焚殷・焚子諸器卷一・五九一頁以下などの一大器群があることからも知られるが、後期に至つても懿孝期の焚伯諸器があり、また厲王期には文獻に傳える榮夷公がある。春秋後半にも、榮氏は大族として勢威をえており、連綿たる家系である。本器の冊命は王室のものではなく、焚伯がその家臣たる卯に對して行なつているものである。從つて中廷とは焚伯の家廟の中廷であろう。

焚白乎令卯曰、䜌乃先且考、死嗣焚公室、昔乃且亦既令、乃父死嗣𦵯人、不盄、取我家窠、用喪

䜌は載。在と同じ。師虎殷に「虎、載先王、既令乃且考事」とあり、同じ語法である。卯はその先祖考以來、焚公に事えて、その家事を治めていたのである。「乃且亦既令」とは祖、「乃父死嗣𦵯人」とは考を承けていう。父は焚伯所領の𦵯の人民を官司する役であつた。𦵯は𦵯京の𦵯であろうが、その地に焚伯は民人を所有していたのである。

盄は弔の繁文。字はまた悳に作り、大克鼎に「盄悊厥德」、王孫遺者鐘に「悳于威義」の語がある。不盄は不淑。古文審に「𦵯人不盄」とつづけて「𦵯人不善也」というも文義をえず、韡華に不淑にして不幸の義とする。

弔叔古文、當爲一字、蓋二字古文形相似、亦可假用也、叔弔亦雙聲、詩曰、遇人之不淑、又曰、不弔昊天、皆謂不幸之誼、則二字之訓義亦近也

という。文獻にも多くみえる語で、尙書大誥「弗弔、天降割于我家」、多士「弗弔、昊天大降喪于殷」とあり、みな天の降喪をいう。詩には不淑といい、鄘風君子偕老「子之不淑　云如之何」、王風中谷有蓷「條其歗矣　遇人之不淑」とあり、みな不善の意に解されているが、詩は何れも悼亡の詩であり、死をいう。大系にいう。

不盄、取我家窠、用喪、猶左傳哀十六年、哀公誄孔子語、旻天不弔、不憖遺一老、蓋謂不弔昊天、取去我家柱石之臣、因以不祿也

郭氏は、下文の窠を「字在此當卽叚柱石之柱」と解し、不淑を柱石の臣を喪つた意と解したが、「取我窠」は下文の「用喪」の副詞句とみるべきである。字は彔伯𢦏殷の「虎冟窠裏」の窠と同じ。窠は積古以來室と釋されており、餘論には室の繁文とするが、家室は夫婦に用いる語であるのみな

巻三上　三一七～三一八

らず、字は明らかに朱の異文である。文は喪儀に關するものであることは疑ない。「用喪」を嚴可均以來、多く誤つて「用器」と釋している。それで餘論のごときは、「取我室家用器也」といい、不盄をこのような不善の行爲を指すと解しているが、誤釋のため文義を失なつたものである。喪は金文では多く降喪の意に用い、禹鼎に「用天降亦喪于四或」・師訇毁「天疾畏降喪」のようにいう。これを喪事の意に用いるのは列國の器に至つてみえ、

曾子仲宣鼎　曾子中宣造用其吉金、自乍寶貞、宣喪、用饗其者父者兄

洹子孟姜壺　齊侯女雷、肄喪其毁舅、……齊侯旣濟洹子孟姜喪

の二器は何れも喪事をいう。鼎の文は除喪のことをいうものであり、壺の文は齊侯の賻贈によつて喪事を終えたことを記している。この例によつていえば、喪に喪事の義のあることが知られる。この器銘において、上文の「取我家窠」とは、喪事に際しての賻贈のことをいうものであろう。凡そ家臣に不幸のあるときは、主家はこれに物を贈つて弔問し、その喪を終えしめるのが禮であつた。儀禮士喪禮に、弔問の際に襚を贈り、あるいは禮記雜記上に、大夫の喪には馬を薦めるという。周禮にも喪紀のときのことを多く記しているが、車馬をはじめ、祭器の類に及ぶまで、種〻の賻贈が行なわれた。禮記曲禮上に、「弔喪、弗能賻、不問其所費」とあるように、賻贈には喪の入費を負擔する意味もあつたようである。そして同篇には、その事例もみえている。

伯高之喪、孔氏之使者未至、冉子攝束帛乘馬而將之

孔子之衛、遇舊館人之喪、入而哭之、出、使子貢說駿而賻之、子貢曰、於門人之喪、未有所說駿、說駿於舊館、無乃已重乎

賻贈のことは左傳にも多くみえるが、ときには左傳隱公三年、「武氏子來求賻」のように、赴告して賻を求めることもあつた。禮記檀弓上にまた次の一條がある。

子張之喪、公明儀爲志焉、褚幕丹質、蟻結于四隅、殷士也

鄭注に「以丹布幕爲褚、葬覆棺、不牆不䙛」という。覆棺の布幕に丹質のものを用いるだけでなく、明器として陪葬する雕骨・蚌貝の類も朱を以て塗飾し、棺槨にも種〻の塗料を用いていたことは、殷墓の發掘によつて明らかにされた。喪紀のことには多くの朱を必要としたのである。

朱は周禮鍾氏によると薰蒸してこれを作る。窠の上部は釜甑の蓋の蒸氣の洩出するところを示したもので、薰染の法をあらわすものとみられる。朱は當時高價なものであつたらしく、いま卯の先人の死に當つて、喪紀の用としてこれを賜うたのである。これを賜うに當つて特に祖考以來の臣事の功をのべているのは、この賜與が殊寵を示すことをいうものであろう。

今余非敢夢先公又徣徬、余懋爯先公官

この部分は極めて難解で、韡華には未詳として文意にふれることを避けている。諸家の句讀もまた區々にして、容易に歸趨をえない。いま參考のために、その釋文と句讀とを掲げておく。

全上古　今余非敢夢借爲蔑先公、又進适、适或釋遠、余懋母借爲寵、或釋思先公官

積古　今余非敢夢昧、先公又惟遠、余懋寵先公官

餘論　今余非敢夢、先公又有佳徬、余懋爯先公官

從古　今余非敢夢、先公有舊遠、余懋爯先公官

奇觚　今余非敢夢先公又隹造、余懋辰先公官

文錄　今余非敢夢先公、有唯造余、懋稱先公官

文選　今余非敢夢先公、又唯□、余懋□先公官

句讀は夢で一句讀とするもの、先公・徣徬までに及ぶものと三通りある。夢を嚴可均は蔑の借字とし、韡華に輕蔑の意とする。劉心源も「夢讀蔑、穀梁傳昭二十年、自夢、釋文、夢本作蔑、可證」といい、文選には「國語周語、不蔑民功、注、蔑棄也」を引いている。郭氏の大系にはこの部分については一語をも著けず、その解釋を知りがたい。

夢の字形は、倗生毁第二卷・四一九頁の「格伯遷」の遷字の從うところと同じである。郭氏は遷を還と釋しているが、倗生毁の文は違約のことをいうものと解される。字を以ていえば、蔑・懵などの義に近い。蔑は蔑曆の蔑とは異なる文字であるが、何れも夢の上部に從う。夢は夢寐の間にあらわれて人を迷亂させる精靈の作用であり、瞢・懵はみなその狀をいう語である。惑亂して常軌を失し、盟約に違背し、舊事を忘失するなどは、みな遷という。本器の夢は遷の省文とみてよく、「余非敢夢」とは、熒伯が卯の三世に及ぶ臣事の關係あり、先公によく事えた功を忘却せぬことをいう。先公とは「熒公室」の熒公である。

徣徬は進退であろう。徣はほぼその字形を確かめうるが、徬は明晰を缺く。右旁の豕は、下文の隊に從うところと同じ字形で、退の異文であろう。卯の家を嗣いだ卯に對して、その祖考が先公熒公に近侍して指使をえていたことを述べ、その功を忘れずして職事を嗣襲させることをいう。爯は一應孫釋による。下文に爯冊という語があり、詛祝を意味するが、爯は稱擧、冊をあげて祝告することをいう。ここでは冊命の意に用いているらしく、「余懋爯先公官」とは、先公熒公が卯家に命じていた職事を以て、卯に命ずるもので、下文に冊命の語がつづいている。

今余隹令女、死嗣葊宮葊人、女毋敢不善、易女瓚章四・瑴・宗彝一・將寶、易女馬十四・牛十、易于乍一田・易于宧一田・易于隊一田・易于㦰一田

冊命と賜與とをいう。「今余隹」は舊職の嗣襲あるいは蠲豪のときにいう語である。死嗣は治司の意。葊は葊京諸宮のあるところであるが、後期には葊京儀禮を記す銘文例がなく、諸宮はすでに鎬京に遷されており、葊の地には熒伯の宮が營まれていたのであろう。葊人とは、葊宮所屬の民人で、百工臣妾の屬がおかれていたものと思われる。卯の祖は熒公の室を治め、卯の父は葊人を官司していたというが、それを合せていえば、「死司葊宮葊人」となるのであろう。すなわち卯の世襲の職事である。

「毋敢不善」は冊命の常語。諫毁「毋敢不善」・師嫠毁「毋敢否善」などの例がある。家の内外のことを命ずる際に、この語を用いることが多い。

賜與は禮器の類・馬牛の屬及び田土の三項より成る。一項ごとに賜の字を著け、田土には一田ごとに賜字を用いている。

瓚章は瓚章。祼鬯の用に供するもので、庚贏鼎や師遽毁にみえ、師遽毁には「環章四」という。章

は四器を賜う例であつた。瑴は雙玉、字はまた珏に作る。說文に「二玉相合爲珏」とみえるものである。大系に「瑴一」と釋するも、銘刻中に一の字を認めがたい。宗彝に一ということからいえば、宗彝は器名で、上文の鬲章・瑴と一組をなし、酒器であろう。將寶を大系に、「將寶者、命卯以所錫之器物爲寶也」というのは、ここにだけ器數をいわぬからであろうが、これを誥命の語と解するのは無理であろう。將寶は攆寶で、烹飪の器。鼎鬲の類をいう。師𣪕毀には將毀の語がある。次に馬牛の賜與をいう。馬には匹と稱し、牛にはただ數をいうのは、馬は車乘の用であり、牛は牢牲に備えるものだからであろう。馬は四匹・十四・卅二匹、あるいは匹馬のようにいう。大系に「馬十匹・牛十之錫、驟視似甚輕微、然徵之曶鼎、則當時馬比人貴重、一馬幾足抵五人、牛諒亦趁是。是則十馬十牛、幾等于百人之錫矣」と馬牛の高價であることを論じているが、倗生毀では良馬乘の對價は卅田の租入に當るものとされている。車乘用には特に駿逸なるものがえらばれたのであろう。

田地については、一田ごとに賜の字をつけている。大克鼎にも同樣の表示法がとられているが、これは土地權利の登錄の方法と關係があるのかも知れない。大克鼎には「易女田于匽」のように、一田ごとに女の字を加えており、その繁重な形式には、何らかの意味があるものと思われる。

田土は一筆ごとに所在の地が異なる。乍はその左文に似た形であるから、かりに乍と釋しておく。宦も近似の字を以て充てた。隊・截もみな地名。各地より一筆づつを分與しているのは、當時の農地の形態を示唆するものがある。一田の廣さがどれほどであつたかは知りがたいが、敔毀三において南淮夷討伐の獻捷の禮に、田五十田を二、合せて百田を賜う例があり、一田の大きさはそれほどの規模のものでないことが推定される。曶鼎では、五田に對して衆一夫臣四夫、田七田に人五夫を充てており、これがその耕作に必要な人員のすべてでないとしても、まず一人一田がその可耕の面積とされていたのであろう。土地を分散的に所有するという形式は、地域の土田の細分化とともに、土地の兼倂をうながす要因となつていつたとも考えられる。

卯拜手頁手、敢對䚄燮白休、用乍寶隮毀、卯其萬年、子々孫々、永寶用

拜手頁手は拜手稽首。手と首とを誤用するものに、遹毀「拜首頧首」・不娶毀「拜頧手」などがあるが、あるいは通用というほどであつたのかも知れない。

訓讀

これ王の十又一月既生霸丁亥、燮季、入りて卯を右け、中廷に立つ。燮伯、呼びて卯に命じて曰く、乃の先祖考に在りて、燮公の室を死司せり。昔、乃の祖も亦既に命ぜられ、乃の父も莽人を死司せしも、不淑なりしとき、我が家の朱を取りて、用て喪せしめたり。今、余、敢て先公の進退すること有りたまひしに遌ふに非ず、余、懋めて先公の(命じたまひし)官を稱ぐ。今、余これ女に命じて、莽宮莽人を死司せしむ。女敢て不善あること毋れ。女に鬲章四・瑴・宗彝一・將寶を賜ふ。女に馬十匹・牛十を賜ふ。

乍に一田を賜ふ。宦に一田を賜ふ。隊に一田を賜ふ。截に一田を賜ふ、と。

卯、拜手稽首し、敢て燮伯の休に對揚して、用て寶隮毀を作る。卯それ萬年、子々孫々、永く寶用せよ。

參考

燮伯諸器の一であるが、本器は王の册命でなく、その家臣に對する燮伯の册命であり、しかもそれが王室と同じ廷禮の形式で行なわれていることが注意される。陪臣の作器は、周初以來その例は少なくないが、本器のように廷禮を備え、册命賜與のことをいうものはこのころからはじまり、以下師𣪕毀・柞鐘・幾父壺など、末期の器にその形式がみえ、また王の册命を待たぬ自作の器などもあらわれる。王室が漸く陵夷し、權勢の家が王室を左右する狀態が、次第に馴致されてきているのであろう。

器の時期は、器制及び燮伯關聯器との關係からみて、大體夷王期に位置しうるものと考えられる。

一五〇、同毀

器名　同彝甲編　同毀蓋周存

時代　懿王大系　孝王麻朔



收藏　二、「丹徒劉氏食舊堂舊藏、今歸定海方氏舊雨樓」貞松

著錄

器影　二、甲編・六・二九　大系・六九

銘文　毀　一、周存・三・補　貞松・六・七　大系・七三　三代・九・一八・一

同　二、周存・三・補　貞松・六・八　大系・七四　三代・九・一七・二

考釋　韡華・丙・四〇　大系・八六　文錄・三・一三　文選・上三・九　麻朔・三・二二　積微居・二三二

器制　甲編にいう。「高四寸六分、深三寸七

分、口徑六寸七分、腹圍二尺一寸五分、重五十三兩、兩耳有珥」。口下正中に獸首あり、左右に夔鳳文らしい文様一道を帶文としている。その下に弦文一條がある。圈足はやや高く、その底邊が開いている。器は二器あり、一器は蓋のみを存する。



巻三上　三二七～三二八

銘文　周存三補に器蓋二銘とするも、二銘とも器文である。各九行九一字。行款同じ。

佳十又二月初吉丁丑、王才宗周、各于大廟、焚白右同、立中廷、北鄉

廟字は月に從わず、水に從う。焚伯は康鼎・卯毁にみえる。大廟は敔毁三に成周大廟の名があり、宗周の大廟は周大廟とよんで區別されている。

王命同、差右吳大父、嗣昜林吳牧、自淲東至于河、厥逆至于玄水、世孫〻子〻、差右吳大父、毋女又閑

册命の語。作册も史もみえず、簡略な形式である。差は左。工を省している形で、師詢毁にも同じ字形がみえる。吳大父は師酉毁の吳大であろう。昜は對覭の覭の左旁の形である。大系に「昜當讀爲場、周禮有場人」といい、場人の職とする。また「林、林衡、吳虞、山虞・澤虞之類、牧、牧人・牧師之類」という。免簠に「嗣奠還歡眾吳眾牧」とあるのと同じ。韡華に昜林をつづけて地名の陽林とし、曹植の洛神賦にみえる陽林の地であるとするのはよくない。林はやはり職名とすべきである。ただ昜は、免簠の文を參照すると、地名もしくは農圃の普通名詞とみることもできる。林・吳・牧の類はその所在をいう例であるからである。

韡華の陽林說は、淲の字釋と關聯している。韡華に淲を洛とよみ、

此器文又云、自洛至于河、尤與曹賦文相符合、否則陽林地名、乃出古佚書中、曹賦引用、當有所本、或三國時古籍未全亡佚、子建猶得據佚書以爲說歟、洛字从虍、河从奇、皆古字緐文

と論じて、その地を河洛の間のこととする。かくて韡華は、吳大夫の吳をも虞虢の虞とし、その地望に合せている。

文錄にも淲を洛と釋するが、字はやはり虎に從う形であろう。大系には淲字のまま洛とよみ、河洛の洛に非ずして涇洛の洛とする。そして地を玄洛河渭の間であるとしていう。

淲殆卽陝西之洛水、其流域約與河道平行、而在其西、東南流入渭、以達于河、……逆當讀爲朔、玄水當卽今之延水、水經之耆延水也、……山海經西山經、盂山生水出焉、而東流注于河、今按生卽玄字之誤、耆延卽玄之緩音也、此言自洛東至于河、厥逆至于玄水、正由玄洛河渭、天然形成一區域、疑古吳卽虞虢之虞之封域、本在河西、後乃改食河東也

その他、甲編に地を西吳にして玄水は黑水に外ならずとする說あり、文選にも吳大夫の吳を西虞にして虞芮の虞に非ずとする說もあるが、何れも吳大父の吳に拘泥しすぎた考說であるように思われる。虞仲の初封の地は夏虛大陽であると傳えられているが、文選に銘文の昜を以てこの大陽に充てるなども、巧說に過ぎるようである。大系に虞はもと河西にあり、のち河東に移封したとするのも同斷といえよう。

吳が虞虢の虞であるか否かは、にわかに定めがたい。史記周本紀に「周之北、故夏虛」というもその地を確かめがたく、師酉毁によると「佳王元年正月、王在吳、各吳大廟」とあつて、王が親しくその地に臨んで、吳大の廟で册命を行なつている。吳の地は周都を去ること甚だ遠くはない地である。また受命者の同は、あるいは小臣謎毁にみえる同公の家であろうが、毁には「佳五月壬辰、同

巻三上　三二九～三三〇

公在豐、令宅事伯懋父」とあつて豐地にあり、豐は豐鎬の豐である。師兌毁一の同仲も、おそらくその家の人であろうが、その器では康廟での册命に右者となつている。何れもみな畿內の王都に近い地に所領のある家であつて、淲・河の地もその附近にこれを求めるべきであろう。その意味では、夏虛大陽說・河洛陽林說は何れもやや遠隔に過ぎ、郭氏の玄洛河渭の間におくものが、最も可能性がある。

郭氏は淲を洛とよんで涇洛の洛と解したが、洛は古くは漆沮とよばれた。また虢季子白盤には「洛之陽」という語があつて、洛の字を用いている。銘文の淲を直ちに洛と釋するのはその點に問題があり、淲はあるいは滹の初文もしくは省文ではないかと思われる。金文においては、且は多く虍形に從つて、虘・戱に作る。漆沮はもと二水の名であるが、のち合せて洛という。器銘にいう地域は洛の下流、河に迫るところで、渭北の山陵に接する地域であろう。そこに王領の林虞の地があり、吳大父の官嗣するところであるが、いま同に命じてその職を輔佐せしめるのである。

「世孫〻子〻」は、銘文の末辭と子孫に命ずる語として用いるのが普通であるが、ここでは官職を授けるに當つて使われており、いわば永代職を命ずる意である。それで郭氏は次の「毋女有閑」の句を、「意謂不汝限制」と解しているが、すでに永代職を任ずる以上、そういう語を用いる必要はない。文錄には「猶云世〻勿替」の意であるとするが、またその意ならば女を世に易えなくては文意が順でない。

普通の語法では、ここはたとえば卯毁「女毋敢不善」のようにいうべきところで、文はまさに「女

毋有閑」となるはずである。それで文錄には女と毋とを互訓して、

毋女、女毋也、言女須勤勞、毋閑暇廢職也

とするが、ここは毋女を誤倒したものとみてよい。また閑は間暇曠職の意とするよりも、壅閉不通の意としなければならぬ。「女毋不善」・「毋又不聞」・「女毋妄寧」と同じく、授職に當っての戒告の語であろう。

對䫨天子厥休、用乍朕文考叀中隮寶段、其僃年、子〻孫〻、永寶用

厥は介詞之と同じ。令彝「明公尹厥宦」のごとし。隮寶段は、普通には寶隮段というところである。

訓讀

これ十又二月初吉丁丑、王、宗周に在り、大廟に格る。焚伯、同を右けて中廷に立ち、北嚮す。王、同に命じて吳大父を左右し、場の林・虞・牧を司めしむ。淲より東して河に至り、厥れ遡って玄水に至る。世孫〻子〻、吳大父を左右せよ。女、閑有ること毋かれ、と。天子の休に對揚して、用て朕が文考叀仲の隮寶段を作る。それ萬年、子〻孫〻永く寶用せよ。

參考

器は繪圖のみを傳えるが、器形文樣は縣改段などに似ており、かなり古制を存するものである。字迹は精拓に乏しく、ただ二銘があるので相補うことができる。焚伯を群標識とする諸器の一である。

別に同自段と稱する一器があり、おそらく同家の器であろう。三小足段であるが時期の近いものであろうと思われる。

＊同自段



同自段

著錄

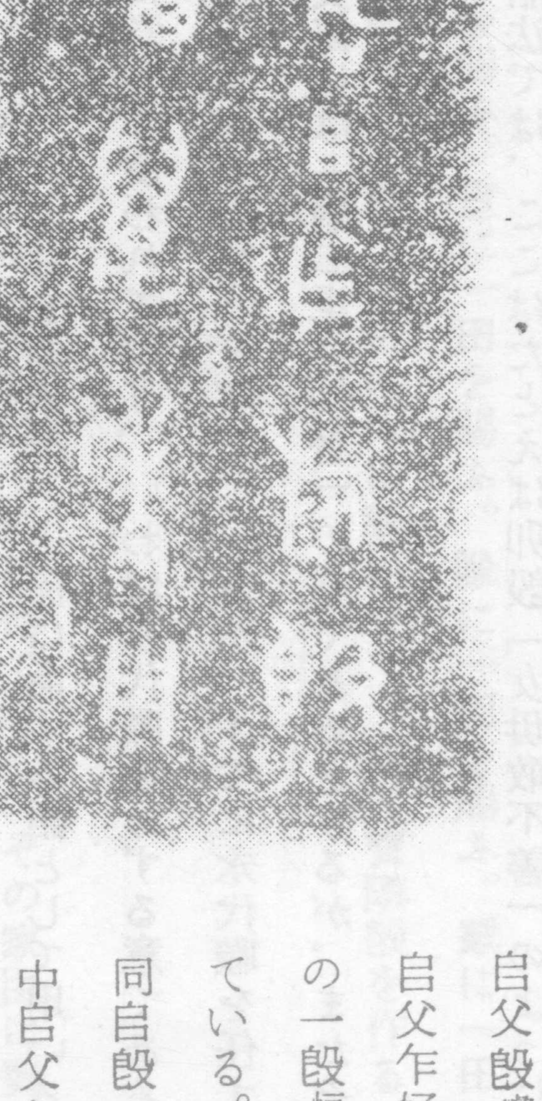
器影　乙編・一二・三六（旅段）　寶蘊・六二　通考・三二四　故宮・下・一七五　通論・五九

銘文　貞松・五・一二　三代・七・二〇・一

器制　故宮にいう。「通蓋高一八・二糎、深九・一糎、口徑一八・九糎、底徑二〇・一糎、腹圍六六・八糎、寬二七・三糎、重三・八九五瓩、蓋器口緣各飾蟠夔紋一道、足飾弦紋一道、兩獸耳、有珥」。文樣は顧龍文、圈足に一弦文あり、三小足を付している。

同自乍旅段、其萬年用

銘文二行九字。この器と器制の近いものに仲



自父段盧氏・一三　通考・二七七があり、「中自父乍好旅段、其用萬年」と銘し、また別の一段恒軒・三八に「中自父乍旅段」と銘している。器は附耳段であるが、文樣は全く同自段・中自父段と同じ。おそらく同自と中自父とは一家であり、時期も近いものであろう。後の師兌段一に同中の名がみえているが、あるいはこの中自父の後であろう。

一五一、輔師嫠段

時代　厲王郭釋

出土　「一九五七年三月、兆元坡村兆豐社農民平地時所發現、以一九五七年十一月十二日、中國科學院考古研究所灃西工作隊在灃河兩岸時、得之于長安縣五樓鄉政府」郭釋

著錄

器影　考古學報・一九五八・二・圖一　二玄・三〇二

銘文　同・圖二　二玄・三〇一

考釋　郭沫若　輔師嫠簋考釋考古學報・一九五八・二　文史論集所收

器制　郭釋にいう。「通高一五・二糎、口徑二一・九糎、腹深一一・五糎、耳長二・五糎、足高四・一糎、兩耳間二八糎、足徑一八糎、本簋形制典雅、花紋樸素、獸耳有珥、圈足、花紋僅口下環帶一條、作雙鳳夾犧首形、前後相同、此例頗多、蓋是通制」。夔鳳は鳳首前向、分尾、鳥身はなお柔軟な姿態を示し、鳥啄はかなり大きく、冠毛をなびかせている。帶文下と圈足に弦文あり、口は侈口、無蓋である。郭釋に無蓋を簋、有蓋を彝とする器名の誤を論じているが、有蓋無蓋を通じて、この器制のものには段と銘する自名の器が多い。分尾の夔鳳文は庚嬴・靜・競・彔の諸器など中期に盛行したもので、後期には次第に姿を

沒している。從がつてこれを厲王期とする郭說はおそきに過ぎる。銘文中にいう𢦏伯は、夷王期の諸器にみえる𢦏伯と同一人と解すべきであろう。



輔師𤼈𣪘

銘　文　一〇行一〇二字

隹王九月既生覇甲寅、王才周康宮、各大室卽立、𢦏白入右輔師𤼈

周康宮は君夫𣪘・師遽方彝より休盤・伊𣪘など、夷王期前後に至るまでの器銘に多くみえる。𢦏伯は康鼎・同𣪘には本器と同じく右者として、卯𣪘には家臣への册命者として、また敔𣪘三には獻捷の場所として𢦏伯の所がえらばれており、當時雙びなき權勢の家であつたらしい。郭釋に本器を厲王期に比定したのは、この𢦏伯を、文獻に厲王期の重臣と傳える榮夷公と解したからである。その說にいう。

𢦏伯是厲王時重臣、根據此銘、可以確定、按𢦏卽榮字、此人當卽榮夷公、史記周本紀、厲王卽位



三十年、好利、近榮夷公、大夫芮良夫諫厲王曰、……榮公若用、周必敗也、厲王不聽、卒以榮公爲卿士、用事、榮公之或稱榮伯、猶召公之或稱召伯

郭氏はさきに大系において、敔𣪘を夷王に、康鼎を懿王に屬していたが、本器によつて康鼎の時期を厲王に改め屬し、鄭井叔康の諸器をも合せて厲期に下した。それは榮伯を榮夷公と解すること以外に、師𤼈𣪘の銘文解釋とも關聯のある問題であるが、一器があらわれるごとに器の斷代に改說を要するということは、郭氏の體系に甚だ不安定な要素を含んでいることを示すものといえよう。師𤼈𣪘の問題は後に論及するが、榮伯榮公の同一人を證するために、召公召伯を同一人とするなども用例を失したもので、金文においても文獻においても、召公と召伯とはそれぞれの時期において區別されている。

輔師𤼈とは、輔の職にある師𤼈をいう。郭氏は輔師を合せて官名とし、周禮の鎛師に當るものとしてその職掌を論じていう。

鎛師、掌金奏之鼓、凡祭祀、鼓其金奏之樂、饗食賓射亦如之、……是則鎛師之職責、主要是管擊鼓、古者世官、加以音樂性的職掌、是一種專門性的業務、必終身以之

師𤼈の職については、師𤼈𣪘に

在昔先王……既命女賡乃祖考嗣小輔、今余隹䰟𩫖乃命、命女嗣乃祖舊官小輔眔鼓鐘

とあつて、師𤼈はこのとき、その祖の舊官である小輔と鼓鐘に任ずることを命ぜられている。師𤼈𣪘はその銘文中に右者宰琱生の名がみえ、琱生𣪘には召伯虎の名があつて、その器は宣王期のもの

であるから、師𤼈は厲宣二王に歷事した人である。そこで郭氏は、本器と師𤼈𣪘の師𤼈とは同一人であり、師𤼈は厲王のとき輔となり、宣王のとき再命を受けて小輔と鼓鐘を兼ねるに至つたものと解した。しかし師𤼈𣪘によると、師𤼈の皇考は輔伯とよばれており、この輔伯が輔師𤼈であるらしく、少なくとも師𤼈と輔師𤼈とは同一人ではない。兩器の間に一世以上の距離をおかなくては、本器の器制を說明することも困難である。

師𤼈𣪘ではその祖考の職事を嗣承することを命ぜられ、王命に對揚して皇考輔伯の器を作つている。輔伯はあるいは輔の職にあつた人かも知れない。その文首に「師龢父𢦏」とあり、師𤼈はそのことを王に赴告し、嗣襲の册命を受けているのであるから、輔伯とは師龢父の廟號と考えられる。師龢父は、おそらく共和期と思われる師兌の兩器にその名がみえ、當時の老臣であつたらしい。しかし師𤼈𣪘においての王命は、その父の職を嗣ぐことでなく、祖の舊官たる小輔と鼓鐘を嗣ぐことであつた。師𤼈の祖もまた、小輔・鼓鐘の官にあつたのである。これを系譜的にいうと、祖（小輔・鼓鐘）・父（師龢父・輔伯・小輔）・師𤼈（小輔・祖の舊官たる小輔・鼓鐘を追命）という關係となつて、厲宣期の師𤼈の祖たる人は、かつて小輔・鼓鐘の職にあつたのである。そして本器にいう輔師𤼈とは、まさに厲宣期の師𤼈の祖に當る。厲宣より二世代遡るとすれば、孝夷期である。すなわち本器の右者𢦏伯は、康・同・卯・敔の諸器にみえる𢦏伯であつて、厲王期の榮夷公その人とはしがたい。また輔師𤼈は輔・師𤼈であり、輔師・𤼈でないことも明白である。下文に「更乃且考嗣輔」とあるのは、その明證といえよう。師はその本官であるゆえに師𤼈と冠稱し、輔はまた特命

の職であるから、これをつづけて輔師嫠と稱したものであろう。

王乎作册尹、册命嫠曰、㪅乃且考嗣輔、緘、易女載市素黃・䜌旜、今余曾乃令、易女玄衣黹屯・赤市朱黃・戈彤沙琱戟・旂五、日用事

㪅は更、賡續。輔は師嫠毁にみえる少輔。郭氏は大系にこれを少傅と釋した前説を誤であったとして、輔師を鎛師と改め、

今以本簋銘勘合、銘言更乃祖考司輔、可知卽厲王命師嫠司小輔時事、器卽作于厲世、小輔、吳大澂以爲、當讀作少傅古籀補・一四・五、余前以爲近是、大系考釋・一四九、今按有問題、以本銘勘合、此言司輔、幷稱嫠爲輔師、則輔當讀爲鎛、輔師卽周禮春官之鎛師也

と述べている。小輔と鼓鐘と兼職であることからいえば、何れも鼓樂に關するものであるが、師を本官とするものの兼務であり、その職とはあるいは軍樂の指揮を掌るものであろう。鼓樂の適否が軍の消長勝敗にも關するものであることは、左傳の曹劌の説話にもみえているところである。

緘は字になお疑問があり、郭氏は載とよんで「載易女」と下文につづけてよむ。文首の虛詞とみるものであるが、字形は載ではない。字は咸と糸とに從うているらしく、毛公鼎の緘の字に近い。輔緘とつづてよむことは考えがたいから、一應、緘を一字句とする。郭釋のように載とよみ、これを語詞に用いる例は金文にはないようである。字はおそらく咸の繁文であろう。一儀節の終るごとに咸の一字をおくことは、令彝・德方鼎・麥盉・小盂鼎・貉子卣・班毁など、多く初期の器にみえる語法である。この器に近いものでは、噩侯鼎「王宴、咸、歙」の例がある。

賜與のうち、載市は趞曹鼎・趸觶にみえる。孫詒讓は載を纔にして雀頭色を示す爵、郭氏は周頌載弁の載と同聲字とする。色目をいう語である。素黃は白色の珩。䜌旜は鑾旂の屬であろう。郭氏は旜を目に從う字とし、又を別の一字として下續してよむが、又を又且の義に用いる例はない。旜について郭氏は、「疑旄之異文、字亦作旄、載毛竿頭也、以旄牛尾爲之、蓋謂賜以有鈴有旄之旂幟」と、旄の異文とみている。字はあるいは旛に近い音であるかも知れない。旛は旗旐の總名である。

以上に一たび册命と賜與とをいう。銘文は、また重ねて册命賜與の行なわれたことを記しているので、郭氏は旜の下部を又の字とみて、「今余曾乃命」の上につづけたのであるが、今といい曾という以上　又の字をおく理由はない。「今余」は「昔」・「先王」に對して用い、再命のときの語である。そしてそのときには多く𤔲𤕌の語を用いる例であるが、本器では曾命という。郭釋に、この二つの册命と賜與との關係を論じていう。

又者、繼作册尹册命之後、王又重申一次、此銘命詞甚爲別致、係兩重命辭、作册尹是史官長、史官長所傳布之册命、本卽王命、卽命嫠承繼其祖與父舊官、賜以爵韠・素珩和鑾旄、這是寫在命書上的册命、在這命書宣讀之後、王感覺賞賜太輕、乃又口頭命令一次、下面卽是口頭的命辭

すなわち再賜のものは、王がさきの賜與があまりに輕きに失すると考えて、にわかに追加したものであり、厲王の爲政の輕率さも、このような器銘の事實から推測しうるとするのである。

この解釋は、又の一字から導かれているものであるが、おそらく誤讀であろう。厲王がいかに暴虐失政の人であったとしても、輔弼の臣もあり、また受命者がその早率の失態の狀を器銘に載せるとも考えがたい。この一又字を除けば、册命と口勅とが重複するという嫌疑は容易に避けうるのである。すなわち「今余曾」以下も、なお史官宣讀の册命中にある語とみるべく、それは「我既令女」と「今余令女」とを幷擧する𤔲𤕌の册命と、何の異なるところもない。もし郭釋のごとくならば、「今余」の上に「王曰」などの語を、改めて加えなくてはならない。

思うに前命は祖考の職事を嗣ぐことを命じたもので、いわば慣例的に行なわれる册命賜與である。そして後賜のものは、その𤔲𤕌あるいは陞敍などの意を含めた恩命としての追賜であろう。後命は單に「今余曾乃令」とあつて、新しい任命を含むものでないが、その職のままで任寵の特に重いことを示したものと思われる。そして前賜のものと合せて、別に册命の際の賜與を與えたのである。甚だ異例のことであるが、「今余曾乃令」とはこのように解すべきであろう。曾は重。𤔲𤕌と同義である。再命の際の賜與は師奎父鼎をはじめ、師𣪕毁・寰盤・無叀鼎などにもみえ、概ね師系の武將に與えられるものであり、輔師嫠の職は、單なる鎛師の職でなく、師氏にして小輔を兼ねるものであろう。器銘にいう册命賜與が重複するような形式をとつているのも、師嫠の職事がその本官と兼任職とにわたつているからかも知れない。輔師が郭説のように周禮鎛師の職ならば、その地位は中士を出でず、このような隆命を受けるはずはない。賜與の品目中、戈彤沙琱戟は、師奎父鼎などにみえる戈琱戟に彤沙、すなわち紅緌の類を加えたものであろう。師𣪕毁に、彤緌を加えた戈琱戟十五鋝を與えることが記されている。「日用」の語法は、𠂢伯毁・小克鼎にみえる。

嫠拜䭫首、敢對覠王休令、用乍寶障毁、嫠其萬年、子々孫々永寶用事

文末に事の一字をおいているのは、册命の辭が「日用事」とあるのに對應したものであろう。

訓讀

これ王の九月既生覇甲寅、王、周康宮に在り、大室に格りて位に卽く。焚伯入りて輔師嫠を右く。王、作册尹を呼びて嫠に册命せしめて曰く、「乃の祖考に賡ぎて輔を嗣めよ」と。咸る。「女に載市素黃・鑾旜を賜ふ」。「今、余、乃の命を曾ぬ。女に玄衣黹純・赤市朱黃・戈彤緌琱戟・旂五を賜ふ。日に用て事へよ」と。

嫠、拜して稽首し、敢て王の休命に對揚して、用て寶障毁を作る。嫠それ萬年、子々孫々、永く寶用して事へよ。

参考

郭氏は器を厲王、師嫠毁を宣王に屬し、輔師嫠と師嫠とを一人とするが、兩器の銘にいうところを考えると、兩者は祖と孫との關係に當る。また郭釋は、この器銘に厲王期大壞の兆があらわれているとして、器銘の再賜のことを以て、

這位皇帝很有趣、不僅是朝令夕改、簡直是邊令邊改、這也表明了周厲王輕率的性格

と論じているが、前命は輔の嗣襲、後命は師職の嗣襲をいうもので、賜與もまた職務の輕重に從がつており、銘文の記述には何の破綻もない。

郭氏はまた、一樂人に過ぎない師嫠がこのような恩寵を蒙るのは、補任にその人を失している證であり、周室の敗壞はここに原因しているとしていう。

據此銘文看來、可見師嫠很受厲王寵愛、可能他的音樂技巧、是相當高明的、據此也可以得出這様一個推測、厲王是愛音樂的一位國王、既好利、又好樂、專制異常、冊命等於兒戯、西周幾乎滅亡在他手裏、不是沒有來由的

このような議論は、すべて㫋の又を離析してよみ、かつ兩重命辭の內容をよく理解しなかつたことから起つている。そしてついに好樂喪國の說にまで發展するわけであるが、一字の誤解がどのような結論を導く危險性をもつか、研究者の最も戒心すべき一例といえよう。師氏と軍樂との關係については、かつて「釋師」甲骨金文學論叢第三集に論じたことがある。

巻三上　三四三～三四四

一五二、師穎段

時代　昭王厤朔・董譜

收藏　「閩侯陳氏猗文閣藏器」厤朔

著錄

銘文　金石書畫第九期　西周年厤譜集刊二十三本、七二一頁、摸本

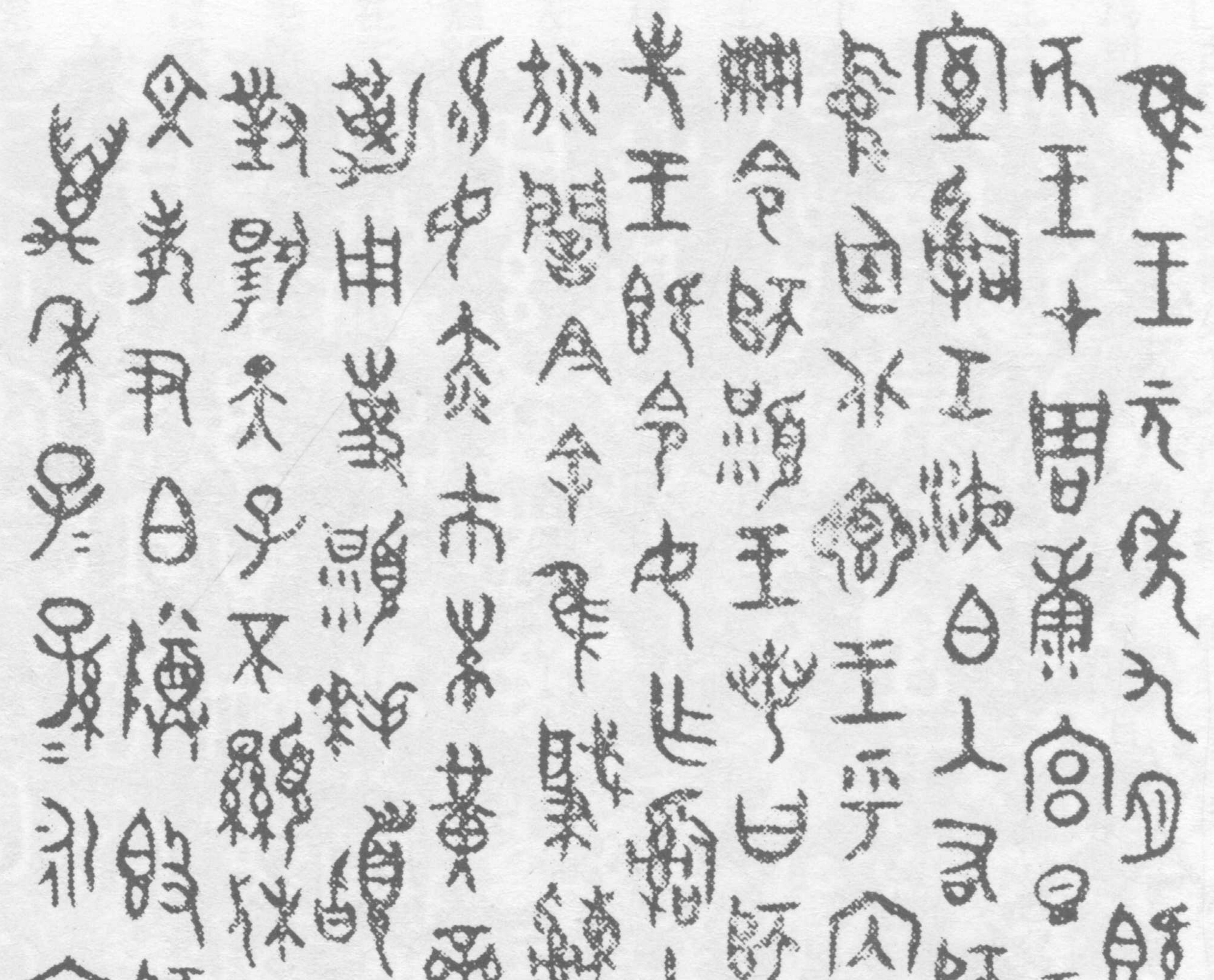
考釋　厤朔・二・一　董譜・七一一頁

銘文　一二行一一三字。拓影未見。厤朔に「在津偕商錫永至陳家手拓」とあり、また董譜に「據金石書畫第九期、摹寫杭州童氏藏拓本」という。他に著錄をみず、いま董氏の摹本を錄しておく。

隹王元年九月既望丁亥、王才周康宮、旦、王各于大室、𤔲工液白、入右師穎、立中廷、北鄉

前文廷禮の形式は、孝夷期の諸器にみえるところと同じ。𤔲工の職は免觶・揚段にみえ、揚段にはその職事を列擧している。液白・師穎は何れも他に未見。人物の關係より器の時期を推しがたいが、銘文に紀年日辰があり、厤譜上、その時期を考えることができる。

厤朔に器を昭王に屬し、その日辰は昭王元年の譜に密合するという。その譜によるに、元年閏九月十八日に當るとし、當時閏月に閏を稱せず、單に九月と記す例であると論じている。また廷禮が周康宮で行なわれているのも、昭王期の一證に外ならずとし、「餘王盡不可通」という。周康宮における廷禮は後期の器にも習見しており、廷禮・冊命・賜與など銘文の様式より推していえば、器は夷王期前後のものであることは疑がない。



董氏の西周年曆譜にもまた吳氏の說により、器の日辰を昭王元年九月十八日とするが閏月說をとつていない。董氏の月相四週の解は他の諸家と異なり、「定點月相、既死霸・初吉爲朔、既生霸爲望、皆限於一日、惟既望包括十六至十八三日」とし、この器銘に密合するものとしては、康王元年の閏九月と、昭王元年の他にないと述べているが、月相四週を董氏のように解しては、殆んど曆譜の算定をなしがたい。日辰は、師旋段兩器を以て構成しうる夷王の譜に合し、月の廿日前後に當るようである。後期諸王の他の曆譜には合うものもなく、おそらく夷王元年の器であろう。日辰を以ていえば、師旋段一の次に排次すべきものであるが、師旋段以下は南征諸器を以て類聚したので、この器を周康宮廷禮のみえる輔師嫠段と合せて錄しておく。輔師嫠段は右者焂伯諸器の一で紀年なく、ただ週名日辰のみを記している。王の初年の器とすれば、元年もしくは五年に入りうるものである。

王乎內史遺、冊令師穎、王若曰、師穎、才先王、既令女乍𤔲土、官𤔲汖闇、今余隹𩁹𩁹乃令、易女赤市・朱黃・䜌旂・攸勒、用事

冊命賜與の辭をしるす。內史遺も他に所見がない。「王若曰」は傳命の語。冊命にこの語を加える例は、この期の器銘に數見する。𤔲土は免簠にみえて𢿢・虞・牧を掌り、また𢦏段では藉田を官司する職である。この器では、汖闇の官司を命じている。汖闇は未詳。𤔲土の職事を以ていえば、王室の經營する施設であろう。闇は闇とも釋しうるが、闇ならば廬室の類である。先王以來の職事で、新王の卽位により、その𩁹𩁹すなわち再任命を受けたものである。賜與は赤市・朱黃・䜌旂・攸勒、その品目は伊段等と同じ。

穎拜䭫首、敢對䫓天子不顯休、用乍朕文考尹白隮段、師穎其萬年、子〻孫〻、永寶用

末辭。尹伯の名は尹伯甗三代・五・八・五にみえ、「尹白乍且辛甗」と銘し、器は善齋・圖・四八にみえる。鬲部に饕餮を飾る西周初期の器制の甗であり、この器にいう尹伯とは時代がかなり異なる。

巻三上　三四五～三四六

もとより別人であろう。

訓　讀

これ王の元年九月既望丁亥、王、周康宮に在り。旦に、王、大室に格る。嗣工液伯、入りて師頯を右けて中廷に立ち、北嚮す。王、內史遺を呼び、師頯に册命せしむ。。王かくのごとく曰く、師頯よ。先王に在りて、既に女に命じて嗣土と作し、林闇を官嗣せしめたまへり。今、余これ乃の命を肇離す。女に赤市・朱黃・鑾旂・攸勒を賜ふ。用て事へよ、と。師頯それ頯、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文考尹伯の隮毀を作る。師頯それ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

器は器影を錄せず、拓影も著錄に入るものなく、器制・字迹何れも確かめがたいものであるが、銘文はおそらく眞刻のものと思われる。紀年週名日辰を備えるものはその數が多くなく、金文による曆譜構成の資料として、逸しがたいものである。

一五三、無叀鼎

器　名　無專鼎積古　無專鼎從古　無惠鼎周存　焦山鼎奇觚

時　代　宣王大系・厤朔・通考

收　藏　「器今在焦山、僧行載所輯焦山志云、鼎傳吾鄉魏氏、分宜相嚴嵩當國、以不得此鼎將罪之、嵩敗、魏氏懼子孫終不保、送焦山、據此、鼎自魏氏歸焦山、王西樵士祿詩序以爲、曾入嚴氏、誤矣」積古　「丹徒焦山寺海雲堂藏」從古　「焦山定慧寺藏」周存　「焦山定慧寺藏器、舊傳鼎故京口某公家物、明嚴嵩枋國時、某公官于朝、嚴氏聞此鼎欲之、某公不卽獻、因嫁禍焉、鼎竟入嚴氏、嚴氏敗、鼎復歸江南、捨之焦山寺中」通考引焦山鼎銘考頁二四、王西樵焦山古鼎歌序　嚴嵩一一五六八は明の世宗の權臣で擅私多く、構讒を敢てした人物であるから、ここにいうような話も多少の眞實性があろう。王西樵士祿一六二六―一六七三は明末清初の人。焦山古鼎考の著がある。

著　錄

器影　大系・二四　通考・七三

銘文　積古・四・二八　攈古・三之二・八　金索・一・二九　從古・二・一　又・一〇・二一　愙齋・四・三二　奇觚・二・一〇　周存・二・三二　大系・一四三　小校・三・二七・一　三代・四・三四・二　河出・二四九

考　釋　全上古・一三・四　愙齋賸稿・一八　述林・七・三六　韡華・乙中・五三　大系・一五一　文錄・一・二二　文選・下一・一七　通考・二九八　厤朔・五・二一　積微居・二二一・二六八

器　制　積古にいう。「此鼎、元、于癸亥一八〇四秋、北覲回浙、渡江便至焦山、視之、鼎約高二尺許、體圓、雙耳三足、口約徑一尺七八寸、其銘在口下、直立于鼎內、非在鼎腹向上仰也、質頗純厚、黝然光澤、外有紋、絕無靑綠、元每謂、古金之至精者、其銅精不外洩、絕無靑綠、其有靑綠者、皆金錫之齊不精堅、走洩于外、漸成剝落、其體必輕、故以靑綠爲古器重者、非眞知古器者也」。

また金索にいう。「雲鵬于癸酉一八一三冬日在焦山、曾見此鼎、闇然渾古」。銅質堅く、綠銹をみないものであろう。

通考に器制を記して、「高一尺六寸二分、口飾竊曲紋一道、腹飾鱗紋、足飾饕餮紋」という。器腹は豐かな膨らみをもち、口下に變樣夔文、腹には繁縟な感じをもつ三層の鱗文をめぐらしている。



無叀鼎



銘　文　一〇行　九四字

隹九月既望甲戌、王各于周廟、述于圖室、嗣徒南中、右無叀內門、立中廷、

圖室は新出の善夫山鼎にみえる。積古にこれを明堂太廟とし、國の玉鎭大寶を藏し球圖をおくところとし、從古に「圖室卽太室、謂之圖者、圖象也、象與貌同」と

いう。球圖あるいは先王圖象のあるところとみるのであるが、廟中の室名である。善夫山鼎では、「王在周、各圖室」と記している。

述は舊釋に燔とする。古文番の従うところと似ているからであろう。積古に「執膰以祭」、奇觚には樵燎のこととする。從古には脤膰の膰とみているが、字形は述に近い。郭・容氏らは述と隷釋しているが、釋義なし。大盂鼎「殷述命」の述は墜、小臣謎毁「述東」は遂の義であるが、ここは動詞によむべく、かつ下文に直ちに廷禮がはじまつているので、即位の義である。上文に格があり、ここは座の定まるをいう。

嗣徒は揚毁に嗣徒單伯の語がみえる。南仲の名は詩の小雅出車に「王命南仲　往城于方」・「赫〻南仲　玁狁于襄」、また大雅常武に「赫〻明〻　王命卿士　南仲大祖　大師皇父」とみえ、出車の傳に「南仲文王之屬」、常武の箋に「南仲文王時武臣也、宣王之命卿士爲大將也、乃用其以南仲爲大祖者、今大師皇父是也」という。大系に大祖の祖は出祖の義、皇父は函皇父にして厲宣期の人であるから、南仲も宣王期であるとし、従つて本器をも宣王期とする。文錄には南仲は一人に限らずとし、

說者以南仲爲宣王之臣、因謂此爲宣王時器、吾謂南仲南季、猶虢仲虢叔、皆世襲封號、不必其一人也

と論ずるが、兩詩の南仲と器の南仲とは、同一人とみてよい。「南仲大祖」は下句の「大師皇父」とともに王の命ずる卿士で、「大師皇父」の句と同じく官・氏を列したものと思われる。毛傳に「王命南仲於大祖、皇甫爲大師」とあるのも、兩者を同時の人と解するものである。常武の第二章

に程伯休父の名があり、金文の休盤の作器者であると思われるが、休盤は夷王廿年の器と考えられるもので、その前後に番・禹・皇父の諸器が位置しうる。圖室の名のみえる善夫山鼎が夷王卅七年の器であることも、この器の時期、器銘中の人物を考えるとき、參考となろう。いまこの南仲を、詩篇にいう南仲と同一の人物とみておく。

無叀の無を愙齋賸稿に鄦と釋し、「余以爲古姓無字、皆鄦之省、如鄭作奠、邢作井、古文皆不從邑、此其例也」とするが、韡華にその說を非とし、「按竹書紀年、有越王無顓、顓専音同、知古人自有以無専爲名也、未容附會爲鄦惠也」と論じている。金文の名號に無冥・無㠯・無嬰・無敄などあり、それらの無は必らずしも後の鄦すなわち許國の許と同じでなく、聖桓夫人曾姬無卹の無と解してよい。無嬰は不嬰というのと同様、その名字に意味をもつものであろう。內門の二字は一字に合書している。

王乎史曶、冊令無叀曰、官嗣□王遉側虎臣、易女玄衣黹屯・戈琱戚・䟽必彤沙・攸勒・䜌旂

史曶を文錄に「克毁尹氏友、當即此人」というが、それは尹氏友史趛で別人である。曶には𠭯三代・六・二四・一・毁同・八・五一・二・帝同・二・四・五・六などあるも時期が早い。また本器の字は曶と釋しうるか疑問で、羽形に従う字ともみえるが、いまかりに曶と隷釋しておく。

官嗣下の一字未詳。工に従う字形であり、積古に「舊釋作佐、或作空、皆非是、字從工從鳥形、是鴻之古文、大也」といい大王の義とするが、語例なし。愙齋には嗣と連ねて嗣工にしてのちの司空に當るとし、字は紅の初文であるとする。賸稿にいう。

□古紅字、漢書女工多作女紅、卽此字之譌、周官有嗣工、無司空、或古書工字有作□者、漢時釋爲司空、幷以司空名官、漢人習見漢官有司空之職、遂將經典嗣工、悉改讀爲司空、後人見古器嗣工字、轉以工爲空之假借字、不知古人命官、必有所指之事、司空則所司何事也

韡華には空を功の假借とし、司空とする舊釋を是としている。述林も司空說であるが、王以下についていう。しかしこの文で官嗣二字連文。□王以下がその目的語である。

王遉側虎臣、說文辵部無遉字、疑貞之異文、遉側猶之先後左右、虎臣卽周禮虎賁氏、掌先後王而趨、以卒伍、又其屬旅賁氏、掌執戈盾、夾王車而趨、左八人、右八人、故曰遉側、明在王之先後左右也、詩大雅蕩云、不明爾德、以無背無側、毛傳云、背無臣、側無人也、竊謂詩背謂在王之後、猶緐傳云、予曰有先後也、側謂在王之旁、猶左右也、此銘遉當訓正、爾雅釋詁云、貞正也、謂正在王前、猶擇人之正王面、與背義相反、而文例同、詩擧背以晐前、銘擧遉以晐後、皆撮擧一隅、毛詩未別白釋之、漢書五行志引傳作亡背亡仄、小顏注遂誤釋爲逆背傾仄、失之遠矣

遉は說文にはみえない字であるが、玉篇に「邏候也」とあり、偵と同じ。奇觚には「謂察其近侍之臣、有功將行賞也」という。奇觚は上文を嗣功とよんで周禮司勳の職と解しているが、司勳の對象は虎臣に限るべきことではない。

虎臣を積古に吳侃叔の「虎方西方也、謂邏偵反側之虎方也」とする說を引き、「所釋甚爲明顯」といい、韡華にも「與詩所云薄伐西戎事亦合」とも稱しているが、虎臣は師酉毁・毛公鼎をはじめ、師寰毁には淮夷を伐つに左右虎臣が出動し、新出の訽毁には先虎臣・後庸、また師笅側新の名がみ

えていて、孫氏述林の說のように、王の左右先後に親衛の部隊を配するのである。積微居には遉卿とよんで正卿の義とし、正卿と虎臣の意とするが、正卿を官嗣する職があるはずはない。かつ賜與は明らかに武將に對するものである。

官嗣という動詞の目的語には、槪ね名詞を列擧する例である。それで□は地名とするかあるいは□王と連讀するかの何れかであるが、部隊名は訽毁に「邑人・先虎臣・後庸」以下の諸夷、また師笅側新以下の諸夷、成周走亞以下の諸人のように、編成部隊別にいう例であるから、器銘の□を一應部隊所在の地名とみておく。「□地にある王の遉側の虎臣」の意で、訽毁にいう師笅側新に近いものである。

戈琱戚以下の賜與は休盤をはじめ師嫠毁・寰盤等にみえる。䟽必について、大系に

□疑攷工記廬人爲廬之廬、說文作䉐、謂積竹矛戟矜也、此蓋其初字

としているが、訽毁の釋では縞必と改め釋している。柲の部分を綣きつけて、强化と裝飾とを兼ねたものであろう。

無叀敢對䚃天子不顯魯休、用乍𪔜鼎、用享于朕剌考、用割眉壽萬年、子孫永寶用

剌は烈。割は匄と同音で祈求の意。

訓　讀

これ九月既望甲戌、王、周廟に格り、圖室に述る。嗣徒南仲、無叀を右けて門に入り、中廷に立つ。

王、史𦊆を呼びて無叀に册命せしめて曰く、□の王の遉側虎臣を官嗣せよ。女に玄衣黹純・戈琱戓・敱柲彤緌・攸勒・䜌旂を賜ふ、と。無叀、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て障鼎を作る。用て朕が烈考に享し、用て眉壽萬年を割む。子孫永く寶用せよ。

參考

器の出土事情は知られないが、明の世宗の權臣嚴嵩がこの器に執心であったというから、かなり早い出土品である。焦山寺に收められて焦山鼎の名を以て著聞し、學者の注目を惹き、跋尾考釋の類が甚だ多い。

朱彝尊　周鼎銘跋　曝書亭集四六
王士祿　焦山古鼎考　刊本　昭代叢書六帙・昭代叢書乙集五帙
朱筠　焦山無專鼎跋尾　笥河文集六
翁方綱　焦山鼎篆銘考　復初齋文集一五
〃　焦山鼎銘考　刊本　景刊本　百一廬金石叢書
莊述祖　焦山周鼎銘後跋　珍執宧文鈔五
顧廣圻　跋焦山鼎銘　思適齋集一六
羅士琳　周無叀鼎銘考　刊本　觀我生室彙編　文選樓叢書

卷三上　三五五～三五六

陶方琦　中作說　漢孳室文鈔三

わが國でも書苑四・八昭三五に瓶齋氏の「焦山鼎銘及び題跋釋文」がある。

この器銘は文中に南仲の名があり、經籍に徵あるものとして注目され、器もまた堂々たる大鼎で重器として珍重された。阮元・馮雲夢・陳介祺なども焦山寺において器を實見しており、通考も就いて器影をえている。四百年近くも山林寂莫の鄕に祕藏されているのである。朱彝尊の跋にいう。

嗚呼、三代之文、自九經而外、其得見于今者希矣、顧神物顯晦、或有時復出、惜乎又委之荒山梵宇中、莫之寶惜、徒令好古君子、摩沙歎息之不已也

鼎はいま何處に存するかを知らないが、あるいはなお荒山梵宇のうちに、滄桑の世變を避けているのであろう。

卷三上　三五五～三五六

一五四、善夫山鼎

時代　宣王 文物
出土　「解放前在麟游・扶風・永壽交界處（卽在扶風北岐山一帶）的某溝出土」文物
收藏　「乾縣李培乾捐獻、陝西省博物館藏」文物

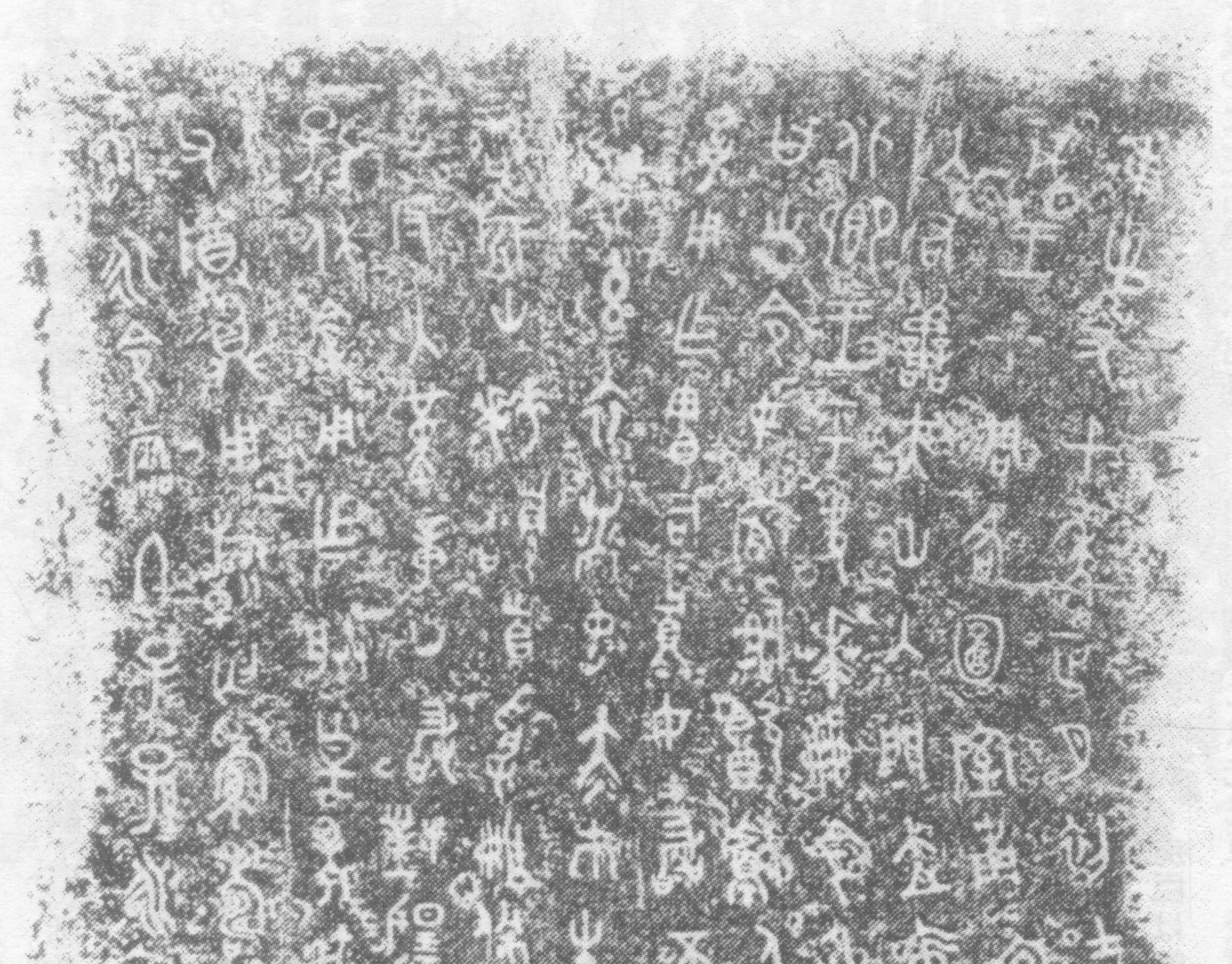


善夫山鼎

著錄
器影　文物・一九六五・七　圖版四・二
銘文　文物・一九六五・七・頁二一
考釋　陝西省博物館新近徵集的幾件周銅器 朱捷元・黑光兩名執筆、文物・一九六五・七

器制　文物にいう。「高四五糎、口徑四二糎、腹圍一二五糎、腹深二一糎、圓形鼓腹、平沿、雙肩耳、腹有鎖鏈紋一道、足作馬蹄形」。立耳環文の獸足鼎。器制は毛公鼎と極めて似て

卷三上　三五七～三五八



いる。

銘文　一二行一二一字

佳卅又七年正月初吉庚戌、王才周、各圖室、南宮乎入、右善夫山、入門、立中廷、北鄕

圖室は無叀鼎に「王各于周廟、述于圖室」とあつて周廟の宮室である。無叀鼎における廷禮では、右者は嗣徒南仲、册命者は史畓である。南宮はその名を記していないが、寶雞虢鎭出土の器に南宮柳鼎があり、その南宮であろう。善夫は膳夫。善夫の器に克・吉父・梁其の諸器があり、夷厲以後の器である。善夫山の名は他にみえない。

王乎史䇂册令山、王曰、山、令女官嗣歙獻人于冕、用乍嵩司賓、毋敢不善

官嗣以下、文義はよく知られない。文物にいう。

獻人可以就是書大誥民獻有十夫的民獻、大盂鼎有人鬲千又五十夫的人鬲、令簋也有鬲、詞有正倒或簡稱、其屬性是同的、歙獻人于冕的歙爲飲字古文、不知借用爲何義、冕是地名

歙は金文において㪯と通用しており、おそらく捦・掩集の意があろう。獻人は兮甲盤にいう進人に當るもので、諸方の進人を冕に會集し、そこに新造の賓を作らせることをいうものと思われる。民獻には他の解釋もあつて、單なる勞役者ではない。

賓は貯。貯積の意で、租徵を集積するところをいう。倗生段では、良馬乘の代償に「厥賓卅田」とあつて卅田の租入を充てているが、その租徵を集積するいわば屯倉にあたるものをも貯という。頌鼎に「令女官嗣成周賓廿家、監嗣新造賓、用宮御」というのは、成周の王室宮廟の費用に充てる屯倉廿家の監嗣を命じたもので、貯は家を以て數えたようである。一般人の集積所をも貯とよんだらしく、毛公鼎には「庶民賓」の語がある。嵩司はおそらく貯の設けられる地名。「成周賓」というにひとしい。頌鼎では新造の貯の監嗣を命じているが、本器では貯の造成を命じたもので、そのことを戒めて「毋敢不善」という。卯段「令女死嗣蒡宮蒡人、女毋敢不善」、諫段「令女併嗣王宥、女某不又昏、毋敢不善」、師嗀段「併嗣我西隔東隔僕駭百工牧臣妾、東裁內外、毋敢否善」など、何れも多數の臣妾等を使役するときに用いる語であるから、不正のないよう、また秩序の維持を戒める語である。

易女玄衣黹屯・赤市朱黃・䜌旂、山拜䭫首、受册、佩以出、反入堇章

賜與は頌鼎と殆んど同じく、ただ攸勒を缺く。成周のような遠隔でないので、攸勒を略したものであろう。賜與ののちに「用事」の語も略されている。「山拜䭫首」以下、また頌鼎と同じ。ただ頌鼎では受册を受命册に作る。その命册は史官傳命の後に受命者に渡される例なのであろうが、これを佩して退出することをいうものは、本器と頌鼎のみである。また「反入堇章」をいうのもこの二器のみであるが、郭氏はこれを「納瑾報璧之禮」であるという。堇章は瑾璋。これを返納するのは、漢儒のいう使臣歸瑞の禮に當るものであろうが、ただ本器にしても頌鼎にしても、何れも貯を新造し、あるいは新造の貯を監司することを命ずる册命に限つてこのような禮が記されているのは、その職事と關聯するところがあるのかも知れない。左傳僖廿八年「受策以出、出入三覲」とある三覲は、あるいは堇章・瑾璋を返納する儀禮であろう。郭氏にその說がある。

山敢對𩵦天子休令、用乍朕皇考叔碩父隮鼎、用㫃匃眉壽綽綰、永令霝冬、子〻孫〻、永寶用

叔碩父には傳世の器に鼎・甗各一器がある。おそらくその人であろう。甗には克器に似た波狀文を飾り、夷末の器であるらしく、本器の卅七年も夷王に屬すべきようである。厲王卅七年の譜には、その日辰が合わない。

綽綰は蔡姞段三代・六・五三に「用㫃匃眉壽綽綰」とみえ、大系に書の無逸「寬綽厥心」を引く。容庚氏は說文の素に卓、素に爰の字に作る語で、爾雅に綽〻・爰〻、詩の「寬兮綽兮」にあたるという。心の寬濶をうる意とするのであるが、永命霝終と同義であろう。段は大系に厲宣の器としているように、後期の器である。永命霝終は永命魯壽・永命眉壽などと同じく、嘏辭の常語である。

訓讀

これ卅又七年正月初吉庚戌、王、周に在り、圖室に格る。南宮、呼ばれ入りて善夫山を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。王、史䇂を呼び、山に册命せしむ。王曰く、山よ、女に命じて、獻人を冕に歙めて、用て嵩司の貯を作ることを官嗣せしむ。敢て不善あること毋れ。女に玄衣黹純・赤市朱黃・䜌旂を賜ふ、と。山、拜して稽首し、册を受け、佩びて以て出で、瑾璋を反入す。山、敢て天子の休命に對揚して、用て朕が皇考叔碩父の隮鼎を作る。用て眉壽綽綰、永命霝終ならむことを祈匃す。子〻孫〻、永く寶用せよ。

參考

器の時代について文物にいう。

此鼎的年代、據我們的看法、一、其造型和紋飾、與毛公鼎相類、郭沫若院長定毛公鼎爲宣王時器、二、本器紀年爲卅又七年、西周各王在位年數、試從第四代的昭王算起、爲昭王五十一年、穆王五十五年、懿王二十五年、孝王十五年、夷王十六年、厲王三十七年、宣王四十六年、幽王十一年（皆本史記）、享年三十七年以上的有昭穆厲宣四王、昭穆過早、與此器的時代不符、唯有與厲宣兩代擺得上、故可定此器爲厲宣時的、三、從文字來講、一二百年間的風格變化不大、僅可作爲參考、而不能執以爲某一王的依據、王在周、各圖室的圖室、是第二次的出現、無叀鼎、王各于周廟、述于圖室、郭院長據銘文中有南中其人、定爲宣王時器、因此、善夫山亦似是宣王時人、四、據捐獻者反映、此鼎與琱生鬲同坑出土、琱生鬲前已釋爲宣王時期的器物、此鼎應與之相同、鑄于宣王卅七年時

すなわち宣王の器とするものである。宣王の曆譜は春秋より推して推算しうるものであるが、器の日辰はその卅七年に屬しえず、また厲譜にも入りがたい。もしまた郭氏のように厲王卅六年說をとり、共和元年をその卅七年とするときは譜に合うが、奔彘前後の事情からみて、その年の器とも考えがたいから、器の屬するところは厲宣以外に求めなくてはならない。史記には武・穆・厲以後の諸王には在位の數をいうも、他には記載がない。器は孝夷以前に遡りうるものではないが、共王は早く沒してその子懿王が立ち、懿王沒して共王の弟孝王が卽位している

ので、この間二世三王、その在位は各〻三十年を超えることはむつかしい。從つて可能性としては、ひとり夷王を殘すのみとなる。師旋の兩器を以て構成しうる曆譜の卅七年には、この器の日辰を收めることができるので、曆譜による編年を主とするならば、本器は夷王卅七年の器とする外はない。孝王が叔父の身を以て懿王の後をついでいるのは、當時太子たる夷王がなお幼弱のためであつたと解すべく、從つて夷王の在位が四十年に近いとしても、不自然ではない。夷王は年少にして諸侯の擁立を受け、そのため諸侯の謁見を堂下に受けて天子の禮を失うに至つたことが禮記郊特牲にみえているが、あるいはその間の消息を傳えるものであろう。

山の皇考叔碩父の器をあげておく。



叔碩父甗

＊叔碩父甗　陶齋・續・二・底三　尊古・二・二六　通考・一九五」　窓齋・一七・五　周存・二・八九　綴遺・九・二九　小校・三・九三　三代・五・九・三

卷三上　三六三～三六四

通考にいう。「通耳高一尺三寸九分、口徑縱七寸、横九寸二分、體方四足、上下體相連、口飾重環文一道、腹飾環帶紋、四足飾目紋」。方體四足の甗。器腹に克器にみられるような公字形を含む波狀文を飾る。四足の方甗は父辛甗通考・一九四のように殷器に近いものにもその器制があり、必らずしも新しいものでなく、この器のごときも孝夷期に屬しうるものであろう。鬲の部分になお著しい分當を殘している。



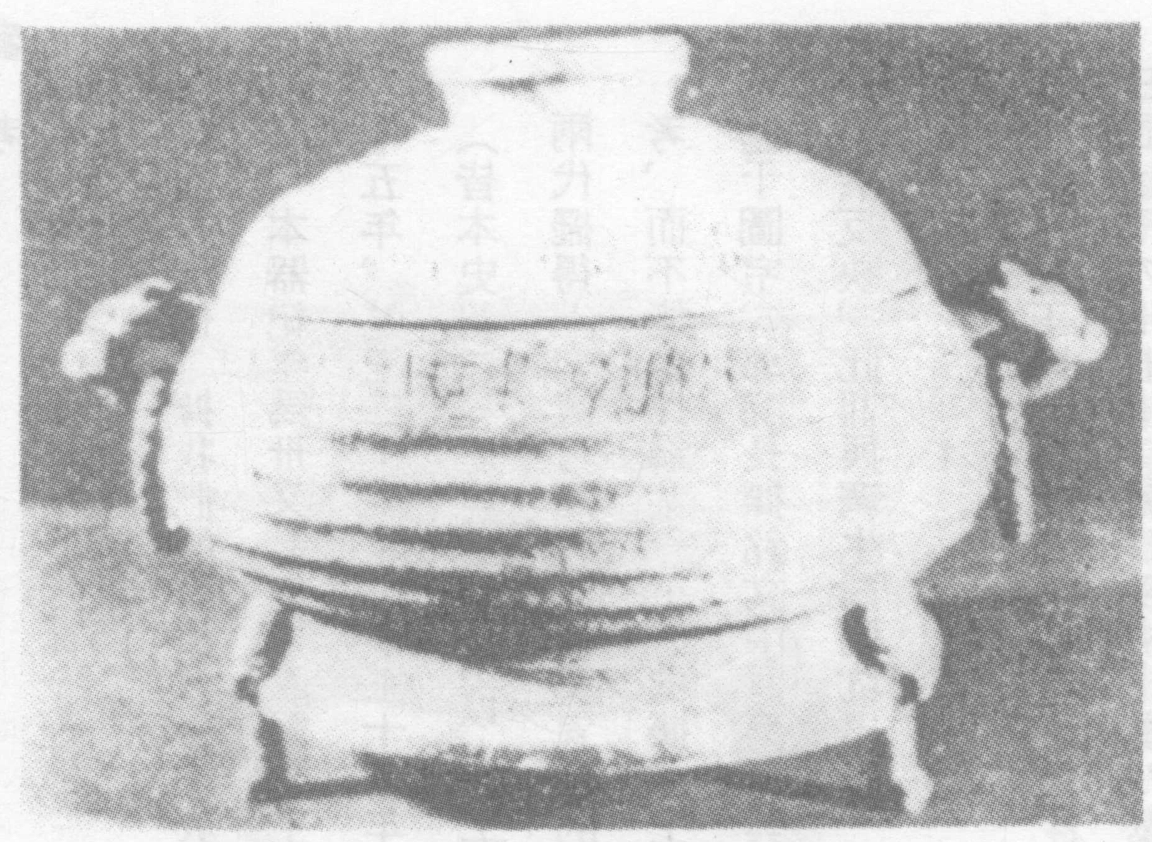
銘文二行一三字。「叔碩父乍旅甗、子〻孫〻、永寶用」とあり、旅甗であるが、器は山西吉州安平村の出土と傳える。宜川の東方であるが、善夫山鼎の出土地とは、かなり遠隔の地である。いわゆる東山の行役で、この方面にも當時往來があつたものかも知れない。

＊叔碩父鼎　攈古・二之二・七九　筠清・四・一〇

器影を傳えず、その器制は識られない。銘文四行二〇字。文にいう。「新宮叔碩父監姬乍寶鼎、其萬年、子〻孫〻、永寶用」。新宮とは、地名あるいは別宮の名であろうが、作器者の名に冠している例は殆んどない。作器者は夫妻の名を列ねている。姬姓より來嫁しており、その家は姬とは異姓である。

卷三上　三六五～三六六

なお善夫山鼎と同出と傳えられる器が數件あり、付記しておく。報告者によると、これらの器は扶風北岐山附近の某溝より出土したものであり、あるいは窖藏の器であろうと思われる。中に琱生鬲のように、師嫠𣪘・琱生𣪘にその名のみえる器が含まれており、鼎の時期推定の資料とすべきものがある。



伯賓父𣪘（甲）

1　伯賓父𣪘　二器。文物にいう。「同銘、一器失蓋、兩器的形制・銘文、都相同、唯大小稍有差異、都作圓形、鼓腹、雙螭耳銜環、通體瓦紋、間竊曲紋、甲器、通蓋高二二糎、口徑二一糎、腹深一一糎、腹圍八一糎、腹與蓋同銘、乙器、失蓋高一五・六、口徑二〇、腹深一一、腹圍八三・五糎、腹底亦有銘文、兩器銘文、都作三行一六字、重文二」

伯賓父作寶𣪘、其萬年、子〻孫〻、永寶用

と銘する。文物に、湖南省博物館藏の伯喜父𣪘考古・一九六三・一二と、形制・花文・字體の風格が近いという。伯喜父𣪘は環帶文、有珥の瓦文三小足𣪘で、字様も必らずしも近似せず、器形はむしろ散伯𣪘二八頁に近い。なお伯喜の𣪘が別に張家坡から出土しているが、湖南の伯喜父とは別人であろう。考古に兩者を一人としているのは疑問である。器は何れもほぼ夷厲期のものと認められる。



□作父盂

2　□作父盂　文物にいう。「高二九、口徑四二、腹深二三糎、圓形、鼓腹、圈足、腹部附有雙耳、口沿下及圈足外均有夔紋一道、底部有細綫雲雷紋一道、口內銘文部分爲銹所掩」

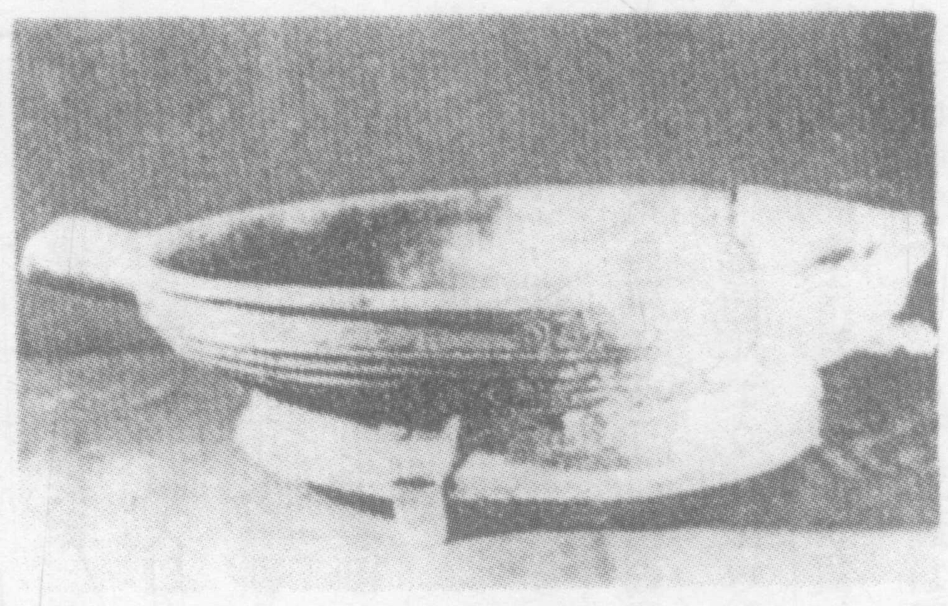
□作父寶盂、其萬年永寶、用享宗〔室〕

と銘する。器は陝西永壽縣出土の盂文物・一九六四・七、二三頁と極めて似ている。その器を文物に、西周中期としているが、相似た花文をもつ半椀形の立耳三獸足鼎同上・圖一〇も同出しており、おそらく懿孝期以後のものであろう。

3　伯考父盤　「高一〇、口徑四〇・五、腹深七・二糎、圓形、大口、平沿淺腹」。口沿下に重環文、圈足下に三小足あり、柄は螭獸銜環、一端に流がある。銘三行一六字、

伯考父作寶盤、其萬年、子〻孫〻、永寶用

と銘する。伯考父にはまた鼎三代・三・三二・四があり、盤銘の盤を鼎に作るほか、文も行款も同じ。鼎は器影をみないが、周存二・補に「大鼎」と注している。盤の一端に流のある器制は、他に多く例をみないものである。



伯考父盤

4　編鐘　「兩件、形制相同、均爲夔紋飾、甲器、高三〇糎、口横一四糎、乳釘殘缺、乙器、柄缺、殘高一五・五糎、口横一四糎、乳釘亦殘缺」。銘なし。器制は普渡村編鐘卷二・三五一頁に近く、それよりやや大きい。普渡村は三器、本器は二器を存している。

5　琱生鬲　琱生は師嫠殷の宰琱生、琱生殷二器にその名がみえ、器の制作も器群中最も見るべきものがある。琱生殷の條に附說する。

以上、善夫山鼎と合せて八件の器物は、一坑同出と傳えられるものであるが、器相互の間に何の關聯もなく、時期も前後にわたるものがあり、おそらく窖藏の器であろう。琱生殷二器は洛陽の肆上にみえたもので、鬲とは出土地が異なるようである。この器群は、あるいは厲末共和の際の窖藏にかかるものではないかと思われる。

一五五、虢叔旅鐘

器　名　虢叔大林鐘積古　虢叔鐘攈古

出　土　「出長安河壖土中」窓齋賸稿

時　代　厲王大系・厤朔・通考・唐蘭

收　藏　一、「阮元自藏」積古
二、「海寧蔣氏、嘉興張氏、歸安吳氏」周存　「淸吟閣・緐硯齋・淸儀閣・隨庵」三代表
三、「海寧陳氏、汀州伊氏」周存
四、「吳縣潘氏、溧陽端氏」周存
六、「濰縣陳氏」周存　「住友藏」泉屋　「淸愛堂・簠齋・泉屋」三代表
七、「吳縣曹氏、南海李氏」周存　「後歸丁幹圃」王獻唐

著　錄
器影　四、陶續・上・三　大系・二一四
六、泉別・九　大系・二二五　海外・一三四　通考・九四七　殷周・B・九四　二玄・三三二
銘文　一、積古・三・二一　攈古・三之二・一　奇觚・九・三〇　窓齋・一・一二　周存・一・六　大系・二八　小校・一・七九　三代・一・五七・三　二玄・三三一
二、攈古・三之二・四　從古六・三　窓齋・一・一三　周存・一・七　大系・一一九　綴遺・一・一三　小校・一・八一　三代・一・五八
三、筠清・五・二四　攈古・三之二・三　從古・一〇・二　周存・一・八　大系・一二〇　綴遺・一・一九　小校・一・八五　三代・一・五九
四、窓齋・一・一四　陶續・上・三　周存・一・九　大系・一二一　綴遺・一・二二　小校・一・八六　三代・一・六〇
五、攈古・三之二・五　筠清・五・二六　大系・一二二
六、筠清・五・二七　攈古・三之二・五　窓齋・一・一六　從古・一〇・五　小校・一・八八　三代・一・六一　淸愛・二　海外・一三四」奇觚・九・三一　周存・一・一〇　大系・一二三　泉別・九　綴遺・一・二三
七、攈古・三之二・六　從古・一〇・六　窓齋・一・一六　周存・一・一〇　大系・一二三　綴遺・一・二三　小校・一・八九　三代・一・六二

考　釋　續古文苑・一　全上古・一二　窓齋賸稿・一　拾遺・中・六　韡華・甲・五　大系・二一七　文錄・二・五　文選・上二・二　通考・四九六　厤朔・四・三四　積微居・一〇四

器　制　第四器について陶齋にいう。「高一尺六寸、甬高七寸三分、徑三寸二分、兩舞相距一尺一寸四分、横四寸八分、兩銑相距一尺二寸九分、横八寸九分」。鼓上・舞上に象首文、篆間に變樣の夔文を飾る。繪圖はやや失眞のところがあるが、第六器と形制同じ。第六器についで通考にいう。「欒長七寸、甬長三寸五分、篆問飾竊曲紋、鼓上舞上飾象首紋、甬之上部及幹飾重環及環帶紋、鼓右飾一鸞形」。器は第四器に比して稍小さく、鼓上に鸞形を加えている點が異なる。竊曲文とは變樣夔文をいう。



虢叔旅鐘

刪訂泉屋にいう。「此の鐘通體褐色にして綠褐の鏽を出し、鉦間往〻青銅の原色を留む。形體整齊にして、紋樣も亦た諸鐘中最も秀美なるものに屬す。卽ち篆問・鼓面・舞上に虺龍形の紋樣を置き、甬の上部幹にも紋樣あり、表面右銑に一夔形を現はせり」。鼓上の文様は象首虺龍を組み合せたような形で、ときに鳥足を加えた形のものもある。象鼻は魚尾形をなし、夷厲期の鼓文に多く用いられているもので、克鐘にその典型的な圖樣がみられる。

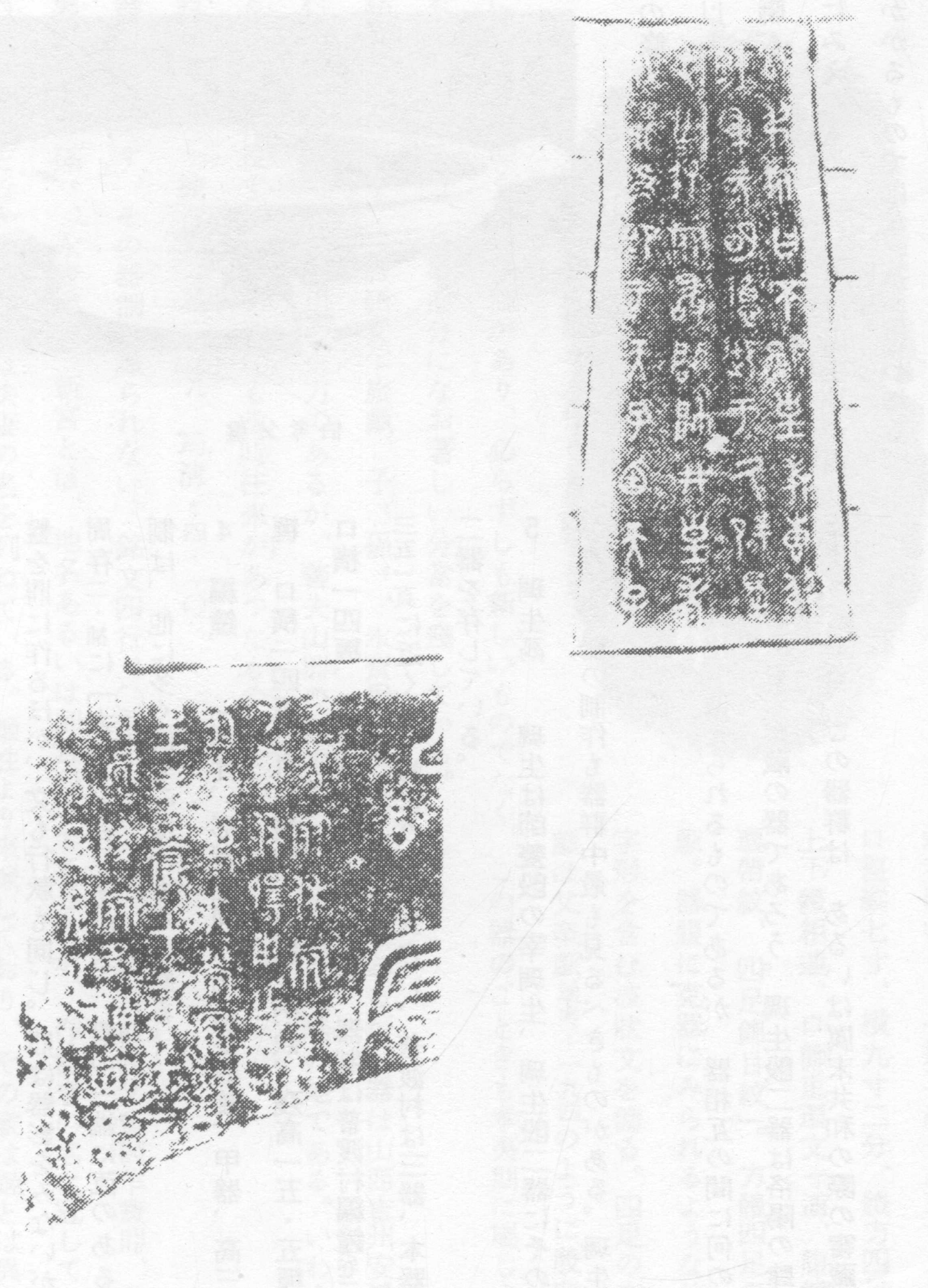
傳世七器うち、器影の識るべきものは右の二器にとどまる。收藏・器數・器の大小等について、窓齋賸稿に次のような記述がある。「舊傳三器、一爲儀徵阮文達公所藏、錄入積古

齋款識、今存阮氏家廟、一爲嘉興張叔未淸儀閣藏器、得之孫氏者、今歸歸安沈中復閣學、一爲陳受笙所得、復歸伊墨卿太守、鉦間四行、阮鐘最顯、鼓左文、伊鐘最完、光緒六年秋間、潘伯寅師又得一鐘、文與阮張伊三器皆同、惟嚴在上至永寶用享一行在銑右、下連鼓右、與它器稍異、又有一編鐘二十六字、起皇考止作朕、聞出土時亦有三鐘、山陰胡定生得其一、歸諸城劉燕庭、今爲濰縣陳氏簠齋藏器、以拓本斠之、阮鐘最大、張次之、伊又次之、潘又次之、陳氏編鐘、其最小者、以理揆之、當有十二鐘、不知其餘七鐘、流落何所矣」。窓齋のいうところによると阮・張・伊・潘・陳五器の他になお二器あり、その一は曹・李得るところの第七器、流落して未詳のものは第五器である。また周存にいう。「張得於海寧蔣氏、自謂卽孫淵如器、然余前見積古原册、孫器似不如是、此與筠淸以伊器爲張器、同誤、潘文勤又得一具、卽今歸端忠敏者、若非孫器、是虢鐘有五矣」。孫星衍舊藏の器と伊・張の器の間に、所傳の混亂があつたようである。孫器も全銘の鐘である。周存にまた「虢叔編鐘、傳世者三、餘一本三十七字、在杭州」といい、その三十七字銘のものを卷三末に補遺として加えているが、器・銘ともに僞作である。これによつて、虢鐘には僞器のあつたことが知られる。

銘　文　七器中、四器全文、文九一字。

一・二は鉦四行、鼓左六行、三は鉦四行、鼓左七行、四は鉦四行、鼓左五行、五以下は分銘

卷三上　三七一～三七二



の編鐘、五は鉦二行、鼓左三行、文二九字、六は同じく二六字、七は同じく一八字である。

王獻唐の黄縣丁氏銅器文物・一九五一・八にいう。「淸代在陝西出土的虢叔旅鐘、各書著錄、共有十器、三器銘文皆全、文九十一字、一器九十字、缺虢字、一器四十七字、一器二十九字、一器二十六字、一器二十字、一器十八字、一器十四字、這是十八字的那件、銘文自皇考叀叔起、至數〻止、爲全文的一段、淸代初爲曹秋舫收藏、繼歸李山農、後歸丁幹圃」。すなわち丁藏の器は第七器である。王氏のいう四十七字・二十字・十四字の三器は何れも僞銘であるから、錄入しなかつた。

虢叔旅曰、不顯皇考叀叔、穆〻秉元明德、御于厥辟、得屯亡敃

諸虢については別に列國器の條に述べるが、著錄中代表的なものとして積古の說をあげておく。

按左傳五年傳云、虢仲虢叔、王季之穆也、正義引賈逵注云、虢仲封東虢、制是也、虢叔封西虢、虢公是也、是鄭所滅者虢仲之後、晉所滅者虢叔之後、國語韋昭注、與賈逵同、虢仲後有虢叔、左隱元年傳、虢叔死焉、鄭語所謂虢叔恃勢、是虢仲之後、字曰叔也、虢叔後有虢仲、又有虢叔、桓八年傳、王命虢仲、立晉哀侯之弟緡于晉、是虢仲虢公林父也、莊二十年傳、鄭伯聞之見虢叔、二十一年傳、虢叔自北門入、是虢叔之後、字亦稱叔也、此虢叔名旅、史傳無徵、未詳何國偃師武虛谷進士億云、周景王作大林鐘、是時虢亡已久、不宜復有虢叔、僞之效尤、蓋其後續封也、唐書宰相世系表、西虢地在虞鄭之間、平王東遷、奪虢叔之地、與鄭武公、楚莊王起陸渾之師、責王滅虢、於是王求虢叔裔孫序、封于陽曲、表文多舛、當亦有所據

卷三上　三七三～三七四

元按、鄭所滅者乃東虢、表云西虢、誠有舛譌、然謂復封陽曲、必有確據、如楚簡王十四年、越旣滅郯、及頃襄王十八年、復有鄒費郯邳、春秋時、小國之絕而復封者、難更僕數矣

器は窓齋に長安河壖土中の出土というも、虢器の西周器は概ね鳳翔寶雞、春秋器は多く上村嶺より出土し、他に長安出土の器をみない。思うに周初に虞虢あり、宗室を東虢に封じたが、虢叔・虢仲の後、去つて西虢虢季に合し、東周のときまた東に遷るというようなことがあつて、西虢の地より虢仲・虢叔・虢季の器を出すのであろうが、虢叔がもと東虢の地にあつたことは左傳にもみえ、虢中も東方に居城したことは虢仲盨によつて知られる。ただ虢叔の名は厲末の鬲攸從鬲にもみえ、厲王期には虢叔の族は關中に遷つていたものと思われる。

文は自述の形式であるが、鐘銘にはこの形式をとるものが多い。その場合は多く皇祖考の德望より文を起しており、本器も皇考惠叔の德をいう。穆〻は重文。拾遺に、「程瑤田通藝錄載司馬氏藏器、及吳錄虢叔編鐘、穆並有重文……阮釋及孫苑所錄、穆下並無重文、誤」と論じている。拾遺は自藏の精拓によつて彼此の考覈を試みている。

秉は秉德・秉明德・秉威儀のように用いる。番生毁に元德の語あり、元明德とは元德・明德を合せた語。元は元武・元成のように、德を頌する語である。御は辟事。下文に「御于天子」という。「得屯亡敃」は師望鼎・大克鼎にもみえる。郭氏は「渾敦亡愍」と釋するも、得純の釋は積古・孫苑以來、誤ることはなかつた。

旅敢肈帥井皇考威義、□御于天子、卣天子多易旅休

肇は肇。多く帥井の語の上に用いる。嗣襲して皇祖の威儀に帥型するをいう。器もまた家職を嗣ぐときの作器であろう。威儀は明德と並べていうことが多い。

御字の上一字未詳。積古に爲、愙齋・通考に飤と釋するも、字形・語義ともに適當でない。字は髙に近いが、語例がなくて定めがたい。卣は攸。積古に由の古文とするが、石鼓に「君子卣樂」の句あり、語詞の用である。積微居に由にして自・從の義とするが、文は賜物の由來するところをいうものでなく、語詞と解すべきである。

休は休賜。常用の語であるが、積微居に字を好の借字とする說があるので、紹介しておく。

蓋古音休與好同也、左傳昭公七年云、楚子享公于新臺、好以大屈、好以大屈、卽賂以大屈也、周禮天官內饔云、凡王之好賜肉脩、則饔人共之、好賜連言、好亦賜也、鄭注說爲王所善而賜、非是、……古人名動不殊、賜人以物謂之休、因而所賜之物、亦謂之休、故多錫旅休者、多與旅以好賜之物也、旅對天子魯休揚者、旅揚天子之嘉賜也、……若休美休嘉、非具體可數之物、固不得言錫、尤不得云多錫矣

楊氏はなお詩の江漢五章の對揚の語中、首・休・考・壽の休は上聲にして韻讀に合し、好聲に用いた證としている。金文にも微絲鼎のごとき、同樣の押韻であるが、古韻のことであるから、必らず上聲にして韻を合するというものではない。休の初文は兩禾軍門の禾の形に從う字で、もと軍功を旌表する義の字であり、それより休光・休賜の意となつたものであろう。

旅對天子魯休䫉、用乍朕皇考叀叔大薔龢鐘

卷三上　三七五～三七六

對・揚を上下に離析して用いている。克盨にもその例がある。

薔鐘は克鐘にもみえ、字は刀に從う。楚公鐘は泉に從うている。積古にいう。

按國語周語三、周景王鑄無射、而爲之大林、單穆公諫謂、作重幣、以絕民資、又鑄大鐘、以鮮其繼、若無射有林、耳弗及也、……韋昭注、謂大林爲無射之覆、無射陽聲之細者、大林陰聲之大者、據此知大林爲逾常之大鐘、景王鑄之、當日必有效之者、此虢叔鐘是也、鐘之大、從無及此者、稱之重六十六斤、逾于古權遠矣

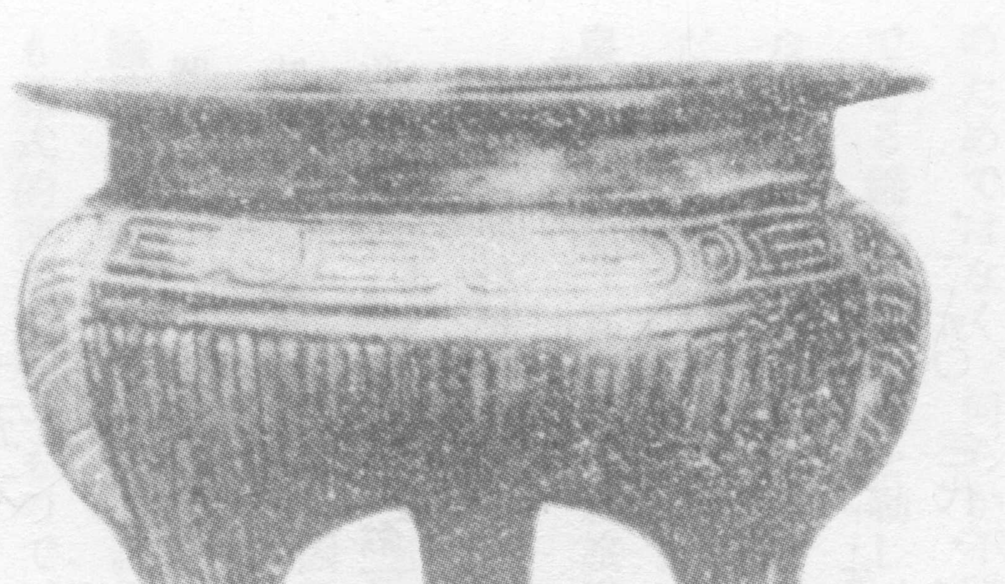
かくて阮氏はこの鐘を林鍾の律を示すものとし、以下にその樂律を論じているが、鐘銘に律呂を記す確實な例はなく、もと樂律とは關係がない語である。それで愙齋賸稿には、「若以大林爲鐘之大者、則此鐘大小不一、皆云大林鐘、抑又何說」という。愙齋に林・龢はみな嘉美の名に過ぎぬとしている。單に大薔鐘井人妄鐘とも、また龢薔鐘虘鐘ということもあり、鈴鐘などと同じく、鐘の修飾語とみてよい。

皇考嚴才上、異才下、數〻𥂴〻、降旅多福、旅其萬年、子〻孫〻、永寶用享

鐘銘の末辭として、一般に行なわれている形式である。宗周鐘にも同樣の文がある。そのため兩器を同じく厲王期とする說が行なわれているが、宗周鐘は字迹古く、ただその銘辭の形式が傳承されているのであろう。

訓讀

虢叔旅曰く、丕顯なる皇考恵叔、穆〻として元明の德を秉り、厥の辟に御(つか)へ、純を得て泯(や)むことなかりき。旅、敢て肇(つ)ぎて皇考の威儀に帥型し、天子に□御し、卣(もつ)て天子多く旅に休を賜ふ。旅、天子の魯休に對へて揚へ、用て朕が皇考恵叔の大薔龢鐘を作る。皇考、嚴として上に在り、翼として下に在り、數〻𥂴〻として、旅に多福を降さむ。旅其れ萬年、子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。



虢叔鬲

參考

積古に銘文中の德辟帥・攸卣休を韻とするが、句讀に誤があり、その韻讀は成立しない。王氏の韻讀、郭氏の補遺に何れも韻讀をあげていないが、これだけの長銘であるから、押韻があるものと思われる。德・子・下・𥂴・福などは之・魚の韻に屬しており、兩韻は金文において通用している。なお作器者の虢叔旅について、從古にこれを虢公長父とし、古くは旅・呂相通じ、呂には長の義がある廣雅釋詁・方言から、その名字相配する關係にあり、長父は字、旅は名である

卷三上　三七七～三七八

とする。また大系には、士父鐘に「皇考叔氏」とあるものは虢叔のことであり、士父が旅の字であろうという。その文中に「降余魯多福亡疆」とある魯も旅の異文であり、余魯とは余旅に外ならぬとしているが、余某と余の下に名をいう例は金文にみえず、語法的に成立しがたい。兌毀三代・八・六にも「皇考叔氏」の語があり、叔氏の名によつて虢叔の家とも定めがたいことである。虢叔の作器に、別に鬲・簠・盨・尊・盉があり、また虢叔大父というものがある。

*虢叔鬲　薛氏・一六・五　考古・二・六　十二家・式・八　小校・三・五五　三代・五・一五・三

考古にいう。「右不知所從得、高四寸有半、深二寸六分、徑五寸有半、重二斤十兩、銘五字」。直文三稜の鬲である。また十二家に錄するものは、衡水孫氏式古齋の藏器。十二家にいう。「通高一三・五糎、腹深七・四糎、口徑左右七糎、前後六・三糎、色黶兼紅、腹作回環文、下垂直綫、有三稜」。口下に環帶文を配するところが、考古の器と異なる。銘五字、「虢叔乍隮鬲」と銘する。式古齋の器は、戲伯鬲泉屋・八 通考・一五八と器制近く、考古のように直文のみのものには、仲姞鬲泉屋・七 通考・一五九などがある。



虢叔簠第一器蓋銘

*虢叔簠一　文物・一九六四・四、圖版六・三　攈古・二之一・五六　愙齋・一五・六　簠齋・三・四　奇觚・五・二〇　從古・一六・四　周存・三・一四九　綴遺・八・一二　小校・九・四　三代・一〇・四・一

二器あり、攈古にいう。「山東濰縣陳氏藏、得之關中、一江蘇呉縣曹秋舫藏」。また周存によると、一は濰縣の陳氏、一は廣州の陳氏の藏器であるという。「虢叔乍旅簠、其萬年永寶」の十字を銘する。第一器はいま青島市文物管理委員會藏。孫善德氏の報告にいう。「高九、口徑縱二三・五、口徑橫二八、腹深六・五、圈足縱一四・五、橫一八糎、重二・六一瓩、侈口無耳、缺蓋、器作長方形、圈足呈曲尺狀、近口與圈足、各飾重環紋一道、腹部飾以環帶紋、器之底內有銘文、共二行十字、此器係青島市孫惠之先生于一九五六年二月所捐贈、據說原爲山東濰縣陳簠齋所藏、簠齋吉金錄內有一銘文拓片、與此器銘文相同、不知是否同一器、按三代吉金文存一〇・四拓本、與此器同、爲陳簠齋舊藏」。三代に器蓋二文を錄する。器は史頌簠一八七頁と極めて近く、ただ口下に重環文を飾り、環耳がない。錄入した銘文は、呉大澂の手拓にかかるもので、第一器の蓋文である。

＊虢叔簠二　愙齋・一五・六　小校・九・二　三代・一〇・二・二

器影なし。「虢叔乍叔殷穀障簠」と銘する。尊に叔殷穀の媵器を作っており、この器も媵器であろう。

＊虢叔盨　小校・九・二八・四　三代・一〇・三二・二

器影なし。「虢叔鑄行盨、子〻孫〻、永寶用享」の十三字を銘する。



虢叔尊銘

＊虢叔尊　積古・五・一　攈古・二之一・二五　奇觚・一七・四　三代・一一・二七・七

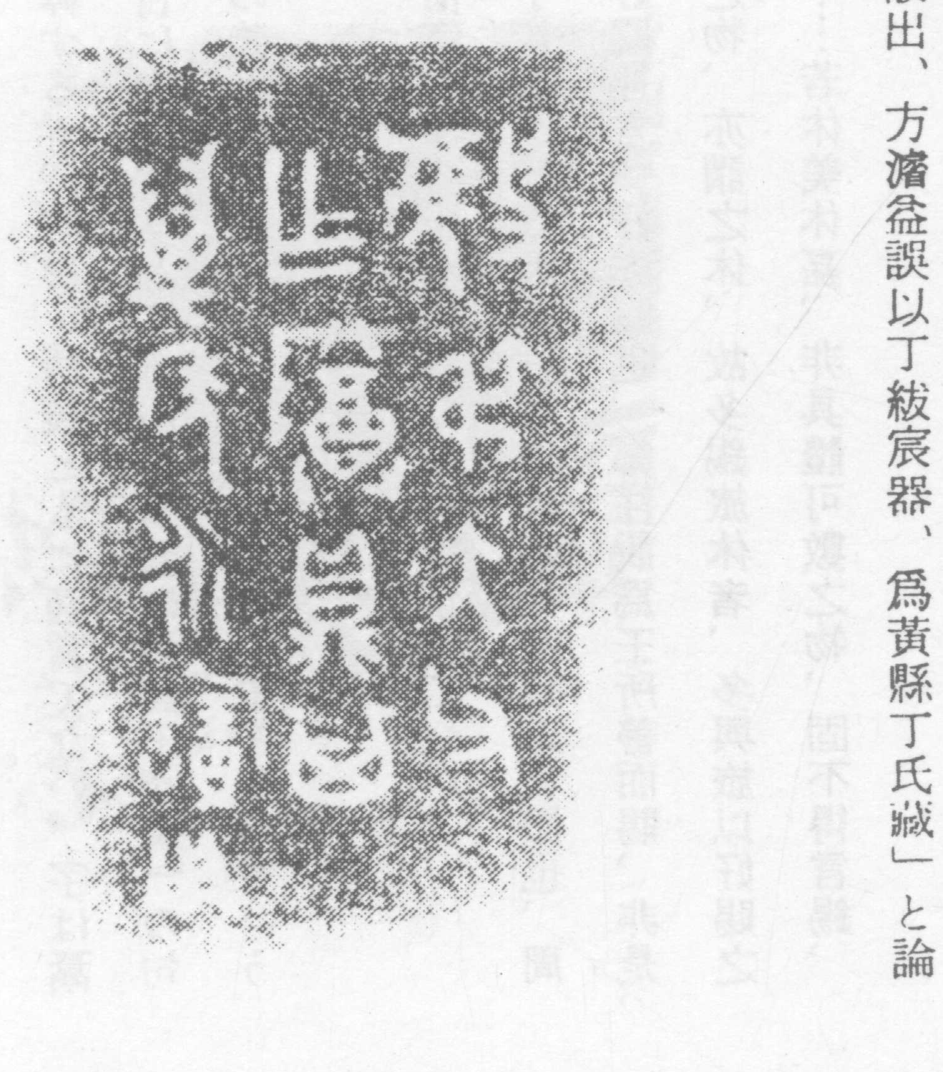
器影なし。「虢叔乍叔殷穀障媵」とあり、媵器である。尊を媵器に用いることは、多く例をみない。前掲簠二と同時の作器であろう。

＊虢叔盂　貞松・一一・二　周存・四・四〇　綴遺・二八・二　三代・一八・一二・一・二

貞松に「器二、其一器黃縣丁氏陶齋藏」という。王獻唐氏の黃縣丁氏藏器文物・一九五一・八に、「綴遺諸書著錄、同銘尚有一器、歸日照丁紱宸、早已散出、方濬益誤以丁紱宸器、爲黃縣丁氏藏」と論じている。兩器とも、「虢叔乍旅盂」の五字を銘する。虢叔の器は字迹概ね近く、鐘銘と氣味の通ずるものがあり、一人の器とみられる。また虢叔大父というものあり、鼎一器を存する。



虢叔大父鼎



＊虢叔大父鼎　貞松・三・一　貞松圖上・二〇　三代・三・二七・五

器は尺寸を明らかにしないが、二弦文を配する器腹の深い立耳三獸足鼎。器制は最も頌鼎と似ている。銘文十三字。「虢叔大父乍障鼎、其萬年、永寶用」と銘する。大父は、筍伯大父盨三代・一〇・三五・五に筍伯大父、また魯伯大父殷三代・八・一・二に魯伯大父の名があり、虢叔大父は虢叔氏に屬するものの名であろう。字迹は虢叔の諸器と近く、時期も相近い。

一五六、士父鐘

器　名　叔丁寶林鐘積古　叔氏寶林鐘攈古　叔氏鐘奇觚

時　代　厲王大系・唐蘭

收　藏　一、「大興翁宜泉比部樹培所藏」積古　「清吟閣錢唐瞿氏藏器」三代表　二、濮陽葉東卿兵部志詵所藏」綴遺　三、「四明趙氏寶松閣藏」貞松

著　錄

銘文　一、積古・三・六　攈古・三之一・五七　從古・八・三　奇觚・九・二五　周存・一・四〇　綴遺・一・九　大系・一二四　小校・一・五〇　三代・一・四三・二

二、攈古・三之二・五八　愙齋・二・四　周存・一・四一　綴遺・一・一〇　大系・一二五　小校・一・五〇　三代・一・四四・一

三、周存・一・四二　貞松・一・一八　大系・一二六　小校・一・五〇　三代・一・四四・二

四、三代・一・四五・一

考　釋　愙齋賸稿・三　拾遺・中・四　大系・一二八　文選・下・一

器　制　器影を傳えず、器制未詳。銘拓により、鉦・鼓の大小、鼓上文様の一部を知りうるのみである。文様は鼓左上に魚尾形の一端が認められ、虢叔旅鐘・克鐘に近いものと思われ

る。

銘文　五十數字を存する。鉦四行、鼓左五行。周存にいう。「叔氏寶莕鐘、舊傳二、今新得一、鉦文起首缺數字、三鐘一律、此例金文希見、或云、與散盤末行同、似非」。起首の數字のみならず、鼓文も二字缺泐、故意に人名の部分を鑿去したものとみられる。

□□□□□乍朕皇考叔氏寶莕鐘、用喜侃皇考

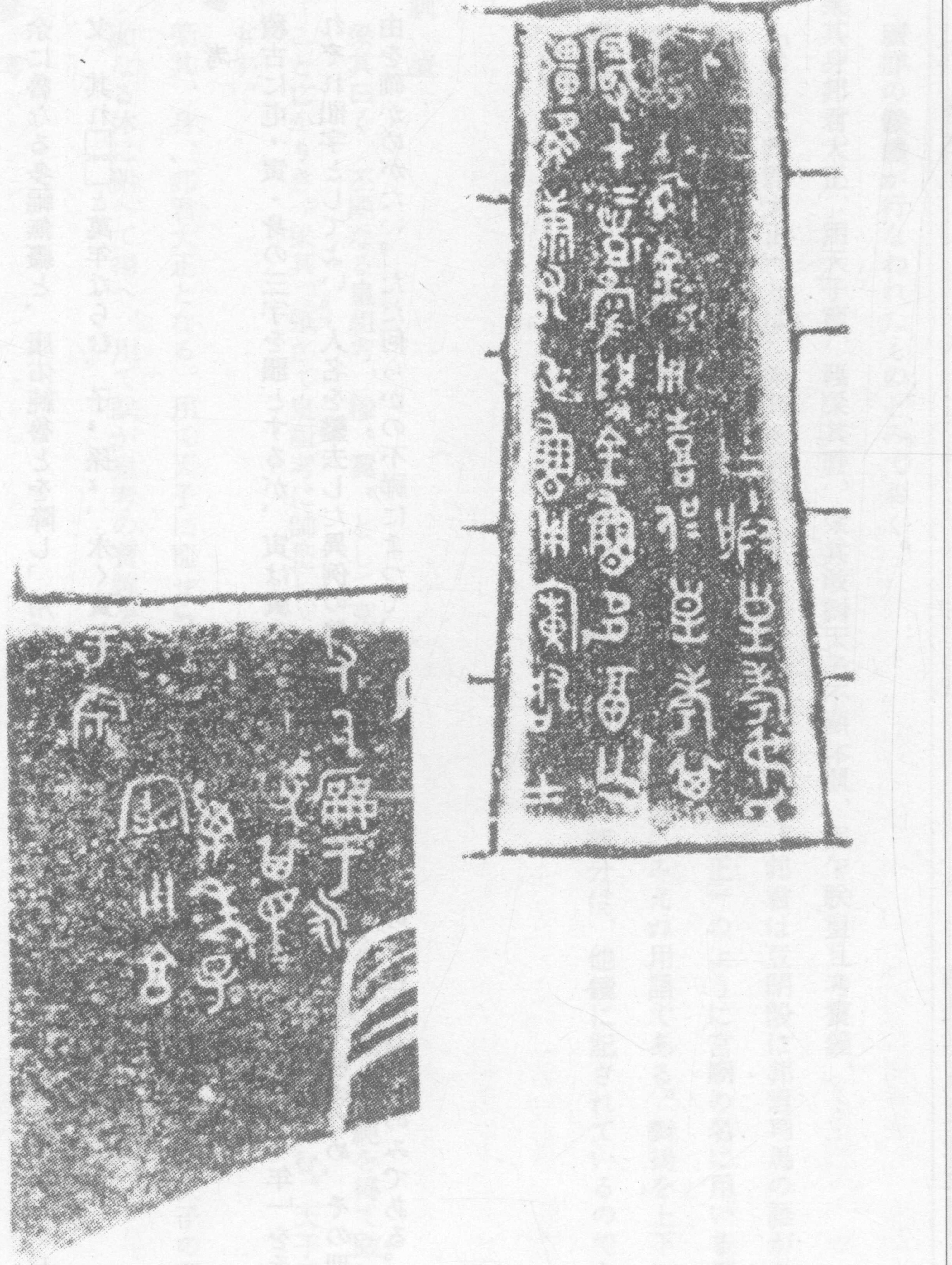
文首の約五字缺泐。下文にも人名の二字が鑿去されている。綴遺にいう。

鉦間首行作字半行、兩器並闕、其闕處凹下、有昔人摩礲痕迹、非後來土蝕也、鼓左所闕字、亦兩器並同、按此闕處、皆作器人名氏、昔人摩礲去之、不詳何意

方氏はなお首行にかすかに口字の殘畫があり、鼓文の萬年の上は受福の二字であろうかとしているが、鼓文も人名が削られているようである。大系に鑿去の理由を推測していう。

此鐘傳世凡三器、凡有人名之處大抵鑿去、僅士父二字之一得免於難、疑在古時由賄賂、或虜獲之故而易主、後之所有者鑿去之也

全器同じ部分が鑿去されているのであるから、出土後の鑿去でなく、土中に入る前にその名を滅しているのである。郭氏は所有者が代つたためであろうとしているが、そういうことは窖蔵の器についても考えうることであるが、文中の人名を鑿去した例は他にみえず、別に理由のあることであろ



う。文中の叔氏や士父の名は殘されており、鑿去を受けたのは、下文に「士父其眔□□萬年」とある士父と並列されている人名である。この形式は、たとえば縣改毁「我不能不眔縣改萬年保」、また虘鐘「虘眔蔡姬永寶」のように、夫婦の名を列して成婚を紀念する器にみえるものであり、缺文のところは士父の婦人の名であろう。文首が削られているのは、そこにも婦人の名か、もしくは婚姻を示す語が加えられていたものと思われる。從つてこの二個所の人名の缺落は、賵賄や俘獲などのためではなく、何らか不祥の理由があつて、婦人の名を鑿去したものとみるべきであろう。廟器である鐘銘にその名を勒しておきがたい事情、たとえばその結婚が破綻に終つたというような特殊な事情があつて、鐘銘からその痕迹を除く必要があつたものと思われる。他に例のないことであるだけに、異常な事情があつたものと推測されるのである。

皇考叔氏を、郭氏は虢叔旅鐘の叔であろうとしていう。

鐘銘辭例字體、與虢叔鐘酷似、又稱皇考叔氏、亦與虢旅之氏叔者同、疑士父卽旅之字、又疑降余魯多福亡疆之魯、卽是旅、說文旅、古文以爲魯、同例語亦見井人安鐘、曰、降余厚多福無疆、疑彼厚與安、亦一字一名也、因旣言多福無疆、又于其上冠以魯厚字爲形頌、未免有屋上加屋之感、故以魯厚字爲人名、似較妥適、然卽使士父非旅、本鐘與虢叔鐘、相去必不甚遠也

論據は銘辭字體の相似、叔氏の稱、余魯多福の魯は旅であるとの三點である。鐘銘は彝銘のうち最も様式的傳承の强いもので、相似という點ではこの兩者に限らない。叔氏は固有の名稱でなく、三年師兌毁の䵼公を、兌毁では叔氏とよんでいる。第三の理由は語法的に成立が困難で、「余某」という自稱の形式は、金文では一般的でない。叔氏は一應虢叔とは別人として扱うべきであろう。

「喜侃皇考」は猶鐘「□侃先王」・井人安鐘「用追孝、侃前文人」と同じ語例である。

其嚴才上、數〻纂〻、降余魯多福亡疆、隹康右屯魯、用廣启士父身、勵于永命

猶鐘・井人安鐘には何れも上文の皇考の部分に複點があり、「先王其嚴」・「前文人其嚴」のようにつづく。本器銘には何れも複點が認めらないが、其嚴以下の主語はもとより皇考である。以下は鐘銘の常語。「康右屯魯」は小克鼎・微䜌鼎・頌鼎に類語があり、いずれも上に𤕌匃・易などの語がある。この器銘ではその語に對する動詞を缺く。おそらく降余の降が多福亡疆と康右屯魯とにかかり、隹はその連詞であろう。隹を連詞に用いることは、縣改毁「易君我隹易壽」のような例がある。廣启以下は叔向父禹毁に「廣启禹身、勵于永令」とあり、番生毁に「嚴才上、廣启厥孫子于下、勵于大服」というのと似ている。廣启はいずれも身・厥孫子を賓語とする。勵は永命・大服にかかる動詞で、叶う意である。

士父其眔□□萬年、子〻孫〻、永寶、用享于宗

士父の士も鑿去を受けているが、上文の士父は殘されているので、誤剔であろう。語例は縣改毁・虘鐘の文と同じであるから、剔去の部分は夫人の名とみるべく、廟器にその名をとどめがたい不祥のことがあつたのであろう。そのためその名を沒し、器のみは殘毀を免れていたものと思われる。

訓讀

……朕が皇考叔氏の寶䕫鐘を作り、用て皇考を喜侃す。其れ嚴として上に在り、數〻纂〻として、余に魯なる多福無疆と、康佑純魯とを降し、用て士父の身を廣啓し、永命に勵はしめむことを。士父、其れ□□と萬年ならむ。子〻孫〻、永く寶とし、用て宗に享せよ。

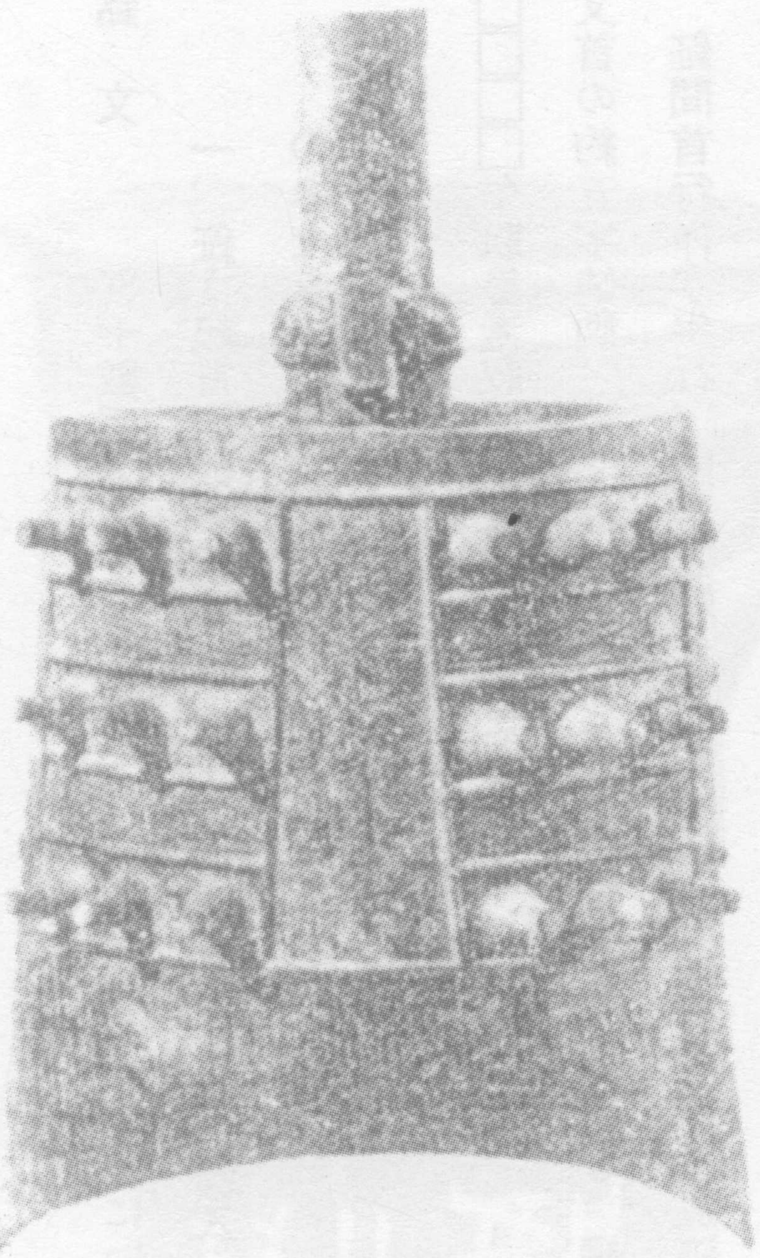
参考

積古に屯・寅・身の三字を韻とするが、寅は廣の誤釋である。上・疆」纂・魯」身・命・年」をそれぞれ韻字としてよい。人名を鑿去した異例の鐘銘であるが、出土事情などが不明のため、その理由を確かめがたい。ただ何らかの不祥によつて、夫人の名を没したものと推測しうるのみである。

一五七、梁其鐘

時代　厲王唐蘭・上海

出土　一、上海市文管會、最近在上海從廢銅中揀選出兩件西周晚期的銅器、梁其鐘和中殷父簋」文物・一九五九・五、七三頁　二、解放前岐山縣出土的梁其諸器、在抗戰時期就流散到各地、于省吾先生商周金文錄遺裏收集了梁其鐘等四器拓本」唐蘭・陝西序、七頁　「梁其諸器、傳一九四〇年陝西省扶風縣法門寺任村出土」上海



梁其鐘

收藏　一、「上海博物館」上海　三、「本館藏別有一梁其鐘」上海

著錄

器影　一、文物一九五九・五　上海・六〇

銘文　一、上海・六〇　二、錄遺・三

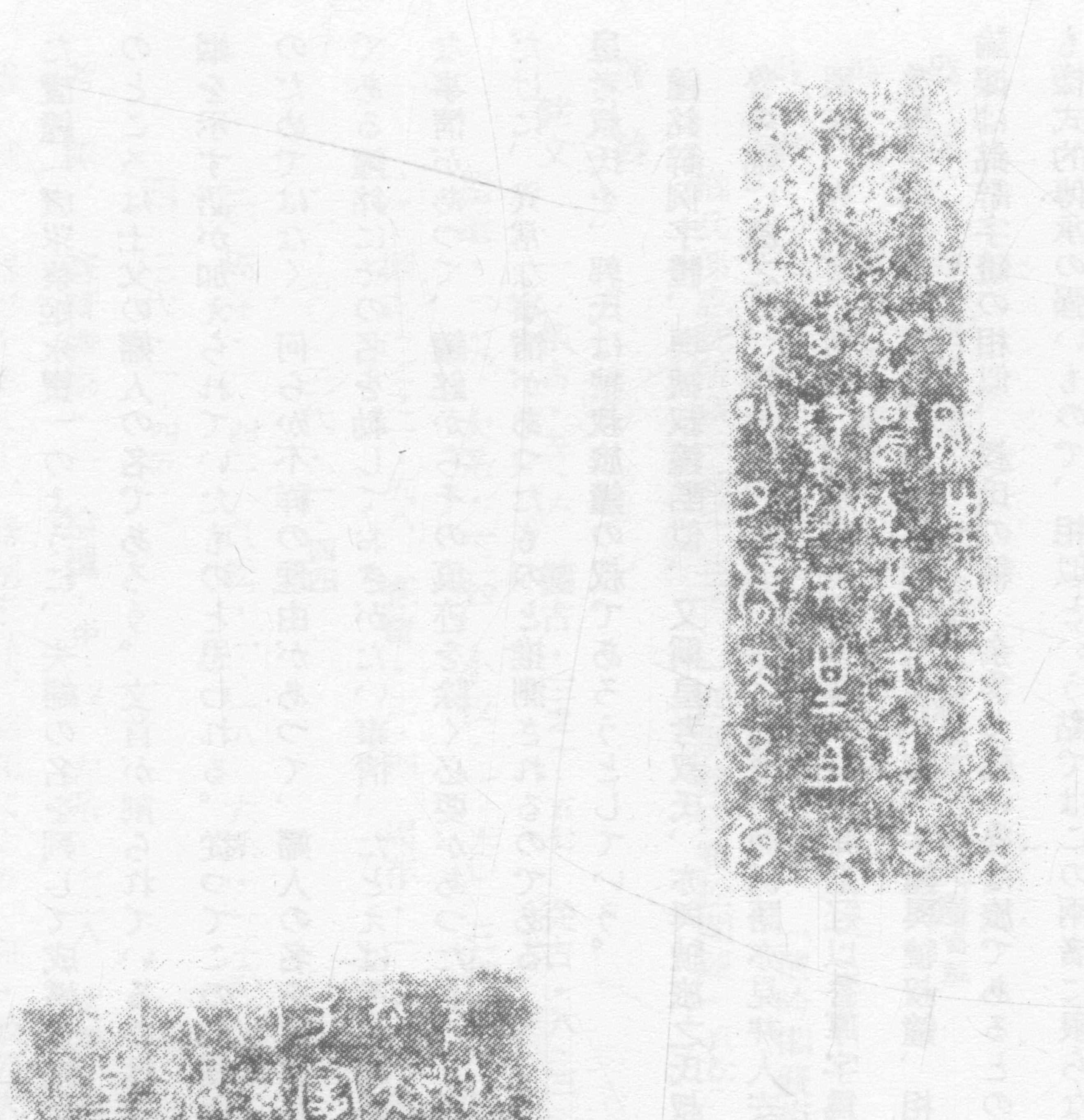
考釋　文物・一九五九・五、七三　陝西唐蘭序・七

器制　一、上海にいう。「高五三・三糎、舞縱二七・一糎、舞横一九・三糎、于縱三一・八糎、于横二一・七糎、重二五・四六瓩、舞部飾雷紋、篆間飾兩頭獸紋、鼓上作象首紋、鼓右有鸞紋」。文物によると、甬長一八糎、欒長三六糎という。銘文未完、編鐘中の一器であることが知られる。その器制は宗周鐘・猶鐘に近い。　三、「形制稍小」上海

銘文　一、「在鉦間及左鼓有銘文」文物　「鑄銘七十八字、銘中正字上首缺一筆」上海　鉦面四行四三字、鼓面六行三四字、鉦面の重文はなお一を加うべく、すべて七八字である。　二、鉦面は一に同じ。鼓面は末四字少なく、すべて七四字。鑄銘は何かで塡塞されているらしく、錄遺には別に搴本を添えている。　三、「銘四十一字」上海　文字の配置は知られない。器はなお他に數器あるべく、全文百字前後のものであろうと思われる。

梁其曰、不顯皇且考、穆〻異〻、克悊厥德、農臣先王、得屯亡敃、梁其肈帥井皇且考、秉明德、虔夙夕、辟天子、天子肩事

銘辭は自述の形式をとる。鐘銘にその例多く、虢叔旅鐘などもその形式のものであるが、文辭は最も師望鼎に似ており、おそらくそれらと時期の近いものであろう。師望鼎は梁其殷と同じ作器者とす



れば懿王期、また虢叔旅の器は夷王期頃のものと考えられるから、本器も少なくとも夷王期に入りうるものであろう。異〻は翼〻、恭愼をいう。悊は哲。農は厚。洪範「農用八政」の傳にみえる。上海に左傳襄十三年「小人農力、以事其上」、また管子大匡「耕者用力不農」の文を引いている。いま比較のため二器の關係部分を錄しておく。

師望鼎　大師小子師望曰、不顯皇考寬公、穆〻克盟厥心、悊厥德、用辟于先王、得屯亡敃、望肇帥井皇考、虔夙夜、出內王命、不敢不家不叏、王用弗望聖人之後、多蔑曆易休

虢叔旅鐘　虢叔旅曰、不顯皇考叀叔、穆〻秉元明德、得屯亡敃、旅敢肇帥井皇考威儀、□御于天子、逌天子多易旅休

本器の鉦面の銘辭は殆んどこの二器と同じであり、一時の様式であつたことが知られる。「農臣先王」は右の二器では「用辟于先王」・「□御于天子」に作る。㚸殷「朕臣天子」・伯梁其盨「畯臣天子」と語例同じ。「得屯亡敃」は後期銘文の常語。郭氏は「渾敦亡斁」と釋するも、語義を成さない。以下、帥井の語は右の二器と同じ。鉦面末文の「子肩……」は語義が明らかでないが、子はあるいは天子二字を重文とすべきところで、「天子肩」あるいは「天子肩事」とよむべきであろう。竅甗に「師雝父戍在古𠂤、遇從、師雝父肩、史遇使于𠭯侯」とあり、肩は饗。祭祀に肉を薦めて祀るもので、その脤胙を頒つ儀禮が行なわれた。竅甗の文は「師雝父肩、史遇……」とつづくものであるから、本器も「天子肩、使梁其……」という文を考えることができるが、竅甗ではここに頒胙の禮が記されており、本器銘にはそのことがない。下文に使遣のことがないからいま肩事とよんで、脤胙の儀禮が行なわれたものとみておく。

梁其身邦君大正、用天子寵、蔑梁其曆、梁其敢對天子不顯休䜌、用乍朕皇且考寶鐘、……

「梁其身邦君大正」とは、梁其を邦君大正の榮位におくをいう。邦君は豆閉殷に邦君司馬の語があり、また大正は䢵君鐘に「䢵君求吉金、用自乍其龢鐘鈴、用處大正」のように宮廟の名に用いる例があるが、ここでは群正の長の意であろう。「天子寵」は他器にみえぬ用語である。對揚を上下に離析して用いるものには、克盨・虢叔旅鐘がある。銘の末文の部分は、他鐘に記されているのであろう。

訓　讀

梁其曰く、丕顯なる皇祖考、穆〻翼〻として克く厥の德を哲にし、農く先王に臣へ、純を得て敃むこと亡かりき。梁其、肇ぎて皇祖考に帥型し、明德を秉り、夙夕を虔しみ、天子に辟へむ。天子肩事す。

梁其、身、邦君大正となる。用て天子に寵せられ、梁其の曆を蔑はしたまふ。梁其、敢て天子の丕顯なる休に對へて揚へ、用て朕が皇考の寶鐘を作る。……

參　考

二器は扶風縣法門寺任村の出土と傳えられている。法門寺からは、光緒十六年一八九〇大克鼎・小克鼎など克氏の器が出土し、また他にもしばしば古器を出しているところである。また近年長安張家坡から、孟殷・師旋殷等の器群の中に伯梁父殷二器が出土したが、これには「伯梁父乍龔姞隮殷」とあり、任村と張家坡兩族の間に婚姻が行なわれていた事實が知られる。梁其の本貫はおそらく任村であり、その地の出土と傳えられるものに、なお梁其鼎・善夫梁其殷・伯梁其盨がある。いずれも錄遺に收錄されている。



梁其鼎

＊梁其鼎　一、陝西・六九　二、錄遺・九六　陝西にいう。「通高四三・一糎、口徑四四糎、腹圍一三〇糎、口雷紋、腹弦紋」。立耳。器體は半球形をなし、獸足。また第二器についても陝西に、「別有梁其鼎一、通高三〇・五糎、口徑三二・八糎、腹圍九五糎、紋飾銘文皆與前器同、未列圖」とあり、兩鼎とも陝西博物館に收藏されている。

隹五月初吉壬申、梁其乍隮鼎、用享孝于皇且考、用旛多福、眉壽無疆、畯臣天子、其百子千孫、其萬年無疆、其子〻孫〻、永寶用

二器。文各〻六行四八字。畯臣の句は、



二器とも「畯臣天子」の子一字を脱している。盨には「畯臣天子」とあり、脱文であろう。「百子千孫」の語は善夫梁其𣪘にもみえており、この諸器の他に例をみない用語である。詩の大雅思齊「則百斯男」・假樂「干祿百福　子孫千億」など、これに近い語である。文にいう。

これ五月初吉壬申、梁其、䵼鼎を作る。用て皇祖考に享孝し、用て多福、眉壽無疆ならむことを祈る。畯(なが)く天子に臣とならむ。其れ百子千孫、其れ萬年無疆ならむことを。其れ子〻孫〻、永く寶用せよ。

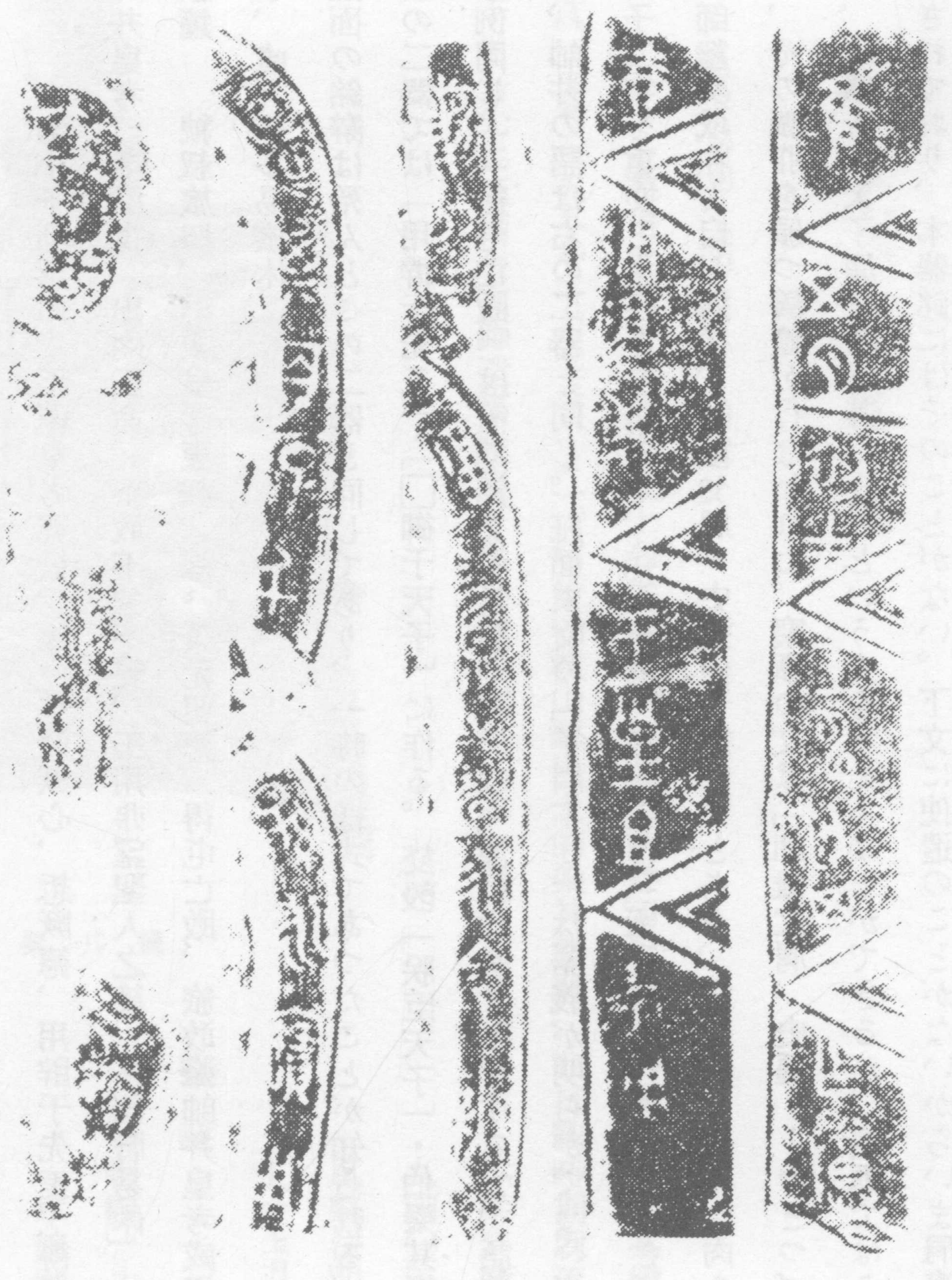
字はかなりの大字で結體やや疏緩であるが、なお、鐘の字迹に近い。梁其の其は亓に従う。



梁其壺

＊梁其壺　一、陝西・七〇　二、書道・補・一四　陝西にいう。「通高三五・六糎、腹寛三〇糎、足長二四糎、足高一五糎、腹圍田形帶紋中夔紋、口圍透空蓮瓣、耳螭首鳳帶紋、蓋臥犧鈕」。夔文は變樣夔文。器口

巻三上　三九五～三九六



下に三角形の便化した蟬文を付している。これと同制の器がサン・フランシスコのド・ヤング・メモリアル・ミュージアムの收藏に歸しているが、解放前に發見された梁其壺は二器あつたことが知られており、その一器が舶載されたものとみられる。蓋は花瓣狀の內側に落し蓋となつてお

り、一般の壺のように器口の部分に銜接する形式でない。器のような田形帶文は周豢壺故宮・上・一四七・孟𢦏父壺貞松・上・四二などにみえ、中期末にすでにあらわれているが、本器は虢季子組壺に近く、後期の器制である。

佳五月初吉壬申、梁其乍䵼壺、用享考于皇且考、用𣟼多福眉壽、永令無疆、其百子千孫、永寶用」、其子〻孫〻、永寶用

文首より「百子千孫、永寶用」までは二行、器の口外にあり、「其子〻」以下は蓋の外緣にある。器蓋は別の銘辭とみてよいが、いま合せて掲げておく。文は橫讀、合せて四十五字。日辰は鼎と同じ。文は鼎銘と多少の出入がある。文にいう。

これ五月初吉壬申、梁其、䵼壺を作る。用て皇祖考に享孝し、用て多福眉壽、永命無疆ならむことを祈る。其れ百子千孫、永く寶用せよ。其れ子〻孫〻、永く寶用せよ。

壺銘を、器口に橫書する形式は古いものではない。器は鼎と同時の作器であり、梁其の其字は亓に従う字形である。

＊善夫梁其𣪘　一、錄遺・一六四　二、梁其壺・董作賓・三、中國文字・一所收

善夫梁其乍朕皇考惠中皇妣惠妀䵼𣪘、用追享考、用匄眉壽無疆、百字千孫、子〻孫〻、永寶用享

文五行三八字。錄遺の銘に眉壽の壽の重點、千孫の孫の重點があるのはおそらく誤鑄であろう。董氏の摹するところには、その重點がなく、行款もまた異なる。文にいう。

巻三上　三九七～三九八

善夫梁其、朕が皇考惠仲・皇妣惠妀の䵼𣪘を作る。用て追うて孝享し、用て眉壽無疆ならむことを匄む。百子千孫、子〻孫〻まで、永く寶として用て享せよ。

字は子の繁文。上掲の鼎と相似た文であるが、文に誤鑄あり、字迹も末行にやや篆意のみるべきものがあるほかは、かなり疏緩に流れている。董氏の附記にいう。「梁其器、別有一𣪘、往時于王獻唐先生處、見其臨本、卅年二月十九日、王獻唐寄來、摹之如之、獻唐原注云、孫氏藏、底蓋對銘、器文鏽蝕、不可拓、此爲蓋銘」。錄遺の收めるところと、あるいは器蓋の銘であるかも知れない。



＊伯梁其盨　上海・五七　錄遺・一八〇　上海にいう。「高一九糎、口縱二二・八糎、口橫一五・九糎、腹縱二五・六糎、腹橫一九・三糎、底縱二二・七

糎、底横一六・四糎、腹深一〇・二糎、重四・六二瓩、盨蓋有冠、中間飾兩頭龍紋、器身所施的竊曲紋、是獸體的變形、器身渾樸」。器は克盨歐米・二三二通考・三六六と器制最も近く、文辭にも似たところがある。



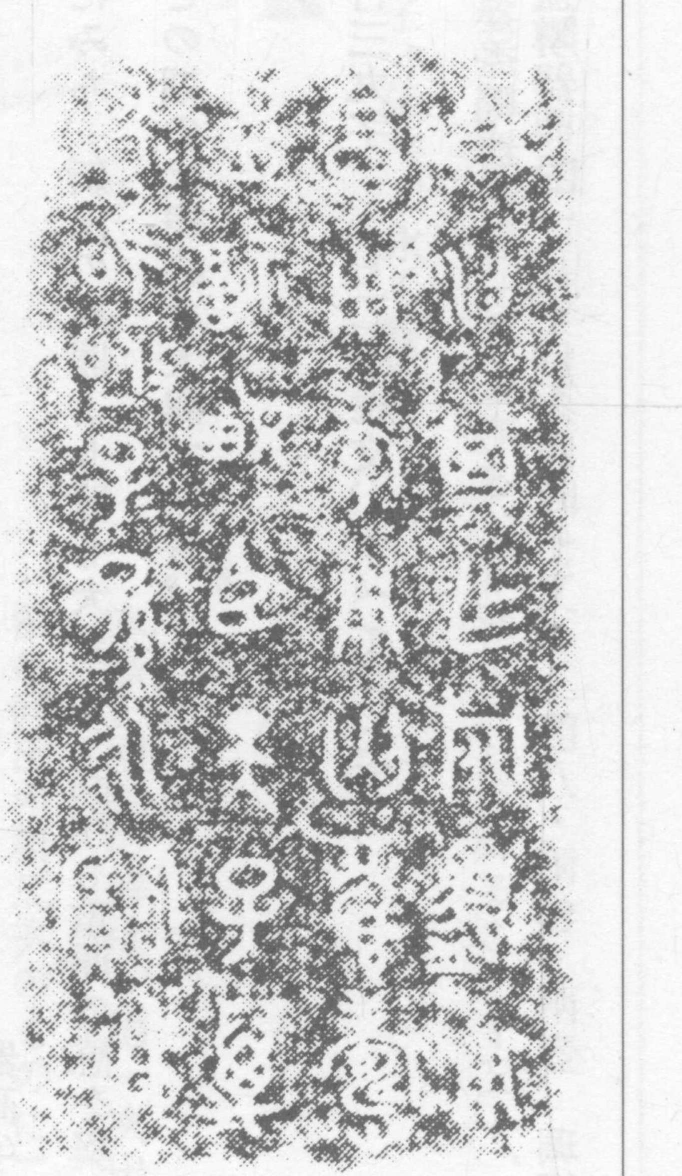
伯梁其盨

白梁其乍旅盨、用享用孝、用匄眉壽多福、畯臣天子、萬年唯亟、子〻孫〻、永寶用

器蓋二銘。文各四行三二字。文は鼎・壺と似ており、ただ「萬年唯亟」は新しい用語である。亟は極。克盨にも「降克多福、眉壽永令、畯臣天子」とあり、語彙が似ている。器種も同じく盨であり、近い時期のものであろう。梁其五器のうち、この器のみ伯梁其と稱していることも注意される。文にいう。

伯梁其、旅盨を作る。用て享し、用て孝し、用て眉壽多福を匄む。畯く天子に臣へ、萬年をこれ極めむ。子〻孫〻、永く寶用せよ。

梁其の諸器は、張家坡出土の伯梁父毁二器を除いて、他はおそらく扶風法門寺任村の出土であろう。その器には伯梁父毁・伯梁其盨・善夫梁其毁・梁其鐘二・鼎二・壺がある。伯梁父毁に「作龔姞隮毁」



といい、善夫梁其毁に「作朕皇考惠仲皇妣惠妀隮毁」とあつて、兩者は別人であるらしく、また梁其諸器も一人の器でなく、一・二の世代にわたるもののようである。おそらく夷厲より厲末に及ぶ器を含むものであろう。いま夷王諸器を錄するに當つて、文辭が師望鼎・虢叔旅鐘に類している梁其鐘を標首とし、他の諸器をその項に錄入しておく。

一五八、函皇父鼎一

時代　厲王觀堂集林・大系・厤朔　幽王唐蘭

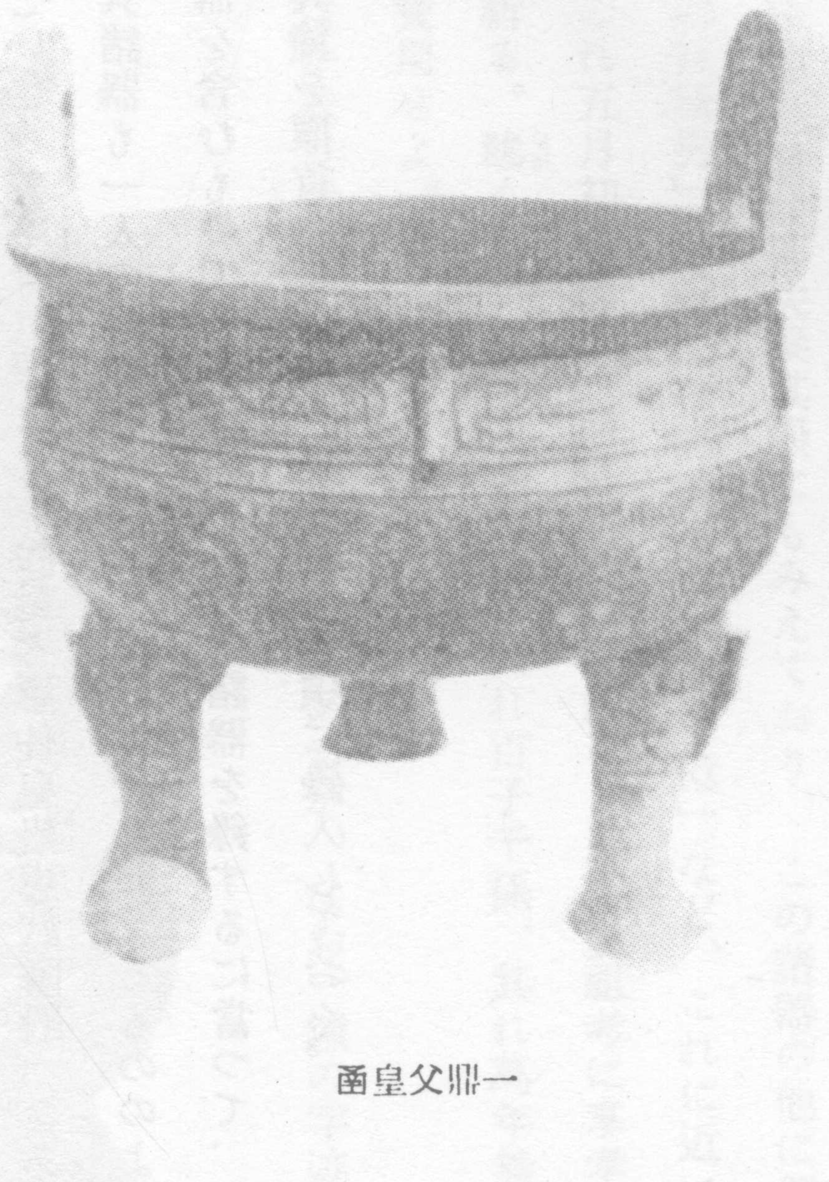
出土　「陝西最近發現的西周銅器」文物・一九五一・一〇にいう。「公元一九四〇年、扶風縣北鄉的任家、距法門約五里、有徐姓農民、在夏收後、碾麥子時、場面忽陷一深洞、探看洞內、發現古物很多、當時徐某、將洞口封閉、於夜間陸續把古物取出、分藏他處、後來即陸續携到鳳翔出售、經過了一段長時期、長安古玩商、聞風前往、又先後收購了鼎鬲簋簠毁爵卣盤等器六十餘件、在長安分售、變爲私人所有、這批古物、據說共有一百餘件之多、大鼎三四件、竟有重數百斤的、初發現時、深洞是一有建築性的懸坑、不是埋藏的、大小銅器、很整齊的堆積在裏面、在中間的、未沾黃土、因之許多彝器、未經土斑侵蝕、偶有幾點銅錄、沒有起化學性的變化、金色燦爛、儼然如新、是從來所沒有看見的、當是西周東遷、或其他變亂時這裏的宗周貴族、有計畫的、做了這一儲藏窖洞、是可能的事」。これらのうちすでに收藏した器として、禹鼎と函皇父鼎・盤、鼎・毁二器、函交中簠・旅鼎・旅甗、合せて九件をあげている。なお陝西圖釋に次の記述がある。

「圖六一函皇父鼎甲～六六函交中簠、凡六器、又函皇父毁一未列圖、共爲七器、一九三三年扶風縣康家村出土、當時不止此數、除失散外、一九五一年歸本館、計鼎二、毁二、甗一、盤一、簠一、此簠爲函交中作、與函皇父器同時同坑發現、根據銘文、盤・盉・隮及自豕鼎降十又一、據盤銘、毁八、罍二、壺二幷早已出土之毁二、此二毁當時在八毁數內、匜一見攈古錄計算、函皇父彝器原爲二十七件、除本館所得六件及攈古錄所收三件外、不包括函交中簠、尚有十八件不明流散何處、至攈古錄所收之匜、在所見各器銘文中無此物、疑紀入別一器、又據經紀此批彝器人說、與此批器物同時同窖發現者、凡一百餘件、每四五器成一疊、放置窖內、均甚整齊、決非墓葬遺物、如果這樣、則此批宗廟重器、可能是周室東遷時埋藏窖內的、特爲記出、以備參考」、「還要特別提出的是在這批器物中、根據銘文的記載、只有鼎毁彝尊壺盉盤等、沒有爵觚觶等類酒器、各金石書籍中、也未見著錄過、已出土的實物、與銘文所記同」陝西・二一「關于函皇父的器是分兩次出土的、第一次的出土在淸代約一八七〇年前後、計有兩個簋、一個匜、著錄于攈古錄等書、第二次是一九三三年出土的、關于出土的地點、本書說是扶風縣康家村、柯昌濟金文分域篇則說、是岐山淸化鎭、按岐山縣在扶風西、可能出土地點在兩縣的交界處、所以傳說有分岐、本書所錄函皇父器共七件、圖六一～六六、有一個函皇父毁未列圖、據金文分域篇、則第二次出土時、有函皇父鼎兩器・伯鮮鼎兩器・鮮甗・守婦彝・函交仲簠兩器・函皇父盤・伯鮮匜等共十件、除伯鮮鼎・伯鮮甗也見于本書圖六七・六八外、守婦彝・伯鮮匜及函交仲簠別一器、大概都已散失了」陝西・七

收藏　「陝西省博物館」陝西

著錄

器影　陝西・圖六一



函皇父鼎一

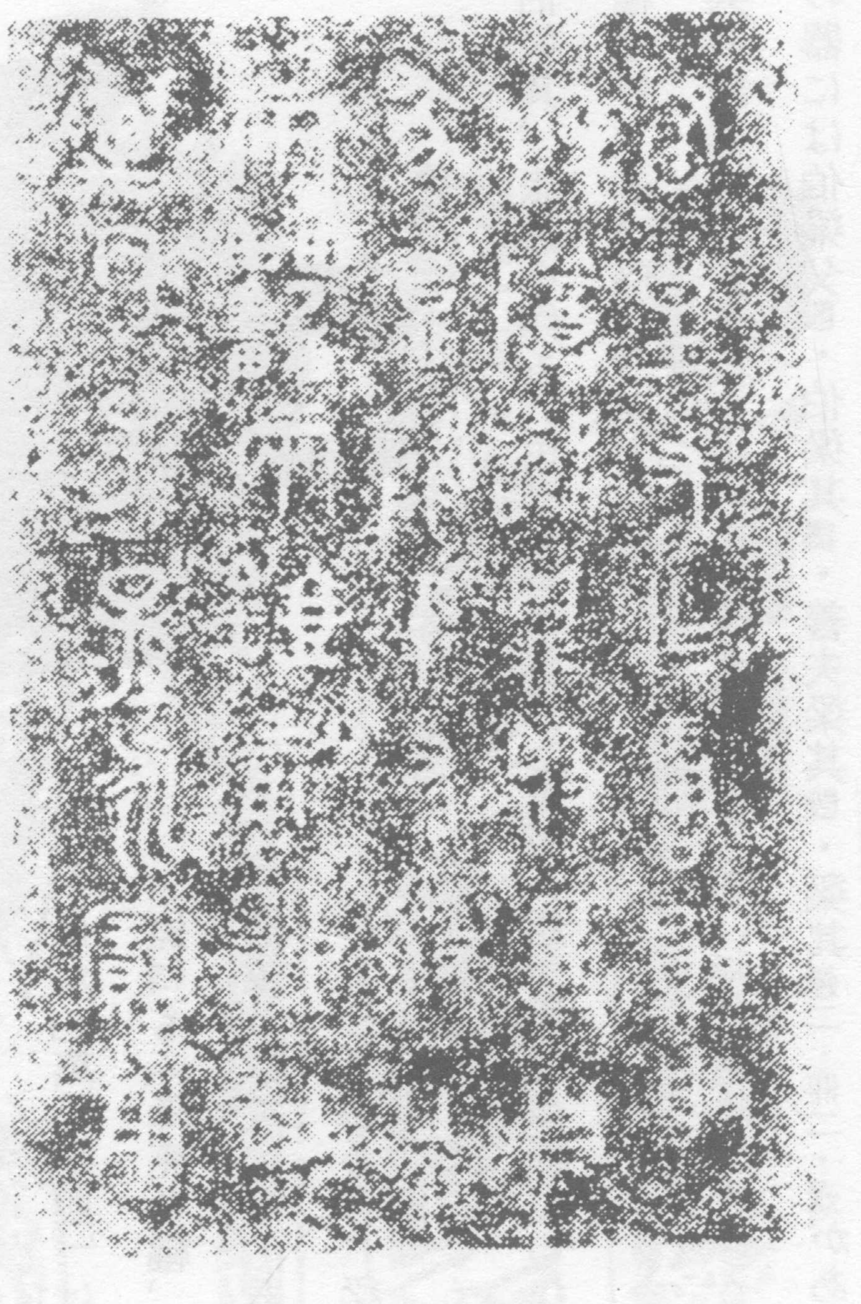
銘文　陝西・圖六一

考・釋　陝西・二二　又唐蘭敍言　別に段の條參照。

器　制　陝西にいう。「通高五七糎、口徑四九糎、腹圍一四八糎、通身夔紋、足饕餮紋、腹圍大部分金色」。器腹・項下に同様の變様夔文を配する。頗る肉の太い表出である。立耳三獸足。脚頭に饕餮を飾る。器高半米を超える大鼎で、雄偉の氣象にみち、新出の禹鼎より器も大きく、制作も重厚の感を與える。大克鼎・禹鼎とともに、この期の代表的な大鼎である。

銘　文　六行三九字、うち二字脱文、すべて三七字。

函皇父乍琱娟般盉障器鼎毁一具、自豕鼎降十又一・毁八・兩罍・兩壺、琱娟其萬年、子〻孫〻、永寶用



函皇父は詩の十月之交に「皇父卿士」とある皇父であろうとされ、早くから詩篇との關係が注目されている。皇父諸器の著錄は擴古にはじまるが擴古には函と蠚妻との關係を論じていう。

許印林說、召皇父姓與蠚剡閻皆同音、通借蠚剡閻、見詩十月正義、惟閻雖音通、而出姬姓、見唐宰相世系表、皇父厲王后族、不應氏閻、自當以召爲正

閻ならば姬姓であるから、閻妻出自の家である皇父は閻氏ではありえず、銘も召皇父と釋すべしとするのである。閻は姓篡によると、武王が泰伯の曾孫仲弈を閻鄕に封じ、また唐叔虞の後とも、晋の成侯の公子懿の食邑であるともいう。何れもみな姬姓であるから、周との通婚はありえないこととなる。

從古は、皇父が向に都を遷そうとしたことから、字を向皇父と釋していう。

說文、向北出牖也、詩曰、塞向墐戶、是文从匋、匋陶本字、右之上作耳形、陶復陶穴之象、當是向字、皇父周卿士、邑于向、故稱向皇父、詩、皇父孔聖、作都于向

十月の詩は、傳に幽王、箋に厲王のときの詩とする。王國維は鄭箋の説を是とし、その證としてこの器銘を用いている。

逮同治間、函皇父敦出於關中、而毛鄭是非、乃決於百世之下、……周娟猶言周妻、卽函皇父之女歸於周、而皇父爲作媵器者、十月之交蠚妻、魯詩本作閻妻、皆此敦函之假借字、函者其國或氏、娟者其姓、而幽王之后、則爲妾爲姒、均非娟、鄭長於毛、卽此可證觀堂集林二三、玉溪生詩年譜會箋序

函は向とは字形が異なり、金文には別に叔向父禹毁があってその字がみえる。また王氏が周娟と釋して周室との通婚の證とした周は、明らかに琱の字であり、これまた宣王期の器に琱生の毁がある。何れも字釋を誤った考說である。窓齋に函の字形を說いていう。

函象器中容物、緘其口、使不能出也、古文函函爲一字、毛公鼎、召丁甗、亦作函、陳簠齋謂、函卽閻之省

これまた字を函にして閻とし、魯詩の閻妻の閻と同字とするものである。函氏の名は左傳襄十六年に「次于函氏」とあり、杜注に「函氏許地、姓觹云、郡國志、古有函氏國、後以氏」とあり、奇觚に本器の函氏はそれであろうとしている。

器は函皇父が琱娟のために媵器として作ったものである。從つて函氏は娟姓である。娟姓の家には、輔伯に豐孟娟の器あり、周棘生に獻娟媿の器あり、殳氏季良父に宗娟の器あり、奠の大內史叔舟に叔娟の器あり、他にも五娟・季娟・屈娟・司娟の名がみえており、相當の盛族であったらしい。輔

伯は師趛の家であり、琱生は宣王期の宰であるから、厲宣のとき、その姓はみな名望の家であった。詩の蠚妻・閻妻がかりに娟姓の女であったとしても、それは本器にいう琱娟ではない。娟は文獻にいう妘であろう。妘姓は祝融の後にして、春秋のとき山東に偪陽・鄅・夷、河南の許州に檜があった。左傳の杜注に「函氏許地」というによれば、函皇父の家は祝融の後の檜と同姓である。おそらく殷周革命の後、遷されて陝中に入つたものであろう。娟姓の周氏も、たとえば周棘生毁に「周棘生作獻娟媿媵毁」とあつて、銘末に㽬形標識を付しており、東方出自の族であることが知られる。㽬形標識の族もまたみな娟姓である。周氏及び㽬形標識をもつ諸器については、倗生毁の條第二卷四三四頁に略記しておいた。倗生も東方周氏の出自である。　さきにあげた娟姓の媵器の作器者にも、齊・鄭の族が多い。

器銘にいう媵器は「盤盉障器鼎毁一具」であるが、これは一器一名をあげたものとみえず、罍・壺など下文にみえる器種の名もない。おそらく盤盉で一類、これを承けて障器という。鼎毁一具の一は、盤銘によつて補う。おそらく鼎・毁でまた一具をなすもので、下文にその器數をいう。本器と同銘の盉・壺・罍はなお發見されていない。

豕鼎を、奇觚に禮說を引いて士の鼎であると解していう。

豕鼎者、禮圖云、天子諸侯之鼎、容一斛、大夫羊鼎、容五斗、士豕鼎、容三升、天子諸侯之鼎卽牛鼎、禮書云、天子諸侯有牛鼎、大夫有羊鼎、士豕鼎魚鼎而已、此云豕鼎、則士鼎也、云降則非盡正鼎、亦兼陪鼎鉶鼎

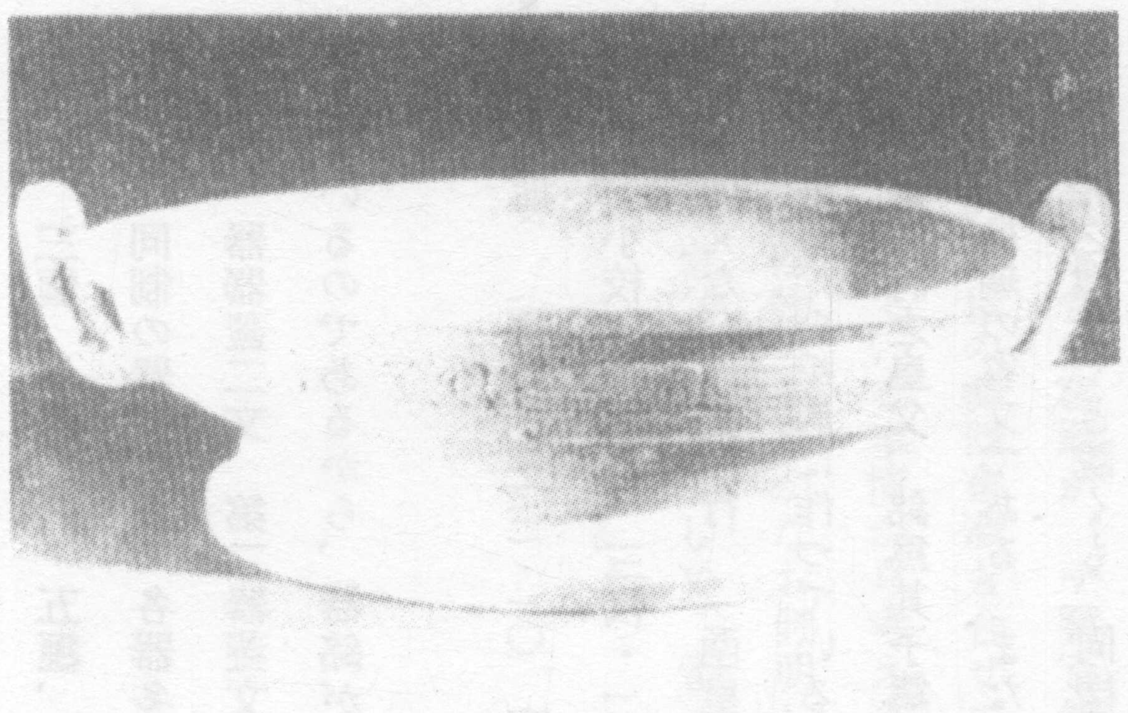
これは後世禮家の説を以て解するもので、器の大小は必らずしも身分によらない。成王方鼎は大保方鼎一の半に過ぎず、毛鼎・克鼎・盂鼎や本器に匹敵する王室の大鼎をみない。晉鼎は王室の鼎ではないがなお犧牛鼎と稱しており、しかもその器は高さ約二尺と稱するのであるから、本器とほぼ同じ大きさである。かつこの器は琱氏に嫁する琱娟の媵器として作られたもので、琱氏は宣王期に宰の職にあつた人である。「自豖鼎降十又一」の一も、盤銘によつて補う。諸器銘にみなその字を脱しているため、大系には「自豖鼎降十、又𣪘八」と句讀し、又を加上の意としているようである。豖鼎と合せて鼎數は十二である。出土のとき鼎は二、しかもその一器は本器と銘文が異なり、ここにいうものとは別の器であろう。

𣪘には𣪘八といい、罍・壺に兩罍・兩壺という。名數の法が同じでない。積微居に、春秋經傳公十六年、「春、隕石于宋五、是月、六鷁退飛、過宋都」の穀梁傳に、「隕石于宋五、後數、散辭也、耳治也、六鷁退飛、過宋都、先數、聚辭也、目治也」とあるのを引いて本器と同例とし、古人は行文の變化を求めたものであるという。語調に従つたというほどのことであろう。

銘文にいう作器は、盤盉各一、鼎十二、𣪘八・兩罍・兩壺、合せて二十六器、このうち同銘のものは盤一・鼎一・𣪘四を存し、別に琱娟の媵器として鼎一・匜一がある。これほど多數の媵器が作られている例は他になく、函皇父の冨裕權勢の狀を知ることができる。末文に琱娟に對する嘏辭をそえる。媵器の普通の形式である。

訓讀

函皇父、琱娟の盤盉障器鼎𣪘一具を作る。豖鼎よりして降ること十又一、𣪘八・兩罍・兩壺なり。琱娟其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。



函皇父盤

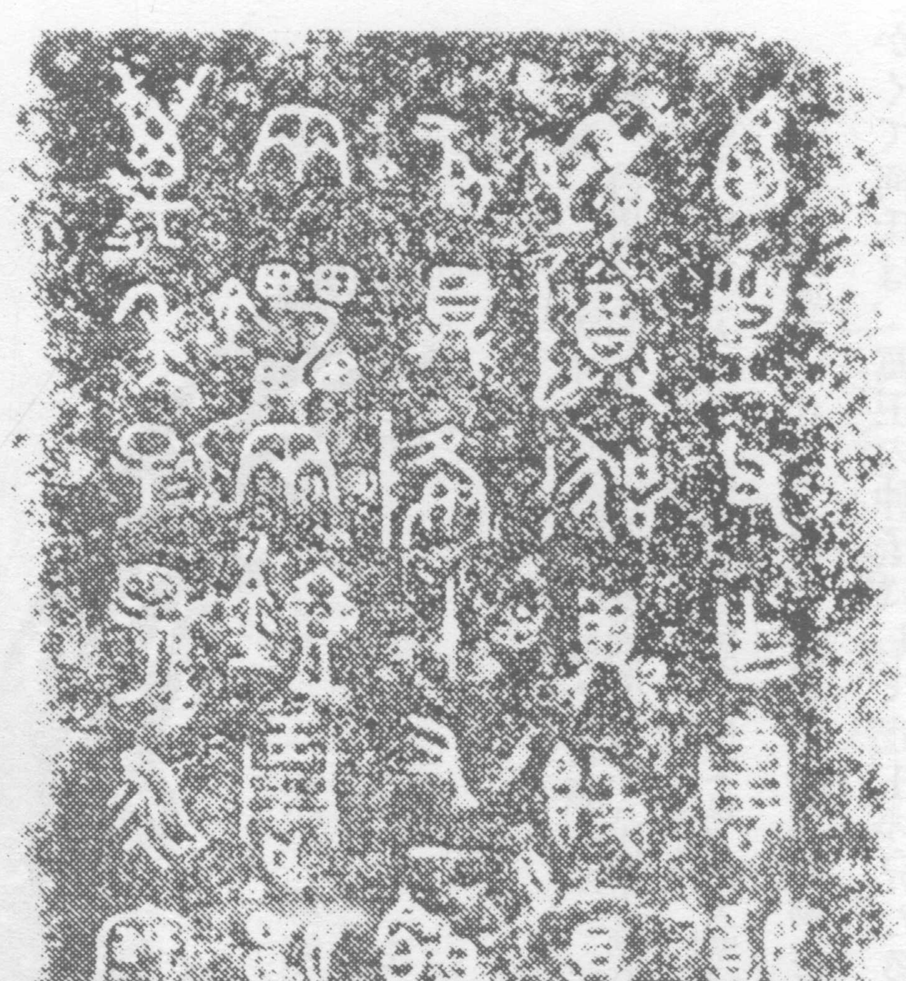
參考

本器と同銘の器は、第一次出土のものに𣪘二あり、本器と同出の第二次のものに二𣪘一𣪘未著錄・一盤がある。盤銘は脱字なく、銘の最も備わるものであるから、盤を首として錄入しておく。

＊函皇父盤　陝西・六五　錄遺・四九七

陝西にいう。「通高一一・五糎、口徑三八・二糎、腹圍一一一糎、腹足雲紋」。文様はいわゆる環文、附耳の盤である。同銘にして器種の異なる一組の銅器であるから、器制・文様が器種によつて同時にどのように用いられているかが知られ、その展開流變を考える上に參考となる。盤としては、散氏盤よりは新しい形制で、周棘生盤・師奐父盤などの時期に當るものであ

ろう。銘五行三九字。陝西に「按函皇父各器銘文、十又下無數目字、語意不完整、此文作十又一、可見其他器銘文中有奪字」というように、この器銘のみ文備わり、他にはみな奪字がある。これもまた稀有のこととすべきである。



＊函皇父𣪘　第一次出土二器、第二次出土二器、計四器、一器未著錄

器名　周娟敦攈古　向皇父敦従古　函皇父𣪘積微居

時代　厲王大系・麻朔・陝西

收藏　一、「山東濰縣陳氏藏」攈古　「天理參考館藏」日本　二、「陝西長安孫氏藏」攈古　「猷氏」猷氏　三・四「陝西省博物館」陝西

著錄

器影　一、日本・三二四　水野・一一八　二玄・三六八　天理・三〇　二、猷氏・一・四一　三、陝西・六四

銘文　一、攈古・三之一・四　從古・一五・二六　奇觚・三・三〇　愙齋・一〇・一四　周存・三・四六　簠齋・三・四　大系・一二八　小校・八・三八　三代・八・四〇　河出・二五七　二玄・三六七　二、攈古・三之一・五　小校・八・三八　三代・八・四一　錄遺・一六二　三、陝西・六四

考釋　愙齋賸稿・四三　韡華・丙・六　大系・一二三　文錄・三・三七　文選・下二・二四　麻朔・四・二八　積微居・一四一

器制　一について日本にいう。「高二八・八糎。この簋また前圖版の器史頌𣪘とほぼ形制を一にしている。その直紋の間に配する圖紋は所謂鱗狀紋帶であつて、これが大まかながら整い、作りも荘重である」。直紋は瓦文。器蓋の口緣と圈足部に環文、三小足の脚頭に獸首一を配する。獸耳に珥あり、後期の典型的な三小足𣪘である。

また三について陝西にいう。「通高二五・



函皇父𣪘一

三糎、口徑一八・六糎、腹圍七八糎、螭耳、蓋緣及器口雲紋、腹圍瓦紋、足饕餮紋」。説明のしかたは異なるが、器制文様は第一器と同じ。第四器についても、陝西に「高一九・三糎、口徑一八・五糎、腹圍九七糎、紋飾同前器、蓋佚」とあり、圖を錄入していないが、同制の器である。各器多少高低あるも、器の大きさも殆んどひとしいようである。

銘は第一器器蓋二文、第二器蓋文、第三器も蓋文、第四器については記述をみないが、函皇父殷と題しているのであるから、器銘があるのであろう。何れもその銘にいう八殷中の器であろうと思われる。

＊函皇父匜　攈古・二之二・一〇　愙齋・一六・二六　周存・四・二七　奇觚・八・三一　綴遺・一四・一一　小校・九・六〇　三代・一七・三一・三

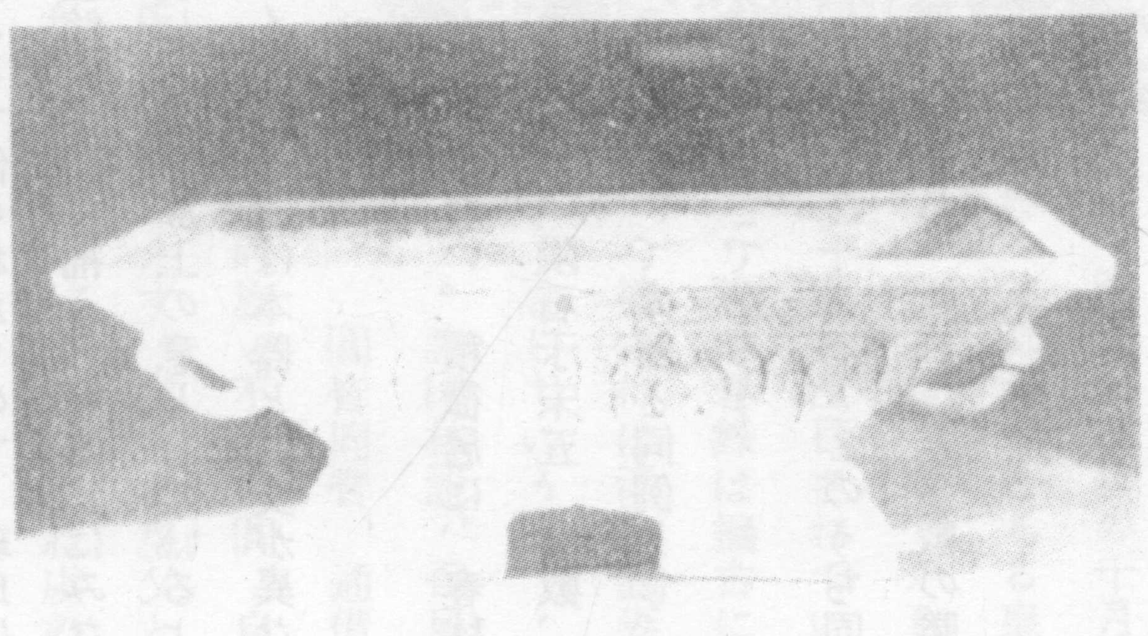
器影を傳えない。文四行、「函皇父乍周娟匜、其子〻孫〻、永寶用」と銘しており、やはり琱娟の媵器である。琱を周に作つているので、周室の婦にして閻妻であるとする説を生じ、文錄のごときも、「此卽詩之皇父、銘爲其子鑄媵器而作、所謂周娟者、蓋卽詩所謂閻妻煽方處者也」と論じているが、周は琱の省文である。また文錄に、「嫁於王室而僅具豕鼎以降、以尊者所御、不敢具也、此足徵古禮之遺意」と說くも、同樣に前提を誤つた論である。

＊函皇父鼎二　陝西・六二

いわゆる第二次出土の器で、陝西博物館藏。陝西にいう。「通高二九・五糎、口徑三〇・五糎、腹圍九〇・五糎、口雲紋」。立耳半椀形の獸足鼎、帶文は環文である。銘三行、「函皇父乍琱娟䵼□



函皇父鼎二



函交中簠

鼎、子〻孫〻、其永寶用」と銘しており、琱娟への媵器であるが、器制は第一鼎の堂〻たる雄偉の風にくらべると甚だ簡素である。

なお、これらと同出のものに無銘の環帶文甗陝西・六三があり、また函交中簠がある。

＊函交中簠　陝西・六六

陝西にいう。「高一〇糎、口寬二五糎、口長三〇・六糎、腹夔紋」。失蓋。器腹の夔文は淺く肉の太いもので、鼎一の表出法に近い。文二行、「函交中乍旅簠、寶用」とあり、これは他器と作器者も異なり、旅器である。

別に王中皇父盉というものがあり、また娟姓にして屈娟の器を作つている。

＊王中皇父盉　攈古・二之二・七五　周存・五・六一　綴遺・一四・三一　三代・一四・一一・二

器は綴遺によると二器あり、一は漢陽の葉東卿、一は潘伯寅の舊藏にかかる。殆んど同范であるが、一器には寶字に蝕損がある。兩器とも器影をみない。ただ銘は器口外緣にあり、銘拓のうちに公字形を含む波狀文の一部が殘されていて、その文様を知りうる。文にいう。

王中皇父乍屈娟般盉、其萬年、子〻孫〻永寶用

皇父の名は函皇父と同じであるが、王中を氏號とするものであろう。陳侯簠に「王中嬀□媵簠」とあつて陳嬀より夫人を迎えている。屈は字形やや異なるが近似の字に釋しておく。韡華には遲と釋する。韡華丙・六にこの皇父を論じていう。

按函皇父與王仲皇父盉之王仲皇父爲一人、仲盉云、王仲皇父作遲娟盤盉、遲娟蓋卽此器之周娟也、稱王仲者爵次、稱函者封氏、如王季子之別爲劉氏者、實乃一人也、左傳載周有王叔氏・公仲氏・公叔氏、與此器王仲稱同、遲娟天子妃、故稱周娟也、考此器文字、蓋在厲宣幽平之時、詩人所云之皇父、乃幽王時事、據盉文之稱王仲、徵之詩傳、則函父當是厲王之仲子、周娟、或厲王之別妃



歟、詩所見之皇父凡二、一當武之太師皇父、是宣王時人、一十月之交之皇父卿士、是幽王時人、自宣王至幽王之時、相隔四十餘年、其是二人同名、此則十月之交之皇父也、詩人歷述其貴勢之情形、若證以金文所稱之王仲、則王仲之稱、殆謂宣王之昆弟、而當爲厲王之仲子矣、厲王子鄭桓公友、亦仕幽王之時爲司徒、亦一證也

かくて柯氏は、厲王の仲子にして宣王の兄たる王仲皇父が、その母である厲王の別妃遲娟のために

この器を作つたと解するのであるが、器銘の形式を圅皇父の器と比較すると、器はやはり媵器であつたと解すべく、それならば皇父は娟姓にして厲王の仲子ではありえない。周娟もまた琱氏に嫁した婦人である。王中については、綴遺にも、左傳等にみえる王叔・王季と同例の名號であるとしているが、金文には王叔・王季という例はみえないようである。

他に文錄に圅弗生甗陶齋・二・六〇 三代・五・七・二と□伯皇父甗周存・二補遺を圅皇父の關係器としてあげているが、圅弗生の圅は釋字に困難があり、周存に錄する銘は僞銘であろう。皇父の器二十數器、同坑百餘器と稱せられるもののうち、器の錄しうるものは以上に過ぎない。

皇父諸器によつて、當時圅皇父の家がその富强を誇る大族であつたことが知られるが、もし琱娟が宣王初年の宰琱生に嫁したものとすれば、皇父は宰琱生の父輩に當り、夷厲の際の人であつたことが知られる。そして詩の十月之交が夷王末年の詩篇と考えうるならば、詩の皇父はまさにその人であろう。詩にいう「皇父卿士」・「番維司徒」・「楀維師氏」の番は番匊生壺・番生𣪘の番であろうし、楀は伯向父禹・禹鼎の禹であろう。番匊生壺の紀年は夷王の廿六年の譜に合し、禹鼎にいう天畏降喪は、十月之交にいう喪亂の事實にあたると解しうる。

詩の常武にみえる皇父も、あるいはこの圅氏であるかも知れない。虢仲𣪘・噩侯鼎にいう南方經營はついに不成功に終つて、禹鼎にはその大規模な叛亂と、征討の役とがしるされている。詩の大雅常武にいう徐戎に對する親征がこのときのことをいうものとすれば、常武中の皇父もまたこの圅氏となしうる。常武は江漢の次に編次されているため、普通は召伯虎の江淮の役をいうものと解されているが、作戰の方面は同じであるとしても、常武は親征の役とされているので、江漢の役とは別の作戰とする見方も成立しうるのである。

圅氏の器を含む窖藏が、一窖百餘器にも上つているということも、岐山の大族克氏諸器、その他陝西に多い多量の彝器窖藏と合せて、興味深い問題を殘している。少なくとも圅氏の場合は、十月之交に歌われている事情から考えて、政情の急激な變化による沒落ということもありえたと思われるが、同窖器物の消息がなお判明しない限り、その事情を明らかにすることは殆んど不可能に近い。いまこの皇父の器をはじめ、番・禹の器を十月之交關係諸器として編次し、夷厲の際の事情を考えてみようとするのである。

一五九、番匊生壺

時　代　康王厤朔　孝王董作賓　厲王大系

收　藏　「庚申一九二〇夏、見之都肆」貞松

著　錄

器影　鄴古・二・三〇　通考・七二〇　二玄・三三五

著錄　貞松・七・三二　大系・一三〇　厤朔・一・四六　小校・四・九二　三代・一二・二四　河出・二四一　二玄・三三四



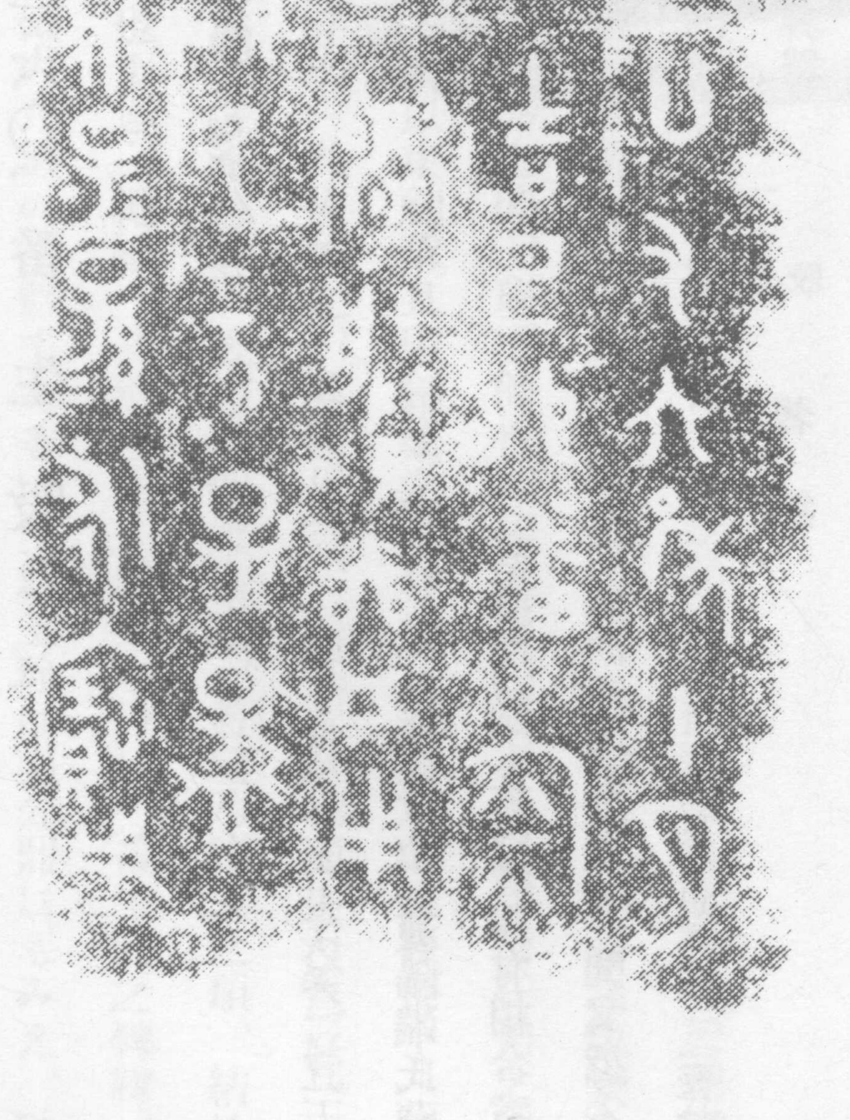
番匊生壺

考　釋　大系・一三四　通考・七二〇　厤朔一・四六

器　制　通考にいう。「大小未詳、兩耳作獸首形銜環、蓋及腹飾環帶紋、足飾竊曲紋」。器の下部は鼓腹大、器の全體に三層に分つて公字形文樣を含む波狀文があり、足に變樣夔文を飾る。器制文樣は洹子孟姜壺に類している。

銘　文　蓋銘、五行三二字。字間に大克鼎と同樣に凸線の界線がある。

佳廿又六年十月初吉己卯、番匊生鑄賸壺、用賸厥元子孟妃䢼、子子孫孫、永寶用



器を吳・董二家は康・孝に配している。後期の器制をもつ壺を康王期に屬することからみても、吳氏の厤朔が全く恣意的な配當を試みていることが知られるが、吳氏は本器の紀年日辰は康・穆の外合わず、また番匊生は番生𣪘と一人にしてその孟妃䢼は䢼伯𣪘と關係があり、䢼伯夫人たる可能性が大きく、䢼伯𣪘は康王九年であるから、本器の孟妃はその夫人であろうという。䢼伯𣪘を康王期の器とし、䢼伯が少なくとも在位十七年にしてはじめて孟妃を娶り、番生

が媵器を作ったというのは不自然を極めている。さらに本器の銘文字體が、成王期の毛公鼎、康王元年の師匌毀と類するというのは、時期を誤ることが甚だしい。吳氏厤朔の方法をみるべき一例として、その說をあげておくのである。董氏は器を孝王廿六年に屬し、伯克壺をも同年の器としてその暦譜に錄入しているが、伯克壺の紀年は十六年である。董氏は乾隆黃氏重刻の考古の字形にその證を求めているが、宋刻嘯堂は明らかに十に作る。これまたその據るところを誤ったものというべきである。

この年の十月初吉に己卯があり、數年後の西紀前八八五年には、その十月朔にまさに辛卯をうることになる。詩にいう「十月之交　朔月辛卯」とはまさにその日であろう。これは厲・宣の暦譜に求めがたいところであり、師旋の兩器によって標點をえられる夷王の譜に合う。かつその年はサロス週期による日食の可能性のあるときである。作器者である番匊生を、十月之交の「番維司徒」の番に充てることは、ここにおいてその證を求めうるのである。番匊生・番生を詩の番と一人とする說は諸家の論ずるところであるが、そのことについては番生毀の條にいう。

銘文に元子孟妃の媵壺を作るとあり、番氏は妃姓の出であることが知られる。媵器には、孟妊東母・叔姬邛□・季姬牙のように名をあげていうものが多いが、東母や牙は夫の名ではない。從って孟妃伱を伱伯の夫人とする厤朔の說は、その點においても誤るものというべきであろう。

訓讀

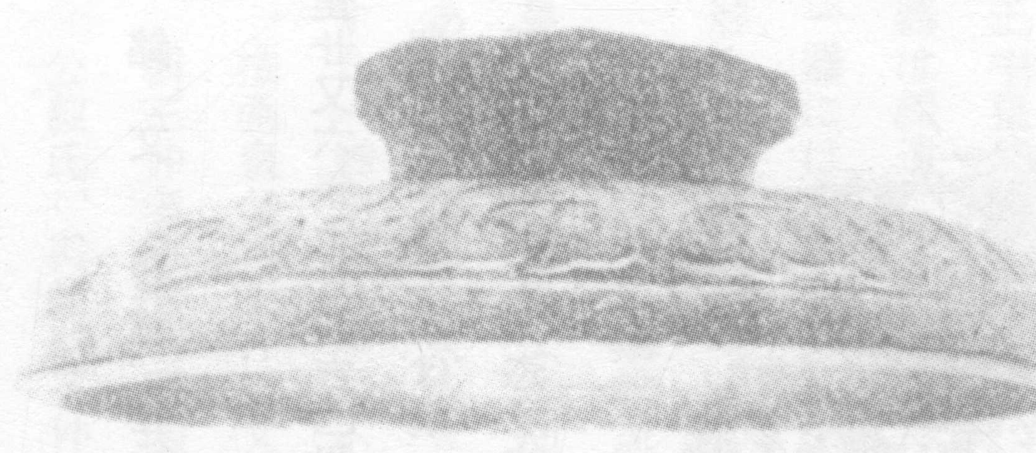
これ廿又六年十月初吉己卯、番匊生、媵壺を鑄る。用て厥の元子孟妃伱に媵す。子々孫々、永く寶用せよ。

參考

番匊生は番生毀の番生であろう。大系に「此番匊生卽番生、匊與生、一字一名也、匊讀爲鞠育之鞠、故名生字匊。古人名字並舉時、常字上名下」というが、金文には城虢遣生・周𢑴生・史虢生・須𣎵生・倗生・瑚生・周生・單伯吳生・番中吳生・武生・剌𢨋生・同黃生など、某生と稱するものが甚だ多く、これらをすべて一字一名と解することは困難である。某生とは某父と稱するのと同じく、名號の一として用いられた呼稱であろう。ゆえに番匊生をまた番生とも稱しうるのである。字迹は克氏の諸器や叔向父禹毀に近く、時期もまた相近いものであろう。

一六〇、番生毀

器名　番生毀蓋 陶齋・獲古



番生毀

時代　成王厤朔　厲王大系　宣王通考

收藏　「吳縣陸氏、溧陽端氏藏」周存　「番生毀蓋、吾浙鬲鼎樓藏、字與厝鼎有相合者、存齋觀察之子純伯、與鬲从鼎同饋端忠愍、今聞又抵入他氏矣」又・金說　「寶華庵端方・平齋歸安吳雲退樓藏」三代表　「浪華春篁堂」獲古

著錄

器影　陶齋・二・一六　大系・一〇六　獲古・二六

銘文　周存・三・一二　大系・一三〇　小校・八・一〇一　三代・九・三七

考釋　大系・一三二　文錄・三・二四　文選・上三・六　厤朔・一・三三　積微居・一〇五

器制　陶齋にいう。「高三寸三分、徑一尺二分」。口緣に顧鳳の變様文を飾り、他は瓦文、鳳文は分尾の形式である



獲古にいう。「外面全體綠色、內部水銀紫褐相交はる。以て侵土の如何に由りて、器色の異なること見るべし」。

銘文　一一行一三九字。𣪘蓋の圓形中に銘しており、首・末行の上下に、各一字空格のところがある。獲古に蓋銘の寫眞を添えている。

不顯皇且考、穆〻克誓厥德、嚴才上、廣啓厥孫子于下、勵于大服

自述形式の文で、一般に文首に「也曰」・「克曰」・「禹曰」のように作器者の名を著けていう。後期金文にその形式をとるものが多いが、本器には某曰の語がなく、異例の文である。誓は哲の異文。悊・悊など異文が多い。師望鼎・大克鼎に「哲厥德」、井人妄鐘に「克哲厥德」の語がみえる。字は神明に誓うことを原義とし、それよりして清明の德をいう。大克鼎「天子明哲」・王孫遺者鐘「肅悊聖武」などの例もある。

「嚴才上」は祖靈が天にあつて子孫を監臨するをいう。宗周鐘以下、鐘銘に多くみえる語である。廣啓の句は、叔向父禹𣪘・士父鐘・彔康鐘などにみえる。「廣啓某身」という例であるが、この器では孫子に作る。廣啓の主語は祖考である。積微居に文獻の例をあげ、左傳襄一〇年「光啓寡君」・僖二三年「天之所啓」、また孟子滕文公下「丕顯哉文王謨、丕承哉武王烈、佑啓我後人、咸以正無缺」・禮記祭統、衛孔悝鼎銘「啓右獻公」を引いている。廣光同義、啓は啓開の義ではなく、啓佑であるという。そして漢書谷永傳に、「後宮女子使令有直意者、廣求於微賤之間、以遇天所開右」の開右も同義であり、開は景帝の諱を避けたもので、開の義ではないと論じているが、啓の初義は啓籥見書の義で、本來啓開の義がある。ただ籥書は天啓のあるところであるから、それよりして啓佑の義をも生ずるのである。

勵は和協の意。「勵于大服」とは、その重位に愜わしめるをいう。語は大克鼎に「勵克王服」とみえ、大克鼎の銘は本器と同樣の首文をもつが、その文辭は甚だ繁富である。大服は班𣪘・大盂鼎など初期の器にみえる語で、重位要職をいう。

以上、皇祖考の聖德と、その餘惠が子孫たる我が身に及ぶことを述べる。

番生不敢弗帥井皇且考不杯元德、用𤕌𩁹大令、甹王立、虔夙夜、尃求不朁德、用諫四方、𩖆遠能犾

皇祖考の聖德に對えて、その命を墜さざらんとするをいう。大克鼎では「𩖆遠能犾」は文祖の功德をいう語として用いられているが、本器では作器者自らのつとめるところをいう。元德は虢叔旅鐘に「丕顯皇考叀叔、穆〻秉元明德」とあるのに同じ。𤕌𩁹を郭氏は詩の綢繆と釋するも、𤕌は緟の初文にして緟仍の義、𩁹は毛公鼎に「𩁹夙夕」とあつて、敬・虔・唬と義近く、書の般庚「恪謹天命」と語義同じ。「甹王位」は班𣪘・毛公鼎にもみえ、輔弼をいう。「𤕌𩁹大命」とは、王位を輔弼する所以である。

「尃求」は書の康誥「往尃求于殷先哲王」の尃求と同じ。「不朁」を文錄に「不僭」にして、「不僭不賊　鮮不爲則」という詩大雅抑の句を引いている。不朁は德の修飾語。康誥の文例によれば、

巻三上　四二三～四二四

尃求の對象は「殷先哲王」であるから、「不朁德」とは上文「皇祖考不杯元德」に當る。それならば不朁の不は丕、大豐𣪘に「不𩍐王」、また豐尊に「丕朁伯懋父」とあるのと同じ語である。上文の「不杯元德」に對して、「不朁德」と語を易えたにすぎない。諫は治。諫戒の義ではない。大克鼎に「諫辪王家」の語があり、辪と連文。「𩖆遠能犾」も大克鼎にみえている。

以上、銘文の前段において、皇祖考の明德と、番生がその丕朁の德に帥井することをいう。

王令䍙嗣公族・卿事・大史寮、取遺廿寽

冊命の辭をいうが、廷禮の記述はすべて省略されている。䍙嗣は兼官あるいは輔佐などを命ずる語であるから、番生の本官は他にあるわけであるが、大體䍙嗣のことは本官と關聯ある職事を以て命ずることが多い。公族の語は早く中觶に、また後期では師酉𣪘にみえ、その官嗣をいうものは毛公鼎にみえる。毛公鼎に「命女䍙嗣公族雩參有嗣、小子師氏虎臣雩朕褻事」とあり、これに對して遺三十寽を賜うている。本器と䍙嗣の內容が殆んど同じである。卿事・大史寮は、令彝に卿事寮・大史寮とあつて、祭祀官系統の執政諸官である。十月之交にみえる權臣には、皇父卿士・棸子內史とあり、その屬僚が卿事・大史寮であつた。

取遺若干寽は職務俸的な特別の報償で、趞鼎・揚𣪘・𢦏𣪘・䚄𣪘は各五寽、本器は廿寽、毛公鼎は三十寽である。このうち明らかに䍙嗣のことを以て取遺をいうものは本器と毛鼎のみである。

易朱市・悤黃・鞞鞞・玉環玉珠・車電軫・㚸縟較・朱䖒㔾靳・虎冟熏裏・遺衡・右厄・畫轉・畫輯・金童・金豙・金簟弼・魚葡・朱旂旜・金芿二鈴

賜與は命服の玉飾と車服であるが、毛鼎・吳𥂴とならぶ隆賜であり、番生の勢威の大なるを思わせるものがある。器銘は本官の冊命にふれていないが、もとよりそのこともあつたのであろう。兼職だけの際のものとしては、賜與があまりにも隆盛である。朱市・悤黃は市と佩玉。鞞鞞は靜𣪘にみえる。郭氏は劍鼻、すなわち昭文帶とし、楊氏は經傳にみえる璲、すなわち射韝とする。郭氏の「釋鞞鞞」金文餘釋所收に詳論があり、すでに靜𣪘の條に略引しておいたが、郭寶鈞氏の「古玉新詮」集刊二十本下にいうところは一層詳密明快であるので、その要旨を引いておく。

飾於劍鞘近口處、舊所謂昭文帶者、宜正名琫、琫對面之小方玉曰珌、結於劍綏之端、備夾入於腰際革帶間者曰鞞鞞

飾於劍鞘近口四分之一處之昭文帶、爲劍鞘玉飾、已由日本學者於朝鮮樂浪郡古墓發掘、得有實蹟證明、勿庸致疑、惟所定名稱爲璲、尙嫌不安、余謂此正琫珌之蛻變也、詩瞻彼洛矣、鞞琫有珌、傳、鞞容刀鞞也、琫上飾、珌下飾也、琫上飾、珌下飾者、指在鞘之而背上下言、其兩端內捲附鞘後形成二孔者、所以束劍繫且留劍繫之遊移地、遊移地前短後長

漢書王莽傳、莽疾、孔休候之、莽緣恩意、進其玉具劍、欲以爲好、休不肯受、即解其瑑、師古曰、瑑字本作璏、從玉彘聲、後轉寫而訛者也、蓋璲乃綴玉之類、結於劍繫上端、佩時夾於腰與革帶之間、其縛也不過一繩結、其解也亦一舉手之勞耳、番生𣪘之鞞鞞、靜𣪘之鞞剢、殆皆謂此物

すなわちもと劍佩のための玉器である。玉環玉珠は毛公鼎にもみえ、珠は玉笏、前詘後直の形をなす。以上朱市以下、玉器を合せて一類である。

巻三上　四二五～四二六

輚電軫以下は車具をいう。金文にみえる車制及び車具については、林巳奈夫氏の「中國先秦時代の馬車」東方學報京都二九册に整理されているので、ここには簡略に記す。輚は車、幬を付した字形である。電軫については大系に「此器僅見、軫乃車後横木、電當是叚借字、未詳」という。林氏は電は申にして淮南子原道訓「約車申轅」の申、すなわち束の義のある字であるから、「ところどころを補强のためくくつた軫」であるという。字形のままに解するとすれば、輿の腰部に斜格の修飾を付し、兼ねて補强としたものであろう。電軫のある車の意味で、車電軫といえば電軫を補足附加語的に加えた車名とみてよい。

華緄較は彔伯𢦔𣪘の華幬較、吳彝・牧𣪘等の華較に當り、毛公鼎には華緄較という。華は賁にして文飾、緄は彔𢦔の幬と同例の字であるから、較を覆う布帛とみられ、華緄較とは華緄を巻いた較であろう。

朱𠤳𩏂靳は彔伯𢦔𣪘に華𠤳・朱䖒靳、吳彝に華𠤳・朱䖒靳、牧𣪘に朱䖒𠤳靳とあるもので、毛公鼎は本器と同じ。ただ𠤳は上下に四口を加えている。大系にいう。「它器作朱䖒、䖒乃叚爲鞹、皮也、𠤳義當亦相近、殆叚爲鞃、鞻皮也」。朱皮の𠤳と靳とをいう。𠤳・靳については彔伯𢦔𣪘參照。虎冟熏裏は彔伯𢦔𣪘に虎冟𥨍裏、師虎𣪘に熏裏がみえ、𥨍・熏はみな色をいう。遣衡は詩の采芑・韓奕にみえる錯衡、傳に「文衡也」とあつて、金具などで飾つた衡である。

右厄は彔伯𢦔𣪘に金厄という。本器や毛鼎・兌𣪘に右厄の語がある。右を字のままに解しては通じがたいところであるから、高鴻縉氏はこれを佑助の義としていう。

右厄之右、前人俱未釋、愚以意度之、右非左右之右、說文、右助也、右厄當爲兩服馬共用之厄、力足以相助也

董氏の毛公鼎考釋の說によるものであろう。右は○に從う字形に作るが、師兌𣪘では口に從う。金厄はその材質を以ていい、右厄はあるいはその形狀を以ていう語であろう。

畫𨌲・畫𨍏は彔伯𢦔𣪘にみえるが、その列次は金甬・畫𨍏・金厄・畫𨌲である。金童を愙齋に金甬と同一物とし、積微居も同說であるが、金甬は厄端左右の吉陽甬のことであるから別の物である。童は考工記にいう踵、鄭注に「踵、後承軫者也」とあり、輈の末端、輿の後で軫に接する部分の銅飾をいう。

金豢は舊說にも柅と考えられているもので、王國維の毛公鼎考釋に

豢、徐明經同伯讀爲柅、易、繫于金柅、疏引馬云、柅者在車之下、所以止輪、令不動者也、釋名、在車軸上、正輪之祕𨻶前郤也、豢柅梲皆聲相近

と說いている。また高鴻縉氏は柅は木名であり假借字に過ぎず、正字は軔であるとする。

按玉篇、軔礙車輪木、是止車之物、軔爲正字、柅爲同音之通假字、此處豢亦通假字、軔柅豢古音同、離騷、朝發軔於蒼梧、王逸注、軔支輪木也、軔之爲用、揷之則輪必止、抽之則輪可轉、故開車曰發軔、包銅者曰金軔、亦曰金柅、亦曰金豢

他に諸說あるも、この解が簡明である。林氏は濬縣辛村出土の三種の銅牙飾を柅の覆いの銅飾と解している同上、一八五頁が、これは止め木用の形としてもおかしく、長七・三糎、寛四・二糎程度のものであまりにも小さいし、四墓中五五個も出土していることも說明できない。豢は說文九下に「豕怒毛豎」とあつて毅と通用し、これを柅に用いるのは假借、その遺品らしいものは見當らない。

金簟弼も本器と毛鼎とにみえる。弼は茀、簟弼は詩にみえる簟茀、車の蔽いである。大雅韓奕の傳に、「漆簟以爲車蔽、今之藩也」とみえ、輿の兩旁に垂れた蔽いをいう。魚服は魚皮の箙。詩の小雅采芑にみえる。弓矢等の兵器はみな橐に收めて車に載せたものである。いわゆる兵服・皮箙で、これを車等の間に繫けた。

朱旂旜は本器にのみみえるものである。旜は亶の下部且のところを虫に作る。大系に字を旜もしくは旃としていう。「周禮司常、通帛爲旜、爾雅釋天、因章曰旃、朱旂旜者、謂朱旂之縿斿同色也」。說文七上には「旃、旗曲柄也、所以旃表士衆、从㫃冉聲、周禮曰、通帛爲旃、旜或从亶」という。周禮司常にはまた「諸侯建旂、孤卿建旜」とあり、林氏はこれによつて朱旂と朱旜と二物であると解している。朱𠤳𩏂靳と同例とみるものであるが、縿斿ある旃とみてよい。旂・鑾旂を賜う例は金文に習見しており、鑾に易うるに旜を以てしたものである。毛公鼎には單に「朱旂二鈴」とあり、本器には別に金莽二鈴を添えている。

金莽は金枋。敔𣪘三に、木莽に從う字がみえ、梟首の長枋をいう。郭氏いう。「金莽卽錦枋、釋天所謂素錦綢杠、如爲金屬之杠、不易擧、故知金必爲錦」。金は金車・金簟茀の金と同じく銅飾を付したもので、杠の全體を銅質で作つたと解する要はない。從つて金を錦に破字してよむ必要もない。二鈴を郭氏は旗桿とみて、「二鈴者、蓋旂以鈴計、下毛公鼎亦云、朱旂二鈴、謂朱旂二柄也」

とする。旂に鈴を著けたことは、說文「旂有衆鈴、以令衆也」、また爾雅釋天に「有鈴曰旂」とあることからも知られるが、それが鑾旂であろう。從つて金莽二鈴は鑾旂ではなく、郭說のように旗桿とみてよい。旗桿を鈴を以て數えるのは、あるいは桿頭の金飾を以ていうものであろう。𣪘器の圖象には、桿上に概ね幸字形の大きな飾を付している。以上すべて車馬の用である。

番生敢對天子休、用乍𣪘、永寶

末文の形式は甚だ簡略である。廷禮の記載のないことと合せて、この器銘は、前段における自家の顯耀と、後段の天子賜與の盛をいうことに主意があるようである。これは自述形式をとる銘文に、共通してみられるところである。

訓　讀

丕顯なる皇祖考、穆々として克く厥の德を哲にし、嚴として上に在り、厥の孫子を下に廣啓し、大服に勵（かな）へしめたまへり。番生、敢て皇祖考の丕丕なる元德に帥型せずんばあらず。用て大命を𤕌𠤳し、王位を甹け、夙夜を虔しみて丕𦣻の德を尃求し、用て四方を諫（ただ）し、遠きを柔（やす）んじ𤔲きを能（をさ）めむ。王、命じて併せて公族・卿事・大史寮を嗣めしめ、遺廿寽を取らしめたまふ。朱市・悤黃・鞞𩌏・玉環・玉琭・車電軫・華緄較・朱𠤳𩏂靳・虎冟熏裏・錯衡・右厄・畫𨌲・畫𨍏・金踵・金豢・金簟茀・魚箙・朱旂旜・金莽二鈴を賜ふ。

番生、敢て天子の休に對へて、用て𣪘を作る。永く寶とせよ。

參　考

器の作器者番生について、郭氏は詩の十月之交の番であるとしていう。

此銘文辭字體、與叔向父段極相似、與毛公鼎大克鼎等之格調、亦相彷彿、其爲厲世器無疑、余謂十月篇之「番維司徒」、卽此番生、詩釋文云、本或作潘、韓詩作繁、人表作司徒皮、師古云、卽十月之交詩所謂蕃維司徒、是也、今以本器證之、則番乃正字、潘・繁・皮・蕃均音近之叚字

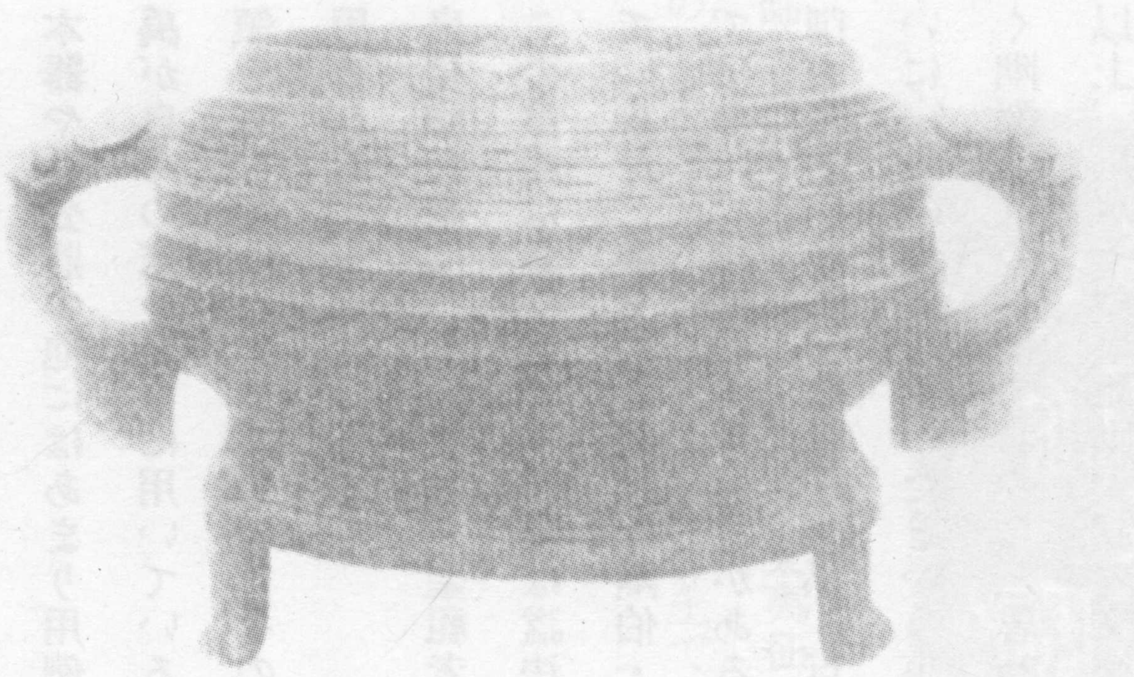
十月之交の詩を鄭箋には厲王期の詩とするが、毛序や古今人表は幽王に屬しており、その日食を幽王六年とする說が從來の曆法家の殆んど定說とするところであつた。しかし近時の研究ではその日食は當時宗周の地では觀測しえなかつたものであるとされ、論者は多く平王三十六年說前七三五年を執つている。橋本增吉博士「支那古代曆法史研究」、昭一八年。もしその說のごとくならば、金文の番生・函皇父・禹を以て十月之交の權臣の名に充てることは不可能となり、斷代上、郭說も成立しがたいこととなる。

十月之交の日食は、おそらく前八八五年、夷王の末年に起つたものであろう。その年度はサロス週期に當り、十月の朔はあたかも辛卯の日である。十月之交をはじめその關聯の詩篇の成立が東周期に下るとする說は、到底信じがたい。二雅の詩篇中には、東周期の成立を證しうる詩篇は殆んどなく、西周體制の崩壞が夷厲の際に起り、ついに共和の時代を迎え、一時宣王中興の業が成功したかにみえたが、事實はそのため一層權臣跋扈の勢を馴致し、ついに衰滅に至る事情は、金文資料を通じて多少とも追迹しうるところである。そのことは別稿に略說した。「西周彝器斷代小記」、集刊三十六本上「西周後期の金文と詩篇」、立命館文學二六四號。本器の番生、また壺の番匊生が十月之交の番に外ならぬとすれば、器はまさに夷王期に屬すべく、壺の紀年日辰は、師旋兩段によつて構成される夷王の曆譜に合するのである。

なお番と稱するものに番中吳生鼎三代・三・四二・番君䣄簠同・一〇・一七・番君鬲同・五・三八があるが何れも器の識るべきものなく、字迹も下り、一家の器であるか否かも確かめがたい。

一六一、叔向父禹段

器　名　叔向敦攈古　叔向父段大系



叔向父禹段

時　代　厲王大系・厤朔

收　藏　「山東諸城劉氏藏」攈古「延煦堂部郎逭藏器」窓齋「吳縣潘氏攀古樓藏器」通考

著　錄

器影　通考・三四〇(失盖)　大系・新・二五九　二玄・三四八

銘文　攈古・三之二・五九　窓齋・一一・九　周存・三・三二　大系・一二九　小校・八・六〇　三代・九・一三・一　河出・二五〇　二玄・三四七

考　釋　餘論・三・一一　窓齋賸稿・二七　大系・一三二　文錄・三・三六　文選・上三・一三　通考・三五三　積微居・一九七

器　制　通考にいう。「大小未詳、腹飾瓦紋、口足各飾重環紋一道、兩耳作獸首形、有珥、三足、失蓋」。大系新版に有蓋の器影をあげている。

後期通行の三足段である。

銘　文　七行六七字

叔向父禹曰、余小子司朕皇考、肇帥井先文且、共明德、秉威儀、用䌛匽奠保我邦我家、乍朕皇且幽大叔障段

自述形式の銘辭である。窓齋賸稿に、晉の叔向の器であろうとしていう。

說文、肸響布也、漢書禮樂志集注、肸振也、許書無佾字、而肉部肓下云、振肓也、似許氏以肓爲佾舞之佾、肓與肸皆訓振、疑佾肓肸三字古本一字也、……晉叔向名肸、或卽羊舌氏之遺器與

禹を肸と釋し、晉の羊舌肸、字は叔向の遺器であろうとするものであるが、餘論にその說を非とし、字を禹と釋している。

以字形審之、實當爲禹字、……古者名字相應、說文云、蠁知聲蟲也、若然禹蠁一蟲、禹字叔向、卽取蟲名爲義、向卽蚼之省、此可證司馬相如顧野王說矣

蠁・蚼は一字、說文蠁字下に相如說として蚼字をあげ、玉篇に「蠁禹蟲也」とみえる。晉の叔向・宋の向父の名字の對待については、王念孫の春秋名字解詁上經義述聞二三にすでに說くところであるが、この器の場合、向父と禹とが名字であるのかどうかが問題である。禹はあるいは初期の寓・



逿・敽の後であるかも知れず、それならば禹は姓氏ともみられ、また父も吳大・吳大父、寰・師寰・師寰父、倗・倗生・倗伯・倗父、旂・旂父のような例があつて、西周期の人名の名字を見分けることには困難があり、名字の對待を求めることも容易でない。

余小子の小子二字合文、余小子は宗周鐘をはじめ、單伯鐘・毛公鼎・師訇𣪘及び春秋諸侯の器にみえる。余は卜辭においては子・我とともに王子の身分稱號として用いられていた語で、余小子と稱するものはみな相當の名族である。

司は嗣　宗周鐘に「我隹司配皇天王」の語がある。帥井は師虎𣪘「今余隹帥井先王令」・牧𣪘「牧、女毋敢弗帥先王乍明井用」のように先王の命に對して用いる語であるが、後には皇考の懿德に對していう。

單伯鐘　余小子肇帥井朕皇且考懿德
番生𣪘　番生不敢弗帥井皇且考不杯元德
虢叔旅鐘　旅敢啓帥井皇考威儀
井人妄鐘　妄不敢弗帥用文且考穆〻秉德

本器もこのような後期の用法である。共は恭。伯𢦚𣪘・善鼎に「秉德共屯」の語がある。「恭明德」と「秉威儀」と對句、威儀は本器や虢叔旅鐘などからみえる。

䜌𠥻は番生𣪘・毛公鼎にみえ、すでに番𣪘の條に釋しておいたが、番𣪘は陶齋・周存著錄の器で考釋が少なく、本器の條に說を述べるものが多い。金文中の難語の一であり、研究史の上からも參考となるものであるから、一二の說を紹介しておく。餘論にいう。

䜌𠥻舊釋爲纘造、按後毛公鼎亦有䜌𠥻之文、吳釋同、今攷䜌字、薛款識邾敦・𢓊敦・牧𣪘・訇𣪘並有此文　此錄並釋爲纘、形聲尤不相應、攷陳侯彝有邵緟高祖之文、吳大澂謂、緟與此䜌爲一字、說甚塙、其文从糸从東、疑當爲緟字、此變糸爲𡆼、又从田者、緐緐文也

𠥻、其字亦不見於說文、以形聲求之、疑當爲遯之異文、緟當讀爲董、遯當讀爲循、言董督循順、以龏安保守我邦也

緟は周禮鍾人の鍾の本字であり、田は朱を薫染する釜甑の象である。また𠥻を循とよんで董督循順の義としては、上文との承接を失う。大系に字を綢繆とよんでいう。

䜌𠥻亦見番生𣪘與毛公鼎、乃聯綿字、䜌卽緟、𠥻乃古貌字、……緟貌卽綢繆、古从周聲之字、多與東部字爲韻、故緟綢可通、貌繆雙聲、且近疊韻、又兩均聯綿字、其爲古今字無疑

綢繆は詩の豳風鴟鴞に「綢繆牖戶」とみえる語であるが、もと罅漏を補苴する意であるから、このところに用いるのは適當といえない。䜌は善鼎・毛公鼎に「䜌先王命」という單用の例あり、必らずしも連綿の語でなく、毛公鼎「肇巠先王命」・叔夷鐘「余經乃先祖」の巠と用例が近い。また牧𣪘・蔡𣪘に「䜌𡨦乃命」という䜌𡨦とも語義に通ずるところがある。

𠥻については積微居頁二九、毛公鼎條に𠥻の從うところを狐貉の貉と同じとし、假借して愙、すなわち恪謹の恪とする。毛公鼎では「𠥻夙夕」のように用い、虔・敬と同じ語義である。愙・恪は何れも神靈の降格を意味する各より滋生した字であり、𠥻はその字の形象が示すように、豸を以て祓禳する儀禮を意味するものであろう。銘文の字形は、殆んど豸を包裹する形に象る。すなわち瀍の字形と極めて近い。解豸による修祓儀禮を意味する字であり、それよりして恪謹の義をえたものと思われる。虔もまた虎象に從つており、これらの字の形象には、古代の呪的な儀禮が投影しているよう

龏保は單伯鐘に保龏、克鐘に専龏というのと近く、龏は定。家邦は詩篇に多くみえるが、金文では本器や毛公鼎の他にはあまり用例をみない。また毛公鼎では王がその邦家を稱しており、本器では禹が自らの家をいうに用いている。これを以ていえば禹はよほどの權勢の家であり、かつ廣大な所領を有していたようである。その點からも、この禹は十月之交にいう「楀維師氏」の楀であろうと思われる。

皇祖幽大叔は、禹鼎では「聖祖考幽大叔・懿叔」とよばれている。幽大叔は祖、懿叔は考であり、この皇祖は祖父をいう。幽は謚法において「雍遏不通曰幽」・「動靜亂常曰幽」とあつて惡謚とされているが、金文には廟號に幽伯・幽姜・幽尹・幽中と稱する例などもあり、謚法解の說はその初義ではない。謚號に美刺の意があるとするのは、孟子離婁上「暴其民、甚則身弑國亡、不甚則身危國削、名之曰幽厲、雖孝子慈孫、百世不能改也」などから起つたもので、厲幽のとき周室陵遲し、ついに宗周の傾覆を招いたという事實から、後世その謚を惡むに至つたものであろう。もとはおそらく幽深の意の美稱であつたと思われる。積微居に幽を惡謚とする舊說に對する反論がある。

以上、禹がその皇祖幽大叔の文德に帥型して、よくその邦家を定め、皇祖の器を作るをいう。

其嚴才上、降余多福緐釐、廣啓禹身、勵于永令、禹其萬年、永寶用

「其嚴才上」は多く鐘銘に用いる語で、宗周鐘・虢叔旅鐘等にみえる。稀に𣪘銘にも用い、本器のほか番生𣪘にもみえる。概ね上文に先王・祖考の文德をいう。また猶鐘「先王其嚴在帝左右」とい

うときもある。上とは帝所をいう。この器のように、主語を著けぬ形式のものはあまりその例をみない。

繁䵼の䵼は、字の下半を子を共承する形に作る。字は多く貝に従い、ときに里に従う字である。貝は財寶、里は田土であるから、この字形は子孫の繁榮を示すものであろう。詩の大雅既醉「孝子不匱　永錫爾類」の類も同義で、それゆえに次章に「其類維何　室家之壺　君子萬年　永錫祚胤」と歌うのである。「降余……」の形式の句は鐘銘に多く、他では克盨に「降多福、眉壽永命」の語がある。

廣啓の啓は文を戈に作る。肇の肁に作るのと同じ。番生𣪘「廣啓孫子于下」・士父鐘「廣啓士父身」のように、その盛運を開き、子孫の繁榮するをいう。「勵于永命」を、大系に「與勵于大服同意、命謂服命、非性命之謂」とするが、永命は大克鼎・微䜌鼎に「永令靈冬」の語があて、性命と命運とを兼ねていう語のようである。郭氏は勵を克鼎では樂と釋し、士父鐘では擢の假借義とするが、番生𣪘「勵于大服」・師訇𣪘「盜勵雩政」のように服・政に對して用いる語で、愜適の意がある。字は小笙の形象に従うており、力は耒耜の象であるから、もと農耕儀禮に用いた語で、和協の義があるのであろう。永命を郭氏は大服と同義とするが、「永命靈冬」・「靈命難老」のようにむしろ性命の意に用いる例が多く、ここではそれをも含めて天祿の意とみておく。廣啓に對して永命を用いているからである。以上は皇祖の器を作つて、その祐助を求める語である。

訓讀

叔向父禹曰く、余小子、朕が皇考を嗣ぎ、肇めて先文祖の、明德を恭しみ威儀を秉りたまへるに帥型し、用て緟𠬝して我が邦我が家を奠保せむとして、朕が皇祖幽大叔の隮𣪘を作る。其れ嚴として上に在り、余に多福繁䵼を降し、禹の身を廣啓し、永命に勵へしめられむことを。禹其れ萬年まで、永く寶用せむ。

參　考

器は禹が嗣襲のときに作つたものである。禹の父は懿叔であるが、皇祖のときその家を興して家運の隆盛をえたので、特に祖幽大叔の器を作つたものであろう。禹鼎では祖考の名を列ねている。なお叔向父と稱するものに、次の一器がある。

＊叔向父𣪘　　窓齋・一一・二一（異范）　周存・三・補遺　貞松・五・二三　大系・一二九　小校・七・九三

三代・七・三六・一

銘は器蓋二文二器のほかなお二銘あり、窓齋は異笵である。器は少なくとも四器以上であろう。文三行一六字。「叔向父作𡛚姒隮𣪘、其子〻孫〻、永寶用」。𡛚姒をその女とすれば禹の家は姒姓、すなわち夏后禹の後となるが、器は媵器とは定めがたいから確かでない。この種の文例のものには、先妣あるいは夫人の器である場合もあるからである。徐仲舒は禹を井邦の領主とみているが、それならば姬姓である。尤も禹鼎の文は、禹が井氏であることをいうものでなく、禹は武公の指使を受

けている。禹𣪘の銘では邦家という語を用いる大族であるが、身分的にはそれほど尊貴の家であつたとしがたいようである。禹がもし十月之交の楀であるならば、その職は師氏であり、師氏の家が東方出自の族に多いことからみて、禹の家もまた周族ではなかつたかも知れない。禹鼎において六師・八師を率い、南淮夷・東夷征討のことに従つているのも、禹が師氏の職にあつたことを示すものであろう。禹鼎は陝西の出土であり、禹はあるいは西六𠂤の師長であろう。



一六二、禹　鼎

器　名　穆公鼎薛氏　成鼎文錄

時　代　懿王郭釋　厲王徐釋　共和年代考

出　土　一、「得于華陰、𨑔秦故地」薛氏　二、「一九四二年、出土於陝西岐山任家村、同時出土百餘件」徐釋

收　藏　「一九五一年、歸于本館」「解放前岐山縣出土」陝西

著　錄

器影　一、博古・二・二三　大系・一四
二、徐圖・一　陝西・七八　二玄・三五〇

銘文　一、博古・二・二三　嘯堂・上・一三　薛氏・一一三　大系・九一
二、錄遺・九九　徐圖・二　二玄・三四九　書道・補・二一・一二

考　釋　大系・一〇八　文錄・附・二　文選・下一・一二　陝西・二四

郭沫若　禹鼎跋光明日報學術四〇期　一九五一・七・七
陳進宜　禹鼎考釋同上
張筱衡　禹鼎考釋西北大學人文雜誌、一九五八・一

徐仲舒　禹鼎的年代及其相關問題　考古學報、一九五九・三



禹鼎

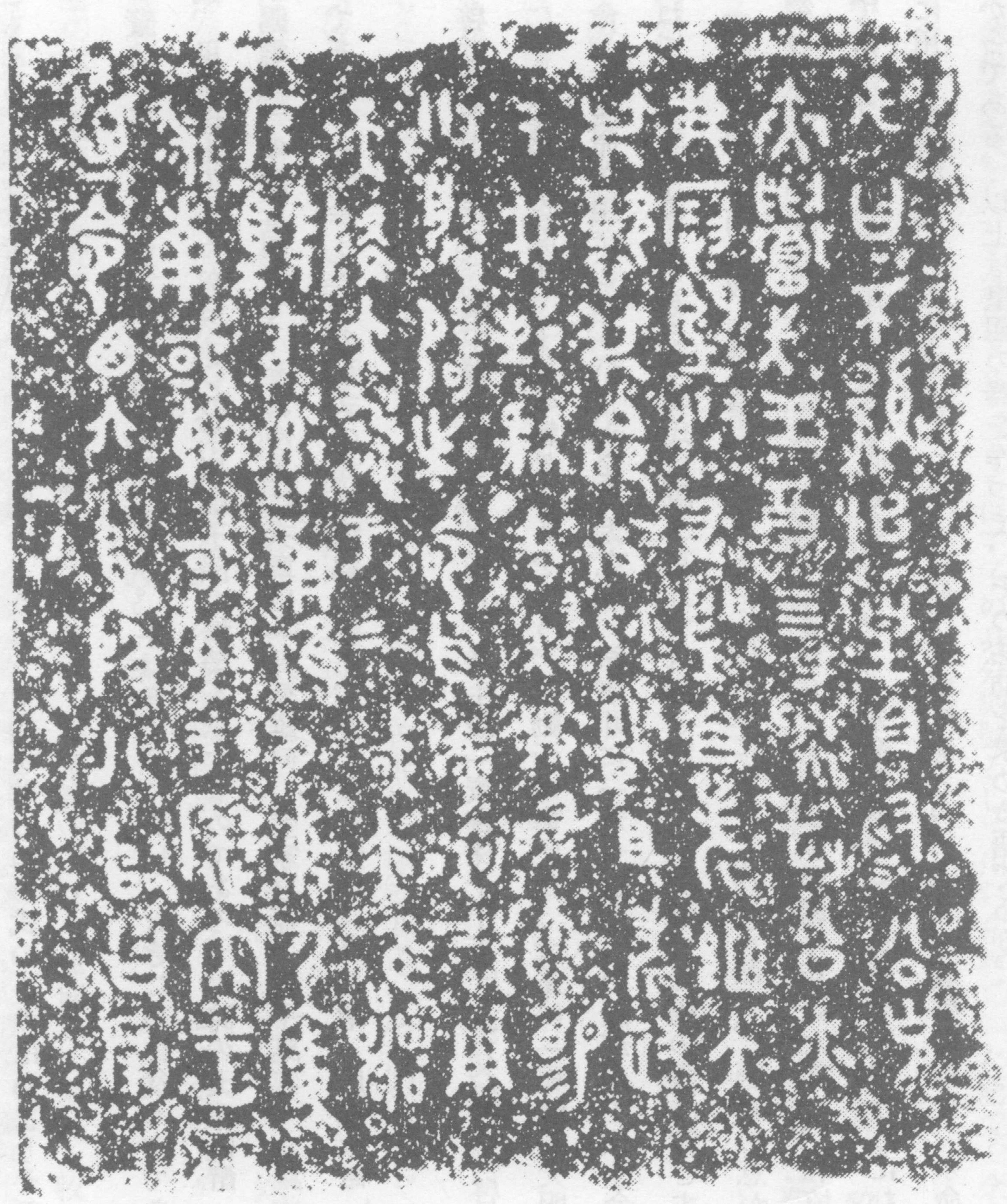
器制　陝西圖釋にいう。「通高五三糎、口徑四七糎、腹圍一四九糎、口夔紋、腹圍盤虎紋、足饕餮紋」。

立耳獸足の鼎。項下帯文の正中左右と脚頭に稜を付している。器腹の文様は公字形を含む波状文であるが刻文浅く、この文様特有の力強さがない。

第一器は博古に圖様を録しているが、器制文様すべて同じ。ただ銘は兩器の行款異なり、別器であることが知られる。第一器は華陰の出土と傳えられ、同銘同制の器であるが、早くから分離していたのである。

銘文　二器。各二〇行、二〇七字。

禹曰、不顯趄〻皇且穆公、克夾召先王、奠四方、肄武公亦弗叚望朕聖且考幽大叔懿叔、命禹仦朕且考、



巻三上　四四三～四四四



巻三上　四四五～四四六

政于井邦、肄禹亦弗敢惷、賜共朕辟之命

自述形式の銘辭である。叔向父禹段と同じ。第一段。禹の家と武公と、累代君臣懿親の關係にあるをいう。禹は從來宋刻に據つて成と釋されていたが、新出の器によつて禹の字であることが確かめられた。すなわち叔向父禹段の禹と同一人で、文祖の名は兩器とも同じである。

丕顯趄〻は皇祖穆公の修飾語。趄〻は桓〻、武のある貌をいう。後の虢季子白盤では、子白自ら趄〻あるいは丕顯を冠していうが、本器では皇祖に用いている。二語を連ねて用いる例は他にないようである。皇祖穆公は下文にいう聖祖幽大叔のことであろう。もし別人ならば禹の遠祖となるが、ここでは穆公の功業を承けて直ちに皇祖考と稱しており、禹の祖父とみてよい。穆公の名は昭王期の尹姞鼎にみえるが、これは世代が遠く、ついで穆共期の盠方尊・諫段に右者としてみえるものがある。禹鼎の禹が十月之交の楀ならば夷末の人であるが、懿孝は一世代として扱いうるから、禹の祖を穆共期におくことは一應可能であるが、それにしてもやや年數が久しく、盠・諫の穆公が禹の祖であるかどうか、なお定めかねる。しかし金文資料の上では、この器銘にいうような赫耀たる功業の人を求めるとすれば、その穆公の他には適當な人を求めがたいようである。盠方尊は、王が六自と八自の埶を盠に併司することを命じたものであるが、その六自・八自は本器にもみえている。あるいは右者穆公も、六自・八自の軍職と關係をもつ人であつたかも知れない。諫段も諫に走馬の補佐職を命じており、やはり軍營關係の職であることが注意される。

夾召とは詔相をいう。大盂鼎に「夙夕召我一人」と單用の例があり、師訇段に「夾召厥辟」という。

卷三上　四四七～四四八

奠は定。「奠四方」とは王室のために四方を奠保したことをいい、毁に「奠保我邦我家」とあるのは禹自らいう語である。

肆は肆、語詞。上を承けていう語で、縣改毁をはじめ、克鼎・毛鼎にもみえる。

武公について、陳進宜氏はこれを衛の武公と解する。宣・幽・平の三世に歴事した人であるが、本器が夷末のものとすれば、時期が異なる。徐仲舒氏は衛の武公・共伯和の二人の可能性を詳細に検討したのち、敔毁に武公・榮伯の名がみえることを證として、結局は否定的な結論に達していう。

據現有資料言、我們遂不能遽加論定、但可知者、此武公與榮公、榮公既爲厲王時代的榮夷公、則此武公也應厲王時代之王官、而不是當時的諸侯衛武公或共伯和

王官であるものは諸侯でありえないという論證のしかたに問題があるが、そのことよりも、當時武公とよばれる有力な貴顯の人があつたことに注意すべきである。その名は敔毁三のほか、南宮柳鼎にもみえている。

敔毁三　隹王十又一月、王各于成周大廟、武公入右敔、告禽

南宮柳鼎　隹王五月初吉甲寅、王才康廟、武公有南宮柳、即立中廷、北鄉

敔毁は南淮夷の侵寇を擊攘し、成周の大廟において告捷獻禽の禮が行なわれたことをいうもので、おそらく禹鼎にいうところの噩侯駿方の討伐と同じ征役であろう。また南宮柳鼎は南宮柳に六自の職事を命じているもので、同じくこの征役に關聯するものと思われる。武公はこの兩器の廷禮に右者としてその名がみえており、當時最も有力な廷臣の一人であつた。禹はこの武公に辟する地位にあつた人である。下文に「命禹仦朕且考、政于井方」とあるから、武公は當時おそらく井邦を支配していた人であろう。井氏は初期・中期の金文に多く名のみえている盛族であつたが、後期にはわずかに井人妄鐘をとどめるのみで、その家に盛衰があつたらしく、この武公も井侯とは定めがたいようである。夷厲のとき、武公と稱するものに齊・蔡の兩武公がある。齊は僻遠の地であるが、蔡は蔡叔放竄の後、蔡仲は用いられて周公の卿士となつたことが史記世家・書序にみえているから、蔡侯の名を保つて畿內に止まつていたものかも知れない。ただ當時上蔡の地はなお諸夷の域內にあり、その地に國を保つことは事實上不可能であつたはずである。禹を臣屬として井方の政を任ずるほどの貴戚であるから、おそらく王室出自の家とみるべきであろう。

望は忘。叚望は詩の周南汝墳にみえる遐棄と同じ。祖考の職事嗣襲を命ずるときに、祖考の功業を顧念する辭をそえていう。師望鼎に「王用弗忘聖人之後」の語がある。朕は朕の緐文。文中にみなこの字を用いている。幽大叔の名は禹毁にもみえる。祖は幽大叔、考は懿叔、禹と合せて少なくとも三代の世官である。

仦は字書にみえぬ字であるが、おそらく紹承の意をもつ字であろう。徐釋にいう。

仦、從小、從反人、當爲肖或侑之異文、仦與肖並從小聲、從人與從肉同意、列子楊朱篇・力命篇、肖又從人作佾、肖法也、似也、類也

肖似の訓では、この器の場合なお文意に適切でない。おそらく字は侎の異文であろう。豆閉毁に

王曰、閈、昜女戠衣𤕌市緐旂、用侎乃祖考事、嗣窔俞邦君嗣馬弓矢

卷三上　四四九～四五〇

とあり、侎は本器の仦と同義の文例である。すなわち仦は侎の省文、侎には奉承の意がある。

政は政治、行政にも軍事にも用いる。兮甲盤「王令甲、政嗣成周四方責」はその租調を徵し、叔夷鐘「余命女政于朕三軍」は軍政をいう。「政于井方」とは、その執政を依囑されたものとみるべく、當時の政事の主要な任務は、政の字義の示すように征事、すなわち賦調を徵することであつた。このことは祖父以來三代にわたる職事である。

「肆禹亦……」とは、上文の「肆武公亦……」の文に對する。忝を徐釋に「忝惷同、此乃當讀如舂米之舂、舂猶衝也」とあるが、文義をえがたい。唐蘭氏は賜を惕と釋し、舂惕二字を連讀しているが、これも語義が明らかでない。

忝は毛公鼎に二見し、何れも小大政・尃命などの語にかかつている。

王曰、父厝、今余唯肇巠先王命、命女辪我邦我家內外、忝于小大政、甹朕位

䧅自今、出入尃命于外、厥非先告父厝、父厝舍命、毋又敢忝尃命于外

第一例は否定詞を伴なわず、第二例は本器と同くじ否定詞を伴なう。王國維は毛鼎の文を何れも乂治の義を以て說くが、本器の文に通じがたい。徐釋には忝を惷と隸釋するも、惷は說文に「愚也」とあつて文義をえがたいから、衝の假借と解したが、やはり文意が通じない。惷と似た字に憃字があり、說文に「亂也、从心春聲、春秋傳曰、王室日憃〻焉」とみえ、また「一曰厚」という。傳は左傳昭二四年の文。杜注に「動擾也」と訓している。憃字の春はおそらく說文愼字の古文沓の字で、邾公華鐘に愼の義に用いている。これらを參考すると、憃に厚也、愼也、また亂也の諸訓があり、毛鼎の文では厚愼の訓、本器では亂也の訓をとるべきである。毛鼎と本器銘のように、同じ字を二訓に用いる例は他にないようであるが、前後の文意によつて訓義を區別しえたのであろう。

『肆禹亦弗敢忝」は、上文「肆武公亦弗叚望朕聖祖考幽大叔懿叔」に對して、禹もまたよく夾盟の實を效さんことをいう。「弗敢忝」とは、周公毁の「對不敢家」、毛鼎の「毋敢妄寧」・「毋敢家」と同義で、敢て怠慢することなきを誓う語である。

賜は休賜の賜にも用いる字であるが、おそらく假借して惕恭の意とするものであろう。「惕共朕辟之命」とは、叔夷鐘「公曰、尸、女敬共辪命」と語例同じ。

烏虖、哀哉、用天降大喪于下或、亦唯噩侯駿方、達南淮尸東尸、廣伐南或東或、至于歷寒、王廼命西六自殷八自曰、□伐噩侯駿方、勿遺壽幼、肆自彌宋匌匡、弗克伐噩

國家大喪のときに噩侯駿方の叛亂あり、六自八自を動員して征討のことに當つたが、王の嚴命に拘わらず、第一次の征討は失敗に歸したことをいう。

烏虖という感動詞は早く班毁・也毁などにもみえているが、哀哉のような詠歎の語を添えることは、後期の器にはじめてみえるところである。師訇毁には、「王曰、師訇、哀哉、今日天疾畏降喪」の語がある。

天の降喪をいうものには、師訇毁の他にも、毛公鼎・㝬盨がある。

毛公鼎　敃天疾畏、司余小子弗彶、邦㝵害吉、䣓〻四方、大從不靜、烏虖、趯余小子、家湛于

薵、永巩先王

塱　盄　則隹輔天降喪、不廷唯死

詩にもまた天威降喪をいうものが多くみえるが、これらのいう降喪が具體的にどういうものであつたかは、それぞれの金文・詩篇に卽いて檢討する必要があり、必らずしもある一事を指していうものとは定めがたい。歷史上の大きな事實としては、十月之交を中心とする詩篇にみえる天變地異、政治的混亂、厲末の厲王出奔という事變、共和執政の時代、最後に周室の傾覆という事實などをあげうる。このうち本器にいうものは、噩侯馭方の叛亂であるが、噩侯鼎の時期からみて、本器は夷末厲初のことをいうものであろう。

大喪は新出の器銘による。宋刻には亦喪に作る。また下國の下は小横畫二を重ねており、舊釋に四國とするも、上文の四方の四と明らかに異なる形であるから、下國とよむべきであろう。「天降大喪于下國」といい、さらに「亦唯噩侯馭方」とその叛亂をいう。大喪と噩侯の叛亂と合せて二事であるから、亦の語を加えたのである。

噩侯鼎はその器制からみて孝夷期より下るものではないと思われるものであるが、王の南征のとき、納醴を行つたことを記している。いまここに噩侯の叛亂のことが記されているのは、噩侯歸服ののち、その處遇に何らか不滿のことがあつて、一度は婚嫁をも通じた關係であるけれども、ついに謀反するに至つたものであろう。從つて禹鼎にいう噩侯の叛亂は、噩侯鼎の後、世代を隔てない範圍のうちにあるべく、おそらく夷厲の際のことであろうと思われる。西紀前八八五年に日食あり、當時また燁〻たる震電を伴なう大地震があつて、山川沸騰し山容も改まるという激しいもので、畿內の地に重大な打撃を受けた。そして周室がこの災害に呻吟しているときに、雌伏を餘儀なくされていた淮夷・東夷の屬が噩侯を擁して南國東國を廣伐し、猖獗を極めた。その時期は十月之交に歌う天變ののち、おそらく數歲を出でず、夷王の末年のことであろう。

噩を舊說に畿內あるいは晉地とするも、噩侯鼎や本鼎の記すところによると、洛陽の東南、背後に淮夷の勢力を擁する地である。徐仲舒氏はこれを楚の西部にありとしている。

西周時代、鄂尙在楚西、史記楚世家云、熊渠甚得江淮間民和、乃興兵伐庸楊粵、至於鄂、正義、鄂地名、在楚之西、後徙楚、今在鄂州是、括地志云、鄧州向城縣南二十里、西鄂故城、是楚西鄂、東鄂在今湖北武昌、爲楚熊渠所遷之鄂、以封其仲子紅爲鄂王、西鄂爲鄂之故地、唐鄧州今爲河南鄧縣、其地在南陽之南、宣王中興、命方叔南征、又命召伯虎營謝邑、以封申伯、爲對南方的軍事重鎭、可能就是懲於噩侯馭方、率南淮夷東夷叛周所致

すなわちその地を南陽の南、唐の鄧州の地とし、宣王のとき召伯虎が謝城を築いて申伯を入居せしめたのも、その後患を絶つ策であつたとするのである。噩侯はさきには周室と通婚して王姞の器を作つており、姞姓の國であるが、金文にみえる姞姓に尹氏・器氏・遣氏などの古族が多く、南燕もまた姞姓であるから、召氏とも同姓の家であるかも知れない。のち周と不協を生じ、周の討伐を受けて馭方は捕えられ、その地は周の版圖に入つた。しかし大雅召旻によると、周末には「今也日蹙國百里　於乎哀哉　維今之人　不尙有舊」と歌われていて、その地は楚に席捲されている。

廣伐は不嬰𣪘にもみえる。廣域の作戰をいう語であろう。南國・東國とは成周よりしていう。ゆえに南陽の方面は南國に當り、東國とは淮域をいう。歷寒の寒字は明晰を缺き、その地も未詳。中方鼎一に「王在寒餗」とある寒と關係があろう。中方鼎など安州六器は孝感出土。周初にもこの方面に作戰が行なわれているが、それはこの地が周の東方進出を扼する咽喉を制する地位にあるからであろう。寒餗へは中方鼎によると王が親しくその地を踐んでいるから、おそらく南陽よりも更に成周に近く、淮水の上游方面の地であると思われる。

噩侯の討伐には六𠂤・八𠂤が動員された。主帥の名を記していないが、下文によると武公がその指揮に任じていたようである。六𠂤は啓貯𣪘に「王令東宮、追以六𠂤之年」とあり、巢への作戰に動員されている。西六𠂤というのも同じ軍旅であろう。殷八𠂤は成周八𠂤ともいい、小臣謎𣪘をはじめ、舀壺・小克鼎にもみえる。成周庶殷を以て構成する軍である。西六𠂤のおかれていた地は明らかでないが、關內にも庶殷が多く遷されていたので、殷八𠂤同樣の編成をもつものであろう。當時の軍編成の基本は氏族を單位とするものであつたと考えられる。

□伐の上一字未詳。徐釋に裂、唐釋に樸とするも字形類せず、叔夷鐘の「剸伐頣司」の剸に似ているようである。ただ鐘銘は宋代の摹刻であるから、なお確かな根據とはしがたい。卜辭に𢦏伐の語がみえ、呪的行爲を伴なうものであつたらしい。下文に「勿遺壽幼」というはげしい王命の語があり、強い敵愾の氣が示されている。

「彌宋匌匿」は極めて難解な句である。徐釋に「彌久也、終也、宋怵同、懼也、匌帀也、偏也、匡恇同、言恇懼之甚」という。彌は蔡姞𣪘に「綽綰永命、彌厥生霝冬」、また𦅫鎛に「保𠭯兄弟、用求考命彌生」・「余彌心畏誋」とあり、字はみな爾上に日を加えている。彌久・彌亙の意と小心畏誋の意に用いている。畏忌はまた威忌・愄忌・愧忌のようにも書かれ、小心翼翼というに近い。詩の小雅正月「哀我小心」・小弁「惴惴小心」・大雅大明・烝民「小心翼翼」など、畏懼と戒愼の意に用いる。宋を唐釋に守と釋するも怵の初文とすべく、說文に「恐也」とあり、孟子に怵惕の語がある。

彌宋とは畏懼逡巡して、勇決を缺くをいう。

匌匿はおそらく疊韻の語であろう。徐釋に偏恇と釋するも文義をえがたく、疊韻の連語にして逡遝・逡巡・彷徨などの意をもつものであろう。畏懼逡巡して軍勢萎靡し、何らの戎功をも收めえなかつたことをいう。

肆武公廼遣禹、率公戎車百乘・斯馭二百・徒千、曰、于匡朕肅慕、叀西六𠂤殷八𠂤、伐噩侯馭方、勿遺壽幼

第二次の征討を以て、禹に命ずるをいう。武公が禹に命ずるに當つて、公の戎車百乘・斯馭二百・徒千を率いしめて、重ねて噩侯の軍民の殲滅を命じたのである。戎車百乘は武公直屬の戰士で、おそらく今次討伐軍の主力をなすものであろう。詩の采芑に「其車三千」とあり、當時の戰鬪は車戰を主とするものであつた。斯馭を徐釋に

斯廝同、役也、賤也、馭御同、古文作馭、謂御車者、斯御謂在戎車服役者、漢書嚴助傳、廝輿之卒、廝御猶廝輿也

厮は厮養の卒、駿とともに車乘に從う者である。徒は車徒。詩の小雅車攻に「選徒囂囂」・「徒御不驚」とあり、詩では多く徒御を合していう。銘の下文にも徒御の語がみえている。戎車百乘に徒御の數は合せて千二百人であるが、司馬法にいう一乘七十五人の數とかなりの逕庭がある。

于は語詞に用い、また之往の義とも解しうる。令段の「隹王于伐楚白」も、兩解を施しうる句である。いま之往の義に解しておく。匿は遲と同じ。麥彝の「遲命」、麥尊の「遲明命」とは奉將對揚の意であるから、よく武公の肅謨を奉承するをいう。賸は朕の繁文。器銘中すべて賸を用いている。肅は𣶒に從う。叔夷鐘にこの字が二見している。慕は謨の初文。因資敦に大慕の語があり、大謨をいう。徐釋に慕惠の二字を連讀し、「慕惠者、六𠂤八𠂤皆屬公族、必須以恩惠結之、使知愛慕」と字のままに釋するが、因資敦の語例によるべきである。古くは某といつた語で、禽段に「周公某」とあり謀の初文、字は桿上に祝册して神意に謀ることをいう。謨は形聲の字である。

叀を唐釋に專とするも、惠の初文。ただ字は惠恤の意でなく、張宏の義に用いる。彔伯𢦚段「右闢四方、叀弖天命」、師訇段「命女叀雝我邦小大猷」・王孫遺者鐘「肅哲聖武、叀于政德、淑于威儀」のように、天命・小大猷・政德などについていう。これを固持し張皇する意で、惠恤の意は後起のものである。

上文に第一次征討が狐疑逡巡の間に戎功を失つたことを述べ、ここに第二次の征討に當つて特に禹の辟君たる武公より車乘徒御を賜うて、六𠂤・八𠂤の軍力を整え、噩侯の討伐を命ずる。再命に當つてなお「勿遺壽幼」と嚴命しているのは、噩侯の背叛に對してよほどの敵愾を感じていたのであ

ろう。

雩禹以武公徒駿、至于噩、䪞伐噩、休、隻厥君駿方

雩は上文の于と別字を用いているから、用義を異にするのであろう。宋刻も雩に作る。武公徒駿とは、上文の戎車百乘・厮駿二百・徒千をいう。䪞伐は宗周鐘にも「王䪞伐其至、戮伐厥都」という。宗周鐘のときは、王の親征であつた。休は勝利を收めるをいう。不嬰段の「戎大䪞伐、女休」と同例である。隻は獲の初文。第二次の役にして目的を達し、その首魁を捕獲したのである。

肄禹又成、敢對䍙武公不顯耿光、用乍大寶鼎、禹其萬年、子〻孫〻、寶用

銘の末辭。賜賞のことに及んでいないが、もとより恩賞のこともあつたであろう。「又成」は史頌段「休又成事」の義。その功を記念して器を作るをいう。今次の戰捷は武公の指畫よろしく、またその車乘徒駿の力に負うところがあるので、武公の德に對揚して器を作つている。耿光は用例多からず、毛公鼎に「文武耿光」の語がある。大寶鼎ということも珍らしいが、器は器高五三糎、腹圍一米半に近いものであるから、大寶鼎というも決して誇稱ではない。𩰫𩰬德鼎には小鼎の語があり、鼎に大小を以て名づけることがあつたのである。

訓　讀

禹曰く、丕顯にして趄々たる皇祖穆公、克く先王を夾𣪘して四方を奠めたまへり。ここに武公、亦、朕が聖祖考幽大叔・懿叔を遐忘したまはず、禹に命じて朕が祖考を侐けて、井邦に政せしめたまふ。

ここに禹も亦敢て惷らず、朕が辟の命を愓恭す。

烏虖、哀しいかな、用て天、大喪を下國に降す。亦これ噩侯駿方、南淮夷・東夷を率いて、南國東國を廣伐し、歷寒に至れり。王廼ち西の六師、殷の八師に命じて曰く、噩侯駿方を□伐し、壽幼を遺すこと勿れ、と。ここに師、彌怵し匌匿し、噩を伐つこと克はず。

ここに武公、廼ち禹を遣はし、公の戎車百乘・厮駿二百・徒千を率いしむ。曰く、ゆいて朕が肅謨を匿にし、西の六師　殷の八師を叀めて噩侯駿方を伐ち、壽幼を遺すこと勿れ、と。

ここに禹、武公の徒駿を以いて噩に至り、噩を敦伐して休あり。厥の君駿方を獲たり。ここに禹、成有り。敢て武公の丕顯なる耿光に對揚して、用て大寶鼎を作る。

禹其れ萬年、子〻孫〻、寶用せよ。

参　考

本器の考釋については、大系に宋刻によつて成鼎としてその考釋を錄しているが、別器の新出するに及んで舊錄の舛誤が明らかとなり、新版では舊稿の全體を廢棄している。新出の器については徐・唐二家のほかにも考釋を試みたものがあるが、二家以外の釋は未見。しかしおそらく、この二家の詳審に及ぶものはないと思われ、特に徐氏は銘文の注解のみならず、別に1「禹的家世及其世代」・2「武公不是衛武公或共伯和」・3「西周時代對南方的鬪爭」・4「噩之所在」・5「西六𠂤與殷八𠂤」の五項に分つて、それぞれ專論を附して論じている。他器の考釋にも關聯の多い問題であ

るから、ここにその要旨を紹介し、あわせて小批を付記しておく。

1　徐氏は禹を歷代井邦の領主たる人であると解し、「他們都是世代掌管井邦的采邑主、故鼎稱禹肖朕皇考政于井方」といい、すなわち周公の胤である邢の家系に屬するものとする。そして穆公については、「穆公當爲禹之先祖、或最初食采於井者」と井の始封の人とみている。穆公は𢦏段・尹姞鼎・盠尊にその名がみえ、器の繫聯關係の上から、その時期は穆共期にありとし、次のような關係表を示している。

盠尊（穆公・盠）　盠駒尊（盠・師遽）　師遽方彝（師遽・宰利）　利鼎（利・井伯）　長由盉（井伯・穆王）　趞曹鼎一・二（井伯・龔王）　走段・師奎父段（司馬井伯）

右の圖表を說明していう。

綜上列諸器言之、穆公與宰利同時、利又與井伯同時、而井伯則爲穆王共王時人、因此穆公的年代、就應當斷在穆王共王之世、井爲穆公子孫食邑、此穆公應卽爲井穆公、因此、上列諸器中的井伯與穆公、可能就是一人、穆公可能就是井伯晚年的尊稱

穆公を以て井伯・井穆公であろうとする徐氏の推論は、實は本器銘の誤解から出ている。すなわち文中の「政于井方」を井方の領主として統治する意とみているのであるが、文は武公が「命禹侐朕祖考」、すなわち禹にその職事の嗣襲を命じているので、それはいわば代官職である。世襲の采邑ならば、このような形式の任命があるべきではない。かつ下文に、禹の噩侯討伐に當つて、

武公はその車乘徒駿を貸與しているが、これは禹が武公の下屬であり、世臣であることを意味する。井方の領主は從つて武公であり、禹の祖穆公は周室への功績によつて井方の代官職に補せられ、以下歴代その職を世襲しているに過ぎない。

徐氏はまた禹の時代を論じ、郭氏が叔向父禹𣪘においてこれを詩の十月之交の師氏楀に比定したことを難じていう。

　禹楀在文字上雖可通假、但此鼎僅稱禹繼其祖考、政於井方、其在王官果居何職、鼎既未言、我們就不能肯定他是師氏楀

かつ金文には同名にして異人の例多く、𦥑の名四出してみなその職事を一にせず、おそらく同名異人、禹・楀もまた別人であるという。また禹の世代を論じてその關係彝器を列次し、禹を厲王期の人とする。

　噩侯鼎（噩侯駿方）　禹鼎（禹・噩侯駿方・武公）　敔𣪘（武公・榮伯）　師嫠𣪘一・二 輔師嫠𣪘（榮伯・師嫠・宰琱生）　召伯虎𣪘 琱生𣪘一・二（召伯虎・琱生）

召伯虎は厲宣二世に歴事した人であり、また榮伯は國語周語にみえる榮夷公で、好利のため周の大壞を招き、厲王奔彘の原因をなした人と傳えられる。從つて禹は、右の關係彝器の示すように厲王期の人であるが、十月之交にいう日食は幽王期のことであるから、本器の禹と詩の師氏楀とは別人であるとする。徐氏はさらに、詩にいう「作都於向」の向は圅の誤であり、豔妻は圅妻にして皇父の女であるとするなど、詩篇についても新しい解釋を示しているが、その誤であることについては、圅皇父諸器の條に述べた。

禹は初期金文に迺・寓・廏としるされているもので、楀もその異文とみてよく、人名にはその例が多い。また𦥑・克など同名異職の例は、一人にしてその職を更えるものあり、世襲あり、世代によつて職の異なるものあり、一概にこれを論ずることはできない。要するにこれらのことは、その人の同異を別つ確かな根據とはなりがたいものである。

2　陳進宜氏は本器の武公を以て衛の武公とするが、徐氏はこれを非とし、武公は平王十三年前七八五年に歿しているので、厲王期の本器とは時期の合わぬことを論じている。また衛の武公は名は和、共伯も名は和であり、衛に共伯の稱があることは世家・詩序にみえるところであるから、共伯和はすなわち衛の武公であるが、その執政は共和の十四年に過ぎず、本器の武公とはまた一人に非ずという。

　此武公在王朝地位脩崇、就其官位言、王命敔與柳、則武公爲右、而禹繼承井邦以及伐噩之役、又皆受命於武公、此武公究爲何人、據現有資料言、我們還不能遽加論定、但可知者、此武公與榮公同時、榮公既爲厲王時代的榮夷公、則此武公也應是厲王時代的王官、而不是當時的諸侯衛武公或共伯和

共伯和の問題については、共和諸器の條に述べる。夷厲のとき武公と稱するものは齊・蔡の二公で、蔡は周公の卿士たる家であるから、文獻に名を求めうるものでは蔡武公の可能性が考えられる。中期の盛族であつた諸井の名は、後期にみえず、井邦はおそらく武公の宰領に歸していたのであろう。あるいはまたこの井邦を、殷代卜辭にみえる井方の後とすれば、その地は河內方面と考えられるから、本來武公の領有するところであつたのかも知れないが、禹氏の本貫に近しとすれば、やはり諸井の地とするのが穩當であろう。武公が厲初にわたる時期の人であることは、徐氏の論ずる通りである。

3　西周期における南方經營は、金文資料によると、周初の成康期以來、昭穆・懿孝・夷厲・宣王の各期にそれぞれ活潑な動きがみられるが、徐氏は「征南夷」をいう無㠱𣪘をはじめ、その繫聯關係にある器を次のように列次している。

無㠱𣪘	無㠱	皇祖釐季			惟王十又三年
克盨			善夫克		惟王十又八年
小克鼎		皇祖釐季	善夫克		惟王廿又三年
鬲從盨	內史無𡢁		善夫克	鬲從	惟王廿又五年
鬲從鼎				鬲攸從	惟王卅又二年
散盤				鬲攸從	

穆王より以後宣王に至るまでの間に、在位卅二年を超えるものは、ひとり厲王の卅七年があるのみであるから、これらの器はみな厲王期に屬すべきものであるという。厲王の曆譜は、春秋長曆より推して容易に推算しうるが、卅七年說をとる場合、十三年無㠱𣪘、十八年克盨は何れもその譜に入らず、小克鼎には日辰なく、鬲從盨の善夫は克と釋しがたく、上記の三器と繫聯がない。また大克鼎とともに釐季の名のみえる廿七年伊𣪘も、厲譜には屬しがたい。厲譜に合うのはただ鬲從の器のみである。無㠱𣪘のいう南征と本器にみえる噩侯討伐とはかなり年次の異なるもので、ただ南征の字によつて兩者を結合しうるものではない。

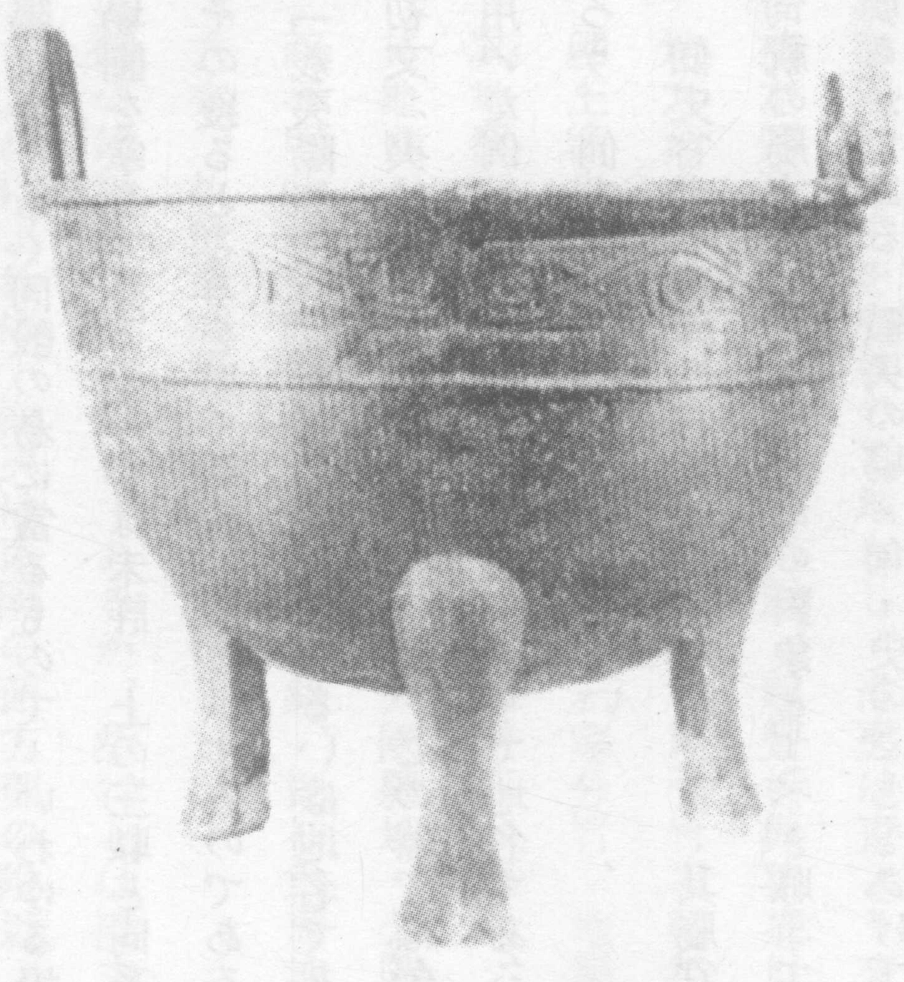
4　噩については從來陝西あるいは河內の地に比定する說が行なわれていたが、徐氏はこれを金文にいう事情に合わずとして、楚の西鄂と解した。器銘の解釋上、當然河南の西南部方面の作戰と解すべく、徐說はその點首肯すべきものがある。

5　六𠂤・八𠂤について、徐氏は周禮宮伯「授八次八舍之職事」、注、「衛王宮者、必居四角四中、於徼候便也」、また文選西京賦に「衛尉八屯」とあるのを引いて禁衛の軍として、六師とはその兩中を去つたものと解する。しかして周の宿衛の軍は三處あり、西土にあるものを西六𠂤、成周にあるものを成周八𠂤、殷の故都にあるものは殷の八𠂤であり、西六𠂤とは王の禁軍であるという。王の禁軍にのみ兩中を去つて六𠂤を存し、成周・殷に常に八𠂤をおくのはいかなる理由によるものか、徐氏は說いていない。かつ禁衛の軍と征旅の軍とは本來目的の異なるもので、その編成裝備も異なるはずである。古代の師旅は氏族軍として編成されており、王室や雄藩にはみな手兵があつた。それゆえに本器では、武公がその手兵である車乘百、徒駿千二百を與えており、六𠂤・八𠂤はそれらと別に編成されている軍旅である。成周八𠂤は成周庶殷の氏族軍を以て編成されているので、また殷八𠂤ともいう。その圻內にあるものが西六𠂤で、いずれも本來外人部隊であり、多く外征に用いられる。周初には殷系の諸族が、その氏族軍を以て外征に從うており、そ

のため師旂鼎のような衆僕の抵抗があり、本器の第一次征旅のように戰闘を忌避することも生ずるのである。八𠂤に對する遹正、師氏に對する遹正も、すべてこれらの外人部隊や師長に對する査察を目的とする行爲であり、本器の第二次征討に武公の手兵を供しているのも、督軍の意味をもつものであろう。
徐氏の考釋は精審、所論もその方法謹嚴にして有益なものであるが、論證の過程にはなお議すべき點があると思われるので、ここにその所論を紹介し、小批を加えておくのである。

一六三、南宮柳鼎

出土　「寶雞縣虢鎭出土」陝西
收藏　「一九五二年、本館收集」陝西
著錄



南宮柳鼎

器影　陝西・七九
銘文　錄遺・九八　陝西・七九
器制　陝西にいう。「通高三八・八糎、口徑四〇糎、腹圍一一〇・八糎、口夔紋、腹弦紋」。立耳の三獸足鼎、器腹深く、半椀形をなし、口下はW形の顧龍帶文をめぐらし、下に一弦文を加えている。器形は康鼎・大鼎・鬲攸從鼎などに近く、ただこの器形のものとしては、康鼎の變樣夔文とともに、その文樣が古く、關聯器の時期からみて、夷厲期に屬しうるものと思われる。

銘文　八行七九字

隹王五月初吉甲寅、王才康廟、武公有南宮柳、卽立中廷、北鄕、王乎作册尹、册令柳、嗣六𠂤牧陽吳□、嗣羲夷陽佃史、令女赤市・幽黃・攸勒

康廟は師兌𣪘一にもみえ、その器には「隹元年五月初吉甲寅、王才周、各康廟、卽立、同仲右師兌入門、立中廷、王乎內史尹、册令師兌」とあり、月週日辰もみな同じであるが、右者や册命者の名が異なる。從つて必らずしも同時の册命とは定めがたく、おそらく時期も異なるものであろう。右者武公の名は禹鼎・敔𣪘三にみえるが、三器は何れも六𠂤八𠂤・南征のことに關係がある。有は右、免𣪘に「井叔有免、卽令」という例がある。
南宮は、周初に武王の臣に南宮适というものがあつて五臣の一と稱せられ、また中氏諸器にも南宮の名がみえる。あるいはその南宮の後であろう。善夫山鼎に右者南宮の名があり、この南宮柳と一人であると思われる。
作册尹は走𣪘・免𣪘・休盤・師奎父鼎などにみえる。六𠂤は禹鼎にいう西六𠂤であろう。本器は寶雞虢鎭の出土と傳えられるものであるから、もし南宮柳の本貫が六𠂤の所在に近い地であつたとすれば、六𠂤は寶雞方面におかれていたこととなろう。牧陽吳□は六𠂤に附帶する職事のようである。



これと似たものに
免簠　令免乍嗣土、嗣奠還歔眔吳眔牧
同𣪘　左右吳大夫、嗣昜林吳牧、自淲東至于河、厥逆至于玄水

のような例がある。牧は上二器の牧、吳は口形を缺くが、やはり二器にいう吳すなわち虞であろう。陽はおそらく同段の昜に當るもので、いわゆる場人の職であろう。周禮地官にその職があり、國の場圃を掌る。吳下の一字は未詳。上の三職と同系の職事であろう。何れも六𠂤に附帶するもので、その獲るところを以て師旅の用に供するのである

「羲夷陽佃史」は未詳。羲夷はあるいは地名であろう。羲は我すなわち鋸を羊に加える形で、犧の初文。夷は古くは尸字を用いるが、この器では矢繳の象にかかれている。人名の他にはこの字形を用いた例がなく、從つて羲夷の二字で地名であろうと思われる。陽は上文と同じく、場の異文であろう。佃史を陝西に甸史と解していう。

佃史官名、周禮春官有甸祝、掌田之官、其屬官有史一人、佃史疑卽甸祝之屬官

甸祝の屬官のごときは冊命の對象とすべき職事ではない。佃史の二字は、錄遺の拓ではその字形が明らかである。羲夷の場・甸・史のことをあげて、その官嗣を命じたものとみられる。陝西に以上の文意をまとめて、

綜括銘文大意、是紀周王命柳、司六𠂤牧、陽爲大□、前往羲夷地方、陽又爲佃史以隨之、（根據陽佃史一語、柳往羲夷可能是爲整理田賦事）、似含有以武力威脅之意

と說いているが、免・同の器の例からみても、牧虞のことを命じた冊命である。巡察威脅のことと解するのは文義に合わない。

令は賜與の義にも用いる。この期に近いものでは、康鼎「命女幽黃鋚革」の例がある。赤市・幽黃・攸勒の賜與は康鼎・師酉段・師嫠段などにみえる。冊命の際の最も一般的な賜與である。

柳拜頶首、對䚄天子休、用乍朕剌考隮鼎、其萬年、子〻孫〻、永寶用

剌は烈。師虎段以下の諸器に習見する。師訇段・琱生段二には、剌祖の語もみえる。

訓　讀

これ王の五月初吉甲寅、王、康廟に在り。武公、南宮柳を右けて、位に中廷に卽き、北嚮す。王、作冊尹を呼び、柳に冊命せしむ。六𠂤の牧・場・虞・□を嗣め、羲夷の場、甸・史を嗣めよ。女に赤市・幽黃・攸勒を令ふ、と。柳、拜して稽首し、天子の休に對揚して、用て朕が剌考の隮鼎を作る。其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

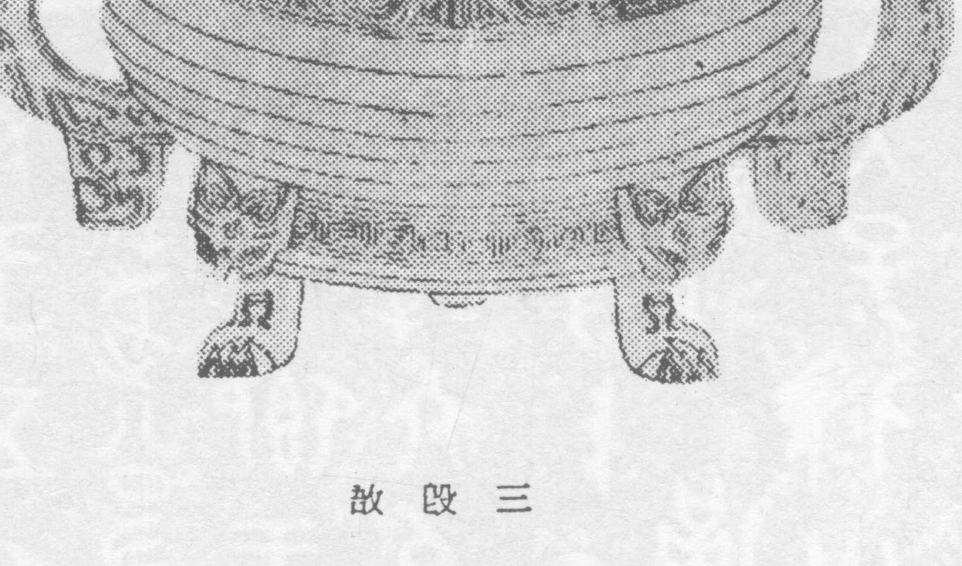
參　考

六𠂤の軍糧補給を整備するという目的を以て、この補職がなされたのであろう。右者武公は、禹鼎における噩侯討伐の統帥たる地位にある。ゆえに敔段三においては、成周の大廟において諸夷の訊獲を納れ、克捷の禮にも右者をつとめている。禹・敔の器と本器とには、ひとしく武公の名がみえ、その銘文にいうところも、相關聯するところがある。

一六四、敔段三

器名　召穆公敦商周

時代　夷王大系　厲王通考・厤朔　宣王年代考



敔段三

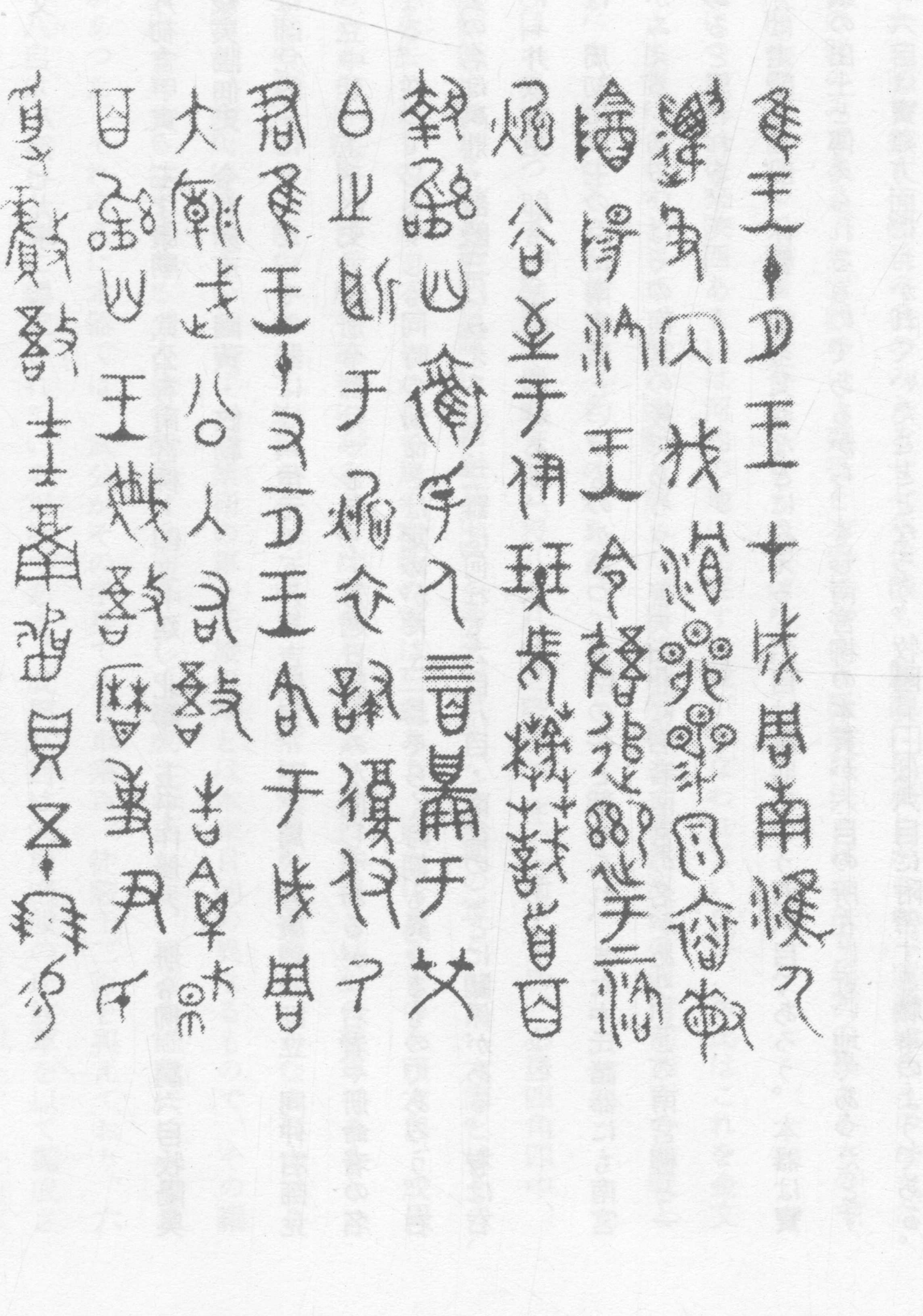
著錄

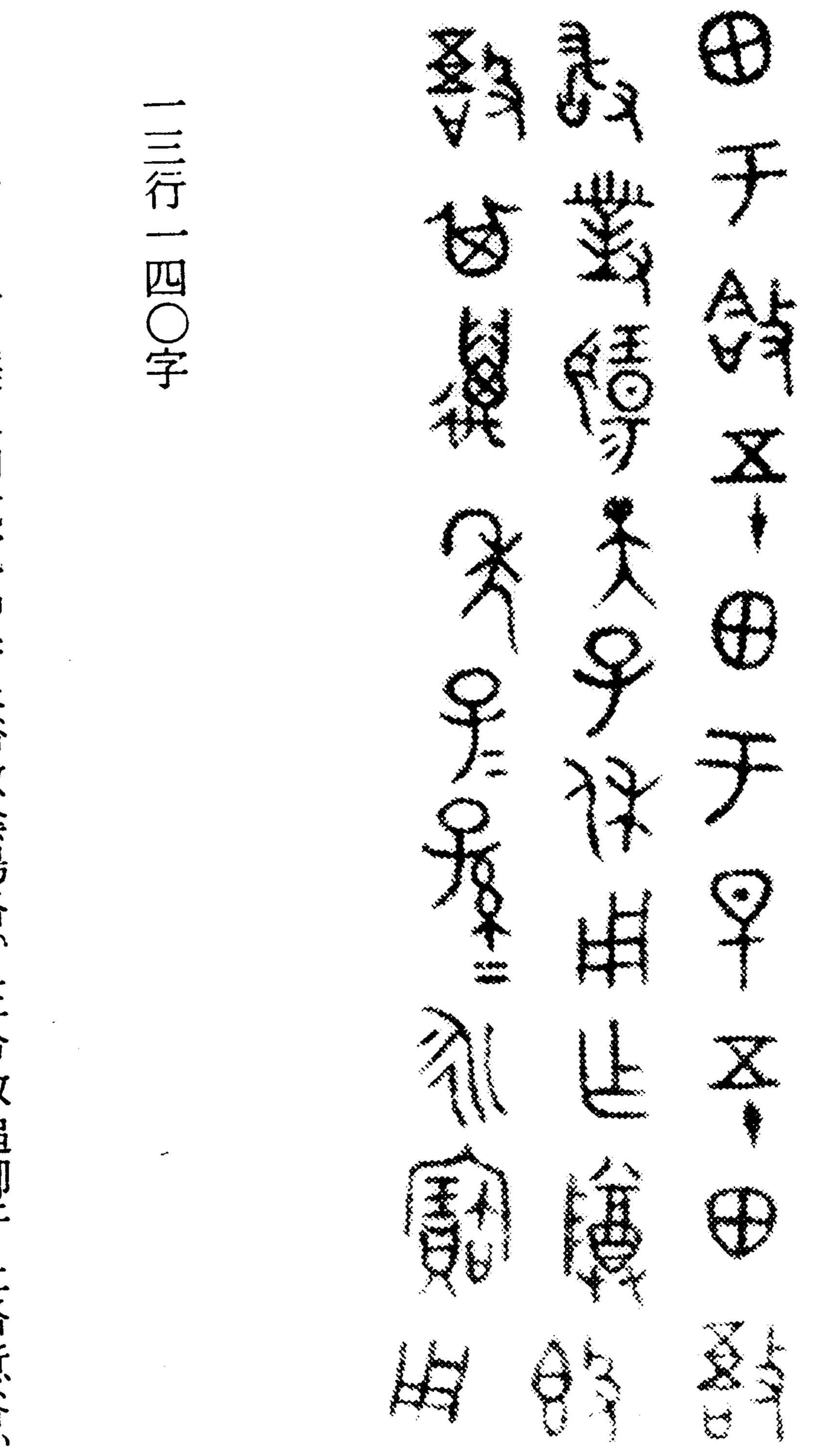
器影　博古・一六・三六　大系・九八

銘文　薛氏・一四・一九　嘯堂・五五　大系・九二

考釋　全上古・一二　拾遺・上・二五　古文審・七・一　大系・一〇九　商周・中・一八　文錄・三・八　文選・上三・一四　通考・五四　厤朔・四・八　年代考・三五　積微居・七五

器制　博古にいう。「高五寸八分、深四寸、口徑六寸三分、腹徑七寸九分、容六升、重八斤一十兩、兩耳有珥、三足、闕蓋」。器は口下に夔樣夔文を飾り、腹は瓦文の三足段。圈足部に環文あり、足首に獸頭を飾る。器制は極めて師嫠段に近い。





銘　文　一三行一四〇字

隹王十月、王才成周、南淮尸遷及內伐洹昴參泉裕敏陰陽洛、王令敔追御于上洛烄谷、至于伊、班

南淮夷の侵寇に當つて、その要擊の命を受けることをいう。このとき王は成周にあり、そこに本營をおいたのであろう。南淮尸は南淮夷、拾遺に南淮を國名、尸を人と釋するが、人の形の腰に屈折あるものは夷である。遷を積微居に竄・走と解していう。

銘文記南淮夷侵犯內國之事、於文不得言遷、遷與竄古音近、遷當讀爲竄、書堯典云、竄三苗於三危、竄字史記五帝紀作遷、是古二字相通之證也、國語周語云、自竄於戎翟之間、文選高唐賦云、飛揚伏竄、注云、竄走也

しかし器銘は明らかに內侵をいう。遷とは「師遷焉」左傳僖廿八年の遷である。郭釋に及を殳と釋し

て地名とするも、字は及であろう。內を積微居に㚇戎卣の「淮夷敢伐內國」の內國の意とする。內國を內と略していうことは逸周書酆謀に「邊不侵內」の例もあり、この場合及の動詞を內にかけてよむのがよい。拾遺に入伐と解するが、それでも文意は通ずる。洹昴以下は、おそらく洹・昴・參泉・裕・敏陰・陽洛の六地であろう。昴は晶に從い星の名であるが、ここでは地名。參の字も晶に從う。五地の所在はみな未詳であるが、淮域より成周に向う地で、成周南方の地であろう。ゆえに敔に命じて、これを上洛に追御せしめるのである。

積微居に上洛を春秋の晉地とし、淮夷は東より來り、これを西より攘うと解していう。

按左傳哀公四年記楚左司馬販、起豐析與狄戎以臨上雒、左師軍於菟和、右師軍於倉野、使謂晉陰地之命大夫士蔑、云ゝ、水經丹水篇引竹書紀年云、晉烈公三年、楚人伐晉南鄙、至於上雒、上雒卽上洛也、春秋時上洛爲晉地、三家分晉、地屬於魏、國策載魏與楚戰、以上雒許秦、是也、漢於其地置上雒縣、屬弘農郡、今地爲陝西商縣治、此器在春秋以前、上洛地猶屬周、故敔追禦淮夷於其地也、顧棟高春秋大事表、譜列國疆域、云陝西商州今商縣、淸爲商州、爲晉上雒及菟和倉野之地、而不明此地初時何屬、今觀此器銘、則初爲周地灼然明矣、至于伊者、伊水在上雒之東、淮夷自東方來、故敔逐淮夷、由西而東也

要擊の地點は上洛・烄谷であるが、烄谷とは漢志弘農郡の析、いま淅川と稱する河流の上游であろう。これによれば、淮夷は南陽の西方鄧の附近より川谷に沿うて北し、洛陽を窺おうとしたものであるらしく、敔はこれを熊耳・外方の山陵に沿うて邀え擊ち、これを伊水の外に奔らせたもので、

侵寇は南方から行なわれたとみるべきである。そして南陽方面はまた噩侯の根據地でもあるから、この侵寇は噩侯の叛亂と同じ事件であつたとみられる。このとき南淮夷はついに奔竄して逃れたが、噩侯は捕囚となり、淮夷の諸軍も大きな打擊を受けた。下文にはその軍實を述べる。班は還師凱旋をいう。一字で句。逸周書克殷解に「軍乃班」という。獻捷の禮は洛陽で行なわれている。このとき諸夷の目標は洛陽を包圍攻擊するにあつたとみられ、敔はその右翼を擊破したのであろう。

長榜識首百、執噝卌、奪孚人四百、□于熒白之所、于烄衣諱、復付厥君

文首の字を、孫は馬、郭は長と釋する。字形は長由盉の長と同じ。榜字は𦱤に從う字形である。大系に「用爲枋、言旗柄也、克殷解、懸諸太白、懸諸小白、卽此長榜載首意」とあり、識を載とし、首を旗桿に懸けたものとする。懸の字はその象。識は草冠と𢧵に從う。拾遺に「此云榜識首、猶云梟首矣」という。すなわち大白小白の榜識をつけた首である。執噝は執訊、捕囚をいう。執は手械を加えた象、噝は後手に繫縛した形を示す字で、訊鞫のときにも繫縛を加える。訊の初文。執噝は師寰段・不嬰段・虢季子白盤・兮甲盤など、戰役をいう器銘にみえ、詩の戰爭詩にも執訊獲醜の語が習見する。奪は衣中に雀を加えた字形。奮・奪はその形象が近い。孫釋に奪を褫すなわち雜とするも、奪は郭氏のいうように奪還の意である。周側の軍役の者など敵に囚縛されていたもの四百人を奪還したもので、これも大きな戰果とされたのであろう。

「□于熒白之所」の□字未詳。孫釋に鄙とするも、その名籍を獻じたものとみられ、字は圖の圕中の形に近い。郭釋に字を啚と釋し、「殆野宿之意」とするも、「熒伯之所」は野處すべきところで

はない。この四百人は後にそれぞれの君に還付されており、身柄は熒伯の所には届けられなかつたようである。所は字形が確かでないが、齊器の叔夷鐘に「是辟于齊侯之所」・「又共于桓武靈公之所」、また庚壺に「歸獻于靈公之所」などの語例があり、獻禽のときに某所という例である。本來は聖所をいう語であろう。

「于烄衣諱」は語意が明らかでない。大系に「諱字从言从聿、殆猶後世登錄之意、謂奪還被俘虜之人四百、暫寄于熒伯之所、在烄卽析施以衣履、詳細登錄之後、再歸還其主人、此四百人爲周人之被俘虜者無疑、故下言告禽、不再及也」という。その說はすでに拾遺にみえており、「雜俘人三百乃邊民爲南淮人所俘者、故不與馘約同告于王、且下云、歸復付乃君、卽以此三百人付其君也」と解している。烄は上文に上洛・烄谷とみえている地名で、その地で何らかの修祓儀禮を行なつた上、歸國させたものであろう。諱字の從うところは聿と隸釋しておくが、字は希・蔡・殺に用いる形であり、一たび虜囚となつて異族神の汚辱を受けたものであるから、これを潔齋する儀禮が必要であつたものと思われる。衣も單に衣履を給するという意味だけではなく、衣祀のように祭祀の名にも用いる字であるから、この場合、衣諱でそのような儀禮をいう語とみられる。禮記檀弓下「衣衰而繆絰」の注に、衣はもと齊に從う字であるという。また儀禮士喪禮に招魂の儀禮を記して、「升自阼階、以衣尸」とあり、注に「衣尸者、覆之若得魂反之」という。死喪復魂の儀禮に衣を用いるのであるから、衣諱もその種の儀禮をいうものと解される。このような修祓を行なつた上で、その鄉國に歸還させたのである。

隹王十又一月、王各于成周大廟、武公入右敔、告禽、馘百・𠭊卌、王蔑敔曆、吏尹氏受、釐敔圭鬲
□・貝五十朋、易田于敔五十田、于早五十田

獻捷と策勳賜賞の禮をいう。一月は二月合文であるかも知れないが、摹刻であるから確かめがたい。
このときまた王は成周に赴いて、成周の大廟でその禮に臨んでおり、あるいはこの征旅の終始、王は成周に在つたのであろう。成周の大廟とは、令器にいう康宮・京宮の類である。成周は別都として、周初の洛邑造營以來、そこには宮廟があつた。
武公が右者としてその儀禮に與かつているのは、禹鼎において禹にその戰力を與えていることからみて、この戰役の統帥の任にあつたものであろう。さきに癸伯に報告された馘・𠭊の戰果を獻じて、告禽の禮がなされている。獻捷・獻俘の禮は、左傳にも數條の記載がある。蔑曆は戰功を旌表する義で、この器銘はその原義において用いられている。獻を受けてのち、賜賞が行なわれる。釐は賜、恩賜をいう。圭鬲は圭瓚。毛公鼎に「鄭圭鬲寶」という。下の一字未詳。拾遺に幣などの字を充てているが、字形異なる。師詢𣪘に「圭鬲・尸允三百人」とあり、本器の字も允すなわち𠭊に似ているが下に數をいわず、確かでない。五十朋は效卣・小臣靜彝などにみえ、よほどの重賜であるが、なお加えて敔・早の田各〻五十田を賜うている。貝を賜うことは概ね東方出自の族に對して行なわれており、敔の家もあるいは東方出自のものであろう。敔𣪘二においては、文考父丙の器を作つている。
田土の賜與をいうものも、本器の例が最も多い。大克鼎には各地に田を賜うているが、その數をいわず、あるいは十田・五十田のように區劃のあるものと、某地の田という總括的な表示をもつ田が

あるのかも知れない。一田一夫として、五十田といえば五十夫の耕作地であり、王室の經營地には、その地域中五十田を分賜しうるような廣大なものが多かつたことが知られる。

敔敢對䣄天子休、用乍隣𣪘、敔其萬年、子〻孫〻、永寶用

この期の器銘には拜手稽首をいわぬものが多い。常禮であるから記述を略したものか、あるいは夷王のように群臣に擁立された王以來、下拜の禮を廢することがあつたものか、それとも戎服のままでこの廷禮が行なわれたためにその禮を省略したものか、その理由は知られない。獻捷の禮のときに戎服を更めることは、左傳襄廿五年に鄭の子產が晉に獻捷の禮を行なつたとき、晉人がその「戎服將事」をとがめた話のあることからも知られるが、あるいは戎服將事が古禮であつたのではないかと思われる。

訓讀

これ王の十月、王、成周に在り。南淮夷、遷りて內に及び、洭・昴・參泉・裕・敏陰・陽洛を伐つ。王、敔に命じて上洛・烬谷に追御せしむ。伊に至りて班る。長榜識の首百、執訊四十、俘人を奪ふこと四百、癸伯の所に□す。烬において衣諱し、厥の君に復付す。
これ王の十又一月、王、成周の大廟に格る。武公入りて敔を右け、擒を告ぐ。馘百、訊四十なり。王、敔の曆を蔑し、尹氏をして受けしむ。敔に圭鬲・□・貝五十朋を釐ふ。田を敔に五十田、早に五十田を賜ふ。

敔敢て天子の休に對揚して、用て隣𣪘を作る。敔其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參考

文中に癸伯の名がみえ、郭氏は「癸伯與康鼎之癸伯、當是一人、歷事三世之事、周初多有其證、如伯禽・康叔等皆是」という。康鼎を郭氏は懿に屬しており、懿・孝・夷三世にわたつて歷事したものと解するのである。しかし癸伯は史傳に厲王期の權臣とされていて、三朝歷事の說は信じがたく、本器にいう癸伯は夷厲期の人とみるべきである。禹鼎によると、この南淮夷討伐は夷末厲初のこととすべく、當時癸伯は甚だ尊貴の地位を占めていたらしい。「癸伯之所」という表現は、聖所もしくは天子諸侯に用い、詩に「天子之所」、齊器に「齊侯之所」のようにいう。當時癸伯の專權の狀を知ることができる。癸伯はあるいは周初癸諸器の癸の後であろうが、それならば殷以來の舊族である。卷一癸諸器の條參照。
敔もまた舊族で、周初の敔𣪘一は康王期前後、敔𣪘二は僞刻であろうが原器を摹勒してなるものと思われ、王の蔑曆を受けて文考父丙の器を作つている。原器はおそらく昭穆期のものであろう。本器は宋刻に著錄されており、敔氏の三器中、器の識るべきものは敔𣪘一のみである。かつ器の出土地も不明であるため、その消息をたどりがたいが、本器の賜與に貝五十朋を含んでいることは、敔氏の東方出自を示す證となしえよう。當時かれらの周王朝における位置は、わが國の奈良・平安期における蕃別のごときものであつたと考えて差支えないようである。

一六五、弭伯𣪘

時代　宣王 文物



弭伯𣪘

出土　「一九六三年一一月、陝西省藍田縣輞川公社新村生產隊社員們、在村外輞川河東岸第二臺地上、深耕整田時、發現銅𣪘一件、當初送交我縣文化館收藏、新村位于藍田縣城東南輞川內、距縣城一五粁、距一九五九年出土弭叔𣪘等一六件銅器的寺坡村一三粁、經輞川河谷出武關、是古代關中交通江漢平原的捷徑」文物・一九六六・一

收藏　「陝西省藍田文化館」文物

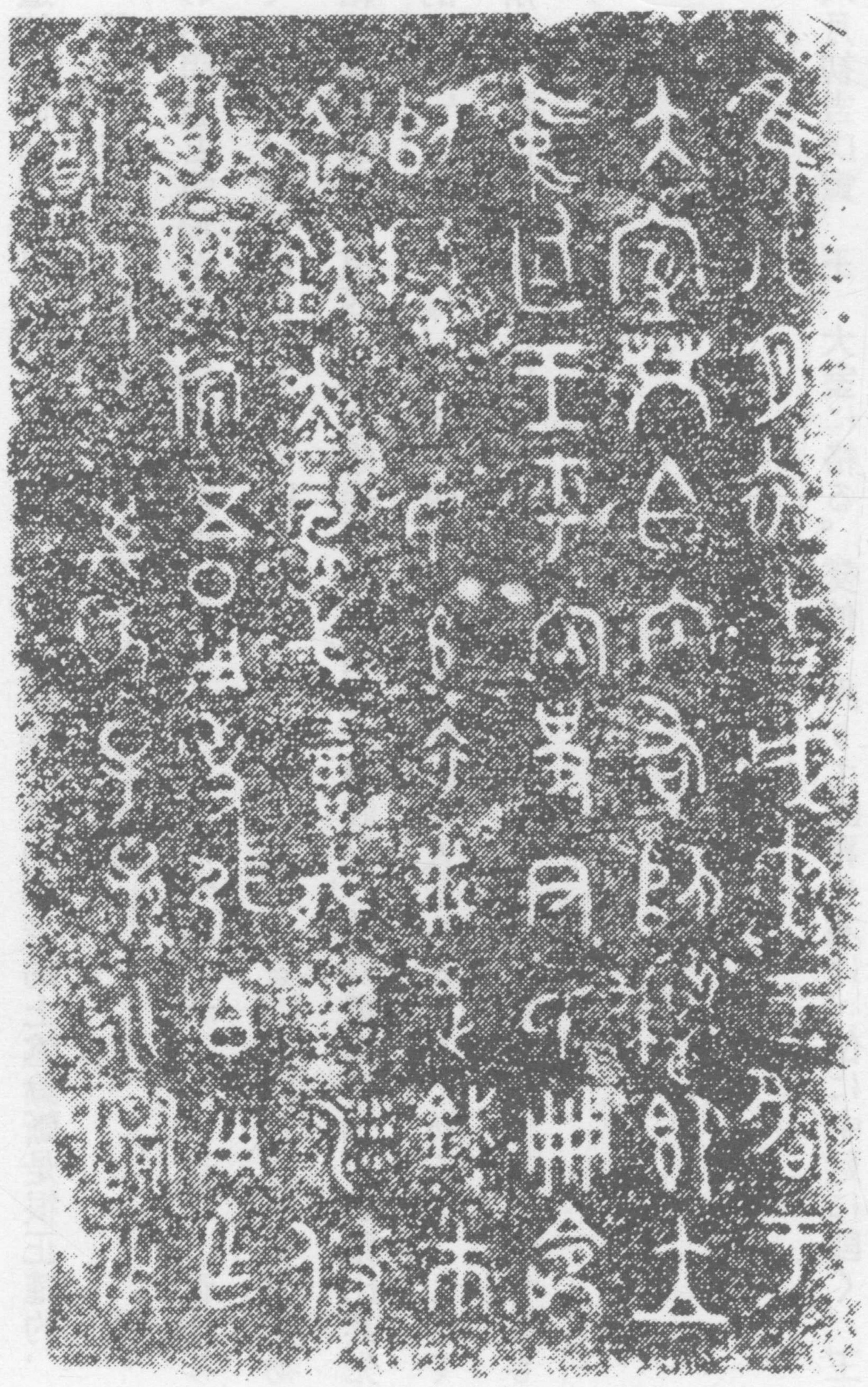
著錄
器影　文物・一九六六・一・五
銘文　文物・一九六六・一・六　書道・補・挿圖六
考釋　「記陝西藍田縣出土的西周銅𣪘」應新・子敬、文物・一九六六・一

器制　文物にいう。「此簋失蓋、高一八糎、口徑一九・七糎、腹圍七九・五糎、兩耳作獸首形、圈足下有三小足、口飾竊曲紋、腹瓦紋」。圈足部にも口下と同じ變樣夔文を付しており、器は大體において師旋段一巻三、二三〇頁・弭叔段巻二・四七九頁に近く、ただ兩耳に珥飾を缺いている。

銘文　「器心有銘文、七行、行十字、第六行多出一字、共七十一字」文物。

佳八月初吉戊寅、王各于大室、燹白內右師耤、卽立中廷、王乎內史尹氏、册命師耤、易女玄衣黹屯・鈢市・金鈧・赤舄・戈琱戟彤沙・攸勒・䜌旂五、日用事

王の所在・宮名をいわず、ただちに「各于大室」というものに、𢦏段・師詢段などがある。師詢段には銘末に、「佳王元年二月既望庚寅、王各于大室、燹內右詢」とあり、その日辰は夷厲以後の諸王曆譜に入るものなく、あるいは共和期中のものであろう。その器では右者の名をただ燹と稱しており、本器の燹伯と果して一人であるか否かを確かめがたい。夷厲期の諸器には、康鼎・卯段・同段・輔師嫠段・敔段三など、燹伯の名がみえており、本器の燹伯もその人であろうと考えられる。師耤の耤は、昔の部分を西に作る。文物に、令鼎・𢦏段の耤字と比較して、「乃耤田・屬耤的耤字」とする。昔・西は心母の字で古音近く、通用したものであろう。師耤の名は他にみえぬようである。內史尹氏は內史尹、單に內史また尹氏と稱する例は多いが、內史尹氏を連稱するものはその例に乏



しい。文物にいう。「內史官名、司宣王命、此官頗顯要、王國維考之甚詳、觀堂集林卷六、釋史。秩以內史爲尊、內史之官、雖在卿下、然其職之機要、除冢宰外、實爲他卿所不及、自詩書彝器視之、內史實執政之一人、尹氏、史官之長、內史尹氏、卽內史之長、王氏釋史又云、作册尹氏、皆周禮內史之職、而尹氏爲其長、其職在書王命與制祿命」。師兌段一・二に「王乎內史尹、册命師兌」の語がみえ、これに氏を附していうのは師氏と同じ語例であろう。册命のことをいうが、その職事に及ばず、ただちに賜與のものを列している。

おそらく王の初年、嗣襲を命ずる際などのものであろう。賜與の品目中、玄衣黹屯の次に列する鈢市・金鈧の二物は、他に例をみないものである。鈢市について文物にいう。

鈢市、依彝銘通例、市前均著其顏色、如赤市朱市𢦏市等、此鈢市金文初見、循例當亦爲顏色名、考克鼎有叔市、容庚金文編釋叔、又師嫠段作叔市、郭沫若院長謂假爲素、大系考釋一二二葉、禮・玉藻、韠、君朱、大夫素、鈢字之朩、與前引二器叔字左旁形近、其不從又而從金、殆叔字異文、市乃用以蔽前、又名韠、晉代稱蔽膝、形狀和作用、如同現代之圍腰、周人用作禮服

叔市の叔は、伯叔の叔と異字別構、朩は戈の柲部の光彩あるを寫した字で、よって白の義をえたものであろう。鈢の右旁はその戈柲の光輝あるを示す字である。すなわち他器にいう叔市の叔の別構の字である。鈢字の字釋について、文物の執筆者は、これを容庚氏の示教にえたと附記している。

金鈧を文物に金鈦と釋する。その說にいう。「金鈦卽銅鈦、古稱銅曰金、鈦、軑字之假、卽車轄、漢書卷八十七上揚雄傳、陳衆車于東阬兮、肆玉鈦而下馳」。いまその賜與は、叔市・赤舄の間にあり、何れも禮服の具である。車馬の具としては、下文に攸勒・䜌旂があり、車轄を叔市・赤舄の間に列するのは不類を免れない。金鈧はおそらく金黃・金衡の借字であろう。禮服等の賜與において、赤市・朱亢・旂をいうものに師俞段・何段等があり、字はみな亢に作る。また師嫠段に「易女叔市・金黃・赤舄・攸勒」とあり、本器にいう賜與に近く、鈢市は叔市、金鈧は金黃である。亢・黃は金文において珩・璜の字に用い、玉佩をいう。戈琱戟彤沙は夷厲期の金文に習見、攸勒・䜌旂も舀壺・頌鼎等にみえる。

赤舄は詩にも數見するものであるが、文物にあるいは豹皮を以て製したものであろうという。「按古制舄原料、不外皮帛麻葛之類、赤舄當系皮料制成、左傳昭公十二年、楚子次于乾谿、以爲之援、雨雪、王皮冠、秦復陶、翠被、豹舄、執鞭以出、又韓奕、獻其貔皮、赤豹黃羆、是則赤舄或以豹皮爲之、當然這只有統治階級才能享受到、所以周禮天官屨人注云、舄有三等、赤舄爲上」。左傳の文及び韓奕の詩は師次のときをいうものであるから、豹皮の舄を用いるのであろう。舄字の形象よりいえば、多く黻飾を加えたものであったと思われる。

戈琱戟彤沙は、師旋段二以下、多く夷厲期の器銘にみえ、ときに柲飾をも加えていう。文物に「言戈援上有花紋、戈內末端、系有紅纓」というように、琱戟・彤沙は援・內の部分の裝飾と綏とをいう。武將に對する賜與にこれをいうものが多い。「䜌旂五」は鑾鈴を付した旂幟五柄をいう。曲柄の小さな朱旂であろう。「日用事」は、普通には單に「用事」という。日用を連ねていうものには、乖伯段「日用享于宗室」・小克鼎「克其日用攤朕辟魯休」のように、夷王期前後の器銘にその例がみえる。

弭白用乍隮段、其萬年、子孫永寶用

末文に至って、弭伯と稱している。册命中に師耤と稱するものと同一人であるが、前後その名稱を異にしているのは、乖伯段において、前に乖伯と稱し、のちに歸夆というものと同例である。文物に「根據銘文、作器者爲弭伯、又稱師耤、可知弭是他的封邑、伯是他的爵位、師是他的官職、耤是他的名字、此與弭叔簋的弭叔師察、文例正同」という。弭叔段はすでに錄入した。巻二、四七九頁。

本器と同じく藍田出土の器であるが、右者として井叔の名がみえており、おそらく舀器にみえる井叔で、懿孝期の人であろう。その器制は本器と甚だ近く、またその文中に「用楚弭伯」とあつて、弭伯・弭叔は同期の人である。その出土の地點はともに藍田の地で、わずかに十三粁を離れて相隣接している。弭氏に伯・仲・叔の三家があり、その器については弭叔毁の條に附說した。文物にまたいう。

郭沫若院長、在弭叔簋及訇簋考釋一文中說、器（弭叔簋）出于藍田、可知弭邑卽在藍田一帶、那麼這箇弭伯簋的發現、就又增添了一箇新的證據、證明郭老的上述論斷是很正確的、卽弭邑確在藍田一帶、古者世官、故知察與耤、既是同族、且爲嫡親

すなわち弭叔と弭伯とを、嫡親の關係にありとするものであるが、伯・叔は、おそらく宗支を分つ稱號であろう。虢氏に伯仲叔季の四家があり、魯に三桓があるのと同じである。文物にまた、「從王賜給此弭伯師耤的東西、較之賜給弭叔師察的赤舃攸勒、遠爲豐厚可知、師耤比其先人師察、更得到王的器重」というのは、弭叔・弭伯を一家の先後の人とみるものであるが、ここでは伯を伯叔の伯と解し、爵位とみていない。また兩器の器制甚だ近く、時期もそれほど隔絕するものとはしがたいようである。

訓　讀

これ八月初吉戊寅、王、大室に格る。焚伯、內りて師耤を右け、位に中廷に卽く。王、內史尹氏を呼び、師耤に冊命せしむ。「女に玄衣黹純・鉥市・金鈧・赤舃・戈琱戟彤緌・攸勒・䜌旂五を賜ふ。日に用て事へよ」と。

弭伯、用て障毁を作る。それ萬年、子孫永く寶用せよ。

參　考

文物に、「根據此簋的形制花紋、銘文及其與弭叔簋關係來看、乃宣王時器」としている。焚伯の名は康鼎・卯毁以下夷厲期の諸器にみえ、この焚伯もそれと同一人と考えられ、從つて器は夷厲期に屬すべきものであろう。器形は弭叔毁に近く、ただその字迹は、弭叔の器が㣈伯毁などに近い小字體であるのに對して、本器の字は夷厲期の諸器に類している。同じく藍田の器であるが、出土の地點も異なり、その家も異なるものであるから、弭叔の器を井叔諸器の中に列し、本器を焚伯の名のみえる敔毁三に附比して、ここに列しておく。なお弭伯の作器に匜があり、藍田の出土と傳えられ、宋刻に著錄するものであるが、すでに弭叔毁の條に附記した。他に藍田出土の器に訇毁があり、師訇毁と一家の器であると考えられるので、その器と合せて共和諸器中に列入し、藍田諸器については、その條に總括的に述べる。

白鶴美術館誌總目（五）

第二十八輯（克氏諸器）　昭和四十四年十二月

一六六、克　盨……四八五
一六七、大克鼎……四九〇
一六八、小克鼎……五一三
一六九、伊　毁……五二〇
一七〇、伯克壺……五二五
一七一、克　鐘……五三一
一七二、師克盨……五四一

第二十九輯（厲王諸器）　昭和四十五年三月

一七三、師酉毁……五五三
一七四、叔専父盨……五六二
張家坡諸器……五六六
一七五、大毁二……五七一
一七六、大　鼎……五八一

一七七、寰　盤……五九〇
伯頵父諸器……五九六
一七八、師寰毁……六〇〇
一七九、鬲從盨……六一四
一八〇、鬲攸從鼎……六二七

第三十輯（共和諸器一）　昭和四十五年六月

一八一、毛公鼎……六二七

第三十一輯（共和諸器二）　昭和四十五年九月

一八二、訇　毁……七〇一
一八三、師訇毁……七一〇
一八四、塱　盨……七一三
一八五、鄦　毁……七二三
一八六、師𣪕毁……七四〇
一八七、師兌毁一……七五一
一八八、師兌毁二……七五八
一八九、師嫠毁……七六七
一九〇、井編鐘……七七六

第三十二輯（宣王諸器）　昭和四十五年十二月

一九一、兮甲盤……七六五

一九二、虢季子白盤……八〇〇

一九三、不𡢁段……八二四

第三十三輯（宣幽諸器）　昭和四十六年三月

一九四、琱生段一……八四一

一九五、琱生段二……八六〇

一九六、杜伯盨……八八四

一九七、幾父壺……八八九

一九八、柞鐘……八九八

齊家村諸器……九〇五

一六六、克盨

器　名　善夫克簋愙齋　克簋小校

時　代　夷王年代考　厲王大系・通考・麻朔・唐蘭

出　土　「俗稱大克鼎與克簋克鐘、皆爲一時同出之器」愙齋克鼎條　「光緒一六年一八九〇、陝西扶風法門寺任村出土、大鼎一・小鼎七・盨二」貞松

收　藏　「日照丁氏藏」周存　「The Buckingham Collection. The Art institute of Chicago」歐米　周存に「此敦先歸湖州陸氏、壬子在適廬、三月」というものは僞器であろう。

著　錄

器影　獲古・二八　歐米・一二二　大系・一二八　殷周・三八・B九〇　通考・三六六　通論・七五

銘文　愙齋・一五・一八　周存・三・二四(僞)三・一五三　大系・一一二　小校・九・四一　三代・一〇・四四・二

考　釋　韡華・丁・七　大系・一二三　文錄・三・二〇　文選・下三・三　通考・三六一　通論・三九

器　制　通論に「通高一九・四糎、蓋器均飾瓦紋、蓋口及器口和足都飾以竊曲紋一道、蓋足飾夔紋、蓋足內飾兩頭獸紋、兩耳作獸首形」という。竊曲文は互字形に鈎連する變様夔文である。近年著錄の師克盨蓋もまた同制で、蓋底に顧龍を組み合わせた文様があり、歐米に



克　盨

收める蓋上の圖文と極めて似ている。

銘　文　器蓋二文、一〇行一〇七字。通考に「傳世同銘者二器」とあり、また文錄の克敦の條に「又有克簋、文與此同」とし、周存二・二四にその文を載せるが、郭氏の指摘するようにこれは仿刻である。通論には器蓋二銘とし、同文の段銘の記事を削っている。

隹十又八年十又二月初吉庚寅、王才周康穆宮、王令尹氏友史趛、典善夫克田人

周康穆宮は寰盤にもみえる。大克鼎には穆廟の儀禮が記されており、晉鼎には穆王大室の名がある。康宮を中心として昭・穆の宮があり、康邵宮頌鼎・康穆宮のように康を冠していう例である。尹氏友史趛を郭・容二氏は一人の名する。大系にいう。

尹氏卽內史、言尹氏友史趛者、蓋趛已以史爲氏也、別有師趛鼎、……疑是同人之器

尹氏は敔段・晉壺・大克鼎等にみえるが、尹氏友という官名は他に例なく、友は普通、官友・官守



卷三下　　四八七～四八八

卷三下　　四八七～四八八

友のように同僚關係をいう。友には他に爾從盨のように復友と二字連用して動詞とし、また侑の義に用いる例もあるが、この器銘では官守友と同じ語例とみて、官名と解すべきであろう。

典は倗生𣪘に「用典格伯田」とあり、字形やのちの用例からみて、權利關係について登錄する意とみられる。「典善夫克田人」とは、善夫克の田人に對する權利を調査登錄し、これに認證を與える意であろう。すなわちその權利に公的な承認が與えられ、それに對揚してこの器が作られたのである。對揚の語が極めて鄭重なものであることから推して、この典田人の行爲が重要な意味をもつものであることが知られる。

克拜韻首、敢對天子不顯魯休䫉、用乍旅盨、隹用獻于師尹倗友婚遺

對揚を上下に離析する例は、虢叔旅鐘にみえる。盨に旅器が多いのは、祭器としての器の性質によるものであろう。師尹は詩の小雅節南山に「赫々師尹」・「尹氏大師」の句がある。郭氏は師𧻚鼎第二卷二五〇頁の師𧻚と本器の「尹氏友史𧻚」とを同一人としているが、器の時期が異なる。祭器に「隹用獻于師尹倗友婚遺」という以上、師尹は克氏の先世とみるべきであろう。克の文祖は師華父、その家は師職を嗣襲するものであつたとみられる。倗友・婚遺は𠇗伯𣪘にもみえ、もと同族や親緣をいう語であつた。

克其用朝夕、享于皇且考、皇且考其數々𥁋々、降克多福、眉壽永令、畯臣天子、克其日易休無疆、克其萬年、子々孫々、永寶用

朝夕は夙夕と同じ。夙夜ともいう。數々𥁋々は祖靈の降臨するさまをいう語で、もと鐘銘の用語である。その他の末文の形式は梁其の諸器に似ているが、梁其諸器も克器と同じく法門寺任村の出土である。「克其」を三たび用いていることも、特殊な語法として注意される。

訓　讀

これ十又八年十又二月初吉庚寅、王、周の康穆宮に在り。王、尹氏友史𧻚に命じて、善夫克の田人を典せしむ。

克、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對へて揚へ、用て旅盨を作る。これ用て師尹・倗友・婚遺に獻ず。克其れ、用て朝夕し、皇祖考に享せむ。皇祖考、其れ數々𥁋々として、克に多福を降し、眉壽永命にして、畯く天子に臣とならむことを。克其れ日に休を賜ふこと無疆ならむ。克其れ萬年、子々孫々、永く寶用せよ。

參　考

克氏の諸器は陳夢家氏以外は殆んどこれを厲王期に屬しているが、厲王期を三十七年說もしくは四十年說によつて曆譜を求めても適合するものなく、師旋の二𣪘によつて構成される夷王の譜ならば、その十八年十二月にこの日辰を求めることができる。宣王期には勿論適合しない。器が夷厲以前に遡りえないものであることは明らかであるから、器の時期は殆んど夷王十八年と定めてよいものと思われる。克氏諸器のうち、編年の最も早いものであるから、この器を克氏諸器の首に列しておく。

卷三下　　四八九～四九〇

卷三下　　四八九～四九〇

一六七、大克鼎

器　名　善夫克鼎窓齋　克鼎奇觚

時　代　克盨に同じ。

收　藏　「潘文勤公藏器」窓齋　「上海博物院藏器、潘達于先生捐贈」上海

著　錄

器影　大系・一六(拓影)　通考・六六・盂鼎克鼎・一九・二玄・三三　上海・四七

銘文　奇觚・二・二八　窓齋・五・一　周存・二・二三　大系・一一〇　綴遺・四・二五　小校・三・三一　三代・四・四〇　書道・七六・七七　河出・二三七　二玄・三三一

考　釋　述林・七・二三　韡華・乙中・五六　大系・一二一　通考・二九六　文錄・一・一八　文選・上二・一五　麻朔・四・一九　積微居・六二

王國維　克鼎銘考釋國學月報專號・二　觀堂古金文考釋　克鐘克鼎跋觀堂集林・一八

非　厂　善夫克鼎北平晨報藝圃・民二〇・二

上海博物館　盂鼎・克鼎一九五九年

器　制　上海にいう。「高九三・一糎、口徑七五・六糎、腹徑七四・九糎、腹深四三糎、重二一〇一・五瓩。通考にいう。「傳世之器、以此爲至大、口飾竊曲紋一道、腹飾環帶紋、足飾



大克鼎

饕餮紋」。高さは僅かに大盂鼎に及ばないが、重さは遥かに盂鼎を超えている。立耳大、三足太く、器制は甚だ重厚である。器腹の主文は公字形文様を含む波狀文、口下の變様夔文の部分と脚頭には稜を加えている。上海にまた「本器紋飾經去銹、發現有細雷紋底、中有範土、尚未剔清」、「紋飾雄健勁拔、造型威嚴深厚」、「國家の瓌寶であると稱しているが、決して溢美の言ではない。

銘文　二八行二九〇字

克曰、穆〻朕文且師華父、悤襄厥心、宝靜于猷、盄悊厥德、肄克龏保厥辟龏王、諫辟王家、叀于萬民、遠能𤞷、肄克□于皇天、頊于上下、得屯亡敃、易贅無疆、永念于厥孫辟天子

第一段の前半。克氏の祖である師華父がよくその辟たる龏王に事え、そのゆえに克氏は、その子孫

卷三下



四九一～四九二

たる辟天子の顧念を受けることをいう。文首に自述の文を記している。師望鼎・虢叔旅鐘と同じ形式であるが、第二段に至つて改めて册命の文を勒している。

文首は師望鼎「不顯皇且考寬公、穆〻克盟厥心、悊厥德」と極めて近い。文祖を文字通り祖父とすれば、師華父は共王期の人であるから、共初より夷末まで百年を逾えよう。克盨に善夫克とあり、本器にもその職を善夫と稱しており、盨と同じく夷王期に屬してよい器であろう。

悤襄を孫釋に施讓と釋している。悤は本器に兩見し、また悤黃の悤にも用いる字であるから、玉藻にいう蔥衡の蔥に當るとみてよい。宗周鐘にも「倉〻悤〻」の語があるが、孫氏は字を「沱〻熙〻」の沱の異文にして施、襄は舊釋の襄をとり、施は善、襄は克讓の襄であるという。

詩彼何人斯、我心易也、釋文引韓詩、易作施云、善也、襄讀爲書允恭克讓之讓、言師華父之心、易善而抑讓也

施讓という連語は他に例なく、意味も十分明らかでない。奇觚は字を聽讓と釋し、特に讓の釋字について詳說している。舊說では咢・愕などの釋もあるが、字は說文「襄、亂也」の襄の籒文と字形極めて近く、讓と釋すべき字であろう。

王國維は悤を「近是」として認め、讓を未詳とし、容庚・楊樹達兩家も字釋を保留している。郭氏は奇觚によつて悤讓と釋し、冲讓と讀むべしとする。韡華には思恪、文錄には聽悟の訓を與えているが、襄は父を字素とする字で、やはり說文籒文と字形の關聯があるとみられる。父治の義をもつ字であり、洪範の「乂用明」を古語でいえば悤讓に當るのであろう。君奭の「惟德稱用乂厥辟」と

卷三下



四九三～四九四

いう文も参考されよう。

宝靜は寧靜。王國維は宝の字釋をなお決していないが、積微居に字を寍の異文とし、宝の丂は寧の丂ともと同字であることを論じている。そしてその異同は、皿の上下の位置が異なるのみであるという。寍は金文においては明らかに心字形に従い、おそらく心血を捧げる儀禮から出ており、字はその別構であるらしく、靜と連文であるから、その義は近いとしなければならぬ。猷は小大猷の猷。小大政というに同じく、謀事に恭愼なることをいう。盄悊は淑哲。師望鼎に「悊厥德」、番生𣪘に「克誓厥德」とあるのも同じ意味である。

肆は上文を承ける語。中甗・縣改𣪘などに早くからみえている。龏は恭の初文。「厥辟龏王」の四字連讀。王跋に「厥辟」で句讀しているが、屬讀しがたい。大盂鼎「乃辟一人」・獻彝「朕辟天子獻伯」・𧶠卣「皇辟君休王」など、みな同じ語例である。龏王は共王。趞曹鼎二に生號としてその名がみえている。諫辥を孫釋に諫嬖とよみ、諸家は多くこれに從う。述林にいう。

周禮司諫鄭注、諫猶正也、諫辥猶言正治、齊侯鎛鐘云、用德諫罰朕庶民左右毋諱、義亦同此

奇觚に諫を諫にして促の義であるとする。

諫、廣雅釋言、促也、此當是諫、盂鼎、敏諫罰訟、亦同此義

辥については孫釋と同じく、說文「嬖、治也」の義とする。說文は下文に虞書「有能俾嬖」の文を引いている。辥は毛公鼎・晉姜鼎などにもみえる字である。字形は肉を懸繫し、大辛を以てこれを宰治する象。諫辥はまた保辥ともいう。器銘の下文に「保辥周邦」とあり、列國の器には保有とも

いう。王家には諫辥といい、邦家に保辥というのは、同じく辟治にしてもその對象が異なるからである。

この部分の文意について、積微居にいう。

于思泊云、肆故也、龏即恭、下龏字讀共、言故能敬保其君共王也、郭沫若云、此句謂故能敬輔先君恭王、余謂保當訓信、諫字未詳、辥當讀艾、爾雅、艾相也、肆克龏保厥辟恭王、諫辥王家者、文意謂、師華父既有上述諸美、故能爲恭王所敬信、而諫相王家也

龏保を敬信と解し、かつ受動態とするものであるが、語法的に無理があり、「龏保・龏王」は下文の「諫辥・王家」と對文をなす。叀は惠。「惠于萬民」は王家を保辥する所以である。沇兒鐘「惠于明祀」、王孫遺者鐘・番生𣪘「惠于政德」の例があり、仁惠の意よりも廣義に用い、惠順の義である。饏は柔、釱は邇。すなわち「柔遠能邇」で、詩書に習見する語である。語は番生𣪘にもみえる。饏の字形について、述林に、「竊謂此當爲擾之異文、右形从夒省、左从卣者、卣擾古音同部也」という。字を反訓を以て解するものであろう。また王釋にいう。

擾與柔同、史記夏本紀引書皐陶謨、擾而毅、徐廣曰、擾一作柔、韓非子說難、龍之爲鱗、可柔狎而騎也、史記柔作擾、又說文夒字、詩小雅作猱、知擾柔可通用矣

これは擾・柔を音の通假と解するものであろう。積微居に二家の說を非とし、說文に「頭會𡿺蓋」の𡿺と同聲通假としているが、饏を本字とみない點では同じである。字の右旁は夏の形で、祭冠を著けて祝禱をなす者の象である。頌・顯などみなこの象に從い、祭儀を示す字である。左旁は由を

席上におく象。番生𣪘では由を兩手を以て捧げる形に作る。すなわち由を捧げて死靈を慰撫し、その宿怨を祓う儀禮を示すもので、柔・安の義はそれから生じたのであろう。それは道・邊などの字が、やはり頭首を祀つて境界・道路を修祓するのと同じく、境界や邊裔の諸族に對する呪的な儀禮であつたと思われ、それよりして「饏遠」の義となるのである。字はまさにその原義において用いられており、もとより假借ではない。

釱はまた埶に作る。孫釋にいう。「執當讀爲暬、國語楚語韋注云、暬近也、暬邇同義」。また王釋にいう。「釱與執通、堯典、格于藝祖、今本作假于祖禰、知藝禰同用、立政之藝人表臣、藝人即邇人、與表臣相對爲文」。立政の例は孫釋にも引かれているが、藝は褻と同系の字で、毛公鼎に「朕褻事」とある褻の義、これは殆んど形聲の字で、字の本義とはみえない。釱は木と土と犬とに從う。土主に神木を挿し、犬牲を以て祀る意を示し、家や冢が犬牲を以て修祓するのと同じ。手械を示す執とは、字の系統を異にしている。おそらくその邑里居處の修祓を示す字よりして、近邇の意となつたものであろう。

肆以下は、上文を承けて神明の明驗あるをいう。克下の一字未詳。「□于皇天」と「頊于上下」と對文。上句を文錄に䫉にして稽と釋するも、字形異なる。皇天の語は、毛公鼎に「用印邵皇天」、邾王義楚鍴に「用享于皇天」とあるも、これと文例は必ずしも同じでなく、天に感應あるをいう。また頊もなお字形が明らかでないが、奇觚に頊と釋し、文選に風俗通「頊者信也」を引く。孫釋には周頌昊天有成命「單厥心」の單とし、韡華に「傳、厚也、此字當古文訓厚之專字、从玉、以德喻

玉也」というが、語例からいえば、者減鐘「其登于上下」のように、德聲の升聞するをいう動詞とすべく、いま頊と釋して明顯の義としておく。

「得屯亡敃」は師望鼎・虢鐘等にみえ、金文の常語。下文の「易贅無疆」と對文とみるべく、郭氏が「渾敦亡敃」などと釋するのはいかにも奇僻である。

永念は下文の巠念と同じ。「厥孫辟天子」とは、上文の龏王に對して今王をいう。克の文祖師華父は先王の龏王に事えたが、その孫子たる今の辟天子の顧念を受ける意で、永念は被動形である。文錄に辟を輔と釋するも、積微居に「天子、爲厥孫辟之同位語」とするのが正しい。

以上は克がその文祖師華父の遺德を述べた語で、主格は一貫して師華父であり、その餘澤が克の身に及ぶことを說いたものである。

天子明哲、顯孝于申、巠念厥聖保且師華父、勵克王服、出內王令、多易寶休、不顯天子、天子其萬年無疆、保辥周邦、畯尹四方

第一段の後半。師華父の子孫たる克が今王の眷寵を受け、天子に祝嘏の辭を獻ずるをいう。王釋に「申讀爲神」という。大系にこれを破字の解釋にして妥當ならずとし、字のままに動詞に解すべきであるとしている。

孫王均破申爲神、按此句法、與詩出車、玁狁于襄、玁狁于夷、又崧高、四國于蕃、四方于宣同例、言于顯孝者表彰之、當以不破字爲是

申は本來神明の象である電光を示す字であるから、申は神の初文であり、王釋は破字して說くもの

ではない。金文では神に申を用いる。上文に「天子明哲」とあり、先王に顯孝を致す所以として、先王が師華父を顧寵したまうた事實を述べるのであるから、郭說のように解しては文の統貫を失う。杜伯盨「其用享孝于皇申且考」の簡略な形式とみるべきであろう。

巠は經。巠念は上文の永念と同じ。聖保を王釋に「猶詩言神保、楚詞言靈保」というが、神保・靈保は特定の靈の代位者・靈媒であつて、この文義に當らない。班段の聖孫、師詢段の聖祖考と同じく、修飾の語である。わが聖祖を懷念して、克に顧寵を賜うをいう。勵を孫釋に龢とするも、金文には別に龢字がある。叔向父禹段に「廣啓禹身、勵于永令」、また微䜌鼎に「用易康勵魯休」のような例があり、大系に前者を擢、後者を樂と訓し、本器については、番生段「廣啓厥孫子于下、勵于大服」、師詢段「盠勵雩政」と同じく踰と訓している。「勵克王服」とは「廣啓克身、勵于王服」というに等しい。文錄にはこれらの諸例をすべて龢と解しいう。

龢本作勵、近人疑非和字、郭讀爲擢、然下文康龢純右、微䜌鼎康龢魯休、陶仲姞段康龢字、皆與此同、豈得爲擢哉、又番生段龢于大服、叔向段龢于永命、字亦如此

すなわち孫釋を是とするものであるが、兩字は字形異なり、連語としても康勵・盠勵と龢遣・㝬龢など、用例が同じでない。殊に龢には永命・大服に對して用いることがなく、やはり別字であろう。勵は字義が協に近く、たとえば書の堯典「協于帝、濬哲文明」・太甲「修厥身、允德協于下」・立政「用協于厥邑」など、みな「協于」の形式をとる。金文では協に當るかと思われる文字が秦公鐘・叔夷鐘・者減鐘にみえ、字は三犬に從う。ときには龢と連言しており、その字が協の初文であろう

うが、勵は書の協字と用法が近く、一應協と訓しておく。「出內王令」は師望鼎にもみえ、下文にも「出內朕令」の語がある。寶休は魯休・旅休と同義、他に用例の乏しい語である。

「丕顯天子」以下は第一段の全體を收束する。天子の語を重ねたのは語調を整えたもので、大雅江漢に「天子萬壽　明明天子　令聞不已　矢其文德　洽此四國」とあるのと通ずる。保辥・晙尹の兩句は對文。末句に至つて彊・邦・方の三字押韻。詩句のような押韻の句を以て收めている。

以上第一段。克氏と王家と累代の關係を述べ、王室に祝頌の辭を獻じている。

王才宗周、旦、王各穆廟、卽位、䌛季右善夫克、入門、立中廷、北鄕、王乎尹氏、冊令善夫克

第二段。冊命の文。文首に年月日辰を略している。穆廟は宗周にある康穆宮のことであろう。克盨には「王在周康穆宮」という。大系に「穆廟、唐蘭謂、卽穆王之大廟、余意猶魯頌淸廟言於穆淸廟也」というが、宮廟の名は固有名詞に解すべきである。伊段には周康宮の穆大室で廷禮が行なわれており、本器の穆廟のことである。

䌛季は伊段にも右者としてみえる。綴遺に䌛を董と釋し、祝融己姓の一であるというが、字は䌛𩫏の䌛にして緟の初文。朱を緟染する象を示す字である。善夫は膳夫。克盨とその職が同じ。宰夫と同じく神薦を掌るものであつたが、のち王の左右輔弼の重臣となつた。尹氏は作冊尹、曶壺以下にみえる。

王若曰、克、昔余既令女、出內朕令、今余隹䌛𩫏乃令、易女叔市・參同葬悤

王若曰は尹氏傳命の語。昔と今と對文。䌛𩫏というとき、多くこの形式を用いる。王釋に「緟益也、京崇也」というも、𩫏は兩層の象。䌛𩫏で反覆累加の義となる。䌛𩫏は前命を確認する儀禮であるから、概ね新王の卽位、あるいは家臣嗣襲のときにそのことが行なわれる。前者の場合は新王が前王の任命を認證し、後者の場合には、現王が先臣の家職を嗣襲させることとなる。ただ稀には本器のように、さきの兩者のような事情なくして、同一王が同一家臣に䌛𩫏の儀禮を行なつている場合があり、特殊な例であるから、これを一王䌛𩫏の辭とよんでおく。本器のほか、師詢段や兩師兌の器には、「余既令女、……今余隹䌛𩫏乃令」という形式の冊命がある。概ね前命に加えて追命がなされるものであるが、この器銘には何らの追命もなく、禮服を賜うほか、下文に甚だ多くの田土を賜うている。

叔市は師嫠段にみえる。叔は吳方彝の叔金の叔と字形同じ。奇觚に缺釋、孫釋に黼黻と釋するのは、精拓に據らなかつたからであろう。綴遺に詩の大雅韓奕「淑旂綏章」を引くが、市には赤・緼・朱・韍など色名をつけていう例である。積微居に叔を朱の假借とし、

余按、叔當讀爲朱、朱與淑一聲之轉、朱字古韻屬侯部、叔字在覺部、音最近也

という。叔金は朱金ではなく、適解としがたい。玉藻に「韠、大夫素」とある素市のことである。詩の淑旂も、白地のままの繡文ある旂であろう。

參同葬悤は他器にみえず、難解な語である。述林にこれを詳論していう。

玉藻、禪爲絅、中絅者卽中衣之禪者也、參絅者、參卽縿之省、實當讀爲綃、檀弓、縿幕魯也、注、縿縑也、縿讀如綃、郊特牲按、玉藻文、君子狐青裘、玄綃衣以裼之、注云、綃綺屬也、染之以玄、

於狐青裘宜也、縿絅亦卽以綃爲禪、中衣、與師酉段中絅義同、蓋冢裘者、謂之裼衣、冢他衣者、謂之中衣、其實一也

同字又別見郙段云、同齊黃、兔彝・師奎父鼎云、同黃、亦卽玉藻所云狐裘黃衣以裼之者、文偶倒耳、中絅者見中衣之爲禪、言其無裏也、綃絅者見中衣之用綃、言其質也、絅黃者見韋弁服中衣之用黃、言其色也、三器各偏擧一耑、義並通矣

葬卽籀文草字、士昏禮、主人爵弁服纁裳緇袘、蓋以涅染黑、則謂之緇、以草斗染黑、則謂之草、其色正同、故古書緇草亦或互稱、凡冕弁服皆用石染、不用草染、則爵弁服之袘、當以緇爲正、此云葬它、實則緇也、蓋冕服之裳、以黃爲袘、與爵弁服緇袘異、若釋爲悤衡、則古無草悤之佩、不能通於此鼎矣文節略

孫氏はさらに、天子九命の服や禮制の上から、善夫たる克がその禮服を用いうる所以を說いているが、金文中の禮制は禮書以前のものであるから、なるべく金文中の資料を以て文を解する方法をとるべきである。孫說によると、參同は綃の裼衣、葬悤は緇、すなわち參同葬悤とは玉藻にいう玄綃衣に當ることになるが、冊命の賜與として叔市と中衣とのみというのは、いかにも適當でないようである。

王釋・文選は孫釋によるが、大系には玉飾とする解を出している。いう。

言市多與黃相將、則參同葬悤、殆亦言佩玉、疑參指雙璜、葬指衡牙、衡牙在中、故謂之葬、雙璜在側、如驂馬然、故謂之參、同悤言玉之色

綴遺には、上二字を裻衣、下二字を悤珩とし、孫・郭の兩説を合せた解となつている。

同卽絅、彝器習見、按禮記玉藻、禪爲絅、注、絅謂有衣裳而無裏、詩、衣錦裻衣、又作裻、箋云、裻禪也、是絅裻爲通用字、同爲古文、……前段以悤爲聰、此悤爲蔥珩、詩六月、有瑲蔥珩、毛傳曰、蔥蒼也、三命蔥珩

綴遺は參の字義を説いていないが、おそらく孫釋と同じく綃・縑の意とするものであろう。諸器の賜與のうち、大盂鼎・麥尊に冂衣・市舃があり、一類をなし、趞𣪘・趞曹鼎以下には市・黄(亢)・旂、また趩觶・師奎父鼎以下には衣・市・黄・旂が組合されている。品目の次序も殆んどこの順である。本器では「叔市・參同莽悤」の順であるから、參同以下は衣服ではない。尤も師奎父鼎のように市・黄・衣の次序のものもあるが、そのときは衣を最下に列している。これによつていえば、參同を冂衣とし、衣服とする解はとりがたいようである。

本器と似た賜與に、鄘𣪘の「赤市・同嬰黄」がある。嬰は妻に從う字であるが、妻は參と女より成り、參の字形を含んでいる。參は簪の象形字であり、簪飾をいう。これを以ていえば參同とは鄘𣪘の同嬰黄の省であり、同嬰を參同といつたのであろう。すなわち他器の同黄と稱するものと同樣の玉飾である。これを絅衣の絅と解したために、混亂を生じたのである。郭氏は新版大系において參同玉飾説を棄てて、補記していう。

今按、參假爲襂、卽今衫字、襂同者絅色之中衣也、中衣之下更有衷衣、莽假爲衷、莽悤者、蔥色之衷衣也

巻三下　五〇三～五〇四

すなわち孫氏の説に戻つたものであるが、襯衣を賜與することなど銘文に證なく、男女のことに類する。郭氏の改説は、夏を棄てて越にゆくものというべきであろう。莽蔥という語も色目を後にいうこととなつて、語を成さない。莽悤の莽は釋字としては中の字形に從つて記すほかないが、字は師酉𣪘の中㬎と同じく、〇を貫いた象である。玄衣黹屯の屯は、師奎父鼎・頌鼎のようにその上に中字形を伴なうことがあり、その形はあたかも◎市の◎に近い。黹屯とは緣飾の義であるから、この〇形は黼黻の象を示すものとみられ、これを參同に付するのは玉に璣組綬纓を加える意であろう。師酉𣪘の中㬎の㬎字が絲に從うのはそのためである。すなわち參同莽悤とは、同嬰黄に中㬎を合せたもので、師酉𣪘に朱黄中㬎というものに近い。師酉𣪘では「赤市・朱黄中㬎・攸勒」の賜與であるが、本器では「叔市・參同莽悤」を賜うたのである。悤は總、飾絲をいう。洛陽金村出土の編玉などは、その遺制を示すものであろう。

易女田于埜、易女田于渒、易女丼家劀田于㽙、以厥臣妾、易女田于康、易女田于匽、易女田于隫原、易女田于寒山、易女史小臣霝龠鼓鐘、易女丼退劀人、䵼易女丼人奔于量、敬夙夜、用事、勿灋朕令

冊命の賜與とは別に、多くの土田人民を賜うている。一事ごとに「易女」という形式をとつているのは、あるいは移籍手續の必要などがあつてのことであろうか。初期金文のように「田若干田」という表現をとつていないのは、この文にいう田がそのような小區劃のものでなく、某地の田という相當規模のものであつたからであろう。その臣妾を併せて下賜している例からも、そのことが察せられる。

埜は野の初文ともされる字である。地名につけていうことが多く、詩小雅小明の艽野、殷周の際の牧野などがそれである。大雅公劉に「京師之野」、魯頌駉に「坰之野」があり、器銘の埜も特定の野をいうこと勿論である。克鐘によると、克は涇東の京師の地を遹正しており、その地はあるいはいわゆる「京師之野」であるかも知れない。

渒は未詳。「丼家劀田」は下文の「丼退劀人」と語例同じ。劀は動詞であるらしい。説文にその字をみないが、綴遺に字を累と解していう。

丼家丼人、被刑者之謂、劀从勹从累、是縲之古文、與匍匋字同意、曾經縲絏、故錫之爲臣妾

丼を受刑の義とするのであるが、刑家・縲人の語はかりに通ずるとしても、縲田という語はありえない。劀はおそらく緊縛の字であろうが、繫屬の關係を示すものであろう。大系に劀を地名とするが、㽙が地名である。丼氏のもつ經營地の中から、㽙の田土を分賜するとともに、その臣妾をも併せて賜うている。臣妾の屬は康宮など宮廟に所屬するものや、後の莊園などに當る特定經營地には、田土に應じて配置されており、初期金文では田と人とを併せて賜う例が多い。この器銘では賜田七所のうち、この田だけが臣妾とともに賜與されている。田土と勞働力の分離という現象が、當時すでにあらわれていたのであろう。

康は上に屋形がある。康・匽ともに地名。所在未詳。匽は召侯關係の器に多くみえ、その本貫の地名であるが、召氏所領中にその名が分布している。岐陽にも召氏の地があつたと傳えられているから、あるいはその地であろう。克氏は岐山を本貫とする豪族であつた。地はみな陜中にあり、特に

巻三下　五〇五～五〇六

隫原は文獻にもみえている地名である。

隫原は溥原であろう。奇觚に「隫原、亦地名、字書所無、隫原疑卽溥原」として詩の溥原であろうという。王國維も克氏と溥原との關係を論じていう。

諸地名無攷、按此鼎出土于寶雞縣之渭水南岸、而克鐘有遹涇東至于京師之語、是克之封地、跨涇渭二水、與公劉所居之豳地略同、則隫原殆卽詩之溥原矣

郭氏もその説に賛しているが、しかし克鐘の京師を詩公劉の京師とみず、晉の京陵と解しているのであるから、この隫原を詩の溥原とする解との間に矛盾を生ずる。本器の隫原は詩の溥原、克鐘の京師も詩の京師で、いずれも渭北の地である。王釋に克氏諸器を寶雞の出土とするのは傳聞の誤で、器は貞松にいうように岐山扶風法門寺任村の出土に係る。岐山の大族であつた克氏が涇東の遹正を命ぜられているのはその地望に合するが、涇渭二水の間を領有したのでなく、遹正は査察行爲である。ただ公劉の溥原はその地が岐山に近く、そのためその地の田を分賜されたのであつた。寒山を王釋に寒火と釋するも字形は山と釋すべく、また岐陽より遠からぬ地であろう。

史小臣以下は臣僕の賜與をいう。史小臣は祭祀儀禮に從うもので巫祝に近く、祭祀關係の下層の者は賜與の對象とされていたのであろう。靈龠・鼓鐘は樂官の屬であるが、當時部曲的な存在であつたらしく、これも分賜されている。師嫠𣪘によると、「嗣乃祖舊官小輔眔鼓鐘」とあつて冊命を受けるほどの官職であるが、樂官にも高下の差等があつて、そのうちの高位者は廷禮に列し、下層の者は賜與の對象となつたものと思われる。

「井退𩁹人」の上三字を郭氏は「均國族名」としているが、上文の「井家𩁹田」と對照して考えると𩁹は動詞とすべく、井退の管理下にある人僕の意であろう。韡華に井を井田制の井田と解し、當時井田法の行なわれた證としているが、字は井に作り邢の初文である。

䎽は金文に䎽嗣と連用される。盠方彝にみえ、併司の義。舊説にこの語を人䎽とつづけてよみ、徒隷あるいは奴籍と解し、奴隷制説の一證ともされていたものである。述林に

以形聲求之、似當爲姘字、……姘說文訓除、爲其本義、金文蓋藉爲爾雅釋詁拼抨使也之拼、亦卽書洛誥伻來之伻、此人姘、謂役使之人徒也、師毀殷云、姘嗣我西偏東偏、言使治東西二偏也、微䜌鼎云、姘嗣九服、言使治九服也

人姘と伻使の二義ありとするものであるが、郭氏はこの人姘をさらに人籍と釋し、「䎽字在此說爲籍字、亦可通、蓋用爲奴籍之籍」と述べ、文錄・文選等もみなその句讀と同じ。郭氏の奴籍説は一時學者の視聽を集め、奴隷制説の有力な根據とされたものであるが、郭氏は近年の盠器銘考釋に至つて自説を棄て、字を攝にして兼官兼職の義であるとしている。郭氏には自説の改易が多いが、結論を豫定した解釋が多いためであろう。字は女子が井上に缾を執る象で併の聲義を以て釋すべく、䎽嗣・䎽官嗣・䎽命・䎽賜・䎽疋など、みな併を以て釋すべき例である。この文においても䎽は下屬、䎽賜とつづくべき文である。上文に井退の𩁹人を賜い、併せて井人の量に奔れるものを賜うたのである。奔人を韡華に「奔走之人」とするも、出奔者の義であろう。いわゆる逋播の臣である。逃亡者は不自由人として扱われ、賜與の對象とされた。「敬夙夜」以下は、冊命の收束に用いる常用の語である。

人僕の下賜において、史小臣・霝龠・鼓鐘など、祝史・樂工の徒が賜與されているのは、この種の部曲的な徒隷が存在したことを示す資料として注意される。また人僕のうち、他家に繫屬してその管理下にあるものや、出奔によつて、族人・里人としての權利を剝奪された不自由人のあることも注意すべきである。夷厲の際に、周の社會內部に、氏族制的遺制の崩壞しつつあつた事實を示すものがあるようである。

克拜䭫首、敢對䫺天子不顯魯休、用乍朕文且師華父寶䵼彝、克其萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永寶用

この器では文祖は師華父とよばれており、小克鼎では皇祖を釐季と稱している。郭氏は、師華父の字は釐季にして、一人であるとみているが、確かめがたい。祖は父祖の祖に限らず、祖以上の先世をよぶにも用いる語である。師華父は龔王につかえた人で、本器を夷王期とすれば、懿孝の二代を超える。尤も共・懿・孝で二世代であるから、世代的には夷王期を合せて三世代である。新著錄の師克盨によれば、克氏は文武受命以來の舊族であり、古くから岐陽の大族であつたのであろう。

以上、第二段。冊命賜與のことをいう。第一段は、この冊命賜與の背景として、文祖師華父の遺德を述べたものである。

訓　讀

克曰く、穆ゝたる朕が文祖師華父、厥の心を聰誓にし、猷に宖靜にして、厥の德を淑哲にす。ゆゑに克く厥の辟龔王を龔保し、王家を諫辟せり。萬民に惠にして、遠きを柔らげ、近きを能(やす)んず。ゆゑに克く皇天に□せられ、上下に頊(あら)はれ、純を得て泯むことなく、釐を賜ふこと無疆にして、永く厥の孫の辟たる天子に念はる。天子明哲にして、神に顯孝し、厥の聖保なる祖師華父を經念し、克を王服に勵(かな)はしめ、王命を出納せしめ、多く寶休を賜ふ。丕顯なる天子、天子其れ萬年無疆にして、周邦を保辟し、畯く四方を尹(をさ)めたまはむことを。以上第一段

王、宗周に在り。旦に王、穆廟に格り、位に卽く。𤔲季、善夫克を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。王、尹氏を呼びて、善夫克に冊命せしむ。王、かくのごとく曰く、克よ。昔、余旣に汝に命じて朕が命を出納せしむ。今、余これ乃の命を䌛𩰫す。汝に叔市・參同葬悤を賜ふ。汝に田を埜に賜ふ。汝に田を渒に賜ふ。汝に井家の𩁹する田を酷に賜ふ。厥の臣妾とともにす。汝に田を康に賜ふ。汝に田を匽に賜ふ。汝に田を陴原に賜ふ。汝に田を寒山に賜ふ。汝に史小臣・霝龠・鼓鐘を賜ふ。汝に井退の𩁹する人を賜ふ。併せて汝に井人の量に奔れるを賜ふ。夙夜を敬しみて、用て事へ、朕が命を廢することなかれと。

克、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て朕が文祖師華父の寶䵼彝を作る。克、其れ萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。以上第二段

参　考

銘文二九〇字。毛公鼎とともに後期銘文の最も代表的なものである。積微居にいう。

鐘鼎銘辭、以文體別之、可分爲二事、一曰純乎記事者、二曰純乎記言者、其記事之中有言、則言統於事、以事論、不以言論也、記言之中亦有事、則事統於言、亦以言論、不以事論也、至於作器之敍述、凡器皆具、亦不以事論也、記事一宗、不必論矣、其純記言者、又可析爲二、一記君上之言、如毛公鼎・伯晨鼎之記王言、不嬰殷記伯氏之言、師獸殷記伯龢父之言、是也、又其一爲記作器者之言、如虢叔旅鐘・井仁安鐘・成鼎・叔向父殷諸器、記虢叔旅・井仁安・成・叔向父之言、是也、此諸器皆以某某曰發端、其爲記言甚明、亦有不以某某曰發端、而實與諸器同爲作器人之言者、如番生殷是也

此克鼎銘文分二節、首節以克曰發端、與虢叔旅鐘諸器同、次節則記王命克之事、二節並列、一言一事、在金文中爲罕見之例矣、至次節亦記王言、此余所謂言統於事者、不以言論也

銘辭の體例を論じて、要領をえたものといえよう。銘文の前段十四行は縱橫の陽線を以て匡郭を施しているが、後段には匡郭がない。字は何れも排次整齊、筆勢圓潤にして雅致に富み、篆體の上乘というべきものである。文辭また典重、前段の記言體には三字句・四字句を對偶して文を成すところ多く、綴遺に「周代駢儷文也」と稱している。前段の末文は有韻、詩に近い表現の樣式である。また後段には賜與を層々列擧し、文に體格あり、文選に「高騫奧美、詩書之華」と稱している。大鼎の偉容にふさわしい堂ゝたる銘辭で、當時の文辭をみるに足るものである。特にその後段の記事

については、上海に「周王賜以命服、大量的土地和臣妾、史小臣和霝龠鼓鐘、掌職音樂的官吏等、是研究西周歷史很重要的資料」というように、當時の社會と文化の問題について、重要な資料を提供している。

器は出土以來、諸家の注目するところであったらしく、周存附說に

據潘文勤年譜、光緒二十五年得此、曾屬李仲約侍郎輩及門下士、皆爲釋文、春在堂攷爲邾儀父、余定爲郭克、郭卽虢仲之後、亦姬姓也

と、當時競うて考釋が試みられたことを記している。また

按三代古鼎、無大於此及盂鼎者、乃皆爲文勤所得、今與齊鎛、峙立吳中、同爲東南大寶云

とも稱しているが、二大鼎はその後も潘氏の家に寶藏され、近年潘達于の義捐によって上海博物院の收藏に歸した。

同じく善夫克と稱するものに小克鼎があり、廿三年の紀年がある。本器との前後は知りがたいが、成周八𠂤の遹正を命ぜられており、克氏の勢力が陝北に確立された當時のものと解しうるから、本器を一應小克鼎の前に列しておく。小克鼎諸器は大小の差はあるが、本器と殆んど同じ器制である。

一六八、小克鼎

器　名　善夫克鼎窓齋　克鼎陶齋

時代・出土　大克鼎に同じ。

收　藏　一、「夢庵日本太田氏藏」三代表　「藤井有隣館藏」有隣・日本　二、「栘林館藏」栘林　三、「寶華庵端方・鄭庵潘祖蔭・大興馮氏藏」三代表　四、「寶華庵・鄭庵・日本黑川氏藏」三代表　「黑川古文化研究所藏」書道　五、「寶華庵・鄭庵藏」三代表　六、「寶華庵・鄭庵藏」三代表　七、「窓齋自藏」窓齋　「上海博物館藏器」上海

著　錄

器影　一、有隣・天・二　日本・三一七　二、玄・三一七　二、栘林・七　大系・二五八　三、陶齋一・三八大系・一九　四、陶齋・續上・二五　大系・二〇　五、陶齋・一・三六　大系・一八　六、陶齋・一・三四　大系・一七　通考・六七　七、盂鼎・克鼎三五　上海・四八

銘文　一、貞松・三・三四　周存・二・一六　大系・一一三　小校・三・三六　三代・四・三〇・一　二、玄・三二六　二、周存・二・一七・一　大系・一一三　綴遺・四・三三　栘林・七　小校・三・三九　三、陶齋・一・三八　周存・二・一四・二　大系・一一四　小校・三・三五　三代・四・二九　四、陶齋・續上・二五　周存・二・一四・一　大系・一一四　小校・三・三五　三代・四・二八　書道・七八　五、陶齋・一・三六　周存・二・一五・一　大系・一一五　綴遺・四・三二　小校・三・四〇　三代・四・三一　六、陶齋・一・三四　周存・二・一五・二　大系・一一五　小校・三・四〇　三代・四・三〇　七、窓齋・五・五　周存・二・一七・二　大系・一一五　小校・三・三八　三代・四・二九

銘文は一は八行、各行隹在令年宗魯眉年、二は八行、隹在令克彝休永克、三は八行、隹在令年寶辟眉無、四は匡郭あり八行、隹在于年宗魯眉年、五は匡郭あり九行、六は九行にして匡郭なく、七は八行、隹在令年宗休眉無をそれぞれ行首におく。各器みな字の配次が異なり、また匡郭の有無があるのは、あるいは器の識別上の用意から出たものであろうか。同銘器數の多い頌段の場合には、そういう關係を認めることはできない。

考釋　韡華・乙中・五七　大系・一一三　文錄・一・二〇　文選・上二・一七　麻朔・四・二七　通考・二九七　積微居・六三

克鐘克鼎跋王國維、觀堂集林一八　盂鼎・克鼎上海博物院

器制　三・四・五を除きみな影片があり、他も圖様を殘している。器に大小あるも、器制は殆んど同じ。第一器は通高三五・二糎、第二器約二三・三糎、第三器約二三糎、第四器約三四・二糎、第五器約二二・五糎、第六器約二一・七糎、第七器五六・五糎、すなわち第七だけが抜群の大きさで第一・四器これに次ぎ、他は殆んど同じ。周存に「克鼎九、最大者一銘在側、一銘在底、與他鼎不同」というが、最大の者は大克鼎、その銘を二器にわたるものとして器數を數えたものらしく、小克鼎の器數はもとより七器である。器制は大克鼎と全く同じであるから略し、七器中最大の第七器の尺寸を記しておく。上海にいう。「高五六・五糎、口徑四九糎、腹徑四九・四糎、腹深二五・三糎、重四七・八八瓩。」立耳の外側に虺龍文を鉤連狀に組み合せた文様を相對して配している。



小　克　鼎

銘　文　七器同文、八行あるいは九行、七二字。行款は各器みな異なる。四・五の兩器には界線がある。

隹王廿又三年九月、王才宗周、王命善夫克、舍令于成周、遹正八𠂤之年、克乍朕皇且釐季寶宗彝

善夫の職は前二器と同じ。舍命は令彝に「舍三事令」・「舍四方令」の語があり、王命の傳達宣布を



いう。舍命の目的は成周八師を遹正するにある。成周の八師は殷八師ともよばれ、成周庶殷を以て構成するものであるから、王室ではときに遹正査察を行なつた。遹正と似たものに遹省があり、宗周鐘に「王肇遹省文武堇疆土」とみえ、廣大な地域の巡察を意味するが、克鐘に巠東を遹すとあるものは遹省であろう。遹正は純粋に軍事的な目的を以て、殷の八師の師氏や構成員を對象としてその軍規を正すものであるが、それはおそらく、何らかの軍事的緊張がこの方面に生じていることを

意味するものであろう。大系に遹を單なる語詞とみているのは、克鐘の「遹涇東至于京𠂤」の文には通じがたい解釋であり、遹という行爲には重大な軍事的意味が含まれているとみるべきである。遹は大矛を臺座上に立てて巡察する意を示す。克の祖は師華父とよばれる武將で、伯克壺には伯大師、近年の出土とみられる師克盨には師克の名もみえ、もと師職の家であつた。

上文に「隹王廿又三年九月」といい、下文にまた「遹正八𠂤之年」という。大事紀年の形式をとるものであるが、本來ならば、大事紀年はその大事を以て年を紀すもので、年紀を加えないのが例である。この大事紀年は、克の八師遹正が行なわれた記述を省略して、紀年の形式を以てこれに代えたものと思われる。

釐季を郭氏は師華父の字としているが、必らずしも名字の關係にあるものと定めがたいことは、前器に述べた。師華父は共王のときの人であるから、本器を夷王廿三年の器とすれば、共初より數えてすでに百年に近い。

克其日用䵼朕辟魯休、用匄康勵、屯右眉壽、永令霝冬、萬年無疆、克其子〻孫〻、永寶用

䵼を動詞に用いるものに、中方鼎「中對王休、䵼父乙𨻰」、𦅫鼎「乍朕文考弃伯䵼牛鼎」などがある。この文では、䵼が他器の對揚・敏揚に當るところにあり、かつこの「克其……魯休」の句は、普通ならば上文の「用作朕皇祖……宗彝」の上に位置するところである。すなわち一般の形式では、「克其䵼朕辟魯休、用作朕皇祖釐季寶宗彝、克其日用匄康勵、……」というところである。たとえば克鐘では、「克敢對揚天子休、用作朕皇伯寶𧶜鐘、用匄屯叚永命」となつている。䵼は字書に「煮也」とあつてこの場合文義通ぜず、詩商頌烈祖の「我受命溥將」の將であろう。

匄は休。勵を大系に踰と釋し、「此假爲樂、近人不明假借、或以爲不可通、殊覺可笑」というが、その證をあげていない。「勵于永命」・「勵于大服」などの語例からいえば、恆・適の意である。冬は終。この嘏辭の形式は後期に習見するもので、微䜌鼎のごときは殆んどこれと同文である。

訓讀

これ王の廿又三年九月、王、宗周に在り。王、善夫克に命じて、命を成周に舍き、八師を遹正せしむるの年なり。

克、朕が皇祖釐季の寶宗彝を作る。克其れ日に用て朕が辟の魯休を䵼にし、用て康勵を匄む。純佑眉壽、永命靈終にして、萬年無疆ならむことを。克其れ子〻孫〻、永く寶用せよ。

參考

克は善夫職であるが、その職事は周禮にいうところと甚だ異なつている。積微居にいう。

按周禮天官有膳夫、職掌王飲食膳羞之事、銘云善夫、卽周禮之膳夫也、王君不以周禮爲釋者、蓋以第一器有出納王命之令、第二器又云、命克舍命成周、正八𠂤、皆非周禮善夫之職所有、故闕而不說、余謂詩十月之交云、皇父卿士、番維司徒、家伯是宰、仲允膳夫、棸子內史、蹶是走馬、楀維師氏、卿士司徒冢宰內史師氏、皆卿士大僚、而膳夫與之並列、則膳夫之職、雖以掌膳羞名其官、

實則職掌不止於膳羞也、天官序官注謂、膳夫爲食官之長、此猶漢世太官主膳食、湯官主餅餌、皆屬於少府、少府爲其長、而列於公卿、其職甚尊矣

古代王朝の職制は後世の官制と異なり、官制の高下そのものよりもその在位の人の實勢力に左右されるところが多く、また職制も古代的な儀禮を中心に組織されていて、後世の六官組織とは甚だ異なるものであるから、金文の職制は金文資料によつてその體系と職掌を求むべきである。たとえば膳夫は周禮では膳羞の職とされているが、字よりいえば卿・宰も供薦・饗醴など祭禮に關與する職であり、史・作册とともに祭祀儀禮の職に發するものである。祭祀の祝告を掌ることよりして王命の出納に任ずるに至り、また王の膳羞に事えて左右近侍の權臣の地位をえたものであるらしく、大𣪕の善夫豖は王命を出內し、大鼎の善夫駿は王命の宣示を行なつている。師晨鼎には「㠯人善夫官守友」とあつて、王官以外にもその職がある。

詩の小雅十月之交に歌われている日食は、日食周期によつて計算すると、前八八五年、夷王末年のことと推定される。もし克氏が當時なお善夫の職にあつたものとすれば、詩句にいう「仲允膳夫」は克氏を指すこととなるが、克氏の器は十八年克盨、廿三年小克鼎以來、その器が中斷して、厲王の十六年に至つて克鐘・伯克壺がみえ、厲末共和の際に師克盨がある。克鼎以後約三十年の間克氏の器をみないのは、あるいは克氏の地位に大きな變動があつたものかと思われ、十月之交にいう「仲允膳夫」はおそらく克氏とは別人ではないかと思われる。厲王十二年の大𣪕、十五年の大鼎には、それぞれ善夫豖・善夫駿の名がみえ、當時克氏はすでに善夫の職を去つている。そして厲末に

至つて、また陝北の大族として涇東を遹省し、王朝に入つて王の左右の臣として重望を荷つているが、夷厲の際には一時顯要の地位を去つていたのであろう。

字迹は七器とも大克鼎に似て圓潤典雅の趣があり、ときにやや狹長の字形に作るものがあるが、この期の最も典型的な字様といえよう。

一六九、伊　𣪘

時代　夷王董作賓・陳夢家　厲王大系・厤朔・通考・唐蘭

收藏　「日本小川氏藏」貞松　「京都小川睦之輔氏蒐集品」日本

著錄

器影　大系・一〇五　日本・三二六　二玄・三二七

銘文　貞松・六・九　周存・三・二三　大系・一一六　小校・八・六七　三代・九・二〇・二　書道・七五　二玄・三二六

考釋　大系・一二五　厤朔・四・三一　文錄・三・一八　文選・下二・二〇

器制　日本にいう。「此の簋いま蓋を缺くが、形制・圖文ともに圖版第三二三の器(史頌𣪘)と酷似して、また長い銘文がある。その器の兩側にある獸體の鋬は、圜足に添え作つた三個の脚の獸首と共に鮮鋭な作行を示し、横帶の直紋も強く剞られたものである。但し今脚の下邊は缺け、部分的に銹化があり、色澤の點でも精彩に缺けたところがある。」器は失蓋、口下に變様夔文、器腹は鋭い瓦文、圈足部に鱗文あり、小犧首のある三小足を付けている。兩耳の犧首は耳が大きく、頷下の毛は內卷、珥も外折して末端は魚尾形をなす。蘇公子𣪘は最もこれに近い。



伊　𣪘

銘文　一〇行一〇二字

隹王廿又七年正月既望丁亥、王才周康宮、旦、王各穆大室、即立、醽季內右伊、立中廷、北鄉

董作賓氏は器を夷王に屬するも、その曆譜に合わぬため「廿又九年」の誤剔とするが、字は明らかに「廿又七年」に作る。また厤朔には厲王廿七年正月初吉四日丁亥にして、既望は初吉の誤鑄であるという。何れも自己の曆譜を持して、かえつて銘文を誤剔・誤鑄とするものであるが、董譜は斷代に問題があり、吳譜は時期を誤る。師旋の兩𣪘を以て構成される夷王の譜には、その廿七年に本器の日辰を求めうるが、日は正月の二・三日ごろとなるはずである。新年早々、早くも廷禮が行なわれているのである。穆大室は克盨にいう周康穆宮、舀鼎の穆王大室と同じ。孝夷のころには、穆宮で廷禮が行なわれた。右者醽季は大克鼎にもその名がみえている。王の「即位」をいうものは、蔡𣪘にもみえ、後期冊命金文の定式となつている。

王乎命尹封、冊命伊、𩁹官𤔲康宮王臣妾百工、易女赤巿・幽黃・䜌旂・攸勒、用事



命尹は令尹であろう。王國維の説である。封は令尹の名。䡅は併。兼官として以下の職事を命ずるのであるが、伊の本官は知られない。康宮は宗周の太廟で、昭穆の諸宮はみなこれに附設されている。宮廟の維持經營には、當時大きな努力が拂われたものと思われるが、特に宮廟に附屬する臣妾百工の徒があつて、その用に奉仕したものであろう。王室のみならず、當時權勢の家では多くの徒隸を擁しており、師𣪕𣪘には伯龢父の命を記して、「余令女死我家、䡅嗣我西偏東偏僕馭百工牧臣妾」という。これによつて推すと、伊は王家を死嗣する職にあり、その兼職として康宮に附屬する臣妾百工の管理をも命ぜられたものであろう。王家にも多くの百工が屬していたことは、蔡𣪘にみえている。

市・黃・旂・攸勒を一具として賜うことは、舀壺以後、師酉𣪘・師嫠𣪘等にみえる。

伊拜手䭫首、對揚天子休、伊用乍朕不顯文且皇考遲叔寶䵼彝、伊其萬年無疆、子孫永寶用享

丕顯は多く王家に對して用いる語であるが、後には番生𣪘「不顯皇考」のように、自己の父祖に對してもいう。遲は謚號にその字を用いるものが多い。

訓　讀

これ王の廿又七年正月既望丁亥、王、周の康宮に在り。旦に王、穆大室に格りて位に卽く。䜌季、內りて伊を右け、中廷に立ちて北嚮す。王、令尹封を呼びて伊に册命し、併せて康宮の王臣妾・百工を官嗣せしむ。女に赤市・幽黃・䜌

旂・攸勒を賜ふ。用て事へよ、と。

伊、拜手稽首し、天子の休に對揚す。伊用て朕が丕顯なる文祖皇考遲叔の寶䵼彝を作る。伊其れ萬年無疆、子孫永く寶として用て享せよ。

参　考

䜌季の名は大克鼎にみえ、克鼎と時期の同じものであるから、克氏諸器の中に列入しておくが、克氏と關係ある器ではない。廿六年銘をもつ番匊生壺はこの前年の器であろうが、番生𣪘によると、當時番生は王の特命を受け、公族卿事大史寮を董督する兼職を與えられており、おそらく詩の「番維司徒」と稱するものであろう。また一九三三年、扶風縣康家村出土の多數の函皇父關係諸器は同窖百餘器と傳えられるものであるが、すべて窖藏の器であるらしく、この皇父が十月之交當時の卿士であり、向への遷都の主謀者であつたとすれば、その器が多數窖藏祕匿されていたということも、當時の政治的混亂と何らかの關係をもつものと想像されるのである。ともかくこの頃から約三十年を經て克氏の器が再びあらわれてくる事實は、克氏の勢力の消長を暗示するものであるかも知れない。

一七〇、伯克壺

器　名　中朝事後中尊考古　高克尊嘯堂　伯克尊周存

時　代　孝王董作賓　夷王大系　厲王通考・厤朔

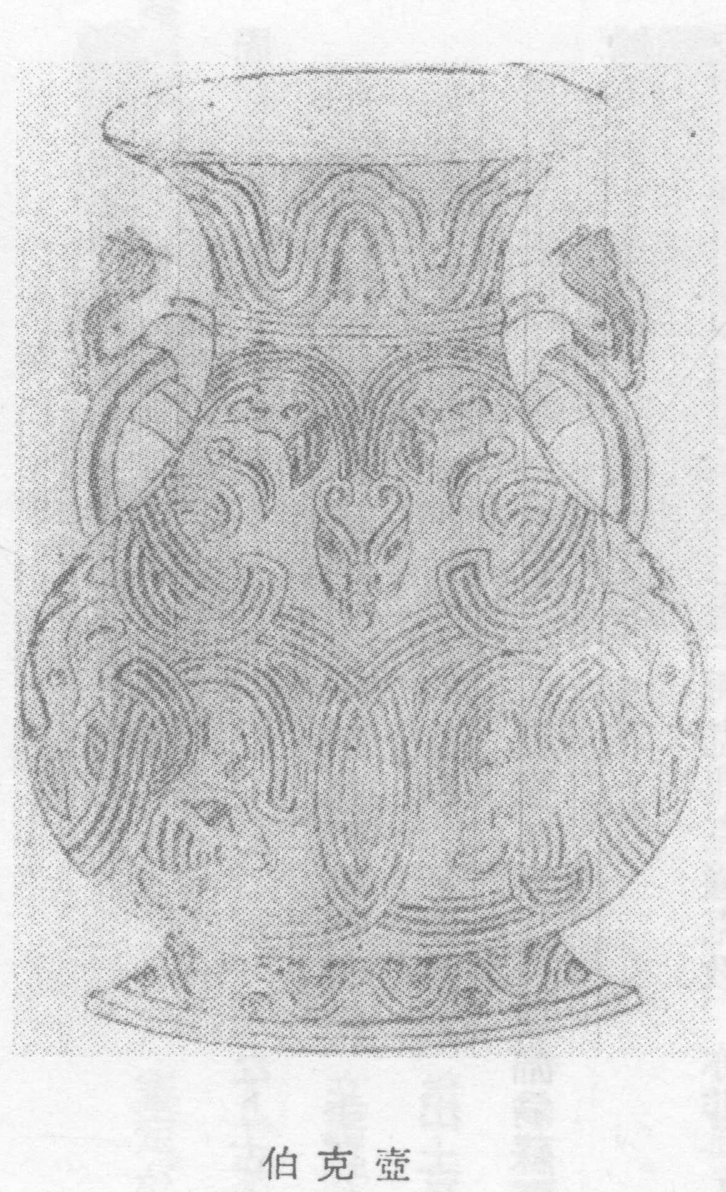
出　土　「得於岐山」考古

收　藏　「睢陽王氏藏器」考古　「陽湖孫氏藏」周存

著　錄　器影　考古・四・四〇　博古・六・三二　大系・一八一

銘文　嘯堂・上・二五　薛氏・一一・四　大系・九三　周存・五・二(陽文・僞)

考釋　大系・一一〇　文錄・四・一八　文選・下二・五　厤朔・四・一七



伯克壺

器　制　考古にいう。「高尺有六

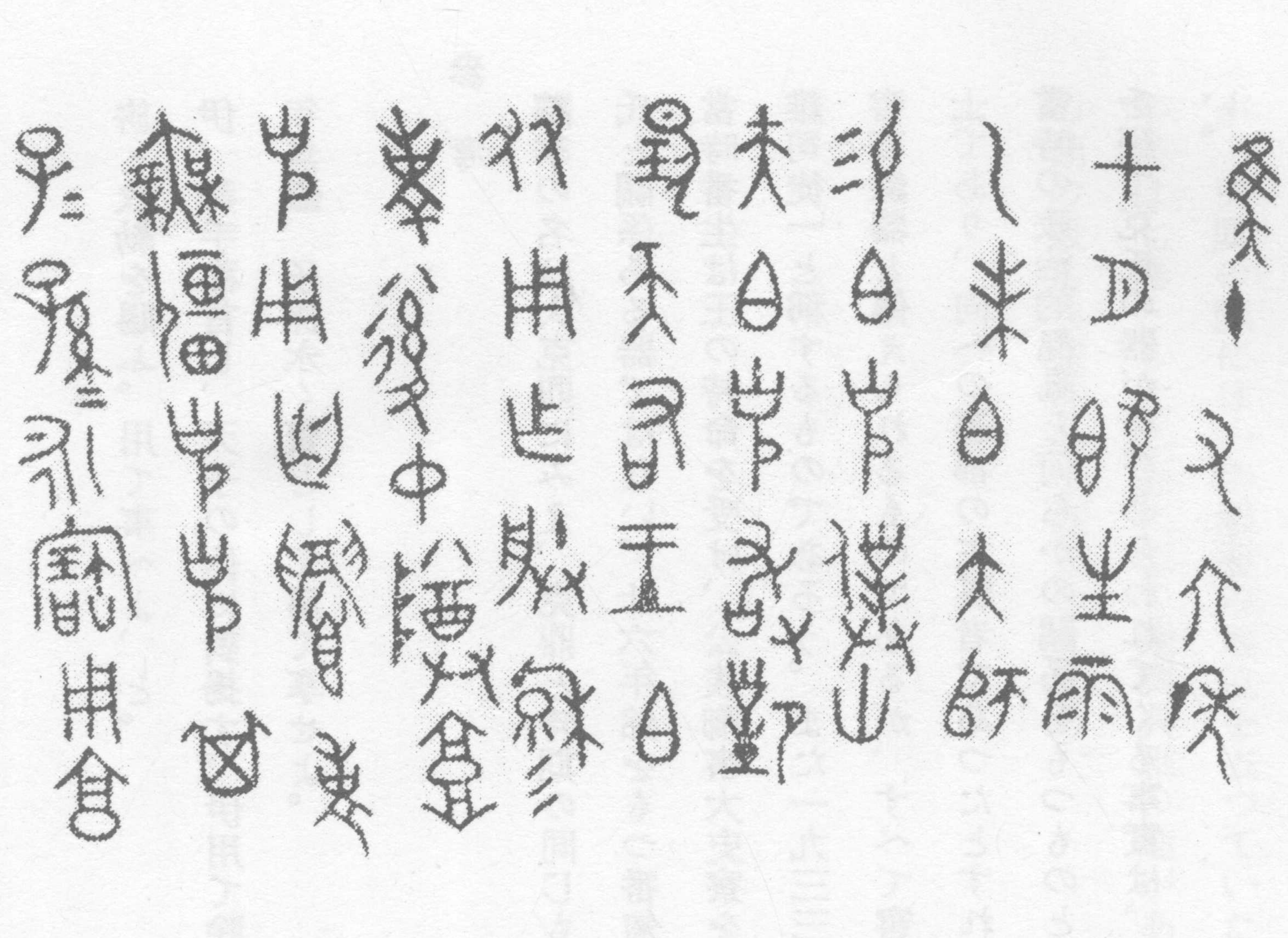
寸、深尺有二寸、半徑五寸有半、容二斗三升」。宋刻の圖様によると器は侈口、下部の鼓腹が大きく、兩獸耳銜鐶、口下に波狀文をめぐらし、腹部に三蛟龍を組み合せ、中心に正向の龍首、下に左右相向う龍首を配する。中央の龍身は左右に分尾、下方の二龍と相糾纏している。頌壺下腹の文様と同じ形式のものである。

銘　文　一一行五八字。周存は行款宋刻と同じきも陽文、その器は識りがたいが銘は僞刻である。

隹十又六年七月既生霸乙未、白大師易白克僕卅夫

霸字は宋刻に下半を缺泐している。器の日辰は、克盨・小克鼎の示す時王の曆譜に入らず、そのため克氏諸器の斷代に種〻の議論を生じている。大系にも器の厤朔を論じていう。

伯克與克鐘克盨克鼎等之克、當係一人、據大克鼎知克之祖師華父乃恭王時人、則爲其孫者之克之年代、可藉以推定、而各器之有年月日辰者、本器有十六年七月既生霸乙未、克鐘有十六年九月初吉庚寅、克盨有十八年十二月初吉庚寅、小克鼎有廿三年九月、此等年月不盡銜接、因十六年九月初吉中旣有庚寅、十八年十二月初吉中不得有庚寅、庚寅之日當在既望以後、用知此數器不屬于一王、而連接二王之在位年限、一至少當得有十六年、一則至少當有十八年、或二十三年、克之祖既在恭王、祖孫自不得同時顯達、恭王以後之諸王年代、懿王二十五年、無異說、孝王御覽八四引史記作十五年、通鑑外紀同、今僞本紀年作九年、夷王史記正義及御覽八四引帝王紀作十六年、外紀



作十五年、僞本紀年作八年、厲王據史記以三十六年奔彘、其後共和行政者十四年、通數爲五十一年、宣王四十六年、無異說、幽王十一年而被殺、此中可合者、僅夷厲與厲宣、如爲厲宣、則克與其祖之相隔、未免過遠、故余定爲夷厲二世、夷王實在位十六年也

かくて郭氏は伯克壺・克鐘を夷王、克盨・小克鼎を厲王に屬した。郭說は厲王を三十六年としながらも、共和十四年を加えて通數五十一年とするが、加算の誤であろう。夷王十六年、厲王三十六年とする限り、郭說は一應曆譜に合う。しかし郭氏が夷王期とする十二年虢季子白盤はその譜に合わず、厲王期とする廿七年伊段も厲譜に入らず、器銘の全體を通ずる體系の上に立つ推算でなく、殆んど遇合を求めて編年が試みられているようである。すでに伊段が厲譜に入らぬとすれば、同じく𩰫季の名をもつ克鼎もその期に屬しがたいものとなろう。伯克壺を克氏諸器の最も早い時期に据えているのは、おそらくその器が頌壺と文様の近いものであるからであろうが、頌壺をはじめ頌器を共王期に加えたことは、休王諸器を孝王期に屬したことと ともに、郭氏斷代上の致命的な缺陷をなしている。

董氏の孝王期說は、銘文を廿六年の誤剔とするものであるが字は明らかに十に作り、また秝朔が厲王期に屬して合わず、初吉を旣望の誤鑄とするのは恣意に過ぎよう。容庚・唐蘭二氏は克器をみな厲期とし、諸器の間の日辰を問題としていない。

白大師は大師たる伯氏の意であろう。伯の下に官名を付してよぶ例は、殆んどない。大師は師望の器や、善鼎には「王各大師宮」のような例があるが、もとより時期も異なり別人である。下文に「天右王伯」の語があり、本器はその人の賜與に對揚して作られたものであるから、伯大師とは天右王伯である。名稱の上からもよほど勢威のある人であるらしく、伯克に對して僕三十夫を賜うている。僕三十夫といえば相當の賜與である。詩の小雅節南山は、詩序に「家父刺幽王也」とあつて幽王期の詩とされるが、三家詩說に據つている漢書古今人表には嘉父を厲王期に屬しており、それならば詩は厲王期のものとなる。篇中に「尹氏大師　維周之氏」とあり、當時第一の實力者であつたと思われるが、幽王期の柞編鐘にも中大師の名がみえ、詩の家父が春秋初期にわたる人であることからみて、その大師かとも考えられる。白大師・中大師は、あるいは一家の人であろう。

白克敢對覨天右王白友、用乍朕穆考後中隮壺、克用匄眉壽無疆、克克其子〻孫〻、永寶用享

「天右王白友」を文錄に「天君王伯休」と釋し、文選も同じ。天君は尹姞鼎・公姞鼎にみえるが、王后君氏を稱する語で用義異なり、字形も天右である。文錄に「天君謂天子、王伯謂大師」と天君・王伯の雙方より休賜をえたと解しているが、そういう例はない。また天君の僕を王伯より轉賜されたとも解しがたく、天右王の三字は伯大師の伯の修飾語とみる外ない。郭氏は、「謂敢對揚皇天之祐與王伯之休、王伯者大伯、自指伯大師而言」というも、對揚の語は伯大師に對するものである。

穆考は、文考・刺考・皇考というに同じ。後の字はなお八の形を加えてかかれており、おそらく緐文であろう。隮壺の壺を舊釋には高と誤り釋して、下につづけて高克と稱し、考古のごときはこれを鄭の高克に擬しているが、もとより傅會である。壺字の形象の展開については、大系に略說されている。眉壽の壽は考に似ているが、譌文であろう。

克克と同じ字を重ねているが、金文ではその必要あるときは複點を用いる例であるから、これはおそらく誤衍であろう。文選に「下克字、克其連讀」というも、勿論一字で十分である。大系に誤衍としながらも、「唯如讀爲及字、亦勉强可通」とするが、そこまでいう必要はない。

訓　讀

これ十又六年七月旣生霸乙未、伯大師、伯克に僕卅夫を賜ふ。伯克、敢て天右王伯の侑に對揚して、用て朕が穆考後仲の隮壺を作る。克、用て眉壽無疆ならむことを匄む。克（克）其れ子〻孫〻、永く寶用して享せよ。

參　考

周存著錄の陽文一銘はもとより僞刻であるが、かなり古くからあつたものらしい。金說にいう。

伯克𢍜、據徐積餘觀察謂、十年前見於揚州質舖、手拓此紙、今秋忽來陳列於廣倉學會、兩耳有環、如虢壺、字在口內、或以陽文有訾議、細觀銅質、出土殆已千年、薛書所載高克𢍜、恐卽是器、薛誤以克上敦字爲高、故稱高克、乾嘉以來、孫伯淵翁蘇齋、均有考證、固流傳有自之物也

銘の後にも同旨の跋を附している。

文錄に作器者の伯克について「與克鼎克鐘克敦、亦非一人」という。伯克と稱し、穆考の名も異なるからであるが、岐山の出土と傳えるものであるから、また克氏の器であることは疑ない。

一七一、克　鐘

器　名　克編鐘綴遺

時　代　共王董作賓　夷王大系　厲王通考・麻朔　宣王唐蘭

出　土　「出關中」綴遺　「光緒庚寅一八九〇岐山縣法門寺任村出土」三代表

收　藏　一、「書道博物館」「寧樂美術館藏」　二、「吳縣潘伯寅藏」綴遺　「吳縣潘氏、溗陽端氏藏」周存三「端方藏」陶齋・續　藤井有隣館藏　四、「栘林館日照丁氏藏」三代表　五、「窓齋、鄭庵潘氏藏」三代表　六、「張燕謀藏」貞松

著　錄

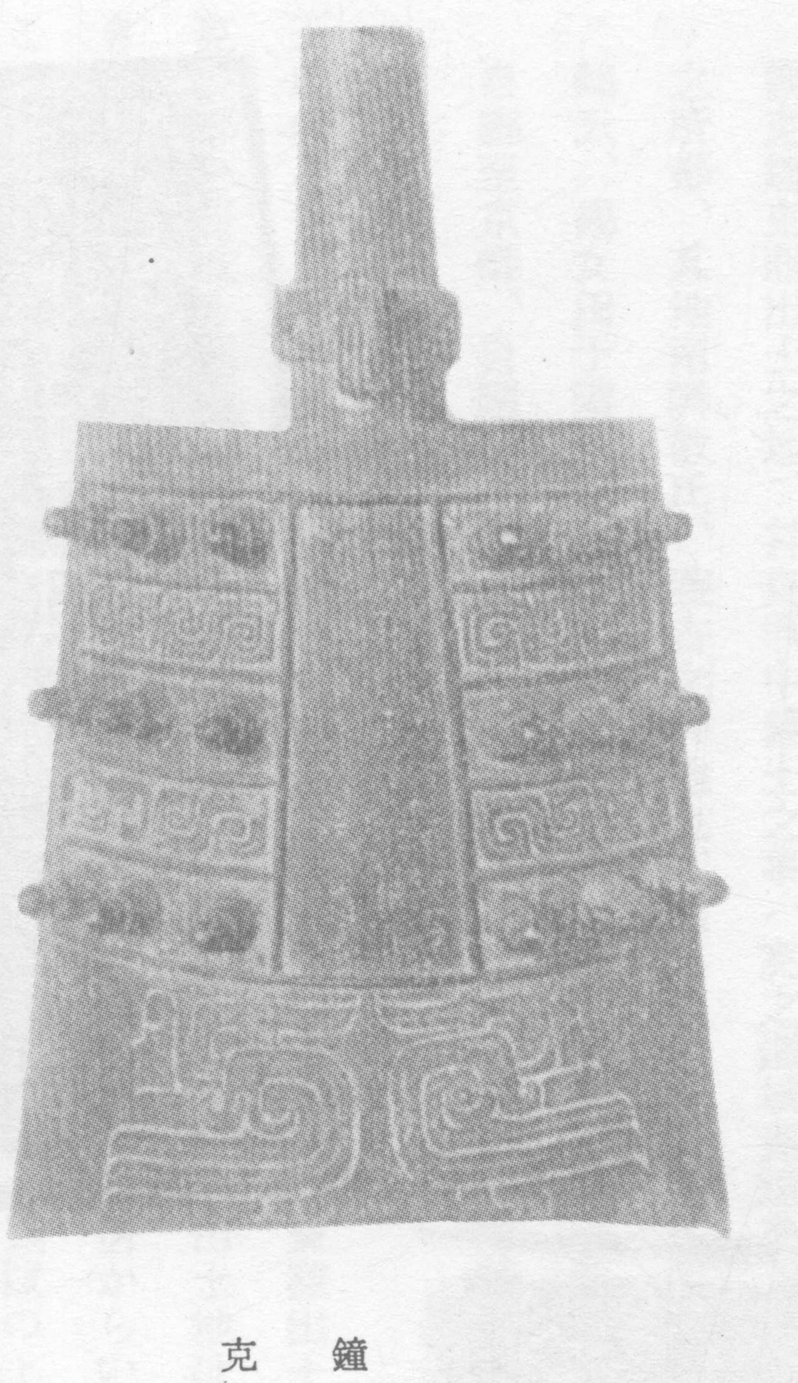
器影　一、二玄・三二（文様・拓圖）　二、陶齋・續上・一〇　三、陶齋・續上・八　大系・二一三　四、藤井有隣館（次頁圖）

銘　文　（一、鉦文隹……克、鼓文遹……馬、前銘。貞松・一・九　周存・一・二六　大系・九三・九四　小校・一・六二，六三　三代・一・二一，二二　二玄・三二〇a・b）（二、鉦文乘……用、鼓文匃……寶、後銘。陶齋・續上・一〇　周存・一・二三，二四（重）　大系・九四，九五　綴遺・一・七　小校・一・六三，六四（重）　大系・九四，九五　三代・一・二三・一　二玄・三二〇c・d）（三、鉦文隹……東、鼓文至……乘、前銘。奇觚・九・二三　陶齋・續上・八　周存・一・二五

大系・九五，九六　綴遺・一・六　小校・一・六一，六二　三代・一・二〇，二一）（四、鉦文克……嗇、鼓文鐘……寶、後銘。貞松・一・一〇　周存・一・二七　大系・九六　小校・一・六四・二　三代・一・二三・一　五、鉦文隹……周、鼓文康……京、前銘。窓齋・一・一八　周存・一・二八　大系・九七　小校・一・六三・一　三代・一・二三・二　六、全銘。貞松・一・一一　周存・一・二二　大系・九七　小松・一・六一・一　三代・一・二四・一

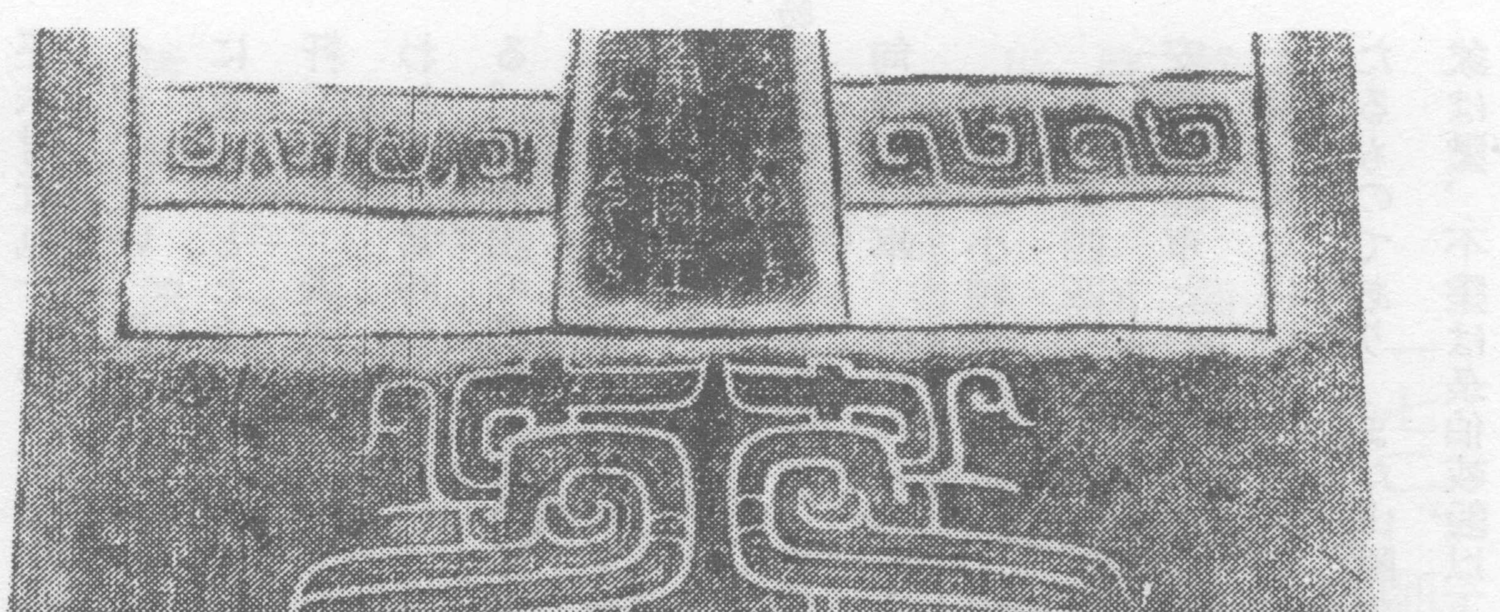
考　釋　韡華・甲・六　大系・一一二　文錄・二・五　文選・上一・二　麻朔・四・一八

王國維　克鐘克鼎跋　觀堂集林・一八



克　鐘

器　制　前後銘各一器はいまわが國に存する。陶齋著錄のものを建初尺によって換算すると、第二器は「高三五・九糎、甬高一六五糎、徑七糎、兩舞相距二五糎、横一九・一糎、兩銑相距三〇・六糎、横二二・九糎」となる。第三器も尺寸は殆んど同じ。器銘によると、一・二兩器で全銘であるから、これによって全器の大小を測ることはできないが、少くとも一・二・三・四の問に編鐘の關係は成立しない。器の形制は全器同じである。篆間・舞上に夔樣夔文、鼓に雙鳳相向う文様を飾り、鮮麗である。器制・文様は虢叔旅鐘と最も近い。



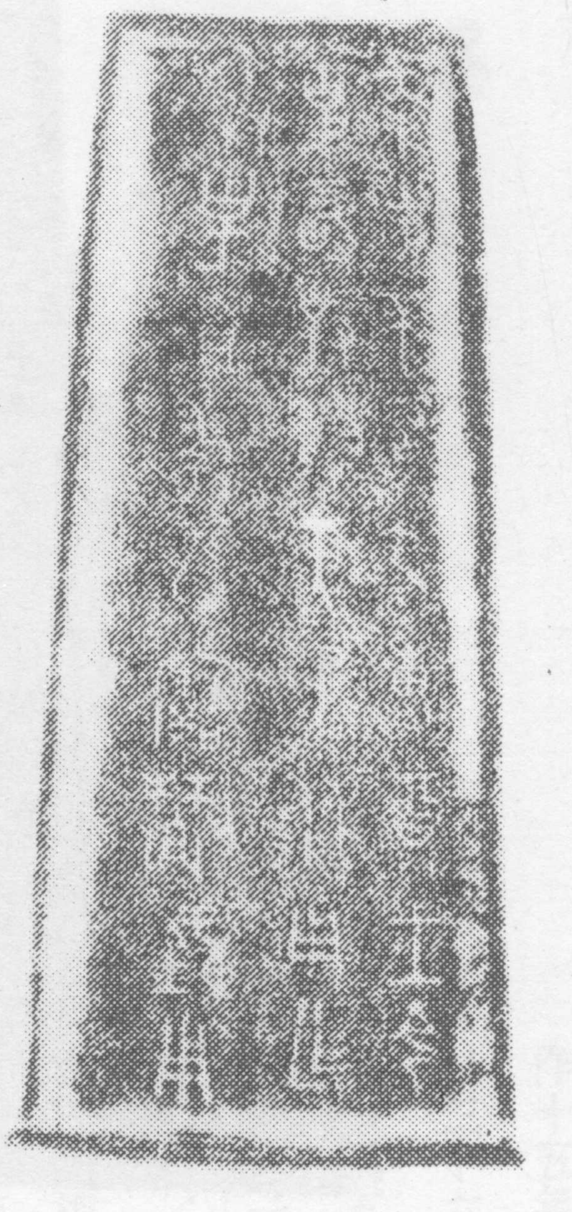
銘　文　一は前銘三九字、二は後銘四二字で文銜接、三は前銘四〇字、四は後銘四一字でまた文銜接、五は前銘三三字、後銘の鐘があるはずである。六は全銘であるが泐損甚だしく、審定が困難である。全文八一字。

隹十又六年九月初吉庚寅、王才周康剌宮、王乎士曶召

克、王親令克、遹涇東、至于京𠂤

康剌宮は康邵宮・康穆宮とともに康宮諸宮の一であるが、他に所見なく、唐蘭氏は厲王の廟とする説を出している。從ってその紀年は宣王となるが、克氏諸器との關聯において成立しがたい說であ







り、刺を厲と釋することにも問題がある。そのことは後に述べる。

士晉について大系に晉器の晉と一人とし、

士晉與晉鼎晉壺之晉、及蔡毀之宰晉、當是一人、稱士者、晉復爲當時之大士也、大士乃六大之一、與大宰同級

という。宰晉の名は揚毀・大師虘毀にもみえ、その關係彝器は概ね懿孝期にあると考えられるものであるから、郭氏は本器を夷王期に屬したのである。唐蘭氏はこの點については何ら言及していない。郭氏のように本器の士晉を宰晉と一人とすれば、たとえば宰晉の名のみえる大師虘毀は孝・夷・厲の何れにも屬しがたく、懿王期のものであろうから、本器との距離は少くとも五十年以上となつて、一人の時期としては長きに過ぎるのである。克氏も善夫と師克とは世代が異なり、晉も宰晉と士晉とは世代が異なるとすべきであろう。

遹は遹省、地域の巡察をいう。涇東は涇水の東域、涇洛の地である。京𠂤を大系に晉姜鼎にみえる京𠂤にして太原の京陵であり、大雅公劉は後出の詩篇にして信を措きがたいとしていう。

王親令克遹涇東至于京𠂤者、言王親自命克巡省自涇而東、以至于京𠂤之地、京𠂤亦見晉姜鼎、曰、譖覃京𠂤、辪我萬民、又見晉公𥂴、曰、王命□公、□宅京𠂤、據此足知京𠂤是晉地、且是晉之首都、葢卽漢志太原郡之京陵、詳晉姜鼎、禮記檀弓之九京也、舊誤讀京𠂤爲京師、近時唐蘭又以爲、乃指邠地、擧大雅公劉、于京斯依、與于豳斯館爲證、謂京爲豳之別名、按豳之有京者、乃以公劉都之而然、公劉之詩、乃後之詩人所作、于京之一字、正露其馬脚、然詩亦僅以豳爲京、而未稱之爲京𠂤也、此京𠂤乃專名、卜辭亦有之、曰、韋𠂤寮、亡𡆥、王其示京𠂤、有弗若、粹攷・一・二其所指當是京陵、不得遠至豳地矣、至京𠂤若京陵之所以稱爲京者、亦以其曾爲夏都之故、在定四年傳謂、封唐叔于夏虛、其證也

王者所居高大、故京有大義、有高義、更引申之、則丘之高者曰京、因之大者曰京、……世有以高丘爲京之本義者、未免本末顚倒

京は左傳宣十二年にいう京觀の京をその本義とし、戰捷のとき敵屍を以て築く凱旋門の象形であり、本來國都をいう語ではない。卜辭にいう京𠂤もその意で、𠂤は軍の基地をいう。國都を京の初義とするは誤であり、從つて郭氏の論もその前提に問題がある。また銘文の京𠂤を以て晉の京陵と解するならば、その地は涇より洛・河を超え、呂梁の嶮峻をわたり、詩の韓奕にいう熊羆群棲の地を過ぎて山河數百里にも及び、到底遹省舍命のことを行いうる範圍ではない。遹省の地は涇東の流域にとどまるものであるから、至と稱するのである。かつ晉の地はその始封に問題があり、當時どの程度まで華化していたものか、周室がその地を直接遹省しうる狀態にあつたかどうか、頗る疑問であるとしなければならない。

器文にみえる京𠂤は、おそらく詩の大雅公劉にみえる京師であろう。公劉に豳居の狀を寫して

篤公劉　逝彼百泉　瞻彼溥原　廼陟南岡　乃覯于京　京師之野

という。京師が國都でないことは明らかである。またその溥原は、大克鼎に「易女田于䧙原」とある䧙原の地で、もと豳の地であり、岐山の大族であつた克氏の本貫に近い。錢穆氏の周初地理考燕京學報十期に、公劉篇の溥原・京師を晉の九原、一に九京と稱する地であるとし、豳風の詩をも晉地の詩であるとしているが、京師を晉地とする點では郭說に同じ。涇東の地をそこまで擴大して解釋するのは、銘文の表現に卽したものでなく、䧙原を王國維說のように詩の溥原と解しうるならば、京師もまた舊豳の地である。韡華には京師を宗周と解し、「按京師卽宗周、此文或可證周之京師在涇水附近也」というが、宗周の地は遹省の對象とすべきところでなく、また「至于京𠂤」ともいうべきでない。涇渭の合する地點は宗周の遙か東方であり、涇東より京𠂤に至るというのは遠より近に及ぶこととなつて、地理に合わないのである。岐山より涇水までは直線距離にして東方約七八十粁であり、遹正の範圍はおそらく百粁を越えず、またその方向は涇東の丘陵地帶であつたものと思われる。當時この方面の遹省を必要とした理由としては、北方玁狁の侵寇に備えることが考えられる。北方族の侵寇は涇洛二水の上流より南し、渭北の丘陵地帶で合流するという徑路を以て行なわれた。この器にみえる涇東遹省は、詩篇にも歌われている北方玁狁の侵寇と關聯するものと考えてよい。

易克甸轅馬乘、克不敢家、専奠王命

甸轅は甸車。詩にみえる田車である。大系にいう。

甸車卽小雅吉日與車攻之田車、石鼓文亦言、田車孔安、葢乃安穩之輕車、取便于田獵者也、馬乘者、馬四匹

安穩の輕車というよりも、堅牢にして行動力のある車をいうのであろう。兩詩にいう「田車既好」とは、車攻にいう「我車既攻」、すなわち堅固にして装備の成るをいう。この度の遹省が長途にわたるものであり、また山陵の險をおかすものであるから、特に堅牢な車が與えられたのであろう。家は墜、不墜は彔伯𢦚毀以下にみえる語である。奠は定保。奠保・保奠のように連用する。遹省舍

命して、北方の諸狄に備えるのである。克氏は小克鼎では成周八𠂤の遹正を命ぜられており、本來師職の家であつたらしい。ゆえにまた師克の器がある。

克敢對䫉天子休、用乍朕皇且考白寶𬪍鐘、用匃屯叚永令、克其萬年、子〻孫〻、永寶

大系にいう。「皇祖考伯、謂皇祖皇考、伯其爵稱、祖考不連文、考伯亦不連文」。やや異例の語であるが、白彊簋三代・一〇・七に「伯彊爲皇氏白行器」のような例もあり、伯を語末につけたものと解してよい。もとより考伯を祖の廟號と解しても通ずるところである。郭氏は大系新版に附記して、「或說考伯、乃皇祖之字、亦可通」と述べている。

𬪍は刀旁に從う。泉や禾を加えることもあり、𬪍の繁文である。屯叚は純嘏。「用匃」以下は鐘銘の常辭である。

訓　讀

これ十又六年九月初吉庚寅、王、周の康剌宮に在り。王、士曶を呼び、克を召さしむ。王、親しく克に命じて、涇東を遹し、京𠂤に至らしむ。克に甸車馬乘を賜ふ。克、敢て墜さず、尃いに王命を糞めむ。克、敢て天子の休に對揚して、用て朕が皇祖考伯の寶𬪍鐘を作り、用て純嘏永命を匃む。克其れ萬年、子〻孫〻、永く寶とせよ。

參　考

器の識るべきもの六器、なお後銘の一器があるはずであるが、あるいは窖藏のときすでに備わらなかつたものかも知れない。周存金說に克を郭國とする說があり、

余向據薛氏款識高克尊、以攷克鼎、謂高克實郭克、郭始封之君也、後見陽湖孫氏所藏郭克尊拓本、益信郭器傳世若是其夥、郭不亡矣

と論じているが、そのいわゆる郭克尊が僞銘であることは伯克壺の條に述べた。郭は山東の國で、もとより岐山の克氏と關わるところはない。また王國維の克鐘克鼎跋にその疆域を論じていう。

觀克鐘克鼎出土之地、幷克鼎中錫土之事、克之疆域蓋遠矣、克器出於寶雞縣南之渭水南岸、殆克之所都、其地南隣散氏、蓋古之井地也、然其他邑、又遠在渭北、北至涇水、殆盡有豳國故地、鼎銘云、錫女田于陴原、此卽公劉所瞻之溥原也、鐘銘云、王親命克、遹涇東至于京師、豳在涇側、自豳至京師、自應循涇水而下、則涇水之旁、當有克都、而其他都乃在渭南、詩稱篤公劉、于豳斯館、涉渭爲亂、克之封地、乃與古公劉同矣

王氏のとき、克器出土の事情が明らかでなく、器も渭南の寶雞出土と傳えられていたため、王氏は克の都を涇域と渭南の二個所に想定したのであるが、その出土地は岐山である。また豳地がこのとき岐山の大族たる克氏の防備力に依存することとなつた事情からいえば、いわゆる豳風の詩はこのころを以てその成立の下限とすべく、東山・破斧・鴟鴞・狼跋のような詩篇成立の事情も、當時の狀勢を背景として理解しうるものがあるように思われる。ただ克氏の勢威はなお厲末のころにも盛であつて、近年著錄の師克盨によつて、その消息をうかがうことができる。

一七二、師克盨

器　名　師克盨蓋陝西

時　代　厲王郭沫若・唐蘭　宣王羅福頤

出　土　一、「西安商業學校敎員熊本步捐獻、本爲其祖父熊步龍之遺物」郭釋　二、「近來故宮博物院、又得到克盨一件、這件銅器爲生坑、以前未見著錄、大約是近十幾年來出土的」羅釋

收　藏　一、「一九五七年、歸本館」陝西　二、「故宮博物院藏」郭釋

著　錄

器影　一、陝西・圖一〇二　文物・一九六二・六・頁七　二、文物・一九五九・三・頁六四　又・一九六二・六・頁七

銘文　一、陝西・圖一〇二　文物・一九六二・六・頁八　二、文物・一九五九・三・頁六四　又・一九六二・六・封面裏

考　釋　陝西・二八

段紹嘉　師克盨蓋考釋人文雜志・一九五七・三

羅福頤　克盨文物・一九五九・三

段紹嘉　對師克盨蓋和□鼎銘文監別的商搉文物・一九六〇・八，九

郭沫若　師克盨銘考釋文物・一九六二・六

器　制　一は蓋のみを存している。陝西にいう。

「高八・五糎、口寬一九・九糎、口長二七・八糎、居中夔紋、有足可却立。」口緣部に變樣夔文をめぐらし、蓋上四足の間に顧首の二虺龍を配し、中央に兩尾相交わる文樣を飾る。虢仲・克の盨などもみな相近い器制である。



師克盨蓋

二は器蓋を存するが、その器は第一器の蓋に合するもので、陝西の蓋と故宮の器とで一具、故宮の器はかえつて蓋を失したものである。郭釋にいう。

最近始得知故宮博物院也藏有師克盨一具、器與蓋俱完整、銘與西安所藏者相同、僅略有一二字出入、因親往目驗、乃發現了一個有趣的現象、故宮所藏一器一蓋、蓋略小于器、是張冠李戴、器口連邊緣計、寬一九・五糎、長二七・四糎、蓋口不連邊計、寬一九・五

糎、長二七糎、故蓋與器不相掩、而以分寸計之、則西安藏蓋恰爲故宮藏器之蓋、蓋與器分離了、故宮藏蓋、才是把器失掉了的

兩器はおそらく同出の器で、離散のときその器蓋を誤つたものであろう。器はのち郭氏の斡旋によつて、原配に歸したということである。

故宮の器は兩耳、第一器の蓋と同様、口縁部に互字形の夔様夔文、下半は瓦文である。圏足に瓣花様の剞りがある。

陝西の收藏器は、熊氏の祖父熊歩龍が所持していたもので、少くとも光緒以前の出土とみられる。火盆に使用されていたため、銘に磨損を生じているところがあるという。羅釋に近年出土というのは多少疑問であるが、原配を失つて別々に出土したものとすればまた甚だ奇とすべく、銘文僞刻説なども出されている。器は何れも眞器と認めてよい。

銘文　一三行一四七字。二蓋一器、三銘の間に一二文字の異同出入がある。

王若曰、師克、丕顯文武、膺受大令、匍有四方、剸繇隹乃先且考、又爵于周邦、干害王身、乍爪牙

第一段。文武の受命と、克の先世の功績をいう。文は毛公鼎・師詢殷と極めて似ている。克氏が師の職に任じていたことは、大克鼎にその祖を師華父と稱していることによつて知られ、おそらくその職を世襲していたのであろう。「丕顯文武」は毛鼎・師詢殷にもみえ、當時の册命は多



く文武の受命より説き起す形式をとつている。おそらくこの當時、その肇國の精神を回顧し、これに回歸しようとする時代の思潮があつたのであろう。それは時代の危機意識を反映するものであつたとみてよく、詩の大雅中、肇國のことを回顧する詩篇も、同様の時代思潮を反映するものと考えられる。この一段はまた周初の大盂鼎にもこれと似た表現があり、下つては宗周鐘にも文武をいう語がある。何れもそれぞれの意味で、危機的な意識がもたれていた時期であつた。

雁は膺、匍は溥、剸は則の初文。繇は故宮によつて補なう。郭氏は「由于……」の義とするも、語法からみて、師寰殷「淮夷繇我貟晦臣」の繇の義である。彔伯𢦚殷には「王若曰、彔伯𢦚、繇、自乃且考、又爵于周邦」とあり、この器銘と似ているが、繇は彔伯𢦚というよびかけの次にあり、用法が異なる。「又爵于周邦」はこの器銘と同じ。ただこの器では爵は日に從う。字はまた單伯鐘・毛公鼎にもみえ、「爵堇大命」とあり、窓齋に「似勞字之古文、未敢定也」というも王釋はその訓をとり、爵聲の字としている。毛公鼎銘考釋、「奉爵以勞之」の形象と解したのである。しかしこの器銘によると字は凡に從い、凡は鳳・風の聲の出ずるところであるから、陝西には「按此器多一日字、當是聲符、依風从日之例、此當爲奉之初文、會意字、凡聲」という。段釋も同じ。その説は郭氏の首唱するところであるというが、毛鼎「爵堇大命」・彔伯𢦚殷「又爵于周邦」の句に施して、必らずしも文意が順でない。積微居には孫詒讓の揞と釋する説をとり、勳の初文とする。字は䎽の初文と通ずるところがあり、昏・熏の古聲近くして通用の例が多い。「有勳于周邦」と訓しうるならば、文義は極めて順である。

「干害王身」は「干吾王身」というに同じ。害を郭釋に字の誤とするが、おそらく吾の異文であろう。害は把手のある大辛を以て載書の器を宰割し、詛盟の效を破ることを示したもので、害とはその意である。しかし語は干と連文であるから、上部の辛器は、むしろ載書を護るためのものと解すべく、載書の上に兵器をおいてこれを蓋蔽する吾・吉・咸と同じ意の字であろう。從つてこの害の字形は、加害の害ではなく、簠の初文、あるいは𢿱字の從う害で、その音は呂あるいは甫である。その音は吾と通じ、干害は干吾の異文とみてよい。いましばらく害を借りて隷釋しておく。干吾は毛公鼎・師詢殷にみえる語である。爪牙は詩の小雅祈父に、「祈父　予王之爪牙　胡轉予于恤　靡所止居」とあつて、當時の用語であつた。捍衞の臣をいう。師詢殷に、「左右先王、乍厥爪牙、用夾䍜厥辟」とみえている。師詢殷は宋刻でその字形に甚だ崩れたところがあり、郭氏は字を「肱股」と釋したが、本器では爪牙と釋している。ただ師詢殷の舊釋を改めていないのは、なお別の字と考えているのであろう。郭氏はこの語を、「此器初見」と稱している。

王曰、克、余隹巠乃先且考克黹臣先王、昔余既令女、今余隹𤕌臺乃令、令女更乃且考、䌛嗣左右虎臣

第二段。册命の辭をいう。巠は大克鼎の巠念に當る。郭釋に「例如叔夷鐘、夷典其先舊、及其高祖、細玩其義、似猶言從歷史上加考查」というが、語例異なる。克黹の克は副詞。「克夾召先王」・「克龏保厥辟」のように用いる。黹を郭釋に、「黹字初見、字當從素令聲、黹臣疑與藎臣同義、言盡心竭力以從王事」という。黹を臣の修飾語と解しているが、良臣のような語例は列國器に至つてはじめてみえるものである。黹は齊器の黹鎛に人名としてみえる字であるが、師詢殷に「盜勵于政」の

語があり、盞と語義の通ずる字であろう。精勵して臣事するをいう語である。昔余と今余と對文。饠稟は再命の意で、前命をかさねて認證する意に用いる。この册命では前命の本官を認證するとともに、克の祖考の職事であつた左右虎臣統督の任を兼職することを命じている。左右虎臣は師寰殷にもみえ、それによると虎臣にも種〻の部隊があるようであるが、本器では師克は王身の捍護を命ぜられており、近衞の虎臣であろう。䍙嗣は盠器以下にみえている。

易女秬鬯一卣・赤市・五黄・赤舃・□□・駒車・賁較・朱虢畫靳・虎冟熏裏・畫轉・畫轎・金甬・朱旂・馬四匹・攸勒・素戉、敬夙夕、勿灋朕令

第三段。册命に當つての賜與と訓誥の辭をいう。賜與の大部分は彔伯刻殷・吳方彝・牧殷などにみえ、番生殷・毛公鼎などに至つてはなお繁富を加えている。本器の賜與中、他器と異なるものは五黄・駒車・素戉であるが、駒車は伯晨鼎・塱盨・兮甲盤にみえている。五黄は師兌殷一に「易女乃且市・五黄・赤舃」とあつて同じく市・舃の間に列しており、佩黄をいう。郭氏は師兌殷一の條下に、五を黄の色目であると論じている。

五黄之五、亦當是黄之色、斷非數目、因錫黄乃重典、一而已足、無多至五之理、且果爲紀數、亦當言黄五、不應言五黄、五者、余意乃假爲䓊、方言三、蘇亦荏也、關之東西或謂之蘇、或謂之荏、周鄭之間謂之公蕡、郭注云、今江東人呼荏爲䓊、音魚、按荏吾蜀鄉人謂之蘇麻、似紫蘇而色青白、無香、有種子可食、今曰五黄、葢言其色似䓊之青白、亦猶言悤黄矣、

五は䓊の假借であるとするのであるが、六朝期の江東の方言によつて說を成しているのは、郭說の

卷三下　五四七～五四八

弱點である。これに對しては唐蘭氏の異論があり、郭釋に引用されている。唐說は光明日報一九六一・五・九所載の毛公鼎中の賜與の品目を論じたもので、黄すなわち衡は佩玉でなく大帶・腰帶、いわゆる綬であり、五黄とは大克鼎「叔市・參同・莽悤」に當る。參同は三絅衡にして兩悤衡と合せて五、すなわち五條の横帶とするのであるが、これは郭氏の駁論を待つまでもなく、明らかに誤である。唐說は郭氏の釋黄金文叢攷所收の黄を衡玉とする說を非斥しようとするものであるから、郭氏はまた郭寶鈞氏の古玉新詮集刊二十本下に證を求めて、死人面上の玉飾もまたその形に配置されたことを論じている。ただ五を䓊と釋することにはなお問題があろう。

黄・亢はすべて赤・朱・幽・悤・素・金など、色目を示す修飾語をとる。その意味では、五も色目に關して用いられているとみるべきであるが、金文では五はすべて紀數に用いられており、假借義の例なく、また適當な假借字も見出しがたい。もし字のままに解するとすれば五色の黄とでもすべきであろうが、黄の遺品は概ね同種の玉を用いている。ただ郭寶鈞氏の古玉新詮によると、殷周兩期にはいわゆる黄形佩玉の遺品なく、たとえば侯家莊出土の古玉は屍體の胸部腰部に配置されており、玉色も綠・白のほか黄・靑・黑の諸玉が用いられている。列國期にも同樣の玉飾が行なわれており、輝縣琉璃閣出土の佩玉には黑・白・紅・綠、紅・白・紫・綠、黄・白・碧・紫・綠などの玉を合せ用い、郭寶鈞氏も「紫白相雜、間以翠綠、晶瑩透光、鮮艷可玩」と述べている。あるいは五色を備えた黄を五黄と稱したものかも知れない。また佩玉の遺品は、下部の衝牙の部分の下綬が、三もしくは五に作られていることが多い。古く流黄淮南子本經訓とよばれ、のち藻絲に代えて流蘇というものがそれである。それで流黄の五あるものを五黄と稱したかとも思われるが、これも確證があるわけではない。ただ他の黄・亢にすべて色名をいうので、五もまた必らず色名とすべしというのも拘泥に失しており、五玉・五流の解もありえないかとする考え方を提示しておくのである。

素戉は、琱戉虢季子白盤に對する名であろう。戉には雕飾を加えたものが多いが、素文の金質の美なるものであろう。以上の賜與は古くは彔伯刻、後期では毛鼎・番殷に匹敵する繁富なるもので、當時における克氏の勢威をみるに足るものがある。なお赤舃下の二字を郭氏は牙茶と釋していう。

牙乃牙字横書、段紹嘉就西安所藏釋爲牙、是也、牙下一字、按此卽是茶字、笏也、禮記玉藻、諸侯茶、前詘後直、又云、笏天子以球玉、諸侯以象、大夫以魚須文竹、茶卽是笏、古亦言手板、今言則爲朝片、以象者以象牙爲之、此銘之牙卽是象牙、茶乃假借字、今此字從二來、來卽象茶草之形、故此當爲茶之初字、茶爲其衍變、茶假爲笏之別名、亦可以玉爲之、故別創一琜字、番生殷與毛公鼎、有玉環玉琜、可證

銘は何れもこの部分に泐損があり、字形を確かめがたい。毛鼎・番殷では、何れも市・黄ののち、車服の前に玉環玉琜があり、本器も同じく環・琜をいうものであろう。なお虎冟熏裏の冟は陝西の葢銘のみにあり、故宮の器にはその字を脫している。

克敢對䫘天子不顯魯休、用乍旅盨、克其萬年、子〻孫〻、永寶用

第四段、末辭。克盨にもまた「用乍旅盨」とあり、旅器には盨や簠が多い。盨字は升字形に從う。字は員伯盨にもみえる。郭氏はこの字形によつて、盨は盛羹の器であるとの論を立てている。

卷三下　五四九～五五〇

訓讀

王かくのごとく曰く、師克よ。丕顯なる文武、大命を膺受し、四方を匍有す。則ちもとこれ乃の先祖考、周邦に勳あり、王身を干吾して、爪牙と作れり。

王曰く、克よ。余これ乃の先祖考の克く黔(つと)めて先王に臣(つか)へたるを巠(念)す。昔、余既に女に命じたり。今余これ乃の命を饠稟す。女に命じて乃の祖考を更ぎ、併せて左右虎臣を嗣めしむ。女に秬鬯一卣・赤市・五黄・赤舃・□□・駒車賁較・朱虢畫靳・虎冟熏裏・畫轉・畫轎・金甬・朱旂・馬四匹・攸勒・素戉を賜ふ。夙夕を敬しみ、朕が命を廢すること勿れ、と。

克、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て旅盨を作る。克其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

唐蘭氏は陝西の敍言にこの器の時期について論じ、また器の傳來にふれていう。

師克盨葢、向來未見著錄、一九五七年、我到西安時曾見過、後來故宮博物院、也收到一個盨、器葢俱全、銘辭相同

この故宮の葢が、陝西の葢と互易していたことはさきに述べた。唐氏は師克を善夫克と一人とし

善夫克的名字、又見于鬲攸从盨、盨是厲王廿五年的所做的、可見克是厲王時人、據克盨、克在十八年時就已經是膳夫了、一直到二十五年、還是善夫、那末、克的做師、或在十八年以前、或者在

二十五年以後、照我的想法、他是先做師、后做膳夫的、據十八年的克盨説、王命尹氏友史趛典善夫克田人、很大克鼎裏王賞克的許多田和人的情事、是相合的、這批賞賜很大、而師克盨的賞賜却只限于服飾車馬、大克鼎裏克的職務是出納王命、二十三年的小克鼎説、王命善夫克去舍命于成周、遹正八師、就是讓他去發布命令、可以看見他的地位是很高的、師克盨裏的克、只是管左右虎臣罷去、可見師氏的地位還沒有膳夫的高貴

すなわち師克の器は、善夫任命以前とするものであり、從つて克器の斷代は

師克盨師職・厲王・克盨善夫職・十八年・大克鼎善夫職・小克鼎善夫職・廿三年・伊段厲王・廿七年・鬲攸從盨厲王・卅一年・克鐘宣王十六年・(伯克壺)同上

となる。克鐘を唐氏は宣王期とし、師・善夫の克を厲王期に配するものであるが、厲王三十六年説をとらぬ限りそれらの器は厲譜に入らず、また伊段・鬲攸從盨はその譜に入りがたい。唐氏は厤譜上の推算をしていないようである。尤も鬲攸從盨にみえる善夫は克とは別人であるらしく、字もまた克と釋しうる字形ではない。

克器の斷代については、諸家の間にかなりの異同がある。唐氏以外のものを表示すると、

董作賓　克鼎共王十六年　伯克壺孝王廿六年　伊段夷王廿九年

陳夢家　善夫克盨夷王十八年　善夫克鼎夷王廿三年　伊段夷王廿七年

郭沫若　伯克壺夷王十六年　克鐘夷王　大克鼎厲王　克盨厲王　小克鼎厲王廿三年　鬲攸從鼎厲王卅一年
　師克盨厲王

となる。通考・厤朔は一括して厲王に配している。董譜・陳氏の年代考には克器の他の紀年銘あるものを錄せず、それとの關係をどう考えているのか知られない。殊に董譜は共・夷にわたる長期に配しており、なお鬲攸從器を厲三十一年としていて、克氏を數世代に繫けている。尤も鬲從器中の善夫については論及がない。また伊段の紀年を改めていることなども問題である。吳氏の厤朔に至つては、克盨の初吉を既望の誤とし、伊段の初吉をかえつて既望の誤鑄とするなど、趾を削つて履に合わせたところが多く、曆譜として最も信じがたいものである。いま善夫諸器、すなわち十八年克盨、廿三年小克鼎、また大克鼎・廿七年伊段の曆譜は相銜接するを以てこれを夷王に屬し、十六年伯克壺・克鐘・師克盨を厲王期に配しておく。伊段より數年後の前八八五年は十月朔辛卯にして日食週期にあたり、詩の十月之交に歌う大混亂の起つた年であると思われるが、このとき克氏の勢力にも大きな消長を生じ、厲王中期に至つて、また漸く擡頭をみるに至つた。十月之交にみえる地震が岐陽一帶のものであつたとすれば、克氏はこのとき最も大きな被害を蒙つたはずである。克氏失墜の當時、最も權勢を誇つたものは、函皇父の一派であつたと思われる。函・番の諸器は、おそらく十月之交前後より、厲王期にわたるものであろうが、この時期が詩の變雅における、政治詩・社會詩を生み出した時代であつた。夷厲期における金文は、詩のいわゆる變雅諸篇にみえる社會の様相を實證しうる同時資料として、重要な史料的價値をもつものであると考えられる。

一七三、師酉段

時代　懿王大系　孝王厤朔　厲王通考　宣王郭氏文史

收藏　一・二、「器二、一阮文達舊藏、一舊藏海寧陳受笙、後歸米筱漚、形制銘文皆同」兩罍　三、「器藏廬江劉氏善齋有年、近自滬販運至京、估人求售於余、置寒齋月餘、端節以無資、故轉讓蘇氏晚學齋」凝盦

著錄

器影　一、兩罍・六・一〇　藝類・二・七　大系・九三　二、兩罍・六・一六　藝類・二・七　大系・九四　三、陶齋・二・一四　大系・九五　凝盦・一・一六　二玄・三〇七

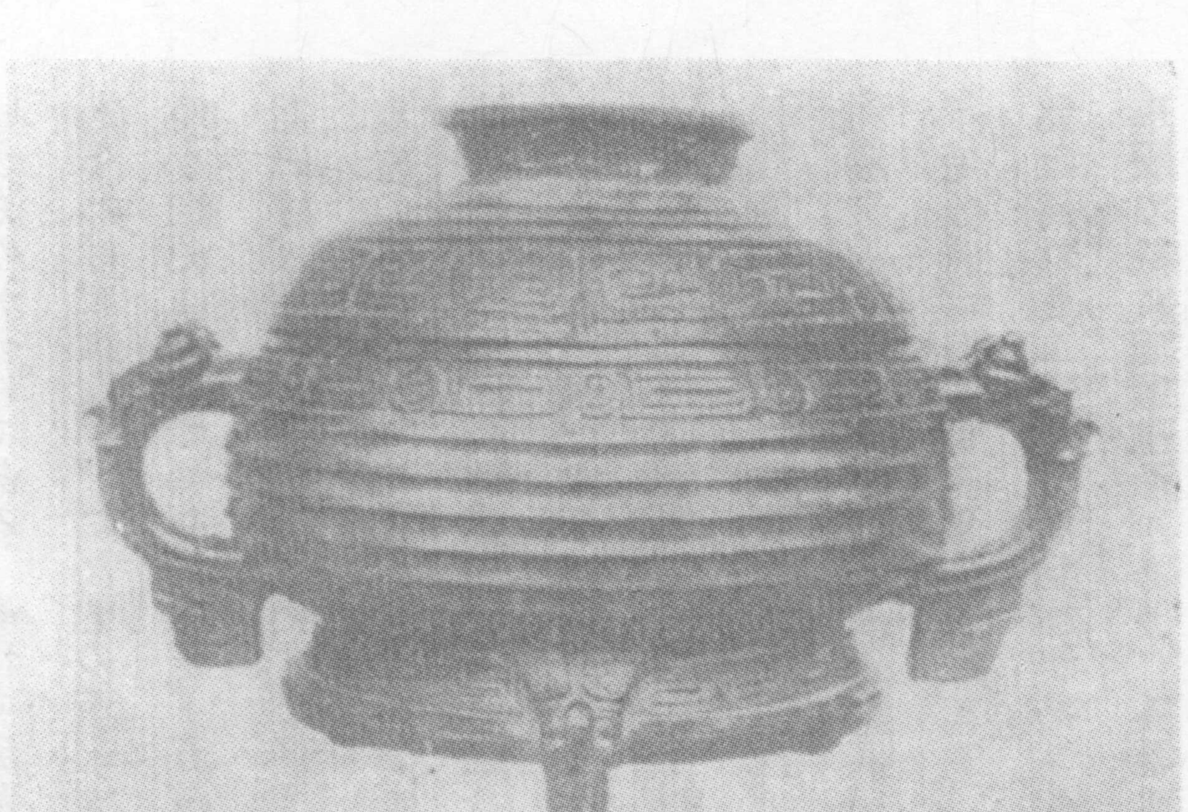
銘文　一、積古・六・二三　攈古・三之一・二七　奇觚・四・二〇　周存・三・二〇　大系・七六　小校・八・六九　三代・九・二一・又・二三・一

二、攈古・三之二・二九　愙齋九・一三　周存・三・二一　大系・七七　小校・八・七〇　三代・九・二二・一・二　二玄・三〇六

三、器　積古・六・二六　攈古・三之二・三二　奇觚・四・二四　周存・三・二三　大系・七八　小校・八・七一　三代・九・二三・二　凝盦・一・一六　蓋　攈古・三之二・三一　周存・三・二二　大系・七八　小校・八・六九　三代・九・二四・一

考釋　全上古・一三・一一　古文審・七・一一　餘論・三・二七　韡華・丙・一二　大系・八八　文錄・三・一三　文選・下二・二〇　厤朔・三・九

器制　第一器について兩罍にいう。「器高今尺四寸七分、深三寸二分、口徑五寸四分、腹徑六寸八分、圍二尺一寸一分、底徑五寸八分、重今庫平一百十二兩」。器は兩耳犧首、珥あり、圈足下に三小足あり、犧首を飾る。口緣・圈足に環文、器腹は瓦文。「甲寅一九一四春、得此器於江都荒市、即阮文達公所藏」とあり、のち蓋をえて器蓋相備わるをえたという。



師酉段

第二器は「器通高今尺七寸四分、深三寸七分、口徑六寸一分、腹徑七寸六分、腹圍二尺四寸五分、底徑六寸四分、重今庫平一百四十兩」。第一器より稍小。口下に環帶文、圈足の環文は第一器と方向を異にする。

第三器は陶齋にその尺寸を記し、「高七寸一分、深五寸五分、口徑八寸六分、腹徑一尺三分、耳徑五寸八分、濶二寸五分」という。器制文様、第一器と殆んど同じ。もと失蓋。凝盦にいう。

「是敦蓋係後配、故重量尺度、未便計、器口及足部、各有粗雲紋一道、兩耳均虎首、頗精緻、通身色黑」。その蓋は夔樣夔文で器の文様と異なり、原配ではない。

銘　文　三器、銘六文。癡盦の第三器の蓋文は僞刻。一一行一〇六字。行款に小異あり、第一器の行首は隹吳師令、蓋は隹吳師冊、第二器は隹吳師令なるも末尾の用字なく、蓋は隹吳酉師、第三器は八行瀿・九行䵼、蓋は末二行を乍酉に作る。

隹王元年正月、王才吳、各吳大廟、公族□釐、入右師酉、立中廷、王乎史䵼、冊命師酉、嗣乃且啻官邑人虎臣・西門尸・𩓥尸・秦尸・京尸・畁身尸

廷禮と冊命とをいう。元年の器であるが週名干支をいわず、何王の正月であるのか知りがたい。元年器は諸王の曆譜を考える上に最も重要な資料であるが、日辰がないのは惜しまれる。「王在吳」以下について積古にいう。

按古籍周王無適吳事、此吳古虞字也、詩周頌、不吳不敖、史記孝武紀引作不虞不驚、左傳五年傳虞仲、吳越春秋作吳仲、漢書地理志云、武王封周章弟中於河北、是爲北吳、後世謂之虞、……蕭山王進士云、左氏傳曰、太伯虞仲太王之昭、又曰、宋祖帝乙、鄭祖厲王、謂諸侯始封、得立出王廟、然則虞大廟、當是太王廟也

舊釋に多くこの說を用い、韡華のごときも「虞爲西周時大國」とし、



此器所紀、爲王巡狩至虞、假虞之太廟而錫命其臣師酉之事也、左傳、魯襄公還及衞、冠於成公之廟、禮也、知古有假廟之禮、此器可證矣

と論じている。虞は周の同姓同宗の國であるが、「吳大廟」は同𣪘に吳大父の名がみえ、吳の大廟でなく吳大の廟である。大系に「余以爲、乃格吳大之廟、非格吳之大廟、吳大卽同𣪘之吳大父也」というのが正しい。ただ郭氏は、はじめその廟を吳大父の廟でなく吳大の家廟と解し、同𣪘や本器を懿王期に屬した。しかし、十七年銘詢𣪘が出土し、その器に文祖乙伯の名があり、職事も殆んど本器と同じで師酉と父子の關係にあるとみられ、その器は宣王の初年にあるべきこととなるので、郭氏は改めて器を宣王期と定めた。孝・夷・厲の三代を一擧に下るわけであるが、同じく吳大の名のみえる同𣪘については何の言及もしていない。

詢𣪘と同じ作器者の器とみられる師詢𣪘は、宋刻の摹本を存するのみであるが、銘末に「隹元年二月既望庚寅」とあり、郭・容氏らは宣王期に屬するも曆譜に合わず、吳其昌・董作賓氏らはそのため康王期にまで遡らせたものであるが、もとより時期を失している。ただ曆譜を持する限り、またその紀年日辰に誤がない限り、その器は厲・宣・幽の何れにも入らず、遡つて懿孝にも入りがたく、ただ二月・三月の間に閏を加えれば夷王の譜に入ることはできるが、銘文にいう天威降喪の事實はその時期には求めがたい。銘辭のいうところは毛公鼎と近く、降喪とは厲末の大亂を指しているようである。文考乙伯の器を作る師酉𣪘は、その一時期前の夷厲の際に當るべく、懿孝期とみられる同𣪘よりはまた一世代下るものとなる。從つて器銘の「吳大廟」を同𣪘の吳大の廟と解することは、

世代的には適合するのである。ただ廟と稱するものは周廟・康廟・穆廟など周室のものに限られており、臣下の宮廟は大師宮・師彔宮・師孖父宮、あるいは師𩰫大室のように宮・大室と稱する例であるので、そこになお疑點は殘されるのであるが、いま一應同𣪘にみえる吳大の宮廟としておく。公族は中觶・牧𣪘にみえ、本來身分呼稱であるが、番𣪘・毛鼎では官名化して、卿事大史寮や參有嗣と併稱されている。本器の公族□釐は牧𣪘と同じく廷禮の右者で、いわば公族大夫のような官職のものであろう。韡華に

左傳宣十三年、趙盾爲旄車之族、使屏季以其族爲公族大夫、正義、公族之官、掌教公之子弟餘子公子之母弟、亦治公族之政

を引く。晉國に公族の官のあつたことは、詩の魏風汾沮洳にもみえている。韡華は器銘を虞の公族たるものと解しているが、本器は廷禮を掌るものでもとより王官である。□釐は他にみえず、□を韡華に允の繁文にして、書の堯典「允釐百工」を例としてその字義を論じているが、人名である。史䵼は內史の官であろう。䵼を餘論に牆の初文としている。片に從うのは稟倉を築く意であろう。嗣は下文の諸夷にまで貫到する。啻は嫡の初文。正長の意。嫡官として官嗣せる、という虎臣以下にかかる修飾語である。

虎臣はいわゆる虎賁の士。師寰𣪘に「左右虎臣」の語があり、侍衞の士をいう。邑人虎臣とは、その所屬・構成より名をえているものであろう。虎臣の次に諸夷を列している。これらの諸夷もまた、宮衞のことに服していたものかも知れない。閽人・寺人の屬にはかえつて異族を用いることがあり、

その俗はおそらく遠く古代に發していよう。卜辭にも、羌族などを內臣に用いた形迹がある。夷種の獲得は、戰爭手段によることもあり、進貢によることもあつた。懿孝以來しばしば行なわれている南征は、政治目的のほかにも、經濟的な目的があつたらしく、宣王期の兮甲盤には淮夷の朝貢義務をあげ、その中に進人の一項がある。かれらは主として王宮の臣妾として用いられ、ときには徒隷として使役された。西門夷以下の夷種の名はそのまま詢𣪘にもみえており、厲世には詢がその職を嗣いでいることが知られる。

新易女赤市・朱黄・中㬎・攸勒、敬夙夜、勿灋朕令

冊命に伴なう賜與をいう。「新賜」というものは、他に殆んど例がない。新王卽位のはじめの冊命であるから、師酉の職事はおそらく前王以來のことであろうが、讎槖の語を用いていない。あるいはこのとき新たに嗣襲したものかも知れないが、嗣という表現もみえない。赤市・朱黄は習見。中㬎は大克鼎にいう參冋莽悤の類であろう。中字は上下に偃遊を附し、中廷の中に同じ。莽がその本字であろう。鄦𣪘に同㬎黄あり、參冋莽悤と同じく璣組綬纓を附した玉飾をいう。中㬎とはその璣組の類であろう。大系の初說にいう。

中㬎疑當是屬于朱黄之事物、㬎卽絅字、殆言佩玉之珩璜、均以朱玉爲之、而中央之衝牙、以絅色之玉爲之也、……衝中聲相近、中絅或卽衝絅矣

しかしすでに朱黄と稱してまた黄中の一玉を特にあげるのは不審とすべく、郭氏も後に說を改め、新版には「當是絅色之中衣」とし中衣說を出しているが、市・黄・中衣というのは品目の列次を失

しており、また中衣などは冊命の賜與としてふさわしいものではない。初說のように朱黄附屬のものとみる方がまさつていよう。

「敬夙夜」はもと祭祀用語。「勿灋朕命」は大盂鼎以下、冊命の末文に用いられている。

師酉拜䭫首、對䫚天子不顯休命、用乍朕文考乙白宭姬隮𣪘、酉其萬年、子〻孫〻、永寶用

文考を乙伯、その妣を宭姬という。宭は宮の異體字。麥器にみえる。宭伯・宭公・宭叔・宭嬀など、廟號に多く用いている。母が宭姬であるから師酉が姬姓の家でないことは明らかである。詢𣪘では「文祖乙伯同姬」といい、師詢𣪘では「剌祖乙伯同益姬」という。三者姬の名を異にするが、同一人とみてよい。必らず姓名をあげて稱していることも、注意される。

訓　讀

これ王の元年正月、王、吳に在り。吳大の廟に格る。公族□釐、入りて師酉を右けて中廷に立つ。王、史𥎦を呼んで、師酉に冊命せしむ。乃の祖の嫡官たりし邑人虎臣、西門夷・𩵦夷・秦夷・京夷・弁身夷を嗣めよ。

新たに女に赤市・朱黄・中㬎・攸勒を賜ふ。夙夜を敬しみ、朕が命を廢すること勿れ、と。

師酉、拜して稽首し、天子の丕顯なる休命に對揚して、用て朕が文考乙伯宭姬の隮𣪘を作る。酉其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

器は器蓋各〻三器。第三器の擬盦は蓋が原配でないようである。第一器も一時失蓋であつたものが後に合することをえたもので、兩罍には器蓋を別々に著錄している。兩罍にその經緯を記していう。

按此器舊爲阮文達公所藏、余於甲寅一九一四季冬、得於江都荒市、載入二百蘭亭齋金石記、時蓋已佚去、訪求未獲、後爲友人金香圃方伯以誠、購得之、知器在余處、書來借玩數日、遲留不歸、而香圃遽歸道山、頻年屢索未還、今春金氏以遷家、檢點箱籠、見之遂弁器蓋歸、余延津之配、出諸意外、此中信有呵護之者、亟刊入彝器圖釋、附於器後、並記其離合緣起如此

器蓋相合するをえた喜びを記している。

器の時期は、これと一世代異なる詢𣪘・師詢𣪘が厲末共和のときとすれば、一應厲初の器ということになる。夷末に噩侯馭方をはじめ南淮夷の侵寇あり、諸夷の俘囚となるものも多數に上つたであろうが、本器にいう諸夷の官嗣は師酉の祖以來の職事であるから、これらの諸夷は師酉より少くとも二代前、懿孝のとき以來の虜囚であり、懿王期と考えられる無㠱𣪘・彔伯𣪘などの南征のときえたものかも知れない。尤も南夷・東夷の討征は昭穆期にも盛んに行なわれていたことであるから、その歷史は遠く遡るものがあろう。そしてこれらの諸夷の官嗣には、同じく異族のものを充てる傳統があり、師酉の家もまた姬姓と通婚關係にある異族で、文考を乙伯と稱している。乙伯のような廟號は、十干を廟號に用いた東方の俗に由來するものであろう。師詢𣪘に文武の受命、殷民を奕則した故事より說き起していることなども、師酉・師詢の家がもと東方出自の族であるからである。

一七四、叔専父盨

時　代　西周晚期考古

出　土　「一九六四年一〇月上旬、我們清理了一座西周墓、這座墓在陝西長安縣灃西公社張家坡村東北、由于當地群衆取土、墓已有三分之二被破壞了、僅存的三分之一、是墓的東南角部、九件銅器出土于東南角的南邊

墓的形制、是長方形竪穴墓、墓口距地表一・二米、墓底距地表三・五米、墓口長四・五五、寬二・三米、墓底與墓口的長寬相同、人骨架全被挖掉了、很難斷定墓的方向、就隨葬銅器的位置看、可能是南向、熟土二層臺、高七五、寬一五～三五糎、東邊二層臺上有一條牛腿骨、從已腐的板木灰、可以淸楚的看出棺槨的痕迹

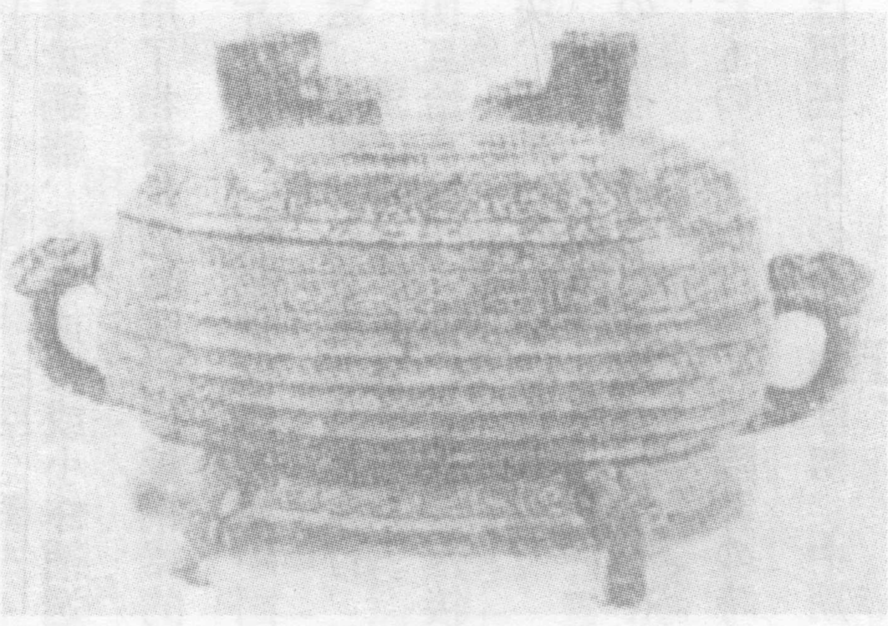
隨葬銅器共九件、計鼎三件・盨四件・壺二件、……銅器的放置位置、據取土的群衆說、從西向東、鼎・盨・壺幷排着、九件銅器、除三・四號盨、稍有損傷外、其餘保存完好」考古

著　錄

器影　考古・一九六五・九、圖版貳・三（一號盨）

銘文　同上・頁四四八、圖二

考釋　同上・頁四四九

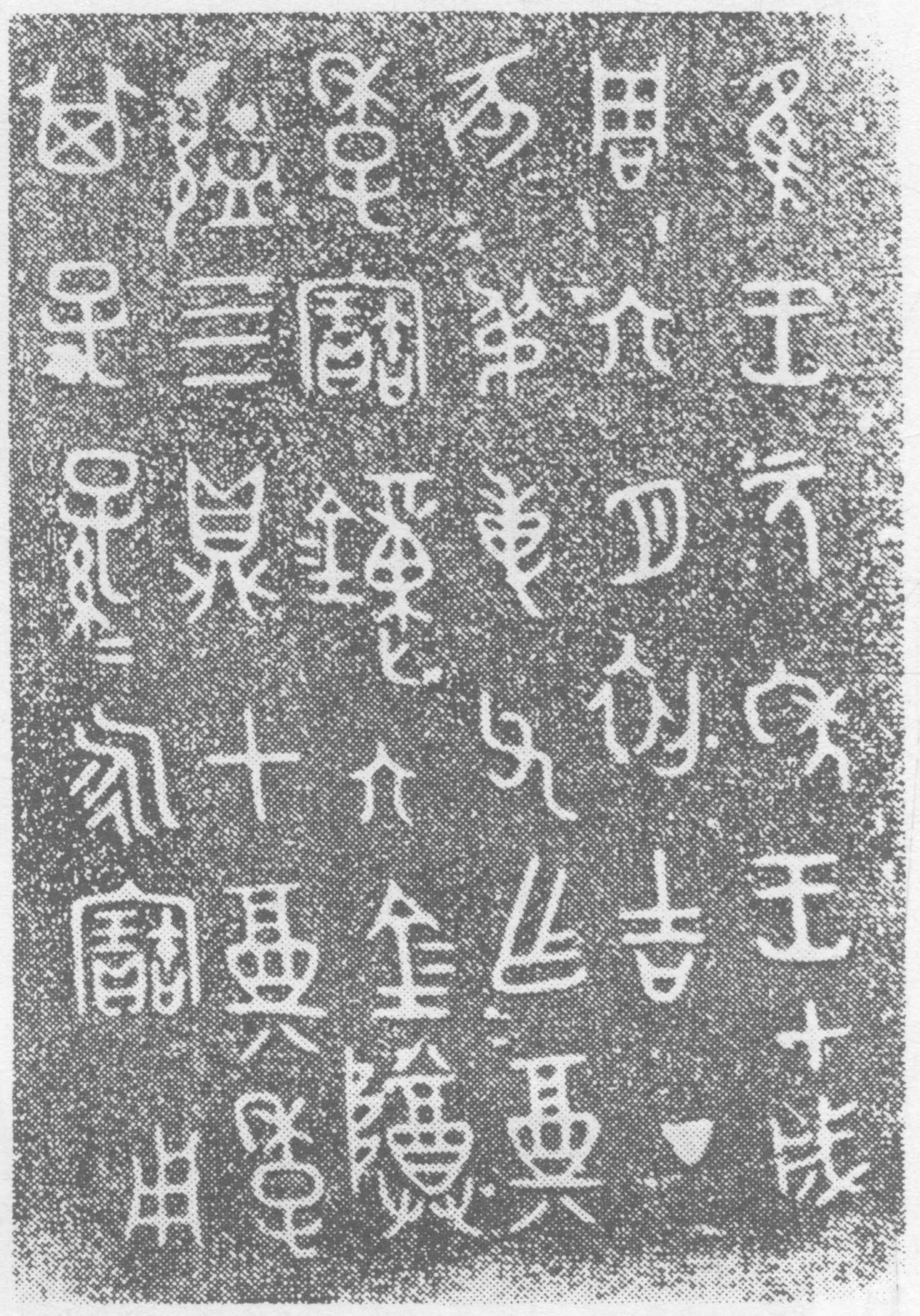


盨叔專父

器制　考古にいう。「盨四件、一～四號、形制紋飾均相同、而大小略異、一號盨通高一九・七、器高一二・九、口徑一七・五～二四・三、腹徑二〇・三～二五・四糎、二號盨通高二〇・七、器高一四・七、口徑一七・五～二三・八、腹徑二〇・二～二四・四糎、通體飾瓦紋、口沿蓋沿及圈足飾重環紋、圈足下四小足、兩耳作獸首形、有蓋」。

銘文　四器、器蓋八銘、銘六行三九字、行款すべて同じ。考古にいう。「四件盨的銘文內容、均相同、但字體略異、部分字的形體、在同一器物裏、器與蓋不盡相同、如一號盨的蓋銘字體粗放、而器銘則較工整、纖細、其他如盨・季・初・專等字、底蓋亦不相同、由此可見這些內容相同的銘文、是一次一件、刻鑄于銅器上的」。圖は一號盨の器銘を錄入した。

隹王元年、王才成周、六月初吉丁亥、叔專父乍奠季寶鐘六・金𨽍盨四・鼎七、奠季其子〻孫〻、永寶用



「元年六月初吉丁亥」は、これを孝夷・宣幽の譜に求めて何れも適合せず、ただ厲王の曆譜にのみ合するものであるから、一應厲王元年の器とみるべきであろう。卽位早々のときに當つて王が成周に赴いているのは、成周の諸宮に祀禮などが行なわれ、王が親しくその地に臨んだものと思われる。いわゆる大事紀年の形式をとるものであろう。師酉毀もまた元年正月の器で、王は吳大の廟に赴いているが、これは廷禮のためである。おそらく成周祀禮の盛典のあるとき、叔專父は奠季のために、これらの器を作つたのであろう。叔專父は他にその名をみず、鄭季も所見がない。銘末に「鄭季其子〻孫〻、永寶用」と稱しており、鄭季は生人である。この形式のものには、たとえば毳毀三代・七・三八・三「毳作王母媿氏餴毀、媿氏其眉壽、萬年用」のように母氏の器を作つてその眉壽を禱るもの、圅皇父毀のように「圅皇父作琱娟盤盉、琱娟其萬年、子〻孫〻、永寶用」のように媵器に銘するもの、鼂叔盨「鼂叔作仲姬旅盨、鼂叔其萬年、永及仲姬寶用」のように夫妻の器と思われるもの、また兌毀三代・八・六・三「兌作朕皇考叔氏𨽍毀、兌其萬年、子〻孫〻、永寶用」のように、皇考のために器を作り、家名をあげてその萬年を祈るものなど、種々の場合がある。この器の場合は、おそらくその族人のために器を作つたものと思われる。

その作器は寶鐘六・金𨽍盨四・鼎七、合せて十七器に及んでいる。同じ出土の盨四器は、この銘にいうところの金𨽍盨四に當るものであろう。盨を金𨽍盨と稱するのは、たとえば中𠂤父盨三代・一〇・三七・四に「中𠂤父作季㚟□寶𨽍盨」というに近い。考古に器銘を「寶鐘六金・𨽍盨四・鼎七」と句讀しているのは、正確としがたいようである。考古に「銘文中的鐘六・鼎七・盨四、是奠季一次鑄造的銅器、此墓隨葬的銅器、只有銅盨四件、其它和四盨隨葬的鼎和壺、都是較早的」というように、銘文にいう他器は隨葬されておらず、同出の器は時期も異なるものである。考古に、器を鄭季が作つたとしているのは誤で、器は叔專父が鄭季のために作つたものであろう。己侯貉子毀卷二、頁八三八に「己侯貉子、分己姜寶作毀」とあるものは、媵器として作つており、いわゆる財産分けの意味をも含むものであるかも知れない。圅皇父が琱娟のために「盤盉𨽍器毀一具、自豖鼎降十又一・毀八・兩罍・兩壺」、合せて二十數器を媵器として贈つているのも、同樣の意味をもつものであろう。それらの例からいえば、本器もあるいは叔專父が鄭季の一家分立の際などに、その祭器としてこれら十七件の彝器を作り、その眉壽萬年を祝したものと考えられる。ゆえに銘末に「鄭季其子〻孫〻、永寶用」の語を添えているのである。

訓讀　これ王の元年、王、成周に在り。六月初吉丁亥、叔專父、鄭季の寶鐘六・金𨽍盨四・鼎七を作る。鄭季それ子〻孫〻、永く寶用せよ。

參考　器銘の字迹は頌・克の諸器と酷似しており、銘文の內容は圅皇父匜に近い。墓葬中の隨葬品であるから、その同出器物についても一應ふれておく。鼎三件・壺二件、みな同じ場所に排次されていたものである。考古にいう。



張家坡七號鼎

鼎　三件、一件七號、通高四六・七、口徑三五・六、腹徑三四・四糎、腹稍外鼓、口外侈、圓唇、柱足、除口沿下一道弦紋外、通體素面、銘文二行十二字。「□侯隻巢、孚厥金、□用乍𩰫鼎」

一件五號、通高二五・二、口徑二三・六、腹徑二四・四糎、腹外鼓、斂口平唇、口沿下有夔紋一道、無銘文

一件六號、通高二一・八、口徑二一・一、腹徑二一・六糎、口沿下有竊曲紋一道、無銘文

七號鼎が最も大きく、他の二鼎は通高六七寸の小鼎である。五號鼎はその器形文様ともに趞曹鼎二・師奎父鼎に近く、共懿期前後のものとみられる。六號鼎は、その器形文様小克鼎に類し、ただ



張家坡五號鼎



張家坡六號鼎

腹部の波狀文を缺く。前器より時期稍〻下り、夷王期前後の器であろう。これに對して七號鼎は、口下に一弦文を付する素文鼎で、器腹深く、初期の器制ともみられるものであり、十二字の銘があるが僞刻である。銘文にみえる巢は、班段に「作四方亟、秉緐蜀巢命」、また啓貯段卷二、一〇二頁に「隹巢來钕、王命東宮追以六𠂤之年」とみえ、何れも周初に近い時期のものであるため、考古に器の銘文を成康期における伐巢の役に關するものとしている。器はかなり古いものであろうが、銘字は拙劣を極めており、本來の鑄銘でないことは一見して明らかである。

これと關聯して、同出隨葬銅器に補修のあとが多いことも注意すべき點である。考古にいう。

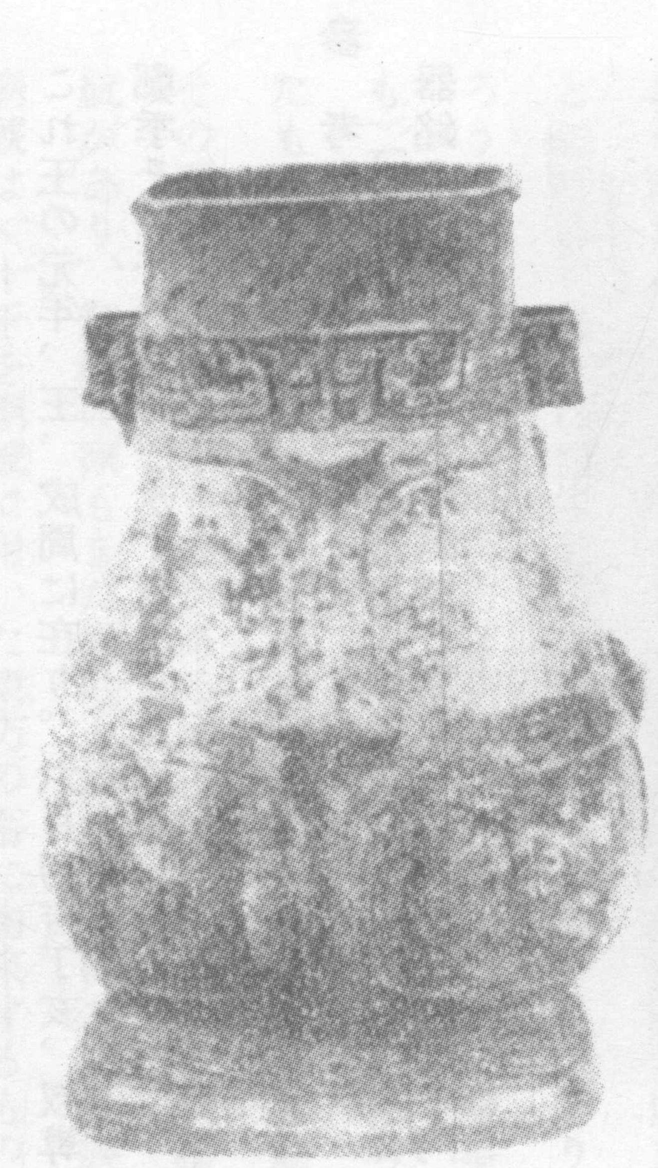
這批銅器、都有或大或小修補過的痕迹、從這裏可以看出、九件銅器、均係當時實用的器物、而且用了相當長的時間、修補銅器的技術、已達到一定的水平、五號鼎是將破裂口的裏外、貼上兩葉銅片、再用一枚或數枚鉚釘、牢固的卡着、鉚釘有圓釘形和長條形、其使用情況、依破裂口的形狀而定、七號大鼎是用合范灌補的、鼎的破裂口相當大、補痕長二二・四、寬一五・三～二三・八糎、而且恰在銅鼎的腹底、從合范接縫的鑄痕看、可能是三塊外范合鑄的、其鑄痕成⊥形、內范是一整块、補痕內壁沒有接縫鑄痕

このように大きな補修のあとを存するものは多くその例をみず、もし隨葬の原器にすでに補修があつたものとすれば、その隨葬の時期は、器の時期よりかなり下るものであろう。出土器中、叔尃父盨は厲王元年の器、鼎は初、中期のものであるから、すでに歷年の器である。七號鼎の後刻の銘のごときも、あるいはそのような補修の際に原器の銘を摸刻し、あるいは他器の銘を寫したことも考えられる。銘は鑄銘でなく、刻銘である。

また同出の器に、壺二件がある。考古にいう。

壺　二件、八號・九號　均系貫耳扁壺、通高三六・五、口徑一一・八～一四・五、腹徑一七・三～二二・三糎、無蓋、兩貫耳作獸首形、頸飾鳥紋、圈足飾夔紋、腹飾十字帶紋、十字中一凸起方釘、無銘文

兩器同制の壺である。頸に顧鳳の帶文があり、圈足部に變様の夔文を付している。器腹の十字帶文は、周㚖壺故宮上・一四七をはじめ、杞伯壺・曾姬無邺壺等にみえるが、周㚖壺は口沿に顧鳳の帶文をもち、最もこの器の形制に近い。夔鳳帶文の下限は、おそらく夷王五年銘をもつ師旋段第二器あたりと考えられるから、この器も孝夷期前後のものであろう。考古に同出諸器の文様を圖示しており、概していえば、中期より後期にわたるものである。補修の著しいものは、比較的早い時期の兩鼎であり、墓葬は厲末のころと推定される。同出諸器をすべて一家の器とすれば、その家はかなりの舊族であろう。孟段・師



張家坡九號壺

旋段一・二など、多數の窖藏器を出した張家坡器群は、村の東門外三百米附近、本器の出土地は村の東北であるから、その北方の地點である。兩者の含む器の時期も相匹敵するものがあり、墓葬・窖藏の別があるとしても、比較して檢討すべき問題を含んでいるようである。

巻三下　五七一～五七二

一七五、大段 二

器名　列伯敦甲編　然睽敦筠清

時代　懿王大系・麻朔　孝王董作賓

收藏　「内府舊藏、今歸廬江劉氏」貞松　「江蘇陽湖孫淵如藏、今歸長白多智友、名爲大敦蓋」擴古　「大段蓋二、孫伯淵所藏、今不知何往、劉蓋、前數年在滬市、余議價、未能得、旋歸廬江劉惠之君、今聞已入瑞典博物院」周存

著錄

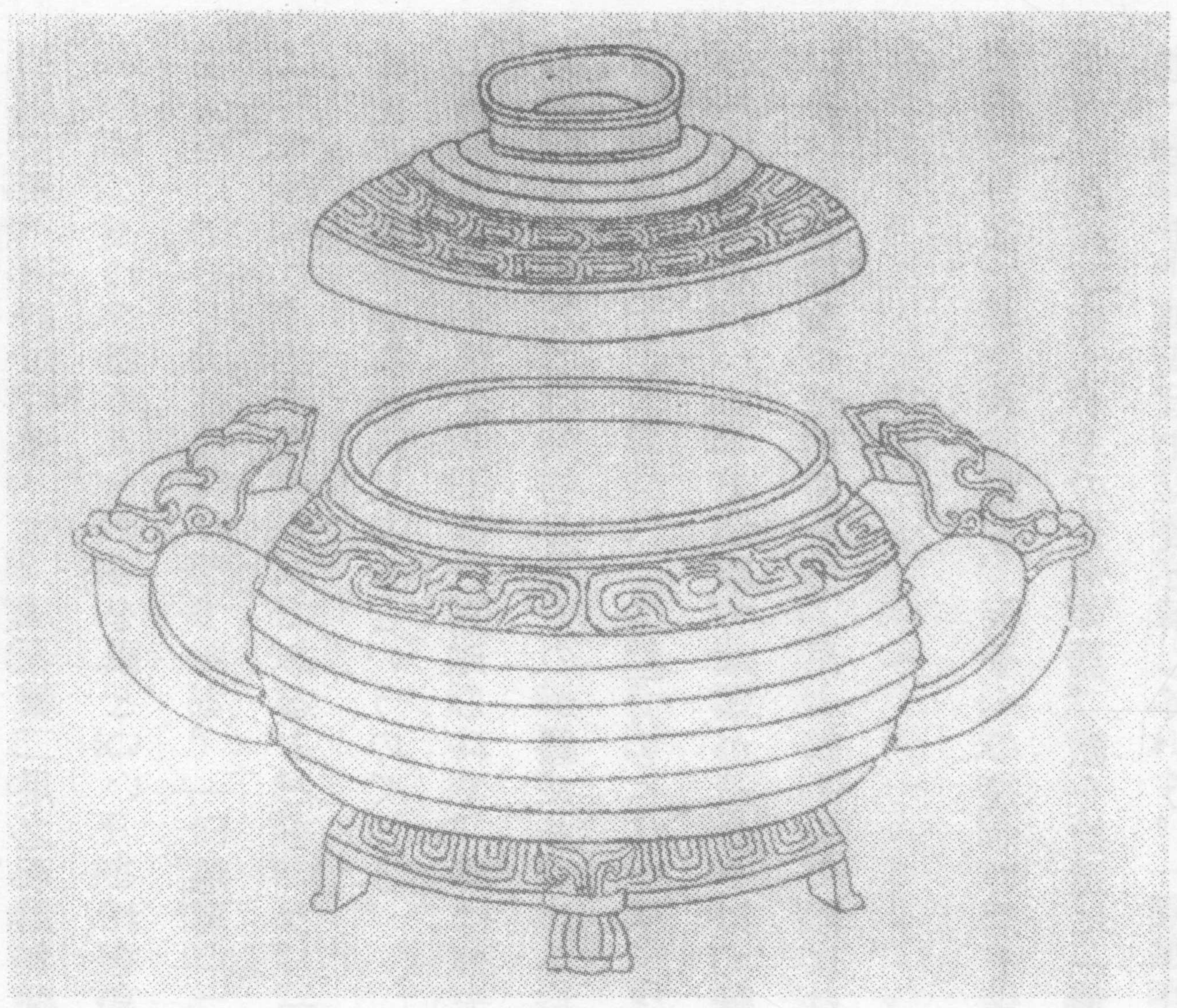
器影　甲編・一二・四六　大系・九二　善齋・禮七・九七（蓋）

銘文　筠清・三・三三　擴古・三之二・三五　古文審・六・一　周存・三・一八・一九　貞松・六・一〇　大系・七四・七五　小校・八・七三　三代・九・二五・二六　書道・六七　二玄・三二八

考釋　拾遺・下・九　韡華・丙・三二　大系・八七　文錄・三・二一　文選・上三・一〇　麻朔・三・八

器制　甲編にいう。「通蓋高七寸二分、深四寸、口徑五寸七分、腹圍二尺五寸二分、重一百九十五兩、兩耳」。兩耳犧首、珥あり、器口に夔様夔文、腹瓦文、圏足に鱗文を配する三足段。足頭に小犧首がある。器の口緣には二層の環文あるも、器蓋の文飾異なり、銘もあげていない。おそらく原配の蓋でなく、後補になるものであろう。

善齋には蓋のみを著錄する。身高一寸九分、口徑九寸、下半緣邊に重環文あり、甲編の蓋と同じであるが、銘がある。これまた甲編の器の原配ではなく、器はあるいは二器あつて、各〻器蓋を失つているものかも知れない。



大段 二

巻三下　五七一～五七二

銘文　同銘器蓋二文。ただその器蓋は文様異なり、原配でない。器銘は器底にあつて墨付は圓形をなすが、蓋文は瓦文の波狀が拓に出ており、行款も異なる。貞松にいう。「此段與擴古錄所載陽湖孫氏藏者、文同器異、惟孫氏藏器、大賓下此器第七行第三字下重出一賓字、此器則否、故較孫器少一字」。賓字重出のものは蓋銘である。器文一〇行一〇七字、蓋文一

巻三下　五七三～五七四



巻三下　五七三～五七四

二行一〇七字。

佳十又二年三月既生霸丁亥、王才𩛥侲宮、王乎吳師召大、易趞嬰里、王令善夫豖、曰趞嬰曰、余既易大乃里、嬰賓豖章帛束、嬰令豖曰天子、余弗敢𪗣

器を大系・麻朔に懿王に屬するも、麻朔はその譜に合わずとして既生霸を既死霸に改めている。日辰の上では、師俞・諫・走の諸器とともに懿王の譜に入りうるのであるが、器制はそれらの諸器よりやや下るものがある。麻朔には誤鑄説が多いが、日辰の誤鑄ということは考えがたいことであるから、器銘による暦譜構成の原則を易えるべきではない。

𩛥侲宮を甲編は缺釋、文錄に歸脤宮と釋して歸脤の禮を行なう宮名と解する。郭氏は「不知是宮名、抑人名」という。他に大鼎にみえるのみであるから、あるいは宮名であろう。吳師は人名。拾遺に虞師とよんで官名とするも、單に官名のみをあげて氏名をいわぬ例はない。吳大・吳買・吳垂のように、師もまたその名であろう。周師・牧師父のように師を名字とする例がある。

趞嬰も人名。「易趞嬰里」は從來趞嬰の所有する里を以て他人に與えることで、この場合、上文の大にそれを賜與したのである。王命を以て、現在の所有地を他人に賜與するということがあるとすれば、その邑里は一時の采邑として與えられているものとなり、王はいつでもその上位所有權を發動して、その領有者を變更しうる權限をもつていたのである。しかもそういう采邑の取上げや變更は、現在の領有者の承諾を經ることなく、事前の諒解なくしてこれを行いえたようである。

「王令善夫豖」以下、趞嬰の采邑を大に賜與することがすでに決定されたのち、王は善夫豖をしてこれを趞嬰に通達させるのである。善夫は膳夫。大克鼎では王の左右にあつて王命を出納する重職であつた。善夫豖を筠清・拾遺に善夫敏と釋するが、字形異なる。郭氏いう。「从豕、有索以絆之、卽說文豖、豖絆足行豖々也、从豕繫二足之豖爲無疑」。豖は豚牲を用いるもので、後の字形を以ていえば、これを埋めるところを冢といい、これを宮廟に埋めて修祓するを家という。家の初文は、毛公鼎によると犬牲に從う形である。「曰趞嬰曰」の上曰字は謂の意。乃は女の領格。「余既」とはすでにそのことが施行濟みであることをいう。「易大乃里」の大と乃里とは雙賓語。大に趞嬰の采土たる里を賜與濟みであるというのである。

王使である善夫豖より王命を傳えられて、嬰は善夫豖に、章帛束を儐物として贈つている。聘者からの使者に對しては儐物を贈るのが禮であつたらしく、睘卣「王姜令乍册睘、安尸白、尸白賓睘貝布」、盂爵「王令盂寧登白、賓貝」など、みなその例である。古くは貝・貝布などを儐物に用い、のちには章を用いる。史頌𣪘では頌が王命を以て蘇を省したとき、蘇は章・馬四匹・吉金を儐している。章は璋瓚の玉器である。帛・絲・矢の類にはみな束という。一定數を束ねて用いたものである。

これらの儐物を使者に贈り、天子への復命の語を告げる。「嬰令豖曰天子」とは復命を託するもので、「余弗敢𢿋」がその復命の語。𢿋を拾遺に「讀爲遴、遴吝也、言天子既命以里賜大、余不敢吝也」という。郭氏はまた婪と解していう。

卷三下　五七五～五七六

𢿋本作林聲之字、鐘銘多有之、此當讀爲婪、又如僅依聲紐、讀爲吝字亦可

𢿋はもと倉廩の字で、嗇嗇はその義が近い。年穀を退藏して容易に散ぜぬことを吝嗇というのも、もと關聯のある語であろう。吝は祝告に關する字で、犧牲の供薦を惜しみ、「犧牲玉帛、弗敢加也」左傳莊公十年のような神への信を失なうをいう。嗇・吝は聲義の通ずる字とすべく、𢿋は吝嗇であろう。使者より傳えられた王命を恭承する意である。

豖以嬰、頗大易里、大宮豖瓢章・馬兩、賓嬰瓢章・帛束

以は與、また率從の義もある。頗は頁下に舟形あり、筠清等には二字に離析してよむが、拾遺に舟辵は通ずるとして道と釋し、導の義にして「言敏導睽、往見大而致里也」と解する。しかしそれならば頗は嬰の上にあるべく、かつ往見に當る動詞がない。貞松は頗字缺釋。韡華に履と釋し、「履、从人著履形、古誼也、說文、履足所依也、从尸从彳从女、舟象履形」という。說文履字の古文にあげる字形と近く、大系もその省文とみて履と釋している。そして、「履大錫里者、言至大之處、錫以邑里」という。「履大、錫里」と二事に分けてよむものであるが、錫という行爲は豖の爲すべきことでなく、文は「履大所錫里」の義に解すべきである。

說文の古文や器銘の字形は、明らかに舟に從うている。造もまた舟に從う。履や造が舟に從う意はよく知られないが、おそらく授受の儀禮と關係があろう。受も舟を授受する象に作る。また履が頁に從うのはその地に臨む意で、あるいはわが國の反閇のような儀禮が土地の授受の際に行なわれたものかも知れない。踐は古くは卜文に逘とかかれており、これも占有支配の儀禮と關係があろう。

履踐は反閇儀禮を伴なう行爲であつた。攈古に「猶今言踏勘正疆界也」というも、單なる檢分・檢證、あるいは巡視定界の意でなく、古くはそれに伴なう儀禮があつたものと思われる。この場合、王命の執行者としての豖と、舊所有者である趞嬰とが、新しい取得者の采土となつた大の地を履んで、その移讓を確認する行爲を行なつたのであろう。少くとも字の初義には、そういう意味が含まれている。

このとき大は、王使である豖と、舊所有者である嬰とに、それぞれ儐物を贈つている。豖に對しては瓢章と馬兩、また嬰には同じく瓢章と帛束を儐した。瓢章は禮書にもみえぬものであるが、玉器であろう。筠清はこの部分を「執龍馬兩」とよみ、また拾遺には瓢を厥とよみ、「厥寵馬兩」とするが、何れも字釋を誤る。韡華にはじめて瓢章と釋するもその物を說かず、大系にこの儐物を解していう。

瓢字當从害聲、與胡瑕等音當相近、瓢章疑是大璋、馬兩者馬兩匹、帛束帛一束也、周禮小行人、六幣、圭以馬、璋以皮、璧以帛、琮以錦、琥以繡、璜以黼、所言圭幣之配、與彝銘全異、召伯虎𣪘之一有帛束璜之文、則帛一束又與璜爲配矣、周禮所言、要非古制也

大璋をいうものに、金文では堇章・瑗章・鬲章・大章などがあり、郭說はその大章とみるものである。文錄には介章とするが、害・匄の聲と同聲とみたものであろう。瓢章は他にみえず、庚贏鼎に釁瓢の名があり、同じく丮に從う。祼禮に用いる瓚章の類である。瓢は大小や形狀というより、字形からみると行爲を含む字で、祼匂の意があるのであろう。

卷三下　五七七～五七八

瓢章と馬兩、瓢章と帛束という配比は周禮小行人にいう六幣の由來するところであろう。郭氏はその配比が周禮と一致せず、周禮は古制を傳えるものでないことを力說しているが、配比は異なるとしても、その法の由來の古いものであることが知られる。

大の嬰に對する儐物は、王使である豖に對する儐物よりも輕微である。しかも嬰に對して、特に里の代償として、何らかのものを交付したという記述もない。王命によるものであるから、所封換えのようなもので、特別の反對給付を必要としないのであろう。攈古に

事與管子奪伯氏駢邑相類、嬰聘天子命、而弗敢嗇、其廼有怨言否、則未可知也

とし、また文錄に、「此論語所謂奪伯氏駢邑三百、沒齒無怨言者也」とは、何れが事實に當るか知られないが、攈古にはまた、「觀大之賓禮、敏重而睽輕、似大有意見、古事無徵、不能强說」とも述べて、儐贈の輕重によつて大の心意をみることができるとするが、儐禮である限り、王使を重しとするのは當然である。ただ嬰に對しても儐禮が行なわれているのはやや不審であるが、これも王命による授受であるからであろう。

大拜頧首、敢對䂂天子不顯休、用乍朕皇考剌白隮𣪘、其子々孫々、永寶用

この對揚の辭は、最初の廷禮のときの語であろう。天子の命はその後王使である善夫豖を迎えて、土地の授受なども行なわれており、廷禮のときにはその轉賜のことだけが命ぜられているのである。轉賜の理由など、その事情は何も記されておらず、また嬰に對してその代替地が賜與されたかどうかも明らかでない。

この器では皇考剌伯の器を作り、大鼎では剌考己伯の器が作られていて、皇考の名號が異なる。大系に「剌考己伯、卽鼎𣪘之皇考剌伯、剌乃生稱、己乃廟號」と解しているが、兩器とも皇考と稱していて生稱ではない。もし兩者一人とするならば𣪘の剌伯は鼎の剌考己伯の簡稱で、剌とは單なる美稱とみるべきであろう。剌という氏姓の名も金文にはみえるが、大が剌氏であるという證はない。

訓　讀

これ十又二年三月既生霸丁亥、王、𩛥侲の宮に在り。王、吳師を呼び、大を召して趞睽の里を賜ふ。王、善夫豖に命じて、趞睽に曰はしめて曰く、余は既に大に乃の里を賜へり、と。睽、豖に章・帛束を儐す。睽、豖をして天子に曰はしむ。余は敢て𢼸まず、と。豖と睽と、大の賜へる里を履む。大、豖に訊章・馬兩を儐し、睽に訊章・帛束を儐す。大、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が皇考剌伯の䵼𣪘を作る。其れ子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

この器銘はその內容がやや特殊であるため難解であつたらしく、筠清のごときは睽を路史國名紀にいう㭾地の睽とし、器は㭾器にして舟師を興して吳を伐つことを記したものであるとしている。また𩛥を秭歸二字の合文であるとする說を引いて、㭾器であることを證するなど考證につとめているが、銘辭の內容については殆んどふれず、「餘難曉、所可言者盡此矣」という。攈古・拾遺・古文審などに至つて文義はその大旨をえているようであるが、字釋にはなお未定のところ多く、貞松は缺釋六字、大系に至つてほぼ全解に近い注となつている。

郭氏は大を吳大父の大とし、兩者を同一人としている。しかしそれにはなお名號上の問題があり、たとえば吳師に吳を付し、大には吳を加えていないことも不審とすべく、また吳大父關係の器と大關係の器の間に、共通の人物關係なども認められない。大にはすでに大𣪘一があり、王が鄭に在るとき賜與を受けて、皇考大中の器を作つている。また生𩰬三代・一〇・四四には、生が王の南淮夷親征に從つて執訊折首の功があり、剌𡢁生と大𡢁との器を作つている。もしこの大𡢁の大が作器者大と關係あるものとすれば、大は𡢁姓の家であろう。何れにしても作器者大は、吳大とは無關係というべきである。

この器銘は、當時の土地關係を知るべき資料として、極めて貴重である。轉賜された土地はおそらく采邑であろうが、所領の變更がどういう事情によつて行なわれたかは知りがたい。ただ二雅中の社會詩に多くみえる土地關係のように、王權を挾む專制者の出現によつて、容易に紛亂の狀態に陷り易い事情にあつたという事實は、このことからも推測しえよう。器の日辰は一應懿王の譜に合うが、圈足の鱗文は後出の制であり、懿王以外に合うところを求めると、厲王の他にはない。厲王期の衰亂はついに厲王の奔彘に至つて極まるのであるが、このような采土の轉賜が恣意的に行なわれ易いという不安定な狀態なども、あるいはその一因をなした事實であるかも知れない。

一七六、大　鼎

器　名　己伯鼎懷米

時　代　懿王大系・厤朔　孝王董作賓

出　土　三、「自一九五二年秋起、到一九五八年底止、上海市從廢銅中揀出的文物、（不包括古錢）、這三二一四五件、其中包括自商周直至明清的各種歷史文物、以及近代革命文物、所發現的銅器、許多是極爲珍貴物、有的曾見于前人著錄、有的從來未見過著錄」文物

上海文管委員會收藏の一器はこのとき廢銅中から發見されたものである。その器制銘文は懷米所收のものと合う。

收　藏　一、「內府藏」貞松　「故宮博物院」故宮　二、「內府藏」西淸　三、「吳縣曹秋舫藏」攈古・周存　「上海文物保管委員會」上海

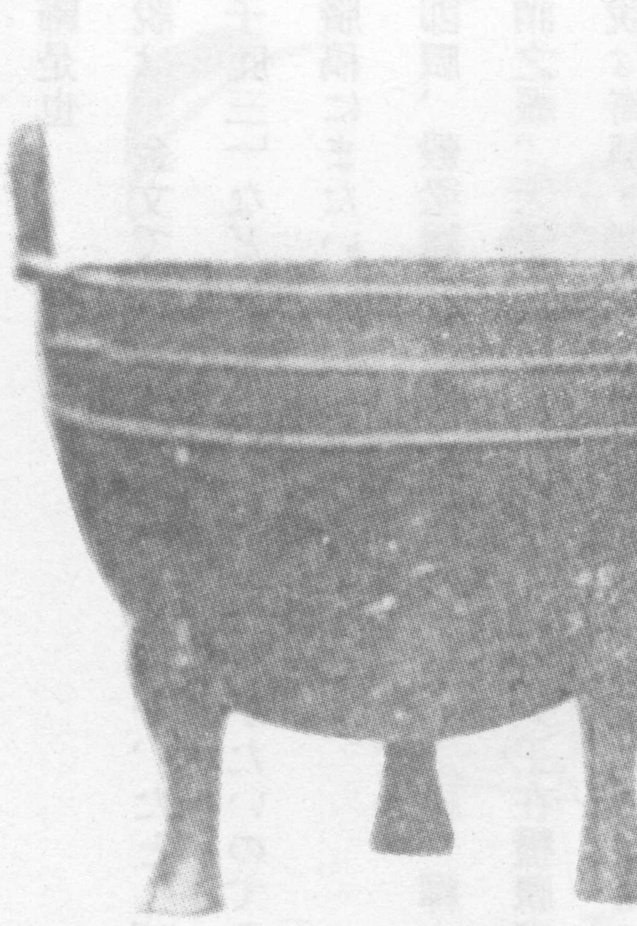
著　錄

器影　一、西淸・二・一七　通考・七八　故宮・上・四二　通論・一五　二玄・三四二　二、西淸・二・一九　三、懷米・二・九　大系・一三　文物・一九五九・一〇・三二

銘文　一、古文審・一・一　大系・七五　貞松・三・三五　三代・四・三三・一　二玄・三四一　二、西淸・二・二九　三、筠淸・四・八　攈古・三之一・七七　敬吾・上・三一　窓齋・五・一一　奇觚・一六・一五　周存・二・二四　貞松・三・三五　小校・三・二四　三代・四・三二・二　文選・

考　釋　窓齋賸稿・一〇　拾遺・下・一六　韡華・乙中・五二　大系・八八　文錄・一・二六　文選・上・三・一五　厤朔・三・八　通考・二九九　積微居・二七九　通論・三〇　文物・一九五九・一〇・三五

器　制　第一器は故宮博物院に現存する。故宮にいう。「通耳高三一・六糎、深一九・五糎、口徑三八糎、腹圍九八・一糎、重九・九四瓩、口沿下飾弦文二道、附耳」。器は侈口、脚は獸足形で短い。附耳は侈口に沿うて斜に上出している。



大鼎第三器

第二・三器は器形同じきも銘文の行款異なり、別器である。第二器について西淸にいう。「高一尺、深七寸三分、耳高二寸四分、濶二寸九分、口徑一尺二寸、腹圍二尺五寸三分、重三四七兩」。口下に二弦文あり、器腹深く、立耳、三獸足の鼎である。第三器は廢銅中より再發見されたもの。文物の報告に尺寸を記していない。懷米にいう。「高九寸九分、口一尺二寸、深七寸四分、耳二寸二分、重三

六〇兩」。器制大小第二器と殆んど同じである。新出器の鑄款はこの器と合う。

銘　文　八行八〇字。第一器は第三・四行の首に守・召の字が入る。第二器は西清に「銘字多漫漶、就可識者辨之、與前器同」といい、四十六字を摹勒しているが、第七・八行の首に用、其の字があり、前器と異なる。第三器は拓最も多く、第三・四行の首に王・大の字がある。

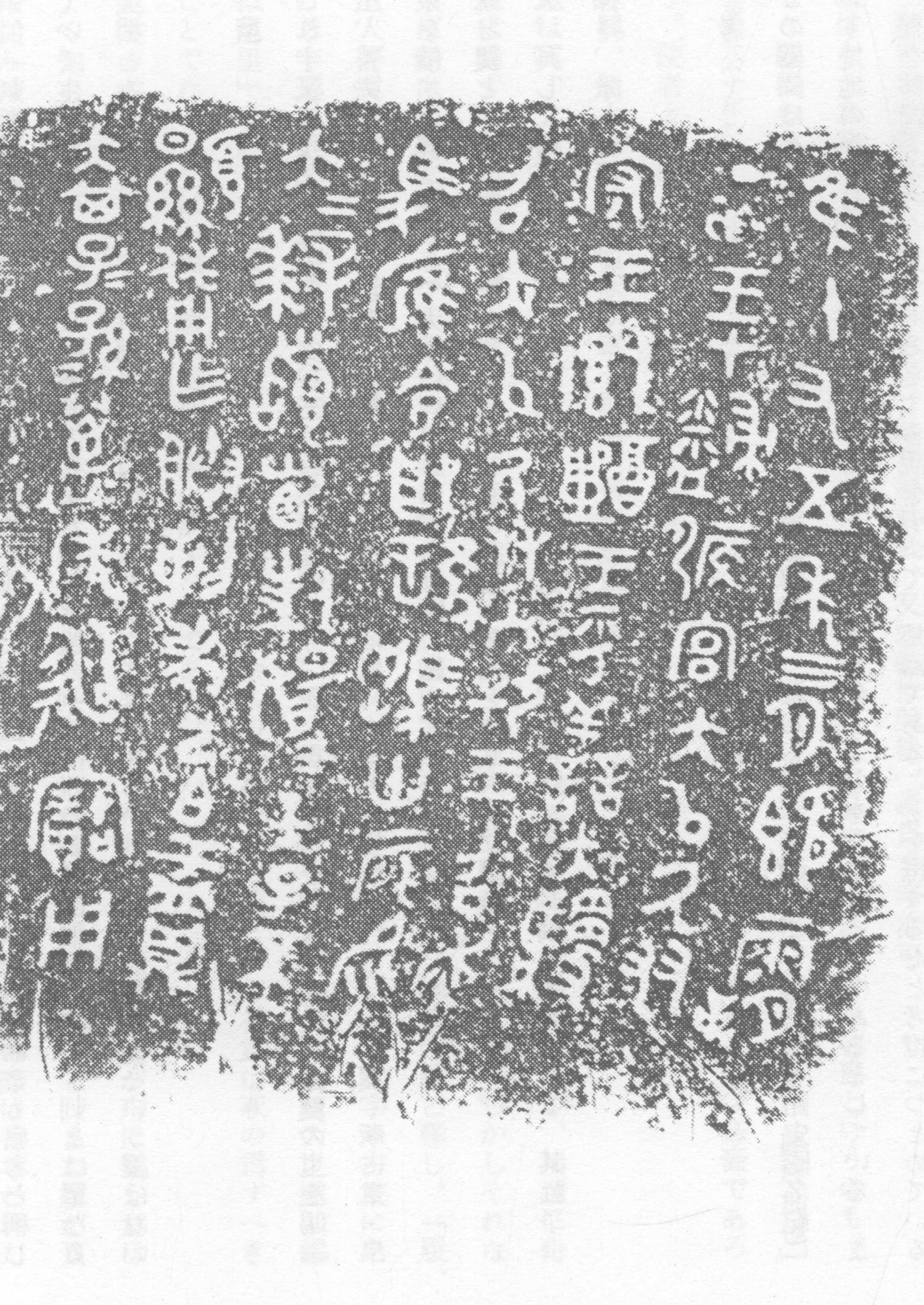
隹十又五年三月既覇丁亥、王才𩛥侲宮、大以厥友守、王鄉醴、王乎善夫𩣦、召大以厥友、入攼、王召走馬雁、令取雒䮾卅二匹、易大

紀年銘で曆譜構成上の重要な資料であるが、三器とも「既覇」に作り、生もしくは死の字を脱している。厤朔に懿王十五年とし、逆算して大𣪘の既生覇をかえつて既死覇の誤とするが、𣪘との間に一閏をおくときは、本器の月相は既死覇である。いま既死覇の奪文と解しておく。

𩛥侲宮は大𣪘にみえている。宮名について、諸家の考釋は多く本器の條下に試みられているので、この器の條で扱う。窸齋賸稿に歸脤とする說がある。

𩛥从米从皿从歸省聲、古饋字也、春秋定十四年經、天王使石尙來歸脤、卽此字、今經典通作歸、古文𩛥遺之𩛥、女歸之歸、截然兩字、本不相通也、論語、歸孔子豚、齊人歸女樂、皆當作𩛥、故陸德明釋文、兩歸字下皆云、歸鄭本作饋、此外儀禮、君使卿韋弁歸饔餼五牢、聘禮記、夕、夫人歸禮、左氏閔二年傳、歸公乘馬、昭廿四年傳、歸王乘舟、……或訓歸饋也、或訓歸遺也、其實皆

卷三下　五八三～五八四



𩛥字、非歸字也、有古本一而後人分作兩字者、守狩善膳是也、有古本兩字、而後人合爲一字者、𩛥歸是也

この說は、金文では歸饋に歸の字を用い、たとえば中方鼎二「中乎歸生鳳」・貉子卣「王令士道、歸貉子鹿三」などの例があつて成立しがたいのであるが、次の字を脤と釋することと關聯している。窸齋賸稿にまたいう。

侲卽脤、穀梁隱九年注、歸脤以交諸侯之福、釋文、脤祭肉也、脤亦作祳、說文、祳社肉、盛以蜃、故謂之祳、天子所以親遺同姓也、此云王在𩛥脤宮、王謂周王也、天子有𩛥脤之禮、因以名其宮也

その說は奇觚・韡華にもみえ、一時行なわれたものであるが、𩛥を歸の省聲というは當らず、帚を歸聲に用いる例はなく、また侲が脤・祳と通ずるという證もない。侲は宮中の大儺に奉仕する童子を侲子・侲童といい、方言に燕齊の間では養馬のものをいう。もし本器の銘辭と關聯するところを求めるとすれば、下文に馬卅二匹を賜うとあるから、あるいは馬祭などを行なう宮であるかも知れない。歸脤のため特に宮が設けられていたとは考えがたく、その字釋の上にも無理がある。

この宮では饗醴が行なわれている。師遽方彝では康宮で饗醴が行なわれ、また遹𣪘では莾京大池の禮ののち饗酒がなされている。その禮は諸侯賓客を會して行なわれるもので、大はそのとき宮の守護に任じたのである。厥友とは友官をいう。守を窸齋賸稿に狩と解するも、下文の「召大以厥友入攼」という事實と同じ。善夫は膳夫。銘文はみな善大に作る。郭氏の新版にいう。「善夫原作善大、金文中夫大每通作、如吳王夫差有鑑銘、作大差、卽其確證」。善夫𩣦の名は他に未見。窸齋に馭と

卷三下　五八五～五八六

釋するも、右旁は更の初文である。十二年𣪘においては、善夫職は豖であつたが、十五年の本鼎では善夫𩣦がその職に任じている。善夫は王の左右にあつて、王命の出納をも掌る。ゆえに饗醴に當つて、𩣦をして大を召し、その友官とともに、入つて捍護の任に當らしめたのである。「入攼」と入の一字を加えているのは、上文の守は宮の周邊の禁護、入攼は宮中に入つて宮闈を護ることをいう。王身の捍護を主とするもので、毛公鼎にも「以乃族、干吾王身」、また師詢𣪘には「率以乃友、干吾王身」とみえ、何れも侍衞の任をいう。

このときの侍衞の功を賞して、王は走馬雁を召して雒䮾卅二匹をとり寄せ、これを大に賜うた。走馬は官名。師兌の器に左右走馬・五邑走馬の名がみえ、休盤には走馬休の名がある。令𣪘にいう先馬走がその職名の起るところであろう。周禮夏官に趣馬の職があり、鄭注に「趣養馬也」とあるも、詩の「蹶是趣馬」とは走馬職であろう。書の立政にも「趣馬小尹」の名がある。雁は人名。師湯父鼎にみえる宰雁とはおそらく別人であろう。器の時期がかなり違うようである。

「令取」の令は字形が甚だ異つているが、第二器には明らかに令に作る。一・三器ともに字形が甚だしく崩れているのは不審である。

雒䮾は馬名であろう。窸齋賸稿に「二字不可考、當係馬名」という。筠清に雒の音を寶とし、また䮾を黃馬黑喙のものであるという。奇觚に「此二字乃馬名、逸書云、馬之剛矣、轡之柔矣、䮾或取義於剛乎」ともしているが、韡華には駒騍說を出していう。

說文、駒騍北邊之良馬也、騧、說文曰、黃馬黑喙、此字从咼之異文、考經籍有駒騍、而無駒騧、

駒駽疑亦古良馬之名

しかし第二字は明らかに岡に従う字で、騂とも駽とも釋しがたい。第一字は右旁が第二字の馬と異なり、鳥尾のある形にみえ、一應雒と釋したが、大系には字が彳伯𣪘の䌛とその字形近く、䌛にして騅であるとしていう。

䌛字讀爲騅、爾雅釋畜、驪白雜毛騅、䮧當與犅同意、犅爲特牛、則䮧當牡馬

下文に卅二匹と一括してその數をあげており、雒䮧で一種の馬名であろう。詩の魯頌閟宮「白牡騂剛」・禮記明堂位「周騂剛」の剛は何れも牡馬をいう。雒䮧は騂䮧と同じ語例である。

取の字形もかなり崩れている。拾遺に「趣馬官主養馬、故王召之、命取馬卅匹、錫大」というも卅匹は卅二匹と釋すべく、二匹は合文。また愙齋賸稿に「言於三十四中取二匹、以錫大也」というのは、三十二匹では賜與が過大であるとみたのであろうが、そういう語法はない。馬の賜與は概ね馬乘、すなわち四匹を原則とし、本器の賜與は八乘に相當する。宮衞に任じたことに對する賜與としては甚だ隆賜に過ぎると思われるが、それだけの理由のあることであつたのであろう。

大拜䭫首、對䚄天子不顯休、用乍朕剌考己白盂鼎、大其子〻孫〻、邁年永寶用

剌考己伯は𣪘に剌伯と稱するものである。盂は別の器名で、自銘に盂と稱するものは𣪘に似て耳なきもの、たとえば匽侯盂のごときをいう。ここでは鼎の特名として稱するもので、字はまた鐳に作り、都公鼎に「自作隮鐳鼎」と稱している。「大其」の部分は、普通ならば「大其萬年、子〻孫〻、永寶用」とあるべきところで、語序をかえたものであろう。

訓讀

これ十又五年三月既（死）霸丁亥、王、𪏽侲宮に在り。大、厥の友を以いて守る。王、饗醴す。王、善夫騕を呼び、大を召して、厥の友を以いて入りて攼（まも）らしむ。王、走馬雁を召し、雒䮧卅二匹を取らしめて、大に賜ふ。

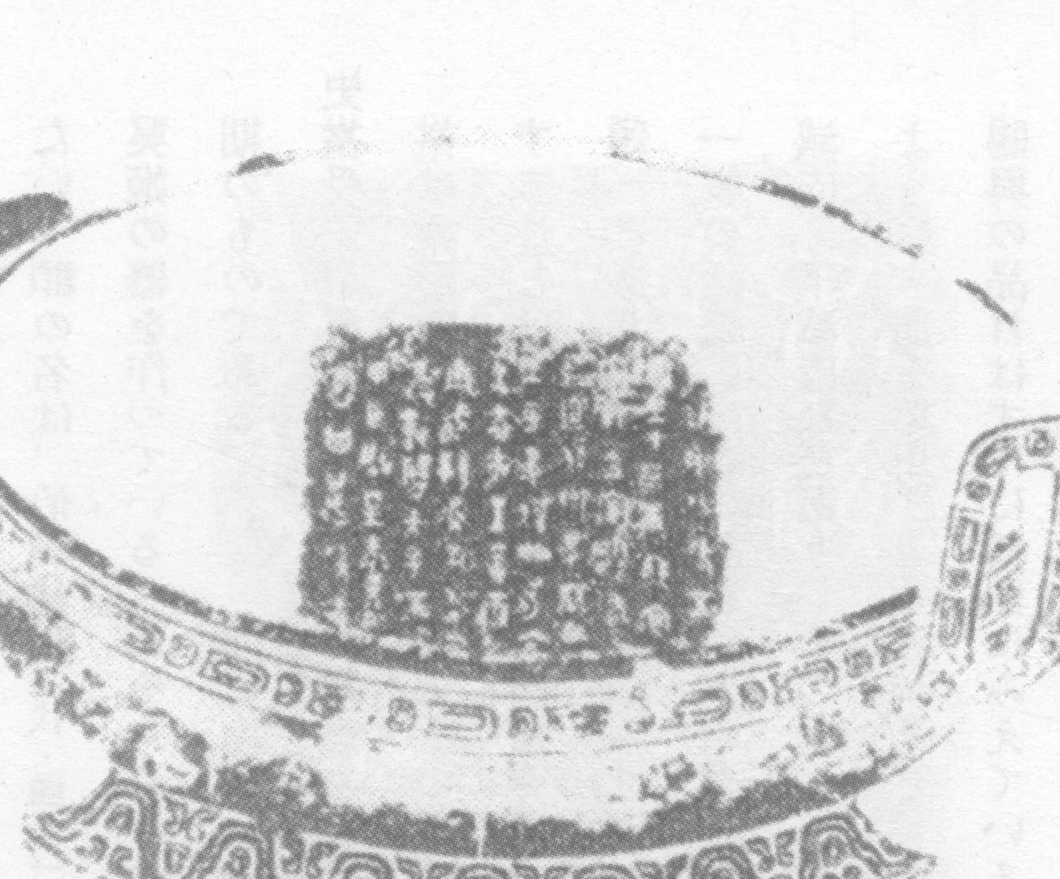
大、拜して稽首し、天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が剌考己伯の盂鼎を作る。大其れ子〻孫〻まで、萬年永く寶用せよ。

參　考

「取雒䮧卅二匹」とは、この儀禮の行なわれた地域に王室の牢閑があり、その斷養中のものよりこれを取らせたものであろう。馬政のことは盠駒尊などにもみえるところで、𪏽侲宮とはその頒馬の禮の行なわれるところであるらしいが、盠器では僅かに一・二頭を賜うているのに對して、本器では卅二匹が賜與されている。職事の相違などがあるにしても、馬政が甚だ盛大であることを思わせる。夷厲のとき征戰相つぎ、車戰の規模も大となるに伴なつて、馬政もまた大いに整うに至つたのであろう。詩の采芑には、「其車三千」と歌われており、四馬の數もこれに適うものがあつた。

本器の第一器は字迹甚だ劣り、殆んど僞刻かと疑われるほどであるが、新出の器も字様これに近く、當時このような粗鬆の風があつたのであろう。第一器は特に剔抉がよくないようである。それにしても、三器みな既死霸の死字を脱しているのは不審である。ただその記すところは、盠器時代の馬政に比べて、馬の斷養が甚だ盛大となつている事實を示しており、厲宣期の戰力の充實を思わせるものがある。詩の魯頌駉に歌うような事實は、このころすでに周では行なわれていたのであろう。駉の詩篇には馬名が多くみえるが、その「駉駉牡馬」のうち、騅・駓・雒などは、本器の雒と近い字形である。騅は倉白雜毛、駓は白馬黑鬣、雒は黑身白鬣をいう。また音を以ていえば、その音に近い駓は黄白雜毛の馬である。駉は馬政を歌う詩であるが、そのような祭祀の行なわれるところが、周では𪏽侲の宮であつたのであろう。駉は詩序に僖公の馬政を重んずるを美めて、「季孫行父、請命于周、而史克作是頌」とあるが、その儀禮は宗周の古儀に本づくとする傳承を示すものである。

一七七、袁　盤



袁　盤

時　代　夷王董作賓　厲王大系・通考・厤朔・唐蘭

收　藏　「元所藏」積古「袁盤二、阮氏一器、歸徐寶山軍使、今聞在京師侍買、一器、靑綠盤鬱、銘處凹下、近年始顯於世」周存

著　錄

器影　大系・一五八

銘文　積古・八・九　攈古・三之二・三　奇觚・一八・二五　周存・四・四　大系・一一七　小校・九・八〇　三代・一七・一八

考　釋　韡華・壬・二　大系・一二六　文錄・四・二七　文選・下三・六　厤朔・

四・三一

器　制　大系に福開森の拓影一を錄している。大小未詳。拓影によつて推算するに、徑四五糎前後の大盤であるらしい。器の舊藏者阮元は、「此器甚大、形制古樸、可與虢叔大林鐘竝寶矣」と稱し、寶藏していたようである。普通の盤は概ね口徑三〇糎前後であり、散盤は五〇糎、虢盤は一米を超えるが、本器は圓盤としては大型のものである。器は附耳、口緣に環文、圈足部に公字形を含む波狀文をめぐらし、器制は師𡨦父盤寶蘊・七八　故宮・下・四・五と極めて近い。

銘　文　一〇行一〇三字。周存には第二銘を收めているが、僞刻。文はまた薛氏一〇・九の伯姬鼎と同文、ただ「寶般」を「障鼎」に作る。あるいは雙器であろう。

隹廿又八年五月既望庚寅、王才周康穆宮、旦、王各大室、卽立、宰頵右寰入門、立中廷北鄉文錄に器を伊𣪘の翌年の器としていう。「與伊𣪘祇隔一年、彼文王在周康宮穆大室、與此略同、蓋同時作也」という。しかし廿七年伊𣪘と廿八年の本器とは暦譜上その日辰が接續しないので、厤朔には伊𣪘の既望を初吉の誤笵として週名を改め、董氏は伊𣪘の廿七年を廿九年の誤刷として夷王の譜に加えたが、金文において七と九は字形が異なり、誤刷ということは考えられない。また郭氏は、「日辰與伊𣪘日辰亦相衔接」としているが、どのような推算をしたものか知られない。吳・董二家

卷三下　五九一～五九二



が誤笵誤刷說によつて漸く調節を試みているように、二器の日辰は接續しないのである。

周康穆宮は十八年克盨にみえ、夷王期の器である。夷厲のとき、その宮で冊命が行なわれたのであろう。利彝敬吾・下・四〇　周存・三・一〇二に周康穆宮・宰頵の名がみえるが、利彝は僞刻で證としがたい。頵の名は、伯頵父鼎三代・四・一に「伯頵父乍朕皇考屖白吳姬寶鼎」というものがあり、屖伯吳姬の器を作つている。おそらくその伯頵父であろう。器影がなく時期を推しがたいが、字迹は後期のものである。

史𢦏受王令書、王乎史減冊、易寰玄衣黹屯・赤市・朱黃・䜌旂・攸勒・戈琱㦸・彤沙・厚必・彤沙

𢦏は黹形と字近く、あるいはその異文であろう。史𢦏の名は他にみえない。冊命のとき命書を授受することは、免𣪘に「王受作冊尹書、卑冊令免」、また頌鼎にも「尹氏受王令書、王乎史虢生冊令頌」とあり、冊命の書は作冊より王へ、王からまた史官に渡されてよみあげられたものであつた。一般の廷禮にはこの記載が省略されているのである。史減の名も他にみえぬが、減は庂の所在地に減庂・下減庂などあり、その地名を氏號とするものであろう。冊は冊命、周公𣪘に「用冊王令」のように、冊を單用することがある。易は賜。冊易と連讀してもよいが、行爲の內容は異なる。賜與の品目はすでに他器にみえている。赤市より攸勒までは、𦉢壺・休盤・頌鼎と同じ。戈琱㦸は小盂鼎をはじめ師奎父鼎・師𣪕𣪘にみえる。攸勒を除いて、賜與はすべて休盤と同じである。休盤は夷王廿年の器と考えられ、夷厲のとき、これらの賜與が武將への冊命に用いられていたのであろう。無叀鼎は虎臣の官嗣を命ずるものであるが、その器の賜與も、赤市・朱黃を除いて他は同じ。

卷三下　五九三～五九四

寰拜䭫首、敢對䟫天子不顯叚休令、用乍朕皇考奠白奠姬寶般、寰其邁年、子〻孫〻、永寶用

これも夷王期の器とみられるものである。

「叚休令」は他にあまり例のない用語である。積古に「叚古假字、通嘉、嘉休猶魯休也」、薛書釋作辱、非是」という。詩に烈假・假樂・昭假の語があり、假・格の意に用いる。文錄に叚休・魯休を「魯假本同字也」としているが、同字というのは當らない。

「奠伯奠姬寶般」を、薛氏に錄する鼎銘では「奠伯姬障鼎」に作る。また積古にその奠を「此鄭非宣王弟友所封之鄭、母曰伯姬、必非周同姓之國也」としているが、鄭はもとより國名ではなく、廟號であろう。韡華にいう。

奠伯之奠、當以解爲謚稱說爲正、史記燕世家有鄭侯、鄭侯之鄭、與此鄭伯同也、奠卽定、一聲之轉、故春秋時有定謚、而無奠謚也

夫妻廟號を同じうするものには幽伯幽姜・惠叔惠姬・聖叔聖姜など、その例が多い。文錄に「蓋今謚法不備、得此足以證之矣」と論じているが、當時謚法解にいうような謚法は、勿論まだなかつたのである。

訓　讀

これ廿又八年五月既望庚寅、王、周の康穆宮に在り。旦に、王、大室に格りて位に卽く。宰頵、寰を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。史𢦏、王に命書を授く。王、史減を呼びて冊せしむ。寰

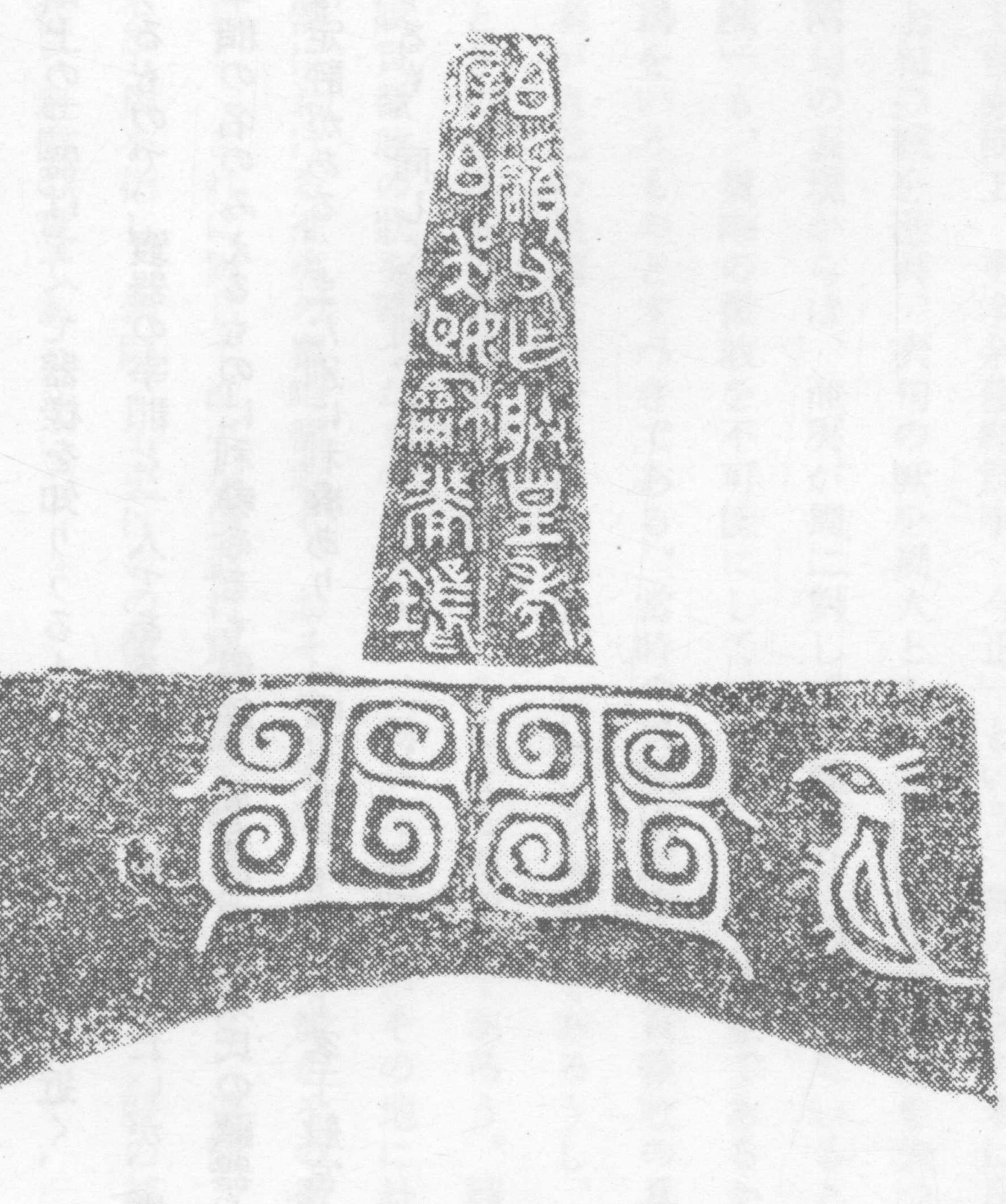
に玄衣黹純・赤市・朱黃・鑾旂・攸勒・戈琱戫・敱必・彤緌を賜ふ。
寰、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる假休の命に對揚し、用て朕が皇考奠伯奠姬の寶盤を作る。
寰其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

大系に寰を詩にみえる方叔にして寰・方は一名一字、その時期は厲末にして、師寰段のいう戰役は宣王六年の淮夷討征に外ならずとしていう。

此盤紋樣、在脣沿及耳上者、與鬲攸从鼎・鬲从盨等相同、在脚部者、與小克鼎相同、知其時代相隔必不遠、又此寰、余謂與宣世師寰段之師寰爲一人、彼段敍寰征伐淮夷、折首執訊有功、與召伯虎告慶段同時、事在宣王六年、宣王時征伐淮夷有功之臣、見于詩者、除召伯虎外尚有小雅采芑篇之方叔、方叔當是字、與寰對文相應、而詩言、蠢爾蠻荊、大邦爲讐、方叔元老、克壯其猶、方叔率止、執訊獲醜、與段銘所言復相符、用知師寰卽是方叔、唯方叔在宣王初年已稱元老、知必厲世舊臣、本盤言廿又八年、則是厲王二十八年也、又日辰與伊段日辰亦相銜接

名字の對待は春秋期にはその例が多くみられるが、金文にその證を求めうるものは極めて少い。金文の場合、家氏の號と私名との區別が容易でなく、名字對待は私名とその字との關係に對して施すべきものであるが、寰がその私名であるのか、あるいは家氏の名であるのか明らかでない。師遽・師趛・師𠂤の場合でも、遽伯・遽仲、史趛・𠂤伯𢦏などの呼稱を參照すると、それらは私名というよりも家氏の號と解すべく、また方叔のように某叔というものも、毛叔・井叔・𢦏叔・遣叔などは字號とはみえず、その氏を稱しているようである。また寰は圜と必らずしも一字でなく、圜・方の對待も成立しうるとはいえない。明らかにその專名とみられるものは、廟號のみともいえるのである。ただ本器の紀年は、郭氏のいう伊段とは接續しないが、厲王の譜には合う。從つて厲末の器であることは疑なく、師寰の器もまたそれより遠からざる時期のものであろう。



伯顆父鐘

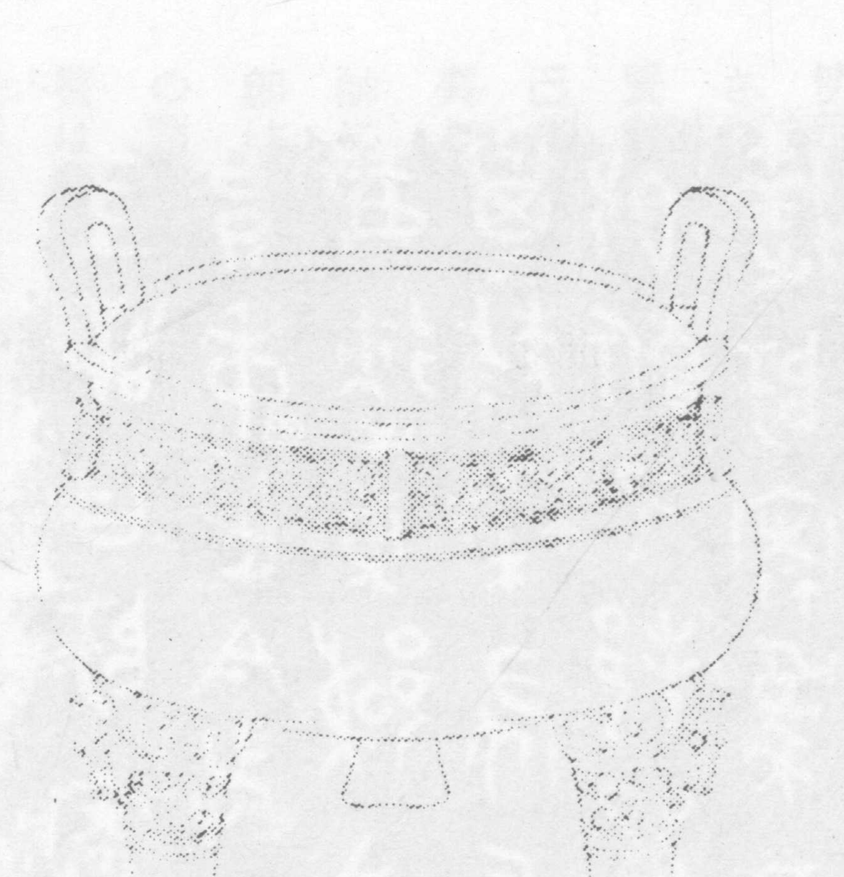
寰の器にはなお薛氏一〇・九に伯姬鼎として掲げる寰鼎があり、銘は殆んど同文である。薛氏に「文詞典雅、字畫絕妙、使人見之、盡日不厭云」とあり、當時艷賞されたものであるらしい。

なお本器にみえる宰顋の器と思われるものに、次の諸器がある。

＊伯顆父鐘周存・補・一・一二（巻三末附）

鼓上に雷文形の文樣相對し、旁に稚拙な一鳳形を付している。鉦に「白顆父乍朕皇考犀白吳姬龢薔鐘」二行十四字の銘あり、字迹はかなりよいが、鐘字は鳥旁に從う。虢叔旅鐘にもその字形がみえており、一時行なわれた文字であろう。ただ鳳形があまりに稚拙なものであること、他に殆んど著錄のないことが注意される。

＊伯顆父鼎　兩罍・三・六　懷米・一・二　攈古・二之三・二〇　筠淸・四・一七　窓齋・五・一六　周存・二・三九　小校・二・九二　三代・四・一・一



伯顆父鼎

兩罍に「通高今尺一尺九分、深五寸四分、耳高二寸一分、足高三寸七分、口徑一尺、重今庫平三二〇兩」とあり、文四行、「白顆父乍朕皇考犀白吳姬寶鼎、其邁年、子〻孫〻、永寶用」の二三字を銘する。字迹は鐘と殆んど同じ。器は立耳の獸足鼎。項下に變樣夔文、脚頭にも獸首を飾り、それぞれ文樣の部分に鈎稜がある。鼓腹はかなり傾垂が大きい。小克鼎の下腹波狀文を除いた形と近い。おそらくその時期に入りうるものであろう。兩罍にいう。「舊爲蘇州曹秋舫所藏、亂後與齊侯罍、同日歸於余齋」。



伯顆父鼎銘

＊伯顆父段　甲・一二・四九

甲編にいう。「高四寸一分、深三寸五分、口徑五寸七分、腹圍二尺三寸一分、重八十三兩、兩耳有珥」。失蓋。口下と圈足に變樣夔文を飾り、器腹は瓦文。師旋の第一器に似て三小足なく、器制



伯顆父段

は夷王期より下らぬものとみられる。銘は鼎と同じく、ただ鼎を𣪕に作る。以上の三器はすべて器様を知りうるもので、銘文も字迹も近く、一時の作であろう。夷王期に屬しうるもので、寰器の宰頵と一人であるか否かは確かめがたいが、厲末にもなお存しうる人である。宰頵の名のみえるものに利彝あるも僞銘、周存に平湖朱氏の藏器というが、朱氏に僞器の多いことは定評がある。また別に利彝あり、「唯王九月丁亥、王客于般宮、井伯入右利」など約五十字を刻するも、同じく僞刻である。

巻三下　五九九～六〇〇

一七八、師寰𣪕

時代　夷王董作賓　宣王大系・厤朔・通考

收藏　一、「湖北漢陽葉氏藏」攈古　「三原許氏、吳縣潘氏」周存　二、「湮陽端氏」周存

著錄

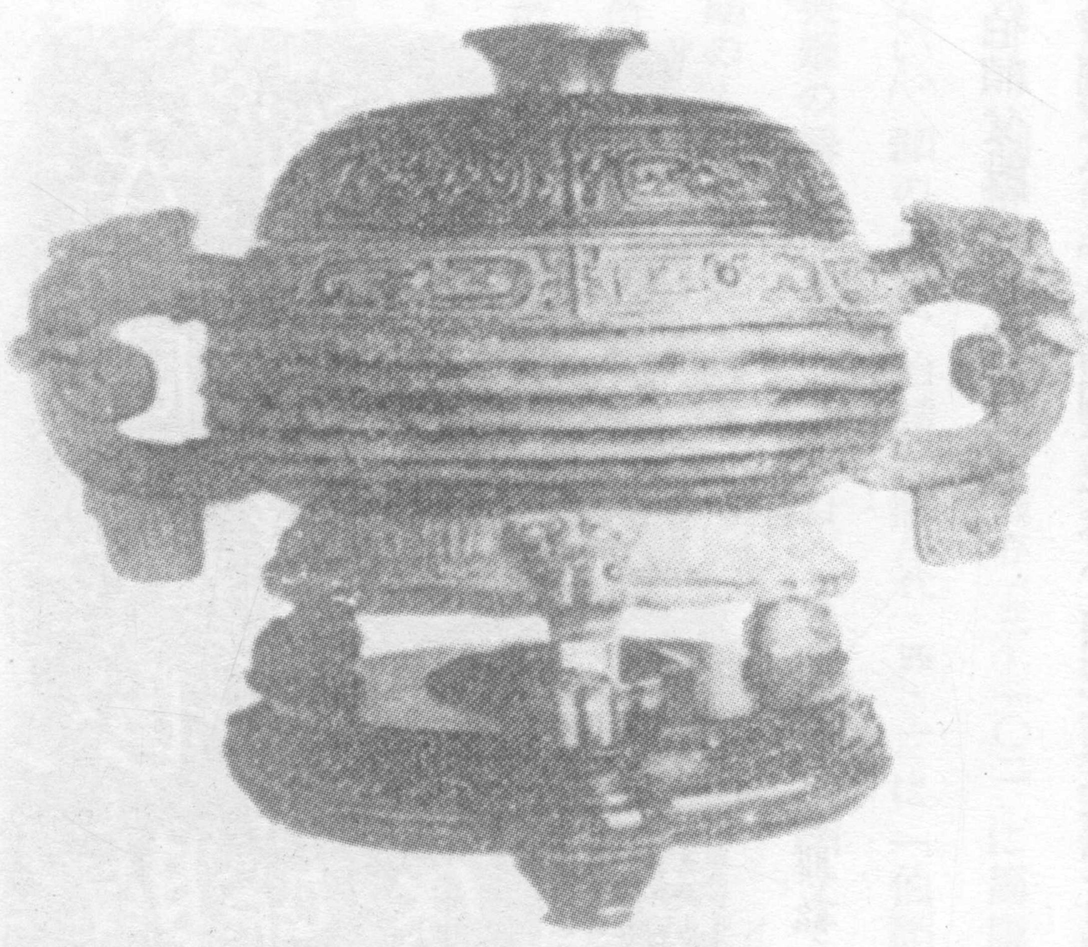
器影　二、陶齋・二・一二　大系・一〇七　獲古・二五

銘文　一、筠清・三・二五　攈古・三之二・五二　敬吾・下・一四　奇觚・四・二五　愙齋・九・一四　周存・三・一六、一七　大系・一三五、一三六　小校・八・七六　三代・九・二八　書道・八五　二玄・三三七

二、周存・三・一七　陶齋・二・一二　大系・一三六、一三七　小校・八・七八　三代・九・二九

考釋　愙齋賸稿・四八　拾遺・下・一一　韡華・丙・三二　大系・一四六　文錄・三・九　文選・上三・一四　厤朔・五・九　積微居・一五三、二二六

器制　第一器は器影を傳えず、器制不明。第二器について陶齋にいう。「高八寸四分、深五寸四分、口徑九寸五分、腹徑一尺二寸二分强、耳徑長六寸三分、闊三寸四分」。失葢。兩耳犧首、珥あり、犧首の角飾大、珥の尾端は外折して魚尾狀の文樣を付している。口下に變樣夔文あり、腹にも瓦文、圈足に鱗文を飾る。三小足にまた獸首を付している。器制は伊𣪕に近く、虢季子組𣪕・蘇公子𣪕もこの形制のものである。



師寰𣪕

銘文　二器。第一器、器文一〇行一一七字、葢文一一三字。第二器、器文一一行一一七字。大系は一の葢文を重錄、一の器文を二の葢文とする。周存にいう。「師寰敦二、余得一全形拓本、大㲋常𣪕、有平安館寄定金石文字・南陽葉氏中寅父・漢陽葉志詵三印、志詵殆東卿之弟、是此器初在葉氏也」。これ筠清・攈古に錄するところのものである。

王若曰、師寰𡘇、淮夷繇我貟晦臣、今敢博厥衆叚、反厥工吏、弗速我東國

廷禮を記さず、直ちに王命を述べている。王若曰とは史臣傳語の辭である。征命であるゆえ、あるいは普通の册命と儀禮に異なるところがあるのであろう。

巻三下　六〇一～六〇二



孚は父。師寰父というに同じ。舊釋に孚を威と釋し、「師寰威淮夷」とよむが、下文の主語を失う。愙齋賸稿にいう。「孚古威字、許叔重謂、火死於戌、陽氣至戌而盡、古文不從火」。拾遺にこの釋を「未碻」としながらも自說を示さず、奇觚には搣にして職と解し、愙齋と同じく「師寰職淮夷」とよんでいる。大系にはじめて孚を父と釋し、「孚卽父字之異、父字本斧之初文、古作父、象手持石斧之形、此从戉从又、爲父字之異無疑」といい、新版では字形を「象有孔斧」と說いている。戉字中に一圓孔を加えた形に作る。父は斧頭をもつ象、孚はその全形を描いたもので父の緐文。ただ父をこの字形にしるす例は殆んどない。

緐を愙齋に「當讀如氏之譌言、離騷謠諑之謠、卽此字之變文」といい、拾遺には謠と釋する翁方綱の說を引いている。字は彔伯𢦏𣪘に「王若曰、彔伯𢦏、緐自乃且考、又勳于周邦」とあり、兮甲盤には本器と同じく「淮夷舊我貟晦人」の語がある。緐・舊は義同じく、本來・從前の義で、王氏の兮甲盤跋にその說がみえる。貟晦を大系に貟は布、晦を賄とし、布帛の賦貢義務と解しているが、晦は字のままに農作物とみてよい。兮甲盤ではなお進人の義務をもあげている。賦調以外に定時に生口を供するものであるが、それは同時に異族の服屬關係を示す事實である。このような服屬關係は、おそらく噩侯駭方を首謀とする叛亂が、徹底的な討伐によつて壞滅された夷末厲初以來、決定的となつていたものであろう。

次の句に「今敢」の二字を著けているのは、そのような從來の服屬關係を棄てて、淮夷がまた以下に述べるような抵抗を試みたことをいう。搏は虢季子白盤に搏伐の語があり、愙齋にその字である

とする。郭氏は、厥という代名詞を淮夷を指すものとみて、迫と解し、また衆叚の叚を暇の義とし、「謂迫其衆使暇」、すなわち租調を怠る行爲とみている。文錄には、「衆叚者、衆有瑕釁之人、猶云群不軌之徒也」として、爭擾を起す意と解している。

「搏厥衆叚」は、次の「反厥工吏」と對句をなす。郭氏は工吏の句について、「謂背叛王官、古者王官亦稱工、吏字余舊釋爲事、今正」という。周の司政の者に反抗すると解しているのであるが、上句の厥を淮夷、次句の厥を周人とみており、上下の對應を失つている。

兩句の表現からは、淮夷が周に對して積極的な攻撃に出ているとは解しがたく、下句の「弗速我東馘」も、貟晦の徵收を不可能にしているというほどの意であるから、この兩句は賦貢を拒否する行爲をいうものとすべきである。當時の異族に對する賦貢徵收の具體的な方法は知られないが、貢納者が自己の負擔においてこれを進貢したこともあるであろうし、また周側から徵收官が派遣され、ときには常在の司政官がおかれていることもあつたであろう。詩の小雅大東は殷系の譚國に對する賦貢徵收の狀を歌つたものであるが、周から徵收官がその地に赴き、跳梁を極めたようである。本器における淮夷の貟晦徵收も、おそらく衆叚・工吏の徒がその徵收輸送の任に當つたものであるらしく、これに對して淮夷が畏迫行爲に出て賦貢を拒否し、退散させたのであろう。從つて厥は兩字とも周を指し、衆叚・工吏はその徵貢に從うものをいう。叚の語義は明らかでないが、そのことに從う衆僕の意であろう。

「弗速」を文錄に「弗迹猶不軌也、詩、念彼不蹟、載起載行」という。詩は小雅沔水の第二章。器銘の速はおそらく賷で、兮甲盤に「淮夷舊我貟晦人、毋敢不出其貟・其賷・其進人・其賓」とある賷で賦貢の一であるが、「弗速」とは「弗績」にして賦貢の入らぬことをいう。東馘は東國、淮夷の居住する地域をいう。淮夷は江淮の間に東西にわたつて播居しており、南淮夷とも東夷・東南夷ともいう。尤も夷種は沿海と江淮の地と、地域的には大別しうるのであるが、何れも夷系に屬する種屬であつた。

今余肇令女、達齊帀・𧶠𠭰・僰屍・左右虎臣、正淮夷、卽質厥邦嘼、曰冉、曰𦍒、曰鈴、曰達

淮夷の不廷により、その虜酋に對して征命を發するをいう。征命は虜酋の名をあげて、その對象を明示している。肇は肇始。齊帀以下、おそらく部族の名であろう。この征旅には各地の部族が動員されたらしく、𩁹鎛に「𩁹叔之孫、遹仲之子」とあつて、齊も族名であろう。齊侯のことではない。𧶠𠭰も𧶠族の一と考えてよい。𧶠器は多く山東から出土するが、𧶠の名は卜辭にもみえ、金文の己・𧶠に當り、その器は壽光からも出土している。東方の古族である。僰屍は未詳。三者何れも淮夷と接壤する地域の氏族軍であろう。これに王室から左右虎臣の軍を加えて混成し、師寰をその總帥に任じたのである。

卽は金文において卽就の義に用い、副詞の用法はない。接續詞には則を用い、兮甲盤にも「則卽井」の語がある。「卽質」二字で動詞、その對象は「厥邦嘼」である。卽はその地に卽き臨むをいう。質は貿。拾遺に說文の退の字とするも、師旂鼎に「旂對厥貿于障彝」とあつて質の初文であろう。師旂鼎は軍事裁判の判決を記したもので、質は質劑や問責の意に用いる。鑕は椹質を加える意である。この文では、現地に就いて問責するをいう。最後に虜酋の名を列しているが、かれらは今次の進貢拒否の首謀者とみられているものであろう。

嘼を楊氏は首の義とし、その聲義を論じていう。

嘼字孫仲容讀爲守、以冉𦍒鈴達爲淮人所守城名、郭沫若云、嘼乃酋首字、見小盂鼎、冉𦍒鈴達均淮夷之酋長、吳闓生說同、樹達按、郭吳說義良是、孫說非也、惟吳不明言嘼當讀爲何字、郭則讀嘼爲酋、余謂酋與嘼同屬幽部字、韻固相近、而聲則相遠、余意嘼當讀爲首、廣雅釋詁云、首君也、然則銘文之邦嘼猶尚書之邦君也、說文嘼部云、獸守備者也、廣雅釋詁云、獸守也、皆以守釋獸、詩車攻云、搏獸于敖、後漢書安帝紀注引作薄狩于敖、漢張遷碑云、帝遊上林、問禽狩所有、以狩爲獸、蓋獸爲初字、狩爲後起、實一字也、嘼爲獸之聲符、守首古音同、獸與守狩同音、知嘼可通首矣

嘼・守の聲義相通ずることについては、すでに拾遺に詳論がある。嘼字は小盂鼎に數見しており、中に「執嘼三人」・「執嘼一人」の語もみえ、酋の義である。また詩に執訊獲醜の語があるが、醜もまた嘼と聲義同じ。執訊は金文に執𠯑という。詩の獲醜は金文の執嘼に當る語である。嘼は勇武莊敬の意をもつ語で、邵鐘には「余嘼𡠟武」、嗣子壺に「柬〻嘼〻」のような語例もあり、醜と聲義が近い。よつて虜酋の意となつたものであろう。嘼の聲義は、金文の中にその證を求めうるのである。

師寰虔不㒸、夙夜卹厥牆事、休既又工、折首執𠯑、無諆徒馭、敺孚士女羊牛、孚吉金

征命を果し、その戰果をいう。上文に師寰父といい、ここに師寰というのは、他より稱するときに

は父を付し、自らいうときには父をつけないのが通例であるらしく、父はもと尊稱であることが知られる。不家は不墜、征命を失墜せず、勝利をえたことをいう。夙夜は本來祭祀用語であるが、日夕の意に用いる。「邺厥牆事」を窓齋賸稿に「牆古嗇字、嗇事稼嗇之事、言征伐而勿害農事、邺氏之事也」と解するのは、迂遠に失する。牆は銘文では兩禾に從うが、說文に牆の籒文としてみえている字である。大系にいう。

邺厥牆事、與追𣪘邺厥死事同例、死通尸、主也、謂愼所主持之事、牆則讀爲將、春秋牆咎如、公羊作將咎如、卽二字同音通用之證、論語憲問、闕黨童子將命、卽此牆字義、舊釋爲牆、以農事爲說、大謬

郭氏の擧證は人名を用いたものであるが、人名には假借が多く、字義通假の證とはしがたい。これと似た句例としては、なお叔夷鐘に「女不家、夙夜官執而政事」・「尸不敢弗儆戒、虔邺厥死事」の句があり、牆事はこの場合政事に近い語である。師寰が齊帀・左右虎臣を率いて淮夷を征したのはもともとその賈晦賓賚の類を淮夷が進貢することを拒み、そのためその不廷を質し賦調を征取するにあつた。政とは征、租徵を取ることをいう。牆事もその意味で政事に近い語とみられる。邺は愼、命に勤めることをいう。「休既又工」とは「休又成事」と同じく、目的の達成をいう。かくて折首執訊の軍功をあげたのである。

「無諆」は金文において萬年無諆・眉壽無諆・男女無諆・受福無諆のように無量をいう。奇觚に「言多也」、擴古に「言無算也」というのがよい。この語を名詞の前に修飾語として用いた例がなく、そのため窓齋賸稿に「諆當讀欺」とし、大系にも「諆欺也、欺誤也、無誤徒馭、猶小雅車攻言徒御不驚」と解するが、上文に折首執訊をいい、下句にも俘獲のことを記しているのであるから、この句も軍功の一をいうと解すべきである。これによると、淮夷もまた車乘をもち、徒駿を擁して抵抗したことが知られる。あるいは、師寰の戰功を折首執訊までにかけ、無諆徒駿を毆孚・孚金にかけ、主語を兩者に分つことも考えられるが、そこまで解する必要もないようである。淮夷が當時車乘徒駿を以て對抗したとすれば、その戰力もまた侮りがたいものがあつたであろう。毆は毆打でなく、驅逐して俘獲するをいう。士女牛羊に毆孚といい、吉金には單に孚という。士女の俘獲は、進人の義務を怠つたことに對する意味もあつたかも知れない。この地の戰果として金の俘獲があげられているのは、當時いわゆる南金の生産がすでに行なわれていた證とすべく、諸夷の擡頭もこれらの生産に負うところがあつたものとみられる。

巻三下　六〇七～六〇八

今余弗叚組、余用乍朕後男巤隮𣪘、其萬年、子〻孫〻、永寶用享

この末文の首一句は甚だ難解で異說多く、また「後男巤隮𣪘」という語も異例である。いま一應諸家の說をあげておく。窓齋賸稿は首句を「釋甲而不暇」、また巤を人名とする。

組組甲也、左氏襄三年傳、帥組甲三百、注、組甲、漆甲成組文、禮記少儀、甲不組縢、注、組縢以組飾之、及紟帶也、今余弗叚組、言釋甲而不暇也、巤、龔定盦釋巤、人名

戰陣より歸り、甲を釋く暇もなく器を作ると解するのであるが、あまり早率に過ぎて妥適の解ともしがたい。拾遺は巤を臘祭にして、後男の男は爵名、先祖を臘祭する器と解する。

銘勒武功、宜于祭祖考之器、未有爲子孫作器而銘功者、此云作後男巤尊敦者、後男當卽師寰之祖父、高克尊、用作朕穆考後中尊、此云後男、猶彼尊云後中也、男者擧其爵、遣小子敦作招男王姬𩰬彝、亦稱其祖父之爵爲男、可證、巤當爲臘之省、巤敦者、臘祭所用之敦、禮記月令、孟冬之月、臘先祖五祀、鄭注、臘謂以田獵所得禽祭也、……周本有臘祭祖考之禮、後人或謂臘爲秦制、非也

武功を勒して子孫の器を作ることなしというも、自作の器は敔𣪘三・禹鼎などその例多く、また男を爵號に用いた例をみない。令彝に「諸侯侯田男」あり、遣小子𣪘三代・七・二八・四に□男、また□侯簋三代・一〇・一四・二に叔姬寺男の稱はあるが、何れも自ら稱する名でなく、廟號もしくは人名である。かつ臘祭のような特定の時祭のために器を作る例もみえず、後男を師寰の祖父とするも證のないことである。

以上が叚組と後男巤とについての舊說の代表的なものであるが、近代諸家の說をも列記する。

韡華　叚組、義未詳、男下巤字、卽臘之古文、後男當是師寰之子、此金文爲子姓作器之一例

大系　弗叚組、當讀爲拂遐組、猶言解征轡也、後男猶令𣪘婦子後人

文錄　爲後嗣臘祭所用

文選　按朕後男、猶言我後人作器者、自謂作器以備臘祭、對其先人言、故自稱朕後男、如後男謂其先人、當稱祖考

文選は「朕後男」を、先人に對して後人たる我の意とするのであるが、朕は領格の語であるから、その意ならば「余小子」の例のように「余後男」というべきである。

巻三下　六〇九～六一〇

「今余弗叚組」は、銘文の末辭で作器の由來をいう語である。ゆえに「釋甲而不暇」とか「解征轡」のことをここでいうはずはなく、對揚の意を含む文辭とみるべきである。銘文はまず王の征命を記し、次にその征命を完うしたことをいう。王よりの策勳賜與のことは述べられていないから、對揚の意は、その武功を守つてくれた祖考に對するものと考えてよい。叚組は否定詞弗を伴なつていて動詞であろうから、祖考の靈に對する心意を述べた語とみられる。組はあるいは祖の異文であろう。祖は概ね且に作り、ときに取、また祖・相に又を加える字形に作る。虢季子組の組も同様の造字法である。「今余弗叚組」と語例の近いものを求めると、班𣪘「班非敢覓」、卯𣪘「今余非敢夢」などがあり、何れも祖考に對する語である。班𣪘の「班非敢覓、隹作卲考爽益、曰大政」は、本器の「今余弗叚組、余用作朕後男巤隮𣪘」というのと、同じ語法とみてよい。叚は遐、遐忘・遐棄の意であろう。從つて句は「今余弗忘祖」の意となる。「班非敢覓忘」と同じ意の句となり、器を作るに當つて、祖靈の眷寵を思う語を著けているのである。後男については、積微居に世子を後子という文獻例を多くあげて、後男とはすなわち世子であるという。そして巤については祭名の臘とみるもよし、また後子の名とするも通ずるとする。子姓のための作器とする點において韡華と同說である。臘祭說は器銘の例からみて信じがたく、一應後男の名としておくのが無難であろう。

彝器は祭器であるから、概ね先人を祀るために作られる。自作の器にして先人の名を勒していないものでも、廟器であることはいうまでもない。これを子姓のために作るのは、概ね媵器としてであ

る。すなわち彝器は、祖考を祀るものと、媵器とに分ちうる。媵器といえども、後日の祭器として與えるもので、いわば子姓に與える祭器である。物故して家廟に入つたもののための祭器もある。殷器の「用作大子丁」三代・六・四九・一などはその例であろう。稀に生人のために作るものもあり、「𤔲作王母媿氏餴毀、媿氏其眉壽、萬年用」三代・七・三八 又一六・八あるいは「圅皇父作琱娟般盉、……琱娟其萬年、子〻孫〻、永寶用」三代・八・四〇のように、その人の眉壽永命を祈る嘏辭を加えている。これらは一應、媵器的性質をもつものと考えてよいようである。

本器の場合、世子の名を記して祭器を作つているものとすれば、あるいは大子丁の器のような場合を考えうるかも知れない。さらに想像の言にわたることが許されるならば、寰の後男は、あるいはこの征役において陣沒したというような事情があつたのであろうか。何らか特定の事情がなくては、後子のために器を作ることは考えられず、ともかく甚だ異例のことである。呂中爵というものがあつて

呂中僕作后子寶隮彝或三代・一六・四〇・八

と銘している。爵銘では往〻人名を行款の外にかく例があるので、銘はあるいは「呂中僕作后子或寶隮彝」とよむべきであろう。それならば本器の「余用作朕後男𩵦隮毀」と全く同例となつて、子姓のための祭器と解しうる。「今余弗叚組」という異例の語も、世子を失なつたことを祖靈に謝する意味をもつものであるかも知れない。

訓　讀

王、かくのごとく曰く、師寰父よ。淮夷はもと我が貟畮の臣なるに、今敢て厥の衆叚を博し、厥の工吏を反せしめ、我が東國に績あらざらしむ。今余、肇めて女に命じ、齊帀・曩贅・僰屌・左右虎臣を率いて、淮夷を征し、卽きて厥の邦酋を質さしむ。冉といひ、簝といひ、鈴といひ、達といふ。師寰、虔しみて墜さず、夙夜厥の牆事を卹しみ、休にして既に功有り。折首執訊あり。無諆なる徒馭あり。士女羊牛を毆俘し、吉金を俘れり。

今余、叚組せず、余用て朕が後男𩵦の隮毀を作る。其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用して享せよ。

參　考

本器の師寰父・師寰は、寰盤にみえる寰と同一人であろう。それで郭氏は、寰盤の寰と同じく、この師寰を詩の方叔に擬し、その人と時代とを論じていう。

此與兮甲盤及召伯虎第二毀、爲同時之器、觀其文辭字體事迹、卽可以判之、蓋當時出征淮夷者、不僅召伯虎一人

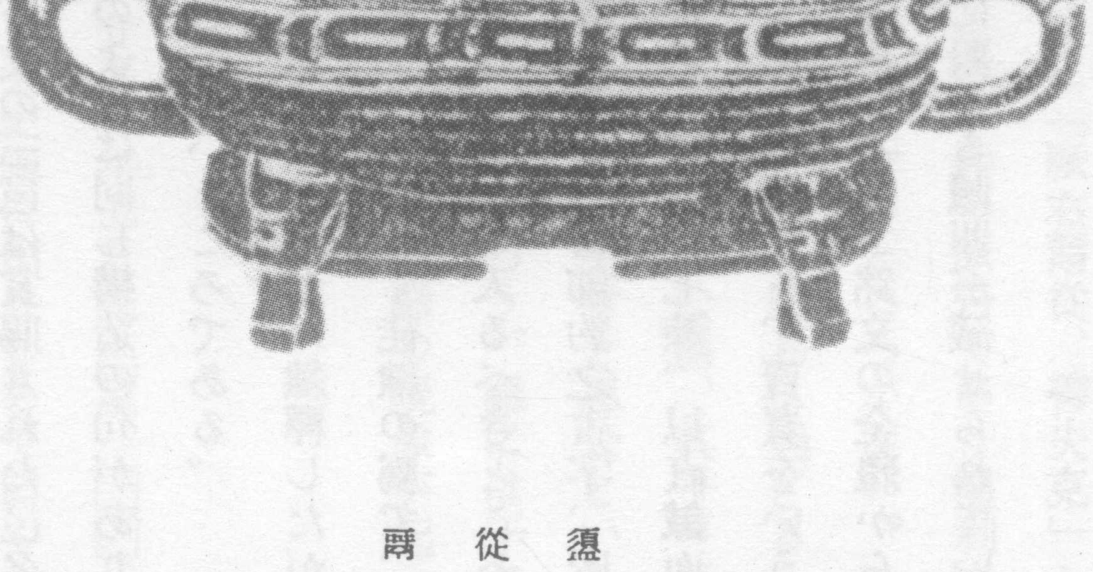
又此師寰、余意卽小雅采芑篇之方叔、詩云、蠢爾蠻荊、大邦爲讎、方叔元老、克壯其猶、方叔率止、執訊獲醜、所言事跡、與此相合、寰與方、蓋一名一字也、寰叚爲圜、名圜而字方者、乃名字對文之例、如沒字子明、偃字子犯之類

郭氏は寰盤を厲王期に屬し、本器を宣王期に列しているが、それは厲王期の寰が、宣王期には詩にいう元老の地位にあつたとするものであるが、寰・方の名字對待説の信じがたいことについては、すでに寰盤の條に述べた。寰は私名でなく、その家の名と考えられる。

寰盤には廿八年の紀年があり、その日辰は厲王の譜に合う。そのとき、おそらく師氏職の册命を受けているのであろう。本器では王が師寰父と稱しており、それより後の器であろうが、本器にいう淮夷征伐は必らずしも宣王期のそれと同一の役とはしがたく、淮夷の征討は數次にわたつて行なわれ、その猖獗は宣王以後に至つて漸く終熄するに至つたものとみられる。そしてそこに、周室東遷の狀勢が次第に準備されてくるのである。

錄入した銘文は第一器の蓋文。字迹はよろしきも最も脫文の多いもので、第二行「厥工吏」の厥、第三行に我と齊、第七行に折首の折を缺く。彝銘脫字の甚だしい例となしうるものである。

一七九、鬲從盨



鬲從盨

器名　鬲比盨澂秋　鬲從盨周存

時代　厲王大系・通考・厤朔

收藏　「丹徒劉氏食舊堂舊藏、今歸閩縣陳氏澂秋館」貞松

著錄

器影　澂秋・上、二二　大系・一三〇　通考・上・三六三

銘文　周存・三・一五三　貞松・六・四四　大系・一一六　小校・九・四三　三代・一〇・四五

考釋　韡華・丁・八　大系・一二四　文錄・四・五　文選・下三・三　通考・三六三　積微居・二七二

器制　澂秋にいう。「器高建初尺五寸八分、口徑前後八寸、左右一尺零七分、深三寸九分、腹圍三尺四寸八分、重庫平一四九兩」。また通考にいう。「高四寸一分、口徑五寸六分、横七寸五分、腹飾

瓦紋、口飾重環紋一道、兩耳作獸首形、四足、失蓋」。器は繪圖・拓影を存するのみ。文様は師奐父段・叔向父段と同系である。

銘文　器文　一二行一三八字

隹廿又五年七月既□□□、□才永師田宮、令小臣成、友逆□□內史無𥄳、大史旟曰、章厥𦔻夫□𠫑从田、其邑□□□、復友𠫑从其田、其邑复慭言二邑、畀𠫑从

既□は既望であろうが、干支未詳。□才は王在。師晨鼎の「王才周師彔宮」と語例同じ。永は地名、永地の師田の宮に王が親しく臨んで、田邑の爭訟に決裁を與えることを記したものである。師汓父宮・大師宮・師彔宮など、師氏の宮廟に王が親臨している例が多い。小臣は官名。小臣の名を郭氏は成、容・楊二家は成友とするが、小臣の名には單・謎・宅・靜・傳など、單名の例が多い。友逆の二字は動詞。以下二字缺文であるが、內史無𥄳と大史旟とに王命を傳えたのであろう。大段二に「王令善夫豕、曰趞𦟣曰」とあり、同じく傳命を命ずる語である。友は下文に復友の語が三見し、同じ字である。下文に十三邑を復友すべきことを命じており、この內史・大史はその典錄、記錄のことにも與かつたものであろう。逆は曶鼎にいう逆付のことであろうが、下文の二字が缺泐していて確かめがたい。

章厥の厥は領格を示す語。從つて章は人名。令彝「明公尹厥宦」、同段「天子厥休」のごとし。積微



巻三下　六一五～六一六

居に章を動詞にして賞賜の賞と解していう。

章假爲彝銘常見之賞、通讀爲賞者也、說文六下貝部記、賞从貝商省聲、商从章聲

そして、下文の三邑は賞賜された邑名とするが、厥以下の數字についてはふれていない。下文にも「亖厥」のように同じ構造の句があり、末文に十三邑を復友すとあるから、この三邑のみを賞賜の邑とは解しがたいところである。

𦔻は便宜を以てこの字形に隸釋したが、字は未詳。郭氏は𦔻夫も下句の小宮もみな官職の名であるとする。𦔻夫はおそらく徒隸の屬で、曶鼎に「臣眔厥臣廿夫」とあるような關係であろう。夫下の一字また未詳。動詞の入るべきところである。郭氏いう。

乃釣句之象形文、當即釣之古字、廣雅釋器、釣鉤也、莊子外物篇、任公子爲大鉤巨緇、釋文云、鉤本亦作釣、東方朔七諫、以直鍼而爲釣、即謂以直針而爲鉤、釣者取也、交易也

すなわち字を釣形にして、賣買をいう語とする。しかし字形は釣鉤の象に似ず、𠫑字の從う口形の器を持する形である。銘文の全體からみて、この字は何らかの犯罪的行爲を意味しているらしく、その行爲に對する贖罪が議せられているのであろう。事件は曶鼎の寇禾のことに類しているように思われる。

「𠫑从田、其邑□□□」は、被害を受けた邑名をいう。下文の「復友𠫑从其田」は、その原狀を回復し返還する意とすべく、復友は命令形によむべきところである。其は厥と同じく領格を示す字である。

巻三下　六一七～六一八

𠫑从の𠫑の字釋については、澂秋館に載せる王國維の跋に詳しい。王跋の大半はその字釋に費やされている。王氏は𠫑を說文の𡧊とし、

以聲類求之、當即𡧊字、且說文𡧊字、或即此字之譌也、散氏盤作𩰫、从鬲吅聲、說文吅讀若讙、古音歌元二部陰陽對轉、故𡧊字亦得以吅爲聲、此篇作𠫑、則又𩰫之省也

という。𡧊は說文に「讀若過」の音とし、土釜をいう。𠫑从はまた散氏盤にみえる攸从𩰫のことであろうが、散氏盤ではその有𤔲十夫中の一人である。王跋に盤銘にもふれていう。

散氏盤之攸從𩰫、即鼎文之𠫑攸从、而𩰫字誤書在下、知此篇及鼎文之从、並當讀從、散氏盤稱𩰫攸從爲克之有司、而此鼎篇第十行亦有善夫克語、又足知此器出土之地、去克鼎散盤相近矣

𠫑攸從の名は本器では𠫑從、鼎では𠫑攸從、また散氏盤では攸從𩰫と稱している。名號がこのように異なるのは不審とすべく、韡華には攸從を兄弟二人の名と解している。そして𠫑攸從は兄弟二人の名を署し、𠫑從はその一人で、攸すでに沒してその𤔲を繼いだものであろうとしているが、本器よりも遙かに早い制作とみられる散氏盤にすでに攸從𩰫の名がみえているのであるから、この說は成立しない。ただ散氏盤の文様・文字は厲末にまで下るものともみえず、兩器の𠫑はかりに一家とするも、必ずしも一人とは定めがたいようである。

復友を、郭氏は還付する意とする。

復友字三見、均是動詞、且當有還付之意、是知友當讀爲賄、言既釣其田、則還報以邑也

郭氏の意は、上文の田とこの邑とを交換したとするもので、章の使者が𤔲從の田を買入れ、その代償としてこの三邑を𤔲從に賄し、交換したものと解する。從つて下文もみな交換の契約に關するとみるのであるが、各條みな相手方が異なるのに、文末に十三邑を合せて復友したと記しているのは、事情に合わぬことである。

この條の理解は、以下各條の解釋を決するものであるが、文意の把握が甚だ困難であるため、王跋には殆んど本文の內容にふれず、文選のごときは句讀をも施していない。積微居にはじめて逐句譯を試み、

按此銘奇字頗多、不易辨認、而文理則大致平易可通、但用字及文法組織、喜變易不恒、不肯蹈複見之病、葢制銘者用意經營之作也

と稱しているが、決して大致平明とはいえぬ文である。楊說については後にいう。いまこの條は、章の下臣たるものが𤔲從の田とその二邑に對して加害行爲をしたので、王命によつてそれに代る田を還付させたことをいうものと解しておく。「其邑复慭言二邑」は、上文缺文の三字とは別の邑名である。田土の侵奪などの加害行爲に對して返還を命ずるのは當然のことであるが、同時にその犯罪的行爲に對して贖罪が課せられるのは、すでに曶鼎にその例がみえる。

𠳋厥小宮、□𤔲从田、其邑役眔句商兒眔讎戔、復限余𤔲从田、其邑競□才三邑、州瀘二邑、凡復友

この條は𠳋に對する處置をいう。𠳋は复の上部に當る字形で、人名。その隷下の小宮の職にあるものが、同じく𤔲從の田邑に對して、加害もしくは侵奪の行爲があつた。缺釋の字は、前條と同樣、灌勺をもつ形の動詞である。被害を受けたのは、役以下の三邑である。戔を大系・文錄に次句の首におき、語詞の載とするが、金文にその例なく、讎戔で地名であろう。これに對して下文に、別の三邑・二邑の交付が命ぜられているのである。

「復限余」について、郭氏は期限づきで田土と奴隷との引渡しを命じたものと解している。

限余當是限賒、言付以期限假借也、言邑則邑人自當在其中、以邑易田、直是以人口易田、易訟之九二、不克訟、歸而逋其邑人三百戶、古之邑人乃奴隷也

限は金文に動詞の用例なく、字義未詳。章のときには、復友と臾とを用いており、この條では復限という。期限を付することは他の條には記していないから、あるいは區劃上のことであるかも知れない。また余を賖に用いた例なく、復限余の三動詞を連用するのも異例である。余某のように同位の用法は多くみえるところであるから、その用法であろう。それならば余𤔲從と田とは雙賓語となる。楊氏のように復友・臾と復限・余と文字を易えて語法の複重を避けたとするみかたもあるが、それにしても余の位置が適當でない。

交付する邑名が、上三邑・下二邑と分記されているのは、おそらくその所在を異にするからであろう。これらの邑は、被害を受けた邑と名を異にしている。以上が𤔲從の提訴に對する裁定で、小臣成によつて傳達されたものである。

復友𤔲从□十又三邑、厥右𤔲从善夫□

𤔲從に交付された邑はすべて十三邑である。すなわち章が被害を與えた三邑と賠償の二邑、𠳋の被害を與えた三邑と賠償の五邑で合せて十三邑となる。𤔲從の所有田六邑と、賠償として交付された七邑の合計數である。以上は、裁定の結果が履踐されたことをいう。十三邑中、州の名が散氏盤にみえるほかは、他に所見がない。

𤔲從下の一字は日と釋すべき字形であるが文義通じがたく、文錄には田字とし、楊氏もこれに賛している。もともと眔は邑中の人を示し、卜文では眔の上部をこの形に作ることがある。邑に近い意味の字であろうが、その釋を定めがたい。

厥右とは、田土の授受の立會人であろう。大系にいう。

與散盤末行、厥左執纓史正仲農、頗相似、葢謂券契之右側歸𤔲从存執、唯突出善夫克之名爲異、或者其猶後世之證人耶

「厥右𤔲從」と「善夫克」と分つて讀み、善夫克の名が屬するところがないとするのであろう。積微居に、右を册命の右者と同義と解していう。

實則謂善夫克右𤔲从耳、他器此語皆在銘首、此則置之銘末、亦變例也、又此文與散氏盤銘末、厥左執纓史正中農、文字形式相同、然只是貌似、決非一事、萬不可誤認者也

器銘は廷禮册命を記すものでなく、曶鼎の寇禾事件と同樣、田邑に對する損害賠償の爭訟であるから、廷禮のような右者を必要としない。曶鼎では、被害の事實や提訴の手續、その審理の經過、裁定の結果、判決の執行に關する逐一の記載があり、その經緯が詳細に知られるが、本器には手續上のことがすべて略されている。ただ裁定の執行に關與したものの名をあげているのは、この器銘がいわば權利證書的な性質をもつものであるため、認證者を必要とするからであろう。善夫の名は克と釋されているが、字形が異なる。克氏の克ではない。また善夫は𤔲從の善夫であり、王臣ではない。𤔲從の善夫たる某が、その引渡しを確認し、これに認證を行なつたものと解すべく、郭氏のように「厥右𤔲從、善夫克」と句讀し、あるいは楊說のように廷禮の右者と解しては文義を失なう。この事件の原告であり權利者である𤔲從が右者となるはずはなく、善夫の語を切りはなしてはその語の屬するところがない。楊氏はこの器銘を「變易不恒」、型破りの文と評しているが、記述そのものはむしろ簡易に過ぎるものというべきであろう。

𤔲从乍朕皇且丁公文考叀公盨、其子〻孫〻、永寶用　㠱

皇祖を丁公と稱し、文考を惠公という。𤔲攸從鼎の末文に同じ。文末に圖象文字款識があり、その家は東方の出自であろう。祖には干名を稱するが、考には干名を用いていないことが注意される。廟號の上にも、東西混融の現象が起つているのである。

訓　讀

これ王の廿又五年七月既〔望、□□、王〕永の師田の宮に在り。小臣成に命じて、逆□することを內史無㪤・大史旟に侑せしめて曰く、章の𩛥夫、𤔲從の田、其の邑□・□・□を□せり。𤔲從の田を復侑し、其の邑复・慭言の二邑もて、𤔲從に畀へよ。𠳋の小宮、𤔲從の田、其の邑役と句商兒と讎戔とを□せり。余𤔲從に田を復限せよ。其の邑は競・□・才の三邑、州・瀘の二邑なり。凡て復

侑せよ、と。

鬲従に□十又三邑を復侑せり。厥の右は、鬲従の善夫□なり。

鬲従、朕が皇祖丁公文考惠公の盨を作る。其れ子〻孫〻、永く寶用せよ。　乂

参　考

この器銘は緢銘中最も長文のもので、かつ難解である。文錄に「此器與鬲比鼎略同、皆正田畝之事、文雖不甚可解、大意可知」と稱しているが、「正田畝之事」というような定界の問題ではない。積微居に銘文の文辭を詳説していう。

銘文記賞田四事、首言章、次言友、次言畀、末言余、要之皆畀予之義也、其舉邑名、第一項首但舉三邑名、第二項云、复慗言二邑、則於邑名之下記其數、第三項再用連字眔字、舉彶及商句兒讐哉三邑之名、末項則總合之云、其邑五邑、似以不欲與第二項其邑复慗言二邑爲一句者、句法相重、故分爲二句言之、此其立意龢新之跡、灼然可見者也

卯段・大克鼎二銘、皆連舉田所在之邑名、此習見之文法形式也、此銘則先說錫田、後出邑名、亦務與習見之文法形式相避者也、銘文惟首記年月日與王所在及銘末記制器及祝永用之辭、與他器同、餘文皆立意龢新、絕不肯落尋常窠臼也、夫彝銘在今日、以視古代、不過千百中之十一耳、然其多數皆千篇一律、陳〻相因、幾於令人生厭、況在當日、其令人感覺陳舊腐爛、不能忍耐、可以意想得之、此銘之制、殆含有反抗精神、帶有文字體裁的革命性、在彝銘中爲特出之例、未可輕忽視之

者也

この楊跋は一九五四年一月に書かれたものであるが、時代のはげしい推移は、一代の宿學老儒をして、この器銘中に激烈な反抗精神、革命性を見出させている。しかしこの銘文は、さきにも言及したように田邑の爭訟を記すもので、ただその裁定の結果だけを錄した、いわば最も事務的な法律文書である。文辭を以て論ずべきものでなく、文字はまた結體疏緩を極め、㫚鼎・散盤などに比較しても甚だ骨力を缺き、彝銘中の特出するものとはしがたい。

楊氏はこの器銘を賜田のことをいうものとし、章・友・畀・余はみな賜與の義で、句ごとに字を易えたものとするが、「章厥……」・「𧯞厥……」の二節は文の構造同じく、また復友は還付、その他の田邑はみな賠償として提供されているもので、提供者は章・𧯞である。鬲従の舊邑六邑と、賠償として提供された七邑と、合せて十三邑の權利證書であるから、鬲従の善夫たる某が、「厥右執緩」として認證を加えており、倗生段・㫚鼎・散氏盤と同系の器銘である。廷禮册命の文ではないから、一般の器銘とその文辭を異にするのは當然に過ぎない。

鬲従の田邑については、鬲攸従鼎においても係爭事件が扱われている。鬲従が攸衛牧から購入した田土の引渡しに關する爭訟である。鬲従の器がこの種の銘文を錄するものであることは、その出自の問題とも關聯するところがあるかも知れない。

本器の銘末には乂形の圖象標識を付している。段器に多くみえているもので、いま三代に錄入するものをあげると、

父丁鼎・二・二三　女乂彝・六・二一　且己斝・一三・五一　且己觚・一四・二五　且戊觶・一四・四一・

乂爵・一五・一五　父辛爵・一六・二〇

などがある。なお近年洛陽東郊の西周墓から爵二・斝二・觚・觶・甗・段・鼎二などが發見され、中にその圖象下に射を加えた銘や父乙と銘したものもある。考古・一九五九・四・一八七　みな一家の器であろうが、あるいは成周庶殷の一として洛邑に遷されていたものであろう。

また乂の倒文かと思われる圖象をもつものに

父丁罍・一一・四〇・二　父丁爵・一六・一一

がある。この標識はあるいは亣形標識とも關係があるかも知れない。亣形の器も五十器左右に及ぶ遺器がある。乂は何の形であるか不明であるが、これを手に執る形の標識をもつ父壬觶三代・一四・のような例もあり、手に執りうる器物の形である。これらのことは、祖丁の器を作っている事實と合せて、鬲従の家が東方の出自であることを示すものといえよう。

倗生段・㫚鼎・鬲従諸器など、田土や農產・賣買の紛爭に關する事件の提訴者が、概ね東方出自の者と考えられる事實も、注目すべきことであろう。土地經濟の進展に伴なつて、はじめは技術・生產の面で周族の支配に服しその奉仕者であつた東方系の諸族が、次第に擡頭するにつれて、權力的な支配をつづけていた周系諸族との間に種〻の葛藤を生ずるに至つたことは、容易に推測しうるところである。特に夷厲の際には、西周後期の貴族制社會の內部に種〻の矛盾が激成され、周王朝はその內部的矛盾を外征の强化、異族の賦貢や勞働力の獲得によつて彌縫しようと試みたが、その指

導權の爭奪がやがては厲王奔彘という政變にまで發展したものであろう。そういう時代であるから、土地の紛爭事件なども續出したのであろうが、しかし一面、法秩序の必要も痛切に認識されていて、㫚鼎にしても本器にしても、いずれも提訴者の主張が認められ、かなり嚴しい懲罰的な賠償も行なわれている。ただ全體としては、二雅中の政治詩・社會詩にみられるような混亂は、一般的情勢として避けることができなかつたのであろう。係爭の土地が邑を單位として數えられる事實からも知られるように、大土地所有の進行が、問題を法秩序や道德意識の範圍を遙かに超える、複雜にして深刻なものとしていつたようである。本器より六年後に作られている卅一年鬲攸従鼎もまた、土地の係爭事件に關するものである。

一八〇、𤔲攸從鼎

器名　𤔲比鼎奇觚　鬲攸比鼎小校

時代　西周中期日本　厲王大系・通考・厤朔・董作賓・唐蘭

收藏　「歸安陸存齋心源觀察器」奇觚　「吳興陸氏、溧陽端氏藏」周存　「陸心源觀察建樓貯之、曰鬲鼎樓、嗣端忠愍督兩江、厥嗣藉以爲贄、其不與皕宋樓藏書俱載赴東瀛、亦幸耳」

又「黑川古文化研究所藏」日本

著錄

器影　陶齋・一・四〇　叢攷・二・一六四　大系・二二　日本・四・三二四

銘文　積古・四・三二　全上古・一二　攈古・三之二・一八　奇觚・二・一五　周存・二・二二　叢攷・二・一六四　小校・三・二八　三代・四・三五　書道・七九　二玄・三四四

考釋　拾遺・中・一三　韡華・乙中・五四　大系・一二七　文錄・一・二八　文選・上二・一七　厤朔・四・三三　積微居・二八

器制　日本に尺寸を記して「高四六・三糎」という。陶齋に「高一尺五寸五分、腹徑一尺五寸六分、耳高四寸四分、闊四寸八分」とあり、立耳の大鼎である。器腹は半椀、足は馬蹄形に近い。口下に環文、その下に一弦文がある。器の形制は殆んど毛公鼎と同じ。

卷三下　六二七～六二八



𤔲攸從鼎

銘文　一〇行一〇二字

隹卅又一年三月初吉壬辰、王才周康宮𢓊大室、𤔲从以攸衛牧告于王曰、女覓我田牧、弗能許𤔲从

器は厲王期に屬すべきものであるが、王の在位三十七年說では三十一年の譜に合うも、郭說のように三十六年說では譜に入らない。字の合文の例よりいえば、年紀は卅二年とすべきであるが、後期諸王の譜に入らず、いま厲譜に加えて卅一年とみておく。厤朔には𤴓の日辰を廿五年七月既望戊寅とするも、拓影では下三字を確かめえず、董氏の譜には𤴓を錄入していない。

𢓊大室について、大系に唐蘭の說を引いていう。

𢓊大室、唐蘭說爲夷王之太室、於時代自無齟齬、唯𢓊字亦可解作動詞、然否尚未敢定

𢓊を動詞とする說は、すでに奇觚にもみえている。容庚氏もその金文編の𢓊字下にこの字を收めているが、それは說文に遟の籀文として𢓊を出しているのに據ったもので、奇觚にはなお、「此云𢓊



卷三下　六二九～六三〇

大室、謂王待之於太室、左傳、寡君須矣、請待子、是其義」という。遟には久也・待也の訓がある。しかし宴席などのときは別としても、廷禮謁見のときに、「待太室」という表現は妥適としがたい。かつ𢓊・屖は𢓊叔・𢓊伯・𢓊公・𢓊姬・屖伯吳姬のように多く廟號に用いる字であるから、宮室の名とも解しうる字である。

積微居に字を辟の省文とし、左傳莊廿一年、「鄭伯享王于闕西辟」の疏に、「辟是旁側之語」とあるのを引いて、「謂周康宮旁之大室矣」とするが、廷禮聽訟の場所としては如何かと思われる。韡華に詩の委遲という語を、韓詩に威夷に作ることを證とし、「遟大室卽夷太室、夷王之太室也、如他器之穆太室之類」とする。唐氏より前にその說があるわけである。また韡華・文錄に、博古一六・四一に載せる宰辟父𣪘の「王在屖宮」を例としているが、これはあるいは右者たる宰辟父の宮であるかも知れず、證としがたい。ただ夷王の名は金文にみえず、𢓊が多く廟號に用いられる美謚であること、器の時期が夷王に次ぐ厲王期のものであることからいえば、柯・唐の說をとるべきように思われる。王在の下には多く宮室の名をいい、動詞を用いるときには格というのが通例である。

「以……告」という形式は提訴することをいう。師旂鼎「雷史厥友弘、以告于伯懋父」・曶鼎「以限訟于井叔」・「以匡季告于東宮」など、みなその例である。以は提訴の相手方、被告をいう。女は攸衛牧を女としていう。

係爭の事實については、舊釋では覓を孚と解し、攸衛牧が𤔲從の田牧を俘掠したとするのであるが、孚は征役の俘獲に用いる字であり、字釋としても確かでない。奇觚に𤔲にして敵、すなわち治とす

るが文義をえがたく、やはり郭釋のように覓とすべきであろう。郭氏はその句を、「汝求我田野也」と解している。しかしただ求めるという要求の表示だけでは提訴の十分な理由としがたいから、覓には多少とも不合理性・不法性、あるいは强制を加える意味などがあるはずである。曶鼎の文末に「曶覓匡卅秭」とあるのは、勝訴の判決によつてその賠償を獲得したとする意であろう。本器の場合には、その要求が不法であり、あるいは强制的なものであつたことを示すとみられる。積微居にこの字を未詳としながらも、文意を説いて

此隔从對王詰問攸衞牧之辭、……隔从之意若曰、爾攸衞牧既爲我司田稼之事、義當聽從吾言、今乃不聽從吾言、故今訟爾也

としている。それならば主從間の問題であり、王廷に提訴するにも及ばぬことであろう。問題は、隔從の所有權なり用益權なりが侵害され、それを回復し賠償を要求するにある。覓はおそらくこの場合不法な奪取を意味する語であろう。

許は説文に聽也というも、特定の法律用語であろう。曶鼎「限許曰」・「效父廼許」などその例である。積微居に「此文責衞牧之弗能許」というのは、許を攸衞牧の行爲としているようであるが、行爲の内容も知られず、文義が通じがたい。

曶鼎にみえる許字の用法は、契約の確認というほどの意味である。字は午に從うており、御と字形近く、應諾・表明などの意味もあるらしい。毛公鼎の虢許は報告・承認の義をもつ語である。それで隔從の提訴の理由は、攸衞牧が隔從の田牧の利益を侵害しながらも、隔從の要求する交渉に應じないので和解の見込みがなく、やむをえず提訴に及ぶとするものであろう。

積古に、銘文を單に田土の分賜をいうものとし、拾遺には「盜隔从以攸衞牧取其田故、告王欲使還田、而攸衞牧不之聽也」と語を補つて說き、また奇觚には「此言隔・攸亂我田界、而衞牧不許付還於我、盜二人與隔比爲難」と述べるなど、係爭の事實が種〻に解されているが、不法な權利侵害の行爲に拘わらず示談接衝に應じないという、紛爭の經過を述べた提訴の辭とみるべきである。

王令眚、史南以卽虢旅

王が提訴を受け、事實關係の調査を命ずるをいう。眚は省。既生霸の生を、眚とも省とも記すことがある。省は實地を檢分して、主張事實の正否を確かめるのである。かくて史南がその調査を命ぜられ、その調査結果を、理官として本件の審理に當る虢旅に報告した。奇觚に「王命省視其田、史南卽王所命者、田與虢旅近、故以就虢旅治之」という。地域のこともあろうが、裁判權のことであるから、やはり理官として特命を受けていたのであろう。金文には特に訊訟のことを命じ、「取遺若干寽」と稱している例が多い。史は語法上使役とも解しうるが、上文にすでに令の字がある。

積微居はこの部分の解釋がかなり異なつていて、眚を罪、眚史南とは理官たる南という人物と解する。卽は交付にして、王が隔從の提訴によつて攸衞牧を捕縛させ、眚史たる南にその身柄を虢叔に引渡させた、とみるのである。しかしこういう民事事件で、拘執を行なつたという例は、金文にはみえていない。ただ下文に、攸衞牧の誓約のことを記しており、出廷詛盟した事實が知られる。虢旅はおそらく虢叔旅鐘にみえる虢叔旅であろう。

虢旅廼吏攸衞牧誓曰、我弗具付隔从其且、射分田邑、則放、攸衞牧則誓

虢旅の判決によつて、攸衞牧が宣誓することをいう。周禮の司盟に「有訟獄者、則使之盟詛」とあるのは、審理以前にそれぞれ誓約して自己詛盟をなすことをいうものであるが、判決に從う意思表示にも同樣の詛盟が行なわれたのである。

曰以下は虢旅の判決に從うことを誓約することを命じたもので、我以下則放までが判決の主文に相當する。我とは攸衞牧を我とするものである。且は租であろう。これによると、攸衞牧は隔從が適法に受取るべき田牧の租調を奪取したものであることが知られる。射は謝、陳謝の意であろう。曶鼎では稽首の語を用いている。積微居に、酬謝に錢財を用いることを謝と稱する文獻例をあげている。「謝分田邑」とは、曶鼎の「用茲四夫稽首」の例と同じである。

弗は「分田邑」までかかる語法である。すなわち奪取した租を完濟して陳謝するとともに、なお贖罪として田邑を分與することを義務づけたものである。贖罪には損害相當を賠償するのみでなく、他に贖罪として多くの財貨を提供してはじめて許されることは、曶鼎にみえている。このような嚴重な罰則によつて、法秩序が維持されていたのである。

放を積微居に殊、奇觚には堵截の義、文錄には誅の義とする。しかし則放は自己詛盟の語であるから、放逐・放竄の義としてよい。左傳にみえる載書の類には、この種の自己詛盟の語を多く用いている。則放までが判決。以下攸衞牧が命ぜられた通りの詛盟をしてその履行を約し、事件は結着をみた。ゆえにそのことを記して、祖考の器を作るのである。

从乍朕皇且丁公皇考叀公隮鼎、隔攸从其萬年、子〻孫〻、永寶用

盨の末文と殆んど同じ。隔從の名は、文中において隔從・從・隔攸從と三通りに記されているが、盨ではただ隔從とのみ稱している。

訓　讀

これ卅又一年三月初吉壬辰、王、周の康宮徲大室に在り。隔從、攸衞牧を以て王に告げて曰く、女、我が田牧を覓り、隔從に許すこと能はず、と。王、省せしめて、史南をして以て虢旅に卽かしむ。虢旅、廼ち攸衞牧をして誓はしめて曰く、我、隔從の租を具付し、謝するに田邑を分たざるときは、則ち放たれむ、と。攸衞牧、則ち誓ふ。從、朕が皇祖丁公・皇考惠公の隮鼎を作る。隔攸從、其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

この文中には隔攸從・隔從・從という三通りの呼稱が用いられていて、當時の名號を考える上に參考となる。金文には師晨・伯晨・史頌・善夫克のように上に官職や地位を示す語をつけ、略して晨・頌・克のようにいう例が多い。また厚趠を趠、虢叔旅を旅というのは下字がその私名であろう。隔攸從の場合、從が私名であることは明かであるとしても、攸字は複姓ともみえず、積古には攸・

從を兄弟二人の名であるという。

按鬲夏諸侯有鬲氏之後、路史云、郡國縣道記、古鬲國偃姓、皐陶後、漢爲縣、近鬲津、攸從鬲二子也、攸爲兄、從爲弟、知者、二人同作鼎、而父祖並同、攸先從後、是昆弟也

韡華にもまたその說があつて、

射、疑鬲比祖名、鬲攸與比爲二人、或是兄弟、其稱鬲攸比、合稱也、鬲比簋有鬲比無攸、可證

という。積微居は兄弟說をとらず、鬲從が攸を加えて鬲攸從と稱するのは、攸衞牧と爭つて攸の地をえたので、攸を合せ稱したものとする。

按銘文屢稱鬲从、此稱鬲攸从者、以从兼有攸地、故得兼氏攸、王靜安謂、狛笴之𤔲呂飴甥、吳之延州來季子、別集二之四下 義或然也、此知攸衞牧之稱、攸亦指地、衞蓋其人之氏、牧則稱其職、攸衞牧蓋猶今富人之廣有田地者、稱某縣王管莊、某縣李管莊矣

これは多少銘辭を誤解した說で、器銘において鬲從が回復した地は本來鬲從の所有地であり、また分與された土地が攸であるという明證もない。かりに新得の地であるとしても、その所領を悉く氏號中に列擧していうとも考えられない。

散氏盤に𢦏從盨というものがあり、散の有司十人中の一人である。同じ氏姓であろうが、名號の次序が異なるため攸・從を分つて兄弟とする說、攸を新しい所領とする說などを生ずるのであるが、散氏盤における𢦏從盨はその地位低く、おそらく本器の鬲從とは同時としがたいものであろう。散氏の器は器制・文様・字迹からみて厲末に下るものではない。ただ鬲從がこの方面の氏族であつたことは、爭訟に當つて虢旅の裁定を受け、虢旅の器が寶雞から出土していることによつて、ほぼ推定しうる。當時散氏の臣屬であつたものが、のち盛族となつて盨・鼎を作つたものとすれば、その本來の氏號は𢦏從盨であつたとすべく、𢦏ははじめから名號に含まれている字である。盨・鼎によつていえば、鬲がその家氏の名とみられるのであるが、盤銘のように盨を最末におく呼稱もなされていたのであろう。金文中の氏號・私名の區別が甚だ困難なものであることは、この一例によつても知ることができよう。

巻三下　六三五～六三六

なお攸衞牧の攸は、あるいは𢦏從鬲の𢦏と關係があるかも知れず、それならば同族間の爭訟ということになる。𢦏は盨・鼎では攸とかかれている。また韡華に、攸衞牧の衞を衞國とし、山東德州の有鬲氏と河南淇縣の衞國との爭訟事件であるというのは、地理も合わず、また氏號を誤解したものである。

本器の鬲攸從と散盤の𢦏從盨とが一家の人であるとすれば、當時における諸家の勢力の消長は、極めて急激に變化し隆替をつづけていたものというべきであろう。土地問題の紛糾を示す器銘が多いこともそれと關聯しよう。散盤において散氏の一有司に過ぎなかつた鬲從の家が、本器のような堂々たる大鼎を以て祖考を廟祀する勢家となつていることは、當時の轉變の激しさを傳えるものとすべく、二雅にいう土地の兼併、權力の濫用、政治の腐敗も、このような事實を背景としてはじめて理解しうるのである。

一八一、毛　公　鼎

器　名　㫚鼎簠齋　毛公㫚鼎文選

時　代　成王厤朔・董作賓　夷王韡華　厲王唐蘭　宣王大系・通考・集釋　春秋中葉以後新城

出　土　「鼎於清道光末年、出土陝西岐山縣」譚旦冏

收　藏　譚旦冏氏の「毛公鼎之經歷」董作賓「毛公鼎」附錄一　に出土後の經緯を記している。

咸豐二年一八五二、估人蘇億年載以入都、時陳介祺供職在京、以重貲購藏、運回山東濰縣、祕不示人、僅以拓出售、售價甚昂、但仍爲權勢所垂涎、宣統間、終歸於端方、此後凡數易主、其間美人辛浦森、以美金五萬得此器、旋琺增其值、終爲國人所阻不可得

民國十四年、歸葉恭綽、後又散失、曾一度至香港、轉輾復返上海、抗戰時期、將淪敵手、爲商人陳詠仁搶購祕藏

三十三年、陳氏自願獻諸國家、曾呈報第三戰區司令、請轉中央、嗣以交通不便、復恐損壞、未能移運、迨抗戰勝利後、經由第三戰區司令、呈報中央、請予嘉獎、同時葉恭綽・沈兼士等、亦電請政府嘉獎、並請將毛公鼎一器發交國立中央博物院保存、經政府採納、除以明令嘉獎外、令將毛公鼎發交中央博物院保存、惟當時該院尚未復員、並令上海市政府先行就近接收保管、俟中央博物院遷返南京後、再行移送該院、此三十五年四月間事也

巻三下　六三七～六三八

後經查詢上海市政府並未接收、而此鼎乃因被誤認爲逆產、被控留、陳氏亦被幽禁、復經多方設法解釋、迄八月間、始由國府發交教育部、轉交中央博物院、經專家鑑定、根據其花紋銘文及各種特徵與收藏家所發表之拓片相較、完全符合、確定爲眞器無疑、從此一代重器、不再爲私人爭奪居奇之物、而歸國家公有、大陸陷匪、此鼎業經運至本省、仍由中央博物院妥爲保存

この器は、はじめ簠齋の藏に歸するや、これを祕して人に示さなかつたが、その事情について、陳育丞の「簠齋軼事」文物・一九六四・四一に、「歸簠齋後、深有懷璧之惧、祕不示人、雖至交如吳大澂、亦從未一告、緣在舊社會中、因懷寶而買禍者、比比皆是、故不得不然、終簠齋之世、無人得見此器」という。陳氏の義捐に際して嫌疑を受けたのも、器が殆んど知られていなかつたからであるが、そのため簠齋の惧れた懷璧の禍を、はしなくも後藏の者が受けるに至つたのである。それにしても、この一鼎浮沈のあとを見て、百年來の中國の國情を知るに足るものがある。陳氏がこの重器の獻納を請願し、嘉獎を受けずしてかえつて幽禁の厄に遭うなど、その間の事情は知られぬにしても、複雜にして怪奇というほかはない。陳氏は東大工科卒業の實業家で、當時外國資本の跳梁を惡み、自ら新華貿易を興して活躍した人であるという。

著　錄

器影　叢攷・一二七　大系・二三　厤朔・一・三三　通考・六九　故宮・下・八三　通論・一四

集釋・卷首　董釋・卷首　二玄・三五六

銘文　擴古・三之三・五一　從古・一六・一八　窓齋・四・二　簠齋・一・一　奇觚・二・四一　叢攷・二二五　敬吾・下・七二　周存・二・一　大系・一三一　小校・三・四七　三代・四・四七　書道・八二・八三　河出・二四四　二玄・三五五　Dobson・二一〇

考釋　窓齋賸稿・二〇　述林・七・一　韡華・乙中・六〇　大系・一三五　文錄・一・　文選・上二・六　通考・八三　厤朔・一・三三　積微居・二九

林泰輔　毛公鼎銘考史學雜誌・二五・五　華譯・中山大學週刊五

王國維　毛公鼎銘考釋遺書內篇古金文考釋五種　同序觀堂集林卷六　同附注觀堂別集補遺

吳寶煒　毛公鼎文正註民一九

新城新藏　上代金文の研究支那學・五・三

張之綱　毛公鼎斠釋民二四

溫廷敬　毛公鼎之年代史學專刊一・三　民二五

董作賓　毛公鼎民四二・一二

高鴻縉　毛公鼎集釋民四五・七

御手洗勝　毛公鼎の編年について—董作賓氏說への反論—廣島大學文學部紀要九、昭三一

器制　故宮にいう。「通耳高五三・八糎、深二七・八糎、口徑四七・九糎、腹圍一四五糎、寬四八・一糎、重三四・七〇五瓩、口飾重環紋一道、口有裂紋一道、曾塡補」。立耳大、器



腹は半球形をなし、足は獸足である。形制雄偉、力感に溢れ、一代の宏文を勒するにふさわしいものがある。

毛公鼎

銘文　三二行四九九字

王若曰、父厝

「王若曰」は史官傳命の語。卜辭・金文・書にみえ、從來、書の般庚上の馬注「王順曰」、あるいは蔡沈注「若曰者、非盡當時之言、大意若此也」とする解釋がとられていたが、順の義では若順するところが明らかでなく、また蔡傳は、金文に王若曰・王曰を列記するものがあり、若曰を文首におく例であって、必ずしも詳略の別があるわけでない。王引之は若・乃の通假を論じて「王若曰」を「王乃曰」の義經傳釋詞七・若字條としたが、乃は上文を承ける語で、「王若曰」を文首におくこの語の用法に合しない。高氏は語詞說をとり、「慿按、若讀助詞、無意、王若曰與王曰、意全同、只情態略緩、亦猶之王說道與王說之比」というも、書の曰若の訓を用いたもので、金文には若を助詞に用いる例がない。

董作賓氏に「王若曰古義」國學標準典籍第一輯所收の一篇があり、卜辭・金文・書の例をあげて、古代公文書の程式として簡册の冒頭におく語であるとしている。卜辭に「王若曰」甲・二五〇四・「王如曰」前・五・三〇・三の語があり、それは貞卜の辭ではなく、簡册の用語であり、若・如はその聲義相通じ、說文「書者如也」の訓は古義の僅かに存するものとすべく、「王如曰・王若曰、義同于王書曰」と論じている。書中の「王若曰」の例には公告・通令・任命・訓令・奬狀・函牘・盟約の七類あり、金文では册命の語の首にこの語を用いる。後世の詔旨に「奉天承運皇帝詔曰」と同例である。若・如は俘囚の象であるから書曰がその本義の字であるとするのである。「王若曰」はいかにも王の册命を傳語するに用いる語であるが、しかし董氏のように「王書曰」をその本字本義とするのは、廷禮の實際からみて首肯しがたい。作册や內史が命書を授受することは、免毀・頌鼎・寰盤等にみえているところであるから、如・若を假借せずとも王書と記してよいはずである。

若・如は何れも女に従う。女は巫女、ㅂは祝禱の辭を納めた載書の器である。すなわち祝禱して神意の啓示を求める象であり、若はその惝怳の狀を示す。エクスタズの狀をいう。その神意を奉承することよりして若順の義を生ずる。また神意の諾否するところよりして諾・匿の義を生じ、若・不若の意ともなる。「王若曰」は神託の形式より起つたもので、のち册命誥命を傳える語となつたものと思われる。「王順曰」の訓は、順を順道の義とするのは謬であるが、起原的には神意に若順する託言の意であるから、本來その意を含むのである。ただ金文や書は、王の巫祝的性格がすでに失





なわれている時代であるから、若は孟子の「以若所爲、求若所欲」の若の義に解してよい。冊命賜與は、廷禮として王の親臨のもとに行なわれるものであるが、普通は史官にこれを代行させる。王親らそのことに當るときには、特にそのことを記して、史懋壺「王在葊京溼宮、親令史懋路筭」・克鐘「王乎士曶召克、王親令克遹涇東至于自」・噩侯鼎「王親易駿方玉五瑴・馬四匹」のようにいう。從つて本器の「王若曰」は史官傳命の語、下文の「王曰」は同じ冊命中の語端を改めた部分であるから、若を省略したのである。

父厝の父を親等關係の父とみる說と、同姓諸侯の尊稱とするものと兩說がある。從古は前者、愙齋は後者である。從古は毛公厝を毛叔鄭にして文王の庶子であるとする。

毛畿內邑、武王以封其弟、是爲毛伯、成王時、爲王朝卿士、稱毛公、按左傳廿四年傳、毛、文之昭也、文十五年傳、毛伯衞、書顧命毛公、傳云、稱公三公、公卿次第、司空第六、毛公領之、毛國(名)、入爲天子公卿、又王云、毛文王庶子、周禮大宰注、毛聃之屬在畿內者、具言毛公國邑官爵世次、獨未及名字

逸周書克殷解、王卽位于社、毛叔鄭奉明水、史記周本紀、旣入立于社南、毛叔鄭奉明水、竊謂顧命毛公六人、皆武王舊臣、則毛公自是毛叔鄭、漢書古今人表列毛叔鄭于武王時、列毛公于成王時、……其誤顯然可見、書文侯之命稱(父義和)、傳云、稱父者不一、故以字別之、今以文侯名仇字義和推之、鄭毛公名、而厝廼其字也

又按、奠置祭也、奠有歆義、證之古人名字相配、亦合、又按竹書紀年、康王十二年有毛懿公、穆王十二年有毛伯班、共王九年有毛遷、懿公當卽毛公厝之謚、班・遷蓋其子若孫、穆天子傳毛班、郭注、毛伯衞之先

毛公厝は周初の毛公鄭にして鄭は名、厝は字、謚號は懿公にして文王の庶子、時王の叔父に當る。ゆえに父厝と稱するとするもので、器を周初成王の器とする諸家は、みなこれらの資料に依據するのである。愙齋もまた毛公厝を毛叔鄭とするものであるが、詩の伐木の傳「天子謂同姓諸侯、諸侯謂同姓大夫、曰父」とあるのを引き、同姓內の輩行による呼稱とみている。從古よりやや廣義に解するものである。成王說をとる董氏は

按此銘稱毛公爲父、於成王行輩爲長、是王的諸父、商代各王、稱兄稱父稱祖、均嚴守行輩、周初也是如此

といい、高氏は器の時期を宣王とするものであるが、父の呼稱は殷禮の遺習であるという。

殷人稱父與諸父、均曰父也、周有天下、大封諸侯、其同姓者、多爲武王之弟、成王卽位、年幼、稱同姓諸侯爲父者、因殷禮稱諸父爲父之舊習也、成王旣沒、康王稱魯君伯禽爲禽父、然周後世天子於同姓諸侯、不皆爲諸父、而亦稱父者、遵先君之故常、遂成定制也、春秋以降、殷禮漸失、周制漸立、故左傳載周天子稱同姓諸侯曰叔父、異姓諸侯曰舅父

殷禮に父某というものはみな廟號であり、生稱にこれを用いた證なく、この場合「父厝」の稱の說明にならない。金文に某父というものは極めて多いが、父某という例は殆んどなく、文獻では文侯之命の「父義和」の例があり、王氏もその一條のみを引いている。

金文には父兄・諸父の語のほか、「乃父」のように親等の義に用いるが、別に尊稱的な用法も絶無ではなく、班𣪘に

王命毛公、……王命吳伯曰、以乃自、左比毛父、王命呂伯曰、以乃自、右比毛父、趞命曰、以乃族、從父征、徃城、衞父身

とあり、郭氏はその器を成王に屬し、毛公・毛父を毛叔鄭にして王の叔父と解している。文中に「文王王姒聖孫」とあり、周室の出であることは知られるが、孫という以上、文王の子ではない。金文に尊親の意を以て父と稱するものには、前に班𣪘あり、後に毛鼎あり、何れも毛公家の人であることが注意される。

毛父は伯懋父・師龢父の稱と異なつて、尊稱であり他稱である。父厝も同樣の語とみられる。ただ班𣪘では二伯に命ずるとき毛父、趞に命ずるとき父と稱しており、王自ら毛公にいう語でなく、對者の身分を考慮に入れた呼稱であるが、本器では王が直接毛公に告げる語であるから、その國族の名をいわずして私名をよび、これに父を加えて父厝と稱したのである。文侯之命の「父義和」も同例であり、父は尊親の意を示す。同姓異姓、あるいは親等とは必らずしも關係のない語である。父厝の厝を毛公の名とする說と字とする說とがある。奇觚に「厝毛公名、玉篇广部有厝、疑卽此字」という。從古に厝を字とし、「今以文侯名仇、字義和推之、鄭毛公名、而厝廼其字也」とし、愙齋も同說、董氏もこれに據る。毛叔鄭の鄭をその名とするものであるが、後期說の郭氏は「父厝之名、史無可徵、亦猶宣王時太宰琱生、史無可徵也、史之缺佚、有如此者」とし、高氏も

「毛公厝應是叔鄭之後」とのみいつて、名字の別にふれていない。この問題は同例として文侯之命「父義和」の例があるも、義和は名字の何れとも知りがたい。文侯の名は仇、義和はその字とされているが、史記にはこれを晉侯重耳のこととしている。所傳に混亂があるようである。本器の銘末對揚の語には「毛公厝」と稱しているが、君父には名をいうのが禮であるから、厝はその名とすべく、文侯之命の義和もおそらくその名であろう。本器を周初におき、毛公を毛叔鄭とする説は、この一點からも破ることができる。

不顯文武、皇天弘猒厥德、配我有周、膺受大命、率褱不廷方、亡不閈于文武耿光、唯天𦉢集厥命、亦唯先正𤔲辪厥辟、𤕌堇大命、緈皇天亡斁、臨保我有周、不巩先王配命

文武の受命と先臣の努力により、周王朝の光榮が齎らされたことをいう。不顯は丕顯。詩傳に反語によむのは誤である。この冒頭の文は頗る書の文侯之命と近く、文侯之命が比較的忠實に當初の形態を存するものであることを示している。文侯之命の文は參考の條に掲げて、本器との對比に便しておいた。

皇天の句について、窓齋に「書洛誥、萬年厭于乃德、馬云、厭飫也、國語、克厭天心、注云、厭合也」と注している。猒は猒足の義。金文では也𣪘「見猒于公、休沈子肇田」、また齊侯鎛鐘「余弘猒厥心」とあり、みな猒足の意である。本器の文は皇天が主語である點において、國語の語例と同じである。

配は配命。王釋に「配對也、自人言之、則曰配天、曰配命、曰配上帝、自天言之、則配我有周矣」

という。詩の皇矣に「天立厥配」とあるのも同義。高氏は卜文・金文の〓を以て匹配の字の初文とし、配は説文に「配酒色也」とある酒の顏色を示した字であるが、〓字が廢してのち、配を以てこれに代えたのであるという。そして〓に配の聲義があるのは、「象人兩手持相等之物、故有匹配之意」とするが、〓は兩乳をモチーフとする文身の象で、男子の文身を意味する文と造字の意が同じである。配を配妃の意に用いるのは列國の器に至つてみられ、西周の器では宗周鐘「我隹司配皇天王」のような用例が古い。司配は嗣配。「配我有周」の配を對と訓してはなお文義がえがたく、嗣配の義を以て釋すべきであろう。詩の「永言配命」とは嗣配の義である。

雁受は膺受。王釋に「史記周本紀、王再拜稽首曰、膺受大命、此本逸周書克殷解、今克殷解奪此語」と周書の例を引いたのち、その字形を詳論し、その字義については「鼎文假爲應字、益公敦、應受大命、亦如此作」という。益公敦とは祄伯𣪘。語はまた晉公𥂴にもみえ、雁受の語は叔夷鐘に例がある。爾雅釋樂に「應承也」とあつて、雁受二字は同義の連語である。

率褱二句は受命の實をいう。率は行に従う。説文にも行に従う字形があり、率と同じ。金文では率從の義に用いる。王釋に、「尙書作率、詞也」と語詞に解するが、金文では禹鼎「率南夷東夷、廣伐南國東國」・師詢𣪘「率以乃友、干吾王身」など、みな率從の義に用い、語詞の例はない。褱は懷、懷柔の義。不廷方は詩の大雅韓奕に「幹不庭方」、また常武に「徐方來庭」とあり、韓奕の傳に「庭直也」、常武に「來王庭也」とあり、後者の訓がよい。國語周語中に「以待不庭不虞之患」とあり、注に「庭直也、不直猶不道也」とするも、庭は王廷をいう。來廷とは來王・來朝というのと同じ。

高釋に「率褱不廷方」の五字を次句の主語とし、「卽相率而來歸之不廷方、爲全句之主詞」とする。率懷を不廷方の修飾語とみるのであるが、すでに率懷するならば不廷方という要はない。この句は受命の實をいうもので主語は有周。「我有周、率懷不廷方」の意とすべく、雁受大命の事實をいう。方は外邦をいう語である。

「不閈」の主語は不廷方であるが、その語は略されている。上句の率懷の主語を略しているのと同様である。閈は他に用例がない。從古に「里門曰閈、與干城同義」というが、文義を成さず、また窓齋に「此非里閈之閈、當讀如捍衞之捍」とするが、金文では捍衞の字は多く干・敌に作る。また文義も捍の字義では通じがたい。大系に、閈に明・察の義があるとしていう。

閈𠭯爲㒭、㒭有二義、具見廣雅、一曰𥨊也、説文以此爲㒭之本義云、小熱也、詩曰、憂心㒭㒭、一曰明也、方言十二同、……本銘之閈卽明義、若察覗義、言被文武之耿光所鑑臨也

董釋には、閈を字義のまま里門として文義を求めていう。

閈里門、門所以限內外、有限義、此句言、無不限於文王武王光明普及之內

これもまた文義凝滯して、適解とはしがたいものである。高氏の集釋は、閈のままでは文義を成しがたいとして、字を弋に従う形と解し、

弋可通𠭯爲懌、詩悅懌女美、懌爲動詞、此處全句卽相率來歸之不廷方、無不懌于文武之耿光

とするが、耿光を悅懌するというのも妥適としがたく、字もまた弋に従う形でなく、やはり干に従う字形として解すべきである。王釋には、書の立政「以覲文武之耿光」の句を引いて同義とするが、

文意は必らずしも同じではない。立政の文は、

今文子文孫孺子王矣、其勿誤於庶獄、惟有司之牧夫、其克詰爾戎兵、以陟禹之迹、方行天下、至于海表、罔有不服、以覲文王之耿光、以揚武王之大烈

とあり、覲・揚は對文。何れも他動詞の用法で、器銘と文の樣態が異なり、文例とはしがたいものである。思うに字は幹正の幹の義を以て釋すべきものであろう。詩の韓奕はその全體が金文の表現と似ており、おそらくその樣式によつた詩篇であると思われるが、その首章にいう。

奕奕梁山　維禹甸之　有倬其道　韓侯受命　王親命之　纘戎祖考　無廢朕命　夙夜匪解　虔共爾位　朕命不易　幹不庭方　以佐戎辟

「幹不庭方　以佐戎辟」とは韓侯に命ずる語であるが、器銘の「率懷不廷方、亡不閈于文武耿光」はその幹を被動に用いているもので、兩句をまとめていえば「亡不幹不廷方」という語がえられる。この期の彝銘には詩篇と語彙・語法において通ずるものが多く、詩篇を以て金文を考えうるものが少くない。

「唯天𦉢集厥命」とは大一統を成就したことをいう。𦉢は舊釋に庸とするも、郭氏は將大の義とする。

本銘二𦉢字、均讀爲將、唯天將集厥命者、唯天大集厥命也、商頌烈祖、我受命溥將、爾雅釋詁、將大也、邦將害吉者、卽是未來或推定之語

銘文中の二𦉢字を將と釋し、一を大、一は未來の意とする。將は金文にその字があつて將寶・將𣪘

など嬬の意に用い、將來などの用例はない。將は肉を牀に向って奬める形象の字である。畠は虢季子白盤に「𤔲武于戎工」のように上下を易えた形の字があり、𤔲武は壯武であろう。由は冑豊、爿は聲符とみられ、その原形は𤔲形圖象に含まれている。將・壯の字はこれに從うものであるらしく、大はその引伸義のようである。文侯之命に「惟時上帝、集厥命于文王」とあり、集は就。厥命は上帝の命、鼎銘では上文の大命をいう。

亦唯以下は先正舊臣の輔弼をいう。文侯之命に「亦唯先正、克左右昭事厥辟」とあつて上句は本銘と同じく、文義が殆んど近い。文侯之命の時代には、後期册命様式の文辭がなお用いられていたのであろう。先正は書の鄭注に「先正先臣、謂公卿大夫也」とあつて、創業のときその王業を輔けた諸臣をいう。𦉢を從古に嚮㽛の㽛、愙齋は克とするも、王釋にこれを非とし、字未詳とする。大克鼎に文祖の德を頌して「悤𦉢厥心」とあり、大系に「冲讓厥心」と釋している。字を襄と釋するのは吳式芬の説である。述林にも吳説をとり、說文襄下の籀文の形がこれに似ているという。陳肪𣪘にも襄覲とみられる字がある。𦉢は𦉢の省文であろう。孫氏は襄に贊襄の意があるとする。書の皐陶謨「思日贊贊襄哉」、また左傳定十五年「不克襄事」は因也、成也と注するが、何れも本銘の用義と合う。

辥も異釋の多い字である。從古に「讀如燮、諧燮、和而不同之意」とし、愙齋には金文に保辥連文の例多しとして治の義とする。辥・燮と同系の字とみるものである。孫氏は燮の義とし、王釋には直ちに字を乂と釋して長文の論證を試みている。詩書に乂・保乂・保艾の語があり、金文の用法と

同じであること、辥の音は櫱聲で櫱・乂は同音とするのである。銘文の辥は辛に從うが、卜文・金文には㚔に從う形のものがあり、櫱・孼の音であるから、乂・艾と同聲通ずるものと考えてよい。乂・艾の義について、王引之の經義述聞にいう。

艾與乂同、乂有輔相之義、書君奭、用乂厥辟、謂用相厥辟也、多方曰、爾曷不夾介乂我周王、享天之命、夾介乂皆輔相之義

楊樹達氏は襄も贊襄の義で輔相の相の假借字に外ならず、襄辥二字は同義連文であるという。そして保乂・保辥の保も傅と義近く、また同義連文の語とする。目的語が厥辟・我周王などのときは輔相の義で文意も通ずるが、君奭「巫咸乂王家」・「保乂有殷」・大克鼎「諫辥王家」・「保辥周邦」のように人格に屬しない語のときは、やはり乂治の義とすべく、その兩義がある。この銘では厥辟を目的語としている。厥辟とは文武をいう。

蠶堇を從古に登勤として登を成と訓するが、字形異なる。愙齋に勞勤と釋し、彔伯𢦚𣪘「自乃祖考有蠶于周邦」の例をあげている。孫氏は登・勞の釋を非とし、字は婚字の從うところであるから揞と釋すべく、撫也・摹也・順也・勉也の諸訓があり、彔伯𢦚𣪘・師𩰫𣪘・單伯鐘・陳侯𣪘の諸字はみな同じであるという。その文は次の如くである。

彔伯𢦚𣪘　王若曰、彔伯𢦚、繇、自乃且考、又蠶于周邦、右闢四方、叀𠭯天令

師𩰫𣪘　伯龢父若曰、師𩰫、乃且考又蠶于我家、女有隹小子……東𢦏內外、毋敢否善

單伯鐘　單伯昊生曰、不顯皇且剌考、逑匹先王、蠶堇大令

蠶の用法は、「又蠶于周邦」のように又蠶とつづくものと、本器や單伯鐘にいう蠶堇というものとがある。その釋には登・勞・揞のほか、奇觚は烝にして進・美の訓、高氏は字形によって爵とする。そして又爵とは爵祿の爵、爵勤とは書の般庚「恪謹大命」にして「爵可讀恪」という。兩手奉爵の字形から導かれた解であるが、勞と釋する王氏の考釋にも「古之有勞、奉爵以勞之、故从兩手奉爵」として同じ字形解釋を執つている。爵は禮記王制に「爵人於朝」・「爵以功」とあるように、勳勞に報ずる所以であるが、齊侯鎛鐘には「堇勞其政事」とあつてその勞字は小篆の字形に近く、蠶とは全く異なる。字形は聞・婚・䎽の諸字と一系に屬しており、音もそれに近いものとみられる。積微居の彔伯𢦚𣪘の條に字を勳と釋する説があり、その釋が當つていよう。字は爵を執つて飲至策勳する意を示したものと思われる。勳は後起の形聲字である。

肄以下、君臣和協して天命を鞏固にしたことをいう。肄は肆、縣改𣪘「肄敢隊于彝」・大克鼎「肄克龏保厥辟龏王」、また詩大雅抑「肆皇天弗尙」などみな同じ。抑の箋に「肆故今也」という。𥄳を從古・愙齋に斁、奇觚に疑、王釋に射とする。師訇𣪘に「肄皇帝亡𥄳、臨保我厥周雩四方、民亡不康靜」とあつて文意同じ。愙齋に虢叔旅鐘「御于厥辟、得屯亡敃」・靜𣪘「靜學無𢍰」の敃・𢍰をみな同字とし、また「詩思齊、古之人無斁、振鷺、在此無斁、釋文皆云、斁厭也、皇天無斁、言天不厭周德也」と論じている。無𥄳の主語は皇天であるから、虢叔・靜器の敃・𢍰は別の字である。詩の無斁は金文の無𥄳と同語とみてよい。王釋にいう。

按無斁古通作無射、𥄳从目从矢、矢著目上、意亦爲射、殷虛卜辭有此字、殷虛書契前編卷五第九及第三十九葉、此云肆皇天亡射、臨保我有周、與詩大雅不顯亦臨、無射亦保、語意正同、臨猶保也、大雅云、上帝臨女、又云、上帝不臨

射は斁義のときは音亦、穀梁桓九年世子射姑、莊二十三年曹伯射姑を釋文に亦に作り、詩淸廟の無射を禮記大傳注に無斁に作り、また左傳文六年狐射姑を穀梁に夜姑に作る。夜は掖の音。厭もまたこれらと音の通ずる字である。

不巩を從古に不恐、愙齋に巩を奉の初文として「不巩猶言豈不巩」と反語に解している。不は丕、孫釋に字を「丕鞏」と解しているのがよく、王氏は詩大雅瞻卬の「藐〻昊天　無不克鞏」を引くが、「無不克鞏」とは丕鞏の意である。配命は上文「配我有周」の意。以上は周の興る所以をいう。

敃天疾畏、司余小子弗彶、邦畠害吉、䜌〻四方、大從不靜、烏虖、趯余小子、家湛于𧭹、永巩先王

時艱に遭遇し、先人の遺業失墜のおそれあることをいう。愙齋に第一句を「旻天疾威」と釋する。詩の小雅雨無正・小旻・大雅召旻などにみなその句があり、喪亂をいう。

浩浩昊天　不駿其德　降喪饑饉　斬伐四國　旻天疾威　弗慮弗圖雨無正一章

旻天疾威　敷于下土　謀猶回遹　何日斯沮小旻一章

旻天疾威　天篤降喪　瘨我饑饉　民卒流亡　居圉卒荒召旻一章

下文の「䜌〻四方、大從不靜」とはこのような降喪のため、流亡の禍に瀕していることをいう。司は嗣、愙齋に高宗肜日の「王司敬民」を史記殷本紀に「王嗣敬民」に作るを證としているが、金文には宗周鐘「我隹司配皇天王」・叔向父禹𣪘「余小子司朕皇考」など、司を嗣の義に用いている

例がある。司はここでは余小子の修飾語。文選に司を語詞とするも、金文にその例はない。余小子は嗣王の自謙の語。叔向父𣪘の外、王侯に限らず、臣下の者にも用いる。

弗彶を從古に「猶云予則罔克」とし、孫氏は「弗及邦庸」と下句につづけてよみ、「似言弗及成邦國之功」と釋し、また徐說も通ずるとして弗彶で句讀する說を認めている。王釋には以下數句にわたつて注なし。師詢𣪘にこれと似た文があつて、彼此參考すべきである。

王曰、師詢、哀哉、今日、天疾畏降喪、秉德不克肅、古亡承于先王、鄉女彶、屯邮周邦、妥立余小子、載乃事、隹王身厚𩕢

これによると、彶は屯邮周邦を致す所以である。郭氏は「說文云、急行也、意猶汲〻也」とするが、狀態詞ではなく動詞であり、戒敕恭愼の意であろう。詩小雅六月「玁狁孔熾　我是用急」を鹽鐵論繇役に引いて戒に作る。董釋に「若不急於精厲圖治」、また高釋に近人の說を引いて、「如不急起振作」と條件形によんでいる。彶を副詞の急とするのは的確でない。

「邦甾害吉」を從古に「邦庸害吉」、吳・孫は「弗及邦庸」、郭氏は「邦將曷吉」、文錄に「邦庸曷吉」と訓する。曷とは、害を「時日害亡」の害とするものである。容庚氏も「通曷、書泰誓、予曷敢有越厥志、敦煌本、曷作害」金文編四二二頁と曷によむ說である。董釋には「言國政將無從改善」、高釋に「則國何可治」というのは、治政の回復を希う語とみるのであるが、上に天畏降喪をいい、下に四方の不靜をいう。國の存亡が問題とされているのである。甾を郭氏は上文では大、ここでは將來の將とよんでいるが、大の義で通ずるところである。害吉は

他にみえぬ語であるが、不善をいう。害は大辛を以て載書を割く象。吉は載書の𠙵を固閉蓋藏して祝禱を保全する象である。ゆえに害吉とは、神に對する祝禱、すなわち載書を辛割して無效に歸する行爲をいい、神の保佑をえがたい意となる。大統を嗣げる余小子に戒愼することがなくては、神佑を保持しがたいであろうという意と解される。もし「弗彶」を假定條件によまなければ自責の語となる。師詢𣪘に「天疾畏降喪、秉德不克肅、古亡承于先王」と天の疾畏降喪の原因を秉德を肅しまなかつたことに歸しているから、ここも自責の語とする方が通じ易い。「弗彶」の次に、師詢𣪘と同じく「故」の一字を加えて解すべきであろう。

𤔔〻には明らかに重點がある。從古に「讀爲嗣治」といい、愙齋に上句につづけて「害吉𤔔者、曷云能穀也」と詩句を以て說き、また「𤔔四方」と讀んで「與嗣通、當讀治」というのは、𤔔を分讀するものであるが、大系に「𤔔當从𤔔册聲、亂貌、猶言鼞〻蠢〻」というように、「大從不靜」の狀をいう狀態詞である。大從の從は字形やや不明のため從古は缺釋とするも、從と釋してよい。愙齋に「從古縱字、爾雅釋詁、縱亂也」という。蔡𣪘の「勿叓敢又庆止從獄」・𤼈盨「勿叓賦虐從獄」の從と同義であろう。靜は靖、この二句は內治の功をえず、四方擾亂して、內外に危局を招いたことをいう。時勢を述べて、毛公輔弼の功に期待するのである。

烏虖は班𣪘・也𣪘にみえ、列國に入つて於嘑の語がある。趯は愙齋に「說文趯、走顧貌、讀若劬、此趯字當讀如恐懼之懼」という。この場合、余小子の修飾語的用法である。上文の「司余小子」と語法同じ。高氏の集釋に「懼余小子」は語として不適當であり、字も瞿に從う形でなく、目聲にして閔と通じ、詩書にいう「閔予小子」の語であるという。詩の周頌に閔予小子の篇があり、「閔予小子　遭家不造」、また書の文侯之命に「嗚呼、閔予小子、嗣造天丕愆」の語がある。文侯之命は本器銘と出入するところ多く、周頌閔予小子も西周後期、厲末危局のときの詩と考えられるものであるから、語としては「趯余小子」と最も近いものであるが、趯・閔を同字とすることは困難である。ただ相似た造語法であるとみてよい。

「家湛于囏」は周頌の「遭家不造」と同義。大系に圂湛と釋して連綿の動詞とするが、家の異文とみてよい。豖は修祓の犧牲として獸牲を用いる意味で、字は宀に從い、聖所をいう。冢・家は關聯のある文字である。邦とは政治的統體を以ていい、家とは宗法的統體としての語であり、金文において家・邦はつねに對文として用いられる。この場合、家は王家・王室であり、また家邦の意。湛は陷淪をいう。囏は艱、扁旁を互易して用いることがある。

巩は上文に肇の意に用いているが、ここではその訓では通じがたい。從古に恐、愙齋に奉、大系は攻、文選は拱の義を以て訓する。大系にいう。

余意當讀爲周禮大祝、五曰攻、六曰說之攻、鄭玄云、攻說則以辭責之、按如尙書金縢、若爾三王是有丕子之責于天、詩雲漢、父母先祖、胡寧忍予之類、是也

大祝の攻は呪詛の法であり、この文意には當らない。董氏は文選の說によつて、この部分を

嗚呼、惟余小子將陷溺於艱難困苦之境、所以必須永遠拱奉先王典型、而善爲繼述

と訓譯しているが、「永巩先生」もまた「家湛于囏」を承ける語氣とみられる。

巩は本銘に二見するほか、師嫠𣪘「嫠叔市、巩告于王」、叔夷鐘「女巩勞朕行師」の語があり、鐘の字は巩下に女を加えている。丮の異文である。何れも恐愼の義に用いる。器銘上文の「不巩」は詩の「無不克鞏」と語義が合していて鞏の義であろうが、「永巩先王」は「家湛于囏」を承ける語であるから恐の義に解すべく、下文の「欲我弗乍先王憂」の句と照應する。巩はこの場合、先王の憂をなすこと、すなわち遺業を失墜することをいう。

以上第一段。文武の受命のとき、先臣の翼贊をえて周はその王業を確立したが、いま小子の不德のため旻天の疾威を蒙り、邦家が危機に直面していることをいう。旻天疾畏の具體的な事實にふれていないが、詩にいう饑饉などのことと異なつて、「家湛于囏」という非常の時局であるから、おそらく厲末の大亂を指しているようである。

王曰、父厝、今余唯肈巠先王命、命女辥我邦我家內外、惷于小大政、甹朕立

誥辭の內容の改まるところであるから、「王曰」の二字を著けて語端を新たにし、また「父厝」と毛公の名を呼んで懇囑の意を示した。「王曰、父厝」は、下文にも文段の改まるところでくりかえされている。肈は肇。肇始と紹繼の兩義を含むのは、肇始がそのまま承繼を意味するからである。逨鼎「逨肈從趞征」は前者、彔伯㦰𣪘「女肈不彖」は後者の例となしえよう。巠は大盂鼎に德巠の語があるほか、虢盤に經緩、晉姜鼎に巠雝の語があり、また大克鼎に「巠念厥聖保且師華父」という。從古に「理也」と訓するも、「先王命」に對する語であるから歷史的に傳承する意となる。これに對して「經緩四方」は空間的な用法であり、時間・空間の主軸となるものを巠という。毛公の

家は從來王室の輔弼に任じており、その先王の命に本づいて、邦家內外の宰理を以て毛公に命ずるのである。邦家內外の事を治めるのは執政の職で、蔡段に「王若曰、蔡、昔先王既令女乍宰、𤔲王家、今余隹𤕌𩁹乃命、……死𤔲王家外內」のように、𤔲襲することが多かつたようである。

㤅は從古に「愚而好自用之謂」とするも文義に合わず、奇觚には「專壹之意」、述林に「疑亦謹愼之意」とする。王釋に「㤅讀爲蠢、蠢作也、出也」と蠢字を以て解し、文錄に「勔也、猶言勉」というのも蠢動より義を導いたものであろう。文選に「內外㤅于小大政」と句讀するのは㤅愚の意とするものであるが、小大政・小大猷に對しては、下文に「虔夙夜、惠我一人、雝我邦小大猷」・「專命專政、埶小大楚賦」、あるいは師訇段「令女叀雝我邦小大猷」のように惠雝などの語を取り、㤅愚では文義を成さない。下文に「毋又敢㤅專命于外」とある㤅は、上に否定詞を取り用義が異なるようである。㤅は新出の禹鼎にもみえ、

武公亦弗叚望朕聖且考幽大叔懿叔、命禹仦朕且考、政于井方、肆禹亦弗敢㤅、賜共朕辟命

とあつて、弗㤅と賜共とその義が近い。說文に惷の字があつて「亂也」と訓し、左傳昭二四年「王室日惷〻焉」の杜注に「動擾也」という。惷字の春は、あるいは愼の古文として說文にあげる昚であるらしく、邾公華鐘には字を愼に用いる。從つて「㤅于小大政」とは「叀雝我邦小大猷」と同じく、小大の政を恭愼して行なう意である。于を孫・高は王と釋するが、句の上下に我・朕の語があり、ここに王字を加えては繁重に失する。字形も下に一橫畫があるようにはみえない。

「甹王立」は班段・番生段にみえる語である。班段に「甹王立、乍四方望」、番生段には「甹王立、

用諫四方、柔遠能埶」とあつて、王位をたすけるをいう。孫釋に甹を寧にして定息の義とするも、下文に寧字があつて字形異なり、文錄に說文の「甹俠也」の訓を引いて夾輔の義とする。文例は何れも王位を目的語としており、裨補の義に近い。小雅節南山に「尹氏大師　維周之氐　秉國之均　四方是維　天子是毗　俾民不迷」とあつて執政たるものの職事をいう。傳に「毗厚也」とあり、箋に「毗輔也」という。甹はおそらく甹の音にして、毗・比・埤・裨と聲義の通ずる字であろう。以上は時艱に當つて輔弼の任を託する語であるが、以下にさらに具體的な事例を示している。

虩許上下若否雩四方、死毋童、余一人才立、弘唯厥智、余非庸又聞、女毋敢妄寧、虔夙夕、叀我一人、雝我邦小大猷、毋折緘、告余先王若德、用印卲皇天、𤕌𩁹大命、康能四或、俗我弗乍先王憂

虩許は難解の語である。徐釋に「讀若虩〻許、詩伐木傳、許〻柹貌、說文引作所〻云、伐木聲、此當讀如愬〻、許所愬一聲之轉、虩〻如震雷威、愬〻如履虎尾、竝恐懼貌」とし、述林には許〻を「此不知作何解」という。虩〻・愬〻は何れも易にみえ、馬注に「恐懼也」とあり、王氏は「許〻猶虩〻也」と同義の語とみている。みな虩許を重讀するものであるが、銘には重點があるようにはみえず、また語法上、ここは狀態詞でなく動詞でなくてはならない。それで大系は虩許を抗擧の意の動詞と解している。

虩許乃疊韻聯綿字、淮南道應訓、前呼邪許、後亦應之、呂氏淫辭篇、今擧大木、前呼輿雩、後亦應之、莊子齊物論、前者唱于、而隨者唱喁、邪許・輿雩・于喁、卽此虩許、但此用爲動詞、殆是抗擧之意

邪許等の語は擬聲語であるが、それを動詞として抗擧の義とするのは、便宜の解に過ぎよう。高氏は虩許を相反義の動詞としていう。

兩字實爲相反之兩動詞、虩爲儆懼、許爲嘉許、虩許上下若否于四方、卽凡對於邦國之上下臣僚順於朝廷者、嘉許之、逆於朝廷者、儆懼之、虩許連文、猶言勸戒褒貶獎懲也

董氏はこの解を「其說甚是」とするが、「上下若否雩四方」を「順於朝廷者」・「逆於朝廷者」とするのは、金文の用語例に合しない。上下は上下帝の意に用い、周公段「克奔走上下帝、無冬令𢓊有周」・大克鼎「克□于皇天、瑱于上下」・者減鐘「其登于上下□□、聞于四旁」など、みなその意である。上下が上下帝であるならば、これを勸戒することはありえない。

虩は叔夷鐘「虩〻成唐、又嚴在帝所」、晉公盞「虩〻在上」のように、神靈の赫奕として光耀あるをいう語である。また轉じて動詞に用いられ、秦公段には「嚴共愼天命、保𤔲厥秦、虩事繇夏」の例がある。虩許の虩は、この虩事の虩であろう。また許はおそらく瑱と音近く、通假して用いたもので、語義はまさしく大克鼎の「克□于上下、瑱于上下」、また者減鐘の「聞于四旁」を合したものに當る。若否は若と不若。神意に合し、神佑をうるを若という。詩の大雅烝民「邦國若否　仲山甫明之」、書の般庚下「若否罔有弗欽」は何れも器銘の意に近く、虩許はまた「明之」・「罔有弗欽」の義である。虩は明、許は瑱、よく神意を明察し、これを欽しんで四方に達する意であるから、「虩許上下若否雩四方」の上下若否は目的語、四方は副詞附加語である。郭氏が雩を與と解しているのは、文義において的確でない。

死は尸・主。金文に死𤔲・死事の語があり、死はみな主事の意である。童を徐・吳は動と釋する。述林にいう。「讀當如左宣十一年傳謂陳人無動、詩商頌長發、不震不動、鄭箋云、不可驚憚也、又疑當讀爲憧、說文心部憧、心不定也、亦擾亂之意」。郭氏は「死毋動余一人在位」を一句讀とし、動を王位に繫けて釋しているが、「勿動王位」とは誥命の辭として不穩當である。ここは「死毋童」で句とすべく、上文の「虩許上下若否雩四方」を承ける語である。動は動威、天威を動かすことをいう。動威の語は書にみえる。

金縢　昔公勤勞王家、惟予沖人弗及知、今天動威、以彰周公之德

多方　誕作民主、罔可念聽、天惟求爾多方、大動以威、開厥顧天

死とは「誕作民主」をいう。動とは「今天動威」・「大動以威」に當る。「惟予沖人弗及知」も、あるいはもと「司余小子弗彶」のような形であつたものかも知れない。「死毋動」とは、執政として天子を輔け、上下の若否を四方に明らかにし、天威を動かしてはならぬ、すなわち天に疾畏降喪のことをあらしめてはならぬの意であろう。下文の「余一人在位」をつづけては、文意をえがたいところである。

余一人は天子の自稱。卜辭金・一二四にもその語がみえ、殷以來の用語である。弘は文中に三見する。副詞としての用法は、この器のころからみられる。積微居に「余一人在位、弘唯乃智余非」を句とし、「庸又聞」の句につづけて、「此言我居王位、惟女能知余之過失、當以聞於余也」と解し、「書康誥云、朕心朕德、惟乃知、語意正與此同」という。しかし康誥の文は知で句讀、また乃は領格で

あるから、「女能知」の意ならば女を用いるべきであり、「余非」も「朕非」というべきであろう。この語は下文の「無唯正聞、弘其唯王智、廼唯喪我國」と對應する語である。從がつて「余一人在位」は上句の「死毋動」を直ちに承ける語氣であり、「虩許上下若否雩四方、死毋動、余一人在位」とつづく文である。書の文侯之命「嗚呼、有績、予一人永綏在位」というと同義の文とみられる。弘を王國維は發語とし、「弘詞也、大誥洪惟我幼沖人、嗣無疆大厤服、多方、洪惟圖天之命」と書の「洪惟」が銘文の「弘唯」に當ると考え、文選もその說に據つている。高釋にこれを非とし、「王靜安根據王引之經傳釋詞以爲說、弘爲語詞、經籍他處無徵、此處弘唯乃智、卽恢弘乃智、爲希望句、智字與下文與昏字對擧、上下文氣無不從順」と述べて弘を恢弘の義とし、下句の「余非庸又昏」に對する條件句とみている。

弘を語詞とすることは、經籍はもとより金文にもその適例がない。銘文中三處の用法も弘唯・弘厭のように用い、孔厭は叔夷鐘にみえ、秦公𣪘・鐘には「高弘又慶」のような例がある。副詞あるいは狀態詞に用いる語である。唯も語詞でなく、動詞有の意味に用いることもあり、下文の「無唯正聞」の唯には有の意がある。

厥智は殆んど乃智と釋され、乃は毛公を指すと考えられている。すなわち上文「余一人在位」を承けて、これすべて汝の智によるとするもので、文錄に「言安我一人之位、唯賴汝之智」と解するのであるが、乃の釋字に疑問がある。文中の他の乃の字形と比較すると、字は乃よりもむしろ厥に近い。この句に對應するものを下文に求めると、「無唯正聞、弘其唯王智、廼唯是喪我國」とあつて、

上文の條件句を承けて喪國のおそれあることを戒めている。「弘唯厥智」は、下文では「弘其唯王智」といいかえられており、厥智とは王智でなくてはならない。從つてそれは「唯賴汝之智」の意ではなく、「弘其有王智」という命令句であり、虩許以下ここまで文氣貫到し、すべて毛公に命じ期待する語である。「弘唯厥智」とは王聽を壅閉することなく、正聞有らしめよの意であるから、下文にこれを承けて、なおその意を申說するのである。

「余非庸又聞、女毋敢妄寧」は余と女と對文。積微居に「余非」を上句に屬するが、余・女を對擧したとみるべきであろう。庸を徐は享、吳・郭・孫は高、文錄に復とするも、王釋に庸とするのがよい。字は小篆の墉に近く、琱生𣪘の僕庸、國差𦉜の西庸はみな庸として文義が通じ、かつ魏石經の庸や敦煌本尙書にその字形を存することを證としている。字は用・常の訓があり、この場合用と訓すべきであろう。「又聞」を、王釋に「又昏」とする舊說を是とし、郭氏もこれに據るが、文意をえがたい。余は王であるから、「非庸又昏」といえば王が自らその聰明を矜る語となる。聞は婚媾の婚と字形近く、關係のある文字のようであるが、たとえば郘王子鐘の「聞于四方」錄遺・四のごときは、聞でなければ文義が通じない。大盂鼎に「我聞、殷家命」の語があり、字は女に從わず、字形上そこに區別を出したものとみられる。金文編六二〇頁には郘鐘の聞を婚字條に收めて假借義とし、毛鼎の文には昏の釋を用いているが、毛鼎の字も聞の義を以て釋すべきであろう。下文の「正聞」も同じ。

積微居に「余非」を上文に屬し、「庸又聞」とは「當以聞於余也」というが、又聞とは聞德ある意であろう。書の康誥に「聞于上帝、帝休」・「殪戎殷…」詩崧高「揉此萬邦　聞于四國」の諸例は、みな玄德升聞、あるいは四國に聞するをいう。「余非庸又聞」とは、我に聞德なし、我自ら聞德ありとせずの意、庸は自用の義を以てこの字を用いたとみられる。そして毛公に「女毋敢妄寧」と輔弼を慫慂する辭をつづけている。妄寧は無逸「不敢荒寧」、文侯之命「毋荒寧」の荒寧と同じ。高釋に「余非庸且昏」とするのは虛心に箴儆を求める態度でない。「虔夙夜」は常語。叀は惠。「惠我一人、雝我邦小大猷」は、師詢𣪘の「惠雝我邦小大猷」を析用したものである。惠は惠愛の意よりも、彔伯𢦏𣪘「右闢四方、惠弖天命」のように惠張の意に用い、また沇兒鐘「惠于政德」・王孫遺者鐘「惠于明祀」のように政教や祭祀にもいう語である。雝は大盂鼎「敬雝德經」の敬雝。夙夕以下は、一言にしていえば詩の烝民「夙夜匪懈　以事一人」の意である。高釋に「雝我邦」で句とするも、師詢𣪘の文に通ぜず、小大猷までが句である。文侯之命に「越小大謀猷、罔不率從」とあり、その語例によつたものであろうが、我邦のみでは雝の目的語となりえない。

折緘の語を王釋に未詳とする。文選に「家語、賢君忠士折口、注、折口杜口、毋折緘、謂閉口不言也」とし、郭氏もその解による。高釋に獻議を杜塞壅蔽することなき意で、「凡有建議于我、望必緘封以上」というが、毋の字義が入りえない。また高氏は「告余」の二字をこの句に屬するが、告の目的語は「先王若德」でなくてはならない。

若德の若は若・不若の若、神意に愜うことをいう。王釋に康誥「弘于天若德」、詩の大雅、「其維哲

人　告之話言　順德之行」を引く。若順同義。郭氏はこの解を非としていう。

若字舊多訓爲順、今按當訓爲其、書召誥、我亦惟茲二國命、嗣若功、王念孫云、若猶其也、嗣其功、嗣二國之功也、今此告余先王若德、亦謂以先王之德告余、若說爲順、則是斥其先王有順德、亦有敗德、語殊不恭、非原銘之意

金文に若を其・此のような指示代命詞に用いた例はなく、王若曰の他には、大盂鼎「若文王令二三正」・「若敬乃正」、本器の上文「上下若否」、𪊲大子申鼎「子孫是若」のごとき、何れも若順の義に近い。若德あれば敗德ありというのは牽强の言というべく、文は先王の正德に帥井する意を述べたものである。大盂鼎「今余隹卽井宣于玟王正德、若玟王命二三正」というのと異なるところはない。用は上文を承ける語。印邵は徐釋に抑邵、王釋に印邵、高釋は抑邵とする。述林に、字形は印なるも印の義とし、字釋を定めていない。高釋は抑を詩の文王「於昭于天」の於と同じとするが、「用抑昭皇天」では文義をなしがたい。屈翼鵬氏は曾伯𩁹簠考釋において簠銘の「印燮繁湯」を釋し、從古の說を引いたのち、「按甲骨文也有這個字、從字形看來、象一隻手（爪）按住一個跪着的人、當是抑字的本字、不過在這裏應該當作安字講、文義才順適、方言卷十三、廣雅釋詁二、都有抑字作安解的說法」とする。簠銘は「克狄淮夷、印燮繁湯」とあつて克狄と印燮と對文、克狄に對し綏撫をいう。印は人に從うも、女に從う形は妥にして綏の初文である。鼎文では對象が皇天であるから、燮といわずして昭という。詩の下武、「昭事上帝」というに近い語であろう。

䜌𤔲は叔向父𣪘・番生𣪘にみえる。從古に紹造、愙齋に纘造、述林以下䜌𤔲と釋するも、字義につ

いては增益・綢繆の義とする說、董釋に緟造にして「益復完成大命」と解する說などがある。叔向父禹𣪘に「共明德、秉威義、用𤔔𤕌奠保我邦我家」とあり、𤔔𤕌と奠保とその語義が近い。𤔔は緟、三入四入して薰染する意。𤔔𤕌二字、同義の連語である。この銘では𤔔𤕌はまた下文「康能四或」の康能と對文をなす。大命に𤔔𤕌といい、四國に康能というのは、禹𣪘に𤔔𤕌と奠保を合せいうのと同じ。「俗我弗乍先王憂」とは、以上のような努力によつて滅國喪邦を免れ、先王の憂をなさず、第一段の「家湛于艱、永巩先王」というおそれを克服しうるとするのである。

俗を從古・愙齋・王釋に四國につづけて「四國俗」とよむも、述林に欲とする、下文に「俗女弗以乃辟圅于艱」とあり、また師詢𣪘にも同例の句があつて俗を谷に作る。みな欲の義である。積微居に字を裕の初文とし、方言「裕道也」の訓によつて誘導の意であり、書の康誥「乃由裕民、惟文王之禁忌、乃裕民」と同例であるという。しかしこの解は、さきに引いた下文の用例や師詢𣪘の同じ句に至つては通じがたい。かつ方言の裕は東齊の方言であるから、そのまま金文には施しがたいものである。憂を愙齋に顚と釋する。說文に趹也と訓する字で、字はその象形であり、詩小宛「哀我填寡」、また桑柔の「倉兄填兮」はみな同じ語であるという。述林に字を說文「惪愁也」の惪とし、王氏ははじめ羞と釋していう。

余疑卽古羞字、象以手掩面之形、殆羞恥之本字也、書康王之誥、毋詒𩋘子羞、春秋左氏傳、毋作神羞、與此文例正同

のち附注において字を夒の初文、卣聲の字にして羞と同部假借であると改めているが、羞の義とす

る點においては同じである。

于・郭兩氏は字を憂と釋したが字形を說かず、高氏の集釋に至つて惪・憂はもと一字であることを論じている。字は夒と同形にしてその聲は憂に近しという。大盂鼎に「無敢醺」の語があり、醺は擾の初文。その字は羞恥の象ではなく、喪神錯亂の象を示したもので、憂・擾の義と近い。盂鼎の語は酒亂の意であるから、酉に從つているのである。

以上第二段。毛公に輔弼のことを囑し、具體的にその爲すべきことを諭しているが、神意に從い、先王の明德を告げ、王聽を聰にすることなどをあげていることが注意される。

王曰、父厝、雩之庶出入使于外、專命專政、埶小大楚賦、無唯正聞、弘其唯王智、廼唯是喪我國、厤自今、出入專命于外、厥非先告父厝、父厝舍命、毋又敢惷專命于外

政務の要としてまず專命のことをいう。從古に「雩之庶」の三字を釋して、「謂雩之卿大夫士及庶人在官者」といい、愙齋は「粤之庶、猶言越厥邦」、述林は「謂于是衆庶」など、みな句讀同じ。郭氏は「雩之當作一讀、與下厤自今爲對文、猶言前此、或往者」と雩之、厤自今を對文とするが、厤自今以下は直接毛公に告げる語でなく、他の臣下を對象とする語であるから、對文の形式とみる必要はない。また郭讀によると、「于是」の意とはなつても前此・往者の意はない。金文の之字の用法には、これを領格に用いるものがあり、史𦔻彝「其孖之朝夕監」などその例である。從つて舊說のように、「雩之庶」という句讀は可能である。庶は庶右・庶士・庶民・庶女のように用いるが、この場合百僚官屬をいう。「出入使于外」は下文「出入專命于外」とあるに同じく、外に使して政令を施すをいう。庶は出入以下の語の主語。下文では庶を略している。雩は敷政のところまでかかる。下文の「出入專命于外」は、この部分を要約した語である。

專は敷。敷命敷政は外に對する政教をいう。從古に詩烝民「明命使賦　賦政于外」を引き、述林に商頌玄鳥「敷政優〻」を引く。賦・敷は同語。また佈にも作る。愙齋に「此命厝出納王言、敷命于外」というが、毛公は執政としてその敷命を董督するのである。敷命敷政の實は、次句にいう楚賦を徵することなどが主たる要務であつた。

小大楚賦は小大猷・小大政と同じ語例で、小大とは一切をいう。楚賦を從古に芻薪・財賄と注し、愙齋も束薪の賦とみているが、一國執政の所管とも思えぬ小事である。それで述林にその解を「義難通」として退け、楚は胥にして賦稅の意であるとする。

楚疑與胥通、楚胥竝從疋得聲、困學紀聞引尙書大傳云、古者十稅一、多于十稅一、謂之大桀小桀、少于十稅一、謂之大貉小貉、王者十一而稅、而頌聲作矣、故書曰、越惟有胥賦小大多正、今書多方、胥賦作胥伯、文義竝異、依伏傳、則胥賦之賦爲賦稅、胥當讀爲糈、說文米部云、糈糧也、小大胥賦、與書云胥賦、又云小大多正、文義相類、執小大胥賦、謂小大賦稅、當以常法制之也

或云、胥當讀爲周禮小司徒追胥之胥、胥賦謂軍賦、起徒役追胥之事、亦通

楚賦を糈賦と解し、一說として軍賦とする解をあげているが、郭氏はその一說を是とし、

按胥若楚、當從或說、小司徒職文、以比追胥、以令貢賦、正以胥賦對文、彼注云、胥、伺捕盜賊也、又秋官士師、以比追胥之事、注云、胥讀爲宿偦之偦、偦謂司搏盜賊也

という。これは孫氏のいう或說ともまた異なる解で、胥を治安職と解するものであるが、埶という動詞の意義からみて妥當としがたい。上文の「專命專政」の政は、本來征にして賦斂のことをいう。積微居に詩大雅緜の疏附を以て楚賦の語に充てているが、疏附は軍制をいう語であるから、この場合やはり的確とはしがたい。

埶を從古に「讀如貪欲無藝之藝、極也」と注するが、これはこの句を、下文の喪國の事由の一をいうものと解するのである。愙齋に字形を「以手持木、種之土也、埶與蓺同、廣雅釋詁、蓺治也、左氏昭十六年傳注、蓺法也」といい、治・法の訓があるから、「取之有法」の意に外ならぬという。王釋には書の多方「爾罔不克臬」の句を引き、臬と埶と聲近しとする。埶を蓺の音でよむものである。漢書司馬相如傳上「蓺殪仆」の注に「字亦作臬」とあり、蓺・臬は通假の字であるが、字は埶・邇の音でよむべき字である。金文に習見する「柔遠能埶」は、晉姜鼎に「用康柔妥褱遠埶君子」と埶にも作り、後の邇に當る。また叔夷鐘に「夙夜官埶而政事」、「而埶斯字」とあり、官埶は官執、而埶の埶は下に女を添えているが邇、慈子の意である。すなわち字に親邇の意があり、自らその政を執ることをいう。「小大楚賦」は小大政と同じ。楚は「楚走馬」のように佐胥の胥に通ずる字であるが、この場合糈にして貯賨の意とみておく。兮甲盤に淮夷の賦貢義務を記して、「淮夷舊我貟晦人、毋敢不出其貟其賨其進人其賨」とあり、晦・賨などが胥に當るものであろう。周室の命令の傳達、賦調の貢入について、すべて毛公がこれを董督して歲入を保全し、王朝の財政的基礎を確立すること、これを執政の要務として訓告するものである。

次に王聽を聽にする所以をいう。「無唯正聞」は上文に「余非庸又聞」の聞字と同じく、舊釋に多く昏と釋するが聞の字である。孫釋に昏にして勉の義であるとしていう。

　書無逸、以庶邦惟正之共、後漢鄧惲傳引惟正作唯政、王引之云、正當讀爲政、共奉也、奉行政事、按此唯正、與書惟正義同、昏亦勉也、言不唯政事是勉

窓齋に昏を昏庸にして、「無有正直與昏庸之別」と正・昏の義とみて、何れも下文にいう喪國敗政の因をなすものとするが、正聞とは上文にいう「告余先王若德」の意で、正言を上聞することをいう。王聽を聽にする意で、次句もその意を以て承接する。「弘其唯王智」も敗政の因をいう句と解されており、從古「明知之故縱之、是我自喪其國」、窓齋「僕臣諛、厥后自聖、喪國之道也」、述林「弘亦語詞、此對上云弘唯乃智爲文、言其貢諛唯以王爲智」など、みな同じ。文錄には一篇の精義はこの條にありとして、王の私智自用が喪國の因をなすことをいうと論じている。

　正讀有正有事之正、謂執政在位之人、此言數命數政、不由執政勞勉、而唯王一人之智是用、則將喪我國也、與上弘惟乃智、余非復有昏、意正相對、一篇之精義在此、此等自來說者皆未通貫、此義不明、則全篇皆泛設矣、曾與柯蓼園學士論此鼎、柯云、文誠典重高古、惜無精義、亦以此等處、未洞徹耳

郭氏はまたこの文の背景に、當時の政情の實態を反映するものがあるとしていう。

　唯通惟、有也、無有正昏、弘其唯王智者、謂不問靑紅皀白、一唯王意是從、自雩之以下數語、卽

檃栝厲世時政治情形、故總結以硒唯是喪我國之語、此均指陳實事、非懸虛聳聽之辭、有此既往之失政、故起厤自今以下、王命須由毛公同意、方得頒布之命辭、所謂前事不忘、後事之師也

厲王失政の因をその自智私用の結果とし、往事を述べて後來を戒めた語とするものであるが、周はなお喪亡の厄を受けているわけではないから、往事をいうものとは解しがたい。硒とは條件句をうけていう語で、上文の如くならば、喪國の憂があるとするのである。

積微居には、毛公に輔弼の責を求めた語と解して

　此言不問其事之爲正爲昏、皆曰、此宜王爲之、非吾所知、如此委其責於君上、適足喪國耳、蓋勉毛公以公忠體國也

とし、未來に屬して解するが、王智の自用に任せれば喪國に至るという點は、從前の解と同じである。高釋は郭氏と同じく既往の事をいうとし、「倘不問是非正邪、只云唯吾王智大者、乃因此喪我國、暗指厲王往事、而沈痛言之也」と說いている。何れも厲王奔彘の事實を暗示する語として、器の時期を推定する一證にあげている。

思うにこの語は、上文の專命專政の語を承け、王命の出納、舍命の方法に及ぶものであつて、それに先立つて王聽を開廣する所以をいう。問題はすべて正聞を正昏と釋するところから生じているが、字形は婚と同じであつても、聞の用義のあることは上文に述べた通りである。正聞・弘智は王聽についていう。唯には、郭釋にいうように有の義がある。「有正聞」とは、實事を以て王に聞するをいう。弘は皇張、「弘其唯王智」とは、上文の「弘唯厥智」というのと文義同じく、聖聽を開いて事實の認識を大にするをいう。文首の無はこの二句に貫到して、條件形によむ。正聞あることなく、王智を皇張にすることがなければ、の意である。以上の條件句を承けて、かくのごときは國家喪亡の原因となるおそれがあるとするのである。まず聖聽を開く要あるをいい、上文の「余非庸又聞、女毋敢妄寧」の句と對應し、その意を申說したものである。

「厤自今」は他に語例をみないが、「自今以往」・「爾今」の意であることは疑ない。書に歷年・大歷服などの語がある。いましばらく「厤自今」を一語としておく。

「出入專命于外」は上文「出入使于外、專命專政」と同じ。「厥非」の非は、舍命の語まで貫到する語法である。上文の無が正聞・王智の兩句にかかるのと語法同じ。舍命は令彝に「舍三事令」・「舍四方令」の舍命と同じく、政命を發することをいう。

惷は上文「惷王小大政」の惷。舊說のように愚・蠢と解しては文義の通じないところである。惷にして恭愼の義でなくてはならない。

以上第三段。まず邦家一切の歲入經理のことを委任する意を述べる。次に王事のすべてについて壅閉することなく、王に正聞して、王が國政について實狀に通曉しうるように命ずる。これは毛公輔弼の責任である。次に王命の出納、また政令の施行について、まず毛公に告げて同意を受け、毛公の指令を俟つて實施すべきことをいう。これは毛公にのみ告げるというよりも、毛公を佐ける百官厰僚に對する訓誥とみるべきであろう。鼎銘は毛公に對する冊命をしるすものであるが、執政としての冊命であるから、當然國務處理上の諸般のことに及ぶのである。

　王曰、父厝、今余唯醽先王命、命女亟一方、⿴囗弓我邦我家、女雝于政、勿雝逮庶□貢、毋敢龔櫜、龔櫜硒敄鰥寡、善效乃友正、毋敢湛于酉、女毋敢家、才乃服、䨻夙夕、敬念王畏不睗、女毋弗帥用先王乍明井、俗女弗以乃辟圅于艱

執政上の諸注意を委細にわたつて記している。醽は概ね醽櫜二字連文の動詞に用いるが、善鼎に「肇醽」のような語例もある。前命を追認・認證する意である。「醽先王命」とあるから、毛公は前王以來、輔弼の任にあつたものと考えられる。

亟は極の初文。天子のときには大盂鼎「烝四方」・大克鼎「畯尹四方」のように四方という。一方とは一邦國の意でなく、一方面の意であろう。詩の崧高に「登是南邦」・「式是南邦」というのと同じである。毛公が託せられた邦域がどの方面のことであるかは、鼎文中に徵すべきものがない。

「⿴囗弓我邦我家」の⿴囗弓は、車服賜與形式金文に多くみえる𠦪⿴囗弓・⿴囗弓斳の⿴囗弓と同じ。動詞としては彔伯𢦏毀に「右闢四方、叀⿴囗弓天命」の語があり、王孫遺者鐘にも圅䚢の語がある。從古・窓齋に宏、述林以下みな宏・弘の解をとる。弘は器銘中に三見し、明らかに別字である。積微居は彔伯𢦏毀の條において⿴囗弓を韔とし、假りて當の義に用いるとしているが、右闢・叀⿴囗弓を對擧する例からいえば、⿴囗弓には張皇の意があるとみられる。邦家の勢威を張皇せよとの意である。

毋を女と釋するものあるも、もとより毋でなくては文義をえがたい。雝を從古に額と釋して、「當讀如唯、義近額、大戴禮、唯々額々然、釋名、額作頟云、額々然憚之」といい、窓齋に「說文、頟額也、雝出頟也、書、罔晝夜頟々、疏、頟々是不休息之意、疑頟雝二字古通」という。說文の雝字

は扁旁互易、いま便宜に従つて雝字を用いておく。吳說のごとくならば、毋という否定語があつてはならない。王國維は說文を引くも文義が合しないので、「此假爲他字」とのみいい、通假の字をいわない。文選に吳闓生の說を引いて、雝を擾亂の意とし、高釋には頮の假字であり、「毋雝于政、即毋頮于政也」と論ずるも、通假の證をあげない。以上は何れも句首を「毋雝」と釋しての說であるが、郭氏は「女雝」と釋する說で、以下の數句にわたつてその文義を論じていう。

女字有蝕花、適多一點、諸家均認爲母、讀爲毋、語不可通、余釋爲爾汝字、雝讀爲推、四字總冒下文、言汝推行于政、勿壅累庶民、征斂勿得中飽以魚肉鰥寡、僚屬應嚴加管束、勿使沈酗于酒、凡此所言禁制均針對厲王往事而言、厲王禁謗、是壅塞民意也、厲王好利、是橫征暴斂魚肉鰥寡也、厲王時、興迷亂于政、顚覆厥德、荒湛于酒、是官紀敗壞、酗于酒德也、時王諄々、以此爲戒、均痛定思痛之意

思うにこの文は、文首に「王曰、父厝」とあつて我邦我家まで一節、ついで語端を改めて以下の訓誥に及ぶところである。訓誥の辭はまた一事ごとに「女雝于政」・「女毋敢家」・「女毋弗帥用」のように、そのはじめに女というよびかけの語を加えている。その文氣語脈を以ていえば、ここに一女字を加えなくては、勿壅・毋敢の句はかかるべき主語を失う。字はおそらく郭氏のいうように蝕花の加わつたもので、文を以ていえばここに女がなくてはならぬところである。かつ政に關する語は、上文の「惷于小大政」にしても、また師詢𣪘の「盭勵于政」にしても、否定禁止の形で句を作ることがない。文はおそらく「女雝于政」とよむべきであろう。

雝を郭釋に推と訓するも文義をえがたい。頁は拜𩒨首を卯𣪘に拜頁手に作り、頁に𩒨の音があることが知られる。また隹は經維の維に用い、字はまた𦅫に作る。敬雝・經雝の雝もまた隹に從う。維・雝何れも隹に從うのは、隹に秩序の意があるからであろう。頁を加えているのは、𦅫字が又に從うのと同意とみられる。字は經𦅫・經雝の意であることは疑なく、いま「經𦅫四方」の𦅫の義としておく。「雝于政」は下文にいう苛斂を避けることに外ならない。

雝は上文「雝我邦小大猷」、あるいは惠雝・敬雝・經雝のように用いる語であるが、ここは壅壓の義であろう。逮は上に手を加えた形で、從古に逮、愙齋に「壅逮者、澤不下逮、此言上之賜下、不可吝也」とするが、逮には遝の字があり、下文に賨を承ける語であるから、庶民の貯積に害を與える意である。孫釋に「于政勿雝逮」を句とし、逮は建の變文で壅遏楗塞の義とする。王氏は律の或體とするも訓義を加えず、郭氏は字を律の繁文とし、釋名「律累也」を引いて壅累とする。雝逮と龏橐とは對文で語義近く、逮は東の形に從う。東は橐の初文。「勿壅逮庶□貯」とは、庶民の貯積することを妨げ、これを寇掠してはならぬとするものであろう。庶下の一字は不明であるが、下文に鰥寡の語もあり、郭釋等に民字を補う。字は殆んど殘畫をも留めていない。貯も字形が明らかでないが、大體賨に近い形である。大系に貯とよんでいう。

賨字原文有泐損、孫疑爲貯、甚是、貯有賦義、呂覽樂成篇引古諺云、我有田時、子產賦之、我有衣冠、子產貯之、貯與賦對文、正其證

金文にも賨晦・賨・進人・貯を竝擧する例がある。字はあるいは貯の異文であろう。董釋に「言勿壅塞庶人積貯、以自利也」という。民利を害することなきを戒めた語であろう。

龏橐を從古に「共供給、包苞苴」と訓し、苞苴すなわち賄賂を貪るなかれの意とする。愙齋に橐橐を通用の字とし、「毋敢共橐、勿竭民之財以充其橐、此言上之取下、不可貪也」の意で上句と對文とする。郭氏は「余意殆猶言中飽、二字均有重文」という。中飽とは惡吏が課税を着服し、上の府庫も下百姓もみな空虛となるをいう。それならば、中飽の過がひとり鰥寡に及ぶというのは理解しがたい。龏橐とはむしろ、一律課税のように、貧富の別なく賦貢を徴する意であろう。そのゆえに負擔能力のない鰥寡には、それが慘害を及ぼすのである。龏橐二字重文。條件の語であるから、迺を以て承ける。敄を從古に敉、愙齋に矜、述林には敄にして務、すなわち書の康誥「不敢侮鰥寡」の侮の意であるという。王釋に詩の鴻雁「爰及矜人　哀此鰥寡」を引く。なお詩には烝民「不侮鰥寡　不畏彊御」と侮・畏を對擧している。ただこの銘では「龏橐迺敄鰥寡」とあつて、侮のままでは文意が通じがたい。常棣の「外御其務」を國語周語に侮に作り、侮務は通用の字であるが、左傳昭元年に引く「不侮鰥寡」の杜注に「侮陵也」とあり、說文には「傷也」の訓がある。すなわち傷・陵の義を以て訓するのがよい。

善效二句で一事。善效は下僚を指導する意で、蔡𣪘に「女毋弗善效姜氏人」、また[illegible]盨に「善效乃友内辟、勿使虣虐從獄」の語がある。效・教はもと一字、教の字は列國の器に至つてみえる。友正を從古に「友卽太史友內史友之友、正卽惟厥正人之正」という。官友正長の意で、みな毛公隸下の諸臣を指す。

湛は近似の字形を以て釋した。從古にその右旁を「象頭角豐滿形」にして湎と釋し、孫氏は酒誥「罔敢湎于酒」の句と合するからその釋を是としているが、字形解釋はこれを臆說にして據るに足らずとし、郭氏は洶にして酗の意とする。大盂鼎に「無敢醲」・「無敢醰」の句があり、意味は同じ。字の右旁は猒の左旁に近く、あるいは詩の湛露「厭厭夜飲　不醉無歸」というように猒酒の義であるかも知れない。由形の部分の兩角は、盉・爵の兩柱を思わせるような形である。

女毋以下四句でまた一事。家は墜。「毋敢墜」は克鐘など、册命の語にしばしばみえる。服は服事。「在乃服」・「在位」・「在王室」と同じく、その職事を保つ意である。𩰫は上文に䨻𩰫の語があり、多く連語として用い、單用の例は稀である。夙夕の語は「虔夙夕」・「敬夙夕」というのが常例であるから、𩰫も虔・敬の義であることが知られる。從古に涵、郭氏は䨻𩰫を綢繆と釋しているので、この語をも「繆夙夕」と釋するが、語意を成さない。積微居に字を愙の假字であるとしていう。

按𩰫字兩見、不可確識、以意求之、蓋愙之假音字也、說文、愙敬也、从心客聲、經傳通作恪、𩰫从匚豿聲、說文、豿似狐、善睡獸也、从豸舟聲、引論語曰、狐豿之厚以居……許引論語作豿、今論語作貉者、今論語假貉爲豿、貉可假爲豿、知𩰫亦可假愙矣、然則䨻𩰫大命、猶書般庚之言恪謹大命、𩰫夙夕、猶追𣪘及本銘上文之虔夙夕、克鼎之言敬夙夜也

聲義ともに當るものといえよう。字形は殺・𣪘等の字の從う希を盤中に入れてこれを穴室におく呪詛行爲を示すものらしく、愙謹の義はその轉義であろう。

敬はやや異體の字であるが敬の異文とみてよい。敬雝・敬共・敬𨚵・虔敬と熟し、敬念も同義の語

である。大克鼎には亟念の語がある。

不賜の賜は賜與の賜にも用いることがある。愙齋に輕易の易とし、「猶詩言不易惟王、帝命不易」という。王氏は「帝命不易」では「王威不易」となつて語義が切當を失するとし、澌盡の意を以て文義を解していう。

賜盡也、文選西征賦、若循環之無賜、注引方言賜盡也、古詩粱適今日賜、誰當仰視之、唐書李密傳、敖庾之藏、有時而賜、誼皆爲盡、詩大雅、王赫斯怒、箋、斯盡也、釋文斯、鄭音賜、……是古語謂盡爲賜、不賜猶言不盡矣

「帝命不易」は臣より君を箴戒する語であるが、「敬念王威不易」は王が毛公に告げる語として不適當であるから、この解を試みたのであろう。ただ賜盡の例は古書になく、鄭注も句意に當るものでない。賜字は叔德の器にみえるように器を傾けて酒漿の類を移す形であるから、澌盡の意を含みえないこともないが、なお賜爵を本義とするものであろう。

「不易」の語はなお叔夷鐘にその例がある。鐘銘にいう。

女夷、毋曰余小子、女專余于艱卹、虔卹不易、左右余一人

文は艱卹と不易と殆んど對文に近く、兩者の語義に通ずるところがあるとみてよい。「王畏不易」とは王の艱卹にあるのと殆んど同義である。不易の語は詩にも數見し、文王「宜鑒于殷　駿命不易」、大明「天難忱斯　不易維王」など何れも難解の句であるが、釋文は難易の易とし、鄭箋は改易の易とする。韓奕の「朕命不易」は上句に「無廢朕命」とあつて改易の義ともみられるが、他の詩句は

巻三下　六七九～六八〇

一應難易の解をとるほかない。叔夷鐘の文例からみると、なお古義があるかとも思われるが、鼎銘は難易の解で一應通ずるところであるから、「不易維王」の意としておく。

帥用は帥井と同じ。牧段に「女毋敢弗帥先王作明井用」と殆んど同じ句がある。また下句は師訽段に同じ句がみえる。圅を從古に向、愙齋に舀、大系に陷と釋する。王氏は「象倒矢在函中、此假爲陷字」という。不嬰段に「女休、弗以我車圅于艱」とあり、陷沒の意に用いている。

以上第四段。爲政の細目にわたつて訓告しているが、それはまた時政の弊處を指摘した語とみることができる。王威を恢復し、時艱を克服するよう期待したものである。

王曰、父厝、巳、曰、彶𢀖卿事寮大史寮、于父卽尹、命女𢦏𤔲公族雩參有𤔲、小子師氏虎臣雩朕褻事、以乃族干吾王身、取遺卅寽

政廳と宮廷における內外の職事をいう。册命の本辭である。故に「王曰、父厝」と語端を改めて、さらに巳の一語をそえる。巳は書の大誥「巳、余惟小子」の巳である。文錄に書の君奭「嗚呼、君、巳曰時我」の巳曰にして巳經の義とするが、金文にその例はない。誥命の最終段であるので、特に詠歎の語を加えたのである。

彶は舀鼎・虢盤に及・與の義に用いる。本器では「司余小子弗彶」、また師訽段に「鄉女彶、屯卹周邦」の句があり、戒愼の意である。下句の「于父卽尹」とはその董督に服せしめよの意であるから、及與の義では不十分のようである。卿事寮・大史寮の諸官を戒敕する意であろう。卿事寮・大史寮は當時最高の行政府で、毛公は執政としてその諸官を統率するのである。「于父卽尹」を從古

に「于父卽君命」とよみ、「出納王命、爲王之喉舌也」の意とし、愙齋も同じ。逑林に卽尹を「按卽尹、似言就官」とし、毛公がその職に就く意とするが、卿事寮・大史寮はその下僚である。令彝に「同卿事寮」とあり、また卿事寮の次に諸尹・里君・百工・諸侯・侯・田・男に四方の命を發することをいう。行政系の諸官であろう。これに對し大史寮は祭祀官系統のもので、作册・內史などがこれに屬している。

尹は動詞。令彝「尹三事四方」の尹である。高釋に「謂已經命汝作某官、茲復命汝司某職、全句之意如此」とし、彶𢀖を茲復と釋しているようである。董釋に「說可從」というが、この部分は任命を述べた語でなく、卿事寮・大史寮がすべてその統轄に屬し、毛公の指揮下に入るべきことをいう。第三段に、「厥非先告父厝、父厝舍命、毋又敢惷專命于外」というのと同じ關係である。受命者の權限を、他にも確知させるために、この語を加えたものと解される。尹は尹正の義。さらに兼任職として、公族・參有𤔲等、內朝の諸職を董戢すべきことを命じている。𢦏𤔲は併司。𢦏は從來、唆・拼・籍などと釋されていた字であるが、奇觚に弁と釋するのがよい。𢦏𤔲・𢦏命・𢦏易などのほか、單用の例もある。𢦏易以外の文では、下に官職名がつづく例である。高釋に字を兼と釋すべしとする意見があつて、

今字既从手執同形之二物、而以井爲聲、疑是兼字之初字、兼字从又持二禾、始見於秦權、殆是後起

という。兼は二禾を執る形で、一禾を秉る秉と形象が近く、𢦏とは別字である。𢦏はおそらく女子

巻三下　六八一～六八二

挹水の象で、清水に關する儀禮を示す字であろう。從つて併に用いるのは假借義である。大系に公族は官名。王族を司る官職で、番生段にも公族を卿事寮・大史寮と竝擧している。大系に

公族乃官名、見左傳宣二年、又稱公族大夫、舊以爲掌教公之子弟者、今觀此銘、足知王官亦有公族、蓋掌教國子之事者也

とする。公族・參有事・褻事という系列はまた前二寮と異るものがある。參有事は下文の小子・師氏・虎臣に竝列の雩を用いずに列擧しており、この三職を含めていうものであろう。令鼎に「有𤔲眔師氏小子」、師望鼎に「大師小子師望」とあり、侍衞の職とみられる。ゆえに內廷の褻事をここに合せて列している。褻事とは詩の雨無正に「曾我暬御」とある類である。

最後に親衞のことを命じている。「乃族」とは毛公の族人で、その氏族部隊を親衞とするのである。師訽段には「率以乃友、干吾王身」とあり、友は官友であろう。族人を以て構成するものと、友官を以て構成するものとがあつた。取遺は特任の職事に對する報償である。

以上第五段。毛公は上文において先王任命の職事を認證され、執政として內外の獻議や賦調、政令を司ることを命ぜられたが、ここに改めて卿事寮・大史寮をはじめ、內廷諸官、及び親衞のことを以て託されたのである。毛公が當時最高の執政職にあつたことを示すものといえよう。

易女秬鬯一卣・鄭圭鬲寶・朱市・悤黃・玉環・玉瑹・金輚・𠦪緈較・朱䪗同靳・虎冟熏裏・右厄・畫轉・畫䡞・金甬・遺衡・金踵・金豙・勅𣪘・金簟弼・魚葡・馬四匹・攸勒・金噣・金雁・朱旂二鈴、易女兹关、用歲用政

以下賜與をいう。秬鬯圭瓚は祼鬯の具である。鄭圭は周禮典瑞にいう祼圭であろう。祼は後起の形聲字である。字は庚贏鼎に𤕌に作り、敔𣪕一・守宮盤に嘼・僤に作る。守宮盤の字形は本器の字に最も近い。瓚は「祼圭有瓚」の瓚の初文。圭瓚の制については庚贏鼎の條に述べた。卣と圭瓚は祼鬯に用いる祭器である。

朱市より玉琭まで禮服と服飾の玉器をいう。朱市悤黃は禮服の賜與に習見。詩の斯干・采芑に「朱市斯皇」、また采芑に「有瑲葱珩」とみえるものがそれである。玉環・玉琭は番生𣪕にみえる。番生𣪕の賜與は本器と極めて似ており、參考すべきものが多いので、對照上ここにその賜與を列しておく。なお車服賜與の時期的な推移をみる資料として、その形式のはじめてみえる彔伯𢦚𣪕以後の數器をあげる。

彔伯𢦚𣪕　余易女秬鬯一卣・金車・桒𠤶較・桒𠕋・朱虢靳・虎冟窠裏・金甬・畫輯・金厄・畫轉・馬四匹・攸勒

牧𣪕　易女秬鬯一卣・金車・桒較・畫輯・朱虢𠕋靳・虎冟熏裏・旂・〔□馬四匹〕

吳彝　易秬鬯一卣・玄袞衣・赤舄・金車・桒𠕋・朱虢靳・虎冟熏裏・桒較・畫轉・金甬・馬四匹・攸勒

伯晨鼎　易女秬鬯一卣・玄袞衣・幽市・赤舄・駒車・畫𤖯・幬爻・虎幃冟衣・里幽・攸勒・旅五旅・彤𢒼・旅弓旅矢・□戈・皝・冑

𩁹盨　易女秬鬯一卣、乃父市・赤舄・駒車・桒較・朱虢𠕋靳・虎冟熏裏・畫轉・畫輯・金甬・馬四匹・攸勒

師兌𣪕二　易女秬鬯一卣・金車・桒較・朱虢𠕋靳・虎冟熏裏・右厄・畫轉・畫輯・金甬・馬四匹・攸勒

番生𣪕　易朱市・悤黃・鞞鞍・玉睘・玉琭・車電軫・桒縟較・朱𠕋𠕋靳・虎冟熏裏・遺衡・右厄・畫轉・畫輯・金童・金豙・金簟弼・魚葡・朱旂旜・金莽二鈴

本器の賜與は以上の諸器に殆んどみえており、特に番生𣪕では、附屬品の排次に多少の異同がみられるが、主たる品目は概ね一致している。それらについては諸器の條下にそれぞれ記しておいたが、なお他器にみえぬ二三の品目について述べる。それは勅𩞁と金嚨・金雁である。

勅は近似の字形に釋したが、束と耒耜を示す力の叉頭を缺く形より成る。物を約束する意味をもつ字のようである。𩞁を孫釋に考工記匠人の白盛に充て、郭氏もそれに贊するが、白盛とは掌蜃にいう蜃灰堊牆で、前後の品目と類しない。金豙の次に列してあり、金豙が金柅であるとすれば、一應その附近の部品であると考えられる。大系に「薔言佝衡踵柅等物、束以皮而涂以金也」というが、桼塗金でなく金具を用いたものであろう。吳寶煒は字を桼裹と釋し、「裹、爾雅駕也、用桼爲飾、桼、周禮髤飾注、故書髤爲軟、杜子春云、軟讀爲桼、此古桼字、與軟相似可證、子春所云爲是、髤卽桼之訛也」といい、董釋もその說によるが、林氏もいうように桼裹という字釋に問題がある。王釋にも未詳としており、どの部分の名稱であるかも定かでないが、勅に約束の意があるとすれば、あるいは詩にいう「約軝錯衡」の約軝のことではないかと思われる。詩の小雅采芑に「約軝錯衡　八鸞瑲瑲」とあり、また商頌烈祖にも同じ句がみえる。約軝錯衡を以て車の美飾を表現していることからいえば、それは外から一見して知られる部分でなければならぬ。采芑の傳に「軝長轂之軝也、以朱約之」とあり、朱革朱漆を以て轂端の部分を飾るをいう。考工記に幬革と稱するもので、輪人に「五分其轂之長、去一以爲賢、去三以爲軹、容轂必直、陳篆必正、施膠必厚、施筋必數、幬必負榦」とあり、轂端の旁出するところは物に觸れて傷みやすいため、これを朱革で包んだものである。普通は革で裹むだけで、これを縵といい、朱色を施したものを篆という。詩の釋文に廣雅を引いて、轂篆といい、考工記の鄭注に轂約と稱するものがこれである。約軝はまた約軹に作る。器銘の勅は皮革を約束する意を示し、𩞁が成に從うのは軝・軹の音を示したものであろう。いま一應詩の約軝をいうものと解しておく。

金嚨は逑林に金𩞁にして叐とするのがよいようである。馬具の間に列してあり、金叐の名は輿服志にもみえている。說文に「叐、㐫蓋也」というものがそれである。張家坡の車馬坑からは、それらしい遺品も出ているということである。

金雁を從古に金膺にして詩の小戎にみえる鏤膺であるという。傳に「膺、馬帶也」とあり、その革帶のある部分に金具を付したものであろう。

以上の賜與のうち、他器に既出のものはその條に記し、他器にみえぬもの三具についてはここに略記したが、車服の制の全體については、林巳奈夫氏に「中國先秦時代の馬車」東方學報第二九册があって有益な論文である。

𢆶は茲、关は朕。愙齋に「易女絲弁」とよんでなお賜與を列した句とみているが、絲衣爵弁の屬ならば朱市悤黃の前にいうべきであり、字もまた弁とは釋しがたい。逑林に「賜女之臣僕」というのは、关を俟にして走隷の屬とするものであろう。大系に賸と釋するが、字は关にして朕の省文である。爾雅釋詁「朕予也」、郭注に「皆賜與也、與猶予也」とある朕の義。賜與の品目が甚だ繁多であるため、「易女茲朕」の一句を以て上文を收束し、「用歲用政」と結束の語を加えたのである。歲は舊釋に戉・戌とするも、字は明らかに歲字である。卜辭に祭儀の名としてみえ、文獻にも祭名に用いたものがある。文錄にいう。

歲祭歲也、洛誥、有烝祭歲之文、詩、祈年孔夙、又云、以興嗣歲、逸周書作雒解、武王既歸、成歲、十二月崩鎬、足見祭歲爲古之大政也

大系にも墨子明鬼「歲于祖若考」の文を引き、また令彝の「用禘」と同じ語例としている。册命の末文として習用する「用事」も、本來は祭祀に關する語であった。「用政」を高釋に「用以征伐也」と政を征伐の義とするが、この文は以上の禮器・車馬を賜與したのちにそえられている語で、これに對して祭・政のことを述べたとみてよい。

以上第六段。册命に當っての賜與を述べ、祭政のことにいそしむことを命じたものである。

毛公厝對䚄天子皇休、用乍𢍰鼎、子〻孫〻、永寶用

末文。對揚の辭を以て結ぶ。前文の崇奧渾樸なるに對して、末文は簡省を極めている。紀年日辰もなく、祖考のことにも及んでいない。そのため器の時期についても、周初より春秋に及ぶ異說が出

ているが、器銘の內容や賜與からみても、このような册命の行なわれた時期をほぼ推定することができるのである。

訓讀

王、かくのごとく曰く、父厝よ。不顯なる文武、皇天弘いに厥の德に厭き、我が有周に配す。大命を膺受し、不廷方を率懷して、文武の耿光に閈されざる亡し。これ天、將いに厥の命を集し、亦これ先正、厥の辟を襄辥し、大命に勠勤せり、肆に皇天、斁ふこと亡く、我が有周に臨保し、先王の配命を不巩にせり。

旻天疾畏、嗣げる余小子彶めずして、邦將いに害吉あらむとす。𤕤𤕤たる四方、大いに縱れて靜らかならず。

烏虖、懼る余小子、家、艱に湛み、永く先王に恐れあらしめむとす。第一段

王曰く、父厝よ。（今）余これ先王の命を肇巠す。女に命じて、我が邦我が家を辥めしむ。小大の政を惷み、朕が位を甹けよ。上下の若否を四方に虩許にし、死めて動せしむること毋れ。余一人位に在り、厥の智あるを弘いにせよ。余、有聞を庸ふるに非ず、女、敢て妄寧なること毋れ。夙夜を虔しみ、我一人に惠し、我が邦の小大猷を雝らげ、折緘すること毋れ。余に先王の若德を告げ、用て皇天を印昭し、大命を緟𧽊し、四國を康んじ能め、我が、先王の憂を作さざらむことを欲す。

第二段

王曰く、父厝よ。之の庶の出入して外に使し、命を敷き政を敷くにおいて、小大の楚賦を埶めよ。正聞有り、其の王智あるを弘いにすること無くば、廼ちこれ我が國を喪ふことあらむ。厤自今、出入して命を外に敷くに、厥の、先づ父厝に告げ、父厝、命を舍くに非ずんば、敢て惷しみて命を外に敷くこと有る毋れ。第三段

王曰く、父厝よ。今余これ先王の命を緟ぎ、女に命じて一方に亟とし、我が邦我が家を弘ならしむ。女、政に雕み、庶□の貯を壅速すること勿れ。敢て龔橐すること毋れ。龔橐するときは、廼ち鰥寡を敄ましめむ。乃の友正を善效し、敢て酒に湛むこと毋かれ。女、敢て墜さず、乃の服に在りて、夙夕を敬しみ、王畏の易からざるを敬念せよ。女、先王の作りたまへる明井を帥用せざること毋れ。

女の、乃の辟を以て艱に陷れざらむことを欲す。第四段

王曰く、父厝よ。已、曰げて茲の卿事寮・大史寮に彶め、父において卽きて尹さしめよ。女に命じて、併せて公族と參有嗣、小子・師氏・虎臣と、朕が褻事とを嗣めしむ。乃の族を以いて、王の身を扞敔せよ。遣卅寽を取らしむ。第五段

女に秬鬯一卣・鄭圭瓚寶・朱市・悤黃・玉環・玉瑹・金車・𠦪縟較・朱䰼𩏂靳・虎冟熏裏・右厄・畫轉・畫幡・金甬・道衡・金踵・金豙・勅𣪊・金簟弼・魚箙・馬四匹・攸勒・金噣・金膺・朱旂二鈴を賜ふ。女に茲の賸を賜ふ。用て歲し用て政せよ、と。第六段

毛公厝、天子の皇休に對揚して、用て𪊨鼎を作る。子々孫々、永く寶用せよ。第七段

參考

考釋について　この鼎銘は洋々五百言に近い長文で、西周彝銘中の最も雄篇として知られ、文辭は崇奧渾穆、淵雅高古（並釋）、周誥諸篇とその美を競う大文章とされ、その內容も西周の政治史・思想史の重要な資料とすべきところがある。はじめ簠齋がこの器を得るや、直ちに自らその考釋を試み、また金石の交ある吳式芬・徐同柏にその拓を示して考釋を求めた。陳育丞の簠齋軼事にいう。

「簠齋藏古首要條件、在注重古人文字、每與知交論及、諄諄以玩物爲戒」、「此器歸簠齋後、祕不示人、僅倩陳畯爲拓十餘紙、除自考釋外、幷分寄吳式芬・徐同柏兩人、請其考釋、故攈古錄金文及從古堂款識學兩書中、有其釋文」。陳氏は簠齋の後人であり、簠齋の毛鼎釋文は他の手稿とともに近時捐獻されて、文物博物館研究所に保存されているという。挿圖はその毛鼎釋文である。

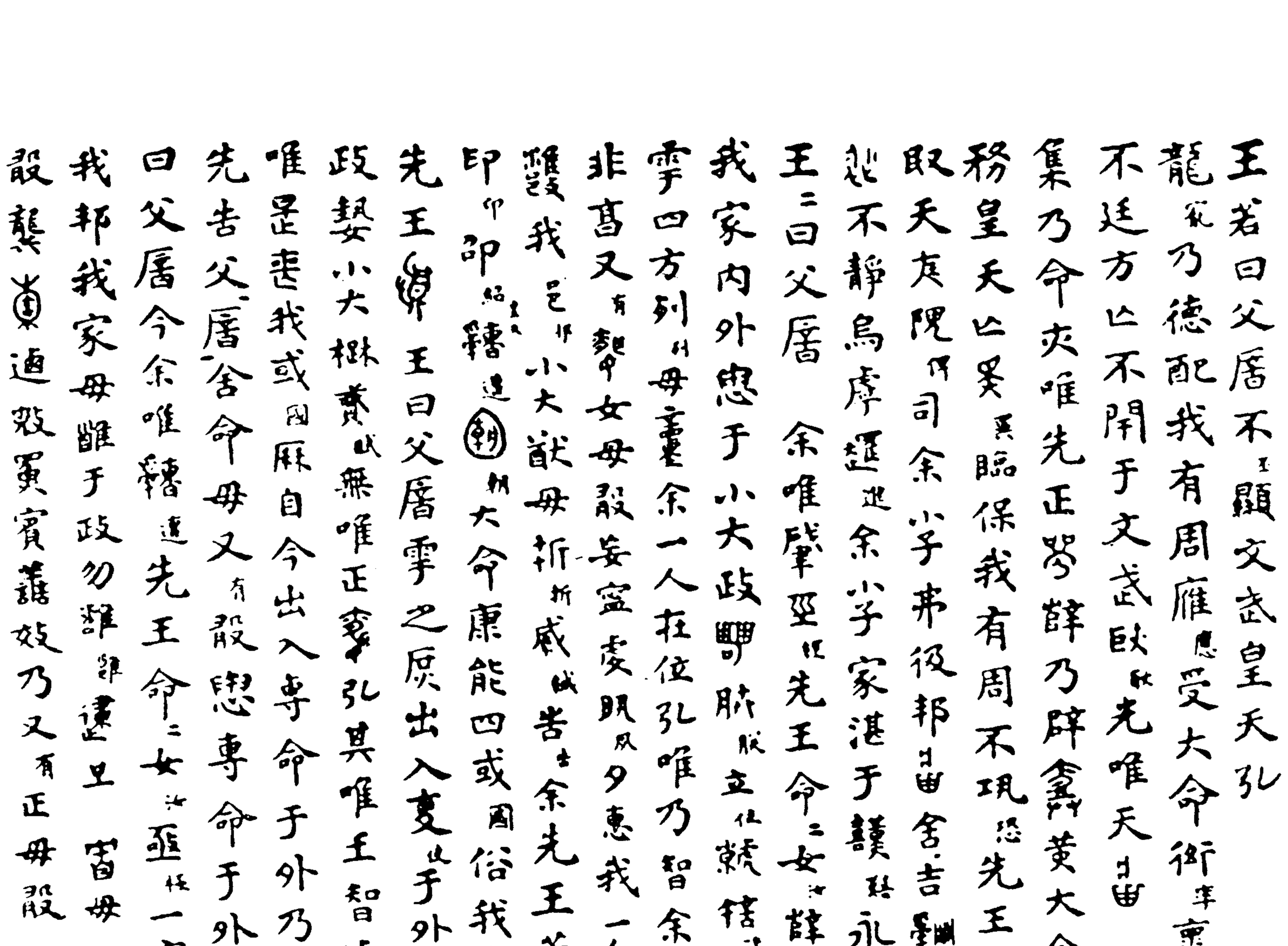
その後、この鼎銘は學者の注目を集め、諸家は競ってその考釋を試み、その數は二十篇に近く、著錄の類にも長篇の考釋を加えたものが多い。王氏の考釋にいう。

三代重器存於今日者、器以盂鼎克鼎爲最鉅、文以毛公鼎爲最多、此三器者、皆出於道咸之後、而毛公鼎首歸濰縣陳氏、其打本摹本、亦最先出、一時學者、競相考釋、嘉興徐籀莊明經同柏・海豐吳子苾閣學式芬・瑞安孫仲容比部詒讓・吳縣吳淸卿中丞大澂、先後有作、明經首釋是器、有鑿空之功、閣學矜愼、比部閎通、中丞於古文字尤有懸解、於是此器文字可讀者、十且八九

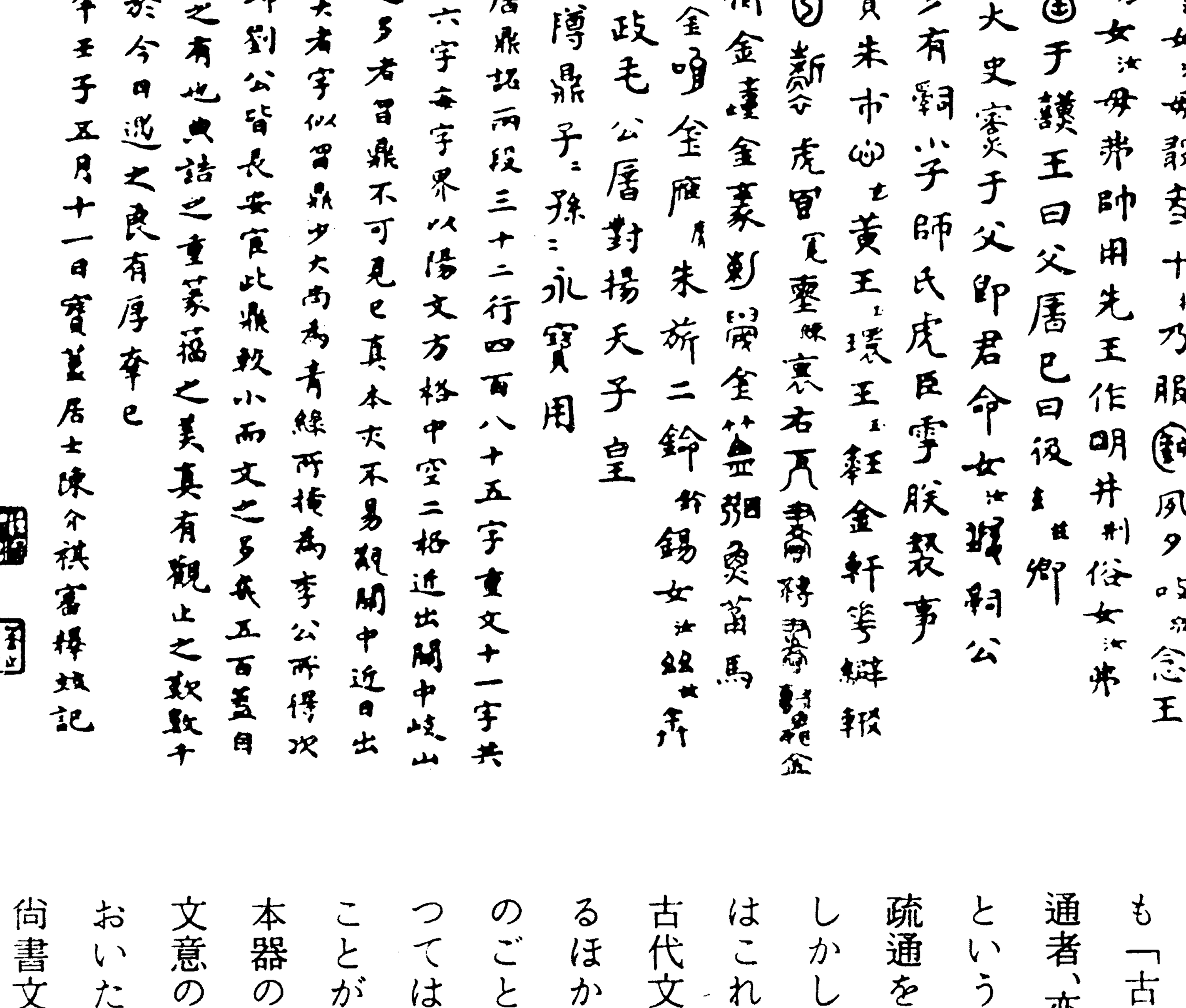
この四家の考釋はそれぞれ本器銘の通解に途徑を闢くところがあり、また他に奇觚の注にも美を援うことができるが、このうち考釋に最も力を用いたものは孫詒讓であろう。孫氏はその考釋に跋して、自らその苦心のあとを述べていう。

舊作釋文、錄附古籀拾遺、册未刊之、後得吳子苾侍郎式芬攈古錄所釋、略有異同、又載徐籀莊明經同柏釋文甚詳、有足補正余釋之闕誤者、謹捃采其精碻者、更以金文字例、博稽精校、重定爲此篇、距前攷釋時、已廿有七年矣、再四推校、大致完具可誦讀

その動力のほどを知ることができよう。その後に王釋をはじめ、郭氏の毛公鼎之年代・大系考釋の二篇が出て從來の研究を集成し、近年また高鴻縉・董作賓二家の考釋が出たが、特に新得というべきと


王若曰父厝不顯文武皇天弘
猒乃德配我有周雁受大命衒褱
不廷方亡不閈于文武耿光唯天𤰇
集乃命亦唯先正䂂辥乃辟𤔲黄大命
肄皇天亡斁臨保我有周不巩先王配命
旻天疾畏司余小子弗彶邦𤰇害吉𤕤𤕤四方大
縱不靜烏虖趯余小子家湛于艱永巩先
王王曰父厝余唯肇巠先王命命女辥我邦
我家內外惷于小大政甹朕立虩許上下若否
雩四方死毋童余一人在位弘唯乃智余
非庸又聞女毋敢妄寍虔夙夕惠我一人
雝我邦小大猷毋折緘告余先王若德用
印卲皇天緟𧽊大命康能四或俗我弗作
先王憂王曰父厝雩之庶出入事于外尃命尃
政埶小大楚賦無唯正昏弘其唯王智迺
唯是喪我或麻自今出入尃命于外乃非
先告父厝父厝舍命毋又敢惷尃命于外王
曰父厝今余唯緟先王命命女亟一方弘
我邦我家毋雕于政勿雝逮庶民貯毋
敢龏橐迺敄鰥寡善效乃友正毋敢

簠齋釋文



ころは多くないようである。王氏も「古代文字、自有其可識者與可通者、亦有其不可識與不可强解者」というように、鼎銘全篇の文意の疏通を求めることは容易でない。しかし當時誥命の今に存するものはこれら彝銘の文のみであるから、古代文獻の解讀にはこれに依據するほかなく、たとえば詩書の研究のごときも、金文資料の解讀を俟つてはじめてその基礎を確かめることができるのである。それゆえ本器の考釋にはその點を顧慮して、文意の疏通を求めることに重點をおいた。

尙書文侯之命　尙書の文侯之命は、當時の冊命文の樣式を今日に傳えている殆んど唯一の文獻資料である。いまこの鼎銘と對比して、文獻資料の信憑性を考える上の參考としたい。文侯之命の全篇をあげておく。

文侯之命　[1]王若曰、父義和、丕顯文武、克愼明德、昭升于上、敷聞在下、惟時上帝、集厥命于文王、[2]亦惟先正、克左右昭事厥辟、[3]越小大謀猷、罔不率從、肆先祖懷在位

[4]嗚呼、閔予小子、嗣造天丕愆、殄資澤于下民、侵戎我國家純、卽我御事、罔或耆壽、俊在其服、[5]予則罔克、曰、[6]惟祖惟父、其伊恤朕躬、嗚呼、有績、[7]予一人永綏在位

[8]父義和、汝克紹乃顯祖、汝肇刑文武、用會紹乃辟、追孝于前文人、汝多修扞我于艱、若汝予嘉

[9]王曰、父義和、其歸視爾師、寧爾邦

[10]用賚爾秬鬯一卣・彤弓一・彤矢百・盧弓一・盧矢百・馬四匹

[11]父往哉、柔遠能邇、惠康小民、無荒寧、簡恤爾都、用成爾顯德

1以下は文王受命のとき、よく天命に配し、先正の翼贊をえたことをいい、4以下時艱の迫るも、輔弼の人なきをいう。8・9はその時艱の克服を以て父義和に命じ、10は賜與、11は柔遠能邇の功を以て委囑することをいう。全篇の構成はもとより、措辭においても毛公鼎と極めて似たところがあり、またその全篇句々、殆んど金文にその證を求めうるもので、その文が西周の作冊・內史の傳統を承けるものの手に成ることは疑ない。いま毛鼎中の類句を摘記しておく。

1　王若曰、父厝、丕顯文武、皇天弘厭厥德、配我有周、雁受大命、……唯天將集厥命　2　亦唯先正、襄辥厥辟　3　雝我邦小大猷、毋折緘　4　歐天疾畏、司余小子弗彶、邦將

害吉　5　余非庸有閽　6　永巩先王　7　余一人在位、弘唯厥智　8　用印邵皇天、醽豳大命」女毋弗帥井先王作明刑」欲女弗以乃辟圅于艱　9父厝、……命女亟于一方」女雝于政　10　易女秬鬯一卣……馬四匹　11　用歲用政」康能四國」勿壅速庶民貯」女毋敢妄寧」女毋敢家、在乃服

金文と詩書との語彙・語法の類似については王國維・于省吾にそれぞれ專論があるが、毛公鼎と文侯之命はそういう部分的な、あるいは同時代的な共通ということ以上に、內容の上からも、表現の全體の上からも、より一層の親近性を感じさせるものがある。史記の晉世家によると、文侯之命は晉の文公の五年前六三二年五月丁未、城濮の役における楚の俘囚を以て周に獻じたとき、襄王が王子虎に命じて晉侯を侯伯とした際の誥命であるという。しかし書序によると、この誥命は平王が晉の文侯仇に對して與えたものとしており、文中の「造天不愆」という語はおそらく周の東遷の事實を指すものであろうから、書序說の方がよいように思われる。それならば周の東遷前七七〇より文侯の沒年前七四六まで、おそらく東遷初年のことであろう。毛鼎の時期は、その銘辭から考えて、厲末ののち、共和期にあるものと考えられ、文侯之命に先立つこと約七八十年のものである。當時の冊命は後の詔誥のように史官の司るところで一定の形式があり、その辭は、周府盟府などに載書を藏するのと同じく保存され、また受命者によつて彝器に鑄刻されて傳承した。文侯之命の文は明らかに毛鼎の文辭の樣式を承けるところがあり、毛鼎の銘そのものではないにしても、この樣式の冊命文が周府に多く傳えられていて、文侯之命の冊命のとき、それら

が先蹤として參考されたということはいえるようである。毛鼎との比較よりしていえば、文侯之命の文は、尙書中でも最も成立當初の文辭を傳えているものと思われる。

毛公鼎の時代　金文と尙書諸篇との對比を以ていえば、周初の令彝・大盂鼎・班𣪘等は周書五誥の文に近く、毛鼎の銘は文侯之命に似ていて西周後期の文である。しかし毛公鼎の時代については、これを成王期に屬するものあり、夷厲に屬するものあり、宣王もしくは更に下つて春秋中葉以後とするものあり、諸家の間に必らずしも意見が一致していない。近時成王說を主持するものに吳其昌・董作賓の二家があり、麻朔には大盂鼎と合せてこれを成王の器とし、董氏もまたこれに贊している。麻朔にいう。

按此二器、先儒皆以爲成王時器、無異說、是、但麻朔無徵、又按、此二重器、均成王時器、大盂鼎在成王二十又三祀九月、又其昌所作駁郭鼎堂先生毛公鼎之年代一文、詳列語言文字上之比勘四證、歷史事實上之比勘六證、形制花紋上之比勘二證、以審斷此二大器、均碻爲成王時器

郭氏の反論に對する吳氏の駁論は、麻朔卷末に附載されているものであるが、所論頗る多岐にわたり、かつ長大の文であるから、その要旨を摘記しておく。

1　麻朔疏證に再構成を試みた周曆は、趞曹鼎二を以て證するに原譜との誤差は二日以內にあり、かなり確實なものと考えてよい。　2　銘文中の天畏降喪とは、成王の新崩をいう。　3　文侯之命に「丕顯文武」・「惟祖惟父」の語あり、王とは成王をいう。その文、毛鼎と近し。　4　番生𣪘は成王期の器であるが、その文また毛鼎と近し。　5　[illegible]伯𣪘に「王若曰、丕顯祖玟珷」と

あり、成王期の器であるが、その文また毛鼎と近し。　6「旼天疾畏」の語は金文の他に詩書にもみえるものであるが、その語を含む小旻の詩を剿裂して成るところがある。すなわちその語は周初以來のものである。　7　毛鼎の文は、成王廿三年の器である大盂鼎の文と近似している。　8　鰥寡の語は大誥・康誥にもみえ、周初以來の語である。　9　文中に傷亂をいう語は、大誥の文と近い。　10　毛伯彝（班毀）に毛伯を「文王王姒聖孫」という。毛父班は毛父厝と父子あるいは兄弟の關係にあるものであろう。彝の東征三年は周公の東征に當り、關係詩文に表現上の類似が多い。すなわち毛伯彝・大盂鼎・番生毀、詩の東山・破斧などみな同時の作で、「左右逢原、無往而不合矣」、本鼎も成王期に屬すること明顯である。　11　鼎銘は康誥・洛誥・無逸・君奭・立政・康王之誥・佚周書皇門の諸篇と、文詞語氣において近いものがある。　12　虢盤・不𡢁毀・兮甲盤など宣王期の諸器は、一として本器や盂鼎と文氣の通ずるものがない。　13　器の形制・花紋の全く同じもの十七器、次同三十九器、略同十八器について檢するに、その時期は殷商より秦漢に及んで行なわれており、器制・文様を特定の時期にのみ行なわれたと考える時代觀は誤である。　14　上虞羅氏の藏する殷器戈在檟鼎は、形成花紋すべて本器と同じ。すなわちその器制は、殷商よりの遺制である。　15　器は秦漢に近づくにつれて半球形となり脚が低くなるという郭氏の器形觀には、商父癸鼎西清・一・二三を反證とすることができる。また環帶文を後期の文様とするのは、魚盤武英・上・八五に同樣の文様があり、これまた成立しない。　16　鼎の環帶文は、その起源は殷代龜版の龜背緣邊の帶文に發しており、すでに殷代から盛行していたものである。

以上が郭氏に對する反論であるが、合せて成王期説の論據を開陳したものといえよう。

董作賓氏も成王期説をとり、吳氏の擧證を支持するとともに、吳氏と同じく師詢毀との關聯からその年代を推定しようとしている。師詢毀と本器との銘文に類似の表現の多いことは諸家のみな認めるところであるが、董氏はその例文十七條をあげて、同期のものである證としている。そして師詢毀の時期については、その紀年日辰が

　隹元年二月既望庚寅、王格于大室

とあり、吳氏は三統曆による曆譜中、この日辰は康昭二王にのみ妥當し、康王の元年に屬すべく、毛鼎の「䜌〻四方、大從不靜」は管蔡の叛をいうとしているが、董氏もまた師詢の器を康王元年に屬する。なお毛鼎を成王期とする證として、董氏はさらに次の諸點を加えている。

1　鼎銘の文字の書法・用義は殷代帝辛期のものと同じ。合文・重點の方法や、之・亦・亡・廼・乃・朕・我・余など、みな殷時の用法と同じである。　2　自稱に余小子といい、公名に王を用い、上下若否・王若曰・余一人などもみな卜辭中の成語である。　3　文中の有司・卿事・大史寮などみな卜辭にみえ、車服の制も殷虛出土のものと合う。

吳説は曆朔と器制・文樣を主とし、董氏は語彙・語法を主としてその時代を論じたが、それは實は、關聯器としての師詢毀を康王元年に屬することを動かしがたい事實として、その假定の上に立論したものであつて、二家のあげる多くの擧證も、これを論破することは甚だ容易である。

夷王期説をとる韡華の論據は、文中の大從の一語にかかつている。柯氏は先師王國維の考釋が器の時期に論及していないのを補う意味から、銘文の考釋にはふれず、その時期のみを論じた。その説は、文中の「司余小子弗彶、邦庸害吉、䜌〻四方、大從不靜」の大從を、左傳昭五年「叔孫婼曰、豎牛禍叔孫、使亂大從、殺嫡立庶」の大從と同語とし、周は懿孝夷三世の間殆んど史傳を闕失しているが、懿王の崩後、群從が大位を爭つて、ついに懿王の叔父である孝王が國を嗣ぐに至つたので、その王位繼承をめぐる大亂を「大從不靜」としたものと解するのである。すなわち銘文にいう「弗彶」とは、「夷王自謂、猶言爲懿王大子、當嗣大位、而弗及嗣位、四方以致大從不靜也」と解し、「弗及嗣位」の意とみて、夷王が諸臣に擁立されたという所傳によつて、毛公が夷王擁立の有力な一人であつたとしている。「大從」の語を左傳の注に「使大從於亂」と解しているが、柯氏は從を從祖・從父・從兄弟の從とし、「按大從之稱、殆卽謂親屬尊卑之序、亦周人之通稱矣」と論じて王位繼承上の爭いがあつたとし、「弗彶」を正當な承繼者が位を嗣ぎえなかつた意とする。

この説は懿孝夷の王位繼承が嫡系のままでないという不自然さに着目してこれを大從の語に結合したもので、史の闕文のところを問題とした興味ある提説であるが、説の成否は大從、弗及の二語の解釋にかかつている。大從を親族稱謂に用いることはその例なく、また孝夷の關係は從祖父・從叔父でなく、釋親の語を以ていえば世叔父に當る。柯氏の論據とする左傳の「使亂大從、殺嫡立庶」の從も、哀二年「鄭勝亂從」の從と同じく來從の義で、その亂勢に乘ずるをいう。柯氏がこの不確實な一語によつて鼎の時期を推定しようとしたのは、弗彶の彶の金文上の用義を十分顧慮しなかつたことと合せて、その立論を根據の弱いものとしている。

さきにあげた吳其昌の説は、郭氏の宣王期説に對する駁論としてかかれたものであるが、郭氏の説は「毛公鼎之年代」金文叢攷所收にみえ、大系にもその要約がある。いま叢攷によつてその論據を紹介する。その文は、周初説・春秋期説に對する反論の形式をとつている。

1　鼎の文辭は周初の器銘に類しない。成王のとき喪國のことなく、あるいは三監の叛を以てこれに充てるのは、文武の臣を先正と稱していることと合わない。　2　吳氏の厤朔には、諸王の在位年數、すなわち斷代上に問題がある。趞曹鼎二を厲王に屬するような失當の比定が多い。（厤朔ではこの器は共王に屬している。）　3　本器と近い銘辭をもつ師詢毀には、「哀哉、今日、天疾畏降喪」の句があつて、周初にあるべき語でない。　4　新城新藏博士は爰・歲の二字よりして器を春秋もしくはその以後としたが、歲は歲星の知識と關係のない文字であり、爰は周初の器にすでにみえる字である。　5　文中にいう喪亂を承けた時代としては、宣・平の二王の時代を考えることができる。　6　銘文中「旼天疾畏」など遭亂をいう表現は、厲幽期の詩篇に多く用いられているものである。　7　銘文の全體は尙書文侯之命と近似している。文侯之命は必らずや鼎と時期の近い文獻であろう。　8　圓鼎のこの種の器制は、晩周に至つて行なわれたものである。　9　文樣は初期の神秘性を脱した清新な幾何的文樣で、後期に通行したものである。　10　鬲攸從鼎は器制・文樣においてこの器に近いものであるが、その銘文によつて考えると厲末の器である。文中にみえる克氏は後期の大族で、その諸器は夷厲宣にわたつている。克器の關聯

器である伊毀も厲末の器と考えられるが、11 銘辭は氣象宏大、泱々然たる宗周の風烈を存しており、中興の時代とされる宣王期の時代精神と合致する。大雅抑は衞の武公が厲王の失政を刺つた詩とされているが、「其在于今 興迷亂于政 顚覆厥徳 荒湛于酒」とあり、本器にいうところの失政の語と近い。12 器は岐山の出土にかかる。すなわちなお宗周のときの器である。13 文侯之命は平王・襄王の文でなく、鼎と同時の作なるべく、父義和は父唐・師訇と並ぶ人物であろうが、いまはその人を考えることができない。

いまの青銅器研究の知見を以ていえば、郭說は大體論として最も妥當性があることはいうまでもない。吳氏の駁論は殆んど駁論としての意味をもつていないのである。郭說には細部にわたつてはお種々の問題があり、特に毛鼎前後の器が當然含むと考えられる共和の問題に全くふれていないことは、この器銘の背景を考える上からも、不十分というべきである。郭氏は師詢毀を宣王元年に屬するも、共和以後はその曆譜を推算しうるのであるから、師詢毀が宣王元年に屬しがたいことは直ちに知りうるのである。郭氏は共和の時代を、師龢父執政のときと考えているようであるが、問題はそのように簡單なものではない。たとえば、次の諸器は何れも元年銘をもち、しかも夷厲以後と考えられる器であるが、この日辰を曆譜に適合させるためには、四通りの曆譜を必要とする。

師旋毀　隹王元年四月既生霸、王在減应、甲寅、王各廟

師類毀　隹王元年九月既望丁亥

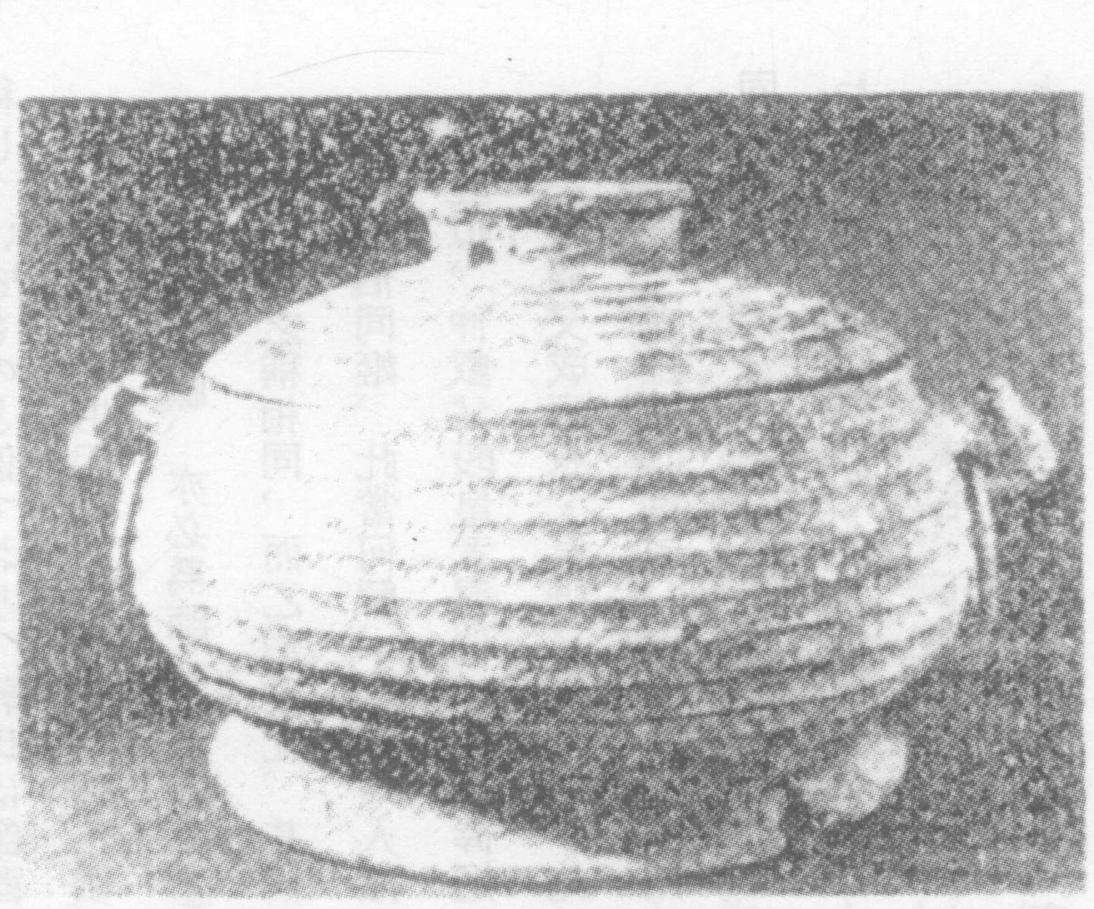
師𣪘毀　隹王元年正月初吉丁亥

師兌毀　隹元年五月初吉甲寅

師詢毀　隹元年二月既望庚寅

右のうち宣・幽の曆譜に入りうるものはなく、これを師旋・師類を夷、師𣪘を厲とすれば、師兌・師詢の二器は厲するところを失うのである。孝は曶鼎、師懿は師晨・師俞の器によつてその元年の厤朔が定まり、また器の時期からみてもそこまで遡りえない。毛鼎と時期近しとされる師詢毀は、こうして曆譜上、その繫かるところを失う。かつ師兌の第二器には「隹三年二月初吉丁亥」とあるも、これまた第一器とは接續せず、別に元年を求めなければならない。すなわち夷厲以後、各王の曆譜に入らぬ元年を必要とするものが、三器あるわけである。吳氏の厤朔は、こういう場合、すべて鑄銘の誤であるとして、銘文中の週名や干支を改め、董譜ではこれを錄入しないという方法をとつているが、何れも問題解決の方向をえたものではない。このような曆譜上の問題を考える場として、共和期をどのように理解するか、共和の名號、その政治體制、共和期前後の政情などを、これらの歸屬不明の紀年銘諸器と合せて、考察してゆく必要がある。その大略については、かつて「西周彝器斷代小記」集刊第三十六本上册・「西周後期の金文と詩篇」立命館文學第二六四號にふれたことがあるが、金文資料としては、師龢父を以て共伯和に充て、あるいは衞武公を共和とする說などが從來提出されているので、龢父諸器をはじめ、歸屬不明の紀年銘諸器を扱うときに、共和期そのものの問題として、まとめて考えることにしたい。何れにしても、これだけの宏文をもつ器であるから、その時期の決定は、詩書などの本文批判的な研究に、大きな關係をもつことが豫想されるのである。

一八二、訇毀



器名　𨙸毀郭釋

時代　宣王郭釋　厲王唐蘭

出土　「一九五九年六月間、藍田縣城南約五華里寺坡村北溝道中出土十六件」段紹嘉簡報　弭叔毀等と同出。同制の毀二器のうち、一器にこの銘文を有する。

收藏　「現存省博物館」簡報

著錄

毀　器影　郭釋・文史論集所收

詢　銘文　郭釋・同上　書道・補・挿圖三

器制　大小未詳。器は鐶耳銜環、圏足の全瓦文毀。器制は無𩰫毀と極めて近い。

考釋　郭沫若　弭叔𥲅及𨙸𥲅考釋文物・一九六〇・二

唐　蘭　青銅器圖釋序言一九六〇・六

容　庚　弭叔簋及訇簋考釋的商榷文物・一九六〇・八・九

陳世輝　訇簋及弭叔簋小記同上

銘　文　一〇行一三三字

王若曰、詢、不顯文武受命、則乃且奠周邦、今余令女啻官嗣邑人・先虎臣・後庸、西門夷・秦夷・京夷・㚸夷、師笭側新・□華夷・由□夷・𢊁夷・成周走亞・戍秦人・降人・服夷

文首よりただちに王の册命の語を記す。廷禮は銘末に添えられている。「王若曰」は史官傳命の語。詢は師詢毀の詢と同じ。從來薛氏によつて訇と釋されていた字であるが、字は旬の初形と言に從う形であるから、詢と釋しておく。

文武の受命をいうものは、早期のものには大盂鼎・宗周鐘があり、後期のものでは彔伯毀・毛公鼎などがある。みな非常の時局に遭遇して、創業のときを回思する意をもつていう。詢の先人もその創業に當つて王室に功があり、册命に特にそのことに言及するのは、その家を顧寵する意を示すのである。乃祖は詢の遠祖をいう。遠祖が周の創業に協力して、その基礎を定める上に功績があつたとするのである。

今余以下は職事を命ずる語であるが、詢が正長として官司すべき邑人以下は、師酉毀にみえるとこ



ろと極めて近い。師酉毀にいう職事は次の通りである。

　嗣乃且、啻官邑人・虎臣・西門夷・㚇夷・秦夷・京夷・畀□夷

諸夷の名は殆んど同じ。ただ本器では夷種の名も増加し、他にも新たに加えられている職事が多い。邑人・先虎臣・後庸はそれぞれの編成をもつ部屬・軍旅をいう。陳釋に師寰毀の齊市・𡏕𦨷・㚇尿・左右虎臣の例をあげ、左右虎臣とは軍の兩翼の部隊、先虎臣とは先鋒の虎臣であり、無叀鼎の「□王□側虎臣」と同例の語とする。また後庸はこれに對して「或卽追隨于虎臣之後的庸徒」としているが、これは郭說の「庸與傭通、卽是奴僕」とする說を承けたものであろう。しかし後勁殿軍もまた精強のものでなくてはならぬから、後庸も部隊の名とすべきである。小臣單觶に「王後𢼄克商」という後𢼄も、そういう部隊であろう。邑人も五邑走馬にみられるように、戰鬬部隊の單位として編成されていたものであろう。

西門夷以下の四夷は、師酉毀にみえるところと同じ。師笭側新は從來未見の語。郭釋にいう。

　亦當是賤役、側新殆是鍘薪、薪樵之類的賤役、因而師酉毀的新字、亦卽薪字之省、秦代尚有鬼薪、乃刑餘之人可服賤役、葢沿周制、而性質稍變

思うにこの銘にいうところは、三項に分つて考えうるようである。すなわち邑人・先虎臣・後庸には四夷を屬し、師笭側新には三種の夷人を屬し、また成周走亞にも三種の夷人を屬している、これらの夷人は、その部隊の構成員であるよりも、むしろその部隊に屬する徒隸であるらしい。それならば師笭側新とはまた部隊の名とすべく、その部隊に□華夷・由□夷・𨺅人が屬しているのである。師酉毀にいう畀□夷は邑人虎臣に屬しているが、本器にいう師笭側新とは、無叀鼎にいう「王□側虎臣」の側と同じであろう。

右に準じていえば、成周走亞もまた部隊の名で、成周にあるものであろう。郭釋に走亞を徒隸賤役の者としているが、走は先馬走の走で先驅の意。亞は詩書にいう「維亞維旅」、𩁹毀に「成周里人眔諸侯大亞」とある亞であろう。陳釋に走亞爲盂征𣪕三代・一〇・三六を引いて走亞を官職とし、「可見走亞是官僚、并非奴隸之類」としているのがよい。先驅の者は軍行のとき道路などの呪詛を祓う儀禮をも行なつたらしく、亞は本來儀禮を司るものであつた。亞字形款識は、その形が玄室に近くかかれており、もと氏族の聖職者の意である。そういう亞旅のもとに、また戍秦人・降人・服夷がおかれている。前二者はその名義を識りがたいが、服はおそらく卜文にみえる夷族である𠬝、宗周鐘にいう南國服子の服であろう。以上の三部隊は、その屬するところからも推測されるように、おそらく周室虎賁の軍ではなく、外人部隊であつたとみられる。

　易女玄衣黹屯・載市・同黄・戈琱㦸・𠂤必・彤沙・䜌旂・攸勒、用事

戈琱㦸以下は多く武將に賜うものであり、休盤・寰盤等にみえる。休は走馬、寰は師職の家である。詢の家も師氏を職とするもので、師詢毀はその器である。

　詢𩒨首、對䚄天子休令、用乍文且乙伯同姬𢍜毀、詢萬年、子子孫孫、永寶用、唯王十又七祀、王才射日宮、旦、王各、益公入右詢

末辭。異例の形式で、廷禮を最後に記している。文祖乙伯同姬は、師酉毀に「朕文考乙伯寬姬」と

稱しているものと似ており、郭氏は師酉と詢とは父子であろうという。

　所司職務、大抵相同、又詢之祖爲乙伯、酉之父爲乙伯、則酉與詢、葢爲父子、酉之職爲師（卽師氏）、則詢之職、亦必爲師、故師詢與詢、是一非二

　三器乙伯之稱相同、而乙伯之配、其稱不同、師酉毀云、乙伯寬姬、師詢毀云、乙伯同益姬、詢毀云、乙伯同姬、此當何解、古者婦人無字、以夫之字爲字、同者同爲乙也、例如頌鼎皇考龏叔・皇母龏姒、仲𠭯父毀皇考𠊸伯・王母𠊸姬、師趛鼎文考聖叔・文母聖姬、子仲姜鎛皇祖聖叔・皇妣聖姜、皇祖又成惠叔・皇妣又成惠姜、此外尙有、不備擧、益葢氏族名（如詢毀有益公）、寬其本名也、故三者雖異而實同、母爲姬姓、則知詢必非姬姓

同を前同の義とするのは隨分勝手な說であるから、その點は容庚氏のきびしい反論を受けた。すなわち前同の解に對しては

　我以爲、同乃氏族名、小臣宅簋・沈子它簋均有同公、元年師兌簋有同仲、同姜鬲有同姜、可證

と氏族名と解すべきものとし、また名異實同の說については

　鄙見此乃周代一夫多妻之證、師詢簋同益姬的同字、可能摹寫錯誤、不然、薛氏不會不識同字而釋爲咸、或謂同姬是姬姓、何又有同姜作姜姓、古代姓氏不多、既可能姬姓的同族、又有姜姓的同族、猶如衞國姬姓、又有姒姓的衞姒三代・五・二三燕國姬姓、又有姞姓的燕見左傳隱公五年、情況相同

これはまた一夫多妻制を以て說こうとするものであるが、金文中にはそれを證すべき確證がない。かりに兩室ありとするも、一を後室と解しても說明はできるのである。尤もこの問題については、

まず師酉と詢とが必らず父子であるというその前提から檢討を要する。その職事は師酉と訇と確かに似ているが、酉・詢は金文の通例を以ていうと家の名とみるべく、彔・㫚・克・嫠・禹などの名は必らずしもみな一時一人とは解しえない。もともと乙公・乙伯・乙考などの名は、十干を廟號とする東方の遺俗で、乙公と稱する例などは十器を超えるのであるから、かりに乙伯の名を同じうするも一家の器とはいえない。ただその職事が極めて似ているので、あるいは本支の族などの關係はあるかも知れない。

問題は詢段と師詢段との關係であるが、本器の乙伯同姬と師詢段の乙伯益姬とはもとより同じである。夫妻同謚ということは必らずしも原則でなく、たとえば春秋期の魯君のうち、同謚の例は定夫人の定姒のみであり、晉・齊にも同謚のものは殆んどない。金文においても、蔡姞段の德尹惠姬、不嬰段の公伯孟姬、伯頵父鼎の孱伯吳姬、趞段の𧊒男王姬のようなよび方が、普通であつたのではないかと思われる。また同姬を同益姬のようにいうのは、同は出自の家氏の名で、益が私名あるいは謚號であろう。孟妊東母・中姬㒸・成姬多母と同例の語と考えてよい。益は益公のように廟號に用いる字であるから、あるいは謚號であるかも知れない。寛も多く廟號に用いる字であり、それならば師酉段にいう寛姬とは別人とする外ない。

年紀を文末に記し、かつ「唯王十又七祀」のように祀というのは、殷式の紀年法である。射日宮は他に所見なし。師酉段は吳において、また師詢段は州宮において册命がなされており、何れも周廟での儀禮でない。おそらく周廟以外のところでなされたものであろう。文末に廷禮を記すのは、師

詢段と同じ。受命者の官嗣するところや、これら文辭の特色から考えると、詢の家は東方出自のものであろう。

訓　讀

王かくのごとく曰く、詢よ。丕顯なる文武の命を受けたまひしとき、則ち乃の祖、周邦を奠めたり。今余、女に命じて、嫡として邑人・先虎臣・後庸・西門夷・秦夷・京夷・㚔夷、師笭側新・□華夷・由□夷・𠤳人、成周走亞・戍秦人・降人・服夷を官嗣せしむ。女に玄衣黹純・𢦏市・同黃・戈琱㦸・厚柲・彤沙・鑾旂・攸勒を賜ふ。用て事へよ、と。詢、稽首して天子の休命に對揚し、用て文祖乙伯同姬の𪫑段を作る。詢萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

これ王の十又七祀、王、射日宮に在り、旦に王格り、益公入りて詢を右く。

參　考

器は弭叔段等と同出であるが窖藏の器であるらしく、他器との關係はよく知られない。弭叔段は豐における廷禮册命を記し、受命者は師職にある師宋、右者は井叔で、㫚諸器と同じ右者である。本器の職掌は師酉段と近似しているので、郭氏は酉・詢を父子の關係にあるものとし、大系において懿王期に屬していた師酉段を改めて宣王期とし、元年師酉、十七年師詢と嗣襲したものとみている。そして元年師詢段をも郭氏は宣王期に配しているが、それならば宣王元年正月師酉段、同じく二月既望師詢段となつて、一月の間に嗣襲が行なわれたことになるが、師詢段には師詢が王を擁立した前功を賞し、前命を𤔲𡍮する辭があつて、甚だしく事情に合しない。かつ元年師詢の日辰は宣王元年の譜に入らず、郭氏の比定には根本のところに誤があるようである。

師詢段における册命は、師詢の遠祖以來の功業を回顧し、國の小大猷を以て託する元老としての取扱いがなされていて、詢段の册命よりも遙かに重大なものであり、賜與も夷允三百人に及ぶものであるから、詢の器より前であるとは思われない。師詢の元年は厲・宣・幽の何れの譜にも入らず、共和以外には屬しがたいものであるが、詢段をそれより以前とすれば、厲譜に錄すべきであろう。從つて三器の關係は、師酉厲王元年、詢厲王十七年、師詢は共和中という次第となる。師詢の文辭には毛公鼎と相通ずるところがあつて、その時代の事情を反映するものがある。

一八三、師詢段

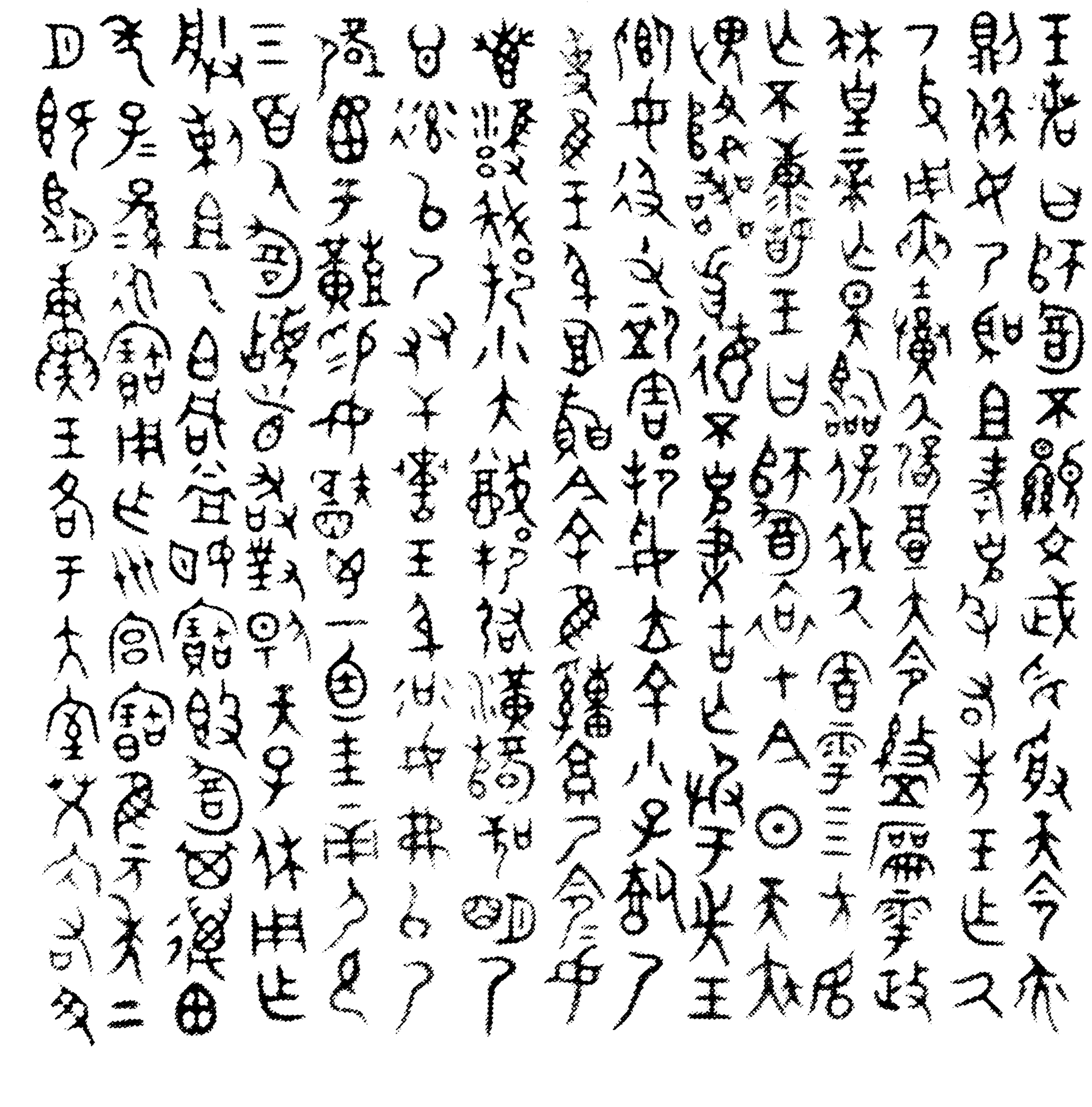
器　名　師㴴敦薛氏　師訇段大系　師訇段郭釋・容釋

著　錄
銘文　薛氏・一四・一五　大系・一三二
考釋　全上古・一二　大系・一三九　文錄・三・一一　文選・上三・五　積微居・七七　陝西・六

銘　文　一五行二一二字

王若曰、師詢、不顯文武、孚受天令、亦則殷民、乃聖且考、克差右先王、乍厥爪牙、用夾置厥辟、奠大令、盩龢雩政、肄皇帝亡旲、臨保我厥周雩四方、民亡不康靜

文武受命の際より説き起すものには、初期の器に大盂鼎、後期のものでは師克盨・詢段と本器、また毛公鼎などがあり、何れも國家非常の危局に臨んだときの器とみられるものである。まず王の册命の語を記し、後に廷禮をいう形式は、詢段と同じ。毛公鼎ではその廷禮の記載も省略されている。册命に當つて文武受命のときにまで遡つて述べるのは、師詢の遠祖の功業を頌するためである。孚受は專受、叔夷鐘に「專受天命」の語がある。毛公鼎に「膺受天命」とあり、文錄・文選に何れも



毀銘を膺受と釋するが、字形が似ていない。師克盨の「專有四方」の專に近いこともみられるが確かでなく、いま郭釋による。

亦則は奕則。この句を薛氏以來「亦則於女」と釋するも文義をえがたく、下二字は殷民の壞文とする郭釋がよい。大系にいう。

　亦字讀爲奕、大也、則字葢讀爲惻、殷民二字、原文頗類於女、釋作於汝、文義難通、今以形近之字推定之、葢字有泐損、薛氏疑爲於女、故摹杂亦趁是也、亦惻殷民者、猶言視民如傷

思うに亦は奕喪の奕。則は鼎に銘刻する象で典刑の義があり、奕則は奕刑に同じ。兮甲盤に「則亦井」という奕刑である。殷に敗德あり、天はこれに奕喪を降し、文武に大命を與えたことをいう。殷周の革命をいう語である。

「乃聖祖考」とは師訇の祖考をいう。祖考に聖を冠していうのは、大克鼎「厥聖保祖師華父」の例と同じ。殷周の際のことであるから、この祖考は遠祖の意である。差は左の繁文。列國の器に例が多いが、このころから用いられたものであろう。先王は文武以來の諸王をいう。師訇の家は、周初以來、周に臣事協力した舊族である。

厥の下二字は字形が明らかではなく、吳・于二家は缺釋、大系には股肱の省文とし、「左傳僖廿六年、昔周公大公、股肱周室、夾輔成王、語例相近」という。近出の師克盨に「干害王身、乍爪牙」の句があり、その字と比較すると、銘文は爪牙の壞文である。夾亶は禹鼎にもみえる。夾亶左右は爾雅釋詁にいう「詔亮左右」に當る。奠は定。克鐘に「專奠王命」の語があり、禹毀に「奠保我邦我家」とみえる。

「盭龢雩政」の盭龢を、大系に厲躍とよみ、「盭讀如戾、在此當讀爲厲、龢與踚通、盭龢猶言發揚踏厲也」というが、發揚踏厲は武舞の象をいうもので、この場合語意が適當でない。文錄には、「盭卽戾字、戾之與和、反正同訓、猶亂亦訓治也、優哉游哉、亦是戾矣、言其和也」と論じて、反訓の同義字を列したものとする。優哉二句は小雅采菽の文。盭龢の二字同義であることは一應考えうることで、龢には和協の義があり、盭もその義に近い字であろう。龢は番生毀「龢于大服」・叔向父禹毀「龢于永命」のように用いられ、また無㠱毀「龢克王服」・微䜌鼎「康龢魯休」のようにもいう。從つて盭も和協の義とみてよく、康・定の意であろう。字は砧上に糸を毆ち、絲を練治する象を示す字であるらしい。

「肆皇帝亡旲」は毛公鼎「肆皇天亡旲」と同語。皇帝は皇天。郭氏いう。「知古言皇帝卽皇天、書呂刑、皇帝哀矜庶戮之不辜、又、皇帝淸問下民、僞孔以爲帝堯、據本器、可斷言其非」。帝と天とは、當時すでに同義語として用いられている。天はなお人格的なものとして把握されていたのであろう。旲は無射の射の初文。のちの射とは字原を異にする字である。

「臨保我厥周雩四時」は毛公鼎の「臨保我有周」と同じ。厥は其と同じく領格の介詞に用いる。令彝「明公尹厥宦」のごとし。四方は周の支配する諸國をいう。師克盨に「專有四方」の語がある。

「民亡不康靜」は毛鼎にいう「大從不靜」の靜、康靜は治安を得ることをいう。

以上第一段、殷周の際より師訇の遠祖に肇國治業の功あることを回顧し、今の危局に臨んでその祖業を想い、王室に勤勞することを要請するのである。

王曰、師訇、哀才、今日天疾畏降喪、秉德不克妻、古亡丞于先王、卿女彶、屯卹周邦、妥立余小子、𤔲乃事、隹王身厚𦗈

時艱をいい、師訇に綏立の功あるをいう。哀才は哀哉。禹鼎に「哀哉、用天降奕喪于四國」とみえるが、それは噩侯駿方叛亂のことをいうものであつて、このときのことと同事ではない。下文に幼子綏立のことに及んでいるから、この文にいうところは厲末大壞のことであろう。今日は縣改毀に「其自今日」とあるほか所見なく、積微居に日を下文の天につけて旻天とし、日は旻の壞文であるとする。

　此云今日天疾畏、文義與他古文不類、尋詩大雅召旻、旻天疾威、天篤降喪、此銘文與彼同、卽承用詩經之文、下文云、匄其萬思年、亦本大雅下武篇於萬斯年之語、可證也、余疑銘文日字、當讀爲旻、旻字从日文聲、此省聲存其形也、……古器金文、多有省略不具

こうして楊氏は、趣と走、皇と自、旂と㫃、旦と日、吉と士、忠と由の例をあげて日を旻の省文とし、毛鼎の「敃天疾畏」を以て旻天の語のある證としているが、毛鼎の文は四字で句、本器は「哀哉、今日、天疾畏降喪」と降喪の語を加えており、宋刻に誤がないかぎり、このままで通ずる。時艱を訴える語としても、今日という語がよく、單に今というのは妥當でない。

「秉德不克妻」は難解の語とされ、大系に「首謂元首、首德謂君德也、妻卽規字、正也」、また文錄には「降喪首德、不克盡古」と釋するが、文意をえがたい。首字の釋に問題があるようであり、

字はおそらく秉の壞文であろう。伯𢦚毀・善鼎に「秉德共屯」の語あり、虢叔旅鐘に「秉元明德」とみえ、德に對しては秉という。秉德の主語はもとより王をいう。㚃は肅の初文。規を持つ象であるが規の字ではなく、畫圖を成す所以のものである。卜文に子㚃の名があり、のちの子姓國蕭はその後であろう。遣者鐘の「肅哲聖武」の肅はすでに篆體に近くかかれ、また叔夷鐘・●鎛では肅に作る。政德・義政を肅しむ意に用い、本器の「不克肅」もそういう目的語のあるところで、これを略したものである。古は故。丞は承。「亡承于先王」とは先王受命の業を失墜するをいう。語意の激烈なることから推して、厲王奔彘のことなどを指しているかと思われる。

卿は嚮。彶は毛公鼎に「司余小子弗彶」の彶。郭氏は汲々の意とするも、急と同原の字で、詩六月「我是用急」と同じく儆戒の意である。鹽鐵論繇役に詩を引いて字を戒に作つている。また書の洪範の鄭注に、「急、促自用也」という。緊急對處の意である。屯は字形を損しているが、敬邺・虔邺・雁邺などの語から推して、屯邺としてよい。妥は綏、立は位に卽かしめる意。小子擁立のことをいうものであろう。𢦏は載。文選に「荀子榮辱、使人載其事、注、載行也、任之也」という。卜辭に「𠙹王事」というものが多いが、𠙹は載の初文。「載乃事」は「載王事」と同じ語例である。厚䪓を大系に「皆疑旨之繁文、旨美也、善也」という。文錄には厚賴と釋するが、字はおそらく令毀の「用䪓後人享、隹丁公報」とある䪓の異文であろう。䪓には至・致の義がある。厚䪓は廣啓と語義近く、叔父禹毀「廣啓禹身」・番生毀「廣啓厥孫子于下」・士父鐘「用啓士父身」など、みな某身あるいは孫子の語を以て承けている。これによつていえば、先生の遺業が失墜に臨んだとき、

師詢はよく職事を完うして余小子を綏立し、王の身を護つて遺業の廣啓につとめたことを賞する語である。宣王擁立のことは史傳によると召伯虎の事功とされているが、もとより一二の王臣の力でなく、師詢なども大いに與かつて力のあつたものであろう。

以上第二段。時艱に當つて匡濟の功のあつたことをいう。

今余隹𤕌𩐁乃令、令女叀雝我邦小大猷、邦居潢辪、敬明乃心、率以乃友、干吾王身、谷女弗以乃辟圅于𡢁

輔弼の大任を囑する辭である。文は毛公鼎の冊命と酷似しており、毛鼎にも

王曰、父厝、今余唯𤕌先王命、命女亟一方、𢍏我邦我家」　女毋敢妄寧、虔夙夕、叀我一人、雝我邦小大猷」　𩒨夙夕、敬念王畏不賜」　以乃族、干吾王身」　俗女弗以乃辟圅于𡢁

などの語がある。

𤕌𩐁は再認の意であるが、乃命とは師詢がかつて受けた命で、おそらく先王の冊命であろう。惠雝は毛鼎では「惠我一人、雝我邦小大猷」と上下に離析して用いられている語である。「邦居潢辪」も難解で、文錄に「邦佑潢辪」、文選は佑を弓に從い、潢を堇に從う字とする。毛鼎「邦酳害吉」とあるのと似た語であるが、この文では上文の「王身厚䪓」と同例の句であろう。居はあるいは彊のように弓に從うて邦域をいう語、あるいは邦君諸侯という語かも知れない。上二字名詞ならば潢辪は動詞とすべく、廣乂などの義でもあろう。他に類語がなく、適解をえがたい。「敬明乃心」は𨚔毀にみえる。「率以乃友」以下は毛鼎の文と語意同じ。友は友官。谷は欲。乃辟とは王、圅は陷、𡢁は艱。以上は冊命の辭、時局の匡濟を以て託するものである。

易女秬鬯一卣・圭瓚・尸允三百人

賜與をいう。圭瓚は圭瓚。鬯酌に用いる玉器である。尸は夷。文錄に「厥邑三百人」、文選に「夷邑三百人」とするも、邑若干人という例なく、允は郭釋のように𤕌の省文とすべきであろう、𩰫毀には「尸臣十家」の語がある。當時夷種のものが多く徒隷として使役されていたことが知られる。

詢䭫首、敢對䚄天子休、用乍朕剌且乙白同益姬寶毀、詢其萬由年、子々孫々、永寶、用乍州宮寶

詢毀及び本器には、何れも單に稽首といい、拜稽首と稱していない。毛鼎にもその廷禮のことを記していないが、あるいは宥命があつて下拜の禮を行なわなかつたものか、戎衣のため拜舞をなしえなかつたものか、何れとも知りがたい。もし師詢や毛公厝が共和期の執政者として軍國の大事を擔當する者であつたとすれば、あるいは下拜の禮を略するなどのこともあつたかも知れない。

剌祖乙伯同益姬は、詢毀に文祖乙伯同姬としてみえる人である。同とは同氏より來嫁したもので、益がその廟號であろう。乙伯のように、なお干名を用いていることが注意される。萬思年は詩の思齊「則百斯男」、下武「於萬斯年」、また叔夷鐘「百斯男」の例からみて、「萬斯年」と同じ。州宮を文錄に世宮と釋するが、やはり州と釋すべきであろう。

隹元年二月既望庚寅、王各于大室、𤼈內右詢

銘末に廷禮を記すこと詢毀に同じ。宮名を記していないが、おそらく州宮で、師詢の宮廟であろう。詢毀の射日宮も、あるいは詢の宮であるかも知れない。何れも在周をいわず、王は周都の外にある

ようである。𤼈は初期金文に𤼈子關係の器が多くみえ、中期以後には卯毀の𤼈季・𤼈伯、同毀・康鼎の𤼈伯、蔡毀の𤼈などがあつて連綿たる勢家である。しかしこの期の𤼈は、あるいは厲王期の好利の人といわれた榮夷公であろう。

末一字は夗のような字形を殘しているが、詢毀の銘末に「益公入右詢」とあつて、詢字であることが知られる。禹鼎や本器のように、宋刻の未詳のところも、新出の器によつてその字形を確かめうるところが甚だ多いのである。

訓　讀

王かくのごとく曰く、師詢よ、丕顯なる文武、天命を孚受し、殷民を奕則せり。乃の聖祖考、克く先王を左右し、厥の爪牙と作り、用て厥の辟を夾𥂴し、大命を奠め、政に盭勵せり。肆に皇帝哭ふこと亡くして我が周と四方とに臨保したまひ、民、康靜ならざるは亡かりき。

王曰く、師詢よ。哀しいかな、今日、天疾畏にして喪を降せり。德を秉ること肅しむこと克はず、故に先王に承くること亡し。

嚮に女彶(つつし)みて周邦を純邺し、余小子を綏んじ位あらしむ。乃の事を載(おこな)ひ、これ王の身に厚䪓あらしめたり。

今、余これ乃の命を𤕌𩐁す。女に命じて、我が邦の小大の猷を惠雝せしめ、邦居を廣辪ならしむ。乃の心を敬明にし、乃の友を率以して、王の身を扞敔し、女の、乃の辟を以て艱に陷れざらしめむ

ことを欲す。
女に秬鬯一卣・圭瓚・夷嚂三百人を賜ふ、と。
詢、稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て朕が剌祖乙伯・同益姫の寶段を作る。詢其れ萬思年、子々孫々、永く寶とせよ。用て州宮の寶を作る。
これ元年二月既望庚寅、王、大室に格り、㚇内りて詢を右く。

參　考

師克盨・禹鼎・塱盨・毛公鼎など、本器とともに天の疾畏降喪をいうものは、西周後期の喪亂の時代、たとえば十月之交前後の天變地異、厲末の大壞、共和期の天位曠絶の危機など、非常の時局を背景とするものであり、詩の周頌閔予小子以下の衰亂を歎く廟歌とともに、西周末期の政情をうかがうに足る貴重な資料である。變雅詩篇中の社會詩・政治詩とともに、春秋期に移行する西周社會崩壞期の消息を示すものといえよう。

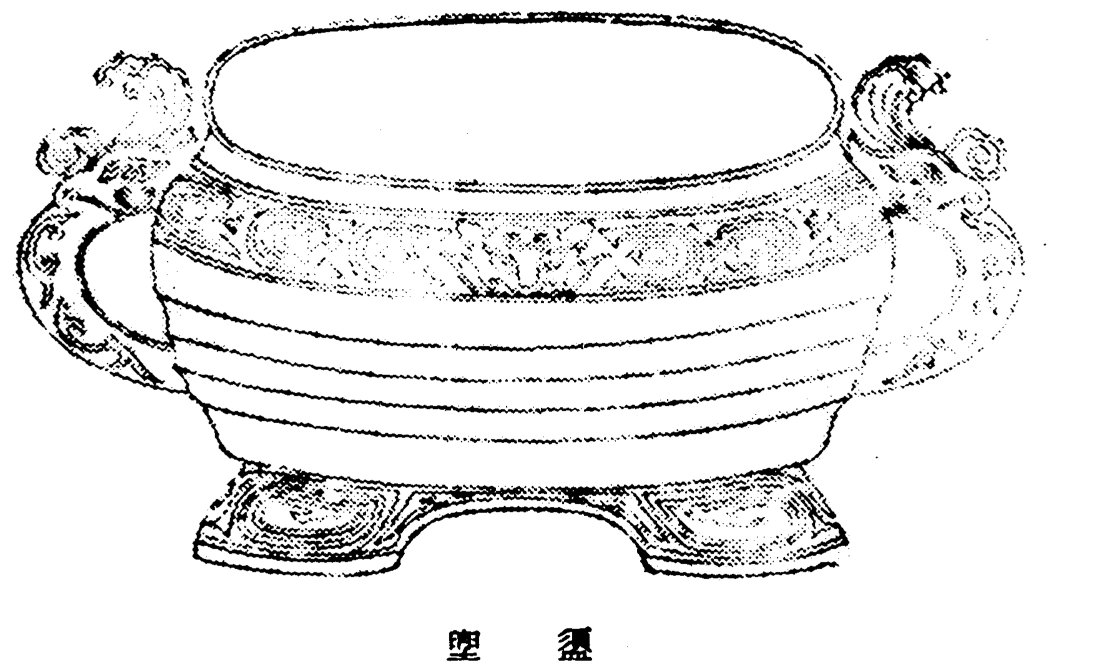
器銘は詢段とともに文武の受命に遡つて說き、殊に本器では殷民を奕則したことにふれているのは、特に意があつてのことであろう。師氏の職には東方出自の者が多く、成周庶殷を以て構成する殷八師、また西六師などには東方系の貴游が師氏の職につき、また諸夷を以て編成する部隊も多くその管轄に屬した。師酉・師詢の隸下にそういう異族異種が多く屬しているのはそのためである。師詢の二器は何れも銘末に紀年を記し、文祖を乙伯というなど、東方系の諸特徴を示している。殷周革

命のとき、東方系にして周に加擔した部族も相當あり、また鼎革の後に西方に遷された雄族も多く、かれらはいわば歸化族として、そのすぐれた文化と技術とを以て、畿內の有力な勢力となつていたと思われる。

西周後期において、西周の貴族社會は政權の爭奪をめぐつてしばしば分裂し、最も典型的には皇父の向への遷都、また厲王奔彘などの爭亂となつたが、このとき軍事力をもつ師氏の向背は、その政治勢力に大きな影響を與えた。師詢がおそらく自己の宮廟に王の出幸をえてこのような册命を賜うているのも、右のような事情によるものであろう。

器銘にしるす日辰に誤がないとすれば、それは宣・幽はもとより、夷・厲にも入りがたいものである。また共和元年に師兌の元年段をおくとすれば、この器はその譜にも屬しがたい。かりに厲王十六年說・十二年說をとるも錄入しえず、郭氏のように三十六年說ならばその元年に錄入しうるが、三十六年說ではまた厲王期諸器のうち繫屬しがたいものを生ずる。師兌元年器を以て共和元年とすると、三年器はその譜に入らず、おそらく共和期には執政の交替による紀年の改稱のことが必らずあつたことと思われるが、師兌二年器を第二次改元の三年におくとき、本器は第三次の元年に辛うじて收めうるのである。まことに異常のことであるけれども、紀年銘による曆譜構成の上で、二師兌と本器は、諸王の曆譜に入りがたく、斷代上の最も大きな障碍をなしている。この三器の紀年日辰を滿足させる方法は、いまのところ右のような假說を試みる以外にはない。そして以上を通じて考えうることは、共和初期にはおそらく師龢父が元老として國事を秉掌し、ついで師詢が王室を擁して執政となり、最後には毛公厝が國事を攝したであろうという、執政の交替ということである。共和とよばれるものは、このような政權のあり方を稱したものと思われるが、しかしこれを確かめうる資料があるわけではない。銘辭の內容と、曆譜編成上の要求から、そういう推定がなされうるというにとどまるが、他に調整の方法もないことであるから、一應この假說を述べておくのである。

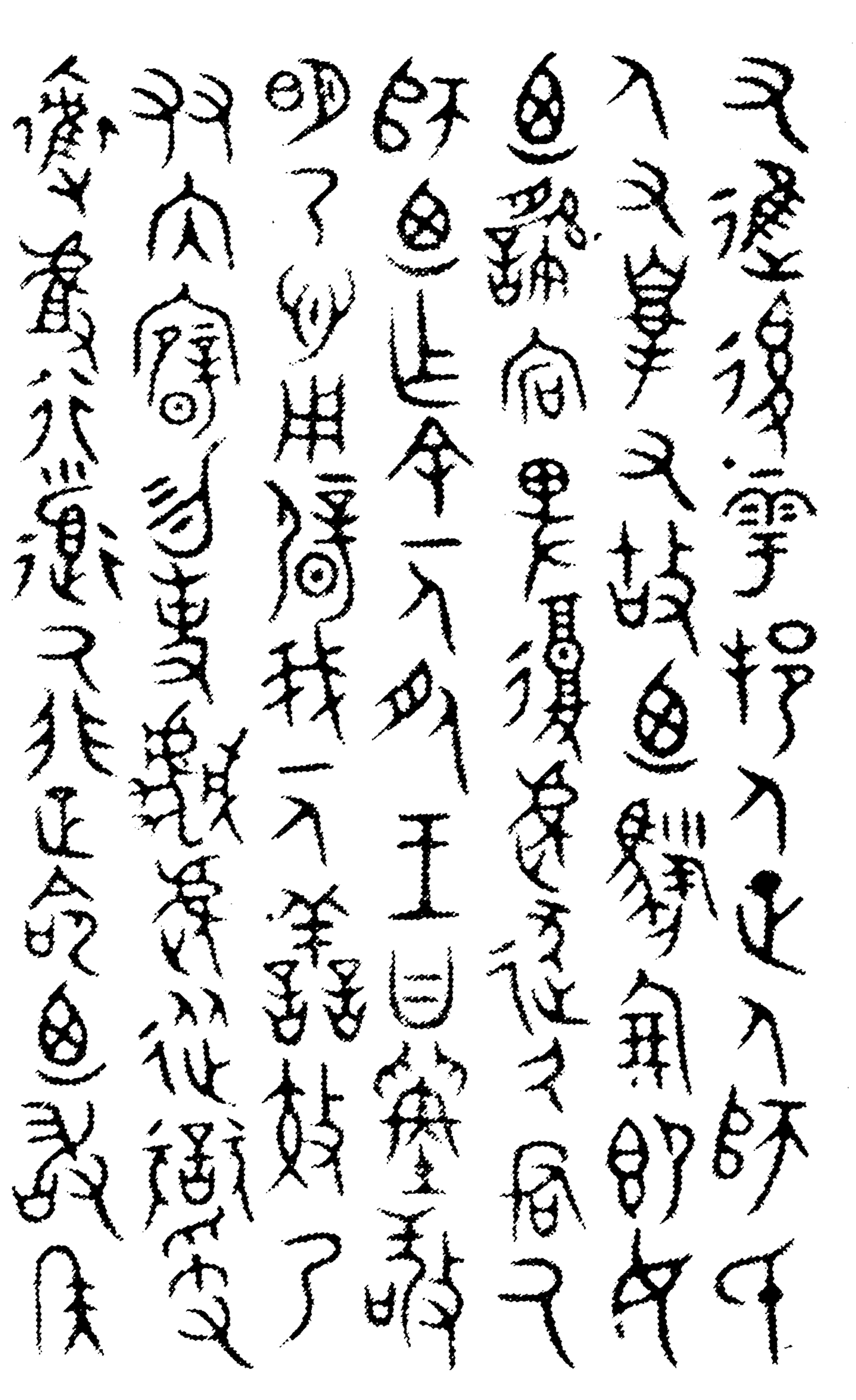
一八四、塱　盨



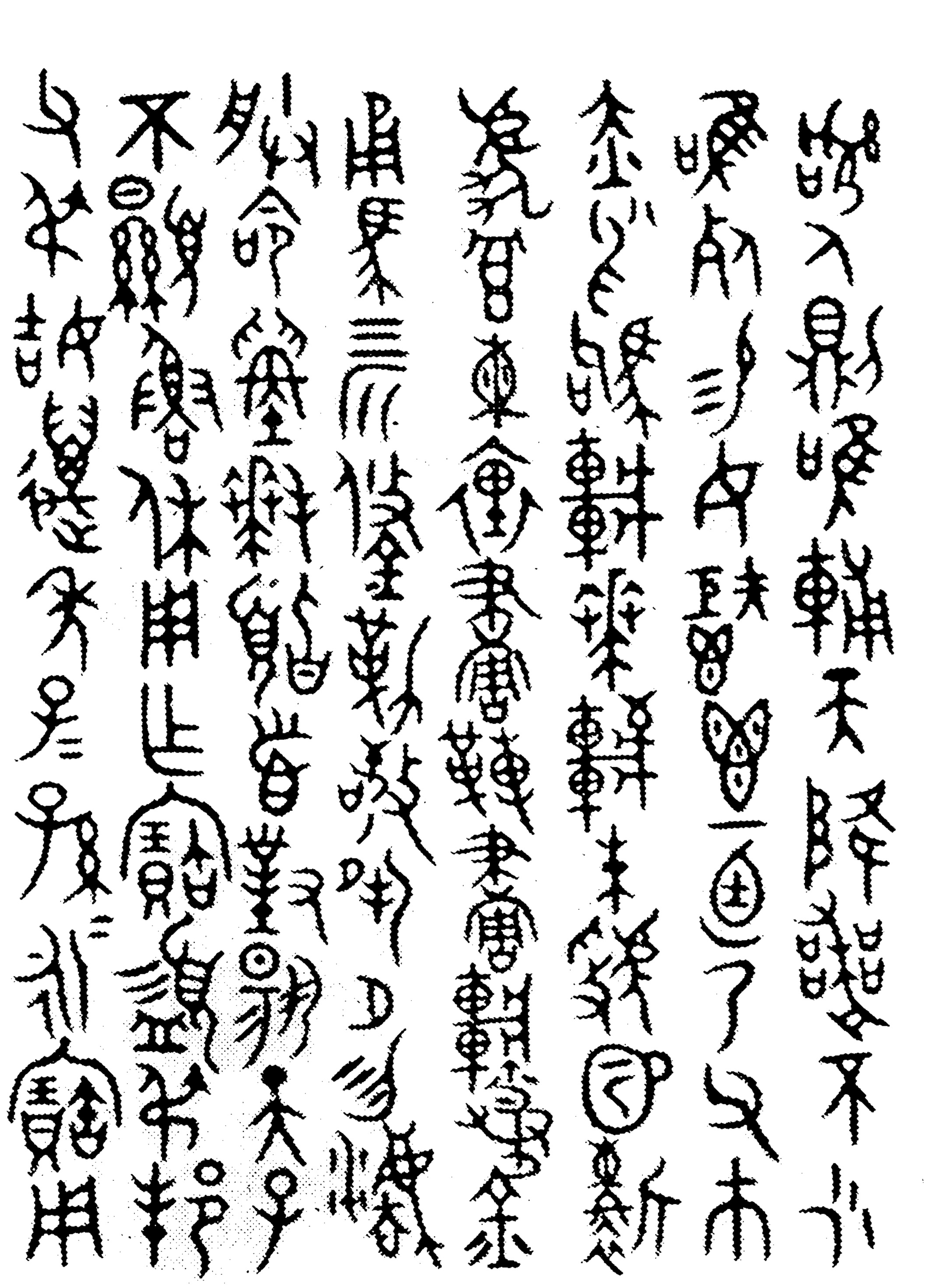
塱　盨

器名　寅簋（考古）
時代　宣王（大系）
出土　「得之京兆」（考古）
收藏　「睢陽王氏藏器」（考古）
著錄
器影　考古・三・三四　大系・一二九
銘文　薛氏・一五・九　大系・一三二・一三三
考釋　古文審・八・五　拾遺・上・二八　大系・一四〇
文錄・四・四　文選・上三・二　積微居・一四一
器制　考古にいう。「高四寸有半、深三寸六分、縮尺有一寸、衡七寸半、容斗有二升四合」。考古以下多く簋としているが、器制は明らかに盨で、大系に盨と改めている。失蓋、兩耳犧首、鹿角狀の飾りがあり、口下に環帶文、器腹は瓦文である。

銘　文　一五行一五七字。銘はその前半を失しており、あるいは二器分載のものであろうが、鐘銘以外に器銘を分載することは殆んど例のないことである。あるいは秦公殷のように器蓋に分刻したものかも知れない。



（上缺）　又進退、雩邦人正人師氏人、又辠又故、廼□倗卽女、廼繇宕、卑復虐逐厥君厥師、廼乍余一人咎



大系に「文體亦與毛公鼎相類」という。もし銘を器蓋に分載したものとすれば、秦公殷の例では銘をほぼ折半しているから三百字を超える長銘となるはずで、盨として最も長銘であるばかりでなく、西周期のものとしては、大盂鼎・大克鼎を超え、毛鼎・曶鼎・小盂鼎につぐ雄篇である。語彙・語法にも注意すべきものが多いが、完篇でないことが惜しまれる。

「又進退」は卯殷に「今余非夢先公又進退」とみえ、人を任免黜陟する意であるらしいが、上文の主語を缺くため文義不明。下の「又辠又故」と對文であるらしい。邦人・正人・師氏人を郭氏は邦人猶邑人、奴隷之從事生產者也、正人政人、胥徒之屬、師氏人卽卒伍、奴隷之從公務者也と解し、何れも極めて卑賤なものとみている。これに對して積微居には、爾雅釋詁云、正長也、正人謂長官之部屬也、師氏乃軍旅之稱、彔戜卣云、女其以成周師氏、戍于古自、是其證也、師氏人謂三軍之徒屬也とし、邦人には言及していないが、すべてを奴隷とする郭釋には從つていない。

邦人は邑人というに近く、師酉殷に「嗣乃且啻官邑人虎臣」の語があり、その下に諸夷の名を列している。詢殷にも「啻官嗣邑人・先虎臣・後庸」とみえるもので、師職の直轄する戰鬪部隊である。春秋期に國人と稱するものと語義が近い。古くは氏族國家を邦といい、宗周鐘に廿又六邦とあり、みな邑居していたので邑人ともいう。邑人とは邑の構成員であり、戰鬪部隊に編成されることもあるので、先虎臣・後庸とも併稱されるのである。正人とは有司であろう。また師氏人とは師職のもとに直屬するものと考えられ、また戰鬪の要員である。曶鼎に王人の語があり、爭訟の辨理に當つた井叔は、王人たるものがその身分を賴んで違約行爲をするのは不都合であると述べているが、この王人に對して異姓諸族のものを邦人と稱しているのであろう。

以上は何れも軍旅のことに從うものであるから、自然暴虐不法の罪を犯すものが多かつたのであろう。故も罪をいう。拾遺に十月之交「無罪無辜」の句を引いて辜と釋している。罪辜はしばしば特權のかげに行なわれるものであるから、これら軍卒の不法行爲を嚴重に戒めて、罪辜あるときは直ちに連類逮捕し、女に引渡して處斷させよという意であるらしく、軍律を正す士師の職事を命ずるものとみられる。□倗は未詳。郭氏は耤の異文とし、字形を「象人有毛髮、𨰲〻操耒而作之形、从馬者、古耕耤亦用馬也」という。馬と𨰲の形に從うとするものであるが、耕耤說は邑人等を奴隷生產者とする解に牽合したものに過ぎない。倗は朋友の朋の初文であるが、二字連讀して連帶の意であろう。逮捕繫縛の意をも含むものとみられる。卽は理法に卽かせることをいう。鬲攸從鼎に、「史南卽虢旅」とある卽の義である。女とは㘡をいう。

「廼繇宕」の廼は積微居に「猶若也」というのがよい。乃と同語で、令鼎に「乃克至」、また曶鼎「乃弗得」など、みな假定の條件をいう。繇宕は宋刻の釋である。郭氏は「猶淫怠、謂猶夷放蕩也」として檢束を失する意とし、楊氏は「說文、繇隨從也、宕繇過也、繇宕殆是寬縱其過之義」と解し、大旨は郭說と同じ。宕は不嬰殷に宕伐の語があり、繇宕とは迭宕不羈、忌彈なき行爲をいうものであろう。上文の罪辜に對し、必らずしも犯罪的行爲ではないとしても、不法に他を侵凌することをいう。

卑復以下はまたその甚しき行爲を示し、君長を侵してこれを威虐し放逐するをいう。㘡にこれら異邦諸邑の秩序の維持を以て命じているのは、周がその支配を維持する所以でもあるからである。以上の文意を大系に要約していう。

上級之有司、平時怠慢、不喜檢束、待到於僚屬有所進退、以及下層民衆有罪有辜時、乃遣屬員奉聞于㘡、已仍淫怠、復使僚屬民衆、終至猖獗、至有逐君逐師之事

そしてこのような事態にも、「不親㳘、僅憑遣僚屬、來告于㘡」ということでは、天子に憂を遺す行爲であるとする。周司怠慢にして事を豫防しえないのみならず、事起るも自ら㘡に報告もしないで、逐君逐師の大事を招いてはならぬとするのであるが、そのことはすなわち㘡に命ぜられている職事なのである。

楊氏は「此銘自來釋者、皆未能盡通其讀」として、その解釋を示していう。

文意謂、若對於邦人及長官軍旅之部屬有罪過者、寬縱不治、則彼等將益無所畏忌、進而虐逐其君長、於是乃爲余一人之咎過也

下文に「勿吏䛗虐從獄」のような語があり、これと照應するところの文であるから、ここは治民の要を教戒した語とみられる。郭氏の解は奴隷の叛亂を豫想したような語意であるが、下文にみえる治安策は必らずしもそういう事態を豫想したものでない。また楊説は一般官治の要を説くようであるが、厥君厥長とは、塱が責任者として官治している異族諸邦の君長で、この文にいうところはいわば殖民地政策と解してよいものである。塱が邑人・正人・師氏人を率いてその行政、おそらくは主として租徵の賦納に當つているのであろうが、その從事者がその地で暴虐を行い、諸侯の君長を畏迫し放逐するような行爲を嚴に戒しむべしとするもので、そういう殖民地行政に關する注意事項であろう。

王曰、塱、敬明乃心、用辟我一人、善效乃友內辟、勿吏䛗虐從獄、爰奪䖒行道、厥非正命、廼敢疾嚙人、則唯輔天降喪、不廷唯死

王曰の語は、上文になお幾條にもわたつて述べられていたのであろう。毛公鼎においては、文首に「王若曰」とあり、以下「王曰」を四たびくりかえしている。塱は初期の塱方鼎の塱と同名である。塱方鼎は今の銘は僞刻であるが、あるいは別に粉本があつて作られたものかも知れない。その銘では、塱は周公に從つて東夷を伐つたことが記されている。

「敬明乃心」は師訇毀にもみえる。辟を大系に弼と訓するも、叔夷鐘「辟于齊侯之所」の語例によると辟事の意である。「善效乃友」は毛公鼎「善效乃友正」と同じ。效は敎。內は入。內辟を文錄に「入輔弼」、積微居に「入而事君」の義とするが、上文の辟君・辟事の辟と字を異にしており、辟治の義で法をいう。內辟とは法則に就かしめる意で、それを具體的にいえば、下文のごとき行爲を禁ずることに外ならない。

「勿吏䛗虐從獄」について、積微居に「䛗虐失之猛、從獄失之寬、皆非執中用法之道也」というが、二者何れも暴虐の不法行爲をいう。䛗は音暴、周禮大司徒十有二敎の第七に、「以刑敎中、則民不䛗」とあり、䛗虐とは刑禁を犯す意である。從獄は蔡毀に「女毋弗善效姜氏人、勿吏敢又疾止從獄」とあつて、「疾止從獄」とは本器の「䛗虐從獄」に當る。從獄とは瀆訟・放縱のことであろう。「爰奪䖒行道」は、毛公鼎に「勿雍逮庶民賓、毋敢龏橐」とあるものに近い。爰を大系に受と釋するも爰であろう。爰奪二字、同義連文である。䖒を大系に徂往、文錄・積微居に叉取とするが、許子鐘「中翰䖒攜」の䖒とも解しえよう。且の繁文である。爰奪・行道は何れも不法な侵奪の行爲で、路劫・宮市に類する犯罪であろう。䛗虐從獄・爰奪行道の二事は、勿吏にかかる禁令のことである。

「厥非正命、廼敢疾嚙人」とは、正當の理由なくして拘執者を故縱するをいう。疾は蔡毀に「勿吏敢又疾止從獄」とある疾と同字。郭氏は疾止は鈦趾にして脚鉗の刑であり、本器の文も「鈦訊人、猶言拘訊人」と解するが、それだけならば下文に「輔天降喪」とつづくような重大な犯罪行爲とはいえない。蔡毀の疾止從獄とは故縱の意であるから、もし拘執者を正當の理由なくして解放するならば、天の激怒を蒙るであろうとするのである。犯罪者は古代の觀念においては神威を瀆したものであり、それゆえに罪人に對しては神に對する贖罪として刑罰が行なわれる。灋が廢を意味し、修祓のための廢棄を原義とする文字であることは、そういう古代法の觀念を示すものである。これによると塱の管掌するところには、多くの嚙人、すなわち俘囚の徒がいたようである。

輔天は尃天。普天に同じ。拾遺に上文よりの意を要約して、

此云乃非正命、廼敢疾害拘繫無辠之人、則唯輔天降喪者、言不用中正之命令、廼敢疾害拘繫無辠之人、則爲輔助天降喪災也

といい、「輔天降喪、猶昭二年左傳、鄭公孫黑曰、無助天虐」と説き、輔を輔助とみているが、下文の「不廷唯死」の句と語氣がつづかない。

「輔天降喪」とは天が喪を降してこれを罰すること、すなわち「不廷唯死」ということに外ならない。不廷とは朝命を奉ぜざるものをいう。毛公鼎に「率懷不廷方」とある不廷である。文錄に不寧と釋し、「言天且降喪、不唯死也」というが、字形は殘泐しているけれども、不廷の語の當るところである。

以上、有司のものに對しては專恣の行爲を堅く禁ずるとともに、民人に對する態度についても嚴急に失することを戒め、また故縱のことのないよう注意している。毛公鼎の文と表裏するところが多い。被支配者、特に異族民に對する管理に深甚なる注意が拂われていたようである。おそらく塱の官司するところは、夷系諸族の被支配者たちであろう。

易女秬鬯一卣・乃父市・赤舃・駒車・奉較・朱虢𠭯靳・虎冟熏裏・畫䡇・畫轄・金甬・馬四匹・攸勒、敬夙夕、勿灋朕命

賜與をいう。師克盨・番生毀・毛公鼎にいうところと殆んど同じく、多少出入がある。このうち「乃父市」は塱の父が用いていたもので、大盂鼎に祖南公の旂を賜い、善鼎に祖の旂を賜い、師兌毀一に祖の市を賜うているのと同じ。これらの旂・市は册命のとき賜與されたものを、のち官府に奉納していたものと思われる。物の賜與には、その物に付與されている靈能の分與という觀念があつたのである。文錄に父市を黼黻の假借とするのは誤る。

塱拜頴首、對䫹天子不顯魯休、用乍寶盨、叔邦父・叔姞邁年、子子孫孫、永寶用

末文。普通ならば、「用作叔邦父叔姞寶盨」というところである。あるいは叔邦父・叔姞はなお在世にして、その壽考を求める意であろう。「天子萬年」・「㫚其萬年」は「我用匃屯魯雩萬年」善鼎のように、萬年の上にはいま存する人をいう例である。この器のように、父母の萬年をいうものは異例とすべく、この册命に父の市を賜うているのも、そのことからいえば何らかの事情のあることであろう。

訓讀

……進退有り、邦人・正人・師氏人において辠有り故有るときは、廼ち□朋して女に卽かしめよ。廼し繇宕して、また厥の君・厥の師を虐逐せしむるあらば、廼ち余一人の咎を作さむ。

王曰く、塱よ。乃の心を敬明にし、用て我一人に辟へよ。乃の友を善效して辟に入れしめ、覷虐從獄し、爭奪しおよび行道せしむること勿れ。厥の正命に非ずして廼し敢て嗞人を疾すことあらば、則ちこれ敷天、喪を降し、不廷をこれ死さむ。女に秬鬯一卣・乃の父の市・赤舄・駒車・𠦪較・朱虢𡇼䟆・虎冟熏裏・畫轉・畫𨊩・金甬・馬四匹・攸勒を賜ふ。夙夜を敬しみ、朕が命を灋すること勿れ、と。塱、拜して稽首し、天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て寶𤔲を作る。叔邦父・叔姞、萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

参　考

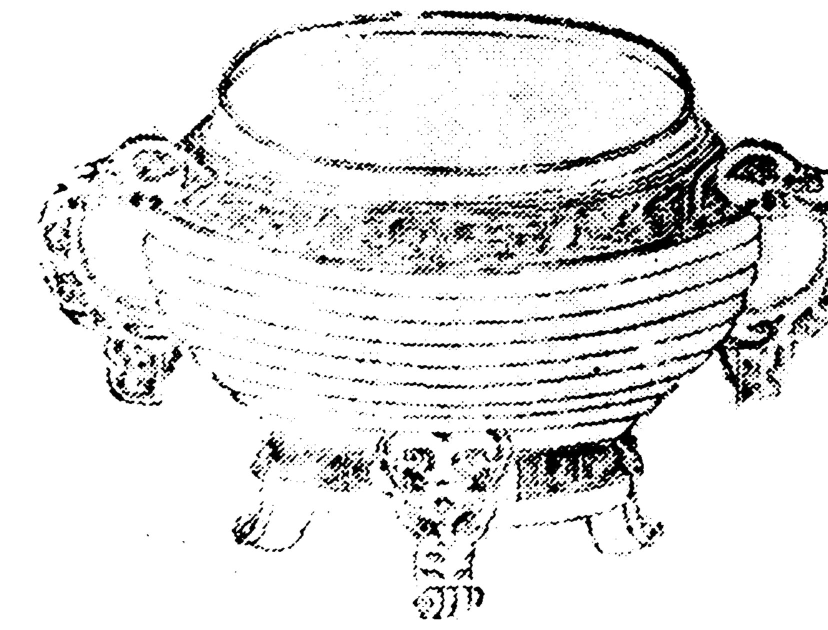
器の時期について、郭氏は文中の「虐逐厥君厥師」の句を以て、「則明指厲王奔彘事、此必爲宣世器無疑」としているが、その文は職事について戒愼すべきことを述べたもので、奔彘のような重大な事實を指すものではない、また唐蘭氏は、奔彘より宣王の即位まで十四年の間に、緊迫の狀態はすでに去つているのであるから、毛鼎等にいう事情はむしろ夷末厲初のことであるとする。陝西序言。しかし共和の時代が、唐氏のいうように秩序の回復しつつあつた時期であるとは容易に信じがたいところで、厲末以來の混亂は單に政情の如何による一時の問題ではなかつたようである。器銘は上半がなくて事情を審かにしがたいが、塱は周に內付している諸異族の管理に當つているらしく、この册命はその秩序維持を嚴命するものであろう。夷厲以來、東南諸夷との交渉はいよいよ密接かつ複雜なものとなり、畿內の事情が困難となるにつれて、周がその支配地に依存する程度も次第に重要性を加えてきているようである。周室東漸の勢は、夷末のころからすでにその趨勢を生じ、東方の經營も進んでいたのであろうが、厲王奔彘のこともそういう情勢と關係があるかも知れない。こうして宣王初年の大討伐によつて淮夷の勢力が壞滅し、その華化が進むにつれて、周室東遷の情勢が馴致されてきたのであろう。この器は、おそらくその經營の消息を示すものとみられるのである。文辭は毛公鼎に近く、器もまた共和期前後のものであろう。

一八五、鄭　段

器　名　郍段考古　毛伯敦集古

時　代　武王・集古　幽王・大系・麻朔・歯作賓

出　土　「右二段、得於扶風」考古



鄭　段

收　藏　「惟蓋藏於臨江劉氏（原父）、後又得一敦、敦蓋具全、藏於京兆孫氏」考古

著　錄

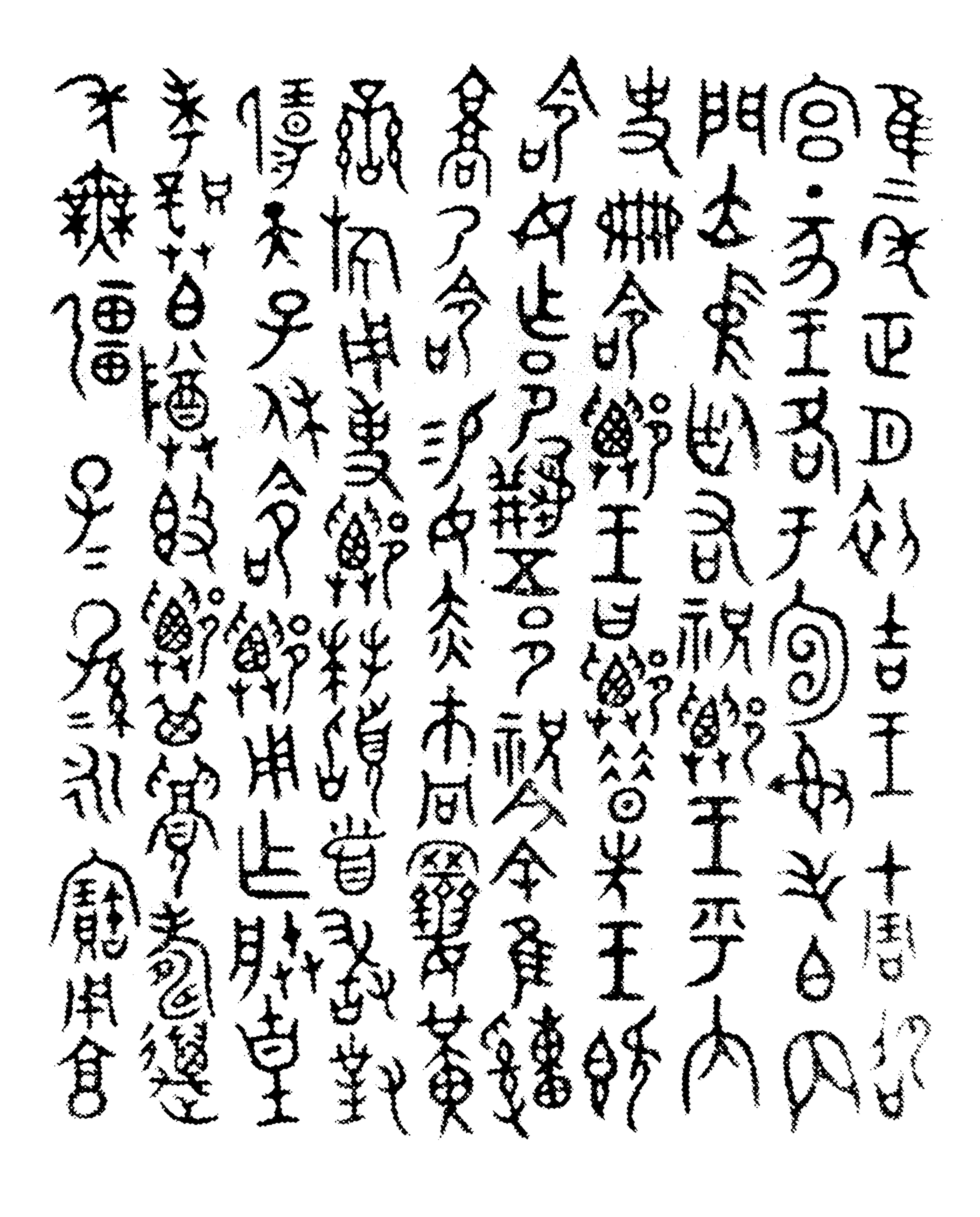
器影　考古・三・九

銘文　薛氏・一四・一一　又・石刻殘本　大系・一四八・一四九

考　釋　全上古・一三　古文審・六・七　文錄・三・一六　大系・一五四　文選・下二・二五　積微居・一二四

器　制　「（二器）制度款識悉同、高五寸有半、深四寸、口徑五寸九分、容六升一合、蓋徑六寸六分、高二寸四分一　圖は失蓋。兩耳犧首、珥あり、三小足にも獸首を飾り、足端は外折し輕く反轉している。口下に變様虁文、器腹瓦文、圏足部に方形雷文を畫いているが、この雷文はおそらく環帶文であろう。器制は敔段三に似ている。薛氏に器を三とするも、郭氏の指摘しているように、第三銘は第一銘と同じである。

銘　文　二銘。各一〇行一〇七字。



隹二年正月初吉、王才周邵宮、丁亥、王各于宣射、毛白內門、立中廷、右祝鄭、王乎內史、册命鄭

器の時代と日辰について、大系に幽王二年に屬していう。

知不屬于宣世者、以與師匌𣪘日辰不合、又此與師兌𣪘第一器相較、元年五月初吉既有甲寅、則二年正月初吉中不得有丁亥、又由師兌𣪘第二器校之、知元年二年均無閏、蓋本銘之丁亥、實在二月也、此與靜𣪘同例、靜𣪘云、隹六月初吉、王在𦨶京、丁卯、王命靜嗣射學宮、而下云雩八月初吉庚寅、丁卯與庚寅相隔廿四日、知是七月之丁卯、與六月初吉無涉

師詢𣪘・師兌兩器との比較よりしてそれらの日辰と合わず、ゆえに宣王の器に非ずとするものであるが、これは上記の三器を宣王期の器とする前提に立つてのことである。しかし師詢𣪘の日辰は、春秋より逆算してえられる宣王の譜には入らず、また孝・夷・厲の何れにも協せず、共和期にその元年を設ける他には處置しがたいものであり、兩師兌も元年と三年との日辰相銜接せず、かつ宣王の譜には入らぬものであるから、これとの比較を試みても時期推定の論據とはしがたい。かつその器制・銘文はむしろ夷・厲の器と近く、幽王にまで下るものではない。また日辰の計算上、靜𣪘の例があげられているが、靜𣪘には上下に兩日辰があつて紛れるおそれのないものであり、本器とは同例としがたい。もしこの丁亥が初吉に屬しなければ、初吉という要もなく、また殆んど日付けとしての意味を失なうものとなろう。器の日辰は一應孝王二年に入りうる。しかしその場合は、舀鼎にいう四月既生霸丁酉までの間に、一閏を加える要がある。他には、共和期を三年づつに分期して、その第二期の二年に入れることができる。その前後に兩師兌の器があり、前器には本器と同じく五邑の名がみえる。五邑はまた幽王三年の柞鐘にもみえるが、それはすでに王官ではない。そういう關係からいうとこの器は師兌兩器と同期ということが考えられる。ただこの場合、共和期の紀年についで特殊な取扱いをすることが前提となるので、その點に問題が殘されているといえるのである。

周邵宮とは康穆宮に對する康昭宮であろう。康昭宮は頌鼎にみえ、頌鼎が孝王期のものであるとすると、本器の時期もそれに近づけて考えることも可能となり、日辰もその二年と合うが、やはり時期が問題である。昭宮の字は邵に作る。積微居に、古本紀年穆王十七年、「西王母來見、賓于昭宮」の昭宮にして、金文では昭王を宗周鐘に邵王としるす例をあげている。

宣榭の名は虢季子白盤に、周廟宣榭において饗禮が行なわれたことを記している。考古にいう。

「宣榭者、蓋宣王之廟也、榭射堂之制也、其文古射字、執弓矢以射之象、因名其堂曰射、其堂無室、以便射事、故凡無室者、皆謂之榭」。しかしこの說は、孫氏が虢盤跋において論ずるように、武王のときすでに宣室あり、說文に宣を天子の宣室と解しており、宣は美名にすぎず、宣王の名をとつたものではない。

毛伯を郭氏は「當卽毛公厝」として毛公鼎の毛公とする。舊說では周初の毛叔とする說もあつて、考古に「按集古作毛伯敦云、劉原父攷、按其事謂史記武王克商、尙父牽牲、毛叔鄭奉明水、則此銘謂鄭者毛叔鄭也、……敦乃武王時器、此云宣榭爲宣王之榭、則非矣」という。これは後人の附說した語であろうが、器を武王期、毛伯を毛叔鄭と解するものである。毛伯の名はすでに班𣪘に毛伯があつて毛公・毛父ともよばれ、穆天子傳に毛班あり、孟𣪘に毛公趞仲あり、毛公方鼎・師毛父𣪘などもあつて、共懿期ころまで榮えた名族であり、後期に至つて毛公鼎の大器を作つている毛公厝もおそらくその族であろう。器は共懿期にまで遡りうるものではないから、あるいは毛公鼎の毛公で

あろう。本器の時期を定める資料としては、五邑の名が師兌兩𣪘にみえ、それとの關係が最も直接のものと思われる。從つて師兌𣪘の時期が明らかにされなくてはならぬが、兩器の日辰がつづかず、しかも兩器は一王の時期のうちに作られ、その册命において佐助を命ぜられている師龢父は宣王十一年の師𠭰𣪘において死沒が報ぜられている事實から、共和期中におくべき器と考えられるので、以上いくつかの可能性のうち、この器を共和期のものと推定しておくのである。

王曰、鄸、昔先王既命汝乍邑、𤔲五邑祝、今余隹𤕌𠷎乃命、易女赤市・同𦊔黃・䜌旂、用事

器をもし共和期におくとすれば、先王は厲王となる。乍邑は作邑。語は卜辭にみえ、作邑に當つて帝の若否を貞う例が多く、周初にも作洛のことがあり、洛誥・召誥にみえる。作邑とはそのような都邑の造營を掌るものであろうが、金文中にはこの官名の例がない。また併せて五邑の祝を命ぜられている。師兌の器に五邑走馬の職がみえ、左右走馬と並んで師龢父の官司するところであつた。祝は祝史の官であるが、これまた他にみえぬ官名である。鄸の本官は祝であり、廷禮においてすでに祝鄸の名を用いている。祝が作邑のことに當るのは、大保召公が作洛のことに當つたのと同じく、それは本來聖職者の名においてなされることであつたのであろう。祝鄸は先王のときすでに作邑と五邑祝とに任ぜられており、いま現王からその職の認證を受けたのである。𤕌𠷎は再命・確認を受ける意味で、師虎𣪘以下に習見している。

赤市・䜌旂は册命の賜與として常見、同𦊔黃は本器にのみみえる。大系にいう。

同𦊔黃𦊔字、當卽綅之異、說文、綅帛文貌、詩曰、綅兮斐兮、成此貝錦、今詩作萋、假借字也、毛傳云、萋菲文章相錯也、貝錦錦文也、……是則所謂同𦊔黃者、謂佩玉之呈絅色而有文者也

同𦊔黃は大克鼎の參同莽黃に類するもので、參と𦊔とはともに簪形に從う字である。玉黃に璣組綬纓を付したものであろう。𦊔の上部がその形を示すものとみられる。鄸は祝の職にあり、おそらくその職掌に用いるところのものを賜うたのであろう。

鄸拜䭬首、敢對𢊁天子休命、鄸用乍朕皇考龔白隮𣪘、鄸其眉壽萬年無彊、子〻孫〻、永寶用享

頌器に皇考龔叔・皇母龔姒の名があり、容庚氏はこの龔伯と兄弟輩であろうとしているが、器が共和期のものとすれば、時期はかなり異なるものとなる。頌器は孝王期のものと考えられるからである。

訓讀

これ二年正月初吉、王、周昭宮に在り。丁亥、王、宣榭に格る。毛伯、門に入りて中廷に立ち、祝鄸を右く。王、內史を呼びて鄸に册命せしむ。

王曰く、鄸よ。昔先王既に汝に作邑を命じ、五邑の祝を併せしむ。今余これ乃の命を𤕌𠷎す。汝に赤市・同𦊔黃・䜌旂を賜ふ。用て事へよ、と。

鄸、拜して稽首し、敢て天子の休命に對揚す。鄸用て朕が皇考龔伯の隮𣪘を作る。鄸其れ眉壽、萬年無彊ならむことを。子〻孫〻、永く寶用して享せよ。

参　考

この器に作邑のことがみえるのは、當時あるいは宗周に荒廢を來たすようなことがあつて、その修復を命じたものかと考えられる。この前後に、周が宗周の他に別都を造營したとみられる事實はないようである。これよりさき、詩の小雅十月之交・雨無正によると、皇父が別都を向に作つて正大夫も離居し、三事大夫・邦君諸侯も夙夜朝夕するものなく、「周宗既滅」と歌われている。皇父を金文の函皇父とすれば、おそらく夷王期のことである。皇父の遷都强行はまもなく失敗に歸したらしく、皇父關係の諸器は窖藏器として出土しており、都はまた宗周に戻つたのであろうが、厲末の政治的混亂のため、周都は再び荒廢に陥つたものと思われる。それで鄭に作邑を命じたが、その功の成る以前に厲王奔彘の變事が起り、修復のことはそのまま停滯していたのであろう。ゆえに共和期に入つてまもなく、前王の命を𤕌𠅏して、この册命がなされたのであろう。五邑のことは師兌二器にもみえ、周廟宣榭の名は宣王期の虢季子白盤にも記されており、器銘は共和中の周都修復の事業に關するものと解しうるようである。本器にみえる毛伯は、共和期末には毛公として、周室輔翼の大事に任じた人であろう。共和期のことは闕文の時期であるから、多く推測にわたることを免れないが、前後の事情を合して考えると、器は共和期はじめのものとすべく、その紀年日辰もまた、兩師兌の器によつてその曆譜の屬するところを考えることができる。

一八六、師毀殷

器　名　毀敦嘯堂　伯龢父敦續古

時　代　厲王大系・董作賓　共和・通考・麻朔　宣王年代考

收　藏　一、「趙周臣藏器」續古　二、「淸故宮舊藏」甲編(僞器)

著　錄

器影　一、博古・一六・二七　大系・七二　二、甲編・一二・三四(僞器)

銘文　一、薛氏・一四・一六　嘯堂・下・五三　續古・五・六　古文審・六・四　大系・九八

考　釋　大系・一一四　文錄・三・二六　文選・上三・一一　麻朔・四・三六　積微居・一三八・二五五

器　制　博古にいう。「八寸一分、深四寸三分、口徑七寸六分、腹徑七寸四分、容五升有半、重十有二斤、兩耳、此器圈足而下連方座、比他器爲稍異」。兩耳は雞首にして冠あり、珥なし。器制は牧殷・倗生殷・追殷の系統に屬している。口下に變様夔文、器腹と方座の主文は鳳文であるらしく、方座匡郭の外邊にも變様夔文をめぐらしている。兩耳に雞首を用いるものにはさきに条殷があり、のちには琱生殷がある。甲編にみえるものは、麻朔に僞器とするもので、追殷によつて倣製したものであるらしい。銘は博古によつて倣刻し行款同じく、缺字の部分も同じである。

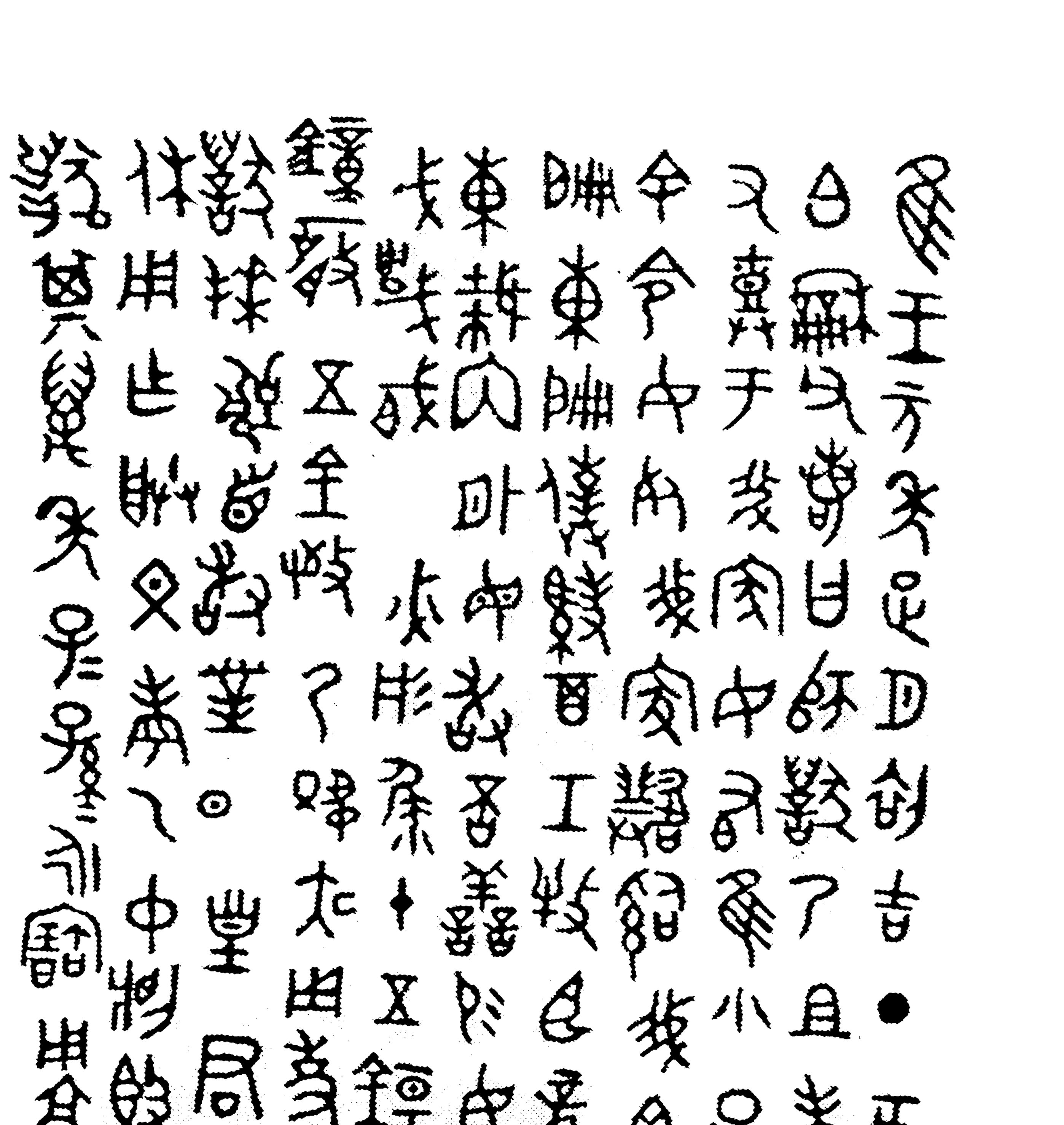


師毀殷

銘　文　器文　一一行一一三字

隹王元年正月初吉丁亥、白龢父若曰、師毀、乃且考又𤔲于我家、女有隹小子、余令女死我家、𬜮𤔲我西偏東偏僕駿百工牧臣妾、東栽內外、毋敢否善

この元年の日辰は、孝夷・宣幽の譜に合わず、ひとり厲譜にのみ適合する。從つて器は厲王元年に屬すべく、師龢父の死は宣王十一年の師嫠殷に記されているので、兩龢父を一人とし、かつ厲王卅七年説をとる場合、両器の間は六十二年となる。師嫠殷の日辰は厲譜にも入りうるものであるから、もし厲期に屬するとすればその間は十年であるが、師龢父の名は兩師兌殷にもみえ、兩師兌の器をその間もしくはその以前の譜に加えることは困難であるから、やはり師嫠の器を宣王に下す外はない。この年數の關係は、伯龢父が何人であるかを考える關鍵となるべきことであるから、まずそのことを指摘しておくのである。



博古に伯龢父を衞の武公に充てる説を出しており、後の伯龢父共伯和説の發端をなしている。その説にいう。

伯龢父者和衞武公也、衞自康叔有國、至武公已三世矣、武公能修康叔之政、平戎有功、故周平王命之爲公、今觀銘文、著伯和父若曰、則知代王而言者也

和の名が同じであること、若曰の語があ

ることを證とするものであるが、名同じきも同一人とは限らず、また「某若曰」というも王の代位者とは定めがたいことである。それで古文審にその說を非とし、「伯龢父不知何人、舊以爲衞武公、攷史記衞世家、武公名和、非字伯和也、何得坿會」と否定しているが、伯龢父共伯和說は、當代の硏究者の間には意外に支持者が多く、郭・楊・陳氏らはみなその說である。大系にいう。

伯龢父卽下師嫠段、師兌段等之師龢父、師嫠段作于十又一年九月、言師龢父伇、又言宰琱生入右師嫠、琱生乃宣王之宰、有召伯虎二段、可證、是則師龢父當是厲世人、至宣王時猶存者、又師兌段言、王命師兌、足師龢父嗣左右走馬、用知師龢父又曾任司馬之職、而師晨鼎・師艅段・諫段等器、又有司馬共、觀其文辭字體、大率乃上下年代之器、則司馬共當師龢父若伯龢父、合之則爲共伯和也

漢書古今人表注孟康言、共伯和入爲三公、本銘當是入以前事、王元年、乃厲王元年也

龢父はかつて司馬職におり、司馬共はその人であるとするのであるが、司馬共の名のみえる三器の日辰は孝夷厲の譜に入りがたく懿王に屬すべきもので、時期が異なり、牽合して一人とすべきでない。かつ龢父を共と稱する證も求めがたいものであるが、積微居にその說を「甚新而確」とし、ただその證明が迂曲であるとして、さらに補說していう。

余謂伯龢父卽共伯和、求之本器卽可瞭然、知者、彝銘屢見王若曰之文、非王而稱若曰者、僅此器之伯龢父、若非伯龢父有與王相等之身分、安能有此、且銘文首記命辭、次記錫物、末記對揚休制器、與其他王命臣工之器、無一不同、證一也

巻三下　七四三～七四四

尙書屢見王若曰之文、非王而稱若曰者、只微子與周公、除微子稱若曰義不可知、當別論外、周公若曰、只見於君奭立政二篇、二篇皆周公攝政時書也、證二也

以彝銘證彝銘、又以尙書證彝銘、則伯龢父非共伯和莫屬也、禮記曲禮篇曰、天子未除喪、曰予小子、知古天子有自稱小子之事、君奭篇曰、在今予小子旦、非克有正、又曰、今在予小子旦、若游大川、說者以周公攝政、故自稱予小子、今此銘記伯龢父自稱小子、與君奭篇周公自稱相類、則伯龢父又非以共伯和釋之不可、此又一證也

いわゆる共和については、周召二公の共和說と、共伯和執政說との二說があるが、楊氏は攝政說の立場から共伯和說をとり、

據史記十二諸侯年表、記共和元年、魯連子亦云、諸侯奉和行天子事、號曰共和元年、然則銘文之王元年、實共和元年、其稱王者謂攝王也

楊說の第一點はすでに博古にみえる。また吳東發の商周文拾遺にも、容庚氏の通考五六頁にも出されている說で、必らずしも新見ではない。若曰は册命のとき使臣傳語の辭であるから、もし巨室の者が陪臣に命ずるとき廷禮を執ることがあるとすれば、同樣の表現をすることもあるはずである。臣下にして若曰という例は、逸周書芮良夫解にもみえ、董作賓氏はこれを簡牘を以て傳語するときの形式であるとしている。王若曰古義また陪臣がその君長の休に對揚して器を作る例は周初以來多く、特に後期では卯段・伯克壺・不嬰段、新出の柞鐘のごときみなそれである。これを以ていえば、若曰の語によつて攝王と定めるのは勇決に過ぎるというべく、王若曰のところを王曰と稱する例も決して稀ではない。その意味では、第二點もまた論證の根據とはしがたい。周公攝王のことは書傳上の傳說とみるべく、金文にはもとよりその證をえがたいことである。第三點の余小子は王の自稱に用いるのみならず、金文では宗周鐘・叔向父禹段・單伯鐘等にみな自稱に用いる。本來祖考に對していう語であり、後期の器には「女小子」のように對稱に用いる例もある。これまた居攝の證とするに足らぬものである。最後の龢父共伯說については、のちにいう。

楊說は、郭氏の厲王元年說に對して共和元年說を提出したものであるが、のち再跋において寧鄉の廖海廷氏の推步を載せ、共和元年正月朔庚辰、八日に丁亥をうるという。これは吳氏厤朔の推步するところと同じで、厤朔もまた器を共和元年に屬しているのである。

陳夢家氏はその西周年代考に共和期金文として元年師毀段（伯和父）・元年師兌段（師和父）・井人鐘（和父）・十一年師嫠段（師和父）の五器を列し、これらの和父はみな一人にして衞武公・共伯和たる人であり、その執政は共和元年より宣王の十六年まで三十年に及んだとし、「金文伯和父或卽共伯和、師其王官也」と論じている。史記によると共伯和が衞侯となつたのは宣王十六年で、のち幽王を佐けて戎を平らげ、平王十三年に沒しているのであるから、陳說によると共伯和として執政の時期は三十年、のち衞武公として位にあること五十五年、通じて八十五年の間に及ぶ。武公が長壽の人であつたことは知られているが、いかにも事情に適しない說である。それで陳氏は、本器の時期を宣王に下し、その矛盾を多少とも免れようとする。

自共和元年至平王十三年共八十四年、設共和元年共伯和二十歲、則至其卒年壽百別四歲、國語楚

巻三下　七四五～七四六

語上曰、昔衞武公年數九十又五矣、猶箴儆于國、是武公本有長壽之徵、上述諸器、不得更在厲世、而銘文有惟王幾年、或在周之語、則當在宣王元年至十五年間、是時共伯和爲王官、故稱師、至十六年、繼爲侯稱公或侯矣

かくて陳氏は、禹鼎・敔段三の武公を衞武公であろうといい、禹鼎「政于井邦」・「武公廼遣禹率公戎車百乘」は、史記世家に「迎桓公弟晉于邢而立之」とある邢のことであり、邢は衞地に屬する地であつたとしている。すなわち和父諸器をすべて宣王期に下すものであるが、それにしても厲王奔彘のとき二十歲にして居攝し、執政三十年にして衞侯となり、在位五十五年にして崩じたとする年齡計算は、矛盾にみちているというべきであろう。また前記の紀年銘ある諸器の日辰は一として宣王期の譜に合うものなく、伯龢父・共伯和・衞武公の名をみな一人とする着想そのものに誤謬のあることは明らかである。

以上を要するに、本器の元年を郭氏は厲王、楊氏は共和、陳氏は宣王とし、同じく共伯和說をとりながらも三家みなその屬するところを異にしている。共和は史記の年表がこの期からはじめられていて、西周年數の知るべき上限とされており、以後の曆數に關しては疑問なしとされているものであるが、實はそれほど明確なものでなく、特に共和という名號の意味やその政體・政情も、文獻上なお多くの疑問を殘している。いま結論的にいえば、共和は共伯和に非ず、衞武公に非ず、龢父に非ず、大臣共和とする舊說が最も穩妥と思われるのであるが、それについては、龢父關係諸器の最後にまとめていうことが便宜である。

師殹の殹は宋刻は犬に從い、甲編は殳に從う。毀と關係ある字と考えられるので、殹と釋しておく。

師殹は師龢父の世臣であつたらしく、その先世の勳功ありしを述べ、職事を命ずることをいう。冀は条伯𢦏殷に「王若曰、𢀛、自乃且考、又冀于周邦」とみえ、文例同じ。勳の初文である。

「女有隹小子」を大系に「女又雖小子」と訓する。秦公殷に「余雖小子」の語例があるからであろうが、後の用法であろう。小子の語を楊氏は共伯和說の一證として「今此銘曰、伯龢父自稱小子」というが、ここは自稱ではない。自稱には余小子という。單に小子というのは、嗣子などをいう通常の語である。

我家は王室にも諸侯辟君にもいう。卯殷には燮公が卯に命ずるとき、我家と稱している。その家事の全體を管掌させるとともに、兼職として、西偏東偏の僕駿等を管理させるのである。䡅は併。兩偏のことは家事以外に屬する經營地のことであるから、別命を發するのである。

西偏東偏を、郭氏は左傳宣十四年の「卒偏之両」の偏とする。昭元年にも「偏爲前拒」とあり、服注に「二十五乘爲偏」といい、司馬法にもその語があるから、軍の編成に關する語である。郭氏は「一稱左右戲、見師虎殷、此四字當連讀僕駿百工牧臣妾爲讀、乃命師殹、管理兩偏卒中之此等下屬人員」という。左右戲の戲は說文に「戲、三軍之偏也」とみえ、同義の語である。師殹は師職にあり、兩偏の卒伍を統べたのであろう。僕駿は徒駿の類、百工以下もまた軍用に供するものであろう。伊殷には「官𤔲康宮王臣妾百工」とあつて、宮廟にもこの種の徒隷をおき、宮用に供した。司馬法に小偏九乘・大偏十五乘とあつて、地域によつて一定車乘を出す義務があり、そのための百工臣妾

がおかれていたのである。

內外とは、その軍務に供するための諸般のことを含めていう。東𢦏は孫詒讓のいうように董裁であろう。東は橐の初文にして包括の義がある。𢦏は裁の異文とみてよい。

否善は不善。「毋敢否善」は廣汎な職事を命ずるときに用いる語で、卯殷「今余隹令女死𤔲莽京莽人、女毋敢不善」・諫殷「先王既令女䡅𤔲王宥、……毋敢不善」のようにいう。戒勅の語である。

易戈琱戚・𢧢必・彤𦘠・兜五・鍚・鐘一・磬五・金、敬乃夙夜、用事

賜與を列し、册命の辭を終える。戈琱戚の琱は戈に從う。師奎父鼎・休盤等にみえる。休盤・無叀鼎には、戈琱戚・𢧢必・彤沙の三者がみな賜與されており、玄衣黹純と攸勒・䜌旂の間に列してある。彤沙の沙は本器では尾に從う字形にかかれており、郭氏は氂牛の尾などで作つた飾であろうという。

兜五を大系に十五とよみ、また鍚を錞と釋して、「戈琱戚句、言戈之有琱識、有𢧢柲、有紅綏者十五具、𨪍卽戈𨪍、言戈以錞計也」と述べて、戈十五具、錞は助數詞であるとする。文錄・文選には「十五錞鐘・一磬・五金」と句讀し、數目をすべて上に冠してよむが、金文では卯殷「䇂章四、瑴一・宗彝一」のようにいうのが原則である。

兜五は近出の師旂殷二に、「僭女兜五・易登・盾生皇畫內・戈琱戚・□必彤沙」とみえ、十五とよんでは文義もえられず、字形も明らかに十ではない。趙曹鼎二に「虎盧・冑兜・殳」とある兜の字形と同じで、小盂鼎には「貝冑一・金兜一」と冑・兜を別個に扱つている。兜とは鍪飾をいう。鍚は師旂殷にいう鍚登、盪のような光澤ある虎盛のことであろう。虎盛は數を記さずとも一に定まつたもので、師旂殷では鍚登一に兜飾五であり、本器も同例である。以上すべて兵器の類である。鐘一・磬一はもとより樂器であるが、軍禮に用いるものであろう。師嫠殷には龢父の後である師嫠が、小輔・鼓鐘の職に補せられているが、師職のものは軍樂にも與かつたのである。鐘・磬を併稱することは、周禮小胥・磬師の文にそれぞれみえている。金は銅の材質で、また禮器を作り、兵器にも用うべきものである。

殹拜䭫首、敢對䚄皇君休、用乍朕文考乙仲将殷、殹其萬年、子〻孫〻、永寶用享

對揚して器を作ることをいう。「皇君休」は近出の幾父壺にもみえ、幾父はその辟君同仲に對してその語を用いている。必らずしも王に對していう語ではなく、王には王休・天子休という。從つてこの語を、居攝說の證とすることはできない。皇・君を用いるものには、史獸鼎「皇尹丕休」・琱生殷二「宗君其休」・叔夷鐘「朕辟皇君之易休命」などがある。皇は考妣にも用いる美稱、君は臣從の關係を以ていう。皇君とはその辟君に對していう語である。

訓　讀

これ王の元年正月初吉丁亥、伯龢父かくのごとく曰く、師殹よ、乃の祖考、我が家に勳有り、女またこれ小子なるも、女に命じて我が家を死めしめ、併せて我が西偏東偏の僕駿・百工・牧・臣妾を嗣め、內外を董裁せしむ。敢て否善あること毋れ。

女に戈琱戚・口柲・彤沙・兜五・鍚・鐘一・磬五・金を賜ふ。乃の夙夜を敬しみ、用て事へよ、と。殹、拜して稽首し、敢て皇君の休に對揚して、用て朕が文考乙仲の䵼殷を作る。殹其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用して享せよ。

參　考

龢父關係の器は五器。そのうち伯龢父と稱するものは本器のみで、師龢父の名は師兌二器と師嫠殷にみえる。師嫠殷では、師龢父の殂落が報ぜられているが、そのとき師嫠の父もすでに沒しており、嫠は皇考輔伯の器を作つている。それでこれら諸人をすべて別人として考えると、その家系は伯龢父・師龢父・輔伯・師嫠という四代となり、龢父を一人とするときは三代の世系となる。しかし本器のように、大族の支配者としての龢父が厲元にこの器を作り、六十一年後に沒したものとしては年齡がやや高きに過ぎるように思われるので、あるいは四代とみる方が妥當かも知れない。金文中の名號には、師某にしてまた伯某と稱する例が殆んどなく、たまたま師旂・伯旂のような例があつても、同一人とは定めがたいものである。なお井人妄鐘には前文人たる龢父の大薔鐘を作つているが、この龢父は伯龢父・師龢父と一人か否か、また定めがたい。これよりして衞武公共伯和說なども導き出されるのであるが、確證はえられず、時期からみても困難である。ただ師龢父が共和期においてかなり重要な禁衞の職にあつたことは、師兌の両器によつて知られるところであり、龢父と共和の關係は、依然として大きな問題點として殘されるのである。

一八七、師兌𣪘一

器名　元年師兌𣪘積微居

時代　夷王董作賓　厲王（共和）年代考　幽王大系・厤朔・通考

收藏　「一係廬江劉氏善齋藏、一係延鴻閣藏、有蓋、文同」貞松

著録

器影　一、善齋・八・九三　大系・一一〇　善齋圖・七四　通考・三三九　雙劍誃・下二・二一

二、善齋・八・九五　大系・一一一　善齋圖・七五

銘文　一、貞松・六・一八　周存・三・補（蓋）　大系・一四六　小校・八・八〇　三代・九・三二　二玄・三五一

二、貞松・六・一七（蓋）　大系・一四七　三代・九・三三　書道・八六　二玄・三五二

考釋　大系・一五四　文錄・三・一四　文選・下二・二三　厤朔・五・四〇　通考・三五三　積微居・一三三

器制　第一器について善齋にいう。「身高一尺四分、口徑八寸半、底徑九寸二分、蓋器均飾瓦紋、口足及蓋均飾重環紋一道、両耳作獸首形、有珥、三足」という。三小足の足端はやや外折している。

第二器は善齋に「身高一尺四分、口徑八寸八分、底徑九寸三分」とあり、その大小・器制は殆んど第一器と同じ。郭氏は器を後配とし、器銘も仿刻であるとしていう。「此器、器乃後配、觀其花紋不同、可知、此銘乃前器々銘之仿刻、姑揭出以資諸者比較、又貞松堂集古遺文、彔此器、僅揭蓋銘而屏此不彔、眼識高」。郭氏はこのとき、善齋の繪圖によつて論を成しているのである。新版圖錄にも第二器の器影を收めていないのは、なお僞器説を執るものであろう。



師兌𣪘一

銘文　器蓋各二文　九行九一字

隹元年五月初吉甲寅、王才周、各康廟、卽立、同仲右師兌入門、立中廷、王乎內史尹、册令師兌、疋師龢父、嗣左右走馬・五邑走馬

厤朔に器を幽王に屬するも日辰が合わぬため、初吉を既望の誤とする。疋を嗣續と解し、師𤰈𣪘を宣王に屬しているので、本器を幽王に下したもので、大系も同説であるが、厤譜に合わない。疋は

佐助の意であるから、この册命は師龢父生前のこととすべく、從つて器は共和元年とすべきであろう。このとき王位曠缺し、共和執政のときであつたとされているが、厲王奔彘の後、宣王はなお弱齡であるが、王位の曠絶を避ける處置がとられていたものと思われる。そして厲王が彘に沒してのち、改めて宣王紀元を稱したものであろう。器の日辰は



宣王の譜に入らず、またかりに厲王十六年説をとる新城・陳夢家両氏、あるいは厲王十二年説をとる今本紀年の説によるも、その譜にも入りがたい。遡つて孝・夷にも屬しがたいものであるから、一應この器を以て共和元年の器としておく。

康廟は康宮の廟。善齋圖に康宮をいう例十三器をあげているが、康宮は宗周宮廟の太廟の地位を占めるものであるから、中後期にわたつてその名がみえている。また唐蘭氏には康宮廷禮の諸器を統論した長編の論文があるが、本器には論及していない。

同中は近出の幾父壺にその名がみえ、幾父は同中を皇君と稱している。師𣪕𣪘において、師𣪕が伯龢父を皇君と稱しているのと同例である。同中はおそらく、幾父壺等と同じく扶風齊家村から出土した一群の器中の中友父・中伐父・中義諸器の中と關係があろう。また同出器の柞鐘には中大師の名がみえているが、柞鐘は幽王三年の器と考えられるもので、同中とは一世代の隔りがあるようである。從つて齊家村器群は宣幽期の器であろうが、本器に同仲が右者としてみえていることは、器が宣王期に連なる時期のものであることを示している。幾父壺にみえる同仲は、幾父を陪臣とする當時の勢家である。なお初・中期にも也𣪘の同公をはじめ、同卣・同𣪘・同𠂤𣪘など、同と稱するものが多く、そのうち同仲の家と關係あるものもあろうと思われる。

內史尹は、走・免の器に作册尹と稱するものと同じく史官の長、第二器にもみえる。懿孝以後、作册內史・作命內史など、作册と史系を合せた稱呼が生れている。疋は從來足にして嗣續の意とされたが、左疋善鼎・併疋蔡𣪘の語があるように佐助の意である。これを嗣續の意に解したために、世代

巻三下　七五五～七五六

計算に誤りを生じた例が多い。佐助ならば師龢父は現にその職の正長にあるものであるから、本器の時期は師嫠毀より先立つのである。師龢父を共伯和とし、また衞武公とする説のあることは、師嫠毀の條に述べた。すなわち師龢父を伯龢父と一人とし、その伯龢を以て共伯和とするのであるが、師嫠毀が厲王元年の器であるとすれば、宣王十一年にその死を傳えられる師龢父とは一人としがたいように思われる。すなわち共和時代は、伯龢父の時代ではなく、師龢父の時代であつた。走馬は後の趣馬であろう。左右走馬は左右虎臣と同じく親衞の臣。五邑の名は鄘毀に五邑祝の名があり、また新出の柞鐘には、中大師が柞に五邑甸人の事を官嗣するよう命じている。何れも共和以後の器であるが、五邑の名義の意味は知られない。祝があり、甸人があり、走馬がおかれているとすれば、周都近旁の王室直轄地で、宗教的な儀禮に關係のあるところであろうと思われるが、柞鐘ではその地もすでに中大師の支配に歸している。

易女乃且市・五黄・赤舄

册命の際に祖考の物を賜う例が多く、大盂鼎では祖南公の旂、善鼎には祖の旂、塑盨では父の市を賜うている。市は銘文にすべて巾に作るも、市の異文であろう。積微居には巾を旂の假字であるとし、旂と解していう。

巾與旂古音同、故銘文假巾爲旂也、古器銘記錫旂者至夥、有單云錫旂者、牧毀是也、……至善鼎云、錫女乃祖旂、全盂鼎云、錫乃祖南公旂、與此銘云錫女乃祖巾者、句例全同、此巾當讀旂之確證矣

しかし楊氏は塑毀の「乃父市」の例をあげず、また舀壺に、赤巾・旂を賜う例に言及していない。舀壺の赤巾は衣・黄・舄の間に列せられており、別に下文に鑾旂をあげていて、巾は明らかに市の異文である。本器も市・黄・舄を賜與としている。

五黄を文録に五章と釋して、「五章猶云龍袞九章也、一云五璋、卽五玉」とするが袞衣にその章をいう例なく、やはり衡玉と解すべきである。黄の上一字は多くその色をいう。それで郭氏は五を蕃の假借にして紫蘇にして色青白なるものであるという。五黄は近年著録の師克盨にも赤市・五黄・赤舄を列次しており、おそらく五色の玉を用いた衡であろう。師克盨は厲末の器と思われるものであるが、このころ雜色の衡を用いる風が起つたようである。

兌拜韻首、敢對䚄天子不顯魯休、用乍皇且城公䵼毀、師兌其萬年、子〻孫〻、永寶用

本器では皇祖城公、三年毀では皇考釐公の器を作つている。城公の名は他にみえない。册命の賜與に祖の市を賜うているので、祖の器を作つて天子の賜休に對えたものである。

訓　讀

これ元年五月初吉甲寅、王、周に在り、康廟に格りて位に卽く。同仲、師兌を右けて門に入り、中廷に立つ。王、内史尹を呼びて師兌に册命し、師龢父を胥（たす）けて、左右走馬・五邑走馬を嗣めしむ。女に乃の祖の市・五黄・赤舄を賜ふ、と。兌、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て皇祖城公の䵼毀を作る。師兌其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

参　考

師兌の第二器は三年に作られているが、本器とその日辰相接せず、そこに紀年上の重要な問題があるようである。器銘の內容、銘文の文字も類しており、たしかに近い時期のものである。

巻三下　七五七～七五八

一八八、師兌毀二

器　名　三年師兌毀大系初版

時　代　幽王王國維・大系・麻朔・通考

收　藏　「黄縣丁氏匋齋藏」貞松　「此爲丁芾臣藏器、初出土時、字爲青綠所掩、盛伯羲祭酒交臂失之、常以爲憾」周存

著　錄

器影　二玄・三五四

銘文　周存・三・一五　貞松・六・一九　大系・一五〇　小校・八・八一　三代・九・三〇・三一　二玄・三五二

考釋　大系・一五五　文錄・三・二五　文選・下二・二三　麻朔・五・四二

器　制　尺寸未詳。器制は師兌毀一と殆んど同じである。



師兌毀二

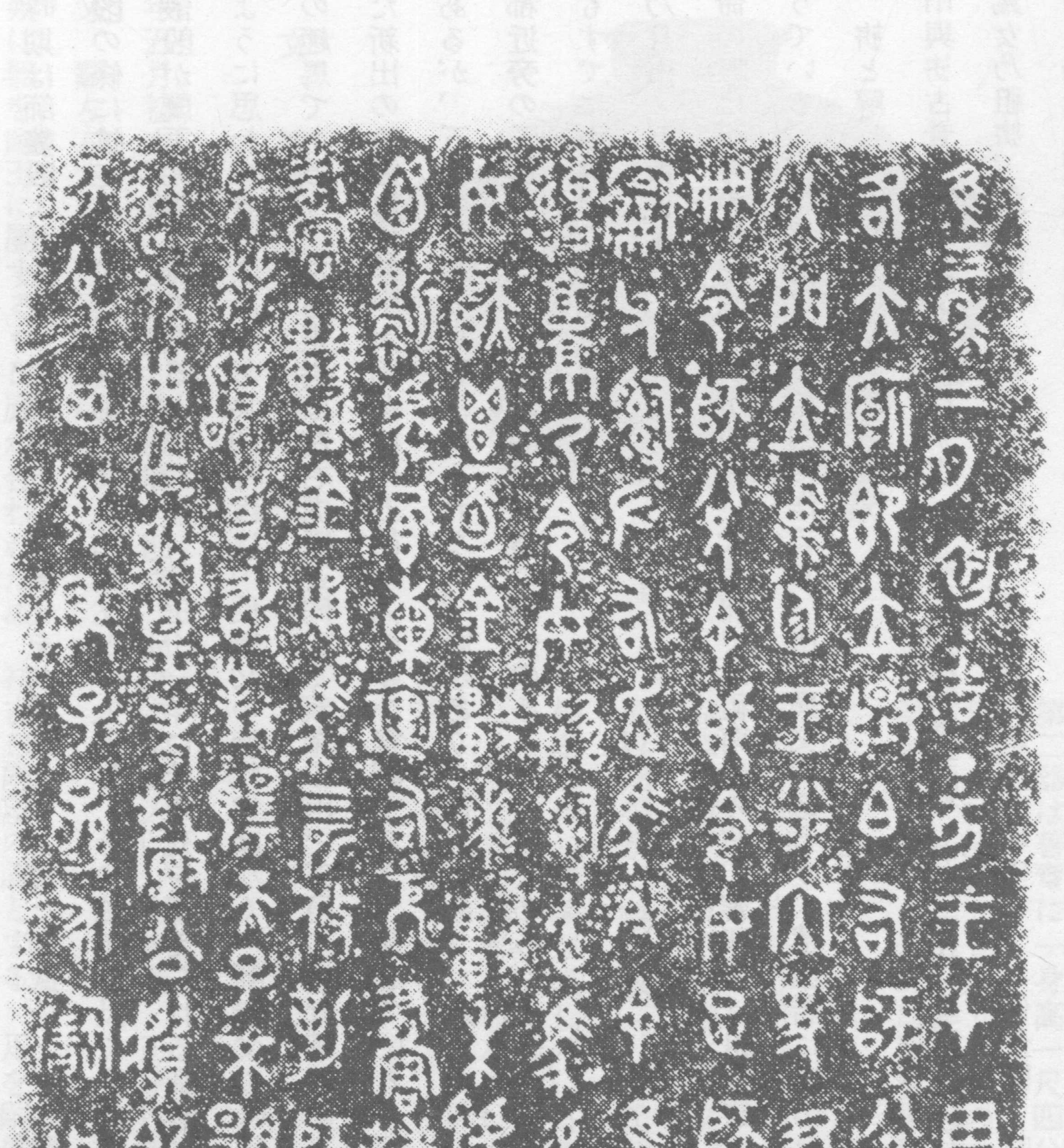
銘　文　貞松に器を三器とする。二器一蓋である。このうち何れが原配であるのか知られない。郭氏は貞松の二器銘を重出とし、「貞器銘重出、誤爲二器」といい、器蓋原配にしてもと一器であるとしている。通考に、「別有二簋、乃三年爲其考龤公所作」といい、善齋にも同様の説明をしている。思うに周存の記すところによると、その器は出土のとき銹蝕が甚しかつたというから、剔抉のため前後の拓に異なるところもあるのであろうが、郭氏は貞松の摹本によつて説をなしており、大系にも器銘の明晰なる一本を収めていない。元年𣪘も二器存しているのであるから、三年𣪘も數器作られたものであろう。いま二器一蓋を存するものとみておく。一器失蓋。器銘一二八字、蓋銘は多く下半の字を缺き、一〇四字を認めうる。

隹三年二月初吉丁亥、王才周、各大廟、即立、𩰫白右師兌入門、立中廷

大系に「此與第一器日辰相銜接、元年二年均無閏」としているが、吳譜・董譜に何れもこれを銜接せずとしているように、その日辰は譜に入りがたいのである。郭氏はまた鄭𣪘の條にもそのことを說くが、計算上に誤があろう。第一器と時期近く、しかも曆譜に合わぬとすれば、そこに斷代上の問題があるわけであるが、そのことについては參考の項にいう。𩰫伯は他にみえない。郭氏は退の異文とするが、確かでない。字は𠂤に從うており、軍禮に關する字のようである。

王乎內史尹、册命師兌、余既令女疋師龢父、𤔲左右走馬、今余隹𤕌𩁹乃令、令女𤔲走馬、易女秬鬯一卣・金車・𠦪較・朱虢𩈈靳・虎冟熏裏・右厄・畫轉・畫𨍭・金甬・馬四匹・攸勒

巻三下　七五九～七六〇



內史尹は元年𣪘にもみえる。「余既令女疋師龢父、𤔲左右走馬」とは元年𣪘にみえる册命である。余とは現王であるから、元年𣪘と三年𣪘との間に世代の交替はない。そして王はまた、「今余隹𤕌𩁹乃令、令女併𤔲走馬」と再命を行なつている。𤕌𩁹とは前命を再認證することであり、善鼎・牧𣪘・蔡𣪘・師𤸫𣪘・鄭𣪘では、すべて先王の命を、𤔲王が再認證するときにこの語を用いている。認證の時期は蔡𣪘のように新王の元年に行なわれることもあり、鄭𣪘では二年、牧𣪘では七年、師𤸫𣪘では十一年になされている。師𤸫𣪘は、その父が早く沒し、ついで祖の師龢父が沒したときのものであるから、𤕌𩁹は𤔲王の初年か、あるいは臣下の家に𤔲襲のあつたときか、もしくは特命を以て官職を追補するときに行なわれたのであろう。その意味からいえば、一王が前命を𤕌𩁹追認することはやや異例の感を与えるが、金文では本器の他に

大克鼎　王若曰、昔余既令女、出內朕令、今余隹𤕌𩁹乃令

師詢𣪘　王曰、師詢、……卿女彶、屯卹周邦、妥立余小子、……今余隹𤕌𩁹乃令、令女叀雝我邦小大猷

の二例がある。大克鼎では册命の文の前に、龔王時代の文祖師華父の功績について、克の自述の文があり、器は文祖師華父のために作られているので、この一王𤕌𩁹の儀禮は何らか特別の事情のもとになされたものと推測される。師詢𣪘は元年の器であるが、王を綏立した功によつて𤕌𩁹することが述べられており、その元年の日辰は後期諸王のどの譜にも合しない。しかし綏立された王がこのような册命を行なつたとすれば、事情からみても共和期のうちにこれを求めるほかはないが、元年師兌の日辰に合しがたい。ここにおいて、共和期の紀年のしかたが問題となるのである。

巻三下　七六一～七六二

師兌の元年𣪘では、その職事は師龢父のもとに左右走馬・五邑走馬を佐助するものであつたが、本器では走馬の兼官を命ぜられている。これは副貳でなく本官であるが、前任の補佐職もそのまま再認されているので、いわば中央の官職についたことになるのであろう。そのため賜與は甚だ盛んである。おそらく前器より去ること遠からず、同じ王の在位中のことであるが、しかも兩器の紀年日辰は一王のうちに求めがたく、その點、師詢𣪘と事情を同じうしている。師詢𣪘にいう小子綏立のことは、宣王のときその事實があるが、師詢の元年の日辰は宣王元年に入らず、その以前にある。それならば、共和中に元年師兌と師詢の器と、兩元年があるわけである。共和は通年十四年とされているが、それは厲・宣の何れにも屬せず、當時の執政者の交替に伴なつて、いくたびかその元年を改めているのではないかという推測が、ここから生じてくるのである。そしておそらく、このような事情が、師兌第二𣪘と師詢𣪘にみえる、一王𤕌𩁹という特異な册命となつたものであろう。賜與は車馬を主とするもので、彔伯𢦚𣪘・吳𢑴・牧𣪘・伯晨鼎・𤔲𥁰などにみえ、番生𣪘・毛公鼎は一層繁富である。師兌の職である走馬は親衛のことに當るもので、當時これらの職が特に重視される理由があつたのであろう。このことは、共和期を中心とする諸器の銘文に、特に著しい傾向の一つで、この期の代表的な銘文と考えられる毛公鼎にも、王身扞護のことが命ぜられている。

師兌拜𩒨首、敢對䫉天子不顯魯休、用乍朕皇考龤公𩡫𣪘、師兌其萬年、子〻孫〻、永寶用

元年𣪘には皇祖城公、本器では皇考𤔲公の器を作っている。前器では祖の遺品を賜うたので祖器を作つたものであろう。本官の任命は、本器においてはじめてなされているようである。

訓　讀

これ三年二月初吉丁亥、王、周に在り、大廟に格りて位に卽く。𨑞伯、師兌を右けて門に入り、中廷に立つ。

王、內史尹を呼び師兌に册命せしむ。余、既に女に命じて師龢父を胥け、左右走馬を嗣めしむ。今余これ乃の命を𤔔𡪇す。女に命じて併せて走馬を嗣めしむ。女に秬鬯一卣・金車・賁較・朱虢鞃靳・虎冟熏裏・右厄・畫轉・畫轄・金甬・馬四匹・攸勒を賜ふ。

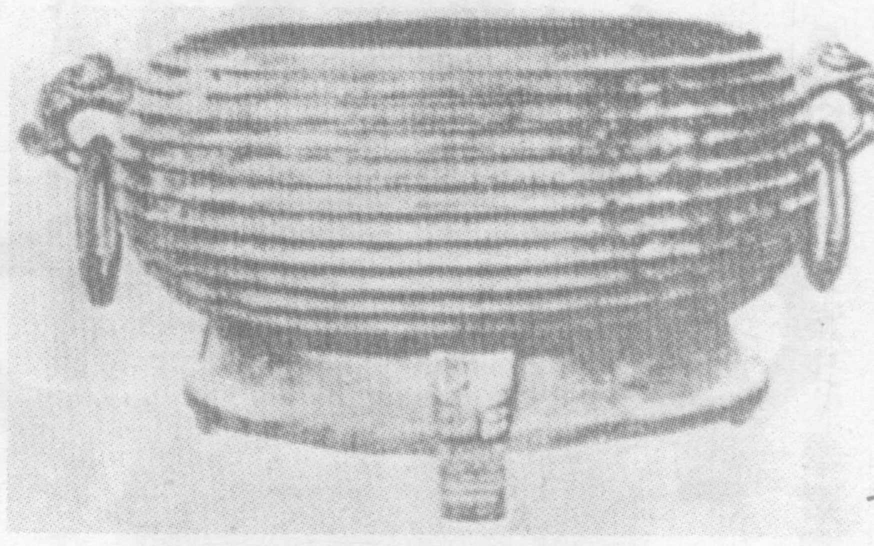
師兌拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て朕が皇考𤔲公の𪔛𣪘を作る。師兌其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

元年𣪘と三年𣪘とは同じ王の册命で、しかも日辰が接續しない。このことは、短期改元のことがあつたとしなければ解決しがたいことであり、その點、元年師詢𣪘も同樣である。おそらく共和のとき、數次の改元が行なわれたのであろう。

師兌の家の器と思われるものに、別に兌𣪘がある。

卷三下　七六三～七六四



兌　𣪘



*兌𣪘

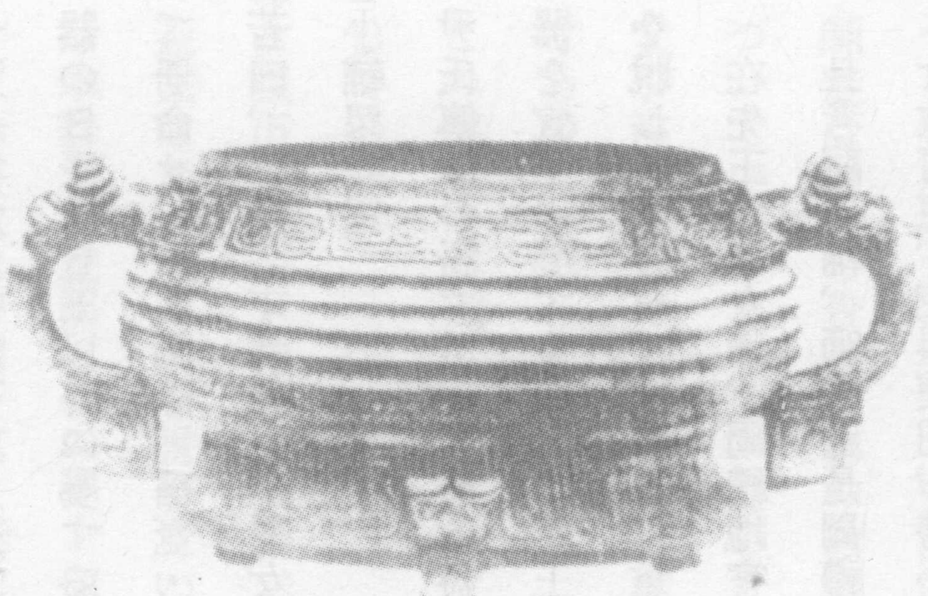
著錄　武英・上・七七　通考・三三三　故宮・下・一一七」貞松・五・二八　小校・八・七　三代・八・六・四

考釋　大系・一五六　麻朔・五・四二　通考・三五〇

器制　故宮にいう。「高一五・七糎、深一一・四糎、口徑二〇・五糎、腹圍七九・七糎、重三・六五瓩、腹飾瓦紋両獸耳銜環、三足飾饕餮紋、原失蓋」。瓦文鐶耳の三小足𣪘である。

銘文三行二〇字。「兌乍朕皇考叔氏隮𣪘、兌其萬年、子〻孫〻、永寶用」。この兌を大系・麻朔に師兌と一人とし、郭氏は叔氏を𤔲公に外ならないとしているが、皇考の名號も異なり、世代の差があるようである。瓦文𣪘は共懿より孝夷にわたつて多く行なわれたものであるから、夷王の前後まで遡るものであろう。

𪔛兌𣪘もまた兌家の器であろう。



𪔛兌𣪘

*𪔛兌𣪘

著錄　攈古・二・八　二玄・三七二」　小校・八・四二　三代・八・四六　二玄・三七〇

器制　尺寸未詳。両耳犧首にして珥あり、口緣に雷文狀の變樣夔文、腹瓦文、圈足部に鱗文をもつ三小足𣪘。足には犧首を加えている。失蓋。伊𣪘などに近い器制である。

銘文六行四三字。文にいう。

隹正月初吉甲午、𪔛兌乍朕文且□公皇考季氏隮𣪘、用𪔛眉壽萬年、無疆多寶、兌其萬年、子〻孫〻、永寶用享。

文公の名を小校に乙公とするも、拓では確かめがたい。皇考を季氏と稱するのは、兌𣪘に皇考を叔氏と稱するのと合せて、兌に叔・季の分宗あり、その器かと思われる。「これ正月初吉甲午、𪔛兌朕が文祖□公、皇考季氏の隮𣪘を作る。用て眉壽萬年、無疆多寶ならむことを旂む。兌其れ萬年、子〻孫〻、永く寶として用て享せよ」。無疆多寶の語は稀見。字迹は遒麗にして克の諸器に近い。器制・銘文より推して夷厲の際のものと思われる。



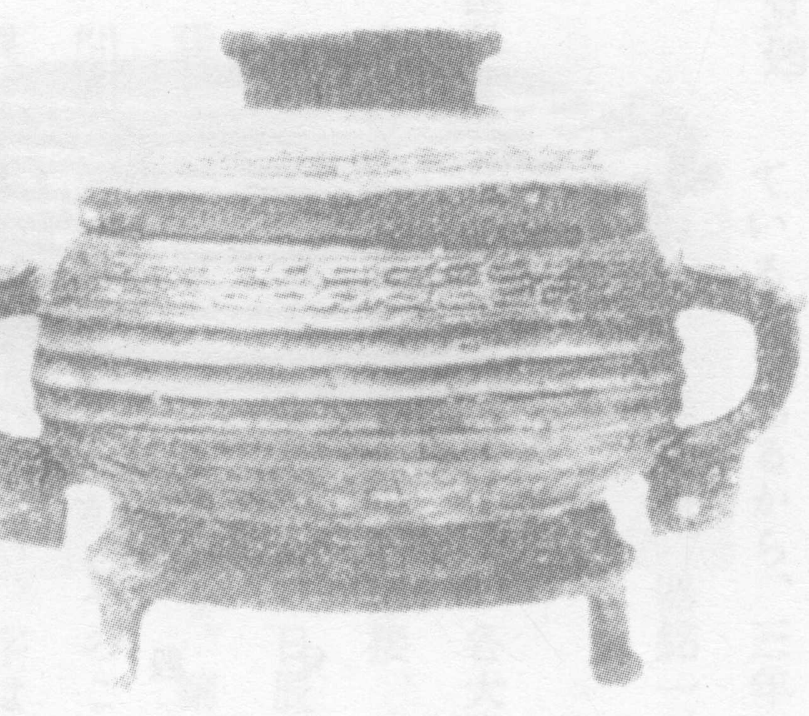
卷三下　七六五～七六六

一八九、師嫠段

器名　師𩛥段韡華

時代　懿王葦作賓　共和年代考　宣王大系・通考

收藏　「二器、一藏吳縣潘氏、一藏武進費氏」周存



師嫠段

著錄

器影　一、通考・三三四

銘文　一、窓齋・九・一七　周存・三・一三　大系・一三七　小校・八・八五　三代・九・三五　二玄・三八〇
二、窓齋・九・一九　周存・三・一四　大系・一四〇　小校・八・八三　三代・九・三六

考釋　韡華・丙・三三　大系・一四九　文錄・三・一七　文選・下二・二一　通考・三五二　積微居・九一

器制　通考にいう。「大小未詳、葢器均飾瓦紋、口各飾竊曲紋一道、足飾重環紋一道、両耳作獸首形、有珥、三足」。三小足の足端は稍しく外

折している。齊家村出土の瓦文段四器など、この器の形制に近いものである。

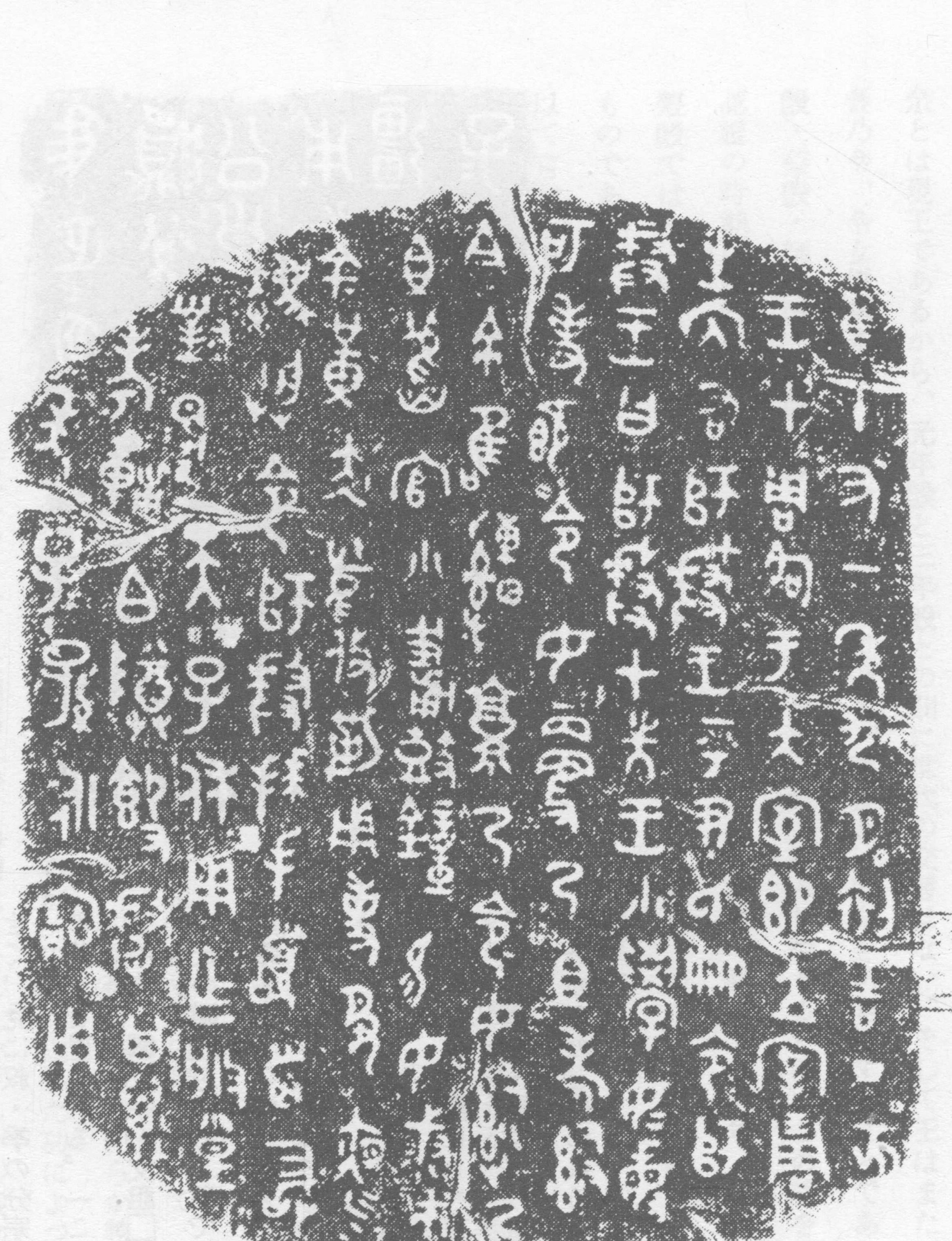
銘文　二器、器葢各二文。一は器一二行一四二字、葢一二行一二五字、二は器第一器と同じく、葢一二行一二五字。葢文は何れも文首の一一字を缺く。また葢文には二三の奪文がある。

師龢父㑋、嫠叔市、巩告于王

この文は器銘にのみ見える、師龢父は元年・三年の両師兌段にみえる人であるが、本器にはその殂落をいう、㑋は殂、説文殂の古文にも、これに近い字形が出されている。大系新版に容庚氏の説を引いていう。

容庚云、㑋當讀爲胙、賜也、左氏隱公八年傳、胙之土而命之氏、巩或作𢀜、廣雅釋詁一、𢀜𢀜也、今按、師和父賜嫠市、何以當告于王、此不可解、故仍維持舊説

郭氏の舊説とは、「此讀爲殂」とするもので、金文にその用例をみないが、文義上郭説に依るべきであろう。そのことは叔市の語からも推すことができる。册命賜與のとき市を賜う例は甚だ多いが、その多くは朱・赤・𢦏であり、叔市を賜うものは大克鼎の例をみるのみである。大克鼎は册命を記す文の前に自述の語として文祖の德を讚頌しており、おそらく文祖師華父の沒したとき、嗣襲を命じたものと思われ、そのため特に叔市を賜うたのであろう。叔市は素韍、すなわち服喪のものであろう。それで本器では、叔市して師龢父の卒を報じたのであろう。當時の喪服のことは明らかでない



ところが多いが、その禮に叔市を用いたことは、殆んど疑がない。

隹十又一年九月初吉丁亥、王才周、各于大室、卽立、宰琱生內右師嫠、王乎尹氏、册命師嫠

器の日辰は宣王以外に屬するところがない。宰琱生は琱生段一・二にみえる琱生である。尹氏をして册命せしめる例は、㽙壺・大克鼎・禹鼎・頌鼎等にみえる。

王若曰、師嫠、才昔先生小學女、女敏可吏、旣令女更乃且考嗣小輔、今余隹𤔲𠧟乃令、令女嗣乃且舊官小輔眔鼓鐘

尹氏傳命の語である。若は葢文になし。また「在昔先生」を葢文に「在先王」に作る。先王とは、器を宣王に屬するならば厲王をいう。小學女の女は第一器葢文に重文あり、郭氏以下みなその重文を脱してよむが、積微居に重文とするに從うべきである。積微居に學を教と訓していう。

在先王小教女者、周禮地官師氏云、以三德教國子、凡國之貴遊子弟學焉、據銘文下言、旣令更乃且考嗣小輔、師嫠葢是周禮所謂貴游子弟、故云爾也

女敏可吏、吏與使同、詩小雅雨無正云、亦云可使、是其義也、又古吏事同字、可事謂可任以事也、說亦通

楊說は師嫠を當時の貴游子弟、すなわち學子であつたとみているが、「女敏可使」とはよくその命に堪えたことをいう語であるから、教えているのは師嫠である。國子教學のことは師氏の職である。禮記文王世子にその教學を記していう。

凡學世子、及學子、必時、春夏學干戈、秋冬學羽籥、皆於東序、小樂正學干、大胥贊之、籥師學

戈、𧿹師亟贊之、胥鼓南、春誦、夏弦、大師詔之、瞽宗秋學禮、執禮者詔之、冬讀書、典書者詔之、禮在瞽宗、書在上庠

後世にその制を整理したものであろうが、その大體をみることができよう。學は教、器銘の小學はのち庠序の名となつたが、ここではその教科を學習させる意の動詞であろう。師嫠にその職事を命じ、師嫠がよくその職事に服したことをいう。おそらく厲王奔彘以前のことで、この器銘を去ること少くとも二十五年以前である。

更は賡にして承繼の意。そのとき師嫠はすでに祖考の職を嗣ぎ、小輔の職にあつた。師嫠の祖が當時なお在世であつたことは本器によつて知られるが、父の存沒は明らかでない。しかし祖考みな一時その職を經歷していることは勿論である。そしていま、現王によつて改めて先王の命じた職事が認證され、小輔のみならず鼓鐘の職にも補せられている。小輔を大系に呉大澂の説説文古籀補八五によつて少傅とし、下文の鼓鐘との關係について、次のように論じている。

鼓鐘與小輔爲對、亦當是官名、準此知小雅鼓鍾之詩、所謂鼓鍾欽欽、鼓瑟鼓琴、笙磬同音、以雅以南、實是鼓鐘之官、欽欽然鼓瑟鼓琴也、鼓鐘之官所官司者、有琴瑟笙磬雅南𩐋籥之類、而在本銘又與學官爲聯、葢卽周禮春官之樂師、或大小胥也

少傅と鼓鐘が兼職とされるのは、文王世子にいうような教學のあり方を前提とするものでなくてはならぬ。それで韡華には、少傅はもと樂官であるとの論を立てている。

小輔卽少傅之假字、官名、此器銘又云、作輔白尊敦、與少傅之文義亦相應合、葢輔伯之取氏、卽以此世爲傳官而得稱也、國語周語、使太宰以祝史、率貍姓奉犧牲粢盛、往獻焉、又曰、王使太宰忌父率傅氏及祝史、奉犧牲、往獻焉、韋注、貍姓丹朱之後、又曰、傅氏貍姓也、考傅氏當卽金文之輔氏、左傳、鄭有傅瑕、晉有傅傁、當皆其族之裔、葢春秋時、其族式微、散仕列國也

少傅が祭祀の官であることを、傅氏の傳承の上から説くものであるが、禮記文王世子によると少傅は明らかに師傅の職である、

凡三王教世子、必以禮樂、……立大傅少傅、以養之、……大傅審父子君臣之道以示之、少傅以奉世子以觀大傅之德行、而審喩之、大傅在前、少傅在後、入則有保、出則有師、是以教喩而德成也

小輔と鼓鐘とを連稱していることからいえば、小輔を傅氏あるいは少傅と釋することに問題があり、殊に近年出土の輔師嫠𣪘では、師嫠は祖の職を嗣いで輔に任ぜられて輔師嫠と稱している。それで郭氏は舊釋の小傅説を改めて輔を鎛とし、鎛師であるという。鎛鐘を掌るもので、本器の小輔・鼓鐘は輔師嫠𣪘にいう輔の職に外ならない。輔の職は師嫠の家の世襲するところであつたらしく、本器は皇考輔伯の器として作られている。

小輔・鼓鐘は何れも樂を掌るものであるが、それは軍樂に用いるもので、宴樂の用に供するものではない。輔師嫠𣪘における賜與は武将に對するものであり、嫠の家は師氏をその本官とするものであるが、特に軍樂を專掌する家としての傳統をもつていたのであろう。古代の教學は軍禮・軍樂を主とし、それがまた種々の祭祀儀禮とも關聯するものであつたから、文王世子における教學も軍禮・軍樂と儀禮を中心としている。その教習は師氏によつて行なわれ、輔・師の職を兼ねる嫠の家

職は、そういう世子の教學に與かるものであつた。「在昔先王小學女」という本器上文の記述は、まさにそのことをいうものである。師が將帥であり、また樂官の意味をもつのは、古代における師氏教學のことから起つており、その源委については釋師甲骨金文學論叢三集に述べた。

𤕨𦣞は前命を再認證する意に用いる。前命は「在昔先王」というように先代のことで、女とは師嫠をいう。器を宣王十一年の時とすれば先王は厲王となり、師嫠は厲王のとき世子國子教學の任に當つていたのであろう。史記によると、厲王奔彘のとき宣王はなお襁褓にあるほどの幼年であつた。師嫠は當時の貴游子弟の教習に當つていたのであろうが、その材能を認められ、すでに祖考の職をついで小輔となつていたのである。そのとき祖師龢父は、なお在世であつた。そしていま祖の師龢父が沒したので、祖の舊官である小輔と鼓鐘とに補職されたのである。後の樂正に當るような職事であつたと思われる。

この部分は葢銘に脱文多く、王若曰の若、在昔の昔、嗣小輔の小輔、眔鼓鐘の眔、合せて五字を脱している。

易女叔市・金黃・赤舄・攸勒、用事、敬夙夜、勿灋朕命

葢文はまた敬の字を脱している。また第二器銘に、金黃を令黃に作るものは、誤鑄であろう。叔市は本器と大克鼎とにみえ、何れも祖職嗣襲の際の賜與である。金黃は他器にその例がない。郭氏いう。「金黃者、謂金色之黃、凡古文言黃、均著其色、如朱黃幽黃悤黃之類、是也、故知此金字、亦係著色」。淡黃の玉色をいうものであろう。攸勒の一事のみ、車馬の具である。

師嫠拜手𩒨首、敢對䫹天子休、用乍朕皇考輔伯𩰫𣪘、嫠其萬年、子々孫々、永寶用

輔伯を韡華に氏號とするも、ここでは廟號であろう。剌伯・富伯等と稱するのと同じ。ただ輔は師嫠の家職であり、それがそのまま名號に用いられている。のち輔伯を氏とするものがあつたことは、輔伯𢦏父鼎貞松・三・七　周存・二・補・　小校・二・六九　三代・三・三四があり、豐孟娟の媵鼎を作つていることからも知られ、韡華の氏號説もここからきていよう。この輔伯が本器の輔伯と關係があるとすれば、師嫠の家は娟姓である。

訓　讀

師龢父殂す。嫠、叔市して、巩しみて王に告ぐ。

これ十又一年九月初吉丁亥、王、周に在り、大室に格りて位に卽く。宰琱生、内りて師嫠を右く。王、尹氏を呼びて師嫠に册命せしむ。

王かくのごとく曰く、師嫠よ。在昔、先王、女に小學せしむ。女、敏しみて使ふべし。既に女に命じ、乃の祖考に更ぎ、小輔を司らしむ。今、余これ乃の命を𤕨𦣞し、女に命じて、乃の祖の舊官たる小輔と鼓鐘とを司らしむ。女に叔市・金黃・赤舄・攸勒を賜ふ。用て事へよ。夙夜を敬しみて、朕が命を廢すること勿れ、と。

師嫠、拜手稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て朕が皇考輔伯の𩰫𣪘を作る。嫠それ萬年、子々孫々、永く寶用せよ。

参　考

郭氏はこの師龢父を共伯和とし、師𣪘𣪘に「白龢父若曰」とあるのを三公以前、師兌𣪘に司馬の職にあつたと記されているので、師晨鼎等の司馬共は龢父に外ならず、すなわち伯龢父は共伯和であるという。司馬共諸器は懿王期のもので、龢父とは別人である。もしこの龢父が共和執政の人であるならば、師兌の二器、またこの師嫠𣪘にそれに言及しないはずはない。本器によるとその職はいわゆる輔・師にして、世子國子教學のことに當つたもので、執政の人であつたとは考えられない。龢父共伯説は、衞武公説とともに、井との關係が考慮されており、大系には井人鐘を本器の次に列して、井・共は比隣の地であるとし、陳夢家氏は鐘銘の龢父と師嫠𣪘の師龢父と同一人であるとする。それでいわゆる井人鐘を次に列しておくが、それは必らずしも郭・陳氏らの説に同意するという意味ではない。

一九〇、井　編　鐘

器　名　邢叔鐘積古　邢訁每鐘從古　邢人鐘韡華　邢仁安鐘周存　龢父大歔鐘陶齋續　邢人安鐘大系　邢人編鐘通考

時　代　共和厲朔・年代考　宣王大系・上海

收　藏　「一、濰縣陳氏、三、吳縣潘氏、溧陽端氏藏」周存　二、「上海博物館」上海

著　録

器影　一、泉屋十鐘・一　海外・一二三　通考・九五〇　大系・二六、二八　上海・六一　陶齋・續上・二

銘文　一、積古・三・七　筠清・五・二八　攈古・三之二・一八　從古・七・三　奇觚・九・一七　周存・一・五三　大系・一四〇、一四一　綴遺・一・一四　小校・一・三五　三代・一・二四　二玄・三三〇

二、窓齋・一・一九　周存・一・五四　大系・一四一、一四二　綴遺・一・一七　小校・一・三九　三代・一・二五　上海・六一

三、窓齋・一・二〇　陶齋・續上・一　周存・一・五五　大系・一四二、一四三　小校・一・四〇　三代・一・二六　二玄・三三〇

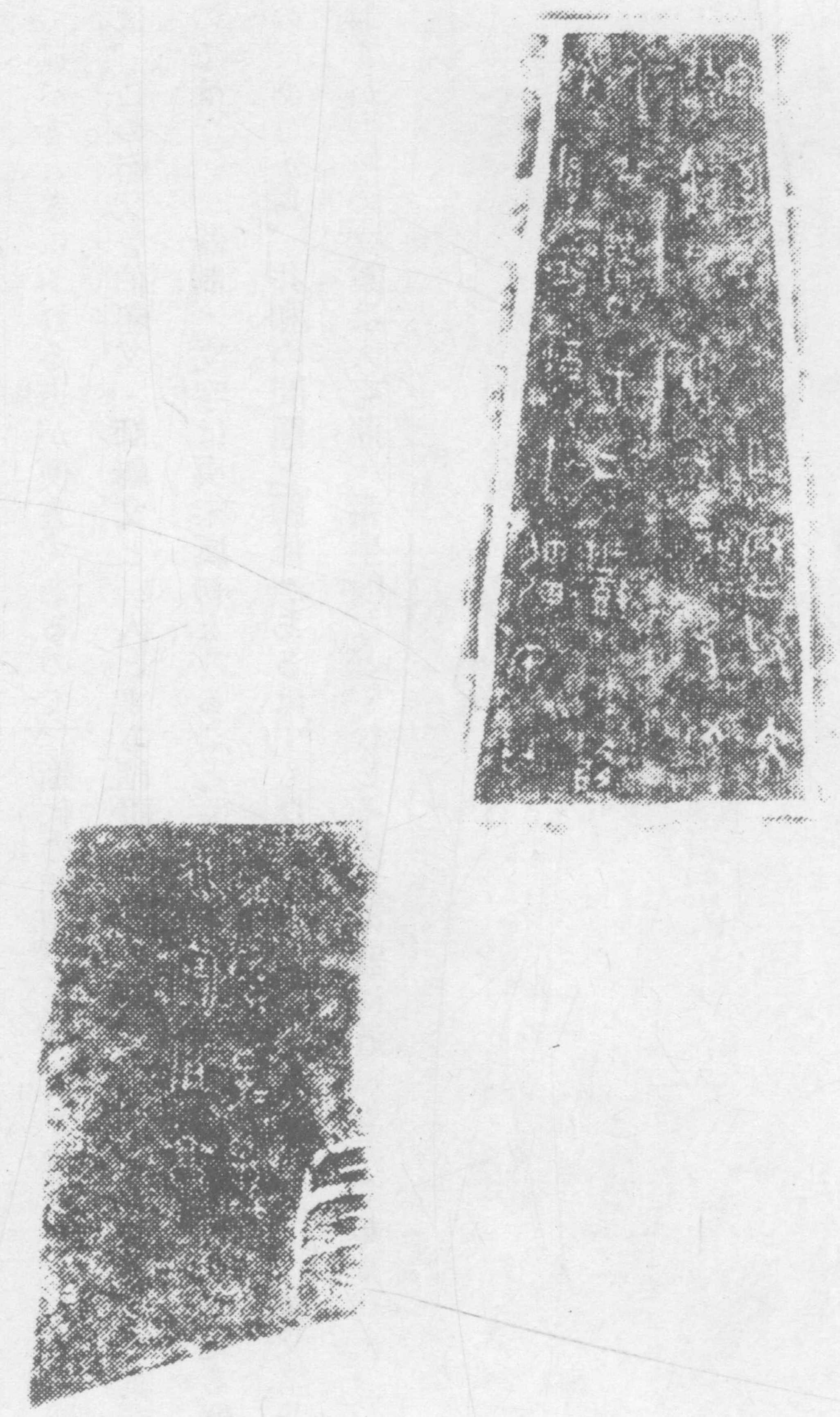
考　釋　拾遺・下・二四　韡華・甲・四　大系・一五〇　文録・二・五　文選・上一・三　厲朔・四・四二　通考・四九七

器　制　第一器について通考にいう。「欒長一尺二寸七分、甬長六寸四分、篆間舞上及甬幹皆飾兩頭獸紋、鼓上則爲象首紋」。その器制は大體において虢叔旅鐘と似ている。前銘四十三字を銘する。第二器について上海にいう。「高六九・五、舞縱二六・五、舞横三二・八、于縱二九、于横三八糎、重三八公斤、此鐘厚重樸質、形制頗大、存傳世的西周後期鑄銘諸鐘中、是少見的鉅製、舞上及甬上各飾竊曲紋、鼓上有對稱相背式的夔紋、此器歸本館後、銘文曾經去銹」。前銘四十三字を錄する。第三器も器制殆んど前二器と同じ。陶齋にいう。「高二尺二分、甬高一尺五分、徑四寸、兩舞相距一尺三寸五分、横一尺五分、兩銑相距一尺七寸二分、横一尺二寸九分」。後銘四十七字を刻しており、編鐘をなすものと考えられる。

銘　文　第一器は鉦間四行、鼓左三行、凡四十三字。第二器も同じ。以上前銘。第三器は鉦間四行、鼓左二行、凡四十七字、計九〇字で全文を成す。周存にいう。「前銘二器、後銘一器、鐘名各釋不一、一銘分列二器、古金文有此例、第三器陶齋續錄、名寶室鐘、近王徵君靜安、始發明其文與第二器接」。







井仁安曰、覨盄文且皇考、克哲厥德、得屯用魯、永冬于吉

仁安の二字については異釋が多い。仁は人下に重點、安は女上に重點を加えているが、何れも重讀すべき字ではない。通考に「井人人安」とよむも、金文に某人を冠して氏號を稱する例なく、甫人・戎人・良人・孜人・緐人などはみな私名である。從って重文とせず「井人安」とよむ郭氏らの釋も、疑問とすべきである。韡華に某人の例として「□人守乍寶」貞松・四・三　三代・五・一五・七をあげているが、鬲銘で詳しいことは知られない。本器も、人とよむべき例とはしがたく、叔積古・𡰥奇觚・仁文選などの釋も試みられているが、叔は字形に合わず、𡰥は玉篇に夷の異體字とするものである。字は說文に仁字の古文としてあげるものと形近く、仁であろう。仁は袵席の袵の初文と思われ、のち德目の字となり、形聲の袵を以てこれに易えたのである。從って作者は邢の仁安という人物である。姓錄に姓氏尋源を引いて、「文王之後有虔仁氏、仁姓出于虔仁」とあり、姓苑には彭城に仁姓のものがあるという。

郭氏は、安が龢父の鐘を作るにより、これを共伯和の子であるとしていう。

井人安殆共伯和子、稱作龢父大林鐘、卽爲其考作樂器、以享祀也

上海にもまたその說を承けて、「龢父乃伯龢父、學者以爲卽是共伯和、邢人安爲共伯和之子、故當爲宣王時期」としている。

龢父の子たるものが井人と稱する理由について、郭氏はまた

井邢丘、在漢爲河內郡之平皐、與共地毘隣、同近于衞、葢本共之子邑、安食邑于此、故自稱曰井人

と論じている。金文において地名下につづけて某人というものは概ね徒隷の屬で、氏姓あるものの稱ではない。人下の重點について、郭氏は「下多兩點、金文中每〻有此事、非重文、亦非字畫、余曩釋爲仁、或釋爲𡰥、均非」としているが、兩點の例は穆のような特定の字にみえるもので、これは字畫としてみるべきものであろう。井仁安とは鄭虢仲というと同じく、井に領邑をもつ家であることをいう。

この鐘銘は自述形式の文で、「井仁安曰」として以下文祖の德を讚頌する辭を連ねている。顆は顯、也段に顯の字を尹に從うて作る。麥尊・大克鼎に顯孝、史頌段に顯命とあるのも、みな顯の意であるが、丕顯にはこの字を用いない。用字上の區別があつたのであろう。盄は淑。顆盄は文祖にかかる修飾語。「克哲厥德」は大克鼎に「盄哲厥德」というに同じ。哲は概ね心・言に從うが、この銘では貝に從う。

得屯を奇觚に賚屯、郭氏は渾敦とするも、得は手と貝に從う。魯は魯壽などの略であろう。永冬は永終。天祿の永終を希う意である。

安不敢弗帥用文且皇考穆〻秉德、安富〻聖趩、疐處宗室

首句は番生段「番生不敢弗帥井皇且考不杯元德」、あるいは虢叔旅鐘「不顯皇考叀叔、穆〻秉元明德」とよく似た表現である。

富〻は憲〻。郭氏いう。「猶顯〻、大雅嘉樂、假樂君子、顯〻令德、禮中庸引作嘉樂君子、憲〻令德、卽其證、憲〻字之見于大雅板者、與泄〻爲對文、有惡意、于此不適」。ただここでは、次の聖趩二字が名詞であり、上に安を主語として取るものであるから、憲〻は述語的によむべきであり、おそらく眘〻などに當る語であろう。詩の小明に「睠〻懷顧」とあり、ここでは聖趩に眘〻たるをいう。

聖趩の趩を拾遺に𨔵、韡華に器、文錄に喪と釋するも文義がえがたく、奇觚には喪にして爽、次の一字とつづけて爽𢊁にして鐘聲をいうとするが、他の鐘銘にみえず、鐘聲の形容語としても適當でない。文選には𨔵にして謝、直言の意とし、「言、法其祖考之賢聖正直也」というが、聖謝という語も考えがたい。字は喪に從い走に從う。行爲的な意味を示す字形であるから、その踪迹をいう字であろう。

疐は秦公段に「畯疐在天」、秦公鐘に「畯疐在位」とある疐と同じ。大系に詩狼跋「載疐其尾」の疐にして踏と解するも、留處の意であろう。韡華に疐を離と解して、「憲〻聖器、不敢離處宗室耳」と解しているが、ここは自誓の語を述べたものである。

肄乍龢父大薔鐘、用追孝、侃前文人、前文人其嚴才上、數〻纂〻、降余厚多福無疆、安其萬年、子〻孫〻、永寶用享

鐘銘の末辭。肄は肆。龢父を郭・陳氏らは師龢父の龢父にして共伯和であるとするが、銘辭の全體は共和期執政の人を頌するものとしては適わしくない。文は有韻。大系に「德・德之部、吉・室至部、上・疆・享陽部」の韻を指摘しているが、他にも人・年眞韻、趩・鐘東韻、また考・考・魯なども聲韻近く、殆んど句ごとに聲の諧和を求めているようである。

訓　讀

井の仁安曰く、顯淑なる文祖皇考、克く厥の德を哲にし、純を得て用て魯に、吉に永終なりき。安、敢て文祖皇考の穆〻たる秉德に帥用せずんばあらず。安、聖趣に憲〻として、𧼈まりて宗室に處らむ。ここに𩛥父の大林鐘を作り、用て追孝し、前文人を侃しましめむ。前文人、其れ嚴として上に在り、數〻𥳑〻として、余に厚く多福を降すこと無疆ならむ。安其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用して享せよ。

參　考

郭氏の𩛥父共和說は、𩛥父は伯𩛥父にして井に領邑あり、その地は共に近く共の支邑であるから、𩛥父は共伯和であるという、極めて單純な立論であるが、厤朔にはやや複雜な論證を試みている。その說にいう。

此井仁安、當爲白𩛥父之子或孫、不能考年、故次于共伯和之末。又按、共卽龔、龔爲㚤姓之氏、有頌鼎頌𣪘諸器可證、井亦㚤姓之氏、有白田父𣪘可證、共伯和之子或孫、爲井仁安、是由龔氏移爲井氏、而其爲㚤姓則一也、此又揆之以氏族、而順適者也

吳氏のいう白田父𣪘陶齋・二・一　獲古・二三・三代・七・四七・四で「白田父乍井㚤寶𣪘」と銘する環帶文の三小足𣪘。また龔㚤は頌鼎にみえ、井・龔何れも㚤姓であるから本器の井仁安も同じとするのであるが、この二器は何れもその文母を祀る器で、殊に龔は廟號であり、共國の共ではない。井は、いうまでもなく姫姓である。しかし𩛥父の家は師嫠の文考輔伯と輔伯𠷎の輔伯とが關係あるものとすれば、輔伯は𡛦姓であり、井邦とは姓的關係はない。氏姓關係よりする𩛥父共和說も成立しがたいのである。なお𩛥父共伯說については、陳夢家氏の西周年代考に詳論があるが、共和期の問題をまとめて述べるときにふれる方が便宜であるので、斷代の問題としてとり扱う。ただ本器についていえば、この𩛥父を伯𩛥父・師𩛥父と一人とする確證はなく、器の時期も必らずしも厲末共和に下るものではない。器制・文字は夷末厲初とみることも可能であり、そのとき𩛥父を祀る器を作っているのであるから、共和の問題と關係があるはずもない。いましばらく便宜上、𩛥父諸器の中に列しておくが、その文辭は大克鼎・番生𣪘など、むしろ夷末の器に近いものである。

一九一、兮甲盤

器　名　兮田盤擴古　兮伯盤愙齋　兮伯吉甫盤周存　伯吉父盤紹興

時　代　夷王薛作賓　宣王王國維・大系・通考・厤朔・陳夢家

收　藏　「直隸清河道庫藏、山東濰縣陳氏得之都肆」擴古　「見元人研北雜誌、後入保定官庫、今爲陳壽卿所藏」綴遺　「容庚云、鮮于樞困學齋雜錄、周伯吉父槃銘一百三十字、行臺李順甫鬻于市、家人折其足、用爲餅槃、余見之、乃以歸予、此元代所著錄彝器之僅存者、陸友仁研北雜誌亦記之」大系新版、又通考二三五參照　「書道博物館」書道

著　錄

器影　通考・八三九　二玄・三六六

銘文　擴古・三之二・六七　愙齋・一六・一三　簠齋・盤一　奇觚・八・一九　周存・四・二　大系・一三四　綴遺・七・七　小校・九・八七　三代・一七・二〇　書道・八四　河出・二四八　二玄・三六五

考　釋　餘論・三・三五　韡華・壬・二　大系・一四三　文錄・四・二六　文選・上三・二四　通考・四六三　厤朔・五・一六　積微居・三五

王國維　兮甲盤跋觀堂別集補遺

器　制　通考にいう。「大小未詳、附耳、圈足闕」。この盤は元代以來知られているもので、極めて古い傳世の器であるが、當時收藏の家で餅皿に使用され、圈足を失つたといわれている。器はいま書道博物館にあり、圈足部が備わつている。その銘を諸著錄に比較すると、泐蝕の部分などに相違がある。傳世のものとの同異は明らかでないが、別器があるとも思われず、あるいは補修になるものであろう。文様は變樣夔文である。



兮　甲　盤

銘　文　一三行一三三字

隹五年三月既死霸庚寅、王初各伐厥𤞤于𡨦𦥑、兮甲從王、折首執嘰、休亡敃、王易兮甲馬四匹・駒車

第一段。王の玁狁征伐に從つて功有り、賞賜をえたことをいう。

王氏の跋にいう。

彝器中紀伐玁狁事者三、一合肥劉氏所藏虢季子白盤、一上虞羅氏所藏不𡢁𣪘、一卽此盤也、云隹五年三月既死霸庚寅、此宣王五年三月二十六日、余曩作生霸死霸考定、……據長術、宣王五年



三月乙丑朔廿六日得庚寅、與此盤云既死覇合

云王初各伐厰𤞤于冨盧者、厰𤞤虢盤與不𡢁𣪕並作厰允、卽玁狁之本字、冨盧地名、冨字雖不可識、然必爲从网啚聲之字、盧則古文魚字、以聲類求之、冨盧疑卽春秋之彭衙矣、……古魚吾同音、衙从吾聲、亦讀如吾、冨盧與春秋之彭衙爲對音、冨彭音相近、盧衙卽同音字也、史記秦本紀、武公元年伐彭戲氏、正義曰、戎號也、蓋同州彭衙故城是也、盧戲二字形相近、彭戲蓋彭盧之譌矣、彭衙一地、在漢爲左馮翊衙縣、正在洛水東北、玁狁寇周、恒自洛向涇、周人禦之、亦在此間、虢季子白盤云、博伐厰允于洛之陽、此盤云、王初各伐厰𤞤于冨盧、其用兵之地、正相合矣

彭衙は白水縣の東北にあり、左傳文二年、晉秦がこの地に戰つて秦が敗れたことがある。玁狁は洛水に沿うて南下し、涇洛の間を侵すのが例であるから、冨盧は彭衙の古名と考えて差支えない。後には單に衙とも、また戲と稱したこともある。

各伐の各を攈古に引く翁祖庚の說に略伐とし、郭氏もその說による。しかし宕伐・戭伐・搏伐のように伐には連語が多く、各は格にして扞・鬪の意があろう。奇觚に荀子議兵「格者不舍」の注、「格謂相拒捍者」としているのがよい。

兮甲は銘末に兮伯吉父と稱している。兮甲と吉父と、名字のみえる的確な例である。甲は舊釋に田とするも、中の十字形は周邊と密接せず、十字形が甲である。卜文の上甲はこの字の上に一横劃を加えて上甲とよむので、王氏はこの字を甲と釋した。甲と釋して、はじめて名字對待の例となしうるのである。王跋にいう。

甲者月之始、故其字曰伯吉父、吉有始義、古人名月朔爲吉月、以月之首八日爲初吉、是其證也、甲字吉父、上云兮甲從王、下云兮伯吉父作般、前對王言、故稱名、後紀自己作器、故稱字也

名字の對待は春秋期の人名にその例多く、王念孫の春秋名字解詁、兪樾の補義等にこれを說くこと極めて詳しいが、西周期の人名については容易にその證をえがたい。名字の制は實名忌避の俗に發するといわれているが、東方の字に多い子某の名は、もと殷代の子某がその領邑の名を付して稱していたもので、のち采邑の制を失つてから名字の對待するものをえらんで字としたものと思われる。金文における名字對待例としては、この盤のごときものが最も確實な例である。

兮甲吉父は、詩の六月等にみえる尹吉甫その人であろうと考えられている。王跋にまたいう。

此兮伯吉父、疑卽詩小雅六月之吉甫、詩云、文武吉甫、吉甫宴喜、大雅兩言吉甫作誦、而不舉其氏、毛公始加尹字、蓋尹其官、兮其氏也、今本紀年繫六月尹吉甫伐玁狁事於宣王五年、不知何據、此盤所紀、亦宣王五年三月事、而云、王初各伐、蓋用兵之始、未能得志、下云、王命甲政嗣成周四方責、至於南淮夷、責讀爲委積之積、蓋命甲徵成周及東諸侯之委積、正爲六月大舉計也、此盤當作於三月之後、六月之前、吉甫奉使成周之時

詩によつて吉父を尹吉甫とし、竹書によつて器の時期を六月より前とするものである。竹書の紀事は詩に基づいて補記されているものが多く、このときの玁狁征伐が果して王氏のいうように二役であるのか、下文にいう成周・淮夷の委積を徵するのが後役の準備であるのかどうかは知られない。器銘には王の親征をいうも紀年には親征をいわず、また紀年はこの翌年に召伯虎の淮夷討伐を記し

ている。

敀は浜、駒車を賜うことは伯晨鼎・塱盨等にみえている。折首執訊の功があつたと記しているが賜與も盛んでなく、これを虢盤・不𡢁𣪕などの銘文と比較すると、文は甚だ簡樸であり、王愼を承けて掉厲の風を發するというところがない。果して吉甫が主將としてこの征討に臨んだものか、豫期した成果を收めえたのかどうか、克捷の記述もなくて疑問にも思われるし、賜與のこともさきの兩器に比べて格段の相違がある。詩の六月に歌うところともかなり異なるところがあるので、王氏のように前後二役とする解釋も生れるのであろう。六月の詩篇中、數章を抄錄しておく。

六月棲棲　戎車既飭　四牡騤騤　載是常服　玁狁孔熾　我是用急　王于出征　以匡王國
玁狁匪茹　整居焦穫　侵鎬及方　至于涇陽　織文鳥章　白旆央央　元戎十乘　以先啓行
戎車既安　如輊如軒　四牡既佶　既佶且閑　薄伐玁狁　至于大原　文武吉甫　萬邦爲憲
吉甫燕喜　既多受祉　來歸自鎬　我行永久　飮御諸友　炰鼈膾鯉　侯誰在矣　張仲孝友

詩にいうところは、よほどの大戰役の樣子であり、器銘の記述と一致しないところが多い。のち宣王十二年には虢盤の大討伐が行なわれているが、その間に吉父の大規模な征討もあつたのであろう。

以上、北方玁狁の役に、兮甲に殊功あり、賞賜をえたことをいう。

王令甲、政辭成周四方責、至于南淮夷、淮夷舊我帛畮人、毋敢不出其帛・其責・其進人・其賈、毋敢不卽餗卽夻、敢不用令、則卽井屢伐

王の第二の征命をいう。成周の貯を治め、南淮夷の賦貢を徵する命が與えられており、不廷には武

力を用いてよいとするものである。政辭は政治。政は征取を意味する字で、この句においても委積を徵取することをいう。辭の右旁は大辛の象。辭治の意である。成周四方とは成周とその周邊の諸邦をいう。これらの委積は成周の屯倉に集積され、頌鼎には、「令汝官嗣成周貯廿家、監嗣新造貯」のように多數の集積處があつて、平時には宮室の資に、戰時には軍糧に供した。貣は積、禹貢の語があり、迹の音である。南淮夷は下文では單に淮夷という。江淮の間に處り、かれらからも賦貢を徵していたのである。

淮夷以下は、淮夷の周室に對する從來の服從關係をいう。王跋に、「其淮夷舊我賁晦人以下、乃告淮夷及東方諸侯百姓之辭、字雖不可盡識、而大意可知、其文法亦與周書費誓相同、此種重器、其足羽翼經史、更在毛公諸鼎之上」として、その資料的價値を甚だ重視しているが、辭句についての考釋は殆んど試みていない。

賁を據古に匿、餘論に貫、文錄に員とする。餘論に貫晦とは畎畮の義であるとするが、師寰殷にも本器と同じく「淮夷繇我賁晦臣」という語があり、兮伯殷には「至見獻賁」とあつて、賁は貢獻することのできるものであるから、畎畮そのものではない。下文に其賁・其貣とあり、賁・貣を對擧している。賁は帛にして布帛の類。字が貝に從うのは、あるいは禹貢にいう淮夷の篚は玄纖縞、島夷の篚織貝などを指すものであろう。晦を郭氏は賄と訓するも、貣にして農產物をいう。すなわち淮夷は特別に織成した帛と、その地の農產物を賦貢する義務を、從前より課せられていたので、「舊我賁晦人」と稱したのである。師寰殷の「賁晦臣」というのと全く同じ。禹貢にいうところは、

この當時の記錄がその資料となつているように思われる。

「毋敢不出」の目的語は、賁・貣・進人・賨までかかる。郭氏はこれを賁・貣にまでかけ、進人・賨を下句に屬するも、句法に合しない。淮夷の賦貢義務はその特產品のみにとどまらず、勞働力の供給、すなわち徒隸の類を進貢する義務も課せられており、それが「其進人」である。大系に「力役之征也」と庸役の義務とみているが、郭氏の奴隸制說の立場からは、ここに奴隸の給源を考えてもよいところである。師酉殷にみえる諸夷、師詢殷の夷允三百人などは、みな進人として關內に送られた夷種のものであろう。奴隸の來源は、殆んどこれらの異種族であるが、ただこれらがその生產關係の中で、奴隸制と稱しうるほどの比重を占めていたかどうかということに問題がある。

賨は貯の初文。大系に「關市之征也」というが、頌鼎に「令女官嗣成周賨廿家、監嗣新造賨」とみえており、郭氏はそこでは王國維の釋に從がつて兩貯字を賜與の義とみている。貯は委積を藏するところでいわば屯倉に近く、ここではその委積をいう。頌鼎にはその貯を諸宮の用に充てることを命じており、あるいは工匠等の生產品をいうものであろう。關市の征のごときは、南淮夷にまで赴いて徵すべき性質のものではない。關市の征とは、今でいえば通過稅・物品稅などに當るものである。以上はすべて賦貢に關する義務をいう。

第二の「毋敢不」以下は行爲に關する義務をいう。義務は「卽餗」・「卽岕」の二項である。大系に「其進人」を力役の征にして「卽餗」と對應し、「其賨」は關市の征であるから「卽岕」と對應するものとするが、それならば文義の重複を免れない。積微居は大系と句讀同じきも、解異なる。すなわち上文の「其賁其貣」を「其賁之貣」、また「其進人其賨」を「其進人之賨」の意としているので、「毋敢不卽餗卽市」の主語は「其進人之賨」となるが、卽は人の行爲をいう語であるから、語法に無理がある。

餗は次の初文、軍の駐屯地をいう。左傳莊三年、「凡師一宿爲舍、再宿爲信、過信爲次」とある次で本來は名詞である。卜文では脤を席上におく象に作り、某餗といえば軍の基地をいう。

岕を奇觚に旅、綴遺に峙、孫氏は市と釋する。說文に、「市買賣所之也」とあり、交易のところをいう。楊氏はこの淮夷に關する條を、上文の玁狁征伐の記事と直接に關連するものと見なし、卽とは餗・市に物を交付し、私賣を禁ずる義であるとする。

卽謂交付、卽次謂取其貯積、付於王之軍次、卽市謂付與市場也、此語爲徵收委積者言之、蓋淮夷出其帛矣、恐徵收者、既不付於軍次、又不付之市場、私賣以自利、故戒之也

思うにこの條は、前條に賦貢の義務を述べたのに對して、生產品の流通に對する一種の制限處置を記したものとみられる。賦貢は特定の物資につき一定の數量を定めてこれを無償徵收するものであるが、なお他の物資一般についても流通を制限し、有償供出の義務を課したのであろう。卽は卽就の義で、交易等の場所を限定することをいう。本器では軍の駐屯地である餗と、公認の交易場所である市においてこれを行なわせたもので、これによつて物資の流通を監視抑制し、經濟的な支配を達成しようとしたものであろう。この種の支配方式は、おそらく異族諸邦に對しては一般的に行なわれていたものであるらしく、たとえば詩の大東は、殷の末裔と思われる譚子國に對する周の租調

徵收の様子を歌つたものと考えられるが、進人のようなことはなかつたとしても、その他の點では同樣の搾取的支配が行なわれていた事實をみることができる。

以上の進貢義務と交易の管理は、從來淮夷が周室に對して義務として服してきた事實で、これに違背することは許されないのであるが、このたび周室が北方の玁狁に兵を用い、南方を顧慮する暇のないのに乘じて、この義務を怠るに至つた。それで玁狁のことが一たび終熄するや、吉父はまた命ぜられて成周貯積の管理と、淮夷の義務履行督責のために派遣されたのである。「敢不用令」は語法的には反語の形式であるが、上文と同じ句法を以て毋にかかり、下文を則で承けており、假定の條件形によむべきであろう。井は刑、菐は戮、卽刑戮伐とは、以上の命に從わぬものには、刑罰として戮伐が加えられるであろうというのである。以上、淮夷に對する命をいう。

其隹我者矦百生厥賨、毋不卽岕、毋敢或入䜌宄賨、則亦井

以下諸侯百姓に對する訓告の辭。上文の「政辭成周四方賨」を具體的に規定した文である。其は假定、隹は有、其隹で若有の意。我は親愛の辭で周と和親の關係にあるものをいう。百生は百姓。成周四方の諸族百姓で、史頌殷にいう里君百姓なども包含される。厥は領格。かれらの貯についても自由な交易を許さず、周の管理する市においてのみその流通を認め、いわゆる關市の征を課したのであろう。

「毋敢或入䜌宄賨」は難解な句である。餘論に「宄當讀爲殷、此謂或殷或貯、皆毋許人䜌入也」といい、據古には翁氏の說「毋使姦宄入境」を引くも、これを非としている。楊說は孫說と同じく、

「此入䜌葢謂闌入市場也、說文、宄姦也、外爲盜、內爲宄、宄字有攘竊之義、謂如敢入䜌妄貯、則亦刑」という。入䜌を闌入の意とするもので、文錄にも「䜌宄者、闌入不法之貨賊」としているが、金文に䜌を闌の意に用いた例なく、䜌は概ね䜌旂の䜌、ときに蠻夏の蠻の意に用いる。それで郭氏は䜌を蠻方の義と解し、

諸侯百姓、亦有爲避免征稅、而逃入蠻方者、所謂入䜌妄貯是也

という。妄貯を免征の義とするものであるが、征稅を免れるために、華を去つて蠻に入るというのも甚だ不自然な解釋である。妄を避免とする字釋にも問題があろう。

䜌はこの場合䜌旂ではありえないから、蠻と解すべく、入䜌とは蠻地すなわち淮夷の地に入ることである。これは蠻地に逃竄するのではなく、寇攘姦宄をなすことと解すべきであろう。淮夷に接壤する諸侯百姓は、しばしば荊蠻淮夷の地を侵して、その貯積を攘奪するなどのことがあり、これが淮夷背叛の大きな理由であつたらしい。周室への賦貢義務がすでに相當過重であつたとみられる上に、周邊の諸侯百姓から侵奪を受けては、かれらも從順ではありえないわけである。それで一方においては前條に淮夷の義務履行を嚴重に督責するとともに、周邊の諸侯百姓に對しても、蠻地を侵し寇攘することのないよう警告したものであろう。妄は宄の初文、書の舜典「寇賊姦宄」の傳に「在內曰宄」とみえ、鄭注に「起外爲軌」という。西京賦薛注には「竊寶曰宄」とあり、音義一七に古文として妄の形を出している。說文の古文の形は宄と心に從う。妄が宄の初文であることは疑がない。入蠻宄貯の行爲あるものに對しては、䢅刑を以て臨むとするのである。

以上のことは、王跋にいう玁狁討伐のための物資の調達確保のためではなく、淮夷統治上、その治安を確立し秩序を維持するために要請されていることであつて、命令の對象は「我諸侯百姓」に外ならない。かれらの經濟活動を規制するとともに、淮夷など諸蠻に對する恣意的な冦奪を禁止することを命じたものである。綜遺に、左傳莊三十一年「凡諸侯有四夷之功、則獻於王、王以警於夷」の文を引き、盤銘にいうところはそのことに當るとしているが、羼伐の語を用いていることからいえば、荊蠻支配の政策を述べたものとすべきであろう。そして文首にまず玁狁の討伐の功をいい、次に時を移さず淮夷に對する政策を强化しているのは、當時南北呼應して外族の活動が活潑化しようとする狀勢を、反映しているようである。

兮白吉父乍般、其眉壽萬年無疆、子〻孫〻、永寶用

兮氏の族は、その本貫・系屬などすべて明らかでない。盉卣に兮公の名あり、また兮仲段というもの六器、小校七・八〇に十一銘、三代・七・三二に九銘を錄するが、兮伯吉父との關係は知られない。詩に尹吉甫というものあり、その職は尹、六月に「文武吉甫」・「吉甫燕喜」、また詩の崧高・烝民は篇中に「吉甫作誦」とあつて、その詩は吉父の作るところである。當時有數の宮廷詩人であつたらしい。もしこの器銘がその吉甫と同一人であるとすれば、この盤銘は吉父の文辭を今日に傳えるものといえよう。

訓讀

これ五年三月既死霸庚寅、王初めて玁狁を𨸏䖒に各伐す。兮甲、王に從つて折首執訊あり、休にして敗むことなし。王、兮甲に馬四匹・駒車を賜ふ。

王、甲に命じて成周四方の賚を政嗣せしめ、南淮夷に至らしむ。淮夷は舊(もと)我が貟畮の人なり。敢て其の貟・其の賚・其の進人・其の貯を出さざること毋れ。敢て餗に即き、市に即かず、敢て命を用ひざること毋れ。則ち刑に𢦏伐に即かしめむ。

其れこれ我が諸侯百姓の貯、市に即かざること毋れ。敢て蠻に入りて貯を妄すこと或ること毋れ。則ち䢅刑あらむ。

兮伯吉父、盤を作る。其れ眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參考

西周金文中、淮夷に關する記述を含むものはかなり多く、その地域が周の東南經營上、重要な地位をもつ事實が知られる。周の東遷、東方列國の興起、徐楚吳越の文化という春秋期の注目すべき問題は、淮夷の動勢ということを除外しては考えることができない。その意味で西周後期の淮夷政策は、甚だ重要な問題を含むものであるが、その政策を具體的に知りうるものとしては、この盤銘を第一に推すべきであろう。王跋にこの器銘を毛公鼎にもまさる資料的價値をもつとしているのは、おそらくその點に着目しての評價であろう。

文はそれほど長銘のものではないが、他に例の少ないものであり、かなり難解である。ここに試みた通釋にも、なお疑點がないわけでなく、これに依據してあまり多くの結論を期待してはならぬと思われるが、淮夷の賦貢義務と、周室の淮夷政策の方向とは、その一斑を推すことができるようである。

楊氏はこの器銘を釋したのちに、次のような感慨の言を記している。

嗚呼、讀此銘、而周室當時政治之窳敗、軍紀之廢壞、可以見矣、王伐玁狁、而特命兮甲徵求成周各國諸侯、乃至淮夷委積者、臣民夷人、皆匿藏其貯積、不肯委輸也、何以不肯委輸、以暴吏之橫征、軍人之刧奪也、毋敢或入䜌妄貯者、葢實爲軍人發之、特不肯明言之耳

文は一九四二年九月一日の稿である。おそらく時世に慨するところがあつて、寄托するところのある言であろう。「王令」以下は王の授命の語であり、器銘はただその任命の言を記すのみであるが、楊氏のいうような周の紀綱の弛廢は覆うべくもない。史にいう宣王の中興が、結果的には諸豪族の興起につづく東方列國の獨立、淮域の華化を促進していつたという事實を理解する上にも、本器銘は示唆するところ極めて大きいものがある。

器の日辰は宣王五年の譜に合う。字迹は夷厲期の篆意の强い遒麗なものから、篆撥の少い勁峭の風に移つているが、その書風は虢季子白盤に至つて一層强まつているようである。

本器銘の韻讀については、王・郭二氏ともにふれるところがないが、虜・車・寅・寅は魚韻、賚・𡰪・賚・市・市は脂韻、𡢿・人は眞韻、令・井・生・井は耕韻、疆・用は陽東の合韻であるから、全篇殆んど有韻の文である。

なお善夫吉父の名のみえる二器が岐山より發見されたと傳えられている。考古一九五九・一一、六三四頁「記岐山發現的三件靑銅器」にいう。

一九五九年三月、參加渭水流域考古調査時、在岐山文化館古物陳列室中、看到三件有銘文的銅器

善夫吉父盂　銘文一六字、「善夫吉父乍盂、其萬年、子〻孫〻、永寶用」

器高二〇糎、頸下有重環文一周、腹部有獸鈕一對、應是屬于西周晩期的器物、據說、解放前出土于岐山東北鄕（卽今之靑化鎭一帶）某地、解放後由上河孫村孫光裕捐獻

該館展品中、別有善夫鐳銘拓片一、「善夫吉父乍旅鐳、其子〻孫〻、永寶用」、可能與盂同出、現僅存拓片

考古に盂銘を載せているが、字迹頗る疏緩にして、僞刻とみられる。器の眞僞は、照片がなくて確かめがたい。

別に趞叔吉父盨善齋圖九〇　故宮下・二〇四にも吉父の名がみえ、「趞叔吉父乍虢王姞旅盨、子〻孫〻、永寶用」という。器は西周末の器制であるが、盤銘の吉父、善夫吉父とは別人であろう。

一九二、虢季子白盤



虢季子白盤

器名　虢季子盤攈古

時代　夷王大系　宣王從古・通考・厤朔・董作賓・唐蘭　平王高鴻縉　春秋河出

出土　「徐𤇍鈞云、盤出寶雞縣虢川司地」攈古　「劉燕庭云、郿縣禮邨田間溝岸中得之」奇觚

收藏　「道光間、陽湖徐傅兼𤇍鈞宰陝西郿縣、得之寶雞虢川司、徐載歸其家、咸豐庚申一八六〇年常州陷于賊、同治甲子一八六四年劉省三中丞克復常州、得此于僞護王府中、舁置大潛山房、築亭居之、號爲盤亭」奇觚　「盤亭、有小記一卷」周存　「這盤出土後、最初爲江蘇常州人徐𤇍鈞所得、由陝西運至常州、太平天國失敗後、曾作馬槽、爲淸將劉銘傳所得、運至安徽合肥、因之這盤雖是有名的重器、但看見過它的人很少、解放後始由劉肅曾先生捐獻給人民政府、現陳列在故宮博物院太和殿」虢盤

著錄

器影　大系・一五二　通考・八四一　通論・二五八　虢盤・拓　二玄・三七七

銘文　從古・一〇・三一　攈古・三之二・三七　奇觚・八・一五　愙齋・一六・九　周存・四・三　大系・八八　綴遺・七・一五　小校・九・八三　三代・一七・一九　書道・七三　虢盤　河出・二七　三　二玄・三七六

考釋　述林・七・二一　韡華・壬・三　大系・一〇三　文錄・四・二六　文選・上三・二六　通考・四六三　厤朔・五・二八　積微居・一四八・二四一

平　廬　虢季盤時代大陸雜誌・二・二　民四〇

高鴻縉　虢季子白盤考釋大陸雜誌・二・二

×　周代銅器虢季子白盤文物・一・六　一九五〇

陸懋德　虢季子白盤研究燕京學報・三九　一九五〇

×　虢季子白盤故宮博物院刊　一九五五

器制　通論にいう。「高四一・三糎、口縱三〇・三糎、橫八二・七糎、四面各有二獸首、銜環、四足作矩形、腹飾環帶紋、口飾竊曲紋」。綴遺に「重今權四百五十餘斤」、また虢盤に「重四百多斤」という。器は長方形で一般の盤と形制を異にする。環耳は繩狀をなし、器腹に鮮麗な波狀文、口沿に變樣夔文を飾る。非常な大器で銘文も文字濶大、字樣に注意すべきものがある。



銘　文　八行一一一字

隹十又二年正月初吉丁亥、虢季子白乍寶盤

まず作器のことをいう。日辰は宣王十二年の譜に合うが、器の時代については銘文の內容と合せて他に異說もあり、參考の條にいう。

不顯子白、𦙶武于戎工、經𦂺四方、博伐厰𤞤、于洛之陽、折首五百、執嘰五十、是以先行

作器の事由としての玁狁討伐の功をいう。記事體の形式である。丕顯を自ら冠していう例は金文に殆んどなく、詩では「文武吉甫」のような讚頌の語を著けていうことが多い。文に押韻多く、聲調の諧

和を求めているところがあり、詩の様式との近似が感ぜられる。

甹を奇觚に庸と釋するが、毛公鼎に「唯天𥃝集厥命」・「曰邦𥃝害吉」とあり、字形は由を上もしくは下にした形で同字である。大系に「均讀爲將、前語爲將大也之將、後語爲將來之將、本銘讀爲訓大之將可、讀爲壯亦可」という。上部の由形は、いわゆる亞醜形中の祝官の禮冠の形で、爿は聲符であろう。嚴莊の意があるらしく、壯・大の義を生ずる。謚法に「勝敵志强曰莊」とあり、武德をもいう語である。甹武は壯武、戎工は戎功である。

經𢆶の𢆶は隻に從う。虢季氏子組の組も又を加えた形に作っている。積微居に字を蒦にして規度の意であるとしていう。

余謂𢆶當讀爲蒦、說文四上萑部云、蒦規蒦、商也、一曰、蒦度也、經𢆶四方者、經謂經營、𢆶謂規度、猶詩江漢云、經營四方也、甲文金文有蒦字、皆作獲字用、𢆶字从隻、……而獲字實蒦聲、然則蒦不惟形近、音亦當相近

經𢆶はあるいは雙聲の語であろう。いずれも謀猷規度の意である。詩の小雅小旻に、「哀哉爲猶匪先民是程　匪大猶是經　維邇言是聽」とあり、經を猶・程と同義に用いている。

博伐は搏伐。博は不嬰𣪘では戈に從う。宗周鐘に𢦏伐、兮甲盤に𢦏伐というのも同義である。「洛之陽」とは洛水の北をいう。洛に伊洛の洛、涇洛の洛があり、玁狁は北方の族であるから、もとより涇洛をいう。玁狁については、王國維に鬼方昆夷玁狁考觀堂集林・一三がある。郭氏はこの征役を西羌傳に「乃命虢公、率六師伐大原之戎」というものに當るとし、大原を晉地の大原と解した。それで子白は洛東より大原にまで長征したものとみて

洛之陽、謂于北洛水之東也、地望正合、北洛水南流、稱陽、知必爲東矣

という。當時の玁狁が涇洛の上游より南下して宗周に迫ったことは、詩の六月に「整居焦穫　侵鎬及方　至于涇陽」と歌うことによって知られ、これを大原に邀擊したことも「薄伐玁狁　至于大原」という詩句の示すところである。しかしこの大原は涇洛間の廣平な山陵地帶の稱で、郭氏のいうような晉の大原ではない。詩の豳風にいう東山とは、この方面の汎稱であったと考えられる。

折首・執訊は詩の出車・釆芑にいう執訊獲醜に當る。先行は啓行に同じ。征旅のときまず先遣の部隊が先導をすることは詩の六月に「元戎十乘　以先啓行」とみえるが、先は先候の意である。中方鼎二・中甗に「先省南國」、また中觶に「王曰、用先」とある先がそれである。先行のことは卜辭の征旅關係のものにもみえ、道路の呪詛や障碍を除き、敵狀を候うことをいう。この銘では、折首執訊を以て先行するという表現がとられている。すなわち歸還のときの禮である。それで積微居に、これを來歸獻禽の際のことであるとしている。

先行應作何解釋、折首執訊、何以必需先行、前人考釋者、皆未之及、余前此亦不解也、頃以不嬰𣪘授諸生、乃始恍然、𣪘銘云、白氏曰、不嬰、駿𠛬方玁狁、廣伐西俞、王令我羞追于西、余來歸獻禽、余命女御追于畧、蓋盤銘所謂先行者、卽𣪘銘之來歸獻禽也、因子白有折首執訊之功、當歸來獻禽於王、故先行也、此三句下接云、趄趄子白、獻馘于王、文義正相承接、兩銘互相契合也

不嬰𣪘は、子白のこの役に從って、折首執訊の功を收めた不嬰が、子白の賞賜を受けて作った器であるが、その九月初吉戊辰は、本器の十二年正月初吉丁亥より一年八ケ月後のことである。その銘によると、不嬰の軍は玁狁の追擊を受け、殘敵を掃蕩しながら歸還している。今次の征役の激烈さを示すものであるが、しかし勝敗の歸趨はすでに決しているので、子白が先に歸還して獻禽の禮を行ったのである。

趄〻子白、獻戒于王、王孔加子白義、王各周廟、宣廟爰鄉

獻馘の禮をいう。趄〻は威武を稱する語。書の牧誓に「尙桓〻」とあり、說文に引いて貆〻に作る。みな同じ語である。戒を從古に俘、奇觚には集韻に戒を𢧵と同義とするのを引いて滅の義とする。俘は金文に別にその字があり、ここでは戒は馘の異文であろう。馘は首あるいは耳に從う。みな馘首の證として獲るところを記したもので、爪に從うのも同じ意であろう。

孔を副詞に用いるものは末期から春秋期の器銘にみえ、孔皇・孔嘉・孔惠のように用いる。沇兒鐘の「孔嘉元成」などによると加は嘉の義ともみえるが、義は威儀の意であるらしく、寵榮を與えることをいう。

その儀禮は周廟宣廟において行なわれた。宣廟は宣射、鄘𣪘にみえる。文獻にいう宣榭である。公羊宣十六年の何休注には「宣王之廟也」というが、宣の名義は宣王と關するところはない。述林にこれを論ずることが甚だ詳しい。

錢氏謂、宣榭自取美名、不必如公羊解詁宣王宮之說以證、宣王時、不嫌有宣榭、余謂、說文釋宣字義云、天子宣室也、淮南王書云、武王破紂、殺之宣室、褚少孫補大史公書亦云、武王圍紂象廊、自殺宣室、是以宣名宮室、固其本義、周之有宣榭、猶殷之有宣室耳、公羊傳云、宣榭者何、宣宮之榭也、何言乎成周宣榭災、樂器藏焉爾、公羊所謂宣宮者、亦謂宮名、猶云鄚宮祇宮昭宮、非先王廟堂、故樂器得藏之、而何邵公乃云、宣宮周宣王之廟也、至此不毀者、有中興之功、不知周自后稷廟及文武世室外、無不毀之廟、宣王雖中興、擬之文武、功德已不侔、廟安得獨不毀乎

殷の宣室は卜辭にもみえ、「丁巳卜、于南宣召、大吉」拾掇・一・四五九のような例がある。左傳の杜注によると、宣榭は講武の屋であるという。これ獻馘策勳など軍禮を行なうところで、のちに樂器を藏するところとなったのも、軍樂の器であろう。

鄉を孫釋に慶と解するも、もとより饗の初文。いわゆる飲至の禮をいうものであろう。

王曰、白父、孔顯又光、王易乘馬、是用左王、易用弓、彤矢其央、易用戉、用政緣方

上文と同じく、王曰白父以下も殆んど詩の様式により、押韻の語である。饗禮ののちの賜與をいう。白父は子白をいう。文錄・文選に「天子稱同姓之臣曰伯父」とし、文選には子白を虢文公であるというが、父は父厝・尼父のようにその名字に加えて敬愛の意を示すもので、白父は子白をいう。伯父ではない。「白父、孔顯又光」とはその勳功を賞する優渥の言である。窓齋に詩の韓奕「不顯其光」の句を引いている。以下一物ごとに易の字を加えているのは、詩句のように句の形式を整えるためである。乘馬は馬乘、馬四匹をいう。左は佐。「易用弓」・「易用戉」の用は以。弓矢を賜うときは彤弓彤弓というのが例であるから、積微居には弓を彤弓の略であるとしていう。

獨此銘記彤矢、而弓則但言弓、不言彤弓者、疑彤弓之彤、因下彤矢而省也、詩小雅天保云、禴祠

蒸嘗、于公先王、毛傳釋公爲事、而鄭箋則釋公爲先公、按箋說是也、公爲先公、而詩文單稱公者、
亦因下有先王之文而省、與銘文例正同也

もし句を四字句を以て整えるとすれば、上句の「王易乘馬」と同じく「易用彤弓　彤矢其央」というてよいところであるが、下句の「易用戉」と合せて三字句とするために字を略したものと思われる。二用字を周すなわち雕の省文とすることもできるが、雕戈の例は多くみえるにしても雕弓の例なく、また彤矢と對文とするならばやはり彤弓というべきであるから、兩用字は字のままに解しておく。其央は旗旐をいう。奇觚に「詩、旂旐央央、傳、央央鮮明也、是也」というが、央は音養、この場合偃游をいう名詞であろう。其央何れも㫃を略した字形である。

緐は蠻。南方の諸夷を稱する語であるが、金文には蠻夏の語もみえ、南北にかかわらずに用いる。ここでは主として玁狁をいう。政は征。高鴻縉氏はこの字の用法よりして器を春秋期に下るものと定めたが、征・政はもと一字、このころより通用している。

獻馘の禮は早く小盂鼎にみえ、詩の六月卒章にもそのことが歌われている。また文獻にも多くその記載をみることができる。いまその數條を摘記しておく。

左傳隱五年　三年而治兵、入而振旅、歸而飲至、以數軍實、杜注、飲於廟、以數車徒器械及所
獲也

又僖廿八年　秋七月丙申、振旅愷以入于晉、獻俘授馘、飲至大賞

又僖廿八年　晉侯獻楚俘于王、……王饗醴、命晉侯宥、王命尹氏及王子虎內史叔輿父、策命晉

侯爲侯伯、賜之大輅之服・戎輅之服・彤弓一・彤矢百・旅弓矢千・秬鬯一卣・虎賁三百人

孔叢子軍禮篇　既至、……食奠于帝學、以訊馘告、大享于群吏、用備樂、饗有功於祖廟、舍爵
策勳焉、謂之飲至

乘馬・弓矢・戉を賜うて「用政緐方」というのは、禮記王制に「諸侯賜弓矢、然後征、賜鈇鉞、然後殺」というのに當る。

子々孫々、萬年無疆

銘文の末辭。文首の作器をいう語を除いて、以下全文四字句を主とする詩句の様式をとり、方・陽・行・王・饗・光・王・央・方・疆の合せて十字が韻に入る。詩の六月・采芑と相似た表現もあり、銘辭は詩の様式を用いて作られたものであろう。

訓讀

これ十又二年正月初吉丁亥、虢季子白、寶盤を作る。
丕顯なる子白、戎工を壯武にして、四方を經緩す。玁狁を薄伐す、洛の陽に。折首五百、執訊五十、是を以て先行す。
超超たる子白、馘を王に獻ず。王孔だ子白に儀を加ふ。王、周廟に格り、宣榭に爰に饗す。
王曰く白父、孔だ顯にして光有りと。王、乘馬を賜ふ。是を用て王を佐けよと。賜ふに弓を用てす、彤矢・旗央。賜ふに戉を用てす、用て蠻方を征せよと。
子々孫々、萬年無疆ならむことを。

參考

器は道光間の出土で器制甚だ鉅、その文辭において詩に近く、文字も石鼓に類するものがあるというので注意され、早くから諸家の考釋が試みられた。奇觚にいう。

徐之㦸爲之記、吳雲爲之釋、盤亭小錄載之綦詳、光緒甲午二〇・一八九四年心源典試河南、開封守吳仲懌、以此拓見贈、爲言、乙酉一八八五年冬問亭燬、盤存、今翦帖之

また述林にもいう。

此盤舊藏毘陵徐氏、兵後爲達官某所得、今在廬州合肥、此紙儀徵鎦副貢壽曾所詒、猶初出土時拓本也、余既以拓本付莊池、更錄張錢兩跋、以便省覽、復推其未及之論、疏通證明之、俾儒者知吉金文字、多符契經訓、信足寶也

このようにして器に跋記考釋を試みるもの甚だ多く、吳雲の盤銘攷一卷をはじめ、諸家の集中に多く跋記の類を收めている。器もまた兵亂・火災の厄を免れて保存され、今は北京の故宮博物館に歸している。

器は文中に玁狁に對する大捷を記し、史にいう宣王の北伐に當るとされていたが、郭氏の夷王說、高氏の平王說なども出て、その時期が問題とされるようになつた。器には紀年日辰があり、推步を以てその時期を考えることのできるものである。述林にいう。

平定張石州孝廉、以四分周術推盤銘十二年正月初吉丁亥、爲周宣王十二年正月三日、副貢之弟貴曾、以三統術推之、亦與張推四分術同、嘉興錢衎石給諫紀事稿、有此盤跋、據毛詩傳、初吉爲朔日、謂當以月朔丁亥求其年、然王文簡經義述聞、詳辨月朔不得稱吉、謂日之善者、卽謂之吉日、其在月之上旬者、謂之初吉、斥毛傳及論語孔注・周官鄭注・國語韋注之非、余謂、古書初吉有二義、一爲月朔、毛鄭所說是也、一爲節氣之始、國語周語云、先立春九日、大史告稷曰、自今至于初吉、陽氣俱蒸、土膏其動、稷以告王曰、距今九日、土其俱動、是其義也

張氏推此盤銘正月初吉、不在月朔、或當爲立春日、抑或如王說、泛指正月上旬、皆未可知、錢氏墨守毛詩說以獻疑、固矣

これ張氏らが推步して宣王十二年とする說を是とするもので、當時初吉の意義はなお明らかでなく、月の上旬を泛指すると解されているが、月相四週の說からいえば、ほぼ近い解釋がとられていたのである。また文中に周廟宣榭の語があつて宣王期ではありえないとする主張に對しては、宣を宣室の義とする說を以て對えている。

文獻の所傳によつて器を宣王期とするものに從古の考釋がある。銘文中の「經緩四方」・「博伐玁狁」の類句を詩篇に求め、また竹書の記述を引いていう。

緩古文維、薄伐玁狁、與詩六月同文、搏薄古今字、玁玁省、……竹書紀年、厲王十四年、玁狁侵宗周西鄙、召穆公帥師追荊蠻、至于洛、宣王五年夏六月、尹吉甫帥師伐玁狁、至于太原、秋八月、方叔帥師伐荊蠻、當時玁狁荊蠻、相爲倚伏、故詩采芑云、征伐玁狁、蠻荊來威、而此銘亦云、薄

伐玁狁、用政蠻方也

史實を以て器銘のいうところを求め、同じく宣王の北伐をいうとする。これに對して銘文のいうところを、夷王期の事實とするものに大系があり、同じく紀年に據りながらその結論を異にしている。その說にいう。

後漢書西羌傳、夷王衰弱、荒服不朝、乃命虢公率六師伐太原之戎、至于兪泉、獲馬千匹、注云、見竹書紀年、虢公卽此虢季子白、太原卽禹貢所出之太原。在今山西中部、兪泉卽不嬰段之西兪、爾雅釋地、北陵西隃雁門是也

その證とするところは西羌傳の記述のみであるが、器の日辰は、郭氏が夷王期とする十六年伯克壺、十六年克鐘と合わず、曆譜上成立しがたい。克器を別として、師旋の兩器によつて構成される夷王の譜にも合しないのである。またその作戰の地域が西羌傳にいうところと異なることについては、不嬰段の條に述べる。

高鴻縉氏の平王說はこの郭說の批判から出發するものであるが、宣王期說についても、推步や文獻による論證法を否定している。郭說の批判は四點に要約しうる。1夷王のとき玁狁を伐つたとされる虢公は虢季子白でない。2不嬰段にいう白氏も本器の子白ではなく別人である。3字勢は極めて石鼓文に近く、石鼓の時期に近い器である。4器銘の洛は敔段の洛と同形で不嬰段の䕈と異なる。洛は伊洛の洛、玁狁が成周に入寇したときのもので、夷・宣のときの玁狁と異なる。それで器の時期は別の視點から考えなくてはならぬとして、次のように主張している。

1盤は郿縣の出土で、その地は西虢・小虢の國したところである。2字勢は秦篆に近く、東周小虢の器であろう。3小虢は秦武の十二年前六八六年に滅んでいる。從つて器は平・桓何れかの時期のものである。4董氏の曆譜によると、平王十二年の譜が盤銘の日辰と合う。かくて器は東周小虢の武威を示すものであるとして、以下のように論ずるのである。

當東周之初、而爲小虢之君、是卽小虢之始祖矣、虢季於西周喪亡之際、不畏犬戎之逼、不隨諸侯東遷、獨留渭南故土、收撫西虢舊衆、連秦拒戎、以展東周、葢亦英俊勇略之主也、及洛陽耀功、親備王城、銘稱不顯子白、又曰桓〻子白、又曰孔顯有光、則當日赫〻之盛、可以想見虢季之後、稱虢季氏、周彝有虢季氏子組簋、銘曰、虢季氏子組作簋、又有虢季氏子組壺、銘曰、虢季氏子組作寶壺、兩器組字均作綅、與虢季子白盤之維字作綫者同調、亦爲一國文字之證

平王說は早く傅斯年がその說を唱えていたことが董氏平廬の文にみえ、董氏は宣・平兩譜に入りうるとしながらも平王說を采つている。高氏の說はおそらくその董說を承けたものであろうが、董氏は年曆譜においては宣王說を采り、その宣王の譜に虢盤を加えている。東遷ののち、ひとり西陲に餘喘を保つていた小虢が、本器にいうような赫〻たる武勳を立て、この大器を作つたとは到底考えられない。

高氏はまた器の字迹を論じていう。

盤銘之字勢、不但上與西周懸異、而反下類石鼓小篆、秦之先世、僻處西戎、幽王之亡、秦襄公以兵送平王東遷、平王封襄公爲侯、賜之以岐西之地、於是秦始國、而與陳倉之虢接壤、秦虢文化、

互爲影響、於是本銘字勢、得近石鼓、而貽孕小篆、此實事理之極合者、然而上距夷王之時遠矣

盤銘の字勢が石鼓に近いのは、秦虢の文化が互いに影響し合つた結果であり、ここに秦虢文化とよぶべき一文化を考えようとしている。しかし郭氏はこれと全く逆の考えで、

本銘字迹、在宗周彝器中、較爲規整則有之、若舉與石鼓文相較、則其結構之間、大有年代之懸隔

と論じ、四・專・𢀜・獻・猷・猒・朝の諸字について字形の相違することを述べ、

此間時代之懸隔、置以百年左右、斷無誇誕之處

という。郭氏は石鼓を秦襄公八年、すなわち平王元年とする考えであるから、夷王との間にほぼ百年の距離がある。しかし郭氏の夷王說も西羌傳の記述に依據するのみで、器の日辰が夷王の譜に合しないことはすでに述べた。器制文様、字迹などの點からみても、器を宣王に屬する上に何らの支障をも認めえないが、なお不嬰段との關係から考うべき問題も殘されており、そのことについては不嬰段の條に述べる。

一九三、不嬰段

器名　不嬰敦葢攈古　丕箕敦從古

時代　夷王大系　厲王通考　共和從古　宣王麻朔・陳夢家

收藏　「安徽桐城吳康甫廷康藏」攈古　「吳興陸氏蒿鼎樓舊藏」夢鄣

著錄

器影　大系・九七　通考・三四一　夢鄣・上・三四　二玄・三七九

銘文　從古・一〇・三六　攈古・三之三・二〇　奇觚・四・三〇　大系・八九　小校・八・一〇一　三代・九・四七・二　書道・七四　河出・二四七　二玄・三七八

考釋　餘論・三・三八　大系・一〇六　文錄・三・一〇　文選・上三・一五　麻朔・五・三一　通考・三五四　積微居・五六・二二一　年代考・三六

王國維　不嬰段銘考釋雪堂叢刊民四　觀堂古金文集釋所收

西田㯳堂　不嬰段釋義書苑一・七　昭一二

器制　葢のみを存する。通考にいう。「高三寸三分、葢飾瓦紋、口飾竊曲紋一道」。文様は史頌段のそれと同じ。周末から春秋初期まで行なわれていた器制である。



銘文　薔文　一三行一五二字

佳九月初吉戊申、白氏曰、不娶・駭方、厥允廣伐西俞、王令我羞追于西、余來歸獻禽

玁狁の役に、伯氏がまず來歸獻禽するをいう。器の日辰につき、王國維は長術によるに共和元、宣王三・宣十三・卅九、幽王三・五の各年にその日辰を求めうることを論じて周室東遷以前の器と斷じ、從古は共和二・六・七の三例を可能とし、紀年によって共和二年説をとる。年紀を記していないが、虢盤の翌年の譜に入りうるものである。

不娶段

白氏は伯氏。從古に「王朝卿士」というのみで虢盤との關係にふれず、王氏の考釋にも

白古文以爲伯字、伯氏蓋周天子大臣、食邑畿內、而爵爲伯者、伯爵之稱伯氏、猶侯爵之稱侯氏矣、齊國佐甗及子仲姜鎛、皆稱其君爲侯氏、則不娶作敦、稱其君爲伯氏、亦周時臣子稱君之通例也

といい、不娶がその君を稱した語とする。郭氏は器を虢盤とともに夷王に屬し、白氏とは虢季子白の子白であるという。虢盤に子白の名が三見し、「王曰、白父」の語があり、白父とは尼父と同例



であると考えたのであろう。積微居も郭氏と同説であるが、琱生段一に召伯を伯氏と稱しているように、この白氏は伯氏にして、爵號を以て稱したものとすべく、子白を伯氏とよんだのではない。兩器の關係はそういう名號の上よりも、銘文にしるす事實の上に求むべきである。

不娶は作器者の名。娶は其の繁文で、剌鼎に「棋孫〻子〻」のように其に棋を用いることがある。また畁忌の忌にもその形を用いることがあり、王氏は不娶を春秋期の無忌と同じ名號であるとしている。

不娶伯氏之臣、娶……古文以爲忌字、王孫遺者鐘云、畁娶趩〻、與邾公華・邾公牼二鐘之翼龔威忌、齊子仲姜鎛之彌心畁諆、語意正同、知娶卽忌字、以不娶爲名、亦猶夏父弗忌・仲孫何忌・費無忌・魏公子無忌矣

其に從うものに貫があり、貫もおそらく同音であろう。無娶・無貫・無彁もまた同樣の名號であるかも知れない。

駭方を、次の玁狁とともに國族の名とみる説と人名とする説とあり、人名説にもまた不娶と一人とする説と別人とする説とがある。外族の名とするものでは、王氏の考釋が最も詳しい。

駭古御字、説文解字、馭古文御、此作駭者、从又持攴、敺馬亦御之意也、此作駭、下文又作御者、古文本有此二字、故或云駭、或云御也、駭方者、蓋古中國人呼西北外族之名、方者國也、其人善御、故稱御方、……殷時已有此稱、殷虛卜辭云、貞、遣于御方、殷虛書契卷七第一一葉、周人或以爲名、噩侯鼎云、噩侯駭方、內饗于王、博古圖二載穆公鼎云、亦惟噩侯駭方、率南夷東夷、廣（伐南國東國、則駭方者噩侯之名、以駭方爲名、如鄭靈公之名夷、宋景公之名蠻矣

王氏のあげている卜辭のほかにもなお數片の御方をいう例があり、陳夢家氏は本器の駭方に當るものとしている。

□寅卜、𠂤貞、令多馬羌御方續・五・二五・九

壬午卜、𠂤貞、王執多眉御方于□」壬午卜、𠂤貞、乎御方于商綴・一四七

□巳卜、王貞、于中商乎御方同・一四八

逸周書世俘篇に「太公望命御方來、丁卯、望至、告以馘俘」とあり、御方は卜辭にみえる御方であるという。そして陳氏はこの銘文を「駭方の玁狁」とよみ、駭方は玁狁の一支族であるとする。その證として

不娶段（駭方・厥狁・戎）　虢季子白盤（緣方・厥執）　小雅出車（朔方・玁狁・西戎）

という關係があることを指摘している。綜述・二八三頁。

この關係はまた楊樹達氏も注意しているところで、楊氏は舊説に駭方と釋しているのはみな誤であり、字はまさに朔方とよむべきであるとする。

疑馭者朔之假字、馭方卽朔方也、朔方爲周室隣接玁狁之地、詩小雅出車云、天子命我、城彼朔方、赫赫南仲、玁狁于襄、是其證也、文云朔方玁狁、謂朔方附近之玁狁也、朔字今讀所角切、爲心母字、然其字本从屰聲、屰讀魚戟切、爲疑母字、與御字爲雙聲、古韻御在模部、屰在鐸部、模鐸二部爲平入、御與朔音至近、故可相通假也

陳說は數片の卜辭と逸周書にみえる御方の名をその論據とするものであるが、逸周書の孔注に「太公受命、追禦紂黨方來」とあつて御方を國族の名とみていないし、また卜辭の御方も、御が乎御のように連用されている例が甚だ多いことから、これを御方という方族の名とすることに疑問がある。たとえば御方は卜辭において文首に位置して主語となることがなく、またその行動を記したものがない。乎御は乎伐・乎取・乎從・乎來・乎出のように二字連用の動詞とみて通ずる語である。かつ卜辭には單に方とよばれている强族があつて、その辭例は五期を通じて習見する。これらのことから、卜辭の御方をそのまま國族の名とすることには疑問があり、御はその侵寇を禦く祭祀の名であると思われる。また楊說は專ら音を以て論じたものであるが、玁狁をよぶのに特に朔方を冠していう必要もないようである。南國𠬝子のような語例はあるが、朔方玁狁という證はえがたい。駭方を人名とするものでは、郭氏は不嬰駭方を連ねてよみ、「不嬰駭方、卽噩侯駭方、一字一名」として噩侯の名字とする。噩侯鼎に「噩侯駭方、內醴于王」とあつて駭方は噩侯の名であるが、その鼎銘中、自ら稱するにはみな駭方といい、五たびその名を出している。しかしこの銘では、下文にすべて不嬰と稱している。王說のように不嬰が後の弗忌・無忌に當るものならば不嬰をその名とすべく、伯氏は不嬰の正長たる人であるが、郭說ではその臣屬をよぶのに名字を合せよんでいることになる。金文では「王曰、某」のとき、その私名あるいは氏族の名をいうのが普通である。郭氏の一字一名說もまた、據るべきものとしがたい。駭方を國族の名とすることに疑問があり、また郭說のように一字一名とも解しがたいとすれば、動

詞にはよみがたいところであるから、不嬰以外の人名とする外ない。すなわち伯氏は、不嬰と駭方と、二人に對して告げているのである。この場合その一方が器を作るときにも、必らず誥命は二人に對する語を錄するのが例である。たとえば令彝は夨令の作器であるが、「迺令曰、今我隹令女二人、亢眔夨」といい、また令鼎は令の作器であるが、「王曰、令眔奮、乃克至、余其舍女臣十家」とあつて、令に臣十家を賜うている。鬲攸從鼎にも、內史無𥄳と大史旟とに對して册命する辭をそのまま記している。この器銘もそれらと同樣の例とすべく、伯氏は不嬰と駭方と、二人の名をあげて以下の語を告げているのである。駭方は噩侯鼎にみえる駭方とは、おそらく別人であろう。噩侯はその關係器からも知られるように南國の異種族で、はじめ納饗して周室に恭順の意を表したが、禹鼎では諸夷を率いて叛亂し、武公の討伐を受けている。かつその時期も夷厲期にあるべく、本器と時期も異なる。拾遺に駭方を僕圍奴虜の稱にして、蔑稱として冠して用いたとするのは、尤も通じがたい說である。

玁狁は金文では種〻の字形にかかれ、この器文中にも二樣の表記がある。廣伐は宕伐と同じ。王釋にいう。「廣亦伐也、穆公鼎云、率南夷東夷、廣南國東國、知廣卽伐矣」という。穆公鼎は新出の禹鼎と同文の器であるが、禹鼎では廣伐に作る。

西俞は地名。餘論に地を雁門に在りとしていう。

爾雅釋地云、北陵西隃雁門、郭注云、卽雁門山也、史記趙世家作先俞、此以俞爲隃、與史記正同、舊釋俞爲郡、未塙、翁同書謂、西俞卽竹書紀年之俞原、未塙

王釋には、その地があまりに僻遠であるから、穆天子傳によつて地を豐鎬の西方に求めていう。

穆天子傳、天子西征、乃絕隃之關隥、郭注、隃雁門山也、以穆傳所記地望準之、郭說頗合、然雁門既名隃、不得復名西隃、疑爾雅雁門是也四字、乃漢人旁注之字、誤入正文者、然說文所引固已然矣、余意、說文𨸏部隃阮諸字、皆古代山阜之通名、隃者踰也、凡山地之須踰越而過者、皆可謂之曰隃、亦謂之阮、呂氏春秋古樂篇、伶倫自大夏之西、乃至阮隃之陰、阮隃、漢書律麻志作崑崙、……是崑崙亦名阮隃、又在大夏之西、則阮隃非雁門也

史記趙世家、秦反巠分先俞於趙、集解引爾雅西俞釋之、正義亦云、西先聲相近、然此時秦趙之界、不得東至雁門、則先俞非雁門也、秦九原郡之地、古稱榆中、榆亦隃字之假借、其地在秦爲九原郡、在漢爲五原郡、而廣韻作五阮郡、則原又阮字之假借、說文阮字下云、代郡五阮關也、則代郡又有五阮、……古時凡山地之當通路者、皆名之曰隃曰阮、實公名而非專名、故西北地名之以俞若榆名者、不可勝計、泉曰俞泉、次曰榆次、溪曰榆谿、山曰俞山、谷曰榆谷、實皆以山地得名、古文隃字、只借俞字爲之、說文隃逾踰三字、皆後起之字

此西俞者、在豐鎬之西、故云、王命我羞追于西、與爾雅之西隃、趙世家之先俞、皆不相涉、以地望與字義求之、遠則隴坻、近則水經扶風杜陽縣之俞山、皆足當之、葢玁狁本國在隴坻之西、又環宗周畿內而北、此又玁狁考所既詳矣

郭氏が西俞を北陵雁門、代郡の地に充てたのはあまりにもその地が遠く、かつこれを北に攘わずして西に逐うて洛に至り、高陵に南下してこれを擊攘したことになるが、當時の機動力に乏しい軍事

力を以て、このような懸軍萬里の大作戰を遂行しえたとは到底考えられない。しかしまた王氏のように、これを豐鎬の西、渭南の地とするのも、當時の玁狁の侵入徑路や行動範圍からみてあまりに京畿に近く、器銘にいうところと一致しない憾みがある。西俞の西とは、おそらく詩の西水の西と同じ方面を指すものであろう。大雅緜に「率西水之滸　至于岐山」というものは、豳の地より南して岐山に遷ることをいい、西水とはおそらく涇水であろう。陝北の地には涇洛二水が北からこれを貫流していて、おのずから地勢を二分している。當時玁狁の侵寇の徑路は、詩篇にみえるところではみな北方からこの二水の流れに沿って南下し、渭北をうかがうという態勢をとつている。隃が王說のように山陵の踰越すべき地勢を以て名をえたものとすれば、涇水の上游を窮めて平凉・固原に通ずる道か、もしくは洛水の上游、延安方面などが考えられるが、下文にこれを西に羞追すとあることからいえば、洛・沮のあたりがその戰場であつたのではないかと思われる。

羞追の羞を從古に「古文養、謂所養之兵」といい、「王命我養」と句讀し、奇觚には「羞追也、周書、皇門羞于王所、是也」というが、追擊の行動をいう。本器に「御追于䂓」・「戎大同從追女」、また敔段三に「追迦于上洛」とあり、羞追・御追・從追・追迦はみな二字連用の動詞である。西俞に侵寇した北方玁狁の族を、おそらく洛西の山地に追いつめ、これを擊破したのであろう。こうして主將である伯氏が、まず告捷のために歸還したのである。「余來歸獻禽」とは、その執訊獲醜を以て王都に凱旋し、王心を安んずるをいう。伯氏とはおそらく虢季子白盤の子白で、その爵號を以

て伯氏という。子白の告捷の禮は、この器の前年、十二年正月に行なわれている。北方族の侵寇は、概ね冬季の苦寒のときをえらんでなされており、戰闘はまたその前年の冬に行なわれたのである。詩の東山三年の役などは、こういう玁狁の侵寇に備える防人の歎きを歌つたものであろう。

余命女、御追于畧、女以我轂、宕伐厥允于高陶、女多折首執嚇、戎大同從追女、女彶、戎大𦎫戟、女休、弗以我轂臽于𡪢、女多禽、折首執嚇

不嬰の武功をいう。伯氏來歸ののち戎の大逆襲を受けたがこれを擊破し、よく困難な作戰に堪えて殊功を致したことを賞している。

御追とは防禦的な目的をもつ攻擊であろう。主將はすでに歸還の途についているので、いわば殿軍としての作戰である。畧を孫釋に、從來洛と釋するのを誤とし、

畧爲地名、舊釋爲洛、蓋隱據虢盤爲釋、但雍州之洛、與西俞相距絶遠、雖於聲類可通、而字書無此字、不知从何形

といい、字は洛と別字とする。王國維は洛の異文とする舊說により、虢盤の洛と同じとし、

畧、翁氏祖庚、釋爲洛字、證以虢季子白盤之搏伐厥狁于洛之陽、及漢書匈奴傳、武王放逐戎夷涇洛之北、史記匈奴傳、晉文公攘戎翟、居於河內圁洛之間、則洛水以北、亦爲玁狁地、翁釋殆是也、季虢盤作洛、此作畧者、古文假借、無定字也、時玁狁從東西二道入寇、故伯氏既破西方之寇、來歸宗周、復命不嬰、御而追于洛、是御東北之寇也

下文に「戎大同從追女」とあることから、玁狁が二道に分れて侵寇してきたことが知られるが、の

ち兩者は一處に合流して反擊している。もし王釋のように、西方隴坻の玁狁を西に擊破したのであれば、その殘敵が東方河內の勢力と合體することは不可能である。もしまた東は河內、西は豐鎬西方に敵を受けるという挾擊の態勢をとられたならば、宗周の地を保つことは殆んど不可能であろう。二道に分れて侵寇した玁狁の軍が容易に合流しうるという條件は、涇洛の二水に沿うて分れて南下するか、洛の東西より南下するか、この二途の外には考えがたい。虢盤に「洛之陽」に戰つたというによれば、今次の侵寇は洛の上流より南下してきたものとすべく、その主力は伯氏に擊破されたが山間の諸處に分散逃匿し、やがてまたその勢力を糾合するに及んで、不嬰はその宕伐の命を受けたのである。從つて洛は涇洛の洛でなくては、銘文のいう事情と一致しない。

不嬰に玁狁の殘敵宕伐を命ずるに當つて、伯氏はその元戎を用いることを許した。追從する敵と戰うために、元帥がなお軍中にあるよう假裝するためであつたかも知れないが、下文にその車を保ちえたことを賞しているから、あるいは不嬰に殊寵を與える意味であつたかも知れない。あるいは指揮官としての權限を一時代行させる意味もあつたであろう。不嬰はその元戎を用いて、追從する敵に攻擊を加え、洛より進んで高陶に至つた。宕伐は廣伐と同じ。王釋にいう。「穀梁傳云、長狄兄弟三人、佚宕中國、卽宕伐之意矣」。跳梁を恣にする意である。廣伐とは東西に奔驅するをいう。高陶を從古に高岐と釋し、高を鎬の省とするが、このとき玁狁が鎬・岐の間にまで侵寇しえたとは思われない。かつその地は、すでに洛の水域でない。孫氏は舊釋の高陵を非とし、字は廷に近くして陘の異文であり、元和郡縣志に引く述征記に大行八陘の名があるのをあげ、「但不能定其塙爲何陘、要與西俞相近、必在燕代之間、殆無疑義也」としているが、これは郭說と同じく西俞を代郡雁門とみての解である。王氏は舊釋の陵を是とし、卜文にその證を求め、かつその地を論じていう。

古者陵夌本一字、大阜之須陵越者、謂之陵、猶高地之須踰越者、謂之險矣、高陵地名、在秦爲昭王母弟公子悝封邑、在漢爲左馮翊屬縣、其地西接涇陽、當宗周往洛水之通道、時伯氏欲追玁狁于洛、而寇已深入、故遇之高陵、而宕伐之也

涇陽高陵の地は宗周渭水の對岸であり、玁狁をこの地に向つて急追することは考えられぬことである。陶の字形は𩰫叔の𩰫の從うところと同じく、陶と釋すべき字であり、容庚氏の金文編に陶の部に收めている。高陶はおそらく涇洛の間の地勢の高峻なるところで、その方面にこれを追擊したものであろう。以下の文は、戎の行動に對する不嬰の勇戰を述べ、それぞれ戎と女とを主語とする句を交互に連ねている。

戎は夷狄の總名で、班段には東國の夷種を戎と稱している。また兵事を戎という。「戎大同從追女」とは、一たび擊破されて分散した玁狁が再び集結して、周軍に追從しようとしたことをいう。從は永に從う字形であるため、舊釋に永と釋し、王・容の二家も永と解しているが、孫釋に「依文義、當爲從之變體」というのがよい。

彶は及の繁文とされ、文も大系に「女及戎」とよんで及を與の義に解しているようである。「嘉賓父兄及我倗友」・「酒彶羊」など、みな並列の用法であるが、彶には別に

毛公鼎　敃天疾畏、司余小子弗彶、邦𨕖害吉　王曰、父厝、已、曰、彶茲卿事寮大史寮、于父卽尹

師訇段　王曰、師訇、哀哉、今日、天疾畏降喪、𠂤德不克𡈼、古亡承于先王、鄉女彶、屯卹周邦、妥立余小子、載乃事、隹王身厚𦣞

のような例がある。何れも動詞の用法である。說文に「彶、急行也」とあり、急と同義とする。郭氏は師訇段の文を「意猶汲〻也」と釋したが、廣雅釋訓にも「彶彶、劇也」とあり、危急の意がある。說文に「急、褊也」、また極の字があつて急極と謹重の義があるという。急極は雙聲にして同義の字である。段注にいう。

極字不見於經、有叚亟爲之者、如詩經始勿亟、箋云、亟急也、是也、有叚戒爲之者、如鹽鐵論引六月、我是用戒、謝靈運撰征賦、作用棘、是也、有叚悈爲之者、如釋言悈急也、是也、有叚棘爲之者、如素冠傳、六月・出車・文王有聲箋皆曰、棘急也、是也、有叚革爲之者、如禮器非革其猶、檀弓夫子病革矣、注皆曰急也、是也、傳箋注以叚借法釋經

また說文の「一曰謹重貌」の義については、「此義之相反而相成者、急則易遲」としているが、これは相反義でなく、急勅にして引伸の義である。毛鼎の「余小子弗彶」、また師訇段の「鄉女彶」は何れも急勅・警戒の義で、危急のときの緊張した心的態度をいう。本器の「女彶」とは「女急」にして危急の事態に臨む意。六月に「玁狁孔熾　我是用急」の意である。戎がその分散した軍を集合し、大同して追擊に轉じてきたため、不嬰の軍は一時危急に直面した。戎はこの機會に敗勢を挽回すべく大擧襲擊してきたが、「女休」とはよくこれを邀擊して成功を收めたことをいう。

𦤼伐・戭伐の語は宗周鐘にもみえる。本器では𦤼戟に作る。王釋にいう。

𦤼者敦之異文、詩魯頌、敦商之旅、箋云、敦治也、武王克殷、而治殷之臣民、其實敦商之旅、猶商頌云裒刑之旅、鄭君訓裒爲俘、是也、宗周鐘云、王𦤼伐其至、寡子卣云、以𦤼不淑、皆𦤼之訓也、戟與虢季子白盤博伐之博、宗周鐘戭伐之戭同義、詩常武、舖敦淮濆、舖敦卽𦤼戟之倒文矣

文は「戎大𦤼戟、女休」と句讀する。休は史頌段「休又成事」・師寰段「休既又工、折首執嚥」・兮甲盤「折首執嚥、休亡敃」などの休と同じ。「弗以我車函于藥」とは、おそらく伯氏より與えられた戎車を以て戰い、その車乘を失なわずに歸還したことを賞する語であろう。

函は陷の假借字。王釋にこれを說くこと甚だ詳しく、かつその釋義は函皇父の器とも關連するところがあるので、その要點を錄しておく。

古者盛矢之器有二種、皆倒載之、射時所用者爲箙、矢括與笴之半、皆露于外、以便於抽矢、藏矢所用者爲函、則全矢皆藏其中、函本藏矢之器、引伸而爲他容器之名、周禮伊耆氏、共其杖、咸、鄭注、咸讀爲函、函者含也、咸也、緘也、矢在函中、有臽義、又與臽同音、故古文假爲臽字、毛公鼎、勿以乃辟函于藥、吳氏式芬釋臽、此敦字亦然、逸周書祭公解、我惟不以我辟險于難、則又借險爲臽、函臽險三字、皆同聲也、周娟敦周娟匜之函皇父、其女嫁於周、故稱爲周娟、然則皇父卽詩之皇父卿士、周娟卽詩之豔妻、豔妻漢書谷永傳引作閻妻、詩疏中候摘洛戒作剡、豔閻函剡四字、亦同聲也、然則函字之爲臽字之假借無疑、諸家釋是也

周娟を函皇父の女が周室に入嫁したものとし、詩の豔妻に當るとする說であるが、皇父諸器では字

を琱娟に作る。また王の婦を豔妻と稱することも適當でなく、函氏の入婦とは定めがたいことである。ただ函の聲義を說くことは甚だ詳審にして、參考とすべきである。

以上、余命以下、不㝨が急難の中にあつてよく武功を收めたことをいう。「以余車」の句を伯氏その人の乘車とすれば、不㝨はこれに陪乘したこととなり、駿方も右御の一人とも解しうるが、虢盤においてはその前年にすでに子白の來歸を記しているので、ここにはその戎車を與えられて戰つたものとしておく。伯氏の來歸獻禽のことと、不㝨の多禽折首執訊とは、別のこととみるのである。

白氏曰、不㝨、女小子、女肇誨于戎工、易女弓一・矢束・臣五家・田十田、用從乃事

不㝨の武功を嘉賞し、賜與することをいう。余小子という語例は多いが、女小子はその轉用の語であろう。師㲃段に「女有隹小子、余令女死我家」とあり、この器文も「女雖小子」の意であろう。

肇誨について王釋にいう。

誨敏之假借字、詩江漢曰、肇敏戎公、傳云、肇謀、敏疾、戎大、公事也、按戎工謂甲兵之事、虢季子白盤亦云、不顯子白、㽙武于戎工、武敏音相近、則又借武爲敏

肇には肇始と肇繼の義がある。叔夷鐘にも「女肇敏于戎攻」の語があり、また逸周書謚法に「肇敏行成曰直」とみえる。肇敏と㽙武とは意義は近いが、語は異なる。敏は勉、大盂鼎に「敏諫罰訟」・「敏朝夕入諫」などあり、金文にその義の用例が多い。

賜與は弓矢と臣田である。束矢は魯頌「束矢其搜」の傳に「五十矢爲束」とあり、また周禮大司寇「入束矢于朝」の注には「古者一弓百矢」とあつて說異なる。王釋にいう。

按書文侯之命云、彤弓一彤矢百・盧弓一盧矢百、是弓一而矢百也、噩侯馭方鼎云、王親錫馭方玉五穀馬四匹矢五□、此字已泐、殆十字、是以五十矢爲錫、古者束矢、蓋有五十矢・百矢之異矣

小盂鼎には「弓一矢百」、宜侯夨段に「彤弓一彤矢百、旅弓十旅矢千」、左傳僖廿八年にも「彤弓一彤矢百・旅弓矢千」とあつて、大體百矢が原則であつたらしい。曶鼎には「矢五束」とあり、噩侯鼎の文も五束であろう。

臣を賜うときは、多く家を以ていう。令段・令鼎・𧽊段等に臣十家を賜與している。王氏は後世の奴婢の屬とし、楊氏は玁狁の俘囚を以て賜うたものと解しているが、これらのものを家の單位を以てよぶことはない。家とは家室のあるものをいう。

田を王氏は字のままに釋せず、甸にして出車十乘の地であると解する。その說にいう。

古者賜田、以田計、田卽經之甸字、周禮小司徒、四井爲邑、四邑爲邱、四邱爲甸、注、甸之言乘也、詩信南山、信彼南山、維禹甸之、箋、六十四井爲甸、出兵車一乘、以爲賦、司馬法云、四邱爲甸、甸六十四井、出長轂一乘、古甸乘同聲、故周禮稍人・禮記郊特牲、均言邱乘、卽邱甸也、然則十田之田、出車十乘、爲邑四十、所以賞不㝨之功者厚矣

大小二盂鼎に殷邊侯甸を侯田に作り、田・甸は金文において通用の文字であるが、克鐘に「易克甸車馬乘」、揚段に「作𤔲工、官𤔲量田甸」とあつて、二字の用義に區別がある。揚段の文は、あるいは田と甸車馬乘の關係を示すものとも考えられるが、金文にみえる賜田には特に甸に言及しているものがない。周禮・司馬法のいうところは後世の制で、必らずしも西周の古制を傳えるものとは

しがたいところがある。

「用從乃事」とは麥尊に「用從井侯征事」・豆閉段「用𠈇乃祖考事」というのと語法同じく、普通には簡略に「用事」という。積微居に、この器銘中の從字をすべて永にして、用・以の義であるとする。

戎大同迻追女、迻卽永字、𢉜鼎云、子〻孫〻、其迻寶、麥尊云、迻命、皆以迻爲永、是其證也、惟永字、在此文殊無義理、余以聲義求之、永蓋假爲用、用以也、戎大同永追女、謂戎大合以追女也、下文又云、用迻乃事、此迻字亦當讀爲用、知者、頌鼎云、錫女玄衣、……用事、師虎段云、錫女赤舄、用事、……他器於錫物之下言用事者至夥、此銘之用迻乃事、卽他器之用事也、不云用乃事、而云用迻乃事者、避複變文也、稽之經傳、書多方曰、尙永力畋爾田、尙永力、尙用力也、𢒼永字古音在唐部、用字在鐘部、古文唐部字、往〻與鐘部字通用、書多方曰、告爾四國多方、多方卽多邦、金文恒云、王在葊京、葊經傳作豐、周書周月解云、草木萌蕩、萌蕩卽萌動也、永假爲用、正其比矣、迻字吳式芬・劉心源及近日王靜安、皆釋爲永、而不言其義、于思泊亦釋永、而訓用永乃事之永爲長、則爲誤說、徐同柏・吳闓生並釋爲從、則皆以不得永字之讀而誤釋也

楊氏は從とする釋字を誤であるとしているが、銘文中、永屯靈冬、永寶用享の永は止に從わず、從追・從事の從はすべて止に從う。兩字の字畫に截然たる區別があり、字を永と釋することこそむしろ疑問とすべきである。文は麥尊と同じ語法であり、金文に永を用・以と訓しうる例はない。

以上の賞賜は、おそらく駿方に對しても與えられているのであろうが、事功を與にした場合でも、

作器者が自己に對する部分のみを彝銘に加えることは、令彝・令鼎の例によつてこれを知ることができる。

不嬰拜頶手休、用乍朕皇且公白孟姬隮段、用匄多福、眉壽無疆、永屯霝冬、子〻孫〻、其永寶用享

拜頶手は拜稽首。首に手を借用することは、卯段「卯、拜手頶手」など數例がある。休には概ね對揚という。ここでは陪臣たる不嬰が、伯氏の休に稽首して器を作ることをいう。「拜稽首休」は他に殆んど例をみない語法である。休は休賜の意である。

皇祖公白孟姬について、王釋にいう。

　公白、公其爵、白其字也、作祖器而不及考者、其父尙在也、孟姬公白之妻、不言皇妣者略也、余疑、不嬰爲白氏之子、白氏又公白子、故白氏稱不嬰曰女小子、又不嬰之祖妣稱孟姬、則白氏不嬰、皆周室異姓之臣也、禮、大夫不得祖諸侯、而不嬰作公白祭器者、禮家之說、出於晚周、未必宗周舊制、其父稱伯、而祖稱公者、尊死者也、此亦春秋於諸侯之卒、書侯伯子男、於葬書公之例矣

王說は、文中の伯氏を虢盤の虢季子白と別人とする立場から、子伯とは別に、伯氏と不嬰を父子とする立論を試みたものである。諸虢は姬姓の出であるから、もし伯氏が不嬰の父にして虢季子白であるならば、その家に孟姬の入嫁はありえないからである。しかしこれは、伯氏を不嬰と父子の關係にありとする前提に立つての立論であつて、兩者を父子とする論據は「女小子」の一語に繫つている。しかし「女小子」は必らずしも父子の關係を示すものではなく、たとえば師𣪘段には

　伯龢父若曰、師𣪘、乃祖考又𤔲于我家、女又隹小子、余令女死我家

とあり、女小子は對稱に過ぎず、師𣪘は龢父の臣從の家である。この器銘では「女小子、肇誨于戎工」とあり、肇めて父祖に嗣いで戎事に從つている。父の存没は知られぬとしても、もし伯氏がその父ならば、表現の上にそのことが示されなくてはならぬ。もしまた父子異產の制がなくては、その子に弓矢や田土・臣從を與えることも、事情に卽しないものとなろう。伯氏と不嬰とを父子の關係にありとする論は、このように種〻の矛盾を生ずるのである。

匄は匄休。永屯霝冬は永純靈終。永は永壽・永世のように用い、永純の例は多くない。この末文の部分は、休・段・福は幽之の合韻、疆・冬・享は陽冬の合韻である。

訓　讀

これ九月初吉戊申、伯氏曰く、不嬰・駿方よ。玁狁、西俞を廣伐す。王、我に命じて西に羞追せしめたまふ。余、來歸して擒を獻じたり。

余、女に命じて䍃に御追せしむ。女、我が車を以て玁狁を高陶に宕伐す。女、折首執訊多し。戎、大いに同まりて女を從追せしに、女、彶めり。戎、大いに𦌔戟せしに、女休あり、我が車を以て艱に陷らしめず。女、多く擒にし、折首執訊ありき。

伯氏曰く、不嬰よ。女小子なるも、女、戎工に肇敏せり。女に弓一・矢束・臣五家・田十田を賜ふ。用て乃の事に從へ、と。

不嬰、休に拜稽首し、用て朕が皇祖公伯・孟姬の隮段を作り、用て多福を匄む。眉壽無疆、永純靈終ならむことを。子〻孫〻、其れ永く寶用して享せよ。

參　考

本器の銘文解釋上の重要な問題は、本器と虢盤、噩侯諸器との關係をどのように理解するかにある。具體的には、玁狁に對する征役は兩器同一の征役と解してよいか、子白と白氏との關係はどうか、噩侯駿方は本器の駿方と同一人と解しうるか、の三點である。積微居にその問題點を示していう。

　此段文字敍述、條理分明、井然有序、文首、駿方厥允廣伐西俞二句、欲陳不嬰之功、必先說戰役之起因也、余來歸獻禽者、此白氏卽虢季子白、郭沫若已言之、虢季子白盤云、折首五百、執訊五十、是以先行、超〻子白、獻馘于王、卽此文所謂來歸獻禽也、因白氏來歸、故命不嬰、追御于䍃、余來歸獻禽一句、所以起下文也、女以我車二句、爲不嬰第一役之功、戎大同永追女以下四句、則不嬰第二戰之功也、近日讀者、似未瞭然於此、故具言之

楊氏は玁狁の役を三次にわたるものと考え、來歸獻禽までは第一次の戰で子白を總帥とするもの、子白の來歸後、不嬰に命じて洛に御追した戰は第二次、敗走した玁狁がまた會集して追擊してくるのを退けた戰を第三次の役とし、第二・三戰は不嬰の指揮したものとする。すなわち虢盤と本器の記事は相連なるとするもので、從つて本器の伯氏を虢盤の子白とみるのである。ただ戰役の大勢は第一次の會戰で決し、二・三次はむしろ掃蕩作戰というべきものであつた。そういう掃蕩作戰はかなり長期にわたつて行なわれたらしく、本器の日辰は虢盤の翌年の譜に入り、一年半にわたる長い

征役である。詩の出車等にみられる戰爭詩、豳風東山の詩などは、おそらくこのような征役を背景として成立したものであろう。

積微居にはまたこの銘が詩の大雅江漢、齊器の叔夷鐘に類するところが多いことを指摘し、「而江漢之詩、特撮取彼文、易爲韻語之詩歌、故詩文與此銘及叔夷鐘銘文、彼此切肖如此也」といい、詩との關係に注意している。しかし詩の江漢が器銘を撮取して成るというも戰役の方面が異なり、また江漢の役がかりに今本紀年等にいうように宣王六年とすれば、本器の方が後である。

金文に玁狁の役をいうものには兮甲盤、虢盤についで本器があり、何れも宣王の譜に入る器である。それで厤朔に、この役を五年にはじまり十三年に至る、二次の戰役であり、その關係を詩篇と合せて、次のように總括している。

　古典籍法器之記玁狁事者、于詩則有小雅采薇・出車・六月・采芑四詩、于鼎彝則有兮甲盤・虢季子白盤・不嬰段蓋三器、參互考之、知玁狁侵周、及宣王征玁狁事、凡有二次

　其一次、時間在宣王五年四五月間、至冬、是役之元戎爲吉甫・南中・張仲諸人、所經踐爲方・朔方・太原・焦・穫・涇陽・鎬・𨞾虘各地、蓋宣王元年、休父・召虎・師𩀣・南中諸人、方蕩平淮夷、東還未久、而玁狁適于是時、初從焦穫來騷、擾王畿東陲之地、意欲侵鎬及方、且深至于涇陽、于是宣王遂乘戰勝淮夷之餘威、于五年三・四月間、下令討伐玁狁、故兮甲盤云、隹五年三月既死覇庚寅、王初格伐玁狁、南中一軍、征淮夷從東方歸、遂命就東鎭戍莽京、故出車詩云、王命南仲、往城于方、以爲左翼、而仍命吉父、總干元戎、以爲中軍、故六月詩云、元戎十乘、以先啓行、文

武吉甫、萬邦爲憲、初出師時、皆在三・四月間、故采薇詩云、昔我往矣、楊柳依依、出車詩云、昔我往矣、黍稷方華、出車詩詠南中一軍、采薇詩詠吉甫一軍也、俄而吉甫一軍、北進而敗玁狁于嚻盧、故兮甲盤云、伐玁狁于嚻盧、兮甲從王、折首執訊、休亡敃、遂于六月間東北追、至于太原、故六月詩云、薄伐玁狁、至于太原、于是左翼南仲一軍、亦乘勝由方北進、而至于朔方、故出車詩云、天子命我、城彼朔方也、玁狁既潰、于是吉甫張仲、遂由太原嚻盧、班師回鎬、故六月詩云、吉甫燕喜、既多受祉、侯誰在矣、張仲孝友、則是時已在冬月矣、故采薇詩云、今我來思、雨雪霏〻、出車詩云、今我來思、雨雪載塗也、此一役也

第二次、時間當在宣王十一年間、是役之元戎爲方叔・虢季子白・不其諸人、其所經踐之地、爲峉・西鯩・高陵・洛陽各地、蓋宣王五年、尹吉甫・南仲諸人破玁狁以後、彼雖敗去而心實未服、乘機遂爾反側、是時荊蠻正蠢動于南方、故玁狁遂畔北以應之、故周人亦知玁狁既平、則荊蠻之患自弭、故采芑詩云、蠢爾荊蠻、大邦爲讎、征伐玁狁、荊蠻來威、及至玁狁既平、宣王酬庸錫功之時、猶不忘荊蠻之疛、故虢季子白盤云、錫用戉、用征蠻方、蠻方卽荊蠻也、于此可知采芑詩之與虢季子白盤、同時在宣王十一年矣、是役玁狁應響于西北、故侵擾所及、乃在王畿西陲一隅、與前役之侵擾王畿東陲者、迥不相同、故不其段蓋云、馭方玁狁、廣伐西鯩、于是宣王命方叔總師旅三千餘乘以伐之、故采芑詩云、方淑泣矣、其車三千、部將有虢季子白者、與玁狁戰于洛水之陽、大有斬獲、故虢季子白盤云、搏伐玁狁、于洛之陽、折首五百、執訊五十、又有部將名不其者、率車騎追玁狁至于峉、玁狁回師、與之大戰于高陵、再擊破之、斬獲尤多、故不其段蓋云、……其後虢季子白、班師受賞、在翌年宣王十二年正月、不其受賞、在更後一年、宣王十三年九月、此第二役也

吳氏のいう第一役に先だつ淮夷の諸役は、器群の斷代に誤があつてすべて削るべきである。吳氏によると第一役は東方山地、第二役は西方山地よりの侵寇とし、詩との關係を、

第一次役　宣王五年　將師吉甫・南仲・張仲　器兮甲盤　詩出車・六月・采薇

第二次役　宣王十三年　將師方叔・虢季子白・不其　器虢季子白盤・不其段　詩采芑

のように結合を試みている。吳氏は噩侯鼎・禹鼎を厲初におく考えであるから、馭方の問題にはふれるところがない。また噩侯馭方の叛亂をいう近出の禹鼎を、郭氏は懿王、徐仲舒氏は厲王に屬しており、また本器と關連のないものとして扱つている。なお郭氏は虢盤や本器を夷王期としているので、詩篇との關連をも認めず、ひとり師寰段において師寰を采芑の方叔に充てて論じている。また兮甲盤を宣五年に屬して詩の六月に配しているが、兮甲・虢盤・不其の器は、やはり相關連する器物とみるべきである。

陳夢家氏は禹鼎を共和期の器にして、その武公は衞の武公、すなわち共伯和その人に外ならずとする說である。從つて鼎銘中の噩侯馭方は本器と甚だ時期の接近したものとなるが、兩者の關係にふれていないのは、本器の馭方を噩侯と無關係とするものであろう。馭方はおそらく、不其とともに二人受命者の一人と解するほかないようである。

陳夢家氏は、本器を秦人の作るところであるとし、器の伯氏とは秦の莊公をいうとする新しい說を提示している。その西周年代考三六頁にいう。

不其段述王命伯氏伐玁狁于西及高陖等地、伯氏命不其以其車攻、有功、伯氏賞之、不其遂作其皇祖公白之祭器、此宣王時秦人所作、今述其證

一、地名曰西曰高陖（卽高陵）、皆秦地、二、說文曰、秦謂陵阪曰陖、是陖乃秦方言、三、作器者乃秦嬴之後、史記秦本紀曰、秦公立十年卒、生公白、公白立三年卒、生秦仲、秦仲立三年、周厲王無道、諸侯或叛之、西戎反王室、滅犬丘大駱之族、周宣王卽位、乃以秦仲爲大夫、誅西戎、西戎殺秦仲、秦仲立二十三年死于戎、有子五人、其長者曰莊公、周宣王乃召莊公昆弟五人、與兵七千人、使伐西戎、破之、此器之伯氏卽莊公、伯者長兄也、作器者不其乃莊公昆弟、並爲公伯之孫、故稱公白爲皇祖、四、據史記秦本紀及十二諸侯年表、秦仲卒于宣王六年、是秦仲伐戎、當在此以前、後漢書西羌傳曰、及宣王立四年、使秦仲伐戎、爲戎所殺、注云、見竹書紀年、是秦仲伐戎、在宣王五年或六年、此器之作、當在宣王六七年間、兮甲盤曰、惟五年三月既死覇庚寅、王初各伐玁狁、則伐戎當在宣王五年

この陳夢家氏の提說は極めて重要なものであるから、考釋中に分說する方法をとらず、最後にまとめて紹介しておく。本考釋は、虢盤と不其とを、一應關連したものとして扱うという立場をとるものであるため、ここに切りはなして論ずる方が便宜であると考える。陳氏のあげる四證のうち、一・二は高陶を高陖とよんで、陖を秦の方言とするものである。しかし陳氏が陖と釋する字は、容庚氏の金文編七三三頁にも指摘しているように、齊器にみえる𩁹叔の𩁹の上部と同じく、陶と釋すべき字で陖ではない。從つて論證の一・二は論據としがたいものである。第三點は、秦の秦仲の父は公伯であり、本器の皇祖公白とは秦侯公白その人であるとする。作器者は公白の孫にして莊公の弟であり、伯氏は兄莊公、不其はその弟である。莊伯に弟五人あり、宣王は莊伯兄弟五名に七千の兵を率いて西戎を伐たせたことが秦本紀にみえ、本器のいうところはまさにそれに當るとする。これは公白・伯氏の說明に最も好都合な事實で、もしこれを採りうるならば文獻に徵ありといいうるところであるが、これにも疑點がないわけではない。

公白の名は、金文では他に小臣宅段と𠭯彝とにみえる。小臣宅段には「同公在豐、令宅使白懋父、白易小臣宅畫干戈九・昜金車馬兩、揚公白休、用乍乙公隮彝」とみえ、この公伯は同公と伯懋父とを併稱したものか、あるいは賜與を伯懋父よりえているのか確かめがたいが、何れにしても公は爵號であること明らかである。また𠭯彝三代・六・五二・三には

𠭯拜韻首、休朕匋君公白易厥臣弟𠭯井五辵、易表胄干戈、𠭯弗敢望公白休、對揚白休、用乍且考寶隮彝

とあつて、字迹は師遽の器と似ており、あるいはその一家の器であるかも知れない。文中に二たび公白と稱し、また白ともいう。この二例によると、その主君を公伯と稱することは殆んど普通名詞的ないい方であり、必らずしも謚號と定めることのできないものである。

秦の莊公に昆弟五人があつて、ともに兵を興して戎を伐つたとする秦本紀の記述は、いかにも本器銘のいうところに適合しやすいように思われる。伯氏の名は琱生段にもみえ、琱生がその本宗の召伯虎をよんだ名であり、また本器の不其・馭方をその兄弟の名と解することもできるからである。

しかしそれには、銘文中の地名を王國維が釋したように隴坻の地とする必要があるが、その場合は虢盤とは完全に別個の役と解さなければならぬ。虢盤の虢季子白は王族出自のものであるから、なお年少の宣王がこれを伯氏とよび、人からも伯氏とよばれることも考えられるから、子白と伯氏を一人とする考え方はなお可能である。

第四點として、秦仲は宣王四年、あるいは六年に沒したとされているので、五年兮甲盤にいう玁狁討伐は秦仲生前のことなるべく、不嬰段は六七年の役で、その死後のものであろうとする。それならば不嬰段は虢盤以前のものとなる。宣王の暦譜を以ていえば、五年兮甲盤ののち、八年のみがその日辰に合い、つづいては十二年虢盤の翌年、すなわち十三年にまたその日辰を求めることができる。虢盤と不嬰段にそれぞれ先行獻馘、來歸獻禽のことがあつて、この兩者を結合して考えることが、いかにも自然なように思われるのである。もし秦仲が戎に沒して間もないときの作器ならば、不嬰は何ゆえに秦仲のためにその宿怨を弔う祭器を作らずして、在位三年にして沒した公白の器を作つているのであろうか。莊公は在位四十四年にして沒しており、その卽位のときなお靑壯の年齡であつたと思われ、不嬰がその弟ならば、一層若年であるから、おそらく公白に親昵する日も短かかつたはずである。また兄莊公が弟不嬰に命ずる語であるならば、書の康誥に「王若曰、孟侯、朕其弟小子封」のように弟の一字を加えてよんだであろうとも思われる。

以上のような疑點があるにかかわらず、陳氏の說も全く成立しがたいというわけではない。銘の上文に玁狁といい、下文に戎というのは、玁狁と戎とを分別したもので、戎とは西戎をいうとも解しうる。虢盤の獻馘と不嬰段の獻禽は別事とも考えうるし、公白の祭器を作つているのは、然るべき理由があつたともいえよう。本器は紀年のないものであるから、繫年のことも自由に扱うことができる。

もし本器が陳說のように秦器であるならば、秦器はこの器にはじまることになろう。秦地には後に至つても西周文化の遺風がゆたかで、詩の秦風は最も雅聲に近く、秦公段・鐘の銘文・字樣も、列國器中、最も西周の樣式を存している。そのことはまた、石鼓などによつても推すことができる。陳說はそれらの意味からも甚だ興味ある提說であるけれども、いまは虢盤との關連を主とする立場から、これを參考意見として付記しておくのである。

銘はおそらく有韻、畧・車・女、陸・休・休・段・福、嚨・蘱・嚨・田、子・朿・事、工・冬・享の諸字は、それぞれみな韻に入るべきものである。

一九四、琱生段一

器名　召伯虎敦 攈古

時代　共和 韡華　宣王 大系・通考・厤朔・丁山・唐蘭

收藏　「見洛陽市中、後歸山西馬氏」攈古　「廬氏」中國

著錄

器影　中國・一〇　大系・七一　通考・三二一　通論・五八　二一玄・三七五

銘文　攈古・三之二・二五　中國・一〇　大系・一三三

考釋　餘論・三・二一　韡華・丙・一一　大系・一四二　文錄・三・二五　文選・上三・一六　通考・三四七　厤朔・五・一五　通論・三六　丁山　召穆公傳集刊第二本第一分



琱生段一

白川靜　琱生段銘文考釋甲骨金文學論叢四集

器制　通論にいう。「器高一九・三糎、耳高一九糎、腹足均飾饕餮紋、前後有稜、兩耳作鳥形、長珥」。圈足部極めて高く、器高の半にも達している。兩耳の鳥首には雞冠がある。珥は高い圈足部に沿うて垂れ、鈎形に外折し、類例をみない制作である。



銘文　一一行一〇四字

隹五年正月己丑、琱生又事、𥂴來合事、余獻婦氏以壺

孫氏・丁氏は「琱生又事𥂴」、郭氏は「琱生又吏𥂴來合事余獻」、また容庚氏は琱生以下八字一讀、文錄・文選は

四字づつ分讀して句とする。琱生と𥃝と、兩者を對擧した語法とみるべきである。琱生の名はその兩器のほか師嫠毁にもみえ、册命の右者として宰琱生とよばれている。郭氏は「宣王時大宰也」と注するが、大宰の名は列國の器にはじめてみえるものである。西周では單に宰という。詩の楚茨に「諸宰君婦」の語があり、當時の宰は內宰の職に近い。この器銘に婦氏の名がみえるのも、宰職と關係があろう。

又事は叔夷鐘に「女康能乃又事眔乃敵寮」とあつて有司の義に近いが、本來は祭儀に與かる意味で、左傳では祭祀のことを有事・大事という。古くは祭事は概ね政務でもあつた。孫氏は琱生を召伯家の支庶の身分にあるものとし、琱生が召氏の祭事に參會したことをいうとして、「琱生又事召、來合事」と句讀し、「會事、謂歲時以政事來會也」と釋している。しかしそれならば、文は「召有事、琱生來合事」というべきである。

余獻以下を、餘論に「余獻、婦氏以壺告」と句讀し、大系には余獻の二字を上屬してよんでいる。余とは琱生自らいう。上句に「𥃝來合事」と來の一字を加えているのは、𥃝を客とするものである。韡華に「此器與前器(琱生毁二)、蓋皆琱生所作、而紀伯虎之言也」とし、「琱生有事」を「琱生自述之辭」としているのがよい。孫氏は「召伯自言、琱生于己有獻」というが、下文に「𥃝伯虎曰」と特に𥃝伯虎の名を標していることからみても、余は琱生でなくてはならない。獻を郭氏は「歲終致貢王曰獻」という禮記曲禮鄭注の文を引き、召伯が前年歲終にその歲要を獻じた意とする。「𥃝伯來合事余獻」を句とする解であるが、それならば余字不要、領格の朕・厥などを用いるべきところである。またもし歲終を王に獻ずるならば、「琱生有事」の句は關係がなく、特に來という必要もない。有事は琱生の家の祭事であり、𥃝伯の來會した機會に、宗室のことが議せられるのである。婦氏を孫氏は「蓋內官世婦之屬」というも、周室の宰たる琱生が內官世婦の屬に壺を獻ずることは考えがたい。婦氏は婦氏。婦は親を寢に作るのと同構である。君氏・侯氏・伯氏・姜氏などの語例から推して、婦人のときは母妣などをいう。また舅姑あるものを婦という。本器では君氏と婦氏との名がみえ、おそらく舅姑と婦との關係であろう。

婦氏に壺を獻ずるのは、どういう意味をもつことであるのかよく知られない。孫氏は「婦氏以壺告」と句讀し、「蓋世婦以壺遺琱生」と解するが、壺は概ね婦人の器である。洹子孟姜壺・曾姬無卹壺・宗婦壺は婦人自作の器、禺邗王壺・婦闢壺は婦人のための器、番匊生壺のような媵器は最も多く、頌壺のように父母の祭器として作るものはむしろ少ないようである。「余獻婦氏以壺」は雙賓語の語法であるから、この際の有事・合事に當つて、琱生が婦氏に壺を獻じ、祭器の用としたのであろう。

郭氏は壺を字のままに解せず、符の假借とし、君氏の命を傳達するものが、その符を佩びてその身分の證としたものと解する。

壺蓋假爲符、蓋婦氏所傳者爲君氏之命、不能無所符憑、或者古人之符、卽以壺爲之、壺者挿籌之具也、壺又稱中、史字从又持中者、卽持壺也、秦之陽陵兵符、新郪兵符作虎形、余意當卽虎中之轉變、其稱爲符者、則猶存壺之遺音也

史を持中、籌筭の器を持つ形とするのは王國維の說であるが、字形は中に從わず、載書祝禱を持する象で、史はもと祭名である。虎中を符とすることもかつて聞かず、壺・符の古音近しとして假借說を導くものであるが、臆說という外ない。また「或讀余獻婦氏以壺爲句、語法雖現成、而于前後文義不可通」というが、郭氏のこの銘文に對する理解は甚だ奇異なものがあり、郭說では全く文義が通じないことは後にいう。

告曰、以君氏命曰、余老、止公僕庸土田、多諫、弋白氏從許、公宕其參、女剸宕其貳、公宕其貳、女剸宕其一

告曰の主語は婦氏。以下は婦氏が君氏の命を以て琱生・𥃝伯に告げる語である。君氏とはおそらく母氏であろう。春秋隱公三年の經に「君氏卒」とあり、隱公の母聲子をいう。禮記玉藻注に「君、女君也」、儀禮喪服注に「女君、君嫡妻也」とあり、またその篇に「君母、父之嫡妻也」とみえる。嗇姜鼎に「先姑君」と稱するものがこれである。大系に「君氏乃宣王之后」というが王室に限らぬ語であり、この銘文は王室とは關係がない。

「余老」とは君氏の退隱をいう。大系に「余老止公」と連讀し、「余者君氏自謂、止公乃君氏之父」と解するが、余を領格に用いる例はない。また老を考の假借に用いることも、金文にはない。孫氏は「此似卽召伯述所傳君氏之命」と解しているが、召伯は下文によると琱生とともに受命者であり、二人に對する君氏の命を、婦氏が傳えたものと解すべきである。止公がどういう人物であるか說明されていないが、君氏が父の嫡妻であるならば、止公は父に當る人である。おそらく琱生と召伯とは本支の關係にあり、止公すでに沒し、今また君氏の退老するに當つて、後事を以て二人に遺囑するものであろう。君氏の存するときは、止公が沒してもなおその遺留分が君氏のために殘されていて、その管理に關する問題を依囑するのである。𥃝伯虎に伯氏・公といい、琱生を女とよんでいることが注意される。

「止公僕庸土田」とは、止公の沒したのち、その相續分から除外されて君氏の食邑とされている田土であろう。僕庸土田とは附庸土田である。餘論にいう。

僕古與附通、僕墉者卽附庸、僕墉土田、猶詩魯頌閟宮云土田附墉、左定四年傳說成王封伯禽云、分之土田陪敦、陪敦卽附墉之假借、因古文庸作𩫖、故或作敦、左傳本多古文也、說文土部作培、竝聲近假借、與此毁借僕爲附例同、詩大雅、景命有僕、毛傳、僕附也、祝鮀語、卽本魯頌、東漢以後、古文亡失、治經者不能盡通、故許賈服杜諸家、釋左傳者、皆莫能辨矣

負郭もまたこれと同系の語であろう。邑に附屬する土田をいう。後には政治的に從屬關係にある邦族を附庸という。詩の崧高に「因是謝人　以作爾庸　王命召伯　徹申伯土田」というのは、初義の用法でその食邑の意。多諫とは賦賚の多いことをいう。諫は說文に「數諫也」とみえ、孫氏は獄訟の義とする。

此云多諫、似皆借爲周禮秋官司刺之刺、司刺職掌三刺三宥之法、以贊司寇聽訟、壹刺曰訊群臣、再刺曰訊群吏、三刺曰訊萬民、鄭注云、刺殺也、蓋刺本訓殺、因之治獄訊鞫之事、亦通謂之刺

孫氏は文を下文の弋につづけて諫弋とよみ、弋を慝にして獄訟の意とし、「蓋此敦爲土田界域相侵

入、前敦爲廩積乏闕、官事不供、因而有獄訟也」と解して境界事件とみているのである。

郭氏は諫を賚にして債、多諫とは負債の多い意味とする。「言止公所食邑、其歲貢于朝廷、多積欠」とは賦貢の滯納が多いとみるものであるが、諫は賚にして賦徵の義とみるのがよい。貯賚の賚である。ただ弋は下文の句首におき必と訓する郭說がよく、𦣞鼎「弋尙卑處厥邑」・「弋唯朕禾是賞」の例がある。弋は柲の初文。副詞の必に用いるのは假借義である。

「弋白氏從許」とは、君氏が伯氏の承引を求める語である。伯氏とは𦊟伯虎をいう。𦊟伯虎は琱生𣪘二においてその考妣を幽伯幽姜と稱しており、もし止公がその廟號を幽伯と稱するならば、君氏はあるいは幽姜に當る人かも知れない。それならば君氏は、その相續者である𦊟伯に、後事を依囑し、その依囑を承引することを求めたのである。下文に「我考我母命」と稱しているのは、そのことを證するものである。

從許の許を攈古に詔、郭・丁は許、吳・容は許、柯氏は語と釋する。孫氏は訲と釋し、訲は訓にして、君氏告道の語に從う意であるという。

竊疑、此字當爲訲字、說文、訲訓也、又、𦅫隨從也、此疑當爲𦅫之假借、古𦅫由字多通用、亦通作猷、爾雅釋詁、猷道也、蓋君氏以琱生有土田之訟、因而告道之、伯氏從訲、謂召伯從君氏告道之語

すなわち琱生に土田の訟あり、君氏の戒言を以て琱生に告げるよう、伯氏に命じたものとするのであるが、「僕庸土田多諫」とは、必らずしも琱生の訟をいうものとは解しがたい。

郭氏は上文の多諫を賦貢の滯納とみて、そのような結果を招いたのは召伯の責任であると追求した語と解する。すなわち文意は、「必召伯縱容之使然」、伯氏の監督不十分のゆえであるという。それで下文の參・貳、貳・一をその不始末の責任の比重を論じたとするのであるが、金文としてはありえない奇異な解釋である。

許はおそらく許の繁文であろう。𦣞鼎「限許曰」・「效父廼許」、また鬲攸從鼎「弗能許鬲從」など、みな諒解を與える意である。𦥎鎛の「侯氏從許之曰、世萬至於辞孫子、勿或俞改」は、諾告というほどの意であり、毛公鼎「虢許上下若否雩四方」もその義に近い。字はあるいは午に從い、また口を加え、𦥎鎛のように缶と言に從うこともあるが、字形からみて、原義は立誓していう意であろう。金文編に𦣞鼎・毛鼎・鬲攸從鼎の字のみを收めるが、本器も許の繁文である。從許は𦥎鎛の語と同じ。承引・諾告の義があり、下文のことを承引するよう要請する語である。

「公宕其參、女則宕其貳」とは、多諫に對する處置の配分をいう。郭氏は上文を多債の責は伯氏の怠慢にあると解し、ここはその責任の多少を論じたものとしている。

止公乃君氏之父、曰伯氏曰女者、君氏之稱召伯也、言止公所食邑、其歲貢于朝廷、多積欠、必召伯縱容之使然、如是則止公之放蕩有三分、召伯有二分、止公之放蕩有二分、召伯則有其半、君氏以此責召伯

郭氏のこの奇怪な解釋は、宕を放蕩と解することから導れている。塱簋に「廼𦅫宕、卑復虐逐厥辟厥師、廼乍余一人咎」とあり、郭氏はその𦅫宕を「猶淫怠、謂猶夷放蕩也」と注している。積微居には𦅫宕を「殆是寬縱其過之義」積微居・一四二 としているが、本器とはその用義が異なるようである。銘文の宕を放蕩や寬縱の義としては、文義をうることは困難である。孫氏の說にいう。

女則指琱生、說文、宕過也、公參汝貳、公武汝一、似卽以所定衰數告道之、許讓其一、不敢過之意、貳參等卽其土田之分率也

もし土田分率の規定であるならば、參・貳、武・一という不確定な方法では、一層紛議を加えることになろう。それで丁山は、琱生がその土田の宰として賦斂に過ぎるところがあるので、これを規制したものと解した。

其意蓋謂、琱生爲附庸土田宰、所取者過多、穆公敎之、公家如取三成、汝能取二成、公家取二成、汝可取一成、汝所取於附庸土田者、不能與公家相等

召穆公因修文武成康之政治、齊一土田之耤稅、時宰琱生治附庸土田、多剌弋、穆公從告之曰、公宕其參、汝則宕其貳、公宕其貳、汝則宕其一

兩說とも告ぐる者を召公、公を公家、女を琱生とし、數字は分率を示すとする。宕を過と解することも同じ。しかし上文に「以君氏命曰」とあつて、君氏の命を婦氏が傳達し、それで下文に召伯がその命に承順する意を述べているのである。

宕は石に從う字であるが、石に二系あり、崖下に露出する岩石の象を示す字と、口に從う載書の字とあり、別義の字である。載書系の字には、祝禱して障碍を除去する義があり、宕伐・開拓などはその義を承けている。橐もまたその字に從う。橐に入れて括取する意味をもつものであろう。この

場合、その貯賦賦納を收取する意とみられる。

「公宕其參、女則宕其貳」とは、貯積の分率をいう。公とは伯氏、すなわち召伯であろう。女は琱生をいう。止公はすでに沒し、その遺留分として君氏の食邑であった僕庸土田の租收を、召伯と琱生とに分與することをいう。その分率を、召伯三に對して琱生二の割合とする。六・四の分率である。またあるいは「公宕其貳、女則宕其一」とは、召伯$\frac{2}{3}$・琱生$\frac{1}{3}$とするもので、分率の實質はそれほど變らない。賦調の物によって、分配上、二様の分率を定めておく必要があったのであろう。分率が召伯に多く、琱生に少いのは、本支の分によるものであろう。第二器では琱生は烈祖𠷎公の器を作っており、その家もまた召公の一族であることが知られる。この君子の命において、女と對稱でよばれているものは、余と自稱している琱生である。器もまた琱生の作るところである。

余惠于君氏大章、報婦氏帛束・璜

君氏の命は、琱生に對し一種の遺留分を設定することを目的とするものであった。それで右の命とともに、いわばこれを立證するものとして、更に大章を贈られた。余は琱生。惠は下に介字を伴なって被動となる。大章は大璋。孫氏は惠を順とし、「此又爲琱生自述之辭、與上下文不同、乃因君氏傳命、告道琱生、定其土田、故琱生對答其章寵」というが、寵命を大章という例はない。競卣「賞競章」・卯𣪘「易女瓚章四・瑴一・宗彝一」・史頌𣪘「賓章」など、すべて璋を賜與される例である。惠章とは、賞章・易章・賓章のような公的儀禮の場合とやや異なり、私的な關係であるので、特に惠字を用いている。惠字には繫紲の象を加えているが、璋に組綬などを用いるからであろう。

儀禮聘禮に「受夫人之聘璋」とあり、聘して夫人の璋を受けることがある。この器では琱生の有事に當つて婦氏に壺を獻じ、その機會に君氏より右の命を賜い、また大璋を贈られたのである。
君氏の命と大璋とは、その使者としての婦氏から傳達されたものである。尊貴からの使者に對しては賓禮を以てし、賓物を贈るのが禮であつた。睘卣に「王姜命作册睘安夷伯、夷伯賓貝布」とある賓がそれである。報は賓報の意。孫氏は周禮小行人「合六幣、璧以帛、璜以黼」の文を引き、「此以束帛合璜、禮之變也」というが、銘文にいうところが古禮である。儀禮聘禮に「束帛加璧」・「束帛加琮」とあり、帛束は束帛と同じ。璜は金文では單に黃とかくことが多い。珩璜をいう。
以上のことは、琱生の家廟に祭祀のことあり、本宗より召伯虎も參會したが、その機會に琱生は本宗にある婦氏に壺を獻じ、婦氏は君氏の使者として琱生に對する遺留分の贈與を知らせ、大璋を贈り、また召伯の承引を要請した。琱生は使者たる婦氏に賓報として帛束・璜を贈つた次第をいう。
これに對して以下に、召伯虎が君氏のその處置に承順することを述べている。

盄伯虎曰、余既嗞厎我考我母令、余弗敢𤔲、余或至我考我母令

君氏が止公より受けた遺留分を右のような分率で召伯と琱生に分與するに當つては、當然その相續權者である召伯の承認を必要とする。それでいわばその權利證書に當るこの器銘には、召伯の承諾書に相當する記述を必要とするのである。上文の「必伯氏從許」という君氏の語に對する、召伯の承諾の意思表示である。余は召伯自らいう。嗞は字形を確かめがたいところがあるが、おそらく嗞であろう。孫氏は棋と釋し、聽從の義であるとするが、棋にはその訓義はない。嗞は訊訟の訊の初

文であるが、嗞厎二字連語。厎は第二器に「厎命」の語があつて、承順の意の動詞である。
厎は多父盤攈古・三之一・七四・師隹鼎綴遺・四・一三及び琱生の第二器にみえる。多父盤に「厎又父母」の語があり、孫氏は「密宥父母」と釋して詩の昊天有成命「夙夜基命宥密」の宥密と同じく、寬寧の義とする。その音は處にして服に通じ、厎命は服命、器銘の語は「順從我父母之命」の意とするのである。餘論・三・一五。文選に厎を俟にして「維也」と訓するが、用例からみて虛詞ではない。楊氏は第二器の「厎命」を「俟命」にして「惟命、猶今言如命從命也」という。意味は通ずるが、字形は俟と釋しうるものではない。
命に對する動詞には、麥器に「遲明命」・「遲命」・毛公鼎「𩛥巠先王命」・洹子孟姜壺「拜嘉命」・叔夷鐘「敬共辭命」などあり、厎は遲などに通ずる語であろう。著明もしくは報答の義のある字と思われる。嗞厎の二字で、承順し報答する義となるのであろう。
「我考我母令」は上文の「君氏命」と相應ずる語である。これを以ていえば君氏は召伯の母であり、第二器に「幽伯幽姜」という幽姜に當る。君氏は五年正月の第一器の後、六年四月の第二器のときには、すでに沒しているのである。郭氏が君氏を宣王の后とするのは誤である。
𤔲は亂。孫氏は辭と釋し「謂爭辯也」とするが、父母の命に對して爭辯することもありえないから、君氏のこの處置に對して違背することなきを誓約する意である。末句について孫釋に「或讀爲有、與又同、至致之省、言余不唯弗敢辭、又以我考我母命、致之琱生」というも、「余弗敢𤔲」には二重の否定詞はなく、また君氏の命を琱生に致すというのも事情に合わない。致は致送の意ではなく、賓施・實踐することをいう。𩁹鼎「用致茲人」とは、人の引渡しを履行する意である。或は將來に對する約束の意を含むようである。

琱生則堇圭

上文の女則の則はいわゆる別事の則の用法であるが、この末文では動詞。字の本義において用いられている。大系に「最終則酬琱生以瑾圭」と解し、動詞を省略した語形とし、文錄に「堇圭以圭覲也」と堇を覲とみているが、何れも增字して文を解するものである。また孫氏は堇圭を堇土と釋し、宗周鐘「文武堇土」を例とし、「琱生乃受命、而勘定其土田之疆域也」というのは字釋も誤まり、文の理解も異なつている。
堇はいわゆる璋瑾の瑾であつて、朝見のときなどに用いる。圭も玉瑾である。これらは單なる寶玉の類でなく、儀禮に用い、また左傳襄十四年「司馬牛致其邑與珪焉」のように守邑の符信に用いることもあつた。古禮において、璧琮圭瓚の類には、そういう守信の意があり、從つて約劑をこれに刻することも行なわれた。周禮司約職に

凡大約劑書於宗彝、小約劑書於丹圖、若有訟者、則珥而辟藏、其不信者、服墨刑、若大亂、則六官辟藏、其不信者殺

とみえている。則が鼎に從うのは、大約劑を宗彝に書するもので、則に法則典型の意があるのはそのためである。𣪕𣪕にいう大則とは、その約劑をいう。ここでは君氏の命と、召伯許諾の辭とを瑾圭に錄して約劑としたことをいう。そしてその辭をまたこの𣪕に鑄刻して、その權利を祭器に銘し

たのである。

訓讀

これ五年正月己丑、琱生に事有り。盄、來りて合事す。余、婦氏に獻ずるに壺を以てす。告げて曰く、君氏の命を以て曰く、余、老せんとす。止公の附庸土田に賨多し。必らず伯氏從許せよ、公、其の參を宕むるときは、汝則ち其の貳を宕めよ。公、其の貳を宕むるときは、汝則ち其の一を宕めよと。余、君氏に大章を惠せらる。婦氏に帛束・璜を報じたり。
盄伯虎曰く、余既に我が考・我が母の命を嗞厎せり。余、敢て亂らず。余、我が考・我が母の命を致すこと或らんとすと。
琱生、瑾圭に則せり。

參考

琱生𣪕二器は、從來最も難讀の器の一として知られ、孫詒讓のごときも、「文字奇古、未能盡通」餘論・「文字奇古、不能盡曉」拾遺とその難讀を歎じており、文錄にも「召伯二𣪕皆奇古、其事亦銜接、而不甚可解」という。ひとり郭氏は頗る自信ある態度を以てその新解を示し、「銘辭全體、必如是解、始合條理」と記している。諸家の考說を各條に分記したため、その全體にわたる理解のしかたを困難にしているところがあるので、その要旨を摘錄しておく。

一、餘論　五年正月己丑、琱生が歳時の政事があつて召都に來り會した。召伯は琱生に、余はすでに典獻のことを終えたと告げた。內官世婦の屬である婦氏が壺を以て琱生に遺り、また君氏の命を以て召伯と琱生とに傳えた。召伯がその傳えられた君氏の命を述べていう。父止公の附庸土田の界域について獄訟のことが多く、廩積乏闕し、官事が供しない。それで召氏は、伯氏に猷道を以て琱生に告げるよう命ぜられた。公が參を過ぐる場合は、汝琱生は貳を過ぎてもよし、公が貳を過ぐるときは、汝琱生は一を過ぎてもよい。土田の分率はこの規準でなすべきである。琱生は君氏からの傳命によつてその土田を定められ、非常な章寵を忝うした。それで婦氏に對し儐禮を以て帛束・璜を報じた。

召伯虎いう。余は既に我が父止公、我が母君氏の命に順從し服するであろう。余は敢て爭辯せざるのみでなく、我が父母の命を以てこれを琱生に致すであろう、と。

琱生は命を受けて、勤めてその土田の疆域を劃定した。

孫氏の考釋をたどると大體右の意となるが、「大意如是、惜不能盡詳其情事也」と、なお自ら安んじがたいところがあることを述べている。

二、大系　五年正月己丑、召伯が前年末に提出した歳要に不審の點があるので、大宰たる琱生がまた召を呼んで來り勘合させた。その問題とされている點は、下文に內官世婦の屬である婦氏の傳えるところである。婦氏は壺、すなわち符命の徵を持して宣王の后なる君氏の命を傳えた。

「わが君氏の父なる止公の食邑たる附庸の土田から朝廷に歳貢すべきものに、積缺が多い。この

巻三下　八五五～八五六

ような滯納の生ずる原因は、必らずや召伯が放任して十分なる管理を行なつていないからである。それでその責任を論ずるならば、止公の放蕩が三分とすれば召伯の責任は二分、止公の放蕩が二分とすれば、その半の責任は召伯にある」。

このように君氏は召伯の責任について追及したが、しかしまた同時に大璋をこれを贈つた。召伯は君氏から大璋を惠賜されたので、婦氏に帛一束と佩玉一事とを以て報じ、合せて君氏に荅辯を傳えさせた。その荅辭は、

「私が放任していたという事實は承認致しますが、それは父母のときからのことであります。敢て背亂することなく、僅かに再び父母の命を以て奉聞するのみです」。

そして最後に、琱生には瑾圭を酬いたのであつた。

郭氏は十分な自信を以てその說を述べているのであるが、その考釋を通じて右のような要約しかえられない。歳貢滯納の原因が止公と召伯の放蕩にあり、その責任の度合を論じたとするごときは全く荒唐の說であり、これに比すれば孫說の方が遙かに事情に近い解であろう。ここに試みた通釋のごときも、なお人物關係について、また銘文の主題についても考慮の餘地は殘されているであろうが、一應の要旨を記しておく。

三、通釋　五年正月己丑、琱生は家廟で祭事を行なつたが、その本宗の家長である召伯も來つてその祭事に參加した。琱生は本宗の婦氏に對して、祭器に用いる壺を獻じたが、この婦氏が本宗の姑君である君氏の命を携えてきて、祭事に會している召伯と琱生とにこれを傳達した。その傳命は「余君氏は退隱しようと考えているが、自分の食邑として、止公から遺留分として贈られている附庸の土田には、多くの租徵收入があるので、これを兩人に遺贈したいと思う。このことについては、相續權者である伯氏召伯には、必らず承引を受けたいと考えている。遺贈の分率は、五に區分しうるものはそのうち三を召伯に、二を琱生に、また三に區分しうるものについては、召伯二・琱生一という割合とする」。

そして右の傳命と合せて、余琱生には君氏からの大璋が惠與された。今回の遺贈の符信の意味をもつものである。使者としてこのことを傳命した婦氏に對しては、賓禮を以て帛束と璜とを、儐報として贈り、その勞を謝した。

この君氏の命については召伯の承認がいわば條件とされているのであるが、これについて召伯虎は、「余はすでにわが父わが母の命に承順した。余は決してこの命に違背することはない。余は將來、わが父わが母の命を履行する考えである」と述べて、承諾の意を告げた。こうして君氏の遺贈を受けることになつたので、余琱生はこのことを瑾圭に刻して、他日の證とするのである。

本器は銘文中の召伯虎が史上の著名な人物であるため多く召伯虎殷とよばれているが、銘文のいうところによれば琱生の器である。琱生の名はこの器よりややおくれて宣王十一年の紀年銘ある師𠭰殷に、右者宰琱生としてその名がみえており、また當時の有力な卿士であつたことが知られ、この器によると召氏の一族である。函皇父の器には琱娟の名もみえ、皇父とも通婚の關係にあつた。銘文によつていま器名を琱生殷と改めておく。

巻三下　八五七～八五八

本器はまた當時における約劑の一形式を示すという點において注意される。約劑を內容とする器銘には、倗生殷・曶鼎・散氏盤・大殷など、それぞれ見るべきものが殘されているが、概ね賣買契約や移讓・損害賠償に關するもので、本器のように遺留分や遺贈を內容とするものは、他に例をみない。特に婦人に特別の遺留分があつたらしいことは、財產法の歷史の上からも注意すべきものであると思われる。尤もこの解釋は、銘文の諫字の解釋に多く依存しているところがあり、また關係者の身分關係になお不明確な點があることを否めないが、一應止公と君氏とを第二器にいう幽伯幽姜、召伯虎をその本宗の相續者、婦氏を本宗夫人、琱生を召伯家の別子とする解釋に立つている。また「余老」を隱居手續とみることにも、問題はあるかも知れない。男子の場合ならば、左傳隱三年「桓公立、乃老」のような隱居致仕は普通のことであろうが、君氏にもなお宗室のことから退隱することがあつたものかどうか、確かめがたいからである。しかしともかく、銘文はその遺留分の利益收受の配分に關するものであるらしい。そしてそういういわば私法的な權利關係も、これを瑾章に刻しておくことが行なわれたのである。後には符節にそのことを刻する鄂君啓節文史論集所收のような例もあるが、古くは約劑にこの形式が用いられたものであろう。周禮司約・士師職などにみえる刉珥の法と稱するものがこれである。本器はその「珥而辟藏」といわれる刉珥の約劑を彝銘に施したものであるが、そのため一般の彝銘と異なつて、作器のことには一言も言及するところがない。第二器と本器銘との關係には明らかでないところがあつて、同じ目的物が事案となつているのかどうか知りがたいが、第二器も父母の遺命をめぐる係爭問題であることは疑ない。棠陰に民訟を理め

て、甘棠の詩を以てその德を頌せられたという召伯をめぐつて、このような彝銘が殘されているのは、皮肉といえば皮肉な事實であるといえよう。

銘文は韻を用いているらしく、事・事、壺・諫・許、貮・貳、章・璜、また令・窗・令は眞耕合韻である。韻讀によつて、從來の文の句讀を正しうるところがある。

一九五、琱生毀　二

器名　召伯虎毀攈古　六年琱生毀積微居

時代　第一器に同じ。

收藏　「長白多智友藏」攈古

著錄

銘文　積古・六・一七　攈古・三之二・二四　古文審・六・一七　奇觚・四・二七　叢攷・二六二　周存・三・二三　大系・一三五　小校・八・二七　三代・九・二一　二玄・三七四

考釋　續古文苑・一・二　全上古・一二　拾遺・中・二三　韡華・丙・一一　叢攷・二六二　大系・一四四　文錄・三・二五　文選・上三・一七　麻朔・五・二〇　積微居・二六八

白川靜　琱生毀銘文考釋甲骨金文學論叢第四集

器制　通考に第一器に附記して、「別有一器、作于六年四月、形同銘異」とあり、第一器と同じ形制の器であるらしいが、その器影をみない。

銘文　一一行一〇五字



隹六年四月甲子、王才莽、𤔲伯虎告曰、余告慶、曰、公厥稟貝、用獄諫、爲白又𦘔又成、亦我考幽白幽姜令

今本紀年宣王六年の條に「召穆公帥師、伐淮夷」とみえ、また「錫召穆公命」という記事があり、大系にこの器銘は召公の淮夷討伐に關係あるものとし、その成功を告げた告捷の禮をいうものとするが、麻朔にも疑問としているように、銘文中一語も淮夷に及ぶ語がない。他の注家は、第一器を田土に關する爭訟事件とみなし、その立場から器銘の解釋を試みている。器の日辰は第一器と銜接し、一年後の器であるが、容庚氏のいうように本器が第一器と同制の器であるとすれば、同時の制作であることも考えられる。

莽を阮氏は旁にして祊、すなわち廟門の意とするが、もとより莽京・莽宮の莽である。單に「王在莽」というものは、弭叔毀にみえる。廷禮の記載がないのは、本器にいうところが、一般の廷禮と異なるからであろう。以下直ちに、𤔲伯虎の上奏の語がつづいている。

「𤔲伯虎告曰」とは、以下の事案についての上奏をいう。告はもと神に祈告する語であるが、この場合上奏をいう。韡華に告を周禮大祝六辭の一である誥と解し、「考國語、厲王虐、召公告王、又彘之亂、宣王在召公之宮、盉誥文固皆作于多事之世者、如般庚等文、厲王出奔、周召共和、喪亂之餘、故此器稱誥歟」と論じているが、以下の告辭は世變に關するものではない。前器にも「告曰」の語があり、ここでは王が對象であるから、告奏の意である。

慶を積古に愛と釋するも、字は明らかに廌に從い、慶である。奇觚に慶を人名とし、丁山氏も「君

前臣名、余告慶、慶者琱生名」と述べて、慶を琱生の名とみている。積微居にもまた「盇召伯虎之家宰」とするが、琱生は王室の宰であり、召伯の家宰ではない。またそれならば、「召伯虎曰、余告慶、曰」という文はいかにも繁重である。郭氏は告慶を賜與受命の義とみて、「告慶、詩之錫山土田、于周受命、卽此之余以邑訊有司、余典勿敢封、邑卽所受之土田、典卽所受之命册」と解し、本器は召伯が功によつて邑土を賜與され、その寵榮を記念して作つたものとする。告慶を被動によんでいるのであろう。韡華には「告慶、疑謂慶王室之復定」とし、厲末の喪亂が收束したことを慶祝する意とする。何れも慶を召伯の淮夷征伐、あるいは宣王中興のことなどに繫けて解するものである。

慶にはいうまでもなく慶賀・休善・賞賜などの訓がある。說文に「慶、行賀人也、吉禮以鹿皮爲贄故從鹿省」とあり、吉禮に鹿皮を以て賀する象と解している。しかし字は解廌の廌に從うもので、說文に「廌、解廌獸也、似山牛一角、古者決訟、令觸不直」とあり、神判に用いた。續漢書輿服志に「獬豸神羊、能別曲直」ともいう。善は立言の左右に解豸をおく象、灋は水と廌と去とに從い、不直汚穢のものを廌と立誓の人と書とを合せて水に投じ、これを祓禳する象で廢の本字である。慶は勝者の解豸で、その胸部に心字形の文彩を加えて神の慶祝をえたことを示す。ゆえに勝訴を慶という。書の呂刑に「咸中有慶」とは、その本義に近い用法である。從つて告慶とは、勝訴のことを報告する義であるが、この器銘ではおそらく事案の解決というほどの意味であろう。事案解決のときには、周禮大司寇に「登之天府」と規定するように、これを報告し天聽に達する義務があつた。

巻三下　八六三〜八六四

その事案が第一器の銘文と直接關係あるものかどうかは明らかでない。

「曰公」以下、下文の「戾命」までが召伯告慶の語である。公下の一字を大系に缺釋とするも、おそらく厥であろう。領格の用法と思われる。公が何人を指すのか明らかでなく、拾遺にはこの句を「公乃啚、賓乃獄辭」と訓釋し、「言訟乃邊啚之畛域、而賓以獄辭也」と說いて公を訟の省文とみているが、金文にその例はない。積微居には公平の義とし、「盇召伯意存謙退、不欲一人受天子所賜之貝、命慶分與宗族、使之共享之」というが、これも公を公平の義とする例なく、また貝はここでは獄諫の用に供したもので、器銘に卽する解としがたい。公は金文の一般的用例からみて、明らかに特定人の身分稱號であり、または對稱である。召伯の語中に公と稱する以上、召伯以外の人であり、また琱生は當事者であるらしく、下文の爲伯は理官であるらしいが、もし公がその人ならば初出のところでその名をいうべきである。當時の爭訟審理の狀態はよく知られないが、左傳僖廿八年の溫の會における國際裁判には、やや具體的な記述がある。

衞公與元咺訟、寗武子爲輔、鍼莊子爲坐、士榮爲大士、衞侯不勝、殺士榮、刖鍼莊子、謂寗兪忠、而免之、執衞侯、歸之于京師、寘諸深室、寗子職納橐饘焉

輔・坐・大士は證人・代理人・辯護人などであろうが、兩造の出廷者はそれぞれ束矢・鈞金を納れて審理が行なわれている。周禮大司寇によると、大盟約はこれを天府に登して貳を藏し、諸侯の獄訟は邦典の定めるところによつて決する。器銘にいう「公厥稟貝、用獄諫」とは、束矢・鈞金を納れて審理を受ける意と思われるが、公が稟貝の提供者であるとすれば、その人が爭訟の提起者であるという關係が考えられる。文錄に「公厥稟貝者、稟粟及貨貝、皆公之於衆」と公を動詞に解するが、稟を稟受とするほかは楊說もこれに同じ。しかし以下に獄諫のことをいうのであるから、稟貝はやはり束矢・鈞金に當るものであろう。稟貝の釋字には諸說あるも、字形上この二字に釋すべきである。

獄諫の諫は第一器に「附庸土田多諫」とみえ賦調の意とみられるが、獄諫というときは訴訟手續の開始を意味するものであろう。告慶の最初に訴訟手續のことをいうのは甚だ妥當でないようにも思われるが、束矢鈞金は訴訟を提起するに當つて、神明に對する立誓の意味をもつものであり、これをいうのは審理の手續きが正當であつたことを述べたものと解してよい。この部分は、韡華に「鄙邑の貝貨を用ふることを公允にし」と解するほか、文錄・積微居にも說があるけれども文義をうるものなく、大系には一語をも著けていない。大系は「公□稟貝、用獄諫爲白」と句續し、于・楊二氏も同じ。楊說に諫を訟とする柯氏の說を是とし、爲伯を周禮大宗伯「九命作伯」の作伯の義とするが、獄訟を以て九命の伯となるというのはまことに不通の說である。この場合、爲伯は人名と解するほかないようである。おそらく理官の名であろう。

「有甫有成」には續古文苑「父奉父成」・積古「父甫父成」・奇觚「又甫又成」・丁山「父當又成」などの釋があるが、甫は大系にいうように書の君奭「祇若茲」の祇をこの形に作り、郘侯の器攈古二之三・六六にも祇敬の祇をこの形に作る。祇敬は經籍に習見する連語である。ただ郭氏は祇をさらに底にして定の義があるとしている。

巻三下　八六五〜八六六

此有祇與有成對文、則字又當讀爲底、底者定也、有成亦見小雅黍苗、召伯有成、王心則寧

郭氏は銘文を召伯の淮夷討征の成功をいうものと解しているので、器にいうところはその告捷の禮と考えたのであろうが、すでに慶が古代の裁判用語であり、獄諫の語もみえているように、器銘は爭訟に關するものである。楊氏も甫を祇と釋しながら、「有祇義頗難通、當闕義」という。しかし有祇と有成とは對文、上に祇敬して事に當るをいい、下にその結果をえたことをいう。成を諸家は多く成功の義とみているが、成には周禮大司寇鄭司農注に「謂若今時決事比也」というように、判決の意である。語法は塱盨の「又皐又故」と同じく、愼重に審理して結審判決を定めたことをいうのであるが、その判決は爲伯によつてなされたものである。

「亦我考幽伯幽姜令」とは、その判決の主旨が、父母の命意にも適うものであるとするのであろう。幽伯幽姜はすでに故人であろうが、この語は故人の遺意に添うとするものであるのか、あるいはその成を以て廟に祀り、その承認をえたとするものか、その點は明らかでない。先人が事を命ずることは、たとえば左傳の殽の戰に、晉の文公の柩より聲があつて大事を命じた話や、夢告のことなども多くみえているが、ここでは父母の意思とも一致する意味と解してよいようである。一亦字を加えていることから、そのように理解しうる。

以上が「余告慶」にはじまる一段の文であるが、郭氏が告慶を戰捷と解するのに對して、積微居には、召伯が理官として成功を收めたとする解釋がとられている。楊樹達氏はこの一段について、連日精思を累ねて啓悟するところがあつたとして、次のような解釋を提出している。

巻三下　八六七～八六八

召伯虎告曰、按自此句至則報璧句止、皆召伯虎告辭也、此告辭分爲兩節、每一節之首皆有余告慶一句冠之、故文字雖曰奇古、而條理却十分明白也、至其內容可由銘文所記推測得之者、卽召伯虎爲周王司訟獄之事、大有成功、周王賞其功、命之爲九命之伯、既錫以貝、又錫之以土田、而召伯虎歸美先人、功成不居、於貝則公之宗族、於田則獻之伯氏、此器之制、意蓋在闡揚伯虎之讓德也、此全銘之要點、次當逐一詳釋之

以上銘文の第一段の意味をどのように布演しても、この種の解釋をうることは困難である。楊氏の說は器銘解釋の立場を離れて、史に傳える召穆公の人物を甚だしく理想化したもので、第一器において郭氏が召伯を放蕩者と解したのと、まさに對蹠的であるといつてよい。何れも銘文とは無關係に、私見を加えた解釋である。

楊氏はここに父母の命を稱していることを以て、召伯の孝思を示すものと解する。そして召伯治獄のことはその世襲の職事であることを論じていう。

按周室之初、召公奭聽訟于甘棠之下、遺愛在民、思其人、敬其樹、詩召南甘棠之篇是也、召虎爲召公之後、古代世官世職、故召虎亦以獄諫之事有功、而受命作伯也、亦我考幽伯幽姜命者、此召虎歸美於先人、謂今我之有功、乃先人之遺教則然、非虎之力所及、事業之成、既由于先人、則天子之賞賜、義當與先人子孫共之、以古代封建時代之道德言之、此乃召虎之孝思、亦召虎之讓德也、我考幽伯幽姜、不云我母幽姜者、以夫統妻也、考爲幽伯、母稱幽姜、妻隨其夫爲稱也

このような解釋は、基本的には韡華にもすでにみえるところであるが、傳說的なものに依據し過ぎているようである。召公家が治獄聽訟を世官としたとする說は詩の甘棠を資料とするものであるが、詩の召伯は舊說にいう召公奭ではなく、召公を召伯と稱することはない。召伯は召伯虎に外ならず、召公は金文では皇天尹大保、經籍に大保・君奭とよばれている人で、世官說はその證を求めがたい。幽伯幽姜は召伯虎の父母であるが、考とは先考をいう。父母同號。幽を廟に用いる諡號とすれば當然に命は遺命となる。第一器に「我考」というのも、父が故人であることを示すものである。ただ父母存するとき、すでに世子の嗣襲もありうることは、塱盨に「叔邦父叔姞萬年」のような嘏辭を父母に呈する例のあることからも知られるのであるが、本器の場合、幽伯幽姜はやはり廟號とするのが穩妥であり、それならばこの事件は父母在世當時からの係爭問題ということになる。第一器では君氏がなお存しているのであるから、本器銘にいう事案は、第一器に述べる問題とはまた別件であると考えられる。

余告慶、余以邑嚮有嗣、余典、勿敢封、今余既嚮、有嗣曰、戻令

「召伯虎告曰」の第二段の辭である。前段の文首に「余告慶」の三字を冠し、ここにまたその三字を冠するのは、前段の審理の結果に異議なきことを述べ、ここではその履行についていうからである。係爭の事件はどのような內容のものであるか知られないが、判決の結果邑里の提供が命ぜられているのであろう。

余以邑以下十一字は甚だ難解で、楊氏も「此銘文中最難通解之處」と歎じており、多くの注家は殆んど注解を施していない。郭氏は詩の「錫山土田　于周受命」をこの句に當るとし、「邑卽所受之

巻三下　八六九～八七〇

土田、典卽所受之命冊、勿敢封者、謂不敢封存于天府也」というが、征役の功に對する賞賜をいうとはみえぬ文章である。楊氏はいう。

典字如字讀之、必不可通、余以邑字封字、爲線索求之、知典乃田之同聲假字也、文既用同聲假借之字、又不云天子賜典、而突云余以邑訊有司、余典勿敢封、文字實嫌唐突、故尤難索解也

かくて楊氏は田邑關係の器銘五例をあげ、封は散氏盤にみえるように聚土定界の義であるから、邑・封の關係よりして典は田の假借であること疑なく、かつその田土は淮夷平定に對する論功として賜與されたものに外ならぬとしていう。

詩大雅江漢篇記宣王賞召虎平淮夷之功曰、錫山土田、今推究此銘、知有田邑之賜、知召虎土田之賜不止一次矣、此次召虎雖承天子土田之賜、而不欲身自享有、欲以獻諸伯氏、此猶其公稟貝於宗族之意也、既不欲自身享有、則不必由己定其封界、此亦自然之理也、此當由實際受田之伯氏、往定之耳

下文の典獻を田土を獻じたとみるものであるが、伯氏は召伯をいうものであろうから、召伯の言はそこまでかかるとは思われない。楊氏は今余以下を「今余既訊、有嗣曰、侯命」とよみ、

既訊蓋指時間言之、猶今言通告之後也、侯惟也、惟命猶今言如命從命也、左傳隱公元年云、他邑惟命、是也、此有嗣贊同召虎訊告之辭也

という。孫・郭の考釋には、この部分に對する考說はない。ただ韡華に「言我以邑政問於有司、則對曰、余之法典、不敢封墜也」というも、ここに至つて爲政の法を問うこともあるまい。

嚮は訊。訊鞠と訊告の兩義あり、「余以邑嚮有嗣」とは、有司に邑を引渡す旨を告げて、その管理權を移すことをいう。上文に「余告慶」とあるのは、裁決によつてこの處置を執ることの意思表示である。「余典」は二字一句。典は動詞で目的語を略しているが、目的語は上文の邑である。典を韡華に法典、郭氏は命冊、楊氏は田の假借とするが、下文に典獻とあるように文書化することをいう。倗生𣪘に「厥貯卅田、則析」、また「厥書史戠武、立㝨成璺、鑄保𣪘、用典格伯田」とあり、析・典は契約を文書化することをいい、これによつて權利を設定するので典にはまた典當の意をも含む。封を郭氏は「不敢封存于天府也」というも、どういうことか意味不明。楊氏は田土に封界を設ける要なしと解しているが、文書上の授受にて義務の履行に代えるという意味であろう。以上第二節。第一節と同じく「余告慶」ではじまり、邑土の引渡しを文書によつて確認することをいう。召伯の語はここで終る。

「有嗣曰、戻令」は上文の召伯虎が有司に告げた語に對して、有司がこれを諒承確認することをいう。戻は第一器に「今余嚮戻我考我母命」とあり、戻は明徵にする意であるらしい。郭氏は前後の文意を、

召伯告成于王、受王命錫、出而以所受之土邑、訊于天子之有嗣、並請求所受之命冊、有嗣荅之以依命、典冊既已一名、謹以奉獻于伯氏、伯氏則請報璧于琱生、一名、以文理推之、蓋謂簽名畫押之類

と下文までを含めて有司に屬して解している。しかし有司の語は承順を示す戻命の二字のみで、以

下はおそらく琱生の語であろう。伯氏という對稱を用いるものは、琱生の他には考えがたく、以下は琱生と伯氏との間のことを述べる語とみられる。

今余既一名、典獻、伯氏𠟭報璧

「今余既」以下の語は、有司復命の語としてはふさわしくない。器は琱生の作るところであり、伯氏の報璧は琱生に對してなされている。すべて成約履行の後の手續きに關する記述であろう。從つて余は琱生自らいう。名はおそらく銘、楚公逆鐘には字を格に作る。名は本來動詞、載書に祭肉を加えて、名字を祖廟に告げる儀禮を示す字であるが、後にはその辭命を記載し、あるいは署名簽押する意に用いる。「今余既一名」とは、文書に對する署簽を終えたことをいう。文書は正副を作り、一は王府に藏し、他は當事者がこれを藏したのであろう。典獻とは王府に登すことであろうが、これによつて事案は完全な解決に達した。この解決には琱生の簽押が必要であつたと考えられるので、琱生が何らかの關係で權利者の立場にあつたと推測される。上文中、大系には白氏・琱生に各〻重點があるとしてこれを再讀しているが、拓本によると何れも重點は認められない。重點がなくても文意の通ずるところである。この部分について韡華には、「報璧、伯氏報之以璧、琱生或卽有司之名」として有司と琱生とを一人としているが、すでに宰の職に在る琱生を有司とよび、また有司たる琱生が對揚の器を作ることは考えがたい。楊氏はすでに典を田としているので、文を名典と連讀して田の名を定める意であるという。名田とする說である。

名典卽名田、謂定土田之主名、所謂正名也、葢周王以田賜召伯虎、則其田當名之爲召伯虎之田、今召伯虎以田獻於召伯氏、則田當爲召伯氏之田、故獻者必先定其主名、示其誠意、然後受者易於樂受也、格伯段云、用典格伯田、彼典假爲奠、與此銘典字異義

則報璧者、謂伯氏以璧報召伯虎之獻田也、文不更言伯氏者、省文也

今余の余を召伯虎とみているので、伯氏は召伯虎以外の人物と解するほかなく、文中の人物關係はいよいよ錯綜して支離に陷るを免れない。伯氏を召伯虎以外のものとすれば、それは何人であろう。楊氏は召伯虎の兄に伯氏と稱する人物を設けるのである。

伯氏葢幽伯幽姜之長子、召伯虎之兄也、以此知召伯虎之稱伯、葢九命作伯之伯、乃據其爵名稱之、非伯仲之伯也

こういう假定を設けていつては、議論は究極するところがない。文錄に「召伯虎告曰」以下をすべて召伯の語とし、琱生が代つて述べたものとする。從つて文中の伯氏を召伯と解しえず、「此伯氏、召伯稱琱生也」として琱生をいうと解し、同じく召伯と伯氏とを別人とみているが、第一器における伯氏は明らかに召伯虎をいう。本器に別解を施すべきではない。

「伯氏則報璧」とは、琱生が事案解決の文書に簽署して解決に同意したことに對して、召伯が報璧の禮をとつたことをいう。報は儐報の意にも用いる語で、第一器では、君氏の使者に對する婦氏に、琱生は帛束・璜を儐報している。この銘では、召伯虎が琱生の典獻に對して璧を贈つており、璧はこの場合謝意を表し、あるいは誓約の意を示すものであろう。

琱生對覨朕宗君其休、用乍朕剌且𨥶公嘗段、其萬年、子〻孫〻、寶用享于宗

銘文末辭。ここに至つてはじめて琱生の名を著けている。宗君とは召氏本宗の主で召伯虎をいう。楊氏も宗君を虎と解するが、伯兄があるというその說と矛盾する。其は領格の介詞。厥を用いることもあり、其・厥は同聲の字である。剌祖𨥶公とは、おそらく召公奭のことであろう。琱生は召氏の支族で、本宗たる召伯との間に何らかの紛議を生じ、そのため爲伯の裁定を受けることになつたが、いま事案が落着して、召伯からも報璧を受けたので、本支の和合を報告する意味を以て剌祖召公の祭器を作つたものと思われる。嘗は祭名。召伯家では召公奭にひとり召公と稱するが、その父は召伯父辛、また春秋期の召公も詩や金文では召伯と稱するのが例であつた。康公・莊公はその廟號である。最後に「享于宗」とあるのは、本宗の意であろう。本支の間に祭祀をともにすることは、第一器に「琱生有事、𨥶來合事」とあることによつても知ることができる。

訓　讀

これ六年四月甲子、王、葊に在り。召伯虎告げて曰く、余、慶を告ぐ、曰く、公の稟けたる貝は、用て獄諫とせり。爲伯に祇有り成有り。亦我が考幽伯幽姜の命じたまへるままなり。余、慶を告ぐ。余、邑を以て有司に訊げたり。余、典して、敢て封ずること勿し。今余、既に訊げたり、と。有司曰く、命を戻(あきらか)にせり、と。

今余、既に一名して典獻す。伯氏則ち璧を報じたまへり。

琱生、朕が宗君の休に對揚して、用て朕が烈祖召公の嘗段を作る。其れ萬年、子〻孫〻、寶用して宗に享せよ。

參　考

琱生の兩器は難解を以て知られるものであるが、特に第二器は孫氏も通讀に苦しみ、文錄には「要之文義未可盡喩耳」という。文の理解は注家によつてかなり異なるものがある。いま柯・郭・楊三家の解する大意を要約して、參考としよう。

一、韡華　厲王奔彘後の六年四月甲子、王の鎬京に在るとき、召伯虎は誥命を發して世臣卿士に戒告した。余は王室恢復の慶を諸臣に告げる。鄙邑の貝貨を用うることを公允にして獄訟を治むべきである。余が九命を受けて伯となつたのは、王室に勳庸があつたからである。しかしそれもわが父幽伯の命によるもので、余が王室恢復の慶を告げうるのも、みな先人の餘澤による。余は王室恢復の慶を告げる。余は邑政について有司にただされたが、余は余の法典を決して封壅することはないと對えた。ここにその法典を銘錄して獻ずるのである。伯氏召伯虎は有司琱生に璧を報じた。琱生はわが宗君召伯虎の休賜に對えて朕が烈祖召公の祭器を作るのである。

全篇を、厲末の亂ののち、召公が撥亂の功を收め、治政の法を以て群臣に誥げた辭とする。

二、大系　宣王の六年四月甲子、王の葊にあるとき、江漢の域に淮夷を討伐した召伯虎は、成功を收めて歸還し、王に克捷を告げ、祇敬して成功をえたと報じた。召伯は王の命錫を受け、退出

して、その受けた邑土のことを有司に告げ、またその命冊の手交を求めた。有司は命によつて典冊にすでに署名をすませ、謹しんで伯氏に奉獻する由を答えた。伯氏はそこで、琱生に璧を報ずるように依頼した。召伯虎はわが宗君の休賜に對えて、烈祖召公の嘗段を作るのである。

詩や紀年にみえる召伯虎の淮夷討伐の功により、邑土を賜うたことをいうものとする。

三、積徵居　六年四月甲子、王が莽にあるとき、召伯虎は獄訟を治めた功を以て九命の伯となり、貝を賜い土田を與えられて、その家宰である慶に、次のように告げた。

余は余の家宰たる慶に告げて、以下のことを行なわせる。天子より賜うた貝は、慶に命じて公平に宗族に分與させる。余が獄訟を治めて九命の伯に命ぜられたのは、祇敬して成功を收めたゆえである。しかしその功は、召家の世職たる獄訟を司り、先人幽伯幽姜の遺命を奉じたからに外ならない。從つてこの賞賜は、先人と子孫の共有すべきものである。

余は家宰たる慶に告げる。余は與えられた邑土の所在を有司に告げたが、その田土の私有を欲しないので、これをわが伯兄に奉獻する。從がつて封界を定めるには及ばぬことである。今、余はすでにその通告を濟ませている。

有司は召伯の意を體して、命を奉ずる旨を答えた。召伯はさらにいう。

今、余はすでにすべての田の所有名義を定め、伯氏の名義に登錄してこれを兄伯氏に獻じた。それで伯氏から、余に璧を報じてきたのである。

召伯の兄伯氏の族人である琱生は、召伯が家宰慶に命じた語を聞いて器を作つていう。琱生はわ

が宗君召伯虎の休賜に對えて、わが烈祖召公奭の嘗段を作るのである。

召伯虎が理官として功あり、九服を命ぜられて貝・田土を賜うたが、これを先人の遺德によるものとして悉く宗族に頒つことを、その家宰たる慶に命じ、伯氏の族人琱生がこれを德として召公の器を作つたというのである。宣王の撥亂の功をいうとするもの、淮夷討伐の功をいうとするもの、聽訟の功をいうとするもの、みなそれぞれ經籍に依據するところのある說であるが、銘文のいうところとはおよそ無關係である。そこに本器の難解さをうかがうことができよう。私解も必らずしも疑點を殘さぬものではないが、銘文に卽して解すると、器銘はある係爭事件についての解決の經過を記したものと解すべきようである。

四、通釋　六年四月甲子、王が莽にあるとき、召伯虎はかねての紛爭事件の解決を王に報告してその裁可を求めた。その報告は次のようなものであつた。

私は事件の解決について報告する。公の受領した臬貝は裁判の費用に充當した。爲伯は愼重に審議して裁定案を出されたが、その裁定の趣旨はわが父母幽伯幽姜の遺命と合致するものと考える。私は事件の解決について報告する。引渡すべき邑土については、すでに有司に連絡濟みである。そしてそのことを文書化し、なお署簽の要があるので封緘していない。以上のことを、すでに有司に報告しておいた。

これに對して有司は、私の申出を確認する旨を答えた。

その文書は、當事者である琱生に廻付されたので、琱生はこれに署簽を終え、これで解決のための手續きが一切終了した。そこで召伯は、解決の證として琱生に璧を贈つた。

琱生は圓滿な解決に努力した宗君召伯の恩寵に對え、族祖である烈祖召公の嘗段を作つて、宗室の祭祀に用いようとするのである。

第一器の「止公僕庸土田多諫」と、本器の「公厥稟貝、用獄諫」とが關係ある語とすれば、兩器の間に事件の關係があることとなるが、本器の事案內容が記されていないので、その點は確かめがたい。私解の上で問題となる一は、兩器の諫字に別解を施したことである。第一器では貲として租收の意とし、二器では束矢鈞金に當ると解したが、もし第一器をも同樣の解釋をすると、事件は第一器以來の係爭事件ということになる。そして第一器の分率は、その訴訟費用の負擔を定めたもの、また召伯と琱生は共同の當事者、または參加者となる。そういう解釋も決して不可能ではないと思われるが、何れにしても事件の具體的な內容が記されていないので、推測の域にとどまるほかはない。ただ本器には、慶・獄諫・成・訊・典・典獻・報など、裁判に關係があると思われる語彙が多く、さきにあげた三家の解釋は事情に合わぬものというべきである。

器名は作器者が琱生であるから、第一器と同じく琱生段とよぶべく、琱生段二と稱しておく。

本器にいう事件は、あるいは族內の財產權に關することであるかも知れない。もしそれならば、族內の事案についても、その結果を王に報告して裁決を受けるという關係が考えられ、王室の上位裁判權を示す事例となる。尤も土地問題のことであるから、問題の性質上、私法上のこととして處理しえないという關係を考えることができる。

その報告は、告慶とよばれたようである。落慶の意であるらしい。裁決の履行に當つて有司が介在し、その文書はこれを周府に藏する定めであつたようである。左傳に「藏在周府」・「載在盟府」といわれる文書のうちには、この種のものも含まれていたのであろう。

琱生段兩器には召伯虎の名がみえ、そのため器銘も、この著名な歷史上の人物の事功に傅會して解釋が試みられたため、無用の混亂を招いたところがある。しかし金文の考釋には、あくまでもその器銘を主とすべく、むしろ器銘によつて從來の所傳に檢討を加えるという態度をとることが望ましい。召伯の淮夷討伐は詩の江漢にみえ、その末章は最も金文の形式にも近いものであるが、この兩器はその役とは無關係である。淮夷討伐說をとる大系にいう。

告慶在六年四月、則出征當在五年年末或六年年初、據兮甲盤、王命兮甲征治淮夷之委積、有敢不用命、卽井戮伐之語、葢征治之結果、淮夷終不聽命、故終至撲伐之也、今本竹書紀年、敍召穆公帥師伐淮夷、及錫召穆公命事、在宣王六年、與本銘相符、葢有所本

陳夢家氏は兮甲盤を宣王五年とするも琱生二器を排次せず、唐蘭氏は兩器を宣王五・六年におくも兮盤を加えず、董氏は兮盤を夷王期におき、厤朔には第二器の甲子を戊子の誤とする。曆譜を以ていえば、五・六年の間に一閏を加えれば、三器はみな宣王の譜に入る。五年兮甲盤は王がはじめて玁狁を討つて克ち、その役に從つた吉父に賜賞するとともに、さらに南淮夷の租調を徵することを命じたもので、その翌年に召伯の討伐が行なわれたとする紀年の記述は誤ではあるまい。しかしそ

のときの册命の辭や克捷作器のことは詩篇に歌われており、もし本器がそのことをいうものならば、文辭の間に何らか共通するところがあるはずである。いまその詩を錄して比較の資としよう。

江漢浮浮　武夫滔滔　匪安匪遊　淮夷來求　既出我車　既設我旟　匪安匪舒　淮夷來鋪

江漢湯湯　武夫洸洸　經營四方　告成于王　四方既平　王國庶定　時靡有爭　王心載寧

江漢之滸　王命召虎　式辟四方　徹我疆土　匪疚匪棘　王國來極　于疆于理　至于南海

王命召虎　來旬來宣　文武受命　召公維翰　無曰余小子　召公是似　肇敏戎工　用錫爾祉

釐爾圭瓚　秬鬯一卣　告于文人　錫山土田　于周受命　自召祖命　虎拜稽首　天子萬年

虎拜稽首　對揚王休　作召公考　天子萬壽　明明天子　令聞不已　矢其文德　洽此四國

すべて六章。四章以下、誥命と對揚の辭で金文と同じ形式であるが、本器とは全く類するところがない。もし器銘が召伯虎の淮夷征伐をいうものならば、當時詩篇にも歌われているこれらの辭句がこの器に加えられていないはずはない。郭說のように江漢の役を以てこの器を解するならば、まず詩篇との對比を示す必要がある。器は琱生の作器であり、江漢の役を以て解しえないことはあまりにも明白である。

また楊樹達氏はこの器によつて召伯の孝思謙德を證しうるものがあるとし、史の闕文を補いうるものであるという。その職は大司寇にして、「召伯虎爲周宣王時代重臣之一、屢見於經傳、此銘有可補古史之缺者、如文云用獄諫爲伯、知召伯虎曾繼其先祖召公奭主獄訟之事、以周禮言之、蓋嘗任秋官大司寇之職、並以功受九命作伯之賞也」とし、それよりして詩篇との關係を論じていう。

僖公二十四年左傳載富辰之語曰、召穆公思周德之不類、故糾合宗族于成周、而作詩曰、常棣之華、鄂不韡韡、凡今之人、莫如兄弟、其四章曰、兄弟鬩于牆、外禦其侮、是以常棣爲召伯虎作也、國語周語中、載富辰語、則曰、周文公之詩曰、兄弟鬩於牆、外禦其侮、是又以爲周公作也、兩說互異、……今按、周公誅管蔡、而召公乃言、凡今之人、莫如兄弟、豈非責罵周公乎、此於情理、必不可通者也、……左傳明言召穆公作詩、非言賦詩、今以此銘核之、公分稟貝於宗族、此與糾合宗族之事一貫也、獻田伯氏、則與詩文篤念兄弟之辭一貫也、穆公之行事、與常棣詩章之所詠歌、訢合無間、故常棣之詩、必當依左傳之說爲召穆公所作、國語及毛韓序鄭箋之說皆非也、然則此器、不惟可以補古史之闕、亦可以解詩義之紛矣

楊說は金文を以て經解に資するというよりも、むしろ經解を以て彝銘を考えているもので、その方法には郭氏と同樣の問題がある。もし器銘が私解に述べるところのごとくならば、召伯・琱生は同宗本支の間にあつて何らかの扞格があつたことになり、楊氏の孝思謙德の解は鑿空の說となろう。また常棣のような儀禮詩を、特定の歷史事實を背景とする詩篇とみるごときも、詩篇の性質を理解したものとはいえない。その點では韡華の解釋も、同樣の弊を犯すものといえよう。

そもそも召南の詩は、召家の本宗の地である洛南の詩である。その功業は經籍の上では赫奕たるものがあるけれども、金文の資料は一應それらの傳承を離れて、銘文に卽して理解しなければならない。三家の考釋は、何れもその傳承と牽合するところに、無理を生じたものである。厲王出奔のとき、宣王靜はなお幼少にして、召家に保護されて漸く難を免れた。そのとき召伯の子がそれに代つたという說話もあり、召伯の年輩はほぼ宣王の父輩に相當する。のち十四年にして宣王卽位、宣王十一年の器と考えられる師𠭰𣪘には、琱生が宰琱生として右者をつとめている。おそらく王の卿士として國政を掌つていたもので、琱生の年輩もまた召伯と殆んど近かつたであろう。召伯は六年に江漢の役に從つているから、そのときなお衰老の年齡ではない。五年器によると、その母君氏はなお存命していたのである。

召氏は殷周の際の召伯父辛・召公奭のころ、並びなきほどの盛族であつた。殷代にすでに西史召として洛南に勢威のあつた召族は、殷周の革命、周の東方經營に當つて重要な役割を果たし、梁山諸器などをも東方に殘しているが、中期以後には殆んどその蹤迹を沒している。おそらく召南の故地にあつてその經營に從つていたらしく、詩の召南諸篇はその地の遺響である。ただ夷厲のころ、西周社會が危機に瀕してくると、彝器の上にもまたその名があらわれ、たとえば函皇父の器には琱娟の名があつて、皇父と琱生の家に通婚の事實があつたことも知られ、宣王の初年には召氏の本支である召伯・琱生の活躍が傳えられ、春秋以後、召氏はまた周公の裔とならんで累代周の卿士となつた。すべてこれらの事情については、かつて召方考甲骨金文學論叢二集にその要略を記しておいた。西周諸族の消息についても、金文にその徵を求めうるものは、その同時資料によつてこれを再構成すべく、文獻の傳承は、むしろ金文資料の立場からこれを評價しなければならない。この器銘に對する解釋の混亂は、その本末を逆にしたために生じたものと考えられるので、ここにそのことを付言しておくのである。

文はおそらく押韻。莽・慶・慶・封は東陽合韻。諫・嗣は之韻とすべく、成・令・𠵊・令・名・獻・生・年は耕眞の合韻、また用・宗は東冬の合韻である。韻讀によつて句讀を確かめうるところが少くない。

また琱生の器に周生豆攈古・二之一・五六　愙齋・一七・一七　淸愛・一六　周存・三・一六六　綴遺・二五・四　二代・一〇・四七・三　小校・九・九四があり、「周生作隮豆、用享于宗室」の十字を銘する。淸愛に「嘉慶戊寅一八一八年　吳𦎞堂太守所贈」とあり、劉氏收藏の器である。

なお近年、陝西省博物館蒐集の器に琱生鬲があり、やや異制のものである。文物一九六五・七にその報告がある。



琱生鬲

＊琱生鬲

口徑二五、腹圍九三、腹深一二・二、通耳高二六糎、侈口、雙竪耳立于口沿上(一耳已殘缺)、口沿下有夔紋一道、腹部亦爲夔紋、內套細綫條的雲雷紋、三足作馬蹄形、通體光澤、口沿(內)銘文五行、行四字、

重文二

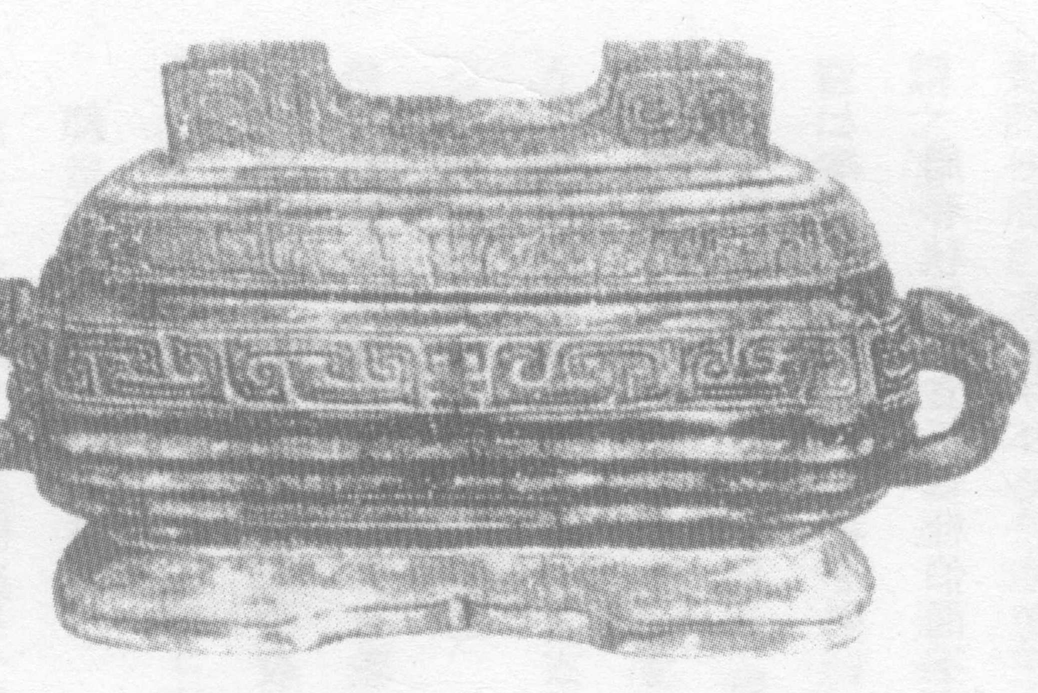
琱生作文考寬中隮鬲、琱生其萬年、子〻孫〻、永寶用享

此器的形制、較爲特殊、身爲鬲形、而上却有雙竪耳、直立于口沿上、爲陝西地區出土銅器中、所少見、與尹姞鬲・公姞鬲的形制相近、唯腹上紋飾、稍有差異、在口沿下、亦多夔紋一道、腹紋多扉牙三道、器身光澤、異常精美、此器腹底、留有被火燒過的痕迹、是曾作釜用的證明

作器者琱生、見五年琱生毀及六年琱生毀、琱生爲召公之後、與召伯虎是同宗、亦見之師𠭰毀銘、已爲宰職、此鬲是琱生爲其父寬仲所作、應鑄于周宣王時期

召伯虎はその考妣を「我考幽伯幽姜」と稱しており、琱生はその文考を寬仲と稱している。琱生鬲等八件の器物は、報告によると、「這批器物是乾縣李培乾同志捐獻的、其來源據說是解放前在麟游・扶風・永壽交界處、（卽在扶風北岐山一帶）的某溝出土」とあり、それ以上に詳しい事情は知られない。同出と傳えるものに白賓父毀二器・□作父盂一器・白考父盤一器・編鐘二器及びすでに錄した膳夫山鼎一器があり、琱生鬲の他は膳夫山鼎の條に附說しておいた。もし琱生の地がこの方面であつたとすれば、召公亭の名を傳えるこの地の召族は、この琱生の一家であつたかも知れない。

一九六、杜伯盨



杜伯盨

器名　杜伯毀貞松

時代　宣王大系・通考・厤朔・唐蘭

出土　二、「光緒二十年、陝西韓城澄城交界出土、凡四器、兩器失蓋」通考

收藏　「一、南陵徐氏藏、二、延鴻閣藏」貞松

著錄

器影　二、尊古・二・一七　通考・三六八　二玄・三七三

銘文　一、周存・三・補　又・三・一五四・一　貞松・六・四三　小校・九・三九　三代・一〇・四二　二玄・三七二

二、周存・三・一五五　貞松・六・四〇　大系・一四四　小校・九・四〇　三代・一〇・四二

三、周存・三・一五六・一　又・三・一五四・二　貞



松・六・四三・二　小校・九・三九　三代・一〇・四一

考釋　韡華・丁・七　大系・一五三　文錄・四・六　文選・下三・四　厤朔・五・二九　通考・五八・三六二

器制　通考にいう。「大小未詳、盝器均飾瓦紋、盝之口足及器口均飾竊曲紋一道、兩耳作獸首形」。器は克盨に似ているが、圏足中央の刳りが極めて淺い。

銘文　各四行三〇字

杜白乍寶盨、其用享孝于皇申且考、于好倗友、用𠦪壽匄永令、其萬年、永寶用

皇申は皇神。祖考に神の字を用いるものには、大克鼎に「䫉孝于申」の例があるが、あまり用いない語である。好倗友は衍伯毀にみえる。于はこの場合、雩の意であろう。大系に壽匄を連讀して壽嘏の假借とし、壽嘏永命を𠦪の目的語と解しているが、壽嘏の語は金文にその例なく、𠦪・匄は何

れも動詞であろう。克鐘に「用匄屯叚永令」の語があり、匄と叚とを區別して用いており、匄を嘏に通用する例はない。文は盨・考・友、また令・年はそれぞれ合韻の字であり、韻を用いている。

訓讀

杜伯、寶盨を作る。其れ用て皇神祖考に享孝し、および倗友に好せむ。用て壽を𠦪め、永命を匄む。

參考

器は陝西吉金志に韓城澄城の出土であるという。韡華に器を朝邑の出土とし、杜伯の別邑であるとする。澄城と相隣する地である。杜伯は宣王に殺された人として知られているが、文錄に「此不必爲宣王所殺之杜伯、杜爲采地、伯爲封爵、不必其一人也」という。そのことについては鬲の條に述べる。杜伯にはまた鬲がある。

＊杜伯鬲

收藏　「廬江劉氏善齋藏」貞松

著錄

器影　善齋・禮二・二五　大系・四五

銘文　貞松・四・一三　周存・二・補　之餘・二　大系・一四四　小校・三・八二　三代・五・三九・一

考　釋　大系・一五三　麻朔・五・三九　積微居・一四二

器　制　善齋にいう。「身高五寸六分、口徑七寸五分」。器は耳なく、口緣下に環文、腹に直文を飾り、三稜あり、𪎼伯鬲泉屋・八など後期環文鬲と器制が近い。

銘　文　一行一七字

杜白乍叔媾障鬲、其萬年、子〻孫〻、永寶用

杜伯は墨子明鬼篇に宣王に殺された人物としてその名が知られている。明鬼篇にいう。

周宣王殺其臣杜伯、而不辜、杜伯曰、吾君殺我、而不辜、若以死者爲無知、則止矣、若死而有知、不出三年、必使吾君知之、其三年、周宣王合諸侯、而田於圃、田車數百乘、從數千人、滿野、日中、杜伯乘白馬素車、朱衣冠、執朱弓、挾朱矢、追周宣王、射之車上、中心折脊、殪車中、伏弢而死、當是之時、周人從者莫不見、遠者莫不聞、著在周之春秋

この話は國語周語上にも、「周之興也、鸑鷟鳴於岐山、其衰也、杜伯射王於鄗、是皆明神之志者也」とみえ、韋注に周春秋を引いていう。

周春秋曰、宣王殺杜伯而不辜、後三年、宣王會諸侯、田于圃、日中、杜伯起於道左、衣朱衣、冠朱冠、操朱弓朱矢、射宣王、中心折脊而死也

周春秋の文は史記正義に引かれていて殆んど同じ。この說話は史記の本紀にはとられておらず、史傳とはみがたいものであるが、杜氏が古い家系であることは左傳にもみえ、襄廿四年、晉の范宣子がその家系を述べた文中に

昔匄之祖、自虞以上爲陶唐氏、在夏爲御龍氏、在商爲豕韋氏、在周爲唐杜氏

という。杜氏は一時杜に邑していたが、その國は春秋前にすでに絕封となり、杜伯の子隰叔が晉に奔つて四世、士會に及んで范に邑し范氏と稱したとされる。しかし唐杜氏が杜に邑した證はなく、明鬼篇にいう幽鬼の話も說話にすぎない。道左より起り、朱衣朱冠、朱の弓矢を以て人を射るのは、おそらく古く行なわれていた呪詛の法であり、またそれを祓う儀禮であったと思われる。本器の媾を王國維は庸と釋し、詩の桑中にみえる「美孟庸矣」の庸とし、貞松の羅跋にもその說を執つているが、唐杜氏の稱は陶唐氏の後なる杜氏の意であるらしく、唐・鑄と同じく祁姓である。本器の媾を王國杜氏が祁姓であるならば、叔媾は叔祁でなくてはならぬ。大系に𦖛を琱生𣪘に祗敬の祗に用い、また石鼓の作原石に𦖛々とあるのは詩の祁々に當る語であるとする。杜氏が祁姓であることは、左傳文九年に晉の文公の夫人杜祁の名がみえ、本器は杜伯が叔祁のために作つた媵器である。文は

杜伯、叔祁の障鬲を作る。其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

銘は鬲の口沿に鑄刻されている。

杜伯幽鬼の說話は巫史一流の荒誕なものに過ぎないが、その子隰叔より四世に當る范氏士會は晉文のときの人であるから、宣王の沒前七八二より晉文の卽位前六三五まで約一五〇年、ほぼ五世に相當し、杜伯の時代が宣王期に當ることはほぼ推定しうる。それでこの器を一應宣王期に屬しておく。

一九七、幾　父　壺

時　代　夷厲期段釋・郭釋　「當近于厲王時代」陳釋

出土・收藏　「一九六〇年十月間、扶風齊家村東南約一百米的田地中、發現西周青銅器埋藏窖穴一處、係陝西省文物管理委員會工作人員雒忠如同志、在該地區淸理周墓時發現的、共有青銅器物三十九件、計夔紋罍二件、盤雲紋圓壺二件、貫耳扁壺二件、瓦紋𣪘八件、鼎二件、鬲一件、甗二件、盂一件、簠一件、盤一件、匜一件、編鐘十六件、其中鑄有銘文的二十八件、全部器物現藏陝西省博物館」齊家村



幾父壺乙

著　錄

器影　齊家村・三・四　文物・一九六一・七、封面裏

銘文　文物・一九六一・七・六〇　齊家村・三・四

考　釋　陳公柔「記幾父壺・柞鐘及其同出的銅器」考古・一九六二・二　郭沫若「扶風齊

家村器群銘文彙釋」齊家村　段紹嘉「扶風齊家村出土西周靑銅器簡介」同上

器　制　齊家村圖版目錄にいう。「幾父壺甲、通蓋高六〇、口徑一六、腹圍一〇四糎、乙、通蓋高五九、口徑一六、腹圍一〇四糎」。器は甲乙二器あり、器制殆んど同じ。獸首環耳、銜鐶の圓壺である。器腹は圈足部に近い下部で張り出しており、器の全體に三層の波狀文を飾る。蓋の口緣と圈足部には變樣夔文をめぐらしている。制作は番匊生壺に最も近い。同出の貫耳扁壺二器は項部顧鳳帶文、器腹に十字形の襷文をつけていて周棼壺に近く、幾父の二壺よりやや古い形式をもつ。同出の器では、簠に本器と同樣の波狀文がある。

銘　文　甲乙二器。甲一〇行、乙九行。ともに五五字。兩銘とも縱橫の界格があり、頌壺・大克鼎・番匊生壺・鬲攸從鼎など夷厲期によく行なわれた形式である。

隹五月初吉庚午、同仲宮西宮、易幾父示𩁹六・僕四家・金十鈞、幾父拜䭫首、對揚朕皇君休、用乍朕剌考障壺、幾父用追孝、其邁年、子〻孫〻、永寶用

同仲の名は師兌𣪘一に右者としてみえている。おそらく同一人であろう。郭氏が大系においてその器を幽王に列し、この器を夷厲の際としているのは矛盾である。郭・段兩家とも、師兌𣪘の同仲に言及していないのは、あるいは別人とみてのことであろうか。郭氏は「同仲當是朝廷的重臣、在畿甸內有封邑的上卿、故能以臣僕金物等賞賜其臣屬幾父、而幾父稱之爲皇君」と述べているが、師兌



𣪘に同名の者があることにはふれていない。師兌𣪘二器は共和期のものと考えられ、この器はおそらく宣王期に入るべきものであろう。同出の柞鐘はその紀年日辰によつて幽王期の器であることが知られるが、同窖の諸器は必らずしもその時期が同じでなく、本器は師兌と前後するものと考えられる。ただこの器では、同仲は幾父の主君として、幾父に賜與しており、威望の高い勢家の地位にあつたようである。幾父はあるいは仲幾父𣪘攈古・二六二・六二の幾父であるかも知れない。仲幾父𣪘は陶齋・二・五に器の圖象を載せており、陳釋に本器と同出の瓦文𣪘齊家村一六～一九と同制の器であることを指摘している。ただ仲幾父𣪘の幾の字形は、幾父の幾とかなり字形が異なつており、「中幾父史幾使于諸侯諸監、用厥賓乍丁寶𣪘」という銘文によると、中幾父の他

になお幾という人名がある。窨は宮字の異文として麥器等にみえる。段釋に師望鼎の例を指摘しているが、鼎では皇考窨公の名に用いたもので、この銘とは關係がない。郭氏は「窨假爲居、西宮當是同仲所居之宮、不必是西周王室之宮、易經云、入於其宮、不見其妻、可證古代非王者所居、亦可謂之宮」と述べているが、冊命には諸臣の宮廟で行なわれる例も多く、易の引用に待つまでもない。窨は麥器では麥窨のように名詞に用い、また陳釋に窨伯・窨公等の名をあげて氏號の例としているが、ここでは動詞の用であろう。西宮は伯𢦚𣪘にも「其作西宮寶」とあつて、彔氏の宮廟であり、本器の西宮も同仲の宮廟である。從がつて窨は單に居室の義でなく、儀禮の意味を含むものであろう。陳釋に字を動詞の用として在・格・客と同義の用法としているが、祖廟に伺候して祀る意をもつものと思われる。

幾父に對する賜與のうち、示𢀛は他器に所見なく、難解な語である。段釋に字を干賁と釋して

干賁即執盾的車兵、周禮夏官虎賁氏、掌先後王而趨以卒伍、又、旅賁氏掌執戈盾、夾王車而趨、此云干賁、似相符合、準以上周禮所說、是干賁爲天子儀仗、以天子儀仗干賁六人等賜幾父、證明幾父當時在周室職位不小

と論じているが、字釋も確かでなく、また天子儀仗の兵を、同仲が恣にその家臣に與えることも考えがたい。郭氏はその說に商すべきところありとして、別に示苞とする解釋を提示した。その說にいう。

此二字以六表數、其爲器物固無疑、又在三項賜品之中居第一位、必然是在禮制上値得尊重的東西、以此推之、此二字在禮制上亦必爲隆重之物、因此、我認爲應該是示茅

金文凡列敍賜物、於貴賤輕重之間有一定的次第、例如秬鬯一卣、爲數雖少、必序於錫物的首位、

茅者青茅、古人用以縮酒祭神、左傳僖四年、齊桓公伐楚、所數楚罪狀之一、便爲爾貢苞茅不入、王祭不共、無以縮酒、注、束茅而灌之以酒爲縮酒、可見用青茅縮酒在春秋時猶然重視、𢀛字正象茅形、茅乃後起之形聲字、本銘拜字從此、正表明拜字初義乃在束茅之前擧手敬禮、此字一般寫定爲𢀛、或假爲祓（祭名）、或假爲賁（華飾）、音俱相近、後起字之茅既已出現、故本字本義俱廢

此言示茅六者、卽縮酒共祭之青茅六莖、恰可爲一束、不太大、也不太小、蓋同仲得之於王、而又以分錫其臣下、估計、古時用茅之數必以多少爲等級、下級者或根本無用茅之資格、故幾父受同仲六茅之錫、而以爲無上光榮、列於錫品僕四家金十鈞之上

縮酒に茅を用いることは經籍にも多く見えているところであるが、茅を賜うに六莖とその莖數をあげるのは、いかにも細密に過ぎることである。思うに示字の釋は祝字の或體にこの形に作るものがあり、神示の義であることは首肯しうるが、𢀛は兩口に從う形で、酒を縮すものに祝冊を加えることは稍しく不自然であると思われる。かつ六の數が、この賜與をいうときの成數であるならば、たとえば蓬矢六の蓬字の假借とする考え方などもありえよう。禮記內則に生子の禮を記して

國君世子生、告于君、接以大牢、……三日卜士負之、吉者宿齊、朝服、寢門外詩負之、射人以桑弧蓬矢六、射天地四方

という修祓の儀禮が行なわれる。この禮は國君世子のときに限らず、修祓儀禮として一般に行なわ

れたものと考えられ、射義には男子出生のときの禮とされている。あるいは幾父の家に吉事があつてその賜與をえたのであろう。主君が臣從の吉凶の際にそれぞれの賜與をしたことは禮書にもみえることであるが、金文では、たとえば卯𣪘によると、卯の父の不淑のとき、その辟君である㷌伯が窴を賜うて、その喪事を助けたことが記されている。本器もまたその辟君たる同仲より幾父が示蓬六を賜うているのは、幾父の吉事に對する賜與とみられる。本器には賜與の事由をあげず、特に事功によるものとも思われないから、おそらく慶祝の意を以てこれらのものを賜うたのであろう。他の賜與も、紀念として、あるいは慶事の費に充てるための賜與であろう。示𢀛の𢀛には、祝冊の器である二口の形が添えられている。內則に「子生、男子設弧於門左」・「三日始負子、男射、女否」とあつて、祝冊を加えた蓬矢はあるいは門に設けるものであつたかも知れない。縮酒の菁茅ならば、祝冊を加えるには不適當なように思われる。賁・𢀛・拜・蓬は古音において同紐であつたと考えられる。

僕を賜うときには、伯克壺「白大師易白克僕卅夫」のように夫を以て數えることもあり、叔夷鐘「釐僕三百又五十家」のように家を以ていうときもある。段釋に「僕四家、僕以家計、是當時賞賜僕人帶有家屬、可知僕之妻孥、同爲奴役」といい、郭釋には、「僕四家者、卽上等奴隸（所謂管家娃子）四家、古者上等奴隸有家室、故以家爲單位計算、連其妻子一并賜與、下等奴隸則如牛馬、無家室、爲蕃衍計、許其通淫、故以夫或人爲單位計算」という。賜臣のときにも十家・五家のようにいい、臣僕は同義であるが、金文には僕射・宰僕・僕御など官名とみるべきものがあり、詩の僕夫

は戰士である。衆僕・夷僕のように衆・夷を連稱するものは、奴隸に近いものであろう。陳釋には、叔夷鐘にいう釐僕三百又五十家は萊夷滅亡後にこれを隸屬化したもので、本銘の僕四家とは分別があると論じている。夫と家と稱するものの間には、當然その身分や生活形態の上に相違があるはずである。上文の賜與がもし慶事に際してのものならば、この僕四家の賜與もそれと關連するものであろう。金十鈞もまた同じ。郭釋に

金十鈞、說文及鄭玄注周禮秋官大司寇、均以三十斤爲鈞、金者銅也、銅賜三百斤（頗疑所謂斤乃古泉中所習見之釿字、並不等於十六兩）、不可謂不豐厚、但金十鈞、却列在三項賜品之最後、而以示茅六冠之、於此可以看出古人神道設敎的用意、蓋臣僕與金屬爲物質財富、而祭品則爲精神財富、唯心唯物之輕重、也可以明顯地看出

という。賜與の列次は、一般に儀器・禮器を首とする定めであつた。金は祭器を作る質料として與えられているもので、本器の賜與が事功によるものでないことから推して、これらの賜與は贈酬のものであろうと思われる。

皇君とは幾父の辟君をいう。段釋に「皇君卽皇王、與不嬰段・師毀段・叔夷鐘諸銘文同例」というが、不嬰段には皇君の語がみえず、他の二器は何れもその辟事するところをいう。本器も同仲の賜與を受けているので、王の賜與ではない。末文の形式は後期以後習見。乙器は「子〻孫〻」を「孫〻子〻」に作つている。

訓　讀

これ五月初吉庚午、同仲、西宮に賓し、幾父に示芔六・僕四家・金十鈞を賜ふ。幾父、拜して稽首し、敢て朕が皇君の休に對揚して、用て朕が刺考の隮壺を作る。幾父、用て追孝せむ。其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

器は窖藏出土のもので同出三十九件、器の時期に前後があり、必らずしも一時一家の器ではないが、しかし中友父諸器や柞鐘にみえる仲大師は、同仲の名と無關係とは考えられず、同族親緣の間に傳世していた器が、何らかの事情で一窖中に祕愿されていたものと思われる。大量の器群の發見は、墓葬の場合には一定の限度があるものであるから、むしろこのような窖藏品が多かつたのではないかと思われ、齊家村の序言をしるしている黨晴梵氏も、寶雞器群二百餘件のごときもあるいは窖藏のものであろうと推測している。窖藏器群については、別の機會に述べる。

本器の賜與中、僕四家について、郭氏は大いに議論を發して、古代奴隸制說の一證とすべきものとしていう。

幾父一次所得、雖只僕四家、但他本人所已有的臣僕、必然遠遠超過這個數目、研究古代的資料、宜發揮顯微鏡和望遠鏡的作用、如果拘泥在表面形象上、那就看不深、看不透、看不明、看不遠、研究自然科學也不能不發揮想像力、但這是說要在實事求是的基礎之上發揮想像力、而不是憑空妄想

中國における古代奴隸制の問題には、なお明らかでない點が多い。金文にみえる多數の人民賜與は、たとえば宜侯夨段・大盂鼎など、何れも封建と關連するものであり、一般の賜與には臣十家・僕四家など小規模の賜與をみるに過ぎない。もしその背景に大規模な奴隸制を考えるとすれば、別の方法による論證を必要とし、顯微鏡的に擴大して能事畢るというものではない。中國の古代には、奴隸制というよりも、むしろ部民的形態のものが多かつたのではないかと思われるが、本器の僕四家の賜與のごときも、多分に紀念的意味をもつものであろう。

なお同窖の諸器については、窖藏中最も時期の下るものと思われる柞鐘の條に述べる。

一九八、柞　鐘

時　代　夷厲期郭釋　厲末段釋

出土・收藏　幾父壺に同じ。

著　錄

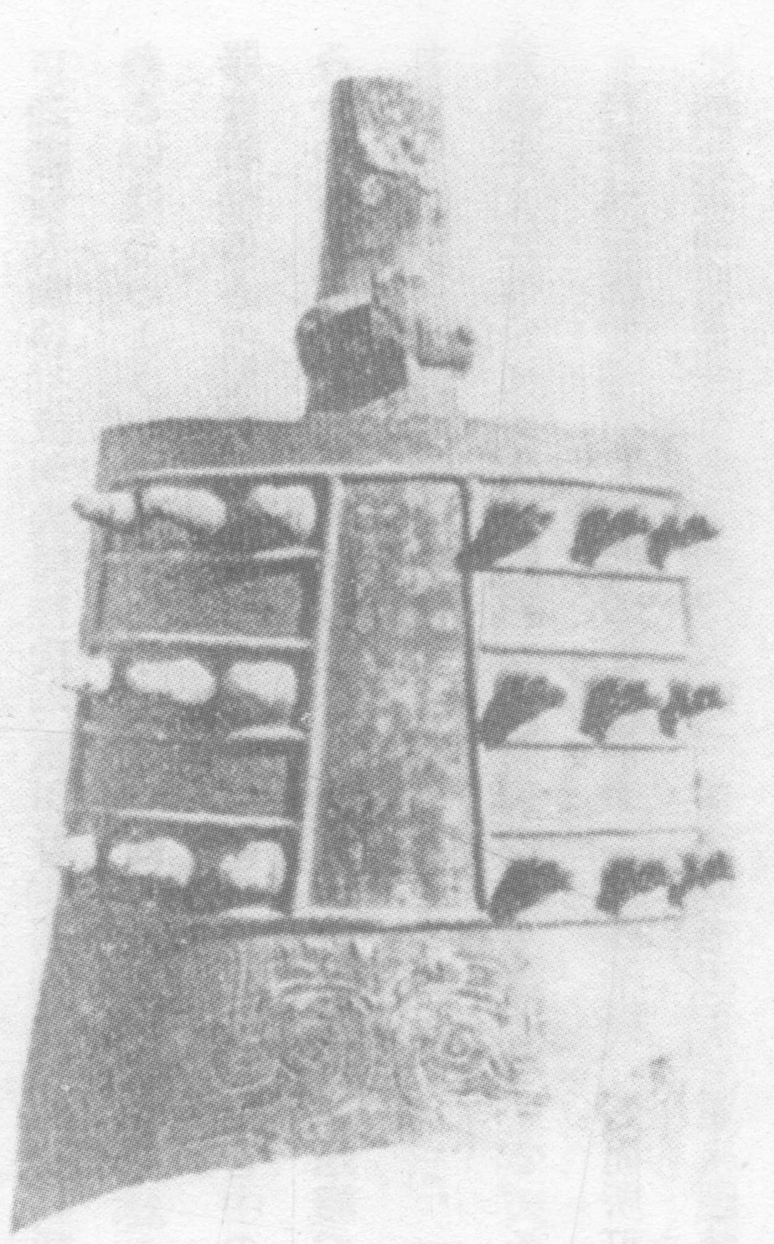
器影　文物・一九六一・七、封面裏　齊家村・二四以下　二玄・三八二

銘文　文物・一九六一・七・五九　齊家村・二四以下　二玄・三八一

考　釋　陳公柔「記幾父壺・柞鐘及其同出的銅器」考古・一九六二・二　段紹嘉「扶風齊家村出土西周青銅器簡介」齊家村　郭沫若「扶風齊家村器群銘文彙釋」同上

器　制　すべて七器。その尺寸等次のごとし。なお無銘の一鐘を加えておく。

	通高	口寬	口長		
甲	通高五二	口寬二四・五	口長三三・〇	銘文鉦間鼓左	全文四五字
乙	五〇	二三・六	三二・八	銘文鉦間鼓左	全文四五字
丙	四九	二三・五	三二・八	銘文鉦間鼓左	全文四五字
丁	四六	二一・〇	三〇・〇	銘文鉦間鼓左	全文四五字
戊	三四	一五・〇	二〇・〇	銘文鉦間	前文二〇字
己	二九	一二・〇	一八・〇	銘文鉦間	後文一五字



庚　二一・八・四　一二・〇　銘文鉦間　末文五字

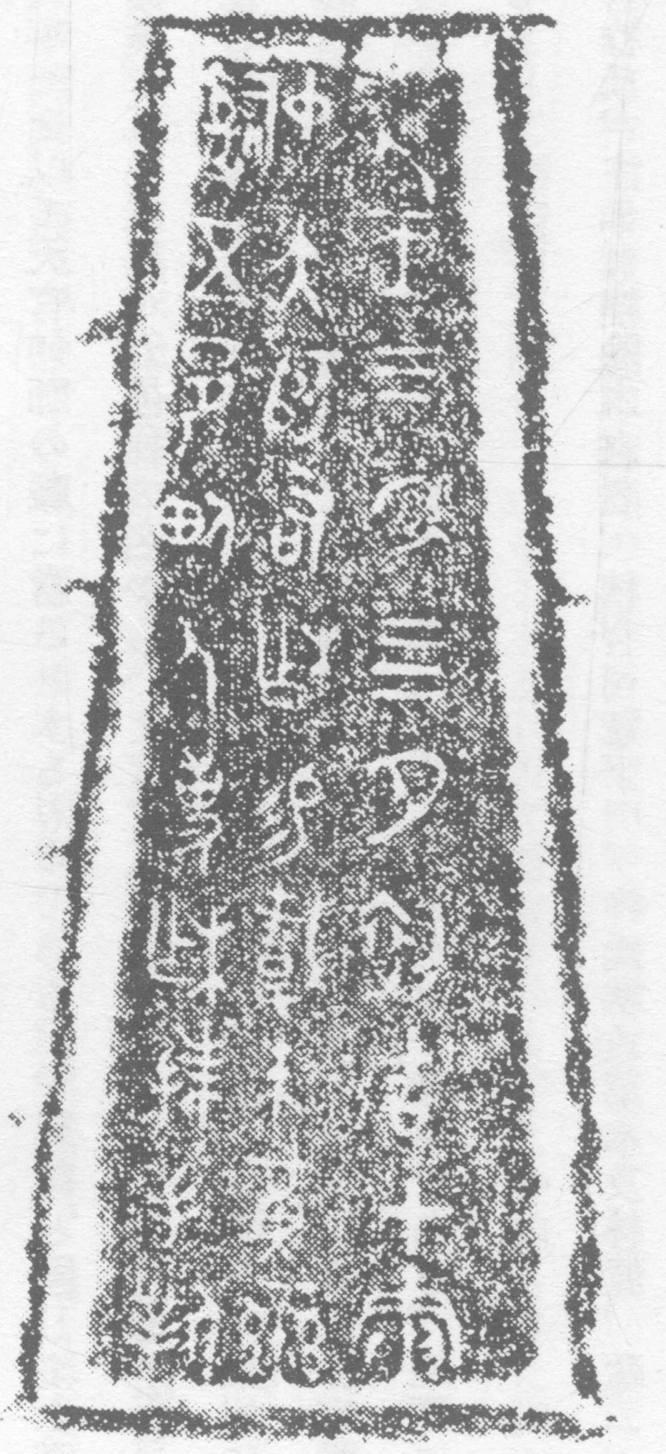
辛　二五・五　一〇・〇　一三・五　無銘

器は鼓上にいわゆる象首文、篆間に斜格獸文を飾る。器制は八器ともみな同じ。なお鼓右に鳳文形式の一文様をそえている。同出の中義鐘も、同じ器制である。

銘　文　甲以下四器全銘、四五字。戊己庚の三器は通じて一銘をなす。段釋に、分銘の第三器に當る部分を缺くとしているが、その部分は「用作大𪔂鐘」の五字であり、分銘の鐘にはこの五字を略したとみることができる。

佳王三年四月初吉甲寅、仲大師右柞、柞易載・朱黃・䜌、嗣五邑甸人吏、柞拜手、對䫺中大師休、用乍大𪔂鐘、其子〻孫〻、永寶

器の紀年日辰は、夷厲宣三王の何れにも合わず、幽王の他に屬すべきところがない。幽王期の器年銘は從來一器も確かなものがなく、大系に元年師兌、二年鄦𣪘・三年師兌の三器を幽王に配するも何れもその曆譜と合わず、厤朔も同說であるが器銘を誤鑄として恣に改訂を加え、董氏の譜には鄦𣪘と𡖊方彝を錄するなど、かなりの混亂がある。鄦𣪘もそ





の銘辭の內容からみて幽王期としがたいところがあり、その譜に合するものはひとりこの器があるに過ぎない。

仲大師はおそらく幾父壺にみえる同仲の後であろう。幾父は同仲の陪臣であるが、仲大師が同仲と同じ家の人であるとすれば、柞もまたその陪臣である。同仲の名は共和期とみられる師兌𣪘にみえ、幾父壺もその前後の器と考えられるから、本器より約五十年前の器であり、同仲と仲大師とを一人とすることには年代上の困難がある。同氏の家は後期に權勢をえた一族であるらしく、厲末とみられる詢𣪘に「文祖乙伯同姬」とみえるものも、同氏出自の人であろう。それならば周と同宗にして姬姓の家である。そして仲大師が同仲の子であるとすれば、同仲は大師として、當時威權を一身に集めていたものとみられる。宣王の十三年不嬰𣪘以後、王室の册命を記した銘文がなく、西周の滅亡に至る五十年の間は、おそらく廷禮も廢して行なわれなかつたのではないかと思われる。本器も陪臣の器である。

郭釋に、同仲と仲大師とを一人とし、また幾父と柞とを一人として、

仲大師當是朝廷之重臣、當卽幾父壺之同仲、如此、可知柞卽幾父之名、柞通作（量侯𣪘作器字作作）、名柞字幾父者、本諸見幾而作之意、仲大師右柞者、乃周王召見柞、而仲大師爲之右

という。「見幾而作」は論語の文であるが、このような名字對待の例をみず、またこの語が當時行なわれていたものかどうかも知られない。かつ一器に名を用い、一器に字を用いるとするのも不審である。同仲と仲大師、幾父と柞とは、各〻別人とみるべきである。また郭氏は、器を王室の廷禮をいうとしているが、大師の賜與に對揚して器を作つていることかも、王室の廷禮とはみなしがたい。

仲大師は、伯大師というのと同樣の名號である。伯克壺に「白大師易白克僕卅夫」とみえ、伯克は「敢對揚天右王白晉」と述べており、大師の地位は「天右王」を冠稱しうるほど高いものであつたらしい。白大師がいかなる人物であるかは知られていないが、仲大師は同仲の子であり、周の同宗であるから、この期の大師職は、あるいは王族がこれに當つていたかも知れない。夷末に凾皇父がその地位にあつたらしいことは、詩の常武・十月之交等によつて知られるが、その後白大師・仲大師などが歷世その職を承けたものであろう。白大師はおそらく厲王期、仲大師は幽王期の人と考えられる。陳釋に仲大師の仲を姓氏と解しているが、伯氏・仲氏という場合の仲であろう。

右はもとより右者のことである。賜與は仲大師の與えるところであり、從つて對揚の辭にも「對揚仲大師休」という。賜與者自ら柞を迎えて賜與したのであろう。柞字に重文あり、陳釋にこれを金文に專用する一異體字とみているが、「柞易」の易は被動によむべきところである。

載は載市・載弁のように用い、單に載というときは載市であろう。朱黃は朱衡。禮服と玉器・旂章とを合せて賜與したもので、趞曹鼎等以下に習見する。ただ單に載という例は殆んどない。郭釋にこの部分について、「正確言之、應爲王錫柞、柞爲王臣、職位亦不低」というが、銘文中に一言も王に及んでおらず、伯克壺と同じく陪臣の器とすべきである。

銘は賜與の後にその職事をいう。免觶・豆閉𣪘・師𡘇父鼎・兮甲盤等にその例がある。職事は五邑

の甸人の事を司るものである。吏は事。五邑の名は、師兌𣪘一に「疋師龢父、嗣左右走馬・五邑走馬」、また鄭𣪘に「昔先王既命汝乍邑、䠠五邑祝、今隹𪈊𠭯乃命」とあつて、五邑に走馬や祝の官のあつたことが知られるが、ここではその甸人を管掌することを命じている。段釋に「甸人事」を甸師の職に當るものとし、その職事を論じていう。

周禮天官、甸師掌帥其屬而耕耨王藉、以時入之、以共齍盛、卽掌管王畿農事、以供祭祀之職務、又地官小司徒、乃經土地而井牧其田野、九夫爲井、四井爲邑、四邑爲丘、四丘爲甸、四甸爲縣、四縣爲都、以任地事而令貢賦、凡稅斂之事、在天官中之甸師是王畿內統率農畊之事、此甸師當卽佃師、亦卽農師、地官中是劃分農畊之區域、由井丘甸縣都以統屬之經收其貢賦稅斂、此甸字爲收農稅之區、與天官中之甸字含義、殊不相同、銘文中於錫柞物品後、又命其職務、當卽甸師、不必以職掌畿內五邑之農事與收稅之四邑制度不同、而有所疑惑也

「五邑甸人事」を以て天官甸師の職に當るとするものであるが、郭釋と同じく王官と解する立場からの說である。五邑走馬・五邑祝の名からいえば、五邑甸人事とは文字の通り五邑の地の甸人を管掌するものとしてよい。五邑の地は、おそらく當時仲大師の領邑としてその支配に屬しており、柞は陪臣としてその甸人を管理することを命ぜられたのであろう。金文にみえる官職は周禮と一致しないところが多く、この銘のごときも周禮によつて說きがたい職事である。陳釋に、柞は周禮柞氏の後であるとしていう。

周禮周官柞氏、注云、柞除木之名、秋官司寇下曰、柞氏掌攻草木及林麓、疏云、掌攻草木及林麓

者、與山虞林衡爲官聯也、此鐘作器者的柞、或代掌柞氏之官、而以官名氏者、今又令之管理五邑之處甸人職務、或甸人與柞氏均主田野、其職司範圍有相類似之處

あるいはそのような關係があるものかも知れない。

器は陪臣のものであるから、その職事は必らずしも王官中のものとすべきでない。末文に拜手とのみいつて稽首の語を加えていないのも、王臣としての廷禮でないため、その禮を略したものとみられる。

銘は末文において仲大師に對する對揚の辭を著けている。そのことについて郭氏はいう。

柞既受王賜、拜王官、因而作器矜榮、傳諸子孫、然而所可異者、柞不對揚王休、而却對揚仲大師休、這明明是知有恩人的仲大師、而不知有王了、看來應該是夷王・厲王時代的現象、由器制・花文・銘體・文字以占之、亦相適應

王より賜與を受け、しかも仲大師の恩寵に對揚して器を作つているのは、王室の陵夷を示す徵證であるとするのであるが、王命・王官・王の賜與とは郭氏自ら設定した解釋で、銘文そのものには何ら異しむべきところはない。王室の陵夷は、むしろ宣王後年以來、王室の廷禮を記す銘文がないという事實のうちに端的に示されている。郭氏が同仲と仲大師とを一人としながら、同仲の名のみえる師兌𣪘一を幽王に、本器を夷厲期において、夷厲期の衰微を論ずるのは、矛盾というべきである。柞を幾父の名とすることなどと合せて、郭說には矛盾が多く、篤實の論としがたい。

全銘の四鐘は、以上の全文を勒しているが、分銘第一器は「隹王三年」より「朱黃・䜌」まで、第二器は「嗣五邑」以下「仲大師休」まで、第三器は「其子〻孫〻、永寶」とあり、全銘器の「用作大𧀇鐘」五字を脫している。分銘の小鐘であるので、この語を省いたものとみられる。文は柞・事・手・休・寶など、韻を合するものであろう。

訓　讀

これ王の三年四月初吉甲寅、仲大師、柞を右く。柞、载・朱衡・䜌を賜ひ、五邑の甸人の事を司らしむ。柞拜手して仲大師の休に對揚し、用て大𧀇鐘を作る。其れ子〻孫〻、永く寶とせよ。



中義鐘丁

參　考

全銘器は四鐘何れも半米前後の大鐘であり、小鐘と合せて八鐘一肆をなす。同窖の中義鐘もまた八鐘一肆、左傳襄公十一年の歌鐘二肆の杜注に「肆列也、縣鐘十六爲一肆」とあるものの半數に當る。郘鐘や叔夷鐘などの遺器によつて考えると、八鐘が一具であつたことが知られ、柞・中義の二鐘は一具が完全に遺存しているものとみてよい。以下に同窖諸器について記しておく。

*中義鐘

八器。器の形制は殆んど柞鐘と同じ。ただ鼓部の文様は、柞鐘が鼓右に加えている鸞文を主文として左右相對し、柞鐘が主文としている象首文の右と同形のものを鼓右に配している。文様を互易しているとみてよい。また舞上に鈕をめぐつて夔樣夔文六個を加えている。柞鐘については、舞部の文様についての記載を缺く。中義鐘八器の尺寸は次の通りである。

	通高	口寬	口長	
甲	通高四九	口寬二五	口長三一	銘文鉦間一〇字
乙	四六	二一	三一	銘文鉦間一〇字
丙	四六	二三	二九	銘文鉦間一〇字
丁	四三	二〇・五	二七・五	銘文鉦間一〇字
戊	三二・五	一二	一六・五	銘文鉦間一〇字
己	三〇	一二	一六・五	銘文鉦間一〇字
庚	二四・五	九・二	一二・五	銘文鉦間四字、鼓左六字
辛	二二・五	八・五	一一・二	銘文鉦間四字、鼓左六字

銘文にいう。「中義乍龢鐘、其萬年永寶」。一〇字。中義の中は上下に斿を加えた字形に作る。郭釋にいう。「一竪之上下、各作二斿或三斿、而圈其中部、意謂其所圈處適當其中、伯仲之仲則作

中、卽箭射中的之中、一圈示的、一竪示矢、乃會意字」。旂あるものは指事、なきものは會意とするのであるが、兩者はその基本形同じく、構成上の區別があるわけではない。中に偃旂を付するのは中軍軍旗のあるところを示したもので、もと軍事上の中軍を、一般の中と區別した字形とみられる。中廷の中にはみな旂を付し、伯仲の仲に中を用いるのは、慣用上のことに過ぎず、中もまた旗幹の象である。箭射中的、あるいは舍中の中と稱するものは、みな轉義で、中は中的の象ではない。氏號の中には安州六器の中氏の字にも旂あり、中・中伯・中子の諸器もみなその字形を用いる。殷以來の族號である。齊家村出土の器にも中友父の器あり、またこの字形に作る。あるいはそのような古族であるかも知れない。同じく齊家村の別窖から出土したとみられる天字形圖象をもつ文考日癸の器群は、明らかに東方系氏族の彝器であり、この地に東方系の氏族が移されていた事實が知られるのである。

八鐘のうち、字迹が泐して明らかでないものが多いが、丙戊己庚の諸器は比較的原形を保っている。甲乙丁の諸器の字樣が殆んど線刻のように細いのは、鉦部を鼓して歌樂に用いたため、磨滅したものかも知れない。同窖出土の甗のごときは、文字磨滅してほとんど屬讀しがたいが、これも當時使用のために泐し去つたものであろう。

器の時期については郭釋に、「鐘之形制・花紋・乃至其銘文字體、均與柞鐘同、確系一家之物、可能器鑄於同一匠人、銘書於同一寫手、時代自相去不遠」としている。郭氏はすでに柞と幾父とを一人とし、またいま柞と中義とを一家とするが、窖藏器の性質上、みだりに推斷を許さぬところがある。ただ柞・中義兩鐘の時期の近いことは、その制作が極めて似ていること、三年柞鐘ののち、八年にして西周が瓦解していることからみて首肯すべく、この鐘もまた幽王期に屬しうるものであろう。

なお既著錄にみえる中義父諸器も、おそらくこの中義の器であろう。「中義父乍障鼎」三代・三・四・七「中義父乍新客寶鼎」同三・三八・一、五器「中義父乍旅盨、其永寶用」同一〇二九・一「中義父乍旅鑐、其萬年、子〻孫〻、永寶用」同一八・一五・三などがあり、鼎二器は貞松圖上・二三・獲古一に圖があり、盨は上海五九にみえる。鼎は殆んど同制の環文三獸足鼎、鑐は環文に鱗文を配したもので、周末の器制と考えられる。上海にいう。



仲義父鑐

寬肩、上飾兩龍作耳、口沿有繫、可結帶、蓋及體部、有帶狀鱗紋、腹部滿施重疊鱗紋、是象徵龍蛇體軀的、平底、外有假圈足、鑐的形制、起於西周後期、唯存於世者甚稀少、據貞松堂集古遺文二・六所載、此鑐與大克鼎同出土於陝西省扶風縣法門寺任村、仲義父之器傳世者甚多、仲義父鑐二器、皆藏本館、別有仲義父鼎、本館藏其三器、仲義父新客鼎、本館藏二器

すなわち仲義父諸器は、いま殆んど上海に蒐集されているといつてよい。

齊家村の同窖三十九器中、幾父壺二器・柞鐘八器・中義鐘八器を除く二十一器について、略說を加えておく。窖藏の時期や事情を考える上からも、同窖諸器についての知見を必要とするからである。

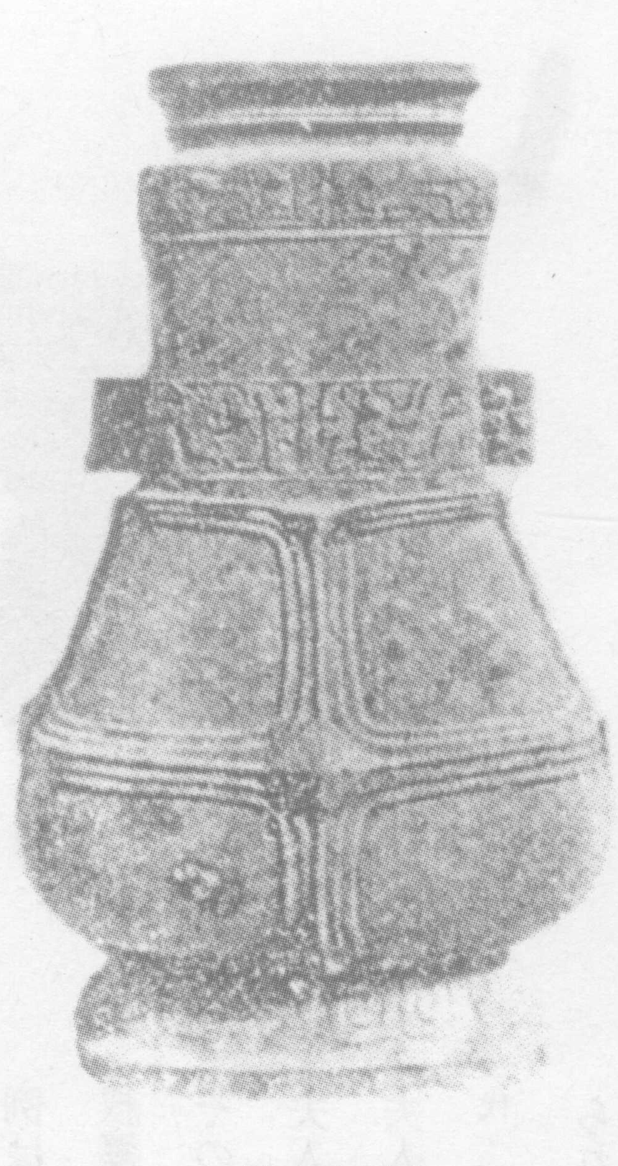
1・2　㚇文罍甲・乙　甲は高四七・五糎、口徑二三糎、腹圍一二六糎。乙は高四七糎、口徑二一・八糎、腹圍一二〇糎。大小殆んど同じく、器制も同じ。有肩、環耳にして繩狀の銜鐶がある。項部に波狀の帶文、肩部に巴狀文と蹲居形虺龍文を交互に配し、器腹には蕉葉狀中に兩虺龍相對する文樣六を並べ、圈足に一弦文を付している。波狀文を除く外は、みな初期文樣のモチーフを用いている。器形・文樣は洛□罍陶齋・三・七 通考・七九四とかなり近く、通考にはその器を西周後期に屬している。兩器とも無銘。文樣の表出は齊家村東出土の諸器と通ずるところがあり、あるいはそれらと時期の近いものであるかも知れない。その器群は、方尊・方彝・兕觥・盉などの器種を含んでいる。



㚇文罍甲

る。兩罍は同窖三十九器中、時期の最も早いものであろう。

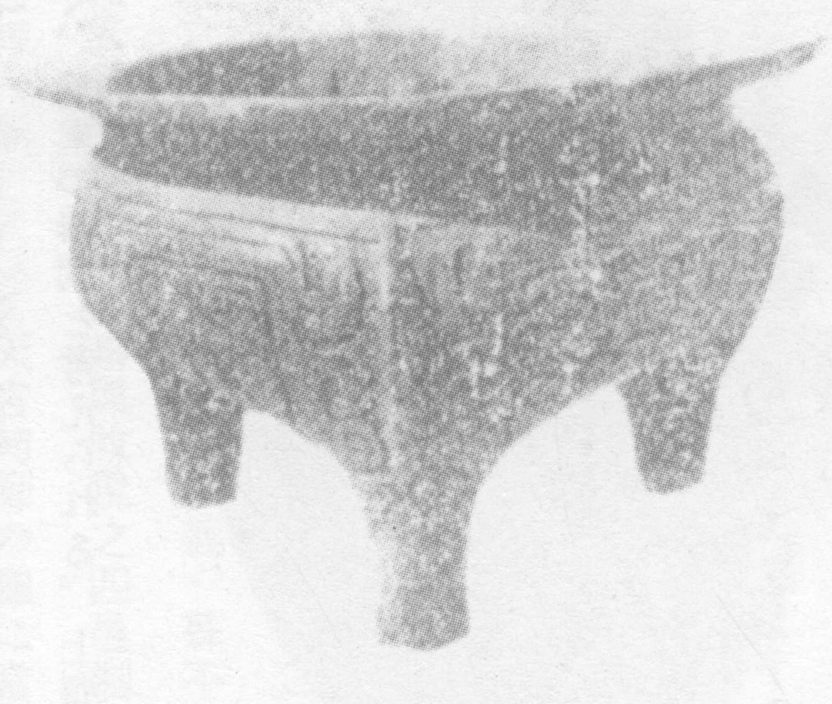
5・6　貫耳扁壺甲・乙　甲は通蓋高五二糎、口寬一七糎、腹寬二六糎。乙器も尺寸同じ。ともに無銘。蓋口及び貫耳のある項部に、分尾の顧鳳文が相對し、器腹には十字帶、圈足に鱗文を付している。貫耳壺であり、また文樣からみても3・4の幾父壺よりむしろ古く、1・2と相並ぶ時期のものでないかと思われる。あるいは番匊生壺などより早い時期のものであろう。顧鳳の帶文は、中期に盛行していたものである。



貫耳扁壺甲

7　伯邦父鬲　侈口・有肩の鬲。高一二糎、口徑一八・五糎、腹圍五六糎。腹部の文樣は環文などで構成した變樣の獸文。象首文系統のものであろうが便化が著しい。虢季攸鬲・鄭興伯鬲などが、ややこれに類していよう。三方に小稜を付している。銘は口緣にあり、「白邦父乍齋鬲」の六字を銘している。齋は鼒にして小鼎の意である。方鼎にもこの字を用いることが多い。

8　叔□父鼎　立耳三獸足鼎。通耳高二八糎、口徑三〇糎、腹圍八九糎の小鼎である。器腹は半



伯邦父鬲

椀形をなし、項下に環帶文一條を付す。銘は「叔□父乍鼎、其萬年永寶用」の十一字。字迹の磨滅が著しい。

9　弦紋鼎　立耳三獸足鼎。通耳高四二糎、口徑四二糎、腹圍一二三糎。前器よりかなり大きい。器腹は半椀形、突線を以て二弦文を加えている。無銘。

10・11　中友父段甲・乙　両器尺寸同じく、通蓋高二二・八糎、口徑一九・五糎、腹圍八〇糎。兩耳犧首象鼻、珥あり、三小足を付す。器蓋口緣と圈足部に變樣夔文、他は瓦文。師嫠段などにかなり近い器制である。銘は何れも「中友父乍寶段、子〻孫〻、永寶用」の一三字。中の字には上下に二旒を付しており、中義鐘の中と同じ。一家の器とみられる。

12　中友父匜　獸耳獸足の匜。通高一二・五糎、口寬一三・五糎、口長二六糎。口緣に變樣夔文、器腹に瓦文を付す。器内に「中友父乍匜、其萬年、子〻孫〻、永寶用」の銘文一五字を加えている。

13　中友父盤　附耳の圈足盤。通高一二・五糎、口徑三五糎、腹圍一一一糎。器高は匜と同じく、雙器。銘は盤心にあり、「中友父乍盤、其萬年、子〻孫〻、永寶用」と銘する。

卷三下　九一一～九一二



仲友父段

14・15　友父段甲・乙　両器尺寸同じ。器高二三・八糎、口徑一九・五糎、腹圍八〇糎。兩耳獸首象鼻、珥あり、三小足。文樣は中友父段と同じ。銘は「友父乍寶段、子〻孫〻、永寶用」の一二字。この器には中字を加えていない。

16～19　瓦文段四器。甲乙二器は尺寸殆んど同じく、甲器高二一・五糎、口徑一八・五糎、腹圍七七糎、丙丁また大小等しく、器高一六糎、口徑一八糎、腹圍七六糎。兩器づつ一具のようである。蓋に肩あり、器蓋の口緣に變樣夔文、器腹瓦文、圈足に環文を付す。丙丁は失蓋。何れも無銘である。器制は虢段等に近い。

20　波狀文簠　環耳四足の簠。高九・五糎、口寬二二・五糎、口長二五・五糎。口下に環文、器腹に大きな波狀文、足に鱗文を付す。銘は「□□乍寶黃、子〻孫〻、永寶用」とあり、他の作器者と名異なる。郭釋に人名を剛遺と釋するが確かでない。黃は匚に從う。簠の初文で匡に作るものと同聲であろう。郭氏いう、「葢簠者、古人以竹類編制、其後範之以陶、更其後鑄之以銅、銅簠一般較晚出」。現存遺器では免簠などが最も初期のものである。

21　弦文盂　附耳侈口の盂。通高二四・五糎、口徑三六糎、腹圍九一糎。項下・圈足に二弦文を付す。

22　中伐父甗　立耳の甗。通高四〇糎、口徑二九糎、腹圍六三糎。項下に斜格形獸帶文がある。銘にいう。「中伐父乍姬尚母旅甗、其永用」。中字は中義・中友父の中と異構で上下の斿がなく、伯仲の仲。郭釋に、「旅乃論語、季氏旅於泰山之旅、祭也、非旅行之旅、器無媵字、非嫁女之物、此殆仲伐父爲其妻姬尚母所作之祭器、尚母乃女字、古人男子之字稱某父、女子之字稱某母、姬尚母乃姬姓之女、足證仲伐父非姬姓、乃仲伐父之族與姬姓之族、聯爲婚姻」という。旅が羈旅の意でないことは明らかであるが、彝器に旅宗・旅宗彝の語が習見し、旅は旅宗の器である。「姬尚母旅甗」と稱するのであるから、尚母のために旅宗の彝器を作ったのであろう。妻のために旅器を作る例は、たとえば寍叔段三代・八・五一・一や雋叔盨三代・一〇・三六・一のように、明らかにその關係を文辭の上に認めうるものがあり、夫人の廟祭の用に供したものと思われる。夫人廟祭のためには、「姬莽女乍齋鬲」三代・五・一六・三のような自作の器も多く作られている。



仲伐父甗

23　弦文甗　通高四五糎、口徑三四糎、腹圍七五糎。立耳の甗。項下に二弦文、鬲部に眼形に擬した乳文があり、各分當が獸頭のようにみえる。銘約十一字、重文二。字は殆んど磨滅して識りがたく、ただ末文に井の一字がある。鄭井・咸井の井と關係があるかも知れない。

卷三下　九一三～九一四

24～31は柞鐘、32～39は中義鐘である。以上同窖出土三十九器の時期について、段釋にいう。

綜合諸器推斷鑄造年代、兩罍稍早、似爲西周中葉前期物、幾父壺根據銘文書法和格式研究、可能爲夷厲間物、其餘各器、縱非一時所鑄、其時代要皆接近共和時期、幾父壺銘文中的同仲的同字、從語意考訂、確是族氏、可證陝西省博物館舊藏一九五九年藍田寺坡村出土詢段銘同姬的同、也是氏族名、並非動詞、容希白先生定同爲氏族名、是有根據的

又這一批靑銅器全部三十九件、就中有銘文的首先僅發現二十四件、由於後來把全部器物經過詳細剔洗、又發現了三件中義鐘和一件甗、都有銘文、全部器物有銘文的共有二十八件、較彙報時增加了四件

根據編鐘的銘文、八件是柞鐘的一編、一件無銘文、八件是中義的一編、可以看出編鐘數目的發展、西周早期的鐘是三個爲一組、同時也是一編見長由墓編鐘、到了晚期、四個爲一鐘、成了八個一編、

……其發現有銘文的甗、是因當時使用日久、銘文二行字迹磨滅、就隱約可辨的銘末一字審視、是丼字、按金文例、凡彝器在銘末的氏族標識、差不多都是鑄器人的氏族、丼井字、卽邢字、當是丼人所鑄的器物

同窖諸器中、兩罍はその器種・文樣よりみて時期比較的早く、また貫耳扁壺兩器も分尾の顧鳳文を

もち、何れも中期末に屬しうるものであり、おそくとも孝夷期を下ることはない。兩甗の時期も同斷で、中伐父の中は同仲の仲と關係があろう。分子分宗はその別氏の字を以て家を稱する例である。幾父壺にみえる同仲は師兌𣪘一の右者としてみえ、共和期前後の器とすべく、おそらく仲の本宗の家であろう。柞鐘の紀年は幽王期の外に屬すべきところのないものであるが、柞鐘の中大師は同仲の家系の人と考えられ、中伐父も同家の人であろう。また中友父諸器の中は、中義父の中と同じ字形に書かれており、柞・中義兩編鐘の時期は相近いものと思われる。すなわち同窖諸器の時期は、大體において孝夷期より幽王に及ぶ數代にわたつている。このうち、有銘甗のように長期の使用を經た器物を含んでいる事實から推して、これらの器は、特定の氏族集團によつて傳承されていた器群が、何らかの事情によつて窖藏秘匿され、今日に至つて出土したものであろうと考えられる。編鐘としては、段釋にいうように普渡村編鐘など時期の比較的早いものであるが、懿孝期にはすでに虘鐘傳世三器、二編鐘文不完があり、夷厲期には虢叔旅鐘傳世七器・克鐘傳世七器・兮仲鐘傳世七器などもあらわれていて、柞・中義二鐘のごときは、その器制・銘文よりみても、西周編鐘としては最も後期のものに屬している。器もまた夷厲期の豪族の鐘に比して、かなり遜色のあるものである。從つて窖藏諸器の時代は、夷厲よりかなり下り、西周最末の幽王期にあるものとすべきであろう。

窖藏の時期や事情について、段氏の簡介に「以上諸器初發現時、同在一袋形地窖內重疊存放、與解放前扶風任家村出土的善夫等諸器埋藏情形相似、可能同爲周室東遷時、王朝近臣祖廟中的彝器、一時携帶不及、倉卒埋藏窖中、（窖藏詳細記錄、別有陝西扶岐窖穴墓葬發掘報告）」とあり、東遷の際の窖藏とする說がみえており、また郭氏の彙釋にもその說を是として、次のように論じている。

器群既出於窖藏、而非殉葬、因此、必須探索其所以窖藏之由、此種窖藏器群、在西安附近、以前曾有所發現（簡介中提到解放前扶風任家村出土的善夫等諸器、卽其一）、最近科學院考古所在長安馬王村與張家坡之間、也發現了一坑、都是成群的西周彝器、而以西周中葉以後者、爲數尤多、故可看出、寶器窖藏、在西周後期成爲了相當普遍的現象、這裏必然是遭遇到了一次國家的大變故、這樣的大變故、在西周後期、只有兩次、一次是厲王奔彘、別一次是周室東遷

厲王奔彘、是一次國內革命、在厲王三十七年、國人起義、把厲王趕跑到山西境內去、國人逼着要殺厲王的太子靜、卽後來的宣王、使得召公用自己的兒子來假充、替了死、共伯和代行執政、至十四年之久、這樣一個變革、可以算得是天變地異、在這時不同情變革的貴族、可能窖藏了寶器、跟着厲王出奔、但這一變革後來是失敗了、共伯和行政十四年後宣王復辟、逃跑了的貴族也應該跟着復了辟、因此、窖藏之器使得以重見天日、不至埋藏地底至二千七八百年之久、故厲王奔彘這一次的大變革、可以除外

於此、大批器群的窖藏、直到今天才重見天日、就只能有一次大變革的可能、那就周室東遷了、簡介裏說、可能因爲周室東遷時、王朝近臣祖廟中的器物、一時携帶不及、倉卒埋入地窖中、這是說對了、但不僅是可能、而是肯定如此、周幽王十一年公元前七七一年、犬戎入侵、就跟洪水暴發一樣、把整個西周的京畿毀滅了、周室從此東遷、因此、紛紛窖藏重器、東逃的貴族們始終沒有再回去開窖的機會、而留藏着讓我們來發掘了、這樣的機會將來還會有、科學院考古所就已經又發現了一處在農作物的田地裏、要等到收獲後才進行發掘

卷三下　九一五～九一六

郭氏のいう新しい發現とは、文考日己諸器をいうものであろう。考古一九六三・八に梁星彭・馮孝堂の兩氏によつて報告されているもので、その「陝西長安・扶風出土西周銅器」にいう。

齊家村銅器出在村東斷壕上、是該村群衆發現的、據當事人說、銅器出自離地表深約二米處的灰土內、我們推測它可能是一處窖藏、銅器共計六件

その六件は方彝一・方尊一・觥一・盉一・匜一・盤一で、彝・尊・觥蓋にそれぞれ「乍文考日己寶隩宗彝、其子〻孫〻、萬年永寶用」の十九字と、銘末に天字形圖象を附している。その器制文様よりみて、前三者は西周の中期を下らず、後三者は後期に屬すべく、おそらく一家の器であろう。これまたその傳世の器を併せて、非常の際に窖藏したものであること明らかである。齊家村諸器も地表下一・一米の淺いところに、雜亂放置されていたもので、窖藏の狀態がよく似ている。

これらの諸器は、おそらく東遷の際に、倉卒の間に窖藏秘匿され、諸族大去の後、ついに發掘の機會をえなかつたものであることは、段・郭氏らのいう通りであろう。東遷のときのものであることは、柞鐘の紀年が幽王の曆譜に入ることを明らかにして、はじめて確認しうるものであつて、段・郭氏らのように、器の最も新しいものを夷厲・共和の際とする時代觀に立つては、これを確言しえないはずである。ゆえに今、柞鐘の繫年の上に立つて、これらの窖藏を幽末東遷の際のものと定めるのである。

卷三下　九一七